静岡県地域防災計画

共通対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

＜静岡県地域防災計画の構成＞

静岡県地域防災計画

- 共　通　対　策　の　巻
- 地震対策の巻
- 津波対策の巻
- 原子力災害対策の巻
- 風水害対策の巻
- 火山災害対策の巻
- 大火災対策の巻
- 大規模事故対策の巻
- 資料の巻　Ⅰ
- 資料の巻　Ⅱ

＜各巻の目次＞

１　共通対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共通－　１
第２章　災害予防計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共通－ 13
第３章　災害応急対策計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共通－ 27
第４章　復旧・復興対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 共通－ 79

２　地震対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－　１
第２章　平常時対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－ 21
第３章　地震防災施設緊急整備計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－ 33
第４章　地震防災応急対策（津波を含む） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－ 49
第５章　災害応急対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－ 83
第６章　復旧・復興対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 地震－121

３　津波対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 津波－　１
第２章　平常時対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 津波－　９
第３章　災害応急対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 津波－ 13

※地震防災応急対策については、「地震対策の巻第４章」による。

４　原子力災害対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－　１
第２章　平常時対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－　７
第３章　原子力災害応急対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－ 19
第４章　東海地震対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－ 33
第５章　原子力災害復旧対策 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－ 35
図表 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 原子力－ 39

５　風水害対策の巻

第１章　総則 ＿＿＿

8　大規模事故対策の巻 大事故- 1

Ⅰ　道路事故対策計画

第１章　総則 大事故- 3

第２章　災害予防計画 大事故- 7

第３章　災害応急計画 大事故- 11

第４章　災害復旧計画 大事故- 15

Ⅱ　船舶事故対策計画

第１章　総則 大事故- 17

第２章　災害予防計画 大事故- 19

第３章　災害応急対策計画 大事故- 21

Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画

第１章　総則 大事故- 27

第２章　災害予防計画 大事故- 31

第３章　災害応急計画 大事故- 35

第４章　災害復旧計画 大事故- 43

Ⅳ　鉄道事故対策計画

第１章　総則 大事故- 45

第２章　災害予防計画 大事故- 47

第３章　災害応急対策計画 大事故- 49

Ⅴ　航空機事故対策計画

第１章　総則 大事故- 53

第２章　災害予防計画 大事故- 55

第３章　災害応急対策計画 大事故- 57

計画の沿革

昭和38年	**静岡県地域防災計画**	**策　　定**
昭和39年	〃	修　　正
昭和40年	〃	〃
昭和41年	〃	〃
昭和42年	〃	〃
昭和43年	〃	〃
〃	**静岡県地震災害応急対策計画**	**策　　定**
昭和44年	静岡県地域防災計画	修　　正
昭和45年	〃	〃
昭和46年	〃	〃
〃	静岡県地震災害応急対策計画	〃
	（**静岡県地震災害対策計画**と**改称**）	
昭和47年	静岡県地域防災計画	〃
昭和48年	〃	〃
昭和49年	〃	〃
〃	**静岡県原子力災害対策計画**	**策　　定**
昭和50年	静岡県地域防災計画	修　　正
〃	静岡県地震災害対策計画	〃
昭和51年	静岡県地域防災計画	〃
昭和52年	〃	〃
昭和53年	〃	〃
昭相54年	〃	〃
昭和55年	静岡県地域防災計画（**一 般 対 策 編**）	修正（**改称**）
〃	静岡県地域防災計画（**東海地震対策編**）	**策　　定**
	（静岡県地震災害対策計画は廃止）	廃　　止
〃	静岡県地域防災計画（**原子力対策編**）	修正（**改称**）
	（静岡県原子力災害対策計画を改称）	
昭和56年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	修　　正
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
昭和57年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
昭和58年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
昭和59年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
〃	〃　（原 子 力 対 策 編）	〃
昭和60年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
〃	〃　（原 子 力 対 策 編）	〃
昭和61年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
昭和62年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
昭和63年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	〃
〃	〃　（東海地震対策編）	〃
〃	〃　（原 子 力 対 策 編）	〃
平成元年	静岡県地域防災計画（一 般 対 策 編）	修　　正
〃	〃　（東海地震対策編）	〃

〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成２年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
	（伊豆東部火山群の火山災害対策計画）		**策　　定**
〃	〃	（東海地震対策編）	修　　正
平成３年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（東海地震対策編）	〃
平成４年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（東海地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成５年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（東海地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成６年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（東海地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成７年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（東海地震対策編）	〃
平成８年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	修正（**改称**）
		（東海地震対策編を改称）	
平成９年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	修　　正
〃	〃	（地震対策編）	〃
平成10年	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
平成11年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成12年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成13年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成14年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成15年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成16年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成17年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成18年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃
平成19年度	静岡県地域防災計画	（一般対策編）	〃
〃	〃	（地震対策編）	〃
〃	〃	（原子力対策編）	〃

平成20年度	静岡県地域防災計画	（一 般 対 策 編）	修　　正
〃	〃	（地 震 対 策 編）	〃
〃	〃	（原 子 力 対 策 編）	〃
平成21年度	静岡県地域防災計画	（一 般 対 策 編）	修　　正
〃	〃	（地 震 対 策 編）	〃
〃	〃	（原 子 力 対 策 編）	〃
平成22年度	静岡県地域防災計画	（一 般 対 策 編）	修　　正
〃	〃	（地 震 対 策 編）	〃
〃	〃	（原 子 力 対 策 編）	〃
平成23年度	静岡県地域防災計画	（共通対策の巻）	策　　定
〃	〃	（地震対策の巻）	〃
〃	〃	（津波対策の巻）	〃
〃	〃	（原子力災害対策の巻）	〃
〃	〃	（風水害対策の巻）	〃
〃	〃	（火山災害対策の巻）	〃
〃	〃	（大火災対策の巻）	〃
〃	〃	（大規模事故対策の巻）	〃
〃	〃	（大火災対策の巻）	〃
〃	静岡県地域防災計画	（一 般 対 策 編）	廃　　止
〃	〃	（地 震 対 策 編）	〃
〃	〃	（原 子 力 対 策 編）	〃
平成24年度	静岡県地域防災計画	（共通対策の巻）	修　　正
〃	〃	（地震対策の巻）	〃
〃	〃	（津波対策の巻）	〃
〃	〃	（原子力災害対策の巻）	〃
〃	〃	（風水害対策の巻）	〃
〃	〃	（火山災害対策の巻）	〃
〃	〃	（大火災対策の巻）	〃
〃	〃	（大規模事故対策の巻）	〃
〃	〃	（大火災対策の巻）	〃

目　次

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1　指定地方行政機関	1
2　指定公共機関	4
3　指定地方公共機関	5
4　自衛隊	6
5　静岡県	6
6　市町	6
第2節　県の自然条件	7
1　位置及び境域	7
2　地形の特徴	7
3　地質の概要	8
4　気候	9
第3節　県の社会条件	10
第4節　予想される災害と地域	11
1　地震・津波	11
2　原子力災害	11
3　風水害	11
4　高潮・高波	12
5　土石流・地すべり・がけ崩れ	12
6　火山噴火	12
7　火災・爆発	12
8　事故	12

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	13
第1節　通信施設等整備改良計画	13
第2節　防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画	14
1　防災ヘリコプターの配備	14
2　応急活動のための資材、機材の整備計画	14
第3節　道路鉄道空港等災害防止計画	15
第4節　防災知識の普及計画	15
1　普及方法	15
2　普及すべき内容	16
3　県の実施事項	16
4　市町の実施事項	18
5　防災関係機関	19
第5節　防災のための調査研究	19
1　実施方針	19
2　土地条件調査上における地域別主要問題点	19
3　災害発生状況調査	20
第6節　住民の避難誘導体制	20
第7節　防災訓練	21
第8節　自主防災組織の育成	21
1　自主防災組織の概要	22
2　推進方法	22
3　研修会等の開催	22
4　県民の果たすべき役割	22
5　地域における自主防災組織の果たすべき役割	23
6　県、市町の指導及び助成	24
7　自主防災組織と消防団との連携	24
第9節　事業所等の自主的な防災活動	25
第10節　ボランティア活動に関する計画	25
第11節　災害時要援護者支援計画	26
第12節　救助・救急活動に関する計画	26
第13節　応急仮設住宅等	26

目 次

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	27
第1節　総則	27
1　市町地域防災計画と県地域防災計画との関係	27
2　県の行う措置	27
3　防災業務計画と県地域防災計画との関係	27
4　非常災害対策本部との関係	28
5　この計画を理解し実施するための留意事項	28
第2節　組織計画	29
1　災害対策組織	29
2　職員動員及び配備	32
第3節　応援計画	33
1　応援の実施基準	33
2　実施方法	33
第4節　通信情報計画	34
1　県	35
2　市町	37
3　防災関係機関	38
4　情報伝達手段及び通信系統	38
5　異常現象発見の通報	39
6　災害の被害等の情報の収集及び伝達	39
第5節　災害広報計画	40
1　県	40
2　市町	41
3　防災関係機関	41
4　経費負担区分	41
5　住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	41
第6節　災害救助法の適用計画	42
1　災害救助法の適用基準	42
2　被害世帯の算定基準	42
3　災害救助法の適用手続	43
第7節　避難救出計画	44
1　避難	44
2　警戒区域の設定	45
3　救助	45
4　災害救助法に基づく県の実施事項	45
5　市町長の要求に基づく県の実施事項	46
6　市町長の要請事項	46
7　市町長の県管理施設の利用	46
第8節　食料供給計画	46
1　災害救助法に基づく県の実施事項	46
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	47
3　市町長の要請事項	47
4　交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措	47
5　応急食料の保管状況	47
第9節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	47
1　災害救助法に基づく県の実施事項	47
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	48
3　市町長の要請事項	48
第10節　給水計画	48
1　災害救助法に基づく県の実施事項	48
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	48
3　市町長の実施事項	49
第11節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	49
1　災害救助法に基づく県の実施事項	49
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	50
3　市町長の要請事項	50
4　災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用	50
5　災害時要援護者への配慮	50
6　住宅の応急復旧活動	50
第12節　医療助産計画	50
1　災害救助法に基づく県の実施事項	50
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	51
3　市町長の要請事項	51
4　医療救護活動の実施	51
5　健康への配慮	51
第13節　防疫計画	52
1　県の実施事項	52
2　市町長の実施事項及び要請事項	52
第14節　清掃計画	52

目　次

発　　災　　後	頁
第15節　遺体の捜索及び処理埋葬計画	53
1　災害救助法に基づく県の実施事項	53
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	53
3　市町長の要請事項	53
第16節　障害物除去計画	53
1　災害救助法に基づく県の実施事項	53
2　市町長の要請に基づく県の実施事項	54
3　市町長の要請事項	54
第17節　社会秩序維持計画	54
1　県	54
2　県警察	55
3　市町	55
第18節　輸送計画	55
1　実施方法	55
2　災害救助法の規定による輸送の範囲	56
3　市町の要請事項	56
第19節　交通応急対策計画	57
1　道路管理者の実施事項	57
2　県知事又は県公安委員会の実施事項	57
3　鉄道事業者の実施事項	58
4　空港管理者の実施事項	58
5　有料道路の通行	58
第20節　応急教育計画	58
1　災害救助法に基づく県の実施事項	58
2　市町長の要請等に基づく県の実施事項	59
第21節　社会福祉計画	59
1　実施事項	59
第22節　県警察災害警備計画	61
1　基本的任務	61
2　災害警備本部等の設置	61
第23節　消防計画	62
第24節　応援協力計画	62
1　要請の実施基準	62
2　実施方法	63
第25節　ボランティア活動支援計画	63
1　県の実施事項	63
2　市町の実施事項	64
第26節　自衛隊派遣要請計画	64
1　災害派遣要請の範囲	64
2　災害派遣要請	65
3　市町長の災害派遣要請の要求手続	66
4　自衛隊との連絡	66
5　災害派遣部隊の受入れ体制	66
6　災害派遣部隊の撤収要請	66
7　経費の負担区分	67
8　その他	67
第27節　海上保安庁に対する支援要請計画	67
1　支援要請の範囲	67
2　支援要請	67
3　市町長の支援要請の依頼手続	67
第28節　県防災ヘリコプター支援計画	67
1　支援の範囲	67
2　市町長からの支援要請手続	68
第29節　電力施設災害応急対策計画	68
1　電力会社の地域分担	68
2　応急措置の実施	68
3　県との連絡協議	68
第30節　ガス災害応急対策計画	68
1　非常体制組織の確立	68
2　応急対策	69
3　県、市町等との連絡協議	69
4　事故の報告	69
第31節　突発的災害に係る応急対策計画	69
1　県の体制	69

目　次

復　旧・復　興　期	頁
第4章　復旧・復興対策	79
第1節　災害復旧計画	79
第2節　激甚災害の指定	80
第3節　被災者の生活再建支援	80
1　災害弔慰金等の支給	80
2　被災者の経済的再建	80
3　災害時要援護者の支援	81
第４節　風評被害の影響の軽減	82
1　正しい情報の提供	82
2　必要な検査等の実施	82
3　被害の拡大防止	82
4　関係機関との連携	82

第１章　総　　則

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

静岡県地域防災計画は、次の巻から構成する。

各巻の名称	記　載　内　容
１　共通対策の巻	・各巻(2～8巻)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
２　地震対策の巻	・東海地震対策（神奈川県西部の地震等の東海地震以外の地震の災害対策を含む。）
３　津波対策の巻	・津波（遠地津波を含む）による災害対策
４　原子力災害対策の巻	・原子力事故等による災害対策
５　風水害対策の巻	・風水害による災害対策
６　火山災害対策の巻	・伊豆東部火山群及び富士山の火山活動による災害対策
７　大火災対策の巻	・大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
８　大規模事故対策の巻	・道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
９　資　料　の　巻	・各巻に付属する各種資料

第１節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

資料の巻Ⅱ（１－１）に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて静岡県の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ　他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ　管区内防災関係機関との連携に関すること エ　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ　警察通信の確保及び統制に関すること カ　津波警報の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ　非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害状況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ　事業場等の被災状況の把握 ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア　災害予防対策 ㈠ ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること ㈡ 農地、農業用施設等に係る災害防止のため、防災ダム、ため池、湖畔、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること イ　応急対策 ㈠ 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること ㈡ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ㈢ 災害時における生鮮食料品等の提供に関すること ㈣ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること ㈤ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出し及び動員に関すること ウ　復旧対策 ㈠ 災害発生後、早期に査定の実施及び農地の保全に係る海岸施設、農地、農業用施設等に関する緊急査定の実施に関すること ㈡ 災害による被害、農林漁業者に対する資金の融通に関すること
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	ア　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ　民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
経済産業省関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ　被災中小企業の振興に関すること エ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）

中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	ア　災害予防 (ｱ) 所管施設の耐震性の確保 (ｲ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ｳ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ｴ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ　初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ　応急・復旧 (ｱ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ｲ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ｳ) 所管施設の緊急点検の実施 (ｴ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
国土交通省中部運輸局	ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ　気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報･注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 オ　市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 カ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 キ　静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第三管区海上保安本部	ア　災害予防 (ｱ) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (ｲ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ｳ) 港湾の状況等の調査研究 イ　災害応急対策 (ｱ) 船艇、航空機等による警報等の伝達 (ｲ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ｳ) 活動体制の確立 (ｴ) 船艇、航空機等による海難救助等 (ｵ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (ｶ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (ｷ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ｸ) 排出油等の防除等 (ｹ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (ｺ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (ｻ) 海上における治安の維持 (ｼ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 (ｽ)　海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 ウ　災害復旧・復興対策

2 指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	ア　所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること イ　所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療にあたらせること ウ　ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援にあたらせること
独立行政法人水資源機構	豊川用水水源施設（ダム、頭首工、導水路等）の管理及び補修・改修並びに災害復旧に関すること
郵便事業株式会社 東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
郵便局株式会社 東海支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日本赤十字社静岡県支部	ア　災害時における医療助産その他救助の実施 イ　災害時の血液製剤の供給 ウ　救援物資の備蓄及び供給 エ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整 オ　義援金の募集及び配分
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報

中日本高速道路株式会社	ア　管轄する道路の建設及び維持管理 イ　災害時の輸送路の確保
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　鉄道防災施設の整備 イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ　災害時の応急輸送対策 エ　被災施設の調査及び復旧
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ　電気通信の特別取扱い ウ　気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）
日本通運株式会社	ア　災害対策に必要な物資の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　電力供給施設の防災対策 イ　災害時における電力供給の確保 ウ　被災施設の調査及び復旧
電源開発株式会社	ア　電力供給施設の防災対策 イ　被災施設の調査及び復旧
ＫＤＤＩ株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

３　指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア　土地改良施設の防災計画 イ　農地たん水の防排除活動 ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
都市ガス会社 社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ　被災施設の調査及び復旧
地方鉄道会社	ア　鉄道施設の整備 イ　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ　災害時の応急輸送対策 エ　被災施設の調査及び復旧
海運業者 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	ア　管轄する道路の建設及び維持管理 イ　災害時の輸送路の確保
民間放送機関	気象予警報、災害情報その他の災害広報
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援

4 自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第１師団第34普通科連隊	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 （浜松基地）	災害時における人命保護のための救援活動

5 静岡県

処理すべき事務又は業務
（1）静岡県防災会議に関する事務 （2）防災に関する組織の整備 （3）防災に関する訓練の実施 （4）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 （5）防災に関する施設の新設、改良及び復旧 （6）消防、水防その他の応急措置 （7）警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示 （8）情報の収集、伝達及び被害調査 （9）被災者の救難、救助その他保護 （10）災害を受けた児童及び生徒の応急教育 （11）清掃、防疫その他保健衛生 （12）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 （13）緊急輸送の確保 （14）災害復旧の実施 （15）その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置 （16）市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

6 市町

処理すべき事務又は業務
（1）市町防災会議に関する事務 （2）防災に関する組織の整備 （3）防災に関する訓練の実施 （4）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 （5）防災に関する施設の新設、改良及び復旧 （6）消防、水防その他の応急措置 （7）警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示 （8）情報の収集、伝達及び被害調査 （9）被災者の救難、救助その他保護 （10）被害を受けた児童及び生徒の応急教育 （11）清掃、防疫その他保健衛生 （12）緊急輸送の確保 （13）災害復旧の実施 （14）その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

第２節　県の自然条件

1 位置及び境域

○ 静岡県はわが国のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれる。
○ 東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖の西側で愛知県に接し、北は富士山を境に山梨県及び南アルプス連峰を境に長野県と接する。
○ 南は黒潮が直接影響を与える相模湾、駿河湾と遠州灘に面し、伊豆半島は南方に突出して駿河湾と相模湾を分ける。
○ 海岸線の延長は約500kmの長さに及ぶ。

・面積・人口等　　平成18年４月現在

東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度
約160km	約120km	7,780k㎡	約379万人	約487人/k㎡

・境域の位置

東端	初島(熱海市)	東経　139° 10′	西端	多米峠南方(湖西市)	東経　137° 28′
北端	間ノ岳（静岡市）	北緯　35° 38′	南端	神子元島（下田市）	北緯　34° 34′

2 地形の特徴

○ 本県の地形は、南へ突出した伊豆半島と御前崎、東の富士山と中・西部の急峻な山地、それを刻む急流河川と幅狭い海岸平野、伊豆半島のリアス式海岸と中・西部の平滑な海岸、眼前にひろがる急深な駿河湾と相模湾、それにやや陸棚の発達した遠州灘で代表される。
○ 東部は富士山（3776m）、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山（万三郎岳1407m）をはじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山（1051m）など南部フォッサマグナの山々、西部は南アルプス赤石山脈（赤石岳3120m）とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。
○ 急峻な山地を浸食する河川は急流となり、山地を浸食して多量の砂礫を運ぶ。静岡県に源流をもつ安倍川と大井川をはじめ、山梨県から富士川、長野県からの天竜川など本県の４大河川はいずれも日本を代表する急流河川である。これらの河川は山地を出るとすぐ急深な海に注ぐことになるので、そこに三角州性扇状地を形成する。三角州性扇状地の末端は強い沿岸流で横に砂州がのびて入江を抱き、その入江がやがて中小の緩やかな河川で埋積されて三角州性低地ができる。これら扇状地平野と三角州性低地平野の組合わせが本県の海岸平野の特色である。そして河口に扇状地をつくり、しばしば氾濫するこのような荒れ川を「東海道式河川」と呼ぶ。
○ 駿河湾と相模湾は急深で、湾奥でも水深1000mに達するが、これはプレート境界にあたる駿河トラフ、相模トラフが湾奥まで入り込んでいるためである。

・主な山地と山頂の標高

山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖　岳
標　高	3,776m	1,407m	3,189m	3,141m	3,120m	3,013m

・主な河川と主流の延長　　（　）は県内分

河川名	富士川	大井川	安倍川	天竜川
延　長	128km(18km)	168km(168km)	51km(51km)	213km(95km)

河川名	狩野川	黄瀬川	潤井川	瀬戸川	菊川	原野谷川	太田川	気田川	都田川
延　長	46km	30km	25km	26km	28km	38km	44km	50km	50km

3 地質の概要

○ 静岡県は、火山及び火山性地層から構成される東部、海底に堆積した地層の褶曲山地から構成される中・西部に大きく分けられる。

○ プレートとの関係から見れば、西部はユーラシアプレート上に位置するが、伊豆半島はフィリピン海プレートの火山帯に属し、両プレートの境界は南海トラフ・駿河トラフから東部を通って相模トラフに抜ける。

○ このように、プレート境界が近くを通ることは本県の特徴である。また、ユーラシアプレートと北アメリカプレートの境界が日本海東縁からフォッサマグナを通るとされるので、３プレートの境界である３重点が本県東部の近くに位置することにもなる。

○ 本県の地質については古い年代の地層から構成される西部から順に述べる。

地域	地　　質　　等
西部	・大部分が海底堆積岩の褶曲山地で占められ、それらの地層は、北西側から南東側へ向かって古生代（360～248Ma、Maは100万年前）、中生代（248～66Ma）、古第三紀（66～24Ma）といずれも古い地質年代のものであるが、最も南東側の海岸近くに新第三紀（24～1.8Ma）のゆるく褶曲した地層が分布する。 ・古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、かつ、地層の境界は大規模な衝上断層で境される。これはプレートの運動に伴い、地層が南東から北西に押されて褶曲し、次々とより古い年代の地層に付け加わったためで、赤石山地は現在でも隆起を続けている。 ・このため、山地の起伏と斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。 ・本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠（浜松市天竜区水窪町）から浜松市天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。 ・中央構造線は静岡県付近では最近の地質時代の活動は知られていない。しかし、断層破砕帯に沿っては地すべりの要注意地域となっている。
中部	・山地は南部フォッサマグナと呼ばれ、そこに分布する地層は新第三紀という新しい年代の地層であるにもかかわらず強く褶曲した南北性の構造を示し、並行する南北性の衝上断層群で切られ、その西縁には西南日本と東北日本を分ける大断層、糸魚川ー静岡構造線が竜爪山の東側を南北に走っている。この大断層も静岡県内では活断層や歴史上の被害地震の証拠は知られていない。 ・しかし、より東方に位置する富士川河口断層帯に活断層が知られる。西部の山地と同様、強い褶曲と衝上断層を伴った南部フォッサマグナの山地は起伏が大きく、山地斜面の傾斜は急で、地層もやや軟弱なため、山崩れ、地すべりの発生しやすい地域となっている。
東部	・富士山、愛鷹山、箱根外輪山、伊豆半島には大室山をはじめとする伊豆東部単成火群、天城山ほかの多くの火山が分布している。 ・これらの火山はいずれも第四紀(1.8Ma～現在)で、富士火山帯、あるいはプレートとの関係から見れば東日本火山帯に属し、太平洋プレートがフィリピン海プレートへの沈み込み帯に並行して配列する火山群である。 ・富士山は日本を代表する玄武岩質の円錐形複成火山で、約１万年前に現在の形が出来上がった若い火山であるが、古富士火山や小御岳火山を覆って形成されている。 ・小御岳火山は愛鷹山、箱根外輪山などとほぼ同じ頃に活動した古い火山である。 ・東部の火山のうち、歴史時代に噴火記録を持つ火山は、富士山（青木ケ原溶岩を噴出した864年の貞観噴火など少なくとも８回、最近が1707年の宝永噴火）と伊豆東部火山群に属する伊東沖の手石海丘（1989年）である。 ・富士山は若い火山であるが、大沢崩れをはじめとする涸沢が発達し、大雨や融雪に伴う雪崩、あるいは火山砕屑物（火山砂礫や岩さい）の流出は、土石流となって下流域に大きな被害を及ぼすおそれがある。
伊豆半島	・基盤をつくる地層は、新第三紀海底火山の噴出物を主とする湯ケ島層群である。湯ケ島層群は温泉や金銀鉱床としても知られるが、熱水変質作用のためにしばしば緑色から赤褐色に風化する。 ・白浜や堂ケ島に見られる白色凝灰岩で特徴づけられる白浜層群はより新しい地層で、同じく海底火山活動の産物である粗粒の火山砕屑岩が目立つ。 ・海底火山噴出物のうち、溶岩は緻密・堅硬で風化・変質を受けにくいが、火山砕屑岩（凝灰岩・凝灰角礫岩）は風化・変質を受けやすい。これらが組み合わさって堆積しているこの地域では透水性がよく、その部分から風化や崩壊がはじまるので、防災上注意が必要である。 ・また、伊豆半島には南北性の丹那断層や、西北西ー東南東の石廊崎断層などの活断層があり、北伊豆地震（1930年）や1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震を引き起こし、各所で地盤災害を生じている。

海岸地帯	・第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は河岸段丘と海岸段丘があるが、広く分布すると台地状に見えるので「洪積台地」とも呼ばれる。 ・洪積台地は日本平、牧之原、磐田原、三方原などで代表される。表層部が扇状地礫層でできていることからもわかるように、これらは過去の扇状地性海岸平野の名残である。 ・第四紀は氷河時代と呼ばれるように、氷期と間氷期が繰り返し、それに伴って海面も昇降を繰り返した。最後の間氷期の高海面期（12万年前）に形成された海岸平野が隆起して洪積台地がつくられ、それより前の高海面期（30～50万年前）に形成されたものは現在の洪積台地より一段高い坂部原、小笠山などで、それらは大きく開析されて、今日では丘陵に近い。 ・海岸平野は東では狭いが西へ向かって広くなる。県内の大河川の下流には扇状地性礫層がひろがり、代表的な平野の主要部は扇状地性礫層で構成される。これらに隣り合って中小河川が埋積した泥や砂泥からなる湿地帯や低平な三角州性平野が分布するが、浮島ケ原、田方平野、菊川、袋井周辺の低地などがそれで、このような地域は泥質の地層が10m以上の厚さで分布する軟弱地盤地域が多く、過去の被害地震の際、木造家屋の全壊率がきわめて大きかった地域に一致する。

4 気候

○ 静岡県は全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にあるが、一面において気象の変化は激しく、雨、風、波浪等による異常気象も現われやすいので、気候が温和であるという言葉で済ましてしまうわけにはいかない。

○ 静岡県を気候的に大別すると、伊豆、富士山麓、県中部、県西部の地域に大別することができ、それぞれの地域で特性をもっている。これらの地域別に気温、風、雨量について見ると次のとおりである。

地域	気温・風・雨量
伊豆地方	・伊豆半島の南部と北部、東海岸と西海岸では気候的にみても相当に違っている。 ・気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。 ・風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の１月、２月では10m/s以上になる日数は共に５０％ぐらいとなっている。また、低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。 ・雨量は天城山付近では特に多く、県内で雨が最も多く降る地域となっている。計算された確率最大日雨量でも10年で400㎜を超える雨量が考えられる。これを河川の洪水量の推定にそのまま結びつけることはできないが、これら雨の多い天城山付近では常に注意が必要である。 ・東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。
富士山麓地方	・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海抜高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、富士（標高約66m）では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。 ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱いが、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。 ・降水量は海抜高度が500～1,000mの高い地域で多く、御殿場地方では年間平均して2,800㎜位の雨量があり、特に多いのは梅雨期、秋雨期、台風期となっている。また、北駿地域ではさらに雨量が多くなっているが、富士宮、富士では御殿場地方に比べて一般に少なくなっている。 ・冬期の降雪も御殿場地方で多く、御殿場市の最深積雪は54cm（平成10年１月16日）であるが、白糸で26cm、岳南の平坦部では数cm位となって降雪のない年もある。 ・なお、海抜300～400m以上では霧が出現することが多く、特に梅雨期においては霧日数が多く、御殿場では月平均10日位となっている。

県中部地方	・中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約16℃位である。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。 ・風は年を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱いが、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では10m/s以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では10m/s以上となる年間日数（約121日）の約6割が冬期から早春（12月～3月）に集中している。しかし、静岡では10m/sを超えるのは月のうち0.2日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。また、発達する低気圧や台風により強風が現れ御前崎ではしばしば暴風を記録している。 ・冬季雨量は快晴の日が多いため少なく、月平均約80㎜前後で、最小湿度は20%位になることも少なくないが、春から夏、秋にかけては月平均200～300mmの雨量となり、発達した低気圧や台風により安倍川、大井川の山間部では1日200mmを超える大雨となることがある。梅雨期の雨は500mm内外であるが、大井川上流域では700mmを超え、前線の活動による大雨の災害は台風期についでこの梅雨期に多く起きている。 ・また、駿河湾南部、御前崎付近では、梅雨期の濃霧の発生が顕著でしばしば船舶の遭難の原因ともなっている。台風は年1～2個が静岡県に接近又は上陸して大雨による洪水や高波の災害、塩風害が発生している。 ・なお、静岡市駿河区、清水区の海岸では竜巻が発生することがある。
県西部地方	・浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の浜松市天竜区佐久間町の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。 ・冬期の季節風による強風は、浜松では10m/s以上になる日数がひと月で2～3日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱いが、台風の襲来時には20m/s以上の暴風となることがある。 ・雨量は平野部では全般に少なく、特に天竜川河口付近から浜名湖にかけての地域では県内でも一番雨の少ない地域となっていて、年雨量は約1,800～2,000mmとなっている。天竜川中流から太田川上流域では全般に多く、年間総量は2,600～2,800㎜となり、大井川上流域に次いで多い地域となっていて、特に梅雨期の雨量が多くなる傾向があることは、昭和36年6月の豪雨の雨量と洪水からも注意されるべきである。 ・なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。
多雨帯	・雨量については、伊豆半島の天城山付近が最も多く、局地的に常に雨の降りやすい気候特性を示すが、これについで多雨なのは大井川中・上流域、天竜川流域と太田川上流域及び富士山周辺である。 ・これを県下全般としてみると、伊豆半島中央部の山地に一つと、平野部から山間部に入った地域の数点の多雨域がみられる。そしてこれらは、県の中央をほぼ東西に帯状をなして連なっている。 ・昭和49年7月7日～8日の記録的大雨は、この特徴的な帯状多雨地帯の平野寄りで降ったもので、静岡県の多雨地帯のすべてに集中した大雨の典型である。

第3節　県の社会条件

○　本県は太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきた。

○　特に、従来からの東海道線、国道1号、その他の幹線国道等に加えて東海道新幹線、東名高速道路が整備されたが、由比地区ではこれらの幹線が、急峻な山地斜面と海岸との間の狭い平坦部に集中し、防災上の大きな問題点となっている。

○　一方、自然景観と温暖な気候にも恵まれ観光面においても各所でめざましい開発がなされ、県内外の観光客等の収容施設が各所に所在し、災害対策上の一つの問題点となっている。

問題点	1　無計画な宅地造成 2　上・下水道の不足 3　ごみ・し尿処理の不徹底	4　道路の未整備 5　河川の未整備 6　住宅の不足

いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。

第４節　予想される災害と地域

１ 地震・津波

○　「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

○　本県における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。

○　とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするＭ８クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

○　最近では、1996（平成8）年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.3の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、2009（平成21）年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されている。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

○　なお、本県は平成13年5月に、東海地震断層モデルの見直し等最新の知見に基づく、第３次地震被害想定を発表したが、第２次地震被害想定と比較すると県西部地域を中心に地震動が増大するとされ、人的・物的被害が大幅に増加すると想定された。

○　このほかに、東南海・南海地震、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

○　津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

２ 原子力災害

○　「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要である。

○　本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき地域を御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市において、浜岡原子力発電所から半径10㎞以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとしている（詳細は「静岡県地域防災計画(原子力対策の巻)」参照)。

○　なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力に対する県民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

３ 風水害

○　県内の主要河川は、ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

○　しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

○　季節的には４～５月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。６～７月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、８～９月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

4 高潮・高波

○ 「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

○ 季節的には８～９月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から３月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

5 土石流・地すべり・がけ崩れ

○ 県内で砂防指定地が1,599箇所、地すべり防止区域が180箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,180箇所及び土砂災害警戒区域が6,787箇所（いずれも平成23年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ４－２－１～４－２－３、4-2-9参照）

○ これらの地域以外の斜面（資料の巻Ⅱ4－2－6～4－2－8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

6 火山噴火

○ 「火山活動」とそれに伴う現象については、山頂からの噴火や山腹からの噴火があり、噴火の形態としては、溶岩の流出や火山灰の噴出、水蒸気爆発、火砕流、泥流等などがあって、それに伴う災害の形態も多岐にわたる。

○ 本県には、富士山、伊豆東部火山群があり、さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では1989（平成元）年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。

○ また、富士山では、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年５月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

7 火災・爆発

○ 「火災・爆発」については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、大井川港周辺、田子浦港周辺、焼津港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

○ また、一般火災については、本県は冬期には比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、一度火災が発生すると、都市区域にあっては大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。

○ 近年、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

○ また、都市ガスやプロパンガス等による大規模な「爆発」については、1980（昭和55）年の静岡駅前地下街、1983（昭和58）年の掛川レジャー施設における爆発事故などの例がある。

8 事故

○ 大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、本県の場合、関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道新幹線、東海道本線などの中央に位置し、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

○ 特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979（昭和54）年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。

○ なお、富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対しても注意する必要がある。

○ また、本県の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

第２章　　災 害 予 防 計 画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第１節　通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。

区　　分	内　　容
県防災行政無線施設の改　　良	・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）４階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8－3）、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8－1）のとおりである。
通信設備の防災対策	・西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備している。 ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。
孤立防止用通信設備	・西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう孤立対策用衛星電話「ku帯超小型衛星通信方式（ku-1ch）」による電話回線を設け、駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。 ・県下の設置箇所は資料の巻Ⅱ（8－4）のとおりである。
防災関係機関相互間の通信手段	・地震、台風等の非常災害時には電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。 ・静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8－5）のとおりである。
気象観測施設の充足整　　備	・県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は下表、その設置場所は資料の巻Ⅱ（5－4－1～5－4－3）のとおりである。 ・気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 ・県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」（SIPOS）が完成し、昭和61年５月より運用を開始した。 ・さらに、平成７年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」（SIPOSⅡ）の整備を行い、平成10年度４月からメインとなる河川・海岸情報収集システムの運用を開始した。 ・SIPOSⅡの老朽化に伴い、リアルタイム映像監視等の新たな機能を備えた「静岡県土木総合防災情報システム」（SIPOSⅢ）の本格運用を平成２２年4月から開始した。
被災者等への情報伝達手段の整備	県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

・気象観測施設の現況　　（平成23年４月１日現在）

関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設
気　象　庁	30（ 30）	18
国土交通省	84（ 84）	12
静　岡　県	117（112）	16
計	231（226）	46

（ ）内はテレメーター

水位観測施設の現況　　（平成23年４月１日現在）

設置場所：資料の巻Ⅱ５－４－４

関係機関名	水位観測施設	備　　考
国土交通省	31（ 31）	
静　岡　県	149（138）	
計	180（169）	

（ ）内はテレメーター

第２節　防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

１ 防災ヘリコプターの配備

県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成９年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。

区　　分	内　　容
機　　種	川崎式ＢＫ117Ｃ－１型
座　席　数	11席
全 備 重 量	3,350㎏
最 大 速 度	278㎞／ｈ
特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケット、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置

２ 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

区　　分	内　　容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
救 助 用 資 材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
給 水 用 資 材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
応急仮設住宅	組立式仮設住宅
応急復旧資材	小型ブルドーザー（主として山村へき地）
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
そ　の　他	天幕、折タタミ式寝台、地下足袋、長ぐつ

第３節　道路鉄道空港等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図る。

区　　分	内　　容
道路交通の災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア　安全設備等の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ　異常気象時の通行規制区間の指定 エ　通行規制の実施及び解除 オ　通行規制の実施状況に関する広報
鉄　道　の災害予防計画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア　安全施設等の整備 ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ　防災体制の確立 ・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ　異常気象時における運転の停止等 ・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 ・中止等の基準は資料の巻Ⅱ（10−5）のとおりである。 エ　運行規制の実施状況に関する広報
空　港　の災害予防計画	空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。 ア　空港保安管理規程の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ　異常気象時における離着陸禁止など必要な措置

第４節　防災知識の普及計画

○　地震等による被害を最小限にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

○　また、災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区　　分	内　　容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
県及び市町	多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。
災害時要援護者等	・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１　普及方法

県及び市町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区　　分	内　　容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	（1）防災気象に関する知識 （2）防災の一般的知識 （3）県地域防災計画の概要 （4）自主防災組織の意義 （5）災害危険箇所に関する知識 （6）災害時の心得　ア　災害情報等の聴取方法 イ　停電時の心構え ウ　早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ　非常食料、身の回り品等の準備 オ　その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 （7）災害時要援護者への配慮

3 県の実施事項

（1）県職員等に対する教育

○ 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 東海地震等の災害危険度の試算の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

○ カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。

○ 各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

○ 県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

（２） 生徒等に対する教育

○ 県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

○ 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

○ 県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

区　　分	内　　容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア　災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ　社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
防災推進協力校	学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

（３） 県民に対する防災思想の普及

○ 県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

○ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

○ ３月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

区　　分		内　　容
一般的な啓　発	啓発内容	ア　東海地震等防災の基礎的な知識 イ　東海地震等の災害危険度の試算の内容 ウ　静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ　突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識 カ　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ　地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク　防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ　津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ　避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ　住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 シ　消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ス　避難生活に関する知識 セ　災害時要援護者への配慮 ソ　安否情報の確認のためのシステム
	手段・方法	・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

<table>
<tr><td>静岡県地震防災センターによる啓発</td><td>・静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。
・地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。
・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>社会教育を通じての 啓 発</td><td>・県教育委員会は、ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。
・文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。<table><tr><td>啓発内容</td><td>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。
・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td></tr><tr><td>手段・方法</td><td>・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>各種団体を通じての 啓 発</td><td>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。
・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</td></tr>
<tr><td>自動車運転者に対する啓発</td><td>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。
・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</td></tr>
<tr><td>防災上重要な施設管理者に対する教育</td><td>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</td></tr>
<tr><td>相談窓口等</td><td>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。<table><tr><td>総括的な事項</td><td>危機管理部、各地域危機管理局</td></tr><tr><td>建物等に関する事項</td><td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（４）市町防災担当者研修会の実施

県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。

研修事項	ア　気象状況の知識 イ　救急・救出の実務 ウ　非常無線の取扱方法 エ　災害危険箇所に関する知識 オ　その他防災に関すること

（５）防災対策研究の国際的な情報発信

○　災害から得られた知見や教訓を国際交流等の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するように努めるものとする。

４　市町の実施事項

○　市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

○　市町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

○　啓発内容については、概ね県の例による。

5　防災関係機関

○　東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第５節　防災のための調査研究

1 実施方針

県は、静岡県における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調　査　研　究　内　容
（1）本県の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。 （2）古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。 （3）災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。 （4）今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。 （5）要防災の程度を区分する。 （6）要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 ア　災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。 イ　県下におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発、電源開発等に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきている。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。 （7）要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 土地条件調査上における地域別主要問題点

地　　域	主　要　問　題　点
狩野川流域	ア　上流河谷部における土砂の流出防止の問題 イ　修善寺～大仁間における湛水危険の問題 ウ　下流部における常襲冠水地帯の問題 エ　河口部の排水困難な問題 オ　伊豆半島における火山活動と地殻の不安定性の問題
富士山地域	ア　富士山の火山活動に対する火山地質学的研究の問題 イ　富士山大沢崩れ及び南西山麓の渓（猪ノ窪川、弓沢川）と、その下流部に対する影響の問題 ウ　山麓の開発に伴う土壌侵食と水害問題 エ　山麓の地下水と軽微な地盤沈下の問題
富士川流域	ア　山梨県の早川流域の開発に伴う洪水発生の危険の問題 イ　富士川上流のダム開発と海岸侵食の問題 ウ　富士川流域（蒲原丘陵を含む）の地すべり問題 エ　沼津～由比海岸の高波と小河川河口の処理問題
静岡平野及び有度山地域	ア　有度山“崩れ”危険の問題 イ　巴川下流の排水不良の問題 ウ　海岸侵食の問題
安倍川、大井川流域	ア　安倍川上流の“大谷崩”をはじめとする崩れ対策の問題 イ　焼津海岸の侵食の問題
牧之原台地と小笠山丘陵地域	ア　台地の縁辺の崩れと集中被害発生危険問題 イ　菊川の排水不良の問題 ウ　砂丘の防砂対策と海岸侵食の問題

天竜川流域	ア　大ダムの建設とその下流部及び海岸侵食に与える影響の問題 イ　天竜川の流出土砂の問題 ウ　中央構造線に沿う土砂崩れの問題
浜名湖周辺地域	ア　三方原台地の開発と土壌侵食の問題 イ　高潮、津波に対する問題

3　災害発生状況調査

区　分	内　容
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水想定区域図を作成し、今後の防災対策の資料とする。
地すべり	地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
火　災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第６節　住民の避難誘導体制

市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。

区　分	内　容
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
計画の作成及び訓練の実施	・市町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 ・水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。
警戒避難基準の設定	・市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 ・県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。
避難誘導体制の整備	・市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 ・市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

第７節　防災訓練

県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び県民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

区　　分	内　　容
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 （1）水防　（2）消火　（3）交通規制　（4）航空偵察 （5）道路啓開　（6）救出・救護　（7）避難・誘導　（8）通信情報連絡 （9）救助物資輸送　（10）給水・炊出し　（11）応急復旧　（12）遺体処理 ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
県救助作業隊員訓練の実施	・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 ・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 （1）渡河　（2）登山　（3）飯ごう炊飯　（4）輸送　（5）荷役　（6）命令・伝達
県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施	災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。
非常通信訓練	災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第８節　自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、予想される東海地震に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区　分	内　容	
組　織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。	
編　成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。
	災害時	地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

2 推進方法

実施主体	内　容
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。
県	東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。

3 研修会等の開催

○　県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

4 県民の果たすべき役割

○　地震等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。

○　県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

区　分	内　容
平常時からの実施事項	ア　地震防災等に関する知識の吸収 イ　地域の危険度の理解 ウ　家庭における防災の話し合い エ　警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 オ　石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 カ　家屋の補強等 キ　家具その他落下倒壊危険物の対策 ク　飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低７日分、うち３日分は非常持出し。） ケ　緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
東海地震注意情報発表時の実施事項	ア　正確な情報の把握 イ　適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。）
警戒宣言発令時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア　正確な情報の把握 イ　火災予防措置 ウ　非常持出品の準備 エ　適切な避難及び避難生活 オ　自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア　出火防止及び初期消火 イ　地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ　自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○ 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

○ 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区　　分	内　　容
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・災害時要援護者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア　世帯台帳（基礎となる個票） イ　災害時要援護者台帳 ウ　人材台帳 エ　自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難生活計画書の作成	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。
防災訓練の実施	・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 ア　情報の収集及び伝達の訓練 イ　出火防止及び初期消火の訓練 ウ　避難訓練 エ　救出及び救護の訓練 オ　炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 県、市町の指導及び助成

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>自主防災組織づくりの推進</td><td>県は、地域危機管理局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</td></tr>
<tr><td>防災委員制度</td><td>・市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。
・防災委員の任期は３年以上とする。</td></tr>
<tr><td>地域防災指導員制　　度</td><td>・市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。
・県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。
・地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。
ア　同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
イ　個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導
ウ　県又は市町の施策の広報や推進、普及協力
エ　県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達
オ　連合自主防災組織会長等の補佐、支援</td></tr>
<tr><td>自主防災に関する意識の高　　揚</td><td>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
<table>
<tr><th>研　修　名</th><th>実施機関</th><th>対　象　者</th><th>目　　的</th></tr>
<tr><td>自主防災組織中　核　的リーダー研修</td><td>市　町</td><td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）</td><td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td></tr>
<tr><td>防災委員研修</td><td>市　町</td><td>防災委員</td><td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>組織活動の促　　進</td><td>市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</td></tr>
<tr><td>コミュニティ防災センターの　活　用</td><td>市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。
ア　平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
イ　警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
ウ　地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</td></tr>
<tr><td>地域防災活動推進委員会</td><td>・県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。
・推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織への助成</td><td>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。</td></tr>
</table>

7 自主防災組織と消防団との連携

○ 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組識の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団ＯＢが自主防災組識の役員に就任するなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

○ 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第９節　事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。

事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(ＢＣＰ)を策定・運用するよう努めるものとする。

また、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

区　　分	内　　容
防災活動の概要	事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 ア　防災訓練 イ　従業員等の防災教育 ウ　情報の収集、伝達体制の確立 エ　火災その他災害予防対策 オ　避難対策の確立 カ　救出及び応急救護等 キ　飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク　施設及び設備の耐震性の確保 ケ　予想被害からの復旧計画策定 コ　各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。

第10節　ボランティア活動に関する計画

区　　分	内　　容
ボランティア活動の支援	・県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福）静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 ・県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。
ボランティア活動経費の確保	大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

第11節　災害時要援護者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>市町の災害時要援護者支援体制</td><td>・市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。
・地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。
<table>
<tr><td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td></tr>
<tr><td>地域組織</td><td>自治会、町内会等</td></tr>
<tr><td>福祉関係、
福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、
老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>県の災害時要援護者支援体制</td><td>県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</td></tr>
<tr><td>災害時要援護者の把握</td><td>・市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。
・市町は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>市町は、災害時要援護者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、災害時要援護者が参加する防災訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>人材の確保</td><td>市町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。</td></tr>
<tr><td>協働による支援</td><td>市町は、災害時要援護者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</td></tr>
<tr><td>情報伝達</td><td>市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。</td></tr>
</table>

第12節　救助・救急活動に関する計画

区　　分	内　　容
救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第13節　応急仮設住宅等

区　　分	内　　容
供給体制の整備	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、県が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

県が実施する措置
（1）「災害対策基本法」（以下、この章において「法」という。）第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき市町長等から応援を求められたとき、又は応急措置の実施について要請を受けた場合の措置 （2）法第70条（都道府県の応急措置）の規定に基づき、県の責務として実施すべき措置 （3）法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、災害の発生により市町が大部分の責務を行うことができなくなったときの代行措置

第１節　総則

１ 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係

○ 法第42条（市町村地域防災計画）では、市町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

○ 県地域防災計画は、市町が市町地域防災計画に基づいて実施する応急対策を助け、かつ総合調整を行うための措置、並びにその措置が推進できるよう市町地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

２ 県の行う措置

○ 法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

県の行う措置
（1） 「気象業務法」第15条の規定に基づく気象、地象、津波、高潮、波浪、洪水警報及び「活動火山対策特別措置法」第21条の規定に基づく火山現象に関する情報の伝達 （2） 「水防法」第11条の1の規定に基づく洪水予報の発表 （3） 「水防法」第16条の1の規定に基づく水防警報の発表 （4） 「水防法」第29条の規定に基づく立退きの指示 （5） 「地すべり等防止法」第25条の規定に基づく立退きの指示 （6） 「警察官職務執行法」第４条の規定に基づく避難等の措置 （7） 「災害救助法」第23条に規定する救助の実施 （8） 被害を受けた県立学校の児童及び生徒の応急教育に関する事項 （9） 県有及び県の管理する施設並びに設備の応急復旧に関する事項 (10)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条の規定に基づく防疫に関する事項 (11) 犯罪予防、交通の規制、その他災害における社会秩序の維持に関する事項 (12) 市町の区域を越える緊急輸送の確保に関する事項 (13)「自衛隊法」第83条の規定に基づく自衛隊の派遣要請 (14)「河川法」第22条の規定に基づく洪水防ぎょ（土地、土石、竹木の一時使用等） (15)「水防法」の規定に基づく水防応急対策の実施 (16)「道路法」第68条の規定に基づく措置（非常災害時における土地の一時使用等） (17)「土地改良法」第120条の規定に基づく措置（急迫の災害を防ぐための土地の一時使用等） (18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条の規定に基づく措置（土砂災害緊急情報の通知及び周知等） (19) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置

３ 防災業務計画と県地域防災計画との関係

○ 県地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとし、法70条（都道府県の応急措置）の規定に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については計画ごとに明示し運用の総合性を図るものとする。

4 非常災害対策本部との関係

○ 非常災害の発生により法第24条（非常災害対策本部の設置）の規定に基づき、内閣府に非常災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常災害対策本部長の指示を受けるものとする。

5 この計画を理解し実施するための留意事項

区　　分	内　　容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	・法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条(住民等の責務）及び第54条(発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。
市町の配慮すべき事項	(1)要請について ・市町長は、市町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 ・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。
	(2)関係者への連絡周知について ・市町長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	この計画に基づき市町等を応援する場合の指揮系統は、法第67条（他の市町長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市町長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア　機関名、イ　所属部課名、ウ　氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	・災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が市町長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節　組織計画

県の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

１ 災害対策組織

組　織　名　等	概　　要
静岡県防災会議	・編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉（資料の巻Ⅰ３）の定めるところによる。 ・運営は、「静岡県防災会議条例」（昭和37年静岡県条例第42号）（資料の巻Ⅰ１）及び「静岡県防災会議運営要領」（昭和37年12月14日静岡県公告）（資料の巻Ⅰ２）の定めるところによる。
静岡県災害対策本部	・編制は、＜静岡県災害対策編制図＞及び＜静岡県災害対策本部方面本部編制図＞の定めるところによる。 ・設置基準は、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、知事がその対策を必要と認めるときである。 ・運営は、「静岡県災害対策本部条例」（昭和37年静岡県条例第43号）（資料の巻Ⅰ４）及び「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）（資料の巻Ⅰ５）の定めるところによる。
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。
静岡県水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は＜第21節　県警察災害警備計画＞の定めるところによる。
その他	・標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 ・本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

（１）本部員会議

ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

（２）対策会議

ア 対策会議は、別表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

「静岡県災害対策本部編成図」

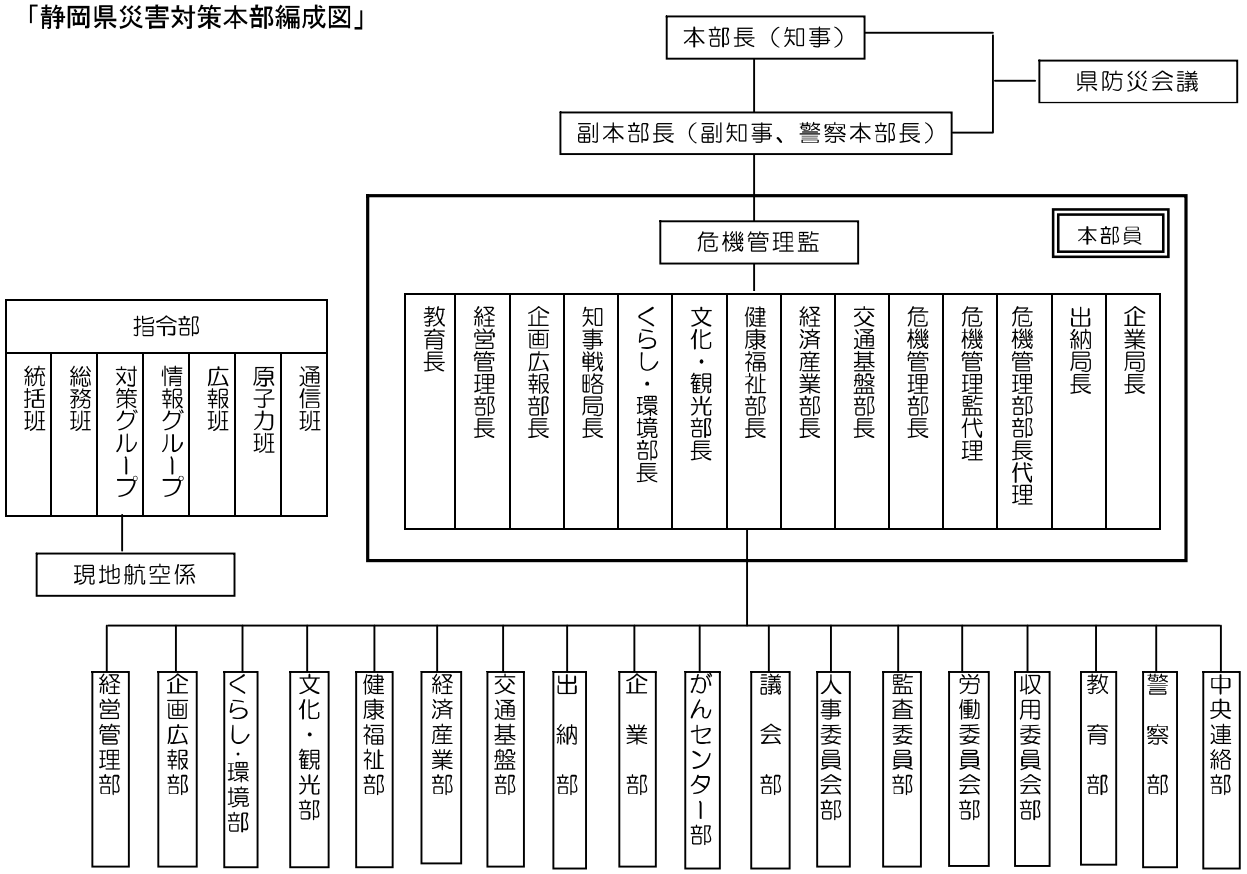

「静岡県災害対策本部方面本部編制図」

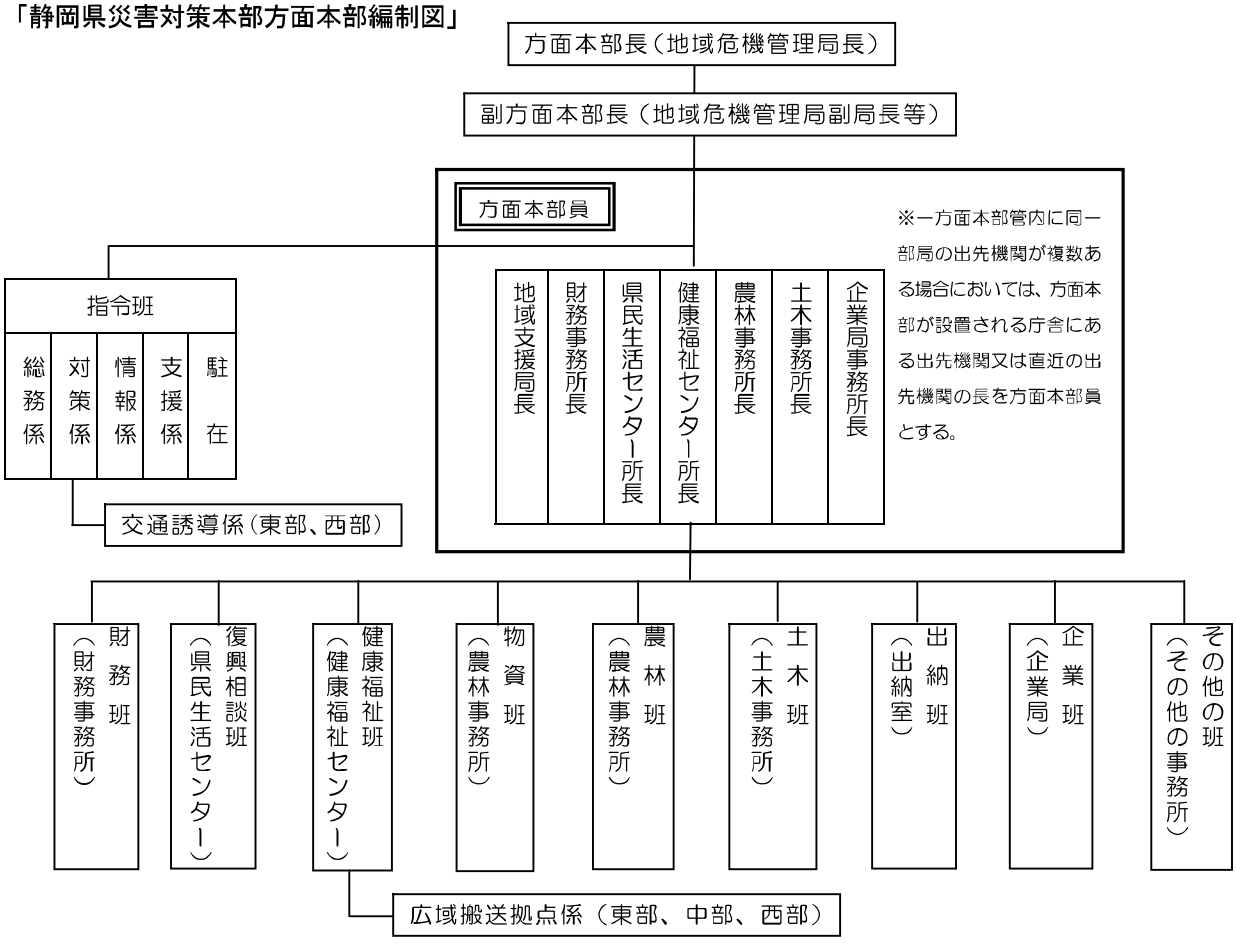

「静岡県災害対策本部　本部員会議」

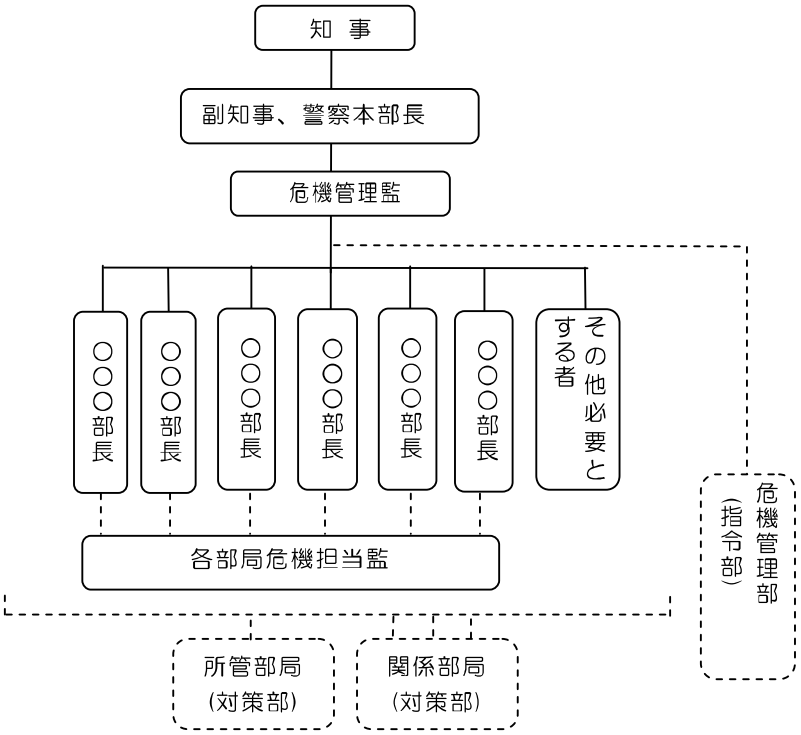

「静岡県災害対策本部　対策会議」

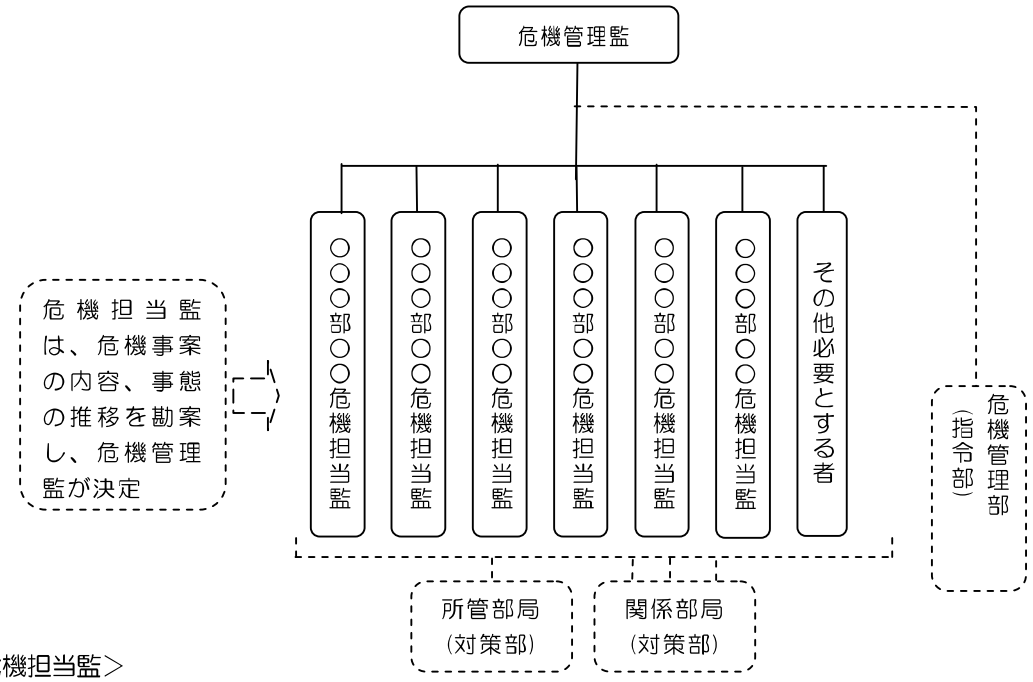

＜危機担当監＞

経営管理部職員局長、企画広報部地域外交局長、企画調整局長、くらし・環境部管理局長、建築住宅局長、環境局長、文化・観光部観光局長、健康福祉部管理局長、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局長、農林業局長、交通基盤部管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、空港局長、出納局次長

＜その他必要とする者＞

企業局理事、教育委員会教育次長、県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者

２　職員動員及び配備

○　職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。

○　本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。

○　方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。

○　それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等	
事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※１）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※１）	本庁	交通基盤部、危機管理部
			出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、地域危機管理局（※３））
	【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※１）	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部
			出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、地域危機管理局（※３））
【警戒本部設置体制】 大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき		全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制（※１）	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部、危機管理部
			出先	必要な出先機関（健康福祉センター、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、地域危機管理局（※２））
【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき		情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制	本庁	健康福祉部管理局、危機管理部、必要な局
			出先	必要な地域危機管理局（※３）、必要な出先機関

※１　風水害における交通基盤部（空港管理事務所を除く）の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優先適用する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。

※２　必要により、地域危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。

※３　賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域支援局及び下田財務事務所職員を含む。

第３節　応援計画

知事が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。

１ 応援の実施基準

区　　分	内　　容
応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。
応援動員対象者	ア　県職員 イ　市町職員（消防団員を含む） ウ　警察官 エ　自衛官 オ　海上保安官 カ　医師、歯科医師又は薬剤師 キ　保健師、助産師又は看護師 ク　土木技術者又は建築技術者 ケ　大工、左官又はとび職 コ　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

２ 実施方法

区　　分	内　　容
県職員の応援	⑴救助作業隊 ・派遣能力は資料の巻Ⅱ（11－1－1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料の巻Ⅱ（11－1－2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。 ⑵技術職員 ・技術者の現況応援職員数は資料の巻Ⅱ（11－1－3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。
消防団の応援動員要請	・応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。 ア　応援動員規模　　エ　装具等 イ　期間　　オ　集合時間及び集合場所 ウ　作業内容及び作業場所　　カ　その他必要と認める事項 ・応援動員能力は資料の巻Ⅱ（11－2）＜消防団員応援動員計画表＞に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。 ・動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第26節　自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。
海上保安庁に対する支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第27節　海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第12節　医療助産計画＞の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）	・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。 ・応援動員の範囲及び応援動員能力は資料の巻Ⅱ（11－3）＜県内建設業者応援動員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。 ・応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

関係機関等への協力要請	⑴災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア　派遣を要請する理由 イ　派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣について必要な事項
	⑵このほか法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ア　派遣のあっせんを求める理由 イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には＜第31節　突発的災害にかかる応急対策計画＞1⑶「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。
受入体制の確立	・県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るものとする。

第４節　通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

基本方針	⑴県、市町間の緊密化 ・情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ・情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。
	⑵報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。
	⑶情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。
	⑷国の緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）との連携 ・緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 ・県に緊急災害現地対策本部（又は非常災害現地対策本部）が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。
	⑸指定行政機関等との連携 ・県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

1　県

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td><td>・国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。
・市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。
・気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。
・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5−3−1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5−3−2、5−3−5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5−3−4）、地震動警報（緊急地震速報）、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5−3−7）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5−3−6、5−3−8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第１章第１節4、Ⅱ第１章第１節４）、その伝達経路は（Ⅰ第３章第１節、Ⅱ第３章第１節）による。
・必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。
・なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達</td><td>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。
なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
ア　緊急要請事項
イ　被害状況
ウ　火災の発生状況と延焼拡大状況
エ　市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況
オ　交通規制等道路交通状況
カ　ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
キ　避難状況
ク　緊急輸送実施状況
ケ　自衛隊活動状況
コ　災害拠点病院及び救護病院の活動状況</td></tr>
<tr><td>情報収集方法等</td><td>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。
<table>
<tr><td>計測機器による収集</td><td>本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</td></tr>
<tr><td>航空偵察による収集</td><td>県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員派遣による収集</td><td>ア　方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr>
<tr><td>イ　公共土木施設等の被害状況等の情報の収集
公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。
なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</td></tr>
<tr><td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr>
<tr><td>防災関係機関からの収集</td><td>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。
また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員からも被害情報を収集する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市町からの報告</td><td>ア　被害速報（随時）
・市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料の巻Ⅱ（7−1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料の巻Ⅱ（7−2）＜被害速報（随時）＞により、当該市町を管轄する方面本部長（地域危機管理局長）を経て、本部長（知事）に報告する。
・被害規模を早期に把握するため、市町長は１１９番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（地域危機管理局長）に報告する。
・方面本部長（地域危機管理局長）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、本部長（知事）及び方面本部長（地域危機管理局長）にも報告する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>市町からの報告</td><td>イ　定時報告
・方面本部長（地域危機管理局長）は資料の巻Ⅱ（7−3）＜被害状況集計表＞により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。
・収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料の巻Ⅱ（7−4）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。

ウ　確定報告
市町長は、被害状況確定後速やかに資料の巻Ⅱ（7−4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（地域危機管理局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</td></tr>
<tr><td>内閣総理大臣
に対する報告</td><td>ア　法第53条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、
① 県が災害対策本部を設置した災害
② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
のいずれかである。

イ　大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。
交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。
把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

ウ　市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

エ　内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。
平成７年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。
（消防庁応急対策室）
<table><tr><td></td><td>電　　話</td><td>ＦＡＸ</td></tr><tr><td>平日（9:30～18:15）</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>
オ　報告は次の基準に該当するものとする。
ａ　「災害救助法」の適用基準に合致するもの
ｂ　都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの
ｃ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの
ｄ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
ｅ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ａ～ｄの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
ｆ　地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度４以上を記録したもの
ｇ　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後３０分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</td></tr>
<tr><td>国・防災関係機関への要請等</td><td>・国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。
・防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。</td></tr>
<tr><td>県防災会議に対する報告</td><td>必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。</td></tr>
</table>

２　市町

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td><td>・県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市町警戒本部、もしくは防災担当課）において受理する。
・気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td><td>・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。
なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
・地域派遣市町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。
・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
ア　被害状況
イ　避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況
ウ　生活必需物資の在庫及び供給状況
エ　物資の価格、役務の対価動向
オ　金銭債務処理状況及び金融動向
カ　避難所の設置状況
キ　避難生活の状況
ク　医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
ケ　応急給水状況
コ　観光客等の状況</td></tr>
<tr><td>情報収集方法等</td><td>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。
特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。
<table>
<tr><td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr>
<tr><td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>県等への報告・要請</td><td>・災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。
・「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。
ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該市町の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、災害対策本部にも報告する。
情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。
ア　緊急要請事項
イ　被害状況
ウ　市町の災害応急対策実施状況
・消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。
・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</td></tr>
</table>

3　防災関係機関

区　　分	内　　容
気象、地象及び水象に関する情報の収集及び伝達	災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
災害応急対策に関する情報の収集及び伝達	・被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。 ・「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。 ア　緊急要請事項 イ　被害状況 ウ　災害応急対策実施状況
情報収集	災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

4　情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市町及び関係機関とを結ぶ通信系統は資料の巻Ⅱ（8−6）＜県庁及び市町通信系統一覧表＞による。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">主として県と市町間の情報伝達に用いる。</td></tr>
<tr><td>中央防災無線
(緊急連絡用回線)</td><td colspan="3">内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）等と直接通信連絡を行う必要がある場合に用いる。</td></tr>
<tr><td>その他の無線及び有線電話等</td><td colspan="3">孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。
<table>
<tr><td>孤立防止用無線設備の利用</td><td colspan="2">孤立防止用無線設備の設置箇所は、資料の巻Ⅱ（8−4）のとおりである。
ア　要請の時期：一般加入電話が利用できないとき</td></tr>
<tr><td>非常通信の利用</td><td colspan="2">東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8−7−1）のとおりである。
ア　要請の時期：一般加入電話が利用できないとき
イ　要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常電話、非常電報等の利用</td><td>非常電話
緊急電話</td><td>非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「１０２番」である。</td></tr>
<tr><td>非常電報
緊急電報</td><td>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>報道機関への協力要請による伝達</td><td colspan="3">広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織を通じての連絡</td><td colspan="3">主として市町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。</td></tr>
<tr><td colspan="4">広報車等の活用</td></tr>
</table>

【情報連絡系統図】

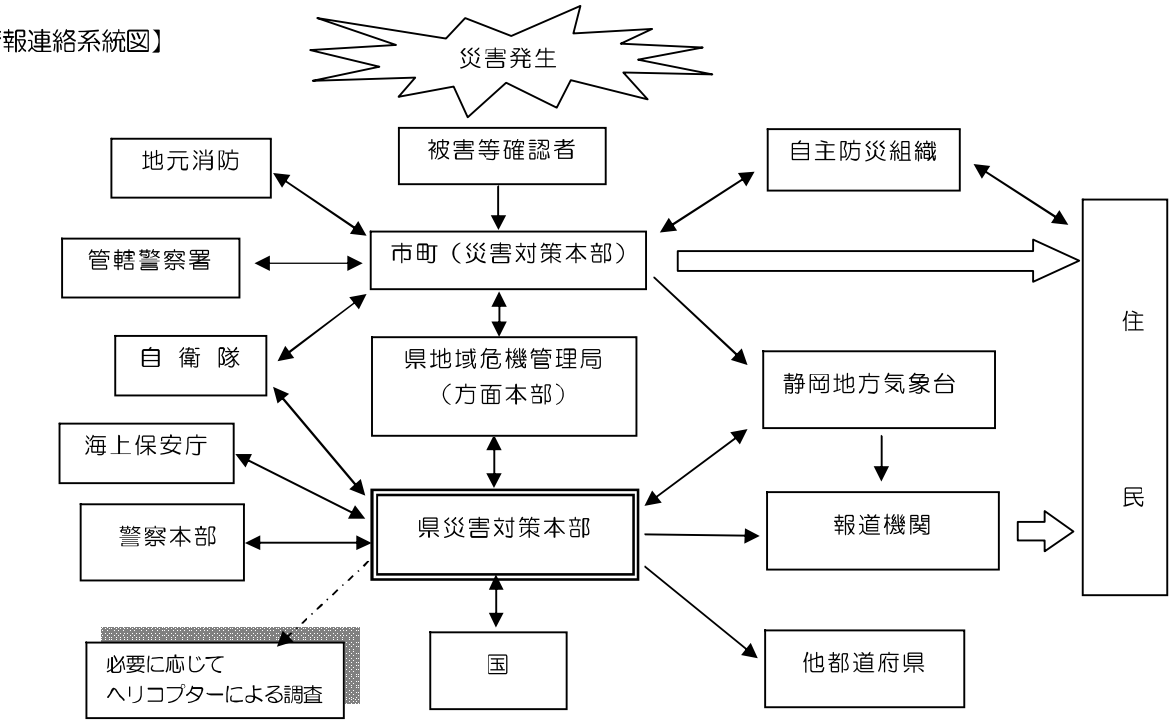

5　異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。

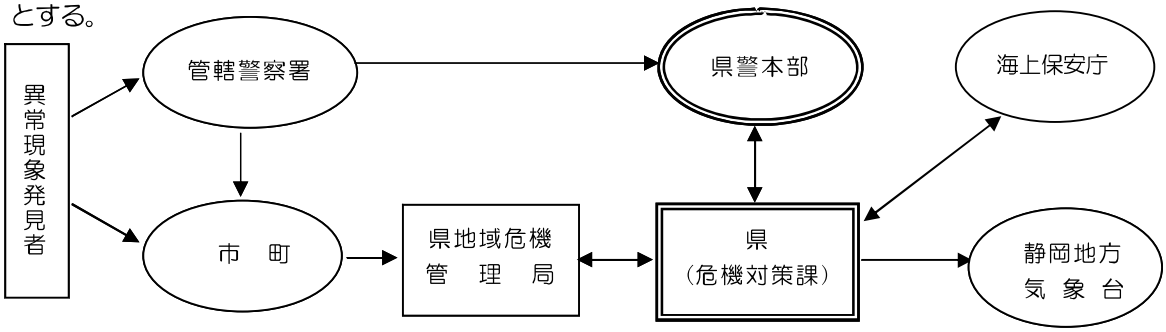

6　災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面＜第３１節　突発的災害に係る応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

（消防庁応急対策室）

区	分	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	ＮＴＴ有線
平　日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上 記 以 外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

第５節　災害広報計画

災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

１ 県

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>広報事項</td><td>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。
・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。
・広報事項の主なものは次のとおりである。
ア　気象、地象、水象に関する情報
イ　地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
ウ　電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況
エ　防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
オ　人心安定のため県民に対する呼びかけ
カ　自主防災組織に対する活動実施要請
キ　その他社会秩序保持のための必要事項</td></tr>
<tr><td>報道機関に対する協力等</td><td>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長(報道総括)とする。
・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。
又は資料の巻Ⅱ（1－3）＜報道機関一覧表＞に掲げる各社（支局）に対して個別に行う。
・県(災害対策本部)が災害記録を収集しょうとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</td></tr>
<tr><td>広報実施方法</td><td>災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。
<table>
<tr><td>印刷媒体</td><td colspan="2">県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td></tr>
<tr><td rowspan="3">視聴覚媒体</td><td>ラジオ</td><td>ＮＨＫ、ＳＢＳ（静岡放送）、Ｋ・ＭＩＸ（静岡エフエム放送）</td></tr>
<tr><td>テレビ</td><td>ＮＨＫ、ＳＢＳ（静岡放送）、ＳＵＴ（テレビ静岡）、ＳＡＴＶ（静岡朝日テレビ）、ＳＤＴ（静岡第一テレビ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット、道路情報提供装置</td></tr>
<tr><td>広報車、ヘリコプターによる広報</td><td colspan="2">被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。
ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市町との連携</td><td>・市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。
・災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市町に依頼する。</td></tr>
<tr><td>外部機関との連携等</td><td>・県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。
・県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。
・県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。</td></tr>
<tr><td>国会、中央諸官庁に対する広報</td><td>県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。</td></tr>
<tr><td>県民からの問い合わせ等の処理</td><td>復旧状況等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</td></tr>
</table>

2 市町

区　　分	内　　容
広報事項	・市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。 ・広報事項の主なものは、次のとおりである。 ア　気象、地象、水象に関する情報 イ　地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ　電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況 エ　防災関係機関の対応状況及び復旧見込み オ　人心安定のため県民に対する呼びかけ カ　自主防災組織に対する活動実施要請 キ　その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	・同時通報用無線、有線放送、コミュニティＦＭ、CATV、広報車 ・自主防災組織を通じての連絡
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

3　防災関係機関

区　　分	内　　容
広報事項	広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 イ　災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、県及び市町との連携を密にするものとする。

4　経費負担区分

区　　分	内　　容
県広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
市町に広報を依頼する場合	市町に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、県が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情　報　源	情　報　内　容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティＦＭ、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

第６節　災害救助法の適用計画

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

１ 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第１条に定めるところによるが、県において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	（1）当該市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が資料の巻Ⅱ（20−1−1）の世帯数以上であるとき
	（2）県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、当該市町の区域内の人口に応じ、上記（1）の半数以上の世帯の住家が滅失したとき
	（3）県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	（4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

２ 被害世帯の算定基準

区　　分	内　　容	
被害世帯の算定	前記1の⑴～⑶に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア　滅失（全壊・全焼・流失） 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ㈠ 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの ㈡ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。	
	イ　半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ㈠ 損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの。 ㈡ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。	
	ウ　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 ㈠ 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 ㈡ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区　　分	内　　容
市町の報告	市町は、当該市町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。
県における適用手続	・知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 ・「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】

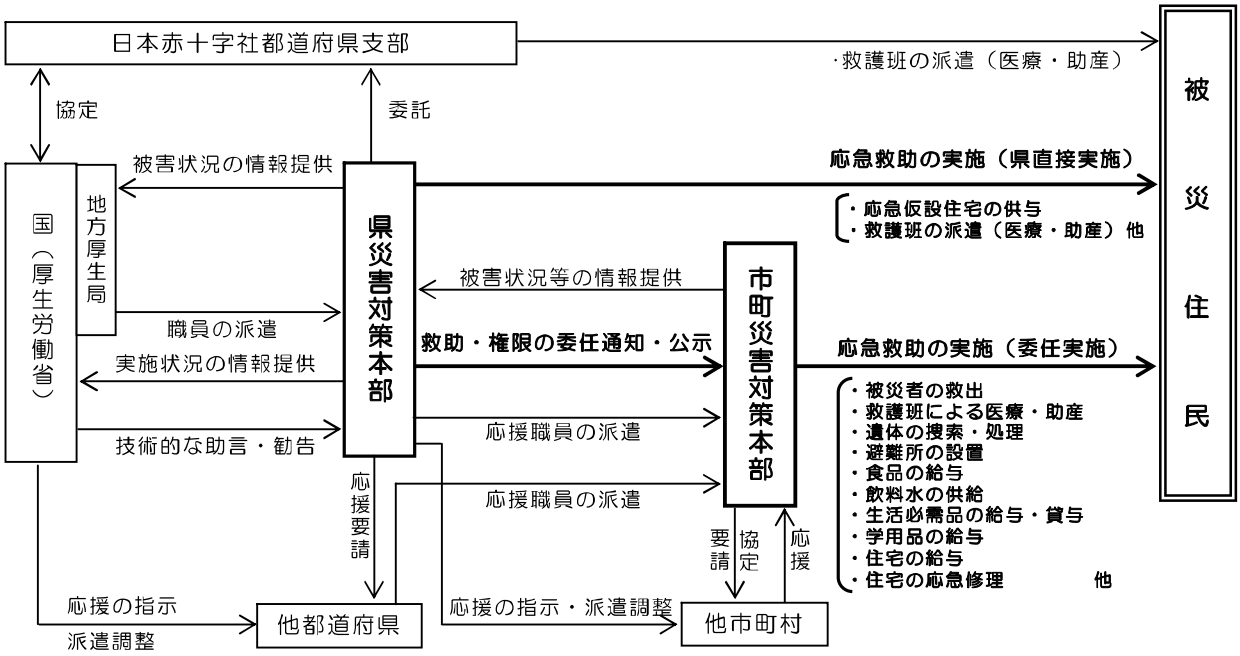

第７節　避難救出計画

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、県の実施事項を明確にする。

１ 避　難

○ 市町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。

○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。

○ 市町長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。

○ 市町長以外の指示権者、根拠規定は資料の巻Ⅱ（１３－１－３）のとおりである。

○ 法第60条第5項の規定により、知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市町長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をする。

○ 市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町の区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

区　　分	内　　容
避難の勧告及び指示の周知徹底	・市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 ・その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。 ア　避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ　避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ　避難所（所在地、名称、受入人員） エ　避難経路及び誘導方法
避難誘導	・避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。 ・避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。
安否確認	安否確認の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。
災害時要援護者の避難支援	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。
避難所の安全管理	以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。 ア　避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ　避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ　避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ　常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ　火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ　避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ　給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク　避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ　保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ　避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。

避難所の場所	・市町別の避難所は資料の巻Ⅱ（13−2−6）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。 ・この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 ・さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。 ・公共施設等は津波の危険性の低い場所に、オープンスペースにおいては津波浸水深以上の高さを有することが重要である。
福祉避難所、２次的避難所	・市町は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。 ・市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 ・県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19−4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした２次的避難所である。
避難場所の早期解消	県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

2 警戒区域の設定

○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

区　分	内　容
警察官、海上保安官、自衛官の代行	・警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第２項、第３項の規定により市町長の職権を行うことができる。 ・警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市町長に通知する。
知事による代行	知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第１項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 救　助

区　分	内　容
救助の実施	市町長は救助を要する住民があるときは直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。
住民等による救助の呼びかけ	隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救急隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
空からの救助	重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなどヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
救急用資材の整備	平素より救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

4 災害救助法に基づく県の実施事項

（1）避難所の設置

区　分	内　容
設置基準	原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20−1−2）のとおり

実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

（２）り災者の救出

区　分	内　容
実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。
費用の限度	救出のため必要な機械器具等の借上代等実費
実施期間	災害発生の日から３日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

５ 市町長の要求に基づく県の実施事項

（1）当該市町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
（2）当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
（3）自衛隊の派遣要請
（4）海上保安庁に対する支援要請
（5）消防団の応援動員要請

６ 市町長の要請事項

○ 市町長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。
○ 県は食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区　分	内　容	
避難の場合	ア　避難希望地域 イ　避難を要する人員 ウ　避難期間	エ　輸送手段 オ　その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア　救出を要する人員 イ　周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ　その他必要事項（災害発生原因）	

７ 市町長の県管理施設の利用

○ 市町長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

第８節　食料供給計画

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

１ 災害救助法に基づく県の実施事項

区　分	内　容
食料給与の対象者	ア　避難所に避難した者 イ　住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ　被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	ア　主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ　副食（調味料を含む。）
対象経費	ア　主食費

	㈠ 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 ㈡ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ㈢ 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等
対象経費	イ　副食費（調味料を含む。） ウ　燃料費 エ　雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20−1−2）のとおり
実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

2 市町長の要請に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
応急食料の調達あっせん	資料の巻Ⅱ（12−3−1）の調達予定先より調達あっせんを行うものとする。
輸送方法	ア　調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ　輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づき措置するものとする。

3 市町長の要請事項

○ 市町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　調達あっせんを必要とする理由	オ　連絡課及び連絡責任者
イ　必要食料品目	カ　荷役作業員の有無
ウ　必要数量	キ　その他参考となる事項
エ　引渡しを受ける場所及び引受責任者	

4 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

○ 災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市町長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

5　応急食糧の保管状況

○ 資料の巻Ⅱ（12−3−2）のとおり

第９節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分		内　　容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

光熱材料	マッチ、プロパンガス等
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20－1－2）のとおり
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項

区　　分	内　　容
衣料、生活必需品等の調達あっせん	調達あっせんは資料の巻Ⅱ（12－4－1）＜商工会議所等一覧表＞、資料の巻Ⅱ（12－4－2）＜生活必需品等調達協定業者一覧表＞により行うものとする。
輸送方法	・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づき行うものとする。

3 市町長の要請事項

○ 市町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　必要品目 イ　必要数量 ウ　引渡し場所及び受取責任者 エ　連絡課及び連絡責任者	オ　荷役作業員の有無 カ　経費負担区分 キ　その他参考となる事項

第10節　給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。
実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

2 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項

区　　分	内　　容
協力要請	知事は、市町から飲料水の調達についてあっせんの要請があったときは、隣接市町、自衛隊又は国に対し、協力を要請する。
調整要請	知事は、市町から応急給水を実施するために必要な資機材等の調達について要請があったときは市町間の調整を行い必要なときは、国に対し調整を要請する。
指示指導	知事は災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

3 市町の実施事項

区　　分	内　　容
応急給水	飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
調達あっせん要請	市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 ア　給水対象人員 イ　給水期間及び給水量 ウ　給水場所 エ　給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量 オ　給水車両のみ借上げの場合その台数 カ　その他必要事項
住民への広報	自助努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
給水活動	災害発生後８日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。 飲料水の供給を受ける者：災害のため現に飲料水を得ることができない者 飲料水の供給量：大人１人１日最小限おおむね３リットル 飲料水の供給期限：災害発生の日から７日以内 ただし厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
そ　の　他	その他の必要事項

第11節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容	
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20－1－2）のとおり
	着工期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び経費	資料の巻Ⅱ（20－1－2）のとおり
	修理期間	災害発生の日から１か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 市町長の要請に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
建築資材及び建築業者等の調達あっせん	建築資材については資料の巻Ⅱ（12−6）＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節　応援計画＞により措置する。
輸　送　方　法	・調達あっせんによる資材の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼する。 ・輸送が当該物資発注先において措置できないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づき措置する。

3 市町長の要請事項

○ 市町長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊） イ　住宅設置（修理）戸数 ウ　住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量	エ　住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数 オ　連絡責任者 カ　その他参考となる事項

4 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

○ 関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。

○ 災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については資料の巻Ⅱ（12−7−1）のとおり。

5 災害時要援護者への配慮

○ 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。

○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

○ 災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

○ 県及び市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第12節　医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県及び市町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	ア　災害のため助産の途を失った者 イ　現に助産を要する状態の者 ウ　災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 エ　被災者であると否とを問わない オ　本人の経済的能力の如何を問わない

医療・助産の範囲	医療	ア　診察 イ　薬剤又は治療材料の支給 ウ　処置、手術その他の治療及び施術 エ　病院又は診療所への受入れ オ　看護
	助産	ア　分べんの介助 イ　分べん前、分べん後の処置 ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実　施　期　間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。
費　用　の　限　度	医療	ア　救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の修繕費等の実費 イ　一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア　救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ　助産師による場合 当該地域における慣行料金の８割以内の額

2 市町長の要請に基づく県の実施事項

（1）救護病院等への応援班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成及び要請　資料の巻Ⅱ（14−2−3）
（2）静岡県医薬品卸業協会、静岡県医科器械協会及び社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん　資料の巻Ⅱ（14−3−1）
（3）日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・あっせん　資料の巻Ⅱ（14−2−2）
（4）公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
（5）災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請　資料の巻Ⅱ（14−2−1）

3 市町長の要請事項

市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　救護を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員） イ　必要な応援班数 ウ　救護期間	エ　応援班の派遣場所 オ　その他必要事項（災害発生の原因）

4 医療救護活動の実施

○ 県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。
○ 多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。
○ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

5 健康への配慮

○ 特に、高齢者、障害のある人等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
○ 県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

第13節　防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 県の実施事項

区　分	内　容
県の措置	ア　健康診断の実施 イ　感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施 ウ　病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示 エ　ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示 オ　病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する指示 カ　生活用水の供給の制限又は禁止の命令 キ　防疫薬品及び資機材の供給の調整
実施期間	災害の状況に応じてその都度決定する。

2 市町長の実施事項及び要請事項

区　分	内　容
実施事項	ア　病原体に汚染された場所の消毒 イ　ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ　病原体に汚染された物件の消毒等 エ　生活用水の供給 オ　浸水地域の防疫活動の実施 カ　防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ　臨時予防接種の実施 ク　保健所を設置する市は、県の実施事項のア及びイに定める措置をとる。
要請事項	ア　防疫薬剤の種類及び数量 イ　その他必要事項

第14節　清掃計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。

区　分	内　容
県の実施事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん　資料の巻Ⅱ（15−2−1） ・清掃用運搬機材のあっせん　資料の巻Ⅱ（15−2−2、15−2−3） ・死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあっせん　資料の巻Ⅱ（15−3）
市町長の要請事項	市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア　処理対象物名及び数量 イ　処理対象戸数 ウ　当該市町所在の処理場の使用可否 エ　実施期間 オ　その他必要事項

第15節　遺体の捜索及び処理埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の捜索、処理及び埋葬に支障のないよう措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の処理内容	ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ　遺体の一時保存 ウ　検案
埋葬対象者	ア　災害時の混乱の際に死亡した者 イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、厚生労働大臣の同意を得て延長できるものとする。
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20－1－2）のとおり

2 市町長の要請に基づく県の実施事項

（1）遺体の捜索及び処理に必要な要員の派遣

要員は県職員、自衛隊、消防団、青年団等の派遣及び協力依頼により行うものとし、検案については救護班を派遣するものとする。

（2）遺体処理器具、資材の調達あっせん

（3）輸送車両のあっせん

（4）大規模な遺体収容所の設置

(5) 火葬要員のあっせん

(6) 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整

3 市町長の要請事項

市町長が、遺体の捜索、処理、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　捜索、処理、火葬に必要な職員数 イ　捜索が必要な地域 ウ　火葬施設の使用可否	エ　必要な輸送車両の台数 オ　遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ　広域火葬の応援が必要な遺体数

第16節　障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者

実　施　期　間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ厚生労働大臣の同意を得て延長することができる。
費　用　の　限　度	資料の巻Ⅱ（20－1－2）のとおり

2　市町長の要請に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
障害物除去要員の動員派遣	要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
機械器具の調達あっせん	県有機械器具、市町有機械器具その他
建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）	協定等に基づく人員・資機材

3　市町長の要請事項

市町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア　除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） イ　除去に必要な人員 ウ　除去に必要な期間	エ　除去に必要な機械器具の品目別数量 オ　集積場所の有無

第17節　社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について県及び市町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1　県

区　　分	内　　容
県民への呼びかけ	知事は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は生ずるおそれがあるときは県民のとるべき措置等について呼びかけを行うものとする。
生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が二以上の市町の管轄区域に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じる。 ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ　特定物資の指定等 ・状況により特定物資の指定を行い適正な価格で売り渡すよう指導し必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。 ウ　関係機関等への協力要請 国、他の都道府県、事業者団体等に対し必要に応じ協力要請を行う。 (ｱ)　情報提供 (ｲ)　調査 (ｳ)　集中出荷 (ｴ)　その他の協力 エ　物資収容等の措置 物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求めるものとする。
国に対する緊急措置の要請	知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対し緊急措置の実施を要請する。

2　県警察

区　　分	内　　容
関係機関に対する協力	地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。
不法事態に対する措置	駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。
地域安全情報の伝達	必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。
銃砲刀剣類等に対する措置	銃砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、放射性物質、火薬類等の製造、貯蔵状況の調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。
その他の活動	ア　犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り イ　流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 ウ　その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置 エ　復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3　市町

区　　分	内　　容
住民に対する呼びかけ	市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ　特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第18節　輸送計画

○　災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
○　災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
○　緊急輸送が円滑に実施されるよう予め運送業者と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

1 実施方法

区分	項　　目	内　　容
陸上輸送	陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。	
	県有車両の活用	資料の巻Ⅱ（10−4−4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第２班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。
	陸上自衛隊の要請	＜第26節　自衛隊派遣要請計画＞による
	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。

	民間営業車両の協力要請		民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料の巻Ⅱ（10−4−5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。
海上輸送	輸送方法		海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。
		県有船舶	県有船舶は、資料の巻Ⅱ（10−6−6）のとおりである。
		海上自衛隊の艦艇	＜第26節　自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。
		海上保安庁の船艇	＜第27節　海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10−6−7）のとおりである。
		民間船舶 漁　船	ア　民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料の巻Ⅱ（10−6−8）により協力要請するものとする。
			イ　漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。
	海上輸送連絡所の設置		船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。
航空輸送	ア　航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び＜第26節　自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。		
	イ　県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料の巻Ⅱ（10−7−1）のとおりである。 なお、大規模な災害か発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料の巻Ⅱ（10−7−2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。		
	ウ　ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。		

2　災害救助法の規定による輸送の範囲

区　　分	内　　容
輸送の範囲	ア　被災者の避難 イ　医療及び助産における輸送 ウ　被災者の救出 エ　飲料水の供給 オ　救助用物資の輸送 カ　遺体の捜索 キ　遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に厚生労働大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3　市町の要請事項

○　市町長が、輸送計画について、知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第19節　交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1　道路管理者の実施事項

区　　分	内　　容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10−4−1）、資料の巻Ⅱ（10−4−2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10−6−3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回できるようあらかじめその路線を選定しておくものとする。
災害時における通行の禁止又は制限	・道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示しなければならない。
道路の応急復旧	ア　応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 イ　市町長の責務 ㈠ 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 ㈡ 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 ㈢ 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 ウ　仮設道路の設置 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ　緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。 ウ　仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

2　県知事又は県公安委員会の実施事項

区　　分	内　　容
災害時における交通の規制等	県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第１項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10−3−7）に掲げる標示を設置しなければならない。

緊急通行車両の確認	・県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 ・確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10−3−9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10−3−10）を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10−3−11）を交付する。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとすることができる。この場合、警察官は直ちに管轄警察署長に報告しなければならない。 ・警察署長は通行禁止もしくは制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに道路管理者へ通知するものとする。

3 鉄道事業者の実施事項

区　　分	内　　容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

4 空港管理者の実施事項

区　　分	内　　容
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、応急対策を実施する。
空港施設の運用休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を休止する。
応急復旧の実施	空港施設の被害状況を把握し応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。

5 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

第20節　応急教育計画

災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置する。

1 災害救助法に基づく県の実施事項

区　　分	内　　容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品

実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。）　　１か月以内 文房具及び通学用品　15日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20−1−2）のとおり

２ 市町長の要請等に基づく県の実施事項

区分	項目	内容
市町立学校及び私立学校	応急教育施設あっせん確保	県は、市町長の要請により国、県及び他の市町の公共施設の臨時的使用（借用）による教育施設をあっせんし、確保する。
	集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導	県は、通学不可能な他地域で集団移動によって応急教育を実施する必要が生じた場合、市町長の要請に基づき、児童生徒の受入施設をあっせんし、確保するとともに、衣食の給与その他応急教育方法の指導を行う。
	応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	県は、市町長が行う応急教育及び教育施設の復旧について指導を行う。
	教職員の派遣充当	県は、市町が教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成を行う必要があるときは、早急に必要な教員を派遣し、充当する。
	学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん	＜第８節　食料供給計画＞により調達し、あっせんする。
県立学校	分散又は２部授業による応急教育の実施	県立学校施設が被災し、教育の継続実施が不可能の場合、他の県有施設又は近接小中学校施設を一時借用し、分散又は２部授業等の方法により応急教育を実施する。
	他地域所在県立学校による応急教育の実施	市町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが困難又は不可能な場合は、他市町所在の県立学校で受け入れ、応急教育を実施する。

第21節　社会福祉計画

り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更生を図る。

１ 実施事項

区分		内容
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置		・り災社会福祉施設の応急復旧 ・り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん ・臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
り災低所得者に対する生活保護の適用		
り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市町）
	協力機関	県、市町、民生委員・児童委員
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

り災母子･寡婦世帯等に対する母子･寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（政令指定都市に限る。）	
	協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸 付 額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児　　童	県、市町
		18歳以上	市町
	協力機関	児　　童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、 身体障害者更生相談所
	対　　象	り災身体障害児者	
	交付等の内　容	・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市町	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
	支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額	
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第３条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町	
	協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、 社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	

第22節　県警察災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。

1 基本的任務

（1）災害関係情報の収集及び伝達 （2）被害実態の早期把握 （3）災害危険箇所の警戒 （4）負傷者等の救出救助 （5）緊急交通路の確保等交通上の措置 （6）避難誘導及び二次災害の防止措置	（7）検視及び行方不明者の捜索 （8）被災地域おける社会秩序の維持 （9）県民の安全確保と不安解消のための広報 （10）関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力 （11）その他必要な警察業務

2 災害警備本部等の設置

庁	組　　織	設　置　基　準
県本部	災害警備準備室	ア　暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ　県内において震度４又は５弱の地震が発生した場合 ウ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ　県内に津波注意報が発表された場合 オ　上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	災害警戒警備本部	ア　東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ　東海地震注意情報が発表された場合
	災害警備本部	ア　暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ　県内に震度５強以上の地震が発生した場合 ウ　県内に津波警報が発表された場合 エ　上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき オ　大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき
警察署	署災害警備準備室	ア　暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ　管内において震度４又は５弱の地震が発生した場合 ウ　県内に津波注意報が発表された場合（沿岸管轄警察署） エ　上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	署災害警戒警備本部	ア　東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ　東海地震注意情報が発表された場合
	署災害警備本部	ア　暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ　県内に震度６弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度５強以上の地震が発生した場合 ウ　県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄警察署） エ　上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき オ　大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき

第23節　消防計画

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。

区　　分	内　　容
市町消防活動体制	・市町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 ・地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	・市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ア　その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ　発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合 ウ　その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	・市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	・危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 ・消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	市町は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。
消防庁への応援要請	非常災害の場合は、＜第31節　突発的災害にかかる応急対策計画＞1⑶「各機関への要請」により、消防庁に応援要請をするものとする。

第24節　応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため知事が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定める。

1　要請の実施基準

区　　分	内　　容
要請基準	他の計画の定めるところにより市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたとき、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア　青年団及び女性団体 イ　大学及び高校の学生・生徒 ウ　県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ　赤十字奉仕団

2 実施方法

区　　分	内　　容
青年団及び女性団体に 対する応援協力要請	・要請は当該青年団にあっては団体の所属する市町単位の青年団の長、女性団体にあっては県地域女性団体連絡協議会の長に対して行うものとする。 ・青年団及び女性団体の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11－4－1、11－4－2）のとおり ・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	・要請は当該学生、生徒の所属する資料の巻Ⅱ（11－4－3）＜学生等現在員数＞に定める学校長に対して行うものとする。 ・大学及び高校の学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。 ・応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	・県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒現在員数は資料の巻Ⅱ（11－4－3）＜県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒現在員数＞のとおりである。 ・活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
他都県への応援要請	突発的災害の場合は、＜第31節　突発的災害にかかる応急対策計画＞1⑶「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。

第25節　ボランティア活動支援計画

県及び市町は、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 県の実施事項

区　　分	内　　容
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に㈶静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、㈶静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。
静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動経費の助成	県は、静岡県災害ボランティア本部及び同支援センターからの活動資金の申請を取りまとめ、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、災害ボランティア活動の経費に充当する。
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター及び各支援センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 市町の実施事項

区　　分	内　　容
市町災害ボランティア本部の設置及び運用	・市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 ・市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	市町はあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア･コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節　自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請の範囲

○　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の３要件を満たすものである。

○　具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内容	
要請要件	緊 急 性	差し迫った必要性があること
	公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水

	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

２ 災害派遣要請

区　分	内　容
要請者	知　事
要請手続	・知事は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊法第83条第１項に基づき、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対して、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。 ・突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、直接＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞に掲げる駐とん地司令等に対し要請するとともにその旨第34普通科連隊長に通報する。 ・知事は、次の事項を明らかにした要請書により要請する。 ア　災害の情況及び派遣を要請する事由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項 ・緊急に要請するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部隊名（駐とん地名等）	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内（内線）	時間外（内線）
第34普通科連隊（板妻）	第３科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550－89－1310 〈防災行政無線839－9106〉	235 236 237	301 302
第１戦車大隊（駒門）	第３係主任	部隊当直司令	御殿場 〈防災行政無線840－9106〉	481	499
富士学校（富士）	企画室総括班長又は防衛業計係長	駐屯地当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線841－9106〉	2200 2234	2302
第10特科連隊（豊川）	第３科長	〃	豊川 0533－86－3151～4	235 236 237	302
第11飛行教育団（静浜）	団司令部計画班長	基地当直幹部	大井川 054－622－1234 〈防災行政無線842－9106〉	231	225
航空自衛隊第１航空団司令部（浜松）	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053－472－1111 〈防災行政無線843－9106〉	3230 ～ 3232	3224 3225
海上自衛隊横須賀地方総監部（横須賀）	防災主任又は作戦室	オペレーション室当直幕僚	横須賀 046－822－3500 〈防災行政無線844－9106〉	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊第４航空群（厚木）	司令部作戦室	当直室当直幕僚	厚木 0467－78－8611	2245	2245
海上自衛隊第21航空群（館山）	司令部	〃	館山 0470－22－3191	221	222 223
第１師団司令部（練馬）	第３部長又は第３部防衛班長	司令部当直長	東京 03－3933－1161～8	230 238	207 228

第10師団司令部 （　守　山　）	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301
第12旅団司令部 （　相　馬　原　）	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
東京方面総監部 （　朝　霞　）	防衛部長又は 防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 （03-3924 -4499）

3 市町長の災害派遣要請の要求手続

○　市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記２のイの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

○　また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

4 自衛隊との連絡

区　分	内　容
情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と密接な情報交換を行うものとする。
連絡班の派遣	知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。
連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

5 災害派遣部隊の受入れ体制

区　分	内　容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	知事及び市町長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
作業計画及び資材等の準備	市町長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。
作業実施に必要な物資機材等	市町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市町長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
派遣部隊の受入れ	知事及び市町長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 本部事務室：派遣人員の約１割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など 宿舎：屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準 材料置場炊事場：屋外の適当な広場 駐車場：適当な広場（車一台の基準は３m×８m）

6 災害派遣部隊の撤収要請

○　知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

7 経費の負担区分

○ 自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。

8 その他

○ 市町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第27節 海上保安庁に対する支援要請計画

災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

（1）傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

（2）巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

（3）その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請

区　分	内　容
要請者	知事
要請手続	・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に対して要請するものとする。 ア　災害の情況及び支援活動を要請する理由 イ　支援活動を必要とする期間 ウ　支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項 ・緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする。（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

3 市町長の支援要請の依頼手続

○ 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記2の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

○ 緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

○ 知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第28節 県防災ヘリコプター支援計画

災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定める。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市町長の要請に基づき支援する。

（1）林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防ぎょが困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき

⑵ 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 市町長からの支援要請手続

○　支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第29節　電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 電力会社の地域分担

電力会社	分　担　地　域
東京電力㈱	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
中部電力㈱	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部

2 応急措置の実施

○　応急措置の実施は電力会社の定める＜東京電力㈱　防災業務計画＞及び＜中部電力㈱　防災業務計画＞により実施する。

3 県との連絡協議

○　被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては市町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第30節　ガス災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、県民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区　分	内　容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 ・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区　　分	内　　容
保護保安対策	・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう県民の協力を要請する。 ・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	・災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 ・災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
応急復旧対策	・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 ・都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。 ・都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

3 県、市町等との連絡協議

○　ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

○　ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

第31節　突発的災害に係る応急対策計画

突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 県の体制

○　県は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。

○　事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出･救助等の応急対策を実施する。

（1）突発的災害応急体制

区　　分	内　　容
設置基準	ア　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき イ　その他知事が指令したとき
組　　織	危機管理部、健康福祉部管理局、必要な所属、事故現場を管轄する地域危機管理局及び必要な出先機関で構成する。
任　　務	・応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 ・災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ・必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
消防本部の県、国への報告	消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式１～４により、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア　発生日時、場所 イ　被害の状況 ウ　応急対策の状況 エ　自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 （派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）
医療救護活動の実施	・多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

（県危機管理部）

区　分	ＮＴＴ　有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電　話	054-221-2072	地上系　5-700-6030 衛星系　8-700-6030
ＦＡＸ	054-221-3252	地上系　5-700-6250 衛星系　8-700-6250

（消防庁応急対策室）

区　　分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	ＮＴＴ有線
平　日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8－90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8－90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8－90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8－90-49036	03-5253-7553

（2）災害対策本部の設置

区　　分		内　　容
設　　置		・知事は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて知事（本部長）が決定する。
組　　織	本部	本部長（知事）、副本部長（副知事及び警察本部長）、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員
	方面本部（事案発生現場の管轄方面本部）	方面本部長（地域危機管理局長）、副方面本部長（地域危機管理局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者）、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員
設置の連絡		・災害対策本部を設置したときは、表１に掲げる機関に連絡する。 ・必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 ・市町、消防機関、地域危機管理局には防災無線ＦＡＸで一斉伝達する。
現地災害対策本部		災害の状況により、災害地を主な管轄とする方面本部に、副本部長、本部員又は方面本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。

（3）災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区　　分		内　　容
情報の収集、伝達等		・方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 ・本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
各機関への要請	自衛隊	・自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。 ・人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは＜第26節　自衛隊派遣計画＞による。
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは＜第27節　海上保安庁に対する支援要請計画＞による。
	消防庁、他都県	被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表２に掲げる消防庁、中部圏９県と名古屋市(「災害応援に関する協定書」)、関東知事会の構成都県(「震災時等の相互応援に関する協定」)等に応援要請をするものとする。
	緊急医療活動	ア　日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、健康福祉部医療健康局を通じて要請する。 イ　県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、(社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	知事は、市町長からの要請又は県内の災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）」第４４条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。
	広域緊急援助隊等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和２２年法律第１６２号）」第６０条に基づく援助要求を行う。
２次災害防止のための措置		事故の態様により、２次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとる。
国との連携		ア　中央防災無線（緊急連絡用回線）による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線（緊急連絡用回線）を用いて連絡する。 イ　非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

（中央防災無線（緊急連絡用回線））

区　　分	中央防災無線番号
内閣総理大臣（秘書）	５－８０９０－２１０１
非常災害対策本部	５－８０９０－２５３１

（4）災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式１～４

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。ＦＡＸ又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式　（火災）

第　　報

報告日時	平成　年　月　日　時　分
都道府県	静岡県
市町村（消防本部名）	
報告者	

消防庁受信者氏名

※　爆発を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者　（性別・年齢）　人 負傷重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損程度　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名 ＿＿＿＿＿＿

報告日時	平成　年　月　日　時　分
都道府県	静岡県
市町村（消防本部名）	
報告者	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏洩　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 月　日　時　分	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時	月　日　時　分
		（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象情報	
物質の区分	1　危険物　2　指定可燃物　3　高圧ガス　4　可燃性ガス 5　毒劇物　6　RI等　　7　その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）	負傷者等　人 重症　人 中等症　人 軽症　人	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台	
		消防団	台 人	
		海上保安庁	台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第3号様式　(救急・救助事故等)

第　　報

報告日時	平成　年　月　日　時　分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者	

消防庁受信者氏名 _____

火災種別	1 救急事故　2 救助事故　3 武力攻撃災害　4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢) 計　人 不明　人	負傷者等　人 重症　人(　人) 中等症　人(　人) 軽症　人(　人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	人
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)　負傷者欄の(　　)書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨　(「未確認」等)　記入して報告すれば足りること。)

第4号様式　（その1）

（災害概況即報）

報告日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
都道府県	静岡県
市町村 （消防本部名）	
報告者	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　　日　　時　　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　　人	住　家	全壊　　棟	一部破損　　棟
		負傷者	人	計　　人		半壊　　棟	床上浸水　　棟
応急対策の状況	災害対策本部の設　置　状　況		（都道府県）		（市町村）		

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨　（「未確認」等）　記入して報告すれば足りること。）

第4号様式　（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋設	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋設	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			崖くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
			その他		箇所	
		り災世帯数			世帯	
		り災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部損壊	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害	災等害の対設策置本状部況	都道府県	
公共文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況

119番通報件数

・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請

・災害ボランティアの活動状況

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

表1

機関名	NTT	防災無線
消防庁応急対策室	03-5253-7527	(8-90-49013)
県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110	
県警察本部地域課　航空隊	054-622-6251	
静岡地方気象台　防災業務課	054-286-3521	836-9106
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	839-9106
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	843-9106
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	844-9106
清水海上保安部　警備救難課	054-353-0118	835-9106
下田海上保安部　警備救難課	0558-25-0118	834-9106
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	838-9106
㈳静岡県医師会	054-246-6151	
西日本電信電話㈱静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力㈱沼津支店	055-951-3300	
中部電力㈱静岡支店	054-273-9012	
静岡瓦斯㈱環境安全推進室	054-284-7984	
㈳静岡県エルピーガス協会	054-255-2451	
東海旅客鉄道㈱静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114	
中日本高速道路㈱静岡管理事務所	054-286-5181	
静岡県道路公社	054-254-3407	
日本通運㈱静岡支店	054-254-3344	
㈳静岡県トラック協会	054-283-1910	
NHK静岡放送局総務部	054-254-4171	
静岡放送(株)報道部	054-284-8950	
㈱テレビ静岡報道部	054-261-6115	
㈱静岡朝日テレビ報道制作部	054-251-3301	
㈱静岡第一テレビ報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送㈱編成制作部	053-457-1153	

表2

機関名	NTT	防災無線	
		地上系	衛星系
消防庁応急対策室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
富山県防災・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
石川県危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020--231-5208
岐阜県防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
愛知県災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250
三重県防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820
名古屋市消防局防災部	052-972-3522		
東京都防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051
茨城県消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882
栃木県消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
群馬県危機管理室	027-226-2244	8-10-353	8-010-300-2244
埼玉県消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184
千葉県消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296
神奈川県災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456
山梨県消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208

第４章　復旧・復興対策

第１節　　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

１　公共土木施設災害復旧計画

（１）河川公共土木施設災害復旧事業計画
（２）海岸公共土木施設災害復旧事業計画
（３）砂防設備災害復旧事業計画
（４）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
（５）道路公共土木施設災害復旧事業計画
（６）港湾公共土木施設災害復旧事業計画
（７）漁港公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　工業用水道災害復旧事業計画

６　専用水道災害復旧事業計画

７　公共用地災害復旧事業計画

８　住宅災害復旧事業計画

９　社会福祉施設災害復旧事業計画

10　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

11　学校教育施設災害復旧事業計画

12　社会教育施設災害復旧事業計画

13　被災中小企業復興計画

14　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

基本方針	県は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

実施主体	内　　容
県	（1）　県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。 （2）　知事は、被災概要を内閣府に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。 （3）　関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害法」に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。 ⑷　激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに「激甚災害法」及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。
市　　町	⑴　市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 （2）　市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第３節　被災者の生活再建支援

１　災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内　　容	
県	災害弔慰金等の支給状況の把握	市町からの被災状況報告を踏まえ、災害弔慰金と災害障害見舞金の国、県負担分を市町に補助する。
市　　町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

２　被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

実施主体	内　　容	
県	被災状況の把握	ア　被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。 イ　調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	被災者（自立）生活再建支援金の支給	・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。

	義援金の募集等：ア　県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ　統一的に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。
	租税の減免等：地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	国への要望：国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
市　　町	被災状況の把握：「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア　死亡者数 イ　負傷者数 ウ　全壊・半壊住宅数　等
	り災証明の発行：ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ　り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
	災害援護資金の貸付：「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等：被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等：ア　市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
	租税の減免等：地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。
義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の配分：統一的な義援金の配分基準を設け、１次・２次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表：義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3　災害時要援護者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる災害時要援護者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内　　容
県	被災状況の把握：ア　災害時要援護者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ　調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

	一時入所の実施及び調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。
	福祉サービスの拡充	ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。 イ　民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。 ウ　市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。
	民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
	メンタルヘルスケアの実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
	市町が実施する応急住宅入居者等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。
市　町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア　災害時要援護者の被災状況及び生活実態 イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要援護者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第４節　風評被害の影響の軽減

１　正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２　必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

３　被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

４　関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

静岡県地域防災計画

地震対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

地震対策の巻の沿革

１　昭和54年（東海地震対策編　初　版）

県防災会議　　昭和５５年　１月２２日　　公表
内閣総理大臣承認　　昭和５５年　６月２４日
１）４編で構成し、地震防災強化計画の範囲に止める。
２）第３編の施設整備事業については、国の財政処理並びに追加事業の決定をまって確定することとした。

２　昭和55年

県防災会議　　昭和５５年１２月１５日
内閣総理大臣承認　　昭和５６年　７月　９日
１）第５編『災害応急対策』の追加
平常時から警戒宣言発令を経て発災後に至るまでの一貫した対策を定める。

３　昭和56年

県防災会議　　昭和５６年　６月２３日
内閣総理大臣承認　　昭和５７年　１月１３日
１）第３編『地震防災施設緊急整備計画』の修正
財特法の成立に伴う第１次計画の内閣総理大臣の承認を受け修正
事業費　　１，９００億５，９００万円

４　昭和57年

県防災会議　　昭和５７年　５月２１日
内閣総理大臣承認　　昭和５８年　５月１４日
１）第３編『地震防災施設緊急整備計画』の修正
第２次事業計画の内閣総理大臣承認を受け修正
第２次計画事業費　　５２６億　　６００万円
第１次、第２次計画総事業費　　２，４２６億６，５００万円
２）第１編第１章「計画の主旨」の修正
第５編は、東海地震以外の地震が発生した場合の災害応急対策にも適用する旨を追加修正
３）第４編第１章　第５編第１章　本部及び支部体制の修正
ア　本部構成員に衛生部長、自衛隊幹部を追加
イ　本部室を廃止し総合司令室を設置。同室に総務、管理、対策、情報、広報の５班を置く
ウ　支部の支部室を廃止し総括班を設置

５　昭和58年

県防災会議　　昭和５８年　６月２０日
内閣総理大臣承認　　昭和５９年　５月２４日
１）第４編第９章　４９－１　県境における交通規制の修正
２）第４編第12章　６　　市中金融の営業処理の修正
３）第５編第１章　５１－２　「津波に対する自衛処置」を追加
４）静岡エフエム放送㈱の指定地方公共機関指定

６　昭和59年

県防災会議　　昭和５９年　６月　６日
内閣総理大臣承認　　昭和５９年１１月　２日
１）第２編第２章　２２－２　自主防災活動（防災委員制度、自主防災地図）の追加、修正
２）第２編第４章　２４－６　「津波対策避難ビルの確保」を追加
２４－７　「救援、救護」の為の番号、地名、物資等の標示を追加
３）第４編第１章　４１－３　東海郵政局郵便業務の修正
第12章　７　　国鉄列車運転規制駅の修正
４）第５編第９章　５９－１　由比地区における緊急輸送路の確保を追加

7　昭和60年

県防災会議　　昭和６０年　６月　６日
内閣総理大臣承認　　昭和６０年　９月　４日
１）第２編第４章　２４－６　「突発地震時の津波対策」を追加
２）第４編第12章　７　　国鉄列車運転規制駅の追加
３）第５編第１章　５１－２　「津波に対する自衛措置」を修正追加

8　昭和61年

県防災会議　　昭和６１年　５月２０日
内閣総理大臣承認　　昭和６１年１２月１８日
１）第２編第２章　２２－２　「自主防災組織の台帳」の追加
２）第２編第３章　２３－２　「地域防災訓練」を追加
３）第２編第４章　２４－８　「情報システムの整備」を追加
４）第４編第12章　４　　公衆電話における優先電話の追加
５）第４編第12章　６　　郵便局の郵便貯金業務措置の追加

9　昭和62年

県防災会議　　昭和６２年　５月１３日
内閣総理大臣承認　　（軽微な修正）
１）第２編第４章　２４－７　緊急物資の一部備蓄の追加
２）第５編第10章　５１０－６　ごみ処理対策の明確化
３）第４編第９章　４９－２　伊豆半島東海岸の漁船対策の修正
４）第５編第５章　５５－１　応援要員の受入れ体制の追加
５）国鉄の分割民営化に伴う修正

10　昭和63年

県防災会議　　昭和６３年　５月２０日
内閣総理大臣承認　　平成　元年　７月　４日
１）第２編第２章　２２－２　自主防災組織の地域内の他組織との連携
２）第２編第２章　２２－４　研修会の名称、実施機関、対象者、目的の明確化
３）第２編第２章　２２－４　自主防災組織活動推進委員会の新設
４）第２編第４章　２４－６　避難に関する用語を特定し、事前の指定について明確化
　　山・崖崩れ危険地域の計画化

11　平成元年

県防災会議　　平成　元年　５月１８日
内閣総理大臣承認　　平成　２年　５月１７日
１）第２編第１章　２１－１　静岡県地震防災センターによる啓発
２）第２編第２章　２２－４　コミュニティ防災センターの活用
３）第２編第４章　２４－３　都市防災不燃化促進対策
４）第２編第４章　２４－４　地盤災害の予防対策
　　山・崖崩れ防止対策の推進
　　軟弱地盤対策の推進
　　液状化対策の推進

12　平成２年

県防災会議　　平成　２年　５月２５日
内閣総理大臣承認　　平成　３年　２月２０日
１）第２編第１章　２１－２　市町村長による地区担当職員の教育
２）第２編第４章　２４－２　建築物を新築する際の県及び市町村による建築主等への「耐震構造設計指針」の指導
３）第４編第４章　　地域における自主防災組織の果たすべき役割について具体化、明確化
４）第５編第６章　５６－４　被災建築物等に対する安全対策

13　平成3年

県防災会議　　平成　3年　5月24日
内閣総理大臣承認　　平成　4年　1月16日
1）第2編第1章　21－1　「地震防災強化月間」の制定
2）第3編　　地震防災施設緊急整備計画の修正

14　平成4年

県防災会議　　平成　4年　6月15日
内閣総理大臣承認　　平成　4年　8月26日
1）第2編第2章　22－2　「避難生活計画書」の作成
2）第4編第7章　47－2　「避難地の設置及び避難生活」の修正
3）第5編第7章　57－2　「避難所の設置及び避難生活」の修正

15　平成5年

県防災会議　　平成　5年　6月21日
内閣総理大臣承認　　平成　5年11月15日
1）第1編第2章　12－1　「概説」
　　12－2　「対策の目標値として設定した危険度の概要」の修正
2）第2編第4章　24－2　「コンピュータの安全対策」の追加
3）第4編第11章　　「コンピュータ」の追加
4）第5編第13章　513－4　「コンピュータ」の追加

16　平成6年

県防災会議　　平成　6年　6月29日
内閣総理大臣承認　　平成　6年　8月18日
1）第2編第1章　21－1　「津波対策推進旬間」の制定
2）第2編第4章　24－6　避難対象として、「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合」を追加
3）第4編第9章　49－1　緊急輸送車両の事前届出制の新設
4）第5編第9章　59－1　緊急輸送車両の事前届出制の新設

17　平成7年

県防災会議　　平成　7年　6月15日
内閣総理大臣承認　　平成　7年　8月28日
1）第5編　第2章　52－4　情報伝達手段の多様化のため、アマチュア無線等を追加修正
2）第2編　第2章　22－1　自主救出活動のため、自主防への救出資機材の配備、自主防･事業
　　22－3　所等への自主救出活動啓発、救出技術の指導及び海上保安部の業務
　　第4章　計画作成の主旨　の明示等の追加
　　24－8
　　第5編　第6章　56－3
3）第2編　第4章　24－9　公共土木施設の応急復旧資材の備蓄の項の追加
　　第1編　第3章　13－3　緊急輸送活動への協力のために、トラック協会の役割の記載を追加
　　第4編　第1章　41－3
　　第5編　第1章　51－3
4）第4編　第7章　47－2　避難所として公的宿泊施設、民間宿泊施設等の確保及び避難所の運営に関して
　　第5編　第7章　57－2　学校等の施設管理者の協力の項を追加
5）第2編　第4章　24－7　突発地震へ対応するために、被災住民等への食料の備蓄の項を追加
　　第4編　第10章　410－1
　　第5編　第10章　510－1
6）第2編　第1章　21－1　ボランティアに対して必要な情報や活動場所の紹介のために、ボランティア
　　第5編　第1章　51－1　団体等の組織化、防災思想の啓発、受入等の項を追加
　　51－2
　　第5章　55－1
7）第2編　第4章　24－3　被災建築物から住民の安全を確保するために、応急危険度判定士の認定及び
　　第5編　第6章　56－4　危険度判定の明確化の項を追加

８）第５編　第10章　５１０－９　被災者の応急的な住宅として、公営住宅の一時入居の項の追加
９）第２編　第４章　２４－２　建築物等の耐震対策の指導及び根拠基準の明確化
10）第３編　　地震防災施設緊急整備計画の修正

18　平成８年（東海地震対策編を地震対策編に変更）

県防災会議　　平成　８年　６月２５日
内閣総理大臣承認　　平成　９年　１月２４日

１）第１編　「東海地震対策編」を「地震対策編」へ変更
　神奈川県西部の地震やその他の地震による災害への対策も含めた計画とすることを明確化
２）第３編　「地震防災特別措置法」の施行に伴い、同法に基づく『地震防災緊急事業』を追加
３）第５編　第２章　５２－１　「災害対策基本法」の改正に伴い、国の現地本部との連携、市町村から国への
　　５２－５　報告、知事による避難の勧告及び自衛官による警戒区域の設定の措置等、区域
　　第７章　５７－１　設定による交通規制及び警察官等による障害物の除去命令等の追加
　　第９章　５９－１
４）第４編　第６章　　「自衛隊法施行令」の改正に伴い、自衛隊の支援の措置の修正
　第５編　第５章　５５－２
５）第４編　第１章　４１－１　災害対策本部等に、支部の業務の支援に当たる支援班を設置の追加
　第５編　第１章　５１－１　及び警戒本部の動員体制の変更に伴い、警戒宣言等の伝達方法の修正
　第４編　第２章　４２－１
６）第５編　第２章　５２－３　情報収集の整備について項目の追加修正
７）第２編　第４章　２４－９　突発地震に備えた医療救護計画の改定による修正
　第４編　第10章　４１０－３
　第５編　第10章　５１０－４
８）第５編　第５章　５５－１　消防の広域応援の要請の追加及び消防活動の基本方針の修正
　　第６章　５６－１
９）第４編　第11章　　災害時の被害情報の報告及び応急復旧出動体制に関する協定の締結に伴う追加
　第５編　第２章　５２－３
10）第２編　第４章　２４－１３　緊急輸送等を迅速に行うための車両等の整備の追加
11）第４編　第３章　４３－１　地震情報等を県独自のメディアにより実施の追加
　第５編　第３章　５３－１
12）第５編　第７章　５７－２　災害弱者を受入れ体制を整えた社会福祉施設等に収容及び状況に応じてゴルフ場施
　　設又は船舶を宿泊施設として活用することの追加
13）第２編　第４章　２４－９　緊急物資の協定の締結に伴う修正
14）第２編　第４章　２４－９　し尿、ゴミ、残骸物処理の業務の明確化
　　２４－１０
　第５編　第10章　５１０－５
　　５１０－６
　　５１０－７
15）第５編　第11章　５１０－１１　災害時のボランティアの受入れ体制の整備及び県、市町村の役割について追加
16）第５編　第６章　５６－４　学校の災害時における応急対策の追加
　　第11章　１１－２　学校生徒の応急対策への協力について実態に則した修正
17）第５編　第10章　５１０－１０　仮設住宅の建設において世帯人員や高齢者などに配慮及び入居認定にあたって
　　実態に応じた配慮の追加
18）第２編　第４章　２４－１４　文化財の耐震対策の追加
19）第２編　第３章　　防災訓練内容の具体化及び項目の整理
20）第２編　第１章　２１－１　防災思想の普及についての項目の整理修正
　　２１－２　（財）防災情報研究所の位置付けの追加
　　第２章　２２－３　事業所等の防災活動において地域との連携の追加
21）第１編　第３章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画の修正による修正（関東、中部地方建設局及び日本銀
　第５編　第５章　５１－３　行）
22）第５編　第５章　　５－３　海上保安庁の支援について追加
23）第５編　第13章　１３－３　工業用水道施設の取水等の停止基準を適正なものに修正

19　平成9年

県防災会議　　平成　9年　8月　5日
内閣総理大臣承認　　平成　9年　9月26日

1）第1編　第3章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画の修正による修正
　第5編　第1章　５１－３
2）第1編　第3章　１３－３　指定地方公共機関の追加
3）第4編　第1章　４１－１　防災監の設置
4）第4編　第8章　　静岡県警察大震災警備計画及び同実施要領の制定による修正
　第5編　第8章　５８－２
　　第9章　５９－１
5）第5編　第1章　５１－１　突発地震に備えた職員の動員について追加
6）第5編　第4章　５４－１　防災船の設置
7）第5編　第10章　５１０－１０　応急仮設住宅建設を素早く対応するための修正
8）第5編　第14章　５１４－３　ガス供給停止の基準の修正

20　平成10年

県防災会議　　平成１０年　6月２３日
内閣総理大臣承認　　平成１０年１０月１５日

1）第1編　第3章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画の修正による修正
　第5編　第3章　５１－３
2）第3編　第3章　　地震防災緊急事業五箇年計画の追加
3）第4編　第1章　４１－１　警戒宣言が発令された場合の職員の動員区分の明確化による修正
4）第4編　第2章　４２－１　情報広報実施要領の改訂による修正
5）第4編　第7章　４７－２　避難地への警察官の配置の要請
　第5編　第7章　５７－２
6）第5編　第1章　５１－１　災害が発生した場合の職員の動員区分の明確化による修正
7）第5編　第12章　５１２－２　義援金の募集及び配分並びに義援品の受入れの実施機関等の変更に伴う修正

21　平成11年

県防災会議　　平成１１年　7月２７日
内閣総理大臣承認　　平成１２年　3月１５日

1）第6編『復旧・復興対策』の追加
　災害応急対策に一定の目途が立った後に実施する復旧・復興対策について定める。
2）第6編の追加に伴い、第5編と第6編の記述内容の整合性を図った。
　第5編　第10章　５１０－７　がれき・残骸物処理
　　５１０－１０ 応急住宅の確保
　　５１０－１１ ボランティア活動への支援
　　第13章　５１３－３　公共施設等
3）防災関係機関の名称変更に伴う修正（関東森林管理局東京分局、西日本電信電話株式他２社）
4）第1編　第3章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正（東京管区気象台、東海郵政局、
　第2編　第1章　２１－４　東海電気通信監理局、西日本電信電話株式会社他２社、日本銀行）
　第4編　第1章　４１－３
　第5編　第1章　５１－３
　　第14章　５１４－４
5）第2編　第3章　２３－１　防災訓練実施後の評価等の追加
6）　　第4章　２４－３　被災宅地危険度判定士等の業務の追加
　第5編　第6章　５６－５
7）第4編　第8章　　「静岡県消費生活条例」の制定に伴う修正
8）第4編　第10章　４１０－１　「静岡県緊急物資集積場所運営要領」の作成に伴う修正
　第5編　第4章　５４－１
9）第5編　第2章　５２－５　国への迅速な第一報及び第二報以降の情報収集・伝達の追加等
10）第5編　第5章　５５－１　「静岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請の追加
11）第5編　第10章　５１０－１　他の都道府県との間で締結した災害時の応援に関する協定に基づく緊急物資
　　５１０－２　飲料水等の提供及びあっせんの要請の追加
12）第5編　第10章　５１０－３　㈳静岡県プロパンガス協会との協定内容の変更に伴う修正

13）第５編　第10章　５１０－８　「伝染病予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改正されたことに伴う修正
14）第５編　第12章　５１２－２　り災身体障害者への援護の実施機関及び協力機関の変更
15）第５編　第14章　５１４－１　医療機関、避難所等への優先的な応急給水の追加

22　平成12年

県防災会議　　平成１２年　7月２７日
内閣総理大臣承認　　平成１２年１２月２７日
１）地震防災基本計画の改正（平成11年7月）に伴う修正
第２編　第１章　２１－１　東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び判定会招集連絡報の位置づけ
第３章　２３－１　（平常時の防災思想の普及、防災訓練）
第１章　２１－１　防災上重要な施設管理者に対する教育の追加
第４編　第１章　４１－１　地震災害警戒本部の設置が勤務時間外となった場合の県職員の参集場所を一部見直したことによる修正
第１章　４１－１　緊急消防援助隊の受け入れの準備の追加
４１－２　救助資機材の確保準備の追加
第４章　４４－４　山間地の避難対象地区における車両を活用した避難の追加
第７章　４７－１
２）防災関係機関の名称変更に伴う修正（静岡労働局、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）
３）第１編　第３章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正（東京管区気象台、東海郵政局、
第２編　第１章　２１－４　関東地方建設局・中部地方建設局、東海旅客鉄道株式会社外２社、日本銀行、
第４編　第１章　４１－３　土地改良区）
第５編　第１章　５１－３
第14章　５１４－４
第６編　第１章　６１－４
４）第２編　第４章　２４－７　災害弱者に配慮した応急対策等の実施の追加
第５編　第５章　５７－１
５７－２
５）第５編　第８章　５８－３　地方分権一括法に基づく権限移譲に伴う修正（指定物資の立入検査、災害救助法
第10章　５１０－１０ に基づく機関委任事務の廃止）
６）第２編　第１章　２１－１　「学校の地震防災対策マニュアル(ダイジェスト版)」の作成、防災モデル校の設置
第５編　第６章　５６－４
７）第２編　第１章　２１－１　県立大学で養成した専門的知識を持つ人材（防災士）の活用の追加
８）第５編　第10章　５１０－１０ トリアージタッグを活用した効率的な医療活動の実施の追加
９）第５編　第12章　５１２－２　県単独の被災者生活再建支援制度の創設
第６編　第８章　６８－３

23　平成13年

県防災会議　　平成１３年　5月３０日
内閣総理大臣承認　　平成１４年　3月２６日
１）第１編　第２章　第３次地震被害想定結果の公表に伴い内容を全面的に修正
２）第１編　第３章　１３－３　防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正
第４編　第１章　４１－３　指定行政機関（財務省東海財務局、経済産業省中部経済産業局、国土交通省東京
第５編　第１章　５１－３　航空局東京空港事務所）
第６編　第１章　６１－４　指定公共機関（水資源開発公団、ケイディディアイ株式会社）
３）第２編　第２章　２２－５　自主防災組織と消防団との連携を追加
４）第３編　第２章　地震対策緊急整備事業計画の承認（平成12年3月30日付け）に伴う修正
５）第４編　第12章　６　市中金融の内容を地震防災基本計画の改正に合せる修正
６）第５編　第２章　５２－５　火災・災害等即報要領の一部改正に伴う修正
７）第５編　第５章　５５－２　陸・海・空各自衛隊の連絡窓口を追加する修正
８）第５編　第10章　５１０－１１「災害時のボランティア受入れの手引き」の文言に内容を統一する修正
９）第５編　第13章　５１３－３　被害情報の収集に地域住民からの情報連絡を追加する修正
10）第５編　第14章　５１４－８　道路管理者が、他の道路管理者その他の関係機関と連携を図ることを追加する修正

24　平成14年

県防災会議　　平成１４年　6月１９日
内閣総理大臣承認　　平成１５年　5月１３日

１）防災関係機関の組織改編に伴う修正（名古屋食糧事務所静岡事務所）
２）第２編　第１章　２１－１　静岡県防災教育基本方針の策定に伴う修正
　　第５編　第６章　５６－４
３）第２編　第２章　２２－４　自主防災組織活動推進委員会の廃止及び自主防災活動推進委員会設置に伴う修正
４）全国共通の用語（災害拠点病院）に統一するための修正
５）第３編　第３章　　第２次地震防災緊急事業五箇年計画が内閣総理大臣の承認を受けたことに伴う修正
６）第４編　第１章　４１－３　地震防災応急対策の内容を明確にするための修正（中部運輸局）
７）金融監督に関する事務ガイドラインの改正に伴う修正（東海財務局）
８）環境、ダイオキシン類対策に対応するための修正
９）第５編　第14章　　社内規定の内容に合わせた修正（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）

25　平成15年（１）

県防災会議　　平成１５年　7月２２日
内閣総理大臣承認　　平成１６年　1月２３日

１）防災関係機関の組織改変に伴う修正（日本郵政公社東海支社）
２）第２編　第１章　２１－１　静岡県地震防災センターが県直営となったことに伴う修正
３）第２編　第１章　２１－１　静岡県災害ボランティア活動ファンドの記述の追加
　　第５編　第10章　５１０－１１　同
４）第２編　第２章　２２－４　地域防災指導員制度に関する記述の追加
５）第５編　第10章　５１０－４　静岡県医療救護計画の改正に伴う修正
６）第５編　第10章　５１０－９　遺体の捜索及び処理活動に関する記述の修正

26　平成15年（2）

県防災会議　　平成１６年　2月　6日
内閣総理大臣承認　　平成１６年　3月３０日

１）第４編『地震防災応急対策』の修正
　地震防災基本計画の修正（平成１５年7月）に伴い、東海地震注意情報が発表された場合の対応を追加
　第４編　前文　東海地震注意情報の位置付け、対策検討にあたっての考え方を追加
　　第１章　県、市町村等の注意情報発表時の対応を追加
　　第４章　自主防災組織の注意情報発表時の対応を追加
　　第７章　注意情報発表時における避難対象地区の災害時要援護者等の避難を追加
　　第10章　注意情報発表時における地域への救援活動の措置を追加
　　第11章　注意情報発表時における県有施設設備の防災措置を追加
　　第12章　第12章　防災関係機関等の注意情報発表時における措置を追加
　　第13章　第13章　新たに「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の章を設け、警戒宣言発令時及び注意情報発表時における民間事業所の対策を追加
　　第14章　第14章　各施設の注意情報発表時における対応を追加
２）第５編　第１章　地震が発生し、気象庁が東海地震と判定した場合に県災害対策本部を自動設置する修正

27　平成16年

県防災会議　　平成１６年　7月　1日
内閣総理大臣承認　　平成１６年　9月３０日

１）東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴い、記述を整理
　第１編　第１章　東南海・南海地震の位置付けを追加
　　第３章　県及び関係市町の東南海・南海地震防災対策計画の作成指導・受理を追加
　第５編　第７章　津波対策に関する事項を整理
　　第13章　発災時の水門、工事中施設等の措置を追加
　　第15章　地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画を作成すべき事業所が発災時に講ずる災害応急対策の概要を追加
２）第２編　第４章　災害時要援護者に対する迅速的確な支援のための体制整備について追加
３）第４編　第12章　警戒宣言発令時のＮＴＴドコモのｉモード災害用伝言板サービスについて追加
　第５編　第１章　発災時のＮＴＴドコモのｉモード災害用伝言板サービスについて追加
４）第４編　第12章　警戒宣言発令時、ＪＲ在来線は吉原及び舞阪でも列車を停止させないこととする修正
５）第５編　第11章　学校の地震防災対策マニュアルに基づき記述を整理・修正

２８　平成１７年

県防災会議　　平成１７年　６月　６日
内閣総理大臣承認　　平成１７年　７月２７日
１）静岡県の組織改正に伴う修正
２）東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正
３）厚生局と独立行政法人国立病院機構の組織改正に伴う修正
４）経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正
５）第２編　第４章　公共建築物の耐震性能の公表について追加
　　清掃活動についてマニュアルの改定に伴う修正
　　がれき・残骸物の処理についてマニュアルの改定に伴う修正
６）第５編　第７章　中部運輸局の組織改正に伴う修正
７）第５編　第10章　がれき・残骸物処理に係るマニュアルの改定に伴う修正

２９　平成１８年

県防災会議　　平成１８年　６月１６日
内閣総理大臣承認　　平成１８年　９月２２日
１）第２編　第 ２章　各事業所における災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を追加
２）　　第 ４章　地震防災戦略を踏まえ、地域目標として「地震対策アクションプログラム２００６」を策定し、地震対策を進めることを追加
　　津波危険予想地域に対する注意報・警報、避難勧告・指示、避難方法等の周知を追加
　　避難所での災害時要援護者等への配慮、応急仮設住宅の確保等の避難者対策を追加
３）第３編　第 ２章　地震対策緊急整備事業計画の承認（平成18年3月30日付け）に伴う修正
４）第４編　第12章　東海旅客鉄道㈱の防災業務計画の修正を踏まえた修正
５）第５編　第 ６章　被災建築物と被災宅地を区分し、応急危険度判定に係る具体的な行動を追加
６）　　第 ７章　災害時要援護者を避難させるための福祉避難所、２次的避難所の確保を追加
７）参考資料18　　東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の修正（突発時の体制を追加）

３０　平成１９年

県防災会議　　平成１９年　６月　８日
内閣総理大臣承認　　平成１９年１２月　６日
１）静岡県の組織改正等に伴う修正
２）第３編　第 ３章　第３次地震防災緊急事業五箇年計画の策定に伴う修正
３）第５編　第10章　静岡県広域火葬計画の策定に伴う修正
４）参考資料１９　　静岡県地震対策アクションプログラム２００６（追加）

３１　平成２０年

県防災会議　　平成２０年　６月１７日
内閣総理大臣承認　　平成２０年１１月１３日
１）第１編　第 １章　日本郵政公社民営化に伴う修正
２）　　第 ３章　震度観測網の維持・整備を追加
３）第２編　第 １章　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置を追加
４）　　第 ２章　企業防災の促進のための条件整備（県の事業所へのBCP作成支援）を追加
５）第５編　第 １章　地震発災時の必要に応じた土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げについて追加

３２　平成２１年

県防災会議　　平成２１年　８月２６日
内閣総理大臣承認　　平成２２年　１月　５日
１）静岡県の組織改正等に伴う修正
２）富士山静岡空港の開港に伴う修正
３）第１編　第 ３章　防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正（国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、東京管区気象台（静岡地方気象台）、第三管区海上保安本部）
４）　　第 ３章　自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱を追加
５）第２編　第 ２章　地域防災指導員の育成及び能力向上を図る方法の変更に伴う修正
６）第３編　第 ２章　地震対策緊急整備事業計画の変更承認（平成２１年３月６日付け）に伴う修正
７）　　第 ３章　第３次地震防災緊急事業五箇年計画の変更承認（平成２１年３月６日付け）に伴う修正

３３　平成２２年

県防災会議　　平成２２年　６月２９日
内閣総理大臣承認　　平成２２年１１月１０日
１）県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正
２）第３編　第 ３章　第３次地震防災緊急事業五箇年計画の変更承認（平成22年３月31日付け）に伴う修正
３）第４編　第 １章　防災関係機関の活動に自衛隊の活動を追加

３４　平成２３年

県防災会議　　平成２３年　６月１７日
内閣総理大臣承認　　平成２３年１１月　８日
１）‘ふじのくに’危機管理計画の策定に伴う修正
２）地震対策緊急整備事業計画及び第３次地震防災緊急事業五箇年計画の変更
（平成23年3月31日内閣総理大臣承認）に伴う修正
３）「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正

３５　平成２４年

県防災会議書面決議　　平成２４年　６月２９日
※台風第４号の接近により県防災会議（6月19日予定）は中止
内閣総理大臣修正報告　平成２４年　７月１１日
１）防災基本計画の修正に伴う修正
２）地震対策緊急整備事業計画の変更及び第４次地震防災緊急事業五箇年計画の承認
（平成24年3月31日内閣総理大臣承認）に伴う修正
３）新東名高速道路開通に伴う修正

目 次

総　　則	頁
第1章　総則	1
第１節　計画の主旨	1
第2節　過去の顕著な災害	2
第3節　予想される災害	8
１　危険度の試算	8
２　東海地震の危険度の試算	8
３　神奈川県西部の地震の危険度の試算	11
４　東南海・南海地震の危険度の推定	13
第4節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
１　県	14
２　市町	14
３　防災関係機関	15

発　　災　　前	頁
第2章　平常時対策	21
第1節　防災思想の普及	21
第2節　自主防災活動	21
第3節　地震防災訓練の実施	21
１　県	21
２　市町	22
３　防災関係機関	23
第4節　地震災害予防対策の推進	24
１　緊急消防援助隊の受援体制	24
２　火災の予防対策	24
３　建築物等の耐震対策	25
４　被災建築物等に対する安全対策	26
５　都市防災不燃化促進対策	26
６　地盤災害の予防対策	26
７　落下倒壊危険物対策	26
８　危険予想地域における災害の予防	27
９　被災者の救出活動対策	28
10 災害時要援護者の支援	28
11 生活の確保	28
12 緊急輸送活動の確保	30
13 災害廃棄物の処理体制の整備	30
14 公共土木施設等の応急復旧	31
15 情報システムの整備	31
16 緊急輸送用車両等の整備	31
17 文化財等の耐震対策	31
第３章　地震防災施設緊急整備計画	33
第１節　地震防災施設整備方針	33
1 防災業務施設の整備	33
2 地域の防災構造化	33
3 緊急輸送路の整備	34
4 防災上重要な建物の整備	34
5 災害防止事業	34
6 災害応急対策用施設等の整備	34
第2節　地震対策緊急整備事業計画	35
1 防災業務施設の整備	35
2 避難地・避難路の整備	35
3 緊急輸送路の整備	36
4 防災上重要な建物の整備	37
5 災害の防止事業	39
第3節　地震防災緊急事業五箇年計画	41
1 防災業務施設の整備	41
2 地域の防災構造化	42
3 緊急輸送路の整備	43
4 防災上重要な建物の整備	44
5 災害の防止事業	45
6 災害応急対策用施設等の整備	46

目 次

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
第4章　地震防災応急対策（津波対策を含む）	49
第1節 防災関係機関の活動	49
1 県	49
【東海地震注意情報発表時】	49
【警戒宣言発令時】	50
2 市町	52
【東海地震注意情報発表時】	52
【警戒宣言発令時】	53
3 防災関係機関	53
【東海地震注意情報発表時】	53
【警戒宣言発令時】	54
4 自衛隊	57
【東海地震注意情報発表時】	57
【警戒宣言発令時】	57
第2節 情報活動	58
1 県	58
2 市町	59
3 防災関係機関	59
第3節 広報活動	59
1 県	60
2 市町	60
3 防災関係機関	60
4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	61
第4節 自主防災活動	61
【東海地震注意情報発表時】	61
【警戒宣言発令時】	61
第5節 緊急輸送活動	62
1 県	62
2 市町及び防災関係機関	63
3 中部運輸局	63
第6節 自衛隊の支援	63
第7節 避難活動	64
1 避難対策	64
2 避難地の設置及び避難生活	65
第8節 社会秩序を維持する活動	66
第9節 交通の確保活動	67
1 陸上交通の確保対策	67
2 海上交通の確保対策	68
3 航空交通の確保対策	69
第10節 地域への救援活動	69
【東海地震注意情報発表時】	69
【警戒宣言発令時】	69
1 食料及び日用品の確保	69
2 飲料水等の確保	70
3 医療救護、防疫・保険衛生活動及び廃棄物処理	70
4 応急復旧資材の確保	71
5 応急仮設住宅の建設	71
第11節 県有施設設備の防災措置	72
1　無線通信施設等	72
2　公共施設等	72
【東海地震注意情報発表時】	72
【警戒宣言発令時】	73
3　コンピュータ	74
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	74
【東海地震注意情報発表時】	74
【警戒宣言発令時】	75
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	78
＜各施設・事業所に共通の事項＞	78
【東海地震注意情報発表時】	78
【警戒宣言発令時】	78
＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞	79
第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	82
【東海地震注意情報発表時】	82
【警戒宣言発令時】	82

目 次

発　　災　　後	頁
第５章　災害応急対策	83
第1節 防災関係機関の活動	83
1 県	83
2 市町	85
3 防災関係機関	86
第2節 情報活動	89
第3節 広報活動	89
第4節 緊急輸送活動	89
1 県	90
2 市町及び防災関係機関の緊急輸送	91
第5節 広域応援活動	92
1 行政機関及び民間団体の応援活動	92
2 自衛隊の支援	93
3 海上保安庁の支援	95
第6節 災害の拡大防止活動	95
1 消防活動	96
2 水防活動	97
3 人命の救出活動	97
4 被災建築物等に対する安全対策	98
第7節 避難活動	99
1 避難対策	99
2 避難所の設置及び避難生活	101
第8節 社会秩序を維持する活動	102
第9節 交通の確保対策	102
1 陸上交通の確保	102
2 海上交通の確保	104
3 航空交通の確保	104
第10節 地域への救援活動	105
1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	105
2 給水活動	106
3 燃料の確保	106
4 医療救護活動	106
5 し尿処理	108
6 廃棄物（生活系）処理	108
7 災害廃棄物処理	109
8 防疫活動	110
9 遺体の捜索及び処理	110
10 応急住宅の確保	111
11 ボアンティア活動への支援	113
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	114
1 基本方針	114
2 計画の作成	114
第12節　被災者の生活再建等への支援	115
1 基本方針	115
2 実施事項	115
第13節　県有施設及び設備等の対策	116
1 県防災行政無線	116
2 警察通信無線	116
3 公共施設等	116
4 コンピュータ	117
第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策	118
第15節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	119

目 次

復　旧・復　興　期	頁
第6章　復旧・復興対策	121
第1節 防災関係機関の活動	121
1 県	121
2 県警察	121
3 市町	122
4 防災関係機関	122
第2節 激甚災害の指定	125
第3節 震災復興計画の策定	126
1 県	126
2 市町	126
第4節 復興財源の確保	126
1 予算の編成	126
2 復興財源の確保	127
第5節 震災復興基金の設立	127
1 震災復興基金の設立	128
第6節 復旧事業の推進	128
1 復旧計画の策定	128
2 基盤施設の復旧	128
第7節 都市・農山漁村の復興	129
1 都市・農山漁村復興計画の策定	129
2 都市の復興	129
3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）	130
第8節 被災者の生活再建支援	131
1 恒久住宅対策	131
2 災害弔慰金等の支給	132
3 被災者の経済的再建支援	132
4 雇用対策	132
5 災害時要援護者の支援	132
6 生活再建支援策等の広報・PR	133
7 相談窓口の設置	133
第9節 地域経済復興支援	134
1 産業復興計画の策定	134
2 中小企業を対象とした支援	134
3 農林漁業者を対象とした支援	135
4 地域全体に影響を及ぼす支援	135

第１章　総　　則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる東海地震等の危険度の試算の概要を示す。

第１節　計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を含むものである。

<table>
<tr><th>区分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>性格</td><td>・本県の地域に係る地震対策について定める。
・県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。
・第３章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。
・「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。
・状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構成</td><td>この計画は本編と資料の巻から構成し、本編の構成は次の６章による。
<table>
<tr><td>第１章　総則</td><td>この計画の目的、性格、構成、危険度の試算など計画の基本となる事項</td></tr>
<tr><td>第２章　平常時対策</td><td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td></tr>
<tr><td>第３章　地震防災施設緊急整備計画</td><td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td></tr>
<tr><td>第４章　地震防災応急対策</td><td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策</td></tr>
<tr><td>第５章　災害応急対策</td><td>地震災害が発生した場合の対策</td></tr>
<tr><td>第６章　復旧・復興対策</td><td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第２節　過去の顕著な災害

○　本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
○　陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
○　特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
○　県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆

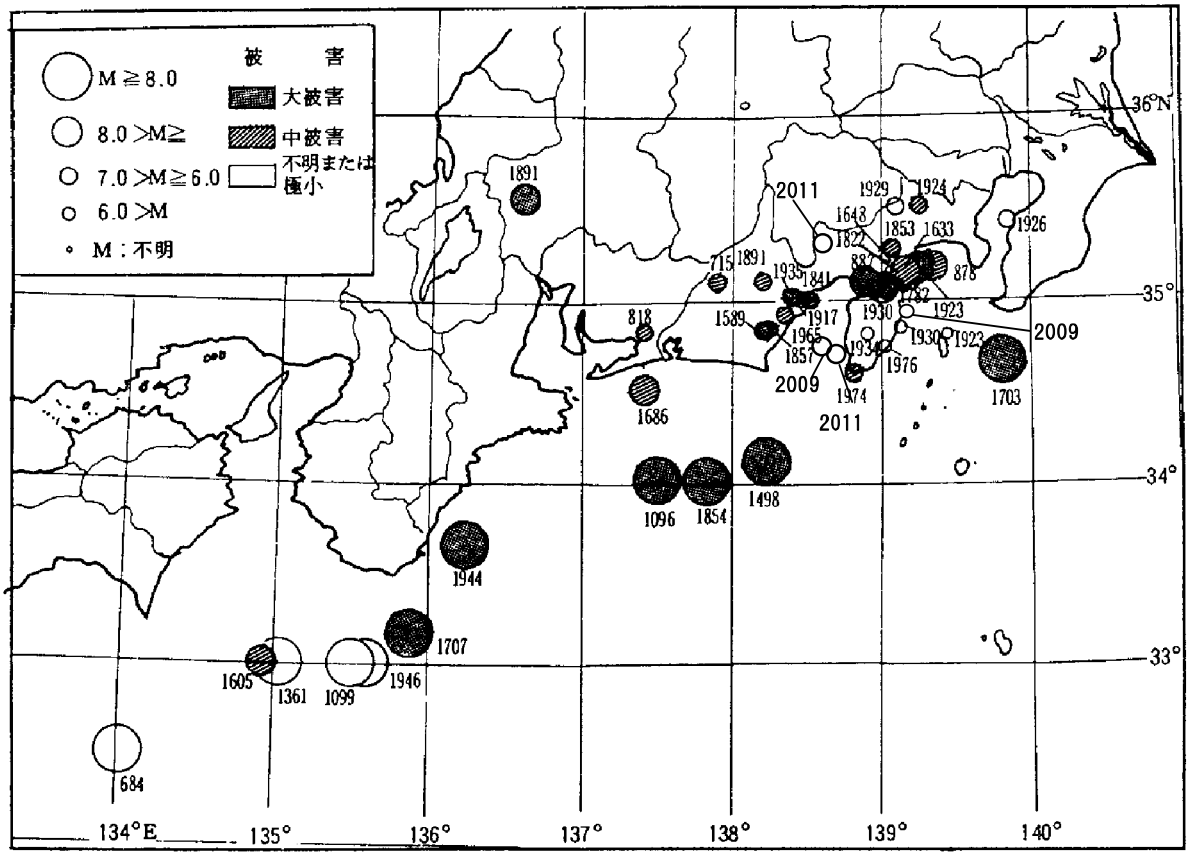

静岡県内の地震活動　　日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆　　＊津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和歴年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
3*	684.11.29 天武13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠江	6.4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715. 7. 5 和銅 8. 5.26	137.4 34.8 三河	6.7	[1] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。		
11*	818. － － 弘仁 9. 7.－	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841.－－ 承和 8.－－	138.9 35.1 伊豆	7.0	[II] VI+			伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[III] 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。	
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南海道	8.4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	 鎌倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東海道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 （志太郡）	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18～19町。寺川以下の田園水没す。
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[I] V～IV	民家多く破れ倒る。（駿・遠）		

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 （遠 江）	中 部 （駿 河）	東 部 （伊 豆）
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。（不苦という文書もあり）	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。		
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根ー三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余（宇佐美）・ 163（須玖美）、27（下田）。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊　那	6.4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武　相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿　河	6.4	[0] V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯篭いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小 田 原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害 西　部　（遠　江）	被害 中　部　（駿　河）	被害 東　部　（伊　豆）
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 Ⅶ	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1 、一 般 に 山 地 は 軽 か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿　　河	6.4	[0]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱　　海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島＋15℃、湯ヶ野＋5℃、蓮台寺一 x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	 IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕篭坂峠で土地の陥没（長さ20間巾 3尺、深さ 3尺）あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
414	1917. 5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の被害　清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2（静岡市）、傷6。	
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	 V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波（12m）、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	 V		駿東郡で傷26、建物全壊10、 半壊243。	
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
453	1929. 7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	 V		篭坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。	

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 （遠 江）	中 部 （駿 河）	東 部 （伊 豆）
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北 伊 豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天 城 山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島ー天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒（湯ヶ島・与市坂・白田・上河津）。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10％以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田　被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が５日前から70㎝上昇。震後急下降。 ８月５日までに262㎝下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東 海 沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南 海 沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ　下田2m、 須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山（がけ）くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河 津 町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 （遠 江）	中 部 （駿 河）	東 部 （伊 豆）
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	Ⅳ			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	Ⅲ			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 ～ 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	Ⅳ			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 ～ 平成元　7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	Ⅳ			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997. 3. 3 ～ 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	Ⅴ弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	Ⅴ強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	Ⅵ弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。 東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	Ⅴ弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	Ⅵ強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	Ⅴ弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第３節　予想される災害

○　本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード８クラス）のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震（マグニチュード８クラス）、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード７クラスの地震がある。
○　この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
○　津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

１　危険度の試算

○　地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定されている東海地震と神奈川県西部の地震について行った。
○　なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

２　東海地震の危険度の試算

（１）　概説

○　この試算は、御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフから西方の領域を震源域に、マグニチュード８程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
○　試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
○　これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
○　また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

（２）　対策の目標値として設定した危険度の概要

【ア 地震予知がなく、突然地震が発生した場合】

・物的被害（建物被害）　　（単位：棟）

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
地震動・液状化	大破	131,183	131,183	131,183
	中破	292,115	292,115	292,115
	一部損壊	290,670	290,670	290,670
人工造成地	大破	4,774	4,774	4,774
	中破	14,322	14,322	14,322
津波	大破	2,240	2,240	2,240
	中破	3,666	3,666	3,666
	一部損壊	7,429	7,429	7,429
	床下浸水	14,955	14,955	14,955
山・がけ崩れ	大破	3,546	3,546	3,546
	中破	8,762	8,762	8,762
延焼火災	焼失	10,665	16,551	58,402
建物被害合計	大破	150,330	155,489	192,450
	中破	306,845	305,329	294,846
	一部損壊	289,365	288,090	279,433
	床下浸水	7,884	7,865	6,945
建物棟数（平成10年１月１日現在）		1,528,349	1,528,349	1,528,349
建物り災棟数		754,424	756,773	773,673

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
建物り災率（%）		49.4%	49.5%	50.6%
建物被害棟数		303,752	308,154	339,873
建物被害率（%）		19.9%	20.2%	22.2%
建物り災世帯数（推計）		600,713	602,632	619,391

（注）・大　　破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物
・中　　破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物
・一 部 損 壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）
・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
・建 物 り 災 率：建物り災棟数÷全建物棟数
・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）
・建 物 被 害 率：建物被害棟数÷全建物棟数
・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率

・物的被害（その他の物的被害）

項目	区分	県計
ブロック塀・石塀	全箇所数	256,296
	被害箇所数	27,989
屋外落下物	全箇所数	54,336
	被害箇所数	7,577

・人的被害　　（単位：人）

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
建物倒壊	死者	4,646	2,281	2,146
	重傷者	5,790	4,446	4,186
	中等傷者	51,288	39,369	37,029
津波	死者	227	220	220
	重傷者	276	271	271
	中等傷者	663	652	652
山・がけ崩れ	死者	555	476	443
	重傷者	936	795	744
	中等傷者	2,237	1,893	1,779
火災	死者	117	121	586
	重傷者	122	130	622
	中等傷者	255	340	1,540
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	23	103	120
	重傷者	81	351	448
	中等傷者	59	503	669
屋外落下物	死者	20	86	95
	重傷者	77	241	308
	中等傷者	446	3,938	5,179
屋内器物の移動転倒	死者	176	145	143
	重傷者	11,346	10,263	9,648
	中等傷者	30,661	27,744	26,099
道路への落石崩土	死者	87	263	263
	重傷者	26	82	82
	中等傷者	42	125	125
人的被害合計	死者	5,851	3,695	4,016
	重傷者	18,654	16,579	16,309
	中等傷者	85,651	74,564	73,072
人口（平成7年10月1日現在）		3,737,360		

（注）・死　　者：発災後24時間以内に死亡すると想定される者
・重　傷　者：手術等入院治療を必要とする者
・中　等　傷　者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

【イ　警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合】

・物的被害（建物被害）　（単位：棟）

被害要因	被害区分	被害棟数
地震動・液状化	大破	131,183
	中破	292,115
	一部損壊	290,670
人工造成地	大破	4,774
	中破	14,322
津波	大破	2,240
	中破	3,666
	一部損壊	7,429
	床下浸水	14,955
山・がけ崩れ	大破	3,546
	中破	8,762
延焼火災	焼失	51
建物被害合計	大破	140,801
	中破	309,174
	一部損壊	291,890
	床下浸水	7,041
建物棟数（平成10年1月1日現在）		1,528,349
建物り災棟数		748,907
建物り災率（%）		49.0%
建物被害棟数		295,388
建物被害率（%）		19.3%
建物り災世帯数（推計）		595,732

（注）・大　　破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物
・中　　破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物
・一部損壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）
・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
・建物り災率：建物り災棟数÷全建物棟数
・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）
・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数
・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率

・物的被害（その他の物的被害）

項目	区分	県計
ブロック塀・石塀	全箇所数	256,296
	被害箇所数	27,989
屋外落下物	全箇所数	54,336
	被害箇所数	7,577

・人的被害　　（単位：人）

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
建物倒壊	死者	1,245	634	600
	重傷者	1,512	1,164	1,096
	中等傷者	13,367	10,265	9,649
津波	死者	39	39	39
	重傷者	46	45	45
	中等傷者	104	103	103
山・がけ崩れ	死者	116	104	101
	重傷者	182	158	148
	中等傷者	417	353	337
火災	死者	11	8	8
	重傷者	11	8	8
	中等傷者	4	4	4
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	1	8	9
	重傷者	4	25	31
	中等傷者	8	27	36
屋外落下物	死者	0	5	5
	重傷者	4	25	33
	中等傷者	51	128	150
屋内器物の移動転倒	死者	58	30	28
	重傷者	1,363	1,238	1,160
	中等傷者	3,683	3,325	3,133
道路への落石崩土	死者	0	0	0
	重傷者	0	0	0
	中等傷者	0	0	0
人的被害合計	死者	1,470	828	790
	重傷者	3,122	2,663	2,521
	中等傷者	17,634	14,205	13,412
人口（平成7年10月1日現在）		3,737,360		

（注）・死者：発生後24時間以内に死亡すると想定される者
・重傷者：手術等入院治療を必要とする者
・中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

3　神奈川県西部の地震の危険度の試算

（1）　概説

○　この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○　試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れに起因する建物被害の試算をしている。

（2）　危険度の概要

区分	内容
想定される地震動等	県東部地域のうち、震源に近い伊豆半島北東部から内陸部にかけて、震度6弱を超える地域が想定され、これに伴い液状化危険度の高い地域も存在する。
想定される津波	相模湾に面する熱海市、伊東市など、伊豆東海岸沿岸で高い津波が想定される。
地震動・液状化等による建物被害	想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする14市町（東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市）を対象に試算した。

・物的被害（建物被害）　（単位：棟）

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
地震動・液状化	大破	5,462	5,462	5,462
	中破	14,225	14,225	14,225
	一部損壊	16,184	16,184	16,184
人工造成地	大破	151	151	151
	中破	452	452	452
山・がけ崩れ	大破	762	762	762
	中破	1,812	1,812	1,812
延焼火災	焼失	5	15	4,162
建物被害合計	大破	6,355	6,365	10,421
	中破	16,210	16,209	15,939
	一部損壊	16,027	16,027	15,743
建物棟数（平成10年1月1日現在）		388,772	388,772	388,772
建物り災棟数		38,592	38,600	42,104
建物り災率（%）		9.9%	9.9%	10.8%
建物被害棟数		14,460	14,469	18,391
建物被害率（%）		3.7%	3.7%	4.7%
建物り災世帯数（推計）		34,504	34,513	38,061

（注）・大　　破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物
・中　　破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物
・一部損壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）
・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
・建物り災率：建物り災棟数÷全建物棟数
・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）
・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数
・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率

・物的被害（その他の物的被害）

項目	区分	県計
ブロック塀・石塀	全箇所数	62,560
	被害箇所数	4,228
屋外落下物	全箇所数	17,562
	被害箇所数	2,891

・人的被害　（単位：人）

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
建物倒壊	死者	117	73	71
	重傷者	219	167	155
	中等傷者	1,927	1,455	1,370
山・がけ崩れ	死者	96	85	80
	重傷者	159	140	131
	中等傷者	373	331	310
火災	死者	4	3	38
	重傷者	4	3	39
	中等傷者	0	2	94

被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	6	16	19
	重傷者	15	48	59
	中等傷者	7	64	85
屋外落下物	死者	6	13	14
	重傷者	13	31	39
	中等傷者	58	531	702
屋内器物の移動転倒	死者	32	30	28
	重傷者	1,884	1,685	1,587
	中等傷者	5,093	4,561	4,287
道路への落石崩土	死者	3	5	5
	重傷者	1	3	3
	中等傷者	2	3	3
人的被害合計	死者	264	225	255
	重傷者	2,295	2,077	2,013
	中等傷者	7,460	6,947	6,851
人口（平成7年10月1日現在）		1,023,272		

（注）・死者：発生後24時間以内に死亡すると想定される者
・重傷者：手術等入院治療を必要とする者
・中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

4　東南海・南海地震の危険度の推定

○　国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震に伴う本県の地震動や津波の高さは、本県の第３次地震被害想定における東海地震の想定を下回っている。したがって、東南海・南海地震による危険度は、東海地震のそれを下回るものと推定している。

（参考）

○　中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で行った東南海・南海地震の被害想定から、本県における建物被害（全壊棟数）及び死者数に係る部分を抜粋して示す。

・全壊棟数

被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時
揺れ	約34,500	約34,500	約34,500
液状化	約5,200	約5,200	約5,200
津波	約60	約60	約60
斜面災害	約1,200	約1,200	約1,200
火災	約3,100～約10,100	約3,100～約10,100	約22,600～約62,400
合計	約43,900～約51,000	約43,900～約51,000	約63,500～約103,300

・死者数

被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時
建物被害	約1,300	約700	約700
津波	－	－	－
斜面崩壊	約100	約70	約70
火災	約40～約100	約20～約60	約100～約300
合計	約1,400～約1,500	約800	約800～約1,000

※　表中「－」は、わずかであることを示す。

※　火災の被害については、風速の違いを考慮し、幅をもって示している。

第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（東海地震、東南海・南海地震、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべきものと前節に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　県

（１）地震対策計画の作成
（２）地震防災に関する組織の整備
（３）自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
（４）防災思想の普及
（５）防災訓練の実施
（６）地震防災のための施設等の緊急整備
（７）震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
（８）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
（９）東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
（10）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報･啓発
（11）避難の勧告又は指示に関する事項
（12）水防その他の応急措置
（13）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（14）東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
（15）犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
（16）緊急輸送の確保
（17）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
（18）市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
（19）その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

２　市町

（１）地震対策計画の作成
（２）地震防災に関する組織の整備
（３）自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
（４）防災思想の普及
（５）防災訓練の実施
（６）地震防災のための施設等の緊急整備
（７）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。）
（８）東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
（９）避難の勧告又は指示に関する事項
（10）消防、水防、その他の応急措置
（11）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（12）東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
（13）緊急輸送の確保
（14）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
（15）その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

3　防災関係機関

（1）　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
関東管区警察局	ア　管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ　他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ　管区内防災関係機関との連携に関すること エ　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ　警察通信の確保及び統制に関すること カ　津波警報の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ　非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害情況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ　事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア　災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること イ　自ら管理又は運営する施設・設備に関すること ウ　農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること エ　地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること オ　地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ　被災中小企業の振興に関すること エ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））

関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア　災害予防 ㈠ 所管施設の耐震性の確保 ㈡ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ㈢ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ㈣ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ　初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ　応急・復旧 ㈠ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ㈡ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ㈢ 所管施設の緊急点検の実施 ㈣ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 エ　警戒宣言発令時 ㈠ 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達 ㈡ 地震災害警戒体制の整備 ㈢ 人員・資機材等の配備・手配 ㈣ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 ㈤ 道路利用者に対する情報の提供
国土交通省中部運輸局	ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア　航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ　必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること

東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ　気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ　地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ　地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ　異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること
第三管区海上保安本部	ア　船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ　海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ　海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ　海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ　危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

（２）　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	ア　所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること イ　所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療に当たらせること ウ　ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援に当たらせること
独立行政法人水資源機構	ア　佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ　警戒体制確立等災害応急対策の実施
郵便事業株式会社 東海支社	ア　郵便事業の運営に関すること イ　施設等の被災防止に関すること ウ　利用者の避難誘導に関すること
郵便局株式会社東海支社	ア　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること イ　施設等の被災防止に関すること ウ　利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日本赤十字社静岡県支部	ア　応援救護班の派遣又は派遣準備 イ　被災者に対する救援物資の配付 ウ　血液製剤の確保及び供給のための措置 エ　赤十字飛行隊による救援又は救援準備 オ　赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
日本放送協会	ア　地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア　交通対策に関すること イ　地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ　列車の運転規制措置 ウ　旅客の避難、救護 エ　東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ　施設等の整備

西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ　警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ　復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ　復旧用資材等の整備 ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社	ア　警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ　災害予防広報
KDDI株式会社	ア　東海地震予知情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア　医療救護施設における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
都市ガス会社	ア　需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ　警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ　施設設備の耐震予防対策の実施 エ　警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ　警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ　燃料の確保に関する協力 オ　協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア　避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ　緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ　緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア　警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達 イ　列車の運転規制措置 ウ　列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ　警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援

土地改良区	ア　災害予防 　所管施設の耐震性の確保 イ　警戒宣言発令時 　関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ　応急・復旧 　(ｱ) 関係機関との連携による応急対策の実施 　(ｲ) 所管施設の緊急点検 　(ｳ) 農業用水及び非常用水の確保

（４） 自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア　災害時における人命保護のための救助 イ　災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 （浜松基地）ほか	ア　災害時における人命保護のための救助 イ　災害時における応急復旧活動

（５） 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア　地震防災訓練 イ　従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ　従業員等に対する防災教育及び広報 エ　災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ　防災組織の整備 カ　東海地震予知情報等の収集及び伝達 キ　警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク　警戒宣言発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ　地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 コ　上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 　(ｱ) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 　(ｲ) 津波警報等の収集及び伝達 　(ｳ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第２章　平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第１節　防災思想の普及

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第４節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第２節　自主防災活動

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第３節　地震防災訓練の実施

○　東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
○　県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
○　なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　県

１－１　防災訓練の内容

○　県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。
○　訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集･伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
○　訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
○　随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

区分	内容
総合防災訓練	・東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 ・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 ・この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 ア　職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ　東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による受援活動 オ　警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ　交通規制その他の社会秩序の維持

<table>
<tr><td></td><td>ク　救援物資の準備及び救援物資の輸送
ケ　消防、水防活動
コ　救援活動
サ　救出・救助
シ　医療救護
ス　避難生活
セ　道路啓開
ソ　航空偵察
タ　応急復旧</td></tr>
<tr><td>個別防災訓練</td><td>総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。
<table>
<tr><td>情報の収集伝達訓練</td><td>・東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。
・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。
・訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。</td></tr>
<tr><td>職員の動員訓練</td><td>適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。</td></tr>
<tr><td>防災業務の訓練</td><td>・各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は県地震災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。
・訓練の主なものは次のとおりである。
ア　方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練
イ　学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練
ウ　港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練
エ　工業用水道等における応急措置訓練</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

１－２　市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

（1）県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。

（2）県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

１－３　防災訓練の実施回数

総合防災訓練　　年１回以上

個別防災訓練　　年１回以上

１－４　防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

２　市町

○　市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

○　県及び市町は、訓練に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区　　分	内　　容
総合防災訓練	ア　職員の動員 イ　東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ　警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 オ　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

	カ　食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ　消防、水防活動 ク　救出・救助 ケ　避難生活 コ　道路啓開 サ　応急復旧
地域防災訓練	ア　12月第１日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ　この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、災害時要援護者等に配慮した訓練を実施する。

3　防災関係機関

○　防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに東南海・南海地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

○　その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機　関　名　等	重　点　事　項
経済産業省関東経済産業局	ア　組織動員 イ　情報連絡 ウ　生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ　生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局	ア　組織動員 イ　警戒宣言等の伝達 ウ　所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ　関係機関との情報共有
第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 イ　列車の運転規制方及び運転再開方 ウ　旅客の避難誘導
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ　警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ　地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社静岡県支部	ア　救護資機材の点検確認 イ　救護班の待機及び出勤 ウ　医療救護 エ　血液製剤の緊急輸送
日本放送協会	ア　組織動員 イ　情報連絡 ウ　放送送出 エ　視聴者対応等
中日本高速道路株式会社	ア　警戒宣言等の伝達 イ　地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ　交通対策 エ　緊急点検
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ　地震防災応急対策 ウ　災害復旧
都市ガス会社	ア　ガス供給停止等非常態勢の確立 イ　防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ　安全について需要家等に対する広報

静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア　乗客の避難 イ　情報伝達
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　組織動員 イ　情報連絡 ウ　視聴者対応等
地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	ア　情報の収集及び伝達 イ　避難誘導 ウ　火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ　その他施設、事業の特性に応じた事項

第４節　地震災害予防対策の推進

○　地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
○　地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。
○　県は、国の地震防災戦略を踏まえ、「地震対策アクションプログラム２００６」を策定し、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。
○　業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
○　災害時には地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

１　緊急消防援助隊の受援体制

○　県及び市町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

２　火災の予防対策

○　県及び市町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。
○　津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

区　　分	内　　容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(プロパンガスを含む。)施設	・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
プロパンガス消費設備	プロパンガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア　可燃物と酸化剤の接触による発火 イ　黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ　金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

3　建築物等の耐震対策

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>建築主等による耐震性の向上</td><td>建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
（1）軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
（2）所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。</td></tr>
<tr><td>県・市町による耐震性の向上</td><td>次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
（1）県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
（2）自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
（3）建築主及び建築設計者等への下記についての啓発
<table><tr><td>新　築
建築物</td><td>「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr><tr><td>既　存
建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr><tr><td>建　築
設　備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr></table>（4）耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進
プロジェクト「TOUKAI－0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
（5）住宅の新増改築等による耐震化の促進</td></tr>
<tr><td>公共建築物の耐震化</td><td>・県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。
・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>コンピュータの安全対策</td><td>県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。</td></tr>
<tr><td>家具等の転倒防止</td><td>・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。
・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。</td></tr>
<tr><td>ガラスの飛散防止</td><td>県はガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。</td></tr>
<tr><td>供給ラインの耐震化</td><td>ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。
災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。</td></tr>
</table>

4　被災建築物等に対する安全対策

区　　分	内　　容	
応急危険度判定	認　定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。
	体制等	県及び市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
被災宅地危険度判定	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。	
震災建築物の被災度区分判定	・県は、“震災建築物の「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」講習会受講者登録制度取扱い方針”に基づき、H13～H16年度に県で養成した震災建築物の被災度区分判定復旧技術者の名簿を管理し活用する。 ・県は、財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励する。	
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	

5　都市防災不燃化促進対策

○　県は、地震火災から県民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化を促進するため調査、研究を行い、不燃化事業の実施について指導を行う。

6　地盤災害の予防対策

○　県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区　　分	内　　容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

7　落下倒壊危険物対策

○　地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社及び日本電信電話株式会社は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。

○　県、市町は下記以外の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

物　件　名	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者管理者	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。

看板、広告物		・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8　危険予想地域における災害の予防

（1）　避難計画の策定

区　　分	内　　容
要避難地区の指定	市町長は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地､避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア　避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ　延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 　また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ　突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

（2）　平常時に実施する災害予防措置

区　　分	内　　容
避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
山・がけ崩れ危険予想地域	要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。 山・がけ崩れ危険予想地域図：・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 住民への危険性の周知：・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。 警戒宣言発令時：・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 地震発生時：・市町長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

９　被災者の救出活動対策

○　建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内　　容
県	ア　自主防災組織、事業所等及び県民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ　救出技術の教育、救出活動用資料の作成 ウ　自主防災組織に対して行う救出活動用資機材の配備の促進
市町	ア　自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ　自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ　救出技術の教育、救出活動の指導 エ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア　救出技術、救出活動の習得 イ　救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

１０　災害時要援護者の支援

○　高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻　第２章第11節「災害時要援護者支援計画」に準ずる。

１１　生活の確保

○　警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

（１）　食料及び生活必需品の確保

実施主体	内　　容
経済産業省 関東経済産業局	ア　緊急に必要な生活必需品であって県内で調達できないものの調達先に関する資料の整備 イ　生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制の確立
農林水産省関東農政局 静岡農政事務所	緊急に必要な食料であって県内で調達できないものの調達あっせんの準備
県	ア　県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査の定期的な実施 イ　県内における緊急物資調達計画の策定 　大量調達が可能な大手小売業者及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結 ウ　他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結 エ　流通在庫のない緊急物資備蓄の検討 オ　市町が行う食料の備蓄の推進 カ　広域物資拠点の選定及び運営管理等の検討 キ　県民が実施する緊急物資確保対策の指導 ク　米穀販売業者に対する精米の在庫量の増加と安全な保管の要請
市町	ア　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ　市町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ　流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ　市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ　緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ　住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ　給食計画の策定
県民	ア　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ　アのうち、３日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持出品の準備 ウ　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ　緊急物資の共同備蓄の推進

（２） 飲料水の確保

実施主体	内　　容
県	ア　あらかじめ定める「震災時給水対策要綱」作成指針に基づき市町を指導する。 イ　県民及び市町が実施する水の確保対策の指導を行う。
市町	ア　復旧資材の備蓄を行う イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ　工事業者等との協力体制を確立する。
県民	ア　家庭における貯水 (ｱ) 貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の３日分を目標とする。 (ｲ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ｳ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ｱ) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (ｲ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ｳ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

（３） 医療救護

実施主体	内　　容
県	ア　あらかじめ定める県医療救護計画に基づき市町医療救護計画を調整する。 イ　知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町等の重症患者に対する処置及び受入れの措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。 ウ　県外からの応援医師の要請、重症患者の搬出等の広域対策を作成する。 エ　県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ　医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ　家庭看護の普及を図る。
市町	ア　市町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。 イ　救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設を点検し、人員配置を調整する。 ウ　医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ　応援医師の要請、重症患者の搬出等の広域対応策を作成する。 オ　住民への献血者登録の推進を図る。 カ　家庭看護の普及を図る。
自主防災組織	ア　応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ　医療関係団体等の協力により、応急手当等看護に関する講習会を開催する。
県民	ア　軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ　医療救護をうけるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ　献血者登録に協力する。

（４） 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内　　容
県	ア　防疫の実施について国及び他の都道府県と協議する。 イ　食品衛生、消毒方法等を指導する。 ウ　災害時健康支援ガイドライン等に基づき健康支援活動に係る体制整備を図る。
市町	ア　し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ　し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ　防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ　住民が行う防疫の指導をする。 オ　避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

（５） 清掃活動

実施主体	内　　容
県	あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。
市町	ア　被害想定に基づき、震災時廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。 イ　住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

（６） 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○　市町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

○　なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア　通信機材 イ　放送設備 ウ　照明設備（非常用発電機を含む。） エ　炊き出しに必要な機材及び燃料 オ　給水用機材 カ　救護所及び医療資機材	キ　物資の集積所 ク　仮設の小屋又はテント ケ　仮設便所 コ　防疫用資機材 サ　清掃用資機材 シ　工具類

（７） 救援・救護のための標示

区　　分	内　　容
公共建築物･病院の屋上への番号標示	県及び市町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	県及び市町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

（８） 応急仮設住宅

区　　分	内　　容
供給体制の整備	県及び市町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

１２　緊急輸送活動の確保

○　道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

○　障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

１３　災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内　　容
県	あらかじめ定める「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。
市町	（1）震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。 （2）災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

１４　公共土木施設等の応急復旧

○　県及び市町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

○　特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

１５　情報システムの整備

○　災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

１６　緊急輸送用車両等の整備

○　災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

１７　文化財等の耐震対策

○　文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

○　県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

必　要　な　対　策
ア　文化財等の耐震措置の実施
イ　安全な公開方法、避難方法の設定
ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第３章　地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第１節　地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整　備　方　針
（1）　多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。 （2）　地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 （3）　地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

１　防災業務施設の整備

区　　分	内　　容
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 ・河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	・地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 ・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 ・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

２　地域の防災構造化

区　　分	内　　容
避難地の整備	・既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。 ・農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等市町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3　緊急輸送路の整備

区　　分	内　　容
道路の整備	・緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ・地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・緊急輸送道路として、１次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、２次ルート（１次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び３次ルート（１次及び２次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。
港湾・漁港施設の整備	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、防災拠点港湾、防災港湾を指定し、耐震強化岸壁等の整備を図る。
交通管制施設の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制施設を整備するとともに、信号機の無停電化を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4　防災上重要な建物の整備

区　　分	内　　容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設、警察施設等の整備	庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5　災害防止事業

区　　分	内　　容
山崩れ､地すべり等の防止	・地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。

6　災害応急対策用施設等の整備

区　　分	内　　容
飲料水･電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第２節　地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成２６年度までの３５年間である。

１　防災業務施設の整備

（１）　消防用施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。
整備の水準	・「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 ・特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
消防防災施設整備事業	市町	100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等	百万円 48,923
消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ 等	
計		８，９２０施設	48,923

（２）　通信施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	・警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。 ・このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。なお、市町事業については整備の促進を図る。
整備の水準	・市町から地域住民へ的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 ・県、市町間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
防災行政無線回線強化整備事業	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHｚ化、市町等端末22ブロック分割整備	百万円 1,134
同時通報用無線施設等整備事業	市町	35市町、親局 36、基地局 8、中継局 9、子局 10,251、移動局 352	4,290
計			5,424

２　避難地・避難路の整備

（１）　避難地の整備

区　分	内　容
事業の目的	広域避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。
整備の水準	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる８都市において、避難距離２㎞以内に面積10ha以上(既存のオープンスペース等を含む。)の広域避難地を確保することを目途に整備の促進を図る。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
公　園　事　業	市	１４箇所　　約55.3ha	百万円 26,660

（２） 避難路の整備

区　分	内　容
事業の目的	幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
街　路　事　業	県	5箇所　延長約　1.4㎞	百万円 8,272
	市	26箇所　延長約１3.3㎞	36,707
	小　計	31箇所　延長約１4.7㎞	44,979
土地区画整理事業	市	4箇所　延長約　1.2㎞	5,949
	組　合	2箇所　延長約　0.9㎞	951
	小　計	6箇所　延長約　2.1㎞	6,900
計		37箇所　延長約１6.8㎞	51,879

3　緊急輸送路の整備

（１） 道路の整備

区　分	内　容
事業の目的	緊急輸送路として、１次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、２次ルート（１次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び３次ルート（１次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。
整備の水準	１次、２次、３次緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。

事業総括表

事　業　名		事業主体	事　業　概　要	概算事業費
改築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約　４７箇所	百万円 90,208
	〃(県　　道)	県	約　３７箇所	31,358
	特改一種事業(一般国道)	〃	約　３１箇所	16,996
	〃(県　　道)	〃	約　２８箇所	8,052
	橋梁整備事業(一般国道)	〃	約　２３箇所	5,657
	〃(県　　道)	〃	約　　３箇所	5,058
		小　計	約１６９箇所	157,329
橋梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約　　３箇所	5,591
	〃(県　　道)	県	約　　４箇所	3,546
	橋梁補修事業(一般国道)	〃	約　５０箇所	11,574
	〃(県　　道)	〃	約　１２箇所	1,126
		小　計	約　６７箇所	21,837
災害防除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約３８７箇所	20,414
	〃(県　　道)	県	約３２７箇所	10,858
		小　計	約７１４箇所	31,272
計			約９５０箇所	210,438

（２） 港湾施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、係留施設（耐震強化岸壁等）を整備するとともに、臨港交通施設（橋梁）の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。
整備の水準	伊豆半島、東部、中部、西部の４地区に防災拠点港湾(熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港)及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて係留施設（耐震強化岸壁等）及び臨港交通施設（橋梁）の整備を図る。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
港湾改修事業	（係留施設）		百万円
	県	岸　壁　6港　延長約７８５m 物揚場　１港　延長約１７５m 桟　橋　２港　延長約１１８m	5,901
	市	岸　壁　１港　延長約９０m	191
	小　計	岸　壁　７港　延長約８７５m 物揚場　１港　延長約１７５m 桟　橋　２港　延長約１１８m	6,092
	（臨港交通施設）		
	県	橋　梁　２港（４橋）　延長約３１５m	2,676
計			8,768

（３） 漁港施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために耐震強化岸壁を整備し、海路による救援活動を積極的に行う。
整備の水準	港湾施設と関連して海路による救援活動等の実施に必要な漁港について、耐震強化岸壁を整備する。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
漁港修築改修事業	県	岸壁　２漁港　延長約 570m	百万円 1,467
	市	岸壁　１漁港　延長約 150m	257
計		３　漁港　岸壁延長約 720m	1,724

４　防災上重要な建物の整備

（１） 医療救護施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を促進する。 なお、市町及び公的医療機関の事業について整備の促進を図る。
整備の水準	救護所・救護病院及び災害拠点病院等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。特に、医療救護活動の拠点となる救護病院及び災害拠点病院等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
病院施設緊急整備事業（非木造改築）	県	約 ２箇所　延床面積　7,679㎡	百万円 1,575
	市町十一部事務組合	約13箇所　延床面積　34,240㎡	7,484
	公的病院	約 ５箇所　延床面積　20,168㎡	3,932
計		約20箇所　延床面積　62,088㎡	12,991

（２） 社会福祉施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守る。なお、市町及び民間事業については整備の促進を図る。
整備の水準	社会福祉施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については、耐震診断の結果により改築、補強を行う。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
社会福祉施設整備事業（木造改築）	県	約　１箇所　300㎡	百万円 42
	市　町	約　７４箇所　定員約　6,505人	7,264
	社会福祉法人	約　２６箇所　〃　2,185人	2,741
	小　計	約１０１箇所　〃　8,690人	10,047
社会福祉施設整備事業（非木造改築）	県	約　２箇所　〃　174人	2,129
	市　町	約　１０箇所　〃　714人	5,097
	社会福祉法人	約　３４箇所　〃　2,293人	14,916
	小　計	約　４８箇所　〃　3,181人	22,142
社会福祉施設整備事業（非木造補強）	県	約　３箇所　〃　290人	176
	市　町	約　６箇所　〃　800人	54
	社会福祉法人	約　１４箇所　〃　1,180人	617
	小　計	約　２３箇所　〃　2,270人	847
計		約１７２箇所　〃　14,141人	33,036

（３） 学校施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。
整備の水準	・公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 ・このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約　３１０校　改築面積　約326,763㎡	百万円 41,047
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約　５８４校　改築面積　約697,910㎡	122,530
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約　７８７校　補強面積　約1,816,285㎡	66,639
計		約１，６８１校　延面積　約 2,840,958㎡	230,216

5　災害の防止事業

（1）　山崩れ、地すべり等の防止

区　分	内　容
事業の目的	・地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 ・市町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定をすすめるとともに、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
通常砂防事業	県	82　箇　所	百万円 13,104
予防治山事業	〃	608　箇　所	14,707
復旧治山事業	〃	1，376　箇　所	43,771
地すべり対策事業	（小計）	169　箇　所	41,133
（農林水産省）	県	59　箇　所	12,567
（林　野　庁）	〃	43　箇　所	7,205
（国土交通省）	〃	67　箇　所	21,361
急傾斜地崩壊対策事業	〃	684　箇　所	103,177
県営ため池整備事業	〃	20　箇　所	2,666
団体営ため池整備事業	市　町	80　箇　所	2,860
計		3，019　箇　所	221,418

（2）　津波による災害の防止

区　分	内　容
事業の目的	津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設等の整備を図る。 なお、市町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門・陸閘の設備等を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,372
総合治水事業	〃	1河川	300
耐震対策河川事業	〃	12河川	27,634
漁港海岸保全事業	〃	3海岸　堤防護岸　延長約 4,472m	7,106
〃	市町	11海岸　4,263m	7,810
港湾海岸改修事業	県	11海岸　22,953m	21,043
海岸高潮対策事業	〃	7海岸　9,279m	8,701
計			79,966

地震対策緊急整備事業費総括表

（単位：百万円）

事業名＼区分		承認計画事業費	事業主体別内容		
			県	市町	その他
避難地整備		26,660		26,660	
避難路整備		51,879	8,272	42,656	951
消防用施設整備		48,923		48,923	
緊急輸送路整備	防災	31,272	30,736	536	
	改良等	179,166	171,692	7,474	
	港湾・漁港	10,492	10,044	448	
通信施設整備		5,424	1,134	4,290	
緩衝緑地整備					
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932
福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741
	非木造・改	22,142	2,129	5,097	14,916
	非木造・補	847	176	54	617
学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047	
	非木造・改	122,530		122,530	
	非木造・補	66,639		66,639	
津波対策	広域河川	35,306	35,306		
	海岸等	44,660	36,850	7,810	
山崩れ等防止	建設	137,642	137,642		
	林野等	65,683	65,683		
	農地等	18,093	15,233	2,860	
合計		931,432	516,503	391,772	23,157

注　この表は、平成24年3月31日、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。

第３節　地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震対策アクションプログラム2006」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成８年度から平成12年度までの第１次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第２次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第３次五箇年計画に続き、平成２３年度から平成２７年度までの第４次五箇年計画を策定し、実施している。

１　防災業務施設の整備

（１）　消防用施設の整備及び消火用水対策

区　分	内　容
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。
整備の水準	・「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 ・地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 ・地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。
事業総括表	下表参照

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
河　川　事　業	県	消防用階段護岸　１２箇所	百万円 ４５
地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽）　４２箇所	２２０
中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽）　１箇所	１１
消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽　５３箇所 消防車両　２０２箇所 その他の消防用施設　７９箇所	16,612
計		389箇所	16,888

（２）　通信施設及び情報伝達施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。
整備の水準	地震災害時における市町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、市町防災行政無線地域防災無線系を整備する。
事業総括表	下表参照

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
消防防災施設整備費補助事業	市　町	防災無線通信設備　３８箇所	百万円 1,601
都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局　１箇所	７８
計		３９箇所	1,679

2　地域の防災構造化

（１）　避難地の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地の整備を図る。
整備の水準	・既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる都市公園を整備する。同時に、近隣の区画整理により避難地周辺の耐震化、不燃化を進める。 ・防災拠点港湾において、避難者の輸送や緊急物資の輸送のためのオープンスペースとなる港湾緑地を整備する。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
港湾環境整備事業	県	１箇所　1.90ha	百万円 378
都市公園事業	市	２箇所　3.09ha	555
土地区画整理事業	組　合	１箇所　1.05ha	13
都市再生整備計画事業	市　町	２箇所　0.89ha	69
計		６箇所　6.93ha	1,015

（２）　避難路の整備

区　分	内　容
事業の目的	・幹線避難路等市町長の指定する避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。 ・市町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	・人口の集中した地域において、広域避難地へ至る幹線避難路について幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。 ・農村、山村における避難路として、1次避難地へ通ずる農道を優先し、幅員３m以上の農道及び農村集落道を整備する。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
畑地帯総合整備事業	県	農　道　6箇所　6,200m	百万円 1,840
土地区画整理事業	市・組合	街　路　１７箇所　2,546m	3,203
都市再生整備計画事業	市	街　路　６５箇所　1,700m	2,054
計		８８箇所　11,457m	7,097

（３）　消防活動用道路の整備

区　分	内　容
事業の目的	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域において、消防活動の円滑化、延焼の防止を図るため、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
整備の水準	・幅員６m以上の道路から消防ホースの届かない市街地において、幅員６m以上の道路の新設又は拡幅改良を行う。 ・山村の消防活動が困難な区域において、消防自動車が通行できるよう集落道を整備する。 ・対象となる地区すべての整備を完了する。

事業総括表

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
土地区画整理事業	市・組合	街　路　１１箇所　500m	百万円 117
都市再生整備計画事業	市	街　路　1箇所　770m	271
計		１２箇所　1,270m	388

（４） 共同溝等の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。
整備の水準	市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。

事業総括表

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
道路事業	県・市	電線共同溝　15箇所　5,340m	百万円 9,147
街路事業	県・市	電線共同溝　１３箇所　3,670m	3,779
土地区画整理事業	市	電線共同溝　８箇所　720m	245
	政令市	電線共同溝　17箇所　2,400m	3,537
	小　計	電線共同溝　25箇所　3,120m	3,782
都市再生整備計画事業	市	電線共同溝　1箇所　300m	300
住宅市街地総合整備事業	市	電線共同溝　1箇所　180m	96
計		55箇所　12,610m	17,104

（５） 老朽住宅密集対策

区　分	内　容
事業の目的	地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。
整備の水準	土地区画整理事業及びまちづくり交付金により計画された箇所について完了する。

事業総括表

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
土地区画整理事業	市	2箇所　9.98ha	百万円 6,342

3　緊急輸送路の整備

（１） 道路の整備

区　分	内　容
事業の目的	知事の指定する１次、２次、３次緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。
整備の水準	・知事の指定する１次、２次、３次緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良を行う。 ・多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送道路として必要な農道の整備を図る。

事業総括表

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
道路事業	県	道路改築　6箇所　4,600m	百万円 2,490
	政令市	道路改築　4箇所　2,010m	6,596
	小　計	10箇所　6,610m	9,086
街路事業	県・政令市	街　路　3箇所　1,370m	2,027
農業農村整備事業	県	農　道　1箇所　2,840m	734
計		14箇所　10,820m	11,847

（２） 港湾施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震強化岸壁等の整備を図る。
整備の水準	特に緊急性が高い1次緊急輸送ルートに位置づけられた防災拠点港湾の清水港、田子の浦港及び御前崎港について、耐震強化岸壁を整備する。
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

（３） 漁港施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾（漁港）において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震岸壁等の整備を図る。
整備の水準	防災港湾(漁港)のうち特に拠点性が高い県営漁港について、耐震岸壁及び臨港道路を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
水産基盤整備事業	県	１港（道路540m）	百万円 130

（４） 交通管制施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、停電を感知すると自動起動して信号機に電源を供給する自動起動型信号機電源付加装置を整備する。
整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、緊急輸送道路１次ルートを重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
交通安全施設等整備事業	県警察	自動起動型信号機電源付加装置　38箇所	百万円 89

４　防災上重要な建物の整備

（１） 社会福祉施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。
整備の水準	特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点に、改築又は補強を行う。
事業総括表	第４次五箇年計画では、実施事業なし。

（２） 公立幼稚園・小中学校施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
公立学校施設整備事業	市町	48校（校舎25棟 屋内運動場30棟）	百万円 7,553
公立幼稚園施設整備事業	市町	10園（園舎11棟）	1,443
計		58校・園（66棟）	8,996

（３） 公立特別支援学校施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。
整備の水準	公立特別支援学校の改築及び補強工事を行う。
事業総括表	第４次五箇年計画では、実施事業なし。

（４） 地域防災拠点施設の整備

区　分	内　容
事業の目的	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するため、災害対策本部施設の新設や耐震性の不足する災害対策本部施設の耐震補強及び防災拠点施設、総合監理施設の設置を図る。
整備の水準	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点として、災害対策本部施設となる市役所新庁舎の建設や市役所支所の耐震化、消防庁舎を含めた防災拠点施設、平常時における防災意識の啓発機能を有する総合監理施設を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
新庁舎等建設事業	市	1箇所　1施設	百万円 2,120
庁舎耐震化事業	市	2箇所　2施設	300
防災拠点施設整備事業	市　町	2箇所　2施設	578
計		5箇所　5施設	2,998

（５） 公的建造物の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。
整備の水準	県の所有する災害時の拠点となりうる施設（避難所として使用される施設を含む）のうち、地震による倒壊の危険性が高いものを整備する。
事業総括表	第４次五箇年計画では、実施事業なし。

５　災害の防止事業

（１） 土砂災害の防止

区　分	内　容
事業の目的	・地震災害時における土砂災害の発生を抑制し被害の軽減を図るため、人家に大きな被害が予測されるなど地震防災上緊急度が高い箇所について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
整備の水準	・家屋の密集している地域のうち、土砂災害の発生する危険が著しい箇所について砂防施設を整備する。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
砂　防　事　業	県	砂防設備　　１６渓流	百万円 3,250
ため池等整備事業	県	ため池の改修　　１２箇所	480
計			3,730

（２） 津波による災害の防止

区　分	内　容
事業の目的	・津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。 ・津波・高潮危機管理対策は、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策の促進により、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設、津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査などの対策を実施する。
整備の水準	東海又は神奈川県西部地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定の津波高に対応できるように、堤防・護岸の新設及びかさ上げ、防潮水門の新設及び遠隔自動操作化を実施する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
（水産庁所管） 耐震対策緊急事業	県	1海岸 堤防護岸 200m （陸閘５基）	百万円 345
（国土交通省港湾局所管） 海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 552m	979
（国土交通省水管理・国土保全局所管） 津波・高潮危機管理対策緊急事業	県	3海岸	660
計			1,984

６　災害応急対策用施設等の整備

（１） 水・自家発電設備等の整備

区　分	内　容
事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。
整備の水準	・飲料水、生活用水を確保するため、水道施設及び簡易水道施設に係る配水池の大容量化及び緊急遮断弁を整備する。 ・広域避難地、一次避難地である防災公園（都市公園）について、地震災害時における防災機能を高めるため、飲料水の供給に資する耐震性貯水槽を整備する。 ・飲料水等の生活用水を確保し、児童、生徒及び地域住民の避難所施設として地震災害時における防災機能を高めるため、公立小中学校や公共体育施設に浄水型水泳プールを整備する。 ・生活用水を確保するため、使用可能な農業水利施設への貯水槽及び給水栓の設置、並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 ・水道施設の配水池等貯水施設から飲料水、生活用水を配送するため、給水車を整備する。 ・消防及び救命活動等に必要な電源を確保するため、電源車を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール　2箇所	百万円 474
緊急時給水拠点確保事業	市	配水池　１箇所	219
簡易水道等施設整備事業	市	配水池　４箇所	175
消防防災施設整備費補助事業	市	給水車　１箇所	10
計		8箇所	878

（２） 備蓄倉庫の整備

区　分	内　容
事業の目的	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
整備の水準	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、各市町における整備計画に基づいて、備蓄倉庫を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫　10箇所	百万円 133

（３） 応急救護設備等の整備

区　分	内　容
事業の目的	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
整備の水準	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、各市町における整備計画に基づいて、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材を整備する。
事業総括表	

事　業　名	事業主体	事　業　概　要	概算事業費
消防防災施設整備費補助事業	市	震災初動資機材　1箇所	百万円 1

地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表

（単位：百万円）

事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			
			国	県	市町	その他
避難地	一次避難地(都市公園)	555			555	
	一次避難地(区画整理等)	82			69	13
	港湾避難地	378		378		
避難路	農道等	1,840		1,840		
	区画整理等	5,257			5,013	244
消防用施設	河川施設	45		45		
	農業用水施設	231		231		
	消防施設	16,612			15,250	1,362
消防活動用道路	区画整理等	388			360	28
緊急輸送路	農道	734		734		
	道路	9,086		2,490	6,596	
	街路	2,027		158	1,869	
	漁港	130		130		
	交通管制施設	89		89		
共同溝等	道路	9,147		2,280	6,867	
	街路	3,779		192	3,587	
	区画整理等	4,178			4,178	
公立幼稚園・小中学校	校舎	1,903			1,903	
	屋内運動場	5,650			5,650	
	園舎	1,443			1,443	
津波対策	水産庁所管海岸	345		345		
	国土交通省港湾局所管海岸	979		979		
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660		
土砂災害対策	砂防設備	3,250		3,250		
	ため池	480		480		
地域防災拠点施設	防災拠点施設	2,998			2,998	
防災行政無線	防災無線通信設備	1,679			1,679	
水、自家発電設備等	配水池	394			394	
	公立学校プール	474			474	
	給水車	10			10	
備蓄倉庫	備蓄倉庫	133			133	
応急救護設備	震災初動資機材	1			1	
老朽住宅密集対策	区画整理等	6,342			6,342	
合計		81,299		14,281	65,371	1,647

注　この表は、平成24年3月31日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

第４章　地震防災応急対策（津波対策を含む）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や災害時要援護者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節　防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

１　県

【東海地震注意情報発表時等】

区　　分	内　　容
防災体制の確保	・東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。 ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。
主な業務内容	東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。 ア　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有 イ　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ　備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 エ　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 オ　市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 カ　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備 キ　物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク　必要に応じて市町等への職員派遣 ケ　静岡県地震災害警戒本部の設置準備 コ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

区　　分		内　　容
静岡県地震災害警戒本部		知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
組織及び所掌事務		・地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）」及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。 ・地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 ア　警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有 イ　地震防災応急対策上必要な広報 ウ　緊急輸送の実施又は調整 エ　災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備 オ　社会秩序を維持する活動 カ　市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整 キ　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調　整
国の現地警戒本部との連携		国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。
動員及び配備		地震災害警戒本部等運営要領及び災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領の定めるところによる。
初動体制の確保	本部	本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。
	方面本部	方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。
その他要員		それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」

配　備　体　制		配　備　基　準	配　備　局　等	
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	企画広報部知事戦略局、交通基盤部、危機管理部
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局
【地震災害警戒本部設置準備体制 （全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員	
【地震災害警戒本部設置体制 （全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員	

「静岡県地震災害警戒本部編成図」

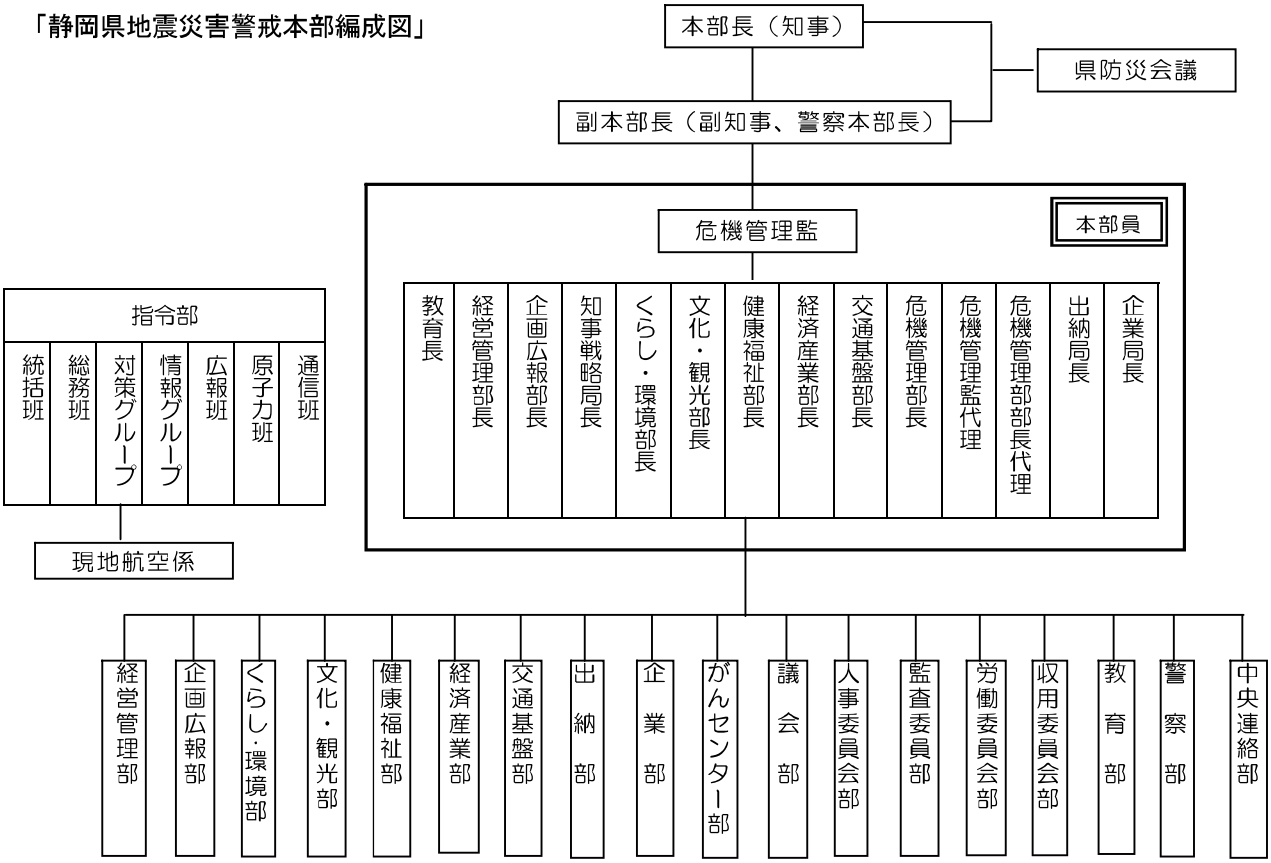

「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」

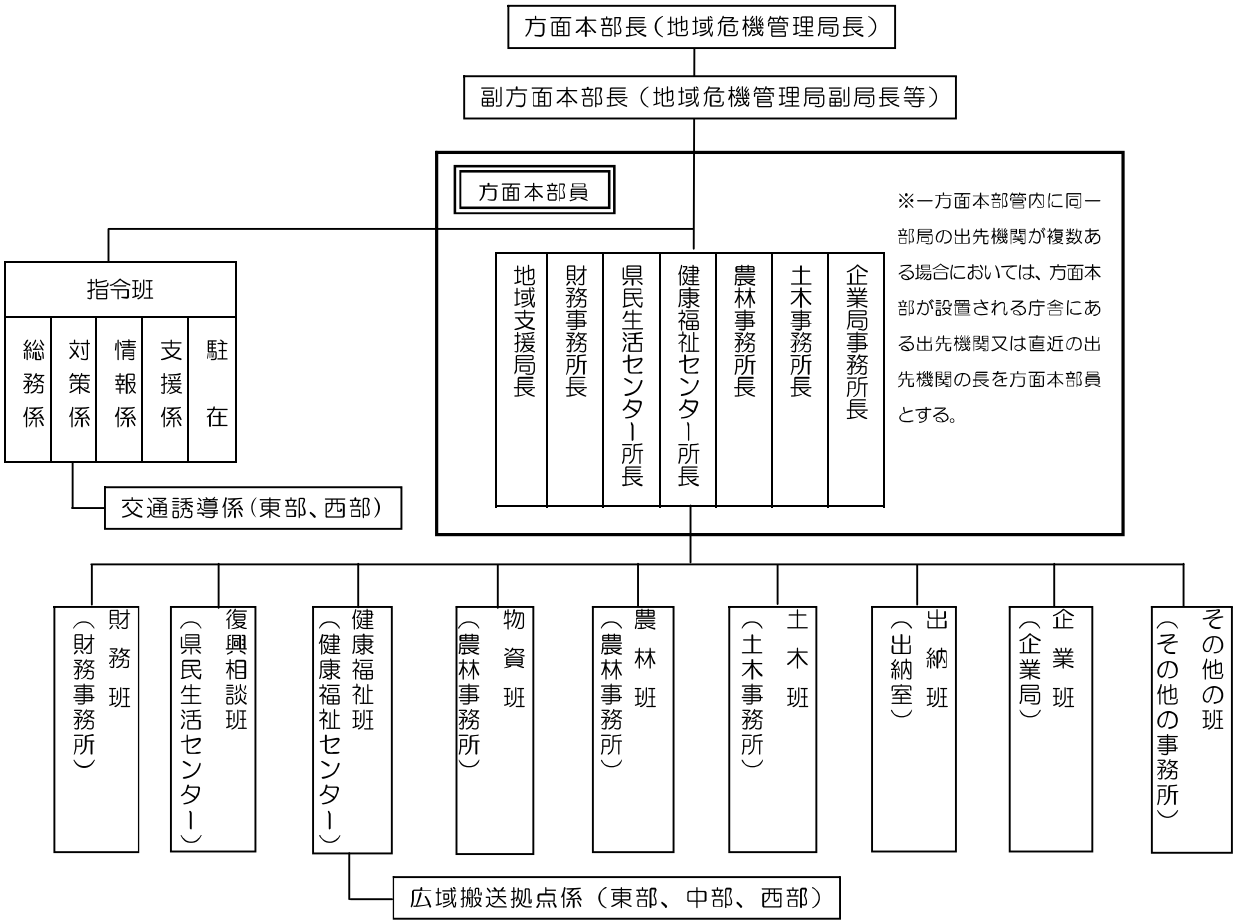

「東海地震注意情報に関する対策会議」

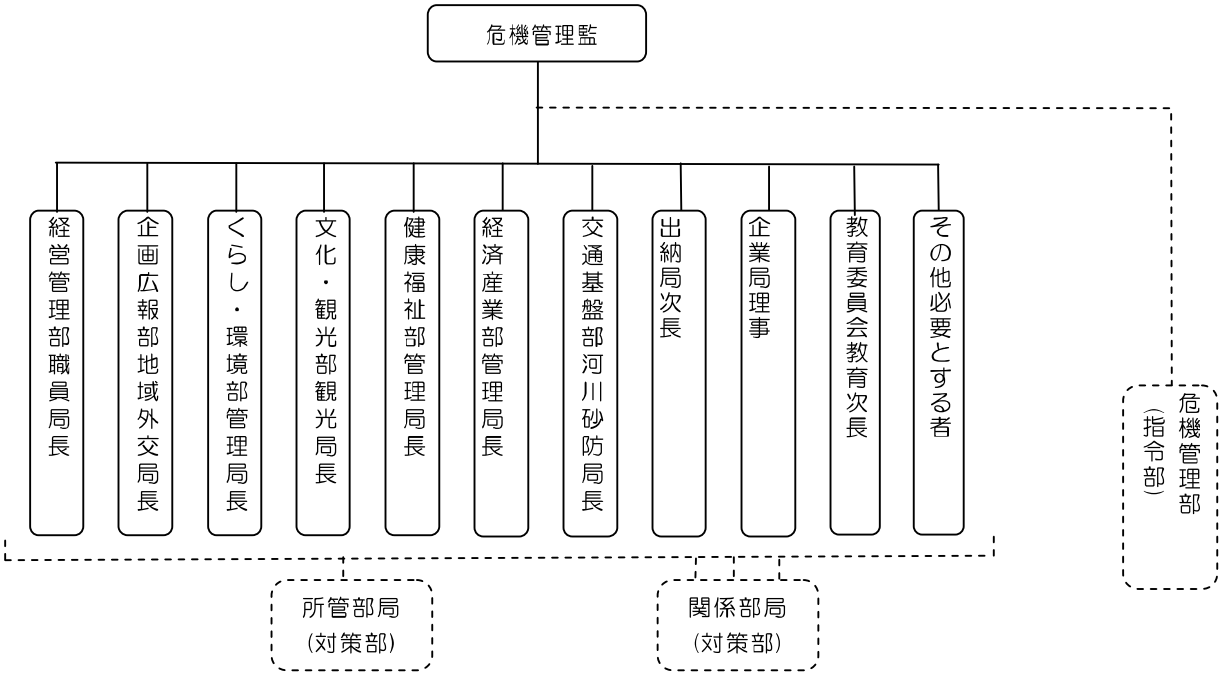

2　市町

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容
防災体制の確保	・東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア　東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ　備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ　県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ　物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク　消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 ケ　必要に応じて災害時要援護者等の避難のための避難地の開設 コ　必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 サ　県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ㈠必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 ㈡必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。 ㈢住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 シ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防、水防機関の措置	・消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 ・消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分		内容
市町警戒本部	市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。	
	所掌事務	ア　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (ｱ)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。 (ｲ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 (ｳ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 エ　消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ　消防、水防等の応急措置 カ　避難者等の救護 キ　緊急輸送の実施 ク　活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ　自主防災組織活動の指導、連携 サ　その他地震防災上の措置
消防、水防機関の措置	消防本部	市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア　情報の収集と伝達 イ　消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ　地域住民への避難の勧告又は指示の伝達 エ　出火防止のための広報
	消防団、水防団	ア　情報の収集と伝達 イ　消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ　火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ　水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ　住民の避難誘導 カ　水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ　警戒区域からの避難確保のパトロール ク　救助用資機材の確保準備 コ　その他状況に応じた防災、水防活動

3　防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ　利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ　備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ　利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ　県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ　東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

（１） 指定地方行政機関

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣準備 ウ　関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア　生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む。） イ　農林漁業関係金融機関に対する指導 ウ　農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経済産業省関東経済産業局	ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））

国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア　施設対策等 　(ｱ) 河川管理施設等の対策等 　(ｲ) 道路施設対策等 　(ｳ) 港湾施設対策等 　(ｴ) 営繕施設対策等 　(ｵ) 電気通信施設等対策等 イ　災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ　他機関との協力 エ　広報
国土交通省中部運輸局	ア　鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ　運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ　緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 エ　海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	ア　航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ　必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ　東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ　異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること
第三管区海上保安本部	ア　港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ　湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ　海洋レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ　海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ　中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

（２）　指定公共機関

機　関　名	地震防災応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の準備
独立行政法人水資源機構	ア　佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から直ちに遠隔操作により取水の全面停止及び現地佐久間操作室での全閉の確認 イ　関係機関への連絡及び情報収集
郵便事業株式会社東海支社	ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ　郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ　郵便物等の被災防止
郵便局株式会社東海支社	ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ　郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ　施設等の被災防止
日本銀行	ア　東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ　通貨の円滑な供給の確保 ウ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ　金融機関の業務運営に係る措置 オ　地震防災応急対策に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア　医療救護班の派遣準備 イ　血液製剤の確保及び供給の準備 ウ　救護物資の配布準備 エ　赤十字飛行隊の派遣準備
日本放送協会	ア　地震に関する情報の迅速な伝達 イ　県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社	ア　警戒宣言等の伝達 イ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ　交通対策 エ　緊急点検

東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ　列車の運転規制 ウ　旅客の避難、救護 エ　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ　防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続 ウ　地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ　動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ　地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ　電気による災害の予防広報の実施 オ　電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ　工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
KDDI株式会社	ア　東海地震予知情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	地震防災応急対策として講ずる措置
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ　救護班の派遣又は派遣準備
都市ガス会社	ア　需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ　施設の点検等災害予防措置
社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　需要家に対するプロパンガスによる災害の予防の広報 イ　協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア　道路情報板等による情報伝達 イ　交通対策 ウ　災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア　東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 イ　列車の運転規制 ウ　列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　報道特別番組の編成 イ　東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ　知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア　地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ　緊急点検

4　自衛隊

【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機　　関　　名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア　非常勤務態勢への移行 イ　指揮所の開設 ウ　各部隊の災害派遣準備 エ　情報組織の展開 オ　県庁等への連絡班の派遣 カ　通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア　司令部の設置準備 イ　各部隊の災害派遣準備 ウ　県庁等への連絡班の派遣等 エ　県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第一航空団 （浜松基地）ほか	ア　非常勤務態勢への移行 イ　指揮所の開設 ウ　情報組織の展開 エ　県庁等への連絡班の派遣 オ　偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機　　関　　名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア　県庁等への方面現地調整所の開設 イ　地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ　地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア　司令部の設置（防災派遣命令後） イ　災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ　地震防災派遣を開始 エ　東部方面総監部への連絡員の派出 オ　災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第一航空団 （浜松基地）ほか	ア　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ　地上部隊の災害派遣の準備 ウ　浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ　救難機の周辺基地への集中 オ　地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第２節　情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

１　県

区　　分	内　　容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線）又は有線電話により、気象庁（静岡地方気象台）から通知される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX（防災行政無線電話）により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。
	(2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。 伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）による。
	(3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。
	(4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。
地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	・東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。 ・収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 ア　避難の勧告、指示の状況 イ　避難の状況 ウ　市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ　住民生活、社会・経済活動等の状況 オ　交通機関の運行及び道路交通の状況 カ　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 キ　市町からの要請及び防災関係機関への要請
国の現地警戒本部等に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を遂次報告する。 ア　避難の状況 イ　東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
防災関係機関の有機的連携の推進	(1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達 ・あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。
	(2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 ・情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 ・東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。

2　市町

区　　分	内　　容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。
	(2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。
	(3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア　避難の状況 イ　交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ　防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ　情報の変容、流言等の状況 カ　住民生活、社会・経済活動等の状況 キ　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク　消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア　避難の状況 イ　市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

3　防災関係機関

区　　分	内　　容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。
	(2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第３節　広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等災害時要援護者に配慮するものとする。

1　県

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>広報事項</td><td>・県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。
・主な広報事項は、次のとおりである。
ア　東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
イ　主な交通機関運行状況及び道路交通情報
ウ　家庭において実施すべき防災対策
エ　自主防災組織に対する防災活動の要請</td></tr>
<tr><td>広報実施方法</td><td>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。
<table>
<tr><td>ラジオ放送</td><td colspan="2">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td></tr>
<tr><td>テレビ放送</td><td colspan="2">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広報媒体</td><td>印刷媒体</td><td>県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td></tr>
<tr><td>その他の媒体</td><td>同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市町からの広報要請の処理</td><td>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市町からの広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市町の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。</td></tr>
<tr><td>県民からの問い合わせ等の処理</td><td>東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</td></tr>
</table>

2　市町

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>広報事項</td><td>市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。</td></tr>
<tr><td>広報実施方法</td><td>ア　同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車等
イ　自主防災組織を通じての連絡
ウ　県に対する広報の要請</td></tr>
</table>

3　防災関係機関

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>広報事項</td><td>・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。
・その主なものは、次のとおりである。
ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
イ　東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</td></tr>
<tr><td>広報実施方法</td><td>広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町と連携を密にするものとする。</td></tr>
</table>

4　地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情　報　源	情　報　内　容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティＦＭ、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達

第４節　　自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速･的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	（1）　自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 （2）　警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 （3）　災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ （4）　住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ （5）　東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
情報の収集・伝達	・市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 ・東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 ・応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。 家具の転倒防止：家具類の固定状況を確認する。

	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	・津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 ・自力避難の困難な災害時要援護者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 ・山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 ・避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
	避難生活	・避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 ・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 ・飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持	・ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 ・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。	

第５節　　緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

１　県

区　　分	内　　容
緊急輸送対象の基本方針	（1）警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。 （2）地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 （3）警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア　防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ　緊急の処置を要する患者 ウ　その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 ㈠　食料 ㈡　日用品等 ㈢　その他緊急に輸送を必要とするもの。

<table>
<tr><td>輸送体制の確立</td><td>（1）輸送の方法
<table><tr><td>陸上輸送</td><td>・１次、２次、３次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td></tr><tr><td>海上輸送</td><td>・原則として海上輸送は行わないものとする。</td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr></table>（2）輸送手段の確保
次により、輸送手段の確保を図る。
ア　県有車両の活用
イ　民間車両等の借上げ
ウ　輸送手段確保のための国への協力要請
エ　燃料等の確保のための関係業界への協力要請</td></tr>
<tr><td>緊急輸送の調整</td><td>・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。
・この場合、次により調整することを原則とする。
<table><tr><th>優先順位</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>第１順位</td><td>県民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td></tr><tr><td>第２順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td></tr><tr><td>第３順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr></table></td></tr>
</table>

２　市町及び防災関係機関

実施主体	内　　容
市　　町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

３　中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。

第６節　自衛隊の支援

警戒宣言が発せらせた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国の現地警戒本部又は防衛省に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

区　　分	内　　容
国の現地警戒本部等に対する要請	・知事は、国の現地警戒本部又は防衛省に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。

	・依頼する業務は、次のとおりである。 ア　航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ　地震発生直前の航空写真の作成 ウ　特定の緊急患者の移送 エ　防災要員等の輸送
自衛隊との連絡調整	・警戒本部は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 ・警戒本部は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。
地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町警戒本部との連絡調整を行う。

第７節　避難活動

市町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、災害時要援護者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

１　避難対策

区　分	内　容	
基本方針	（1）市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち災害時要援護者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、災害時要援護者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。	
	（2）避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。	
	（3）避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。	
	（4）避難誘導や避難地での生活に当たっては、災害時要援護者に配慮するものとする。	
	（5）その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための勧告及び指示	勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。
	勧告・指示の伝達方法	・市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 ・市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

	避難に関しての周知事項	・市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 ・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては災害時要援護者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア　避難対象地区の地区名 イ　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ　避難経路及び避難先 エ　避難する時期 オ　避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	・避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 ・避難計画の策定に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	（1）市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア　避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ｱ) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (ｲ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ｳ) 市町等に対する要請事項 イ　避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。 (ｱ) 避難地名 (ｲ) 避難者数 (ｳ) 必要な救助・保護の内容 (ｴ) 市町等に対する要請事項	
	（2）市町は、避難状況について県へ報告する。	

2　避難地の設置及び避難生活

区　分	内　容	
基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	・津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 ・原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

	設置期間	・警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 ・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	避難地の運営	・市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 ・避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難地の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第８節　社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民の的確な防災対策を促進する。

区　　分	内　　容
予想される混乱	ア　東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ　帰宅者による道路の混乱 ウ　電話のふくそう エ　避難による混乱 オ　自動車による道路交通の混乱 カ　買出し、旅行者等の混乱
県の実施事項	（1）知事は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。 （2）県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 ア　警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。 なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。 イ　犯罪情報の収集を行う。 ウ　駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 エ　集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。 オ　流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 カ　自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 キ　放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。 なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。 （3）物資、物価対策 ア　東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 イ　生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

関東経済産業局が実施する物資物価対策	・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。

第９節　交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通、海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

１　陸上交通の確保対策

（１）　自動車運転者のとるべき措置

区　分	内　容
東海地震注意情報発表時	・走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 ・東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	・走行中の車両は次により行動する。 ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 ウ　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 ・避難のために車両を使用しない。

（２）　交通規制の方針

区　分	内　容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア　不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ　警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ　警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ　東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ　広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ　交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

（３）　交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>県内への一般車両の流入制限</td><td>・隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。
・この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</td></tr>
<tr><td>県内における車両の走行抑制</td><td>県内における一般車両の走行は極力抑制する。</td></tr>
<tr><td>東名高速道路等の流入制限</td><td>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。</td></tr>
<tr><td>広域交通規制</td><td>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。
ア　警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。
東名高速道路、国道１号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路
イ　必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。
<table>
<tr><th>路線名</th><th colspan="2">設置場所</th></tr>
<tr><td>国道　１号</td><td>田方郡函南町</td><td>箱　根　峠</td></tr>
<tr><td>国道　42号</td><td>湖西市白須賀</td><td>道の駅潮見坂</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国道　52号</td><td>富士宮市内房</td><td>甲　駿　橋</td></tr>
<tr><td>静岡市清水区興津中町</td><td>国道52号入口交差点</td></tr>
<tr><td>東富士五湖道路</td><td>駿東郡小山町</td><td>須　走　ＩＣ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>緊急交通路等を確保するための措置</td><td>・緊急交通路等については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。
・津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域への流入を禁止する。
・各市町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。</td></tr>
</table>

（４）　緊急輸送車両の確認等

ア　緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

イ　確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

ウ　これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

２　海上交通の確保対策

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">内　容</th></tr>
<tr><td>東海地震注意情報発表時</td><td colspan="2">・海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。
ア　港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
イ　利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
ウ　船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</td></tr>
<tr><td>警戒宣言発令時</td><td>海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港</td><td>・海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
ア　港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。
イ　港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。</td></tr>
</table>

	港則法の適用を受けない漁港	・漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 ア　停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 イ　避難できない船舶については、係留を完全に行う。 ウ　大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

3　航空交通の確保対策

区分	内　　容
東海地震注意情報発表時	・空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。 ア　空港の運用は、継続する。 イ　空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 ウ　警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。
警戒宣言発令時	・空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 ア　緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。 イ　空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。

第１０節　地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア　緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ　県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。 エ　県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ　県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ　県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1　食料及び日用品の確保

（1）　調達方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

（２）　県、市町及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内　　容
県	ア　市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ　必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ　緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ　広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
市町	ア　津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ　県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ　緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
防災関係機関	農林水産省生産局 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡地域センター、浜松地域センター 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 経済産業省関東経済産業局 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。 日本赤十字社静岡県支部 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。
自主防災組織及び県民	・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

（３）　調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

２　飲料水等の確保

県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内　　容
県	ア　県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ　市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ　広域的な応援体制を確立する。 エ　水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
市　町	ア　住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ　応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ　応急復旧体制の準備をする。
県　民	ア　備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ　自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

３　医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

県、市町及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

（１）　医療救護活動

県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内　　容
県	ア　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ　災害拠点病院の開設準備を要請する。 ウ　広域搬送拠点の立上を準備する。 エ　国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。 オ　国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。
市　　町	ア　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ　医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。 ウ　要救護者の搬送準備を行う。 エ　広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。 オ　住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。 カ　市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

（２）　防疫及び保健衛生活動

実施主体	内　　容
県	国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。
市　　町	ア　防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ　避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

（３）　廃棄物処理

①　し尿処理

実施主体	内　　容
県	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ　保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
市　　町	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ　し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ　し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

②　廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

実施主体	内　　容
県	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ　保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。
市　　町	ア　関係機関との連絡体制等について確認する。 イ　仮集積場の確認を行う。 ウ　ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

４　応急復旧資材の確保

県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

５　応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会へ発災時の協力を要請する。

第１１節　県有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

１　無線通信施設等

○　無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

ア　通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
イ　充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
ウ　災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
エ　保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

２　公共施設等

○　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

○　東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>港湾及び漁港施設等</td><td>・次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。
・特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
<table>
<tr><td>防潮施設等</td><td>・津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>水面貯木場</td><td>・必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</td></tr>
<tr><td>陸上貯木場
(港湾施設内)</td><td>・必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</td></tr>
<tr><td>岸 壁 等</td><td>・耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>河川及び海岸保全施設</td><td>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門，樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>ダム、ため池及び用水路</td><td>警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</td></tr>
</table>

道路	・道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 ・道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。
静岡空港	第９節「交通の確保活動」の３「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】に準じる。

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
港湾及び漁港施設等	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 防潮施設等：・津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 ・水防資機材の点検、配備を行う。 水面貯木場：・利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。 陸上貯木場（港湾施設内）：・利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。 岸　壁　等：・耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
河川及び海岸保全施設	津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。
ダム、ため池及び用水路	・ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。 ・市町長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。
道路	・車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 ・緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 ・地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 ・幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道用水供給施設及び工業用水道施設	溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。
静岡空港	第９節「交通の確保活動」の３「航空交通の確保対策」の【警戒宣言発令時】に準じる。

３　コンピュータ

○ コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア　コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
イ　重要なデータから順次安全な場所に保管する。
ウ　警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区　　分	内　　容	
水道（市町）	飲料水の供給を継続するとともに、 警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	
電力 （東京電力株式会社 中部電力株式会社）	・電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。 ・浜岡原子力発電所については、代替電力確保等必要な措置を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。	
ガス（都市ガス会社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信 （西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送	・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。 ・警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。	
市中金融	・金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 ・警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄道	列車の運転規制等	・旅客列車については、運行を継続する。 但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 ・貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

バス	・平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。
道路	・平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
旅客船	・平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。 ・乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	・災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。（外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。） ・設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。） ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。）
百貨店・スーパー等	・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
静岡空港	・平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等についても周知する。 ・警戒宣言発令時の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区　　分	内　　容
水道（市町）	・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 （東京電力株式会社 中部電力株式会社）	・電力の供給は継続する。 ・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。 ・浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。
ガス（都市ガス会社）	・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

<table>
<tr><td colspan="2">通信
（西日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）</td><td colspan="3">・あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。
・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
・災害用伝言ダイヤル１７１、災害用ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞ伝言板web１７１及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放送</td><td colspan="3">・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。
・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">市中金融</td><td rowspan="4">金融機関の営業</td><td colspan="2">ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
㈠ 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
㈡ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
㈢ 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
㈣ 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
㈠ 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
㈡ ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
㈢ ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">エ　手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">オ　警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保険会社及び証券会社の営業</td><td colspan="2">ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">エ　警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鉄道</td><td rowspan="2">指定公共機関である鉄道</td><td rowspan="2">列車の運転規制等</td><td>新幹線</td><td>ア　想定震度が６弱以上の地域への進入を禁止する。
イ　想定震度が６弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
ウ　想定震度が６弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</td></tr>
<tr><td>在来線</td><td>ア　強化地域への進入を禁止する。
イ　強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
ウ　強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</td></tr>
</table>

		旅客等に対する対応	・警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 ・滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
	指定地方公共機関である鉄道	・列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 ・旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。	
バス		・バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 ・警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。	
道路		・強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 ・強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ・強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 ・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 ・走行車両は低速走行する。	
旅客船		・航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。 ・航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあっては、速やかに最寄りの港に着桟し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 ・着桟中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 ・海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。	
飛行場（日本赤十字社静岡県支部　三保）		・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。	
病院・診療所		・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。	
百貨店・スーパー等		・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ・営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。	
静岡空港		・航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。 ・滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。	

第１３節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

○東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

○建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

○地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事項	（1）　東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	（2）　警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
	（3）施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	（4　避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	（1） 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	（2） 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	（3） 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
	（4） 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	（5） 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第１２節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第１２節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 （大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。
	警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。
学校・幼稚園・保育所	○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 ○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	
	東海地震注意情報発表時	・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア　避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施する。 イ　避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。 　また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ　保護者への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	警戒宣言発令時	・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や保護者への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・保護者への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア　保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ　保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言発令時	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア　保護者等への引渡し イ　保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

放送事業		東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の５放送に準ずる。
		警戒宣言発令時	・第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の５放送に準ずる。
その他の施設又は事業	鉱山	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。
	貯木場	東海地震注意情報発表時	第１１節　県有施設設備の防災措置の２公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。
		警戒宣言発令時	第１１節　県有施設設備の防災措置の２公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。
	動物園	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。
	道路	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。
		警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。
	電気事業	東海地震注意情報発表時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		警戒宣言発令時	第１２節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第１４節　県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

県が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

県が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>各施設が共通して定める事項</td><td>ア　東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
イ　東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
ウ　施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
エ　施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検</td></tr>
<tr><td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td><td>病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第１３節の規定に準ずる。
<table><tr><td>病院</td><td>東海地震注意情報発表時の診療体制</td></tr><tr><td>学校</td><td>ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）
イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>入所者の移送又は家族への引渡し方法</td></tr><tr><td>水道用水供給施設及び工業用水道施設</td><td>警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備</td></tr><tr><td>静岡空港</td><td>ア　警戒宣言発令時における空港の運用休止の準備
イ　滞留旅客の避難先の確保と移送方法</td></tr></table></td></tr>
</table>

【警戒宣言発令時】

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>各施設が共通して定める事項</td><td>ア　東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
イ　地震防災応急対策を実施する組織の確立
ウ　避難誘導等利用者等の安全確保措置
エ　消防、水防等の事前措置
オ　応急救護
カ　施設及び設備の整備及び点検
キ　防災訓練及び教育、広報</td></tr>
<tr><td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td><td>病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第１３節の規定に準ずる。
<table><tr><td>病院</td><td>警戒宣言発令時の診療体制</td></tr><tr><td>学校</td><td>ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）
イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>入所者の移送又は家族への引渡し方法</td></tr><tr><td>水道用水供給施設及び工業用水道施設</td><td>溢水等による災害予防措置</td></tr><tr><td>静岡空港</td><td>ア　空港の運用休止措置
イ　滞留旅客の避難先の確保と移送方法</td></tr></table></td></tr>
</table>

第５章　災害応急対策

地震災害が発生した場合の県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第１節　防災関係機関の活動

地震発生時の県、市町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

１　県

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	・知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
組織及び所掌事務	・災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。 ・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。 ア　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ　水防その他の応急措置 エ　被災者の救助、救護、その他の保護 オ　施設及び設備の応急の復旧 カ　防疫その他の保健衛生 キ　犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持 ク　緊急輸送の確保及び調整 ケ　国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整 コ　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整 サ　その他の災害の発生の防御又は拡大の防止 シ　ボランティアの受入れの調整
国の現地対策本部との連携	国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。
職員動員及び配備	・職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ・本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ・方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ・それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

防災会議の開催等	・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。 ・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。 ・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。

配備体制		配備内容	配備部局等	
事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度４の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	交通基盤部、危機管理部
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局(※1)
	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度５弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部広報局、文化・観光部観光局、国際・交流局、交通基盤部、危機管理部
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局(※2)
【災害対策本部設置準備体制】 県内(出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度５強の地震を観測し気象庁が発表したとき		全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備	本庁	災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員(※3)
			出先	必要な方面本部の指令班員（市町情報収集要員含む）及び方面本部各班員、拠点要員(※3)
【災害対策本部設置準備体制（全職員動員体制）】 県内の震度観測点で震度６（弱・強)、震度７の地震を観測し気象庁が発表したとき		全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制	県職員全員	

※1　賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域支援局及び下田財務事務所職員を含む。
※2　必要により、地域危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。
※3　各部各班員、方面本部各班員、拠点要員のうち、必要な要員

（１）　本部員会議

ア　知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

（２）　対策会議

ア　対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じ

て、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

※発災初期における体制

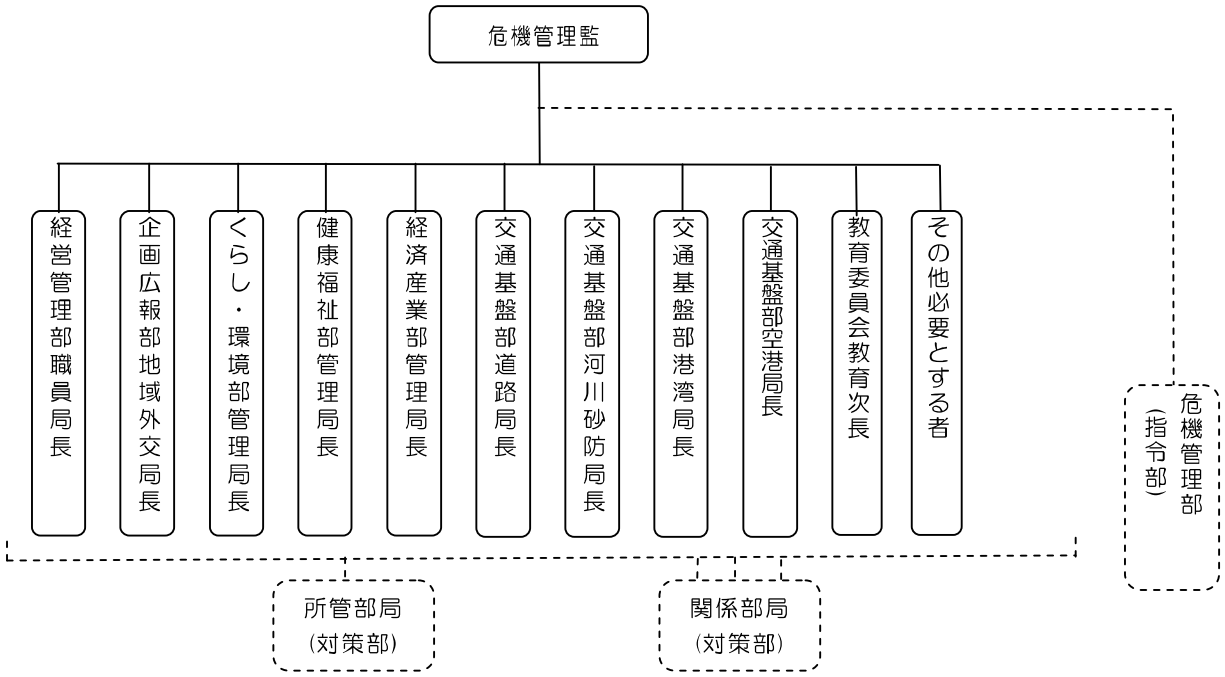

2　市町

区分		内容
市町災害対策本部		・市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市町災害対策本部を設置する。 ・市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	ア　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ　消防、水防その他の応急措置 エ　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ　被災者の救助、救護、その他の保護 カ　施設及び設備の応急の復旧 キ　防疫その他の保健衛生 ク　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ケ　緊急輸送の実施 コ　被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ　県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ　自主防災組織との連携及び指導 ス　ボランティアの受入れ
消防、水防機関の措置	消防本部	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火・救急・救助活動 ウ　地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 エ　火災予防の広報

	消防団、水防団	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火活動、水防活動及び救助活動 ウ　一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ　地域住民等の避難地への誘導 オ　危険区域からの避難の確認 カ　自主防災組織との連携、指導、支援

3　防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

（1）　指定地方行政機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ　隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ　警察通信施設の防護並びに通信統制 エ　管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局	ア　被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害状況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　事業所等の被災状況の把握 イ　大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア　生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整 イ　被災害農林漁業者等に対する資金の融通、指導
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））

関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア　施設対策等 (ｱ) 河川管理施設等の対策等 (ｲ) 道路施設対策等 (ｳ) 港湾施設対策等 (ｴ) 営繕施設対策等 (ｵ) 電気通信施設対策等 イ　初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。 ウ　災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ　他機関との協力 オ　広報
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア　緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ　県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア　県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ　県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ　遭難航空機の捜索及び救助 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ　異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
第三管区海上保安本部	ア　在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ　海難等の海上における災害時の救助・救急活動 ウ　巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ　危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ　排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ　船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ　海上における災害に係る救助・救急活動 ク　船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

（２）　指定公共機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	ア　所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施 イ　所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療 ウ　ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
郵便事業株式会社東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
郵便局株式会社東海支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア　医療、助産及び遺体処理に関する応急救援 イ　被災者に対する救援物資の配布 ウ　義援金の募集配分 エ　救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
日本放送協会	ア　災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア　交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ　地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　災害時における応急救護活動 イ　応急復旧用資材等の確保 ウ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ　鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ　被害施設の早期復旧 ウ　災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞ伝言板web１７１及び災害用伝言板サービスの提供
日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
電源開発株式会社	ア　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
KDDI株式会社	ア　地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	災害応急対策として講ずる措置
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く） ウ　災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア　二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ　需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ　必要に応じて代替燃料の供給 エ　災害応急復旧の早期実施
社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ　必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア　交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ　地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア　用水の緊急遮断 イ　災害応急復旧の実施 ウ　地震発生時に消防機関が行う消火活動への協

第２節　情報活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」に準ずる。）

第３節　広報活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第５節「災害広報計画」に準ずる。）

第４節　緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

1　県

緊急輸送対策の基本方針	（1）交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 （2）緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 （3）県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。
緊急輸送の対象等	ア　災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ　医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ　食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ　り災者を受け入れるため必要な資機材 オ　公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ　その他知事が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

（1）　陸上輸送体制

区　　分	内　　容
輸送路の確保	・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された１次、２次、３次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	・緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 ・知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。 ア　県有車両 イ　自衛隊の車両 ウ　鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策の巻」による。 エ　運送業者等の車両
広域物資拠点及び要員の確保	・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。

（2）　海上輸送体制

区　　分	内　　容
輸送路の確保	・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 ・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。
輸送手段の確保	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア　県有船舶 イ　海上自衛隊の艦艇 ウ　海上保安庁の船艇 エ　民間船舶及び漁船
緊急物資集積場所及び要員の確保	・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。

（３）　航空輸送体制

区　　分	内　　容
輸送施設の確保	・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。 ・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 ・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。 ・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。 ・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 ・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア　自衛隊等の航空機 イ　県等のヘリコプター ウ　他の都道府県等のヘリコプター エ　日本赤十字社静岡県支部及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

（４）　緊急輸送のための燃料確保対策

区　　分	内　　容
自動車、船舶の燃料	・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。
航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

（５）　輸送の調整等

・　市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内　　容
第１順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位	災害応急対策のために必要な輸送

・　「災害救助法」適用に基づく県の実施事項については「共通対策の巻」による。

２　市町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内　　容
市町	・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。 ・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第５節　広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

１　行政機関及び民間団体の応援活動

（１）　県

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請</td><td colspan="2">(1)　知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。
ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)　知事は、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあっせんを求める。
ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣あっせんについて必要な事項</td></tr>
<tr><td>全国知事会に対する応援要請</td><td colspan="2">知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。</td></tr>
<tr><td>市町に対する応援</td><td colspan="2">・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。
・知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。
ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、装備、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を必要とする期間
オ　その他応援に関し必要な事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">民間団体等に対する応援協力の要請</td><td>対象となる民間団体等</td><td>ア　青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字社奉仕団
イ　大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</td></tr>
<tr><td>時期及び要請事項</td><td>知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。
ア　応援協力を要請する人員
イ　作業内容
ウ　作業場所
エ　集合場所
オ　その他応援協力要請に関し必要な事項</td></tr>
<tr><td>実施方法</td><td>応援協力要請の具体的実施方法は「共通対策の巻」による。</td></tr>
</table>

（２）　県警察

県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和29年法律第162号）」第60条第１項に基づく援助を要求することができる。

ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。

ア　援助を必要とする理由
イ　援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間
ウ　援助を必要とする場所
エ　県内経路（特に道路の破損がある場合）
オ　その他必要事項

（３）　消防

知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。

ア　災害の種別・状況
イ　人的・物的被害の状況
ウ　必要な応援部隊の種類と部隊数
エ　応援部隊の集結場所及び到達ルート

（４）　市町

区　　分	内　　容
知事等に対する応援要請等	市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他応援に関し必要な事項
他の市町長に対する応援要請	・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 ・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

（５）　応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

２　自衛隊の支援

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第８３条第１項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）　派遣要請

区　　分	内　　容
要請事項	ア　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ　避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ　道路又は水路の確保の措置 キ　被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ　被災者に対する炊飯及び給水支援 コ　防災要員等の輸送 サ　連絡幹部の派遣 シ　その他知事が必要と認める事項
要請手続	・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第一航空団司令に対して、要請する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア　災害の情況及び派遣を要請する理由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項
市町長の災派遣要請の要求	・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ・また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

（２）　自衛隊との連絡

区　　分	内　　容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第１航空団と密接な情報交換を行う。

機　関　名	電話番号	県防災行政無線	
		音　声	ＦＡＸ
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550−89−1310	地上系　5−839−9106 衛星系　8−839−9106	地上系　5−839−9100 衛星系　8−839−9100
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046−822−3522（直通） 046−823−1009（夜間）	衛星系　8−844−9106	衛星系　8−844−9100
航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053−472−1111	地上系　5−843−9106 衛星系　8−843−9106	地上系　5−843−9100 衛星系　8−843−9100

連絡班の派遣等	・知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第１航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。 ・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。
自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

（３）　受入れ体制・撤収要請・経費区分

区　　分	内　　容
災害派遣部隊の受入れ体制	・県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 ・市町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ・市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

災害派遣部隊の撤収要請	知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第1航空団司令に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。

3　海上保安庁の支援

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

（1）　支援要請

区　分	内　容
要請事項	ア　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ　その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援
要請手続	・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 ア　災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ　支援活動を必要とする期間 ウ　支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項
市町長の支援要請の依頼手続き	・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

（2）　海上保安庁との連絡

区　分	内　容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第６節　災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

1　消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	（1）県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 （2）地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 （3）消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 （4）消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア　延焼火災の状況 イ　自主防災組織の活動状況 ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア　延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ　多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ　救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びプロパンガス,都市ガス,高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア　周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ　警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	・各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
県民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、エルピーガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2　水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによる。

区　　分	内　　容
水防管理者及び水防管理団体の活動	・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。 ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 ・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 ア　水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 イ　水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。 ウ　水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 (2) 市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　期間その他応援に必要な事項 (3) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

3　人命の救出活動

基本方針	(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。) に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。 (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。 (3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。 (4) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 (5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 (6) 自衛隊の救出活動は「第5節　広域応援活動」の定めるところにより行う。 (7) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内　　容
県	・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 ア　県職員を派遣し救出活動を支援する。 イ　他の市町長に対し応援を指示する。 ウ　自衛隊に対し支援を要請する。 エ　救出活動の総合調整を行う。 オ　行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。 ・災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策の巻」による。
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

市町	・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 （1）組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 （2）救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 （3）自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 （4）自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 （5）救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

4　被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

実施主体	内容	
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市町	建築物	・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県　民	・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

第７節　避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

１　避難対策

（１）　基本方針

ア　地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

イ　情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。

ウ　避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

（２）　情報・広報活動

・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第２節　情報活動」に準ずる。

・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第３節　広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。

・住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。

（３）　避難のための勧告・指示

区　　分	内　　容
勧告・指示の基準	・市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 ・警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア　避難の勧告・指示が出された地域名 イ　避難経路及び避難先 ウ　避難時の服装、携行品 エ　避難行動における注意事項
勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

（４）　警戒区域の設定

区　　分	内　　容
設定の基準	・市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 ・警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。
規制内容実施方法	・市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 ・市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（５）　避難方法等

区　　分	内　　容
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地（一次避難地及び広域避難地）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア　火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 ㈠ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 ㈡ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 ㈢ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 ㈣ 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ　山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 任意避難地区で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	・要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア　火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ　地震等に関する情報の伝達 ウ　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ　必要な応急救護 オ　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 ・ 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 ・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
避難状況の報告	「第7節　避難対策　１　避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。

２　避難所の設置及び避難生活

（１）　基本方針

市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。

（２）　避難所の設置及び避難生活

区　　分	内　　容	
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。	
設置場所	・山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア　学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ　あらかじめ協定した民間の建築物 ウ　広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。	
福祉避難所、２次的避難所	市町	・災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。
	県	・大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした２次的避難所である。
設置期間	市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。	
避難所の運営	・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 ・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	
その他	・災害救助法に基づく県の実施事項は「共通対策の巻」による。 ・県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策の巻」による。	

第８節　社会秩序を維持する活動

（共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第１７節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第９節　交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

１　陸上交通の確保

（１）　自動車運転者のとるべき措置

区　　分	内　　容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。 ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (ｲ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ　通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

（２）　県、県公安委員会、道路管理者等

区　　分	内　　容
情報の収集	県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
陸上交通確保の基本方針	・県公安委員会は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 ・県公安委員会は、区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。 ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

	・県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。	
交通規制の実施	初動の措置	・警察官は、災害が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。 ・県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
	緊急輸送路等の確保	・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第１次、第２次、第３次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 ・この場合、県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。
	交通規制実施後の広報	県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
道路交通確保の措置	道路交通確保の実施体制	道路管理者、県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
	道路施設の復旧	道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
	交通安全施設の復旧	県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
	警察官の措置命令	ア　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ　アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ　ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第２項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ　ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
	除去障害物の処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
	由比地区における緊急輸送路の確保	由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道１号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。
県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等	・緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第１項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。 ・緊急通行車両の確認事務手続き ア　確認事務処理、受付、手続等は別に定める イ　確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。 ウ　警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第２項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。	
鉄道確保の措置	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。	

2　海上交通の確保

区　　分	内　　容
情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。
海上交通の制限	・海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 ・海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 ・海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。
海上交通確保の措置	(1) 海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 (2) 港湾施設等の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。 (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

3　航空交通の確保

区　　分	内　　容
情報の収集	空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。
空港の運用制限	・空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。 ・空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。
空港機能確保の措置	・県は、東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 ・空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。

第１０節　地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

緊急物資の確保計画量	県及び市町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

実施主体	内　　容
県	・知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 ・災害の規模にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。 ・緊急物資の輸送は当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。 ・知事は、必要量の調達が困難な緊急物資について、国に対して、調達又はあっせんを要請する。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。 ・知事は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。 ・「災害救助法」に基づく県の実施事項は「共通対策の巻」による。
市　　町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 ・緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 ア　調達又はあっせんを必要とする理由 イ　必要な緊急物資の品目及び数量 ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ　連絡課及び連絡責任者 オ　荷役作業員の派遣の必要の有無 カ　経費負担区分 キ　その他参考となる事項 ・緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
県民及び自主防災組織	・緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。 ・自主防災組織は市町が行う緊急物資の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに市町を通じ被災者に配分する。
農林水産省、経済産業省	県から緊急物資の調達について協力要請があった時は、緊急物資をあっせんし又は調達する。

2　給水活動

実施主体	内　　容
県	・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 ・「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策の巻」による。
市　　町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 ・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア　給水を必要とする人員 イ　給水を必要とする期間及び給水量 ウ　給水する場所 エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ　給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約８日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日20ﾘｯﾄﾙを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
県民及び自主防災組織	・地震発生後３日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3　燃料の確保

実施主体	内　　容
県	知事は、市町から炊き出しに必要なプロパンガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、社団法人静岡県エルピーガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。
市　　町	・市町は炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とするプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア　必要なプロパンガスの量 イ　必要な器具の種類及び個数
県民及び自主防災組織	地域内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス、及び器具等を確保するものとする。

4　医療救護活動

（1）　基本方針

ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。
イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。
ウ 県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送活動」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、救護班受入による治療を実施する。
エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の広域搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。
オ 県及び市町は、東海地震の危険度の試算を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を

行う。
カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
ク 県は医療活動相互応援体制整備に努めるとともに、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

（２） 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区　分		内　容
救護所	設置	市町は、地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。
	活動	ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、仮設救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市町は、地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。
	活動	ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
仮設救護病院	設置	市町は、救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。
	活動	ア トリアージ イ 中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置 ウ 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を１ヶ所指定する。
	活動	他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。

（３） 県、市町、県民及び自主防災組織

実施主体	内　容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から医師及び医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣の要請があったときは関係機関に対して医師等の派遣を要請する。 ・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 ・知事は、市町から医師等の派遣や緊急患者及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。

	・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を県外の医療施設へ搬送するために必要な措置を講ずる。 ・災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。
市　　町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。 ・市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 ア　派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員） イ　必要な救護班数 ウ　医療救護活動を必要とする期間 エ　救護班の派遣場所 オ　その他必要事項 ・被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
県民及び自主防災組織	・傷を負った者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・負傷者で介護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

（４）　日本赤十字社静岡県支部の活動

区　　分	内　　容
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の処理等の応援を行う。
広域応援	・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ日本赤十字社に対し、医療救護班の派遣を要請する。 ・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 ・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

５　し尿処理

基本方針	し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。

実施主体	内　　容
県	・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について必要な指導を行う。 ・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。 ・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。 ・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
市　　町	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

県民及び自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

6　廃棄物（生活系）処理

基本方針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。

実施主体	内容
県	・市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について必要な指導を行う。 ・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。 ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市町	・被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
県民	・ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

7　災害廃棄物処理

基本方針	応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物をマニュアル（静岡県がれき・残骸物処理マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

実施主体		内容
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア　国、近隣都県、県内非被災市町 イ　関係団体　(ｱ) 社団法人静岡県産業廃棄物協会 (ｲ) 静岡県産業廃棄物処理協同組合
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」等による「がれき・残骸物の処理方針」（以下「処理方針」という。）を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
市町	災害廃棄物処理対策組織の設置	市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア　家屋の倒壊に伴う解体件数 イ　ごみ処理施設等の被災状況 ウ　産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ　災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ　仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市町がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
県民	・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

8　防疫活動

実施主体	内容
県	ア　知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。 イ　知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。 ウ　知事は、法第28条２項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。 エ　知事は、法第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。 オ　市町から要請があったときは、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。
市町	ア　知事の指示により必要な防疫活動を行う。 イ　被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 ウ　県の項のエに定める措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 エ　防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 オ　厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 カ　保健所を設置する市は、県の項のア及びイに定める措置をとる。
県民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

○　地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

9　遺体の捜索及び処理

基本方針	(1) 当該地域内の遺体の捜索及び処理は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び処理に協力する。 (2) 市町は、遺体の処理を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 (3) 県は、市町から要請があった場合は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。 (4) 市町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。 (5) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

実施主体	内容	
市町	遺体の捜索	市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

	遺体収容施設	設置	市町は、地震災害が発生し、遺体処理の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア　警察の協力を得て遺体処理を行う。 イ　遺体の検案、検視に必要な医師の確保に努める。 ウ　被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ　関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ　遺体の搬送及び処理に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処理		市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処理（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬		大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請		市町長は、遺体の捜索、処理、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア　捜索、処理、火葬に必要な職員数 イ　捜索が必要な地域 ウ　火葬施設の使用可否 エ　必要な輸送車両の台数 オ　遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ　広域火葬の応援が必要な遺体数
県	市町長から遺体の捜索及び処理に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、遺体の捜索及び処理に必要な要員の派遣、遺体処理器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。		
県民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。		

１０　応急住宅の確保

基本方針	避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

（１）　県

区　　分	内　　容
被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の建設	・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 ・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 ・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。
公営住宅等の一時入居	・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 ・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 ・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。
民間賃貸住宅の応急住宅としての活用	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。

応急住宅の入居者の認定及び管理	・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮しの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、災害時要援護者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。
住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 ・市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 ・資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。
住居等に流入した土石等障害物の除去	知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

（２）　市町

区　　分	内　　容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の建設及び管理運営	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。
応急住宅の入居者の認定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

応急仮設住宅の場合	①　被害世帯数（全焼、全壊、流失） ②　設置を必要とする住宅の戸数 ③　調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④　派遣を必要とする建築業者数 ⑤　連絡責任者 ⑥　その他参考となる事項
住宅応急修理の場合	①　被害世帯数（半焼、半壊） ②　修理を必要とする住宅の戸数 ③　修理に必要な資機材の品目及び数量 ④　派遣を必要とする建築業者数 ⑤　連絡責任者 ⑥　その他参考となる事項

	・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。
住居等に流入した土石等障害物の除去	・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ　除去に必要な人員 ウ　除去に必要な期間 エ　除去に必要な機械器具の品目別数量 オ　除去した障害物の集積場所の有無

１１ ボランティア活動への支援

基本方針	応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

実施主体	内容	
県	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に㈶静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、㈶静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。
	静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活動経費の助成	県は、静岡県災害ボランティア本部及び同支援センターからの活動資金の申請を取りまとめ、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、災害ボランティア活動の経費に充当する。
	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター及び各支援センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。
市町	市町災害ボランティア本部の設置、運用	・市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 ・市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。
	ボランティア活動拠点の設置	市町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第１１節　学校における災害応急対策及び応急教育

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

１　基本方針

(1)県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
(2)また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。
(3)学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
(4)中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

２　計画の作成

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>災害応急対策</td><td>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
・計画に定める項目は、次のとおりとする。
ア　学校の防災組織と教職員の任務
イ　教職員動員計画</td></tr>
<tr><td></td><td>ウ　情報連絡活動
エ　生徒等の安全確保のための措置
オ　その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</td></tr>
<tr><td>応急教育</td><td>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。
<table>
<tr><td>被害状況の把握</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr>
<tr><td>施設・設備の確保</td><td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</td></tr>
<tr><td>教育再開の決定・連絡</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td></tr>
<tr><td>教育環境の整備</td><td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr>
<tr><td>給食業務の再開</td><td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr>
<tr><td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td><td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</td></tr>
<tr><td>生徒等の心のケア</td><td>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第１２節　被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

１　基本方針

⑴　市町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
⑵　健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
⑶　各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
⑷　市町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
⑸　生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

２　実施事項

区　　分	内　　容			
県又は市町が実施する事項	・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん ・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用			
県又は市町が民間の協力を得て実施する事項	り災者に対する生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）	
		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談	
		協力機関	県、社会福祉協議会（県、市町）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	
	り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（中核市に限る。）	
		協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
		貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第７条に規定する額	
	り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児　　童	県、市町
			18歳以上	市町
		協力機関	児　　童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
			18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
		対　　象	り災身体障害児者	
		交付等の内容	・災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談	
	義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町	
		協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関	
		募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。	
		配分方法	関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。	
	義援品の受入れ	実施機関	県、市町	
		協力機関	報道機関、その他関係機関	
		受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	

<table>
<tr><td>民間団体等が他の協力を得て実施する事項</td><td>り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
<table>
<tr><td>実施機関</td><td>社会福祉協議会（県、市町）</td></tr>
<tr><td>協力機関</td><td>県、市町、民生委員・児童委員</td></tr>
<tr><td>貸 付 額</td><td>「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第１３節　県有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設･設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

１　県防災行政無線

区　　分	内　　容
県庁統制局の機能確保	・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、全県移動用無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。
中継局の機能確保	・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他全県移動、又は土木地区移動の各無線機を使用して連絡を確保する。 ・上記２つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西２点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。
総合庁舎局等の機能確保	・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか全県移動系又は地区移動系等の無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。
市町及び他機関端末局	・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。

２　警察通信無線

（１）　固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
（２）　中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

３　公共施設等

区　　分		内　　容
道　　路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、２次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ２次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	２次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	２次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、２次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
ダム、ため池及び用水路	被害状況の把握	ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給及び工業用水道施設	・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	
静岡空港	第９節「交通の確保対策」の３「航空交通の確保」に準じる。	

4　コンピュータ

（1）コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

（2）コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第１４節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区　　分		内　　容
水道 （市町）		ア　災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ　配管の仮設等による応急給水に努める。 エ　医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 （東京電力株式会社） （中部電力株式会社）		ア　電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ　電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。 ウ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ　電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ　水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス		ア　都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ　都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ　都市ガス及びプロパンガスの施設の安全点検を実施する。 エ　都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通信	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ｱ)　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (ｲ)　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞ伝言板web１７１サービスを提供する。 (ｳ)　防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ　通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ｱ)　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (ｲ)　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板サービスを提供する。 ウ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ　通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		ア　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融		ア　被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ　災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ　財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ｱ)　必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (ｲ)　預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ｳ)　被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道		ア　不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ　早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

道路	ア　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ　道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ　県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。
旅客船	ア　早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。 イ　海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。
静岡空港	ア　空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ　空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。

第１５節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前２節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

１　各施設・事業所に共通の事項

○　各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア　災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ア　津波に関する情報収集、伝達 イ　利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

２　各施設・事業所の計画において定める個別の事項

○各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

○津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア　患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ　地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ　病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

<table>
<tr><td>鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</td><td>ア　利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
イ　鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
ウ　旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設</td><td>避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</td></tr>
<tr><td>水道、電気及びガス事業</td><td><table>
<tr><td>水道（市町）</td><td>水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>貯木場</td><td>貯木の流出防止措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>道路</td><td>津波による被害が予想される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。</td></tr>
</table>

第６章　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１節　防災関係機関の活動

県、市町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

１　県

区　　分	内　　容	
静岡県震災復興本部	設置	・知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。 ・復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・復興本部は静岡県災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	・復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例（仮称）及び静岡県震災復興対策本部運営要領（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。 ・復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア　静岡県震災復興計画の策定 イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ　国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ　静岡県震災復興基金の設立及び運営管理 オ　被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保 カ　民心安定上必要な広報 キ　その他の震災復興対策
静岡県災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、総括部各班との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	・復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。 ・招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。	
震災復興対策会議	・本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。 ・震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。	
他の都道府県に対する応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めたときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。	

２　県警察

社会秩序を維持する活動	第４章第８節及び、第５章第８節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第５章第９節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3　市町

区　　分	内　　容	
市町震災復興本部	設　　置	市町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市町震災復興本部（以下「市町復興本部」という。）を設置する。
	市町災害対策本部との併設	市町復興本部は市町災害対策本部と併設できる。市町復興本部の運営に当たっては、市町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	市町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア　市町震災復興計画の策定 イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ　県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ　静岡県震災復興基金への協力 オ　相談窓口等の運営 カ　民心安定上必要な広報 キ　その他の震災復興対策
市町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	・市町復興本部が設置された場合、必要に応じ、市町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 ・招集される市町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・市町防災会議は、市町復興本部との調整を図るものとする。	

4　防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

（1）　指定地方行政機関

機　　関　　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ　復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ　警察通信施設の復旧・復興 エ　復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ　災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
財務省東海財務局	ア　被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害状況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　災害による離職状況の把握 イ　従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請 ウ　復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

農林水産省関東農政局	ア　生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施及び連絡調整 イ　被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ　中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ　生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア　管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ　復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア　緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ　県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア　県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ　県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

第三管区海上保安本部	ア　船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ　広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な措置

（２）　**指定公共機関**

機　　関　　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進
独立行政法人水資源機構	ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
郵便事業株式会社東海支社	ア　被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ　被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
郵便局株式会社東海支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア　義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加 イ　協力奉仕者及び関係団体との連絡調整 ウ　他支部への協力の要請
日本放送協会	ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社	ア　管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本通運株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
電源開発株式会社	ア　発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社	ア　ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
社団法人静岡県エルピーガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡県道路公社	ア　管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア　鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
社団法人静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア　管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ　復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

第２節　激甚災害の指定

（共通対策の巻　第４章 復旧・復興対策　第2節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第３節　震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、県民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

１　県

区　　分	内　　容
計画策定の体制	・知事は、必要があると認めたときは、副知事を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 ・計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課(室)長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 なお、これらの検討組織の詳細は、別に定める。 ・知事は、諮問機関として、広く県民各層や学識経験者の参画を得て、静岡県震災復興計画審議会を設置する。 ・審議会には、全体会議と専門部会を設置する。 ・知事は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに静岡県震災復興計画審議会に諮問する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、県の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、県民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・市町との調整	計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する震災復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

２　市町

区　　分	内　　容
計画策定の体制	市町長は、必要があると認めたときは、副市町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４節　復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

１　予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

実施主体	内　　容	
県	財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア　復旧・復興事業 イ　震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ　その他
	発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。
市町	財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア　復旧・復興事業 イ　震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ　その他
	発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

２　復興財源の確保

基本方針	（１）災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 （２）復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

実施主体	内　　容	
県	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ財源を確保する。 ア　災害復旧事業債 イ　歳入欠かん等債 ウ　その他
	その他の財源確保策	復興を目的とした宝くじの発行等による復興財源の確保を検討する。
	国への要望	・復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。 ・要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。
市町	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア　災害復旧事業債 イ　歳入欠かん等債 ウ　その他
	その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第５節　震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

1　震災復興基金の設立

実施主体	内　　容
県	・知事は、復旧・復興対策を円滑に実施するため必要となる莫大な財政需要に対処するため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。 ・基金の設立に当たっては、次の点を明確にする。 ア 基金の運営団体 イ 出捐者及び出捐比率 ウ 運用財産の貸付者及び貸付比率 エ 事業の内容 オ その他 ・基金の行う事業は、財産の運用益により賄うことを原則とする。
市　町	・市町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 ・市町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第６節　復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1　復旧計画の策定

基本方針	（１）被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 （２）そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

実施主体	内　　容	
県	状況の把握	各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策　定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
市　町	被害調査の報　告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策　定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機　関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策　定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2　基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

実施主体	内　　容	
県	復旧事業の実　施	復旧計画に基づき、関係機関と調整の上、できる限り迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

市　　町	復旧事業の実　　施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
防災関係機　　関	復旧事業の実　　施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第７節　都市・農山漁村の復興

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

１　都市・農山漁村復興計画の策定

基本方針	（１）被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 （２）このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

実施主体	内　　容
県	計画策定本部に設置される策定委員会（63-1参照）の下部組織として都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。
市　　町	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

２　都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

実施主体	内　　容	
県	被害状況の把握	・市街地復興に関する被害状況調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	緊急復興地区の抽出	市町と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
	「建築基準法」第84条による建築制限の支援及び実施	・緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限の実施について、特定行政庁である市を支援する。 ・県が特定行政庁となる区域については市町長と連絡・調整を図り、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ指定する。 ・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	都市復興基本計画の策定	市町と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成の支援	市町の被災市街地復興推進地域の都市計画案作成を支援する。
	復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援	市町の復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。
	復興まちづくり支援事業の実施の支援	市町の復興まちづくり支援事業の実施を支援する。
市　　町	被害状況の把握	市町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	建築基準法第84条による建築制限の実施	・特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 ・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
	都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
	復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3　農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

基本方針	都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

実施主体	内　　容	
県	被害状況の把握	農山漁村の復興に関する被害状況調査について市町を支援する。また、調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	復興基本方針の作成	被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、市町と連絡調整を図り、土木・農業林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、都市計画事業等で復興を行うかといった復興基本方針を作成する。
	都市計画区域への編入	・被災農山漁村を都市計画区域へ編入し都市計画事業等で復興を行おうとする区域については、国土利用計画静岡県計画を変更するとともに、都市計画区域の変更若しくは指定を行う。 ・当該区域で実施する事業手法の検討等について、市町を支援する。
	集落復興計画案等の作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、市町の集落復興計画等の作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。
	集落復興支援事業等の支援	市町の集落復興支援事業等の実施を支援する。
市　　町	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
	復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

	集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
	集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第８節　被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、県民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

１　恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

実施主体	内　　容	
県	住宅復興計画の策定	計画策定本部に設置される策定委員会（63-1参照）の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。
	住宅再建支援	被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
	民間賃貸住宅の供給促進	民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア　災害復興公営住宅の建設に関する役割分担 イ　買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担 ウ　特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担
	県営住宅等の供給	・他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、県営住宅を建設する。 ・買取り・借上げ方式による県営住宅の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。
	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
	地震保険の推進	地震保険は，地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。
市　町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
	市町営住宅等の供給	・他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、市町営住宅を建設する。 ・買取り・借上げ方式による市町営住宅の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
	地震保険の推進	地震保険は，地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

2　災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内容	
県	災害弔慰金等の支給状況の把握	・市町が実施する災害弔慰金と災害障害見舞金の支給状況を把握する。 ・他県に対し、死亡者・遺族の把握及び災害弔慰金や災害障害見舞金の支給状況を報告するよう依頼する。
	災害弔慰金給付審査委員会（仮称）の設置	災害弔慰金と災害障害見舞金の給付に関し、死因と災害の因果関係を調査し判定を行う医師、弁護士等を委員とする災害弔慰金給付審査委員会を、必要に応じ設置する。
市　町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3　被災者の経済的再建支援

（共通対策の巻　第４章 復旧・復興対策　第３節 被災者の生活再建支援「２ 被災者の経済的再建支援」に準ずる。）

4　雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

実施主体	内容	
県	雇用状況の把握	県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。
	雇用維持の要請	県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。
	再就職の支援	離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。 ア　きめ細かな職業相談の実施 イ　職業訓練、能力開発の実施 ウ　求人開拓の実施 エ　合同就職説明会等の開催 オ　公共事業を通じた雇用の場の確保
市　町	相談業務の実施 雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。	

5　災害時要援護者の支援

基本方針	（１）高齢者や障害のある人等のいわゆる災害時要援護者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 （２）生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内容	
県	被災状況の把握	・災害時要援護者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

	一時入所の実施及び調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。
	福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。 ・民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。 ・市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。
	民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
	メンタルヘルスケアの実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
	市町が実施する応急住宅入居者等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。
市　町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア　災害時要援護者の被災状況及び生活実態 イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要援護者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6　生活再建支援策等の広報・ＰＲ

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

実施主体	内　　容	
県	生活再建支援施策等の広報・ＰＲの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・ＰＲする。 ア　義援金の募集等 イ　各種相談窓口の案内 ウ　災害弔慰金の支給等に関する情報 エ　公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ　被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ　ボランティアに関する情報 キ　雇用に関する情報 ク　融資・助成情報 ケ　その他生活情報　等
	外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
	県外疎開者への広報・ＰＲの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。
市　町	生活再建支援策の広報・ＰＲ 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・ＰＲを行う。	

7　相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

実施主体	内　　容	
県	震災復興相談センターの開設	発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、各方面本部単位に震災復興相談センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。
	震災復興相談センターの業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・国、市町、関係機関の相談窓口等と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	震災復興相談センターの閉鎖等	相談状況に応じ、震災復興相談センターの役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。
県警察	・災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 ・県及び市町の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	
市　町	相談窓口等の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第９節　　地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

１　産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、県と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

実施主体	内　　容
県	計画策定本部に設置される策定委員会（63-1参照）の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
市　町	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

２　中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

実施主体	内　　容	
県	中小企業の被災状況の把握	市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
	支援制度・施策の内容の周知	・中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。 ・次の施策を必要に応じ、実施する。 ア　相談所の設置 イ　電話相談の実施 ウ　パンフレットの作成・配布

	資金需要の把握	中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
	事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。
	金融面での支援	・中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。 ・融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
	金融機関等への協力の要請	中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
	新たな支援制度の検討	被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
	国への要望	「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
市　　町	中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3　農林漁業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

実施主体	内　　容	
県	農林漁業者の被災状況の把握	市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
	支援制度・施策の内容の周知	・市町、協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。 ・次の施策を必要に応じ、実施する。 ア　相談所の設置 イ　電話相談の実施 ウ　パンフレットの作成・配布
	天災融資法に関する措置の実施	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。
	金融面での措置	農林漁業制度資金を、積極的に活用する。
	金融機関への協力の要請	資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、㈱日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。
市　　町	農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4　地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	・地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

実施主体	内　　容	
県	イベント・商談会等の実施	地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。 ア　イベント、プロジェクトの実施 イ　企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催 ウ　商談会の開催　等
	誘客対策の実施	被災観光地のイメージアップ、復興等をＰＲするため、必要に応じ、市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。 ア　県内における観光地の復興イベント等の実施 イ　県外における誘客イベント等の実施 ウ　マスコミを活用したＰＲ

		工　大規模な会議等の誘致　等
市　　町	イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、市町独自のイベント・商談会等を実施する。
	誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

静岡県地域防災計画

津波対策の巻

平成２４年６月

静岡県防災会議

目 次

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1　県	1
2　市町	1
3　防災関係機関	2
第2節　過去の顕著な災害	6
第3節　予想される災害	7
1　東海地震により予想される災害	7
2　遠地地震	8

発　　災　　前	頁
第2章　平常時対策	9
第1節　防災思想の普及	9
第2節　自主防災活動	9
第3節　防災訓練の実施	9
1　県	9
2　市町	10
第4節　津波災害予防対策の推進	10
1　避難誘導体制の確保	10
2　津波に強いまちづくり	11
3　津波避難施設等の整備	12

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策	13
第1節　防災関係機関の活動	13
1　県	13
2　市町	15
3　防災関係機関	16
第2節　情報活動	19
1　津波情報等の種類	19
2　津波情報等の伝達系統図	21
第3節　広報活動	22
第4節　災害の拡大防止活動	22
1　水防活動	23
2　人命の救出活動	23
第5節　避難活動	24
1　避難対策	24
2　避難所の設置及び避難生活	27
第6節　広域応援活動	28
1　行政機関及び民間団体の応援活動	28
2　自衛隊の支援	29
3　海上保安庁の支援	31
第7節　地域への救援活動	31
1　防疫活動	31
第8節　県有施設及び設備等の対策	32
1　公共施設等	32

第１章　総　　則

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を含むものである。

「津波対策の巻」は、以下の各章から構成する。なお、「東海地震等の危険度の試算」及び「地震防災施設緊急整備計画」、「地震防災応急対策」については、「地震対策の巻」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策の巻」第４章復旧・復興対策によるものとする。

第１章　総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第２章　平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第３章　災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（東海地震、東南海・南海地震、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　県

（１）津波防災に関する組織の整備
（２）自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
（３）防災思想の普及
（４）防災訓練の実施
（５）津波防災のための施設等の緊急整備
（６）津波警報・注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
（７）避難の勧告又は指示に関する事項
（８）水防その他の応急措置
（９）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（10）災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
（１１）犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
（１２）緊急輸送の確保
（１３）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
（１４）市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
（１５）その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

２　市町

（１）津波防災に関する組織の整備
（２）自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進
（３）防災思想の普及
（４）防災訓練の実施
（５）津波防災のための施設等の緊急整備
（６）津波警報・注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
（７）避難の勧告又は指示に関する事項

（8）消防、水防、その他の応急措置
（9）応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
（10）災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
（11）緊急輸送の確保
（12）食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
（13）その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

3　防災関係機関

（1）　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
関東管区警察局	ア　管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ　他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ　管区内防災関係機関との連携に関すること エ　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ　警察通信の確保及び統制に関すること カ　津波警報の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ　非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害情況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ　事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア　災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること イ　自ら管理又は運営する施設・設備に関すること ウ　農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること エ　津波防災上整備すべき農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること オ　津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ　被災中小企業の振興に関すること エ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）

経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア　災害予防 (ｱ) 所管施設の耐震性の確保 (ｲ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ｳ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ｴ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ　初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ　応急・復旧 (ｱ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ｲ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ｳ) 所管施設の緊急点検の実施 (ｴ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
国土交通省中部運輸局	ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア　航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ　必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ　津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ　津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ　異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること
第三管区海上保安本部	ア　船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ　海洋レジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ　海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ　海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ　危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置

（２）　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	ア　所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること イ　所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療に当たらせること ウ　ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援に当たらせること
独立行政法人水資源機構	ア　佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ　警戒体制確立等災害応急対策の実施
郵便事業株式会社 東海支社	ア　郵便事業の運営に関すること イ　施設等の被災防止に関すること ウ　利用者の避難誘導に関すること
郵便局株式会社東海支社	ア　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること イ　施設等の被災防止に関すること ウ　利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日本赤十字社静岡県支部	ア　応援救護班の派遣又は派遣準備 イ　被災者に対する救援物資の配付 ウ　血液製剤の確保及び供給のための措置 エ　赤十字飛行隊による救援又は救援準備 オ　赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
日本放送協会	ア　津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア　交通対策に関すること イ　災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　津波警報等の伝達 イ　列車の運転規制措置 ウ　旅客の避難、救護 エ　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ　津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ　施設等の整備

西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　災害時における重要通信の確保 イ　災害時における通信疎通状況等の広報 ウ　復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ　復旧用資材等の整備 ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社	ア　災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ　災害予防広報
KDDI株式会社	ア　津波に関する情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア　医療救護施設における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
都市ガス会社	ア　需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ　災害時におけるガス供給の確保 ウ　施設設備の耐震予防対策の実施 エ　災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ　災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ　燃料の確保に関する協力 オ　協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア　避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ　緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ　緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア　津波警報等津波に関する情報の伝達 イ　列車の運転規制措置 ウ　列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア　津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ　災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援

土地改良区	ア　災害予防 イ　応急・復旧 (ｱ) 関係機関との連携による応急対策の実施 (ｲ) 所管施設の緊急点検 (ｳ) 農業用水及び非常用水の確保

（４）　自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ　災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア　災害時における人命保護のための救助 イ　災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか	ア　災害時における人命保護のための救助 イ　災害時における応急復旧活動

第２節　過去の顕著な災害

○　古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。
○　安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。（資料の巻Ⅱ2-4-2 参照）
○　関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

項目／地震名	発生年月日	津波状況
関東大地震	大正 12 年９月１日 11 時 58 分	・伊豆地方で地震後５分～10 分ぐらいして前後２回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6mを記録した。 ・このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和８年３月３日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 ㎝ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 ㎝位であったが、被害はなかった。
東南海道大地震	昭和 19 年 12 月７日 13 時 35 分	・熊野灘海岸では波高 10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分くらいで 2.5mの津波がおしよせた。清水では 30 ㎝の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m位と推定された。 ・このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年 11 月５日 02 時 01 分	下田港付近では５日８時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5mに達した。石廊崎付近でも 1.2mを観測した。内浦では振幅 30～40 ㎝を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 ㎝の津波がおしよせた。石廊崎で 60 ㎝、内浦で 13 ㎝、清水で 21 ㎝が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和 35 年５月 23 日 04 時 11 分	・大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日２時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 ㎝であった。内浦 214 ㎝、清水 217 ㎝、御前崎 380 ㎝、舞阪 79 ㎝が観測された。 ・このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年2月 27 日 15 時 34 分頃	・マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から２３時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。 ・これにより、下田市で住家８棟が床下浸水した。

東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	・三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 ・県下では、11 日 16 時８分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高１４４ｃｍ、沼津市内浦で１３５ｃｍ、清水９３ｃｍ、南伊豆町石廊崎で７４ｃｍ、舞阪７３ｃｍ、焼津８３ｃｍを観測し、下田市では住家７棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

○　以上の観測結果から、大体2m以上の津波の来襲があると、被害が発生するようである。

○　また、伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第３節　予想される災害

１　東海地震により予想される災害

○　平成10年度から平成12年度の３ヶ年をかけて実施した第３次地震被害想定では、最大津波高は駿河湾内で数ｍから10m程度、遠州灘で2～3mから7m程度、伊豆半島南部で5m程度、伊豆半島東部で3～4m程度であり、沿岸の低地地域を中心に浸水被害が発生すると予想される。

○　波源域の広がる駿河湾内を中心に津波が発生し、駿河湾内の地域では直後から5分程度、遠州灘で直後から10分程度、伊豆半島南部の下田あたりで10分から15分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で30分程度で第1波が到達する。

○　津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らず、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合があるので、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

第３次地震被害想定結果

浸　水　予　想　面　積	３７．９ｋ㎡

津波の想定波高（T.P.m）

地域	市町	想定波高	地域	市町	想定波高
賀茂	下田市	2.7～5.6	中部	静岡市	1.5～7.4
	東伊豆町	3.0～4.0		焼津市	2.0～5.0
	河津町	3.0～4.5		牧之原市	3.5～7.9
	南伊豆町	2.5～5.4		吉田町	2.4～4.0
	松崎町	3.1～6.0	西部	浜松市	1.5～5.6
	西伊豆町	3.2～6.7		磐田市	2.5～5.1
東部	沼津市	2.4～9.9		掛川市	4.1～6.7
	熱海市	3.0～3.1		袋井市	3.6～5.3
	伊東市	3.0～3.7		湖西市	1.7～5.6
	富士市	2.6～3.6		御前崎市	3.9～8.2
	伊豆市	2.9～6.2			

津波による物的被害　（単位：棟）

被害区分	予知なし			予知あり
	５時	１２時	１８時	
大破	２，２４０	２，２４０	２，２４０	２，２４０
中破	３，６６６	３，６６６	３，６６６	３，６６６
一部損壊	７，４２９	７，４２９	７，４２９	７，４２９
床下浸水	１４，９５５	１４，９５５	１４，９５５	１４，９５５

津波による人的被害　（単位：人）

被害区分	予知なし			予知あり		
	５時	１２時	１８時	５時	１２時	１８時
死者	２２７	２２０	２２０	３９	３９	３９
重傷者	２７６	２７１	２７１	４６	４５	４５
中等傷者	６６３	６５２	６５２	１０４	１０３	１０３

２　遠地津波

○　チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概要	・遠地津波は、沿岸から600km以上離れた場所を震源とする地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 ・遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第１波が到達する。
特徴等	・津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波の周期は、波源域が大きいことから40～60分と近地津波の10～20分間に比べて長く、津波の継続時間も長い。そのため、チリ沖地震では津波が１日続き、インドネシアの地震では６～８時間継続したことがある。 ・遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第１波のかなり後に襲来することがあり、第３波や第４波が最大波となることがある。 ・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第２章　平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第１節　防災思想の普及

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第４節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第２節　自主防災活動

（共通対策の巻　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」に準ずる。）

第３節　防災訓練の実施

○　津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
○　県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
○　なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時のの男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　県

（１）　防災訓練の内容

○　県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。
○　訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集･伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
○　訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
○　随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

（２）　市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

○　県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
○　県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

（３）　防災訓練の実施回数

総合防災訓練　　年１回以上
個別防災訓練　　年１回以上

（４）　防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

２　市町

○　市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
○　訓練に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区　　分	内　　容
津波避難訓練	ア　3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。 イ　この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

第４節　津波災害予防対策の推進

○　県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
○　県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。
　・　最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
　・　比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
○　県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。
○　県は、国の地震防災戦略を踏まえ、「地震対策アクションプログラム２００６（以下ＡＰ２００６）」及び「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」（以下津波ＡＰ短期対策編）を策定し、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。

１　避難誘導体制の確保

１－１　市町長の避難計画の策定

区　　分	内　　容
要避難地区の指定	「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア　避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ　延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 　また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ　突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

１－２　平常時に実施する災害予防措置

（１）避難誘導体制整備

○ 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
○ 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防

災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

（2）津波危険予想地域における予防措置

○ 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

区　　分	内　　容
津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海抜標示等を行う等、住民への広報に努める。
避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	・市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て災害時要援護者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 ・県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
警戒宣言発令時	市町長は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	・市町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 ・当該地域の住民に対して、立っていられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。

2　津波に強いまちづくり

○　県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

○　県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。

○　県及び市町は、地域防災計画と都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

○　県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

○　県及び市町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

○　県及び市町は、行政関連機関、災害時要援護者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。

○　県及び市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

３　津波避難施設等の整備

○　県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
○　県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、AP2006及び津波対策ＡＰ短期対策編に基づき施設整備等を実施する。
○　県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。
○　県及び市町は、避難場所の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
○　県及び市町は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

区　　分	内　　容
津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施	津波避難や津波情報提供を目的とした施設の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、また津波ハザードマップ作成支援（耐震調査）を実施する。
港湾海岸保全施設(堤防、胸壁、水門等)の整備	港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の新設・改良（耐震化）及び自動化・遠隔化を推進する。
漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備	・漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門、陸閘、防災ステーション等）を整備する。 ・大型陸こうの自動化・遠隔操作化を推進し防災ステーション化を図る。
津波避難地・津波避難路（避難階段等)を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備	急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせた津波避難地や津波避難路（避難階段等）の整備を実施する。
津波監視施設の整備	消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

第３章　災害応急対策

津波災害が発生した場合の県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては「地震対策の巻」及び「共通対策の巻」に準ずる。

第１節　防災関係機関の活動

津波発生時の県、市町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

１　県

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	・知事は、津波が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
組織及び所掌事務	・災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。 ・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。 ア　津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ　水防その他の応急措置 エ　被災者の救助、救護、その他の保護 オ　施設及び設備の応急の復旧 カ　防疫その他の保健衛生 キ　犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持 ク　緊急輸送の確保及び調整 ケ　国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整 コ　応援の受入及び調整 サ　その他の災害の発生の防御又は拡大の防止 シ　ボランティアの受入れの調整
国の現地対策本部との連携	国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。
職員動員及び配備	・職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるとことによる。 ・本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ・方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ・それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。
防災会議の開催等	・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行なう。 ・この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。 ・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備内容</th><th colspan="2">配備部局等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">事前配備体制</td><td rowspan="2">【情報収集体制】
津波注意報が県下に発表されたとき</td><td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td><td>本庁</td><td>経済産業部水産業局、交通基盤部、危機管理部</td></tr>
<tr><td>出先</td><td>必要な地域危機管理局（※１）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【警戒体制】
津波警報が県下に発表されたとき</td><td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td><td>本庁</td><td>企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、危機管理部</td></tr>
<tr><td>出先</td><td>必要な地域危機管理局（※２）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">【警戒本部設置体制】
津波警報（大津波）が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき</td><td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td><td>本庁</td><td>企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、危機管理部</td></tr>
<tr><td>出先</td><td>必要な地域危機管理局（※２）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td></tr>
</table>

※１　賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域支援局及び下田財務事務所職員を含む。

※２　必要により、地域危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。

（１）　本部員会議

ア 知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

（２）　対策会議

ア 対策会議は、危機管理監の指名する危機担当監で構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

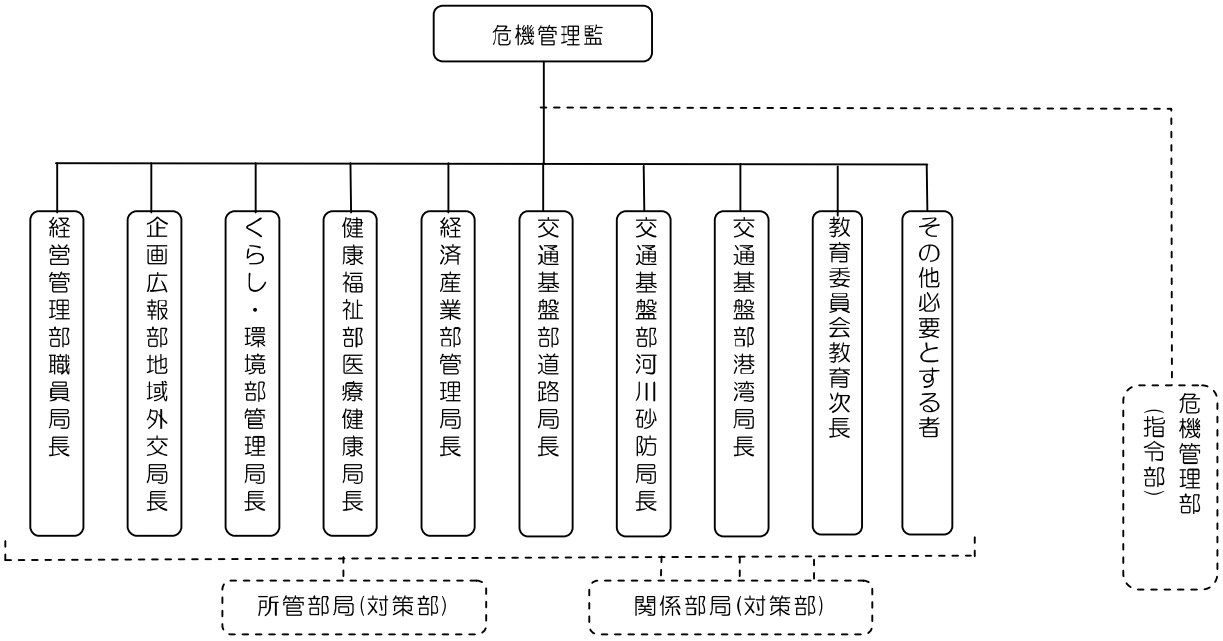

2　市町

区分		内容
市町災害対策本部		・市町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市町災害対策本部を設置する。 ・市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	ア　津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ　消防、水防その他の応急措置 エ　被災者の救助、救護、その他の保護 オ　施設及び設備の応急の復旧 カ　防疫その他の保健衛生 キ　避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ク　緊急輸送の実施 ケ　被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ　県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ　自主防災組織との連携及び指導 シ　ボランティアの受入れ
消防、水防機関の措置	消防本部	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火・救急・救助活動 ウ　地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達
	消防団、水防団	ア　被害状況等の情報の収集と伝達 イ　消火活動、水防活動及び救助活動 ウ　一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ　地域住民等の避難地への誘導 オ　危険区域からの避難の確認 カ　自主防災組織との連携、指導、支援

3　防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

（１）　指定地方行政機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ　隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ　警察通信施設の防護並びに通信統制 エ　管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局	ア　被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア　災害状況の情報収集、連絡調整 イ　関係職員の派遣 ウ　関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア　事業所等の被災状況の把握 イ　大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア　生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整 イ　被災害農林漁業者等に対する資金の融通、指導
農林水産省関東農政局 静岡地域センター 浜松地域センター	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）
経済産業省中部経済産業局	ア　電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
関東東北産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）

中部近畿産業保安監督部	ア　電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ　ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア　施設対策等 (ｱ) 河川管理施設等の対策等 (ｲ) 道路施設対策等 (ｳ) 港湾施設対策等 (ｴ) 営繕施設対策等 (ｵ) 電気通信施設対策等 イ　初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ　災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ　他機関との協力 オ　広報
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア　緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ　県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア　県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ　県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ　遭難航空機の捜索及び救助 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア　津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ　異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ　必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
第三管区海上保安本部	ア　在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ　海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ　巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ　危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ　排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ　船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ　海上における災害に係る救助・救急活動 ク　船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

（２）　指定公共機関

機　関　名	災害応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	ア　所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施 イ　所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療 ウ　ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
郵便事業株式会社東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
郵便局株式会社東海支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本銀行	ア　通貨の円滑な供給の確保 イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア　医療、助産及び遺体処理に関する応急救援 イ　被災者に対する救援物資の配布 ウ　義援金の募集配分 エ　救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
日本放送協会	ア　災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ　被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ　地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア　交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ　津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア　災害時における応急救護活動 イ　応急復旧用資材等の確保 ウ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ　鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア　防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ　被害施設の早期復旧 ウ　災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板web１７１及びｉモード災害用伝言板サービスの提供
日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
東京電力株式会社 中部電力株式会社	ア　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
電源開発株式会社	ア　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
KDDI株式会社	ア　津波情報の伝達 イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（３）　指定地方公共機関

機　　関　　名	災害応急対策として講ずる措置
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
都市ガス会社	ア　原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ　需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ　必要に応じて代替燃料の供給 エ　災害応急復旧の早期実施
社団法人静岡県エルピーガス協会	ア　需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ　必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア　交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ　緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ　県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ　津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア　用水の緊急遮断 イ　災害応急復旧の実施 ウ　津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力

第２節　情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

なお、詳細については、共通対策の巻　第３章災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」に準ずる。

１　津波情報等の種類

⑴津波警報、注意報、予報

○気象業務法に基づき、気象庁本庁は静岡県が属する津波予報区内に予想される津波の規模について津波警報・注意報を発表する。

○予想される津波の到着時刻や高さ、実際に観測された津波の到着時刻や高さ等を津波情報として発表する。

○地震発生後、津波が予想されなかったり、予想されても災害が起こるおそれがない0.2メートル未満の高さの場合には、津波予報を発表する。

○津波警報・注意報の種類等は次のとおりである。

津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで３m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、８m、６m、４m，３m、
	津波	高いところで２m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	２m、１m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	０．５m

（注）１．津波による災害のおそれがなくなったと認める場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
２．「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の内容

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

⑵津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね６００キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね６００キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署
静岡県	静岡県	気象庁本庁	

⑶　津波情報の種類

津波情報の種類は次のとおりである。

津波情報の種類

種類
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波観測に関する情報
その他



第1図　静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

2　津波情報等の伝達系統図

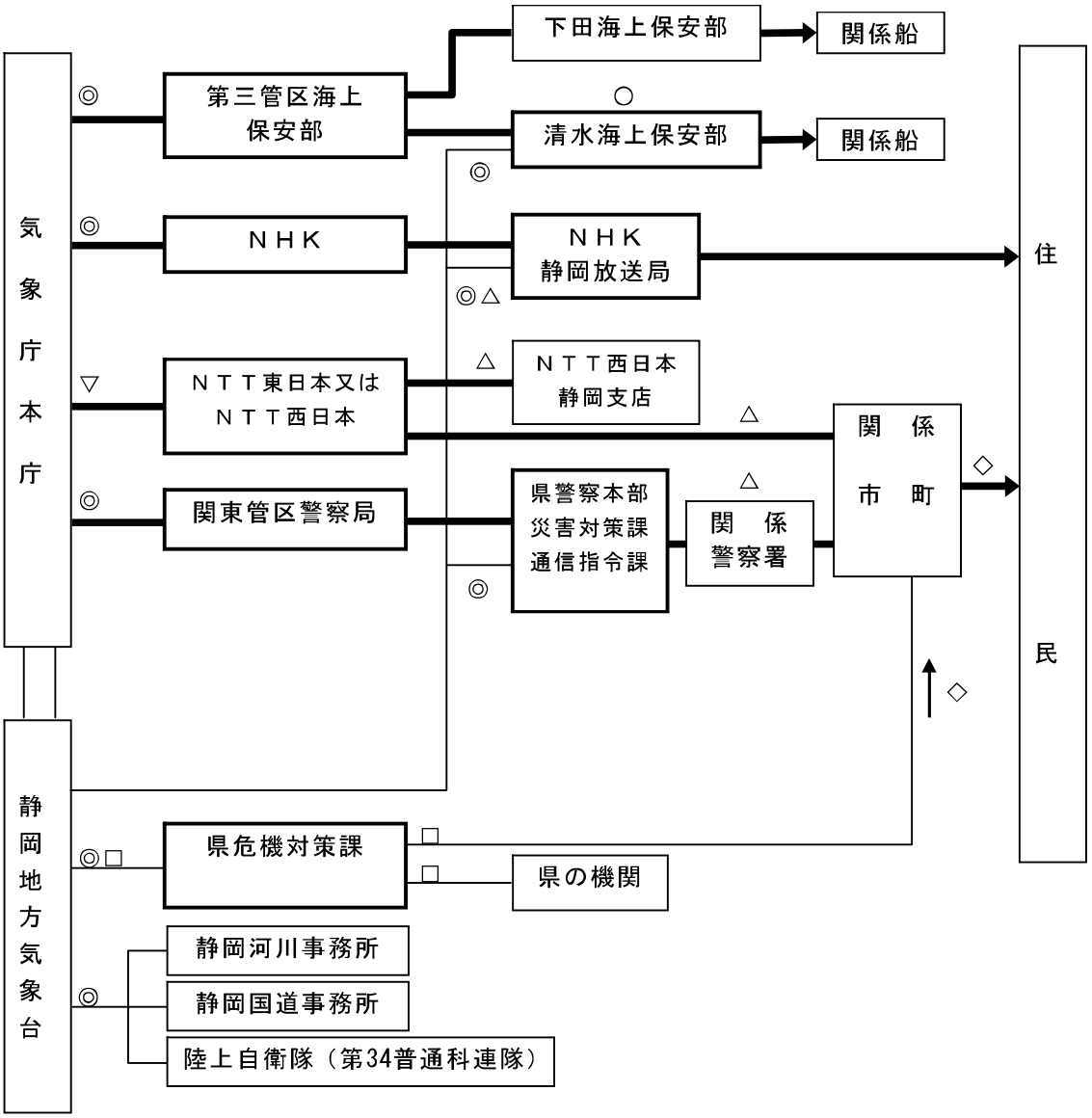

━━━　法令（気象業務法等）による通知系統

――――　地域防災計画、行政協定による伝達系統

◎防災情報提供システム
○専用電話・FAX
△加入電話・FAX
▽オンライン（アデス経由）
□県防災行政無線
◇市町村防災防災行政無線

□　法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

通信途絶時の警報・注意報伝達経路
障害等により通常の通信経路が途絶した場合、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。
このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（3点と2点との斑打）	（約10秒） 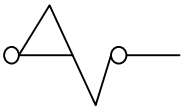 （約2秒）
津波注意報及び津波警報解除標識	（1点2個と2点との斑打）	(約10秒)(約1分)  （約3秒）

（注）1　「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	（2点）	（約5秒）  （約6秒）
大津波警報標識	（連点）	（約3秒）  (約2秒)(短声連点)

（注）鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表

地域危機管理局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区の指定してある市町
賀茂	・下田市	・東伊豆町	河津町	・南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5
東部	・沼津市	熱海市	・伊東市	・富士市	・伊豆市		5	4
中部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4
西部	・浜松市	・磐田市	・掛川市	袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	5
計							21	18

(注)1　沿岸市町は、海面監視を行う。

2　・印のある市町は避難対象地区の指定してある市町

第3節　広報活動

（共通対策の巻　第3章災害応急対策計画　第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第４節　災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

１　水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによる。

水防管理者及び水防管理団体の活動	・津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。 ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 ・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	（1）水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 ア　水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 イ　水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。 ウ　水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 （2）市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　期間その他応援に必要な事項 （3）水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

２　人命の救出活動

人命救出活動の基本方針	（1）救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。 （2）県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。 （3）県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。 （4）市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 （5）自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 （6）自衛隊の救出活動は「第６節　広域応援活動」の定めるところにより行う。

実施主体	内　　容
県	・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 ア　県職員を派遣し救出活動を支援する。 イ　他の市町長に対し応援を指示する。 ウ　自衛隊に対し支援を要請する。 エ　救出活動の総合調整を行う。 オ　行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。 ・災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策の巻」による。
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

市町	・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 （1）組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 （2）救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 （3）自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 （4）自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 （5）救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

第５節　避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

１　避難対策

基本方針	（1）津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 （2）情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。 （3）避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

（１）　情報・広報活動

○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第２節　情報活動」に準ずる。

○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第３節　広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。

○住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

（２）　避難のための勧告・指示

区　　分	内　　容
勧告・指示の基準	ア　市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 イ　警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 ウ　知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 エ　災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア　避難の勧告・指示が出された地域名 イ　避難経路及び避難先 ウ　避難時の服装、携行品 エ　避難行動における注意事項
勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

（３）　津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

①　市町が実施する自衛措置

沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。

区　　分	内　　容
津波注意報が発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難の勧告又は指示については、「１避難対策」の「(2) 避難のための勧告及び指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の勧告又は指示の伝達に努める。
津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度６弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度４程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア　海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少くとも３０分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ　報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも１時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ウ　避難の勧告、指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第１波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

②　住民が実施する自衛措置

○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の勧告又は指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

（４）　警戒区域の設定

区　分	内　容
設定の基準	・市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 ・警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。
規制内容 実施方法	・市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 ・市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（５）　避難方法等

避難地への市町職員等の配置		市町が設定した避難地（一次避難地及び広域避難地）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難の方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。また、徒歩による避難を原則とする。	
	要避難地区で避難を要する場合	津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。
	任意避難地区で避難を要する場合	住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保		市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務		（1）要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア　津波等の危険の状況に関する情報の収集 イ　津波等に関する情報の伝達 ウ　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ　必要な応急救護 オ　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 （2）市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 （3）食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
避難状況の報告		（1）市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等て次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア　避難の経過に関する報告ー危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ｱ) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (ｲ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ｳ) 市町等に対する要請事項 イ　避難の完了に関する報告ー避難完了後、速やかに行う。 (ｱ) 避難地名 (ｲ) 避難者数 (ｳ) 必要な救助・保護の内容 (ｴ) 市町等に対する要請事項
		（2）市町は、避難状況について県へ報告する。

2　避難所の設置及び避難生活

基本方針	⑴ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ⑵ 避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。

（１）　避難所の設置及び避難生活

区　　分		内　　容
避難生活者		避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所		・津波などの危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア　学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ　あらかじめ協定した民間の建築物 ウ　広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。
福祉避難所、２次的避難所	市町	・災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。
	県	・大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした２次的避難所である。
設置期間		市町長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営		・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 ・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
その他		・災害救助法に基づく県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 ・県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策の巻」による。

第６節　広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

１　行政機関及び民間団体の応援活動

（１）　県

区　　分	内　　容	
指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	・知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。 ア　派遣を要請する理由 イ　派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣について必要な事項 ・知事は、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあっせんを求める。 ア　派遣のあっせんを求める理由 イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ　派遣を必要とする期間 エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ　その他職員の派遣あっせんについて必要な事項	
全国知事会に対する応援要請	知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。	
市町に対する応援	・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 ・知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他応援に関し必要な事項	
民間団体等に対する応援協力の要請	応援協力要請の対象となる民間団体等	ア　青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字社奉仕団 イ　大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
	応援協力要請の時期及び要請事項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア　応援協力を要請する人員 イ　作業内容 ウ　作業場所 エ　集合場所 オ　その他応援協力要請に関し必要な事項
	応援協力要請の実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」による。

（２）　県警察

県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和29年法律第162号）」第60条第１項に基づく援助を要求することができる。

ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。

援助要求時に明らかにすべき事項
ア　援助を必要とする理由 イ　援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間 ウ　援助を必要とする場所 エ　県内経路（特に道路の破損がある場合） オ　その他必要事項

（３）　消防

知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。

応援要請時に明らかにすべき事項
ア　災害の種別・状況 イ　人的・物的被害の状況 ウ　必要な応援部隊の種類と部隊数 エ　応援部隊の集結場所及び到達ルート

（４）　市町

区　　分	内　　容
知事等に対する応援要請等	市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他応援に関し必要な事項
他の市町長に対する応援要請	・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 ・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

（５）　応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

２　自衛隊の支援

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第８３条第１項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）　派遣要請

区　　分	内　　容
要請事項	ア　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ　避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ　道路又は水路の確保の措置

	キ　被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ　被災者に対する炊飯及び給水支援 コ　防災要員等の輸送 サ　連絡幹部の派遣 シ　その他知事が必要と認める事項
要請手続	・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第一航空団司令に対して、要請する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア　災害の情況及び派遣を要請する理由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項
市町長の災派遣要請の要求	・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ・また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

（２）　自衛隊との連絡

区　　分	内　　容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第１航空団と密接な情報交換を行う。

機　関　名	電話番号	県防災行政無線	
		音　声	ＦＡＸ
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550−89−1310	地上系　5−839−9106 衛星系　8−839−9106	地上系　5−839−9100 衛星系　8−839−9100
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046−822−3522（直通） 046-823-1009（夜間）	衛星系　8−844−9106	衛星系　8−844−9100
航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053−472−1111	地上系　5−843−9106 衛星系　8−843−9106	地上系　5−843−9100 衛星系　8−843−9100

連絡班の派遣等	・知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第１航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。 ・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。
自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

（３）　受入れ体制・撤収要請・経費区分

区　　分	内　　容
災害派遣部隊の受入れ体制	・県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 ・市町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ・市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収要請	知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第１航空団司令に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。

3　海上保安庁の支援

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

（1）　支援要請

区　　分	内　　容
要請事項	ア　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ　その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援
要請手続	・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 ア　災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ　支援活動を必要とする期間 ウ　支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ　その他参考となるべき事項
市町長の支援要請の依頼手続き	・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

（2）　海上保安庁との連絡

区　　分	内　　容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第７節　地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う防疫活動について、県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

1　防疫活動

実施主体	内　　容
県	（1）知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。 （2）知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。 （3）知事は、法第28条２項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。 （4）知事は、法第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。 （5）市町から要請があったときは、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。

市　　町	(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 (2) 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 (3) 県の項の(4)に定める措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 (4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 (6) 保健所を設置する市は、県の項の(1)及び(2)に定める措置をとる。
県民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第８節　県有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

１　公共施設等

区　　分	内　　容	
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、２次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ２次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、２次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
工事中の公共施設、建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

（復旧・復興については、「共通対策の巻」第４章復旧・復興対策によるものとする。）

静岡県地域防災計画

原子力災害対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

目 次

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　計画の目的	1
第2節　計画の性格	1
1　静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2　地域防災計画編（「共通対策の巻」等）との整合性	1
3　市町地域防災計画との関係	1
4　計画の修正	1
第3節　計画の周知徹底	1
第4節　計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	2
第5節　防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	2
第6節　計画の基礎として想定する災害	2
第7節　防災関係機関の事務又は業務の大綱	2
1　指定地方行政機関	2
2　自衛隊	3
3　指定公共機関及び指定地方公共機関等	3
4　消防機関	4
5　静岡県	4
6　静岡県警察本部	5
7　関係市（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市）	5
8　原子力事業者（中部電力株式会社）	5

発　　災　　前	頁
第2章　平常時対策	7
第1節　基本方針	7
第2節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	7
第3節　立入検査と報告の徴収	7
第4節　原子力防災専門官との連携	7
第5節　情報の収集・連絡体制等の整備	8
1　情報の収集・連絡体制の整備	8
2　情報の分析整理	8
3　通信手段の確保	9
第6節　災害応急体制の整備	10
1　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	10
2　県原子力災害対策本部体制等の整備	11
3　対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	11
4　防災関係機関相互の連携体制	11
5　広域緊急援助隊等	11
6　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	11
7　自衛隊派遣要請体制	11
8　緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	11
9　広域的な応援協力体制等	12
10　対策拠点施設	12
11　モニタリング体制等	12
12　専門家の派遣要請手続き	13
第7節　避難収容活動体制の整備	13
1　避難計画の作成	13
2　避難所等の整備	14
3　災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備	14
4　住民等の避難状況の確認体制の整備	14
5　避難所・避難方法等の周知	14
第8節　緊急輸送活動体制の整備	14
1　専門家の移送体制の整備	14
2　交通管理体制等の整備	14
第9節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	15
1　救助・救急活動用資機材の整備	15
2　医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	15
3　消火活動用資機材等の整備	15
4　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	15
第10節　住民等への的確な情報伝達体制の整備	15
第11節　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	16
第12節　防災業務関係者に対する研修	16
第13節　防災訓練等の実施	17
1　訓練計画の策定	17
2　訓練の実施	17
3　実践的な訓練の工夫と事後評価	17

目 次

発　　災　　前	頁
第14節　原子力発電所上空の飛行規制	17
第15節　災害復旧への備え	18
第16節　事業所外運搬中の事故への備え	18
第17節　原子力発電所の安全・安心対策の推進	18
第18節　原子力に関する情報提供	18
第4章　東海地震対策	33
第1節　施設整備計画	33
1　避難者収容施設の耐震化	33
2　橋梁等の耐震化	33
3　通信連絡施設の整備	33

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
第4章　東海地震対策	33
第2節　注意情報発表時等に対する対策	33

発　　災　　後	頁
第３章　原子力災害応急対策	19
第1節　基本方針	19
第2節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	19
1　特定事象発生情報等の連絡	19
2　応急対策活動情報の連絡	20
3　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	20
第3節　活動体制の確立	21
1　県の活動体制	21
2　原子力災害合同対策協議会への出席等	22
3　専門家の派遣要請	23
4　応援要請及び職員の派遣要請等	23
5　自衛隊の派遣要請等	23
6　防災業務関係の安全確保	24
第4節　屋内退避、避難収容等の防護活動	25
1　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	25
2　災害時要援護者への配慮	26
3　避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	26
4　飲食物、生活必需品等の供給	26
第5節　治安の確保	26
第6節　飲料水、飲食物の摂取制限等	26
1　飲料水、飲食物の摂取制限	26
2　農林水産物の採取及び出荷制限	27
3　飲料水及び飲食物の供給	27
第7節　緊急輸送活動	27
1　緊急輸送活動	27
2　緊急輸送のための交通路確保	28
第8節　救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動	29
1　救助・救急活動及び消火活動	29
2　緊急被ばく医療活動等	29
第9節　住民等への的確な情報伝達活動	31
1　住民等への情報伝達活動	31
2　県内全市町への情報伝達	31
3　隣接県等への情報伝達	31
4　住民等からの問い合わせに対する対応	31
第10節　事業所外運搬中の事故への対策	32
第4章　東海地震対策	33
第1節　施設整備計画	33
第2節　注意情報発表時等における対策	33
第3節　地震災害応急対策	33

目 次

復　旧・復　興　期	頁
第5章　原子力災害復旧対策	35
第1節　基本方針	35
第2節　放射性物質による汚染の除去等	35
第3節　各種制限措置の解除	35
第4節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	35
第5節　災害地域住民に係る記録等の作成	35
1　災害地域住民の記録	35
2　影響調査の実施	35
3　災害対策措置状況の記録	35
第6節　風評被害等の影響の軽減	35
第7節　被災中小企業等に対する支援	35
第8節　心身の健康相談体制の整備	36
第9節　物価の監視	36

図　　表	頁
別図（3-2-1）　防災関係機関の情報連絡系統図	39
別図（3-8-1）　救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	41
別図（3-8-2）　初期被ばく医療機関	41
別図（3-8-3）　二次被ばく医療機関	41
別図（3-8-4）　三次被ばく医療機関	41
別表（4-2-1）　地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書	42
別表（4-3-1）　東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	43
別表（5-5-1）　被災地住民登録様式	44

目 次

第１章　総　　則

第1節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。

この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。

第2節　計画の性格

１　静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

２　地域防災計画編「共通対策の巻」等）との整合性

この計画は、地域防災計画「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については地域防災計画「共通対策の巻」等によるものとする。

３　市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画「原子力災害対策の巻」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県のふじのくに危機管理計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町の「原子力災害対策の巻」の作成又は修正に協力するものとする。

４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節　計画の周知徹底

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の

習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節　計画の作成又は修正に際し尊重するべき指針

県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第5節　防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（ＥＰＺ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。

この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市（以下「関係市」という。）において、浜岡原子力発電所から半径１０㎞以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする。

第6節　計画の基礎として想定する災害

前節の防災対策を重点的に充実すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、次のとおりである。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により発電所からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。

したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮する。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第7節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画編「共通対策の巻」第１章第１節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

１ 指定地方行政機関

機　関　名	所　掌　事　務
関東管区警察局	１ 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 ２ 他管区警察局及び警察庁との連携 ３ 管区内防災関係機関との連携 ４ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ５ 警察通信の確保及び統制

東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付
関東農政局	1　被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2　災害時における主要食料等の需給対策
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援
中部近畿産業保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 （静岡地方気象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保

2 自 衛 隊

機　関　名	所　掌　事　務
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第11飛行教育団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援

3 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機　関　名	所　掌　事　務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保

西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社 ケイディディアイ株式会社	通信の確保
日本赤十字社 ㈳静岡県医師会 ㈳静岡県歯科医師会 ㈳静岡県薬剤師会 ㈳静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	災害時における医療助産その他救助の実施
㈱国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
公益社団法人静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
日本通運株式会社 ㈳静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
㈳静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
㈱日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1専門家の派遣 2放射線測定機材の提供 3災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
㈱放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること

4 消 防 機 関

機　関　名	所　掌　事　務
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力

5 静　岡　県

所　掌　事　務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 緊急被ばく医療措置 15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保

16 汚染飲食物の摂取制限等
17 住民等からの問い合わせ対応
18 放射性汚染物質の除去
19 制限措置の解除
20 関係市の原子力防災対策に対する助言及び協力
21 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
22 国及び関係機関への支援の要請

6 静岡県警察本部

所　　掌　　事　　務
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
2 立入制限及び交通規制
3 治安の確保

7 関係市（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市）

所　　掌　　事　　務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 災害状況の把握及び伝達
6 市災害対策本部の設置
7 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
8 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
9 避難の勧告、指示及び立入制限
10 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
11 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
12 汚染飲食物の摂取制限等
13 住民等からの問い合わせ対応
14 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
15 制限措置の解除
16 県が行う原子力防災対策に対する協力
17 損害賠償請求等に必要な資料の整備
18 県及び関係機関への支援の要請

8 原子力事業者（中部電力株式会社）

所　　掌　　事　　務
1 原子力発電所の防災体制の整備
2 原子力発電所の災害予防
3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
5 原子力発電所施設内の応急対策措置
6 通信連絡体制の整備
7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
8 原子力防災資機材の整備
9 原子力災害活動で使用する資料の整備

10 環境放射線モニタリングの実施
11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
12 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
13 放射性汚染物質の除去
14 災害の復旧

第2章　　平常時対策

第1節　基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

また、県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づく、事故・トラブルに関する情報公開の徹底による安全安心対策の推進と、原子力に関する情報提供について定める。

（第2章　その1　原災法及び災害対策基本法に基づく予防体制の整備及び原子力災害事前対策）

第2節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1　協　議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らのふじのくに危機管理計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第７条第２項に基づき牧之原市、菊川市及び掛川市（以下「関係周辺市」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

2　届　出

⑴　県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

⑵　県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

⑶　県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節　立入検査と報告の徴収

⑴　県は、別に定める要領に従い、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

⑵　立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節　原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成又は修正、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施

設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第5節　情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係市、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1　情報の収集・連絡体制の整備

⑴　県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

⑵　機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

⑶　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

⑷　非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

⑸　移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系無線（車載型、携帯型）、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

⑴　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

⑵　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

⑶　防災対策上必要な資料

県は、関係市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県の原子力災害対策本部設置施設（県庁別館本部管理室）及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

① 原子力発電所に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力発電所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 周辺地図 …… 資料１

イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、災害時要援護者の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。） …… 資料２

ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。） …… 資料３

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。） …… 資料４

オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、身体障害のある人援護施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。） …… 資料５

カ 周辺地域の医療施設に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。） …… 資料６

キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料…… 資料７

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象に関する資料（過去１年間の県環境放射線監視センターにおける風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等…… 資料８

イ 線量推定計算に関する資料…… 資料９

ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料…… 資料 10

エ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料…… 資料 11

オ 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料…… 資料 12

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料…… 資料 13

イ 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料…… 資料 14

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料…… 資料 15

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、関係市との間の専用回線網の整備

県は、経済産業省、文部科学省及び関係市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

⑵　通信手段・経路の多様化

①　通信経路の多様化と活用

県は、防災行政無線、原子力緊急時連絡網の整備を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

②　機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

③　多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。

④　災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

第6節　災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第３章「原子力災害応急対策」に反映させるものとする。

１ 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

⑴　県原子力災害警戒本部の設置準備体制

県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、特定事象（原災法第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象）発生に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。

⑵　県原子力災害警戒本部の体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

⑶　対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び関係市と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

⑷　現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催する場合、県はこの会議に職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定すると

ともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 県原子力災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び関係市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、（独）放射線医学総合研究所、㈱日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、関係市及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、文部科学省、関係都道府県、関係市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第１章第７節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、防災対策に努めるものとする。

5 広域緊急援助隊等

県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、広域緊急援助隊等の県外部隊の援助要請体制の整備に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について近隣市町及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

7 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急被ばく医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、隣接都道府県等との応援協定に基づく応援協力体制の構築、及び県内の市町間の応援協定締結の促進と応援協力体制構築を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。

名　　称	締　結　年　月　日	構　成　都　道　府　県　等
災害応援に関する協定（中部圏９県１市）	平成７年 11 月 14 日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	平成８年６月 13 日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成８年７月 18 日	全都道府県
原子力災害時の相互応援に関する協定	平成 13 年１月 31 日	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

10 対策拠点施設

(1)　県は、原災法第 12 条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、経済産業大臣から意見を求められた場合は、意見を経済産業大臣に提出するものとする。

(2)　県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(3)　県及び国は相互に連携して、対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

11 モニタリング体制等

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1)　緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める緊急時環境放射線モニタリング指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するものとする。

⑵　モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

⑶　モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

⑷　緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領において定めておくものとする。

⑸　関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時から緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

⑹　緊急時放射能影響予測システム

県は、国及び原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

12　専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第7節　避難収容活動体制の整備

1　避難計画の作成

県は、関係市に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。また、県は、関係市に対し、複数の市町にまたがる広域的な避難誘導計画をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

この場合において、県は、関係市に対し、避難に関する次の事項について原子力災害が単独で発生した場合と、東海地震の発災後に万が一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくよう助言するものとする。

⑴　地域別の避難場所

⑵　避難の方法

⑶　避難場所での行動

⑷その他避難等に関する留意事項

2 避難所等の整備

⑴ 避難所の整備

県は、関係市に対し、地域危機管理センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

⑵ 福祉避難所の整備

県は、関係市に対し、要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保に努めるよう助言するものとする。

⑶ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

⑷ コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、関係市に対し、高齢者、障害のある人、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備について助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市に対し助言するものとする。

5 避難所・避難方法等の周知

県は、関係市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2 交通管理体制等の整備

⑴ 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

⑵　県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

⑶　県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

⑷　県は、国及び市町の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、既存の被害状況の把握装置や情報板などを活用し、道路管理の充実を図るものとする。

第9節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1　救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市と協力し、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2　医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

3　消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及び消防体制の整備に助言するものとする。

4　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

⑴　県は、国及び関係市と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。

⑵　県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、関係市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 10 節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

⑴　県は、国及び関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

⑵　県は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。

⑶　県は、国、関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

⑷　県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市と連携し、高齢者、障害のある人、

外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

⑸　県は、コミュニティー放送局、ＦＭ電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶなど多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 11 節　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、国、関係市及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

⑴　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
⑵　原子力発電所の概要に関すること。
⑶　原子力災害とその特性に関すること。
⑷　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
⑸　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
⑹　コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
⑺　緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

第 12 節 防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

⑴　原子力防災体制及び組織に関すること。
⑵　原子力発電所の施設の概要に関すること。
⑶　原子力災害とその特性に関すること。
⑷　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
⑸　緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
⑹　原子力防災対策上の諸設備に関すること。
⑺　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
⑻　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑼　放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
⑽　その他緊急時対応に関すること。

第 13 節　防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 防災訓練に関する県の計画

県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各項目ごとの訓練、各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練等の訓練計画を策定するものとする。

① 災害対策本部等の設置運営訓練
② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
③ 緊急時通信連絡訓練
④ 緊急時モニタリング訓練
⑤ 緊急被ばく医療訓練
⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
⑦ 周辺住民避難訓練

(2) 防災訓練に関する国の計画

県は、経済産業省が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際に、緊急時モニタリング、住民に対する情報提供、住民避難及び緊急被ばく医療等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 県の計画に基づく訓練の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の各項目ごとの訓練、各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 国の計画に基づく訓練の実施

県は、経済産業省が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するに当たり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 14 節　原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和 44 年７月５日付け空航第 263 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

１　施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。

２　施設附近の上空に係る航空法第 81 条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

第 15 節　災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して、放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 16 節　事業所外運搬中の事故への備え

県は、原子力事業者及び運搬を委託された者から運搬中の事故による特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、海上保安部署、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、適切な対応をとるために必要な体制を整備するものとする。

（第2章　その2　情報公開の徹底、安全安心対策の推進、原子力に関する情報提供）

第 17 節　原子力発電所の安全・安心対策の推進

県は、事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。

県は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果について定期的に環境放射線安全協議会で確認を得るとともに公表する。

第 18 節　原子力に関する情報提供

県は、防災と原子力に関するス科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。

また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。

第3章　　原子力災害応急対策

第1節　基本方針

本章は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1　特定事象発生情報等の連絡

⑴　原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

①　原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15 分以内を目途として、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、関係市、所轄警察署、関係市所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信し、さらに、経済産業省、県及び所在市に対してはその着信を確認することとされている。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②　経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、所在市及び県警察本部等に連絡することとされている。

③　県は、原子力事業者及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

④　原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、所在市に連絡することとされている。

⑵　県のモニタリングステーションで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

①　県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーションにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。

②　連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

⑶　連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図３－２－１のとおりである。

2　応急対策活動情報の連絡

(1)　特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①　原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、関係市、所轄警察署、関係市所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、県は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②　県は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③　県は、関係周辺市及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④　県及び所在市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑤　県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2)　原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

①　県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と共に、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

②　県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

③　原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び関係市をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1)　特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。さらに、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。

(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、対策拠点施設に派遣した職員に対し、連絡するものとする。

第3節　活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 警戒本部の設置準備等

① 警戒本部の設置準備体制

県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう準備態勢をとるものとする。

② 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア　知事が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ　警戒本部が設置されたとき。

③ 関係市への連絡

県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を関係市へ連絡するものとする。

(2) 警戒本部の設置等

① 警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき

⑶　災害対策本部の設置等

① 災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ　災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

⑷　国及び関係市への連絡

県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国及び関係市へ連絡するとともに、関係市に対して警戒態勢、市災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。

⑸　災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）によるものとする。

2　原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は次の表のとおりである。

原子力災害合同対策協議会

緊急事態対応方針決定会議＝最重要事項の調整	
構成員：　原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 経済産業省原子力安全・保安院審議官 内閣府政策統括官付企画官 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当） 消防庁広域応援対策官	原子力安全委員 静岡県原子力災害現地対策本部長 関係市災害対策本部長（副本部長） 原子力事業者（取締役本部長クラス） その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者

全 体 会 議 ＝ 関 係 者 の 情 報 共 有

構成員：
- 原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣）
- 経済産業省原子力安全・保安院審議官
- 内閣府政策統括官付企画官
- 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当）
- 消防庁広域応援対策官
- 文部科学省防災環境対策室長（放射線班責任者）
- 内閣府（原子力安全委員会事務局）
- 警察庁
- 防衛省
- 環境相
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 国土交通省
- 海上保安庁
- 気象庁
- 原子力安全委員
- 緊急事態応急対策調査委員
- 静岡県原子力災害現地対策本部長
- 関係市災害対策本部長（副本部長）
- 県警察部長クラス
- 原子力防災専門官（担当）
- 保安検査官事務所所長
- 放射線医学総合研究所
- 日本原子力研究機構（原子力緊急時支援・研修センター）
- 指定公共機関関係者
- 原子力事業者（取締役本部長クラス）
- 総括班責任者（経済産業省原子力関係課長）
- プラント班責任者（経済産業省総括電気工作物検査官）
- 医療班責任者、住民安全班責任者（県担当部長クラス）
- 広報班責任者（経済産業省原子力関係課長）
- 運営支援班（経済産業省中部経済産業局）
- その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者

3 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

⑴ 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県公安委員会は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、必要があると認めるときは、県外部隊等の援助を要請するものとする。

⑵ 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市長から要請があった場合は、

国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請するものとする。

また、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

⑴ 防災業務関係者の安全確保の方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には現地対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

⑵ 防護対策

① 現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、関係市及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、アラームメータ等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、現地対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

⑶ 防災業務関係者の被ばく管理

① 防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の被ばく管理については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対　　象	指　　標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で　50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮　　膚：等価線量で１シーベルトを上限とする。

（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

② 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を現地対策本部に置くものとする。

③　県の被ばく管理を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行うものとする。

④　現地対策本部の被ばく管理を担う班及び現地モニタリング班は、現地医務福祉班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

⑤　県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑥　県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節　屋内退避、避難収容等の防護活動

1　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

⑴　県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣等の指示に従い、関係市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

⑵　県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

⑶　県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとする。

⑷　県は市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市に対し避難所となる施設を示すものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標は、次表のとおりとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防　護　対　策　の　内　容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
１０～５０	１００～５００	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、国現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
５０以上	５００以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。

（注）１　予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての

指示が行われる。

2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 災害時要援護者への配慮

県は、関係市と協力し、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、関係市長が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

措置内容	要請機関
立入制限及び交通規制	1 関係市　2 消防機関 3 静岡県警察本部　4 清水海上保安部 5 東京空港事務所　6 道路管理者

4 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

第5節　治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第6節　飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように関係市に指示するものとする。

飲食物摂取制限に関する指標

対　　象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：Ｉ－131）
飲　料　水	３００ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	２，０００ベクレル／キログラム以上

対　　象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲　料　水	２００ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野　菜　類	５００ベクレル／キログラム以上
穀　　類	
肉・卵・魚・その他	

２　農林水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は関係市に指示するものとする。

３　飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を関係市に指示したときは、県ふじのくに危機管理計画（一般対策の巻）第３章第８節の食糧供給計画及び第３章第 10 節の給水計画に基づき、関係市と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第7節　緊急輸送活動

１　緊急輸送活動

⑴　緊急輸送の順位

県は、関係市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送、緊急事態対応方針決定会議のメンバー
第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位　災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

⑵　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

①　避難者、負傷者等
②　救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
③　コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

④　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑤　緊急事態対応方針決定会議のメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）、災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、県の原子力災害現地対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員等）及び必要とされる資機材

⑥　その他緊急に輸送を必要とするもの

⑶　緊急輸送体制の確立

①　県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

②　県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請するものとする。

輸　送　内　容	関　　係　　機　　関
モニタリング要員 各 種 資 機 材	１（社）静岡県トラック協会 ２ 日本通運（株） ３ 自　衛　隊 ４ 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） ５ 第三管区海上保安本部
避 難 住 民 等	１（社）静岡県バス協会 ２ 自　衛　隊 ３ 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

③　県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通路確保

⑴　緊急輸送のための交通路確保の基本方針

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。

県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応するものとする。

⑵　交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、車両感知器等により、交通状況の把握に努めるものとする。

県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、必要な交通規制及び交通情報の提供を行うものとする。

県公安委員会及び県道路管理者は、交通規制に当たり、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第8節　救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動

1　救助・救急活動及び消火活動

⑴　県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

⑵　県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

⑶　県は、関係市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には次の事項に留意するものとする。

①　救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間

②　必要とする応援の任務と人員、車両及び資機材の概数等

③　関係市への進入経路及び集結（待機）場所

2 緊急被ばく医療活動等

⑴　県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。

⑵　県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

⑶　近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。

⑷　緊急被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた緊急被ばく医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
医療機関等	１救護所等（避難所） （※１） ２浜岡原子力発電所内医療施設 ３別表（３－８－２）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表３－８－３）	放射線医学総合研究所 （別表３－８－４）
スクリーニング、線量評価 （※２）	１スクリーニング ２簡易な放射線測定による個人線量評価	１スクリーニング ２専門的な個人線量評価(三次被ばく医療機関からの技術支援)	１高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	初期及び二次医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	１安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 ２救急蘇生法等 ３合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 ４内部被ばく患者に対する初期対応等	１局所被ばく患者の診療開始 ２高線量被ばく患者の診療開始 ３合併損傷の治療 ４内部被ばくに対する診療の開始等	１重篤な局所被ばく患者の診療 ２高線量被ばく患者の診療等 ３重症の合併損傷の治療 ４重篤な内部被ばく患者に対する診療等
資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等)	１初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣 ２原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	１他の緊急被ばく医療機関への技術的支援、専門家派遣 ２原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	１外来診療で完結 ２外来診療→転送 （※３）	１入院診療 ２診療開始→転送 （※３）	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	(独)放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

（※１）救護所等においては、（別表３－８－１）の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。

（※２）スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。

（※３）転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関等への転送を言う。

⑸　初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。

⑹　県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の予防服用について指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の予防服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

⑺　県は、自ら必要と認める場合又は関係市等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配

慮を要請するものとする。

第9節　住民等への的確な情報伝達活動

1　住民等への情報伝達活動

⑴　県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

⑵　県は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や関係市と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

⑶　県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

⑷　県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

⑸　県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビ、ラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2　県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

3　隣接県等への情報伝達

県は、原子力災害及び避難者の状況並びに県や国、関係市等が講じている施策に冠する情報等を隣接県等と共有するため、必要に応じ、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を行うものとする。

4　住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係市等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。

第 10 節　事業所外運搬中の事故への対策

⑴　原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15 分以内を目途として官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。

⑵　県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。

⑶　原子力緊急事態に至った場合には、国は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。

県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章　　東海地震対策

第1節　施設整備計画

東海地震対策として、次の施設整備を推進する。

1　避難者収容施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

2　橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

3　通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び市町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節　注意情報発表時等における対策

1　東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。

2　注意情報発表時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。

3　警戒宣言発令時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表(４－２－１)により報告するものとする。

4　警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節　地震災害応急対策

1　原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（４－３－１）により報告するものとする。

2　県及び関係市は、１により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び関係市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。

3　関係市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。

4　関係市は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。

5　緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。

6　災害対策本部等運営要領により、現地本部を設置したときは、関係市に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は現地本部が所管するものとする。

7　県は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

第5章　　原子力災害復旧対策

第1節　基本方針

本章は、原災法第 15 条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節　放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節　各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節　災害地域住民に係る記録等の作成

１　災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表５－５－１）により記録することに協力するものとする。

２　影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

３　災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節　風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節　被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ制度融資等を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、 相談

窓口を設置するものとする。

第8節　心身の健康相談体制の整備

県は、国及び関係市とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9節　物価の監視

県は、国及び市町と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

図　　表

別図（３－２－１）　防災関係機関の情報連絡系統図　……39

別表（３－８－１）　救護所等における初期被ばく医療活動
実施医療機関　……41

別表（３－８－２）　初期被ばく医療機関　……41

別表（３－８－３）　二次被ばく医療機関　……41

別表（３－８－４）　三次被ばく医療機関　……41

別表（４－２－１）　地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所
応急保安措置実施状況報告書　……42

別表（４－３－１）　東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・
設備等点検結果報告書　……43

別表（５－５－１）　被災地住民登録様式　……44

別図（3－2－1）　　防災関係機関の情報連絡系統図

1　原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）

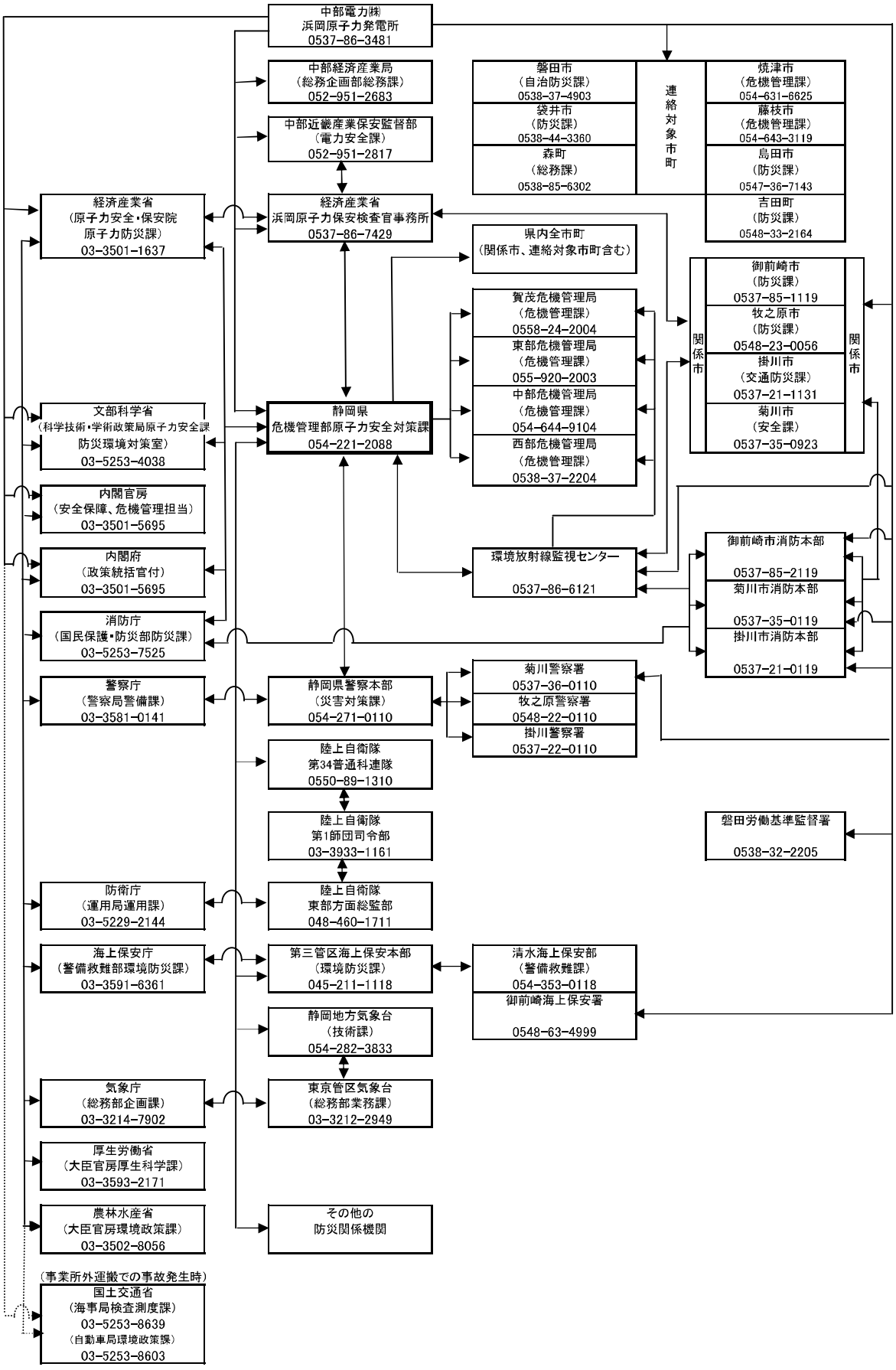

2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の連絡

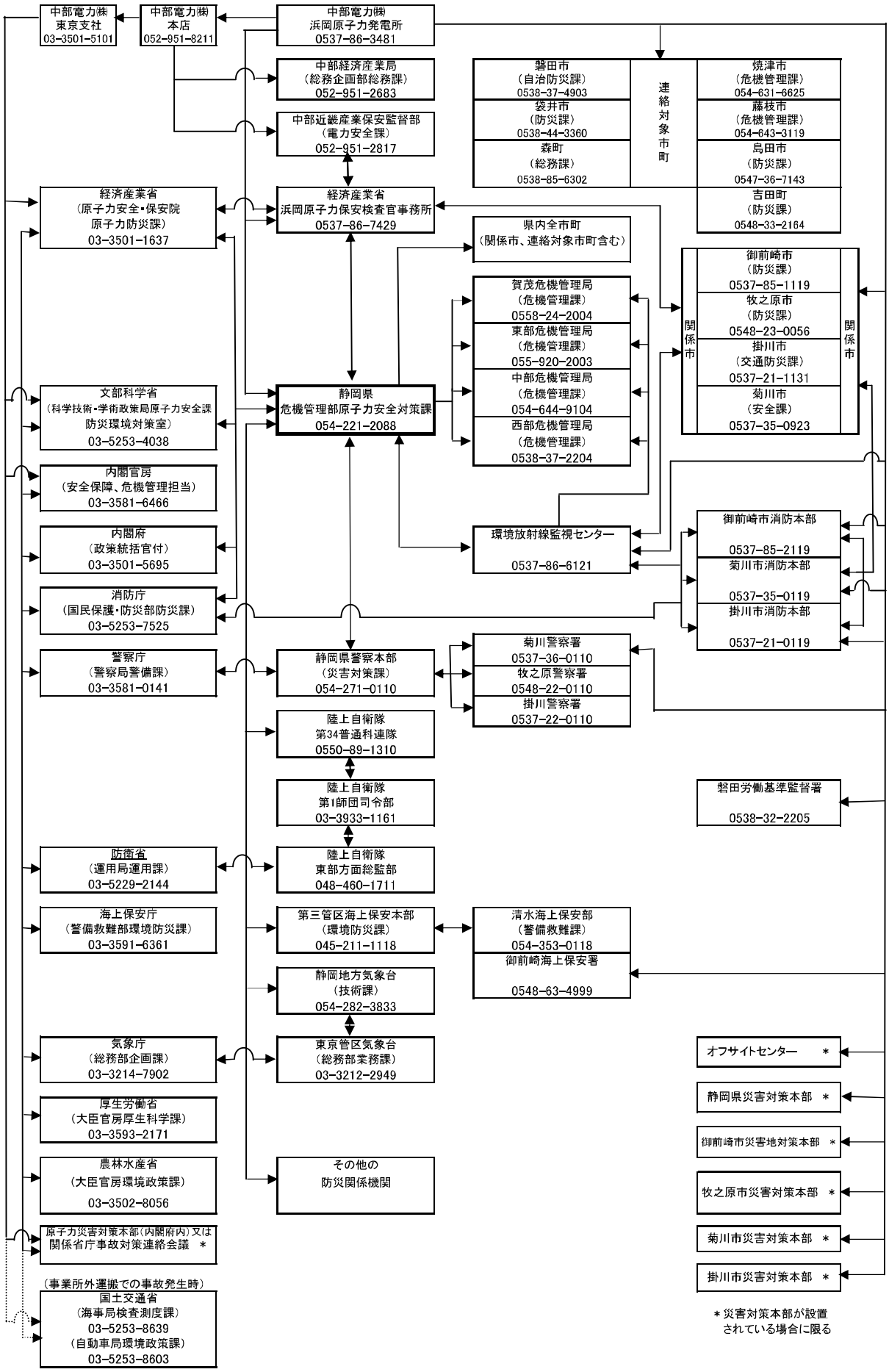

別表（３－８－１）

救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病　院　名	所　在　地	電　話
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111

別表（３－８－２）

初期被ばく医療機関

病　院　名	所　在　地	電　話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131
掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135

別表（３－８－３）

二次被ばく医療機関

病　院　名	所　在　地	電　話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111

別表（３－８－４）

三次被ばく医療機関

病　院　名	所　在　地	電　話
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	平日 9:00～20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008（守衛所） 上記に連絡取れない場合 090-8891-5844 090-8891-5845 080-1160-1002

別表（4－2－1）

地震警戒宣言発令時における
浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書

防災機関	

情報ルート

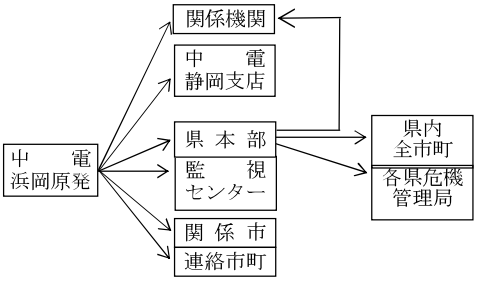

関係市：御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市
連絡市町：焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、磐田市、袋井市、森町

区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
中電	第　号				
監視センター	第　号		月日時分		
危機管理局	第　号		月日時分		
本部	第　号		月日時分		

概況

1　原子炉の状態

月　日　時　分現在

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
原子炉出力	%	%	%	%	%
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
原子炉停止日時	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分

2　災害予防対策実施状況

完了　・　実施中

3　発電所地震警戒本部等

3－(1)　地震警戒本部設置日時　　月　日　時　分
3－(2)　応急復旧資機材の確保　　YES　NO
3－(3)　対外通信連絡手段の確保　　YES　NO

特記事項

添付資料　有（　枚）　無

別表（4－3－1）

東海地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	防災機関	

情報ルート

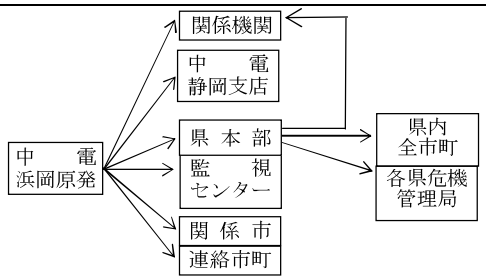

関係市：御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市

連絡市町：焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、磐田市、袋井市、森町

区　分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
中　電	第　号				
監　視 センター	第　号		月日時分		
危機管理局	第　号		月日時分		
本　部	第　号		月日時分		

概　況

1　原子炉の状態

月　日　時　分現在

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
停止日時	日　時　分	日　時　分	日　時　分	日　時　分	日　時　分
地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO

2　発電所の状況

2－(1)　発電所施設・設備の状況

2－(2)　事務建屋他構内建築物等の状況

3　放射線測定、監視結果

3－(1)　排気筒ガスモニタ指示値　　異常無　　異常有

3－(2)　モニタリングポスト指示値　　異常無　　異常有

4　発電所災害対策本部

4－(1)　災害対策本部設置日時　　月　日　時　分

4－(2)　対外通信連絡手段の確保　　YES　　NO

特記事項

添付資料　有（　枚）　無

被災地住民登録様式

1ページ

被災地住民登録票

平成　年　月　日

市町名

2ページ

第　号

ふりがな 氏　名		男 女	明 大 昭 平　年　月　日生
職　業		年令	満　才
居住地			
事故発生時の場所			
	屋内(木造・鉄骨、コンクリート)　屋外		
	事故現場からの距離(km)　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10		

事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間
	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外
	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間
	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外

汚染の程度		
除染その他措置状況	衣　服	A.　B(携行、支給)
	身　体	A.　B.　C.　D
	医療措置	A.　B.　C.　D.　E
被ばく当時の急性症状		

3ページ

退避所名	
退避期間	年　月　日～　年　月　日
その他参考事項	
発行年月日	年　月　日
発行者	○○市町長　　氏　　名　㊞

4ページ

この登録票について

1　この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
2　住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
3　この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。
4　この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

(記載上の注意)
衣服の欄　A　更衣せず　B　更衣
身体の欄　A　無処置　B　水により洗浄　C　洗剤により洗浄　D　特殊洗剤により洗浄
医療措置の欄　A　要せず　B　薬品投与　C　一般検査　D　精密検査　E　治療

静岡県地域防災計画

風水害対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

目 次

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　過去の顕著な災害	1
1　風水害	1
2　竜巻	2
3　地すべり等	2
第2節　予想される災害と地域	3
1　風水害	3
2　高潮・高波	4
3　土石流・地すべり・がけ崩れ	5

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	7
第1節　河川災害予防計画	7
1　本県河川の特徴	7
2　河川の治水対策	7
3　浸水想定区域の指定と周知	7
第2節　海岸保全災害防除計画	8
1　本県海岸の特徴	8
2　海岸防災林造成事業	8
第3節　港湾漁港保全災害防除計画	8
第4節　道路・橋りょう災害防除計画	8
第5節　土砂災害防除計画	9
1　本県の土砂災害対策	9
2　砂防事業	9
3　地すべり対策事業	9
4　急傾斜地崩壊対策事業	9
5　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	9
6　土砂災害防止法の施行	10
7　その他のソフト対策	10
第6節　治山災害防除計画	10
1　治山事業	10
2　山地災害危険地対策	10
3　総合的な山地災害対策	10
第7節　林道災害防除計画	11
第8節　農地災害防除計画	11
1　ため池等整備事業	11
2　農地保全事業	11
3　海岸保全事業	11
4　湖岸堤防補強事業	11
5　たん水防除事業	11
（参考資料）	
表1　河川改修事業一覧	12
表2　直轄海岸保全施設整備事業	12
表3　補助海岸保全施設整備事業	12
表4　県単独特定海岸保全施設整備事業	12
表5　県営港湾及び県営漁港海岸保全事業	13
表6　道路災害防除事業	13
表7　砂防事業	13
表8　地すべり対策事業	13
表9　急傾斜地崩壊対策事業	14
表10　治山災害防除事業	14
表11　林道災害防除事業	14
表12　農地防災事業計画及び実施状況一覧表	15

目 次

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	17
第1節　県災害対策本部	17
１　本部員会議	17
２　対策会議	17
第2節　情報収集・伝達	18
第3節　広報活動	18
第4節　水防組織	19
第5節　指定水防管理団体、水防機関	19
１　指定水防団体	19
２　水防機関	20
第6節　水防に関する予警報	20
１　「水防活動」の気象注意報・気象警報等	20
２　洪水予報	20
３　水防警報	22
４　避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報	22
５　水位の観測及び雨量観測	25
６　情報連絡体制	25
第7節　通信連絡系統	26
１　水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図	26
２　水位通報系統図	27
第8節　県の非常配備体制	28
第9節　水防管理団体の水防計画	28
第10節　水防区域の危険箇所	29
第11節　水防資機材の整備及び調達	29

第１章　総　　則

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策の巻」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策の巻」第４章復旧・復興対策によるものとする。

章	記　載　内　容
第１章　総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画
第３章　災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第１節　過去の顕著な災害

１ 風　水　害

(1) 台　　風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。

この経路を大別すると、以下の三つの経路となる。

県下に大被害を与えた主要台風経路図

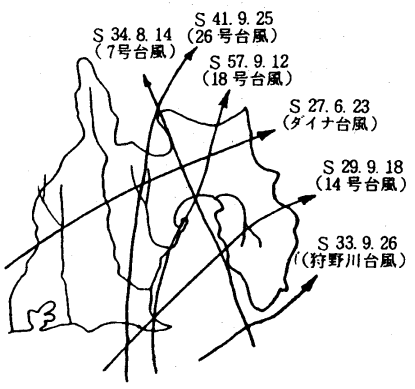

経　　路	状　　況
県下を南西方向から、北東進するもの	・この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ・ダイナ台風は 980hpa 内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm 以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は 30～40m/s に達した。被害は全県下におよび、死傷 30 人を初め、家屋全壊 20 戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ・ダイナ台風より進路的には南を通った昭和 29 年９月 18 日の 14 号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	・この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 ・狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曽有の惨害をもたらした。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和 34 年８月 14 日の７号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8m/s、御前崎で W29.6m/s が観測された。雨は大井川中流域で 300mm を越え、安倍川上流の梅ヶ島で 470mm となった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

(2) 低気圧

○低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。

○(1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

○(2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。

○また(1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

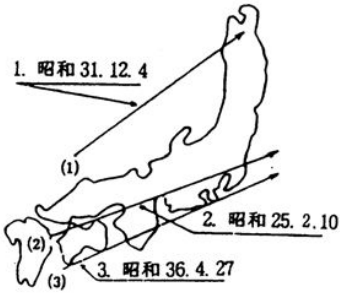

経　路	状　　況
(1)の例	・昭和 31 年 12 月 4 日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が 4 日の午後通過し、海上や海岸地方では 5 日にかけて強風が吹き波が高かった。 ・最大風速は石廊崎で W27.2m/s、御前崎で W19.7m/s を観測した。 ・この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)の例	・昭和 25 年 2 月 9 日～10 日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧 990hpa で静岡県を通過して関東へ去った。 ・9 日 6 時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎 W26.7m/s、石廊崎 SW22.6m/s となり、雨量は湯ヶ島 160mm、瀬戸谷 115mm で大井川が増水した。 ・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3)の例	・昭和 36 年 4 月 26 日～27 日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。 ・26 日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎 23.3m/s、御前崎 SSW19.8m/s、雨量は静岡 125mm、稲取 120mm、島田 118mm が観測された。 ・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜　巻

○　竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。

○　主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。

○　このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。

○　特に顕著なものとしては昭和 37 年 8 月 26 日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷 36 人、破損 700 戸以上の被害があった。

○　いずれにしろ、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

県下を襲った竜巻の発生地と経路（明 33～昭 39）

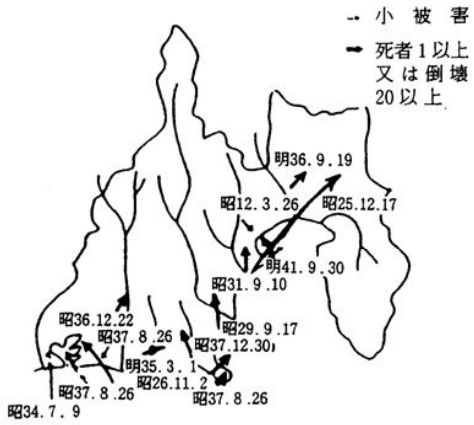

3 地すべり等

昭和 16 年以降の主たる地すべりの発生状況を示すが、地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発生年月日	地　名	記　事
昭和16年4月30日	庵原郡蒲原町	・日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500m3が崩壊 ・埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明
同年6月30日	庵原郡蒲原町	・梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 ・土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷

同年7月16日	庵原郡由比町	・梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨量は337mm ・寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人
昭和23年6月19日	庵原郡由比町 寺尾	・梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で140mmの大雨 ・寺尾地先、海抜300mの山の中腹約100mの所から地すべりを生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha
同年9月 15日～16日	同町	・伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm ・中の沢の土砂約7,500m3が線路上に流出し東海道線は7時間不通
昭和26年6月15日	庵原郡由比町	・梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 ・今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり
同年6月26日	周智郡犬居町	・南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10～15mmの雨量 ・和泉平部落で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈下
昭和32年8月17日	磐田郡水窪町	・前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で240mm前後 ・大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万m3の山崩れ、飯田線が途絶
昭和36年3月14日	庵原郡由比町 寺尾	・太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり ・耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
昭和37年4月12日	榛原郡金谷町	・福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ ・交通が不通となり、大井川線も不通
同年7月23日	天城山ろく	・天城山ろくやチバタ山頂で約20㎝のわれ目 ・高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000m3の土砂が地すべり
昭和40年6月24日	賀茂郡東伊豆町 白田	・白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり ・約85万m3の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
昭和46年7月5日	静岡市石部地内	・国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長１kmにわたって連続している。 ・地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000m3が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達 ・通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。１年間にわたり通行不能
昭和49年7月7日	庵原郡由比町	・台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災 ・地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間
昭和57年８月１日～3日	周智郡春野町中羽根地内	・台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万㎥の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞き止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難 ・山林・田畑が流出（人家の被害なし）

第２節　予想される災害と地域

１ 風水害

○ 県内の主要河川は、ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

○ しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

○ 季節的には４～５月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。６～７月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また８～９月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

流　域　名	流　域　の　状　況
狩野川流域 (一級河川)	・狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。 ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・また、狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。
富士川流域 (一級河川)	・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,000m^3/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。
巴川流域 (二級河川)	・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良であるとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域一体で治水安全度の向上を図り、平成16年度に時間雨量58㎜に対応する整備が完了したが、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。
安倍川流域 (一級河川)	・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、しかもほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを始め、多数の崩壊地からの土砂流出が著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。 ・近年は中下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められている。また、河口部で合流する支川の丸子川沿川では、下川原地区など低平地で内水氾濫による被害が発生している。
瀬戸川流域 (二級河川)	・近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、瀬戸川及び支川朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。 ・また、低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。
大井川流域 (一級河川)	・大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 ・大井川は長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。
菊川流域 (一級河川)	・菊川は中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。 ・また、支川の西方川は中流部において流下断面不足で溢水による浸水被害が発生するおそれがある。
太田川流域 (二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・また、下流低平地部の各支川は勾配が緩く、水位が上昇しやすいため、磐田市南部の今ノ浦川流域や袋井市中部では、内水氾濫による浸水被害が頻発している。 ・近年、下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。
天竜川流域 (一級河川)	・天竜川は県下の最大河川で、下流部の堤防は概成しているが、洪水調節機能が十分に確保されていないこと、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積不足の区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。
都田川流域 (二級河川)	・都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、改修の進捗や都田川ダムの完成によって下流部では安全度が向上した。 ・支川の井伊谷川では、地形的狭窄部の上流に位置する浜松市引佐町において溢水による浸水被害が発生している。

2 高潮・高波

○ 「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

○ 季節的には８～９月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から３月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

○ 県内で砂防指定地が1,599箇所、地すべり防止区域が180箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,180箇所及び土砂災害警戒区域が6,787箇所（いずれも平成23年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ４－２－１～４－２－３、4-2-9参照）

○ これらの地域以外の斜面（資料の巻Ⅱ4－2－6～4－2－8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

地　域	状　況
伊豆地域	全地域の山地及び斜面において大雨、地震による山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等の被害が予想される。
富士山	特に大沢崩れにおいて大雨、地震等による山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等が予想される。
駿河湾沿岸	特に蒲原丘陵付近に多くの地すべり地帯があり、中でも由比町寺尾の地すべりは大規模だったが、現在も地質的に起こりやすい箇所であるので、周辺部においては大雨や地震時には十分な警戒が必要である。
安倍・大井川上流部	この地域全体の地質が弱いため、降雨量によって局部的に道路を途絶したり、水害の規模を大きくする原因ともなっている。
天竜川中流部	特に天竜～佐久間間は県内でも特に地すべりの起こりやすい地域であり、降雨時の警戒が必要である。

第２章　　災 害 予 防 計 画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第１節　河川災害予防計画

１ 本県河川の特徴

○ 本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。

○ また、前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積し、河口が閉塞する河川が多い。河口閉塞は洪水の流下を阻害すると共に背後地の排水にも影響を及ぼす恐れがある。

○ 以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

２ 河川の治水対策

○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.3㎞、要整備延長は1,861.9㎞である。（平成２３年３月31日現在）これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。

３ 浸水想定区域の指定と周知

(1) 県、国土交通省

○ 県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(2) 市町

○ 市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

第２節　海岸保全災害防除計画

１ 本県海岸の特徴

○　本県の海岸延長は約506㎞あり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。

沿　岸	状　況
伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。
駿河湾沿岸	・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P＋17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化している。

○　以上のように本県海岸は大別すると三つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。

○　本県における直轄海岸保全施設整備事業、補助海岸保全施設整備事業及び県単独特定海岸保全施設整備事業の事業費は（参考資料）表２～４のとおりである。

２ 海岸防災林造成事業

○　海岸に形成された砂浜の飛砂及び砂丘の移動によって農耕宅地に被害を及ぼしているのでこれを予防し、又は改善して林地あるいは農耕地として利用するために森林の造成及び防潮堤を作り、塩害又は高潮による被害の軽減を図る。（事業については、第６節「治山災害防除計画」を参照）

第３節　港湾漁港保全災害防除計画

県営の港湾海岸の総延長は82.4㎞、県営漁港海岸の総延長は35.4㎞であり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか４港（延長12.0㎞）、県営漁港にあっては焼津漁港ほか４港（延長7.7㎞）である。

本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は（参考資料）表５のとおりである。

港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第４節　道路・橋りょう災害防除計画

県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

本県における道路災害防除事業の事業費は（参考資料）表６のとおりである。

平成22年３月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

・落石等による道路交通危険箇所数　（平成８年度調査）

道路種別	落石、崩落	そ　の　他	計
一般国道	150	152	302
主要地方道	348	185	533
一般県道	204	106	310
計	702	443	1,145

（県道路保全課）

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第５節　土砂災害防除計画

１ 本県の土砂災害対策

○ 本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が15,193箇所存在している。

○ 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

２ 砂防事業

○ 土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事　　業　　名	内　　容
砂防事業	砂防えん堤、渓流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

○ 本県における砂防事業の事業費は（参考資料）表７のとおりである。

３ 地すべり対策事業

○ 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事　　業　　名	内　　容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

○本県における地すべり防止事業の事業費は（参考資料）表８のとおりである。

４ 急傾斜地崩壊対策事業

○ 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事　　業　　名	内　　容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

○ 本県における急傾斜地崩壊対策事業の事業費は（参考資料）表９のとおりである。

５ 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区　　分	内　　容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・県と静岡地方気象台は、過去の土砂災害の事例から見て、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。 ・市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して、必要に応じて避難勧告等を発令する。

土砂災害緊急情報の提供	・国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

6 土砂災害防止法の施行

区　　分	内　　容
土砂災害防止法の施行	・土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、県等は土砂災害特別警戒区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。 ・土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 その他のソフト対策

区　　分	内　　容
土砂災害危険箇所の周知	・土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第６節　治山災害防除計画

1 治山事業

○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。

○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表10のとおりである。

2 山地災害危険地対策

○ 地形･地質･植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（４－３－３～４－３－４）のとおりである。

3 総合的な山地災害対策

○ 毎年度、６月１日～１５日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

○ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第７節　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

本県における林道災害防除事業の箇所数及び事業費は（参考資料）表11のとおりである。

第８節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めているが、その計画並びに実施状況は（参考資料）表12のとおりである。

１ ため池等整備事業

○　老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。

○　また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。なお、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。農業用ため池は、689箇所である。

２ 農地保全事業

○　この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。

○　これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

３ 海岸保全事業

○　「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を防止するため、堤防、突堤、護岸等の新設・改修を行っている。

４ 湖岸堤防補強事業

○　湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、背後地の農地、公共施設を保全している。

５ たん水防除事業

○　この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、県下各地のたん水常襲地域があるので、農林水産省採択基準に基づき実施している。

（参考資料）

表１

河　川　改　修　事　業　一　覧

（単位：千円）

区分		平成23年度実績		平成24年度計画		摘要
		河川数	事業費	河川数	事業費	
直轄河川改修		6	6,766,986	6	6,698,870	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川
補助河川改修事業	広域河川	16	1,702,256	21	2,898,624	
	総合治水	1	2,320,230	1	682,500	巴川
	その他	18	2,765,902	14	1,646,650	
	小計	35	6,788,388	40	5,227,774	
流域貯留浸透事業		2	38,745	2	75,600	巴川、沼川
河川総合開発事業		1	75,000	1	131,000	布沢川ダム
計			13,669,119		12,133,244	

（関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課）

表２

直　轄　海　岸　保　全　施　設　整　備　事　業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績事業費	平成24年度計画事業費	摘要
駿河海岸	626,900	626,900	堤防、離岸堤
富士海岸	2,089,313	1,821,563	堤防、養浜
計	2,716,213	2,448,463	

（中部地方整備局、県河川企画課）

表３

補　助　海　岸　保　全　施　設　整　備　事　業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績事業費	平成24年度計画事業費	摘要
静岡海岸	233,250	378,130	
清水西海岸	576,200	358,000	
浅羽海岸	134,000	100,000	
浜松篠原海岸	205,800	210,000	
浜松五島海岸	0	70,000	
その他	142,000	286,000	湖西海岸、沼津牛臥海岸、吉佐美海岸
計	1,291,250	1,402,130	

（県河川海岸整備課）

表４

県　単　独　特　定　海　岸　保　全　施　設　整　備　事　業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績事業費	平成24年度計画事業費	摘要
静岡海岸	20,000	60,000	離岸堤
清水海岸	78,000	33,000	離岸堤
計	98,000	93,000	

（県河川海岸整備課）

表5

県営港湾及び県営漁港海岸保全事業

（単位：千円）

区分		平成23年度実績事業費		平成24年度計画事業費		摘要
		港数	事業費	港数	事業費	
県営港湾海岸保全事業	高潮対策事業	4	539,568	4	382,200	清水港：胸壁、沼津港：堤防（改良）、御前崎港：胸壁、土肥港：胸壁、堤防(改良)
	津波・高潮危機管理	5	189,542	3	218,000	清水港：堤防（破堤防止）、沼津港：防災ステーション、宇久須港：防災ステーション
	小計	7	729,110	5	600,200	
県営漁港海岸保全事業	高潮対策事業	1	46,898	2	68,250	妻良：護岸、焼津：胸壁
	侵食対策事業	1	49,893			
	耐震対策緊急事業	2	259,520	2	68,250	戸田：胸壁、網代：胸壁
	津波・高潮危機管理	1	96,387	1	297,875	静浦：防災ステーション
	小計	5	452,698	5	434,375	
計		12	1,181,808	10	1,034,575	

（県港湾整備課、県漁港整備課）

表6

道路災害防除事業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績事業費	平成24年度計画事業費	摘要
県管理道路	1,432,000	1,833,000	

（県道路保全課）

表7

砂防事業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績事業費	平成24年度計画事業費	摘要
直轄砂防事業	3,786,157	2,964,000	狩野川、安倍川、富士山
補助砂防事業	1,625,404	1,422,000	
災害関連緊急事業	0	341,000	
計	5,411,561	4,727,000	

（中部地方整備局、県砂防課）

表8

地すべり対策事業

（単位：千円）

区分		平成23年度実績		平成24年度計画		摘要
		箇所数	事業費	箇所数	事業費	
直轄事業	地すべり対策事業	1	1,449,777	1	369,000	由比
	災害関連緊急事業					
国土交通省所管	地すべり対策事業	11	590,938	11	432,000	
	災害関連緊急事業				1,224,000	
農林水産省所管	地すべり対策事業	6	253,010	7	275,000	
	災害関連緊急事業	2	99,000		23,000	
林野庁所管	地すべり対策事業	4	212,000	5	198,000	
	災害関連緊急事業	1	51,642		65,000	
計		25	2,656,367	24	2,586,000	

（中部地方整備局、県砂防課）

表９

急　傾　斜　地　崩　壊　対　策　事　業

（単位：千円）

事業名	平成23年度実績		平成24年度計画		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
急傾斜地崩壊対策事業	50	2,103,853	45	2,049,000	
災害関連緊急事業	2	283,215		173,000	
計	52	2,387,068	45	2,222,000	

（県砂防課）

表１０

治　山　災　害　防　除　事　業

（単位：千円）

事業名	区分	平成23年度 実績事業費	平成24年度 計画事業費	備考
復旧治山	民有林	961,200	668,000	
保安林整備	民有林	240,100	349,000	
水源地域整備	民有林	452,900	136,000	
防災林造成	民有林	34,300	174,000	
小計		1,688,500	1,327,000	
農山漁村地域整備交付金事業（治山）・地域自主戦略交付金事業（治山）	民有林	1,596,940	1,440,000	
小計		1,596,940	1,440,000	
災害関連緊急治山等	民有林	414,621	501,000	
小計		414,621	501,000	
現年災害治山施設復旧	民有林	38,479	888,000	
過年災害治山施設復旧	民有林	180,152	257,000	
小計		218,631	1,145,000	
国直轄治山	民有林	312,923	322,000	国実施事業
小計		312,923	322,000	大井川地区・榛原地区
県単独治山事業(県営)	民有林	770,000	777,423	
県単独治山事業(補助)	民有林	149,000	142,577	市町実施事業
小計		919,000	920,000	
緊急総合治水対策事業	民有林	50,000	50,000	
小計		50,000	50,000	
計		5,200,615	5,705,000	

（県森林保全課）

表１１

林　道　災　害　防　除　事　業

（単位：千円）

区分	平成23年度実績		平成24年度計画		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
林道改良	54	698,276	48	587,630	

（県森林整備課）

表１２

農地防災事業計画及び実施状況一覧表

（単位：千円）

区分	平成23年度実績		平成24年度計画		摘要
	地区数	事業費	地区数	事業費	
ため池等整備	10	658,202	10	767,000	
自然災害防止（ため池）	2	8,000	2	8,000	県単ため池
農地保全	1	65,300	1	70,000	
海岸保全					
災害関連緊急地すべり					
自然災害防止（急傾斜地崩壊防止）					
湛水防除	7	403,250	6	430,168	
防災ダム	1	48,000	3	206,090	
耐震対策事業	3	63,501	1	14,000	
農村災害	1	90,000	1	60,000	
海岸堤防	1	81,980	1	97,400	
計	26	1,418,233	25	1,652,658	

（県農地整備課、県農地保全課）

第３章　災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策の巻　第３章　災害応急対策計画」による。

第１節　県災害対策本部

○　大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに設置する。
○　必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、県が実施する応急対策等について協議・決定する。
○　災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　２次災害等発生防止措置 オ　消防庁への報告 カ　広報に関する事項

１　本部員会議

ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

２　対策会議

ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

「静岡県災害対策本部　本部員会議」

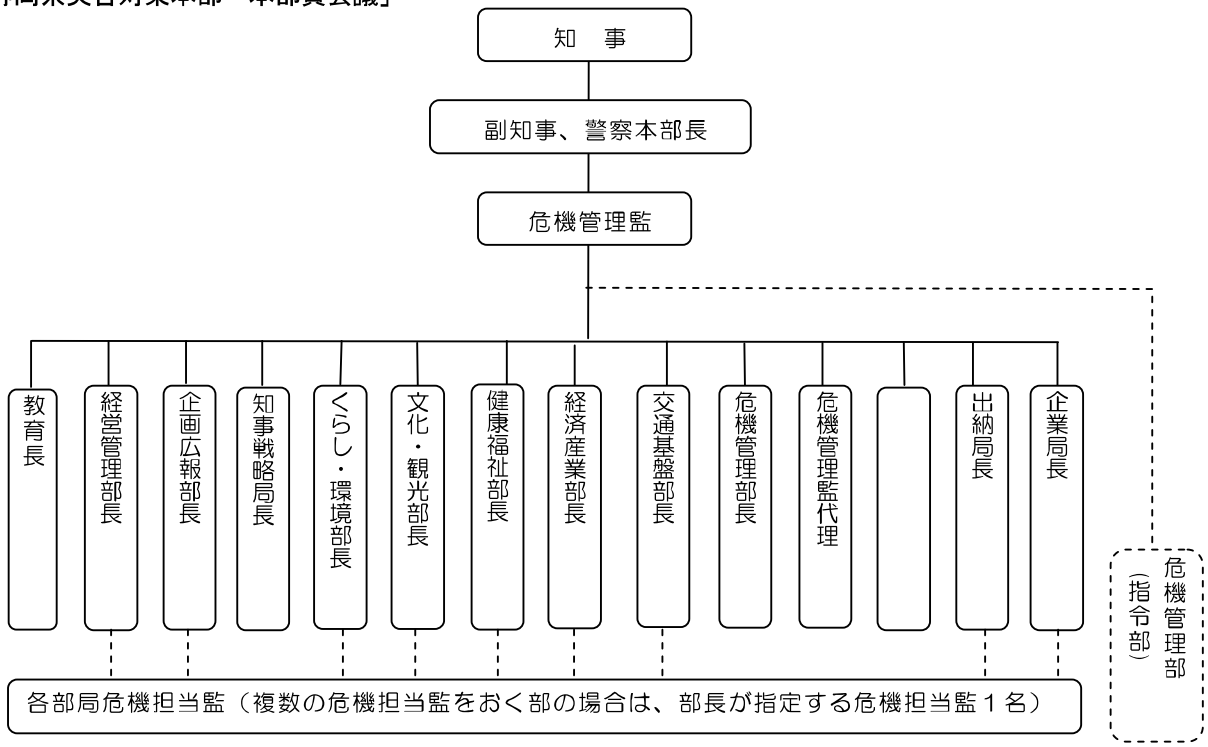

「静岡県災害対策本部　対策会議」

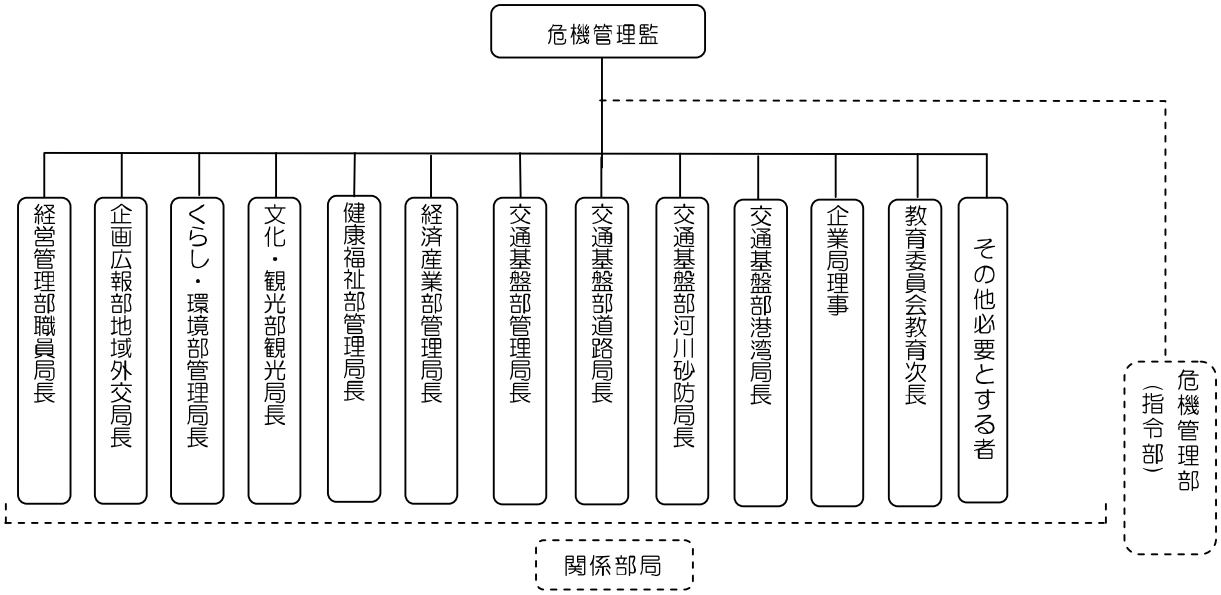

第２節　情報収集・伝達

（共通対策の巻　第３章　災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」に準ずる。）

第３節　広報活動

（共通対策の巻　第３章　災害応急対策計画　第５節「災害広報計画」に準ずる。）

第４節　水防組織

区　　分	内　　容
県の水防責任	県は、水防管理団体の行う水防が十分に行われるよう、水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。
県の水防協議会	水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、県に水防協議会を設置する。
水　防　本　部	水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。

水防本部長（知　　事）
水　防　長（交通基盤部長）
副 水 防 長（交通基盤部理事）
本　部　付（管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、空港、都市、農地、森林各局長）
その他の職員（管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、空港班、都市班、農地班、森林班）

下田水防区	熱海水防区	沼津水防区	富士水防区	静岡水防区	島田水防区	袋井水防区	浜松水防区

（注）水防区長は土木事務所長とする。

各土木事務所の区域は次のとおり

事　務　所　名	管　　轄　　区　　域
下田土木事務所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海土木事務所	熱海市、伊東市
沼津土木事務所	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士土木事務所	富士宮市、富士市
静岡土木事務所	静岡市
島田土木事務所	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井土木事務所	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
浜松土木事務所	浜松市、湖西市

第５節　指定水防管理団体、水防機関

１　指定水防管理団体

○　指定水防管理団体とは、「水防法」第４条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

○　指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

○　当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市町の市町防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川・海岸名	管理団体名	主要河川・海岸名
下田市	稲生沢川、大賀茂川	静岡市	安倍川、藁科川、丸子川、巴川、長尾川、静岡海岸、清水海岸、庵原川、興津川、富士川、由比川、蒲原海岸
東伊豆町	白田川、濁川、大川川、稲取大川		
河津町	河津川		
南伊豆町	青野川	焼津市	大井川、瀬戸川、焼津海岸
松崎町	那賀川、岩科川	藤枝市	大井川、瀬戸川、朝比奈川
西伊豆町	仁科川、宇久須川	島田市	大井川、伊久美川、大代川、家山川
熱海市	千歳川、熱海和田川	牧之原市	萩間川、坂口谷川、勝間田川、相良海岸、榛原海岸
伊東市	伊東大川		
沼津市	狩野川、沼川、新中川、富士海岸	吉田町	大井川、湯日川、吉田海岸
三島市	狩野川、大場川、境川	川根本町	大井川、大間川、寸又川
御殿場市	久保川、西川	御前崎市	新野川、筏川、御前崎海岸
裾野市	黄瀬川、佐野川	掛川市	菊川、弁財天川、上小笠川、下小笠川
伊豆市	狩野川、修善寺川、船原川、地蔵堂川、大見川、土肥山川	磐田市	天竜川、敷地川
		菊川市	菊川、牛淵川、小笠高橋川
伊豆の国市	狩野川、柿沢川、深沢川、戸沢川	袋井市	弁財天川、前川
函南町	柿沢川、函南観音川、来光川、大場川	大田川・原野谷川治水水防組合	太田川、原野谷川
清水町	狩野川、黄瀬川		
長泉町	黄瀬川、桃沢川	浜松市	天竜川、水窪川、都田川、馬込川、浜松五島海岸
小山町	鮎沢川、須川、野沢川		
富士宮市	富士川、閏井川、芝川	湖西市	梅田川、境川、新居海岸
富士市	富士川、閏井川、小閏井川、田宿川	合計	３５団体

２ 水防機関

○　水防業務を処理する水防の機関は消防機関（市町の条例で水防団を設置するところにあっては水防団）をもって充てる。

第６節　水防に関する予警報

１「水防活動」の気象注意報・気象警報等

○　静岡地方気象台から発表される大雨注意報、大雨警報、高潮注意報、高潮警報、洪水注意報及び洪水警報、並びに気象庁から発表される津波注意報及び津波警報をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

２ 洪水予報

○　流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同して

洪水予報を発表する。

○　国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

○　洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。

○　洪水予報河川及び区域は、次のとおりである。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

河　川　名	区　　域
狩　野　川	左岸　静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで
	右岸　静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで
富　士　川 (釜無川を含む)	左岸　山梨県韮崎市水神一丁目4621の4地先　武田橋から海まで （静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）
	右岸　山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原　武田橋から海まで （静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）
安　倍　川	左岸　静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸　静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで
大　井　川	左岸　静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸　静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで
菊　　川	左岸　静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで
	右岸　静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで
天竜川下流	左岸　静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで
	右岸　静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

水系名	河川名	区　　域
太田川水系	太 田 川	左岸　静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸　静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸　静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸　静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
瀬戸川水系	瀬 戸 川	左岸　静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸　静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸　静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸　静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
都田川水系	都 田 川	左岸　静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで
		右岸　静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで

3 水防警報

○ 洪水又は、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。

○ 国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

○ 水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められたはん濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。

4 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報

○ 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は避難判断水位（特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

○ 避難判断水位（特別警戒水位）とは、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。

○ 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。

【国土交通大臣が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報】

河川名	区域		区域延長
狩野川	支川 (黄瀬川)	左岸　静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
	支川 (大場川)	左岸　静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
	支川 (来光川)	左岸　静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川 (柿沢川)	左岸　静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸　静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川 (狩野川放水路)	左岸　幹川分派点から海まで 右岸　幹川分派点から海まで	3,000m
安倍川	支川 (藁科川)	左岸　静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸　静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m
菊川	支川 (牛淵川)	左岸　静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸　静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
	支川 (下小笠川)	左岸　静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

【静岡県知事が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報】

水系名	河川名	区域	区域延長
稲生沢川	幹川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m
那賀川	幹川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m
狩野川	幹川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m
	支川 （修善寺川）	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m
	支川 （大場川）	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m
	支川 （来光川）	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m
	支川 （黄瀬川）	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m
新中川	幹川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで	3,350m
富士川	支川 （高橋川）	左岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで	6,000m
	支川 （沼川）	左岸 富士市境～海まで 右岸 富士市境～海まで	5,900m
	支川 （潤井川）	左岸 富士市久沢龍巌橋～海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巌橋～海まで	6,000m
	支川 （小潤井川）	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで	5,300m
興津川	幹川	左岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで	12,300m
庵原川	幹川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで	3,600m
	支川 （山切川）	左岸 静岡市清水区山切～庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000m
巴川	幹川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m
	支川 （長尾川）	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m
安倍川	支川 （丸子川）	左岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280m
瀬戸川	支川 （葉梨川）	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m

水系名	河川名	区域	区域延長
栃山川	幹川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
	支川（木屋川）	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m
大井川	幹川	左岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで 右岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで	58,600m
湯日川	幹川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで	5,600m
坂口谷川	幹川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m
勝間田川	幹川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点～海まで 右岸 牧之原市静谷三栗川合流点～海まで	6,200m
萩間川	幹川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで	4,800m
太田川	支川（敷地川）	左岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで	8,300m
	支川（仿僧川）	左岸 磐田市万正寺祝川合流点～太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点～太田川合流点まで	6,600m
	支川（今ノ浦川）	左岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで	7,900m
	支川（逆川）	左岸 掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000m
	支川（宇刈川）	左岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで	5,600m
天竜川	支川（阿多古川）	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで	6,200m
	支川（安間川）	左岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで 右岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで	7,000m
馬込川	幹川	左岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで 右岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで	17,400m
	支川（芳川）	左岸 浜松市東区上新屋町～馬込川合流点まで 右岸 浜松市東区中田町～馬込川合流点まで	9,500m
都田川	幹川	左岸 浜松市北区細江町中川(落合橋)～浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町気賀(落合橋)～浜名湖合流点まで	2,000m
	支川（井伊谷川）	左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点～幹川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点～幹川合流点まで	3,200m

5 水位の観測及び雨量観測

○ 水位については資料の巻Ⅱ（6-3）（5-4-4）（5-4-5）、雨量については資料の巻Ⅱ（5-4-2）（5-4-3）により行うものとする。

○ 各水防区長は、水位が資料の巻Ⅱ（6-3）に掲げる水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものする。

○ 県は雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。

6 情報連絡体制

（1）国土交通省管理河川の場合

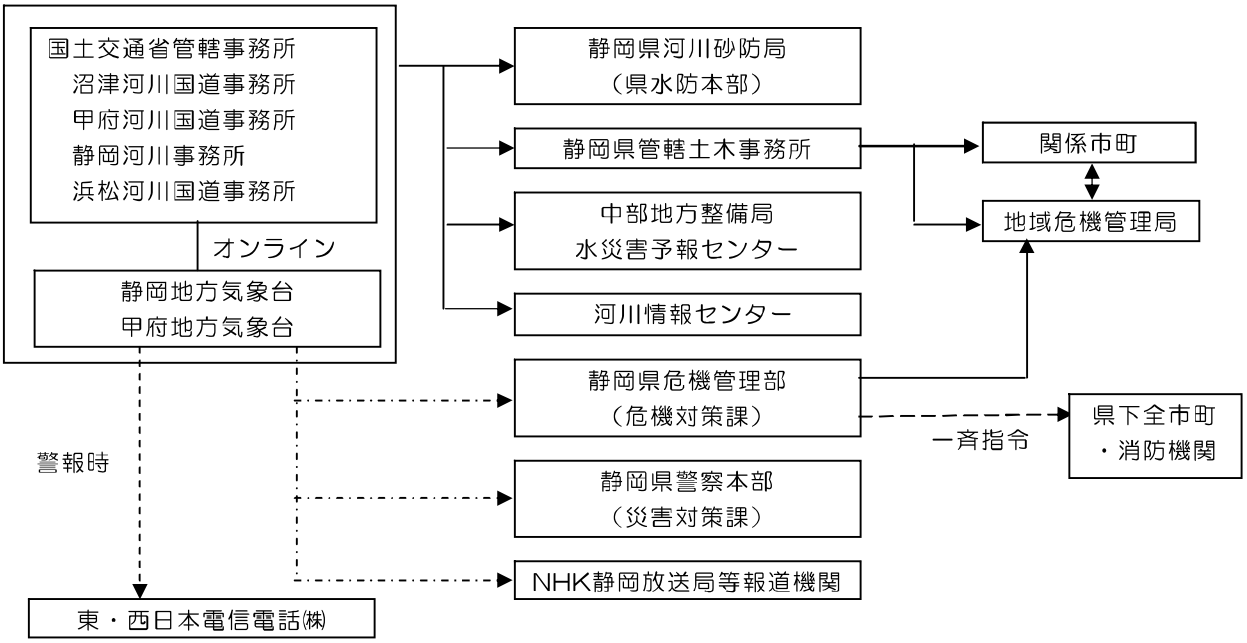

（2）県管理河川の場合

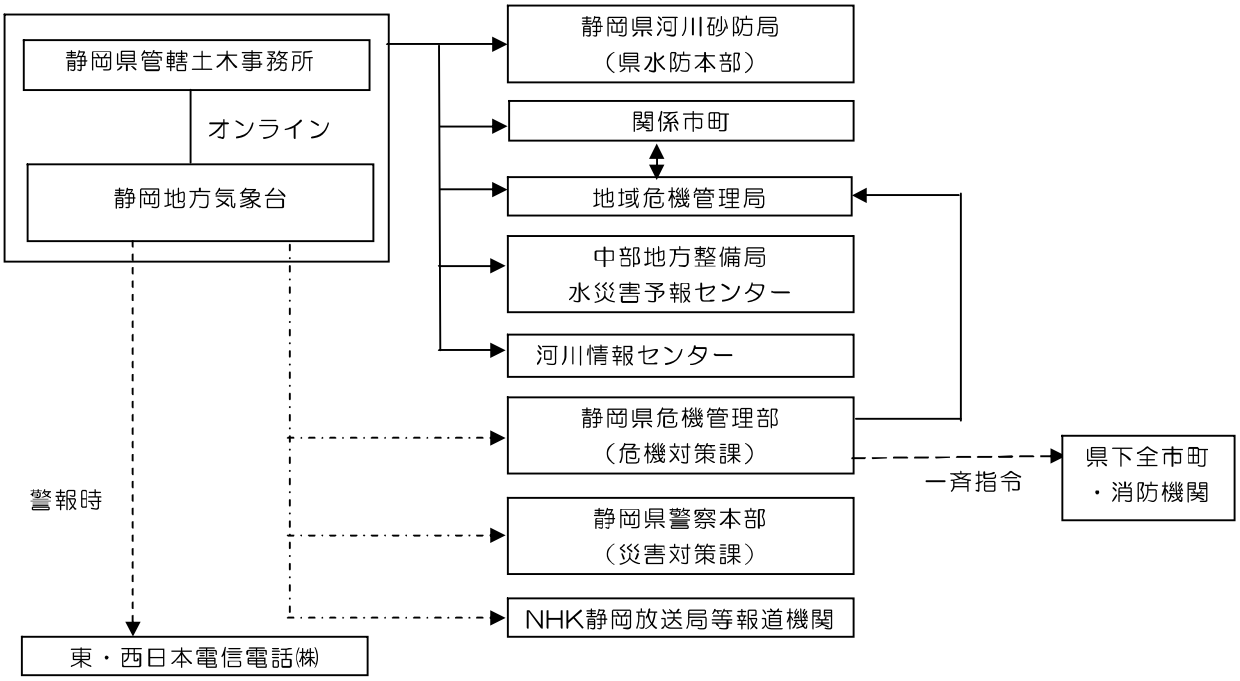

第７節　通信連絡系統

１　水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図

（県土木防災課）H23.4.1

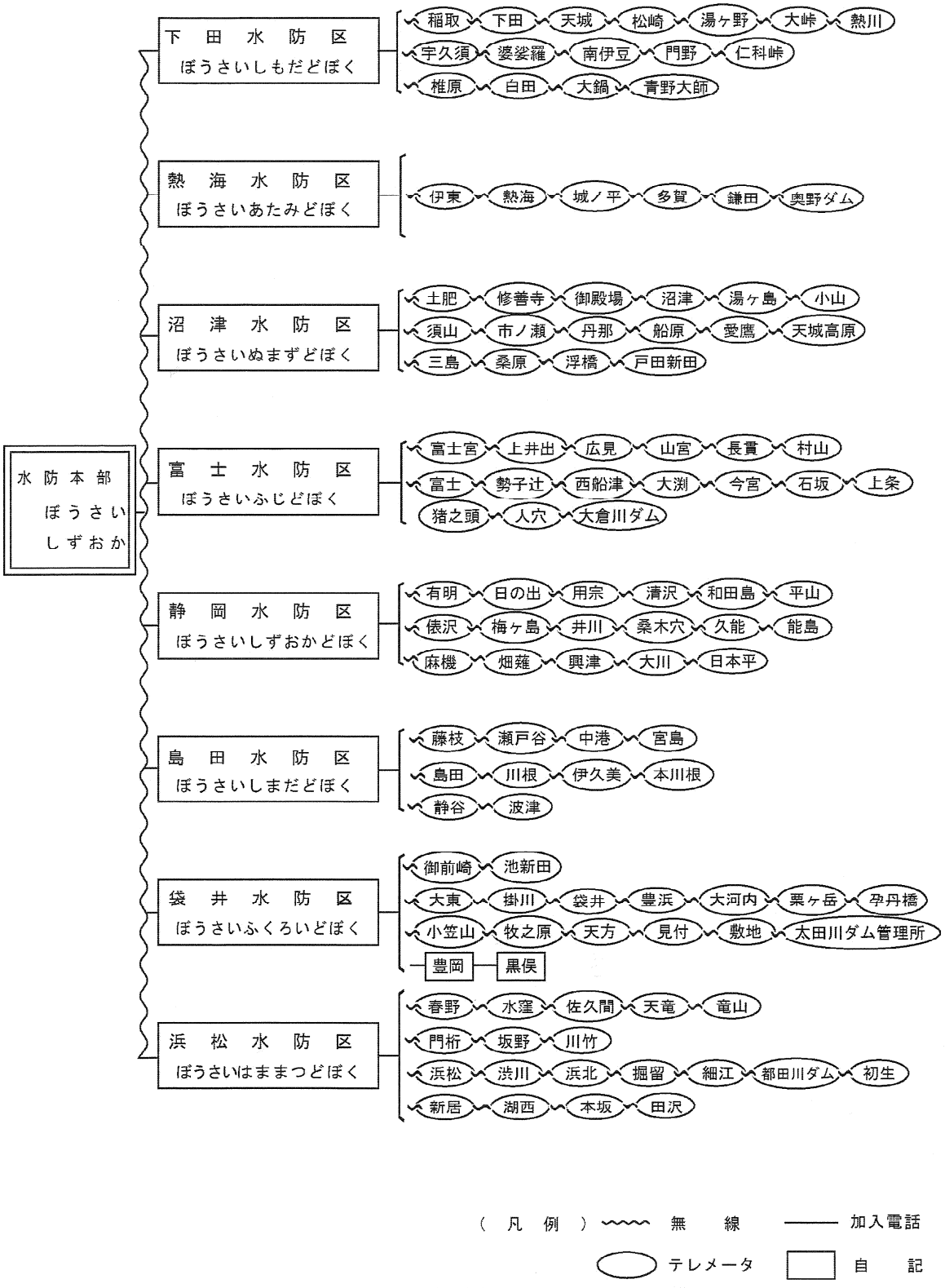

2 水位通報系統図

（県土木防災課）H23.4.1

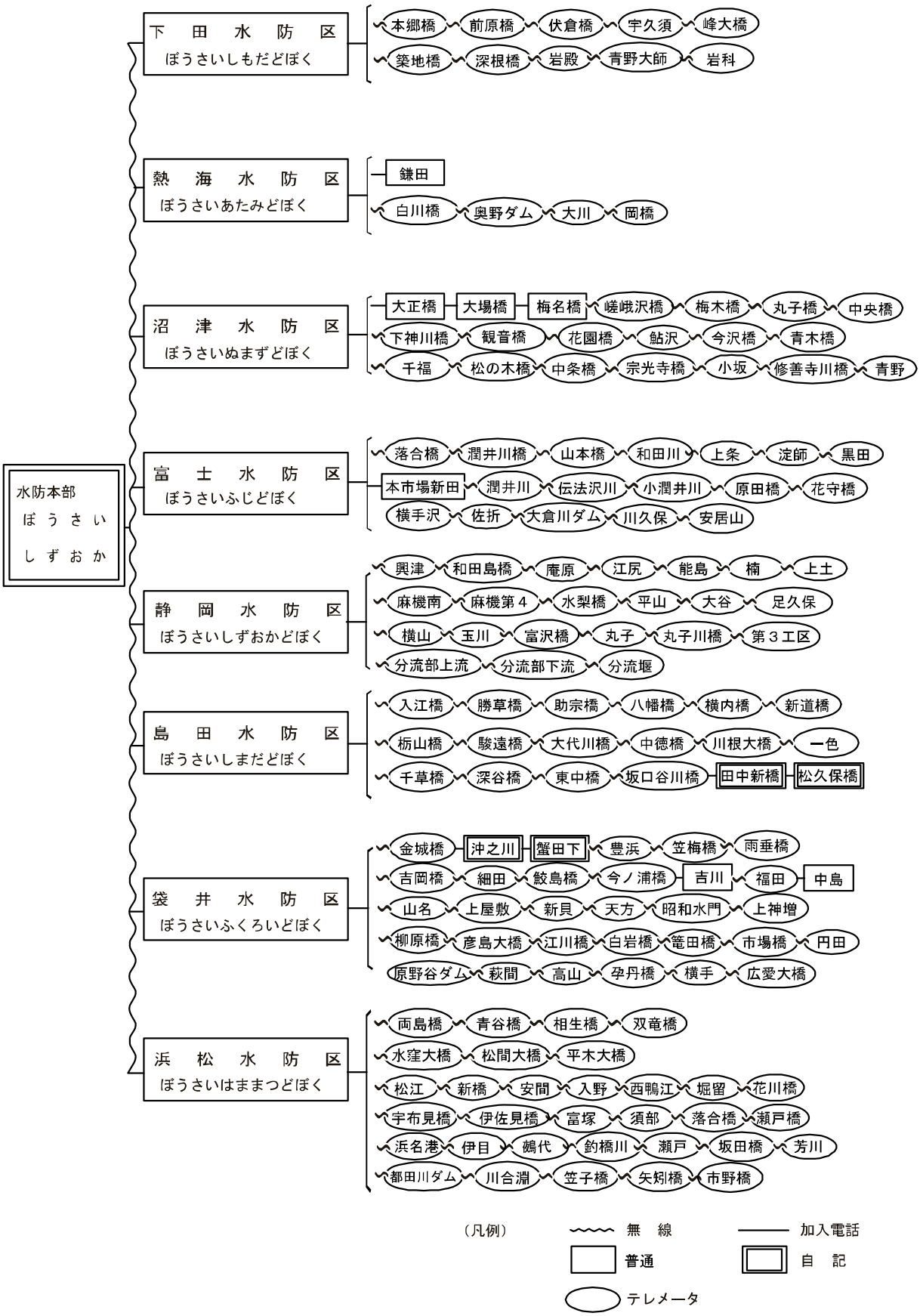

第８節　県の非常配備体制

県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。

区　　分	配　備　基　準	配　　備　　内　　容
第１次事前配備	・大雨、洪水注意報発令時 ・高潮注意報発令時 ・波浪警報発令時	各所属２～３名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
第２次事前配備	・大雨、洪水警報発令時 ・高潮警報発令時	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制
第１次非常配備体制	はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制
第２次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制
第３次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるとき	所属人員全員を動員できる完全な水防体制

第９節　水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、市町地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。
また、他の水防管理団体においてもこれに準じて定めるものとする。

(1)水防組織
(2)重要水防箇所
(3)通信連絡
　ア　水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）
　イ　水防管理者と各機関（消防団、水防団）
　ウ　上下流水防管理者との連絡
(4)非常配備
(5)水防信号及び水防標識
　ア　水防信号
　水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年９月 28 日県規則第 75 号）は、次のとおりである。
　〇信号は、適当の時間継続する。
　〇必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
　〇上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

区別/方法	説　　明	警鐘信号	
第一信号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休　休　休 ○止　○止　○止	約５秒約15秒 約５秒約15秒 約５秒約15秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○ ○―○―○	約５秒約６秒約５秒約６秒約５秒約６秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○―○―○―○ ○―○―○―○	約10秒約５秒 約10秒約５秒 約10秒約５秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約１分約５秒 約１分約５秒 ○―― 休止 ○―― 休止
注　　意	１　信号は、適切の時間継続すること ２　必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない ３　危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

イ　水防標識

水防法第 18 条の規定による静岡県水防標識（昭和 31 年９月 28 日県告示第 939 号）は、図.13-4～13-6 のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定をうけたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図.13-4 の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図.13-5 の腕章を装着するものとする。

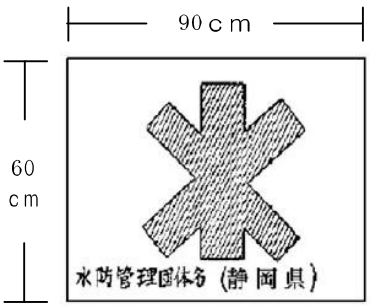

水は赤色、外は白色
車載標識の寸法については、任意とする
【車馬標識】



水は赤色、外は白色
形状については、適宜とする
【標燈】

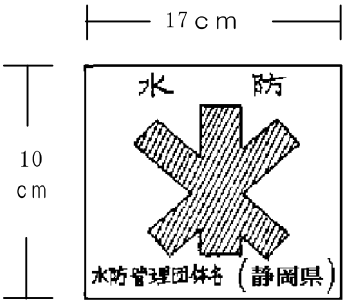

水は赤色、外は白色
【腕章】

(6)避難のための立退

危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者

(7)水防倉庫及び資材一覧表

第１０節　水防区域の危険箇所

県下の重要水防箇所は水防計画書において示すものとする。

第１１節　水防資機材の整備及び調達

県水防倉庫の設置状況及びこれに備蓄している資材、機材の整備状況は水防計画書に示すものとする。

指定水防管理団体は次の基準により、資材、機材を備蓄するものとする。ただし、水防管理団体が地勢その他の状況により必要と認める時は、その数量を増減することができる。

品名	坑木	空俵	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	ｼｮﾍﾞﾙ	つるはし	鋸	斧	ﾍﾟﾝﾁ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

水防管理団体の備蓄する資材、機材が災害の規模により不足する場合は、その調達については県は協力するものとする。

（復旧・復興については、「共通対策の巻」第４章復旧・復興対策によるものとする。）

静岡県地域防災計画

火山災害対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

目 次

Ⅰ 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びⅡ 富士山の火山防災計画	1

Ⅰ 伊豆東部火山群の火山防災対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	3
第1節　想定	3
1　概要	3
2　本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性がある範囲	4
3　予想される火山現象とその危険性	8
4　発表される噴火警報・噴火予報等	11

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画（平常時対策）	15
第1節　平常時対策	15
1　防災思想の普及	15
2　防災訓練の実施	15
3　火山活動観測に関する協力	15
第2節　異常現象発見の通報	16
第3節　避難計画の策定	17
1　避難計画策定の基本方針	17
2　避難計画を策定する市町	18
3　策定する避難計画の具体的な内容	18
4　避難対象地域の設定	18

発　　災　　後	頁
第3章　災害応急対策計画	21
第1節　噴火警報・噴火予報等の伝達	21
第2節　避難活動	22
1　避難の勧告及び指示	22
2　警戒区域の設定	23
3　災害時要援護者の避難	23
4　住民による自主避難	23
5　避難所の設置	24
6　避難所の運営	24
7　避難所における避難生活の確保	24
第3節　県の体制	24
1　事前配備体制	24
2　災害対策本部	25
第4節　交通の制限	26
1　陸上交通	26
2　航空交通	26
3　海上交通	26
第5節　社会秩序維持活動	27

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	29
第1節　復旧	29
1　復旧対策	29
2　被災者等へのフォロー	29
3　再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	29

目 次

Ⅱ 富士山の火山防災計画

総　　則	頁
第1章　総則	31
第1節　想定	31
1　想定火口範囲	31
2　予想される火山現象とその危険性	31
3　火山現象の影響予測範囲	32
4　噴火警報・予報の発表基準と噴火警戒レベル	35

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画（平常時対策）	37
第1節　関係する施設・設備の整備	37
第2節　情報連絡体制の整備	38
第3節　避難計画	38
1　避難計画を作成する市町	38
2　避難に関連する情報の伝達体制の整備	39
3　避難対象地域の区分	39
4　避難体制の整備	39
第4節　予防教育及び研修・訓練の実施	40
1　啓発活動	40
2　防災訓練	40

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	41
第1節　噴火警報・噴火予報の伝達	41
第2節　避難勧告等の基準	42
1　市町長の避難の勧告及び指示	44
2　住民等の避難方法	43
3　一時帰宅の実施	44
4　警戒区域の設定	44
第3節　県の体制	45
1　配備体制	45
2　災害対策本部の設置	45
第4節　交通の制限	46
1　陸上交通	46
2　航空交通	47
第5節　社会秩序維持活動	47
第6節　被害の拡大防止対策	47
1　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、山体周辺市町、降灰後の降による土石流危険予想範囲内市町及び降灰があった市町	47
2　降灰があった地域の住民及び事業者	47
第7節　継続災害対応計画	47
第8節　広域連携	48

Ⅰ伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びⅡ富士山の火山防災計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第２条第２号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る「火山災害対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「火山災害対策の巻」は、以下のとおり、「Ⅰ　伊豆東部火山群の火山災害対策計画」、「Ⅱ　富士山の火山防災計画」から構成する。

なお、Ⅱにおける災害復旧計画については、Ⅰ第４章に準ずるものとする。

Ⅰ　伊豆東部火山群の火山災害対策計画

第１章　総則	想定（概要、本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲、予想される火山現象とその危険性、発表される噴火警報・噴火予報等）
第２章　災害予防計画（平常時対策）	平常時対策（防災思想の普及、防災訓練の実施、火山活動観測に対する協力）、異常現象発見の通報、避難計画の策定
第３章　災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達、避難活動、県の体制、交通の制限、社会秩序維持活動
第４章　災害復旧計画	復旧、復興

Ⅱ　富士山の火山防災計画

第１章　総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性、火山現象の影響予測範囲、噴火警報・予報の発表基準と噴火警戒レベル）
第２章　災害予防計画（平常時対策）	関係する施設・設備の整備、情報連絡体制の整備、避難計画、予防教育及び研修・訓練の実施
第３章　災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報の伝達、避難勧告等の基準、県の体制、交通の制限、社会秩序維持活動、被害拡大防止対策、継続災害対応計画、広域連携
（災害復旧計画）	（Ⅰ 伊豆東部火山群の火山災害対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる）

第１章　総　　則

第１節　想定

１　概要

（１）　伊豆東部火山群は、15 万年前頃から噴火活動を開始した活火山で、伊豆半島東部の大室山等の陸上火山及びその東方海域に分布する多数の海底火山からなる単成火山群である。

（２）　最新の噴火は、平成元（1989）年７月 13 日に伊東沖で起きた手石海丘の海底噴火である。過去１万年では陸域でも噴火が発生しており、4,400 年前に台ノ山、4,000 年前に大室山、3,200 年前にカワゴ平、2,700 年前に岩ノ山ー伊雄山火山列が噴火している。

（３）　有史以降は、伊東市周辺の海域で地殻変動を伴う群発地震がたびたび発生しており、地下でのマグマの貫入によるものと考えられている。最近約 30 年間では群発地震が発生する場所は川奈崎沖の北西―南東に伸びる領域にほぼ限られている。

（４）　伊豆東部火山群の噴火順序と噴火年代（年代不明の火山を除いたもの）を図１に示す。

（５）　伊豆東部火山群の火山体と、降下テフラ以外の主要な噴出物の分布を図２に示す。

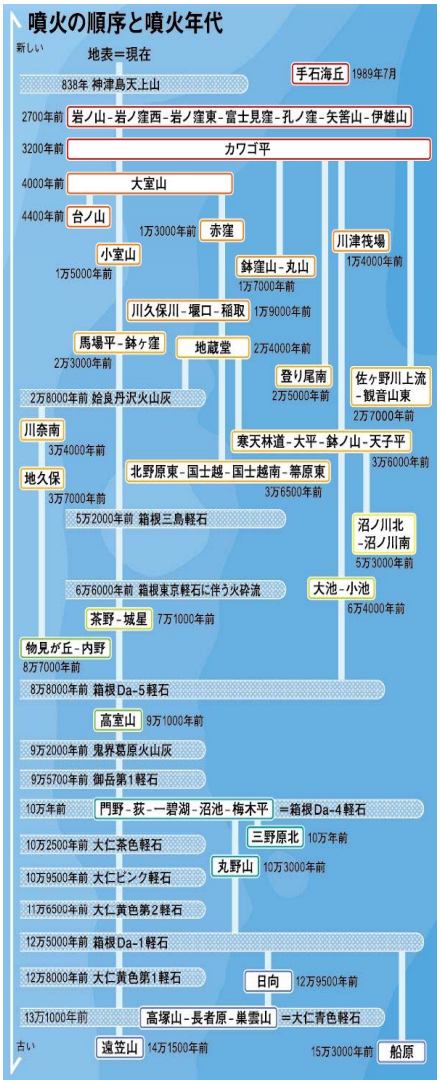

図１　伊豆東部火山群（陸域部分）の噴火順序と噴火年代（年代が判明しているもののみ）

※網掛けになっているのは、伊豆以外の火山から降り積もった火山灰や軽石

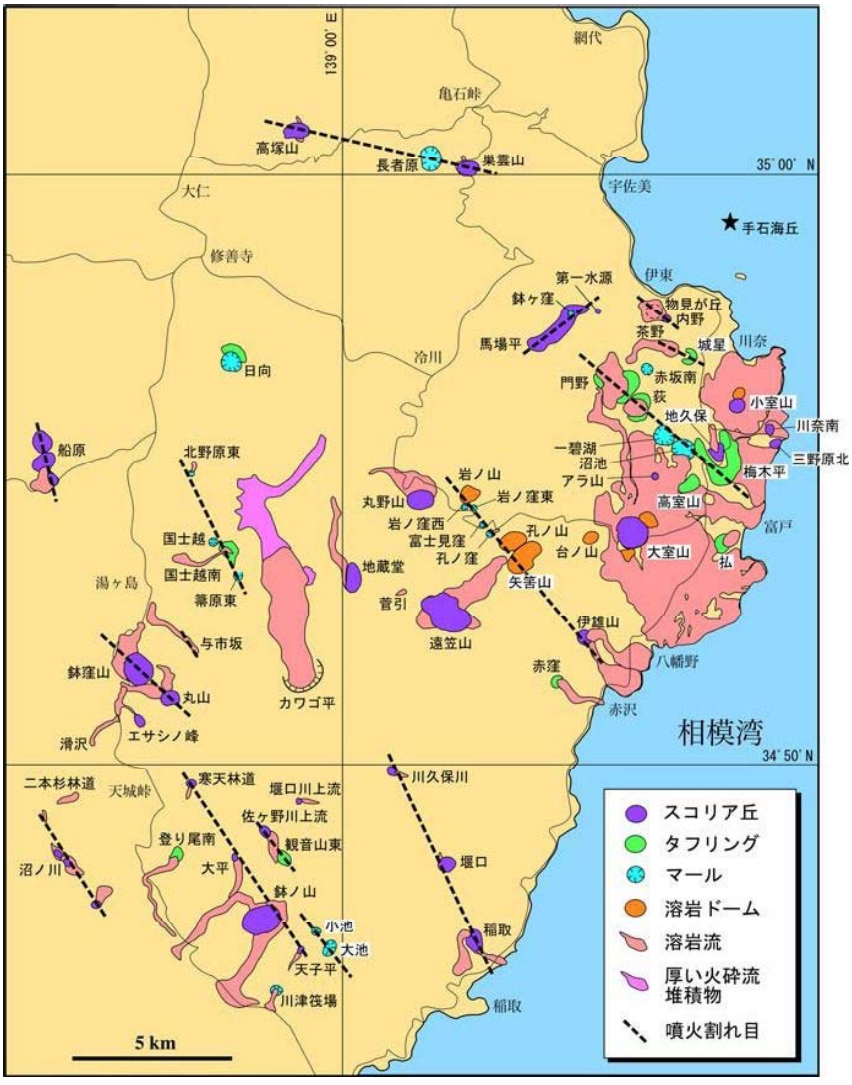

図２　伊豆東部火山群の分布図（陸域部分）

※ゴシック体は火山の名前、明朝体は地名、細い実線は主要道路

2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

(1) 基本方針

伊豆東部火山群の火山活動が始まる前には、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生することが想定される。伊豆東部火山群は、一度使った火道を再使用することのない単成火山群であり、過去の活動域を考慮すると、図２に示されている伊豆半島東部全体が噴火の可能性がある場所となるため、噴火場所の想定は難しい。しかし、平成元（1989）年手石海丘での噴火の際は、噴火場所の直下付近で活発な群発地震活動等が発生していたことから、群発地震の震源域の直上に火口が出現することが想定される。

本計画は、県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方気象台及び関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会（以下、「検討会」という。）」及び国の「伊豆東部火山群の地震活動の予測手法」報告書（平成 22（2010）年９月）での検討結果を基に、昭和 53（1978）年から平成 22（2010）年１２月までの伊東から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象やその推移を定め、想定した範囲で火山現象が発生した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

なお、想定外の火山現象が発生した場合は、地震活動や火山活動の状況に応じて、本計画を弾力的に運用し、伊豆東部火山群の防災対策に万全を期す。また、伊豆東部火山群の火山活動や噴火に伴う影響範囲に係る新たな知見、研究成果等については、その都度必要な調整を経て反映させる。

また、本計画に定めのない事項については、「静岡県地域防災計画　共通対策の巻」の各計画に基づき実施する。

(2) 想定される火山現象の推移

推　　移	想定される火山現象
地下深部へのダイク（岩脈）（※1）の貫入が開始	・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始
相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）
顕著な群発地震活動	・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動
マグマが更に浅部に上昇	・低周波地震の活発化（群発地震活動に減少傾向がみられることもある）
噴火の前兆現象	・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生
噴火発生	●浅海域での噴火発生（※２） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね 2km とする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※２） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出
活動の終息	・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束
噴火後、数ヶ月から数年	降雨による土石流の発生

※1）ダイク（岩脈）：水平面に対して高角度で貫入したマグマが固結してできた板状岩体。ふつう幅１～数十 m、長さ数百 m 以下のものが多い。

※2）浅海域、陸域で噴火が発生した場合の大きな噴石やベースサージによる影響範囲は、噴火地点から概ね２km の範囲とする。

（3）本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲等

・平成 7（1995）年（川奈崎沖海底地震計の観測開始）以降、海域での震源決定精度が向上したことにより、深さ7～4km におけるダイクの貫入は鉛直から約 15 度北東側に傾いていることが明らかになった。このことから震央分布範囲（図 3 の緑色の長方形）を北東方向に移動し噴火の可能性が高い範囲を考えることとした（図3の黄の長方形）。

・群発地震の活動ごとに貫入するダイクの位置は、同じ場所に繰り返し貫入することはほとんどなく、新たに貫入するダイクは、以前貫入したダイクの隣（一部重なる場合あり）に貫入することが多い。

・1回ごとのダイク貫入の幅は 3km 程度なので、半分程度重なりあって貫入することを想定し、それぞれの長方形をさらに西北西方向と東南東方向にそれぞれ 1.5km 延長して噴火の可能性の高い範囲を考えることとした。

・以上を包含した範囲として、「火口が出現する可能性のある範囲」を設定した(図3の赤の長方形)。

・ダイク貫入による群発地震活動が発生した場合には、その群発地震活動域から「想定火口域」と「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」が特定されるので、この影響範囲に基づいて、必要な防災対応等を実施する。

・図4は、過去の群発地震活動域から推定した「想定火口域」及び「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」の例である。

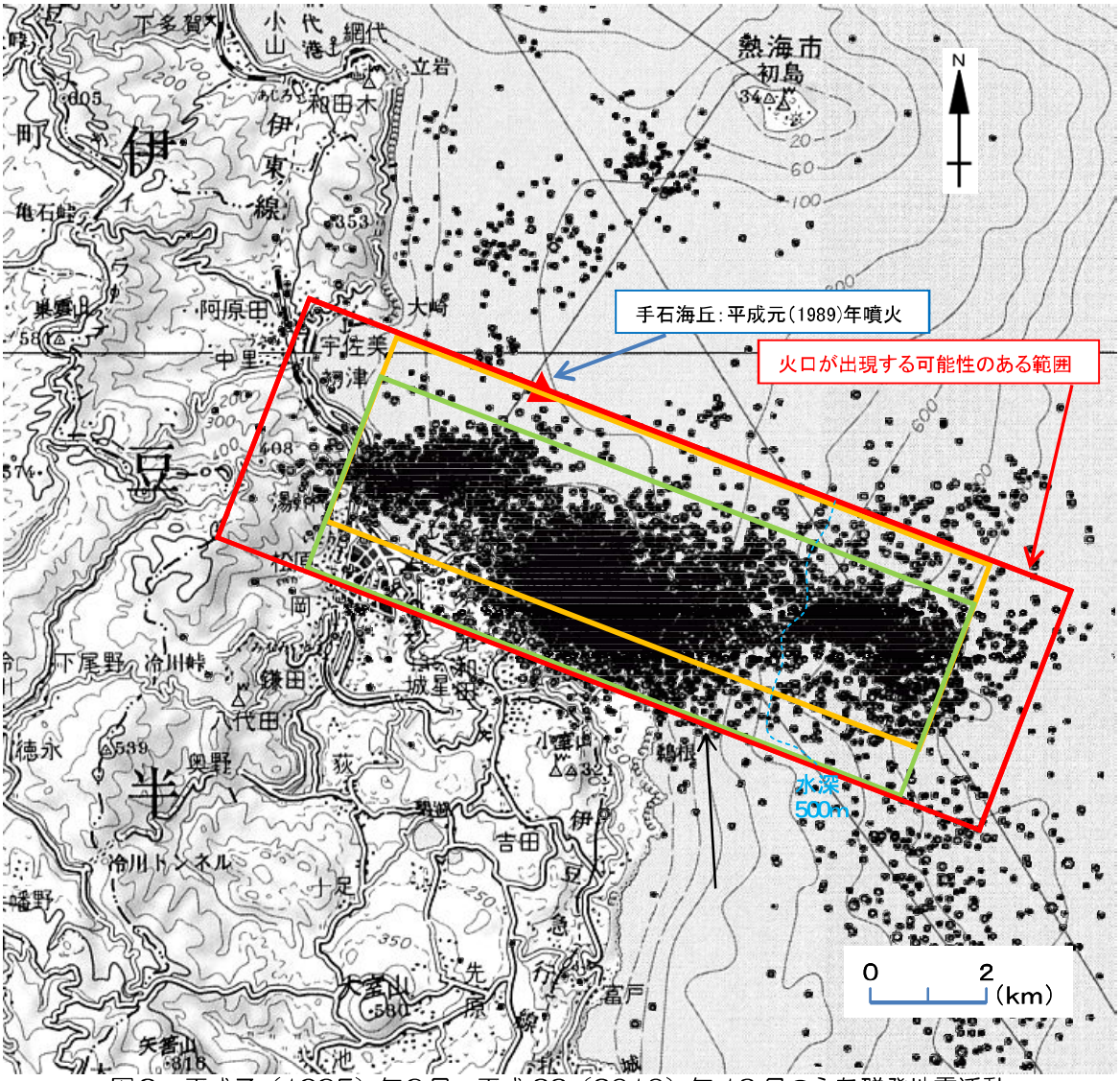

図3　平成7（1995）年9月～平成 22（2010）年 12 月の主な群発地震活動（深さ7ｋｍ～4ｋｍ）の震央分布と「火口が出現する可能性のある範囲」

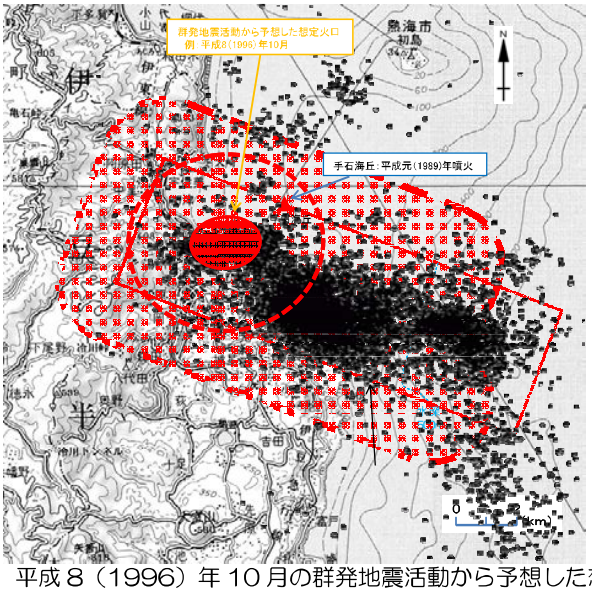

平成８（1996）年 10 月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図４－１の橙色塗りつぶしの楕円で示す。

また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね 2km の範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。

図４－１　平成８（1996）年 10 月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）

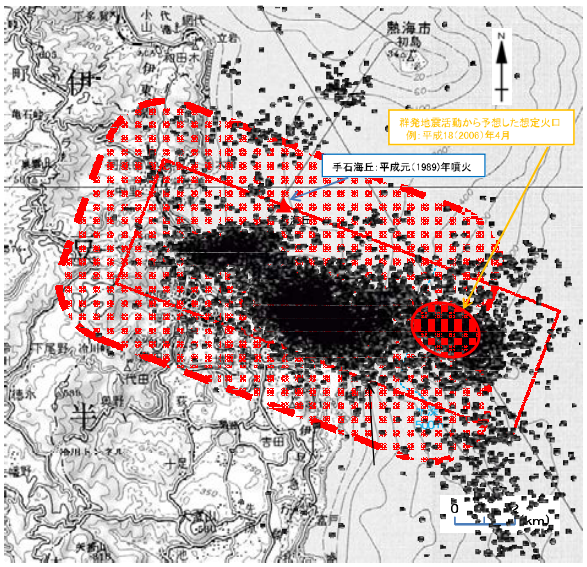

平成 18（2006）年４月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図４－２の橙色塗りつぶしの楕円で示す。

また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深 500m より深いため、噴火の影響がない。

図４－２　平成 18（2006）年４月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）

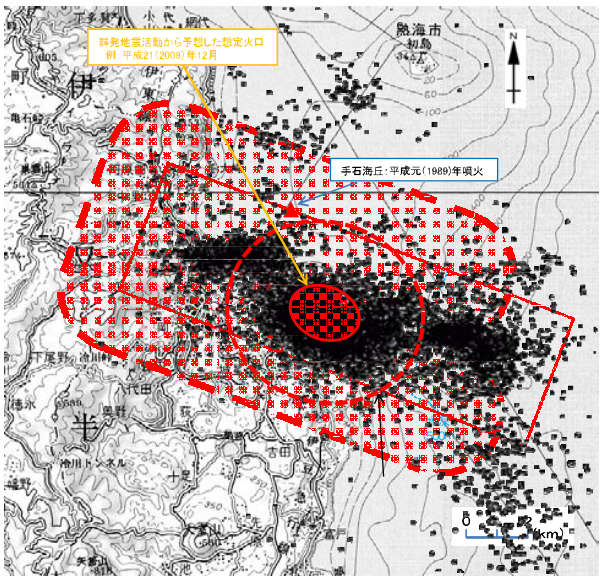

平成 21（2009）年 12 月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図４－３の橙色塗りつぶしの楕円で示す。

また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね 2km の範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。

図４－３　平成 21（2009）年 12 月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）

区　　分	内　　容
火口が出現する可能性のある範囲（群発地震が発生する可能性のある範囲）	平成７（1995）年から平成 22（2010）年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。
海上や地表に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲（水深 500m以浅の範囲）	火口が出現する可能性のある範囲（群発地震が発生する可能性のある範囲）のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	噴火に伴い噴火地点から概ね 2km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 2km の範囲とする。 ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。
想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。

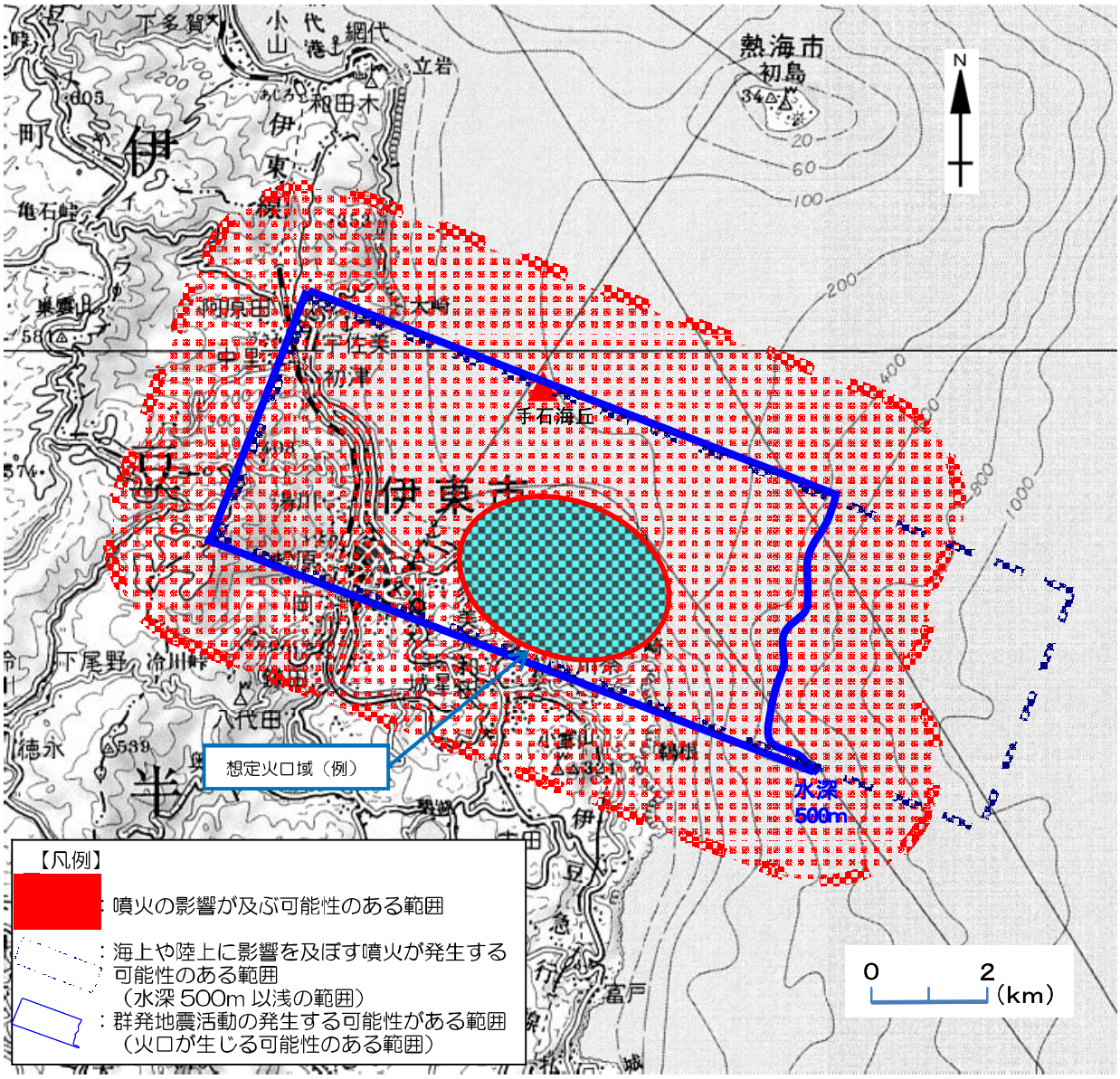

3　予想される火山現象とその危険性

現　象	危　険　性　等
火山性地震	⑴　火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 ⑵　マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。
群発地震	⑴　同じくらいの大きさ（マグニチュード）の地震が，限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう． ⑵　通常の地震活動は，本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。
低周波地震	⑴　通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 ⑵　マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 ⑶　震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。
火山性微動	⑴　マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 ⑵　通常の地震より、振動の継続時間が長いが、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 ⑶　身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。 ⑷　マグマが地表近くまで達した証拠であり、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる.
地殻変動	マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が変形する現象である。
マグマ水蒸気爆発（水蒸気マグマ噴火）	⑴　マグマと外来水が接触し、水が水蒸気に急速に相変化することによって急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象であり、数千m上空にまで噴煙を噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 ⑵　海底噴火が発生した場合の他、沿岸域で噴火が発生した場合や、溶岩流が海に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 ⑶　マグマ水蒸気爆発の発生場所周辺では、多数の大きな噴石の飛散、ベースサージ、小規模な津波の危険があるので注意が必要である。
ストロンボリ式噴火	⑴　マグマが内部のガス圧によって発泡・粉砕して起きる、やや爆発的な噴火であり、溶岩のしぶきを数百m程度、噴煙を数千m上空にまで噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 ⑵　ストロンボリ式噴火の発生場所周辺では、大きな噴石の飛散の危険があるので注意が必要である。
小火山体の形成	陸域で噴火が発生した場合には噴石が降り積もったり、溶岩が盛り上がったりして、大室山や小室山のような小火山体を形成する場合がある。
噴石	⑴　噴火と同時に火口から放出される直径数 mm 以上の岩片や軽石・スコリア（暗色の軽石）のことを指す。 ⑵　大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から概ね2km以内は、大きな噴石が多数飛散するため危険である。 ⑶　大きな噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、風下側でより一層の注意が必要となる。 ⑷　上空高く放出されることから、火山活動を監視する航空機も注意が必要である。
ベースサージ	⑴　陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した場合に、高温の火山灰や火山ガスが噴煙柱の基部から水面上を環状に広がる現象である。 ⑵　高速のベースサージに巻き込まれると、建物は破壊され、人は死傷する。 ⑶　ベースサージの速度は時速数 10 から 100 ㎞以上であり、発生後の避難は困難であることから、その発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
空振	爆発的噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。火口近傍を除いては人体に対する直接的な影響はないが、少し離れた地点では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。

現　象	危　険　性　等
降灰	⑴　細かく砕けた岩片が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降り積もる現象である。 ⑵　火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 ⑶　ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 ⑷　屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の危険性がある。 ⑸　堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関、電力・水道などのライフラインに影響を及ぼす。降灰の状況によっては、その影響が、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
火山ガス	⑴　マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となったものである。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含む。 ⑵　伊豆東部火山群での明確な記録はないが、噴気地帯や火口が生じた場合、噴出物に近づく場合には注意が必要である。
溶岩流	⑴　陸域で噴火が発生した場合には溶岩流に対する注意も必要である。伊豆東部火山群の場合、火口から 1,000℃前後の高温の溶岩が流出することがある。 ⑵　噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、溶岩流出に移行する場合がある。 ⑶　溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 ⑷　溶岩流が流下する範囲で、海岸、湖、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いて二次的なマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 ⑸　溶岩流の流下速度が時速３km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げることが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から３時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
降灰後の降雨による土石流	⑴　斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流され、流路の土石や樹木を巻き込んで時速 50 から 60km 以上の速度で流下する現象である。 ⑵　降灰堆積厚 10cm 以上となった渓流において、時間雨量 10mm 程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 ⑶　速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。

伊豆東部火山群で想定される火山現象について、地下深部へのダイクの貫入から活動の終息まで、時間経過に伴う活動の推移を表わした火山現象の系統樹（図６－１、図６－２）を検討会で作成した。

図６－１のパーセント（％）の数値は、それぞれの分岐点で次に起き得る火山現象毎の確率（分岐確率）の推定値を示している。

図６－２のパーセント（％）の数値は、マグマ上昇直後（図の左端）の時点で、図の全体に記されたそれぞれの火山現象が起きる確率（累積確率）の推定値を示している。

この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

また、極めて可能性は低いが、図中に想定されていない火山現象が発生することも考えられるので、活動開始後は、気象庁等からの最新の情報に注意する必要がある。

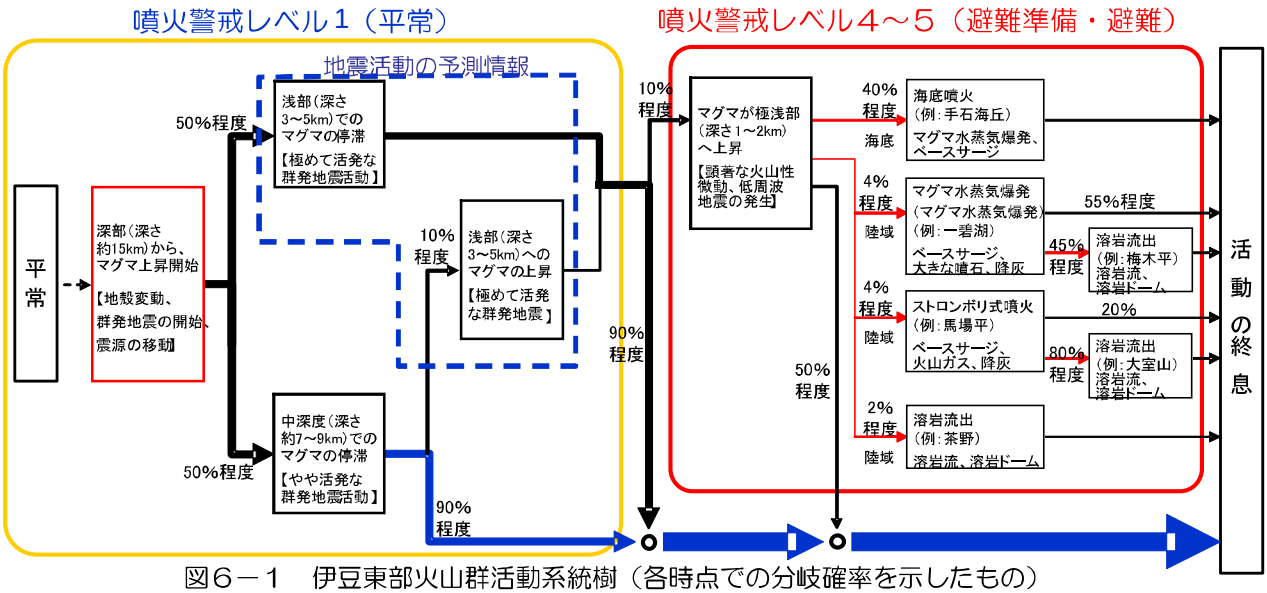

図６－１　伊豆東部火山群活動系統樹（各時点での分岐確率を示したもの）

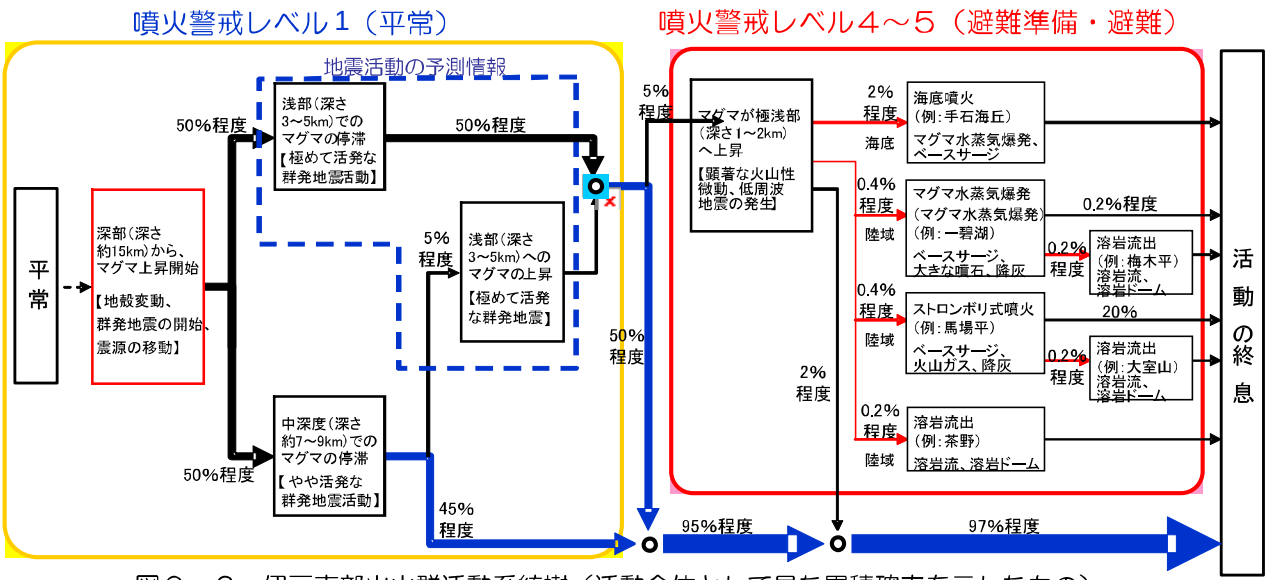

図６－２　伊豆東部火山群活動系統樹（活動全体として見た累積確率を示したもの）

4　発表される噴火警報・噴火予報等

伊豆東部火山群には、平成 19（2007）年 12 月１日より噴火警報・噴火予報が、平成 23（2011）年３月 31 日より伊豆東部の地震活動に関する情報（以下、「地震活動の予測情報」という。）及び噴火警戒レベルが導入された。

(1) 地震活動の予測情報

伊豆東部火山群では、これまでに度々、活発な群発地震活動（最大地震のマグニチュード（M）が概ね４以上、最大震度４から震度５弱程度の大きな揺れ（場合によっては震度５強から震度６弱程度）。震度３となる地震が数回から数十回程度、震度４以上となる地震が数回から十数回程度発生するような活動）が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。

地震活動の予測情報は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。

ア　具体的な地震活動の予測手法（以下、「本手法」という。）を図７に示す。

イ　地震活動の特徴から想定される、伊豆東部火山群の群発地震活動におけるシナリオ、および監視項目や本手法等の概念図を図８に示す。

区　　分	内　　容
伝達される予測項目	地震の規模（M）と震度、地震回数、活動期間等
有感地震が多発するような主たる活動期間	概ね４日から、長くて１週間程度であるが、場合によっては複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、その場合には活動期間が長くなる。
発表のタイミング	地殻変動が観測され、活発な地震活動が予測される場合で、具体的には以下のとおりである。 (ア) 最初に発表されるタイミングは、地震活動に先行する地殻変動が捉えられ、有感地震が発生し始めた頃で、活発な活動に至る前に伝達される。 (イ) 第１報以降、マグマの活動状況や地震の発生状況に応じて、適宜、情報が伝達される。 (ウ) 新たなマグマ活動を事前に予測することは不可能であるが、地殻変動等の監視によって、新たなマグマ活動が始まったと判断される場合には、その旨が伝達される。 (エ) マグマ活動が収まり、地殻変動がなくなれば、主たる地震活動はほぼ終わったものとして、その旨伝達される。 (オ) 火山噴火に至る可能性がある現象（低周波地震、火山性微動等）が観測された場合には火山活動への注意・警戒を促すための噴火警報・噴火予報が発表され、その情報の中で地震活動の状況が伝達されることとなる。

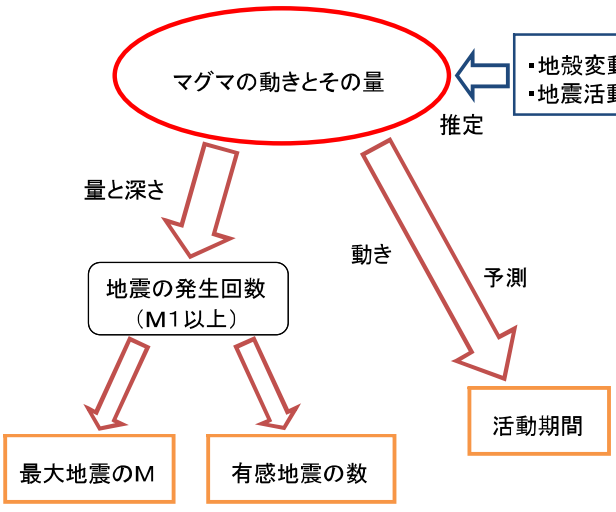

図７　本手法の概念図

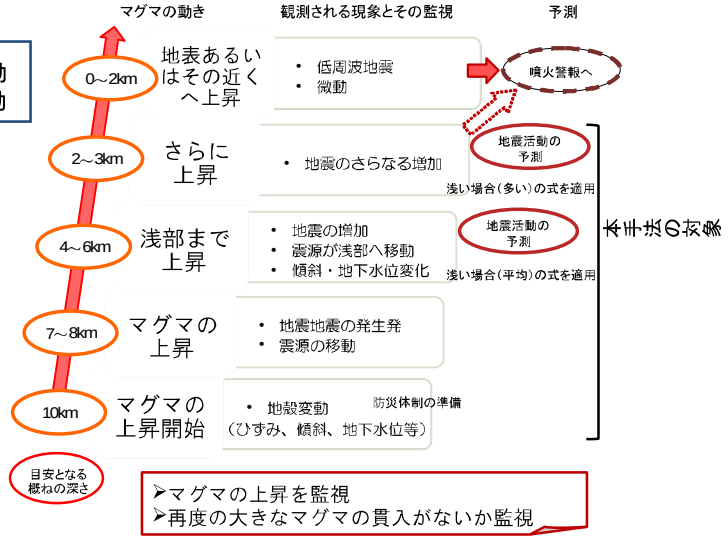

図８　マグマの動きと監視の概念図

⑵ 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル

気象庁火山監視・情報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。

伊豆東部火山群では、居住地域あるいは居住地域に近い沿岸海域に火口が出現する想定となっている。そのため、噴火が予想された場合には、「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」が必ず居住地域にかかることから、居住地域を対象範囲とするレベル４（避難準備）またはレベル５（避難）の噴火警報が発表される。

あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※１）が発表される。

予報警報	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等
噴火警報	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※２）、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元（1989）年７月11日の低周波地震活動の多発、７月13日の海底噴火
噴火警報	レベル４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元（1989）年７月10日の低周波地震活動の活発化
火口周辺警報	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	**【レベル３（入山規制）、レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】** **○活動が活発化するとき** ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル２（火口周辺規制）、レベル３（入山規制）の発表はなく、レベル４（避難準備）以上が発表される。 **○活動が沈静化するとき** ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル５（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル３（入山規制）、レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。
火口周辺警報	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	
噴火予報	レベル１（平常）	火山活動は静穏 【地震活動の予測情報の発表】 ・噴火予報（レベル１（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、地震活動の見通しを伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。	住民は通常の生活	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度５弱～６弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年４月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動
	地震活動の予測情報の発表	地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。	危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要	

※１）海上警報：船舶の運航に必要な海上の気象、波浪、火山現象などに関する警報。このうち、火山現象に関する海上警報をいう。警報は海上保安庁の機関を通して、一般船舶に通報される。

※２）大きな噴石：風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。

※３）⤳：伊豆東部火山群では、火山活動が活発化となり、噴火予報（レベル１（平常））からレベルを引き上げる過程では、レベル２（火口周辺規制）、レベル３（入山規制）の火口周辺警報は基本的に発表されない。

⑶ その他の火山現象に関する警報、予報

予報の種類	発表基準	内容
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合	噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表

⑷ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰以外に、以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもの	火山活動の状況等により、必要に応じて発表
噴火に関する火山観測情報	噴火が発生した場合、その時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にまとめたもの	毎月または必要に応じ発表
週間火山概況	過去１週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には９つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第２章　災害予防計画（平常時対策）

第１節　平常時対策

１　防災思想の普及

（１）　防災思想の普及の基本方針

火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、伊豆市をはじめ、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。

また、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。

（２）　防災思想の普及

実施主体及び実施者	内　　容
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、伊豆東部火山群防災協議会や県、市町と協力して普及・啓発する。
県	伊豆東部火山群防災協議会を通して、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 火山災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、防災訓練の実施等を通じて、火山災害及び防災対策等についての正しい知識を市町と協力して啓発する。 防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行う。
伊東市及び伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。
住民	自らの安全は自らの手で守るため、平常時から正しい知識の習得に努めるとともに、家庭における火山防災対策を実施しておく。 また、自主防災活動に積極的に参加し、地域における火山防災対策に努める。

２　防災訓練の実施

（１）　防災訓練実施の基本方針

火山現象を想定した防災訓練、主に避難訓練及び情報伝達訓練を市町単位又は地区単位で実施する。

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

（２）　防災訓練

実施主体及び実施者	内　　容
県、伊東市、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。
住　　民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。

３　火山活動観測に対する協力

実施主体及び実施者	内　　容
県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。
伊東市長 及び 伊豆市長	・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。

周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。

第２節　異常現象発見の通報

地割れ、臭気等火山現象に係ると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は、図９のとおりとする。

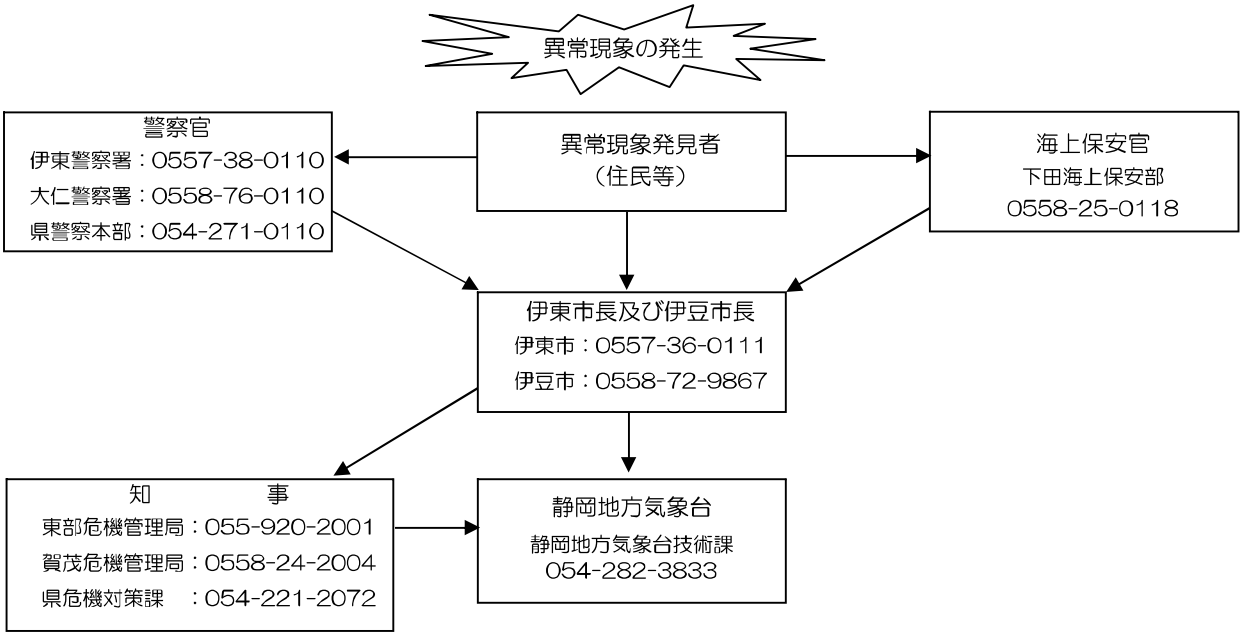

図９　異常現象を発見した場合の情報伝達系統図

実　施　者	具　体　的　な　内　容
異常現象発見者	直ちに最寄りの市長、警察官又は海上保安官に通報する。
市　　長	警察官、海上保安官又は住民等から火山現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認に努める。
警察官及び海上保安官	住民等から火山現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの市長に通報する。
知　　事	市長から火山現象に関する異常の情報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台に通報する。

第３節　避難計画の策定

１　避難計画策定の基本方針

平成７（1995）年９月から平成 22（2010）年 12 月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。

<table>
<tr><th>活動期間
（目安）</th><th>火山活動の想定</th><th>噴火警戒
レベル</th><th>噴火警報・噴火予報等（例）</th><th>基本的な対応</th></tr>
<tr><td>－</td><td>平常時</td><td rowspan="3">レベル１
（平常）</td><td rowspan="2">・噴火予報（レベル１（平常））</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2、３時間
～１週間程度
（※）</td><td>マグマの貫入の開始
・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動
・群発地震活動開始</td><td>・情報収集</td></tr>
<tr><td>相当量のマグマの地殻浅部への貫入
・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動
顕著な群発地震活動
・活発な群発地震活動
・震源の浅部への移動</td><td>・地震活動の予測情報
※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル１（平常）からレベル２（火口周辺規制）、レベル３（入山規制）の火口周辺警報は発表されず、レベル４（避難準備）又はレベル５（避難）が発表される。</td><td>・災害時要援護者の避難準備
・福祉避難所の開設準備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2、３時間
～2、３日間</td><td>マグマが更に浅部へ上昇
・低周波地震の活発化
・（通常の地震に減少傾向がみられることもある）</td><td>レベル４
（避難準備）</td><td>・噴火警報（レベル４（避難準備））
・火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）
・火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）</td><td>・避難対象地域の設定
・警戒区域の設定
・災害時要援護者の避難
・福祉避難所の開設
・避難準備情報
・避難所の開設準備</td></tr>
<tr><td>噴火の前兆現象
・低周波地震の多発
・火山性微動の発生</td><td>レベル５
（避難）</td><td>・噴火警報（レベル５（避難））
・火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）
・火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）</td><td>・避難対象地域の設定
・警戒区域の設定
・避難勧告・指示
・避難誘導
・陸上・海上交通規制
・避難所の開設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2、３週間～</td><td>噴火発生
〇浅海域で噴火発生
・大きな噴石の飛散
・ベースサージの発生
〇陸域で噴火発生
・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生
・スコリア、火山灰の噴出
・溶岩流出</td><td>噴火
レベル５
（避難）</td><td>・噴火警報（レベル５（避難））
・火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）
・火山活動解説資料（上空からの観測成果等）</td><td>・避難対象地域の設定
・警戒区域の設定
・避難勧告・指示
・避難誘導
・陸上・海上交通規制
・避難所の運営</td></tr>
<tr><td>活動の終息
・地震活動の低下
・地殻変動の停止</td><td>レベル１
（平常）</td><td>・噴火予報（レベル１（平常））
※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル３（入山規制）、レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表される場合がある。</td><td>・避難所の閉鎖（住民帰宅）
・陸上・海上交通規制の解除</td></tr>
</table>

※）複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。

このため、これらの火山現象の出現に対応して、段階的に警戒を強めるとともに、住民等を安全な地域へ避難させることを計画の基本とする。

2　避難計画を策定する市町

実施主体	対　象　地　域
伊東市 及び 伊豆市	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域

3　策定する避難計画の具体的な内容

実施者	具　体　的　な　内　容
伊東市長 及び 伊豆市長	⑴ 避難の手段 ア　避難は、徒歩によることを原則とする。 イ　避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 ⑵ 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。 ⑶ 避難所等の指定 ア　火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ　周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。 ⑷ 避難路の整備 ア　避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ　円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。
周辺市町長	避難者の受け入れ等に関する協定 避難者の受入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。

4　避難対象地域の設定

実施者	具　体　的　な　内　容
伊東市長 及び 伊豆市長	⑴ 避難対象地域は、＜第１章第１節２⑶本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。 ⑵ 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。 ⑶ 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね 2km の範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。

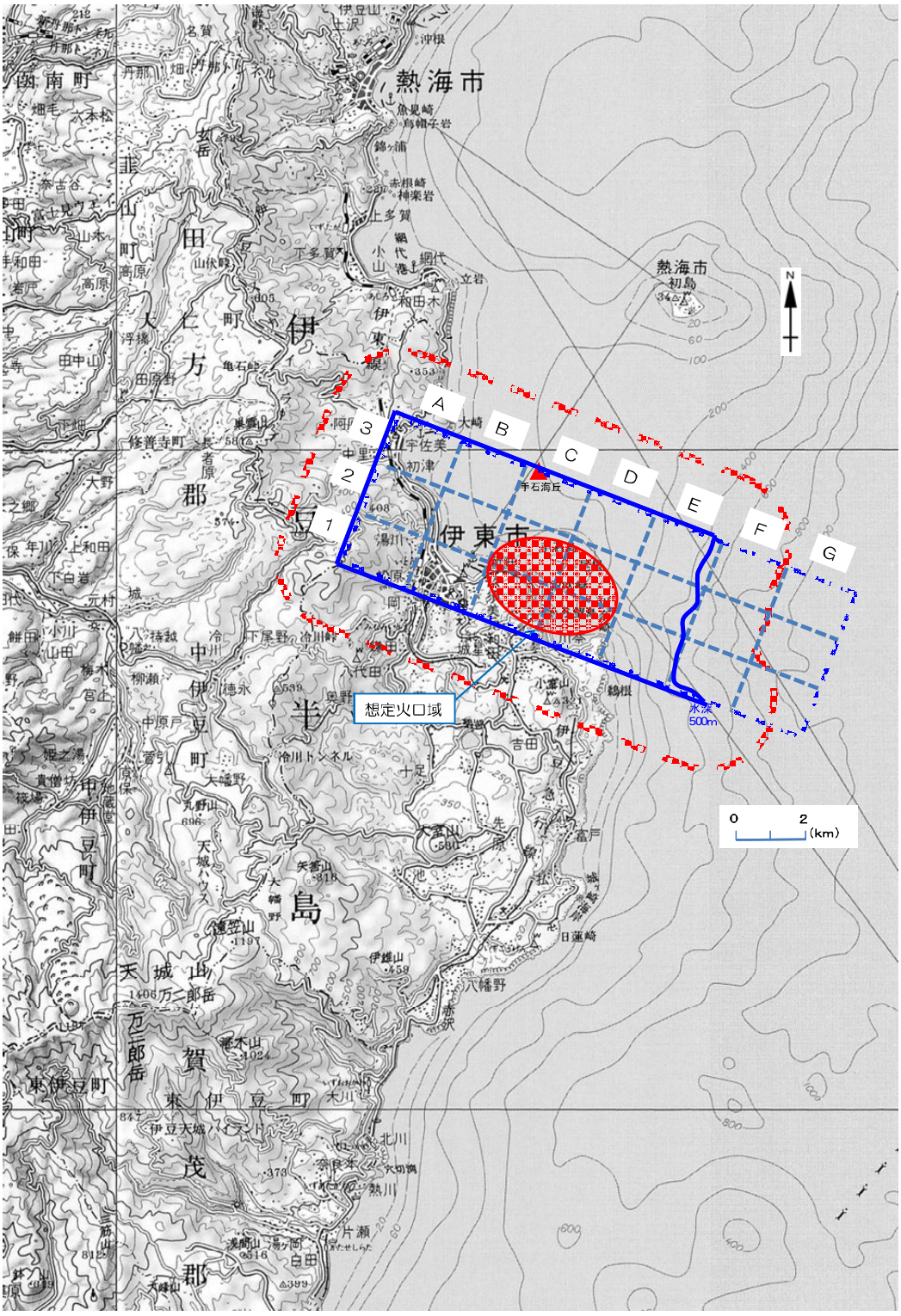

図 10　避難対象地域の設定

グリッド番号	呼　称	グリッド番号	呼　称
A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近
A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖
B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖
B2、B3、C2、C3	伊東沖		

第３章　災害応急対策計画

第１節　噴火警報・噴火予報等の伝達

気象庁から伊豆東部火山群に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。

また、その内容は、＜第１章第１節４　（２）噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル＞のとおりである。

実　施　者	内　　容
知　　事	噴火警報の通知を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、伊豆東部火山群噴火警報等伝達系統図（図 11）により関係機関及び市町長に通報し、又は伝達する。
伊東市長 及び 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。

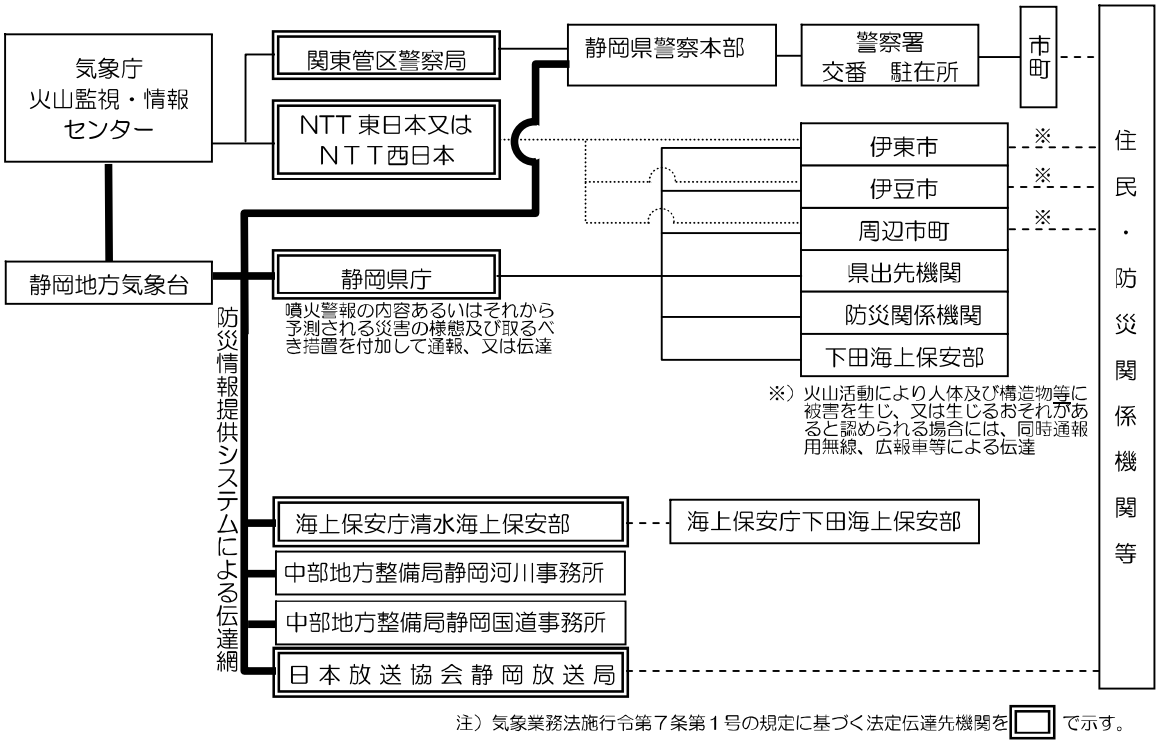

図 11　伊豆東部火山群噴火警報等伝達系統図

区　　分	名　　称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル１（平常））」 ・「地震活動の予測情報」 ・「噴火警報（レベル４（避難準備））」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル５（避難））」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル３（入山規制））」 ・「火口周辺警報（レベル２（火口周辺規制））」　が発表される場合がある。

第２節　避難活動

１　避難の勧告及び指示

伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。

実施者	内　　容
伊東市長 及び 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応		
	住民に対して	（災害時要援護者）	一時滞在者に対して （観光客等）
「レベル１（平常）」で、「地震活動の予測情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル４（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	避難準備の呼び掛けを実施する。 （福祉避難所の開設を準備する。） （レベル４（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル４（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）
「レベル４（避難準備）」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。）		避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。
「レベル５（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		
「レベル５（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル４（避難準備）」又は「レベル５（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。		
「レベル４（避難準備）」又は「レベル５（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル４（避難準備）」又は「レベル５（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する		
「レベル３（入山規制）」又は「レベル２（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官又は 海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知　　事	⑴ 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告又は指示をする。 ⑵ 避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2　警戒区域の設定

実施者	内　　容
伊東市長 及び 伊豆市長	⑴ 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 ⑵ 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 ⑶ 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官又は 海上保安官	⑴ 火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。 この場合、直ちに警戒区域の設定をした旨を市長に通知する。 ⑵ 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。
知　　事	⑴ 災害発生により伊東市及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 ⑵ 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	⑴ 市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。 この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。 ⑵ 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3　災害時要援護者の避難

実施者	内　　容
伊東市長 及び 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、災害時要援護者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

4　住民による自主避難

実施者	内　　容
住　　民	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。

5　避難所の設置

実　施　者	内　　容
伊東市長 及び 伊豆市長 ・ 周辺市町長	⑴ 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 ⑵ 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア　学校、体育館、公民館等の公共施設 イ　あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ　あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設

6　避難所の運営

実　施　者	内　　容
伊東市長 及び 伊豆市長 ・ 周辺市町長	⑴ 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ⑵ 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 ⑶ 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。
避難所に配置された市の担当職員等	情報の伝達及び収集、被災者等の保護及び避難所の管理を行う。
要請により避難所に配置された警察官	避難所の治安の維持を図る。

7　避難所における避難生活の確保

実施主体	内　　容
自主防災組織	自主防災組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に運営する。このため、自主防災組織は給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努める。

第３節　県の体制

1　事前配備体制

県は、「地震活動の予測情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。

配備体制	配備の基準	配　備　課　等	
【情報収集体制】 各所属要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	・「地震活動の予測情報」が発表され、又はで有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）
【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	・「地震活動の予測情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）

2　災害対策本部

（1）体制

県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、噴火警報（レベル４（避難準備））又は噴火警報（レベル５（避難））が発表された場合、又は伊東市若しくは伊豆市が災害対策本部を設置した場合、災害対策本部及び東部・賀茂方面本部を設置する。

(2)会議

ア 本部員会議

本部長（知事）、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあっては、部長が指定する危機担当監１名が代表する）をもって構成する。

ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

実施者	内　　容
本部長	ア　災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ　被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。
本部員等	それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

任　　務	ア　情報収集、発信、広報 イ　観光客対策 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ　２次災害等発生防止措置 オ　消防庁への報告 カ　広報に関する事項 キ　その他 ・防災対策の総合調整

イ　対策会議

対策会議は、図 13 のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。

実施者	内　　容
危機管理監	ア　必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。 イ　被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。
危機担当監	それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

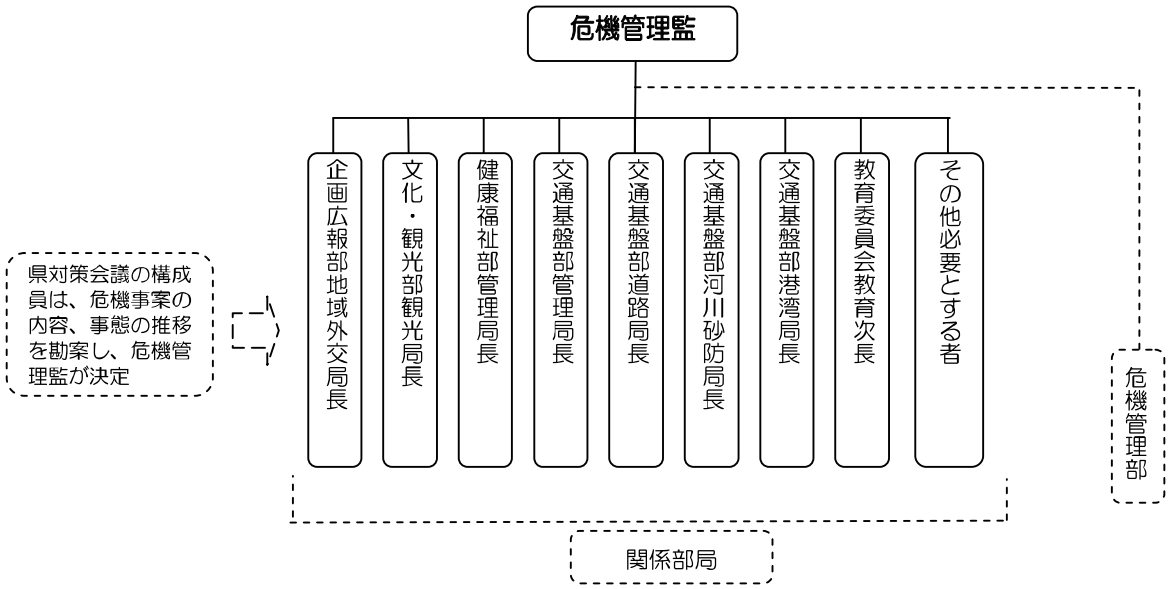

図13　県対策会議構成図

第４節　交通の制限

１　陸上交通

実施主体	内　　容
伊東市長及び伊豆市長・周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。
県公安委員会（警察）	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の安全と円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第５条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施した時は、県、市町等地方自治体、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

２　航空交通

実施主体	内　　容
県	国土交通省等に協力を求め、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

３　海上交通

実施主体	内　　容
県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。

第５節　社会秩序維持活動

実施者又は実施主体	内　　容
知　　事	市町長と協力して、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、報道機関、警察及び自主防災組織等と連携して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。
県 警 察	地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。
伊東市長 及び 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第１節　復旧

１　復旧対策

（１）産業活動の再開

県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

（２）施設等の復旧

県有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

（３）安全性の確認

ア　応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ　安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く県民等への周知を図る。

（４）風評被害の影響の軽減

必要に応じて、知事(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

２　被災者等へのフォロー

（１）健康相談の実施

災害の発生により、県民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、市町と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

（２）心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

３　再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

（１）対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

（２）マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

参考文献

図１：小山真人（2010）火山がつくった天城の風景、伊豆新聞本社

図２：小山真人（2010）伊豆の大地の物語、静岡新聞社

図３：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図４－１から図４－３：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図５及び図６：伊豆東部火山群の火山防災対策検討会資料

図７及び図８：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2010）「伊豆東部の地震活動の予測手法」報告書

Ⅱ　富士山の火山防災計画

第１章　総　　則

第１節　想定（国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年６月）で提示）

１　想定火口範囲

(1) 約3,200年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺１kmの範囲を噴火する可能性のある領域。

(2) 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域。

２　予想される火山現象とその危険性

現　象	危　険　性　等
噴石	(1)　直径数cm以上の岩の破片や軽石が、噴火と同時に火口から放出される現象である。 (2)　大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径２km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3)　噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4)　噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5)　1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに２０km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・ 火砕サージ	(1)　火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2)　火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より１km程度外側に到達することが想定される。 (3)　高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4)　火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1)　1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2)　噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 (3)　溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4)　溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5)　溶岩流の流下速度が時速３km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げることが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から３時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
融雪型 火山泥流	(1)　積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2)　水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の２階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3)　融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1)　噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	(1)　細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2)　火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3)　ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。

	⑷ 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 ⑸ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後の降雨による土石流	⑴ 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 ⑵ 降灰堆積厚10cm以上となった渓流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 ⑶ 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	⑴ 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 ⑵ 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度５から６弱程度の強い揺れになるおそれがある。 ⑶ 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	⑴ マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 ⑵ 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	⑴ 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 ⑵ 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ	⑴ 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊し、斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象である。 ⑵ 発生回数は過去１万年に２回程度と極めて少ない。 ⑶ 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 ⑷ 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	⑴ 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 ⑵ 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 ⑶ 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

３ 火山現象の影響予測範囲

この計画の対象となる各火山現象の影響予測範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された影響予測範囲とし、その影響予測範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図１から図３に示す。

なお、各火山現象の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

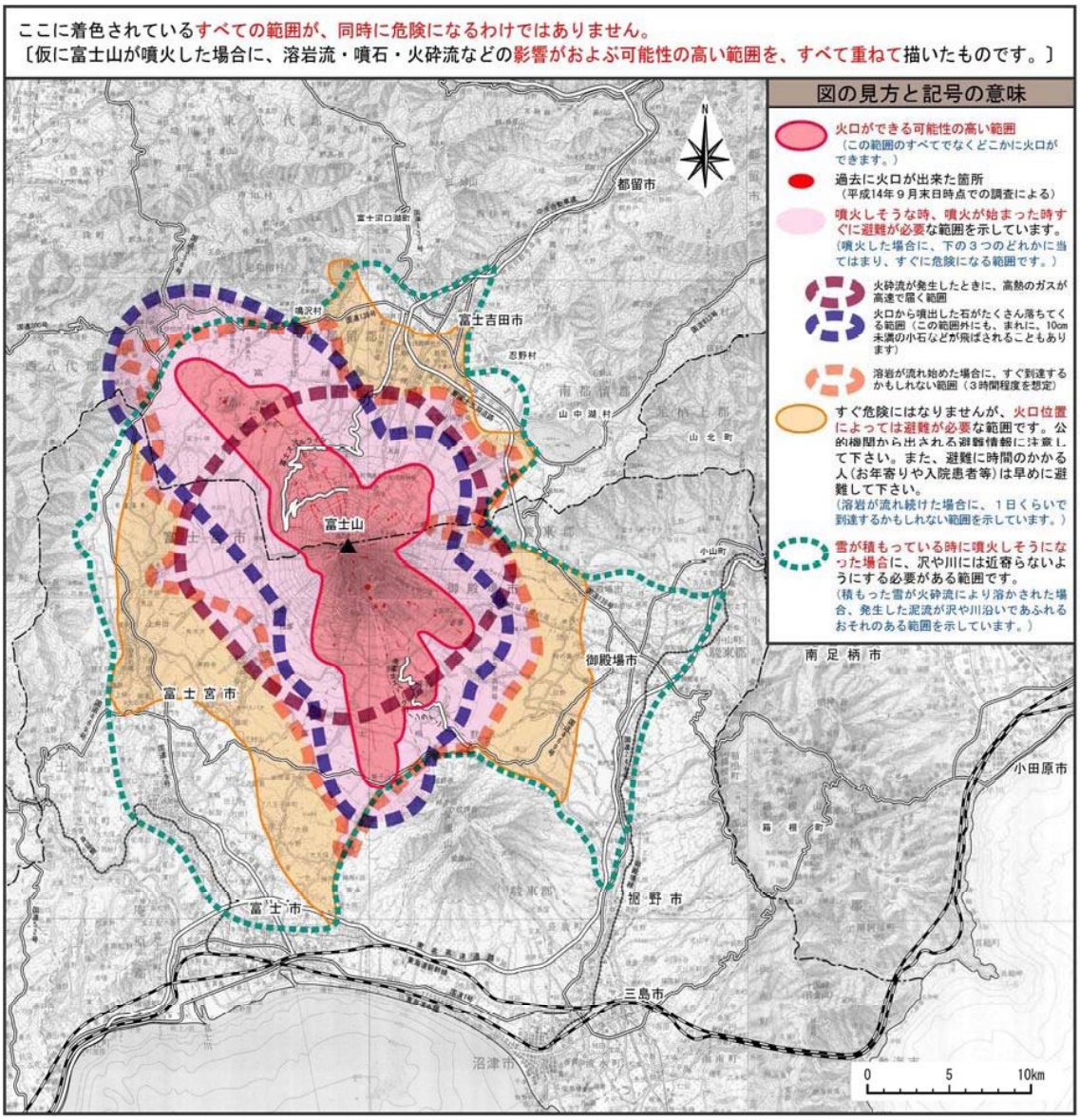

図１　想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲

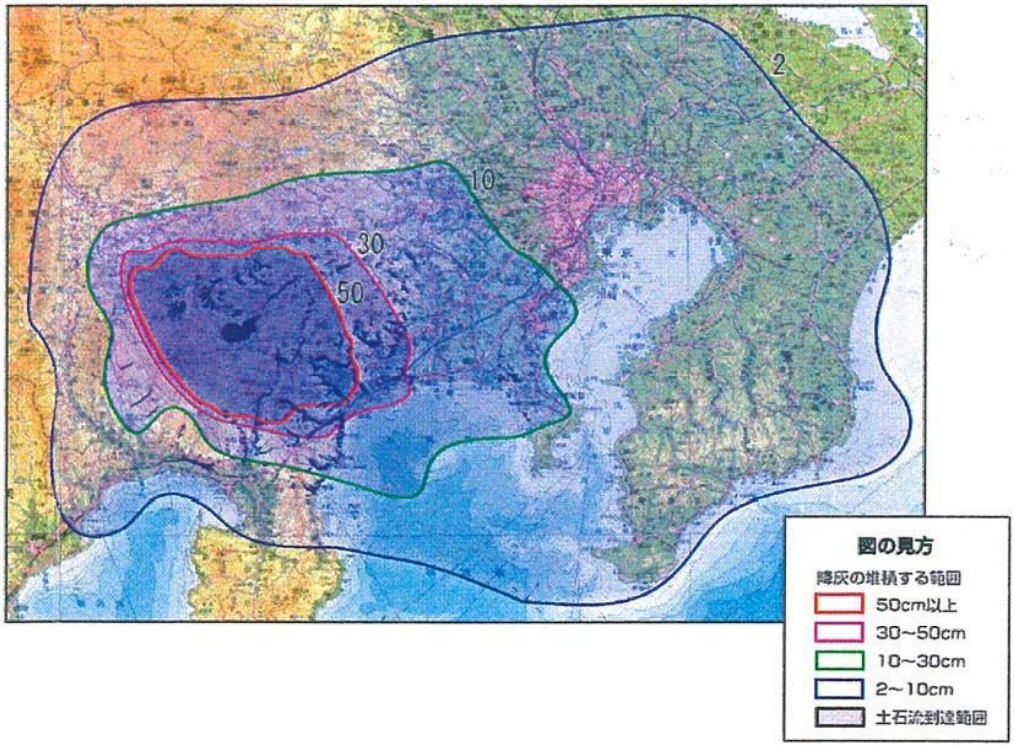

図２　降灰の影響予測範囲

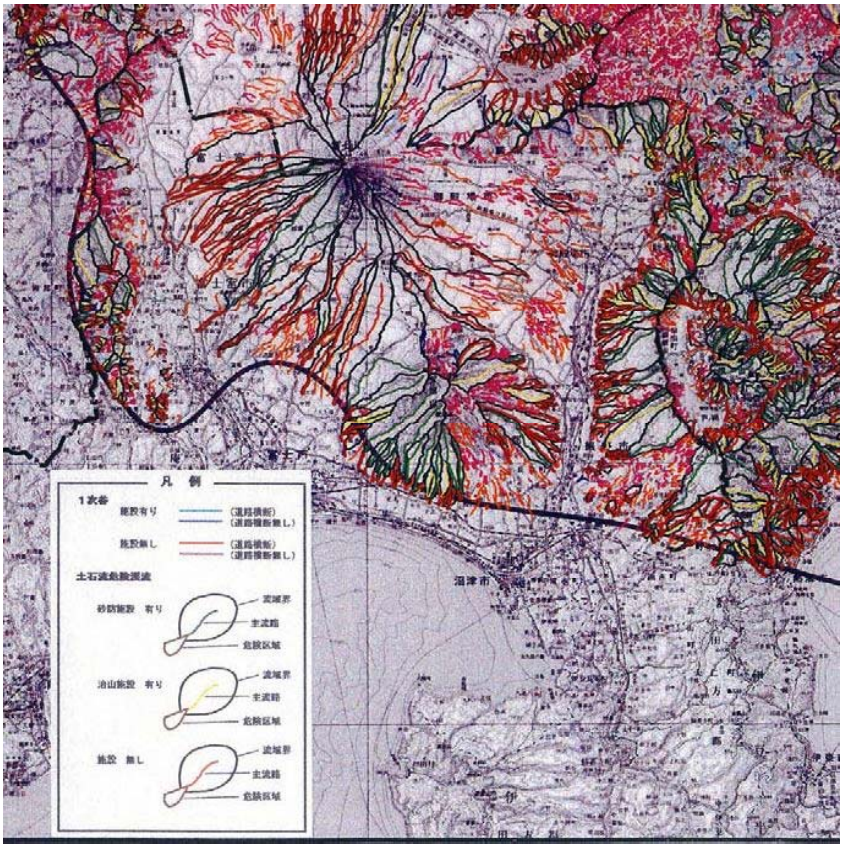

図３　降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲

４　噴火警報・予報の発表基準と噴火警戒レベル

(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル

気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報、噴火予報の発表基準と、それぞれの情報が発表されるときの、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。

なお、富士山には平成19年12月１日より噴火警戒レベルが導入された。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 16 日～1 月 1 日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865 年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約 8km まで到達 延暦噴火（800～802 年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約 13km まで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 15 日昼～16 日午前(噴火開始前日～直前)： 地震多発、東京など広域で揺れ
		４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 14 日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月３日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】　該当する記録なし
噴火予報	火口内等	１（平常）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 （深部低周波地震の多発等も含む） 2007 年 12 月現在の状態

注１）　ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注２）　ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、２～７億㎥を大規模噴火、２千万～２億㎥を中規模噴火、２百万～２千万㎥を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注３）　火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災対策協議会）で示された範囲を指す。

（2） その他の火山現象に関する警報、予報

予報の種類	発表基準	内容
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合	噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表

（3） 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	火山活動の状況等により、必要に応じて発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じ発表
週間火山概況	過去１週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

第２章　災害予防計画（平常時対策）

県は、国、市町、公共機関、専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第１節　関係する施設・設備の整備

実施主体	内　　容
県	ア　市町村や関係機関に対して、ハザードマップに基づく火山現象の影響予測範囲に関する情報提供 イ　噴石影響予測範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ　避難対象地域内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ　避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ　避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ　富士山の山体における砂防・治山施設の整備を行う場合は、火山災害の防止を考慮 キ　降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険渓流への砂防施設等を整備
山体周辺市町村	ア　土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予測範囲に関する情報提供 イ　噴石影響予測範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ　避難対象地域内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ　避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ　避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ　富士山の山体における砂防・治山施設の整備を行う場合は、火山災害の防止を考慮 キ　噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク　噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ　噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ　一時集合場所の状況 サ　火山災害時における避難所の状況 シ　避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域
医療・社会福祉施設等	ア　噴石影響予測範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の医療・社会福祉施設等の整備を行う場合は、建物構造を強化 イ　域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者は、通院・通所者及び入院・入所者への情報伝達体制、入所者及び通所者並びに帰宅可能な入院患者に対する家族等への引渡しのための連絡体制及び連絡方法、家族等への引渡しが困難な者に対する移送手段の確保、受入先の確保、避難の開始時期、避難路等に関する避難計画を策定
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア　富士山の山体における砂防・治山施設の整備を行う場合は、火山災害の防止を考慮 イ　降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険渓流への砂防施設等を整備
ライフライン施設の管理者	降灰による水質汚濁の予防、下水処理機能の維持、碍子からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止など、火山災害に対する施設の安全性確保
観光施設等施設管理者	ア　避難対象地域内の観光施設等は、利用者等への情報伝達体制、避難の開始時期、避難方法、避難路等に関する避難計画を策定 イ　火山防災マップの掲示やパンフレット等の配布などにより、利用者等に対して火山防災知識を普及 ウ　火山活動に伴う利用者等の避難を支援できる体制の整備

第２節　情報連絡体制の整備

富士山に地割れ、臭気等火山活動の現象に関すると思われる異常を発見した場合の連絡体制は下記のとおりとする。

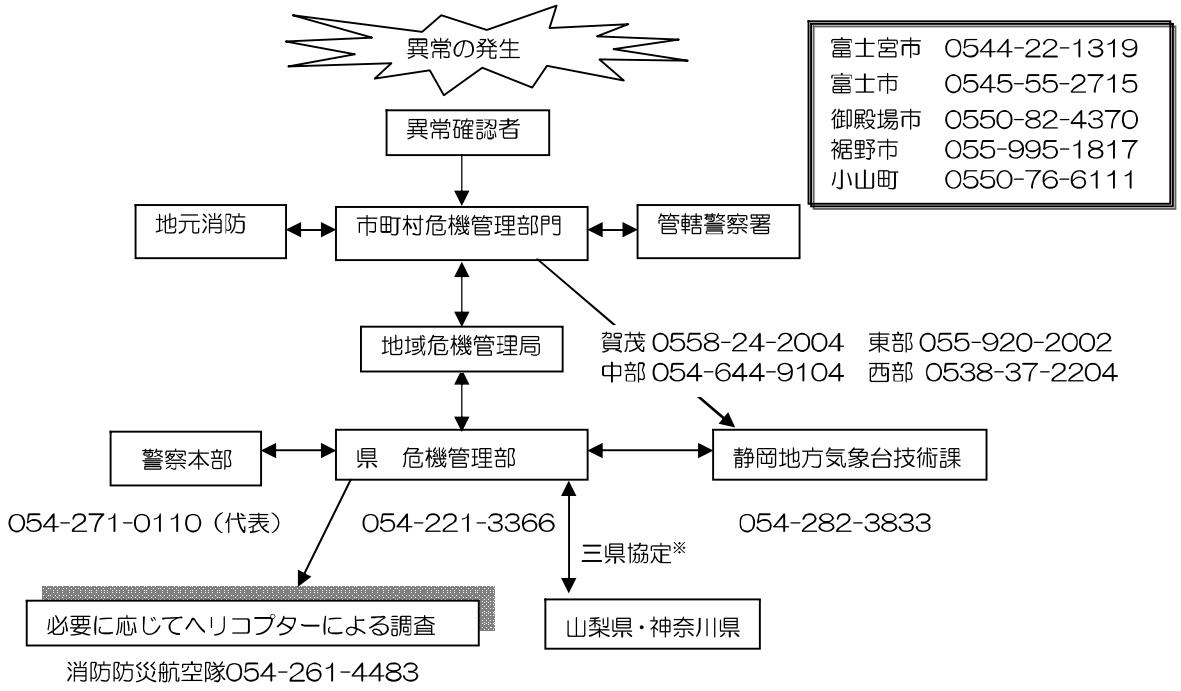

※三県協定･･･富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山火山防災対策に関する協定」

実施者	具　体　的　な　内　容
異常現象発見者	地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常を発見した者は、直ちに最寄り山体周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
山体周辺市町長	山体周辺市町の長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの山体周辺市町の長に通報するものとする。
県知事	知事は、山体周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の情報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台にこれを通報するものとする。

第３節　避難計画

１　避難計画を作成する市町

対　象　地　域	対　象　市　町
ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲を有する地域	富士宮市　富士市　御殿場市 裾野市　小山町

2　避難に関連する情報の伝達体制の整備

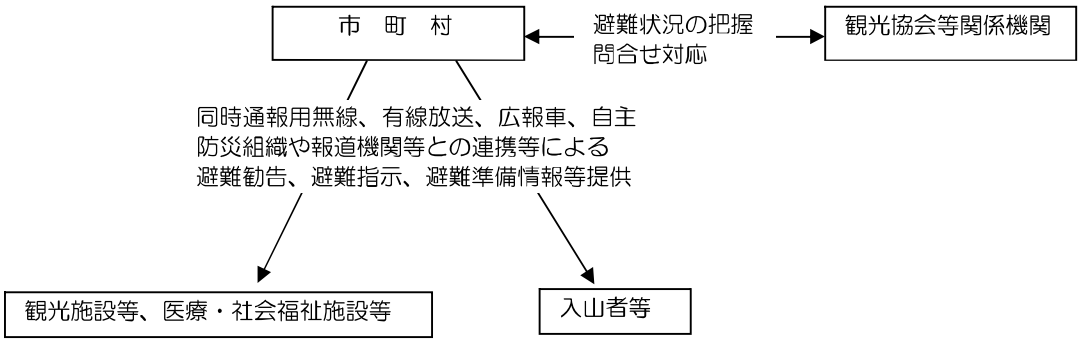

3　避難対象地域の区分

山体周辺市町の長は、噴火前に避難行動をすべき地域（以下「避難対象地域」という。）を次の３地域に区分してあらかじめ設定する。

なお、避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、字、地物等を考慮し、地域を設定するものとする。

避難対象地域	範　　囲
第１次避難対象地域	想定火口範囲
第２次避難対象地域	火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流３時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第１次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲
第３次避難対象地域	溶岩流24時間以内影響予測範囲から第１次避難対象地域及び第２次避難対象地域を除いた範囲

4　避難体制の整備

⑴　山体周辺市町村は、近隣市町村あらかじめ近隣市町村に避難するための計画を策定し、必要に応じて、近隣市町村と協定を締結する。

⑵　県は、山体周辺市町が近隣市町に避難するための広域避難計画を策定する際の近隣市町との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という）に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。

⑶　県は、山体周辺市町とバス会社等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。

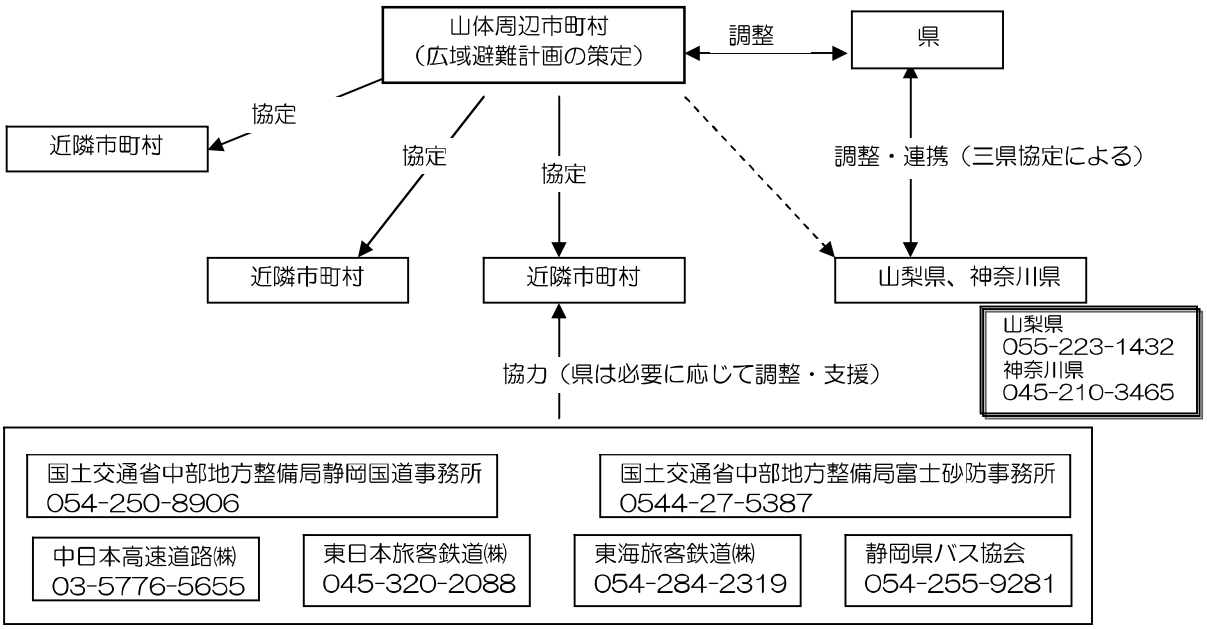

※　避難計画策定の留意事項

区　　分	内　　容
避難所及び 一時集合場所	ア　災害時要援護者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ　大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ　十分な駐車スペースが確保されていること。 エ　一時集合場所は、原則として徒歩で避難できる範囲内であること。 オ　一時集合場所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される範囲を避けること。
避難経路の設定	ア　山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ　避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される場所を避けて設定する。
緊急輸送体制の整備	ア　山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ　山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
道路啓開体制の整備 （道路管理者）	ア　優先的に啓開を要する道路の選定に係る市町との調整 イ　道路啓開活動要員の確保 ウ　道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰等を考慮して選定

第４節　予防教育及び研修・訓練の実施

１　啓発活動

実施主体	内　　容
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する
県	ア　市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発を図る。 イ　観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。 ウ　観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
山体周辺 市町村	ア　住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 イ　火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ウ　火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 エ　観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。 オ　観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。（上記④、⑤は、降灰が10cm以上と想定され、降灰後の降雨により、土石流の危険が予測される沼津市、熱海市、三島市、函南町、長泉町及び芝川町（以下「降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町」という。）を含む）
学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。

２　防災訓練

実施主体	内　　容
県、山体周辺市町、 防災関係機関、 自主防災組織等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。 ・県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
県民	県民は、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は＜第１章第１節４（１）噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル＞のとおりである。

なお、情報伝達にあたっては、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

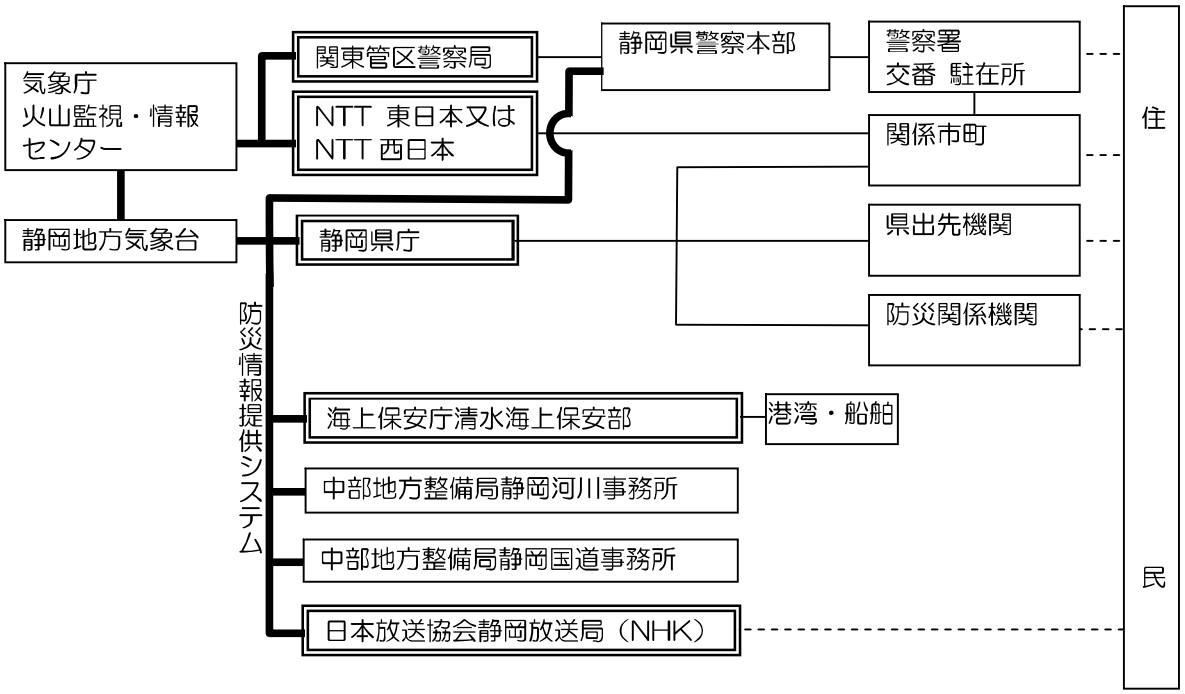

注）気象業務法施行令第７条第１号の規定に基づく法定伝達先機関を □ で示す。

図４　噴火警報・予報等の伝達系統図

※ １　山体周辺市町の長(代行した場合は代行者)は避難勧告又は指示をした場合は、次の事項を伝達する。

ア　避難の勧告又は指示の主旨、イ　避難の勧告又は指示が出された地域名
ウ　避難所の名称及び所在地、　エ　避難経路及び誘導方法

２ 山体周辺市町の長は、避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

３ 避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

４　輸送車両の確保

(1)　山体周辺市町は、噴火警報（噴火警戒レベル４（避難準備））の発表時に避難用車両を確保する。

(2)　県は、山体周辺市町が避難用車両を確保するにあたり、必要に応じて調整・支援を行う。

５　避難所の開設

(1) 山体周辺市町の長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。

(2) 山体周辺市町の長は、住民に避難準備情報を発表した場合、避難所を開設する。

(3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

第２節　避難勧告等の基準

１　市町長の避難の勧告及び指示

噴火が始まる前には、群発地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等の現象が発生することが想定される。このため、気象庁から発表される噴火警報、噴火予報等による火山活動の状況に応じ、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行う。

実施者	内　　容
市町長	ア　住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 　また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 イ　市町長は、避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ　市町長は、避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

噴火警戒レベル及び火山活動の状況	避難対象地域	市町長の避難対応		
		住民に対して	（災害時要援護者）	一時滞在者に対して（登山客、観光客等）
レベル３（入山規制）が発表されたとき	第１次避難対象地域	―――	―――	当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
レベル４（避難準備）が発表されたとき	第１次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。（当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		
	第２次避難対象地域	避難準備情報を発表する。（避難所を開設する。）		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第３次避難対象地域	―――	避難準備情報を発表する。（避難所を開設する。）	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
レベル５（避難）が発表されたとき	第１次及び第２次避難対象地域	第１次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。（当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		
	第３次避難対象地域	避難準備情報を発表する。（避難所を開設する。）		当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
レベル５（避難）が発表された後に噴火し、レベル４（避難準備）又はレベル５（避難）が発表されたとき	第１次避難対象地域の全域及び第２次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		
	第２次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
		避難準備情報を発表する。		当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第３次避難対象地域	―――	避難準備情報を発表する。（避難所を開設する。）	当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。

<table>
<tr><td rowspan="3">レベル４（避難準備）又はレベル５(避難)が発表されずに噴火し、レベル４（避難準備）又はレベル５（避難）が発表されたとき</td><td>第１次避難対象地域の全域及び第２次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域</td><td colspan="3">避難勧告又は指示を行う。
（当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）

※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに当該地域から避難する</td></tr>
<tr><td>第２次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域</td><td colspan="2">避難準備情報を発表する。
（避難所を開設する。）</td><td>当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。</td></tr>
<tr><td>第３次避難対象地域</td><td>――――</td><td>避難準備情報を発表する。
（避難所を開設する。）</td><td>当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溶岩流が発生し、レベル４(避難準備)又はレベル５（避難）が発表されたとき</td><td>第３次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域</td><td colspan="3">避難勧告又は指示を行う。</td></tr>
<tr><td>溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域</td><td colspan="3">避難勧告又は指示を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">降灰が発生し、レベル４（避難準備）又はレベル５(避難)が発表されたとき</td><td>降灰が予想される地域</td><td colspan="3">降灰時における注意の呼び掛けを実施する。</td></tr>
<tr><td>大量の降灰（概ね３０㎝/日）が予想される地域</td><td colspan="3">避難勧告又は指示を行う。</td></tr>
</table>

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。
県知事	ア　災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。 イ　知事は、避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

２　住民等の避難方法

⑴　自ら避難のための交通手段を確保できる者は、当該交通手段により避難対象地域以外に避難又退去する。

⑵　自ら交通手段を確保できない者は、山体周辺市町の長があらかじめ指定した一時集合場所に集合し、当該市町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。

⑶　医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。

⑷　避難する場合、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

3　一時帰宅の実施

(1)　山体周辺市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2)　山体周辺市町の長は、一時帰宅を行う場合は、県に助言を求めることができる。

(3)　県は、山体周辺市町の長から一時帰宅を行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。

4　警戒区域の設定

実施者	内　　容
山体周辺市町村長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。
県知事	災害発生により山体周辺市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山体周辺市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を山体周辺市町の長に通知する。

※ 山体周辺市町の長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

第３節　県の体制

１　配備体制

県は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

配備体制		配備内容	配備部局等	
事前配備体制	【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル１（平常））」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル２（火口周辺規制））」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
			出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
	【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル３（入山規制））」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
			出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル４（避難準備））」 ・「噴火警報（レベル５（避難））」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき		全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課
			出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局

２　災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

(1)　本部員会議

ア　知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　分	内　容	
任　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請	エ　２次災害等発生防止措置 オ　消防庁への報告 カ　広報に関する事項

(2)対策会議

ア　対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

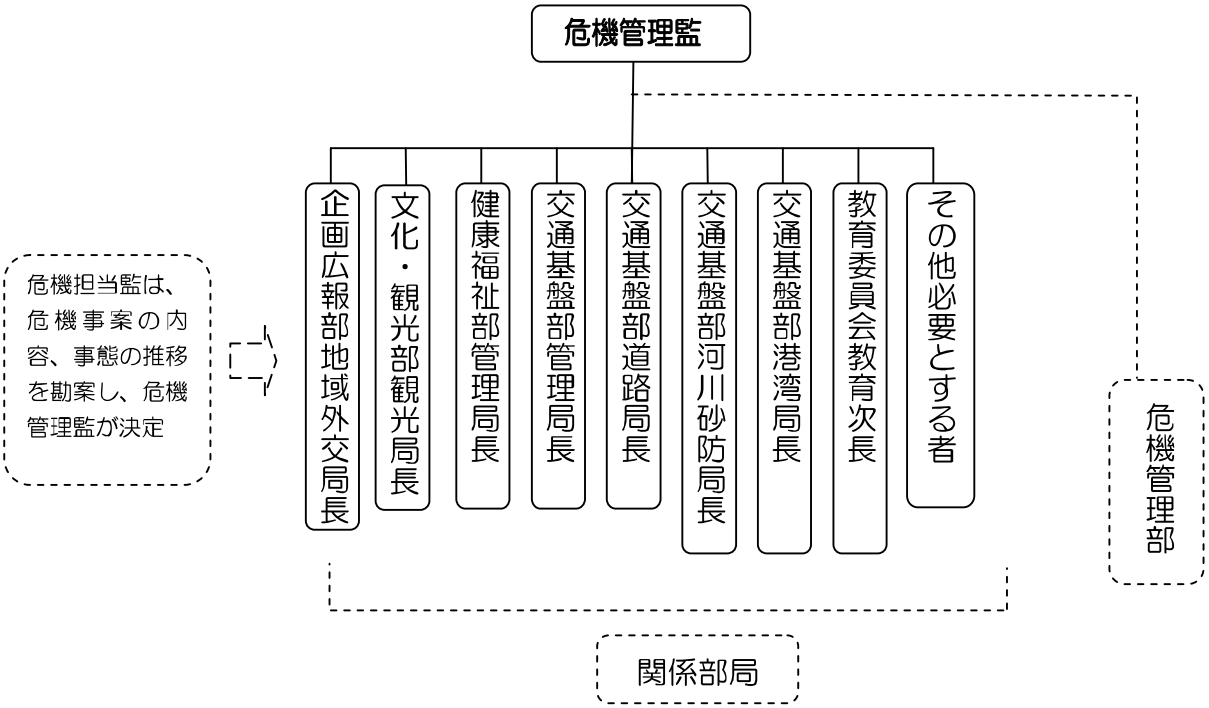

図５　県対策会議図

第４節　交通の制限

１　陸上交通

実施主体	内　　容
関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。
県公安委員会（警察）	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第５条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。
道路管理者	・融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第２章第３節４に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内において降灰の堆積厚が10㎝以上あり、かつ、時間雨量10㎜以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。
鉄道事業者	降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う

２　航空交通

県は、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求め、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

第５節　社会秩序維持活動

実施主体	内　　容
県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
県警察	県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。
市町	市町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第６節　被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

１　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、山体周辺市町、降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町及び降灰があった市町

⑴ 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
⑵ 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
⑶ 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
⑷ 公共施設等に堆積した降灰等の除去
⑸ 既存砂防施設の除石

２　降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第７節　継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実　施　主　体	内　　容
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県	ア　危険性の緊急調査の実施 イ　土石流対策の緊急工事
山体周辺市町及び降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町	ア　警戒基準雨量の見直し イ　警戒避難体制の確立 ウ　降雨時の避難の実施

第８節　広域連携

県は、災害応急対策を実施するに当たり、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と連携して、各種対策を実施するものとする。

（災害復旧計画については、Ⅰ 伊豆東部火山群の火山災害対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

静岡県地域防災計画

大火災対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

目 次

Ⅰ 大火災対策計画及びⅡ 大爆発対策計画	1

Ⅰ 大火災対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	3
第1節　関係機関の業務の大綱	3
第2節　過去の顕著な災害	4
第3節　予想される災害と地域	4

発　　災　　前	頁
第2章　火災予防計画	7
第1節　消防体制の整備	7
第2節　火災の予防対策	7
第3節　林野火災対策の推進	8
第4節　火災気象通報の取扱い	10

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	11
第1節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動	11
第2節　情報伝達系統図	11
第3節　県の対応	12
１　大規模火災災害応急体制	12
２　災害対策本部	12

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	15
第1節　各機関が実施する対策	15

Ⅱ 大爆発対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	17
第1節　関係機関の業務の大綱	17
第2節　過去の顕著な災害	17
第3節　予想される災害と地域	18

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	21
第1節　ガス災害予防計画	21
第2節　危険物災害予防計画	22
第3節　火薬類災害予防計画	23

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	25
第1節　関係機関の業務の大綱	25
第2節　情報伝達系統図	25
第3節　県の対応	26
１　突発的災害応急体制	26
２　災害対策本部	26

目 次

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	29
第1節　原因究明と是正措置	29

Ⅰ大火災対策計画及びⅡ大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第２条第２号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策の巻」は、以下のとおり、「Ⅰ　大火災対策計画」、「Ⅱ　大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ　大火災対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	火災予防計画、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第３章　災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、県の対応
第４章　復旧計画	各機関が実施する対策

Ⅱ　大爆発対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	高圧ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第３章　災害応急対策計画	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達、県の対応
第４章　復旧計画	原因究明と是正措置

Ⅰ　大火災対策計画

第１章　総　　則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第１節　関係機関の業務の大綱

実施主体	内　　容	
県	消防体制の整備	ア　消防救急の広域化の推進 イ　消防職員・消防団員の教育 ウ　消防団の活性化 エ　緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア　建物の不燃化の指導 イ　消防用設備等の整備 ウ　防火管理体制の整備 エ　防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア　林道（防火道）等の整備 イ　予防設備の整備 ウ　消防資機材の配備
	災害応急対策	ア　県防災ヘリコプターによる支援 イ　自衛隊等への支援要請 ウ　消防庁への応援要請
市町	消防体制の整備	ア　消防組織の確立 イ　消防施設の整備 ウ　消防救急の広域化の推進 エ　消防職員・消防団員の教育 オ　消防団の活性化 カ　緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア　建物の不燃化の指導 イ　消防用設備等の整備 ウ　防火管理体制の整備 エ　防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア　林道（防火道）等の整備 イ　予防設備の整備 ウ　消防資機材の配備
	災害応急対策	ア　消防活動 イ　広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第２節　過去の顕著な災害

明治 36 年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発生年月日	焼失数	場所	記事
明治36年1月6日	453戸	焼津町城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速ＥＮＥ4.6m/s、最小湿度66%
大正2年3月3日	1,451戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速ＥＮＥ6.1m/ｓ、最小湿度46%
大正15年12月10日～11日	756戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速ＳW11.7m/ｓ、最小湿度50%
昭和7年4月21日～22日	1,300戸	大宮町（富士宮市）	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速ＷＳW2.8m/s、最小湿度33%
昭和15年1月15日～16日	1,521戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速W9.6m/ｓ、最小湿度22%
昭和18年3月13日～14日	林野1,280ha 40戸	磐田郡竜山村秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速ＷＮW9.8m/s、最小湿度33%
昭和18年3月17日	林野1,050ha	富士郡上井手村（富士宮市）人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島でＷＳW7.7m/ｓ、最小湿度29%
昭和21年4月2日～3日	林野千数百ha	田方郡中大見村切川八野伊東町奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速ＳW13.3m/s、最大湿度50%
昭和25年4月13日	1,416戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代でＥＮＥ11.2m/ｓ、最大湿度54%
昭和32年2月28日	104戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速W12.9m/s、最小湿度19%
昭和35年11月17日	119戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速ＮＮＥ4.6m/ｓ、最小湿度52%

第３節　予想される災害と地域

○風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

○大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風

・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

○林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

○林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

県内の気象条件

地域	気　象　条　件
伊豆地方	・気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。 ・風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の１月、２月では10m/s以上になる日数は共に５０％ぐらいとなっている ・低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。 ・東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。
富士山麓地方	・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海抜高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、富士（標高約66ｍ）では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。 ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱いが、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。
県中部地方	・中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約16℃位である。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。 ・風は年を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。 ・冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱いが、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では10m/s以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では10m/s以上となる年間日数（約121日）の約6割が冬期から早春（12月～3月）に集中している。 ・静岡で10m/sを超えるのは月のうち0.2日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。しかし、発達する低気圧や台風により強風が現れ御前崎ではしばしば暴風を記録している。
県西部地方	・浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方ではさらに0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季の浜松市天竜区佐久間町の気温は県の最高気温となることがしばしば起きている。 ・冬期の季節風による強風は、浜松では10m/s以上になる日数がひと月で2～3日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱いが、台風の襲来時には20m/s以上の暴風となることがある。

第２章　　火災予防計画

市町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第１節　消防体制の整備

区　　分	内　　容
消防組織の確立	市町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	市町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	市町における消防力の現況は資料の巻（9－１）＜消防ポンプ自動車等整備状況＞のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	・消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教育訓練について指導するものとする。 ・市町は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 ・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	県及び市町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第２節　火災の予防対策

区　　分	内　　容
建物不燃化の指導	県及び市町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	県及び市町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	県及び市町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	県及び市町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第３節　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区　　分	内　　容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、（社）静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、（社）静岡県林業会議所、（社）静岡県猟友会、（社）静岡県観光協会、（社）静岡県建設業協会、（社）静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、（独）森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署（静岡・伊豆・天竜）、静岡県道路公社、中日本高速道路㈱富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社（交通機関）、陸上自衛隊第３４普通科連隊、陸上自衛隊第１０特科連隊、（財）静岡県舞台芸術センター
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
消防資機材の配備	林野火災に対する県有消防資機材を整備する。

県有消防資機材　林野火災消防資機材

種　　別	現　有　数			
	数　量	配置場所	数　量	配置場所
チェーンソー	5台	陸上自衛隊第34普通科連隊（御殿場市）	6台	陸上自衛隊第10特科連隊（豊川市）
下刈機	10台	〃	10台	〃
背負式消火器	15個	〃	20個	〃
下刈鎌	100丁	〃	100丁	〃
鋸（のこ）	97丁	〃	100丁	〃
鉈（なた）	100丁	〃	100丁	〃
鳶口	50丁	〃	47丁	〃

県有消防資機材　化学消火薬剤備蓄状況　　単位：kl

薬剤種類 / 備蓄消防本部	たん白系３％型	たん白系６％型	合成界面活性剤	水成膜泡消火薬剤	水溶性液体用泡消火薬剤
静岡県				54.2	
静岡市			49	55	8
浜松市			5.26	4.3	1.03
沼津市	0.71		1.1	0.96	
熱海市	0.4		0.02		
三島市	1.74	0.02	0.1		
富士宮市	0.12		1.96		
伊東市			1.25		0.16
島田市			0.74	0.84	
富士市			3.96	8.12	
磐田市			2.18		0.28
焼津市			2.37		
掛川市			3.82		
藤枝市			2.22		
湖西市			0.7		
菊川市			1		
東伊豆町			0.24		
清水町			0.36		
長泉町				1.32	
牧之原市・御前崎市消防本部			0.28		
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部			0.66		
袋井市・森町広域行政組合消防本部	0.06		0.97		
田方消防本部				2	
西伊豆広域消防本部			0.94		
吉田町牧之原市広域施設組合消防本部			0.51		0.12
下田消防本部			0.88		

第４節　火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第１項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>火災気象通報の基準</td><td>
<table>
<tr><th>対象地域</th><th>実　施　基　準</th></tr>
<tr><td>全　域</td><td>すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき</td></tr>
<tr><td>西　部
中　部
東　部
伊　豆</td><td>①実効湿度50％以下、最小湿度30％以下が予想されるとき
②実効湿度60％以下、最小湿度40％以下で、かつ最大風速が７m/s以上と予想されるとき
③最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。
ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>市町長への伝達</td><td>通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。</td></tr>
<tr><td>火災警報の発表</td><td>市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。</td></tr>
</table>

第３章　　災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第１節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区　　分	内　　容
市町消防活動体制	市町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	・市町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ア　その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ　発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合 ウ　その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	・市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第２節　情報伝達系統図

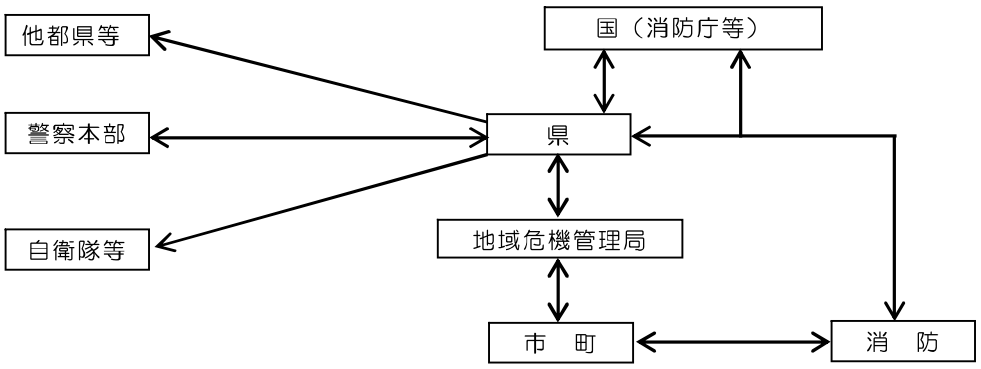

第３節　県の対応

○ 大規模火災が発生した場合は、「大規模火災災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
○ 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

１　大規模火災災害応急体制

区　　分	内　　容
体制配備基準	ア　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ　その他、知事が指示したとき
組　　織	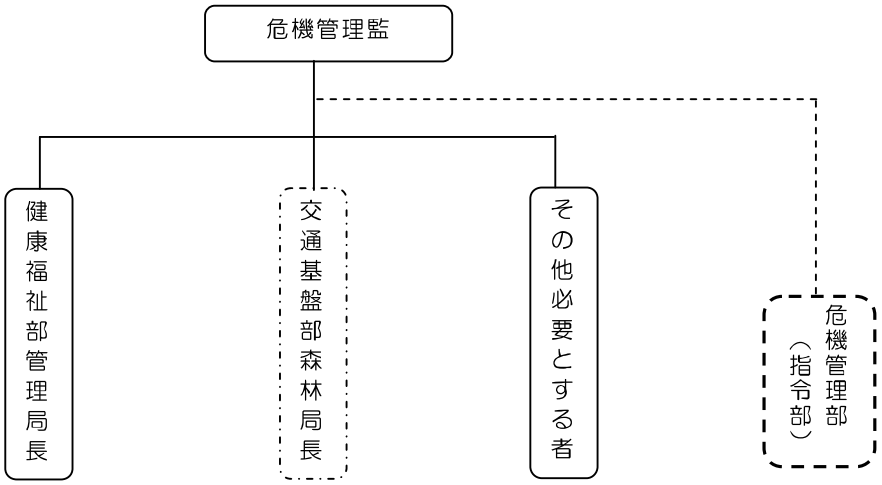
任　　務	ア　初期情報の収集・整理 イ　災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

２　災害対策本部

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　2次災害等発生防止措置

（１）本部員会議

ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、県理事（交通ネットワーク担当）等関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員

会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

（２）対策会議

ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

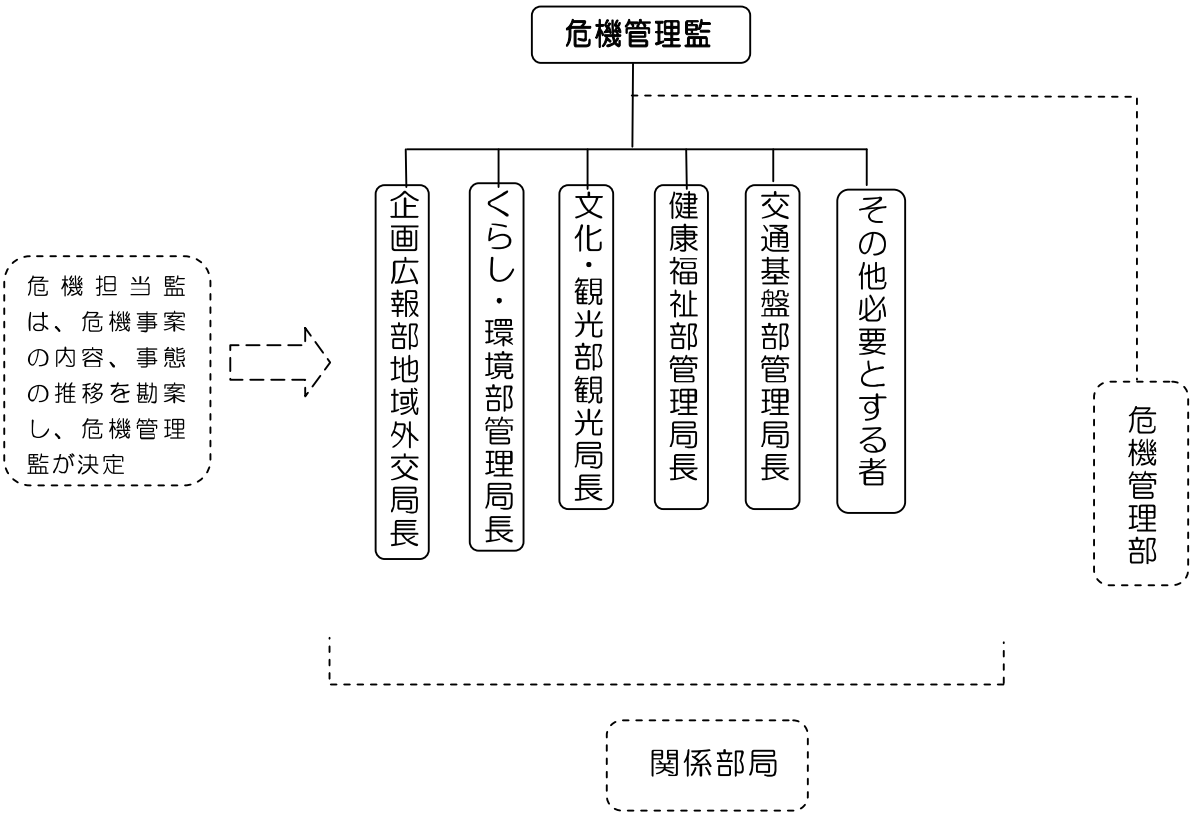

第４章　　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第１節　各機関が実施する対策

実施主体	内　　容
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
市　　町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、市町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ　大爆発対策計画

第１章　　総　則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第１節　関係機関の業務の大綱

機　関　名	内　　容
県	ア　高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ　高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ　高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ　大規模事故発生時の危機管理対応 オ　高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警　　察	ア　火薬類事業者の保安指導 イ　高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ　高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消　　防	ア　危険物事業者の許認可 イ　煙火の消費許可 ウ　災害発生時の消火、人命救助活動 エ　爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア　自主保安体制の構築 イ　危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ　防災資機材の整備 エ　防災訓練等の実施 オ　災害発生時の関係機関への通報 カ　事故原因の究明、再発防止措置の実施

第２節　過去の顕著な災害

１　静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和55年8月16日
発生場所	JR静岡駅前地下街
事故状況	・ガスによると見られる2回の爆発と、これに伴う火災が発生した。 ・1回目の爆発の原因は不明である。2回目の爆発は、1回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径100メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。
被害状況	・通行人、消防隊員ら15名が死亡、222人が重軽傷を負った。
対応措置	・この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス検知器の設置、LPガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

2　掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和58年11月22日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	・施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。 ・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓からLPガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したもの。
被害状況	・客や従業員等14名が死亡し、27名が重軽傷を負った。

第３節　予想される災害と地域

○　高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
○　高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。
○　特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

県内危険物施設

区分		県計
製造所		219
貯蔵所	屋内貯蔵所	2,585
	屋外タンク〃	2,878
	屋内タンク〃	611
	地下タンク〃	2,714
	簡易タンク〃	56
	移動タンク〃	1,928
	屋外〃	447
	小計	11,219
取扱所	給油取扱所	2,475
	第１種販売〃	43
	第２種販売〃	8
	移送〃	11
	一般〃	2,449
	小計	4,986
合計		16,424
事業者数		7,761

県内火薬類製造施設

市町名	事業所名	製造する火薬類
南伊豆町	㈱ﾎﾘﾃｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火
裾野市	日邦工業㈱	実包
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火
静岡市	㈱光屋窪田煙火工場	打揚煙火
〃	㈱静玉屋	打揚煙火
藤枝市	㈱臼井煙火　藤枝工場	打揚煙火
〃	㈱臼井煙火　岡部工場	打揚煙火
〃	㈱神戸煙火工場	打揚煙火
〃	㈱イケブン寺島工場	打揚煙火
〃	㈱イケブン野竹工場	打揚煙火
島田市	井上玩具煙火㈱中河工場	玩具煙火
〃	井上玩具煙火㈱大津工場	玩具煙火
〃	井上玩具煙火㈱大津第２工場	玩具煙火
湖西市	三遠煙火㈱	打揚煙火
浜松市(旧細江町)	田畑煙火㈱	打揚煙火

高圧ガス製造事業所（第１種）

区　分	冷　凍 ｱﾝﾓﾆｱ	液化石油 ガスLPG	一　般　高　圧　ガ　ス					
				酸素	水素	ｱﾝﾓﾆｱ	塩素	その他
下　田　市		3	1	1				
伊　東　市		4						
熱　海　市		3	1	1				
三　島　市		4	3	1				液化空気1、6ﾌｯ化ｲｵｳ1
沼　津　市		13	6	3			2	天然ｶﾞｽ1
裾　野　市		5	4	1	1	1		天然ｶﾞｽ1
御殿場市		12	3	1	2			
富　士　市		15	14	7		2	1	液化空気2、天然ガス2
富士宮市	1	8	6	4				天然ｶﾞｽ2
静　岡　市	6	27	35	13	1		1	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ2、ｱｾﾁﾚﾝ、ｴﾀﾝ、ｴﾁﾚﾝ、塩化水素、天然ガス2、ﾌｯ化水素、ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ、ﾌﾞﾀﾝ、4ﾌｯ化ｴﾁﾚﾝ、PEVE、R-21．R-32、R-142b、R-152a、VF、液化空気
焼　津　市	9	14	5	2				天然ｶﾞｽ3
藤　枝　市		5						
島　田　市		12	7	1	1		1	天然ｶﾞｽ4
掛　川　市		16	7	2	3			天然ｶﾞｽ2
袋　井　市	2	10	4	1		1		ﾌﾞﾀﾝ1、天然ｶﾞｽ1
磐　田　市	1	12	13	5	2			塩化ﾋﾞﾆﾙ1、天然ｶﾞｽ5
浜　松　市		28	17	11		1		ｱｾﾁﾚﾝ2、液化空気1、天然ｶﾞｽ2
湖　西　市		7	2	1		1		
伊　豆　市		1						
御前崎市		2	1					ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ1
伊豆の国市		6						
菊　川　市		4	2	2				
牧之原市		8	1					天然ｶﾞｽ1
賀　茂　郡		4						
田　方　郡		2	1	1				
駿　東　郡		12	5	3				液化空気1、天然ｶﾞｽ1
榛　原　郡		7	3	1	1			液化空気1
周　知　郡			1					
計	19	244	142	62	11	6	5	57

※不活性ガス・圧縮空気を除く。

※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

第２章　　災害予防計画

第１節　ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築</td><td>高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。
ア　危害予防規程、地震防災計画等の策定
イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備
ウ　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
エ　事故や災害への対処訓練の実施
オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</td></tr>
<tr><td>高圧ガス関係団体等の保安体制の構築</td><td>
<table>
<tr><td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr>
<tr><td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>ＬＰガスの自主保安の推進</td><td>製造事業所相互援助協定の締結
県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

一般消費先の安全対策
ア　安全機器、地震対策機器の普及促進
イ　安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発
ウ　ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ＬＰガスの保安推進</td><td>ＬＰガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(社)静岡県エルピーガス協会、関係事業者が、ＬＰガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。
ア　液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施
イ　液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
ウ　液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
エ　液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>都市ガスの保安推進</td><td>
<table>
<tr><td>自主保安体制の構築</td><td>都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。</td></tr>
<tr><td>マイコンメータ等の整備</td><td>都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。</td></tr>
<tr><td>広報、巡視点検</td><td>・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。
・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>高圧ガス運搬車両の保安指導</td><td>高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。</td></tr>
<tr><td>防災訓練</td><td>県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>ライフライン連絡協議会による連携強化</td><td>県が開催するライフライン協議会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。</td></tr>
</table>

第２節　危険物災害予防計画

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区　　分	内　　容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア　予防規程、地震防災計画等の策定 イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ　自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

危険物安全週間	・毎年６月第２週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア　事故対応マニュアルの策定 イ　危険物運搬車両の監視指導 ウ　事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第３節　火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区　　分	内　　容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア　危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ　保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ　従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ　事故や災害への対処訓練の実施 オ　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	・県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 ・県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第３章　　災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、２次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第１節　関係機関の業務の大綱

機　関　名	内　　容
県	ア　災害対策本部の設置 イ　防災対策の総合調整 ウ　情報収集・発信、広報 エ　国等との連絡調整 オ　自衛隊等への支援要請 カ　事故調査
警　　察	ア　事故捜査 イ　交通規制 ウ　避難誘導
市町・消防	ア　火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ　市町の対策本部設置 ウ　消火活動 エ　人命救助活動 オ　避難誘導 カ　事故調査
発災事業者	ア　事故通報 イ　自衛防災対応 ウ　災害拡大防止措置 エ　関係機関への協力 オ　相互援助協定事業者等への支援依頼

第２節　情報伝達系統図

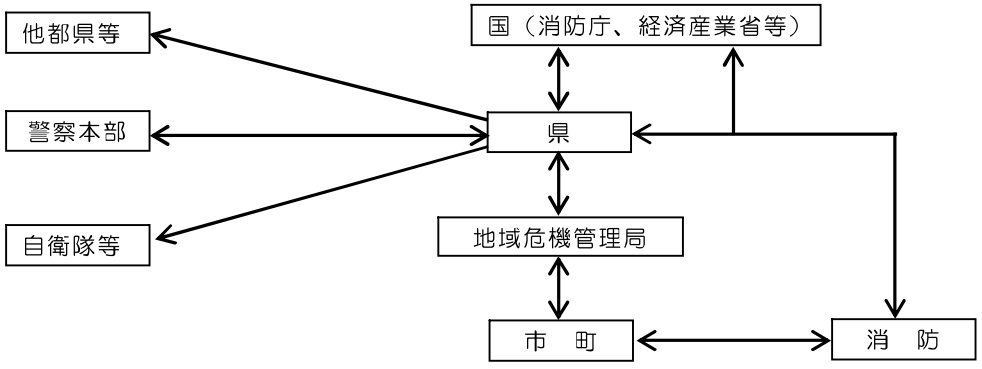

第３節　県の対応

○ 大規模な爆発事故が発生した際は、「突発的災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
○ 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

１　突発的災害応急体制

区　　分	内　　容
体制配備基準	ア　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ　その他、知事が指示したとき
組　　織	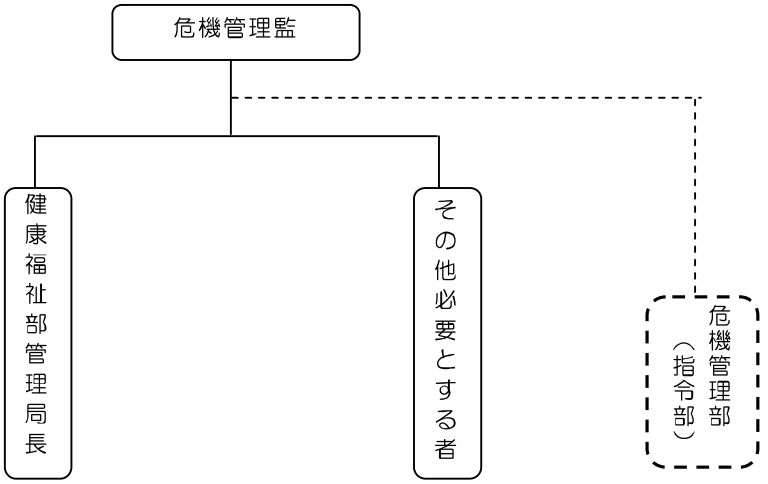
任　　務	ア　初期情報の収集・整理 イ　災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

２　災害対策本部

区　　分	内　　容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　2次災害等発生防止措置

（１）本部員会議

ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、県理事（交通ネットワーク担当）

等関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

（２）対策会議

ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

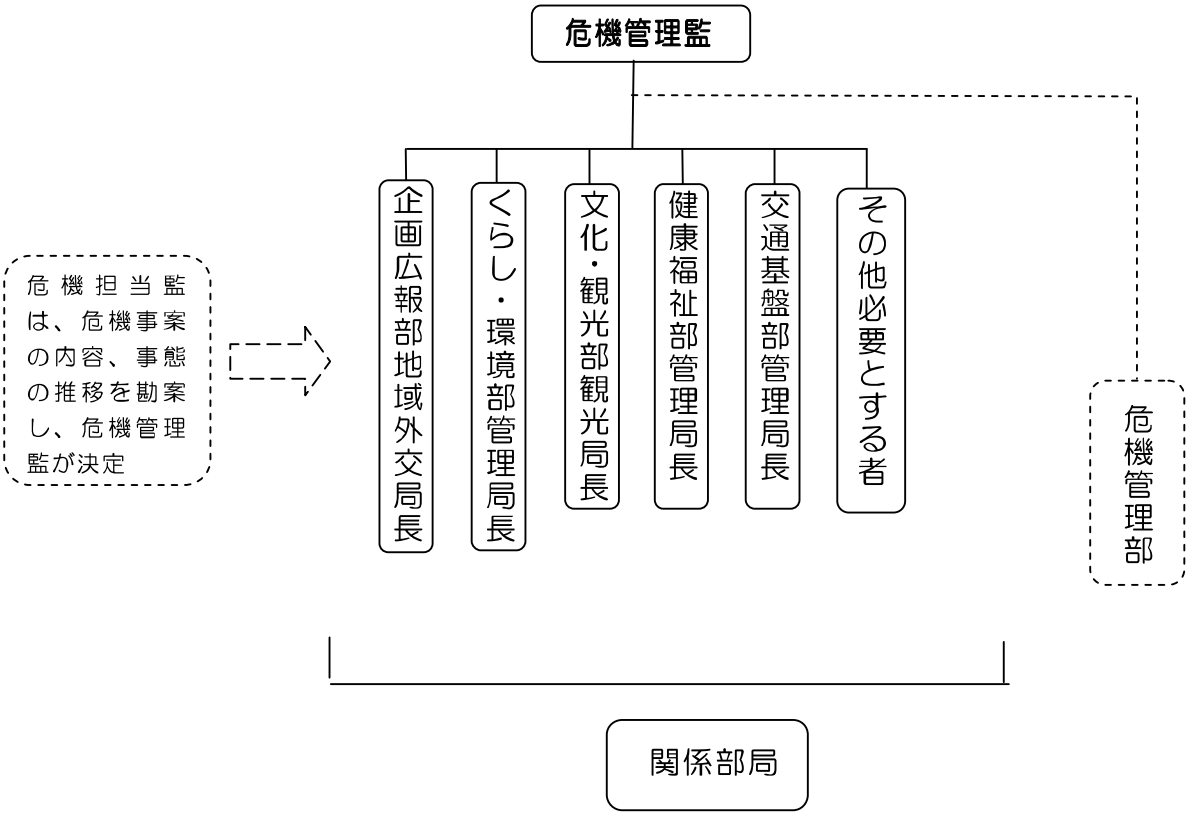

第４章　　災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第１節　原因究明と是正措置

区　　分	内　　容
発災事業者の対応	・爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 ・関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ・事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	・関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 ・必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	・発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 ・ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ・復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 ・供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 ・該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 ・発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	・発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 ・県は県民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

静岡県地域防災計画

大規模事故対策の巻

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

目 次

Ⅰ 道路事故対策計画及びⅡ 船舶事故対策計画、Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画、Ⅳ 鉄道事故対策計画	1
Ⅴ 航空機事故対策計画	2

Ⅰ 道路事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	3
第1節　関係機関の業務の大綱	3
第2節　過去の顕著な災害	4
1　東名日本坂トンネル火災事故	4
2　熊野町ジャンクション火災事故	4
3　豊浜トンネル崩落事故	4
4　飛騨川バス転落事故	4
第3節　予想される災害と地域	5
1　県内の道路状況	5
2　県内の交通量	5
3　県内の交通事故件数等	5
4　道路交通危険箇所	5
5　予想される道路事故の態様	5

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	7
第1節　道路構造物の災害予防	7
第2節　道路管理者等の防災体制の整備	7
第3節　危険物流出等に備えた資機材等の整備	7
第4節　防災訓練	8
第5節　道路トンネル事故の予防対策	8
1　主要なトンネルの現状	8
2　事故防止対策	9
第6節　関係機関との相互連携体制の整備	9
1　連絡窓口の明確化	9
2　防災訓練の合同実施	9

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	11
第1節　情報の収集・伝達	11
第2節　応急体制	11
1　県の体制	11
2　防災関係機関	13
第3節　危険物の流出等に対する応急措置	14
1　拡散防止措置等	14
2　住民の安全確保	14

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	15
第1節　災害復旧計画の策定	15
第2節　施設の復旧	15
第3節　安全性の確認	15
第4節　被害者等へのフォロー	15
1　健康相談の実施	15
2　心の健康相談の実施	15
第5節　再発防止策の検討	15
1　対応の評価	15
2　マニュアル等の見直し	15

目 次

Ⅱ 船舶事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	17
第1節　過去の顕著な災害	17
第2節　予想される災害と地域	17
（参考）海上災害に関する基本的な考え方	18

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	19
第1節　防災体制の整備	19
＜特記事項＞	
1　海難防止指導	20
2　異常気象時における避難体制の確立	20
3　防災訓練	20
4　関係機関との相互連携体制の整備	20

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	21
第1節　情報の収集・伝達	21
第2節　応急対策	22
1　応急対策の流れ	22
2　県の体制	23
3　防災関係機関	24
＜特記事項＞	
1　捜索・消火活動	25
2　救助・救急活動	25
3　医療救護等	25

Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	27
第1節　過去の顕著な災害	27
1　我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）	27
2　静岡県近海での最近の油流出事故	27
第2節　流出事故の主な対策	28
第3節　重油等の種類と性質	28
（参考）油等排出故災害に関する基本的な考え方	29
1　総括的な規定	29
2　具体的な排出物ごとの規定	29

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	31
第1節　防災体制の整備	31
第2節　防除資機材等の整備	32
第3節　沿岸域及び海域利用情報の収集・整理	32
第4節　海上交通の安全確保	32
第5節　人材の育成	32
第6節　防災訓練	32
第7節　関係機関との相互連携体制の整備	33

目 次

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	35
第1節　情報の収集・伝達	35
第2節　応急対策	36
１　応急対策の流れ	36
２　県の体制	36
３　防災関係機関	38
＜特記事項＞	
１　情報の収集・伝達	40
２　流出油の防除措置	40
３　警戒区域の設置、現場警戒及び避難	41
４　救助・救急活動	41
５　医療救護等	41
６　漁業対策	41

復　旧・復　興　期	頁
第4章　災害復旧計画	43
第1節　災害復旧計画の策定	43
第2節　施設の復旧	43
第3節　安全性の確認	43
第4節　被害者等へのフォロー	43
１　健康相談の実施	43
２　心の健康相談の実施	43
第5節　再発防止策の検討	43
１　対応の評価	43
２　マニュアル等の見直し	43
第6節　環境保全対策	44
第7節　補償対策	44
第8節　漁業経営対策	44
第9節　風評被害防止対策	44
１　汚染魚介類の流通防止	44
２　海洋環境及び魚介類の影響調査	44

Ⅳ 鉄道事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	45
第1節　過去の主な事故（死傷者を伴うもの）	45
第2節　予想される事故と地域	46
１　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	46
２　静岡県内の鉄道事業者及び運行路線	46

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	47
第1節　防災体制の整備	47
第2節　鉄道交通の安全確保	48
第3節　応急対策用資機材等の整備	48
第4節　防災訓練	48
第5節　関係機関との相互連携体制の整備	48

目 次

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	49
第1節　情報連絡体制の整備	49
第2節　応急対策	49
１　県の体制	49
２　関係機関等	51
＜特記事項＞	
１　情報の収集・伝達	52
２　広報活動	52
３　消防活動(関係市町等)	52
４　救助・救急活動	52
５　医療救護等	52
６　避難（関係市町）	52
７　危険物等搭載貨物車事故に対する応急対策	52

Ⅴ 航空機事故対策計画

総　　則	頁
第1章　総則	53
第1節　過去の顕著な災害	53
１　静岡県内で発生した主な航空機関連事故	53
２　国内で発生した主な航空機関連事故	53
第2節　予想される事故と地域	54

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画	55
第1節　防災体制の整備	55

発　　災　　後	頁
第３章　災害応急対策計画	57
第1節　情報の収集・伝達	57
第2節　応急対策	58
１　県の対応方針	58
２　県の体制	59
３　航空機事故等空港現地対応本部の任務	60
４　防災関係機関の対応事項	61
＜特記事項＞	
１　捜索救難活動	62
２　消火・救助活動	63
３　医療救護活動	63
４　避難(関係市町)	64
５　入国管理、検疫、動植物検疫、税関	64
６　広報	64

Ⅰ 道路事故対策計画及びⅡ 船舶事故対策計画、Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画、Ⅳ 鉄道事故対策計画、Ⅴ 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策の巻」は、以下のとおり、「Ⅰ　道路事故対策計画」、「Ⅱ　船舶事故対策計画」、「Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画」、「Ⅳ　鉄道事故対策計画」、「Ⅴ　航空機事故対策計画」から構成する。
なお、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴにおける災害復旧計画については、Ⅰ第４章に準ずるものとする。

Ⅰ　道路事故対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第２章　災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、道路トンネル事故の予防対策、関係機関との相互連携体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第４章　災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

Ⅱ　船舶事故対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第２章　災害予防計画	防災体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
（災害復旧計画）	（Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる）

Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	過去の顕著な事故、流出事故の主な対策、重油等の種類と性質
第２章　災害予防計画	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、人材の育成、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
第４章　災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

Ⅳ　鉄道事故対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	過去の主な事故、予想される事故と地域
第２章　災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
（災害復旧計画）	（Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる）

Ⅴ　航空機事故対策計画

章	記　載　内　容
第１章　総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第２章　災害予防計画	防災体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
（災害復旧計画）	（Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる）

Ⅰ　道路事故対策計画

第１章　総　　則

静岡県内の県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機　　関　　名	処理すべき業務
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社）	ア　管理道路の災害予防に関すること イ　管理道路の防災体制の整備に関すること ウ　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ　道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県	ア　的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ　自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ　国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ　医療救護体制の確保に関すること
警察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助 エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
市町	ア　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ　被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ　事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示に関すること オ　県又は他の市町村に対する応援要請 カ　関係防災機関との調整に関すること
国土交通省 中部地方整備局	ア　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ　関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ　気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報 ウ　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ　気象業務にかかわる各種の研究 　また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア　救助・救出用資材、車両等の整備 イ　救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ　事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ　携帯電話からの１１９番通報に対し的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第２節　過去の顕著な事故

１　東名日本坂トンネル火災事故

○1979年（昭和54年）7月11日18時40分ごろ、東名高速道路日本坂トンネル下り（現在は上り右ルート）トンネル内で乗用車2台と油脂を積んだトラック4台が絡む追突事故が発生した。

○直前に前方で事故が起き、トンネル内で事故渋滞が発生していたが、これに気がついた大型トラックAが急ブレーキをかけた。しかし、後続の鋼材10トンを積んだ大型トラックBが前方不注意でよけきれずAに追突。この大型トラックBに乗用車サニーが追突。後ろを走っていた乗用車セドリックは追突した3台を左へ避けて大型トラックBの側部に接触して停車。乗用車の後ろを走っていた、合成樹脂を積んでいた大型トラックCはなんとか停車したが、これに松脂を積んだ大型トラックDが時速100キロで追突した。Dによって大型トラックCは前に押し出された。サニーは大型トラックCに押されて大型トラックBの下部に車体全体がめり込み、セドリックは車体後部をCに潰され、漏れたガソリンが発火。

○上記の多重衝突で、大型トラックBとDの運転手、サニーの2名が即死。セドリックの3名も脱出できず焼死。あわせて7名が死亡し2名が負傷した。

○合成樹脂や松脂といった可燃性の強い積載物も災いし、火はトンネル内で先をふさがれた後続車に次々に燃え広がった。

○トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。死亡者以外のドライバーや同乗者たちは全員無事に避難できたが、鎮火まで65時間を要し、173台の自動車が焼失するという大火災となった。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の大事故である。

○火災時にマスコミ各社の取材陣は静岡口に集中し、取材を試みたが、風向きの関係で静岡口からの排煙が続いておりトンネルの中に入ることができなかった。しかし静岡放送のカメラマン（浜岡原子力発電所からの取材帰り）や静岡第一テレビ（同年7月1日開局）のカメラマンが焼津口からの取材を敢行、トンネル内に進入し火災直後の貴重な映像を納めた。その映像から判明したのは、火災の影響で照明が消えたためトンネル内は暗闇だったこと、スプリンクラーがまったく役に立っていなかったこと、焼け爛れたトンネル内装、そして他からの放水が無い中懸命に消火活動を行っていた消防隊員の姿であった(静岡側は取材陣と同じく入り口付近で足止め）。

２　熊野町ジャンクション火災事故

○２００８年（平成２０年）8月3日5時52分、首都高速5号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生した。

○タンクローリーはガソリン１６キロリットルと軽油４キロリットルを輸送中であった。

○運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は５時間半あまりに渡って炎上し、11時34分に鎮火した。

○火災の熱により上下２階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ４０ｍに渡って変形、最大６０ｃｍ沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。

３　豊浜トンネル崩落事故

○1996 年2 月 10 日午前８時 10 分頃、国道 229 号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ 70m・最大幅 50m・最大厚さ 13m・体積 11,000m^3・重さ 27,000t と推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客 18 名、運転手１名）と、後続の乗用車（1 名乗車）の２台が直撃を受け、20 名全員が死亡した。

４　飛騨川バス転落事故

○1968年（昭和43年）8月18日、岐阜県加茂郡白川町の国道41号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス15台のうち、岡崎観光自動車所有の2台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客107名のうち104名が死亡した。

第３節　予想される事故と地域

１　県内の道路状況

（平成２３年4月1日現在）

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	1	185.4
一般国道	18	1,230.3
県　　道	307	3,216.3
市 町 道	106,746	31,966.8
合　　計	107,072	36,598.7

２　県内の交通量

静岡県内における平均交通量は、平日が8,360台/12hである（平成２２年道路交通センサス）。また、平均大型車混入率は17.7%である。

３　県内の交通事故件数等

平成21年中に静岡県内で発生した交通事故は35,878件で、死者数は179人となっており、件数では全国で8番目、死者数では9番目に多い。

４　道路交通危険箇所

平成22年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

・落石等による道路交通危険箇所数　　（平成8年度調査）

道路種別	落石・崩壊	その他	計
一般国道	150	152	302
主要地方道	348	185	533
一般県道	204	106	310
計	702	443	1,145

（県道路保全課）

５　予想される道路事故の態様

静岡県内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要　　因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

第２章　災害予防計画

第１節　道路構造物の災害予防

○　各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
○　また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。
○　警察、消防、医療機関、市町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第２節　道路管理者等の防災体制の整備

実　施　主　体	内　　容
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社）	ア　情報連絡体制の整備 イ　安全設備等の整備 ウ　防災体制の確立（情報連絡を含む） エ　異常気象時の通行規制区間の指定 オ　通行規制の実施及び解除 カ　通行規制の実施状況に関する広報 キ　防災訓練の実施
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ　通行の禁止等の措置 エ　信号機等の点検
市町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
静岡地方気象台	ア　気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等 イ　気象等の防災情報の提供等 ウ　気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ　応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第３節　危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第４節　防災訓練

県、市町、防災関係機関は、県、市町、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第５節　道路トンネル事故の予防対策

１　主要なトンネルの現状

本県にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、７５箇所である。

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

No.	名称	市町村	管理者	路線名	延長（m）	トンネル等級	非常用施設の有無							備　考
							非常電話	ボタン通報	火災検知機	非常警報装置	消火器	消火栓	誘導表示板	
1	丸子藁科トンネル	静岡市	静岡国道事務所	（国）１号	2,027	A	○	○	○	○	○	○	○	
2	谷稲葉トンネル	藤枝市	浜松河川国道事務所	（国）１号	1,355	A	○	○	○	○	○	○	○	
3	牧の原第三トンネル	島田市	浜松河川国道事務所	（国）１号	510	A	○	○	－	○	○	○	○	
4	新日本坂トンネル(上り)	静岡市・焼津市	静岡市	（国）150号	3,104	AA	○	○	○	－	○	○	○	
5	新日本坂トンネル(下り)	静岡市・焼津市	静岡市	（国）150号	2,207	AA	○	○	○	○	○	○	○	
6	日本坂トンネル（上り左ルート）	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,378	AA	○	○	○	○	○	○	○	
7	日本坂トンネル（上り右ルート）	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,371	AA	○	○	○	○	○	○	○	
8	日本坂トンネル（下り）	静岡市・焼津市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	2,555	AA	○	○	○	○	○	○	○	
9	桜平トンネル（上り）	小山町	中日本高速道路㈱	東名高速道路	482	A	○	○	－	－	○	○	○	
10	高尾トンネル（上り）	小山町	中日本高速道路㈱	東名高速道路	569	A	○	○	－	－	○	○	○	
11	蒲原トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	704	A	○	○	－	－	○	○	○	
12	蒲原トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	714	A	○	○	－	－	○	○	○	
13	薩垂トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	463	A	○	○	－	－	○	○	○	
14	薩垂トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	425	A	○	○	－	－	○	○	○	
15	興津トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	505	A	○	○	－	－	○	○	○	
16	興津トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	521	A	○	○	－	－	○	○	○	
17	清見寺トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	780	A	○	○	－	－	○	○	○	
18	清見寺トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	785	A	○	○	－	－	○	○	○	
19	袖師トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	355	A	○	○	－	－	○	○	○	
20	袖師トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	東名高速道路	366	A	○	○	－	－	○	○	○	
21	籠坂トンネル	小山町	中日本高速道路㈱	東富士五湖道路	2,995	A	○	○	○	－	○	○	○	
22	今里トンネル（上り）	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	777	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
23	今里トンネル（下り）	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	774	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
24	富沢トンネル（上り）	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	644	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
25	富沢トンネル（下り）	裾野市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	631	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
26	沼津トンネル（上り）	沼津市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	597	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
27	沼津トンネル（下り）	沼津市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	657	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
28	富士宮第一トンネル（下り）	富士宮市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	582	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
29	富士川トンネル（上り）	富士市・静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,520	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
30	富士川トンネル（下り）	富士市・静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,434	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
31	清水第一トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,409	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
32	清水第一トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,595	A	○	○	○	－	○	○	○	整備中
33	清水第二トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	533	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
34	清水第三トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,116	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
35	清水第三トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,119	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
36	清水第四トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,147	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
37	清水第四トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,149	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
38	湯沢第一トンネル	静岡市	中日本高速道路㈱	中部横断自動車道	2,290	A	○	○	○	－	○	○	○	整備中
39	樽峠トンネル	静岡市	中日本高速道路㈱	中部横断自動車道	4,988	A	○	○	○	○	○	○	○	整備中
40	静岡第一トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,269	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
41	静岡第一トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,296	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
42	静岡第二トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,193	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
43	静岡第二トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,196	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
44	静岡第三トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,039	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
45	静岡第三トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,027	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中

No.	名称	市町村	管理者	路線名	延長（m）	トンネル等級	非常用施設の有無							備　考
							非常電話	ボタン通報	火災検知機	非常警報装置	消火器	消火栓	誘導表示板	
46	静岡第五トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	491	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
47	静岡第六トンネル（上り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	800	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
48	静岡第六トンネル（下り）	静岡市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	823	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
49	岡部トンネル（上り）	静岡市・藤枝市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,653	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
50	岡部トンネル（下り）	静岡市・藤枝市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,612	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
51	藤枝第一トンネル（下り）	藤枝市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	463	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
52	島田第一トンネル（上り）	藤枝市・島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,651	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
53	島田第一トンネル（下り）	藤枝市・島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	2,675	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
54	島田第二トンネル（上り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	441	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
55	島田第二トンネル（下り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	510	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
56	島田第三トンネル（上り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	451	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
57	島田第三トンネル（下り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	460	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
58	島田第五トンネル（上り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,379	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
59	島田第五トンネル（下り）	島田市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,336	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
60	金谷トンネル（上り）	島田市・掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,522	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
61	金谷トンネル（下り）	島田市・掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	4,667	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
62	掛川第一トンネル（上り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	536	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
63	掛川第一トンネル（下り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	664	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
64	掛川第二トンネル（上り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	734	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
65	掛川第二トンネル（下り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,169	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
66	掛川第三トンネル（上り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	800	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
67	掛川第三トンネル（下り）	掛川市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	934	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
68	浜松トンネル（上り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	3,200	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
69	浜松トンネル（下り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	3,262	AA	○	○	○	○	○	○	○	整備中
70	引佐第一トンネル（上り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,497	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
71	引佐第一トンネル（下り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,498	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
72	引佐第二トンネル（上り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,347	A	○	○	－	－	○	○	○	整備中
73	引佐第二トンネル（下り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,528	A	○	○	○	－	○	○	○	整備中
74	三ケ日トンネル（上り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,550	A	○	○	○	－	○	○	○	整備中
75	三ケ日トンネル（下り）	浜松市	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	1,517	A	○	○	○	－	○	○	○	整備中

2　事故防止対策

○道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努めるものとする。

○大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努めるものとする。

○道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努めるものとする。

○道路管理者、警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第６節　関係機関との相互連携体制の整備

1　連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2　防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第１節　情報の収集・伝達

○道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
○災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。
○県、市町及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

＜情報連絡系統図＞

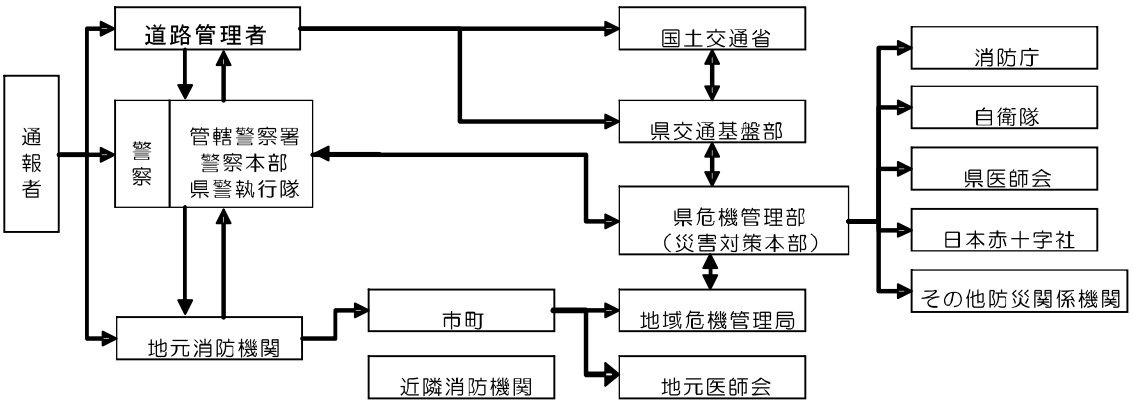

第２節　応急体制

１　県の体制

（１）突発的災害応急体制（事前配備体制）

事故の連絡を受けた危機管理部及び市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議※の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　初期情報の収集･整理 イ　消火活動に関する応援体制の確保 ウ　救出救助に関する応援体制の確保 エ　現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 オ　災害対策本部設置の検討 カ　その他必要な活動の検討 キ　消防庁への報告 ク　広報に関する事項

※危機管理連絡調整会議･･･平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか）

（２）災害対策本部

○連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

○知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア　知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

②対策会議

ア　対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

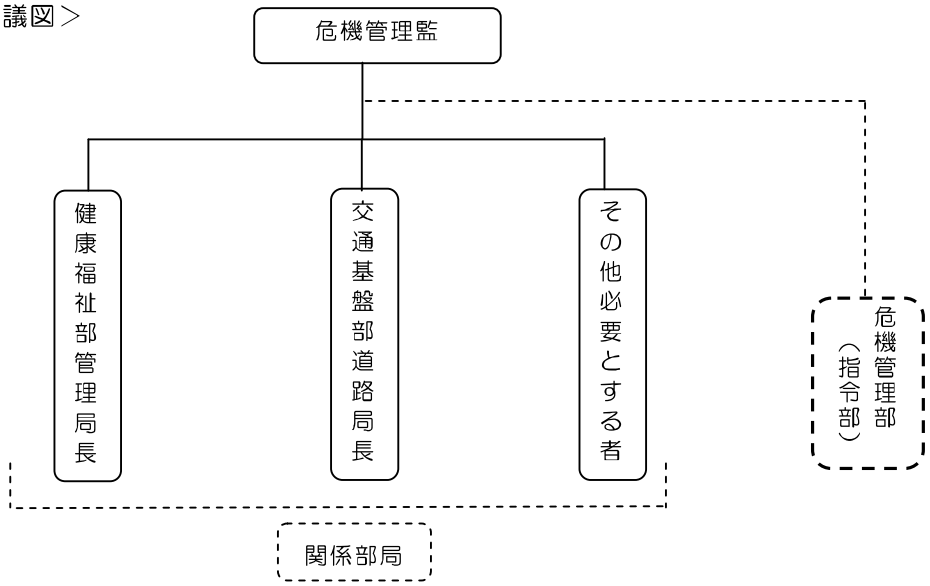

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信、広報 ウ　関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請

	エ　2次災害等発生防止措置 オ　消防庁への報告 カ　広報に関する事項

（３）**現地災害対策本部**

現地災害対策本部は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　消火活動に関する調整 イ　トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ　負傷者搬送に係る調整 エ　負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 オ　被災者情報に関すること カ　広報に関すること（緊急を要する事項） キ　遺体処理に関する調整 ク　その他必要な活動

２　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社）	ア　負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・主要交通路（迂回路）の確保 ・災害時における通行の禁止又は制限 イ　道路施設の応急復旧活動に関すること ・道路の応急復旧 ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助 エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
市町	ア　現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ　死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ　遺体の処理 エ　道路の応急復旧
消防機関	ア　消火活動 イ　被災者の救出、救護 ウ　負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア　救護所の開設 イ　負傷者に対する医療処置 ウ　患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第３節　危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

１　拡散防止措置等

区　　分	内　　容
流出危険物の拡散防止及び除去	・警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 ・輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	・消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 ・流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ・流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ・必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

２　住民の安全確保

○　危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、関係市町等は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

○　災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

○　危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、市町村等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第５節　再発防止策の検討

１　対応の評価

○当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。
○関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

２　マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅱ　船舶事故対策計画

第１章　総　則

静岡県の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については「Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

第１節　過去の顕著な事故

本県周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本県周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生年月日	事　故　状　況
1954年9月26日 （昭和29年） 洞爺丸事故	青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風15号（洞爺丸台風）の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客1155名が死亡。 このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸（乗員70名死亡）及び十勝丸（乗員59名死亡）が転覆、日高丸（乗員56名死亡）が浸水、第十一青函丸（乗員90名死亡）が船体破断により沈没し、あわせて1430名が死亡。
1955年5月11日 （昭和30年） 紫雲丸事故	宇高連絡船の「紫雲丸（貨客船）」と「第3宇高丸（貨物船）」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者166名、負傷者122名。
1958年1月26日 （昭和33年） 南海丸遭難事故	紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、。乗員乗客167名全員が死亡・行方不明。
1962年11月18日 （昭和37年）	神奈川県川崎市の京浜運河を航行中のタンカー「第一宗像丸」（総トン数1,972t)が、「タラルド・ブロビーグ」（同21,634ｔ）に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸（同89ｔ）と宝栄丸（同62ｔ）も巻き込まれて炎上し、4隻で41人が死亡。

第２節　予想される事故と地域

○ 海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

○ 海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内　容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、桟橋、流氷等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあって大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ９０度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。

推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

○ 本県の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

・海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
・更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
・また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。
・特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

○海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容

主　　体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第２条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法第１条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第４条	救護の事務に関し市町長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

県、市町、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実　施　主　体	内　　容
県	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　海上交通の安全確保のための措置 ・漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。 エ　防災訓練の実施 オ　関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部	ア　情報連絡体制の整備 イ　救難資機材等の整備及び備蓄 ウ　海上交通の安全確保のための措置 ・管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
沿岸消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
海上運送事業者等	ア　情報連絡体制の整備 イ　海上交通の安全確保のための措置 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備 オ　海上運送法第10条の３の規定に基づく「安全管理規程」の作成
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
静岡地区・伊豆地区水難救済会	ア　情報連絡体制の整備 イ　各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄 ・関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材を備蓄に努めるものとする。 ウ　海難救助訓練の実施
中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

1　海難防止指導

○清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努めるものとする。

2　異常気象時における避難体制の確立

○第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努めるものとする。

3　防災訓練

○県及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

4　関係機関との相互連携体制の整備

○海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておくものとする。

ア　資機材の保有状況等の資料の交換

イ　消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ　必要資機材の整備の促進

○法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

○第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図るものとする。

○第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておくもとする。

第３章　災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

＜連絡系統図＞

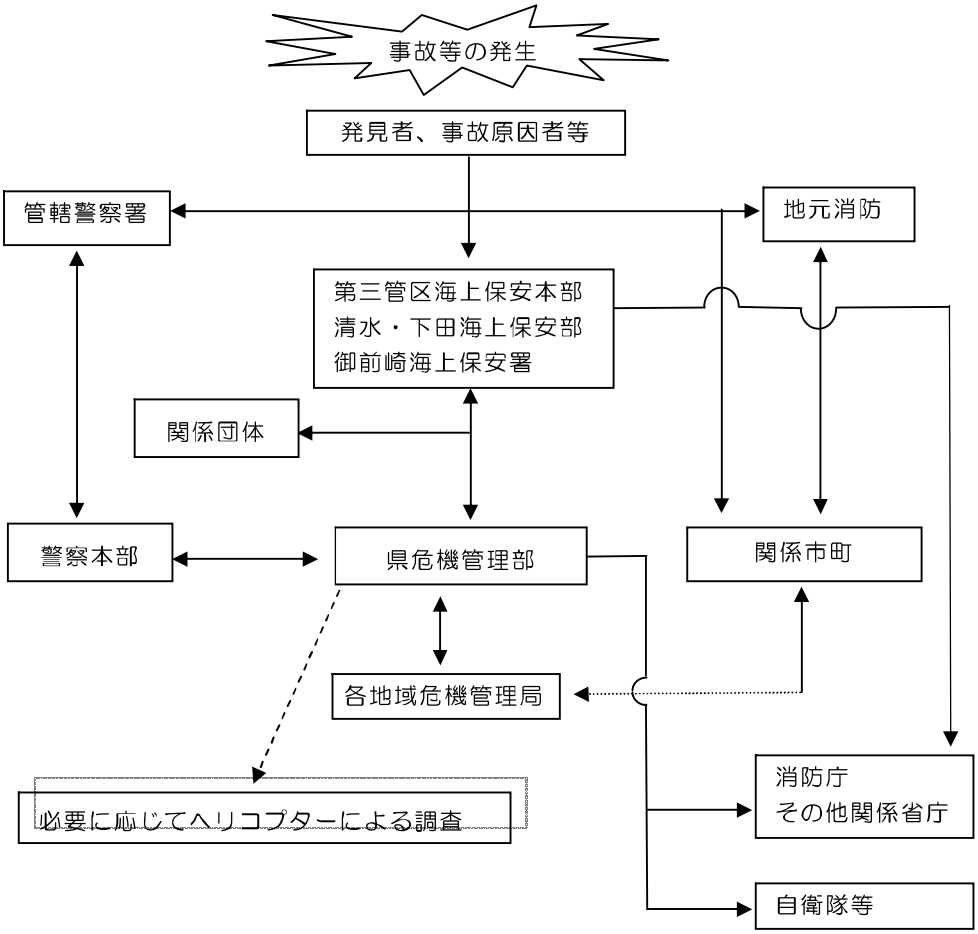

第２節　応急対策

１　応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事　項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部設置	沿岸市町の災害対策本部の設置
捜索活動		海上保安本部のヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による捜索活動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動(政令市はヘリによる捜索活動支援)
救助･救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動(政令市はヘリによる救助活動支援)
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	・沿岸の関係市町は医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 (必要な場合に応じて)		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町による消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・沿岸市町は、必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

２　県の体制

（１）突発的災害応急体制（事前配備体制）

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸市町へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、危機管理部及び市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　初期情報の収集・整理 イ　医療機関への協力要請 ウ　防災ヘリによる航空偵察及び救出・搬送 エ　災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保 オ　２次災害等発生防止措置 カ　消防庁への報告 キ　広報に関する事項

※危機管理連絡調整会議･･･平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか）

（２）災害対策本部

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがあり、沿岸市町へも大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

○ 知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア　知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

②対策会議

ア　対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

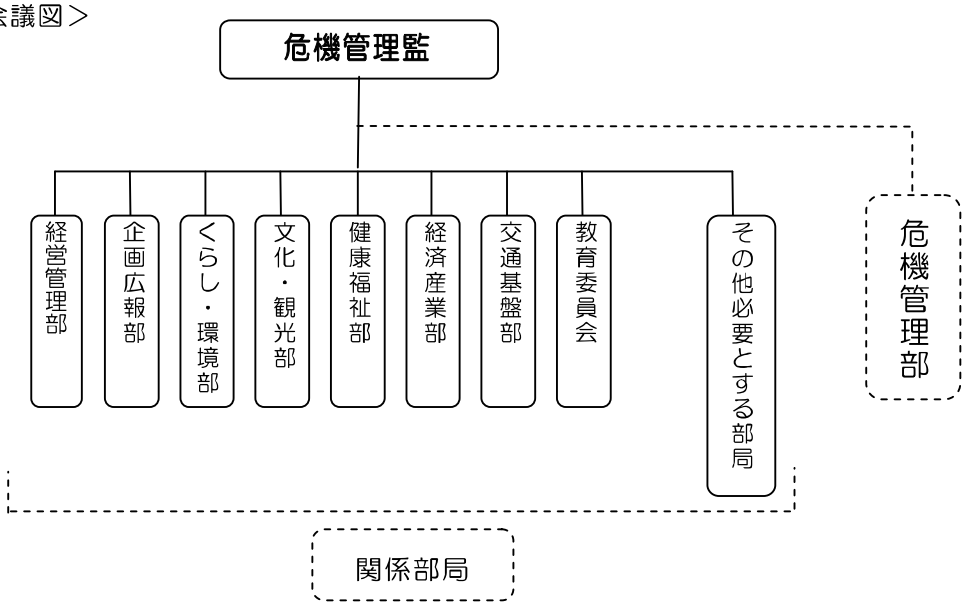

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信 ウ　防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ　2次災害等発生防止措置 カ　消防庁への報告 キ　広報に関する事項

3　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
警察	ア　情報の収集・伝達 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　交通規制の実施
市町	ア　情報の収集・伝達 イ　職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ　救助・救出活動 オ　医療救護活動 カ　避難所の開設、避難誘導 キ　住民に対する広報
第三管区海上保安本部	ア　情報の収集・伝達 イ　海上における治安維持 ウ　海上における船舶交通の安全確保 エ　海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
沿岸消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　消火活動 ウ　救出・救助活動 エ　流出危険物に関する対応

海上運送事業者等	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ　海保や市町村等に対する必要な支援の要請 エ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ　２次災害の防止活動 カ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ　被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ク　被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ　代行輸送者、牽引船等の手配 コ　乗員の避難誘導 サ　乗員に対する広報
医療機関	ア　情報の収集・伝達 イ　医療救護活動
静岡地区・伊豆地区水難救済会	ア　情報の収集・伝達 イ　遭難者の救助

＜特記事項＞

１　捜索・消火活動

○海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

２　救助・救急活動

○遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

３　医療救護等

○傷病者が多数発生した場合は、関係市町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画

第１章　総　　則

静岡県の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための県及び市町、防災関係機関の措置を定める。

第１節　過去の顕著な事故

１　我が国における主な大規模油流出事故（昭和４２年以降）

発生年月日	事　故　状　況
昭和４６年 １１月３０日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総トン数１１，６８４トン）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約７，２００キロリットルが流出した。
昭和４９年 １２月１８日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約７，５００キロリットル～９，５００キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び播磨灘南部海域に拡散した。
平成２年 １月２６日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総トン数２，０２７トン　燃料油等９００キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等９００キロリットルが流出した。
平成９年 １月２日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」（総トン数１３，１５７トン）号が破断、船体は海底に沈没し、船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷のＣ重油約６，２００キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の１０府県海岸に漂着した。
平成９年 ７月２日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総トン数１４７，０１２トン　原油約２５７，０００キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約１，５００キロリットルが流出した。

２　静岡県近海での最近の油流出事故

発生年月日	事　故　状　況
平成１４年 8月8日	御前崎灯台の南東約約３．７マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数４６２トン）と韓国籍貨物船ＳＵＮ　ＴＲＵＳＴ（総トン数２，７４７トン）が衝突沈没、ＳＡＮ　ＴＲＵＳＴの燃料油等約１３８キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他２３市町村長に対し、海防法第４１条の２に基づく防除要請がなされた。
平成１４年 10月１日	台風接近のため駿河湾向け避難航行中の自動車運搬船ＨＡＵＬ　ＥＵＲＯＲＥ（総トン数５６，８３５トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約１，３０７メタリックトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。
平成２１年 ３月１０日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船ＣＹＧＮＵＳ　ＡＣＥ（総トン数１０，８３３トン）と韓国籍貨物船ＯＲＣＨＩＤ　ＰＩＡ（総トン須４．２５５トン）が衝突、沈没したＯ号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他５市１町に対し、海防法第４１条の２に基づく防除要請がなされた。

第２節　流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。
ア　海上における事故現場での応急防除措置
イ　油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
ウ　流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
エ　回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第３節 重油等の種類と性質

種　　類	性　　質
A重油	・流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 ・沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 ・油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C重油	・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ・C重油は蒸発せず、１～３日ほどで乳化（ムース化）する。 ・沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	・流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・原油の蒸発成分は、１～３日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。
ガソリン	・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	・軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第３条第３号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

液化ガス	・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ・また、ＬＰＧ（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・ＬＮＧについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・ＬＰＧについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

（参　考）

＜油等排出事故災害に関する基本的な考え方＞

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1　総括的な規定

主　体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第２条（総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2　具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第３条に規定されている。

⑴ 大量の油等が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第１項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第３項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油１万cm^3当たり10cm^3以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

⑵ 廃棄物等が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を構ずべきことを命ずることができる。

※⑴及び⑵の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第１項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

⑶ 危険物が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の２第３項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の５第１項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主　体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成９年１月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主　体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第２条 海防法第39条第３号 第42条の26第１項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は措置を構ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、海上災害防止センターに排出油等の防除措置を指示することができる。
海上災害防止センター	海防法第42条の25 第１号～第２号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第４条第15号,第103号 第31条第２号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第１項第６号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第２号 〃　第６号 第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第４条第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

県、市町、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実　施　主　体	内　　容
県	ア　情報収集体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練の実施 エ　関係機関との相互連携体制の整備 オ　静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ　協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ　ボランティア等に対する支援
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
沿岸市町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備段階的対応 オ　静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ　協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ　ボランティア等に対する支援
第三管区海上保安本部	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ウ　海上交通の安全確保のための措置 ・管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
沿岸消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	ア　情報連絡体制の整備 イ　排出油等の防除に関する計画の策定 ウ　排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 エ　排出油等の防除に関する研修及び訓練 オ　排出油等の防除活動の実施の推進 カ　関係機関との相互連携体制の整備

第２節　防除資機材等の整備

実　施　主　体	内　　容
県	ア　関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ　港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
沿岸市町	ア　関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ　港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
清水・下田海上保安本部	海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する
静岡県沿岸排出油等防除協議会	会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第３節　沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

○　排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。
○　情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用するものとする。
○　なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第４節　海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本県の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

第５節　人材の育成

排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

第６節　防災訓練

○　関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。
○　防災関係機関は、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第７節　関係機関との相互連携体制の整備

○　関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。
○　また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

＜連絡系統図＞

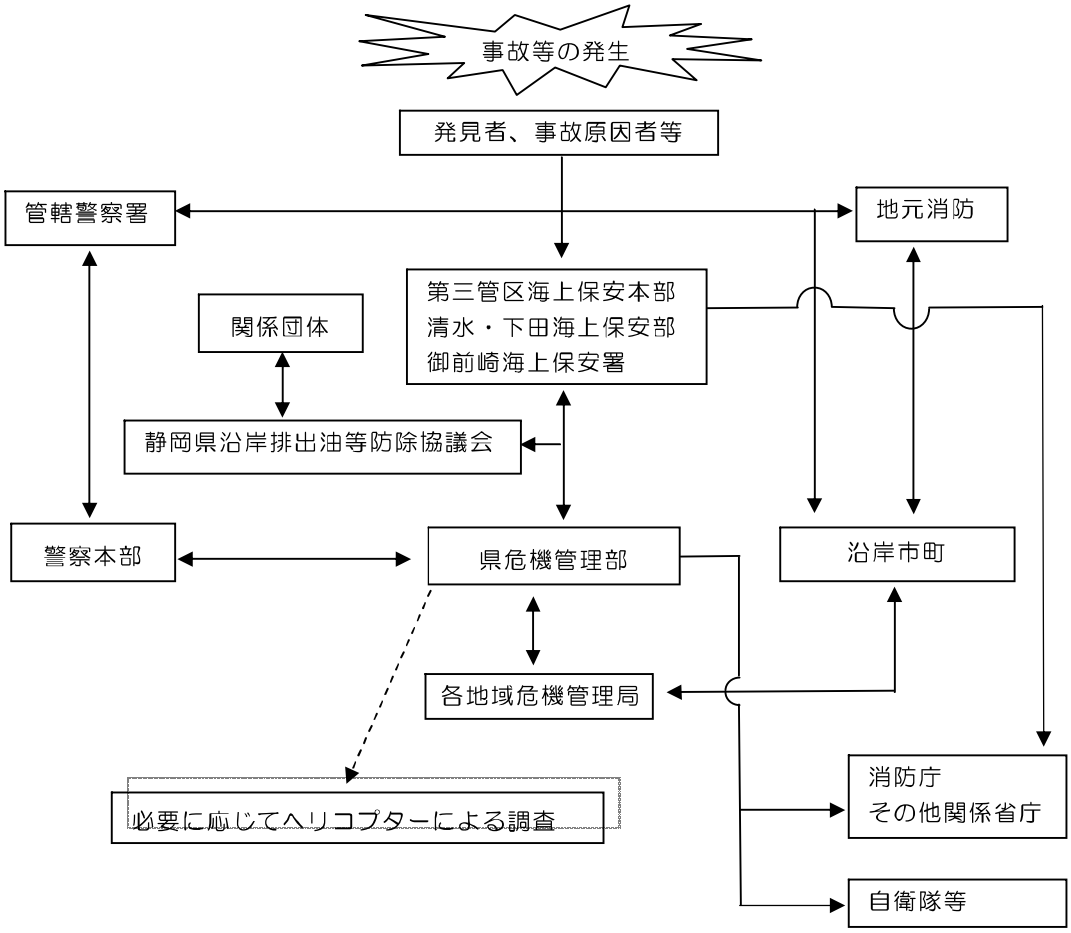

第２節　応急対策

１　応急対策の流れ

事　項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部から県等に情報連絡・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 ・防除資機材の調達	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、海上災害防止センターに指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		巡視船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達
（陸岸に漂着可能性大）			・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	（産業廃棄物の場合）船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		（産業廃棄物の場合）収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

２　県の体制

（１）突発的災害応急体制（事前配備体制）

大量の油等の排出があり、船舶事業者、海上保安庁等では対応が困難と思われる場合、又は、事故の発生に伴い、沿岸市町へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、危機管理部及び市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

※危機管理連絡調整会議･･･平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか）

区　　分	内　　容
任　　務	ア　初期情報の収集・整理 ・・防除関係者への情報共有･提供 イ　防災ヘリによる航空偵察 ウ　防除資機材の調達 エ　自衛隊等への支援要請 オ　２次災害等発生防止措置 カ　消防庁への報告 キ　広報に関する事項 ク　医療機関への協力要請(負傷者がある場合)

（２）　災害対策本部

○ 連絡を受けた事故により、大量の油等が沿岸市町へ漂着する可能性が高く、沿岸市町へ大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

○ 知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、油等の防除、その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア　知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

②対策会議

ア　対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

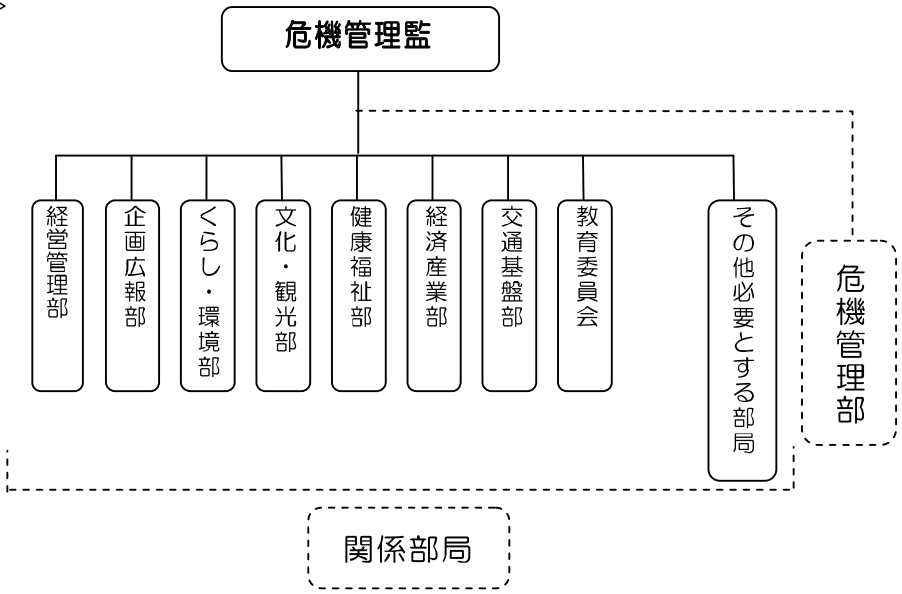

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信 ウ　防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請(負傷者があった場合) ・その他関係機関への応援要請 エ　防災ヘリコプターによる調査及び陸岸パトロール オ　2次災害等発生防止措置 ・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の調整 カ　災害救援専門ボランティアの派遣調整 キ　廃棄物処理に関する調整 ク　消防庁への報告 ケ　広報に関する事項

3　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
警察	ア　情報の収集・伝達 イ　警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ　事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ　被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ　住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ　防災関係機関の防除活動への支援
沿岸市町	ア　情報の収集・伝達 イ　関係機関への事故情報の伝達 ウ　市町災害対策本部の設置(必要に応じて) エ　沿岸等における排出油等の状況調査 オ　管理施設の自衛措置 カ　原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ　沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等 ク　ボランティアの受け入れ ケ　協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ　海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ　医療救護活動(負傷者があった場合) ス　静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
清水、下田海上保安部	ア　情報の収集・伝達 イ　事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ウ　巡視船艇等の現場への派遣 エ　付近航行船舶等に対する措置 オ　原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 カ　防除協力者等に対する指導等 キ　海防法の規定に基づく権限等の発動 ク　事故情報及び防除作業に関する広報等 ケ　医療救護活動(負傷者があった場合) コ　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方気象台	ア　情報の収集・伝達 イ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

中部地方整備局 沼津河川国道事務所 静岡河川工事事務所	ア　情報の収集・伝達 イ　清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 ウ　直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 エ　原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 オ　関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 カ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 キ　海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　関係先への事故情報の伝達 ウ　沿岸等における排出油等の状況調査 エ　管理施設の自衛措置 オ　沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 カ　火災警戒区域の設定等消防法第23条の２に定める措置 キ　救急活動(負傷者がいる場合) ク　協定に基づく近隣消防機関への援助要請
医療機関	ア　情報の収集・伝達 イ　医療救護活動（負傷者がある場合）
静岡県沿岸排出油等防除協議会	ア　情報の収集・伝達 イ　沿岸等における排出油等の情報収集 ウ　流出油の防除活動の調整 エ　総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ　海保や防除関係機関に対する必要な支援の要請 エ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ　２次災害の防止活動 カ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ　被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ク　被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ　代行輸送者、牽引船等の手配 コ　乗員の避難誘導
関係団体	静岡県漁業協同組合連合会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　漁業施設等に関する自衛措置 エ　原因者との契約に基づく防除活動 オ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 静岡県建設業協会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　原因者との契約に基づく防除活動の実施 エ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 清水港石油災害防止会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

	田子の浦港流出油等災害対策協議会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 沼津港防災対策協議会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 大井川港振興会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 御前崎港安全対策協議会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 伊豆小型船安全協会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ　会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア　関係先への事故情報の伝達 イ　原因者との契約に基づく防除活動 ウ　海上災害防止センターとの委託契約に基づく防除措置 エ　会長への情報提供
各港湾・漁港管理者	ア　関係先への事故情報の伝達 イ　港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ　港湾・漁港区域の自衛措置 エ　原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 オ　会長への情報提供 カ　海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ　静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

＜特記事項＞

1　情報の収集・伝達

○油等流出事故が発生し、被害の発生またはその恐れがある時は、関係市町は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。

○事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

○漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。

○漁協は、自発的にまたは地元市町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び地元市町等に伝達する。

2　流出油の防除措置

○県及び関係市町は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。

また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。

○県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。

○県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。

○各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。

○関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。

○各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

○県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。

3　警戒区域の設定、現場警戒及び避難

○関係市町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

4　救助・救急活動

○関係市町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

○遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

5　医療救護等

○傷病者が多数発生した場合は、関係市町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

6　漁業対策

○漁業関係施設等の防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

（１）磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

（２）定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

（３）漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、市町村等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第５節　再発防止策の検討

１　対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

２　マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第６節　環境保全対策

関係市町は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害の恐れのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第７節　補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第８節　漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施または準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導するものとする。

第９節　風評被害防止対策

県、県漁連及び各漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

１　汚染魚介類の流通防止

ア　県は、漁協、県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。
- 産地市場での水産物の官能検査の徹底
- 油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底
- 検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底

イ　県は、消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。
- 流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応
- 産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進

ウ　県は、必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。

２　海洋環境及び魚介類への影響調査

県は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について、必要な調査を行う。
- 生物環境影響調査
- 排出油等汚染影響実態調査
- 魚介類の官能試験
- その他必要と思われる調査

Ⅳ　鉄道事故対策計画

第１章　総　　則

静岡県の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

第１節　過去の主な事故（死負傷者を伴うもの）

発生年月日	事故名称	事　故　状　況
1955年5月17日 （昭和30年）	東海道本線東田子の浦列車衝突事故	・東海道本線 原駅-東田子の浦駅間を走行中の京都発東京行修学旅行列車（客車11両・乗客837名）が東田子の浦駅を通過し植田踏切（原町）まで来たところで、踏み切りで立ち往生していた米軍トレーラーに衝突し、現場から120mで停車 ・衝突でトレーラーの荷台が大破し積荷のペンキに引火して、列車に燃え移り、機関車と客車4両を全焼し1両が半焼 ・重傷者2名、軽傷者31名（旅客11名を含む）
1964年4月24日 （昭和39年）	「第一富士」脱線事故	・東海道本線草薙駅 － 静岡駅間走行中の東京駅発宇野駅行き、下り昼行特急「第一富士」が、踏切でダンプカーと激突し、先頭から6両目までが脱線 ・ダンプカー運転手が死亡し、乗客10名が重軽傷
1964年11月23日 （昭和39年）	東海道新幹線保線作業員死傷事故	磐田市の東海道新幹線の線路内で砂利固めをしていた保線作業員10名が、見張り担当者の不注意から、静岡発新大阪行きのこだま207号にはねられ、5名が即死、5名が重軽傷
1968年6月18日 （昭和43年）	伊豆急行川奈駅構内列車接触事故	伊豆急行川奈駅構内でホームに入ろうとしていた熱海駅発伊豆急下田駅行き下り7両編成電車に伊豆急行の伊豆急下田駅発伊東駅行き上り3両編成電車が上り電車3両目に接触し傾き60名負傷
1992年6月28日 （平成4年）	東海道線来宮駅構内列車衝突事故	・7時頃、東海道本線来宮信号所（伊東線来宮駅構内）で出発待機中の品川行回送列車（185系電車10両編成）が、出発信号の見誤り等で隣の本線に侵入し、走行中の貨物列車第1066（EF66形電気機関車102号機＋コンテナ貨車19両編成）と衝突 ・回送列車の先頭車両と貨物列車の機関車が脱線し、負傷者1名（回送列車の運転士）
1997年8月12日 （平成9年）	東海道線片浜列車追突事故	東海道本線沼津駅 － 片浜駅間で、停車中の泉発百済行き下り第67貨物列車（列車番号：67、電気機関車EF65 1139牽引）に三島発静岡行き下り普通列車839M（クハ111-549先頭）が追突し、43名が負傷

第２節　予想される事故と地域

１　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内　　容	発　生　要　因
列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	・信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・地震により列車が持ち上げられて脱線 ・局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・線路上の置き石により脱線 ・電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼
踏切傷害事故	踏切道において列車または車両が通行人や通行車両などと衝突・接触したもの	・自動車等が踏切内で立ち往生して列車と衝突 ・自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突
鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷したもの	・プラットホームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・プラットホームから線路に乗客が転落して列車と衝突
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損が生じたもの	―

２　静岡県内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区　間	営業キロ(km)
東日本旅客鉄道㈱	伊東線	熱海　～　伊東	16.9
東海旅客鉄道㈱	東海道新幹線	熱海　～　浜松	152.7
	東海道線	熱海　～　新所原	177.8
	御殿場線	沼津　～　駿河小山	35.6
	身延線	富士　～　稲子	24.0
伊豆急行		伊東　～　伊豆急下田	45.7
伊豆箱根鉄道		三島　～　修善寺	19.8
岳南鉄道		吉原　～　岳南江尾	9.2
静岡鉄道		新静岡～　新清水	11.0
大井川鐵道		金谷　～　井川	65.0
天竜浜名湖鉄道		掛川　～　新所原	67.7
遠州鉄道		新浜松～　西鹿島	17.8

県内鉄道路線図

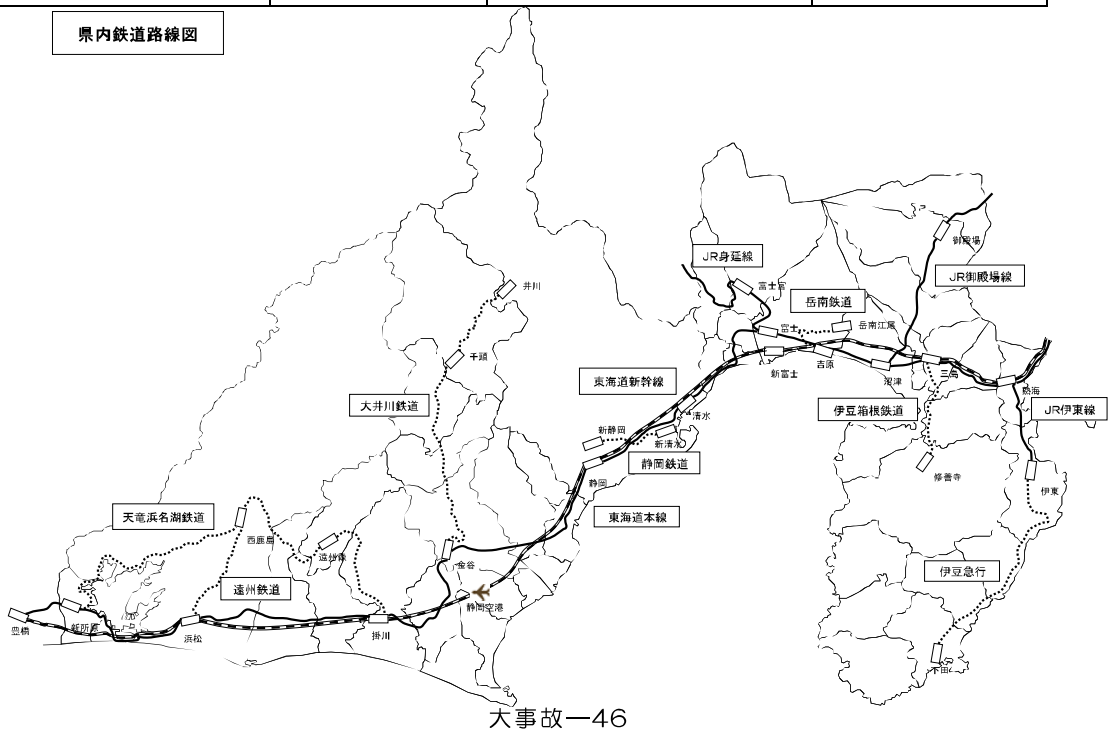

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

実　施　主　体	内　　容
県	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　災害発生の防止または拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 エ　防災訓練の実施 オ　関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア　情報連絡体制の整備 イ　鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 ウ　救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ　乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ　車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道･踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC)、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ　安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ　応急対策用資機材の整備 キ　防災訓練への参加 ク　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第２節　鉄道交通の安全確保

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

（１）踏切事故対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

（２）鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

第３節　応急対策用資機材等の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第４節　防災訓練

各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第５節　関係機関との相互連携体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市町村、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に勤めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第１節　情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。

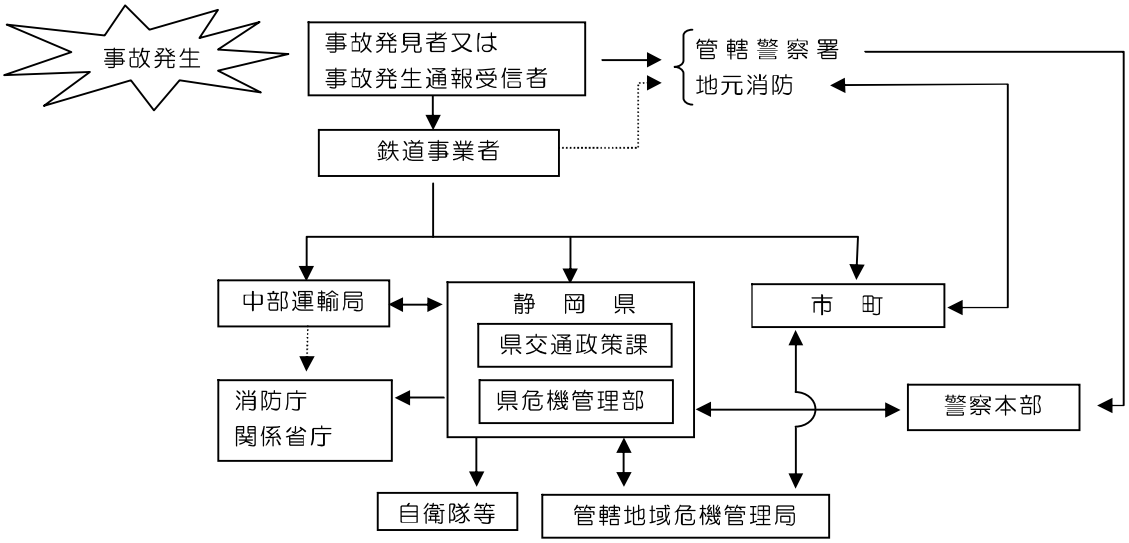

○このほか、地域住民からの１１０番、１１９番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
○また、県及び市町は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第２節　応急体制

１　県の体制

（１）突発的災害応急体制（事前配備体制）

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、危機管理部及び鉄道事故が発生した市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　初期情報の収集・整理 イ　医療機関への協力要請 ウ　防災ヘリによる航空偵察及び救出・搬送 エ　災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保 オ　２次災害等発生防止措置 カ　消防庁への報告 キ　広報に関する事項

※危機管理連絡調整会議･･･平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか）

（２）災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。

知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア　知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

②対策会議

ア　対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

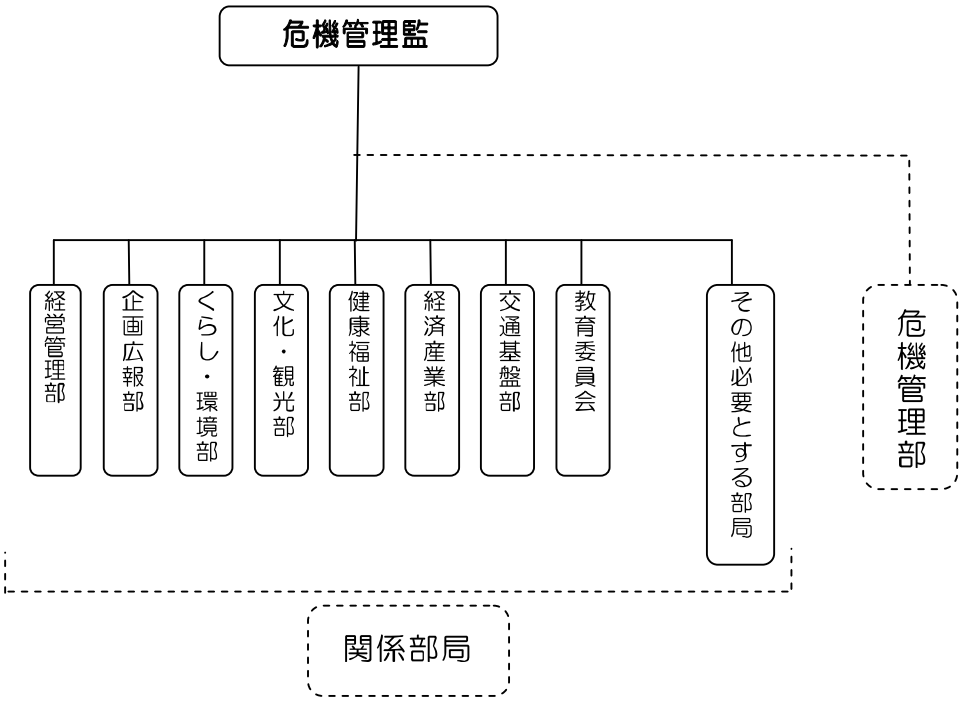

③ 災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　防災対策の総合調整 イ　情報収集、発信 ウ　防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ　2次災害等発生防止措置 カ　消防庁への報告 キ　広報に関する事項

2　関係機関等

実　施　主　体	内　　容
市町	ア　情報の収集・伝達 イ　職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ　医療救護活動の支援 オ　避難誘導、避難所の開設 カ　遺体安置所の設置 キ　住民に対する広報
警察	ア　災害関係情報の収集及び伝達 イ　被害実態の早期把握 ウ　負傷者等の救出救助 エ　緊急交通路の確保等交通上の措置 オ　避難誘導及び二次災害の防止措置 カ　検視及び行方不明者の捜索 キ　県民の安全確保と不安解消のための広報 ク　関係機関の行う災害復旧への協力 ケ　その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　消火活動 ウ　捜索活動 エ　救出･救助･救急活動 オ　医療救護活動 カ　負傷者の搬送
鉄道事業者	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ　市町や県に対する必要な支援の要請 オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ　後続列車の衝突等の２次災害の防止活動 キ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ　被災者の家族等への情報提供 ク　被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ　代行輸送等の手配 コ　避難誘導 サ　乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字静岡支部 救護所の開設、負傷者に対する医療処置、患者輸送

＜特記事項＞

1　情報の収集・伝達

○鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。消防庁には様式に基づき報告する。

○災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町そのた関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

2　広報活動

○鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3　消防活動（関係市町等）

○火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4　救助・救急活動

○現場において関係市町は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5　医療救護等

○傷病者が多数発生した場合は、関係市町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6　避難（関係市町）

○乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7　危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区　　分	内　　容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市町村長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者。健康福祉事務所等に連絡する。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅴ　航空機事故対策計画

第１章　総　　則

静岡空港及びその周辺（以下「静岡空港等」という。）並びにその他の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

なお、その周辺とは「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路から概ね半径9kmの範囲とする。

第１節　過去の顕著な災害

１　静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生年月日	事故名	事　故　状　況
1958年8月12日 （昭和33）	全日本空輸ＤＣ－３ 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	・羽田発名古屋行き全日本空輸25便DC-3（JA5045）が、伊豆半島下田沖に墜落 ・乗員3名、乗客30名、計33名全員が死亡
1966年3月5日 （昭和41）	BOAC(英国航空の前身) ボーイング707 富士山上空 (BOAC機空中分解事故)	・ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港経由ロンドン行きBOAC社911便ボーイング707-436（G-APFE）が、羽田空港離陸約15分後、富士山上空高度15000フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 ・乗員11名、乗客113名、計124名全員が死亡
2001年1月31日	日本航空（日本航空インターナショナルの前身） ボーイング747と同社DC-10 静岡県上空	・羽田発那覇行き日本航空907便ボーイング747-400D（JA8904）と韓国・釜山発成田行き日本航空958便DC-10-40（JA8546）が、焼津市上空37000フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907便は衝突回避のため急降下 ・907便の乗員16名、乗客411名、計427名のうち、重傷5名、軽傷37名（国土交通省調査：重軽傷者100名） ・958便の乗員13名、乗客237名、計250名は全員無事

２　国内で発生した主な航空機関連事故（近年国内で発生した航空機関連事故のうち、死者を伴うもの）

発生年月日	事故名	事　故　状　況
1985年8月12日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身) ボーイング747 群馬県多野郡上野村	・羽田発伊丹行き日本航空123便ボーイング747SR－46が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巣鷹山尾根に墜落 ・自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった ・乗員乗客計524名のうち死者520名、生存者4名
1994年4月26日	中華航空 エアバスA300 名古屋空港（現・名古屋飛行場）	・台北発名古屋行き中華航空エアバスA300-600Rが、名古屋空港滑走路へのILS進入中に失速し、滑走路東脇に墜落、炎上 ・警察、消防、自衛隊、医療関係機関等が協力し救助活動が行われた ・乗員乗客計271名のうち死者264名、生存者7名
1996年6月13日	ガルーダ・インドネシア航空 ＤＣ―10 福岡空港	・福岡発ジャカルタ行きガルーダ・インドネシア航空ＤＣ－10－30が、離陸滑走中にエンジン故障のため離陸を中止したが、滑走路内で止まりきれずオーバーランし滑走路端の緑地帯で擱座、炎上 ・乗員乗客計275名のうち死者3名、生存者272名（うち重傷者18名、軽症者91名）

第２節　予想される事故と地域

○航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内　　容
墜落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

○航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。
○富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

県、市町、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実　施　主　体	内　　容
県	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　航空交通の安全確保等のための規程等の整備 エ　防災訓練の実施 オ　関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
市町	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
富士山静岡空港(株)	ア　情報連絡体制の整備 イ　防災訓練への参加 ウ　関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア　情報連絡体制の整備 イ　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡空港出張所	ア　情報連絡体制の整備 イ　航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ　気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く） エ　防災訓練への参加 オ　関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備

海上保安庁	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ　防災訓練への参加 エ　関係機関との相互連携体制の整備

第３章　災害応急対策計画

静岡空港等及びその他の地域において、航空機事故が発生した場合、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

＜連絡系統図＞（太枠は県の機関である）

Ⅰ　静岡空港等において航空機事故が発生した場合（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）

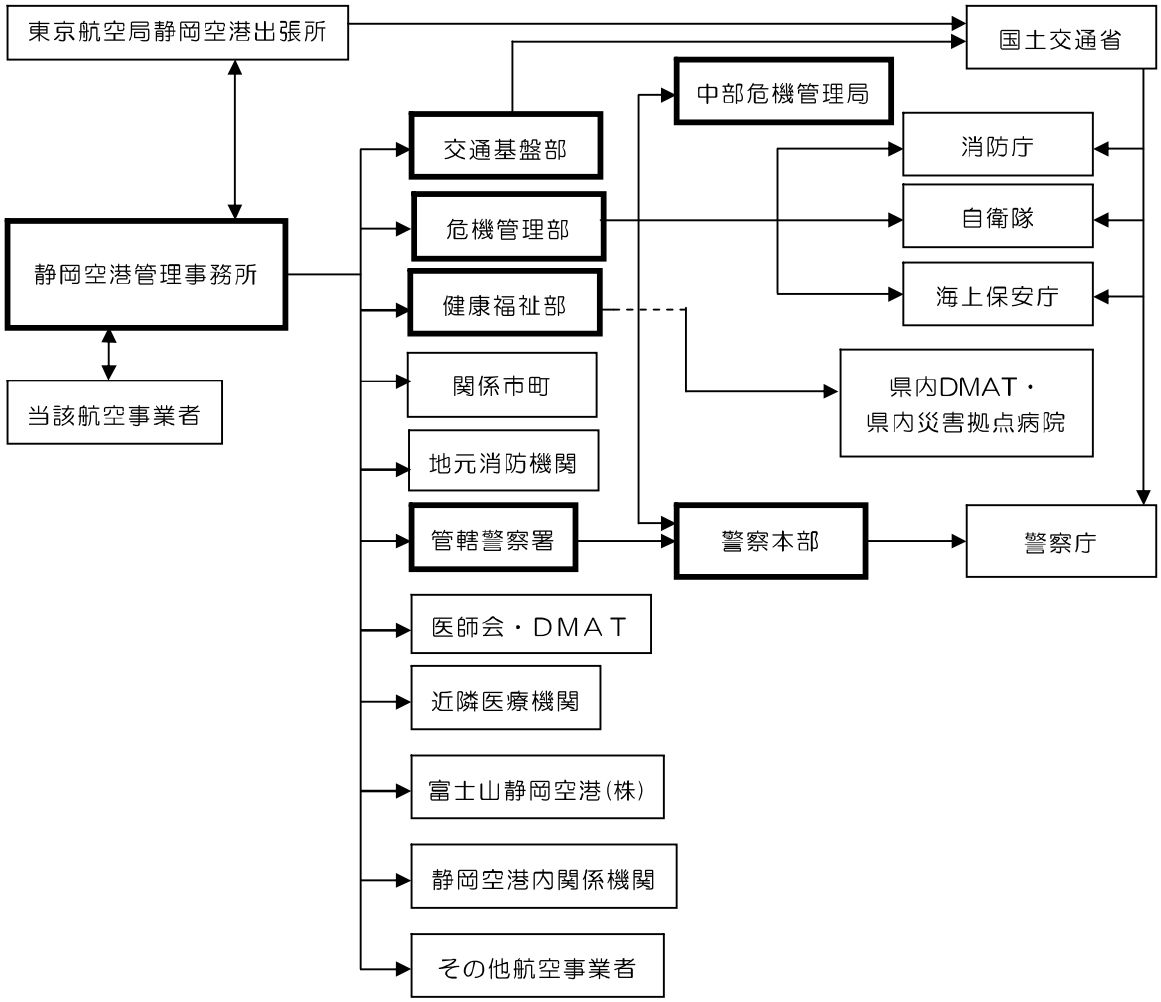

※静岡空港等･･･静岡空港及びその周辺（空港の滑走路から概ね半径9kmの範囲）

Ⅱ　Ⅰ以外の地域において航空機事故が発生した場合

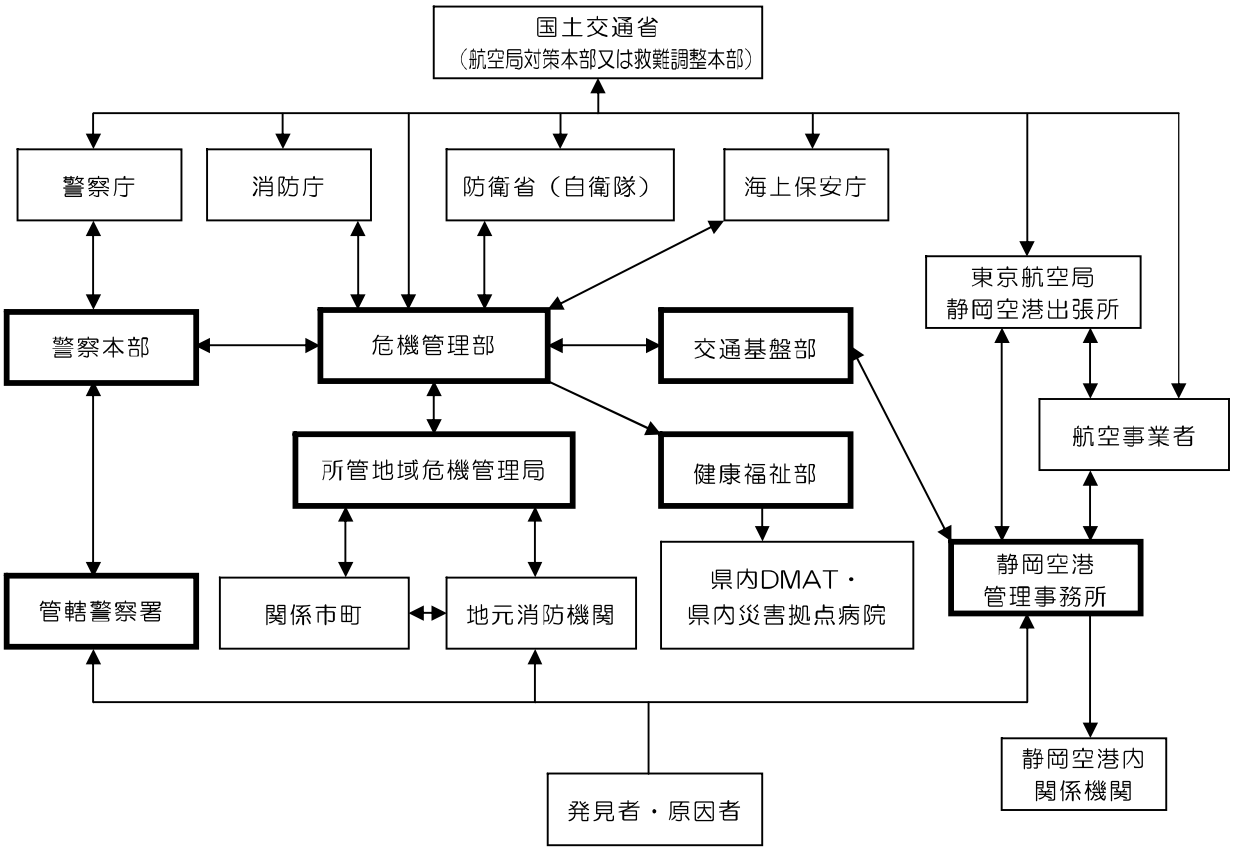

第２節　応急対策

１　県の対応方針

（１）静岡空港等において航空機事故が発生した場合

①航空機事故が発生した場合は、静岡空港管理事務所は、関係機関に連絡するとともに、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、必要に応じて関係機関で構成する航空機事故等空港現地対応本部を設置し、速やかに消火救難活動・救急医療活動等の初動対応を行う。

②事故の連絡を受けた危機管理部は、速やかに危機管理監に報告し、報告を受けた危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。

③知事は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、静岡空港管理事務所に現地災害対策本部を設置する。

④災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部の活動状況を把握し、航空機事故等空港現地対応本部の要請に基づく支援調整や必要な応急対策を実施する。

⑤現地災害対策本部は、静岡空港管理事務所長を本部長とし、災害対策本部との連絡調整や、航空機事故等空港現地対応本部が実施する救護・消火活動等の応急対策の支援を実施し、被害の拡大防止に努める。

⑥現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。

※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係

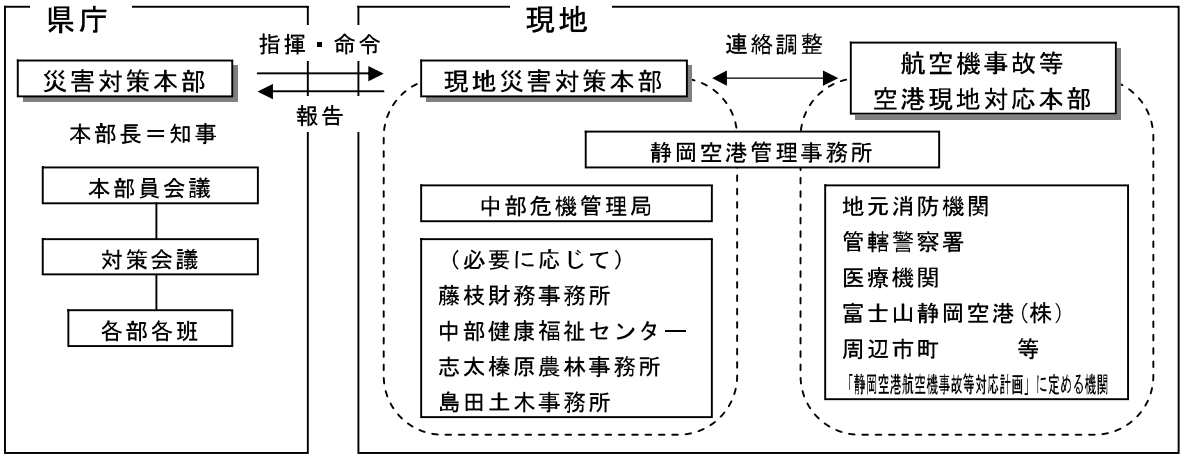

（２）（１）以外の地域において航空機事故が発生した場合

①事故の連絡を受けた危機管理部及び被災市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて知事に災害対策本部の設置を協議する。

②知事(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、情報収集その他の災害応急対策を迅速に実施するため、被災地に現地災害対策本部を設置する。

③現地災害対策本部長は、被災市町を所管する地域危機管理局長をもって充てる。

④現地災害対策本部長は、必要に応じて近隣に所在する県出先機関の職員の参集を求めることができる。

※危機管理連絡調整会議･･･平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議（会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域危機管理局長ほか）

２　県の体制

（１）災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　応急対策の総合調整(現地対策本部等からの要請に基づく調整を含む) イ　情報収集 ウ　防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・海上保安庁への支援要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ　市町の遺体処理業務及び避難所の調整 オ　防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 カ　所管施設の2次災害等発生防止措置及び応急復旧措置 キ　消防庁への報告 ク　広報に関する事項（航空機事故等空港現地対応本部が所管する事項を除く。）

①　本部員会議

ア　知事(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、県理事等関係者の出席を求めることができる。

ウ　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

②　対策会議

ア　対策会議は、下表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議･決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

イ　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。

ウ　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

＜県対策会議図＞

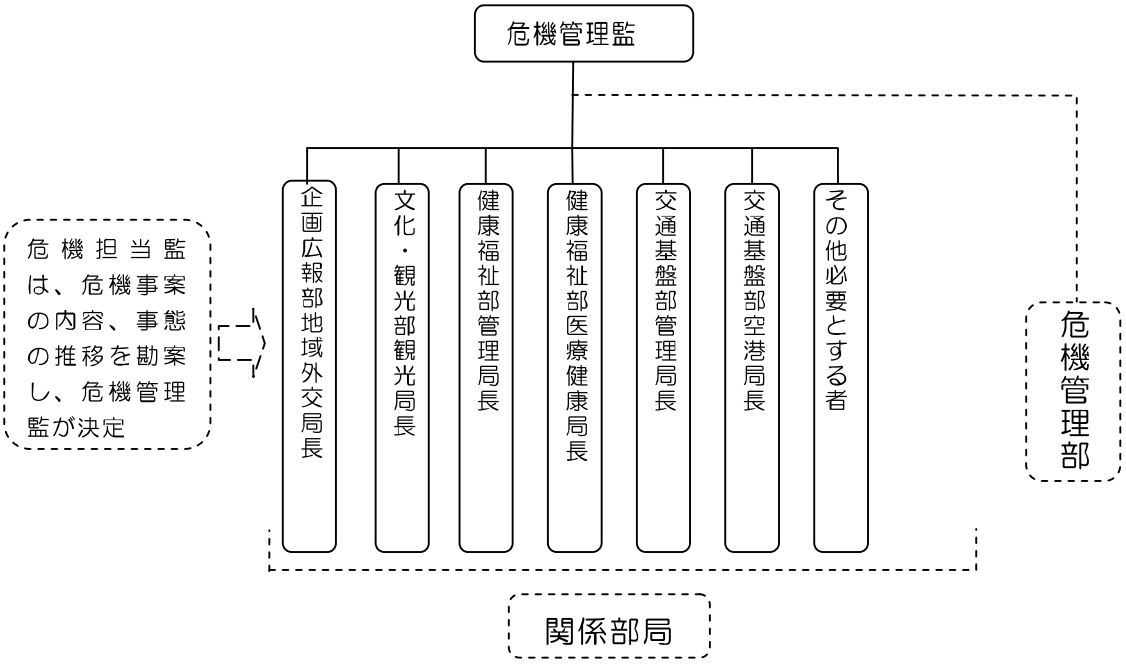

（２）現地災害対策本部

現地災害対策本部は、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　災害対策本部及び被災市町等との連絡調整 イ　航空機事故等空港現地対応本部又は被災市町に対する連絡員・応援要員の派遣 ウ　航空機事故等空港現地対応本部が行う現地活動の支援（静岡空港等において航空機事故が発生した場合）

3　航空機事故等空港現地対応本部の任務

静岡空港に設置する航空機事故等空港現地対応本部は、静岡空港等において航空機事故が発生した場合、次の事項を処理する。

区　　分	内　　容
任　　務	ア　消火活動に関する調整 イ　トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ　現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整 エ　搭乗員名簿の入手及び確認 オ　負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 カ　広報に関すること(空港現地対応に関する事項) キ　食事、飲み物、衣料等の手配に関すること ク　遺体収容所の調整 ケ　空港の入場規制に係る調整 コ　その他必要な活動

4　防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実　施　主　体	内　　容
警察	ア　情報の収集・伝達 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　避難誘導 オ　行方不明者の捜索 カ　検視及び死傷者の身元確認 キ　警戒区域の設定、交通規制の実施
市町	ア　情報の収集・伝達 イ　職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ　医療救護活動の支援 オ　避難誘導、避難所の開設 カ　遺体安置所の設置 キ　住民に対する広報
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア　情報の収集・伝達 イ　必要な飛行情報の提供 ウ　捜索救難調整
消防機関	ア　情報の収集・伝達 イ　消火救難活動 ウ　捜索活動 エ　救助・救出・救急活動 オ　医療救護活動 カ　負傷者の搬送
医療機関	ア　救護所の開設 イ　医療救護活動 ウ　患者搬送
航空事業者 （事故機体所有事業者）	ア　情報の収集･伝達 イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ　市町や県に対する必要な支援の要請 オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ　被災者の家族等への情報提供 ク　被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ　代行輸送等の手配 コ　避難誘導 サ　搭乗者等に対する広報

静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡空港出張所	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア　情報の収集・伝達 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　医療従事者、負傷者等の搬送 オ　現場医療活動の支援
富士山静岡空港(株) （静岡空港等における航空機事故発生時）	ア　情報の収集・伝達 イ　空港利用者に対する広報及び避難誘導 ウ　ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要な場所の提供
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	ア　情報連絡体制の整備 イ　捜索活動 ウ　救助・救出活動 エ　医療従事者、負傷者等の搬送 オ　現場医療活動の支援

＜特記事項＞

1　捜索救難活動

捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。県、市町及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

（１）静岡空港等における航空機事故

○航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して捜索救難活動を行う。

○航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な捜索救難活動のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。

○災害対策本部は、救難調整本部等、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。

・防災ヘリコプターの出動

・周辺市町・消防機関等への応援要請等

○警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。

○警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。

○地元消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。

○事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。

○自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

（２）（１）以外の地域における航空機事故

○災害対策本部は、救難調整本部等、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。

・防災ヘリコプターの出動

・周辺市町・消防機関等への応援要請等

○警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。

○警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
○地元消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
○事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
○自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

2　消火・救助活動

（１）静岡空港等における航空機事故

○航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して消火・救助活動を行う。
○航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な消火・救助活動及び２次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
○災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
・防災ヘリコプターの出動
・自衛隊、消防庁等への支援要請等
○警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
○地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
○自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

（２）（１）以外の地域における航空機事故

○県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
・防災ヘリコプターの出動
・自衛隊、消防庁等への支援要請等
○警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
○地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
○自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3　医療救護活動

（１）静岡空港等における航空機事故

○航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して医療救護活動を行う。
○航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な医療救護活動及び２次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。

○災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
・防災ヘリコプターの出動
・消防庁等への支援要請等
・災害拠点病院、ＤＭＡＴ等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
・救護所の設置、医薬品の手配等
○警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
○医療機関は、医療救護活動を行う。

（２）（１）以外の地域における航空機事故

○県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
・防災ヘリコプターの出動
・消防庁等への支援要請等
・災害拠点病院、ＤＭＡＴ等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
・救護所の設置、医薬品の手配等
○警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
○地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
○被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
○医療機関は、医療救護活動を行う。

４　避難（関係市町）

○航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難勧告・指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

５　入国管理、検疫、動植物検疫、税関

○被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

６　広　報

○県、被災市町は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
○静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。
○事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

静岡県地域防災計画

資料の巻　Ⅰ

平成２４年６月

静岡県防災会議

静岡県地域防災計画 「資料の巻Ⅰ」目次

番号	項　　目	ページ	関係機関等
◆法令・要領・要綱関係			
1	静岡県防災会議条例	1	県危機政策課
2	静岡県防災会議運営要領	2	県危機政策課
3	静岡県防災会議委員の任命に関する要綱	3	県危機政策課
4	静岡県災害対策本部条例	5	県危機対策課
5	静岡県災害対策本部運営要領	6	県危機対策課
6	静岡県災害対策本部(伊豆東部火山群対策)体制運営方針	36	県危機対策課
7	静岡県地震対策推進条例	64	県危機政策課
8	静岡県地震対策推進条例施行規則	71	県危機政策課
9	静岡県地震災害警戒本部条例	74	県危機対策課
10	静岡県地震災害警戒本部等運営要領	75	県危機対策課
11	災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領	105	県危機対策課
12	災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例	123	県危機対策課
◆事務分掌・本部配置図等			
13	平常時本庁部局各課(室)地震防災事務分掌	124	県危機政策課
14	平常時出先機関地震防災事務分掌	132	県危機政策課
15	静岡県災害対策本部及び地震災害警戒本部配置図	134	県危機対策課
16	静岡県復興対策の概要	145	県危機政策課
◆東海地震対策			
17	東海地震に係る地震防災対策強化地域	146	県危機情報課
18	東海地震に関連する情報の発表基準等	148	県危機情報課
19	東南海・南海地震防災対策推進地域	149	県危機情報課
20	東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画	152	県危機政策課
21	静岡県地震対策アクションプログラム2006	208	県危機政策課
22	'ふじのくに'津波対策アクションプログラム【短期対策編】	223	県危機政策課

Ⅰ－1

静岡県防災会議条例

制定　昭和３７年１０月１５日　条例第４２号
改正　昭和５４年　７月２０日　条例第２７号
　　平成１５年１０月２４日　条例第４７号
　　平成１８年　３月２４日　条例第２７号
　　平成１９年　３月２０日　条例第４２号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第８項の規定に基づき、静岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会及び専門委員）
第２条　知事が指名し、又は任命する委員の定数は、次のとおりとする。
（１）知事がその部内の職員のうちから指名する者　３人
（２）市町長及び市町の消防機関の長のうちから任命する者　５人
（３）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する者　２１人
２　前項第２号及び第３号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　前項の委員は、再任することを妨げない。
４　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）
第３条　防災会議に幹事51人以内を置く。
２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）
第４条　防災会議に部会を置くことができる。
２　部会に属する委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５４年７月２０日条例第２７号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成１５年１０月２４日条例第４７号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、改正後の静岡県防災会議条例第２条第２項の規定にかかわらず、平成１６年１０月１４日までとする。
附　則（平成１８年３月２４日条例第２７号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成１９年３月２０日条例第４２号）
この条例は、公布の日から施行する。

Ⅰ－2

静岡県防災会議運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、静岡県防災会議条例（昭和 37 年静岡県条例第 42 号）第５条の規定に基づき、静岡県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　会議は、必要の都度会長が招集する。

２　会議の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

（委員の代理出席）

第３条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議の決定）

第４条　会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

（専決処分）

第５条　会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 静岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(4) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見を具申すること。

(5) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(6) その他軽易な事項に関すること。

２　会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

（部会）

第６条　部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

救助部会　災害応急対策計画に関すること。

施設部会　災害予防計画並びに水防に関すること。

２　会長は、必要と認めるときに特別部会を設けることができる。

３　部会は、部会長が必要と認めたとき招集し、議長となり議事を整理するものとする。

４　会長は、部会に出席し、発言することができるものとする。

５　第３条及び第４条の規定は、部会に準ずる。

（議事録）

第７条　会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員２人以上がこれに署名押印しなければならない。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、静岡県危機政策課において処理する。

附　則

この要領は、昭和３７年１２月１４日から施行する。

この要領は、平成８年１１月２１日から施行する。

この要領は、平成１３年４月２日から施行する。

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

Ⅰ－３

静岡県防災会議委員の任命に関する要綱

第１　趣旨

この要綱は、静岡県防災会議条例（昭和３７年静岡県条例第４２条）第２条第１項第２号及び第３号に基づき、知事が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第２　市町村及び消防機関の任命委員

知事が市町村長及び市町村の消防機関の長のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において、同表の右欄の職にある者とする。

機関名	役職名
静岡県市長会	会長
静岡県町村会	会長
太田川原野谷川治水水防組合	管理者
静岡県消防長会	会長
財団法人静岡県消防協会	会長

第３　指定公共機関または指定地方公共機関の任命委員

知事が指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

（１）指定公共機関

機関名	役職名
独立行政法人水資源機構	豊川用水総合事業部長
日本銀行	静岡支店長
日本赤十字社	静岡県支部事務局長
日本放送協会	静岡放送局長
中日本高速道路株式会社	東京支社長
東海旅客鉄道株式会社	静岡支社長
西日本電信電話株式会社	静岡支店長
郵便事業株式会社	静岡南支店長
日本通運株式会社	静岡支店長
東京電力株式会社	沼津支店長
中部電力株式会社	静岡支店長
電源開発株式会社	中部支店長

（２）指定地方公共機関

機関名	役職名
大井川土地改良区	理事長
静岡瓦斯株式会社	社長
社団法人静岡県エルピーガス協会	会長
伊豆箱根鉄道株式会社	社長
静岡鉄道株式会社	社長
社団法人静岡県トラック協会	会長
静岡放送株式会社	社長
社団法人静岡県医師会	会長
社団法人静岡県看護協会	会長

附　則

この要綱は、平成６年１１月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年１０月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年１０月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年１０月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

Ⅰ－4

静岡県災害対策本部条例

昭和３７年１０月１５日　条例第４３号
改正　平成　８年　３月２８日　条例第３１号
改正　平成１７年　３月２５日　条例第　３号

（趣旨）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4　副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（方面本部）

第4条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に方面本部を置くことができる。

2　方面本部に属する本部職員（次項において「方面本部職員」という。）は、本部長が指名する。

3　方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員をこれに充てる。

4　方面本部長は、方面本部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第5条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

＜平成８年３月２８日条例第３１号＞

附　則

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

＜平成１７年３月２５日条例第３号＞

Ⅰ－5

静岡県災害対策本部運営要領

第1章　総　　則

（目　　的）

第１条　この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条及び静岡県災害対策本部条例（昭和 37 年静岡県条例第 43 号）第６条の規定に基づき、静岡県災害対策本部（放射性物質の大量放出による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する原子力災害対策本部を除く。以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章　本　　部

（組織及び分掌事務）

第２条　県庁に設置する本部に、その事務を処理するため、別表本部の１に掲げる指令部及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。

２　指令部に、その事務を処理するため、別表本部の１に掲げる班及びグループ（以下「指令部各班等」という。）を置き、別表本部の３に掲げる事務を分掌する。

３　各部に別表本部の１に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の４に掲げる事務を分掌する。

４　本部を設置したときは、県庁別館及び静岡県危機管理センターに「静岡県災害対策本部」の表示をする。

（副本部長）

第３条　副本部長は、副知事及び警察本部長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事、警察本部長の順位により、その職務を代理する。

（危機管理監）

第３条の２　危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって、本部員（副本部長を除く。）及び部長を指揮し本部の事務を処理する。

（本部員）

第４条　本部員は、別表本部の２に掲げる者をもって充てる。

（指令部各班等）

第５条　指令部は、県の災害応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌する。

２　危機管理監は指令部長として指令部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。

３　知事戦略局長は指令部長を補佐し、指令部広報班の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督するとともに、記者会見等を通じて報道機関に情報提供する事務の調整にあたる。

４　指令部各班等に班長又はグループ長（以下「指令部各班長等」という。）を置く。

５　指令部各班長等は、別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、指令部長（広報班長にあっては指令部長及び知事戦略局長）を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

６　指令部各班長等は、第８条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。

７　指令部各班等は、指令部各班等において災害応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員等」という。）をもって構成し、指令部各班員等は、関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定めておくものとする。

８　指令部各班長等は、災害応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員等の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。

９　危機管理監は災害の状況に応じ、指令部各班員等の構成を変更することができる。

１０　指令部各班員等は、本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

（各部各班）

第６条　部に部長及び危機担当監、また班に班長を置く。

２　部長は別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。

３　危機担当監は別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。

４　危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

５　各部各班の班長は、別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

６　各部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

７　部長は、勤務時間外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第２２条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。

８　各部各班員の指定にあたっては、災害応急対策等が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

９　本部長は災害の状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。

１０　部長は災害の状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。

（業務調整要員）

第７条　本部員、指令部各班員等及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

（本部員会議）

第８条　本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあっては、部長が指定する危機担当監１名が代表する）をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。

３　本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

４　本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。

（対策会議）

第９条　複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、本部が設置された時をもって、静岡県危機管理センターに対策会議を設置する。

２　対策会議は、危機管理監、危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者をもって構成し、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

なお、危機管理監が指定する危機担当監が出席できない場合は、危機担当監代理が出席することができるものとする。

３　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。

４　危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

（班長会議）

第１０条　指令部統括班長は、災害応急対策について、指令部各班等及び各部各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を開催する。

２　班長会議は、関係班長及びグループ長をもって構成する。

（局地的な災害における本部の設置）

第１０条の２　局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市町が災害対策本部を設置した場合において、知事がその対策を必要と認めるときは、本部を設置する。

（配備体制）

第１１条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部が設置されていないときは、別表共通の１に掲げるいずれかの事前配備体制、突発的災害応急体制、災害対策本部設置準備体制又は警戒本部設置体制をとる。

２　本部長、副本部長、本部員、指令部各班員等、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の２に定める。

３　本部を設置するときの動員の規模は、災害の状況に応じて、その都度本部長が決定するものとする。

なお、局地的な災害における本部の体制は、全庁的な情報共有体制を執りつつ、所要の指示に基づき直ちに災害応急対策を実施できる体制を基本とし、第２章に定める規定に関わらず、災害の状況に応じて柔軟に編成する。

４　勤務時間外及び休日等における災害に係る連絡体制は、別に定める。

５　本部が設置されたのち、第５条及び第６条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（職員の参集状況報告等）

第１２条　指令部各班長等及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

（災害応急対策に従事する要員の方面本部等に対する支援）

第１３条　本部長は、災害応急対策に従事する要員を、必要に応じ方面本部等に派遣することができる。

（本部の廃止）

第１４条　本部長は、本部設置の必要が無くなったと判断したとき、本部を廃止する。

（関係機関への通知）

第１５条　本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

(1) 国の災害対策本部

(2) 消防庁

(3) 防災関係機関

(4) 市町

(5) その他必要と認める機関

第3章　方　面　本　部

（方面本部の設置）

第１６条　本部の地方組織として、別表方面本部の１に掲げる方面本部を置く。

（組織及び分掌事務）

第１７条　方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の１に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。

２　方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の２に定めるところによる。

３　方面本部各班は、別表方面本部の３に掲げる事務を分掌する。

４　方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県災害対策本部○○方面本部」の表示をする。

５　方面本部に方面本部長、副方面本部長、方面本部員及び班長を置く。

（方面本部長）

第１８条　方面本部長は、賀茂、東部、中部及び西部危機管理局長（以下「地域危機管理局長」という。）をもって充てる。

２　方面本部長は、方面本部員及び方面本部各班長を指揮し、方面本部の事務を処理する。

３　方面本部長は、災害の状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。

４　方面本部長は、所管地域内で災害が発生した場合において、災害応急対策実施のため必要と認めるときは、本部と

調整のうえ、他の地域危機管理局長に対して、支援を求めることができる。

（副方面本部長）

第１９条　副方面本部長は、賀茂、東部、中部及び西部危機管理局（以下「地域危機管理局」という。）副局長その他あらかじめ地域危機管理局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

（方面本部員）

第２０条　方面本部員は、別表方面本部の２に掲げる者をもって充てる。

（方面本部指令班）

第２１条　方面本部指令班は、方面本部長の事務を処理し、方面本部の災害応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町村災害対策本部の運営を支援する。

２　方面本部指令班長は、地域危機管理局員のうち、あらかじめ地域危機管理局長が指定した職員をもって充てる。

３　方面本部指令班長は、第２４条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について報告する。

４　方面本部指令班は、関係所属長の推薦に基づき地域危機管理局長があらかじめ定めた要員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成する。その際、災害応急対策が円滑に行われるように、別表方面本部の３に掲げる係を置き、災害応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。

５　方面本部指令班長は、災害の状況その他特別な事由がある場合は、方面本部指令班員の構成を変更することができる。

６　方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

（方面本部各班）

第２２条　方面本部各班長は別表方面本部の２に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

２　方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する要員を指揮監督する。

３　地域危機管理局長が指定する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域危機管理局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。

４　方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する要員（以下「方面本部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域危機管理局長があらかじめ定めておくものとする。

５　方面本部各班の班長は、勤務時間外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。

６　方面本部各班員の指定にあたっては、災害応急対策が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

７　方面本部各班の班長は、災害の状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。

（業務調整要員）

第２３条　方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員（以下「業務調整要員」という。）については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

２　総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

（方面本部員会議）

第２４条　方面本部長は、方面本部の災害応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

２　方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の属する班の副班長をもって構成す

る。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。

3　方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。

4　方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。

（方面本部対策会議）

第２５条　複数の班にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、方面本部室に方面本部対策会議を設置する。

2　方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。

3　副班長は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。

4　方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

（局地的な災害における方面本部の設置）

第２５条の２　局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市町が災害対策本部を設置した場合において、知事がその対策を必要と認めるときは、当該地域を所管する方面本部を設置する。

（配備体制）

第２６条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、方面本部が設置されていないときは別表共通の１に掲げるいずれかの事前配備体制、突発的災害応急体制、災害対策本部設置準備体制又は警戒本部設置体制をとる。

2　方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の２に定める。

3　局地的な災害における方面本部の体制は、第３章に定める規定に関わらず、指令班を中心に方面本部長の判断により柔軟に編成できるものとする。

4　勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

5　方面本部が設置されたのち、第２１条及び第２２条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（職員の参集状況等）

第２７条　方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

2　方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

（市町への派遣）

第２８条　方面本部長は、必要があると認めるときは、要員を市町に派遣することができる。

2　市町に派遣された要員は、情報の収集及び連絡調整等にあたるものとする。

（方面本部の廃止）

第２９条　本部長は、方面本部設置の必要が無くなったと判断したとき、方面本部を廃止する。

（関係機関への連絡）

第３０条　方面本部長は、方面本部が設置され、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

(1) 管内市町

(2) 方面本部防災関係機関

第４章　現地災害対策本部

（組　　織）

第３１条　本部長は、被災地において人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

2　現地災害対策本部は、被災地において本部の事務の一部を行なう。

3　現地災害対策本部は主な被災地を管轄する方面本部管内に設置する。その際、当該方面本部の組織は現地災害対策本部に包含される。

4　現地災害対策本部を設置したときは、現地災害対策本部の設置場所に「静岡県災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

（現地災害対策本部長等）

第３２条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員を置く。

2　現地災害対策本部長は、副本部長、本部員又は方面本部長のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3　現地災害対策副本部長は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4　現地災害対策本部員は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5　現地災害対策本部において災害応急対策等に従事する要員は、指令部各班員等及び各部各班員のうちから指令部各班長等及び各部各班長が指名した要員並びに現地災害対策本部を設置した方面本部の方面本部指令班員及び方面本部各班員をもって充てる。

（現地災害対策本部長の権限）

第３３条　現地災害対策本部を設置したとき、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置した方面本部並びに任務の遂行に当たり必要な方面本部及び防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。

（現地災害対策本部の廃止）

第３４条　本部長は、現地災害対策本部設置の必要が無くなったと判断したとき、現地災害対策本部を廃止する。

（関係機関への通知）

第３５条　第１５条の規定は、本部長が現地災害対策本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

第５章　防災関係機関との連携

（防災関係機関との連絡等）

第３６条　本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

2　本部長は、必要に応じ県防災会議を開催し、災害応急対策の連絡調整を行う。この場合、招集する防災会議の委員は、本部長が必要と判断した範囲の者とする。

3　本部長は、防災関係機関の長に対し、本部への連絡員の派遣を要請することができる。

4　本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、本部との連絡調整業務及び災害応急対策業務につくものとする。

5　方面本部長は、防災関係機関の長に対し、方面本部への連絡員の派遣を要請することができる。

6　方面本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、方面本部指令班において災害応急対策業務につくものとする。

（自衛隊等への連絡）

第３７条　本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、直ちに自衛隊等に対して、連絡員の派遣を要請するとともに、災害派遣等の準備を要請するものとする。

（自衛隊等への災害派遣要請）

第３８条　方面本部長は、市町長から自衛隊等の災害派遣の要求があったときは、災害状況、要請事由、期間、出動人員、派遣区域及び活動内容等を明らかにして、本部長に連絡するものとする。ただし、本部長から別に指示があった場合は、本部長への連絡は不要とする。

2　本部長が前項の連絡を受け災害派遣の要請を決定したときは、危機管理監は次の事項を行う。

(1) 自衛隊等に対する災害派遣要請

(2) 方面本部に対する通知及び自衛隊等の受入体制等についての指示

3　方面本部長は、前項の自衛隊等の災害派遣通知を受けたときは、次の事項を行うものとする。ただし、管内市町か

らの複数の自衛隊等の派遣要求に対して、それらの全てに対応することは困難であると判断される場合は、方面本部長は次の事項を行う前に、自衛隊等と調整を行ったうえで派遣先市町を決定することができる。

(1) 要求のあった市町長への災害派遣通知及び受入体制の指示

(2) 作業が迅速かつ効果的に行われるための作業計画の樹立

(3) 自衛隊等と連絡調整を図るための窓口の明確化

第6章 服 務 等

（勤務時間外等における職員の措置）

第３９条 職員は、勤務時間外又は休日等において災害対策本部、方面本部の設置を知ったときは、別表共通の２に基づき参集するものとする。

（職員の心構え）

第４０条 職員は、災害応急対策を支援する自衛隊等、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

２ 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

３ 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班に協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第7章 平 常 時 対 策

（平常時対策の推進）

第４１条 部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の防災に関する平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

（災害対策に関する研修及び訓練）

第４２条 指令部各班長等、部局長及び出先機関の所属長は、本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、災害対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

２ 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

第8章 雑 則

（委任）

第４３条 この要領に定めるほか、災害の種類、地域等の特性に応じて運営体制を定めている場合は、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

この要領は、昭和57年5月18日から施行する。

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

この要領は、平成２年４月１日から施行する。
この要領は、平成３年４月１日から施行する。
この要領は、平成４年４月１日から施行する。
この要領は、平成５年４月１日から施行する。
この要領は、平成６年４月１日から施行する。
この要領は、平成７年４月１日から施行する。
この要領は、平成８年３月 28 日から施行する。
この要領は、平成８年４月１日から施行する。
この要領は、平成９年１月 10 日から施行する。
この要領は、平成９年４月１日から施行する。
この要領は、平成 10 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 10 年６月 15 日から施行する。
この要領は、平成 11 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 12 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 13 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 14 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 15 年７月 25 日から施行する。
この要領は、平成 16 年１月５日から施行する。
この要領は、平成 16 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 17 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 17 年６月６日から施行する。
この要領は、平成 17 年７月１日から施行する。
この要領は、平成 17 年８月 10 日から施行する。
この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 19 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 20 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 20 年 11 月１日から施行する。
この要領は、平成 21 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。
この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 22 年４月 19 日から施行する。
この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

別表本部の１　「静岡県災害対策本部編制図」

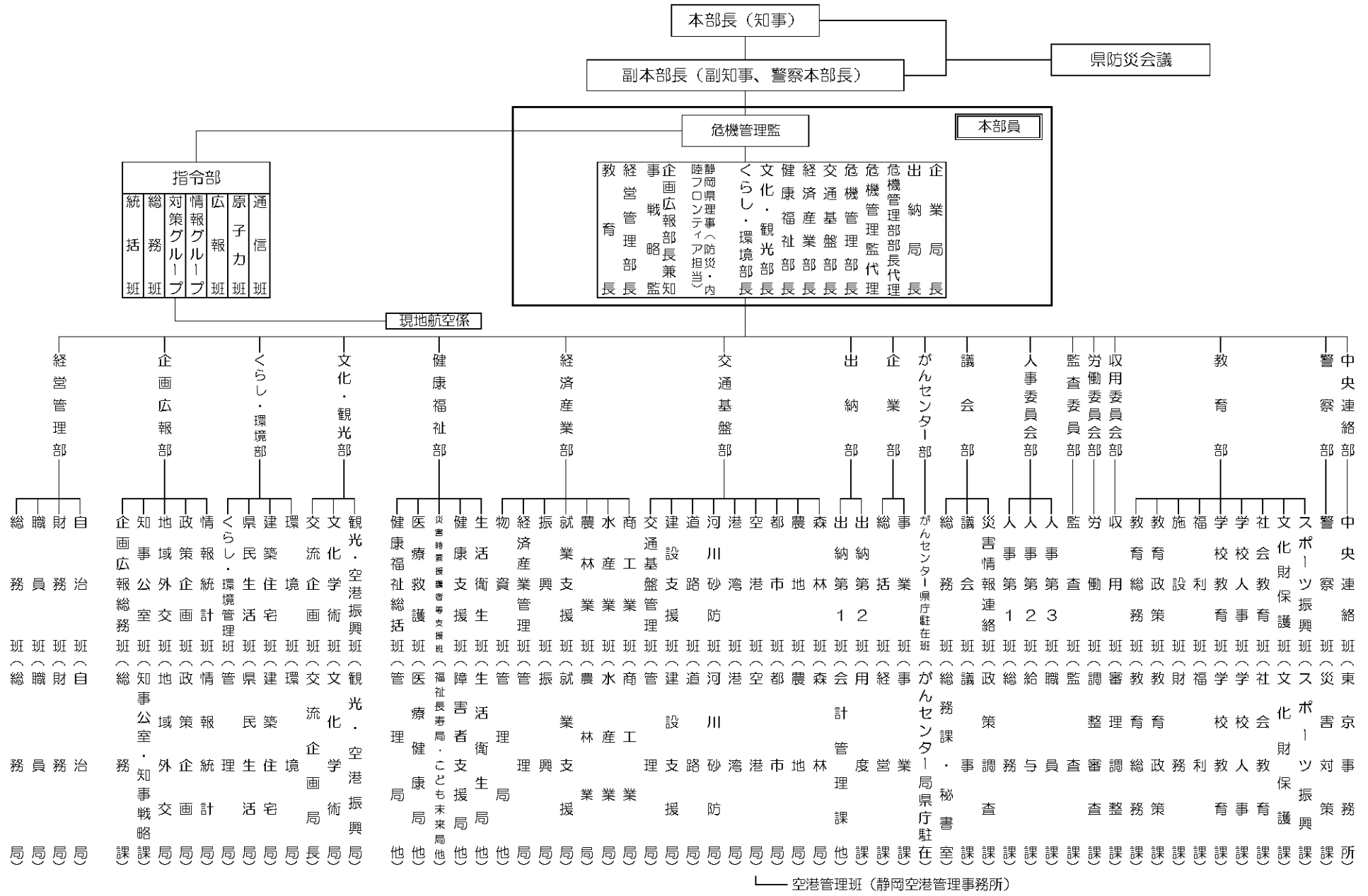

別表本部の２　「静岡県災害対策本部編制表」

区　　分	構　　成　　員	
本部長	知事（災害対策基本法第２３条第２項に規定）	
副本部長	副知事、警察本部長	
本部員	危機管理監、教育長、経営管理部長、知事戦略監兼企画広報部長、静岡県理事（防災・内陸フロンティア担当）、 くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、 危機管理部長、危機管理監代理、危機管理部部長代理、出納局長、企業局長	
本部員会議	本部長、副本部長、本部員、危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあっては、部長が指定する危機担当監１名）	
対策会議	危機管理監、危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、班長、グループ長	班　　員
指令部	部長　危機管理監、 危機管理部長、危機管理監代理、危機管理部部長代理、危機管理部理事（防災対策担当）、 危機報道監、危機管理部理事（消防安全対策担当）、危機管理部理事（第４次地震被害想定担当）、 知事戦略局長	
統括班	危機政策課長	関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める
総務班	危機管理部総務課長	
対策グループ	危機対策課長	
情報グループ	危機情報課長	
広報班	広報課長	
原子力班	原子力安全対策課長	
通信班	防災通信課長	
経営管理部	部長　経営管理部長 危機担当監　総務局長	
総務班	総務局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
職員班	職員局長	
財務班	財務局長	
自治班	自治局長	
企画広報部	部長　知事戦略監兼企画広報部長 危機担当監　知事戦略局長、地域外交局長、政策企画局長	
企画広報総務班	企画広報部総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
知事公室班	知事公室長	
地域外交班	地域外交局長	
政策企画班	政策企画局長	
情報統計班	情報統計局長	
くらし・環境部	部長　くらし・環境部長 危機担当監　管理局長、建築住宅局長、環境局長	
くらし・環境管理班	くらし・環境部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
県民生活班	県民生活局長	
建築住宅班	建築住宅局長	
環境班	環境局長	
文化・観光部	部長　文化・観光部長 危機担当監　観光・空港振興局長	
交流企画班	交流企画局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
文化学術班	文化学術局長	
観光・空港振興班	観光・空港振興局長	
健康福祉部	部長　健康福祉部長 危機担当監　管理局長、医療健康局長、生活衛生局長	
健康福祉総括班	健康福祉部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
医療救護班	医療健康局長	
災害時要援護者等支援班	福祉長寿局長	
健康支援班	障害者支援局長	
生活衛生班	生活衛生局長	
経済産業部	部長　経済産業部長 危機担当監　管理局長、農林業局長	
物資班	経済産業部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
経済産業管理班	経済産業部管理局長	
振興班	振興局長	
就業支援班	就業支援局長	
農林業班	農林業局長	
水産業班	水産業局長	
商工業班	商工業局長	

部及び各班	部長及び危機担当監、班長	班　　員
交通基盤部	部長　交通基盤部長 危機担当監　管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、空港局長	
交通基盤管理班	交通基盤部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
建設支援班	建設支援局長	
道路班	道路局長	
河川砂防班	河川砂防局長	
港湾班	港湾局長	
空港班	空港局長	
空港管理班	静岡空港管理事務所長	
都市班	都市局長	
農地班	農地局長	
森林班	森林局長	
出納部	部長　出納局長 危機担当監　出納局次長	
出納第１班	会計管理課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第２班	用度課長	
企業部	部長　企業局長 危機担当監　企業局理事	
総括班	経営課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
事業班	事業課長	
がんセンター部	部長　がんセンター局長	
がんセンター県庁駐在班	経営努力室長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長　議会事務局長	
総務班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会班	議事課長	
災害情報連絡班	政策調査課長	
人事委員会部	部長　人事委員会事務局長	
人事第１班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
人事第２班	給与課長	
人事第３班	職員課長	
監査委員部	部長　監査委員事務局長	
監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部	部長　労働委員会事務局長	
労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長　収用委員会事務局長	
収用班	審理調整課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部	部長　教育長 危機担当監　教育次長	
教育総務班	教育総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育政策班	教育政策課長	
施設班	財務課長	
福利班	福利課長	
学校教育班	学校教育課長	
学校人事班	学校人事課長	
社会教育班	社会教育課長	
文化財保護班	文化財保護課長	
スポーツ振興班	スポーツ振興課長	
警察部	部長　警備部長	
警察班	災害対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部	部長　ふじのくに大使館公使（東京事務所長）	
中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の３　「静岡県災害対策本部指令部各班等事務分掌」

班	事　務　分　掌
統括班	１　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 ２　現地災害対策本部の設置に関すること。 ３　県防災会議、本部員会議、対策会議、班長会議に関すること。 ４　本部長の命令指示等の伝達に関すること。 ５　指令部及び各部の災害応急対策の調整に関すること。 ６　職員の配分調整に関すること。 ７　国、他県等関係機関への応援要請・連絡調整に関すること。 ※自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請は、対策グループが実施する。 ※国の現地災害対策本部との連絡調整に関することを含む。 ８　国への被害状況等の報告、連絡に関すること。 ９　災害救助法の適用に関すること。 １０　被害・対策状況等の取りまとめに関すること。 １１　被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の発信・伝達に関すること。 ※広報班の実施する災害関連情報の提供等に関する業務を除く。 １２　国等関係機関への陳情等に関すること。 １３　国の機関、国会議員等の視察・調査に関すること。 １４　県議会との連絡調整に関すること。
総務班	１　災害対策本部の経理に関すること。 ２　国の現地対策本部の受入れ及び支援に関すること。 ３　静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 ４　本部要員の生活維持に関すること。 ５　業務調整要員の配置調整に関すること。 ６　職員参集状況の取りまとめに関すること。
対策グループ	１　県の災害応急対策の実施の総括に関すること。 ２　方面本部、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 ３　自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請に関すること。 ４　広域応援部隊等の受入・活動調整に関すること。 ５　方面本部指令班交通誘導係との連絡調整に関すること。 ６　緊急輸送ルートの選定及び選定指示に関すること。 ７　輸送手段及び燃料の確保・調整に関すること。 ８　航空機の安全運航の確保に関すること。 ９　応援ヘリコプターの受入及び応援活動に関すること。

班	事　務　分　掌
対策グループ	10　応援ヘリコプターの集結拠点への要員の派遣に関すること。 11　防災ヘリコプターに関すること。 12　防災ヘリポートの確保に関すること。 13　サイレントタイムの設定に関すること。 14　応援部隊の受入れ･展開状況の地図転記及びパソコン入力。 15　緊急消防援助隊の受入、応援活動に関すること。 16　消防応援活動調整本部の運営に関すること。 17　産業災害の地震防災応急対策の指導に関すること。 18　石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策。 ※石油コンビナート等防災本部の業務が発生した場合は、当該業務を優先する。 19　緊急物資の受入・搬送の指示に関すること。
情報グループ	1　被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集に関すること。 2　地震情報、気象情報等の受領に関すること。 3　市町からの要請に係る文書の収受に関すること。 4　被害状況の把握に関すること。 5　被害状況の整理に関すること。 6　被害状況(家屋、火災、道路、港湾等）の地図への転記、パソコン等入力。
広報班	1　新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、災害応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関すること。 2　記者発表における報道機関への対応に関すること。 3　インターネット、県民だより臨時号等を利用した情報の発信に関すること。 4　災害応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関すること。 5　広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関すること。 6　県幹部、指令部及び各部への取材調整に関すること。 7　災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 8　市町、その他機関の要請に基づく広報に関すること。
原子力班	1　原子力発電所に関すること。 ※原子力災害警戒本部を設置する場合は、当該業務を優先する。
通信班	1　防災行政無線等の利用、調整に関すること。 2　防災行政無線、FUJISAN等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること。 3　災害対策本部の情報映像機器の操作等に関すること。

別表本部の４　「静岡県災害対策本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区　分	事　務　分　掌
組織運営に係る事務	１　所属職員の安否の確認に関すること。 ２　班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室（課）に共通	１　所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 ２　災害復旧事業に関係する被害調査に関すること。 ３　災害復旧事業計画の策定に関すること。 ４　災害復旧事業の実施に関すること。 ５　所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関すること。 ６　所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れに関すること。 ７　その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

区　分		事　務　分　掌
経営管理部		
総務班		
	総務課	１ 部内各班の連絡調整に関すること。 ２ 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 ３ 部内の災害応急対策の推進に関すること。 ４ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 ５ 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
	法務文書課	１ 官報報告及び県公報の発行に関すること。 ２ 条例、規則の審査に関すること。 ３ 文書の収受・発送及び公印の管理に関すること。 ４ 情報公開（公文書開示）に関すること。
職員班		
	人事課	１ 県の行う災害応急対策のための職員配置等人的措置に関すること。 ２ 職員の安否調査及び対策に関すること。
	行政改革課	
	福利厚生課	１ 被災職員の住宅確保の支援に関すること。 ２ 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関すること. ３ 職員の災害補償に関すること。
	健康指導課	本部及び方面本部職員の健康管理に関すること。
財務班		
	財政課	災害対策の予算措置に関すること。
	税務課	災害による県税の救済措置及び県税関係システムの機能確保に関すること。
	管財課	１ 県有財産の災害応急対策への活用に関すること。 ２ 本庁舎及び総合庁舎の被害調査に関すること。 ３ 本庁舎の機能維持に関すること。 ４ 県庁自衛消防隊の活動に関すること ５ 庁内電話システムの機能確保措置に関すること。
	営繕企画課 営繕工事課 設備課	１ 解体関係団体との連絡調整に関すること。 ２ 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震災害応急対策に関すること。 ３ 災害対策本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。 ４ 管財課の支援に関すること。
自治班		
	自治行政課	１ 市町行政の応援に関すること。 ２ 各種選挙の執行管理に関すること。
	自治財政課	市町財政の応援に関すること。
企画広報部		
企画広報総務班		
	企画広報部総務課	１ 部内各班の連絡調整に関すること。 ２ 部関係の被害の取りまとめに関すること。 ３ 部内の災害応急対策の推進に関すること。 ４ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 ５ 部内職員の安否の取りまとめに関すること。

区　　分		事　　務　　分　　掌
知事公室班		
	秘書課	1 本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の災害地現地視察に関すること。 3 皇室の災害見舞の応援に関すること。
	知事戦略課	
地域外交班		
	地域外交課 多文化共生課	1 海外報道機関への対応の支援に関すること。
		2 震災に関する海外調査団受入手続きの支援に関すること。
		3 外国人からの見舞状の受付、感謝状等の作成についての支援に関すること。
		4 旅券事務の執務体制の確保に関すること。
		5 外国人への情報提供等の支援に関すること。
政策企画班		
	企画課	
	地域政策課	
	エネルギー政策課	
情報統計班		
	情報政策課	移動体通信施設、CATV施設の被害状況の確認に関すること。
	電子県庁課	1 パソコンネットワーク及びインターネット等の機能確保に関すること。 2 大型コンピュータ、データ通信システム及びパソコンネットワークの機能復旧に関すること。 3 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関すること。
	統計利用課	
	統計調査課	
くらし・環境部		
くらし・環境管理班		
	総務監 経理監 政策監（ユニバーサルデザイン担当）	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の災害応急対策の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
県民生活班		
	県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関すること。 2 不当取引事業者の指導に関すること。 3 消費生活相談及び県民相談に関すること。 4 震災復興相談センター調整会議の運営に関すること。 5 ボランティア活動の支援に関すること 6 県災害ボランティア本部・情報センターとの連携に関すること。 7 ふじのくにＮＰＯ活動センターの被害調査及び災害応急対策に関すること。
	くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関すること。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関すること。
	男女共同参画課	1 男女共同参画センターの被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 男女共同参画センター周辺の緊急避難者への対応に関すること。
建築住宅班		
	住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関すること。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築及び入居相談等支援に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居に関すること。 4 災害復興公営住宅の供給及び建設・指導等に関すること。 5 県営住宅の応急修理に関すること。 6 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること
	建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関すること。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関すること。 5 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。

区　分		事　務　分　掌
環境班		
	環境政策課	フロン回収に関すること。
	環境ふれあい課	１ 県民の森及び県立森林公園の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ２ 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関すること。
	自然保護課	
	廃棄物リサイクル課	１ 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、がれき、残骸物の処理に関すること。 ２ 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ３ 廃棄物の処理に係る県民、事業者の指導に関すること。 ４ 災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に係る国庫補助に関すること。
	生活環境課	１ 大気汚染に係る発生源監視に関すること。 ２ 水質汚濁に係る発生源監視に関すること。 ３ 有害物質による二次災害未然防止対策に関すること。
	水利用課	１ 飲料水、生活用水の確保及び供給に関すること。 ２ 水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ３ 水道施設災害復旧に係る広域支援に関すること。 ４ 水道施設の復旧指導に関すること。
文化・観光部		
交流企画班		
	総務課 交流政策課	１ 部内各班の連絡調整に関すること。 ２ 部関係の被害の取りまとめに関すること。 ３ 部内の災害応急対策の推進に関すること。 ４ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 ５ 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
	交通政策課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関すること。
	ふじのくに千本松フォーラム監職課	
文化学術班		
	文化政策課	１ グランシップ及び県立美術館の災害応急対策の応援及び連絡調整に関すること。 ２ 舞台芸術公園の災害応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
	世界遺産推進課	
	大学課	県立大学及び静岡文化芸術大学の災害応急対策の支援及び連絡調整に関すること。
	私学振興課	１ 私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること。 ２ 教育部及び関係機関との連絡に関すること。
観光・空港振興班		
	観光政策課 観光振興課	１ 観光局関係の被害調査に関すること。 ２ 観光客の避難状況等の動向調査に関すること。 ３ 県有観光施設の災害応急対策及び連絡調整に関すること。 ４ 公営国民宿舎等に対する２次的避難者の収容の協力要請に関すること。
	空港利用政策課	
健康福祉部		
健康福祉総括班		
	総務監 経理監 政策監 各局経理調整班	１ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 ２ 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 ３ 部内各班の連絡調整に関すること。 ４ 部内の災害応急対策の推進に関すること。 ５ 健康福祉部関係の県有施設の被害状況の把握に関すること。 ６ 健康福祉部関係の被害の取りまとめに関すること。 ７ 災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関すること。 ８ 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関すること。 ９ 災害救助法に係る市町への指導に関すること。 １０ 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給に係る国との調整及び申請に関すること。 １１ 災害援護資金の貸付に関する国との調整及び申請に関すること。 １２ 災害弔慰金の支給等に関する法律に係る市町への指導に関すること。 １３ 被災者生活再建支援金に係る(財)都道府県会館との調整及び申請書の取りまとめに関すること。 １４ 被災者自立生活再建支援金（県単）の支給に関すること。 １５ 応急仮設住宅の必要戸数の把握に関すること。

区　　分		事　　務　　分　　掌
医療救護班		
	医務課 地域医療課	1 り災者の医療救護に関すること。 2 医療救護施設の開設状況の把握に関すること。 3 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 医師その他の医療従事者の確保に関すること。 5 死体の検案等処理に関すること。 6 広域医療搬送活動に関すること。 7 救護班の受入に関すること。 8 り災妊産婦、新生児の医療に関すること。
	薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 2 薬剤師等の確保及び派遣に関すること。 3 救急用医薬品及び衛生材料の確保及び供給に関すること。 4 毒物、劇物取扱施設の災害応急対策に関すること。
	疾病対策課	1 感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 難病患者等の支援に関すること。
	障害福祉課	精神科病院の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例に関すること。
災害時要援護者等支援班		
	地域福祉課	1 社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 生活福祉資金の貸付に関すること。 3 義援金に関すること。 4 保護施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 県災害ボランティア本部・情報センターとの連携に関すること。
	こども未来課	児童福祉施設（保育所等）の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	こども家庭課	1 り災児童、母子世帯の援護に関すること。 2 り災児童のメンタルヘルスに関すること。 3 児童福祉施設（児童養護施設）の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	長寿政策課 介護保険課 介護指導課	1 り災老人の援護支援に関すること。 2 老人福祉施設等高齢者関係施設の被害調査及び災害応急対策支援に関すること。 3 災害時の介護保険の取扱いに関すること。
	障害者政策課	1 り災障害（児）者の援護に関すること。 2 障害（児）者福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
	障害福祉課	り災障害（児）者の援護に関すること。
健康支援班		
	健康増進課	1 り災者の健康支援に関すること。 2 保健師の受入に関すること。
	障害福祉課	り災者の精神保健対策に関すること。
生活衛生班		
	衛生課	1 生活衛生の確保に関すること。 2 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 死体の埋火葬等処理に関すること。 4 動物園等の被害調査及び安全対策に関すること。 5 動物の愛護管理に関すること。 6 食品衛生の確保に関すること。 7 と畜場及び食鳥処理場の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	疾病対策課	り災地の防疫に関すること。
経済産業部		
物資班		
	総務監	1 緊急物資の広域物資拠点ごとの配分調整に関すること。 2 広域物資拠点の運営に関すること。 3 緊急物資調達に関すること。

区　分		事　務　分　掌
経済産業管理班		
	総務監 経理監 政策監	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 農林水産業に関する激甚災害指定の取りまとめに関すること。 6 中小企業に関する激甚災害指定の取りまとめに関すること。 7 部所管県有施設の被害状況の取りまとめに関すること。 8 産業被害全般にわたる災害の取りまとめ及び総合調整に関すること。
振興班		
	マーケティング推進課	県内業者からの緊急物資（副食）の調達及びあっせんに関すること。
	研究調整課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関すること。 2 被災中小企業に対する技術支援に関すること。
	組合検査課	
就業支援班		
	労働政策課	1 被災後の労働相談に関すること。 2 労政会館・いこいの家（おおとり荘）の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	雇用推進課	就業相談に関すること。
	職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発に関すること。 2 農林大学校・漁業高等学園の学生、技術専門校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関すること。
農林業班		
	農業振興課	1 農作物・生産施設等の被害の取りまとめに関すること。 2 農作物等被害の技術対策に関すること。
	農山村共生課	保管農薬の安全対策に関すること。
	組合金融課	1 農業災害補償に関すること。 2 農業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 3 農業者の災害金融に関すること。
	茶業農産課	1 農作物等の被害調査の支援に関すること。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関すること。 3 県内業者からの緊急物資（主食）の調達及びあっせんに関すること。
	みかん園芸課	1 農作物等の被害調査の支援に関すること。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関すること。
	畜産課	1 家畜、家きん及び畜産施設の被害調査に関すること。 2 家畜飼料及び畜産物に関すること。 3 家畜の衛生対策に関すること。
	林業振興課	1 林産物及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関すること。 3 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 4 林業者の災害金融に関すること。
水産業班		
	水産振興課	1 水産物・水産関係施設、水産業団体等の被害の取りまとめに関すること。 2 水産業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 3 漁船、養殖施設等水産関係の災害復旧に関すること。 4 漁業災害補償に関すること。 5 漁業者の災害金融に関すること。 6 県内業者からの緊急物資（水産物）の調達及びあっせんに関すること。
	水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関すること。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関すること。
商工業班		
	商工振興課	1 産業経済会館及びインキュベートセンターの被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 商工業関係の被害の取りまとめに関すること。
	新産業集積課	被災中小企業に対する技術相談に関すること。
	企業立地推進課	浜松内陸コンテナ基地の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	商工金融課	1 中小企業に対する災害金融支援に関すること。 2 労働金庫の業務指導に関すること。
	経営支援課	商工3団体の被害状況の把握に関すること。
	地域産業課	1 鉱山及び休廃止鉱山の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんに関すること。

区　分		事　務　分　掌
交通基盤部		
交通基盤管理班		
	総務監	1 部内職員の参集状況及び安否の取りまとめに関すること。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関すること。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関すること。
	経理監	1 国等機関との対応に関すること。 2 災害復旧事業の予算の取りまとめ。 3 部内の庁舎、公舎、設備の被害の取りまとめに関すること。 4 部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策の取りまとめに関すること。
	政策監	部内の災害対策に係る広報の窓口。
建設支援班		
	建設業課	建設業者の災害出動状況の取りまとめに関すること。
	公共用地課	廃川廃道敷の被害調査及び災害応急対策への応急使用に関すること。
	技術管理課	土木事務総合電算システムの機能復旧に関すること。
	工事検査課	農林土木工事積算施工管理システムの機能復旧に関すること。
道路班		
	道路企画課	有料道路通行料金の減免措置に係る連絡調整に関すること。
	道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関すること。
	道路保全課	1 東海道路震災情報共有システムの運用に関すること。 2 道路及び橋梁の被害情報の収集に関すること。 3 災害時における道路の通行規制に関すること。 4 緊急輸送路その他道路施設の災害応急復旧、啓開等緊急輸送機能の確保に関すること. 5 災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関すること。 6 災害時における道路占用者との連絡調整に関すること。
河川砂防班		
	河川砂防管理課	災害時における河川占用者との連絡調整に関すること。
	河川企画課	1 ダムの被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における被災情報の収集に関すること。
	河川海岸整備課	1 河川管理施設（ダムを除く）及び海岸保全施設（港湾・漁港除く）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 河川海岸の津波、高潮対策に関すること。
	土木防災課	1 部内職員の非常招集に関すること。 2 災害対策本部交通基盤部の設置、運営に関すること。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関すること。 4 水防本部及び水防活動に関すること。 5 公共土木施設災害復旧事業の総括に関すること。
	砂防課	1 砂防関係施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 土砂災害危険箇所の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 斜面危険度判定に関すること。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関すること。
港湾班		
	港湾企画課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保に関すること。 2 港湾の被災情報の収集に関すること。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置に関すること。
	港湾整備課	1 防災拠点港湾及び防災港湾等の港湾施設の応急復旧に関すること。 2 緊急物資保管等の港湾内用地及び航路啓開等の緊急輸送機能の確保に関すること。 3 港湾海岸保全施設の応急復旧に関すること。
	漁港整備課	1 漁港施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 防災港湾等の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能の確保に関すること。
空港班		
	空港地域連携課 空港経営課	静岡空港の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。
空港管理班		
	静岡空港管理事務所	1　空港施設の被害状況等の情報収集に関すること。 2　東京航空局静岡空港出張所等関係機関との連絡調整に関すること。 3　空港の運用（運用休止、使用制限を含む。）に関すること。 4　静岡空港緊急時対応計画に基づく応急体制の確立及び応急対策の実施に関すること。 5　空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保に関すること。 6　空港施設の応急復旧に関すること。

区　分		事　務　分　掌
都市班		
	都市計画課	都市復興基本計画を基にした都市計画案の作成指導及び決定（被災市街地復興推進地域の決定を含む。）に関すること。
	土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	市街地整備課	1 都市班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	街路整備課	1 施行中の都市施設（街路）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告に関すること。
	生活排水課	1 下水道・流域下水道の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 下水道施設の復旧に係る広域支援に関すること。 3 流域関連公共下水道の使用の制限に関すること。 4 農業集落排水施設の被害調査に関すること
	公園緑地課	都市公園の被害調査及び災害応急対策に関すること。
農地班		
	農地計画課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関すること。 2 県有土地改良施設（農地防災ダム）の被害状況等の連絡及び報告体制の整備・総合調達に関すること。
	農地整備課	農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関すること。
	農地保全課	1 農地班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 農地・農業用施設の被害の調査及び取りまとめに関すること。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関すること。
	農地利用課	
森林班		
	森林計画課	1 森林班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 森林・林業全般にわたる災害の取りまとめ、及び総合調整に関すること。
	森林整備課	1 造林地等の被害調査に関すること。 2 森林火災の被害調査に関すること。 3 林道関係の調査及び災害応急対策に関すること。 4 県営林の被害調査に関すること。
	森林保全課	1 治山関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 保安林の被害調査に関すること。 3 県有防災林の被害調査に関すること。
出納部		
出納第1班		
	会計管理課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 災害時の義援金の保管に関すること。
	会計指導課	1 災害時の会計処理体制に関すること。 2 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。
	出納審査課	災害時の会計書類の保管に関すること。
	集中化推進課	給与・旅費等の支払に関すること。
出納第2班		
	用度課	1 車両用燃料の緊急調達に関すること。 2 本部必要物品の調達支援・相談に関すること。 3 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む）の配車に関すること。 4 コピーセンターの機能確保に関すること。
企業部		
総括班		
	経営課	1 部内各室の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 企業部関係の被害及び災害応急対策の取りまとめに関すること。
事業班		
	事業課	1 部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 部所管の工業用水道及び水道施設の復旧に係る広域支援に関すること。 3 分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び災害応急対策に関すること。

区　分		事　務　分　掌
がんセンター部		
	がんセンター県庁駐在班	
	がんセンター局県庁駐在	1 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 2 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関すること。 4 県立静岡がんセンターの被害調査及び災害応急対策に関すること。
議会部		
	総務班	
	総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 部関係の被害の取りまとめに関すること。 6 職員との連絡に関すること。
	秘書室	正副議長との連絡に関すること。
	議会班	
	議事課	議会の会議に関すること。
	災害情報連絡班	
	政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関すること。
人事委員会部		
	人事第1班	
	総務課	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関すること。 2 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の災害応急対策の推進に関すること。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び要員の確保に関すること。 4 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の安否の取りまとめに関すること。
	人事第2班	
	給与課	
	人事第3班	
	職員課	
監査委員部		
	監査班	
	監査課	
労働委員会部		
	労働班	
	調整審査課	
収用委員会部		
	収用班	
	審理調整課	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 委員の安否確認に関すること。
教育部		
	教育総務班	
	教育総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 教職員の動員及び調整に関すること。 6 教育関係広報の取りまとめに関すること。 7 休校その他学校管理に関すること。 8 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受入れ調整に関すること。 9 義援金募集の協力等に関すること。
	教育政策班	
	教育政策課	1 総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。 2 被災児童生徒の教育相談に関すること。
	施設班	
	財務課	1 教育施設の応急危険度判定に関すること。 2 教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。

区　　分		事　　務　　分　　掌
福利班		
	福利課	1 教職員の災害補償に関すること。 2 被災時に係る共済組合及び教職員互助組合との連携に関すること。 3 被災教職員の教職員住宅確保に関すること。 4 教職員の健康管理に関すること。
学校教育班		
	学校教育課	1 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の避難その他の対策に関すること。 2 公立学校（園）の応急教育に関すること。 3 公立学校（園）に係る教科書、学用品の確保に関すること。 4 公立学校（園）の被害状況の情報収集に関すること。 5 公立学校（園）における災害応急対策に関すること。 6 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 7 公立学校（園）の給食施設の災害時の活用に関すること。 8 所管船舶による海上輸送に関すること。
学校人事班		
	学校人事課	公立学校（園）の教職員の確保に関すること。
社会教育班		
	社会教育課	1 社会教育施設の災害応急対策と連絡調整に関すること。 2 青少年団体のボランティア活動に関すること。 3 青少年教育施設の災害応急対策と連絡調整に関すること。 4 避難所としての青少年施設のあっせんに関すること。
文化財保護班		
	文化財保護課	文化財の被害調査に関すること。
スポーツ振興班		
	スポーツ振興課	社会体育施設の災害応急対策と連絡調整に関すること。
警察部		
警察班		
	災害対策課	1 警察の実施する災害応急対策の本部長への報告に関すること。 2 関係部との連絡調整に関すること。
中央連絡部		
中央連絡班		
	東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関すること。 2 中央情報の収集に関すること。

別表方面本部の１　「静岡県災害対策本部方面本部編制図」

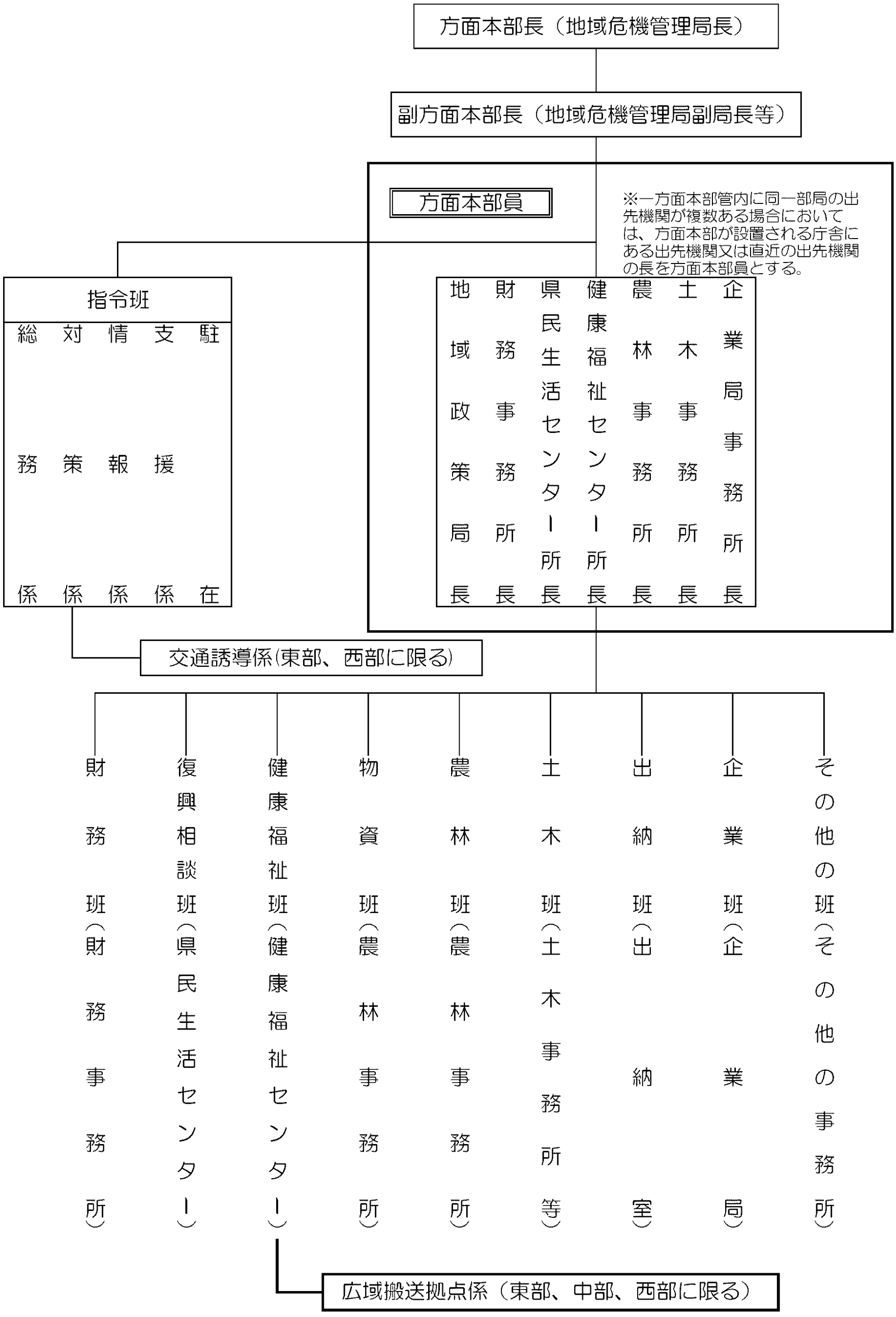

別表方面本部の２　「静岡県災害対策本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、 三島市、裾野市、御殿場市、 富士市、富士宮市、 伊豆の国市、伊豆市、 函南町、清水町、長泉町、 小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、 島田市、牧之原市、 吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、 袋井市、掛川市、御前崎市、 菊川市、森町
方面本部長	賀茂危機管理局長	東部危機管理局長	中部危機管理局長	西部危機管理局長
副方面本部長	地域危機管理局副局長等、地域危機管理局長があらかじめ定めた者			
方面本部員	賀茂地域政策局長 下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	東部地域政策局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	中部地域政策局長 藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	西部地域政策局長 磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部長が指定した副班長			
副班長	あらかじめ地域危機管理局長が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域危機管理局長が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	東部県民生活センター（賀茂駐在）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	賀茂地域政策局 農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産技術研究所伊豆分場	東部地域政策局 東部看護専門学校 吉原林間学園 東部食肉衛生検査所 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産技術研究所富士養鱒場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 沼津技術専門校 あしたか職業訓練校 富士山麓山の村 静東教育事務所	中部地域政策局 消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 こども家庭相談センター 農林技術研究所果樹研究センター 水産技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 清水技術専門校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター	西部地域政策局 環境放射線監視センター 三方原学園 磐田学園 浜松学園 西部食肉衛生検査所 動物管理指導センター 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林大学校 浜松技術専門校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の３　「静岡県災害対策本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区	事　　務　　分　　掌
組織運営に係る事務	１ 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 ２ 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 ３ 所属職員の動員に関すること。 ４ 関係機関等との連絡に関すること。 ５ 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務（該当する事務の所管所属に共通）	１ 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 ２ 所管施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 ３ 災害復旧事業に関係する被害調査に関すること。 ４ 災害復旧事業計画の策定に関すること。 ５ 災害復旧事業の実施に関すること。 ６ 所管災害応急対策業務に係る記録の作成及び整理に関すること。 ７ 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れに関すること。 ８ その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

班　名	事　　務　　分　　掌
指令班	＜総務係＞ １ 方面本部の設置及び運営に関すること。 ２ 県方面本部員会議及び県方面本部対策会議に関すること。 ３ 県方面本部の経理に関すること。 ４ 県現地災害対策本部の受入れに関すること。 ５ 方面本部各班の連絡調整に関すること。 ６ 方面本部要員の生活維持に関すること。 ７ 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調査・整理に関すること。 ８ 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関すること。 ９ 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 10 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 11 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 12 災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 13 災害ボランティア活動の支援に関すること。 14 県災害ボランティア支援センターとの連携に関すること。
	＜対策係＞ １ 方面本部各班の災害応急対策の実施の総括に関すること。 ２ 原子力発電所に関すること。（中部・西部に限る。） ３ 災害応急対策の要請元において輸送手段を確保できない場合の輸送手段の確保に関すること。 ４ 各ライフライン及び危険物施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 ５ 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 ６ 県民からの要請の処理に関すること。 ７ 災害救助法の適用申請に関すること。 ８ 対策グループ現地航空係への職員派遣に関すること。（中部・西部に限る。） ９ 私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること。 10 管内の職員配分の調整に関すること。 11 救助作業隊の派遣に関すること。 12 市町に対する応援職員の派遣に関すること。 13 業務調整要員の調整に関すること。 14 他県等応援職員の受入れに関すること。 15 管内の災害応急対策の実施の総括に関すること。 16 方面本部各班の対策の調整に関すること。

区	事　　務　　分　　掌
指令班	17 管内の市町相互間の応援に係る指示又は調整の総括に関すること。 18 管内の自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁等の派遣部隊等の受入及び活動調整に関すること。 19 緊急輸送ルートの選定指示に関すること。 20 港湾、空港を使用した緊急物資の受入指示に関すること。 21 被災者生活再建支援法の適用申請に関すること。
	＜交通誘導係＞ 進出拠点の設置運営に関すること。（東部・西部に限る。）
	＜情報係＞ 1 気象情報、交通情報、社会状況等、情報の収集伝達に関すること。 2 管内市町、方面本部各班の被害報告の取りまとめ、記録の作成及び県本部への報告に関すること。 3 管内市町における災害応急対策実施状況の収集及び県本部への報告に関すること。 4 防災行政無線等の利用調整に関すること。 5 県防災行政無線、アシスト等の情報伝達手段の機能確保に関すること。 6 職員の参集状況の取りまとめに関すること。 7 市町からの支援要請に係る文書の収受に関すること。
	＜支援係＞ 1 市町災害対策本部の運営支援に関すること。 2 管内市町の災害応急対策の代行調整に関すること。 3 他の係の業務支援に関すること。
	＜駐在＞ 1 方面本部要員の後方支援（物品購入、食料確保・炊き出し、配分等）に関すること。 2 参集する業務調整要員の参集状況の把握及び管理に関すること。 3 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること（北遠総合庁舎に限る）。 4 参集する広域搬送拠点要員の参集状況の把握及び管理に関すること。（浜松総合庁舎に限る）。
財務班	1 総合庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置（故障等不具合への対応等）に関すること。 2 災害による県税の救済措置の実施に関すること。
復興相談班	1 震災復興相談センターの運営に関すること。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関すること。
健康福祉班	1 災害救助法及び被災者生活再建支援法による応急救助事務の実施に関すること。 2 健康福祉センター所管事項の被害の調査及び取りまとめに関すること。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護に関すること。 4 市町社会福祉協議会が行なう生活福祉資金の貸付に関すること。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 6 義援金に関すること。 7 り災者の健康支援に関すること。 8 り災者の精神保健対策に関すること。 9 救護所等の設置に関すること。 10 医療救護の調整に関すること。 11 医師その他の医療応援班の派遣に関すること。 12 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 13 遺体の検案処理に関すること。 14 被災地の防疫に関すること。 15 難病患者等の支援に関すること。 16 り災妊産婦、新生児の医療に関すること。 17 食品衛生及び生活衛生の維持確保に関すること。 18 動物園等の被害調査及び安全対策に関すること。 19 動物の愛護管理に関すること。

区	事　　務　　分　　掌
健康福祉班	20 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関すること。 21 遺体の埋火葬等処理に関すること。 22 救急用医薬品及び衛生材料の確保及び供給に関すること。 23 薬剤師等の派遣に関すること。 24 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、瓦礫、残骸物の処理に関すること。 25 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関すること。 26 災害廃棄物処理事業制度の運用に関すること。 27 環境衛生施設の復旧指導に関すること。 28 水道施設の被害調査及び飲料水、生活用水の供給に関すること。 29 救護班・保健師の受入に関すること。 30 広域搬送拠点の要員の派遣に関すること。（東部、中部、西部に限る。） 31 広域搬送拠点の運営支援に関すること。（東部、中部、西部に限る。）
広域搬送拠点係	1 広域搬送拠点の設置運営に関すること。（東部、中部、西部に限る。） 2 広域医療搬送活動に関すること。（東部、中部、西部に限る。）
物資班	広域物資拠点の設置運営に関すること。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査に関すること。 2 農林業者の災害金融に関すること。 3 飼料及び畜産物に関すること。 4 家畜衛生伝染病予防及び防疫に関すること。（家畜保健衛生所） 5 農業災害に関する技術対策の支援に関すること。 6 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力と体制に関すること。 7 保管農薬の安全管理に関すること。 8 農協施設等共同利用施設の被害調査に関すること。 9 農林業者の生活維持対策指導に関すること。 10 土地改良財産の被害調査に関すること。 11 農地防災ダムの状況報告に関すること。 12 工事中の施設の二次災害防止対策に関すること。 13 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 14 農地及び農業用施設災害の応急復旧に関すること。 15 治山施設及び山地災害危険地区の被害調査に関すること。 16 林業災害の応急復旧事業に関すること。 17 応急復旧用製材品及び合板の斡旋に関すること。 18 森林火災に関すること。 19 造林地等の被害調査に関すること。 20 県営林の被害調査に関すること。 21 孤立防止、代替輸送機能に関する農林道の整備に関すること。 22 農林土木工事設計積算施工管理システムの機能復旧に関すること。 23 保安林の被害調査に関すること。 24 県有防災林の被害調査に関すること。 25 大井川用水施設の点検及び操作に関すること。（志太榛原農林事務所）
土木班	1 通信手段の運用に関すること。 2 所有車両の運用に関すること。 3 緊急輸送路の輸送機能の確保に関すること。 4 港湾・漁港による輸送機能の確保に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 防災情報施設の操作に関すること。 7 津波防護施設の操作に関すること。 8 水面に関すること。 9 貯木場利用者に対する流出対策の実施の要請に関すること。 10 所管公共施設の被害情報収集及び被害調査に関すること。 11 工事中の施設の二次災害防止対策に関すること。 12 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること。 13 建設業者の確保対策に関すること。

区	事　　務　　分　　掌
土木班	14 土木総合電算システムの機能復旧に関すること。 15 各種台帳の管理に関すること。 16 備蓄資材の使用調整に関すること。 17 緊急物資集積場所として提供可能な空地（施設）の確保協力に関すること。 18 斜面判定士の派遣要請に関すること。 19 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び受入れに関すること。 20 被災建築物の応急解体又は震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関すること及び建築物の被害調査に関すること。 21 管内市町の公共土木施設に係る被害情報の収集並びに応急復旧対策の指導に関すること。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び災害応急対策の指導に関すること。 23 所管県営住宅の被害情報収集および被害調査並びに応急修繕に関すること。 24 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一次入居に関すること。 25 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 26 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡及び広域応援に関すること。 27 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関すること。 28 港湾・漁港を利用した緊急物資の受入に関すること。 29 緊急輸送ルートの選定に関すること。
出納班	1 集中管理車の配車に関すること。 2 災害時の会計事務に関すること。 3 指定金融機関等の営業状態の把握に関すること。
企業班	1 所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 所管の事業用地の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 施工中の所管事業用地の被害調査及び災害応急対策に関すること。
その他の班	1 所管施設及び所管業務における固有の災害応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

別表共通の１　「災害時の配備体制とその基準」

区分			配　備　基　準	配　備　の　内　容	配　備　課　等
災害対策本部が設置されていないとき	一般災害	事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※１）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※２）	（本庁）交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部 （出先機関）漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※５）
			【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※２）	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部、 （出先機関）漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※５）
			【警戒本部設置体制】 大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制（※２）	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局、空港局、危機管理部、その他危機管理監が必要と認める者 （出先機関）健康福祉センター、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※３）
	伊豆東部火山群		「静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針」及び「静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群）体制運営細目」のとおり	同　左	同　左
	富士山火山	事前配備体制	【情報収集体制】 「火口周辺警報（レベル２　火口周辺規制）」又は「噴火予報（レベル１平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	（本庁）文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部、議会事務局政策調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課 （出先機関）健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
			【警戒体制】 「火口周辺警報（レベル３　入山規制）」又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部、議会事務局政策調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課 （出先機関）健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
			【警戒本部設置体制】 「噴火警報（レベル４　避難準備、レベル５　避難）」又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	（本庁）企画広報部広報課、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部、議会事務局政策調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課、その他危機管理監が必要と認める者 （出先機関）健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
	地震災害	事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度４の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	（本庁）交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部 （出先機関）土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※５）
			【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度５弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部 （出先機関）土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※３）
			【災害対策本部設置準備体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度５強の地震を観測し気象庁が発表したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備	（本庁）災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員（※４） （出先機関）必要な方面本部の指令班員（市町情報収集要員含む）及び方面本部各班員、拠点要員（※４）
			【災害対策本部設置準備体制（全職員動員体制）】 県内の震度観測点で震度６（弱・強）、震度７の地震を観測し気象庁が発表したとき	全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制	県職員全員
	津波災害	事前配備体制	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	（本庁）経済産業部水産業局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部 （出先機関）必要な地域危機管理局（※５）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
			【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部 （出先機関）必要な地域危機管理局（※３）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
			【警戒本部設置体制】 津波警報（大津波）が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	（本庁）企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光・空港振興局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、危機管理部、その他危機管理監が必要と認める者 （出先機関）必要な地域危機管理局（※３）、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
	突発的災害		【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき	情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制	（本庁）健康福祉部管理局、危機管理部、必要な局 （出先機関）必要な地域危機管理局（※５）、必要な出先機関

※１　交通基盤部の配備体制については、大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。
※２　風水害における交通基盤部の配備体制については、水防計画における非常配備態勢を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。
※３　必要により、地域危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。
※４　各部各班員、方面本部各班員、拠点要員のうち、必要な要員。
※５　賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域政策局及び下田財務事務所職員を含む。

別表共通の２　「災害応急対策要員動員計画」

区分＼時点		災害対策本部設置時	
		勤務中	勤務外
災害対策本部	本部長	直ちに災害対策本部の業務に就く	直ちに参集し、災害対策本部の業務に就く
	副本部長		
	本部員		
	指令部各班員等		
	各部各班員	直ちに災害対策本部の業務に就く※１	直ちに参集し、災害対策本部の業務に就く※１
方面本部	方面本部長	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く
	副方面本部長		
	方面本部員		
	方面本部指令班員		
	方面本部指令班員のうち市町情報収集要員	勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※１	直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※１
	方面本部各班員	直ちに方面本部の業務に就く※１	直ちに参集し、方面本部の業務に就く※１
	方面本部各班員のうち拠点要員	県下で震度６弱以上の地震が観測されたとき、直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※１	県下で震度６弱以上の地震が観測されたとき、直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※１
共通	業務調整要員	県下で震度６弱以上の地震が観測されたとき、勤務する所属で待機し、指示された業務に就く※１	県下で震度６弱以上の地震が観測されたとき、直ちに居住地周辺の総合庁舎に参集し、指示された業務に就く※２

※１　勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先含む）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。
※２　静岡市内に居住する県庁勤務者は所属に参集する。
（注１）　出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。
（注２）　上記以外の場合は、連絡により配備体制に就く。

Ⅰ－6

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針

平成　２年　２月２３日作成
平成　３年　４月　１日修正
平成　８年　６月２５日修正
平成１０年　６月３０日修正
平成１１年　６月３０日修正
平成１６年　４月　１日修正
平成１７年　４月　１日修正
平成１９年１０月１６日修正
平成２１年　４月　１日修正
平成２２年　４月　１日修正
静　岡　県　危　機　管　理　部

第1　策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に、的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）に基づき、静岡県本庁及び出先機関に係る警戒監視及び事前配備体制並びに静岡県災害対策本部及び方面本部に係る体制の整備について方針を定める。

第2　本部体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火の規模、態様やそれに伴う社会の状況は複雑多岐に変化することを予想し、県本庁各部局各室及び各出先機関は、変化する状況に常に即応できるよう万全の配備体制を確保するものとする。

区分	警戒・対応の段階	静岡県本部・方面本部の対応	対応の所属	備考
1	常時警戒監視	静岡県火山警戒班	危機管理部	通常時の対応
2	群発地震に対する警戒			
3	有感地震に対する警戒	情報収集体制	関係課等、出先機関	別紙１の概要図を参照
4	火山性微動に対する警戒	警戒体制		
5	災害の発生が切迫し、救助活動に移行する準備	静岡県災害対策本部	本部、方面本部	別紙２の概要図を参照
6	救助活動等の災害応急対策	静岡県災害対策本部	本部、方面本部	別紙２の概要図を参照

第３　方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想される群発地震及び火山噴火に伴い、直接的に災害応急対策等の対応が必要とされる賀茂、東部方面本部（賀茂、東部危機管理局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令班の係・分掌・要員配備、本部又は市町との情報伝達、出先間相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立すること。

その他の方面本部（中部・西部危機管理局及び管轄する出先機関）においては、県本部から賀茂、東部方面本部及び関係市町等への職員応援要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行、運営に配慮するとともに、当該地域の危機管理局は管内出先機関との連絡体制を確立すること。

第４　要員の参集

（１）勤務時間内の場合

県危機管理部が、関係部局関係課等、地域の危機管理局（関係出先機関）に、要員の参集を伝達する。

（２）勤務時間外の場合

県危機管理部が、要員の自宅へ参集の電話連絡をする。

第５　対応の所属

（１）事前配備体制（災害対策本部が設置される前）

県本庁関係課等、賀茂・東部危機管理局（管内出先機関を含む。）により対応する。（別紙１　概要図参照）

（２）災害対策本部体制

県本庁関係課等、賀茂・東部方面本部（方面本部構成出先機関を含む。）により対応する。（別紙２　概要図参照）

その他の方面本部（中部・西部方面本部）については、応援ができる体制を確保する。

第６　防災関係機関への協力・応援要請

防災関係機関と緊密な連絡体制を確保し、事態の推移に伴い適切な協力又は応援を求め、的確な災害応急対策等を実施する。

第７　その他必要な事項

その他必要な事項については、別に定める。

静岡県災害対策本部(伊豆東部火山群対策)の指令部各班等の事務分掌等

		事務分掌の内容
指令部	統括班	1 災害対策本部の設置及び廃止の検討 2 本部員及び広報班との連絡調整 3 本部員会議、関係対策会議の開催
	対策グループ	1 班内各係への指示伝達 2 災害応急対策の検討、促進 3 要員の配備体制の運用
	情報グループ	1 国、防災関係機関との情報伝達、収集 2 方面本部、現地連絡員との情報伝達、収集 3 テレビ、新聞情報の収集、整理
	(調査担当)	1 情報の集約、整理、保管 2 報告事項、会議資料、その他の資料の作成
	総務班	1 災害対策本部の維持及び予算措置の調整 2 国等の視察に対する対応
	通信班	1 通信統制、防災行政無線の保全 2 臨時通信手段の確保
	各部連絡員	1 各部局との連絡調整
	広報班	1 報道機関の対応 2 記者発表、報道資料の提供

関係対策会議	災害応急対策を推進する上で必要な場合、県本部関係課等(関係班)による対策会議を開催する。

県現地連絡室	方面本部は、災害応急対策の推進の円滑化を図るため、災害現地に連絡調整のための要員を派遣し、現地連絡室を設置する。

別紙１

事前配備体制（災害対策本部（伊豆東部火山群対策）が設置される前）

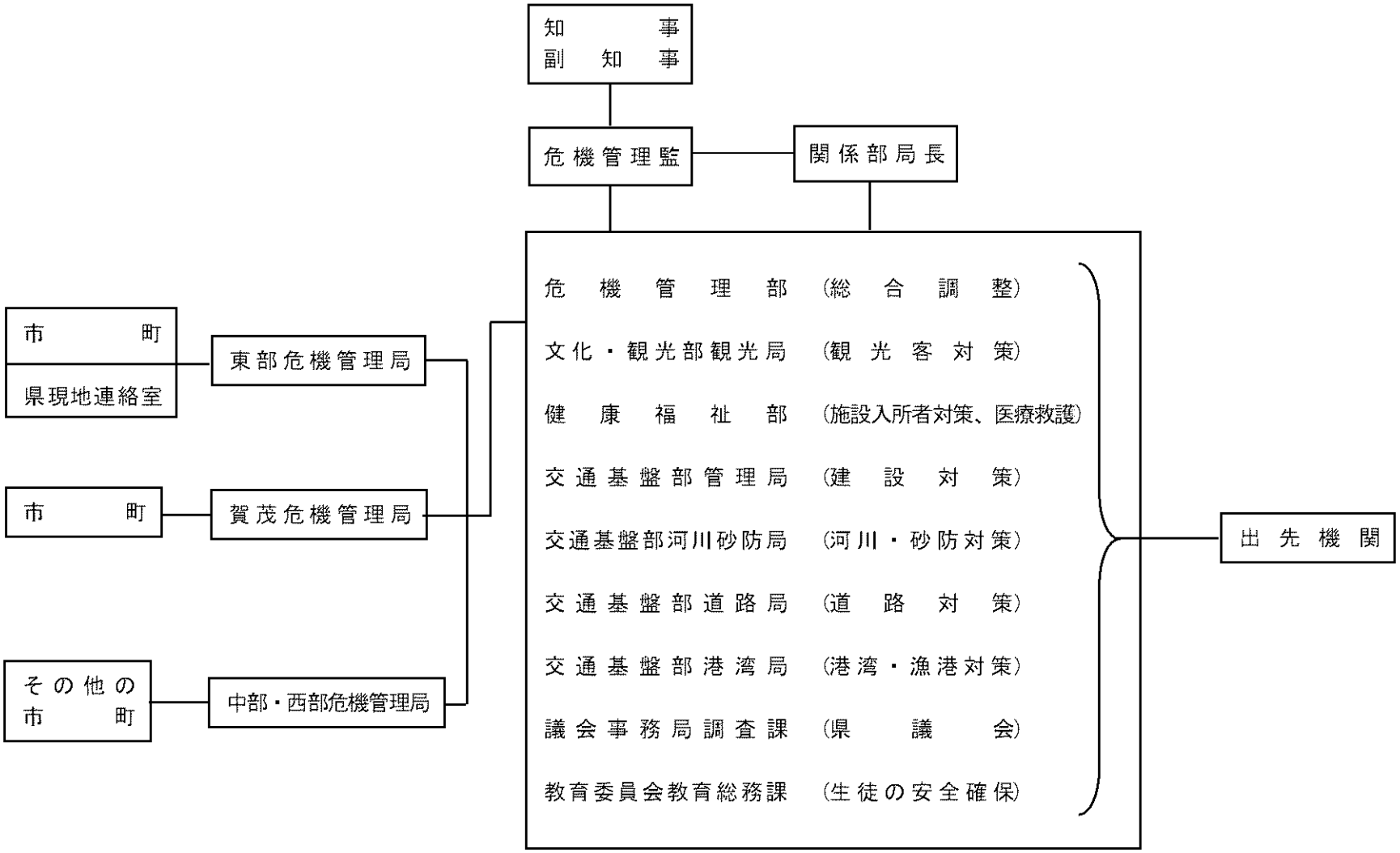

（注）「健康福祉部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする。

別紙２

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制

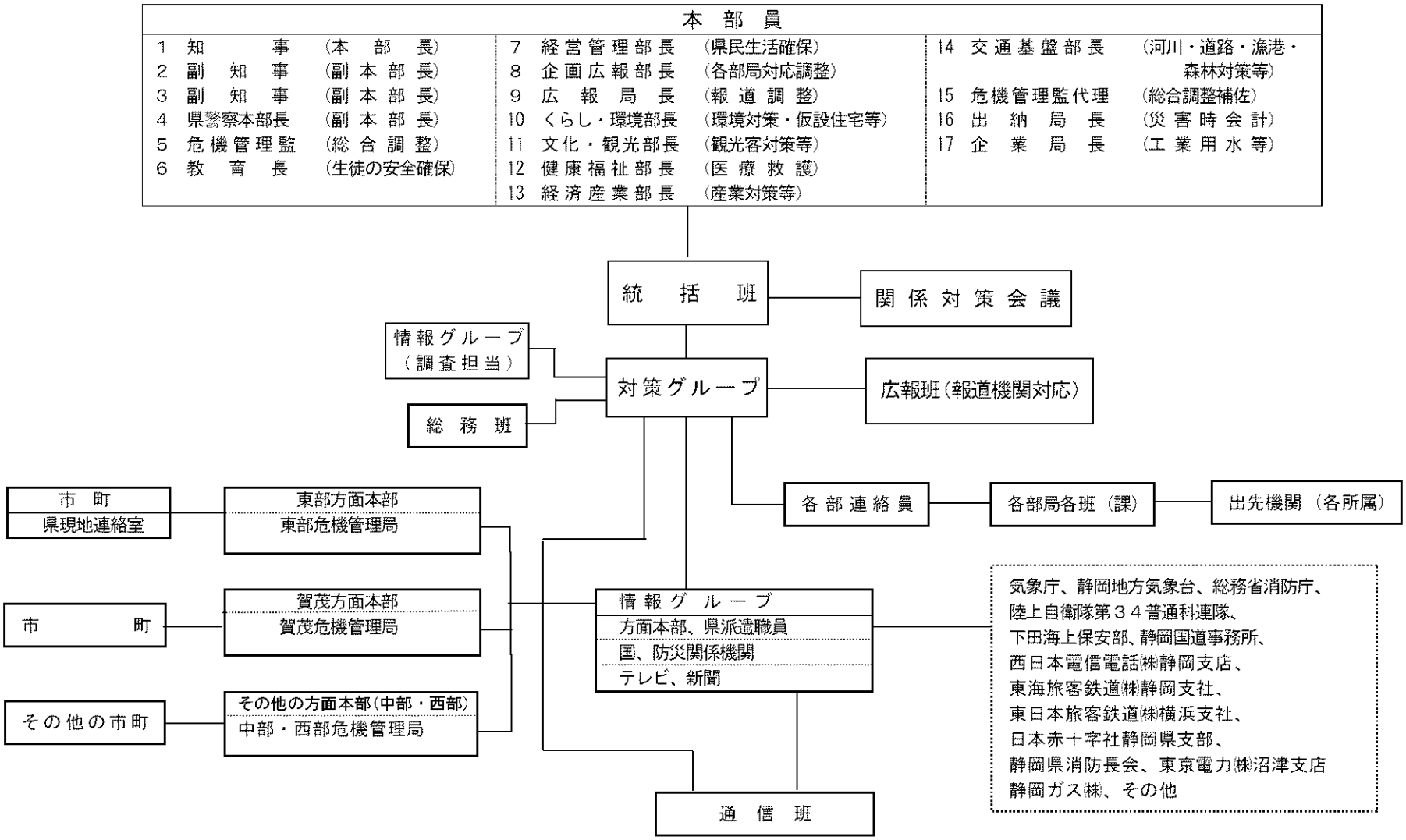

資料の巻Ⅰ

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営細目

平成　２年　２月２３日作成
平成　３年　４月　１日修正
平成　８年　６月２５日修正
平成１０年　６月３０日修正
平成１１年　６月３０日修正
平成１６年　４月　１日修正
平成１７年　４月　１日修正
平成１９年１０月１６日修正
平成２１年　４月　１日修正
平成２２年　４月　１日修正
静　岡　県　危　機　管　理　部

第１　策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に、的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和３７年１２月１４日施行）及び「静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針」に基づき、静岡県本庁・出先機関に係る警戒監視及び事前配備体制並びに静岡県災害対策本部・方面本部に係る体制等について細目を定める。

第２　群発地震、火山噴火の想定及び本部体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火は、その規模、態様がどの程度に及ぶものかを想定することは困難であるが、災害対策本部体制を内部的に検討する過程上の便宜や要員の災害応急対策の円滑化を図るうえでの配慮から、一応の目安としてそれぞれの状況に応じた体制を想定しておくことが効果的と考え、敢えて次により対応することを示すこととしたので、時程、地震・噴火、社会状況の想定趣旨には十分留意されたい。したがって、災害や社会の状況は複雑多岐に変化するので、県本部各部局各課等及び各方面本部各所属は、変化する状況に常に即応できるよう万全の配備体制を確保するものとする。

時程(想定)	地震・噴火の想定	気象庁の発表	社会状況の想定	静岡県本部・方面本部の対応	本部要員配備体制	昼	夜
常　時	警戒監視が必要な状況	噴　火　予　報		静　岡　県　火　山　警　戒　班	危機管理部	人	人
約１０日前	群発地震始まる	〃		〃	〃		
約数日前 ～ 約数時間前	有感地震多くなる 火山性微動始まる 有感火山性微動始まる	〃	住民の不安募る	情　報　収　集　体　制	関係各課等	12	2
		火口周辺警報	要援護者の避難始まる	警　戒　体　制	〃	15	6
		噴　火　警　報	一般住民の避難始まる	静　岡　県　災　害　対　策　本　部	１／２体制	45	26
火　山　噴　火	火山噴火	〃	災害応急対策の実施		全員体制	77	44
	火山性微動やや落ち着く	〃	住民やや落ち着く		１／３体制	30	22
	地震・噴火やや小康状態	〃	住民帰宅		１／４体制	23	15
	地震・噴火小康状態	〃	応急対策落ち着く		１／８体制	13	11
沈　静　化	地震・噴火沈静化		国・現地市等との協議	静岡県災害対策本部　廃止			

第３　関係各方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に関して、賀茂・東部方面本部（賀茂・東部危機管理局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令班の係・分掌・要員配備、本部又は市町との情報伝達、方面本部構成出先機関相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立するものとする。

第４　その他の方面本部（中部・西部危機管理局及び管轄する出先機関）の応援体制

その他の方面本部（中部・西部方面本部及び出先機関）においては、県本部から賀茂・東部方面本部、関係市町等への職員の派遣要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行、運営に配慮するとともに、管内出先機関相互の連絡体制を確立しておくものとする。

第1章 要員の参集

第1 情報収集体制

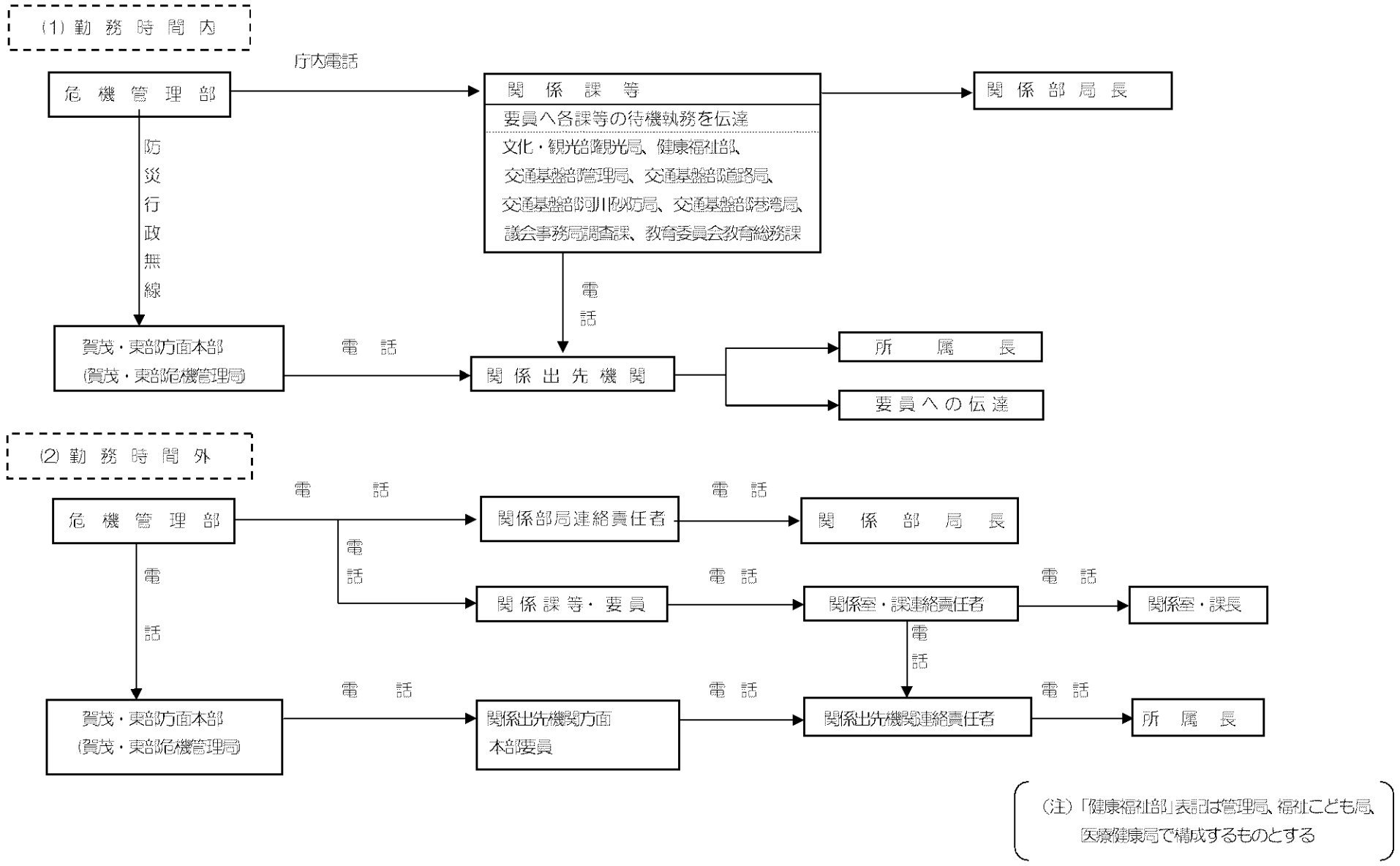

(注)「健康福祉部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする

第2　警戒体制

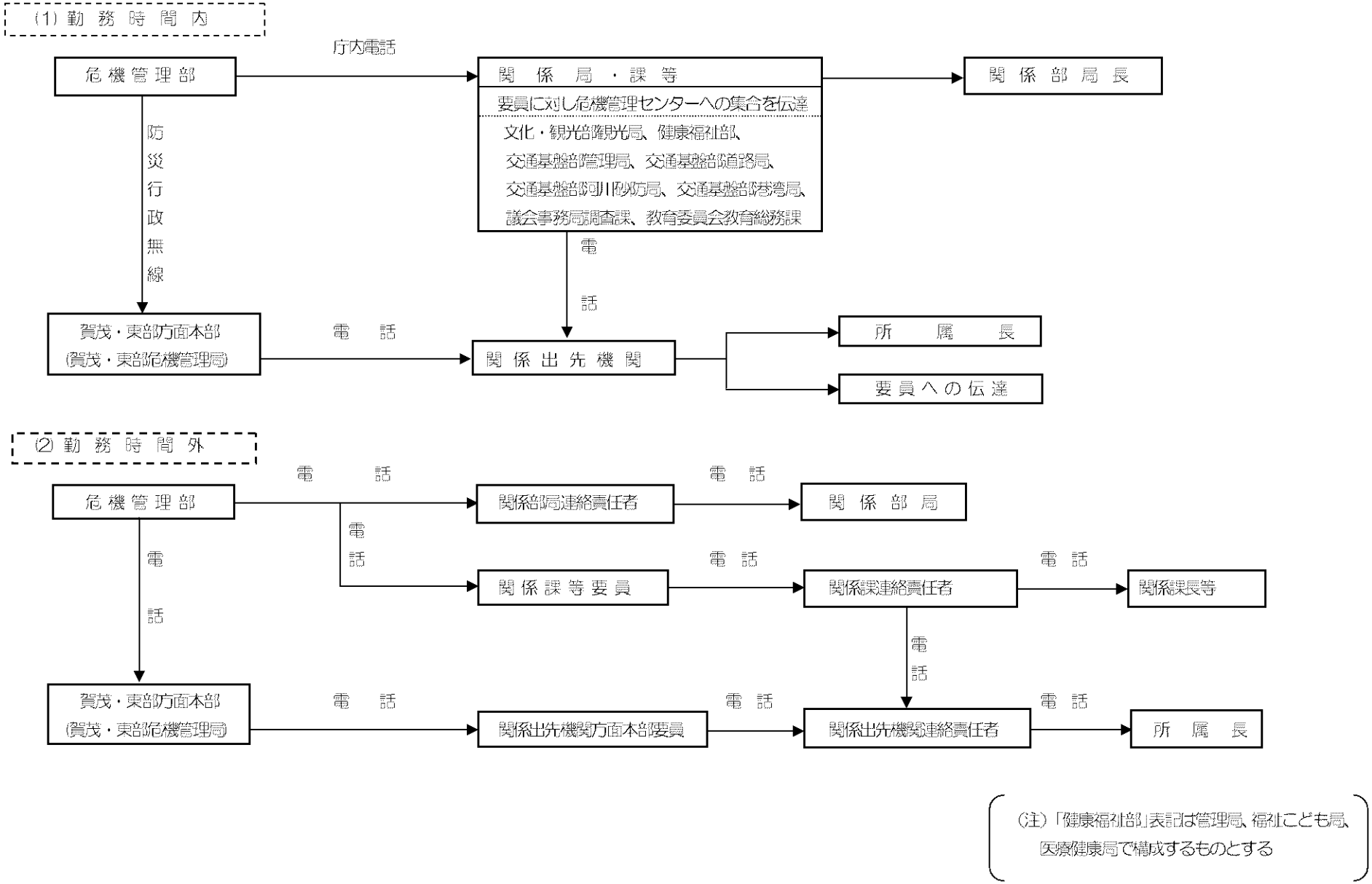

(注)「健康福祉部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする

第3　災害対策本部を設置する場合

〔Ⅲ　静岡県災害対策本部　1/2体制〕
〔Ⅳ　静岡県災害対策本部　全員体制〕

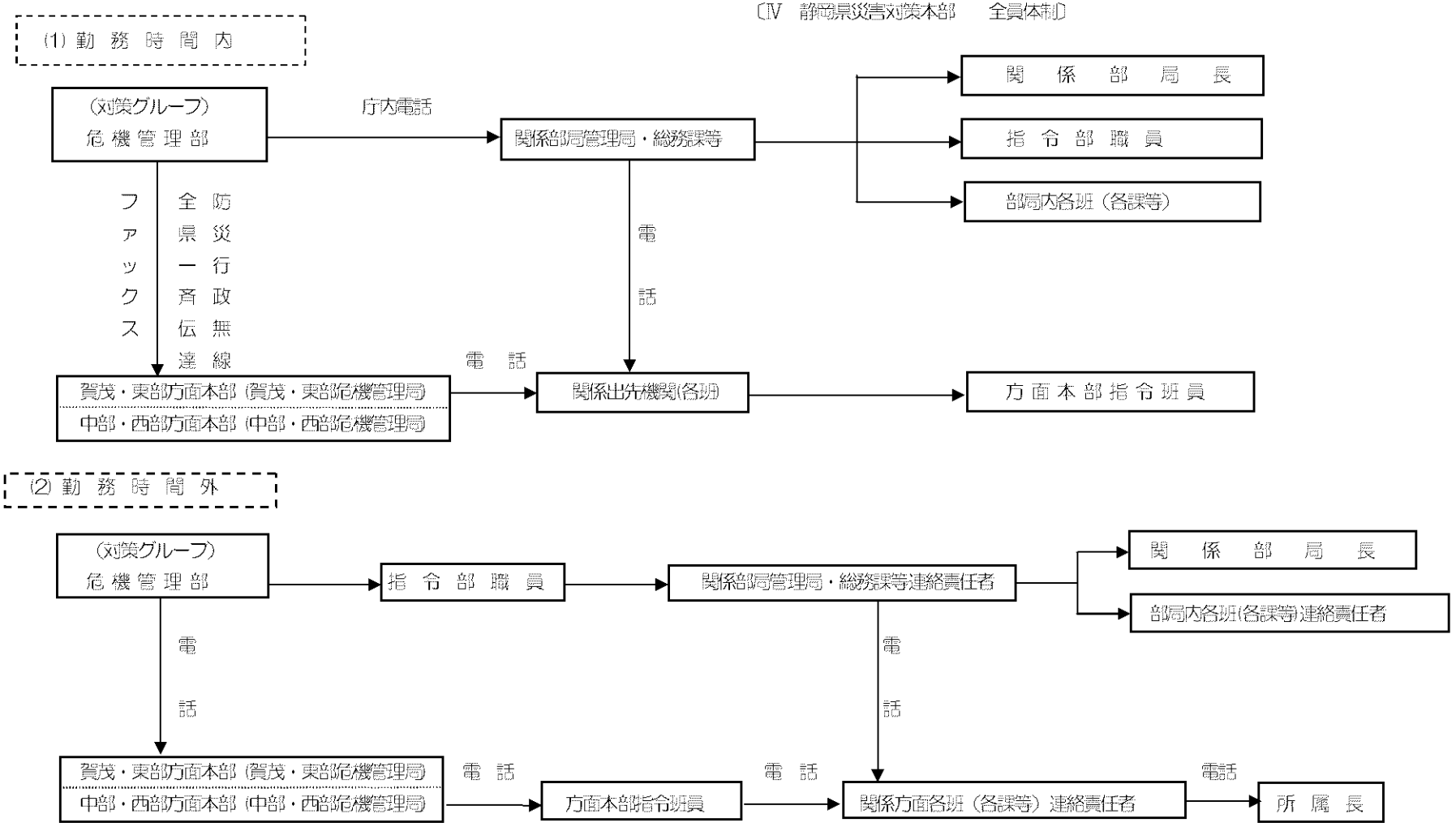

第２章　伊豆東部火山群対策に係る県本部、方面本部及び関係市町の対応の経過想定

県本部呼称	Ⅰ 情報収集体制	Ⅱ 警戒体制	Ⅲ 県災害対策本部	Ⅳ 県災害対策本部	Ⅴ 県災害対策本部	Ⅵ 県災害対策本部	Ⅶ 県災害対策本部
	関係各課等１２人体制	関係各課等１５人体制	１／２体制	全員体制（７７人）	１／３体制	１／４体制	１／８体制
状況想定	約数日前 ～ 約数時間前 ・有感地震 ・火山性微動 ・明瞭な火山性 ・有感の火山性 多くなる 始まる 微動始まる 微動始まる 住民の不安募る	災害弱者の避難始まる	一般住民の避難始まる	火山噴火 被害発生 災害応急対策の実施	火山性微動 やや落ち着く 住民やや落ち着く	地震・噴火 やや小康状態 住民帰宅	地震・噴火 小康状態 応急対策落ち着く
対応想定	情報収集、連絡活動、住民避難の行政内部の準備	災害弱者の避難対応、関係機関の内部対応の依頼・確認	一般住民の避難 漁船の避難、交通規制	災害応急対策の実施	災害応急対策の実施	災害応急対策の実施	災害応急対策の実施
県本部	危機管理部 文化・観光部観光局 健康福祉部 交通基盤部管理局 交通基盤部道路局 交通基盤部河川砂防局 交通基盤部港湾局 議会事務局調査課 教育委員会教育総務課 その他必要な各課・室	危機管理部 文化・観光部観光局 健康福祉部 交通基盤部管理局 交通基盤部道路局 交通基盤部河川砂防局 交通基盤部港湾局 議会事務局調査課 教育委員会教育総務課 その他必要な各課・室	本部員 知事以下関係部局長 指令部職員 統括班 対策グループ 各部連絡員 情報グループ（方面本部等） 情報グループ（国等） 情報グループ（テレビ等） 情報グループ（調査担当） 総務班 通信班 広報班 各部局各班（課・室）	同左	同左	同左	同左
関係方面本部	東部危機管理局 賀茂危機管理局 熱海健康福祉センター 下田土木事務所 熱海土木事務所 沼津土木事務所 東部健康福祉センター その他必要な出先機関	東部危機管理局 賀茂危機管理局 熱海健康福祉センター 下田土木事務所 熱海土木事務所 沼津土木事務所 東部健康福祉センター その他必要な出先機関 伊東市派遣職員	東部方面本部 賀茂方面本部 方面本部構成出先機関 伊東市派遣職員 その他必要な方面本部	同左	同左	同左	同左
関係市町	伊東市　熱海市 東伊豆町　沼津市 三島市　伊豆市 函南町　伊豆の国市 （状況による市町）	同左	同左	同左	同左	同左	同左

（注）「健康福祉部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする

第3章　伊豆東部火山群対策に係る対応概要図

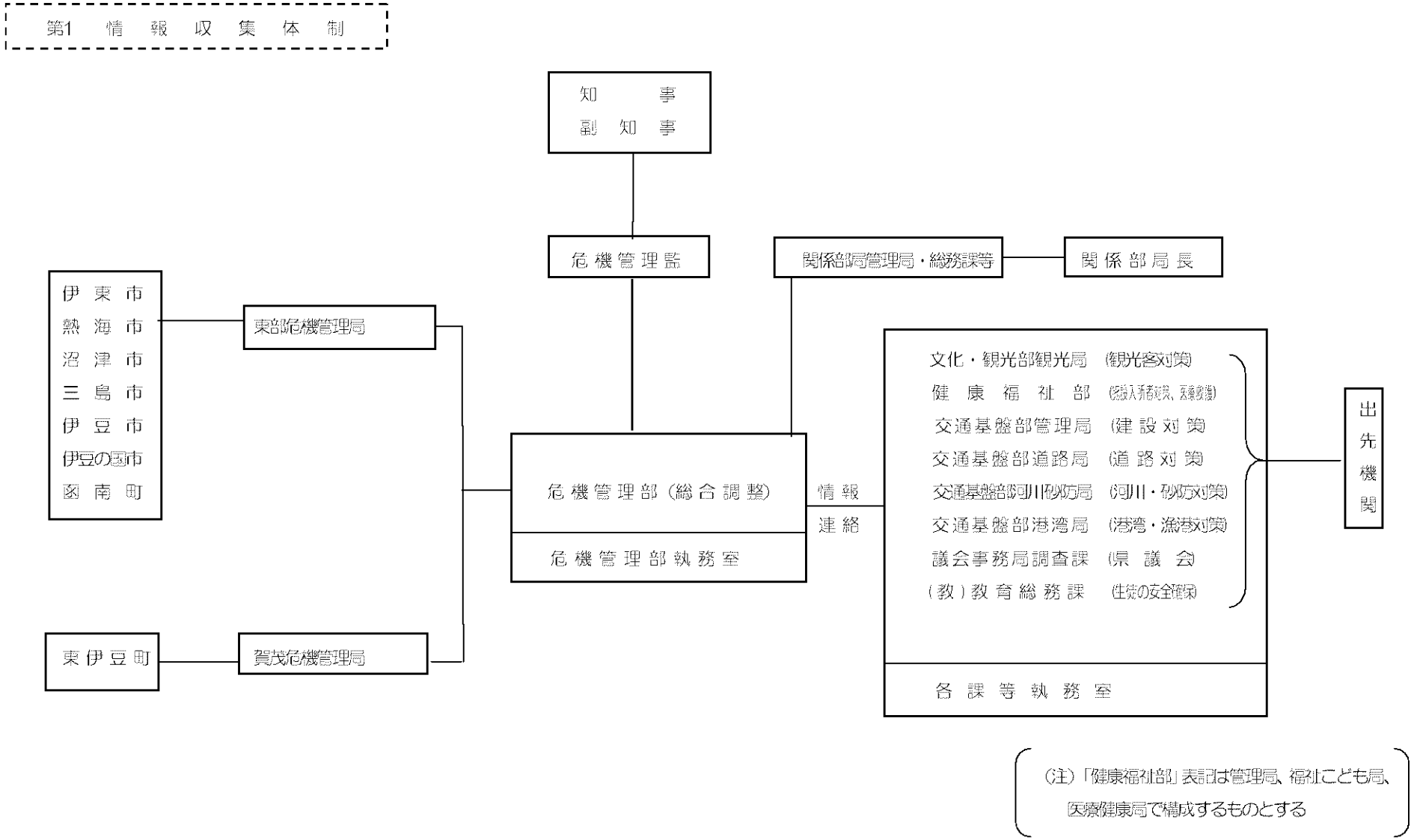

第2　警　　戒　　体　　制

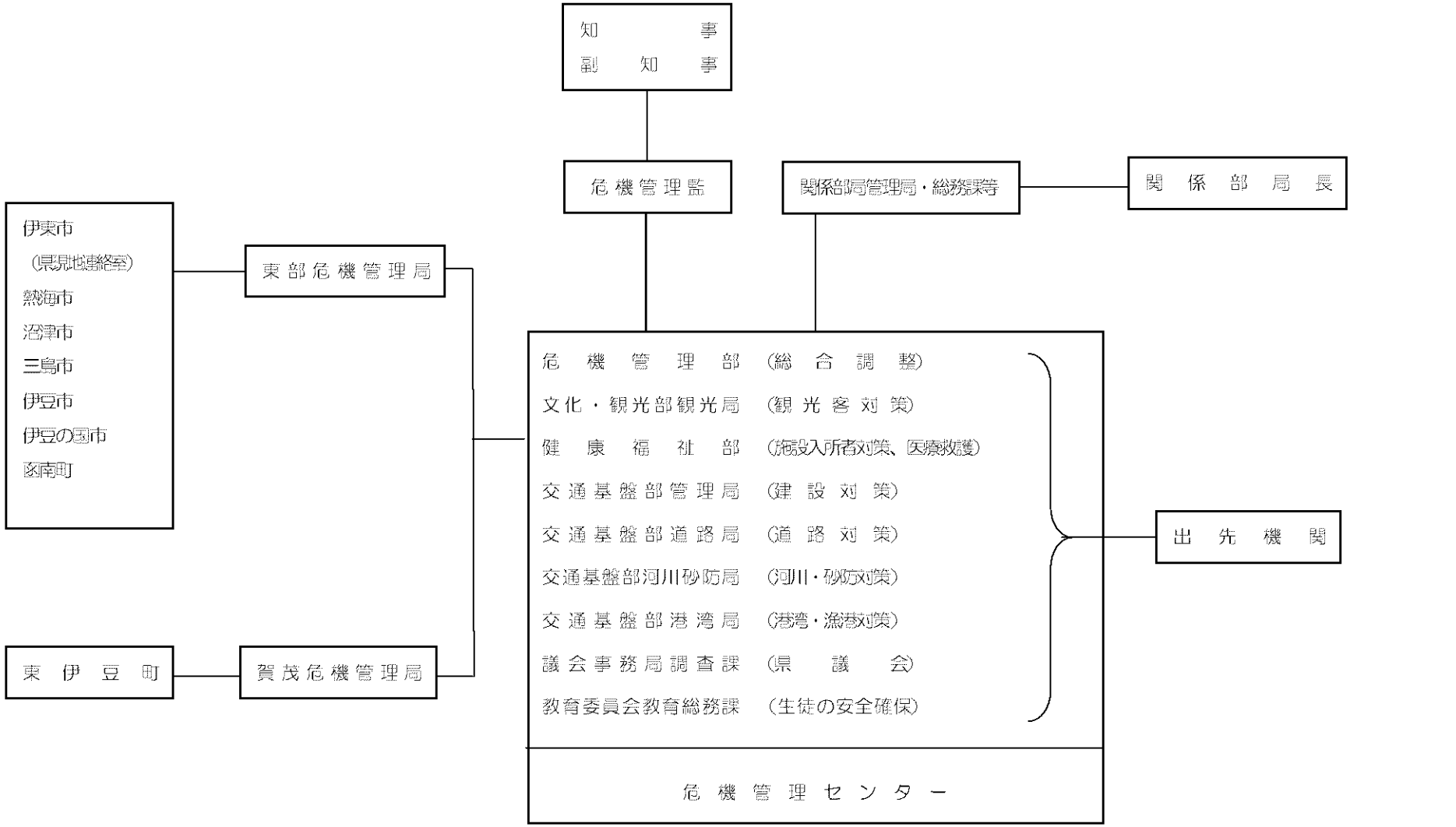

（注）「厚生部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする

第3　静岡県災害対策本部体制

本部員		
1　知事　（本部長）	7　経営管理部長　（県民生活確保）	14　交通基盤部長　（河川・道路・漁港・森林対策等）
2　副知事　（副本部長）	8　企画広報部長　（各部局対応調整）	
3　副知事　（副本部長）	9　広報局長　（報道調整）	15　危機管理監代理　（総合調整補佐）
4　県警察本部長　（副本部長）	10　くらし・環境部長　（環境対策・仮設住宅等）	16　出納局長　（災害時会計）
5　危機管理監　（総合調整）	11　文化・観光部長　（観光客対策等）	17　企業局長　（工業用水等）
6　教育長　（生徒の安全確保）	12　健康福祉部長　（医療救護）	
	13　経済産業部長　（産業対策等）	

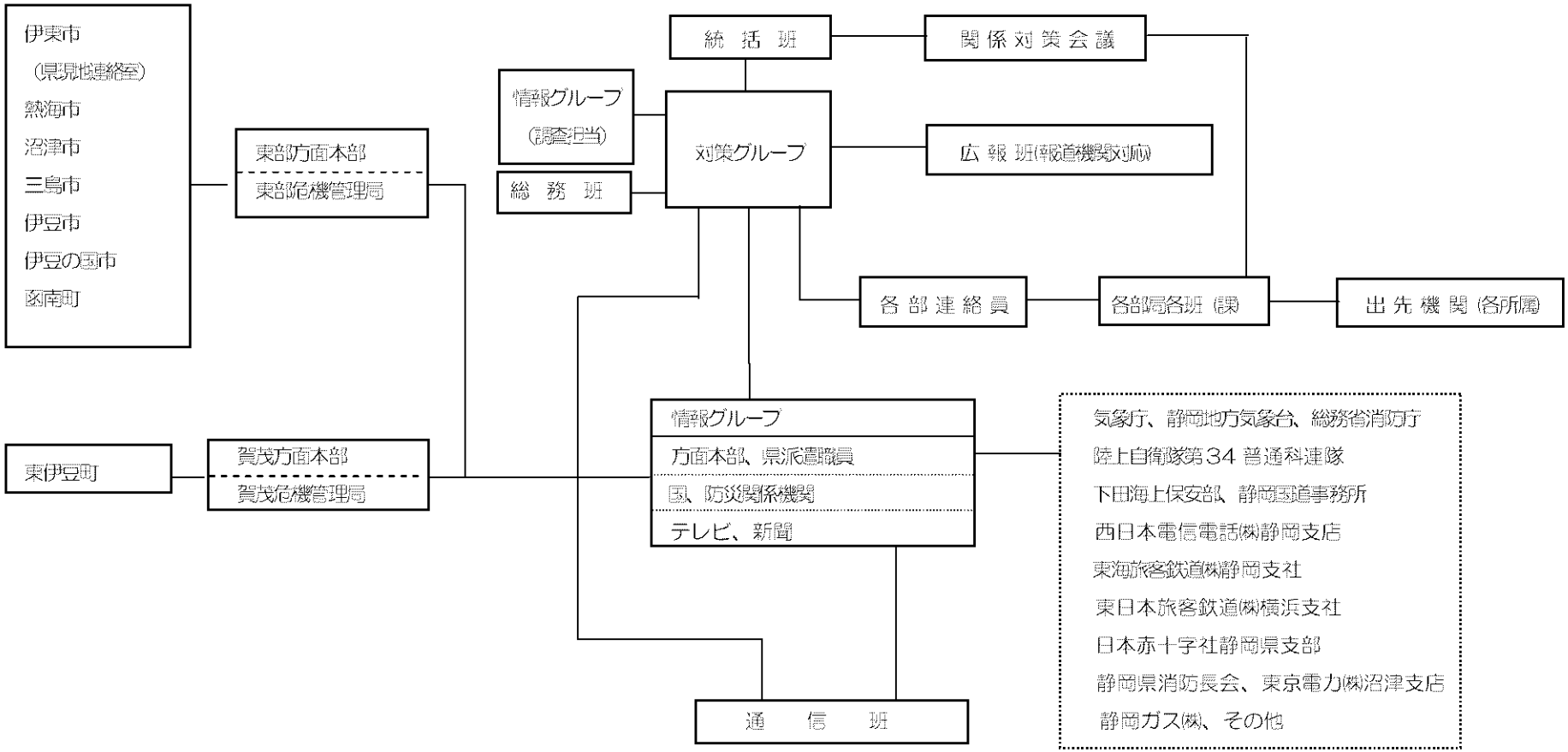

第４章　静岡県災害対策本部情報伝達・回付先系統図

原則……各部連絡員、情報係は受信した情報を統括班、対策グループ、情報グループ（調査担当）及び関係各部連絡員へ配布する。

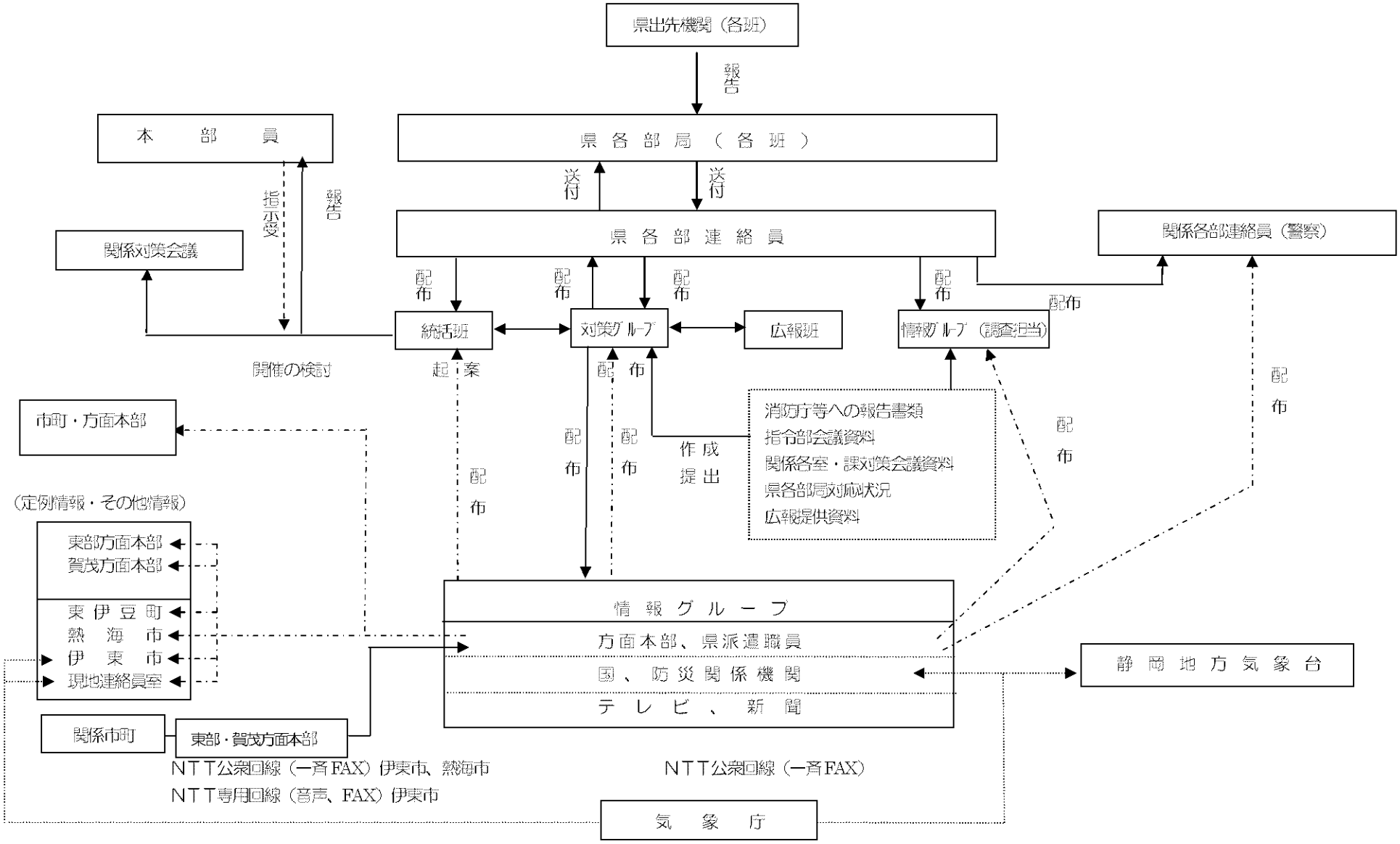

資料の巻Ⅰ

県本部受理情報・作成資料等の配布先、部数標準（目安）一覧

(注) 下記の注意書きに留意のこと。数字は配布部数を示す。

回付(送致)先 / 受信(回付)元	統括班	対策G	情報G（調査担当）	情報G（方面本部等）	情報G（国等）	情報G（ﾙｰﾙﾞ等）	各部連絡員	関係各部連絡員	広報班	本部員会議	関係課対策会議	合計	取り扱い情報（資料）等の概要（詳細は事務分掌）
統括班		2	2	1	—	—	16	α	—	—	—	21＋α	本部員からの指示、徹底事項等
対策グループ	2		2	1	1	—	16	警2＋α	1	19	α	44＋α	動員、国報告、本部員・対策会議、部局状況、広報
情報グループ（調査担当）	＊	＊		＊	＊	—	＊	＊	＊	＊	＊	＊	（国報告、本部員・対策会議、部局状況、広報の作成）
情報グループ（方面本部等担当）	2	2	2		—	—	—	警2＋α	—	—	—	8＋α	方面本部等体制、避難・受入れ、被害状況、市町対応等
情報グループ（国等担当）	2	2	2	1		—	—	警2＋α	—	—	—	9＋α	地震、火山情報、防災機関対応
情報グループ（テレビ等担当）	2	2	2	—	—		—	—	—	—	—	6	テレビ情報
各部連絡員	2	2	2	—	—	—		警2＋α	—	—	—	8＋α	各部局の対応、受理の情報等

1　太線（—）の上段は内部で作成する資料等の配布処理で、太線（—）の下段は方面本部、国、防災関係機関等の外部情報の配布処理を示すものである。

2　本表は要員が、配布先等を了知しやすいための便宜に作成したものである。
状況により運営の円滑化を図るため、配布先、部数等は変更される場合がある。

3　太線（—）の下段の係が扱う情報の配布処理（下線部）はおおむね本表どおりに処理可能と思われるが、太線（—）の上段が扱う本部内作成資料等の配布先は内容、状況や各班等（統括班、対策グループ、情報グループ（調査担当））の一体的連携を考慮すると短絡的には示しきれない面もあるので、直接資料等を作成する情報グループ（調査担当）と対策グループは連携を密にし、配布先、部数等状況に応じ的確な対応にあたること。

4　情報グループ（調査担当）の2部は、時系列資料作成と機関別保管・整理の便宜のためである。

5　広報資料は広報班へ対策グループ（作成は情報グループ（調査担当））から配布するので、情報グループ（方面本部等担当）、同（国等担当）、各部連絡員が広報班へ直接配布することはない。
広報班は、必要部数を整え（コピー）て、広報提供にあたる。

6　特に、対策グループ及び県警察各部連絡員は、相互の情報交換の円滑化と取り扱いの適正化に充分留意する。

資料の巻Ⅰ

第５章　県本部・方面本部（伊豆東部火山群対策）対応の要員体制

	Ⅰ　情報収集体制		Ⅱ　警戒体制			Ⅲ　災害対策本部		Ⅳ　災害対策本部		Ⅴ　災害対策本部		Ⅵ　災害対策本部		Ⅶ　災害対策本部	
県　本　部	関係課等		関係課等			１／２体制		全員体制		１／３体制		１／４体制		１／８体制	
	昼	夜	昼	夜	本部員	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
危機管理部	4人	2人	7人	4人		17人	一人	17人	一人	17人	一人	17人	一人	17人	一人
経営管理部財務局					指令部	45	26	77	41	30	22	23	15	13	11
経営管理部自治局					統括班	4	2	4	4	2	2	2	1	1	1
経営管理部文書局					対策グループ	6	5	6	4	5	4	5	3	4	3
企画広報部企画調整局					各部連絡員	16	7	34	17	5	4	4	3	3	2
企画広報部広報局					情報グループ（方面本部等）	3	2	6	4	3	2	2	1		
文化・観光部観光局	1		1		情報グループ（県庁等）	3	2	4	2	3	2	2	1	1	1
健康福祉部	1		1		情報グループ（テレビ等）	1	1	1	1	1	1	1	1		
交通基盤部管理局	1		1		情報グループ（調査担当）	5	3	10	5	4	3	3	2	2	2
交通基盤部道路局	1		1		総務班	2	2	2	2	2	2	2	1		
交通基盤部河川砂防局	1		1	2	通信班	3	1	4	2	3	1	1	1	1	1
交通基盤部港湾局	1		1		広報班	2	1	6	3	2	1	1	1	1	1
出納局															
議会事務局調査課	1		1												
教育委員会教育総務課	1		1		各部局各課等（班）										
合　計	12	2	15	6		45	26	77	44	30	22	23	15	13	11
東部方面本部 賀茂方面本部	方面本部の定めるところ	以下同じ													
伊東市 熱海市 東伊豆町 沼津市 三島市 伊豆市 伊豆の国市 函南町	市町の定めるところ	以下同じ													

（注）「健康福祉部」表記は管理局、福祉こども局、医療健康局で構成するものとする

第６章　静岡県災害対策本部要員配備数

Ⅲ　静岡県災害対策本部要員配備数　　１／２体制

（単位：人）

	危機管理部		広報局		経営管理部		企画広報部		くらし・環境部		文化・観光部（観光局）		健康福祉部		交通基盤部（空港局を除く）		交通基盤部（空港局）		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合計	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
指令部	22	14	2	1	3	1	4	3	2	1	2	1	1	1	3	1	1		1		1		1	1	1	1	1	1	45	26
統括班	4	2																											4	2
対策グループ	3	2			1	1	2	2																					6	5
各部連絡員					1		1		2	1	2	1	1	1	3	1	1		1		1		1	1	1	1	1	1	16	7
情報グループ（方面本部等）	3	2																											3	2
情報グループ（国　等）	3	2																											3	2
情報グループ（テレビ等）	1	1																											1	1
情報グループ（調査担当）	4	2					1	1																					5	3
総務班	2	2																											2	2
通信班	2	1			1																								3	1
広報班			2	1																									2	1
合計	22	14	2	1	3	1	4	3	2	1	2	1	1	1	3	1	1		1		1		1	1	1	1	1	1	45	26

（注）　１　状況によるが、目安としては昼（08:00 ～18:00 ）、夜（18:00 ～翌朝08:00 ）とする。（以下同じ）

　　２　経営管理部の対策グループ要員は財務局、通信班要員は管財課とする。

Ⅳ　静岡県災害対策本部要員配備数　　全員体制

（単位：人）

	危機管理部		広報局		経営管理部		企画広報部		くらし・環境部		文化・観光部（観光局）		健康福祉部		交通基盤部（空港局を除く）		交通基盤部（空港局）		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合　計	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
指　令　部	32	21	6	3	4	2	5	3	4	2	4	2	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	77	41
統　括　班	4	4																											4	4
対策グループ	4	2			1	1	1	1																					6	4
各部連絡員					2	1	2	1	4	2	4	2	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	34	17
情報グループ（方面本部等）	6	4																											6	4
情報グループ（国　等）	4	2																											4	2
情報グループ（テレビ等）	1	1																											1	1
情報グループ（調査担当）	8	4					2	1																					10	5
総　務　班	2	2																											2	2
通　信　班	3	2			1																								4	2
広　報　班			6	3																									6	3
合　　計	32	21	6	3	4	2	5	3	4	2	4	2	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	77	44

（注）　1　経営管理部の対策グループ要員は財務局、通信班要員は管財課とする。

Ⅴ　静岡県災害対策本部要員配備数　　１／３体制

（単位：人）

	危機管理部		広報局		経営管理部		企画広報部		くらし・環境部		文化・観光部（観光局）		健康福祉部		交通基盤部（空港局を除く）		交通基盤部（空港局）		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合　計	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
指　令　部	18	14	2	1	2		3	3	1	1			1	1	1	1							1				1	1	30	22
統　括　班	2	2																											2	2
対策グループ	2	2			1		2	2																					5	4
各部連絡員					＊	＊	＊	＊	1	1	＊	＊			1	1	＊	＊	＊	＊	＊	＊	1	＊	＊	＊	1	1	5	4
情報グループ（方面本部等）	3	2																											3	2
情報グループ（国　等）	3	2																											3	2
情報グループ（テレビ等）	1	1																											1	1
情報グループ（調査担当）	3	2					1	1																					4	3
総　務　班	2	2																											2	2
通　信　班	2	1			1																								3	1
広　報　班			2	1																									2	1
合　　計	18	14	2	1	2		3	3	1	1			1	1	1	1							1				1	1	30	22

（注）　１　経営管理部の対策グループ要員は財務局、通信班要員は管財課とする。

　　２　＊印の部局は、輪番制により要員を配備する

Ⅵ　静岡県災害対策本部（救助体制）要員配備数　　１／４体制

（単位：人）

	危機管理部		広報局		経営管理部		企画広報部		くらし・環境部		文化・観光部（観光局）		健康福祉部		交通基盤部（空港局を除く）		交通基盤部（空港局）		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合　計	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
指　令　部	14	8	1	1	1		3	3					1	1	1	1							1				1	1	23	15
統　括　班	2	1																											2	1
対策グループ	2	1			1		2	2																					5	3
各部連絡員					＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊			1	1	＊	＊	＊	＊	＊	＊	1	＊	＊	＊	1	1	4	3
情報グループ（方面本部等）	2	1																											2	1
情報グループ（国　等）	2	1																											2	1
情報グループ（テレビ等）	1	1																											1	1
情報グループ（調査担当）	2	1					1	1																					3	2
総　務　班	2	1																											2	1
通　信　班	1	1																											1	1
広　報　班			1	1																									1	1
合　計	14	8	1	1	1		3	3					1	1	1	1							1				1	1	23	15

（注）　１　経営管理部の対策グループ要員は財務局とする。

　　２　＊印の部局は、輪番制により要員を配備する

Ⅶ　静岡県災害対策本部（救助体制）要員配備数　　１／８体制

（単位：人）

	危機管理部		広報局		経営管理部		企画広報部		くらし・環境部		文化・観光部（観光局）		健康福祉部		交通基盤部（空港局を除く）		交通基盤部（空港局）		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合計	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
指令部	5	5	1	1	1		3	3					1	1									1				1	1	13	11
統括班	1	1																											1	1
対策グループ	1	1			1		2	2																					4	3
各部連絡員					＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊			＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	1	＊	＊	＊	1	1	3	2
情報グループ（方面本部等）	1	1																											1	1
情報グループ（国　等）																														
情報グループ（テレビ等）																														
情報グループ（調査担当）	1	1					1	1																					2	2
総務班																														
通信班	1	1																											1	1
広報班			1	1																									1	1
合計	5	5	1	1	1		3	3					1	1									1				1	1	13	11

（注）　１　経営管理部の対策グループ要員は財務局とする。

２　＊印の部局は、輪番制により要員を配備する

３　危機管理部も昼夜交替の輪番制の配備とする。

第７章　　静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）の各班各係等の事務分掌

班・係	分掌内容	担当課
指令部 統括班	1　災害対策本部の開設・廃止の検討 災害対策本部の設置、廃止等の体制に関する検討を行う。 2　統括、指揮 指令部要員の掌握と業務全般の統括を行い、災害応急対策の推進、実施に関する具体的な指揮と統制を行う。 3　本部員と広報班との連絡調整 本部員である危機管理監、危機管理監代理及び広報班長である広報課長と緊密な連携を図り、災害応急対策の的確化及び報道機関への広報事務の円滑化を図る。 4　本部員会議、関係対策会議の開催 本部員及び関係対策会議の開催の検討、調整を図る。	危機管理部
対策グループ	1　防災体制の把握 各方面本部、市町の防災体制の把握に努めるほか、災害対策本部の運営に関し、統括班を補佐し、必要な調整を行う。 2　情報グループ（調査担当）との連携 各種の情報を集約、整理、保管する情報グループ（調査担当）に対して、消防庁等への報告書類、本部員会議・関係対策会議、各部局対応状況の取りまとめ及び広報提供に関する資料の作成等を指示する。 3　指令部各班等への指示伝達、庁内放送 災害応急対策の円滑な実施を図るため、各部連絡員、情報グループ（調査担当）、通信班へ必要な指示を行う。また、必要に応じ危機管理センターにおいて庁内放送を実施し、情報の共有を図る。 4　災害応急対策の促進 情報グループ及び各部連絡員から収集した被害情報等を分析し、各部連絡員、防災関係機関等と協議して、災害応急対策の検討と促進を図る。 5　会議等の開催準備、補助 本部員会議、関係対策会議の開催に伴う諸準備と運営補助にあたる。 6　自衛隊等への派遣要請 市町から自衛隊等の災害派遣要請があった場合は、その内容を検討し、統括班に報告・指示を受け、災害派遣に必要な手続きと調整を行う。 7　国への報告、応援等要請 情報グループ（国等担当）を通じて国本部への被害報告、災害応急対策等に関する報告、応援等の要請を行う。 8　要員の配備体制の調整 状況の変化に即応した要員の配備体制の検討と、各部局への要員確保、配備の要請等を行う。 9　予算措置の検討、対応 本部体制の維持、運営に必要な予算措置を検討し、対応する。	危機管理部 （全般） 企画広報部 （部局対応まとめ） 経営管理部 （地域の危機管理局） 経営管理部財務局

班・係	分掌内容	担当課
各部連絡員	1　連絡調整 統括班若しくは対策グループから災害応急対策の推進に関して要請があった場合、部局に要請内容を伝達する等、災害対策本部と各部局間の連絡調整にあたる。 2　災害対策本部（統括班等）への報告 各部局における災害対策実施状況、関係施設の被害状況等を統括班若しくは対策グループに報告する。 なお、同時に統括班及び対策グループに対しても配布する。また、内容により関係各部連絡員にも配布する。 3　対策グループ、情報グループ（調査担当）から依頼された事務の処理 対策グループ又は情報グループ（調査担当）から依頼された事務を処理する。	経営管理部 企画広報部 くらし・環境部 文化・観光部 健康福祉部 経済産業部 交通基盤部 出納局 企業局 議会事務局 教育委員会 警察本部
情報グループ （方面本部、県派遣職員）	1　防災体制情報の収集 方面本部、市町災害対策本部の開廃、規模等に関する情報を収集し、調整係へ配布する。 2　災害関係情報の収集、伝達 方面本部、市町から被害、対策等に係る災害関係情報を収集し、統括班、対策グループ、情報グループ、関係各部局連絡員へ回付する。 （方面本部からの被害情報は、パソコンにより受理、集計する。） 3　方面本部、市町、県派遣職員への情報伝達 対策グループ等から情報伝達の指示要請があった場合は、電話又はファックスにより関係方面本部・市町宛への個別又は全県一斉の方法により情報を伝達する。 なお、防災行政無線ファックスにより情報を伝達する場合は、通信班と調整する。（勤務時間内は防災通信課が伝達する。） 4　地震情報、火山情報の伝達 国等情報係から回付された地震情報、火山情報を方面本部、市町等へ伝達する。	危機管理部
情報グループ （国、防災関係機関）	1　地震情報、火山情報の受理 地震情報、火山情報を受理し、情報グループ（方面本部等）、統括班、対策グループ、情報グループ（調査担当）へ配布する。 2　消防庁、内閣府等への情報伝達 対策グループから指示のあった消防庁、内閣府等に対する情報、報告を伝達する。 3　災害関係情報の収集 防災関係機関から被害状況、対策等の災害関係情報を収集し、統括班、対策グループ、関係各部連絡員、情報グループ（調査担当）へ配布する。 4　防災関係機関への情報伝達、要請 調整係等から情報伝達及び要請事項の内容を伝達するよう指示があった場合は、電話又はファックス等により伝達、要請する。	危機管理部

班・係	分掌内容	担当課
情報グループ （テレビ、新聞等）	1　テレビ、ラジオ情報の収集 テレビ、ラジオ放送等を通じて、県内外各地の情報を収集し、必要に応じて収録化を図るとともに、資料として取りまとめ、統括班、対策グループ、情報グループ（調査担当）へ配布する。 2　新聞報道記事の切り抜き、保管 新聞（朝・夕刊）記事を切り抜き、統括班、対策グループ、情報グループ（調査担当）へ配布する。	危機管理部
情報グループ （調査担当）	1　情報の集約、整理、保管 情報グループ、各部連絡員から配布された情報を集約、分類、整理、保管する。 配布された情報の分類は、時系列、機関別等とする等活用の利便を考慮し、工夫をこらすこと。 被害状況等時系列にパソコン等で逐次、作成する。 2　消防庁、内閣府等への報告書類の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、集約、整理した情報を基に、被害報告等の必要な報告書類を作成する。 3　本部員会議に関する資料の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、本部員会議に関する資料を作成する。 4　関係対策会議に関する資料の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、関係室・課対策会議に関する資料を作成する。 5　県各部局対応状況の取りまとめ資料の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、県各部局対応状況を資料として、取りまとめ作成する。 6　広報提供資料の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、広報提供資料を作成する。 7　情報の掲示 危機管理センターにコピーボード、模造紙等により、必要な情報を掲示する。 8　資料等の作成 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、その指示・要請により資料を作成し、必要な係、部署等へ配布する。	危機管理部 （情報集約） （本部員） （関係課対策） （広報提供） （消防庁等） 企画広報部 （部局対応）
総務班	1　災害対策本部の維持及び予算措置に係る調整、対応 統括班、対策グループ及び関係課・室と緊密な連携を図り、災害対策本部の運営、維持に必要な予算措置に関する調整を行うとともに、複写機、電話、臨時ファックスその他必要な資機材の準備手配、食糧、物品等の調達、補給をする。 2　視察員等に対する対応 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、国、その他関係機関の災害視察に対する準備、接遇、調整を行う。 3　要員の仮眠所の設置 管財課と連携を図り、別館８階和室に要員の仮眠所を開設する。 状況に応じては、地震防災センターの宿泊施設の開設を行う。	危機管理部

班・係	分掌内容	担当課
通信班	1　通信統制及び行政無線施設の保全 防災行政無線、ＮＴＴファックス等の通信手段の統制と保全を行う。 2　臨時通信手段の確保 統括班、対策グループと緊密な連携を図り、臨時的な防災行政無線（ホットライン）及びＮＴＴ臨時電話回線等を開設する。 3　ファックス送受信（勤務時間内） ファックスの送受信を防災通信課にて行う	防災通信課 経営管理部管財課
広報班	1　報道機関の対応 報道機関の取材等について窓口となる。 2　記者発表、報道資料の提供 統括班と緊密な連携を図り、記者発表の場の設定と、報道資料の提供にあたる。 報道資料は対策グループから広報班に送致し、広報班は必要部数を整えて（作成）報道機関へ提供する。 報道機関への状況説明、応答等は、特別の場合のほかは広報班が行う。	広報局

関係課対策会議	1　統括班は、本部員（知事以下関係部局長等）から指示があった場合、又は本部員との調整を図るうえで必要な場合、その他災害応急対策等を推進するうえで必要な場合は、県本部関係課等（関係班）による対策会議を開催する。 2　関係課等（関係班）への対策会議開催の連絡方法は、統括班が対策グループに指示し、関係部局総務監・総務課等を経由するか又は関係課等に直接電話連絡する。 3　関係課等（関係班）は、統括班（対策グループ）から対策会議の開催の連絡を受けた場合は、内容の趣旨を勘酌し、係長相当職以上の職員を出席させるものとする。 4　防災関係機関への協力出席依頼 状況によっては、関係対策会議へ防災関係機関の協力出席を依頼し、対策策定の円滑化、的確化を図る。	関係課等

県現地連絡室 （伊東市へ派遣）	1　東部方面本部（東部危機管理局）は伊東市に、県現地連絡室要員を派遣（伊東市派遣職員）する。 2　県現地連絡室要員は相互に協調、連携を図り、次の任務にあたる。 ・伊東市から現地の状況を収集し、これを県本部（本庁）及び県方面本部（賀茂・東部危機管理局）に報告する。 ・県本部（本庁）及び県方面本部（賀茂・東部危機管理局）からの情報を、伊東市へ伝達する。 ・県本部（本庁）及び県方面本部（賀茂・東部危機管理局）と調整を図り、伊東市が災害応急対策等を行ううえで必要な情報の提供や助言等にあたる。	県方面本部派遣要員

第8章　県本部初動措置（準備）

群発地震が始まり、「情報収集体制」をとった場合、関係部局（課・室）は次の初動措置（準備）をとる。

関係部局	項目	内容
危機管理部	1　危機管理センターの開設 2　関係課等対策会議室開設準備 3　要員呼び出し対象者の確認 4　防災関係機関の確認、連絡 5　被害集計のアシスト活用 6　パソコンの設置準備 7　気象庁との連絡体制の確認 8　情報伝達様式の確認、徹底 9　消防庁との連絡体制の確認 10　防災関係機関控室の準備 11　国災害対策現地本部の準備 12　防災行政無線機器の点検 13　防災ヘリコプターの要請	・映像機器の点検、災害臨時電話の開設準備、筆記用具の調達 ・映像機器の作動、災害臨時電話・ホットラインの開設等の準備 ・筆記用具の調達、庁内放送設備の開設 ・危機管理センターに関係室・課が集合して対策会議ができるよう、地図、テレビ、NTT臨時回線等の設置 ・災害対策本部が設置されたときの要員として配備につく者の連絡先（勤務時間内・外）の確認 ・防災関係機関の連絡先（勤務時間内外）確認と災害対策本部が設置された場合の協力要請 （事情によっては、県庁への派遣協力について事前の打診等） ・アシストを活用して被害集計する場合の準備・確認 ・本部員会議の設置準備の検討 ・地震情報、火山情報等の伝達経路の確認、要員（情報係、国担当）への徹底 ・避難確認、被害報告等の情報伝達様式の確認と方面本部、関係市町への徹底 ・被害報告等の連絡先の確認、要員（情報、国担当）への徹底 ・防災関係機関本部員室（別館８階）の机、椅子等の整理、災害臨時電話の開設等 ・国災害対策現地本部室（別館７階）の机、椅子等の整理、災害臨時電話の開設、テレビの配備 ・防災行政無線、移動系無線機等の点検、配備準備 ・ヘリテレにより、伊東市上空からの映像を危機管理センターへ受信すること及び本部長等がヘリを活用して現地視察する場合に備えてヘリの準備について県警航空隊等と事前調整
経営管理部管財課	1　ＮＴＴ臨時回線の設置検討 2　仮眠室・休憩室の確保 3　庁内放送設備の開設 4　本部関係室の確保準備	・危機管理部防災通信課等と協議し、ＮＴＴ臨時回線の設置を検討 ・別館８階和室を仮眠室として確保 ・危機管理センター及び共同会見室にかかる庁内放送設備の点検、開設 ・平常時に会議室として使用している広報班室等の本部関係室の確保準備
広報局	広報班室の開設準備	・災害臨時電話の開設、椅子・机の配置、テレビ設置、臨時複写機の設置検討

第９章　　要　　員　　の　　心　　構　　え

１　　臨機の対応	災害及びそれに対する社会や住民の状況は、時々刻々に変化するため、その都度、状況に即応した適切な対応をとる必要があるので、要員は常に状況を的確に把握し、原則を踏まえつつも臨機応変に対処すること。
２　　積極的行動	災害応急対策への移行は平常時の事務分掌の処理感覚では対応できない面があり、この不安感や不慣れから、ともすれば消極的姿勢に陥りやすいことも考えられるが、県民の生命に直接関わる職務であり、要員は、その使命と責任の重大性を自覚し、積極果敢な行動をすること。
３　　協調性の維持	各係内や他の係との協調、連携なくして、県の責務を十分に果たすことができないので、要員は対応にあたって、 自己の分掌処理のみならず、他の係から依頼又は指示された事項等についても応援処理に努めること。

Ⅰ－7

静岡県地震対策推進条例

制定平成　８年３月２８日条例第　１号
改正平成１８年７月２１日条例第４８号

目次

前文
第１章　総則（第１条）
第２章　県及び市町の責務等（第２条―第11条）
第３章　県民の責務（第12条―第14条）
第４章　既存建築物等の耐震性の向上（第15条―第20条）
第５章　地震発生時の緊急交通の確保
第１節　地震発生時の交通規制等（第21条―第24条）
第２節　道路の迅速な復旧（第25条・第26条）
第３節　陸海空の緊急輸送の確保（第27条―第30条）
第６章　被災建築物の応急危険度判定（第31条―第33条）
第７章　雑則（第34条―第38条）
附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成７年１月17日に突然発生した阪神・淡路大震災は、改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震や神奈川県西部の地震などの大地震が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、すべての人々の合意を示すものである。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

第２章　県及び市町の責務等

（県の責務）

第２条　県は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

２　県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。

３　県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。

４　県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的

確なものとなるよう見直さなければならない。

5　県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による県民の防災行動力の向上に努めなければならない。

6　県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。

7　県は、地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。）を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

（他の地方公共団体等との協力）

第３条　県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。

2　県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

（資料、研究等の成果の公表）

第４条　県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

（職員の責務）

第５条　県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかなければならない。

2　県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

（市町の責務）

第６条　市町は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2　市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。

3　市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

4　市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。

（避難所運営体制の整備等）

第７条　県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

（地域防災技能者の育成）

第８条　県は、市町と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講習会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

（災害時要援護者への配慮）

第９条　県は、市町と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

（災害ボランティア活動への支援）

第10条　県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

（残骸物の処理体制）

第11条　県は、地震により倒壊した建築物等の残骸物を速やかに除去できるよう、市町が行う残骸物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

第３章　県民の責務

（県民の責務）

第12条　県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日ごろから、地震及び地震防災に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

２　県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。

３　県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって、冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。

４　県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めなければならない。

５　県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震発生時の防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。

（自主防災組織の活動）

第13条　自主防災組織は、日ごろから、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。

２　自主防災組織は、日ごろから、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。

３　自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第14条　事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。

２　事業者は、日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

３　事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。

４　事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

第４章　既存建築物等の耐震性の向上

（既存建築物の耐震性の向上）

第15条　既存建築物（昭和56年５月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。以下同じ。）の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

２　県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

3　知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第７条第１項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。）の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
4　知事は、緊急輸送路、避難路（市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。）又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所（以下「避難地等」という。）に面する既存建築物（耐震改修促進法第７条第２項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。）について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
5　県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
6　県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（建築物の落下対象物の安全性の向上）
第16条　建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物（以下「広告塔等」という。）の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物（建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。）を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。
2　県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
3　知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
4　知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。
5　県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（ブロック塀等の安全性の向上）
第17条　ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修（生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。）を行うよう努めなければならない。
2　県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
3　知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
4　知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
5　知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
6　県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（自動販売機の安全性の向上）
第18条　自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。）の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。
2　自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。
3　県は、市町と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
4　知事は、市町長と連携して、自動販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

5　知事は、市町長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言をすることができる。
6　知事は、市町長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。
7　県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（防災上重要な建築物等の耐震性の確保）
第19条　県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。
2　県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

（文化財等の安全性の向上）
第20条　文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、文化財等が後の世代に引き継がれる貴重な財産であるとの観点からその耐震性の向上に努めるとともに、地震による人的被害を防止するため、文化財等の安全性の確保に努めなければならない。

第５章　地震発生時の緊急交通の確保

第１節　地震発生時の交通規制等

（緊急交通の確保のための総合調整）
第21条　県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。

（交通規制への協力等）
第22条　知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。
2　県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

（車両の使用に関する順守事項）
第23条　県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。
(1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。
(2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。
(3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

（交通指導経験者への協力要請）
第24条　公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第２節　道路の迅速な復旧

（道路上の障害物の除去等の体制）
第25条　知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

（空き地等の使用）

第26条　広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。

（1）警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用

（2）道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用

2　知事は、市町長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

第３節　陸海空の緊急輸送の確保

（緊急輸送路の整備等）

第27条　県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

（住民の交通手段の確保）

第28条　知事は、市町長と連携して、地震の発生により他に交通手段が確保できない場合において、被災地域の住民の生活に著しい支障が生じていると認めるときは、自動車運送業者による臨時バスの運行を要請する等により、被災地域の住民の交通手段の確保に努めるものとする。

（海上輸送の確保）

第29条　県は、市町と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、港湾及び漁港の耐震岸壁の整備に努めなければならない。

2　県は、市町及び国の機関と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ船舶運送業者等と協議し、食料その他の救援のための物資等を円滑に輸送できる体制を確立するよう努めなければならない。

3　知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため特に必要があると認めるときは、漁船の所有者等に対し、輸送活動に従事することを要請することができる。

（航空輸送の確保）

第30条　県は、市町と連携して、地震が発生した場合において迅速な救出救助、医療救護、救援等に必要な航空輸送を確保するため、臨時ヘリポートの整備等によりヘリコプターを積極的に活用する輸送体制を確立するよう努めなければならない。

第６章　被災建築物の応急危険度判定

（応急危険度判定の実施等）

第31条　知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定（被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。）に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。

2　知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実を図るとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。

（応急危険度判定士）

第32条　知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を認定し、及び登録するものとする。

2　知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3　前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4　前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（被災建築物の居住者等の協力等）

第33条　被災した建築物の居住者又は所有者等は、第31条第１項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

２　応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第７章　雑則

（補償）

第34条　知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付（以下「公的補償等」という。）によってはその損害がてん補されない場合であって、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときはその限度において、議会の議決を経て定めた額の補償をすることができる。

２　知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合（その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定めた額の賠償をすることができる。

（災害応急対策に関する協定）

第35条　県は、地震が発生した場合における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事業者その他関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送の確保、応急復旧工事の施工その他の規則で定める事項について協定を締結しておくよう努めなければならない。

（公表）

第36条　知事は、第15条から第18条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

（資料の提出、報告、調査等）

第37条　知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下「既存建築物等」という。）の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第38条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅰ－8

静岡県地震対策推進条例施行規則

制定　平成８年３月２９日　規則第7号
改正　平成９年３月２８日　規則第36号
平成12年３月３１日　規則第90号
平成19年３月２０日　規則第1号

（趣旨）

第１条　この規則は、静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（避難路）

第２条　条例第15条第４項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路（幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。）とする。

（１）地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。）から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路

（２）都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第１項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項及び第２項の道路

（自動販売機の据付け基準）

第３条　条例第18条第１項の規則で定める自動販売機の据付け基準は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定により制定され同法第16条の規定により昭和55年１月10日付け官報に公示された日本工業規格の自動販売機の据付基準Ｂ8562に定める基準（以下「日本工業規格の基準」という。）とする。ただし、日本工業規格の基準により難い場合においては、日本工業規格の基準によるものと同等以上の据付けの安全性が確保される基準とする。

（判定士の身分証明書）

第４条　条例第32条第４項の身分を示す証明書は、様式第１号によるものとする。

（災害応急対策に関する協定）

第５条　条例第35条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）情報の収集及び伝達等に関する事項
（２）被災者の救助に必要な収容施設の提供に関する事項
（３）被災者の救助に必要な食料、生活必需品等の供給に関する事項
（４）物資等の緊急輸送に関する事項
（５）救出救助及び医療救護に関する事項
（６）公共の施設及び設備の応急復旧等に関する事項
（７）交通指導に関する事項
（８）被災地域の社会的安全に関する事項
（９）清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
（10）その他災害応急対策の実施のため必要な事項

（立入調査員の身分証明書）

第６条　条例第37条第２項の身分を示す証明書は、様式第２号によるものとする。

附　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成19年３月20日から施行する。

様式第１号（第４条関係）（用紙　縦 5.4センチメートル、横 8.5センチメートル）

（表）

第　　号

静岡県地震被災建築物応急危険度判定士身分証明書

氏　　名

生 年 月 日

登録証番号

登録年月日

上記の者は、静岡県地震対策推進条例第32条第３項の規定により、被災建築物の応急危険度判定をするため立入調査を行う者であることを証明する。

年　月　日

静岡県知事　　氏　　名　　印

（裏）

静岡県地震対策推進条例（抜粋）

（応急危険度判定士）

第32条

２　知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

３　前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

４　前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第２号（第６条関係）（用紙　縦 5.4センチメートル、横 8.5センチメートル）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日

上記の者は、静岡県地震対策推進条例第37条第１項の規定により、立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

年　月　日

静岡県知事
又は　　氏　　名 印
市　町　長

（裏）

静岡県地震対策推進条例（抜粋）

（資料の提出、報告、調査等）

第37条　知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下「既存建築物等」という。）の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

Ⅰ－９

静岡県地震災害警戒本部条例

昭和５４年１０月２９日　条例第３０号
改正　平成１７年　３月２５日　条例第　３号

（趣旨）
第1条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第17条第９項の規定に基づき、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
３　地震災害警戒副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）
第３条 警戒本部に部を置く。
２　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
３　第１項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員又は本部職員がこれに当たる。
４　前項の部長に事故があるときは、第１項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（方面本部）
第４条　警戒本部に方面本部を置く。
２　前項の方面本部に属すべき本部職員（以下「方面本部職員」という。）は、本部長が指名する。
３　第１項の方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員がこれに当たる。

（委任）
第５条　前各条に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
＜平成17年3月25日条例第3号＞

Ⅰ－１０

静岡県地震災害警戒本部等運営要領

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「法」という。）第17条及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年静岡県条例第30号）第５条に基づく静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに静岡県地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する情報発表時の配備体制に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第２章　警　戒　本　部

（組織及び分掌事務）

第２条　県庁に設置する警戒本部に、その事務を処理するため別表本部の１に掲げる指令部及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。

２　指令部に、その事務を処理するため、別表本部の１に掲げる班及びグループ（以下「指令部各班等」という。）を置き、別表本部の３の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

３　各部に別表本部の１に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の４に掲げる事務を分掌する。

４　警戒本部を設置したときは、県庁別館及び静岡県危機管理センターに「静岡県地震災害警戒本部」の表示をする。

（副本部長）

第３条　地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び警察本部長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事、警察本部長の順位により、その職務を代理する。

（危機管理監）

第３条の２　危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって、本部員（副本部長を除く。）及び部長を指揮し災害対策本部の事務を処理する。

（本部員）

第４条　本部員は、別表本部の５に掲げる職にある者をもって充てる。

（指令部各班等）

第５条　指令部は、県の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌する。

２　危機管理監は指令部長として指令部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。

３　知事戦略局長は指令部長を補佐し、指令部広報班の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督するとともに、記者会見等を通じて報道機関に情報提供する事務の調整にあたる。

４　指令部各班等に班長又はグループ長（以下「指令部各班長等」という。）を置く。

５　指令部各班長等は、別表本部の２の班長欄に掲げる職にある者をもって充て、指令部長（広報班長にあっては指令部長及び知事戦略局長）を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

６　指令部各班長等は、第８条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。

７　指令部各班等は、指令部各班等において地震防災応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員」という。）をもって構成し、指令部各班員等は、関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定めておくものとする。

８　指令部各班長等は、地震防災応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員等の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。

９　危機管理監は地震防災応急対策の実施状況に応じ、指令部各班員等の構成を変更することができる。

１０　指令部各班員等は、警戒本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

（各部各班）

第６条　部に部長及び危機担当監、班に班長を置く。

２　部長は別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。

３　危機担当監は別表本部の２に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。

４　危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

５　各部各班の班長は、別表本部２に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

６　各部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

７　部長は、勤務時間外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第２２条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。

８　各部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

９　本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。

１０　部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。

（業務調整要員）

第７条　本部員、指令部各班員等及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

（本部員会議）

第８条　本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあっては、部長が指定する危機担当監１名が代表する）をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。

３　県職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との連絡調整に当たるため、必要に応じ警戒本部に参集し、又はその代理者を警戒本部に派遣することができる。また、本部長は、県職員以外の本部員又はその代理者の警戒本部への派遣を要請することができる。

４　本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。

５　県職員以外の本部員又はその代理者は、必要に応じて、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

（対策会議）

第８条の２　複数の部にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、警戒本部が設置された時をもって、静岡県危機管理センターに対策会議を設置する。

２　対策会議は、危機管理監及び危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者をもって構成し、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。

なお、危機管理監が指定する危機担当監が出席できない場合は、危機担当監代理が出席することができるものとする。

３　危機担当監は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。

４　危機管理監は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

（班長会議）

第９条　指令部統括班長は、地震防災応急対策について、指令部各班等及び各部との連絡調整を図るため、必要に応じ

て班長会議を開催する。

2　班長会議は、関係班長及びグループ長をもって構成する。

（配備体制）

第１０条　警戒宣言が発令されたときは、別表共通の１に定める配備体制をとる。

2　本部長、副本部長、本部員、指令部各班員等、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の２に定める。

3　勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

4　第５条及び第６条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（職員の参集状況報告等）

第１１条　指令部各班長等及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

（地震防災応急対策に従事する要員の方面本部等に対する派遣）

第１２条　本部長は、警戒本部において地震防災応急対策に従事する要員を必要に応じ、方面本部等に派遣することができる。

（警戒本部の廃止）

第１３条　本部長は、法第１９条第２項の規定により警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

（関係機関への連絡）

第１４条　本部長は警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

(1) 国の地震災害警戒本部

(2) 消防庁

(3) 防災関係機関

(4) 市町

(5) その他必要と認める機関

（災害対策本部への引継）

第１５条　大規模地震が発生し、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第１９条第１項の規定に基づき、警戒本部は廃止する。

2　前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引継ぐ。

3　第１項の規定により警戒本部を廃止したときは、前条第１項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

第３章　方　面　本　部

（方面本部の設置）

第１６条　警戒本部の地方組織として、別表方面本部の１に掲げる方面本部を置く。

（組織及び分掌事務）

第１７条　方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の１に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。

2　方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の２に定めるところによる。

3　方面本部各班は、別表方面本部の３に掲げる事務を分掌する。

4　方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県地震災害警戒本部○○方面本部」の表示をする。

5　方面本部に方面本部長、副方面本部長及び方面本部員を置く。

（方面本部長）

第１８条　方面本部長は、賀茂、東部、中部及び西部危機管理局長（以下「地域危機管理局長」という。）をもって充

てる。

2　方面本部長は、方面本部員及び方面本部各班長を指揮し、方面本部の事務を処理する。

3　方面本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。

（副方面本部長）

第１９条　副方面本部長は、賀茂、東部、中部及び西部危機管理局（以下「地域危機管理局」という。）副局長その他あらかじめ地域危機管理局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

（方面本部員）

第２０条　方面本部員は、別表方面本部の２に掲げる者をもって充てる。

（方面本部指令班）

第２１条　方面本部指令班は、方面本部長の事務を処理し、方面本部の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町村地震災害警戒本部の運営を支援する。

2　方面本部指令班長は、地域危機管理局員のうち、あらかじめ地域危機管理局長が指定した職員をもって充てる。

3　方面本部指令班長は、第２４条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について報告する。

4　方面本部指令班は、関係所属長の推薦に基づき地域危機管理局長があらかじめ定めた職員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成する。その際、地震防災応急対策が円滑に行われるように、別表方面本部の３に掲げる係を置き、地震防災応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。

5　方面本部指令班長は、地震防災応急対策の実施状況その他特別な事由がある場合は、方面本部指令班員の構成を変更することができる。

6　方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

（方面本部各班）

第２２条　方面本部各班長は別表方面本部の２に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

2　方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する職員を指揮監督する。

3　地域危機管理局長が指定する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域危機管理局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。

4　方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する要員（以下「方面本部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域危機管理局長があらかじめ定めておくものとする。

5　方面本部各班の班長は、勤務時間外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、警戒本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。

6　方面本部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

7　方面本部各班の班長は、地震防災応急対策の実施状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。

（業務調整要員）

第２３条　方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員（以下「業務調整要員」という。）については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

2　総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

（方面本部員会議）

第２４条　方面本部長は、方面本部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

２　方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の所属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。

３　方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。

４　方面本部長は、方面本部の所管区域を所管する防災関係機関（以下「方面本部防災関係機関」という。）の長又は代理者の方面本部員会議への出席を求め、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（方面本部対策会議）

第２４条の２　複数の班にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、方面本部室に方面本部対策会議を設置する。

２　方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。

３　副班長は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。

４　方面本部長は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

（防災関係機関との連携）

第２５条　方面本部長は、方面本部防災関係機関の長に対し連絡員の派遣を要請することができる。

（配備体制）

第２６条　警戒宣言が発令されたときは、別表共通の１に定める配備体制をとる。

２　方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及びその他の要員の動員計画については、別表共通の２に定める。

３　勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

４　第２１条及び第２２条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（職員の参集状況等）

第２７条　方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

２　方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

（市町への派遣）

第２８条　方面本部長は、必要があると認めるときは、要員を市町に派遣することができる。

２　市町に派遣された要員は、情報の収集及び連絡調整等にあたるものとする。

（方面本部の廃止）

第２９条　方面本部は警戒本部が廃止されたときは廃止する。

（災害対策本部方面本部への引継）

第３０条　大規模地震が発生し災害対策本部方面本部が設置されたときは、第１５条第２項の規定に準じて、警戒本部の方面本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、当該方面本部に引継ぐ。

第４章　東海地震注意情報発表時の体制及び事務

（配備体制及び動員計画）

第３１条　東海地震注意情報が発表されたときは別表共通の１に定める配備体制をとり、要員の動員計画は別表共通の２に定める動員区分によるものとする。

２　勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

（警戒本部設置前の体制及び事務）

第３２条　前条第１項の規定に基づき配備についた知事、副知事、警察本部長及びその他の部局長は、直ちに別館５階危機管理センターに参集し、地震防災応急対策の準備等、必要に応じて協議を行う。

２　指令部各班長等及び指令部各班員等は、直ちに指定された配置場所に参集し、別表本部の２に掲げる班に準じた体制をとり、別表本部の３に掲げる事務の準備等を行う。

３　各部各班の部長、危機担当監、班長及び各部各班員は、直ちに別表本部の２に掲げる部及び班に参集し、同表に掲げる部及び班に準じた体制をとり、別表本部の４に掲げる事務の準備等を行う。

４　前３項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

５　第８条、第８条の２、第９条、第１１条及び第１２条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

（方面本部設置前の体制及び事務）

第３３条　方面本部長、副方面本部長、方面本部各班長及び方面本部各班員は、直ちに別表方面本部の２に掲げる班に参集し、同表に掲げる班に準じた体制をとり、別表方面本部の３に掲げる事務の準備等を行う。

２　前項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

３　第２３条、第２４条、第２４条の２、第２５条及び第２８条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

第５章　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制及び事務

（配備体制及び事務）

第３４条　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは別表共通の１に定める配備体制をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

２　勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

第６章　服務等

（勤務時間外等における職員の措置）

第３５条　職員は、勤務時間外及び休日等において東海地震注意情報が発表されたときは、別表共通の２の区分により参集し、本部又は方面本部の設置の準備等に従事し、さらに警戒宣言が発令されたときは、引き続き所定の場所において防災業務に従事するものとする。

（本部員及び職員の心構え）

第３６条　本部員及び職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊等防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

２　職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

３　職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第７章　平常時対策

（平常時対策の推進）

第３７条　部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の地震防災に関する平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

（地震防災応急対策に関する研修及び訓練）

第３８条　指令部各班長等、部局長及び出先機関の所属長は、警戒本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動対応行動を確保するため、地震防災応急対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

2　職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

第８章　雑則

第３９条　前各条に定めるもののほか、警戒本部等の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附　　則

この要領は、昭和54年11月14日から施行する。
この要領は、昭和57年5月18日から施行する。
この要領は、昭和58年4月1日から施行する。
この要領は、昭和59年4月1日から施行する。
この要領は、昭和60年4月1日から施行する。
この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
この要領は、昭和63年4月1日から施行する。
この要領は、平成元年4月1日から施行する。
この要領は、平成2年4月1日から施行する。
この要領は、平成3年4月1日から施行する。
この要領は、平成4年4月1日から施行する。
この要領は、平成5年4月1日から施行する。
この要領は、平成8年4月1日から施行する。
この要領は、平成9年4月1日から施行する。
この要領は、平成10年4月1日から施行する。
この要領は、平成10年6月15日から施行する。
この要領は、平成11年4月1日から施行する。
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
この要領は、平成13年4月1日から施行する。
この要領は、平成14年4月1日から施行する。
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
この要領は、平成15年7月25日から施行する。
この要領は、平成16年1月5日から施行する。
この要領は、平成16年4月1日から施行する。
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
この要領は、平成17年7月1日から施行する。
この要領は、平成17年8月10日から施行する。
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年11月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年10月15日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表本部の１　「静岡県地震災害警戒本部編制図」

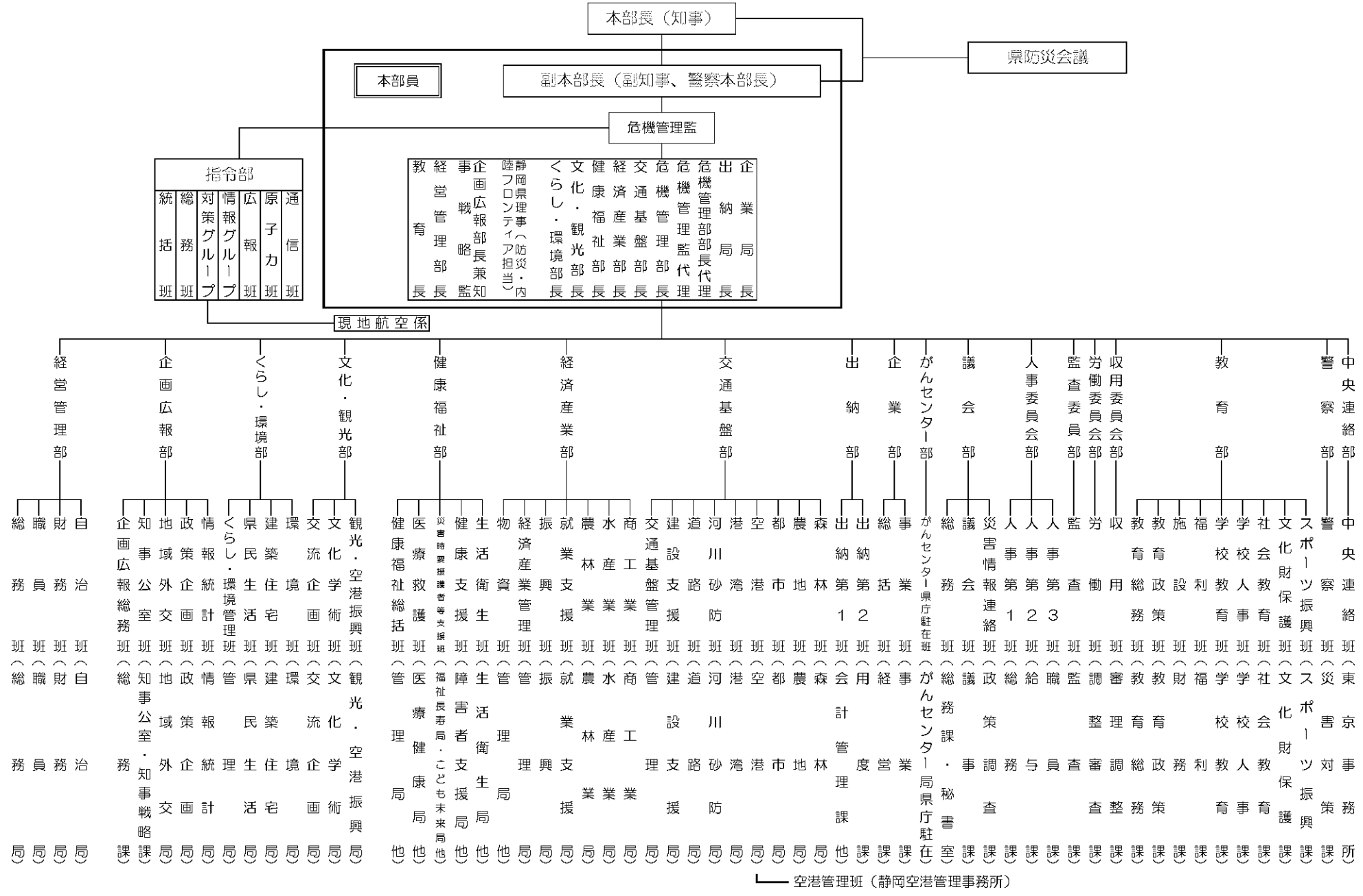

別表本部の２　「静岡県地震災害警戒本部編制表」

区　　分	構　　成　　員	
本部長	知事（大規模地震対策特別措置法第１７条第１項に規定）	
副本部長	副知事、警察本部長	
本部員	危機管理監、教育長、経営管理部長、知事戦略監兼企画広報部長、静岡県理事（防災・内陸フロンティア担当）、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、危機管理部長、危機管理監代理、危機管理部部長代理、出納局長、企業局長	
本部員会議	本部長、副本部長、本部員、危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあっては、部長が指定する危機担当監１名）	
対策会議	危機管理監、危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、班長、グループ長	班　　員
指令部	部長　危機管理監、危機管理部長、危機管理監代理、危機管理部部長代理、危機管理部理事（防災対策担当）、危機報道監、危機管理部理事（消防安全対策担当）、危機管理部理事（第４次地震被害想定担当）、知事戦略局長	
統括班	危機政策課長	関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める
総務班	危機管理部総務課長	
対策グループ	危機対策課長	
情報グループ	危機情報課長	
広報班	広報課長	
原子力班	原子力安全対策課長	
通信班	防災通信課長	
経営管理部	部長　経営管理部長 危機担当監　総務局長	
総務班	総務局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
職員班	職員局長	
財務班	財務局長	
自治班	自治局長	
企画広報部	部長　知事戦略監兼企画広報部長 危機担当監　知事戦略局長、地域外交局長、政策企画局長	
企画広報総務班	企画広報部総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
知事公室班	知事公室長	
地域外交班	地域外交局長	
政策企画班	政策企画局長	
情報統計班	情報統計局長	
くらし・環境部	部長　くらし・環境部長 危機担当監　管理局長、建築住宅局長、環境局長	
くらし・環境管理班	くらし・環境部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
県民生活班	県民生活局長	
建築住宅班	建築住宅局長	
環境班	環境局長	
文化・観光部	部長　文化・観光部長 危機担当監　観光・空港振興局長	
交流企画班	交流企画局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
文化学術班	文化学術局長	
観光・空港振興班	観光・空港振興局長	
健康福祉部	部長　健康福祉部長 危機担当監　管理局長、医療健康局長、生活衛生局長	
健康福祉総括班	健康福祉部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
医療救護班	医療健康局長	
災害時要援護者等支援班	福祉長寿局長	
健康支援班	障害者支援局長	
生活衛生班	生活衛生局長	
経済産業部	部長　経済産業部長 危機担当監　管理局長、農林業局長	
物資班	経済産業部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
経済産業管理班	経済産業部管理局長	
振興班	振興局長	
就業支援班	就業支援局長	
農林業班	農林業局長	
水産業班	水産業局長	
商工業班	商工業局長	

部及び各班		部長及び危機担当監、班長	班　　員
交通基盤部		部長　交通基盤部長 危機担当監　管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、空港局長	
	交通基盤管理班	交通基盤部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	建設支援班	建設支援局長	
	道路班	道路局長	
	河川砂防班	河川砂防局長	
	港湾班	港湾局長	
	空港班	空港局長	
	空港管理班	静岡空港管理事務所長	
	都市班	都市局長	
	農地班	農地局長	
	森林班	森林局長	
出納部		部長　出納局長 危機担当監　出納局次長	
	出納第１班	会計管理課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	出納第２班	用度課長	
企業部		部長　企業局長 危機担当監　企業局理事	
	総括班	経営課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	事業班	事業課長	
がんセンター部		部長　がんセンター局長	
	がんセンター県庁駐在班	経営努力室長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部		部長　議会事務局長	
	総務班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	議会班	議事課長	
	災害情報連絡班	政策調査課長	
人事委員会部		部長　人事委員会事務局長	
	人事第１班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	人事第２班	給与課長	
	人事第３班	職員課長	
監査委員部		部長　監査委員事務局長	
	監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部		部長　労働委員会事務局長	
	労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部		部長　収用委員会事務局長	
	収用班	審理調整課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部		部長　教育長 危機担当監　教育次長	
	教育総務班	教育総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	教育政策班	教育政策課長	
	施設班	財務課長	
	福利班	福利課長	
	学校教育班	学校教育課長	
	学校人事班	学校人事課長	
	社会教育班	社会教育課長	
	文化財保護班	文化財保護課長	
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	
警察部		部長　警備部長	
	警察班	災害対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部		部長　ふじのくに大使館公使（東京事務所長）	
	中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の３　「静岡県地震災害警戒本部指令部各班等事務分掌」

班	事　務　分　掌
統括班	１　地震災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 ２　県防災会議、本部員会議、対策会議、班長会議に関すること。 ３　本部長の命令指示等の伝達に関すること。 ４　指令部及び各部の地震防災応急対策の調整に関すること。 ５　職員の配分調整に関すること。 ６　国、他県等関係機関への応援要請・連絡調整に関すること。 ※自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請は、対策グループが実施する。 ※国の現地警戒本部との連絡調整に関することを含む。 ７　国への避難等の報告、連絡に関すること。 ８　災害救助法の適用に関すること。 ９　対策状況等の取りまとめに関すること。 10　被害状況等、災害応急対策実施状況等に関する情報の発信、伝達に関すること。 ※広報班の実施する災害関連情報の提供等に関する業務を除く。 11　国等関係機関への陳情等に関すること。 12　県議会との連絡調整に関すること。
総務班	１　地震災害警戒本部の経理に関すること。 ２　国の現地警戒本部の受入れ及び支援に関すること。 ３　静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 ４　静岡県地震防災センター来館者の安全確保に関すること。 ５　本部要員の生活維持に関すること。 ６　業務調整要員の配置調整に関すること。 ７　職員参集状況の取りまとめに関すること。
対策グループ	１　県の地震防災応急対策の実施の総括に関すること。 ２　方面本部、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 ３　自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請に関すること。 ４　広域応援部隊等の受入・活動調整に関すること。 ５　方面本部指令班交通誘導係との連絡調整に関すること。 ６　緊急輸送ルートの選定及び選定指示に関すること。 ７　輸送手段及び燃料の確保・調整に関すること。 ８　航空機の安全運航行の確保に関すること。 ９　応援ヘリコプターの受入及び応援活動に関すること。

班	事　務　分　掌
	10　応援ヘリコプターの集結拠点への要員の派遣に関すること。 11　防災ヘリコプターの運用に関すること。 12　防災ヘリポートの確保に関すること。 13　緊急消防援助隊の受入準備に関すること。 14　産業災害の地震防災応急対策の指導に関すること。 15　石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策。 ※石油コンビナート等防災本部の業務が発生した場合は、当該業務を優先する。
情報グループ	1　被害状況等、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集に関すること。 2　警戒宣言、地震予知情報、地震情報、気象情報等の受領、伝達に関すること。 3　市町からの要請に係る文書の収受に関すること。
広報班	1　新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、地震防災応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関すること。 2　記者発表における報道機関への対応に関すること。 3　インターネット、県民だより臨時号等を利用した情報の発信に関すること。 4　地震防災応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関すること。 5　広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関すること。 6　県幹部、指令部及び各部への取材調整に関すること。 7　県民からの問合せへの対応に関すること。 8　市町、その他機関の要請に基づく広報に関すること。
原子力班	1　原子力発電所に関すること。 ※原子力災害警戒本部を設置する場合は、当該業務を優先する。
通信班	1　防災行政無線等の利用、調整に関すること。 2　防災行政無線、FUJISAN等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること。 3　災害対策本部の情報映像機器の操作等に関すること。

別表本部の４　「静岡県地震災害警戒本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区　　分	事　　務　　分　　掌
組織運営に係る事務	1　所属職員の動員及び所在確認に関すること。 2　班の設置及び運営に関すること。 3　執務室内における転落防止その他保安措置に関すること。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室（課）に共通	1　所管県有施設の地震防災応急対策実施状況の把握に関すること。 2　所管地震防災応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関すること。 3　所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れに関すること。 4　その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

区　　分		事　　務　　分　　掌
経営管理部		
総務班		
	総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
	法務文書課	1 官報報告及び県公報の発行に関すること。 2 条例、規則の審査に関すること。 3 文書の収受・発送及び公印の管理に関すること。 4 情報公開（公文書開示）に関すること。
職員班		
	人事課	1 県の行う地震防災応急対策のための職員配置等人的措置に関すること。 2 職員の安否調査及び対策に関すること。
	行政改革課	
	福利厚生課	地震防災応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関すること。
	健康指導課	本部及び方面本部職員の健康管理に関すること。
財務班		
	財政課	地震防災応急対策の予算措置に関すること。
	税務課	地震災害による県税の救済措置の準備及び県税関係システムの機能確保に関すること。
	管財課	1 県有財産の地震防災応急対策への活用に関すること。 2 本庁舎の地震防災応急対策の実施に関すること。 3 県庁自衛消防隊の活動に関すること。 4 庁内電話システムの機能確保措置に関すること。
	営繕企画課 営繕工事課 設備課	1 解体関係団体との連絡調整に関すること。 2 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震災害応急対策に関すること。 3 災害対策本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。 4 管財課の支援に関すること。
自治班		
	自治行政課	1 市町行政の緊急措置に関すること。 2 各種選挙の執行管理に関すること。
	自治財政課	市町財政の緊急措置に関すること。
企画広報部		
企画広報総務班		
	企画広報部総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
知事公室班		
	秘書課	本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関すること。
	知事戦略課	
地域外交班		
	地域外交課 多文化共生課	1 海外報道機関への対応の支援に関すること。 2 旅券事務の執務体制の確保に関すること。 3 外国人への情報提供等の支援に関すること。
政策企画班		
	企画課	
	地域政策課	
	エネルギー政策課	

区　分		事　務　分　掌
情報統計班		
	情報政策課	移動体通信施設、CATV施設等の機能確保措置に関すること。
	電子県庁課	1 パソコンネットワーク及びインターネット等の利用支援に関すること。 2 大型コンピュータ、データ通信システム及びパソコンネットワークの保安及び各種データの保全に関する こと。 3 人事給与システム、財務会計システムの保安及びデータの保全に関すること。
	統計利用課 統計調査課	
くらし・環境部		
くらし・環境管理班		
	総務監 経理監 政策監（ユニバーサルデザイン担当）	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
県民生活班		
	県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 2 不当取引事業者の指導に関すること。 3 消費生活相談及び県民相談に関すること。 4 震災復興相談センター調整会議の運営準備に関すること。 5 ボランティア活動の支援に関すること。 6 ふじのくにNPO活動センター来所者及び施設の安全対策に関すること。
	くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関すること。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関すること。
	男女共同参画課	1 男女共同参画センター来館者の安全対策に関すること。 2 男女共同参画センター管内施設の安全対策に関すること。
建築住宅班		
	住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関すること。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居に関すること。 4 災害公営住宅の供給及び指導等に関すること。 5 県営住宅の応急修理に関すること。 6 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
	建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関すること。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関すること。 5 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
環境班		
	環境政策課	フロン回収に関すること。
	環境ふれあい課	1 県民の森及び県立森林公園等の状況把握に関すること。 2 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関すること。
	自然保護課	
	廃棄物リサイクル課	
	生活環境課	
	水利用課	1 飲料水、生活用水の確保及び供給に関すること。 2 水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
文化・観光部		
交流企画班		
	総務課 交流政策課	1 部内職員の動員及び安否確認に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4 部内各班からの情報収集・提供に関すること。
	交通政策課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関すること。
文化学術班		
	文化政策課	1 グランシップ及び県立美術館の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。 2 舞台芸術公園の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
	世界遺産推進課	（新設）
	大学課	県立大学及び静岡文化芸術大学の地震防災応急対策の支援及び連絡調整に関すること。
	私学振興課	1 私立学校の地震防災応急対策の促進に関すること。 2 教育部及び関係機関との連絡に関すること。

区　分		事　務　分　掌
観光・空港振興班		
	観光政策課 観光振興課	1 観光局関係の被害調査に関すること。 2 観光客の避難状況等の動向調査に関すること。 3 県有観光施設の災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。 4 公営国民宿舎等に対する2次的避難者の収容の協力要請に関すること。
	空港利用政策課	
健康福祉部		
健康福祉総括班		
	総務監 経理監 政策監 各局経理調整班	1 部内職員の動員及び安否確認に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4 部内各班からの情報収集・提供に関すること。 5 災害救助法に関する国との調整に関すること。 6 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関すること。 7 災害救助法に係る市町への指導に関すること。
医療救護班		
	医務課 地域医療課	1 医療救護の調整に関すること。 2 医療救護施設の設置準備状況の把握に関すること。 3 医師その他の医療従事者の確保に関すること。 4 医療救護施設（県立を除く。）の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 5 広域医療搬送活動の準備に関すること。 6 り災妊産婦、新生児の医療準備に関すること。
	薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給準備に関すること。 2 薬剤師等の確保及び派遣準備に関すること。 3 救急用医薬品及び衛生材料の確保及び供給準備に関すること。 4 毒物、劇物取扱施設の地震災害応急対策の実施促進に関すること。
	疾病対策課	1 感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 難病患者等の支援の準備に関すること。
	障害福祉課	精神科病院の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例準備に関すること。
災害時要援護者支援班		
	地域福祉課	1 社会福祉施設の避難状況等の取りまとめに関すること。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3 保護施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	こども未来課	
	こども家庭課	1 り災児童、母子世帯の援護準備に関すること。 2 り災児童のメンタルヘルス準備に関すること。 3 児童福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	長寿政策課 介護保険課 介護指導課	1 り災老人の援護準備支援に関すること。 2 老人福祉施設等高齢者関係施設の地震防災応急対策の実施促進支援に関すること。 3 災害時の介護保険の取扱準備に関すること。
	障害者政策課	1 り災障害（児）者の援護準備に関すること。 2 障害（児）者福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	障害福祉課	り災障害（児）者の援護準備に関すること。
健康支援班		
	健康増進課 障害福祉課	1 り災者の健康支援準備に関すること。 2 り災者の精神保健対策準備に関すること。
生活衛生班		
	衛生課	1 生活衛生の指導に関すること。 2 動物園等の地震災害応急対策の実施促進に関すること。 3 食品衛生の確保に関すること。
	疾病対策課	防疫活動の準備に関すること。
経済産業部		
物資班		
	総務監	1 緊急物資調達のための国との調整・協議準備に関すること。 2 緊急物資の広域物資拠点配分調整準備に関すること。
経済産業管理班		
	総務監 経理監 政策監	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 産業に関する地震防災応急対策の総合調整に関すること。

区　分		事　務　分　掌
振興班		
	マーケティング推進課	緊急物資（副食）の調達及びあっせん準備又は実施に関すること。
	研究調整課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関すること。 2 被災中小企業に対する技術支援に関すること。
	組合検査課	
就業支援班		
	労働政策課	労政会館・いこいの家（おおとり荘）の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	雇用推進課	就業相談に関すること。
	職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発準備に関すること。 2 農林大学校・漁業高等学園の学生、技術専門校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関すること。
農林業班		
	農業振興課	1 農作物・生産施設等の地震防災応急対策の推進に関すること。 2 農作物等被害の技術対策に関すること。
	農山村共生課	保管農薬の安全対策に関すること。
	組合金融課	農業団体との連絡に関すること。
	茶業農産課	1 農作物等被害の技術対策の支援に関すること。 2 緊急物資（主食）の調達及びあっせんの準備又は実施に関すること。 3 農作物等被害の技術対策の支援に関すること。
	みかん園芸課	農作物等被害の技術対策の支援に関すること。
	畜産課	1 家畜飼料の確保対策に関すること。 2 家畜衛生体制の確保準備に関すること。
	林業振興課	1 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関すること。 2 林業団体との連絡に関すること。 3 林業関係の技術対策に関すること。
水産業班		
	水産振興課	1 水産物・水産関係施設等に関する地震防災応急対策の推進に関すること。 2 水産業団体との連絡に関すること。 3 緊急物資（水産物）の調達及びあっせんの準備又は実施に関 すること。
	水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関すること。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関すること。
商工業班		
	商工振興課	産業経済会館及びインキュベートセンターの地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	新産業集積課	被災中小企業に対する技術相談に関すること。
	企業立地推進課	浜松内陸コンテナ基地の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	商工金融課	1 信用保証協会の業務指導に関すること。 2 労働金庫の業務指導に関すること。
	経営支援課	商工3団体の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	地域産業課	1 鉱山の保安の連絡及び休廃止鉱山の保安指導に関すること。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんの準備又は実施に関すること。
交通基盤部		
交通基盤管理班		
	総務監	1 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関すること。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関すること。
	経理監	部内の庁舎、公舎、設備の地震防災応急対策の取りまとめに関すること。
	政策監	部内の地震防災応急対策に係る広報の窓口。
建設支援班		
	建設業課	「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者の災害時出動態勢の把握に関すること。
	公共用地課	取得済公共用地の状況把握及び災害応急対策への応急使用準備に関すること。
	技術管理課	土木事務総合電算システムの保安及びデータの保全に関すること。
	工事検査課	農林土木工事積算施工管理システムの保全及びデータの保全に関すること。
道路班		
	道路企画課	静岡県道路公社の地震災害応急対策の実施促進に関すること。
	道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関すること。
	道路保全課	1 緊急輸送道路の通行規制情報収集に関すること。 2 工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関すること。 3 道路災害応急復旧用備蓄資材の保有状況等の確認に関すること。
河川砂防班		
	河川砂防管理課	
	河川企画課	1 ダムの被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における地震防災応急対策情報の収集に関すること。
	河川海岸整備課	河川管理施設（ダムを除く）及び海岸保全施設（港湾・漁港除く）の被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関すること。

区　分		事　務　分　掌
	土木防災課	1 部内職員の非常招集に関すること。 2 地震災害警戒本部交通基盤部の設置、運営に関すること。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関すること。 4 部内地震防災応急対策（ソフト対策）の実施促進に関すること。 5 水防活動の準備に関すること。
	砂防課	1 砂防関係施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 砂防関係施設、土砂災害危険箇所の被災調査の準備に関すること。 3 斜面危険度判定の準備に関すること。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関すること。
港湾班		
	港湾企画課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保準備に関すること。 2 港湾の被災情報の収集準備に関すること。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置準備に関すること。
	港湾整備課	1 緊急輸送用岸壁の確保に関すること。 2 港湾施設の地震防災応急対策に関すること。 3 津波防護施設の点検及び操作に関すること。
	漁港整備課	1 漁港施設の地震防災応急対策に関すること。 2 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関すること。 3 津波防護施設の点検及び操作に関すること。
空港班		
	空港地域連携課 空港経営課	静岡空港における地震防災応急対策に関すること。
空港管理班		
	静岡空港管理事務所	1 東京航空局静岡空港出張所等関係機関との連絡調整に関すること。 2 空港の運用（離着陸の制限、入場制限等の準備及びその実施を含む。）に関すること。 3 空港利用者等に対する情報提供に関すること。 4 滞留旅客の避難等に関すること。
都市班		
	都市計画課	
	土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の地震防災応急対策の指導に関すること。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の地震防災応急対策に関すること。
	市街地整備課	1 都市班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	街路整備課	施行中の都市施設（街路）の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	生活排水課	1 下水道の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 流域下水道の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	公園緑地課	1 都市公園の地震防災施設に関すること。 2 都市公園の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
農地班		
	農地計画課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関すること。 2 県有土地改良施設（農地防災ダム）の被害状況等の連絡及び報告体制の整備・総合調達に関すること。
	農地整備課	農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関すること。
	農地保全課	1 農地班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 農地・農業用施設の被害状況等の連絡及び報告体制の整備に関すること。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関すること。
	農地利用課	
森林班		
	森林計画課	1 森林班の防災関係業務のとりまとめに関すること。 2 林地開発許可地の地震防災応急対策に関すること。
	森林整備課	1 造林地等の地震防災応急対策に関すること。 2 林道関係の地震防災応急対策に関すること。 3 県営林の地震防災応急対策に関すること。
	森林保全課	治山関係の地震防災応急対策に関すること。

区　分			事　務　分　掌
出納部			
	出納第１班		
		会計管理課	１ 部内各班の連絡調整に関すること。 ２ 部内の災害応急対策の推進に関すること。 ３ 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 ４ 災害時の義援金の保管に関すること。
		会計指導課	１ 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 ２ 災害時の会計処理体制に関すること。
		出納審査課	災害時の会計書類の保管に関すること。
		集中化推進課	給与・旅費等の支払に関すること。
	出納第２班		
		用度課	１ 車両用燃料の緊急調達に関すること。 ２ 本部必要物品の調達支援・相談に関すること。 ３ 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む）の配車に関すること。 ４ コピーセンターの機能確保に関すること。
企業部			
	総括班		
		経営課	１ 部内各室の連絡調整に関すること。 ２ 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 ３ 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 ４ 企業部関係の地震防災応急対策の取りまとめに関すること。
	事業班		
		事業課	１　部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ２　分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び災害応急対策に関すること。
がんセンター部			
	がんセンター県庁駐在班		
		がんセンター局県庁駐在	１ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 ２ 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 ３ 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関すること。 ４ 県立静岡がんセンターの地震防災応急対策に関すること。
議会部			
	総務班		
		総務課	１ 部内各班の連絡調整に関すること。 ２ 部内の地震災害応急対策の推進に関すること。 ３ 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
		秘書室	正副議長との連絡に関すること。
	議会班		
		議事課	議会の会議に関すること。
	災害情報連絡班		
		政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関すること。
人事委員会部			
	人事第１班		
		総務課	１ 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関すること。 ２ 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の災害応急対策の推進に関すること。 ３ 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び所在確認に関すること。
	人事第２班		
		給与課	
	人事第３班		
		職員課	
監査委員部			
	監査班		
		監査課	
労働委員会部			
	労働班		
		調整審査課	
収用委員会部			
	収用班		
		審理調整課	１ 部内の連絡調整に関すること。 ２ 部内の地震災害応急対策の推進に関すること。 ３ 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 ４ 委員の所在確認に関すること。

区　分			事　務　分　掌
教育部			
	教育総務班		
		教育総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 教職員の動員及び調整に関すること。 5 教育関係広報の取りまとめに関すること。 6 休校その他学校管理に関すること。 7 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受入れ調整準備に関すること。
	教育政策班		
		教育政策課	総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。
	施設班		
		財務課	教育施設の安全対策に関すること。
	福利班		
		福利課	1 教職員住宅の安全対策に関すること。 2 地震防災応急対策のための要請に係る教職員互助組合及び共済組合との連携に関すること。 3 教職員の健康管理に関すること。
	学校教育班		
		学校教育課	1 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の安全対策に関すること。 2 公立学校（園）に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 3 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 4 学校給食施設の災害時の活用準備に関すること。
	学校人事班		
		学校人事課	公立学校（園）の教職員の動員に関すること。
	社会教育班		
		社会教育課	1 社会教育施設の地震災害応急対策の促進と連絡調整に関すること。 2 青少年教育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。
	文化財保護班		
		文化財保護課	
	スポーツ振興班		
		スポーツ振興課	社会体育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。
警察部			
	警察班		
		災害対策課	1 警察の実施する地震防災応急対策の本部への報告に関すること。 2 警察本部との連絡調整に関すること。
中央連絡部			
	中央連絡班		
		東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関すること。 2 中央情報の収集に関すること。

別表本部の５

地震災害警戒本部本部員表

区　分	根拠条文	職	選任方法	出　先　機　関
副本部長	大規模地震対策特別措置法第１７条第５項第５号及び第３項	静岡県副知事	本部長任命	
	５－４ ３	〃　警察本部長	法定・本部長任命	
本部員	５－１	関東管区警察局	局長指名	
		東海財務局	〃	静岡、沼津
		東海北陸厚生局	〃	
		関東農政局	〃	静岡統計（沼津、静岡、藤枝、袋井、浜松） 西関東土地改良調査管理、大井川用水農業水利
		静岡農政事務所	所長指名	浜松、沼津、島田
		関東森林管理局	局長指名	伊豆、静岡、天竜
		関東経済産業局	〃	
		関東東北産業保安監督部関東支部	部長指名	
		中部近畿産業保安監督部	〃	
		中部運輸局	局長指名	静岡（陸・海）、下田（海）
		第三管区海上保安本部	本部長指名	下田、清水
		東京管区気象台	台長指名	静岡（浜松、御前崎）
		東海総合通信局	局長指名	清　水
		静岡労働局	〃	浜松、静岡、沼津、三島、富士、磐田、島田、清水
		中部地方整備局	〃	静岡河川、静岡国道、沼津工事、富士砂防、浜松工事、長島ダム、清水港湾
		東京航空局 東京空港事務所	〃	

区　分	根拠条文	職	選任方法	出　先　機　関
	５－２	陸上自衛隊東部方面総監部	総監指名	第１師団（富士教導団、第１普通科連隊、第３４普通科連隊、第１後方支援連隊、第１戦車大隊）第１２旅団
	５－３	静岡県教育長	法　　定	
	５－４	静岡県警察本部長	〃	
	５－５	静岡県副知事	知事指名	
		危機管理監	〃	
		経営管理部長	〃	
		知事戦略監兼企画広報部長	〃	
		静岡県理事（防災・内陸フロンティア担当）	〃	
		くらし・環境部長	〃	
		文化・観光部長	〃	
		健康福祉部長	〃	
		経済産業部長	〃	
		交通基盤部長	〃	
		危機管理部長	〃	
		危機管理監代理	〃	
		危機管理部部長代理	〃	
		出納局長	〃	
		企業局長	〃	
	５－６			市町及び消防機関については指名せず
	５－７	郵便局株式会社東海支社 静岡郵便局長	知事任命	
		西日本電信電話㈱ 静岡支店災害対策室長	〃	
		日本銀行 静岡支店営業課長	〃	
		日本赤十字社 静岡県支部総務課長	〃	
		日本放送協会 静岡放送局長	〃	
		中日本高速道路株式会社東京支社 保全・サービス事業部長	〃	

区　分	根 拠 条 文	職	選任方法	出　先　機　関
	５－７	独立行政法人 水資源機構豊川用水 総合事業部管理課長	〃	
		電源開発㈱中部支店 企画・管理 グループリーダー	〃	
		東海旅客鉄道㈱ 静岡支社総務課長	〃	
		日本通運㈱ 静岡支店総務課長	〃	
		東京電力㈱ 沼津支店副支店長	〃	
		中部電力㈱ 静岡支店総務課長	〃	
		静岡ガス㈱ 環境安全対策室	〃	
		静岡放送㈱ 報道制作局長	〃	
		静岡県医師会会長	〃	
		㈱テレビ静岡 報道制作局長	〃	
		㈱静岡朝日テレビ コンテンツ局長	〃	
		㈱静岡第一テレビ 取締役報道制作局長	〃	
		静岡エフエム放送㈱ 取締役制作部長	〃	

別表方面本部の１　「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」

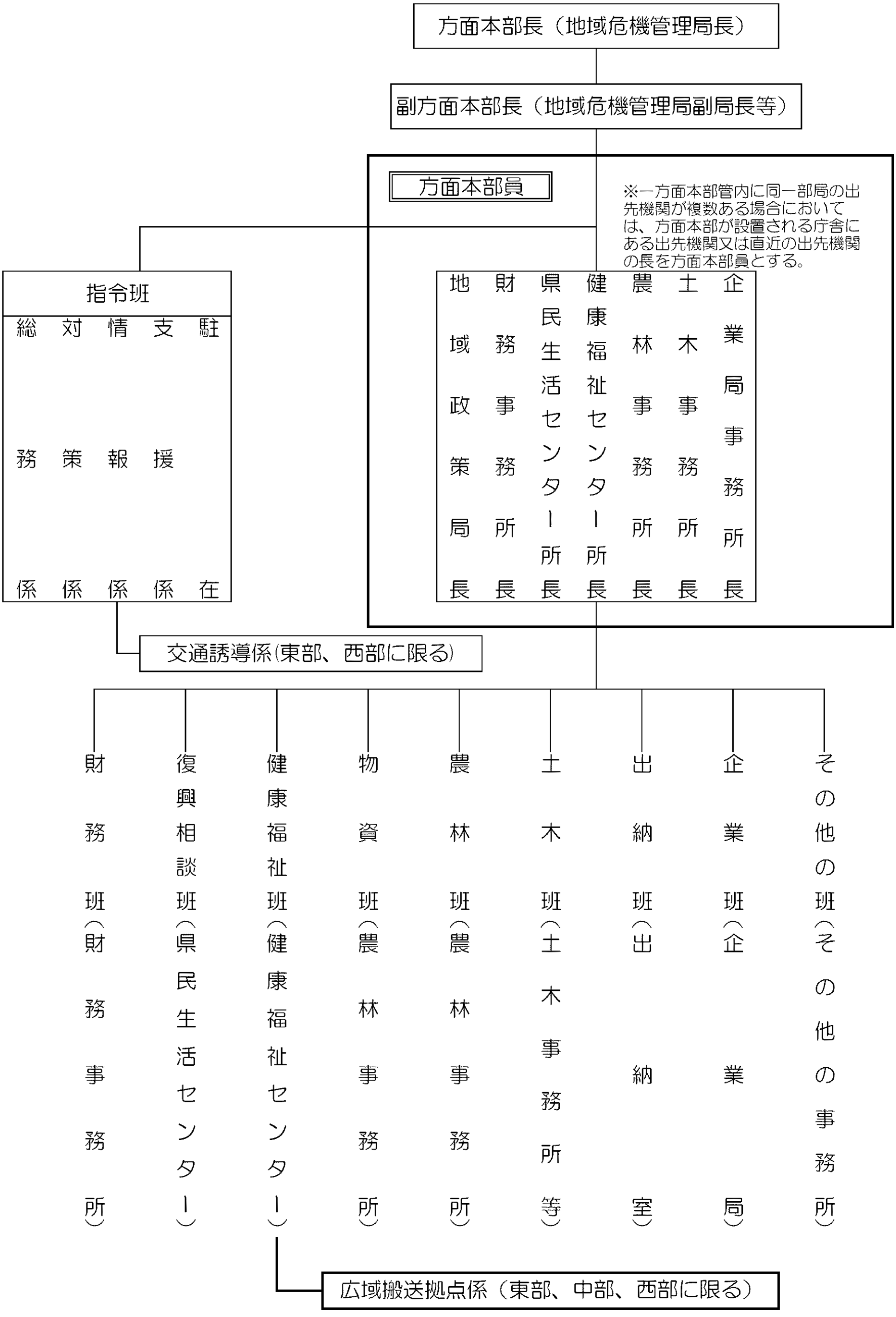

別表方面本部の２　「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、 三島市、裾野市、御殿場市、 富士市、富士宮市、 伊豆の国市、伊豆市、 函南町、清水町、長泉町、 小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、 島田市、牧之原市、 吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、 袋井市、掛川市、御前崎市、 菊川市、森町
方面本部長	賀茂危機管理局長	東部危機管理局長	中部危機管理局長	西部危機管理局長
副方面本部長	地域危機管理局副局長等、地域危機管理局長があらかじめ定めた者			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂地域政策局長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	沼津財務事務所長 東部地域政策局長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部地域政策局長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部地域政策局長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
副班長	あらかじめ地域危機管理局長が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域危機管理局長が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	東部県民生活センター（賀茂駐在）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	賀茂地域政策局 農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産技術研究所伊豆分場	東部地域政策局 東部看護専門学校 吉原林間学園 東部食肉衛生検査所 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産技術研究所富士養鱒場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 沼津技術専門校 あしたか職業訓練校 富士山麓山の村 静東教育事務所	中部地域政策局 消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 こども家庭相談センター 農林技術研究所果樹研究センター 水産技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 清水技術専門校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター	西部地域政策局 環境放射線監視センター 三方原学園 磐田学園 浜松学園 西部食肉衛生検査所 動物管理指導センター 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林大学校 浜松技術専門校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の３　「静岡県地震災害警戒本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区　分	事　務　分　掌
組織運営に係る事務	１　所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 ２　所属職員の所在の確認に関すること。 ３　所属職員の動員に関すること。 ４　関係機関等との連絡に関すること。 ５　班の設置及び運営に関すること。 ６　庁舎等所有施設及び設備の落下転倒防止その他保安措置に関すること。 ７　所管施設及び所管業務における地震防災応急対策に関すること。
事業執行に係る事務 （該当する事務の所管所属に共通）	１　所管地震防災応急対策業務に係る記録の収集及び整理に関すること。 ２　所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の受入体制整備に関すること。 ３　その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

班　名	事　務　分　掌
指令班	＜総務係＞ １ 方面本部の設置及び運営に関すること。 ２ 県方面本部員会議及び県方面本部対策会議に関すること。 ３ 県方面本部の経理に関すること。 ４ 方面本部各班の連絡調整及び総括に関すること。 ５ 方面本部要員の生活維持に関すること。 ６ 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調整・整理に関すること。 ７ 国の機関、国会議員・県議会員等の視察・調査に関すること。 ８ 新聞、テレビ、ラジオ等による警戒宣言、地震予知情報、その他の伝達に関すること。 ９ 地震防災応急対策の広報に関すること。 10 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 11 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 12 地震災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 13 県災害ボランティア支援センター設置の支援に関すること。
	＜対策係＞ １ 方面本部各班の地震防災応急対策実施の総括に関すること。 ２ 原子力発電所に関すること。（中部・西部に限る。） ３ 地震防災応急対策の要請先において輸送手段を確保できない場合の輸送手段の確保に関すること。 ４ 各ライフライン及び危険物施設の地震防災応急対策の実施促進及び実施状況の取りまとめに関すること。 ５ 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 ６ 県民からの要請の処理に関すること。 ７ 災害救助法の適用申請に関すること。

班　名	事　務　分　掌
指令班	8 対策グループ現地航空係への職員派遣に関すること。（中部・西部に限る。） 9 観光客の避難その他の対策の促進に関すること。 10 管内の職員配分の調整に関すること。 11 市町に対する応援職員の派遣準備に関すること。 12 他県等応援職員の受入準備に関すること。 13 管内市町相互間の応援に係る指示又は調整の総括に関すること。 14 管内の自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁等の派遣部隊等の受入準備及び活動調整に関すること。 15 緊急輸送ルートの選定指示に関すること。 16 荷揚げ設備の準備ができない港湾を利用した緊急物資の搬送に関すること。
	＜交通誘導係＞ 進出拠点の設置準備に関すること。（東部・西部に限る。）
	＜情報係＞ 1 気象情報、交通情報、民心の動向等情報の収集伝達に関すること。 2 管内市町における避難状況、地震防災応急対策実施状況の収集及び県本部への報告に関すること。 3 防災行政無線等の利用調整に関すること。 4 県防災行政無線、アシスト等の情報伝達手段の機能確保に関すること。
	＜支援係＞ 1 市町地震災害警戒本部の運営支援に関すること。 2 管内市町の地震防災応急対策の代行調整に関すること。 3 他の係の業務支援に関すること。
	＜駐在＞ 1 方面本部職員の生活維持に関すること。 2 参集するその他要員の管理に関すること。 3 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること（北遠総合庁舎に限る）。 4 参集する広域搬送拠点要員の参集状況の把握及び管理に関すること（浜松総合庁舎に限る）。
財務班	1 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること。 2 災害による県税の救済措置の準備に関すること。
復興相談班	1 震災復興相談センターの運営準備に関すること。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策準備に関すること。
健康福祉班	1 災害救助法による応急救助事務の実施準備に関すること。 2 健康福祉センター所管事項の地震防災応急対策に関すること。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護準備に関すること。 4 市町社協が行なう生活福祉資金の貸付準備に関すること。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付準備に関すること。 6 義援金受付準備に関すること。

班　　名	事　　務　　分　　掌
健康福祉班	7 り災者に対する保健、栄養指導準備に関すること。 8 り災者の精神保健対策準備に関すること。 9 医療救護施設の開設準備状況の把握に関すること。 10 医療救護の調整準備に関すること。 11 医師その他の医療従事者の確保準備に関すること。 12 被災地の防疫活動準備に関すること。 13 難病患者等の支援の準備に関すること。 14 り災妊産婦医療、新生児医療の準備に関すること。 15 食品衛生及び生活衛生の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 16 救急用医薬品及び衛生材料の確保及び供給準備に関すること。 17 薬剤師等の派遣準備に関すること。 18 飲料水の確保、対策指導に関すること。 19 広域搬送拠点係の要員の派遣に関すること。（東部、中部、西部に限る。） 20 広域搬送拠点の設置運営準備の支援に関すること。（東部、中部、西部に限る。）
広域搬送拠点係	広域搬送拠点の設置運営準備に関すること。（東部、中部、西部に限る。）
物資班	広域物資拠点の設置運営準備に関すること。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査準備に関すること。 2 家畜飼料の確保対策に関すること。 3 家畜衛生体制の確保の準備に関すること。（家畜保健衛生所） 4 農作物等被害軽減のための技術対策の支援に関すること。 5 農林業関係団体との連絡に関すること。 6 保管農薬の安全対策に関すること。 7 農林土木工事設計積算施工管理システムの保安及びデータの保全に関すること。 8 農地及び農業用施設の被害調査体制の準備に関すること。 9 大井川用水施設の点検及び操作に関すること。（志太榛原農林事務所）
土木班	1 通信手段の運用に関すること。 2 所有車両の状況確認に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 緊急通行車両に関すること。 5 道路及び港湾施設の通行規制に関すること。 6 土砂災害危険箇所の状況確認の準備に関すること。 7 水防活動の準備に関すること。 8 防災情報施設の状況確認に関すること。 9 津波防護施設の点検・操作に関すること。 10 公有水面に関すること。 11 貯木場利用者に対する流出防止、係留索の強化等の実施の要請に関すること。 12 所管公共施設の被害情報収集体制の確立に関すること。 13 工事中の施設の保安措置に関すること。 14 建設業者の確保対策に関すること。 15 土木総合電算システムの保安及びデータの保守に関すること。 16 各種台帳の管理に関すること。

班　　名	事　　務　　分　　掌
土木班	17 備蓄資材の保有状況の確認等に関すること。 18 緊急物資集積場所として提供可能な空地（施設）の確保協力に関すること。 19 斜面判定士の派遣要請準備に関すること。 20 地震被災建築物応急危険度判定士の連絡体制及び受入調整に関すること。 21 管内市町の公共土木施設に係る地震防災応急対策の指導に関すること。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の地震防災応急対策の指導に関すること。 23 応急仮設住宅の建設準備及び空き県営住宅等の確保に関すること。 24 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡体制及び広域応援体制に関すること。 25 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関すること。
出納班	1 集中管理車の配車に関すること。 2 指定金融機関等の営業状態の把握に関すること。 3 災害時の会計処理の準備に関すること。
企業班	1 所管の工業用水道及び水道施設の地震防災応急対策に関すること。 2 所管の事業用地の地震防災応急対策に関すること。 3 施工中の所管事業用地の地震防災応急対策に関すること。
その他の班	1 所管施設及び所管業務における固有の地震防災応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

別表共通の１　「東海地震に関連する情報の発表時等の配備体制とその基準」

配　備　体　制		配　備　基　準	配　備　局　等
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	（本庁）企画広報部広報課、交通基盤部建設管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局、港湾局、空港局、危機管理部 （出先機関）土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、必要な地域危機管理局
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員

別表共通の２　「地震防災応急対策要員動員計画」

区分 ＼ 時点		①「東海地震注意情報」発表時　②「警戒宣言」発令時	
		勤務中	勤務外
災害対策本部	本部長 副本部長 本部員 指令部各班員等	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く ②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く ②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く
	各部各班員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く※１ ②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く※	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く※１ ②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く※１
方面本部	方面本部長 副方面本部長 方面本部員 方面本部指令班員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く ②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く ②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く
	方面本部指令班員のうち市町情報収集要員	①の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※１ ②の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※１	①の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※１ ②の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※１
	方面本部各班員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※１ ②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※１	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※１ ②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※１
	拠点要員	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※１	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※１
共通	業務調整要員	①、②とも勤務する所属で待機し、指示された業務に就く※１	①の場合、原則として勤務する所属に参集・待機し、指示された業務に就く。ただし、深夜等のため通常の通勤手段では勤務する所属に参集できない場合は、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。※２ ②の場合、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。

※１　勤務時間内又は勤務時間外において、それぞれ異なる業務（業務先含む）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。

※２　直ちに居住地周辺の総合庁舎（静岡市内に居住する県庁勤務者は県庁）に参集する。

（注）表中の勤務中・勤務外は、東海地震注意情報の発表又は東海地震等の大規模地震災害発生の時点を示す。

Ⅰ-11

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領

1　目的

静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）第2条第4項に規定する本部職員（以下「災害応急対策要員」という。）及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）第2条第3項に規定する本部職員（以下「地震防災応急対策要員」という。）の指名に関し、その手続き等を次のとおり定める。

2　要員

(1) 要員区分

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員（以下総称する場合「要員」という。）を次のとおり区分し、職員（再任用職員を含む。以下同じ。）をいずれかの要員に指名する。

なお、各要員が属する組織及び分掌事務は、静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）又は静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）の定めるところによる。

① 指令部員

指令部の事務を処理する要員。

② 方面本部指令班員

方面本部指令班の事務を処理する要員。

③ 市町情報収集要員

市町災害対策本部又は市町地震災害警戒本部に派遣され、被害情報の収集及び連絡調整等の事務に従事する要員。

④ 各部（方面本部）各班員

各部（方面本部）各班の事務を処理する要員。

⑤ 拠点要員

広域搬送拠点又は広域物資拠点（以下総称する場合「拠点」という。）において、重症患者等の搬送又は緊急物資の荷捌き調整等の事務に従事する要員。

⑥ 業務調整要員

上記①から⑥のいずれにも属しない者をいい、本部長又は方面本部長が指示する業務に従事する要員。

なお、発災初期においては、原則として方面本部指令班応援要員として、方面本部指令班の事務を補助するものとする。（下田、東部、藤枝、中遠総合庁舎に参集するものに限る。）

(2) 時間帯による区分

災害時等において迅速な災害応急対策等の事務に従事させるため、次のとおり勤務中・勤務外に区分して要員指名を行うものとする。

① 勤務中要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務中に災害が発生し、又は東海地震に関連する情報が発表された場合に従事する要員。

② 勤務外要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務外に災害が発生し、又は東海地震に関連する情報が発表された場合に従事する要員。

なお、本要領でいう「勤務」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は、「勤務中」に該当するものとして取り扱うので注意すること。

(3) 任務上の区分

① 基幹要員

上記(1)の要員のうち、各組織の運営の中心となる要員をいい、原則として勤務中・勤務外を問わず要員として従事可能な職員をもって構成する。

② 応援要員

上記(1)の要員のうち、基幹要員の事務を補佐する要員。

3　指名の手順

(1) 前年度中に行う事務

以下の区分ごとに記載した順番で指名を行うものとする。

なお、各部局及び各出先機関の長は、前年度中に要員指名されていない職員（暫定的に業務調整要員として指名される職員）について、様式4により危機管理監又は賀茂、東部、中部及び西部危機管理局（以下「危機管理局」という。）長に報告する。

① 本庁職員

ア 指令部員

イ 市町情報収集要員（注1）

ウ 各部（方面本部）各班員

エ 拠点要員（応援要員）（注1）

オ 業務調整要員（注2）

② 出先機関職員

ア 方面本部指令班員

イ 市町情報収集要員（注1）

ウ 方面本部各班員

エ 拠点要員（基幹要員）

オ 拠点要員（応援要員）（注1）

カ 業務調整要員（注2）

（注1）前年度に指名されていた職員のうち、引き続き指名可能な職員。

（注2）前年度中にいずれの要員区分にも指名されなかった職員を暫定的に指名。

(2) 年度当初に行う事務

前年度中に要員指名されていない職員（暫定的に業務調整要員として指名される職員）については、原則として4月下旬までに記載した順番で指名する。

① 市町情報収集要員

② 拠点要員（応援要員）

③ 業務調整要員

4　要員区分ごとの指名手続き

(1) 指令部員

① 構成

指令部員は、危機管理部職員と各部局長からの推薦者で構成する。

② 推薦手順（基幹要員）

各部局長は、本庁に勤務する部局内職員の中から、別紙1に定める人員を健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式1により危機管理監に推薦する。

なお、推薦者は、原則として入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで概ね30分程度で登庁できる者とする。

③ 留意事項

ア 各部局長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

ウ 各部局において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要となる専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

④ その他

指令部対策グループ現地航空係の要員のうち、別紙2に掲げる人員については、当該航空基地を管轄する危機管理局長が管内出先機関の職員の中から危機管理監に要員を推薦し、危機管理監は3月末までに要員を指名する。

⑵ 方面本部指令班員

① 構成

方面本部指令班員は、危機管理局職員と各出先機関長からの推薦者で構成する。

② 推薦手順（基幹要員）

ア 推薦者数の割当て

各危機管理局長は、別紙2を参考に方面本部指令班を構成する人員を定め、その人員を当該危機管理局管内の出先機関に割り当てる。

なお、別紙2は管内市町数等を基礎に指令班員数の目安を示したものであり、各危機管理局長は、方面本部の実状に応じて変更することができる。

イ 推薦要領

上記アにより割当てを受けた出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式2により危機管理局長に推薦する。

なお、推薦者は、原則入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで概ね30分程度で登庁できる者とする。

ウ 留意事項

（ア）各出先機関の長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

（イ）人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

（ウ）各出先機関において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要となる専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

（エ）介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

（オ）各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

⑶ 市町情報収集要員

「静岡県災害対策本部運営要領等に基づき市町に派遣する職員の取扱いについて（通知）」に定めるところによるほか、以下の手続きにより指名を行うものとする。

① 各部局及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に市町情報収集要員として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な要員を、様式3－1及び様式3－2により勤務中・外の別に危機管理局長に推薦する。（本庁各部局にあっては、危機対策課経由とする。）

② 上記①により必要な要員数を確保できない場合は、危機管理局長は各部局及び各出先機関から提出された様式4をもとに、関係する部局及び出先機関に要員の割当てを行う。

③ 上記②により割当てを受けた部局及び出先機関の長は、所属職員の中から住所等を考慮し、勤務中・外の要員別に様式4により危機管理局長に推薦する。

なお、推薦に当たっては、勤務中・外ともに市町情報収集要員として従事可能な職員を優先する。

⑷ 各部（方面本部）各班員

① 各部局及び各出先機関の長は、所属職員の中から、当該所属の分掌する事務を行わせるために必要な人員をあらかじめ定め、各部（方面本部）各班員として指名する。

② 勤務外に要員が不足する組織においては、同一部局内で適宜調整を行い、他の所属に勤務する職員を当該班員として事務に従事させることができる。

ただし、建築関係技術職員については、部を超えて各部（方面本部）各班員として事務に従事させることができる。

⑸ 拠点要員

① 基幹要員

拠点の運営事務を所管する出先機関の長は、当該拠点に係る運営事務を行わせるために必要な人員を、別紙3を参考にあら

かじめ定め、所属職員の中から拠点要員（基幹要員）を指名する。

② 応援要員

ア 危機管理局長は、拠点の運営事務を所管する出先機関の長と協議のうえ、別紙３を参考に拠点要員（応援要員）として必要な人員をあらかじめ定める。

イ 各部局及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に拠点要員（応援要員）として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な拠点要員（応援要員）を、様式３－１及び様式３－２により勤務中・外の要員別に危機管理局長に推薦する。（本庁各部局にあっては、危機対策課経由とする。）

ウ 上記イに定める推薦者は、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで概ね60分程度で登庁できる者とする。

エ 必要な要員数を確保できない場合は、危機管理局長は、各部局及び各出先機関から提出される様式４を参考に、関係する部局及び出先機関に要員の割当てを行う。

オ 上記エにより割当てを受けた部局及び出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態及び住所等を考慮し、拠点要員（応援要員）を勤務中・外の要員別に様式4により危機管理局長に推薦する。

なお、推薦に当たっては、勤務中・外ともに拠点要員（応援要員）として従事可能な職員を優先するものとする。

カ 危機管理局長は、上記イ又はオにより推薦のあった職員を勤務中・外の要員別に拠点要員（応援要員）として指名するとともに、その結果について拠点の運営事務を所管する出先機関の長に報告する。

③ 留意事項

ア 人事異動や健康状態等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

イ 拠点要員の指名に当たっては、発災直後の業務の優先度に鑑み、広域搬送拠点の要員確保に配慮する。（広域搬送拠点業務の収束に伴い、方面本部長の指示により、広域搬送拠点要員を物資拠点業務など他の業務への従事を指示することがある。）

⑹ 業務調整要員

危機管理監又は危機管理局長は、上記⑴から⑸により指名された要員以外の者を業務調整要員として指名するとともに、業務調整要員の参集先の出先機関の長に報告する。

5 指名した要員の報告

⑴ 各部局長は、所管する部局（本庁のみ）の要員数について、様式５－１により危機管理監へ報告する。

⑵ 各出先機関の長は、各所属の要員数について、様式５－１により危機管理局長へ報告するものとし、危機管理局長は管内出先機関の要員数を取りまとめたうえで、方面本部の要員数を様式５－１により危機管理監へ報告する。

また、危機管理局長は方面本部附指令班の要員数について、様式５－２により危機管理監へ報告する。

⑶ 各危機管理局長は、市町情報収集要員の指名状況について、様式６により危機管理監に報告する。

⑷ 各部局長は、所管する各部（方面本部）各班員の指名状況を把握するものとする。

6 要員指名の変更等

職員の人事異動、住所の変更、健康状態若しくは家庭の事情等により、要員指名の変更が必要な場合は、各所属の配備体制を速やかに変更するとともに、上記5の報告事項に変更が生じた場合は、それぞれの指定する報告先に変更内容を報告する。

7 再任用職員の取扱い

再任用職員は、職員定数にカウントされ、身分上は一般職員と同様であることから、原則として要員に指名する。

ただし、再任用職員のうち短時間勤務の職員は、変則的な勤務形態であること等を踏まえ、各所属が所掌する事務のうち補助的な事務に従事させることを基本とする。

8 所属長等の責務

⑴ 各所属長は、東海地震に関連する情報が県下に発表された場合等における迅速な初動体制の確立を図るため、静岡県危機管理情報一斉配信システムの登録推進に努めるものとする。

⑵ 各所属長は、所属職員に要員区分、参集場所、職務内容等を周知するとともに、勤務外及び休日等における迅速かつ的確な参集を期するために、所属職員の電話連絡網等を整備するものとする。

⑶ 各所属長は、所属職員に対し、災害時に各人が担当する事務について常に研修させるとともに、災害時に対処すべき事務等をマニュアル等に整理するなど、日頃から防災事務の的確な準備を欠かさないものとする。

また、勤務外における応援要員として方面本部指令班等における初動対応に従事することとなる者に対する研修・訓練について配慮するものとする。

⑷ 所属長代理者の指名

各所属長は、居住地その他の事情等により、直ちに本部又は方面本部の業務に就くことが困難な場合を想定し、当該所属職員の中から、職位、健康状態及び住所等を考慮し、職務代理者をあらかじめ指名しておくものとする。

⑸ 事前配備体制時に動員する要員の指名

静岡県災害対策本部運営要領及び静岡県地震災害警戒本部等運営要領別表共通の１により配備体制をとる所属の長は、配備体制時に動員する要員について、当該所属の職員の中から事務分掌、職位、健康状態及び住所等を考慮し、あらかじめ指名しておくものとする。

9　個人情報の取扱い

要員指名名簿等に記載された個人情報については、静岡県個人情報保護条例等の関係規定に基づき、その取扱いについて十分に留意するものとする。

10　その他

⑴ 指令部員及び方面本部指令班員の応援要員

危機管理部職員のうち、勤務外に職場への参集が困難な者については、最寄りの庁舎へ参集し、交通状況が改善するまでの当面の間、本部指令部又は方面本部指令班の応援要員として、当該事務を補助するものとする。

なお、危機管理部職員（本庁・出先機関）の要員指名状況については、様式７により部内で相互に情報共有する。

⑵ 指令部（危機管理センター）及び方面本部指令班（方面本部室）への派遣

くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部においては、指令部と連携を密にし、円滑な災害応急対策等を円滑に行うため、当該各部の各班員を危機管理センターに派遣し、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

同様に、方面本部健康福祉班、農林班及び土木班においても、当該各班員を方面本部室に派遣し、方面本部指令班との相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

附　則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

別紙１

指令部各班等の部局等指名状況一覧表

指令部等各班 ＼ 部局	指令部							計
	統括班	総務班	対策グループ	情報グループ	広報班	原子力班	通信班	
経営管理部	7	5	2	12	7			33
企画広報部								
広報課					26			26
政策企画局		3	3		2	3		11
上記以外	2	4	2	5	9		5	27
計	2	7	5	5	37	3	5	64
くらし・環境部	4	2	5	6	8			25
文化・観光部	4		3	8	2		2	19
健康福祉部	2		7	2				11
経済産業部	7	4	11	15	2			39
交通基盤部								
道路局			2					2
河川砂防局			2					2
港湾局			2					2
都市局			2	3			1	6
上記以外	1	2	5	6				14
計	1	2	13	9	0	0	1	26
危機管理部	12	9	28	16		6	10	81
出納局	2	6		4				12
企業局				1	2			3
県議会事務局	4							4
人事委員会事務局		1		1	2			4
監査委員事務局								
労働委員会事務局								
収用委員会事務局								0
教育委員会事務局	2	6		2				10
合計	47	42	74	81	60	9	18	331

注　１　本表は、災害対策本部及び地震災害警戒本部に係る指令部員の構成に関するものである。
　　２　統括班員の推薦にあたっては、知事、副知事の秘書は推薦しないこと。
　　また、議会事務局の統括班員は統括班業務に従事するとともに、議会との連絡調整業務も担当する。
　　３　対策グループには、消防防災航空隊職員を含み、総務班には、地震防災センター職員を含む。
　　４　災害対策本部等の体制見直しに伴い、今後、構成人数を変更することがある。

別紙２

方面本部指令班の基準班員数

指令班各係 ＼ 方面本部	総務係	対策係	情報係	支援係	駐在	交通誘導係	計
賀　　茂	15	15	22	3	0	0	55
東　　部	28	26	40	10	12	16	132
中　　部	23	26	24	7	6	0	86
西　　部	23	28	28	7	9	16	111
合　　計	89	95	114	27	27	32	384

注　１　本表は、方面本部の管内人口や市町数等をもとに各方面本部の基準となる方面本部指令班員数を示したものであり、各方面本部の実情に応じて指令班員数を変更できるので留意すること。
　　２　支援係については、原則として危機管理局地域支援課の職員を充てること。（他の係との兼務も可。）
　　３　表中の情報係の人数には、市町情報収集要員は含まれていない。
　　４　危機管理局職員を各係に最低１名、配置することを基準として、勤務ローテーションを組むこととする。

方面本部物資班の基準班員数

班　区　分	賀茂	沼津		富士	静岡	藤枝	磐田	浜松
		熱海	東部					
班別人数	6	2	8	6	9	8	8	9

注　１　本表は、方面本部物資班を担当する各農林事務所及び熱海財務事務所のみの要員数である。
注　２　広域物資拠点係員の人数は、本表の要員数に含まない。

指令部対策グループ現地航空係の基準班員数

指令部対策グループ	中部	西部
航空自衛隊静浜基地	3	
航空自衛隊浜松基地		3

注　各危機管理局は、管内の出先機関の職員の中から要員を危機管理監に推薦し、危機管理監が指名する。

別紙３

拠点要員の指定基準

(1) 拠点要員の指定基準

① 方面本部健康福祉班広域搬送拠点係

方面本部＼要員区分		基幹要員	応援要員	計	係設置場所	要員参集先
東部	東部健康福祉センター	12		12	県立愛鷹広域公園（沼津市）	東部健康福祉センター
	沼津財務事務所		40	40		
	その他の所属		50	50		
	計	12	90	102		
中部	中部健康福祉センター	12		12	富士山静岡空港（牧之原市）	中部健康福祉センター
	藤枝財務事務所		25	25		
	その他の所属		65	65		
	計	12	90	102		
西部	西部健康福祉センター	12		12	航空自衛隊浜松基地（浜松市）	浜松総合庁舎（１階災害対策室）
	浜松財務事務所		55	55		
	その他の所属		35	35		
	計	12	90	102		
合　　計		36	270	306		

注 １　本表は、方面本部健康福祉班広域搬送拠点係を構成する事務所の基本的な編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて人員数を変更できるので留意すること。
なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させるなど必要な対応を検討しておくこと。
２　１で定めた人員を確保できない場合は、危機管理局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該広域搬送拠点の近傍に居住している者を要員として指名する。
３　要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。

② 方面本部物資班広域物資拠点係

方面本部・地域＼要員区分		基幹要員	応援要員	計	係設置場所	要員参集先
賀茂	賀茂農林事務所	12		12	県立下田高校体育館・グランド（下田市）	賀茂農林事務所
	下田財務事務所		4	4		
	その他の所属		8	8		
	計	12	12	24		
東部 熱海	熱海財務事務所	25		25	姫の沢公園スポーツ広場駐車場（熱海市）	熱海財務事務所
	計	25	0	25		
東部 沼津	東部農林事務所	40		40	県立愛鷹広域公園（沼津市）	東部農林事務所
	その他の所属		50	50		
	計	40	50	90		
東部 富士	富士農林事務所	22		22	富士市産業交流展示場（富士市）	富士農林事務所
	富士財務事務所	14		14		
	その他の所属		46	46		
	計	36	46	82		

方面本部 ＼ 要員区分			基幹要員	応援要員	計	係設置場所	要員参集先
中部	静岡	中部農林事務所	30		30	県立草薙総合運動場（静岡市）	中部農林事務所
		静岡財務事務所		20	20		
		その他の所属		34	34		
		計	30	54	84		
	藤枝	志太榛原農林事務所	34		34	大井川農業協同組合農産物集出荷場（藤枝市）	志太榛原農林事務所
		その他の所属		48	48		
		計	34	48	82		
西部	袋井	中遠農林事務所	36		36	小笠山総合運動公園（袋井市）	中遠農林事務所
		磐田財務事務所		30	30		
		その他の所属		16	16		
		計	36	46	82		
	浜松	西部農林事務所	34		34	浜松市総合産業展示館（浜松市）	西部農林事務所
		その他の所属		50	50		
		計	34	50	84		
合　　計			247	306	553		

注　1　本表は、方面本部物資班広域物資拠点係を構成する事務所の基準となる編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて編成事務所、人員数を変更できるので留意すること。
なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させるなど必要な対応を検討しておくこと。
2　1で定めた人員を確保できない場合は、危機管理局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該広域物資拠点の近傍に居住している者を要員として指名する。
3　要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。

③　方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員
防災応急対策の進捗状況に応じ、業務調整要員の中から、危機管理局長が優先的に指名する。

(2) 拠点要員の配置基準及び従事業務

区　　分	要員配置基準（1拠点あたり）	従事業務
方面本部健康福祉班広域搬送拠点係	51名×2交代	・担架による患者の搬送 ・患者の出入り管理
方面本部物資班広域物資拠点係	約40名×2交代	・緊急物資の受入、荷捌き ・市町村払出、出納管理
方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員	約20名×2交代	・港湾を利用した緊急物資の受入

注　本表は、現場業務の標準業務量等をもとに基準となる現場業務要員数を示したものであり、各現場の実情に応じて要員数を変更できるので留意すること。

様式１

指 令 部 員 推 薦 調 書

担当所属：

担当者名：

電話番号：

指令部各班、グループ名	所属部局	所属課・総務監等	職	氏　　名	防災業務経験の有無

（注）所属部局、所属課・総務監等は新組織における名称を記入する。

様式２

方　面　本　部　指　令　班　員　推　薦　（　報　告　）　調　書

担　当　所　属　：

担　当　者　名　：

電　話　番　号　：

係名等	職員番号	所　属	職	氏　　名	住　　所	防災業務経験の有無

（注１）住所欄は、大字名（町名）までの記入で可。（地番等の記入は不要）

（注２）所属は、新年度の組織における名称を記入する。

様式３－１

３月中に使用

市町情報収集要員及び拠点要員（応援要員）名簿
（前年度から継続して指名する要員名簿 兼 推薦調書）

担 当 所 属 ：
担 当 者 名 ：
電 話 番 号 ：

＜勤務中要員＞

市町名	要員区分	所属部局・所属事務所	所属課・総務監等	職	氏　　名	推薦

（注１）「推薦」欄には、人事異動の状況や、健康状態、住所及び本人の意向等を踏まえて、引き続き要員として指名することが可能か否かを「○」及び「×」印で明示する。

（注２）推薦職員については、組織改正により所属名が変わった場合や、職員の姓が変わった場合など、記載事項に変更がある場合は、見え消しで修正する。

様式３－２

３月中に使用

市町情報収集要員及び拠点要員（応援要員）名簿
（前年度から継続して指名する要員名簿 兼 推薦調書）

担 当 所 属 ：
担 当 者 名 ：
電 話 番 号 ：

＜勤務外要員＞

市町名	要員区分	所属部局・所属事務所	所属課・総務監等	職	氏　　名	推薦

（注１）「推薦」欄には、人事異動の状況や、健康状態、住所及び本人の意向等を踏まえて、引き続き要員として指名することが可能か否かを「○」及び「×」印で明示する。

（注２）推薦職員については、組織改正により所属名が変わった場合や、職員の姓が変わった場合など、記載事項に変更がある場合は、見え消しで修正する。

様式４

４月以降に使用

市町情報収集要員、拠点要員（応援要員）、業務調整要員推薦名簿
（ ３月中に要員指名されていない職員名簿 ）

担当所属：

担当者名：

電話番号：

所属部局・所属事務所	所属課・総務監等	職員番号	職	氏　名	市町コード（注２）	住　所（注３）	前年度拠点要員区分（注４）	要員推薦欄（注５）					
								勤務中要員			勤務外要員		
								市町情報収集要員	拠点要員（応援要員）	業務調整要員	市町情報収集要員	拠点要員（応援要員）	業務調整要員

（注１）３月までに要員指名されていない職員（暫定的に業務調整要員に位置づけられている職員）について太枠内を記入する。なお、勤務内又は勤務外のいずれかのみ指名されている職員についても記入し、その職員については要員推薦欄のうち、勤務内又は勤務外のいずれか既に指名されている欄全てに「×」印を入力する。
（注２）市町コード欄は自動で表示されるため、入力不要。なお、この欄が「#N/A」と表示された場合は市町名に誤りがあるので修正すること。
（注３）住所欄は市町名から記入すること（郡名は不要）。なお、大字名（町名）までの記入とし、地番等の記入は不要。
（注４）前年度拠点要員区分は、広域搬送拠点係か広域物資拠点係かの別を選択入力する。
なお、前年度の要員区分が拠点要員以外の場合及び前年度の拠点要員区分が不明の場合は入力不要。
（注５）要員推薦欄は、危機管理部又は危機管理局からの要員割り当てがあった場合に、以下により必要事項を記入すること。
・市町情報収集要員：参集先市町を記入　・拠点要員：「搬送拠点」又は「物資拠点」と記入し、かっこ書きで担当拠点名（例：浜松基地　等）を記入
（注６）欄が足りない際は適宜ページを追加して記入のこと。なお、その際は「市町コード」欄の計算式と「前年度拠点要員区分」の入力規則についても併せてコピーすること。

様式５－１

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員数報告書
（平成　　年　　月　　日現在）

担当所属：

担当者名：

電話番号：

要員区分		勤務中	勤務外
本部員 方面本部員			
指令部員 方面本部指令班員　（※３）			
市町情報収集要員			
各部各班要員			
うち建築関係要員　（※２）			
方面本部各班要員			
うち建築関係要員　（※２）			
拠点要員 （広域搬送拠点係）	基幹要員		
	応援要員		
	小計	0	0
拠点要員 （広域物資拠点係）	基幹要員		
	応援要員		
	小計	0	0
業務調整要員			
合計		0	0

※１　勤務内要員、勤務外要員をそれぞれ記入する。

※２　経営管理部（営繕関係）、くらし・環境部（建築住宅局）、交通基盤部（土木事務所）のみ記載

※３　方面本部員と兼務のものは除く

様式５－２

方 面 本 部 指 令 班 員 等 報 告 書

担 当 所 属 ：

担 当 者 名 ：

電 話 番 号 ：

区　　分	要員数
指　令　班　長	
うち方面本部員と兼任	
指 令 班 副 班 長	
うち方面本部員と兼任	
総　　務　　係	
対　　策　　係	
情　　報　　係	
支　　援　　係	
駐　　在	
交 通 誘 導 係	
指令部対策グループ現地航空係	
合　　計	0

※合計から方面本部員数を除いた人数は、様式５－１の「方面本部指令班員」の人数と合わせること

様式６

市町情報収集要員配置状況報告書

担当所属：
担当者名：
電話番号：

方面本部	市町村名	勤務中要員			勤務外要員		
		要配備要員数	配備済み要員数	未配備要員数	要配備要員数	配備済み要員数	未配備要員数
賀茂	下田市			0			0
	東伊豆町			0			0
	河津町			0			0
	南伊豆町			0			0
	松崎町			0			0
	西伊豆町			0			0
賀茂方面本部計		0	0	0	0	0	0
東部	沼津市			0			0
	熱海市			0			0
	三島市			0			0
	富士宮市			0			0
	伊東市			0			0
	富士市			0			0
	御殿場市			0			0
	裾野市			0			0
	伊豆市			0			0
	伊豆の国市			0			0
	函南町			0			0
	清水町			0			0
	長泉町			0			0
	小山町			0			0
東部方面本部計		0	0	0	0	0	0
中部	静岡市			0			0
	島田市			0			0
	焼津市			0			0
	藤枝市			0			0
	牧之原市			0			0
	吉田町			0			0
	川根本町			0			0
中部方面本部計		0	0	0	0	0	0
西部	浜松市			0			0
	磐田市			0			0
	掛川市			0			0
	袋井市			0			0
	湖西市			0			0
	御前崎市			0			0
	菊川市			0			0
	森町			0			0
西部方面本部計		0	0	0	0	0	0
県合計		0	0	0	0	0	0

様式７

危機管理部要員名簿

所属(課等)	職	氏　名	現住所	勤務中要員	勤務外要員

Ⅰ－１２

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

昭和 37 年 10 月 15 日　条例第 49 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 84 条第２項の規定に基づき、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（損害補償の種目）

第２条　損害補償の種目は、次に掲げるとおりとする。

（１）療養補償
（２）休業補償
（３）障害補償
（４）遺族補償
（５）葬祭補償
（６）打切り補償

（補償基礎額）

第３条　前条に規定する損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基礎として行うものとする。

２　前条に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

（１）法第 71 条第１項の規定により災害応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者である者については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 14 条第２項第１号の規定の例による。
（２）従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、令第 14 号第２項第２号の例による。
（３）法第 71 条第１項の規定により災害応急措置の業務に協力した者については、静岡県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 29 年条例第 38 号）第４条に規定する基礎額の例により知事が定める額

第４条　療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切り補償及び補償の重複禁止については、令第 15 条から第 22 条までの規定の例による。

附　則

この条例は、公布の日から実施する。

資料の巻Ⅰ

平常時本庁部局各課（室）地震防災事務分掌

(1) 各局（課、室）共通事務

区　分	事　務　分　掌
組織運営に係る事務	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
事業執行に係る事務 （該当する事務の所管局（課、室）に共通）	1　所管業務に係る地震災害予防対策に関すること。 2　所管業務に係る地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害応急対策用資機材の確保に関すること。 5　所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ体制に関すること。

(2) 各局（課、室）別事務分掌

部局名等		担当課（室）	事　務　分　掌
経営管理部	総務局	総務課	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 3　災害時等の部内職員の安否の取りまとめに関すること。
		法務文書課	1　災害時の官報への掲載及び県公報の発行に関すること。 2　災害時の条例、規則等の審査に関すること。 3　災害関連法規等の調査及び助言に関すること。 4　災害時の文書の収受、発送及び管理に関すること。 5　災害時の公印の管理に関すること。 6　災害時の情報公開（公文書開示）及び個人情報保護（開示、訂正及び利用停止請求）に関すること。
	職員局	人事課	1　災害時等の職員の服務に関すること。 2　災害応急対策のための職員配置等人的措置に関すること。 3　災害時等の職員の安否に関すること。
		行政改革課	
		福利厚生課	1　被災職員の住宅確保の支援体制に関すること。 2　職員の災害補償体制に関すること。 3　職員厚生施設等の災害応急対策のための活用体制に関すること。
		健康指導課	1　本部及び方面本部職員の健康管理体制に関すること。
	財務局	財政課	1　災害対策の予算措置に関すること。
		税務課	1　災害による県税の救済措置の実施体制及び県税関係システムの緊急時の機能確保体制に関すること。
		管財課	1　本庁舎及び総合庁舎の耐震化等に関すること。 2　災害時の庁舎の機能維持に関すること。 3　県庁自衛消防隊の運営体制に関すること。
		営繕企画課	1　被災建築物等の緊急解体の実施体制に関すること。
		営繕工事課	1　施工中の県有建築物に係る地震防災対策に関すること。
		設備課	1　施工中の県有建築設備に係る地震防災対策に関すること。 2　建築設備の耐震化の促進及び被災設備の応急復旧の支援体制に関すること。
	自治局	自治行政課	1　災害時の市町行政の応援体制に関すること。 2　災害時等の各種選挙の執行管理体制に関すること。
		自治財政課	1　災害時の市町財政の応援体制に関すること。
企画広報部	総務課		1　部内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　部内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の部内職員の安否に関すること。
	知事公室	秘書課	災害時等の本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関すること。
	知事戦略局	知事戦略課	
		広報課	1　災害時の広報の実施体制に関すること。 2　指令部広報班の運営体制の整備に関すること。 3　災害時等の報道機関との協力体制に関すること。 4　災害時等の電話案内業務に関すること。
	地域外交局	地域外交課	1　在外邦人、海外機関との連絡調整に関すること。 2　海外メディア等からの問合せの対応に関すること。 3　旅券事務の執行態勢の確保に関すること。 4　外国人への情報提供等の支援に関すること。
		多文化共生課	
	政策企画局	企画課	
		地域政策課	
		エネルギー政策課	
	情報統計局	情報政策課	
		電子県庁課	1　しずおかデジタルオフィス、インターネットのシステム安全対策及び災害時の復旧・運用体制に関すること。 2　大型コンピュータ、データ通信システム等の安全対策及び災害時の復旧・運用体制に関すること。
		統計利用課	
		統計調査課	

部局名等	担当課（室）	事務分掌
くらし・環境部	管理局	
	総務監 経理監 政策監	1　部内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　部内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の部内職員の安否に関すること。
	県民生活局	
	県民生活課	1　災害時等の生活関連物資の価格需給動向調査、情報提供体制に関すること。 2　災害時等の消費生活相談の体制の確保に関すること。 3　震災復興相談センター調整会議の運営体制に関すること。 4　ボランティア活動の推進及び支援に関すること。 5　地域交流プラザの災害時の活用体制に関すること。 6　NPO活動センターの災害時の活用体制及び安全対策に関すること。
	くらし交通安全課	
	男女共同参画課	1　男女共同参画センターの安全対策、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。
	建築住宅局	
	住まいづくり課	1　住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援体制に関すること。 2　応急仮設住宅の対応に関すること。
	建築安全推進課	1　住宅・建築物の耐震化等地震防災対策に関すること。 2　建築物に係る落下対象物の落下防止及びブロック塀等の倒壊防止に関すること。 3　建築物に係る軟弱地盤及び液状化対策の推進に関すること。 4　地震被災建築物応急危険度判定の実施体制に関すること。 5　被災宅地危険度判定の実施体制に関すること。 6　工作物の構造及び宅地造成工事規制区域内の造成工事に係る地震防災対策に関すること。 7　宅地造成工事規制区域内の施工中の造成工事箇所の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	建築確認検査室	1　静岡県建築構造設計指針の普及啓発に関すること。
	公営住宅課	1　公営住宅等の耐震等地震防災対策に関すること。 2　応急住宅(公営住宅等）の確保体制に関すること。 3　災害復興公営住宅対策に関すること。
	環境局	
	環境政策課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の局内職員の安否に関すること。 8　フロン回収の実施体制に関すること。 9　二次避難所としてのゴルフ場施設のあっせん体制に関すること。
	環境ふれあい課	1　県民の森施設等の地震防災対策の促進及び被害対策に関すること。
	自然保護課	
	廃棄物リサイクル課	1　廃棄物処理施設の地震防災対策の促進に関すること。 2　災害時の廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき、残骸物）の処理体制に係る県民、事業者の協力啓発に関すること。 3　廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時の廃棄物の処理体制に関すること。 5　災害時の廃棄物の処理に係る広域支援体制に関すること。 6　災害廃棄物処理事業制度の運用体制に関すること。
	生活環境課	1　大気汚染に係る発生源監視体制に関すること。 2　水質汚濁に係る発生源監視体制に関すること。
	水利用課	1　水道施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の促進に関すること。 2　水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　災害時の飲料水・生活用水の確保及び供給体制に関すること。 4　水道施設災害復旧に係る広域支援体制に関すること。
文化・観光部	交流企画局	
	総務課	1　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 2　災害時の部内職員の安否に関すること。
	交流政策課	
	交通政策課	1　災害時の臨時バスの運行体制に関すること。
	ふじのくに千本松フォーラム整備課	
	文化学術局	
	文化政策課	1　災害時のグランシップの活用体制に関すること。 2　グランシップの防災関係計画の整備等、地震防災対策の推進に関すること。 3　県立美術館の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 4　舞台芸術公園の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。
	世界遺産推進課	1　富士山の世界文化遺産登録推薦に係る構成資産の被害調査の実施体制に関すること。
	大学課	1　災害時の大学施設との連携に関すること。
	私学振興課	1　私立学校の校舎の耐震化、学校防災計画整備の指導等地震防災対策の促進に関すること。 2　私立学校の被害状況調査体制及び応急教育体制に関すること。 3　教育委員会及び関係機関との連携に関すること。
	観光局	
	観光政策課	1　観光客の避難その他の地震防災対策の促進に関すること。 2　観光業者の地震防災対策の促進に関すること。 3　県有観光施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	観光振興課	
	空港利用政策課	1　富士山静岡空港における国際・国内線運航状況に関すること。

部局名等		担当課（室）	事務分掌
健康福祉部	管理局	総務監	1　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 2　災害時の部内職員の安否に関すること。
		経理監	1　部内の県有施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
		政策監	1　部内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 4　部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 5　地域における災害時要援護者支援体制に関すること。 6　被災者の生活再建対策に関すること。 7　災害救助法の施行体制に関すること。 8　災害弔慰金、災害障害見舞金に関すること。 9　災害救助基金に関すること。
	福祉長寿局	地域福祉課	1　り災者の援護に関すること。 2　生活福祉資金に関すること。 3　義援金品の取扱い体制に関すること。 4　保護施設との連絡体制に関すること。 5　保護施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震対策に関すること。 6　保護施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
		人権同和対策室	
		長寿政策課	1　り災老人の援護体制に関すること。 2　老人福祉施設等の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3　老人福祉施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
		介護保険課	1　介護保険施設及び有料老人ホームとの連絡体制に関すること。
		介護指導課	
	こども未来局	こども未来課	
		こども家庭課	1　児童福祉施設との連絡体制に関すること。 2　児童福祉施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3　児童福祉施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時の妊産婦、新生児の保健医療体制に関すること。 5　り災児童、母子世帯の援護体制に関すること。
	障害者支援局	障害者政策課	1　障害（児）者福祉施設との連絡調整に関すること。 2　障害（児）者福祉施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震対策に関すること。 3　障害（児）者福祉施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　り災障害（児）者の援護体制に関すること。
		障害福祉課	1　り災障害（児）者の援護体制に関すること。 2　り災障害（児）者の心のケア援護体制に関すること。 3　精神科病院の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 4　精神科病院の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 5　り災者の精神保健対策に関すること。
	医療健康局	医務課	1　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 2　災害時の局内職員の安否に関すること。 3　県立病院の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 4　県立病院施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 5　災害時の県立病院の機能維持に関すること。
		地域医療課	1　医療救護計画に関すること。 2　医療救護施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 3　医療救護施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時の遺体の検案医師の確保体制に関すること。 5　東部看護専門学校の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 6　所管学校施設の災害時の活用に関すること。
		疾病対策課	1　災害時の防疫体制に関すること。 2　感染症指定医療機関等防疫関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　難病専門医との連絡体制に関すること。
		健康増進課	1　災害時健康支援活動の体制に関すること。 2　保健師等の受入の体制整備・連絡調整に関すること。
		国民健康保険課	1　災害時の保険診療の取扱い特例の実施体制に関すること。
	生活衛生局	衛生課	1　災害時の生活衛生の確保対策に関すること。 2　動物園等の防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3　災害時の動物の保護管理体制に関すること。 4　火葬場等関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 5　災害時の死体の埋火葬等処理体制、広域火葬実施体制に関すること。 6　災害時の食品衛生の確保対策に関すること。 7　と畜場等関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
		薬事課	1　災害時の医療救護に係る薬剤師の確保及び派遣体制に関すること。 2　災害時等の輸血用血液の確保及び供給体制に関すること。 3　災害時等の救急用医薬品、医療材料及び防疫用薬剤の確保及び供給体制に関すること。 4　毒物、劇物取扱施設の危害防止規定の策定等地震防災対策に関すること。

部局名等		担当課（室）	事務分掌
経済産業部	管理局	総務監	1　部内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　災害時等の部内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 4　部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 5　部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 6　物資班の運営体制に関すること。 7　緊急物資（調理不要の食品）の調達及びあっせん体制に関すること。
		経理監	1　中小企業関係、農林水産関係の激甚災害指定に係る施行体制に関すること。
		政策監	1　産業関係全般の被害調査体制に関すること。
	振興局	マーケティング推進課	1　緊急物資（副食）の調達及びあっせん体制に関すること。
		研究調整課	1　緊急物資（副食）の調達及びあっせん体制に関すること。
		組合検査課	
	就業支援局	労働政策課	1　災害時の労働相談の体制整備に関すること。 2　労働福祉関係施設の災害時の活用体制に関すること。
		雇用推進課	1　災害時の就業相談の体制整備に関すること。
		職業能力開発課	1　農林大学校、漁業高等学園、技術専門校、職業訓練校の地震防災対策に関すること。
	農林業局	農業振興課	1　農作物・生産施設等の被害状況の調査体制に関すること。 2　農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。
		農山村共生課	1　保管農薬の安全管理に関すること。
		組合金融課	1　農業団体の地震防災対策の促進に関すること。 2　地震災害における農業災害補償に関すること。 3　農業者の災害金融に関すること。
		茶業農産課	1　農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。 2　農作物等の被害状況の調査の支援体制に関すること。 3　緊急物資（主食）の調達及びあっせん体制に関すること。
		みかん園芸課	1　農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。 2　農作物等の被害状況の調査の支援体制に関すること。
		畜産課	1　畜産関係の被害調査関係に関すること。 2　災害時の家畜飼料の確保体制に関すること。 3　災害時の家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 4　畜産関係被害軽減のための技術対策の支援体制に関すること。
		林業振興課	1　林産物及び林産施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 2　応急復旧製材品の調達及びあっせん体制に関すること。 3　林業団体の地震防災対策の促進に関すること。 4　共同利用施設の被害調査体制に関すること。 5　林業者の災害金融に関すること。
	水産業局	水産振興課	1　地震災害における漁業災害補償に関すること。 2　漁業者の災害金融に関すること。 3　緊急物資（水産物）の調達及びあっせん体制に関すること。 4　水産関係の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
		水産資源課	1　災害時の漁船の協力体制に関すること。 2　部所管取締船舶の災害時の活用体制に関すること。
	商工業局	商工振興課	1　インキュベートセンターの地震防災対策に関すること。
		新産業集積課	1　計量検定所の地震防災対策に関すること。 2　被災中小企業に対する技術相談体制に関すること。 3　中小企業の地震防災対策の促進に関すること。
		企業立地推進課	1　浜松内陸コンテナ基地の地震防災対策の促進に関すること。
		商工金融課	1　地震災害防止対策資金に関すること。 2　中小企業の災害金融に関すること。 3　信用保証協会の地震防災対策の促進に関すること。
		経営支援課	1　商工３団体の地震防災対策の促進に関すること。
		地域産業課	1　緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の協定に関すること。 2　鉱山の防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3　所管する業種の被害調査体制に関すること。
交通基盤部	管理局	総務監	1　災害時の部内職員の安否の取りまとめ方法に関すること。 2　応援計画に基づく部内職員の派遣に関すること。
		経理監	1　国等機関との対応に関すること。 2　部内の庁舎、公舎、設備の地震災害予防対策の推進に関すること。
		政策監	1　部内の災害対策に係る広報の窓口に関すること。
	建設支援局	建設業課	1　「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者の災害時出動態勢の把握に関すること。
		公共用地課	1　廃川廃道敷の被害調査及び災害応急対策としての応急使用に関すること。
		技術管理課	1　建設事務総合システムの安全対策に関すること。 2　建設事務総合システムの緊急時の運用及び復旧に関すること。 3　事務所の連絡窓口の確認に関すること。 4　被害想定による各事務所必要パソコン台数の想定、業者手配可能台数の調査に関すること。 5　ガレキ・残骸物の仮置き用公共空間用地の調査に関すること。
		工事検査課	

部局名等	担当課（室）	事務分掌
道路局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　局所管施設に係る災害応急対策用資機材の確保に関すること。 6　局所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受け入れ体制に関すること。 7　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	道路企画課	1　道路に係る地震対策事業計画の取りまとめに関すること。 2　緊急輸送道路の指定に関すること。 3　県道路公社に係る地震防災対策計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 4　有料道路通行料金の減免措置に関すること。
	道路整備課	1　国道に関する緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 2　国道に関する電線共同溝の整備に関すること。 3　県道に関する緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 4　県道に関する電線共同溝の整備に関すること。 5　市町道の耐震化等地震防災対策の指導に関すること。
	道路保全課	1　緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 2　緊急輸送路その他道路施設の被災情報の収集に関すること。 3　緊急輸送路その他道路施設の応急復旧、啓開等緊急輸送機能の確保体制に関すること。 4　道路災害応急復旧用機材の備蓄に関すること。 5　災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関すること。
河川砂防局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	河川砂防管理課	
	河川企画課	1　ダムの地震災害予防対策の推進に関すること。 2　ダムの被災情報収集体制に関すること。 3　ダムの地震防災応急対策の推進に関すること。
	河川海岸整備課	1　河川管理及び海岸保全施設（河川局所管）の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　河川管理及び海岸保全施設（河川局所管）の被災情報収集体制の確立に関すること。 3　河川管理及び海岸保全施設（河川局所管）の地震防災応急対策の推進に関すること。
	土木防災課	1　災害時等の部内の連絡体制及び職員の非常招集計画の確立に関すること。 2　部所管公共土木施設の地震災害予防対策のとりまとめに関すること。 3　部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4　部内の地震防災に係る事務分掌の調整等に関すること。 5　土木防災総合情報システムの構築及び運営に関すること。
	砂防課	1　砂防関係施設の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　砂防関係施設の地震防災応急対策の推進に関すること。 3　砂防関係施設及び土砂災害による被災情報収集体制の確立に関すること。 4　土砂災害危険箇所の周知、監視等に関すること。 5　土砂災害に対する警戒避難体制の整備促進に関すること。
港湾局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	港湾企画課	1　緊急物資集積場所等に供する港湾、漁港内の公共空地の確保に関すること。 2　県内港湾関係出資団体との連絡体制の確立に関すること。 3　港湾、漁港における地震対策施設計画等の策定に関すること。 4　海岸保全の基本計画等、地震災害予防対策の推進に関すること。
	港湾整備課	1　港湾施設（耐震岸壁等）及び港湾海岸保全施設の整備に関すること。 2　港湾の地震防災対策の推進に関すること。
	漁港整備課	1　漁港施設（耐震岸壁等）及び漁港海岸保全施設の整備に関すること。 2　漁港の地震防災対策の推進に関すること。
空港局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	空港地域連携課	
	空港経営課	空港の地震防災対策の推進に関すること。

部局名等	担当課（室）	事務分掌
都市局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	都市計画課	1　大地震に備えた防災都市計画の策定・指導に関すること。 2　屋外広告物の耐震化等地震防災対策の促進に関すること。
	土地対策課	1　土地利用事業の地震防災対策に関すること。 2　施行中の土地利用事業箇所の被害調査及び災害応急対策の体制整備に関すること。 3　開発行為に係る地震防災対策に関すること。 4　施工中の大規模な開発行為箇所の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	市街地整備課	1　市街地再開発事業による老朽住宅密集市街地の解消及び整備に関すること。 2　土地区画整理事業による避難地の整備に関すること。 3　施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の地震防災対策に関すること。 4　土地区画整理事業による老朽住宅密集市街地の解消及び整備に関すること。 5　施工中の土地区画整理事業地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 6　都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告の体制に関すること。
	街路整備課	1　街路事業による避難路の整備に関すること。 2　施行中の都市施設（街路・鉄道高架）の地震防災対策に関すること。 3　施行中の都市施設（街路・鉄道高架）の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告の体制に関すること。
	生活排水課	1　下水道施設の耐震化等地震防災対策の推進に関すること。 2　下水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　下水道施設の応急対策用資機材の確保に関すること。 4　下水道施設の復旧に係る広域支援体制の確立に関すること。 5　静岡県下水道防災計画に関すること。 6　流域下水道施設の耐震化等地震防災対策の推進に関すること。 7　流域下水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 8　流域下水道施設の応急対策用資機材の確保に関すること。
	公園緑地課	1　都市公園事業による避難地及び地震防災施設の整備に関すること。 2　都市公園施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3　都市公園の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　県営都市公園施設の災害時の活用体制に関すること。
農地局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	農地計画課	県有土地改良施設（農地防災ダム）の点検及び保全管理に関すること。
	農地整備課	1　県有土地改良施設（かんがい排水）の点検及び保全管理に関すること。 2　土地改良区等の地震防災対策の促進に関すること。
	農地保全課	1　農地・農業用施設の被害調査及び災害復旧対策の実施体制に関すること。 2　県有土地改良施設（農道）の点検及び保全管理に関すること。
	農地利用課	国有農地等の管理に関すること。
森林局	経理調整班	1　災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の安否に関すること。 5　災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	森林計画課	1　森林の現況調査に関すること。
	森林整備課	1　造林地の被害調査体制に関すること。 2　森林火災に係る初期消火機材の配備及び被害調査体制に関すること。 3　孤立防止、代替輸送機能に資する林道の整備に関すること。 4　林道関係の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	森林保全課	1　治山関係の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 2　県営林等の被害調査体制に関すること。 3　治山施設の整備等地震防災対策に関すること。 4　山地災害危険地区の周知、監視等に関すること。
	全国育樹祭推進課	

部局名等	担当課（室）	事務分掌
危機管理部	総務課	1　部内の人事、予算及び経理の総括に関すること。 2　消防学校に関すること。 3　環境放射線監視センターに関すること。 4　局内各室の連絡調整及び局内他室の所掌に属しない事務に関すること。
	危機政策課	1　静岡県地域防災計画（原子力対策編を除く。）に関すること。 2　静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）に関すること。 3　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用の決定に関すること。
	危機情報課	1　地震対策その他の防災対策を推進するための調査及び研究に関すること。 2　地震・火山活動に関する調査、研究及び観測に関すること。 3　県民の防災意識の高揚に関すること。 4　自動販売機の転倒防止に関すること。 5　地震防災センターに関すること。
	危機対策課	1　災害対策本部及び地震災害警戒本部の組織及び運営に関すること。 2　防災訓練の企画及び実施に関すること。 3　気象等に係る予報及び警報の伝達に関すること。 4　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の決定に関すること。 5　防災ヘリコプターに関すること。 6　自衛隊・ライフライン関係機関との連携に関すること。
	消防保安課	1　消防に関すること。 2　消防防災航空隊に関すること。 3　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく許認可等に関すること。 4　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく許認可等に関すること。 5　危険物等の規制に関すること。 6　火薬類の規制に関すること。 7　民間事業者等の保安活動の指導に関すること。
	原子力安全対策課	1　原子力発電所の安全対策に関すること。 2　原子力発電所の防災対策(静岡県地域防災計画(原子力対策編に限る。)に関することを含む。)に関すること。
	防災通信課	1　防災行政無線の運用及び管理並びにその指導に関すること。 2　総合情報ネットワークの利用調整に関すること。 3　地域映像情報発信に関すること。 4　その他無線局の整備及び指導に関すること。
出納局	会計管理課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制にすること。 4　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の局内職員の安否に関すること。 8　災害時における義援金の保管体制に関すること。
	会計指導課	1　財務会計システムの緊急時の運用及び復旧体制に関すること。 2　災害時における指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関すること。 3　災害時における会計事務に関すること。
	出納審査課	1　災害時における会計書類の保管に関すること。
	集中化推進課	1　給与・旅費等の支払に関すること。
	用度課	1　災害時における本部必要物、燃料の緊急調達の支援に関すること。 2　災害時における集中管理車両（協定に基づく調達車両を含む）の配車体制に関すること。 3　災害時におけるコピーセンター、ワークステーションの機能確保に関すること。
企業局	経営課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の局内職員の安否に関すること。
	事業課	1　施工中の事業用地の地震防災対策に関すること。 2　事業用地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　局所管の工業用水道及び水道施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 4　局所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 5　局所管の被災工業用水道及び水道施設の復旧に係る広域支援体制に関すること。
議会事務局	総務課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7　災害時の局内職員の安否に関すること。
	秘書室	1　災害時等の議長及び副議長の秘書に関すること。
	議事課	1　災害時の議会運営体制に関すること。
	政策調査課	1　災害時の議員との連絡体制に関すること。
	議会図書室	

部局名等	担当課（室）	事務分掌
教育委員会事務局	教育総務課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5　局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6　教職員の地震防災に係る研修、訓練に関すること。 7　災害時の局内職員の安否に関すること。 8　災害時における教職員の服務に関すること。 9　災害時等の学校教職員の動員計画の調整に関すること。 10 災害時の学校の管理運営に関すること。 11 他県からの応援派遣の受入れに関すること。 12 義援金募集の協力体制に関すること。 13 災害時における電算システムの対応に関すること。 14 災害時における視察調査に関すること。
	教育政策課	1　総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。 2　被災児童生徒の教育相談体制に関すること。
	財務課	1　公立学校等施設の耐震化等地震防災対策に関すること。 2　公立学校等施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	福利課	1　教職員の災害補償体制に関すること。 2　被災教職員の住宅確保の支援体制に関すること。
	学校教育課	1　公立学校（園）の防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 2　公立学校（園）の生徒に対する地震防災教育に関すること。 3　公立学校（園）の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4　災害時の公立学校（園）における応急教育の実施体制に関すること。 5　公立学校（園）に係る教科書及び学用品の調達及びあっせん体制に関すること。 6　公立学校（園）施設の災害時の活用及び教職員の支援体制に関すること。 7　健康教育を通じての救急救護技能の習得に関すること。 8　学校給食施設の災害時の活用体制に関すること。 9　所管船舶の災害時の活用体制に関すること。
	学校人事課	1　災害時の公立学校（園）の教職員の確保体制に関すること。
	社会教育課	1　社会教育を通じての地震防災に関する知識の普及啓発に関すること。 2　社会教育施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　社会教育施設の災害時の活用及び職員の支援体制に関すること。 4　青少年教育施設の地震防災対策の推進に関すること。 5　青少年団体のボランティア活動に関すること。 6　青少年教育施設の災害時の活用体制に関すること。
	文化財保護課	1　文化財の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の促進に関すること。 2　文化財の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　災害時の埋蔵文化財の発掘調査体制に関すること。
	スポーツ振興課	1　所管する社会体育施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 2　社会体育施設の災害時の活用体制に関すること。
人事委員会事務局	総務課	1　人事委、監査委、労働委内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　人事委、監査委、労働委内の地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　災害時等の人事委、監査委、労働委内職員の安否に関すること。 4　人事委、監査委、労働委内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 5　人事委、監査委、労働委内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 6　災害時の人事委、監査委、労働委内職員の安否に関すること。
	給与課	
	職員課	
監査委員事務局	総務課	
	監査課	
労働委員会事務局	総務課	
	調整審査課	
収用委員会事務局	審理調整課	1　局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2　局内の地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3　災害時の局内職員の安否に関すること。 4　災害時の収用委員会委員との連絡体制に関すること。

資料の巻Ⅰ

平常時出先機関地震防災事務分掌

(1) 各所属共通事務

区　　分	事　　務　　分　　掌
組織運営に係る事務	1　災害時等の所管業務に係る情報伝達及び発進体制の整備に関すること。 2　所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3　所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4　災害時の所属職員の所在及び安否の連絡体制に関すること。 5　災害時の所属職員の動員計画に関すること。 6　災害時における関係機関等との連絡体制に関すること。 7　班の設置及び運営体制に関すること。
事業執行に係る事務 （該当する事務の所管所属に共通）	1　所管業務に係る地震災害予防対策に関すること。 2　所管業務に係る地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3　災害応急対策用資機材の確保に関すること。 4　所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ体制に関すること。

(2) 出先機関別事務分掌

所　属　名	事　　務　　分　　掌
財務事務所	1　災害時等の庁舎の機能維持体制に関すること。 2　方面本部物資班及び広域物資拠点の設置・運営に関すること。（熱海財務事務所に限る。）
地域危機管理局	1　防災資機材の機能維持に関すること。 2　地震災害警戒本部方面本部・災害対策本部方面本部の運営及び各班との連絡調整に関すること。 3　方面本部職員の生活の維持及び健康管理に関すること。 4　原子力発電所に関する情報収集訓練等への参加及び環境放射線監視センターとの連携に関すること。（中部・西部に限る。） 5　防災関係機関との連携・強化に関すること。 6　地域防災力の強化に関すること。 7　液化石油販売業者の規制・指導に関すること。（東部・中部・西部に限る。） 8　市町の防災体制の強化・指導に関すること。 9　地震防災についての啓発に関すること。
県民生活センター	1　震災復興相談センターの運営体制に関すること。 2　地域交流プラザの災害時の安全対策に関すること。（東部・西部に限る。） 3　労政会館の災害時の安全対策に関すること。
健康福祉センター	1　管内被災者の生活再建対策に関すること。 2　災害救助関係法の施行体制に関すること。 3　り災低所得者、身体障害者、精神薄弱者、児童、老人、母子世帯等の援護体制に関すること。 4　生活福祉資金に関すること。 5　災害弔慰金、災害障害見舞金に関すること。 6　災害救助資金に関すること。 7　義援金の取扱い体制に関すること。 8　医療救護計画の整備等医療救護体制に関すること。 9　り災者の精神保健対策に関すること。 10 災害時の遺体の検案等処理体制に関すること。 11 災害時の防疫体制に関すること。 12 災害時の健康支援活動に関すること。 13 災害時の妊産婦、新生児の保健医療体制に関すること。 14 災害時の食品衛生及び生活衛生の確保対策に関すること。 15 災害時の動物の保護管理体制に関すること。 16 災害時の遺体の埋火葬等処理体制に関すること。 17 災害時等の救急用医薬品、医療材料及び防疫用薬剤の確保及び供給体制に関すること。 18 災害時の医療救護に係る薬剤師の確保及び派遣体制に関すること。 19 毒物劇物取扱施設の危害防止規定の策定等地震防災対策に関すること。 20 災害時の廃棄物処理体制に関すること。 21 災害時の廃棄物に係る広域支援体制に関すること。 22 災害時の廃棄物の処理体制に係る県民、事業者の協力啓発に関すること。 23 災害廃棄物処理事業制度の運用体制に関すること。 24 災害時の飲料水・生活用水の確保及び供給体制に関すること。 25 水道施設災害復旧に係る広域支援体制に関すること。 26 ボランティア活動の支援体制に関すること。

所属名	事務分掌
農林事務所	1　農畜産物及び林産物の被害調査体制に関すること。 2　各方面本部物資班及び広域物資拠点の設置・運営に関すること。 3　家畜飼料の確保対策に関すること。 4　家畜伝染病予防及び防疫対策に関すること。 5　農林産物の災害時における技術対策に関すること。 6　農薬卸売業者に対する農薬の安全管理指導に関すること。 7　農林業者に対する災害金融の周知に関すること。 8　土地改良区等の地震防災対策の促進に関すること。 9　地すべり防止区域、海岸保全区域の周知、監視に関すること。 10 治山関係の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 11 森林の被害調査体制に関すること。 12 孤立防止、代替輸送機能に関する農林道の整備に関すること。 13 静岡県建設事務総合システムの安全対策及び災害時の連絡体制に関すること。
土木事務所	1　通信手段の運用及び維持管理に関すること。 2　所有車両の整備に関すること。 3　緊急輸送路の維持管理に関すること。 4　緊急通行車両に関すること。 5　港湾・漁港施設の維持管理に関すること。 6　港内のパトロールに関すること。 7　道路の交通規制に関すること。 8　土砂災害危険箇所の周知及び避難対策（市町に関する指導を含む）に関すること。 9　水防計画に関すること。 10 防災情報施設の整備に関すること。 11 津波防護施設の維持管理及び操作体制に関すること。 12 公有水面に関すること。 13 水面貯木場利用者に対する流出防止、係留索の強化等の指導に関すること。 14 所管公共施設の被害情報収集体制の整備に関すること。 15 工事箇所の地震防災安全対策の指導に関すること。 16 地震対策諸施設の整備事業の推進に関すること。 17 住宅・建築物の耐震対策、屋内安全対策の技術指導に関すること。 18 屋外広告物の地震防災対策の指導に関すること。 19 地震防災に配慮した都市計画策定に係る管内市町村の指導に関すること。 20 建設業協会との協定の運用体制等協力体制の整備及び更新に関すること。 21 土木総合電算システムの安全対策及び災害時の連絡体制に関すること。 22 各種台帳の整備に関すること。 23 応急復旧資機材の備蓄並びに備蓄場の整備に関すること。 24 緊急物資集積場所等として使用可能な空地の調査協力に関すること。 25 斜面判定士の派遣要請体制に関すること。 26 地震被災建築物応急危険度判定の実施体制に関すること。 27 管内市町の公共土木施設に係る耐震対策推進の指導に関すること。 28 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の地震防災対策の指導に関すること。 29 応急仮設住宅の建設可能地調査に関する技術的支援及び空き県営住宅等の確保体制に関すること。 30 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡体制及び広域応援体制に関すること。
出納室	1　災害時における指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関すること。 2　災害時における会計処理体制に関すること。 3　災害時における集中管理車両の配車体制に関すること。
企業局事務所	1　所管の工業用水道及び水道施設の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 2　所管の事業用地の地震防災応急対策の実施体制に関すること 3　施工中の所管事業用地の地震防災応急対策の実施体制に関すること。
その他の事務所	1　所管施設及び所管業務における固有の地震災害予防対策に関すること。 2　所管施設及び所管業務における固有の地震防災応急対策の実施体制に関すること。

資料の巻Ⅰ

I-15

静岡県災害対策本部及び地震災害警戒本部配置図

－静岡県庁別館－

９Ｆ

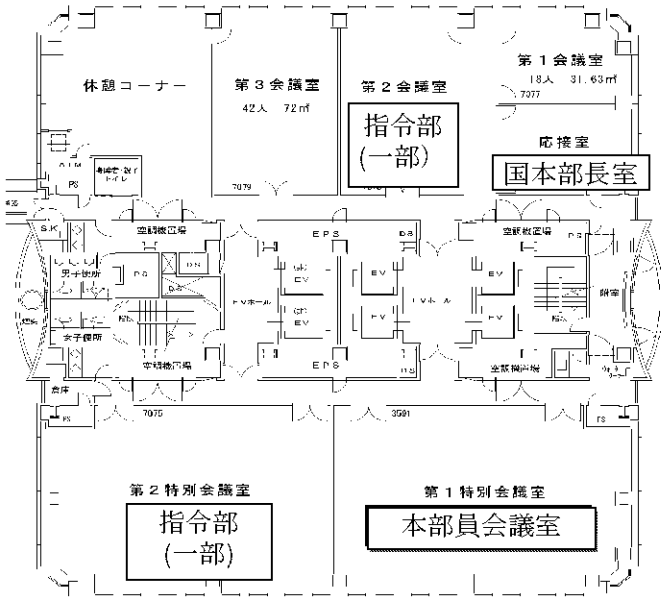

８Ｆ

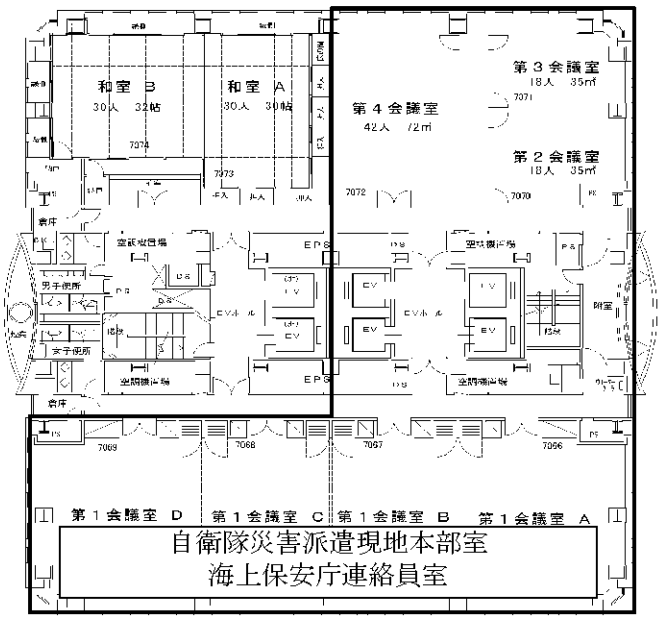

７Ｆ

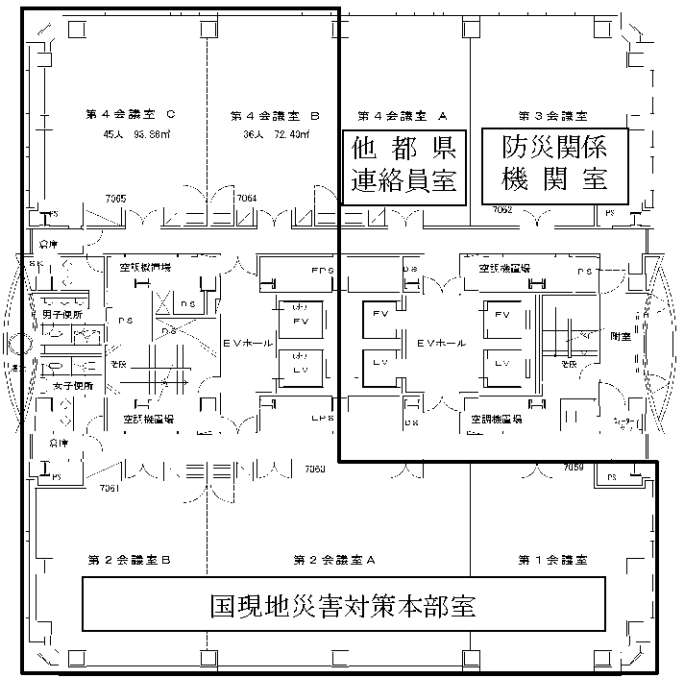

６Ｆ

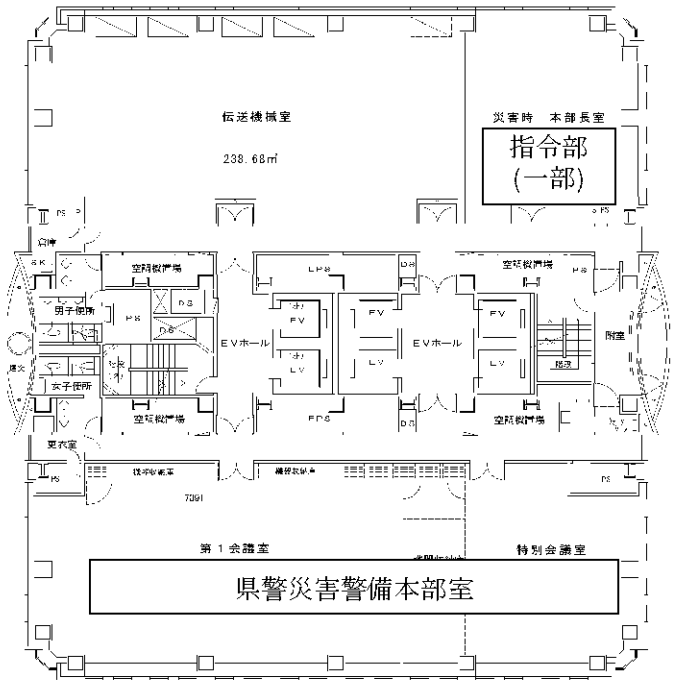

５Ｆ


静岡県危機管理
センター

４Ｆ

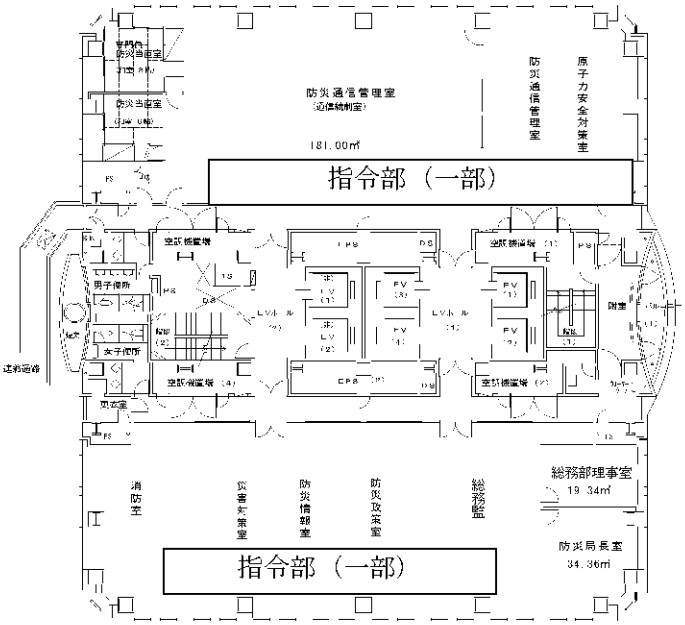
防災通信管理室
181.00㎡
指令部（一部）
総務部理事室
19.34㎡
防災局長室
34.36㎡
指令部（一部）

２Ｆ

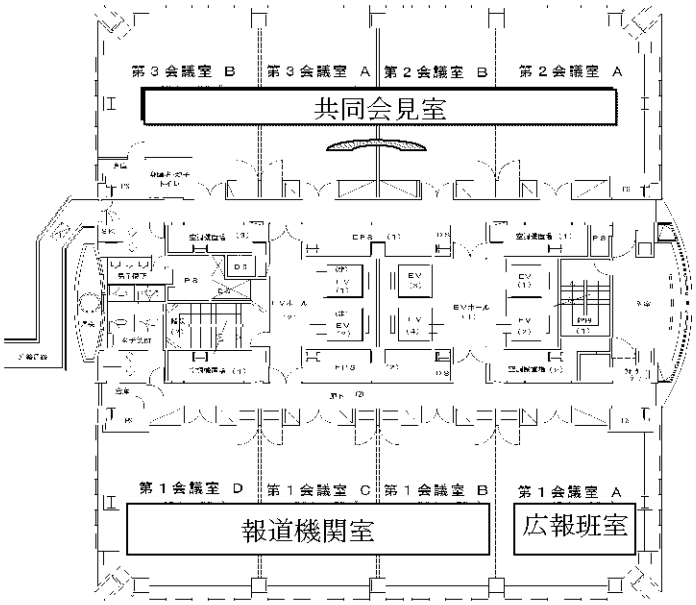
第３会議室 B
第３会議室 A
第２会議室 B
第２会議室 A
共同会見室
第１会議室 D
第１会議室 C
第１会議室 B
第１会議室 A
報道機関室
広報班室

県庁別館２階　広報班室（第１会議室Ａ）・報道機関室（第１会議室Ｂ，Ｃ，Ｄ）

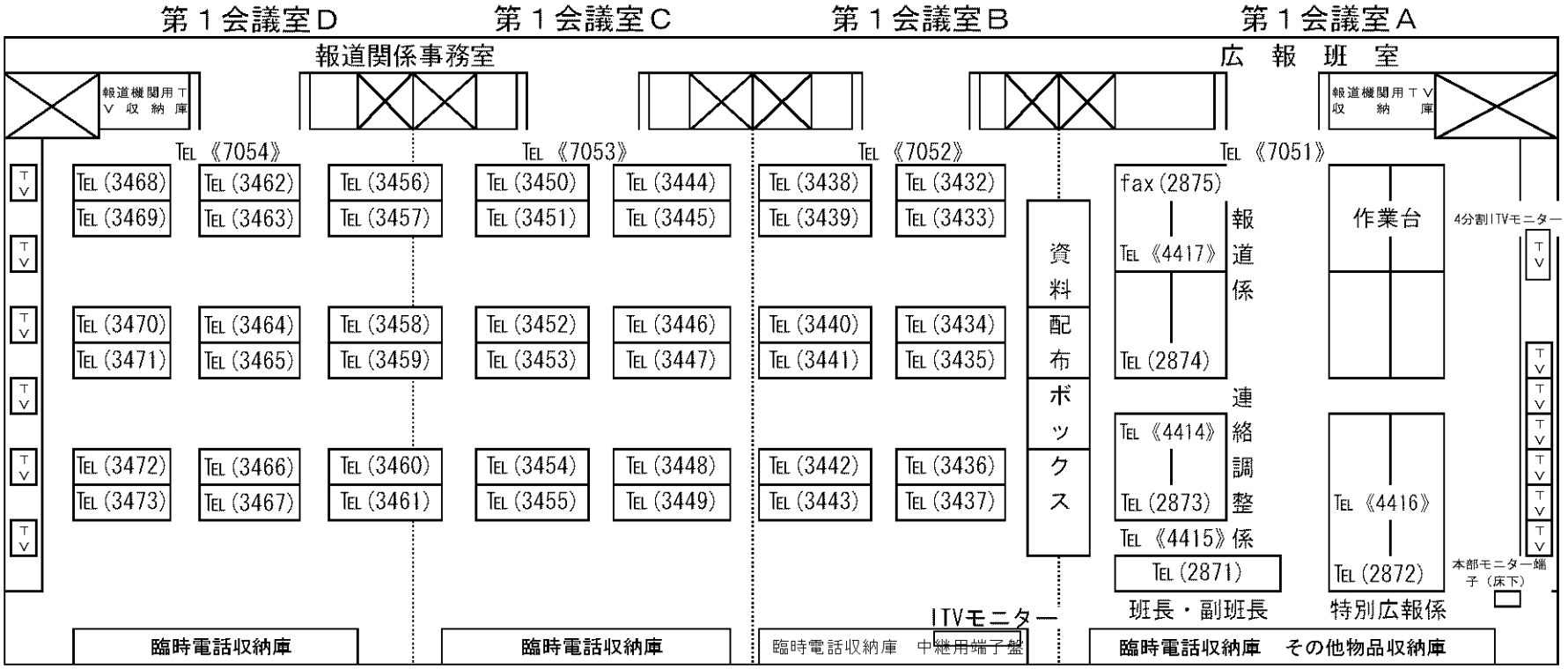

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（ ）がＮＴＴ臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方
- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方
- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方
- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館２階　共同会見室（第２会議室Ａ，Ｂ、第３会議室Ａ，Ｂ）

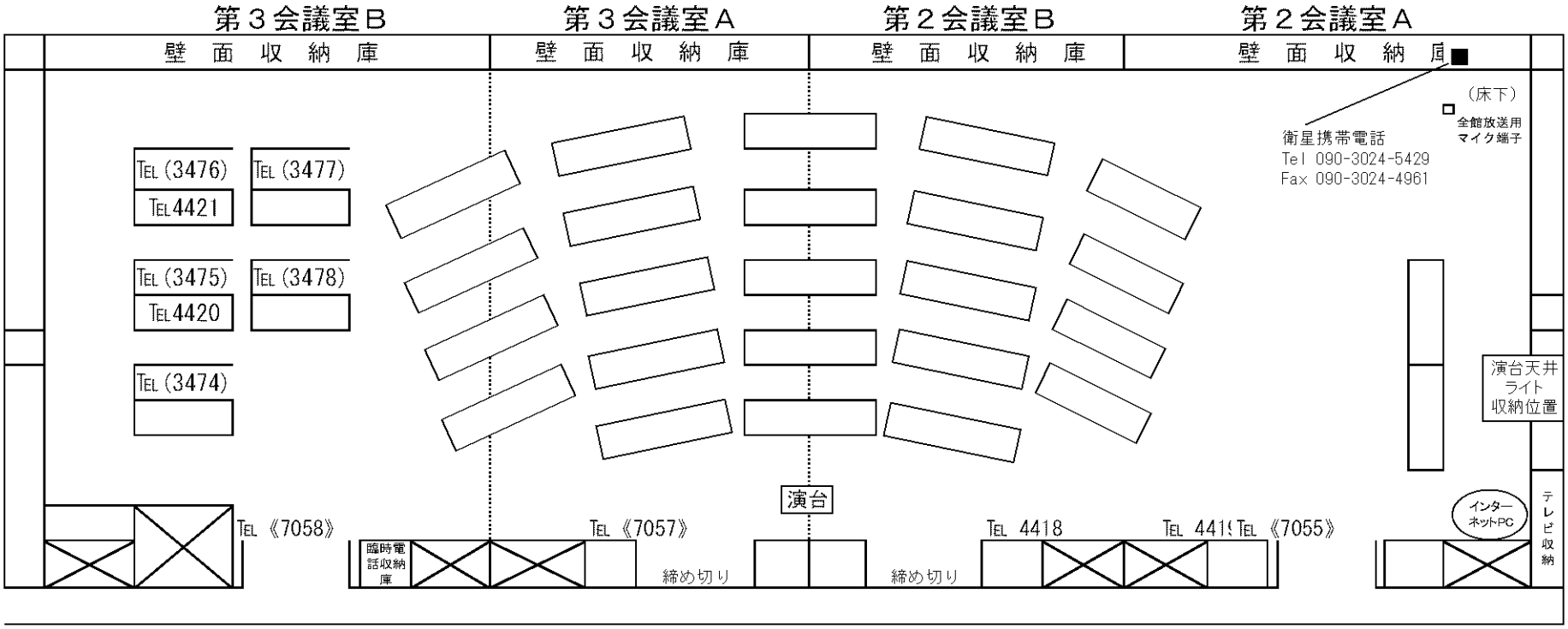

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方
- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方
- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方
- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館５階　静岡県危機管理センター（東）

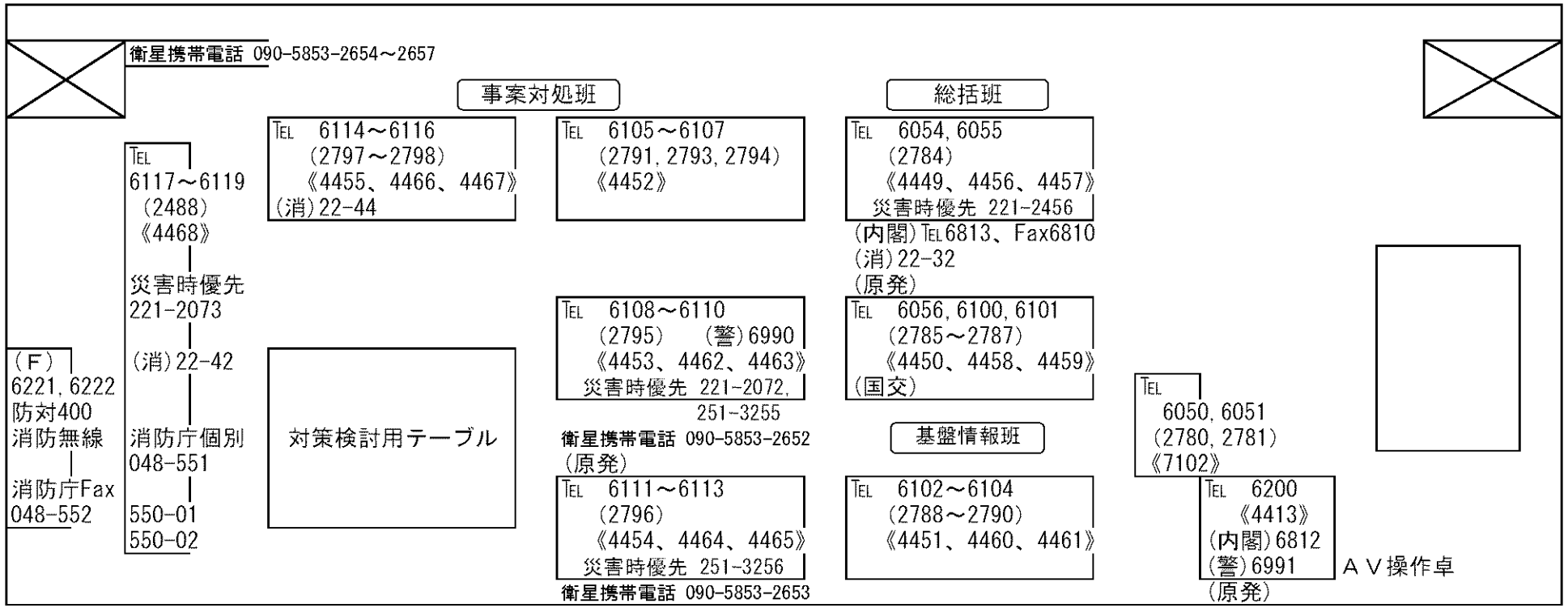

TEL …　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（ ）がＮＴＴ臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方

- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のか

- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話の

- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

（Ｆ）…防災用ファクシミリ　（警）…警察電話　（国交）…国土交通省無線電話
（消）…消防庁無線電話　（内閣）…内閣府無線電話

県庁別館５階　静岡県危機管理センター（西）

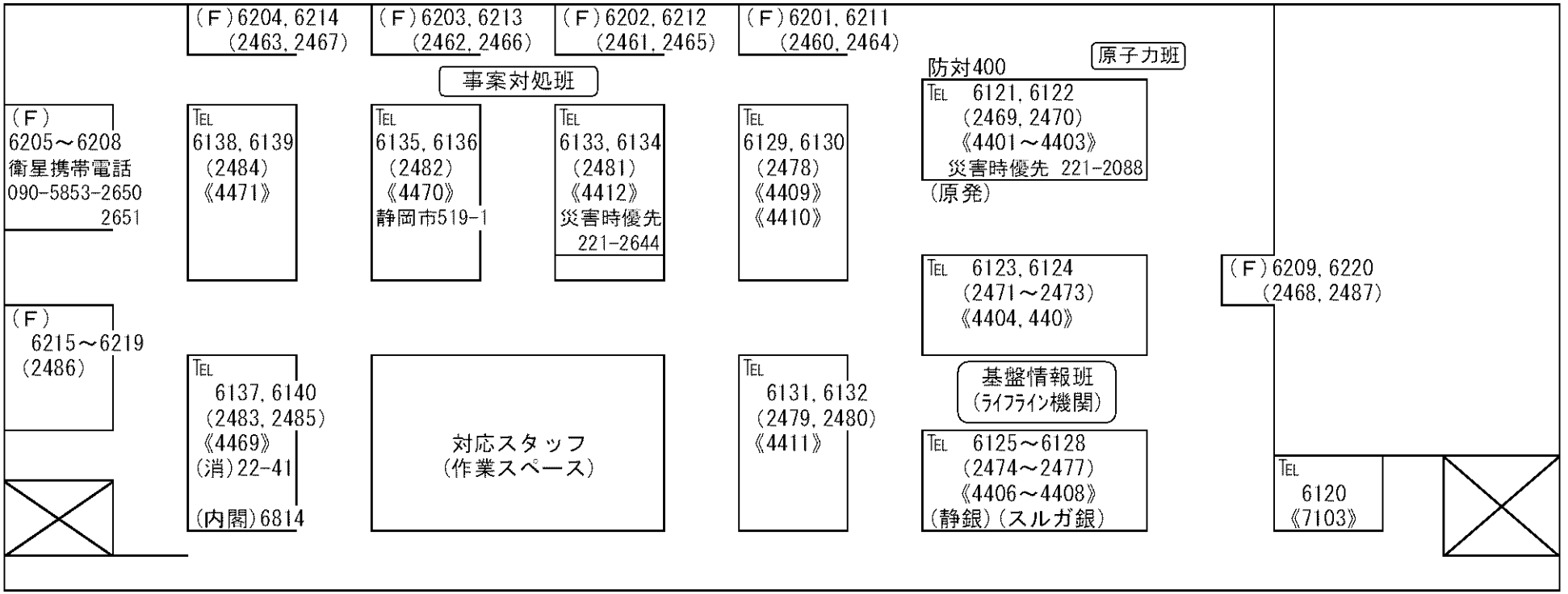

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方

- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方

- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方

- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

（Ｆ）…防災用ファクシミリ　　（内閣）…内閣府無線電話

（消）…消防庁無線電話

県庁別館７階　国現地災害対策本部室（第１、２会議室）

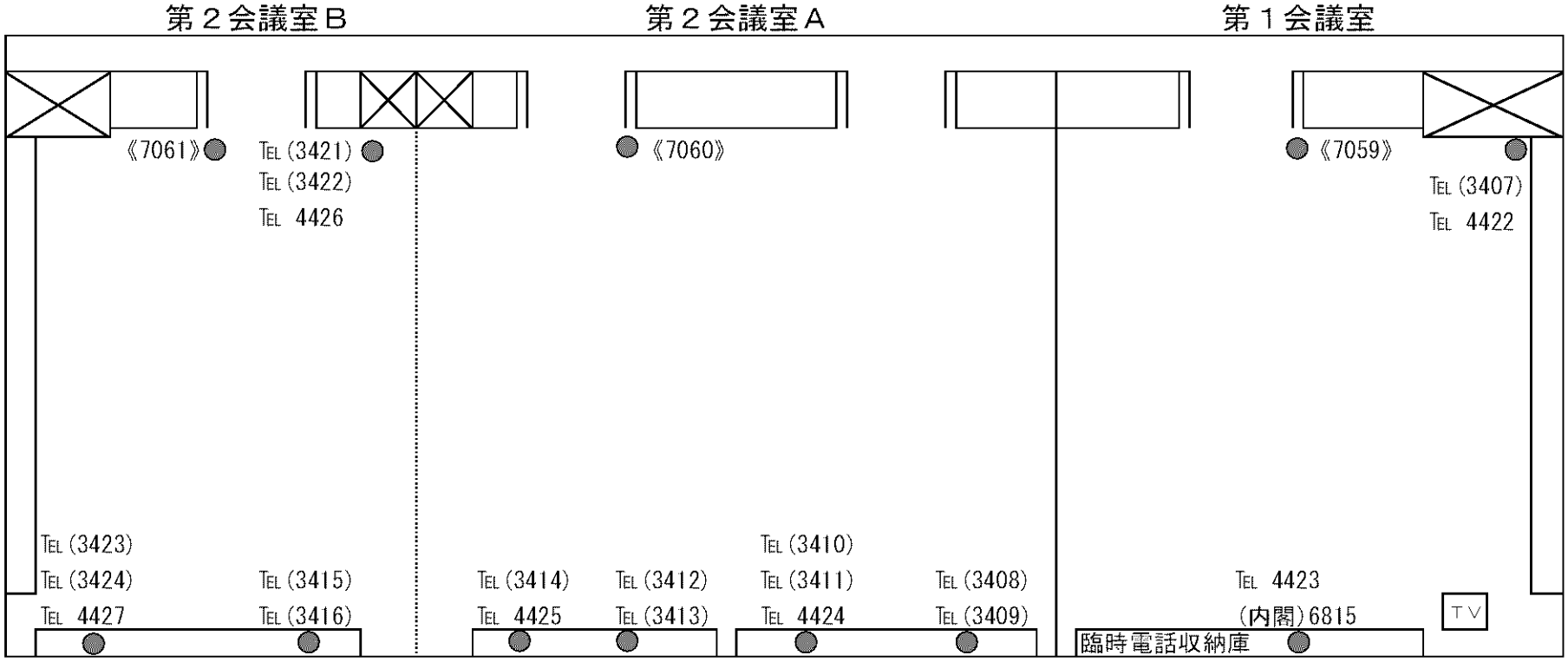

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方

- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方

- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方

- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

（内閣）…内閣府無線電話　（国交）…国土交通省（旧建設省）無線電話

県庁別館７階　国現地災害対策本部室（第４会議室Ｂ、Ｃ）、他都県連絡員室（第４会議室Ａ）、
防災関係機関室（第３会議室）

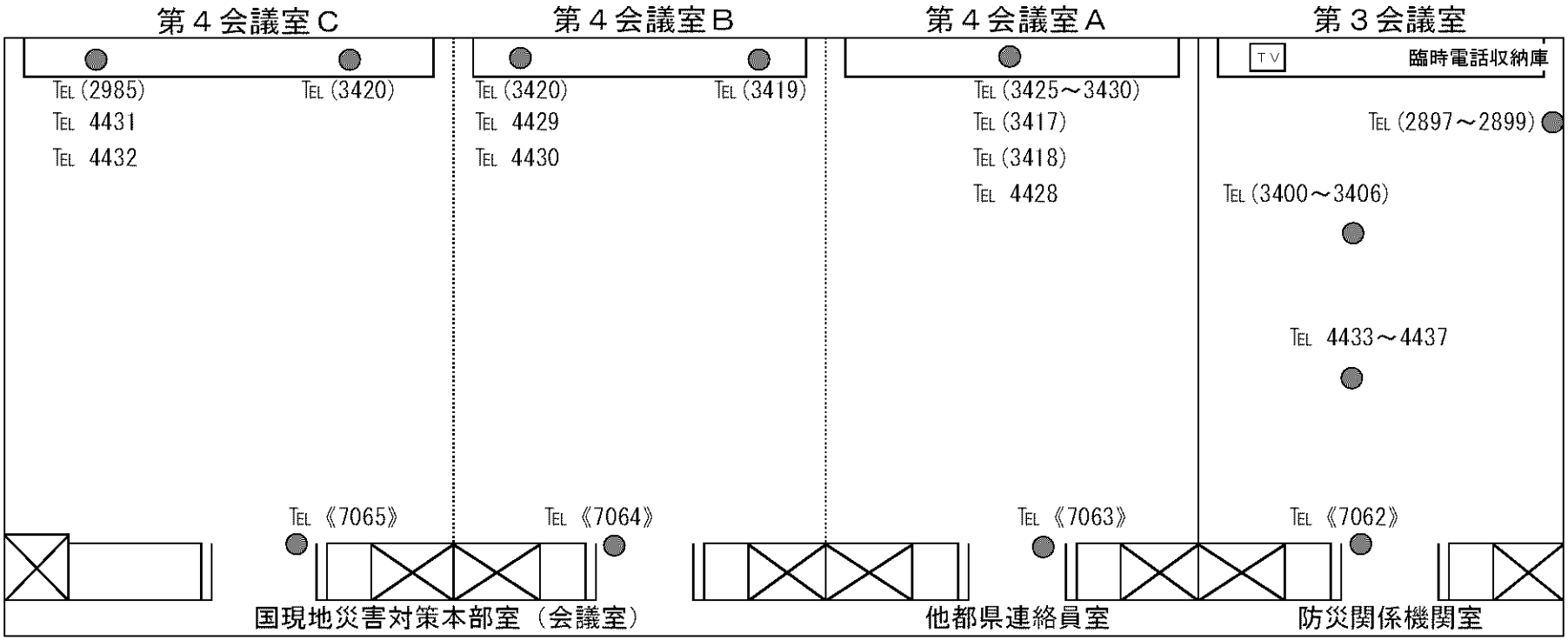

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方
- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方
- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方
- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館８階　自衛隊災害派遣現地本部室、海上保安庁連絡員室（第１会議室）

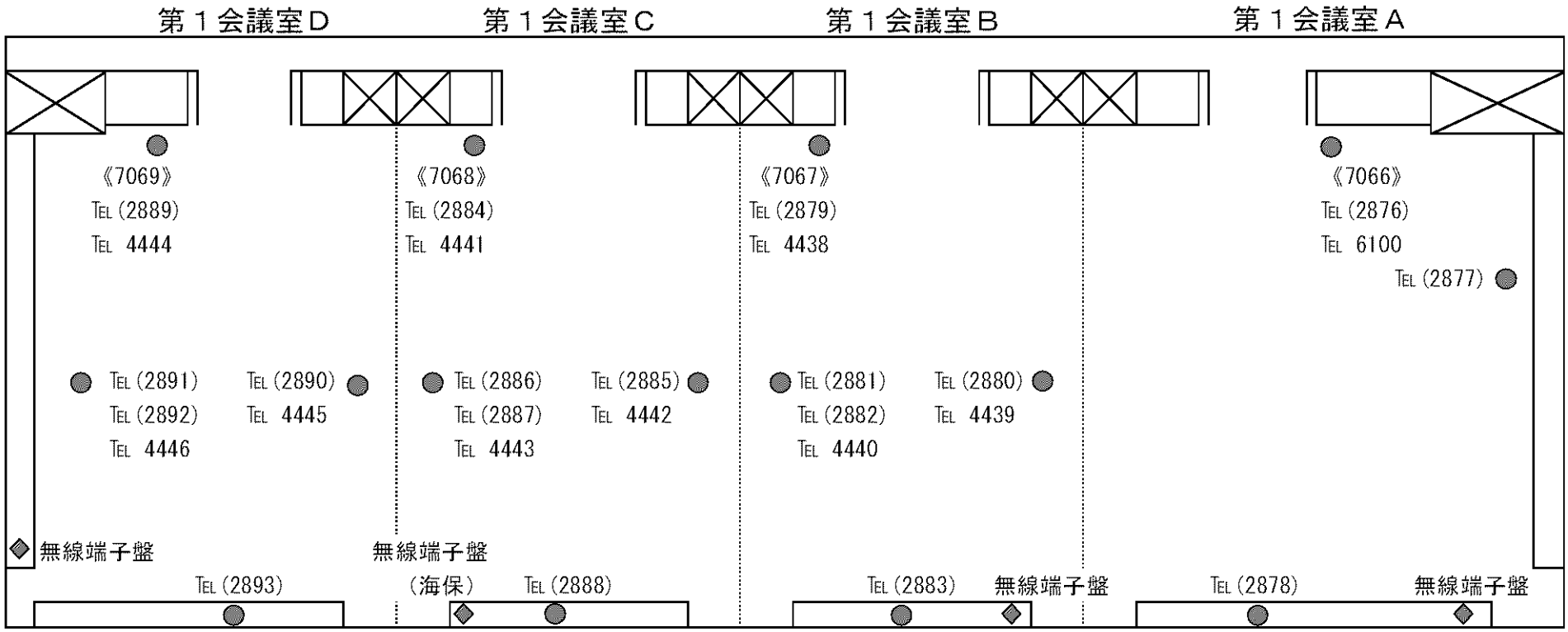

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方
- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方
- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方
- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館８階　自衛隊災害派遣現地本部室（第２、３、４会議室）

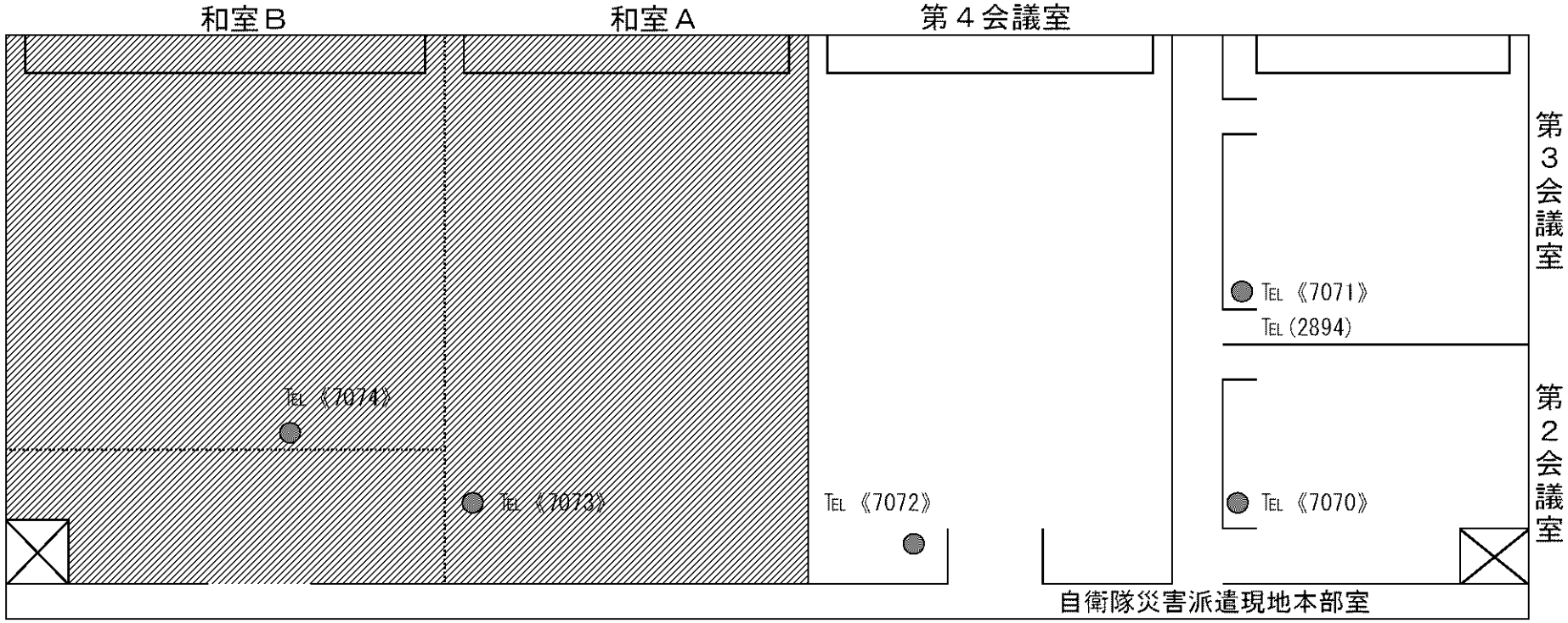

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方
- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方
- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方
- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館９階　本部員会議室（第１特別会議室）、総括班室（第２特別会議室）

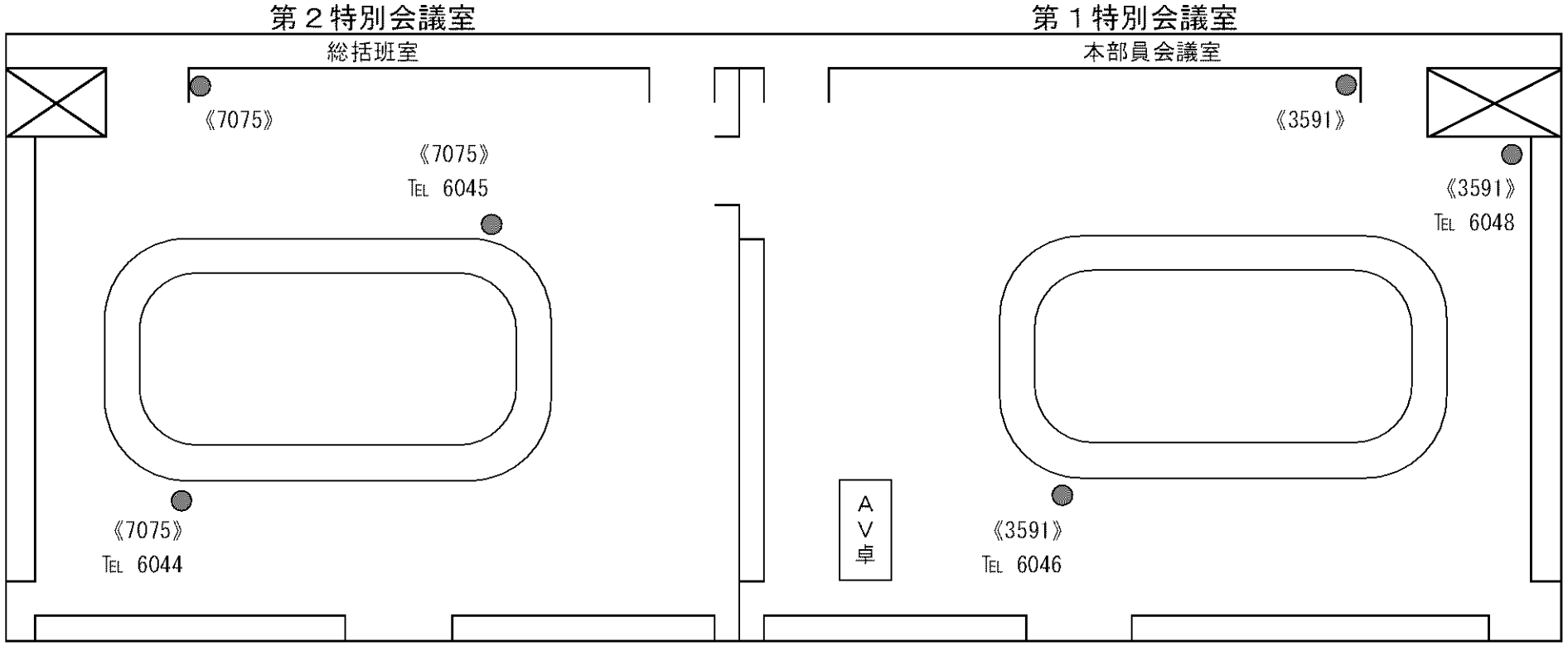

TEL　…　（ ）無しが防災行政無線電話番号、（　）がＮＴＴ臨時電話番号、《　》が庁内内線専用電話番号である。

（１）防災行政無線電話のかけ方

- 防災行政無線としてかける場合　…　地上系：５－ＣＤＥ－××××、衛星系：８－ＣＤＥ－××××　（ＣＤＥは、無線局番）
- 庁内内線電話としてかける場合　…　直接下４桁の番号をダイヤルする。
  また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

（２）ＮＴＴ臨時電話のかけ方

- 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

（３）庁内内線専用電話のかけ方

- 直接、下４桁の番号をダイヤルする。
- ＮＴＴ電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

Ⅰ－16　静岡県復興対策の概要　（県危機政策課）

復興計画の策定

・庁内組織の設置（復興対策本部）
・復興計画指針の策定
・住民の意見の収集
・被災市町、国との調整
・復興計画の策定

→

経営管理部	人事課
企画広報部	総合計画課

復興財源の確保

・予算編成、債券発行
・復興基金の創設
・宝くじ、公営競技による財源の確保

→

経営管理部	財政課

市街地復興

・復興対象地区の設置
・復興整備条例（仮称）の制定、施行
・被災市街地復興推進地区の指定
・都市計画決定

→

交通基盤部	都市計画課
	市街地整備課

都市基盤施設等の復興

・各事業の調整
　道路施設
　河川施設
　港湾施設
　鉄道施設
　公園緑地
　ライフライン施設

→

交通基盤部	政策監付
	道路企画課
	河川企画課
	港湾企画課
	市街地整備課
	公園緑地課
	生活排水課
くらし・環境部	水利用課

生活再建支援

・税の減免
・相談窓口の設置
・応急仮設住宅
・住宅の供給及び再建支援
・がれき処理
・被災者の経済的再建支援
・義捐金の募集、配分
・雇用対策

→

経営管理部	税務課
くらし・環境部	県民生活課
	住まいづくり課
	公営住宅課
	廃棄物リサイクル課
健康福祉部	政策監付
経済産業部	雇用推進課

地域経済復興支援

・観光業の支援
・被災中小企業者の支援
・被災農林漁業者の支援
・中期的産業振興

→

文化・観光部	観光政策課
産業経済部	政策監付
	農業振興課
	林業振興課
	水産振興課
	商工振興課
	商工金融課

Ⅰ－17

東海地震に係る地震防災対策強化地域

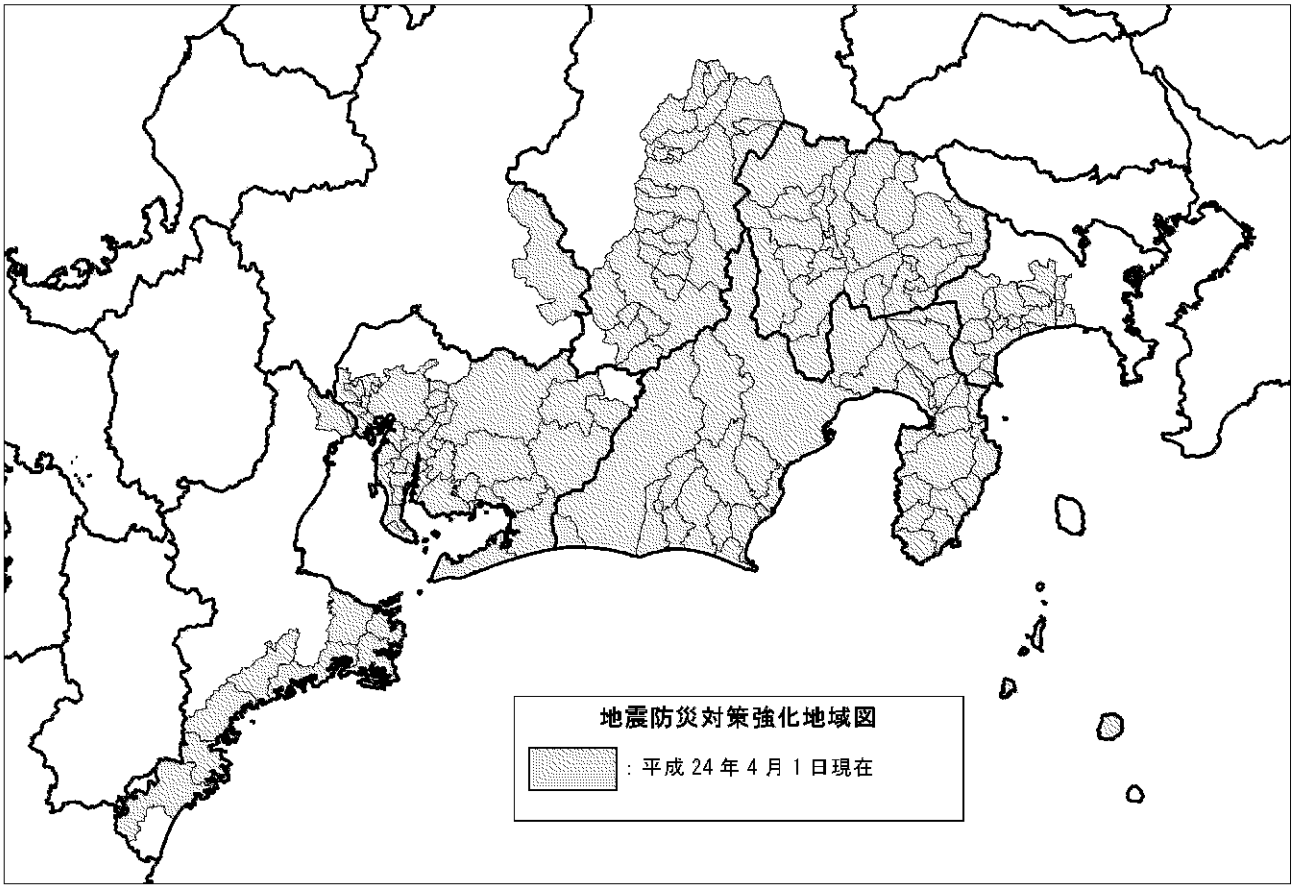

東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

24.4.1 更新　東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県（全域）	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※　平成２４年４月１日現在　１都７県　１５７市町村

←　１都７県　１５７市町村（平成２３年４月１日現在）

※　平成２３年４月２日から平成２４年４月１日までに合併等のあった市町

・長久手市(H24.1.4)←長久手町

Ⅰ－１８

東海地震に関連する情報の発表基準等

情報区分	プレスリップに沿った変化が観測された場合	その他の変化が観測された場合
東海地震予知情報	○「東海地震予知情報」発表基準： （警戒宣言発令とほぼ同時に） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 （東海地域における歪計３箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等） ○「東海地震予知情報」解除基準： （警戒解除宣言発令とほぼ同時に） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地震が発生した場合、または、東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）	（「東海地震予知情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない
東海地震注意情報	○「東海地震注意情報」発表基準： 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 （東海地域における歪計２箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等） ○「東海地震注意情報」解除基準： 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）	（「東海地震注意情報」は発表されない） 現時点の科学技術では東海地震につながると判断できない
東海地震に関連する情報	○「東海地震に関連する情報」発表基準： 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合 （東海地域における少なくとも歪計１箇所で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等） ＜下記の場合は、安心情報である旨も併せて明記する＞ ①東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻変動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向であること、が認められた場合等）、あるいは、 ②発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合	

注１） プレスリップによる変化と判断する基準：

①地殻変動の一定期間の変化量がプレート境界に置いた低角逆断層で説明可能なこと

②異なる観測点の変化が同期しており、時系列の関数系が同一とみなせること

③時間的変化に加速的傾向が認められること

注２） 安心情報である旨も併せて明記した「東海地震観測情報」は、この情報をもって一連の「東海地震観測情報」を終了させる場合にも発表される情報である。

Ⅰ－１９

東南海・南海地震防災対策推進地域

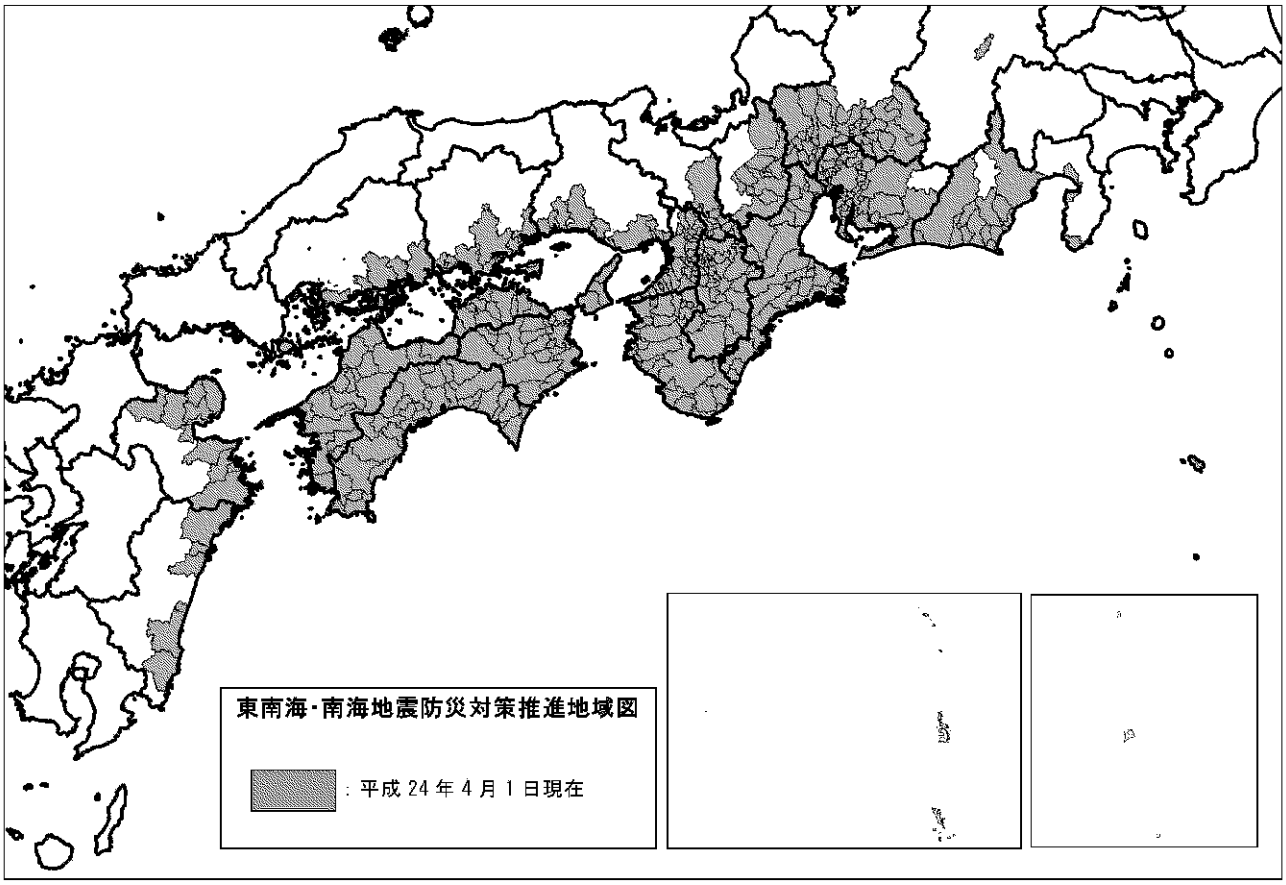

東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧）

H24.4.1 更新　東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧）

東京都	八丈町、小笠原村
長野県	諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、南伊豆町、吉田町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県（全域）	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、播磨町

奈良県 （全域）	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県 （全域）	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町
広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市
山口県	周防大島町
徳島県 （全域）	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県 （全域）	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県 （全域）	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県 （全域）	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町

※ 平成２４年４月１日現在　１都２府１８県　４１４市町村

←　１都２府１８県　４１４市町村（平成２３年４月１日現在）

※ 平成２３年４月２日から平成２４年４月１日までに合併等のあった市町

・長久手市(H24.1.4)←長久手町

東海地震応急対策活動要領に基づく

静 岡 県 広 域 受 援 計 画

平 成 17 年 4 月

平成 18 年 10 月修正

平成 21 年 5 月修正

静　　岡　　県

目　次

＜広域受援計画＞

◎　基本方針 …… 1

Ⅰ　救助活動、消火活動等に係る計画

1　要旨 …… 6
2　救助活動、消火活動等 …… 6
（1）県及び市町の活動概要 …… 6
（2）東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続 …… 8
（3）活動拠点へ誘導するための情報提供 …… 11
（4）緊急輸送活動 …… 11
（5）航空管制等 …… 12
（6）活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 …… 12

Ⅱ　医療活動に係る計画

1　要旨 …… 13
2　広域医療搬送活動 …… 13
（1）広域医療搬送活動の概要 …… 13
（2）県、市町及び医療機関の活動概要 …… 14
（3）広域医療搬送活動の実施 …… 16
（4）広域搬送拠点の運営 …… 17
（5）広域搬送拠点までの患者搬送 …… 18
3　非被災都道府県からの救護班の受入 …… 19
（1）救護班受入活動の概要 …… 19
（2）全国知事会に対する応援要請 …… 19
（3）県、市町及び医療機関の活動概要 …… 19

Ⅲ　物資調達に係る計画

1　要旨 …… 21
2　物資調達 …… 21
（1）物資調達の概要 …… 21
（2）県及び市町の活動概要 …… 22
（3）緊急物資の搬送 …… 23
（4）港湾を使用した緊急物資の搬送 …… 24
（5）空港を使用した緊急物資の搬送 …… 24
3　義援物資の取扱 …… 25

Ⅳ　輸送活動に係る計画

1　要旨 …… 26
2　緊急輸送ルートの概要 …… 26
（1）陸上輸送ルート …… 26
（2）航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート …… 27
（3）防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート …… 27
3　県の活動概要 …… 27
（1）道路を使用する場合 …… 27
（2）航空基地を使用する場合 …… 28
（3）港湾を使用する場合 …… 29

＜広域受援計画活動要領＞

◎　概要 …… 30

Ⅰ　救助活動、消火活動等に係る要領

1　要旨 …… 31
2　警察庁の応援活動 …… 31
3　防衛省の応援活動 …… 37
4　消防庁の応援活動 …… 48
5　海上保安庁の支援活動 …… 71

Ⅱ　医療活動に係る要領

1　要旨 …… 76
2　医療チーム及び救護班の生活維持 …… 76
3　非被災都道府県からの保健師の受入 …… 77
4　広域医療搬送活動に係る情報ルート等 …… 78

Ⅲ　物資調達に係る要領

1　要旨 …… 88
2　物資の需給見込 …… 88

Ⅳ　輸送活動に係る要領

1　要旨 …… 93
2　輸送活動に係る緊急輸送ルート等 …… 93

〈広域受援計画〉

◎　基本方針

1　基本的な考え方

（1）東海地震応急対策活動要領（以下、「国要領」という。）及び平成１６年６月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動（以下、「救助活動等」という。）に関し、本県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、静岡県地域防災計画（以下、「県地域防災計画」という。）及び医療救護計画等の個別計画との整合を図りつつ、国の応援計画に対応する、静岡県広域受援計画（以下、「本計画」という。）を、以下のとおり定める。

（2）東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時に、本県は、本計画に基づき、速やかに国の応援を受け入れ、効率的・効果的な地震防災応急対策及び災害応急対策を実施する。

（3）地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更するものとする。

（4）本計画については、さらに、実働訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。

2　本計画の前提条件

（1）本計画は、応援部隊数、広域医療搬送・救護を要する患者数、物資量やこれらを搬送するための輸送活動の規模・範囲について、本県の第３次地震被害想定の死傷者数、避難者数等に基づき策定している。
　また、国の応援計画は、中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の検討による被害想定に基づいており、本県の被害想定と比較して、活動内容の規模等が不足する場合があることから、その対応についても本計画では定めている。

（2）本計画は、国の応援計画と同様、警戒宣言が発せられ、地震発生までに準備行動が終了していること、応援部隊の進出予定の緊急輸送ルートが甚大な被害を受けないこと等を前提としている内容も含んでいる。

3　突発的に東海地震が発生した場合等の対応

（1）東海地震に関連する情報が発表されることなく東海地震が発生した場合、警戒宣言が発せられても準備行動を行う時間的余裕がなく地震が発生した場合、東海地震の発生により事前に緊急輸送ルートとして定めた道路が寸断された場合等（以下、「突発的に東海地震が発生した場合等」という。）における県災害対策本部及び市町災害対策本部の主な実施事項は、次のとおりとする。

ア　県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）
（ア）広域応援については、本計画により対処する。
（イ）国の情報先遣チームあるいは緊急災害現地対策本部要員の派遣前は、内閣府等に対し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行う。
（ウ）県外からの応援が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
（エ）救助活動等は、県地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。

イ　市町災害対策本部（以下、「市町災対本部」という。）
（ア）広域応援については、本計画により対処する。
（イ）県外からの応援が来るまでの間は、市町内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
（ウ）県災対本部に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要求又は要請を行う。
（エ）救助活動等は、市町地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。

4　調整会議の開催

（1）救助活動等は、県内の市町、県警察本部及び防災関係機関に加え、警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携することが必要である。
　広域的な応援を円滑に受け、かつ、地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に実施するため、東海地震に関連する情報の発表時から発生後の各段階において、県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）又は県災対本部は、国の現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地本部」という。）と調整会議を開催する。
　また、県方面本部は、市町及び防災関係機関と調整会議を開催する。

（2）具体的な開催内容は以下のとおりとする。
ア　国・県合同連絡調整会議
（ア）主催

県警戒本部（指令部）又は県災対本部（指令部）

（イ）主な調整事項

・救助活動、消火活動等に係る応援部隊の県内における配分調整、増援等
・医療活動に係る広域医療搬送の調整、医療チーム、救護班の増援等
・物資調達に係る物資搬送の調整、物資の追加搬送等
・輸送活動に係る緊急輸送ルートの選定、物資・部隊輸送の調整等
・その他、必要となる国への要請事項

（ウ）会議構成機関

・国の現地本部
（警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等を含む。）
・県警戒本部又は県災対本部（以下、「県本部」という。）

5　進出拠点等における通信の確保

応援部隊の進出拠点のうち足柄ＳＡ、浜名湖ＳＡ（当該進出拠点が使用できない場合は、代替拠点を別途指定する。）においては、県及び県内消防本部の職員で構成する交通誘導班が、県本部との通信を確保し、活動拠点においては、進出する応援部隊に通信の確保を依頼する。

また、広域搬送拠点及び広域物資拠点においては、県方面本部が通信を確保する。

6　応援部隊等の携行品

国の応援計画に基づく県外からの応援部隊等は、生活物資（水、食料、寝袋等）を自ら携行し救助活動等を行うことになっているが、県本部、市町地震災害警戒本部又は市町災対本部（以下、「市町本部」という。）は、救助活動等が長期化した場合、応援部隊等の生活物資の確保について、国の現地本部と協議し対策を講じる。

7　臨時ヘリポートの開設等

本計画における県の防災拠点ヘリポート、市町の防災ヘリポート（以下、「臨時ヘリポート」という。）の開設等については、次による。

（1）臨時ヘリポートの開設

県本部及び市町本部は、県外からの応援部隊の救助活動や重症患者の広域搬送活動等に即応できるよう、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設する。

（2）臨時ヘリポートの具備すべき条件の確保

県本部及び市町本部は、上記候補地を臨時ヘリポートとして使用する場合は、県地域防災計画の資料編に記載した「ヘリポートの具備すべき条件」を確保する。

（3）臨時ヘリポートの使用方法等

ア　臨時ヘリポートの要員等の確保

県本部及び市町本部は、臨時ヘリポートの開設にあたり、次の要員、通信機器を確保する。

・要員
臨時ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員
・通信機器
県本部及び市町本部等との連絡を行うための通信機器

イ　臨時ヘリポートの使用の優先順位

県災対本部及び市町災対本部は、上記候補地のうち臨時ヘリポートとして使用する場合は、原則として、次により使用の優先順位を調整する。

・第１順位　県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
（救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送）
・第２順位　災害の拡大防止のために必要な輸送
（消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送）
・第３順位　災害応急対策のために必要な輸送
（食料等生命の維持に必要な物資の搬送）

（4）臨時ヘリポートの応急復旧

県災対本部及び市町災対本部は、東海地震発生時に、臨時ヘリポートの予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時ヘリポートとしての機能を損ねた場合には、速やかに応急復旧を行い臨時ヘリポートの機能を回復させる。

（5）県内で運航する広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリコプターの燃料の確保

県災対本部は、広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリコプターに必要な航空燃料を確保するものとし、不足する場合又は緊急やむをえない場合には、県内に所在する自衛隊基地内の保有燃料の貸与を自衛隊に要請する。

さらに航空燃料が不足する場合には、県災対本部は、国の現地本部に調達を要請する。

（6）患者県内搬送用ヘリコプターの夜間駐機

患者県内搬送用ヘリコプターとして使用する民間航空会社のヘリコプターは、航空燃料の補給と機体整備のため、夜間は各ヘリコプターの所属する会社のヘリポートに戻ることを原則とする。

自社のヘリポートに戻れなくなった場合等においては、県災対本部は、最寄りの広域搬送拠点及び航空自衛隊静浜基地に、民間航空会社ヘリコプターの夜間駐機場所を確保するよう、自衛隊に要請する。

８　航空機を利用した救出・救助活動等について

航空機（固定翼機及び回転翼機）を利用した救出・救助活動を始めとする各種支援活動において、静岡空港を有効に活用する。

【航空機を活用した広域活動拠点のイメージ】

静岡県全域 （静岡空港）		
西部地域 （航空自衛隊浜松基地）	中部地域 （航空自衛隊静浜基地）	賀茂・東部地域 （愛鷹広域公園）

９　経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が負担する。

１０　全国知事会への応援要請

県本部は、国要領に基づく県外からの応援と、都道府県の相互応援協定に基づく応援の内容が重複しないよう、国要領に基づく広域応援を基本とし、これを補うための応援について全国知事会に要請する。

Ⅰ　救助活動、消火活動等に係る計画

１　要旨

県は、あらかじめ定めた活動拠点において、警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。

【参考：救助活動、消火活動等に係る部隊の県内への進出の流れ】

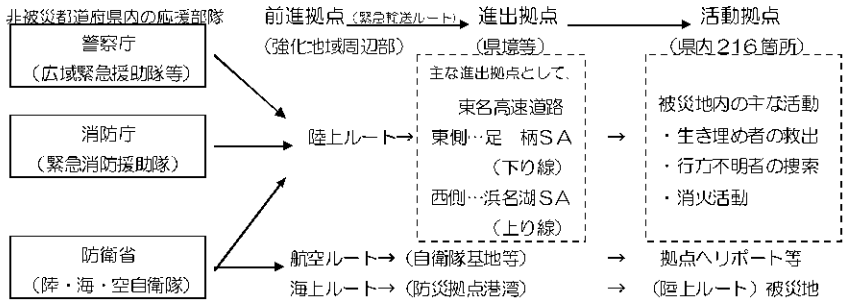

２　救助活動、消火活動等

（１）県及び市町の活動概要

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）県

ａ　県は、全職員を参集させ、県警戒本部を設置する準備を行う。

ｂ　県は、国の情報先遣チーム、自衛隊の連絡幹部等の受入準備を行うとともに、国の現地警戒本部設置の準備を行う。

ｃ　県は、県内に定めた応援部隊の進出拠点の確保の準備を行う。

ｄ　県（建設部）は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、区間内における工事等を休止する。

ｅ　県は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊の受入を行う。

（イ）県警察本部

県警察本部は、警戒宣言発令時に実施する交通規制の準備を行う。

（ウ）市町

ａ　市町は、市町警戒本部を設置する準備を行う。

ｂ　市町は、活動拠点の開錠等開設の準備を行う。

イ　警戒宣言発令時

（ア）県警戒本部
ａ　県は、県警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
ｂ　県警戒本部（指令部）は、国の現地警戒本部や防災関係機関と連絡をとり、必要な要請、連絡調整を行うとともに、県内で実施されている地震防災応急対策の状況を国の現地警戒本部に報告する。
ｃ　県警戒本部（指令部）は、国・県合同連絡調整会議を開催し、国の現地警戒本部に対し進出拠点及び活動拠点の開設準備状況を報告するとともに、必要な要請等を行う。
（イ）県公安委員会
県公安委員会は、緊急輸送ルートを確保するため交通規制を行う。
（ウ）市町警戒本部
ａ　市町は、市町警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
ｂ　市町警戒本部は、活動拠点の施設管理者に対して、開錠等を依頼し、自衛隊の先遣部隊の受入を行う。

ウ　東海地震発生時

（ア）県災対本部
ａ　県は、県災対本部を設置し、速やかに県地域防災計画に定めた災害応急対策を実施する。
ｂ　県災対本部（指令部）及び県方面本部は、応援部隊の受入を行う。
ｃ　県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況を確認し、使用不能な進出拠点の代替拠点を新たに指定するとともに、通行不能となった緊急輸送ルートの迂回ルートを選定する。
ｄ　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。
ｅ　県災対本部（指令部）は、その他の必要事項に関して、国の現地本部と調整を行う。
ｆ　県災対本部（指令部）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国の現地本部と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、関係機関に協力を要請する。
国の現地本部は、報道機関、防災関係機関との調整及び周知を行う。
（イ）県公安委員会
県公安委員会は、交通規制を実施する。
（ウ）市町災対本部
ａ　市町は、市町災対本部を設置し、速やかに市町地域防災計画に定めた救助活動、消火活動等を行う。
ｂ　市町災対本部は、速やかに県方面本部に対して、管内の被害状況、火災発生状況等を報告し、必要に応じて、要請を行う。

ｃ　市町災対本部は、活動拠点において応援部隊の受入を行うとともに、油圧ショベル等の重機械類及び削岩機、エンジンカッター等の救助資機材を確保し、応援部隊と連携し救助活動、消火活動等を行う。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁（以下、「救助・救急関係省庁」という。）及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

（２）東海地震発生時等の救助・救急関係省庁への要請等の手続
救助・救急関係省庁への要請等の手続は次による。

ア　広域緊急援助隊等警察部隊
県公安委員会は、警察法第 60 条第１項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

イ　自衛隊
知事は、自衛隊法第 83 条第１項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。

（ア）自衛隊の災害派遣の要請
知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。
（イ）災害派遣要請の内容
ａ　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
ｂ　避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
ｃ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
ｄ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
ｅ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
ｆ　道路又は水路の確保の措置
ｇ　被災者に対する応急医療、救護及び防疫
ｈ　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
ｉ　被災者に対する炊飯及び給水支援
ｊ　防災要員等の輸送
ｋ　連絡幹部の派遣
ｌ　その他知事が必要と認める事項
（ウ）派遣要請手続
知事は、次の事項を明らかにした要請書（広域受援計画活動要領（以下、「要領」という。）・様式１－１）により、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。
ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
ａ　災害の情況及び派遣を要請する理由

b　派遣を希望する期間
c　派遣を希望する区域及び活動内容
d　その他参考となるべき事項

（エ）市町長の災害派遣要請の要求

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式１－２）により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第３４普通科連隊長又は、最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ウ　緊急消防援助隊

知事は、消防組織法第４４条第１項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の応援を、消防庁長官に対して、要請する。

（ア）緊急消防援助隊の応援の要請

知事は、応援を要請する部隊を明らかにして要請する。

（イ）応援要請する部隊の種類

a　消火部隊
b　救助部隊
c　救急部隊
d　航空部隊
e　水上部隊
f　特殊災害部隊
g　特殊装備部隊

（ウ）応援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書（要領・様式１－３）により、消防庁長官に対して、要請する。

ただし、緊急を要するときは、消防防災無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

a　災害の種別・状況
b　人的・物的被害の状況
c　必要応援部隊の種別と部隊数
d　応援部隊の集結場所及び到達ルート

（エ）市町長の応援要請の依頼

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式１－４）により、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

（オ）市町長への連絡

知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、応援要請のあった市町長に速やかに連絡する。

エ　海上保安庁

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、第三管区海上保安本部長に対して、支援を要請する。

（ア）海上保安庁の支援の要請

知事は、支援事項等を明らかにして支援を要請する。

（イ）支援要請の内容

a　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
b　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
c　その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

（ウ）支援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書（要領・様式１－11）により、第三管区海上保安本部長に対して、要請する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

a　災害の状況及び支援活動を要請する理由
b　支援活動を必要とする期間
c　支援活動を必要とする区域及び活動内容
d　その他参考となるべき事項

（エ）市町長の支援要請の依頼

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記（ウ）の事項を明示した要請書（要領・様式１－12）により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

オ　突発的に東海地震が発生した場合等

知事からの要請がなくても、防衛省は自衛隊法第 83 条第 2 項の規定に基づき自衛隊を、消防庁は消防組織法第４４条第 2 項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、知事からの要請がなくても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消火活動等を行うため、警察庁は広域緊急援助隊等警察部隊を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣できる。

（３）活動拠点へ誘導するための情報提供

ア　進出拠点へ進出する応援部隊への情報提供

県災対本部（指令部）は、国の現地本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）に対して、救助・救急関係省庁へ進出拠点等に関する情報を提供するよう依頼する。

・進出拠点、活動拠点の指定内容
・県内の被害状況

また、県方面本部は、求めに応じて、各応援部隊に対して、情報提供を行う。

イ　進出拠点の変更に係る情報提供

東海地震の発生により、応援部隊が、定められた進出拠点への到達が困難となった場合には、県災対本部（指令部）は、国の現地本部と協議し進出拠点を変更し、その結果を国の現地本部に対して、救助・救急関係省庁へ速やかに伝達するよう依頼する。

ウ　活動拠点へ誘導するための情報提供

県方面本部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供等を行う。

（ア）応援部隊への活動拠点の指示等

交通誘導班は、進出拠点に進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

（イ）応援部隊への情報提供

交通誘導班は、応援部隊に次の事項を情報提供する。

・被害状況
・県災対本部・県方面本部への連絡方法、連絡先一覧
・割り当てた活動拠点
・県又は該当市町からの応援要請事項
・応援要請に係る活動拠点周辺の地図
・活動拠点までの緊急輸送ルート図
・その他必要な事項

エ　応援部隊用地図等の配布

県方面本部及び市町災対本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を、応援部隊に配付する。

地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。

・応援部隊の活動区域
・災害拠点病院、救護病院等の位置
・臨時ヘリポートの位置
・その他応援部隊が求める事項

（４）緊急輸送活動

東海地震の発生により緊急輸送ルートとして定められた道路が寸断された場合等においては、県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、被害状況を確認し、速やかに代替する緊急輸送ルートを定める。

（５）航空管制等

国要領に記載された航空管制等については、当面、県が定める「静岡県空域における航空機の安全運航確保マニュアル」により実施する。

（６）活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告

ア　活動拠点の確保

（ア）活動拠点の選定

県方面本部は、市町本部と連携し、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して、活動拠点を選定する。

（イ）活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援部隊が行う。

市町本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

イ　開設準備の報告

東海地震注意情報が発表された場合又は突発的に東海地震が発生した場合等には、活動拠点の使用の可否について、報告書（静岡県総合防災情報支援システム（ASSIST-Ⅱ）（以下、「アシストⅡ」という。）の様式３１（要領・様式１－13））により、市町本部は、県方面本部（指令班）に報告する。

県方面本部は、管内の活動拠点の使用の可否の状況を集約し、報告書（アシストⅡの様式３１（要領・様式１－13））により、県本部（指令部）に報告する。

ウ　応援部隊の活動状況の報告

市町災対本部は、応援部隊からの報告を受け、報告書（アシストⅡの様式３４（要領・様式１－14））により、応援部隊の活動状況を、県方面本部（指令班）に報告する。

県方面本部は、応援部隊の活動状況を集約し、報告書（アシストⅡの様式３４（要領・様式１－14））により、県災対本部（指令部）に報告する。

Ⅱ　医療活動に係る計画

1　要旨

東海地震発生時においては、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要である。

このため、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下、「広域医療搬送活動」という。）するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。

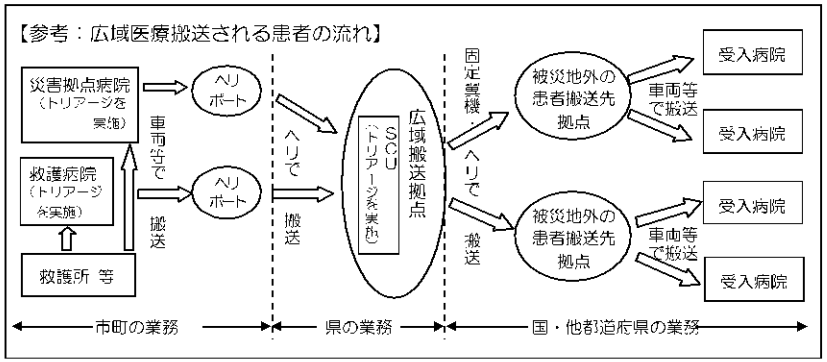

2　広域医療搬送活動

（1）広域医療搬送活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。

ア　災害拠点病院又は救護病院は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下、「広域医療搬送対象患者」という。）に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ　災害拠点病院又は市町災対本部は、災害拠点病院又は救護病院から患者県内搬送用ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

ただし、状況によっては、患者県内搬送用ヘリポートに搬送せず、広域搬送拠点に搬送することができる。

ウ　県災対本部（厚生部）は、患者県内搬送用ヘリポートから広域搬送拠点まで、民間・緊急消防援助隊・自衛隊等のヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送（原則として、１ヘリコプターで１患者搬送）する。

ただし、状況によっては、広域搬送拠点に搬送せず、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ　県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、広域搬送拠点に設置する仮設救護所（ステージングケアユニット：以下、「ＳＣＵ」という。）で、広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

オ　自衛隊は、広域搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、航空機により、広域医療搬送対象患者を搬送（１機で複数患者搬送）する。

カ　被災地外の他都道府県は、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

（2）県、市町及び医療機関の活動概要

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）県

ａ　県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、情報収集・伝達体制を確保する。

ｂ　県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、広域搬送拠点の立上の準備（指令部対策グループ現地航空係及び県方面本部健康福祉班広域搬送拠点係の要員の参集並びに通信機器及び備品等の設置）を行う。

ｃ　県（危機管理局・厚生部）は、国に対して、広域的な応援の準備を要請する。

ｄ　県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、広域医療搬送活動に従事する医師等（以下「医療チーム」という。）として、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の準備を要請する。

ｅ　県（厚生部）は、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（以下、「ＪＶＭＡＴ」という。）に対して、医療チームの派遣の準備を要請する。

ｆ　県(厚生部)は、「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」に基づき、指定航空会社に対して、患者県内搬送用ヘリコプターの派遣の準備を要請する。

（イ）市町

市町は、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両の準備を行う。

（ウ）医療機関

ａ　医療機関は、院内の安全確保を実施するとともに、発災後の医療救護活動の準備を行う。

ｂ　施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートの準備を行う。

ｃ　災害拠点病院及び救護病院は、広域災害・救急医療情報システム（以下、「ＥＭＩＳ」という。）の救護施設開設状況登録にデータ入力を行う。

イ　警戒宣言発令時

（ア）県

ａ　県警戒本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（指令班・健康福祉班）は、情報収集を継続する。

ｂ　県警戒本部（指令部・厚生部）は、国の現地警戒本部、ＪＶＭＡＴ及び指定航空会社の準備状況を確認するとともに、必要な調整を行う。

（イ）医療機関

災害拠点病院及び救護病院は、ＥＭＩＳのデータを更新する。

ウ　東海地震発生時

（ア）県

ａ　県災対本部（指令部・厚生部）は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、国の現地本部、ＪＶＭＡＴ及び指定航空会社に対して要請し、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び災害拠点病院に対して指示する。

ｂ　県災対本部（指令部・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請する。

ｃ　県災対本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、医療チームをＳＣＵに受け入れる。

ｄ　県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、ＳＣＵにおいてトリアージの準備を行う。

ｅ　県災対本部（指令部）は、必要と認める場合、国の現地本部に対して、広域医療搬送の継続を要請する。

ｆ　県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部に対して、患者の治療に対応する医師を中心とする救護班の派遣を要請する。

なお、救護班をできる限り早期に受け入れるため、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう、併せて要請する。

（イ）市町

市町災対本部は、救護病院へ広域搬送のための行動開始を指示するとともに、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。

（ウ）医療機関

ａ　医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段を確保する。

ｂ　施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを確保する。

ｃ　災害拠点病院及び救護病院は、ＥＭＩＳのデータを更新する。

ｄ　災害拠点病院及び救護病院は、トリアージの準備を行う。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

（３）　広域医療搬送活動の実施

ア　広域医療搬送活動実施の連絡

（ア）県

県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び災害拠点病院に連絡する。

（イ）市町

市町災対本部は、県災対本部（指令部・厚生部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ　広域医療搬送活動の実施

（ア）県

ａ　県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、ヘリコプターの運航先を指定する。

ｂ　県災対本部（指令部対策グループ現地航空係）は、静岡空港及び航空自衛隊浜松基地において、また、東部方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、愛鷹広域公園において、患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供する。

なお、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合には、航空自衛隊静浜基地において、その業務を行うものとする。

ｃ　県災対本部（指令部）は、自衛隊に対して、愛鷹広域公園における局地情報提供を要請する。

ｄ　県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、ＳＣＵを運営する。

（イ）市町

市町災対本部は、患者県内搬送用ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運行する。

（ウ）医療機関

ａ　施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを運営する。

ｂ　災害拠点病院及び救護病院は、トリアージを実施する。

（エ）県方面本部管内別広域搬送拠点並びに患者県内搬送用ヘリコプターの運航先指定者等

区分 / 管内	左の広域搬送拠点	ヘリコプターの運航先指定者	運航情報提供の実施者	局地情報提供実施者
賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園（沼津市）	県本部厚生部、東部方面本部健康福祉班	東部方面本部健康福祉班広域搬送拠点係	自衛隊
中部方面本部	静岡空港（牧之原市・島田市）	県本部厚生部、中部方面本部健康福祉班	県災対本部指令部対策グループ現地航空係	〃
西部方面本部	航空自衛隊浜松基地（浜松市）	県本部厚生部、西部方面本部健康福祉班	〃	〃

注１　運航情報提供とは、運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

注２　航空自衛隊静浜基地については、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合の代替施設とする。

（４）広域搬送拠点の運営

ア　医療チームの受入

県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、国等の要請を受け派遣された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を受け入れる。

なお、広域医療搬送体制を速やかに立ち上げるため、ＪＶＭＡＴ等から派遣される医療チームを、併せて受け入れる。

（国等から派遣される医療チームの人数）

区分 / 業務内容	医師（人）	看護師(人)	備考
ＳＣＵにおけるトリアージの実施	３０	６３	県内３ヵ所の合計
患者県内搬送用ヘリコプターへの同乗	４８	４８	ヘリ４０機(１機当たり医師・看護師各１名) 賀茂・東部方面本部における初期対応要員を含む。
合計	７８	１１１	

イ　ＳＣＵの要員配置

県方面本部（指令班）は、県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）の要員を、県（厚生部）職員を中心に配置する。

ただし、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）は、要員数の確保が困

難な場合、自衛隊及びＳＣＵの近隣市町に対して、協力を要請する。

ウ　患者県内搬送用ヘリコプターの配備

（ア）民間ヘリコプターの配備

県災対本部（厚生部）は、第３次地震被害想定に基づく広域医療搬送対象患者数の地域別割合に対応し、概ね次のとおり指定航空会社のヘリコプターを配備する。

（県方面本部管内別民間ヘリコプターの配備機数）　（単位：機）

区分 / 管内	配備先：災害拠点病院専属機	別機数：救護病院派遣機	合計
賀茂・東部方面本部	６	７	１３
中部方面本部	７	８	１５
西部方面本部	６	６	１２
合計	１９	２１	４０

（イ）民間ヘリコプターの運航

県災対本部（厚生部）は、災害拠点病院に専属機を原則１機配備し、広域搬送拠点との間をピストン運航する。

その他のヘリコプターについては、配備先を特定せず、必要の都度、救護病院と広域搬送拠点との間を運行する。

（ウ）民間ヘリコプターが不足する場合の対応

県災対本部（指令部）は、指定航空会社のヘリコプターのみでは対応が困難な場合は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

なお、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊のヘリコプターに医師等の同乗が必要な場合は、医療チーム又は県内の医師等の中から指名する。

エ　広域搬送拠点に搬送する患者数の調整

県災対本部（厚生部）は、県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）と連絡を取り、広域搬送拠点に搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

（５）広域搬送拠点までの患者搬送

ア　災害拠点病院から広域搬送拠点までの搬送

（ア）災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送

災害拠点病院又は災害拠点病院の要請を受けた市町災対本部は、災害拠点病院からヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、初回の搬送は県災対本部（厚生部）の県内患者搬送ヘリコプター派遣連絡を受けて実施し、２回目以降の搬送は、ヘリポートにヘリコプターが到着した

ことを目視等により確認した上で実施する。

（イ）ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送

県災対本部（厚生部）は、災害拠点病院に専属ヘリコプター（原則１機）を配備し、ヘリポートと広域搬送拠点の間で、広域医療搬送対象患者を搬送する。

イ　救護病院から広域搬送拠点までの搬送

（ア）救護病院が使用するヘリポートまでの搬送

救護病院の要請を受けた市町災対本部は、県方面本部（健康福祉班）からの県内患者搬送ヘリコプター派遣通知を受け、救護病院から同ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

（イ）ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送

県災対本部（厚生部）は、ヘリポートから広域搬送拠点まで、ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

３　非被災都道府県からの救護班の受入

（１）救護班受入活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、救護班受入活動を実施する。

ア　国は、他都道府県に対して、救護班の派遣を要請するとともに、本県への移動手段を確保できない救護班については、被災地外の患者搬送先拠点に参集するよう要請する。

イ　国は、被災地外の患者搬送先拠点に参集した救護班については、県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、救護班を搬送するよう調整する。

ウ　県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、救護班を搬送する。

エ　県災対本部（厚生部）は、他都道府県から派遣された救護班に対して、連絡窓口となる旨周知するとともに、県内の医療活動の状況を把握し、医療需要に応じた活動ができるよう調整する。

（２）全国知事会に対する応援要請

県災対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても救護班が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、医師等の派遣を要請する。

（３）県、市町及び医療機関の活動概要

ア　救護班の派遣

（ア）県災対本部（厚生部）は、発災初期においては、第３次地震被害想定に基づく

広域医療搬送対象患者数の地域別割合に応じて、県方面本部に救護班を派遣する。

その後は、災害拠点病院及び県方面本部（健康福祉班）からの要請に基づき調整し、県方面本部に派遣する。

（イ）県方面本部（健康福祉班）は、発災初期においては、別途定める救護班派遣計画（注）に基づき、管内の災害拠点病院・救護病院等に救護班を派遣する。

その後は、市町災対本部からの要請により管内で調整するとともに、必要があれば、県災対本部（厚生部）に派遣要請する。

（注）救護班派遣計画

県健康福祉センターが、県方面本部管内の地理的状況・病院の立地場所等を考慮して、災害拠点病院・救護病院等への救護班の派遣順位、搬送経路、手段等を定めたもの。

イ　広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等までの救護班の搬送

（ア）災害拠点病院までの搬送

・県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、救護班を搬送する。

・災害拠点病院の要請を受けた市町災対本部は、ヘリポートから災害拠点病院まで、車両等により、救護班を搬送する。

（イ）救護病院等への搬送

・原則として、救護病院等の要請を受けた市町災対本部は、広域搬送拠点から救護病院等まで、車両等により、救護班を搬送する。

・なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

Ⅲ　物資調達に係る計画

1　要旨

東海地震発生時において必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「物資」という。）については、

・県民は、平常時より物資の備蓄に努めるものとする。

・市町は、物資が不足している県民に対して、備蓄物資を提供する。

これらにより対応が困難な場合、県は、県内の民間業者との協定を活用するほか、国要領に基づく国等の広域応援を求めることにより、緊急に必要な物資（以下、「緊急物資」という。）を調達する。

【参考：東海地震発生時における物資調達の流れ】

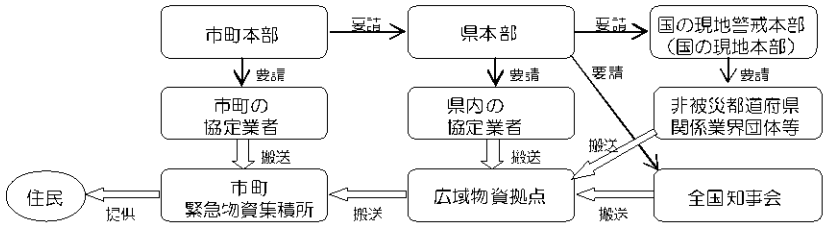

2　物資調達

（1）物資調達の概要

県災対本部等は、以下の手順により、東海地震発生時における物資調達を実施する。

ア　県民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。

イ　市町災対本部は、市町が備蓄している物資を住民に提供する。

ウ　市町災対本部は、各市町が協定を締結している県内の民間業者に対して、緊急物資の供給を要請する。

エ　市町災対本部は、上記ア～ウによっても緊急物資が不足する場合、県に対して、調達を要請する。

オ　県災対本部は、県が協定を締結している県内の民間業者から緊急物資を調達する。

カ　県災対本部は、国に対して、国要領に基づく広域応援を要請する。

キ　県災対本部は、全国知事会に対して、広域応援協定に基づく応援を要請する。

（2）県及び市町の活動概要

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）県は、県民及び市町に対して、備蓄している食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

（イ）県及び市町は、県内の協定を締結している民間業者（以下、「協定業者」という。）に対して、警戒宣言の発令に備えた準備体制の確保を要請するとともに、協定に基づく物資の在庫状況（以下、「在庫状況」という。）の報告を求める。

イ　警戒宣言発令時

（ア）県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

（イ）県方面本部（物資班）は、市町から緊急物資の調達要請があった場合、これを集約し、県警戒本部（産業部）に報告する。

（ウ）県警戒本部（産業部）は、県方面本部（物資班）を通じて把握した市町警戒本部の要請に応じて、原則として県内の協定業者から緊急物資の調達及びあっせんを行う。

（エ）県警戒本部（指令部）は、必要量の調達が困難と想定される緊急物資について、国の現地本部に対して、調達を要請する。

（オ）警戒宣言の発令期間が長期化した場合

a　市町警戒本部は、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合は、県方面本部（物資班）に対して、緊急物資の調達を要請する。

b　県警戒本部及び県方面本部は、市町警戒本部の要請を踏まえ、上記（ウ）～（エ）について継続する。

ウ　東海地震発生時

（ア）広域物資拠点の運営

a　県方面本部（物資班）は、県方面本部（物資班拠点係）を通じて広域物資拠点の被害状況を把握し、県方面本部（指令班）及び県災対本部（産業部）に報告する。

県方面本部（指令班）は、同様に県災対本部（指令部）に報告する。

県方面本部（指令班・物資班）は、広域物資拠点の使用が困難な場合は、代替施設を決定し、県災対本部（指令部・産業部）に報告する。

b　県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点設置運営マニュアルにより広域物資拠点の運営を行う。併せて荷捌き作業等について協定業者に依頼する。

（イ）調達を必要とする緊急物資の把握

県方面本部（物資班）は、市町災対本部から緊急物資の調達要請を受け付け、品目別の数量を集約し、県災対本部（産業部）に報告する。市町災対本部からの要請は、原則１日１回、時間を決めて集約し報告することとするが、特に緊急の要請があった場合は、県方面本部（物資班）は、個別に県災対本部（産業部）に報告する。

（ウ）協定業者からの緊急物資の調達

ａ　供給の要請

県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し、緊急物資の供給を要請する。

ｂ　配分計画の決定

県災対本部（産業部）は、県内の協定業者から調達できる数量等を基に、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。

（エ）国に対する応援要請

ａ　国の応援計画に基づく国に対する応援要請

県災対本部（指令部）は、国の応援計画に基づいて、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する。

ｂ　配分計画の決定

県災対本部（産業部）は、国による緊急物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。

なお、県災対本部（指令部）は、必要に応じて、上記ａで行った要請の内容を変更する。

（オ）全国知事会に対する応援要請

県災対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、物資関係省庁及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

（３）緊急物資の搬送

ア　県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に緊急物資の供給を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

なお、県災対本部（指令部）は、県内の協定業者により搬送できない場合は、静岡県トラック協会に対して、緊急物資の搬送を要請する。

イ　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

ウ　市町災対本部は、配分された緊急物資を広域物資拠点から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

なお、被害状況により広域物資拠点と市町緊急物資集積所等の間の搬送が困難な場合には、市町災対本部は、県方面本部（指令班）に対して、搬送を要請することができる。

（４）港湾を使用した緊急物資の搬送

ア　県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が海路となる場合は、港湾施設の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定し、国の現地本部に対して報告する。

イ　県災対本部（指令部）は、岸壁側に荷揚げ設備の準備ができない港湾の使用にあたっては、荷揚げ設備を備えた船舶等による搬送を、国に要請する。

ウ　県災対本部（建設部）は、県方面本部（土木班）に対して、緊急物資の受入作業を指示する。

エ　県方面本部（土木班）は、緊急物資の受入のための荷揚げ及び一時保管作業等について、協定業者に依頼する。

オ　協定業者の確保が困難な場合は、県方面本部（指令班・土木班）は、荷役業者を確保する。

カ　県方面本部（指令班）は、広域物資拠点までの搬送を行う。

（５）空港を使用した緊急物資の搬送

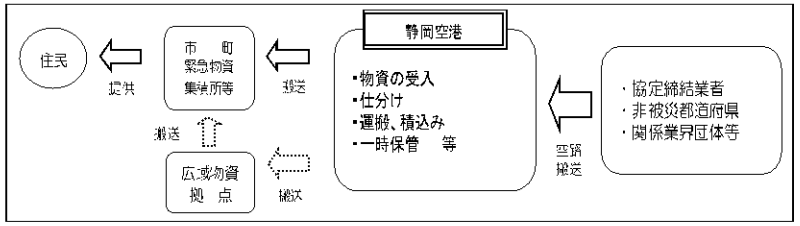

静岡空港を使用した緊急物資の搬送については、基本方針７（３）イ「臨時ヘリポートの使用の優先順位」を準用し、以下の手順により実施する

ア　県災対本部（産業部）は、広域物資拠点経由の緊急物資搬送ができない市町がある場合は、当該市町の配分計画と緊急物資集積所等を県災対本部（指令部）へ報告する。

イ　県災対本部（指令部・空港部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が空路になる場合は、空港施設の被害状況やハンドリング会社※の確保の状況等について、国の現地本部に対して報告する。

ウ　県災対本部（指令部）は、緊急物資の受入のための航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等について、協定に基づきハンドリング会社に依頼する。

エ　ハンドリング会社の確保が困難な場合は、県災対本部（指令部）は、航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等を行う業者を確保する。

オ　県災対本部（指令部）は、一時保管場所での仕分け作業等の要員派遣を県方面本部（指令班）に要請する。

カ　県災対本部（指令部）は、ハンドリング会社等に対し、緊急物資の受入及び一時保管作業等について指示を行う。

キ　県災対本部（指令部）は、県災対本部（産業部）から報告された配分計画に基づき、緊急物資を市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ク　市町災対本部は、県災対本部（指令部）から要請された場合は、配分された緊急物資を静岡空港から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ケ　広域物資拠点へ搬送する場合は、県方面本部（指令班）が行う。

※ハンドリング会社･･･静岡空港において、航空機の誘導、航空貨物の積み降ろし等の航空機地上支援業務を行う会社

3　義援物資の取扱

地震発生直後は相当の混乱が予想されることから、原則として義援物資は受け入れないものとし、県災対本部（指令部広報班）は、その旨広報するとともに、国の現地本部や報道機関に対して、広報を依頼する。

Ⅳ　輸送活動に係る計画

1　要旨

県は、活動拠点及び広域物資拠点（以下、「各拠点」という。）へ、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するための緊急輸送ルート及び緊急輸送活動を定める。

なお、被災地への進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて、船舶又は航空機を使用する。

【参考：輸送活動の流れ】

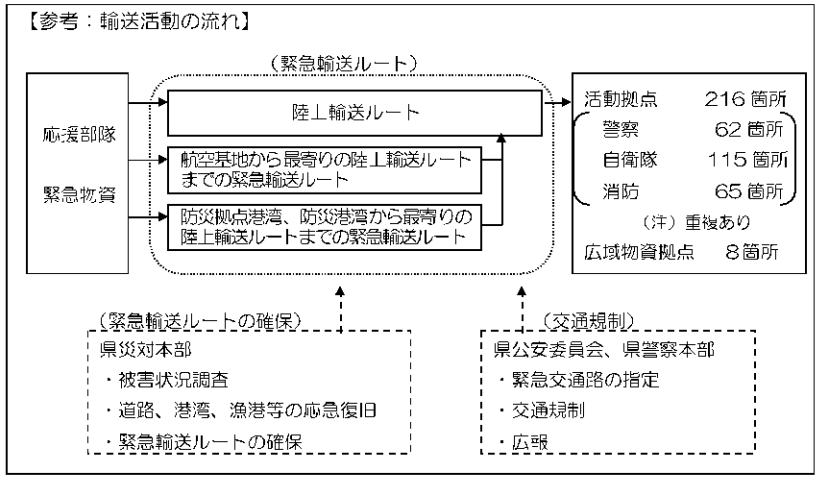

2　緊急輸送ルートの概要

（1）陸上輸送ルート

ア　国が定めた応援部隊、緊急物資の緊急輸送ルートの路線名及び区間は、要領・表４－１のとおりとする。

この緊急輸送ルートのうち、東名高速道路最寄りインターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）から各拠点までの緊急輸送ルートは、要領・表１－９及び表４－２のとおりとする。

イ　東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表４－３のとおりとする。

ウ　県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、崖崩れ等により一部の道路が寸断された場合は、第二東海自動車道、緊急河川敷道路等の道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更する。

なお、代替道路として選定が可能な第二東海自動車道及び緊急河川敷道路の区間は、要領・表４－４のとおりである。

（２）航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア　航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表４－５のとおりとする。

イ　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、航空機により輸送する場合は、防災拠点ヘリポート、静岡ヘリポート、静岡空港及び自衛隊基地（板妻駐屯地、静浜基地及び浜松基地）を使用するよう要請する。
　なお、必要に応じて、市町防災ヘリポート、富士川滑空場及び三保飛行場を使用するよう要請する。

（３）防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア　熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港及び御前崎港（以下、「防災拠点港湾」という。）から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表４－６のとおりとする。
　また、伊東港、松崎港、宇久須港、土肥港、浜名港、大井川港、網代漁港、稲取漁港、妻良漁港、田子漁港、戸田漁港、静浦漁港、用宗漁港、焼津漁港、地頭方漁港、福田漁港（以下、「防災港湾」という。）から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表４－７のとおりとする。

イ　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、船舶により輸送する場合は、防災拠点港湾を使用するよう要請する。
　なお、必要に応じて、防災港湾を使用するよう要請する。

３　県の活動概要
　県は、緊急輸送活動が円滑に遂行できるよう、必要な交通規制及び広報等を実施するとともに、必要に応じて、緊急輸送ルートの応急復旧等を行う。

（１）道路を使用する場合

ア　東海地震注意情報発表時
（ア）県（建設部）は、緊急輸送ルートを確保するため、他の道路管理者等との調整、県管理道路における工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
（イ）県警察本部は、警戒宣言発令時及び地震発生後の交通規制の準備を行う。
（ウ）県は、報道機関等の協力を得て、道路交通情報について広報を行う。
（エ）県及び県警察本部は、緊急輸送ルートの通行可否を上空から確認できるよう、県及び県警察本部所有のヘリコプター（以下、「県有ヘリコプター」という。）へのヘリコプターテレビの搭載及び発進準備を行う。
　また、県は、救助・救急関係省庁に対して、緊急輸送ルートの通行可否を上空から偵察し、画像、映像等を含めた道路被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ　警戒宣言発令時
（ア）県警戒本部（指令部）は、上記ア（ウ）の広報を継続する。
（イ）県警察本部は、県内における一般車両の通行を極力抑制する。
　また、県内への流入は極力制限するとともに、強化地域外へ流出するための県外流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
（ウ）県公安委員会は、東名高速道路について別に定めた「緊急交通路指定手順」に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下、「緊急交通路」という。）の指定を行い交通規制を実施し、各ICにおいて緊急通行車両以外の流入を禁止する。
（エ）県警察本部は、交通規制に際しては警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

ウ　東海地震発生時
（ア）県災対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより緊急輸送ルートの被害状況を確認するとともに、救助・救急関係省庁から、緊急輸送ルートの被害情報の提供を受ける。
（イ）県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、緊急輸送ルートの通行可否を確認する。
（ウ）県方面本部（土木班）は、緊急輸送ルートを速やかに確保するため、県管理道路について、必要に応じて、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。
（エ）県災対本部（指令部）は、報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、復旧見込み等について広報を行う。
（オ）県公安委員会及び県警察本部は、以下のとおり交通規制を実施する。
　ａ　「緊急交通路指定手順」に基づき、緊急輸送ルートのうち東名高速道路と国道１号を、必要に応じて、緊急交通路に指定する。
　ｂ　主要な県境道路は、県内への一般車両の流入を制限する。
　ｃ　その他の道路は、状況に応じて、交通規制を実施する。
（カ）県災対本部は、県警察本部長を通じ、必要に応じて、県警備業協会に緊急交通路の確保のための警備業務を要請する。
（キ）県警察本部は、交通規制を実施した場合、上記イ（エ）の広報を行う。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等
　上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

（２）航空基地を使用する場合
　航空基地を使用する場合の緊急輸送ルートに係る県の活動は、上記（１）に準じる。

（３）港湾を使用する場合

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）県（建設部・産業部）は、東海地震発生後の港湾及び漁港機能の確保を図るための準備的措置を講ずる。

（イ）県及び県警察本部は、港湾及び漁港の使用可否を上空から確認できるよう、県有ヘリコプターへのヘリコプターテレビの搭載及び発進準備を行う。

　また、県は、救助・救急関係省庁に対して、港湾及び漁港の使用可否を上空から偵察し、画像、映像等を含めた港湾及び漁港の被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ　警戒宣言発令時

　県方面本部（土木班・農林班）は、県有の港湾及び漁港の耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁の一般使用を禁止するとともに、水門、陸閘を閉鎖する。

ウ　東海地震発生時

（ア）県災対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより港湾及び漁港の被害状況を確認するとともに、救助・救急関係省庁から、港湾及び漁港の被害情報の提供を受ける。

（イ）県災対本部（指令部・建設部・産業部）及び県方面本部（指令班・土木班・農林班）は、港湾及び漁港施設の被害状況を把握し、使用可否を確認する。

（ウ）県方面本部（土木班・農林班）は、港湾及び漁港機能を速やかに確保するため、県管理港湾及び漁港について、必要に応じて、国等と連携し、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等

　上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

〈広域受援計画活動要領〉

◎　概要

１　本計画を実施するための指針となる国の具体的な活動については、広域受援計画活動要領（以下、「本要領」という。）に記載した。

２　現時点で国の方針が明確になっていない救助活動等に係る本県の受援活動については、本要領で定めている。

３　本要領は、本計画の前提となっている物資の需給見込、使用する要請・報告の諸様式、活動拠点、活動ルート等を定めている。

４　本要領は、実働訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。

Ⅰ　救助活動、消火活動等に係る要領

1　要旨

・警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊の救助活動、消火活動等の概要及び海上保安庁の支援活動の概要を、本要領に記載する。

・本県及び市町が応援部隊を受け入れるため使用する要請・報告の諸様式については、本要領による。

2　警察庁の応援活動

（1）応援活動の概要

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）県警察本部は警戒宣言発令時に行う交通規制の準備を行う。

（イ）県警察本部は、警戒警備本部を設置し、必要な準備行動をとる。

イ　警戒宣言発令時

（ア）県警察本部は、警戒警備本部により、定められた措置をとる。

（イ）県警察本部は、県地域防災計画に記載された交通の確保活動計画及び本計画に基づき交通の確保を行う。

（ウ）各都道府県の広域緊急援助隊等は、警察庁及び各管区警察局の指揮を受け前進拠点に向かう。なお、前進拠点は表１－１のとおりとする。

ウ　東海地震発生時

（ア）応援部隊の進出拠点及び活動拠点

応援部隊は、進出拠点に集結した後、活動拠点に向かう。

なお、進出拠点は表１－１及び表１－２、活動拠点（候補）は表１－３のとおりとする。

（イ）応援部隊の任務等

ａ　応援部隊の任務

応援部隊は、担当する被災区域に到着後、管轄の警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。

（ａ）被害情報等の収集・伝達

（ｂ）救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の捜索

（ｃ）緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導

（ｄ）被災地内における治安維持活動及び必要な災害警備活動

ｂ　応援部隊の活動拠点の調整等

（ａ）活動拠点の調整

各応援部隊の活動拠点は、国・県合同連絡調整会議等で調整する。

（ｂ）活動拠点への誘導

活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。

ｃ　受援連絡体制の確立

応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘

導隊、受援隊を編成し、受援連絡体制を確立する。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

（2）緊急輸送ルート

応援部隊の進出経路は陸路とし、道路の被害状況により海路及び空路の使用を調整する。

緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。

（3）航空部隊の受入

ア　ヘリポート

県警察本部所有のヘリコプターのヘリポートは、静岡県警察航空隊ヘリポート（航空自衛隊静浜基地内）とする。

ただし、ヘリコプターの活動、応援機の受入等において必要な場合には、県警察本部は、同ヘリポート以外にヘリポート等を臨時ヘリポートに指定することができる。

県災対本部及び市町災対本部は、県警察本部の要請により臨時ヘリポートを指定する場合、施設管理者と必要な調整を行う。

イ　応援都道府県警察との調整

県警察本部は、応援都道府県警察と次の事項について、調整する。

（ア）航空要員、航空機の配置

（イ）帯同装備品

（ウ）移動経路、時期

（エ）移動目的地

（オ）指揮権移転、通信

表１－１　前進拠点及び進出拠点
（警戒宣言が発せられた場合）

警察庁

部隊の所在地	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	警察大学校（東京都府中市）	—	静岡県
	—	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県
	—	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
東北	警察大学校（東京都府中市）	—	静岡県
	—	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
東京都	—	東扇島防災基地（神奈川県川崎市）	神奈川県
	—	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
関東	—	小瀬スポーツ公園（山梨県甲府市）	山梨県
	—	松本空港一帯（長野県松本市）	長野県
	警察大学校（東京都府中市）	—	静岡県
	—	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県
	—	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
中部	中部管区警察学校（愛知県小牧市）	—	静岡県
	—	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
近畿	愛知県警察学校（愛知県春日井市）	—	静岡県
	—	浜名湖ＳＡ（静岡県浜松市）	静岡県
	中部管区警察学校（愛知県小牧市）	—	静岡県
	—	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県
	愛知県警察学校（愛知県春日井市）	—	三重県
	—	メッセウィングみえ（三重県津市）	三重県
中国	愛知県警察学校（愛知県春日井市）	—	愛知県
	—	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
四国	—	浜名湖ＳＡ（静岡県浜松市）	静岡県
九州	中部管区警察学校（愛知県小牧市）	—	静岡県
	—	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県

（参考）

進　出　拠　点	規　模
足柄ＳＡ（下り線側）及び山中城址駐車場	約８，５００人
浜名湖ＳＡ（上り線側）及び湖西運動公園	約５，５００人

表１－２　進出拠点
（東海地震が突発的に発生した場合）

警察庁

部隊の所在地	進出拠点	派遣都県
北海道	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県
	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
東北	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
東京都	東扇島防災基地（神奈川県川崎市）	神奈川県
	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
関東	小瀬スポーツ公園（山梨県甲府市）	山梨県
	松本空港一帯（長野県松本市）	長野県
	山中城址駐車場（静岡県三島市）	静岡県
	足柄ＳＡ（静岡県小山町）	静岡県
中部	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
近畿	浜名湖ＳＡ（静岡県浜松市）	静岡県
	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県
	メッセウィングみえ（三重県津市）	三重県
中国	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県
	名城公園（愛知県名古屋市）	愛知県
四国	浜名湖ＳＡ（静岡県浜松市）	静岡県
九州	湖西運動公園（静岡県湖西市）	静岡県

表１－３　活動拠点（候補）

警察庁

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
2	吉佐美幼稚園	下田市	市	主に警察
4	旧浜崎幼稚園	下田市	市	主に警察
6	白浜幼稚園	下田市	市	主に警察
10	アスト会館	東伊豆町	町	警察、消防
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
28	東部運転免許センター	沼津市	県警	主に警察
39	新大城ドーム（ビックサン）	伊豆市	市	主に警察
40	中伊豆社会体育館	伊豆市	市	主に警察
41	狩野小学校体育館	伊豆市	市	警察
45	財団法人修善寺体育館	伊豆市	市	主に警察
49	長岡体育館	伊豆の国市	市	主に警察
52	大仁体育館	伊豆の国市	市	主に警察
60	長泉町勤労者体育センター	長泉町	町	主に警察
61	小山町総合体育館	小山町	町	主に警察
64	静岡県富士山麓山の村	富士宮市	県	主に警察
67	富士宮市麓山の家	富士宮市	市	主に警察
69	富士市少年自然の家	富士市	市	主に警察
70	富士市丸火体育館	富士市	市	主に警察
94	富士市富士川地域福祉センター	富士市	市	主に警察
77	静岡県警察本部機動隊	静岡市	県警	主に警察
93	静岡市蒲原体育館	静岡市	市	主に警察
103	島田中央体育館	島田市	市	主に警察
107	静岡県警察学校	藤枝市	県警	主に警察
108	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
110	藤枝勤労者体育館	藤枝市	市	主に警察
112	蓮華池ホール	藤枝市	市	主に警察
117	牧之原市萩間公民館	牧之原市	市	主に警察
121	仁田体育館	牧之原市	市	主に警察
125	藤枝市岡部公民館	藤枝市	市	警察
126	大井川児童センター	焼津市	市	主に警察
128	吉田町総合体育館	吉田町	町	主に警察
129	吉田中央公民館	吉田町	町	主に警察
131	金谷体育センター	島田市	市	主に警察
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊
142	福田児童館	磐田市	市	主に警察
143	竜洋海洋センター体育館	磐田市	市	主に警察
156	総合体育館さんりーな	掛川市	市	主に警察
162	袋井市総合センター	袋井市	市	主に警察

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
174	天竜武道館	浜松市	市	主に警察
180	水窪総合体育館	浜松市	市	主に警察
182	浜松市農村環境改善センター	浜松市	市	主に警察
185	青少年の家	浜松市	市	主に警察
187	浜松市武道館	浜松市	市	主に警察
188	アイミティ浜松(市立勤労青少年ホーム)	浜松市	市	主に警察
191	西部運転免許センター	浜松市	県警	主に警察
193	浜松市中瀬南部緑地会館	浜松市	市	主に警察
194	浜松市浜北総合体育館・東駐車場	浜松市	市	警察、消防
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
196	浜松市立雄踏中学校	浜松市	市	主に警察
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
203	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市	市	主に警察
204	湖西市環境センター	湖西市	市	主に警察
205	湖西アメニティプラザ	湖西市	市	主に警察
208	新居町立図書館	新居町	町	主に警察
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	警察、自衛隊
302	銀の湯会館	南伊豆町	町	警察、消防
303	道の駅　花の三聖苑	松崎町	町	警察、自衛隊
304	大輪荘	伊東市	市	主に警察
305	三島市民文化会館	三島市	市	主に警察
306	磐田市岩田公民館	磐田市	市	主に警察
307	菊川市役所北館	菊川市	市	主に警察

3　防衛省の応援活動

（1）応援活動の概要

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）防衛省は、運用局に防衛省災害対策室を設置し、強化地域外の応援部隊の出動に向けた準備行動について、必要な指示及び調整を行う。

（イ）陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、応援部隊の出動に向けた準備行動を行う。

（ウ）陸上自衛隊東部方面総監部は、静岡県庁に前方指揮所を設置し、必要な準備行動をとる。

イ　警戒宣言発令時

（ア）防衛省は、大臣を長とする地震災害警戒本部を設置するとともに、強化地域外の部隊の前進拠点への事前派遣等について、必要な指示及び調整を行う。

（イ）陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、それぞれの計画に基づき、応援部隊を前進拠点に事前派遣する等の措置をとる。

ウ　東海地震発生時

（ア）前進拠点及び進出拠点

応援部隊は、国の応援計画により、前進拠点及び進出拠点から県内に進出する。

なお、前進拠点及び進出拠点は表１－４及び表１－５のとおりとする。

また、緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。

（イ）活動拠点及び指揮所

ａ　活動拠点

陸上自衛隊の応援部隊は、静岡県境から交通誘導係の誘導等により、活動拠点に進出し、救助活動等を行う。

なお、活動拠点（候補）は表１－６のとおりとする。

ｂ　指揮所

応援部隊は、指揮所を活動拠点内に開設するが、状況により、担任地域を管轄する県方面本部又は市町災害対策本部の近傍に開設する。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

（2）自衛隊の東海地震対処計画の概要

東海地震対処計画に基づき、陸上自衛隊東部方面総監を長とする陸・海・空の３隊からなる統合任務部隊が編成される。

ア　派遣規模

（ア）陸上自衛隊

東海地震対処計画に基づき、陸災東海部隊が編成され、東部方面隊隷下の第１師団、第12旅団及び富士教導団を基幹に、中央即応集団、北部方面隊、東北方面隊及び西部方面隊から、増援部隊を集中し、救援活動を行う。

（イ）海上自衛隊

東海地震対処計画に基づき、海災東海部隊が編成され、横須賀地方隊及び自衛艦隊の一部をもって任務部隊を編成し、護衛艦約15隻、輸送艦等3～5隻、その他の艦船等16隻、その他固定翼機15機、回転翼機34～35機を被災地域に派遣し、救援活動を行う。

（ウ）航空自衛隊

東海地震対処計画に基づき、空災東海部隊が編成され、航空総隊、航空支援集団及び航空教育集団の救難機、輸送機、偵察機等約70機及び浜松、静浜、御前崎の各基地・分屯地所在の隊員及び全国の基地からの増援の隊員により、救援活動を行う。

イ　東海地震注意情報発表時

（ア）陸上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表①による県庁等への連絡班の派遣及び通信組織の編成等を実施する。

表①　連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
東部方面総監部	県庁
第１戦車大隊	賀茂危機管理局
富士教導団	東部危機管理局
第１師団	中部危機管理局
第12旅団	西部危機管理局

（イ）海上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、情報収集並びに県及び防災関係機関との連絡体制を強化するとともに、県庁及び各地域危機管理局に連絡員を派遣する。

（ウ）航空自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表②による県庁及び中部、西部の各方面本部への連絡班の派遣、偵察機の待機及び航空機の避難準備等を実施する。

表②　連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
航空総隊司令部	県庁
第１航空団司令部	県庁及び西部危機管理局
第11飛行教育団	県庁及び中部危機管理局

ウ　警戒宣言発令時

（ア）陸上自衛隊

ａ　県庁に方面現地調整所を開設するとともに、地震防災派遣及び発災後の災害派遣のための準備を実施する。

ｂ　「地震防災派遣命令」により、航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び

人員・物資の緊急輸送等の支援活動を実施する。

（イ）海上自衛隊

ａ　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき、艦艇、航空機等の災害派遣準備を行う。

ｂ　「地震防災派遣命令」により、伊豆半島地区及び伊豆諸島におけるヘリコプターによる情報収集活動及び人員物資の緊急輸送、東海地方沿岸部への艦艇の派遣・洋上待機を実施する。

（ウ）航空自衛隊

ａ　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき航空機等の待機強化、地上部隊の災害派遣の準備を実施するとともに、浜松基地等の練習機の域外基地への避難、救難機の周辺基地への集中を実施する。

ｂ　「地震防災派遣命令」により、航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報の収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析を実施する。

ｃ　県内空域を飛行する航空機に対し必要な情報を提供する等、航空機の安全運航確保等のための措置を表③により実施する。

表③　基地等別の情報提供対象空域

基地等名	対象空域
入間基地（入間防空指令所）	県内全空域
浜松基地及び静浜基地	県西部及び中部空域

エ　東海地震発生時から３日までの段階

（ア）陸上自衛隊

ａ　東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し被害状況を把握するとともに、所在の部隊をもって、表④により人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。

表④　東海地震発生後当初の部隊の担任地域

部隊名	担任地域
第１戦車大隊	賀茂方面本部管内
富士教導団	東部方面本部管内
第１師団	中部方面本部管内
第１２旅団	西部方面本部管内

ｂ　被害状況の判明に伴い、増援される部隊の一部を、被害が激甚な地域に派遣する。

（イ）海上自衛隊

ａ　東海地震発生後、直ちに、艦艇、航空機による情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、被災地域各港湾に進出し、人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。

ｂ　掃海艇等による港湾調査を行い、港湾使用の可否を判定するとともに、陸・空自衛隊等の応援部隊及び伊豆地区等の避難者等の海上輸送を実施する。

被害状況の判明に伴い、逐次部隊を増強し、艦艇による被災住民に対する避難、流出油防除、水路啓開等の支援を実施する。

（ウ）航空自衛隊

ａ　東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、基地所在の部隊及び救難機をもって、人命救助を第一義とする災害派遣を実施する。

ｂ　被害状況の判明に伴い、各航空方面隊等から増援される部隊を、被害が激甚な地域等に派遣するとともに、陸上自衛隊の増援部隊及び広域医療搬送活動による患者、医療チーム等の航空搬送を実施する。

ｃ　浜松基地及び静浜基地において、緊急消防援助隊のヘリコプター及び広域医療搬送関係者等の受入、活動支援を実施する。

オ　東海地震発生後、４日から７日までの段階

（ア）陸上自衛隊

孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、被災住民に対する給食・給水、入浴等の民生支援活動を実施する。

（イ）海上自衛隊

孤立者の救出、海上漂流者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、艦艇・航空機による被災住民の避難、人員・物資の輸送、水路啓開等の支援を実施する。

（ウ）航空自衛隊

孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動等に並行して、救援物資等の輸送活動を実施する。

（３）自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に係る要請書の様式は、様式１－１及び様式１－２のとおりとする。

表１－４　前進拠点及び進出拠点
（警戒宣言が発せられた場合）

自衛隊

部隊の所在地	規模（人）	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
青森県	1,000	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
岩手県	1,100	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	－	山梨県
	1,300	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
秋田県	600	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
福島県	1,100	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	－	山梨県
	700	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
栃木県	500	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
群馬県	800	－	松本駐屯地（長野県松本市）	静岡県
埼玉県	600	－	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
千葉県	1,100	－	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
東京都	1,800	－	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
新潟県	500	相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡）	松本駐屯地（長野県松本市）	静岡県
	400	松本駐屯地（長野県松本市）	－	静岡県
石川県	700	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
滋賀県	200	－	岐阜分屯地（岐阜県各務原市）	岐阜県
	200		小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
京都府	800	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
大阪府	600	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
兵庫県	1,500	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
鳥取県	500		小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
島根県	100	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
岡山県	400	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
広島県	500	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
山口県	400	－	久居駐屯地（三重県津市）	三重県
福岡県	500		小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
長崎県	200	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地（愛知県小牧市）	－	愛知県
鹿児島県	700	小牧基地（愛知県小牧市）	－	愛知県
	200	－	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
合計	24,200	－	－	－

表１－５　進出拠点
（東海地震が突発的に発生した場合）

自衛隊

部隊の所在地	規模（人）	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
青森県	1,000	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
岩手県	1,100	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	山梨県
	1,300	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
秋田県	600	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
福島県	1,100	朝霞駐屯地（東京都練馬区）	山梨県
	700	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
栃木県	500	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
群馬県	800	松本駐屯地（長野県松本市）	静岡県
埼玉県	600	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
千葉県	1,100	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
東京都	1,800	厚木基地（神奈川県厚木市）	静岡県
新潟県	900	松本駐屯地（長野県松本市）	静岡県
石川県	700	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
滋賀県	200	岐阜分屯地（岐阜県各務原市）	岐阜県
京都府	200	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
	800	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
大阪府	600	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
兵庫県	1,500	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
鳥取県	500	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
島根県	100	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
岡山県	400	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
広島県	500	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
山口県	400	久居駐屯地（三重県久居市）	三重県
福岡県	500	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
長崎県	200	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
鹿児島県	900	小牧基地（愛知県小牧市）	愛知県
合計	24,200	－	－

表１－６　活動拠点（候補）

自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
5	須崎漁式会館	下田市	須崎区	主に自衛隊
9	東伊豆町立体育センター	東伊豆町	町	主に自衛隊
12	Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館	河津町	町	主に自衛隊
15	中央公民館	南伊豆町	町	主に自衛隊
16	県立松崎高校	松崎町	県	主に自衛隊
17	健康増進センター	西伊豆町	町	主に自衛隊
19	黄金崎駐車場	西伊豆町	町	主に自衛隊
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
23	県立伊東高校	伊東市	県	主に自衛隊
27	富士通（株）沼津工場	沼津市	富士通㈱	主に自衛隊
29	戸田Ｂ＆Ｇ海洋センター	沼津市	市	主に自衛隊
31	南二日町広場	三島市	市	主に自衛隊
35	市民会館	富士宮市	市	主に自衛隊
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市	市	自衛隊、消防
37	天城中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
38	天城ふるさと広場	伊豆市	市	主に自衛隊
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市	市	自衛隊
43	松原公園	伊豆市	市	自衛隊、消防
44	上肥中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
46	修禅寺グラウンド	伊豆市	市	主に自衛隊
47	中伊豆中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
48	長岡中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
50	韮山運動公園	伊豆の国市	市	主に自衛隊
51	大仁中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
53	大仁小学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
57	柿田川公園	清水町	町	主に自衛隊
58	県立長泉高校	長泉町	県	主に自衛隊
63	小山町生涯学習センター多目的広場	小山町	町	自衛隊
65	富士宮市民体育館	富士宮市	市	主に自衛隊
71	富士市総合運動公園	富士市	市	主に自衛隊
74	芝川町営総合運動場	芝川町	町	主に自衛隊
75	城北浄化センターグラウンド	静岡市	市	主に自衛隊
76	広野海浜公園	静岡市	市	主に自衛隊
80	駿府公園	静岡市	市	主に自衛隊
83	浅畑スポーツ広場	静岡市	市	主に自衛隊
87	東海大学付属翔洋高校	静岡市	学校法人東海大学	主に自衛隊
88	中島浄化センター	静岡市	静岡市企業局	主に自衛隊
89	ポリテクセンター静岡	静岡市	ポリテクセンター静岡	主に自衛隊
90	しずおか信用金庫総合グラウンド	静岡市	しずおか信用金庫	主に自衛隊
92	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市	市	自衛隊、消防
95	富士川河川敷スポーツ広場	富士市	市	主に自衛隊
98	静岡市由比体育館	静岡市	市	主に自衛隊
99	大井川緑地公園	島田市	市	自衛隊、消防
100	勤労者野外活動施設	島田市	市	主に自衛隊
104	島田市中央公園	島田市	市	主に自衛隊
106	焼津市総合グラウンド	焼津市	市	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
108	藤枝総合運動公園多目的広場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
109	大井川河川敷グラウンド	藤枝市	国土交通省	主に自衛隊
113	航空自衛隊前崎分屯基地	御前崎市	自衛隊	主に自衛隊
115	総合グラウンド	御前崎市	市	主に自衛隊
116	静岡Ｃ・Ｃ浜岡(グラウンド)	御前崎市	ゴルフ場	主に自衛隊
120	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市	市	主に自衛隊
122	榛原総合運動公園 ぐりんぱる	牧之原市	市	自衛隊、消防
124	おかべ巨石の森公園	藤枝市	市	主に自衛隊
127	航空自衛隊静浜基地	焼津市	自衛隊	主に自衛隊
132	大井川緑地(右岸)	島田市	国土交通省	主に自衛隊
135	高郷河川敷多目的広場	川根本町	町	主に自衛隊
136	町立木川根中学校	川根木町	町	警察、自衛隊
137	かぶと塚公園	磐田市	市	主に自衛隊
140	福田公園野球場	磐田市	市	主に自衛隊
144	竜洋海洋公園	磐田市	市	主に自衛隊
146	竜洋体育センター	磐田市	市	主に自衛隊
149	豊田天竜川グラウンド	磐田市	市	主に自衛隊
150	豊岡総合センター	磐田市	市	主に自衛隊
154	いこいの広場	掛川市	市	主に自衛隊
157	大須賀体育館	掛川市	市	主に自衛隊
159	大東総合運動場多目的広場	掛川市	市	主に自衛隊
160	原野谷川親水公園	袋井市	市	主に自衛隊
164	愛野公園西側エリア（Ｂゾーン）	袋井市	市	主に自衛隊
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
167	菊川市小笠体育館	菊川市	市	主に自衛隊
168	菊川運動公園	菊川市	市	主に自衛隊
171	中央体育館	森町	教育委員会	主に自衛隊
172	船明ダム運動広場	浜松市	市	自衛隊、消防
175	浜松市春野気田スポーツ広場	浜松市	市	主に自衛隊
177	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
178	佐久間ふれあい運動公園	浜松市	市	自衛隊、消防
179	水窪グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
181	安間川公園自由広場	浜松市	市	主に自衛隊
186	航空自衛隊浜松基地	浜松市	自衛隊	主に自衛隊
192	県立浜北西高校	浜松市	県	主に自衛隊
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
197	雄踏総合公園	浜松市	市	主に自衛隊
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
199	浜松市立引佐南部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
200	県立引佐高校	浜松市	県	主に自衛隊
201	浜松市立引佐北部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
202	三ケ日運動場	浜松市	市	主に自衛隊
206	河西運動公園	浜西市	市	自衛隊、消防
207	市民会館	浜西市	市	主に自衛隊
209	文化公園西側町有地	新居町	町	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	自衛隊、警察
303	道の駅　花の三聖苑	松崎町	町	自衛隊、警察
401	敷根公園健康広場	下田市	市	自衛隊
402	吉佐美運動公園	下田市	市	主に自衛隊
403	須崎グリーンエリア芝生広場	下田市	市	主に自衛隊
404	町営総合グランド野球場	南伊豆町	町	主に自衛隊
405	クロスカントリーコース	南伊豆町	町	主に自衛隊
406	採石場跡地	南伊豆町	町	主に自衛隊
407	浜区菖蒲沢地先広場	河津町	町	主に自衛隊
408	青野川ふるさと公園	南伊豆町	町	主に自衛隊
409	松崎町総合グランド	松崎町	町	主に自衛隊
410	黄金崎クリスタルパーク	西伊豆町	町	主に自衛隊
411	総合運動公園予定地	函南町	町	主に自衛隊
412	清水日本平総合運動公園駐車場	静岡市	市	主に自衛隊
413	旧金谷中学校跡地	島田市	市	主に自衛隊
414	旧清掃センターグランド	島田市	市	主に自衛隊
415	大井川清流緑地	吉田町	町	主に自衛隊
416	大井川河川敷広場	島田市	市	主に自衛隊
417	豊田ラブリバー公園	磐田市	市	主に自衛隊
418	小笠山総合運動公園	袋井市・掛川市	県	主に自衛隊
419	花川運動公園	浜松市	市	主に自衛隊
420	天竜川緑地公園（南）	浜松市	市	主に自衛隊
421	天竜川緑地公園（北）	浜松市	市	主に自衛隊
422	森町太田川親水公園	森町	町	主に自衛隊

様式１－１

静災　第　　号
年　月　日

陸上自衛隊東部方面総監　様

静岡県災害対策本部長
静　岡　県　知　事

災害派遣の要請について

下記の事由により、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき災害派遣を要請します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する理由
（１）災害の情況
ア　地震等の概況
・発生日時　　年　月　日　　時　　分
・県内最大震度　震度７　市町名：
・県内各地の震度　震度７　市町名：
〃６強　市町名：
〃６弱　市町名：
イ　被害概況

（２）派遣を要請する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）希望する区域（市町名）
（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

様式１－２

第　　号
年　月　日

静岡県知事　様

○○市町災害対策本部長
（　　）

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する理由
（１）災害の情況
ア　地震等の概況
・発生日時　　年　月　日　　時　　分
・市町内最大震度　　震度　　地域名：

イ　被害概況

（２）派遣を要請する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域、活動内容
（１）希望する区域（市町名）
（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

４　消防庁の応援活動

（１）応援活動の概要

ア　東海地震注意情報発表時
（ア）消防庁は、次の先遣隊を静岡県に派遣する。
・消防庁職員
・指揮支援部隊（東京消防庁等）
なお、指揮支援部隊等が使用するヘリコプターの臨時ヘリポートは表１－７のとおりとする。
（イ）消防庁は、表①の第一次出動準備の１６府県隊に対して、出動準備を要請する。
表①　都道府県隊の出動準備

区　分	都道府県隊
第一次出動準備（１６府県）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、〔東京都〕
第二次出動準備（１１県）	岩手県、宮城県、山形県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（ウ）要請を受けた各都府県は、緊急消防援助隊（以下、「緊援隊」という。）として出動可能隊数を把握し、消防庁長官に報告する。
（エ）消防庁は、航空部隊については、各ブロックごとに残留機体を指定し、他の機体については、出動準備を要請する。

イ　警戒宣言発令時
（ア）消防庁は、上記ア（イ）に加えて、第二次出動準備の１１県隊には陸路での出動準備を、他の道県隊についても陸路又は海路等での出動準備を要請する。
（イ）航空部隊については、上記ア（エ）に同じ。
（ウ）消防庁は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、石川県及び福井県の一部の部隊に対し、状況に応じて、表②の前進拠点に進出することを指示する。
表②　前進拠点

番号	前　進　拠　点	所　在　地
1	消防大学校	東京都調布市深大寺東町４－35－３
2	自治大学校	東京都立川市緑町3591
3	救急振興財団救急救命研修所	東京都八王子市南大沢４－５
4	市町村職員中央研修所	千葉県千葉市美浜区浜田１－１
5	全国市町村国際文化研修所	滋賀県大津市唐崎２－13－１
6	滋賀県消防学校	滋賀県東近江市神郷町３14

（エ）県警戒本部は、交通誘導班として表③の進出拠点に職員を派遣し緊援隊の進出に備える。

表③　進出拠点

番号	進　出　拠　点	所　在　地
1	足　柄ＳＡ（下り線側）	静岡県駿東郡小山町桑木字南原 599
2	浜名湖ＳＡ（上り線側）	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久米字鳥山47−1

（オ）御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、浜松市消防局は、交通誘導班として表③の最寄りの進出拠点に職員を派遣し、緊援隊の進出に備える。

ウ　東海地震発生時

（ア）消防庁は、被害情報収集のため、東京消防庁及び大阪市消防局にヘリコプターの出動を指示する。

（イ）消防庁は、必要に応じて、消防庁職員を静岡県庁へ派遣する。

（ウ）消防庁は、東京消防庁に指揮支援部隊の出動を指示する。

（エ）消防庁は、被害情報、被災地内の消防力及び応援可能隊数を勘案して、静岡県への投入応援都道府県隊を決定し、表③の進出拠点に出動することを指示する。

エ　突発的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

（２）県消防応援活動調整本部（以下、「県調整本部」という。）及び県方面本部消防応援活動調整本部（以下、「方面調整本部」という。）の設置

緊援隊が出動したときは、知事は県調整本部及び方面調整本部を設置する。

ア　県調整本部の設置

（ア）県調整本部は、県災対本部が置かれる場所に設置する。

（イ）知事は、県調整本部を設置したときは、消防庁及び県内の代表消防機関並びに緊援隊の応援を受ける市町の長に連絡するとともに、代表消防機関の長は、速やかに県調整本部に職員を派遣する。

（ウ）県調整本部は、本部長を知事、副本部長を県危機管理監及び指揮支援部隊長とし、その他の本部員は原則として次のとおりとする。

ａ　静岡県危機管理局消防室長

ｂ　代表消防機関の派遣職員

ｃ　静岡県消防防災航空隊職員（航空部隊の応援を受ける場合に限る。）

（エ）県調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を県調整本部の会議に出席させるものとし、その要請を行った場合は、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。

（オ）県調整本部は、消防庁及び緊援隊派遣都府県内に設置する物資補給等の後方支援の本部並びに方面調整本部と連携し、次の事項を行う。

ａ　応援部隊の部隊配備及び部隊移動に関すること。

ｂ　緊援隊の活動の調整に関すること

ｃ　各種情報の集約・整理に関すること

ｄ　関係機関との連絡調整に関すること

ｅ　その他必要な事項に関すること

イ　方面調整本部の設置

（ア）方面調整本部は、東部方面本部、中部方面本部及び西部方面本部が置かれる場所に設置する。

（イ）賀茂方面本部管内に関する調整等は、東部方面調整本部が管理する。

（ウ）県方面本部長は、方面調整本部を設置したときは、県調整本部及び管内消防本部並びに応援を受ける市町に連絡し、地区代表消防本部の長及び市町長は、速やかに方面調整本部に職員を派遣する。

（エ）方面調整本部の構成員は、原則として次のとおりとする。

ａ　方面本部指令班長（方面調整本部長）

ｂ　指揮支援隊長（方面調整副本部長）

ｃ　緊援隊の応援を受ける市町の派遣職員

ｄ　地区代表消防本部の派遣職員（方面調整本部に、地区代表消防本部が職員を派遣できない場合は、県方面本部所在地消防本部が代行する。）

（オ）方面調整本部は、県調整本部等と連携し、次の事項を行う。

ａ　市町長又はその委任を受けた消防長（以下、「指揮者」という。）と連携した緊援隊の配備に関すること

ｂ　緊援隊の活動の調整に関すること。

ｃ　各種情報の集約・整理に関すること。

ｄ　関係機関との連絡調整に関すること

ｅ　その他必要な事項に関すること

（３）集結場所及び部隊配備、部隊移動

ア　集結場所の指定等

（ア）県調整本部長は、緊援隊の集結場所について、消防庁長官に連絡するものとする。

県調整本部長は、緊援隊が出動する時点で、集結する場所が決定していない場合は、進出拠点に派遣した交通誘導係を通じて集結場所を指示する。

（イ）集結場所は、活動拠点のうち県内各地域を代表する大規模な拠点（以下、「一次集結場所」という。）及び活動拠点のうち各消防本部管内で緊援隊の集結に適した拠点（以下、「二次集結場所」という。）とする。

緊援隊は、進出拠点に到着した時点で、配備先が決定していない場合は、一次集結場所を利用する。配備先が決定している場合は、二次集結場所を利用する。

なお、一次集結場所は表１－８、二次集結場所は表１－９のとおりとする。

また、一次集結場所（陸上自衛隊駒門駐屯地を除く。）及び二次集結場所は、集結場所として利用した後は緊援隊の活動拠点（候補）として利用する。

（ウ）指揮者は、集結場所の指定があったときは、速やかに集結場所に連絡員を派遣する。

（エ）部隊到着の報告

ａ　集結場所に派遣された連絡員は、都道府県隊が到着したときは、所属する消防本部を通じ、方面調整本部に報告する。
ｂ　方面調整本部は、前項の報告を受けたときは、速やかに県調整本部に連絡する。

イ　部隊配備等
（ア）部隊配備
消防庁長官は、県調整本部及び方面調整本部と調整の上、原則として都道府県隊を単位として部隊配備を行う。
ａ　県調整本部での部隊配備の調整
県調整本部長は、緊援隊の配備先が複数の消防本部にわたる等広域な配備になる場合は、被災地における情報を把握の上、消防庁長官と県方面本部又は市町への部隊配備を調整する。
ただし、被害状況が明確でない場合は、第３次地震被害想定に基づき、調整する。
ｂ　方面調整本部での部隊配備の調整
方面調整本部長は、被災地における情報を把握の上、県調整本部を通じて消防庁長官と緊援隊の市町への部隊配備を、調整する。
ｃ　二次集結場所又は活動場所（以下、「前進場所」という。）での部隊配備指揮者は、緊援隊の配置状況等を考慮し、前進場所での部隊配備を決定する。
（イ）部隊配備決定の連絡
ａ　県調整本部長は、消防庁長官が方面調整本部又は市町への部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に連絡する。
ｂ　方面調整本部長は、消防庁長官が市町への部隊配備を決定したときは、速やかに指揮者に部隊配備の内容及び都道府県隊との連絡方法を連絡する。
ｃ　指揮者は、前進場所での部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に報告する。
（ウ）都道府県隊の前進
方面調整本部長は、指揮者から前進場所の報告があったときは、該当する都道府県隊に次の事項を伝え、前進を求める。
ａ　該当する都道府県隊長が所属する消防本部
ｂ　前進場所
ｃ　指揮者との連絡方法

ウ　部隊移動
（ア）部隊移動の基本
部隊移動は、緊援隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行う。
ａ　地理的要因により新たな投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
ｂ　市街地が連たんした複数市町が被災するなど市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

ｃ　緊援隊が不足し、新たな部隊投入が不可能な場合
（イ）消防庁長官の指示による部隊移動
ａ　消防庁長官は、消防組織法第４４条第８項の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、あらかじめ、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、知事及び知事を経由して緊援隊行動市町長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする。
ｂ　意見を求められた緊援隊行動市町長は、知事を経由して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答するものとし、知事は、緊援隊行動市町長の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。
ｃ　消防庁長官は、緊援隊行動市町長及び知事の意見を踏まえ、緊援隊の属する都道府県知事に対して、部隊移動の指示を行う。
ｄ　消防庁長官は、部隊移動の指示を行った場合は、その内容を県調整本部に情報提供し、県調整本部は、方面調整本部を経由して、その旨を緊援隊行動市町長に連絡する。
（ウ）知事の指示による部隊移動
ａ　知事は、消防組織法第４４条の３の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、県調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
ｂ　意見を求められた県調整本部は、方面調整本部と調整の上、緊援隊行動市町の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、知事に部隊移動に関する意見を回答する。
ｃ　知事は、県調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行う。
ｄ　部隊移動の指示は、県調整本部から、方面調整本部及び緊援隊行動市町を経由して、都道府県隊長に伝達する。
ｅ　知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を消防庁長官に通知する。
ｆ　知事から部隊移動の指示の通知を受けた消防庁長官は、部隊移動の指示を受けた緊援隊が属する都道府県知事に対して、速やかにその旨を通知する。
ｇ　調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

（４）緊援隊への情報提供

ア　指揮支援隊への連絡・指示
地区代表消防本部の長又は指揮者は、指揮支援隊に対して、次の事項を連絡又は指示する。
（ア）活動地域における救助活動、消火活動等の役割分担
（イ）現在の被害状況
（ウ）関係機関の対応状況
（エ）その他必要な事項

イ　都道府県隊への連絡・指示
指揮者は、都道府県隊が前進場所に到着したときは、当該都道府県隊長から速やかに都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容の報告を受けるとともに、次の事項を

連絡又は指示する。
（ア）被害の状況
（イ）活動中の消防隊の活動概要
（ウ）活動方針及び見通し
（エ）活動地域及び任務
（オ）使用無線系統
（カ）地水利の状況
（キ）指揮連絡担当者名
（ク）災害地に至る道路の状況
（ケ）その他必要な事項

ウ　緊援隊用地図等の整備
各消防本部は、必要に応じて、活動区域に関する地図等を、緊援隊に配布する。
地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。
（ア）消火栓以外の消防水利、燃料等補給場所、避難地
（イ）緊援隊の活動区域
（ウ）災害拠点病院、救護病院等の位置
（エ）ヘリコプターの臨時ヘリポートの位置
（オ）その他緊援隊が求める事項

（5）指揮体制等

ア　指揮本部の設置
（ア）被災地消防本部ごとに指揮本部を設置し、指揮者が指揮本部長の任に当たる。
（イ）指揮本部の構成員は、各消防本部が定める。
（ウ）指揮本部長は、被害情報の整理分析を行うとともに、部隊の配備を受けた緊援隊を指揮管理する。

イ　指揮支援部隊長
指揮支援部隊長（東京消防庁等の派遣職員）は、県災対本部（指令部）において、県調整本部長を補佐し、緊援隊の活動を調整する。

ウ　指揮支援隊長
指揮支援部隊長は、原則として表④のように指揮支援隊長を配置する。
ただし、被害の状況により、これにより難い場合は、代表消防機関の派遣職員が指揮支援部隊長と協議して変更することができる。

表④　指揮支援隊長の配置

方面本部	指揮支援隊長
東部方面本部	大阪市消防局の派遣職員
中部方面本部	東京消防庁の派遣職員
西部方面本部	神戸市消防局の派遣職員

エ　緊急消防援助隊指揮支援本部の設置
（ア）指揮支援隊長は、緊援隊の部隊配備が決定した場合は、方面調整本部又は被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下、「指揮支援本部」という。）を設置し、指揮支援本部長の任にあたる。
（イ）指揮支援本部は次の業務を行うものとする。
a　配備された都道府県隊の活動管理
b　関係機関との連絡調整
c　その他必要な事項
（ウ）指揮支援本部は、「○○方面調整本部緊急消防援助隊指揮支援本部」（方面本部名を使用する場合）又は「○○市町担当緊急消防援助隊指揮支援本部」（受援市町名を使用する場合）と呼称する。

（6）通信運用
緊援隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

ア　消防庁、県調整本部等関係機関間の通信連絡
消防庁、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。

イ　通信に使用する周波数
指揮本部、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊相互間の通信は、全国共通波１（１５０．７３MHz）を使用する。

ウ　指揮系統を複数に分離する場合に使用する周波数
指揮支援部隊長は、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、全国共通波２（１４８．７５MHz）又は全国共通波３（１５４．１５MHz）のいずれかから、使用チャンネルを指定する。

エ　県内共通波の使用
都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

（7）航空部隊の受入体制等

ア　航空部隊の集結場所
航空部隊の集結場所は、次のとおりとする。
ただし、被害の状況に応じて、県災対本部の判断により、他の集結場所を指定できる。
・航空自衛隊浜松基地内
・航空自衛隊静浜基地内

・静岡空港内

イ　航空部隊の配備

航空部隊は、消防庁長官が機体特性等を考慮し、県調整本部と調整の上、配備する。

（ア）航空部隊の活動

ａ　情報収集活動

ｂ　地上部隊と連携した消火活動

ｃ　災害現場における人命救助及び傷病者の搬送

ｄ　救助資機材等の搬送

ｅ　上空からの避難誘導及び広報活動

ｆ　災害拠点病院及び救護病院からの重症者の広域搬送拠点への搬送

ｇ　その他県消防防災航空隊長が必要と認める活動

（イ）航空部隊に係る運用方法

運用方法の詳細は、「県ヘリコプター受援マニュアル」による。

ウ　ヘリコプターの臨時ヘリポートの指定等

（ア）臨時ヘリポートは、避難地以外の安全にヘリコプターが離着陸できる場所とし、表１－10のとおりとする。

ただし、消防職員等が一時的に安全を確保するための規制が行える場合は、この限りではない。

各消防本部は、指定場所の変更があった場合は、速やかに県災対本部（航空運用班）へ報告する。

（イ）臨時ヘリポートには、全国共通波の通信機器を持った、航空部隊に指示できる消防職員を配置するとともに、可能であれば照明設備等を設置する。

（８）緊援隊の応援要請及び部隊移動

ア　緊援隊の応援要請に係る様式は、様式１－３及び様式１－４のとおりとする。

イ　部隊移動に係る様式は、様式１－５から様式１－１０のとおりとする。

表１－７　指揮支援部隊及び指揮支援隊が使用するヘリポート

１　指揮支援部隊

指揮支援部隊	臨時ヘリポート
東京消防庁等	静岡市駿府公園 （静岡市葵区駿府公園１－１）

２　指揮支援隊

	地区代表消防本部	指揮支援隊	臨時ヘリポート
東部地区	沼津市消防本部	大阪市消防局	沼津市民運動場 （沼津市大岡字末広１２９８－１）
中部地区	藤枝市消防本部	東京消防庁	藤枝市民グラウンド（サッカー場） （藤枝市駿河台１－６－１）
西部地区	浜松市消防局	神戸市消防局	今之浦市有地 （磐田市今之浦二丁目１２）

表１－８　一次集結場所（活動拠点（候補））

1 東部地区

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
26	県立沼津城北高校グラウンド	沼津市岡一色875	東名沼津IC	3	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)	沼津市消防本部
／	陸上自衛隊駒門駐屯地	御殿場市駒門95－1	東名裾野IC	4	(主)裾野インター線(1次)→(国)246号(1次)→市道	御殿場市・小山町広域行政組合

2 中部地区

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
81	静岡市競輪場	静岡市駿河区小鹿2－9ほか	東名静岡IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→市道	静岡市消防防災局
501	一級河川安倍川河川敷（左岸）	静岡市葵区与一6丁目地先	東名静岡IC	10	（主）中島安倍線（1次）→(国)1号(1次)→（主）井川湖御幸線（1次）	静岡市消防防災局
85	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津1577－1	東名清水IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)	静岡市消防防災局

3 西部地区

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
506	浜松オートレース場（中駐車場）	浜松市中区和合町936－19	東名浜松西IC	4	(主)浜松環状線(1次)→県道河久和合線	浜松市消防局
189	可美公園総合センター野球場	浜松市南区増楽町920－2	東名浜松IC	13	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(国)257号(2次)→市道	浜松市消防局

注）路線名の１～３次は、緊急輸送路を示す。

表１－９　二次集結場所（活動拠点（候補））

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート	管轄消防本部
1	道の駅開国下田みなと（ベイステージ下田）	下田市外ヶ岡1－1	東名沼津IC	72	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→市道→販売道路2号線(1次)	下田地区消防組合
3	爪木崎公園駐車場	下田市須崎1237－1	東名沼津IC	75	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(一)須崎柿崎線→市道	下田地区消防組合
7	敷根公園健康広場駐車場	下田市敷根757	東名沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→市道	下田地区消防組合
10	アメド会館	東伊豆町白田1652-1	東名沼津IC	76	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道	東伊豆町消防本部
11	東伊豆町保健福祉センター	東伊豆町白田306	東名沼津IC	65	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道	東伊豆町消防本部
13	バガテル公園	河津町峰1073	東名沼津IC	58	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→町道	下田地区消防組合
14	南伊豆分署（武道館駐車場）	南伊豆町加納595－3	東名沼津IC	83	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)	下田地区消防組合
18	大浜海岸駐車場	西伊豆町仁科814	東名沼津IC	71	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→町道	西伊豆広域消防組合
20	姫の沢公園（少年自然の家）・駐車場	熱海市伊豆山字姫の沢1164-1	東名沼津IC	25	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→市道	熱海市消防本部
21	熱海市消防署南熱海出張所	熱海市下多賀525－2	東名沼津IC	35	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→(国)135号(1次)	熱海市消防本部
22	熱海市営東町駐車場	熱海市東海岸町15－2	東名沼津IC	30	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→(国)135号(1次)→市道	熱海市消防本部
24	伊東温泉競輪場駐車場	伊東市岡1280－1	東名沼津IC	58	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→(国)135号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道	伊東市消防本部
26	県立沼津城北高校グラウンド	沼津市岡一色875	東名沼津IC	3	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→市道	沼津市消防本部
30	南田町広場	三島市南田町4	東名沼津IC	7	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→市道	三島市消防本部
32	日本大学国際関係学部文教町校地グラウンド	三島市文教町2	東名沼津IC	10	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→(主)三島裾野線(2次)	三島市消防本部
34	御殿場消防署	御殿場市東田中1－19－1	東名御殿場IC	2	(国)138号(1次)→市道	御殿場市・小山町広域行政組合
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市御宿880	東名裾野IC	3	(主)裾野インター線(1次)→市道	裾野市消防本部
43	松原公園	伊豆市土肥2656－1	東名沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)	田方消防本部
54	狩野川東部浄化センター	函南町間宮420－1	東名沼津IC	11	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)	田方消防本部
56	沼津卸商社センター	清水町卸団地203	東名沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→(一)下土狩沼津停車場線(3次)→町道	清水町消防本部
59	長泉町文化センター（ベルフォーレ）	長泉町下土狩821－1	東名沼津IC	5	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→町道→(一)沼津小山線(2次)→町道	長泉町消防本部
62	小山町生涯学習センター	小山町阿多野130	東名御殿場IC	9	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→町道	御殿場市・小山町広域行政組合
66	外神市民グラウンド隣接駐車場	富士宮市外神東町114	東名富士IC	14	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→市道	富士宮市・芝川町消防組合
68	富士川河川敷富士川緑地	富士市五貫島地先	東名富士IC	10	(一)田子浦港富士インター線(1次)→臨港道路(1次)→(国)1号(1次)→市道	富士市消防本部
72	(社)日本建設機械化協会施工技術総合研究所	富士市大渕3154	東名富士IC	6	西富士道路(1次)→(主)富士白糸滝公園線(1次)→市道	富士市消防本部
73	中央公園駐車場	富士市蓼原町1822	東名富士IC	4	西富士道路(1次)→(一)田子浦港富士インター線(1次)→市道	富士市消防本部
81	静岡市競輪場	静岡市駿河区小鹿2－9ほか	東名静岡IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→市道	静岡市消防防災局
85	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津1577－1	東名清水IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)	静岡市消防防災局
91	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市清水区蒲原地先（国道1号線富士川橋下）	東名富士IC	12	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→臨港道路(1次)→(国)1号(1次)→市道	静岡市消防防災局
99	大井川緑地公園	島田市谷川地先	東名吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(一)河原大井川道線(2次)	島田市消防本部
105	焼津市消防防災センター	焼津市石津728－2	東名焼津IC	6	(主)焼津森線(1次)→(一)静岡焼津線(1次)→市道	焼津市消防防災局
108	藤枝総合運動公園サッカー場	藤枝市原100	東名焼津IC	10	(主)焼津森線(1次)→(国)1号(1次)→(主)藤枝黒俣線→市道	藤枝市消防本部
122	榛原総合運動公園（ぐりんぱる）	牧之原市仁田739－3	東名吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→(一)榛原金谷線(2次)→市道	吉田町牧之原市広域施設組合
123	市立岡部中学校	藤枝市岡部町子持坂102	東名焼津IC	5	(主)焼津森線(1次)→(国)1号(2次)→(主)焼津森線(2次)→市道	藤枝市消防本部
130	小山城駐車場及び多目的広場	吉田町片岡2499－2	東名吉田IC	2	(主)島田吉田線(1次)	吉田町牧之原市広域施設組合
133	大井川緑地公園	島田市金谷東町地先	東名相良牧之原IC	11	(国)473号(1次)→(一)島田金谷線(1次)→市道	島田市消防本部

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート	管轄消防本部
138	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	磐田市大久保８９７－３６	東名磐田IC	2	(主)磐田インター線(1次)→(一)掛川磐田線→市道	磐田市消防本部
139	磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809-2	東名磐田IC	4	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(2次)	磐田市消防本部
145	磐田市竜洋公民館	磐田市岩田６６０５－３	東名磐田IC	13	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(2次)→磐田竜洋線(2次)→市道	磐田市消防本部
148	磐田市豊田支所駐車場	磐田市森岡１５０	東名磐田IC	5	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道	磐田市消防本部
152	天竜川ラブリバー公園	磐田市三家１３－１地先	東名磐田IC	14	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→(主)磐田天竜線(2次)→(主)浜北袋井線→(一)上野部豊田竜洋線	磐田市消防本部
153	掛川市生涯学習センター	掛川市御所原１７－１	東名掛川IC	3	市道→(主)掛川大東線(2次)→(主)掛川浜岡線(1次)→(一)掛川停車場線(1次)→(国)1号(2次)→市道	掛川市消防本部
158	掛川市消防本部南消防署	掛川市大渕１４２７３	東名掛川IC	15	市道→(主)掛川大東線(2次)→(一)掛川大東大須賀線→市道	掛川市消防本部
161	袋井IC出口南側ゲートボール場	袋井市山科３５５８－１	東名袋井IC	0	(主)浜北袋井線(1次)	袋井市森町広域行政組合
163	田原緑地グラウンド	袋井市浅羽８８０－１	東名袋井IC	4	(主)浜北袋井線(1次)→市道	袋井市森町広域行政組合
165	二瀬多目的運動広場	袋井市中１０００(原野谷川左岸二瀬橋下流)	東名袋井IC	9	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井線(2次)→(主)袋井大須賀線(1次)→(一)磐田掛川線→市道	袋井市森町広域行政組合
170	菊川文化会館アエル駐車場	菊川市本所２４８８－２	東名菊川IC	1	(主)掛川浜岡線(1次)→(一)川上菊川線	菊川市消防本部
172	船明ダム運動広場	浜松市天竜区船明２６６０	東名浜松IC	27	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(一)渡ヶ島横山線	浜松市消防局
176	浜松市春野ふれあい公園	浜松市天竜区春野町領家１４５－１	東名浜松IC	36	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(国)362号(2次)→(一)鮎釣[illegible]線	浜松市消防局
177	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市天竜区龍山町瀬尻69-5	東名浜松IC	42	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)	浜松市消防局
178	佐久間ふれあい運動公園	浜松市天竜区佐久間町相川2583	東名浜松IC	66	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(国)473号(2次)→(主)[illegible]佐久間線	浜松市消防局
179	水窪グラウンド	浜松市天竜区水窪町奥領家3682	東名浜松IC	66	(主)浜松環状線(2次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)	浜松市消防局
180	可美公園総合センター野球場	浜松市南区増楽町９２０－２	東名浜松IC	13	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(国)257号(2次)→市道	浜松市消防局
190	浜松アリーナ	浜松市東区和田町８０８－１	東名浜松IC	4	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道	浜松市消防局
194	浜松市浜北総合体育館・武道館	浜松市浜北区平口5042-133	東名浜松IC	12	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道→(一)細江浜北線→市道	浜松市消防局
198	細江総合運動公園体育館	浜松市北区細江町中川2736	東名浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→町道	浜松市消防局
206	湖西運動公園	湖西市吉美８３０－１	東名三ケ日IC	15	(主)三ケ日インター線(2次)→(一)瀬戸佐久米線(1次)→(国)301号(1次)→市道	湖西市・新居町広域施設組合
210	湖西・新居消防署南分署	新居町浜名６５７	東名浜松西IC	19	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(2次)	湖西市・新居町広域施設組合
302	銀の湯会館	南伊豆町下賀茂２４７－１	東名沼津IC	83	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(2次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ケ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)	下田地区消防組合
501	与一安倍川河川敷（牛妻）	静岡市葵区与一８丁目地先	東名静岡IC	10	(主)中島安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(1次)	静岡市消防局
502	御前崎市民プール「ぷるる」	御前崎市宮内１５８１－１	東名相良牧之原IC	19	(国)473号(1次)(主)→県道浜岡菊川線→(主)相良大須賀線→市道18号幹線→(一)県道相良浜岡線	牧之原市御前崎市広域施設組合
503	牧之原御前崎消防署	御前崎市比木１９１１－２	東名相良牧之原IC	16	(国)473号(1次)→県道浜岡菊川線→(主)相良大須賀線→市道18号幹線→(一)県道相良浜岡線	牧之原市御前崎市広域施設組合
504	平田の里公園	牧之原市菅ヶ谷2525－1	東名相良牧之原IC	10	(一)浜岡菊川線	牧之原市御前崎市広域施設組合
505	磐田市福田支所前広場	磐田市福田４００	東名磐田IC	10	(主)磐田インター線(1次)→(主)磐田福田線(1次)→市道	磐田市消防本部
506	浜松オートレース場（中駐車場）	浜松市中区和合町９３６－１９	東名浜松西IC	4	(主)浜松環状線(1次)→県道浜東和合線	浜松市消防局

表1－10 ヘリコプターの臨時離着陸場・・・東部地区

番号	場所（グラウンド）	所在地		連絡先電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	河津中学校グラウンド	河津町	田中72	0558-34-0074	下田地区消防組合
2	須崎グリーンエリア	下田市	須崎1235-1	0558-22-2215	
3	敷根公園健康広場	下田市	敷根757	0558-22-2215	
4	下田市立吉佐美運動公園	下田市	吉佐美1900-1	0558-22-2215	
5	青野川ふるさと公園	南伊豆町	湊字山野1513	0558-62-1111	
6	バガテル公園大型車駐車場	河津町	峰1073	0558-34-1111	
7	一町田グラウンド	南伊豆町	伊浜2732	0558-62-1111	
8	熱川中学校グラウンド	東伊豆町	奈良本1296-3	0557-23-0049	東伊豆町消防本部
9	東伊豆町総合グラウンド	東伊豆町	稲取3347	0557-95-1100	
10	伊東港新港バース	伊東市	新井618-59	0557-82-9156	伊東市消防本部
11	市営小室山総合グラウンド	伊東市	川奈1261-27	0557-36-0111	
12	さくらの里駐車場	伊東市	富戸字元根1317-4	0557-36-0111	
13	姫の沢公園スポーツ広場	熱海市	熱海字笹尻1804-5	0557-81-0151	熱海市消防本部
14	熱海観光港芝生広場	熱海市	和田浜南町1694-31	0557-81-0151	
15	熱海中学校グラウンド	熱海市	上多賀1066-129	0557-81-0151	
16	熱海高校グラウンド	熱海市	下多賀1484-22	0557-68-3291	
17	小山臨海公園	熱海市	下多賀小山541-9	0557-81-0151	
18	松崎町総合グラウンド	松崎町	江奈517-1	0558-42-1111	西伊豆広域消防組合
19	仁科漁港空地	西伊豆町	仁科1808	0558-52-1111	
20	土肥防災ヘリポート	伊豆市	土肥3498-21	0558-72-1111	田方消防本部
21	松原公園	伊豆市	土肥2856-1	0558-72-1111	
22	天城ふるさと広場グラウンド	伊豆市	上船原1120-1	0558-72-1111	
23	中伊豆グラウンド	伊豆市	八幡860	0558-72-1111	
24	修善寺グラウンド	伊豆市	柏久保996	0558-72-1111	
25	狩野川大門橋左岸グラウンド	伊豆の国市	白山堂河川敷	055-948-1411	
26	狩野川リバーサイドパーク	伊豆の国市	天野444	055-948-1411	
27	韮山運動公園野球場	伊豆の国市	多田860	055-948-1411	
28	柏谷公園	函南町	柏谷676-1	055-978-2250	
29	狩野川ふれあい公園	清水町	徳倉632 狩野川左岸	055-973-1111	清水町消防本部
30	清水町営野球場	清水町	徳倉2222-3	055-973-1111	
31	清水町総合運動公園	清水町	伏見52-17	055-973-1111	
32	沼津市立長井崎中学校	沼津市	内浦重須字前畑453	055-941-3111	沼津市消防本部
33	沼津市営運動場	沼津市	大岡字本広1298-1	055-931-2500	
34	愛鷹広域公園（多目的広場）	沼津市	足高202	054-261-9255	
35	沼津市立今沢中学校	沼津市	東原字下方通289-1	055-966-9981	
36	沼津市立原中学校	沼津市	原576	055-966-0138	
37	戸田ふれあい広場グラウンド	沼津市	戸田字戸田山2451	0558-94-3871	
38	日本大学国際関係学部御園校地グラウンド	三島市	御園569-3	055-980-0700	三島市消防本部
39	長伏グラウンド	三島市	長伏274-3	055-975-3111	
40	静岡県総合健康センター	三島市	谷田2276	054-221-2673	
41	日本大学国際関係学部文教町グラウンド	三島市	文教町二丁目31	055-980-0700	
42	東海旅客鉄道㈱三島社員センター	三島市	文教町一丁目4-19	03-3270-5385	
43	三島市二日町広場	三島市	南二日町22	055-975-3111	
44	株式会社[illegible]製作所三島事業所広場	三島市	三好町5	055-975-8221	
45	町営中土狩グラウンド	長泉町	中土狩252-1	055-987-5850	長泉町消防本部
46	クラフォンザヒルグラウンド	長泉町	東野289-2	055-986-5386	
47	町営桃沢グラウンド	長泉町	元長窪896-52	055-987-5859	
48	町営竹原グラウンド	長泉町	竹原288-4	055-987-5859	
49	裾野市運動公園陸上競技場	裾野市	今里1816-1	055-992-1111	裾野市消防本部
50	裾野市消防本部屋上ヘリポート	裾野市	石脇515	055-992-3211	
51	富士山樹空の森?	御殿場市	人保10-2-2	0550-83-1212	御殿場市・小山町広域行政組合
52	富士見公園グラウンド	御殿場市	東山中1丁目179	0550-83-1212	
53	パレットごてんば	御殿場市	東田中354-4	0550-83-1212	
54	秩父宮記念?	御殿場市	永原376	0550-83-1212	
55	御殿場市陸上競技場	御殿場市	ぐみ沢658-4	0550-83-1212	
56	明倫小学校グラウンド	小山町	吉久保630-1	0550-76-0064	
57	小山町生涯学習センター多目的広場	小山町	阿多野130	0550-76-5700	
58	高根ふれあい広場	御殿場市	山之尻628	0550-83-1212	
59	須走小学校グラウンド	小山町	須走70-18	0550-75-2730	
60	富士市球技場?	富士市	中里2626-1	0545-53-0900	富士市消防本部
61	吉原商業高校第2グラウンド	富士市	比奈2770	0545-34-1024	
62	富士常葉大学教育施設（運動場）	富士市	大渕字丸火東10847-15	0545-36-1133	
63	富士市総合運動公園陸上競技場	富士市	中野671	0545-36-2131	
64	富士市総合運動公園野球場	富士市	中野671	0545-36-2131	
65	富士川緑地公園（野球場）	富士市	五貫島地先富士川河川敷	0545-55-2795	
66	かりがね堤緑地グラウンド	富士市	松岡地先 富士川河川敷	0545-63-5210	
67	富士川河川敷スポーツ広場	富士市	中之郷地先	0545-81-4814	市町村合併に伴い富士市へ編入
68	星陵高等学校グラウンド	富士宮市	星山1068	0544-24-4811	富士宮市・芝川町消防組合
69	富士宮市山宮ふじざくら球技場	富士宮市	山宮2024	0544-22-1139	
70	芝川町営総合運動場	芝川町	西山880-1	0544-65-1111	

表1−10　ヘリコプターの臨時離着陸場・・・中部地区

番号	場所（グラウンド）	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	（社）静岡県航空協会　富士川滑空場	静岡市	清水区蒲原河敷5206	055-966-1101	静岡市消防防災局
2	富士川河川敷スポーツ広場（静岡）	静岡市	清水区蒲原地先	054-385-4331	
3	清水庵原グラウンド	静岡市	清水区庵原町1210	054-363-5679	静岡市消防防災局
4	桜ヶ丘公園スポーツ広場	静岡市	清水区桜ヶ丘町7	054-354-2272	
5	日本平公園多目的広場	静岡市	清水区村松字大谷3880 1	054 354 2272	
6	清水ナショナルトレーニングセンター	静岡市	清水区山切1487-1	054-354-2111	
7	静岡県消防学校グラウンド	静岡市	清水区谷津1-577-1	054-369-1190	
8	静岡市清水総合運動場	静岡市	清水区清開2 1 1	054 354 2111	
9	宍原スポーツ広場	静岡市	清水区宍原字牛原195	054 354 2272	
10	静岡ヘリポート	静岡市	葵区諏訪8-10	054-265-5500	
11	静岡県立総合病院　屋上ヘリポート	静岡市	葵区北安東4-772-5	054-247-6111	
12	静岡新聞社制作センター屋上ヘリポート	静岡市	駿河区登呂3 1 1	054 284 8900	
13	静岡済生会総合病院　屋上ヘリポート	静岡市	駿河区小鹿1-1-1	054-285-6171	
14	静岡市消防防災局庁舎　屋上ヘリポート	静岡市	葵区追手町6-2	054-255-9700	
15	焼津市総合グラウンド	焼津市	保福島950 1	054 628 5740	焼津市消防防災局
16	東益津小学校グラウンド	焼津市	石脇上65	054-628-4427	
17	大村中学校グラウンド	焼津市	大村3-25-1	054-628-3851	
18	焼津中学校グラウンド	焼津市	焼津2 10 28	054 628 7255	
19	小川中学校グラウンド	焼津市	西小川4-7-1	057-628-3777	
20	黒石小学校グラウンド	焼津市	大住246	054-629-4855	
21	大富中学校グラウンド	焼津市	中根1 1	054 624 4329	
22	藤枝市民グラウンド（サッカー場）	藤枝市	駿河台1-6-1	054-643-3111	藤枝市消防本部
23	藤枝総合運動公園サッカー場	藤枝市	原100	054-643-3111	
24	大井川緑地公園（ヘリポートC）	島田市	福井地先	0547-37-5111	島田市消防本部
25	川根町家山ふれあい広場	島田市	川根町家山4152 1	0547 56 3111	
26	川根本町　町営グラウンド	川根本町	下泉地先	0547-56-1111	
27	中部電力ヘリポート	川根本町	千頭821 3	0547 59 3120	
28	小山城駐車場	吉田町	片岡2499	0547 33 1111	吉田町牧之原市広域施設組合
29	牧之原市榛原総合運動公園ぐりんぱる	牧之原市	仁田739-3	0548-23-0001	
30	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市	菅ヶ谷572	0548-53-2600	牧之原市御前崎市広域施設組合
31	御前崎市浜岡総合運動場	御前崎市	池新田444	0537 85 1111	
32	御前崎市御前崎運動場（野球場）	御前崎市	白羽7174	0537-85-1111	

表1−10　ヘリコプターの臨時離着陸場・・・西部地区

番号	場所（グラウンド）	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	菊川運動公園芝生広場	菊川市	西方894	0537-35-2111	菊川市消防本部
2	大東総合運動場多目的広場	掛川市	国安3300	0537-72-2211	掛川市消防本部
3	掛川市安養寺運動公園多目的広場	掛川市	淡陽116	0537-21-1111	
4	掛川市下垂木多目的広場	掛川市	下垂木2243-1	0537-21-1111	
5	掛川いこいの広場駐車場	掛川市	細谷1686	0537-21-1111	
6	原野谷川広域河川公園	袋井市	広岡原野谷川右岸	0538-44-3165	袋井市森町広域行政組合
7	森町　太田川親水公園	森町	森1105 2地先　太田川河川敷	0538 85 2111	
8	浅羽二瀬多目的運動広場	袋井市	中1000	0538-23-9273	
9	福田公園多目的広場	磐田市	福田中島3756-43	0538-58-3131	磐田市消防本部
10	今之浦市有地	磐田市	今之浦二丁目 12	0538-37-4804	
11	豊田天竜川グラウンド	磐田市	池田地先　天竜川河川敷	0538-36-3211	
12	竜洋海洋公園　多目的広場	磐田市	駒場6866-5	0538-66-5580	
13	豊岡天竜川グラウンド	磐田市	松之木島地先　天竜川河川敷	0539-36-3211	
14	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市	大久保892 36	0538 38 4150	
15	浜松市フルーツパーク（駐車場）	浜松市	北区都田町4263-1	053-475-0511	浜松市消防局
16	三方原墓園広場	浜松市	北区根洗町821	053-457-2351	
17	浜松医科大学グラウンド	浜松市	東区半田山1-20-1	053-435-2113	
18	浜松東高等学校グラウンド	浜松市	東区笠井新田町1442	053-434-4401	
19	天竜川緑地（北）	浜松市	東区中野町	053-457-2351	
20	天竜川緑地（南）	浜松市	南区鶴見町	053 457 2351	
21	遠州灘海浜公園多目的広場（凧揚げ会場）	浜松市	南区白羽町2834-1	054-221-2455	
22	遠州灘海浜公園芝生公園	浜松市	南区中田島町3211-276	053-457-2111	
23	遠州灘海浜公園多目的広場	浜松市	南区江之島町1706	053-442-6775	
24	可美公園野球場	浜松市	南区増楽町920-2	053-457-1829	
25	県西部浜松医療センター屋上	浜松市	中区富塚町328	053-453-7111	
26	和地山公園グラウンド	浜松市	中区和地山3-10-1	053-473-1829	
27	四ツ池公園第2陸上競技場（自由広場）	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
28	四ツ池公園陸上競技場	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
29	高丘公園	浜松市	中区高丘東1-4-1	053-457-2111	
30	浜松市フラワーパーク（駐車場）	浜松市	西区舘山寺町195	053 475 0511	
31	浜松湖東高等学校グラウンド	浜松市	西区大人見3600	053-485-0215	
32	雄踏グラウンド	浜松市	西区雄踏町宇布見9671 2	053 592 3111	
33	表浜公園ソフトボール場	浜松市	西区舞阪町2659-3	053-592-2111	
34	乙女園スポーツ広場	浜松市	西区舞阪町舞阪3550	053-592-2111	
35	雄踏総合公園	浜松市	西区雄踏町宇布見9984-1	053-592-3111	
36	渚園芝生公園	浜松市	西区舞阪町舞阪5005-1	053-592-2111	
37	村櫛海水浴場駐車場	浜松市	西区村櫛町地先	053-458-7261	
38	天竜川河川敷グラウンド（第2サッカー）	浜松市	浜北区永島地先	053-585-1220	
39	浜松市船明運動公園	浜松市	天竜区船明2660	053 922 0072	
40	春野気田スポーツ広場	浜松市	天竜区春野町気田850-1	053-983-0002	
41	浜松市水窪グラウンド	浜松市	天竜区水窪町奥領家3682	053-982-0001	
42	県立佐久間高校グラウンド	浜松市	天竜区佐久間町中部683-1	053-965-0065	
43	浜松市龍山総合グラウンド	浜松市	天竜区龍山町戸倉239-3	053-969-0311	
44	細江町総合グラウンド	浜松市	北区細江町中川2736	053-523-3116	
45	県立引佐高校南グラウンド	浜松市	北区引佐町金指1456-1	053-542-0016	
46	新居町みなと運動公園	新居町	新居3146	053-594-1111	湖西市・新居町広域施設組合
47	湖西市総合運動公園（陸上競技場）	湖西市	吉美830-1	053-576-4795	

様式１－３

緊急消防援助隊応援要請連絡

第　　報
年　月　日

消防庁長官　様

静　岡　県　知　事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第４４条第１項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成　年　月　日　時　分							
災害発生場所								
災害の種別・状況								
人的・物的被害の状況								
応援要請日時	平成　年　月　日　時　分							
必要応援部隊 （応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する）	部隊種別							
	消火部隊		特殊災害部隊	毒劇物等対応隊				
	救助部隊			N災害対応隊				
	救急部隊			B災害対応隊				
	航空部隊			C災害対応隊				
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊				
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊				
			特殊装備部隊	遠距離大量送水隊				
				その他の装備				
応援部隊の集結場所及び到達ルート				決定（添付書類　部）・未決定				
指揮体制及び無線運用体制				決定（添付書類　部）・未決定				
その他の情報 （必要資機材、装備等）								
その他の添付書類								

連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	静岡県				TEL　－　－ FAX　－　－

様式１－４

緊急消防援助隊応援要請連絡

第　　報
年　月　日

静岡県知事　様

○○市町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成　年　月　日　時　分							
災害発生場所								
災害の種別・状況								
人的・物的被害の状況								
応援要請日時	平成　年　月　日　時　分							
必要応援部隊 （応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する）	部隊種別							
	消火部隊		特殊災害部隊	毒劇物等対応隊				
	救助部隊			N災害対応隊				
	救急部隊			B災害対応隊				
	航空部隊			C災害対応隊				
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊				
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊				
			特殊装備部隊	遠距離大量送水隊				
				その他の装備				
その他の情報 （必要資機材、装備等）								

連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	○○市町				TEL　－　－ FAX　－　－

様式１－５

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

静　岡　県　知　事
　　様
市　町　村　長

消　防　庁　長　官

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（照会）

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第４４条第８項の規定に基づき、意見を求めます。

１　部隊移動先及び部隊の規模等
　①　現在の出動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　②　部隊移動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　部隊移動を求める部隊
　①　都道府県隊・消防本部（　　）

　②　部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊重両隊	
	その他の特殊な装備隊	

　③　任務及び特記事項

　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問合せ先　：　　消防庁地域防災室　広域応援班

消防防災無線電話　（アクセスNo.）＋7860～7862　　電話　03－5253－7527

消防防災無線ＦＡＸ（アクセスNo.）＋7789　　FAX　03－5253－7537

様式１－６

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

消　防　庁　長　官　　殿
（消防応援活動調整本部経由）

○○市町村長　○　○　○　○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第４４条第８項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

□　了承します。

□　その他

様式１－７

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

消　防　庁　長　官　殿

静岡県知事　○　○　○　○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第４４条第８項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

□　了承します。

□　その他

様式１－８

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

緊急消防援助隊行動市町村長　　殿
（消防応援活動調整本部経由）

消　防　庁　長　官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第４４条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

１　部隊移動先及び部隊の規模等

①　現在の出動先

＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　部隊移動先

＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　部隊移動を求める部隊

①　都道府県隊・消防本部（　　）

②　部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③　任務及び特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　部隊移動を求めた日時　　平成　　年　　月　　日　　時　　分

問合せ先　：　消防庁応急対策室　広域応援班

消防防災無線電話　（アクセスNo）＋７８６０～７８６２　　電話　０３－５２５３－７５２７

消防防災無線ＦＡＸ（アクセスNo）＋７７８９　　ＦＡＸ　０３－５２５３－７５３７

様式１－９

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

都道府県隊長
　　様
指揮支援隊長

静岡県知事　○　○　○　○

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第４４条の3第１項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

１　部隊移動先及び部隊の規模等
　① 現在の出動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　② 部隊移動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　部隊移動を求める部隊
　① 都道府県隊・消防本部（　　）

　② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

　③ 任務及び特記事項

３　部隊移動を求めた日時　　平成　　年　　月　　日　　時　　分

様式１－１０

緊急消防援助隊部隊移動

平成　　年　　月　　日

消防庁長官　　殿

静岡県知事　○　○　○　○

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第４４条の3第１項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第４４条の３第３項の規定に基づき通知します。

１　部隊移動先及び部隊の規模等
　① 現在の出動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　② 部隊移動先

　　＿＿＿＿＿＿　都・道・府・県
　　＿＿＿＿＿＿　市・区・町・村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　部隊移動を求める部隊
　① 都道府県隊・消防本部（　　）

　② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

　④ 任務及び特記事項

３　部隊移動を求めた日時　　平成　　年　　月　　日　　時　　分

５　海上保安庁の支援活動

（１）海上保安庁の支援

　海上保安庁は、県及び市町の災害応急対策が円滑に実施されるよう、県からの要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、次の災害応急対策等について支援を実施する。

ア　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ　その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

（２）支援活動における拠点等

　海上保安庁への支援要請を行った場合における、巡視船艇・航空機が活動するための拠点等について、県と第三管区海上保安本部の間で別途協議する。

（３）海上保安庁への支援要請

　海上保安庁への支援要請に係る要請書の様式は、様式１－１１及び様式１－１２のとおりとする。

様式１－１１

静災　第　　号
年　月　日

第三管区海上保安本部長　様

静岡県災害対策本部長
静　岡　県　知　事

支援要請について

下記の事由により支援を要請します。

記

１　災害の状況及び支援活動を要請する理由

（１）災害の状況

ア　地震等の状況

・発生日時　　年　月　日　　時　　分

・県内最大震度　震度７　市町名：

・県内各地の震度　震度７　市町名：

〃６強　市町名：

〃６弱　市町名：

イ　被害状況

（２）支援活動を要請する理由

２　支援活動を必要とする期間

３　支援活動を必要とする区域、活動内容

（１）必要とする区域（市町名）

（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

様式１－１２

第　　号
年　月　日

静岡県知事　様

○○市町災害対策本部長
（　　）

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び支援活動を依頼する理由

（１）災害の状況
ア　地震等の状況
・発生日時　　年　月　日　　時　　分
・市町内最大震度　　震度　　地域名：

イ　被害状況

（２）支援活動を依頼する理由

２　支援活動を必要とする期間

３　支援活動を必要とする区域、活動内容
（１）必要とする区域（市町名）
（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

様式1-13 自衛隊等支援受入状況

【処理欄】ASSIST-Ⅱ入力：
GIS入力：

報告日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分
報告組織・担当者名：

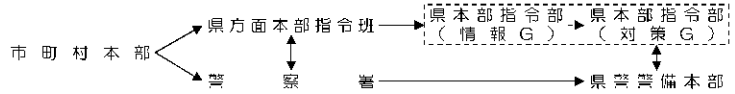

１　防災ヘリポート等利用可能状況

防災ヘリポート名	所在地 緯度 (O° O′ O″)	所在地 経度 (O° O′ O″)	利用可否	避難民等の支障	安全確保要員配置	規模（大中小型）	備　考
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	済・未		

２　離着陸適地確保状況（緊急ヘリポート）

離着陸適地名	所在地 緯度 (O° O′ O″)	所在地 経度 (O° O′ O″)	安全確保要員配置	面積 m×m	規模（大中小型）	備考
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			
	° ′ ″	° ′ ″	済・未			

３　活動拠点（集結地）

活動拠点名（集結地名）	所在地 緯度 (O° O′ O″)	所在地 経度 (O° O′ O″)	利用可否	避難民等の支障	電気利用	水道利用	備考
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° ′ ″	° ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

様式1-14　組織別活動状況（共通）

【処理欄】ASSIST-Ⅱ入力：
GIS入力：

報告日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分
報告組織・担当者名：

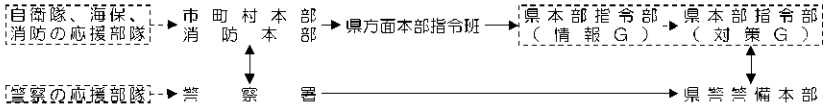

1　活動状況（活動できない場合は、その状況を記載下さい。）

2　市町別の活動状況　※活動組織別に記入

活動市町	活動人数	救出救助者数	活動組織名、活動概況	備考

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

Ⅱ　医療活動に係る要領

1　要旨

・医療活動に従事する医療チーム及び救護班の生活維持については、本要領による。
・東海地震発生時における被災者の健康管理については、県内の保健師のみによる対応が困難で、国を通じた非被災都道府県からの応援が必要と予想されるため、発災初期におけるその要請及び受入について、本要領において定める。
・広域医療搬送活動を実施するための情報ルート、災害拠点病院等の配置及び要請・報告に係る諸様式については、本要領による。

2　医療チーム及び救護班の生活維持

（1）医療チーム

ア　食料及び飲料水

（ア）県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）について、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
　また、県（危機管理局・厚生部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）以外の医療チームに対して、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
（イ）県方面本部（指令班・健康福祉班）は、必要に応じて、医療チームに対して、食料及び飲料水を提供する。

イ　宿泊

（ア）県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）について、寝袋を携行するよう要請する。
　また県（危機管理局・厚生部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）以外の医療チームに対して、寝袋を携行するよう要請する。
（イ）県方面本部（指令班・健康福祉班）は、医療チームに対して、宿泊場所を提供する。
　また、必要に応じて、寝袋や毛布等を提供する。

（2）救護班

ア　食料及び飲料水

（ア）県災対本部（厚生部）は、救護班に対して、概ね3日分の食料及び飲料水を携行するよう要請する。
（イ）救護班を受け入れる災害拠点病院・救護病院等の所在する市町災対本部は、必要に応じて、救護班に対して、食料及び飲料水を提供する。

イ　宿泊

（ア）県災対本部（厚生部）は、救護班に対して、寝袋を携行するよう要請する。
（イ）救護班を受け入れる災害拠点病院・救護病院等の所在する市町災対本部は、救護班に対して、宿泊場所を提供する。

また、必要に応じて、寝袋や毛布等を提供する。

3　非被災都道府県からの保健師の受入

（1）保健師受入活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、保健師をできるだけ早期に受け入れるため、陸路による移動が困難である発災初期においては、以下の手順により、保健師受入活動を実施する。

ア　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、必要数及び派遣先を明らかにして、非被災都道府県からの保健師の派遣調整を要請する。

イ　保健師の派遣が可能な非被災都道府県及び市町は、国の調整に基いて、被災地外の患者搬送先拠点に、保健師を参集させる。

ウ　県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう要請し、被災地外の患者搬送先拠点から県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、参集した保健師を搬送する。

エ　県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・避難所等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、保健師を搬送する。

（2）県及び市町の活動概要

ア　保健師の派遣

（ア）県災対本部（厚生部）は、被災状況に応じて、県方面本部に保健師を派遣する。

（イ）県方面本部（健康福祉班）は、市町災対本部からの要請により、保健師を派遣する。

イ　広域搬送拠点から避難所等までの保健師の搬送

（ア）災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送

県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプター等により、保健師を搬送する。

（イ）避難所等までの搬送

市町災対本部は、広域搬送拠点又は災害拠点病院用ヘリポートから避難所等まで、車両等により、保健師を搬送する。

なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

4　広域医療搬送活動に係る情報ルート等

広域医療搬送活動に係る情報ルート等は、次のとおりとする。

項　　目	
広域医療搬送活動の県内情報ルート	図２－１
県内の災害拠点病院等の配置	図２－２
災害拠点病院	表２－１
救護病院	表２－２
ＳＣＵ運営に必要な要員数	表２－３
ＳＣＵ設置場所の所在地及び電話番号	表２－４
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（災害拠点病院）	様式２－１
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（救護病院）	様式２－２
全国知事会への応援要請書	様式２－３

図２－１　広域医療搬送活動の県内情報ルート

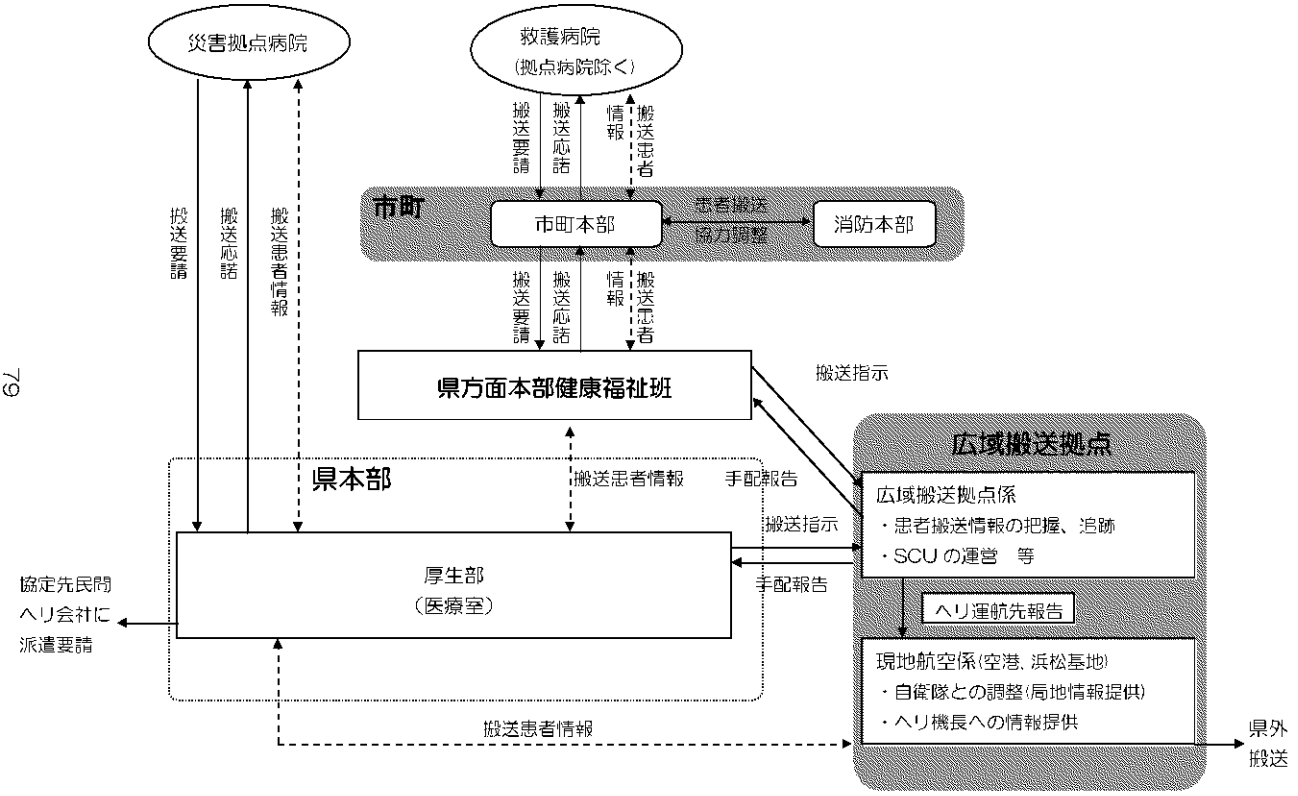

79

図２－２　県内の災害拠点病院等の配置

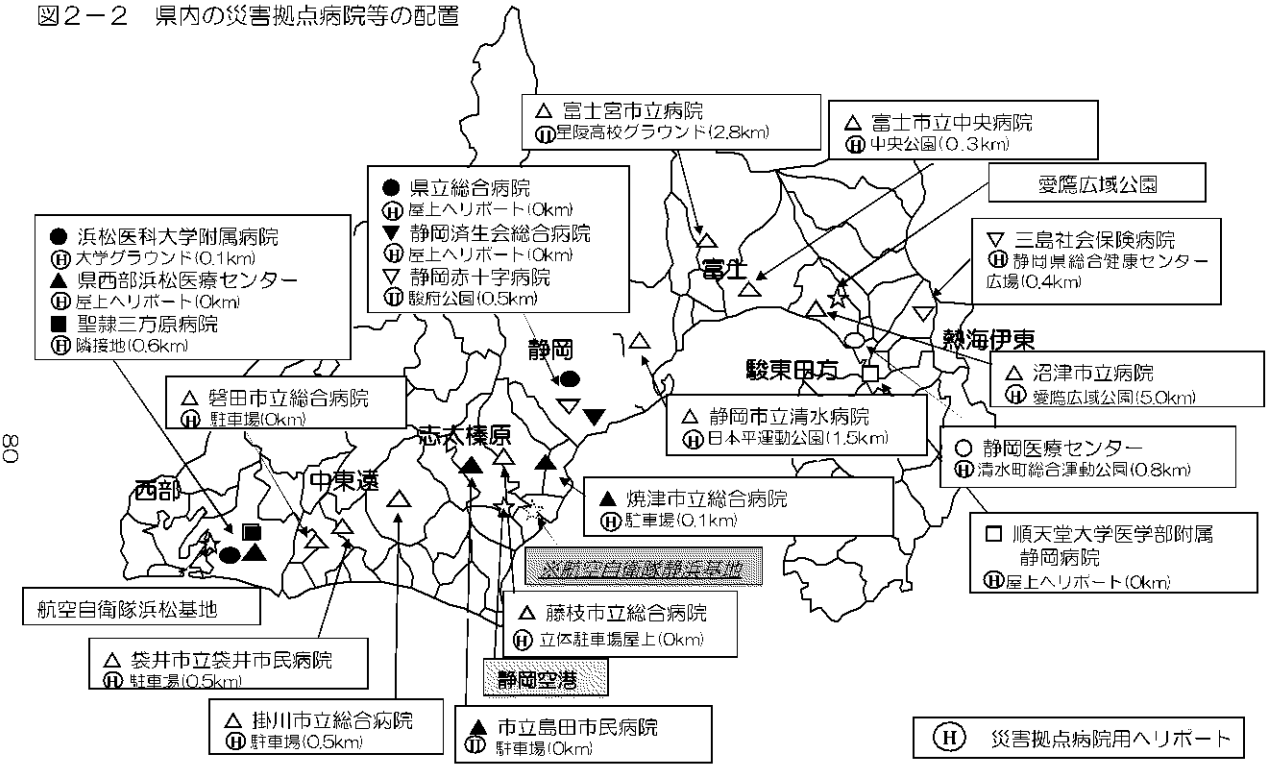

〔 災害拠点病院　＜病院種別＞　○：国立・県立病院　△：自治体病院　▽：公的病院　□：民間病院　　☆：広域搬送拠点
なお、これらの記号が 白抜きの病院は病床数394～600、黒塗りの病院は病床数601以上 〕

80

表2－1　災害拠点病院

方面本部	病院数	病院名	所在地	NTT回線		衛星回線※		衛星携帯
				電話	FAX	電話	FAX	電話・FAX
東部	6	順天堂大学医学部附属静岡病院	伊豆の国市長岡1129	055-948-3111	055-948-5088	900-9106	900-9100	090-5853-2801
		三島社会保険病院	三島市谷田字藤久保2270	055-975-3031	055-973-3647			
		沼津市立病院	沼津市東椎路春ノ木550	055-924-5100	055-924-5133	901-9106	901-9100	090-5853-2803
		静岡医療センター	駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000	055-975-2725			090-5853-2802
		富士市立中央病院	富士市高島町50	0545-52-1131	0545-51-7077	903-9106	903-9100	090-5853-2804
		富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	0544-27-3151	0544-23-7232			090-5853-2805
中部	7	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231	054-336-1111	054-334-1173	904-9106	904-9100	090-5853-2806
		県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111	054-247-6140	905-9106	905-9100	090-5853-2807
		静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311	054-252-8816	906 9106	906 9100	090-5853-2808
		静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1-1-1	054-285-6171	054-285-5179	907-9106	907-9100	090-5853-2809
		焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111	054-624-9103			090-5853-2810
		藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4 1 11	054-646-1111	054-646-1122			090-5853-2811
		市立島田市民病院	島田市野田1200-5	0547-35-2111	0547-36-9155	908-9106	908-9100	090-5853-2812
西部	6	掛川市立総合病院	掛川市杉谷南1-1-1	0537-22-6211	0537-24-2539			090-5853-2813
		袋井市立袋井市民病院	袋井市久能2515-1	0538-43-2511	0538-43-5576	909-9106	909-9100	090-5853-2814
		磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	0538-38-5000	0538-38-5050			090-5853-2815
		県西部浜松医療センター	浜松市中区富塚町328	053-453-7111	053-452-9217	911-9106	911-9100	090-5853-2816
		浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1	053-435-2111	053-435-2153			090-5853-2817
		聖隷三方原病院	浜松市北区三方原町3453	053-436-1251	053-438-2971			090-5853-2818
合計	19							

※　衛星回線での通話の際は、８を頭付けしてダイヤルする。

表2－2　救護病院

方面本部	病院数	病院名	所在地		NTT回線	
			市町	町丁目	電話	FAX
賀茂	5	共立湊病院	南伊豆町	湊６７４	0558 62 1312	0558 62 2712
		伊豆下田病院	下田市	西本郷１－５－２	0558-22-2901	0558-22-7698
		熱川温泉病院	東伊豆町	白田４２４	0557-23-0843	0557-23-3225
		伊豆東部総合病院	東伊豆町	稲取下赤坂１７－２	0557-95-1151	0557-95-1154
		西伊豆病院	西伊豆町	仁科字南割地１３８－２	0558-52-2366	0558-52-2369
東部	44	市立伊東市民病院	伊東市	鎌田２２２	0557-37-2626	0557-35-0631
		所記念病院	熱海市	昭和町２１－６	0557-82-3000	0557-81-0362
		南あたみ第一病院	熱海市	下多賀４７７	0557-68-2218	0557-68-2210
		国際医療福祉大学附属熱海病院	熱海市	東海岸町１３－１	0557-81-9171	0557-83-6632
		伊東病院	伊東市	中央町１３　１０	0557 37 8892	0557 38 8501
		佐藤病院	伊東市	桜木町１－２－２４	0557-37-2226	0557-36-6287
		静岡医療センター	清水町	長沢７６２－１	055-975-2000	055-975-2725
		静岡県立静岡がんセンター	長泉町	下長窪１００７	055-989-5222	055-989-5783
		沼津市立病院	沼津市	東椎路字春の木５５０	055-924-5100	055-924-5133
		裾野赤十字病院	裾野市	佐野７１３	055-992-0008	055-992-3770
		伊豆赤十字病院	伊豆市	小立野１００	0558-72-2148	0558-72-6564
		中伊豆温泉病院	伊豆市	下白岩１０００	0558 83 3333	0558 83 1021
		三島社会保険病院	三島市	谷田字藤久保2270	055-975-3031	055-973-3647
		沼津リハビリテーション病院	沼津市	上香貫蔓陀ヶ原２５１０　２２	055-931-1911	055-934-3811
		聖隷沼津病院	沼津市	本字松下七反田９０２－６	055-952-1000	055-952-1001
		きせがわ病院	沼津市	大岡１１５５	055 952 8600	055 952 8686
		西島病院	沼津市	大岡２８３５－７	055-922-8235	055-922-5114
		瀬尾記念病院	沼津市	上土町３	055-962-5500	055-963-1759
		愛鷹病院	沼津市	今沢字西畑３７２－５	055-967-3711	055-967-3727
		瀬尾記念・慶友病院	沼津市	下香貫字島郷２７７３　１	055 935 1511	055 935 1333
		三島東海病院	三島市	川原ヶ谷字今井坂２６４－１２	055-972-9111	055-976-0310
		芹澤病院	三島市	幸原町２－３－１	055-986-1075	055-988-2750
		関病院	三島市	緑町１－３	055-971-4133	055-972-9188
		岡村記念病院	清水町	長沢２６０－３	055-973-3221	055-973-3404
		ゴッホリハビリテーションセンター	伊豆市	月ヶ瀬３８０－２	0558-85-1701	0558-85-1810
		池田病院	長泉町	本宿４１１－５	055-986-1212	055-988-4422
		自衛隊富士病院	小山町	須走４８１　２７	0550 75 2311	0550 75 3511
		富士病院	御殿場市	新橋１７８４	0550-83-3333	0550-83-4835
		富士小山病院	小山町	用沢４３７－１	0550-78-1200	0550-78-1208
		御殿場石川病院	御殿場市	深沢込ノ原１２８５－２	0550-83-2424	0550-83-1060
		フジ虎ノ門整形外科病院	御殿場市	川島田字中原１０６７　１	0550-89-7872	0550-88-1516
		東部病院	御殿場市	茱萸沢１１８０－２	0550-89-8000	0550-89-9811
		国立療養所静岡富士病院	富士宮市	上井出８１４	0544-54-0700	0544-54-1926
		富士宮市立病院	富士宮市	錦町３－１	0544-27-3151	0544-23-7232
		富士市立中央病院	富士市	高島町５０	0545 52 1131	0545 51 7077
		富士脳障害研究所附属病院	富士宮市	杉田２７０－１２	0544-23-5155	0544-26-0937
		聖隷吉原病院	富士市	南町１－３２	0545-52-0780	0545-52-5837
		フジヤマ病院	富士宮市	原６８３－１	0544-54-1211	0544-54-1210
		川村病院	富士市	中島３２７	0545-61-4050	0545-64-7806
		渡辺病院	富士市	錦町１－４－２３	0545-51-3751	0545-51-1540
		米山病院	富士市	吉原４－６－５	0545-52-3060	0545-53-1414
		大富士病院	富士市	中野２４９　２	0545 35 0024	0545 35 0028
		芦川病院	富士市	中央町２－１３－２０	0545-52-2480	0545-54-1103
		共立蒲原総合病院	富士市	中之郷２５００－１	0545-81-2211	0545-81-2208

方面本部	病院数	病院名	所在地 市町村	所在地 町丁目	NTT回線 電話	NTT回線 FAX
中部	15	静岡県立総合病院	静岡市	葵区北安東4－27－1	054-247-6111	054-247-6140
		静岡県立こども病院	静岡市	葵区漆山860	054-247-6251	054-247-6259
		静岡市立静岡病院	静岡市	葵区追手町10－93	054-253-3125	054-252-0010
		静岡市立清水病院	静岡市	清水区宮加三1231	054-336-1111	054-334-1173
		静岡赤十字病院	静岡市	葵区追手町8 2	054 254 4311	054 252 8816
		静岡済生会総合病院	静岡市	駿河区小鹿1－1－1	054-285-6171	054-285-5179
		静岡厚生病院	静岡市	葵区北番町23	054-271-7177	054-273-2184
		総合病院清水厚生病院	静岡市	清水区庵原町578－1	054-366-3333	054-364-5503
		社会保険桜ヶ丘総合病院	静岡市	清水区桜が丘町13－23	054-353-5311	054-353-5317
		市立島田市民病院	島田市	野田1200－5	0547-35-2111	0547-36-9155
		焼津市立総合病院	焼津市	道原1000	054-623-3111	054-624-9103
		藤枝市立総合病院	藤枝市	駿河台4－1－11	054-646-1111	054-646-1122
		榛原総合病院	牧之原市	細江2887－1	0548-22-1131	0548-22-6363
		ｺﾐｭﾆﾃｨﾎｽﾋﾟﾀﾙ甲賀病院	焼津市	大覚寺655	054 628 5500	054 628 7279
		平成記念病院	藤枝市	水上123－1	054-643-1230	054-643-1289
西部	27	磐田市立総合病院	磐田市	大久保512－3	0538-38-5000	0538-38-5050
		磐田脳神経外科病院	磐田市	見付1766-1	0538-34-1111	0538-32-1441
		掛川市立総合病院	掛川市	杉谷南1－1－1	0537-22-6211	0537-24-2539
		市立袋井市民病院	袋井市	久能2515－1	0538-43-2511	0538-43-5576
		市立御前崎総合病院	御前崎市	池新田2060	0537-86-8511	0537-86-8518
		菊川市立総合病院	菊川市	東横地1632	0537 35 2135	0537 35 4484
		公立森町病院	森町	草ヶ谷391－1	0538-85-2181	0538-85-2510
		国民健康保険佐久間病院	浜松市	天竜区佐久間町中部18－5	053-965-0054	053-965-0350
		浜松労災病院	浜松市	東区将監町25	053-462-1211	053-465-4380
		浜松医科大学医学部附属病院	浜松市	東区半田山1－20－1	053-435-2111	053-435-2153
		県西部浜松医療センター	浜松市	中区富塚町328	053-453-7111	053-452-9217
		浜松市リハビリテーション病院	浜松市	中区和合町1327－1	053-471-8331	053-474-8819
		総合病院浜松赤十字病院	浜松市	中区高林1－5－30	053-472-1151	053-472-3751
		遠州総合病院	浜松市	中区常盤町144 6	053 453 1111	053 452 3503
		社会保険浜松病院	浜松市	中区中島1－8－1	053-461-4133	053-465-3638
		丸山病院	浜松市	中区助信町39－10	053-473-6721	053-474-6922
		浜松北病院	浜松市	東区大瀬町1568	053-435-1111	053-433-2700
		松田病院	浜松市	西区入野町753	053-448-5121	053-448-9753
		浜松南病院	浜松市	南区白羽町26	053-443-2111	053-443-2116
		聖隷浜松病院	浜松市	中区住吉2－12－12	053-474-2222	053-471-6050
		聖隷三方原病院	浜松市	北区三方原町3453	053-436-1251	053-438-2971
		常葉リハビリテーションセンター	浜松市	北区根洗町130	053-436-1304	053-436-5722
		国立療養所天竜病院	浜北市	浜北区於呂4201－2	053 583 3111	053 583 3664
		共立十全病院	浜松市	浜北区平口1975	053-586-1115	053-586-7950
		共立湖西総合病院	湖西市	鷲津2259－1	053-576-1231	053-576-1119
		引佐赤十字病院	浜松市	北区引佐町金指1020	053-542-0115	053-542-2221
		浜名病院	湖西市	新所岡崎梅田入会地字藤ヶ池15 70	053-577-2333	053-577-2483
合計	91					

注：災害拠点病院を含む救護病院（災害拠点病院除き72施設）

表２－３　SCU運営に必要な要員数

１ヶ所当たり、患者用ベッド１２とした場合の要員数（厚生労働省研究班の試算）

番号	職務	区分	人数	医師	看護師	薬剤師	事務	備考
1	SCU責任者	必置	2	1			1	
2	治療班責任者	必置	1	1				
3	治療班	患者数比	18	6	12			1チーム（6人）が4ベッドを担当（12／4＝3チーム）
4	搬入トリアージ	必置	1	1				
5	搬出トリアージ	必置	1	1				
6	受け入れ搬送責任者	必置	1				1	
7	搬送チーム（搬入）	患者数比	15		3		12	1チーム（5人）が4ベッドを担当（12／4＝3チーム）
8	運び出し搬送責任者	必置	1				1	
9	搬送チーム（搬出）	患者数比	30		6		24	2チーム（5人×2＝10人）が4ベッドを担当（12／4×2＝6チーム）
10	通信担当	必置	6				6	3箇所×2人
11	物品管理	必置	2			1	1	
12	事務手続き	必置	4				4	
計			82	10	21	1	50	

（注）　表中の太枠内の要員は、原則として県が確保する。
なお、医師、看護師については、県(厚生部）の協定先のJVMAT及び国からの派遣を予定。

表２－４　SCU設置場所の所在地及び電話番号

	設置場所	所在地	電話番号
賀茂東部	愛鷹広域公園	沼津市足高２０２	衛星携帯　090-5853-2860 090-5853-2861
中部	静岡空港	牧之原市坂口	衛星携帯　090-1568-4105 090-4797-9338
	※航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	衛星携帯　090-1413-6840 090-7029-2823

※航空自衛隊静浜基地は、静岡空港等が使用できない場合の代替施設として、引き続き活用する。

様式２－１

災害拠点病院用

発信　月　日　時　分

静岡県災害対策本部厚生部　行

ｆａｘ　090−5853−2862、2863

病院名

（担当者名：　　）

応　援　ヘ　リ　コ　プ　タ　ー　の　要　請　書

要請日時	月　日　時　分
臨時離着陸場	
備　　考	

［回答欄］

＊以下の項目については、活動を決定後至急連絡します。

応援民間ヘリ番号	
到着予定時間	月　日　時　分頃
特記事項	

様式２－２

情報伝達ルート

救護病院 ⇢ 市町 → 県方面本部（指令班・健康福祉班） → 県本部厚生部

様式番号	情　報　名
	広域医療搬送用ヘリコプターの派遣要請

情報発信機関		経由機関（　）	経由機関（　）	経由機関（　）	情報伝達先機関
受信月日・時刻		日　時　分	日　時　分	日　時　分	日　時　分
受信者氏名					
発信月日・時刻	日　時　分	日　時　分	日　時　分	日　時　分	
発信者氏名					
整理番号	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号

要請内容

要請番号	
要請元救護病院	
要請元救護病院要請時刻	**年　月　日　時　分**
臨時離着陸場	
広域搬送トリアージ実施時刻	**年　月　日　時　分** **※広域搬送トリアージ基準に基づくトリアージを行うこと**

決定通知書
（ヘリ要請用）

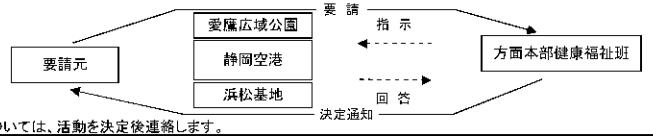

※以下の項目については、活動を決定後連絡します。

ヘリ機体番号	民間　自衛隊　消防　その他　（機種　　）
特記事項（備考）	

様式２－３

第　　号
年　月　日

全国知事会長　様

静岡県知事　　印

応　援　要　請　書

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

１　応援を要請する理由

２　添付書類
（１）被害状況
（２）応援要請・計画書

担当者名
電話番号
FAX 番号

Ⅲ　物資調達に係る要領

１　要旨
東海地震発生時における物資の需給見込については、本要領による。

２　物資の需給見込

飲料水等物資の需給見込は、次のとおりとする。

項　　目	
飲料水の需給見込（発災後１週間）	表３－１
食料の需給見込（発災後３日間）	表３－２
食料の需給見込（発災後１週間）	表３－３
育児用調整粉乳の需給見込（発災後１週間）	表３－４
小児用おむつの需給見込（発災後１週間）	表３－５
毛布の需給見込	表３－６
大人用おむつの需給見込（発災後１週間）	表３－７
仮設トイレの需給見込（発災後１週間）	表３－８

表３－１　飲料水の需給見込（発災後１週間）

（単位：トン）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	差引 不足量（協定により調達） 注3	差引 余剰量
賀茂	県立下田高校体育館・グランド	1,305	8	1,297	0
東部	姫の沢公園ｽﾎﾟｰﾂ広場駐車場	1,545	0	1,545	0
	愛鷹広域公園	10,110	333	9,777	0
	富士市産業交流展示場	5,721	0	5,721	0
中部	静岡草薙総合運動場	12,175	0	12,175	0
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	7,517	26,546	0	19,029
西部	小笠山総合運動公園	6,913	7,463	0	550
	浜松市総合産業展示館	11,222	8,970	2,252	0
合計		56,508	43,320	32,767	19,579

注１）需要量は、夜間人口に断水率（第３次被害想定）を乗じて算出した要給水人口を対象に、１人１日３リットルとし、住民備蓄を除いたもの。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－２　食料の需給見込（発災後３日間）

（単位：食）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	不足量（協定により調達） 注3
賀茂	県立下田高校体育館・グランド	108,961	95,639	13,322
東部	姫の沢公園ｽﾎﾟｰﾂ広場駐車場	113,422	123,900	0
	愛鷹広域公園	1,286,507	919,942	366,565
	富士市産業交流展示場	883,796	341,364	542,432
中部	静岡草薙総合運動場	1,860,624	911,090	949,534
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	1,076,231	943,637	132,594
西部	小笠山総合運動公園	1,009,325	450,789	558,536
	浜松市総合産業展示館	1,901,405	512,878	1,388,527
合計		8,240,271	4,299,239	3,951,510

注１）　需要量は、避難所生活者数（国想定）の１．２倍を対象に、１人１日３食とし、住民備蓄を除いたもの。
注２）　供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）　不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－３　食料の需給見込（発災後１週間）

（単位：食）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀茂	県立下田高校体育館・グランド	350,830	95,639	255,191	0
東部	姫の沢公園ｽﾎﾟｰﾂ広場駐車場	365,192	123,900	163,805	77,487
	愛鷹広域公園	4,142,261	919,942	2,893,209	329,110
	富士市産業交流展示場	2,845,625	341,364	1,171,436	1,332,825
中部	静岡草薙総合運動場	5,990,789	911,090	3,733,092	1,346,607
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	3,465,220	943,637	1,874,197	647,386
西部	小笠山総合運動公園	3,249,798	450,789	1,763,057	1,035,952
	浜松市総合産業展示館	6,122,094	512,878	2,153,012	3,456,204
合計		26,531,809	4,299,239	14,007,000	8,225,571

注１）需要量は、避難所生活者数（国想定）の１．２倍を対象に、１人１日３食とし、住民備蓄を除いたもの。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－４　育児用調整粉乳の需給見込（発災後１週間）

（単位：ｋｇ）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀茂	県立下田高校体育館・グランド	133	0	133	0
東部	姫の沢公園ｽﾎﾟｰﾂ広場駐車場	139	0	139	0
	愛鷹広域公園	1,575	116	1,459	0
	富士市産業交流展示場	1,082	133	771	178
中部	静岡草薙総合運動場	2,278	0	2,278	0
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	1,318	29	1,289	0
西部	小笠山総合運動公園	1,236	0	1,118	118
	浜松市総合産業展示館	2,328	239	1,813	276
合計		10,089	517	9,000	572

注１）需要量は、避難所生活者数（国想定）のうち、０歳児までの人口比率を１％とし、１人１日１４０ｇとした。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－５　小児用おむつの需給見込（発災後１週間）

（単位：枚）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀　茂	県立下田高校体育館・グラウンド	18,295	468	7,364	10,463
東　部	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	10,497	500	6,389	3,608
	愛鷹広域公園	151,848	13,128	81,623	57,097
	富士市産業交流展示場	54,306	600	27,862	25,844
中　部	静岡草薙総合運動場	293,559	23,800	128,208	141,547
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	93,109	1,959	47,515	43,635
西　部	小笠山総合運動公園	79,571	0	40,378	39,193
	浜松市総合産業展示館	120,736	43,112	65,660	11,964
合　計		821,917	83,567	405,000	333,351

注１）需要量は、夜間人口に大破率（第３次被害想定）を乗じて算出した家を失った避難者数のうち、０～２歳児の人口比率を３％とし、１人１日８枚とした。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－６　毛布の需給見込

（単位：枚）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀　茂	県立下田高校体育館・グラウンド	21,780	13,133	4,208	4,439
東　部	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	12,497	52,300	0	0
	愛鷹広域公園	180,772	90,952	46,639	43,181
	富士市産業交流展示場	64,650	32,362	15,921	16,367
中　部	静岡草薙総合運動場	349,470	80,842	73,257	195,371
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	110,844	78,063	27,150	5,631
西　部	小笠山総合運動公園	94,728	88,199	6,529	0
	浜松市総合産業展示館	143,734	39,806	36,295	70,292
合　計		978,474	475,657	210,000	335,281

注１）需要量は、夜間人口に大破率（第３次被害想定）を乗じて算出した家を失った避難者数を対象に、１人２枚として算出。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各支部の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－７　大人用おむつの需給見込（発災後１週間）

（単位：枚）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀　茂	県立下田高校体育館・グラウンド	3,049	960	1,148	941
東　部	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	1,750	1,000	750	0
	愛鷹広域公園	25,308	5,500	12,725	7,083
	富士市産業交流展示場	9,051	8,600	451	0
中　部	静岡草薙総合運動場	48,926	0	19,987	28,939
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	15,518	1,996	7,408	6,114
西　部	小笠山総合運動公園	13,262	0	6,295	6,967
	浜松市総合産業展示館	20,123	5,624	10,237	4,262
合　計		136,987	23,680	59,000	54,306

注１）需要量は、夜間人口に大破率（第３次被害想定）を乗じて算出した家を失った避難者数のうち、寝たきり者人口比率を０．５％とし、１人１日８枚とした。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表３－８　仮設トイレの需給見込

（単位：基）

広域物資拠点		需要量 注1	供給量（市町備蓄量） 注2	国による調達量 注3	不足量（協定により調達） 注4
賀　茂	県立下田高校体育館・グラウンド	171	312	0	0
東　部	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	178	452	0	0
	愛鷹広域公園	2,019	1,973	46	45
	富士市産業交流展示場	1,387	771	571	0
中　部	静岡草薙総合運動場	2,920	2,163	757	0
	大井川農業協同組合農産物集出荷場	1,689	1,834	0	0
西　部	小笠山総合運動公園	1,584	1,761	0	0
	浜松市総合産業展示館	2,984	1,588	1,325	71
合　計		12,932	10,854	2,700	116

注１）需要量は、避難生活者数（固定式）を対象に、１００人あたり１基として算出。
注２）供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16．３．１０防政第１９５号）による。
注３）国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第３次被害想定）で按分したもの。
注４）不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

Ⅳ　輸送活動に係る要領

1　要旨

輸送活動を実施するための緊急輸送ルート等については、本要領による。

2　輸送活動に係る緊急輸送ルート等

緊急輸送ルート等は、次のとおりとする。

項　　目	
緊急輸送ルートの路線名及び区間	表４－１
東名高速道路最寄りインターチェンジから各拠点までの緊急輸送ルート ①　警察活動拠点 ②　自衛隊活動拠点 ③　消防活動拠点 ④　広域物資拠点	表４－２
東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表４－３
第二東海自動車道及び緊急河川敷道路	表４－４
航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表４－５
防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表４－６
防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表４－７
耐震強化岸壁一覧	表４－８

表４－１　緊急輸送ルートの路線名及び区間

道路種別	路線名	区間	
高速自動車道路	東名高速道路	東京都　東京ＩＣ	愛知県　小牧ＩＣ
自動車専用道路	東富士五湖道路	山梨県　富士吉田ＩＣ	静岡県　須走南
一般国道	国道１号	神奈川県　横浜市戸塚区横浜新道交差	三重県　桑名市国道２５８号交差
	国道５２号	山梨県　韮崎市国道２０号交差	静岡県　静岡市国道１号交差
	国道１３５号	神奈川県　小田原市国道１号交差	静岡県　熱海市熱海港
	国道１３６号	静岡県　三島市国道１号交差	静岡県　伊豆市国道４１４号交差
	国道１３８号	山梨県　河口湖ＩＣ	静岡県　御殿場ＩＣ
	国道１５０号	静岡県　静岡市国道１号交差	静岡県　浜松市国道１号交差
	国道１５２号	静岡県　浜松市国道１５０号交差	静岡県　浜松市・国道３６２号交差
	国道２４６号	神奈川県　横浜町田ＩＣ	静岡県　沼津市国道１号交差
	国道３０１号	静岡県　（一）瀬戸佐久米線交差	静岡県　湖西市古見
	国道４１４号	静岡県　伊豆市国道１３６号交差	静岡県　下田市武ヶ浜
県　道	主要地方道 豊橋湖西線	静岡県　湖西市古見	静岡県　湖西市湖西運動公園付近
	主要地方道 沼津インター線	静岡県　沼津ＩＣ	静岡県　沼津市沼津ＩＣ南
	主要地方道 三ケ日インター線	静岡県　三ヶ日ＩＣ	静岡県　浜松市北区三ヶ日町都築
	一般県道 瀬戸佐久米線	静岡県　浜松市北区三ヶ日町都築	静岡県　湖西市国道３０１交差

表４－２　東名高速道路最寄りインターチェンジから各拠点までの緊急輸送ルート

①　警察活動拠点（６２箇所）

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離km	最寄りのICからのルート
2	吉久美幼稚園	下田市吉久美853	東名 沼津IC	76	(主)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→市道
4	旧浜崎幼稚園	下田市須崎1784-2	東名 沼津IC	73	(主)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→(一)須崎弁崎線
6	白浜幼稚園	下田市白浜1324－1	東名 沼津IC	68	(工)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→市道
10	アスト会館	東伊豆町白田1652-1	東名 沼津IC	76	(主)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(工)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→町道
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市伊豆山字姫の沢1164-1	東名 沼津IC	25	(主)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →(主)熱海国府線(2次)→市道
28	東部運転免許センター	沼津市足高字尾上241-10	東名 沼津IC	2	(一)足高三枚橋線→市道
39	新天城ドーム(ビックサン)	伊豆市上船原1121-1	東名 沼津IC	35	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)１号(1次) →(国)136号(1次)→市道
40	中伊豆対会体育館	伊豆市上白岩420-1	東名 沼津IC	29	(工)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)１号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊豆修善寺線(1次)
41	狩野小学校体育館	伊豆市冨羽根47	東名 沼津IC	29	(主)沼津インター線(1次)→(国)１号(1次)→(国)136号(1次) →市道
45	財団法人修善寺体育館	伊豆市柏久保1010	東名 沼津IC	26	(工)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)１号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊豆修善寺線(1次)→市道
49	長岡体育館	伊豆の国市江間2125－1	東名 沼津IC	17	(工)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)１号(1次) →(国)136号(1次)→(国)414号→市道
52	大仁体育館	伊豆の国市三福314	東名 沼津IC	20	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)１号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東大仁線→市道
60	長泉町勤労者体育センター	長泉町中土狩551-3	東名 沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→町道 →(一)沼津小山線(2次)→町道
61	小山町総合体育館	小山町阿多野１３０	東名 御殿場IC	11	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→町道
64	静岡県富士山麓山の村	富士宮市粟倉2745	東名 富士IC	30	西富士道路(1次)→(国)139号(1次) →(一)富士宮富士公園線(1次)→林道
67	富士宮市麓山の家	富士宮市麓161-2	東名 富士IC	31	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→市道
69	富士市少年自然の家	富士市大渕10847-1	東名 富士IC	13	西富士道路(1次)→(主)富士白糸滝公園線(1次)→(主)一色久沢線(1次)→(主)富士根野線(1次)→林道
70	富士市丸火体育館	富士市大渕10847-1	東名 富士IC	13	西富士道路(1次)→(主)富士白糸滝公園線(1次)→(主)一色久沢線(1次)→(主)富士根野線(1次)→林道
94	富士市富士川地域福祉センター	富士市中之郷4100－1	東名 富士IC	10	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士田比線(2次) →(一)吉瀬富士川停車場線→町道
77	静岡県災害本部機動隊	静岡市駿河区丸子6919－8	東名 静岡IC	9	(主)中島東安倍線(1次)→(国)１号(1次)
93	静岡市清原体育館	静岡市清水区清原新田1-21-1	中名 富士IC	13	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士田比線(2次)
103	島田中央体育館	島田市野田1689	東名 吉田IC	12	(主)島田吉田線(1次)→(主)島田停車場線(1次)→(一)島田金谷線(3次)→(国)１号(1次)→市道
107	静岡県警察学校	藤枝市下之郷1685-1	東名 焼津IC	7	(主)焼津森線(1次)→(国)１号(1次)→市道→(一)伊久美藤枝線→市道
108	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市原100	東名 焼津IC	10	(主)焼津森線(1次)→(国)１号(1次)→(主)藤枝黒俣線→市道
110	藤枝勤労者体育館	藤枝市音左衛門50	東名 吉田IC	7	(主)島田吉田線(1次)→(一)河原大井川港線(2次)→市道
112	蓮華池ホール	藤枝市木町2	東名 焼津IC	10	(主)焼津森線(1次)→(国)１号(2次)→市道

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離km	最寄りのICからのルート
117	牧之原市萩間公民館	牧之原市中西333	東名相良牧之原IC	7	(主)473号(1次)→市道
121	仁田体育館	牧之原市仁田143-2	東名 吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→(一)榛原金谷線(2次)→市道
125	藤枝市岡部公民館	藤枝市岡部町内谷601-3	東名 焼津IC	5	(主)焼津森線(1次)→(国)１号(2次)→(主)焼津森線(2次) →(一)藤枝静波線(2次)→市道
126	大井川児童センター	焼津市宗高1205-1	東名 吉田IC	7	(主)島田吉田線(1次)→(主)吉田大東海→市道 →(国)150号(1次)→(一)島田大井川線(2次)
128	吉田町総合体育館	吉田町住吉180-1	東名 吉田IC	4	(工)島田吉田線(1次)→町道
129	吉田町中央公民館	吉田町住吉89-1	東名 吉田IC	3	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)
131	金谷体育センター	島田市金谷河原3431	東名相良牧之原IC	10	(国)473号(1次)→市道
136	町立本川根中学校	川根本町町日代530	東名相良牧之原IC	55	(国)473号(1次)→(主)藤枝天竜線(2次)→(主)川根寸又峡線(2次)→(一)春野下泉停車場線(2次)→(国)362号(2次)→町道
142	福田児童館	磐田市福田720-1	東名 磐田IC	9	(工)磐田インター線(1次)→(工)磐田福田線(1次)→市道
143	竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866-27	東名 浜松IC	16	(主)江之島環状線(1次)→(国)１号(1次)→(国)150号(1次)→市道
156	総合体育館さんりーな	掛川市大池2250	東名 掛川IC	6	市道→(主)掛川大東線(1次)→(主)掛川浜岡線(1次)→(一)掛川停車場線(1次)→(国)１号(2次)→(一)原里大池線→市道
162	袋井市総合センター	袋井市新屋1-2-1	東名 袋井IC	3	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井港(2次)→(主)袋井大須賀線(1次)→(一)西同笠浅羽線(1次)→市道
166	浅羽体育センター	袋井市東同笠1611-5	東名 袋井IC	12	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井港(2次)→(主)袋井大須賀線(1次)→(一)西同笠浅羽線(1次)→市道
174	大竜武道館	浜松市天竜区二俣町二俣557-1	東名 浜松IC	23	(工)浜松環状線(1次)→(国)１号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→市道
180	水窪総合体育館	浜松市天竜区水窪町地頭方241－3	東名 浜松IC	64	(工)浜松環状線(1次)→(国)１号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)
182	浜松市農村環境改善センター	浜松市西区伊左地町1320	東名 浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)→(主)舘山寺奥谷線→市道
185	青少年の家	浜松市中区住吉４丁目23-1	東名 浜松IC	12	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
187	浜松市武道館	浜松市中区西塚町2-3-1	東名 浜松IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(国)257号(2次)→市道
188	アイミティ浜松(市立勤労青少年ホーム)	浜松市中区船越町11-11	東名 浜松IC	7	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
191	西部運転免許センター	浜松市浜北区小松3220	東名 浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
193	浜松市中瀬南部線地会館	浜松市浜北区中瀬4486-1	東名 浜松西IC	17	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→(主)浜北袋井線→(一)二俣浜松線(2次)→市道
194	浜松市浜北総合体育館・武道館	浜松市浜北区平口5042-133	東名 浜松IC	12	(工)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道→(一)細江浜北線→市道
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市西区舞阪町舞阪4601	東名 浜松西IC	14	(主)浜松環状線(1次)→(国)１号(2次)→市道
196	浜松市立雄踏中学校	浜松市西区雄踏町宇布見	東名 浜松西IC	11	(主)浜松環状線(1次)→(主)浜松雄踏線(1次)→市道
198	細江総合運動公園体育館	浜松市北区細江町中川2736	東名 浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→市道
203	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都筑3116-23	東名 三ケ日IC	4	(主)三ケ日インター線(1次)→(国)362号(2次)→市道
204	湖西市環境センター	湖西市吉美3294-47	東名 三ケ日IC	17	(工)三ケ日インター線(1次)→(一)瀬戸佐久米線(1次)→(国)301号(1次)→市道→(主)豊橋湖西線→市道→(一)新所原停車場口須脇線→市道
205	湖西アメニティプラザ	湖西市吉美3294-48	東名 三ケ日IC	16	(主)三ケ日インター線(1次)→(一)瀬戸佐久米線(1次)→(国)301号(1次)→市道→(主)豊橋湖西線→市道
208	新居町立図書館	新居町新居250-5	東名 浜松西IC	19	(工)浜松環状線(1次)→(国)１号(2次)→町道

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離km	最寄りのICからのルート
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町湊1473	東名沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
302	銀の湯会館	南伊豆町下賀茂247-1	東名沼津IC	83	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
303	道の駅　花の三聖苑	松崎町人沢20-1	東名沼津IC	78	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)下田松崎線(2次)
304	大鴨社	伊東市哲1280−1	東名沼津IC	58	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→(国)135号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
305	三島市民文化会館	三島市一番町20−5	東名沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
306	磐田市竜洋公民館	磐田市匂坂上615-1	東名磐田IC	7	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→(主)磐田天竜線(2次)→市道
307	菊川市役所北館	菊川市堀之内61	東名菊川IC	2	(主)掛川浜岡線(1次)

2. 自衛隊活動拠点（115 箇所）

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離km	最寄りのICからのルート
5	浪崎漁民会館	下田市須崎字西ヶ丘1799	東名沼津IC	80	(市)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)135号(1次)→二須崎神社線→市道
9	東伊豆町立体育センター	東伊豆町稲取3349-4	東名沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道
12	B＆G海洋センター体育館	河津町浜43２１	東名沼津IC	60	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)
15	中央公民館	南伊豆町加納792	東名沼津IC	84	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→町道
16	県立松崎高校	松崎町宮田188	東名沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(市)下田松崎線(2次)→町道
17	健康増進センター	西伊豆町仁科395	東名沼津IC	70	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→町道
19	昔金崎駐車場	西伊豆町宇久須2185-1	東名沼津IC	61	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)
20	旭の沢公園(少年自然の家)・野車場	熱海市伊豆山字旭の沢1164-1	東名沼津IC	25	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(市)熱海函南線(2次)→市道
23	県立伊東高校	伊東市岡1229３	東名沼津IC	46	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→(国)135号(1次)→(主)国135号旧
27	富士通(株)沼津工場	沼津市宮本140	東名沼津IC	5	(一)足高三枚橋線→市道
29	戸田B＆G海洋センター	沼津市戸田2053	東名沼津IC	39	(市)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)修善寺戸田線(2次)→市道
31	寺二日町広場	三島市寺二日町	東名沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(主)1号(1次)→市道
35	市民会館	御殿場市萩原183-1	東名御殿場IC	3	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→市道
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市御宿880	東名裾野IC	3	(主)裾野インター線(1次)→市道
37	天城中学校	伊豆市月ヶ瀬853	東名沼津IC	32	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→市道
38	天城ふるさと広場	伊豆市上船原1120 1	東名沼津IC	35	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→市道
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市青羽根47	東名沼津IC	29	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→市道
43	松原公園	伊豆市土肥2656−1	東名沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)
44	土肥中学校	伊豆市土肥2701-1	東名沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→市道
46	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996	東名沼津IC	26	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
47	中伊豆中学校	伊豆市八幡407	東名沼津IC	30	(市)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
48	長岡中学校	伊豆の国市長岡1407-1	東名沼津IC	16	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号→市道
50	韮山運動公園	伊豆の国市韮山多田860	東名沼津IC	14	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→市道→(一)韮南停車場反射炉線→市道
51	大仁中学校	伊豆の国市三福1276-3	東名沼津IC	22	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)伊東大仁線→市道
53	大仁小学校	伊豆の国市三福325	東名沼津IC	20	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(市)伊東大仁線→市道
57	狩野川公園	清水町伏見71 7	東名沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→(国)1号(1次)
58	旧県立長泉高校	長泉町下長窪1002	東名沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(主)246号(1次)→町道
63	小山町生涯学習センター多目的広場	小山町阿多野130	東名御殿場IC	9	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→町道
65	富士宮市武体育館	富士宮市外神東町114	東名富士IC	14	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→市道

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
71	富士市総合運動公園	富士市中野671	東名富士IC	5	西富士道路(1次)→(主)富士白糸滝公園線(1次)→市道
95	富士川河川敷スポーツ広場	富士市中之郷地先(県企業局水管橋下)	東名富士IC	10	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士由比線(2次)→町道
74	芝川町営総合運動場	芝川町西山880-1	東名富士IC	20	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→(一)朝霧富士宮線(1次)→(主)富士宮芝川線(1次)→(主)清水富士宮線(3次)→町道
75	城北浄化センターグラウンド	静岡市葵区加藤島1-1	東名静岡IC	10	(主)中島平安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)山脇大谷線(2次)
76	広野海浜公園	静岡市駿河区広野海岸通1	東名静岡IC	4	(主)中島平安倍線(1次)→(国)150号(1次)
80	駿府公園	静岡市葵区駿府公園1-1	東名静岡IC	5	(主)中島平安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道
83	浅畑スポーツ広場	静岡市葵区諏訪10-1	東名静岡IC	12	(国)1号(1次)→(主)山脇大谷線(2次)
87	東海大学付属翔洋高校	静岡市清水区折戸3-20-1	東名清水IC	9	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(国)149号(1次)→(国)150号(1次)→(一)三保駒越線→市道
88	中島浄化センター	静岡市駿河区中島1711-1	東名静岡IC	2	(主)中島平安倍線(1次)→(国)150号(1次)→市道
89	ポリテクセンター静岡	静岡市駿河区登呂3-1-35	東名静岡IC	2	(主)中島平安倍線(1次)→市道
90	しずおか信用金庫総合グラウンド	静岡市葵区東瀬名町13	東名清水IC	9	(国)1号(1次)→(一)平山草薙停車場線→市道
92	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市清水区蒲原地先(国道1号新富士川橋下)	東名富士IC	12	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→臨港道路(1次)→(国)1号(1次)→市道
98	静岡市由比体育館	静岡市清水区由比456-151	東名富士IC	20	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士由比線(2次)→市道
99	大井川緑地公園	島田市横井地先	東名吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(一)河原大井川港線(2次)
100	勤労者野外活動施設	島田市阜成48-3	東名吉田IC	21	(主)島田吉田線(1次)→(主)島田停車場線(1次)→(一)島田金谷線(3次)→(主)島田川根線(3次)
104	島田市中央公園	島田市野田1689	東名吉田IC	12	(主)島田吉田線(1次)→(主)島田停車場線(1次)→(一)島田金谷線(3次)→(国)1号(2次)→市道
106	焼津市総合グラウンド	焼津市保福島950-1	東名焼津IC	6	(主)焼津森線(1次)→(国)1号(2次)→(一)大富岐阜線→市道
108	藤枝総合運動公園多目的広場	藤枝市原100	東名焼津IC	10	(主)焼津森線(1次)→(国)1号(1次)→(主)藤枝黒俣線→市道
109	大井川河川敷グラウンド	藤枝市源助地先	東名吉田IC	7	(主)島田吉田線(1次)→(一)河原大井川港線(2次)
113	航空自衛隊御前崎分屯基地	御前崎市御前崎2825-1	東名相良牧之原IC	24	(国)473号(1次)→(国)150号(1次)→(一)御前崎堀野新田線(2次)→市道
115	総合グラウンド	御前崎市池新田444	東名菊川IC	12	(主)掛川浜岡線(1次)→市道
116	静岡C・C浜岡(グラウンド)	御前崎市合戸790	東名菊川IC	13	(主)掛川浜岡線(1次)→(一)大東菊川線→(一)大東相良線→市道
120	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市菅ケ谷1050-17	東名相良牧之原IC	11	(国)473号バイパス(1次)→市道
122	榛原総合運動公園 ぐりんぱる	牧之原市仁田739-3	東名吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→(一)榛原金谷線(2次)→市道
124	おかべ巨石の森公園	藤枝市岡部町子持坂143-1	東名焼津IC	5	(主)焼津森線(1次)→(国)1号(2次)→(主)焼津森線(2次)→市道
127	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	東名吉田IC	7	(主)島田吉田線(1次)→(主)吉田大東線→市道→(国)150号(1次)→(一)島田大井川線(2次)→市道
132	大井川緑地(右岸)	島田市金谷東町地先	東名相良牧之原IC	11	(国)473号(1次)→(一)島田金谷線→市道
135	高郷河川敷多目的広場	川根本町高郷地先(大井川河川敷)	東名相良牧之原IC	44	(国)473号(1次→2次)→(主)藤枝天竜線(2次)→(主)川根寸又峡線(2次)→(一)香野下泉停車場線(2次)→(国)362号(2次)→町道
136	町立本川根中学校	川根本町田代530	東名相良牧之原IC	55	(国)473号(1次→2次)→(主)藤枝天竜線(2次)→(主)川根寸又峡線(2次)→(一)香野下泉停車場線(2次)→(国)362号(2次)→町道
137	かぶと塚公園	磐田市見付4075-1	東名磐田IC	4	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(2次)→市道

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
140	福田公園野球場	磐田市福田中島3756-43	東名磐田IC	10	(主)磐田インター線(1次)→(主)磐田福田線(1次)→(国)150号(1次)→市道
144	竜洋海洋公園	磐田市駒場6866-27	東名浜松IC	16	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(国)150号(1次)→市道
146	竜洋体育センター	磐田市豊岡6605-3	東名浜松IC	13	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(国)150号(1次)→(一)豊田竜洋線(2次)→市道
149	豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先 天竜川河川敷	東名磐田IC	6	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道→(国)1号(2次)→(一)豊田竜洋線→(一)磐田細江線→(一)上野部豊田竜洋線
150	豊岡総合センター	磐田市壱貫地64-1	東名磐田IC	14	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→(主)磐田天竜線(2次)→(主)浜北袋井線→市道
154	いこいの広場	掛川市細谷1686	東名掛川IC	9	市道→(主)掛川大東線(1次)→(主)掛川浜岡線(1次)→(一)掛川停車場線(1次)→(国)1号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)→市道
157	大須賀体育館	掛川市沖之須1924-2	東名袋井IC	16	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井線(2次)→(主)袋井大須賀線(1次)→(国)150号(1次)→市道
159	大東総合運動場多目的広場	掛川市国安3300	東名掛川IC	15	市道→(主)掛川大東線(1次)→(国)150号(1次)→市道
160	原野谷川親水公園	袋井市愛野3164-1(原野谷川河川敷)	東名袋井IC	6	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井線(2次)→市道
164	愛野公園西側エリア(Bゾーン)	袋井市愛野地先	東名袋井IC	6	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井線(2次)→市道
166	浅羽体育センター	袋井市東同笠1611-5	東名袋井IC	12	(主)浜北袋井線(1次)→(一)磐田袋井線(2次)→(主)袋井大須賀線(1次)→(一)西同笠浅羽線(1次)→市道
167	菊川市小笠体育館	菊川市下平川5445-1	東名菊川IC	7	(主)掛川浜岡線(1次)→市道
168	菊川運動公園	菊川市西方898	東名菊川IC	2	(主)掛川浜岡線(1次)→市道→(主)掛川浜岡線(1次)→市道
171	中央体育館	森町森1476-1	東名袋井IC	10	(主)浜北袋井線(1次)→市道→(主)袋井春野線(2次)→(主)森川天竜線(2次)→町道
172	船明ダム運動広場	浜松市天竜区船明2660	東名浜松IC	27	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(一)渡ヶ島横山線
175	浜松市春野気田スポーツ広場	浜松市天竜区春野町気田850-1	東名浜松IC	46	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(国)362号(2次)→町道
177	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市天竜区龍山町瀬尻69-5	東名浜松IC	42	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)
178	佐久間ふれあい運動公園	浜松市天竜区佐久間町浦川3583	東名浜松IC	66	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)→(国)473号(2次)→(主)飯田富山佐久間線
179	水窪グラウンド	浜松市天竜区水窪町奥領家3682	東名浜松IC	66	(主)浜松環状線(2次)→(国)1号(1次)→(一)二俣浜松線(2次)→(国)152号(2次)
181	安間川公園自由広場	浜松市東区安新町181-2	東名浜松IC	2	(主)浜松環状線(1次)
186	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	東名浜松西IC	4	(主)浜松環状線(1次)→(一)湖東和合線(2次)
192	県立浜北西高校	浜松市浜北区新原4175-1	東名浜松西IC	13	(主)浜松環状線(1次)→(国)152号(2次)→市道
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市西区舞阪町舞阪4601	東名浜松西IC	14	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(2次)→市道
197	雄踏総合公園	浜松市西区雄踏町宇布見9985-1	東名浜松西IC	12	(主)浜松環状線(1次)→(主)浜松雄踏線(1次)→(主)細江舞阪線(3次)
198	細江総合運動公園体育館	浜松市北区細江町中川2736	東名浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→市道
199	浜松市立引佐南部中学校	浜松市北区引佐町横尾426	東名浜松西IC	12	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→(一)新城引佐線→市道
200	県立引佐高校	浜松市北区引佐町金指1428	東名浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)
201	浜松市立引佐北部中学校	浜松市北区引佐町別所9-42	東名浜松西IC	21	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(2次)→(主)引佐六郎沢線→市道
202	三ケ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320-5	東名三ケ日IC	3	(主)三ヶ日インター線(1次)→(国)362号(2次)→市道
206	湖西運動公園	湖西市吉美830-1	東名三ケ日IC	15	(主)三ヶ日インター線(1次)→(一)瀬戸佐久米線(1次)→(国)301号(1次)→市道
207	市民会館	湖西市古見1046	東名三ケ日IC	15	(主)三ヶ日インター線(1次)→(一)瀬戸佐久米線(1次)→(国)301号(1次)
209	文化公園西側町有地	新居町内山2030-9	東名浜松西IC	18	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(2次)→町道

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
30'	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町湊1473	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
303	道の駅　花の三聖苑	松崎町大沢20-1	東名 沼津IC	78	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)下田松崎線(2次)
40'	敷根公園健康広場	下田市敷根757	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→市道
402	吉佐美運動公園	下田市吉佐美1901	東名 沼津IC	77	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→市道
403	須崎グリーンエリア芝生広場	下田市須崎1235-1	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(一)須崎柿崎線→市道
404	町営総合グランド野球場	東伊豆町稲取3350	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道
405	クロスカントリーコース	東伊豆町稲取3349-1	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道
406	採石場跡地	東伊豆町稲取3349-4	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→町道
407	浜区菖蒲沢地先広場	河津町浜434-1	東名 沼津IC	60	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)
408	青野川ふるさと公園	南伊豆町湊1513	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
409	松崎町総合グランド	松崎町道部565-3	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(一)南伊豆松崎線
410	黄金崎クリスタルパーク	西伊豆町宇久須2204-3	東名 沼津IC	61	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)
41'	総合運動公園予定地	函南町平井1706-25	東名 沼津IC	16	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)→県道11号
412	清水日本平総合運動公園駐車場	静岡市清水区村松3880-1	東名 清水IC	9	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(国)149号(1次)→(国)150号(1次)→市道→(一)駒越富士見線→市道
413	旧金谷中学校跡地	島田市金谷3383-1	東名相良牧之原IC	7	(国)473号→市道
414	旧清掃センターグランド	島田市阿知ヶ谷864	東名 吉田IC	8	(主)島田吉田線→市道
415	大井川清流緑地	吉田町川尻地先	東名 吉田IC	4	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号(1次)→町道
416	大井川河川敷広場	島田市川根町家山地先	東名相良牧之原IC	28	(国)473号(1次→2次)
417	磐田ラブリバー公園	磐田市気子島155-1	東名 磐田IC	7	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
418	小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	東名 掛川IC	4	市道→(一)磐田掛川線
419	花川運動公園	浜松市中区西丘町724	東名 浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)→市道
420	天竜川緑地(南)	浜松市南区鶴見町2490-1先	東名 浜松IC	5	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)笠井飯田線→(一)二俣浜松線
42'	天竜川緑地(北)	浜松市東区白鳥町1347番地先	東名 浜松IC	3	(主)浜松環状線(1次)→(国)1号(1次)→(一)笠井飯田線→市道→(一)二俣浜松線
422	森町太田川親水公園	森町1105-2地先太田川河川敷	東名 袋井IC	10	(主)浜北袋井線(1次)→市道→(主)袋井春野線(2次)→(主)掛川天竜線(2次)→町道

③　消防活動拠点（65箇所）については、本要領・表１－９のとおりとする。

④　広域物資拠点（８箇所）

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
L	県立下田高校体育館・グランド	下田市蓮台寺152	東名 沼津IC	75	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号（1次）→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号(1次)→(国)414号(2次)→(一)蓮台寺立野線
M	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	熱海市熱海字笹尻1804-5	東名 沼津IC	22	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(主)熱海函南線(2次)
N	愛鷹広域公園	沼津市足高202	東名 沼津IC	3	(一)足高三枚橋線→市道
O	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	富士市柳島189－8	東名 富士IC	5	西富士道路→(一)田子の浦港富士インター線(1次)→富士停車場線（1次）→市道
P	静岡草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原270	東名 清水IC	8	(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道
Q	大井川農業協同組合農産物集出荷場	藤枝市緑の丘２－１	東名 焼津IC	7	(主)焼津森線→(国)1号→市道
R	小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	東名 掛川IC	4	市道→(一)磐田掛川線
T	浜松市総合産業展示館	浜松市東区流通元町20-2	東名 浜松IC	1	（主）浜松環状線（１次）

注）路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表４－３　東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

名称	場所	設置位置		最寄り IC との距離				最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
				名古屋側 IC		東京側 IC				
		上下線	KP	基点 IC	距離(km)	基点 IC	距離(km)			
小山 BS	小山町竹之下	上	75.4	御殿場 IC	8.2	大井松田IC	17.6	(国)246 号(1 次)	4	町道→(→)竹之下小山線→(→)山中湖小山線
東名足柄橋西 U		下	77.5	御殿場 IC	6.2	大井松田IC	19.6	(国)246 号(1 次)	4	町道→(→)竹之下小山線
足柄 SA	御殿場市、小山町	上・下	80.9	御殿場 IC	2.7	大井松田IC	23.0	(国)138 号(1 次)	4	市道→(主)御殿場大井線
駒門 PA 西口	御殿場市駒門	上・下	90.4	裾野 IC	3.4	御殿場 IC	6.8	(国)246 号(1 次)	1	市道
愛鷹 PA	沼津市宮本	上・下	105.9	富士 IC	15.5	沼津 IC	2.7	(国)1 号(1 次)	3	市道
旧原 BS	沿津市平沿	上	110.6	富士 IC	10.8	沿津 IC	7.4	(国)1 号(1 次)	2	市道
富士	富士市今泉	下	119.7	富士 IC	1.7	沼津 IC	16.6	(国)139 号(1 次)	2	市道
富士川 SA	富士市岩渕	上・下	127.4	清水 IC	20.3	富士 IC	6.0	(主)富士川身延線(2次)	1	市道
蒲原	静岡市清水区蒲原	下	132.2	清水 IC	15.5	富士 IC	10.8	(一)富士由比線(2次)	1	市道
由比	静岡市清水区由比	上	135.8	清水 IC	11.9	富士 IC	14.4	(国)1 号(1 次)	0	隣接のため路線なし
由比 PA	静岡市清水区由比西倉沢	上	139.5	清水 IC	8.2	富士 IC	18.1	(国)1 号(1 次)	0	隣接のため路線なし
興津トンネル東 U	静岡市清水区八木間	上・下	142.9	清水 IC	4.8	富士 IC	21.5	(国)52 号(1 次)	1	市道
日本平 PA	静岡市駿河区国吉田	下	155.8	静岡 IC	5.9	清水 IC	8.1	(国)1 号(1 次)	3	市道
安倍川橋西口	静岡市駿河区下川原	上	163.1	焼津 IC	10.4	静岡 IC	1.4	(国)150 号(1 次)	1	市道
日本坂トンネル東側	静岡市葵河区小坂	下	165.5	焼津 IC	8.0	静岡 IC	3.8	(国)150 号(1 次)	1	市道
日本坂トンネル西側	焼津市野萩	下	169.8	焼津 IC	3.8	静岡 IC	8.0	(国)150 号(1 次)	1	市道
牧之原 SA	牧之原市静谷	上	194.6	相良牧之原IC	2.0	吉田 IC	9.1	(国)473 号(1 次)	1	市道
つま恋	掛川市杉谷	上	206.6	掛川 IC	1.1	菊川 IC	4.8	(主)掛川大東線(1 次)	2	市道
葵町	浜松市中区葵町	上・下	237.4	浜松西 IC	3.1	浜松 IC	7.4	(国)257 号(2 次)	2	市道
浜名湖 SA	浜松市北区三ヶ日町佐久米	上・下	247.9	三ケ日 IC	3.1	浜松西 IC	7.4	(国)362 号(2 次)	2	市道
三ケ日トンネル西口	浜松市北区三ヶ日町平山	下	257.4	豊川 IC	11.6	三ケ日 IC	6.4	(国)362 号(2 次)	5	(国)301 号

表４－４　第二東海自動車道及び緊急河川敷道路

道路・河川名		区間	備考
第二東海自動車道		(仮)御殿場 JCT～(仮) 引佐 JCT	
緊急河川敷道路	大井川	河口～国道 1 号島田バイパス（新大井川橋）	左岸のみ
	安倍川	河口～国道 1 号静清バイパス（安倍川大橋）	左岸のみ

注）上記は計画区間であり、未整備を含む。

表４－５　航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

①防災拠点ヘリポート

地域	名　称	所　在　地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
賀茂	敷根公園健康広場	下田市敷根 757	(国)136 号(1 次)	2	市道	大型
	外ヶ岡ヘリポート(予備地)	下田市外ヶ岡 7	(国)135 号(1 次)	0	臨港道路 2 号(1 次)→市道	大型
東部	小室山公園総合運動場	伊東市川奈 1160	(国)135 号(1 次)	1	市道	大型
	熱海観光港芝生公園	熱海市和田浜南町 1694-30	(国)135 号(1 次)	1	臨港道路 5→3→1 号(1 次)	中型
	愛鷹広域公園多目的競技場、ホッケー広場	沼津市愛鷹 202	東名沼津 IC	3	(一)足高三枚橋線→市道	大型
	富士川緑地公園野球場	富士市五貫島字富士川河川敷	(国)1 号(1 次)	1	市道	大型
	外神市民グランド(予備地)	富士宮市外神東町 114	(国)139 号(1 次)	0	市道	中型
中部	静岡草薙総合運動場内球技場	静岡市駿河区栗原 19-1	(国)1 号(1 次)	1	市道	中型
	三論埋立地浅畑スポーツ広場	静岡市葵区駿府 11-1 静岡市葵区駿府 10-1	(国)1 号(1 次)	2	小道→(主)山脇大谷線(2 次)	中型
	焼津市総合グランド内陸上競技場	焼津市保福島 950-1	(国)1 号(2 次)	2	市道→(一)大富藤枝線	中型
西部	小笠山総合運動公園芝生広場	掛川市平尾	(国)1 号(1 次)	2	(一)小笠山総合運動公園線→(一)岩田掛川線	大型
	遠州灘海浜公園球技場	浜松市南区江之島町 1706	(国)1 号(1 次)	0	市道	中型
	遠州灘海浜公園自由広場(予備地)	浜松市南区中田島町 1674	(国)1 号(1 次)	1	市道	小型
	天竜川緑地（北）（予備地）	浜松市東区中野町天竜川河川敷	(国)1 号(1 次)	2	(一)二俣浜松線(2 次)→市道	小型
	天竜川緑地(南)（予備地）	浜松市南区鶴見町天竜川河川敷	(国)1 号(1 次)	1	(一)二俣浜松線(2 次)→市道	小型

②静岡ヘリポート

市町名	名　称	所　在　地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
静岡市	静岡ヘリポート	静岡市葵区諏訪 8-10	(国)1 号(1 次)	2	市道	中型

③静岡空港

市町名	名　称	所　在　地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
牧之原市	静岡空港	牧之原市坂口	東名相良牧之原 IC	8	(国)473 号→(主)細江金谷線(1 次)→(一)静岡空港線	大型

④自衛隊基地

地域	名　称	所　在　地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
東部	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻 40-1	(国)246 号(1 次)	2	(一)滝ヶ原富士岡線→(国)469 号(1 次)	大型
中部	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉 1602	(国)150 号(1 次)	1	(一)島田大井川線(2 次)→町道	大型
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	東名浜松西 IC	3	(一)湖東和合線(2 次)→(主)浜松環状線(1 次)	大型

注）路線名の 1～3 次は、緊急輸送路を示す。

表４－６　防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	下田港	下田市	(国)135 号(1 次)	0	臨港道路 2 号(1 次)→市道
東部	熱海港	熱海市	(国)135 号(1 次)	1	臨港道路 5→3→4→1 号(1 次)
	沼津港	沼津市	(国)414 号(1 次)	3	北 3 号臨港道路(1 次)→東幹線臨港道路(1 次)→(一)沼津港線(1 次)→(一)富士清水線(2 次)
	田子の浦港	富士市	東名富士 IC(1 次)	5	臨港道路 6→1→3→7 号(1 次)→(一)田子の浦港富士インター線(1 次)
			(国)1 号(1 次)	3	臨港道路 6→1→3→7→17 号(1 次)
中部	清水港	静岡市	袖師臨港道路(1 次)	0	興津埠頭 23→7 号道路(1 次) 興津埠頭 18→11 号道路(1 次)
			(国)149 号(1 次)	0	日の出埠頭 1→6 号道路(1 次)
西部	御前崎港	御前崎市	(国)150 号(1 次)	4	港内道路 13→11 号(1 次)→臨港道路 4 号（1 次）

（注）路線名の 1～3 次は、緊急輸送路を示す。

表４－７　防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	港湾・漁港名	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	稲取漁港	東伊豆町	(国)135 号(1 次)	1	(一)稲取港線
	妻良漁港	南伊豆町	(国)136 号(1 次)	0	隣接のため路線なし
	松崎港	松崎町	(国)136 号(1 次)	1	町道→(一)松崎港線
	田子漁港	西伊豆町	(国)136 号(1 次)	1	臨港道路→町道
	宇久須港	西伊豆町	(国)136 号(1 次)	1	臨港道路→町道
東部	網代漁港	熱海市	(国)135 号(1 次)	0	隣接のため路線なし
	伊東港	伊東市	(国)135 号(1 次)	0	臨港道路
	土肥港	伊豆市	(国)136 号(1 次)	1	臨港道路
	戸田漁港	沼津市	(主)沼津土肥線(2 次)	0	隣接のため路線なし
	静浦漁港	沼津市	(国)414 号(3 次)	0	臨港道路
中部	用宗漁港	静岡市	(国)150 号(1 次)	1	市道→(一)静岡焼津線(1 次)
	焼津漁港	焼津市	(一)静岡焼津線(1 次)	1	(一)上青島焼津線
	大井川港	焼津市	(国)150 号(1 次)	3	町道→(主)焼津榛原線
	地頭方漁港	牧之原市	(国)150 号(1 次)	1	臨港道路 1 号
西部	福田漁港	磐田市	(国)150 号(1 次)	1	臨港道路→市道
	浜名港	新居町	(国)1 号(2 次)	0	港内道路→町道

（注）路線名の 1～3 次は、緊急輸送路を示す。

表４－８　　耐震強化岸壁一覧

地域	港名	所在地	地区名	施設名	延長（m）	水深（m）	緊急物資取扱能力（t/日）	備考
賀茂	下田港	下田市	外ケ岡	外ケ岡桟橋	80	6	1,360	
	松崎港	松崎町	松崎	松崎桟橋	68	3	612	
	宇久須港	西伊豆町	宇久須	宇久須桟橋	50	4	850	
東部	熱海港	熱海市	和田磯	-7.5 岸壁	155	7.5	4,390	
	伊東港	伊東市	玖須美	玖須美岸壁	60	4.5	1,020	
	土肥港	伊豆市	大藪	大藪岸壁	60	4.5	1,020	
	沼津港	沼津市	外港	外港西岸壁	90	5.5	1,530	
				東岸壁	130	7.5	3,380	
	田子の浦港	富士市	吉原	吉原１号岸壁	167	9	4,342	
				吉原２号岸壁	125	7.5	3,250	
中部	清水港	静岡市	興津	興津１号岸壁	185	10	4,810	
				興津２号岸壁	185	10	4,810	
				興津 11 号岸壁	220	12	5,720	
				興津 12 号岸壁	220	12	5,720	
			日の出	日の出４号岸壁	240	12	6,240	
				日の出５号岸壁	240	12	6,240	
			新興津	新興津岸壁	350	15	9,100	コンテナ
	焼津漁港	焼津市	城之腰	(-7.0m)岸壁	120	7	3,120	
	大井川港	焼津市	飯渕	耐震岸壁	90	5.5	1,530	
	地頭方漁港	牧之原市		(-3.0m)岸壁	150	3	1,350	
西部	御前崎港	御前崎市	女岩	西埠頭３号岸壁	130	7.5	3,380	
				西埠頭４号岸壁	130	7.5	3,380	
				女岩岸壁	280	14	7,280	コンテナ
	福田漁港	磐田市		(-3.0m)岸壁	350	3	3,150	
				(-5.0m)岸壁	100	5	1,700	
	浜名港	新居町	向島	向島物揚場第２	175	3.5	1,575	

（注）清水港、御前崎港はコンテナによる輸送が可能。

静 岡 県 地 震 対 策
アクションプログラム2006

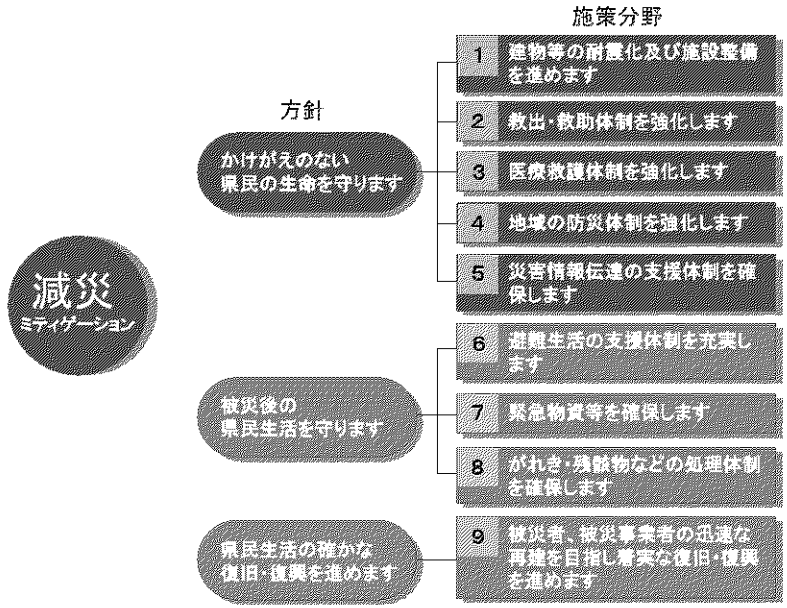

平 成 １ ８ 年 ６ 月
（平成22年6月修正）
静　　岡　　県

アクションプログラム2006（平成22年６月修正）

目　次

１　策定の経緯	1
２　減災目標とAP2006進捗による減災の効果	1
（１）減災目標	1
（２）AP2006進捗による減災の効果	1
３　AP2006の進捗状況と見直し	3
（１）平成20年度までに目標が達成できなかったアクション（８アクション）	5
（２）平成20年度時点で達成度が80%未満であるアクション（11アクション）	6
（３）新たに追加するアクション（10アクション）	8
（４）平成21年度以降の目標値等を修正するアクション	9
４　施策体系	12
５　アクションと具体目標	13
（１）死者数の推計に用いたアクション（13アクション）	13
（２）具体目標	13
１　建物等の耐震化及び施設整備を進めます	14
２　救出・救助体制を強化します	17
３　医療救護体制を強化します	17
４　地域の防災体制を強化します	18
５　災害情報伝達の支援体制を確保します	19
６　避難生活の支援体制を充実します	20
７　緊急物資等を確保します	21
８　がれき・残骸物などの処理体制を確保します	21
９　被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます	22
【参考１】第３次被害想定結果	23
【参考２】AP2001からAP2006へ（策定の経緯）	24
【参考３】AP2001の総点検	25
【参考４】完了及び終了したアクションの一覧	27

1　策定の経緯

・平成 17 年 3 月の中央防災会議において、今後 10 年間に死者数及び経済被害額を半減することを目標とした東海地震の「地震防災戦略」が策定された。

・これを受け、県は平成 18 年に、地震対策アクションプログラム 2001（以下「AP2001」という。）の総点検を実施し、静岡県の地域目標となる「地震対策アクションプログラム 2006」（以下「AP2006」という。）を策定した。

・AP2006 には、9 つの施策分野、28 の施策項目及び対策の内容、数値目標、達成時期等を明示した 127 のアクションを盛り込んだ。

・AP2006 は毎年進捗状況の把握を行い、3 年ごとにその結果を踏まえ、必要に応じて対策と目標の見直しを行う。

・AP2006 の目標を達成するためには、県民、市町等の参画と連携が不可欠であることから、AP2006 について広報するとともに、市町に対しても AP2006 を参考として地域目標を策定するよう働きかけている。

2　減災目標と AP2006 進捗による減災の効果

（1）減災目標

東海地震における第 3 次地震被害想定の死者数が最大となる「予知なし、冬 5 時」（5,851 人）の場合を基準とし、平成 17 年度末までの AP2001 の実施と、平成 18 年度から 10 年間の AP2006 の実施の効果を合わせて、死者数を半減する。

・AP2001 の減災成果（平成 13 年度から平成 17 年度）
死者数を 1,020 人減（△17.4%）できた。

・AP2006 の減災目標（平成 18 年度から平成 27 年度）
死者数をさらに 1,877 人減（△32.1%）する。

} 合計 2,897 人減

東海地震で想定される死者数の半減（達成時期：平成 27 年度末）

（2）AP2006 進捗による減災の効果

・平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間のアクション進捗結果
死者数を 524 人減（△9.0%）することができたと推計される。

・平成 20 年度までの減災効果
第 3 次被害想定の死者数を 1,544 人減（△26.4%）できたと推計される。

死者数の減災効果　（単位：人）

第 3 次 被害想定 H13 年 5 月	⇒	AP2001 成果 H17 年度末	⇒	AP2006 途中経過 H20 年度末	⇒	AP2006 目標達成 H27 年度末
5,851		4,831 （△1,020）		4,307 （△1,544）		2,954 （△2,897）

△524 人

表 1　死者数の軽減の推計結果（被害要因別内訳）　（単位：人）

区分 ＼ 被害要因	第 3 次地震被害想定における死者数（平成 13 年度） (A)	H17 年度末までの AP2001 の実施によって軽減した死者数 (B)	H18 年度から H20 年度末までの AP2006 の実績によって軽減した死者数 (C)	平成 20 年度末までに地震対策によって軽減した死者数 (B+C)
建物倒壊（屋内収容物の移動転倒を含む）	4,822 （倒壊 4,646） （屋内収容物 176）	△892 （倒壊△887） （屋内収容物△5）	△405 （倒壊△397※） （屋内収容物△8）	△1,297 （倒壊△1,284） （屋内収容物△13）
津波	227	△31	△94	△125
山崩れ	555	△39	△16	△55
火災	117	△22	△9	△31
その他	130	△36	0	△36
合計	5,851	△1,020	△524	△1,544

区分 ＼ 被害要因	H18 年度から H27 年度末までの AP2006 の実施によって軽減する死者数 (D)	H27 年度末までの地震対策の実施によって軽減する死者数 (E=B+D)	H27 年度末の推計死者数 (F=A-E)	H27 年度末までの減災効果 (G=E/A)
建物倒壊（屋内収容物の移動転倒を含む）	△1,689 （住宅倒壊△1,686） （屋内収容物△3）	△2,581 （倒壊△2,573） （屋内収容物△8）	2,241（75.8%） （倒壊 2,073） （屋内収容物 168）	54%
津波	△119	△150	77（2.6%）	66%
山崩れ	△25	△64	491（16.6%）	12%
火災	△39	△61	56（2.0%）	52%
その他	△5	△41	89（3.0%）	32%
合計	△1,877	△2,897	2,954（100%）	50%

※）平成 20 年度における静岡県内の住宅耐震化率の推計値（80%）から算出。なお、平成 22 年 8 月に公表予定の住宅・土地統計調査の数値で再計算する。

3　AP2006 の進捗状況と見直し

区　　分		本数
平成 20 年度末までに期限を迎えたアクション		46
目標を達成したアクション		38
完了するアクション		36
継続するアクション	①	2
目標を達成できなかったアクション		8
終了するアクション		1
継続するアクション	②	7
平成 21 年度以降に期限が来るアクション		81
目標を達成したアクション		5
完了するアクション		3
継続するアクション	③	2
目標を達成していないアクション		76
終了するアクション		1
継続するアクション（内、進捗率が 80%未満アクション）	④	75（11）
小　　計（内　継続するアクション　①+②+③+④　＝　⑤）		127（86）
新規アクション	⑥	10
平成 21 年度以降、継続するアクション	⑤+⑥	96

127 アクション　→　96 アクション

図 1　AP2006の見直し結果

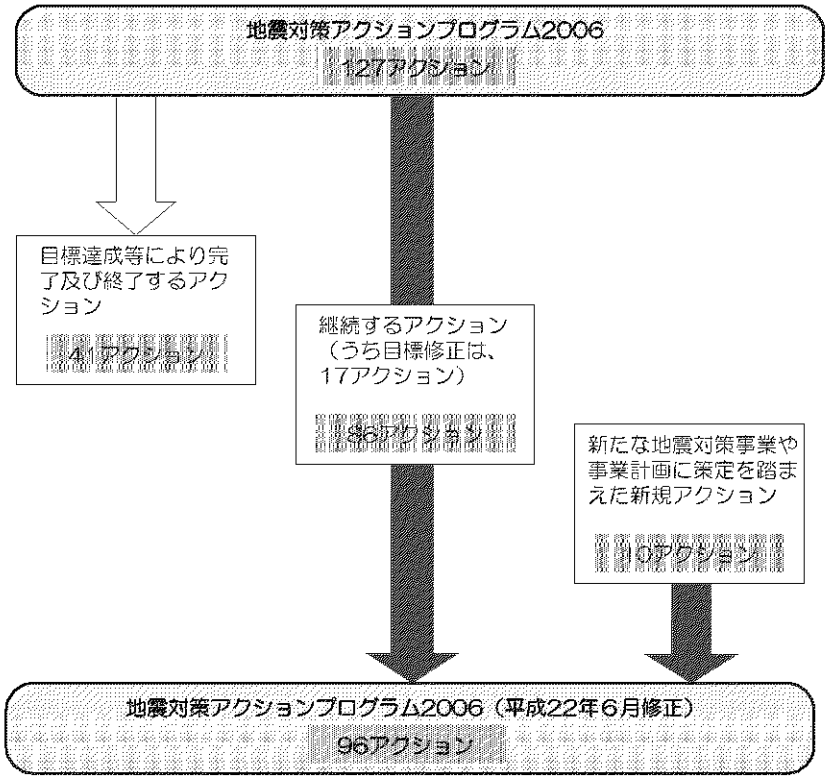

（1）平成20年度までに目標が達成できなかったアクション（8アクション）

No	アクション名	具体目標	H17年度	数値目標	達成年度	H20実績	担当課
67	災害時要援護者の避難訓練の充実・促進	災害時要援護者を対象とした防災訓練の実施率（全37市町）	40.5%	100%	H20	59.4%	健康福祉部 管理局 政策監
	要因：災害時要援護者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定していない市町が避難訓練を実施できていない。		新対策・目標：地域危機管理局と健康福祉部が連携して、プランの作成を指導し、避難訓練の実施も引き続き働きかける。（平成21年度末で25市町71.4%）平成23年度に目標期限を延長する。				
72	東部運転免許センターへのヘリテレ映像システム等の整備	県東部の部隊活動拠点（東部運転免許センター）へのヘリテレ映像システムの整備	0%	100%	H20	0%	警察本部 災害対策課
	要因：ヘリテレ自動追尾システムは、警察庁事業として毎年国に要望中である。		新対策・目標：アクション内容を、警察庁が優先的に整備する必要があると考えている「警察本部へのヘリテレ映像システム整備」に変え、平成22年度を目標期限とする。				
76	災害時要援護者のための福祉避難所設置の促進	福祉避難所の設置率（全37市町）	76.2%	100%	H20	89.2%	健康福祉部 管理局 政策監
	要因：福祉避難所は公共施設だけでなく、民間施設と協定を結ぶこともあり、その調整に時間を要した。		新対策・目標：平成21年度末で34市町（97.1%）の整備が完了した。平成22年度で目標達成をできる見込み。				
77	自主防災組織による避難生活計画書策定の促進	モデル4市町・自主防災組織における避難生活計画書の策定	0%	100%	H19	19.6%（H21年度）	危機管理部 危機情報課
	要因：当初、モデル4市町での避難生活計画書の策定を目的としていたが、避難所運営ゲーム（HUG）の開発普及もあって方針を全県での実施に変更した。		新対策・目標：避難生活計画書の見直し（簡素化）を行い、全自主防災組織に普及させていく。目標期限を平成27年度に延長し、目標値は世帯台帳の整備率と同等の65%とする。				
78	児童福祉施設へ入所した被災児童等へのメンタルケア対策の体制整備	児童福祉施設へ入所した被災児童へのメンタルケア対策のための6児童相談所の行動マニュアルの策定及び訓練の実施	0%	100%	H19	50%	健康福祉部 福祉こども局 こども家庭課
	要因：平成19年1月に「災害時における子ども支援マニュアル」を策定し、被災児童のメンタルヘルスケアの対策を盛り込んだ計画を策定した段階である。		新対策・目標：児童相談所の防災訓練のメニューに被災児童のメンタルヘルスケアを取り入れる。目標期限を平成24年度に延長する。				
終了	一般電話回線途絶時等の協定締結業者（食料等）との通信手段の確保	協定締結123社の連絡手段の確保	−	100%	H18	26.7%	経済産業部 管理局 総務監
	要因：協定締結事業者と部局単独で定期的に連絡調整するような体制が整備されていない。		新対策・目標：危機管理部が定期的に行う協定締結事業者との連絡会議等において、全事業者の連絡先及び通信手段の確保を行う。				
95	市町遺体処理計画策定の促進	遺体処理計画の策定率（全37市町）	19.0%	100%	H20	48.6%	危機管理部 危機政策課
	要因：「遺体処理計画策定の手引」や「遺体処理マニュアル」等を市町に示して策定を支援してきたが、遺体処理計画における業者との調整、適切な遺体収容所の選定などに時間を要した。		新対策・目標：地域危機管理局と連携して、実務上有用なマニュアルや、計画の策定を指導する。また目標期限を平成23年度に延長する。				
96	市町広域火葬実施体制整備の促進	広域火葬実施体制の整備率（全37市町）	0%	100%	H20	70.3%	健康福祉部 生活衛生局 衛生課
	要因：広域火葬計画における市町の役割について、一部市町において理解が進まなかったため。		新対策・目標：地域危機管理局と連携し、広域火葬実施体制の確保を目指す。また、目標期限を平成23年度に延長する。（H21年度77%）				

（2）平成20年度時点で達成度※）が0.8未満であるアクション（11アクション）

No	アクション名	具体目標	H17年度	数値目標	達成年度	H20年度 実績	H20年度 達成度	担当部課
5	市町有公共建築物の耐震化計画策定の促進	耐震性が不足する市町有公共建築物の耐震化計画の策定率（全37市町）	7.1%	100%	H22	37.8%	0.60	危機管理部 危機情報課
	要因：市町の事業に係る予算の確保が難しいため		対策：一部作成及び作成中の市町に対しては、支援・相談を行い、未着手・検討中の市町には、計画策定の必要性をさらに働きかける。					
㉜	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（9,049箇所）の耐震化率	25.6%	90%	H27	28.3%	0.61	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
	要因：所有者のブロック塀に対する公共性・危険性の意識が希薄なため。また、ブロック塀の改修等に、助成制度が未整備の市町があり、所有者の負担が大きいため。		対策：関係団体等と連携しブロック塀の安全対策に関する普及・啓発を所有者に強く働きかけるとともに、ブロック塀耐震化助成の創設を市町に強く働きかける。					
終了	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網（17,663m）の整備率	68.1%	100%	H22	69.2%	0.79	交通基盤部 森林局 森林整備課
	要因：東伊豆町伊豆市間の林道（仮）[illegible]線については、関係市町等の調整が整っていないため。		対策：周辺に既存道路があり、また、ほかの3路線は完了しているため、アクションを終了する。					
43	緊急輸送路（農道）の整備	緊急輸送路となる農道（2,204m）の整備率	21%	100%	H22	33.7%	0.49	交通基盤部 農地局 農地保全課
	要因：現場が急峻であり、当初予定していた両端からの工事方法が取れず、年間進捗量が50m程度となっているため。		対策：平成23年度以降の次期地震対策緊急事業5カ年計画において計画を見直す。					
47	港湾施設（臨港道路の橋梁）の耐震化	港湾施設（臨港道路の橋梁（10橋））の耐震化率	50%	100%	H22	60%	0.75	交通基盤部 港湾局 港湾整備課
	要因：計画区域内の鉄道に架かる跨線橋については、鉄道事業者との協議に時間を要しているため。		対策：鉄道事業者との協議を進め、工事の円滑な推進を図り、事業計画目標を達成する。					
54	広域搬送トリアージ基準の習熟度の向上	救護病院（94病院）における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率	0%	100%	H21	34.0%	0.45	健康福祉部 医療健康局 地域医療課
	要因：医療機関との連携した訓練を実施するためのノウハウが市町に少ない。		対策：毎年12月に実施する地域防災訓練で、市町と連携した訓練の実施を地域危機管理局とともに指導する。また、目標期限を平成23年度に延長する。					
66	災害時要援護者避難支援プランの整備の促進	災害時要援護者避難支援プランの策定率（全37市町）	0%	100%	H22	32.4%	0.54	健康福祉部 管理局 政策監
	要因：全体計画と個別計画（要援護者台帳など）の2つを作成して完了となるが、個別計画の作成に時間が掛かっている。		対策：平成19年3月にモデルプランを通知済みであり、平成21年度は26市町（74.3%）まで策定されている。個別計画については各市町が着実に策定できるよう指導してゆく。					

○ 死者の推計に用いるアクション

※）達成度＝平成20年度の実績：平成20年度の目標値

No	アクション名	具体目標	H17年度	数値目標	達成年度	H20年度 実績	H20年度 達成度	担当部課
74	外国語ボランティアによる防災支援体制の充実・強化	外国語ボランティアの登録数（1,500人）	39.3%	100%	H22	54.1%	0.72	文化・観光部 国際・交流局 国際課
	要因	平成17年度末588名から平成21年度末876名へ4年間で1.5倍に増加しているが、県内における大規模国際イベントが一段落した等の要因により、登録能に比べ外国語ボランティアへの新規登録数が落ち着いたため。	対策	平成22年度策定予定の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」との整合性を図りつつ、次期計画改定時に見直しを行う。				
79	災害時の健康支援体制整備の促進	災害時健康支援マニュアルの策定率（全37市町）	0%	100%	H22	10.8%	0.18	健康福祉部 医療健康局 健康増進課
	要因	市町災害対策マニュアル中に健康支援活動の位置づけがない市町もあるなど、マニュアル策定の必要性や策定方法の理解が十分でないため	対策	平成21年3月に災害時健康支援マニュアルの改訂版を各市町に通知した。今後は、健康増進課、健康福祉センター（地域危機管理局の3者が連携し、市町マニュアル策定支援を強化する。				
80	災害時の心のケア体制整備の促進	地域防災計画に心のケア対策を引載した数（全37市町）	0%	100%	H27	0%	0.00	健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課
	要因	平成18年に災害時の心のケア対策の手引きを作成し配布したが、震災後の心のケアに対する市町の関心が薄い	対策	手引きを利用した研修会を実施すると共に、地域危機管理局と連携して、市町の防災担当課にも働きかけ地域防災計画に盛り込むよう指導する。				
90	下水道施設（下水処理場等）の耐震化	下水道緊急地震対策計画・下水道減災対策計画に基づく下水道施設（5下水処理場等13棟）の耐震化率	0%	100%	H27	23.1%	0.77	交通基盤部 都市局 生活排水課
	要因	施工スペースの問題や処理設備の運転上の都合により、施設の更新時に合わせ耐震工事を行う計画であるため。	対策	今後も計画的に施設更新工事を実施し、合わせて耐震対策工事を実施する。				

（3）新たに追加するアクション（10アクション）

No	アクション名	分類	具体目標	H20年度末	数値目標	達成年度	担当部局・室
4	市町有公共建築物の耐震性能の表示	A	市町有公共建築物の耐震性能の表示の実施率（全35市町）	29.7%	100%	H23	危機管理部 危機情報課
57	地域の防災活動を支える人材の育成	A	静岡県地域防災力強化人材育成研修修了者（4,800人）	0%	100%	H25	危機管理部 危機情報課
58	学校の防災教育の充実と防災体制の強化	A	学校防災協力校の指定（49校）	75.5%	100%	H27	教育委員会事務局 教育総務課
65	災害時協力協定締結事業者との連携強化	A	災害時協力協定締結事業者との意見交換会を毎年開催。	0%	100%	H23	危機管理部 危機政策課
68	孤立地域対策の促進	A	中山間地等の集落散在地域の孤立予想集落（371集落）におけるヘリコプターの離着陸適地等の確保	73% (H21年度末)	100%	H27	危機管理部 危機対策課
71	県防災行政無線のデジタル化	A	県防災行政無線局のデジタル化	0%	100%	H25	危機管理部 防災通信課
73	災害情報地図共有システムの構築	A	ヘリポート、緊急輸送道、避難所及び救護所のデータベース化及び電子地図への表示。35市町へシステムを拡大する。	0%	100%	H25	危機管理部 危機政策課 危機情報課 危機対策課 防災通信課
89	被災者に対する飲料供給手段の確保	A	飲料供給事業者（10社）との災害対応型自動販売機設置に関する協定の締結	0%	100%	H22	危機管理部 危機政策課
91	被災者の住宅復興支援の推進	A	建設型応急仮設住宅の用地確保（40,000戸）及び借上型応急住宅（10,000戸）の確保	0%	100%	H27	くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
92	近隣諸国との防災に関する相互応援及び災害時における緊急物資の輸送体制の整備	A	近隣諸国・地域（3ヶ国・地域）との防災協定の締結及び災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定の締結	0%	100%	H23	危機管理部 危機政策課

分類「A」　：　東海地震対策として必要と把握又は想定されている最終値（範囲）。目標年度は原則として平成27年度とするが、早期に完了できる見込みのあるものは、その年度とした。

分類「B」　：　現時点において把握・想定されている計画値（範囲）又は想定値（範囲）。現時点の計画期間とした。なお、3年ごとの定期的な作業の中で残余期間の目標設定を行う。

（4）平成21年度以降の目標値等を変更するアクション

目標達成などにより、目標を上方修正して継続するアクション（4アクション）　（変更箇所のみ下段に記載）

No.	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成年度	担当部局・室
②	家庭内の地震対策の促進	A	家具類を固定（家庭内の一部を含む）している県民の割合	58.5%	69.3%	66%	H27	危機管理部 危機情報課
						74%		
⑱	防潮堤・津波対策水門・津波対策見守施設の整備	B	防潮堤（10,299m）の整備率	86.8%	100%	100%	H27	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
			11,449m		90.0%			
		B	河川（18河川）の津波対策水門・遮断施設の整備率	72.2%	88.9%	100%	H27	
			22河川		72.7%			
35	避難路（農道）の整備	A	緊急輸送路となる農道（4,706m）の整備率	97%	100%	100%	H18	交通基盤部 農地局 農地保全課
			8,077m		81.5% (H21年度)		H23	
55	静岡県防災士の養成	B	静岡県防災士」の延べ養成数（約600人）	56.2%	144%	100%	H19	危機管理部 危機情報課
			1,700人		508%		H27	

◯ 死者の抑制に用いるアクション

目標達成に向けて、目標年度を延長するアクション（14アクション）　（変更箇所のみ下段に記載）

No.	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成年度	担当部局・室
7	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）及び婦人保護施設の耐震化の促進	A	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）及び婦人保護施設（24施）の耐震化率	79.2%	87.5%	100%	H21	健康福祉部 福祉こども局 こども政策課
							H27	
27	津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施	A	津波避難施設の整備及び耐震調査（9施設）の実施率	0%	77.8%	100%	H21	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
							H27	
29	避難路の整備の促進	B	避難路となる街路区間（14,470m）の整備率	94.6%	96.6%	100%	H21	交通基盤部 都市局 街路整備課
							H26	
52	消防施設・設備の整備の促進	B	耐震性貯水槽（1,602基）の整備率	75.6%	84.3%	100%	H21	危機管理部 消防保安課
							H26	
54	広域搬送トリアージ技術の習熟度の向上	A	救護病院（94病院）における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率	0%	34.0%	100%	H21	健康福祉部 医療健康局 地域医療課
							H23	
67	災害時要援護者の資料、訓練の充実・促進	A	災害時要援護者を対象とした防災訓練の実施率（全37市町）	40.5%	59.4%	100%	H20	健康福祉部 管理局 政策監
							H23	
72	東部運転免許センターへのヘリテレ映像システム等の整備	A	県東部の部隊活動拠点（東部運転免許センター）へのヘリテレ映像システムの整備	0%	0%	100%	H20	警察本部 災害対策室
	警察本部へのヘリテレ映像システム等の整備		県警察本部三上へのヘリテレ映像システムの整備及び可搬衛星装置並びに衛星通信者の更新整備				H22	
76	災害時要援護者のための福祉避難所設置の促進	A	福祉避難所の設置率（全37市町）	76.2%	89.2%	100%	H20	健康福祉部 管理局 政策監
							H22	
77	自主防災組織による避難生活計画書策定の促進	A	モデル4市町・自主防災組織における避難生活計画書の策定	0%	19.6% (H21年度)	100%	H19	危機管理部 危機情報課
			自主防災組織における避難生活計画書の策定（5,131組織）			65%	H27	
78	児童福祉施設へ入所した被災児童等へのメンタルケア対策の体制整備	A	児童福祉施設へ入所した被災児童へのメンタルケア対策のための6児童相談所の行動マニュアルの策定及び訓練の実施	0%	50%	100%	H19	健康福祉部 福祉こども局 こども家庭課
			メンタルヘルスケア対策実践のモデル事業を実施、県内児童相談所でメンタルヘルス対策及び実践的な訓練を実施				H24	

（変更箇所のみ下段に記載）

No	アクションと	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	最終目標	完成年度	担当部局・室
81	応急危険度判定実施体制の整備	A	応急危険度判定士の養成数（10,000人以上）	92.1%	94.7%	100%	H21	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
							H27	
85	工業用水道及び水道施設の耐震化	A	長期修繕・改良計画に基づく工業用水道及び水道施設（浄水場管理棟や主要な水管橋などの基幹施設）（49施設）の耐震化率	45%	85.7%	100%	H21	企業局 事業課
							H22	
95	市町道仮処理計画策定の促進	A	遺体処理計画の策定率（全37市町）	19.0%	48.6%	100%	H20	危機管理部 危機政策課
							H23	
96	市町広域火葬実施体制整備の促進	A	広域火葬実施体制の整備率（全37市町）	0%	70.3%	100%	H20	健康福祉部 生活衛生局 衛生課
							H23	

4　施策体系

減災ミティゲーション〈96〉

Ⅰ かけがえのない県民の生命を守ります〈74〉

1 建物等の耐震化及び施設整備を進めます〈50〉
- （1） 住宅の耐震化〈2〉
- （2） 公共建築物等の耐震化〈13〉
- （3） 公共構造物の耐震化及び施設整備〈13〉
- （4） 避難地・避難路の確保〈8〉
- （5） 緊急輸送施設等の整備〈14〉

2 救出・救助体制を強化します〈3〉
- （1） 初動態勢の強化〈1〉
- （2） 消防力の充実・強化〈2〉

3 医療救護体制を強化します〈1〉
- （1） 県広域受援計画に基づく医療救護体制の充実・強化〈1〉

4 地域の防災体制を強化します〈16〉
- （1） 自主防災組織・消防団の活性化〈2〉
- （2） 県民等の防災意識の高揚〈9〉
- （3） 災害時要援護者等の避難体制の整備〈2〉
- （4） 津波及び山・崖崩れ危険予想地域における避難体制の充実・強化〈3〉

5 災害情報伝達の支援体制を確保します〈4〉
- （1） 災害時の情報収集・伝達体制の強化〈3〉
- （2） 外国人への情報提供体制の整備〈1〉

Ⅱ 被災後の県民生活を守ります〈16〉

6 避難生活の支援体制を充実します〈8〉
- （1） 避難所運営体制の整備〈3〉
- （2） 被災者の健康支援体制の整備〈3〉
- （3） 被災建築物の応急危険度判定等の実施体制の整備〈2〉

7 緊急物資等を確保します〈7〉
- （1） 県民・市町の緊急物資備蓄の促進〈2〉
- （2） 県広域受援計画に基づく緊急物資等確保体制の充実・強化〈5〉

8 がれき・残骸物などの処理体制を確保します〈1〉
- （1） がれき・残骸物などの処理体制の確保〈1〉

Ⅲ 県民生活の確かな復旧・復興を進めます〈6〉

9 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます〈6〉
- （1） 被災者の迅速な再建への支援〈2〉
- （2） 被災事業者の迅速な再建への支援〈1〉
- （3） 震災復興都市計画行動計画の策定〈1〉
- （4） 遺体の処理体制の整備〈2〉

注）〈 〉内は、アクション数

5　アクションと具体目標

減災目標を達成するための具体的な取組として実行する96アクションの概要は14～22ページに示すとおり。

（1）死者数の推計に用いたアクション（13アクション）

	No	アクション
建物倒壊（屋内収容物の移動転倒を含む）	1	住宅の耐震化の促進
	2	家庭内の地震対策の促進
津波	17	漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備
	18	津波対策水門・津波対策堤防施設の整備
	19	港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の整備
	70	津波避難対策の促進
山崖崩れ	20	急傾斜地崩壊防止施設の整備
	21	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備
	22	避難所・緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備
	23	地すべり防止施設の整備
火災	1	（再掲）住宅の耐震化の促進
その他	31	緊急輸送路沿いの落下物対策の促進
	32	緊急輸送路沿いブロック塀の耐震化の促進
	38	緊急輸送路（県管理道路）の道路防災点検危険箇所の整備

14～22ページのNo.欄に○印のついたアクションが該当する。

（2）具体目標

アクションごとに達成すべき数値目標及び達成時期を定めた。

◎数値目標及び達成時期の設定の考え方

数値目標及び達成時期については、次の2分類（A・B）とした。

分類	数値目標の基準とした値（範囲）	達成時期
A	東海地震対策として必要と把握又は想定されている最終値（範囲）	原則として平成27年度とした。ただし、早期に完了できる見込みのあるものは、その年度とした。
B	現時点において把握・想定されている計画値（範囲）又は想定値（範囲）	現時点の計画期間とした。なお、3年ごとの定期的な作業の中で残余期間の目標設定を行う。

Ⅰ　かけがえのない県民の生命を守ります

1　建物等の耐震化及び施設整備を進めます

（1）住宅の耐震化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
①	住宅の耐震化の促進	A	住宅（127万戸）の耐震化率	73%	80%（推計値）	90%	H27年度末	1.02	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
②	家庭内の地震対策の促進	A	家具類を固定（家庭内の一部を含む）している県民の割合	58.5%	69.3%（H21年度）	74%	H27年度末	－	危機管理部 危機情報課

（2）公共建築物等の耐震化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
3	県有公共建築物の耐震化計画の実施	A	県有公共建築物（3,018棟）の耐震化率	78.7%	85.4%	100%	H23年度末	1.00	危機管理部 危機情報課
4	市町有公共建築物の耐震性能の表示	A	市町有公共建築物の耐震性能の表示の実施率（全35市町）	新アクション	29.7%	100%	H23年度末	－	危機管理部 危機情報課
5	市町有公共建築物の耐震化計画策定の促進	A	耐震性が不足する市町有公共建築物の耐震化計画の策定率（全35市町）	7.1%	37.8%	100%	H22年度末	0.60	危機管理部 危機情報課
6	市町立小中学校の校舎・体育館等の耐震化の促進	A	市町立小中学校の校舎、体育館等（3,876棟）の耐震化率	81%	90.2%	100%	H23年度末	1.00	教育委員会事務局 財務課
7	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）及び婦人保護施設の耐震化の促進	A	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）及び婦人保護施設（24棟）の耐震化率	79.2%	87.5%	100%	H27年度末	－	健康福祉部 福祉こども局 こども家庭課
8	精神障害者社会復帰施設の耐震化の促進	A	精神障害者社会復帰施設（39施設）の耐震化率	87%	87.2%	100%	H23年度末	0.93	健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課
9	老人保健福祉施設の耐震化の促進	A	老人保健福祉施設（146施設）の耐震化率	96%	97.9%	100%	H27年度末	1.01	健康福祉部 長寿政策局 長寿政策課
10	児童福祉施設（保育所）の耐震化の促進	A	児童福祉施設（保育所）（346棟）の耐震化率	55.4%	79.2%	100%	H27年度末	1.15	健康福祉部 福祉こども局 子育て支援課
11	障害者（児）施設の耐震化の促進	A	障害者（児）施設（県が指定する知的障害者授産施設、身体障害者更生援護施設及び障害児施設（指定都市の施設を除く））（96施設）の耐震化率	82.3%	91.7%	100%	H27年度末	1.05	健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課
12	病院の耐震化の促進	A	災害拠点病院・救護病院（93病院）の耐震化率	60%	67%	100%	H27年度末	0.93	健康福祉部 医療健康局 地域医療課
		A	病院（災害拠点病院、救護病院を除く）（94病院）の耐震化率	71%	81.9%	100%	H27年度末	1.03	
13	精神科病院の耐震化の促進	A	精神科病院における精神病床（7,297床）の耐震化率	76.1%	87.4%	100%	H27年度末	1.05	健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課
14	私立学校の校（園）舎・体育館等の耐震化の促進	A	私立学校の校舎・体育館等（小中高386棟）の耐震化率	71.9%	81.3%	100%	H22年度末	0.92	文化・観光部 文化学術局 私学振興課
			私立学校の園舎・体育館等（幼稚園521棟）の耐震化率	68.5%	83.1%	100%		0.95	
15	特定建築物の耐震化の促進	A	耐震改修促進法に基づく特定建築物（12,634棟）（※1）の耐震化率	72.5%	80.7%	90.0%	H27年度末	1.05	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課

※1）特定建築物相当の新基準の建築物を含む

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

（3）公共構造物の耐震化及び施設整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・課
16	河川施設（河川堤防）の耐震化	B	河川施設（河川堤防）（2河川）の耐震化率	0%	50.0%	100%	H24年度末	1.17	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
⑰	海岸海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備	B	海岸海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）（88,361m）の整備率	78.2%	79.4%	82.2%	H27年度末	1.00	交通基盤部港湾局 港湾整備課
⑱	津波対策水門・河川津波対策施設の整備	B	防潮堤（11,449m）の整備率	新目標	90.0%	100%	H27年度末	－	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
		B	河川（22河川）の津波対策水門・陸閘施設の整備率	新目標	77.7%	100%			
⑲	港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の整備	A	港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）（57,049m）の整備率	81.6%	82.8%	95.8%	H27年度末	0.96	交通基盤部港湾局 港湾整備課
⑳	急傾斜地崩壊防止施設の整備	A	急傾斜地崩壊防止施設（3,354箇所）の整備率	28.5%	31.0%	33.4%	H27年度末	1.03	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
㉑	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備	A	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設（249箇所）の整備率	47.0%	49.8%	52.6%	H27年度末	1.02	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
㉒	避難所・緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備	A	避難所を保全する砂防等防止施設（238箇所）の整備率	59.2%	60.5%	67.6％	H27年度末	0.98	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
		A	緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設（697箇所）の整備率	33.3%	35.2%	38.5%		1.01	
㉓	地すべり防止施設の整備	A	地すべり防止施設（農林水産省所管）（91箇所）の整備率	31.9%	48.4%	64.8%	H27年度末	1.16	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
		A	地すべり防止施設（林野庁所管）（94箇所）の整備率	52.1%	55.3%	67.0%	H27年度末	0.98	
		A	地すべり防止施設（国土交通省所管）（183箇所）の整備率	30.6%	31.7%	40.4%	H27年度末	0.95	
24	山地災害防止施設の整備	A	山地災害危険地区（7,533箇所）の着手率	48.1%	48.9%	50.4%	H27年度末	1.00	交通基盤部森林局 森林保全課
25	農業用施設（農業水利施設、農業用ため池）の耐震化	A	農業用施設（農業水利施設、農業用ため池）（67箇所）の耐震化率	34%	46.8%	100%	H27年度末	0.87	交通基盤部農地局 農地保全課
26	消防用道路機能を有した河川施設（護岸）の整備	B	消防用道路機能を有した河川施設（護岸）（113箇所）の整備率	85.0%	93.8%	100%	H22年度末	1.00	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
27	津波避難施設の整備及び耐震調査の実施	A	津波避難施設の整備及び耐震調査（9施設）の実施率	0%	77.8%	100%	H27年度末	－	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
28	土石流危険渓流の砂防設備の整備	B	土石流危険渓流（194渓流）の砂防設備の整備率	82%	85.6%	100%	H27年度末	0.96	交通基盤部 河川砂防局 砂防課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」。

（4）避難地・避難路の確保

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・課
29	避難路の整備の促進	B	避難路となる街路区間（14,470m）の整備率	94.6%	96.6%	100%	H26年度末	－	交通基盤部都市局 街路整備課
		B	避難路となる土地区画整理内道路（16,695m）の整備率	33%	78.4%	100%	H22年度末	1.07	交通基盤部都市局 市街地整備課
30	避難地の整備の促進	B	避難地となる都市公園（83ha）の整備率	86%	86.9%	94%	H27年度末	0.98	交通基盤部都市局 公園緑地課
㉛	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	A	緊急輸送路・避難路沿い建築物等（3,533棟）の落下物対策の実施率	30%	33.3%	50%	H27年度末	0.93	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
㉜	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	A	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（9,049箇所）の耐震化率	26.5%	28.3%	90%	H27年度末	0.61	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
33	避難地（土地区画整理）の整備	B	避難地となる土地区画整理内の公園（7.3ha）の整備率	60%	70.5%	100%	H22年度末	0.84	交通基盤部都市局 市街地整備課
34	避難地（港湾緑地）の整備	B	避難地となる港湾緑地（4.20ha）の整備率	0%	52.4%	100%	H22年度末	0.87	交通基盤部港湾局 港湾整備課
35	避難路（農道）の整備	A	避難路となる農道（8,077m）の整備率	新目標	81.5% (H21年度)	100%	H23年度末	－	交通基盤部農地局 農地保全課
36	老朽住宅密集対策の促進	B	住宅密集地（73.3ha）の解消率	80%	90.5%	100%	H22年度末	0.98	交通基盤部都市局 市街地整備課

（5）緊急輸送施設等の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・課
37	緊急輸送路（県管理道路）の整備	B	緊急輸送路となる県管理道路（11.3km）の供用予定延長の整備率	0%	55.9%	100%	H22年度末	0.93	交通基盤部道路局 道路整備課 道路保全課
㊳	緊急輸送路（県管理道路）の道路防災点検危険箇所の整備	A	緊急輸送路となる県管理道路の道路防災点検危険箇所（1,481箇所）の整備率	23.0%	23.4%	23.9%	H27年度末	1.00	交通基盤部道路局 道路保全課
39	電線共同溝（街路区間）の整備の促進	B	電線共同溝（街路区間）（6,243m）の整備率	30%	69.0%	100%	H22年度末	0.96	交通基盤部都市局 街路整備課
40	緊急輸送路（街路区間）の整備	B	緊急輸送路となる街路区間（2,056m）の整備率	62%	71.8%	100%	H22年度末	0.85	交通基盤部都市局 街路整備課
41	市町管理JR東海道本線跨線橋の耐震化の促進	A	市町管理のJR東海道本線跨線橋（35橋）の耐震化率	45.7%	65.7%	100%	H22年度末	0.84	交通基盤部道路局 道路整備課
42	緊急輸送路（県管理道路）の橋梁の耐震化	B	緊急輸送路となる県管理道路の優先度対策橋梁（113橋梁）（※2）の耐震化率	22%	50.4%	100%	H27年度末	1.11	交通基盤部道路局 道路整備課
43	緊急輸送路（農道）の整備	B	緊急輸送路となる農道（2,204m）の整備率	21%	33.7%	100%	H22年度末	0.49	交通基盤部農地局 農地保全課
44	緊急交通路（国道1号等）の主要交差点における信号用電源付加装置の整備	B	緊急交通路（国道1号等）の主要交差点における信号用電源付加装置（自動起動式発動発電機）（154基）の整備率	70%	75.3%	100%	H27年度末	0.94	警察本部 交通規制課
45	交通情報収集・提供装置の拡充整備	B	ITVカメラ（44基）の整備率	77.3%	77.3%	100%	H27年度末	0.97	警察本部 交通規制課
		B	交通情報板（68基）の整備率	83.8%	85.3%	100%		0.96	
46	港湾施設（耐震強化岸壁）の整備	A	港湾の耐震強化岸壁（28バース）の整備率	89.3%	89.3%	100%	H23年度末	0.94	交通基盤部港湾局 港湾整備課
47	港湾施設（臨港道路の橋梁）の耐震化	A	港湾施設（臨港道路の橋梁（10橋））の耐震化率	50%	60%	100%	H22年度末	0.75	交通基盤部港湾局 港湾整備課
48	漁港施設（臨港道路）の整備	A	漁港の臨港道路（1,949m）の整備率	39%	71.2%	100%	H22年度末	0.94	交通基盤部港湾局 漁港整備課
49	緊急輸送路（土地区画整理内道路）の整備の促進	B	緊急輸送路となる土地区画整理内道路（5,019m）の整備率	45%	73.1%	100%	H22年度末	0.94	交通基盤部都市局 市街地整備課
50	電線共同溝（土地区画整理内道路）の整備の促進	B	電線共同溝（土地区画整理内道路）（25,692m）の整備率	82%	96.6%	100%	H22年度末	1.04	交通基盤部都市局 市街地整備課

※2）H8道路防災総点検による要対策橋梁のうちH13第3次地震被害想定による想定震度が震度6弱以上のエリアに架かる橋梁
※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」。

2　救出・救助体制を強化します

（1）初動態勢の強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
51	地震予知観測体制の充実	B	県内市町の震度情報ネットワーク観測点（54箇所）の更新率	0%	72.2%	100%	H21年度末	0.96	危機管理部 危機情報課

（2）消防力の充実・強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
52	消防施設・設備の整備の促進	B	耐震性貯水槽（1,602基）の整備率	75.6%	84.3%	100%	H26年度末	－	危機管理部 消防保安課
53	消防活動用道路の整備の促進	A	消防活動困難道路（9,075m）の解消率	42%	85.7%	100%	H22年度末	1.12	交通基盤部都市局 市街地整備課

3　医療救護体制を強化します

（1）県広域受援計画に基づく医療救護体制の充実・強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
54	広域搬送トリアージ基準の習熟度の向上	A	救護病院（88病院）における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率	0%	34.0%	100%	H23年度末	－	健康福祉部 医地域保健 地域医療課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

4　地域の防災体制を強化します

（1）自主防災組織・消防団の活性化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
55	静岡県防災士の養成	B	静岡県防災士の延べ養成数（約1,700人）	新目標	50.8%	100%	H27年度末	－	危機管理部 危機情報課
56	消防団員の確保と活動の活性化	B	消防団員数（約22,000人）	100%	96.3%	100%	H27年度末	0.96	危機管理部 消防保安課

（2）県民等の防災意識の高揚

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
57	地域の防災活動を支える人材の育成	A	静岡県防災学校人材育成課程修了者（4,800人）	新アクション	0%	100%	H25年度末	－	危機管理部 危機情報課
58	学校の防災教育の充実と防災体制の強化	A	学校防災協力校の指定（49校）	新アクション	75.5%	100%	H27年度末	－	教育委員会事務局 教育総務課
59	県内在住外国人のための防災研修の実施	B	県内在住外国人のための防災研修への延べ参加数（800人）	37.5%	78.0%	100%	H22年度末	1.04	文化・観光部 国際・交流局 国際課
60	静岡県地震防災センターの県民等への情報発信	B	静岡県地震防災センターの延べ来館者数（1,174,000人）	61.7%	71.1%	100%	H27年度末	0.89	危機管理部 危機情報課
61	地震防災の充実に関する基礎的情報の整備	B	静岡県地震防災センターホームページ「防災の木棚」の年間アクセス数（70万件）	85.7%	102.3%	100%	H27年度末	1.14	危機管理部 危機情報課
62	公立学校と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催率	A	公立学校（1,225校）と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催率	86%	99.0%	100%	H22年度末	0.97	教育委員会事務局 教育総務課
63	公立学校と地域が連携した防災活動の推進	A	公立学校（1,225校）と地域が連携した防災活動（防災訓練等）の実施率	89%	97.0%	100%	H22年度末	1.01	教育委員会事務局 教育総務課
64	事業所の防災活動の促進	A	地震防災応急計画（29,118事業所）の策定率	70%	75.9%	85%	H27年度末	1.02	危機管理部 危機情報課
65	災害時協力協定締結事業者との連携強化	A	災害時協力協定締結事業者との意見交換会を毎年開催。	新アクション	0%	100%	H23年度末		危機管理部 危機政策課

（3）災害時要援護者等の避難体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
66	災害時要援護者避難支援プランの整備の促進	A	災害時要援護者避難支援プランの策定率（全35市町）	0%	32.4%	100%	H22年度末	0.54	健康福祉部 管理局政策監
67	災害時要援護者の避難訓練の実施・拡充	A	災害時要援護者を対象とした防災訓練の実施率（全35市町）	40.5%	59.4%	100%	H23年度末	－	健康福祉部 管理局政策監

（4）津波及び山・崖崩れ危険予想地域における避難体制の充実・強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
68	孤立地域対策の促進	A	中山間地等の集落散在地域の孤立予想集落（371集落）におけるヘリコプターの臨時離着陸地等の確保	新アクション	73% (H21年度)	100%	H27年度末	－	危機管理部 危機対策課
69	公立学校の津波避難対策の充実・強化	A	公立学校（123校）の津波避難行動マニュアルの策定率	46%	66.7%	100%	H22年度末	0.85	教育委員会事務局 教育総務課
⑦0	津波避難対策の促進	B	津波避難ビルの指定数（489棟）	94.9%	100.0%	100%	H27年度末	1.04	危機管理部 危機情報課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

5　災害情報伝達の支援体制を確保します

（1）災害時の情報収集・伝達体制の強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
71	県防災行政無線のデジタル化	A	県防災行政無線局のデジタル化	新アクション	0%	100%	H25年度末	－	危機管理部 防災消防課
72	警察本部へのヘリテレ映像システム等の整備	A	県警察本部屋上へのヘリテレ映像システムの整備及び可搬型受信装置並びに指揮通信車の更新整備	新アクション	0%	100%	H22年度末	－	警察本部 災害対策課
73	災害情報地図共有システムの構築	A	ヘリポート、緊急輸送路、避難所及び救護所のデータベース化及び電子地図への表示並びに35市町へシステム拡大	新アクション	0%	100%	H25年度末	－	危機管理部 危機政策課 危機情報課 危機対策課 防災消防課

（2）外国人への情報提供体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
74	外国語ボランティアによる防災支援体制の充実・強化	B	外国語ボランティアの登録数（1,500人）	39.3%	54.1	100%	H22年度末	0.71	文化・観光部 国際・交流局 国際課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値、なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

Ⅱ　被災後の県民生活を守ります

6　避難生活の支援体制を充実します

（1）避難所運営体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
75	学校の避難所運営支援体制の充実・強化	A	公立学校（1,225校）の避難所運営支援行動マニュアルの策定率	70%	78.0%	100%	H22年度末	0.89	教育委員会事務局 教育福祉課
76	災害時要援護者のための福祉避難所設置の促進	A	福祉避難所の設置率（全35市町）	76.2%	89.2%	100%	H22年度末		健康福祉部 地理度政策監
77	自主防災組織による避難生活計画書策定の促進	A	自主防災組織における避難生活計画書の策定（5,131組織）	0%	19.6% (H21年度)	65%	H27年度末	－	危機管理部 危機情報課

（2）被災者の健康支援体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
78	児童福祉施設へ入所した被災児童等へのメンタルケア対策の体制整備	A	メンタルヘルスケア拡充実践のモデル事業を実施、県内児童施設向けでメンタルヘルス対策及び実践的な訓練を実施	0%	50%	実施	H24年度末	－	健康福祉部 福祉こども局 こども家庭課
79	災害時の健康支援体制整備の促進	A	災害時健康支援マニュアルの策定率（全35市町）	0%	10.8%	100%	H22年度末	0.18	健康福祉部 医療監視室 健康増進課
80	災害時の心のケア体制整備の促進	A	主要防災訓練に心のケア対策を記載した数（全35市町）	0%	0%	100%	H27年度末	0.0	健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課

（3）被災建築物の応急危険度判定等の実施体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
81	応急危険度判定実施体制の整備	A	応急危険度判定士の養成数（10,000人以上）	92.1%	94.7%	100%	H27以上末	－	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
82	被災宅地危険度判定実施体制の整備	B	被災宅地危険度判定士の数（300人以上）	126.7%	154.7%	100%	H27年度末	1.55	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値、なお新アクション及び目標を修正したアクションには「－」

７　緊急物資等を確保します

（１）県民・市町の緊急物資備蓄の促進

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
83	市町の緊急物資備蓄の促進	B	市町の緊急物資（食料）の備蓄量(約583万食)	73.8% (H16.3.10)	66.3%	100%	H27年度末	0.81	危機管理部 危機政策課
84	県民の緊急物資備蓄の促進	A	3日以上の食料を備蓄している県民の割合	28.1%	34.9% (H21年度)	50%以上	H27年度末	1.01	危機管理部 危機情報課
		A	3日以上の飲料水を備蓄している県民の割合	31.4%	33.1% (H21年度)	50%以上		0.89	

（２）県広域受援計画に基づく緊急物資等確保体制の充実・強化

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
85	工業用水道及び水道施設の耐震化	A	長期修繕・改良計画に基づく工業用水道及び水道施設（浄水場管理棟や主要な水管橋などの基幹施設）（49施設）の耐震化率	45%	85.7%	100%	H22年度末		企業局 事業課
86	水道の石綿管布設替え事業の促進	A	水道管（総20,407km）のうちの石綿管布設替え率	97.8% (H16年度末)	98.9%	100%	H23年度末	1.00	くらし・環境部 環境局 水利用課
87	浄水型水泳プール整備の促進	B	公立学校浄水型水泳プール（8基）の整備率	75%	75.0%	100%	H22年度末	0.83	教育委員会事務局 財務課
		B	社会体育施設浄水型水泳プール（1基）の整備率	0%	60.0%	100%	H22年度末	1.00	交通基盤部都市局 公園緑地課
88	防災公園への耐震性貯水槽の整備の促進	B	防災公園への耐震性貯水槽（4基）の整備率	50%	75.0%	100%	H22年度末	0.94	交通基盤部都市局 公園緑地課
89	被災者に対する飲料供給手段の確保	A	飲料供給事業者（10社）との災害対応型自動販売機設置に関する協定の締結	新アクション	0%	100%	H22年度末	－	危機管理部 危機政策課

８　がれき・残骸物などの処理体制を確保します

（１）がれき・残骸物などの処理体制の確保

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
90	下水道施設（下水処理場等）の耐震化	A	下水道緊急地震対策計画・下水道減災対策計画に基づく下水道施設（5下水処理場等）の耐震化率	0%	23.1%	100%	H27年度末	0.77	交通基盤部 都市局 生活排水課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値、なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

Ⅲ　県民生活の確かな復旧・復興を進めます

９　被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます

（１）被災者の迅速な再建への支援

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
91	被災者の住宅復興支援の推進	A	建設型応急仮設住宅の用地確保（40,000戸）及び借上型応急住宅（10,000戸）の確保	新アクション	0%	100%	H27年度末		くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
92	近隣諸国との防災に関する相互応援及び災害時における緊急物資の輸送体制の整備	A	近隣諸国・地域（3ヶ国・地域）との防災協定の締結及び災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定の締結	新アクション	0%	100%	H23年度末		危機管理部 危機政策課

（２）被災事業者の迅速な再建への支援

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
93	事業所等に対する事業継続計画（BCP）の策定の促進	B	事業所等の事業継続計画（BCP）策定率	5%(推計)	31.4% (H21年度)	50%	H22年度末	0.98	経済産業部 商工業局 商工振興課

（３）震災復興都市計画行動計画の策定

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
94	市町震災復興都市計画行動計画策定の促進	A	人口20万人以上の市（全4市）における震災復興都市計画行動計画の策定率	0%	75.0%	100%	H27年度末	2.50	交通基盤部 都市局 都市計画課

（４）遺体の処理体制の整備

No	アクション名	分類	具体目標	H17年度末	H20年度末	数値目標	達成時期	H20達成度（※3）	担当部局・室
95	市町遺体処理計画策定の促進	A	遺体処理計画の策定率（全35市町）	19.0%	48.6%	100%	H23年度末	－	危機管理部 危機政策課
96	市町広域火葬実施体制整備の促進	A	広域火葬実施体制の整備率（全35市町）	0%	70.3%	100%	H23年度末	－	健康福祉部 生活衛生局 衛生課

※3）H20達成度＝H20の実績値÷H20の目標値。なお新アクション及び目標を修正したアクションは「－」

【参考１】第３次地震被害想定結果

（１）　前提条件

ア	地震の規模	マグニチュード8程度
イ	想定の季節等	冬の朝5時、春･秋の昼12時、冬の夕18時
ウ	対象人口	3,737,360人（平成7年国勢調査による常在人口）
エ	対象建物	1,528,349棟（平成10年1月1日現在）

（２）物的被害　（単位：棟）

被害区分	予知なし			予知あり
	冬5時	春秋12時	冬18時	
大破	150,330	155,489	192,450	140,801
中破	306,845	305,329	294,846	309,174
一部損壊	289,365	288,090	279,433	291,890
床下浸水	7,884	7,865	6,945	7,041
計	754,424	756,773	773,673	748,907

※小数点処理による四捨五入のため合計値は必ずしも合わない。

（３）人的被害　（単位：人）

被害要因	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬5時	春秋12時	冬18時	冬5時	春秋12時	冬18時
建物倒壊（屋内収容物の移動転倒を含む）	死者	4,822	2,426	2,289	1,303	664	628
	重傷者	17,136	14,709	13,834	2,875	2,402	2,256
	中等傷者	81,949	67,113	63,128	17,050	13,590	12,782
津波	死者	227	220	220	39	39	39
	重傷者	276	271	271	46	45	45
	中等傷者	663	652	652	104	103	103
山崖崩れ	死者	555	476	443	116	104	101
	重傷者	936	795	744	182	158	148
	中等傷者	2,237	1,893	1,779	417	353	337
火災	死者	117	121	586	11	8	8
	重傷者	122	130	622	11	8	8
	中等傷者	255	340	1,540	4	4	4
その他	死者	130	452	478	1	13	14
	重傷者	184	674	838	8	50	64
	中等傷者	547	4,566	5,973	59	155	186
計	死者	5,851	3,695	4,016	1,470	828	790
	重傷者	18,654	16,579	16,309	3,122	2,663	2,521
	中等傷者	85,651	74,564	73,072	17,634	14,205	13,412

※「予知なし」･･･地震発生が予知されず、警戒宣言が発令されなかった場合
※「予知あり」･･･地震発生が予知され、警戒宣言が発令された場合

【参考２】AP2001 から AP2006 へ（策定の経緯）

（１）地震対策アクションプログラム 2001 の実施

・県は、東海地震の第３次地震被害想定（平成 13 年５月）を踏まえ、平成 13 年９月に、「減災」（ミティゲーション）の考え方に基づき、287 のアクションからなる「地震対策アクションプログラム 2001」（以下「AP2001」という。）を策定し取り組んできた結果、平成 17 年度までの５年間で、185 のアクション（約 64％）を完了した。

（２）新潟県中越地震等の教訓と国の地震防災戦略の策定

・この間、国内外では新潟県中越地震等大規模な地震が発生し、県は、地震対策を推進する上で参考となる多くの教訓を得た。
・国においては、東海地震対策大綱や減災目標を定めた地震防災戦略の策定など、新たな地震対策の方針が示され、平成 17 年７月には、国の防災基本計画が修正され、関係地方公共団体は、人的被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める、「地域目標」の策定に努めるものとされた。

（３）地震対策アクションプログラム 2006 の策定

・県は、上記の状況を踏まえ、AP2001 の総点検を実施し、静岡県の地域目標となる「地震対策アクションプログラム 2006」（以下「AP2006」という。）を策定した。
・AP2006 には、９つの施策分野、28 の施策項目及び対策の内容、数値目標、達成時期等を明示した 127 のアクションを盛り込んだ。
・AP2006 は、第３次地震被害想定の死者数を 1,020 人（△17.4％）軽減させたと推計される AP2001 の成果を引き継ぎ、平成 18 年度から 10 年間で、死者数をさらに 1,877 人（△32.1％）軽減し、平成 27 年度末までに、死者数 5,851 人（予知なし、冬５時の場合）を半減させることを減災目標としている。

【参考３】AP2001 の総点検

・ AP2001 の 185 アクションについては、平成 17 年度末をもって完了した。

・ AP2001 の未完了 102 アクションの内 75 アクションは、施策目標等を整理・統合し、60 アクションとして AP2006 に引き継いだ。

・ 未完了 102 アクションの内 27 アクションは、AP2006 には引き継がず、各部局における基礎的な地震対策として継続する。
（例）被害想定を取り入れたイメージトレーニングの実施
第２東名自動車道緊急昇降路の適所への配置（中日本高速道路㈱への要望）

・ 各部局より新たに提案された 67 アクションは、新規のアクションとして盛り込む。
（例）市町村有公共建築物の耐震化計画策定の促進
孤立地域対策の促進

表２ 点検結果

項目 ＼ 施策分野	AP2001 H17年度末 完了 (A)	未完了 (B)	計 (C=A+B)	進捗率 (A/C)	AP2006 AP2001引継 (D)	新規 (E)	計 (F=D+E)
1 建物等の耐震化及び施設整備を進めます（建物等の耐震化を進めます）	31	44	75	41%	30	25	55
2 救出・救助体制を強化します	35	15	50	70%	1	7	8
3 医療救護体制を強化します	17	7	24	71%	1	2	3
4 地域の防災体制を強化します	18	13	31	58%	6	13	19
5 災害情報伝達の支援体制を確保します（ＩＴの活用など災害情報伝達の支援体制を確保します）	12	3	15	80%	7	2	9
6 避難生活の支援体制を充実します（避難生活を送る人たちなど被災者の支援を充実します）	33	8	41	80%	6	4	10
7 緊急物資等を確保します（緊急物資等の確保を図ります）	6	3	9	67%	4	8	12
8 がれき・残骸物などの処理体制を確保します（がれき・残骸物などの処理を確実に進めます）	20	1	21	95%	3	2	5
9 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます	13	8	21	62%	2	4	6
合 計	185	102	287	64%	60	67	127

注）（ ）書きは、AP2001 における施策分野の表記

図２ AP2006に至る経過

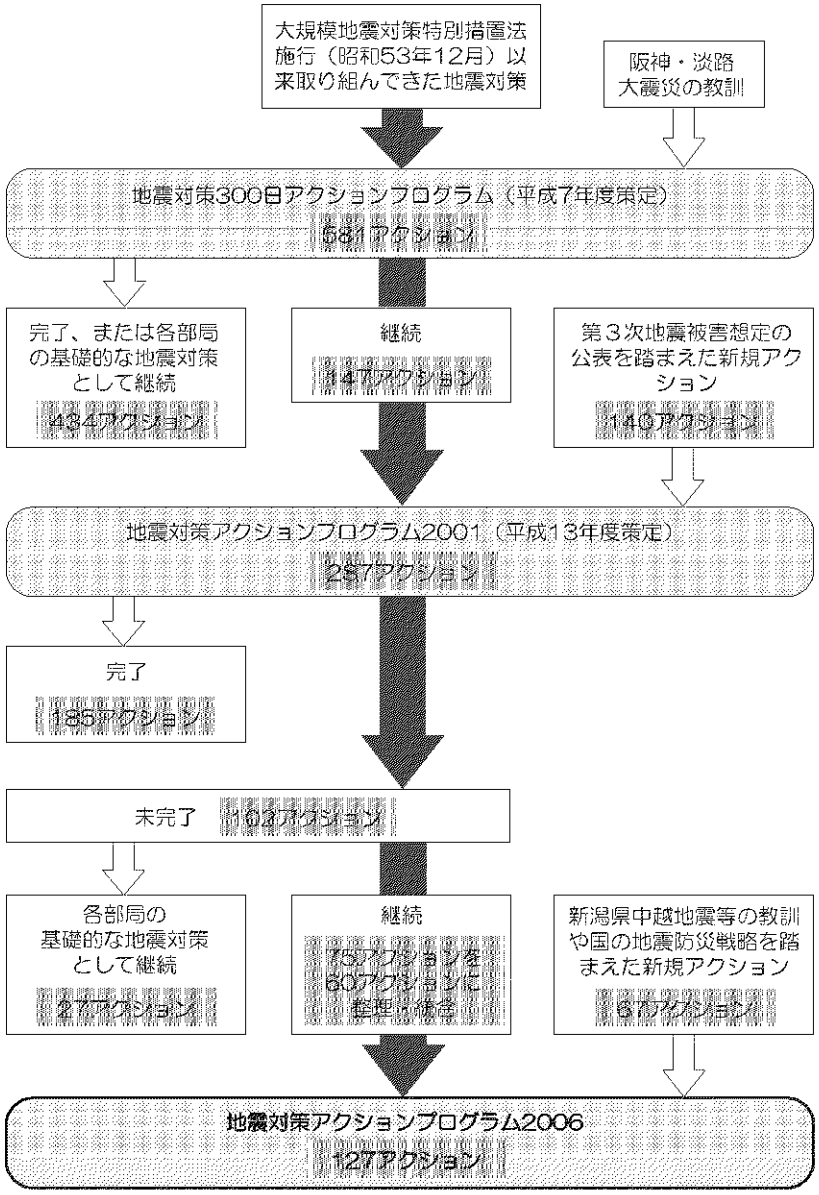

【参考4】完了及び終了したアクション一覧（41アクション）

No	アクション名	具体目標			実績	担当部局・室
		項目	H17年度末	目標値	達成年度	H20年度末	
1	市町有公共建築物の耐震性能リストの公表の促進	市町有公共建築物の耐震性能リストの公表率（全37市町）	19%	100%	H18	100%	総務部防災局 防災情報室
2	第3次地震被害想定で抽出した急傾斜地崩壊防止施設の補強・修復	第3次地震被害想定で抽出した急傾斜崩壊防止施設（33箇所）の補強・修復率	72.7%	100%	H18	100%	建設部河川砂防局 砂防室
3	電線共同溝（道路事業）の整備の促進	電線共同溝（道路事業：2,780m）の整備率	23%	100%	H20	100%	建設部道路局 道路企画室
4	市町管理JR新幹線跨線橋の耐震化の促進	市町管理のJR新幹線跨線橋（58橋）の耐震化率	56.9%	100%	H18	100%	総務部防災局 防災政策室
5	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網（17,663m）の整備率	68.1%	100%	H22	69.2%	建設部森林局 森林整備室
6	漁港施設（耐震強化岸壁）の整備	漁港の耐震強化岸壁（7バース）の整備率	71%	100%	H19	100%	建設部港湾局 漁港整備室
7	携帯電話のメール機能を活用した防災要員参集システムの構築	携帯電話のメール機能を活用した防災要員参集システムの構築	－	完了	H18	完了	総務部防災局 災害対策室
8	災害時の会計事務処理マニュアルの精査及び習熟度の向上	災害時の会計事務処理研修計画の策定及び研修の実施		完了	H18	完了	出納局 会計指導室
9	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定の充実	全国知事会の広域応援協定の改正・実施細目の制定		完了	H18	完了	総務部防災局 防災政策室
10	静岡県広域受援計画で定めたヘリポートの確保	静岡県広域受援計画で定めたヘリポート（拠点ヘリポート、臨時ヘリポート等）（393箇所）の開設、運営体制の整備率	19%	100%	H19	100%	総務部防災局 災害対策室
11	静岡空港の防災機能の確保	静岡空港の防災機能を確保するための支援協定（2協定）の締結	－	完了	H20	完了	総務部防災局 防災政策室
12	市町医療救護計画改定の促進	県医療救護計画改定に伴う医療救護計画の改定率（全37市町）	0%	100%	H20	100%	厚生部医療健康局 医療室
13	災害時医療救護マニュアル改定の促進	救護病院（94病院）における県広域受援計画作成に伴う災害時医療救護マニュアルの改定率	0%	100%	H20	100%	厚生部医療健康局 医療室
14	県立高等学校の防災教育カリキュラムの推進	県立高等学校（モデル2校）の防災教育カリキュラムの策定	－	完了	H19	完了	教育委員会事務局 高校教育課
15	学校教職員の防災教育指導教材の作成	「くろしお教育サミット」参加4県が連携した防災教育指導教材の策定	－	完了	H20	完了	教育委員会事務局 教育総務課
16	帰宅困難者対策の推進	コンビニエンスストア等小売店舗との協定の締結	－	完了	H19	完了	総務部防災局 防災政策室
17	大規模イベントの防災計画等の策定の促進	技能五輪国際大会等（4イベント）の防災計画等の策定	－	完了	H21	75%	総務部防災局 防災政策室
18	土砂災害危険箇所の位置等の情報提供の促進	土砂災害危険箇所図を地域住民へ配布した数（15,193箇所）	84.1%	100%	H18	100%	交通基盤部富士川砂防事務所 砂防室
19	土木事務所等の津波対策行動計画の策定	5土木事務所等の津波対策行動計画の策定	－	完了	H19	完了	交通基盤部管理局 企画室（企画・広報）

No	アクション名	具体目標			実績	担当部局・室
		項目	H17年度末	目標値	達成年度	H20年度末	
20	孤立地域対策の促進	中山間地等の集落散在地域の孤立予想集落（378集落）におけるヘリコプターの離着陸適地調査の実施率	11.9%	100%	H19	100%	総務部防災局 災害対策室
21	原子力発電所の安全性の周知	統合原子力防災ネットワークの整備	－	完了	H18	完了	総務部防災局 原子力安全対策室
22	コミュニティFM放送局を活用した災害情報の提供体制整備の促進	コミュニティFM放送局との災害時の放送要請に関する協定の締結率（必要全25市町）	68%	100%	H20	完了	企画部広報局 企画室（広報）
23	県防災行政無線システムの強化	衛星通信移動用中継車の通信機能のデジタル化	－	完了	H18	完了	総務部防災局 防災通信管理室
24	総合庁舎等屋上通信鉄塔の耐震化	総合庁舎等屋上通信鉄塔（21塔）の耐震化率	61.9%	100%	H20	完了	総務部防災局 防災通信管理室
25	災害時の公立学校の情報伝達機能の充実・強化	教育委員会地震災害時情報伝達実施要領の改訂	－	完了	H20	完了	教育委員会事務局 教育総務課
26	災害時の民間による情報収集・伝達システムの運営体制の整備	災害情報支援システムの運営体制の整備	－	完了	H20	完了	総務部防災局 防災情報室
27	在住外国人への防災情報の提供体制の整備	在住外国人への防災情報発信のための資料及びホームページの対応数（6言語）	33.3%	100%	H20	100%	総務部防災局 防災情報室
28	避難所のアスベスト飛散防止対策の促進	避難所のアスベスト飛散防止対策の実施率（全37市町）	64.3%	100%	H19	100%	総務部防災局 防災政策室
29	ボランティアコーディネーターの確保	ボランティアコーディネーターの延べ養成数（約1,700人）	64.7%	100%	H19	100%	総務部防災局 防災情報室
30	港湾機能の早期回復のための体制整備	防災拠点港湾（6港湾）の協定の締結港湾数	16.7%	100%	H18	100%	建設部港湾局 港湾企画室
31	一般電話回線途絶時等の協定締結災害（食料等）との連絡手段の確保	協定締結123社の連絡手段の確保	－	100%	H18	26.7%	産労部管理局企画監（企画・広報）
32	一般電話回線途絶時等の協定締結業者（生活必需品）との連絡手段の確保	連絡手段の確保	－	完了	H18	完了	産業部商工業局 地域産業室
33	災害救助に必要な物資（生活必需品）の調達に関する協定内容の見直し	県広域受援計画に基づく必要品目の変更に伴う協定の締結	－	完了	H19	完了	産業部商工業局 地域産業室
34	住宅等の応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定の締結	住宅等の応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定の締結	－	完了	H19	完了	産業部商工業局 地域産業室
35	応急給水確保のための調整池の整備	応急給水確保のための調整池（容量110,500㎥）の整備率	98.2%	100%	H21	100%	企業局 水道室
36	災害時のフロン回収・処理体制の整備	県フロン回収・処理マニュアルの策定	－	完了	H19	完了	県民部環境局 地球環境室
37	震災時の災害廃棄物仮置場等の候補地の確保	全県での震災廃棄物仮置場候補地面積（14,800千㎡）の確保率	80%	100%	H20	100.0%	建設部建設支援局 技術管理室
38	農業用集落排水施設（汚水処理施設）の耐震化	農業用集落排水施設（44汚水処理施設）の耐震化率	86.4%	100%	H21	100%	建設部都市局 生活排水室
39	市町震災廃棄物処理計画策定の促進	震災廃棄物処理計画の策定率（全37市町）	24.6%	100%	H20	100%	県民部環境局 廃棄物リサイクル室
40	被災者生活再建支援制度の充実	全壊住宅木体への補助金交付の実現	－	完了	H19	完了	総務部防災局 防災政策室
41	被災者の住宅復興支援の推進	応急住宅の供給計画の策定	－	完了	H19	完了	県民部建築住宅局 住まいづくり室

ふじのくに津波対策アクションプログラム

【短期対策編】

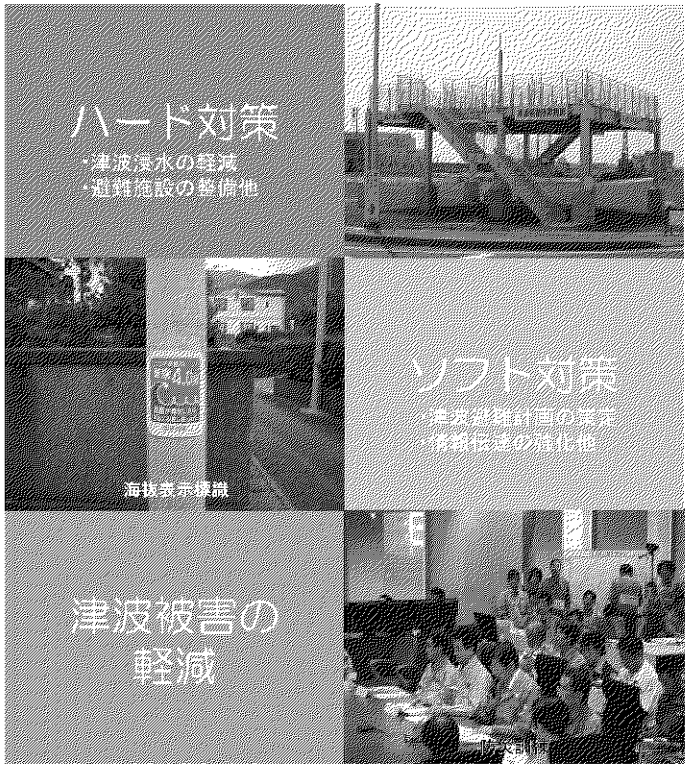

平 成 ２ ３ 年 ９ 月

静　　岡　　県

目　次

１　基本的な考え方	１
（１）地震対策アクションプログラム２００６の実施	１
（２）東北地方太平洋沖地震の教訓	１
（３）津波対策アクションプログラムの策定	１
（４）今後の取組	１
２　アクションと具体目標	３
（１）住民等への防災情報の伝達	３
（２）的確な避難の実施	３
（３）津波避難施設の整備	４
（４）被害状況等の把握	４
（５）津波の防御施設の整備	５

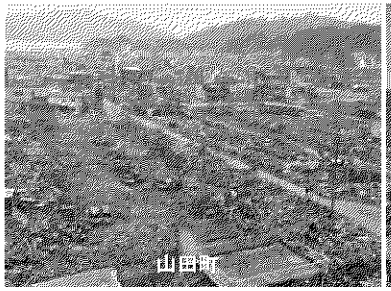



ふじのくに津波対策アクションプログラム

1　基本的な考え方

（1）地震対策アクションプログラム 2006 の実施

・県は、平成 22 年６月に、東海地震の想定死者数の半減を減災目標とする「地震対策アクションプログラム 2006」（以下「AP2006」という。）を修正し、数値目標や達成時期等を明示した 96 のアクション（うち主に津波対策に関するものは８アクション）に取り組んできた。

（2）東北地方太平洋沖地震の教訓

・平成 23 年３月の東北地方太平洋沖地震では甚大な津波被害が発生し、本県も被災地への支援活動等を通じて多くの教訓を得た。
・これを踏まえ、県は４月 15 日に津波対策検討会議を設置し、これまでの津波対策の総点検を行い、実施可能なものは直ちに行うこととした。
・市町においても５月 21 日を統一実施日とした緊急津波避難訓練の結果を踏まえ、津波対策について検討を行ってきた。

（3）津波対策アクションプログラムの策定

・県は、上記の状況を踏まえ、津波対策の総合的な施策体系として「ふじのくに津波対策アクションプログラム」（以下「津波 AP」という。）を策定する。
・津波 AP には、AP2006 に掲げられた８アクション（うち２アクションは１つに統合）のほか、総点検結果を踏まえた１９アクション（細目を含む）を加え、２６アクション（２アクション統合後）を盛り込む。
・津波 AP における数値目標や達成時期等の設定手法は AP2006 を踏襲する。

（4）今後の取組

・津波 AP は、県庁全体で推進する。
・津波 AP に掲げたアクションは、東海地震対策の一部として AP2006 に盛り込み、減災目標の達成に向けて一体的な進捗管理を行う。
・県は、津波 AP について広報するとともに、市町に対して津波 AP を参考として地域目標を策定するよう働きかけていく。

※今後、状況の変化に臨機応変に対応し、その都度必要に応じて逐次見直し、修正するものとする（次ページ図参照）。

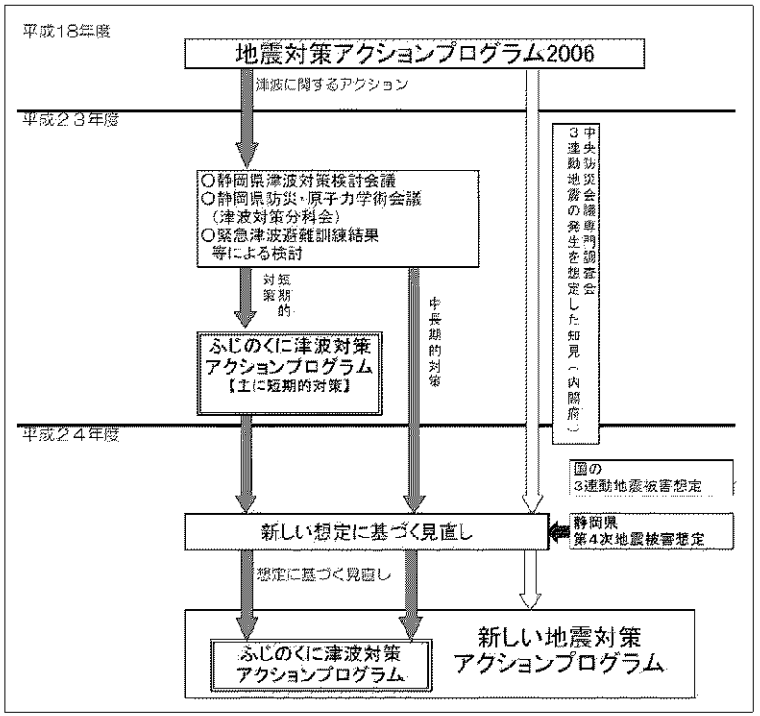

【図：津波 AP の見直しスケジュール】

・現在、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、今後の地震動推定・被害想定のあり方について検討しており、平成 23 年秋頃に検討結果を示すこととなっている。
・その後、東海地震・東南海地震・南海地震が連動した場合の地震・津波モデルが検討され、３連動地震による地震動・津波高さ等の想定が示される予定である。
・静岡県は、上記の国の想定が出た段階で、速やかに新しい地震被害想定を行い、津波 AP（中長期的対策）、AP2006 の見直し、修正を行う予定である。
・新しい知見等にもとづく防災対策に関する指針の修正があった場合にも必要に応じて見直しをおこなう。

※今後、状況の変化に臨機応変に対応し、その都度必要に応じて逐次見直し、修正するものとする。

2　アクションと具体目標

（1）　住民等への防災情報の伝達

No	※	アクション名	具体目標	H20年度末（H23.4）（※2）	数値目標	達成時期	担当部局・課
1-1	新規	災害時における情報伝達の強化促進	エリアメールによる情報伝達の実施（沿岸21市町）	－	100%	H24年度末	危機管理部 危機政策課 危機情報課
1-2	新規		市町の同報無線子局の設置数（3,678基）	80.4%	100%	H24年度末	危機管理部 危機政策課
1-3	新規		市町の防災ラジオの配布数（117,740台）	74.7%	100%	H24年度末	危機管理部 危機政策課
1-4	新規		緊急時防災情報の多言語化・やさしい日本語化実施市町数（21市町）	－	100%	H25年度末	企画広報部 多文化共生課

（2）　的確な避難の実施

No	※	アクション名	具体目標	H20年度末（H23.4）（※2）	数値目標	達成時期	担当部局・課
2	再掲	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	79.3%（H20年度末）	90%	H27年度末	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
3	新規	市町津波避難計画の策定促進	市町の津波避難計画の策定（沿岸21市町）	19.0%	100%	H24年度末	危機管理部 危機情報課
4-1	再掲	学校の津波避難対策の充実・強化	公立学校（108校）の津波避難行動マニュアルの策定率	66.7%	100%	H23年度末	教育委員会事務局 教育総務課
4-2	新規		私立学校(23校）の津波避難行動マニュアルの策定・見直率	－	100%	H23年度末	文化・観光部 文化学術室 私学振興課
5	新規	津波標識の設置	市町の津波避難に関する看板等の設置数（10,394基）	28.6%	100%	H24年度末	危機管理部 危機情報課
6	再掲	津波避難施設の拡充	津波避難ビルの指定数（想定浸水区域内にある津波避難ビルとしての要件を満たす建物数）		100%	H24年度末	危機管理部 危機情報課
7-1	新規	津波避難訓練の充実・強化	市町津波避難訓練の実施率（沿岸21市町）	－	100%	H23年度末	危機管理部 危機対策課
7-2	新規		想定浸水区域内にある社会福祉施設での津波避難訓練の実施率（155施設）	－	100%	H24年度末	健康福祉部管理室 政策監

（3）津波避難施設の整備

No	※	アクション名	具体目標	H20年度末（H23.4）（※2）	数値目標	達成時期	担当部局・課
8-1	新規	既存公共土木施設等への津波避難用階段等の設置	耐震水門（3門）への避難用階段の設置		100%	H23年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
8-2	新規		海岸堤防への避難用階段及び避難誘導看板の設置（30箇所）	－	100%	H25年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
8-3	新規		既設堤防等に避難階段・避難ステップの設置（13港）	－	100%	H25年度末	交通基盤部 港湾局 港湾整備課 漁港整備課
8-4	新規		港内に避難誘導施設（非常用照明や避難誘導標識等）の設置（22港）	－	100%	H27年度末	交通基盤部 港湾局 港湾整備課 漁港整備課
8-5	新規		津波被害が予想される県立学校校舎（3階建）への避難階段等の整備率（5校8棟）		100%	H23年度末	教育委員会事務局 施設課
8-6	新規		既存急傾斜地崩壊防止施設（15箇所）への津波避難施設（階段等）の整備率		100%	H23年度末	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
9	再掲	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設（249箇所）の整備率	49.8%	52.6%	H27年度末	交通基盤部 河川砂防局 砂防課
10	再掲	津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施	津波避難施設の整備及び耐震調査（9海岸）の実施率	77.8%	100%	H27年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課

（4）　被害状況等の把握

No	※	アクション名	具体目標	H20年度末（H23.4）（※2）	数値目標	達成時期	担当部局・課
11-1	新規	災害時における情報収集体制の強化促進	市町の防災用衛星携帯電話の整備数（175台）	22.3%	100%	H24年度末	危機管理部 危機政策課
11-2	新規		市町の監視カメラ等の設置数（33基）	33.3%	100%	H24年度末	危機管理部 危機政策課

（５）津波の防御施設の整備

No	※	アクション名	具体目標	H20年度末（H23.4）（※2）	数値目標	達成時期	担当部局・課
12-1	再掲	東海地震（第3次地震被害想定）を対象とした津波対策水門・津波対策堤防施設の整備	堤防・胸壁等の整備が必要な海岸線延長（279.3km）の整備率	89.0%	91.0%	H25年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課 港湾局 港湾整備課 漁港整備課 農地局 農地保全課
12-2	再掲		護岸等の整備が必要な河川数（38河川）の整備率	47.3%	57.9%		交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
12-3	新規		河川堤防の信頼性の確保、質的な強化が必要な河川（4河川）の整備率	－	100%	H27年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課
13	新規	突発地震に対応した津波対策施設（水門・陸閘等）の整備	突発地震による津波発生時に閉鎖可能な水門・陸閘（539基）の整備率	60.0%	73.5%	H27年度末	交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課 港湾局 港湾整備課 漁港整備課 農地局 農地保全課

※）新規・再掲の別：地震対策アクションプログラム2006に同様の項目があるものは「再掲」、それ以外のものは「新規」

※2）津波APによる新アクションについては、H23.4.1現在の状況を記載



◎静岡県危機管理部◎

〒４２０－８６０１　静岡県静岡市葵区追手町９－６

０５４－２２１－２０１９

静岡県地域防災計画

資料の巻　Ⅱ

平 成 ２４年 ６月

静岡県防災会議

静岡県地域防災計画「資料の巻Ⅱ」目次

番号	項　　目	ページ	関係機関等
◆ 1 組織			
1-1	防災関係機関	1	県危機政策課
1-2	県・市町	7	市町、県危機政策課
1-3	報道機関一覧表	9	県広報課
1-4	自衛隊緊急時連絡先一覧表	10	自衛隊
◆ 2 静岡県の地勢・気象			
2-1	地質概要	11	県危機情報課
2-2	過去の顕著な災害	12	県危機情報課、県危機対策課
2-3	最近の東海地域における地殻変動	21	県危機情報課
2-4-1	静岡県下の安政東海地震震度	23	県危機情報課
2-4-2	静岡県沿岸の安政東海津波の高さ	27	県危機情報課
◆ 3 第3次地震被害想定			
3-1	第3次地震被害想定の概要	29	県危機情報課
3-2	市町別地震被害想定結果一覧表	40	県危機情報課
◆ 4 災害危険区域関係			
4-1	道路災害防除事業実施箇所数	61	中部地方整備局、県道路保全課
4-2-1	砂防指定地一覧表	61	県砂防課
4-2-2	地すべり防止区域一覧表	62	県砂防課
4-2-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	63	県砂防課
4-2-4	災害危険区域指定状況一覧表	63	県建築安全推進課
4-2-5	宅地造成工事規制区域一覧表	64	県建築安全推進課
4-2-6	土石流危険渓流一覧表	64	県砂防課
4-2-7	地すべり危険箇所一覧表	65	県砂防課
4-2-8	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	65	県砂防課
4-2-9	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表	66	県砂防課
4-3-1	県単独治山事業実施予定箇所表	67	県森林保全課
4-3-2	崩壊土砂流出危険地区一覧表	68	県森林保全課
4-3-3	山腹崩壊流出危険地区一覧表	68	県森林保全課
4-4-1	防災ダム設置状況	69	県農地保全課
4-4-2	農地用ため池現況	69	県農地保全課
4-4-3	ため池等整備事業実施地区（ため池）	69	県農地保全課
4-4-4	農地保全事業実施状況	69	県農地保全課
4-4-5	たん水防除事業実施状況	70	県農地保全課
◆ 5 気象・地震観測、気象予警報関係			
5-1-1	静岡県内における地震・火山予知観測施設一覧	71	県危機情報課
5-1-2	静岡県内計測震度計整備状況	72	県危機情報課
5-1-3	静岡県内の気象庁震度発表名称と静岡県震度情報ネットワークシステム観測点一覧	73	県危機情報課
5-2-1	気象庁震度階級関連解説表	74	県危機情報課
5-2-2	東海地震に関連する情報	75	県危機情報課
5-3-1	気象等の予報及び警報の種類と発表基準	76	静岡地方気象台
5-3-2	気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図	88	静岡地方気象台
5-3-3	土砂災害警戒情報の発表	89	県砂防課
5-3-4	土砂災害警戒情報の伝達	94	県砂防課
5-3-5	気象・洪水・波浪・高潮警報伝達系統図	95	西日本電信電話㈱
5-3-6	津波警報伝達系統図	95	西日本電信電話㈱
5-3-7	津波警報、注意報、予報、地震及び津波情報の伝達系統図	96	静岡地方気象台
5-3-8	噴火警報等の発表と伝達	98	静岡地方気象台
5-3-9	降灰予報と火山ガス予報	99	静岡地方気象台
5-3-10	噴火警報・予報等の伝達系統図	99	静岡地方気象台
5-3-11	異常現象と発見者の通報義務	100	静岡地方気象台
5-3-12	異常現象の通報、伝達方法	100	静岡地方気象台
5-4-1	気象観測所配置図　気象庁関係	101	静岡地方気象台

番号	項　　目	ページ	関 係 機 関 等
5-4-2	静岡県所管雨量観測所位置図	102	県土木防災課
5-4-3	国土交通省所管雨量観測所位置図	102	中部地方整備局
5-4-4	静岡県所管水位観測所位置図	103	県土木防災課
5-4-5	国土交通省所管水位観測所位置図	103	中部地方整備局

◆ 6 水防関係

6-1	交通基盤部関係機関位置図	104	県土木防災課
6-2	県所管水位観測所一覧表	105	県土木防災課
6-3	洪水予報	111	県土木防災課
6-4	水防警報	121	関東地方整備局、中部地方整備局、県土木防災課
6-5	避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報	136	中部地方整備局、県土木防災課

◆ 7 被害報告関係

7-1	被害程度の認定基準	148	県危機対策課
7-2	被害速報（随時）	150	県危機対策課
7-3	被害状況集計表	151	県危機対策課
7-4	災害定時及び確定報告書	153	県危機対策課

◆ 8 通信関係

8-1	静岡県総合情報ネットワークシステム無線局回線構成図	154	県防災通信課
8-2	静岡県本部地震対策情報フロー図	155	県危機情報課
8-3	防災行政無線局一覧表	159	県防災通信課
8-4	孤立防止用無線電話「ku帯超小型衛星通信方式（ku-1ch）」設置一覧表	165	西日本電信電話（株）
8-5	防災相互通信用無線局一覧表	166	県防災通信課
8-6	県庁及び市町通信系統一覧表	173	県防災通信課、県警察本部
8-7-1	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（静岡県内）	176	県防災通信課
8-7-2	東海地方非常通信協議会加盟機関の無線局一覧表（静岡県内回線）	177	県防災通信課
8-8	消防防災無線電話番号	184	県防災通信課
8-9	避難地用特設公衆電話設置場所	186	西日本電信電話（株）
8-10	市町防災行政無線の現況	192	県防災通信課
8-11	市町別有線放送施設	195	市町、県危機政策課

◆ 9 消火・救急・救助、危険物等施設

9-1	消防ポンプ自動車等整備状況	196	県消防保安課

◆ 10 輸送・交通関係

10-1-1	異常気象時における道路通行規制要綱	199	県道路保全課
10-1-2	通行規制基準（通行規制区間）	201	中部地方整備局、中日本高速道路㈱、県道路公社、県道路保全課
10-1-3	道路情報提供装置一覧表	207	中部地方整備局、県道路保全課
10-2-1	広域物資拠点	210	県危機政策課
10-2-2	航空輸送による物資受入拠点	210	自衛隊
10-3-1	静岡県地震対策緊急輸送路（概要）	211	県道路企画課、県港湾整備課、県漁港整備課
10-3-2	緊急輸送路総括表	212	県道路企画課
10-3-3	隣接県境における県内流入制限箇所	214	県警察本部
10-3-4	東名高速道路流入制限のための配置箇所一覧表	215	県警察本部
10-3-5	緊急通行車両の事前届出手続	216	県警察本部
10-3-6	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	216	県警察本部
10-3-7	通行の禁止又は制限についての標示の様式	217	県警察本部
10-3-8	緊急通行車両事前届出書	218	県警察本部
10-3-9	緊急通行車両の緊急標章	218	県警察本部
10-3-10	緊急通行車両確認証明書	218	県警察本部
10-3-11	緊急通行車両事前届出済証	218	県警察本部
10-3-12	東名高速道路緊急昇降路	219	中日本高速道路㈱
10-4-1	県内主要路線一覧表	226	県道路保全課
10-4-2	静岡県主要道路網図	233	県道路企画課
10-4-3	車両による県下主要都市所要時間	234	県道路企画課
10-4-4	県有車両一覧表（本部・方面本部）	234	県用度課
10-4-5	民間車両借り上げ計画	235	中部運輸局静岡運輸支局
10-5	地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準	237	私鉄他

番号	項　　目	ページ	関 係 機 関 等
10-6-1	静岡県港湾・漁港位置図	239	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-2	防災港湾・漁港の法的区分と管理者	240	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-3	港湾漁港施設現況	241	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-4	港湾・漁港平面図	244	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-5	県内主要定期航路・係留施設の諸元	266	県港湾整備課
10-6-6	県有船舶一覧表	267	県研究調整課、県水産資源課
10-6-7	海上保安部保有船舶一覧表	267	海上保安部
10-6-8	旅客船、小型船一覧表	268	中部運輸局
10-7-1	市町別防災ヘリポート	269	市町
10-7-2	防災拠点ヘリポート	277	県危機対策課
10-7-3	ヘリポートの具備すべき条件	278	県危機対策課
10-7-4	灯火の設営要領	279	県危機対策課
10-7-5	陸上自衛隊の災害派遣ヘリコプター	279	県危機対策課
10-7-6	公共建物番号標示一覧表	280	市町、県危機対策課
10-7-7	夜間照明装置配備場所・連絡先一覧表	285	県危機対策課

◆ 11 要員の確保関係

11-1-1	県救助作業隊応援動員計画表	286	県人事課
11-1-2	救助作業隊服務要綱	286	県人事課
11-1-3	県技術職員応援動員計画表	286	県人事課
11-2	県内消防団員数一覧表	287	県消防保安課
11-3	県内建設業者応援動員計画表	288	県建設業課
11-4-1	県内青年団団員数一覧表	288	県教委社会教育課
11-4-2	県内女性団体会員数一覧表	289	県男女共同参画課
11-4-3	県内学生数等現在員数	289	県大学課、県教委学校教育課、 県私学振興課、県職業能力開発課

◆ 12 物資の備蓄・調達・供給

12-1	緊急物資調達計画	295	県危機政策課
12-2-1	応急食料調達予定先一覧表	296	県茶業農産課、県畜産課、県マーケティング推進課、県水産振興課、県経済産業部総務監
12-2-2	応急食糧の保管状況	299	県茶業農産課
12-3-1	商工会議所等一覧表	300	県商工振興課、県新産業集積課、県企業立地推進課、県商工金融課、県経営支援課、県茶業農産課、県地域産業課、県林業振興課、県観光政策課
12-3-2	生活必需品等調達協定業者一覧	302	県経済産業部総務監、県地域産業課
12-4	水道施設一覧表	303	県水利用課
12-5	建築資材調達予定先一覧表	304	県林業振興課、県地域産業課
12-6	災害復旧用材供給の特別措置	305	関東森林管理局

◆ 13 避難地・避難所関係

13-1-1	東海地震対策「避難計画策定指針」	306	県危機情報課
13-1-2	避難生活計画書の作成手引き	318	県危機情報課
13-1-3	市町長以外の指示権者、根拠規定	325	県危機政策課
13-2-1	広域避難地、一次避難地集計表	326	県危機情報課
13-2-2	市町別広域避難地、一次避難地	328	県危機情報課
13-2-3	避難対象地区、警戒宣言時避難地集計表	337	県危機情報課
13-2-4	市町別避難対象地区、警戒宣言時避難地	338	県危機情報課
13-2-5	避難所集計表	349	県危機情報課
13-2-6	市町別避難所	350	県危機情報課
13-2-7	市町別津波避難施設	361	県危機情報課
13-2-8	市町別福祉避難所	366	県健康福祉部政策監
13-3	自主防災組織結成状況	369	県危機情報課

◆ 14 医療関係

14-1	静岡県医療救護計画（抜粋）	370	県地域医療課
14-2-1	災害拠点病院一覧表	378	県地域医療課
14-2-2	血液センター一覧表	378	日本赤十字社、県薬事課
14-2-3	応援班設置病院一覧表	379	県地域医療課

番号	項　　目	ページ	関 係 機 関 等
14-2-4	市町指定医療救護施設	379	県地域医療課
14-2-5	広域搬送拠点	379	県危機政策課、県地域医療課
14-3-1	医薬品、医療材料および衛生資材の調達先予定一覧表	380	県薬事課
14-3-2	医薬品備蓄及び血液センター集計表	383	県薬事課

◆ 15 衛生関係

15-1	静岡県がれき・残骸物処理マニュアル	384	県廃棄物リサイクル課
15-2-1	し尿及びごみ処理場一覧表	386	県廃棄物リサイクル課
15-2-2	清掃運搬器材一覧表(し尿)	387	県廃棄物リサイクル課
15-2-3	清掃運搬器材一覧表(ごみ)	388	県廃棄物リサイクル課
15-3-1	死亡獣畜取扱場一覧表(埋却場)	389	県衛生課
15-3-2	被災動物救護センターに関する問い合わせ先	389	県衛生課
15-4	市町別仮設トイレ備蓄数	389	県廃棄物リサイクル課

◆ 16 ライフライン関係

16-1-1	給水対策の措置一覧	390	県水利用課
16-1-2	東海地震対策応急給水資機材の整備基準	391	県水利用課
16-1-3	静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針(抜粋)	391	県水利用課
16-1-4	市町別濾水器保有状況	412	市町、県危機政策課
16-1-5	市町別給水車保有状況	413	市町、県危機政策課
16-1-6	市町別給水タンク保有状況	414	市町、県危機政策課
16-1-7	市町別上水道管種別延長	415	県水利用課
16-2-1	ガス供給状況	416	県ガス協会
16-2-2	ガス供給区域及びメーター取付け件数	417	県消防保安課、県ガス協会、(社)日本簡易ガス協会
16-2-3	ガス施設の状況	418	県ガス協会

◆ 17 応急復旧関係

17-1	応急復旧用材の調達・あっせん	419	県林業振興課
17-2	応急仮設住宅建設可能戸数及び建設業者	419	県住まいづくり課
17-3	市町別応急仮設住宅建設可能敷地	420	県健康福祉部政策監
17-4	応急工事資材(H型鋼、鋼矢板、ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ)の備蓄状況	421	県道路保全課

◆ 18 広域応援関係

18-1-1	自衛隊の配置と組織	422	自衛隊
18-1-2	自衛隊地震防災派遣の概要	424	自衛隊
18-1-3	災害派遣部隊担当区域	424	自衛隊
18-1-4	予想される被害激甚地域に対する救援経路図	425	自衛隊
18-1-5	自衛隊災害派遣集結地一覧表	426	自衛隊、市町
18-2-1	海上保安庁 東海地震対応船隊・航空機隊配備基準	427	海上保安庁
18-2-2	海上保安庁 東南海・南海地震対応船隊・航空機隊配備基準	427	海上保安庁
18-2-3	海上保安庁 船艇・航空機の輸送力の基準	428	海上保安庁
18-3	「東海地震応急対策活動要領」に基づく関係都県からの幹部の移動手段等について	429	県危機政策課

◆ 19 災害協定等

			(所管課等)	(相手機関)
19-1-1	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	431	県危機政策課	全国知事会
19-1-2	震災時等の相互応援に関する協定	435	県危機政策課	関東地方知事会
19-1-3	災害時等の応援に関する協定書	438	県危機政策課	中部地方知事会
19-1-4	富士山火山防災対策に関する協定	442	県危機政策課	山梨県、神奈川県
19-1-5	大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定	444	県危機対策課	㈱ローソン
19-1-6	熊本県との災害時の相互応援等に関する協定書	446	県危機政策課	熊本県
19-1-7	鹿児島県との災害時の相互応援等に関する協定書	447	県危機政策課	鹿児島県
19-2-1	地震災害救助に必要な車両の調達に関する協定書	448	県用度課	静岡自動車レンタリース協会
19-2-2	緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	448	県用度課	静岡県石油業協同組合
19-2-3	航空燃料供給に関する協定書	449	県消防保安課	ｱｲｶﾜ㈱、ｱﾋﾞｴｰｼｮﾝｸﾞﾗﾝﾄﾞｻｰﾋﾞｽ㈱、鈴与商事㈱
19-2-4	船舶による輸送等に関する協定書	450	県危機対策課	静岡県内航海運組合
19-2-5	漁船による緊急輸送活動に関する協定書	452	県水産資源課	市、漁業協同組合
19-2-6	旅客船による災害時の輸送等に関する協定書	455	県危機対策課	静岡県旅客船協会
19-2-7	災害時の輸送等の業務に関する協定	457	県危機対策課	東海汽船㈱、神新汽船㈱

番号	項　　目	ページ	関係機関等	
19-2-8	災害等の緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書	459	県危機対策課	中日本航空㈱、朝日航洋㈱、東邦航空㈱、静岡エアコミュータ㈱
19-2-9	山梨県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	460	県消防保安課	山梨県
19-2-10	長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	461	県消防保安課	長野県
19-2-11	災害時等の緊急時における人員派遣に関する協定	462	県消防保安課	静岡エアコミュータ㈱
19-2-12	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	463	県危機政策課	静岡県救援レッカー事業協同組合、静岡県レッカー事業協同組合
19-2-13	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目協定	464	県警察本部	静岡県救援レッカー事業協同組合、静岡県レッカー事業協同組合
19-2-14	大規模災害時における第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間の使用に関する基本協定	465	県道路企画課	中日本高速道路㈱
19-2-15	大規模災害時における第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間の使用に関する細目協定	466	県道路企画課	中日本高速道路㈱、県公安委員会
19-2-16	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(JAF)	467	県危機政策課	(社)日本自動車連盟中部本部静岡支部
19-2-17	災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書(JAF)	467	県警察本部	(社)日本自動車連盟中部本部静岡支部
19-2-18	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(ロータス)	468	県危機政策課	全日本ロータス同友会静岡県支部
19-2-19	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書(ロータス)	469	県警察本部	全日本ロータス同友会静岡県支部
19-2-20	災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定	470	県危機政策課	赤帽静岡県軽自動車運送協同組合
19-2-21	大規模災害時における足柄サービスエリア(下り)及び浜名湖サービスエリア(上り)内施設の使用に関する基本協定	471	県危機対策課	中日本エクシス㈱
19-2-22	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	474	県土木防災課	国土地理院
19-3-1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	475	県経済産業部総務監、県地域産業課、県危機政策課	※12-3-2参照
19-3-2	災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書	479	県地域産業課	(応急復旧用資機材供給業者)
19-3-3	災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書	482	県教委学校教育課	静岡県学校給食会
19-3-4	応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書	482	県林業振興課	静岡県木材協同組合連合会
19-3-5	大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書	483	県危機政策課	(飲料関係事業者)
19-4	災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定	484	県危機政策課	(宿泊施設管理者)
19-5-1	災害時における放送要請に関する協定	485	県危機政策課	(NHK、民放放送業者)
19-5-2	災害時における新聞報道に関する申合せ	485	県危機政策課	(報道機関)
19-5-3	災害時における情報伝達要請に関する協定	486	県障害福祉課	㈱レスキューナウ・ドット・ネット他
19-5-4	公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書	487	県土木防災課	静岡南郵便局他
19-6-1	災害時の医療救護活動に関する協定書(労働福祉事業団)	488	県地域医療課	労働福祉事業団
19-6-2	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県医師会)	489	県地域医療課	(社)静岡県医師会
19-6-3	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県看護協会)	490	県地域医療課	(社)静岡県看護協会
19-6-4	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県歯科医師会)	491	県地域医療課	(社)静岡県歯科医師会
19-6-5	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県病院協会)	492	県地域医療課	(社)静岡県病院協会
19-6-6	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県薬剤師会)	493	県地域医療課	(社)静岡県薬剤師会
19-6-7	災害時の医療救護活動に関する協定書(NPO法人日本災害医療支援機構)	494	県地域医療課	NPO法人日本災害医療支援機構
19-6-8	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	495	県地域医療課	(財)日本救急医療財団
19-6-9	災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定書	496	県薬事課	静岡県医薬品卸業協会
19-6-10	災害救助に必要な医療材料等の調達に関する協定書	496	県薬事課	静岡県医科器械協会
19-7-1	静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書	497	県土木防災課	山梨県
19-7-2	静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書	498	県土木防災課	神奈川県
19-7-3	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	500	県土木防災課	国、東海四県、長野県、名古屋市
19-7-4	東海四県水道災害相互応援に関する覚書	502	県企業局事業課	東海四県
19-7-5	神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書	503	県企業局事業課	神奈川県
19-7-6	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定	504	県企業局事業課	東海四県、名古屋市
19-7-7	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	505	県生活排水課	関東地方知事会他
19-7-8	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	508	県生活排水課	中部地方知事会他
19-8-1	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	512	県住まいづくり課	(社)プレハブ建築協会
19-8-2	災害時における応急対策業務に関する協定書	513	県土木防災課、県漁港整備課	(建設業協会、建設業者)
19-8-3	災害時における応急対策業務に関する協定書	515	県企業局事業課	(建設業協会)
19-8-4	災害時における応急対策業務に関する協定書	516	県生活排水課	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
19-8-5	災害時における応急対策業務に関する協定書	517	県営繕企画課	静岡県建設解体業団体連合会長他
19-8-6	災害時における応急対策業務への協力に関する協定書	518	県土木防災課	(社)静岡県建設業協会
19-8-7	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	519	県住まいづくり課	住宅金融公庫南関東支店
19-8-8	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	520	県土木防災課	(社)静岡県測量設計業協会
19-8-9	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	521	県廃棄物リサイクル課	(市町環境衛生施設組合)

番号	項　　目	ページ	関係機関等	
19-8-10	静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書((社)日本損害保険協会、(社)生命保険協会、県電機商業組合)	523	県県民生活課	(社)日本損害保険協会他
19-8-11	生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定	525	県地域福祉課	(県内地方銀行)
19-8-12	静岡県防災エキスパートの活用に関する協定書	526	県土木防災課	NPO法人静岡県地域づくり研究会
19-8-13	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	527	県廃棄物リサイクル課	静岡県環境整備事業協同組合他
19-8-14	静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書(県東海地震対策士業連絡会)	527	県県民生活課	静岡県東海地震対策士業連絡会
19-8-15	災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書	528	県危機政策課	静岡県土地家屋調査士会
19-8-16	災害時における地質調査等業務委託に関する協定書	529	県土木防災課	静岡県地質調査業協会会長
19-8-17	災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書	530	県土木防災課	(社)静岡電業協会
19-8-18	災害時における法面応急対策業務に関する協定書	531	県土木防災課	(社)全国特定法面保護協会
19-8-19	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	533	県衛生課	(社)全日本冠婚葬祭互助協会
19-8-20	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	534	県衛生課	全日本葬祭業協同組合連合会
19-8-21	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	537	県衛生課	静岡県農協葬祭事業連絡協議会
19-8-22	災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書	538	県衛生課	ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会
19-8-23	災害又は事故における応急対策業務に関する協定書	541	県土木防災課	(社)日本建設業連合会中部支部、(社)日本海上起重技術協会中部支部
19-8-24	災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書	542	県土木防災課	(社)日本橋梁建設協会、(社)PC建設業協会中部支部
19-8-25	災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書	543	県土木防災課	(社)静岡県建設コンサルタンツ協会
19-9-1	大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定	544	県警察本部	(社)静岡県警備業協会
19-9-2	大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定の細目に関する協定	544	県警察本部	(社)静岡県警備業協会
19-9-3	大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定	545	県警察本部	(社)静岡県防犯協会連合会
19-9-4	地域安全活動強化に関する協定	545	県警察本部	静岡県猟友会
19-10	警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書	546	県警察本部	静岡県歯科医師会
19-11	ｱﾏﾁｭｱ無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定	547	県警察本部	(社)日本アマチュア無線連盟静岡県支部
19-12	警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書	548	県警察本部	静岡県医師会

◆ 20 関係法令及び規約等

20-1-1	災害救助法の適用基準	549	県健康福祉部政策監
20-1-2	災害救助法費用限度額	550	県健康福祉部政策監
20-2-1	静岡県大規模地震災害対策基金条例	551	県財政課
20-2-2	大規模地震対策等総合支援事業補助金交付要綱	552	県危機政策課、県消防保安課
20-2-3	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ「TOUKAI-0(ゼロ)」総合支援事業費補助金交付要綱	557	県建築安全推進課
20-2-4	コミュニティ助成事業実施要綱	560	県危機政策課
20-3-1	学校の地震防災対策マニュアル	565	県教育委員会教育総務課
20-3-2	平成24・25年度学校防災推進協力校事業実施要綱(抜粋)	583	県教育委員会教育総務課
20-3-3	静岡県教育委員会危機管理担当連絡調整会議設置要綱	583	県教育委員会教育総務課
20-4-1	静岡県地震対策推進会議運営要綱	584	県危機政策課
20-4-2	静岡県自主防災活動推進委員会設置要綱	587	県危機情報課
20-4-3	災害時等における県有施設の使用に関する要領	587	県危機情報課
20-5	静岡県航空偵察実施マニュアル	590	県危機対策課
20-6-1	全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	592	県建築安全推進課
20-6-2	10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約	594	県建築安全推進課
20-6-3	中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約	595	県建築安全推進課
20-6-4	被災宅地危険度判定連絡協議会規約	596	県建築安全推進課
20-6-5	大規模災害時の専門家派遣制度	598	県土木防災課
20-7	静岡県地震防災ｾﾝﾀｰの設置及び管理に関する条例	600	県危機情報課

◆ 21 その他

21-1	地震対策調査リスト	601	県危機情報課
21-2	教育広報資料一覧表	605	県危機情報課
21-3	地震防災応急計画届出状況	613	県危機情報課
21-4	東南海・南海地震防災対策計画届出状況	613	県危機情報課

1－1 防災関係機関

（県危機政策課） H24.4.1

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
中央防災会議	03-5253-2111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－2－2	100－8969
	3501-5408		
〃（夜間・休日　宿直室）	3501-5695		
（指定行政機関）			
内閣官房（内閣官房副長官補 安全保障・危機管理担当）付	03-5253-2111（代）	東京都千代田区永田町1－6－1	100－8914
内閣府	03-5253-2111（代）	東京都千代田区永田町1－6－1	100－8914
〃（官房総務課）	03-3581-3013	東京都千代田区霞ヶ関3－1－1	100－8970
〃（政策統括官付参事官室 防災総括担当）	03-3501-5408	東京都千代田区霞ヶ関1－2－2	100－8969
〃（　〃　災害予防担当）	3501-6996		
〃（　〃　災害復旧・復興担当）	3501-5191		
〃（　〃　地震・火山対策担当）	3501-5693		
〃（　〃　災害応急対策担当）	3501-5695		
〃（政策統括官付防災通信官室）	3501-5696		
〃（原子力安全委員会　管理環境課）	3581-9256		
国家公安委員会	03-3581-0141（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－2	100－8974
警察庁（警備局警備課）	03-3581-0141（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－2	100－8974
防衛省	03-3268-3111（代）	東京都新宿区市谷本村町5－1	162－8801
〃　（運用企画局事態対処課）	5269-3246		
金融庁	03-3506-6000（代）	東京都千代田区霞ヶ関3－1－1	100－8967
〃　（総務企画局総務課）	3506-6026		
消費者庁	03-3507-8800(代)	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	100-6178
〃　（総務課）			
総務省	03-5253-5111（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－2	100－8926
〃（官房総務課）	5253-5089		
〃（自治財政局財政課）	5253-5612		
消防庁	03-5253-5111（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－2	100－8927
〃（防災課）	5253-7525		
〃（防災情報室）	5253-7526		
〃（応急対策室）	5253-7527		
〃（特殊災害室）	5253-7528		
法務省	03-3580-4111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－1－1	100－8977
〃（官房秘書課広報室）	3592－5396		
外務省	03-3580-3311（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－2－1	100－8919
〃（官房総務課）	6402-2797		
財務省	03-3581-4111(代)	東京都千代田区霞ヶ関3－1－1	100－8940
〃（二宮参事官室）	3581-7934		
〃（主計局法規課）	3581-3027		
文部科学省	03-5253-4111（代）	東京都千代田区丸の内2－5－1	100－8959
〃（研究開発局地震・防災研究課）	6734-4138		
〃（研究開発局地震・防災研究課 防災科学技術推進室）	6734-4134		

機関名	電話番号	所　　在　　地	郵便番号
〃（科学技術・学術政策局 防災環境対策室）	6734-4041		
〃（官房文教施設企画部施設企画課）	6734-2523		
文化庁（官房政策課）	03-5253-4111（代）	東京都千代田区丸の内2－5－1	100－8959
厚生労働省	03-5253-1111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－2－2	100－8916
〃（官房総務課）	3595-3037		
〃（社会・援護局保護課災害救助対策室）	3595-2614		
農林水産省	03-3502-8111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－2－1	100－8950
〃（経営局経営政策課）	3580-6860		
経済産業省	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－3－1	100－8901
〃（大臣官房総務課）	3501-1327		
資源エネルギー庁	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－3－1	100－8931
〃（長官官房総合政策課）	3501-2669		
原子力規制委員会	03-3581-3352（代）	東京都港区六本木1丁目9番9号	106－8450
〃（原子力規制庁）			
中小企業庁	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－3－1	100－8912
〃（事業環境部企画課経営安定対策室）	3501-2698		
国土交通省	03-5253-8111（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－3	100－8918
〃（大臣官房参事官（運輸安全防災担当）付）	5253-8309		
〃（河川局防災課災害対策室）	5253-8461		
国土地理院（企画部企画調整課）	0298-64-1111（代）	茨城県つくば市北郷1	305－0811
気象庁	03-3212-8341（代）	東京都千代田区大手町1－3－4	100－8122
〃（総務部企画課）	3214-7902		
海上保安庁	03-3591-6361（代）	東京都千代田区霞ヶ関2－1－3	100－8918
〃（警備救難部環境防災課）	3591-9819		
環境省	03-3581-3351（代）	東京都千代田区霞ヶ関1－2－2	100－8975
〃（大臣官房総務課）	3580-1374		

機関名	電話番号	所　　在　　地	郵便番号
（指定地方行政機関）			
関東管区警察局	048-600-6000	埼玉県さいたま市中央区新都心2－1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330－9726
南関東防衛局	045-211-7100	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	231－0003
〃　浜松防衛事務所	053-453-8958	浜松市中区中央町1-12-4 浜松合同庁舎	430－0929
〃　富士防衛事務所	0550-82-1622	御殿場市萩原606	412－0042
東海総合通信局	052-971-9210	愛知県名古屋市東区白壁1－15－1 名古屋合同庁舎第3号館	461－8795
東海財務局静岡財務事務所	054-251-4321	静岡市葵区追手町9－50	420－8636
東海北陸厚生局	052-971-8831	愛知県名古屋市東区白壁1－15－1 名古屋合同庁舎第3号館	461－0011
静岡労働局	054-254-6311	静岡市葵区追手町9－50	420－8639
関東農政局	048-600-0600(代)	埼玉県さいたま市中央区新都心2－1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330－9722
〃（生産部　業務管理課）	048-601-0545～6		
〃　静岡地域センター（食品産業チーム）	054-246-6211	静岡市葵区東草深町7-18	420－8618
〃　浜松地域センター（食品産業チーム）	053-456-4620	浜松市中区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎 9階	430－0929
関東森林管理局	027-210-1150	群馬県前橋市岩神町4－16－25	371－8508
〃　静岡森林管理署	054-254-3401	静岡市葵区駿府町1－120	420－0856
関東経済産業局	048-600-0213	埼玉県さいたま市中央区新都心1－1 さいたま新都心合同庁舎1号館	330－9715
中部経済産業局	052-951-2683	愛知県名古屋市中区三の丸2－5－2	460－8510
関東東北産業保安監督部	048-600-0433	埼玉県さいたま市中央区新都心1－1 さいたま新都心合同庁舎1号館	330－9715
中部近畿・産業保安監督部	052-951-0558	愛知県名古屋市中区三の丸2－5－2	460－8510
中部地方整備局	052-953-8357	愛知県名古屋市中区三の丸2－5－1	460－8514
〃　浜松河川国道事務所	053-466-0111	浜松市中区名塚町266	430－0811
〃　静岡国道事務所	054-250-8906	静岡市葵区南安倍2－8－1（管理1課）	420－0054
〃　沼津河川国道事務所	055-934-2009	沼津市下香貫外原3244－2（調査第一課）	410－8567
〃　静岡河川事務所	054-273-9105	静岡市葵区田町3－108	420－0068
〃　富士砂防事務所	0544-27-5221	富士宮市三園平1100	418－0004
〃　長島ダム管理所	0547-59-1021	榛原郡川根本町犬間541-3	428－0402
〃　静岡営繕事務所	054-255-1421	静岡市葵区春日町2－4－25	420－0823
〃　清水港湾事務所	0543-52-4146	静岡市清水区日の出町7－2	424－0922
関東地方整備局	048-601-3151	埼玉県さいたま市中央区新都心2－1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330－9724
〃　甲府河川国道事務所	055-252-5491	山梨県甲府市緑が丘1－10－1	400－8578
〃　富士川砂防事務所	055-252-7108	山梨県甲府市富士見2－12－16	400－0027
中部運輸局	052-952-8049	愛知県名古屋市中区三の丸2－2－1	460－8528
〃　静岡運輸支局	054-261-2939	静岡市駿河区国吉田2－4－25	422－8004
〃　静岡運輸支局清水庁舎	0543-52-0174	静岡市清水区日の出町9－1 清水港湾合同庁舎内	424－0922
〃　静岡運輸支局下田海事事務所	0558-22-0843	下田市3－18－23　下田運輸総合庁舎内	415－0023

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
東京航空局東京空港事務所	03-5757-3000	東京都大田区羽田空港3－3－1	144－0041
〃　（時間外　情報官）	03-5756-1533		
〃　静岡空港出張所	0548-29-2300	牧之原市坂口字高尾山1250-52	421-0411
東京管区気象台	03-3212-8341	東京都千代田区大手町1－3－4	100－8122
静岡地方気象台	054-282-3833	静岡市駿河区曲金2－1－5	422－8006
第三管区海上保安本部	045-211-1118	神奈川県横浜市中区北仲通5－57	231－0003
清水海上保安部	054-353-0118	静岡市清水区日の出町9－1	424－0922
下田海上保安部	0558-25-0118	下田市3－18－23　下田運輸総合庁舎内	415－0023
御前崎海上保安署	0548-63-4999	御前崎市港6170－2	421－0603
（指定公共機関）			
郵便事業株式会社	03-3504-9945	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	100－8798
郵便局株式会社東海支社	052-963-6202	愛知県名古屋市中区丸の内3－2－5	469－8797
日本銀行静岡支店	054-273-4100	静岡市葵区金座町26－1	420－0025
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	静岡市葵区追手町44－17	420－0853
日本放送協会静岡放送局	054-274-1111	静岡市葵区西草深町1－21	420－0866
中日本高速道路㈱東京支社	03-5776-5655	東京都港区虎ノ門4-3-1	105－6011
〃　御殿場保全・サービスセンター	0550-82-4803	御殿場市東田中1140	412－0026
〃　富士保全・サービスセンター	0545-52-2505	富士市厚原1738-4	419－0201
〃　静岡保全・サービスセンター	054-286-5181	静岡市駿河区中島235－1	422－8046
〃　浜松保全・サービスセンター	053-588-5710	浜松市浜北区中瀬6008	434－0012
〃　名古屋支社	052-222-1319	愛知県名古屋市中区錦2－18－19	460－0003
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	0532-54-6501	愛知県豊橋市今橋町8	440－0801
〃　豊川用水総合事業部	0536-33-0021	愛知県新城市川合字大嶋26	441－1601
（水源管理所）			
独立行政法人国立病院機構 東海北陸ブロック事務所	052-968-5171	名古屋市中区三の丸4-1-1 名古屋医療センター内	460－0001
電源開発㈱水力・送変電部中部支店	0568-81-2300	愛知県春日井市十三塚町十三塚3030	486－0815
電源開発㈱佐久間電力所	053-965-0071	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	431－3901
東日本旅客鉄道㈱横浜支社　安全対策室	045-320-2088	神奈川県横浜市西区平沼1－40－26	220－0023
東海旅客鉄道㈱静岡支社	054-284-2319	静岡市葵区黒金町4	420－0851
日本貨物鉄道㈱静岡支社	054-284-2224	静岡市葵区黒金町4	420－0851
東日本電信電話㈱神奈川支店	045-640-4486	神奈川県横浜市中区山下町198 NTT横浜ビル3階	231-0023
西日本電信電話㈱静岡支店	054-205-9122	静岡市葵区御幸町4-6	420－0857
日本通運㈱静岡支店	054-254-3344	静岡市葵区御幸町11－30	420－0857
東京電力㈱沼津支店	055-951-3300	沼津市大手町3－7－25	410－0801
中部電力㈱静岡支店	054-273-9012	静岡市葵区本通2－4－1	420－8733
KDDI㈱静岡支店	054-255-0077	静岡市葵区黒金町59－6	420－0851
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店	054-265-7182	静岡市葵区長沼716－11	420－0813

機関名	電話番号	所　　在　　地	郵便番号
（指定地方公共機関）			
大井川土地改良区	0547-37-7151	島田市中央町27－1	427－0042
磐田用水東部土地改良区	0538-42-3175	袋井市新池3001	437－0043
寺谷用水土地改良区	0538-32-4655	磐田市加茂1	438－0804
浜松土地改良区	053-420-8200	浜松市中区花川町114番地	433－8109
富士川用排水土地改良区	0545-51-0123	富士市永田町1－100　富士市役所内	417－0055
大井川右岸土地改良区	0537-35-2413	菊川市加茂4905-2	439－0031
韮山土地改良区	055-949-6802	伊豆の国市四日町243 伊豆の国市役所　韮山支所内	410－2123
静岡瓦斯㈱	054-284-4141	静岡市駿河区八幡1－5－38	422－8688
下田ガス㈱	0558-22-1321	下田市中467	415－0016
伊東瓦斯㈱	0557-37-0061	伊東市湯川543	414－0002
熱海瓦斯㈱	0557-83-2141	熱海市春日町16－53	413－0005
御殿場ガス㈱	0550-82-0876	御殿場市川島田600	412－0045
東海ガス㈱	054-628-7151	焼津市塩津74－3	425－0085
島田瓦斯㈱	0547-36-3900	島田市横井4－16－32	427－0024
中遠ガス㈱	0537-23-2211	掛川市中央1－18－1	436－0056
袋井ガス㈱	0538-42-8410	袋井市高尾1940－1	437－0023
中部ガス㈱浜松支社	053-465-1234	浜松市東区西塚町200	435－0044
(社)静岡県エルピーガス協会	054-255-2451	静岡市葵区本通6－1－10 静岡県プロパン会館	420－0064
静岡鉄道㈱	054-254-5114	静岡市葵区鷹匠1－1－1	420－8510
伊豆箱根鉄道㈱	055-977-1201	三島市大場300	411－8533
伊豆急行㈱	0557-53-1111	伊東市八幡野1151	413－0292
岳南鉄道㈱	0545-53-5114	富士市今泉1－17－39	417－0001
大井川鉄道㈱	0547-45-4111	島田市金谷1112－2	428－0022
遠州鉄道㈱	053-454-2211	浜松市中区旭町12－1	430－0927
天竜浜名湖鉄道㈱	053-925-6125	浜松市天竜区二俣町阿蔵114－2	431－3311
戸田運送船㈱	0558-94-2021	沼津市戸田313	410－3402
千鳥観光汽船㈱	0559-43-2221	沼津市内浦三津43－7	410－0223
㈱エスパルスドリームフェリー	0543-52-9161	静岡市清水区港町2－10－1	424－0943
㈱富士急マリンリゾート	0557-81-0541	熱海市和田浜南町6－11	413－0023
㈱伊豆クルーズ	0558-22-1151	下田市外ヶ岡19番	415－0015
堂ヶ島マリン㈱	0558-52-0613	賀茂郡西伊豆町仁科2060	410－3514
(社)静岡県トラック協会	054-283-1910	静岡市駿河区池田126－4	422－8510
(社)静岡県バス協会	054-255-9281	静岡市葵区御幸町11-10	420－0857
商業組合静岡県タクシー協会	054-261-1401	静岡市駿河区国吉田2－4－26	422－8004
静岡放送㈱	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3－1－1	422－8033
㈱テレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18－65	422－8525
㈱静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町15	420－8567
㈱静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563	422－8058
静岡エフエム放送㈱	053-457-1153	浜松市中区常盤町133－24	430－8575

機関名	電話番号	所　　在　　地	郵便番号
(社)静岡県医師会	054-246-6151	静岡市葵区鷹匠3－6－3	420－0839
静岡県道路公社	054-254-3421	静岡市葵区追手町9－18	420－0853
(社)静岡県看護協会	054-202-1750	静岡市駿河区南町14－25 エスパティオ3階	422－8067
(社)静岡県歯科医師会	054-283-2591	静岡市駿河区曲金3－3－10	422－8006
(公社)静岡県病院協会	054-252-6326	静岡市葵区追手町44-1静岡産業経済会館6階	420－0853
(公社)静岡県薬剤師会	054-203-2023	静岡市駿河区馬渕2－16－32	422－8063
(社)静岡県警備業協会	054-253-3661	静岡市葵区両替町1丁目４番地の１５ 芙蓉ビル４階	420-0032
（その他の防災関係機関）			
陸上自衛隊第1師団司令部	03-3933-1161	東京都練馬区北町4－1－1	176－0081
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40－1	412－0048
海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部	046-822-3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	238－0046
航空自衛隊第１航空団	053-472-1111	浜松市西区西山町無番地	432－8551
静岡県教育委員会	054-221-3104	静岡市葵区追手町9－6	420－0853
静岡県警察本部	054-271-0110	静岡市葵区追手町9－6	420－0853
静岡県市長会	054-202-4343	静岡市駿河区南町14－25 エスパティオ5階	422－8067
静岡県町村会	054-202-6701	静岡市駿河区南町14－25 エスパティオ5階	422－8067
太田川原野谷川治水水防組合	0538-44-3166	袋井市新屋1－1－1	437－8666
（財）静岡県消防協会	054-221-2074	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館７階	420-0853
静岡県消防長会	054-255-9703	静岡市葵区追手町6－2 静岡市消防局	420－0853
(社)静岡県建設業協会	054-255-0234	静岡市葵区御幸町9－9	420－0857
静岡県重機建設業工業組合	054-647-3231	藤枝市潮105-5	426－0007
東海汽船㈱	0557-82-2131	熱海市和田浜南町6－11	413－0023
朝日新聞社静岡総局	054-253-2101	静岡市葵区追手町7－2朝日新聞静岡ビル	420－0034
毎日新聞社静岡支局	054-254-2671	静岡市葵区七間町8－20	420－0035
読売新聞社静岡支局	054-252-0171	静岡市葵区追手町9－22	420－0853
共同通信社静岡支局	054-286-1251	静岡市駿河区登呂3－1－1	422－8033
産経新聞社静岡支局	054-255-5026	静岡市葵区追手町10－112	420－0853
時事通信社静岡総局	054-252-1823	静岡市葵区追手町9－22読売静岡ビル2F	420－0853
静岡新聞社本社	054-284-8930	静岡市駿河区登呂3－1－1	422－8033
中日新聞社静岡総局	054-255-2121	静岡市葵区呉服町1－2 三井住友海上静岡ビル7F	420－0031
東京新聞社静岡総局	054-255-2121	静岡市葵区呉服町1－2 三井住友海上静岡ビル7F	420－0031
日本経済新聞社静岡支局	054-253-7191 ～2	静岡市葵区西草深町5－18	420－0866
中部経済新聞社三遠支社	0532-54-2668	愛知県豊橋市駅前大通1-20-1 ウォール キャピタルヒル8階	440-0888
日刊工業新聞社静岡支局	054-255-0431	静岡市葵区金座町47-1金座ビル5F	420－0025

1-2 県・市町

（市町、県危機政策課） H24.4.1

市町	担当課名	連絡先		時間内	時間外	防災行政無線(電話系 8-)
賀茂危	機管理局	415-0016	下田市中 531-1	0558(24)2004	(24)2280	5-701-6010
下田市	市民課	415-8501	下田市東本郷1-5-18	0558(22)2215	(22)2215	5-219-9999
東伊豆町	総務課	413-0411	東伊豆町稲取 3354	0557(95)6302	(95)1100	5-301- 〃
河津町	総務課	413-0595	河津町田中 212-2	0558(34)1913	(34)1111	5-302- 〃
南伊豆町	総務課	415-0392	南伊豆町下賀茂 315-1	0558(62)6211	(62)1111	5-304- 〃
松崎町	総務課	410-3696	松崎町宮内 301-1	0558(42)1111	(42)1111	5-305- 〃
西伊豆町	総務課	410-3514	西伊豆町仁科 401-1	0558(52)1111	(52)1111	5-306- 〃
東部危	機管理局	410-0055	沼津市高島本町 1-3	055(920)2002	(920)2183	5-703-6010
沼津市	危機管理課	410-8601	沼津市御幸町 16-1	055(934)4803	(931)2500	5-203-9999
熱海市	防災室	413-8550	熱海市中央町 1-1	0557(86)6447	(86)6614	5-205- 〃
三島市	危機管理課	411-8666	三島市北田町 4-47	055(983)2650	(975)3111	5-206- 〃
富士宮市	防災生活課	418-8601	富士宮市弓沢町 150	0544(22)1319	(22)1111	5-207- 〃
伊東市	危機対策課	414-8555	伊東市大原 2-1-1	0557(32)1362	(36)0111	5-208- 〃
富士市	防災危機管理課	417-8601	富士市永田町1-100	0545(55)2715	(55)2857	5-851- 〃
御殿場市	危機管理室	412-8601	御殿場市萩原 483	0550(82)4370	(83)1212	5-215- 〃
裾野市	防災交通課	410-1192	裾野市佐野 1059	055(995)1817	(992)1111	5-220- 〃
伊豆市	地域づくり課	410-2413	伊豆市小立野 38-2	0558(72)9867	(72)1111	5-322- 〃
伊豆の国市	地域安全課	410-2292	伊豆の国市長岡 340-1	055(948)1412	(948)1412	5-321- 〃
函南町	総務課	419-0192	函南町平井 717-13	055(979)8102	(978)2250	5-325- 〃
清水町	安全安心課	411-8650	清水町堂庭 210-1	055(981)8205	(973)0119	5-863- 〃
長泉町	地域防災課	411-8668	長泉町中土狩 828	055(989)5505	(986)1199	5-342- 〃
小山町	地域防災課	410-1395	小山町藤曲 57-2	0550(76)6111	(76)1111	5-344- 〃
中部危	機管理局	426-8664	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054(644)9104	(644)9104	5-706-6010
静岡市	防災対策課	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1	054(221)1241	(254)2111	5-201-9999
島田市	防災課	427-8501	島田市中央町 1-1	0547(36)7143	(37)5111	5-209- 〃
焼津市	危機管理課	425-0041	焼津市石津 728-2	054(623)2554	(623)1119	5-852- 〃
藤枝市	危機管理課	426-8722	藤枝市岡出山1-11-1	054(643)3119	(641)5000	5-214- 〃
牧之原市	防災課	421-0495	牧之原市静波 447-1	0548(23)0056	(23)0001	5-423- 〃
吉田町	防災課	421-0395	吉田町住吉 87	0548(33)2164	(33)1111	5-424- 〃
川根本町	総務課地域支援室	428-0313	川根本町上長尾 627	0547(56)2220	(56)2220	5-427- 〃
西部危	機管理局	438-0086	磐田市見附 3599-4	0538(37)2204	(37)2204	5-707-6010
浜松市	危機管理課	430-8652	浜松市中区元城町 103-2	053(457)2537	(457)2066	5-202-9999
磐田市	自治防災課	438-8650	磐田市国府台 3-1	0538(37)4903	(37)2111	5-211- 〃
掛川市	危機管理課	436-8650	掛川市長谷 1-1-1	0537(21)1131	(21)1111	5-213- 〃
袋井市	防災課	437-8666	袋井市新屋 1-1-1	0538(44)3360	(43)2111	5-216- 〃
湖西市	防災課	431-0492	湖西市吉美 3268	053(576)4538	(576)1111	5-221- 〃
御前崎市	防災課	437-1692	御前崎市池新田 5585	0537(85)1119	(85)1111	5-444- 〃
菊川市	安全課	439-8650	菊川市堀之内 61	0537(35)0923	(35)2111	5-446- 〃
森町	総務課	437-0293	森町森 2101-1	0538(85)6302	(85)2111	5-461- 〃

県　　庁	連　絡　先	時間内	時間外	防災行政無線(衛星系 6-)
静岡県危機管理部				*県庁統制局
総務課		054(221)2071		5-700-6039
危機政策課		2456		700-6030
危機情報課		3366		
危機対策課	420-8601　静岡市葵区追手町9-6	2072	(宿直室)	*県庁危機管理センター
消防保安課消防行政班		2073	(221)2072	事案対処班用
〃　産業保安班		2076	(221)2073	700-6105
原子力安全対策課		2088		～6119
防災通信課		2925		6129
				～6140
				原子力班用
				700-6121
				～6122

1-3 報道機関一覧表

（県広報課） H24.4.1

報道機関名	局名	電話番号	所在地	郵便番号
朝日新聞社	静岡総局	(054)253－2101	静岡市葵区追手町 7－2 朝日新聞静岡ビル	420-0853
毎日新聞社	静岡支局	〃 254－2671	〃 葵区七間町 8－20	420-0035
読売新聞社	〃	〃 252－0171	〃 葵区追手町 9－22 読売ビル 3F	420-0853
共同通信社	〃	〃 286－1251	〃 駿河区登呂３－1－1 静岡新聞制作センター5F	422-8033
産経新聞社	〃	〃 255－5026	〃 葵区追手町 10－112	420-0853
時事通信社	静岡総局	〃 252－1823	〃 葵区追手町 9－22 読売静岡ビル内	420-0853
静岡新聞社	本社	〃 284－8930	〃 駿河区登呂 3-1-1	422-8033
中日新聞社	静岡総局	(054)255－2121	静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル 8 階	420-0852
東京新聞社	〃	〃	〃	〃
日本経済新聞社	静岡支局	(054)253－7191	静岡市葵区西草深町 5－18	420-0866
中部経済新聞社	浜松支局	(053)453－2488	浜松市中区塩町 98 メゾンそれいゆ 201 号	432-8034
日刊工業新聞社	静岡支局	(054)255－0431	静岡市葵区金座町 47-1 金座ビル5F	420-0025
日本放送協会	静岡放送局	(054)274－1111	静岡市葵区西草深町 1－21	420-8721
静岡放送	本社	〃 284－8950	〃 駿河区登呂３－1－1	422-8033
テレビ静岡	〃	〃 261－6115	〃 駿河区栗原 18－65	422-8525
静岡朝日テレビ	〃	〃 251－3301	〃 葵区東町 15	420-8567
静岡第一テレビ	〃	〃 283－6515	〃 駿河区中原 563	422-8560
静岡エフエム放送	〃	(053)457－1153	浜松市中区常盤町 133－24	430-8575
フジサンケイビジネスアイ（日本工業新聞社）	静岡支局	(054)253－8333	静岡市葵区追手町 10－112 産経新聞社静岡支局内	420-0853

1-4　自衛隊緊急時連絡先一覧表

（自　衛　隊）　H24.4.1

部隊名（駐とん地名等）	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内（内線）	時間外（内線）
第34普通科連隊（板妻）	第３科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550－89－1310 〈防災行政無線 839－9106〉	235 236 237	301 302
第１戦車大隊（駒門）	第３係主任	部隊当直司令	御殿場 〈防災行政無線 840－9106〉	481	499
富士学校（富士）	企画室総括班長又は防衛業計係長	駐屯地当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線 841－9106〉	2200 2234	2302
第10特科連隊（豊川）	第３科長	〃	豊川 05338－6－3151～4	235 236 237	302
第11飛行教育団（静浜）	団司令部計画班長	基地当直幹部	大井川 054－622－1234 〈防災行政無線 842－9106〉	231	225
航空自衛隊第１航空団司令部（浜松）	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053－472－1111 〈防災行政無線 843－9106〉	3230 ～ 3232	3224 3225
海上自衛隊横須賀地方総監部（横須賀）	防災主任又は作戦室	オペレーション室当直幕僚	横須賀 046－822－3500 〈防災行政無線 844－9106〉	2543 2222	2222
海上自衛隊第４航空群（厚木）	司令部作戦室	当直室当直幕僚	厚木 0467－78－8611	2245	2245
海上自衛隊第21航空群（館山）	司令部	〃	館山 0470－22－3191	221	222 223
第１師団司令部（練馬）	第３部長又は第３部防衛班長	司令部当直長	東京 03－3933－1161～8	230 238	207 228
第10師団司令部（守山）	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301
第12師団司令部（相馬原）	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
東京方面総監部（朝霞）	防衛部長又は防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-3924-4499)

2-1 地質概要

（県危機情報課）

静岡県には北から南に、領家・三波川・秩父帯、四万十帯、瀬戸川帯および大井川・丹那帯の4褶曲帯が形成時期の順に並び、これらを南北に横切って、赤石裂線や糸魚川ー静岡構造線で代表されるフォッサマグナの断層群がある。さらに、フォッサマグナ沿いに富士山や伊豆半島の新しい火山群など地熱活動の盛んな地域をかかえ、日本列島を形づくっている主要な地質構造要素のほとんどがここに集約されている。

フォッサマグナの断層群中には現在活動中のものもあると考えられ、また海岸沿いの日本平や小笠山丘陵などの新しい隆起帯は現在も活発に変動していると見られ、これらを含む第四紀の地殻変動は、地震の予知とも関連して大いに注目される。一方、赤石山地では風化作用と新期の地殻変動によって、大きな山地災害が見られ、国土保全と資源の確保の上で解決すべき問題をかかえている。

このように静岡県の地質は、現在進行している地質学的諸現象が、実生活にも大きなかかわりを持っている点で、きわめて重要である。

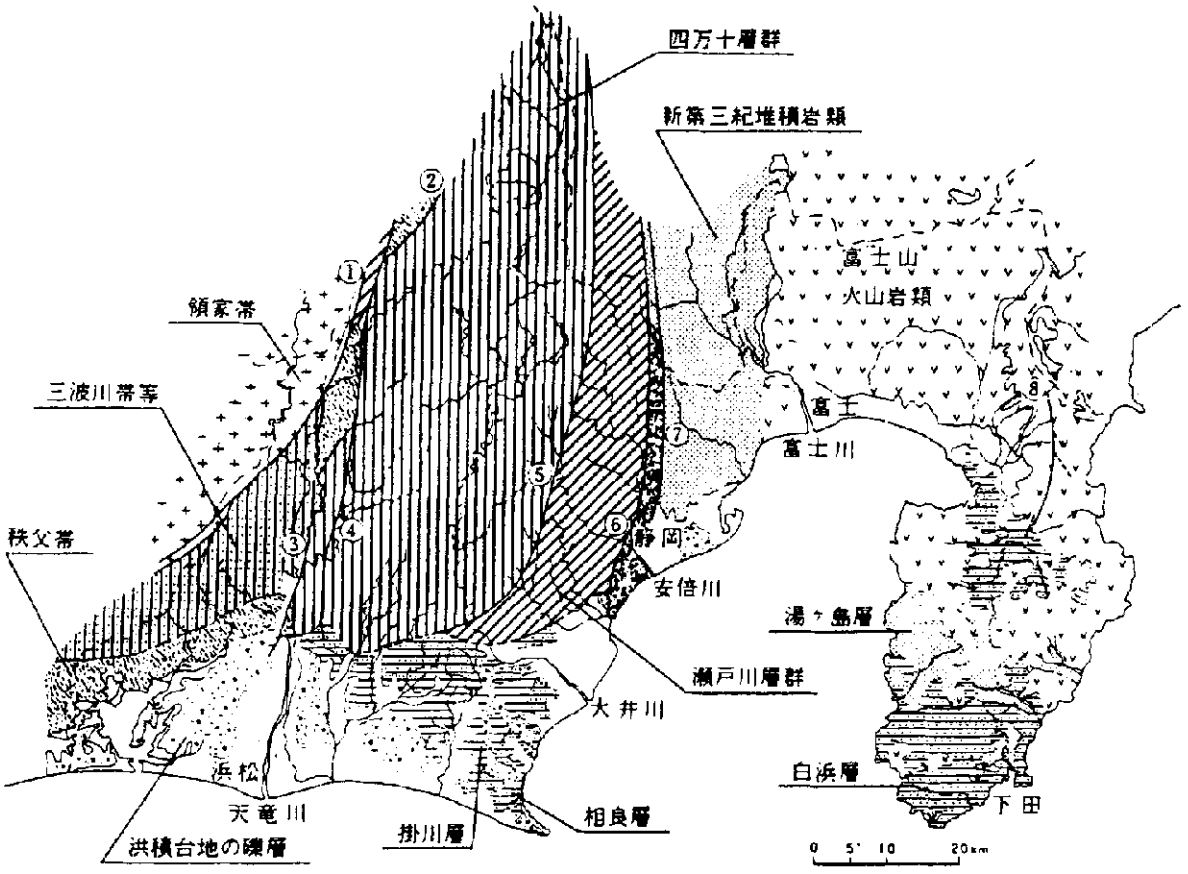

2-2 過去の顕著な災害

（県危機情報課・県危機対策課）

1 風 水 害

〔戦後における主な台風及び豪雨による災害〕

昭和 23 年 9 月 16 日 アイオン台風

被害状況						気象概況
死者		7 人	堤防		66 箇所	マーシャル諸島で発生した台風は発達しながら北上し、16 日朝には潮岬沖南方海上に達し、中心気圧 945hpa を示した。台風はその後進路を北東に変えて伊豆南端をかすめて三陸沖に去った。県下は 16 日昼ごろから夕刻にかけて暴風雨となった。
負傷者		4 人	船舶	沈没	10 隻	
行方不明者		1 人		破損	59 隻	
住家	全壊	184 戸				
	半壊	208 戸				
	流失	119 戸				
	床上浸水	2,723 戸				
	床下浸水	7,653 戸				
田流失		2ha				
田畑冠水		265ha				
道路		91 箇所				
橋		42 箇所				

昭和 27 年 6 月 23 日 ダイナ台風

死者		25 人	冠水	田	4,407ha	台風は沖縄の西方海上を北東進し、23 日足摺岬を通り、東北東に向きを変え 20 時ごろ紀伊半島南部に上陸し、東海道、関東南部を通って、銚子沖に去った。県下を通過中のころ1時間雨量 20～60 ㎜の強い雨が降り、大井川中流域、伊豆天城山東海岸にかけて多く、200 ㎜を越した。最大風速は御前崎南々西 39.1m/s、石廊崎南西 36.8m/s であった。
負傷者		5 人		畑	1,531ha	
行方不明者		20 人	道路		153 箇所	
住家	全壊	20 戸	橋		133 箇所	
	半壊	48 戸	堤防		106 箇所	
	流失	21 戸	山(がけ)崩れ		163 箇所	
	床上浸水	2,005 戸				
	床下浸水	6,433 戸	鉄道		74 箇所	
非住家		143 戸	船舶	沈没	2 隻	
流埋	田	206ha		流失	42 隻	
	畑	51ha		破損	45 隻	

昭和 28 年 9 月 25 日 台風 13 号

死者		1 人	道路		24 箇所	台風は 23 日沖大東島の南東にあって中心気圧 915hpa 最大風速 60m/s となった。台風の北上にともなって本州の海岸にあった前線は活発となり各地で雨となった。その後台風は北上を続け、25 日 15 時に紀伊半島に上陸。三重、愛知、長野県を通り奥羽地方へ去った。
負傷者		13 人	橋		97 箇所	
住家	全壊	37 戸	堤防		97 箇所	
	半壊	120 戸	山(がけ)崩れ		25 箇所	
	流失	23 戸				
	床上浸水	1,642 戸	鉄道		9 箇所	
	床下浸水	4,954 戸	船舶	沈没	3 隻	
非住家		276 戸		破損	46 隻	
流埋	田	147ha	通信		391 箇所	
	畑	3ha	木材流出		434m³	
冠水	田	9,188ha				
	畑	604ha				

昭和 29 年 9 月 18 日　台風 14 号

死　　者		24 人	道　　路		330 箇所	マリアナ諸島東方洋上に発生した台風は西に進み次第に北西に転向、17 日には室戸岬南方 600km の海上に達し、中心気圧 960hpa を示した。その後、北東に向きを変え紀伊半島の南端をかすめ 18 日 21 時には御前崎付近に上陸し、駿河湾、伊豆半島を横切って銚子付近から東方海上に抜けた。17 日夜半から 18 日午後にかけて風雨が強まり最大風速は御前崎東南東 22m/s、石廊崎南々東 19.6m/s を記録し、雨量は山間部で 300～450mm に達し、河川は増水した。
負 傷 者		32 人	橋		198 箇所	
住家	全　　壊	31 戸	堤　　防		286 箇所	
	半　　壊	90 戸	山(がけ)崩れ		201 箇所	
	流　　失	12 戸	鉄　　道		23 箇所	
	床上浸水	2,670 戸	船舶	沈　　没	20 隻	
	床下浸水	16,966 戸		流　　失	2 隻	
非 住 家		658 戸		破　　損	7 隻	
流埋	田	138ha	通信施設		106 箇所	
	畑	116ha	木材流出		95m³	
冠水	田	7,875ha				
	畑	2,134ha				

昭和 33 年 7 月 23 日　台風 11 号

死　　者		6 人	冠水	田	4,439ha	台風はトラック島付近に発生し、南大東島付近を通過し、北東に進路をかえ 23 日 6 時御前崎付近に上陸、富士山付近から東京都西部へ抜けた。20 日夜から雨が降り出し、21 日から 23 日にかけて風雨が強く、雨量は天城山 564mm、大間川 378mm、大川 355mm に達し、最大風速は石廊崎南 29.8 m/s を観測した。
負 傷 者		4 人		畑	452ha	
行方不明者		3 人	道　　路		141 箇所	
住家	全　　壊	11 戸	橋		42 箇所	
	半　　壊	62 戸	山(がけ)崩れ		98 箇所	
	流　　失	16 戸	堤　　防		39 箇所	
	床上浸水	938 戸	鉄　　道		3 箇所	
	床下浸水	6,131 戸	船　　舶		1 隻	
非　住　家		27 戸	通信施設		90 回線	
流埋	田	144ha	木材流出		42m³	
	畑	5ha				

昭和 33 年 9 月 26 日　（狩野川台風）

死　　者		701 人	道　　路		330 箇所	グァム島付近に発生した台風は次第に発達し、最盛期には中心気圧 877hpa を示した。台風は沖縄の東南東 650km 付近で進路を北々東に変え、26 日 22 時すぎ伊豆南端をかすめて関東に上陸し急速に衰弱した。県下は 25 日昼ごろから雨となり 26 日 20 時から 23 時ごろにかけ狩野川の上流一帯にわたり 1 時間 80～120mm の豪雨があり湯ヶ島で総雨量 753mm に達した。水位は狩野川徳倉で 26 日 22 時 30 分に 7.75m、千歳橋で 26 日 22 時に 10mに達し、支流来光川、大場川、柿沢川とも最高水位 5mを越した。最大風速は伊豆地方で 20m/s を越し、石廊崎東 37.8m/s、御前崎北北東 26.1m/s を観測した。海岸ではうねりが高く、田子浦港 11.6m、御前崎、舞阪港で 7mの波高を観測した。
負 傷 者		813 人	橋		156 箇所	
行方不明者		339 人	堤　　防		153 箇所	
住家	全　　壊	353 戸	山(がけ)崩れ		89 箇所	
	半　　壊	754 戸	鉄　　道		20 箇所	
	流　　失	722 戸	船舶	沈　　没	2 隻	
	床上浸水	7,930 戸		破　　損	7 隻	
	床下浸水	8,166 戸	通信施設		2,602 回線	
非　住　家		1,030 戸	木材流出		8m³	
流埋	田	782ha				
	畑	276ha				
冠水	田	1,432ha				
	畑	265ha				

昭和 34 年 8 月 14 日　台風 7 号

死　　者		11 人	道　　路		250 箇所	前線が本州南岸に停滞し、11 日から 13 日にかけて時々強い雨が降り大井川中流域で 250mm 以上、平地で 50～80mm の雨量があった。一方台風は硫黄島の北方海上から北に進み、かなり速い速度で伊豆西岸をかすめ 14 日 6 時過ぎ駿河湾から富士川河口付近に上陸し、山梨県に抜けた。中心付近の風は猛烈で最大風速は石廊崎東 48.8m/s、御前崎西 29.6m/s を観測した。雨は 14 日の明け方にかけて強く降り台風による雨量は天城山 200mm 安倍川、藁科川中流、大井川中流域で 300mm を越え特に梅ヶ島で 470mm を観測した。
負 傷 者		399 人	橋		113 箇所	
行方不明者		3 人	堤　　防		129 箇所	
住 家	全　　壊	629 戸	山(がけ)崩れ		242 箇所	
	半　　壊	1,721 戸	鉄　　道		7 箇所	
	流　　失	21 戸	船舶	沈　　没	6 隻	
	床上浸水	2,040 戸		流　　失	2 隻	
	床下浸水	4,009 戸		破　　損	84 隻	
非　住　家		6,683 戸	通信施設		7,177 回線	
流 埋	田	149ha				
	畑	70ha				
冠 水	田	2,965ha				
	畑	662ha				

昭和 34 年 9 月 26 日　台風 15 号(伊勢湾台風)

死　　者		5 人				台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発生し、北々西から北に進み、26 日 18 時 30 分ごろ紀伊半島南部に上陸した。この時の中心気圧は 929.5hpa であったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖に去った。26 日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は御前崎南々西 35.6m/s、石廊崎南西 29.2m/s、浜松南々西 26.4m/s を観測し、所々に突風があった。雨は 26 日 16 時から 24 時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は 30～35mm に達し大井川、天竜川中流域で 200～350mm、また台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため海岸では高潮や高波が起こった。
負 傷 者		56 人				
行方不明者		1 人				
住 家	全　　壊	441 戸				
	半　　壊	1,635 戸				
	流　　失	11 戸				
	床上浸水	403 戸				
	床下浸水	1,688 戸				
非　住　家		4,192 戸				
流 埋	田	52ha				
	畑	34ha				
冠 水	田	1,810ha				
	畑	1,522ha				

昭和 40 年 9 月 17 日　台風 24 号

死　　者		6 人	冠水	田	578ha	カロリン諸島に発生した台風は、15 日午後沖縄の南海上を北東進し、最大風速 55m/s、500km 以内は 15m/s の暴風となった。台風は 17 日午後 9 時伊良湖付近を通り長野県へ進んだ。西部や山間部では特に雨が強く1時間 30～50mm の強い雨が降り 17 日の雨量は西部の山間部や大井川上流域で 200～250mm となったが中部から東の平野部では 30～50mm 程度であった。最大風速は御前崎南西 30.3m/s、浜松南東 20.3m/s であった。
負 傷 者		7 人		畑	357ha	
行方不明者		2 人	道　　路		146 箇所	
住 家	全　　壊	23 戸	堤　　防		16 箇所	
	半　　壊	48 戸	橋		34 箇所	
	流　　失	9 戸	山(がけ)崩れ		130 箇所	
	床上浸水	453 戸	鉄　　道		9 箇所	
	床下浸水	2,057 戸	船舶	沈　　没	3 隻	
非　住　家		378 戸		流　　失	7 隻	
流 埋	田	1ha		破　　損	41 隻	
	畑	3ha	通信施設		3,546 回線	

昭和 41 年 9 月 25 日　台風 26 号

死　　者		49 人	橋		2 箇所	台風は 24 日硫黄島の南西海上を北上し、21 時すぎに県下は暴風圏に入った。25 日 0 時には中心示度 960hpa を示し御前崎の西に上陸し進路を北々東に変え梅ヶ島付近を通って本州を横断し、25 日三陸沖へ抜けた。県下にとっては最も悪いコースでしかも上陸まで勢力が衰えなかったので御前崎で最大瞬間風速東北東 50.5m/s、静岡で 40m/s、三島で南東 42m/sを記録した。平野部の静岡で 1 時間 66.1mm、御前崎 63.6mm の強い雨があり天城や山間部で 200～400mm となった。
負 傷 者		227 人	山(がけ)崩れ		84 箇所	
行方不明者		7 人	鉄　　道		4 箇所	
住 家	全　壊	386 戸	通信施設		19,048 回線	
	半　壊	1,287 戸	船	沈　没	13 隻	
	流　失	9 戸		流　失	14 隻	
	床上浸水	163 戸	舶	破　損	41 隻	
	床下浸水	1,836 戸				
非　住　家		3,609 戸				
流 埋	田	11.2ha				
	畑	8.3ha				
冠 水	田	5,411.5ha				
	畑	73ha				
道　　路		38 箇所				
堤　　防		12 箇所				

昭和 46 年 8 月 31 日　台風 23 号

死　　者		1 人	道　　路	501 箇所	南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は 915hpa となった。台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半島、静岡県の南岸を通り房総沖に去った。静岡県南岸を通過するときは 985hpa となったため、風による被害は少なかったが、雨は県下全域に 150mm から 300mm、多い所で 400mm となった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。
負 傷 者		8 人	橋	68 箇所	
住家	全　壊	15 戸	河　　川	213 箇所	
	半　壊	65 戸	崖 崩 れ	358 箇所	
	一部破損	174 戸	通信施設	836 箇所	
	床上浸水	1,458 戸			
	床下浸水	9,446 戸			
非　住　家		116 戸			
流埋	田	14.5ha			
	畑	26.5ha			
冠水	田	4,836.3ha			
	畑	767.5ha			

昭和 49 年 7 月 7 日～ 8 日　台風 8 号(七夕豪雨)

死　　者		44 人	文教施設	72 箇所	沖の鳥島付近の近海で発生した台風 8 号は次第に北上して 7 月 7 日夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。一方梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風 8 号の北東進にあわせ 7 月 7 日夕刻ごろには、静岡県の西部県境に達した。県境に達した梅雨前線の動きは非常に遅く本県を通過するのに 7～10 時間を要した。その時時間雨量 50～70mm の強雨が継続し、24 時間降雨量は 508mm という気象台創設以来の大記録となり、この大雨で県下各地では、山・がけ崩れ、河川洪水により冠水などの災害が続出し、特に静岡、清水を中心に大水害となった。
負 傷 者		241 人	道　　路	3,381 箇所	
住家	全　壊	241 戸	橋	210 箇所	
	半　壊	350 戸	河　　川	2,933 箇所	
	一部破損	152 戸	砂　　防	77 箇所	
	床上浸水	26,452 戸	水　　道	92 箇所	
	床下浸水	54,092 戸	崖 崩 れ	4,299 箇所	
非　住　家		2,221 戸	鉄　　道	7 箇所	
流埋	田	845.74ha	船　　舶	12 隻	
	畑	515.82ha	通信施設	1,791 回線	
冠水	田	8,082.34ha			
	畑	2,150.74ha			

昭和 50 年 10 月 7 日～ 8 日　低気圧及び前線による大雨

死　　者		6 人	道　路	918 箇所	上海沖から東進してきた低気圧は、7 日に瀬戸内海西部に達した。この低気圧から東にのびる温暖前線により静岡県では 7 日の夜半を中心に沿岸部で強風があった。強風をもたらした低気圧は、進路を東から北東に変えて日本海に入り、その後も北東進した。これにより温暖前線は 8 日 6 時には、県の北方に去り、強雨はおさまったがその後、後続する寒冷前線が通過するまでは、降雨があり 12 時過ぎには県全般に雨がやんだ。しかし強雨により大きな被害をもたらした。
負 傷 者		18 人	橋	86 箇所		
住家	全　壊	4 戸	堤　防	707 箇所		
	半　壊	11 戸	崖 崩 れ	428 箇所		
	一部破損	49 戸	船　舶	7隻		
	床上浸水	2,864 戸	水道施設	50 箇所		
	床下浸水	16,572 戸				
非　住　家		45 戸				
流埋	田	52.67ha				
	畑	23.68ha				
冠水	田	4,769.2ha				
	畑	772.56ha				

昭和 51 年 7 月 11 日　豪雨

死　　者		16 人	文教施設	10 箇所	7 月 10 日黄海にあった低気圧が日本海西部に入った。 一方、三陸はるか東海上にあった高気圧(1024hpa)が次第に強まり、本州東海上に根強く張り出していたため、静岡県西方に位置していた気圧の谷の東進を遅らせ大雨の原因となった。 11 日には、梅雨前線が北上し伊豆方面に大雨を降らせた。総雨量は伊豆半島 400mm～500mm、県西部 200mm～250mm、山間部 50mm～100mm。
負 傷 者		70 人	道　路	595 箇所	
住家	全　壊	35 戸	橋	61 箇所	
	半　壊	40 戸	河　川	840 箇所	
	一部破損	52 戸	港　湾	5 箇所	
	床上浸水	2,342 戸	砂　防	4 箇所	
	床下浸水	5,067 戸	水　道	91 箇所	
流埋	田	117.64ha	崖 崩 れ	552 箇所	
	畑	85.08ha	船　舶	14 隻	
冠水	田	3,182.90ha	通信施設	3,846 回線	
	畑	283.04ha			

昭和 57 年 7 月 31 日から 8 月 3 日にかけて台風第 10 号と低気圧による大雨と暴風

死　　者		2 人	文教施設	(61 校)70 箇所	7 月 24 日南鳥島付近で発生した台風第 10 号は、大型で並みの勢力(970hpa)を保ちながら、8 月 2 日 0 時ごろ渥美半島西部に上陸し中部、北陸地方を横断し 2 日未明には日本海に達し、台風による雨はあがった。台風通過後の 8 月 3 日には小さな低気圧が太平洋沿岸を通過し、2 日夜半から 3 日夜まで再び大雨となったので県下は記録的な豪雨となった。 静岡市井川、梅ヶ島地区では、道路が寸断され、地区住民、観光客、登山客等が孤立した。 (降り始めからの総雨量) 梅ヶ島 1056 ミリ　井川 853 ミリ 本川根　742 ミリ　熊　660 ミリ
行方不明者		一人	病　院	1 箇所	
負 傷 者		12 人	道　路	1,464 箇所	
住家	全　壊	11 戸	橋りょう	30 箇所	
	半　壊	32 戸	河　川	1,738 箇所	
	一部破損	604 戸	港　湾	4 箇所	
	床上浸水	875 戸	砂　防	69 箇所	
	床下浸水	2,607 戸	水　道	177 箇所	
非　住　家		805 戸	清掃施設	4 箇所	
流埋	田	85.4ha	崖 崩 れ	1,475 箇所	
	畑	286.4ha	鉄道不通	9 箇所	
冠水	田	570ha	船舶被害	2 隻	
	畑	619ha	通信被害	399 回線	
			海　岸	2 箇所	

昭和 57 年 9 月 12～13 日　前線と台風 18 号による大雨と暴風

死　者		14 人	文教施設	139 箇所	9 月 6 日グァム島付近で発生した台風第 18 号は、大型で並の勢力(968ha)を保ちながら、12 日 18 時に、御前崎西方へ上陸し、東日本を横断した。 本州南岸沿いに停滞していた前線が、台風の接近に伴い活発化し 11 日夜半から 12 日午前にかけて県下に大雨を降らせた。牧ノ原では 12 日 16 時から 17 時の1時間に 91 ミリの豪雨が降った。 (降り始めからの総雨量) 天城山 676 ミリ　牧ノ原 628 ミリ 掛　川 504 ミリ　御前崎 459 ミリ
行方不明者		1 人	病　院	7 箇所	
負傷者		45 人	道　路	975 箇所	
住家	全　壊	51 戸	橋りょう	48 箇所	
	半　壊	31 戸	河　川	1,539 箇所	
	一部破損	173 戸	港　湾	7 箇所	
	床上浸水	6,578 戸	砂　防	21 箇所	
	床下浸水	15,328 戸	水　道	222 箇所	
非　住　家		4,084 戸	清掃施設	5 箇所	
流埋	田	163.1ha	崖崩れ	2,939 箇所	
	畑	204.8ha	鉄道不通	6 箇所	
冠水	田	5,036.1ha	船舶被害	5 隻	
	畑	576.6ha	通信被害	784 回線	
			海　岸	5 箇所	

昭和 58 年 9 月 25 日から 29 日にかけての台風第 10 号に伴う静岡県の大雨

死　者		4 人	文教施設	7 箇所	9 月 20 日グァム島付近で発生した台風第 10 号は、28 日長崎市付近に上陸し、高知県宿毛市付近で温帯低気圧に弱まった。この低気圧は、前線を伴ってその後も東進を続け県下に大雨を降らせた。 水窪ダムでは 1 時間に 94 ミリの豪雨となり、磐田郡水窪町では町道白倉川線が崩土で寸断され向島地区が孤立した。 (降り始めからの総雨量) 本川根 346 ミリ　梅ヶ島 321 ミリ 熊　286 ミリ　天城山 282 ミリ
負傷者		1 人	道　路	215 箇所	
住家	全　壊	3 戸	橋りょう	12 箇所	
	一部損壊	3 戸	河　川	95 箇所	
	床上浸水	304 戸	港　湾	1 箇所	
	床下浸水	1,306 戸	砂　防	1 箇所	
非　住　家		1 戸	水　道	10 箇所	
流埋	田	0.69ha	崖崩れ	39 箇所	
	畑	0.85ha	通信被害	127 回線	
冠水	田	263ha			
	畑	46ha			

平成3年9月 10～11 日　伊豆半島南部の集中豪雨

死　者		4 人
負傷者		7 人
住家	全　壊	27 戸
	半　壊	12 戸
	一部破損	14 戸
	床上浸水	164 戸
	床下浸水	291 戸
非　住　家		116 戸
流埋	田	25.9ha
	畑	20.3ha
冠水	田	35.3ha
	畑	ha
道　路		229 箇所
橋りょう		8 箇所
河　川		268 箇所
港　湾		3 箇所
砂　防		3 箇所
崖崩れ		83 箇所
鉄道不通		2 箇所
水　道		2,101 戸
電　話		159 回線
電　気		4,600 戸

台風 15 号が東海上に去った 10 日は、日本海に大陸から移動してきた高気圧、南東海上には太平洋高気圧があり、これらの高気圧にはさまれて関東から東海の南海上は気圧の谷となっていた。この気圧の谷となっていた静岡県の南海上で 15 時に低気圧が発生した。

このため伊豆地方では、日本海に中心をもつ高気圧から流れ込む乾いた冷たい東風と、太平洋高気圧から流れ込む暖かい湿った南風とが収束し発達した雨雲の発生しやすい気象状態となっていた。また、9 時から 21 時にかけ上空に寒気が入ったため、大気の状態もやや不安定であった。

特に、伊豆南部は南風のやや強い風が吹き、標高 1200～1400mの天城山地の南斜面に衝突し、地形の効果も加わって雨雲が発達、また、雨雲を移動させる上空の風も弱かったため停滞し、局地的な大雨となった。

10 日 6 時ごろから伊豆地方で降り始めた雨は、12 時過ぎから強まり夜半頃までに継続的に降り続き、稲取で 22 時～23 時の 1 時間に 53mm、天城山では 15 時～18 時に 3 時間で 64mm、20 時～23 時の 3 時間で 73mm を記録し、降り始めから 11 日 5 時までの総降水量天城山で 252mm、稲取で 131mm となった。

一方、レーダー観測でも伊豆地方には 12 時～17 時、20 時～24 時にかけ雲頂高度 4000～6000mの雨雲が停滞していた。

なお、伊豆地方では、8 日～9 日にかけて八丈島の南海上を通過し東海上に抜けた台風 15 号の影響により、7 日の夜から 9 日の昼頃にかけ、天城山で 283mm、稲取で 158mm の降水量を記録し、地盤が軟弱な状態であった。

(静岡地方気象台　災害時気象速報より抜粋)

平成 16 年 10 月 9 日　台風 22 号による大雨と暴風

死　者		5 人	文教施設	86 箇所	10 月 4 日フィリピンの東の海上で発生した台風第 22 号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧 920ha、最大風速 50m/s まで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9 日 16 時に、伊豆半島へ上陸した。 県内は 9 日午後に暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速 67.6m/s の非常に強い風を観測した。また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では 9 日 15 時に 1 時間 89 ミリの豪雨を記録した。 （降り始めからの総雨量） 御前崎 420.5 ミリ　清水 397 ミリ （東京管区気象台　平成 16 年 10 月台風第 22 号に関する気象速報より抜粋）
行方不明者		1 人	病　院	1 箇所	
負傷者		100 人	道　路	1,128 箇所	
住家	全　壊	130 戸	橋りょう	17 箇所	
	半　壊	277 戸	河　川	310 箇所	
	一部破損	3,913 戸	港　湾	6 箇所	
	床上浸水	310 戸	砂　防	3 箇所	
	床下浸水	1,041 戸	水　道	3,823 箇所	
非　住　家		1,343 戸	清掃施設	6 箇所	
流埋	田	3.38ha	崖崩れ	708 箇所	
	畑	203.94ha	鉄道不通	6 箇所	
冠水	田	2.77ha	船舶被害	15 隻	
	畑	42.07ha	電　話	2800 回線	
			電　気	135,920 戸	
			ガ　ス	1 戸	
			ブロック塀	8 箇所	

平成 22 年 9 月 8 日　台風 9 号による大雨

死　者		0 人	文教施設	10 箇所	9 月 3 日沖ノ鳥島付近で発生した台風 9 号は、6 日には南西諸島から東シナ海を北上し、対馬海峡から山陰沖を東北東から東に進み、8 日 11 時に福島県敦賀市付近に上陸した。上陸時の中心気圧は 1004hPa、中心付近の最大風速は 18m/s であった。その後、中部地方を南東に進み、8 日 15 時に静岡県で熱帯低気圧に変わり、夜、関東の東海上を抜けた。 県内は、台風の接近で 7 日 18 時頃から雨が降り出し、8 日 7 時頃から雨雲が発達し、9 時に井川で時間 56.5 ミリ、御殿場で 46 ミリ、10 時には小山町付近で時間 110 ミリの記録的な大雨を観測した。この後も東部で猛烈な雨が降り続き、小山町付近は 16 時にも時間 120 ミリの記録的な大雨を観測した。 （降り始めからの総雨量） 井川 224.5 ミリ　御殿場 218 ミリ （静岡地方気象台　平成 22 年台風第 9 号に関する静岡県気象速報より抜粋） ※被害状況は平成22 年10 月8 日16 時現在
行方不明者		0 人	道路・橋りょう	36 箇所	
負傷者		1 人	河　川	91 箇所	
住家	全　壊	6 戸	港　湾	2 箇所	
	大規模半壊	7 戸	砂防・急傾斜	20 箇所	
	半　壊	18 戸	水　道	1,500 戸	
	一部破損	0 戸	土砂災害	40 箇所	
	床上浸水	15 戸	農地農業用施設	315 箇所	
	床下浸水	115 戸	森林	129 箇所	
非　住　家		23 戸	鉄道不通	1 箇所	
流埋	田	8.5ha	電　気	690 戸	
	わさび田	2.7ha			
冠水	田	171ha			
	畑	ha			

平成 23 年 9 月 19 日　台風 15 号による大雨

死　者		3 人	文教施設	144 箇所	9 月 13 日に日本の南で発生した台風 15 号は、16 日から 19 日にかけて南大東島の近海で停滞した後、19 日に奄美大島近海で強い勢力、20 日夜遅くには四国沖で非常に強い勢力となり、強い勢力を維持しながら 21 日 14 時頃に浜松市付近に上陸した。 県内では、19 日 19 時頃から山間部を中心に雨が降り始め、台風が浜松市付近に上陸した 21 日 14 時頃を中心に、非常に激しい雨と強い風に見舞われ、山間部を中心に総雨量が 400～550 ミリを超える大雨となり、県内各地で 30m／秒を上回る最大瞬間風速を観測
行方不明者		0 人	道路・橋りょう	323 箇所	
負傷者		155 人	河　川	353 箇所	
住家	全　壊	2 戸	港　湾	12 箇所	
	大規模半壊	戸	砂防・急傾斜	11 箇所	
	半　壊	8 戸	水　道	11,391 戸	
	一部破損	1,504 戸	土砂災害	69 箇所	
	床上浸水	34 戸	農地農業用施設	54 箇所	
	床下浸水	73 戸	森林	58 箇所	
非　住　家		189 戸	鉄道不通	3 箇所	
流埋	田	3.98ha	船舶被害	4 隻	
	畑	4.03ha	電　話	80,002 回線	
冠水	田	1ha	電　気	340,100 戸	
	畑	390ha	ブロック塀	16 箇所	

2 火 山

静岡県内の火山活動

（1） 富士山(宝永火山噴火以降)

番号	西暦年月 （和暦）	火山活動の内容	被害の状況等
	1707 年12 月 （宝永 4 年）	宝永東海地震の 49 日後から 2 週間にわたり爆発的な噴火が起き、大量の火山灰を噴出した。	小山町須走付近で 2m、神奈川県内で数十cm、東京で数cmの火山灰が積もった。
	2000 年 10 月～2001 年 5 月 （平成12 年～平成13 年）	2000 年10 月から 2001 年5 月にかけて、低周波地震が多発した。	なし

（2） 伊豆東部火山群

番号	西暦年月 （和暦）	火山活動の内容	被害の状況等
	1989 年 7 月 （平成元年）	伊東市沖合いの手石島付近の海底で噴火が生じた。	負傷者22 人

3 その他の災害

(1) 霧による災害も無視できない。特に御前崎付近の海上では、春から夏にかけて20日内外の霧日数があり、船舶が遭難することが多い。

昭和40年には、海上事故154隻のうち18隻が濃霧のため、御前崎沖から伊豆沖にかけて、衝突または座礁となっている。陸上においても、箱根峠や御殿場付近の霧のため、交通事故が起きているが数は少ない。

(2) 雷による被害は比較的少ない。

雷は、低気圧の前線にともなった界雷と、夏の熱雷がある。界雷は時間的に短いが、熱雷は時間が長く、北部山岳や東部で落雷による送電事故が多い。また雷雲による降ひょうのため農作物の被害も時々ある。

(3) 霜による害は主として晩霜によっておこる。

霜による被害は、主として茶に多い。年により生長度が異なるため、その被害度も異なるが、南部の茶は被害を受けやすい。

(4) 山岳遭難

昭和40年1月10日、南アルプス荒川岳(3,146m)付近において東京昭和山岳会員6人が表層なだれにより全員死亡し、国立公園指定まもない南アルプスの警鐘となった。

昭和47年3月19日から20日にかけて日本海を通過した低気圧の影響により、富士山では暴風雨となり、大なだれが発生した。このため登山中の24人が疲労による凍死あるいはなだれにより死亡し、春山の恐ろしさを示した遭難事故となった。

(5) 航空機事故

イギリスBOAC所属ボーイング707型旅客機は昭和41年3月5日午後1時58分羽田空港から香港に向け出発したが、快晴の富士山上空を有視界飛行中乱気流により空中分解、御殿場市太郎坊付近に墜落、乗客、乗務員あわせて124人全員が死亡した。

2-3 最近の東海地域における地殻変動

（県危機情報課）

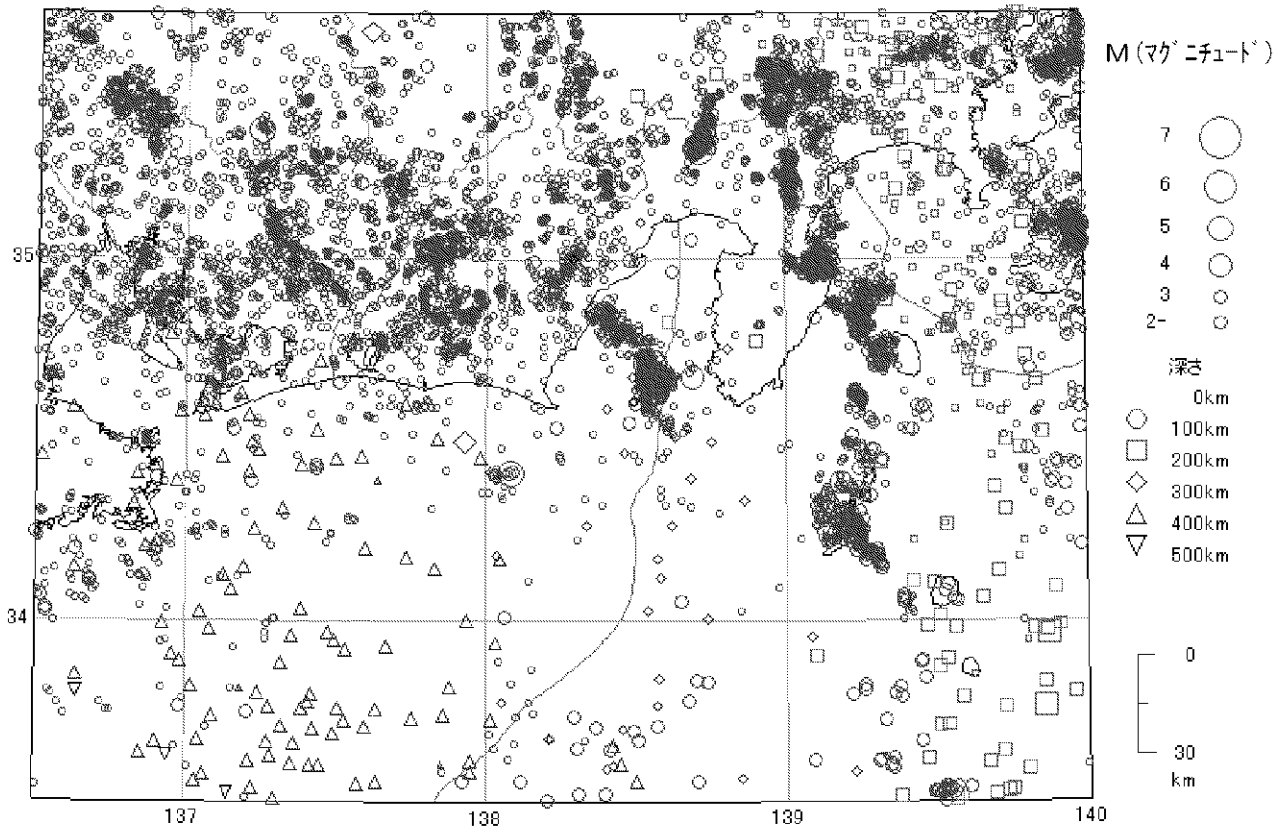

東海地域周辺の地震活動　（静岡地方気象台作成）

2011 年 1 月 1 日～2011 年 12 月 31 日

水準点 2595（御前崎市）の経年変化

掛川に対して御前崎市の沈降の傾向に変化はない

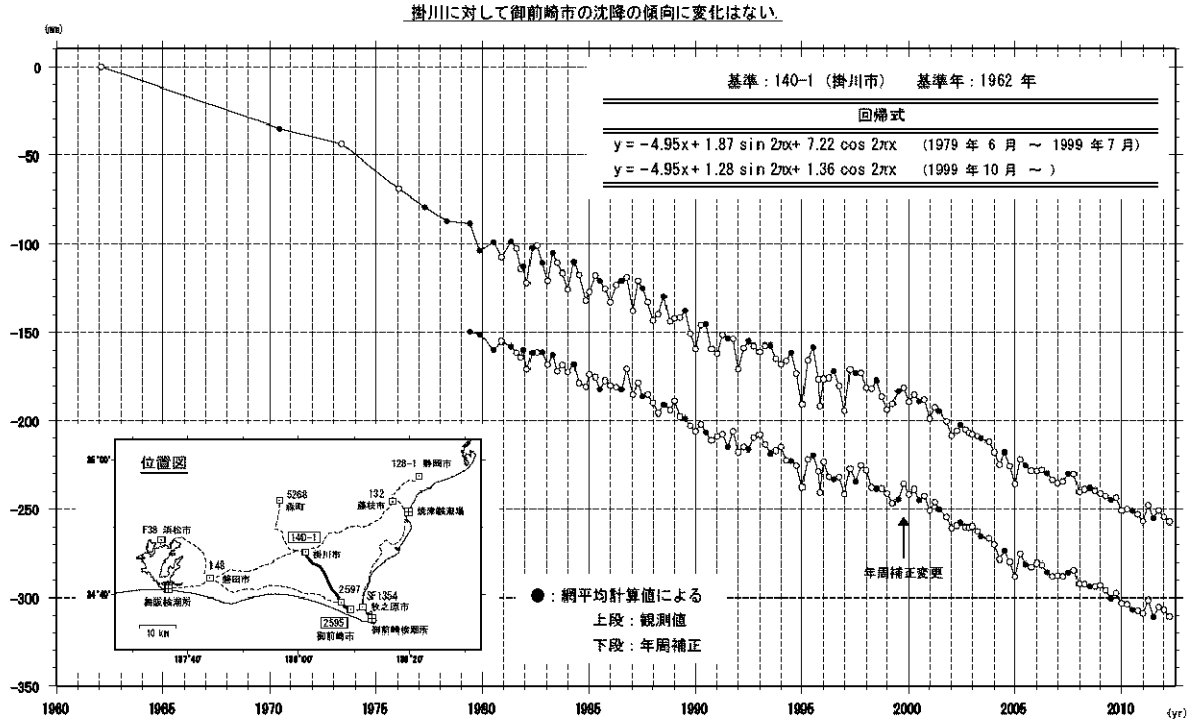

御前崎周辺の水準測量結果（国土地理院資料）

・御前崎の長期的な沈降傾向が継続している。

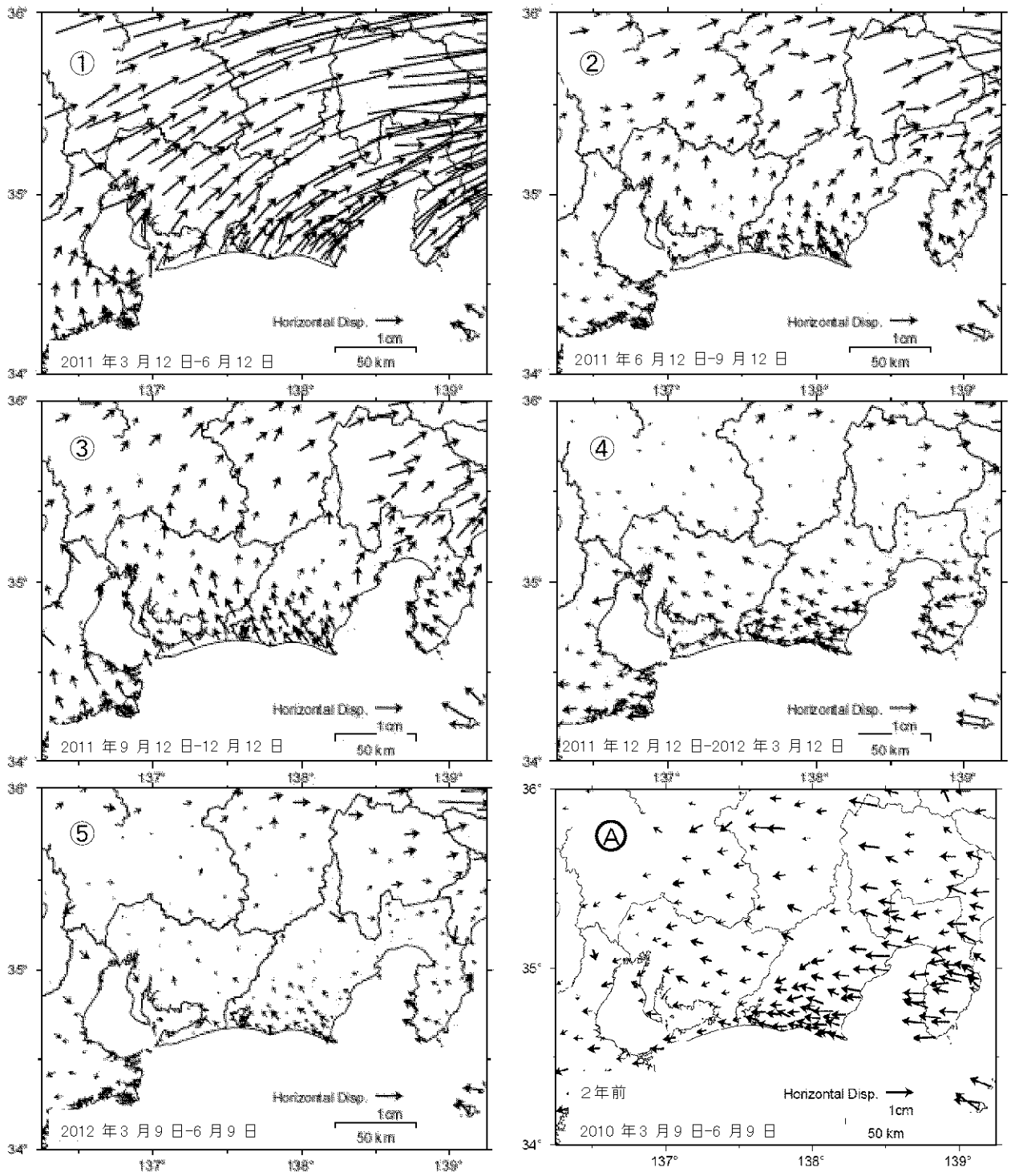

東海地方の最近の水平地殻変動（国土地理院資料、鳥取県三隅観測点固定）

①～⑤：東北地方太平洋沖地震後３ヶ月毎

Ⓐ：２年前の状況

・東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響（余効変動）が東海地方にも見られているが、その変化量は次第に小さくなっている。

2-4-1 静岡県下の安政東海地震震度

（県危機情報課）

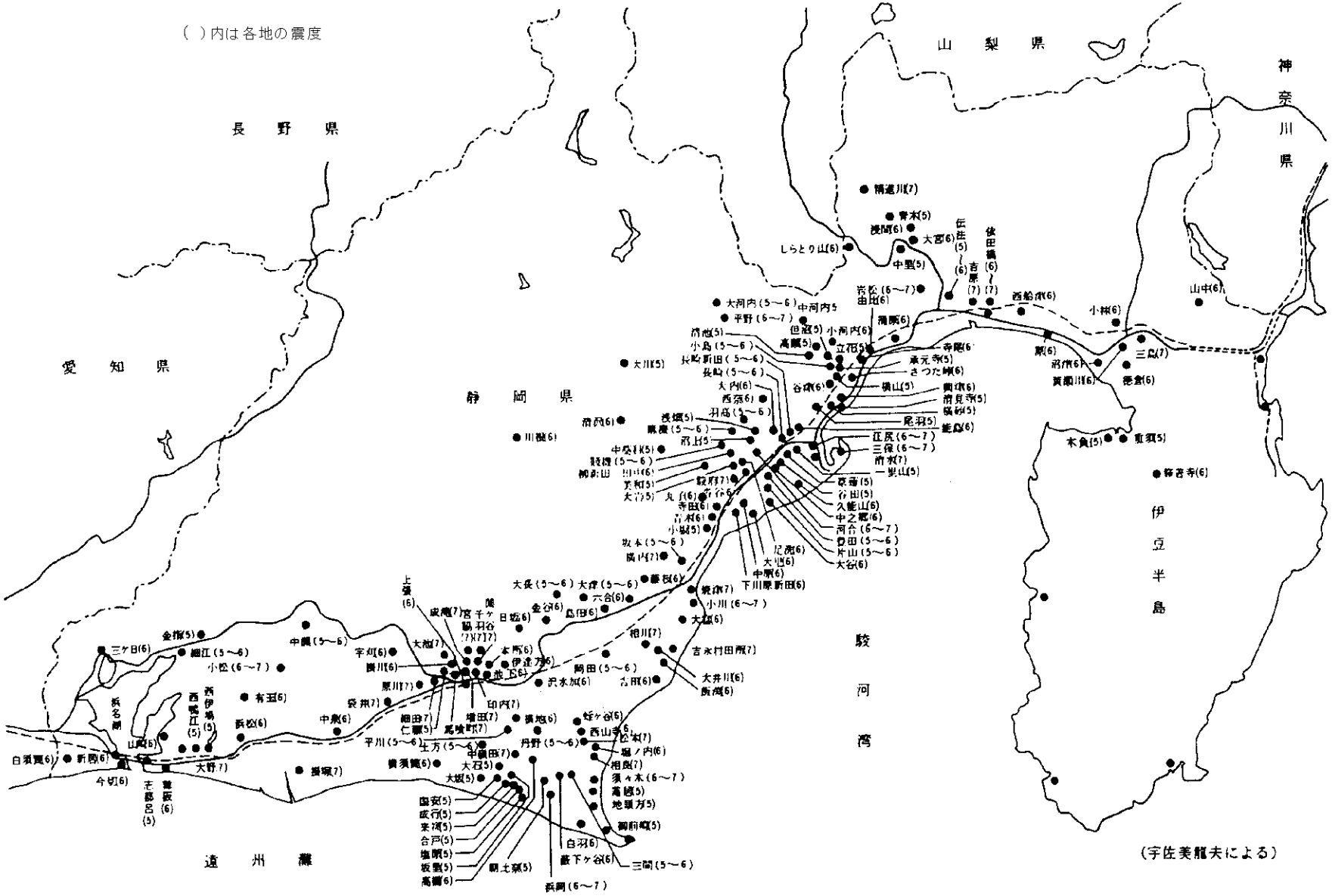

各 地 の 震 度

地 名	震度	記 事	地 名	震度	記 事
焼 津	7	民家より寺社の被害多し	谷 津	6－	社寺・倉等破損、村内残らず小破
小 川	6～7	計 268 軒、内潰 62、半潰 28	小 嶋	5～6	山崩、土蔵半潰、家中長屋大破
榛 原	7	家殆ど倒る（潰 238、半潰 256）	原川町	7	家数 潰 焼失 死
吉 田	6	瓦葺全滅			48 の内 24、 24、2
岡 田	5～6	大破 7、中破 5、小破 13	各和村		10 4
相 良	7	不残潰る、下町床上浸水、地割噴泥、出火、死 29	領家村		12
			細田村	7	60 の内 56 1
浜 岡	6～7	新野村、潰 70、付近で家 10 痛 38	沢田村	7	20 19 1
島 田	6	全半潰多し	高御所村		1
御前崎村	5－	白羽・地頭方潰なし、地出来る	長谷村		8
沢水加	6	菊川、全半潰多し	大池村	7	96 91
大井川	6	底割れ、噴泥、河原満水	新 村	6	5 4
丸 子	6	宿内一円破損	下又村		7 2
中 泉	6	潰 38、半潰 59	上張村	6	6 5 2
掛 川	6	計 1116 軒、内潰 374、焼失 597 死 58 土蔵 312 の内 潰 155、焼失 157	仁藤村		
			道脇村	7	19 13
宇 苅	6		増田村	7	53 48 4
有 玉	6	潰 7、半潰滅 30（浜松市）	馬喰村	7	24 24 1
浜 松	6	震度5～7	印内村	7	10 10
舞 阪	6	本陣大破、篭旅潰損 11、津波宿囲石垣打砕	成竜村	7	37 37
			宮脇村	7	15 14
大 富	6	潰 200 戸余、亀裂、噴水	薗ヶ谷村	7	23 13
山 崎	6	潰家あり（浜名湖畔）	池下村	7	30 2
入 野	7	潰 32、残りの過半大破、死 1	牛頭村	6	1
伊 場	5－		千羽村		18 26
西鴨江	5－	潰なし	本所村	7	17 4
志都呂	5－		伊達方村	6	14 2
大 池	7	潰 301 戸、死 1	須々木村	6～7	大痛 730、中痛 40、小痛 61 海退・落居・相良・平田あり、瞬時にタオる家アリ
細 江	5～6	関所の石垣崩れ、潰家 2～3 軒			
大 里	6？	潰あり	蛭ケ谷村	6	潰 16、小痛 12、残り 46 軒痛み
小 松	6～7	計 300 軒内 100 軒損ず、地裂、噴泥水（浜北市）	徳 村	7	計 18 の内、潰 10
			西山村	6	潰 6、寺潰 1、半潰 2
中 瀬	5～6	半潰 3（浜北市）	松本（相良）	7	計 41 の内、潰 23、半潰 18
三ヶ日	6	転家、屋根庇落あり			
横 内	7	民家惣潰	比木藪下ケ谷	6	計 70 の内、潰 14
今 切	6	湊 200 間の所 500 間となり杭出づ			
三 島	7	計 1074 の内潰 986、土蔵 274 の内潰 233、半潰 25、寺潰 22、地割れ多く3ヶ所湧熱湯	新 居	6－	3日前、1日中沖の西方とどろく。関所〇で潰る。

日坂 掛川 袋井間

地　名	震度	記　　事
駒　場（掛塚）	7	潰 95、他は半潰、残った家は 5%くらい。天竜河口から 30 丁奥で波高 14～15 尺
宇久須	5	亀裂
妻　良	5	瓦落つ
木　負	5	亀裂
網　代	5	瓦落ちること多し
木瀬川	6	41 軒のうち潰 18、大小破 19
西船津	6	28〃　　15
徳　倉	6	45〃　　18　　11
伝田橋	6～7	34〃　　34
伝　法	5～6	258〃　　64
大宮町	6	240 軒のうち潰 123 神田町で潰れ多し
本吉原	5	家数 10 軒あり、痛みなし
原	6	土蔵の類、大方くずる
青　木	5	貯水池、ひびわれ
中里～西在	5＋	地われつよし
精進川	7	潰 170、半潰 106、死 5
しらとり山	6	崩る
興　津	6	新屋敷～中宿間皆潰
寺　尾	6	山崩、５尺隆起
羽　高	5～6	大破・潰少し
川　根	6－	土蔵・物置・雪隠大つぶれ
吉永村田町	7	100 余軒大小とも潰れ大破、田面に凹凸
横須賀	6＋	潰 40 軒、半潰 15、死 21
六合村	6	倒家 16 戸
大津村	6～5	倒潰 2 戸 3 棟
大長村	5～6	数戸倒壊
山　中	5＋	潰 7～8 軒
熱　海	5	波除石積破損
重　須	5	伊豆、民家荒増流る。
修善寺	6－	温泉５日止る。近くに落石谷の埋没、道損あり
下　田	5	石塔・石灯籠全倒、蔵の鉢巻・土塀くずる。
沼　津	6＋	潰 45、半潰 42、領分村方で潰 4939 軒、城の堀の水溢れ石垣しきりに崩る

地　名	震度	記　　事
岩松村	6～7	（富士市）潰 389 戸、半潰 67 地震山出来
浅　間	6	大宮町不残大破、本殿ひずみ、舞台・廻廊
由　比	6	海岸隆起、家屋大方潰る
さつた峠	6？	隆起あり
蒲　原	6	地割・砂水噴出、潰 3、半潰 35、破損 36　富士川右岸隆起
清　水	7	潰の上焼失 760 軒、土蔵 170、人口 2513、内死 56
三　保	6～7	潰 3、死 7、真崎・八頭新田陥没（浸水）
久能山	6－	石灯籠長屋の不残、御宮宝塔小破、他の諸室で潰あり
駿　府	7－	諸門・櫓・土蔵など崩れ多し、浅間社殆など無事、計 4417 軒のうち潰 408、半潰 365、破損 3066、井桁上１尺も泥噴出人口 20541、死 7200、焼失 613
江　尻	6～7	計 830 軒、内潰 120、破損 123、人口 3602、内死 21
河　合	6～7	潰 160 軒、半潰 23
平　野	6～7	家８分通いたみ、山荒れる不明
坂　本	5～6	山崩
飯　渕	6？	潰 9
相　川（下江留川村）	7	計 140 軒、内潰 70、半潰 70 地割れ、噴水
六　合	6	潰 18、亀裂噴泥
青　島	6	瓦葺少なからず倒る
藤　枝	6	宿内計 736、内潰 13、半潰 134、破損 548、地割れ、噴泥水
金　谷	6	本町～河原町　皆潰
袋　井	7	不残つぶれ、丸焼け
日　坂	6？	2/3 破る。旅宿無難

（やや確度の低いもの）

震度	地名
5	横山、但沼、承元寺、立花、小河内、横砂、尾羽、鳥坂、浅畑、清見寺下、清池、高瀬、中河内（清水市）、大川村、安東村大岩、長田村、千代田村、（銭座・沓谷・南沼上、北沼上）、美和（足久保口組）、中藁科村、小坂村大和田新田、石谷、谷田村、草薙村、一里山村（静岡市）、地頭方、落居（相良）、金指、大石村、大坂村、来福村、坂里村、成行村、岡安村、合戸村、塩原村、朝比奈村、白須賀
5～6	麻機村、賤機村諸岡山、大河内村、豊田村、片山村、長崎村、平川村、丹野村、三門村、土方村
6	柳新田、田中（静岡市）、西奈村、大谷村、千代田村（上足洗、下足洗、川河）、清沢村姉沢山、青木村、寺田村、下川原新田、中原村、能島村、長崎新田、中之郷村（静岡市）白羽中西、堀ノ内、堀辺、西辺、福田（相良町）、横砂、倉中瀬、河東村前岡、横地村、高橋村
7	中嶺田（小笠）、浅羽口

（以上宇佐美龍夫による）

2-4-2 静岡県沿岸の安政東海津波の高さ （平均海水面上からの高さ 単位メートル）

（県危機情報課）

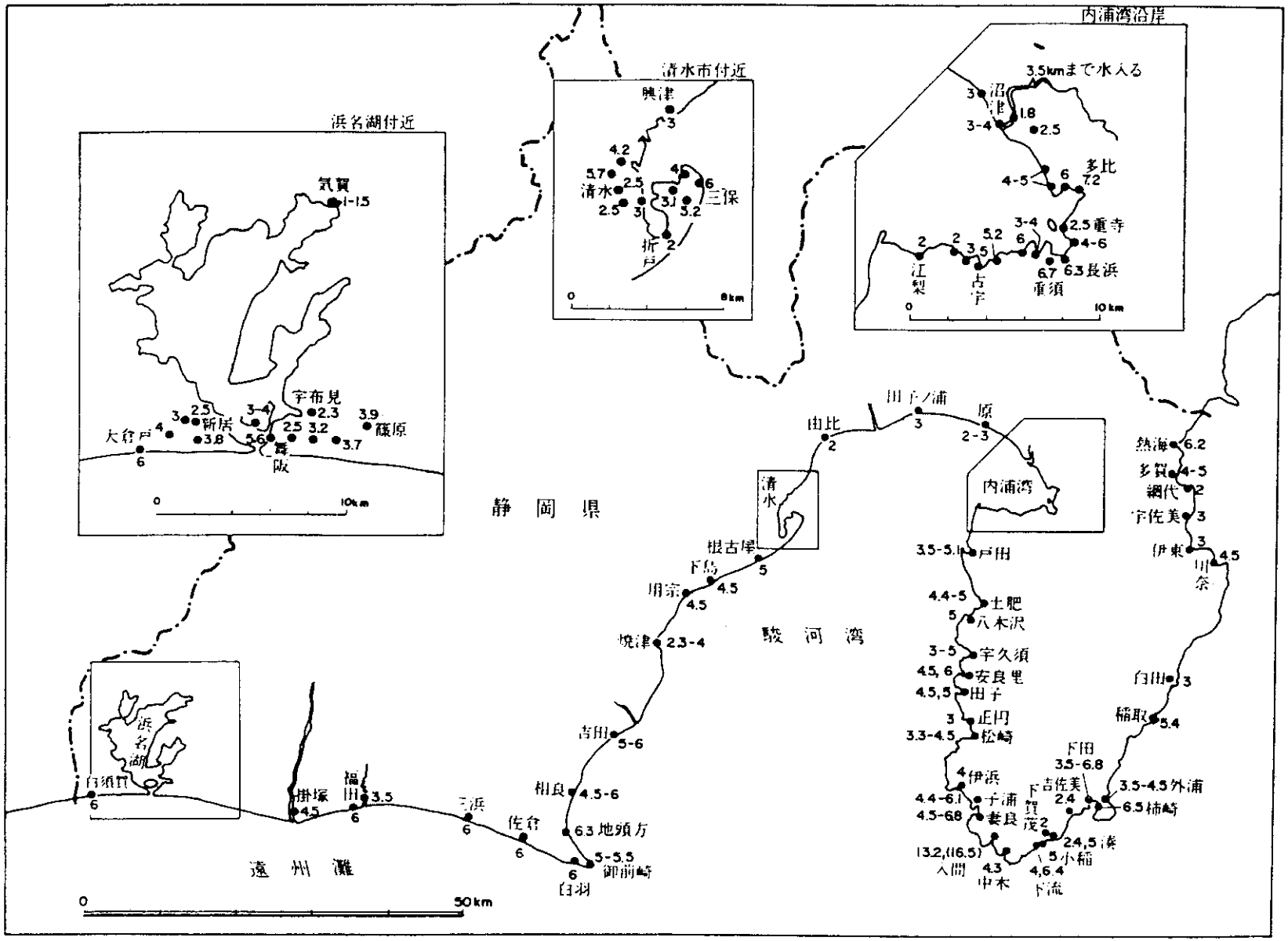

昭和60年度　安政東海地震津波被害調査報告書（静岡県地震対策課）より

関東地震津波（1923年）

伊豆半島東海岸の津波の高さ

（平均海水面上からの高さ　単位：m）

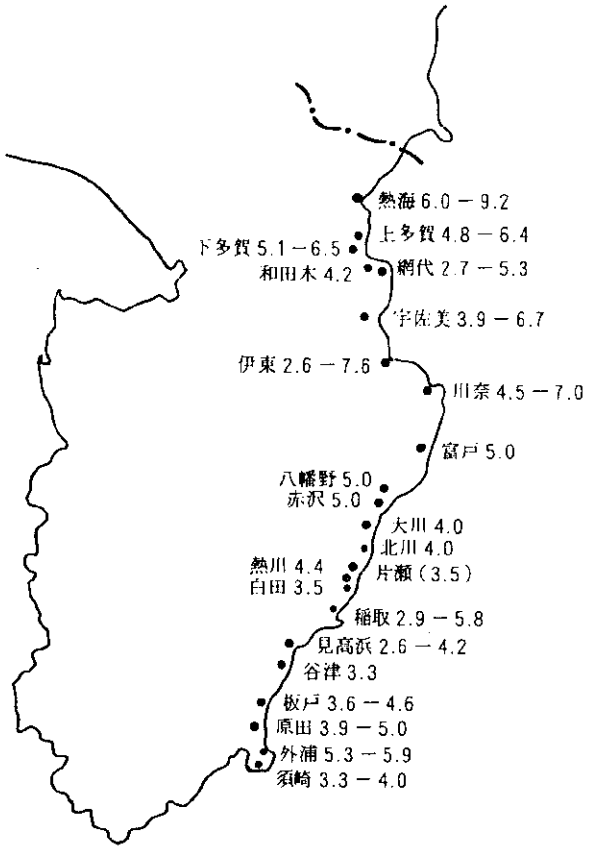

伊豆半島東海岸津波浸水予測調査報告書（静岡県地震対策課）より

［注1］安政東海地震（1854年）の入間における津波の高さについて

南伊豆町入間の津波の高さは13.2(16.5)mと近辺の地区にくらべて異常に高い。これは入間の地形と入射した津波の周期がちょうど増幅しやすい関係にあったからと考えられる。

この現象は地域、条件による局地的なものと考えられ、この一地点の高さをもって、安政東海地震津波全体を見直すには値しない。

［注2］安政東海地震（1854年）の熱海における津波の高さについて

安政津波のとき、熱海市銀座通りの建物にあわびが流れついたという言い伝えがあり、このことから、津波の高さは6.2mと推定される。しかし被害状況は不明である。

3-1 第3次地震被害想定の概要

(県危機情報課)

1 地震被害想定実施の経緯と目的

昭和51年の東海地震説が発表されてから25年近くが経過する中、静岡県では東海地震対策を県政の最重点課題の一つとして積極的に取り組んできた。

この間、国内外では様々な地震災害が発生し、中でも平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は6,400名余の尊い命を一瞬にして奪う大災害であり、多くの教訓を残した。静岡県ではその直後に地震対策の総点検を行い、平成7年5月に、地震対策を見直す行動計画「地震対策300日アクションプログラム」を取りまとめ、対策の充実強化を図ってきた。

また、より実態に合った効果的な地震対策を実施するため、社会環境の変化に応じて災害要因の分析や定量的な被害予測を実施し、過去には昭和53年、そして平成5年の2度にわたって被害想定を行い、各分野での地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

今回、阪神・淡路大震災から得られた貴重な教訓や災害対策の現状及び最新の研究成果などを被害想定に反映し、21世紀の新たな地震対策を積極的に推進するための基礎資料として、平成10年度から平成12年度までの3箇年をかけて第3次地震被害想定を実施した。

2 今回の地震被害想定の特徴

平成5年に報告した第2次地震被害想定では、人的・物的被害については被害の発生要因別に定量的な被害想定を実施した。今回の第3次地震被害想定では、従来の要因別の定量的な被害想定の見直しに加え、鉄道や高速道路の事故などのように、発生確率が低くてもひとたび発生すると大きな被害につながる可能性のある事故についても定性的な想定を行った。

また、これまでの地震対策の諸計画の検証を行い、新たな課題を洗い出すため、地震災害発生前後の救出救護や避難活動に始まる各種の防災・災害応急対応の進行状況について時系列を追った事態の進行状況想定(応急対応シナリオ想定)を実施した。

3 地震被害想定の対象とする地震

本被害想定においては、以下の地震を対象とする。

①東海地震

1854年の安政東海地震時の県内の震度分布を最も良く再現できるものとして、断層モデルは1976年の石橋モデルと1978年の中央防災会議モデルを組み合わせたものを用いる。

津波の想定には、1854年の安政東海地震津波を最も良く再現できる1976年石橋モデルを採用。

②神奈川県西部の地震

県東部に大きな影響をもたらす神奈川県西部を震源とする突発地震を想定。

4 地震被害想定の前提条件等

地震の発生により、静岡県内で想定される地震被害の状況を、最新の災害知見や予測技術を用いて試算した。

前提条件は下記のとおりである。

想定の季節・時間帯	①冬の朝5時 ②春・秋の昼12時 ③冬の夕18時
対象人口	3,737,360人(平成7年国勢調査による常住人口)
対象建物	1,528,349棟(平成10年1月1日現在)
予知ケース	①予知なし－地震が予知されず突然発生したが、これまでに実施してきた地震対策が効果を発揮
	②予知あり－地震が予知され、かつこれまでに実施してきた地震対策が効果を発揮

また、想定の単位としては、地震動や液状化の危険度は約500m四方の地域標準メッシュ単位で、建築物などの被害の想定は各市町村の町丁目(約4,000町丁目)単位、人的被害は市町村(74市町村)単位で実施した。

想定項目は主として次のとおりである。

①自然現象(地震動、液状化、山・がけ崩れ、津波など)

②物的被害(建築物被害、火災、ブロック塀等被害、屋外落下物被害、危険物施設被害など)

③人的被害

④基盤機能支障(ライフライン機能支障、交通・輸送機能支障)

⑤生活支障(住機能支障、飲食機能支障、医療機能支障、清掃・衛生機能支障)

⑥経済機能支障

⑦被害・対応シナリオ

⑧災害危険度

なお、⑤～⑦については被害の大きい東海地震についてのみ想定を実施した。

また、⑧の災害危険度は、地震の発生場所や規模によらず、地域が潜在的に持っている地震に対する被害危険度を相対的に評価するものである。

5 地震被害想定結果の概要(東海地震)

東海地震による被害の想定結果は次のとおりである。

①地震動

東海地震の際には大きな地震動が発生し、埋立地や沖積平野の中の比較的地盤の軟弱な地域を中心に震度6強～震度7の大きな揺れとなり、この地域には市街地が広がるケースが多い。山間部は比較的地盤が固く、震度5強や震度6弱となるケースが多い。

地盤の弱い地域を中心に、震度5強以上の激しい揺れが1分間程度続く。(大きな縦揺れの後、激しい横揺れとなる)

地殻は、上盤が隆起し下盤が沈降する逆断層運動に伴い、駿河湾の西岸一帯は約1．5m程度隆起する。また、富士川河口付近では、1854年の安政東海地震時には陸上部で3．5m程度隆起・沈降したとの記録(蒲原地震山)があり、この東海地震でも同程度の地殻変動が発生する可能性がある。

政府の地震調査委員会(1998年)の報告によると、富士川河口断層帯が今後数百年以内の近い将来に動く可能性があること、断層変位量は 7m程度またはそれ以上であること、地震規模はM8程度であることを評価しているが、歴史地震上、東海地震と一緒に活動した明らかな記録は知られていない。しかしこの断層帯は、北西に沈み込むプレート境界とされる駿河トラフの延長上に位置すると考えられるため、東海地震と同時に活動した場合、縦ずれ成分が 7mという本格的な活動となる可能性もあるし、断層のずれはほとんど見られないにしても直下で地震が起こったような極めて大きな縦揺れをするだけの可能性もある。

富士川河口断層帯の平均活動間隔は千数百年と考えられるので、東海地震の平均活動間隔(100 年～150 年)と対比すると、東海地震10回程度のうち1回程度は同時に動く可能性がある。

余震は、大規模な地震(本震)発生の後に激しく見られる。余震の数は本震直後に多く、10 日目には 1／10 程度に減少する。最大余震のMは本震より1程度小さく、発生時期は内陸では本震から3日以内、海域では 10 日以内に発生する可能性がある。

推定震度	7	6強	6弱	5強	合計
面積(k㎡)	130．8	1，458．6	5，738．8	385．7	7，713．9
面積率(%)	1．7	18．9	74．4	5．0	100．0

②液状化危険度

地盤の液状化は、主として砂地盤が地震の激しい揺れにより液体状態になり、本来地盤が持っている強度が失われてしまう現象。

県内には埋立地や沖積平野等砂質土を主体とする比較的地盤の弱い地域を中心に液状化が発生し、特に沿岸や川沿いの平野部でその危険性が高い。十分な液状化対策がなされていないと、構造物の倒壊や変状が起こるほか、砂地盤が圧縮されるため地表面の地割れ、沈下なども発生する。

危険度ランク	大	中	小	なし	合計
面積(k㎡)	343．5	729．2	627．0	6，014．2	7，713．9
面積率(%)	4．5	9．5	8．1	78．0	100．0

③津波浸水

最大津波高は駿河湾内で数mから 10m程度、遠州灘で 2～3mから 7m程度、伊豆半島南部で 5m程度、伊豆半島東部で 3～4m程度である。沿岸の低地地域を中心に浸水被害が発生する。

波源域の広がる駿河湾内を中心に津波が発生し、駿河湾内の地域では直後から 5 分程度、遠州灘で直後から 10 分程度、伊豆半島南部の下田あたりで 10 分から 15 分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で 30 分程度で第 1 波が到達する。

津波は第 1 波、第 2 波、第 3 波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第 1 波が最大とは限らず、場所によっては第 1 波よりも第 2 波、第 3 波の方が高い場合があるので、少なくとも 12 時間以上の警戒が必要である。

区　　分	第 3 次 地 震 被 害 想 定 結 果
浸 水 予 想 面 積	37. 9k㎡

④物的被害

要因別　　（単位：棟）

被害要因	被害区分	予知なし			予知あり
		5時	12時	18時	
地震動・液状化	大破	131, 183	131, 183	131, 183	131, 183
	中破	292, 115	292, 115	292, 115	292, 115
	一部損壊	290, 670	290, 670	290, 670	290, 670
人工造成地	大破	4, 774	4, 774	4, 774	4, 774
	中破	14, 322	14, 322	14, 322	14, 322
津波	大破	2, 240	2, 240	2, 240	2, 240
	中破	3, 666	3, 666	3, 666	3, 666
	一部損壊	7, 429	7, 429	7, 429	7, 429
	床下浸水	14, 955	14, 955	14, 955	14, 955
山・がけ崩れ	大破	3, 546	3, 546	3, 546	3, 546
	中破	8, 762	8, 762	8, 762	8, 762
延焼火災	焼失	10, 665	16, 551	58, 402	51
建物被害総数（被害要因間の重複を除外）	大破	150, 330	155, 489	192, 450	140, 801
	中破	306, 845	305, 329	294, 846	309, 174
	一部損壊	289, 365	288, 090	279, 433	291, 890
	床下浸水	7, 884	7, 865	6, 945	7, 041
建物棟数		1, 528, 349	1, 528, 349	1, 528, 349	1, 528, 349
建物罹災棟数		754, 424	756, 773	773, 673	748, 907
建物罹災率（%）		49. 4	49. 5	50. 6	49. 0
建物被害棟数		303, 752	308, 154	339, 873	295, 388
建物被害率（%）		19. 9	20. 2	22. 2	19. 3
建物罹災世帯数		600, 713	602, 632	619, 391	595, 732

※罹災棟数＝大破棟数＋中破棟数＋一部損壊棟数＋床下浸水棟数

被害棟数＝大破棟数＋中破棟数／2

なお、小数処理による四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

ブロック塀や屋外落下物の被害

区　　分	対象箇所数	被害箇所数
ブロック塀・石塀	256, 296	27, 989
屋外落下物	54, 336	7, 577

⑤人的被害

要因別　（単位：人）

被害要因	被害区分	予知なし			予知あり		
		5時	12時	18時	5時	12時	18時
建物倒壊	死者	4, 646	2, 281	2, 146	1, 245	634	600
	重傷者	5, 790	4, 446	4, 186	1, 512	1, 164	1, 096
	中等傷者	51, 288	39, 369	37, 029	13, 367	10, 265	9, 649
津波	死者	227	220	220	39	39	39
	重傷者	276	271	271	46	45	45
	中等傷者	663	652	652	104	103	103
山・がけ崩れ	死者	555	476	443	116	104	101
	重傷者	936	795	744	182	158	148
	中等傷者	2, 237	1, 893	1, 779	417	353	337
火災	死者	117	121	586	11	8	8
	重傷者	122	130	622	11	8	8
	中等傷者	255	340	1, 540	4	4	4
ブロック塀石塀の倒壊	死者	23	103	120	1	8	9
	重傷者	81	351	448	4	25	31
	中等傷者	59	503	669	8	27	36
屋外落下物	死者	20	86	95	0	5	5
	重傷者	77	241	308	4	25	33
	中等傷者	446	3, 938	5, 179	51	128	150
屋内収容物の移動転倒	死者	176	145	143	58	30	28
	重傷者	11, 346	10, 263	9, 648	1, 363	1, 238	1, 160
	中等傷者	30, 661	27, 744	26, 099	3, 683	3, 325	3, 133
道路上への落石・崩土	死者	87	263	263	0	0	0
	重傷者	26	82	82	0	0	0
	中等傷者	42	125	125	0	0	0
人的被害合計	死者	5, 851	3, 695	4, 016	1, 470	828	790
	重傷者	18, 654	16, 579	16, 309	3, 122	2, 663	2, 521
	中等傷者	85, 651	74, 564	73, 072	17, 634	14, 205	13, 412

下敷き・生き埋めによる要救助者数　（単位：人）

	予知なし			予知あり		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
要救助者数	28, 070	21, 882	20, 573	7, 324	5, 713	5, 367

⑥基盤機能支障

1　ライフライン機能支障

ライフライン被害

施設名		総数	被害数	被害率
電力	配電柱	712, 612本	9, 269本	1. 3%
	地中線(配電)	1, 170km	11km	0. 9%
電話	地下ケーブル	6, 175km	65km	1. 1%
	架空線	9, 243km	57km	0. 6%
	電話柱	267, 828本	3, 284本	1. 2%
都市ガス	低圧管	5, 323km	2, 488箇所	0. 5箇所／km
上水道（配水管）		17, 045km	23, 156箇所	1. 4箇所／km
下水道（枝線）		6, 006km	128km	2. 1%

ライフライン機能支障

	機能支障率		機能支障需要家数	施設応急復旧日数
電力	34%		582, 667	6～12日程度
電話	輻輳により1週間程度電話がかかりにくくなることが予想される			12日程度
都市ガス	安全確保のため揺れに伴い緊急遮断され供給が停止する			30日程度
上水道	1日後	71%	880, 477	30日程度
	7日後	15%	183, 557	30日程度
下水道	2%		11, 707	30日程度

2 交通機能支障

(1)道路

地震動・液状化による構造物被害、路面被害、電柱・歩道橋等工作物被害、山・がけ崩れ・建物倒壊による影響等により、道路交通支障が発生。

道路損壊等により大幅な迂回や通行不能となり、輸送機能に支障をきたす可能性あり。

発災後1日～3日間は、道路啓開作業等のため緊急輸送としては使用困難となる可能性あり。

(一般車両等の除去のみの場合1日程度、がれき等の除去の場合3日程度)

発災後数日～1週間以降、緊急輸送が実施される。(山間部では孤立のためヘリによる輸送)

東名高速道路・東西幹線道路が広域的緊急輸送路として活用困難な場合も考えられる。

(2)鉄道

地震動・液状化による構造物被害、線路被害、電柱・架線等工作物被害、山・がけ崩れ、脱線事故による影響等により、鉄道における交通支障が発生。新幹線は地盤変位等により大変形や山・がけ崩れ等により当分不通となる区間が発生。東海道線やその他鉄道でも当分不通・運休となる区間が発生。

(3)港湾

港湾施設被害、船舶被害、航路障害等の港湾被害が発生。また、アクセス道路の損壊により輸送能力は大幅に低下。応急復旧による使用可能な岩壁や荷役施設の修復及び津波による流木等の除去作業が必要であり、使用再開までには3日間程度を要する。

ただし、被害を受けた岩壁は緊急輸送に関しては使用困難。

(4)飛行場、ヘリポート

離発着に影響を及ぼすような大きな被害は発生せず、発災当日から利用可能。しかし、ヘリポートの一部においては避難者が殺到したり、アクセス道路の渋滞により使用が制限される可能性あり。

⑦生活支障

1 住機能支障

短期的住機能支障

	避難所生活者数		
	1日後	1週間後	1ヶ月後
人口	1, 186, 144人	761, 262人	557, 601人
世帯数	381, 653世帯	244, 773世帯	180, 983世帯

発災後約1ヶ月～数年における中期的住機能支障

	応急仮設住宅の需要		公営住宅一時入居(県内)の需要	
	潜在的需要	入居上限を考慮した場合の需要　※	潜在的需要	入居上限を考慮した場合の需要　※
人口	275, 616人	144, 599人	192, 842人	10, 052人
世帯数	89, 917世帯	46, 831世帯	63, 200世帯	3, 244世帯

※応急仮設住宅の建設可能戸数及び公営住宅の空家戸数を考慮した場合
注:上表の数値は、自宅建物が大破、中破した場合を対象とした需要

恒久住宅に関する長期的住機能支障

	災害復興公営住宅等の公的住宅支援の希望者			
	潜在的総需要	大破世帯		中破世帯
			うち年収400万円未満	
人口	291, 815人	150, 379人	90, 106人	141, 436人
世帯数	95, 899世帯	49, 670世帯	29, 864世帯	46, 229世帯

2　飲食機能支障

(1)食料の確保

発災直後は交通の混乱や停電による精米化の困難によって米の供給が困難であるが、発災4日目以降に米の供給が行われた場合は一般食料は十分に充足される結果となる。4日目以降も米の供給が行われない場合、次のような結果となる。

食料不足量　（単位:人・日）

	1日目	3日目	7日目
4日目以降、米供給が行われる場合	126, 165	1, 252, 638	充足
家庭内在庫及び市町村・県による(米以外の)食料備蓄のみで賄う場合	126, 165	1, 252, 638	884, 755
3日目までは家庭内在庫及び市町村・県による(米以外の)食料備蓄で賄い、4日目から調達が行われるとした場合	126, 165	1, 252, 638	881, 912

※上表の数値は、観光客(発災3日目まで滞留)を考慮した場合

(2)飲料水の確保

給水不足量　（単位:t）

1日目	3日目	7日目	14日目	1ヶ月後
1, 049	1, 885	12, 021	4, 847	0

※上表の数値は、観光客(発災3日目まで滞留)を考慮した場合

(3)生活必需物資の確保

生活必需物資の不足量

品目	不足量	品目	不足量
毛布	549, 969枚	シャツ	充足
皿	586, 107枚	下着類	充足
タオル	181, 312本	生理用品	充足
運動靴	181, 013足	ちり紙	充足
石鹸	234, 813個	懐中電灯	充足

3 医療機能支障

医療対応不足数の不足量

	対応可能患者数	発生患者数	医療対応不足数
重傷者対応	4，648人	4，067人 （要転院患者） 19，239人 （医療機関での死者数＋重傷者数）	18，658人
中等傷者対応	56，973人	85，651人	28，678人

4 清掃・衛生機能支障

(1) 衛生機能支障

仮設トイレ不足量

	仮設トイレ需要		仮設トイレ備蓄数(容量)	仮設トイレ不足数(量)	
	1日後 ※1	1週間後 ※2		1日後 ※1	1週間後 ※2
基数で評価	7，804基	6，251基	5，789基	2，015基	462基
容量で評価※3	2，795m3	2，238m3	1，934m3	861m3	304m3

※1：発災1日後の避難所生活者数をもとに計算

※2：発災1週間後の避難所生活者数をもとに計算

※3：し尿収集間隔日数として設定した3日間の需要及び処理能力を計算

(2) 清掃機能支障

がれき発生量(住宅、建築物系)

	合計	躯体残骸物				水害ごみ	堆積土砂
		小計	木造倒壊	非木造倒壊	焼失		
重量（千t）	26，239	25，803	9，736	15，068	999	82	354
体積（千m3）	30，432	30，050	18，502	9，648	1，900	156	226

※公共・公益施設系では約9，971千t(6，381千m3)のがれきが発生

ごみ発生量　　(単位：t／月)

	発災～3ヶ月後	3ヶ月後～半年後	半年後～1年後
家庭ごみ	93，361	92，393	92，393
粗大ごみ	63，511	29，479	22，438
合計	156，872	121，872	114，831

⑧経済機能支障

東海地震の発生が静岡県の地域経済に与える被害は、260，677億円（予知なし）、235，487億円（予知あり）と予想される。

（平成11年価格。以下同様）

経済的影響　　（単位：億円）

被害区分	予知なし	予知あり
直接的被害	207，901	186，787
間接的被害	52，777	46，022
警戒宣言による生産減額	0	2，679
合計　※	260，677	235，487

※小数処理による四捨五入の関係で、合計値は合わない

直接的被害：建物、償却・在庫資産、公共土木施設等の被害による資産価値の損失

間接的被害：生産設備等の被災に伴う生産減少額

復旧投資による生産誘発額は654，693億円（予知なし）、593，903億円（予知あり）

間接的被害に伴う税収減の想定結果

被害区分	税収額	減収額	
		予知なし	予知あり
県税（億円）	5，020	551	481
市町村税（億円）	4，382	335	293
雇用減（人）		61，811	53，923

6　地震被害想定結果の概要（神奈川県西部の地震）

神奈川県西部の地震による被害の想定結果は次のとおりである。

①地震動

集計対象は、震度5強以上となる地域が生じる伊豆、熱海、東部、富士県行政センター管内の18市町村。

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4	合計
面積（k㎡）	0．3	15．4	226．1	740．1	688．0	0．8	1670．7
面積率（%）	0．02	0．9	13．5	44．3	41．2	0．05	100．0

四捨五入の関係で合計値は合わない

②液状化危険度

集計対象は、震度5強以上となる地域が生じる伊豆、熱海、東部、富士県行政センター管内の18市町村。

危険度ランク	大	中	小	なし	合計
面積（k㎡）	17．1	45．5	166．0	1442．1	1670．7
面積率（%）	1．0	2．7	9．9	86．3	100．0

四捨五入の関係で合計値は合わない

③物的被害

要因別　　（単位：棟）

被害要因	被害区分	5時	12時	18時
地震動・液状化	大破	5, 462	5, 462	5, 462
	中破	14, 225	14, 225	14, 225
	一部損壊	16, 184	16, 184	16, 184
人工造成地	大破	151	151	151
	中破	452	452	452
山・がけ崩れ	大破	762	762	762
	中破	1, 812	1, 812	1, 812
延焼火災	焼失	5	15	4, 162
建物被害総数（被害要因間の重複を除外）	大破	6, 355	6, 365	10, 421
	中破	16, 210	16, 209	15, 939
	一部損壊	16, 027	16, 027	15, 743
建物棟数		388, 772	388, 772	388, 772
建物罹災棟数		38, 592	38, 600	42, 104
建物罹災率（%）		9. 9	9. 9	10. 8
建物被害棟数		14, 460	14, 469	18, 391
建物被害率（%）		3. 7	3. 7	4. 7
建物罹災世帯数		34, 504	34, 513	38, 061

※罹災棟数＝大破棟数＋中破棟数＋一部損壊棟数＋床下浸水棟数

被害棟数＝大破棟数＋中破棟数／2

なお、小数処理による四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

ブロック塀や屋外落下物の被害

区分	対象箇所数	被害箇所数
ブロック塀・石塀	62, 560	4, 228
屋外落下物	17, 562	2, 891

④人的被害

要因別　（単位：人）

被害要因	被害区分	5時	12時	18時
建物倒壊	死者	117	73	71
	重傷者	219	167	155
	中等傷者	1，927	1，455	1，370
山・がけ崩れ	死者	96	85	80
	重傷者	159	140	131
	中等傷者	373	331	310
火災	死者	4	3	38
	重傷者	4	3	39
	中等傷者	0	2	94
ブロック塀 石塀の倒壊	死者	6	16	19
	重傷者	15	48	59
	中等傷者	7	64	85
屋外落下物	死者	6	13	14
	重傷者	13	31	39
	中等傷者	58	531	702
屋内収容物 の移動転倒	死者	32	30	28
	重傷者	1，884	1，685	1，587
	中等傷者	5，093	4，561	4，287
道路上への 落石・崩土	死者	3	5	5
	重傷者	1	3	3
	中等傷者	2	3	3
人的被害 合計	死者	264	225	255
	重傷者	2，295	2，077	2，013
	中等傷者	7，460	6，947	6，851

下敷き・生き埋めによる要救助者数　（単位：人）

	5時	12時	18時
要救助者数	969	1，084	1，020

⑤基盤機能支障

1　ライフライン機能支障

ライフライン被害

施設名		総数	被害数	被害率
電力	配電柱	196，237本	236本	0．12%
	地中線(配電)	450km	0．4km	0．09%
電話	地下ケーブル	1，901km	1．2km	0．06%
	架空線	1，909km	1km	0．05%
	電話柱	55，573本	58本	0．10%
都市ガス	低圧管	1，169km	93箇所	0．1箇所／km
上水道（配水管）		4，147km	1，657箇所	0．4箇所／km
下水道（枝線）		1，402km	9．5km	0．7%

ライフライン機能支障

	機能支障率		機能支障需要家数
電力	5%		27,090
電話	輻輳により1週間程度電話がかかりにくくなることが予想される		
都市ガス	安全確保のため揺れに伴い緊急遮断され供給が停止する　97%		129,487
上水道	1日後	36%	124,257
	7日後	5%	17,265
下水道	1%		936

2 交通機能支障

(1)道路

特に山・がけ崩れの影響により、熱海市、伊東市へ通じる海沿い及び内陸の道路とも一部不通となり、両市が一時的に孤立する可能性がある。その他の地域については、迂回を要する場合はあっても孤立する可能性は低いと考えられる。

(2)鉄道

特に山・がけ崩れの影響により、熱海駅付近及び伊東市内の一部区間において不通となる区間が発生すると考えられる。その他の地域については、地震発生直後に点検等のために一時運行が停止することが予想されるが、地震被害による影響は小さいと考えられる。

※ 第3次地震被害想定における市町村名は、公表した平成13年5月時点の名称である。
現在までの市町村合併状況は、以下のとおりである。

○ 平成15年4月1日
静岡市、清水市 → 静岡市

○ 平成16年4月1日
修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町 → 伊豆市
御前崎町、浜岡町 → 御前崎市

○ 平成17年1月17日
小笠町、菊川町 → 菊川市

○ 平成17年4月1日
沼津市、戸田村 → 沼津市
磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村 → 磐田市
掛川市、大須賀町、大東町 → 掛川市
袋井市、浅羽町 → 袋井市
伊豆長岡町、韮山町、大仁町 → 伊豆の国市
西伊豆町、賀茂村 → 西伊豆町

○ 平成17年5月5日
島田市、金谷町 → 島田市

○ 平成17年7月1日
浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町 → 浜松市

○ 平成17年9月20日
中川根町、本川根町 → 川根本町

○ 平成17年10月11日
相良町、榛原町 → 牧之原市

○ 平成18年3月31日
静岡市、蒲原町 → 静岡市

○ 平成20年3月31日
島田市、川根町 → 島田市

○ 平成20年11月1日
静岡市、由比町 → 静岡市
富士市、富士川町 → 富士市
焼津市、大井川町 → 焼津市

○ 平成21年1月1日
藤枝市、岡部町 → 藤枝市

○ 平成22年3月23日
富士宮市、芝川町 → 富士宮市
湖西市、新居町 → 湖西市

3-2 市町別地震被害想定結果一覧表

［資料の巻Ⅱ］

（県危機情報課）

※対象人口は平成7年国勢調査による常住人口、
対象建物は平成10年1月1日現在、市町名は平成22年4月1日現在

震度区分別面積集計表（東海地震）

		5強		6弱		6強		7	
		km^2	%	km^2	%	km^2	%	km^2	%
県合計		385.71	5.0	5,738.82	74.4	1,458.62	18.9	130.75	1.7
賀茂	下田市			104.14	99.5	0.53	0.5		
	東伊豆町	23.61	30.3	54.22	69.7				
	河津町	1.23	1.2	99.56	98.8				
	南伊豆町			101.83	92.1	7.95	7.2	0.80	0.7
	松崎町			78.70	92.4	6.52	7.6		
	西伊豆町			103.56	98.1	1.95	1.9		
	（小計）	24.84	4.2	542.02	92.7	16.95	2.9	0.80	0.1
東部	沼津市			122.98	65.8	59.55	31.8	4.51	2.4
	熱海市	0.52	0.8	58.25	94.7	2.77	4.5		
	三島市			21.48	35.0	37.86	61.7	2.05	3.3
	富士宮市			220.88	56.8	168.11	43.2		
	伊東市	50.74	40.9	72.92	58.8			0.45	0.4
	富士市			160.85	65.6	78.44	32.0	5.73	2.3
	御殿場市			47.53	24.4	147.14	75.6		
	裾野市			96.09	68.5	44.22	31.5		
	伊豆市			355.97	97.8	8.00	2.2		
	伊豆の国市			77.44	81.7	10.38	10.9	6.99	7.4
	函南町			47.42	72.1	15.38	23.4	2.98	4.5
	清水町			4.02	45.5	4.82	54.5		
	長泉町			13.43	54.8	11.10	45.2		
	小山町	0.43	0.3	72.44	53.2	63.26	46.5		
	（小計）	51.68	2.5	1,371.68	65.4	651.03	31.0	22.71	1.1
中部	静岡市	59.86	4.2	1,141.77	80.9	188.30	13.3	21.54	1.5
	島田市			284.17	90.0	31.71	10.0		
	焼津市			9.85	14.0	55.94	79.6	4.48	6.4
	藤枝市			158.11	81.5	27.53	14.2	8.39	4.3
	牧之原市			34.89	31.3	73.70	66.2	2.75	2.5
	吉田町			3.58	17.2	15.04	72.2	2.22	10.6
	川根本町			491.97	99.0	4.75	1.0		
	（小計）	59.86	2.3	2,124.34	81.1	396.97	15.1	39.38	1.5
西部	浜松市	240.55	15.9	1,195.97	79.1	63.28	4.2	11.36	0.8
	磐田市			101.20	61.7	54.38	33.1	8.50	5.2
	掛川市			149.69	56.4	104.79	39.4	11.15	4.2
	袋井市			23.44	21.6	57.23	52.7	27.90	25.7
	湖西市	8.77	12.8	58.18	84.9	1.36	2.0	0.24	0.3
	御前崎市			14.71	22.4	50.35	76.8	0.52	0.8
	菊川市			33.19	35.2	53.22	56.5	7.83	8.3
	森町			124.39	93.0	9.07	6.8	0.36	0.3
	（小計）	249.32	10.3	1,700.78	70.5	393.67	16.3	67.87	2.8

液状化判定ランク別面積集計表（東海地震）

		岩盤		なし		小		中		大	
		km²	%	km²	%	km²	%	km²	%	km²	%
県合計		5,953.21	77.2	60.98	0.8	626.99	8.1	729.17	9.5	343.54	4.5
賀茂	下田市	78.32	74.8	0.62	0.6	9.06	8.7	11.32	10.8	5.34	5.1
	東伊豆町	72.08	92.6	0.70	0.9	1.51	1.9	3.35	4.3	0.19	0.2
	河津町	93.02	92.3	1.06	1.1	4.35	4.3	2.09	2.1	0.27	0.3
	南伊豆町	84.35	76.3	0.26	0.2	7.37	6.7	15.27	13.8	3.32	3.0
	松崎町	73.62	86.4	0.33	0.4	2.94	3.4	6.01	7.1	2.31	2.7
	西伊豆町	95.03	90.1	0.79	0.8	6.31	6.0	1.84	1.7	1.53	1.4
	（小計）	496.42	84.9	3.77	0.6	31.56	5.4	39.90	6.8	12.96	2.2
東部	沼津市	134.10	71.7	2.24	1.2	8.34	4.5	24.03	12.8	18.33	9.8
	熱海市	58.69	95.4	0.27	0.4	1.60	2.6	0.97	1.6		
	三島市	43.89	71.5			1.97	3.2	4.90	8.0	10.63	17.3
	富士宮市	346.57	89.1	1.28	0.3	22.28	5.7	13.02	3.3	5.84	1.5
	伊東市	114.64	92.4			2.19	1.8	6.60	5.3	0.68	0.5
	富士市	182.88	74.6	5.85	2.4	24.65	10.1	14.29	5.8	17.34	7.1
	御殿場市	193.35	99.3					1.06	0.5	0.26	0.1
	裾野市	136.30	97.1	0.27	0.2	0.27	0.2	3.29	2.3	0.18	0.1
	伊豆市	302.89	83.2	1.58	0.4	40.11	11.0	18.51	5.1	0.87	0.2
	伊豆の国市	65.54	69.1	0.26	0.3	2.72	2.9	12.16	12.8	14.14	14.9
	函南町	53.03	80.6	0.27	0.4	0.53	0.8	4.41	6.7	7.54	11.5
	清水町	0.43	4.9	0.11	1.2	1.58	17.9	2.65	29.9	4.07	46.0
	長泉町	19.73	80.4	0.24	1.0	1.06	4.3	3.50	14.3		
	小山町	123.43	90.7	1.05	0.8	10.03	7.4	1.63	1.2		
	（小計）	1,775.47	84.7	13.41	0.6	117.32	5.6	111.02	5.3	79.89	3.8
中部	静岡市	1,138.21	80.6	6.07	0.4	111.50	7.9	95.01	6.7	60.70	4.3
	島田市	224.78	71.2	6.13	1.9	66.07	20.9	14.87	4.7	4.03	1.3
	焼津市	4.88	6.9	1.25	1.8	7.71	11.0	44.67	63.6	11.75	16.7
	藤枝市	108.51	55.9	5.38	2.8	38.66	19.9	24.70	12.7	16.79	8.7
	牧之原市	64.45	57.9	1.55	1.4	8.29	7.4	26.68	24.0	10.37	9.3
	吉田町	1.14	5.5	1.60	7.7	3.72	17.8	11.37	54.5	3.01	14.5
	川根本町	466.86	94.0	0.79	0.2	24.99	5.0	3.63	0.7	0.45	0.1
	（小計）	2,008.83	76.7	22.77	0.9	260.93	10.0	220.92	8.4	107.10	4.1
西部	浜松市	1,197.89	79.3	11.65	0.8	121.84	8.1	137.19	9.1	42.60	2.8
	磐田市	46.55	28.4	2.43	1.5	42.60	26.0	50.62	30.9	21.89	13.3
	掛川市	160.69	60.5	2.64	1.0	20.46	7.7	62.26	23.4	19.57	7.4
	袋井市	40.13	37.0	0.53	0.5	9.44	8.7	28.36	26.1	30.13	27.8
	湖西市	46.74	68.2	0.49	0.7	3.12	4.6	13.83	20.2	4.35	6.3
	御前崎市	27.62	42.1	2.51	3.8	5.62	8.6	26.00	39.6	3.83	5.8
	菊川市	47.67	50.6	0.26	0.3	3.74	4.0	26.11	27.7	16.45	17.5
	森町	105.21	78.6	0.53	0.4	10.34	7.7	12.97	9.7	4.77	3.6
	（小計）	1,672.50	69.4	21.04	0.9	217.18	9.0	357.34	14.8	143.59	6.0

地震動・液状化による建築物の被害想定結果（東海地震）

被害区分		建物棟数	振動＋液状化による被害									
			大破棟数		中破棟数		一部損壊棟数		被害棟数		り災棟数	
			棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)
県合計		**1,528,349**	**131,183**	**8.6**	**292,115**	**19.1**	**290,670**	**19.0**	**277,241**	**18.1**	**713,969**	**46.7**
賀茂	下田市	14,810	949	6.4	2,180	14.7	1,713	11.6	2,039	13.8	4,842	32.7
	東伊豆町	7,944	236	3.0	766	9.6	996	12.5	619	7.8	1,998	25.2
	河津町	5,419	190	3.5	521	9.6	574	10.6	451	8.3	1,286	23.7
	南伊豆町	7,884	424	5.4	1,002	12.7	870	11.0	925	11.7	2,296	29.1
	松崎町	5,760	580	10.1	1,297	22.5	973	16.9	1,228	21.3	2,850	49.5
	西伊豆町	6,711	361	5.4	956	14.2	942	14.0	840	12.5	2,260	33.7
	(小計)	48,528	2,740	5.6	6,722	13.9	6,068	12.5	6,102	12.6	15,532	32.0
東部	沼津市	73,335	7,234	9.9	16,423	22.4	15,223	20.8	15,446	21.1	38,880	53.0
	熱海市	17,257	489	2.8	1,350	7.8	1,518	8.8	1,164	6.7	3,357	19.5
	三島市	41,497	5,784	13.9	11,471	27.6	9,263	22.3	11,519	27.8	26,518	63.9
	富士宮市	64,841	3,475	5.4	8,505	13.1	10,225	15.8	7,728	11.9	22,206	34.2
	伊東市	31,301	705	2.3	2,064	6.6	2,603	8.3	1,737	5.5	5,372	17.2
	富士市	90,678	7,292	8.0	15,449	17.0	15,896	17.5	15,016	16.6	38,637	42.6
	御殿場市	24,474	1,005	4.1	3,000	12.3	4,796	19.6	2,505	10.2	8,801	36.0
	裾野市	18,724	423	2.3	1,186	6.3	1,901	10.2	1,016	5.4	3,509	18.7
	伊豆市	25,577	815	3.2	2,391	9.3	3,150	12.3	2,010	7.9	6,356	24.9
	伊豆の国市	25,025	3,309	13.2	6,464	25.8	4,586	18.3	6,541	26.1	14,360	57.4
	函南町	16,158	1,877	11.6	3,875	24.0	3,090	19.1	3,815	23.6	8,842	54.7
	清水町	10,423	1,676	16.1	3,315	31.8	2,412	23.1	3,334	32.0	7,403	71.0
	長泉町	10,941	417	3.8	1,090	10.0	1,401	12.8	962	8.8	2,909	26.6
	小山町	8,790	403	4.6	1,208	13.7	1,683	19.1	1,007	11.5	3,293	37.5
	(小計)	459,021	34,904	7.6	77,791	16.9	77,747	16.9	73,800	16.1	190,443	41.5
中部	静岡市	260,841	31,824	12.2	66,247	25.4	57,483	22.0	64,948	24.9	155,555	59.6
	島田市	55,840	2,684	4.8	7,991	14.3	10,631	19.0	6,680	12.0	21,306	38.2
	焼津市	55,267	6,838	12.4	14,782	26.7	13,557	24.5	14,229	25.7	35,177	63.6
	藤枝市	63,430	6,676	10.5	14,623	23.1	13,849	21.8	13,988	22.1	35,148	55.4
	牧之原市	29,622	2,957	10.0	6,336	21.4	6,402	21.6	6,125	20.7	15,694	53.0
	吉田町	13,246	1,638	12.4	3,289	24.8	3,153	23.8	3,282	24.8	8,080	61.0
	川根本町	7,503	362	4.8	996	13.3	1,128	15.0	859	11.4	2,485	33.1
	(小計)	485,749	52,979	10.9	114,264	23.5	106,203	21.9	110,111	22.7	273,445	56.3
西部	浜松市	299,503	18,149	6.1	46,089	15.4	53,767	18.0	41,193	13.8	118,002	39.4
	磐田市	66,722	5,314	8.0	12,309	18.4	13,115	19.7	11,470	17.2	30,738	46.1
	掛川市	49,298	3,642	7.4	8,272	16.8	9,835	20.0	7,778	15.8	21,748	44.1
	袋井市	37,369	6,654	17.8	11,875	31.8	9,286	24.8	12,591	33.7	27,813	74.4
	湖西市	27,283	1,522	5.6	3,897	14.3	4,491	16.5	3,470	12.7	9,911	36.3
	御前崎市	18,633	1,454	7.8	3,351	18.0	3,570	19.2	3,129	16.8	8,374	44.9
	菊川市	23,684	2,996	12.6	5,770	24.4	4,848	20.5	5,880	24.8	13,614	57.5
	森町	12,559	832	6.6	1,774	14.1	1,739	13.8	1,719	13.7	4,345	34.6
	(小計)	535,051	40,563	7.6	93,337	17.4	100,651	18.8	87,230	16.3	234,545	43.8

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

沿岸市町別浸水面積集計表

市町		想定波高 (T.P.m)	浸水町丁目数	市町面積 (km²)	浸水面積 (km²)	浸水率 (%)	浸水深2m以上の浸水面積(km²)	水門開門時浸水面積増(km²)
沿岸市町合計		—	554	3,561	38	1.06	6.17	4.44
賀茂	下田市	2.7～5.6	24	104.67	0.74	0.71	0.22	
	東伊豆町	3.0～4.0	5	77.83	0.16	0.20		
	河津町	3.0～4.5	6	100.79	0.06	0.06	0.01	
	南伊豆町	2.5～5.4	13	110.58	0.88	0.79	0.16	
	松崎町	3.1～6.0	10	85.22	0.84	0.99	0.04	
	西伊豆町	3.2～6.7	5	105.51	0.43	0.41	0.18	
	(小計)	—	63	584.60	3.12	0.53	0.61	0.00
東部	沼津市	2.4～9.9	102	187.07	2.89	1.54	0.92	0.19
	熱海市	3.0～3.1	8	61.55	0.12	0.20		
	伊東市	3.0～3.7	16	124.10	0.14	0.12		
	富士市	2.6～3.6	33	214.09	1.31	0.61		
	伊豆市	2.9～6.2	4	49.41	0.48	0.98	0.10	
	(小計)	—	163	636.22	4.95	0.78	1.02	0.19
中部	静岡市	1.5～7.4	119	1,411.50	4.33	0.31	0.17	0.65
	焼津市	2.0～5.0	54	70.26	4.07	5.79	0.04	1.03
	牧之原市	3.5～7.9	16	111.34	1.54	1.39	0.58	1.14
	吉田町	2.4～4.0	3	20.84	0.48	2.30	0.25	0.03
	(小計)	—	192	1,613.94	10.42	0.65	1.05	2.86
西部	浜松市	1.5～5.6	57	379.35	9.54	2.51	0.60	
	磐田市	2.5～5.1	14	104.48	1.44	1.38	0.32	0.24
	掛川市	4.1～6.7	10	79.84	0.86	1.08	0.44	1.12
	袋井市	3.6～5.3	5	28.46	0.24	0.86	0.08	
	湖西市	1.7～5.6	33	68.54	4.19	23.68	0.58	
	御前崎市	3.9～8.2	17	65.58	3.09	4.72	1.48	0.02
	(小計)	—	136	726.25	19.37	2.67	3.49	1.39

津波による建築物の被害想定結果(東海地震)

区分		建物総棟数	大破棟数	中破棟数	床上軽微棟数	床下浸水棟数	浸水棟数	震害棟数	震害棟数比率(%)
沿岸市町合計		146,842	2,240	3,666	7,429	14,955	28,289	4,444	3.0
賀茂	下田市	5,723	335	424	314	64	1,137	562	9.8
	南伊豆町	2,021		367	521	305	1,194	210	10.4
	松崎町	1,788		549	162	41	752	283	15.8
	西伊豆町	5,691	70	70	358	653	1,150	123	2.2
	(小計)	15,223	404	1,410	1,355	1,063	4,233	1,177	7.7
東部	沼津市	15,590	1,835	881	2,010	942	5,668	2,376	15.2
	富士市	2,349				184	184	0	0.0
	伊豆市	3,459		91	273	237	601	59	1.7
	(小計)	21,398	1,835	972	2,283	1,363	6,453	2,435	11.4
中部	静岡市	23,295		108	72	4,085	4,265	58	0.2
	焼津市	14,722		1,060	1,340	1,642	4,042	597	4.1
	牧之原市	16,562		112	563	635	1,311	84	0.5
	吉田町	7,990					0		0.0
	(小計)	62,569	0	1,280	1,976	6,362	9,618	739	1.2
西部	浜松市	15,786			1,155	3,421	4,576	58	0.4
	磐田市	4,501			14	25	39	1	0.0
	掛川市	5,040						0	0.0
	袋井市	1,039						0	0.0
	湖西市	15,006			619	2,663	3,281	31	0.2
	御前崎市	6,280		3	27	58		3	0.0
	(小計)	47,652	0	3	1,815	6,167	7,985	92	0.2

＊震害棟数＝大破棟数＋0.5×中破棟数＋0.05×軽微棟数　震害率＝震害棟数／建物総棟数

人的被害[予知なし 5時](東海地震)(1)

市町村名		建物被害			津波			山・崖崩れ		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		4,646	5,790	51,288	227	276	663	555	936	2,237
賀茂	下田市	25	27	238	5	8	20	10	16	39
	東伊豆町	12	15	130				1	2	6
	河津町	8	8	66				3	6	14
	南伊豆町	12	12	95	2	2	6	7	13	30
	松崎町	14	14	121	4	6	14	9	15	36
	西伊豆町	13	14	118	3	6	13	15	25	61
	(小計)	84	90	768	14	22	53	45	77	186
東部	沼津市	244	352	3,152	164	238	575	34	57	136
	熱海市	26	35	309				13	22	53
	三島市	228	266	2,346				6	10	25
	富士宮市	132	153	1,361				20	34	80
	伊東市	30	38	334				9	15	36
	富士市	263	348	3,113				12	19	46
	御殿場市	75	103	925				1	1	1
	裾野市	13	29	249				4	7	17
	伊豆市	26	32	294	3	2	5	12	19	43
	伊豆の国市	96	105	916				10	17	39
	函南町	63	77	678				2	4	9
	清水町	76	81	719				4	6	15
	長泉町	19	29	252				7	11	27
	小山町	26	32	281				15	26	62
	(小計)	1,317	1,680	14,929	167	240	580	149	248	589
中部	静岡市	1,119	1,434	12,675	20	1	2	161	272	654
	島田市	121	137	1,221				22	36	87
	焼津市	248	287	2,535	18	11	26	6	11	26
	藤枝市	237	262	2,311				20	35	83
	牧之原市	82	94	840	7	2	2	12	20	47
	吉田町	48	58	515	0	0	0	1	2	4
	川根本町	16	15	125	0	0	0	5	10	23
	(小計)	1,871	2,287	20,222	45	14	30	227	386	924
西部	浜松市	663	920	8,196				90	150	358
	磐田市	220	241	2,134				7	12	29
	掛川市	70	111	986				13	24	57
	袋井市	210	219	1,928				4	7	16
	湖西市	52	68	594				4	6	14
	御前崎市	53	57	493	1			2	3	8
	菊川市	81	93	830				10	17	40
	森町	25	24	208				4	6	16
	(小計)	1,374	1,733	15,369	1	0	0	134	225	538

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

人的被害[予知なし 5時](東海地震)(2)

市町村名		火災			その他			合計		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		117	122	255	306	11,530	31,208	5,851	18,654	85,651
賀茂	下田市	1	1		3	72	193	44	124	490
	東伊豆町				2	45	115	15	62	251
	河津町				2	22	55	13	36	135
	南伊豆町				2	29	71	23	56	202
	松崎町				9	27	66	36	62	237
	西伊豆町				4	33	84	35	78	276
	(小計)	1	1	0	22	228	584	166	418	1,591
東部	沼津市	12	12	32	10	714	1,948	464	1,373	5,843
	熱海市	1	1		4	132	356	44	190	718
	三島市	20	21	55	6	345	942	260	642	3,368
	富士宮市	1	1		9	377	1,026	162	565	2,467
	伊東市	1	1		5	168	456	45	222	826
	富士市	18	19	50	11	784	2,138	304	1,170	5,347
	御殿場市	1	1		6	256	698	83	361	1,624
	裾野市				3	151	409	20	187	675
	伊豆市				4	105	275	45	158	617
	伊豆の国市	2	2		3	152	398	111	276	1,353
	函南町	1	1		4	115	309	70	197	996
	清水町	1	1		3	92	247	84	180	981
	長泉町				3	97	262	29	137	541
	小山町				1	66	177	42	124	520
	(小計)	58	60	137	72	3,554	9,641	1,763	5,782	25,876
中部	静岡市	27	29	74	76	2,509	6,823	1,403	4,245	20,228
	島田市	1	1		16	293	785	160	467	2,093
	焼津市	1	1	2	10	445	1,211	283	755	3,800
	藤枝市	1	1	1	13	412	1,123	271	710	3,518
	牧之原市	2	2		4	163	436	107	281	1,325
	吉田町	1	1	0	2	87	233	52	148	752
	川根本町	0	0	0	5	32	79	26	57	227
	(小計)	33	35	77	126	3,941	10,690	2,302	6,663	31,943
西部	浜松市	17	18	41	38	2,223	6,043	808	3,311	14,638
	磐田市	1	1		14	493	1,323	242	747	3,486
	掛川市	2	2		11	341	921	96	478	1,964
	袋井市	2	2		7	258	696	223	486	2,640
	湖西市	1	1		4	167	448	61	242	1,056
	御前崎市				4	111	291	60	171	792
	菊川市	2	2		6	159	425	99	271	1,295
	森町				2	55	146	31	85	370
	(小計)	25	26	41	86	3,807	10,293	1,620	5,791	26,241

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

人的被害〔予知あり　5時〕(東海地震)(3)

市町村名		建物被害			津波			山･崖崩れ		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		1,245	1,512	13,367	39	46	104	116	182	417
賀茂	下田市	7	7	63	1	1	3	1	2	6
	東伊豆町	4	4	33				1	1	1
	河津町	3	2	17				1	1	2
	南伊豆町	4	3	25	1	1	1	1	2	5
	松崎町	4	3	32	1	1	2	1	2	5
	西伊豆町	4	4	30	1	1	2	4	7	16
	(小計)	26	23	200	4	4	8	9	15	35
東部	沼津市	65	92	821	25	36	87	6	9	21
	熱海市	6	9	82				2	3	8
	三島市	60	69	609				1	2	4
	富士宮市	34	41	356				4	7	16
	伊東市	8	10	88				2	4	10
	富士市	69	91	812				2	3	7
	御殿場市	19	28	241					1	1
	裾野市	4	7	66				1	1	3
	伊豆市	9	8	75	1	1	1	4	4	7
	伊豆の国市	27	27	241				3	4	7
	函南町	18	21	177				1	1	1
	清水町	20	22	188				1	2	4
	長泉町	5	7	67				1	2	5
	小山町	7	8	74				2	4	9
	(小計)	351	440	3,897	26	37	88	30	47	103
中部	静岡市	293	368	3,296	3	1	1	29	49	117
	島田市	32	37	317				4	6	13
	焼津市	66	75	660	3	2	5	1	2	4
	藤枝市	62	68	602				3	5	13
	牧之原市	23	27	218	2	2	2	2	3	7
	吉田町	14	16	134				1	1	1
	川根本町	4	3	33				2	2	3
	(小計)	494	594	5,260	8	5	8	42	68	158
西部	浜松市	179	241	2,136				23	36	84
	磐田市	61	63	558				2	3	8
	掛川市	20	29	258				3	4	9
	袋井市	57	58	501				1	2	4
	湖西市	14	17	155				2	2	4
	御前崎市	14	15	130	1			1	1	2
	菊川市	22	26	217				2	2	6
	森町	7	6	55				1	2	4
	(小計)	374	455	4,010	1	0	0	35	52	121

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

人的被害〔予知あり　5時〕(東海地震)(4)

市町村名		火災			その他			合計		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		11	11	4	59	1,371	3,742	1,470	3,122	17,578
賀茂	下田市				1	8	24	10	18	96
	東伊豆町				1	5	15	6	10	49
	河津町					2	7	4	5	26
	南伊豆町					3	9	6	9	40
	松崎町					3	7	6	9	46
	西伊豆町					3	10	9	15	58
	(小計)	0	0	0	2	24	72	41	66	315
東部	沼津市	1	1	1	2	85	234	99	223	1,164
	熱海市				1	16	43	9	28	133
	三島市	1	1		1	41	113	63	113	726
	富士宮市	1	1		1	45	123	40	94	495
	伊東市				1	20	55	11	34	153
	富士市	1	1	1	3	96	253	75	191	1,073
	御殿場市				1	30	85	20	59	327
	裾野市				1	18	49	6	26	118
	伊豆市				1	12	34	15	25	117
	伊豆の国市				3	18	50	33	49	298
	函南町				1	14	37	20	36	215
	清水町				1	11	30	22	35	222
	長泉町				1	11	33	7	20	105
	小山町				1	8	21	10	20	104
	(小計)	4	4	2	19	425	1,160	430	953	5,250
中部	静岡市	2	2	2	7	301	804	334	721	4,220
	島田市				2	34	95	38	77	425
	焼津市	1	1		2	53	146	73	133	815
	藤枝市	1	1		2	49	136	68	123	695
	牧之原市				2	19	54	29	51	281
	吉田町				1	10	29	16	27	164
	川根本町					3	9	6	8	45
	(小計)	4	4	2	16	469	1,273	564	1,140	6,645
西部	浜松市	1	1		7	267	718	210	545	2,938
	磐田市	1	1		4	58	159	68	125	725
	掛川市				2	39	114	25	72	381
	袋井市	1	1		2	31	85	61	92	590
	湖西市				2	20	55	18	39	214
	御前崎市				2	13	36	18	29	168
	菊川市				2	19	52	26	47	275
	森町				1	6	18	9	14	77
	(小計)	3	3	0	22	453	1,237	435	963	5,368

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

震度区分別面積集計表（神奈川県西部の地震）

		3		4		5弱		5強		6弱		6強		7	
		km²	%	km²	%	km²	%	km²	%	km²	%	km²	%	km²	%
県合計		31.43	0.4	5,330.63	69.1	1,369.98	17.8	740.05	9.6	226.14	2.9	15.41	0.2	0.27	0.0
賀茂	下田市			29.09	27.8	75.58	72.2								
	東伊豆町					67.53	86.8	10.30	13.2						
	河津町					100.79	100.0								
	南伊豆町			90.28	81.6	20.30	18.4								
	松崎町			43.47	51.0	41.75	49.0								
	西伊豆町			11.45	10.9	94.06	89.1								
	（小計）	0.00	0.0	174.29	29.8	400.00	68.4	10.30	1.8	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
東部	沼津市					135.54	72.5	49.61	26.5	1.88	1.0				
	熱海市							5.23	8.5	42.92	69.8	13.11	21.3	0.27	0.4
	三島市							47.53	77.4	13.86	22.6				
	富士宮市			174.99	45.0	214.00	55.0								
	伊東市					0.83	0.7	73.94	59.6	47.04	37.9	2.30	1.9		
	富士市			14.84	6.1	224.44	91.6	5.73	2.3						
	御殿場市					26.38	13.6	128.72	66.1	39.57	20.3				
	裾野市					55.57	39.6	79.77	56.9	4.96	3.5				
	伊豆市					244.89	67.3	118.04	32.4	1.04	0.3				
	伊豆の国市					9.57	10.1	73.32	77.3	11.93	12.6				
	函南町					0.30	0.5	44.25	67.3	21.23	32.3				
	清水町					0.46	5.2	8.38	94.8						
	長泉町					9.18	37.4	15.35	62.6						
	小山町					14.54	10.7	79.89	58.7	41.70	30.6				
	（小計）	0.00	0.0	189.83	9.1	935.71	44.6	729.75	34.8	226.14	10.8	15.41	0.7	0.27	0.0
中部	静岡市			1,377.22	97.6	34.26	2.4								
	島田市			315.88	100.0										
	焼津市			70.26	100.0										
	藤枝市			194.03	100.0										
	牧之原市			111.34	100.0										
	吉田町			20.84	100.0										
	川根本町			496.72	100.0										
	（小計）	0.00	0.0	2,586.29	98.7	34.26	1.3	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
西部	浜松市	22.66	1.5	1,488.51	98.5										
	磐田市			164.08	100.0										
	掛川市			265.63	100.0										
	袋井市			108.58	100.0										
	湖西市	8.77	12.8	59.77	87.2										
	御前崎市			65.58	100.0										
	菊川市			94.24	100.0										
	森町			133.82	100.0										
	（小計）	31.43	1.3	2,380.21	98.7	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0

液状化判定ランク別面積集計表（神奈川県西部の地震）

		岩盤		なし		小		中		大	
		km^2	%	km^2	%	km^2	%	km^2	%	km^2	%
県合計		5,953.21	77.2	672.86	8.7	925.33	12.0	145.40	1.9	17.10	0.2
賀茂	下田市	78.32	74.8	4.70	4.5	20.32	19.4	1.32	1.3		
	東伊豆町	72.08	92.6	1.49	1.9	4.26	5.5				
	河津町	93.02	92.3	2.12	2.1	5.65	5.6				
	南伊豆町	84.35	76.3	6.16	5.6	19.03	17.2	1.05	0.9		
	松崎町	73.62	86.4	2.41	2.8	8.39	9.8	0.79	0.9		
	西伊豆町	95.03	90.1	2.14	2.0	8.08	7.7	0.26	0.2		
	（小計）	496.42	84.9	19.02	3.3	65.73	11.2	3.43	0.6	0.00	0.0
東部	沼津市	134.10	71.7	9.50	5.1	28.69	15.3	12.27	6.6	2.48	1.3
	熱海市	58.69	95.4	0.27	0.4	1.76	2.9	0.82	1.3		
	三島市	43.89	71.5	1.10	1.8	7.15	11.6	7.19	11.7	2.06	3.4
	富士宮市	346.57	89.1	5.45	1.4	36.97	9.5				
	伊東市	114.64	92.4			4.92	4.0	3.87	3.1	0.68	0.5
	富士市	182.88	74.6	22.40	9.1	31.88	13.0	6.06	2.5	1.79	0.7
	御殿場市	193.35	99.3			1.06	0.5	0.26	0.1		
	裾野市	136.30	97.1	0.27	0.2	3.29	2.3	0.27	0.2	0.18	0.1
	伊豆市	302.89	83.2	5.27	1.4	55.45	15.2	0.36	0.1		
	伊豆の国市	65.54	69.1	1.64	1.7	14.82	15.6	6.88	7.3	5.94	6.3
	函南町	53.03	80.6	0.27	0.4	3.87	5.9	5.16	7.8	3.45	5.2
	清水町	0.43	4.9	1.34	15.2	4.34	49.1	2.19	24.8	0.53	6.0
	長泉町	19.73	80.4	1.03	4.2	3.77	15.4				
	小山町	123.43	90.7	1.05	0.8	11.11	8.2	0.54	0.4		
	（小計）	1,775.47	84.7	49.60	2.4	209.07	10.0	45.87	2.2	17.10	0.8
中部	静岡市	1,138.21	80.6	113.59	8.0	158.42	11.2	1.26	0.1		
	島田市	224.78	71.2	31.57	10.0	58.75	18.6	0.79	0.3		
	焼津市	4.88	6.9	38.62	55.0	25.47	36.2	1.29	1.8		
	藤枝市	108.51	55.9	44.77	23.1	38.61	19.9	2.14	1.1		
	牧之原市	64.45	57.9	21.54	19.3	18.55	16.7	6.81	6.1		
	吉田町	1.14	5.5	10.88	52.2	8.82	42.3				
	川根本町	466.86	94.0	7.51	1.5	22.35	4.5				
	（小計）	2,008.83	76.7	268.47	10.2	330.96	12.6	12.29	0.5	0.00	0.0
西部	浜松市	1,197.89	79.3	157.96	10.5	148.93	9.9	6.39	0.4		
	磐田市	46.55	28.4	49.49	30.2	54.85	33.4	13.19	8.0		
	掛川市	160.69	60.5	40.69	15.3	46.10	17.4	18.15	6.8		
	袋井市	40.13	37.0	32.08	29.5	15.32	14.1	21.05	19.4		
	湖西市	46.74	68.2	11.96	17.4	9.31	13.6	0.53	0.8		
	御前崎市	27.62	42.1	16.65	25.4	21.27	32.4	0.04	0.1		
	菊川市	47.67	50.6	16.05	17.0	10.29	10.9	20.23	21.5		
	森町	105.21	78.6	10.89	8.1	13.50	10.1	4.23	3.2		
	（小計）	1,672.50	69.4	335.76	13.9	319.57	13.3	83.81	3.5	0.00	0.0

地震動・液状化による建築物の被害想定結果（神奈川県西部の地震）

被害区分		建物棟数	振動＋液状化による被害									
			大破棟数		中破棟数		一部損壊棟数		被害棟数		り災棟数	
			棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)
県合計		388,772	5,462	1.4	14,226	3.7	16,184	4.2	12,575	3.2	35,872	9.2
賀茂	東伊豆町	7,944	6	0.1	30	0.4	53	0.7	21	0.3	89	1.1
	（小計）	7,944	6	0.1	30	0.4	53	0.7	21	0.3	89	1.1
東部	沼津市	70,727	862	1.2	1,917	2.7	1,702	2.4	1,821	2.6	4,481	6.3
	熱海市	17,257	376	2.2	988	5.7	1,093	6.3	870	5.0	2,457	14.2
	三島市	41,497	1,193	2.9	3,278	7.9	3,757	9.1	2,832	6.8	8,228	19.8
	伊東市	31,301	390	1.2	1,089	3.5	1,342	4.3	934	3.0	2,821	9.0
	富士市	84,058	229	0.3	485	0.6	251	0.3	471	0.6	964	1.1
	御殿場市	24,474	234	1.0	835	3.4	1,608	6.6	651	2.7	2,677	10.9
	裾野市	18,724	91	0.5	252	1.3	631	3.4	217	1.2	974	5.2
	伊豆市	21,453	65	0.3	230	1.1	493	2.3	181	0.8	789	3.7
	伊豆の国市	25,025	975	3.9	2,317	9.3	2,105	8.4	2,134	8.5	5,398	21.6
	函南町	16,158	615	3.8	1,535	9.5	1,393	8.6	1,383	8.6	3,543	21.9
	清水町	10,423	273	2.6	758	7.3	846	8.1	651	6.2	1,876	18.0
	長泉町	10,941	38	0.3	115	1.1	290	2.7	95	0.9	443	4.0
	小山町	8,790	115	1.3	397	4.5	620	7.1	314	3.6	1,132	12.9
	（小計）	380,828	5,456	1.4	14,196	3.7	16,131	4.2	12,554	3.3	35,783	9.4

※端数処理により、合計値が一致しない箇所がある。

人的被害〔5時〕(神奈川県西部の地震)

市町村名		建物被害			津波			山･崖崩れ		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		117	219	1,927	0	0	0	96	159	373
賀茂	東伊豆町	1	1	4				1	1	2
	(小計)	1	1	4	0	0	0	1	1	2
東部	沼津市	8	23	207				3	6	14
	熱海市	16	26	222				68	115	275
	三島市	24	49	438				1	1	3
	伊東市	10	17	154				11	18	43
	富士市	3	4	33						
	御殿場市	11	26	236						
	裾野市	2	6	51						
	伊豆市	4	5	30				4	5	10
	伊豆の国市	16	22	191				3	5	11
	函南町	9	16	143				1	2	4
	清水町	6	11	104				1	1	1
	長泉町	2	4	31				1	1	1
	小山町	5	9	83				2	4	9
	(小計)	116	218	1,923	0	0	0	95	158	371

市町村名		火災			その他			合　計		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
県合計		4	4	0	45	1,888	5,094	264	2,295	7,460
賀茂	東伊豆町							4	27	72
	(小計)	0	0	0	0	0	0	4	27	72
東部	沼津市	1	1		5	373	1,009	17	403	1,230
	熱海市	1	1		4	145	388	89	287	885
	三島市	1	1		5	242	664	31	293	1,105
	伊東市				5	158	432	26	193	629
	富士市	1	1		4	262	706	8	267	739
	御殿場市				5	192	524	16	218	760
	裾野市				3	95	259	5	101	310
	伊豆市				3	58	152	11	68	192
	伊豆の国市				3	106	273	22	133	475
	函南町				3	88	235	13	106	382
	清水町				2	57	152	9	69	257
	長泉町				2	58	152	5	63	184
	小山町				1	54	148	8	67	240
	(小計)	4	4	0	45	1,888	5,094	260	2,268	7,388

震度分布図

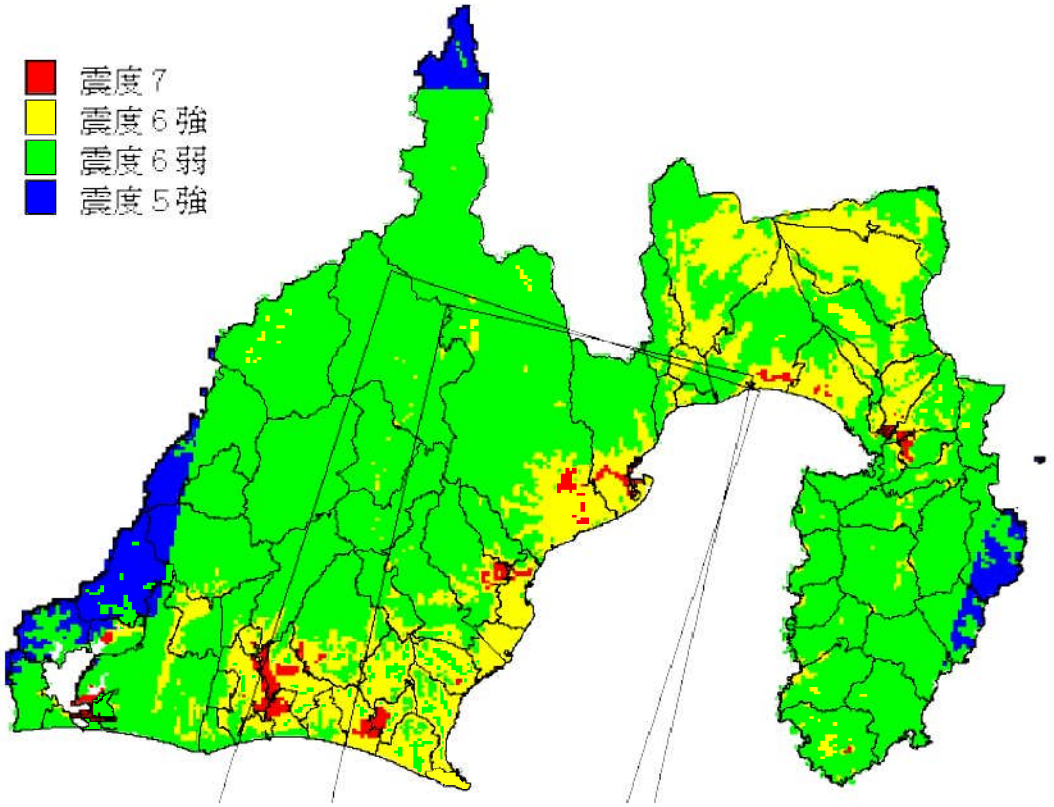

震度分布図（東海地震）

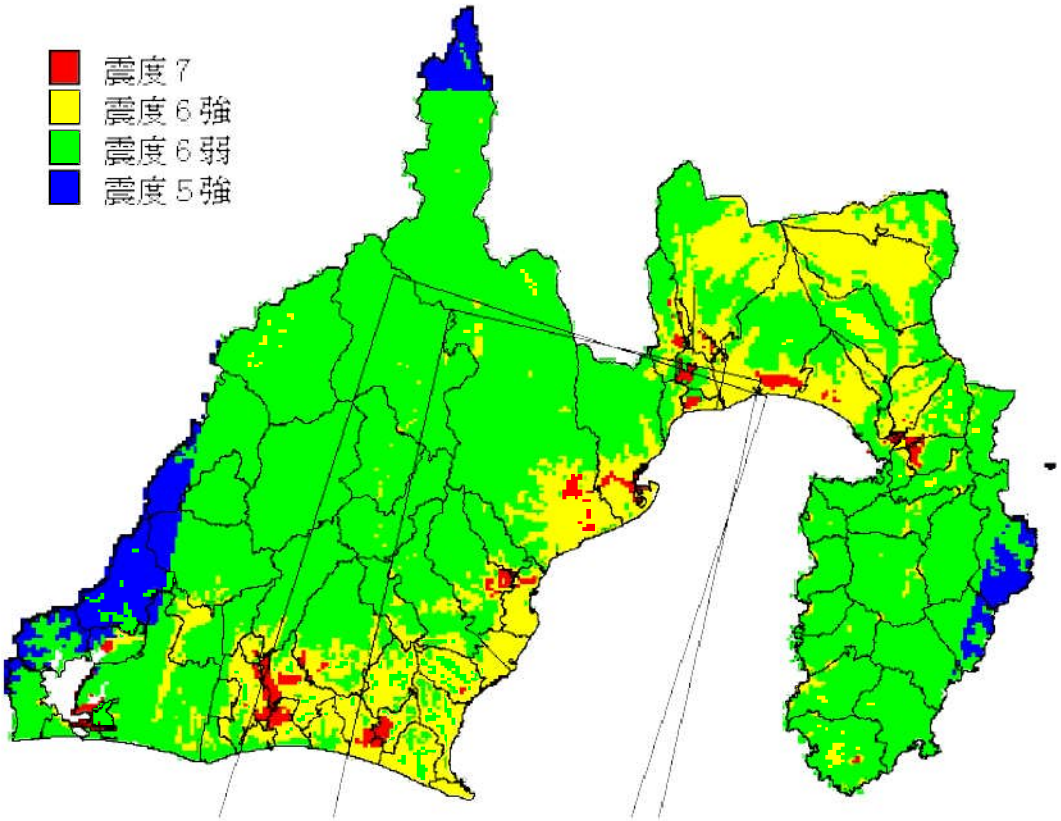

震度分布図（東海地震と富士川河口断層帯の地震が連動）

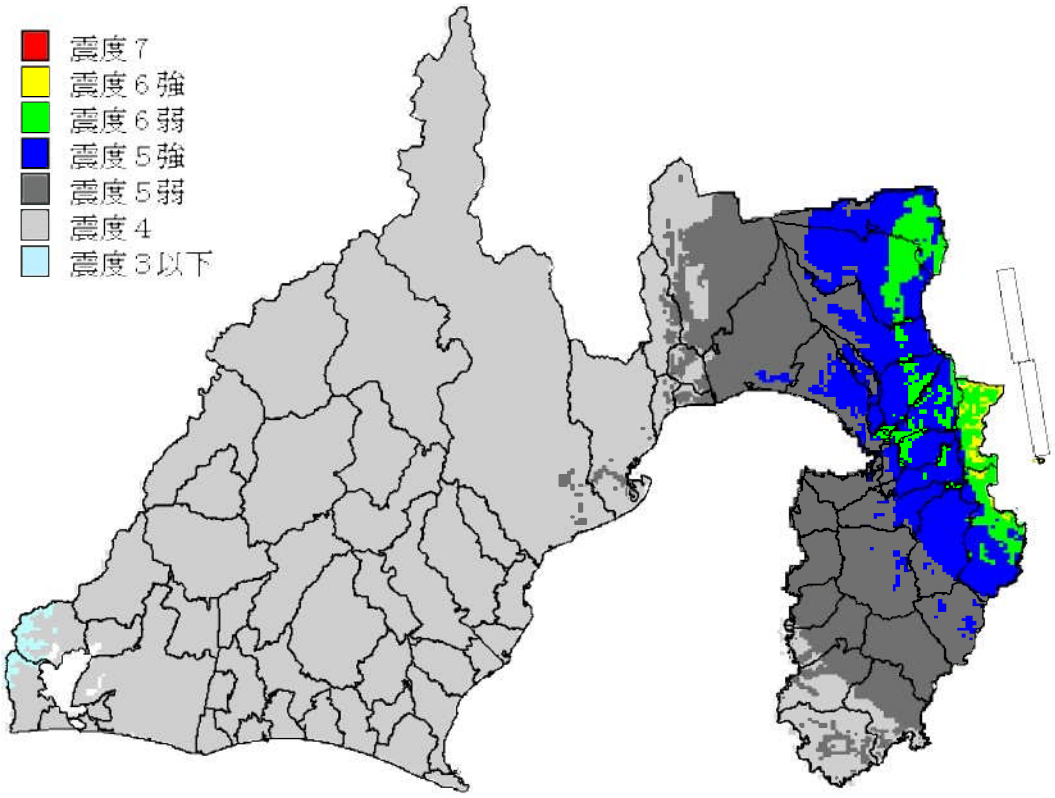

震度分布図（神奈川県西部の地震）

液状化危険度図

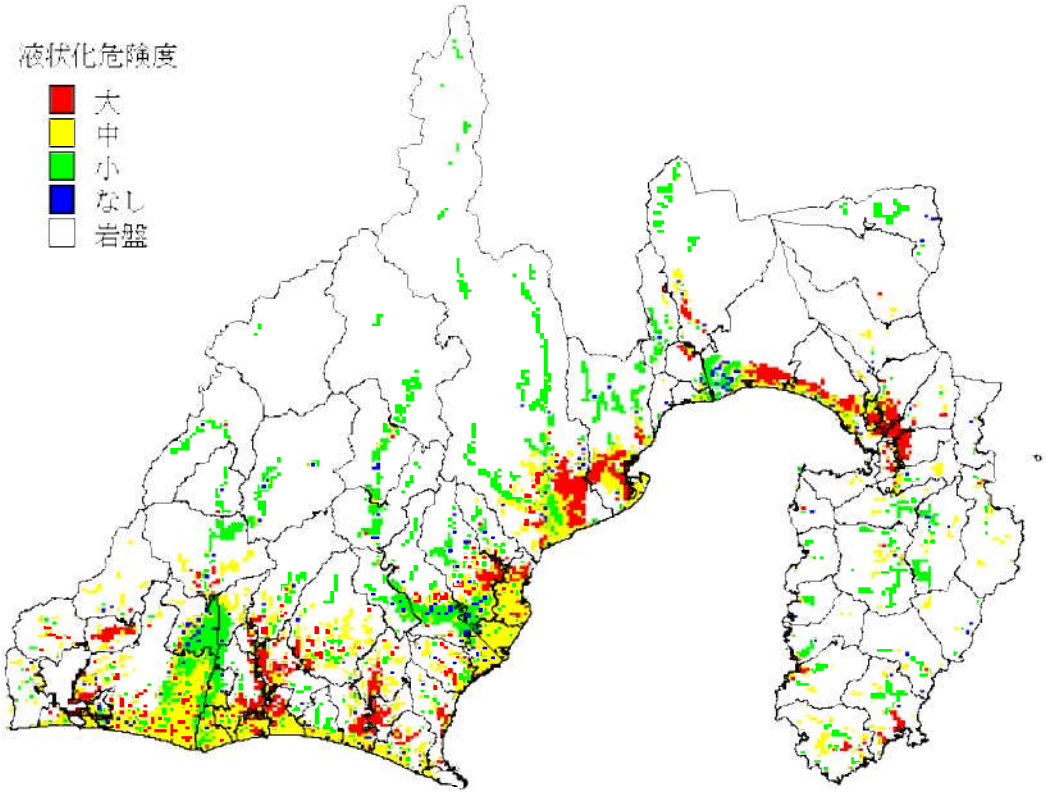

液状化危険度（東海地震）

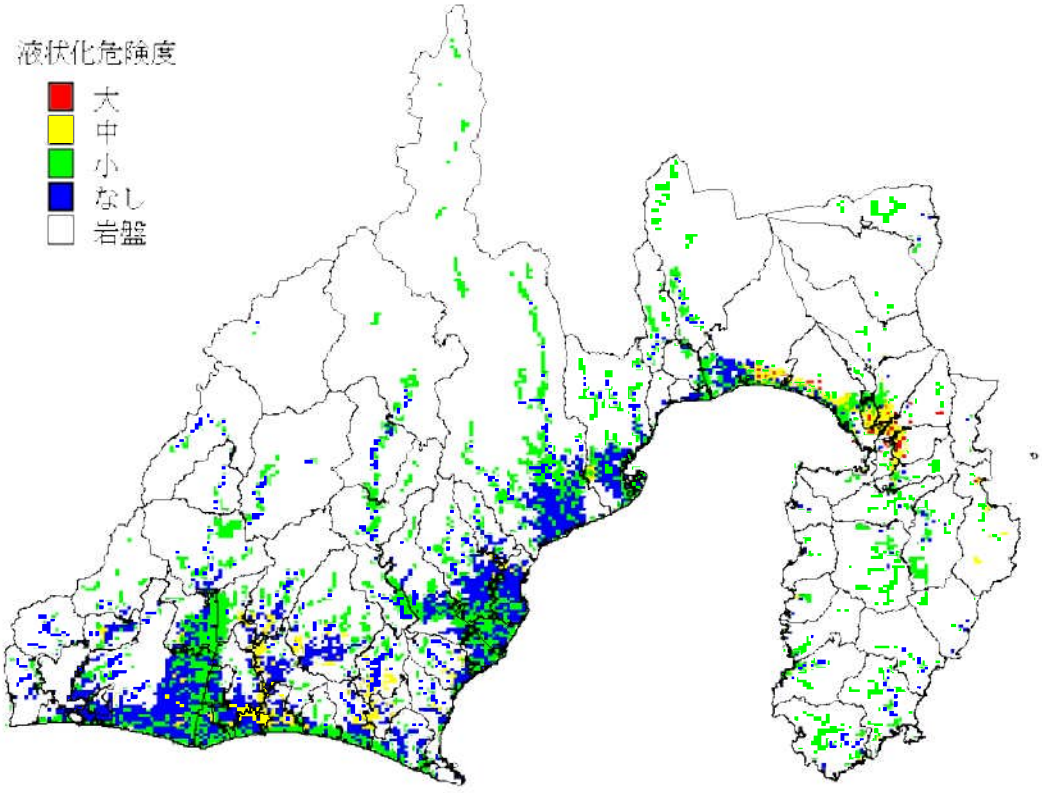

液状化危険度（神奈川県西部の地震）

急傾斜地崩壊危険度、地すべり危険度、大規模崩壊危険度図

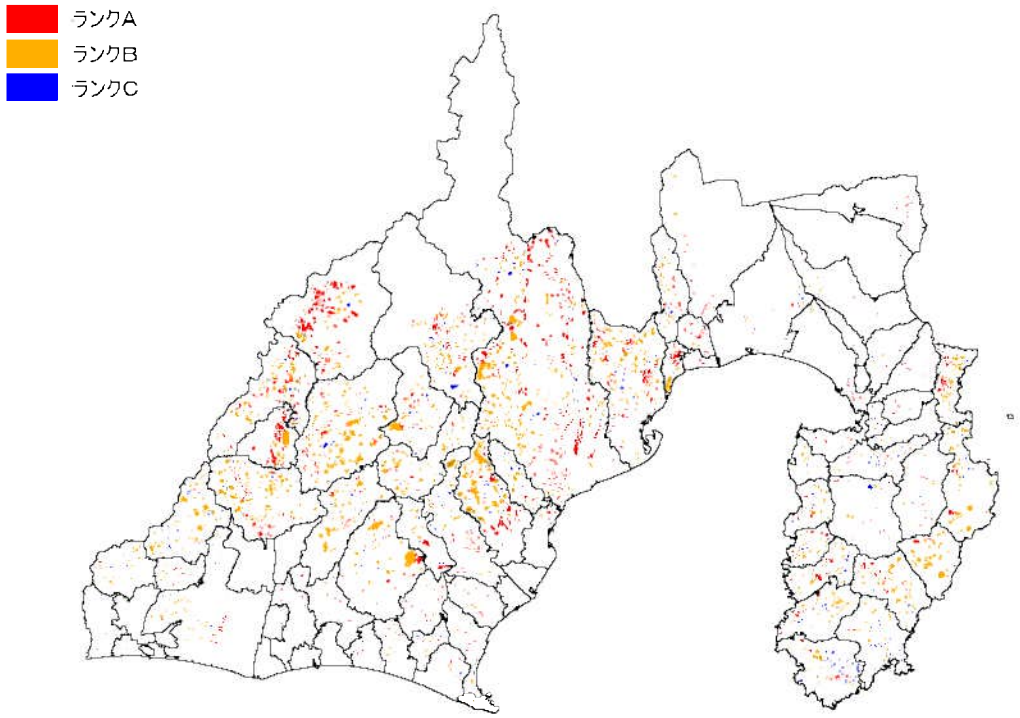

急傾斜地崩壊危険度、地すべり危険度、大規模崩壊危険度の重ね合わせ（東海地震）

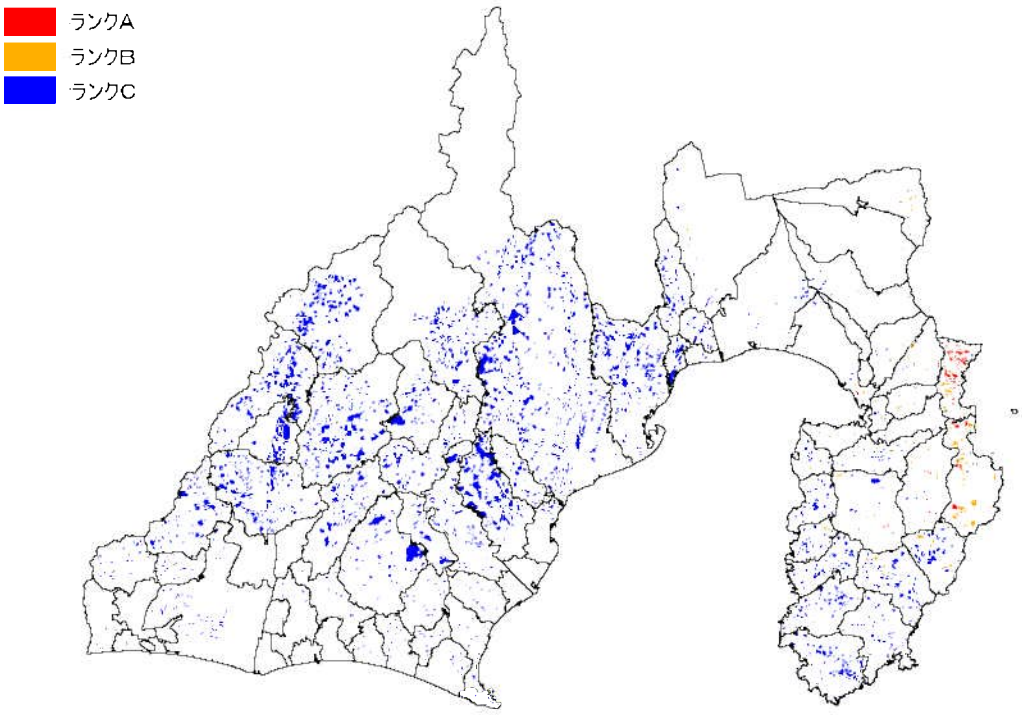

急傾斜地崩壊危険度、地すべり危険度、大規模崩壊危険度の重ね合わせ（神奈川県西部の地震）

地震動･液状化による推定建物被害率図

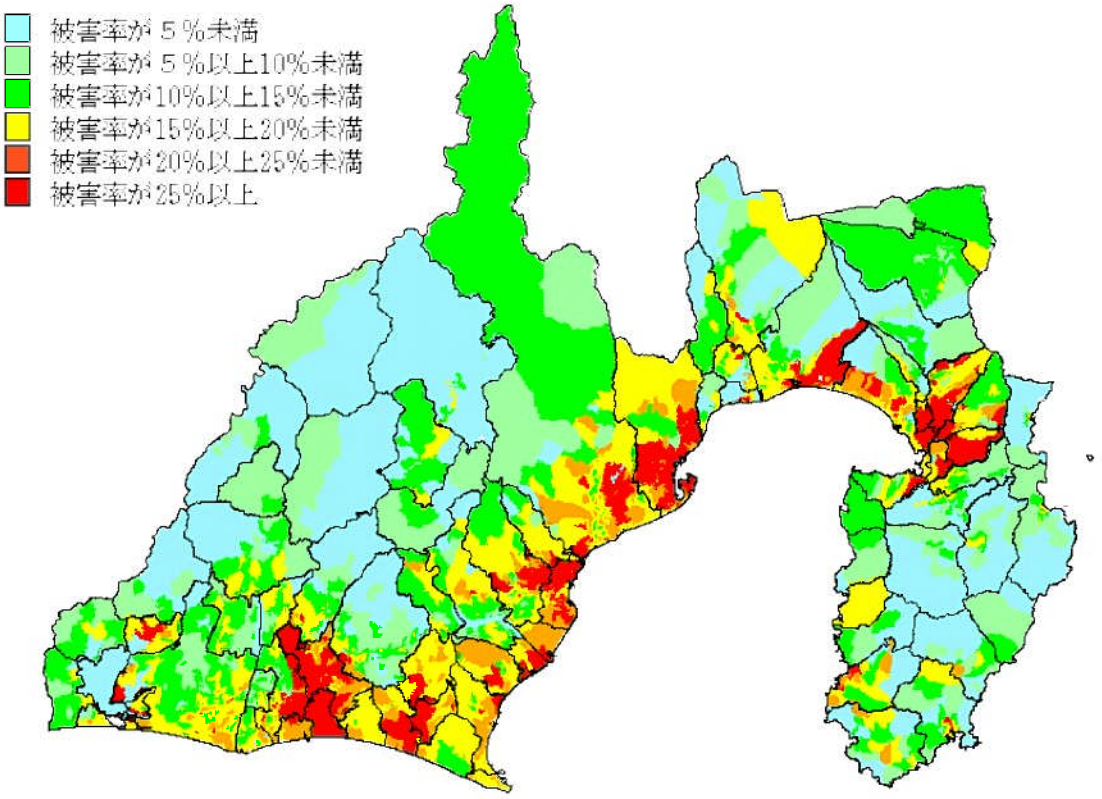

地震動･液状化による推定建物被害率図（東海地震）

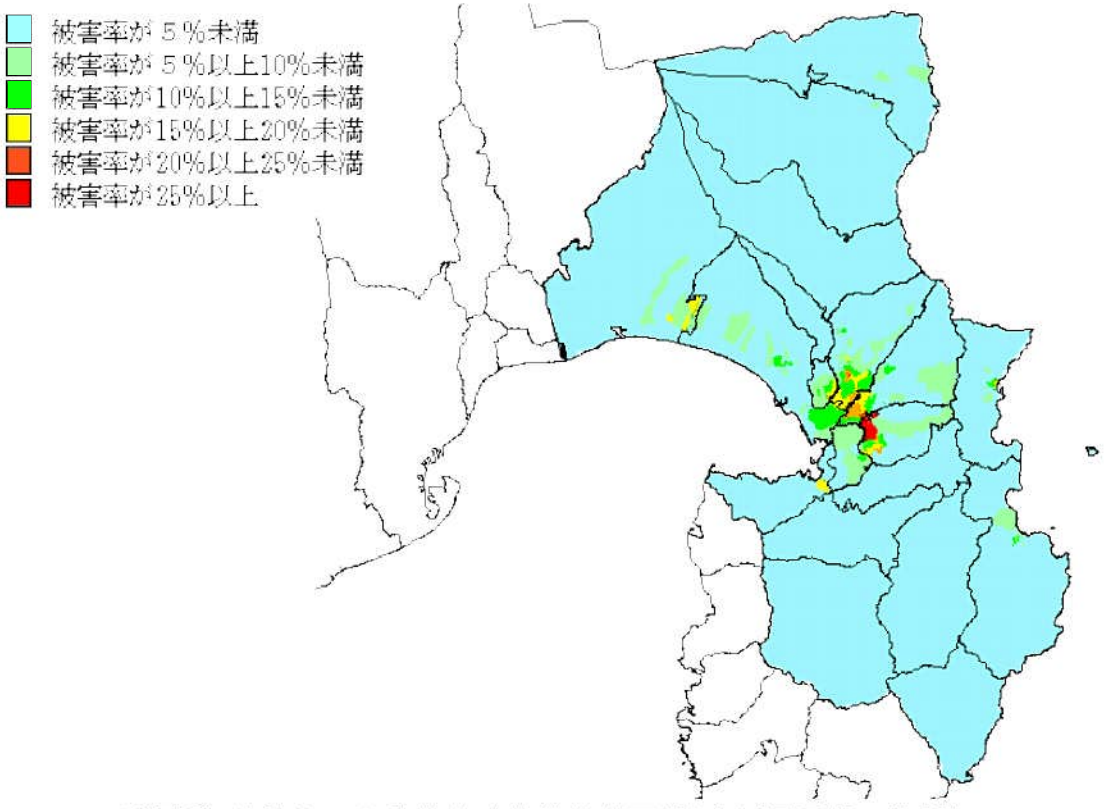

地震動･液状化による推定建物被害率図（神奈川県西部の地震）

※建物被害率＝（大破棟数＋1/2×中破棟数）／総建物棟数

推定火災延焼区域図

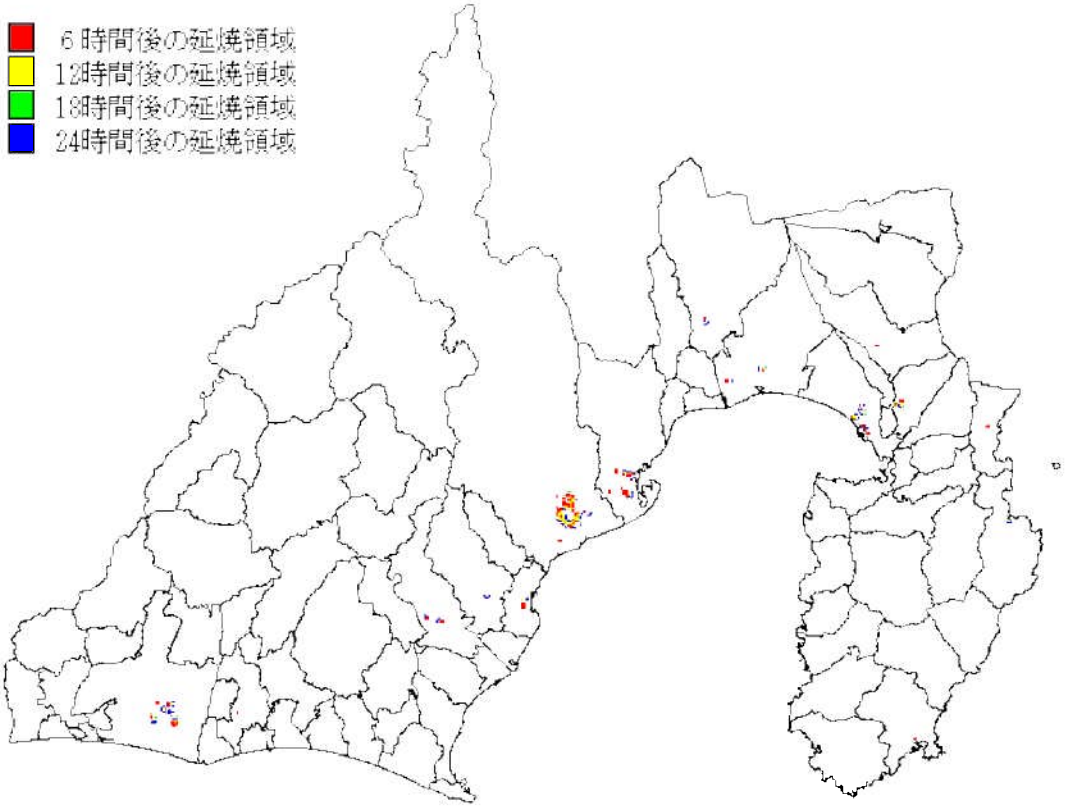

推定火災延焼区域図(東海地震／冬 18 時／予知なし)

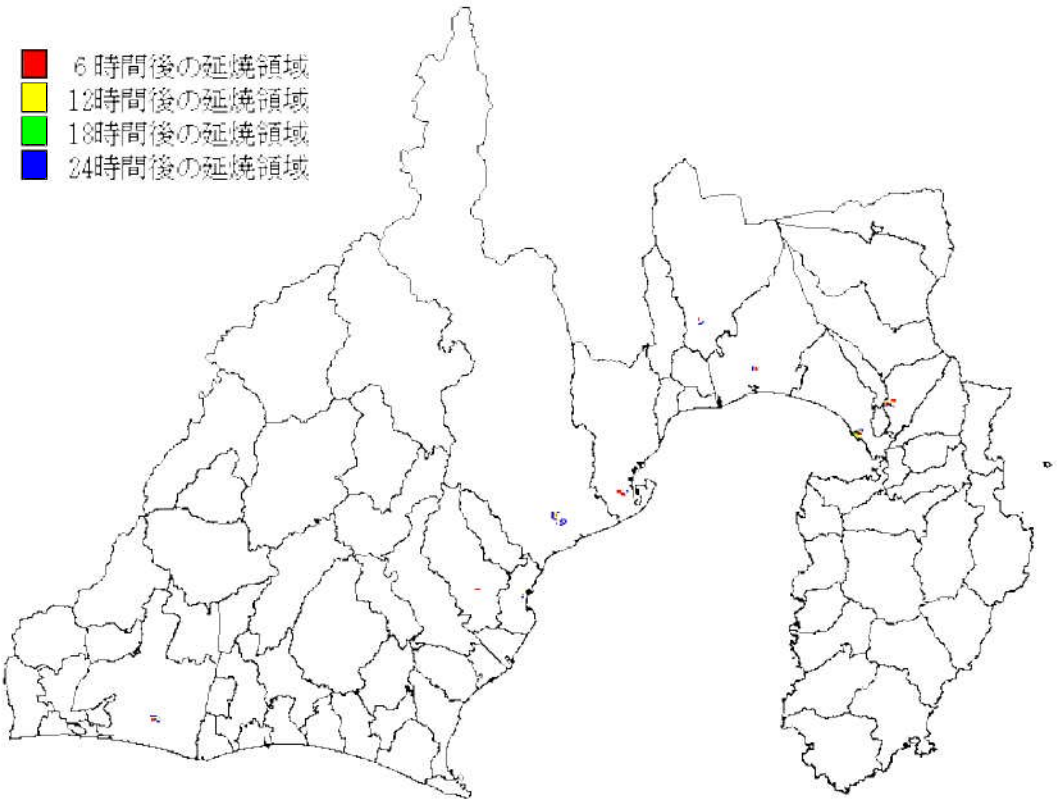

推定火災延焼区域図(東海地震／春秋 12 時／予知なし)

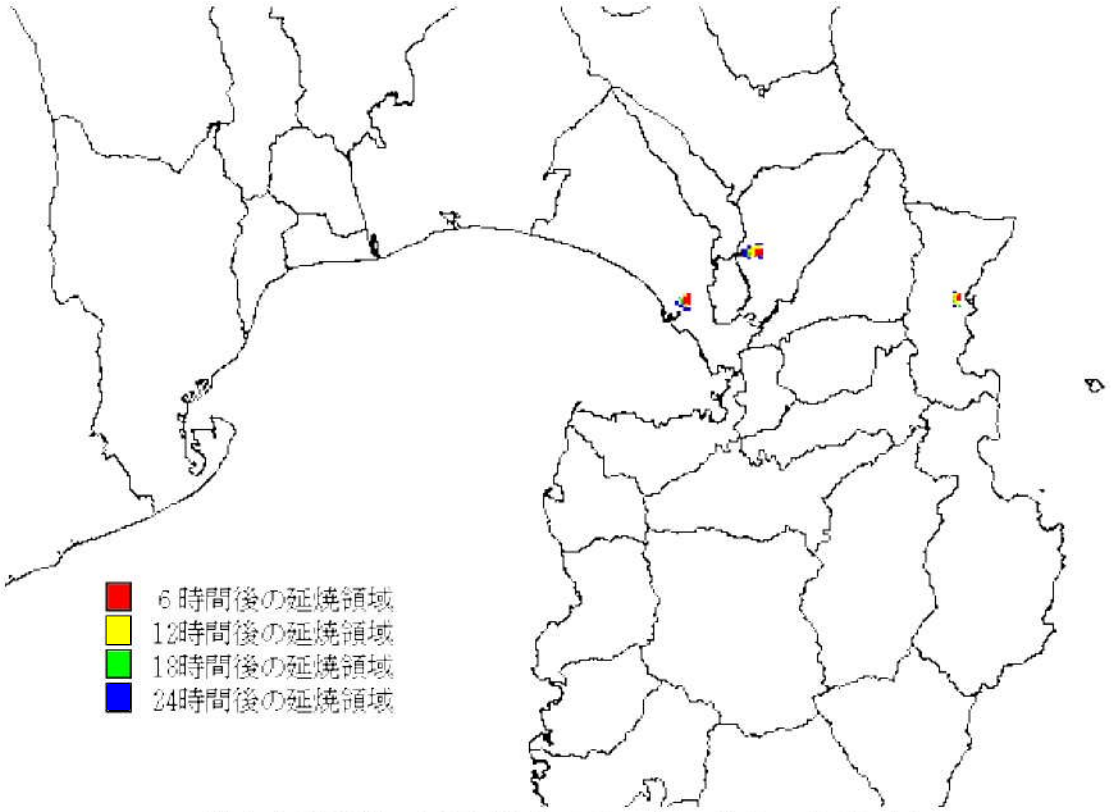

推定火災延焼区域図（神奈川県西部の地震／冬 18 時）

推定火災延焼危険度図

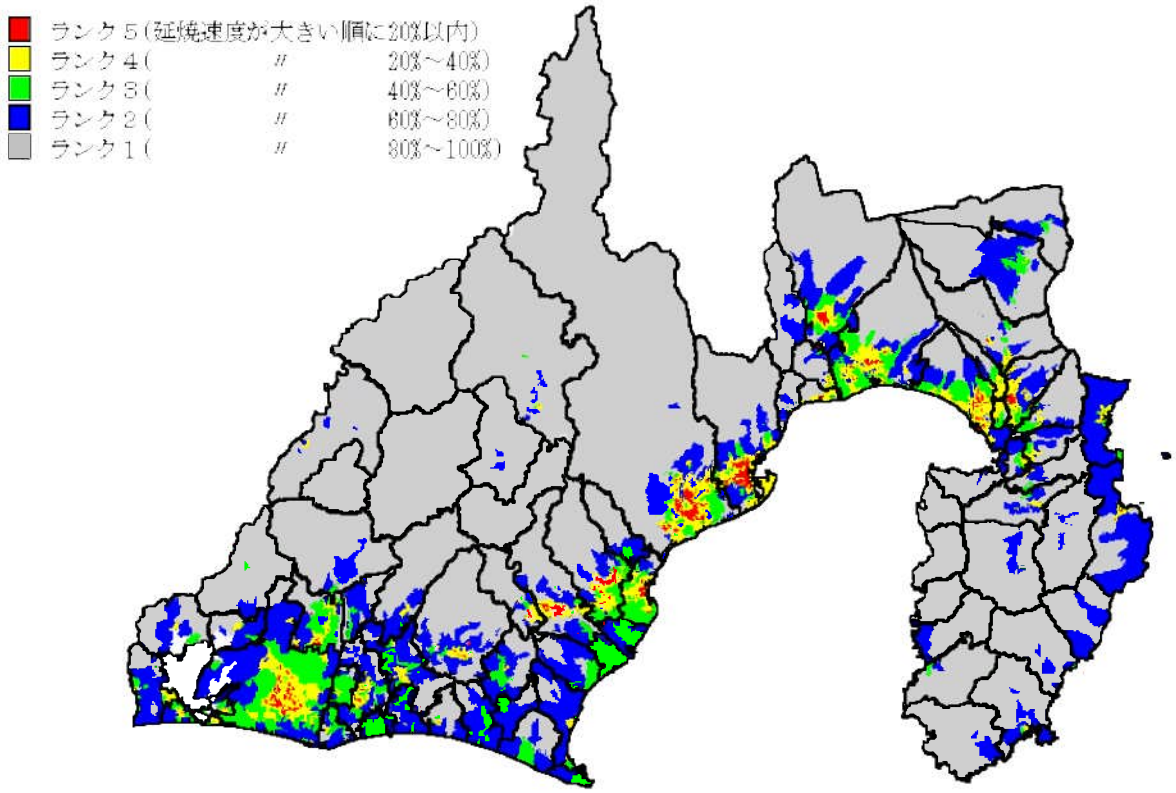

推定火災延焼危険度図

（木造住宅等の密集度等を考慮した潜在的な延焼しやすさ）

推定総建物被害率図

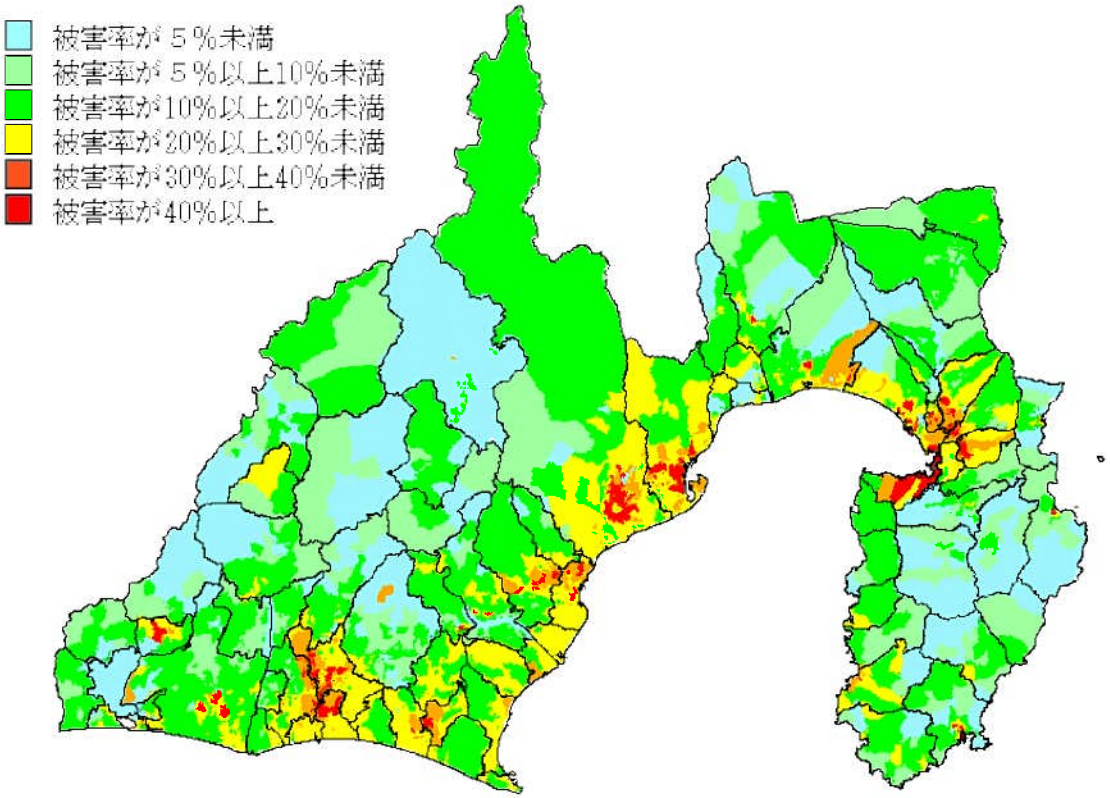

推定総建物被害率図（東海地震／冬 18 時／予知なし）

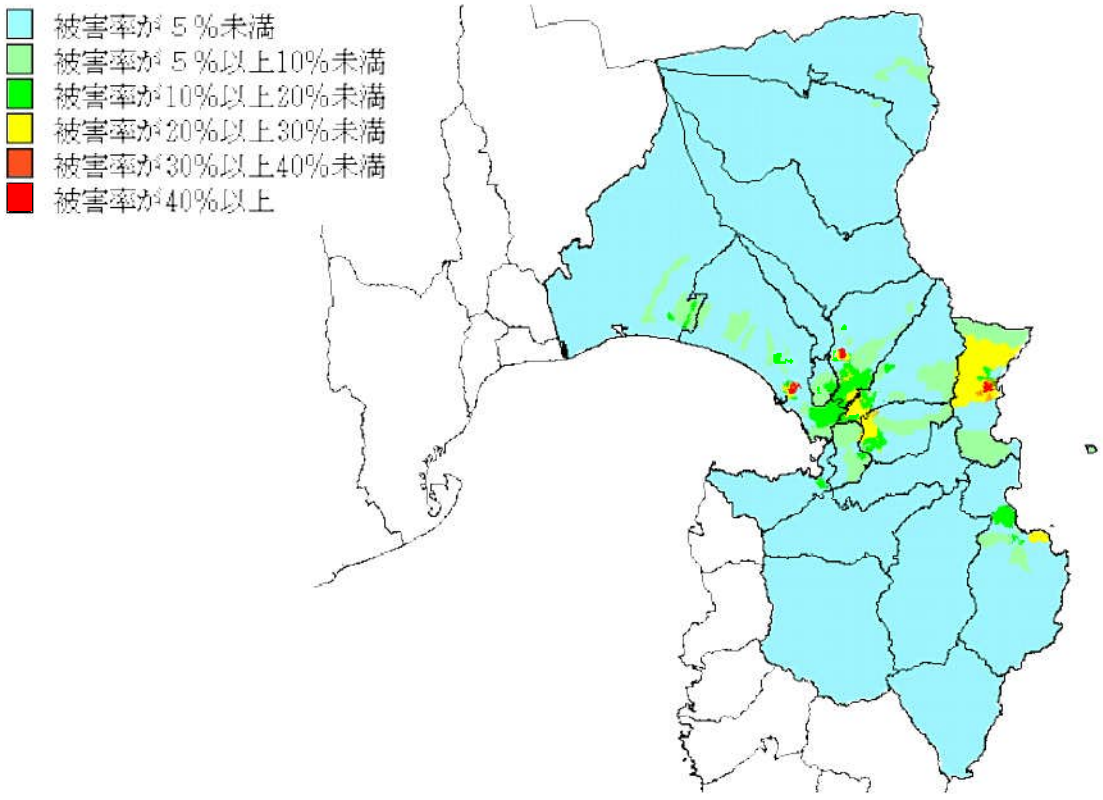

推定総建物被害率図（神奈川県西部の地震／冬 18 時）

※建物被害率＝（大破棟数＋1/2×中破棟数）／総建物棟数

静岡県第３次地震被害想定結果：http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/data/higai/index.htm
推定津波浸水域図：http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/hondana/pdf/186-2002/index.htm

4-1 道路災害防除事業実施箇所数

（中部地方整備局）H23.4.1

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
一般国道	1号	島田市	1	法面対策工
		田方郡函南町	1	土砂流出対策工
	52号	静岡市	1	法面対策工
	246号	駿東郡小山町	1	法面対策工
合計	3路線		4箇所	

（道路保全課）H23.4.1

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
一般国道	135号	河津町	1	法面対策
		東伊豆町	1	法面対策
		伊東市	1	法面対策
		熱海市	1	法面対策
	136号	松崎町	1	法面対策
		伊豆市	1	法面対策
	150号	牧之原市	1	法面対策
小計	3路線		1箇所	

道路種別	路線名	市町	1	事業概要
主要地方道	下田石廊松崎線	南伊豆町	1	法面対策
	伊東西伊豆線	西伊豆町	2	法面対策
	熱海箱根峠線	函南町	3	法面対策
	沼津土肥線	沼津市	17	法面対策
	伊東大仁線	伊豆の国市	0	法面対策
		伊東市	箇所数	法面対策
	藤枝黒俣線	藤枝市	1	法面対策
	島田川根線	島田市	1	法面対策
	川根寸又峡線	川根本町	2	法面対策
	袋井春野線	森町	1	法面対策
	焼津森線	島田市	1	法面対策
		掛川市	1	法面対策
	掛川川根線	掛川市	1	法面対策
小計	11路線		2箇所	

道路種別	路線名	市町	1	事業概要
一般県道	南伊豆松崎線	南伊豆町	12	法面対策
	湯ヶ野松崎線	松崎町	40	法面対策
	仁科峠宇久須線	西伊豆町	0	法面対策
	十国峠伊豆山線	熱海市	0	法面対策
	伊東川奈八幡野線	伊東市	0	法面対策
	富士停車場線	富士市	0	冠水対策
	富士公園太郎坊線	富士宮市	0	法面対策
	静岡焼津線	焼津市	0	法面対策
	浜岡菊川線	御前崎市	0	法面対策
	浜松袋井線	磐田市	0	法面対策
小計	10路線		0箇所	
合計	24路線		0箇所	

4-2-1 砂防指定地一覧表

（県砂防課） H23.4.1

土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)	土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)
下田土木	下田市	28	104.86	袋井土木	御前崎市	13	61.55
	東伊豆町	30	313.35		磐田市	5	28.07
	河津町	27	97.40		掛川市	50	901.40
	南伊豆町	13	44.71		袋井市	16	65.56
	松崎町	19	103.45		菊川市	3	5.63
	西伊豆町	40	94.51		森町	32	144.81
	小 計	157	758.28		小 計	119	1,207.02
熱海土木	熱海市	48	48.56	浜松土木	浜松市(1)	200	1,201.74
	伊東市	53	241.32		浜松市(2)	49	244.57
	小 計	101	289.88		浜松市計	249	1,446.31
沼津土木	沼津市	45	239.13		湖西市	7	30.47
	三島市	10	53.19		小 計	256	1,476.78
	御殿場市	19	104.65	合 計		1,588	56,915.19
	裾野市	29	199.04				
	伊豆市	175	1,071.52	※浜松市（1）は浜松土木天竜支局管内、			
	伊豆の国市	11	105.81	浜松市（2）は浜松土木天竜支局管内以外			
	函南町	9	45.27				
	清水町	1	0.74				
	長泉町	8	42.54				
	小山町	51	118.87				
	小 計	358	1,980.76				
富士土木	富士宮市	82	1,052.64				
	富士市	66	228.32				
	小 計	148	1,280.96				
静岡土木	静岡市	255	40,368.39				
	小 計	255	40,368.39				
島田土木	島田市	66	3,061.08				
	焼津市	12	605.85				
	藤枝市	55	5,606.76				
	川根本町	24	196.69				
	牧之原市	37	82.74				
	吉田町						
	小 計	194	9,553.12				

4-2-2 地すべり防止区域一覧表

（県砂防課） H24.4.1

事務所名	市町名	国土交通省所管		農林水産省所管		林野庁所管	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
下田土木 賀茂農林	下田市						
	東伊豆町	1	5.35			1	37.33
	河津町	2	26.75	1	22.51		
	南伊豆町	1	19.60	2	38.60		
	松崎町	1	70.77				
	西伊豆町					1	15.85
	小計	5	122.47	3	61.11	2	53.18
熱海土木 沼津土木 東部農林	熱海市						
	伊東市	1	5.14				
	沼津市						
	三島市						
	御殿場市						
	裾野市						
	伊豆市	1	5.95	1	12.82	1	7.95
	伊豆の国市					1	14.74
	函南町						
	清水町						
	長泉町						
	小山町						
	小計	2	11.09	1	12.82	2	22.69
富士土木 富士農林	富士宮市						
	富士市	1	5.93				
	小計	1	5.93				
静岡土木 中部農林	静岡市	6	311.26	8	207.60	7	535.86
	小計	6	311.26	8	207.60	7	535.86
島田土木 志太榛原農林	島田市	7	98.20	8	761.23	5	171.49
	焼津市	1	6.52	1	21.20		
	藤枝市	8	111.46	1	13.05	4	114.56
	川根本町					6	316.67
	牧之原市	3	25.60	2	35.00		
	吉田町						
	小計	19	241.78	12	830.48	15	602.72
袋井土木 中遠農林	御前崎市						
	磐田市						
	掛川市	7	312.89	2	42.84	4	164.78
	袋井市						
	菊川市	1	7.69	3	95.40		
	森町	2	38.00			5	151.40
	小計	10	358.58	5	138.24	9	316.18
浜松土木 西部農林	浜松市(1)	24	682.88	18	608.83	13	417.99
	浜松市(2)	4	81.04	13	601.90	1	5.08
	浜松市計	28	763.92	31	1210.73	14	423.07
	湖西市						
	小計	28	763.92	31	1210.73	14	423.07
合　計		71	1815.03	60	2460.98	49	1953.70

※浜松市（1）は浜松土木天竜支局管内、浜松市（2）は浜松土木天竜支局管内以外

4-2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

（県砂防課） H23.4.1

土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)	土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)
下田土木	下田市	30	20.34	袋井土木	御前崎市	18	33.70
	東伊豆町	8	7.39		磐田市	4	6.25
	河津町	13	20.19		掛川市	26	26.58
	南伊豆町	39	34.14		袋井市	10	9.78
	松崎町	27	25.20		菊川市	34	40.59
	西伊豆町	19	19.04		森町	3	2.77
	小　計	136	126.29		小　計	95	119.67
熱海土木	熱海市	15	5.50	浜松土木	浜松市(1)	81	101.56
	伊東市	26	14.63		浜松市(2)	66	78.10
	小　計	41	20.13		浜松市計	147	179.65
沼津土木	沼津市	71	42.24		湖西市	9	7.14
	三島市	16	3.94		小　計	156	186.80
	御殿場市			合　計		1,166	1,193.37
	裾野市	6	2.43	※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、			
	伊豆市	44	55.14	浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外			
	伊豆の国市	29	29.67				
	函南町	7	3.74				
	清水町	1	0.65				
	長泉町	3	1.72				
	小山町	18	9.96				
	小　計	195	149.49				
富士土木	富士宮市	23	32.34				
	富士市	30	14.15				
	小　計	53	46.49				
静岡土木	静岡市	300	318.02				
	小　計	300	318.02				
島田土木	島田市	69	80.06				
	焼津市	20	24.50				
	藤枝市	62	73.09				
	川根本町	13	18.15				
	牧之原市	24	25.55				
	吉田町	2	5.13				
	小　計	190	226.48				

4-2-4 災害危険区域指定状況一覧表

（県建築安全推進課）H23.4.1

地域		箇所数	面積	地域		箇所数	面積
土木	市町名		(ha)	土木	市町名		(ha)
下田	下田市	31（ 2）	21.8（ 2.2）	島田	島田市	89（ 20）	101.7（ 21.6）
	東伊豆町	9（ 1）	7.8（ 0.4）		焼津市	27（ 7）	30.6（ 6.1）
	河津町	18（ 5）	27.1（ 6.9）		藤枝市	75（ 15）	80.6（ 9.2）
	南伊豆町	43（ 4）	39.1（ 5.0）		川根本町	13（ － ）	18.1（ － ）
	松崎町	24（ － ）	23.2（ － ）		牧之原市	30（ 6）	36.2（ 10.7）
	西伊豆町	20（ 1）	19.5（ 0.5）		吉田町	3（ 1）	5.2（ 0.1）
小　計		145（ 13）	138.5（ 15.0）	小　計		237（ 49）	272.4（ 47.7）
熱海	熱海市	17（ 3）	8.3（ 3.2）	袋井	御前崎市	30（ 12）	55.0（ 21.3）
	伊東市	28（ 2）	15.9（ 1.3）		磐田市	7（ 3）	10.7（ 4.4）
小　計		45（ 5）	24.2（ 4.5）		掛川市	29（ 6）	26.4（ 2.8）
沼津	沼津市	74（ 3）	42.9（ 0.7）		袋井市	12（ 2）	10.3（ 0.5）
	三島市	16（ － ）	3.9（ － ）		菊川市	36（ 2）	41.2（ 0.6）
	御殿場市	－（ － ）	－（ － ）		森町	3（ － ）	2.8（ － ）
	裾野市	6（ － ）	2.4（ － ）	小　計		117（ 25）	146.4（ 29.6）
	伊豆の国市	34（ 6）	33.4（ 4.9）	天竜	浜松市(1)	87（ 7）	104.7（ 4.7）
	伊豆市	46（ 3）	55.2（ 1.8）	小　計		87（ 7）	104.7（ 4.7）
	函南町	7（ － ）	3.7（ － ）	浜松	浜松市(2)	84（ 18）	90.2（ 12.1）
	清水町	1（ － ）	0.7（ － ）		湖西市	9（ － ）	7.2（ － ）
	長泉町	3（ － ）	1.7（ － ）	小　計		93（ 18）	97.4（ 12.1）
	小山町	18（ － ）	10.0（ － ）	合　計		1,293（ 142）	1,313.4（ 134.3）
小　計		205（ 12）	153.9（ 7.4）				
富士	富士宮市	24（ 2）	34.0（ 2.6）				
	富士市	33（ 3）	20.1（ 5.9）				
小　計		57（ 5）	54.1（ 8.5）				
静岡	静岡市	307（ 8）	321.8（ 4.8）				
小　計		307（ 8）	321.8（ 4.8）				

注　1）（ ）書きは、条例第3条第1項第2号区域の内数を表す。
　　2）端数処理の関係で、小数第1位の数値がデータの計と必ずしも一致しない。

4-2-5 宅地造成工事規制区域一覧表

（県建築安全推進課）H23.4.1
（単位：km²）

市町名	指 定 年 月 日	指定面積	計
熱海市	S39. 5.14（建設省告示第1339 号）	11.00	43.18
	S41. 6. 8（建設省告示第1793 号）	32.18	
伊東市	S40. 5.29（建設省告示第1418 号）	16.16	116.61
	S46.10.29（建設省告示第1783 号）	100.45	
御殿場市	S45. 9. 1（建設省告示第1330 号）	37.30	37.30
伊豆の国市	S45. 9. 1（建設省告示第1330 号）	25.31	25.31
浜松市	S47. 4.20（建設省告示第 817 号）	32.20	32.20
東伊豆町	S50. 3.31（建設省告示第 624 号）	39.15	39.15
下田市	S59.10.27（建設省告示第1422 号）	41.49	41.49
河津町	S59.10.27（建設省告示第1422 号）	21.81	21.81
南伊豆町	S59.10.27（建設省告示第1422 号）	2.88	2.88
計	9市町		359.93

4-2-6 土石流危険渓流一覧表

（県砂防課） H23.4.1

土木事務所名	市町名	土石流危険渓流等(※)			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
下田土木	下田市	94	138	3	235
	東伊豆町	16	4	3	23
	河津町	53	38	1	92
	南伊豆町	119	114	19	252
	松崎町	71	21		92
	西伊豆町	64	22		86
	小計	417	337	26	780
熱海土木	熱海市	91	7		98
	伊東市	82	14	9	105
	小計	173	21	9	203
沼津土木	沼津市	96	16	4	116
	三島市	15	7	1	23
	御殿場市	8	15	7	30
	裾野市	23	16	5	44
	伊豆市	328	140	12	480
	伊豆の国市	74	24	5	103
	函南町	14	14	4	32
	清水町	2			2
	長泉町	1	1		2
	小山町	35	10	2	47
	小計	596	243	40	879
富士土木	富士宮市	66	35	6	107
	富士市	48	8	1	57
	小計	114	43	7	164
静岡土木	静岡市	540	362	17	919
	小計	540	362	17	919
島田土木	島田市	83	112	3	198
	焼津市	13	10	1	24
	藤枝市	69	126	10	205
	川根本町	23	19		42
	牧之原市	13	29	2	44
	吉田町				
	小計	201	296	16	513

土木事務所名	市町名	土石流危険渓流等(※)			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
袋井土木	御前崎市	1	11		12
	磐田市	20	42	4	66
	掛川市	39	93	2	134
	袋井市	7	24	1	32
	菊川市	9	35		44
	森町	23	35	1	59
	小計	99	240	8	347
浜松土木	浜松市(1)	128	164		292
	浜松市(2)	43	98	7	148
	浜松市計	171	262	7	440
	湖西市		2		2
	小計	171	264	7	442
合　計		2,311	1,806	130	4,247

※浜松市（1）は浜松土木天竜支局管内、
浜松市（2）は浜松土木天竜支局管内以外

※土石流危険渓流等の定義

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流を「土石流危険渓流」とし、このうち、人家が少ないもの、今後予想の下回る推等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたもの）を含めたものが「土石流危険渓流等」である。
土石流危険渓流等は人家、数により以下に区分する。

㋑人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、上会福祉施設等の、災害弱者関連施設がある場合を含む）の渓流……（土石流危険渓流Ⅰ）
㋺人家1～4戸の渓流……（土石流危険渓流Ⅱ）
㋩人家が少ない、今後予想の下回る地等が見込まれる渓流……（ア～ウ以外危険渓流に準ずる渓流Ⅲ）

4-2-7 地すべり危険箇所一覧表

[資料の巻Ⅱ]

（県砂防課） H23.4.1

土木事務所名	市町名	国土交通省所管 要対策箇所数	林野庁所管 要対策箇所数	農村振興局所管 要対策箇所数	合　計
下田土木 賀茂農林	下田市				
	東伊豆町	6	1		7
	河津町	5		1	6
	南伊豆町	1		2	3
	松崎町	1			1
	西伊豆町	1	1		2
	小　計	14	2	3	19
熱海土木 東部農林	熱海市	1			1
	伊東市	2			2
	小　計	3			3
沼津土木 東部農林	沼津市				
	三島市				
	御殿場市				
	裾野市				
	伊豆市	8	4	2	14
	伊豆の国市	1	1		2
	函南町	1			1
	清水町				
	長泉町				
	小山町				
	小　計	10	5	2	17
富士土木 富士農林	富士宮市	1	1		2
	富士市	1		1	2
	小　計	2	1	1	4
静岡土木 中部農林	静岡市	11	20	9	40
	小　計	11	20	9	40
島田土木 志太榛農林	島田市	26	11	9	46
	焼津市	1	1	1	3
	藤枝市	27	8	1	36
	川根本町		8	3	11
	牧之原市	2	1	2	5
	吉田町				
	小　計	56	29	16	101
袋井土木 中遠農林	御前崎市				
	磐田市				
	掛川市	11	8	5	24
	袋井市				
	菊川市		1	3	4
	森町	5	8	3	16
	小　計	16	17	11	44
浜松土木 西部農林	浜松市(1)	66	17	36	119
	浜松市(2)	5	3	13	21
	浜松市計	71	20	49	140
	湖西市				
	小　計	71	20	49	140
合　計		183	94	91	368

※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、
浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外

[資料の巻Ⅱ]

4-2-8 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

（県砂防課） H23.4.1

土木事務所名	市町名	急傾斜地崩壊危険箇所等(※) Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
下田土木	下田市	171	131	9	311
	東伊豆町	41	9	6	56
	河津町	47	52	13	112
	南伊豆町	132	97	16	245
	松崎町	79	49		128
	西伊豆町	75	34	7	116
	小計	545	372	51	968
熱海土木	熱海市	111	45	11	167
	伊東市	117	52	47	216
	小計	228	97	58	383
沼津土木	沼津市	129	34	6	169
	三島市	56	24	2	82
	御殿場市	3	3	1	7
	裾野市	27	8	3	38
	伊豆市	151	170	50	371
	伊豆の国市	87	65	46	198
	函南町	33	35	6	74
	清水町	11	4	1	16
	長泉町	19	8	2	29
	小山町	38	21	2	61
	小計	554	372	119	1,045
富士土木	富士宮市	87	144	44	275
	富士市	59	98	11	168
	小計	146	242	55	443
静岡土木	静岡市	750	838	195	1,783
	小計	750	838	195	1,783
島田土木	島田市	148	281	64	493
	焼津市	28	17	3	48
	藤枝市	165	248	33	446
	川根本町	34	109		143
	牧之原市	57	203	60	320
	吉田町	3	3		6
	小計	435	861	160	1,456
袋井土木	御前崎市	37	225	62	324
	磐田市	39	132	40	211
	掛川市	105	699	77	881
	袋井市	43	159	18	220
	菊川市	93	299	31	423
	森町	28	292	44	364
	小計	345	1,806	272	2,423
浜松土木	浜松市(1)	344	531	23	898
	浜松市(2)	346	664	173	1,183
	浜松市計	690	1,195	196	2,081
	湖西市	56	96	29	181
	小計	746	1,291	225	2,262
合　計		3,749	5,879	1,135	10,763

※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、
浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外

※急傾斜地崩壊危険箇所の定義

傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（一定の要件を満たしたもの）を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所等」とした。

急傾斜地崩壊危険箇所等は人家戸数により以下に区分される。

①人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む）の箇所…………（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）
②人家1～4戸の箇所……………………………（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）
③人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所…（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）

4-2-9 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

（県砂防課） H24.4.1

土木事務所名	市町名	土石流			急傾斜地の崩壊			地すべり		
		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域箇所数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域箇所数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域箇所数
		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)	
下田土木	下田市	235	412.3	165	308	932.1	290			
	東伊豆町	22	126.4	10	55	110.8	54			
	河津町									
	南伊豆町				18	24.7				
	松崎町	94	203.7		127	304.4				
	西伊豆町	87	186.2		124	427.9				
	小計	438	928.6	175	632	1,799.9	344			
熱海土木	熱海市	67	394.0	40	104	196.7	104			
	伊東市	54	259.2	30	99	215.1	99			
	小計	121	653.2	70	203	411.8	203			
沼津土木	沼津市	104	358.1	52	139	315.3	124			
	三島市				30	14.6	29			
	御殿場市									
	裾野市				5	4.4				
	伊豆市	84	423.0	41	72	138.4	37			
	伊豆の国市	100	498.0	62	186	418.8	161			
	函南町	2	4.5		9	8.8	9			
	清水町	2	4.6		5	15.0	5			
	長泉町				3	3.4				
	小山町	47	126.0	12	57	74.6	51			
	小計	339	1,414.2	167	506	993.3	416			
富士土木	富士宮市	47	109.4	25	133	215.8	131			
	富士市	5	16.5	4	95	85.3	85			
	小計	52	125.9	29	228	301.1	216			
静岡土木	静岡市	314	911.7	231	524	1,312.7	482			
	小計	314	911.7	231	524	1,312.7	482			
島田土木	島田市	70	158.7	23	165	337.5	71			
	焼津市	24	64.1	15	41	77.0	28			
	藤枝市	101	253.2	65	205	538.4	205			
	川根本町	42	151.5		131	264.6				
	牧之原市	6	14.8	4	108	102.6	107			
	吉田町									
	小計	243	642.3	107	650	1,320.1	411			
袋井土木	御前崎市	5	12.6	5	110	124.6	109			
	磐田市	8	31.8	4	68	109.8	66			
	掛川市	64	129.8	57	424	356.8	402			
	袋井市	19	52.4	16	101	144.8	93			
	菊川市	24	48.4	21	187	127.7	159			
	森町				3	5.2				
	小計	120	275.0	103	893	868.9	829			
浜松土木	浜松市(1)	252	441.0	67	762	1,898.9	224			
	浜松市(2)	47	96.5	28	366	462.6	306			
	浜松市計	299	538	95	1,128	2,361.5	530			
	湖西市				97	84.6	91			
	小計	299	537.5	95	1,225	2,446.1	621			
合計		1,926	5,488.4	977	4,861	9,453.9	3,522			

※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、浜松(2)は浜松土木天竜支局管内以外

4-3-1 県単独治山事業実施予定箇所表

（県森林保全課）H24. 4. 1

農林事務所	箇所名		
	郡・市	町・村	大字
賀茂	下田市		4丁目
	賀茂郡	河津町	小鍋
	賀茂郡	河津町	大鍋
	賀茂郡	西伊豆町	大沢祢宜畑
	小計		4 箇所
東部	伊豆市		加殿
	伊豆市		大平柿木
	伊豆市		上船原
	沼津市		大平
	伊豆の国市		小坂
	沼津市		上香貫
	伊東市		玖須美元和田
	駿東郡	小山町	生土
	小計		8 箇所
富士	富士宮市		下柚野
	富士市		中里
	小計		2 箇所
中部	静岡市	葵区	諸子沢
	静岡市	清水区	蒲原
	静岡市	清水区	小河内
	静岡市	葵区	崩野
	静岡市	葵区	足久保口組
	静岡市	清水区	三保
	静岡市	駿河区	広野
	静岡市	駿河区	用宗
	小計		8 箇所

農林事務所	箇所名		
	郡・市	町・村	大字
志太榛原	藤枝市		北方
	藤枝市		滝沢
	藤枝市		岡部町内谷
	藤枝市		岡部町岡部
	藤枝市		藤枝
	焼津市		花沢
	焼津市		吉永
	焼津市		石脇下
	牧之原市		静波
	島田市		相賀
	島田市		伊久美
	榛原郡	川根本町	東藤川
	小計		12 箇所
中遠	御前崎市		佐倉
	御前崎市		白羽
	御前崎市		塩原新田
	御前崎市		池新田
	袋井市		湊
	磐田市		鮫島
	磐田市		福田
	磐田市		上野部
	掛川市		家代
	小計		9 箇所
西部（天竜）	浜松市	天竜区	春野町田河内
	浜松市	天竜区	春野町領家
	浜松市	天竜区	龍山町大嶺
	浜松市	天竜区	佐久間町佐久間
	浜松市	天竜区	佐久間町奥領家
	浜松市	天竜区	佐久間町川合
	浜松市	天竜区	懐山
	浜松市	天竜区	水窪町奥領家
	浜松市	天竜区	水窪町地頭方
	小計		9 箇所

農林事務所	箇所名		
	郡・市	町・村	大字
西部	浜松市	北区	堀谷
	湖西市		新居町新居
	浜松市	南区	西島町
	小計		3 箇所
計			55 箇所

4-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表

（県森林保全課）H22.4.1

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
賀茂農林	下田市	132
	東伊豆町	39
	河津町	104
	南伊豆町	95
	松崎町	77
	西伊豆町	92
	小計	539
東部農林	熱海市	49
	伊東市	78
	沼津市	66
	三島市	4
	御殿場市	19
	裾野市	35
	伊豆市	261
	伊豆の国市	30
	函南町	13
	清水町	1
	長泉町	4
	小山町	68
	小計	628

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
富士農林	富士宮市	129
	富士市	61
	小計	190
中部農林	静岡市	951
	小計	951
志太榛原農林	焼津市	25
	藤枝市	357
	島田市	304
	川根本町	144
	牧之原市	68
	吉田町	0
	小計	898

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
中遠農林	磐田市	48
	掛川市	141
	袋井市	11
	御前崎市	8
	菊川市	12
	森町	90
	小計	310
（西部農林（天竜含む））	浜松市	627
	湖西市	0
	小計	627
合計		4,143

（注）個々の箇所については、「山地災害危険地区の再点検調査」（平成18～19年実施）による

4-3-3 山腹崩壊流出危険地区一覧表

（県森林保全課）H24.4.1

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
賀茂農林	下田市	72
	東伊豆町	31
	河津町	71
	南伊豆町	84
	松崎町	88
	西伊豆町	103
	小計	449
東部農林	熱海市	30
	伊東市	27
	沼津市	70
	三島市	12
	御殿場市	0
	裾野市	12
	伊豆市	174
	伊豆の国市	55
	函南町	20
	清水町	8
	長泉町	1
	小山町	29
	小計	438

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
富士農林	富士宮市	92
	富士市	28
	小計	120
中部農林	静岡市	741
	小計	741
志太榛原農林	焼津市	14
	藤枝市	148
	島田市	207
	川根本町	100
	牧之原市	42
	吉田町	0
	小計	511

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
中遠農林	磐田市	19
	掛川市	72
	袋井市	17
	御前崎市	29
	菊川市	31
	森町	91
	小計	259
（西部農林（天竜含む））	浜松市	705
	湖西市	10
	小計	715
合計		3,233

（注）個々の箇所については、「山地災害危険地区の再点検調査」（平成18～19年実施）による

4-4-1 防災ダム設置状況

（県農地保全課） H24.4.1

河川名	地区名	場所	ダムの種類	集水面積 ha	受益面積 ha	堤高 m	堤長 m	貯水量 ㎥	調節量 ㎥	備考
西大谷川	西大谷川	掛川市	アースダム	250	310	15	261	287,994	126,720	昭和33年竣工
東大谷川	東大谷川	〃	〃	200	276	11	181	93,878	68,112	昭和31年竣工
大代川	大代川	島田市大代	コンクリートダム	550	396	43	122	615,000	615,000	昭和43年竣工
原野谷川	原野谷川	掛川市舟間	〃	1,787	658	31	90	1,207,000	1,207,000	昭和45年竣工
富士川	大倉川	富士宮市半野	ロックフィルムダム	1,530	325	45	152	2,050,000	2,050,000	昭和55年竣工
都田川	都田川	浜松市天竜区引佐町	〃	5,600	672	55	170	10,340,000	5,460,000	昭和62年竣工

4-4-2 農地用ため池現況

（県農地保全課） H24.4.1

農林事務所	市町名	ため池箇所数	農林事務所	市町名	ため池箇所数	農林事務所	市町名	ため池箇所数
賀茂農林	東伊豆町	1	富士農林	富士宮市	6	中遠農林	磐田市	7
	松崎町	1		富士市	1		掛川市	242
	小計	2		小計	7		袋井市	53
東部農林事務所	沼津市	2	中部農林	静岡市	11		御前崎市	48
	三島市	1					菊川市	96
	御殿場市	7		小計	11		森 町	20
	裾野市	4	志太榛原農林	島田市	11		小計	466
	伊豆市	4		藤枝市	9	西部農林	浜松市	37
	伊豆の国市	11		牧之原市	83		湖西市	25
	函南町	4		小計	103		小計	62
	小山町	4				合 計		689
	清水町	1						
	小計	38						

（注）個々の箇所については、平成23年４月時点の「ため池防災データベース」（農地保全課）による

4-4-3 ため池等整備事業実施地区（ため池）

（県農地保全課） H24.4.1

地区名	所在地	受益面積（ha）	事業内容	事業費（千円）
二 つ 池	掛川市	2.3	堤体補強工１式	89,000
豆川池	湖西市	7.0	堤体補強工１式	160,000
計	2地区	9.3		249,000

4-4-4 農地保全事業実施状況

（県農地保全課）H24.4.1

地区名	所在地	受益面積（ha）	事業量（m）	事業費（千円）
村山3期	富士宮市	129	水路工7,294m	517,000

4-4-5 たん水防除事業実施状況

（県農地保全課） H24.4.1

地区名	所在地	受益面積（ha）	事業量		事業費（千円）	備考
			機場工（箇所）	水路工（m）		
江尾江川	富士市	108	2	調節池2箇所	1,677,000	
沼津西部2期	沼津市	107	1	700m	537,000	
坂口谷川南部	牧之原市	32	1		528,000	
和田南部	牧之原市	44	1		506,000	
毘沙門2期	伊豆の国市	80	1		1,172,000	
磐田3期	磐田市	357		調節池1箇所	860,000	
計	6地区	728	6	700	5,280,000	

5-1-1 静岡県内における地震・火山予知観測施設一覧

（県危機情報課）

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

観測機関	観測項目	施設数	テレメータ化されているもの	
				気象庁へﾃﾞｰﾀ配信
気象庁	地震	28	28	28
	歪	20	20	20
	傾斜	2	2	2
	検潮	5	5	5
	GPS	5	5	5
	伸縮	1	0	0
防災科学研究所	歪	3	3	1
	地震	52	52	52
	傾斜	29	29	29
	地磁気	1	1	0
	GPS	2	2	0
国土地理院	歪	1	1	0
	地震	1	1	0
	傾斜	3	3	2
	検潮	4	4	3
	重力	1	1	0
	GPS	111	111	0
	全磁力	2	2	0
	レーザー	2	2	0
産業技術総合研究所	歪	1	1	1
	地震	2	2	1
	地下水位	13	13	12
	地下水	9	9	4
	ラドン	2	2	0
	伸縮	2	2	0
	GPS	8	6	0
	水温	1	1	0
海上保安庁	GPS	1	1	0
	海底地殻変動	2	0	0
東京大学大学院理学系研究所	溶存ガス	1	1	0
	地下水	1	1	0
	ラドン	2	2	0
東京大学地震研究所	歪	4	4	2
	地震	23	23	12
	傾斜	5	5	2
	地電位	2	1	0
	地磁気	22	16	0
	GPS	64	9	0
	レーザー	5	3	0
	地中温度	1	1	0
名古屋大学	歪	1	1	0
	地震	3	3	1
	傾斜	2	2	0
	地電位	3	3	0
	地下水	1	1	0
	伸縮	1	1	0
静岡大学	GPS	1	0	0
	レーザー	1	0	0
東海大学地震予知研究センター	地電位	6	6	0
	地磁気	5	5	0
	電磁波	1	1	0
	GPS	2	2	0
神奈川県温泉地学研究所	地震	1	1	0
	傾斜	1	1	0
静岡県	歪	2	2	2
	傾斜	2	2	0
	地下水位	2	2	0
	地震	6	6	0
計		485	414	184

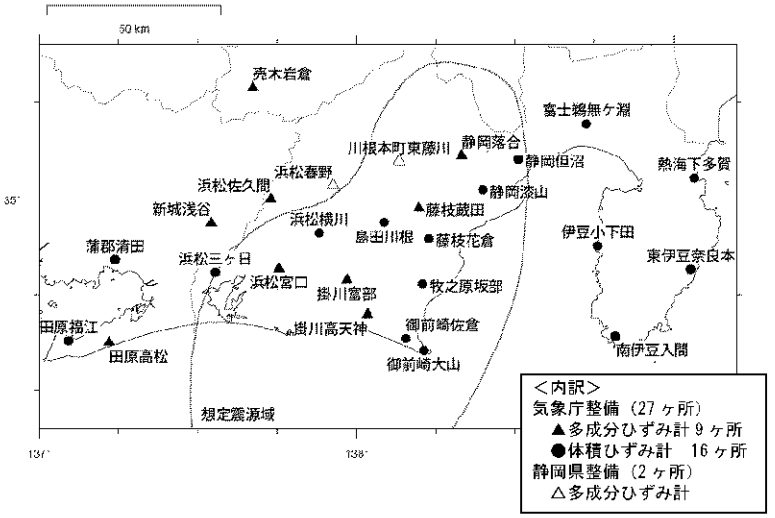

5-1-2 静岡県内計測震度計整備状況

（県危機情報課） H24.4.1

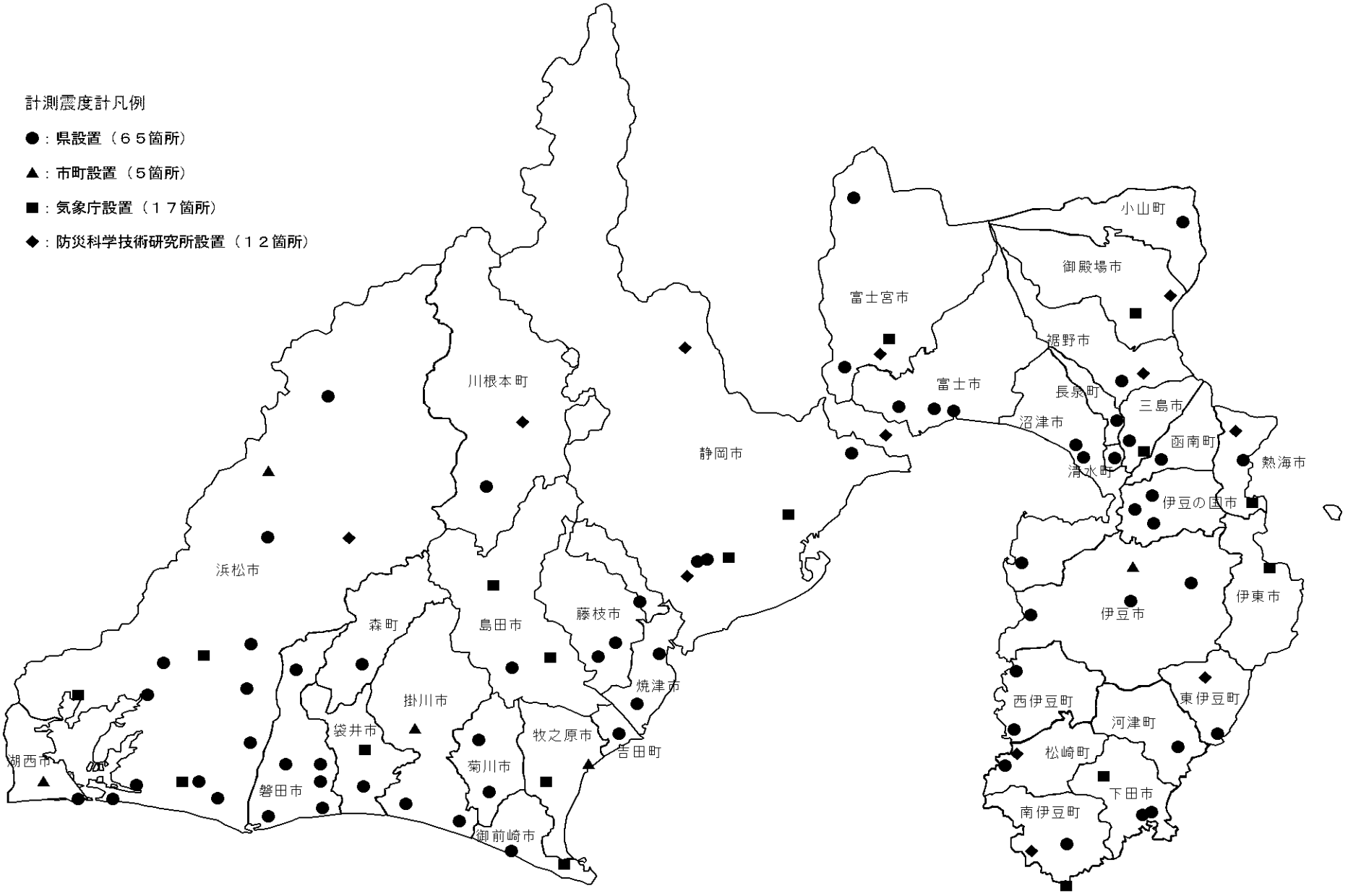

5－1－3 静岡県内の気象庁震度発表名称と静岡県震度情報ネットワークシステム観測点一覧

（県危機情報課）H24.4.1

気象庁 震度発表名称	観測点所在地	計測震度計 設置区分
下田市加増野	下田市加増野491	気象庁
下田市中	下田市中531-1下田総合庁舎敷地内	県
下田市東本郷	下田市東本郷1-5-18　下田市役所敷地内	県
東伊豆町稲取	賀茂郡東伊豆町稲取3354東伊豆町役場敷地内	県
東伊豆町奈良本	賀茂郡東伊豆町奈良本1296-3	防災科研＊1
河津町田中	賀茂郡河津町田中212-2河津町保健福祉センター敷地内	県
南伊豆町石廊崎	賀茂郡南伊豆町石廊崎石室山546-4（石廊崎特別地域気象観測所）	気象庁
南伊豆町下賀茂	賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2南伊豆町役場敷地内	県
南伊豆町入間	賀茂郡南伊豆町入間16番地	防災科研＊1
松崎町宮内	賀茂郡松崎町宮内301-1　松崎町役場敷地内	県
松崎町江奈	賀茂郡松崎町江奈307	防災科研＊1
西伊豆町仁科	賀茂郡西伊豆町仁科401-1西伊豆町役場敷地内	県
西伊豆町宇久須	賀茂郡西伊豆町宇久須270-1西伊豆町住民防災センター敷地内	県
沼津市高島本町	沼津市高島本町1-3東部総合庁舎敷地内	県
沼津市御幸町	沼津市御幸町16-1沼津市役所敷地内	県
沼津市戸田	沼津市戸田339沼津市戸田支所敷地内	県
熱海市網代	熱海市網代195（網代小学校）	気象庁
熱海市中央町	熱海市中央町1-1熱海市役所敷地内	県
熱海市泉	熱海市泉101	防災科研＊1
三島市東本町	三島市東本町2-5-24（三島特別地域気象観測所）	気象庁
三島市大社町	三島市大社町1-10三島市役所大社町別館敷地内	県
富士宮市猪之頭	富士宮市猪之頭579-2静岡県富士養鱒場敷地内	県
富士宮市弓沢町	富士宮市弓沢町150富士宮市役所敷地内	気象庁
伊東市大原	伊東市大原2丁目1-1伊東市役所	気象庁
富士市本市場	富士市本市場441-1富士総合庁舎敷地内	県
富士市永田町	富士市永田町1丁目100富士市消防防災庁舎敷地内	県
富士市岩渕	富士市岩渕121富士市役所富士川支所敷地内	県
御殿場市萩原	御殿場市萩原183-1御殿場市民会館	気象庁
御殿場市役所	御殿場市萩原483	防災科研＊1
裾野市佐野	裾野市佐野1059裾野市役所敷地内	県
裾野市石脇	裾野市石脇字森下554	防災科研＊1
伊豆市小立野	伊豆市小立野38-2伊豆市役所敷地内	市町
伊豆市土肥	伊豆市土肥670-2伊豆市土肥支所敷地内	県
伊豆市市山	伊豆市市山550伊豆市天城湯ヶ島支所敷地内	県
伊豆市八幡	伊豆市八幡500番地の1伊豆市中伊豆支所敷地内	県
伊豆の国市長岡	伊豆の国市長岡340-1伊豆の国市役所敷地内	県
伊豆の国市四日町	伊豆の国市四日町243伊豆の国市役所韮山支所敷地内	県
伊豆の国市田京	伊豆の国市田京299-6伊豆の国市役所大仁支所敷地内	県
函南町平井	田方郡函南町平井717-13函南町役場敷地内	県
静岡清水町堂庭	駿東郡清水町堂庭212-1清水町消防本部敷地内	県
長泉町中土狩	駿東郡長泉町中土狩910-1長泉町消防庁舎敷地内	県
小山町藤曲	駿東郡小山町藤曲57-2小山町役場敷地内	県
富士宮市長貫	富士宮市長貫1131-6芝川出張所敷地内	県
静岡葵区追手町県庁	静岡市葵区追手町9-6静岡県庁敷地内	県
静岡葵区追手町市役所	静岡市葵区追手町5-1静岡市役所敷地内	県
静岡葵区駒形通	静岡市葵区駒形通5丁目9-1	防災科研＊1
静岡葵区梅ヶ島	静岡市葵区梅ケ島1309梅ケ島地区センター敷地内	防災科研＊1
静岡駿河区曲金	静岡市駿河区曲金2-1-5（静岡地方気象台）	気象庁
静岡清水区千歳町	静岡市清水区千歳町1-1	気象庁
静岡清水区蒲原新栄	静岡市清水区蒲原新栄77	防災科研＊1
静岡清水区由比北田	静岡市清水区由比北田110-1静岡清水区役所由比支所敷地内	県
島田市中央町	島田市中央町3-10島田市役所敷地内	気象庁
島田市金谷代官町	島田市金谷代官町3400島田市金谷支所敷地内	県
島田市川根町	島田市川根町家山420（川根小学校）	気象庁

［資料の巻Ⅱ］

焼津市本町	焼津市本町2丁目16-32焼津市役所敷地内	県
焼津市宗高	焼津市宗高900焼津市役所大井川町支所敷地内	県
藤枝市瀬戸新屋	藤枝市瀬戸新屋362-1藤枝総合庁舎敷地内	県
藤枝市岡出山	藤枝市岡出山1丁目11-1藤枝市役所敷地内	県
藤枝市岡部町岡部	藤枝市岡部町岡部6-1藤枝市役所岡部支所敷地内	県
牧之原市鬼女新田	牧之原市鬼女新田字涼松1069-1	気象庁
牧之原市静波	牧之原市静波447-1牧之原市榛原庁舎敷地内	市町
吉田町住吉	榛原郡吉田町住吉87吉田町役場敷地内	県
川根本町上長尾	榛原郡川根本町上長尾627川根本町役場敷地内	県
川根本町東藤川	榛原郡川根本町東藤川2444-50	防災科研＊1
浜松中区三組町	浜松市中区三組町41（浜松特別地域気象観測所）	気象庁
浜松天竜区二俣町鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島559北遠総合庁舎敷地内	県
浜松中区元城町	浜松市中区元城町103-2浜松市役所敷地内	県
浜松北区西美薗	浜松市北区西美薗30浜松市浜北市民体育館敷地内	県
浜松天竜区春野町	浜松市天竜区春野町宮川1467-2天竜消防署春野出張所敷地内	防災科研＊1
浜松天竜区龍山町	浜松市天竜区龍山町大嵐570-1龍山総合事務所敷地内	県
浜松天竜区佐久間町	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1佐久間総合事務所敷地内	市町
浜松天竜区水窪町	浜松市天竜区水窪町奥領家2955-1水窪総合事務所敷地内	県
浜松西区舞阪町	浜松市西区舞阪町舞阪2701-9舞阪総合事務所敷地内	県
浜松北区細江町	浜松市北区細江町気賀305浜松市細江総合事務所敷地内	県
浜松北区引佐町	浜松市北区引佐町井伊谷616-5浜松市引佐総合事務所敷地内	県
浜松北区三ヶ日町	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500-1三ヶ日地域自治センター	気象庁
浜松西区雄踏	浜松市西区雄踏1-31-1（浜松市西区役所）	県
浜松東区流通元町	浜松市東区流通元町20-3（浜松市東区役所）	県
浜松南区江ノ島	浜松市南区江之町600-1（浜松市南区役所）	県
磐田市見付	磐田市見付3599-4中遠総合庁舎敷地内	県
磐田市国府台	磐田市国府台3-1磐田市役所敷地内	県
磐田市福田	磐田市福田400磐田市福田支所敷地内	県
磐田市岡	磐田市岡729-1磐田市竜洋支所敷地内	県
磐田市森岡	磐田市森岡150磐田市豊田支所敷地内	県
磐田市下野部	磐田市下野部48磐田市豊岡支所敷地内	県
掛川市長谷	掛川市長谷一丁目１番地の１掛川市役所敷地内	市町
掛川市西大渕	掛川市西大渕100掛川市大須賀支所敷地内	県
掛川市三俣	掛川市三俣620掛川市大東支所敷地内	県
袋井市新屋	袋井市新屋1丁目1-1袋井市役所敷地内	気象庁
袋井市浅名	袋井市浅名1028袋井市浅羽支所敷地内	県
湖西市吉美	湖西市吉美3268湖西市役所敷地内	市町
御前崎市御前崎	御前崎市御前崎4146（御前崎測候所特別地域気象観測所）	気象庁
御前崎市池新田	御前崎市池新田5585御前崎市役所敷地内	県
静岡菊川市堀之内	菊川市堀之内61菊川市役所敷地内	県
静岡菊川市赤土	菊川市赤土1503菊川市小笠支所敷地内	県
静岡森町森	周智郡森町森48-2袋井消防森分署敷地内	県
湖西市新居町浜名	湖西市新居町浜名501-1湖西市新居支所敷地内	県
浜松北区滝沢町	浜松市北区滝沢町1520	気象庁
富士宮市野中	富士宮市野中1103白尾山公園敷地内	防災科研＊1

設置者別箇所数：静岡県（65）、気象庁（17）、市町（5）、防災科学技術研究所（12）　計99箇所
静岡県震度情報ネットワークシステム接続箇所数：静岡県（63）、市町（2）　計65箇所
＊1：独立行政法人防災科学技術研究所

5-2-1 気象庁震度階級関連解説表

（県危機情報課）

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる.	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある.	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある.	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況、鉄筋コンクリート造建物の状況、地盤斜面等の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる		

気象庁資料

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、あんぜんのため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

気象庁資料

大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期時振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

気象庁資料

5-2-2 東海地震に関連する情報

（県危機情報課）

情報名		発表基準	解除基準
東海地震予知情報 （カラーレベル赤）		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 ・３ケ所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと「判定会」で判断した場合等 ・急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合 ・５ケ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、気象庁で前兆すべりと判断した場合に発表	①想定した東海地震が発生した場合 ②想定東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合
東海地震注意情報 （カラーレベル黄）		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 ・２ケ所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まったと「判定会」で判断した場合等 ・急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合。３ケ所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合に発表	
東海地震に関連する調査情報 （カラーレベル青）	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 ・少なくとも１ヵ所のひずみ計で有意な変化が観測された場合 ・東海地域周辺でＭ６（あるいは震度５弱以上）の地震を観測した場合	
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	

気象庁資料

５－３－１　気象等の予報及び警報の種類と発表基準

１　気象等の予報及び警報等の種類

（１） 警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

※ 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に地域細分を行って発表を行う。

警報・注意報の概要

種　類	概　要
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報		
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

（２） 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報	一般の利用に適合する警報
水防活動用 気象警報	大雨警報
水防活動用 津波警報	津波警報
水防活動用 高潮警報	高潮警報
水防活動用 洪水警報	洪水警報

水防活動の利用に適合する注意報	一般の利用に適合する注意報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報
水防活動用 津波注意報	津波注意報
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報

（３） 全般気象情報、東海地方気象情報、静岡県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

（４） 土砂災害警戒情報

静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する（資料編「５－３－３土砂災害警戒情報の発表」を参照）。

（５） 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

（６） 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

（７） 洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条第２項により、天竜川下流及び菊川、安倍川、狩野川、大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

水防法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条第２項により、太田川水系太田川原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系朝比奈川については、静岡県島田土木事務所と、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する（資料編６－４　洪水予報参照）

（８） 火災気象通報

消防法第 22 条第１項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに静岡地方気象台長が知事に対して通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町に通報する（大火災対策の巻　参照）

（９） 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

5－3－1　気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象業務法に基づく、静岡県における気象等の予報（主な注意報のみ）及び警報の種類発表基準並びに気象等の予報及び警報を発表する細分区域は次のとおりである。

（東京管区気象台管内）　　平成22年05月27日現在

発表官署		静岡地方気象台							
府県予報区		静岡県							
一次細分区域		中部		伊豆		東部		西部	
市町村等をまとめた地域		中部南	中部北	伊豆北	伊豆南	富士山南東	富士山南西	遠州北	遠州南
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s	20m/s	陸上 20m/s， 相模湾 25m/s，駿河湾 25m/s	陸上 20m/s，海上 25m/s	陸上 20m/s，海上 25m/s		20m/s	陸上 20m/s，海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s， 相模湾 25m/s，駿河湾 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 24時間降雪の深さ10cm， 山地 24時間降雪の深さ20cm	24時間降雪の深さ20cm	平地 24時間降雪の深さ10cm，山地 24時間降雪の深さ20cm		平地 24時間降雪の深さ10cm，山地 24時間降雪の深さ20cm		平地 24時間降雪の深さ10cm，山地 24時間降雪の深さ20cm	
	波浪（有義波高）	6.0m		相模湾 6.0m，駿河湾 6.0m	6.0m	6.0m			6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風（平均風速）	陸上 12m/s，海上 15m/s	12m/s	陸上 12m/s[*1]， 相模湾 15m/s，駿河湾 15m/s	陸上 12m/s[*2]， 海上 15m/s	陸上 12m/s，海上 15m/s		12m/s	陸上 12m/s[*3]，海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s，海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s[*1]， 相模湾 15m/s ，駿河湾 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s[*2]，海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s，海上 15m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s [*3]，海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm， 山地 24時間降雪の深さ10cm	24時間降雪の深さ10cm	平地 24時間降雪の深さ5cm， 山地 24時間降雪の深さ10cm		平地 24時間降雪の深さ5cm， 山地 24時間降雪の深さ10cm		平地 24時間降雪の深さ5cm， 山地 24時間降雪の深さ10cm	
	波浪（有義波高）	3.0m		相模湾 3.0m，駿河湾 3.0m	3.0m	3.0m			3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	濃霧（視程）	陸上 100m，海上 500m	100m	陸上 100m， 相模湾 500m，駿河湾 500m	陸上 100m，海上 500m	陸上 100m，海上 500m		100m	陸上 100m，海上 500m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%							
	なだれ	1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合							
	低温	冬期：最低気温-4℃以下							
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下							
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合							
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		110mm							

*1 網代特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。
*2 石廊崎特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。
*3 御前崎測候所の観測値は15m/sを目安とする。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“ー”で示している。

(3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_heitanchi.html）を参照。

(4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。

(5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

(6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

＜府県版、市町村版参考資料＞

土壌雨量指数 ： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html）を参照。

流域雨量指数 ： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html）を参照

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地 ： 概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外 ： 上記以外の地域

（別表1）大雨警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=100	135
	島田市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=100	122
	焼津市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	135
	藤枝市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	129
	牧之原市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	122
	吉田町	R1=60	122
中部北	静岡市北部	R1=80	157
	川根本町	R1=100	164
伊豆北	熱海市	R1=60	147
	伊東市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=100	162
	伊豆市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	135
	伊豆の国市	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=60	135
	函南町	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=70	165
伊豆南	下田市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	106
	東伊豆町	R1=80	139
	河津町	R3=150	132
	南伊豆町	R1=60	117
	松崎町	R1=80	130
	西伊豆町	R1=80	132
富士山南東	沼津市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	122
	三島市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	137
	御殿場市	R1=80	139
	裾野市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=80	140
	清水町	R1=40	137
	長泉町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	140
	小山町	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=100	139
富士山南西	富士宮市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	121
	富士市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=100	118
遠州北	浜松市北部	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=100	132
遠州南	浜松市南部	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=60	119
	磐田市	R1=60	122
	掛川市	平坦地：R1=80 平坦地以外：R1=100	122
	袋井市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=60	122
	湖西市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	120
	御前崎市	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=60	122
	菊川市	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=80	122
	森町	R1=50	128

(別表2)洪水警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中部南	静岡市南部	平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=100	興津川流域=22，長尾川流域=10	－
	島田市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=100	大代川流域=10，伊久美川流域=15	－
	焼津市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	栃山川流域=11	平坦地:R3=80 かつ 朝比奈川流域=16
	藤枝市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	栃山川流域=8	平坦地:R1=45 かつ 朝比奈川流域=13
	牧之原市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	勝間田川流域=11	平坦地:R1=35 かつ 勝間田川流域=8
	吉田町	R1=60	－	平坦地:R3=50 かつ 大井川流域=41
中部北	静岡市北部	R1=80	安倍川流域=28，藁科川流域=24	－
	川根本町	R1=100	大井川流域=58，寸又川流域=35	R1=80 かつ 大井川流域=35
伊豆北	熱海市	R1=60	－	－
	伊東市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=100	－	－
	伊豆市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=80	－	平坦地:R3=80 かつ 狩野川流域=27
	伊豆の国市	平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=60	深沢川流域=12	平坦地:R3=90 かつ 狩野川流域=25
	函南町	平坦地:R3=100 平坦地以外:R1=70	来光川流域=15，大場川流域=15，柿沢川流域=11	平坦地:R3=50 かつ 狩野川流域=35
伊豆南	下田市	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=60	稲生沢川流域=31	－
	東伊豆町	R1=80	－	－
	河津町	R3=150	河津川流域=18	－
	南伊豆町	R1=60	－	－
	松崎町	R1=80	－	－
	西伊豆町	R1=80	仁科川流域=35	－
富士山南東	沼津市	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=50	沼川流域=9，黄瀬川流域=23	平坦地:R3=60 かつ 沼川流域=8
	三島市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	境川流域=9，大場川流域=15	－
	御殿場市	R1=80	黄瀬川流域=27，鮎沢川流域=26，砂沢川流域=11， 久保川流域=9，西川流域=15	－
	裾野市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	黄瀬川流域=35，佐野川流域=19，境川流域=13， 用沢川流域=16	平坦地:R1=35 かつ 黄瀬川流域=26
	清水町	R1=40	黄瀬川流域=34	R3=80 かつ 狩野川流域=36
	長泉町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=80	黄瀬川流域=34	平坦地:R1=40 かつ 黄瀬川流域=14
	小山町	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=100	鮎沢川流域=28，佐野川流域=14，馬伏川流域=6， 抜川流域=7	－
富士山南西	富士宮市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=80	潤井川流域=27，芝川流域=23	－
	富士市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=100	潤井川流域=31，沼川流域=15，赤淵川流域=19	－
遠州北	浜松市北部	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=100	阿多古川流域=16，気田川流域=34，水窪川流域=32， 熊切川流域=15	－
遠州南	浜松市南部	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60	馬込川流域=13，安間川流域=9	－
	磐田市	R1=60	仿僧川流域=11，今ノ浦川流域=7	－
	掛川市	平坦地:R1=80 平坦地以外:R1=100	原野谷川流域=16，牛淵川流域=13，逆川流域=17， 倉真川流域=12，垂木川流域=10	－
	袋井市	平坦地:R3=100 平坦地以外:R1=60	敷地川流域=13，逆川流域=23	－
	湖西市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=70	－	－
	御前崎市	平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=60	－	－
	菊川市	平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=80	牛淵川流域=16	平坦地:R3=80 かつ 菊川流域=11
	森町	R1=50	吉川流域=11，三倉川流域=10	平坦地:R1=45 かつ 太田川流域=22

（別表3）大雨注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=70	101
	島田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=70	91
	焼津市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	96
	藤枝市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	96
	牧之原市	R1=30	91
	吉田町	R1=30	91
中部北	静岡市北部	R1=60	102
	川根本町	R1=70	106
伊豆北	熱海市	R1=40	88
	伊東市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	97
	伊豆市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	81
	伊豆の国市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	81
	函南町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=40	99
伊豆南	下田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	74
	東伊豆町	R1=50	97
	河津町	R3=100	92
	南伊豆町	R1=40	81
	松崎町	R1=50	91
	西伊豆町	R1=50	92
富士山南東	沼津市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	79
	三島市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	89
	御殿場市	R1=50	90
	裾野市	R1=30	91
	清水町	R1=25	89
	長泉町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	91
	小山町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=70	90
富士山南西	富士宮市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	78
	富士市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	76
遠州北	浜松市北部	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	92
遠州南	浜松市南部	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=40	83
	磐田市	R1=40	85
	掛川市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	85
	袋井市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	85
	湖西市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	84
	御前崎市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	85
	菊川市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	85
	森町	R1=30	89

（別表4）洪水注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中部南	静岡市南部	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=70	興津川流域=17，長尾川流域=8	―
	島田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=70	大代川流域=8，伊久美川流域=9	―
	焼津市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	栃山川流域=6	平坦地：R3=50 かつ 朝比奈川流域=16
	藤枝市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	栃山川流域=6	平坦地：R1=30 かつ 朝比奈川流域=13
	牧之原市	R1=30	勝間田川流域=6	―
	吉田町	R1=30	―	平坦地：R3=30 かつ 大井川流域=41
中部北	静岡市北部	R1=60	安倍川流域=22，藁科川流域=19	―
	川根本町	R1=70	大井川流域=46，寸又川流域=28	R1=50 かつ 大井川流域=35
伊豆北	熱海市	R1=40	―	―
	伊東市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	―	―
	伊豆市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	―	平坦地：R3=50 かつ 狩野川流域=27
	伊豆の国市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	深沢川流域=10	平坦地：R3=40 かつ 狩野川流域=25
	函南町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=40	来光川流域=12，大場川流域=12，柿沢川流域=9	平坦地：R3=30 かつ 狩野川流域=35
伊豆南	下田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	稲生沢川流域=17	―
	東伊豆町	R1=50	―	―
	河津町	R3=100	河津川流域=14	―
	南伊豆町	R1=40	―	―
	松崎町	R1=50	―	―
	西伊豆町	R1=50	仁科川流域=28	―
富士山南東	沼津市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	沼川流域=7，黄瀬川流域=18	―
	三島市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	境川流域=7，大場川流域=12	―
	御殿場市	R1=50	黄瀬川流域=22，鮎沢川流域=21，砂沢川流域=9， 久保川流域=5，西川流域=12	―
	裾野市	R1=30	黄瀬川流域=28，佐野川流域=15，境川流域=10， 用沢川流域=13	平坦地：R1=25 かつ 黄瀬川流域=26
	清水町	R1=25	黄瀬川流域=20	R3=50 かつ 狩野川流域=36
	長泉町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	黄瀬川流域=22	―
	小山町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=70	鮎沢川流域=20，佐野川流域=10，馬伏川流域=4， 抜川流域=5	―
富士山南西	富士宮市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	潤井川流域=22，芝川流域=12	―
	富士市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	潤井川流域=23，沼川流域=8，赤淵川流域=15	―
遠州北	浜松市北部	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	阿多古川流域=13，気田川流域=27，水窪川流域=26， 熊切川流域=12	―
遠州南	浜松市南部	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=40	馬込川流域=10，安間川流域=7	―
	磐田市	R1=40	仿僧川流域=9，今ノ浦川流域=5	―
	掛川市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	原野谷川流域=13，牛淵川流域=10，逆川流域=14， 倉真川流域=10，垂木川流域=8	―
	袋井市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	敷地川流域=7，逆川流域=18	―
	湖西市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	―	―
	御前崎市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	―	―
	菊川市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	牛淵川流域=8	平坦地：R3=50 かつ 菊川流域=11
	森町	R1=30	吉川流域=9，三倉川流域=8	―

（別表5）高潮警報・注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
中部南	静岡市南部	1.5m	1.1m
	島田市	―	―
	焼津市	1.5m	1.1m
	藤枝市	―	―
	牧之原市	1.5m	1.1m
	吉田町	1.5m	1.1m
中部北	静岡市北部	―	―
	川根本町	―	―
伊豆北	熱海市	1.5m	1.1m
	伊東市	1.5m	1.1m
	伊豆市	1.5m	1.1m
	伊豆の国市	―	―
	函南町	―	―
伊豆南	下田市	1.5m	1.1m
	東伊豆町	1.5m	1.1m
	河津町	1.5m	1.1m
	南伊豆町	1.5m	1.1m
	松崎町	1.5m	1.1m
	西伊豆町	1.5m	1.1m
富士山南東	沼津市	1.5m	1.1m
	三島市	―	―
	御殿場市	―	―
	裾野市	―	―
	清水町	―	―
	長泉町	―	―
	小山町	―	―
富士山南西	富士宮市	―	―
	富士市	1.5m	1.1m
遠州北	浜松市北部	―	―
遠州南	浜松市南部	1.4m	1.1m
	磐田市	1.5m	1.1m
	掛川市	1.5m	1.1m
	袋井市	1.5m	1.1m
	湖西市	1.5m	1.1m
	御前崎市	1.5m	1.1m
	菊川市	―	―
	森町	―	―

別紙2

大雨注意報基準値（土壌雨量指数）

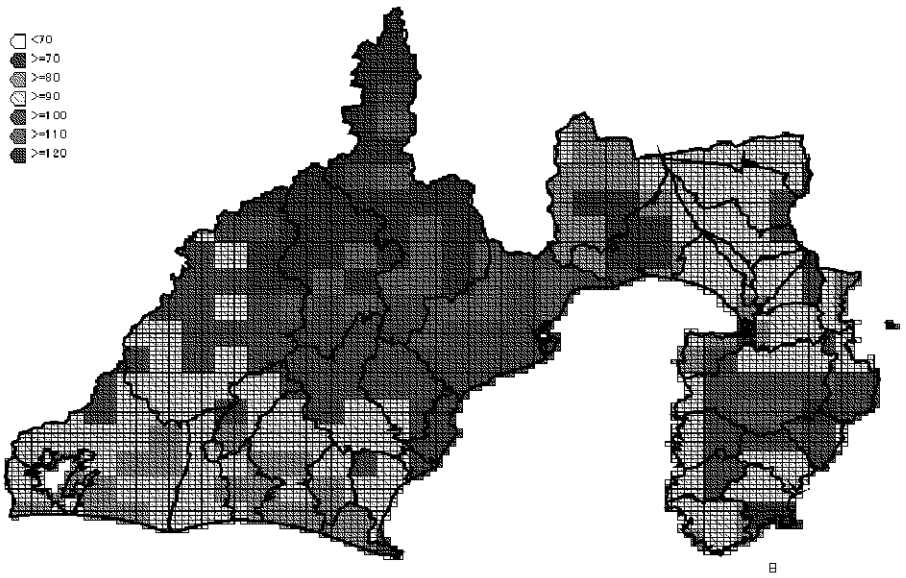

別紙3

大雨警報基準値（土壌雨量指数）

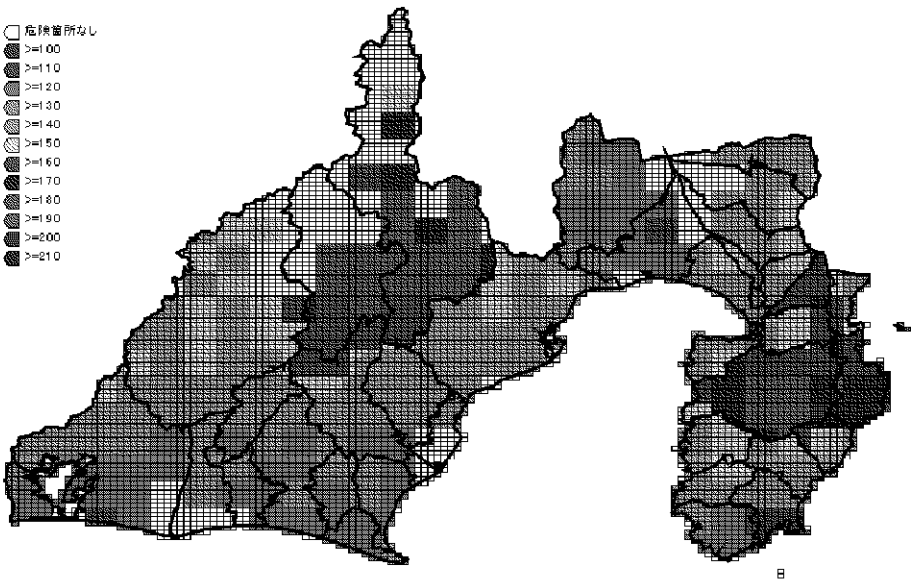

別紙4

静岡県

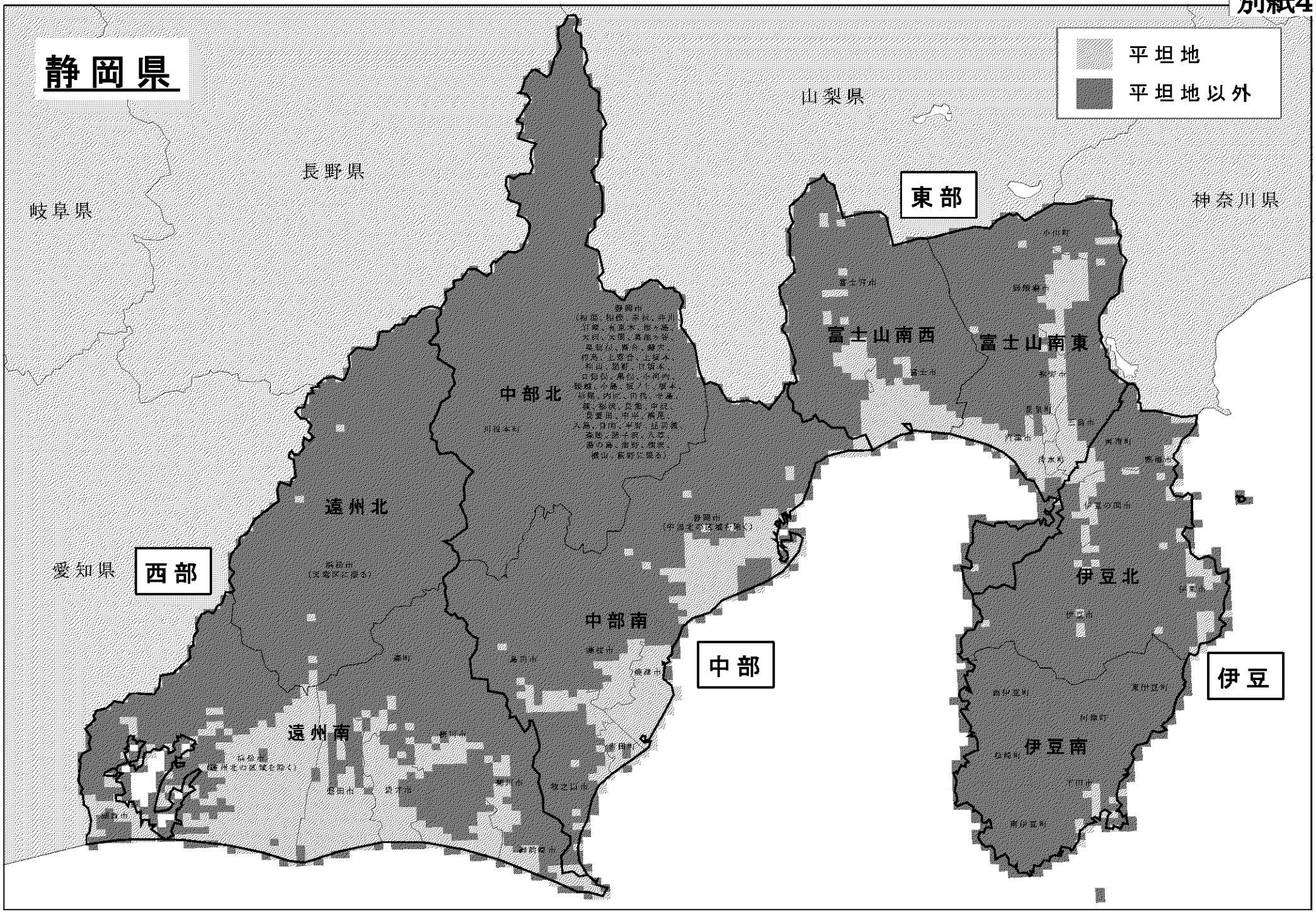
平坦地
平坦地以外
山梨県
長野県
岐阜県
神奈川県
愛知県
東部
富士山南西
富士山南東
中部北
遠州北
西部
中部南
中部
伊豆北
伊豆
遠州南
伊豆南

5-3-2 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図　（静岡地方気象台）H24.4.1

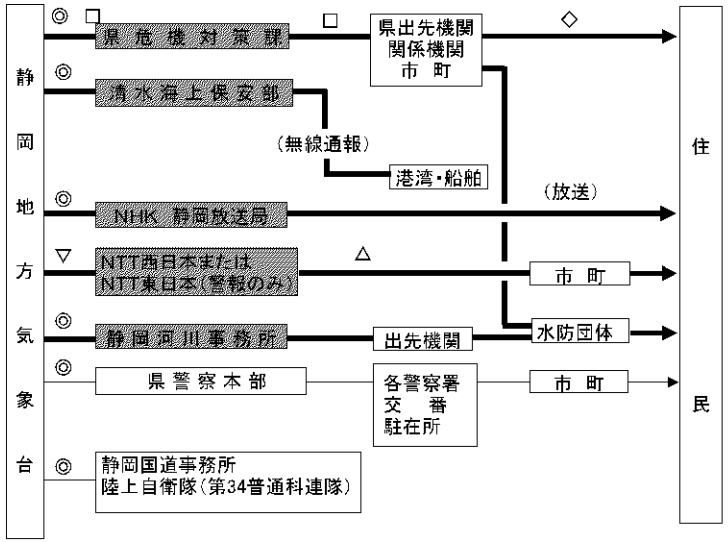

法令（気象業務法等）による通知系統
地域防災計画、行政協定による伝達系統

◎防災情報提供システム
△加入電話・FAX
▽オンライン（アデス経由）
□県防災行政無線
◇市町村防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を受領する機関
（警報のみ伝達確認を行う機関）

2　気象等の注意報並び警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

(1) 気象等の注意報・気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除

イ　注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

ロ　注意または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報または警報を解除する。

(3) 気象等の注意報・警報の発表細分区域

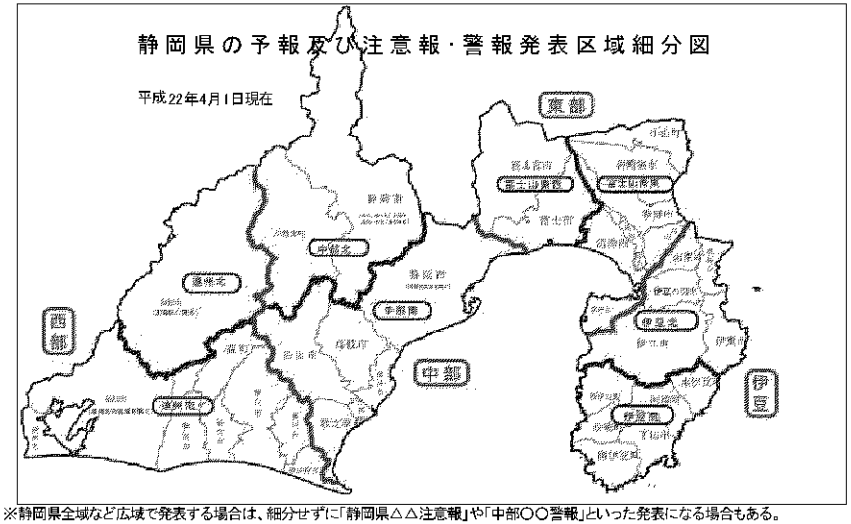

※静岡県全域など広域で発表する場合は、細分せずに「静岡県△△注意報」や「中部○○警報」といった発表になる場合もある。

3　水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

4　特定河川に対する予報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

水防法第10条の2及び気象業務法第14条の2により、太田川水系太田川・原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系朝比奈川については、静岡県島田土木事務所と、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

（各河川の担当国土交通省事務所については、表6－3　洪水予報参照）

5　水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア　水防情報は、県防災対策（水防）本部長（土木部河川班）。

イ　水防法第10条の4により国土交通大臣が指定した河川（一般対策編第3章第23節　水防計画）の水防警報は国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長）が行う。

ウ　知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（土木部河川班）、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

6　火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する（一般対策編第2章第11節　火災予防計画参照）。

7　通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

5-3-3 土砂災害警戒情報の発表

県砂防課及び静岡地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

(1)発表機関

土砂災害警戒情報は、災害対策基本法及び気象業務法に基づき、県砂防課と静岡地方気象台が共同で作成・発表する。

(2)目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

(3)発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、県内 35 市町(37 地域)を発表対象とする。

ただし、面積が広大な静岡市と浜松市については、気象二次細分区の境界線で南北に 2 分割して発表する。

(4)発表する情報の内容

土砂災害警戒情報は、市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた内容とする。(付図 1 参照)

(5)対象とする土砂災害

土砂災害警戒情報は、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象とする。ただし、土石流のうち、融雪を起因として発生する土石流は対象としない。

(6)発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

1)警戒基準

警戒基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図 2 で示す監視基準に達したときとする。警戒基準に達した場合は、県砂防課と静岡地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県砂防課と静岡地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

2)警戒解除基準

警戒解除基準は、付図 2 で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第 2 タンク貯留量の降下状況等を鑑み、県砂防課と静岡地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

3)暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県と静岡地方気象台は別添 1に示す「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

なお、別図－2 に示す暫定基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県と静岡地方気象台は暫定基準の見直しについて協議するものとする。

(7)土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

- 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということに留意する。
- 技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- 市町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考とし、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も考慮する。

(8)市町地域防災計画への位置付け

市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒情報について定め、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

付図 1-1 土砂災害警戒情報発表例

静岡県土砂災害警戒情報　第○号

平成○○年○○月○○日　○○時○○分

静岡県　静岡地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

○○市*　□□市*　××市*　△△△町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。なお、詳細な危険度情報を下記アドレス（問い合わせ先）で確認していただき、危険度の分布情報を把握してください。

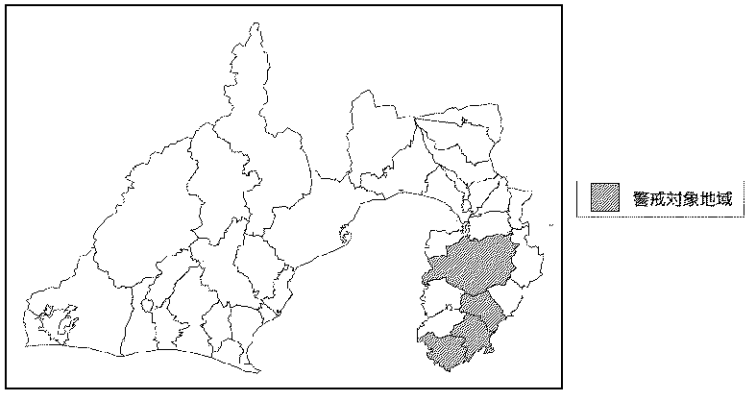

（注）静岡市北部：葵区（大川、清沢、玉川、梅ヶ島、大河内、井川地区）
静岡市南部：葵区（静岡市北部の地域を除く）、駿河区、清水区
浜松市北部：天竜区
浜松市南部：中区、東区、西区、南区、北区、浜北区

問い合わせ先
054-221-3042（静岡県交通基盤部砂防課）
http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/（詳細情報）
054-286-3411（静岡地方気象台技術課）

付図 1-2　暫定基準適用時の土砂災害警戒情報への記載（例）

静岡県土砂災害警戒情報　第○号

平成○○年○○月○○日　○○時○○分
静岡県　静岡地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

○○市＊　□□□□市＊　×××市　△△市　◇◇◇町＊

＊印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。なお、詳細な危険度情報を下記アドレス（問い合わせ先）で確認していただき、危険度の分布情報を把握してください。

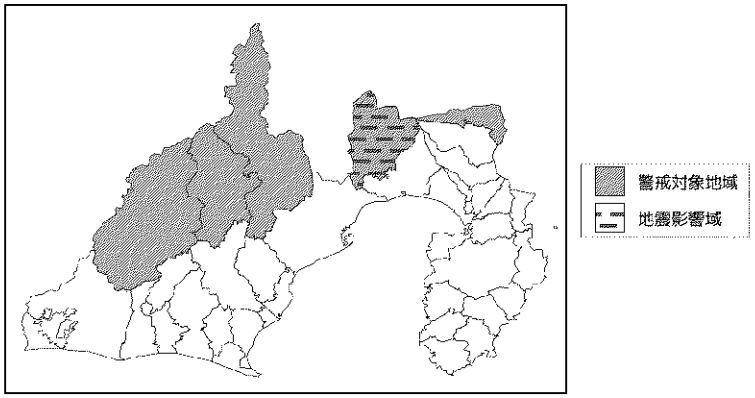

（注）静岡市北部：葵区（大川、清沢、玉川、椹ヶ島、大河内、井川地区）
静岡市南部：葵区（静岡市北部の地域を除く）、駿河区、清水区
浜松市北部：天竜区
浜松市南部：中区、東区、西区、南区、北区、浜北区

問い合わせ先
054-221-3042（静岡県交通基盤部砂防課）
http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/（詳細情報）
054-286-3411（静岡地方気象台技術課）

付図 2　静岡県監視基準

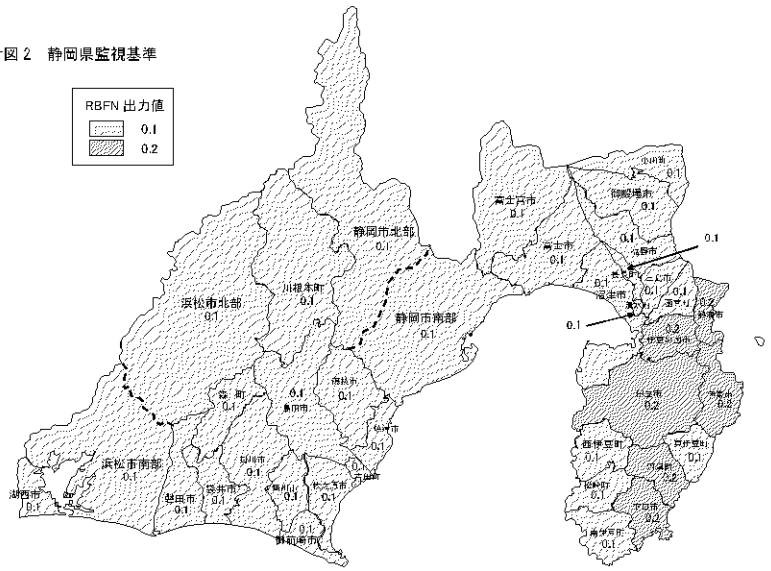

注）いずれの市町についても、①最大土壌雨量指数値となる 60 分間積算雨量値以下の 60 分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大 60 分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大 60 分間積算雨量値を、その基準とする。ただし、③土壌雨量指数 X 軸切片値の 40%にあたる指数値に満たない土壌雨量指数範囲については対象から除く。

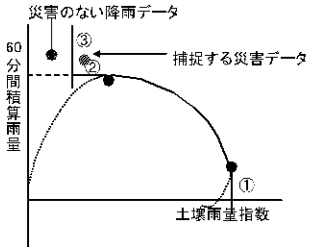

別添1

地震等発生時の暫定基準

1．暫定基準を設定する事象

次の事象が発生した場合、静岡県と静岡地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

- 震度5強以上の地震を観測した場合
- 土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生し、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合

2．暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3．暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する措置（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき措置（以下「措置2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。別図－1に暫定基準設定に係る作業フローを示す。

なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、①極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、②降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、静岡県および静岡地方気象台が協議し、被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

（1）「措置1」地震など発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定するべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

①適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図－2に示す暫定基準とする。火山活動等の場合は、静岡県と静岡地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

②適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- 地震発生の場合には、震度5強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- 火山活動等の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象地域を対象とする。

③暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図-3）。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

（2）「措置2」被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況を把握し、かつ、降雨等による土砂災害の発生状況を勘案して、暫定基準の見直しが必要となった場合には、静岡県と静岡地方気象台が協議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、発生した事象が暫定基準の設定対象ではないが、被害状況等により暫定基準の設定が必要と判断される場合には、暫定基準の設定等必要な措置を講ずるものとする。

①適用する暫定基準

事象発生後の降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して暫定基準の見直しを行う場合には、地盤や地形の変化等を考慮して設定する。この見直しは出水期や台風期等の時期も踏まえつつ、定期的（一ヶ月程度毎）に実施する。

なお、暫定基準の設定対象ではないが、事象発生後数日以内に明らかとなった被害状況から新たに暫定基準の設定を行う場合は、被害の様相や範囲等を勘案して、静岡県と静岡地方気象台が協議の上、暫定基準を設定する。

被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況、および降雨等による土砂災害の発生状況等により、暫定基準を適用する必要がなくなったと判断される場合は、大雨警報の暫定基準の運用との整合に留意しつつ、暫定基準の廃止を速やかに検討するものとする。

②適用区域

事象発生以降の被害状況や降雨等による土砂災害の発生状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果なども勘案し適用区域を設定する。

③暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図－3）。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

別図－1

暫定基準設定に係る作業フロー

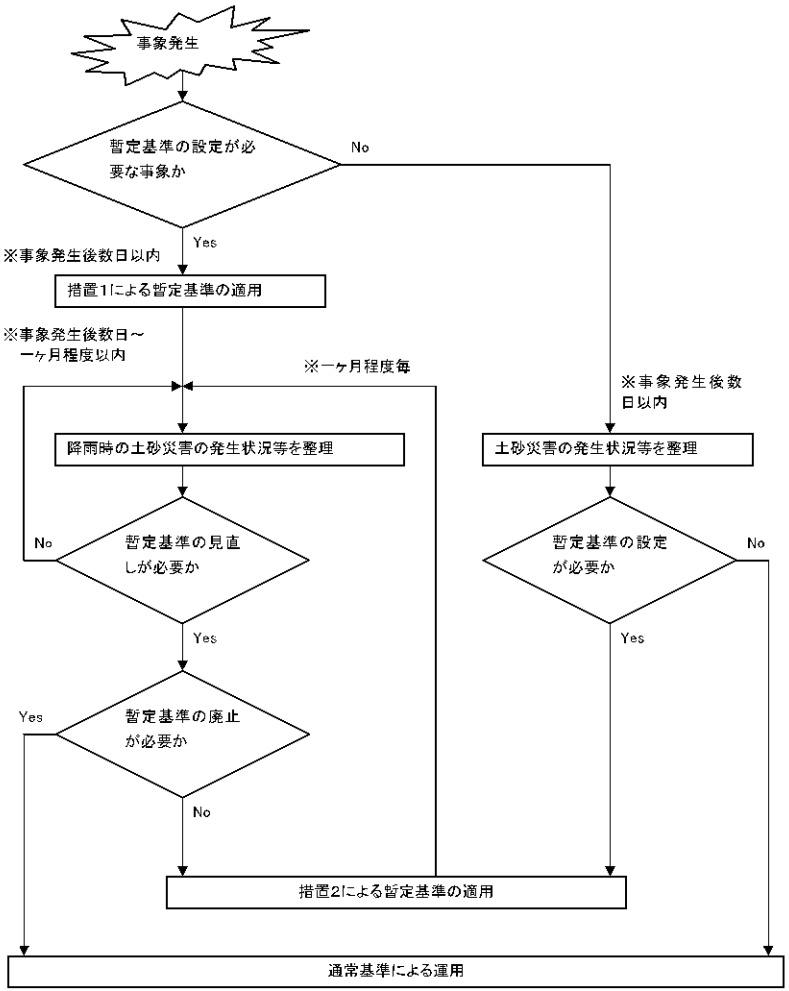

別図－2

地震時の暫定基準

状況／種別	暫定割合（通常基準に乗じる割合）	
	地　震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
	7割※	5割※

※通常基準の土壌雨量指数及び 60 分間積算雨量に乗じる割合

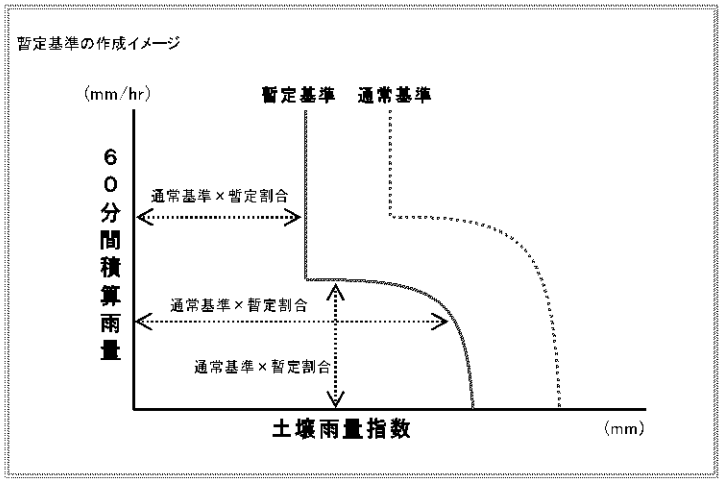

別図－３

土砂災害警戒情報への記載（例）

Page 1

静岡県土砂災害警戒情報 第○号

平成○○年○○月○○日 ○○時○○分
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
○○市＊ □□市＊

＊印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
今後２時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町での今後３時間以内の最大１時間雨量は、多いところで△△ミリです。

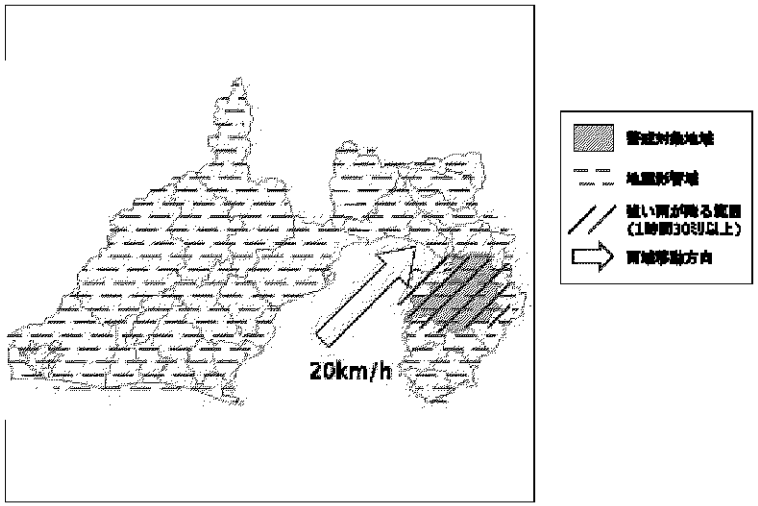

（注意）静岡市北部：葵区（大川、南沢、玉川、梅ヶ島、大河内、井川地区）
静岡市南部：葵区（静岡市北部の地域を除く）、駿河区、清水区
島越市北部：天竜区
島越市南部：中区、東区、西区、南区、北区、島北区

問い合わせ先
054-221-3042（静岡県交通基盤部砂防課）
054-286-3411（静岡地方気象台技術課）

5-3-4 土砂災害警戒情報の伝達

(1)伝達系統

静岡地方気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は、大雨警報の伝達経路と同様である。

県は、災害対策基本法第 51 条(情報の収集及び伝達)及び第 55 条(都道府県知事の通知等)により市町長その他関係者に伝達する。

- 県砂防課と静岡地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、静岡地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき、土砂災害警戒情報を専用通信施設等により県危機対策課等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。
- 県危機対策課は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を県防災行政無線により伝達する。
- 市町は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2)土砂災害警戒情報の伝達先

付表 1 に示すとおり。

(3)土砂災害警戒情報の伝達系統図

付図 3 に示すとおり。

(4)土砂災害警戒情報の発表の確認

以下に示す機関においては、防災情報提供システム(インターネット)により土砂災害警戒情報の発表を確認することができる。

沼津河川国道事務所、富士砂防事務所等国の機関、ライフライン機関、鉄道事業者、報道機関、その他防災情報提供システム(インターネット)利用機関

付表 1　土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
県危機管理部危機対策課	防災情報提供システム	静岡地方気象台
関係市町	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
県出先機関、関係機関	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
静岡河川事務所	防災情報提供システム	静岡地方気象台
静岡国道事務所	防災情報提供システム	静岡地方気象台
清水海上保安部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
県警察本部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
NHK 静岡放送局	防災情報提供システム	静岡地方気象台

付図 3　土砂災害警戒情報の伝達系統図

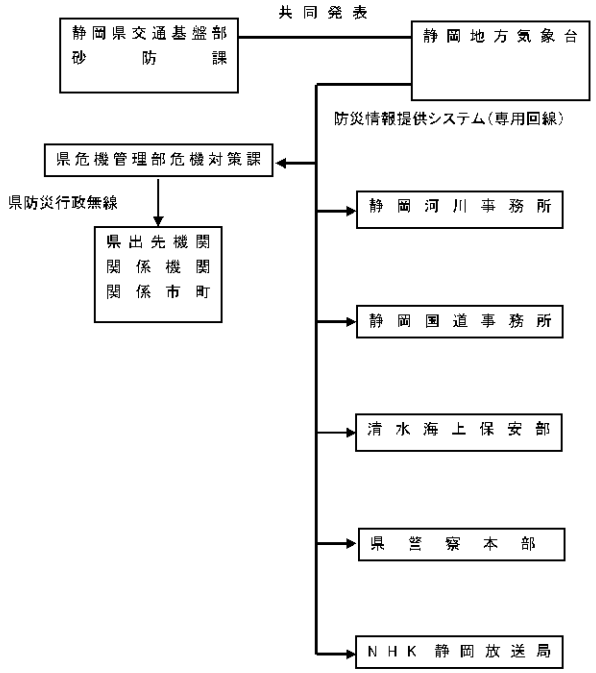

5-3-5 気象・洪水・波浪・高潮警報伝達系統図

（西日本電信電話株式会社）H24.4.1

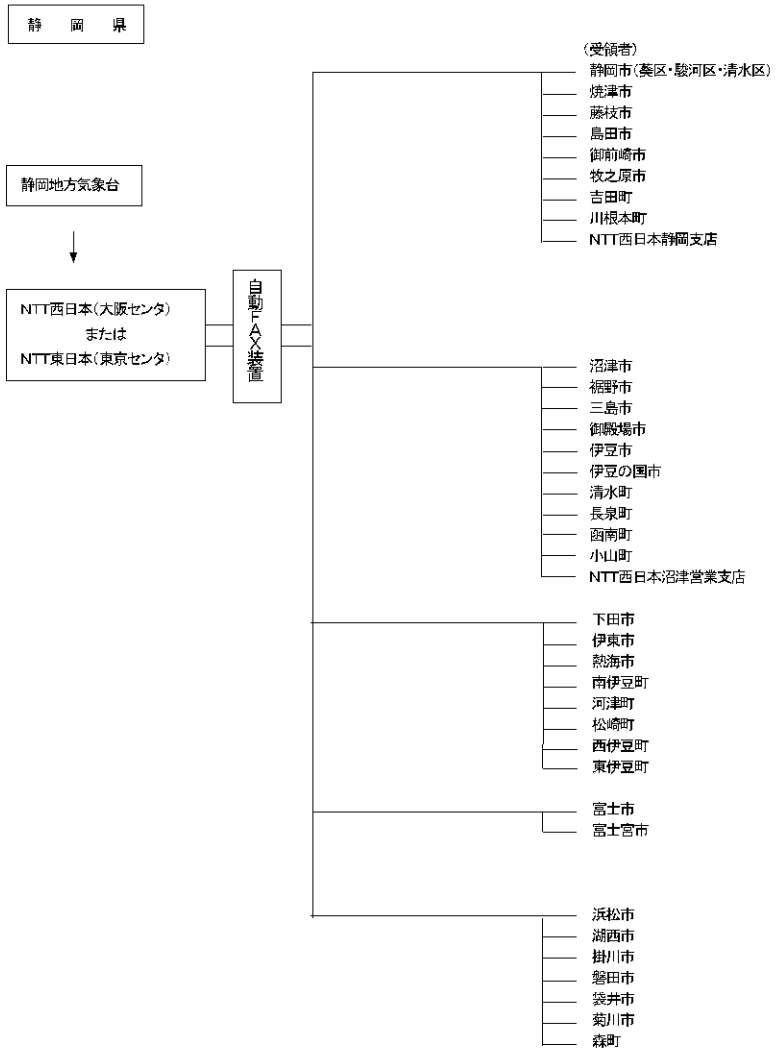

5-3-6 津波警報伝達系統図

（西日本電信電話株式会社）H24.4.1

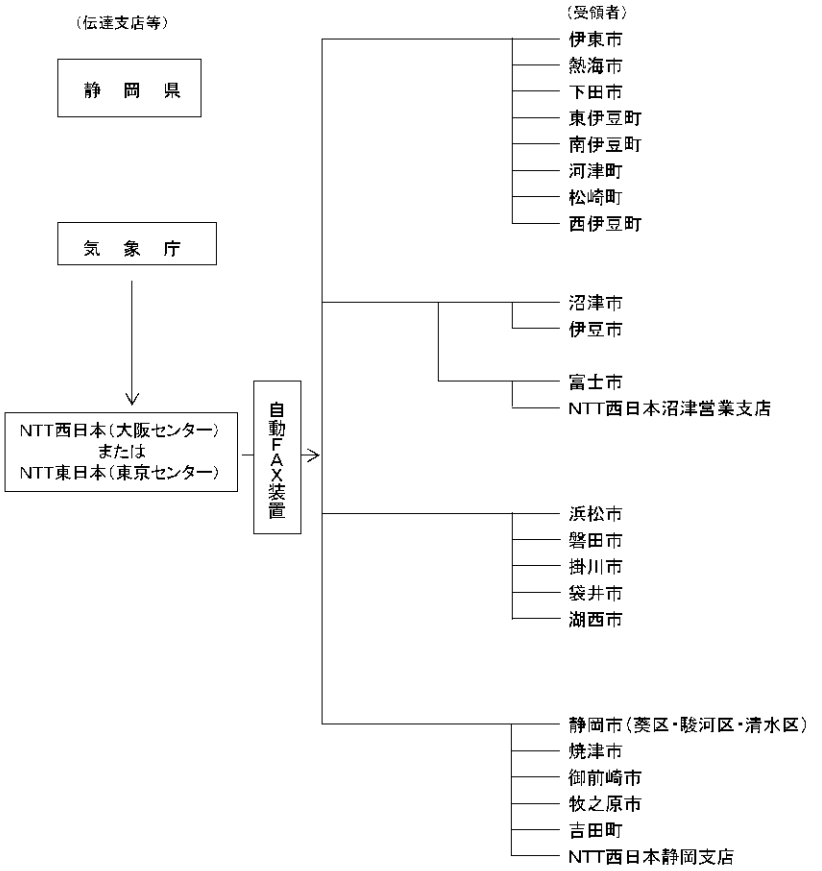

５－３－７　津波警報、注意報、予報、地震及び津波情報の伝達系統図

静岡地方気象台(H24.4.1)

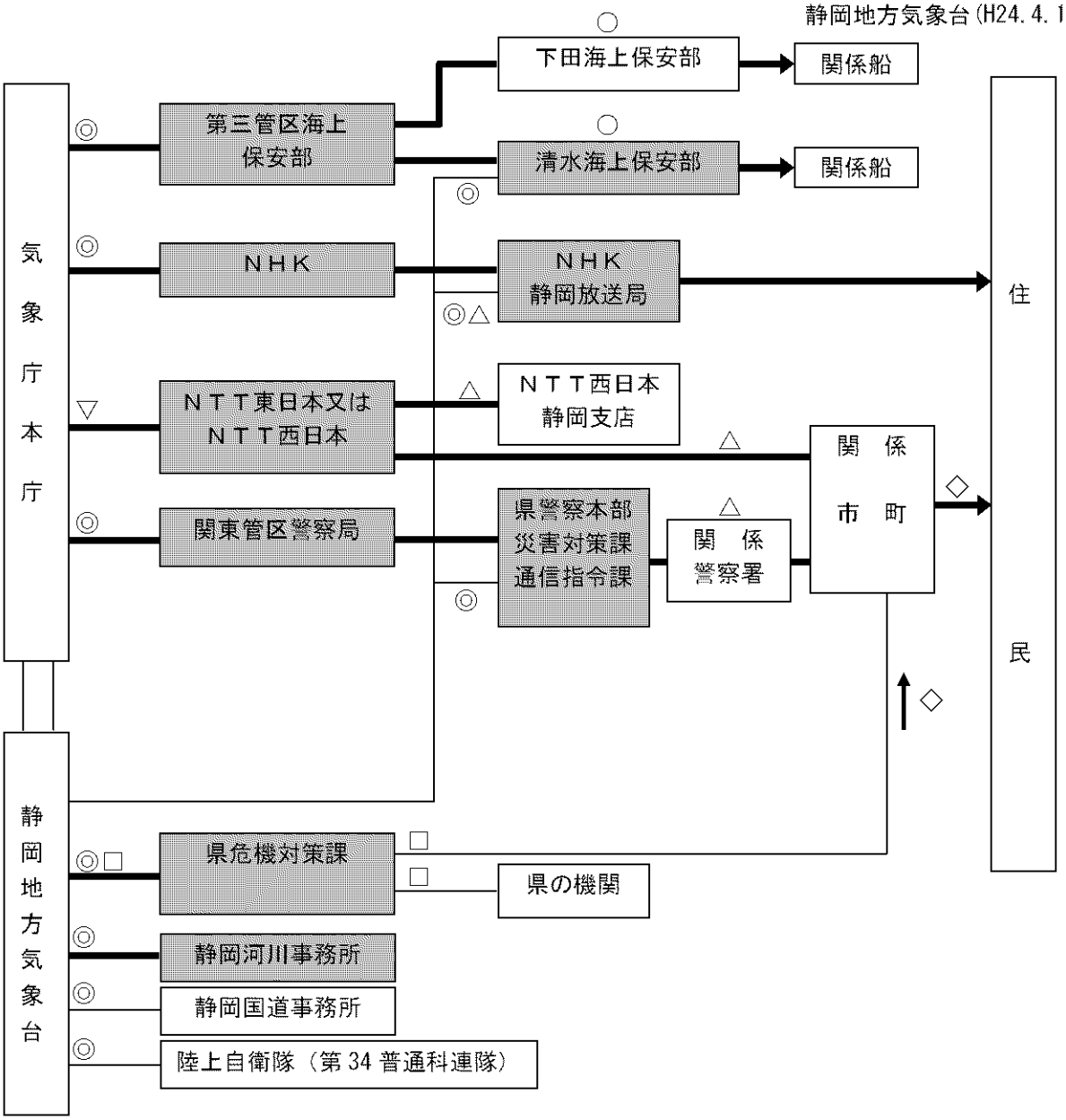

法令（気象業務法等）による通知系統
地域防災計画、行政協定による伝達系統

◎防災情報提供システム
○専用電話・FAX
△加入電話・FAX
▽オンライン（アデス経由）
□県防災行政無線
◇市町村防災防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

通信途絶時の警報・注意報伝達経路
障害等により通常の通信経路が途絶した場合、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。
このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鍾音	サイレン音
津波注意報標識	（３点と２点との斑打）	（約10秒）（約２秒）
津波注意報及び津波警報解除標識	（１点２個と２点との斑打）	（約10秒）（約１分）（約３秒）

津波警報標識

標識の種類	標識	
	鍾音	サイレン音
津波警報標識	（２点）	（約５秒）（約６秒）
大津波警報標識	（連点）	（約３秒）（約２秒）（短声連点）

（注）１　「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
２　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

（注）鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表

地域危機管理局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区の指定してある市町
賀茂	・下田市	・東伊豆町	河津町	・南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5
東部	・沼津市	熱海市	・伊東市	・富士市	・伊豆市		5	4
中部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4
西部	・浜松市	・磐田市	・掛川市	袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	5
計							21	18

1. 沿岸市町は、海面監視を行う。
2. ・印のある市町は避難対象地区の指定してある市町。

消防災第55号
昭和50年4月7日

沿岸地域関係都道府県消防防災主管部長あて

消防庁防災課長

津波対策の推進について（通知）

標記のことについて、気象庁総務部企画課長から別添写のとおり協力依頼があったので、津波対策として沿岸住民の迅速安全な避難を確保するため、下記事項を参考として地域防災計画のなかに具体的な計画を組み入れる等その対策について、貴管下関係市町村に対しご指導願いたい。

記

1．沿岸地域において震度４（中震）以上の中震を感じたときは、気象官署らの津波予報が届くまでの間、海面状態を監視し、緊急必要な措置をとるための通報伝達体制等を確立しておくこと。
2．地震及び津波予報等の状況を迅速に把握するため、地震を感じてから１時間以上当該地方のＮＨＫの放送を聴取する責任者を定めておくなど必要な措置を講じておくこと。

別添

気企第122号
昭和50年3月18日

消防庁防災課長　殿

気象庁総務部企画課長

津波対策の推進について（依頼）

気象庁の業務については、平素から格別の御理解と御協力を頂き、深く感謝しております。

気象庁の行う津波予報業務は、地震発生後20分以内に津波予報を発表していますが、昭和43年の日向灘地震の場合のように地震発生後10分ぐらいで津波に襲われる場合もあります。

したがって、当庁においては、地震発生から津波予報発表までの時間短縮について研究の推進、地震観測施設の整備及び更新並びに観測技術の向上等各種手段を講じて、鋭意努力しているところですが、地震発生後10分前後で沿岸に襲来する津波については、現在の技術において防災上十分でない場合もあります。

ついては、沿岸住民の安全な避難を確保するため、地域防災計画のなかに具体的な計画などを盛りこんでおくなどその対策の推進について関係地方公共団体に対して御指導頂きたく、よろしくお願いします。

5-3-8 噴火警報等の発表と伝達

（静岡地方気象台）H24.4.1

気象庁は、火山防災に資するため、噴火警報・予報等を以下の場合に発表しています。静岡地方気象台では、富士山、伊豆東部火山群、箱根山の噴火警報・予報等を関係する機関（５－３－11）で示した噴火警報・予報伝達系統図を参照）に通知を行います。

１．噴火警報等の発表と伝達

（１）噴火警報等の種類と発表

ア　噴火警報・予報の種類

ａ　噴火警報：気象業務法第 13 条の規定により、気象庁地震火山部火山課東京火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第 21 条第１項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

ｂ　噴火予報：気象業務法第 13 条の規定により、気象庁地震火山部火山課東京火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ　噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて５段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

なお、富士山には、平成 19 年 12 月１日より噴火警戒レベルが導入された。

ウ　噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等

ａ　噴火警報レベル導入火山（静岡県では、富士山及び伊豆東部火山群が該当）

	名称	略称	対象範囲*	発　表　基　準	噴火警戒レベル（警戒事項等）
噴火警報	噴火警報*（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル５（避難）
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル４（避難準備）
	噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル３（入山規制）
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	噴火予報	－	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル１（平常）

エ　噴火警報の例（レベル対象火山の場合）は次のとおり

火山名　富士山　噴火警報（居住地域）
平成２０年　ＸＸ月　ＸＸ日　ＡＡ時ＡＡ分　　気象庁地震火山部

＊＊（見出し）＊＊

＜富士山に噴火警報（噴火警戒レベル４、避難準備）を発表＞
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想。
＜噴火警戒レベルを３（入山規制）から４（避難準備）に引上げ＞

＊＊（本　文）＊＊
１．火山活動の状況及び予報警戒事項
富士山では、本日（ＸＸ日）@@時頃より、身体に感じる地震が続発しており、火山性地震の活動がさらに活発化しています。また、ほぼ同時刻より、複数の傾斜計で、山体がわずかに膨らむ地殻変動が観測されており、マグマの上昇が始まっている可能性があります。
これらのことから、今後、火砕流、噴石、溶岩流及び融雪泥流により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生する可能性が高まっていると予想されますので、対象とする居住地域では、避難準備や災害時要援護者の避難等が必要です。

２．対象市町村等
山梨県：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村、山中湖村、身延町、忍野村
静岡県：御殿場市、富士市、富士宮市、裾野市、小山町

３．防災上の警戒事項等
噴火に伴う火砕流、噴石、融雪泥流及び溶岩流に警戒が必要です。
風下側への降灰に注意が必要です。

＜噴火警戒レベルを３（入山規制）から４（避難準備）に引上げ＞

＊＊（参考：噴火警戒レベルの説明）＊＊
【レベル５（避難）】：危険な居住地域からの避難等が必要。
【レベル４（避難準備）】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。
【レベル３（入山規制）】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。
【レベル２（火口周辺規制）】：火口周辺への立入規制等。
【レベル１（平常）】：特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。
（注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる）

補足：噴火予報・噴火警報は、平成１９年１２月１日から発表しています。今回の警報は、従来の臨時火山情報に相当します。

5-3-9 降灰予報と火山ガス予報

（静岡地方気象台）H24.4.1

気象庁では、火山現象の予報及び警報として、平成19年12月1日から発表している噴火予報及び噴火警報に加え、降灰予報と火山ガス予報の業務も平成20年3月31日から開始しました。
業務内容については、次のとおりとします。

1．降灰予報
発表基準：噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に行う。
内　　容：噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域に行う。
発表時期：第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して、必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合には、必要に応じて発表を行う。

2．火山ガス予報
発表基準：居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に行う。
内　　容：火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域に行う。ただし、該当する火山は、当面、三宅島のみとする。
発表時期：原則として定時とする。

5-3-10 噴火警報・予報等の伝達系統図

（静岡地方気象台）H24.4.1

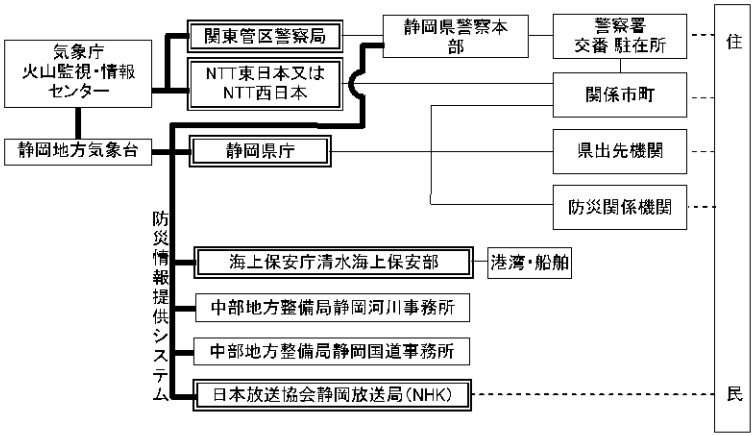

注）気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を □ で示す。

5-3-11 異常現象と発見者の通報義務

（静岡地方気象台） H24.4.1

災害対策基本法第 54 条によって、災害が発生する恐れのある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は遅滞なく市町村長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

火山関係の異常現象とは次のものをいう。

1）噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
2）火山地域での火映、鳴動の発生
3）火山地域での地震群発
4）火山地域での山くずれ、地割れ、土地上昇、沈下、陥没等の顕著な地形変化
5）噴気孔の新生拡大、移動及び噴気の噴煙の量、色、温度、昇華物等顕著な異常変化
6）火山地域での湧泉の新生、枯渇、または量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
7）火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大或いは移動及び草木の立枯れ等
8）火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等浮上、発泡、温度の上昇等

異常現象発見者通報受領気象官署及び火山周辺の官公署等

（富士山）

静岡地方気象台　電話 054－282－3833

機関名	所在地	電話番号
御殿場警察署	御殿場市北久原 439－2	0550－84－0110
小山町須走交番	駿東郡小山町須走 228－4	0550－75－2063
富士警察署	富士市八千代町 3－55	0545－51－0110
国土交通省富士砂防事務所	富士宮市三園平 1100	0544－27－5221
国土交通省富士宮砂防出張所	〃　上井出 1321－9	0544－54－0236
富士宮警察署	〃　城北町 160	0544－23－0110
富士宮警察署猪之頭駐在所	〃　猪之頭 217－7	0544－52－0100
富士宮警察署上井出駐在所	〃　上井出 705－4	0544－54－0879
富士宮警察署北山駐在所	〃　北山 4930-3	0544－58－1110
静岡県道路公社表富士管理事務所	〃　大淵 4815	0559－98－0084
沼津警察署須山駐在所	裾野市須山 1593－12	055－998－0034

（伊豆東部火山群）

静岡地方気象台　電話 054－282－3833

機関名	所在地	電話番号
伊東市役所	伊東市大原 2－1－1	0557－36－0111
小室山公園管理事務所＊	伊東市川奈 1260－1	0557－45－1594
伊東市宇佐美出張所＊	伊東市宇佐美 1641－1	0557－48－9004
伊東市川奈出張所＊	伊東市川奈 878－1	0557－45－1075
伊東市対島出張所＊	伊東市八幡野 1187－2	0557－53－0002
伊東市富戸出張所＊	伊東市富戸 718－3	0557－51－0010
伊東警察署	伊東市竹の台 2－26	0557－38－0110
宇佐美交番	伊東市宇佐美 1708－1	0557－48－9041
新井駐在所	伊東市新井 2－3－8	0557－36－8100
富戸駐在所	伊東市富戸 217－2	0557－51－0260
八幡野交番	伊東市八幡野 1189－3	0557－53－0044
吉田駐在所	伊東市吉田 174	0557－45－2728
伊東市消防署	伊東市桜木町 1－1－3	0557－37－0119
伊東市消防署宇佐美分遣所	伊東市宇佐美 1641－7	0557－33－0119
伊東消防署対島支署	伊東市八幡野 1189－107	0557－53－0119
伊豆急行ＫＫ鉄道部	伊東市八幡野 1151	0557－53－1111
沼津河川国道事務所	沼津市下香貫外原 3244－2	055－934－2006

（備考）＊印は夜間不在

5-3-12 異常現象の通報、伝達方法

（静岡地方気象台）

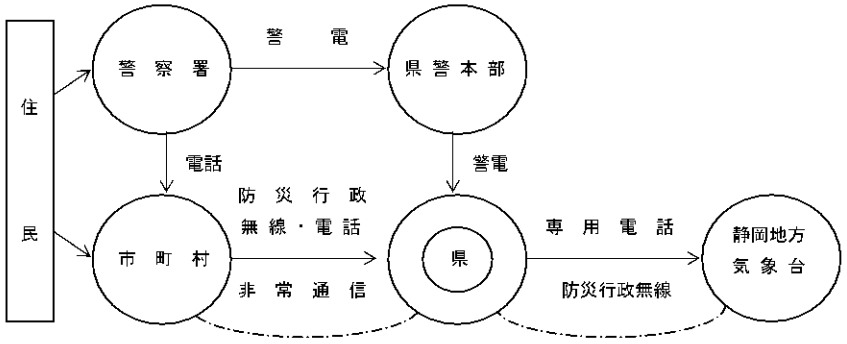

5-4-1 気象観測所配置図
テレメータによる雨量観測所配置図
気象庁関係

（平成24年4月現在）

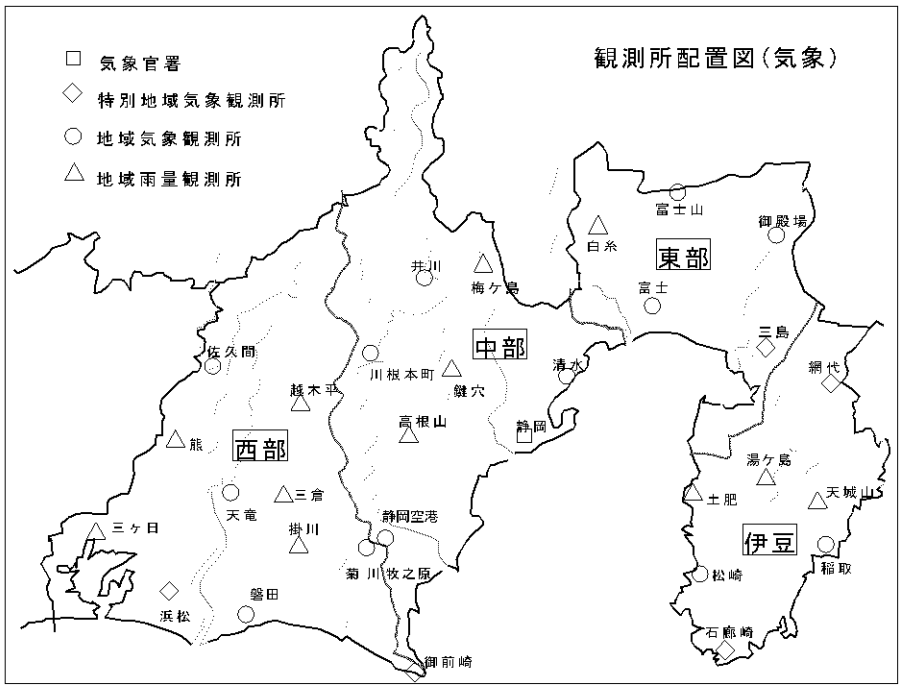

（静岡県）静岡地方気象台管内　　H24.4.1

観測所番号	種類	観測所名	カタカナ綴	所在地	緯度(度分)（°′）	経度(度分)（°′）	海面上の高さ(m)	風向風速計地上の高さ(m)	テレメータによる観測開始年月日
50056	雨	白糸	ｼﾗｲﾄ	富士宮市原	35 18.7	138 34.7	530	ー	#
50106	雨	井川	ｲｶﾜ	静岡市葵区井川	35 13.0	138 13.3	755	10.0	昭53.12.25
50111	雨	梅ケ島	ｳﾒｶﾞｼﾏ	静岡市葵区入島	35 14.2	138 20.5	430	ー	昭51.09.20
50136	雨	御殿場	ｺﾞﾃﾝﾊﾞ	御殿場市萩原	35 18.3	138 55.6	472	10.0	#昭51.11.29
50196	雨	富士	ﾌｼﾞ	富士市厚原	35 11.1	138 39.8	66	10.0	#昭53.12.26
50206	官	三島	ﾐｼﾏ	三島市東本町	35 06.8	138 55.5	21	15.8	#昭50.12.13
50226	雨	佐久間	ｻｸﾏ	浜松市天竜区佐久間町浦川	35 03.4	137 45.7	150	10.0	(昭50.05.13)昭53.12.20
50231	雨	越木平	ｺｼｷﾀﾞｲﾗ	浜松市天竜区春野町越木平	35 00.6	137 58.8	552	ー	昭57.08.29
50241	雨	川根本町	ｶﾜﾈﾎﾝﾁｮｳ	榛原郡川根本町田代	35 06.1	138 07.7	290	8.5	#昭53.12.22
50247	雨	鍵穴	ｶｷﾞｱﾅ	静岡市葵区鍵穴	35 02.9	138 14.8	160	ー	平03.03.26
50261	雨	清水	ｼﾐｽﾞ	静岡市清水区興津中町	35 03.2	138 31.3	3	8.5	昭53.01.18
50281	官	網代	ｱｼﾞﾛ	熱海市網代	35 02.7	139 05.5	67	12.5	#昭50.12.16
50296	雨	熊	ｸﾏ	浜松市天竜区熊	34 57.5	137 44.0	375	ー	#昭51.06.25
50317	雨	高根山	ﾀｶﾈｻﾝ	藤枝市瀬戸ノ谷	34 58.5	138 11.8	415	ー	平21.12.18
50331	官	静岡	ｼｽﾞｵｶ	静岡市駿河区曲金	34 58.5	138 24.2	14	16.0	#昭50.03.23
50371	雨	三ヶ日	ﾐｯｶﾋﾞ	浜松市北区三ヶ日町	34 48.1	137 33.4	2	ー	昭50.05.13
50386	雨	天竜	ﾃﾝﾘｭｳ	浜松市天竜区船明	34 53.4	137 48.8	61	10.0	#昭53.12.21
50391	雨	三倉	ﾐｸﾗ	周智郡森町三倉	34 53.7	137 56.4	114	ー	昭57.09.29
50416	雨	土肥	ﾄｲ	伊豆市小下田	34 52.6	138 45.6	103	ー	平02.07.10
50426	雨	湯ケ島	ﾕｶﾞｼﾏ	伊豆市市山	34 54.0	138 55.5	165	ー	#
50427	雨	天城山	ｱﾏｷﾞｻﾝ	伊豆市菅引字天城山菅引入	34 52.3	139 01.4	1070	ー	#
50456	官	浜松	ﾊﾏﾏﾂ	浜松市中区三組町	34 42.5	137 43.1	32	13.7	#昭50.3.19
50466	雨	掛川	ｶｹｶﾞﾜ	掛川市富部	34 46.8	137 58.0	23	ー	昭50.05.13
50476	雨	菊川牧之原	ｷｸｶﾞﾜﾏｷﾉﾊﾗ	菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	6.5	昭53.12.21
50477	三	静岡空港	ｼｽﾞｵｶｸｳｺｳ	牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0	平21.06.04
50491	雨	松崎	ﾏﾂｻﾞｷ	賀茂郡松崎町江奈	34 45.3	138 47.0	4	10.0	#昭53.12.27
50506	雨	稲取	ｲﾅﾄﾘ	賀茂郡東伊豆町稲取	34 46.9	139 02.9	130	8.5	#昭53.12.27
50536	雨	磐田	ｲﾜﾀ	磐田市南島	34 41.5	137 52.8	1	10.0	昭53.01.19
50551	官	御前崎	ｵﾏｴｻﾞｷ	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8	#昭50.12.11
50561	官	石廊崎	ｲﾛｳｻﾞｷ	賀茂郡南伊豆町石廊崎	34 36.2	138 50.5	55	12.3	#昭50.03.26

種類：観測所の種別を示す。「雨」は降水量、「四」は風向風速・気温・降水量・日照時間、「三」は風向風速・気温・降水量を観測する観測所。
「官」は気象官署または特別地域気象観測所であることを示し、風向風速・気温・降水量・日照時間に加えて気圧・湿度等、他の要素を観測する観測所である。
テレメータによる観測開始年月日のうち、「#」は昭和49年11月1日を示す。「#年月日」は昭和49年11月1日に降水量のみ開始し、続く年月日より他の要素も加わったことを表す。

5-4-2　静岡県所管雨量観測所位置図

〔資料の巻Ⅱ〕

●	テレメータ雨量観測所
◎	委託雨量観測所

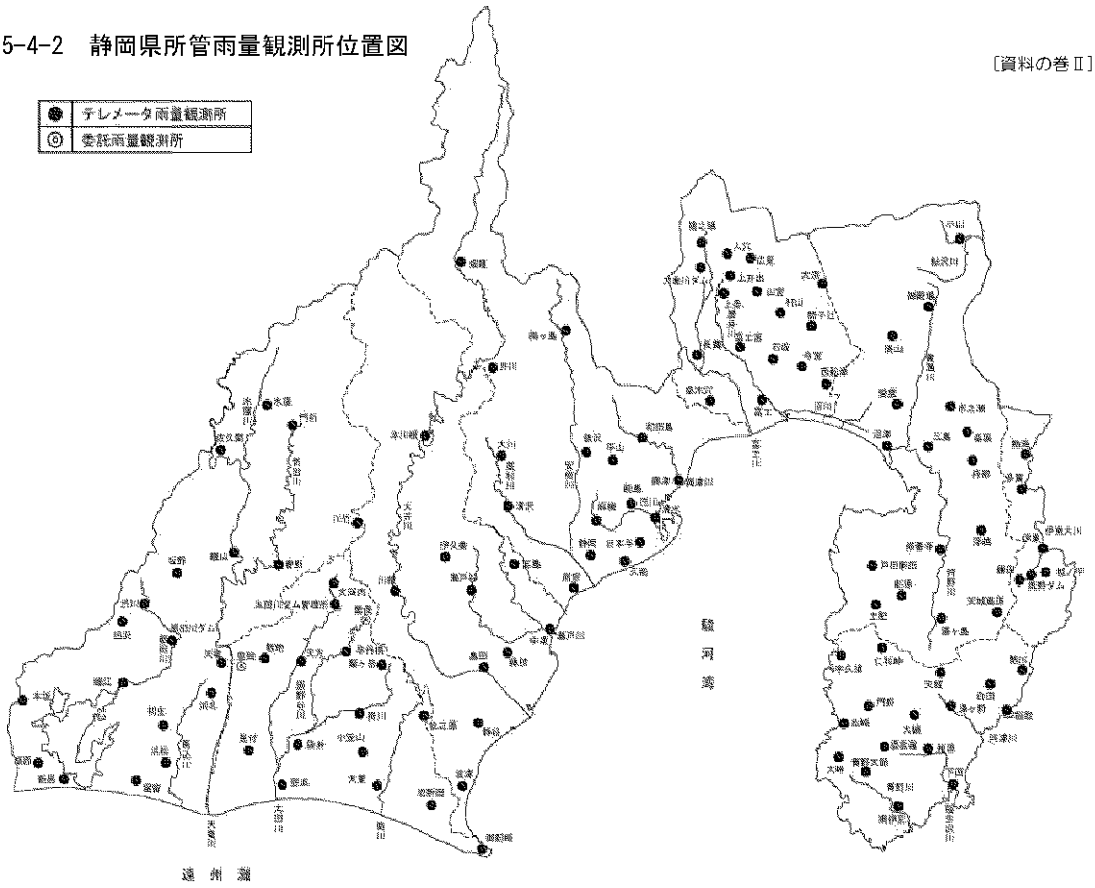

5-4-3　国土交通省所管雨量観測所位置図

〔資料の巻Ⅱ〕

◎	自記観測のみ
◎	テレメータのみ
◎	自記観測とテレメータ

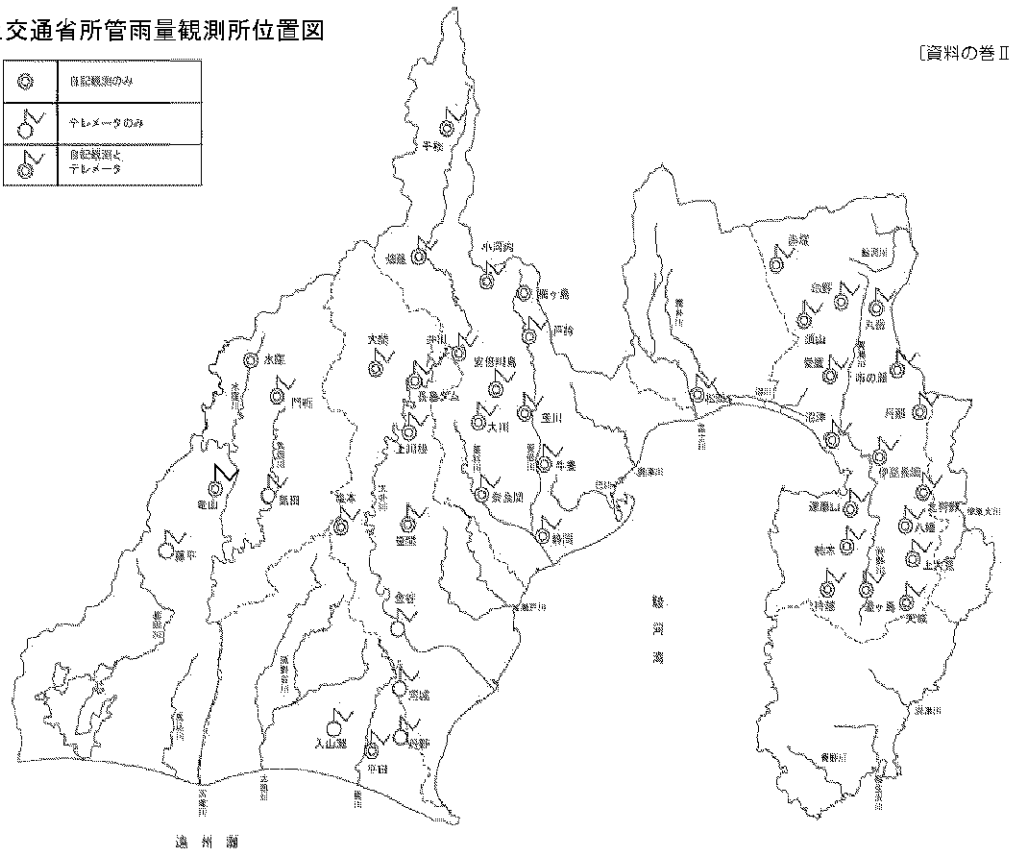

5-4-4　静岡県所管水位観測所位置図

［資料の巻Ⅱ］

▲	テレメータ水位観測所
▼	自記水位観測所
△	普通水位観測所

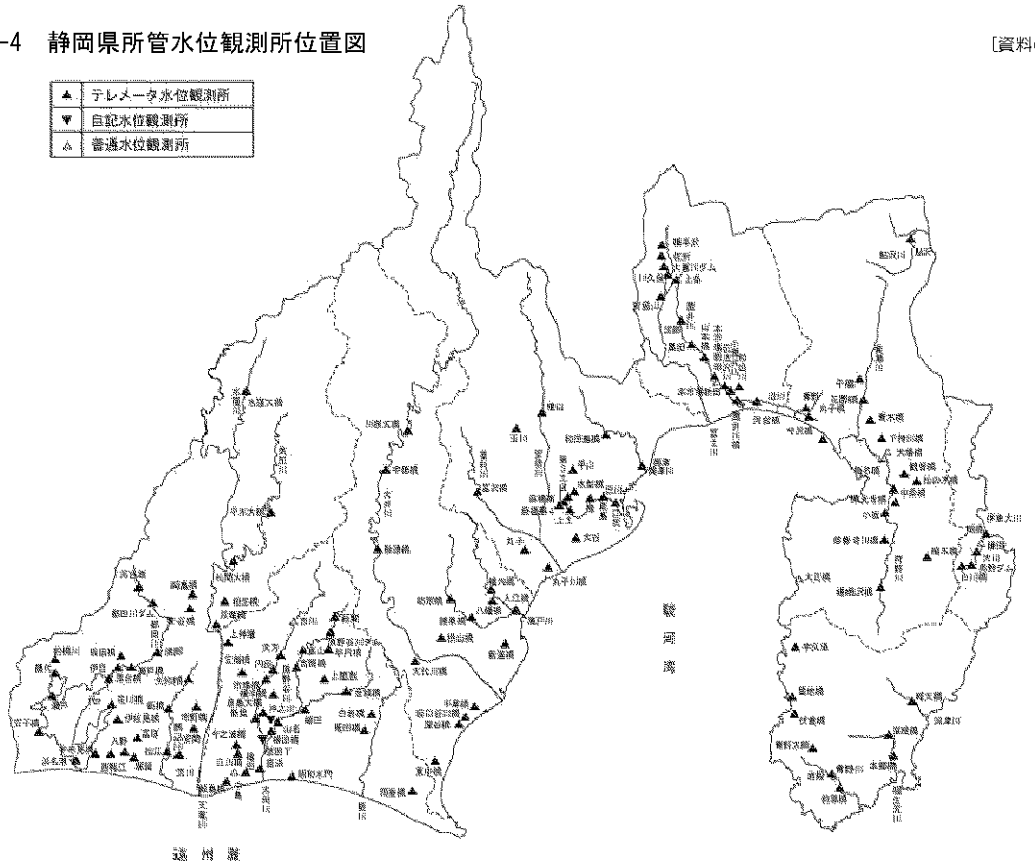

5-4-5　国土交通省所管水位観測所位置図

［資料の巻Ⅱ］

△	普通観測のみ
◬	自記観測と普通観測
◬	自記観測とテレメータ

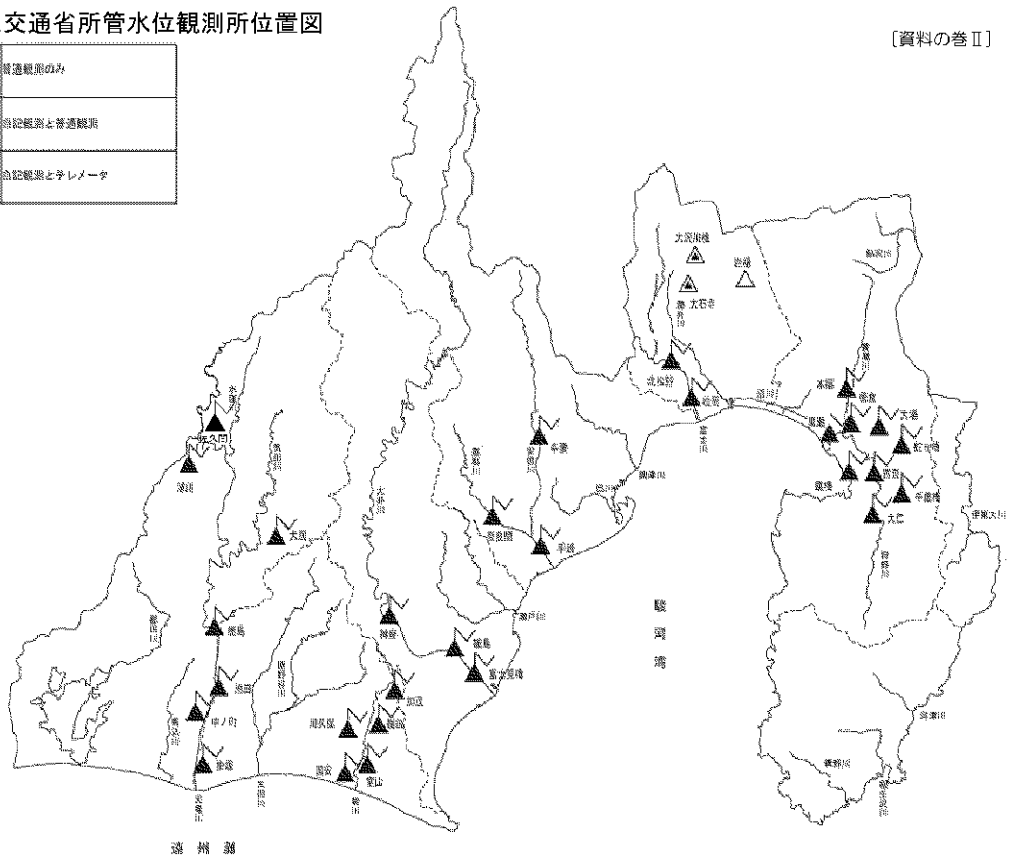

6－1　交通基盤部関係機関位置図

（平成24年4月1日現在）

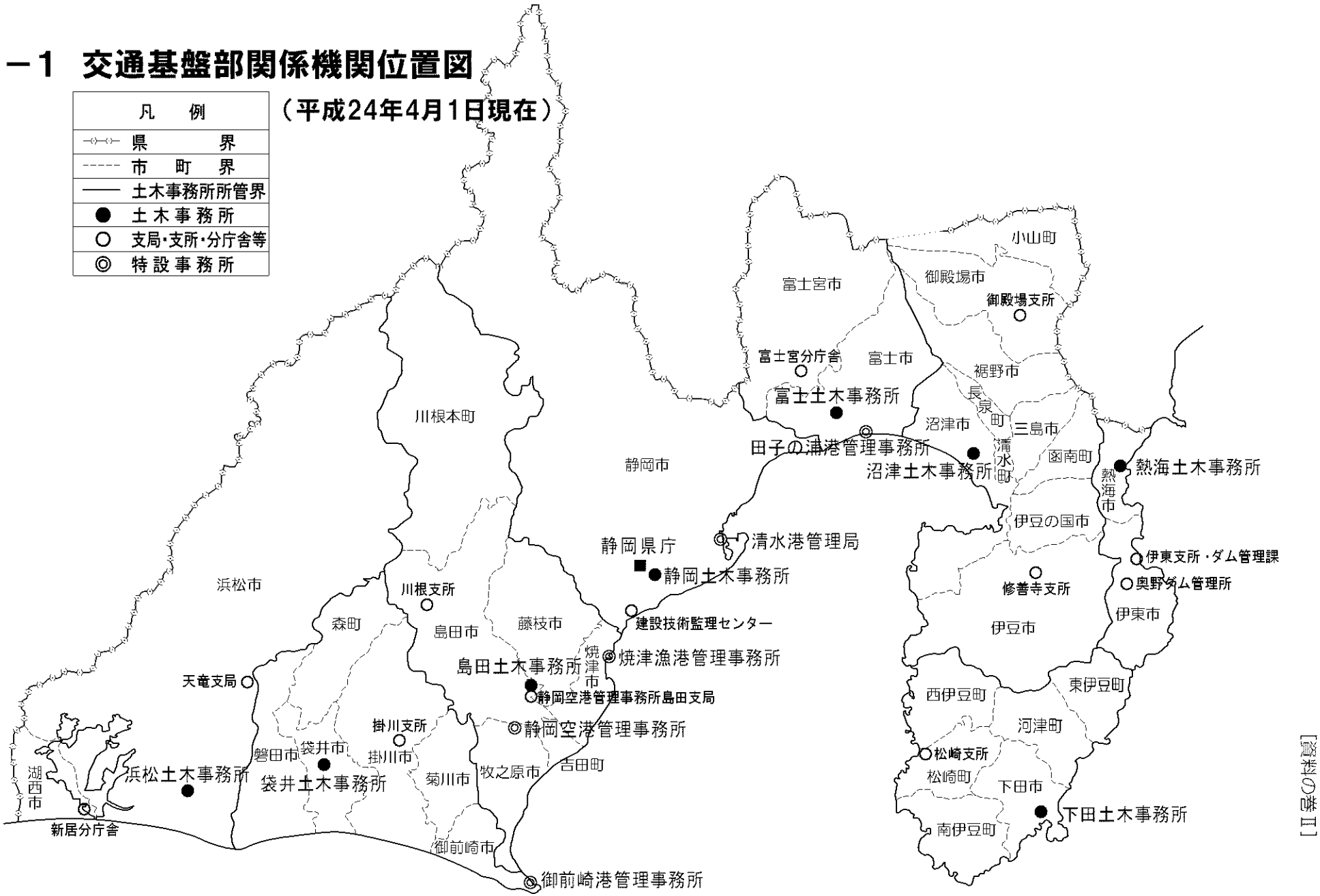

6-2　県所管水位観測所一覧表

（県土木防災課）　H24. 4. 1

【静岡県の水位観測所数一覧】

水防区			下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
静岡県所管	テレメータ水位計	土木	10	4	17	12	20	16	25	28	132
		その他				5				4	9
		市町					2		3		5
	自記水位計							2	2		4
	普通水位計			1	3	1			2		7
	水門水位計		2		1	1	2	12	2	1	21
国土交通省所管水位計					9	5	3	3	7	4	31
計			12	5	30	24	27	33	41	37	209

【静岡県所管水位観測所】

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
下田	1	ほんごう 本郷橋	稲生沢川	下田市		高馬	2.00	3.00	3.20	4.30	S49.1.1 (S60.4.1)	自記（テレ）	定時	下田土木	職員	0558-24-2117	○
	2	まえはら 前原橋	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下賀茂	3.00	3.50			S37.1.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	ふしくら 伏倉橋	那賀川	〃	松崎町	桜田	0.70	1.70	1.75	2.05	S27.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	うぐす 宇久須	宇久須川	〃	西伊豆町	宇久須	1.00	2.00			S33.4.1 (S58.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	5	みね 峰大橋	河津川	〃	河津町	峰	1.50	2.50			(S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	6	つきじ 築地橋	仁科川	〃	西伊豆町	仁科	(2.00)	(2.70)			(H7.4.14)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	7	ふかね 深根橋	稲生沢川	下田市		箕作	1.50	2.60	3.40	4.30	(H7.4.12)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	8	いわどの 岩殿	青野川	賀茂郡	南伊豆町	石井					(H18)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	9	あおのだいし 青野大師	青野川	〃	〃	青野					(H18)	〃	〃	〃	〃	0558-62-5085	○
	10	いわしな 岩科	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側					(H24)	〃	〃	〃	〃	0558-24-2117	○
熱海	1	かまた 鎌田(泉橋)	伊東大川	伊東市		宮川町	(1.00)	(1.50)			S42.1.1	普通	定時		大川光浩	0557-37-4749	
	2	おか 岡橋	〃	〃		桜木町	(5.00)	(5.50)			(S63.10.1)	自記（テレ）	〃	熱海土木	職員	0557-82-9175	○
	3	おおかわ 大川	〃	〃		鎌田	(7.20)	(7.70)			(S63.7.15)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	しらかわ 白川橋	〃	〃		荻	6.72	6.75			(S63.10.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	5	おくの 奥野ダム	〃	〃		鎌田					(S63.10.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
沼津	1	さがさわ 嵯峨沢橋	狩野川	伊豆市		嵯峨沢	2.50	3.00	3.00	3.90	S60.3.9 (S60.4.1)	自記（テレ）	定時	沼津土木	職員	055-920-2213	○
	2	うめき 梅木橋	大見川	〃		梅木	(1.50)	(2.70)			S60.3.11 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	しもかみかわ 下神川橋	大場川	三島市		加茂川町	2.00	2.50	3.40	4.00	S60.2.14 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	だいば 大場橋	〃	〃		大場	3.50	6.00			S49.4.1	普通	〃		大畑美千代	055-977-2214	
	5	かんのん 観音橋	来光川	田方郡	函南町	上沢	1.40	1.70	2.00	2.50		自記（テレ）	〃	沼津土木	職員	055-920-2213	○
	6	うめな 梅名橋	御殿川	三島市		梅名	0.60	2.00			S47.5.1	普通	〃		赤地透	055-977-1074	
	7	はなぞの 花園橋	黄瀬川	裾野市		佐野	2.30	2.80	3.10	3.80	(S60.4.1)	自記（テレ）	〃	沼津土木	職員	055-920-2213	○
	8	たいしょう 大正橋	山川	伊豆市		馬場	1.00	2.00			S.45	普通	〃		高島勝	055-998-0223	
	9	おやま 小山	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤曲	1.50	2.00			(S60.4.1)	自記（テレ）	〃	沼津土木	職員	055-920-2213	○

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
沼津	10	いまざわ 今沢橋	沼川	沼津市		今沢	1.50	2.00			S52.6.24 (S60.4.1)	自記（テレ）	定時	沼津土木	職員	055-920-2213	○
	11	まるこ 丸子橋	新中川	沼津市		東間門	1.50	1.80	2.00	2.73	(H2.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	あおき 青木橋	大場川	駿東郡	長泉町	中土狩	2.80	3.20	3.40	4.18	(H4.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	13	せんぶく 千福	佐野川	裾野市		千福	(2.75)	(4.20)			(H8.4.11)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	14	まつのき 松の木橋	柿沢川	田方郡	函南町	畑毛	(2.60)	(4.40)			(H8.4.2)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	15	おおの 青野	高橋川	沼津市		青野	1.00	1.80	2.40	3.16	(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	16	おさか 小坂	戸沢川	伊豆の国市		小坂					(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	17	ちゅうじょう 中条橋	韮山古川	〃		中條					(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	18	そうこうじ 宗光寺橋	宗光寺川	〃		宗光寺					(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	19	しゅぜんじがわ 修善寺川橋	修善寺川	伊豆市		修善寺	1.60	2.30	2.50	2.70	(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	20	ちゅうおう 中央橋	黄瀬川	御殿場市		神山					(H24)	〃	〃	〃	〃	〃	○
富士	1	うるいがわ 潤井川橋	潤井川	富士市		蓼原	1.80	2.30	2.40	3.90	S22.5.1 (S60.4.1)	自記（テレ）	定時	富士土木	職員	0545-65-2237	○
	2	もといちばしんでん 本市場新田	〃	〃		堀下	2.00	2.70				普通	洪水時	〃	〃	〃	
	3	やまもと 山本橋	〃	富士宮市		山本	(1.10)	(1.80)			(S60.3.15)	自記（テレ）	定時	〃	〃	〃	○
	4	かわい 河合橋	沼川	富士市		鈴川	2.10	2.50	2.70	2.98	S45.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	5	かみじょう 上条	潤井川	富士宮市		上条	2.00	2.50			(S49.4.30)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	6	よどし 淀師	〃	〃		淀師	2.20	2.70			(S49.4.30)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	7	くろだ 黒田	〃	〃		黒田	2.20	2.70			S29.6.12 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	8	わだがわ 和田川	和田川	富士市		今泉	0.92	1.72			(H3.2.4)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	9	もといちばしんでん 本市場新田	潤井川	〃		伝法					(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	10	でんぽうざわ 伝法沢川	伝法沢川	〃		伝法					(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	11	こうるいがわ 小潤井川	小潤井川	〃		永田北町	1.30	1.80	2.00	2.35	(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	はらだ 原田橋	滝川	〃		原田					(H23.9.27)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	13	はなもり 花守橋	赤淵川	〃		中里					(H23.9.27)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	14	よこてざわ 横手沢	芝川	富士宮市		内野						〃	〃	富士農林	職員	0545-65-2201	
	15	さおり 佐折	大倉川	〃		半野						〃	〃	〃	〃	〃	
	16	おおくらがわ 大倉川ダム	大倉川	〃		精進川						〃	〃	〃	〃	〃	
	17	かわくぼ 川久保	大倉川	〃		坂林						〃	〃	〃	〃	〃	
	18	あごやま 安居山	芝川	〃		猫沢						〃	〃	〃	〃	〃	

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
静岡	1	おきつ 興津	興津川	静岡市	清水区	興津中町	1.40	1.70	2.30	2.99	S27.8.1 (S63.6.26)	自記（テレ）	定時	静岡土木	職員	054-286-9326	○
	2	わだじま 和田島橋	〃	〃	〃	和田島	2.20	2.60	2.90	3.18	S45.5.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	えじり 江尻	巴川	〃	〃	江尻	TP 1.60	TP 2.00			S35.7.1 (H5.4.1)	〃	〃	静岡市土木事務所	静岡市職員	054-354-2247	○
	4	のうじま 能島	〃	〃	〃	能島	TP 2.56	TP 3.16	TP 3.40	TP 4.60	S27.9.1 (S60.4.1)	〃	〃	静岡土木	職員	054-286-9326	○
	5	くすのき 楠	〃	〃	〃	長崎	TP 4.73	TP 5.33			S35.7.1 (　　)	〃	〃	静岡市土木事務所	静岡市職員	054-354-2247	○
	6	あげつち 上土	〃	〃	葵区	上土新田	2.20	2.70	3.00	3.60	S27.9.1 (S62.4.1)	〃	〃	静岡土木	職員	054-286-9326	○
	7	あさばたみなみ 麻機南	〃	〃	〃	平柳	TP 7.20	TP 7.70			(S60.4.15)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	8	だいさんこうく 第３工区	〃	〃	〃	野丈					S57.1.1 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	9	あさばた 麻機第４	〃	〃	〃	平柳	TP 6.60	TP 7.10			(S60.4.15)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	10	たまがわ 玉川	中河内川	〃	〃	落合	1.70	2.00			S27.9.7 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	11	みずなし 水梨橋	長尾川	〃	〃	瀬名三丁目	1.60	2.20	2.30	2.80	S52.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	ひらやま 平山	〃	〃	〃	平山					S63.6.11 (H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	13	ぶんりゅうぶじょうりゅう 分流部上流	巴川	〃	駿河区	古庄					(H11.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	14	ぶんりゅうぶかりゅう 分流部下流	〃	〃	駿河区	古庄					(H11.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	15	おおや 大谷	大谷川放水路	〃	駿河区	片山	TP (3.40)	TP (4.70)			(S60.4.5)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	16	ぶんりゅうぜき 分流堰	〃	〃	駿河区	古庄					(H11.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	17	よこやま 横山	安倍川	〃	葵区	横山	(2.00)	(2.50)			(S60.3.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	18	とんざわ 富沢橋	藁科川	〃	〃	富沢	(2.80)	(4.00)			(S60.3.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	19	まりこ 丸子	丸子川	〃	駿河区	丸子	1.40	2.40	2.70	3.20	(S60.3.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	20	まりこがわ 丸子川橋	〃	〃	〃	桃園町					(H19)	〃	〃	〃	〃	〃	
	21	いはら 庵原	庵原川	〃	清水区	尾羽	2.30	3.00	3.20	3.70	(H23)	〃	〃	〃	〃	〃	
	22	あしくぼ 足久保	足久保川	〃	葵区	足久保口組					(H24)	〃	〃	〃	〃	〃	
島田	1	いりえ 入江橋	瀬戸川	焼津市		駅北４丁目	1.80	2.50			S13.6.10 (S60.4.1)	自記（テレ）	定時	島田土木	職員	0547-37-1035	○
	2	かちくさ 勝草橋	〃	藤枝市		藤枝２丁目	1.50	2.00	2.25	2.60	S13.8.10 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	すけむね 助宗橋	〃	〃		助宗	(1.20)	(1.90)			S13.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	やはた 八幡橋	葉梨川	〃		鬼島	2.70	3.00	3.40	3.96	S13.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	5	よこうち 横内橋	朝比奈川	〃		横内	1.80	2.50	2.80	3.60	S13.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	6	しんどう 新道橋	栃山川	焼津市		大島	1.30	2.10	2.60	2.92	S60.3.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	7	すんえん 駿遠橋	大井川	島田市		川根町家山	3.00	3.50	3.90	4.32	S13.1.1 (S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	8	おおじろがわ 大代川橋	大代川	〃		金谷河原	2.00	2.30			S33.4.1 (S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
島田	9	とちやま 栃山橋	大津谷川	島田市		阿知ヶ谷	2.20	2.50			(S52.5.20)	自記（テレ）	定時	島田土木	職員	0547-37-1035	○
	10	ちゅうとく 中徳橋	大井川	榛原郡	川根本町	上長尾	3.50	4.40	4.80	5.20	(H4.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	11	かわね 川根大橋	大井川	榛原郡	川根本町	千頭	2.70	3.30	4.00	4.52	(H5.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	ちぐさ 千草橋	湯日川	榛原郡	吉田町	神戸	1.20	1.70	2.00	2.60	S29.9.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	13	ふかや 深谷橋	勝間田川	牧之原市		勝俣	2.20	2.80	3.10	3.40	(S60.3.20)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	14	ひがしなか 東中橋	萩間川	〃		大江	1.70	2.20	2.50	3.10	S11.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	15	さぐちやがわ **坂口谷川橋**	坂口谷川	牧之原市		細江	1.90	2.20	2.40	2.80	(H19.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	16	たなかしん 田中新橋	志太田中川	焼津市		高新田					H18.4.1	自記	〃	〃	〃	〃	
	17	まつくぼ 松久保橋	高草川	〃		小浜					H20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	
	18	いっしき 一色	木屋川	〃		一色	1.20	1.50	1.70	2.09	H23.4.28	自記（テレ）	〃	〃	〃	〃	
袋井	1	さいだ 細田	逆川	掛川市		細田	2.50	3.00	4.90	6.77	S27.9.1 (H14.3)	自記（テレ）	定時	袋井土木	職員	0538-42-3217	○
	2	よしおか 吉岡橋	原野谷川	〃		吉岡	2.70	3.20			S23.7.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	やまな 山名	〃	袋井市		袋井	5.00	5.70	6.50	7.00	(S53.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	おきのかわ 沖之川	沖之川	〃		川井	3.00	3.50			S29.10.22	自記	〃		鈴木博	0538-42-3444	
	5	かにたしも 蟹田下	蟹田川	〃		松袋井	1.80	2.30			S30.12.1	〃	〃		竹原飛鳥	0538-23-8281	
	6	あまがた 天方	太田川	周智郡	森町	森	1.40	1.90	2.40	2.80	S28.9.1 (S52.4.1)	自記（テレ）	〃	袋井土木	職員	0538-42-3217	○
	7	よしかわ 吉川	太田川	周智郡	森町	問詰	1.50	2.00			S28.12.5	普通	〃		山崎徹也	0538-85-2949	
	8	とよはま 豊浜	〃	磐田市		豊浜	2.40	2.90			S27.9.26 (S63.4.1)	自記（テレ）	〃	袋井土木	職員	0538-42-3217	○
	9	しんがい 新貝	〃	〃		新貝	3.00	3.50	4.00	4.60	T11.4.1 (S53.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	10	ふくで 福田	仿僧川	〃		福田	2.00	2.50			S27.9.1 (H14.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	11	さめじま 鮫島橋	〃	〃		鮫島	2.00	2.50	3.20	3.40	S29.9.7 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	なかじま 中島	今ノ浦川	〃		福田中島	2.00	2.50			S29.9.7	普通	〃		鈴木康幸	0538-55-3370	
	13	いまのうら 今ノ浦橋	〃	〃		二之宮	2.00	2.50	2.70	3.35	S29.9.7 (S60.4.1)	自記（テレ）	〃	袋井土木	職員	0538-42-3217	○
	14	かねしろ 金城橋	逆川	掛川市		金城	3.50	4.00	4.70	5.38	S52.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	15	かみやしき 上屋敷	倉真川	〃		上西郷	(2.90)	(3.40)			(S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	16	かさうめ 笠梅橋	敷地川	磐田市		笠梅	3.90	4.40	5.10	5.84	(S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	17	しょうわすいもん 昭和水門	弁財天川	袋井市		中新田	(2.50)	(3.00)			(H6.3.21)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	18	かみかんぞう 上神増	一雲済川	磐田市		上神増	(1.60)	(2.10)			(H6.3.8)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	19	やなぎはら 柳原橋	小笠沢川	袋井市		高尾	(2.30)	(2.80)			(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	20	ひこじま 彦島大橋	蟹田川	〃		彦島	(2.80)	(3.30)			(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	21	えがわ 江川橋	磐田久保川	磐田市		大原	(1.20)	(1.70)			(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	22	しらいわ 白岩橋	西方川	菊川市		加茂	(3.30)	(3.80)			(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	23	かごた 篭田橋	上小笠川	〃		中内田	(3.20)	(3.70)			(H19.)	〃	〃	〃	〃	〃	○

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
袋井	24	いちば 市場橋	太田川	周智郡	森町	飯田					(H21.4.1)	自記（テレ）	定時	袋井土木	職員	0538-42-3217	○
	25	えんでん 円田	太田川	周智郡	森町	上川原					(H21.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	26	うたれ 雨垂橋	新野川	御前崎市		佐倉	2.00	2.50			S21.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	27	ようたん 孕丹橋	原野谷川	掛川市		孕石					(H22.6.10)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	28	よこて 横手橋	宇刈川	袋井市		久能	1.80	2.70	3.10	3.50	(H23.)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	29	こうあい 広愛大橋	原野谷川	袋井市		愛野					(H23.3)	〃	〃	〃	〃	〃	
	30	はらのや 原野谷ダム	〃	掛川市		萩間		15.00				〃	〃	掛川市農林課	職員	0537-21-1147	
	31	はぎま 萩間	〃	掛川市		萩間		1.70				〃	〃	〃	〃	〃	
	32	たかやま 高山	〃	〃		原里		1.70				〃	〃	〃	〃	〃	
浜松	1	そうりゅう 双竜橋	二俣川	浜松市	天竜区	二俣町	2.00	2.50			(H5.4.1)	自記（テレ）	定時	浜松土木	職員	053-458-7268	○
	2	あいおい 相生橋	〃	〃	〃	山東	1.70	2.20			(S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	りょうじま 両島橋	阿多古川	〃	〃	両島	2.00	2.50	3.10	4.50	S28.6.1 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	4	あおや 青谷橋	〃	〃	〃	青谷	2.41	2.91			S49.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	5	まつま 松間大橋	気田川	〃	〃	小川	3.58	4.58			S42.4.1 (S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	6	みさくぼ 水窪大橋	水窪川	〃	〃	水窪町奥領家	3.50	4.00			S45.6.1 (S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	7	ひらき 平木大橋	気田川	〃	〃	春野町平木	3.74	4.74			(S60.4.23)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	8	まつえ 松江	馬込川	浜松市	中区	中央三丁目	2.20	3.10	3.40	3.88	S42.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	9	しんばし 新橋	〃	〃	〃	上島	2.20	3.10			S40.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	10	あんま 安間	安間川	〃	東区	安間町	1.80	2.30	2.40	2.83	S40.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	11	いりの 入野	新川	〃	西区	入野町	0.70	1.00			S40.3.25 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	12	にしかもえ 西鴨江	〃	〃	〃	西鴨江町	1.20	1.50			S40.4.1 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	13	ほりどめ 堀留	堀留川	浜松市	西区	入野町	(2.10)	(2.40)			(S60.4.10)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	14	はなかわ 花川橋	花川	〃	〃	和地町	1.20	1.50			S40.4.1 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	15	うぶみ 宇布見橋	新川	〃	〃	雄踏町宇布見	(2.00)	(2.50)			S50.11.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	16	いさみ 伊佐見橋	伊佐地川	〃	〃	伊左地町	1.70	1.90			S40.4.1 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	17	とみつか 富塚	段子川	〃	中区	富塚町	(2.50)	(3.00)			S49.9.1 (　　)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	18	すべ 須部	都田川	浜松市	北区	都田町	4.50	5.00			S29.3.1 (S62.2.20)	〃	〃	西部農林	職員	053-458-7224	○
	19	おちあい 落合橋	〃	〃	〃	細江町気賀	2.50	2.70	2.90	3.50	S29.3.1 (S62.2.20)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	20	せと 瀬戸橋	〃	〃	〃	細江町中川	5.04	5.54	6.75	7.15	S29.3.1 (H18.3)	〃	〃	浜松土木	職員	053-458-7268	○
	21	はまなこう 浜名港	〃	湖西市		新居町新弁天	1.20	1.50			S29.9.27 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	22	いめ 伊目	〃	浜松市	北区	細江町気賀	1.20	1.50			S52.5.14 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	23	ぬえしろ 鵺代	釣橋川	〃	〃	三ヶ日町鵺代	1.00	1.30			S50.5.10 (H18.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	24	つりばしがわ 釣橋川	〃	〃	〃	三ケ日町岡本	(1.60)	(2.20)			(S60.4.10)	〃	〃	〃	〃	〃	○

備考：（　）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイポス
				郡市	区町	大字	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	はん濫危険（危険）				所属	氏名	電話	
浜松	25	せと 瀬戸	都田川	湖西市		横山	1.50	2.00			S52.5.18 (H18.3)	自記（テレ）	定時	浜松土木	職員	053-458-7268	○
	26	さかた 坂田橋	井伊谷川	浜松市	北区	引佐町井伊谷	0.90	1.90	3.10	3.60	S57.5.31 (S60.2.13)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	27	ほうがわ 芳川	芳川	浜松市	東区	植松町	2.00	2.60	2.80	3.30	(S60.4.10)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	28	みやこだがわ 都田川ダム	都田川	〃	北区	引佐町東久留女木新田					(S58.3)	〃	〃	西部農林	職員	053-458-7224	○
	29	かわいぶち 川合渕	〃	〃	〃	引佐町西久留女木					(S58.3)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	30	かさごがわ 笠子川	笠子川	湖西市		吉美	(1.40)	(2.10)			(H4.4.1)	〃	〃	浜松土木	職員	053-458-7268	○
	31	やはぎ 矢矧橋	馬込川	浜松市	浜北区	平口					(H21.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	32	いちの 市野橋	安間川	〃	東区	市野町					(H21.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○

6-3 洪 水 予 報

（県土木防災課） H24.4.1

第１節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流）について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 狩野川洪水予報計画

平成１８年３月３１日 国土交通省告示第４３７号

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
狩 野 川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.40m	3.70m

（3）洪水予報発表者

表.10-3 狩野川洪水予報の発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-4 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

（6）洪水予報の通知

表.10-5 狩野川洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
狩 野 川	沼津河川国道事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静 岡 地 方 気 象 台 長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7） 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

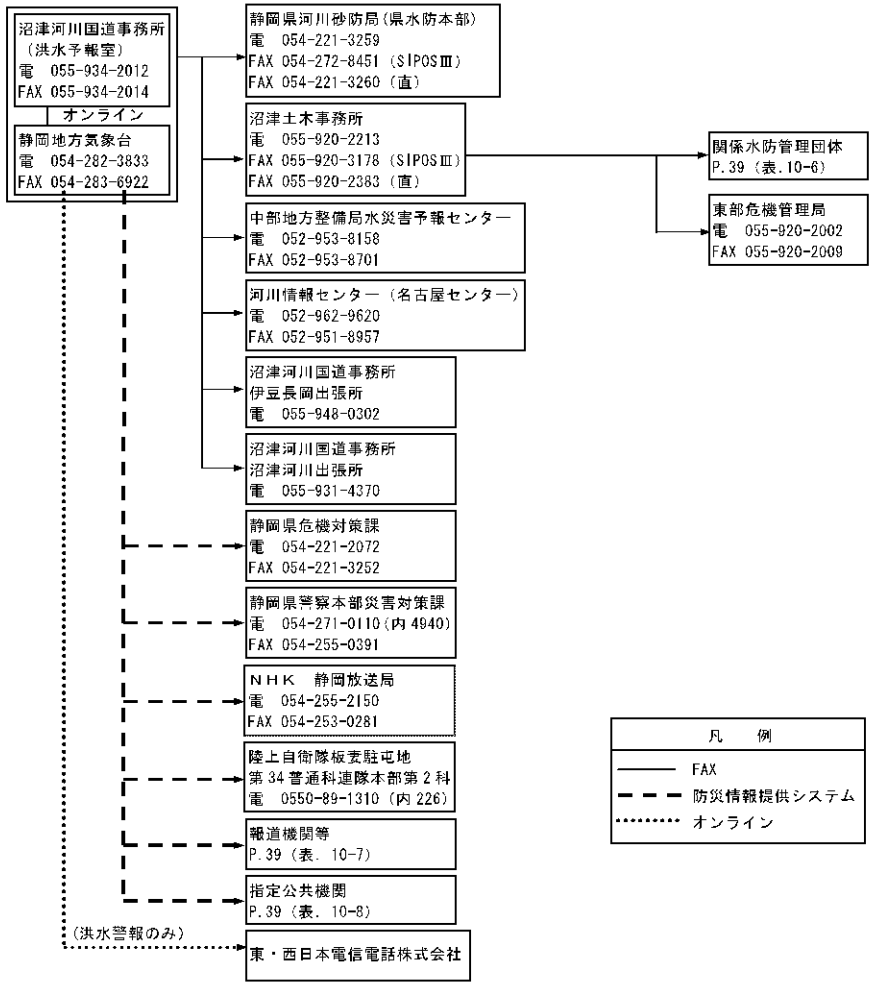

図.10-1 狩野川洪水予報連絡系統図

表.10-6 関係水防管理団体電話番号

水防管理団体	沼津市	三島市	伊豆市	伊豆の国市
電話番号	055-934-2531	055-975-3111	0558-72-9867	055-948-1412
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町	清水町	函南町	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-978-2250	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表.10-7 報道機関電話番号

報道機関名	ＳＢＳ（静岡放送）	ＳＡＴＶ（静岡朝日テレビ）	ＳＤＴ（静岡第一テレビ）	ＳＵＴ（テレビ静岡）	K-MIX（静岡エフエム）	静岡新聞
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-457-1153	054-283-0683
FAX 番号	054-284-8959	054-251-3317	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

表.10-8 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道㈱静岡支店	遠州鉄道㈱	伊豆箱根鉄道㈱
電話番号	054-284-2226	053-436-0304	055-977-1201
FAX 番号	054-287-5282	053-436-1318	055-977-3366

2. 富士川（釜無川を含む）洪水予報計画

平成８年３月２２日 運輸省・建設省 告示第１号

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-9 富士川（釜無川を含む）洪水予報を行う河川名及びその区域

河　川　名	区　　域
富　士　川（釜無川を含む）	左岸　山梨県韮崎市水神一丁目4621の４地先　武田橋から海まで
	（静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）
	右岸　山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原　武田橋から海まで
	（静岡県該当区間　静岡山梨県境から海まで）

（2）洪水予報の対象となる水位観測所（※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。）

表.10-10 富士川（釜無川を含む）洪水予報の対象となる水位観測所

河　川　名	観測所名	地　先　名	位　置	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
富　士　川（釜無川を含む）	船山橋	山梨県韮崎市竜岡町若尾新田	右岸河口から 83.7km	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	山梨県南巨摩郡鰍沢町清水端	右岸河口から 60.9km	3.40m	6.50m	7.20m
	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.20m	4.90m

（3）洪水予報発表者

表.10-11 富士川（釜無川を含む）洪水予報発表者

河　川　名	担　当　官　署	発　表　責　任　者
富　士　川（釜無川を含む）	甲府河川国道事務所	甲府河川国道事務所長
	甲府地方気象台	甲府地方気象台長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の種類は、洪水警報及び洪水注意報の２種類とする。

表.10-12 洪水予報の発表及び解除の基準

種　類	発　表　基　準	摘　要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

（6）洪水予報の通知

表.10－13 富士川（釜無川を含む）洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
富士川（釜無川を含む）	甲府河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

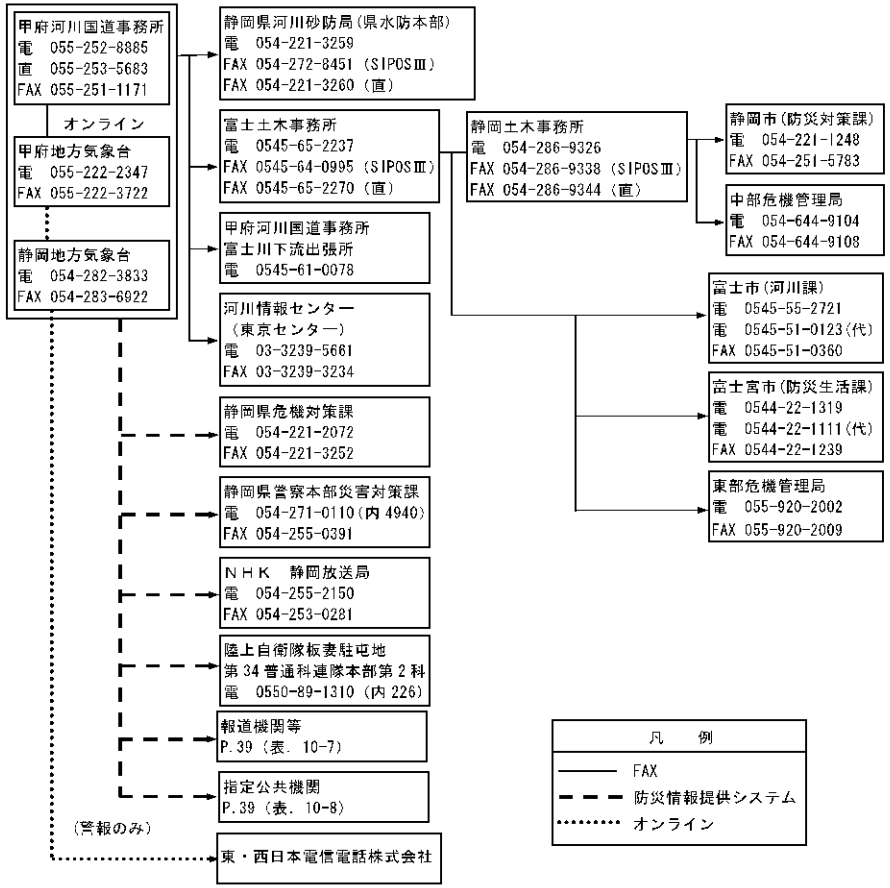

図.10-2　富士川（釜無川を含む）洪水予報連絡系統図

3. 安倍川及び大井川洪水予報計画

平成５年３月２６日 運輸省・建設省 告示第３号

3-1. 安倍川洪水予報計画

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-14 安倍川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
安倍川	左岸　静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸　静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-15 安倍川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
安倍川	手越	静岡県静岡市駿河区手越	右岸河口より　4.07km	2.40m	3.90m	4.00m
	牛妻	静岡県静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00m	3.80m	4.10m

（3）洪水予報発表者

表.10-16 安倍川洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
安倍川	静岡河川事務所	静岡河川事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-17 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

(6) 洪水予報の通知

表.10-18 安倍川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
安倍川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

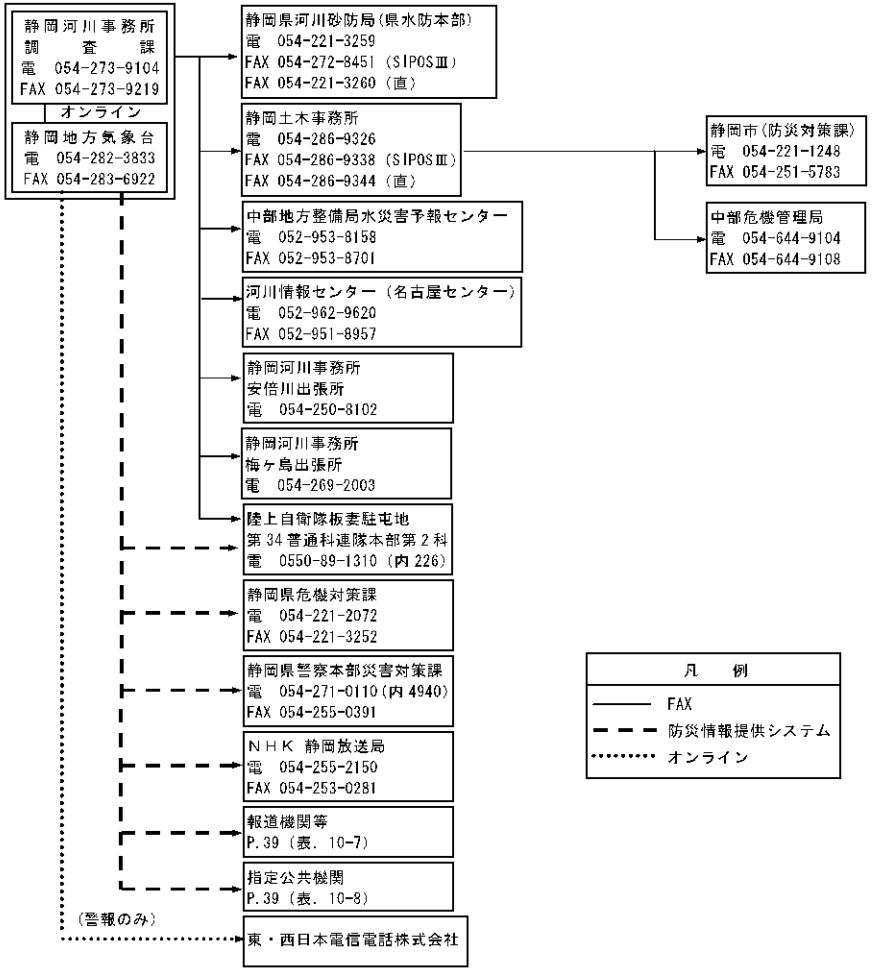

図.10-3 安倍川洪水予報連絡系統図

平成１２年３月３１日 運輸省・建設省 告示第１号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-19 大井川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
大井川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-20 大井川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位(危険水位)
大井川	神座	静岡県島田市神座	左岸河口より 23.49km	2.00m	2.70m	3.10m
	細島	静岡県島田市細島	左岸河口より 10.03km	1.70m	4.00m	4.10m

(3) 洪水予報発表者

表.10-21 大井川洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
大井川	静岡河川事務所	静岡河川事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-22 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報(洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報(洪水警報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位(特別警戒水位)を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報(洪水警報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき	
はん濫発生情報(洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

(6) 洪水予報の通知

表.10-23 大井川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
大井川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

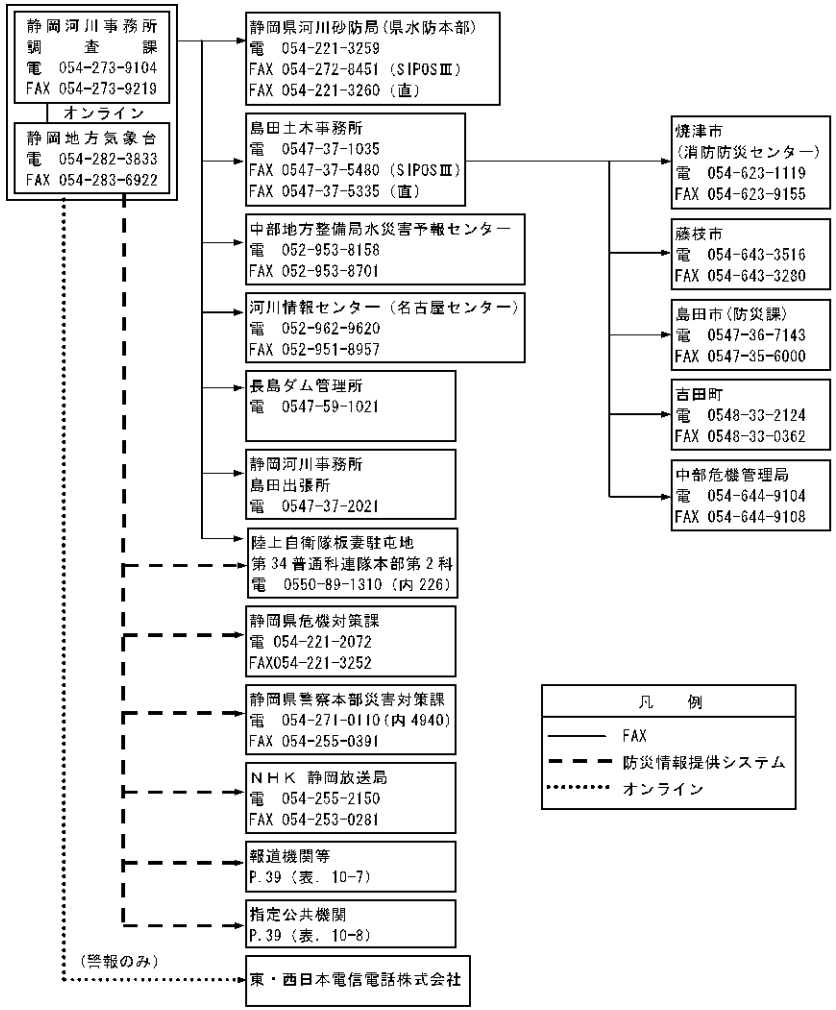

図.10-4 大井川洪水予報連絡系統図

4. 菊川洪水予報計画

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-24 菊川洪水予報を行う河川名及びその区域

河　川　名	区　　域
菊　　川	左岸　静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで
	右岸　静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-25 菊川洪水予報の対象となる水位観測所

河　川　名	観測所名	地　先　名	位　　置	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
菊　　川	加　茂	静岡県菊川市加茂	左岸河口より　11.9km	2.50m	3.50m	3.70m

（3）洪水予報発表者

表.10-26 菊川洪水予報発表者

河　　川　　名	発　　表　　者	責任者官職名
菊　　川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-27 洪水予報の発表及び解除の基準

種　　類	発　表　基　準	摘　　要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

（6）洪水予報の通知

表.10-28 菊川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
菊川	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

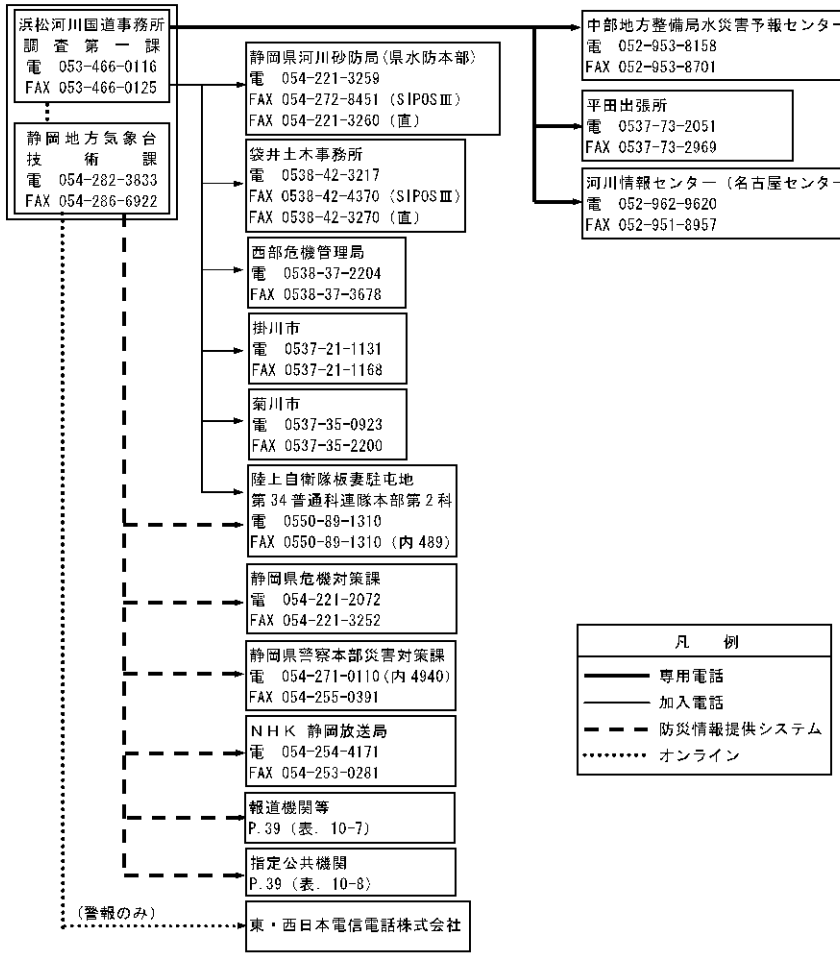

図.10-5 菊川洪水予報連絡系統図

5. 天竜川下流洪水予報計画

昭和３７年 運輸省・建設省 告示第１４号

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-29 天竜川下流洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
天竜川下流	左岸　静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで
	右岸　静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-30 天竜川下流洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
天竜川下流	鹿島	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.70m	6.00m
	中ノ町	静岡県浜松市東区中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.40m	3.70m

（3）洪水予報発表者

表.10-31 天竜川下流洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
天竜川下流	浜松河川国道事務所	浜松河川国道事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-32 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式１（P.139）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式２（P.142～P.143）を使用する。

（6）洪水予報の通知

表.10-33 天竜川下流洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
天竜川下流	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（７）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

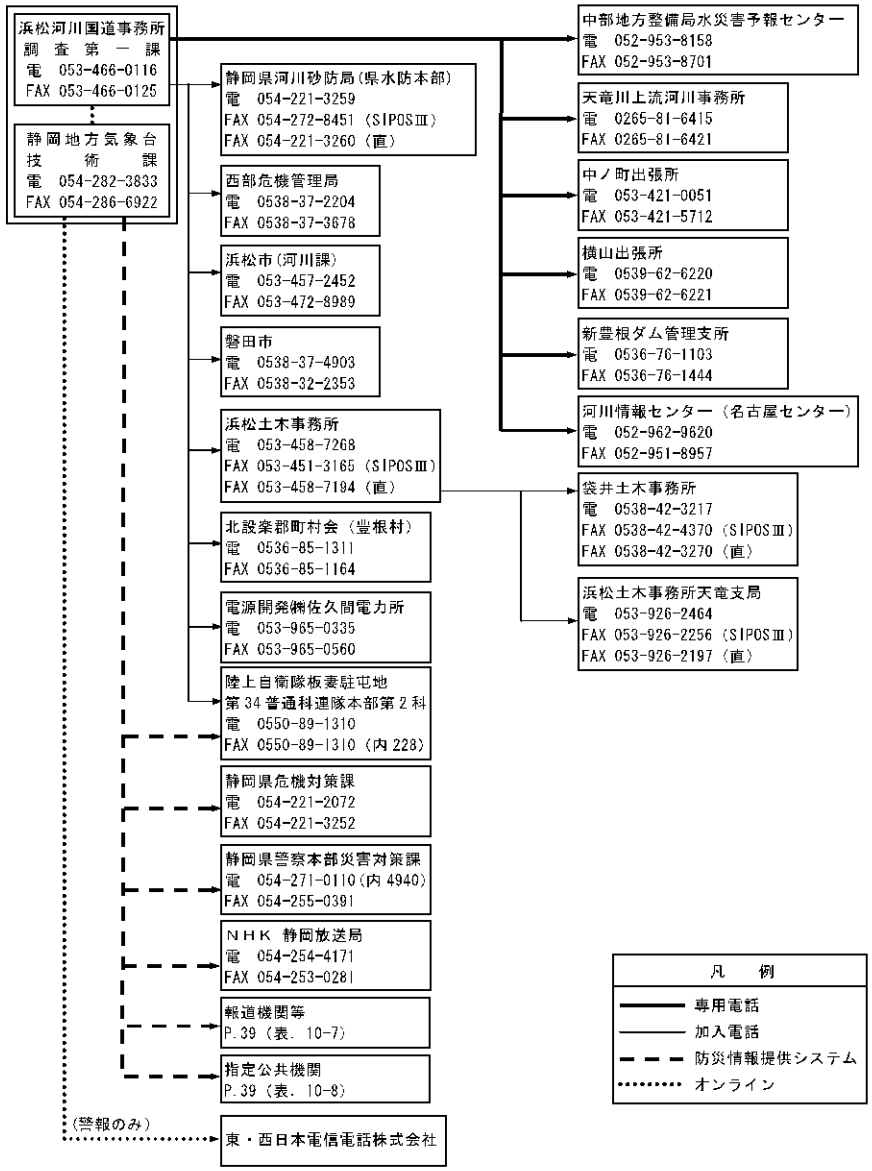

図.10-6 天竜川下流洪水予報連絡系統図

第２節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した河川（太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、都田川水系都田川）について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-34 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
太田川水系	太田川	左岸　静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸　静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸　静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸　静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-35 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
太田川水系	太田川	天方	静岡県周智郡森町 26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	静岡県磐田市新貝 11	3.50m	4.00m	4.60m
	原野谷川	山名	静岡県袋井市袋井 118	5.70m	6.50m	7.00m

（3）洪水予報発表者

表.10-36 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の発表者

水系名	担当官署	発表責任者
太田川水系	袋井土木事務所	袋井土木事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-37 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 3-1、様式 3-2（P.144～P.145）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式 4-1、様式 4-2（P.146～P.147）を使用する。

(6) 洪水予報の通知

表.10-38 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

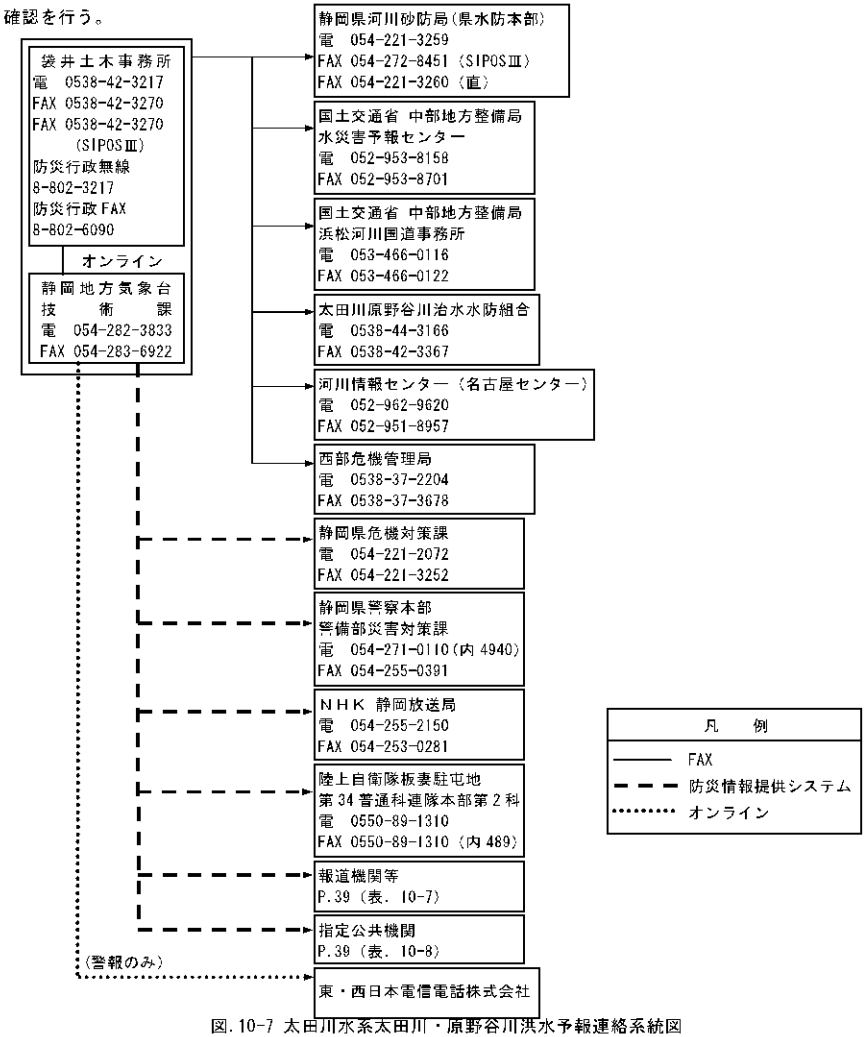

図.10-7 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図

2. 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-39 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸　静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸　静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸　静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸　静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-40 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位(危険水位)
瀬戸川水系	瀬戸川	勝草橋	静岡県藤枝市志太３丁目官有無番地	2.00m	2.25m	2.60m
	朝比奈川	横内橋	静岡県藤枝市横内字鯛ヶ久官有無番地	2.50m	2.80m	3.60m

(3) 洪水予報発表者

表.10-41 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の発表者

水系名	担当官署	発表責任者
瀬戸川水系	島田土木事務所	島田土木事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-42 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき島田土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 3-1、様式 3-2（P.144～P.145）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式 4-1、様式 4-2（P.146～P.147）を使用する。

(6) 洪水予報の通知

表.10-43 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
瀬戸川水系	島田土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7） 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

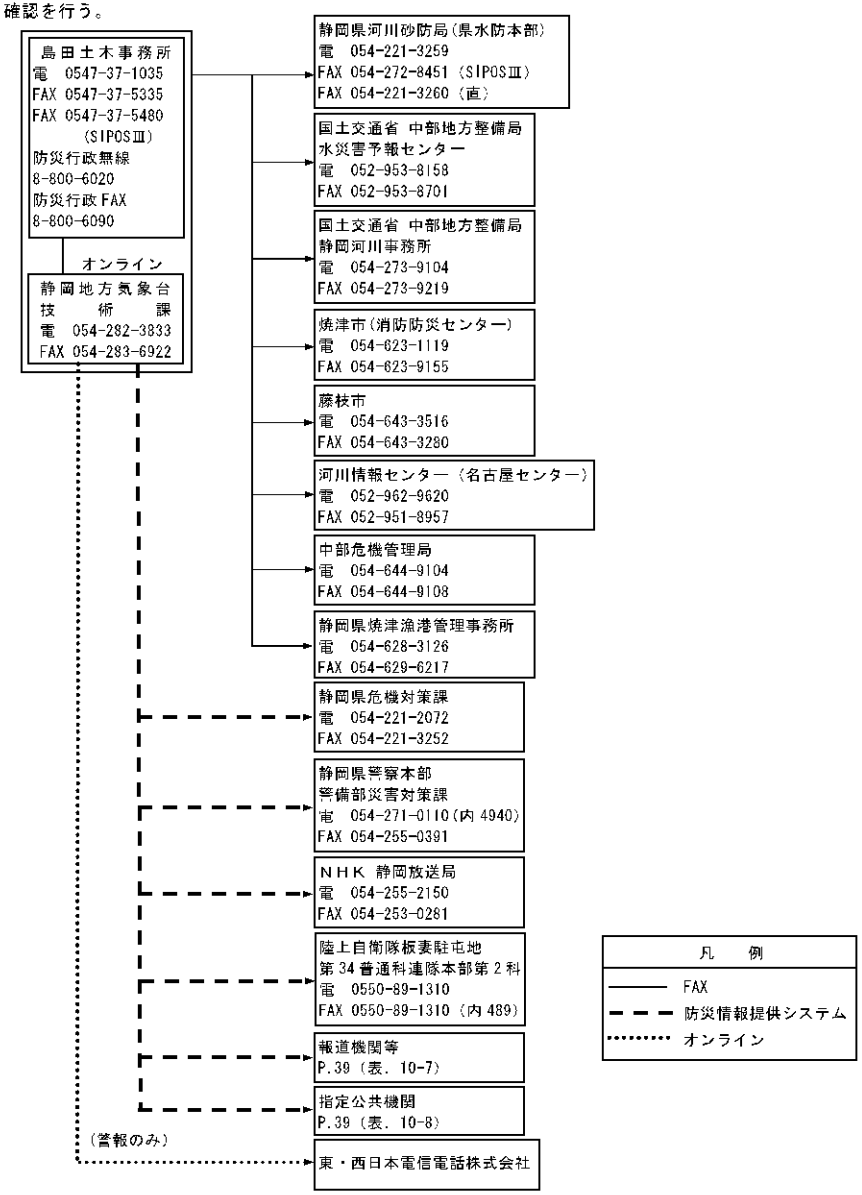

図.10-8 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報連絡系統図

3. 都田川水系都田川洪水予報計画

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-44 都田川水系都田川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
都田川水系	都田川	左岸　静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで
		右岸　静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

表.10-45 都田川水系都田川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）
都田川水系	都田川	瀬戸橋	静岡県浜松市北区細江町中川新屋官有無番地	5.54m	6.75m	7.15m

（3）洪水予報発表者

表.10-46 都田川水系都田川洪水予報の発表者

水系名	担当官署	発表責任者
都田川水系	浜松土木事務所	浜松土木事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-47 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）を超える恐れがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき	
はん濫発生情報（洪水警報）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式3-1、様式3-2（P.144～P.145）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、様式4-1、様式4-2（P.146～P.147）を使用する。

（6）洪水予報の通知

表.10-48 都田川水系都田川洪水予報の通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
都田川水系	浜松土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7） 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

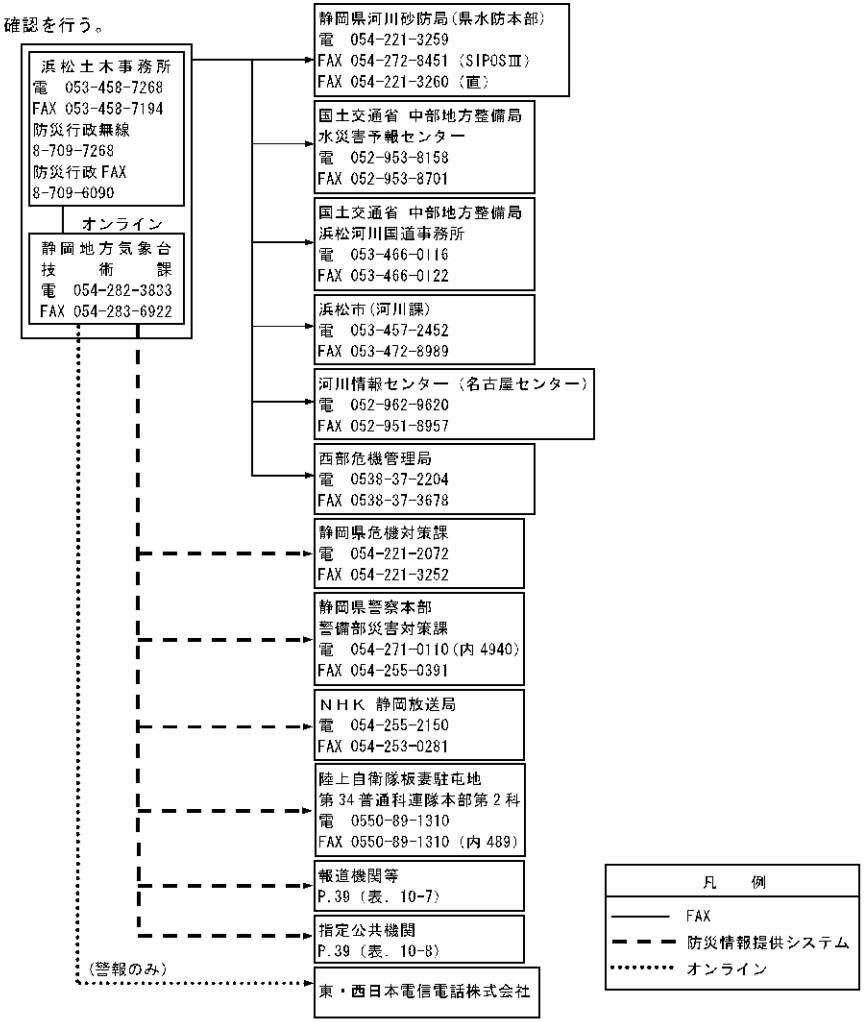

図.10-9 都田川水系都田川洪水予報連絡系統図

6-4 水 防 警 報

（関東地方整備局、中部地方整備局、県土木防災課） H24.4.1

第１節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川及び海岸についての水防警報の発表は、静岡河川事務所長及び甲府、沼津、浜松各河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位又は波高を示して、水防上の警報を発表する。

１．水防警報計画

(1)中部地方整備局管内河川

1)水防警報を行う河川名及び区域

表.11-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川及び区域

水系名	水防警報計画名	河川名	区域	区域延長
狩野川	狩野川水防警報計画	幹川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先修善寺橋から海まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先修善寺橋から海まで	24,926m
		支川（黄瀬川）	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
		支川（大場川）	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
		支川（来光川）	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
		支川（柿沢川）	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字福戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
		派川（狩野川放水路）	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m
	狩野川水防警報計画（津波）	幹川	左岸 静岡県沼津市中瀬町３６７番地先香貫大橋から海まで 右岸 黄瀬川合流点から海まで	4,800m
安倍川	安倍川水防警報計画	幹川	左岸 静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで 右岸 静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで	22,680m
		支川（藁科川）	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m
	安倍川水防警報計画（津波）	幹川	左岸 静岡県静岡市葵区南安倍２丁目65地先駿河大橋から海まで 右岸 静岡県静岡市駿河区丸子新田27地先駿河大橋から海まで	3,650m
大井川	大井川水防警報計画	幹川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで	24,820m
	安倍川水防警報計画（津波）	幹川	左岸 静岡市焼津市上泉100-1地先から海まで 右岸 静岡県榛原郡吉田町大幡379-3地先から海まで	左岸 6,600m 右岸 5,070m
菊川		幹川	左岸 静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
	菊川水防警報計画	支川（牛淵川）	左岸 静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支川（下小笠川）	左岸 静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
	菊川水防警報計画（津波）	幹川	左岸 静岡県菊川市上平川四十九番地先から海まで 右岸 静岡県菊川市下内田三千百六十番四地先から海まで	9,200m
		支川（牛淵川）	左岸 静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支川（下小笠川）	左岸 静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
天竜川（下流）	天竜川（下流）水防警報計画	幹川	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで	25,000m
	天竜川（下流）水防警報計画（津波）	幹川	左岸 静岡県磐田市竜洋中島千百二十一番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市南区鶴見町千二百七十番地先から海まで	7,700m

2)水防警報の対象水位観測所

表.11-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	はん濫注意（警戒）水位	出動水位	避難判断（特別警戒）水位	はん濫危険（危険）水位	計画高水位
					m	m	m	m	m	m
狩野川	狩野川	大仁	静岡県伊豆の国市大仁	右岸河口から22.8km	1.50	2.10	3.00	3.40	3.70	5.64
		千歳橋	〃伊豆の国市南條	右岸河口から16.5km	2.50	4.10	5.00			7.83
		徳倉	〃 駿東郡清水町徳倉	左岸河口から7.6km	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58
		黒瀬	〃 沼津市平町	右岸河口から3.3km	2.20	3.60	4.50			7.43
	支川黄瀬川	本宿	〃 駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	2.00	3.00	3.80	4.20	(4.20)	6.18
	支川大場川	大場	〃 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	5.60	(7.58)	7.84
	支川来光川柿沢川	蛇ヶ橋	〃 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	6.60	(8.45)	8.45
安倍川	安倍川	牛妻	〃 静岡市葵区牛妻	左岸河口から17.1km	2.20	3.00	3.70	3.80	4.10	5.51
		手越	〃 静岡市駿河区手越	右岸河口から4.1km	1.50	2.40	3.00	3.90	4.00	4.82
	支川藁科川	奈良間	〃 静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	5.00		8.02
大井川	大井川	神座	〃 島田市神座	左岸河口から23.5km	0.90	2.00	2.60	2.70	3.10	6.45

現況堤防高	堤内地地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法 発報担当者側	通信連絡先及びその方法 受報担当者側	関係水防管理団体
m	m					
左7.7 右7.6	左3.6 右7.6	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長	電 055-934-2012 FAX055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-3178(SIPOSⅢ) FAX055-920-2383(直)	伊豆市、伊豆の国市
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260(直)	
左9.6 右8.3	左7.5 右5.9	〃	〃	〃	〃	伊豆の国市
			〃		〃	
左5.9 右8.4	左5.9 右8.4	〃	〃	〃	〃	伊豆の国市、函南町、沼津市三島市、清水町
			〃		〃	
左9.6 右7.8	左4.7 右3.8	〃	〃	〃	〃	沼津市
			〃		〃	
左7.2 右8.3	左6.7 右8.3	〃	〃	〃	〃	沼津市、長泉町、清水町
			〃		〃	
左9.6 右9.6	左7.0 右5.9	〃	〃	〃	〃	函南町、三島市
			〃		〃	
左10.3 右9.8	左9.8 右5.4	〃	〃	〃	〃	函南町、伊豆の国市
			〃		〃	
左8.4 右6.1	左5.9 右0.6	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338(SIPOSⅢ) FAX054-286-9344(直)	静岡市
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260(直)	
左7.3 右5.7	左3.9 右3.0	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	
左山付 右9.1	左山付 右5.5	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	
左山付 右4.0	左山付 右3.1	〃	島田土木事務所長	〃	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480(SIPOSⅢ) FAX0547-37-5335(直)	焼津市、藤枝市島田市、吉田町
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260(直)	

（各々の水位標は、固有の基準高をもっている。 本計画書中の水位はこの標の読みを表している。）

注）水防警報水位観測所横断図は、P.425～P.433 参照

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	はん濫注意（警戒）水位	出動水位	避難判断（特別警戒）水位	はん濫危険（危険）水位	計画高水位
					m	m	m	m	m	m
大井川	大井川	細島	静岡県島田市細島	右岸河口から10.03km	1.30	1.70	2.20	4.00	4.10	4.99
菊川	菊川	加茂	〃 菊川市加茂小川端	左岸河口から11.9km	1.50	2.50	3.30	3.50	3.70	5.94
		嶺田	〃 菊川市西嶺田	右岸河口から6.4km	2.00	4.30	4.90			5.79
	支川牛淵川	堂山	〃 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	5.00	(5.50)	5.86
	支川下小笠川	川久保	〃 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.10	(3.40)	—
天竜川	天竜川（下流）	鹿島	〃 浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口から25.0km	2.20	3.50	4.50	5.70	6.00	8.77
		池田	〃 磐田市池田	左岸河口から10.5km	0.50	1.60	2.60			4.53
		中ノ町	〃 浜松市東区中野町	右岸河口から9.1km	0.60	1.60	2.50	3.40	3.70	4.77
		掛塚	〃 磐田市掛塚	左岸河口から3.3km	1.50	2.60	3.30			5.28

（各々の水位標は、固有の基準高をもっている。 本計画書中の水位はこの標の読みを表している。）

注）水防警報水位観測所横断図は、P.425～P.433 参照

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法 発報担当者側	通信連絡先及びその方法 受報担当者側	関係水防管理団体
m	m					
左7.1 右6.8	左4.6 右3.6	静岡河川事務所長	島田土木事務所長	電 054-273-9104	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480（SIPOSⅢ） FAX0547-37-5335（直）	焼津市、藤枝市 島田市、吉田町
			県水防本部	FAX054-273-9219	電 054-221-3259 FAX054-272-8451（SIPOSⅢ） FAX054-221-3260（直）	
左7.7 右7.6	左6.4 右5.2	浜松河川国道事務所長	袋井土木事務所長	電 053-466-0116	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370（SIPOSⅢ） FAX0538-42-3270（直）	菊川市、掛川市
			県水防本部	FAX053-466-0122	電 054-221-3259 FAX054-272-8451（SIPOSⅢ） FAX054-221-3260（直）	
左7.4 右7.5	左3.8	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	
左7.6 右7.5	左3.6 右4.2	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	
左4.4 右4.6	左0.7 右3.5	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	
左10.7 右山付	左7.9 右山付	〃	浜松土木事務所長	〃	電 053-458-7268 FAX053-451-3165（SIPOSⅢ） FAX053-458-7194（直）	浜松市
			袋井土木事務所長		電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370（SIPOSⅢ） FAX0538-42-3270（直）	磐田市
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451（SIPOSⅢ） FAX054-221-3260（直）	
左6.9 右7.2	左1.3 右1.1	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	〃
			〃		〃	
左7.6 右6.7	左2.2 右2.7	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	〃
			〃		〃	
左8.3 右8.4	左3.1 右3.0	〃	〃	〃	〃	〃
			〃		〃	〃
			〃		〃	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3）水位の種類

水位の種類・内容については資料編第 26 表(P.421～P.423)に示すとおりである。

4）水防警報の種類及び発表

表.11-3 水防警報の種類、内容及び発表基準(中部地方整備局)

種　類	内　　容	発　表　基　準
準　備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出　動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解　除	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

表.11-4 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準(中部地方整備局)

種　類	内　　容	発　表　基　準
待　機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要があるもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または、応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

- 気象庁の津波に関する注警報が、津波注意報のみの場合は、津波の水防警報は発表しない。
- 津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置
  担当事務所からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、
  気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置を
  とるものとする。

5）水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

6）水防警報連絡系統図

- 狩野川水防警報連絡系統図(支川黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

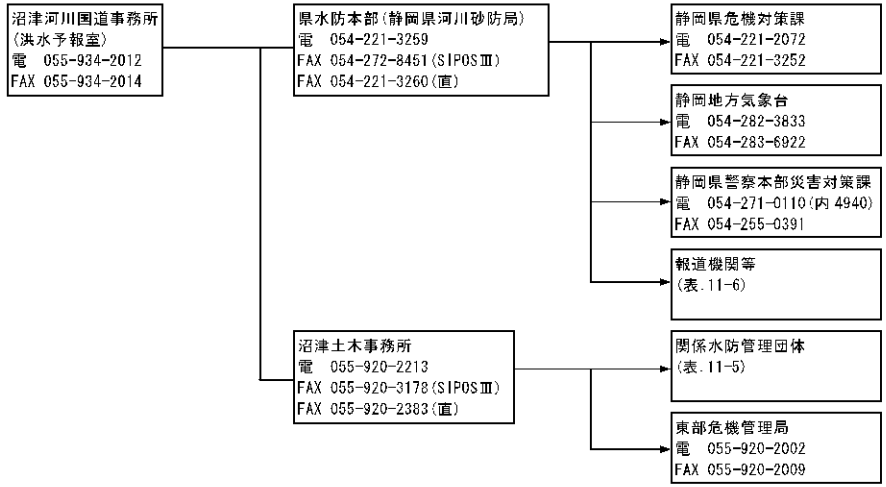

図.11-1 狩野川水防警報連絡系統図

表.11-5 関係水防管理団体電話番号

水防管理団体	沼津市	三島市	伊豆市	伊豆の国市
電話番号	055-934-2531	055-975-3111	0558-72-9867	055-948-1412
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町	清水町	函南町	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-978-2250	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表.11-6 報道機関電話番号

報道機関名	ＮＨＫ（静岡放送局）	ＳＢＳ（静岡放送）	ＳＡＴＶ（静岡朝日テレビ）	ＳＤＴ（静岡第一テレビ）	ＳＵＴ（テレビ静岡）	K-MIX（静岡エフエム）
電話番号	054-255-2150	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-457-1153
FAX 番号	054-253-0281	054-284-8959	054-251-3317	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・ 安倍川水防警報連絡系統図（支川藁科川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

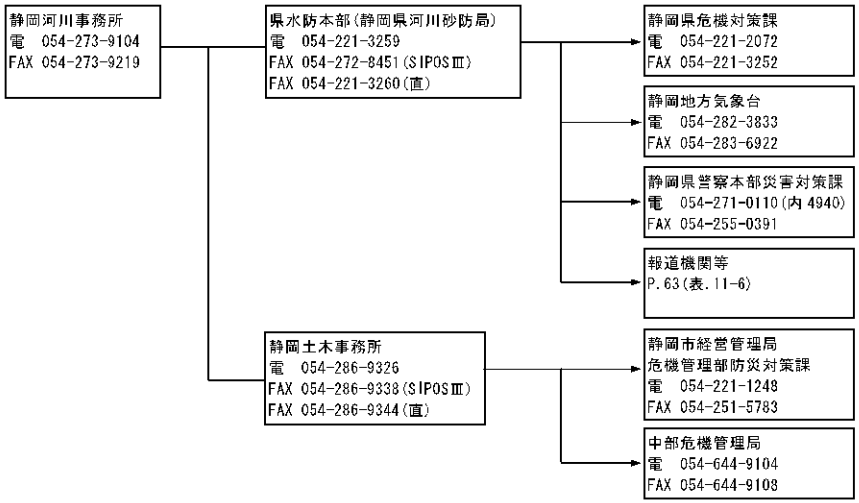

図.11-2 安倍川水防警報連絡系統図

・ 大井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

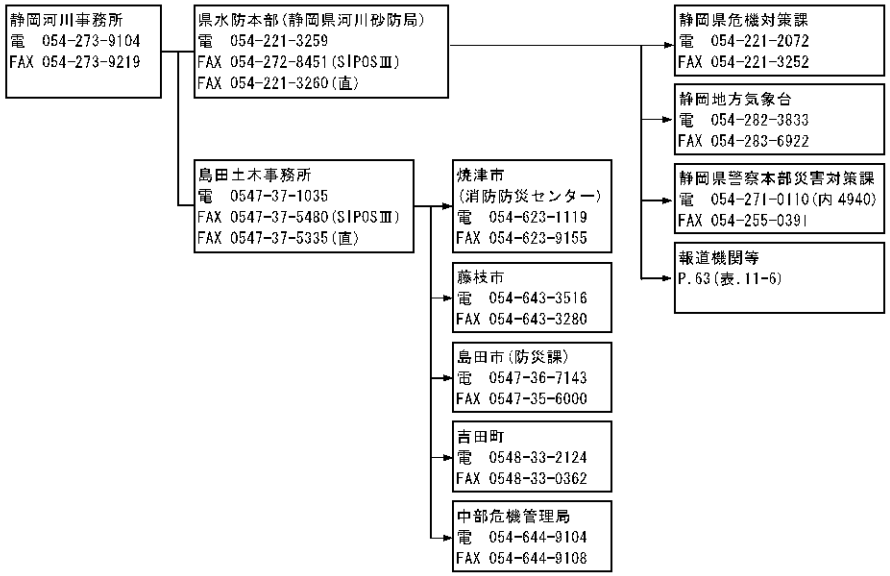

図.11-3 大井川水防警報連絡系統図

・ 菊川水防警報連絡系統図（支川牛淵川、下小笠川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

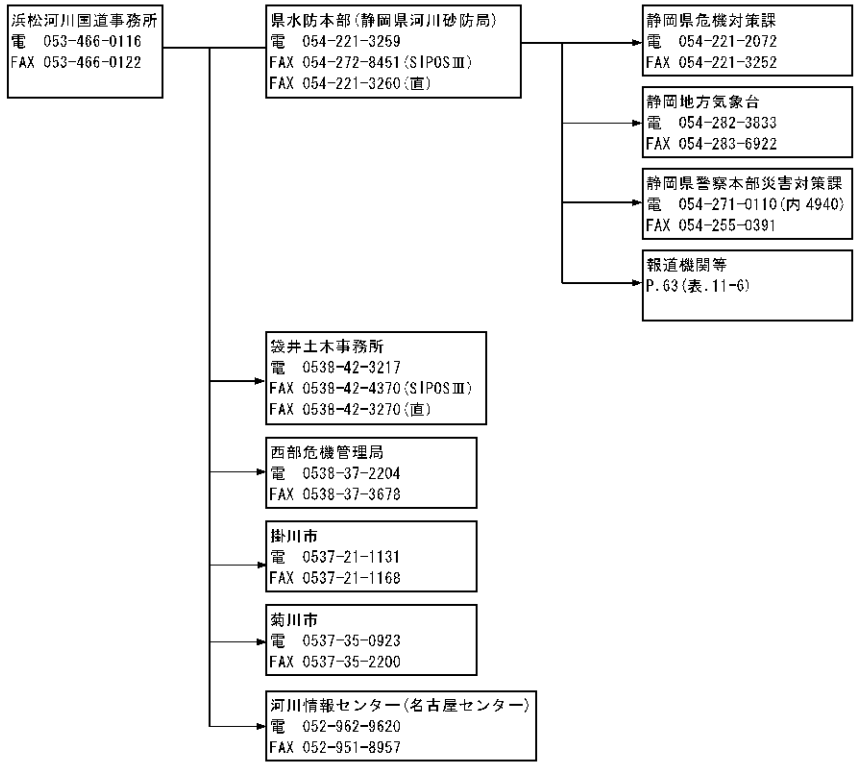

図.11-4 菊川水防警報連絡系統図

・ 天竜川(下流)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

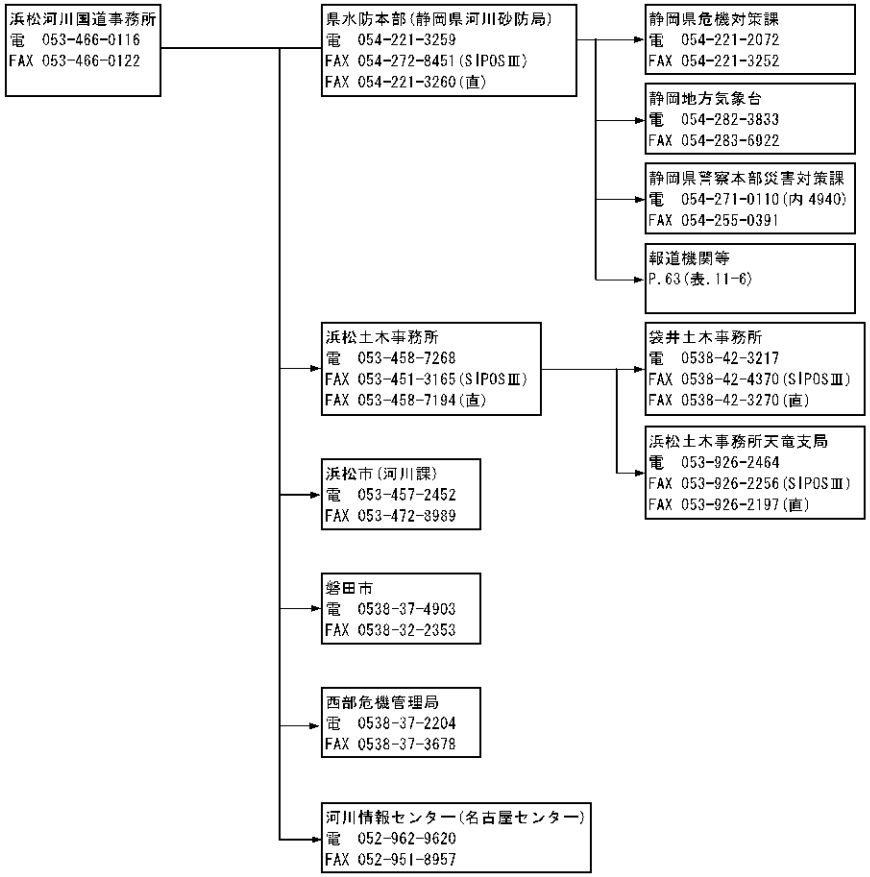

図.11-5 天竜川下流水防警報連絡系統図

7)狩野川放水路放流警報

・ 放流警報発報時期

放流開始前	サイレン方式
	20秒吹鳴 10秒休止 5回

・ サイレン設置場所

ア. 伊豆の国市柵之上　　国土交通省狩野川放水路管理所(伊豆長岡出張所)

イ. 伊豆の国市北江間榎ケ洞　　狩野川放水路警報所

・ 通報系統図

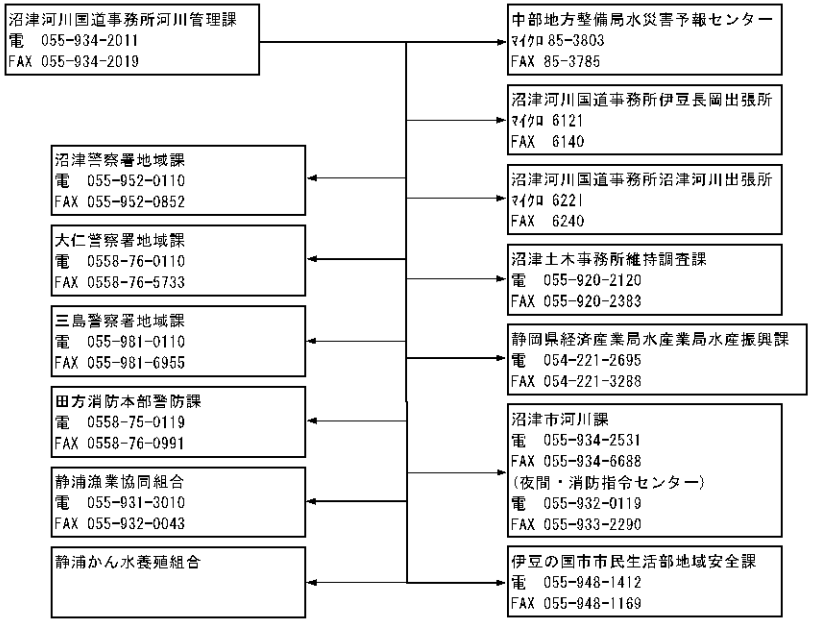

図.11-6 狩野川放水路放流警報連絡系統図

8)水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式5-1(P.148)、津波の場合は様式5-3(P.150)を使用する。

(2)中部地方整備局管内海岸

1)水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

表.11-7 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う海岸及び区域

海岸名	水防警報計画名	区域	区域延長
富士海岸	富士海岸水防警報計画	起点　静岡県沼津市本字千本 1906 番 9 地先から 終点　静岡県富士市五貫島字八軒屋前 1027 番 2 地先まで	約 19Km
	富士海岸（蒲原）水防警報計画	起点　静岡県清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点　静岡県清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km
駿河海岸	駿河海岸水防警報計画	起点　静岡県焼津市田尻北字浜河原 1624 番 3 地先から 終点　静岡県焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km
		起点　静岡県榛原郡吉田町川尻字故鮒ヶ窪 3583 番 5 地先から 終点　静岡県牧之原市細江字浜 6643 番 2 地先まで	約 5 km

2)水防警報の対象波高観測所

表.11-8 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置
富士海岸	富士田子の浦	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	静岡県 富士市大野新田	沖合距離 約 0.34km 設置水深 -48m
	石廊崎	気象庁 静岡地方気象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m～400m
富士海岸（蒲原）	富士田子の浦	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	静岡県 富士市大野新田	沖合距離 約 0.34km 設置水深 -48m
	石廊崎	気象庁 静岡地方気象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m～400m
駿河海岸	駿河海洋（沖）	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県 焼津市高新田	沖合距離 約 2.8km 設置水深 -45m
	石廊崎	気象庁 静岡地方気象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m～400m

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

現況堤防高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法 発報担当者側	通信連絡先及びその方法 受報担当者側	関係水防管理団体
9.0～17.0m	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長	電 055-934-2012 FAX055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-922-2383(直)	沼津市 富士市
		富士土木事務所長		電 0545-65-2237 FAX0545-65-2270(直)	
		田子の浦港管理事務所長		電 0545-33-0498 FAX0545-33-1009	
		県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-221-3260(直)	
12.0～15.0m	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9344(直)	静岡市
		県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-221-3260(直)	
6.2～8.2m	〃	島田土木事務所長	〃	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5335(直)	焼津市 牧之原市 吉田町
		県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-221-3260(直)	

3）水防警報の種類及び発令（高潮）

表.11-9 水防警報の種類、内容及び発令基準

種　類	内　　容	発　令　基　準
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出　動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いは恐れがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解　除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いは恐れがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

4）水防警報の種類及び発令（津波）

表.11-4(P.62)のとおり

表.11-10 水防警報の種類、内容及び発令基準

種　類	具体的な発令基準		
	富士海岸	富士海岸（蒲原）	駿河海岸
待機・準備	・静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに富士田子の浦観測所で有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で有義波高 4.5m 以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。	・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに富士田子の浦観測所で有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で有義波高 4.5m 以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。	・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所で有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で有義波高 4.5m 以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。
出　動	・気象情報（台風進路予測等）より、今後、富士田子の浦観測所の有義波高が 5m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。	・気象情報（台風進路予測等）より、今後、富士田子の浦観測所の有義波高が 5.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。	・気象情報（台風進路予測等）より、今後、駿河海岸観測所の有義波高が 3.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。
距離確保準備	・富士田子の浦観測所で有義波高 5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。	・富士田子の浦観測所で有義波高 5.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。	・駿河海岸観測所で有義波高 3.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離確保	・富士田子の浦観測所で有義波高 7m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。	・富士田子の浦観測所で有義波高 6.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。	・駿河海岸観測所で有義波高 3.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離確保解除	・富士田子の浦観測所で、有義波高 7m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	・富士田子の浦観測所で、有義波高 6.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	・駿河海岸観測所で、有義波高 3.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解　除	・富士田子の浦観測所で有義波高 3m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。	・富士田子の浦観測所で有義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。	・駿河海岸観測所で有義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。

5）水防警報を発令しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

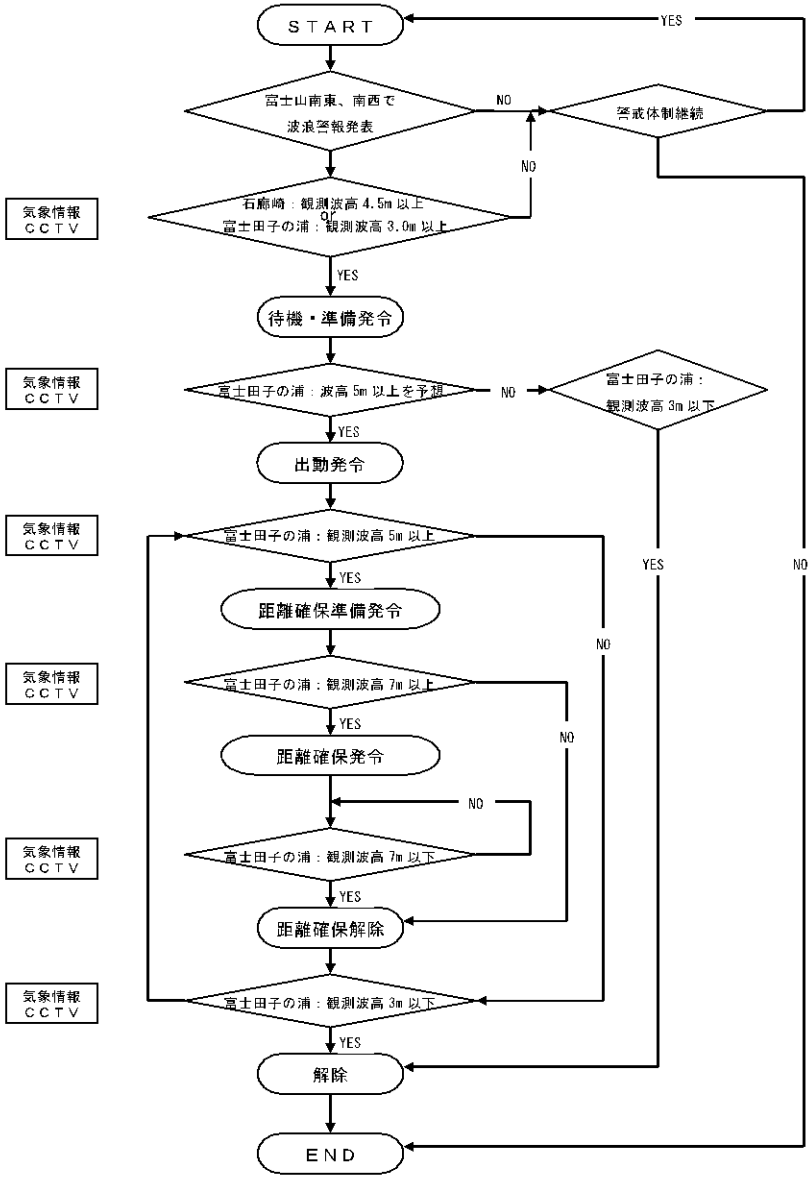

図.11-7 富士海岸における水防警報発令フロー

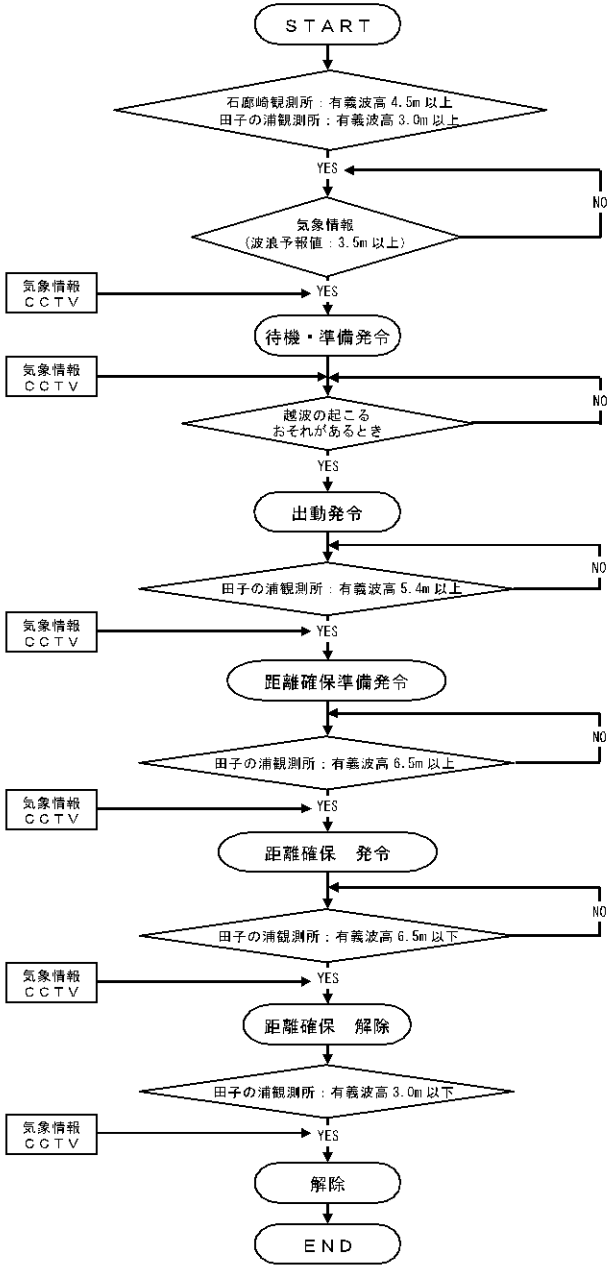

図.11-8 富士海岸（蒲原）における水防警報発令フロー

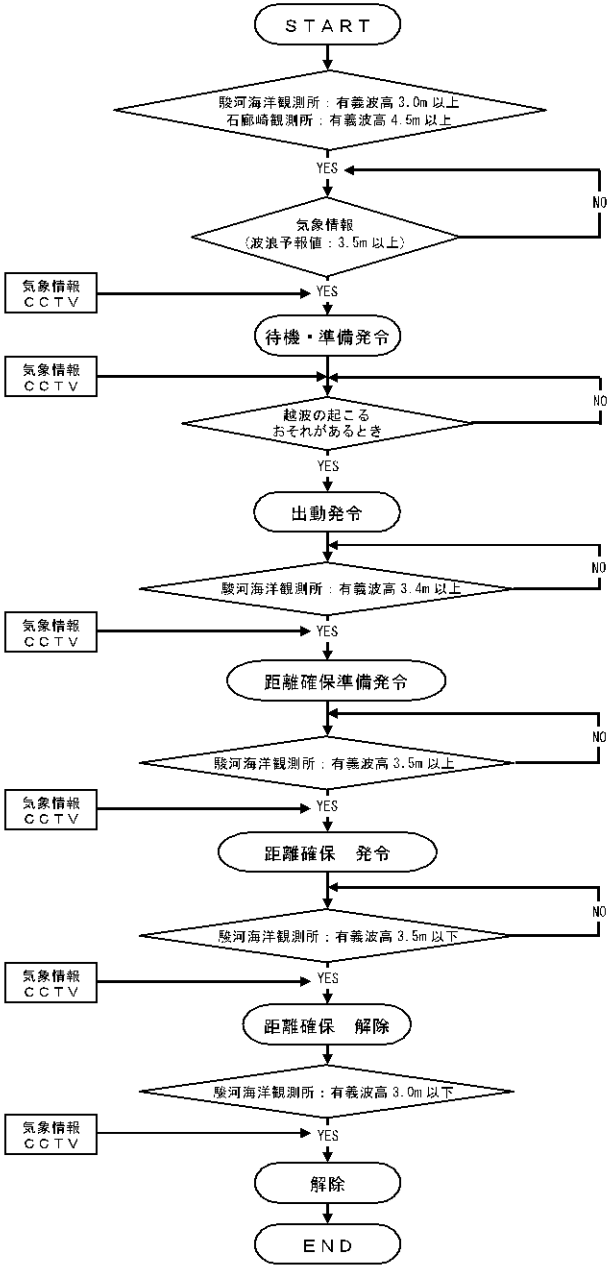

図.11-9 駿河海岸における水防警報発令フロー

6）水防警報連絡系統図

・ 富士海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

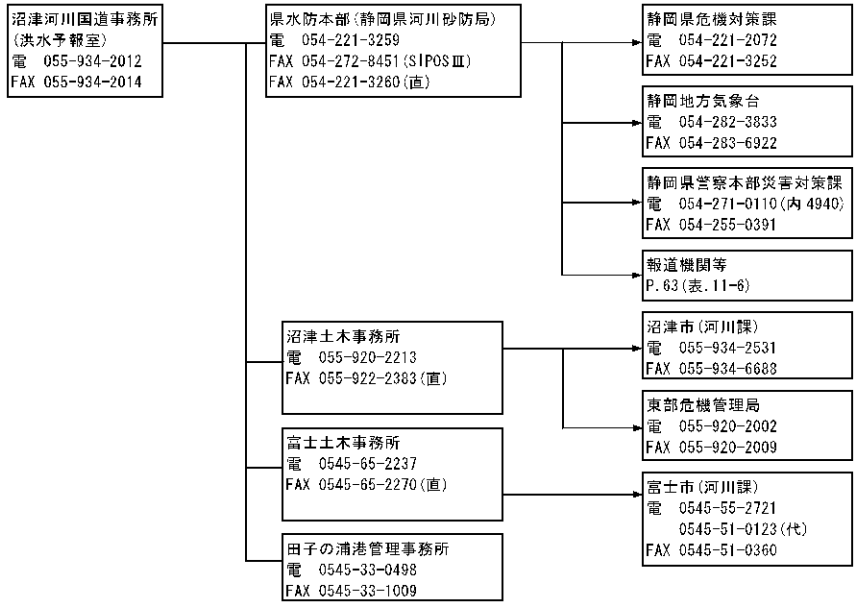

図.11-10　富士海岸水防警報連絡系統図

・ 富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

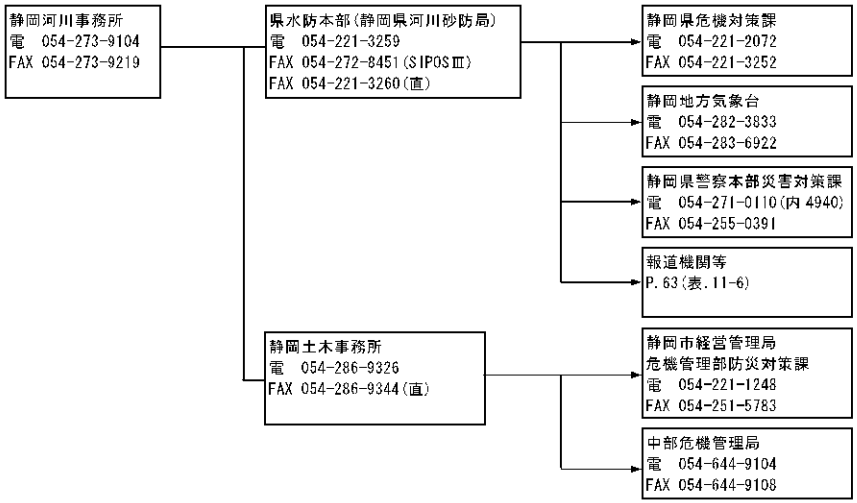

図.11-11　富士海岸（蒲原）水防警報連絡系統図

・ 駿河海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

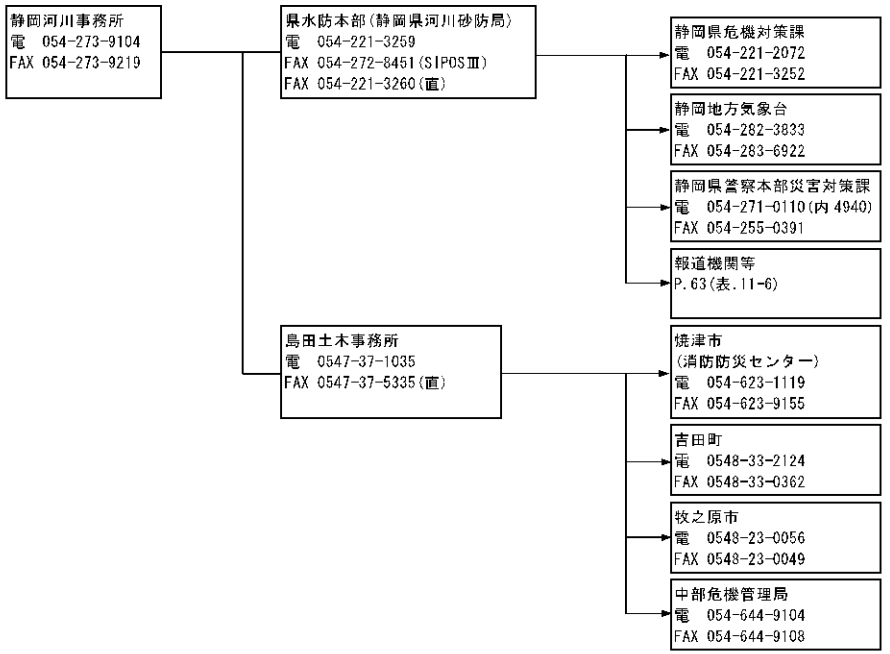

図.11-12　駿河海岸水防警報連絡系統図

７）水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は高潮の場合は様式 5-2（P.149）、津波の場合は様式 5-4（P.151）を使用する。

(3)関東地方整備局管内河川

1)水防警報を行う河川名及びその区域

表.11-11 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川名とその区域

河川名	区域	区域延長
富士川 (釜無川を含む)	左岸 富士宮市下稲子から海まで 右岸 富士宮市内房から海まで	18,000m

2)水防警報の対象水位標

表.11-12 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位標

水系名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	はん濫注意(警戒)水位	計画高水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
富士川 (釜無川を含む)	松岡	静岡県富士市松岡	左岸河口から H33 上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m	5.30m 昭 36.6	左 10.8m 右 9.9m	左 4.5m 右 8.2m

注)水防警報水位観測所横断図は、P.427 参照

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3)水位の種類

水位の種類及び内容については資料編 第 26 表(P.421～P.423)に示すとおりである。

4)水位警報の種類及び発表

表.11-13 水防警報の種類、内容及び発表基準(関東地方整備局)

種類	内容	発表基準
待機	1.出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2.水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または、水位、流量その他河川の状況により、はん濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあるとき
指示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、すでにはん濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこる恐れがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
		発報担当者側	受報担当者側	
甲府河川国道事務所調査第一課長	富士土木事務所長	電 055-252-8885 直 055-253-5683 FAX055-251-1171	電 0545-65-2237 FAX0545-64-0995(SIPOSⅢ) FAX0545-65-2270(直)	富士市、 富士宮市
	静岡土木事務所長		電 054-286-9326 FAX054-286-9338(SIPOSⅢ) FAX054-286-9344(直)	静岡市
	県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260(直)	

5)富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

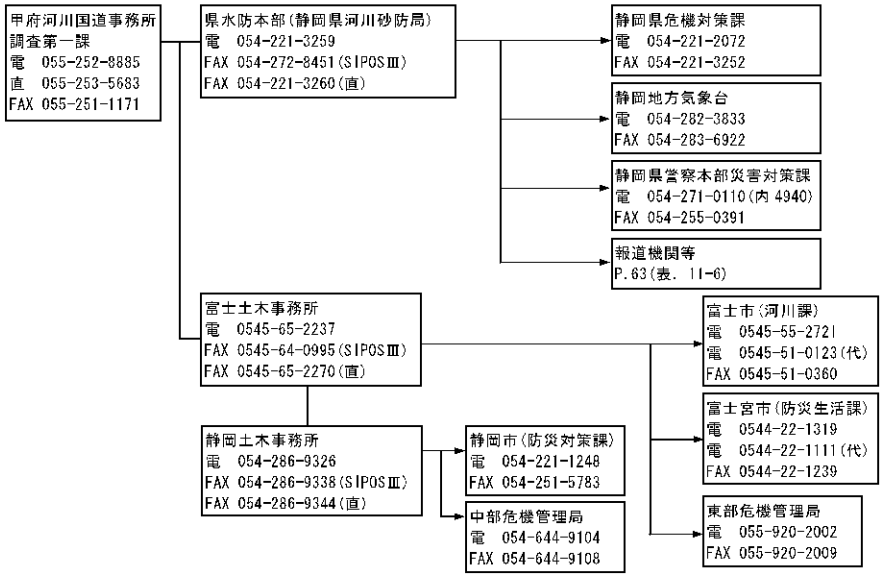

図.11-13 富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

6)水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は様式 5-1(P.148)を使用する。

第２節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

県知事指定水防警報河川

県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、潤井川、瀬戸川（支川朝比奈川を含む）、太田川（支川原野谷川を含む）、都田川（支川井伊谷川を含む）についてそれぞれ富士、島田、袋井及び浜松各土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

１． 水防警報計画

（１）水防警報を行う河川名及びその区域

表.11-14 静岡県知事指定水防警報河川の河川名及びその区域

水防警報計画名	水系名	河川名	区域	区域延長
潤井川水防警報計画	潤井川	幹川	左岸 富士市久沢龍巌橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巌橋から海まで	6,000m
	潤井川（津波）	幹川	左岸 富士市伝法潤井川橋から海まで 右岸 富士市本市場新田潤井川橋から海まで	5,000m
瀬戸川水防警報計画	瀬戸川	幹川	左岸 藤枝市音羽町２丁目２７の３から海まで 右岸 藤枝市堀之内１丁目８の４から海まで	10,290m
		支川（朝比奈川）	左岸 藤枝市岡部町子持坂村良下橋から幹川合流点まで 右岸 藤枝市岡部町村良村良下橋から幹川合流点まで	6,680m
	瀬戸川（津波）	幹川	左岸 焼津市保福島市境から海まで 右岸 焼津市保福島市境から海まで	5,400m
		支川（朝比奈川）	左岸 焼津市関方葉梨川合流点から幹川合流点まで 右岸 焼津市越後島葉梨川合流点から幹川合流点まで	2,200m
太田川水防警報計画	太田川	幹川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町三倉川合流点から海まで	22,730m
		支川（原野谷川）	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
	太田川（津波）	幹川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m
都田川水防警報計画	都田川	幹川	左岸 浜松市北区都田町から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区都田町から浜名湖合流点まで	11,000m
		支川（井伊谷川）	左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
	都田川（津波）	幹川	左岸 浜松市北区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで	6,000m
		支川（井伊谷川）	左岸 浜松市北区細江町三和新清水堰から幹川合流点まで 右岸 浜松市北区細江町小野新清水堰から幹川合流点まで	1,700m

（２）水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知

水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知は表.11-17（P.84～P.85）に示すとおりである。

（３）水位の種類

水位の種類及び内容については資料編第 26 表（P.421～P.423）に示すとおりである。

（４）水防警報発令及び解除の基準

表.11-15 静岡県水防警報発令及び解除の基準

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

表.11-16 静岡県水防警報発令及び解除の基準（津波）

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要があるもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または、応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

- 気象庁の津波に関する注警報が、津波注意報のみの場合は、津波の水防警報は発表しない。
- 津波到達までに水防警報を発表できない場合の措置
  担当土木事務所からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。

（５）水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

（６）水防警報連絡系統図

・ 潤井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

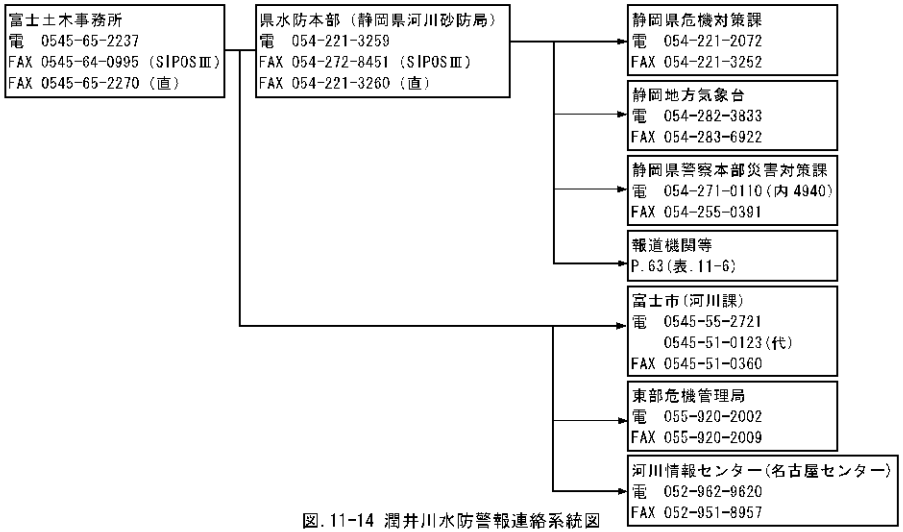

図.11-14 潤井川水防警報連絡系統図

・ 瀬戸川水防警報連絡系統図（支川朝比奈川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

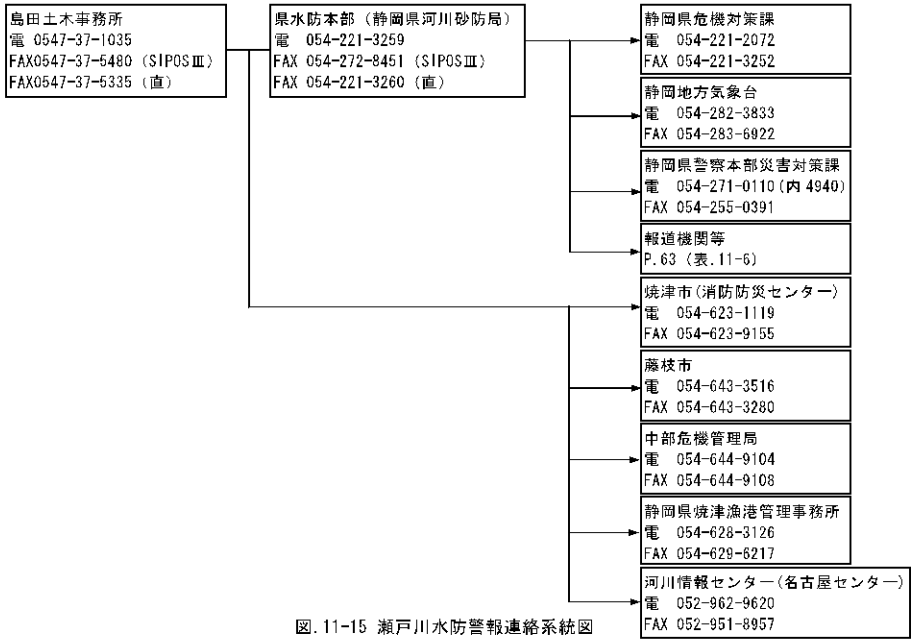

図.11-15 瀬戸川水防警報連絡系統図

・ 太田川水防警報連絡系統図（支川原野谷川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

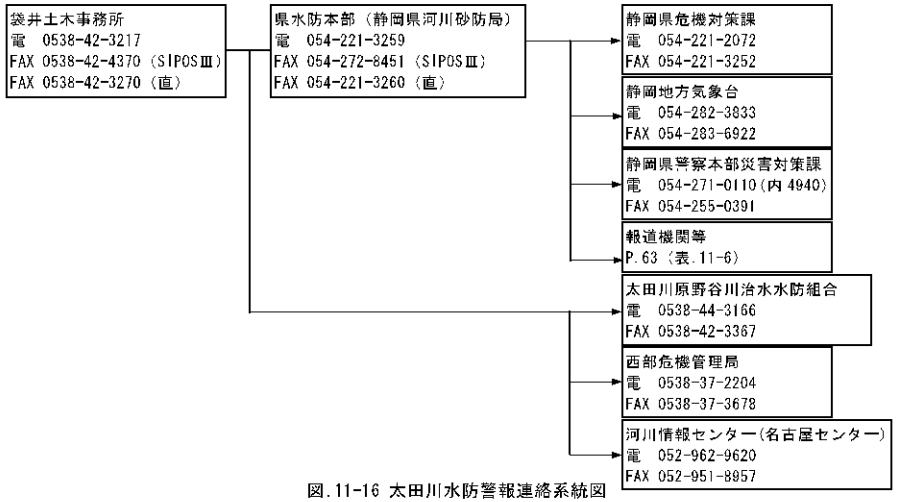

図.11-16 太田川水防警報連絡系統図

・都田川（支川井伊谷川を含む）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

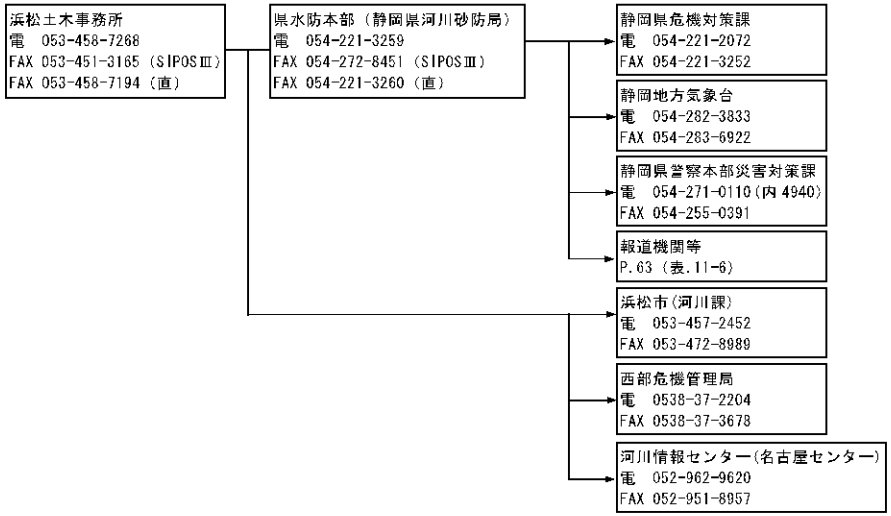

図.11-17 都田川水防警報連絡系統図

（７）水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行なう場合の様式は洪水の場合は様式 6-1（P.152）、津波の場合は様式 6-2（P.153）を使用する。

表. 11-17 水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

河川名		観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	はん濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
潤井川		潤井川橋	富士土木	富士市蓼原	河口から3.5km	m 1.80	m 2.30	m 2.40	m 3.70	m 左5.9 右5.1	m 左3.1 右3.1
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田土木	藤枝市藤枝２丁目	河口から8.25km	1.50	2.00	2.25	2.60	左4.6 右4.3	左0.6 右0.3
	幹川	入江橋	〃	焼津市駅北４丁目	河口から1.4km	1.80	2.50		5.87	左7.9 右8.3	左3.6 右3.6
	支川（朝比奈川）	横内橋	〃	藤枝市横内	合流点から3.7km	1.80	2.50	2.80	4.50	左4.6 右4.6	左3.0 右2.7
太田川	幹川	天方	袋井土木	周智郡森町森	河口より21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左4.7 右4.5	左2.6 右3.4
	幹川	新貝	〃	磐田市新貝	河口より6.5km	3.00	3.50	4.00	5.75	左7.9 右7.5	左5.0 右2.7
	支川（原野谷川）	山名	〃	袋井市袋井	合流点より5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左9.5 右8.9	左5.2 右6.5
	支川（原野谷川）	吉岡橋	〃	掛川市吉岡	合流点より13.8km	2.70	3.20		4.40	左5.7 右5.3	左2.2 右2.3
都田川	幹川	落合橋	浜松土木	浜松市北区細江町気賀	河口から2.0km	2.50	2.70	2.90	4.40	左6.4 右5.9	左5.2 右5.1
	支川（井伊谷川）	坂田橋	〃	浜松市北区引佐町井伊谷	合流点から2.8km	0.90	1.90	3.10	5.50	左4.8 右3.9	左3.1 右3.0

注）水防警報水位観測所横断図は P.434～P.437 参照

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
		発報担当者側	受報担当者側
富士土木事務所長	富士市長（河川課）	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995（SIPOSⅢ） FAX 0545-65-2270（直）	電 0545-55-2721 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
島田土木事務所長	藤枝市長	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480（SIPOSⅢ） FAX 0547-37-5335（直）	電 054-643-3516 FAX 054-643-3280
	焼津市長（焼津市消防防災センター）		電 054-623-1119 FAX 054-623-9155
〃	焼津市長（焼津市消防防災センター）	〃	電 054-623-1119 FAX 054-623-9155
〃	藤枝市長	〃	電 054-643-3516 FAX 054-643-3280
	焼津市長（焼津市消防防災センター）		電 054-623-1119 FAX 054-623-9155
袋井土木事務所長	太田川原野谷川治水水防組合管理者	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370（SIPOSⅢ） FAX 0538-42-3270（直）	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
浜松土木事務所長	浜松市長（河川課）	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165（SIPOSⅢ） FAX 053-458-7194（直）	電 053-457-2452 FAX 053-472-8989
〃	〃	〃	〃

6-5　避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報

（中部地方整備局、県土木防災課）　H24.4.1

第１節 国土交通大臣が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した水位情報周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報は、静岡河川事務所長及び沼津、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

１．避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の提供

（1）中部地方整備局管内河川

水系名	河川名	区域	区域延長
狩野川	支川（黄瀬川）	左岸　静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
	支川（大場川）	左岸　静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
	支川（来光川）	左岸　静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川（柿沢川）	左岸　静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸　静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川（狩野川放水路）	左岸　幹川分派点から海まで 右岸　幹川分派点から海まで	3,000m
安倍川	支川（藁科川）	左岸　静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸　静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m
菊川	支川（牛淵川）	左岸　静岡県菊川市赤土字渕崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸　静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
	支川（下小笠川）	左岸　静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸　静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

1）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

表.12-1　中部地方整備局管内のうち静岡県に係る避難判断水位（特別警戒水位）の設定河川及び区域

2）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表.12-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る避難判断水位（特別警戒水位）設定河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	はん濫注意（警戒）水位	出動水位	避難判断（特別警戒）水位	はん濫危険（危険）水位	計画高水位
狩野川	支川黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	m 2.00	m 3.00	m 3.80	m 4.20	m (4.20)	m 6.18
	支川大場川	大場	〃 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	5.60	(7.58)	7.84
	支川来光川	蛇ヶ橋	〃 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	6.60	(8.45)	8.45
	支川柿沢川									
	派川（狩野川放水路）	鏡橋	〃伊豆の国市堀之上	右岸放水口から2.5km	－	－	－	6.00	(9.85)	9.85
安倍川	支川藁科川	奈良間	〃静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	5.00		8.02
菊川	支川牛淵川	堂山	〃 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	5.00	5.50	5.86
	支川下小笠川	川久保	〃 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.10	3.40	－

（各々の水位標は、固有の基準高をもっている。 本計画書中の水位はこの標の読みを表している。）

注 1）避難判断水位（特別警戒水位）河川の水位観測所横断図は P.425～P.433 参照

注 2）洪水予報基準観測所の避難判断水位（特別警戒水位）は、洪水予報の発表として参照される。

現況堤防高	堤内地地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法 発報担当者側	通信連絡先及びその方法 受報担当者側	関係水防管理団体
m 左 7.2 右 8.3	m 左 6.7 右 8.3	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-3178(SIPOSⅢ) FAX055-920-2383（直）	沼津市、長泉町、清水町
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260（直）	
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	〃	〃	〃	〃	函南町、三島市
			〃		〃	
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	〃	〃	〃	〃	伊豆の国市、函南町
			〃		〃	
左 14.6 右 17.5	左 13.9 右 17.5	〃	〃	〃	〃	沼津市、伊豆の国市
			〃		〃	
左山付 右 9.1	左山付 右 5.5	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長	電 054-273-9104 FAX 054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338(SIPOSⅢ) FAX054-286-9344（直）	静岡市
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260（直）	
左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2	浜松河川国道事務所長	袋井土木事務所長	電 053-466-0116 FAX 053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370(SIPOSⅢ) FAX0538-42-3270（直）	菊川市、掛川市
			県水防本部		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260（直）	
左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5	〃	〃	〃	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370(SIPOSⅢ) FAX0538-42-3270（直）	〃
			〃		電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOSⅢ) FAX054-221-3260（直）	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3）避難判断水位（特別警戒水位）の基準

避難判断水位（特別警戒水位）は、はん濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって危険水位相当換算水位（注１）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第１３条）。水防管理者において、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

（注１）危険水位相当換算水位とは「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位である。

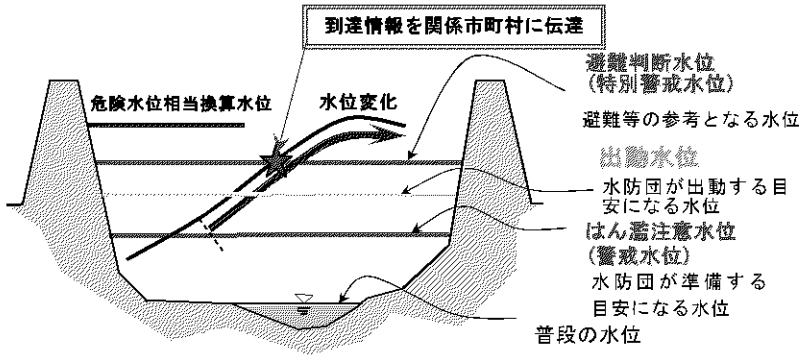

<参考>

避難判断水位（特別警戒水位）が受け持つ区域における危険水位相当換算水位の中で最も低い水位をもとに避難判断水位（特別警戒水位）を求めることを基本とされている。最も低い危険水位相当換算水位＝計画高水位のとき（避難判断水位（特別警戒水位）の受け持つ区間が整備済の河川）は、計画高水位から一定時間の水位変化量を差し引いた水位が避難判断水位（特別警戒水位）になることもある。

図.12-1　中部地方整備局管内の避難判断水位（特別警戒水位）の設定

4）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知

様式７（P.154-P.155）により、避難判断水位（特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報に通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

５）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の連絡系統図

・狩野川水系黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

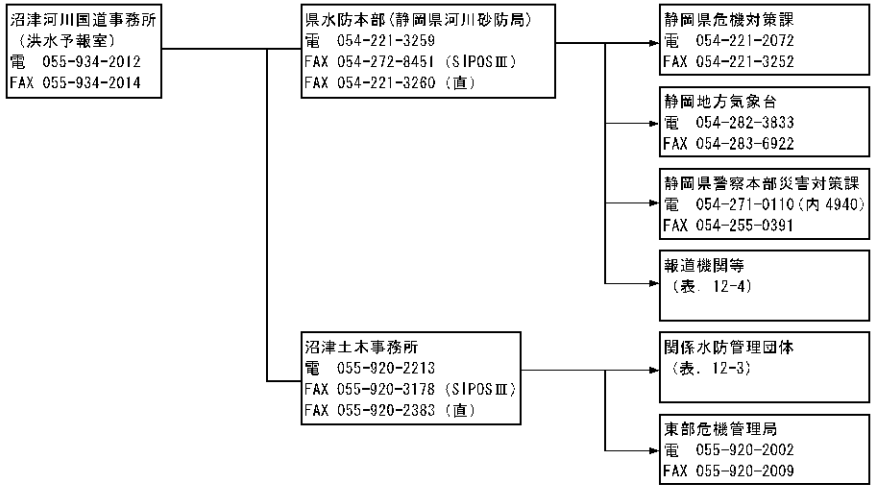

図.12-2 狩野川水系黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路の
避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

表.12-3 関係水防管理団体電話番号

水防管理団体	沼津市	三島市	伊豆の国市
電話番号	055-934-2531	055-975-3111	055-948-1412
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169
水防管理団体	長泉町	清水町	函南町
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-978-2250
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表.12-4 報道機関電話番号

報道機関名	ＮＨＫ（静岡放送局）	ＳＢＳ（静岡放送）	ＳＡＴＶ（静岡朝日テレビ）	ＳＤＴ（静岡第一テレビ）	ＳＵＴ（テレビ静岡）	K-MIX（静岡エフエム）
電話番号	054-255-2150	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-457-1153
FAX 番号	054-253-0281	054-284-8959	054-251-3317	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・安倍川水系藁科川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

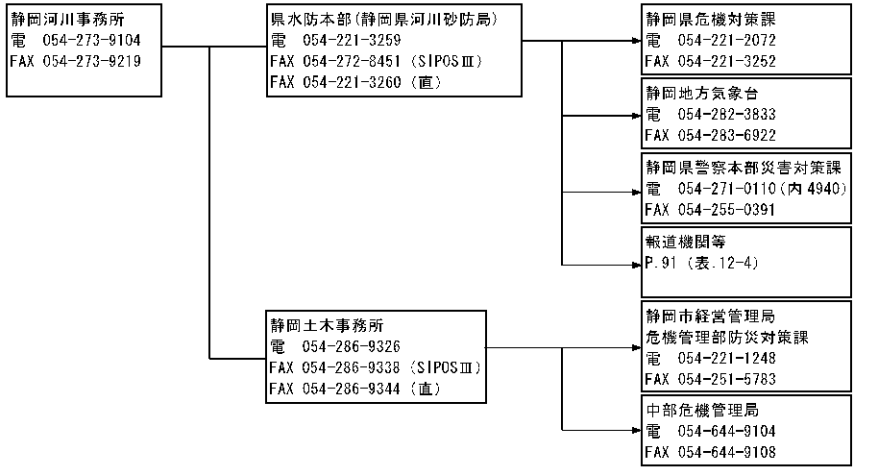

図.12-3 安倍川水系藁科川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・菊川水系牛淵川、下小笠川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

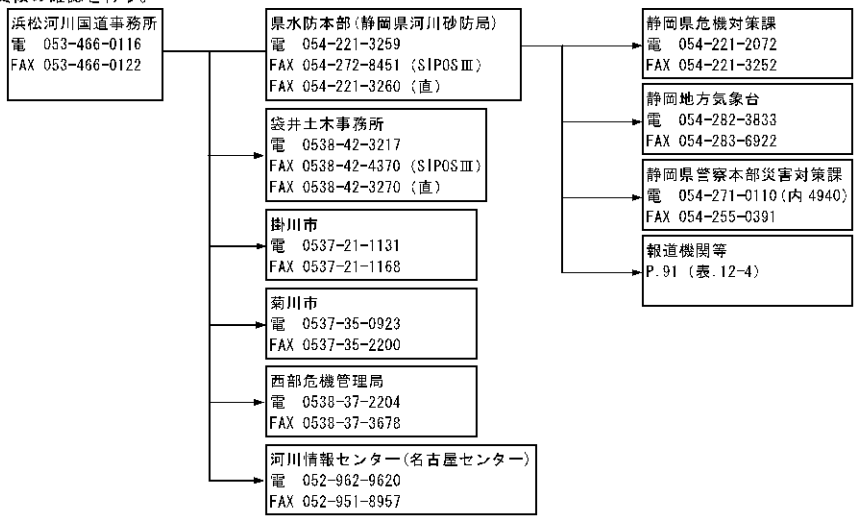

図.12-4 菊川水系牛淵川、下小笠川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

第２節 静岡県知事が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知

県知事指定避難判断水位（特別警戒水位）設定河川

県知事が指定した避難判断水位（特別警戒水位）の到達情報は、関係土木事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

１．避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の提供

（1）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

表.12-5　静岡県知事指定の避難判断水位（特別警戒水位）設定河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	区域延長
稲生沢川	幹川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m
那賀川	幹川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m
狩野川	幹川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m
	支川（修善寺川）	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m
	支川（大場川）	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m
	支川（来光川）	左岸 田方郡函南町大竹 JR東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m
	支川（黄瀬川）	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m
新中川	幹川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで	3,350m
富士川	支川（高橋川）	左岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで	6,000m
	支川（沼川）	左岸 富士市境～海まで 右岸 富士市境～海まで	5,900m
	支川（潤井川）	左岸 富士市久沢龍巌橋～海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巌橋～海まで	6,000m
	支川（小潤井川）	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで	5,300m

水系名	河川名	区域	区域延長
興津川	幹川	左岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで	12,300m
庵原川	幹川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで	3,600m
	支川（山切川）	左岸 静岡市清水区山切～庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000m
巴川	幹川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m
	支川（長尾川）	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m
安倍川	支川（丸子川）	左岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280m
瀬戸川	支川（葉梨川）	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m
栃山川	幹川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
	支川（木屋川）	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m
大井川	幹川	左岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで 右岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで	58,600m
湯日川	幹川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで	5,600m
坂口谷川	幹川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m
勝間田川	幹川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点～海まで 右岸 牧之原市静谷三栗川合流点～海まで	6,200m
萩間川	幹川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで	4,800m
太田川	支川（敷地川）	左岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで	8,300m
	支川（仿僧川）	左岸 磐田市万正寺祝川合流点～太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点～太田川合流点まで	6,600m
	支川（今ノ浦川）	左岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで	7,900m
	支川（逆川）	左岸 掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000m
	支川（宇刈川）	左岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで	5,600m

水系名	河川名	区域	区域延長
天竜川	支川（阿多古川）	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで	6,200m
	支川（安間川）	左岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで 右岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで	7,000m
馬込川	幹川	左岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで 右岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで	17,400m
	支川（芳川）	左岸 浜松市東区上新屋町～馬込川合流点まで 右岸 浜松市東区中田町～馬込川合流点まで	9,500m
都田川	幹川	左岸 浜松市北区細江町中川（落合橋）～浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町気賀（落合橋）～浜名湖合流点まで	2,000m
	支川（井伊谷川）	左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点～幹川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点～幹川合流点まで	3,200m

（２）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表.12-6 避難判断水位（特別警戒水位）設定河川の対象水位観測所及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（通報）水位	はん濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	危険水位相当換算水位	既往最高水位
						m	m	m	m	m
稲生沢川	幹川	本郷橋	下田土木	下田市高馬	河口から3.4km	2.00	3.00	3.20	4.30	3.11
		深根橋	〃	下田市箕作	河口から8.8km	1.50	2.60	3.40	4.30	2.68
那賀川	幹川	伏倉橋	〃	賀茂郡松崎町桜田	河口から2.03km	0.70	1.70	1.75	2.05	2.63
狩野川	幹川	嵯峨沢橋	沼津土木	伊豆市嵯峨沢	河口から35.68km	2.00	2.50	3.00	3.90	3.90
	支川（修善寺川）	修善寺川橋	〃	伊豆市修善寺	狩野川合流点から1.10km	1.60	2.30	2.50	2.70	3.74
	支川（大場川）	下神川橋	〃	三島市加茂川町	狩野川合流点から6.50km	2.00	2.50	3.40	4.00	4.25
		青木橋	〃	駿東郡長泉町中土狩	狩野川合流点から9.29km	2.80	3.20	3.40	4.18	4.31
	支川（来光川）	観音橋	〃	田方郡函南町上沢	狩野川合流点から4.20km	1.40	1.70	2.00	2.50	2.50
	支川（黄瀬川）	花園橋	〃	裾野市佐野	狩野川合流点から10.00km	2.30	2.80	3.10	3.80	3.80
新中川	幹川	丸子橋	〃	沼津市丸子町	河口から0.76km	1.50	1.80	2.00	2.73	2.48
富士川	支川（高橋川）	青野	〃	沼津市青野	沼川合流点から1.56km	1.00	1.80	2.40	3.16	3.35
	支川（沼川）	河合橋	富士土木	富士市鈴川	河口から2.24km	2.10	2.50	2.70	2.98	3.19
	支川（潤井川）	潤井川橋	〃	富士市蓼原	河口から3.5km	1.80	2.30	2.40	3.90	3.70
	支川（小潤井川）	小潤井川	〃	富士市永田北町	沼川合流点から2.95km	1.30	1.80	2.00	2.35	2.17

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側
m 左 7.09 右 7.34	m 左 7.09 右 7.34	下田土木事務所長	下田市長 （市民課）	電　0558-24-2117 FAX 0558-24-2162（直）	電　0558-22-2215 FAX 0558-22-3910
左 5.0 右 5.0	左 4.58 右 3.39	〃	〃	〃	〃
左 7.5 右 7.8	左 4.0 右 3.7	〃	松崎町長 （総務課）	〃	電　0558-42-3963 FAX 0558-42-3183
左 8.2 右 9.7	左 8.2 右 9.9	沼津土木事務所長	伊豆市長 （地域づくり課）	電　055-920-2213 FAX 055-920-3178（SIPOSⅢ） FAX 055-920-2383（直）	電　0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
左 4.6 右 4.5	左 5.1 右 4.7	〃	〃	〃	〃
左 5.2 右 5.2	左 6.4 右 4.6	〃	三島市長 （危機管理課）	〃	電　055-983-2650 FAX 055-981-7720
			函南町長 （総務課）	〃	電　055-978-2250 FAX 055-978-1197
左 6.0 右 6.0	左 7.6 右 8.2	〃	三島市長 （危機管理課）	〃	電　055-983-2650 FAX 055-981-7720
		〃	裾野市長 （防災交通課）	〃	電　055-995-1817 FAX 055-992-4447
		〃	長泉町長 （地域防災課）	〃	電　055-989-5505 FAX 055-989-5656
左 4.5 右 4.6	左 3.9 右 5.0	〃	函南町長 （総務課）	〃	電　055-978-2250 FAX 055-978-1197
		〃	三島市長 （危機管理課）	〃	電　055-983-2650 FAX 055-981-7720
左 6.2 右 7.8	左 5.2 右 7.8	〃	裾野市長 （防災交通課）	〃	電　055-995-1817 FAX 055-992-4447
		〃	長泉町長 （地域防災課）	〃	電　055-989-5505 FAX 055-989-5656
左 4.5 右 4.1	左 4.5 右 4.1	〃	沼津市長 （河川課）	〃	電　055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 4.6 右 5.0	左 4.2 右 5.0	〃	〃	〃	〃
左 4.8 右 4.2	左 4.8 右 4.2	富士土木事務所長	富士市長 （河川課）	電　0545-65-2237 FAX 0545-64-0995（SIPOSⅢ） FAX 0545-65-2270（直）	電　0545-55-2721 電　0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 5.9 右 5.1	左 3.1 右 3.1	〃	〃	〃	〃
左 3.0 右 3.0	左 2.1 右 2.5	〃	〃	〃	〃

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（通報）水位	はん濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	危険水位相当換算水位	既往最高水位
興津川	幹川	興津	静岡土木	静岡市清水区興津東町	河口から0.3km	m 1.40	m 1.70	m 2.30	m 2.99	m 2.82
		和田島橋	〃	静岡市清水区和田島	河口から11.9km	2.20	2.60	2.90	3.18	2.91
庵原川	幹川	庵原	〃	静岡市清水区尾羽	河口から1.5km	2.30	3.00	3.20	3.70	2.82
	支川（山切川）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
巴川	幹川	能島	〃	静岡市清水区能島	河口から5.0km	2.56	3.16	3.40	4.60	4.59
		上土	〃	静岡市葵区上土	河口から10.4km	2.20	2.70	3.00	3.60	3.39
	支川（長尾川）	水梨橋	〃	静岡市葵区瀬名	本川合流点から4.3km	1.60	2.20	2.30	2.80	2.76
安倍川	支川（丸子川）	丸子	〃	静岡市駿河区丸子	本川合流点から6.2km	1.40	2.40	2.70	3.20	3.20
瀬戸川	支川（葉梨川）	八幡橋	島田土木	藤枝市鬼島	本川合流点から2.0km	2.70	3.00	3.40	3.96	4.00
栃山川	幹川	新道橋	〃	焼津市大島	河口から3.33km	1.30	2.10	2.60	2.92	2.06
	支川（木屋川）	一色	〃	焼津市一色	河口から3.96km	1.20	1.50	1.70	2.09	1.59
大井川	幹川	駿遠橋	〃	島田市川根町家山	河口から34.1km	3.00	3.50	3.90	4.32	4.38
		中徳橋	〃	榛原郡川根本町上長尾	河口から52.8km	3.50	4.40	4.80	5.20	5.45
		川根大橋	〃	榛原郡川根本町千頭	河口から68.3km	2.70	3.30	4.00	4.52	4.39

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側
m 左 4.60 右 4.60	m 左 1.20 右 1.80	静岡土木事務所長	静岡市長 (防災対策課)	電　054-286-9326 FAX 054-286-9338 (SIPOSⅢ) FAX 054-286-9344 (直)	電　054-221-1248 FAX 054-251-5783
左 4.24 右 4.04	左 4.80 右 4.40	〃	〃	〃	〃
左 4.35 右 6.33	左 4.35 右 6.33	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
左 5.55 右 5.59	左 5.47 右 5.01	〃	〃	〃	〃
左 3.82 右 3.58	左 3.91 右 4.64	〃	〃	〃	〃
左 5.20 右 5.60	左 5.20 右 5.60	〃	〃	〃	〃
左 5.00 右 4.40	左 5.00 右 4.40	〃	〃	〃	〃
左 5.92 右 6.14	左 2.66 右 3.20	島田土木事務所長	焼津市長 (消防防災センター)	電　0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOSⅢ) FAX 0547-37-5335 (直)	電　054-623-1119 FAX 054-623-9155
			藤枝市長	〃	電　054-643-3516 FAX 054-643-3280
左 4.82 右 4.69	左 1.78 右 4.67	〃	焼津市長 (消防防災センター)	〃	電　054-623-1119 FAX 054-623-9155
			藤枝市長	〃	電　054-643-3516 FAX 054-643-3280
左 2.65 右 2.63	左 2.64 右 2.80	〃	焼津市長 (消防防災センター)	〃	電　054-623-1119 FAX 054-623-9155
左 13.74 右 12.98	左 7.28 右 5.58	〃	川根本町長	〃	電　0547-56-2227 FAX 0547-56-1117
			島田市長 (防災課)	〃	電　0547-36-7143 FAX 0547-35-6000
左 18.21 右 11.50	左 18.21 右 11.50	〃	川根本町長	〃	電　0547-56-2227 FAX 0547-56-1117
			島田市長 (防災課)	〃	電　0547-36-7143 FAX 0547-35-6000
左 5.32 右 10.66	左 5.32 右 10.66	〃	川根本町長	〃	電　0547-56-2227 FAX 0547-56-1117
			島田市長 (防災課)	〃	電　0547-36-7143 FAX 0547-35-6000

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(通報)水位	はん濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	危険水位相当換算水位	既往最高水位
湯日川	幹川	千草橋	島田土木	吉田町神戸	河口から4.95km	1.20	1.70	2.00	2.60	2.65
坂口谷川	幹川	坂口谷川橋	〃	牧之原市細江	河口から2.175km	1.90	2.20	2.40	2.80	2.58
勝間田川	幹川	深谷橋	〃	牧之原市勝俣	河口から2.46km	2.20	2.80	3.10	3.40	4.33
萩間川	幹川	東中橋	〃	牧之原市大江	河口から2.66km	1.70	2.20	2.50	3.10	3.58
太田川	支川(敷地川)	笠梅橋	袋井土木	磐田市笠梅	本川合流点から2.9km	m 3.90	m 4.40	m 5.10	m 5.84	m 6.49
	支川(仿僧川)	鮫島橋	〃	磐田市鮫島	本川合流点から4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	2.89
	支川(今ノ浦川)	今之浦橋	〃	磐田市二之宮	仿僧川合流点から4.8km	2.00	2.50	2.70	3.35	3.38
	支川(逆川)	細田	〃	掛川市細田	本川合流点から4.4km	2.50	3.00	4.90	6.77	7.27
		金城橋	〃	掛川市金城	本川合流点から9.46km	3.50	4.00	4.70	5.38	5.38
	支川(宇刈川)	横手橋	〃	袋井市久能	本川合流点から2.9km	1.80	2.70	3.10	3.50	2.06

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側
左 3.50 右 3.44	左 1.20 右 1.32	島田土木 事務所長	吉田町長	電　0547-37-1035 FAX 0547-37-5480（SIPOSⅢ） FAX 0547-37-5335（直）	電　0548-33-2124 FAX 0548-33-0362
左 4.31 右 5.00	左 2.30 右 3.80	〃	〃	〃	〃
			牧之原市長	〃	電　0548-23-0056 FAX 0548-23-0049
左 5.13 右 4.86	左 4.64 右 4.33	〃	〃	〃	〃
左 4.14 右 4.59	左 3.19 右 4.59	〃	〃	〃	〃
m 左 7.96 右 7.79	m 左 5.85 右 6.31	袋井土木 事務所長	磐田市長	電　0538-42-3217 FAX 0538-42-4370（SIPOSⅢ） FAX 0538-42-3270（直）	電　0538-37-4903 FAX 0538-32-2353
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 5.30 右 4.92	左 1.45 右 5.14	〃	磐田市長	〃	電　0538-37-4903 FAX 0538-32-2353
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 4.32 右 5.29	左 3.02 右 4.29	〃	磐田市長	〃	電　0538-37-4903 FAX 0538-32-2353
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 7.57 右 7.52	左 4.77 右 6.50	〃	掛川市長	〃	電　0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57	〃	掛川市長	〃	電　0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 6.35 右 5.35	左 4.82 右 4.35	〃	袋井市長	〃	電　0538-44-3108 FAX 0538-43-2132
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	〃	電　0538-44-3166 FAX 0538-42-3367

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（通報）水位	はん濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	危険水位相当換算水位	既往最高水位
天竜川	支川 （阿多古川）	両島橋	浜松土木	浜松市天竜区 両島	天竜川合流点から 5.3km	m 2.00	m 2.50	m 3.10	m 4.50	m 4.36
	支川 （安間川）	安間	〃	浜松市東区 安新町	天竜川合流点から 4.93km	1.80	2.30	2.40	2.83	2.98
馬込川	幹川	松江	〃	浜松市中区 中央三丁目	河口から 8.22km	2.20	3.10	3.40	3.88	4.87
	支川 （芳川）	芳川	〃	浜松市東区 植松町	本川合流点から 6.47km	2.00	2.60	2.80	3.30	3.44
都田川	幹川	落合橋	〃	浜松市北区 細江町気賀	河口から 2.0km	2.50	2.70	2.90	3.50	4.40
	支川 （井伊谷川）	坂田橋	〃	浜松市北区 引佐町井伊谷	合流点から 2.8km	0.90	1.90	3.10	3.60	5.50

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側
m 左 4.97 右 4.97	m 左 4.97 右 4.97	浜松土木 事務所長	浜松市長 （河川課）	電　053-458-7268 FAX 053-451-3165（SIPOSⅢ） FAX 053-458-7194（直）	電　053-457-2452 FAX 053-472-8989
左 3.75 右 3.87	左 2.13 右 3.87	〃	〃	〃	〃
左 5.17 右 5.30	左 5.17 右 5.30	〃	〃	〃	〃
左 3.90 右 3.80	左 3.90 右 3.80	〃	〃	〃	〃
左 6.4 右 5.9	左 5.2 右 5.2	〃	〃	〃	〃
左 4.8 右 3.9	左 3.1 右 3.0	〃	〃	〃	〃

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

（３）避難判断水位（特別警戒水位）の基準

避難判断水位（特別警戒水位）は、はん濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって危険水位相当換算水位（注１）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第１３条）。水防管理者において、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

（注１）危険水位相当換算水位とは、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位である。

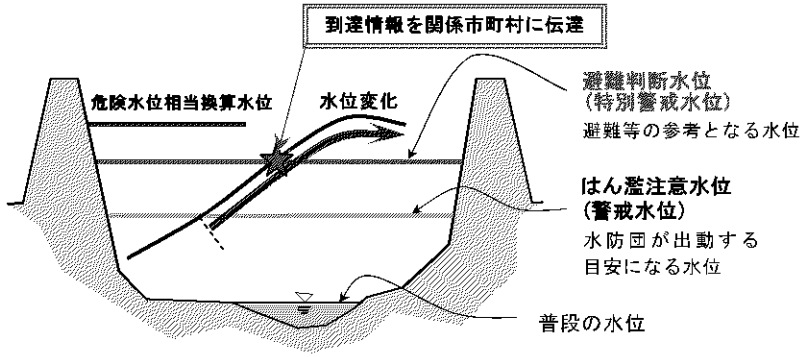

〈参考〉

避難判断水位（特別警戒水位）が受け持つ区域における危険水位相当換算水位の中で最も低い水位をもとに避難判断水位（特別警戒水位）を求めることを基本とされている。最も低い危険水位相当換算水位＝計画高水位のとき（避難判断水位（特別警戒水位）の受け持つ区間が整備済の河川）は、計画高水位から一定時間の水位変化量を差し引いた水位が避難判断水位（特別警戒水位）になることもある。

図.12-5　静岡県管内の避難判断水位（特別警戒水位）の設定

（４）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知

様式８（P.156）により、避難判断水位（特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

（５）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

（６）避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・ 下田土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

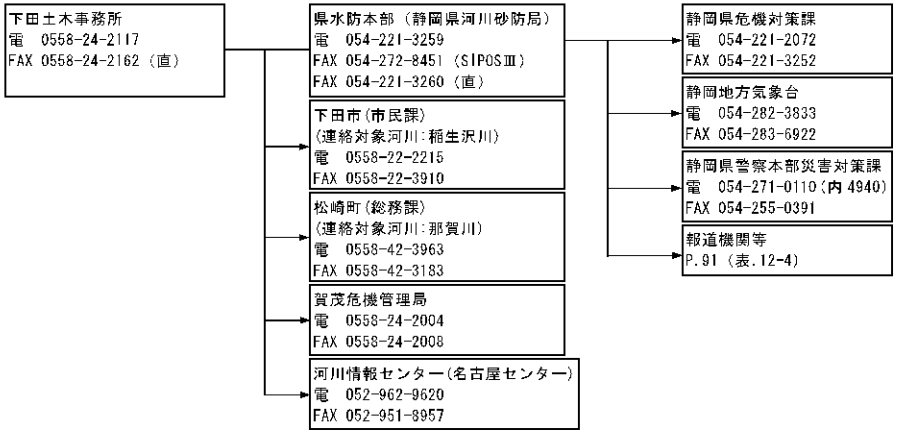

図.12-6　下田土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・ 沼津土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び沼津河川国道事務所への連絡は連絡対象河川のみとする。

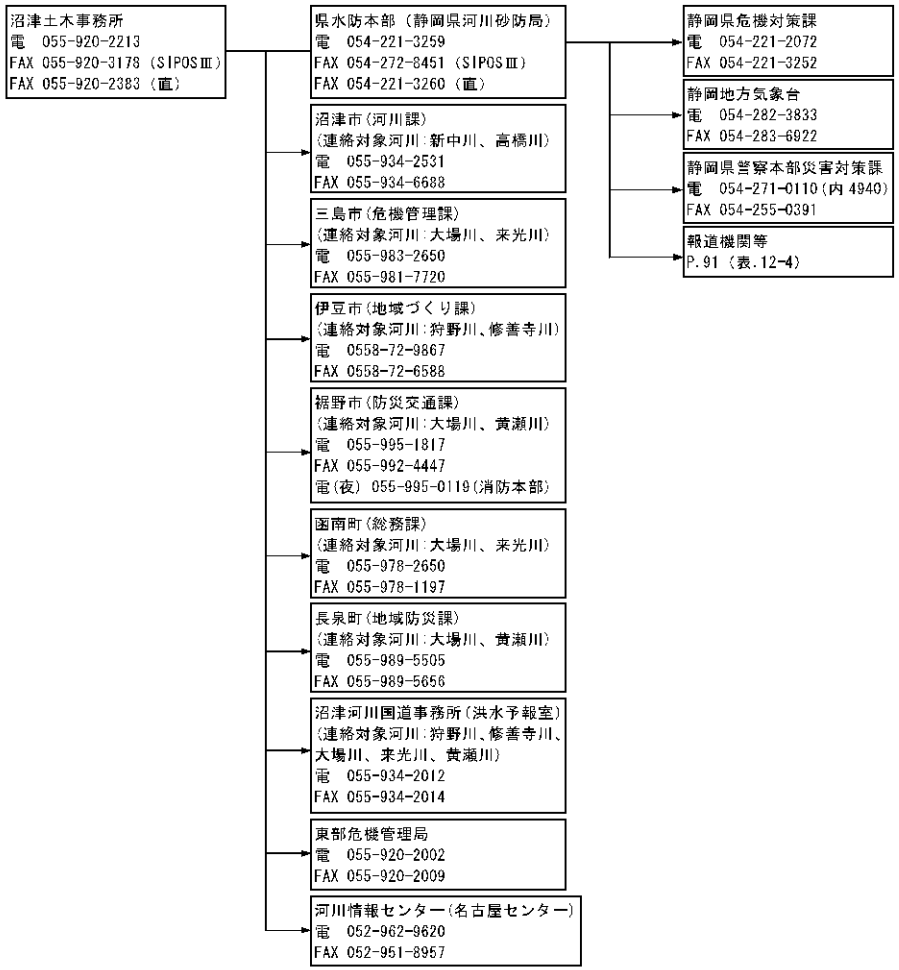

図.12-7　沼津土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・ 富士土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

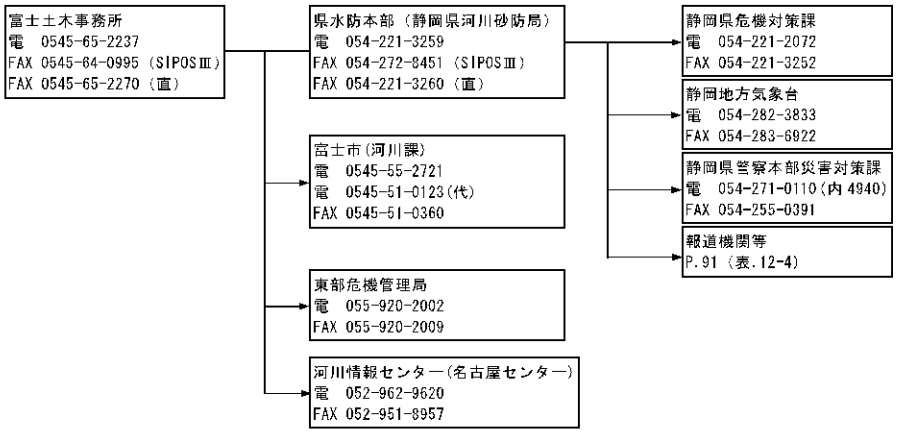

図.12-8　富士土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・静岡土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

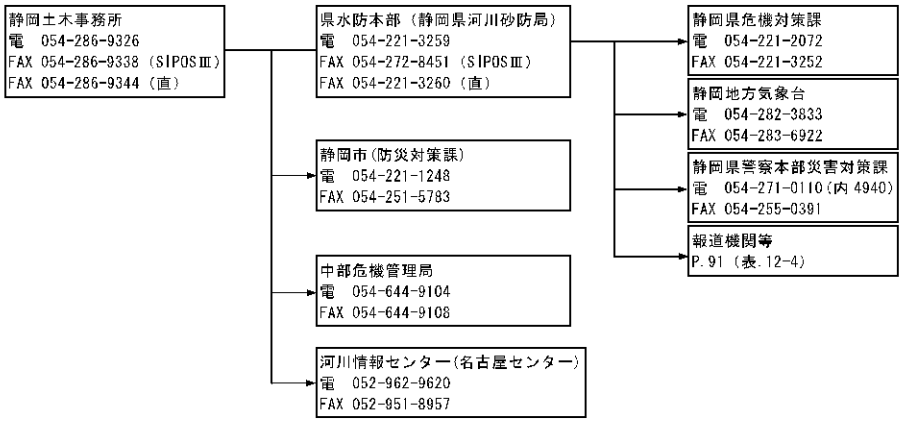

図.12-9　静岡土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・島田土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び国関係機関への連絡は連絡対象河川のみとする。

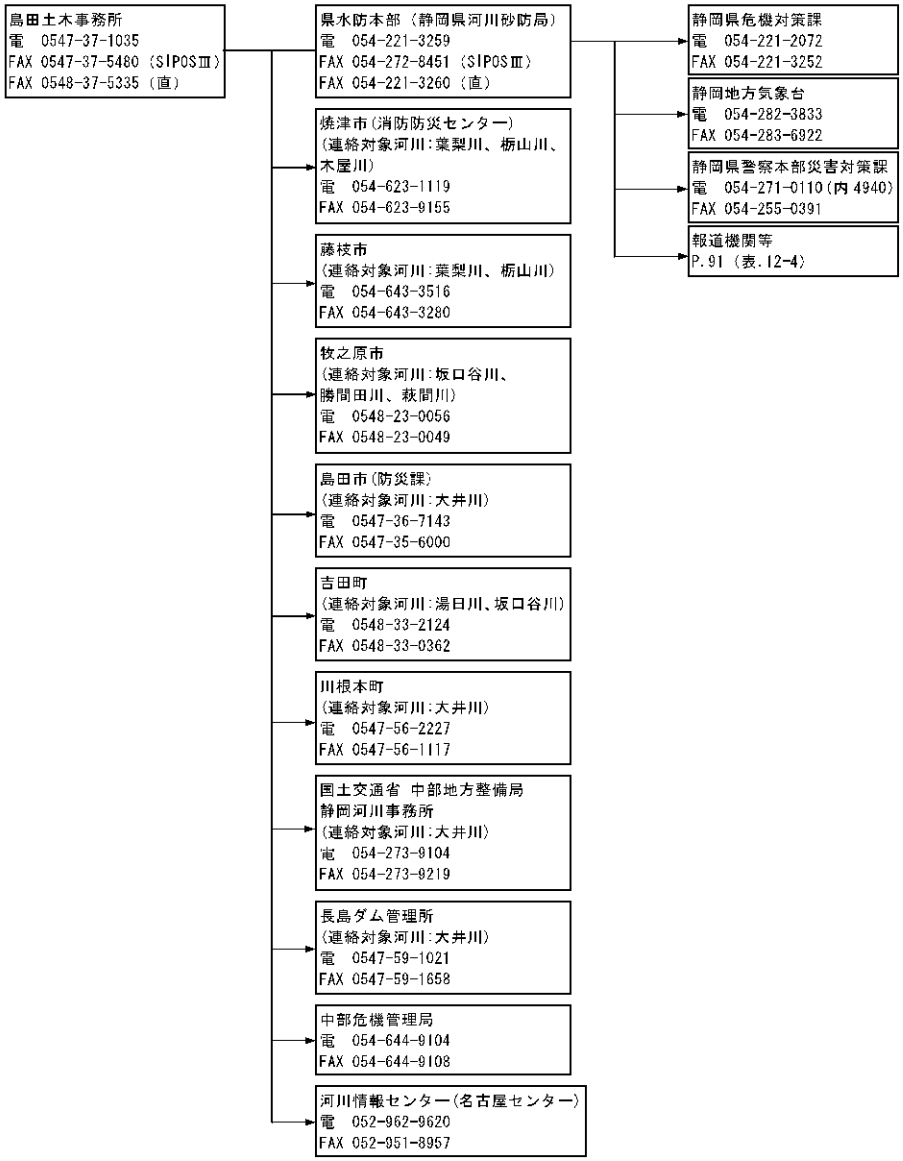

図.12-10　島田土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・ 袋井土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市への連絡は連絡対象河川のみとする。

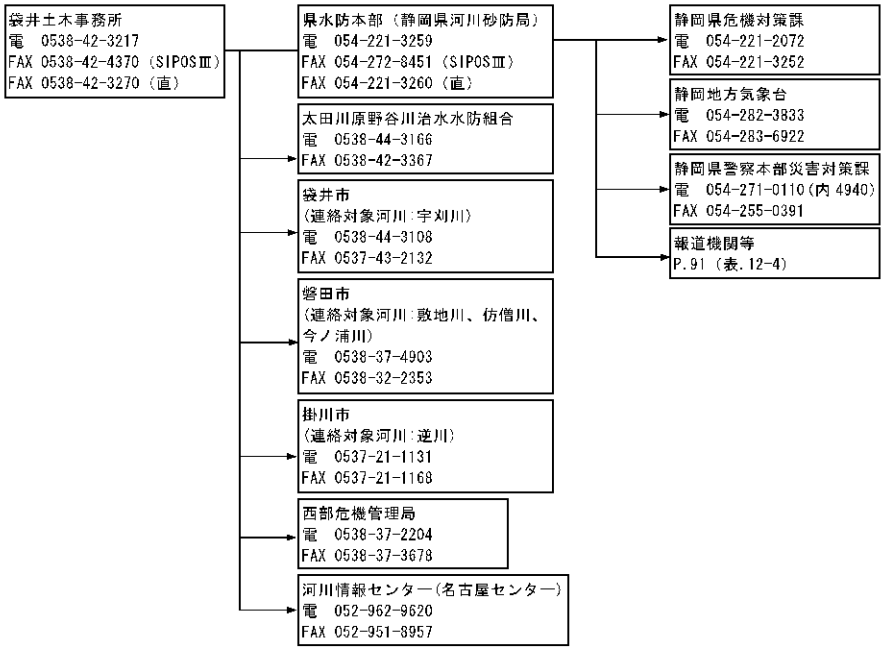

図.12-11　袋井土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

・浜松土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

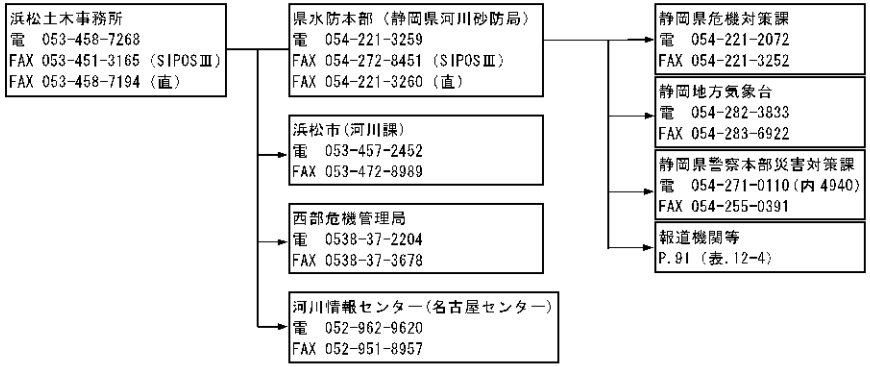

図.12-12　浜松土木事務所管内河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

7-1 被害程度の認定基準

（県危機対策課）

1 人的被害

(1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

(2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(4)「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

(3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5)「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。

(9)「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各室は次の施設等について被害金額を報告する。

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。

(6)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(7)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(8)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(9)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

(10)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正))

7-2 被害速報(随時)

(県危機対策課)

1 人的被害
2 住家被害
3 その他の被害 { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・船舶・その他( ) } の被害
(該当項目に○印)

供 覧							
情報源	住 民 消防団 自主防 その他( )			確認	確認済(どこで) 警 察 未確認 その他		
市町名	第 号	調査者	課	発信者		発信時間	月 日 時 分
方面本部名	第 号	受信者		発信者		発信時間	月 日 時 分
本部	第 号	受信者		受信時間	月 日 時 分		
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在					
発生	日 時						
	場 所						
	原 因						
状 況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線. 河川名 ・被災延長. 崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等							

死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人

この情報は	警第 号 その他 ( )	で記者発表 済	未 発 表

7-3 被害状況集計表「　　」による

No1

被害区分＼市町名			県計	賀茂方面本部						
				方本面部計	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者 重傷	人								
	負傷者 軽傷	人								
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田 流失・埋没	ha								
	田 冠水	ha								
	畑 流失・埋没	ha								
	畑 冠水	ha								
	文教施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
	電気	戸								
	ガス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
小計		千円								
公共施設被害市町村数		団体								
その他	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
	その他	千円								
被害総額		千円								
避難勧告指示の状況	地区数	箇所								
	避難場所	箇所								
	避難人数	人								
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								
災害対策本部設置時間										
災害対策本部廃止時間										

被害状況調　　最終　　（県危機対策課）H24.4.1

第　報　平成　年　月　日現在

本方面部計	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	富士市	御殿場市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	小山町

「　　」による

No2

被害区分＼市町名			単位	中部方面本部 方面本部計	静岡市	島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町
人的被害	死者		人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊		棟								
			世帯								
			人								
	半壊		棟								
			世帯								
			人								
	一部破損		棟								
			世帯								
			人								
	床上浸水		棟								
			世帯								
			人								
	床下浸水		棟								
			世帯								
			人								
非住家	公共建物		棟								
	その他		棟								
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	文教施設		箇所								
	病院		箇所								
	道路		箇所								
	橋りょう		箇所								
	河川		箇所								
	港湾		箇所								
	砂防		箇所								
	清掃施設		箇所								
	崖くずれ		箇所								
	鉄道不通		箇所								
	被害船舶		隻								
	水道		戸								
	電話		回線								
	電気		戸								
	ガス		戸								
	ブロック塀等		箇所								
り災世帯数			世帯								
り災者数			人								
火災発生	建物		件								
	危険物		件								
	その他		件								
公立文教施設			千円								
農林水産業施設			千円								
公共土木施設			千円								
その他の公共施設			千円								
小計			千円								
公共施設被害市町村数			団体								
その他	農産被害		千円								
	林産被害		千円								
	畜産被害		千円								
	水産被害		千円								
	商工被害		千円								
	その他		千円								
被害総額			千円								
避難勧告指示の状況	地区数		箇所								
	避難場所		箇所								
	避難人数		人								
消防職員出動延人数			人								
消防団員出動延人数			人								
災害対策本部設置時間											
災害対策本部廃止時間											

被害状況調　　最終
第　報　平成　年　月　日現在

（県危機対策課）H24.4.1

方本面部計	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町

7-4 災害定時及び確定報告書

（県危機対策課）

様式第4号

供　覧	

被害報告受信簿	整理 検印 報告	
（　　市町村 第　　報）　月　日　時　分現在		

発信者	市町 方面本部 機関	受信者		受信時刻	月　日　時　分

災害発生の日時	月　日　時　分
災害発生の場所	市　町　村
災害対策本部設置状況	開設　月　日　時　分　　廃止　月　日　時　分

区分			件数	備考
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部損壊		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	
その他	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	

区分		件数	備考
その他	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水道	戸	
	電話	回線	
	電気	戸	
	ガス	戸	
	ブロック塀等	箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	
避難勧告指示の状況	地区数	箇所	
	避難場所	箇所	
	避難人数	人	
消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	
災害対策本部設置時間			
災害対策本部廃止時間			

8-1 静岡県総合情報ネットワークシステム　無線局回線構成図

2012/4/1現在

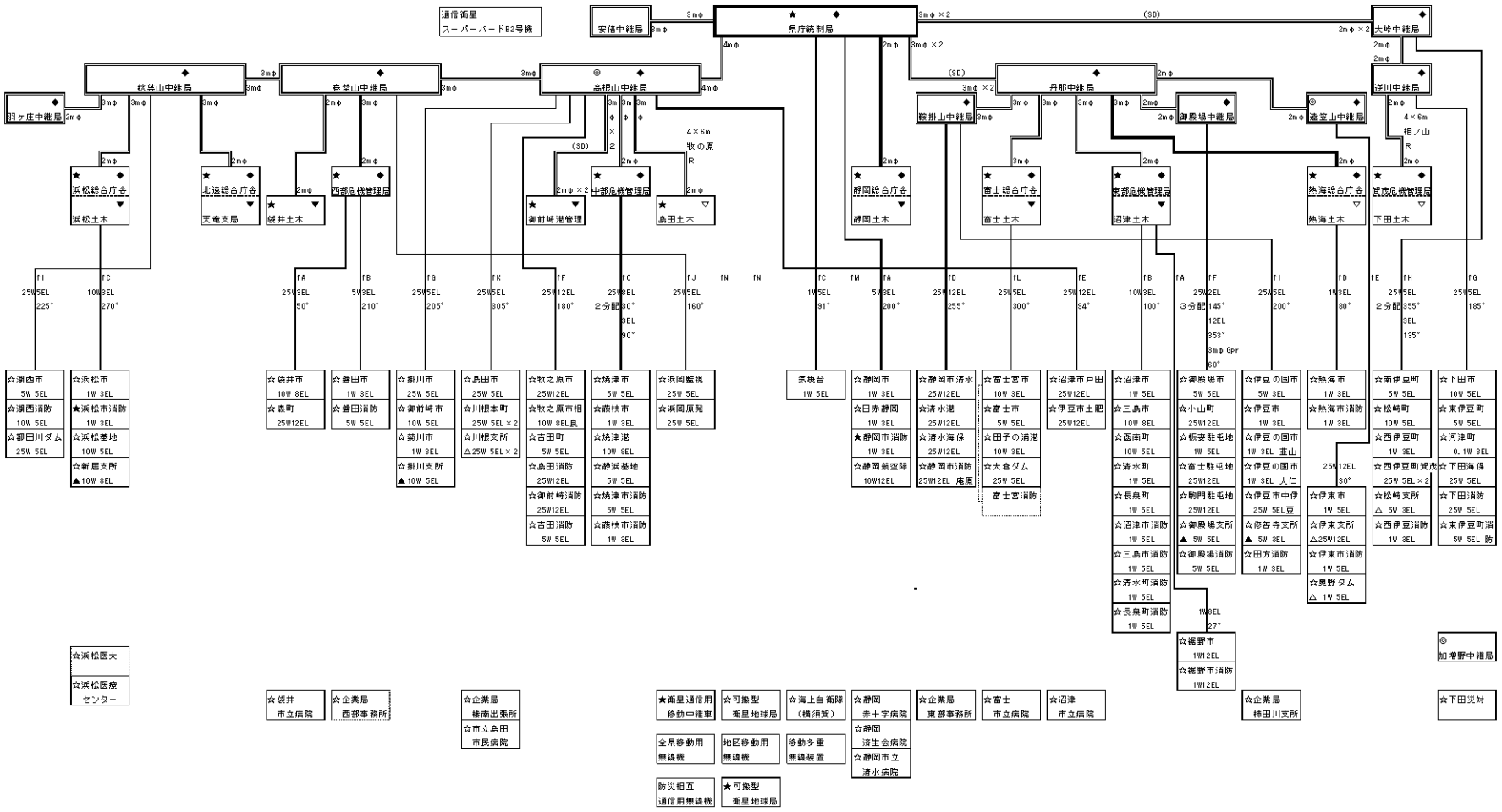

［凡例］

━━	12GHz帯多重回線	◆	全県移動系基地局
═══	7.5GHz帯多重回線	▼	地区移動系基地局（現用／予備）
═══	400MHz帯単一回線	◎	地区移動系基地局固定局（現用／予備）
───	60MHz帯単一回線	▽	地区移動系固定局（現用／予備）
(SD)	スペースダイバーシティ方式	▲	地区移動系基地局（現用のみ）
5EL	広帯域５素子八木が１基	△	地区移動系固定局（現用のみ）
5EL×２	狭帯域５素子八木が送信受信各１基		
R	反射板	┈┈	併設局
★	地球局		
☆	VSAT地球局		

400MHz帯（親局周波数）			
記号	共用数	送信周波数	受信周波数
fA	3	457.5000MHz	410.3875MHz
fB	2	457.6000MHz	410.4000MHz
fC	3	457.6125MHz	410.4125MHz
fD	3	457.6250MHz	410.4250MHz
fE	3	457.6375MHz	410.4375MHz
fF	2	457.6500MHz	410.4500MHz

60MHz帯（親局周波数）			
記号	共用数	送信周波数	受信周波数
fG	2	59.390MHz	62.05MHz
fH	2	57.890MHz	61.580MHz
fI	2	57.920MHz	61.610MHz
fJ	1	59.360MHz	61.745MHz
fK	1	57.950MHz	61.670MHz
fL	1	65.900MHz	60.635MHz
fM	1	65.810MHz	60.695MHz
fN	2	65.765MHz	60.815MHz

全県移動系150MHz帯（基地局周波数）		
	送信周波数	受信周波数
	153.91MHz	150.91MHz

地区移動系基地局固定局		
	送信周波数	受信周波数
下田土木	60.905MHz	65.795MHz
熱海土木	60.905MHz	65.795MHz
沼津土木	59.315MHz	59.315MHz
富士土木	61.73MHz	61.73MHz
静岡土木	61.730MHz	61.730MHz
島田土木	60.905MHz	65.795MHz
磐田局管理基地局	59.315MHz	59.315MHz
磐井土木	61.73MHz	61.73MHz
天竜支局	59.315MHz	59.315MHz
浜松土木	59.315MHz	59.315MHz
遠笠山中継局	65.795MHz	60.905MHz

地区移動系基地局固定局		
	送信周波数	受信周波数
高根山中継局	65.795MHz	60.905MHz
加増野中継局	65.795MHz	60.905MHz
松崎支所	60.905MHz	65.795MHz
伊東支所	60.905MHz	65.795MHz
奥野ダム	60.905MHz	65.795MHz
修善寺支所	59.315MHz	59.315MHz
御殿場支所	59.315MHz	59.315MHz

地区移動系基地局固定局		
	送信周波数	受信周波数
川根支所	60.905MHz	65.795MHz
掛川支所	61.73MHz	61.73MHz
新居支所	59.315MHz	59.315MHz

８－２　静岡県本部地震対策情報フロー図　（県危機情報課）

図1　東海地震観測情報及び東海地震注意情報時の情報伝達ルートの概要

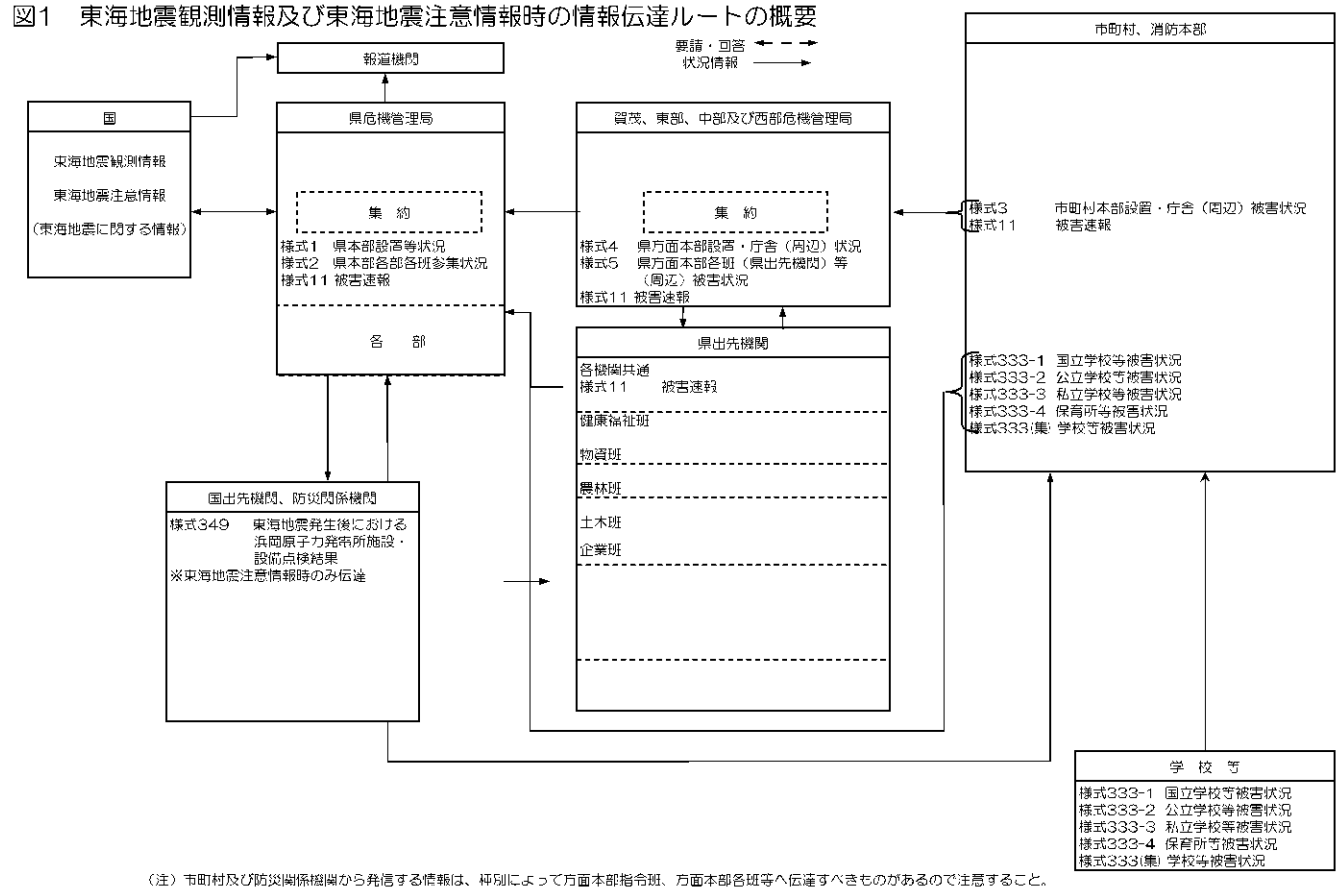

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図2　警戒宣言時の情報伝達ルートの概要

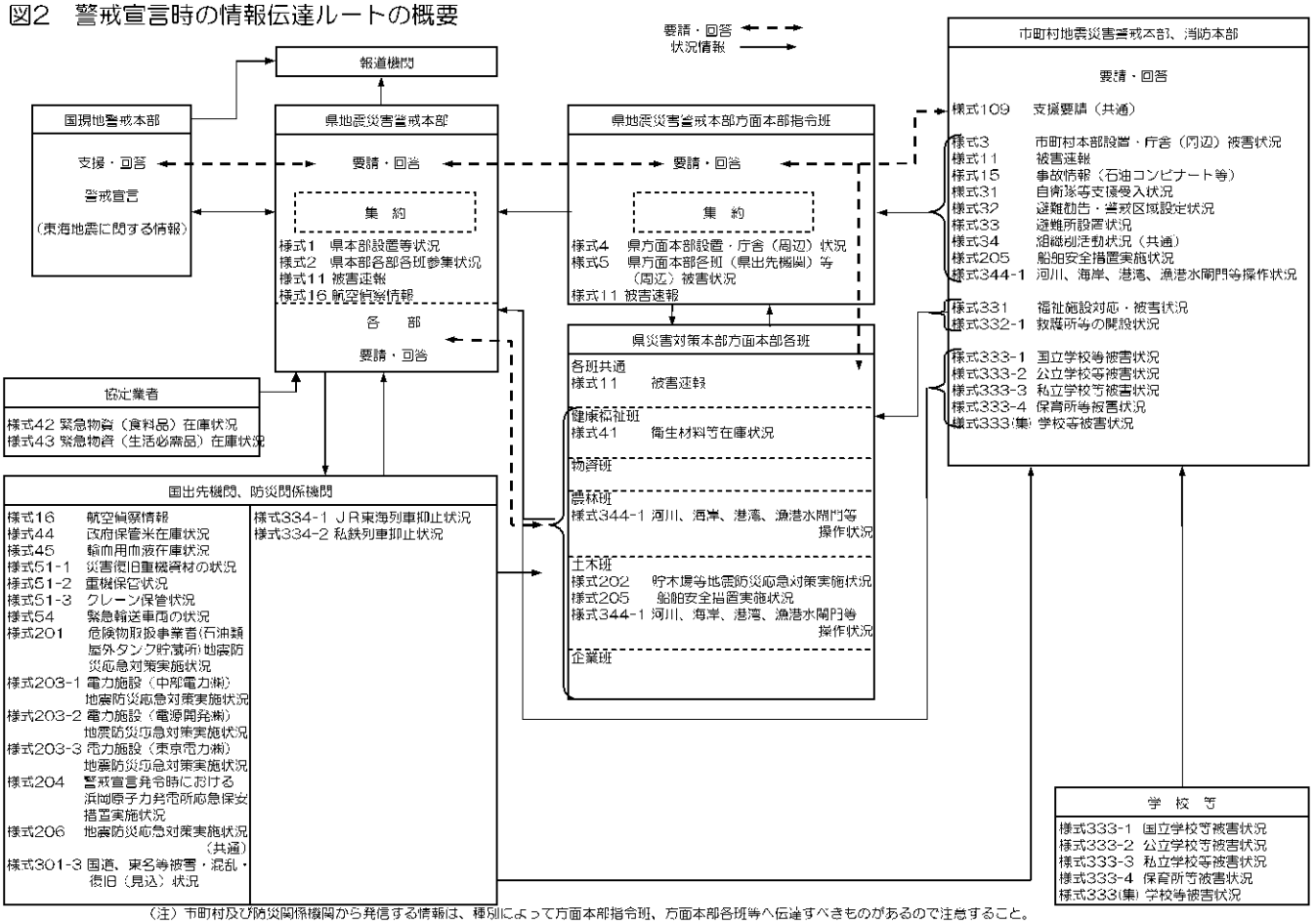

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図3　1時間以内の情報伝達ルートの概要

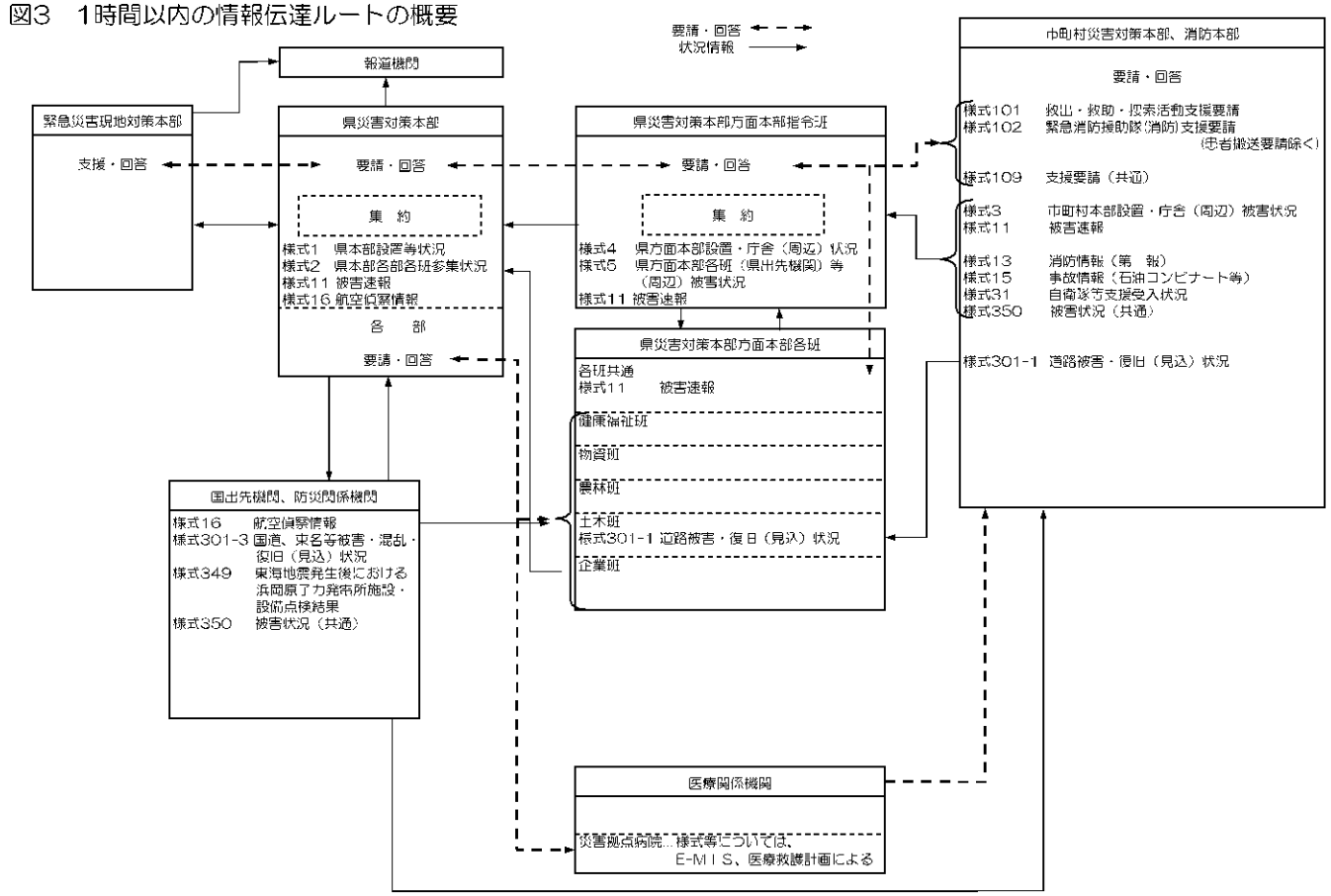

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図4　2時間以内の情報伝達ルートの概要

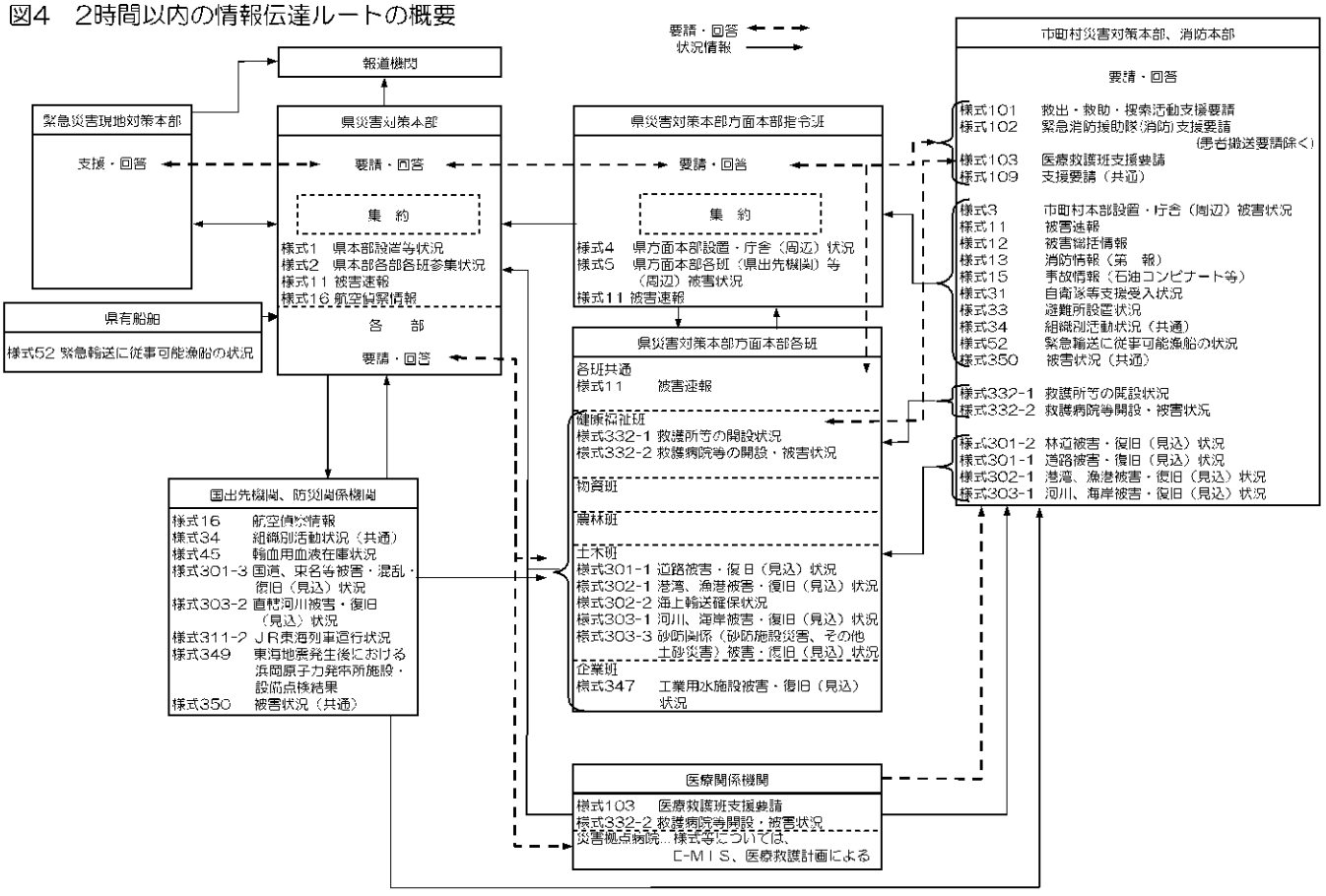

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図5　6時間以内の情報伝達ルートの概要

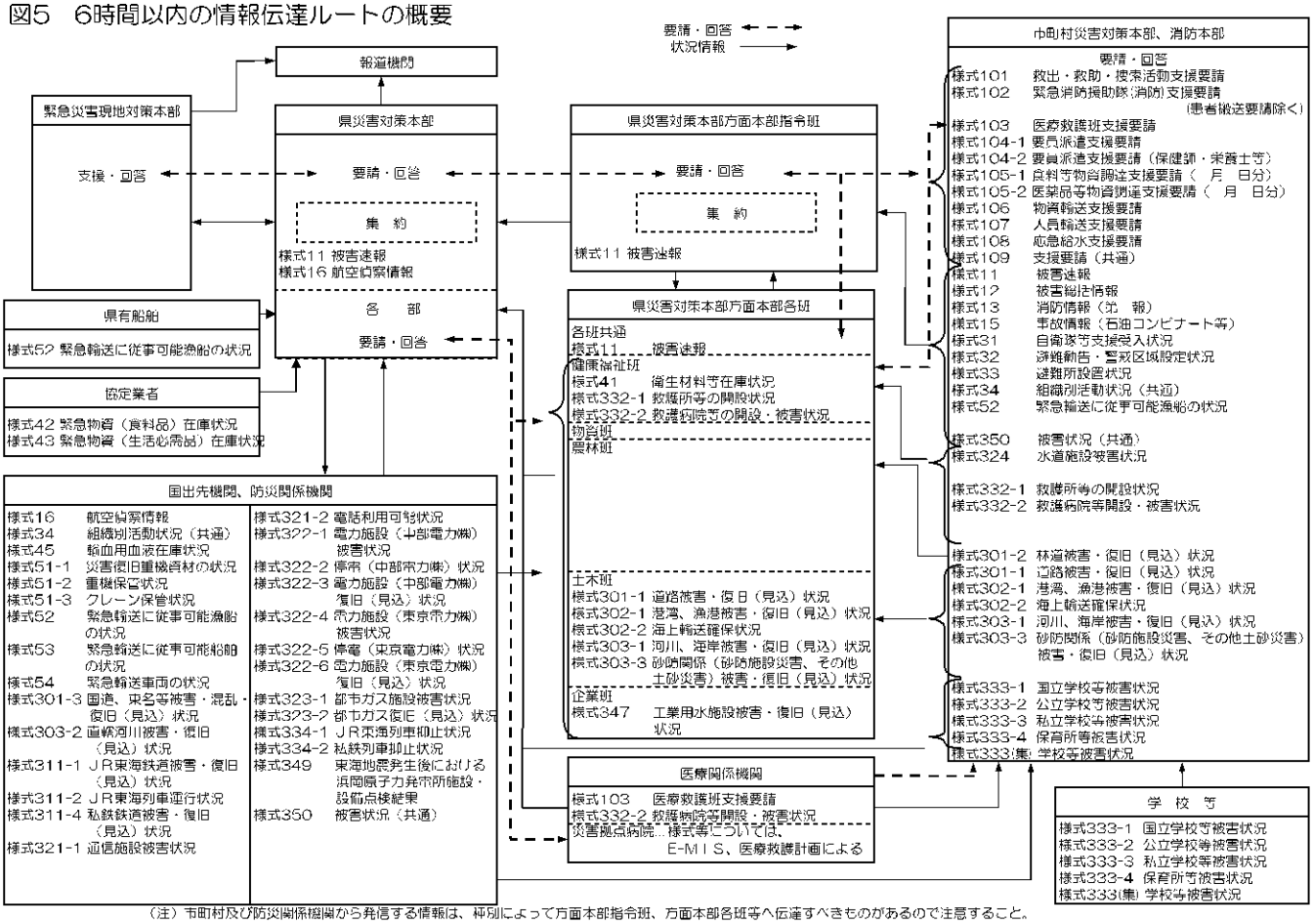

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図6　12時間以内の情報伝達ルートの概要

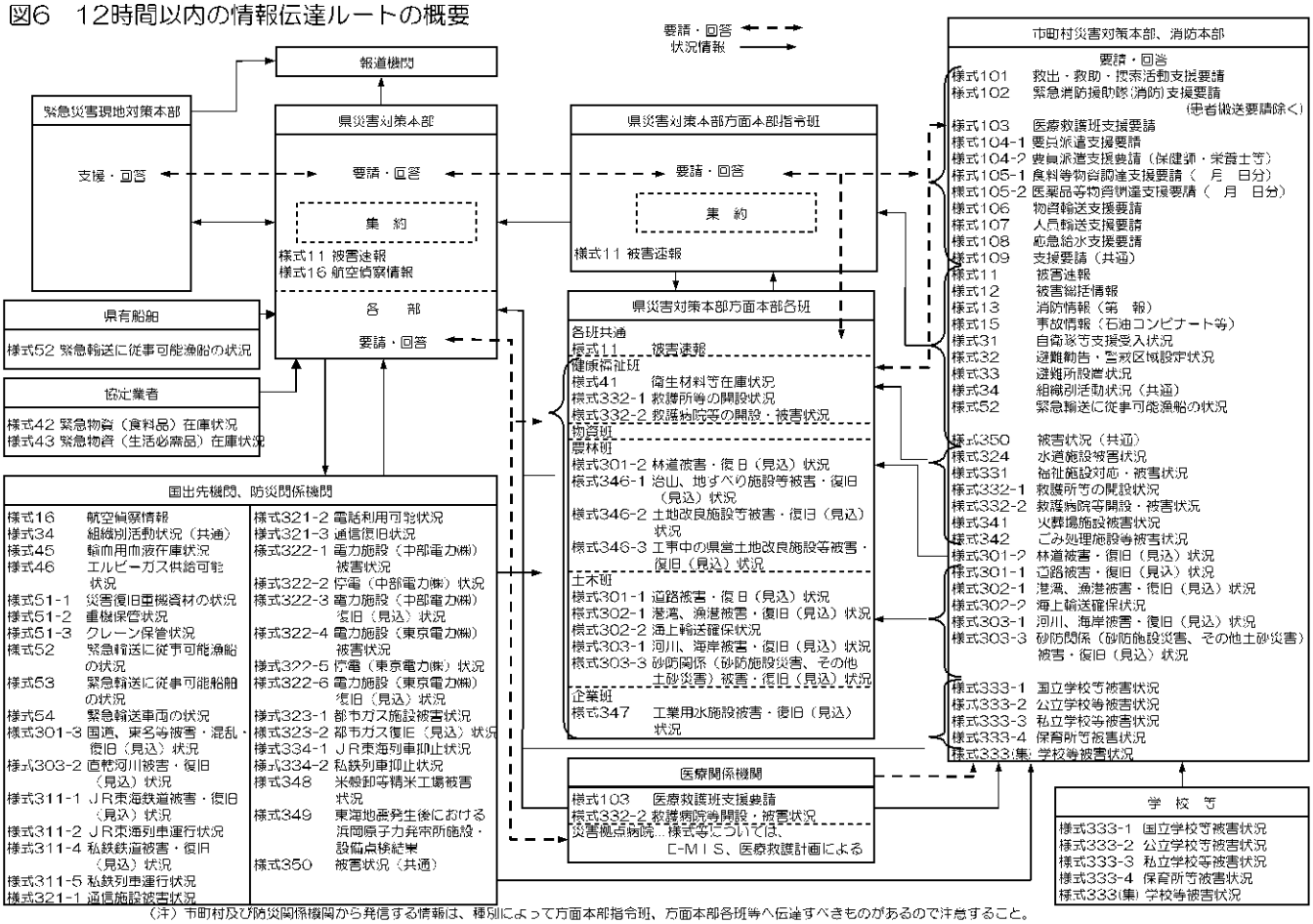

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図7　24時間以内の情報伝達ルートの概要

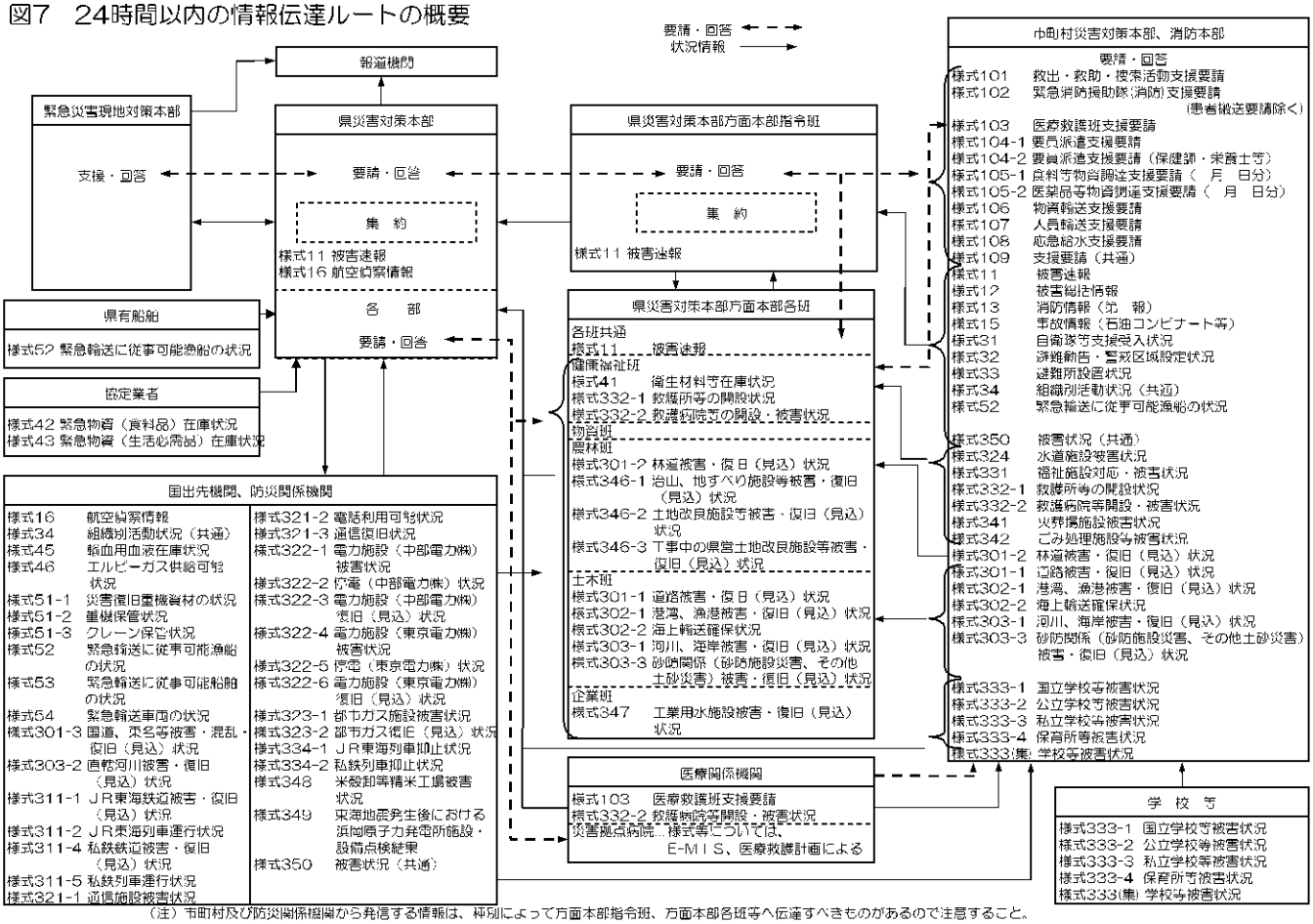

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図8　１日～１週間の情報伝達ルートの概要

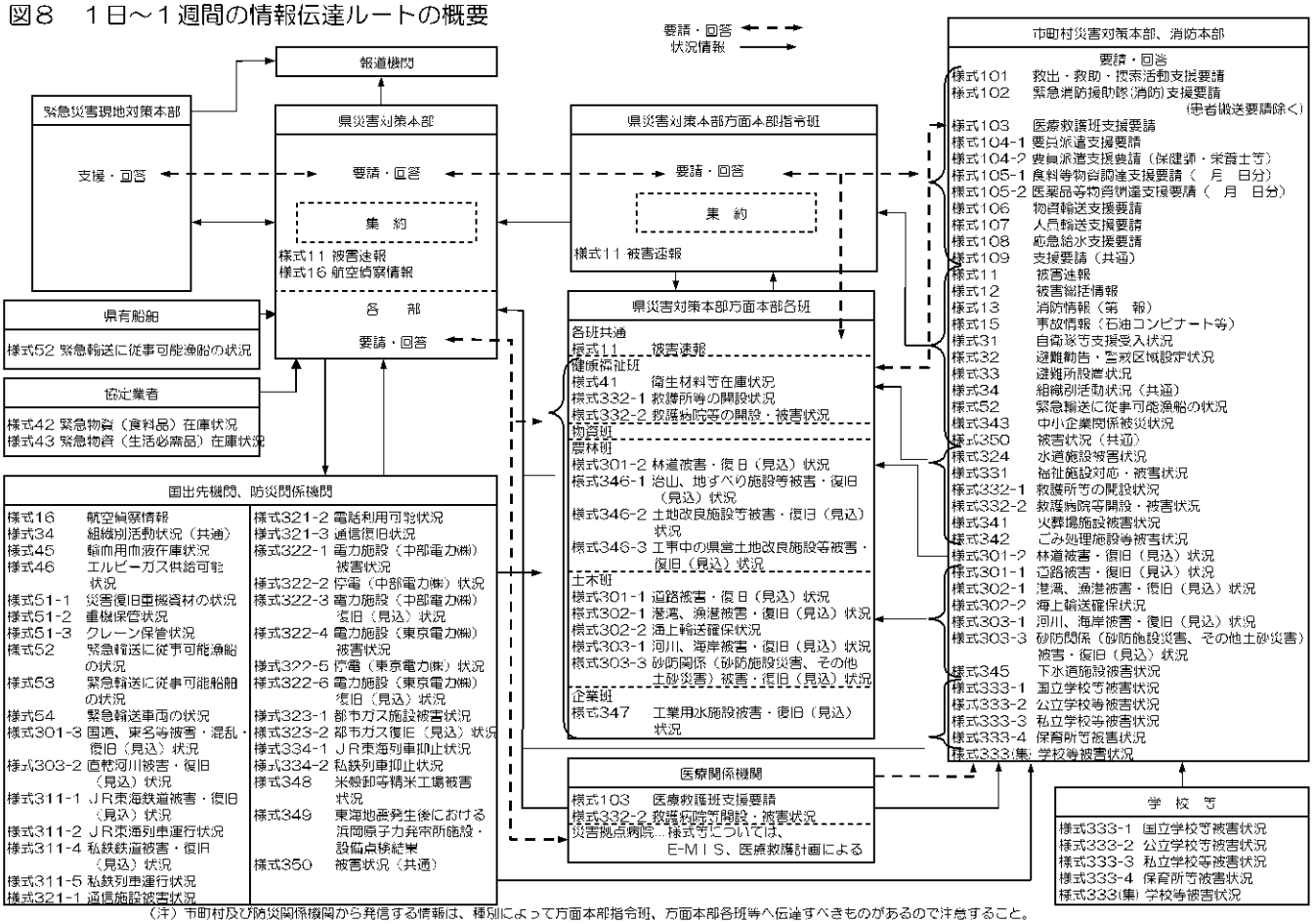

（注）市町村及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

8-3 防災行政無線局一覧表

（県防災通信課）H24.4.1

1. 県（交通基盤部関係以外）、市町、防災関係機関

局名	局種別	設置（常置）場所		無線電話番号
防災逆川	固定局 基地局	賀茂郡河津町逆川字日向1216番地の47	静岡県逆川無線中継所	
静岡県防対逆川	基地局	〃	〃 〃	
防災大峠	固定局 基地局	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438番地の6	〃 大峠無線中継所	
防災遠笠	固定基地局	伊豆市菅引天城山菅引入638番地	〃 遠笠山無線中継所	
防災丹那	固定局 基地局	熱海市大字熱海字滝知山1812番地の287	〃 丹那無線中継所	
静岡県防対丹那	基地局	〃	〃 〃	
防災鞍掛	固定局 基地局	田方郡函南町桑原字鐙ケ峰1371番地の1	〃 鞍掛山無線中継所	
防災高根	固定基地局 携帯基地局	藤枝市瀬戸の谷字高根9963番地の1	〃 高根山無線中継所	
静岡県防対高根	基地局	〃	〃 〃	
防災春埜	固定局 基地局	浜松市天竜区春野町花島字ハチマンボツ20番地の1	〃 春埜山無線中継所	
防災秋葉	〃	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂11137の22	〃 秋葉山無線中継所	
静岡県防対秋葉	基地局	〃	〃 〃	
防災羽ヶ庄	固定局 基地局	浜松市天竜区佐久間町字井口1734番地の5	〃 羽ケ庄無線中継所	
防災御殿場	〃	御殿場市印野字丸尾1383番地の10	〃 御殿場無線中継所	
静岡県テレビ安倍	携帯基地局	静岡市葵区坂本字キヘイジ632の2	NTT安倍無線中継所構内	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰﾃﾚﾋﾞ電送用
静岡県テレビ1	携帯局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県庁 防災通信課	〃
静岡県テレビ2	〃	静岡市葵区諏訪8の10	静岡県消防防災航空隊	〃
消防静岡県庁	固定局 基地局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県庁 防災通信課	〃
防災静岡県庁	固定局 基地局 地球局	〃	〃	700-2591
防災静岡1～7	陸上移動局	〃	〃	全県移動
防災静岡8～9	〃	〃	〃	〃
防災静岡12～14	〃	〃	〃	〃
防災静岡51,55～59,61～79	〃	〃	〃	〃
防災静岡121～169	〃	〃	〃	〃
静岡県防対300,400	〃	〃	〃	〃
防災静岡407～408	〃	〃	〃	〃
静岡県1	携帯局	〃	〃	〃
静岡県2	陸上移動局	〃	〃（衛星移動中継車搭載）	〃
静岡県3	〃	静岡市葵区追手町9番6号	危機対策課（エスクード搭載）	〃
静岡県6～7	〃	静岡市葵区諏訪8番10号	静岡県消防防災航空隊	〃
LASCOM静岡県 静岡スーパーバード可搬地球3	地球局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県地震防災センター（衛星通信用移動中継車搭載）	990,991
防災静岡航空隊	固定局 地球局	静岡市葵区諏訪8番10号	静岡県消防防災航空隊	833-9999
静岡航空隊1	陸上移動局	〃	〃（車輌搭載）	全県移動
静岡航空隊101～106	〃	〃	〃	〃
静岡航空隊107	携帯局	〃	〃	〃
静岡県ヘリ2	携帯局	〃	〃（防災ヘリコプター搭載）	〃
海上自衛隊横須賀地方総監部	地球局	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	海上自衛隊横須賀地方総監部	844-9106
防災清水海保	固定局 地球局	静岡市清水区日の出町9番1号	清水海上保安部	835-9106
防災下田海保	〃	下田市3丁目18番23号	下田海上保安部	834-9106
防災静岡気象	固定局	静岡市駿河区曲金2丁目1番5号	静岡地方気象台	836-9106
防災御前崎監視	固定局 基地局 地球局	御前崎市池新田5814番地の19	静岡県環境放射線監視センター	824-9999
防災御前崎監視1～5	陸上移動局	〃	〃	地区移動
防災浜岡原発	固定局 地球局	御前崎市佐倉5561番地	中部電力浜岡原子力発電所	837-9106
防災日赤静岡	〃	静岡市葵区追手町44番地の17	静岡県日赤静岡県支部	838-9106
防災賀茂方面本部	固定局 基地局 地球局	下田市中531番地の1	静岡県下田総合庁舎賀茂方面本部	701-6300～6304
防災賀茂1～3	陸上移動局	〃	〃	全県移動
防災賀茂11～19	〃	〃	〃	〃
静岡県防対310	〃	〃	〃	防災相互
静岡県防対賀茂方面本部	基地局	〃	〃	〃
防災下田市	固定局 地球局	下田市東本郷1丁目5番18号	下田市役所	219-9999
防災東伊豆町	〃	賀茂郡東伊豆町稲取3354番地	東伊豆町役場	301-9999
防災河津町	〃	〃 河津町田中212番地の2	河津町（保健福祉防災センター）	302-9999
防災南伊豆町	〃	〃 南伊豆町下賀茂328番地の2	南伊豆町役場	304-9999
防災松崎町	〃	〃 松崎町宮内301番地の1	松崎町役場	305-9999
防災西伊豆町	〃	〃 西伊豆町仁科401番地の1	西伊豆町役場	306-9999
防災賀茂支所	〃	〃 西伊豆町宇久須270番地の1	西伊豆町住民防災センター	307-9999
防災熱海支部	固定局 基地局 地球局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海総合庁舎	702-6350～6354
静岡県防対320	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対熱海支部	基地局	〃	〃	〃
防災熱海市	固定局 地球局	熱海市中央町1番1号	熱海市役所	205-9999

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災伊東市	固定局　地球局	伊東市大原2丁目1番1号	伊東市役所	208-9999
防災東部方面本部	固定局　基地局　地球局	沼津市高島本町1番3号	静岡県東部総合庁舎　東部方面本部	703-6400～6404
防災東部1～6	陸上移動局	〃	〃	全県移動
防災東部11～24	〃	〃	〃	〃
静岡県防対330	〃	〃	〃	防災相互
静岡県防対東部方面本部	基地局	〃	〃	〃
防災沼津市	固定局　地球局	沼津市御幸町16番1号	沼津市役所	203-9999
防災三島市	〃	三島市大社町1番地の10	三島市総合防災センター	206-9999
防災函南町	〃	田方郡函南町平井717-13	函南町役場	325-9999
防災清水町	〃	駿東郡清水町堂庭210番地の1	清水町役場	341-9999
防災長泉町	〃	〃　長泉町中土狩828	長泉町役場	342-9999
防災伊豆の国市	〃	伊豆の国市長岡340番地の1	伊豆の国市役所	321-9999
防災伊豆市	〃	伊豆市小立野38番地の2	伊豆市役所	322-9999
防災韮山支所	〃	伊豆の国市四日町243番地	伊豆の国市韮山支所	326-9999
防災大仁支所	〃	〃　田京299番地の6	伊豆の国市大仁支所	327-9999
防災中伊豆支所	〃	〃　八幡500番地の1	伊豆市中伊豆支所	329-9999
防災御殿場市	〃	御殿場市萩原483番地	御殿場市役所	215-9999
防災裾野市	〃	裾野市佐野1059番地	裾野市役所	220-9999
防災小山町	〃	駿東郡小山町藤曲57番地の2	小山町役場	344-9999
防災板妻	〃	御殿場市板妻40番地の1	陸上自衛隊板妻駐屯地	839-9106
防災駒門	〃	〃　駒門5番地の1	陸上自衛隊駒門駐屯地	840-9106
防災富士学校	〃	駿東郡小山町須走481番地の27	陸上自衛隊富士駐屯地	841-9106
防災戸田支所	〃	沼津市戸田339番地	沼津市戸田庁舎	323-9999
防災土肥支所	〃	伊豆市土肥670番地の2	伊豆市土肥支所	324-9999
防災富士支部	固定局　基地局　地球局	富士市本市場441番地の1	静岡県富士総合庁舎	704-6450～6454
静岡県防対340	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対富士支部	基地局	〃	〃	〃
防災富士宮市	固定局　地球局	富士宮市弓沢町150番地	富士宮市役所	207-9999
防災富士市	〃	富士市永田町1丁目100番地	富士市役所	851-9999
防災田子の浦	〃	富士市鈴川町2番1号	静岡県田子の浦港管理事務所	828-9999
防災中部支部	固定局　基地局　地球局	静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県静岡総合庁舎	705-6500～6504
静岡県防対350	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対中部支部	基地局	〃	〃	〃
防災静岡市	固定局　地球局	静岡市葵区追手町5番1号	静岡市役所	201-9999
防災静岡市清水	〃	〃　清水区旭町6番8号	静岡市清水区役所	204-9999
防災清水港	〃	〃　清水区日の出町9番25号	静岡県清水港管理局	829-9999
防災中部方面本部	固定局　基地局　地球局	藤枝市瀬戸新屋362番地の1	静岡県藤枝総合庁舎　中部方面本部	706-6550～6554
防災中部1～5	陸上移動局	〃	〃	全県移動
防災中部11～22	〃	〃	〃	〃
静岡県防対360	〃	〃	〃	防災相互
静岡県防対中部方面本部	基地局	〃	〃	〃
防災焼津市	固定局　地球局	焼津市本町2丁目16番32号	焼津市役所	212-9106
防災藤枝市	〃	藤枝市岡出山1丁目11番1号	藤枝市役所	214-9999
防災相良支所	〃	牧之原市相良275番地	牧之原市相良庁舎	422-9999
防災牧之原市	〃	牧之原市静波447番地の1	牧之原市榛原庁舎	423-9999
防災吉田町	〃	榛原郡吉田町住吉87番地	吉田町役場	424-9999
防災静浜基地	〃	焼津市上小杉1602番地	航空自衛隊静浜基地	842-9106

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災島田市	固定局　地球局	島田市中央町5番の1	島田市民総合施設	209-9999
防災川根本町	〃	〃　川根本町上長尾627番地	川根本町役場	427-9999
防災西部方面本部	固定局　基地局　地球局	磐田市見付3599番地の4	静岡県中遠総合庁舎　西部方面本部	707-6600～6604
防災西部1～5	陸上移動局	〃	〃	全県移動
防災西部11～22	〃	〃	〃	〃
静岡県防対370	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対西部方面本部	基地局	〃	〃	〃
防災掛川市	固定局　地球局	掛川市長谷1-1-1	掛川市役所	213-9999
防災御前崎市	〃	御前崎市池新田5585番地	御前崎市役所	444-9999
防災菊川市	〃	〃　堀之内61番地	菊川市役所	446-9999
防災磐田市	〃	磐田市国府台3番地の1	磐田市役所	211-9999
防災袋井市	〃	袋井市新屋一丁目1番地の1	袋井市役所	216-9999
防災森町	〃	周智郡森町森48番地の2	袋井消防署森分署	461-9999
防災北遠支部	固定局　基地局　地球局	浜松市天竜区二俣町鹿島559番地	静岡県北遠総合庁舎	708-6650～6654
静岡県防対380	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対北遠支部	基地局	〃	〃	〃
防災西部支部	固定局　基地局　地球局	浜松市中区中央一丁目12番1号	静岡県浜松総合庁舎	709-6700～6704
静岡県防対390	陸上移動局	〃	〃	防災相互
静岡県防対西部支部	基地局	〃	〃	〃
防災浜松市	固定局　地球局	浜松市中区元城町103番地の2	浜松市役所	202-9999
防災浜松基地	〃	浜松市西区西山町	航空自衛隊浜松基地	843-9106
防災湖西市	〃	湖西市吉美3268番地	湖西市役所	221-9999

（消防本部）

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災静岡消防	固定局　地球局	静岡市葵区追手町6番2号	静岡市消防局	848-9999
防災浜松消防	〃	浜松市中区下池川町19番1号	浜松市消防局	847-9999
防災沼津消防	〃	沼津市吉田町20番1号	沼津市南消防署	850-9999
防災焼津消防	〃	焼津市石津728-2	焼津市消防防災センター	852-9999
防災藤枝消防	〃	藤枝市稲川200番地の1	藤枝市消防本部	853-9999
防災三島消防	〃	三島市南田町4-40	三島市消防本部	854-9999
防災伊東消防	〃	伊東市桜木町1丁目1番3号	伊東市消防本部	855-9999
防災熱海消防	〃	熱海市中央町1番18号	熱海市消防本部	858-9999
防災裾野消防	〃	裾野市石脇515	裾野市消防本部	859-9999
防災長泉消防	〃	駿東郡長泉町中土狩910番地の1	長泉町消防本部	861-9999
防災東伊豆消防	〃	賀茂郡東伊豆町稲取17番地の10	東伊豆町消防本部	862-9999
防災清水町消防	〃	駿東郡清水町堂庭212番地の1	清水町消防本部	863-9999
防災磐田消防	〃	磐田市福田400	磐田市消防本部	864-9999
防災島田消防	〃	島田市旗指513番地の1	島田市消防本部	865-9999
防災田方消防	〃	伊豆の国市白山堂327番地の1	田方消防本部	866-9999
防災御殿場消防	〃	御殿場市東田中1丁目19番1号	御殿場市・小山町広域行政組合	867-9999
防災富士宮消防	〃	富士宮市弓沢町150番地	富士宮市・芝川町消防組合	868-9999
防災吉田牧之原消防	〃	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	吉田町・牧之原市広域施設組合	873-9999
防災湖西消防	〃	湖西市古見1076番地	湖西市・新居町広域施設組合	874-9999
防災牧之原消防	〃	御前崎市此木1911番地の2	牧之原市・御前崎市広域施設組合	875-9999
防災西伊豆消防	〃	賀茂郡西伊豆町仁科392番地	西伊豆広域消防組合	876-9999
防災下田消防	〃	下田市6丁目1番14号	下田地区消防組合	877-9999

（病院）

局名	局種別	設置(常置)場所	無線電話番号
沼津市立病院	地球局	沼津市東椎路字春ノ木550番地	901-9106
富士市立中央病院	〃	富士市高島町50番地	903-9106
静岡市立清水病院	〃	静岡市清水区宮加三1231番地	904-9106
静岡赤十字病院	〃	〃　葵区追手町8番2号	906-9106
静岡済生会総合病院	〃	〃　駿河区小鹿1丁目1番1号	907-9106
市立島田市民病院	〃	島田市野田1200番地の5	908-9106
袋井市立袋井市民病院	〃	袋井市久能2515番地の1	909-9106
浜松医大附属病院	〃	浜松市東区半田山一丁目20番1号	910-9106
県西部浜松医療センター	〃	浜松市中区富塚町328番地	911-9106

2. 県交通基盤部関係

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災伊豆下田	固定局	下田市中531番地の1	静岡県下田土木事務所	701-6020
防災加増野	固定基地局	〃　加増野字東貝野1035番地の1	静岡県加増野無線中継所	
防災伊豆下田1～3	陸上移動局	〃　中531番地の1	静岡県下田土木事務所	
防災伊豆下田6～7	〃	〃	〃	
防災伊豆下田11～16	〃	〃	〃	
防災伊豆下田101～104	〃	〃	〃	
防災松崎支所	固定局　地球局	賀茂郡松崎町江奈629番地の6	静岡県下田土木事務所松崎支所	804-9999,804-9106
防災松崎支所1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災熱海土木	固定局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海土木事務所	702-6020
防災遠笠	固定局　基地局	伊豆市菅引天城山菅引入638番地	静岡県遠笠山無線中継所	700-6903
防災熱海土木1～2	陸上移動局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海土木事務所	
防災熱海土木6	〃	〃	〃	
防災熱海土木12	〃	〃	〃	
防災伊東支所	固定局　地球局	伊東市湯川字横磯546番地の7	静岡県熱海土木事務所伊東支所	805-9999,805-9106
防災伊東支所1～2	陸上移動局	〃	〃	
防災奥野ダム	固定局　地球局	伊東市鎌田字横堀1296番地の205	静岡県奥野ダム管理事務所	830-9999,830-9106
防災奥野ダム1～2	陸上移動局	〃	〃	
防災沼津土木	基地局	沼津市高島本町1番3号	静岡県沼津土木事務所	703-6020
防災沼津土木1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災沼津土木6～7	〃	〃	〃	
防災沼津土木11～18	〃	〃	〃	
防災沼津土木101～104	〃	〃	〃	
防災御殿場支所	固定局　基地局　地球局	御殿場市竈字寺の上641番地の1	静岡県沼津土木事務所御殿場支所	808-9999,808-9106
防災御殿場支所1～2	陸上移動局	〃	〃	
防災修善寺支所	固定局　基地局　地球局	伊豆市加殿36番地の1	静岡県沼津土木事務所修善寺支所	806-9999,806-9106
防災修善寺支所1～4	陸上移動局	〃	〃	
防災富士土木	基地局	富士市本市場441番地の1	静岡県富士土木事務所	704-6020
防災富士土木1～2	陸上移動局	〃	〃	
防災富士土木6～7	〃	〃	〃	
防災富士土木11～13	〃	〃	〃	
防災富士土木101～104	〃	〃	〃	
防災富士宮支所	固定局　地球局	富士宮市黒田字南部谷戸350番地の14	静岡県富士土木事務所富士宮分庁舎	809-9999,809-9106
防災富士宮分庁舎	基地局	〃	〃	
防災富士宮分庁舎1～2	陸上移動局	〃	〃	
防災静岡土木	固定局　基地局	静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県静岡土木事務所	705-6020
防災静岡土木1,2,4,6,7	陸上移動局	〃	〃	
防災静岡土木11～22	〃	〃	〃	
防災島田土木	固定局　地球局	島田市道悦5丁目7番1号	静岡県島田土木事務所	800-6020
防災高根	固定局　基地局	藤枝市瀬戸の谷字高根9963番地の1	静岡県高根山無線中継所	700-6906
防災島田土木1～4	陸上移動局	島田市道悦5丁目7番1号	静岡県島田土木事務所	
防災島田土木6～7	〃	〃	〃	
防災島田土木11～22	〃	島田市道悦5丁目7番2号	〃	
防災川根支所	固定局　地球局	島田市川根町家山1313番地の4	静岡県島田土木事務所川根支所	813-9999,813-9106
防災川根支所1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災御前崎港	固定局　基地局　地球局	御前崎市港6129番地の1	静岡県御前崎港管理事務所	801-6020
防災御前崎港11～13	陸上移動局	〃	〃	
防災袋井土木	固定局　基地局　地球局	袋井市山名町2番1号	静岡県袋井土木事務所	802-6020
防災袋井土木1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災袋井土木6～8	〃	〃	〃	
防災袋井土木11～16	〃	〃	〃	

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災掛川支所	固定局 基地局 地球局	掛川市金城60番地	静岡県袋井土木事務所掛川支所	814-9999,814-9106
防災掛川支所1～4	陸上移動局	〃	〃	
防災太田川	基地局	周智郡森町森1582番地の1	静岡県太田川ダム建設事務所	
防災太田川1	陸上移動局	〃	〃	
防災浜松土木	基地局	浜松市中区中央一丁目12番1号	静岡県浜松土木事務所	709-6020
防災浜松土木1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災浜松土木6～8	〃	〃	〃	
防災浜松土木11～16	〃	〃	〃	
防災新居支所	固定局 地球局	浜名郡新居町新居3448番地	静岡県浜松土木事務所新居分庁舎	820-9999,820-9106
防災新居駐在	基地局	〃	〃	地区移動
防災新居駐在1～3	陸上移動局	〃	〃	
防災天竜支局	基地局	浜松市天竜区二俣町鹿島559番地	静岡県浜松土木事務所天竜支局	708-6020
防災天竜支局1,3	陸上移動局	〃	〃	
防災天竜支局6,7	〃	〃	〃	
防災天竜支局13,14	〃	〃	〃	
防災天竜支局16～18	〃	〃	〃	
防災焼津漁港	固定局 地球局	焼津市中港5丁目19番地の1	静岡県焼津漁港管理事務所	827-9999,827-9106
防災清水港	〃	静岡市清水区日の出町9番地の25	静岡県清水港管理局	829-9999,829-9106
防災田子の浦	〃	富士市鈴川町2番地の1	静岡県田子の浦港管理事務所	828-9999,828-9106
防災大倉	固定局 地球局	富士宮市精進川字印野2416番地の2	静岡県大倉川農地防災ダム管理事務所	825-9106
水防大倉ダム	基地局	〃	〃	
水防大倉ダム1,2	陸上移動局	〃	〃	
防災都田ダム	固定局 基地局 地球局	浜松市北区引佐町川名字八平2の521	静岡県都田川ダム管理事務所	826-9106
防災都田ダム1,2	陸上移動局	〃	〃	

3. 県企業局関係

局名	局種別	設置(常置)場所		識別番号
柿田川事務所	地球局	三島市中島143番地	企業局東部事務所柿田川支所	しずおかかはんちきゅうV170
富士川事務所	〃	富士市中之郷2100番地	企業局東部事務所	しずおかかはんちきゅうV171
中遠榛南出張所	〃	榛原郡吉田町川尻4036番地の2	企業局西部事務所榛南出張所	しずおかかはんちきゅうV172
中遠事務所	〃	磐田市寺谷2258番地	企業局西部事務所	しずおかかはんちきゅうV173
水道駿豆	固定局 基地局	三島市中島143番地	企業局東部事務所柿田川支所	すいどうすんず
水道駿豆1～6, 11～16	陸上移動局	〃	〃	すいどうすんず1～6, 11～16
水道堂庭	固定局 基地局	駿東郡清水町堂庭138番地の1	企業局東部事務所柿田川支所堂庭サテライト	すいどうどう(にわ
水道堂庭1, 11～12	陸上移動局	〃	〃	すいどうどう(にわ1, 11～12
水道駿河	固定局 基地局	富士市中之郷2100番地	企業局東部事務所	すいどうするが
水道駿河1～4, 11～13	陸上移動局	〃	〃	すいどうするが1～4, 11～13
水道厚原	固定局 基地局	富士市厚原1111番地	企業局東部事務所岳南出張所	すいどうあつはら
水道厚原1～2, 11～12	陸上移動局	〃	〃	すいどうあつはら1～2, 11～12
水道静清	固定局 基地局	静岡市清水区上原2丁目6番35号	企業局東部事務所静清サテライト	すいどうせいせい
水道静清1～3, 11～13	陸上移動局	〃	〃	すいどうせいせい1～3, 11～13
水道榛南	基地局	榛原郡吉田町川尻4036番地の2	企業局西部事務所榛南出張所	すいどうはいなん
水道榛南1～3, 11～16	陸上移動局	〃	〃	すいどうはいなん1～3, 11～16
水道中遠	固定局 基地局	磐田市寺谷2258番地	企業局西部事務所	すいどうちゅうえん
水道中遠1～4, 101～105	陸上移動局	〃	〃	すいどうちゅうえん1～4, 101～105
水道於呂	固定局 基地局	浜松市北区於呂3358番地	企業局西部事務所於呂出張所	すいどうおろ
水道於呂1, 11～12	陸上移動局	〃	〃	すいどうおろ1, 11～12
水道船明	固定局 基地局	浜松市天竜区日明21-5	企業局西部事務所船明管理事務所	すいどうふなぎら
水道船明1～2, 11～13	陸上移動局	〃	〃	すいどうふなぎら1～2, 11～13
水道西遠	固定局 基地局	浜松市北区初生町997番地の1	企業局西部事務所西遠支所	すいどうせいえん
水道西遠1～8, 11～17	陸上移動局	〃	〃	すいどうせいえん1～8, 11～17
水道湖西	固定局 基地局	湖西市梅田17番地の3	企業局西部事務所西遠支所梅田サテライト	すいどうこさい
水道湖西1, 11～12	陸上移動局	〃	〃	すいどうこさい1, 11～12
水道都田	固定局 基地局	浜松市北区都田町9436番地	企業局西部事務所都田出張所	すいどうみやこだ
水道都田1～4, 11～12	陸上移動局	〃	〃	すいどうみやこだ1～3, 11～12
水道秋葉	固定局 基地局	浜松市天竜区龍山町大嶺字モミジク保607番地の14	企業局西部事務所西遠支所秋葉取水口	すいどうあきば

8-4 孤立防止用衛星電話「Ku帯超小型衛星通信方式(Ku-1ch)」設置一覧表

(西日本電信電話株式会社)H24.4.1

呼出名称	種類	周波数	設置場所	配置場所	連絡先番号	備考
			(西伊豆町)			
電電静岡NST可搬地球V80	固定	Ku	西伊豆町大沢里150	町営やまびこ荘	0558-58-7153	
			(熱海市,伊東市)			
電電静岡NST可搬地球V83	固定	Ku	熱海市初島209	初島漁業協同組合	0557-67-1401	
電電静岡NST可搬地球V91	可搬	Ku	伊東市宝町1-7	NTT西日本伊東ビル	054-205-9122	
			(沼津市)			
電電静岡NST可搬地球V90	可搬	Ku	沼津市大手町2-2-30	NTT電電ビル災害対策室	054-205-9122	
			(静岡市)			
電電静岡NST可搬地球V81	固定	Ku	静岡市葵区御幸町4-6	NTT電電ビル災害対策室	054-205-9122	
電電静岡NST可搬地球V82	固定	Ku	静岡市葵区御幸町4-6	NTT電電ビル	054-205-9122	予備
電電静岡NST可搬地球V84	固定	Ku	静岡市葵区口坂本435	民宿羽根田山荘	054-297-2241	
電電静岡NST可搬地球V88	可搬	Ku	静岡市葵区御幸町4-6	NTT電電ビル災害対策室	054-205-9122	
電電静岡NST可搬地球V93	固定	Ku	静岡市葵区入島1030-2	梅ケ島駐在所	054-269-2033	
電電静岡NST可搬地球V92	固定	Ku	静岡市葵区平野1097-38	静岡市大河内生涯学習交流館	054-293-2111	
			(周智郡)			
電電静岡NST可搬地球V86	固定	Ku	周智郡森町三倉791-1	森警察署三倉駐在所	0538-86-0174	
			(浜松市)			
電電静岡NST可搬地球V87	固定	Ku	浜松市天竜区水窪町奥領家5535-1	水窪町草木地区集会所(高氏宅)	0539-87-2736	
電電静岡NST可搬地球V89	可搬	Ku	浜松市中区向宿1-1-1	NTT西日本浜松ビル	054-205-9122	

孤立防止用衛星電話
「Ku帯超小型衛星通信方式(Ku-1ch)」

NTT西日本が設置している非常無線電話である。

(1)目的

通信の孤立防止、重要通信を確保するための電話施設である。

(2)取扱

オペレータ扱いによる「非常扱い及び緊急扱い」通話は手動接続(有料)が適用される。

なお、自動接続となっているとき(特設公衆電話扱い)の一般の通話は無料である。

(3)端末局

固定タイプ(お客様設置)、可搬タイプ(NTT西日本社内連絡用)及び特設公衆電話として使用する。

(4)発信

固定端末は、102番(非常・緊急通話用)、117番(システム正常性の確認用)以外は使用できないように設定されている。なお災害等による特設公衆電話として使用する際には発信規制を解除して使用する。

(5)着信

全国の非常緊急通話登録機関から端末への着信については、情報案内台経由(オペレータ扱いによる「非常扱い及び緊急扱い」通話)で有料により接続する。

発信者は、102番(非常・緊急通話用)に接続し、着信先の設置場所、配置場所を告げ端末に接続する。

一般の電話が使用できるときは、接続をお断りすることがあります。



8－5 防災相互通信用無線局一覧表

（県防災通信課） H24.4.1

（158.35MHz）

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
警察庁	静警2601～2604・2605、蒲原2701～2702、水窪2701～2702	移	10	静岡市葵区追手町9-6	静岡県警察本部	054-271－0110
〃	下田2701～2702	移	10	下田市東中7-8	静岡県下田警察署	0558-27－0110
〃	松崎2701～2702・2703	移	10	賀茂郡松崎町江奈170-1	静岡県松崎警察署	0558-42－0110
〃	大仁2701～2702	移	10	伊豆の国市大仁680-1	静岡県大仁警察署	0558-76－0110
〃	三島2701～2702	移	10	三島市谷田194-1	静岡県三島警察署	055-981－0110
〃	伊東2701・2702・2601	移	10	伊東市竹の台2-26	静岡県伊東警察署	0557-38－0110
〃	熱海2701～2702	移	10	熱海市福道町3-19	静岡県熱海警察署	0557-85－0110
〃	沼津2701～2702	移	10	沼津市平町19-11	静岡県沼津警察署	055-952－0110
〃	御殿場2701～2702	移	10	御殿場市北久原439－2	静岡県御殿場警察署	0550-84－0110
〃	富士2701～2702	移	10	富士市八代町3－55	静岡県富士警察署	0545-51－0110
〃	富士宮2701～2702	移	10	富士宮市城北町160	静岡県富士宮警察署	0544-23－0110
〃	静中2701～2702	移	10	静岡市葵区追手町6-1	静岡県静岡中央警察署	054-250－0110
〃	静南2701～2702	移	10	静岡市駿河区富士見台1-5-10	静岡県静岡南警察署	054-288－0110
〃	清水2701～2702	移	10	静岡市清水区天王南1-35	静岡県清水警察署	0543-66-0110
〃	藤枝2701～2702	移	10	藤枝市緑町1-3-5	静岡県藤枝警察署	054-641－0110
〃	焼津2701～2702	移	10	焼津市道原723	静岡県焼津警察署	054-624－0110
〃	島田2701～2702	移	10	島田市向谷元町1212	静岡県島田警察署	0547-37－0110
〃	牧之原2701～2702	移	10	牧之原市細江2737	静岡県牧之原警察署	0548-22－0110
〃	菊川2701～2702	移	10	菊川市加茂2550	静岡県菊川警察署	0537-36－0110
〃	掛川2701～2702	移	10	掛川市宮脇366番地の1	静岡県掛川警察署	0537-22－0110
〃	森2701～2702	移	10	周智郡森町森1524-1	静岡県森警察署	0538-85－0110
〃	磐田2701～2702	移	10	磐田市一言2533-4	静岡県磐田警察署	0538-37－0110
〃	天竜2701～2703・2704	移	10	浜松市北区二俣町阿蔵8-3	静岡県天竜警察署	0539-26－0110
〃	浜中2701～2702	移	10	浜松市中区住吉5-28-1	静岡県浜松中央警察署	053-457－0110
〃	浜東2701～2702	移	10	浜松市中区相生町14-10	静岡県浜松東警察署	053-460－0110
〃	浜北2701～2702	移	10	浜松市浜北区小松3218	静岡県浜北警察署	053-585－0110
〃	湖西2701～2702	移	10	湖西市新居町新居3380－268	静岡県新居警察署	053-593－0110
〃	細江2701～2702	移	10	浜松市北区細江町気賀4640	静岡県細江警察署	053-522－0110
国土交通省	建設静岡51・54・56・58・64・66	移	10	静岡市葵区南安倍2-8-1	中部地方整備局静岡国道事務所	054-250－8910
〃	〃71～72	移	10	〃	〃	〃
〃	〃74～76・78～83	移	10	〃	〃	〃
〃	〃171～178	移	5	〃	〃	〃
〃	〃52・53・57・59・62・65	移	10	静岡市葵区牧ケ谷2075	中部地方整備局静岡国道事務所 静清国道維持出張所	054-278－5181
	〃151～154	移	5	〃	〃	〃
〃	〃101～102	移	3	静岡市葵区田町3-108	中部地方整備局静岡河川事務所	054-273－9102
〃	建設土狩51～54	移	10	駿東郡長泉町下土狩1027-1	中部地方整備局静岡国道事務所 沼津国道維持出張所	0559-86－1122
〃	〃151～156	移	5	〃	〃	〃
〃	建設吉原52～54	移	10	富士市今泉337-1	中部地方整備局静岡国道事務所 富士国道維持出張所	0545-52－5650
〃	〃151～156	移	5	〃	〃	〃
〃	建設富士81～83	携	5	富士市松岡官有無番地	関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士下流出張所	0545-61－0078
〃	建設沼津102	移	10	沼津市下香貫外原3244-2	中部地方整備建設局沼津河川国道事務所	055-934－2009
〃	〃105	移	10	伊豆の国市堤之上467－2	中部地方整備局沼津河川国道事務所伊豆長岡出張所	055-948-0302
〃	〃107	移	10	沼津市本郷町33－1	中部地方整備局沼津河川国道事務所沼津河川出張所	055-931-4370
〃	〃112	移	10	伊豆市湯ヶ島131	中部地方整備局沼津河川国道事務所湯ヶ島出張所	0558-85-0374
〃	〃114	移	10	富士市鈴川町9－14	中部地方整備局沼津河川国道事務所富士海岸出張所	0545-32-0568
〃	建設浜松1～8・10～13・19・22・27・31・32	移	10	浜松市中区名塚町266	中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466－0129
〃	〃101～103・116～120	移・携	5	浜松市中区名塚町266	中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466－0129
〃	〃11・12・24～26・28～30・40・51	移	10	磐田市小立野620	〃 浜松国道維持出張所	0538-32-4060
〃	〃114～115	移・携	5	〃	〃	〃
〃	〃9・14～16	移	10	浜松市東区国吉町1-2	〃 中ノ町出張所	053-421-0051
〃	〃104～107	移・携	5	〃	〃	〃
〃	〃17・18・23	移	10	菊川市嶺田300	〃 平田出張所	0537-73-2051
〃	〃108～110	移・携	5	〃	〃	〃
〃	〃20・21	移	10	磐田市上野部2497-7	〃 横山出張所	0539-62-6620
〃	〃35・111	移・携	5	〃	〃	〃
〃	〃33・112	移・携	5	掛川市城西1-12-22	〃 掛川国道出張所	0537-24-5749
〃	〃34・113	移・携	5	磐田市中泉字車町476-3	〃 磐田出張所	0538-52-0657
〃	建設富士宮111～116	移・携	〃	富士宮市三園平1100	中部地方整備局富士砂防事務所	0544-27－5221

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
東海旅客鉄道	静鉄静岡	基地局	1	静岡市葵区黒金町4	東海旅客鉄道㈱静岡支社	054−284−2246
〃	静鉄静岡34 ・ 35	移・携	1	〃	東海旅客鉄道㈱静岡支社静岡信号通信区	054−284−2244
〃	静鉄富士11 ・ 12	移・携	1	富士市横割官有無番地	東海旅客鉄道㈱静岡支社富士信号通信区	0545−64−1064
〃	静鉄浜松8 ・ 9	移・携	1	浜松市中区砂山町官有無番地	東海旅客鉄道㈱静岡支社浜松信号通信区	053−453−4645
〃	幹線静岡1 ～ 40	携・移	1	静岡市葵区黒金町29	東海旅客鉄道㈱静岡信号通信所	054−285−1704
〃	〃 45 ～ 50・70 ～ 82	携・移	1	〃	〃	〃
海上保安庁	海保移動3538・3570	移	10	静岡市清水区日の出町9−1	清水海上保安部	054−353−0118
〃	〃397・398・3197・3204・387・3032	移	1	〃	清水海上保安部	〃
〃	〃3094・3152	移	10	〃	巡視船おきつ	〃
〃	海保移動3134・3135・3210・3214・3319・3320・3554	移	1	〃	巡視船おきつ	〃
〃	〃3120・3121・3176	移	1	〃	巡視艇ふじかぜ	〃
〃	〃3257	移	10	〃	巡視艇ふじかぜ	〃
〃	〃3031・3137	移	1	〃	巡視艇みほかぜ	〃
〃	〃3198	移	10	〃	巡視艇みほかぜ	〃
〃	〃3079	移	10	御前崎市港6170−2	御前崎海上保安署	0548−63−4999
〃	〃3374・3375	移	1	〃	〃	〃
〃	〃3256	移	10	〃	御前崎海上保安署 巡視船ふじ	〃
〃	〃3140・3141・3433・399・400	移	1	〃	〃	〃
〃	〃3222	移	10	〃	御前崎海上保安署監視取締船れいら	〃
〃	〃3078	移	10	下田市3−18−23	下田海上保安部	0558−25−0118
〃	〃3212 ・3248・3249	移	1	〃	〃	〃
〃	〃3298～3303・3297	移	1	〃	下田海上保安部巡視船かの	〃
〃	〃3042～3045	移	1	〃	下田海上保安部巡視船するが	〃
〃	〃3219	移	10	〃	〃	〃
清水流対協議会	清水流対協1	携	1	静岡市清水区柚師町1900	東燃株式会社清水工場	0543−66−6115
〃	〃2	携	1	静岡市清水区横砂若松2252−13	鈴与株式会社事務所	0543−65−1348
静岡放送	SBS 1・2・17・18・20・60～62・64～68・84・85・90～92	携	10	静岡市駿河区登呂3−1−1	静岡新聞放送会館	054−284−8916
〃	〃223 ～ 226	携	5	〃	〃	〃
〃	〃23・24・82・83・261	移	10	〃	〃	〃
〃	〃4・5・22・25・26	移・携	10	〃	〃	〃
〃	〃77・78	携	1	〃	〃	〃
〃	〃221・222	移	5	〃	〃	〃
〃	〃15 ・ 16	移・携	5	〃	〃	〃
東海ガス	東海ガス防対1	移	10	藤枝市岡出山2−15−25	東海ガス藤枝支店	054−643−4111
東京電力	東電沼津支店801・802	移	10	沼津市大手町3−7−25	東京電力株式会社沼津支店	055−951−3300
〃	〃851・852	移	1	〃	〃	〃
〃	東電沼津6・23	移	10	沼津市大手町3−9−13	東京電力株式会社三島支社沼津営業センター	055−915−6400
〃	〃207・211	移	1	〃	〃	〃
〃	東電三島2・3	移	10	三島市南町13−8	東京電力株式会社三島支社	055−915−5910
〃	〃201 ・206	移	1	〃	〃	〃
〃	東電伊豆3・4	移	10	伊豆の国市大仁413	東京電力株式会社伊豆支社	0558−76−2244
〃	〃201・208・213	移	1	〃	〃	〃
〃	東電熱海1	移	10	熱海市上宿町14−20	東京電力株式会社沼津支社熱海営業センター	0557−27−2619
〃	東電伊東1・4・9・18	移	10	伊東市渚町4−5	東京電力株式会社伊豆支社伊東営業センター	0557−37−5792
〃	〃207・211・214	移	1	〃	〃	〃
〃	東電下田1・5・15・23	移	10	下田市中537−1	東京電力株式会社伊豆支社下田営業センター	0558−22−8687
〃	〃201・209・213	移	1	〃	〃	〃
〃	東電松崎205	移	10	賀茂郡松崎町江奈182−9	東京電力株式会社伊豆支社松崎営業センター	0558−22−9107
〃	東電御殿場1	移	10	御殿場市新橋1600−1	東京電力株式会社三島支社御殿場営業センター	0550−83−0703
〃	〃202・207	移	1	〃	〃	〃
〃	東電富士22	移	10	富士市吉原1−1−21	東京電力株式会社富士支社	0545−51−3567
〃	〃 201	移	1	〃	〃	〃
〃	東電富士8	移	10	富士市平垣本町10−10	東京電力株式会社富士支社別館	0545−63−6042
〃	東電富士宮204	移	1	〃	〃	〃
日 赤	日赤沼津31	移	10	裾野市佐野713	裾野赤十字病院	0559−92−0008
〃	日赤浜松32	基	10	浜松市浜北区小林1088−1	浜松赤十字病院	053−401−1111
静岡県	静岡県防対高根	基	10	藤枝市瀬戸の谷字高根9963−1	静岡県高根山無線中継所	
〃	防災静岡54 ～ 76	移	10	静岡市葵区追手町9−6	静岡県庁	054−221−2591
〃	防災静岡139 ～ 169	移	1	〃	〃	〃
〃	静岡県防対201	移	10	〃	〃	〃
〃	〃202 ・ 203	移	1	〃	〃	〃
〃	静岡県1	移	1	〃	〃	〃
〃	静岡県3	移	10	〃	〃	〃
〃	静岡県ヘリ2	携	1	静岡市葵区諏訪8−10	静岡県消防防災航空隊	054−261−4483

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	静岡航空隊1	移	10	静岡市葵区諏訪8−10	静岡県消防防災航空隊	054−261−4483
〃	〃101 ～ 106	移	5	〃	〃	〃
〃	防災賀茂2･14･15･18･19	移	10	下田市中531−1	静岡県賀茂危機管理局	0558−24−2004
〃	静岡県防対賀茂方面本部	基	10	〃	〃	〃
〃	静岡県防対熱海支部	基	10	熱海市水口町13−15	静岡県熱海財務事務所	0557−82−9056
〃	防災東部2･3･4･14･15･19･20･22･23･24	移	10	沼津市高島本町1−3	静岡県東部危機管理局	055−920−2003
〃	静岡県防対東部方面本部	基	10	〃	〃	〃
〃	静岡県防対富士支部	基	10	富士市本市場441−1	静岡県富士財務事務所	0545−65−2112
〃	静岡県防対中部支部	基	10	静岡市駿河区有明町2−20	静岡県静岡財務事務所	054−286−9112
〃	防災中部2･3･4･14･15･19･20	移	10	藤枝市瀬戸新屋362−1	静岡県中部危機管理局	054−644−9104
〃	静岡県防対中部方面本部	基	10	〃	〃	〃
〃	防災西部2･3･4･14･15･19･20･22	移	10	磐田市見付3599−4	静岡県西部危機管理局	0538−37−2204
〃	静岡県防対西部方面本部	基	10	〃	〃	〃
〃	静岡県防対北遠支部	基	10	浜松市天竜区二俣町鹿島559	静岡県北遠農林事務所	0539−26−2311
〃	静岡県防対西部支部	基	10	浜松市中区中央一丁目12−1	静岡県浜松財務事務所	053−458−7124
下田市	下田防対1 ・ 2	移	10	下田市東本郷1−5−18	下田市役所	0558−22−2211
東伊豆町	東伊豆防対1	移	5	賀茂郡東伊豆町稲取3354	東伊豆町役場	0557−95−1100
河津町	河津防対1･2	移	5	賀茂郡河津町田中212−2	河津町役場	0558−34−1913
南伊豆町	防対南伊豆2 ～ 3	移	10	賀茂郡南伊豆下賀茂328−2	南伊豆町役場	0558−62−6211
松崎町	松崎防対1	移	10	賀茂郡松崎町宮内301−1	松崎町役場	0558−42−1111
西伊豆町	西伊豆防対1	移	10	賀茂郡西伊豆町仁科401−1	西伊豆町役場	0558−52−1111
〃	〃2	移	10	賀茂郡西伊豆町田子2640−1	西伊豆町田子支所	0558−53−0002
沼津市	沼津防対1･2	移	10	沼津市御幸町16−1	沼津市役所	0559−34−2537
沼津市(戸田)	戸田防対1	移	10	沼津市戸田339	沼津市戸田支所	0558−94−3111
熱海市	熱海防対1 ・ 2	移	10	熱海市中央町1−1	熱海市役所	0557−81−0151
富士宮市	富士宮防対1	移	5	富士宮市弓沢町150	富士宮市役所	0544−22−1132
〃	富士宮防対	基	5	〃	〃	〃
伊東市	伊東防対1	移	10	伊東市大原2−1−1	伊東市役所	0557−36−0111
〃	伊東防対	基	10	〃	〃	〃
富士市	富士防対1･2	移	5	富士市永田町1−100	富士市役所	0545−51−0123
御殿場市	御殿場防対1･2	移	10	御殿場市萩原483	御殿場市役所	0550−82−4123
裾野市	裾野防対201 ～ 203	移	10	裾野市佐野1059	裾野市役所	0559−92−1111
伊豆市(修善寺)	修善寺防対1･2	移	5	伊豆市小立野38−2	伊豆市役所	0558−72−9850
伊豆市(土肥)	土肥防対1	移	10	伊豆市土肥670−2	伊豆市土肥支所	0558−98−1111
伊豆市(天城湯ヶ島)	天城湯ヶ島防対2	移	10	伊豆市市山550	伊豆市天城湯ヶ島支所	0558−85−1111
伊豆市(中伊豆)	中伊豆防対1～3	移	10	伊豆市八幡434−2	伊豆市中伊豆支所	0558−83−1111
伊豆の国市(伊豆長岡)	伊豆長岡防対1	移	5	伊豆の国市長岡340−1	伊豆の国市役所	0559−48−1412
伊豆の国市(大仁)	大仁防対101	移	10	伊豆の国市田京299−6	伊豆の国市大仁支所	0558−76−8005
小山町	小山防対1	移	10	駿東郡小山町藤曲57−2	小山町役場	0550−76−6111
〃	〃 2	移	5	〃	〃	〃
静岡市	静岡防対100 ～ 102	移	10	静岡市葵区追手町5−1	静岡市役所	054−254−2111
静岡市(清水区)	清水防対1	移	10	静岡市清水区旭町6−8	静岡市清水総合事務所	0543−54−2024
静岡市(清水区蒲原)	蒲原防対100	移	10	静岡市清水区蒲原新田2−16−8	静岡市清水区役所蒲原支所	0543−85−3111
静岡市(清水区由比)	由比防対1･2	移	10	静岡市清水区由比北田110−1	静岡市清水区由比支所	0543−76−0112
島田市	島田防対	基	10	島田市中央町5−1	プラザオオルリ	0547−37−5111
〃	島田防対1	移	5	〃	〃	〃
島田市(金谷)	島田金谷防対	基	10	島田市金谷河原3400	島田市役所金谷庁舎	0547−46−2112
〃	島田金谷防対1･2	移	5	〃	〃	〃
島田市(川根)	川根防対	基	10	島田市川根町家山4153−6	島田市役所川根庁舎	0547−53−4580
〃	川根防対1	移	10	〃	〃	〃
焼津市	焼津防対1･2	移	5	焼津市石津728−2	焼津市消防防災局	054−623−0119
〃	焼津120･121･125	移	5	焼津市焼津6−5−18	焼津市消防本部	054−628−4188
〃	焼津小川105	移	5	焼津市石津728−2	〃 東分署	054−623−1119
〃	大井川104	移	5	焼津市宗高989−1	〃 大井川分署	054−622−2441
焼津市(大井川)	大井川防対3･4	移	1	焼津市宗高900	焼津市大井川支所	054−622−0513
藤枝市	藤枝防対1～7・ 10	移	10	藤枝市岡出山1−11−1	藤枝市役所	054−643−3111
藤枝市(岡部)	藤枝岡部防対1	移	5	藤枝市岡部町岡部6−1	藤枝市岡部支所	054−667−3411
牧之原市(相良)	牧之原相良防対	基	5	牧之原市相良275	牧之原市相良庁舎	0548−52−6802
〃	〃1･2	移	5	〃	〃	〃
牧之原市(榛原)	牧之原防対1･2	移	5	牧之原市静波447−1	牧之原市役所	0548−23−0054
〃	牧之原防対	基	5	〃	〃	〃
吉田町	吉田防対1	移	5	榛原郡吉田町住吉87	吉田町役場	0548−33−2134
浜松市	浜松防対203 ～ 204	移	5	浜松市中区元城町103−2	浜松市役所	053−457−2537

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
浜松市	浜松防対205	移	5	浜松市中区住吉5-13-1	浜松市水道部	053-474-7011
浜松市(浜北)	浜松浜北防対1	移	5	浜松市浜北区西美園6	浜松市浜北区役所	053-585-1114
〃	浜松浜北3・41・52	移	10	浜松市浜北区西美園58	浜松市消防浜北	053-586-0119
浜松市(龍山)	浜松龍山防対1	移	10	浜松市天竜区龍山町大嶺570-1	天竜区龍山地域自治センター	0539-69－0311
浜松市(佐久間)	浜松佐久間防対1・2	移	10	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1	天竜区佐久間地域自治センター	0539-66－0016
浜松市(舞阪)	浜松防対舞阪1	移	5	浜松市西区舞阪町2701-9	西区舞阪地域自治センター	053-592-2111
浜松市(細江)	浜松細江防対1・2	移	5	浜松市北区細江町気賀305	浜松市北区役所	053-523-1111
〃	浜松細江防対	基	5	〃	〃	〃
磐田市	磐田防対	基	5	磐田市国府台3-1	磐田市役所	0538-32－2111
〃	磐田防対101	移	10	〃	〃	〃
〃	磐田防対102 ～ 104	移	5	〃	〃	〃
磐田市(福田)	福田防対1・2	移	5	磐田市福田400	磐田市福田支所	0538-58－2374
磐田市(竜洋)	竜洋防対1	移	5	磐田市岡729-1	磐田市竜洋支所	0538-66－9100
磐田市(豊田)	豊田防対1	移	5	磐田市森岡150	磐田市豊田支所	0538-34－3150
掛川市	掛川防対	基	10	掛川市長谷1-1-1	掛川市役所	0537-21－1131
〃	掛川防対1～3	移	10	〃	〃	〃
〃	掛川消防	基	10	掛川市掛川1102-2	掛川市消防本部	0537-21-0119
〃	本部指令1	移	10	〃	〃	〃
〃	本部調査1	移	10	〃	〃	〃
〃	本部査察1・2	移	10	〃	〃	〃
〃	本部輸送1	移	10	〃	〃	〃
〃	中央指令1	移	10	掛川市掛川1102-2	中央消防署	0537-21-0119
〃	中央ポンプ1	移	10	〃	〃	〃
〃	中央かがく1	移	10	〃	〃	〃
〃	中央水槽1	移	10	〃	〃	〃
〃	中央救助1	移	10	〃	〃	〃
〃	救急中央1・2	移	10	〃	〃	〃
〃	中央輸送1	移	10	〃	〃	〃
〃	西指令1	移	10	掛川市富部175-3	中央消防署西分署	0537-23-0119
〃	西ポンプ1	移	10	〃	〃	〃
〃	西水槽1	移	10	〃	〃	〃
〃	救急西1	移	10	〃	〃	〃
〃	南指令1	移	10	掛川市大渕14273	南消防署	0537-48-0119
〃	南ポンプ1	移	10	〃	〃	〃
〃	南かがく1	移	10	〃	〃	〃
〃	南水槽1	移	10	〃	〃	〃
〃	南救助1	移	10	〃	〃	〃
〃	救急南1・2	移	10	〃	〃	〃
〃	南輸送1	移	10	〃	〃	〃
〃	中央101・102・104～108	移	1	掛川市掛川1102-2	中央消防署	0537-21-0119
〃	中央110～112・122～124	移	1	〃	〃	〃
〃	中央かがく1	移	1	〃	〃	〃
〃	西101～104・106	移	1	掛川市富部175-3	中央消防署西分署	0537-23-0119
〃	中央103・109・125・126	移	5	〃	〃	〃
〃	南101～111	移	5	掛川市大渕14273	南消防署	0537-48-0119
掛川市(大須賀)	掛川大須賀防対1	移	5	掛川市西大渕100	掛川市大須賀支所	0537-48－1000
掛川市(大東)	掛川大東防対1・2	移	5	掛川市三俣620	掛川市大東支所	0537-72－1111
袋井市	袋井防対1	移	10	袋井市新屋1-1-1	袋井市役所	0538-43－2111
袋井市(浅羽)	袋井浅羽防対1	移	5	袋井市浅名1028	袋井市浅羽支所	0538-23－9211
湖西市	湖西防対1	移	5	湖西市吉美3268	湖西市役所	053-576－1111
御前崎市	御前崎防対3～4	移	5	御前崎市池新田5585	御前崎市役所	0537-86－3111
菊川市	防対菊川1	移	10	菊川市堀之内61	菊川市役所	0537-35－0923
湖西市(新居)	防対新居1	移	5	湖西市新居町浜名501-1	新居支所	053-594-1113
島田市	島田30・35・36	移	10	島田市中河町513-1	島田市・北榛原地区衛生消防組合	0547-37-0119
〃	島田金谷55	移	10	島田市島863-1	金谷消防署	0547-46-0119
浜松市	浜松51・77・80	移	10	浜松市中区下池川町19-1	浜松市消防本部	053-475－0119
〃	浜松多重2	移	10	〃	〃	〃
浜松市(引佐消防署)	防対浜松引佐41・52	移	10	浜松市北区細江町三和2173-7	浜松市消防引佐	053-523-1131
〃	〃108・110	移	1	〃	〃	〃
〃	防対浜松三ヶ日1・71	移	10	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500-17	引佐郡消防署三ヶ日分署	053-525-1171
菊川市(消防本部)	小笠72	移	10	菊川市半済1776-1	小笠地区消防組合	0537-35-0119
袋井市	防対袋井51・62	移	10	袋井市川井996-2	袋井市森町浅羽町広域行政組合	0538-42-0119
袋井市	防対袋井117・119	移	1	袋井市川井996-2	袋井市森町浅羽町広域行政組合	0538-42-0119

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
湖西市	湖西1・2・51・52・61・62・71	移	10	湖西市古見1076	湖西市新居町消防組合消防本部	053-576-3119
〃	湖西南2・51	移	10	〃	〃	〃
〃	救急湖西1	移	10	〃	〃	〃
〃	救急湖西南1	移	10	〃	〃	〃
〃	救急湖西西1	移	10	〃	〃	〃
〃	湖西消防	基	10	〃	〃	〃
〃	湖西101・190・201～203・205	移	1	〃	〃	〃
〃	湖西190・252	移	10	〃	〃	〃
〃	湖西151・152・204	移	5	〃	〃	〃
〃	湖西南101・102・151・901	移	1	〃	〃	〃
〃	湖西西101・901	移	1	〃	〃	〃
〃	湖西西190	移	10	〃	〃	〃
下田市	下田1・2	移	10	下田市6-1-14	下田地区消防組合消防本部	0558-22-1804
庵原地区消防組合	庵原114	移	1	庵原郡由比町由比716-1	庵原地区消防組合消防本部	0543-75-6119
富士宮市(消防本部)	富士宮71・72	移	10	富士宮市弓沢町150	富士宮市消防本部	0544-22-1198
〃	芝川3	移	10	富士郡芝川町長貴756-1	富士宮市中央消防署芝川分署	0544-65-1219
御殿場市小山町広域行政組合	西1・52・71.91	移	10	御殿場市永塚916	御殿場市・小山町広域行政組合消防署西分遣所	0550-88-0119
〃	〃101・102	移	1	〃	〃	〃
〃	〃201・202	移	5	〃	〃	〃
〃	御殿場201～208	移	5	御殿場市東田中1-19-1	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	0550-83-8152
原子力防対協	防災浜岡センター	基	1	御前崎市池新田5814-19	静岡県環境放射線監視センター	0537-86-6121
〃	〃1～13	移	1	〃	〃	〃
〃	〃14	移	1	御前崎市池新田5585	御前崎市役所	0537-85-1119
〃	〃15	移	1	御前崎市白羽6171-1	御前崎市御前崎支所	0548-63-6801
〃	〃16	移	1	牧之原市相良275	牧之原市相良庁舎	0548-52-1111
〃	防災浜岡センター17	移	1	掛川市三俣620	掛川市大東支所	0537-72-1111
〃	〃18	移	1	菊川市赤土1503	菊川市小笠支所	0537-73-2280
〃	〃19	移	1	御前崎市佐倉5561	中部電力(株)浜岡原子力発電所	0537-86-3481

(466.775MHz)

免許人	局名	局種	空中線電力	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	静岡県防対逆川	基	10	賀茂郡河津町逆川字日向1216-47	静岡県逆川無線中継所	
〃	静岡県防対丹那	基	10	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	静岡県丹那無線中継所	
〃	静岡県防対高根	基	10	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-1	静岡県高根山無線中継所	
〃	静岡県防対秋葉	基	10	浜松市天竜区龍山町下平山玄久保95-1	静岡県秋葉山無線中継所	
〃	静岡県防対301～307	移	5	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	054-221-2591
〃	〃300・400	移	10	〃	〃	〃
〃	〃310	移	10	下田市中531-1	静岡県下田総合庁舎	0558-24-2004
〃	〃320	移	10	熱海市水口町13-15	静岡県熱海総合庁舎	0557-82-9003
〃	〃330	移	10	沼津市高島本町1-3	静岡県東部総合庁舎	0559-20-2003
〃	〃340	移	10	富士市本市場441-1	静岡県富士総合庁舎	0545-65-2103
〃	〃350	移	10	静岡市駿河区有明町2-20	静岡県静岡総合庁舎	054-286-9002
〃	〃360	移	10	藤枝市瀬戸新屋362-1	静岡県藤枝総合庁舎	054-644-9102
〃	〃370	移	10	磐田市見付3599-4	静岡県中遠総合庁舎	0538-37-2202
〃	〃380	移	10	浜松市天竜区二俣町鹿島559	静岡県北遠総合庁舎	0539-26-2405
〃	〃390	移	10	浜松市中区中央一丁目12-1	静岡県浜松総合庁舎	053-458-7119
〃	〃308	移	10	静岡市清水区日の出町9-25	静岡県清水港管理局	0543-53-2201
下田市	下田1～3	移	10	下田市東本郷1-5-18	下田市役所	0558-22-2211
東伊豆町	東伊豆70	移	10	賀茂郡東伊豆町稲取3354	東伊豆町役場	0557-95-1100
南伊豆町	南伊豆30・135・140	移	10	賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2	南伊豆町役場	0558-62-6211
松崎町	松崎31・32	移	10	賀茂郡松崎町宮内301-1	松崎町役場	0558-42-1111
西伊豆町	西伊豆60	移	10	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	西伊豆町役場	0558-52-1111
〃	西伊豆61	移	10	賀茂郡西伊豆町田子2640-1	西伊豆町田子支所	0558-53-0002
西伊豆町(賀茂)	西伊豆賀茂14～17	移	10	西伊豆町字久須270-1	西伊豆町字久須支所	0558-55-0211
沼津市	沼津101～105	移	10	沼津市御幸町16-1	沼津市役所	0559-34-2537
沼津市(戸田)	戸田201	移	10	沼津市戸田339	沼津市戸田支所	0558-94-3111
熱海市	熱海118・119	移	5	熱海市中央町1-1	熱海市役所	0557-81-0151
三島市	三島防対1・2	移	5	三島市北田町4-47	三島市役所	0559-75-7700
富士宮市	富士宮防対	基	5	富士宮市弓沢町150	富士宮市役所	0544-22-1132
〃	富士宮1・123・124	移	5	〃	〃	〃
伊東市	伊東103・104	移	10	伊東市大原2-1-1	伊東市役所	0557-36-0111
〃	伊東防対	基	10	〃	〃	〃
富士市	富士101	移	5	富士市永田町1-100	富士市役所	0545-51-0123
御殿場市	御殿場11・57・117	移	10	御殿場市萩原483	御殿場市役所	0550-82-4123
裾野市	裾野101・102	移	10	裾野市佐野1059	裾野市役所	0559-92-1111
伊豆市(修善寺)	修善寺21・22	移	10	伊豆市小立野38-2	伊豆市役所	0558-72-9850

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
伊豆市(中伊豆)	中伊豆21～25・50～60	移	5	伊豆市八幡434-2	伊豆市中伊豆支所	0558-83-1111
〃	〃1・4～9・16・17	移	10	〃	〃	〃
〃	行政中伊豆	基	5	〃	〃	〃
伊豆の国市(伊豆長岡)	伊豆長岡防対2	移	5	伊豆の国市長岡340-1	伊豆の国市役所	0559-48-1412
伊豆の国市(韮山)	韮山61・62	移	10	伊豆の国市四日町243	伊豆の国市韮山支所	0559-49-1212
伊豆の国市(大仁)	大仁31	移	10	伊豆の国市田京299-6	伊豆の国市大仁支所	0558-76-8005
函南町	函南防対1、函南201・202	移	5	田方郡函南町平井717-13	函南町役場	0559-79-8102
〃	函南180～190	移	1	〃	〃	〃
清水町	清水町126～130	移	1	駿東郡清水町堂庭210-1	清水町消防本部	0559-73-0119
長泉町	長泉71～75	移	1	駿東郡長泉町中土狩828	長泉町役場	0559-86-2131
〃	〃21・28・76	移	5	〃	〃	〃
小山町	小山116	移	10	駿東郡小山町藤曲57-2	小山町役場	0550-76-6111
〃	小山101	移	10	駿東郡小山町須走267-6	小山町役場須走支所	0550-75-2211
〃	小山102	移	10	駿東郡小山町用沢188-1	小山町役場北郷支所	0550-78-0502
〃	〃18・103・121	移	10	駿東郡小山町竹之下228-2	小山町役場足柄支所	0550-76-0134
富士宮市(芝川)	芝川51・52	移	5	富士宮市長貴1131-6	芝川出張所	0544-65-2801
静岡市	静岡防対1・2	移	10	静岡市葵区追手町5-1	静岡市役所	054-254-2111
静岡市(清水区)	清水防対201	移	5	静岡市清水区旭町6-8	静岡市清水総合事務所	0543-54-2024
〃	清水防対202	移	5	静岡市清水区旭町6-8	静岡市消防本部清水	0543-54-2403
〃	〃203～207	移	1	静岡市清水区横砂2252-2	静岡県清水共同地区防災センター	0543-65-4151
静岡市(清水区蒲原)	蒲原防対2	移	10	静岡市清水区蒲原新田2-16-8	静岡市清水区役所蒲原支所	0543-85-3111
静岡市(清水区由比)	由比18・19	移	5	静岡市清水区由比北田110-1	静岡市清水区由比支所	0543-76-0112
島田市	島田405	移	10	島田市中央町5-1	プラザオオルリ	0547-37-5111
島田市(金谷)	島田金谷101・102・119～125	移	10	島田市金谷河原3400	島田市金谷支所	0547-46-2112
島田市(川根)	川根 1・2・16・106・107・109・113・116・121・131・132	移	10	榛原郡川根町家山336-3	川根町役場	0547-53-4580
焼津市	焼津3・12・84～87	移	5	焼津市石津728-2	焼津市消防防災局	054-623-0119
〃	〃28～30	移	10	〃	〃	〃
焼津市(大井川)	大井川防対1・2 大井川1・2	移	5	焼津市宗高900	焼津市大井川支所	054-622-0513
藤枝市	藤枝101～103	移	10	藤枝市岡出山1-11-1	藤枝市役所	054-643-3111
藤枝市(岡部)	藤枝岡部58	移	10	藤枝市岡部町岡部6-1	藤枝市岡部支所	054-667-3411
牧之原市(相良)	牧之原相良21・22	移	5	牧之原市相良275	牧之原市相良庁舎	0548-52-6802
〃	牧之原相良防対	基	5	〃	〃	〃
牧之原市(榛原)	牧之原18・19	移	5	牧之原市静波447-1	牧之原市役所	0548-23-0054
牧之原市(榛原)	牧之原防対	基	5	牧之原市静波447-1	牧之原市役所	0548-23-0054
吉田町	吉田1・2	移	5	榛原郡吉田町住吉87	吉田町役場	0548-33-1111
川根本町	川根本町129～141	移	1	榛原郡川根本町上長尾627	川根本町役場	0547-56-2220
〃	川根本町126～128	移	5	〃	〃	〃
〃	川根本町1～7・15～18・123～125	移	10	〃	〃	〃
〃	川根本町防対	基	10	〃	〃	〃
川根本町(本川根)	川根本町総合支所防対	基	10	榛原郡川根本町千頭1183-1	川根本町役場総合支所	0547-59-3111
〃	川根本町214	移	5	〃	〃	〃
〃	川根本町218・220・224・228・232・234・236・247～255	移	10	〃	〃	〃
浜松市	浜松201・202	移	10	浜松市中区元城町103-2	浜松市役所	053-457－2537
浜松市(浜北)	浜松浜北2・51	移	5	浜松市浜北区西美園6	浜松市浜北区役所	053-587－3111
浜松市(天竜)	行政浜松天竜	基	10	浜松市天竜区二俣町二俣481	浜松市天竜区役所	053-926-1111
〃	浜松天竜1～4・6	移	10	〃	〃	〃
浜松市(春野)	行政浜松春野	基	0.5	浜松市天竜区春野町宮川1467-2	天竜区春野地域自治センター	0539-83－0001
〃	浜松春野2～3	移	10	〃	〃	〃
浜松市(佐久間)	浜松佐久間18～21	移	10	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1	天竜区佐久間地域自治センター	0539-66－0016
浜松市(水窪)	浜松水窪31・32	移	10	浜松市天竜区水窪町奥領家2955-1	天竜区水窪地域自治センター	0539-82－0001
浜松市(龍山)	浜松龍山31・35	移	10	浜松市天竜区龍山町大嶺570-1	天竜区龍山地域自治センター	0539-69－0311
浜松市(舞阪)	浜松舞阪1・2	移	1	浜松市西区舞阪町2701-9	西区舞阪地域自治センター	053-592－2111
浜松市(雄踏)	浜松雄踏41・42・54～56	移	5	浜松市西区雄踏町宇布見9571-31	浜松市西区役所	053-597-1111
〃	浜松雄踏57～58	移	1	〃	〃	〃
〃	行政浜松雄踏	基	1	〃	〃	〃
浜松市(細江)	浜松細江1・2	移	5	浜松市北区細江町気賀305	浜松市北区役所	053-523－1111
〃	行政浜松細江	基	5	〃	〃	〃
浜松市(引佐)	浜松引佐1・6・14・23	移	10	浜松市北区引佐町井伊谷616-5	北区引佐地域自治センター	053-542－1111
浜松市(三ヶ日)	浜松三ヶ日1・10・50	移	10	浜松市北区三ヶ日町500-1	北区三ヶ日地域自治センター	053-524－1111
磐田市	磐田51	移	5	磐田市国府台3-1	磐田市役所	0538-32-2111
磐田市(福田)	福田86	移	5	磐田市福田400	磐田市福田支所	0538-58-2374
磐田市(竜洋)	行政竜洋139～141	移	5	磐田市岡729-1	磐田市竜洋支所	0538-66－9100
磐田市(豊岡)	豊岡15	移	10	磐田市下野部48	磐田市豊岡支所	0539-63－0020
掛川市	掛川防対4	移	5	掛川市長谷1-1-1	掛川市役所	0537-21－1131
〃	掛川防対5	移	10	〃	〃	〃
〃	掛川防対	基	10	〃	〃	〃
掛川市(大須賀)	掛川大須賀2・3	移	5	掛川市西大渕100	掛川市大須賀支所	0537-48-1000
掛川市(大東)	掛川大東61～71	移	10	掛川市三俣620	掛川市大東支所	0547-72－1111
袋井市	袋井74	移	5	袋井市新屋1-1-1	袋井市役所	0538-44-3108
〃	〃50	移	10	〃	〃	〃

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
袋井市(浅羽)	浅羽1	移	2	袋井市浅名1028	袋井市浅羽支所	0538-23－9211
〃	〃17・18・51	移	5	〃	〃	〃
湖西市	湖西201	移	5	湖西市吉美3268	湖西市役所	053-576－1111
御前崎市	御前崎9・73～75	移	5	御前崎市池新田5585	御前崎市役所	0537-85-1119
菊川市	菊川101～110	移	5	菊川市堀之内61	菊川市役所	0537-35-0923
〃	菊川1～34・201・202	移	10	〃	〃	〃
菊川市(小笠)	菊川小笠防対	基	5	菊川市赤土1503	菊川市役所小笠支所	0537-73-1111
森町	森1・2・81	移	10	周智郡森町森2101-1	森町役場	0538-85－2111
〃	〃3	移	5	〃	〃	〃
湖西市(新居)	新居51	移	1	湖西市新居町浜名501-1	新居支所	053-594－1113

防災相互無線とは、防災関係機関が持つ移動無線機により相互間の通信を行う場合の無線通信方法である。

(1)開設の経緯

昭和50年3月開催された中央非常無線通信協議会定期総会において、非常災害の場合に防災活動を実施する防災関係機関がそれぞれ相互に通信を行うことができる専用の共通周波数の割当を郵政省に要望することが採択された。郵政省においては、この要望に基づき検討した結果、災害現地で警察、消防、海上保安等の防災関係機関が協力して円滑な防災活動を実施するためには、これらの機関相互間で被害の状況、防災活動の推進等に関する情報を迅速に交換する必要があることを認め、そのために全国共通の150MHz帯専用周波数を選定して、これを使用する無線局の開設を認めることとし、昭和50年10月23日付けで次のとおり「防災相互通信用無線局の免許方針」が決定され、同日付をもって地方電波監理局長あてに通達された。

(2)防災相互通信用無線局の免許方針

防災(注)に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会等の団体相互間で防災対策に関する通信(以下「防災相互通信」という。)を行う無線局の免許は、次により行うものとする。

(注) 災害対策基本法第2条の規定による「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。」をいう。

ア 免許団体

防災相互通信を行う無線局の免許は、次の者に付与することができるものとする。

a 防災関係機関(災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。)

b 地方公共団体

c 地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するため、防災関係機関の出先機関、地方公共団体、地方公共団体の出先機関、企業者等によって組織された団体をいう。以下同じ。)

イ 無線局の種別

防災相互通信を行う無線局は、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局とする。

ウ 周波数等

使用する周波数等は、次によるものとする。

・150 MHz帯

a 電波の形式:F3E　b 周波数:158.35MHz　c 空中線電力:(ア) 航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局・・・1ワット以下
(イ) ア以外の無線局・・・10ワット以下

・400MHz帯

a 電波の形式:F3E　b 周波数:466.775 MHz　c 空中線電力:(ア)航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局・・・・5ワット以下
(イ)ア以外の無線局・・・25ワット以下

エ 通信方式

通信方式は、単信方式とする。

オ 通信事項及び通信の相手方

防災相互通信用周波数を使用する通信は、地域の防災対策に関する事項について、次の無線局相互間で行うものに限る。

a 防災関係機関所属の無線局の場合:他の防災関係機関所属の無線局並びに地方公共団体及び地域防災関係団体所属の無線局

b 地方公共団体所属の無線局の場合:他の地方公共団体所属の無線局並びに防災関係機関及び地域防災関係団体所属の無線局

c 地域防災関係団体所属の無線局の場合:防災関係機関及び地方公共団体所属の無線局並びに当該団体所属の無線局

カ 移動範囲

移動する無線局の移動範囲は、当該無線局の開設の目的を達成するために必要な陸上、海上又は上空の区域とする。

キ 既設の無線局の取扱い

防災関係機関及び地方公共団体については、防災相互通信を行うための専用の無線局の開設を認めるほか、それぞれ業務用の無線局のうち、その無線設備が周波数の切替え可能なものについては、防災相互通信周波数の併用を認めることができるものとする。

(3)取扱方法

防災相互無線の交信を行う場合には、防災相互通信チャンネルにあわせる。(防災相互通信チャンネルは無線機により異なる)

8-6 県庁及び市町通信系統一覧表

使用上の注意　1 主要系統を優先的に使用するものとし、それによることが不可能または困難な場合に限り副次系統が利用できるものであること。
2 副次系統の通信施設は、本来の任務または業務等に使用するため免許目的をもって設置されているので、止むを得ず利用する場合はその都度依頼する。

（県防災通信課、県警察本部）
H24.4.1

役所名	主要系統				副次系統					
	有線電話		防災行政無線		警察電話		警察無線		非常無線	
	市外局番	代表番号	所管所	所管地	所管所	所在地	所署	所在地	所管所	所在地
県庁	054	221-2070～8 危機管理部		県庁内						
県警察本部	054	271－0110			警備部災害対策課	県庁内	地域部 通信指令課	県庁内	静岡県通信部 通信指令課	県庁内
下田市	0558	24－2004 24－2117 22－2211	賀茂危機管理局 下田土木事務所 下田市役所	中531-1 〃 東本郷1-5-18	下田警察署	下田市東中7-8	警察署	下田市東中7-8	下田海上保安部	下田市3-18-23
東伊豆町	0557	95－1100	東伊豆町役場	稲取3354	稲取交番	東伊豆町稲取638				
河津町	0558	34－1913	河津町役場	田中212-2	河津町交番	河津町笹原303-1				
南伊豆町	0558	62－1111	南伊豆町役場	下賀茂328-2	下賀茂駐在所	南伊豆町下賀茂325-4			石廊崎測候所	石廊崎石室山546-4
松崎町	0558	42－0003 42－1111	下田土木松崎支所 松崎町役場	江奈629-6 宮内301-1	松崎警察署	松崎町江奈170-1	警察署	松崎町江奈170-1		
西伊豆町	0558	52－1111	西伊豆町役場	仁科401-1	田子駐在所	西伊豆町田子1709-44				
西伊豆町賀茂支所	0558	55－0211	西伊豆町賀茂支所	宇久須270-1	宇久須駐在所	西伊豆町宇久須475-2				
沼津市	055	920－2002 920－2213 934－4803	東部危機管理局 沼津土木事務所 沼津市役所	高島本町1-3 〃 御幸町16-1	沼津警察署	沼津市平町19-11	警察署	沼津市平町19-11	国交省沼津河川国道事務所 東電沼津支店 静銀沼津支店 国交省沼津河川出張所	下香貫外原3244-2 大手町3-7-25 大手町4-3-45 本郷町33-1
沼津市戸田支所	0558	94－3111	沼津市戸田支所	戸田339	戸田駐在所	沼津市戸田978-1			戸田漁協組合	戸田523-9
熱海市	0557	82－9003 82－9176 86－6000	熱海総合庁舎 熱海土木事務所 熱海市役所	水口町13-15 〃 中央町1-1	熱海警察署	熱海市福道町3-19	警察署	熱海市福道町3-19	網代測候所	網代500
三島市	055	975－3111	三島市役所	北田町4-47	三島警察署	三島市谷田194-1	警察署	三島市谷田194-1	東電三島支社 三島測候所	南町13-8 東本町2-5-24
富士宮市	0544	27－1111 22－1111	富士土木富士宮支所 富士宮市役所	黒田350-14 弓沢町150	富士宮警察署	富士宮市城北町160	警察署	富士宮市城北町160	東電富士宮営業ｾﾝﾀｰ	錦町8-15
伊東市	0557	37－2947 36－0111	熱海土木伊東支所 伊東市役所	湯川字横磯546-7 大原2-1-1	伊東警察署	伊東市竹の台2-26	警察署	伊東市竹の台2-26	伊東漁業組合	新井1-1-18
富士市	0545	65－2103 65－2237 33－0495 55－2715	富士総合庁舎 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所 富士市役所	本市場441-1 〃 鈴川町2-1 永田町1-100	富士警察署	富士市八千代町3-55	警察署	富士市八代町3－55	国交省富士国道維持出張所 東電富士支社	今泉337-1 吉原1-1-21
御殿場市	055	84－6100 82－4370	沼津土木御殿場支所 御殿場市役所	竈1113 萩原483	御殿場警察署	御殿場市北久原439-2	警察署	御殿場市北久原439-2	東電御殿場営業ｾﾝﾀｰ	新橋1600-1
裾野市	0559	992－1111	裾野市役所	佐野1059	裾野市交番	裾野市深良215-14				
伊豆市	0558	72－2058 72－9867	沼津土木修善寺支所 伊豆市役所	加殿36-1 小立野38-2	修善寺駅前交番	伊豆市柏久保458-4				
伊豆市土肥支所	0558	98－0064 98－1111	沼津土木土肥支所 伊豆市土肥支所	土肥212-2 土肥670-2	土肥交番	伊豆市土肥468-1				
伊豆市天城湯ヶ島支所	0558	85－1111			天城湯ヶ島交番	伊豆市市山874-12				
伊豆市中伊豆支所	0558	83－1111	伊豆市中伊豆支所	八幡434-2	中伊豆交番	伊豆市八幡749-1				
伊豆の国市	055	948－1412	伊豆の国市	長岡340-1	伊豆長岡交番	伊豆の国市長岡1153-5			国交省伊豆長岡出張所	壇の上467-2
伊豆の国市韮山支所	055	949－6800	伊豆の国市韮山支所	四日町243	韮山交番	伊豆の国市四日町332-17				
伊豆の国市大仁支	055	976－8005	伊豆の国市大仁支所	田京299-6	大仁警察署	伊豆の国市大仁680-1	警察署	伊豆の国市大仁680-1	東電伊豆支社	大仁413
函南町	055	979－8102	函南町役場	平井717-13	函南町交番	函南町仁田11-3				
清水町	055	981－8205	清水町役場	堂庭210-1	清水町交番	清水町堂庭212-1				
長泉町	055	986－1199	長泉町消防本部	中土狩828	長泉町交番	長泉町下土狩1021-1			国交省沼津国道維持出張所	下土狩1027-1
小山町	0550	76－6111	小山町役場	藤曲57-2	小山交番	小山町小山90-7			東電新富士変電所	湯船1277
富士宮市芝川出張	0544	65－2801			芝川交番	大久保14-1				

役所名	主要系統				副次系統					
	有線電話		防災行政無線		警察電話		警察無線		非常無線	
	市外局番	代表番号	所管所	所管地	所管所	所在地	所署	所在地	所管所	所在地
静岡市	054	286－9002 286－9326 254－2146	静岡総合庁舎 静岡土木事務所 静岡市役所	駿河区有明町2-20 〃 葵区追手町5-1	梅ヶ島駐在所 玉川駐在所 井川交番 清沢駐在所 大川駐在所	葵区入島1030-2 葵区落合139-6 葵区井川800-1 葵区昼居渡49-7 葵区坂ノ上684-1			国交省静岡河川事務所 梅ヶ島出張所 安倍川出張所 国交省静岡国道事務所	葵区田町3-108 葵区梅ヶ島5405 葵区堤町914-391 駿河区南安倍2-8-1
静岡市(清水区役所)	054	353－2201 354－2024	清水港管理局 清水区役所	清水区日の出町9-25 清水区旭町6-8	清水警察署	静岡市清水区天王南1-35	警察署	静岡市清水区天王南1-35	清水海上保安部	清水区日の出町9-1
静岡市(蒲原地区)	054	385－3111			清水警察署蒲原分庁舎	静岡市清水区蒲原新田2-11-6				
静岡市(由比地区)	054	376－0112			由比町交番	静岡市清水区由比今宿999-16				
島田市	0547	37－5272 36－7143	島田土木事務所 島田市役所	道悦5-7-1 中央町1-1	島田警察署	島田市向谷町1212	警察署	島田市向谷元町1212	国交省島田出張所	横井3-25-10
島田市金谷庁舎	0547	46－2112			金谷交番	島田市島892-5				
島田市川根庁舎	0547	53－3133 53－4580	島田土木川根支所	家山1313-4	川根町交番	川根町家山680-10				
焼津市	054	628－3126 623－0119	焼津漁港管理事務所 焼津市消防防災局	中港5-19-1 石津728-2	焼津警察署	焼津市道原723	警察署	焼津市道原723	静岡県無線漁協	田尻1991-1
藤枝市	054	644－9104 643－3111	中部危機管理局 藤枝市役所	瀬戸新屋362-1 岡出山1-11-1	藤枝警察署	藤枝市緑町1-3-5	警察署	藤枝市緑町1-3-5		
富士市(富士川地区)	0545	81－1111	富士市富士川まちづくりセンター	岩淵121	富士川交番	富士市岩淵855-2				
藤枝市岡部支所	054	667－3411			岡部交番	藤枝市岡部町岡部6-1				
焼津市大井川支所	054	662－0513			大井川交番	焼津市宗高989-5			大井川町漁協	飯淵港区1960
牧之原市相良庁舎	0548	52－1111	牧之原市相良庁舎	相良275	相良交番	牧之原市相良203-1			相良漁協支所 静鉄相良営業所	相良263-1 波津2-1
牧之原市	0548	23－0056	牧之原市役所	静波447-1	牧之原警察署	牧之原市細江2737	警察署	牧之原市細江2737		
吉田町	0548	33－2134	吉田町役場	住吉87	吉田町交番	吉田町片岡2512-1			国交省駿河海岸出張所 吉田町漁協	片岡1770-4 住吉5436-864
川根本町	0547	56－2220	川根本町役場	上長尾627	上長尾駐在所	川根本町上長尾1013-2				
川根本町総合支所	0547	59－3111			本川根駐在所	川根本町千頭992-6			中電大井川電力センター	千頭字ヲリジ814-1
浜松市中区役所	053	458－7119 458－7268 457－2357	浜松総合庁舎 浜松土木事務所 浜松市役所	中央1-12-1 〃 元城町103-2	浜松中央警察署 浜松東警察署	浜松市中区住吉5-28-1 浜松市中区相生町14-10	警察署	浜松市中区住吉5-28-1 浜松市中区相生町14-10	国交省浜松河川国道事務所 中の町出張所 浜松測候所 国交省浜松河川国道事務所 静銀浜松支店 NHK浜松支局	国吉町1-2 三組町41 名塚町266 田町322-7 下池川町35-28
浜松市東区役所	053	424-0111								
浜松市南区役所	053	425-1111								
浜松市天竜区役所	053	925－2492 922－0020	浜松土木天竜支局	天竜区二俣町鹿島559	天竜警察署	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	警察署	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	電源開発㈱天竜事務所	
〃	053	983－0001			春野町交番	浜松市天竜区春野町堀之内107-2-2				
〃	053	969－0343			西川駐在所	浜松市天竜区龍山町大嶺570-1				
〃	053	966－0001			佐久間交番	浜松市天竜区佐久間町中部74-1			電源開発㈱佐久間電力所	佐久間2690
〃	053	982－0001			水窪交番	浜松市天竜区水窪町奥領家2947-1				
浜松市浜北区役所	053	587-3111			浜北警察署	浜松市浜北区小松3218	警察署	浜松市浜北区小松		
浜松市西区役所	053	597-1111			雄踏町交番	浜松市西区雄踏町宇布見9611-4				
〃	053	592－2111			舞阪町交番	浜松市西区舞阪町舞阪143-1			浜名漁協	舞阪2119-19

役所名	主要系統				副次系統					
	有線電話		防災行政無線		警察電話		警察無線		非常無線	
	市外局番	代表番号	所管所	所管地	所管所	所在地	所署	所在地	所管所	所在地
浜松市北区役所	053	523－1111			細江警察署	浜松市北区細江町気賀4640	警察署	浜松市細江町気賀4640		
〃	053	542－1111			引佐町交番	浜松市北区引佐町井伊谷800-3				
〃	053	524－1111			三ヶ日町交番	浜松市北区三ヶ日町岡本801-1				
磐田市	0538	37－2202 37－4903	西部危機管理局 磐田市役所	見附3599-4 国府台3-1	磐田警察署	磐田市一言2533-4	警察署	磐田市一言2533-4	中電磐田営業所	二之宮東20-1
磐田市福田支所	0538	58－2374			福田交番	磐田市福田2450				
磐田市竜洋支所	0538	66－9100			竜洋交番	磐田市豊岡5421-5				
磐田市豊田支所	0538	34－3150			豊田交番	磐田市森岡83-1			国交省浜松河川国道事務所 浜松国道維持出張所	小立野620
磐田市豊岡支所	0539	63－0020			豊岡交番	磐田市上神増1017-5				
掛川市	0537	22－6275 21－1131	袋井土木掛川支所 掛川市役所	金城60 長谷1-1-1	掛川警察署	掛川市宮脇366-1	警察署	掛川市宮脇366-1	中電掛川営業所 中電駿遠変電所	中央町1-5-8 大野790
掛川市大須賀支所	0537	48－1000			大須賀交番	掛川市西大渕219-6				
掛川市大東支所	0537	72－1119			大東交番	掛川市大坂2801-4				
袋井市	0538	42－3214 44－3108	袋井土木事務所 袋井市役所	山名町2-1 新屋1-1-1	袋井交番	袋井市高尾町6-30				
袋井市浅羽支所	0538	23－9211			浅羽交番	袋井市浅名1044-1				
湖西市	053	576－4538	湖西市役所	吉美3268	湖西市交番	湖西市鷲津官有無番地				
御前崎市	0537	85－3111	御前崎市役所	池新田5585	浜岡交番	御前崎市池新田3250			中電浜岡原子力発電所 静鉄浜岡営業所	佐倉5561 池新田5454
御前崎市御前崎支所	0548	63－3245 63－6802	御前崎港管理事務所	御前崎6129-1	御前崎交番	御前崎市白羽5986-3			御前崎測候所	御前崎4146
菊川市	0537	35－0923	菊川市	堀之内61	菊川警察署	菊川市加茂2550	警察署	菊川市加茂2550		
菊川市小笠支所	0537	73－1112			小笠交番	菊川市下平川1592-3			国交省浜松河川国道事務所平田出張所	嶺田300
森町	0538	85－2111	森町役場	森2101-1	森警察署	森町森1524-1	警察署	森町森1524-1		
湖西市（新居）	053	594－1617 594－1111	浜松土木新居支所	新居町新居3448	湖西警察署	湖西市新居町新居3380-268	警察署	湖西市新居町新居3380-268		

8-7-1 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（静岡県内）

（県防災通信課）H24 .4.1

機関名（順不同）	所在地	電話番号
静岡県危機管理部防災通信課	静岡市葵区追手町9－6	＜054＞221－2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9－25	＜054＞353－2208
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9－1	＜054＞353-0118
下田海上保安部	下田市3－18－23	＜0558＞25－0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9－6	＜054＞271－0110(代)
静岡県警察本部警備部災害対策課	静岡市葵区追手町9－6	＜054＞271－0110(代)
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9－6	＜054＞271－0110(代)
静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3－1－1	＜054＞261－0117
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1－10－1	＜055＞251－0411 ＜055＞251－0412
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2－8－1	＜054＞250－8910
静岡森林管理署	静岡市葵区駿府町1－120	＜050＞3160－6015
静岡県市長会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	＜054＞202－4343
静岡県町村会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	＜054＞202－4343
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6	＜054＞205－9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	＜054＞284－2246
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ静岡支店	静岡市葵区長沼716－11	＜054＞265－7182
東京電力株式会社沼津支店	沼津市大手町3－7－25	＜055＞951-3300
日本放送協会静岡放送局	静岡市葵区西草深町1－21	＜054＞274－1050
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂3－1－1	＜054＞284－9059
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18－65	＜054＞261－6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	＜054＞251－3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	＜054＞283－8111
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中区常盤町133－24	＜053＞457－1151
静岡瓦斯株式会社	静岡市駿河区八幡1－5－38	＜054＞284－7983
東海ガス株式会社	焼津市塩津74－3	＜054＞628－7151
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	＜0557＞53－1116
遠州鉄道株式会社	浜松市東区西ヶ崎町686－1	＜053＞435－0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	＜054＞267－5117
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市新西原5－2－1	＜0555＞22－7100
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26－1	＜054＞273－4134
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2－1	＜054＞261－3131
スルガ銀行株式会社	沼津市通横町23	＜055＞962－2446
㈱日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59－6	＜054＞254－3631
しずおか信用金庫	静岡市葵区相生町1－1	＜054＞247－1151
静清信用金庫	静岡市葵区昭和町2－1	＜054＞254－8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991－1	＜054＞624－1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9－18	＜054＞254－6548
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44－17	＜054＞252－8131
（社）日本アマチュア無線連盟静岡県支部	静岡市駿河区小鹿1208-2 栗田重信様方	＜054＞281－4186
駿河湾マリンＶＨＦクラブ	静岡市清水区日の出町10－80 清水マリンターミナル	＜054＞351－3223
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中区田町223-21 ビオラ田町	＜053＞458－8600
株式会社エフエムしみず	静岡市清水区入船町12-1	＜054＞354－5252
株式会社エフエムみしまかんなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター	＜055＞981－8600
株式会社シティエフエム静岡	静岡市葵区紺屋町15-4	＜054＞221－1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	＜0557＞36－7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市魚町1	＜055＞952－3510
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	＜0557＞81－0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20	＜0545＞57－6810
株式会社ＦＭ島田	島田市中央町5-1(プラザおおるり3F)	＜0547＞34－1765

8-7-2 東海地方非常通信協議会加盟機関の無線局一覧表(静岡県内回線)

(県防災通信課) H24.4.1

警　察　庁

関東管区警察局静岡県情報通信部(対東京・県外回線)　　静岡市葵区追手町9番6号
機動通信課　　<054>271-0110 内6061

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静岡本部	固	ＵＨＦ(多重)	静岡市葵区追手町9－6	静岡県情報通信部機動通信課	<054>271－0110	内6061

静岡県警察本部(対県内回線)　　静岡市葵区追手町9番6号
<054>271-0110 内3622

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静岡本部	固	ＶＨＦ	静岡市葵区追手町9－6	警察本部地域部通信指令課	<054>271－0110	内3622
下　田	〃	〃	下田市東中7－8	下田警察署	<0558>27－0110	
松　崎	〃	〃	賀茂郡松崎町江奈170－1	松崎　〃	<0558>42－0110	
大　仁	〃	〃	伊豆の国市大仁680－1	大仁　〃	<0558>76－0110	
三　島	〃	〃	三島市谷田194－1	三島　〃	<055>981－0110	
伊　東	〃	〃	伊東市竹の台2－26	伊東　〃	<0557>38－0110	
熱　海	〃	〃	熱海市福道町3－19	熱海　〃	<0557>85－0110	
沼　津	〃	〃	沼津市平町19－11	沼津　〃	<055>952－0110	
御殿場	〃	〃	御殿場市北久原439－2	御殿場　〃	<0550>84－0110	
富　士	〃	〃	富士市八代町3－55	富士　〃	<0545>51－0110	
富士宮	〃	〃	富士宮市城北町160	富士宮　〃	<0544>23－0110	
清　水	〃	〃	静岡市清水区天王南1－35	清水　〃	<054>366－0110	
静　中	〃	〃	静岡市葵区追手町6－1	静岡中央　〃	<054>250－0110	
静　南	〃	〃	静岡市駿河区富士見台1－5－10	静岡南　〃	<054>288－0110	
藤　枝	〃	〃	藤枝市緑町1－3－5	藤枝　〃	<054>641－0110	
静岡航空隊	〃	〃	焼津市宗高282	静岡県警察航空隊	<054>622－6251	
焼　津	〃	〃	焼津市道原723	焼津警察署	<054>624－0110	
島　田	〃	〃	島田市向谷元町1212	島田　〃	<0547>37－0110	
牧之原	〃	〃	牧之原市細江2737	牧之原　〃	<0548>22－0110	
菊　川	〃	〃	菊川市加茂2550	菊川　〃	<0537>36－0110	
掛　川	〃	〃	掛川市宮脇366-1	掛川　〃	<0537>22－0110	
袋　井	〃	〃	袋井市新屋2丁目4番地の5	袋井　〃	<0538>41－0110	
磐　田	〃	〃	磐田市一言2533－4	磐田　〃	<0538>37－0110	
天　竜	〃	〃	浜松市天竜区二俣町阿蔵8－3	天竜　〃	<053>926－0110	
浜　中	〃	〃	浜松市中区住吉５－28－1	浜松中央　〃	<053>475－0110	
浜　東	〃	〃	浜松市中区相生町14－10	浜松東　〃	<053>460－0110	
浜　北	〃	〃	浜松市浜北区小松3218	浜北　〃	<053>585－0110	
湖　西	〃	〃	湖西市新居町新居3380－268	湖西　〃	<053>593－0110	
細　江	〃	〃	浜松市北区細江町気賀4640	細江　〃	<053>522－0110	

国　土　交　通　省

中部地方整備局　　名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
企画部情報通信技術課　　<052>953-8157 内3931～3

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
建設浜松	固・基	SHF(多重) VHF	浜松市中区名塚町266	浜松河川国道事務所	<053>466－0129	内284, 406
建設小立野	固	ＳＨＦ(多重)	磐田市小立野620	〃浜松国道維持出張所	<0538>32－4060	
建設平田	固・基	SHF(多重) VHF	菊川市嶺田300	〃平田出張所	<0537>73－2051	
建設中の町	〃	〃	浜松市東区国吉町1－2	〃中ノ町出張所	<053>421－0051	
建設上野部	固	ＳＨＦ(多重)	磐田市上野部2497-7	〃横山出張所	<0539>62－6220	
建設静岡	〃	〃	静岡市葵区南安倍2－8－1	静岡国道事務所	<054>250－8910	内280, 282
建設吉原	固	ＳＨＦ(多重)	富士市今泉337－1	〃富士国道維持出張所	<0545>52－5650	
建設土狩	〃	〃	駿東郡長泉町下土狩1027－1	〃沼津国道維持出張所	<055>986－1122	
建設牧ヶ谷	〃	〃	静岡市葵区牧ヶ谷2075	〃静清国道維持出張所	<054>278－5181	
建設静岡北	固・基	SHF(多重) VHF	静岡市葵区田町3－108	静岡河川事務所	<054>273－9104	内280
建設吉田	固	ＳＨＦ(多重)	榛原郡吉田町片岡1770－4	〃駿河海岸出張所	<0548>32－0067	
建設蒲原	〃	〃	静岡市清水区蒲原堰沢108－17	〃蒲原海岸出張所	<054>385－4626	
建設島田	固・基	SHF(多重) VHF	島田市横井3－25－10	〃島田出張所	<0547>37－2021	
建設沼津	固・基	SHF(多重) VHF	沼津市下香貫外原3244－2	沼津河川国道事務所	<055>934－2006	内326, 327
建設長岡	固・基	SHF(多重) VHF	伊豆の国市堰之上467－2	〃伊豆長岡出張所	<055>948－0302	
建設湯ヶ島北	固・基	SHF(多重) VHF	伊豆市湯ヶ島131-1	〃湯ヶ島出張所	<0558>85－0374	
建設鈴川	固	ＳＨＦ(多重)	富士市鈴川町9－14	〃富士海岸出張所	<0545>32－0568	
建設富士宮	固・基	SHF(多重) VHF	富士宮市三園平1100	富士砂防事務所	<0544>27－5387	内350
建設富士宮北	固	ＳＨＦ(多重)	富士宮市上井出1321-9	〃富士宮砂防出張所	<0554>54-0236	
建設長島ダム	固・基	SHF(多重) VHF	榛原郡川根本町犬間541－3	長島ダム管理所	<0547>59－1021	内392, 393
建設島田北	固	ＳＨＦ(多重)	島田市若松町2490－1	〃島田分室	<0547>36－2986	

関東地方整備局　　埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館
企画部情報通信技術課　　<048>600-1339

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
建設富士	固・基	SHF(多重) VHF	富士市松岡官有無番地	関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所	<0545>61－0078	

西日本電信電話 株式会社

ＮＴＴ西日本　　静岡市葵区御幸町4-6
静岡支店災害対策室　　054(205)9122

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
電電清水	固・基	ＳＨＦ　ＶＨＦ	静岡市清水区七ツ新屋447－1	西日本ITオペレーションセンタ	<078>334－5147	
電電伊東	〃	〃	伊東市宝町1－7	〃	〃	
電電静岡	〃	〃	静岡市葵区御幸町4－6	〃	〃	
電電沼津	〃	〃	沼津市大手町2－2－30	〃	〃	
電電新沼津	固	ＳＨＦ	〃　北高島町6－30	〃	〃	
電電富士	固・基	ＳＨＦ　ＶＨＦ	富士市中央町1－3－12	〃	〃	
電電浜松	〃	〃	浜松市中区向宿町1－1－1	〃	〃	
電電掛川	〃	〃	掛川市駅前2－1	〃	〃	
電電新静岡	〃	〃	静岡市駿河区曲金3－1－50	〃	〃	

電　源　開　発　株　式　会　社

中部情報通信所(対東京、県内県外回線)　　愛知県春日井市十三塚町十三塚3030
<0568>81-3251(代)

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＪＮＥ佐久間	固定	ＳＨＦ(多重)	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	佐久間電力所	<053>965－0071	
ＪＮＥ水窪	〃	〃	浜松市天竜区水窪町大字地頭方字イロウ1069	水窪発電所	<053>987－1307	無人
ＪＮＥ静岡	〃	〃	静岡市葵区田町4－69	静岡送電所	<054>252－7277	
ＪＮＥ秋葉第一	〃	〃	浜松市天竜区横山町字堺沢972	秋葉第一発電所	<053>923－0061	無人
ＪＮＥ船　明	〃	〃	浜松市天竜区日明143	天竜事務所	<053>926－1001	
ＪＮＥ水窪ダム	〃	〃	浜松市天竜区水窪町大字地頭方字エッホウクリ1499	水窪ダム管理所	<053>987－0549	無人
ＪＮＥ佐久間ダム	〃	〃	浜松市天竜区佐久間町佐久間字大岩辻2552	佐久間ダム取水塔	<053>965－1397	無人
電源佐久間１	陸移	〃	浜松市天竜区佐久間町中部219－1	佐久間周波数変換所	<053>965－0239	無人
電源佐久間２	〃	〃	浜松市天竜区佐久間町大字半場字谷部田前278	佐久間第二発電所	<053>965－0253	無人
電源静岡	基・移	ＶＨＦ(単信)	静岡市葵区田町4－69	静岡送電所	<054>252－7277	

中　部　電　力　株　式　会　社

静岡市葵区本通2丁目4番1号
静岡支店技術部電子通信G　　<054>273-9036(ダイヤルイン)

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
中部静岡	固定	ＳＨＦ(多重)	静岡市葵区本通2－4－1	静岡支店	<054>255－1111	
〃 浜岡	〃	ＳＨＦ(多重) VHF(デジタル)	御前崎市佐倉5561	浜岡原子力発電所	<0537>86－3481	
〃 駿遠	〃	〃	掛川市大野790	駿遠変電所	<0537>27－1080	
〃 島田	〃	〃	島田市中央町10－1	島田電力所	<0547>37－9300	
〃 掛川	〃	〃	掛川市中央1－5－8	掛川営業所	<0537>22－4141	
〃 原島	〃	〃	浜松市東区上西町1300	浜松電力センター	<053>464－1441	
〃 東清水	〃	〃	静岡市清水区広瀬字棚掛677-3	東清水変電所	<054>366－7261	
〃 井川	〃	〃	静岡市葵区井川1955	井川ダム管理所	<054>260－2950	
大井川堰堤	〃	ＵＨＦ(単信)	榛原郡川根本町奥泉倉柱39－2	大井川ダム管理所	<0547>59－3156	
塩郷堰堤	〃	〃	榛原郡川根本町下泉字塩郷1883－3－5	塩郷ダム管理所	<0547>59－3165	
富士川配電	基・移	ＶＨＦ	富士市中之郷字新町3817－1	富士川サービスステーション	<0545>81－0004	
清水配電	〃	〃	静岡市清水区二の丸町6－28	清水営業所	<054>366－7141	
静岡配電	〃	〃	静岡市駿河区曲金6－3－38	静岡営業所	<054>284－6600	
本通配電	〃	〃	静岡市葵区本通2－4－1	静岡支店	<054>255－1111	
藤枝配電	〃	〃	藤枝市青木2－17－39	藤枝営業所	<054>641－3311	
島田配電	〃	〃	島田市本通1－4684－1	島田営業所	<0547>37－2171	
掛川配電	〃	ＵＨＦ	掛川市中央1－5－8	掛川営業所	<0537>22－4141	
磐田配電	〃	〃	磐田市二之宮東20－1	磐田営業所	<0538>32－2251	
天竜配電	〃	ＶＨＦ	浜松市天竜区二俣町二俣1600－1	天竜サービスステーション	<053>925－3185	
浜松配電	〃	VHF(デジタル)	浜松市中区鴨江町22－1	浜松営業所	<053>452－9111	
新居配電	〃	〃	湖西市新居町浜名180－5	新居サービスステーション	<053>594－1360	
細江配電	〃	〃	浜松市北区細江町中川5608	細江サービスステーション	<053>522－0360	
浜北配電	〃	ＶＨＦ	浜松市浜北区小松4750－1	浜北営業所	<053>586－2105	
静岡送電	〃	〃	静岡市葵区駒形通6－9－1	静岡電力センター	<054>255－0522	
掛川送電	〃	〃	掛川市岡津55－2	掛川電力所	<0537>22－0410	
島田送電	〃	〃	島田市中央町10－1	島田電力所	<0547>37－9300	
浜松送電	〃	〃	浜松市東区上西町1300	浜松電力センター	<053>464-1441	
大井川送電	〃	〃	榛原郡川根本町千頭字ヲリジ814－1	大井川電力センター	<0547>59－3120	

東　京　電　力　株　式　会　社

沼津支店設備部通信ネットワークグループ　　沼津市大手町3丁目7番25号
（対東京・県外・県内回線）　　055(915)5677

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
東電新富士	固	ＳＨＦ（多重）	駿東郡小山町湯舟1277	三島支社新富士変電所	<0550>76－0490	
東電御殿場	〃	〃	御殿場市新橋1600－1	三島支社御殿場営業センター	<0550>83－0883	
東電沼津	〃	〃	沼津市大手町3－7－25	沼津支店	<055>915－5677	
東電駿河	〃	〃	富士市今泉2345	富士支社富士制御所	<0545>63－6472	
東電伊豆別館	〃	〃	伊豆の国市三福370	伊豆支社別館	<0558>76－5407	
東電伊東	〃	〃	伊東市渚町4－5	伊豆支社伊東営業センター	<0557>37－5907	
東電伊豆	〃	〃	伊豆の国市大仁413	伊豆支社	<0558>76－2714	
東電下田	〃	〃	下田市中537－1	伊豆支社下田営業センター	<0558>22－8909	
東電三島	〃	ＵＨＦ（多重）	三島市南町13－8	三島支社	<055>915－5912	
東電富士	〃	〃	富士市吉原1－1－21	富士支社	<0545>51－2843	
東電富士別館	〃	〃	富士市平垣本町10－10	富士支社別館	<0545>51－2843	
東電富士宮	〃	〃	富士宮市錦町8－15	富士支社富士宮営業センター	<0545>51－2843	
東電沼津・原	基・移	ＶＨＦ	沼津市大手町３－9－13	三島支社沼津営業センター	<055>915－6232	
東電御殿場・新富士・岩波	〃	〃	御殿場市新橋1600－1	三島支社御殿場営業センター	<0550>83－0883	
東電三島・須山・函南	〃	〃	三島市南町13－8	三島支社	<055>915－5912	
東電大仁・三津・湯ヶ島・土肥・戸田	〃	〃	伊豆の国市大仁413	伊豆支社	<0558>76－2714	
東電熱海・初島熱海	〃	〃	熱海市上宿町14－20	伊豆支社伊東営業センター	<0557>37－5907	
東電伊東・八幡野・初島伊東	〃	〃	伊東市渚町4－5	伊豆支社伊東営業センター	<0557>37－5907	
東電下田・大島稲取・松崎	〃	〃	下田市中537－1	伊豆支社下田営業センター	<0558>22－8909	
東電富士	〃	〃	富士市吉原1－1－21	富士支社	<0545>51－2843	
東電富士宮	〃	〃	富士宮市錦町8－15	富士支社	<0545>51－2843	
東電三島工務・新富士工務	〃	〃	沼津市大手町3－9－13	三島支社沼津営業センター	<055>915－6313	
東電富士工務・浜石工務	〃	〃	富士市吉原1－1－21	富士支社	<0545>51－2843	
東電富士工務	〃	〃	富士市今泉2345	富士支社富士制御所	<0545>63－6472	
東電伊豆工務・富士工務・土肥工務・松崎工務・初島工務・八幡野工務・下田工務	〃	〃	伊豆の国市三福370	伊豆支社別館	<0558>76－5407	
東電松崎工務・下田工務	〃	〃	下田市中489	〃	〃	

しずてつジャストライン株式会社

安全対策チーム　　静岡市葵区鷹匠1丁目14番10号
<054>254-5127

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静鉄本社	基・移	ＶＨＦ	静岡市葵区鷹匠1－1－1	安全対策室	<054>254－5127	
〃　鳥坂	〃	〃	〃	鳥坂営業所	<054>345－3444	
〃　唐瀬	〃	〃	〃	唐瀬営業所	<054>247－0162	
〃　丸子	〃	〃	〃	丸子営業所	<054>259－5166	
〃　西久保	〃	〃	静岡市清水区辻1－10－20	西久保営業所	<054>366－1212	
〃　小鹿	〃	〃	静岡市駿河区小鹿２－25－57	小鹿営業所	<054>285－9391	
〃　焼津	〃	〃	焼津市塩津294－5	焼津営業所	<054>628－5135	
〃　藤枝	〃	〃	藤枝市大手1－22－27	藤枝営業所	<054>641－3255	
〃　相良	〃	〃	牧之原市波津2－1	相良営業所	<0548>52－1211	
〃　浜岡	〃	〃	御前崎市池新田5454	浜岡営業所	<0537>86－2385	

静　岡　放　送　株　式　会　社

技術局技術センター　　静岡市駿河区登呂3丁目1番1号
<054>284-9059（内3541）

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＳＢＳにほんだいら	携基	ＶＨＦ	静岡市駿河区登呂３－1－1	静岡放送株式会社技術局技術部	<054>284－9059	内3541
ＳＢＳあわがたけ	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ＳＢＳ本社	〃	ＵＨＦ	〃	〃	〃	〃
ＳＢＳはつしま	〃	ＶＨＦ	〃	〃	〃	〃
ＳＢＳとうがさ	〃	〃	〃	〃	〃	〃

株　式　会　社　静　岡　銀　行

経営管理部総務グループ　　静岡市清水区草薙北2番1号
<054>261-3131

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静銀本店	基	ＶＨＦ	静岡市清水区草薙北2－1	株式会社静岡銀行　本部	<054>261－3131	
〃　沼津	〃	〃	沼津市大手町4－3－45	〃　沼津支店	<055>962－8111	
〃　浜松	〃	〃	浜松市中区田町322－7	〃　浜松営業部	<053>454－2111	
〃　島田	〃	〃	島田市7974	〃　島田支店	<0547>37－3131	
〃　掛川	〃	〃	掛川市中央1－22－10	〃　掛川支店	<0537>22－3111	
静岡銀行	移	ＭＣＡ	静岡市清水区草薙北2－1	株式会社静岡銀行　本部	<054>261－3131	県内店

朝 日 新 聞 東 京 本 社

製作本部制作セクション　　東京都中央区築地5丁目3番2号

〈03〉5540-7507

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静 岡 朝 日	携基	ＶＨＦ	静岡市葵区追手町7－2朝日新聞静岡ビル	朝日新聞静岡総局	〈054〉253－2101	
浜 松　〃	〃	〃	浜松市中区常磐町145-1　浜松MHビル401号	〃　浜松支局	〈053〉452－3105	
沼 津　〃	〃	〃	沼津市末広町33	〃　沼津支局	〈055〉951－1231	

株 式 会 社 テ レ ビ 静 岡

技術局放送技術部　　静岡市駿河区栗原18番65号

〈054〉261-6116

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＳＵＴ日本平	携基	ＶＨＦ	静岡市駿河区栗原18－65	テレビ静岡	〈054〉261－6116	
ＳＵＴ日本平第2	〃	ＵＨＦ	〃	〃	〃	
ＳＵＴ粟ヶ岳	〃	ＶＨＦ	〃	〃	〃	
ＳＵＴ粟ヶ岳第2	〃	ＵＨＦ	〃	〃	〃	
ＳＵＴ遠笠第2	〃	〃	〃	〃	〃	

中 日 新 聞 社

技術局報道システム部　　名古屋市中区三の丸1丁目6番1号

〈052〉 201-8811

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
中日作手	基・携帯	ＶＨＦ	名古屋市中区三の丸1－6－1	中日新聞社	〈052〉201－8811	
〃 静 岡	〃	〃	静岡市葵区呉服町1-2三井住友海上静岡ビル7階	中日新聞社静岡総局	〈054〉255－2121	
〃 浜 松	〃	〃	浜松市東区薬新町45	〃　東海本社	〈053〉421－7711	
〃 沼 津	〃	〃	沼津市通横町8-9マキヤ御成橋ビル3階	〃　沼津支局	〈055〉962－1123	
〃 東 海	〃	〃	浜松市東区薬新町45	〃　東海本社	〈053〉421－7711	

静 岡 瓦 斯 株 式 会 社

生産・供給部　　静岡市駿河区八幡1丁目5番38号

〈054〉 284-4141

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静ガス静岡	基	ＶＨＦ	静岡市駿河区池田28	静岡支社導管・保安グループ	〈054〉285－2113	
〃　清水	〃	〃	静岡市清水区江尻台町22-33	静岡支社導管・保安グループ	〈054〉285－2114	
〃　富士	〃	〃	富士市荒田島町10-52	富士支社導管・保安グループ	〈0545〉52－9575	
〃　富士宮	〃	〃	富士宮市錦町2－23	富士支社富士宮営業所	〈0544〉23－2111	
〃　東部	〃	〃	沼津市岡一色809	東部支社導管・保安グループ	〈055〉927－2814	
〃　本社	基・固	ＶＨＦ　ＵＨＦ	静岡市駿河区八幡1-5-38	生産・供給管理センター	〈054〉285－2636	

株 式 会 社 静 岡 第 一 テ レ ビ

技術局技術部　　静岡市駿河区中原563番地

〈054〉 283-8111

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＳＤＴ粟ヶ岳	基・携帯	ＶＨＦ　ＵＨＦ	静岡市駿河区中原563	株式会社静岡第一テレビ	〈054〉283－8111	
〃　日本平	〃	〃	〃	〃	〃	
〃　遠 笠	〃	ＶＨＦ	〃	〃	〃	

毎 日 新 聞 中 部 本 社

代表室システムグループ　　名古屋市中村区名駅4-7-1

〈052〉 527-8169

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
毎 日 静 岡	携基	ＶＨＦ	静岡市葵区七間町8－20	毎日新聞静岡支局	〈054〉254-2671～2	
〃 浜 松	〃	〃	浜松市中区栄町302－17	〃　浜松支局	〈053〉453-2181～2	
〃 沼 津	〃	〃	沼津市西条町19	〃　沼津支局	〈055〉962－0204	

日 本 放 送 協 会 静 岡 放 送 局

放送センター（技術）　　静岡市葵区西草深町1番21号

〈054〉 274-1050

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＮＨＫ静岡	携基	ＶＨＦ	静岡市葵区西草深町1－21	静岡放送局	〈054〉274－1050	
〃	〃	ＵＨＦ	〃	〃	〃	
ＮＨＫ遠笠山	〃	ＶＨＦ	〃	〃	〃	
ＮＨＫ粟ヶ岳	〃	〃	浜松市中区下池川町35－28	〃　浜松支局	〈053〉471－6221	

株式会社静岡朝日テレビ

技術局技術部　　静岡市葵区東町15番地

〈054〉251-3300

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＳＡＴＶ粟ヶ岳	携基	ＶＨＦ　ＵＨＦ	静岡市葵区東町15	株式会社静岡朝日テレビ	〈054〉251－3300	
〃　日本平	〃	〃	〃	〃	〃	
〃　遠笠	〃	ＵＨＦ	〃	〃	〃	

日本通運株式会社

名古屋支店 無線担当　　名古屋市中村区名駅南4丁目11番39号

〈052〉551-9856

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
日通静岡(1)	管移	ＭＣＡ	静岡市駿河区敷地２－７－20	日通静岡航空支店貨物センター	〈054〉237－7611	
〃	基	ＶＨＦ	静岡市葵区宮前町29	日通静岡警送支店	〈054〉262－8682	
〃 牧之原	〃	〃	牧之原市東萩間字中原2338－7	〃	〃	
〃	通	〃	静岡市葵区宮前町29	〃	〃	
〃 沼津	基	〃	沼津市東間門字丸子西町243－2	日通静岡警送沼津事業所	〈055〉926－3470	
〃 蒲原	〃	〃	静岡市清水区蒲原字狼煙場3950	日通静岡警送支店	〈054〉262－8682	
〃	通	〃	静岡市葵区宮前町29	〃	〃	
〃	〃	〃	沼津市東間門字丸子西町243－2	日通静岡警送沼津事業所	〈055〉926－3470	
〃 湯ヶ島	基	〃	伊豆市下舟原408	〃	〃	
〃	通	〃	沼津市東間門字丸子西町243－2	〃	〃	
〃 焼津 (1)	管移	ＭＣＡ	焼津市八楠3－18－10	日通静岡航空焼津営業所	〈054〉629－3519	
日通浜松 (1)	〃	〃	浜松市東区下石田町字中芝間951	日通浜松航空支店	〈053〉421－4141	
〃 浜 松	基	ＶＨＦ	〃　中区神田町1399－1	日通静岡警送浜松事業所	〈053〉422－7651	
〃	通	〃	〃　東区下石田町字中芝1017	〃	〃	

日本赤十字社静岡県支部

静岡市葵区追手町44番地の17

〈054〉252-8131

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
にっせきしずおか	基	ＶＨＦ	静岡市葵区追手町44－17	日本赤十字社静岡県支部	〈054〉252－8131	
にっせきしずおかこてい	固	〃	〃	〃	〃	
にっせきたかね	〃	〃	藤枝市瀬戸ノ谷9963－1	〃	〃	
にっせきしずおかたかね	基	〃	〃	〃	〃	
にっせきぬまづ	〃	〃	沼津市東椎路春ノ木567	静岡県沼津赤十字血液センター	〈055〉924－6611	
にっせき はままつ	〃	〃	浜松市東区中里町1013	静岡県浜松赤十字血液センター	〈053〉422－1113	
せきじゅうじしずおか	〃	〃	静岡市葵区追手町44－17	日本赤十字社静岡県支部	〈054〉252－8131	
せきじゅうじすその	〃	〃	裾野市佐野713	裾野赤十字病院	〈055〉992－0008	

東海ガス株式会社

供給管理課　　焼津市塩津74-3

〈054〉628-7151

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
東海ガス本社	基	ＶＨＦ	焼津市塩津74－3	東海ガス株式会社	〈054〉628－7151	

伊豆急行株式会社

鉄道部技術課　　伊東市八幡野1151番地

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
伊豆急　下田	基	ＶＨＦ	下田市東本郷1丁目6-1	伊豆急行下田駅構内	〈0558〉22－3202	
〃　1～13	移	〃	伊東市八幡野1151	伊豆急行株式会社	〈0557〉53－1116	

富士急行株式会社

交通事業部　　山梨県富士吉田市新西原5丁目2番1号

〈0555〉22-7100

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
富士急 沼津	基	ＶＨＦ	沼津市東椎路字東荒475	富士急シティバス㈱本社営業所	〈055〉921－0215	
〃　御殿場	基・固	〃	御殿場市ぐみ沢27	富士急行㈱御殿場営業所	〈0550〉82－1335	
〃　鷹岡	基	〃	富士市厚原771－7	富士急静岡バス㈱鷹岡営業所	〈0545〉71-2495	

遠州鉄道株式会社

鉄道営業所(列車無線)　　浜松市中区旭町12番地の1

〈053〉454-2211

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
遠鉄センター	基・移	ＶＨＦ	浜松市東区西ヶ崎町686－1	鉄道営業所ＣＴＣセンター内	〈053〉435－0221	

東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社

静岡支社 工務部電気課　　静岡市葵区黒金町4番地

〈054〉284-2246

局 名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
東海鉄函南	基	ＶＨＦ	函南町平井字日影1699－17	富士信号通信区	〈0545〉64－1064	
東海鉄御殿場	〃	〃	御殿場市新橋官有無番地	御殿場工務区	〈0550〉83－0528	
東海鉄静岡	〃	〃	静岡市葵区黒金町4	静岡信号通信区	〈054〉284－2244	
東海鉄金谷	〃	〃	島田市菊川字南1220－2	〃	〃	
東海鉄浜松	〃	〃	浜松市中区東伊場字中村4430－1	浜松信号通信区	〈053〉453－4645	

財 団 法 人 東 海 移 動 無 線 セ ン タ ー

名古屋市中村区那古野1－47－1 名古屋国際センタービル23F

〈052〉581-2461

局 名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
ＭＣＡ静 岡	陸上移動中継	ＭＣＡ	静岡市清水区草薙621テレビ静岡日本平送信所内	(財)東海移動無線センター	〈054〉335－5822	無人
ＭＣＡ第二静 岡	〃	〃	静岡市清水区草薙字中壇600-2日本平デジタル送信所内	〃	〈054〉336－0518	〃
ＭＣＡ伊豆	〃	〃	伊豆市修善寺字奥山4270	〃	〈0558〉73－0411	〃
ＭＣＡ伊豆東	〃	〃	熱海市初島字拝の上12－1	〃	〈0557〉68－5367	〃
ＭＣＡ浜松	〃	〃	浜松市西区大平台2－36－10	〃	〈053〉485－8883	〃
ＭＣＡ第二浜松	〃	〃	〃 中区板屋町111－2	〃	〈053〉456－7213	〃
ＭＣＡ浜松東	〃	〃	掛川市倉真字松葉ズズクホ8440－55	〃	〈0537〉27－1297	〃

海 上 保 安 庁

第三管区海上保安部(県外・県内回線)　　横浜市中区北中通5丁目57

本部通信所　〈045〉211-1118(時間内)　〈045〉211-0774(時間外)

局 名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
下田海保	固	ＶＨＦ	下田市3－18－23	下田海上保安部	〈0558〉25－0118	
清水海保	〃	〃	静岡市清水区日の出町9－1	清水 〃	〈054〉353－0118	
御前崎海保	〃	〃	御前崎市港6170－2	御前崎海上保安署	〈0548〉63－5635	

静 岡 県 超 短 波 漁 業 無 線 協 会

静岡市葵区追手町9－18

〈054〉254-6548

海岸局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
網代港	漁業用	27メガ	熱海市網代100－7	網代港漁協内	〈0557〉68－2163	
伊東	〃	〃	伊東市新井1－1－18	伊東市漁協内	〈0557〉37－3181	
稲取	〃	〃	賀茂郡東伊豆町稲取355	稲取漁協内	〈0557〉95－2021	
下田	〃	〃	下田市須崎西ヶ岡1799	下田市漁協須崎支所内	〈0558〉22－0035	
南伊豆町	〃	〃	賀茂郡南伊豆町手石877－17	南伊豆町漁協内	〈0558〉62－0320	
南伊豆町	〃	〃	〃 〃 子浦1553－1	南伊豆町漁協子浦支所内	〈0558〉67－0019	
仁科浜	〃	〃	〃 西伊豆町仁科1956	仁科浜漁協内	〈0558〉52－0103	
戸田	〃	〃	沼津市戸田523－9	戸田漁協内	〈0558〉94－2080	
沼津	〃	〃	沼津市獅子浜243－1	静浦漁協内	〈055〉931－3010	
田子の浦	〃	〃	富士市前田字新田866－6	田子の浦漁協内	〈0545〉61－1004	
由比港	〃	〃	静岡市清水区由比今宿字浜1068－2	由比港漁協内	〈054〉376－0001	
静岡県	〃	〃	焼津市田尻1991－1	県無線漁協内	〈054〉624－1376	
大井川町	〃	〃	焼津市飯渕1960	大井川町漁協内	〈054〉622－0415	
吉田町	〃	〃	榛原郡吉田町住吉5436－864	吉田町漁協内	〈0548〉32－0820	
相良町	〃	〃	牧之原市相良263－1	相良漁協相良支所内	〈0548〉52－1411	
地頭方	〃	〃	〃 新庄1209－1	地頭方漁協内	〈0548〉58－0331	
御前崎	〃	〃	御前崎市港6131	御前崎漁協内	〈0548〉63－3111	
遠州	〃	〃	磐田市豊浜4127－22	福田町漁協内	〈0538〉55－2125	
浜名	〃	〃	浜松市西区舞阪町舞阪2119－19	浜名漁協内	〈053〉592－2911	

静 岡 刑 務 所

処遇部処遇部門　　静岡市葵区東千代田3丁目1番1号

〈054〉261-0117(内221)

局 名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
けいむしずおか	基	ＶＨＦ(単信)	静岡市葵区東千代田3－1－1	静岡刑務所	〈054〉261－0117	
けいむぬまづ	〃	〃	沼津市御幸町22－1	沼津拘置支所	〈055〉931－0178	
けいむはままつ	〃	〃	浜松市中区鴨江3－33－1	浜松拘置支所	〈053〉452－4740	

林野庁 関東森林管理局 静岡森林管理署

静岡市葵区駿府町1-120
<054>254-3401

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
えいりん静岡	基	ＶＨＦ	静岡市葵区駿府町1－120	静岡森林管理署	<054>254－3401	
えいりん千頭	〃	〃	榛原郡川根本町千頭980-2	千頭森林事務所	<0547>59－3151	
えいりん大代	〃	〃	島田市大代2477	大代詰所	<0547>45－2491	

株式会社トーエネック

静岡支店電力・通信部情報通信課　　静岡市葵区研屋町51番地
<054>273-4373

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
とーえねっくしずおか	基・移	ＶＨＦ	静岡市駿河区栗原18－77	静岡営業所	<054>262－0151	
とーえねっくはままつ	〃	ＵＨＦ	浜松市東区篠ヶ瀬町511	浜松東営業所	<053>421－4521	
とーえねっくあらい	〃	〃	浜名郡新居町新居1875	新居営業所	<053>594－0368	
とーえねっくほそえ	〃	ＶＨＦ	浜松市北区細江町気賀字山後1671－1	細江営業所	<053>522－0007	
とーえねっくかけがわ	〃	〃	掛川市葵町1－1	掛川営業所	<0537>22－6181	
とーえねっくいわた	〃	ＵＨＦ	磐田市上岡田字松崎29－7	磐田営業所	<0538>32－7218	
とーえねっくてんりゅう	〃	ＶＨＦ	浜松市天竜区山東1194	天竜営業所	<053>925－6215	
とーえねっくみさくぼ	基	〃	浜松市天竜区水窪町奥領家2877－1	水窪出張所	<053>987－0170	
とーえねっくふじえだ	基・移	ＵＨＦ	藤枝市小石川町2－6－3	藤枝営業所	<054>641－2020	
とーえねっくしまだ	〃	ＶＨＦ	島田市野田1045－2	島田営業所	<0547>37－5205	
とーえねっくはいばら	〃	ＵＨＦ	牧之原市勝俣1607－1	榛原営業所	<0548>22－0163	
とーえねっくしみず	〃	〃	静岡市清水区西久保字広道26－1	清水営業所	<054>364－6466	

し　ず　お　か　信　用　金　庫

総務部　　静岡市葵区相生町1-1
<054>247-1151(内463)

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
しずおかしんようほんぶ	基	ＶＨＦ	静岡市葵区相生町1－1	しずおか信用金庫総務部	<054>247－1151	

静　清　信　用　金　庫

静岡市葵区昭和町2-1
<054>254-8881

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
せいしんほんぶ	基	ＶＨＦ	静岡市葵区昭和町2－1	本　　部	<054>254－8881	
せいしんしみず	〃	〃	静岡市清水区万世町2－10－19	清水支店	<054>352－6178	
せいしんふじえだ	〃	〃	藤枝市岡出山3－3－20	藤枝支店	<054>643－2511	

スルガ銀行株式会社

経営企画部総務　　沼津市道横町23番地
<055>962-2446

局　名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
スルガ銀行　本店	基地局	ＶＨＦ	沼津市道横町23番地	スルガ銀行株式会社　本店	<055>962－2446	
〃　スルガ平本部	〃	〃	駿東郡長泉町東野500番地	〃　スルガ平本部	<055>987－1123	
〃　浜松	〃	〃	浜松市砂山町328番11号	〃　浜松支店	<053>454－7239	
〃　掛川	〃	〃	掛川市駅前3番地の13	〃　掛川支店	<0537>22－5124	
〃　焼津	〃	〃	焼津市本町5丁目3番16号	〃　焼津支店	<054>628－2167	
〃　静岡	〃	〃	静岡市葵区呉服町2丁目1番地の5	〃　静岡支店	<054>252－0147	
〃　伊東	〃	〃	伊東市竹の内1丁目4番3号	〃　伊東支店	<0557>37－0083	
〃　伊豆稲取	〃	〃	東伊豆町稲取651番地の4	〃　伊豆稲取支店	<0557>95－1247	
〃　松崎	〃	〃	松崎町江奈228番地の3	〃　松崎支店	<0558>42－1264	

8-8 消防防災無線（総務省消防庁・都道府県）電話番号

（県防災通信課）H24.4.1

① （総務省消防庁）電話番号

県庁からのかけかた　・庁内電話から衛星回線を使用する場合　8-048-500-90+内線5桁
・専用電話（緑色）から地上回線を使用する場合　8-90+内線5桁

消防庁（中央合同庁舎3階）

長官室・次長室　NTT 5253-7520
審議官室　NTT 5253-7520
（秘書室）　NTT 5253-7520
Fax 5253-7530

設置場所	番号
長官室	41000
次長室	41100
国民保護・防災部長室	41200
審議官室	41300
Fax	49021,49031

総務課

NTT 5253-7506、7521　Fax 5253-7531

設置場所	番号
総務課長	42110
政策評価広報官	42111
理事官	42112
課長補佐	42113
主幹	46114
総務係長	42121
総務係	42122
企画係長	42131
企画係	42132～42136
広報係長	42141
広報係	42142～42144
会計第一係長	42151
会計第一係	42152,42153
会計第二係長	42161
会計第二係	42162～42163
表彰係長	42171
表彰係	42172～42173
Fax	49022

消防・救急課

NTT 5253-7522　Fax 5253-7532

設置場所	番号
消防・救急課長	42210
対策官	43710
広域化推進専門	42211
課長補佐	42212,42213
主幹	42214
警防・広域化推進係長	42221
警防・広域化推進係	42222～42224
職員第一・第二・教養係長	42241
職員第一・第二係	42252,42253
教養係	42242
財政係長	42271
財政係	42272～42274
Fax	49024

救急企画室

NTT 5253-7529　Fax 5253-7539

設置場所	番号
救急企画室長	42310
救急専門官	42311
課長補佐	42312,42313
救急企画係長	42321
救急企画係	42322～42324
救急推進係長	42331
救急推進係	42332～42334
救急連携係長	42341
Fax	49025

予防課

NTT 5253-7523　Fax 5253-7533

設置場所	番号
予防課長	42410
課長補佐	42411
設備専門官	42412
国際規格対策官	42414
違反処理対策官	42413
主幹	42415
行政係	42422,42423
企画調整・制度・防災管理係長	42431
企画調整係	42432
制度係	42433
防災管理係	42434
設備係長	42441
設備係	42442～42446
規格・国際規格係長	42451
予防係長	42461
予防係	42462,42463
Fax	49026

危険物保安室

NTT 5253-7524　Fax 5253-7534

設置場所	番号
危険物保安室長	42610
課長補佐	42611～42613
企画係長	42621
企画係	42622,42623
危険物施設係長	42631
危険物施設係	42632,42641
危険物指導調査・判定係長	42642
危険物指導調査	42672
危険物判定係	42652
パイプライン係長	42661
パイプライン係	42662
Fax	49028

特殊災害室

NTT 5253-7528　Fax 5253-7538

設置場所	番号
特殊災害室長	42710
課長補佐	42711,42712
企画係長	42721
企画係	42722
原子力災害係長	42723
原子力災害係	42724
コンビナート保安・審査係長	42731
コンビナート保安係	42732
コンビナート審査係	42742,42743
Fax	49029

消防技術政策室

NTT 5253-7541　Fax 5253-7533

設置場所	番号
消防技術政策室	42510
課長補佐	42511
事務官	42521,42522
Fax	49026

防災課

NTT 5253-7525　Fax 5253-7535

設置場所	番号
防災課長	43110
対策官（消防団専門官併任）	43711
災害対策官	43111
震災対策専門官	43112
課長補佐	43113
地域防災係長	43114
主幹	43115
防災企画係長	43121
防災企画係	43122,43123
震災対策係長	43131
震災対策係	43132,43133
地域防災係	43141～43143
消防団係長	43151
消防団係	43152～43154
Fax	49030

国民保護室

NTT 5253-7550　Fax 5253-7543

国民保護室長	43210
課長補佐	43212
主幹（併任）	43321
調整・企画・計画係長	43222
室員	43224,43226
Fax	49031

国民保護運用室

NTT 5253-7551　Fax 5253-7543

国民保護運用室	43310
課長補佐	43311
主幹（併任）	43321
運用・テロ対策係長	43221
室員	43223,43225
Fax	49031

応急対策室／広域応援室

NTT 5253-7527　Fax 5253-7537

設置場所	番号
応急対策室長	43410
広域応援対策官	43610
課長補佐	43411,43412
航空専門官	43413
地域情報把握専門官	43414
応急対策第一係	43421
応急対策第二係	43424
広域応援企画・調整係長	43431
広域応援企画係	43433,43435
広域応援調整係	43432,43434
航空係長	43441
航空係	43442,43443
広域応援施設係長	43451
Fax	49033

防災情報室

NTT 5253-7526　Fax 5253-7536

設置場所	番号
防災情報室長	43510
課長補佐	43511,43512
情報企画・通信企画係長	43521
通信企画係	43522
通信管理係長	43531
主査	43562
情報管理係長	43541
室員	43542
Fax	49034

参事官付

NTT 5253-7507　Fax 5253-7576

参事官	43810
課長補佐	43811
国際協力官	43812
国際協力係長	43842
国際緊急援助・救助係長	43821
救助係	43822,43823
国際協力係	43813
国際緊急援助係	43832
Fax	49035

消防防災・危機管理センター

NTT 5253-7777　Fax 5253-7553

宿直室	49101～49103
Fax	49036

② 都道府県消防防災主管課電話番号

都道府県	消防防災電話	消防防災FAX	地域衛星電話	地域衛星FAX	NTT
北海道	01－11	01－11 ＊	001-210-22561	001-210-22729	011-204-5007
青　森	02－221	02－229	002-801-810-1-5815	002-801-6021	017－734-9089
岩　手	03－18	03－40	003-111-22-5153	003-111-21-181	019-651-3925
宮　城	04－8－2375	04－8－2398	004-220-8-2375	004-220-8-2398	022-211-2375
秋　田	05－11	05－52	005-100-507	005-100-590	018-860-4563
山　形	06－531	06－500	006-800-1242	006-800-1501	023-630-2231
福　島	07－61	07－60	007-200-2633	007-200-5524	024-521-7194
茨　城	08－611	08－600	008-600-2879	008-600-8300	029-301-2879
栃　木	09－7502	09－7506	009-500-2136	009-500-2146	028-623-2136
群　馬	10－353	10－310	010-3001-2244	010-3001-4453	027-226-2244
埼　玉	11－68171	11－68159	011-200-68171	011-200-68159	048-830-8171
千　葉	12－7221	12－7656	012-500-7314	012-500-7110	043-223-2175
東　京	13－70227	13－70096	013-100-70227	013-100-70096	03-5388-2456
神奈川	14－9724	14－9734	014-400-9721	014-400-9734	045-210-3465
新　潟	15－11	15－11 ＊	015-401-823	015-401-881	025-282-1638
富　山	16－3363	16－2898	016-111-3363	016-111-2827	076-444-3187
石　川	17－4289	17－6897	017-111-4289	017-111-6743	076-225-1482
福　井	18－111	18－113	018-111-61-2171	018-111-61-2189	0776-20-0308
山　梨	19－2511	19－2519	019-200-2511	019-200-2519	055-223-1432
長　野	20－213	20－241	020-231-8711	020-231-8739	026-235-7184
岐　阜	21－671	21－679	021-400-2-2747	021-400-725	058-272-1125
静　岡	22－21	22－26	022-700-2072	022-700-6250	054-221-2072
愛　知	23－1128	23－4612	023-600-1128	023-600-4612	052-951-3800
三　重	24－11	24－11 ＊	024-101-8-2189	024-101-8-2199	059-224-2189
滋　賀	25－820	25－850	025-100-820	025-100-850	077-528-3432
京　都	26－11	26－13	026-700-4466	026-700-8102	075-414-4475
大　阪	27－4880	27－4870	027-200-200-4880	027-200-200-6654	06-6944-6021
兵　庫	28－30	28－40	028-151-3140	028-151-6380	078-362-9988
奈　良	29－9009	29－9210	029-111-9009	029-111-9210	0742-27-8425
和歌山	30－82262	30－499	030-300-82262	030-300-499	073-441-2262
鳥　取	31－302	31－311	031-200-7878	031-200-8137	0857-26-7878
島　根	32－2－5885	32－875	032-300-2-5885	032-300-875	0852-22-5885
岡　山	33－2579	33－5730	033-101-2579	033-101-5730	086-226-7293
広　島	34－89	34－84	034-101-2786	034-101-119	082-513-2786
山　口	35－72367	35－868	035-201-2367	035-201-2408	083-933-2367
徳　島	36－56	36－57	036-211-7100	036-211-2-2849	088-621-2280
香　川	37－2484	37－2479	037-200-5066	037-200-5821	087-832-3181
愛　媛	38－2317	38－2328	038-200-2317	038-200-141	089-912-2317
高　知	39－11	39－11 ＊	039-800-72-9018	039-800-72-9253	088-823-9018
福　岡	40－7023	40－7399	040-700-7023	040-700-7390	092-643-3111
佐　賀	41－702	41－703	041-200-1195	041-200-4503	0952-25-7008
長　崎	42－7221	42－7231	042-111-7221	042-111-7232	095-824-3597
熊　本	43－8－3462	43－7610	043-300-8-3462	043-300-7108	096-333-2112
大　分	44－152	44－159	044-200-4-3155	044-200-4-1750	097-506-3155
宮　崎	45－2140	45－2640	045-101-2140	045-101-2640	0985-26-7066
鹿児島	46－22	46－33	046-311-7-2256	046-311-841	099-286-2256
沖　縄	47－24	47－20	047-200-1305	047-200-6-9-4819	098-866-2143

☆「＊」を附した都道府県のファクシミリは、電話により「切替依頼後」にFAX送信してください。

☆静岡県庁からのかけかた

●庁内電話から衛星系の「地域衛星電話・FAX」を使用する場合、最初に特番「8」を押す。

●専用電話（緑色）から地上系の「消防防災電話・FAX」を使用する場合、最初に特番「8」を押す。

8-9　避難地用特設公衆電話設置場所

西日本電信電話(株) H24.5.25

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
賀茂危機管理局	下田市		サンワーク下田	1
			旭洞院	1
			稲梓小学校	1
			稲生沢小学校	1
			稲生沢中学校	1
			下大沢区集荷所	1
			下田稲梓幼稚園	1
			下田中学校	2
			下田朝日小学校	1
			下田東中学校	1
			下田落合公民館	1
			観音寺	1
			向陽院	1
			諏訪神社(横川)	1
			諏訪神社(河内)	1
			大沢消防詰所	1
			田牛青少年海の家	1
			白浜小学校	1
			八木山公民館	1
			浜崎小学校	1
			敷根公園(市営プール内)	3
			宝徳院	1
			北湯ケ野公民館	1
			下田加増野ポーレポーレ	1
			稲梓基幹センタ	1
			下田高校	1
				29
	河津町		河津西小学校	1
			河津中学校	1
			河津東小学校	1
			河津南小学校	1
				4
	松崎町		松崎高校	3
			松崎町勤労者体育センター	2
			旧岩科小学校	2
			旧中川小学校	2
			旧三浦小学校	1
				10
	西伊豆町		安良里地区防災センター	3
			宇久須地区防災センター	2
			観光協会付近駐車場	1
			仁科小学校	1
			田子小学校	1
			洋らんセンター空地	1
			西伊豆町民運動場	1
			西伊豆(旧田子)中学校	1
			西伊豆(旧仁科)中学校	1
				12
	東伊豆町		稲取小学校	5
			稲取中学校	5
			稲取幼稚園	2
			健康福祉センター	2
			大川小学校	2
			熱川小学校	5
			熱川中学校	1
			熱川幼稚園	2
			片瀬中之瀬公園	1
			北川文化会館	1
			稲取高校	5
				31
賀茂危機管理局	南伊豆町		弓ヶ浜公民館(湊区)	1
			妻良区駐車場	1
			三浜小学校	1
			手石公民館	1
			石廊崎公民館	1
			大瀬区公民館	1
			仲木入口(区駐車場)	1
			町営差田グランド	1
			南崎保育所(旧南崎小学校)	1
			南上小学校	1
			南中小学校	1
			南伊豆東小学校	1
				12
				98

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
東部危機管理局	熱海市		伊豆山小学校	2
			起雲閣	6
			初島小・初島中学校	1
			小嵐中学校	2
			上多賀防災センター	2
			西部防災センター	2
			多賀小学校	2
			桃山小学校	2
			熱海高校	3
			熱海中学校	2
			梅園(香林亭)	3
			網代拠点防災倉庫	2
			熱海第一小学校	2
			熱海第二小学校	2
			熱海市民グランド	2
			旧網代中学校	2
				37
	伊東市		伊東公園	3
			伊東高校	5
			伊東商業高校	5
			宇佐美小学校	5
			宇佐美中学校	4
			十足広場(荻園芸組合)	3
			城ケ崎高校	3
			川奈小学校	2
			対島中学校	3
			大池小学校	3
			池小学校	3
			八幡野小学校	3
			富戸公園	2
			富戸小学校	4
			門野中学校	3
			伊東北中学校	5
			伊東西小学校	6
			伊東東小学校	4
			伊東南中学校	5
			城星市民グランド	4
			伊東南小学校	4
				79
	沼津市		愛鷹地区センター	10
			井田コミュニティー広場(戸田村消防第4分団)	1
			加藤学園高校	3
			我入道公園	1
			我入道連合自治会館コミュニティ防災センタ	1
			開北小学校	3
			金岡小学校	7
			金岡中学校	3
			原小学校	9
			原中学校	3
			原東小学校	6
			香貫山香陵台	4
			香貫山山頂	4
			香貫小学校	8
			今沢小学校	9
			山王公園	3
			駿河グランド	5
			駿河台公園	1
			沼津工業高校	3
			沼津高専	4
			沼津市民文化センタ	10
機	沼津市		沼津市立高校	4
			沼津東高校	2
			西浦小学校	2
			静浦中学校	4
			千本小学校	1
			浅間神社	2
			大岡小学校	5
			大岡中学校	2
			大岡南小学校	6
			大平小学校	2
			大平中学校	1
			沢田小学校	3
			内浦小学校	2
			浮島小学校	4
			片浜小学校	4
			片浜中学校	6
			明電舎駐車場(北側)	8
			門池小学校	5
			門池中学校	1
			長井崎中学校	1
			沼津第四小学校	2
			沼津第三中学校	7
			沼津第四中学校	5
			市営野球場	5
			沼津第五小学校	5
			豊町公園	1
			市道 上野～平戸線(上野支2)	1
			沼津第一小学校	5
			沼津西高校	7
			沼津第二中学校	4
			沼津第一中学校	3
			飛龍高校	5
				213
	三島市		錦田小学校	1
			錦田中学校	2
			向山小学校	3
			佐野小学校	2
			坂小学校	1
			三島西小学校	3
			三島東小学校	2
			三島南高校	2
			三島南小学校	2
			三島南中学校	2
			三島北高校	3
			山田小学校	3
			山田中学校	3
			沢地小学校	4
			中郷小学校	3
			中郷西中学校	3
			中郷中学校	3
			長伏小学校	1
			徳倉小学校	2
			北上小学校	1
			北上中学校	1
			旧三島南高校	1
			三島北中学校	6
			三島北小学校	2
				56

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
東部危機管理局	清水町		沼津商業高校	6
			清水小学校	5
			清水西小学校	6
			清水中学校	4
			清水町総合運動公園	3
			清水南小学校	3
			清水南中学校	2
				29
	長泉町		長泉小学校	3
			長泉中学校	3
			長泉南小学校	3
			長泉北中学校	3
			桃沢幼稚園	1
			長泉北小学校	3
			三島高校	3
				19
	函南町		田方農業高校	9
			函南西小学校	2
			函南中学校	1
			函南東小学校	8
				20
	伊豆の国市		ひまわり保育園	1
			狩野川リバーサイトパーク	1
			狩野川堤防	1
			大仁小学校	2
			大仁中学校	1
			大仁北小学校	1
			長岡中学校	
			韮山小学校	1
			韮山南小学校	1
			伊豆長岡中学校	2
			大仁市民会館	1
			大仁体育館	1
			老人の家水晶苑	1
			韮山体育館	1
				15
	伊豆市		橘保育園	1
			熊坂小学校	2
			古川公民館	1
			修善寺小学校	1
			修善寺総合会館	1
			修善寺中学校	1
			修善寺南小学校	1
			大見小学校	1
			大東小学校	1
			土肥高校	1
			土肥高校（輝潮館）	1
			土肥小学校	1
			土肥中学校	1
			土肥南小学校	1
			土肥幼稚園みなみ分園	1
			湯ヶ島小学校	1
			八岳小学校	1
			八幡神社（土肥消防第5分団）	1
			修善寺東小学校	1
			狩野ドーム	1
			中伊豆交流センター	1
				22

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
東部危機管理局	裾野市		須山小学校	1
			裾野東小学校	1
			富岡第一小学校	1
			裾野市営総合グランド	1
			千福ヶ丘小学校	1
			深良小学校	1
			裾野西小学校	1
			裾野高校	1
			裾野市民文化センター	1
				9
	御殿場市		かまど幼稚園	1
			鮎沢公民館	1
			印野小学校	1
			玉穂小学校	1
			原里小学校	1
			原里西幼稚園	1
			原里第一保育園	1
			原里中学校	2
			御殿場小学校	1
			御殿場南高校	3
			御殿場南小学校	3
			御殿場南中学校	1
			高根小学校	1
			神山小学校	1
			青少年会館	1
			朝日小学校	1
			東田中富士見公園	1
			二の岡公園	1
			富士岡小学校	1
			富士岡中学校	2
			駒門地区コミュニティー	1
			御殿場高校	6
			御殿場東小学校	1
			御殿場中央公園	1
			仁杉・北久原地区コミュニティー	1
			中畑西地区コミュニティー	1
			高根第二保育園	1
				38
	小山町		金時公園	1
			小山総合福祉会館建設予定地	1
			小山総合文化センター（吉久保グランド横）	1
			小山中学校	1
			須走小学校	1
			須走総合グランド	1
			須走中学校	1
			成美小学校	1
			足柄小学校	1
			北郷小学校	1
			北郷中学校	1
			明倫小学校	1
				12
	富士宮市		稲子小学校	1
			貴船小学校	5
			黒田小学校	4
			根原小分校	1
			山宮小学校	3
			芝川総合運動場	1
			芝川中学校	1

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
東部危機管理局	富士宮市		芝富小学校	1
			上井出小学校	3
			上野小学校	2
			上野中学校	2
			西富士中学校	2
			大宮小学校	4
			大富士小学校	1
			大富士中学校	6
			猪之頭小学校	1
			内房小学校	1
			白糸小学校	3
			富丘小学校	4
			富士宮西小学校	3
			富士宮東高校	3
			富士宮東小学校	2
			富士宮北高校	2
			富士見小学校	3
			富士根南小学校	5
			富士根南中学校	6
			富士根北小学校	1
			富士根北中学校	1
			舞々木墓地	2
			北山小学校	2
			北山中学校	2
			柚野小学校	1
			柚野中学校	1
			富士宮第四中学校	4
			富士宮第二中学校	6
			富士宮第三中学校	6
			富士宮第一中学校	5
			富士宮西高校	2
			星陵高校	3
				106
	富士市		岳陽中学校	2
			岩松小学校	6
			岩松中学校	3
			岩松北小学校	2
			岩本保育園	1
			雁公園	6
			吉永第一小学校	3
			吉永第二小学校	1
			吉原公園	3
			吉原高校	6
			吉原小学校	6
			吉原第一中学校	4
			吉原第三中学校	4
			吉原第二中学校	7
			吉原東中学校	2
			吉原北中学校	4
			丘小学校	4
			元吉原小学校	3
			元吉原中学校	5
			原田公園	5
			原田小学校	4
			広見公園	5
			広見小学校	6
			今泉小学校	5
			神戸小学校	2

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
東部危機管理局	富士市		須津小学校	3
			須津中学校	5
			青葉台小学校	4
			総合体育館	1
			鷹岡小学校	4
			鷹岡中学校	8
			天間小学校	5
			天間幼稚園	2
			伝法小学校	4
			田子浦小学校	4
			田子浦中学校	7
			東球場	2
			柏原保育園	2
			富士見高校	3
			富士見台小学校	3
			富士高校	2
			富士川第一小学校	2
			富士川第一中学校	2
			富士第一小学校	6
			富士第二小学校	6
			富士中央小学校	2
			富士中学校	5
			富士南小学校	3
			富士南中学校	5
			米の宮公園	2
			大淵第一小学校	3
			大淵中学校	6
			大淵第二小学校	1
			富士西公園（旧入山瀬公園）	5
			市役所2F市民広場（指紋コーナー）	1
			富士岡東小学校	2
			吉原商業高校	2
			富士中央公園	6
			富士川第二小学校	2
			富士川第二中学校	2
			富士東高校	5
				226
				881

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
中部危機管理局	静岡市	葵区	葵(城内)小学校	3
			安西小学校	1
			安東公園(熊野神社)	1
			安東小学校	1
			安東中学校	3
			安倍川中学校	1
			安部口ｽﾎﾟｰﾂ広場	6
			安部口小学校	5
			井宮小学校	5
			井宮北小学校	1
			井川小学校	1
			井川中学校	1
			横山ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			横内小学校	5
			下ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			観山中学校	5
			橘高校	3
			牛妻ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			郷島ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			玉川小学校	1
			玉川中学校	1
			駒形小学校	3
			駒形第二公園	1
			沓谷第一公園	1
			山崎新田ｽﾎﾟｰﾂ広場	2
			住吉公園	2
			駿府公園	12
			松野小学校	1
			城東公園	1
			城内中学校	1
			城北公園	16
			城北小学校	4
			城北西草深公園	1
			常盤公園	1
			新間宮前ｽﾎﾟｰﾂ広場	3
			水見色小学校	1
			瀬名(水梨)ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			清水山公園	4
			清沢小学校	1
			清沢東小学校跡地	1
			西奈小学校	5
			西奈中学校	7
			西奈南小学校	2
			西部生涯学習センタ(田町公園)	2
			青木の杜公園	1
			静岡高校	3
			静岡市斎場	1
			静岡西高校	1
			静岡東高校	3
			静岡農業高校	5
			静岡北高校	1
			千代田ｽﾎﾟｰﾂ広場	2
			千代田小学校	4
			千代田東小学校	3
			川合本田公園	1
			浅間神社	3
			賤機中学校	2
			賤機北小学校	1
			足久保ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			足久保小学校	1
中部危機管理局	静岡市	葵区	大河内中学校	1
			大河内北小跡地	1
			大川小学校	1
			大川中学校	1
			鷹匠公園	1
			辰起町緑地ｽﾎﾟｰﾂ広場	11
			中藁科小学校	1
			堤町緑地ｽﾎﾟｰﾂ広場	4
			伝馬町小学校	1
			伝馬町新田ｽﾎﾟｰﾂ広場	12
			田町小学校	2
			田町緑地ｽﾎﾟｰﾂ広場	19
			東中学校	3
			東部防災ｾﾝﾀｰ	4
			東豊田中学校	1
			南藁科小学校	1
			梅ヶ島新田集会場	1
			梅ヶ島中学校	1
			美和小学校	1
			美和中学校	1
			服織小学校	4
			服織西小学校	1
			服織中学校	3
			福田ヶ谷ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			峰山小学校	1
			北沼上小学校	1
			北浅間神社	1
			北大門公園	1
			麻機小学校	7
			末広中学校	3
			門屋ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			弥勒ｽﾎﾟｰﾂ広場	12
			与一右ェ門ｽﾎﾟｰﾂ広場	3
			陸軍墓地	1
			竜爪中学校	5
			竜南小学校	2
			藁科公民館	4
			藁科中学校	1
			籠上中学校	5
			賤機南小学校	3
			口坂本八王子神社前	1
			玉川キャンプセンター	1
			静岡城北高校	6
			里俣中村公民館(黒俣分校跡地)	1
			番町小学校	2
			静岡商業高校	3
			新通小学校新通公園	4
			中藁科小布杉分校	1
			長沼沓谷東公園	1
			護国神社(柚木公園)	3
			東海大学短期大学	1
			静岡科学技術高校	2
			楢尾青少年の家	1
			静岡市立高校	6
			静岡大成中高校	1
				316
		駿河区	みずほなかよし公園	1
			みずほ公園	2
			丸子尻高公園	1
			丸子新田ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
中部危機管理局	静岡市	駿河区	丸子川ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			久能小学校	2
			久能幼稚園	1
			宮竹小学校	1
			競輪場駐車場	1
			戸斗前公園	1
			向敷地ｽﾎﾟｰﾂ広場	6
			広野公園	1
			広野東公園	2
			高松公園	2
			高松中学校	1
			城山中学校	1
			新川公園	1
			森下公園	2
			森下小学校	2
			聖光学院	1
			西豊田小学校	1
			静岡英和学院大学	1
			静岡南高校	1
			静岡聾学校	1
			赤目ヶ谷ｽﾎﾟｰﾂ広場	1
			草薙総合運動公園	12
			大谷小学校	1
			大里西小学校	2
			大里中学校	6
			大里東小学校	3
			池田公園	1
			池田島崎公園	4
			中原ｽﾎﾟｰﾂ広場	17
			中田小学校	3
			中島小学校	3
			長田西小学校	2
			長田西中学校	8
			長田東小学校	1
			長田南小学校	2
			長田南中学校	1
			長田北小学校	1
			登呂公園	1
			東新田公園	4
			東豊田小学校	3
			南安部公園	6
			南中学校	3
			南部小学校	5
			南部地域市民広場	6
			八幡山公園	4
			富士見小学校	1
			豊田中学校	7
			用宗公園周辺	5
			静岡県立大学芝生園	1
			市立商業高校	1
			静岡県静岡視覚特別支援学校	1
			中野新田ｽﾎﾟｰﾂ広場	7
			長田ｺﾐｭﾆﾃｨｰ防災ｾﾝﾀ	5
			川原小学校	5
			下川原公園	2
				170
		清水区	蒲原西小学校	2
			蒲原中学校	2
			蒲原東小学校	2
			月見公園	3
中部危機管理局	静岡市	清水区	県柑橘試験場	8
			桜ヶ丘公園	4
			三保公民館	5
			宍原小学校	2
			宗像神社	2
			小河内小学校	2
			小島小学校	2
			清水海上技術短期大学	8
			清水高部小学校	4
			清水小学校	7
			清水西高校	9
			清水総合運動場体育館	6
			清水東高校	9
			静岡サレジオ高校	8
			静岡県立大学周辺	4
			船越東自治館	2
			中河内小学校	1
			忠霊塔公園	3
			東海大学三保研修館	5
			由比小学校	2
			由比中学校	2
			由比北小学校	2
			両河内中学校	1
			和田島小学校	2
			清水第八中学校	8
			清水有度第一小学校	8
			清水第七中学校	7
			清水有度第二小学校	4
			いを崎神社周辺	3
			清水入江小学校	5
			清水江尻小学校	6
			清水国際高校	5
			清水第一中学校	8
			清水辻小学校	4
			清水飯田東小学校	5
			清水袖師小学校	4
			清水袖師中学校	7
			清水庵原小学校	5
			清水飯田小学校	6
			清水興津中学校	7
			独立行政法人果樹研究所	3
			清水興津小学校	9
			蒲原市民文化ｾﾝﾀｰ	2
			清水船越小学校	7
			船越堤公園	5
			清水第三中学校	6
			清水第二中学校	5
			岡地区ｺﾐｭﾆﾃｨｰ防災ｾﾝﾀｰ	5
			清水岡小学校	5
			清水浜田小学校	4
			清水第五中学校	8
			清水三保第一小学校	6
			清水第四中学校	8
			日本平運動公園	9
			清水三保第二小学校	5
			清水駒越小学校	5
			清水不二見小学校	5
				298
				784

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
中部危機管理局	藤枝市		みわ保育園	1
			稲葉小学校	2
			岡部小学校	1
			岡部中学校	1
			広幡小学校	2
			高州中学校	3
			高州南小学校	1
			高洲小学校	3
			瀬戸谷小学校	1
			瀬戸谷中学校	1
			西益津小学校	3
			西益津中学校	2
			青島小学校	2
			青島中学校	2
			青島東小学校	5
			青島北小学校	2
			大洲小学校	3
			大洲中学校	2
			中央小学校跡地	2
			朝比奈第一小学校	1
			藤岡小学校	5
			藤枝市民グランド	3
			藤枝小学校	1
			藤枝中央小学校	1
			藤枝中学校	6
			葉梨小学校	4
			葉梨西北小学校	1
			葉梨中学校	1
			いきいき交流センタ	2
			あさひな保育園	2
			静清工業高校	2
			藤枝北高校	2
			藤枝東高校	2
			藤枝西高校	3
				75
	焼津市		つつじ平団地	1
			港小学校	2
			港中学校	9
			黒石小学校	3
			小川公民館	5
			小川小学校	2
			小川中学校	5
			焼津水産高校	2
			焼津西小学校	2
			焼津中学校	5
			焼津南小学校	2
			焼津文化センター	3
			静岡福祉情報短期大学	2
			惣右衛門コミュニティセンター（一色）	2
			大井川西小学校	4
			大井川中学校	2
			大井川東小学校	1
			大井川南小学校	3
			大村中学校	7
			大富小学校	9
			大富中学校（体育館）	6
			東益津小学校	6
			東益津中学校	5
			東小学校	4
			八楠公園	3
			豊田小学校	8
			豊田中学校	3
中部危機管理局	焼津市		和田公民館	2
			和田小学校	2
			和田中学校	2
			静浜幼稚園下藤分園	1
			大井川体育館	2
			焼津中央高校	3
				118
	吉田町		吉田中央小学校	4
			吉田中学校	4
			自彊小学校	4
			住吉小学校	5
			吉田高校	3
				20
	島田市		お茶の里会館	1
			伊久美小学校	1
			伊太小学校	1
			横井運動場公園	2
			菊川の里会館	1
			旧笹間小学校	1
			旧笹間中学校	1
			金谷小学校	1
			金谷小学校グランド	1
			金谷中学校	1
			金谷町中央公民館	1
			五和小学校	1
			市立児童センター	2
			駿遠学園	1
			初倉小学校	3
			初倉中学校	3
			初倉南小学校	1
			神座小学校	1
			神谷城西公民館	1
			西向地区集会所	1
			静大付属中学校	3
			石風呂集会場	1
			川根小学校	3
			相賀小学校	1
			大井神社境内	1
			大津小学校	2
			湯日小学校	1
			抜里地域交流センター	1
			夢づくり会館	1
			六合小学校	1
			六合中学校	1
			六合東小学校	1
			川根中学校	2
			かわね保育園	1
			島田第二小学校	3
			島田第三小学校	2
			島田第二中学校	4
			島田第四小学校	2
			島田第一小学校	1
			島田第五小学校	1
			島田高校横防災倉庫	2
			島田第一中学校	2
			大井川緑地公園(市陸上競技場管理棟)	4
			金谷高校	1
			島田商業高校	4
			島田樟誠高校（旧島田学園）	1
			島田工業高校	6
				79

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
中部危機管理局	川根本町		中川根中学校	1
			中川根南部小学校	1
			本川根小学校	1
			中央小学校	1
			川根高校	2
				6
	牧之原市		細江小学校	5
			坂部小学校	4
			勝間田小学校	4
			新庄避難地	1
			榛原中学校	5
			陣太山避難地	1
			須々木避難地	1
			静波グランド	5
			相良小学校	2
			片浜避難地（片浜小グランド）	1
			牧之原コミュニティーセンター	2
				31
				1113

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
西部危機管理局	浜松市	西区	はまゆう図書館	1
			伊佐見小学校	5
			古人見幼稚園	1
			湖東中学校	5
			佐浜公民館	1
			篠原小学校	6
			篠原中学校	7
			庄内中学校	3
			神久呂小学校	5
			神久呂中学校	4
			西都台小学校	2
			村櫛小学校	3
			大平台小学校	3
			南庄内小学校	1
			入野小学校	6
			入野中学校	2
			白州公民館	1
			舞阪小学校	1
			舞阪中学校	1
			舞阪幼稚園	1
			北庄内小学校	3
			雄踏小学校	1
			雄踏町文化ｾﾝﾀｰ	1
			和地小学校	2
			総合体育館舞童夢	1
			舞阪第二保育園	1
			舞阪第一保育園	1
			舞阪文化ｾﾝﾀｰ	1
				70
		中区	葵が丘小学校	6
			葵西小学校	3
			曳馬小学校	5
			曳馬中学校	3
			花川小学校	1
			開成中学校	9
			鴨江小学校	7
			旧高砂小学校	5
			県居小学校	6
			元城小学校	5
			広沢小学校	5
			江西中学校	5
			高台中学校	6
			佐藤小学校	8
			佐鳴台小学校	5
			佐鳴台中学校	4
			四つ池公園	16
			上島小学校	9
			城北工業高校	6
			城北小学校	8
			瑞穂小学校	4
			西部中学校	6
			静大工学部	8
			泉小学校	8
			浅間小学校	5
			船越公園	10
			船越小学校	2
			双葉小学校	2
			相生小学校	7
			中部中学校	2
			追分小学校	8
			東部公民館	4

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
西部危機管理局	浜松市	中区	南部中学校	4
			萩丘小学校	7
			八幡中学校	4
			浜松市立高校	7
			浜松西高校	10
			浜松北高校	7
			富塚小学校	6
			富塚西小学校	6
			富塚中学校	5
			北部中学校	10
			竜禅寺小学校	4
			和地山公園	9
			蜆塚中学校	5
			浜松北小学校	8
			浜松西小学校	7
			浜松東小学校	6
				293
		天竜区	浦川小学校	1
			横山小学校	1
			下阿多古小学校	1
			鏡山小学校	1
			光が丘中学校	1
			佐久間小学校	1
			市民運動広場	2
			春野中学校	1
			上阿多古小学校	1
			城西小学校	1
			水窪小学校	1
			水窪中学校	1
			清流中学校	1
			二俣駅東西広場	1
			二俣小学校	1
			旧浦川中学校	1
			旧熊中学校	1
			旧春野東中学校	1
			旧佐久間中学校	1
			旧竜川中学校	1
			佐久間高校	1
			二俣高校	1
			天竜林業高校	1
			春野高校	1
				25
		東区	笠井小学校	5
			笠井中学校	4
			蒲小学校	8
			丸塚中学校	11
			積志小学校	4
			積志中学校	5
			大瀬小学校	6
			中郡小学校	2
			中郡中学校	2
			中野町小学校	5
			天竜中学校	2
			豊西小学校	3
			有玉小学校	5
			与進小学校	5
			与進中学校	6
			与進北小学校	5
			和田小学校	9
			和田東小学校	3
				90

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
西部危機管理局	浜松市	南区	遠州浜小学校	2
			可美小学校	2
			可美中学校	2
			河輪小学校	2
			五島小学校	2
			砂丘小学校	3
			新橋体育センタ	9
			新津小学校	5
			新津中学校	6
			東部中学校	11
			東陽中学校	5
			南の星小学校	8
			南陽中学校	9
			白脇小学校	9
			飯田小学校	5
			芳川小学校	6
			芳川北小学校	5
				91
		浜北区	伎倍小学校	2
			新原小学校	3
			赤佐小学校	4
			大平小学校	1
			中瀬小学校	3
			内野小学校	3
			浜北北部中学校	6
			浜名小学校	4
			浜名中学校	5
			北浜小学校	4
			北浜中学校	8
			北浜東小学校	5
			北浜東部中学校	2
			北浜南小学校	2
			北浜北小学校	5
			麁玉小学校	3
			麁玉中学校	2
				62
		北区	伊平小学校	1
			伊目小学校	1
			井伊谷小学校	2
			引佐北部小学校	1
			奥山小学校	1
			気賀高校	1
			気賀小学校	1
			久留米木小学校	1
			金指小学校	1
			高台幼稚園	1
			細江中学校	1
			三ヶ日西小学校	1
			三ヶ日東小学校	1
			三方原小学校	9
			三方原中学校	2
			初生小学校	3
			西気賀小学校	1
			川名小学校	1
			大崎小学校	1
			中央公民館	1
			中川小学校	1
			都田小学校	1
			都田中学校	1
			都田南小学校	3
			尾奈小学校	1

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
西部危機管理局	浜松市	北区	平山小学校	1
			豊岡小学校	2
			北星中学校	4
			西四村防災ｾﾝﾀｰ	1
			旧渋川幼稚園	1
			引佐北部中学校	1
			引佐高校	1
			三ヶ日高校	1
				51
				682
		湖西市	アメニティプラザ	1
			岡崎小学校	5
			岡崎中学校	3
			湖西中学校	3
			新居高校	1
			新居小学校	2
			新居中学校	3
			新居町体育館	1
			新居町民ｾﾝﾀｰ	1
			新居幼稚園	1
			知波田小学校	2
			白須賀小学校	1
			白須賀中学校	2
			鷲津小学校	3
			鷲津中学校	4
			浜名特別支援学校	1
			湖西東小学校	4
			湖西高校	2
				40
		磐田市	城山中学校	2
			第一中学校	2
			磐田西小学校	2
			磐田中部小学校	2
			磐田北小学校	4
			富士見小学校	2
			福田小学校	1
			福田中学校	1
			豊岡総合センタ	1
			豊岡中学校	1
			豊岡東小学校	1
			豊岡南小学校	1
			豊岡北小学校	1
			豊浜小学校	1
			竜洋西小学校	1
			竜洋中学校	1
			竜洋東小学校	1
			竜洋北小学校	1
				26

管理局	市町	区	設置場所	特設公衆電話数
西部危機管理局	袋井市		笠原公民館	1
			笠原保育園	1
			笠原幼稚園	1
			県立袋井高校	1
			県立袋井商業高校	1
			高南幼稚園	1
			今井幼稚園	1
			三川幼稚園	1
			山梨公民館	1
			山梨幼稚園	1
			市立図書館	1
			若草幼稚園	1
			西幼稚園	1
			浅羽西幼稚園	1
			浅羽南幼稚園	1
			袋井南小学校	2
			袋井南中学校	1
			東幼稚園	1
			南幼稚園	1
			浅羽東幼稚園	1
			田原幼稚園	1
				22
	掛川市		いこいの広場	2
			栄川中学校	1
			横須賀高校	2
			横須賀小学校	1
			掛川工業高校	2
			掛川西中学校	2
			掛川第一小学校	1
			掛川第二小学校	1
			掛川中央小学校	1
			掛川東中学校	4
			県立掛川西高校	2
			県立掛川東高校	1
			原谷小学校	2
			原田小学校	1
			原野谷中学校	1
			佐束小学校	1
			桜ヶ丘中学校	2
			桜木小学校	1
			上内田小学校	1
			城東中学校	1
			城北小学校	3
			西郷小学校	1
			西山口小学校	2
			千浜小学校	1
			曽我小学校	1
			倉真小学校	1
			大坂小学校	1
			大須賀中学校	2
			大浜中学校	1
			大渕小学校	1
			中小学校	1
			土方小学校	1
			東山公民館	1
			日坂小学校	1
			北中学校	1
			原泉地域立林の都さくら咲く学校	1
			和田岡生涯学習センター	1
				51
西部危機管理局	菊川市		岳洋中学校	1
			菊川西中学校	1
			小笠南小学校	1
			菊川東中学校	2
				5
	御前崎市		御前崎小学校	3
			新谷区集落センター	1
			白羽小学校	3
			白浜コミュニティ防災センター	1
			浜岡総合グランド	2
			浜岡第一小学校	2
			浜岡中学校	2
			浜岡東小学校	2
			浜岡北小学校	2
			池新田高校	2
				20
	森町		森町中央体育館	4
				4
				850

危機管理局名	公衆電話数	設置箇所数
賀茂危機管理局	98	67
東部危機管理局	881	314
中部危機管理局	1113	382
西部危機管理局	850	294
静岡県合計	2942	1057

８－１０　市町防災行政無線の現況

(1) 同報系

（県防災通信課）H24.4.1

無線局設置箇所	親局(役場) 出力 (W)	中継所 出力 (W)	子局 屋外(右欄は内数) 局数	子局 屋外(右欄は内数) (アンサー有)	子局 戸別受信機	子局 計	全戸配備	通信体系	地震計等接続方式	備考
下田市	0.1	5 5	139	5	550	689		2	D	
東伊豆町	0.1	3 10	70	20	362	432		3	B	
河津町	5		67		79	146		1	BF	
南伊豆町	0.5	0.5 10	87	25	642	729		4	B DF	
松崎町	0.1	10	65		29	94		2	A	
西伊豆町	5	10	51	7	39	90		3		
熱海市	0.1	5	134		1,170	1,304		2	D	
伊東市	0.1	5	146		1,965	2,111		2	C	
沼津市	5		284		326	610		1	F	
（戸田）	10		22	6	1,525	1,547	○	5	F	
三島市	5		176		201	377		1	F	
御殿場市	5		26	13	24,702	24,728	○	1	C	
裾野市	10		13	5	12,657	12,670	○	1	C	
伊豆市 （修善寺）	10		66	66	77	143		1	C	
（土肥）	0.5 0.5	5 5	34	34	1,726	1,760	○	5	BF	
（天城湯ヶ島）	10		38		345	383		1		
（中伊豆）	0.01	1	30	5	2,196	2,226		2	C	
伊豆の国市	0.1	5	42			42		2		
（伊豆長岡）	5				251	251		1		
（韮山）	1	0.1	42		90	132		2		
（大仁）	0.1	10	67		2,192	2,259		2		
函南町	1		79	79	97	176		1	F	
清水町	1		39	6	250	289		1	C	
長泉町	3		43	6	346	389		1		
小山町	0.1	10	24	6	6,200	6,224	○	2	C	
富士市	5	5	396		827	1,223		5	F	
富士宮市	5		195		2,163	2,358		1	C	
（芝川町）	0.1	10	54	6	2,950	3,004	○	2		
静岡市	0.1	0.1	361	73	922	1,283		市街1	F	
（葵・駿河区）	5	3						山間2		
（清水区）	8		171		468	639		市街1	F	
	2							山間2		
（蒲原地区）	5		48		15	63		1	F	
（由比地区）	1		43		18	61		1	F	
藤枝市	10		8	3		8			F	
	10		167	41	96	263		1		
（岡部）	10		22	5	50	72		1		
島田市	0.1	2	128	16	137	265		2	F	
（金谷）	2		55	10	5,610	5,665		1	F	
（川根）	0.1	2	35	23	308	343		1	F	
焼津市	1		126		91	217		1	AF	
（大井川町）	1		52		1,800	1,852		1	AF	
牧之原市 （榛原）	5		57	6	800	857		1	AF	
（相良）	5		87	10	6,655	6,742	○	1	BF	
吉田町	0.1		42	4	8,000	8,042	○	1	BD	
川根本町	0.1	2	27	8	654	681		2	F	
（本川根）	0.1	2	19	6	1,240	1,259	○	2	F	
磐田市	2		165	4	295	460		1		
（福田）	0.1		52	1	483	535		1		
（竜洋）	0.5		49		4,878	4,927	○	1		
（豊田）	1		54	53	800	854		1		
（豊岡）	10		51	3	1,296	1,347		1		
掛川市	5 5	10	294	3	18,727	19,021	○	5	F	
（大東）	5		0	0	4,961	4,961	○	5	F	
袋井市	2		145	1	562	707		1		
（浅羽）	1		71		136	207		1		
御前崎市	1	1	142	13	5,820	5,962		4	D	
菊川市	1		95	8	8,135	8,230	○	1	BF	
（小笠）	1		25	8	3,384	3,409	○	1		
森町	5		14		5,600	5,614	○	1		
浜松市	5		37	28	2,550	2,587		1		
（西区舞阪）	1		29	3	3,442	3,471	○	1		
（西区雄踏）	1		27		100	127		1		
（北区細江）	1		67		500	567		1	C	
（北区引佐）	10	0.01	64	7	203	267		2	C	
（北区三ヶ日）	1		67		128	195		1		
（浜北区）	1		120	7	292	412		1		
（天竜区天竜）	10		150		247	397		1		
（天竜区春野）	5	5	65		2,198	2,263	○	2		
（天竜区佐久間）	0.1	10	40		2,309	2,349	○	2	C	
（天竜区水窪）	1	10	37	5	1,400	1,437	○	2		
（天竜区龍山）	10		23		498	521	○	1		
湖西市	1		113		53	166		1	AF	
（新居町）	1		56		1,060	1,116		1	C	
合　計			5,929	638	160,878	166,807	20			

(2) 移動系

市町名	基地局(親局) 出力(W)	基地局(中継所) 出力(W)	前進基地 局数	前進基地 出力(W)	移動局(局数の右欄は車載局の内数) 1W 局	1W (車)	5W 局	5W (車)	10W 局	10W (車)	25W 局	25W (車)	計
下田市	5	0.1					64	43	12	10			76
東伊豆町	10						36		1				37
河津町	0.01	5			36		42	25					78
南伊豆町	0.5	0.5 10			6				83	28			89
松崎町	0.1	10			25		24		16	12			65
西伊豆町	1	10					29		34	8			63
(賀茂)	10						9		8	4			17
熱海市	1	5					72	26					72
伊東市	0.5	5					21	7	62	43			83
沼津市	5				10		60	31	9	2			79
(戸田)	1	5			17				21				38
三島市	2				0		125	35			33	12	158
御殿場市	10				3		10		34	29			47
裾野市	10								17	2			17
伊豆市(修善寺)	5	5			14		14	2	2				30
(土肥)	10				12		2		6	1			20
(天城湯ヶ島)	10						21		4	2			25
(中伊豆)	0.1	5			13		16		21	6			50
伊豆の国市	2	2	1	2							121	35	121
函南町	5				2		56	29					58
清水町	0.5				56	10							56
長泉町	1				45	20	5	3			6	6	56
小山町	1	10			5		10	3	57	42			72
富士市	5						39						39
静岡市	1	1					21		64	33			85
(葵･駿河区)	1	1											
(清水区)	5	10			32				26	19			58
	0.5	0.5											
(由比地区)	5						14	3					14
藤枝市	10						76		20	2			96
(岡部)	10						11	6	40	30			51
島田市	5	5			5		78	18	1				84
(金谷)	0.1	5					20		22				42
(川根)	5	0.01			8		5		35	16			48
焼津市	5				27		26	16	14	14			67
(大井川町)	0.5				42		35	35					77
牧之原市(榛原)	5						47	28					47
(相良)	5				29		68	39					97
吉田町	1						39	20					39
川根本町	1	5			32		3		26	20			61
(本川根)	0.1	10			6		9		50	29			65
御前崎市	5				1		74	29					75
菊川市	5						10		36	34			46
森町	0.01	5			6		23		56	41			85
浜松市	10						144	12			181	43	325
旧浜松市	10						63	46	5	1			68
(西区舞阪)	1				31		10	9					41
(西区雄踏)	1				32		18	12					50
(北区細江)	5						44	12					44
(北区引佐)	0.01	10			10		32	4	49	41			91
(北区三ヶ日)	10						13		20	19			33
(浜北区)	5				7		11	9					18
(天竜区天竜)	10		3	10	37		78	70	10	7			125
(天竜区春野)	0.5	5			15		4	1	25	23			44
(天竜区佐久間)	2	10					15	5	40	5			55
	10	5											
(天竜区水窪)	1	5			2		13		18	7			33
(天竜区龍山)	10				10				17	10			27
湖西市	0.1	2					37	28					37
(新居町)	1				25	13							25
合　計	65	32	4		674	43	1,568	606	1,173	587	341	96	8,894

参考資料（８－１０関係）

（１）通信体系

1 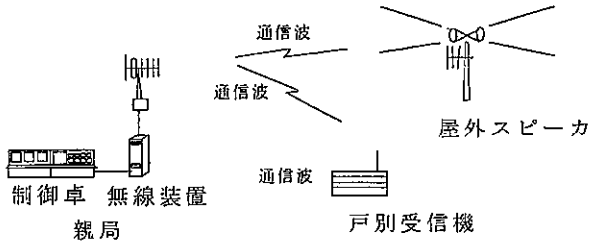 	市町役場に設置している親局から発信する。
2 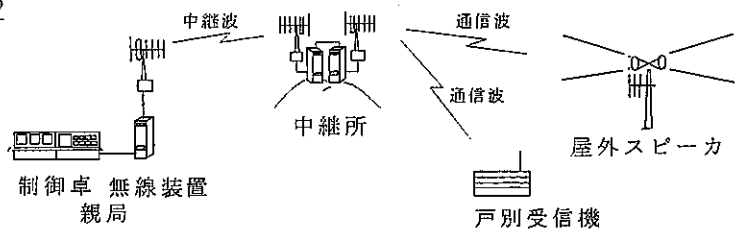 	市町に設置している親局から中継所を経由して行う通信方式で、広範囲なサービスエリアをカバーできる。
3 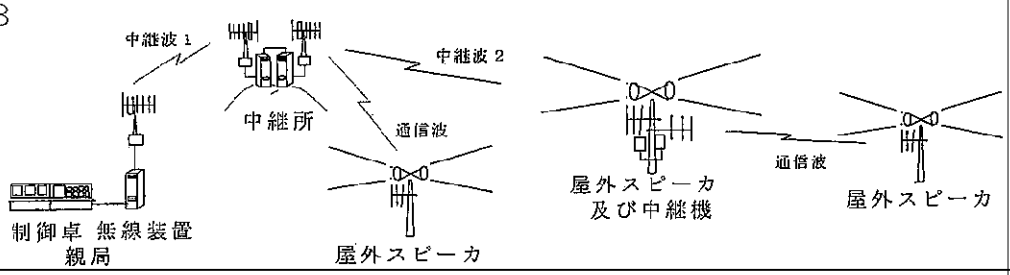 	市町に設置している親局から中継所を経由するとともに、限られた子局のために設置されたサブ中継所からも発信可能な通信方式で、広範囲なサービスエリアと小ゾーンをカバーできる。
4 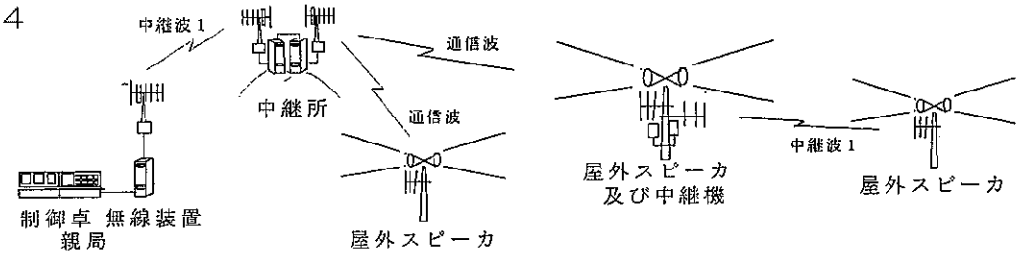 	市町に設置している親局から中継所を経由するとともに、数局の子局のために設置されたサブ中継所からも発信可能な通信方式で、広範囲なサービスエリアと小ゾーンをカバーできる。
5 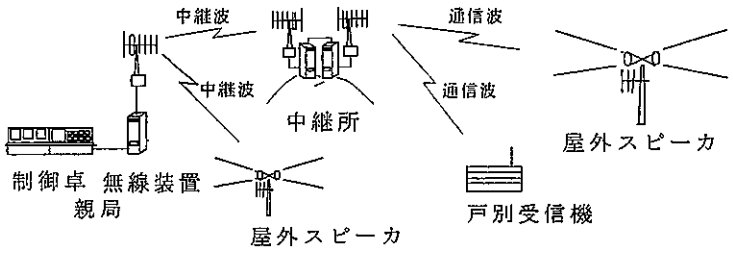 	１と２の方式を組み合わせたもの。

（２）地震計等接続方式

方式	内　　容
A	地震計と連動（市町が設置したもの）
B	地震計と連動（県等が設置したもの）
C	地震計の設置のみ（県等が設置したものは除く）
D	緊急情報衛星同報システムと連動
E	緊急情報衛星同報システムの設置のみ
F	全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）と連動

8-11 市町別有線放送施設

（県危機政策課）H24.4.1

支部	市町	加入数（注）
賀茂危機管理局	下田市	—
	東伊豆町	—
	河津町	—
	南伊豆町	—
	松崎町	—
	西伊豆町	—
	計	0
東部危機管理局	沼津市	—
	熱海市	—
	三島市	—
	富士宮市	—
	伊東市	—
	富士市	—
	御殿場市	—
	裾野市	—
	伊豆市	—
	伊豆の国市	—
	函南町	—
	清水町	—
	長泉町	—
	小山町	—
	計	0
中部危機管理局	静岡市	—
	島田市	—
	焼津市	—
	藤枝市	—
	牧之原市	—
	吉田町	—
	川根本町	—
	計	0
西部危機管理局	浜松市	2,982
	中区	—
	東区	—
	西区	—
	南区	—
	北区	2,982
	浜北区	—
	天竜区	—
	磐田市	—
	掛川市	—
	袋井市	—
	湖西市	—
	御前崎市	—
	菊川市	—
	森町	—
	計	2,982
県合計		2,982

（注）有線テレビジョン放送を含まない。

9-1 消防ポンプ自動車等整備状況（消防本部）

（県消防保安課）H24.4.1

消防本部名	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車				消防自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車	救急自動車数	救助工作車	指揮車	消防艇	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ			ヘリコプター	排煙・高発泡車	広報車
	B－1以上	B－1以上	18m以下	24m	30m	38m以上	屈折はしご付										ポンプ積載車	非積載	手引ポンプ動力			
県計	62	132	4	0	15	6	6	1	1	32	166	46	55	0	0	1	3	111	15	2	1	61
静岡市	0	32	0	0	2	3	0	1	1	6	23	6	11	0	0	1	0	46	0	1	0	3
浜松市	24	17	1	0	2	2	2	0	0	4	28	8	8	0	0	0	1	0	0	1	1	11
沼津市	10	4	0	0	1	0	1	0	0	2	9	2	2	0	0	0	0	13	0	0	0	0
熱海市	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	1	6	0	0	0	3
三島市	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	0	6	0	0	0	1
富士宮市	2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	6	2	3	0	0	0	1	3	0	0	0	0
伊東市	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	3	3	0	0	1
島田市	2	4	0	0	0	0	1	0	0	1	6	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6
富士市	0	12	0	0	1	0	1	0	0	3	11	2	2	0	0	0	0	12	0	0	0	6
磐田市	2	5	0	0	1	0	0	0	0	2	7	1	1	0	0	0	0	0	7	0	0	1
焼津市	2	1	0	0	1	0	0	0	0	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
掛川市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	2	0	0	0	0	4	0	0	0	3
藤枝市	3	3	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	3	0	0	0	0	4	0	0	0	4
裾野市	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
湖西市	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0
御前崎市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
菊川市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	2
東伊豆町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
清水町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2
長泉町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
御殿場市小山町広域行政組合	2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
袋井市森町広域行政組合	3	3	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
田方地区消防組合	0	8	0	0	0	1	0	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	5	0	0	0	9
西伊豆広域消防組合	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
吉田町牧之原市広域施設組合	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1
下田地区消防組合	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消防本部名	空気充填車	資機材搬送車	消火剤投入車	破壊工作車	レッカー車	クレーン車	震災救難車	屈折放水塔車	自動二輪車		水槽車			耐煙救出車	支援車	人員搬送車	給食・給水車	移動無線電話車	防災指導車	起震車	消防水利システム海水利用型	無人消火ロボット	その他の車両
									全般用 消防活動	救急活動用	水槽車 ポンプ付	水槽車Ⅱ型	非積載 ポンプ										
県計	1	30	0	1	0	0	0	0	38	0	19	8	0	0	8	6	0	0	3	1	1	0	91
静岡市	1	3	0	1	0	0	0	0	30	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	21
浜松市	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	4
沼津市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
熱海市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
富士宮市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
富士市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11
焼津市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	14
掛川市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
藤枝市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
裾野市	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
湖西市	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
菊川市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清水町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
御殿場市小山町広域行政組合	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井市森町広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
田方地区消防組合	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
西伊豆広域消防組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
吉田町牧之原市広域施設組合	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
下田地区消防組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消防ポンプ自動車等整備状況（消防団）

（県消防保安課）H24.4.1

市町村名	自動車 普通消防ポンプ車	自動車 水槽付消防ポンプ車	指揮車	林野火災工作車	小型動力ポンプ		手引動力ポンプ	広報車	空気充填車	資機材搬送車	自動二輪車	水槽車			その他の車両
					ポンプ積載車	非積載						ポンプ付水槽車	水槽車Ⅱ型	ポンプ非積載	
下田市	14	0	1	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	9	0	1	0	8	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河津町	8	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	4	0	0	0	16	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	3	0	1	0	15	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	5	0	0	0	14	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
沼津市	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱海市	11	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三島市	8	0	0	0	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士宮市	29	5	0	0	8	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	17	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士市	34	0	0	0	0	39	0	1	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	26	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	6	0	0	0	3	9	0	0	0	0	12	0	0	0	2
伊豆市	21	0	0	0	34	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	19	1	3	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函南町	6	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
清水町	3	0	0	0	0	3	0	1	0	0	3	0	0	0	0
長泉町	4	0	0	0	1	1	4	1	0	0	0	0	0	0	1
小山町	7	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	86	7	1	0	98	177	0	0	0	0	3	0	0	0	0
島田市	36	0	2	0	6	27	0	0	0	1	0	0	0	0	1
焼津市	19	3	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	21	1	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	18	0	1	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	5	0	1	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	9	0	0	0	21	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0
浜松市	90	2	1	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
磐田市	45	0	2	0	17	21	0	0	0	1	0	0	0	0	0
掛川市	29	1	2	0	0	30	8	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	16	0	2	0	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	13	0	1	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	12	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	8	0	1	0	9	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	697	**20**	**21**	**1**	**417**	**485**	**43**	**10**	**0**	**2**	**18**	**1**	**0**	**0**	**14**

10-1-1　異常気象時における道路通行規制要綱

（県道路保全課）

第１条　目　的

この要綱は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合の通行規制の基準等を定め、交通の安全と円滑を期することを目的とする。

第２条　異常気象時通行規制区間の指定

建設部長は、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて、道路の状況（道路構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての交通事情等）から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として指定するものとする。

第３条　異常気象時通行規制区間の変更、解除

建設部長は、防災対策工事等の進捗により道路の状況（道路構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての交通事情等）から、異常気象時において被害が発生するおそれが低いと認められる区間の変更、解除を行う場合には、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて行うものとする。

第４条　道路通行規制基準等

建設部長は、異常気象時における事故を未然に防止するため、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて、道路および気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に応じた各規制区間ごとの道路通行規制基準を指定・変更するものとする。

道路通行規制基準に定める道路通行規制の種類は、通行止および通行注意の２種類とする。

第５条　道路通行規制の実施および解除

（１）道路通行規制基準に基づく道路通行規制の実施は、規制区間を管轄する土木事務所長が行うものとする。

（２）土木事務所長は、前項の規制を実施しようとするときは、あらかじめ所轄の警察署長に規制の区間、理由および種類を連絡するものとする。

（３）道路通行規制の実施は、通行止にあっては、道路標識をもって、通行注意にあっては、指示看板（標識）をもって行うものとし、規制の対象区間および理由を明示するものとする。

（４）道路通行規制の解除は、土木事務所長が通行の安全を確認した後、速やかに行うものとし、所轄の警察署長にこれを連絡するものとする。

第６条　情報連絡

土木事務所長が、道路通行規制を実施し、または解除する場合は、別添「情報連絡系統図」に基づき情報の入手、関係機関相互の連絡、一般への広報等を行い、その徹底を図るものとする。

第７条　その他の道路通行規制

土木事務所長は、第２条および第４条に該当しない場合においても必要があるときは、通行止または通行注意の規制を行うことができるものとする。

この場合の通行規制の実施、解除および情報連絡等については、第５条および第６条の規定を準用する。

（附　則）

この要綱は、昭和４４年８月４日から施行する。
この要綱は、平成１年９月１日から施行する。
この要綱は、平成３年９月１日から施行する。
この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

静岡県道路通行規制情報連絡系統図

平成 24 年 4 月 1 日

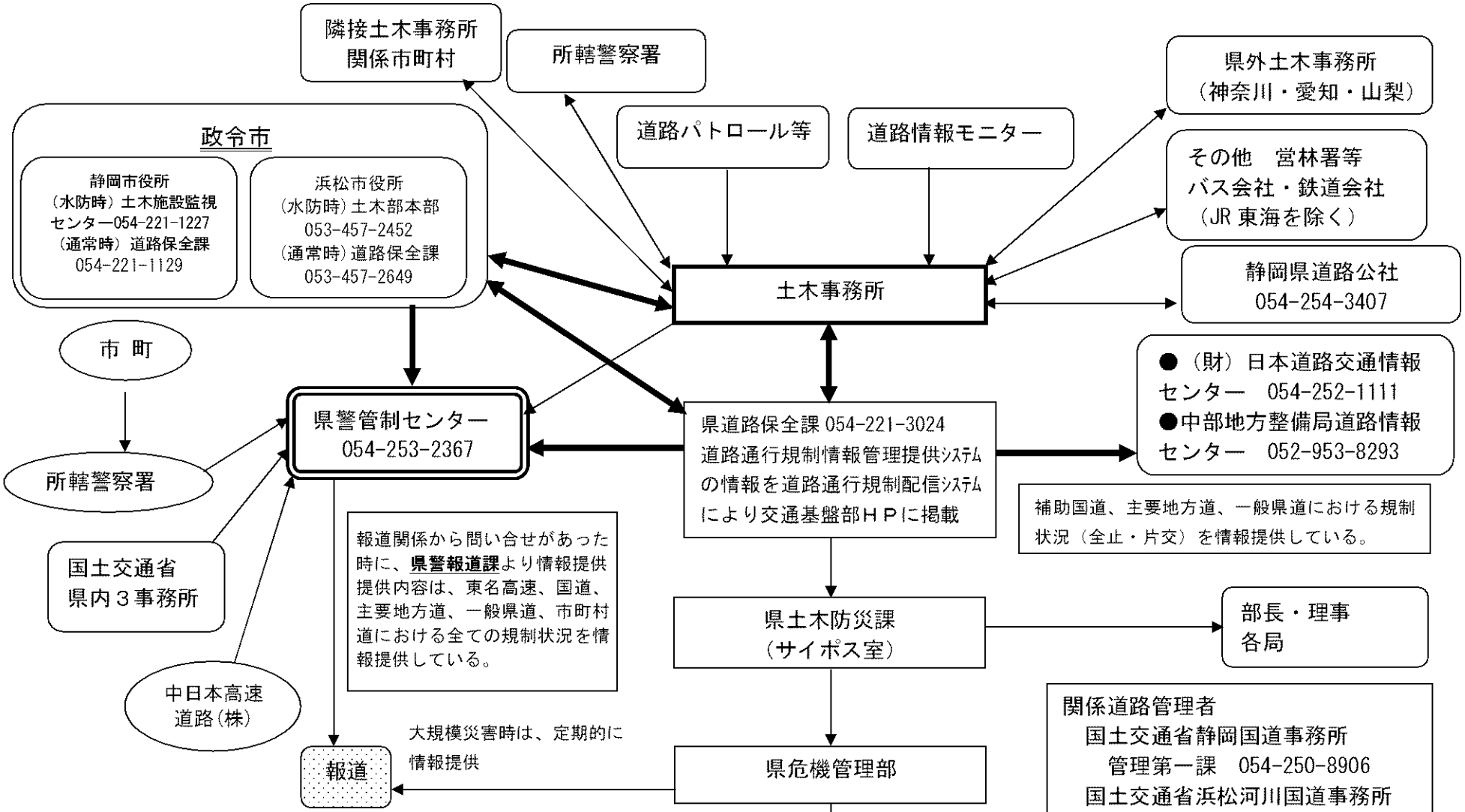

※土木事務所は、市町から消防署、教育委員会に連絡できるよう事前に協議する。

10-1-2 通行規制基準（通行規制区間）

（中部地方整備局、中日本高速道路㈱、県道路公社、県道路保全課） H24.4.1

（1）国土交通省関係

路線名	担当事務所	通行規制区間		H17交通量（台／日）	気象観測所	規制基準		備考
		区間	延長km			通行止雨量	内容	
1号	静岡国道	田方郡函南町桑原字茨ヶ平 〃 〃 〃字枯木	3.7	9，121	箱根テレメータ	連続雨量250mm	落石、法面崩落	富士国道維持出張所
52号	〃	静岡市清水区小河内字坂本 〃 〃 宍原	1.7	5，637	逢坂テレメータ	〃	〃	静清国道維持出張所
246号	〃	駿東郡小山町大字生土 〃 〃 大字棚頭	6.2	20，396	小山テレメータ	〃	〃	沼津国道維持出張所
1号	浜松	島田市番生寺 掛川市日坂新田字裏	6.0	33，449	金谷テレメータ	〃	〃	掛川国道維持出張所

(2)中日本高速道路㈱

①東名高速道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量が概ね下記の数値に達したとき	組合せ雨量(※)	
大井松田IC～御殿場IC	御殿場管理事務所	350mm	連続220mm、時間50mm	4．5以上
御殿場IC～裾野IC	〃	〃	〃	〃
裾野IC～沼津IC	〃	〃	〃	〃
沼津IC～富士IC	富士管理事務所	300mm	〃	〃
富士IC～清水IC	〃	〃	〃	〃
清水IC～静岡IC	静岡管理事務所	〃	〃	〃
静岡IC～焼津IC	〃	〃	〃	〃
焼津IC～吉田IC	〃	〃	〃	〃
吉田IC～相良牧之原IC	〃	〃	〃	〃
相良牧之原IC～菊川IC	〃	〃	〃	〃
菊川IC～掛川IC	袋井管理事務所	〃	〃	〃
掛川IC～袋井IC	〃	〃	〃	〃
袋井IC～浜松IC	〃	〃	〃	〃
浜松IC～浜松西IC	〃	〃	〃	〃
浜松西IC～三ケ日IC	〃	〃	〃	〃
三ケ日IC～豊川IC	豊川管理事務所	280mm	〃	〃

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをいい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が最も早く出現するケースである。

②一般有料道路

路線	区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
			連続雨量が概ね下記の数値に達したとき	組合せ雨量(※)	
西富士道路 （国道139号）	富士市伝法 富士宮市小泉	富士管理事務所	—	—	4．5以上
東富士五湖道路 （国道138号）	山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 駿東郡小山町須走	大月管理事務所	410mm	連続290mm、時間50mm	4．5以上

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをいい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が最も早く出現するケースである。

（3）静岡県道路公社関係

道路名	担当事務所	通行規制区間		H20交通量（台／日）	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
		区　　間	延長（km）			通行注意	通行止		
伊豆中央道（136号）	東部管理センター	―	―	9,248	伊豆中央道料金所	―	―	―	平成2年度解除
新掛塚橋（150号）	西部管理センター	―	―	8,235	遠州大橋料金所	―	―	―	―
修善寺道路（136号）	東部管理センター	―	―	9,055	修善寺テレメーター	―	―	―	―
浜名湖新橋有料道路（村櫛三方原線）	西部管理センター	―	―	837	古人見料金所	―	―	―	―
伊豆スカイライン	東部管理センター	田方郡函南町桑原 伊豆の国市長者ヶ原	16.7	3,161	熱海峠料金所	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成8年度変更
		伊豆の国市長者ヶ原 伊豆市冷川	14.6		亀石峠料金所	〃	〃	〃	平成8年度変更
		伊豆市冷川 伊豆市冷川	9.3		天城高原テレメーター	〃	〃	〃	平成8年度変更
箱根スカイライン	〃	御殿場市神山 裾野市深良	5.0	595	湖尻峠テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成8年度変更

(4)静岡県関係

（県道路保全課）

通 行 規 制 基 準 （通 行 規 制 区 間）

平成24年4月1日現在

道路種別　一般国道　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県・政令市

規制番号	道路種別	路線名	担当事務所	通行規制区間 区間	延長km	交通量 台/日(T05)	気象観測所	規制基準 通行注意	規制基準 通行止	危険内容	指定年度
1	国	135号	下田	下田市白浜 賀茂郡河津町谷津	6.4	8,973	下田テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度
2	国	135号	下田	賀茂郡東伊豆町稲取 賀茂郡東伊豆町白田	2.3	10,867	稲取テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度 昭和58年度改訂
3	国	135号	下田 熱海	賀茂郡東伊豆町奈良本 伊東市赤沢	5.7	13,218	熱川テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度 昭和58年度改訂
4	国	135号	熱海	伊東市宇佐美 熱海市網代	5.9	13,371	多賀テレメーター 伊東テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和48、50、57、 平成5、11、20年度改訂
5	国	135号	熱海	熱海市上多賀 熱海市錦ケ浦	3.5	19,734	多賀テレメーター 熱海テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和50、57年、 平成11年度改訂
6	国	135号	熱海	熱海市伊豆山 熱海市泉元門川	3.5	14,209	熱海テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和46年度 平成11年度改訂
7	国	136号	下田	賀茂郡南伊豆町吉田 賀茂郡南伊豆町子浦	6.7	1,353	南伊豆テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和59年度改訂 平成20年度改訂
8	国	136号	下田	賀茂郡南伊豆町伊浜 賀茂郡松崎町雲見	4.7	810	南伊豆テレメーター 松崎テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和58年度
9	国	136号	下田	賀茂郡松崎町雲見 賀茂郡松崎町道部	7.1	2,405	松崎テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和51、63年度改訂
10	国	136号	下田	賀茂郡松崎町外部 賀茂郡西伊豆町築地	1.0	11,347	松崎テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和51年度改訂
11	国	136号	沼津	伊豆市上船原 伊豆市船原峠口	11.0	5,001	船原テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和55年、 平成4、17年度改訂
13	国	138号	沼津	御殿場市深沢 神奈川県境	3.5	11,211	御殿場テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm 時間雨量 50mm	落石、崩落等	昭和60年度
14	国	152号	浜松市	浜松市天竜区水窪町池島 浜松市天竜区水窪町大原	7.1	1,060	水窪テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 150mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和46年度
15	国	152号	浜松市	浜松市天竜区水窪町奥領家 浜松市天竜区佐久間町大井	13.6	2,365	佐久間テレメーター 水窪テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 150mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和45年度
16	国	152号	浜松市	浜松市天竜区龍山町瀬尻 浜松市天竜区龍山町西川	6.3	3,432	龍山テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 180mm	落石、崩落等	平成元年度
17	国	362号 (旧道)	浜松市	愛知県境 浜松市北区三ケ日町本坂	2.5	70	本坂テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和52、58年度改訂
18	国	362号	浜松市	浜松市天竜区春野町小石川 浜松市天竜区春野町川上	18.5	610	春野テレメーター 川竹テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和48年度
19	国	362号	島田	榛原郡川根本町小井平 榛原郡川根本町崎平	2.0	6,246	本川根テレメーター	連続雨量 120mm 積雪量 5cm	連続雨量 150mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和46年度 昭和59、63年、 平成4、17年度改訂
20	国	362号	島田 静岡土	榛原郡川根本町富士城 静岡市葵区久能尾	15.3 (県管理8.6)	770	本川根テレメーター 清沢テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和46年度 平成5、17年度改訂
21	国	414号	下田 沼津	賀茂郡河津町梨本 伊豆市杉本	11.6	3,867	天城テレメーター 湯ケ島テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和51、52、56、59年、 平成元、17年度改訂
22	国	414号 (旧道)	下田 沼津	賀茂郡河津町梨本 伊豆市桐山	6.3	65	天城テレメーター 湯ケ島テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	平成2年度
23	国	469号	富士	富士郡芝川町下柚野 富士郡芝川町上稲子	5.0	451	長貫テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	平成5年度
24	国	469号	富士	富士郡芝川町下稲子 山梨県境	1.3	1,560	長貫テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和51、63年度改訂 平成5年度路線変更
25	国	473号	浜松市	浜松市天竜区佐久間町浦川 浜松市天竜区佐久間町大井	13.3	2,182	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和48、平成6年度改訂 平成5年度路線変更
26	国	473号	島田	島田市福用 島田市居林	6.5	6,773	川根テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和63、平成2、平成19年度改訂 平成5年度路線変更

国道計	25区間	170.6	県管理 (102.6)					

通 行 規 制 基 準 （通 行 規 制 区 間）

平成21年4月1日現在

静 岡 県 ・政 令 市

道路種別　主要地方道

規制番号	道路種別	路線名	担当事務所	通行規制区間 区間	延長km	交通量 台/日(T05)	気象観測所	規制基準 通行注意	規制基準 通行止	危険内容	指定年度
27	主	飯田富山佐久間	浜松市	浜松市天竜区佐久間町 佐久間ダム 浜松市天竜区佐久間町中部	3.1	1,033	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和48年度
28	主	飯田富山佐久間	浜松市	浜松市天竜区佐久間町浦川 浜松市天竜区佐久間町川上	6.7	2,248	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和48年度改訂 平成5年度路線変更
29	主	豊橋大知波	浜松	愛知県境 湖西市大知波	1.5	7,675	本坂テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和62年度
30	主	天竜東栄	浜松市	浜松市天竜区渡ケ島 浜松市天竜区上野	5.4	4,190	天竜テレメーター	連続雨量 100mm 水位 2.5m	連続雨量 150mm 水位 3.5m	落石、崩落等	昭和45年度
31	主	天竜東栄	浜松市	浜松市天竜区熊 浜松市天竜区佐久間町川上	15.6	278	坂野テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 150mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和45年度
32	主	富士川身延	富士	富士郡芝川町尾崎 山梨県境	5.5	3,310	長貫テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和44年度
33	主	熱海函南	熱海 沼津	熱海市大字熱海 田方郡函南町大字畑	4.0	10,396	丹那テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 250mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	平成9年度 平成17年度改訂
34	主	下田松崎	下田	下田市加増野 賀茂郡松崎町小杉原	5.2	5,587	婆娑羅テレメーター 桜田テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和58、平成19年度改訂
35	主	下田石廊松崎	下田	賀茂郡南伊豆町石廊崎 賀茂郡南伊豆町岩田	8.0	718	南伊豆テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和59年度改訂
36	主	沼津土肥	沼津	沼津市大瀬 沼津市戸田	11.5	1,057	戸田新田テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和44年度 平成6年度改訂
37	主	修善寺戸田	沼津	伊豆市大沢 沼津市新田	9.0	3,276	戸田新田テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度 平成6、17年度改訂
38	主	伊東大仁	熱海 沼津	伊東市宇佐美 伊豆の国市田原野	7.3	7,419	県道路公社管理事務所	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	昭和44年度
39	主 一 ・	御殿場 富士公園 富士公園 太郎坊 富士宮 富士公園	沼津 富士	御殿場市中畑 富士宮市山宮	19.4	1,248	大渕（第二合目）テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	平成6年度 平成17年度改訂
40	主	井川湖御幸	静岡市	静岡市葵区大川 静岡市葵区上落合	13.1	776	井川テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和49年度 昭和52年度改訂
41	主	梅ヶ島温泉昭和	静岡市	静岡市葵区油野 静岡市葵区梅ヶ島	26.0	1,257	俵沢テレメーター 梅ヶ島テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和44年度 昭和52年度改訂
42	主	藤枝黒俣	島田 静岡市	藤枝市市之瀬 静岡市葵区久能尾	18.0 (県管理10.4)	430	瀬戸谷テレメーター 清沢テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和55年度 平成17年度改訂
43	主	掛川川根	袋井	掛川市倉之谷 掛川市居尻	8.5	2,268	粟ヶ岳テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和48、50年度改訂
44	主	袋井春野	袋井 浜松市	周智郡森町一の瀬 浜松市天竜区春野町平尾	9.9 (県管理4.0)	2,181	天方テレメーター 春野テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和63年度改定
45	主	伊東西伊豆	下田	賀茂郡西伊豆町宇久須字大谷 賀茂郡西伊豆町大沢里	8.3	810	仁科峠テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	平成4年度
46	主	南アルプス公園	静岡市	静岡市葵区沼平 静岡市葵区八木尾沢	16.8	404	畑薙テレメーター 井川テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和48年度 昭和52年度改訂
47	主	南アルプス公園	静岡市	静岡市葵区井川 静岡市葵区笠張	12.2	599	井川テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	昭和46年度 昭和52年度改訂
48	主	南アルプス公園	静岡市	静岡市葵区八幡 静岡市葵区大間	21.5	1,071	清沢テレメーター 大川テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和46年度 平成5年度改訂
49	主	南アルプス公園	静岡市	静岡市葵区笠張 静岡市葵区大間	8.0	1,071	井川テレメーター 大川テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 100mm 積雪量 20cm	落石、崩落等	平成7年度
50	主	島田川根	島田	島田市神座 島田市川口	3.5	14,216	島田テレメーター 川根テレメーター	連続雨量 130mm	連続雨量 160mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和52、63年度 平成17年度改訂
51	主	川根寸又峡	島田	榛原郡川根本町奥泉 榛原郡川根本町大間	9.4	2,559	本川根テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和59、61、平成2、17年度改訂 平成5年度路線変更

主要地方道計	25 区間	235.4	県管理 (113.5)				

通 行 規 制 基 準 （通 行 規 制 区 間）

平成24年4月1日現在

管理者名　一般国道　　静岡県・政令市

規制区分	通行規制区間		延長km	交通量 台/日(T0a)	気象観測所	規制基準 通行注意	規制基準 通行止	危険内容	指定年度
52	・	牟豆川奈 八幡間	熱海	牟豆一丁目 牟豆二丁目交	2.5	1,513	多賀テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崖崩等	平成17年度
53	一	遠笠山峠～	沼津	牟豆上浜松上 牟豆二六峠野	8.6	1,478	天城高原テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	落石、崖崩等	昭和60年度
54	・	宝伊豆松崎	下田	賀茂郡南伊豆町湊今 賀茂郡松崎町八木仁	7.0	1,852	南伊豆テレメーター 松崎テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 100mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和46年度
55	・	船原西河 口原	沼津	伊豆ニ船原新平（船原峠） 伊豆ニ修善寺（戸山峠）	9.9	156	船原テレメーター 戸口新上テレメーター	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	平成17年度
56	・	市伊豆長岡 修善寺	沼津	伊豆の国市神島 伊豆の国市神島	0.6	2,412	修善寺テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石	平成15年度
57		富士公園 太郎坊	富士	富士宮市粟倉 富士一六洲	13.0	248	大洲（第二合同）テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	平成6年度
58	・	三ツ峠落合	静岡市	静岡市葵区笹間 静岡一葵区上比	19.4	946	井川テレメーター 牧沢テレメーター	連続雨量 100mm 積雪量 5cm	連続雨量 120mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和46年度 昭和52年度改訂
59	・	本坂 下泉（待）	浜松市	浜松市天竜区本坂町河内 浜松一天竜区春野町水窪	20.0	552	本坂テレメーター 日竹テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崖崩等	昭和58年度 平成17年度改訂
60	・	大輪天竜	浜松市	浜松市天竜区佐久間町浅木大輪 浜松一天竜区船明町下平上	9.6	274	龍山テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崖崩等	平成元年度
61	・	佐 介 御前崎港	御前崎	御前崎市白羽 御前崎市上佐	4.1	2,387	御前崎テレメーター	波 高 3.0m	波 高 4.5m	波浪引上げ	昭和55年度
62	・	島田金谷	島田	島田市新町 島田一六俣	3.7	9,296	国土交通省 金谷テレメーター	連続雨量 130mm	連続雨量 180mm	落石、崖崩等	昭和48年度 昭和63年度改訂
63	・	水窪東	浜松市	浜松市天竜区水窪町河内浦 浜松一天竜区水窪町奥領	12.8	182	川根テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 100mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和53年度
64	・	水窪東	浜松市	浜松市天竜区水窪町門桜 浜松一天竜区春野町勝坂	9.1	429	川根テレメーター	連続雨量 80mm 積雪量 5cm	連続雨量 100mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和49年度
65	・	水窪東	浜松市	浜松市天竜区春野町牧野 浜松一天竜区春野町豊岡	13.6	429	春野テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崖崩等	昭和58年度
66	・	上野子長貫	富士	富士郡芝川町上稲子 富士郡芝川町長貫	3.3	4,709	長貫テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和47年度 昭和54、63、平成19年度改訂 平成24年度落橋要見
67	・	大河内森	袋井	周智郡森町大河内 周智郡森町飯の平	3.0	950	大河内テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崖崩等	平成6年度 平成21年度改訂
68	・	御殿場花松	沼津	御殿場市深沢 小会川 其放	7.4	351	御殿場テレメーター	連続雨量 120mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等	昭和46年度 昭和52年度改訂 平成6年度落橋要見
69	・	久科～ 宇久須	下田	賀茂郡西伊豆町宇久須宇大倉 賀茂郡西伊豆町宇久須宇梅ヶ沢	8.5	1,988	仁科峠テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崖崩等	平成8年度
特特	・	沼天城 七原	沼津	伊豆ニ十肥新十 伊豆ニ船原新下	2.3	225	船原テレメーター	連続雨量 120mm 積雪量 5cm	連続雨量 150mm 積雪量 20cm	落石、崖崩等 積雪、凍結	昭和44年度 昭和55、平成17年度改訂 平成19年度落橋名要見
70	・	静岡清津	静岡市 島田	静岡市駿河区石部 島田一六合十	6.1 (集管理2.0)	4,803	用宗テレメーター 中通テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崖崩等	昭和44年度 昭和50、58年度改訂 平成17年度落橋名要見

一般国道計	30 区間	153.5	集管理 (76.8)

集管理道路計	70 区間	589.5	集管理 (292.9)

10-1-3 道路情報提供装置一覧表

（中部地方整備局、県道路保全課）

(1) 国土交通省関係　　（中部地方整備局） H24.4.1

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備　考
1	一般国道1号	静岡国道事務所	NHL3	箱根峠(下)	H20
2	〃	〃	通行止 HL2	茨ヶ平(下)	H16
3	〃	〃	通行止 HL2	桑原(上)	H16
4	〃	〃	HL2	塚原新田(上)	H13
5	〃	〃	HL5	谷田(上)	H16
6	〃	〃	NHL3	玉川(上・下)	H19
7	〃	〃	HL2	八幡(下)	H15
8	〃	〃	NHL3	緑ヶ丘(上)	H19
9	〃	〃	NL3	中里(上・下)	H22
10	〃	〃	HL2	鮫島(上)	H15
11	〃	〃	NHL3	靖国(上)	H20
12	〃	〃	HL2	靖国町(下)	H16
13	〃	〃	NHL3	蒲原(下)	H22
14	〃	〃	HL4	興津東町(上・下)	H15
15	〃	〃	NHL3	清水(下)	H19
16	〃	〃	HL5	清水天王(上)	H15
17	一般国道1号(現道)	〃	HL3	江尻台町(上)	H13
18	〃	〃	NHL3	清閑町(下)	H20
19	一般国道1号	〃	NHL5	丸子(上)	H21
20	〃	〃	HL3	岡部(下)	H10
21			NHL3	藤枝岡部 IC ランプ	H23
22	〃	〃	通行止 HL2	広幡IC(下)	H16
23	〃	〃	通行止 HL2	薮田東IC(上)	H16
24	〃	〃	通行止 HL2	薮田西IC(下)	H16
25	〃	〃	NHL3	谷稲葉(上)	H18
26	〃	〃	NHL3	藤枝(上)	H21
27	一般国道1号(東駿河湾)	〃	NHL3	徳倉(下)	H21
28	〃	〃	NHL5	徳倉(上)	H21
29	〃	〃	NHL3	谷津川橋(上)	H21
30	一般国道52号	〃	HL3	興津中町(下)	H18
31	〃	〃	HL2	興津中町(上)	H16
32	〃	〃	HL2	小島(下)	H16
33	〃	〃	通行止 HL2	坂本(下)	H12
34	〃	〃	HL2	逢坂(上)	H16
35	〃	〃	HL2	宍原上り(上)	H15

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備　考
36	〃	〃	HL2	宍原下り(下)	H15
37	〃	〃	通行止 HL2	宍原(下)	H16
38	〃	〃	HL2	芝川(上)	H15
39	〃	〃	通行止 HL2	内房(上)	H16
40	一般国道52号	静岡国道事務所	NHL3	宮沢(上)	H19
41	一般国道138号	〃	HL2	籠坂(下)	H16
42	〃	〃	通行止 HL2	籠坂峠(下)	H16
43	〃	〃	通行止 HL2	須走(上)	H16
44	〃	〃	HL2	須走(上)	H14
45	〃	〃	NHL3	ぐみ沢BP(上・下)	H19
46	〃	〃	NHL3	深沢(上)	H19
47	一般国道139号	〃	NHL3	錦町(下)	H19
48	〃	〃	NHL3	小泉(上)	H19
49	〃	〃	HL3	万野原(下)	H11
50	〃	〃	HL3	北山(下)	H12
51	〃	〃	NHL3	猪之頭(上)	H21
52	〃	〃	HL2	内野(上)	H16
53	〃	〃	広 HL2	朝霧高原(下)	H20
54	〃	〃	HL3	根原(上)	H14
55	一般国道246号	〃	HL3	生土(下)	H17
56	〃	〃	通行止 HL2	生土(下)	H9
57	〃	〃	通行止 HL2	菅沼(上)	H16
58	〃	〃	HL2	菅沼(上)	H14
59	〃	〃	NHL3	用沢(下)	H21
60	〃	〃	HL3	塚原(上)	H4
61	〃	〃	HL2	川島田(上)	H16
62	〃	〃	NHL3	御宿(上)	H19
63	〃	〃	NHL3	深良(下)	H19
64	〃	〃	NHL2	南一色(下)	H21
65	〃	〃	NHL5	下長窪	H21
66	〃	〃	NHL3	岡一色(下)	H19
67	一般国道1号	浜松河川国道事務所	HL3	野田本線(下)	H17
68	〃	〃	HL3	野田(上・下)	H9
69	〃	〃	HL4	野田本線(上)	H15
70	〃	〃	HL4	伊太(上)	H15
71	〃	〃	HL2	島整理(下)	H8
72	〃	〃	HL2	番生寺S(下)遮断機	H16
73	〃	〃	HL2	菊川ランプS(上)遮断機	H16
74	〃	〃	S	佐夜鹿S(下り支線)遮断機	S59

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備　考
75	〃	〃	HL2	佐夜鹿S（上）遮断機	H17
76	〃	〃	S	日坂S（上）遮断機	H11
77	〃	〃	HL2	日坂本線通行止（上）遮断機	H16
78	〃	〃	HL4	八坂［日坂BP］（下）	H8
79	〃	〃	HL4	伊達方［掛川BP］（上）	H11
80	〃	〃	HL2	大池（上）	H19
81	〃	〃	HL5	原川（上）	H6
82	一般国道1号	浜松河川国道事務所	HL4	久能（下）	H7
83	〃	〃	HL4	土橋（上）	H15
84	〃	〃	HL3	三ヶ野（下）	H16
85	〃	〃	HL5	中野町（下）	H20
86	〃	〃	HL5	青屋町（上）	H8
87	〃	〃	HL4	倉松（下）	H14
88	〃	〃	NHL3	篠原ランプ（下）	H19
89	〃	〃	HL5	篠原（上）	H5
90	〃	〃	HL2	坪井IC（上下）	H18
91	〃	〃	HL2	馬郡IC（下）	H18
92	〃	〃	HL3	舞阪（下）	H18
93	〃	〃	HL3	新居弁天ランプ（上下）	H20
94	〃	〃	NHL3	1号新居弁天（上）	H19
95	〃	〃	HL3	新居（上）	H18
96	〃	〃	HL2	大倉戸（下）	H9
97	〃	〃	NHL3	大倉戸ランプ（上）	H19
98	〃	〃	HL4	潮見バイパス（上）	H18
99	〃	〃	HL4	潮見バイパス（下）	H18
100	〃	〃	NHL3	潮見坂（上）	H19
101	引佐連絡路	〃	HL3	東名連絡路（下）	H24
102	県道47号	〃	HL3	浜松いなさ南IC（上）	H24
103	県道47号	〃	HL3	浜松いなさ北IC（下）	H24
104	新東名連絡路	〃	HL3	浜松いなさJCT	H24

（2）静岡県関係　　（県道路保全課）H24.4.1

番号	道路種別	路線名	事務所	情報板 管理番号	情報板 形式	情報板 遠隔	情報板 案内・規制	情報板 表示位置	摘要
1	国	135号	下田	下田－0135－01	A型	遠隔	案内	下田市武ヶ浜地内	フリーパターン
2	国	135号	下田	下田－0135－01	A型	遠隔	案内	下田市武ヶ浜地内	フリーパターン
3	国	135号	下田	下田－0135－02	BL1型	遠隔	規制	下田市白浜地内	
4	国	135号	下田	下田－0135－03	HL6型	遠隔	案内	河津町浜地内	フリーパターン
5	国	135号	下田	下田－0135－04	B6型	遠隔	規制	河津町谷津地内	
6	国	135号	下田	下田－0135－06	B6型	遠隔	規制	東伊豆町稲取地内	
7	国	135号	下田	下田－0135－07	B6型	遠隔	規制	東伊豆町白田地内	
8	国	135号	下田	下田－0135－08	B6型	遠隔	規制	東伊豆町奈良本地内	
9	国	135号	下田	下田－0135－09	B6型	遠隔	規制	伊東市赤沢地内	
10	国	136号	下田	下田－0136－01	B6型	遠隔	規制	南伊豆町差田地内	
11	国	136号	下田	下田－0136－02	BL1型	遠隔	規制	南伊豆町子浦地内	フリーパターン
12	国	136号	下田	下田－0136－03	B6型	遠隔	規制	南伊豆町雲見地内	
13	国	136号	下田	下田－0136－04	B6型	遠隔	規制	松崎町石部地内	
14	国	136号	下田	下田－0136－05	B6型	遠隔	規制	松崎町道部地内	
15	国	136号	下田	下田－0136－06	B6型	遠隔	規制	松崎町外部地内	
16	国	136号	下田	下田－0136－07	小型LED式	遠隔	規制	西伊豆町築地地内	フリーパターン
17	国	136号	下田	下田－0136－08	BL1型	遠隔	規制	南伊豆町伊浜地内	
18	国	136号	下田	下田－0136－09	B6型	遠隔	規制	松崎町雲見地内	
19	国	136号	下田	下田－0136－36	HL6型	遠隔	案内	松崎町江奈地内	フリーパターン
20	国	136号	下田	下田－0136－37	HL6型	遠隔	案内	松崎町江奈地内	フリーパターン
21	国	414号	下田	下田－0414－01	FB-5型	遠隔	案内	河津町梨本地内	
22	国	414号	下田	下田－0414－03	B6型	遠隔	規制	河津町梨本地内	
23	国	414号	下田	下田－0414－04	A型	遠隔	規制	河津町梨本地内	フリーパターン
24	国	414号	下田	下田－0414－05	B6型	遠隔	規制	河津町梨本地内	
25	主	下田松崎線	下田	下田－1015－01	B6型	遠隔	案内	下田市箕作地内	
26	主	下田松崎線	下田	下田－1015－02	B6型	遠隔	規制	下田市加増野地内	
27	主	下田松崎線	下田	下田－1015－03	B6型	遠隔	規制	松崎町小杉原地内	
28	主	下田松崎線	下田	下田－1015－04	B6型	遠隔	案内	松崎町桜田地内	
29	主	下田石廊松崎線	下田	下田－1016－01	B6型	遠隔	案内	南伊豆町石廊崎地内	
30	主	下田石廊松崎線	下田	下田－1016－02	BL1型	遠隔	規制	南伊豆町入間地内	フリーパターン
31	主	伊東西伊豆線	下田	下田－1059－01	B6型	遠隔	規制	西伊豆町字久須地内	
32	主	伊東西伊豆線	下田	下田－1059－02	B6型	遠隔	規制	西伊豆町大沢里地内	
33	主	伊東西伊豆線	下田	下田－1059－03	B6型	遠隔	案内	西伊豆町仁科地内	
34	主	南伊豆松崎線	下田	下田－3121－01	B6型	遠隔	規制	南伊豆町妙石地内	
35	主	南伊豆松崎線	下田	下田－3121－02	B6型	遠隔	規制	松崎町八木山地内	
36	一	仁科峠宇久須線	下田	下田－3410－01	B6型	遠隔	規制	西伊豆町宇久須地内	
37	国	135号	熱海	熱海－0135－01	HL6型	遠隔	規制	伊東市八幡野地内	フリーパターン
38	国	135号	熱海	熱海－0135－02	HL6型	遠隔	案内	伊東市富戸地内	フリーパターン
39	国	135号	熱海	熱海－0135－03	HL7型	遠隔	案内	伊東市川奈地内	フリーパターン
40	国	135号	熱海	熱海－0135－04	HL7型	遠隔	案内	伊東市新井地内	フリーパターン
41	国	135号	熱海	熱海－0135－05	B5型	遠隔	案内	伊東市湯川地内	
42	国	135号	熱海	熱海－0135－06	A型	遠隔	案内	伊東市宇佐美地内	フリーパターン
43	国	135号	熱海	熱海－0135－07	A型	遠隔	案内	伊東市宇佐美地内	フリーパターン
44	国	135号	熱海	熱海－0135－08	BL12型	遠隔	規制	伊東市宇佐美地内	
45	国	135号	熱海	熱海－0135－09	B6型	遠隔	規制	熱海市網代地内	
46	国	135号	熱海	熱海－0135－10	A型	遠隔	案内	熱海市下多賀地内	フリーパターン
47	国	135号	熱海	熱海－0135－11	A型	遠隔	案内	熱海市下多賀地内	フリーパターン
48	国	135号	熱海	熱海－0135－12	B6型	遠隔	規制	熱海市上多賀地内	
49	国	135号	熱海	熱海－0135－13	BL12型	遠隔	規制	熱海市曽我山地内	
50	国	135号	熱海	熱海－0135－14	B6型	遠隔	案内	熱海市和田浜南町地内	
51	国	135号	熱海	熱海－0135－15	HL6型	遠隔	案内	熱海市和田浜南町地内	フリーパターン
52	国	135号	熱海	熱海－0135－16	B6型	遠隔	規制	熱海市伊豆山地内	
53	国	135号	熱海	熱海－0135－17	A型	遠隔	案内	熱海市泉元門川分地内	フリーパターン
54	国	135号	熱海	熱海－0135－18	B6型	遠隔	規制	湯河原町門川地内	
55	主	熱海函南線	熱海	熱海－1011－01	B6型	遠隔	案内	熱海市福道地内	
56	主	熱海函南線	熱海	熱海－1011－02	A型	遠隔	案内	熱海市渚海地内	フリーパターン
57	主	熱海函南線	熱海	熱海－1011－04	A型	遠隔	案内	熱海市渚海地内	フリーパターン

番号	道路種別	路線名	事務所	標識 管理番号	標識 形式	標識 遠隔	標識 案内・規制	標識 表示位置	摘要
58	主	熱海函南線	熱海	熱海－1011－03	B6型	遠隔	規制	熱海市笹尻地内	
59	主	伊東西伊豆線	熱海	熱海－1012－01	B5型	遠隔	案内	伊東市岡地内	
60	主	伊東修善寺線	熱海	熱海－1012－02	HL7型	遠隔	案内	伊東市荻地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
61	主	伊東大仁線	熱海	熱海－1019－01	B6型	遠隔	規制	伊東市宇佐美地内	
62	一	伊東川奈八幡野線	熱海	熱海－3109－01	B6型	遠隔	規制	伊東市新井地内	
63	一	伊東川奈八幡野線	熱海	熱海－3109－02	B6型	遠隔	規制	伊東市川奈地内	
64	一	遠笠山富戸線	熱海	熱海－3111－01	B6型	遠隔	規制	伊東市富戸地内	
65	国	136号	沼津	沼津－0136－01	HL6型	遠隔	案内	伊豆市神島地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
66	国	136号	沼津	沼津－0136－02	FB6型	遠隔	規制	伊豆市土肥新田地内	
67	国	136号	沼津	沼津－0136－03	B6型	遠隔	規制	伊豆市船原新田地内	
68	国	136号	沼津	沼津－0136－04	FB6型	遠隔	案内	伊豆市土肥地内	
69	国	136号	沼津	沼津－0136－07	A型	遠隔	案内	函南町塚本地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
70	国	136号	沼津	沼津－0136－06	A型	遠隔	案内	伊豆市青羽根地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
71	国	136号	沼津	沼津－0136－09	HL6型	遠隔	案内	伊豆市青羽根2	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
72	国	136号	沼津	沼津－0136－05	HL6型	遠隔	案内	伊豆市八木沢1地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
73	国	136号	沼津	沼津－0136－06	HL6型	遠隔	案内	伊豆市八木沢2地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
74	国	136号	沼津	沼津－0136－10	HL7型	遠隔	案内	三島市梅名地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
75	国	138号	沼津	沼津－0138－03	FB6型	遠隔	規制	御殿場市深沢地内	
76	国	414号	沼津	沼津－0414－01	B6型	遠隔	規制	伊豆市杉本地内	
77	国	414号	沼津	沼津－0414－02	HL7型	遠隔	案内	伊豆市湯ヶ島浄連地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
78	国	414号	沼津	沼津－0414－03	B6型	遠隔	案内	伊豆市月ヶ瀬地内	
79	国	414号	沼津	沼津－0414－04	A型	遠隔	案内	沼津市御幸町地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
80	国	414号（旧道）	沼津	沼津－0414－05	B6型	遠隔	規制	伊豆市桐山地内	
81	国	469号	沼津	沼津－0469－01	B6型	遠隔	案内	裾野市須山地内	
82	国	469号	沼津	沼津－0469－02	B6型	遠隔	案内	御殿場市板妻地内	
83	国	469号	沼津	沼津－0469－03	HL6型	遠隔	案内	裾野市用沢地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
84	国	469号	沼津	沼津－0469－04	B6型	遠隔	案内	裾野市十里木地内	
85	主	熱海函南線	沼津	沼津－1011－01	B6型	遠隔	案内	函南町平井地内	
86	主	熱海函南線	沼津	沼津－1011－02	A型	遠隔	案内	函南町下平井地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
87	主	熱海函南線	沼津	沼津－1011－03	B6型	遠隔	案内	函南町下丹那地内	
88	主	伊東修善寺線	沼津	沼津－1012－01	B6型	遠隔	案内	伊豆市徳永地内	
89	主	伊東修善寺線	沼津	沼津－1012－02	B6型	遠隔	案内	伊豆市冷川地内	
90	主	沼津土肥線	沼津	沼津－1017－01	B6型	遠隔	案内	沼津市西浦古宇地内	
91	主	沼津土肥線	沼津	沼津－1017－02	B6型	遠隔	規制	沼津市大瀬地内	
92	主	沼津土肥線	沼津	沼津－1017－03	B6型	遠隔	規制	沼津市戸田地内	
93	主	修善寺戸田線	沼津	沼津－1018－01	B6型	遠隔	案内	伊豆市大下地内	
94	主	修善寺戸田線	沼津	沼津－1018－02	B6型	遠隔	規制	伊豆市大芝山地内	
95	主	修善寺戸田線	沼津	沼津－1018－03	BL12型	遠隔	案内	沼津市新田地内	
96	主	修善寺戸田線	沼津	沼津－1018－04	B6型	手動	規制	伊豆市下金冠地内	
97	主	伊東大仁線	沼津	沼津－1019－01	B6型	遠隔	案内	伊豆の国市三福地内	
98	主	伊東大仁線	沼津	沼津－1019－02	B6型	遠隔	規制	伊豆の国市田原野地内	
99	主	熱海箱根峠線	沼津	沼津－1020－01	B6型	遠隔	規制	函南町田見数地内	
100	主	熱海箱根峠線	沼津	沼津－1020－02	B6型	遠隔	案内	函南町鍛冶地内	
101	主	御殿場富士公園線	沼津	沼津－1023－01	B6型	遠隔	案内	御殿場市川島田地内	
102	主	御殿場富士公園線	沼津	沼津－1023－02	B6型	遠隔	案内	御殿場市中畑地内	
103	主	御殿場富士公園線	沼津	沼津－1023－03	HL6型	遠隔	案内	御殿場市ぐみ沢地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
104	主	御殿場富士公園線	沼津	沼津－1023－04	B6型	遠隔	規制	御殿場市滝ヶ原地内	
105	主	富士裾野線	沼津	沼津－1024－01	B6型	遠隔	案内	裾野市千福地内	
106	主	伊東西伊豆線	沼津	沼津－1059－01	B6型	遠隔	案内	伊豆市西平地内	
107	主	伊東西伊豆線	沼津	沼津－1059－02	B6型	遠隔	案内	伊豆市持越地内	
108	主	伊東西伊豆線	沼津	沼津－1059－03	B6型	遠隔	案内	伊豆市宮上地内	
109	主	熱海大仁線	沼津	沼津－1089－01	B6型	遠隔	案内	伊豆の国市浮橋地内	
110	主	大岡元長窪線	沼津	沼津－1987－01	A型	遠隔	案内	長泉町本宿地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
111	一	遠笠山富戸線	沼津	沼津－3111－01	B6型	遠隔	規制	伊豆市大幡野地内	
112	一	遠笠山富戸線	沼津	沼津－3111－02	B6型	遠隔	規制	伊豆市遠笠山地内	
113	一	船原西浦高原線	沼津	沼津－3127－01	B6型	遠隔	規制	伊豆市上船原地内	
114	一	船原西浦高原線	沼津	沼津－3127－02	B6型	手動	規制	伊豆市達磨地内	

(2)静岡県関係　　(県道路保全課) H24.4.1

番号	道路種別	路線名	事務所	標識 管理番号	標識 形式	標識 遠隔	標識 案内・規制	標識 表示位置	摘要
115	一	韮山伊豆長岡修善寺線	沼津	沼津－3129－01	B6型	遠隔	規制	伊豆の国市神島1地内	
116	一	韮山伊豆長岡修善寺線	沼津	沼津－3129－02	B6型	遠隔	規制	伊豆の国市神島2地内	
117	一	山中湖小山線	沼津	沼津－3147－01	B6型	遠隔	案内	小山町上野地内	
118	一	富士公園太郎坊線	沼津	沼津－3152－01	HL6型	遠隔	案内	裾野市水ヶ塚地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
119	一	仙石原新田線	沼津	沼津－3337－01	B6型	遠隔	案内	裾野市深良地内	
120	一	足柄峠線	沼津	沼津－3365－01	B6型	遠隔	案内	小山町竹之下地内	
121	一	沼津小山線	沼津	沼津－3394－01	FB5型	遠隔	案内	長泉町下土狩地内	
122	一	御殿場箱根線	沼津	沼津－3401－01	B6型	遠隔	規制	御殿場市深沢地内	
123	一	御殿場箱根線	沼津	沼津－3401－02	B6型	遠隔	規制	御殿場市長尾峠地内	
124	一	御殿場箱根線	沼津	沼津－3401－03	FB5型	遠隔	案内	御殿場市東田中地内	
125	一	西天城高原線	沼津	沼津－3411－03	B6型	遠隔	規制	伊豆市上船原地内	
126	一	西天城高原線	沼津	沼津－3411－01	B6型	遠隔	案内	伊豆市風早峠地内	
127	一	西天城高原線	沼津	沼津－3411－02	B6型	遠隔	案内	伊豆市上船原地内	
128	主	伊東修善寺線	沼津	沼津－1012－03	BL型	遠隔	案内	伊豆市風徳永地内	
129	国	469号	富士	富士－0469－01	B6型	遠隔	案内	富士市十里木地内	
130	国	469号	富士	富士－0469－02	HL6型	遠隔	案内	富士市勢子辻地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
131	国	469号	富士	富士－0469－03	B6型	遠隔	案内	富士市勢子辻地内	
132	国	469号	富士	富士－0469－04	B6型	遠隔	案内	富士市木材田辺地内	
133	国	469号	富士	富士－0469－05	B6型	遠隔	規制	富士宮市下柚野地内	
134	国	469号	富士	富士－0469－06	B6型	遠隔	規制	富士宮市上稲子地内	
135	国	469号	富士	富士－0469－07	B6型	遠隔	規制	富士宮市下稲子（移転）地内	
136	主	富士川身延線	富士	富士－1010－01	B6型	遠隔	規制	富士宮市尾崎地内	
137	主	富士裾野線	富士	富士－1024－01	B6型	遠隔	案内	富士市坂下地内	
138	主	富士裾野線	富士	富士－1024－02	HL7型	遠隔	案内	富士市今宮地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
139	主	富士宮鳴沢線	富士	富士－1071－01	B6型	遠隔	案内	富士宮市人穴地内	
140	主	富士宮鳴沢線	富士	富士－1071－02	HL6型	遠隔	案内	富士宮市人穴地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
141	主	富士宮鳴沢線	富士	富士－1071－03	HL6型	遠隔	案内	富士宮市根原地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
142	一	富士公園太郎坊線	富士	富士－3152－01	B6型	遠隔	規制	富士市大渕地内	
143	一	富士宮富士公園線	富士	富士－3180－01	B6型	遠隔	規制	富士宮市中原町地内	
144	一	富士宮富士公園線	富士	富士－3180－02	HL6型	遠隔	規制	富士宮市篠板地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
145	一	富士宮富士公園線	富士	富士－3180－03	B6型	遠隔	規制	富士宮市篠板地内	
146	一	富士宮富士公園線	富士	富士－3180－04	HL6型	遠隔	規制	富士宮市山宮地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
147	一	富士宮富士公園線	富士	富士－3180－05	HL6型	遠隔	案内	富士宮市山宮地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
148	一	塩出尾崎線	富士	富士－3190－01	BL12型	遠隔	規制	富士宮市塩出地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
149	一	上稲子長貫線	富士	富士－3398－01	B6型	遠隔	規制	富士宮市下稲子地内	
150	一	上稲子長貫線	富士	富士－3398－02	B6型	遠隔	規制	富士宮市長貫地内	
151	国	150号	島田	御前崎－0150－01	B6型	遠隔	案内	吉田町大幡地内	
152	国	150号	島田	御前崎－0150－03	B6型	遠隔	規制	牧之原市須々木地内	
153	国	150号	島田	御前崎－0150－04	B6型	遠隔	規制	御前崎市地頭方地内	
154	国	150号	島田	御前崎－0150－07	A型	遠隔	案内	吉田町住吉地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
155	国	362号	島田	島田－0362－01	B6型	遠隔	案内	川根本町瀬沢地内	
156	国	362号	島田	島田－0362－02	B6型	遠隔	案内	川根本町水川地内	
157	国	362号	島田	島田－0362－03	B6型	遠隔	案内	川根本町小井平地内	
158	国	362号	島田	島田－0362－04	B6型	遠隔	案内	川根本町田代地内	
159	国	362号	島田	島田－0362－05	HL7型	遠隔	規制	川根本町田代地内	
160	国	362号	島田	島田－0362－06	B6型	遠隔	規制	川根本町小長井（新道）BP地内	
161	国	362号	島田	島田－0362－07	B6型	遠隔	規制	川根本町崎平地内	
162	国	473号	島田	島田－0473－01	B6型	遠隔	案内	島田市川根町家山地内	
163	国	473号	島田	島田－0473－02	B6型	遠隔	規制	島田市福用地内	
164	国	473号	島田	島田－0473－03	B6型	遠隔	規制	島田市扇林地内	
165	国	473号	島田	島田－0473－04	A型	遠隔	案内	島田市金谷猪土地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
166	国	473号	島田	島田－0473－05	B6型	遠隔	案内	島田市島地内	
167	主	藤枝黒俣線	島田	藤枝－1032－01	B6型	遠隔	規制	藤枝市市之瀬地内	
168	主	藤枝黒俣線	島田	藤枝－1032－02	B6型	遠隔	規制	藤枝市葛田地内	
169	主	藤枝黒俣線	島田	藤枝－1032－04	B6型	遠隔	規制	藤枝市舟ヶ久保地内	
170	主	藤枝天竜線	島田	島田－1063－01	B6型	遠隔	案内	島田市川根町石上地内	
171	主	藤枝天竜線	島田	島田－1063－02	B6型	遠隔	案内	島田市川根町越地地内	

(2)静岡県関係

（県道路保全課） H24.4.1

番号	道路種別	路線名	事務所	情報板 管理番号	形式	遠隔	案内・規制	表示位置	摘要
172	主	藤枝天竜線	島田	島田－1063－03	B6型	遠隔	案内	島田市川根町笹間渡地内	
173	主	島田川根線	島田	島田－1064－01	B6型	遠隔	案内	島田市伊太（赤松用水側）地内	
174	主	島田川根線	島田	島田－1064－02	B6型	遠隔	案内	島田市神座地内	
175	主	島田川根線	島田	島田－1064－03	BL1型	遠隔	規制	島田市川口地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
176	主	島田川根線	島田	島田－1064－05	B6型	遠隔	規制	島田市川根町家山之内（身成交差点）地内	
177	主	島田川根線	島田	島田－1064－06	HL7型	遠隔	案内	島田市相賀地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
178	主	島田川根線	島田	島田－1064－07	HL7型	遠隔	案内	川根本町地名地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
179	主	川根寸又峡線	島田	島田－1077－01	B6型	遠隔	規制	川根本町奥泉地内	
180	主	川根寸又峡線	島田	島田－1077－02	B6型	遠隔	規制	川根本町大間（寸又峡温泉入口）地内	
181	主	川根寸又峡線	島田	島田－1077－03	B6型	遠隔	案内	川根本町千頭地内	
182	一	蔵田島田線	島田	島田－3220－01	B6型	遠隔	案内	島田市二俣地内	
183	一	蔵田島田線	島田	島田－3220－03	BL型	遠隔	案内	島田市川口地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
184	一	島田金谷線	島田	島田－3381－01	B6型	遠隔	規制	島田市新町地内	
185	一	島田金谷線	島田	島田－3381－02	B6型	遠隔	規制	島田市佐夜鹿地内	
186	一	接岨峡線	島田	島田－3388－01	B6型	遠隔	案内	川根本町奥泉（長島ダム入口）地内	
187	一	接岨峡線	島田	島田－3388－02	B6型	遠隔	案内	川根本町梅地地内	
188	一	静岡焼津線	島田	島田－3416－01	B6型	遠隔	案内	焼津市浜当目地内	
189	一	静岡焼津線	島田	島田－3416－02	B6型	遠隔	案内	焼津市焼津地内	
190	一	静岡焼津線	島田	島田－3416－03	FB6型	遠隔	案内	焼津市中港2地内	
191	一	静岡焼津線	島田	島田－3416－04	FB6型	遠隔	案内	焼津市中港1地内	
192	一	静岡焼津線	島田	島田－3416－05	FB6型	遠隔	規制	焼津市浜当目TN地内	
193		臨港道路1号線	島田	御前崎－01	B6型	遠隔	規制	牧之原市地頭方地内	
194	国	150号	袋井	袋井－0150－01	HL6型	遠隔	案内	掛川市池新田地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
195	国	150号	袋井	袋井－0150－02	HL6型	遠隔	案内	掛川市池新田地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
196	国	150号	袋井	袋井－0150－03	A型	遠隔	案内	御前崎市池新田地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
197	国	150号	袋井	袋井－0150－04	A型	遠隔	案内	御前崎市池新田地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
198	国	150号	袋井	袋井－0150－05	B6型	遠隔	案内	御前崎市洗井地内	
199	主	掛川大東線	袋井	袋井－1038－01	B6型	遠隔	規制	掛川市上張地内	
200	主	掛川大東線	袋井	袋井－1038－02	B6型	遠隔	規制	掛川市上張地内	
201	主	掛川大東線	袋井	袋井－1038－03	B型	遠隔	規制	掛川市上張地内	
202	主	袋井大須賀線	袋井	袋井－1041－01	B6型	遠隔	規制	袋井市高尾地内	
203	主	袋井大須賀線	袋井	袋井－1041－02	B6型	遠隔	規制	袋井市高尾地内	
204	主	袋井大須賀線	袋井	袋井－1041－03	B型	遠隔	規制	袋井市高尾地内	
205	主	掛川川根線	袋井	袋井－1039－01	B6型	遠隔	規制	掛川市滝の谷地内	
206	主	掛川川根線	袋井	袋井－1039－02	B6型	遠隔	規制	掛川市丹間地内	
207	主	掛川川根線	袋井	袋井－1039－03	B6型	遠隔	規制	掛川市居尻地内	
208	主	掛川天竜線	袋井	袋井－1040－01	BL型	遠隔	規制	森町円田地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
209	主	磐田福田線	袋井	袋井－1043－01	BL型	遠隔	規制	磐田市二之宮地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
210	主	袋井春野線	袋井	袋井－1058－01	B6型	遠隔	案内	森町黒石地内	
211	主	袋井春野線	袋井	袋井－1058－02	B6型	遠隔	規制	森町一の瀬地内	
212	主	藤枝天竜線	袋井	袋井－1063－01	B6型	遠隔	案内	森町三倉地内	
213	主	藤枝天竜線	袋井	袋井－1063－02	B6型	遠隔	案内	森町三倉一ノ瀬地内	
214	一	豊田竜洋線	袋井	袋井－3262－01	BL型	遠隔	規制	磐田市森本地内	ﾌﾘｰﾊﾟﾀｰﾝ
215	一	大河内森線	袋井	袋井－3393－03	B6型	遠隔	案内	森町大鳥居地内	
216	一	大河内森線	袋井	袋井－3399－01	B6型	遠隔	規制	森町大河内地内	
217	一	大河内森線	袋井	袋井－3399－02	B6型	遠隔	規制	森町亀久保地内	
218	一	大東相良線	袋井	袋井－3372－01	B6型	遠隔	案内	御前崎市佐倉地内	
219	一	佐倉御前崎港線	袋井	袋井－3357－01	B6型	遠隔	案内	御前崎市洗井地内	
220	一	佐倉御前崎港線	袋井	袋井－3357－02	B6型	遠隔	規制	御前崎市下岬地内	
221	一	御前崎堀野新田線	袋井	袋井－3240－01	B6型	遠隔	規制	御前崎市中原地内	
222	一	御前崎堀野新田線	袋井	袋井－3240－02	B6型	遠隔	案内	御前崎市上岬地内	
223	主	豊橋大知波線	浜松		HL7型	遠隔	規制	湖西市大知波地内	
224	主	豊橋大知波線	浜松		BL12型	遠隔	規制	湖西市大知波地内	

10-2-1 広域物資拠点

（県危機政策課）H24.4.1

地域 危機管理局	集積所	所在地	敷地面積（床面積）	最寄りのヘリポート
賀茂	県立下田北高校 体育館・グランド	下田市蓮台寺152	15,836㎡ (2,568)	敷根公園健康広場
東部	姫の沢公園スポーツ広場 駐車場	熱海市熱海字笹尻 1804-5	2,000㎡ (1,000)	姫の沢公園ｽﾎﾟｰﾂ広場
東部	県営愛鷹広域公園	沼津市足高202	194,000㎡ (2,350)	同所多目的球技場
東部	富士市産業交流展示場	富士市柳島189-8	39,859 ㎡ (9,943)	富士市中央公園
中部	県営草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原19-1	238,000㎡ (2,250)	同所球技場
中部	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	藤枝市緑の丘2-1	8,828㎡ (2,110)	藤枝市民グランド
西部	県営小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300－1	2,697,000㎡ (3,500)	同所芝生広場
西部	浜松市総合産業展示場	浜松市東区流通元町 20-2	18,536㎡ (3,696)	天竜川緑地（北）

10-2-2 航空輸送による物資受入拠点

（自衛隊）H24.4.1

地域	集積場所	所在地
東部	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻40-1
中部	航空自衛隊静浜基地	大井川町上小杉1602
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地

10-3-1　静岡県地震対策緊急輸送路（概要）

（県道路企画課、県港湾整備課、県漁港整備課）



10-3-2 緊急輸送路総括表

（県道路企画課）

種別	延長(km)
1次緊急輸送路	1,350.2
2次緊急輸送路	667.4
3次緊急輸送路	234.0
計	2,251.6

注）1次緊急輸送路
：高速自動車国道、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
2次緊急輸送路
：1次緊急輸送路と市町役場（旧役場を含む）及び重要な拠点を結ぶ道路
3次緊急輸送路
：1次緊急輸送路及び2次緊急輸送路と市町役場の支所等を結ぶ道路及びその他の道路

緊急輸送路　道路種別延長　（単位:km）

道路種別	1次緊急輸送路	2次緊急輸送路	3次緊急輸送路	計
高速自動車国道	347.3	0.0	0.0	347.3
一般国道(指定区間内)	326.7	60.6	0.0	387.3
一般国道(指定区間外)	436.5	273.1	12.4	722.0
主要地方道	194.2	194.2	152.8	541.2
一般県道	26.8	101.4	67.1	195.3
その他	18.7	38.1	1.7	58.5
路線数*	87	69	34	154
計	1,350.2	667.4	234.0	2,251.6

*1次、2次、3次で重複する路線は、1路線として計上

1次緊急輸送路　路線別内訳　　総延長　1,350.2 km

道路No	路線名	延長(km)	道路No	路線名	延長(km)
	東名高速道路	185.4	83	沼津インター線	1.7
	新東名高速道路	161.9	84	中島南安倍線	3.0
高規格幹線 計		347.3	85	三ケ日インター線	0.7
1	国道1号	218.3	86	磐田インター線	2.7
52	国道52号	19.5	88	一色久沢線	4.5
138	国道138号	18.1	主要地方道 計		194.2
139	国道139号	35.1	159	沼津港線	1.9
246	国道246号	35.7	172	吉原田子浦港線	0.4
国道指定区間内 計		326.7	173	湖西東細谷線	1.3
42	国道42号	3.9	174	富士停車場線	1.1
135	国道135号	80.3	180	富士宮富士公園線	2.9
136	国道136号	110.3	190	塩出尾崎線	2.5
138	国道138号	4.0	254	掛川停車場線	0.5
149	国道149号	2.6	257	西同笠浅羽線	2.9
150	国道150号	108.1	310	瀬戸佐久米線	5.0
152	国道152号	8.4	353	田子浦港富士インター線	2.9
257	国道257号	14.9	374	浜松袋井線	0.4
301	国道301号	13.5	380	富士清水線	0.4
414	国道414号	27.4	408	静岡空港線	1.0
469	国道469号	38.4	413	磐田袋井線	0.5
473	国道473号	24.7	414	朝霧富士宮線	3.1
国道指定区間外 計		436.5	一般県道 計		26.8
10	富士川身延線	2.1	磐田市道	下岡田鮫島線	0.9
12	伊東修善寺線	23.3	富士市道	田子浦伝法線	1.8
14	下佐ヶ野谷津線	5.3	臨港道路	熱海　臨港道路1号	0.4
24	富士裾野線	8.9	〃	熱海　臨港道路3号	0.1
25	富士宮芝川線	6.6	〃	熱海　臨港道路4号	0.1
34	島田吉田線	10.4	〃	熱海　臨港道路5号	0.5
37	掛川浜岡線	23.1	〃	下田　臨港道路2号	0.1
38	掛川大東線	14.6	〃	沼津　北3号臨港道路	0.3
39	掛川川根線	1.3	〃	沼津　東幹線臨港道路	0.5
40	掛川天竜線	10.2	〃	田子　臨港道路1号	0.7
41	袋井大須賀線	5.5	〃	田子　臨港道路3号	0.3
43	磐田福田線	6.2	〃	田子　臨港道路6号	0.3
45	天竜浜松線	6.9	〃	田子　臨港道路7号	1.1
54	清水停車場線	1.3	〃	田子　臨港道路17号	1.1
55	島田停車場線	0.9	〃	清水　興津埠頭7号道路	0.5
58	袋井春野線	9.2	〃	清水　興津埠頭11号道路	0.6
61	浜北袋井線	1.7	〃	清水　興津埠頭18号道路	0.1
65	浜松環状線	21.2	〃	清水　興津埠頭23号道路	0.1
72	富士白糸滝公園線	1.3	〃	清水　袖師臨港道路	3.8
73	細江金谷線	2.8	〃	清水　日の出埠頭1号道路	0.2
74	山脇大谷線	6.4	〃	清水　日の出埠頭6号道路	0.2
75	清水富士宮線	7.4	〃	御前崎　臨港道路4号	2.3
79	吉田大東線	0.3	〃	御前崎　港内道路11号	1.4
81	焼津森線	3.7	〃	御前崎　港内道路13号	1.3
82	裾野インター線	1.0	その他の道路 計		18.7

２次緊急輸送路　路線別内訳　　総延長　667.4 km

道路No	路線名	延長(km)
1	国道1号	39.1
138	国道138号	5.9
139	国道139号	7.8
474	国道474号	7.8
国道指定区間内 計		60.6
42	国道42号	1.5
136	国道136号	11.1
139	国道139号	3.5
150	国道150号	0.5
152	国道152号	65.0
257	国道257号	14.7
301	国道301号	0.9
362	国道362号	140.2
414	国道414号	6.8
473	国道473号	28.9
国道指定区間外 計		273.1
10	富士川身延線	8.1
11	熱海函南線	20.9
15	下田松崎線	18.7
17	沼津土肥線	16.0
18	修善寺戸田線	22.0
20	熱海箱根峠線	9.6
21	三島裾野線	0.6
22	三島富士線	0.6
24	富士裾野線	1.4
27	井川湖御幸線	7.8
30	焼津藤枝線	0.4
33	藤枝大井川線	5.7
34	島田吉田線	1.6
40	掛川天竜線	14.0
41	袋井大須賀線	6.1
44	磐田天竜線	13.8
45	天竜浜松線	0.1
49	細江舞阪線	2.1
56	磐田停車場線	0.8
58	袋井春野線	21.4
62	浜松雄踏線	1.7

道路No	路線名	延長(km)
63	藤枝天竜線	5.7
65	浜松環状線	1.2
69	相良大須賀線	2.0
77	川根寸又峡線	7.1
81	焼津森線	2.2
87	大岡元長窪線	2.6
主要地方道 計		194.2
134	静浦港韮山停車場線	0.3
144	下土狩徳倉沼津港線	1.1
145	沼津三島線	1.8
167	須津東田子浦停車場線	0.3
208	藤枝静岡線	2.0
227	島田大井川線	1.2
233	榛原金谷線	0.5
240	御前崎堀野新田線	3.5
253	掛川袋井線	0.7
262	豊田竜洋線	6.2
263	春野下泉停車場線	0.7
296	熊小松天竜川停車場線	1.2
321	和地山曳馬停車場線	1.1
342	河原大井川港線	6.1
344	二俣浜松線	15.1
363	高薗貴布祢線	3.4
364	湖東和合線	5.5
372	大東相良線	1.1
380	富士清水線	17.5
391	細江浜北線	0.9
394	沼津小山線	7.0
396	富士由比線	16.1
413	磐田袋井線	3.4
416	静岡焼津線	4.7
一般県道 計		101.4
一般自動車道	伊豆スカイライン	31.4
静岡市道	丸子新田広野三丁目線	2.8
浜松市道	中野町三方原線	1.7
磐田市道	豊岡駒場幹線	1.2
伊豆の国市道	韮2－11号線	1.0
その他の道路 計		38.1

３次緊急輸送路　路線別内訳　総延長　234.0 km

道路No	路線名	延長(km)
414	国道414号	8.7
469	国道469号	3.7
国道指定区間外　計		12.4
9	天竜東栄線	16.3
10	富士川身延線	0.4
17	沼津土肥線	10.3
22	三島富士線	5.7
23	御殿場富士公園線	0.9
24	富士裾野線	9.7
27	井川湖御幸線	11.3
29	梅ヶ島温泉昭和線	19.8
48	舘山寺鹿谷線	5.7
49	細江舞阪線	2.5
60	南アルプス公園線	27.6
62	浜松雄踏線	7.3
63	藤枝天竜線	8.1
64	島田川根線	18.2
75	清水富士宮線	9.0
主要地方道　計		152.8
102	十国峠伊豆山線	8.5
127	船原西浦高原線	8.0
139	原木沼津線	2.0
144	下土狩徳倉沼津港線	2.6
155	滝ヶ原富士岡線	1.7
164	西椎路松長線	0.8
184	白糸富士宮線	3.1
189	三ツ峰落合線	19.3
220	蔵田島田線	6.5
297	両島二俣線	3.1
323	舘山寺弁天島線	2.0
364	湖東和合線	0.9
381	島田金谷線	0.7
402	小笠山運動公園線	1.3
403	磐田掛川線	4.9
414	朝霧富士宮線	1.7
一般県道　計		67.1
富士宮市道	内野44号線	1.7
その他道路　計		1.7

10-3-3 隣接県境における県内流入制限箇所

（県 警 察 本 部）

番号	管轄署	隣接県	路線名	配置場所
1	三　島	神奈川	国道　　１号	函南町　　箱根峠
2	湖　西	愛　知	国道　　１号	湖西市　　道の駅潮見坂
3	湖　西	愛　知	国道　４２号	湖西市　　白須賀交差点
4	富士宮	山　梨	国道　５２号	富士宮市　　甲駿橋
5	御殿場	神奈川	国道２４６号	小山町　　白岩交差点
6	御殿場	山　梨	東富士五湖道路	小山町　　須走ＩＣ

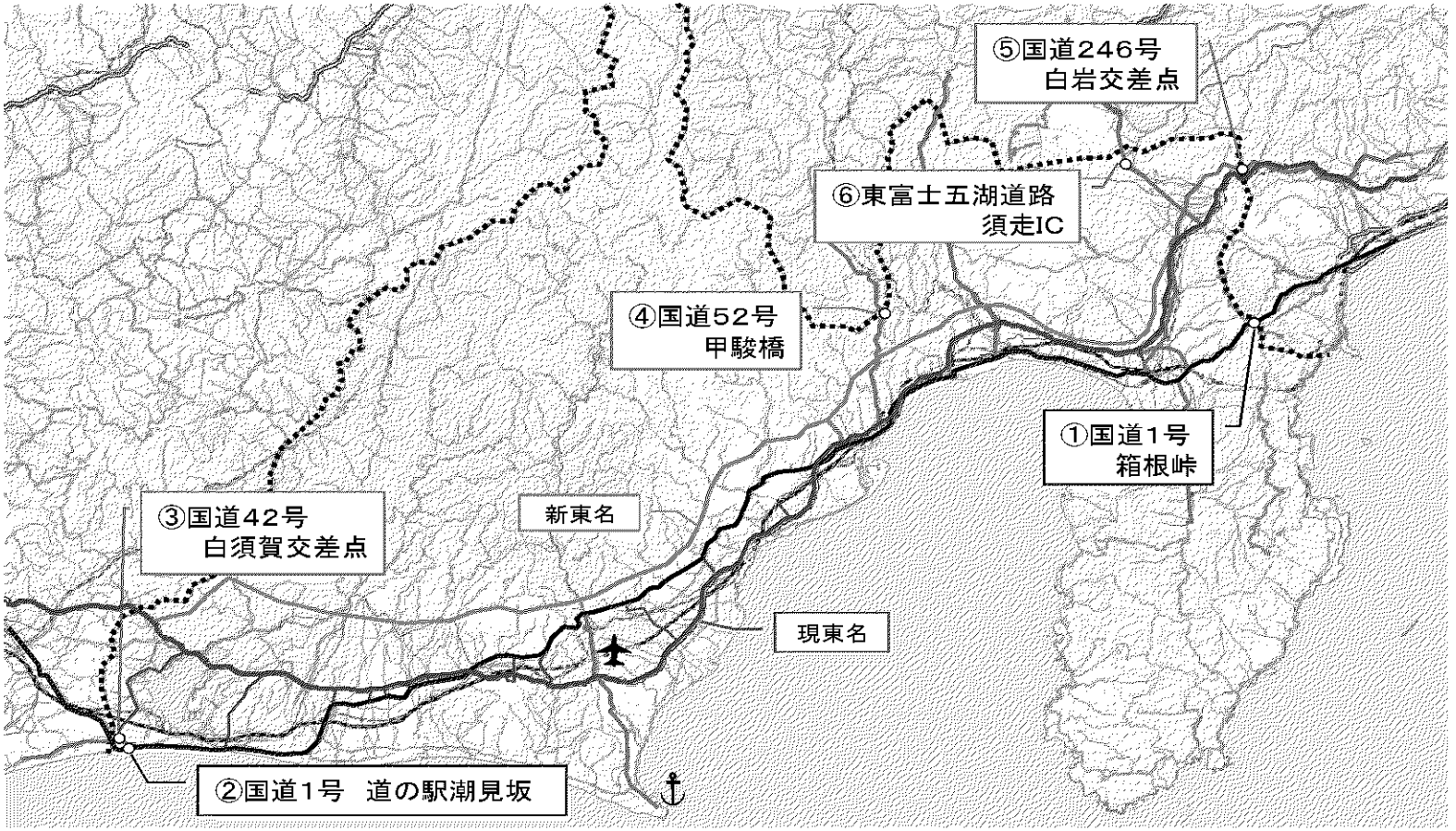

10-3-4 東名高速道路流入制限のための配置箇所一覧表

（県警察本部）

番号	路線名	交通規制場所
1	東名高速道路	御殿場インター
2	〃	裾野インター
3	〃	沼津インター
4	〃	富士インター
5	〃	富士川SAスマートインター
6	〃	清水インター
7	〃	静岡インター
8	〃	焼津インター
9	〃	吉田インター
10	〃	相良牧之原インター
11	〃	菊川インター
12	〃	掛川インター
13	〃	袋井インター
14	〃	磐田インター
15	〃	遠州豊田PAスマートインター
16	〃	浜松インター
17	〃	浜松西インター
18	〃	三ケ日インター

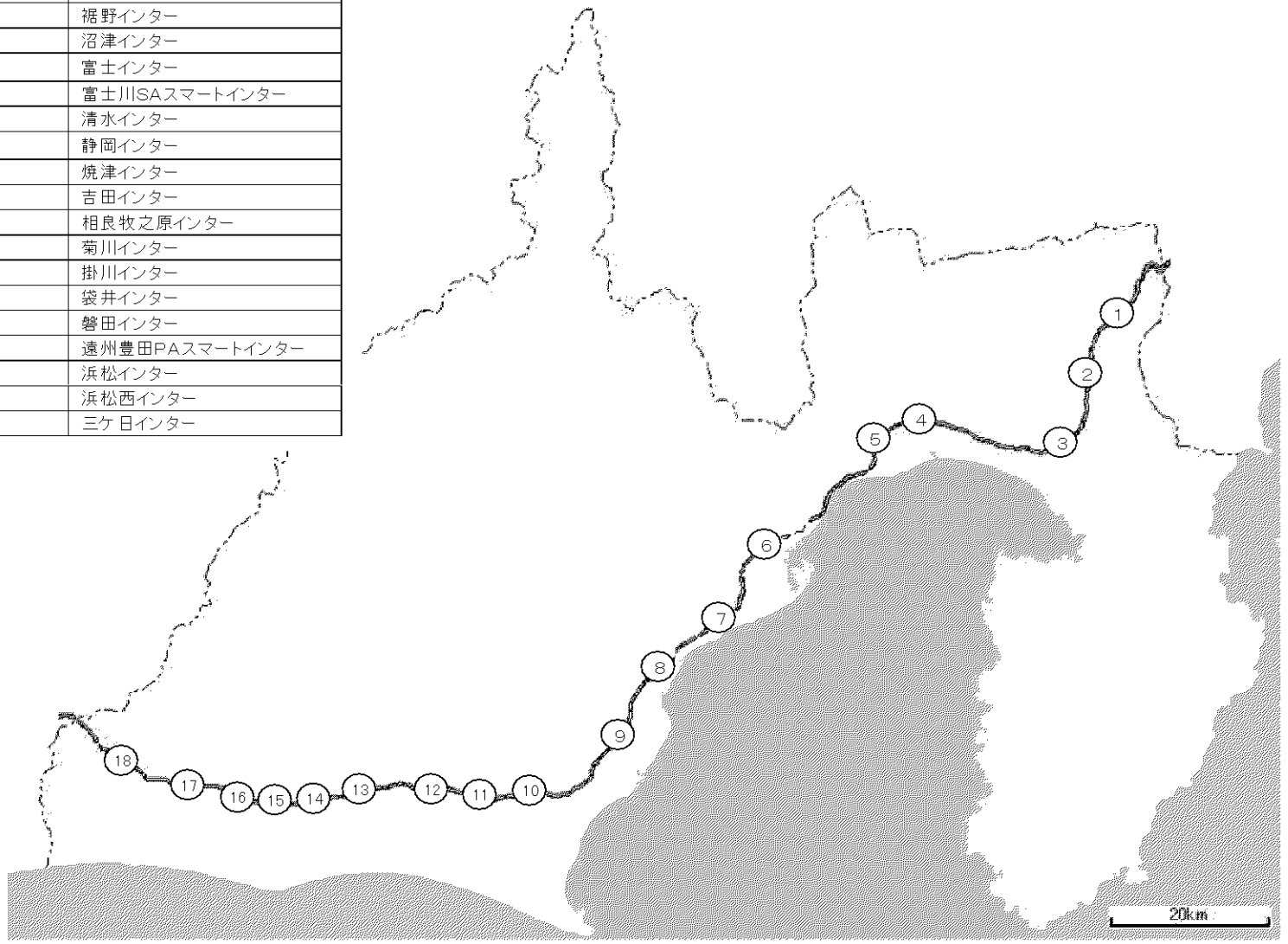

10-3-5 緊急通行車両の事前届出手続

（県警察本部）

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1　事前届出対象車両

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

⑴ 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑵ 大規模地震対策特別措置法第２１条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第５０条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2　届出の方法

⑴ 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。

⑵ 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

3　緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

⑴ 審査を経た緊急通行車両については届出済証（10－3－11）を警察署を経由して交付する。

⑵ 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4　届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

⑴ 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。

⑵ 当該車両が廃車となったとき。

⑶ その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

10-3-6 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

（県警察本部）

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続きは次によるものとする。

1　緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

⑴　段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

⑵　確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

ア　警察本部

イ　各警察署

ウ　交通検問所

⑶　確認の方法

ア　届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ　前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（１０－３－９）（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（１０－３－１０）（以下「確認証明書」という。）を車両１台につき１通交付する。

⑷　確認証明書及び標章の有効期限

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑸　標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するもとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑹　標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2　事前届出をしていない緊急通行車両の場合

⑴　確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備えてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎明資料を添え、次の場所に提出する。

ア　警察本部

イ　各警察署

⑵　確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両であることを確認した場合には、所定の標章及び緊急通行車両確認証明書を車両１台につき１通交付する。

⑶　確認証明書及び標章の有効期限

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

⑷　標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するもとし、緊急通行車両確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

⑸　標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

緊急通行車両事前届出チャート

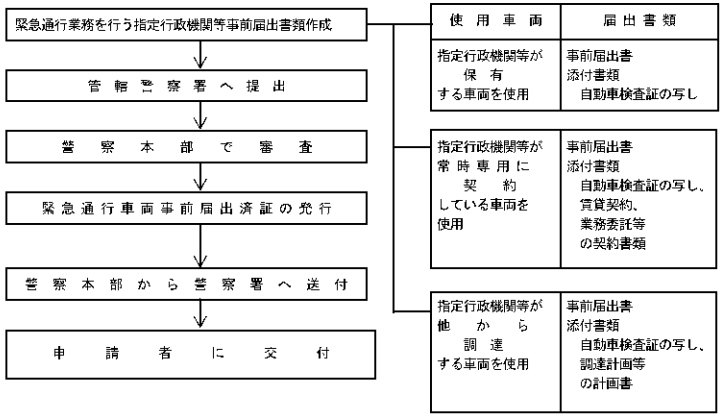

緊急通行車両確認チャート

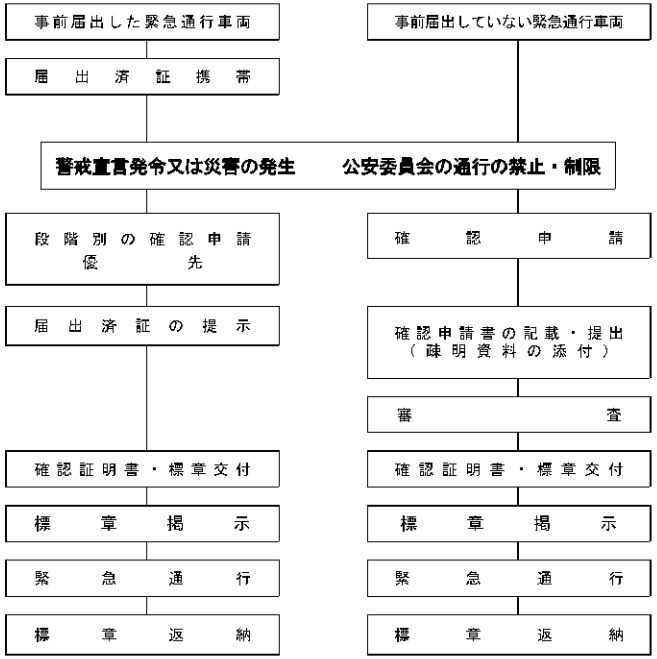

10-3-7　通行の禁止又は制限についての標示の様式

（県警察本部）

1　災害対策基本法施行規則第５条に基づく標示

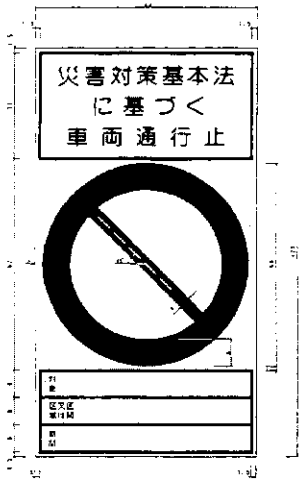

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

2　大規模地震対策特別措置法施行規則第５条に基づく標示

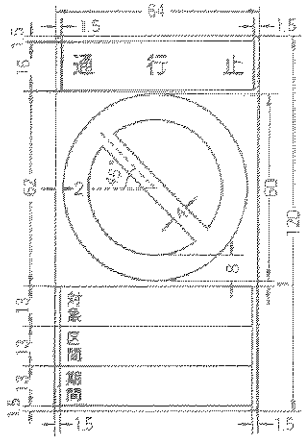

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

10-3-8　緊急通行車両事前届出書

（県警察本部）

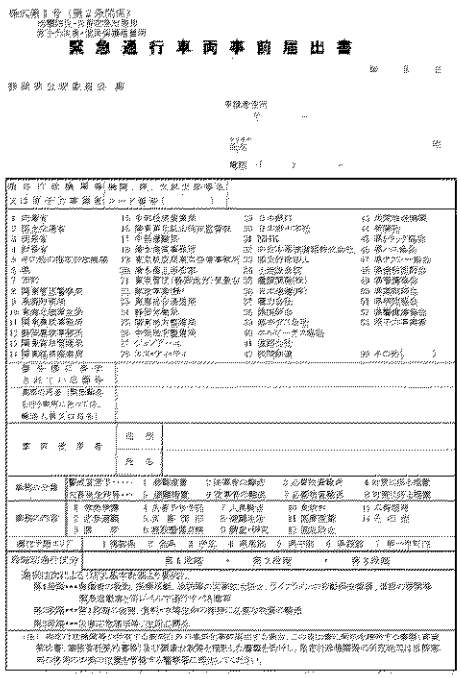

緊急通行車両事前届出書

10-3-9　緊急標章

（県警察本部）



備考1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

10-3-10　緊急通行車両確認証明書

（県警察本部）

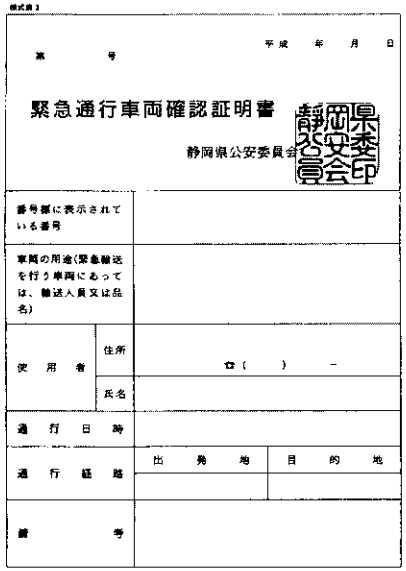

緊急通行車両確認証明書

静岡県公安委員会

10-3-11　緊急通行車両事前届出済証

（県警察本部）

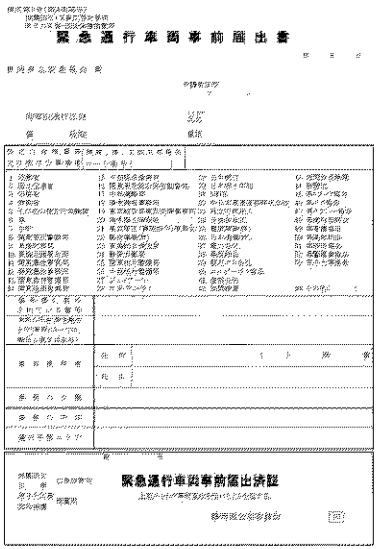

緊急通行車両事前届出書

緊急通行車両事前届出済証

10-3-12 東名高速道路緊急昇降路

（中日本高速道路㈱）

小山BS（小山町竹之下） 上



足柄SA（沼津市宮本） 上・下



東名足柄橋西口（小山町竹之下） 上



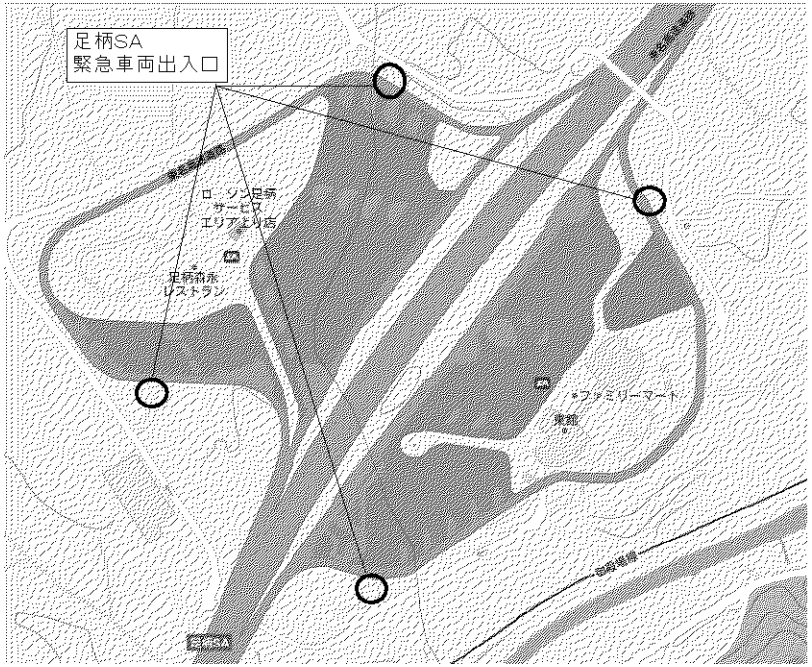

駒門PA西口（御殿場市駒門）　上・下



愛鷹PA（沼津市宮本）　上・下

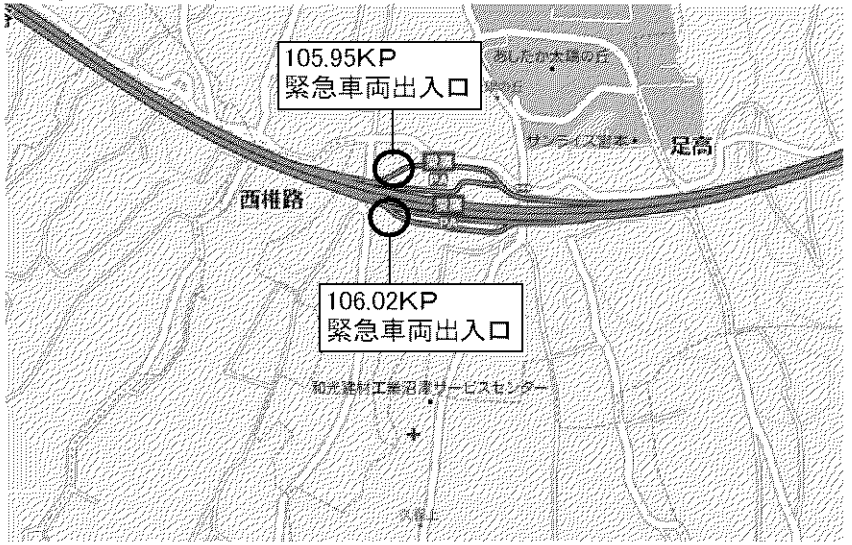

旧原BS（沼津市平沼）　上

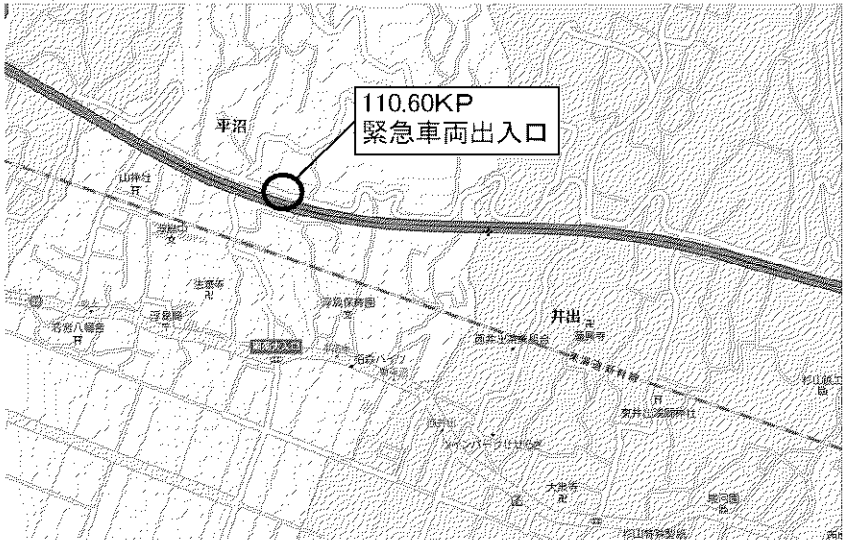

富士（富士市今泉） 下

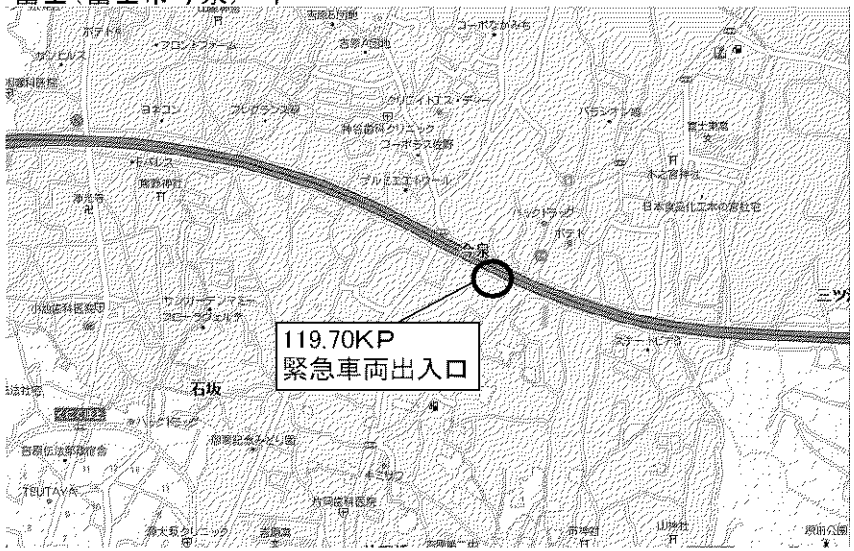

蒲原（蒲原町蒲原） 下

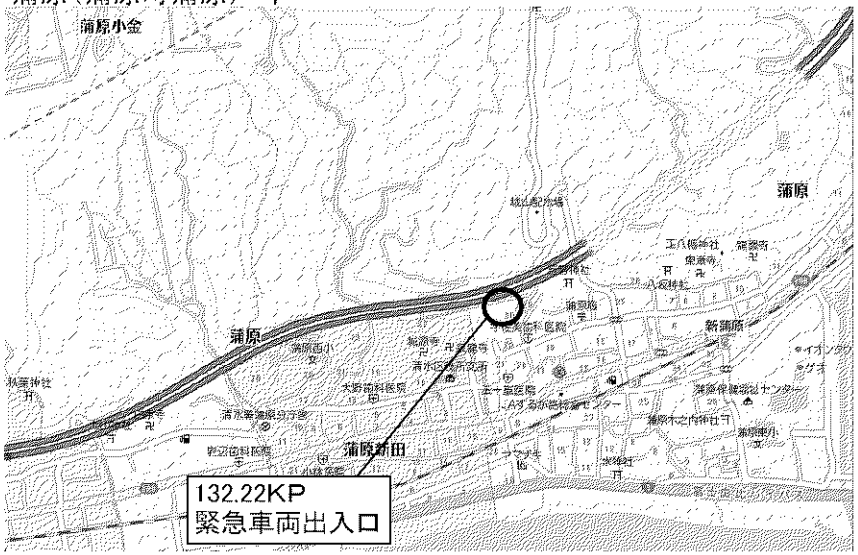

富士川SA（富士川町岩渕） 上・下

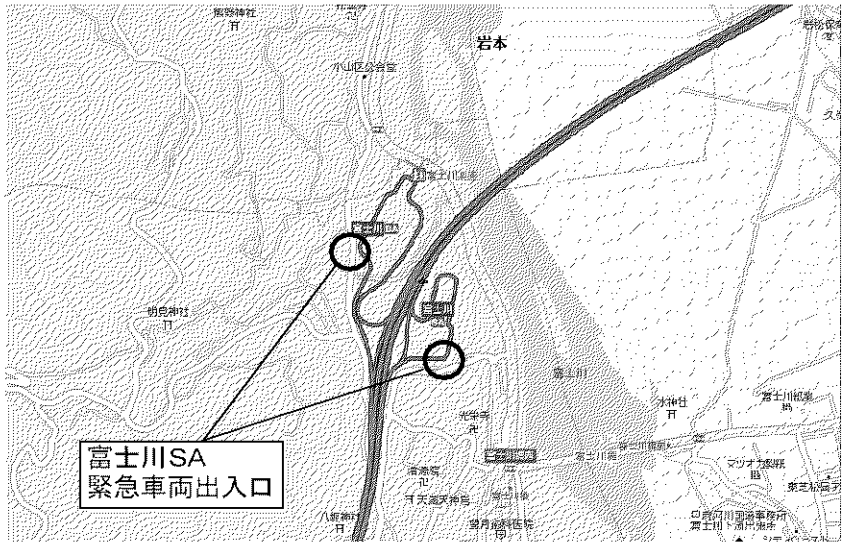

由比（清水区由比） 上

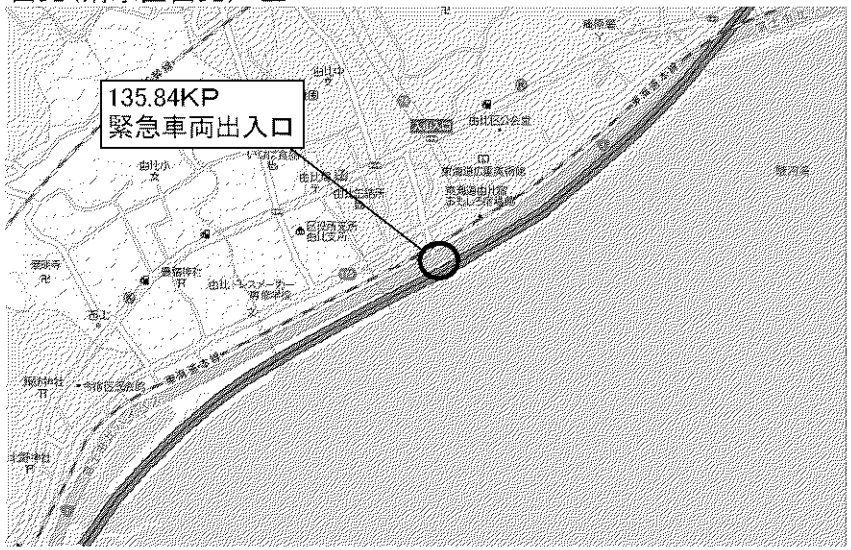

由比PA（清水区由比西倉沢） 上

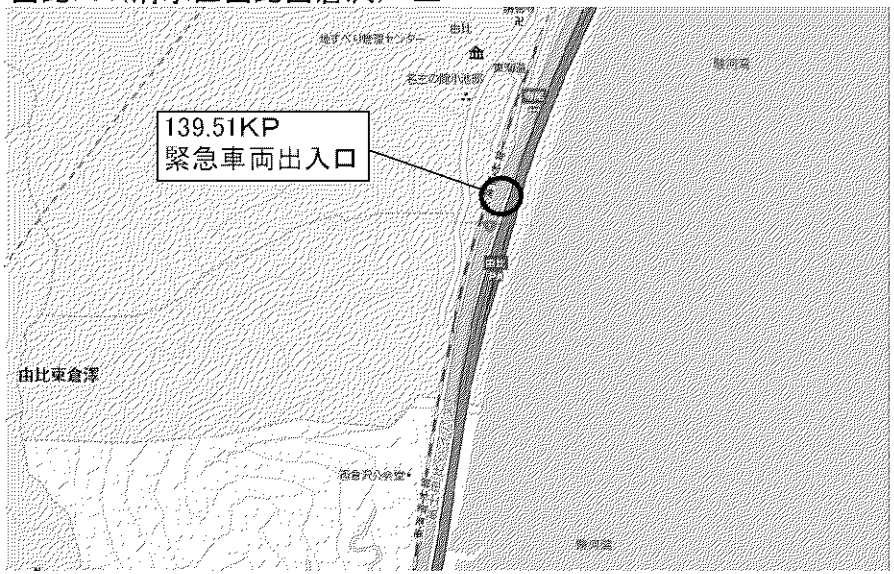

興津トンネル東坑口（清水区八木間） 上・下

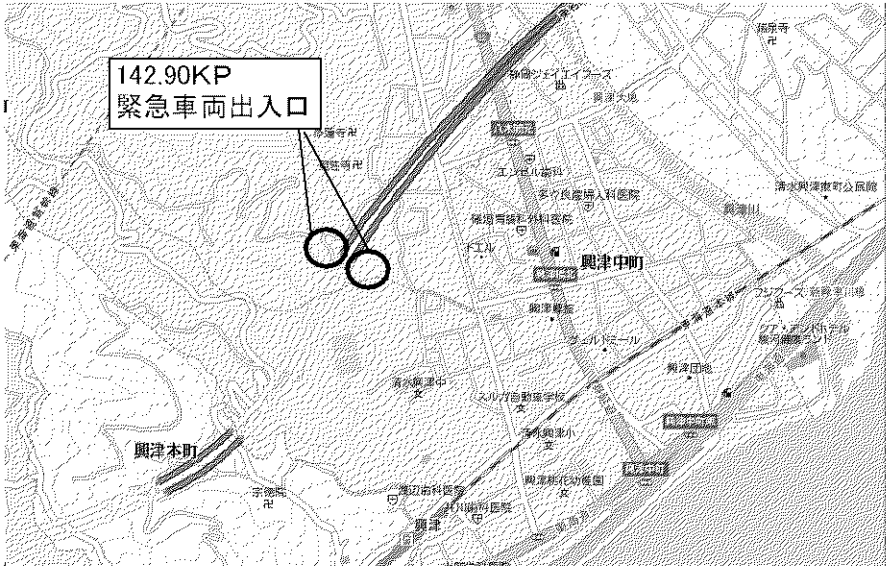

日本平PA（静岡市駿河区国吉田） 下



安倍川橋西口（静岡市駿河区下川原） 上

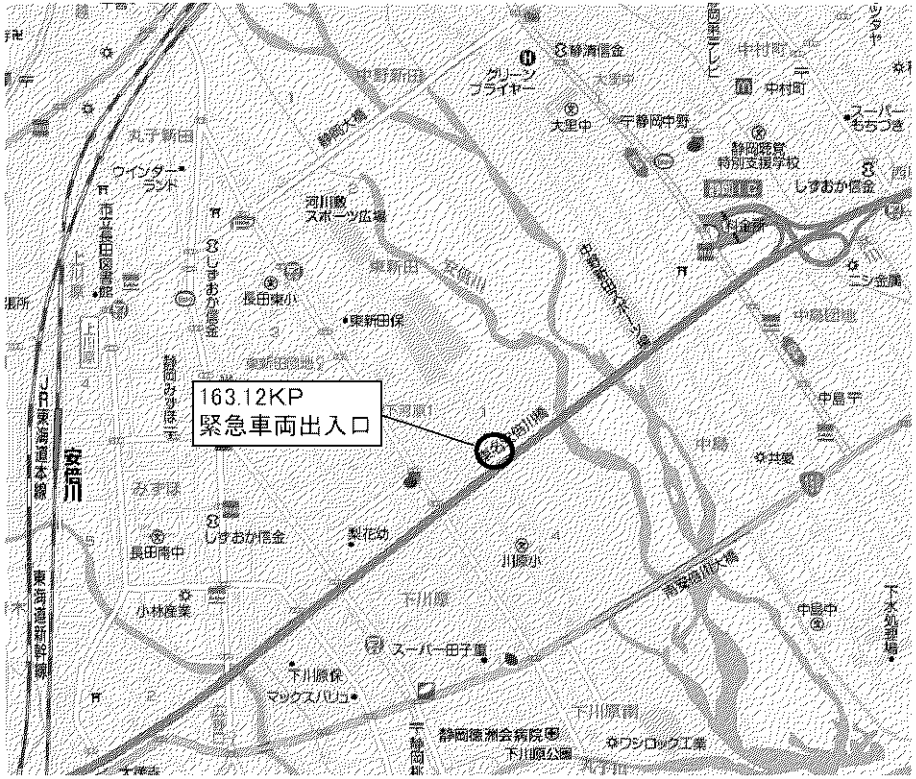

日本坂トンネル東口（静岡市駿河区小坂） 166.74上下、165.51下

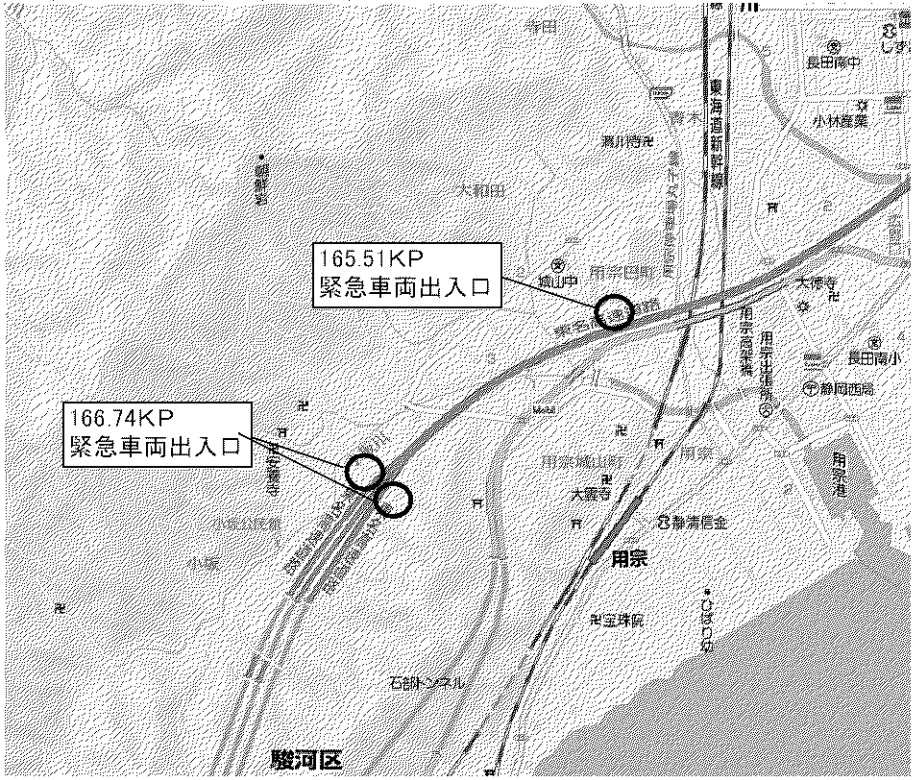

日本坂トンネル西口（焼津市野萩）　下

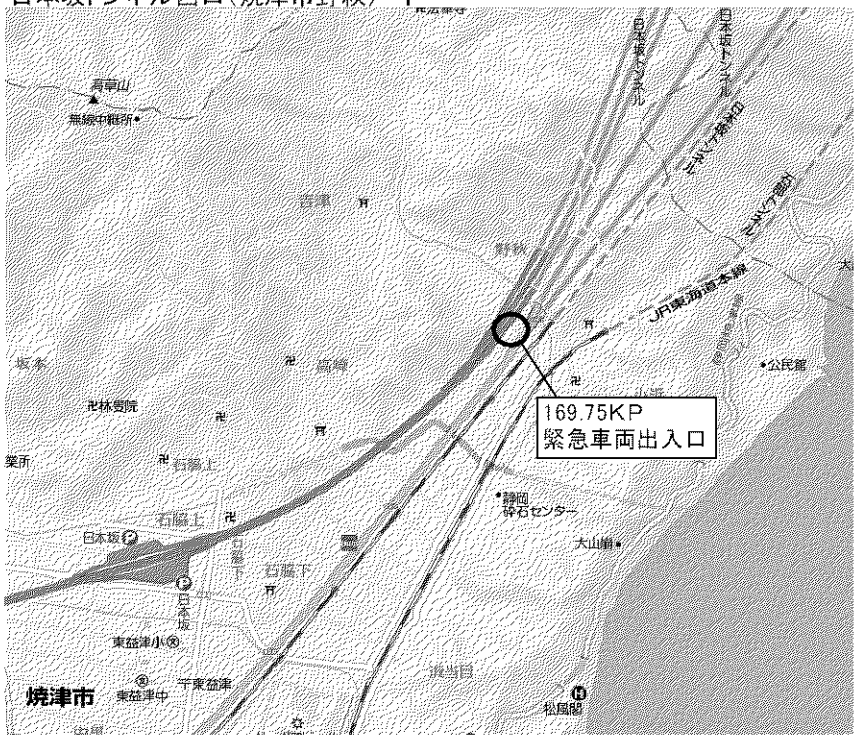

牧之原SA（牧之原市静谷）　上・下

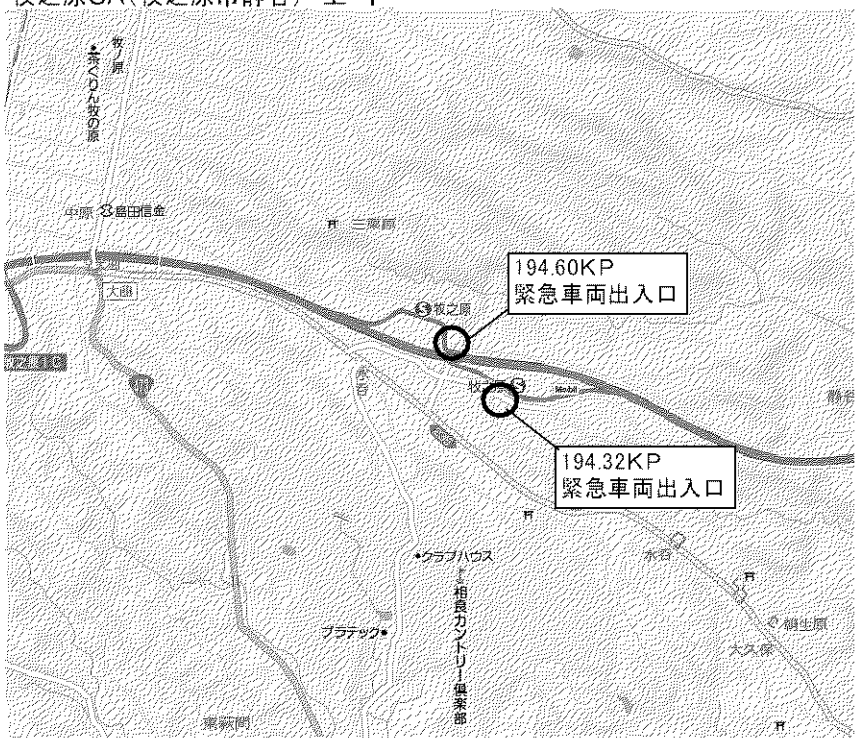

つま恋（掛川市杉谷） 上

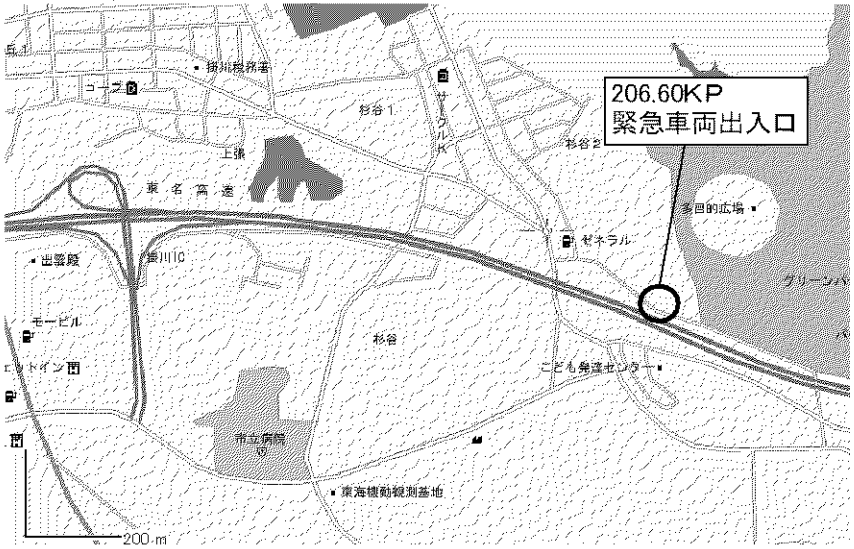

浜名湖SA（三ケ日町佐久目） 上

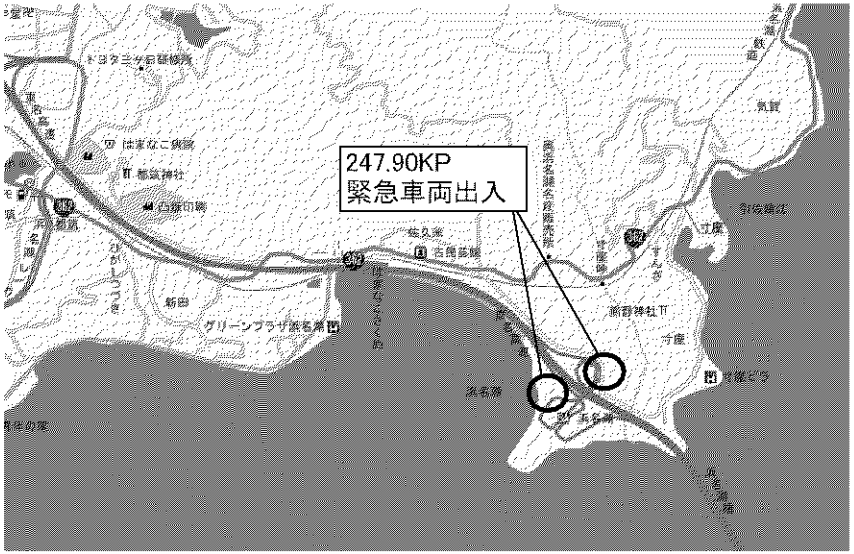

葵町（浜松市葵町） 上・下

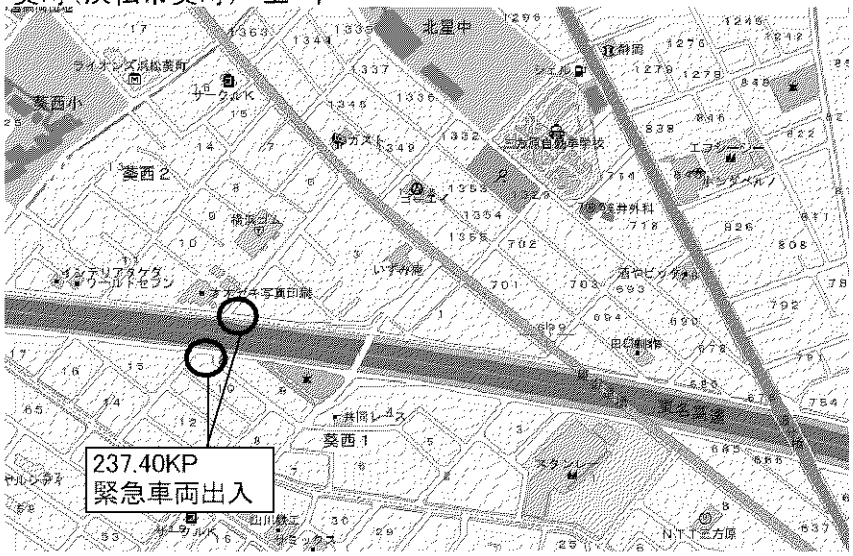

三ケ日トンネル西坑口（三ケ日町平山） 下



10-4-1 県内主要路線一覧表

1 一般国道

（県道路保全課）H24.4.1

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
0001	1号	(67,275) 255,296	(0) 0	(0) 0	(67,275) 255,296	(64,721) 194,007	(129) 320	(2,554) 51,759	(0) 16	(0) 9,530	国・県・政令市・中日本高速道路・公社の管理分を合計 （現道＋旧道＋新道計） ()内は旧道
0042	42号	(169) 18,786	(169) 13,384	(0) 0	(0) 5,402	(0) 5,398	(0) 1	(0) 4	(0) 0	(0) 0	
0052	52号	19,457	0	0	19,457	19,017	35	383	1	57	
0135	135号	(5,487) 84,865	(0) 0	(0) 0	(5,487) 84,865	(5,328) 77,995	(4) 76	(45) 1,901	(1) 20	(114) 4,969	
0136	136号	(16,482) 125,859	(0) 0	(0) 0	(16,482) 125,859	(15,967) 106,120	(13) 169	(367) 8,535	(1) 41	(147) 11,203	
0138	138号	27,999	0	0	27,999	25,490	14	1,341	2	1,168	
0139	139号	(6,707) 46,738	(0) 0	(0) 0	(6,707) 46,738	(6,637) 46,029	(11) 36	(70) 709	(0) 0	(0) 0	
0149	149号	2,648	0	0	2,648	2,468	1	180	0	0	
0150	150号	(4,853) 124,809	(0) 154	(0) 0	(4,853) 124,655	(4,753) 113,201	(7) 229	(100) 8,472	(0) 3	(0) 2,981	
0152	152号	(2,146) 87,119	(0) 0	(0) 3,669	(2,146) 83,450	(2,094) 76,215	(3) 99	(52) 3,209	(0) 10	(0) 4,026	
0246	246号	35,652	0	0	35,652	31,083	41	3,645	3	924	
0257	257号	38,610	25	0	38,585	38,215	22	370	0	0	
0301	301号	(144) 25,258	(0) 0	(0) 0	(144) 25,258	(144) 24,408	(0) 43	(0) 754	(0) 1	(0) 97	
0362	362号	(690) 146,794	(0) 5,545	(0) 0	(690) 141,249	(657) 132,264	(1) 189	(33) 5,513	(0) 11	(0) 3,472	
0414	414号	(8,834) 81,071	(1,918) 13,479	(0) 0	(6,916) 67,592	(6,260) 62,043	(8) 73	(100) 2,868	(2) 10	(556) 2,682	
0469	469号	(4,320) 61,174	(0) 0	(0) 0	(4,320) 61,174	(4,310) 60,249	(2) 68	(10) 925	(0) 0	(0) 0	
0473	473号	(7,034) 161,872	(0) 81,428	(0) 0	(7,034) 80,445	(6,912) 76,169	(11) 102	(122) 3,470	(0) 3	(0) 805	
0474	474号	2,900	0	0	2,900	590	7	999	1	1,311	

2 主要地方道

（県道路保全課）H24.4.1

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
1001	飯田富山佐久間	16,212	6,380	0	9,832	8,702	3	90	4	1,040	県・政令市・公社の管理分を合計 （現道＋旧道＋新道計） ()内は旧道
1003	豊橋湖西	6,344	37	0	6,307	6,216	8	92	0	0	
1004	豊橋大知波	3,886	0	0	3,886	3,591	3	40	1	255	
1009	天竜東栄	37,026	0	0	37,026	36,258	35	582	1	186	
1010	富士川身延	(1,642) 15,984	(0) 0	(0) 0	(1,642) 15,984	(1,341) 14,233	(5) 27	(301) 1,200	(0) 1	(0) 551	
1011	熱海函南	(12,591) 30,667	(0) 0	(0) 0	(12,591) 30,666	(12,568) 28,250	(3) 30	(23) 924	(0) 2	(0) 1,493	
1012	伊東修善寺	23,343	0	0	23,343	21,334	25	921	3	1,088	
1014	下佐ヶ野谷津	5,549	0	0	5,549	5,450	4	99	0	0	
1015	下田松崎	25,564	6,825	0	18,739	18,273	21	258	1	209	
1016	下田石廊松崎	51,453	36,136	0	15,316	14,379	13	158	8	780	
1017	沼津土肥	53,733	8,757	0	44,976	43,785	24	386	3	805	
1018	修善寺戸田	22,169	145	0	22,024	21,904	15	120	0	0	
1019	伊東大仁	18,024	0	0	18,024	17,882	13	142	0	0	
1020	熱海箱根峠	17,956	3,601	0	14,355	14,333	4	23	0	0	
1021	三島裾野	8,295	0	0	8,295	8,225	5	69	0	0	
1022	三島富士	28,795	156	0	28,639	28,114	78	526	0	0	
1023	御殿場富士公園	13,100	17	0	13,083	13,021	6	63	0	0	
1024	富士裾野	35,793	10,272	0	25,521	25,350	17	171	0	0	
1025	富士宮芝川	(669) 7,254	(0) 0	(0) 0	(669) 7,254	(669) 6,844	(0) 9	(0) 410	(0) 0	(0) 0	
1027	井川湖御幸	(853) 45,454	(0) 12	(0) 0	(853) 45,442	(836) 43,359	(3) 60	(17) 2,083	(0) 0	(0) 0	
1029	梅ヶ島温泉昭和	(1,802) 50,125	(0) 6,192	(0) 0	(1,802) 43,933	(1,783) 41,326	(2) 49	(19) 1,644	(0) 5	(0) 963	
1030	焼津藤枝	5,548	0	0	5,548	5,388	9	161	0	0	
1031	焼津榛原	20,167	496	0	19,671	18,219	65	1,453	0	0	
1032	藤枝黒俣	(307) 36,686	(0) 0	(0) 0	(307) 36,686	(300) 35,904	(1) 36	(7) 782	(0) 0	(0) 0	
1033	藤枝大井川	5,718	0	0	5,718	5,579	24	139	0	0	
1034	島田吉田	20,506	0	139	20,367	18,209	44	2,157	0	0	
1037	掛川浜岡	(74) 30,943	(0) 0	(0) 0	(74) 30,943	(74) 30,227	(0) 36	(0) 630	(0) 1	(0) 85	
1038	掛川大東	14,837	273	0	14,564	14,291	19	190	1	83	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
1039	掛川川根	27,086	0	0	27,086	26,419	14	283	1	385	
1040	掛川天竜	(431) 24,677	(0) 0	(0) 0	(431) 24,677	(431) 23,878	(0) 33	(0) 765	(0) 1	(0) 34	
1041	袋井大須賀	11,595	0	0	11,595	11,231	17	364	0	0	
1043	磐田福田	6,204	0	0	6,204	6,003	11	201	0	0	
1044	磐田天竜	18,097	4,342	0	13,755	13,677	10	78	0	0	
1045	天竜浜松	16,440	0	0	16,440	16,352	11	88	0	0	
1047	引佐六郎沢	(65) 15,012	(0) 0	(0) 0	(65) 15,015	(65) 14,949	(0) 8	(0) 66	(0) 0	(0) 0	
1048	館山寺鹿谷	(207) 13,908	(0) 0	(0) 0	(207) 13,908	(207) 13,723	(0) 13	(0) 185	(0) 0	(0) 0	
1049	細江舞阪	19,888	353	0	19,535	18,792	21	743	0	0	
1050	伊東(T)	230	20	0	210	210	0	0	0	0	
1051	三島(T)	1,743	18	0	1,725	1,707	3	18	0	0	
1052	沼津(T)	269	0	0	269	269	0	0	0	0	
1053	富士宮(T)	266	0	0	266	266	0	0	0	0	
1054	清水(T)	2,103	770	0	1,333	1,333	0	0	0	0	
1055	島田(T)	1,126	25	0	1,101	1,101	0	0	0	0	
1056	磐田(T)	1,449	0	0	1,449	1,449	0	0	0	0	
1058	袋井春野	(178) 30,685	(0) 0	(0) 0	(178) 30,685	(173) 29,500	(1) 33	(6) 715	(0) 2	(0) 471	
1059	伊東西伊豆	(11,135) 72,271	(0) 8,634	(0) 0	(11,135) 63,637	(11,095) 62,899	(6) 64	(40) 738	(0) 0	(0) 0	
1060	南アルプス公園	(966) 74,091	(0) 0	(0) 0	(966) 74,091	(945) 71,496	(4) 83	(21) 1,085	(0) 9	(0) 1,510	
1061	浜北袋井	19,272	826	0	18,446	17,072	27	1,374	0	0	
1062	浜松雄踏	8,959	0	0	8,959	8,831	4	128	0	0	
1063	藤枝天竜	(51) 61,318	(0) 1,263	(0) 0	(51) 60,055	(46) 57,906	(1) 69	(5) 1,831	(0) 2	(0) 518	
1064	島田川根	19,306	478	0	18,828	16,778	32	493	3	1,558	
1065	浜松環状	27,959	2,022	0	25,937	24,760	28	1,177	0	0	
1067	静岡清水	(655) 11,894	(0) 36	(0) 0	(655) 11,858	(610) 11,652	(4) 21	(45) 206	(0) 0	(0) 0	
1068	浜北三ヶ日	(702) 38,060	(0) 1,636	(0) 0	(702) 36,424	(702) 36,137	(0) 28	(0) 287	(0) 0	(0) 0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
1069	相良大須賀	26,833	1,192	0	25,640	25,133	36	507	0	0	
1071	富士宮鳴沢	10,434	0	0	10,434	10,352	7	83	0	0	
1072	富士白糸滝公園	(1,564) 24,526	(1,564) 5,727	(0) 0	(0) 18,799	(0) 18,604	(0) 9	(0) 196	(0) 0	(0) 0	
1073	細江金谷	(3,687) 17,213	(110) 110	0	(3,577) 17,056	(3,577) 16,682	(0) 17	(0) 393	0	0	
1074	山脇大谷	13,792	88	0	13,704	13,017	20	465	1	222	
1075	清水富士宮	(191) 62,055	(0) 13,230	(0) 0	(191) 48,825	(191) 47,453	(0) 65	(0) 1,333	(0) 1	(0) 39	
1076	富士富士宮由比	36,990	1,105	0	35,886	35,156	45	729	0	0	
1077	川根寸又峡	(2,580) 41,030	(0) 1,591	(0) 0	(2,580) 39,439	(2,400) 35,525	(1) 31	(180) 1,914	(0) 4	(0) 2,000	
1078	御殿場大井	12,559	0	0	12,559	12,426	10	133	0	0	
1079	吉田大東	(245) 28,124	(0) 3,141	(0) 0	(245) 24,983	(245) 24,489	(0) 38	(0) 408	(0) 1	(0) 86	
1080	熱海大仁	(207) 20,992	(0) 19	(0) 0	(207) 20,973	(207) 20,444	(0) 18	(0) 529	(0) 0	(0) 0	
1081	焼津森	(667) 72,076	(0) 5,708	(0) 976	(667) 65,392	(664) 63,118	(1) 129	(3) 1,878	(0) 4	(0) 395	
1082	裾野インター	1,015	0	0	1,015	970	2	46	0	0	
1083	沼津インター	3,146	1,249	0	1,897	1,762	2	135	0	0	
1084	中島南安倍	3,040	0	0	3,040	3,040	0	0	0	0	
1085	三ヶ日インター	710	0	0	710	589	2	121	0	0	
1086	磐田インター	2,731	0	0	2,731	2,609	1	122	0	0	
1087	大岡元長窪	2,571	25	0	2,547	2,491	2	55	0	0	
1088	一色久沢	7,173	325	0	6,847	6,816	2	31	0	0	

3 一般県道

（県道路保全課）H24.4.1

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3102	十国峠伊豆山	14,233	18	0	14,216	13,997	8	218	0	0	
3103	熱海（T）	641	0	0	641	588	0	0	1	53	
3104	来の宮（T）	91	91	0	0	0	0	0	0	0	
3105	伊豆多賀（T）	754	0	0	754	754	0	0	0	0	
3107	網代(T)	478	0	0	478	478	0	0	0	0	
3108	宇佐美(T)	335	0	0	335	335	0	0	0	0	
3109	伊東川奈八幡野	18,046	2,864	0	15,182	14,871	2	24	1	287	
3110	伊東港	699	0	0	699	699	0	0	0	0	
3111	遠笠山富戸	16,101	0	0	16,101	16,101	0	0	0	0	
3112	中大見八幡野	14,036	3,854	0	10,182	10,031	11	151	0	0	
3113	熱川片瀬	3,085	0	0	3,085	3,074	1	11	0	0	
3114	稲取港	1,142	0	0	1,142	1,142	0	0	0	0	
3115	湯ヶ野松崎	12,168	0	0	12,168	11,994	15	174	0	0	
3116	須崎柿崎	3,068	0	0	3,068	3,064	1	4	0	0	
3117	下田港	945	0	0	945	928	2	17	0	0	
3118	蓮台寺立野	1,492	0	0	1,492	1,481	4	11	0	0	
3119	下田南伊豆	20,623	0	0	20,623	20,183	26	240	2	201	
3120	手石湊	1,403	0	0	1,403	1,397	2	6	0	0	
3121	南伊豆松崎	22,136	1,990	0	20,146	19,864	18	283	0	0	
3122	松崎港	720	0	0	720	720	0	0	0	0	
3124	吉奈門野原	1,208	0	0	1,208	1,195	1	13	0	0	
3125	土肥港	163	0	0	163	163	0	0	0	0	
3127	船原西浦高原	21,623	3,690	0	17,933	17,814	8	119	0	0	
3129	韮山伊豆長岡 修善寺	(102) 12,357	(11) 11	(0) 0	(91) 12,346	(91) 12,032	(0) 6	(0) 314	(0) 0	(0) 0	
3130	伊豆長岡三津	4,004	41	0	3,963	3,681	2	14	1	268	
3131	古奈伊豆長岡（T）	1,112	11	0	1,102	911	1	190	0	0	
3132	韮山反射炉	1,421	0	0	1,421	1,391	3	30	0	0	
3133	韮山韮山（T）	1,040	0	0	1,040	1,030	2	10	0	0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3134	静浦港韮山（T）	4,521	1,131	0	3,390	2,968	6	422	0	0	
3135	田原野函南（T）	21,582	3,944	0	17,638	17,561	9	77	0	0	
3136	函南（T）反射炉	11,605	3,319	0	8,286	8,179	12	107	0	0	
3137	原木（T）	110	0	0	110	110	0	0	0	0	
3138	御園伊豆仁田（T）	2,070	20	31	2,018	1,941	2	77	0	0	
3139	原木沼津	10,575	956	0	9,619	9,476	3	143	0	0	
3140	三島静浦港	9,080	247	0	8,833	8,571	8	262	0	0	
3141	清水函南（T）	7,719	357	0	7,362	7,196	11	167	0	0	
3142	三ッ谷谷田	7,191	0	0	7,191	7,170	5	21	0	0	
3143	三島田町（T）	331	0	0	331	331	0	0	0	0	
3144	下土狩徳倉 沼津港	9,427	814	0	8,613	8,272	7	177	1	163	
3145	沼津三島	3,334	42	0	3,293	3,216	3	77	0	0	
3146	駿河小山（T）	678	0	0	678	608	3	70	0	0	
3147	山中湖小山	10,798	24	0	10,774	10,633	3	141	0	0	
3149	竹之下小山	3,349	0	0	3,349	3,188	9	161	0	0	
3150	足柄（T） 富士公園	32,065	1,967	0	30,095	29,977	7	122	0	0	
3151	須走小山	10,159	943	0	9,216	9,216	0	0	0	0	
3152	富士公園太郎坊	36,535	0	0	36,535	36,478	1	57	0	0	
3153	御殿場（T）	1,017	0	0	1,017	1,013	1	4	0	0	
3155	瀧ヶ原富士岡	10,437	1,554	0	8,883	8,835	5	48	0	0	
3156	富士岡（T）	169	0	0	169	169	0	0	0	0	
3157	五本地御殿場	7,679	0	0	7,679	7,630	3	49	0	0	
3158	大坂富士宮	8,533	7	0	8,526	8,443	9	83	0	0	
3159	沼津港	1,877	0	0	1,877	1,877	0	0	0	0	
3160	千本城内	854	0	0	854	846	1	8	0	0	
3162	沼津（T）東沢田	2,312	0	0	2,312	2,303	2	9	0	0	
3163	東柏原沼津	10,758	0	0	10,758	10,711	4	47	0	0	
3164	西椎路松長	1,379	244	0	1,134	1,113	2	21	0	0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3165	原 (T)	2,310	479	0	1,831	1,794	3	37	0	0	
3166	石川一本松	1,812	175	0	1,637	1,592	3	45	0	0	
3167	須津東田子浦(T)	3,290	36	0	3,254	3,157	7	97	0	0	
3169	吉永吉原(T)	3,396	845	0	2,551	2,538	2	13	0	0	
3170	田子浦港大野	2,617	139	0	2478	2,478	0	0	0	0	
3171	吉原(T)吉原	2,805	388	0	2,416	2,338	3	79	0	0	
3172	吉原田子浦港	2,117	222	0	1,896	1,745	7	151	0	0	
3173	湖西東細谷	7,952	1,162	0	6,790	6,762	8	28	0	0	
3174	富士 (T)	2,780	0	0	2,780	2,743	8	37	0	0	
3175	鷹岡富士(T)	3,761	0	0	3,761	3,658	11	103	0	0	
3176	鷹岡柚木	6,387	0	0	6,387	6,278	14	109	0	0	
3180	富士宮富士公園	40,213	17,962	0	22,251	22,177	17	74	0	0	
3181	富士(T)伝法	3,798	0	0	3,798	3,702	7	95	0	0	
3182	三沢富士宮	(117) 5,441	0	0	(117) 5,441	(106) 5,356	(2) 7	(11) 85	0	0	
3184	白糸宮士宮	11,548	36	0	11,512	11,362	11	150	0	0	
3188	岩渕富士川(T)	1,765	0	0	1,765	1,762	1	3	0	0	
3189	三ッ峰落合	19,320	0	0	19,320	19,001	21	319	0	0	
3190	塩出尾崎	2,531	0	0	2,531	2,335	1	3	1	193	
3192	宍原塩出	5,123	0	0	5,125	5,088	7	35	0	0	
3193	興津 (T)	200	16	0	184	184	0	0	0	0	
3195	高瀬福士	10,739	0	0	10,739	10,620	19	119	0	0	
3196	大向福士	(13) 14,013	0	0	(13) 14,013	(13) 13,756	18	257	0	0	
3197	入江富士見	1,904	6	0	1,898	1,816	2	82	0	0	
3198	駒越富士見	5,106	810	0	4,296	4,276	4	20	0	0	
3199	三保駒越	3,144	0	0	3,144	3,144	0	0	0	0	
3201	平山草薙(T)	(213) 8,540	248	0	(213) 8,292	(213) 8,165	14	127	0	0	
3205	大川静岡	21,753	4,394	0	17,359	16,520	13	839	0	0	
3207	奈良間手越	12,533	0	0	12,533	12,391	20	142	0	0	
3208	藤枝静岡	18,720	4,901	0	13,818	12,802	12	784	1	232	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3209	静岡朝比奈藤枝	(233) 23,844	4,796	0	(233) 19,048	(233) 18,196	24	852	0	0	
3210	相俣岡部	17,624	6,419	0	11,206	11,045	15	161	0	0	
3213	焼津岡部	5,433	27	0	5,406	5,171	15	235	0	0	
3215	伊久美藤枝	24,282	9,523	0	14,759	14,354	27	406	0	0	
3216	堀之内青島	3,118	621	0	2,497	2,424	7	73	0	0	
3217	伊久美元島田	18,944	4,498	0	14,445	14,256	20	190	0	0	
3220	蔵田島田	(227) 17,230	0	0	(227) 17,230	(223) 16,814	(1) 30	(4) 326	1	90	
3222	上青島焼津	10,556	26	0	10,530	10,211	13	319	0	0	
3224	大富藤枝	4,819	12	0	4,807	4,477	17	330	0	0	
3225	藤枝(T)	791	28	0	763	761	1	3	0	0	
3226	高洲和田	6,009	653	0	5,356	5,329	9	27	0	0	
3227	島田大井川	11,928	543	0	11,385	11,263	19	122	0	0	
3228	新金谷(T)	416	0	0	416	377	1	40	0	0	
3229	吉田港	906	0	0	906	890	3	16	0	0	
3230	住吉金谷	(100) 19,569	4,512	0	(100) 15,057	(100) 14,670	20	195	1	190	
3233	榛原金谷	12,079	149	0	11,930	11,824	15	106	0	0	
3234	吉沢金谷	7,006	0	0	7,006	6,828	7	132	2	46	
3235	菊川榛原	16,825	3,411	0	13,414	13,289	10	125	0	0	
3239	相良浜岡	(107) 6,289	0	0	(107) 6,289	(107) 6,117	6	172	0	0	
3240	御前崎堀野新田	7,764	48	0	7,717	7,695	2	22	0	0	
3241	蒲原地頭方	3,008	0	0	3,008	3,008	0	0	0	0	
3242	浜岡菊川	14,479	494	0	13,985	13,850	5	135	0	0	
3244	大東菊川	14,669	403	0	14,266	14,146	20	120	0	0	
3245	川上菊川	7,055	1,263	0	5,792	5,546	10	164	1	82	
3247	中方千浜	7,418	262	0	7,156	7,063	3	93	0	0	
3249	掛川大東大須賀	(49) 10,299	0	0	(49) 10,299	(49) 10,184	11	116	0	0	
3250	菊川(T)伊達方	5,267	1,940	0	3,328	3,249	5	48	1	31	
3251	袋井小笠	23,571	1,840	0	21,731	21,233	30	398	1	100	
3253	掛川袋井	9,552	836	0	8,716	8,552	9	164	0	0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3254	掛川（T）	936	159	0	777	745	1	32	0	0	
3255	中野諸井	4,933	0	0	4,933	4,895	7	37	0	0	
3257	西同笠浅羽	2,887	0	0	2,887	2,855	4	32	0	0	
3258	豊浜磐田	7,810	20	0	7,790	7,220	6	569	0	0	
3259	磐田竜洋	6,991	0	0	6,991	6,878	18	113	0	0	
3260	磐田（T）長野	4,484	828	0	3,656	3,584	9	73	0	0	
3261	磐田細江	23,138	274	0	22,864	21,465	35	1,399	0	0	
3262	豊田竜洋	9,299	146	0	9,153	9,090	12	62	0	0	
3263	春野下泉（T）	(128) 33,084	8,783	0	(128) 24,301	(105) 23,291	(1) 30	(23) 747	1	263	
3265	家山（T）	147	0	0	147	144	1	3	0	0	
3269	大和田森	(3,592) 14,457	3,080	0	(3,592) 11,377	(3,454) 10,813	(7) 19	(137) 563	0	0	
3270	方の橋菌ヶ谷	5,168	0	0	5,168	5,137	4	32	0	0	
3271	掛川山梨	9,822	2,745	0	7,076	6,901	9	175	0	0	
3272	遠江原谷（T）	232	0	0	232	230	1	3	0	0	
3273	山梨敷地（T）	7,326	2,620	0	4,705	4,500	11	206	0	0	
3275	袋井（T）	923	325	0	598	500	1	98	0	0	
3277	磐田山梨	9,574	154	0	9,420	9,190	9	230	0	0	
3278	遠江森（T）	800	0	0	800	800	0	0	0	0	
3279	山梨一宮	4,632	2,164	0	2,467	2,446	6	22	0	0	
3280	宮代赤根	2,365	0	0	2,365	2,348	1	17	0	0	
3281	遠江一宮（T）	473	0	0	473	424	4	48	0	0	
3283	横川磐田	22,281	2,295	0	19,987	19,816	18	171	0	0	
3284	野部（T）	89	0	0	89	89	0	0	0	0	
3285	大輪天竜	24,321	2,437	0	21,794	20,685	20	900	3	209	
3286	鮎釣東雲名春野	18,529	3,354	0	15,175	15,049	7	126	0	0	
3287	津具大嵐（T）	158	0	0	158	65	1	93	0	0	
3288	大嵐佐久間	17,970	0	8,193	9,777	8,420	3	25	2	1,332	
3290	水窪羽ヶ庄佐久間	14,057	2,179	0	11,878	11,780	17	98	0	0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3291	中部天竜（T）	357	0	0	357	128	1	229	0	0	
3292	下川合（T）	267	0	0	267	177	1	90	0	0	
3293	古真立佐久間	28	0	0	28	6	1	22	0	0	
3294	御園浦川（T）	1,971	1,771	0	200	200	0	0	0	0	
3295	横山熊	12,582	0	0	12,582	12,432	8	44	1	106	
3296	熊小松天竜川（T）	34,832	2,668	0	32,164	31,924	44	240	0	0	
3297	両島二俣	(221) 3,281	0	0	(221) 3,281	(221) 2,509	2	406	2	366	
3298	渋川鳳来	4,835	0	0	4,835	4,776	5	59	0	0	
3299	渋川都田（T）	(795) 20,789	1,592	0	(795) 19,197	(795) 18,648	14	549	0	0	
3303	新城引佐	10,892	1,161	0	9,731	9,616	7	115	0	0	
3304	岩水寺（T）	860	0	0	860	860	0	0	0	0	
3305	金指（T）和地	8,972	4,380	0	4,592	4,592	0	0	0	0	
3306	気賀（T）	207	0	0	207	201	1	6	0	0	
3308	鳳来三ヶ日	12,632	1,821	0	10,811	10,692	7	119	0	0	
3310	瀬戸佐久米	10,941	0	0	10,941	10,560	10	381	0	0	
3311	小松笠井	2,587	0	0	2,587	2,563	6	24	0	0	
3312	中野子安	4,035	19	0	4,016	3,975	5	41	0	0	
3313	笠井飯田	8,414	2,556	0	5,858	5,794	9	64	0	0	
3314	中野市野	2,892	224	0	2,668	2,668	0	0	0	0	
3315	五島天竜川（T）	8,524	1,316	0	7,208	6,950	10	258	0	0	
3316	舞阪竜洋	15,788	1,268	0	14,520	14,236	22	284	0	0	
3317	米津東若林	1,824	18	0	1,806	1,796	1	10	0	0	
3318	横尾根洗	4,908	0	0	4,908	4,884	3	24	0	0	
3319	村櫛三方原	25,208	7,554	0	17,654	16,799	11	855	0	0	
3320	引佐館山寺	12,085	3,590	0	8,495	8,391	10	104	0	0	
3321	和地山曳馬（T）	1,775	26	0	1,749	1,732	5	17	0	0	
3323	館山寺弁天島（T）	(4,534) 17,772	(2,566) 3,061	0	(1,968) 14,711	(1,965) 12,662	(1) 22	(3) 2049	0	0	
3325	宇布見浜松	11,623	1,204	0	10,419	10,369	5	50	0	0	
3326	高塚（T）入野	1,187	34	0	1,153	1,131	1	22	0	0	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3327	高塚(T)	423	14	0	409	409	0	0	0	0	
3328	舞阪(T)	308	0	0	308	308	0	0	0	0	
3330	新所原(T)日の岡	3,780	402	0	3,378	3,371	1	7	0	0	
3332	新所原(T)白須賀	6,445	2,186	0	4,259	4,202	5	56	0	0	
3333	人出太田	2,416	0	0	2,416	2,410	3	7	0	0	
3334	太田中原	3,672	0	0	3,672	3,637	5	35	0	0	
3337	仙石原新田	7,777	0	0	7,777	7,663	8	114	0	0	
3338	清水インター	1,541	519	0	1,022	1,012	2	10	0	0	
3341	水神田子ノ浦港	7,994	0	0	7,994	7,908	12	87	0	0	
3342	河原大井川港	15,915	1,147	0	14,768	14,694	1	74	0	0	
3343	上野部豊田竜洋	20,174	89	0	20,085	19,979	2	106	0	0	
3344	二俣浜松	22,387	1,847	0	20,540	20,540	0	0	0	0	
3345	裾野(T)	320	21	0	299	293	1	6	0	0	
3347	波勝崎	3,353	0	0	3,353	3,350	1	2	0	0	
3348	稲取(T)	272	0	0	272	272	0	0	0	0	
3349	修善寺 天城湯ヶ島 葦高岡 甘地	9,285	0	0	9,285	9,091	14	194	0	0	
3351	池東松原	9,661	4,768	0	4,893	4,878	3	15	0	0	
3353	田子浦港 富士インター	3,263	407	0	2,856	2,831	3	25	0	0	
3354	静岡環状	8,093	863	0	7,230	7,230	0	0	0	0	
3355	焼津大井川	7,926	0	0	7,926	7,775	11	152	0	0	
3356	善左衛門藤枝(T)	4,787	693	0	4,093	3,768	20	325	0	0	
3357	佐倉御前崎港	9,844	35	0	9,809	9,721	7	88	0	0	
3359	長沢田沢	15,496	2,875	0	12,621	12,526	9	95	0	0	
3360	渡ヶ島横山	10,833	850	0	9,983	9,389	10	594	0	0	
3361	白倉西川	7,007	0	0	7,007	6,979	4	28	0	0	
3363	高薗萓布弥	3,446	15	0	3,431	3,399	11	32	0	0	
3364	湖東和合	6,416	24	0	6,392	6,362	3	30	0	0	
3365	足柄峠	8,339	2,124	0	6,215	6,183	1	33	0	0	

［資料の巻Ⅱ］

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3366	用宗(T)丸子	3,361	0	0	3,361	3,277	7	84	0	0	
3368	湖東館山寺	2,377	0	0	2,377	2,350	3	27	0	0	
3370	由比(T)	1,981	0	0	1,981	1,876	7	105	0	0	
3371	茂畑横砂	4,629	39	0	4,590	4,178	5	62	1	350	
3372	大東相良	14,564	35	0	14,529	14,224	10	305	0	0	
3373	原里大池	5,247	0	0	5,247	5,179	6	68	0	0	
3374	浜松袋井	12,147	4,002	0	8,145	6,980	12	1,165	0	0	
3380	富士清水	18,116	434	0	17,682	17,354	13	327	0	0	
3381	島田金谷	9,438	557	0	8,880	7,764	9	1,116	0	0	
3384	高松日出	4,695	586	0	4,109	4,100	0	0	0	0	
3386	小笠掛川	5,774	1,518	0	4,256	4,100	9	155	0	0	
3388	掾峠峡	7,626	0	0	7,626	5,065	14	792	7	1,768	
3389	水窪森	70,196	8,787	0	61,409	59,572	57	825	5	1,012	
3390	鳳来佐久間	3,548	0	0	3,548	3,526	4	22	0	0	
3391	細江浜北	13,086	3,691	0	9,395	9,083	9	312	0	0	
3394	沼津小山	33,697	5,422	0	28,274	27,903	43	371	0	0	
3396	富士由比	16,147	104	0	16,043	15,309	36	734	0	0	
3397	富士根(T)	6,703	1,339	0	5,364	5,328	6	36	0	0	
3398	上稲子長貫	(252) 11,218	(252) 4,188	0	7,030	6,936	9	93	0	0	
3399	大河内森	18,099	2,841	0	15,258	12,987	31	1,172	5	1100	
3400	大仁(T)	332	0	0	332	332			0	0	
3401	御殿場箱根	14,766	1,592	0	13,174	12,762	17	304	1	108	
3402	小笠山総合運動公園	1,314	0	0	1,314	635	4	679	0	0	
3403	磐田掛川	18,574	49	0	18,525	17,319	24	879	1	327	
3405	足高三枚橋	5,089	0	0	5,089	4,962	4	127	0	0	
3407	静岡草薙清水	9,885	84	0	9,801	9,518	14	283	0	0	
3408	静岡空港	3,257	38	0	3,219	3,178	1	41	0	0	
3409	大須賀掛川(T)	(134) 5,987	0	0	(134) 5,987	(134) 5,886	11	101	0	0	
3410	仁科峠宇久須	11,367	0	0	11,367	11,267	10	100	0	0	
3411	西天城高原	(2,232) 10,185	0	0	(2,232) 10,185	(2232) 9,598	3	135	1	452	

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳					備考
						道路延長	橋梁		トンネル		
							個数	延長	個数	延長	
3413	磐田袋井	4.616	750	0	3,866	3,661	11	205	0	0	
3414	朝霧富士宮	(52) 24,511	1,266	0	(52) 23,244	(44) 22,958	(1) 24	(8) 286	0	0	
3415	日坂八坂	2,335	0	0	2,335	2,302	2	33	0	0	
3416	静岡焼津	14,106 (132)	(0) 383	0	(132) 13,591	(132) 12,599	51	723	4	401	

10-4-2 県内主要道路網図

（県道路企画課）

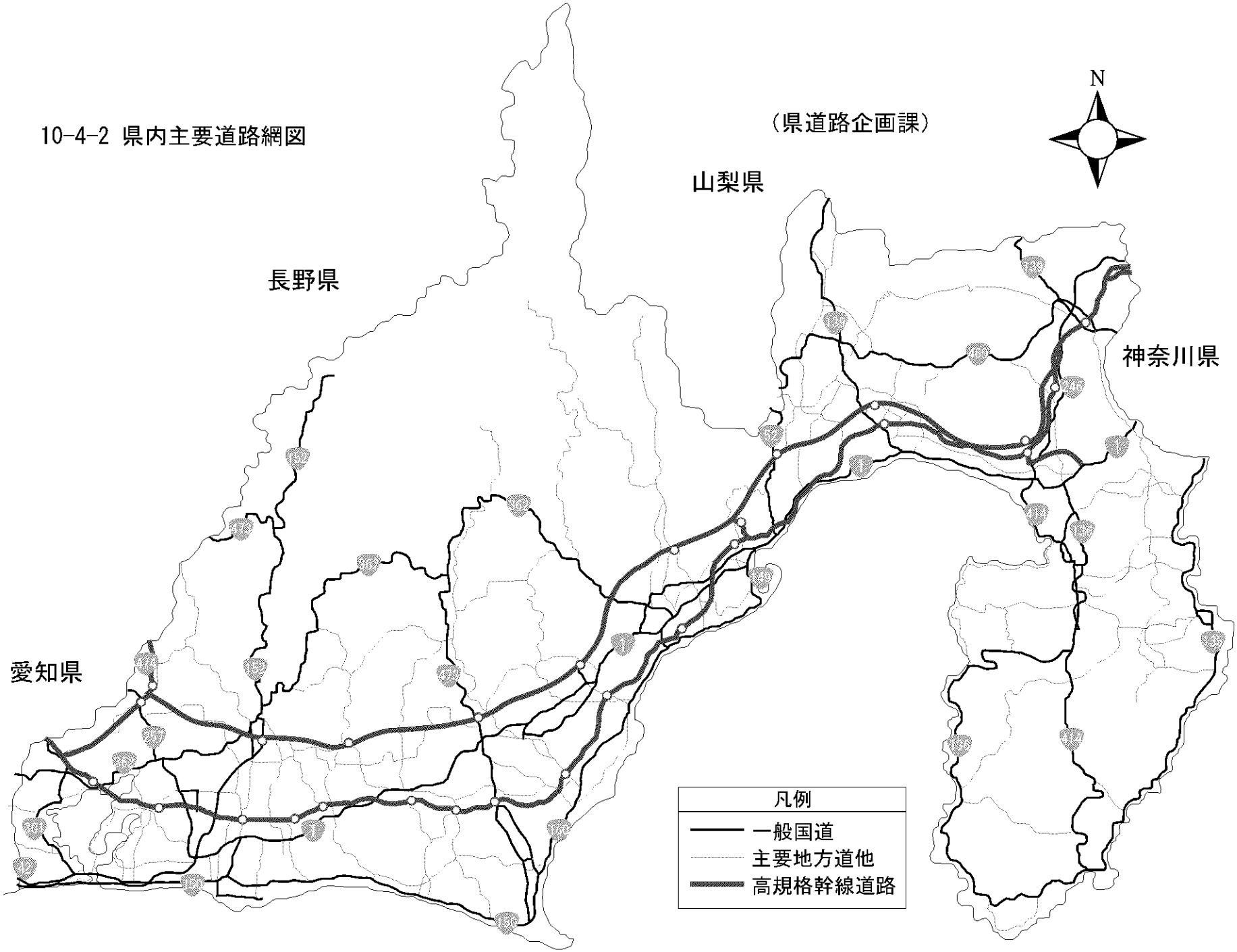

10-4-3 車両による県下主要都市所要時間

（県道路企画課）

（単位：時間）

下田						
2.00	三島					
2.00	0.25	沼津				
2.30	0.75	0.75	富士			
3.25	1.25	1.25	1.00	静岡		
3.75	2.00	2.00	1.50	1.00	掛川	
4.25	2.25	2.25	1.75	1.50	0.75	浜松

※道路事情により標記の時間、距離は必ずしも一致しない

※各都市の市役所間の一般国道、県道等を経路とした所要時間である

10-4-4 県有車両一覧表（本部・方面本部）

（県用度課） H24.4.1

本部・方面本部別 / 車種別	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部	本部	計
普通乗用車	4	13	8	9	34	68
小型乗用車	8	41	39	58	26	172
普通貨物車	1	5	5	6	7	24
小型貨物車	30	160	180	234	42	646
乗合自動車（バス）30名以上		3	3	5	2	13
乗合自動車（マイクロバス）11～29名	1	7	9	14	4	35
軽四輪自動車	14	53	42	52	19	180
特殊用途自動車	6	16	19	12	10	63
大型・小型特殊自動車		1				1
合計	64	299	305	390	144	1,202

10-4-5 民間車両借り上げ計画

（中部運輸局静岡運輸支局）H24.4.1

別表1 トラック、バス、タクシー隊組織図

1 トラック隊

トラック隊長 静岡県トラック協会長

伊豆支部	0557(38)0215	FAX(36)3454
	伊豆トラックサービスセンター内	
東部支部	055(923)0669	FAX(924)1106
	東部トラックサービスセンター内	
富士支部	0545(33)1202	FAX(33)1248
	富士トラックサービスセンター内	
清庵支部	0543(64)3767	FAX(63)0607
	清庵トラックサービスセンター内	
静岡支部	054(283)1922	FAX(285)4059
	静岡県トラック会館内	
中部支部	0548(32)6796	FAX(32)6749
	吉田グランド管理棟内	
中遠支部	0538(43)4166	FAX(43)4580
	中遠トラックサービスセンター内	
西部支部	053(421)4071	FAX(422)0431
	西部トラックサービスセンター内	
北遠支部	053(584)3055	FAX(584)3056
	北遠トラックサービスセンター内	

054 (283) 1910 FAX 054 (283) 1917

2 バス隊

バス隊長 静岡県バス協会長

熱海、東伊豆、南伊豆	0557(36)1112	FAX(37)0399
西伊豆地区分隊長	東海自動車㈱自動車営業部長	
狩野川、北駿、三島地区	055(977)3874	FAX(977)7706
分隊長	伊豆箱根バス㈱三島営業所長	
沼津地区分隊長	055(935)6611	FAX(943)5100
	㈱沼津登山東海バス支配人	
富士宮、富士、吉原、庵原地区	0545(71)2495	FAX(71)5860
分隊長	富士急静岡バス㈱業務課長	
清水、静岡、安倍、榛原	054(267)5117	FAX(262)2220
小笠地区分隊長	しずてつジャストライン㈱運行保安課長	
磐田、中遠、北遠、西遠	053(454)2211	FAX(454)0010
浜松地区分隊長	遠州鉄道㈱運輸事業部業務推進課長	

054 (255) 9281 FAX 054 (251) 5305

3 タクシー隊

タクシー隊長 商業組合静岡県タクシー協会理事長

賀茂支部分隊長	0558(22)8147	FAX0558(22)2821
	ヒフミ自動車㈱社長	
修善寺支部分隊長	0558(72)2129	FAX0558(72)7350
	㈱寺山自動車社長	
伊東支部分隊長	0557(37)6554	FAX0557(38)1951
	共立自動車㈱社長	
熱海支部分隊長	0465(62)4310	FAX0465(63)8714
	㈲共同自動車社長	
御殿場支部分隊長	055(992)0439	FAX055(993)5937
	安全タクシー（有）	
沼津・三島支部分隊長	055(924)6500	FAX055(923)0855
	伊豆箱根交通㈱社長	
富士支部分隊長	0545(63)2311	FAX0545(61)6460
	岳南自動車㈱社長	
清庵支部分隊長	0543(46)0331	FAX0543(46)0331
	共栄タクシー㈱社長	
静岡支部分隊長	054(284)2111	FAX054(283)1182
	静鉄タクシー㈱社長	
志太榛原支部分隊長	0548(22)0643	FAX0548(22)6958
	東海タクシー㈱社長	
竜東支部分隊長	0537(36)2323	FAX0537(36)2325
	菊川タクシー㈲社長	
浜名湖・北遠支部分隊長	053(587)1172	FAX053(587)1172
	外山タクシー㈱社長	
浜松支部分隊長	053(456)7811	FAX053(458)6004
	浜松名鉄交通㈱社長	

054 (261) 1401 FAX 054 (261) 1403

別表２ 災害時緊急自動車出動計画表

１ トラック隊

地域	第１次出動待機車	第２次出動待機車	第３次出動待機車	合計	地域	第１次出動待機車	第２次出動待機車	第３次出動待機車	合計
伊豆支部	3	3	3	9	中部支部	12	18	20	50
東部支部	17	23	25	65	中遠支部	20	30	30	80
富士支部	20	25	25	70	西部支部	25	27	33	85
清庵支部	18	22	25	65	北遠支部	2	2	2	6
静岡支部	18	25	27	70	合計	135	175	190	500

２ バス隊

地域	第１次出動待機車	第２次出動待機車	第３次出動待機車	合計
熱海・東伊豆・南伊豆・西伊豆地区	6	6	7	19
狩野川・北駿・三島地区	6	7	7	20
沼津地区	5	5	5	15
富士宮・富士・吉原・庵原地区	5	5	5	15
清水・静岡・安倍・榛原・小笠地区	7	7	7	21
磐田・中遠・北遠・西遠・浜松地区	6	6	8	20
合計	35	36	39	110

３ タクシー隊

地域	第１次出勤待機車	第２次出勤待機車	第３次出勤待機車	合計	地域	第１次出勤待機車	第２次出勤待機車	第３次出勤待機車	合計
賀茂支部	8	8	10	26	清庵支部	13	13	14	40
修善寺支部	3	3	3	9	静岡支部	32	32	33	97
伊東支部	9	9	9	27	志太榛原支部	19	19	19	57
熱海支部	11	12	12	35	竜東支部	10	10	11	31
御殿場支部	4	5	5	14	浜名湖・北遠支部	4	5	6	15
沼津・三島支部	29	29	31	89	浜松支部	30	30	31	91
富士支部	19	19	20	58	合計	191	194	204	589

（注）第１次出動待機車は、要請と同時に出動できる状態に待機する。
　　第２次　〃　は、要請後１時間以内に出動できる状態に待機する。
　　第３次　〃　は、要請後別に指示する時刻に出動できる状態に待機する。

10-5 地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準

◎ 静岡鉄道株式会社

(1) 異常気象時における運転基準

イ 風速が15m／sec 以上になり、又は雨量が多く、線路が甚だしく冠水する等、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の運転を見合わせる。

ロ 情報により風速が15m／sec になりつつあるときは、運動場前駅～古庄駅間の築堤上の曲線附近及び国道橋、路線橋、巴川橋梁上の運転は、毎時15キロメートル以下の均等速度に制限して注意運転する。

ハ 情報により、風速が15m／sec 以上に達したときは、前項の危険地点の運転は一時中止する。

ニ 風速が20m／sec 以上に達したとき、又は瞬間風速が25m／sec 以上と感知されたときは、全列車の運転を一時中止する。

ホ 運転指令又は当務駅長はラジオ、又は測候所・JR等により逐次情報を受け危険と認めた場合は、躊躇することなく列車を停止させる等、最も安全と認める措置をとる。

ヘ 軌条冠水のとき及び架線或は建造物損壊により危険のある場合は、全列車の運転を一時中止する。

ト その他必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

(2) 地震対策基準

イ 列車を運転中、震度4以上の地震が発生したときは、長沼駅に設置した地震計がこれを感知し、列車無線により自動的に全列車の運転室内に発報信号（停止信号）を表示するので運転士は列車を一旦停止した後、運転指令の指示に伴い安全と認められる箇所まで移動して、次の指令があるまでの間、列車の運転を休止する。

ロ 前号により列車の運転を休止したときは、あらかじめ定められた情報連絡系統により、関係機関及び各所へその旨通報する。

(3) 防災体制

A 風水害関係

台風が接近して災害多発の恐れがあるときは連絡を密にし、指令の一本化情報の蒐集に努めると共に現場の情報並びに関係地方機関との連絡をとり、鉄道に及ぼす影響を察知する。（テレビ・ラジオ・地方気象台・測候所等）

イ 沿線の降雨量、気圧、風速、風向等についてのデータ入手に努める。

ロ 河川管理者等との連絡を密にし、情報の入手に努める。

ハ 台風の位置、進路、強弱等について各放送機関や地方気象台を通して台風経路情報の入手に努める。

ニ 鉄道に影響する各河川流域の降雨量を調査し、警戒水位に対する監視を強化するなど橋梁に及ぼす影響への対応に努める。

ホ 関係機関との連絡として静岡市に設置される防災対策本部を活用する。

B 地震防災関係

あらかじめ定めた防災体制組織に基づき、速やかに社内に対策本部を設置して応急防災体制を確立する。

イ 予知情報は関係防災機関からの伝達によるほか、各所に備えてあるテレビ・ラジオにより直接視聴し、列車無線、鉄道専用電話または指定した社内電話を使用して伝達の徹底を図る。

ロ 社内対策本部は列車の運休状況、旅客の避難状況等必要事項についてその状況を国、県又は関係市町等へ通報する体制を確立する。

ニ 必要に応じて避難旅客の応急救護の手配を図るものとする。

(4) 現地の警備体制

イ 各職場の見易い箇所に所属従業員の非常召集、連絡系統表を掲出して、非常召集体制を確立する。

ロ 勤員及び人員配置計画、関係各所との連絡体制を確立する。

ハ 非常用工具、機材、物資等の整備状態を確認し、救援体制を確立する。

ニ 運転指令系統を再確認して指令業務の適確化を徹底する。

ホ 危険が予測される箇所の状況把握の体制を確立する。

◎ 遠 州 鉄 道 ㈱

(1) 暴風雨等により列車に危険の生ずる恐れのあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等危険防止の措置を講じる。

(2) 風速が 20m/sec 以上となったと認められる場合は、危険性が予想されるから列車の運転を中止する等の措置を講じる。

(3) 風力が烈しくて運転危険と認める時は、列車を進出させない。

(4) 暴風に遭遇した時は、風力の烈しい箇所では、なるべく列車の速度を変化させないよう努め急に速度を加え又は急に制動機を緊結しない。

(5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認める時は、なるべく安全な箇所に停止する。

(6) 落雷又は雷鳴により運転上危険と認めた場合は、列車を進出させない。

(7) その他、必要と認められる時は、列車の運転を中止する。

◎岳 南 鉄 道 ㈱

(1) 暴風雨雪等により、列車に危険の生ずる恐れのある時は、気象通報に注意し、状況を考慮して危険防止の処置をとる。

(2) 風速が 20m/sec 以上となったことを認めた時は、危険防止の処置を講じる。

(3) 風力が激しくて運転が危険と認める時は、列車を進出させない。

(4) 暴風に遭遇した時は、風力の激しい箇所ではできるだけ列車の速度を変化させないよう努め急に速度を加え、又は急に制動機を緊締しない。

(5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認めるときは、できるだけ安全な箇所に停止する。

(6) 降雨(雪)の甚だしい時は、運転士は、路線状態に注意し必要に応じて、運転速度を低下すると共に、制動距離に余裕をもつように注意する。

(7) 落雷又は雷鳴により運転上危険であると認めた時は、列車を進出させない。

(8) その他、必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

◎大 井 川 鉄 道 ㈱

(1) 暴風雨・濃霧及び吹雪の時列車の運転又は線路の保守に従事する者は、気象通報を受けた時又は天候が不良となった時は、その警戒を厳重にする。

(2) 暴風雨又は豪雨の場合は、気象通報等に注意する。

(3) 風速が烈しくて列車の運転が危険であると認める時は、一時列車の出発又は通過を見合せる。

(4) 豪雨等のために築堤決壊、道床流失等の恐れがあるときは、保線係員との連絡を密にし、列車の運転が危険であると認めた時は、一時列車の出発又は通過を見合せる。

(5) 暴風雨又は豪雨等の場合、風速の烈しい箇所は、なるべく列車の速度を変化させないように努め、急に制動機を緊締するような取扱をしない。

(6) 暴風雨又は豪雨等の場合、列車の運転が危険であると認めたときは、なるべく安全な箇所に停止する。

(7) 濃霧・吹雪等により信号の認識距離が 50 メートル以下になったと認めた時は、列車を停止させる。

(8) その他、必要と認められる時は列車の運転を中止する。

◎ 伊 豆 箱 根 鉄 道 ㈱

(1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び線路係員は、異常気象を感知するか、または気象通報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。

(2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、気笛を吹鳴しながら運転する。

(3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒 25 メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出発を見合せ、通過列車は停止させる。

(4) 運転指令者は、駅長から風速が毎秒 30 メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合せる旨の指示をする。

(5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急激 な加速、または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。

(6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して、線路の状態に注意して運転する。

(7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合せ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフの降下手配をする。

(8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度においてもより駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。

(9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。

(10) 地震の発生を感知するか、緊急地震速報システム等により情報を入手したときは、直ちに列車無線により全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取扱うものとする。

この場合、緊急地震速報システムによる情報が震度4以上、地震計による観測が震度5以上の地震のときは、自動的に発報信号による停信号を現示する。

① 震度5以上(計測震度4.5以上)の場合

列車運転休止・・・全線路・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後、

区間初列車 25km／h 以下

以後、正常運転に復す。

② 震度4(計測震度4.4以下)の場合

列車一旦停止・・・一旦停止後、

区間初列車 25km／h 以下

区間次列車 45km／h 以下

重点箇所点検終了後正常運転に復す。

③ 震度3以下(計測震度3.4以下)の場合

正常運転　・・・ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認めたときは、前号の取扱に準ずる。

◎ 伊豆急行㈱

1 風に対する取扱い（各ブロックごとによる）

(1) 風速 25m/sec 以上 30m/sec 未満の場合は、列車は 45km／h 以下の速度で注意運転を行なう。

(2) 風速 30m/sec 以上の場合は、列車の運転を見合わせる。

2 雨に対する取扱い（各警戒区域ごとによる）

(1) 降雨量が次の場合は、列車の運転を見合わせる。

① 連続雨量が 201 ミリ以上となり、かつ時間雨量が 31 ミリ以上となったとき

② 連続雨量が 301 ミリ以上となったとき

③ 時間雨量が 41 ミリ以上となったとき

(2) 連続雨量が 201 ミリ以上 301 ミリ未満の場合は、要注箇所を運転する列車は 25 km／h 以下の速度、またその他の箇所を運転する列車は 45 km／h 以下（隧道内は除く）の速度で注意運転を行なう。

(3) 連続雨量が 151 ミリ以上 201 ミリ未満または時間雨量 31 ミリ以上 41 ミリ未満の場合は、要注箇所を運転する列車は 45 km／h 以下の速度で注意運転を行なう。

3 地震に対する取扱い（各警戒区域ごとによる）

(1) 震度「5」以上の地震が発生した場合は、全列車の運転を中止する。

(2) 震度「4」の地震が発生した場合は、全列車を一旦停止させ 25 km／h 以下の速度で注意運転を行なう。

(3) 震度「3」の地震が発生した場合は、地震発生後最初に警戒区域を運転する列車は 45km／h 以下の速度で注意運転を行なう。

(4) 警戒宣言が発令された場合は、別に定める大規模地震防災規程により取り扱う。

4 津波に対する取扱い（各警戒区域ごとによる）

(1) 大津波警報または津波警報で避難指示が発令された場合

① 津波到達予想時間の 1 時間前から津波警戒区間に列車を進入させない。

② 津波警戒区間を走行中の列車が津波到達予想時間までに津波警戒区間外に進出不可能な場合は、駅の海抜を考慮のうえ運転を見合わせる。

(2) 津波警報で避難勧告が発令された場合

津波警戒区間を運転する列車は、注意運転を行う。

5 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルに対する取扱い（影響区間）

噴火警戒レベル 4 又は 5 が発表された場合

(1) 列車が噴火影響区間に進入しないよう努める。

(2) 噴火影響区間を運連中の列車は、噴火影響区間外に進出するよう努める。

6 その他必要と認めたときは、列車の運転を見合わせ又は中止する。

◎ 天竜浜名湖鉄道㈱

(1) 降雨によるもの

運行表示装置の警報表示			警戒表示（雨白色表示）	注意表示（雨黄色表示）	停止表示（雨赤色表示）	雨量計設置箇所
規制の基準	規制区間	掛川～宮口	連続降雨量 100mm 以上又は時雨量 20mm 以上となったとき	連続降雨量 200mm 以上又は時雨量 30mm 以上となったとき	連続降雨量 180mm 以上で更に時雨量 30mm 以上となったとき	遠州森 天竜二俣
		宮口～三ヶ日	連続降雨量 100mm 以上又は時雨量 20mm 以上となったとき	連続降雨量 150mm 以上又は時雨量 30mm 以上となったとき	連続降雨量 150mm 以上で更に時雨量 30mm 以上となったとき	金指
		三ヶ日～新所原	連続降雨量 100mm 以上又は時雨量 20mm 以上となったとき	連続降雨量 120mm 以上又は時雨量 25mm 以上となったとき	連続降雨量 120mm 以上で更に時雨量 25mm 以上となったとき又は時雨量 35mm 以上となったとき	三ヶ日
運転規制			――――	運転速度を 30km／h 以下に制限する	列車の運転を中止する	――――

(2)強風によるもの

運行表示装置の警報表示	警戒表示（風白色表示）	注意表示（風黄色表示）	停止表示（風赤色表示）	風速計設置箇所
運転規制の基準	風速が 20m 以上となったとき	風速が 25m 以上となったとき	風速が 30m 以上となったとき	三ヶ日 天竜川橋梁
運転規制	――――	運転速度を 45km／h 以下に制限する	列車の運転を中止する	――――

(3)地震によるもの

簡易地震計の警報表示	注意表示（黄色灯表示）	停止表示（赤色灯表示）	地震計設置箇所
運転規制の基準	震度 4 の地震があったとき	震度 5 以上の地震があったとき	天竜運転区
運転規制	運転速度を 45km／h 以下に制限する	列車の運転を中止する	――――

10-6-1　静岡県港湾・漁港位置図

［資料の巻Ⅱ］

（県港湾整備課、県漁港整備課）

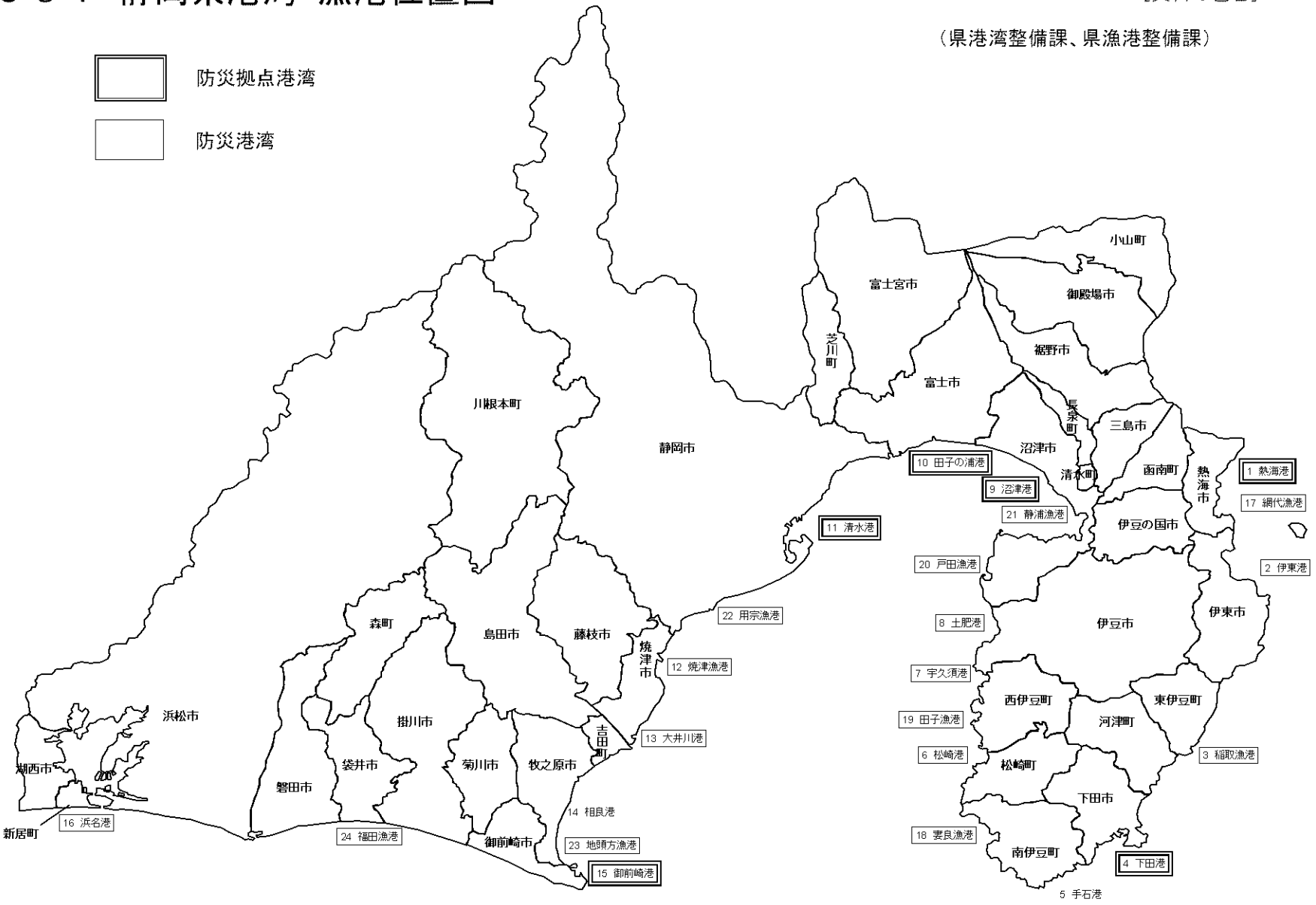

10-6-2 防災港湾・漁港の法的区分と管理者

港名	港湾法	漁港漁場整備法	港則法	所轄海上保安部	東海地震対策計画所轄海上保安部	管理者	管理事務所	国の出先機関	県等の出先機関
熱海港	地方港湾		適用港	下田海上保安部 0558-22-0651	下田海上保安部 0558-22-0651	静岡県	熱海土木事務所 0557-82-9171		熱海土木事務所 0557-82-9181
網代漁港		第3種漁港	適用港	〃	〃	静岡県	〃		〃
伊東港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	〃		熱海土木事務所伊東支所 0557-37-2947
稲取漁港		第2種漁港	適用港	〃	〃	静岡県	下田土木事務所 0558-24-2102		下田土木事務所 0558-24-2111
下田港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	〃	中部運輸局下田海事事務所 0558-22-0517 下田海上保安部 0558-22-0650	〃
妻良漁港		第4種漁港		〃	清水海上保安部 0543-53-0118	静岡県	〃		〃
松崎港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	〃		〃
田子漁港		第2種漁港		〃	〃	西伊豆町	西伊豆町役場(産業建設課) 0558-52-1111		
宇久須港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	下田土木事務所 0558-24-2102		下田土木事務所 0558-24-2111
土肥港	地方港湾		適用港	清水海上保安部 0543-53-0118	〃	静岡県	沼津土木事務所 055-920-2211		沼津土木事務所 055-920-2208
戸田漁港		第2種漁港	適用港	〃	〃	静岡県	〃		沼津土木事務所 055-920-2208
静浦漁港		第2種漁港	適用港	〃	〃	静岡県	〃		〃
沼津港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	〃		〃
田子の浦港	重要港湾		特定港	〃	〃	静岡県	田子の浦港管理事務所 0545-33-0495		田子の浦港管理事務所 0545-33-0495
清水港	国際拠点港湾		特定港	〃	〃	静岡県	清水港管理局 0543-53-2111	中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎 0543-52-0174 中部地方整備局清水港湾事務所 0543-52-4146 清水海上保安部 0543-53-0118	清水港管理局 054-353-2111
用宗漁港		第3種漁港		〃	〃	静岡市	静岡市役所(水産漁港課) 054-221-1113		用宗漁港現場事務所 054-257-6610
焼津漁港		特定第3種漁港	適用港	〃	〃	静岡県	焼津漁港管理事務所 054-628-3126		焼津漁港管理事務所 054-628-3126
大井川港	地方港湾		適用港	〃	〃	焼津市	焼津市役所(産業振興部) 054-626-21521		大井川港管理事務所 054-622-1337
地頭方漁港		第1種漁港		〃	〃	牧之原市	牧之原市役所(農林水産課) 0548-53-2618		
御前崎港	重要港湾		適用港	〃	〃	静岡県	御前崎港管理事務所 0548-63-3211	御前崎海上保安署 0548-63-2475	御前崎港管理事務所 0548-63-3211
福田漁港		第4種漁港		〃	〃	静岡県	袋井土木事務所 0538-42-3216		袋井土木事務所 0538-42-3218
浜名港	地方港湾		適用港	〃	〃	静岡県	浜松土木事務所 053-458-7265		浜松土木事務所新居分庁舎駐在 053-594-1617

10-6-3 港湾漁港施設現況

（県港湾整備課、県漁港整備課）H24.4.1

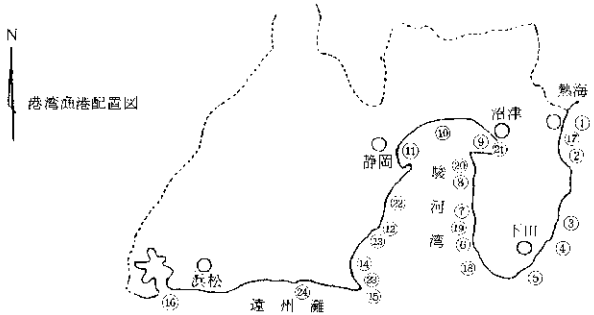

①熱海港 ②伊東港 ③稲取漁港 ④下田港 ⑤手石港
⑥松崎港 ⑦宇久須港 ⑧土肥港 ⑨沼津港 ⑩田子の浦港
⑪清水港 ⑫焼津漁港 ⑬大井川港 ⑭相良港 ⑮御前崎港
⑯浜名港 ⑰網代漁港 ⑱妻良漁港 ⑲田子漁港 ⑳戸田漁港
㉑静浦漁港 ㉒用宗漁港 ㉓地頭方漁港 ㉔福田漁港

① 熱 海 港

熱海港は旧熱海港火山の火口底に当たり、西の火口底は馬てい形にて欠潰したが、北方は岩戸山、玄岳の連山で囲まれている。このため山が海にせまり、平坦地に乏しい。港口部は比較的水深が大きく海底の地質は砂又は砂れき層で、局部的に岩しょうが露出している。

接岸能力 5,000 DWT 1バース(−7.5m)(155m)
1,000 DWT 3バース(−5.0m)(227m)
−4.0m 94m
−3.0m 20m
−2.0m 42m

② 伊 東 港

中央部はなめらかな湾形をなしている、東南に潮吹崎が突出し、その沖に手島島及び尾根暗礁があって、南からの波浪をさえぎっている。

伊東市を貫流して、港内に注ぐ大川は流出土砂がいちじるしい。中央部の海底は細砂で、南北両端は転石による礁をなしている。

接岸能力 1,000 DWT 1バース(−7.0m)(80m)
1,000 DWT 1バース(−5.0m)(80m)
700 DWT 8バース(−4.5m)(596m)
−4.0m 183m
−3.5m 190m
−3.0m 331m
−2.0m 232m

③ 稲 取 漁 港

南は稲取岬が突出して湾を形成し、湾口は東北東に開いている。

地質は表層は泥土質、その下、0.5～1.0m は玉石又は砂利層をなし、最下層は、粘土質である。

接岸能力 −4.5m 80m
−4.0m 115m
−3.5m 136m
−2.0m 255m

④ 下 田 港

海岸線は伊東半島特有の激しい起伏を示し、港は深く湾を形成し、犬走島、昆沙子島の小島がある。港内には稲生沢川が流入し、河口泊地として利用されている。地質は沖積層から成り、一部は変成安山岩と凝灰岩である。

接岸能力 2,000 DWT 1バース(−6.0m)(80m)
1,000 DWT 1バース(−5.5m)(115m)
−5.0m 129m
−4.0m 301m
−3.5m 547m
−3.0m 360m
−2.0m 271m

⑤ 手 石 港

地形は、北にたらい崎、南に弁財天が突出し、その湾は深く一部砂浜地をなしているが、一般に岩盤が多く天然の良港を形づくっている。なお、南伊豆随一の大川、青野川は、本港にそそぎ、港口は泊地をなし、河口港をなしている。

接岸能力 −2.0m 419m

⑥ 松 崎 港

地形はおおむね楕型である。海浜は遠浅で島しょうが南側と北側に点在している。港口に注ぐ岩科川は天城山系八木山に発して港口近くで那賀川と合流している。

港内の地質は岩盤の上に砂が堆積しているものと推定される。

接岸能力 −6.0m 101.7m
−5.5m 100m
−3.0m 125m
−2.5m 103m
−2.0m 234m

⑦ 宇 久 須 港

北に廻岬、南に黄金崎が突き出た湾入部であって、天然の良港を形成している。港内に流入する宇久須川は、上流地域の崩壊がはなはだしく、降雨時にはかなりの流出土砂がある。

接岸能力 2,000 DWT 1バース(−5.5m)(36m)
500 DWT 1バース(−4.5m)(70m)
−4.0m 61m
−3.0m 147m
−2.0m 140m

⑧ 土 肥 港

西は駿河湾に面し、東は天城山系の急峻な山々を背にして、わずかに形成した平坦地がある。

地域の大部分は、砂又は砂れき地帯でおおむね遠浅であるが、大数防波堤以北及び屋形防波堤以南は岩盤が露出し、急深である。

接岸能力 700 DWT 1バース(−4.5m)(60m)
−4.0m 70m
−3.0m 265m

⑨ 沼 津 港

東に田方平野が広がり、前面は駿河湾に面し、南は伊豆半島大瀬岬に覆われている。

航路となっている狩野川は伊豆天城山を水源とする荒川で、流出土砂もかなり多い。海底の地質は砂れきが主である。

接岸能力 5,000 DWT 3バース(−7.5m)(390m)
2,000 DWT 5バース(−5.5m～−6.0m)(324m)
−4.0m 61m
−3.5m 636m

⑩ 田 子 の 浦 港

富士山によって形成されたデルタ地帯であることが推定され、地質学的には沖積層をなしている。ここの港口から沼津にいたる海浜は富士川が放出する土砂が漂砂となって、沿岸流により砂嘴として発達したものといわれ、滑らかな凹曲線をなしている。海底勾配はほぼ1/10である。

港内の地質は砂利層の上に沼土が堆積している。海岸は砂利である。

接岸能力	30,000	DWT	2バース(−12m)(480m)
	10,000	DWT	1バース(−10m)(240m)
	8,000	DWT	2バース(−9m)(407m)
	5,000	DWT	7バース(−7.5m)(760m)
	3,000	DWT	1バース(−6.5m)(115m)
	2,000	DWT	9バース(−5.5m)(560m)
	700	DWT	2バース(−4.5m)(144m)
	−4.0m		358m
	−2.0m		171m

⑪ 清 水 港

港内は前面を「羽衣」の伝説で名高い三保の砂嘴で覆われた折戸湾を形成している。背後は静清工業地帯を擁し、東海旅客鉄道株式会社東海道本線と国道1号が走り、交通の便は極めてよい。

地質は巴川河口付近において砂利層があって、比較的堅硬であるが、一般的に粘土層に覆われた軟弱地層である。

接岸能力	60,000	DWT	1バース(−15m)(350m)
	30,000	DWT	10バース(−12m)(2,690m)
	10,000	DWT	9バース(−10m)(1666m)
	8,000	DWT	5バース(−9m)(844m)
	5,000	DWT	10バース(−7.5m)(1,295m)
	3,000	DWT	7バース(−6.5m)(682m)
	2,000	DWT	4バース(−5.5m)(294m)
	1,000	DWT	1バース(−5.0m)(71m)
	700	DWT	22バース(−4.5m)(1,494m)
	−4.0m		331m
	−3.5m		1,409m
	−2.5m		418m
	−2.0m		575m

⑫ 焼 津 漁 港

海岸線はほぼ南北にのび、比較的単調で、急勾配をなし、台風時の波浪は大きく、防波堤に囲まれていない地区については、高潮、浸食の危険にさらされている。また漂砂も活発である。

接岸能力	焼津地区	小川地区
−9.0m	180m	—
−7.0m	1,254m	—
−5.5m	680m	—
−5.0m	944m	610m
−4.5m	719m	—
−4.0m	—	444m
−3.0m	439m	607m
−1.5m〜−2.0m	—	558m

⑬ 大 井 川 港

本港は、志太平野南部大井川河口左岸に位置し、駿河湾に面している。背後地は、大井川の三角州より地質は沖積層により形成されている。

接岸能力	5,000	DWT	5バース(−7.5m)(650m)
	3,000	DWT	2バース(−6.0m)(170m)
	2,000	D.W.T	13バース(−5.5m)(1,219m)
	1,000	D.W.T	3バース(−5.0m)(240m)
	−2.0m〜−4.5m		943m

⑭ 相 良 港

榛原港同様牧之原市南端部中央に位置し、駿河湾に沿い、萩間川の河口に本港を形成する。

また、本港は、国道150号に接し、海岸は砂地で、夏の海水浴場として利用されている。

接岸能力	−3.0m	50m
	−2.0m	597m

⑮ 御 前 崎 港

付近一帯は岩しょうが多く、船舶航行の難所として知られる。背後は台地が海にせまり、海岸はわずかの平地を有するにすぎない。

港内の地質は、上層1.0m位は砂利層、その下は軟質土丹岩である。

接岸能力	50,000	DWT	1バース(−14m)(280m)
	30,000	DWT	2バース(−12m)(480m)
	5,000	DWT	5バース(−7.5m)(650m)
	2,000	D.W.T	4バース(−5.5m)(400m)
	1,000	D.W.T	9バース(−5.0m)(792m)
	−4.0m		280m
	−2.0m		660m

⑯ 浜 名 港

付近の海岸一帯は砂で、漂砂および飛砂により海岸の変化は著しい。海底勾配は隆起性海岸特有の遠浅で1／70〜1／100である。

接岸能力	−3.5m	526m
	−3.0m	226m
	−2.0〜−3.0m	563m
	−2.0m	179m

⑰ 網 代 漁 港

接岸能力	−4.0m	206m
	−3.5m	60m
	−3.0m	239m
	−2.0m	60m

⑱ 妻 良 漁 港

接岸能力	−3.0m	280m
	−2.0m	229m
	−1.0m	36m

⑲ 田 子 漁 港

接岸能力	−5.0m	360m
	−3.2m	98m
	−3.0m	244m
	−2.0m	60m
	−1.0～−2.0m	250m

⑳ 戸 田 漁 港

接岸能力	−5.0m	185m
	−4.0m	561m
	−3.0m	35m
	−2.0～−3.0m	363m

㉑ 静 浦 漁 港

接岸能力	−6.0m	76m
	−4.5m	70m
	−4.0m	273m
	−3.5m	98m
	−3.0m	689m
	−2.5m	103m
	−2.0m	611m
	−1.0～−1.5m	117m

㉒ 用 宗 漁 港

接岸能力	−5.0m	787m
	−2.5m	432m

㉓ 地 頭 方 漁 港

接岸能力	−4.0m	232m
	−3.0m	265m
	−2.5m	60m
	−1.5m	180m

㉔ 福 田 漁 港

接岸能力	−5.0m	100m
	−3.0m	922m
	−1.5m	270m
	−1.0m	95m

１０－６－４　港湾・漁港平面図

１　熱海港平面図

（県港湾整備課、県漁港整備課）

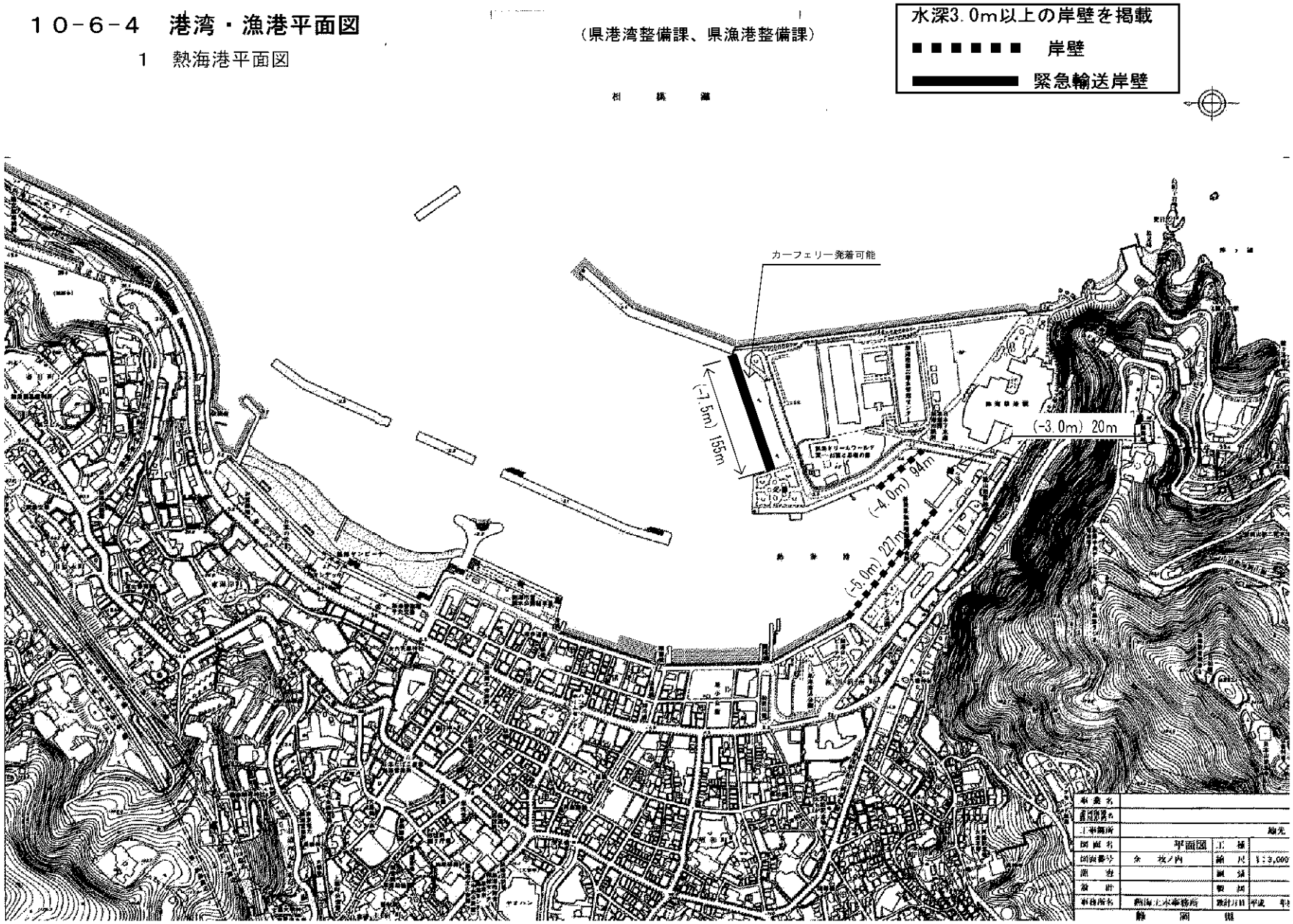

2　網代漁港平面図

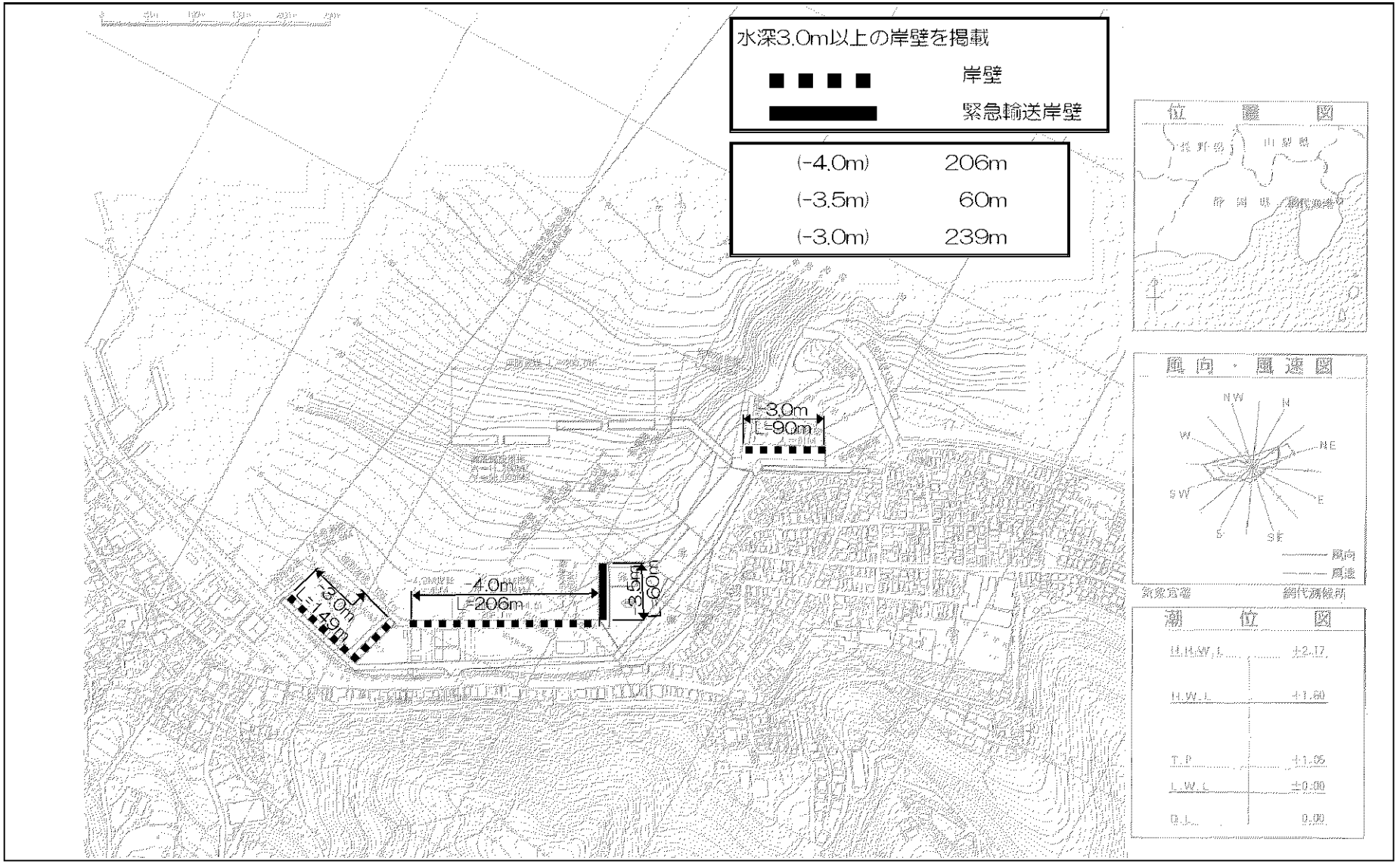
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-4.0m) 206m
(-3.5m) 60m
(-3.0m) 239m
-3.0m
L=90m
-3.0m
L=149m
-4.0m
L=206m
-3.5m
L=60m
位置図
風向・風速図
NW
N
W
NE
SW
E
S
SE
風向
風速
気象官署
網代漁業所
潮位図
H.H.W.L ±2.17
H.W.L ±1.60
T.P ±1.05
L.W.L ±0.00
D.L 0.00

３．伊東港平面図

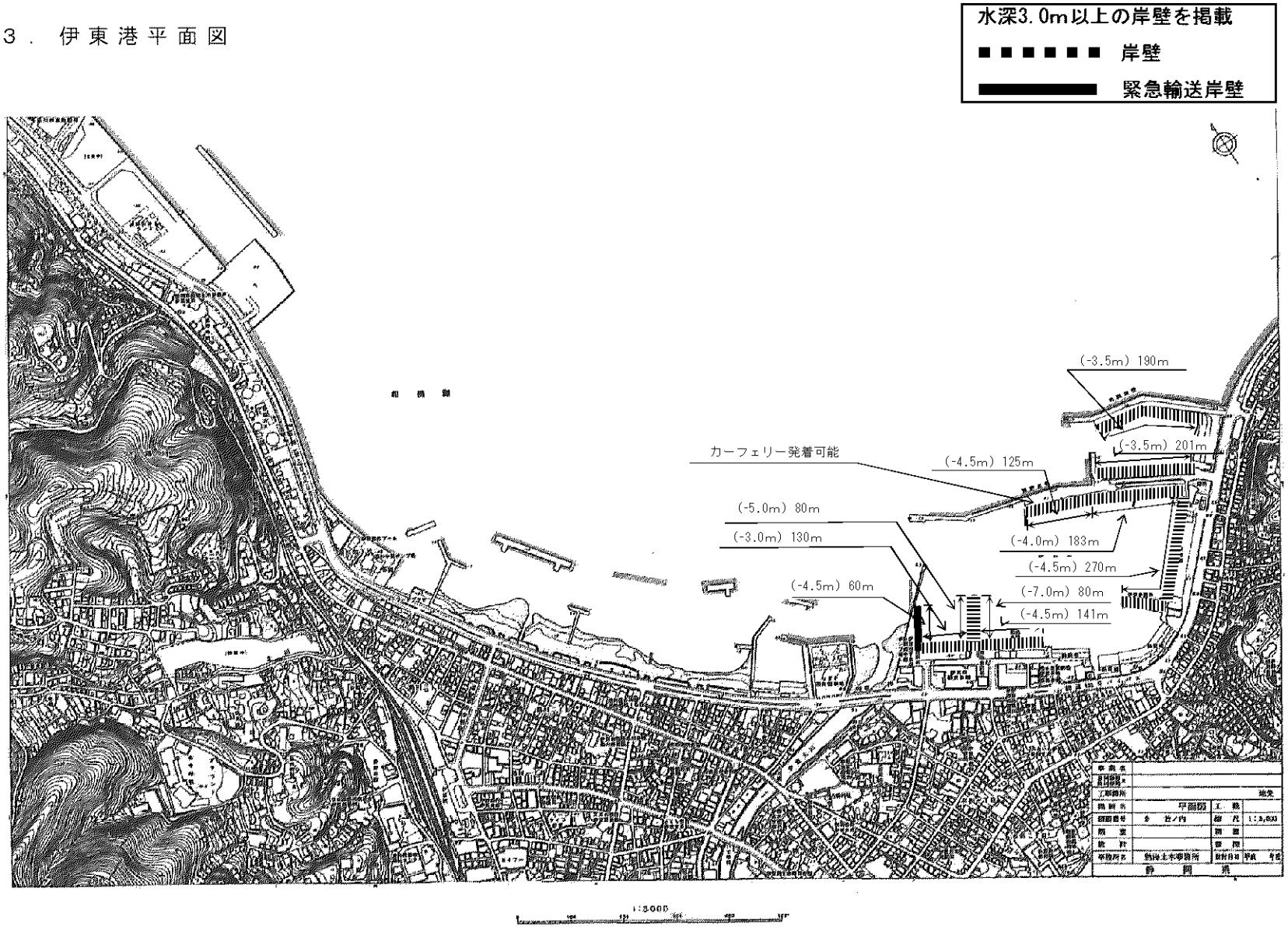
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-3.5m) 190m
(-3.5m) 201m
カーフェリー発着可能
(-4.5m) 125m
(-5.0m) 80m
(-3.0m) 130m
(-4.0m) 183m
(-4.5m) 270m
(-4.5m) 60m
(-7.0m) 80m
(-4.5m) 141m
1:3000

4　稲取漁港平面図

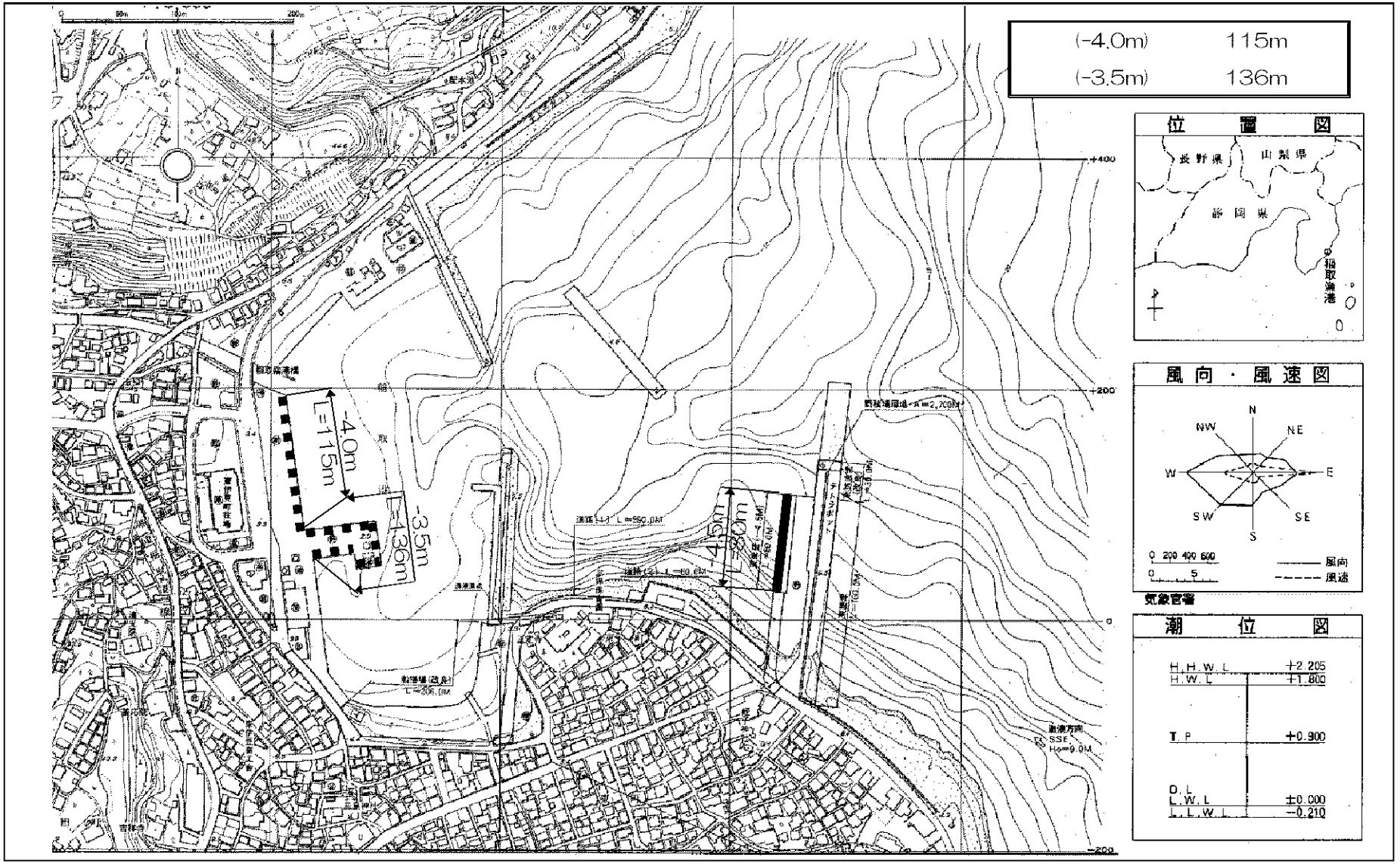
(-4.0m)　115m
(-3.5m)　136m
位置図
長野県
山梨県
静岡県
稲取漁港
風向・風速図
N
NW
NE
W
E
SW
SE
S
風向
風速
気象官署
潮位図
H.H.W.L　+2.205
H.W.L　+1.800
T.P　+0.900
O.L
L.W.L　±0.000
L.L.W.L　−0.210
-4.0m
L=115m
-3.5m
L=136m
L=90.0m
L=60.0m
L=200.0m
+400
+200
0
-200

５．下田港平面図

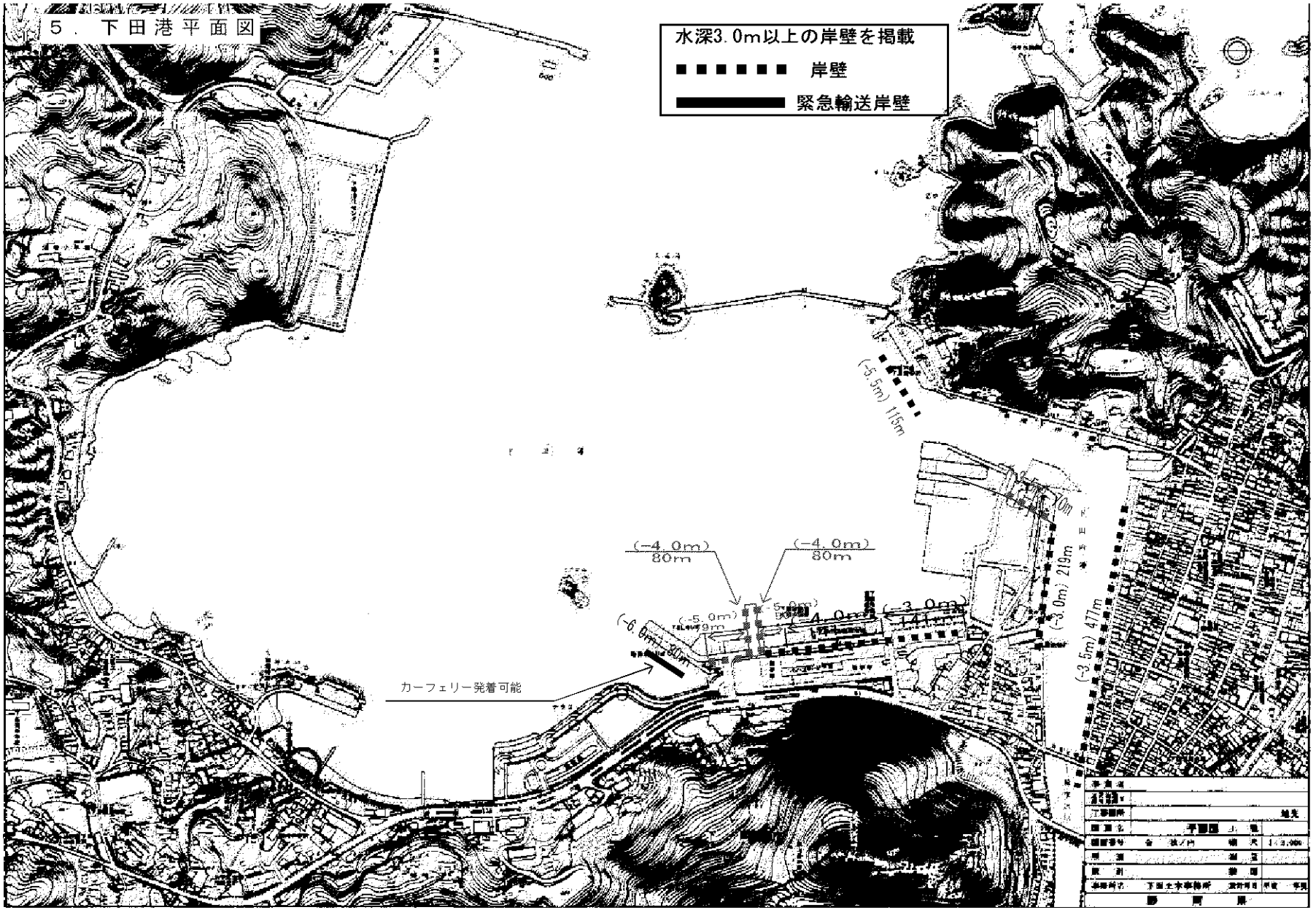
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-5.5m) 115m
(-4.0m) 80m
(-4.0m) 80m
(-5.0m)
(-5.0m)
(-6.0m)
(-3.0m)
(-3.0m) 219m
(-3.0m) 47m
カーフェリー発着可能

6　妻良漁港平面図

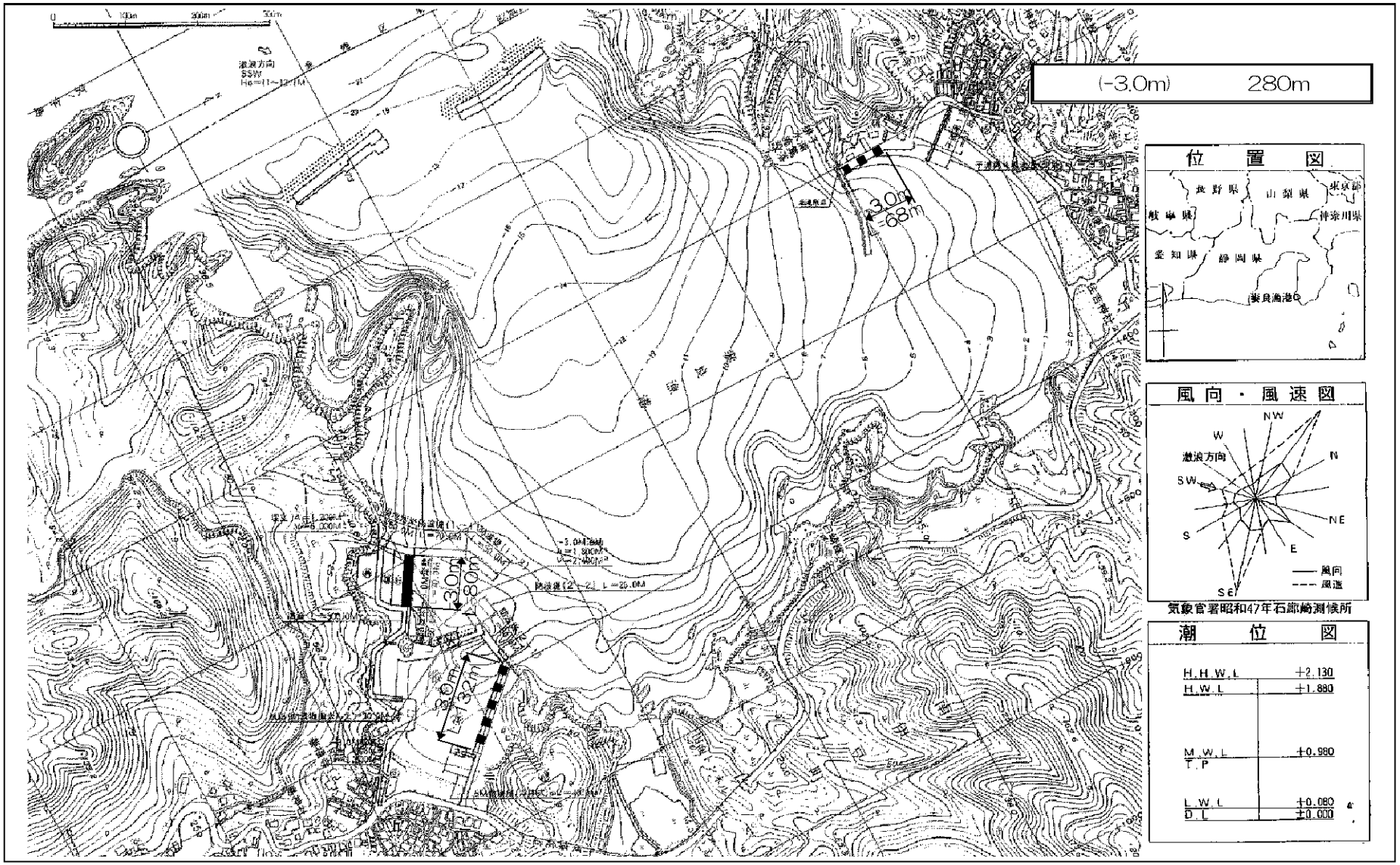

気象官署昭和47年石廊崎測候所

7．松崎港平面図

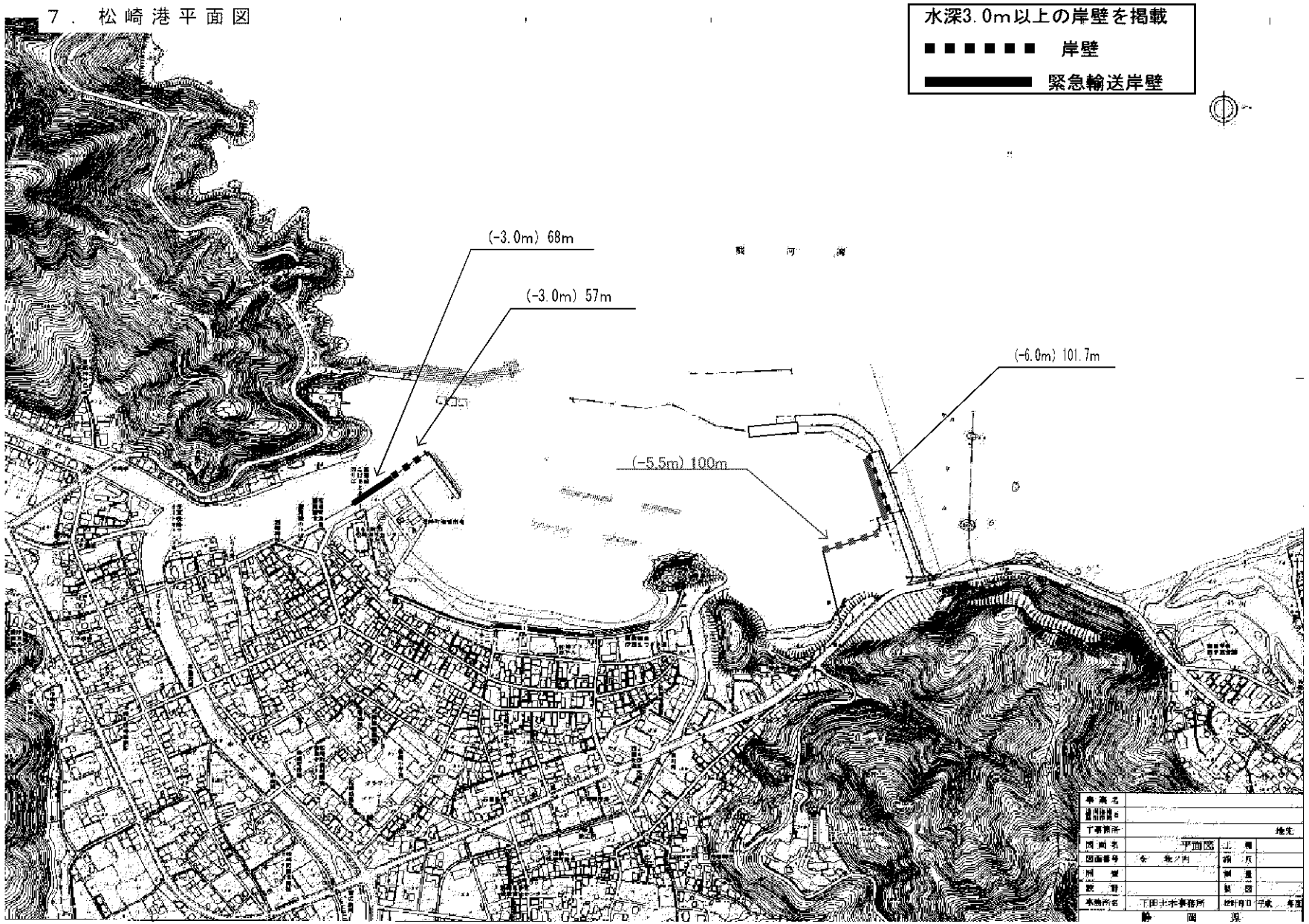
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-3.0m) 68m
(-3.0m) 57m
(-6.0m) 101.7m
(-5.5m) 100m
駿河湾
平面図
下田土木事務所
静岡県

8　田子漁港平面図

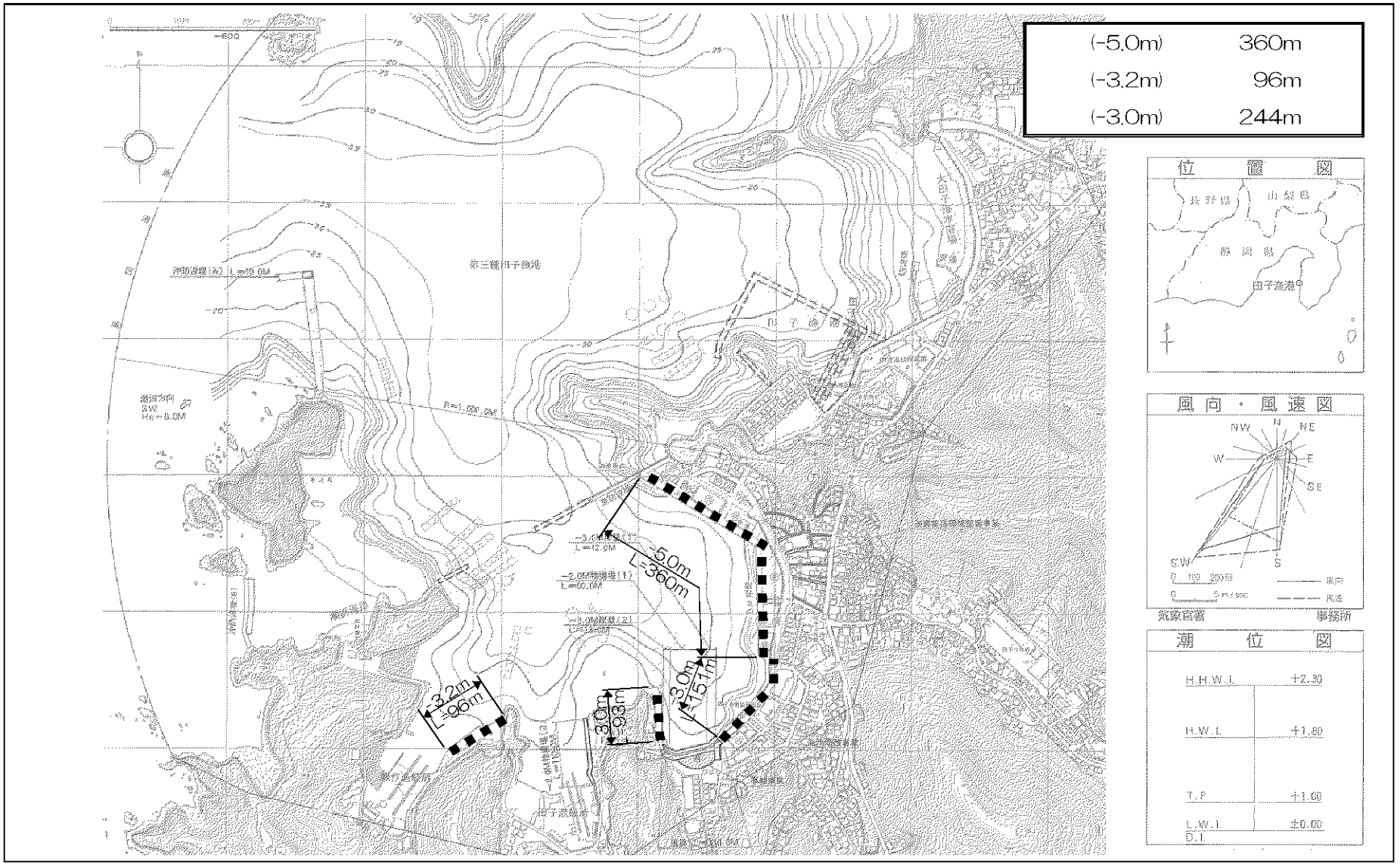
(-5.0m)　360m
(-3.2m)　96m
(-3.0m)　244m
位置図
長野県
山梨県
静岡県
田子漁港
風向・風速図
NW
N
NE
W
E
SE
SW
S
風向
風速
気象官署
事務所
潮位図
H.H.W.L　+2.30
H.W.L　+1.80
T.P　+1.60
L.W.L　±0.00
D.L
-5.0m
L=360m
3.2m
L=96m
3.0m
L=93m
3.0m
L=151m

９．宇久須港平面図

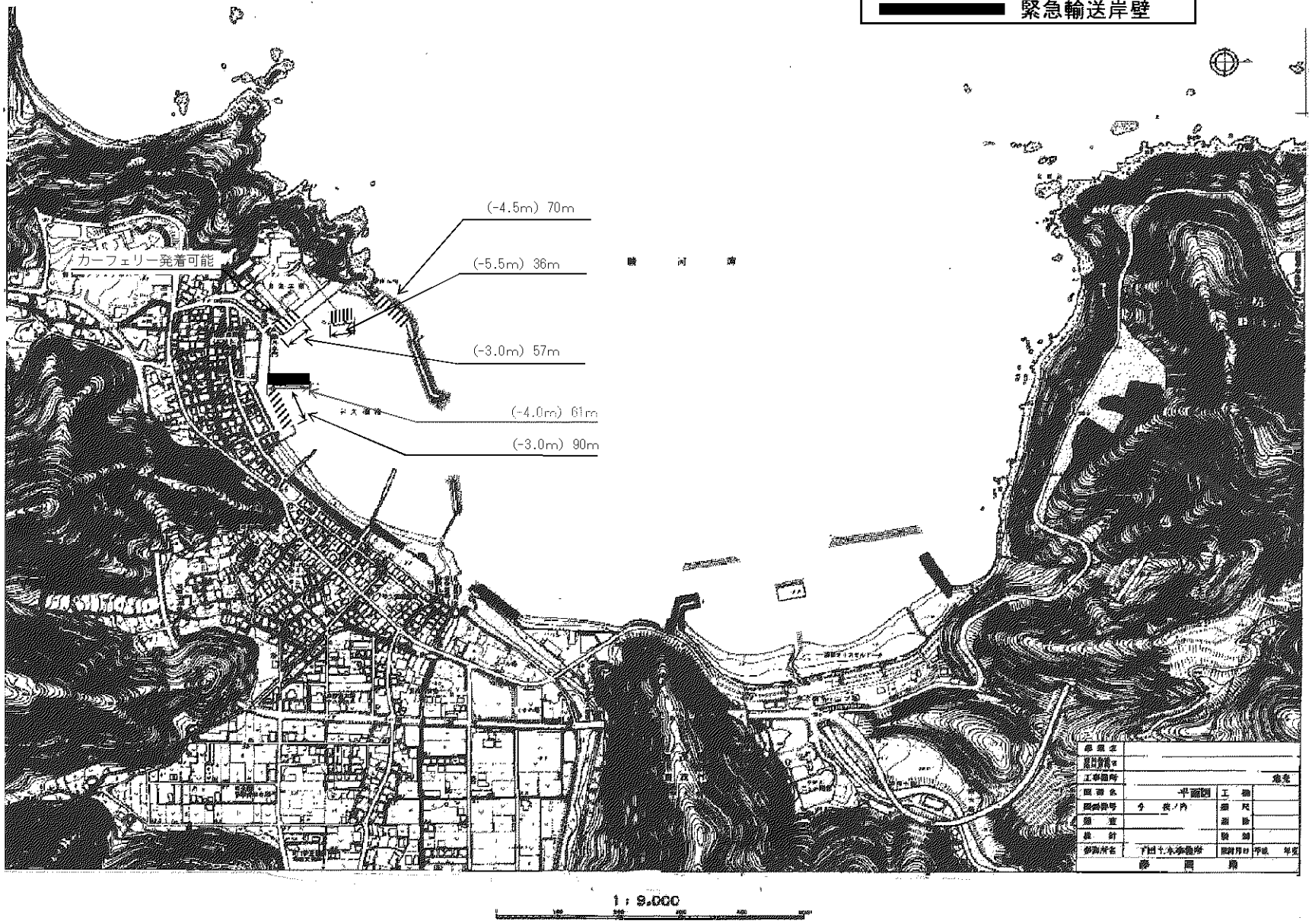
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-4.5m) 70m
(-5.5m) 36m
(-3.0m) 57m
(-4.0m) 61m
(-3.0m) 90m
カーフェリー発着可能
1：9,000

１０．土肥港平面図


水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
カーフェリー発着可能
(-3.0m) 87m
(-4.5m) 60m
(-3.0m) 70m
(-4.0m) 70m
(-3.0m) 108m
事業名
工事箇所
図面名
平面図
図面番号
全 枚ノ内
縮尺
1:3,000
測量
設計
事務所名
国際土木事務所
静 岡 県

11　戸田漁港平面図

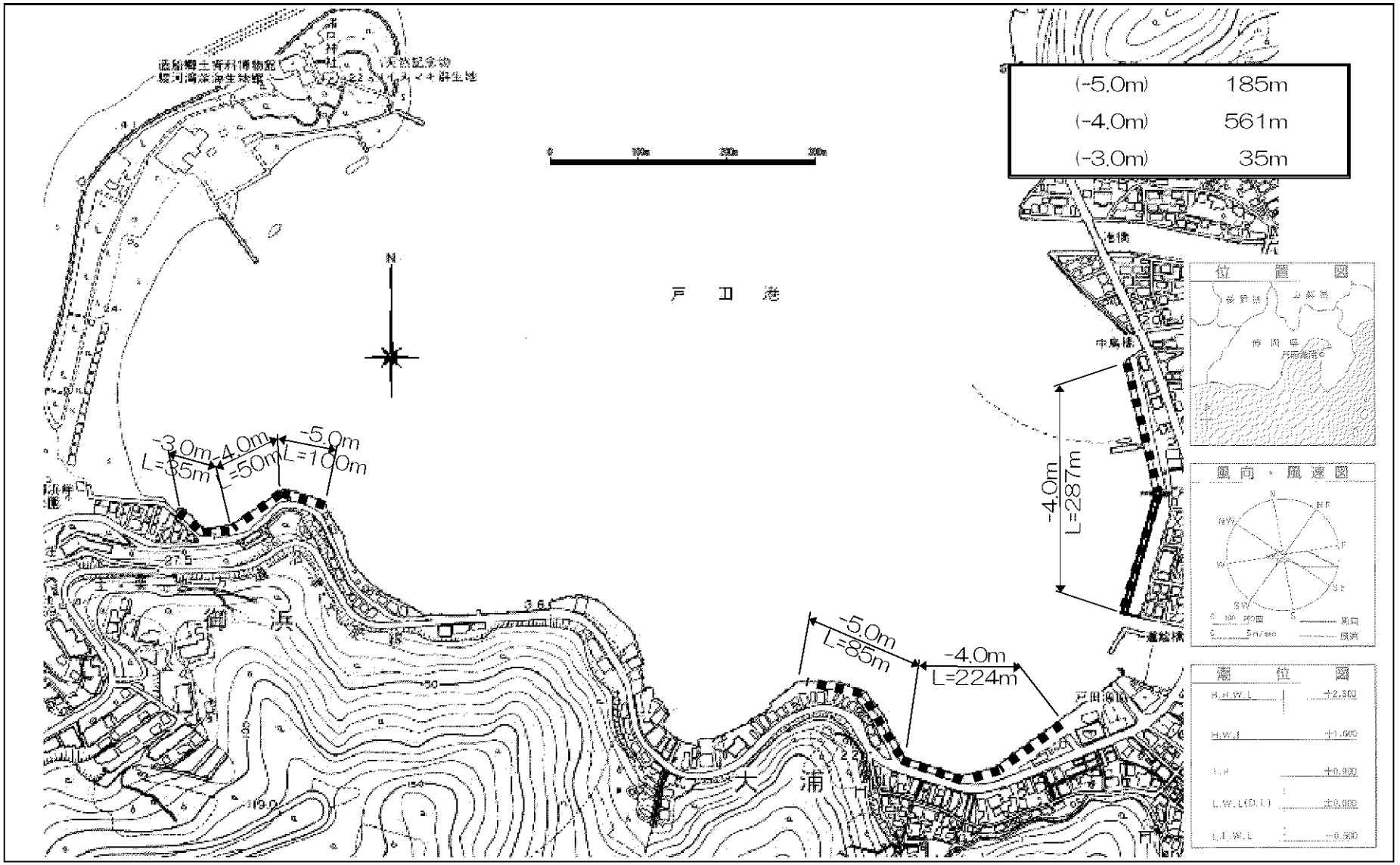
(-5.0m)　185m
(-4.0m)　561m
(-3.0m)　35m
戸　田　港
-3.0m L=35m
-4.0m L=50m
-5.0m L=100m
-4.0m L=287m
-5.0m L=85m
-4.0m L=224m
大　浦
位　置　図
風向・風速図
潮　位　図

12　静浦漁港平面図

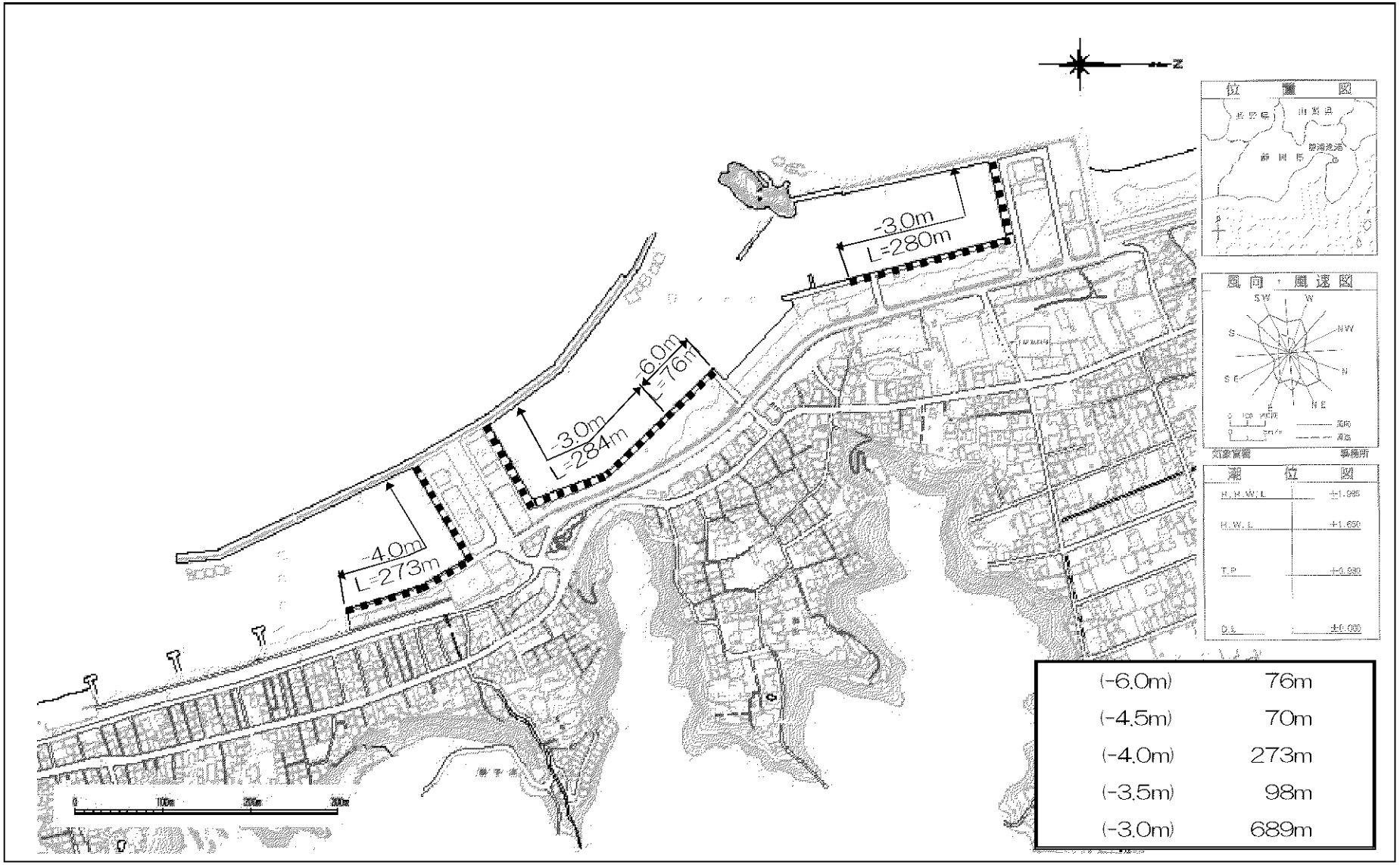

(-6.0m)	76m
(-4.5m)	70m
(-4.0m)	273m
(-3.5m)	98m
(-3.0m)	689m

１３．沼津港平面図

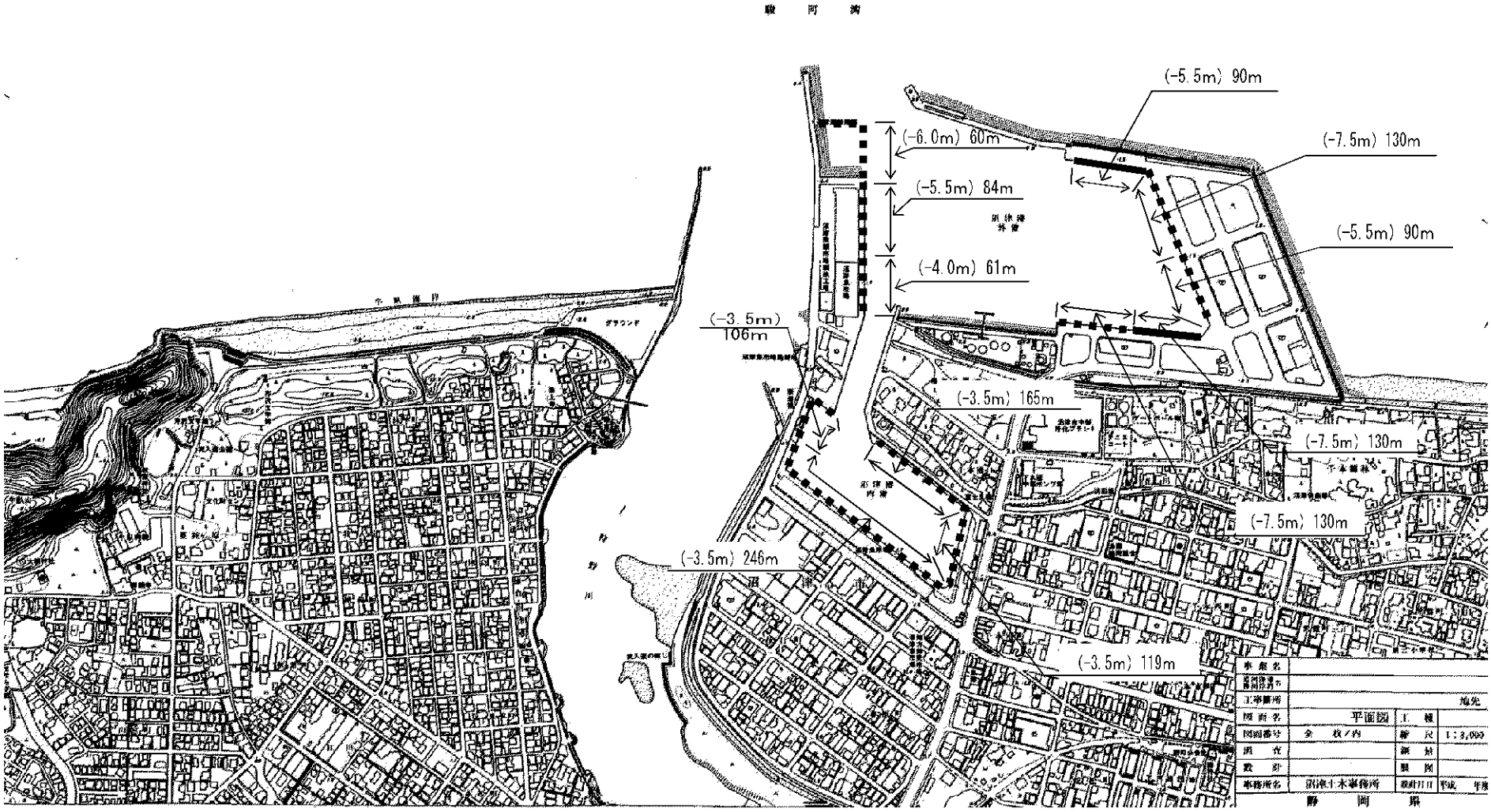
水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
駿河湾
(-6.0m) 60m
(-5.5m) 84m
(-4.0m) 61m
(-3.5m) 106m
(-5.5m) 90m
(-7.5m) 130m
(-5.5m) 90m
(-3.5m) 165m
(-7.5m) 130m
(-7.5m) 130m
(-3.5m) 246m
(-3.5m) 119m
事務所名
工事事務所
図面名 平面図
図面番号 全 枚ノ内
設計
製図
事務所名 沼津港湾事務所
縮尺 1:3,000
静岡県

１４．田子の浦港平面図

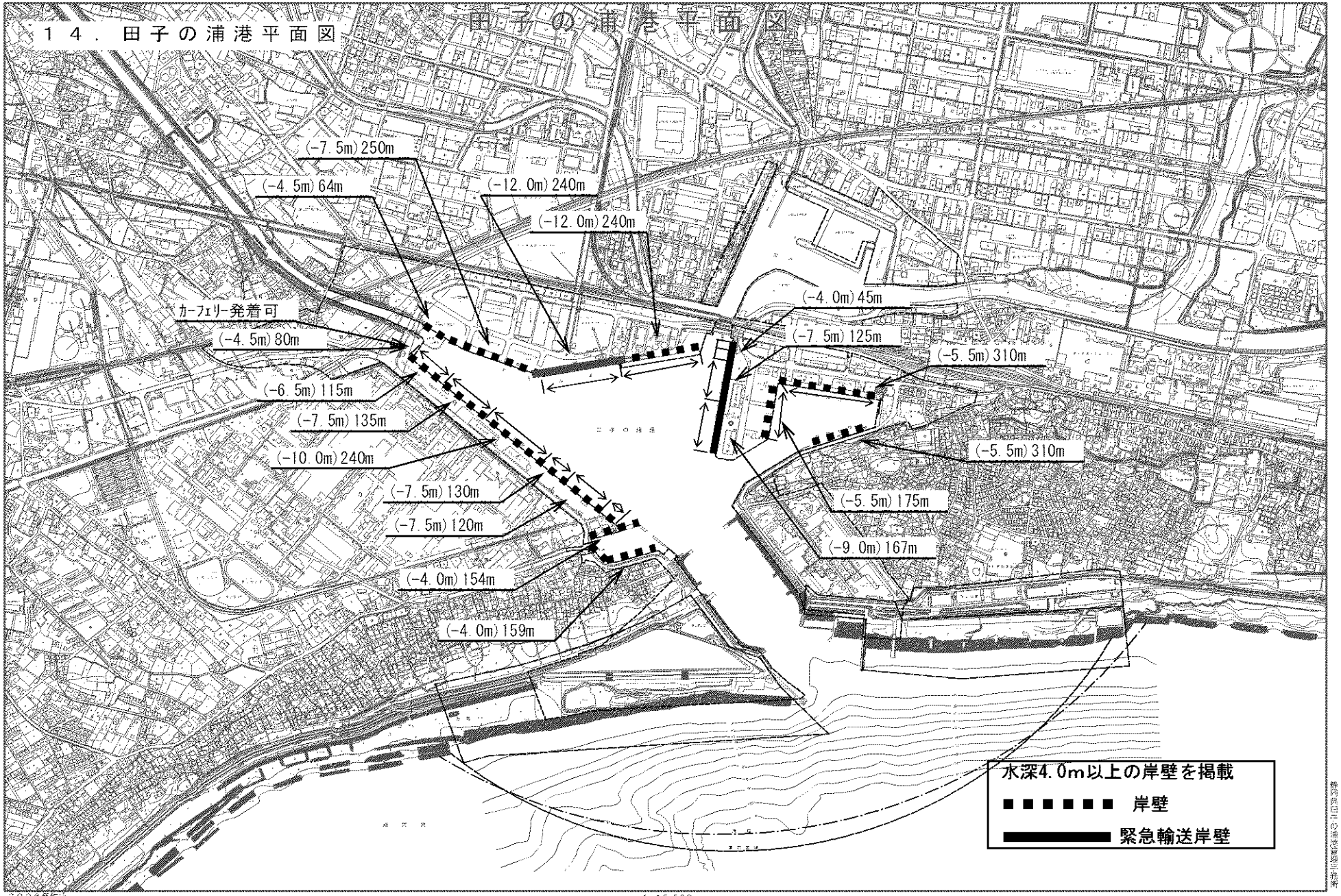
(-7.5m)250m
(-4.5m)64m
(-12.0m)240m
(-12.0m)240m
(-4.0m)45m
カーフェリー発着可
(-4.5m)80m
(-7.5m)125m
(-5.5m)310m
(-6.5m)115m
(-7.5m)135m
(-5.5m)310m
(-10.0m)240m
(-7.5m)130m
(-5.5m)175m
(-7.5m)120m
(-9.0m)167m
(-4.0m)154m
(-4.0m)159m
水深4.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁

１５．清水港平面図

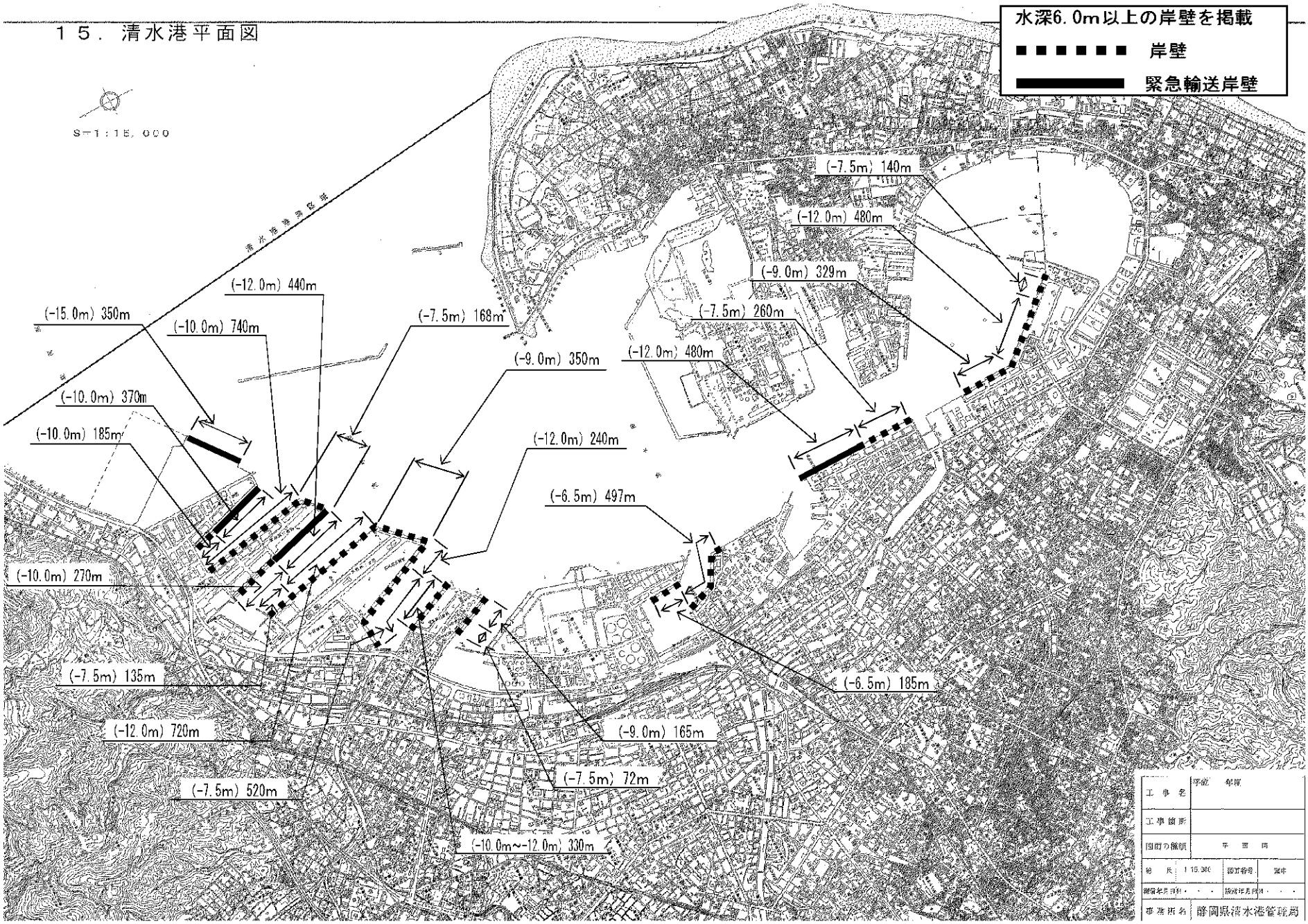
水深6.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
S=1:15,000
(-7.5m) 140m
(-12.0m) 480m
(-9.0m) 329m
(-7.5m) 260m
(-12.0m) 480m
(-12.0m) 440m
(-15.0m) 350m
(-10.0m) 740m
(-7.5m) 168m
(-9.0m) 350m
(-10.0m) 370m
(-10.0m) 185m
(-12.0m) 240m
(-6.5m) 497m
(-10.0m) 270m
(-7.5m) 135m
(-6.5m) 185m
(-12.0m) 720m
(-9.0m) 165m
(-7.5m) 72m
(-7.5m) 520m
(-10.0m~-12.0m) 330m
工事名
平成　年度
工事箇所
図面の種類
平面図
縮尺
1:15,000
設計者
測量年月日
設計年月日
事務所名
静岡県清水港管理局

16　用宗漁港平面図

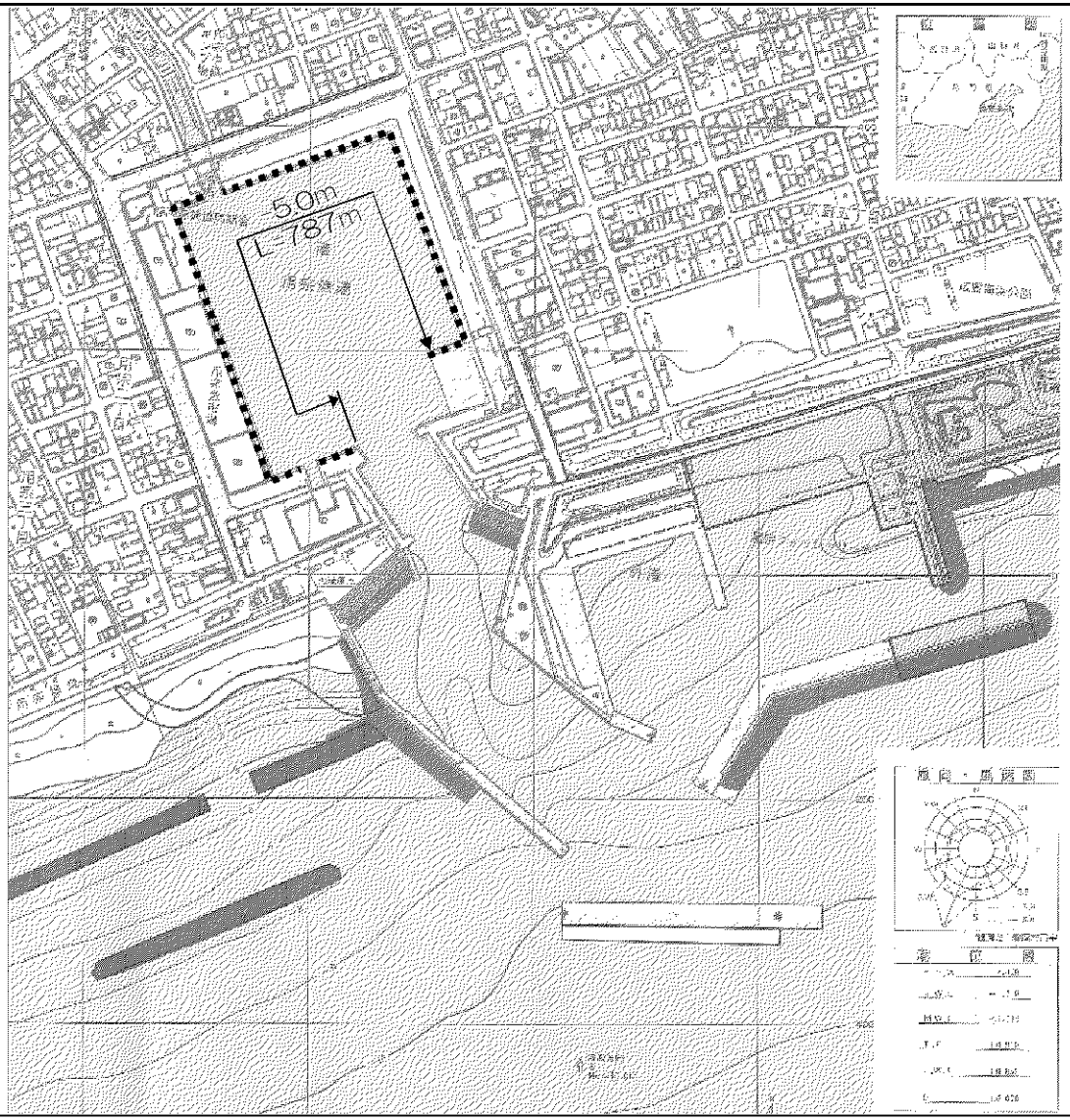

(-5.0m)	787m

17　焼津漁港平面図

	焼津地区	小川地区
(-9.0m)	180m	-
(-7.0m)	1,254m	-
(-5.5m)	680m	-
(-5.0m)	944m	610m
(-4.5m)	719m	-
(-4.0m)	-	444m
(-3.0m)	439m	607m

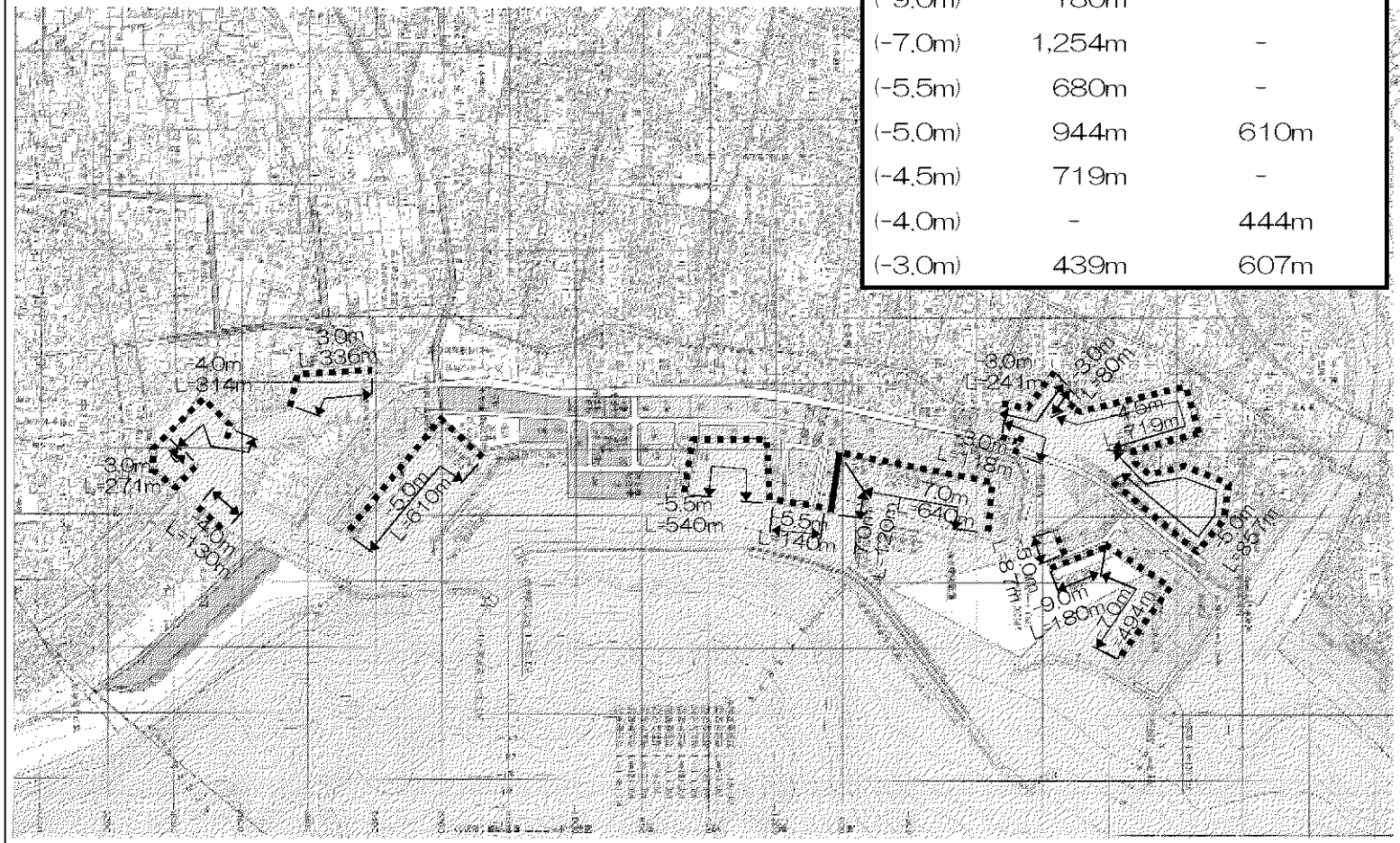

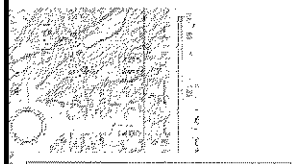

位　置　図

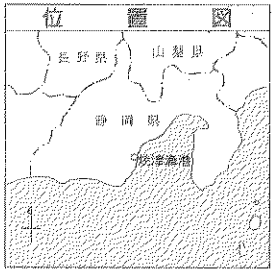

風　配　図(単位%)

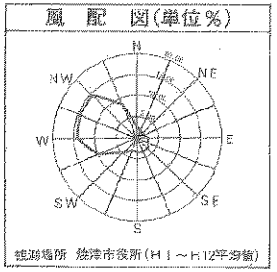

観測地点　焼津市役所(H1～H12平均値)

潮　位　図

H.H.W.L	+2.30
H.W.L	+1.70
T.P	±0.00
D.L	-0.90

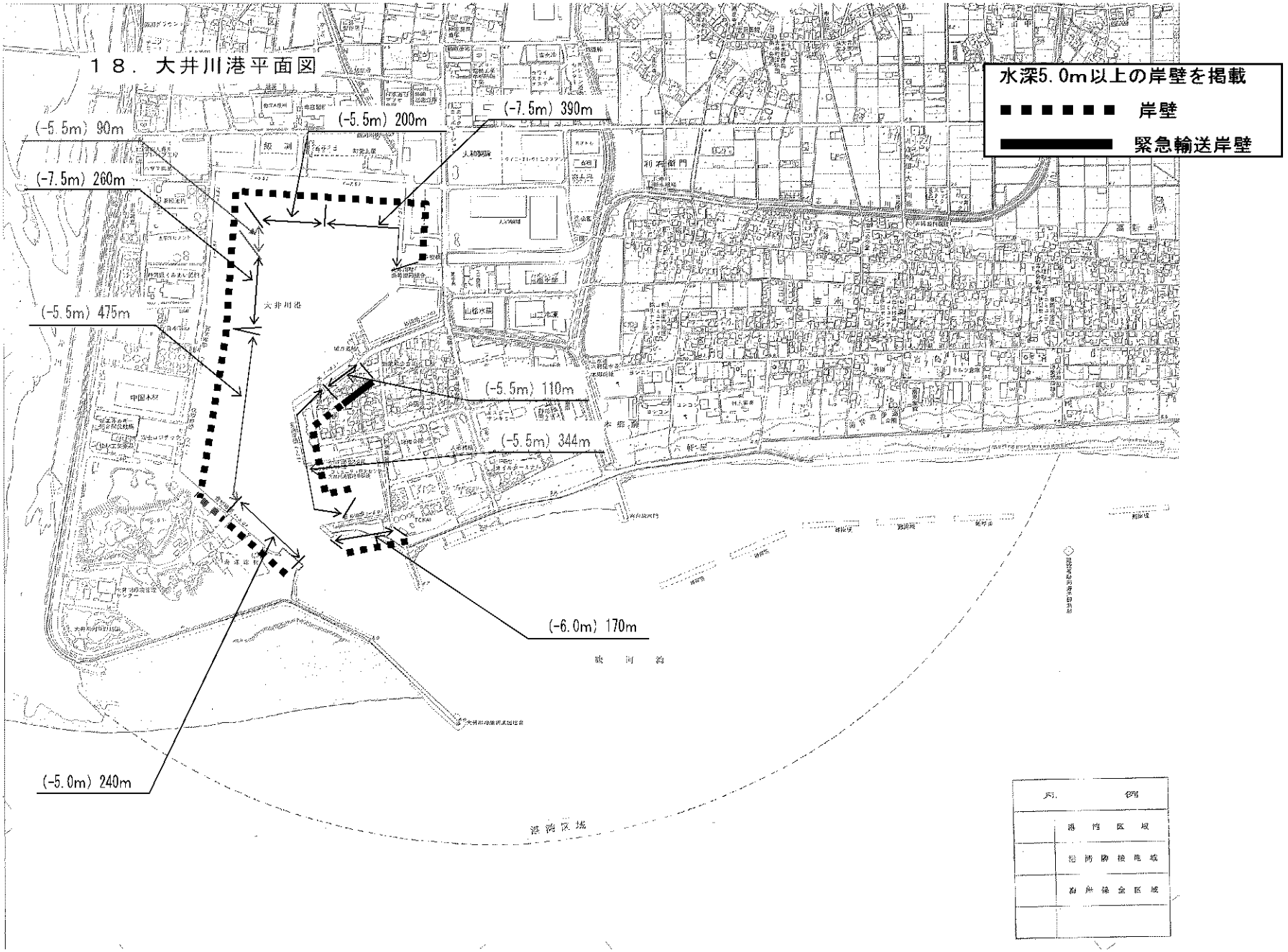
１８．大井川港平面図
水深5.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-5.5m) 90m
(-7.5m) 260m
(-5.5m) 200m
(-7.5m) 390m
(-5.5m) 475m
(-5.5m) 110m
(-5.5m) 344m
(-6.0m) 170m
(-5.0m) 240m
大井川港
港湾区域

19　地頭方漁港平面図

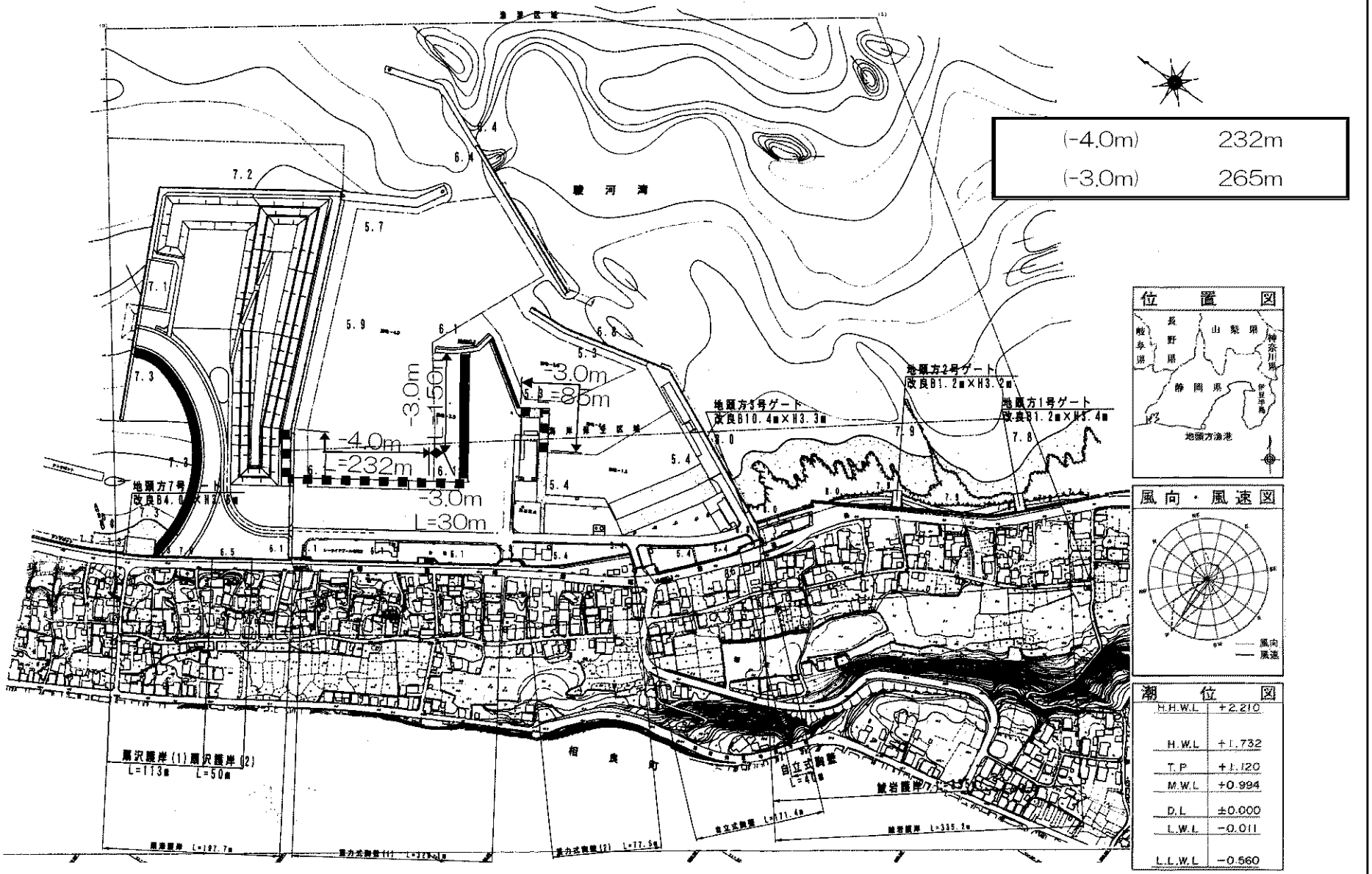
(-4.0m)　232m
(-3.0m)　265m
位置図
風向・風速図
風向
風速
潮位図
H.H.W.L　+2.210
H.W.L　+1.732
T.P　+1.120
M.W.L　+0.994
D.L　±0.000
L.W.L　-0.011
L.L.W.L　-0.560
-4.0m
L=232m
-3.0m
L=150m
-3.0m
L=85m
-3.0m
L=30m
地頭方3号ゲート
改良B10.4m×H3.3m
地頭方2号ゲート
改良B1.2m×H3.2m
地頭方1号ゲート
改良B1.2m×H3.4m
地頭方7号
改良B4.0m×H2.6m
地頭方漁港
静岡県
山梨県
長野県
神奈川県
愛知県
相良町
自立式胸壁
L=71.4m
自立式胸壁
L=41m
(1)扇沢護岸
L=113m
(2)扇沢護岸
L=50m

２０．御前崎港平面図

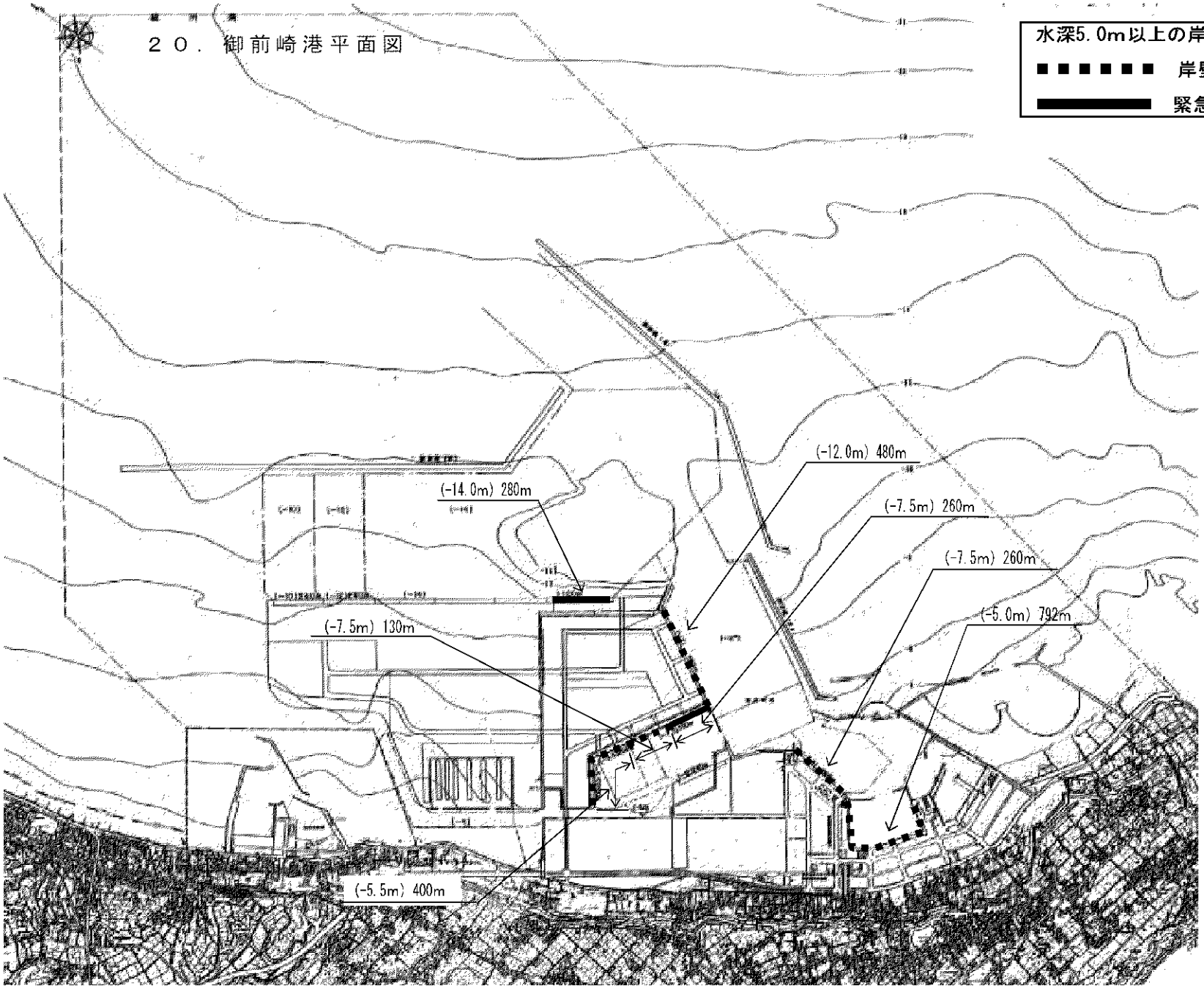
水深5.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁
(-14.0m) 280m
(-12.0m) 480m
(-7.5m) 260m
(-7.5m) 260m
(-5.0m) 792m
(-7.5m) 130m
(-5.5m) 400m

21　福田漁港平面図

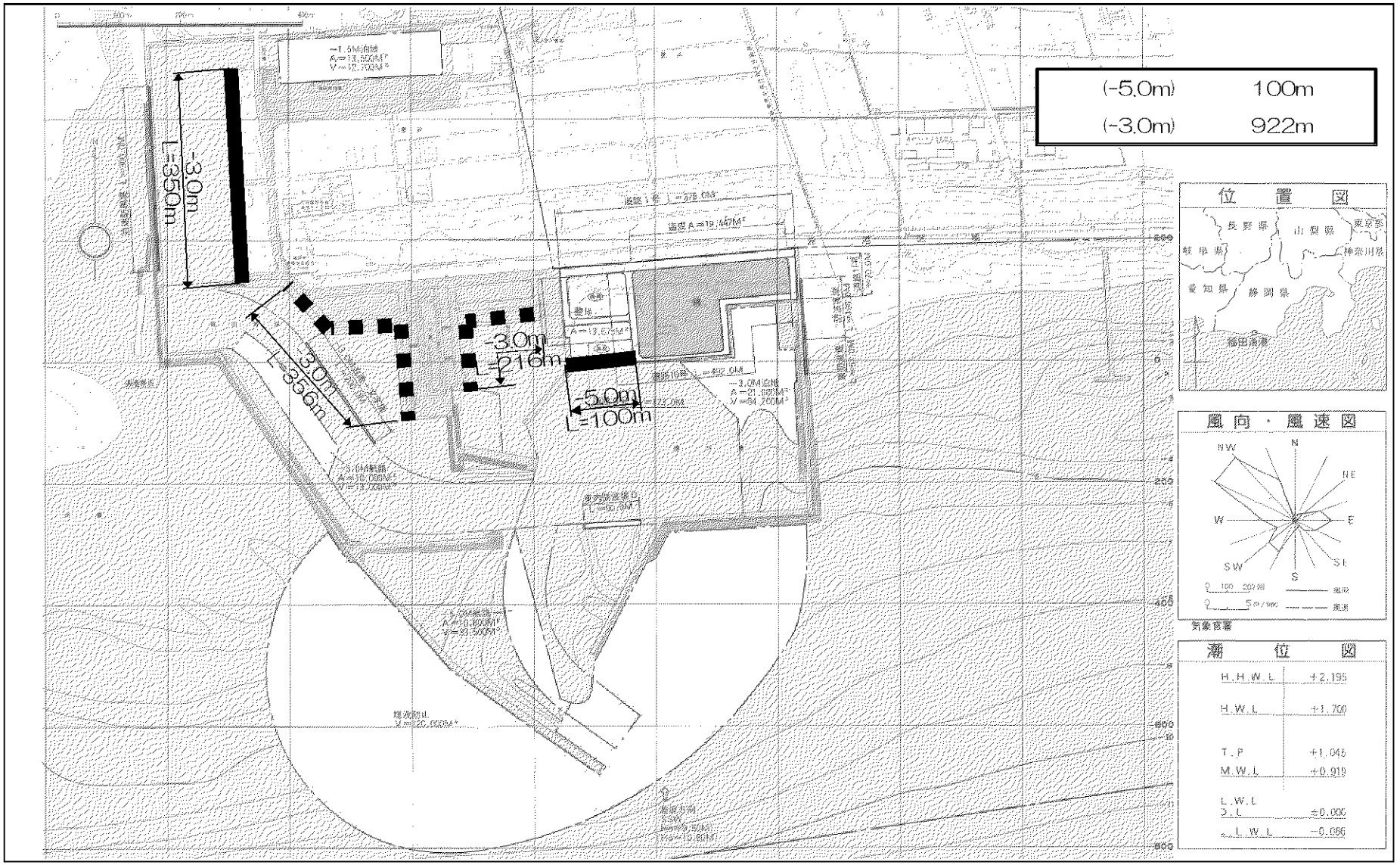
(-5.0m)　100m
(-3.0m)　922m
-3.0m
L=350m
-3.0m
L=356m
-3.0m
L=216m
-5.0m
L=100m
位置図
長野県
山梨県
東京都
岐阜県
神奈川県
愛知県
静岡県
福田漁港
風向・風速図
NW
N
NE
W
E
SW
SE
S
潮位図
H.H.W.L　+2.195
H.W.L　+1.700
T.P　+1.045
M.W.L　+0.919
L.W.L
D.L　±0.000
L.W.L　-0.086

２２．浜名港平面図

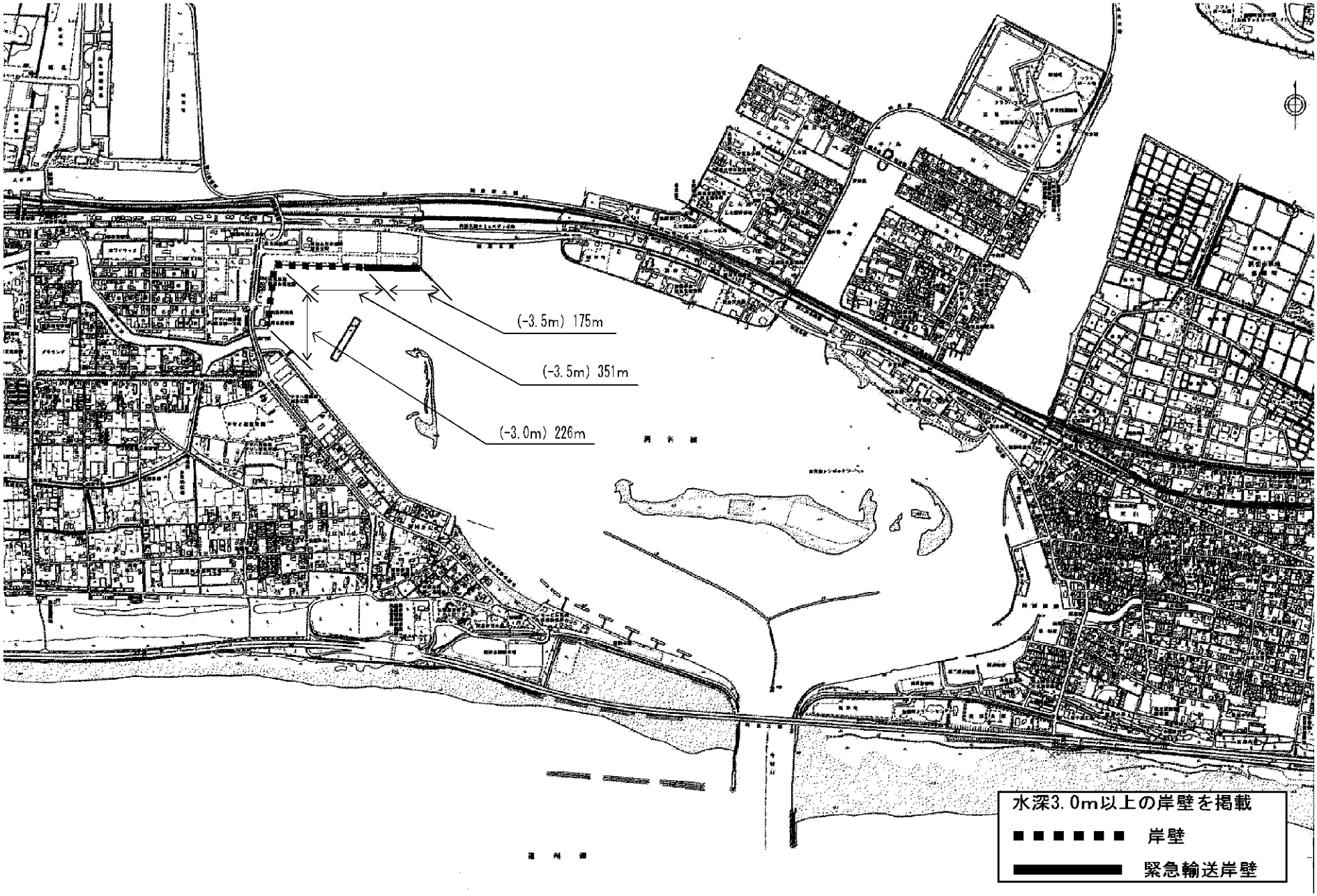

10-6-5 県内主要定期航路・係留施設の諸元

（県港湾整備課）H24.4.1

1 県内主要定期航路

	航路	船舶名	会社名	総トン数（トン）	定員（人）	速力（ノット）	便数（便/日）	運航期間	距離（km）	時間（分）	備考
1	熱海ー初島ー伊東	ｲﾙﾊﾞｶﾝｽ3世号 ｲﾙﾊﾞｶﾝｽ2世号	㈱富士急マリンリゾート	292 184	868 880	16.2 15.5	11～13	通年	10.3	30	
2	熱海ー大島	ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ虹 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ夢 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ愛	東海汽船㈱	281.14 280.72 279.56	254 254 254	43 43 43	1～4	〃	46	45	超高速船
3	熱海ー大島ー式根島	ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ虹 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ夢 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ愛	〃	281.14 280.72 279.56	254 254 254	43 43 43	1	ゴールデンウィーク・夏期	87	105	超高速船
4	熱海ー新島ー神津島	ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ虹 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ夢 ｾﾌﾞﾝｱｲﾗﾝﾄﾞ愛	〃	281.14 280.72 279.56	254 254 254	43 43 43	1	ゴールデンウィーク・夏期	104	105	超高速船
5	下田ー神津島ー式根島ー新島ー利島ー下田	あぜりあ丸	神新汽船㈱	480	366	14.0	2	通年	139.9	430	水曜日運休
6	沼津ー戸田ー土肥	ホワイト マリンⅡ	戸田運送船㈱	19	150	22.0	4～5	〃	28	50	高速船
7	沼津ー大瀬	ちどり	千鳥観光汽船㈱	122	200	13.0	7	夏季	10	30	
8	三津ー大瀬	第一伊豆丸	〃	13	97	18.0	6	〃	10	35	
9	沼津ー三津	第二伊豆丸	〃	13	80	18.0	2	〃	10	35	
10	清水ー土肥	富士	㈱エスパルスドリームフェリー	1,554	450	18.5	4	通年	31.5	65	車両航送能力 大型バス13台 または 乗用車54台

（注）1ノット＝1.852Km/h

2 係留施設の諸元

① 大型船バースの標準寸法

大型バースの水深及び長さは、対象船舶の船長又は満載吃水が明らかでない場合は、表の値を参考として定めることができる。

なお、単独バースまたは連続バースの端のバースにおいては船舶の係留方法に応じて適切な余地がバース端に確保されるよう配慮するものとする。

表 大型船バースの標準寸法

種類	バースの長さ(m)	バースの水深(m)	対象船舶	種類	バースの長さ（m）	バースの水深（m）	対象船舶
旅客船			総トン	タンカー			重量トン
	100	4.5	2,000		170	9.0	10,000
	120	5.0	3,000		190	10.0	15,000
	150	6.0	5,000		210	11.0	20,000
	170	6.5	8,000		240	12.0	30,000
	190	7.0	10,000		260	13.0	40,000
	220	7.5	15,000		280	14.0	50,000
	240	9.0	20,000		300	15.0	60,000
	280	10.0	30,000		310	16.0	70,000
貨物船			重量トン		320	17.0	80,000
	70	4.5	700	自動車専用船			総トン
	80	5.0	1,000		100	5.0	700
	100	5.5	2,000		110	5.5	1,000
	110	6.5	3,000		130	6.5	2,000
	130	7.5	5,000		150	7.0	3,000
	160	9.0	8,000		170	7.5	5,000
	170	10.0	10,000		180	8.0	6,000
	190	11.0	15,000		210	9.0	10,000
	240	12.0	30,000		240	10.0	15,000
	260	13.0	40,000		260	11.0	20,000
	280	14.0	50,000	ガス運搬船			総トン
	300	15.0	70,000		90	5.5	1,000
	320	16.0	90,000		110	6.5	2,000
	330	18.0	100,000		130	7.5	3,000
	370	20.0	150,000		150	8.5	5,000
タンカー			重量トン		190	10.0	10,000
	80	4.5	1,000		210	12.0	15,000
	100	5.5	2,000		230	13.0	20,000
	110	6.5	3,000		260	14.0	30,000
	130	7.5	5,000		310	15.0	50,000

表において、バースの長さは、船の全長に係船索の長さその他を考慮して 15～30mを、また、水深は、満載吃水に余裕水深として船型に応じほぼ 0.5～1.5mを加算して定めたものである。

なお、ここにバース水深の基準面は、工事用基準面とする。

② 漁船の諸元
入港漁船の型式、寸法等が不明でその吃水を明確に定めがたい場合は表を参考としてよい。

表　漁船の諸元

船型 (G.T)	船の長さ (L)	船の幅 (L)	吃水	
			最大 (dmax)	最小 (dmin)
1	7.0m	1.8m	1.0m	－m
2	8.0	2.2	1.2	－
3	9.0	2.4	1.4	－
4	10.0	2.6	1.6	－
5	11.0	2.8	1.8	－
10	13.0	3.5	2.0	1.9
20	17.0	4.3	2.2	2.1
30	20.0	4.7	2.5	2.3
40	22.0	5.2	2.7	2.5
50	24.0	5.5	2.9	2.6
100	30.0	6.5	3.7	3.2
150	35.0	7.2	4.2	3.5
200	40.0	7.6	4.6	3.8
300	46.0	8.4	5.2	4.2
400	52.0	8.9	5.6	4.5
500	55.0	9.4	5.9	4.8

（注1）表は全漁業種類の漁船の平均値を示しているので、利用に当たっては注意を必要とする。
（注2）省エネルギー船は、同じトン数でも吃水が大きいので注意する必要がある。

10-6-6　県有船舶一覧表

（県研究調整課、水産資源課）　H24.4.1

船名	t数	機関	根拠地	積載人員	荷物積載量	備考
富士丸	311.00	ディーゼル 1600ps	焼津市（焼津港）	40人	55t	速力11　ノット
駿河丸	134.00	〃 1200ps	焼津市（小川港）	20	5	11　〃
天龍	51.00	〃 1940ps×2	浜松市（舞阪港）	12	－	33　〃
あまぎ	32.00	〃 1,109kW×2	伊東市（伊東港）	13	－	34　〃

10-6-7　海上保安部保有船舶一覧表

（海上保安部）　H24.4.1

所属	船名	t数	積載可能人員		荷物積載可能量
			限定沿海で3時間以内	1.5時間未満の平水	
清水海上保安部	おきつ	358t	47人	50人	30　t
	ふじかぜ	24	26	28	14
	みほかぜ	24	26	28	14
清水海上保安部御前崎海上保安署	ふじ	358	47	50	30
	れいら	4.9	8	8	－
下田海上保安部	あまぎ	1313	141	165	240
	かの	358	47	50	30
	いずなみ	104	36	41	20

（注）　積載可能人員及び荷物積載可能量は、いずれか一つの場合の基準を示す。

10-6-8 旅客船、小型船一覧表

(1) 旅客船　　(中部運輸局) H24.4.1

定けい港	会社名	船名	総トン数	積載可能人員	備考
戸田港	戸田運送船㈱	ホワイトマリンⅡ	19.00	沿海 120 平水 150	
〃	辻　悦一	第一ちどり丸	4.90	沿海 40	
〃	野田　孝	第一たか丸	12.43	沿海 12 平水 50	
〃	山田和茂	第二ふじ丸	12.53	沿海 12 平水 50	
〃	山本満雄	第一太陽丸	12.52	沿海 50	
重寺港	㈱淡島ホテル	アワシマ２世	19.00	限定沿海 50	
〃	〃	アワシマ１３	8.50	平水 35	
〃	〃	アワシマ１５	12.89	平水 50	
〃	〃	アワシマ１６	17.00	沿海 85	
三津港	千鳥観光汽船㈱	ちどり	122.00	平水 200	
〃	〃	第一伊豆丸	13.00	平水 97	
〃	〃	第二伊豆丸	13.00	平水 80	
〃	伊豆箱根鉄道㈱	チャッピー	69.00	平水 1.5H 150 〃 6H 98	
清水港	㈱エスパルスドリームフェリー	富士	1554.00	沿海 3H 450 〃 6H 350	車両輸送能力 バス13台又は 乗用車54台
〃	〃	オーシャンプリンセス	239.94	限定沿海 141	
〃	〃	ベイ・プロムナード	193.00	平水(港内のみ)343	
〃	〃	ケー・エス	15.00	限定沿海 81	
〃	〃	フェルケル	18.00	限定沿海 89	
〃	清水ボートサービス㈱	かしわ丸	12.00	平水 40	
〃	〃	さつき丸	13.00	限定沿海 40	
御前崎港	大澤克博	博栄丸	16.00	限定沿海 22	
浜名湖(舘山寺)	浜名湖遊覧船㈱	浜名丸	87.00	平水(浜名湖のみ)300	
〃	〃	奥浜名丸	89.00	平水(浜名湖のみ)250	
〃	柴田日吉	第五日吉丸	5トン未満	平水(浜名湖のみ)41	
〃	倉田孝一	ニューいずみ丸	16.00	平水(浜名湖のみ)25	
〃	景山壽	第二双運丸	5トン未満	平水(浜名湖のみ)31	
〃	㈱清音	レッドパル	〃	平水(湖川のみ)18	
〃	〃	それいゆ号	16.00	限定沿海 36	
〃	〃	ひまわり号	5トン未満	平水(湖川のみ)18	
〃	〃	ふじの花号	5トン未満	平水(浜名湖のみ)18	
〃	〃	ガーベラ号	5トン未満	平水(湖川のみ)18	
浜名湖	㈱マリコム東海	カメリア	48.00	平水(湖川のみ)50	
〃	㈱ミズモト調理技術研究者	アクア・ルナ号	18.00	湖川のみ 60	
井川湖	静岡市	赤石丸	5トン未満	平水(湖川のみ)20	
船明ダム	㈲天龍遊船	やまゆり１号	〃	平水(川に限る)30	
〃	〃	天龍丸	〃	平水(川に限る)30	
熱海港	㈱富士急マリンリゾート	ｲﾙ･ﾄﾞ･ﾊﾞｶﾝｽ２世号	184.00	限定沿海 1.5H 882 6H 280	
〃	〃	ｲﾙ･ﾄﾞ･ﾊﾞｶﾝｽ３世号	292.00	限定沿海 1.5H 870	
伊東港	日本海洋観光㈱	パイレーツ	19.00	限定沿海 75	
〃	〃	ゆーみんパイレーツ	19.00	限定沿海 75	
〃	㈲はるひら丸	はるひら丸	19.00	限定沿海 63	
〃	〃	１号はるひら丸	9.10	限定沿海 38	
〃	〃	第十八はるひら丸	5トン未満	限定沿海 25	
〃	〃	第十三治平丸	5トン未満	限定沿海 18	
〃	〃	第八治平丸	5トン未満	限定沿海 20	
富戸港	㈱城ヶ崎遊覧船	シースター	19.00	限定沿海 120	
下田港	㈱伊豆クルーズ	サスケハナ	127.00	限定沿海 1.5H150 平水 240	
〃	〃	豆州丸	17.00	限定沿海 90	
〃	㈱伊豆下田フィッシング	第１１みこもと丸	16.05	限定沿海 57	
〃	〃	第２７みこもと丸	14.00	限定沿海 60	
〃	〃	七鳥丸	12.58	限定沿海 27	
	㈱庄田鉄工所	第３豊丸	13.00	限定沿海 28	
手石港	㈱海遊社	福丸	19.00	限定沿海 60	
〃	三軒屋海運(有)	ブラックエンゼルいそじ	19.00	限定沿海 38	
〃	㈱伊豆クルーズ	マリンバード	14.00	限定沿海 85	
仁科港	堂ヶ島マリン(株)	シークリスタル	10.00	限定沿海 46	
〃	〃	シーロマン	10.00	限定沿海 46	
〃	〃	せばま２	9.10	限定沿海 50	
〃	〃	せばま３	9.10	限定沿海 50	
〃	〃	シーハーモニー	10.00	限定沿海 46	
〃	〃	どうがしま８	9.10	限定沿海 50	
		どうがしま１０	10.00	限定沿海 46	
		どうがしま１１	10.00	限定沿海 46	
〃	〃	グレイスⅡ	14.00	限定沿海 43	
中木港	渡邊重光	ふじや丸	2.60	限定沿海 29	
〃	高野克宏	殿羽根丸	2.60	限定沿海 29	
〃	山本松二	第六浜の家丸	4.60	限定沿海 29	
松崎新港	鈴木貞義	クリスタルリバージュ	18.00	限定沿海 48	

注) このほか、関東運輸局管轄の東京都に本店を有する東海汽船(株)の所有船で熱海港へ入港する超高速船「セブンアイランド愛・セブンアイランド虹、セブンアイランド夢」(各 280 トン、255 人)及び神新汽船(株)所有船で下田港へ入港する「あぜりあ丸」(480トン 316 人)がある。

(2)小型鋼船

静岡県内に主たる事務所を置く内航海運事業者数は 14 社で、小型鋼船を含む所有船舶が 47 隻、68,382G／T、84,537D／W、5,914m²である。

10-7-1 市町別防災ヘリポート

賀茂危機管理局管内　　（県危機対策課）H24.4.1

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
○	1	下田市	下田市敷根757	敷根公園健康広場	市長	0558 22－2211	○			100×220
	2		〃 吉佐美1901	吉佐美運動公園	〃	0558 22－2211	○			120×150
	3		〃 須崎1235－1	下田市グリーンエリアヘリポート	〃	0558 22－2211		○		50× 70
	4		〃 柿崎字間戸浜7-8、7-9	まどが浜海遊公園	下田土木事務所	0558 24－2117	○			60×110
	5		〃 須崎1801	下田市浄化センターコンポスト施設用地ヘリポート	市長	0558 22－2211		○		30× 30
	6		〃 白浜2733-5	原田駐車場	原田区長	0558 22－5850		○		30× 50
	7	東伊豆町	東伊豆町稲取3347	町営総合グラウンド	町長	0557 95－1100	○			100×100
	8		〃 奈良本1296－3	熱川中学校グラウンド	校長	0557 23－0049		○		100×120
	9		〃 大川1039-11地先	大川地区ヘリポート	大川区長	0557 95－1100		○		35× 30
	10		〃 稲取1837	稲取中学校グラウンド	校長	0557 95－2010		○		80× 50
	11		〃 稲取3350-1	町営総合グラウンド（野球場）	町長	0557 95－1100	○			99×100
	12		〃 稲取3349-1	町営総合グラウンド（サッカー場）	〃	0557 95－1100		○		50×120
	13		〃 稲取897-4	稲取漁港東野積場	下田土木事務所	0558 24－2117		○		30× 80
	14		〃 奈良本1227-1	北川望洋公園	北区長	0557 95－1100		○		35× 30
	15		〃 白田1460-6	日東天城ハイランド	分譲地管理事務所	0557 23-1240		○		30× 31
	16	河津町	河津町笹原305	南小学校グラウンド	校長	0558 34－0090		○		50× 85
	17		〃 湯ヶ野80－1	西小学校グラウンド	〃	0558 36－8122		○		40× 90
	18	南伊豆町	南伊豆町上賀茂750	南伊豆中学校グラウンド	〃	0558 62－0041		○		80× 50
	19		〃 伊浜2732	一町田農村広場	伊浜区	0558 67－0111		○		90×100
	20		〃 湊1513他	青野川ふるさと公園	町長	0558 62－1111		○		150× 80
	21		〃 入間16	町営差田グラウンド	〃	0558 62－1111		○		80×110
	22		〃 〃 2383-1	伊豆下田カントリークラブ駐車場	㈱横浜国際ゴルフ倶楽部	0558 62－2211		○		60×140
○	23	松崎町	松崎町桜田188	松崎高等学校グラウンド	校長	0558 42－0131		○		100×120
	24		〃 池代452	池代農村公園	池代区長	0558 42－1111			○	50× 50
	25		〃 道部517－1	松崎町総合運動場	教育長	0558 42－1111		○		90× 90
	26	西伊豆町	西伊豆町田子978	旧田子中学校グラウンド	町長	0558 52－1111			○	45× 90
	27		〃 中755	西伊豆中学校グラウンド	校長	0558 52－0026			○	50× 85
	28		〃 田子1320	田子小学校グラウンド	〃	0558 53－0321			○	30×110
	29		〃 田子	カラフト埋立地	町長	0558 52－1111		○		60×150
	30		〃 仁科	仁科港埋立地	〃	0558 52－1111		○		60×150
	31		〃 〃 大浜	大浜海岸	国有地	0558 52－1111		○		70×225
	32		〃 宇久須886－2	賀茂小学校グラウンド	校長	0558 55－0018			○	40×60
	33		〃 〃 202－69	宇久須港物揚場	下田土木事務所	0558 24－2117			○	36×100
	34		〃 〃 2204-3	黄金崎クリスタルパーク駐車場	町長	0558 55－0212		○		70×100
	35		〃 仁科	安城岬公園	〃	0558 52-1111			○	50×60
	36		〃 大沢里大城1050-1	大城入口空地	個人	0558 52-1111		○		35×40
	37		〃 大沢里宮ヶ原621地先	宮ヶ原ヘリポート	町長	0558 52-1111		○		20×100
	38		〃 一色330-2	ふれあいの湯駐車場	一色町内会				○	28×38
	小計		6市町		38箇所		5	25	8	

東部危機管理局管内

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	1	熱海市	熱海市泉分字塩坪70－2	泉公園	市長	0557 86－6447			○	20× 40
○	2		〃 和田浜南町1694－29	熱海観光港芝生公園	〃	〃		○		70× 80
	3		〃 熱海字笹尻1804－5	姫の沢公園スポーツ広場	〃	〃		○		85×120
	4		〃 上多賀1066－129	市民グラウンド	〃	〃		○		100×117
	5		〃 上多賀1484－22	熱海高校グラウンド	校長	0557 68－3291	○			90×150
	6		〃 下多賀小山541－9	小山臨海公園	市長	0557 86－6447			○	70× 70
	7		〃 初島字家越73－1	初島クラブ	総支配人	0557 67－3006			○	30× 60
○	8	伊東市	伊東市川奈1160	小室山公園総合運動場	市長	0557 36－0111	○			100×200
	9		〃 玖須美元和田716－87	市民運動場	〃	〃		○		110×120
	10	沼津市	沼津市内浦三津110-1	内浦小学校グラウンド	校長	055 943-2134			○	65× 76
	11		〃 泉町2－1	沼津市営野球場	市長	055 922-7962	○			126×138
	12		〃 大岡2358	大岡小学校グラウンド	校長	055 921-1885			○	80×130
	13		〃 大岡字原田1312	大岡南小学校グラウンド	〃	055 962-0355	○			119× 71
	14		〃 岡一色字山崎657－1	門池中学校グラウンド	〃	055 923-3900			○	80×100
	15		〃 大岡2110	大岡中学校グラウンド	〃	055 921-1557	○			100×120
	16		〃 大平2200	大平小学校グラウンド	〃	055 931-5020			○	35× 60
	17		〃 下香貫字猪沼966	香貫小学校グラウンド	〃	055 931-1234	○			78×122
	18		〃 大平1144	大平中学校グラウンド	〃	055 931-5021	○			147× 92
	19		〃 本郷町24－1	第四中学校グラウンド	〃	055 931-1554			○	75× 78
	20		〃 御幸町4－1	第四小学校グラウンド	〃	055 931-0354			○	51× 94
	21		〃 口野1	（旧）静浦東小学校グラウンド	市長	055 922-7200			○	57× 75
	22		〃 高沢町17－1	開北小学校グラウンド	校長	055 921-4041			○	100×110
	23		〃 下香貫楊原750－4	第三中学校グラウンド	〃	055 931-1553	○			110×150
	24		〃 米山町9-1	第五小学校グラウンド	〃	055 921-0355			○	80×100
	25		〃 本字丸子町692－1	第一中学校グラウンド	〃	055 962-1551			○	90×100
	26		〃 八幡町65	第一小学校グラウンド	〃	055 962-0351			○	62× 97
	27		〃 本字千本1910－19	第二中学校グラウンド	〃	055 962-1552			○	80×105
	28		〃 大諏訪41	片浜小学校グラウンド	〃	055 962-0357			○	53× 93
	29		〃 小諏訪180	片浜中学校グラウンド	〃	055 962-1556		○		75×106
	30		〃 本字千本1910－19	千本小学校グラウンド	〃	055 962-0356			○	60× 80

番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
31	沼津市	沼津市獅子浜400	（旧）静浦中学校グラウンド	市長	055 934-4747			○	40× 50
32		〃 千本常盤町2－32	第二小学校グラウンド	校長	055 952-0352		○		82× 62
33		〃 下香貫下障子3157－2	第三小学校グラウンド	〃	055 931-0353			○	67×130
34		〃 志下530	静浦中学校グラウンド	〃	055 931-3157			○	59× 60
35		〃 三枚橋字鐘突免673	市立沼津高等学校グラウンド	〃	055 921-0805	○			140×160
36		〃 岡宮812	県立沼津東高等学校グラウンド	〃	055 921-0341	○			112×186
37		〃 東原字下方通289－1	今沢中学校グラウンド	〃	055 966-9981	○			92×120
38		〃 岡一色875	県立沼津城北高等学校グラウンド	〃	055 921-0344	○			124×124
39		〃 西椎路673－1	愛鷹小学校グラウンド	〃	055 966-4244		○		68× 90
40		〃 五月町15-1	第五中学校北運動場	〃	055 921-1555			○	70× 90
41		〃 〃	〃 南運動場	〃	〃			○	92×107
42		〃 原1200	原小学校グラウンド	〃	055 966-0034			○	70× 83
43		〃 大塚字雁作814－1	原東小学校グラウンド	〃	055 967-1213		○		127× 54
44		〃 東原字榎田通75－1	今沢小学校グラウンド	〃	055 966-5522	○			86×125
45		〃 西椎路733	愛鷹中学校グラウンド	〃	055 966-4229	○			85× 80
46		〃 平沼849	浮島中学校グラウンド	〃	055 966-2040	○			63× 93
47		〃 原576	原中学校グラウンド	〃	055 966-0138	○			120×160
48		〃 江原町3－1	金岡小学校グラウンド	〃	055 921-1371			○	74× 83
49		〃 神田町4－1	金岡中学校グラウンド	〃	055 921-1558	○			60×100
50		〃 中沢田田丸715	沢田小学校グラウンド	〃	055 924-0161		○		81× 93
51		〃 岡一色88－2	門池小学校グラウンド	〃	055 922-1481	○			59×100
52		〃 御幸町15－1	香陵グラウンド	市長	055 931-2500	○			125×150
53		〃 内浦重須字洞畑453	長井崎中学校	校長	055 941-3111		○		70×130
54		〃 西浦255－2	西浦小学校	〃	055 942-2004			○	50× 85
55		〃 沼北町2－4－26	駿河グラウンド	静岡銀行	055 987-1111	○			108×122
56		〃 戸田2558-1	ゆめとぴら舟山ふれあい広場	市長	0558 94－3111		○		60×100
57		〃 大岡241-1地先	黄瀬川河川敷	沼津河川国道事務所	055-931-4370	○			
58		〃 東椎路春の木550	沼津市立病院	病院長	055-924-5100			○	17.5×15.5
59	三島市	三島市文教町2－31－145	日本大学三島高等学校グラウンド	学部長	055 980-0805		○		96×127
60		〃 御園569－3	日本大学御園グラウンド	〃	055 980-0805	○			102×106
61		三島市谷田2276	静岡県総合健康センター広場	知事	054 221-2438			○	58×78

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	62	三島市	三島市大宮町3-7-33	順天堂大学三島キャンパス グラウンド	学部長	055 991-3111		○		60×60
○	63		〃 長伏274－3	長伏グラウンド	市長	055 977-3800	○			91×230
	64	御殿場市	御殿場市深沢259－1	御殿場市東運動場Aコート	御殿場総合サービス㈱	0550 82-4324	○			93×104
	65		〃 深沢259－1	御殿場市東運動場Bコート	〃	0550 82-4324		○		40×109
	66		〃 東田中354－4	御殿場地区広場（パレット御殿場）	御殿場地区広場管理運営委員会	0550 82-0912		○		68×105
	67		〃 萩原364	御殿場中学校グラウンド	教育長	0550 83－1212	○			70×100
	68		〃 杉名沢664－1	御殿場市南運動場	御殿場総合サービス㈱	0550 82-4324	○			79×121
	69		〃 大坂10－2－2	富士岡公園	〃	0550 82-4324	○			100×150
	70		〃 永塚376	原里地区広場（友愛パーク・原里）	原里地区広場管理運営委員会	0550 89-0160	○			80×130
	71		〃 ぐみ沢819	玉穂地区東広場	玉穂地区広場管理運営委員会	0550 89-0161		○		70×130
	72		〃 〃 658－4	御殿場市陸上競技場	御殿場総合サービス㈱	0550 82-4324	○			110×130
	73		〃 印野1383－6	印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）	印野地域振興施設管理運営委員会	0550 89-0249		○		64×100
	74		〃 山の尻628	高根ふれあい広場	高根ふれあい広場・中富都管理運営委員会	0550 82-0245	○			100×170
	75	裾野市	裾野市佐野902	裾野高校グラウンド	校長	055 992-1125		○		85×118
	76		〃 御宿880	市営グラウンド	市長	055 992-1111		○		88×125
	77		〃 須山163	須山小学校グラウンド	校長	055 992-0021			○	50×100
	78		〃 石脇515	裾野市消防庁舎屋上ヘリポート	消防長	055 995-0119			○	28×25
	79		〃 今里1616－1	市運動公園陸上競技場	市長	055 997-7297	○			110×130
	80	伊豆市	伊豆市柏久保395	修善寺中学校グラウンド	校長	0558 72－0218		○		70×120
	81		〃 〃 996	修善寺グラウンド	教育長	0558 72－1111		○		90×100
	82		〃 修善寺3244	修善寺小学校グラウンド	〃	0558 72－0024		○		50×90
	83		〃 熊坂512－2	狩野川記念公園	市長	0558 72-1111		○		70×80
	84		〃 本立野419	修善寺東小学校グラウンド	校長	0558 72－0420		○		60×90
	85		〃 土肥2656－1	松原公園芝生広場	市長	0558 98－1111		○		80×80
	86		〃 〃 870－1	土肥高校グラウンド	校長	0558 98－0211		○		100×150
	87		〃 〃 3498－21	土肥防災ヘリポート	市長	0558 98－1111			○	45×75
	88		〃 湯ヶ島136	湯ヶ島小学校グラウンド	校長	0558 85－0036		○		70×100
	89		〃 月ヶ瀬853	天城中学校グラウンド	〃	0558 85－0075		○		75×100
	90		〃 上船原1120－1	天城ふるさと広場グラウンド	市長	0558 87－1050	○			100×150
	91		〃 青羽根89	狩野グラウンド	〃	0558 87－1611		○		90×80
	92		〃 八幡158の2	大見小学校グラウンド	校長	0558 83－0024		○		87×110

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	93		伊豆市上白岩1000	中伊豆温泉病院グラウンド	院長	0558 83－3333		○		60× 50
	94	伊豆市	〃 冷川1523－108	中伊豆リハビリテーションセンターグラウンド	センター長	0558 83－2111		○		60× 50
	95		〃 冷川1523－438	世界真光文明教団駐車場	総務課	0558 83－2111		○		130×130
	96		〃 八幡860	中伊豆グラウンド	教育長	0558 83－2291		○		150× 90
	97	伊豆の国市	伊豆の国市長岡1407－5	長岡中学校グラウンド	校長	055 948－0238	○			123×172
	98		〃 天野444－1	狩野川リバーサイドパーク自由広場	市長	055 947－1600		○		55×69
	99		〃 三福1276－20	大仁中学校グラウンド	校長	0558 76－1035		○		80× 90
	100		〃 浮橋1597－1	さつきヶ丘公園グラウンド	市長	0558 79－0552		○		100×90
	101		〃 長者原1241	大熱海国際GC駐車場	社長	0558 79－0011		○		60×90
	102		〃 田中山890	スコリア採石跡地	市長		○			80×150
	103		〃 韮山多田860	韮山運動公園	〃	055 949－5806	○			150×150
	104		〃 南江間2176－1	旧スポーツワールド駐車場	市長		○			60×120
	105	函南町	函南町仁田56	函南中学校グラウンド	校長	055 978－3145		○		95×100
	106		〃 〃 148	函南小学校	〃	055 978－3048		○		75×110
	107		〃 平井972	東小学校グラウンド	〃	055 978－8848		○		70×120
	108		〃 間宮475	西小学校グラウンド	〃	055 978－7102		○		110×114
	109		〃 丹那443	丹那小学校グラウンド	〃	055 974－0024		○		75×100
	110		〃 桑原933	桑村小学校グラウンド	〃	055 978－2006		○		75×140
	111		〃 柏谷676－1	柏谷公園	町長		○			80×120
	112		〃 上沢81	中央公民館駐車場	〃	055 979－1733	○			80×150
	113		〃 畑毛652-6	谷戸山グラウンド	畑毛区長		○			90×140
	114		〃 平井717-13	函南町役場駐車場	町長	055 978-2250			○	70×70
○	115	清水町	清水町伏見52－17	清水町総合運動公園	清水町体育協会	055 971－0160		○		110×110
	116		〃 堂庭267	清水中学校グラウンド	校長	055 975－1073		○		100× 80
	117		〃 湯川182－1	清水南小学校グラウンド	〃	055 971－1180		○		120× 95
	118		〃 長沢220	清水西小学校グラウンド	〃	055 972－6673		○		160×100
	119		〃 堂庭87－1	清水小学校グラウンド	〃	055 975－2744			○	100× 50
	120		〃 徳倉2222－4	南中学校グラウンド	〃	055 932－3030		○		110× 70
	121		〃 〃 1205	沼商グラウンド	〃	055 931－7080	○			190×110
	122		〃 徳倉地内	狩野川ふれあい広場	清水町体育協会	055 971－0160	○			200×800
	123	長泉町	〃 東野八分平289－2	クラブオンザヒルグラウンド	エス・ジ・アセット㈱	055 986-5386	○			100×160

番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
124		〃 元長窪895－52	長泉町営桃沢グラウンド	町長	055 987-5859		○		90× 90
125		〃 竹原288－4	長泉町営竹原グラウンド	〃	055 987-5859		○		100×80
126	小山町	小山町菅沼627	明倫小学校グラウンド	校長	0550 76－0064		○		55×100
127		〃 須走 70－18	須走小学校グラウンド	〃	0550 75－2730		○		60×130
128		〃 用沢 604－1	北郷小学校グラウンド	〃	0550 78－0520		○		90×150
129		〃 藤曲142	小山中学校グラウンド	〃	0550 76－0154		○		80× 90
130		〃 竹之下 2411-1	足柄小学校グラウンド	〃	0550 76－0596		○		60×100
131		〃 吉久保 40－1	多目的広場	町長（教育委員会）	0550 76－5700	○			100×180
132		〃 須走	須走総合グラウンド	町長		○			110×150
133		〃 用沢 355	北郷中学校グラウンド	校長	0550 78－0514		○		90×130
134		〃 藤曲150	成美小学校グラウンド	〃	0550 76－0063		○		65×100
135		〃 竹之下 369	県立小山高校グラウンド	〃	0550 76－1188	○			100×210
136		〃 中島	金時公園	町長				○	35× 35
137	富士宮市	富士宮市星山1068	静岡理工科大学星陵高校グラウンドB	校長	0544 24－4811		○		97×135
138		〃 小泉1996	富士根南中学校校庭	〃	0544 24－2942			○	75×170
139		〃 豊町 17－1	第二中学校グラウンド	〃	0544 26－2801			○	70×145
140		〃 宮北町230	県立富士宮北高陸上競技場	〃	0544 27－2533		○		100×150
141		〃 麓字絵葉山 487－5	朝霧自然公園	富士宮市振興公社	0544 22－1211		○		200×330
142		〃 外神東町114	外神スポーツ広場	丸工砂利販売(株)グループ	0544 58－6111		○		130×141
143		〃 山宮2024	山宮ふじざくら球技場	〃	〃		○		75×157
144		〃 梶原492-10	朝霧防災備蓄基地	静岡国道事務所	054 250-8906	○			42×75
145		〃 西山880－1	芝川スポーツ広場	市長	0544 65－2277		○		75× 75
146		〃 長貫1323	芝富小学校	校長	0544 65－0034			○	30× 50
147		〃 長貫1267	芝川中学校	〃	0544 65－0400			○	40× 55
148	富士市	富士市中野671	富士総合運動公園（野球場）	市長	0545 51－0123		○		130×130
149		〃 中野671	富士総合運動公園（陸上競技場）	〃	〃		○		100×150
150		〃 中里 2626－1	富士市東球場	〃	〃	○			95× 95
○ 151		〃 五貫島 富士川河川敷	富士川緑地公園野球場	〃	〃		○		90×200
152		〃 松岡林町地先	かりがね緑地公園グラウンド	〃	〃	○			50×120
153		〃 比奈2770	市立吉原商業高校第２グラウンド	〃	〃		○		95× 95
154		〃 米之宮町303	米の宮公園（多目的広場）	〃	〃		○		90× 78
155		〃 永田町2-112	中央公園（芝生広場）	〃	〃		○		87× 75
○ 156		〃 中之郷地先	河川敷スポーツ広場	〃	〃	○			119×250
小計		15市町		156箇所		49	70	37	

中部危機管理局管内

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
◎	1	静岡市	静岡市葵区諏訪8－10	静岡ヘリポート	市長	054 285－5500		○		150× 50
○	2		〃 〃 田町地先 安倍川河川敷	田町緑地スポーツ広場	〃	054 221－1241		○		100×120
○	3		〃 〃 駿府公園 1-1	駿府公園	〃	〃	○			100×100
	4		〃 駿河区東新田地先安倍川河川敷	東新田緑地スポーツ広場	〃	〃		○		118×133
	5		〃 葵区辰起町地先安倍川河川敷	辰起町緑地スポーツ広場	〃	〃		○		125×163
	6		〃 駿河区向敷地地先安倍川河川敷	向敷地スポーツ広場	〃	〃		○		75×100
	7		〃 葵区山崎地先 安倍川河川敷	山崎スポーツ広場	〃	〃		○		75×105
	8		〃 駿河区中野新田地先安倍川河川敷	中野新田スポーツ広場	〃	〃		○		89× 92
	9		〃 葵区堤町地先安倍川河川敷	堤町緑地スポーツ広場	〃	〃	○			140×150
	10		〃 〃 藤野地先 安倍川河川敷	相渕スポーツ広場	〃	〃			○	55× 90
	11		〃 〃 横山地先 安倍川河川敷	横山スポーツ広場	〃	〃			○	60× 50
	12		〃 〃 渡地先 安倍川河川敷	渡スポーツ広場	〃	〃		○		50× 80
	13		〃 〃 草木地先 安倍川河川敷	梅ヶ島北部スポーツ広場	〃	〃			○	70× 80
○	14		〃 駿河区 聖一色	県草薙総合運動公園球技場内	管理事務所長	054 261－9265		○		90×155
	15		〃 葵区漆山860	県立こども病院	院長	054 247－6251		○		70×130
	16		〃 〃 井川 1561-3	井川中学校グラウンド	校長	054 260－2200		○		68× 82
	17		〃 〃 日向876	大川中学校グラウンド	〃	054 291－2031		○		30× 48
	18		〃 〃 落合840	玉川中学校グラウンド	〃	054 292－2014		○		58×100
	19		〃 〃 落合 103－3	玉川小学校グラウンド	〃	054 292－2021		○		50×100
	20		〃 〃 相俣99－1	清沢小学校グラウンド	〃	054 295－3010		○		30× 60
	21		〃 駿河区小鹿2-9	静岡競輪場駐車場	市長	054 221－1241	○			150×200
	22		〃 葵区梅ヶ島 1309－1	梅ヶ島小・中学校グラウンド	校長	054 269－2148		○		50× 90
	23		〃 〃 梅ヶ島 孫佐島地先	市営梅ヶ島キャンプ場	市長	054 221－1241		○		50× 60
	24		〃 駿河区豊田 1丁目8	県静岡総合庁舎職員駐車場	所長	054 286－9003			○	31× 37
	25		〃 葵区諏訪 10－1	浅畑スポーツ広場	市長	054 221－1241		○		100×130
	26		〃 〃 〃 11－1	三請埋立地	〃	〃		○		70×100
○	27		〃 清水区清開 2丁目1－1	清水総合運動場	市長	054 221－1241		○		60×160

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	28	静岡市	静岡市清水区折戸 3丁目2－1	県立清水南高校グラウンド	校長	054 334－0431		○		120×140
	29		〃 〃 桜が丘町7	清水桜が丘公園	市長	054 221－1241		○		85× 83
	30		〃 清水区山原 112－1	清水飯田中学校グラウンド	校長	054 365－9571	○			150×150
	31		〃 〃 和田島611	清水和田島小学校グラウンド	〃	054 395－2031		○		60×120
	32		〃 〃 中河内 2583－1	清水中河内小学校グラウンド	〃	054 395－2024			○	48× 75
	33		〃 葵区井川地先	井川ヘリポート	市長	054 221－1241			○	30× 30
○	34		〃 清水区蒲原地先	(社)静岡県航空協会富士川滑空場	(社)静岡県航空協会	054 385－3111		○		20×900
	35		〃 〃 蒲原地先	富士川緑地公園	市長	054 221－1241		○		100×130
	36		〃 〃 蒲原48	蒲原中学校グラウンド	校長	054 385－4115		○		100×150
	37		〃 〃 由比456	由比中学校グラウンド	〃	054 375－3135		○		115× 95
○	38	島田市	島田市横井二丁目地先	大井川緑地公園	市長（市街地整備課）	0547 36-7143	○			200×600
	39		〃 野田1689	中央公園ふれあい広場	市長	0547 36-7187			○	52× 80
	40		〃 伊久美1809－3	伊久美スポーツ広場	〃	0547 36-7143			○	45× 50
	41		〃 伊久美3690－1	伊久美小学校運動場	校長	0547 39－0033		○		50× 90
	42		〃 身成103	島田野外活動センター山の家	市長	0547 39-0736		○		70× 80
	43		〃 神座1444	神座小学校運動場	校長	0547 32－0311			○	50× 60
	44		〃 中溝町2372	島田第二小学校運動場	〃	0547 37－2213		○		60× 90
	45		〃 道悦五丁目 13－1	六合小学校運動場	〃	0547 37－2711		○		60×100
	46		〃 道悦二丁目 25-1	六合中学校運動場	〃	0547 35-1121		○		70× 90
	47		〃 阪本1331 (色尾東)	初倉小学校運動場	〃	0547 38－0004		○		50× 90
	48		〃 大柳南132	初倉中学校運動場	〃	0547 38-0024		○		60×100
	49		〃 金谷栄町 211－1	金谷中学校グラウンド	〃	0547 45－3128	○			100×160
	50		〃 金谷根岸町 190－3	金谷小学校グラウンド	〃	0547 45－3175		○		65×160
	51		〃 牛尾435	五和小学校グラウンド	〃	0547 45－2651			○	60×105
	52		〃 川根町家山420	川根小学校グラウンド	〃	0547 53－2004			○	60×100
	53		〃 〃 身成3290	川根中学校グラウンド	〃	0547 53－2036	○			100×140
	54		〃 福用地先	北五和スポーツ広場	北五和自治会	0547 36－7143		○		60×100
	55		〃 金谷東町地先	かなや大井川緑地	市長	0547 36－7143	○			100×160
	56		〃 川根町家山地先	家山河川敷広場	〃	0547 36－7143		○		60×100

番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
57	島田市	〃 川根町笹間下1707	やまめ平第二駐車場	やまめ平	0547 39－0244			○	70×20
58		〃 〃 伊久美5202	農産物加工体験施設「やまゆり」西側広場	やまゆり	0547 39－0193		○		60×50
59		〃 金谷富士見町3383	旧金谷中グラウンド	市長	0547 36－7143		○		60×105
60		〃 川根町笹間上394	山村都市交流センターささま	〃	0547 54－0661		○		60×90
61		〃 〃 身成2248	久奈平ヘリポート	森田裕次	0547 53－2522			○	16× 16
62		〃 〃 笹間上字栗原1829－1	栗原ヘリポート	岡村好郎	0547 54－0306			○	16× 16
63		〃 〃 葛籠858	倉平ヘリポート	葛籠区	0547 36－7143			○	16× 16
64		〃 〃 家山2004－1	前山ヘリポート	鈴木昭八朗	0547 53－2583			○	16× 16
63	焼津市	焼津市保福島950－1	焼津市総合グラウンド	市（スポーツ振興課）	054 628－5740		○		120×100
64		〃 石脇上65	東益津小学校グラウンド	校長	054 628－4427		○		130×80
65		〃 大村3－25－1	大村中学校グラウンド	〃	054 628－3581		○		130× 70
66		〃 焼津2－10－28	焼津中学校グラウンド	〃	054 628－7255		○		130× 70
67		〃 東小川4－7－1	小川中学校グラウンド	〃	054 628－3777		○		110× 70
68		〃 大住1246	黒石小学校グラウンド	〃	054 629－4855		○		150× 60
69		〃 中根1－1	大富中学校グラウンド	〃	054 624－4329		○		100× 60
70		〃 下江留191	大井川中学校グラウンド	〃	054 622－0038		○		90×120
71		〃 相川・西島地先	大井川河川敷グラウンド	市（スポーツ振興課）	054 628－5740	○			120×240
72		〃 宗高888	大井川文化会館駐車場	市（社会教育課）	054 622－0511		○		80×100
73	藤枝市	藤枝市原100	藤枝総合運動公園	市長	054 646－6100	○			100× 80
74		〃 駿河台4-1-11	藤枝市立総合病院	〃	054 646－1111		○		24× 24
75		〃 源助地先	大井川河川敷グラウンド	〃	054 643－3111	○			150× 80
76		〃 本郷872	瀬戸谷小学校グラウンド	校長	054 939－0224		○		70×140
77		〃 音羽町1－1－51	藤枝中学校グラウンド	〃	054 641－0584	○			70×100
78		〃 上当間602	広幡中学校グラウンド	〃	054 641－0783	○			80×180
79		〃 与左エ門33-1	高洲中学校グラウンド	〃	054 635－0781	○			70×100
80		〃 志太5－1－1	青島東小学校グラウンド	〃	054 641－0337		○		80×140
81		〃 瀬戸新屋362－1	中部危機管理局	中部危機管理局長	054 644－9104			○	30× 50
82		〃 駿河台1-6-1	藤枝市民グラウンド（サッカー）	市長	054 643－2494	○			70×100
83		〃 瀬戸谷11044－3	大久保チビッコ広場	大久保町内会	054 631－2133			○	56× 56

番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
84		〃 瀬戸谷10093－1	蔵田ふれあい広場	蔵田町内会	054 631－2006			○	61× 61
85		〃 本郷876	藤の瀬会館芝生広場	市長	054 648－2755			○	117× 64
86		〃 北方558-8	西北ふれあい広場	〃	054 643－3111			○	50× 50
87		〃 岡部町玉取121－1	玉取ふれあい広場	〃	054 667－3411			○	40× 40
88		〃 〃 宮島513	朝比奈グラウンド	〃	054 668－0408		○		80× 90
89	藤枝市	藤枝市岡部町内谷601－3	岡部小学校グラウンド	校長	054 667－0016		○		95× 60
90		〃 〃 子持坂102	岡部中学校グラウンド	〃	054 667－0052	○			110×170
91		〃 〃 新舟1021	朝比奈第一小学校グラウンド	〃	054 668－0101		○		70× 80
92	牧之原市	牧之原市波津1643	相良小学校	校長	0548 52－1433		○		70×120
93		〃 地頭方981	地頭方小学校	〃	0548 58－0003		○		70×120
94		〃 黒子75	萩間小学校	〃	0548 54－0020		○		70×120
95		〃 静波1053	静波グラウンド	市長	0548 23－0001		○		85×135
96		〃 仁田739-3	榛原総合運動公園ぐりんぱる	〃	0548 22-8899		○		150×296
97		〃 仁田100－1	榛原中学校グラウンド	校長	0548 22－0025		○		110×180
98		〃 細江1260	細江小学校グラウンド	〃	0548 22－0024		○		75×100
99		〃 勝間田588－8	勝間田小学校グラウンド	〃	0548 28－0013		○		70×100
100		〃 坂部479	坂部小学校グラウンド	〃	0548 29－0200		○		75×110
101		〃 菅ヶ谷1014-2	相良総合グラウンド	市長	0548 52－2451		○		70×120
102	吉田町	吉田町片岡850－1	中央小学校グラウンド	校長	0548 32－1300		○		80×125
103		〃 〃 2130	吉田高校グラウンド	〃	0548 32－1241		○		85×175
104		〃 住吉230－1	吉田中学校グラウンド	〃	0548 32－0200	○			100×170
105		〃 〃 〃	吉田中学校サブグラウンド	〃	0548 32－0200		○		60×120
106		〃 神戸1448－2	自疆小学校グラウンド	〃	0548 32－0009		○		70×110
107		〃 住吉2223	住吉小学校グラウンド	〃	0548 32－0244		○		80×140
108	川根本町	川根本町徳山1638	川根高校グラウンド	校長	0547 57－2221		○		110×120
109		〃 徳山100	第一小学校グラウンド	〃	0547 57－2123		○		65×140
110		〃 上長尾1000	中央小学校グラウンド	〃	0547 56－0023		○		70×140
111		〃 〃 281	南部小学校グラウンド	〃	0547 56－0044		○		50×120
112		〃 地名124－1	地名グラウンド	川根本町地名振興会	0547 56－1111		○		70× 80

番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
113		〃 下泉235	川根本町営グラウンド	町長	0547 56－1111		○		95×95
114		〃 水川字非山866	尾呂久保防災ヘリポート	〃	0547 56－1111		○		50×75
115		〃 町上長尾	中川根中学校	校長	0547 56－0013		○		50×80
116		〃 上長尾	高郷河川敷多目的広場	県島田土木事務所	0547 56－0013	○			約15,000㎡
117		〃 千頭1236－6	本川根小学校グラウンド	校長	0547 59－2026		○		63×115
118	川根本町	川根本町千頭字大間	寸又峡ヘリポート	町長	0547 56－0015		○		30×30
119		〃 田代530	本川根中学校	校長	0547 56－0016	○			100×150
120		〃 千頭814-1	中部電力大井川電力ヘリポート	センター長	0547 58－0017			○	16×16
121		〃 犬間224-1他	川根本町犬間ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺｰﾄ・芝生広場	長島ダム管理所長	0547 59－1021	○			ｺｰﾄ60×90 芝生190×50
122		〃 上岸	生涯スポーツ広場	B&G海洋センター	0547 59－3332	○			13,139㎡
123		〃 壱町河内字宮沢1124-3地先	壱町河内場外離着陸場	町長	0547 56－2220		○		30×30
124		〃 下長尾1399	久保尾場外離着陸場	〃	0547 56－2220		○		30×30
125		〃 犬間502-5他	平田場外離着陸場	長島ダム管理所長	0547 59－1021		○		30×30
126		〃 千頭528-8	池の谷ヘリポート	町長	0547 56－2220		○		30×30
小計		7市町		128箇所		21	84	23	

西部危機管理局管内

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	1	磐田市	磐田市見付190	磐田市営城山球場	市長	0538 37－2111			○	92×131
	2		〃 〃 4075－1	かぶと塚公園	〃	〃		○		90×131
	3		〃 福田中島3756－43	福田多目的広場	〃	〃		○		85×140
	4		〃 見付2031-2	県立磐田北高等学校	校長	0538 32-2181		○		67×105
	5		〃 見付3084	県立磐田南高等学校	〃	0538 32-7286	○			105×138
	6		〃 中泉168	県立磐田農業高等学校	〃	0538 32-2161		○		100×115
	7		〃 中泉2680-1	県立磐田西高等学校	〃	0538 34-5217		○		78×105
	8		〃 大久保892-36	磐田ｽﾎﾟｰﾂ交流の里ゆめりあ	(財)磐田市振興公社	0538 38-4150	○			78×110
○	9		〃 池田地先	豊田天竜川グラウンド	ビル保全・共同JV	0538 36-3211		○		100×100
	10		〃 大原1572-1	静岡産業大学	学長	0538 37-0191		○		110×160
	11		〃 駒場6866-27	竜洋海洋公園	(株)サンアメニティ	0538 66-5580		○		90×90
	12		〃 壱貫地64－1	豊岡総合センター	市長	0538 37－2111		○		90×90
	13		〃 松之木島地先	豊岡天竜川グラウンド	ビル保全・共同JV	0538 36-3211	○			80×135
	14		〃 万瀬254	万瀬地区緊急避難地	市長	0538 37－2111			○	35×60
○	15	掛川市	掛川市細谷1686	いこいの広場	〃	0537 26－0303		○		70×100
	16		〃 満水2000	つま恋	つま恋	0537 24－1111	○			100×150
	17		〃 掛川1180-1	第一小学校	校長	0537 22－7231		○		70×100
	18		〃 城西1-1-6	県立掛川西高等学校	〃	0537 22－7165		○		140×150
	19		〃 国安3300	大東総合運動場多目的広場	市長	0537 72－1132		○		70×145
	20		〃 大坂5667	大坂小学校	校長	0537 72－2518		○		120×120
	21		〃 下土方680	城東中学校	〃	0537 74－2054		○		100×100
	22		〃 西大渕6220－1	大須賀運動場	市長	0537 72-1132	○			130×150
	23		〃 大渕5602	大渕小学校グラウンド	校長	0537 48－2045		○		80×70
	24	袋井市	袋井市愛野3110	袋井南中学校	〃	0538 42－3161		○		90×175
	25		〃 愛野2446－1	県立袋井高等学校	〃	0538 42－0191		○		80×270
	26		〃 浅名822	浅羽中学校	〃	0538 23-3149			○	70×100
	27		〃 上山梨1669－1	めだか公園	市長	0538 43－2111			○	45×85
	28		〃 愛野3164-1	原野谷川親水公園東側運動広場	〃	0538 43－2111	○			155×240

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	29	袋井市	袋井市広岡1793-1	広岡河川公園	市長	0538 43−2111		○		150×100
	30		〃 上山梨4-3-3	月見の里公園	〃	0538 43−2111			○	55×75
	31		〃 中1000	二瀬多目的運動広場	〃	0538 43−2111		○		120×95
	32		〃 東同笠1611-1	浅羽球技場	〃	0538 43−2111		○		100×100
	33	御前崎市	御前崎市御前崎2825−1	航空自衛隊御前崎分屯基地	防衛省	0548 63−2160		○		50×60
	34		〃 白羽7174	御前崎運動場	市長	0537 85−1111		○		80×80
○	35		〃 池新田444-1	浜岡総合運動場	市長	0537 85−1111		○		90×115
	36		〃 池新田2060	市立御前崎総合病院	院長	0537 88−8511			○	22×50
	37	菊川市	菊川市下平川5430	岳洋中学校	校長	0537 73−2400	○			80×140
	38		〃 嶺田59	北小学校	〃	0537 73−2054		○		80×120
	39		〃 高橋3503	南小学校	〃	0537 73−2220		○		60×110
	40		〃 川上1348-2	東小学校	〃	0537 73−2050		○		75×110
	41		〃 下平川1676-1	おがさセントラルパーク	市長	0537 73−1119		○		55×75
	42		〃 下平川531-11	小笠グラウンドゴルフ場	〃	0537 73−1130		○		77×75
	43		〃 西方898	菊川運動公園ヘリポート1（ローンケ゛ーム場）	〃	0537 35−2111			○	50×50
	44		〃 西方898	菊川運動公園ヘリポート2（陸上競技場）	〃	0537 35−2111	○			100×177
○	45	森町	森町1112−1地先	森町親水公園	町長（建設課）	0538 85−2111		○		90× 50
	46		〃 向天方地先	森町ローラースケート場	町長（保健福祉課）	0538 85−2111		○		2,445㎡
	47		〃 三倉740	森町立三倉小学校	校長	0538 85−1112			○	52×108
	48		〃 森2000	県立森高等学校	〃	0538 85−3151		○		100×120
	49		〃 三倉2203-1-1-2	大河内ヘリポート	町長（総務課）	0538 85−2111			○	40× 40
	50		〃 三倉4444-2	旧大久保小学校グラウンド	町長（企画財政課）	0538 85−2111			○	30× 50
	51	浜松市	中区和地山三丁目10	和地山公園グラウンド	市長	053-473-1829			○	163×184
	52		中区上島六丁目19-1	四ツ池公園陸上競技場	市長	053-473-1829			○	96×60
	53		中区富塚町328	浜松医療センター屋上ヘリポート	浜松医療センター	053-451-2701			○	15×15
	54		東区中野町 河川敷	天竜川緑地（北）	市長	053-473-1829			○	75×153
	55		東区半田山一丁目20-1	浜松医科大学グラウンド	学長	053-435-2113			○	190×60
	56		西区舘山寺町195	浜松市フラワーパーク駐車場	市ﾌﾗﾜｰ･ﾌﾙｰﾂﾊﾟｰｸ公社	053-487-0511			○	110×46
	57		西区村櫛町4807-1ほか	村櫛海水浴場駐車場	市長	053-597-1116			○	110×50

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	58		西区舞阪町舞阪3481-25	舞阪乙女園スポーツ広場	市長	053-592-2111			○	70×80
	59		西区舞阪町舞阪2668-1	クリーンセンター東グラウンド	市長	053-592-2111		○		80×80
	60		西区舞阪町弁天島5005-1	渚園野球場	市長	053-592-1525	○			100×100
	61		西区雄踏町宇布見9595	雄踏中学校グラウンド	校長	053-592-1107		○		120×230
	62		西区雄踏町宇布見9611-2	雄踏グラウンド	市長	053-597-1113		○		95×135
	63		西区雄踏町宇布見9984	雄踏総合公園	市長	053-473-1829	○			90×170
○	64		南区中田島町1674	遠州灘海浜公園自由広場	市長	053-473-1829			○	120×100
	65		南区江之島町1706	県営遠州灘海浜公園多目的広場	県総合管理公社	053-442-6775			○	150×100
	66		南区江之島町1706	県営遠州灘海浜公園球技場	県総合管理公社	053-442-6775		○		88.5×154
○	67		南区鶴見町 河川敷	天竜川緑地（南）	市長	053-473-1829	○			85×91
	68		南区増楽町920-2	可美公園野球場	市長	053-473-1829			○	165×87
	69		北区根洗町821	三方原墓園広場	市長	053-473-1829			○	71×71
	70		北区都田町4263-1	浜松市フルーツパーク駐車場	市ﾌﾗﾜｰ･ﾌﾙｰﾂﾊﾟｰｸ公社	053-428-5211			○	180×120
	71		北区細江町気賀11529-1	気賀小学校グラウンド	校長	053-523-0158			○	54×89
	72		北区細江町中川2553	中川小学校グラウンド	校長	053-523-0431	○			57×100
	73		北区細江町気賀7300	細江中学校グラウンド	校長	053-523-0166		○		100×100
○	74		北区引佐町金指1428	県立引佐高等学校野球場	校長	053-542-0016		○		95×95
	75		北区引佐町横尾426	引佐南部中学校グラウンド	校長	053-542-0062		○		80×90
	76		北区引佐町別所9-42	引佐北部中学校グラウンド	校長	053-545-0010		○		55×75
	77		北区三ヶ日町三ヶ日417-2	三ヶ日西小学校グラウンド	校長	053-525-0047			○	110×87
	78		北区三ヶ日町字志1320-5	三ケ日運動場	市長	053-524-1111	○			137×90
	79		浜北区西美薗2939-1	県立浜名高等学校運動場	校長	053-586-3155		○		80×60
	80		浜北区新原4175-1	県立浜北西高等学校運動場	校長	053-587-1135	○			110×120
○	81		浜北区永島 河川敷	天竜川河川敷グラウンド	市長	053-587-3111	○			90×175
	82		浜北区宮口391-5	明神池運動公園野球場	市長	053-587-3111		○		90×90
	83		天竜区只来97-3	鏡山小学校グラウンド	校長	053-924-0203			○	40×80
	84		天竜区横山町390	竜川運動場	市長	−		○		70×84
	85		天竜区熊2153	熊小学校グラウンド	校長	053-929-0151			○	64×84
	86		天竜区西藤平1318	上阿多古小学校グラウンド	校長	053-928-0004			○	70×76

	番号	市町名	所在地	防災ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別 大型	機種別 中型	機種別 小型	備考（広さ）巾m×長さm
	87		天竜区上野848	下阿多古運動場	市長	—		○		80×110
	88		天竜区二俣町鹿島525	清竜中学校グラウンド	校長	053-926-3741			○	84×114
○	89		天竜区船明2649	船明ダム運動公園	市長	—	○			105×330
○	90		天竜区春野町気田850-1	春野気田スポーツ広場	市長	053-983-0001		○		90×100
	91		天竜区春野町気田380-2	春野中学校グラウンド	校長	053-989-0023		○		80×120
	92		天竜区春野町石打松下223-1	春野熊切スポーツ広場	市長	053-983-0001		○		90×60
	93		天竜区春野町堀之内997	春野犬居スポーツ広場	市長	053-983-0001		○		60×90
	94		天竜区春野町杉242-2	春野北小学校グラウンド	校長	053-984-0147		○		70×90
	95		天竜区佐久間町浦川2819	浦川小学校グラウンド	校長	053-967-3802		○		50×60
	96		天竜区佐久間町浦川2792	（旧）浦川中学校グラウンド	市長	053-967-2053		○		60×100
	97		天竜区佐久間町中部683-1	県立佐久間高等学校グラウンド	校長	053-965-0065		○		100×187
○	98		天竜区佐久間町相月2874	城西小学校グラウンド	校長	053-987-0049			○	35×65
○	99		天竜区佐久間町浦川3248-4	佐久間町ヘリポート	市長	053-965-1111			○	31×36
	100		天竜区水窪町奥領家3682	水窪グラウンド	市長	053-982-0001		○		60×90
	101		天竜区水窪町地頭方241-3	水窪総合体育館緊急ヘリポート	市長	053-982-0001		○		100×33
	102		天竜区龍山町戸倉239-3	龍山総合運動場	市長	053-966-1111		○		80×100
	103	湖西市	湖西市吉美830－1	湖西運動公園	市長	053 576－1111	○			125×130
○	104		〃 新居町新居3146	みなと運動公園	市長	053 576－1111		○		80×100
	105		〃 〃 〃 3727－7	浜名湖競艇場	浜名湖競艇企業長	053 594－1155	○			190×240
小計			9市町		105箇所		18	56	31	
県計			37市町		427箇所		93	235	99	

◎…公共ヘリポート　　○…防災ヘリの許可済飛行場外離着陸場

10-7-2 防災拠点ヘリポート

（県危機対策課）H24.4.1

地域危機管理局名	市町名	所在地	防災拠点ヘリポート	施設管理者	電話番号	面積	駐機可能数（中型ヘリ）
						m　m	
賀茂	下田市	下田市敷根757	敷根公園健康広場	市長	0558 22-2211	100×220 =22,000㎡	5
	下田市	下田市外ヶ岡7	外ヶ岡ヘリポート（予備地）	市長	0558 22-2211	73×114 =8,322㎡	3
東部	伊東市	伊東市川奈1160	小室山公園総合運動場	市長	0557 36-0111	100×200 =20,000㎡	8
	熱海市	熱海市和田浜南町1694-30	熱海観光港芝生公園	市長	0557 81-2988	3,438㎡	3
	沼津市	沼津市愛鷹202	県営愛鷹広域公園多目的競技場、スポーツ広場	㈱日産クリエイティブサービス	055 924-8878	75×115 =8,625㎡	4
	富士市	富士市五貫島字富士川河川敷	富士川緑地公園野球場	市長	0545 51-0123	90×200 =18,000㎡	12
	富士宮市	富士宮市外神東町114	外神市民グラウンド（予備地）	丸工砂利販売㈱グループ	0544 58－6111	130×140 =18,200㎡	5
中部	静岡市	静岡市駿河区栗原19-1	県営草薙総合運動場内球技場	静岡県体育協会グループ	054 261-9265	90×155 =13,950㎡	4
	静岡市	静岡市葵区譲訪11-1	三保埋立地	市長	054 254-2111	100×130 =13,000㎡	8
		静岡市葵区譲訪10-1	浅畑スポーツ広場			100×130 =13,000㎡	8
	焼津市	焼津市保福島950-1	焼津市総合グラウンド内陸上競技場	市長	054 628-5740	100×180 =18,000㎡	7
西部	掛川市	掛川市平野	県営小笠山総合運動公園芝生広場	静岡県サッカー協会グループ	0538 41-1800	175×90 =15,750㎡	6
						175×95 =16,625㎡	6
	浜松市	浜松市東区中野町天竜川河川敷	天竜川緑地（北）（予備地）	市長	053 473-1829	85×91 =7,735㎡	3
	浜松市	浜松市南区江之島町1706	県営遠州灘海浜公園球技場	天竜造園建設グループ	053 442-6775	88.5×154 =13,629㎡	6
	浜松市	浜松市南区中田島町1674	遠州灘海浜公園自由広場（予備地）	市長	053 473-1829	100×100 =10,000㎡	4
	浜松市	浜松市南区鶴見町天竜川河川敷	天竜川緑地（南）（予備地）	市長	053 473-1829	75×153 =11,475㎡	4
計							96

10-7-3　ヘリポートの具備すべき条件

（県危機対策課）

1 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

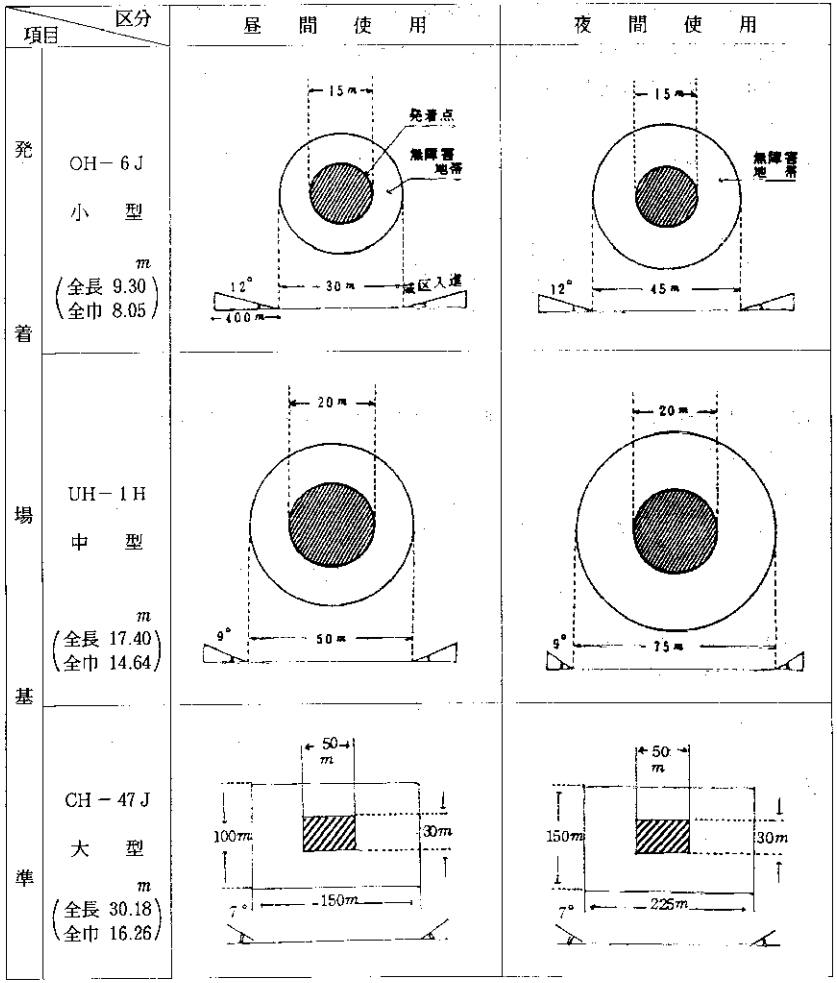

（注）民間航空機を除く。
　発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。
　無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。
　民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1（7°）を最低限確保する必要がある。
　ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

（2）地 表 面

ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着 陸 点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。

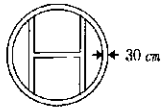

3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

（1）布　　製

（2）風速 25m／秒速度に耐えられる強度

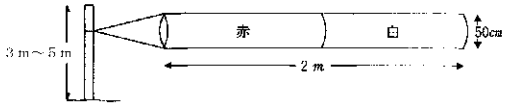

4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

10-7-4　灯火の設営要領

（県危機対策課）

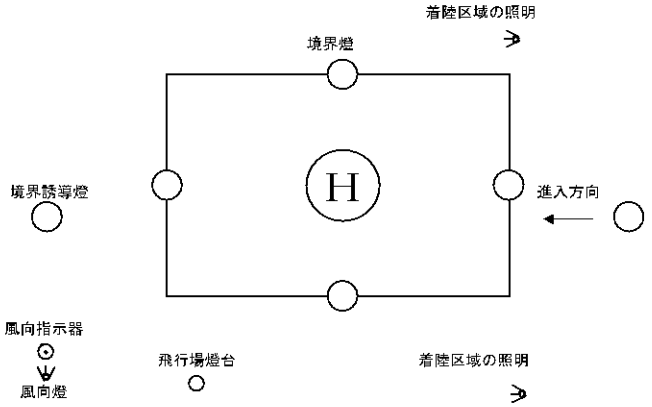

	燈火の名称	航空法施行規則第117条に定める基準
1	ヘリポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光又は白の閃光（30～60/分） ③ 光度……白（3,800cd） 緑（ 570cd）
2	風向燈	① 風向を示すためのもの ② 300m 上空から視認可能なもの
3	境界燈	① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m 以下の等間隔に 8 個以上 （ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である） ③ 白の不動光（10cd）
4	境界誘導燈	① 進入、離脱方向を示すためのもの ② 緑の不動光（ 5cd）
5	着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10 ルクス

10-7-5　陸上自衛隊の災害派遣ヘリコプター

（県危機対策課）

観測ヘリコプター

OH－6D

○ 諸 元、性 能

小 型

乗 員　1（P）＋3 人

機 体

積載量 644 kg

全 幅 8.05m（スキッド幅 2.06m）

全 長 9.30m（胴 7.23m）

全 高 2.73m

ローター直径 8.05m（5枚）

多用途ヘリコプター

UH－1H

○ 諸 元、性 能

中 型

乗 員　2（P）＋11人

機 体

積載量 2,053 kg

全 幅 14.64m

全 長 17.40m

全 高 3.97m

ローター直径 14.64m

輸送ヘリコプター

CH－47J

○ 諸 元、性 能

大 型

乗 員　3（P×2、機上整備員×1）＋55人

機 体

積載量 8,164 kg

全 幅 16.26m（胴 3.78m）

全 長 30.18m（胴 15.54m）

全 高 5.69m

ローター直径 18.29m（3枚×2）

10-7-6 公共建物番号標示一覧表

（市 町）

1．建物等の番号標示方法

(1) 対　　象　　災害対策本部、救援、救護等の拠点となるところ
①市役所、町役場及び県総合庁舎
②公立・組合立の小学校
③災害拠点病院

(2) 標示内容　①数字で表現し、市町番号に学校番号を加える。
県総合庁舎と広域救護病院は別に定める。
②数字の大きさについては別に定める。
③色は白又はオレンジとする。

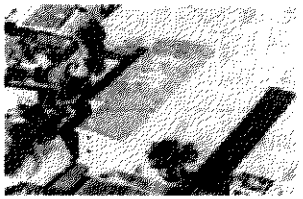
焼津市立小川小学校

(3) 番号の付け方　①左側に市町番号を書く。（1桁又は2桁）
②ハイフォンを入れる。
③市役所、町役場(含支所)を0番とする。……例：岡部町役場　38－0
以降小学校番号とする。……例：伊東市南小学校　10－9
④県総合庁舎は左側を0とし、センター番号とする。
……例：総合庁舎　0－9
⑤広域救護病院は十字のマークと番号とする。……例：静岡赤十字病院　＋－7

(4) 字体と規格
単位m

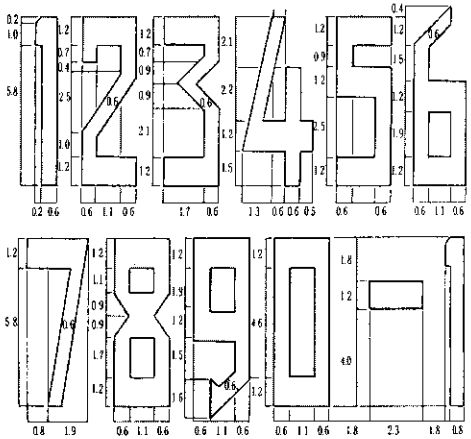

2．市 町

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
1－0	下田市役所	下田市東本郷1-5-18	9－5	伊豆山小学校	熱海市伊豆山上野地711
1－1	稲梓小学校	〃　椎原224	9－6	桃山　〃	〃　桃山町6-5
1－2	稲生沢 〃	〃　立野6-1	9－7	網代　〃	〃　網代195
1－3	白浜　〃	〃　白浜1324-1	9－8	泉　〃	〃　泉280
1－4	浜崎　〃	〃　須崎1785-1	10－0	伊東市役所	伊東市大原2-1-1
1－5	下田　〃	〃　4-1-1	10－1	伊東東小学校	〃　大原2-2-6
1－6	大賀茂 〃	〃　大賀茂1429	10－2	伊東西 〃	〃　幸町1-5
1－7	朝日　〃	〃　吉佐美544	10－3	川奈　〃	〃　川奈1083-1
2－0	東伊豆町役場	東伊豆町稲取3354	10－4	大池　〃	〃　吉田824-4
2－1	稲取小学校	〃　稲取614-1	10－5	宇佐美 〃	〃　宇佐美1627-1
2－2	熱川　〃	〃　奈良本771-1	10－6	八幡野 〃	〃　八幡野976-1
2－3	大川　〃	〃　大川312	10－7	富戸　〃	〃　富戸1203-1
3－0	河津町役場	河津町田中212-2	10－8	池　〃	〃　池477-2
3－1	河津東小学校	〃　見高1033	10－9	伊東南 〃	〃　玖須美元和田716-87
3－2	河津西 〃	〃　湯ケ野80-1	10－10	旭　〃	〃　岡1270-1
3－3	河津南 〃	〃　笹原305	11－0	沼津市役所	沼津市御幸町16-1
5－0	南伊豆町役場	南伊豆町下賀茂328-2	11－1	沼津第一小学校	〃　八幡町65-1
5－1	竹麻小学校	〃　湊243	11－2	沼津第二 〃	〃　常盤町2-32
5－2	南崎　〃	〃　大瀬宮坂7	11－3	沼津第三 〃	〃　下香貫下障子3157-2
5－3	南中　〃	〃　上賀茂80	11－4	沼津第四 〃	〃　御幸町4-1
5－5	南上　〃	〃　下小野段640	11－5	沼津第五 〃	〃　米山町9-1
5－6	三浜　〃	〃　子浦1472	11－6	開北　〃	〃　高沢町17-1
6－0	松崎町役場	松崎町宮内301-1	11－7	千本　〃	〃　千本1910-19
6－1	松崎小学校	〃　宮内332	11－8	片浜　〃	〃　大諏訪41
6－2	(旧)中川　〃	〃　峰輪450	11－9	金岡　〃	〃　江原町3-1
6－3	(旧)岩科　〃	〃　岩科北側442	11－10	大岡　〃	〃　大岡2358
6－4	(旧)三浦　〃	〃　石部279	11－11	静浦　〃	〃　獅子浜宮郷17
7－0	西伊豆町役場	西伊豆町仁科401-1	11－12	(旧)静浦東　〃	〃　口野字塩久津30-23
7－1	仁科小学校	〃　仁科184	11－13	静浦中学校	〃　志下530
7－2	田子　〃	〃　田子1320	11－14	愛鷹小学校	〃　西椎路873-1
8－0－2	西伊豆町住民防災センター	〃　宇久須270-1	11－15	大平　〃	〃　大平2200
8－1	賀茂小学校	〃　宇久須836-2	11－16	内浦　〃	〃　内浦三津410-1
8－2	(旧)安良里 〃	〃　安良里39-2	11－17	西浦　〃	〃　西浦平沢255-2
			11－18	香貫　〃	〃　下香貫猪沼986
9－0	熱海市役所	熱海市中央町1-1	11－19	門池　〃	〃　岡一色88-2
9－1	熱海第一小学校	〃　西山町41-1	11－20	今沢　〃	〃　東原字榎田通76-1
9－2	初島　〃	〃　初島219	11－21	沢田　〃	〃　中沢田字円丸 715
9－3	熱海第二 〃	〃　桜町3-20	11－22	原　〃	〃　原1200
9－4	多賀　〃	〃　下多賀917-1	11－23	浮島　〃	〃　平沼811

標示番号	公共建物名	所在地
11－24	原東小学校	沼津市大塚字雁作814-1
11－25	大岡南 〃	〃 大岡字原田1312
17－0	沼津市役所戸田庁舎	〃 戸田339
17－1	戸田小学校	〃 戸田883
12－0	三島市総合防災ｾﾝﾀｰ	三島市大社町1-10
12－1	東小学校	〃 東町10-1
12－2	西 〃	〃 緑町7-7
12－3	南 〃	〃 富田町6-1
12－4	北 〃	〃 文教町1-4-8
12－5	錦田 〃	〃 谷田966
12－6	徳倉 〃	〃 徳倉4-1-45
12－7	坂 〃	〃 市の山新田163-2
12－8	佐野 〃	〃 佐野238
12－9	中郷 〃	〃 梅名453
12－10	沢地 〃	〃 沢地127-1
12－11	向山 〃	〃 谷田1946
12－12	北上 〃	〃 徳倉844-1
12－13	山田 〃	〃 川原ケ谷812
12－14	長伏 〃	〃 長伏226-5
13－0	御殿場市役所	御殿場市萩原483
13－1	御殿場小学校	〃 萩原361-1
13－2	御殿場南 〃	〃 川島田580
13－3	富士岡 〃	〃 中山161
13－4	神山 〃	〃 神山478-2
13－5	原里 〃	〃 川島田1902
13－6	玉穂 〃	〃 中畑441
13－7	印野 〃	〃 印野1710
13－8	高根 〃	〃 塚原38-5
13－9	朝日 〃	〃 川島田84-1
13－10	東 〃	〃 西田中310
14－0	裾野市役所	裾野市佐野1059
14－1	裾野東小学校	〃 茶畑339
14－2	裾野西 〃	〃 佐野1143
14－3	深良 〃	〃 深良655
14－4	富岡第一 〃	〃 御宿600
14－5	富岡第二 〃	〃 下和田890
14－6	須山 〃	〃 須山163
14－7	向田 〃	〃 茶畑1133
16－0	伊豆市役所	伊豆市小立野38-2
16－1	修善寺小学校	〃 修善寺3244
16－2	熊坂 〃	〃 熊坂708-3
16－3	修善寺東小学校	伊豆市本立野419
16－4	修善寺南小学校	〃 柏久保449
18－0	伊豆市役所土肥支所	〃 土肥670-2
18－1	土肥小学校	〃 土肥638
18－2	土肥南 〃	〃 八木沢1445-1
22－0	伊豆市役所 天城湯ヶ島支所	〃 市山550
22－1	狩野小学校	〃 青羽根47
22－2	湯ヶ島 〃	〃 湯ヶ島136
22－3	月ヶ瀬 〃	〃 月ヶ瀬444
23－0	伊豆市役所中伊豆支所	〃 八幡500－1
23－1	大見小学校	〃 八幡158-2
23－2	大東 〃	〃 徳永900
23－3	八岳 〃	〃 原保384
15－0	伊豆の国市役所	伊豆の国市長岡340-1
15－1	長岡南小学校	〃 長岡1294-1
15－2	長岡北 〃	〃 南江間1200
20－0	伊豆の国市役所韮山支所	〃 四日町243
20－1	韮山小学校	〃 四日町350
20－2	韮山南 〃	〃 中817-1
21－0	伊豆の国市役所大仁支所	〃 田京299-6
21－1	大仁小学校	〃 三福325
21－4	大仁北 〃	〃 守木312
19－0	函南町役場	函南町平井717-13
19－1	函南小学校	〃 仁田148
19－2	丹那 〃	〃 丹那443
19－3	桑村 〃	〃 桑原933
19－4	函南東 〃	〃 平井972
19－5	函南西 〃	〃 間宮475
19－6	函南中学校	〃 仁田56
19－7	東 〃	〃 柏谷540
24－0	清水町役場	清水町堂庭210-1
24－1	清水小学校	〃 堂庭87
24－2	南 〃	〃 湯川182-1
24－3	西 〃	〃 長沢220
25－0	長泉町役場	長泉町中土狩828
25－1	長泉北小学校	〃 下長窪1060
25－2	長泉小学校	〃 中土狩872－2
25－3	長泉南 〃	〃 竹原100

標示番号	公共建物名	所在地
26－0	小山町役場	小山町藤曲57-2
26－1	成美小学校	〃 藤曲150
26－2	明倫 〃	〃 菅沼627
26－3	足柄 〃	〃 竹之下2411-1
26－4	北郷 〃	〃 用沢604-1
26－5	須走 〃	〃 須走70-18
27－0	富士宮市役所	富士宮市弓沢町150
27－1	富士宮東小学校	〃 矢立町227
27－2	黒田 〃	〃 星山1030-2
27－3	大宮 〃	〃 元城町2-1
27－4	貴船 〃	〃 貴船町3-3
27－5	富丘 〃	〃 淀師489-4
27－6	西 〃	〃 安居山380
27－7	大富士 〃	〃 万野原新田3992
27－8	富士根南 〃	〃 小泉1675
27－9	富士根北 〃	〃 村山1499
27－10	北山 〃	〃 北山1582
27－11	山宮 〃	〃 山宮1560-1
27－12	上井出 〃	〃 上井出1400
27－13	人穴 〃	〃 人穴362
27－14	井之頭 〃	〃 猪之頭168
27－15	白糸 〃	〃 原1155
27－16	上野 〃	〃 下条408
27－17	富士見 〃	〃 富士見ケ丘1794
29－1	芝富小学校	〃 長貫1323
29－2	内房 〃	〃 内房3909
29－3	柚野 〃	〃 上柚野88
29－4	稲子 〃	〃 上稲子830
28－0	富士市役所	富士市永田町1-100
28－1	吉原小学校	〃 高嶺町6-1
28－2	今泉 〃	〃 今泉3-17-1
28－3	伝法 〃	〃 伝法2743
28－5	元吉原 〃	〃 今井545-2
28－6	東 〃	〃 西船津220
28－7	須津 〃	〃 中里1019
28－8	吉永第一 〃	〃 比奈1431
28－10	原田 〃	〃 原田480
28－11	大渕第一 〃	〃 大渕3012
28－13	富士第一 〃	〃 本市場280-2
28－14	富士第二 〃	〃 横割1-8-1
28－15	田子浦 〃	〃 中丸98
28－16	岩松 〃	〃 松岡850
28－17	鷹岡小学校	〃 久沢2-3-1
28－18	広見 〃	〃 広見本町1-1
28－19	丘 〃	〃 厚原2075
28－20	富士見台小学校	〃 富士見台1-12
28－21	富士南 〃	〃 宮下551
28－22	天間 〃	〃 天間50
28－23	神戸 〃	〃 神戸633
32－1	富士川第一 〃	〃 岩淵107
32－2	富士川第二 〃	〃 北松野1959
30－0	静岡市役所静岡庁舎	静岡市葵区追手町5-1
30－2	新通小学校	〃 〃 駒形通2-4-47
30－3	伝馬町 〃	〃 〃 伝馬町14-2
30－5	安西 〃	〃 〃 安西1-96-3
30－6	番町 〃	〃 〃 新富町1-23-1
30－7	葵 〃	〃 〃 城内町7-9
30－8	横内 〃	〃 〃 緑町1-1
30－9	田町 〃	〃 〃 田町5-70
30－10	森下 〃	〃 駿河区森下町2-1
30－11	北沼上 〃	〃 葵区北沼上1020
30－12	駒形 〃	〃 〃 南安倍2-1-1
30－13	井宮 〃	〃 〃 平和町1-7-1
30－14	中田 〃	〃 駿河区中田2-14-1
30－15	中島 〃	〃 〃 中島2992-1
30－16	東豊田 〃	〃 〃 池田491-2
30－17	西豊田 〃	〃 〃 曲金2-8-80
30－18	安東 〃	〃 葵区安東3-16-1
30－19	大里東 〃	〃 駿河区高松2310
30－20	大里西 〃	〃 〃 中原400
30－21	賤機南 〃	〃 葵区松富3-1-46
30－22	賤機中 〃	〃 〃 牛妻2095-2
30－23	賤機北 〃	〃 〃 俵沢234-1
30－24	千代田 〃	〃 〃 沓谷5-47-1
30－25	麻機 〃	〃 〃 有永421-1
30－26	大谷 〃	〃 駿河区大谷3683-2
30－27	久能 〃	〃 〃 古宿213-2
30－28	長田西 〃	〃 〃 丸子6-15-65
30－29	長田南 〃	〃 駿河区広野4-7-1
30－30	西奈 〃	〃 葵区瀬名3-23-1

標示番号	公共建物名	所在地
30－31	富士見〃	静岡市駿河区登呂1-1-1
30－32	クリエーター支援センター	〃　葵区追手町4-16
30－33	松野小学校	〃　〃　松野598-2
30－34	安倍口〃	〃　〃　安倍口新田50
30－35	足久保〃	〃　〃　足久保奥組741-1
30－36	服織　〃	〃　〃　羽鳥1390-5
30－37	服織西〃	〃　〃　新間759-1-1
30－38	中藁科〃	〃　〃　大原942-1
30－39	〃　小布杉分校	〃　〃　小布杉1756-1
30－40	水見色小学校	〃　〃　水見色1040-3
30－41	南藁科〃	〃　〃　吉津400
30－43	竜南　〃	〃　〃　竜南1-23-1
30－44	大河内〃	〃　〃　平野1850-3
30－45	梅ヶ島　〃	〃　〃　梅ヶ島1309-1
30－46	玉川　〃	〃　〃　落合103-3
30－47	井川　〃	〃　〃　井川708-1
30－48	清沢　〃	〃　〃　相俣99-1
30－50	峰山　〃	〃　〃　黒俣2741-16
30－51	大川　〃	〃　〃　日向853
30－53	南部〃	〃　駿河区南八幡町11-1
30－54	長田東〃	〃　〃　東新田3-10-1
30－55	井宮北〃	〃　葵区上伝馬2-1
30－56	千代田東〃	〃　〃　川合3-4-1
30－57	長田北〃	〃　駿河区向敷地890
30－58	西奈南〃	〃　葵区南瀬名町1-20
30－59	美和　〃	〃　〃　遠藤新田69-1
30－60	川原　〃	〃　駿河区下川原4-14-1
30－61	城北　〃	〃　葵区北安東4-27-3
30－62	宮竹　〃	〃　駿河区宮竹2-12-1
30－63	東源台〃	〃　〃　国吉田6-7-45
31－0	静岡市役所清水庁舎	〃　清水区旭町6-8
31－1	清水辻小学校	〃　〃　辻4-3-40
31－2	清水江尻〃	〃　〃　江尻町14-63
31－3	清水入江〃	〃　〃　追分2-3-1
31－4	清水浜田〃	〃　〃　浜田町11-1
31－5	清水岡〃	〃　〃　神田町4-3
31－6	清水船越〃	〃　〃　北矢部831-1
31－7	清水　〃	〃　〃　松井町15-1
31－8	清水不二見〃	〃　〃　新緑町2-21
31－9	清水駒越〃	〃　〃　駒越東町2-20
31－10	清水三保第二〃	〃　〃　折戸1101
31－11	清水三保第一小学校	静岡市清水区三保1069-1
31－12	清水飯田〃	〃　〃　下野中2-40
31－13	清水飯田東〃	〃　〃　八坂北1-23-40
31－14	清水高部〃	〃　〃　押切1115-2
31－15	清水高部東〃	〃　〃　押切107
31－16	清水有度第一〃	〃　〃　有度本町3-1
31－17	清水有度第二〃	〃　〃　草薙杉道3-19-1
31－18	清水袖師〃	〃　〃　袖師町420
31－19	清水庵原〃	〃　〃　庵原町1723
31－20	清水興津〃	〃　〃　興津中町350-1
31－21	清水小島〃	〃　〃　小島町619
31－22	清水小河内〃	〃　〃　小河内2723
31－23	清水宍原〃	〃　〃　宍原919
31－24	清水和田島〃	〃　〃　和田島611
31－25	清水中河内〃	〃　〃　中河内2583-1
31－26	清水西河内〃	〃　〃　西里143
33－1	蒲原西小学校	〃　〃　蒲原新田2-25-1
33－2	蒲原東〃	〃　〃　蒲原666
34－1	由比小学校	〃　〃　由比町屋原329
34－2	由比北　〃	〃　〃　由比入山2158
35－0	総合施設プラザおおるり	島田市中央町5-1
35－1	島田第一小学校	〃　稲荷2-19-1
35－2	島田第二〃	〃　中溝町2372
35－3	島田第三〃	〃　南1-10-1
35－4	島田第四〃	〃　中河町201
35－5	島田第五〃	〃　旭2-25-1
35－6	六合　〃	〃　道悦5-13-1
35－7	大津　〃	〃　落合160-1
35－8	伊太　〃	〃　伊太1314
35－9	相賀小学校	〃　相賀875
35－10	神座　〃	〃　神座1444
35－11	伊久美〃	〃　伊久美3690-1
35－12	初倉　〃	〃　阪本1331
35－13	初倉南〃	〃　南原10
35－14	湯日　〃	〃　湯日564
35－15	六合東〃	〃　東町1200
45－0	島田市役所金谷庁舎	〃　金谷代官町3400
45－1	金谷小学校	〃　金谷根岸町33
45－2	五和小学校	〃　牛尾435

標示番号	公共建物名	所在地
45－3	金谷中学校	島田市金谷栄町211-1
46－1	川根小学校	〃　川根町家山420
46－2	山村都市交流センターささま	〃　川根町笹間上391
36－0	焼津市消防防災センター	焼津市石津728-2
36－1	焼津東小学校	〃　栄町5-14-1
36－2	焼津西〃	〃　塩津117-1
36－3	焼津南〃	〃　焼津5-5-1
36－4	豊田　〃	〃　五ケ堀之内2
36－5	小川　〃	〃　小川2525
36－6	東益津〃	〃　石脇上65
36－7	大富　〃	〃　中根新田637
36－8	和田　〃	〃　田尻541
36－9	港　〃	〃　石津港町40-2
36－10	黒石　〃	〃　大住1246
39－0	大井川庁舎	〃　宗高900
39－1	大井川東小学校	〃　宗高428
39－2	大井川西〃	〃　上泉1688-1
39－3	大井川南〃	〃　吉永490
37－0	藤枝市役所	藤枝市岡出山1-11-1
37－1	藤枝小学校	〃　天王町1-1-1
37－2	藤枝中央〃	〃　原1133
37－3	西益津〃	〃　田中1-7-20
37－4	青島　〃	〃　下青島10
37－5	青島東〃	〃　志太5-1-1
37－6	葉梨　〃	〃　下之郷111-1
37－7	葉梨西北〃	〃　西方1080
37－8	高州　〃	〃　高柳1315
37－9	大州　〃	〃　大州5-20
37－10	稲葉　〃	〃　堀之内2337
37－11	広幡　〃	〃　鬼島424
37－12	瀬戸谷〃	〃　本郷872
37－13	藤岡　〃	〃　藤岡3-14-1
37－14	高州南〃	〃　高州37-1
37－15	青島北〃	〃　南駿河台2-11-1
38－0	岡部支所	〃　岡部町岡部6-1
38－1	岡部小学校	〃　〃　内谷997-2
38－2	朝比奈第一〃	〃　〃　新舟1021
41－0	相良庁舎	牧之原市相良275
41－1	相良小学校	〃　波津1643
41－2	片浜　〃	〃　片浜1210
41－3	菅山小学校	牧之原市西山寺6-1
41－4	萩間〃	〃　黒子75
41－5	地頭方〃	〃　地頭方981
41－6	牧之原〃	〃　東萩間2082-13
43－0	榛原庁舎	〃　静波447-1
43－1	川崎小学校	〃　静波1001-1
43－2	細江　〃	〃　細江1260
43－3	勝間田〃	〃　勝間588-3
43－4	坂部　〃	〃　坂部468-1
44－0	吉田町役場	吉田町住吉87
44－1	住吉小学校	〃　住吉2223
44－2	中央　〃	〃　片岡850-1
44－3	自彊　〃	〃　神戸1748-2
47－0	川根本町役場	川根本町上長尾627
47－1	中川根第一小学校	〃　徳山100
47－2	中央　〃	〃　上長尾1000
47－3	南部　〃	〃　下長尾281
48－0	総合支所	〃　千頭1183-1
48－1	本川根小学校	〃　千頭1236-6
48－2	北小学校跡地	〃　奥泉380
50－0	磐田市役所	磐田市国府台3-1
50－1	磐田北小学校	〃　見付2352
50－2	磐田中部〃	〃　中泉1203-2
50－3	磐田西〃	〃　中泉2522-2
50－4	磐田南〃	〃　千手堂1356-1
50－5	東部　〃	〃　東貝塚206
50－6	大藤　〃	〃　大久保282-1
50－7	向笠　〃	〃　向笠竹之内391-6
50－8	長野　〃	〃　小島736
50－9	岩田　〃	〃　匂坂中987
50－10	田原　〃	〃　三ケ野1030-1
50－11	富士見〃	〃　富士見町4-9-5
62－0	磐田市福田支所	〃　福田400
62－1	福田小学校	〃　下太380
62－2	豊浜　〃	〃　豊浜9
63－0	竜洋中学校(竜洋支所)	〃　豊岡4473-8
63－1	竜洋西小学校	〃　川袋1900
63－2	竜洋東〃	〃　中平松23
63－3	竜洋北〃	〃　堀之内356
64－0	磐田市豊田支所	〃　森岡150
64－1	豊田南小学校	〃　森下300

標示番号	公共建物名	所在地
64－2	豊田北部小学校	磐田市加茂1026
64－3	青城 〃	〃 中田55
64－4	豊田東 〃	〃 高見丘57
65－0	磐田市豊岡支所	〃 下野部48
65－1	豊岡南小学校	〃 上神増1410－1
65－2	豊岡東 〃	〃 敷地891
65－3	豊岡北 〃	〃 下野部158－1
51－0	掛川市役所	掛川市長谷1－1－1
51－1	日坂小学校	〃 大野3－1
51－2	東山口 〃	〃 逆川1012－1
51－3	西山口 〃	〃 成滝145
51－4	上内田 〃	〃 上内田3325
51－5	掛川第一 〃	〃 掛川1108－1
51－6	掛川第二 〃	〃 大池438－1
51－7	中央 〃	〃 下俣633
51－8	曽我 〃	〃 領家384
51－9	桜木 〃	〃 下垂木1472－1
51－10	和田岡 〃	〃 吉岡639－2
51－11	原谷 〃	〃 本郷561－1
51－12	原田 〃	〃 原里1623－1
51－13	(旧)原泉 〃	〃 萩間423
51－14	西郷 〃	〃 上西郷2606－2
51－15	倉真 〃	〃 倉真3774
51－16	城北 〃	〃 水垂178
54－0	掛川市役所大東支所	〃 三俣620
54－1	千浜小学校	〃 千浜5849
54－2	大坂 〃	〃 大坂5667
54－3	土方 〃	〃 上土方286－1
54－4	佐東 〃	〃 小貫1474
54－5	中 〃	〃 中3080
55－0	掛川市役所大須賀支所	〃 西大渕100
55－1	横須賀小学校	〃 横須賀1110
55－2	大渕 〃	〃 大渕5602
52－0	袋井市役所	袋井市新屋1－1－1
52－1	袋井東小学校	〃 広岡2317－1
52－2	袋井西 〃	〃 川井442
52－3	袋井南 〃	〃 高尾740
52－4	袋井北 〃	〃 久能1580
52－5	今井 〃	〃 太田692
52－6	三川 〃	〃 友永38
52－7	笠原 〃	〃 山崎4822
52－8	山名小学校	袋井市春岡684
52－9	高南 〃	〃 上田町306－2
61－0	袋井市役所浅羽支所	〃 浅名1028
61－1	浅羽南小学校	〃 西同笠148
61－2	浅羽北 〃	〃 浅羽1322
61－3	浅羽東 〃	〃 浅羽2800
40－0	御前崎市役所 御前崎支所	御前崎市白羽6171－1
40－1	御前崎小学校	〃 御前崎3556
40－2	白羽 〃	〃 白羽3521－3
56－0	御前崎市役所	〃 池新田5585
56－1	第一小学校	〃 池新田1520
56－2	浜岡東 〃	〃 佐倉1403－1
56－3	浜岡北 〃	〃 下朝比奈753
57－0	菊川市役所小笠支所	菊川市赤土1503
57－1	小笠東小学校	〃 川上1348－2
57－2	小笠南 〃	〃 高橋3503
57－3	小笠北 〃	〃 嶺田59
58－0	菊川市役所	〃 堀之内61
58－1	六郷小学校	〃 本所2200
58－2	内田 〃	〃 下内田1637
58－3	横地 〃	〃 東横地1886
58－4	加茂 〃	〃 加茂1757
58－5	堀之内 〃	〃 西方2140
58－6	河城 〃	〃 吉沢556
59－0	森町役場	森 町森2101－1
59－1	飯田小学校	〃 飯田3310－1
59－2	宮園 〃	〃 谷中650
59－3	森 〃	〃 森125
59－4	天方 〃	〃 大鳥居220
59－5	三倉 〃	〃 三倉740
53－0	浜松市天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481
53－1	二俣小学校	〃 天竜区二俣町二俣867－1
53－2	鎹山 〃	〃 天竜区只来97－3
53－4	下阿多古 〃	〃 天竜区雨島762
53－5	熊 〃	〃 天竜区熊2153
53－6	横山 〃	〃 天竜区横山町547
53－7	光明 〃	〃 天竜区山東2550
60－0	春野地域自治センター	〃 春野町宮川1467－2
60－1	犬居小学校	〃 天竜区春野町堀之内893－1
60－2	熊切 〃	〃 天竜区春野町石打松下211－1

標示番号	公共建物名	所在地
60－3	春野北小学校	浜松市天竜区春野町杉242－2
60－4	気田 〃	〃 天竜区春野町気田603－1
66－0	龍山地域自治センター	〃 天竜区龍山町大嶺570－1
66－1	龍山第一小学校	〃 天竜区龍山町大嶺565－5
66－2	(旧)龍山北 〃	〃 天竜区龍山町瀬尻926－37
67－0	佐久間地域自治センター	〃 天竜区佐久間町佐久間429－1
67－1	浦川小学校	〃 天竜区佐久間町浦川2819
67－2	佐久間 〃	〃 天竜区佐久間町半場50－1
67－3	(旧)山香 〃	〃 天竜区佐久間町大井2459
67－4	城西 〃	〃 天竜区佐久間町相月2874
68－0	水窪地域自治センター	〃 天竜区水窪町奥領家2955－1
68－1	水窪小学校	〃 天竜区水窪町奥領家2697－1
68－2	(旧)西浦 〃	〃 天竜区水窪町奥領家5298－18
68－3	(旧)門桁 〃	〃 天竜区水窪町山住244－4
69－0	浜松市役所・中区役所	〃 中区元城町103－2
69－1	元城小学校	〃 中区元城町102－1
69－2	(建設中)双葉 〃	〃 中区海老塚2－5－1
69－3	西 〃	〃 中区鴨江町70－1
69－4	東 〃	〃 中区中央2－2－1
69－5	県居 〃	〃 中区東伊場2－5－1
69－6	相生 〃	〃 中区向宿3－8－1
69－7	北 〃	〃 中区山下町192
69－8	竜禅寺 〃	〃 中区龍禅寺町844
69－9	追分 〃	〃 中区布橋1－9－1
69－10	佐藤 〃	〃 中区佐藤2－32－1
69－11	(旧)高砂 〃	〃 中区寺島町450
69－12	広沢	〃 中区広沢2－51－1
69－13	曳馬 〃	〃 中区曳馬1－1－35
69－14	萩丘 〃	〃 中区幸5－12－1
69－15	富塚 〃	〃 中区富塚町1803
69－16	白脇 〃	〃 南区寺脇町431
69－17	蒲 〃	〃 東区神立町5
69－18	浅間 〃	〃 中区西浅田2－12－1
69－19	上島 〃	〃 中区上島1－21－1
69－20	鴨江 〃	〃 中区西伊場町4－1
69－21	五島 〃	〃 南区西島町510
69－22	新津 〃	〃 南区新橋町777
69－23	河輪 〃	〃 南区東町333
69－24	船越 〃	〃 中区船越町29－1
69－25	城北 〃	〃 中区住吉1－23－1
69－26	和田 〃	〃 東区薬師町273－2
69－27	与進小学校	浜松市東区天王町1351
69－28	豊西 〃	〃 東区豊西町1551
69－29	笠井 〃	〃 東区笠井町1050
69－30	中ノ町 〃	〃 東区中野町427－1
69－31	芳川 〃	〃 南区芳川町206－1
69－32	飯田 〃	〃 南区飯田町978
69－33	花川 〃	〃 中区花川町781
69－34	三方原 〃	〃 北区三方原町682
69－35	豊岡 〃	〃 北区豊岡町22
69－36	都田 〃	〃 北区都田町5609－2
69－37	滝沢 〃 (休校)	〃 北区滝沢町1520
69－38	神久呂 〃	〃 西区神ケ谷町3490
69－39	入野 〃	〃 西区入野町8757
69－40	積志 〃	〃 東区積志町1497－1
69－41	伊佐見 〃	〃 西区伊左地町5644
69－42	和地 〃	〃 西区湖東町2005
69－43	都田南 〃	〃 北区都田町8756
69－44	篠原 〃	〃 西区篠原町10300
69－45	葵が丘 〃	〃 中区高丘東3－51－1
69－46	北庄内 〃	〃 西区白洲町295－1
69－47	南庄内 〃	〃 西区庄和町108－3
69－48	村櫛 〃	〃 西区村櫛町2551
69－49	泉 〃	〃 中区泉1－16－1
69－50	大瀬 〃	〃 東区大瀬町2218
69－51	遠州浜 〃	〃 南区遠州浜2－9－1
69－52	砂丘小学校	〃 南区白羽町2512
69－53	中郡 〃	〃 東区中郡町915
69－54	与進北 〃	〃 東区市野町2715
69－55	佐鳴台 〃	〃 中区佐鳴台3－31－1
69－56	瑞穂 〃	〃 中区高丘北3－15－8
69－57	富塚西 〃	〃 中区富塚町3541
69－58	芳川北 〃	〃 南区頭陀寺町1046－1
69－59	有玉 〃	〃 東区有玉南町614
69－60	初生 〃	〃 北区初生町1001－2
69－61	西都台 〃	〃 西区西鴨江町1106
69－62	和田東 〃	〃 東区安間町437－2
69－63	葵西 〃	〃 中区葵西2－25－1
69－64	可美 〃	〃 南区若林町1748
69－65	大平台 〃	〃 西区大平台3－6－1
69－66	南区役所	〃 南区江之島町600－1
69－67	東区役所	〃 東区流通元町20－3

標示番号	公共建物名	所在地
70－0	浜北区役所	浜松市浜北区西美薗6
70－1	浜名小学校	〃 浜北区小松1450
70－2	北浜 〃	〃 浜北区横須賀800
70－3	北浜東 〃	〃 浜北区善地1546
70－4	中瀬 〃	〃 浜北区中瀬3648-1
70－5	赤佐 〃	〃 浜北区於呂2790
70－6	龍玉 〃	〃 浜北区宮口262
70－7	新原 〃	〃 浜北区新原2331
70－8	大平 〃	〃 浜北区大平886
70－9	北浜北 〃	〃 浜北区西美薗1588
70－10	内野 〃	〃 浜北区内野1702
70－11	北浜南 〃	〃 浜北区寺島3010
70－12	伎倍 〃	〃 浜北区貴布祢2646
73－0	舞阪地域自治センター	〃 西区舞阪町舞阪2701-9
73－1	舞阪小学校	〃 西区舞阪町舞阪76
75－0	(旧)雄踏総合事務所	〃 西区雄踏町
75－1	雄踏小学校	〃 西区雄踏町宇布見7997-1
75－2	西区役所	〃 西区雄踏町宇布見9571-31
76－0	北区役所	〃 北区細江町気賀305
76－1	気賀小学校	〃 北区細江町気賀11529
76－2	西気賀 〃	〃 北区細江町気賀9994-1
76－3	伊目 〃	〃 北区細江町気賀3241
76－4	中川 〃	〃 北区細江町中川2553
77－0	引佐地域自治センター	〃 北区引佐町井伊谷616-5
77－1	井伊谷小学校	〃 北区引佐町井伊谷680
77－2	金指 〃	〃 北区引佐町金指1369
77－3	奥山 〃	〃 北区引佐町奥山1101-1
77－4	伊平 〃	〃 北区引佐町伊平580-2
77－5	(旧)川名 〃	〃 北区引佐町川名470-1
77－6	引佐北部 〃	〃 北区引佐町四方浄134-6
77－7	(旧)渋川 〃	〃 北区引佐町渋川3484
77－8	(旧)久留女木 〃	〃 北区引佐町西久留女木63-4
78－0	三ヶ日地域自治センター	〃 北区三ヶ日町三ヶ日500-1
78－1	三ヶ日東小学校	〃 北区三ヶ日町都筑2266-2
78－2	大崎 〃	〃 北区三ヶ日町大崎1665-2
78－3	三ヶ日西 〃	〃 北区三ヶ日町三ヶ日301-1
78－5	平山 〃	〃 北区三ヶ日町平山200
78－6	尾奈 〃	〃 北区三ヶ日町下尾奈1431
71－0	湖西市役所	湖西市吉美3268
71－1	鷲津小学校	〃 鷲津670
71－2	白須賀 〃	湖西市白須賀5030
71－3	湖西東 〃	〃 新所680
71－4	岡崎 〃	〃 岡崎634-2
71－5	知波田 〃	〃 大知波1144
74－0	新居町支所	〃 新居町浜名501-1
74－1	新居小学校	〃 〃 新居1770

［資料の巻Ⅱ］

3．静岡県総合庁舎

（県危機対策課）

標示番号	建物名	所在地
	（賀茂方面本部管内）	
0 － 1	下田総合庁舎	下田市中531-1
	（東部方面本部管内）	
0 － 2	熱海総合庁舎	熱海市水口町13-15
0 － 3	東部 〃	沼津市高島本町1-3
0 － 4	富士 〃	富士市本市場441-1
	（中部方面本部管内）	
0 － 5	静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明2-20
0 － 6	藤枝 〃	藤枝市瀬戸新屋362-1
	（西部方面本部管内）	
0 － 7	中遠総合庁舎	磐田市見付3599-4
0 － 8	北遠 〃	浜松市天竜区二俣町鹿島559
0 － 9	浜松 〃	浜松市中区中央1-12-1

4．静岡県内病院

標示番号	建物名	所在地
＋ － 1	※順天堂静岡病院	伊豆の国市長岡1129
＋ － 2	NTT東日本伊豆病院	函南町平井750
＋ － 3	※静岡医療センター	清水町長沢762-1
＋ － 5	※県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1
＋ － 7	※静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2
＋ － 8	国立浜松病院	浜松市中区和合町154
＋ － 10	※浜松医大附属病院	浜松市東区半田町1-20-1
＋ － 11	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1

（※印は災害拠点病院）

10-7-7　夜間照明装置配備場所・連絡先一覧表

平成24年4月1日現在

設置場所		所在地	設置数	管理者	連絡先
伊豆	賀茂危機管理局	下田市中５３１の１	1	賀茂危機管理局	0558－24－2004
	西伊豆広域消防組合	西伊豆町仁科３９２	1	消防本部	0558－52－1099
熱海	熱海総合庁舎防災倉庫	熱海市水口町１３－１５	1	東部危機管理局	055-920-2006
	伊東市消防本部	伊東市桜木町１－１－３	1	消防本部	0557－38－0119
沼津	県営愛鷹広域公園	沼津市足高２０２	1	県危機対策課	054-221-3729
	企業局東部事務所柿田川支所	三島市中島１４３	1	企業局東部事務所柿田川支所	055－977-2724
	御殿場健康福祉センター	御殿場籠１１１３	1	御殿場健康福祉センター	0550－82－6687
	沼津土木事務所修善寺支所	伊豆市加殿３６－１	1	沼津土木事務所修善寺支所	0558-72-2058
	伊豆市役所土肥支所	伊豆市土肥６７０－２	1	伊豆市役所土肥支所	0558-98-1111
富士	富士総合庁舎2階旧支部室	富士市本市場４４１の１	1	東部危機管理局	055-920-2006
	富士健康福祉センター富士宮分庁舎	富士宮市豊町１８－５	1	富士健康福祉センター富士宮分庁舎	0544－27－1131
中部	企業局東部事務所	富士市中之郷２１００	1	企業局東部事務所	0545－81－1360
	長田東小学校	静岡市駿河区東新田３－１０－１	1	静岡市	054－221-1241
志太榛原	中部危機管理局	藤枝市瀬戸新屋３６２の１	1	中部危機管理局	054－644-9104
	牧之原市	牧之原市静波４４７－１	1	牧之原市	0548－23－0056
	島田市・川根本町	島田市川根町身成	1	消防（川根南分遣所）	0547－58－0119
中遠	西部危機管理局	磐田市見付３５９９の４	1	西部危機管理局	0538－37－2204
	環境放射線監視センター	御前崎市池新田５８１４の１９	1	県出先事務所	0537－86－6121
	掛川市中央消防署西分署	掛川市富部１７５番地の３	1	消防本部	0537－23－0119
北遠	北遠総合庁舎	浜松市天竜区二俣町鹿島５５９	1	西部危機管理局	0538－37－2204
	天竜消防署春野出張所	浜松市天竜区春野町宮川１４６７－２	1	天竜消防署春野出張所	053－983－0119
	天竜消防署佐久間出張所	浜松市天竜区佐久間町中部１２番地の１１地先	1	天竜消防署佐久間出張所	053－965－0119
西部	浜松市消防局	浜松市中区下池川町１９－１	1	浜松市消防局	053－475-0119
	浜北消防署	浜松市浜北区西美薗５８	1	浜北消防署	053－586-0119
	北消防署	浜松市北区細江町三和２１７３－７	1	北消防署	053－527-0119
	湖西市、新居町広域施設組合	湖西市吉見１０７６	1	消防本部	053－574-0119
災害拠点病院	順天堂静岡病院	伊豆の国市長岡１１２９	1	営繕管財課	055－948－3111
	静岡医療センター	駿東郡清水町長沢７６２－１	1	管理課職員係	055－975－2000
	沼津市立病院	沼津市東椎路春ノ木５５０	1	医事課	055－924－5100
	富士市立中央病院	富士市高島町５０	1	総務課	0545－52－1131
	富士宮市立病院	富士宮市錦町３－１	1	庶務課庶務係	0544－27－3151
	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三１２３１	1	病院総務課	054－336－1111
	県立総合病院	静岡市葵区北安東４－２７－１	1	総務課管理係	054－247-6111
	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町１０－９８	1	総務係	054－254-4311
	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿１－１－１	1	施設管理課	054－285-6171
	焼津市立総合病院	焼津市道原１０００	1	庶務課	054－623-3111
	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台４－１－１１	1	病院管理課	054－646-1111
	市立島田市民病院	島田市野田１２００－５	1	管理課	0547－35－2111
	掛川市立総合病院	掛川市杉谷７２１	1	管理課庶務係	0537－22－6211
	袋井市民病院	袋井市久能２５１５－１	1	管理課総務係	0538－43－2511
	磐田市立総合病院	磐田市大久保５１２－３	1	管理課施設物品係	0538－38－5000
	浜松医大付属病院	浜松市東区半田山１－２０－１	1	総務課総務係	053－435-2113
	県西部浜松医療センター	浜松市中区富塚町３２８	1	総務課総務係	053－453-7111
	聖隷三方原病院	浜松市北区三方原町３４５３	1	総務課	053－436-1266
県庁	危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町９－６	1	県危機対策課	054-221-3729
ヘリ基地	県警静浜基地	焼津市宗高２８２	1	県警航空隊	054－622-6251
	静岡ヘリポート	静岡市葵区諏訪８１０	1	消防航空隊	054－261-4483
		合　　計	47		

11-1-1　県救助作業隊応援動員計画表

（県人事課）

地区名	人員
賀茂	２５人
熱海	１５
沼津	４０
富士	２５
静岡	４０
藤枝	３０
磐田	４０
浜松	３５
本庁	５０
計	３００

11-1-2　救助作業隊服務要綱

（県人事課）

（目的）

第　この要綱は、静岡県地域防災計画に基づき、災害現地に派遣する救助作業隊に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（隊の編成）

第２　災害対策本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、県及び県の出先機関に勤務する職員(主として 30 才未満の独身男性で身体強健な者)をもって救助作業隊を編成し、現地に派遣する。

２　編成の規模は、その都度災害対策本部長が定める。

３　編成に当っては隊長１名を指名するものとし、隊長は必要に応じ班を設け班長を指名することができるものとする。

（指揮命令系統）

第３　隊長は災害対策本部長の命を受けて隊を指揮監督する。

（作業内容）

第４　作業内容は、荷役作業、防疫作業、死体の捜索、その他被災地における役務に従事するものとする。

（携帯品及び身廻り品）

第５　隊長の携帯品及び身廻り品についてはその都度本部長が指名する。

（作業報告）

第６　隊長は作業日誌を作成し、翌日その作業概要を本部長に報告すると共に必要な指示を受けなければならない。

（隊員の心がまえ）

第７　隊員は隊長の指揮に従い、全力をあげて職務を遂行すると共に自ら言行動によって被災地の住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き又は現地の活動に反感を抱かせることのないように厳に慎まなければならない。

（勤務時間等）

第８　隊員の勤務時間等については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の定めるところによるものとする。

11-1-3　県技術職員応援動員計画表

（県人事課）平成24年４月１日現在

区分		A	B	計
建設機械操作職		—	—	0
作業船操作職		12	2	14
作業船機関職		10	1	11
医学職	医師	138	11	149
	歯科医師	6	0	6
	獣医師	129	62	191
	薬剤師	94	116	210
	X線技師	23	23	46
	看護師	90	478	568
	保健師	93	33	126
	助産師	(5)	(1)	(6)
	准看護師	0	0	0
	衛生検査技師等	12	25	37
	小計	585	748	1,333
建築職		89	52	141
土木職	一般土木	585	153	738
	農業土木	159	50	209
	林業土木	183	62	245
	小計	927	265	1,192
その他必要な職種	電気技術職	80	23	103
	無線通信職	2	1	3
	機械職	48	12	60
	栄養士	19	10	29
	化学職	60	36	96
	小計	209	82	291
合計		1,832	1,150	2,982

（注1）
A…設計、監督、操作、運転等当該業務を独立して遂行する能力を有する職員（副班長級以上）
B…補助的業務に従事するもので、A以外の職員とする

（注2）
災害対策基本法第33条に基づく派遣職員に関する資料

（注3）
助産師のカッコ書きは、看護師のうち、助産師の資格を有する者の数

11-2 県内消防団員数一覧表

（県消防保安課）H24.4.1

支部名	消防団名	団員総数	条例定数	水防団員兼務員
賀茂	下田市消防団	378 人	380 人	378 人
	東伊豆町 〃	330	330	0
	河津町 〃	285	285	0
	南伊豆町 〃	310	310	310
	松崎町 〃	262	270	262
	西伊豆町 〃	268	282	268
	小計	1,833	1,857	1,218
田方	熱海市消防団	385 人	450 人	0 人
	三島市 〃	452	500	452
	伊東市 〃	506	506	0
	伊豆市 〃	637	670	637
	伊豆の国市 〃	440	471	440
	函南町 〃	177	191	0
	小計	2,597	2,788	1,529
駿東	沼津市消防団	901 人	999 人	0 人
	御殿場市 〃	381	396	0
	裾野市 〃	240	240	240
	清水町 〃	112	115	0
	長泉町 〃	141	160	0
	小山町 〃	178	188	178
	小計	1,953	2,098	418
富士	富士宮市消防団	720 人	810 人	0 人
	富士市 〃	833	1,030	0
	小計	1,553	1,840	0
静岡	静岡市消防団	2,790 人	2,950 人	0 人
	小計	2,790	2,950	0
志太	島田市消防団	869 人	955 人	0 人
	焼津市 〃	494	528	0
	藤枝市 〃	592	605	605
	小計	1,955	2,088	605

（県消防保安課）H24.4.1

支部名	消防団名	団員総数	条例定数	水防団員兼務員
榛原	牧之原市消防団	550 人	560 人	550 人
	吉田町 〃	152	210	0
	川根本町 〃	404	440	404
	小計	1,106	1,210	954
小笠	掛川市消防団	783 人	803 人	783 人
	御前崎市 〃	361	392	361
	菊川市 〃	341	364	341
	小計	1,485	1,559	1,485
磐周	磐田市消防団	1,346 人	1,367 人	1,346 人
	袋井市	629	651	629
	森町 〃	391	393	0
	小計	2,366	2,411	1,975
西遠	浜松市消防団	3,025 人	3,265 人	0 人
	湖西市 〃	371	387	0
	小計	3,396	3,652	0
合計		21,034 人	22,453 人	8,184 人

11-3　県内建設業者応援動員計画表

（県建設業課）H24.5.1

建設工事入札参加資格取得業者数

事務所名＼工事種類	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	舗装工事	計
下田	71	31	14	15	131
熱海	56	30	8	8	102
沼津	302	141	58	151	652
富士	214	92	31	114	451
静岡	356	127	106	139	728
島田	237	79	46	103	465
袋井	234	117	36	124	511
浜松	358	183	95	238	874
計	1,828	800	394	892	3,914

11-4-1　県内青年団団員数一覧表

（県教育委員会社会教育課）H24.6.15

	男(人)	女(人)	計(人)
東部地区			
沼津市			
熱海市			
三島市			
富士宮市			
伊東市			
富士市			
御殿場市			
下田市			
裾野市			
伊豆市			
伊豆の国市			
南伊豆町			
松崎町			
西伊豆町			
清水町			
長泉町			
小山町			
東伊豆町			
河津町	3	7	10
函南町			
計	3	7	10
中部地区			
静岡市(葵区、駿河区)	5	4	9
静岡市(清水区)	17	14	31
島田市	55	13	68
焼津市			
藤枝市	7	4	11
牧之原市			
吉田町			
川根本町			
計	84	35	119
西部地区			
浜松市			
(浜松市)			
(天竜市)			
(浜北市)			
(春野町)			
(龍山村)			
(佐久間町)			
(水窪町)			
(舞阪町)			
(雄踏町)			
(細江町)			
(引佐町)			
(三ケ日町)			
磐田市			
掛川市			
袋井市	9	4	13
湖西市			
御前崎市			
菊川市	8	3	11
森町			
計	17	7	24
合計	104	49	※153

※上記の数字の他に、団員数には賛助会員(45名)を含む。⇒198名

11-4-2 県内女性団体会員数一覧表

（県男女共同参画課）H24.4.1

市町団体名	加盟単位団体数	会員数	摘要	市町団体名	加盟単位団体数	会員数	摘要
下田市女性の会	8	100		はなみずきネットワーク清水	2	223	
西豆女性会	5	220		静岡市地球温暖化対策地域協議会	1	100	
伊東市女性連盟	8	884		小川女性の会	1	100	
御殿場市婦人会連絡協議会	5	2,104		川根町婦人会	9	600	
裾野市婦人会	5	665		NPO法人ふぁみりあネット	1	100	
小山町連合婦人会	4	1,107		NPOフォーラム水窪	1	100	
伊豆の国市 女性の会	3	368		森町エコグループ	1	120	
長泉町婦人会	1	100		NPO法人子育て支援の会	10	100	
清水町女性連絡会	1	100		浜北女性の会	1	220	
女性ネットワーク・富士	7	670		新居町婦人会	6	250	
静岡市婦人団体連絡会	11	600		引佐町地域女性団体きらっといなさ	14	160	
グループこだま	1	100		北区女性団体連絡協議会	1	293	
静岡市駒形学区婦人会	1	100		社団法人ポップチャイルド	1	100	
				合計	109	9,584	

11-4-3 県内学生数等現在員数

1 大学、高等学校学生・生徒現在員数

◎ 国立大学の部

（県大学課） H24.5.1

学校名	学部名	所在地	電話番号	学生数		
				男	女	計
総合研究大学院大学	大学院（生命科学研究科）	三島市谷田1111	(055) 981-6707	20	15	35
静岡大学	人文社会科学部	静岡市駿河区大谷836	(代)(054) 237-1111	283	211	494
	人文学部	〃	〃	1,005	671	1,676
〃	教育学部	〃	〃	757	941	1,698
〃	情報学部	浜松市中区城北3－5－1	(代)(053) 471-1171	637	275	912
〃	理学部	静岡市駿河区大谷836	(代)(054) 237-1111	738	207	945
〃	工学部	浜松市中区城北3－5－1	(代)(053) 471-1171	2,287	155	2,442
〃	農学部	静岡市駿河区大谷836	(代)(054) 237-1111	436	250	686
〃	大学院（人文社会科学研究科）	〃	〃	48	43	91
〃	（教育学研究科）（専門職を含む）	〃	〃	80	53	133
〃	（理学研究科）	〃	〃	136	37	173
〃	（理工学研究科）	〃	〃			0
〃	（農学研究科）	〃	〃	130	49	179
〃	（電子科学研究科）	浜松市中区城北3－5－1	(代)(053) 471-1171			0
〃	（情報学研究科）	〃	〃	106	18	124
〃	（法務研究科）	静岡市駿河区大谷836	(代)(054) 237-1111	22	12	34
〃	（工学研究科）	浜松市中区城北3－5－1	(代)(053) 471-1171	582	30	612
〃	（自然科学系教育部）	静岡市駿河区大谷836	(代)(054) 237-1111	156	34	190
浜松医科大学	医学部	浜松市東区半田山1-20-1	(053) 435-2111	482	468	950
	大学院	〃	〃	108	82	190

◎ 公立大学の部

学校名	学部名	所在地	電話番号	学生数		
				男	女	計
静岡県立大学	薬学部	静岡市駿河区谷田52-1	(054) 264-5102	376	306	682
〃	食品栄養科学部	〃	〃	58	176	234
〃	国際関係学部	〃	〃	247	646	893
〃	経営情報学部	〃	〃	222	228	450
〃	看護学部	〃	〃	17	227	244
〃	大学院	〃	〃	239	149	388
〃	短期大学部	静岡市駿河区小鹿2-2-1	(054) 202-2600	31	547	578
静岡文化芸術大学	文化政策学部	浜松市中区中央2－1－1	(053) 457-6121	197	738	935
	デザイン学部	〃	〃	121	349	470
	大学院	〃	〃	18	26	44

◎ 私立大学の部

学校名	学部名	所在地	電話番号	学生数		
				男	女	計
日本大学	国際関係学部	三島市文教町2-31-145	(055) 986-5500	1,938	1,239	3,177
	短期大学部	〃	〃	148	322	470
	大学院	〃	〃	21	7	28
順天堂大学	保健看護学部	三島市大宮町3－7－33	(055) 991-3111	27	338	365
東海大学	開発工学部	沼津市西野317	(055) 968-1111	100	21	121
	海洋学部	静岡市清水区折戸3-20-1	(0543) 34-0411	1,585	383	1,968
	短期大学部	静岡市葵区宮前町101	(054) 261-6321	56	366	422
	大学院					
	(開発工学研究科)	沼津市西野317	(055) 968-1111	12	0	12
	(海洋学研究科)	静岡市清水区折戸3-20-1	(0543) 34-0411	41	17	58
常葉学園大学	教育学部	静岡市葵区瀬名1-22-1	(054) 263-1125	442	673	1,115
	外国語学部	〃	〃	238	469	707
	造形学部	〃	〃	100	248	348
	大学院	〃	〃	18	12	30
浜松大学	ビジネスデザイン学部	浜松市北区都田町1230	(053) 428-3511	512	172	684
	保健医療学部	〃	〃	184	102	286
	健康プロデュース学部	〃	〃	423	457	880
	大学院	〃	〃	24	35	59
静岡理工科大学	理工学部	袋井市豊沢2200-2	(0538) 45-0111	879	59	938
	総合情報学部	〃	〃	527	43	570
	大学院	〃	〃	15	3	18
聖隷クリストファー大学	看護学部	浜松市北区三方原町3453	(053) 439-1400	68	568	636
	社会福祉学部	〃	〃	103	262	365
	リハビリテーション学部	〃	〃	145	231	376
	助産学専攻科	〃	〃	0	17	17
	大学院	〃	〃	43	63	106
静岡産業大学	経営学部	磐田市大原1572-1	(0538) 37-0191	769	207	976
	情報学部	藤枝市駿河台4-1-1	(054) 645-0191	946	265	1,211
東京女子医科大学	看護学部	掛川市下土方400-2	(0537) 63-2111	0	92	92
富士常葉大学	総合経営学部	富士市大渕325	(0545) 36-1133	450	139	589
	環境防災学部	〃	〃	88	7	95
	社会環境学部	〃	〃	210	31	241
	保育学部	〃	〃	57	287	344
	大学院	〃	〃	0	2	2
静岡英和学院大学	人間社会学部	静岡市駿河区池田1769	(054) 261-9201	320	472	792
	短期大学部	〃	〃	17	325	342
静岡福祉大学	社会福祉学部	焼津市本中根549-1	(054) 623-7000	312	425	737
浜松学院大学	現代コミュニケーション学部	浜松市中区布橋3－2－3	(053) 450-7000	167	251	418
	短期大学部	浜松市中区住吉2-3-1	(053) 473-6100	16	293	309
光産業創成大学院大学	大学院(光産業創成研究科)	浜松市西区呉松町1955－1	(053) 484-2501	23	2	25
法政大学大学院静岡サテライトキャンパス	大学院	静岡市御幸町3－21	(054) 255-7287	23	4	27
常葉学園短期大学	日本語日本文学	静岡市葵区瀬名2-2-1	(054) 261-1313	0	110	110
	英語英文	〃	〃	0	90	90
	保育	〃	〃	8	424	432
	音楽	〃	〃	6	69	75
	専攻(国文・保・音)	〃	〃	11	74	85

◎ 高等専門学校の部

学校名	所在地	電話番号	学生数		
			男	女	計
沼津工業高等専門学校	沼津市大岡3600	(055) 926-5767	944	156	1,100

◎ 県立高等学校　（県教育委員会学校教育課）　H24.5.1

学校名	所在地	電話番号	学生数		
			男	女	計
下田	下田市蓮台寺152	(0558) 22-3164	363	391	754
〃 （定）	〃	(0558) 22-3164	23	12	35
〃 南伊豆(分)	賀茂郡南伊豆町石井58	(0558) 62-0103	60	45	105
松崎	賀茂郡松崎町桜田188	(0558) 42-0131	144	162	306
稲取	〃 東伊豆町稲取3012-2	(0557) 95-0175	164	171	335
伊東	伊東市岡入の道1229-3	(0557) 37-6811	272	273	545
〃 （定）	〃	(0557) 37-6811	48	30	78
〃 城ヶ崎(分)	〃 八幡野1120	(0557) 54-1914	49	69	118
伊東商	〃 吉田748-1	(0557) 45-0350	247	222	469
熱海	熱海市下多賀1484-22	(0557) 68-3291	161	104	265
土肥	伊豆市土肥870-1	(0558) 98-0211	63	25	88
伊豆総合	伊豆市牧之郷892	(0558) 72-3322	504	244	748
韮山	伊豆の国市韮山韮山229	(055) 949-1009	494	362	856
伊豆中央	〃 寺家970-1	(055) 949-4771	359	329	688
田方農	〃 函南町塚本961	(055) 978-2265	196	412	608
三島南	三島市大場608	(055) 977-6333	248	486	734
三島北	〃 文教町1-3-18	(055) 986-0107	326	512	838
三島長陵(定)（単位制）	〃 文教町1-3-93	(055) 986-2000	226	349	575
御殿場	御殿場市御殿場192-1	(0550) 82-0111	291	309	600
御殿場南	〃 新橋1450	(0550) 82-1272	386	287	673
小山	駿東郡小山町竹之下369	(0550) 76-1188	252	261	513
〃 （定）	〃	〃	47	33	80
裾野	裾野市佐野900-1	(055) 992-1125	269	321	590
沼津東	沼津市岡宮812	(055) 921-0341	470	392	862

学校名	所在地	電話番号	学生数		
			男	女	計
沼津西	沼津市本字千本1910-9	(055) 962-0345	242	465	707
沼津城北	〃 岡一色875	(055) 921-0344	312	297	609
沼津工	〃 下香貫八重129-1	(055) 931-0343	643	65	708
〃 (定)	〃	〃	91	6	97
沼津商	駿東郡清水町徳倉1205	(055) 931-7080	233	434	667
吉原	富士市今泉2160	(0545) 52-1440	304	466	770
吉原工	〃 比奈2300	(0545) 34-1045	585	62	647
富士	〃 松本17	(0545) 61-0100	532	447	979
〃 (定)	〃	〃	72	65	137
富士東	〃 今泉2921	(0545) 21-4371	412	431	843
富士宮東	富士宮市小泉1234	(0544) 26-4177	232	461	693
〃 (定)	〃	〃	66	40	106
富士宮北	〃 宮北町230	(0544) 27-2533	377	379	756
富士宮西	〃 淀師1550	(0544) 23-1124	362	347	709
富岳館	〃 弓沢町732	(0544) 27-3205	328	387	715
庵原	静岡市清水区蒲原5300-5	(0543) 88-2155	159	207	366
清水東	〃 清水区秋吉町5-10	(0543) 66-7030	530	328	858
〃 (定)	〃	〃	65	36	101
清水西	〃 清水区青葉町5-1	(0543) 52-2225	298	421	719
清水南	〃 清水区折戸3-2-1	(0543) 34-0431	141	327	468
静岡	〃 葵区長谷町66	(054) 245-0567	588	394	982
〃 (定)	〃	〃	47	28	75
静岡城北	〃 葵区北安東2-3-1	(054) 245-5466	313	546	859
静岡東	〃 葵区川合757	(054) 261-6636	568	425	993
静岡西	〃 葵区牧ヶ谷680-1	(054) 278-2721	413	339	752
静岡南	〃 駿河区大谷5762	(054) 237-5781	200	191	391
静岡農	〃 葵区古庄3-1-1	(054) 261-0111	245	491	736
科学技術	〃 葵区長沼500-1	(054) 267-1100	962	143	1105
〃 (定)	〃	〃	88	3	91
静岡商	〃 葵区田町7-90	(054) 255-6241	265	471	736

学校名	所在地	電話番号	学生数		
			男	女	計
焼津中央	焼津市小土157-1	(054) 628-6000	409	413	822
焼津水産	〃 焼津5-5-2	(054) 628-6148	287	185	472
〃 (専攻)	〃	〃	21	0	21
藤枝東	藤枝市天王町1-7-1	(054) 641-1680	481	373	854
〃 (定)	〃	(054) 644-3591	35	31	66
藤枝西	〃 城南2-4-6	(054) 641-0207	277	396	673
藤枝北	〃 郡70	(054) 641-2400	250	342	592
大井川	焼津市上新田292-1	(054) 622-3411	248	280	528
島田	島田市稲荷1-7-1	(0547) 37-2188	377	351	728
島田工	〃 阿知ケ谷201	(0547) 37-4194	686	35	721
島田商	〃 祇園町8707	(0547) 37-4167	196	434	630
〃 (定)	〃	〃	39	32	71
金谷	島田市金谷河原35	(0547) 45-4155	114	209	323
川根	榛原郡川根本町徳山1644-1	(0547) 57-2221	97	92	189
吉田	〃 吉田町片岡2130	(0548) 32-1241	114	277	391
榛原	牧之原市静波850	(0548) 22-0380	415	327	742
〃 (定)	〃	〃	37	28	65
相良	〃 波津1700-3	(0548) 52-1133	243	311	554
掛川東	掛川市南西郷1357	(0537) 22-3155	310	440	750
掛川西	〃 城西1-1-6	(0537) 22-7165	534	460	994
掛川工	〃 葵町15-1	(0537) 22-7255	652	39	691
小笠	菊川市東横地1222-3	(0537) 35-3181	270	462	732
池新田	御前崎市池新田2907-1	(0537) 86-2460	252	238	490
横須賀	掛川市横須賀1491-1	(0537) 48-3421	278	221	499
遠江総合	周智郡森町森2085	(0538) 85-6000	345	329	674
春野	浜松市天竜区春野町堀之内284	(0539) 85-0306	93	52	145
袋井	袋井市愛野2446-1	(0538) 42-0191	441	418	859
袋井商	〃 久能2350	(0538) 42-2285	237	330	567
二俣	浜松市天竜区二俣町二俣196-2	(0539) 26-1221	159	227	386
天竜林	〃 〃 〃 601	(0539) 25-3139	269	54	323

学校名	所　在　地	電話番号	学生数		
			男	女	計
佐久間	浜松市天竜区佐久間町中部683-1	(0539) 65－0065	65	67	132
磐田南	磐田市見付3084	(0538) 32－7286	573	419	992
〃 (定)	〃	〃	67	61	128
磐田北	〃 〃 2031-1	(0538) 32－2181	266	504	770
磐田農	〃 中泉168	(0538) 32－2161	263	347	610
磐田西	〃 〃 2680-1	(0538) 34－5217	332	399	731
浜松北	浜松市中区広沢1-30-1	(053) 454－5548	671	542	1,213
〃 (定)	〃	〃	64	69	133
浜松西	〃 中区西伊場町3-1	(053) 454－4471	398	332	730
浜松南	〃 南区米津町961	(053) 441－1486	696	492	1,188
浜松湖東	〃 西区大人見町3600	(053) 485－0215	481	482	963
浜松湖南	〃 西区馬郡町3791-1	(053) 592－1625	555	545	1,100
浜松江之島	〃 南区江之島町630-1	(053) 425－6020	284	431	715
浜松東	〃 東区笠井新田町1442	(053) 434－4401	396	556	952
浜松工	〃 北区初生町1150	(053) 436－1101	780	254	1,034
〃 (定)	〃	〃	106	16	122
浜松城北工	〃 中区住吉5-16-1	(053) 471－8341	904	29	933
浜松商	〃 中区文丘町4-11	(053) 471－3351	397	564	961
浜名	浜松市浜北区西美薗2939-1	(053) 586－3155	482	597	1,079
〃 (定)	〃	〃	47	49	96
浜北西	〃 浜北区新原4175-1	(053) 587－1135	398	543	941
新居	浜名郡新居町内山2036	(053) 594－1515	412	225	637
〃 (定)	〃	〃	61	40	101
湖西	湖西市鷲津1510-2	(053) 575－0511	266	281	547
引佐	浜松市北区引佐町金指1428	(053) 542－0016	363	107	470
気賀	〃 北区細江町広岡1	(053) 523－1035	155	273	428
三ヶ日	〃 北区三ヶ日町釣78-1	(053) 525－0103	108	86	194
静岡中央(定)(単位制)	静岡市葵区城北2-29-1	(054) 209－2431	400	363	763
〃 (通)(単位制)	〃	〃	863	1,047	1,910
浜松大平台	浜松市西区大平台4-25-1	(053) 482－1011	182	295	477
〃 (定)(単位制)	〃	(053) 482－1013	289	315	604

◎ 市立高等学校

学校名	所　在　地	電話番号	学生数		
			男	女	計
沼津	沼津市三枚橋字鐘突免673	(055) 921-0805	182	421	603
富士市立	富士市比奈1654	(0545) 34-1024	284	375	659
静岡市立清水商	静岡市清水区桜が丘町7-15	(0543) 53-5388	272	258	530
静岡市立	〃 葵区千代田3-1-1	(054) 245-0417	508	478	986
〃 (定)	〃	(054) 246-3749	28	18	46
静岡市立商	〃 駿河区有東3-4-17	(054) 285-2271	161	349	510
浜松市立	浜松市中区広沢1-21-1	(054) 453-1105	485	757	1,242

◎ 私立高等学校　(県私学振興課)　H24.5.1

学校名	所　在　地	電話番号	学生数		
			男	女	計
御殿場西	御殿場市ぐみ沢644-1	(0550) 89-2466	514	344	858
不二聖心女子学院	裾野市桃園198	(055) 992-0213	－	232	232
三島	駿東郡長泉町竹原354	(055) 975-0080	594	562	1156
日本大学三島	三島市文教町2-31-145	(055) 988-3500	1,001	1,010	2,011
沼津中央	沼津市杉崎町11-20	(055) 921-0346	220	422	642
飛龍	〃 東熊堂491	(055) 921-0348	899	436	1,335
桐陽	〃 高島本町8-52	(055) 921-0350	335	407	742
加藤学園	〃 大岡自由ヶ岡1979	(055) 921-0347	644	747	1,391
加藤学園暁秀	〃 岡宮字中見代1361-1	(055) 924-1900	287	222	509
誠恵	〃 沼北町2-9-12	(055) 921-5088	517	288	805
静岡県富士見	富士市平垣町1-1	(0545) 61-0250	376	173	549
星陵	富士宮市星山1068	(0544) 24-4811	606	668	1,274
清水国際	静岡市清水区天神1-4-1	(054) 366-4155	389	246	635
静岡サレジオ	〃 清水区中之郷3-2-1	(054) 345-2296	190	208	398
東海大学付属翔洋	〃 清水区折戸3-20-1	(054) 334-0726	507	246	753
静岡大成	〃 葵区鷹匠2-4-18	(054) 254-7334	270	298	568
静岡英和女学院	〃 葵区西草深町8-1	(054) 254-7401	－	321	321
城南静岡	〃 駿河区南八幡町1-1	(054) 285-6156	346	319	665
静岡女子	〃 駿河区八幡3-6-1	(054) 285-2274	－	511	511

学校名	所　在　地	電話番号	学生数		
			男	女	計
静岡雙葉	〃　葵区追手町10-71	(054) 255-0305	－	448	448
常葉学園	〃　葵区水落1-30	(054) 245-5401	－	693	693
常葉学園橘	〃　葵区瀬名2-1-1	(054) 261-2256	451	459	910
静岡北	〃　葵区瀬名5-14-1	(054) 261-5801	898	402	1,300
静岡学園	〃　葵区東鷹匠25	(054) 200-0191	718	386	1,104
静岡聖光学院	〃　駿河区小鹿1440	(054) 285-9136	243	－	243
焼津	焼津市中港1-1-8	(054) 628-7235	－	442	442
静清	藤枝市瀬87	(054) 641-6693	662	－	662
藤枝順心	〃　前島2-3-1	(054) 635-1311	－	563	563
藤枝明誠	〃　大洲2-2-1	(054) 635-8155	720	223	943
島田樟誠	島田市伊太2075-1	(0547) 37-3116	638	－	638
常葉学園菊川	菊川市半済1550	(0537) 35-3171	391	625	1,016
菊川南陵	菊川市河東5442-5	(0537) 73-5141	118	18	136
磐田東	磐田市見付180-5	(0538) 32-6118	476	367	843
浜松学院	浜松市中区高林1-17-2	(053) 471-4136	364	272	636
浜松修学舎	〃　中区向宿2-20-1	(053) 461-7356	183	158	341
浜松開成館	〃　中区松城町207-2	(053) 456-7111	446	416	862
浜松学芸	〃　中区下池川町34-3	(053) 471-5336	392	571	963
静岡県西遠女子学園	〃　中区佐藤町3-20-1	(053) 461-0374	－	555	555
浜松海の星	〃　中区蜆塚3-14-1	(053) 454-5376	－	438	438
浜松日体	〃　東区半田山3-30-1	(053) 434-0632	623	327	950
聖隷クリストファー	〃　北区三方原町3453	(053) 436-5313	324	418	742
オイスカ	〃　西区和地町5835	(053) 486-3011	188	71	259
浜松啓陽	〃　北区三幸町421	(053) 420-0431	338	177	515
輝	榛原郡吉田町神戸726-4	(0548) 33-4976	178	183	361

県内学校数、学生・生徒数集計

			学校数			生徒・学生数		
			本校	分校	計	男	女	計
大学院		国立	3		3	1,388	373	1,761
		公立	2		2	257	175	432
		私立	9		9	220	145	365
		計	14	0	14	1,865	693	2,558
大学		国立	2		2	6,625	3,178	9,803
		公立	2		2	1,238	2,670	3,908
		私立	13		13	10,590	7,458	18,048
		計	17	0	17	18,453	13,306	31,759
短期大学（部）		公立	1		1	31	547	578
		私立	5		5	262	2,073	2,335
		計	6	0	6	293	2,620	2,913
国立工業高等専門学校			1		1	944	156	1,100
高等学校	全日制	県立	91	2	93	32,023	29,566	61,589
		市立	6		6	1,892	2,638	4,530
		私立	44		44	15,997	16,161	32,158
		計	141	2	143	49,912	48,365	98,277
	定時制	県立	20		20	1,918	1,606	3,524
		市立	1		1	28	18	46
		私立	－		－			
		計	21	0	21	1,946	1,624	3,570
	通信制	県立	1		1	863	1,047	1,910
高校専攻科		県立	1		1	21	0	21
		市立	0		0	0	0	0

2 県立各種講習所等学生・生徒現在員数

（県職業能力開発課） H24. 4. 1

学校名	学生・生徒数			所在地	電話	備考
	男	女	計			
漁業高等学園	13	0	13	焼津市小川汐入3747－2	(054) 627-0219	
農林大学校	117	62	179	磐田市富丘678－1	(0538) 36-0211	
(〃 本校)	(90)	(46)	(136)	〃	〃	
(〃 茶業分校)	(9)	(3)	(12)	菊川市倉沢1706－11 (茶業研究センター内)	(0548) 27-2311	
(〃 果樹分校)	(4)	(6)	(10)	静岡市清水区駒越西二丁目12－10(果樹研究センター内)	(054) 334-4850	
(〃 畜産分校・大家畜)	(3)	(4)	(7)	富士宮市猪之頭1945(畜産技術研究所内)	(0544) 52-0146	
(〃 畜産分校・中小家畜)	(3)	(1)	(4)	菊川市西方2780(中小家畜研究センター内)	(0537) 35-2291	
(〃 林業分校)	(8)	(2)	(10)	浜松市浜北区於呂4034－5	(053) 583-3523	
沼津技術専門校	84	7	91	沼津市大岡4044－24	(055) 925-1071	機械技術 電子技術 情報技術
清水技術専門校	65	0	65	静岡市清水区楠160	(054) 345-2032	機械技術 電気技術 設備技術
浜松技術専門校	17	0	17	浜松市東区小池町2444－1	(053) 462-5602	機械技術 建築
あしたか職業訓練校	23	12	35	沼津市宮本5－2	(055) 924-4380	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ 生産･サービス

12-1　緊急物資調達計画

（県危機政策課）

(1)調達人口、調達世帯の算出根拠

第3次地震被害想定（平成13年5月）における生活支障の想定に基づき、発災1ヶ月後の避難者数及び世帯数を用いた。

地域危機管理局	世帯	人口	調達世帯	調達人口
賀茂	31,058	86,428	3,291	9,131
東部	381,201	1,146,587	51,781	155,185
中部	396,630	1,238,358	78,526	240,960
西部	393,644	1,265,987	47,386	152,326
計	1,202,533	3,737,360	180,984	557,602

世帯、人口は平成7年4月1日現在

(2)市町における食料の備蓄

発災後の食料の確保については、各家庭等における県民自らの備蓄を前提とするが、住居の被災等により家庭内食料が使用不可能となった場合を想定し、市町による備蓄を行う。

備蓄の目標は3日分とし、4日目から7日目の4日分については協定等による調達を行う。

(3) 緊急物資調達計画の総括表

物資名	原単位	調達人口又は調達世帯	単位	推定必要量	流通在庫量（県協定）	市町備蓄量
米	1人1日 600g 4日分	557,640 人	kg	1,827,027	124,126,800 1,711,000	玄米(精米換算) 精米
かんぱん	〃 345g 1日分	557,640	kg	262,631	80,303	
漬物・梅干	〃 60g 4日分	557,640	kg	182,703	781,830	
佃煮・缶詰	〃 90g 4日分	557,640	kg	274,054	7,989,784	
味噌	〃 30g 4日分	557,640	kg	91,352	7,585	
醤油	〃 30cc 4日分	557,640	ﾘｯﾄﾙ	91,352	84,261	
塩	〃 20g 4日分	557,640	kg	60,901	903,246	
粉ミルク	〃 140g 7日分		kg		22,305	
毛布	1人2枚	557,602	枚	1,115,204	38,350	215,376
シャツ	1人1枚	557,602	枚	557,602	1,076,450	600
下着類	1人1組	557,602	組	557,602	5,202,700	6,000
タオル	1人1本	557,602	本	557,602	210,080	6,030
運動靴	1人1足	557,602	足	557,602	295,650	—
石鹸	1人1個	557,602	個	557,602	193,255	6,250
洗剤	1世帯1箱	180,984 世帯	箱	557,602		2
ﾊｼ・ｽﾌﾟｰﾝ	1人1ぜん(本)	557,602	本	557,602	383,267	13,700
皿	1人2枚	557,602	枚	1,115,204	247,350	16,006
茶碗	1人1個	557,602	個	557,602		8,635
作業衣	1人1着	557,602	着	557,602	127,000	620
軍手	1人1双	557,602	双	557,602	406,940	3,592
雨具	1人1着	557,602	着	557,602	65,160	1,557
生理用品	1人1袋	278,801	袋	278,801	1,602,560	2,038
おむつ(紙)	1人 8枚/日×7日	16,298	紙	912,688	512,700	616
おむつカバー	1人1枚	16,298	枚	16,298	5,260	—
哺乳瓶	1人1本	5,405	本	5,405	2,310	125
ちり紙	1世帯 0.3/1日×7日	180,984 世帯	R	380,067	30,298,450	8,560
なべ・ハンゴー	1世帯2個	180,984 世帯	個	361,968	29,240	928
やかん	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021		118
バケツ	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021	25,880	3,597
ﾏｯﾁ・ﾗｲﾀｰ	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021	700,340	142
懐中電灯	1世帯1本	180,984 世帯	本	181,021	6,596,520	3,436
乾電池	1世帯4本	180,984 世帯	本	723,936		5,248
LPｶﾞｽ(20kg)	可能量	398,963 世帯	本	398,963	23,600	840
LPガス器具	可能量	398,963 世帯	個	398,963	8,730	74

12-2-1 応急食料調達予定先一覧表

（県茶業農産課）

1 米　穀　　H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名等	電話	1日精米能力
賀茂	下田市中	賀茂米穀卸㈱	0558－22－0540	26ｔ
東部	富士市御幸町	富士米穀卸㈱	0545－52－3045	24ｔ
	函南町塚本	東海食糧㈱	0559－79－7111	10ｔ
	（沼津市添地町）	（沼津米穀卸㈱）	0559－88－7771	－
中部	（静岡市駿河区曲金）	（県経済連）	050-3101-4605	－
	藤枝市駅前	志太榛原米穀卸㈱	054－641－1100	78ｔ
西部	浜松市中区高林	浜松米穀卸㈱ 〃 高林工場	053－478－2294	75ｔ
	〃 神田	〃 神田倉庫	053－443－9262	－
	（磐田市国分台）	（㈱遠州米穀）	0538－35－1121	－
	磐田市岩井	同 磐田精米工場	0538－35－1121	70ｔ
	袋井市堀越	県経済連 袋井精米工場	0538－43－7980	60ｔ

（注）上表中、（ ）の場所は、本社機能のみで在庫がない。

2 粉ミルク類　　（県茶業農産課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話
中部	静岡市駿河区南八幡町	森永乳業㈱静岡支店	054－280－2200
	静岡市駿河区富士見台	明治乳業㈱静岡支店	054－281－2167
	静岡市駿河区西島	シーエス薬品㈱	054－202－7630

3 牛　乳　　（県畜産課）H24 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話
東部	田方郡函南町	函南東部農業協同組合	055－974－0014
中部	静岡市清水区長崎	清水乳業㈱	054－345－5811
	静岡市葵区牧ヶ谷	静岡牛乳協同組合	054－276－0400

4 副食類（みそ、しょう油）　　（県マーケティング推進課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	備考
東部	沼津市大諏訪	㈱コーゲツ	055－922－3703	醤油・味噌
	三島市八反畑	㈱伊豆フェルメンテ	055－975－0543	味噌
	富士宮市宝町	㈱富士高砂酒造	0544－27－2008	醤油
中部	焼津市小屋敷	ヤマキン㈱	054－628－2351	〃
	大井川町吉永	カネジュウ食品㈱	054－622－5515	味噌
	大井川町高新田	静岡県産醤油㈱	054－622－2241	醤油
	相良町須々木	㈱ハチマル	0548－52－0080	〃
	吉田町神戸	中村醤油㈱	0548－32－0058	〃
西部	浜松市東区材木町	㈱鈴木醸造	053－421－9751	醤油

5 漬　物　　（県マーケティング推進課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	備考
東部	沼津市大諏訪	㈱コーゲツ	055－922－3703	福神漬
	富士市横割	丸茂食品㈱	0545－61－0409	福神漬・梅干
中部	静岡市葵区千代	マルハチ食品㈱	054－278－1008	梅干・漬物
	〃 北安東	鈴木漬物㈱	054－245－6100	沢庵・梅干
西部	浜松市西区大久保町	丸文漬物	053－485－0707	沢庵
	〃 北区三方原町	今田漬物㈱	053－437－4984	沢庵・梅干・福神漬
	〃 中区北島寺町	㈱丸岩松本商店	053－452－5704	梅干・漬物
	〃 中区花川町	㈱コマツ・アグリ	053－436－2874	漬物
	〃 西区西山町	㈲ヤマコー野島食品	053－485－0844	漬物・梅干
	磐田市寺谷	㈱共栄商会	0538－38－3886	漬物・梅干
	磐田市海老島	静岡新進㈱	0538－66－8668	沢庵・梅干

6 佃　煮　　（県水産振興課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	契約量(kg)	備考
中部	静岡市清水区蒲原4丁目18－18	㈱ヤマザキ	054－388－2135	1,000	佃煮
	焼津市本町5丁目2－20	稲森角太郎商店	054－628－3379	100	〃
	〃 東小川1丁目3－19	㈲梅原判呂久商店	054－628－2403	200	〃
	〃 大住105－3	㈱一イ大畑食品	054－627－5780	300	〃
	〃 坂本347－3	有汐クニンベンうさぎ屋食品	054－620－1715	500	〃
	〃 小川2812	チキリキン食品㈱	054－624－3151	300	〃
	〃 焼津6丁目4－16	㈱寺岡銓吉商店	054－628－3669	800	〃
	〃 大栄町1－5－18	中源商店	054－629－5360	160	〃
	〃 惣右衛門1195－8	㈱マルシメ21	054－624－8127	1,000	〃
	〃 東小川2丁目4－14	㈱山政	054－629－0558	100	〃
	〃 流通センター6－5	㈱松長あきやま	054－263－2427	1,000	〃
西部	浜松市西区入野町9043－16	㈲入妻中村義雄商店	053－447－1022	129	〃

7 魚　類　　（県水産振興課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	即日調達可能数量（t）	備考
東部	沼津市千本港町	沼津魚市場㈱	055－962－3700	30	冷凍
	〃	沼津魚仲買商協同組合	055－962－2882	2	冷凍
	伊東市新井	いとう漁業協同組合	0557－53－2591	1	冷凍
中部	静岡市清水区島崎町	清水魚㈱	0543－52－0121	60	冷凍

8 罐詰類　　（県マーケティング推進課）H24. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	備考
東部	沼津市大諏訪	㈱コーゲツ	055－922－3703	魚肉他
中部	静岡市葵区栄町	清水食品㈱	054－221－8520	〃
	静岡市清水区島崎町	はごろもフーズ㈱	0543－54－5000	〃
	〃 〃 幸町	伊藤食品㈱	0543－34－2281	〃
	〃 〃 駒越東町	駒越食品㈱	0543－34－2277	〃
	〃 〃 八木間町	興津食品㈱	0543－69－1146	〃
	〃 〃 興津中町	山梨罐詰㈱	0543－69－1101	〃
	由比町北田	いなば食品㈱	0543－75－3111	〃
	〃 由比	㈱由比罐詰所	0543－75－2121	〃
	静岡市清水区蒲原	㈱ホテイフーズコーポレーション	054－385－3131	〃
	焼津市焼津5丁目	三洋食品㈱	054－628－7211	〃
	〃 惣右衛門	三共食品㈱	054－623－2277	〃
	〃 中里	㈱サスナ	054－627－5525	〃

9 家畜飼料　　（県畜産課）H24. 4. 1

在庫場所	会社名	電話	即日調達可能数量	備考
静岡市清水区清開	JA東日本くみあい飼料㈱清水工場	054－334－9166	2,000 t	
榛原郡吉田町住吉	JA東日本吉田中継基地	0548－32－2160	100	
浜松市北区細江町三和	JA東日本金指中継基地	053－522－1160	70	
静岡市清水区幸町	清水港飼料㈱清水工場	054－334－5060	1,000	
静岡市清水区新港町	㈱J-オイルミルズ静岡工場	054－351－2757	350	
三島市梅名	豊橋飼料㈱三島ストックポイント	0559－77－7598	120	

10 塩　　（県マーケティング推進課）H23. 4. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	備考
東部	沼津市本白銀町	沼津塩業㈱	055－962－1277	
中部	静岡市葵区相生町	静岡塩業㈱	054－246－1231	
西部	浜松市南区富屋町	浜松塩業㈱	053－426－1175	

11 砂　糖

砂糖の入手方法は原則として商工会議所、商工会等から調達するものとし、調達あっせん先は＜第8節 衣料生活必需品その他物資供給計画＞の＜商工会議所等一覧表＞に基づき措置するものとする。

12 応急食料調達予定先一覧

（県経済産業部総務監）H23.4.1

事業者名	所在地	連絡先	調達可能品目																		
			おにぎり	弁当	パン	缶詰	飲料	牛乳	粉ミルク	カップ麺	カップ味噌汁	レトルト	果実	米穀	野菜	食肉	魚類	漬物	佃煮	味噌醤油	塩
㈱セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８－８	03-6238-2104	○	○	○	○	○	○		○	○	○									
㈱サークルKサンクス	東京都中央区晴海2-5-24 晴海センタービル	03-6220-9200	○	○	○	○	○	○		○	○	○								○	
㈱ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3－１－１	03-3989-7600	○	○		○				○	○	○									
㈱イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町８－８	03-6238-2104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合同会社　西友	東京都北区赤羽2－１－１	03-3598-7760	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
㈱そごう・西武	東京都千代田区二番町５－２５	03-6272-7156	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ユニー㈱山静営業部	静岡市駿河区森下町４－３０	054-203-3712	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ユニー㈱ピアゴ於呂店	浜松市浜北区於呂字荒巻982	053-580-0511	○	○	○	○	○	○													
㈱ひのや	富士市大渕2373	0545-36-0111	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
㈱田子重	焼津市東小川2－１６－１４	054-627-3133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
㈱掛川スーパーマーケット	掛川市中央2－１２－１	0537-24-3418																			
㈱遠鉄ストア	浜松市中区佐鳴台4－１６－１０	053-445-1000				○	○			○	○	○								○	○
静岡県経済農業協同組合連合会	静岡市駿河区曲金3－８－１	054-284-9700											○	○	○	○					
㈱桃中軒	沼津市千本港町24	055-963-0154			○		○											○	○	○	○
生活協同組合コープしずおか	静岡市葵区黒金町59－６	054-272-6991			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○
静岡県給食協同組合連絡協議会	静岡市駿河区北丸子1－１９－２０静岡給食（協）内	054-259-1341												○	○			○	○	○	○
㈱神明	兵庫県神戸市中央区栄町通6－１－２１	078-371-4701												○							
㈱伊勢丹	東京都新宿区新宿3－１４－１	03-5273-5344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○
イオンリテール㈱東海カンパニー	愛知県名古屋市中区名駅5－２５－１	052-589-0033	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○
㈱天神屋	焼津市越後島470（株）天神屋静岡工房内	054-626-2428	○																		
㈱ローソン	東京都品川区大崎1－１１－２	03-5435-1594	○		○		○			○											
㈱カインズ	群馬県高崎市高関町380番地	027-320-1100					○		○					○							
サントリーフーズ㈱	静岡市駿河区森下町1－３５－９F	054-284-8821					○														

12-2-2 応急食糧の保管状況

（県茶業農産課）H22.9.1

1 米穀流通在庫量

地域危機管理局	卸保有				政府保管				計	
	精米	玄米	計	供給可能人数（千人）	精米	玄米	計	供給可能人数（千人）	精米換算	供給可能人数（千人）
賀茂	14	50	64	107	0	0	0	0	64	107
東部	102	615	717	1,195	0	0	0	0	717	1,195
中部	137	836	973	1,622	22,720	0	22,720	37,867	23,693	39,488
西部	119	1,489	1,608	2,680	0	0	0	0	1,608	2,680
計	372	2,990	3,362	5,603	22,720	0	22,720	37,867	26,082	43,470

注1）1日あたりの消費量（消費者人口は平成17年10月1日現在）、2,255トン＝3,759千人×600グラム/人・日
注2）玄米は、精米換算後の数量を記載（精米換算率90%）

2 粉ミルク

地域危機管理局	業者数	数量（kg）	供給可能人数	必要人員	供給可能日数
賀茂	0	0	0	―	―
東部	0	0	0	―	―
中部	2	58	414	―	―
西部	0	0	0	―	―
県外	1	13,735	98,107	―	―
計	3	13,793	98,521	32,715	3.0

注1）県内0歳児の人口、32,715人（平成17年国勢調査）
注2）1日あたりの消費量、4.6トン＝33千人×140グラム/人・日

12-3-1 商工会議所等一覧表

(1) 主要商工団体一覧

（県経済産業部）H24.4.1

団体名	所在地	電話	備考
(財)しずおか産業創造機構	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－273－4430	商工振興課
(社)静岡県環境資源協会	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－252－9023	新産業集積課
(社)静岡県国際経済振興会	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－254－5161	
(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	浜松市東区流通元町5－1	053－421－2301	企業立地推進課
清水港利用促進協会	静岡市清水区相生町 6－17 静岡商工会議所清水事務所内	054－353－3401	
日本貿易振興機構静岡貿易情報センター	静岡市清水区日の出町9－25	054－352－8643	
静岡県信用保証協会本店	静岡市葵区追手町 5－4 アーバンネット静岡追手町ビル	054－252－2120	商工金融課
静岡県中小企業団体中央会	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－254－1511	
(社)静岡県商工会議所連合会	静岡市葵区黒金町20－8 静岡商工会議所会館内	054－252－8161	経営支援課
静岡県商工会連合会	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－255－8080	
静岡県茶商工業協同組合	静岡市葵区北番町81 茶業会館内	054－254－2518	茶業農産課
静岡県家具工業組合	静岡市葵区駒形通6－8－21	054－254－7201	
(社)静岡県繊維協会	浜松市中区東伊場2－7－1 浜松商工会議所会館9F	053－456－7222	地域産業課
(社)静岡県紙業協会	富士市大渕2590－1 富士工業技術支援センター内	0545－35－5061	
静岡特産工業協会	静岡市駿河区曲金3－1－10	054－281－2999	
静岡県木材協同組合連合会	静岡市葵区追手町9－6 県庁西館内	054－252－3168	林業振興課
静岡県商店会連盟連合会	静岡市葵区黒金町20－8 静岡商工会議所会館内	054－252－8161	地域産業課
静岡県商店街振興組合連合会	〃 〃	〃	

（県文化・観光部）H23.4.1

(社)静岡県観光協会	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2F	054－202－5595	観光政策課
静岡県旅行業協会	〃 葵区鷹匠1-3-3	054－251－3089	

(2)商工会議所

（経営支援課）H24.4.1

会議所名	〒	所在地	電話
(社)静岡県商工会議所連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町20－8 静岡商工会議所会館1F	054－252－8161
下田商工会議所	415-8603	下田市2－12－17	0558－22－1181
伊東〃	414-0028	伊東市銀座元町6－11	0557－37－2500
熱海〃	413-0014	熱海市渚町8－2	0557－81－9251
三島〃	411-8644	三島市一番町2－29	055－975－4441
沼津〃	410-0832	沼津市御幸町14－5	055－931－1111
富士宮〃	418-0063	富士宮市若の宮町45	0544－26－3101
富士〃	417-8632	富士市瓜島町82	0545－52－0995
静岡〃	420-0851	静岡市葵区黒金町20－8	054－253－5111
焼津〃	425-0026	焼津市焼津4－9－1	054－628－6251
藤枝〃	426-0025	藤枝市藤枝4－7－16	054－641－2000
島田〃	427-0029	島田市日之出町4－1	0547－37－7155
掛川〃	436-0079	掛川市掛川551－2	0537－22－5151
袋井〃	437-8691	袋井市新屋1－2－1	0538－42－6151
磐田〃	438-0078	磐田市中泉281－1	0538－32－2261
浜松〃	432-8501	浜松市中区東伊場2－7－1	053－452－1111

(3)商工会

商工会名	〒	所在地	電話
静岡県商工会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館内	054－255－8080
河津町商工会	413-0513	賀茂郡河津町浜159－1	0558－34－0821
東伊豆町〃	413-0411	〃 東伊豆町稲取383－5	0557－95－2167
南伊豆町〃	415-0303	〃 南伊豆町下賀茂208－3	0558－62－0675
松崎町〃	410-3624	〃 松崎町江奈231－2	0558－42－0470
西伊豆町〃	410-3514	〃 西伊豆町仁科423－1	0558－52－0270
伊豆市〃	410-2416	伊豆市修善寺838－1	0558－72－8511
伊豆の国市〃	410-2123	伊豆の国市四日町290	055－949－3090
函南町〃	419-0114	田方郡函南町仁田68－2	055－978－3995
小山町〃	410-1311	駿東郡小山町小山96－2	0550－76－1100
御殿場市〃	412-0042	御殿場市萩原515	0550－83－8822
裾野市〃	410-1102	裾野市深良451	055－992－0057
長泉町〃	411-0943	駿東郡長泉町下土狩973－38	055－986－0685

商工会名	〒	所在地	電話
清水町商工会	411-0902	駿東郡清水町玉川151	055－975－6987
沼津市〃	410-0312	沼津市原1200－1	055－966－1331
芝川〃	419-0316	富士宮市羽鮒1212－1	0544－65－0273
富士市〃	419-0204	富士市久沢435-7	0545－71－2358
由比町〃	421-3104	静岡市清水区由比北田141－8	054－375－2620
蒲原〃	421-3211	〃　清水区蒲原新田2－11－5	054－385－3185
静岡市清水〃	424-0204	〃　清水区興津中町1904	054－369－0431
岡部町〃	421-1121	藤枝市岡部町岡部6－1	054－667－0244
大井川町〃	421-0205	焼津市宗高900	054－622－0393
吉田町〃	421-0303	榛原郡吉田町片岡1669－1	0548－32－3366
牧之原市〃	421-0523	牧之原市波津1555	0548－52－0640
島田市〃	428-0022	島田市金谷2014-2	0547－45－4611
川根本町〃	428-0313	榛原郡川根本町上長尾773－1	0547－56－0231
菊川市〃	439-0031	菊川市加茂2156	0537－36－2241
御前崎市〃	437-1612	御前崎市池新田5484－1	0537－86－2146
大東町〃	437-1421	掛川市大坂2882掛川市産業交流プラザ	0537－72－2701
大須賀町〃	437-1304	〃　西大渕63	0537－48－2262
森町〃	437-0215	周智郡森町森20－9	0538－85－3126
浅羽町〃	437-1102	袋井市浅名979－1	0538－23－2440
磐田市〃	438-0833	磐田市弥藤太島515－1	0538－36－9600
天竜〃	431-3314	浜松市天竜区二俣町二俣425－5	053－925－5151
浜北〃	434-0038	〃　浜北区貴布祢289－10	053－586－2171
奥浜名湖〃	431-1305	〃　北区細江町気賀595－1	053－527－2600
浜名〃	431-0102	〃　西区雄踏町宇布見4859－15	053－592－5500
新居町〃	431-0302	湖西市新居町新居3380－8	053－594－0634
湖西市〃	431-0431	湖西市鷲津332－8	053－576－0637

12-3-2 生活必需品等調達協定業者一覧

（県経済産業部総務監・地域産業課）H24.4.1

	企業名	所在地	電話	毛布	寝具一式	テント	シャツ	下着類	作業着	タオル	軍手	サラシ	雨具	紙おむつ	おむつカバー	生理用品	石鹸	洗剤	トイレットペーパー	鍋ハンコゝー	ヤカン	バケツ	皿	茶碗	箸	スプーン	哺乳瓶	マッチライター	懐中電灯	乾電池	運動靴	LPガス	ブルーシート	ポリタンク
1	共栄産業(株)	沼津市大岡	055-921-7503									○		○	○	○			○								○							
2	(協)沼津卸商社ｾﾝﾀｰ	清水町卸団地	055-971-6500	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○			
3	シンコーラミ工業(株)	富士宮市北山	0544-58-5022											○																				
4	(株)コーチョー	富士市厚原	0545-71-2610											○																				
5	フジゲン(株)	富士市柳島	0545-61-8833								○								○						○									
6	鈴木産業(株)	富士宮市小泉	0544-23-2456						○		○		○																			○		
7	ｴﾘｴｰﾙﾍﾟｰﾊﾟｰﾃｯｸ(株)富士	富士市厚原	0545-71-1101													○																	
8	(株)エンチョー	富士市中央町	0545-57-0808							○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○
9	(株)三菱電機ﾗｲﾌﾈｯﾄﾜｰｸ	名古屋市東区	052-725-5230																										○	○				
10	中央物産(株)静岡ﾛｼﾞｽﾃｨ	静岡市駿河区丸子新田	054-259-1383											○		○	○	○	○											○				
11	(株)望月商店	静岡市清水区江尻東	054-366-1017								○					○	○	○	○				○		○				○					
12	静岡県わた寝具商工組合	静岡市駿河区八幡	054-285-8355	○						○																								
13	(協)静岡流通ｾﾝﾀｰ	静岡市葵区流通ｾﾝﾀｰ	054-263-2003				○			○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○		
14	トーメイ商事(株)	静岡市清水区高橋	054-365-3003			○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
15	静岡県災害対策資具協議会	静岡市葵区与一	054-276-0306	○	○																													
16	ﾋﾟｯﾌﾟﾄｳｷｮｳ(株)静岡	島田市中河	0547-38-5192									○															○	○	○	○				
17	(株)カインズ	群馬県高崎市	027-320-1100	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
18	ＦＤＫ(株)	湖西市鷲津	053-576-2151																											○				
19	浜松繊物卸商（協）	浜松市中区野口町	053-460-1996									○																						
20	(株)丸八	浜松市中区神田町	053-441-5124															○					○	○		○								
21	(協)浜松卸商ｾﾝﾀｰ	浜松市南区卸本町	053-441-0851	○			○	○	○	○	○	○					○	○	○									○	○	○			○		
22	(有)ロッジ浜松	浜松市中区常盤町	053-453-0319	○		○																								○				
23	(株)遠繊	浜松市南区三島町	053-441-1677																														○	
24	(株)遠鉄百貨店	浜松市中区砂山町	053-457-5211	○			○	○		○				○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○				○			
25	内山被服(株)	浜松市中区城北	053-474-6611						○																									
26	(株)カーマ	愛知県刈谷市	0566-25-2511							○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○
27	鈴木清見(株)	兵庫県西宮市	078-903-0531											○					○						○					○				
28	明花電業(株)	兵庫県神戸市中央区	078-231-5371																										○					
29	日本毛布工業組合	大阪府泉大津市	0725-33-4185	○																														
30	NPOｺﾒﾘ災害対策センター	新潟県新潟市南区	025-371-4185	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	(株)ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ･ﾌﾞｯｸﾊﾟﾝ	東京都千代田区	03-6238-3734				○	○		○	○		○			○	○	○	○						○	○		○	○	○				
32	(株)ｻｰｸﾙK・ｻﾝｸｽ	東京都中央区	03-6220-9220																						○				○	○				
33	(株)ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ	東京都豊島区	03-3989-7600					○		○	○		○	○		○	○	○	○						○	○		○	○	○				
34	(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区	03-6238-2104	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	(合同会社)西友	東京都北区	03-3598-7610	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	(株)そごう・西武	東京都千代田区	03-6272-7156	○			○	○		○				○			○	○		○	○		○	○	○	○	○							
37	ﾕﾆｰ(株)山静営業部	静岡市駿河区森下町	054-203-3712	○			○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38	ﾕﾆｰ(株)ピアゴ於呂店	浜松市浜北区於呂	053-580-0511	○			○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
39	(株)ひのや	富士市大渕	0545-36-0111							○	○					○	○	○	○				○		○				○	○	○			
40	(株)田子重	焼津市東小川	054-627-3133								○			○		○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○			
41	掛川ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ	掛川市中央	0537-24-3418																															
42	(株)桃中軒	沼津市千本港町	055-963-0154																						○									
43	（生協）ｺｰﾌﾟしずおか	静岡市葵区黒金町	054-272-6991					○		○	○			○		○	○	○	○										○	○	○			
44	ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ(株)中部ｶﾝﾊﾟﾆｰ	愛知県名古屋市中区	052-589-0734	○			○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
45	㈱伊勢丹	東京都新宿区	03-5273-5344	○				○																										
46	㈱ローソン	東京都品川区	03-5435-1594																○				○	○	○	○								

12-4 水道施設一覧表

（県水利用課）H23.3.31

市町名	上水道	簡易水道		小計	専用水道	合計
		公営	その他			
下田市	1			1	3	4
東伊豆町	1	1	7	9	8	17
河津町	1		2	3	1	4
南伊豆町	1	16		17	3	20
松崎町	1	3		4		4
西伊豆町	1	5		6		6
沼津市	1	1		2	31	33
熱海市	1	1		2	7	9
三島市	1	2	2	5	10	15
富士宮市	2		6	8	24	32
伊東市	4 (1)		9 (1)	13 (2)	19	32 (2)
富士市	2	1	12	15	23	38
御殿場市	3 (2)	1		4 (2)	36	40 (2)
裾野市	1	1	2	4	18	22
伊豆市	4	9	2	15	14	29
伊豆の国市	2 (1)	5	4	11 (1)	11	22 (1)
函南町	2 (1)	3	2	7 (1)	3	10 (1)
清水町	1 (1)			1 (1)		1 (1)
長泉町	1		1	2	9	11
小山町	1	2	1	4	17	21
静岡市	1	19	10	30	36	66
島田市	4 (2)	14	2	20 (2)	2	22 (2)
焼津市	1			1	5	6
藤枝市	2	5	3	10	5	15
牧之原市	5 (4)			5 (4)		5 (4)
吉田町	1			1	1	2
川根本町		11		11		11
浜松市	1	32	6	39	56	95
磐田市	1		10	11	9	20
掛川市	2 (1)	5		7 (1)	2	9 (1)
袋井市	1			1	7	8
湖西市	2			2	5	7
御前崎市	1			1	2	3
菊川市	3 (2)			3 (2)		3 (2)
森町	1	3	1	5	1	6
計	58 (15)	140	82 (1)	280 (16)	368	648 (16)
		222	(1)			

上水道及び簡易水道事業の箇所数にある（ ）書きについては、当該市町内に給水区域を持つ他市町内の水道事業数を記載。

例えば、1当該市町営水道、隣接市営水道の行政区域外給水1箇所により給水しているある市の上水道の箇所数は2(1)となる。したがって、合計箇所数は、（ ）内の数字を含む

12-5 建築資材調達予定先一覧表

1 木材協同組合　　（県林業振興課）H24.4.1

組合名	郵便番号	所在地	電話
天竜木材産地協同組合	431－3312	浜松市天竜区二俣町南鹿島 69-2	053－925－2009
気田川木材協同組合	437－0605	浜松市天竜区春野町気田 814-2 天竜商工会春野支所会館内	053－989－0298
浜北木材協同組合	434－0004	浜松市浜北区宮口 2461	053－582－3703
浜松木材商同業協同組合	430－0928	浜松市中区板屋町 102-2	053－452－3275
天龍木材協同組合	435－0011	〃　東区国吉町 130-1	053－421－0034
太田川木材協同組合	437－0215	周智郡森町森 20-9 森町商工会内	0538－85－3126
掛川木材協同組合	436－0079	掛川市掛川 551-2 掛川商工会議所内	0537－22－5151
大井川木材林産協同組合	428－0313	川根本町棒原郡上長尾 859-6 長尾川製材工場内	0547－56－0015
島田木材協同組合	427－0028	島田市栄町 4-19	0547－37－2175
志太木材協同組合	426－0027	藤枝市緑町1丁目 8-16	054－641－0204
静岡木材業協同組合	420－0011	静岡市葵区安西 2 丁目 21	054－271－7288
清水港木材協同組合	424－0941	静岡市清水区富士見町 8-15 木材ビル内	054－353－3231
富士宮木材協同組合	418－0056	富士宮市西町 11－2 （株）片岡材木店内	0544－27－2175
沼津木材協同組合	410－0871	沼津市西間門 1-2	055－921－4680
裾野木材協同組合	410－1121	裾野市茶畑 1789 ㈲杉政製材所内	055－987－0236
御殿場木材協同組合	412－0021	御殿場市二枚橋 173-20	0550－81－6380
駿豆木材協同組合	411－0817	三島市八反畑 89	055－975－0284
田方地区木材協同組合連合会	410－2407	伊豆市柏久保 1399-1	0558－72－0754
三島製材組合	411－0801	三島市谷田 1539-34 谷田木材内	055－972－5544
伊東木材事業協同組合	414－0027	伊東市吉田 754 弘木屋産業㈱内	0557－45－1199
天城木材協同組合	410－2407	伊豆市柏久保 1399-1	0558－72－0754
賀茂木材組合	413－0303	賀茂郡東伊豆町片瀬 600 ㈲相良製材所内	0557－23－0148
静岡県内外広葉樹協同組合	425－0052	焼津市田尻 2203 丸増木材㈱内	054－624－2200
御前崎港外材協同組合	420－0913	静岡市葵区瀬名 1-9-8	054－264－2888
清水港木材産業協同組合	424－0941	静岡市清水区富士見町 8-15 木材ビル内	054－353－3231

2 建築資材取扱業者　　（県地域産業課）H24.4.1

	企業名	郵便番号	所在地	電話
トタン板・クギ・スレート	田村商事㈲	410－0031	沼津市三枚橋町 17-3	0559－62－1759
	㈱北条	420－0922	静岡市葵区流通センター 2-1	054－263－2235
	㈱エーアンドエーマテリアル静岡営業所	422－8035	静岡市駿河区宮竹 2-14-3	054－238－0325
	㈱釜慶商店	435－0041	浜松市東区北島町 760	053－423－0007
	㈱小山金物	432－8052	浜松市南区東若林町 67-1	053－441－4471
畳	静岡県畳適格組合連合会	420－0061	静岡市葵区新富町 4-8	054－221－5160
硝子	静岡県ガラス＆アルミ建材連合会	410－0058	沼津市沼北町 2-10-1	055－921－1025
	日本板硝子ビルディングプロダクツ㈱名古屋支店静岡駐在	421－1221	静岡市葵区牧ケ谷 2448	054－277－6635
	セントラル硝子中部㈱	450－0002	名古屋市中川区宮田町大字千音寺字土坪 3773	052－431－7543
	AGC グラスプロダクツ㈱	110－0015	東京都台東区東上野 4-24-11 NBF上野ビル 5F	03－5806－6380

3 災害応急仮設住宅取扱い業者

「17-2 応急仮設住宅建設可能戸数及び建設業者」の項を参照

12-6 災害復旧用材供給の特別措置

（関東森林管理局）

	販売の相手方	特別措置 ＼ 用途 ／ 区分		代金延納			減額（時価の五割以内）	随意契約
				期間	担保	利息	可否	可否
用材（立木）・素材	県	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	市町村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
		市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人	災害復旧用	住宅店舗等	6ヵ月以内	提供	徴収	否	可

（注）減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい災害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提供して行う。

（緊急を要求する場合には、事後に申請書を提供することを条件として口頭で申請する事ができる。）

13-1-1 東海地震対策「避難計画策定指針」

（県危機情報課）

昭和63年8月10日
総務部地震対策課
改訂 平成18年8月30日
改訂 平成21年3月24日
総務部防災局

1 趣旨

本指針は、東海地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災に対処するため、市町村長の責任において避難計画を策定するための指針である。それらの危険の切迫度、継続時間は、地震の起こり方、時間の経過によって一様でなく、したがって避難の方法も一様でない。この指針では、いくつかの類型化した避難の考え方を示すとともに、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住場所を確保できない者の避難所への受入についても付加して示すものである。

なお、本指針の策定に伴い、従来の東海地震対策「避難地・幹線避難路の計画指針」（昭和52年7月1日策定）は、廃止する。

避難が必要な場面

危険の場面 ／ 災害危険の種類	災害発生前			災害発生後		居住場所を確保できない場合
	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令3日間程度	突発地震発生	余震の危険10日間程度	特定の危険の切迫、危険が去るまでの間	
津波危険予想地域	△	○	○（12時間程度）	○		○
山・がけ崩れ危険予想地域	△	○	○（直後）	○		
延焼火災危険予想地域（住家の耐震性有り）					○	
延焼火災危険予想地域（住家の耐震性無し）		○（付近の安全な空地等に避難）			○	
任意避難地区（住家の耐震性有り）					○	
任意避難地区（住家の耐震性無し）		○（付近の安全な空地等に避難）			○	

注）△印は、4（2）に定める「避難対象地区」のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の災害時要援護者等（介護者を含む）に限り、準備行動として必要に応じて避難を実施することができることを示す。

2 基本的な考え方

（1）避難者とは、災害の危険が切迫した地域における居住者、滞在者、通過者等、すべての者をいう。

（2）警戒宣言発令後に地震が発生した場合及び突然地震が発生した場合の両者を想定した対策とする。

（3）警戒宣言発令時の避難先としては、市町村が指定した避難地とする。ただし、安全な地域に居住する知人宅等に避難することができる者にあっては当該知人宅等を避難先とすることができる。

（4）警戒宣言発令時の避難先として市町村が指定する避難地とは、野営する空地以外に、市町村長が認める耐震を有し、耐火性の高い公共的な建築物への屋内避難も避難地とする。

※「耐震性を有する建築物」とは、東海地震に対する耐震性能のランク区分Ⅰa、Ⅰbの建築物をいう。

※「耐火性の高い建築物」とは、建築基準法でいう準耐火建築物以上のものが望ましいが、地域の実情により、周辺に延焼の危険がない、又は出火防止措置の対策を実施している建築物を含む。

※「公共的な建築物」とは、公共建築物のほか、市町村があらかじめ協定等を結んだ私立学校、保育施設、宿泊施設、体育施設及びゴルフ場施設等の民間の建築物を含む。

（5）（3）及び（4）の規定については、東海地震注意情報発表時に準備行動として必要に応じて避難を実施することができる災害時要援護者等（介護者を含む）の避難先にこれを準用する。

（6）津波、山・がけ崩れ災害を防止するために、防潮堤や山・がけ崩れ防止施設等が整備されている場合であっても、万全を期するため、施設が有する防止効果を避難計画に関しては、原則として考慮しない。

（7）避難については、市町村等計画策定者のみならず、住民も同一用語を用いることが必要である。このため、従来用いていた用語の一部を整理し、紛らわしい用語、難しい用語をできるだけ避けることとする。

（8）避難は具体的な場面で実施可能なことが必要である。そのため、できるだけ現実的な方法をとり、かつ、通常の方法が取れない場合には緊急的方法を取ることもやむを得ない。このため、指針の適用に当たっては、実情に合うよう、柔軟に考え、調整する必要がある。しかし、このことは、想定を軽く見て、安易な避難計画を策定することを勧めるものではない。

（9）警戒宣言発令時における避難地までの避難方法は、徒歩によるものとする。

（10）以上のことを考慮して、人命の安全を第一とし、避難地、避難路、津波避難ビル及び緩衝帯を設定する。

3 対象とする災害

対象とする災害は、津波による水害、山・がけ崩れによる土砂災害及び出火による延焼火災（危険物等の爆発を含む。）とする。

4 計画対象区域

計画対象区域は、行政区域全域とし、地区の範囲の選定は町、丁目、字別に検討する。

（1）要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予想され、かつ、その災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を、「**要避難地区**」とする。

具体的には、**津波、山・がけ崩れ**及び**延焼火災**の発生の危険が予想される地域が、要避難地区となる。

（2）避難対象地区

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が避難の勧告・指示を行う地域を、警戒宣言時の「**避難対象地区**」とする。

具体的には、**津波**及び**山・がけ崩れ**の発生の危険が予想される地域が、避難対象地区となる。

（3）延焼火災危険予想地域

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合には特に避難を要さないが、地震発生後の火災の発生状況により避難を行う地域を、「**延焼火災危険予想地域**」という。

（4）任意避難地区

要避難地区以外の比較的安全な地区であり、避難の必要性が少ないが、災害の状況により避難する場合がある地域を「**任意避難地区**」とする。

（5）警戒区域

警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、退去又は立ち入り禁止の措置が取られる区域若しくは災害発生後、災害の発生状況により、退去又は立ち入り禁止の措置を取られる区域を、「**警戒区域**」という。（災害対策基本法第63条、大規模地震対策特別措置法第26条）

※ 避難対象地区と警戒区域の比較

避難対象地区の避難の勧告・指示が対人的にとらえて、住民の保護を目的とするものであるのに対し、警戒区域は地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止又は退去命令により、住民の保護を図ろうとするものであり、後者については履行の担保のため、違反者に対して罰則が科せられる。（災害対策基本法第116条第2項）

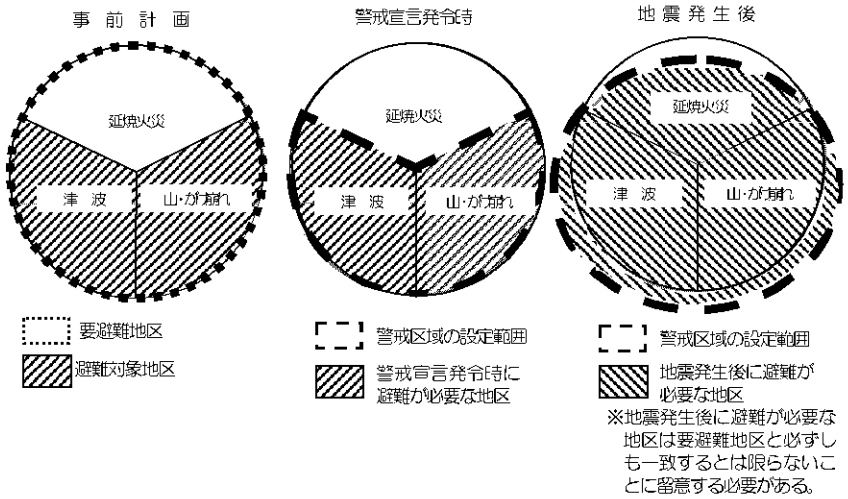

図1　計画対象区域

5　地域による避難形態

地震発生のパターンは、地震が予知され、警戒宣言が発令された後、地震が発生する場合と、地震が予知されずに突然地震が発生する場合の2つのパターンがある。

（1）警戒宣言発令時の避難（ただし地震発生後の対応は5（2）に準じる）

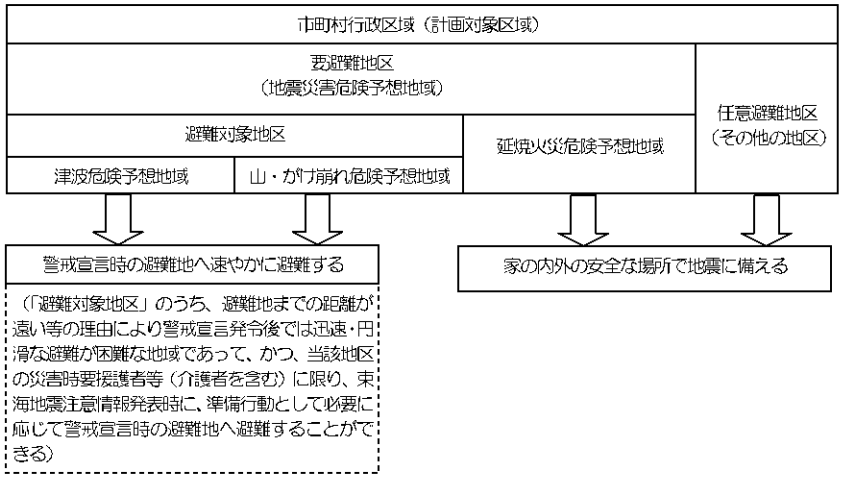

（2）突然地震が発生した場合の避難

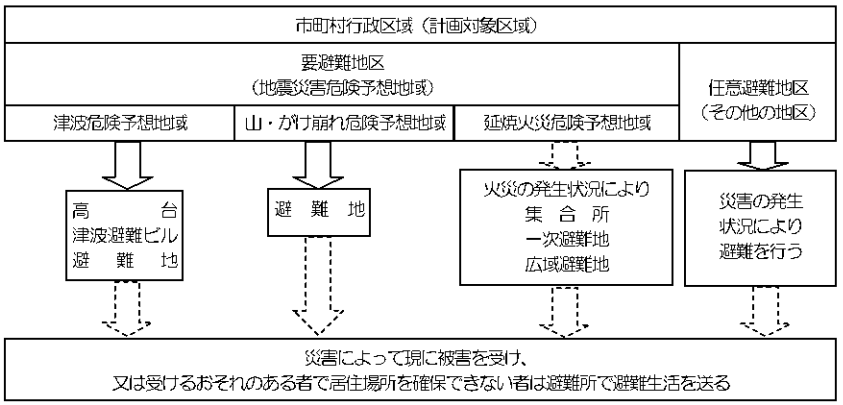

6　津波危険予想地域（警戒宣言時の避難対象地区）の避難計画

（1）基本的な考え

大規模な地震が海域で発生すると、沿岸には津波が襲来し、津波災害を引き起こす。特に駿河湾内での発生が予想されている東海地震では、早いところでは地震の発生から数分で津波が襲来し、沿岸での津波高は数m～10m程度になることが予想される。このため以下のことを基本とする。

ア　津波の浸水のおそれのない地域に、あらかじめ避難地を確保する。

イ　緊急避難に供するため、津波危険予想地域内に津波避難ビルを確保する。

（2）津波危険予想地域の選定基準

津波に対する危険地区（警戒宣言時の避難対象地区）は以下の地区とする。

ア　下田市須崎以西の駿河湾及び遠州灘に面する沿岸市町においては、1854年安政東海地震津波の痕跡高をもとに推定した「安政東海地震津波浸水域図」（昭和52年作成）を参考に、地区の選定を行う。

イ　下田市須崎以東の相模湾に面する沿岸市町においては、1923年関東大地震津波の痕跡高をもとに推定した「関東地震津波浸水域図」（昭和59年作成）を参考に、地区の選定を行う。

（3）警戒宣言時の避難地の設定

警戒宣言時の避難地（津波）は、地震発生後襲来する津波から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構成を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難地は、津波等による浸水の危険や、山・がけ崩れによる危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

イ　避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。

ウ　有効避難面積とは、避難者が避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認める耐震を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

（4）避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2km以内（徒歩で1時間以内）とする。

※避難行動時の歩行速度

集団で避難行動することを考慮して、警戒宣言時の歩行速度は概ね2km／時とする。

イ　避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。

ウ　避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

（5）避難困難地区の設定

津波が沿岸地域を襲来するまでに、早いところでは地震の発生から数分で襲来する可能性があるということを考慮すると、地震が突然発生した場合には、避難地や安全な高台まで避難することの困難な住民等が発生することが予想される。このように、地震が突然発生した場合の津波に対し、避難が困難となる地区を避難困難地区とし、設定基準は以下のとおりとする。

ア　簡便法

津波に対する危険地区のうち、津波到達時間と住民の避難歩行速度を考慮し、概ね津波の浸水区域の外縁から、避難可能距離を超える地区については、避難困難地区とする。

（例：避難可能距離の算出）

津波到達予想時間が５分で、震度５強以上の激しい揺れが１分間程度続き、避難を開始する時間を１分40秒後とした場合

- 津波到達時間の設定　　地震発生後300秒
- 避難開始時間の設定　　地震発生後100秒
- 避難歩行速度の設定　　1.0ｍ/秒

∴　避難可能距離　　L＝1.0ｍ/秒×（300 － 100）秒 ＝ 200ｍ

イ　シミュレーションによる方法

津波のそ上、浸水と、住民等の避難行動について数値シミュレーションを行い、津波到達時間と住民の避難歩行速度を考慮することにより避難困難地区を算定する。

（6）津波避難ビルの設定

突発地震の津波に対し、住民の逃げ遅れ対策のための緊急避難施設として、津波浸水危険予想地域内に確保される施設を津波避難ビルとし、その設定基準は以下のとおりとする。

なお、海岸線に向かって避難することのないように津波避難ビルを設定する。

【設定基準】

ア　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上３階以上の建築物であって、新耐震設計基準に適合（静岡県構造設計指針・同解説 2002 版に適合）し、又は耐震診断により耐震性を有しているもの（静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度版）を満たすもの）を原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、２階建も可とする。

なお、より耐震安全性を確保するためには、静岡県構造設計指針・同解説 2002 版の用途係数若しくは静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度版）の重要度係数が 1.25 であることが望ましい。

また、津波に対する安全性を確認する方法は、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年６月）」で示された「構造的要件の基本的な考え方」に基づき、検討することが望ましい。

イ　避難者１人あたりの必要面積は、概ね１㎡とし、建物内部の有効避難面積を算定する。

ウ　有効避難面積とは、避難者が緊急避難を行うことが可能な面積であり、津波避難ビル内の階高３階以上のスペースを原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、２階以上も可とする。

以上のことを考慮して、津波避難ビルの設定及び指定を行うが、特に避難困難地区については、避難困難地区内の住民がすべて避難可能なだけの有効避難面積を確保し、かつ、地震発生後、数分（例えば５分の場合は、概ね半径 200m）以内に津波避難ビルまで到達可能なよう適切な確保を行う。

なお、津波避難ビルが民間所有の場合には、ビルの所有者と使用に関する協定を交すなど、適切な措置を講ずる。

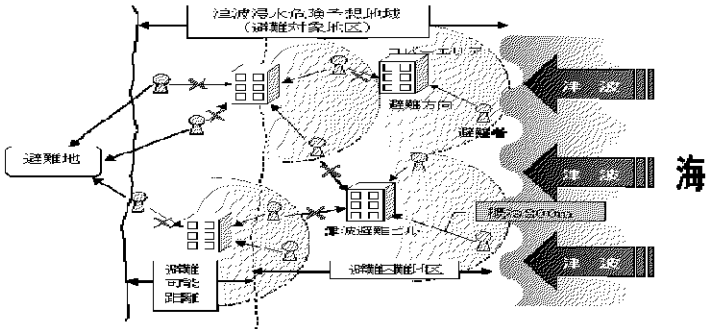

図２　避難対象地区、避難困難地区及び津波避難ビルのイメージ図

（7）避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートの確認を行っておく。

（8）津波避難案内板の設置

津波の危険から住民等を守るために、津波危険予想地域、避難地、津波避難ビル等を標示したわかりやすい案内板を設置する。

なお、ユニバーサルデザインの観点から、総務省消防庁が定めた「津波に関する統一標識」の図記号を、新たに設置する案内板やこれまで設置している案内板に使用するよう努める。

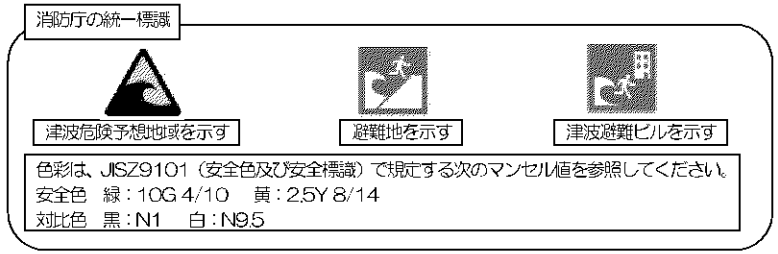

7　山・がけ崩れ危険予想地域（警戒宣言時の避難対象地区）の避難計画

（1）基本的な考え

東海地震を想定した場合、海岸部の津波災害と同様、山間部や急傾斜地においても山・がけ崩れによる多大な被害が予想される。特に山間部においては人口もそれ程密ではないため、以下のことを基準とする。

ア　山・がけ崩れによる危険のない地域に、あらかじめ避難地を確保する。

イ　地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、あらかじめ遠隔地に避難地を確保する。

ウ　山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合に限り、市町村長の責任において、別に定める要領に基づき車両を活用して避難の実効性を確保することができることとする。

（2）山・がけ崩れ危険予想地域の選定基準

山・がけ崩れに対する危険地区（警戒宣言時の避難対象地区）は以下の地区とする。

ア　「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域

イ　土砂災害警戒区域のほか、大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流を参考に地区の選定を行う。

各斜面、箇所、区域の分布については、「山崩れ等災害危険区域総括図（昭和61年作成）」、「静岡県防災地図（平成９年作成）」、「土砂災害危険箇所図」等を参考に把握する。

ウ　大規模崩壊危険斜面については、すべての斜面を対象とすることが困難な場合、危険度ランクと、東海地震の被害想定による予想震度分布を考慮して、以下の基準による対象区域の選定を行う。

（ア）震度５強の地域　　危険度ランクⅠ～Ⅱの斜面

（イ）震度６弱・６強の地域　　危険度ランクⅠ～Ⅲの斜面

（ウ）震度７の地域　　危険度ランクⅠ～Ⅳの斜面

（3）警戒宣言時の避難地の選定

警戒宣言時の避難地（山・がけ崩れ）は、地震時に発生する土砂災害から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難地は、山・がけ崩れによる危険や、津波等による浸水危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

イ　避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者１人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。

ウ　有効避難面積とは、避難者が、避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認める耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

（4）避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2km以内（徒歩で１時間以内）とするのが理想であるが、地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、避難圏域を拡大して設定する。

イ　避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。

ウ　避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

（5）避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートの確認を行っておく。

8　延焼火災危険予想地域の避難計画

（1）基本的な考え

大規模な地震の発生により市街地大火が予想される地域については、広域避難地、一次避難地、幹線避難路を確保し、また、火災の拡大を阻止するため、緩衝帯の確保を図ることを基本とする。

（2）延焼火災危険予想地域の選定基準

延焼火災に対する危険地区（要避難地区）は以下の基準を参考にする。

ア　被害想定により延焼火災の発生の危険性が大きい地区

イ　簡便法

（ア）人口密度150人／ha以上

（イ）非耐火建築物の建ぺい率が20%以上

（ウ）沖積層の上に市街地が形成されていること。

以上３条件のうち２条件に該当する地区

ウ　市街化区域

エ　人口集中地区（DID地区）

（3）広域避難地の設定

広域避難地は地震後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ、消防用水利、消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　広域避難地は、津波等による浸水危険や、山・がけ崩れによる危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

イ　広域避難地内にある非耐火建築物の建築面積の合計の割合が、2%程度以下であること。

ウ　避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者１人当たりの必要面積は、概ね２㎡以上とする。

エ　有効避難面積とは、周辺の市街地大火による輻射熱から避難者の生命を守り得る空地の部分で、広域避難地の縁辺部が高さ 30m以上の耐火建築物である場合には、当該耐火建築物から 50m、これに該当する耐火建築物がない場合には300mまでの範囲を塗いた面積を有効避難面積とする。

なお、周辺市街地及び耐火建築物の状況がこれと異なる場合には、「簡便法を用いた避難地の安全性検討の手順（平成16年６月29日付け国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災専門官通知）」を参考に、適宜定める。

したがって、広域避難地としては、大規模な公園、緑地を中心とするものもあれば、建築物を耐震・耐火化した地区も考えられる。

（4）避難圏域の設定

避難圏域とは、広域避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難圏域は、該当する広域避難地までの到達距離が2km 以内（徒歩で１時間以内）とする。

イ　避難圏域の境界は、町丁目界を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

ウ　避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が広域避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。

エ　地震災害危険予想地域（津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域）は、いずれかの広域避難地の避難圏域に含まれるようにし、避難者の心理状況及び気象状況により、広域避難地の選択の幅をもたせる意味から、避難圏域を一部重複して設定するのが望ましい。

（5）一次避難地の設定

広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点を設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行う。また、火災による早期囲まれ型死亡、避難時期逸失型死亡、火災流巻込まれ型死亡の防止機能を果たすものである。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　一次避難地は、中継点的な機能を持つことから、公共施設の中から選定する。

イ　一次避難地は、町丁目単位で検討し、到達距離１km 以内に設置する。

ウ　一次避難地は、市街地大火に囲まれることを想定したものではないので、有効避難面積の考えは必要としないが、１人当りの面積は、概ね２㎡以上とする。

（6）幹線避難路の設定

幹線避難路は、広域避難地に通じる道路又は緑地若しくは緑道であり、避難圏域内の住民を迅速かつ安全に避難させるものである。このため、避難に必要な道路について、幅員及び沿道の状況を考慮しなければならない。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難は、図３のパターンをとると思われるので、幹線避難路は、一次避難地と広域避難地を結ぶこと。

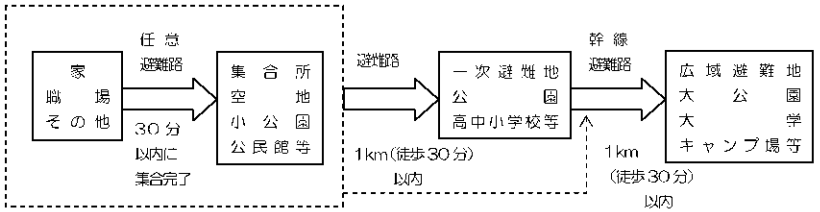

図3　避難パターン

イ　集合所までの避難経路は、避難者の任意の判断による。

ウ　一次避難地までの避難路は、市町村の指導のもとに自主防災組織等において検討する。

エ　幹線避難路は、原則として相互に交差しないものとする。

オ　幹線避難路は、一部通行不能になる場合を想定して、代替となる道路もあらかじめ選定しておく。

カ　幹線避難路は、原則として幅員 15m以下の道路又は幅員 10m以下の緑道とする。

キ　幹線避難路は、避難時の安全性及び迅速性を考慮し、原則として交通量の少ない道路を選定する。

ク　幹線避難路沿道は、耐震・耐火建築物で囲まれて、アーケード、歩道橋、橋梁等の落下、建築物の外壁、窓ガラス等の落下、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、危険物の爆発、山・がけ崩れ等の災害危険が少ない道路を選定する。

ケ　広域避難地に通じる幹線避難路の幅員合計（W=W1+W2+……）は、次の計算を上回るものでなければならない。

・受入可能人数　X（人）
・避難時間　1時間
・避難者歩行速度　V=2（km/時）=0.56（m/秒）
・避難者１人頭間隔　L=1（m）
・避難者１人あたり所要幅 W=0.75（m）
・幅員１mあたり、１時間あたりの流入者数
　=0.56（m/秒）×3,600（秒）÷0.75（m）
　=2,688（人/時・m）
∴幹線避難路の幅員 W=X（人/時）÷2,688（人/時・m）
　例　駿府公園に100,000人、避難するものとすると、
W=W1+W2+……
　=100,000/2,688
　=37（m）以上あればよい。

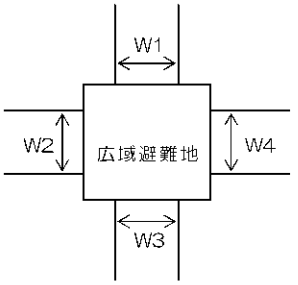

（7）緩衝帯の設定

緩衝帯は、災害を拡大させる可能性の高い危険物施設の集中している地区と、一般市街地を分離することにより、一般市街地の安全化を図るため、両者の間に設けるものである。緩衝帯の設置に当たっては、以下の点に留意する。

ア　緩衝帯は、公園、緑地等の空地のほか、耐震・耐火性能を持ち、危険物を保有しない工場及び倉庫からなる地区を指定する。

イ　緩衝帯は、原則として、当該施設敷地内において、十分な保全距離を確保する。

ウ　やむを得ない場合には、当該施設敷地外に緩衝帯を設ける。

９　任意避難地区の避難計画

あらかじめ大規模な災害が予想される地区に対しては、避難地の確保や避難路の設定が行われるが、特に災害の程度がそれ程大きくはない任意避難地区においては、避難地や避難路は指定されない。任意避難地区の住民は、以下の点に留意して、退避及び避難を行うこととする。

（１）警戒宣言発令時

ア　住家の耐震性から判断して、建築物の内外の安全な場所で退避する。

イ　住家の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な空地が確保できない場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

（２）地震災害発生後

ア　住家や周辺の被災状況から判断し、災害が差し迫り、避難が必要な場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

１０　災害終結後の避難計画

（１）基本的な考え

災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住場所を確保できない者のために、各地域ごとに避難所の設定を行う。

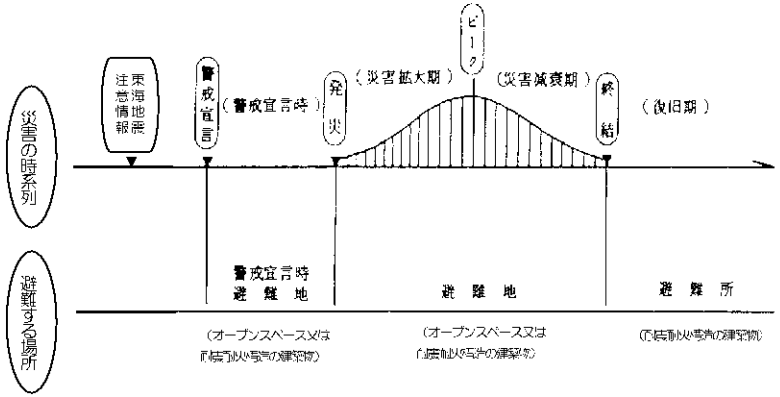

図４　　災害時系列と避難場所

（２）避難所の設定

避難地が、警戒宣言発令→地震発生→災害拡大→災害終結の過程において、住民の生命と安全を確保するための防災空間であるとともに、応急救護等の活動拠点となる場所であるのに対し、避難所は地震災害により、居住場所を確保出来なくなった者を受け入れる場所であり、かつ、救護・復旧活動の拠点となる場所をいう。避難所の設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア　避難所は、津波、山・がけ崩れの危険が見込まれる避難対象地区を避けて選定する。

イ　避難所として使用する建築物は、原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を選定する。また、建築物が地震等により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地が有ることが望ましい。

ウ　空地に避難所を設ける場合には、あらかじめテント等の備蓄、調達を合わせて検討する。

エ　避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。

オ　想定される被害の程度や、被災者数を勘案し、かつ、居住地への近接性を考慮して適切な配置を確保する。

カ　各地域ごとに設定された避難所での生活が困難な災害時要援護者のために、社会福祉施設、宿泊施設等を福祉避難所として事前に選定する。

キ　避難所の必要面積は、「東海地震危険度の試算（予知なし）」の被害想定に基づき、求める。

計算式は下記を標準とするが、地域の実情により、増減を考慮する。

（避難所必要面積の算定式）

・平均世帯人数　　3.6 人/世帯

・避難所利用率　　50 %

・１人あたり必要面積　６㎡/人（有効　３㎡/人）

∴避難所必要面積（㎡）＝｛（全壊世帯数）＋1/2（半壊世帯数）＋（延焼世帯数）｝×（平均世帯人数）×（避難所利用率）×（１人あたり必要面積）

＝｛（全壊世帯数）＋1/2（半壊世帯数）＋（延焼世帯数）｝×10.8

（３）避難所の運営

ア　避難所を開設する場合は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分確認し、また、必要な安全措置を実施した上で、開設する。

※　県と県内全市町村では、公共施設の耐震性能ランク（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）を公表しており、また県及び一部の市町では、建築物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いⅠa の建築物は、地震後も継続して使用できるため、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できる。また、Ⅰb 以下（Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）の建築物は、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止される。

ただし、Ⅰa の建築物であっても、場合により基礎等に亀裂が入ったり、天井、照明器具やガラスなどの落下物の危険が残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は被災建築物応急危険度判定士の判定を受けること。

イ　自主防災組織及び避難所の施設管理者の協力を得て、円滑な避難所の運営を確保する。

ウ　避難所運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。

エ　被災建築物応急危険度判定士等の判定により、自宅が「調査済」となった避難者に対し、自宅への帰宅を呼び掛け、適正な避難所運営を図る。

11　避難地及び幹線避難路の安全性の向上について

避難地及び幹線避難路については、次のような措置を検討する。

（１）広域避難地に接する道路及び幹線避難路は、駐車禁止とする。また、一方通行規制や車両通行規制をすることについても検討する。

（２）避難地、幹線避難路沿い等に案内標識を設置する。

（３）避難地及び幹線避難路沿いは、耐震・耐火化を図るようにするほか、アーケード、歩道橋、橋梁、建築物

の外壁、窓ガラス等、ブロック塀、自動販売機等の安全性を向上させる。

（4）避難地及び幹線避難路には、必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設を配置する。

（5）幹線避難路の占用物件の許可に当たっては、地震時の危険性を考慮する。

（参考）用語集

○ 避難地

警戒宣言発令時において、避難対象地区の住民等の避難のために市町村が指定したグラウンド、公園、緑地などで、屋外を原則とする。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。

○ 避難所

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住場所を確保できない者を、一時的に受け入れ保護することを目的とする原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設や屋外に設置された仮設テントなど。

○ 福祉避難所

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設が望ましい。

○ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など。

山間地の避難対象地区における車両を活用した避難計画策定要領

平成１３年７月３日
改訂　平成１８年８月３０日
静岡県総務部防災局

「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第５条に基づく国の地震防災基本計画が平成 11 年７月に改正され、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区に限り、車両を活用して避難の実効性を確保することが認められた。

この要領は、市町長が山間地の避難対象地区において車両を活用した避難計画を策定する場合に、あらかじめ管轄する警察署等との間で協議しておくべき事項等について定めるものである。

１　車両を活用した避難を実施できる期間

車両を活用した避難を実施できる期間は以下のとおりとする。

⑴ 警戒宣言が発せられてから発災するまでの間
⑵ 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまでの間

２　車両を活用した避難を検討できる地区

車両を活用した避難を検討できる地区は、市町長が、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域としてあらかじめ「避難対象地区」として指定した地区のうち、「山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区」として以下の基準に基づき、市町長が定めるものとする。

⑴ 避難地まで、健常者が普通に歩行して１時間以上かかると判断される距離（おおむね4km 以上）がある地区であること。
⑵ おおむね4km とは、実距離4km の前後で明確に線が引かれるものではなく、地域の実情を考慮した上で、最終的に市町長の判断で決めることができるものとする。

３　山間地における避難対象地区

車両を活用した避難を検討できる地区は山間地に限られるが、各市町長が、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域としてあらかじめ指定する「山間地における避難対象地区」の選定基準は以下のとおりである。

⑴ 「山間地における避難対象地区」とは、山・がけ崩れに対する危険地区（山・がけ崩れ危険予想地域）をいい、その選定基準は、静岡県の東海地震対策「避難計画策定指針」（昭和 63 年８月 10 日策定）の規定による。
⑵ 山・がけ崩れ危険予想地域の選定基準
ア　「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域
イ　土砂災害警戒区域のほか、大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流を参考に地区の選定を行う。
ウ　各斜面、箇所、区域の分布については「山崩れ等災害危険区域総括図（昭和61 年作成）」、「静岡県防災地図（平成９年作成）」、「土砂災害危険箇所図」等を参考に把握する。
エ　大規模崩壊危険斜面については、すべての斜面を対象とすることが困難な場合、危険度ランクと東海地震の被害想定による予想震度分布を考慮して、以下の基準による対象区域の選定を行う。

対象となる地域	摘　　要
震度５強の地域	危険度ランクⅠ～Ⅱの斜面
震度６弱・６強の地域	危険度ランクⅠ～Ⅲの斜面
震度７の地域	危険度ランクⅠ～Ⅳの斜面

４　避難に使用する道路

避難に使用する道路とは、警戒宣言発令時に山間地の避難対象地区の住民等が避難する場合に使用する道路のことであり、避難に使用する車両（以下「避難車両」という。）等によって、出動した緊急通行車両等の通行が妨げられない幅員を有しており、災害時の交通管理に支障がないこと及び避難経路において放置車両等による障害の発生するおそれがないことが求められるが、その解釈は次のとおりとする。

⑴ 避難に使用する道路は、基本的に車両のすれ違いができる幅員を有する道路であること。
⑵ 山間地においては、避難地までの全路線がすれ違い可能な幅員であることは少ないことから、要所要所にすれ違い可能箇所（待避所等）があり、警戒宣言発令時には、これらの箇所を利用することにより、出動した緊急通行車両等の通行が避難車両に妨害されない状態にあること。
⑶ 避難に使用する道路については、あらかじめ事前に所轄の警察署等と協議しておくこと。

５　避難に使用することができる車両

避難に使用することができる車両は、市町において避難行動の把握をする等適切な管理措置が行われていることが必要である。よって、避難計画を策定する際の避難に使用することができる車両は、次の優先順位で計画することとする。

⑴ 市町の公用車
⑵ 市町が運行に関する委託契約等をしている車両
⑶ 上記⑴、⑵の車両が次の理由により、あらかじめ避難に活用できないと認められる場合は、自主防災組織の役員等が所有する車両を避難に使用することができる。
ア　市町所有の公用車等が、警戒宣言発令時に所定の地震防災応急対策に従事するため、数量が限定される場合
イ　勤務時間外に警戒宣言が発令された場合で、市町所有の公用車等を使用した避難方法では、相当の時間を要することが明らかな場合

６　車両を使用した避難計画策定に関する手続き

上記５による車両を使用した避難計画策定に関する手続は、以下のとおりとする。

⑴ 避難対象者一覧表の作成
市町は、車両を使用して避難する住民等（以下「車両避難対象者」という。）を把握するため、様式１「避難対象者一覧表（以下「一覧表」という。）」を作成するものとする。
⑵ 車両避難計画書の作成等
ア　市町は、車両による避難を実施する地区ごとに、地区住民及び所轄の警察署と事前に協議の上、避難に使用する車両等必要事項を記載した様式２「車両避難計画書（以下「計画書」という。）」を作成する。
イ　計画書に掲載する事項は、避難車両、運転者、同乗者、避難車両との連絡方法、避難に使用する道路及び避難地における駐車位置とする。
ウ　前記５⑶の車両による避難計画を策定する場合は、乗り合わせて避難することを原則とし、あらかじめ住民等の話し合いに基づき選定するとともに、車両台数等を所轄の警察署と事前に協議すること。
エ　市町は計画書に記載された避難車両に対し、様式３「避難車両登録証」を交付することとし、有効期限は１年間とする。
⑶ 車両避難計画書等の提出
市町が作成した一覧表と計画書は、所轄の警察署に提出するものとする。
⑷ 車両避難計画書等の修正等
ア　市町は、車両を活用した避難計画について毎年度見直しを行うこととし、地区住民及び所轄の警察署と事前に協議の上、一覧表及び計画書の必要な修正を行うとともに、修正後は速やかに一覧表と計画書を所轄の警察署に提出すること。
イ　計画書等の修正を実施した場合は、前年度の避難車両登録証は必ず回収するものとする。

（様式１）

避　難　対　象　者　一　覧　表

市町名＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	氏　　名	性別	避難方法	住　　所	番号	氏　　名	性別	避難方法	住　　所
1			徒歩・車両		21			徒歩・車両	
2			徒歩・車両		22			徒歩・車両	
3			徒歩・車両		23			徒歩・車両	
4			徒歩・車両		24			徒歩・車両	
5			徒歩・車両		25			徒歩・車両	
6			徒歩・車両		26			徒歩・車両	
7			徒歩・車両		27			徒歩・車両	
8			徒歩・車両		28			徒歩・車両	
9			徒歩・車両		29			徒歩・車両	
10			徒歩・車両		30			徒歩・車両	
11			徒歩・車両		31			徒歩・車両	
12			徒歩・車両		32			徒歩・車両	
13			徒歩・車両		33			徒歩・車両	
14			徒歩・車両		34			徒歩・車両	
15			徒歩・車両		35			徒歩・車両	
16			徒歩・車両		36			徒歩・車両	
17			徒歩・車両		37			徒歩・車両	
18			徒歩・車両		38			徒歩・車両	
19			徒歩・車両		39			徒歩・車両	
20			徒歩・車両		40			徒歩・車両	

７　避難地における避難車両の駐車スペース

避難地には避難車両で避難した住民以外の住民が避難して来ることから、避難地及び避難地周辺に十分な避難車両の駐車スペースが確保されている必要がある。避難地及び避難地周辺に十分な避難車両の駐車スペースが確保されているとは以下の状態をいう。

(1) 避難車両の駐車スペースが確保されている状態。避難地及び避難地周辺の空き地等を利用して避難車両の駐車スペースとしてもよい。ただし、道路を駐車スペースとして使用することはできない。
(2) 避難住民等の避難スペースが確保されていること。この場合、認められた避難車両の数と整合が図られるよう市町において調整を図るとともに、事前に所轄の警察署と協議しておくこと。
(3) 緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両や救急車等の緊急車両の通行及び駐車スペースも別に確保されていること。

８　車両を使用して避難ができる住民等

(1) 市町長が車両を活用した避難を実施する避難対象地区としてあらかじめ指定した地区のすべての住民を対象とする。
(2) ただし、市町によって異なる地域の実情を抱えていることから、市町長の判断により、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者及びその介護者等に対象者を限定することができる。

９　車両による避難を解消する方策

県及び市町は、避難対象地区に近接する場所への安全な避難場所の設置、新たな道路の整備等により、車両の活用以外で避難行動の実効性を確保する努力を維持すること。

10　避難に使用する車両と連絡を取る手段の確保

避難車両との連絡手段を確保するため、県及び市町は次の措置を講ずる。

(1) 市町は、発災後直ちに避難に使用する車両と連絡をとることができるよう、次のような措置をとることとする。
ア　同報無線を使って避難車両に対して適切な広報を行う。
イ　避難に使用する車両との連絡手段として無線機等の整備に努める。
ウ　市町は、無線機等による連絡手段により、避難車両の行動を把握するとともに、緊急時の安全な行動の指示（通行不能時の通行禁止指示等）を行う。
(2) 県は、市町が行う無線機等の整備に対し、必要な助成に努める。

（注２） 避難車両との連絡方法には、避難車両に配備してある無線機（トランシーバーを含む。）のコール番号を記入すること。

整理番号	避難車両		運転者		同乗者				避難車両との連絡方法
	車両ナンバー	所有者名	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	

（注１） 運転者及び同乗者の番号は、避難対象者一覧表（様式１）の番号を記入すること。

［資料の巻Ⅱ］

（様式２）

△△△市○○地区車両避難計画書

提出先警察署名＿＿＿＿＿＿　　市町名＿＿＿＿＿＿　印

避難対象地区名	市町　地区	避難先の名称	
自主防災組織責任者名	（自主防災組織の会長 or 自治会長等）	避難責任者名	（市町長）
避難ルート見取り図	別紙のとおり	避難車両の駐車位置図	別紙のとおり

整理番号	避難車両		運転者		同乗者				避難車両との連絡方法
	車両ナンバー	所有者名	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	
1									
2									
3									
4									

（注１） 運転者及び同乗者の番号は、避難対象者一覧表（様式１）の番号を記入すること。

（ 別 紙 ）

避難ルート見取り図及び避難車両の駐車位置図

避難ルート見取り図

（市町有の地図又は２万５千分の地形図等の該当部分に避難対象地区、避難経路、避難先等必要事項を記入したものを添付すること）

避難車両の駐車位置図

（あらかじめ避難先での避難車両の駐車場所を決め、添付すること）

［資料の巻Ⅱ］

（注２）避難車両との連絡方法には、避難車両に配備してある無線機（トランシーバーを含む。）のコール番号を記入すること。

（様式３）

避難車両登録証（標準様式）（用紙 日本工業規格Ｂ５横型）

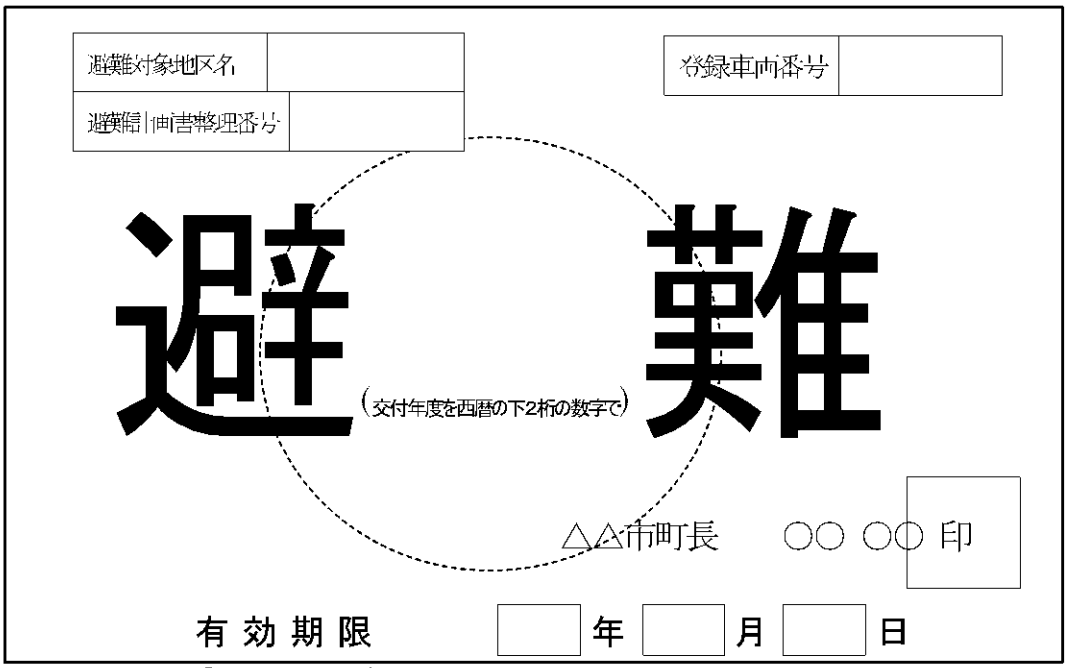

備考　色彩は地を黄色とし、「避難」の文字は青色、交付年度の数字を赤色、他の文字を黒色とする。

13-1-2 避難生活計画書の作成手引き　（県危機情報課）

自主防災組織のための「避難生活計画書」作成手引き（平成19年3月）より抜粋

▶ 地域の危険度を知りましょう

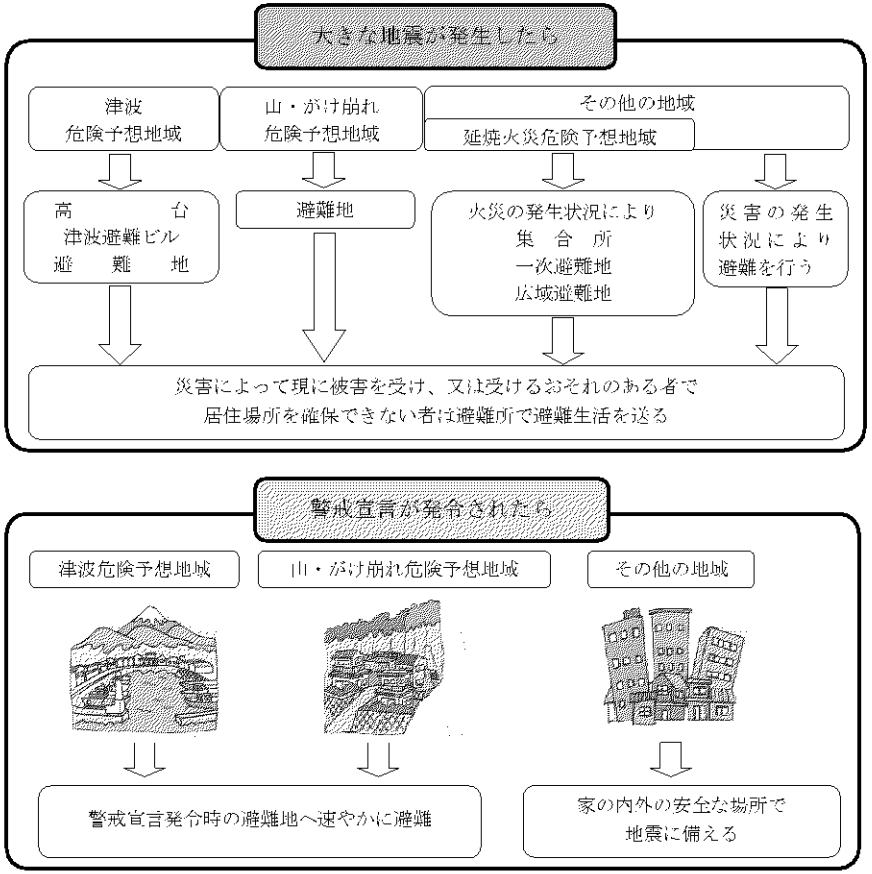

※避難地・・・・・津波や山・がけ崩れの危険予想地域の住民等の避難のために市町が指定した避難場所
集合所・・・・・火災時の一時的避難や一次避難地へ移動するときの集合場所
一次避難地・・・火災時に広域避難地に到達するまでの中継拠点
広域避難地・・・火災拡大時の最終避難場所

▶ 避難生活計画書を作成してみましょう

1　避難生活計画書とは

警戒宣言発令時や大地震発生時には多くの避難者が発生することが予想されます。

混乱を避け避難生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ必要な事項（組織の状況、避難地や避難所の状況など）をまとめておく必要があります。この必要な事項をまとめた計画書が避難生活計画書です。

市町、避難地や避難所となる施設の管理者と自主防災組織でよく話し合い、協力して避難生活計画書を作成しておきましょう。



2　避難生活計画書の種類

避難生活計画書は、津波や山・がけ崩れの危険予想地域とその他の地域でまとめておく事項が異なります。

避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）

●津波や山・がけ崩れの危険が予想される地域の自主防災組織が作成します。
●警戒宣言発令から発災までの避難地での生活に必要となる事項と地震発生時の避難所での生活に必要となる事項をまとめたものです。
●様式１から様式12までを使用します。

避難生活計画書（その他の地域）

●津波や山・がけ崩れの危険が予想される地域以外の自主防災組織が作成します。
●地震発生時の避難所での生活に必要となる事項をまとめたものです。
●様式１から様式４までと様式８から様式12までを使用します。

※　「避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）」は、地震発生前の避難生活に必要となる事項と地震発生時の避難生活に必要となる事項の両方を作成します。

「避難生活計画書（その他の地域）」は、地震発生時の避難生活に必要となる事項を作成します。

地震発生前の避難生活に必要となる事項は、あらかじめ綿密に計画を作成することが可能です。

これに対し、地震発生時の避難生活に必要となる事項は、被災者数や避難所となる施設の使用可能状況など不確定な要素があるため、あらかじめ綿密な計画を作成しておくのが困難な部分があります。

したがって、地震発生前の避難生活に必要となる事項はあらかじめ作成し、地震発生時の避難生活に必要となる事項は作成できる範囲までにとどめ、避難所の運営に至った時点で必要事項を作成することとします。

3　あらかじめ作成しておくもの

避難生活計画書の作成にあたって、あらかじめ組織内の世帯の状況や災害時要援護者の把握が必要です。このため、避難生活計画書を作成する前に、**「世帯台帳」、「災害時要援護者台帳」の整備を進めましょう。**

これらの台帳をすでに作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。これらの台帳の更新に合わせ、避難生活計画書も見直してください。

■世帯台帳（モデル）

（プライバシーの保護に配慮して自主防災組織会長が責任をもって保管する。）㊙

自主防災組織名

世帯主		電話番号		避難先	津波や山・がけ崩れ危険予想地域	警戒宣言発令時	避難地〔　〕 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号〔　〕
住所						突発地震時※	津波避難ビル・高台・避難地・その他〔　〕
住居形態※	持家・借家・アパート・マンション・間借・その他		平屋・階建		延焼火災危険予想地域		一次避難地〔　〕 広域避難地〔　〕
地域特性※	津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、その他				その他の地区	（地震発生後、自宅に住めなくなった場合）	避難所〔　〕 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号〔　〕

No.	（ふりがな）氏名	続柄	明・大・昭・平 年月日	血液型 ABO	血液型 Rh	昼間の居場所（平日）	緊急時の自主防災組織への協力 可能＝○ 不可能＝× 平日	休日	夜間	防災上の参考事項 役に立つ資格・技能 災害時要援護者の状況 等
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

（記入上の注意）
- ※－該当する項目を○で囲む。
- 緊急時の自主防災組織への協力…小学生以下は除く。
- 防災上役立つ資格・技術等…（例）保健・助産・看護師、元警察官・元消防官・元消防団員・元自衛官、整体師、栄養士、調理師、アマチュア無線有資格者などを記入する。
- 災害時要援護者の状況…援護を要する場合、寝たきり、歩行障害、視力障害などの状況を記入する。

■災害時要援護者台帳（モデル）

（プライバシーの保護に配慮して自主防災組織会長が責任をもって保管する。）㊙

自主防災組織名

状態	災害時要援護者氏名 住所、電話番号	特記事項	連絡先（支援者、民生委員など） 平日の昼間 氏名	平日の昼間 連絡先	夜間及び休日 氏名	夜間及び休日 連絡先
			①		①	
			②		②	
			③		③	
	電話		④		④	
			①		①	
			②		②	
			③		③	
	電話		④		④	
			①		①	
			②		②	
			③		③	
	電話		④		④	

（注）
- 特記事項には、移動に要する器具など、支援に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
- 昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
- 作成にあたり必要に応じ民生委員、地域防災指導員などの協力を得る。

4　避難生活計画書の作成

避難生活計画書は、避難地や避難所においてその運営をする際に必要となるものです。各様式は基本的なモデルとして示したものであり、各自主防災組織は、この様式を参照のうえ、必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。

すでに避難生活計画書を作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。

また、これ以外に地域の状況により必要となる情報については、各組織が検討し様式の追加などを検討してください。

（1）組織の状況

役員の氏名、連絡先や世帯数、人口など組織内の状況をまとめておきましょう。

また、組織の状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織と情報共有をしましょう。

役職	氏名	住所	電話	備考
会長	○○　○○	○○町○○	××－××××	携帯番号、勤務先など
副会長				
防災委員				
組長				1組

組織の概要		1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
	危険予想地域（該当地域に○）	津波	津波	津波	津波	津波	津波	
		山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	
		なし	なし	なし	なし	なし	なし	
	避難の勧告の有無							
	世帯数（世帯）	44	40	30	46	58	68	286
	人口（人）	178	150	100	145	208	175	956
	災害時要援護者（人）	7	6	3	6	8	6	36
	外国人（人）	0	0	3	0	7	6	16

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合計
[illegible]	○○町○○		○○町○○	
世帯数（世帯）	234		66	300
人口（人）	776		178	950
災害時要援護者（人）	30		0	30
外国人（人）	10		0	10

（2）防災倉庫の備蓄状況

組織内の防災倉庫で備蓄している防災資機材などの状況をまとめておきましょう。

また、備蓄状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織や施設管理者と情報共有をしましょう。

番号	防災倉庫の所在地	鍵の管理者名	住所	電話
1	○○公園内	○○　○○	○○町○○	××－××××
2	○○公民館敷地内	○○　○○	○○町○○	××－××××

種別	品目	防災倉庫番号 1	防災倉庫番号 2	合計
救出救助	エンジンカッター	1	0	1
	ジャッキ	1	1	2
避難生活（食）	食料	○食	○食	○食
	水	○ℓ	○ℓ	○ℓ



（3）防災地図の作成

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部設置予定場所など地区周辺の状況などがわかるように地図を作成しましょう。

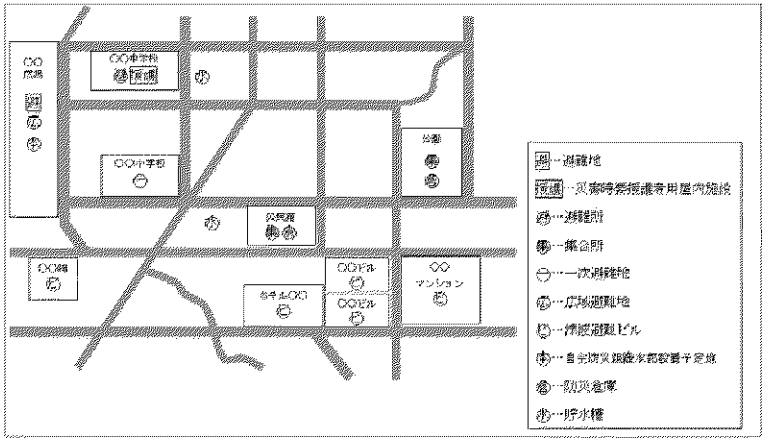

（4）避難地や避難所の状況

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などについて情報をとりまとめておきましょう。

なお、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。

この場合は、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

	避難地			避難所	
名　称	○○広場	○○中学校（災害時要援護者用屋内施設指定）		○○中学校	
建物の耐震性		A校舎	有・無	A校舎	有・無
			有・無	B校舎	有・無
			有・無	体育館	有・無
			有・無		有・無
施設管理者	○○　○○	○○　○○		○○　○○	
連絡先	×××－××××	×××－××××		×××－××××	
共用する自主防災組織	○○自主防災会	○○自主防災会		○○自主防災会	

	津波避難ビル		
名称	○○ビル	○○株式会社	ホテル○○
外階段の有無	×	×	○

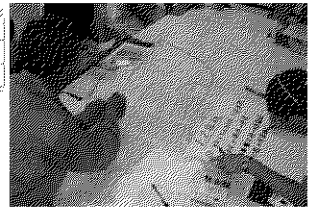

避難地平面図　（避難地名：○○広場）

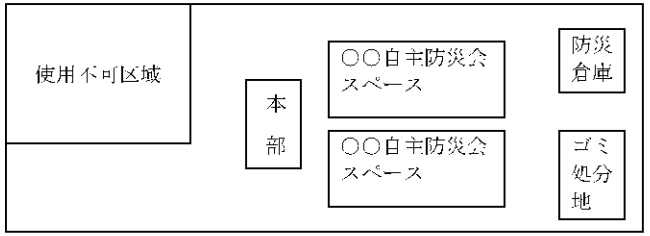

避難所平面図　（避難所名：○○中学校）

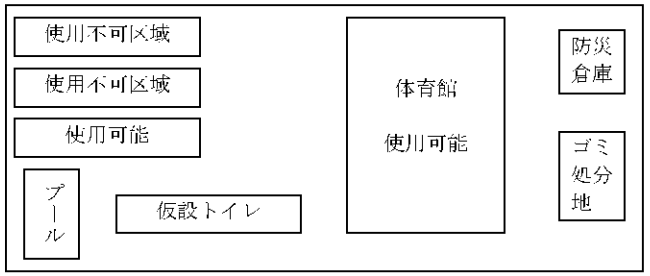

（5）避難地や避難所の運営組織

避難地の運営組織については、あらかじめ誰が何を担当するかについて、避難地を共用する自主防災組織と協力して運営組織を決めておきましょう。

避難所の運営組織については、どのような組織が必要となるか、事前に避難所を共用する自主防災組織で検討をしておき、発災時に運営組織を書き込めるようにしておきましょう。

運営本部			所属	役職	氏名
	本部長		○○自主防災会	会長	○○　○○
	副本部長		○○自主防災会	会長	○○　○○
	総務班	班長	○○自主防災会	役員	○○　○○
		副班長	○○自主防災会	役員	○○　○○

（6）避難所周辺の状況

発災時は、けがをしている者や避難所での生活により体調を崩す者がでてきます。また、避難所での生活が困難な災害時要援護者の対応も必要となってきます。

事前に避難所周辺の医療機関や福祉避難所の情報をまとめておきましょう。

	名　称	電　話	所在地
救護所	○○中学校	×××－××××	○○町○○
救護病院	○○病院	×××－××××	○○町○○
福祉避難所	○○老人保健施設	×××－××××	○○町○○



（7）避難後に必要になるもの

避難者リストと避難状況表

警戒宣言発令時や災害発生時に、避難地や避難所に誰がいるのかを把握することは最も重要です。

避難地や避難所にいない住民は、無事なのか、知人宅等にいるのか、自宅にいるのかなど安否確認を速やかに行うためにも、事前に避難者リストの様式や避難状況表の様式を作成しておきましょう。

No.	氏　名	性別	住　所	備　考
1	○○　○○	男	○○町○○	
2	○○　○○	女	○○町○○	

区・組		1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
組織の概要	世帯数	44	41	30	40	50	48	253
	人口	178	152	100	145	202	173	950
避難地・避難所にいる者	世帯数							
	人口							
うち災害特異援護者	人口							
知人宅等にいる者	世帯数							
	人口							

5　避難生活計画書作成の流れ

避難生活計画書を作成するためには、必要に応じ避難地や避難所を単位とする連絡会議等を開催し情報交換するとともに、組織の状況や防災資機材などの備蓄状況について自主防災組織相互で共有します。

避難生活計画書の作成においては、避難地や避難所の運営組織に関わる部分や、避難地や避難所の使用可能場所における各自主防災組織の区割りなど、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。

これらについては、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

（次ページの流れ図参照）

［資料の巻Ⅱ］

「避難生活計画書」作成の流れ（例）

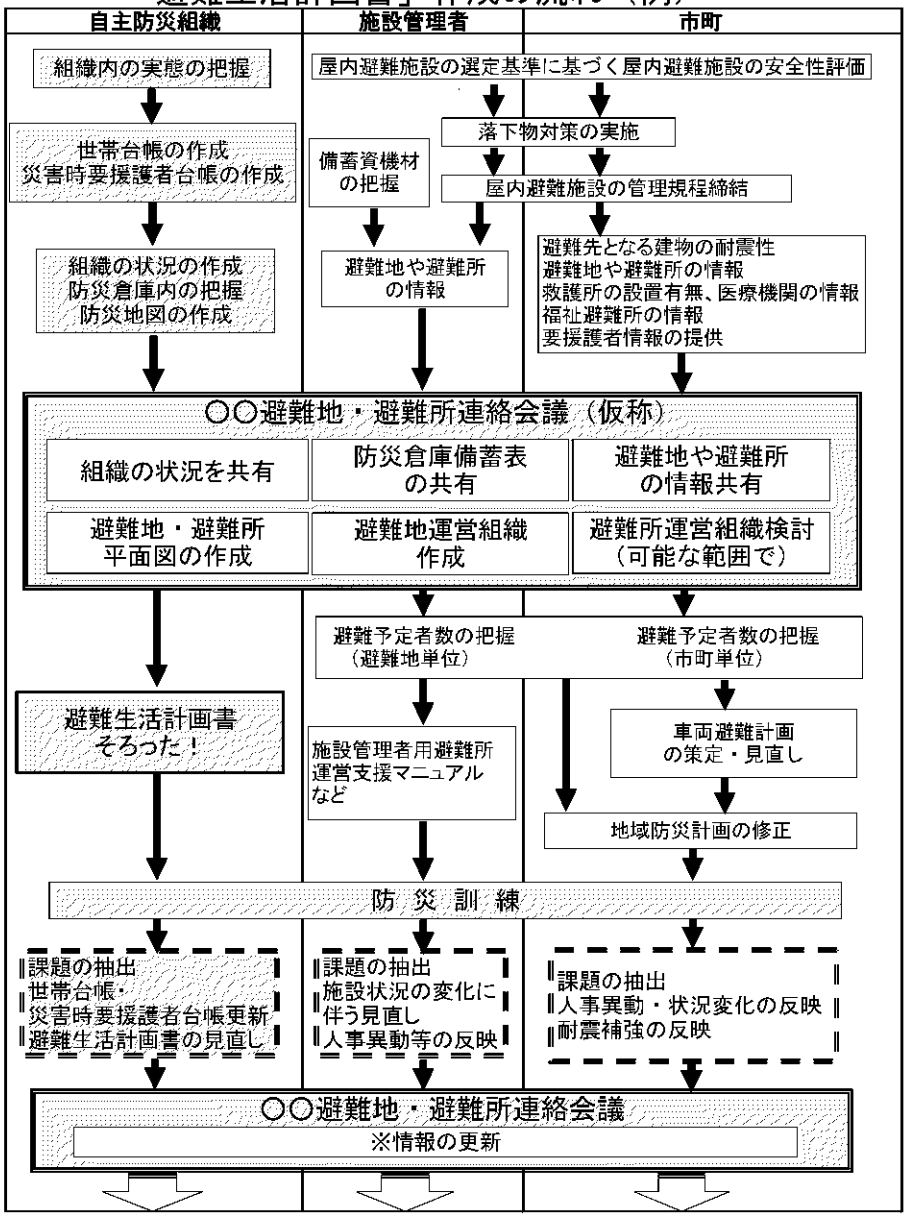

避難生活計画書作成指導要領

（県危機政策課）

平成19年3月

静岡県防災局

1 目的

この要領は、市町が自主防災組織に対して避難生活計画書の作成を指導する際の基本的な事項を示す。

市町が指定する「警戒宣言時の避難地（以下「避難地」という。）」又は「避難所」の設置運営は、一義的には市町の責務であるが、実際の運営業務は避難者の自主運営に多くを委ねざるをえない。

特に、迅速な避難誘導や災害時要援護者への支援などについては、地域で支えあうことが必要となる。

このため、避難地又は避難所の運営をするために必要となる基本的な事項をあらかじめ避難生活計画書として作成しておくことが必要であり、市町は、自主防災組織が避難生活計画書を作成するにあたり、必要な支援をすることとする。

2 指導の基本方針

(1) 市町は、「自主防災組織のための避難生活計画書作成の手引き（静岡県）（以下「手引き」という。）」を参考に各地域の実情を考慮の上、必要に応じ様式の修正、追加等を行い作成指導する。

(2) 避難生活計画書を作成済み又は作成中の自主防災組織については、「手引き」に基づき改めて作成する必要はない。ただし、避難生活を運営するために必要な事項がまとめられているか確認する。

(3) 避難生活計画書は、各自主防災組織が作成することとなるが、避難地又は避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成しなければならない事項は、市町が中心となり関係者の連絡会議等（注1）を開催し作成する。

(4) 避難生活計画書は、「避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）」及び「避難生活計画書（その他の地域）」の2種類の計画書とする。

(5) 「避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）」は、市町が避難対象地区として選定した地区の一部又は全部を区域に持つ自主防災組織が作成する。

(6) 「避難生活計画書（その他の地域）」は、(5)に規定する自主防災組織以外の自主防災組織が作成する。

(7) 避難生活計画書のうち、あらかじめ作成が困難な部分は、避難所開設後に直ちに必要な事項を記載する。

(8) 市町は、自主防災組織が円滑に作業を進められるよう、自主防災組織に対し必要な情報を提供するとともに、取りまとめを支援し、かつ、施設管理者との連携を深め情報の共有を進める。

(注1)

避難地又は避難所を共用する自主防災組織が集まり、市町及び施設管理者と情報の交換や対策方針の共有化を図るための会議。開催の働きかけにあたっては、地域防災指導員の協力を得る等の方法を検討する。また、学校などの施設管理者に対しても、連絡会議の共催及び情報の提供を働きかける。

3 世帯台帳及び要援護者台帳の整備

(1) 避難生活計画書作成にあたり必要となる基礎情報である「世帯台帳」及び「要援護者台帳」の整備を指導する。

(2) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」が未整備の自主防災組織に対しては、「自主防災組織活動マニュアル（静岡県）」6の「世帯台帳（モデル）」及び「要援護者台帳（モデル）」を参考に各台帳の整備を指導する。

(3) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」が整備済み又は整備中の自主防災組織については、県のモデル様式を使用する必要はない。ただし、避難生活計画書の作成にあたり必要となる情報が収集整理できるものとなっているか確認する。

(4) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」は基本的に住民自身の合意に基づく自己申告であることから本人又は家族が記入するよう指導する。

ただし、本人又は家族が直接記入できない場合は、当該世帯の同意を得た上で自主防災組織が記入するよう指導する。

(5) 要援護者台帳の整備は、市町、民生委員・児童委員等からの情報提供が重要であることから、市町は、関係機関共有方式、同意方式及び手上げ方式により収集した災害時要援護者情報について、自主防災組織と情報共有できる体制づくりに努める。

4 避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）

(1) 「手引き」の作成例1「避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）」を参考に作成を指導する。

(2) 「自主防災組織活動マニュアル（静岡県）」6の「自主防災組織台帳（モデル）」を参考に組織台帳を整備済み又は整備中の自主防災組織については、様式1及び様式2を改めて作成せず、当該組織台帳を添付するよう指導する。

(3) 様式1及び様式2については、避難地及び避難所を共用する自主防災組織に写しを提供するよう指導する。

(4) 様式4から様式10までについては、避難地又は避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成する必要があることから、市町が中心となり作成が円滑に進むよう支援する。

(5) 様式8及び様式9については、あらかじめ作成が困難な部分があることから、避難所開設後に必要となる事項を検討し、可能な範囲で作成を進める。

(6) 様式12については、災害発生後に記載するものであるが、「組織の概要」欄は、あらかじめ記載するよう指導する。

5 避難生活計画書（その他の地域）

(1) 「手引き」の作成例2「避難生活計画書（その他の地域）」を参考に作成を指導する。

(2) 「自主防災組織活動マニュアル（静岡県）」6の「自主防災組織台帳（モデル）」を参考に組織台帳を整備済み又は整備中の自主防災組織については、様式1及び様式2を改めて作成せず、当該組織台帳を添付するよう指導する。

(3) 様式1及び様式2については、避難所を共用する自主防災組織に写しを提供するよう指導する。

(4) 様式4及び様式8から様式10までについては、避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成する必要があることから、市町が中心となり作成が円滑に進むよう支援する。

(5) 様式8及び様式9については、あらかじめ作成が困難な部分があることから、避難所開設後に必要となる事項を検討し、可能な範囲で作成を進める。

(6) 様式12については、災害発生後に記載するものであるが、「組織の概要」欄は、あらかじめ記載するよう指導する。

6 自主防災組織に提供する情報

(1) 津波及び山・がけ崩れの危険予想地域に関する情報

(2) 避難地又は避難所に配置する市町職員に関する情報

(3) 避難地、一次避難地、広域避難地、避難所及び津波避難ビルに関する情報

(4) ヘリポート設置予定場所、物資集積所の予定場所等、避難地又は避難所でスペースの確保が必要となるものの情報

(5) 災害時要援護者用屋内避難施設及び避難所の耐震性に関する情報

(6) 救護所、救護病院、災害拠点病院及び福祉避難所に関する情報

(7) 延焼火災危険予想地域、管内の想定震度、被害想定等に関する情報

7 作成指導上の留意点

(1) 災害時要援護者用屋内避難施設については、東海地震に対する耐震性能のランクがⅠａの建築物又はそれと同等の耐震性が確保されている建築物であり、かつ、非構造部材等の落下等に対する安全対策が講じられている必要があるため、別紙「屋内避難施設の選定基準」を参考に市町が指定した屋内避難施設の情報を提供する。

(2) 避難所については、東海地震に対する耐震性能のランクがⅠａ及びⅠｂの建築物又はそれらと同等の耐震性が確保されている建築物を耐震性有とし、それ以外の建築物については、耐震性無として、避難所の使用可能建築物の情報を提供する。

(3) 避難地については、次に掲げる事項に留意して使用可能場所を検討するよう指導する。

(ア) 避難生活は、自主防災組織、市町及び各家庭で用意しているテント、ビニールシート、寝袋等による屋外での避難生活となることを考慮し、市町及び施設管理者と協議して避難地の使用部分図を作成する。

なお、屋内での生活が必要な災害時要援護者については、主として公立の学校、体育館、公民館、その他の公的施設や福祉避難所を屋内避難施設とし、市町及び施設管理者と協議して棟別に使用建築物、使用部分図を作成する。

(イ) テントを使用する場合、テントの周囲約1m程度をロープ、通路等のロススペースとして考慮し、避難地におけるテント展張可能数を算定する。例えば、自主防災組織等で整備しているテントが2間（3．6m）×3間（5．4m）≒20㎡の場合、テント1張に必要な面積は約30㎡とする。

(ウ) テント内は1人約3㎡を目安としてテント内の受入可能人数を算定する。

(エ) ビニールシート及び寝袋を使用する場合、1人約2㎡を目安とし、自主防災組織ごとにスペースを区割りする。
(オ) 屋内避難施設は1人約6㎡を目安として使用可能部分の延面積における受入可能人数を算定するよう指導する。ただし、1人当たりの割り当ては約3㎡とし、残りは通路等共用スペースとする。
(カ) 屋内避難施設には、災害時要援護者用窓口を必ず確保する。

(4) 避難所は、次に掲げる事項に留意して使用可能場所を検討するよう指導する。
(ア) 市町が提供する建築物の耐震性の有無に基づき、市町及び施設管理者と協議して棟別に使用建築物、使用部分図を作成する。
(イ) 受入可能人数の算定は(3)の(オ)を準用する。
(ウ) 避難所には、災害時要援護者用窓口を必ず確保する。
(エ) 災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮した仕切りや別室を確保する。

8 避難地又は避難所の運営

実際の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル(静岡県)」を参考とするよう指導する。

(参考:東海地震に対する耐震性能のランク区分)

ランク		東海地震に対する耐震性能	備考欄	建築物の構造	本県独自の判定基準 旧基準の建築物(CⅠ=1.0)	本県独自の判定基準 新基準の建築物(用途係数(I))
Ⅰ	Ⅰa	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC,S SRC,CB	Is／ET≧1.25	I=1.25
				W	総合評点≧1.5	
	Ⅰb	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC,S SRC,CB	Is／ET≧1.0	I=1.0
				W	1.0≦総合評点＜1.5	
Ⅱ		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。		RC,S SRC,CB	Is／ET＜1.0 かつ Is≧0.6	
				W	0.7≦総合評点＜1.0	
Ⅲ		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC,S SRC. CB	Is／ET＜1.0 かつ Is＜0.6	
				W	総合評点＜0.7	

(注)耐震診断に用いる耐震判定指標値ETは、以下に示した値を用いることとする。

■鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震判定指標値ET

ET＝ES×CG×CI
ES(下表)＝CTG×αTG
CTG:応答倍率指標(階数及び地盤種別により異なる。)
αTG:地動震度(0.36)
CG:地形指標
CI:重要度係数

基本耐震指標値ES値

別 地盤種 / 期 卓越周期 / 階数	第1種	第2種	第3種	第4種
	0.3秒	0.4秒	0.5秒	0.7秒
1	1.10 (1.10)	1.10 (1.10)	1.00 (1.00)	0.85 (0.85)
2	1.10 (0.95)	1.10 (0.95)	1.00 (0.95)	0.85 (0.85)
3	1.00 (0.90)	1.00 (0.90)	1.00 (0.90)	0.85 (0.85)
4	0.95 (0.85)	0.95 (0.85)	0.95 (0.85)	0.85 (0.85)
5	0.90 (0.85)	0.90 (0.85)	0.90 (0.85)	0.85 (0.85)
6	0.90 (0.80)	0.90 (0.80)	0.90 (0.80)	0.85 (0.80)

上段:せん断破壊形
(下段):曲げ破壊形

■鉄骨造の耐震判定指標値ET

ET＝ES(1.2)×CG×CI
ES＝CTG×αTG(下表)＝1.2
CTG:応答倍率指標
αTG:地動震度(0.36)
CTG＝減衰補正係数(1.25)×加速度応答倍率(2.5)×周期補正値(1.0)

基本耐震指標値ES値(従来のA地域)

減衰補正係数	加速度応答倍率指標	周期補正値 Rso	地動震度 αTG	**耐震判定指標値ES**
1.25	2.5	1.0	0.36	**1.2**

別紙

屋内避難施設の選定基準

市町長が屋内避難施設を指定する際の基準及び安全確保のための基本的な事項は次のとおりとする。

1 立地条件

市町長は、周囲に空地が確保され、倒壊、火災等の危険性の高い建築物等が近接していないことや、液状化対策等が行われていることを確認する。

2 構造強度

市町長は、屋内避難施設となる建築物が次に掲げる構造強度を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定する。なお、確認にあたっては、設計図書に加え、当該建築物の現状を調査する。

ア 昭和56年6月1日以降に建築された建築物

昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で定める基準を満たし、かつ、静岡県構

造設計指針・同解説2002年版（静岡県地震地域係数Zs＝1．2、用途係数Ⅰ＝1．25、その他の構造規定）により設計された建築物とする。

ただし、ピロティを有する建築物等構造的に整形ではない建築物又は経年劣化が進行している建築物については、イに掲げる構造強度を満たすことを確認する。

イ　昭和56年6月1日以前に建築された建築物

耐震診断の結果（耐震補強を行った場合は、耐震補強後の耐震診断の結果）、東海地震に対する耐震性能ランクがⅠａの建築物とする。

3　非構造部材等の落下等に対する安全対策

市町長は、屋内避難施設の屋根、外壁、天井、内壁（間仕切を含む。）、開口部等の非構造部材並びに照明その他の設備機器の損壊、移動、転倒、落下等により人命の安全を損なうおそれのないことを確認する。

特に出入口には庇等の落下物対策が講じられていることを確認する。

なお、当該施設内の一部の区域で、非構造部材等の落下等による危険性がある場合には、当該区域（落下等の危険区域という）の立入禁止等を行う。

また、損壊、移動、転倒、落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器を別表に示す。

4　警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程の整備

市町長は、屋内避難施設を指定する場合は、施設の利用方法、安全確保対策等についてあらかじめ施設管理者と協議し、「警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程」を施設ごとに整備する。

また、施設管理者は、施設の選定、維持、運営等について市町長に協力する。

5　住民等への説明

市町は避難対象地区の住民に対して、屋内避難施設の趣旨、対象者、施設の耐震性その他の対策等について普及、啓発を行う。

別表

損壊、移動、転倒、落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器

部位等	非構造部材及び設備機器の損壊、移動、転倒、落下等の例
屋根、屋上	水槽等の屋上設置機器の損壊、移動、転倒
外壁	モルタル（タイル）仕上げ（RC下地）の落下 ラスシートモルタル（S下地）の落下
天井	ボード張り吊り天井（S下地）の落下
内壁、間仕切り	モルタル仕上げ（RC下地）の剥離 石膏ボード仕上げ間仕切りの移動、転倒
開口部	はめころしパテ止めガラスの破損
照明	吊下型照明（パイプ・チェーン・コード吊り）、天井付照明等の落下
情報関連機器 （スピーカー、 テレビ）	壁付型、棚置き型、吊り下げ型の落下
その他	目視により危険性があると思われるもの

警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程

屋内避難施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　管理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（趣旨）

第1条　この規程は、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針（平成12年5月30日中央防災会議）」に基づき、市町長が屋内避難を実施するために使用する施設（以下「屋内避難施設」という。）の安全確保に必要な事項を定める。

（対象者）

第2条　屋内避難施設を利用することのできる対象者は、避難対象地区内の住民のうち、原則として災害時要援護者及びこれらの者の介護等のために必要な付添者等とする。

（屋内避難施設）

第3条　屋内避難施設は、東海地震が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見等に基づく耐震診断などの適正な技術的判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。具体的に、施設の構造体が倒壊又は崩壊することがなく、かつ、非構造部材、設備機器等の損壊、移動、転倒、落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

なお、市町長、施設管理者及び施設を使用する自主防災組織は、屋内避難を実施する際、別表により施設の構造強度等について安全性の水準を確認する。

（屋内避難生活）

第4条　屋内避難生活のために施設を使用するにあたっては、使用禁止区域や器物の取扱いについて、施設管理者の指示を遵守する。

また、市町長、施設管理者及び自主防災組織は、年に1回、避難生活計画書の内容について確認する。

（地震後の対応）

第5条　市町長は、地震直後に屋内避難施設及び周辺地域の安全を確認した上で、避難所として利用する。

（疑義の解決）

第6条　この規程に定めのない事項及びこの規程に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

市町長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設管理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別表）

施 設 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建築物の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 構造強度

構造・規模		造　　階　延べ面積　　㎡
建設年		昭和・平成　　年
建築確認番号・年月日		第　　号　昭和・平成　　年　　月　　日
検査済証番号・年月日		第　　号　昭和・平成　　年　　月　　日
構造強度	昭和56年6月1日以降に建築された建築物	設計に使用した地域係数Zs＝ 設計に使用した用途係数Ⅰ＝
	昭和56年6月1日以前に建築された建築物	耐震補強工事の実施年度　昭和・平成　　年度・実施なし 構造耐震指標　　Is＝ 耐震判定指標値　　ET＝ （基本耐震指標値　Es＝　　） （重要度係数　　CI＝　　） （地形指標　　CG＝　　） 判定結果　Is/ET＝ 〈東海地震に対する耐震性能ランク　Ia・Ib・Ⅱ・Ⅲ〉
備考		設計に使用した地域係数 Zs＝ 設計に使用した用途係数Ⅰ＝

○ 非構造部材と設備機器の落下、転倒対策

部材等の種類	対　策　方　法	実施年度	備　　考
（例） ガラス	飛散防止フィルムを施工	平成5年度	
（例） 天井材（木毛板）	天井にネットを施工	平成5年度	

（配置図）

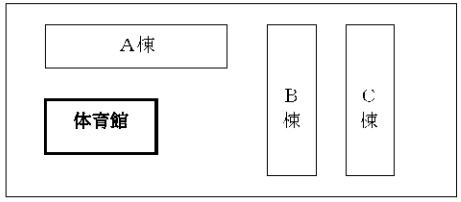

13-1-3 市町長以外の指示権者、根拠規定

（県危機政策課）

指　示　権　者	根　拠　法
警　察　官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
都道府県知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第 25 条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 21 条、第 29 条、 第 30 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条

13-2-1 広域避難地、一次避難地集計表

（県危機情報課）H24.4.1

地域危機管理局	市町	広域避難地									一次避難地				幹線避難路							
		箇所数	有効面積（ha）					有効面積（ha）	予想集中人口（人）		箇所数	有効面積（ha）	予想集中人口（人）		国道		県道		市道		計	
			公有地				計		昼間	夜間			昼間	夜間	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）
			公園	学校	その他	民有地																
県合計		274	210.5	249.3	51.6	17.2	528.6	524.0	1,236,899	1,167,765	754	760.4	1,329,478	1,377,651	12	46,312	37	106,382	189	213,738	238	366,475
賀茂	下田市	10	9.0	6.1	0.1		15.2	15.2	18,329	17,639											0	0
	東伊豆町	9	0.1	6.7	0.2		7.0	7.0	1,876	2,900											0	0
	河津町	4		2.6			2.6	2.6	1,950	1,530											0	0
	南伊豆町	6		3.4	1.5		4.9	4.9	4,480	5,370	7	1.1	1,370	2,800							0	0
	松崎町	5		3.2	1.5		4.7	4.7	11,301	11,303											0	0
	西伊豆町	9		2.3	0.8	0.6	3.7	3.7	7,640	7,864	15	1.5	1,400	1,356							0	0
	計	43	9.1	24.3	4.1	0.6	38.1	38.1	45,576	46,606	22	2.6	2,770	4,156	0	0	0	0	0	0	0	0
東部	沼津市	7	13.5	24.9		3.6	42.0	42.0	109,053	109,053	54	61.1	208,749	208,749	2	2,980	3	3,450	18	10,970	23	17,400
	熱海市						0.0				15	10.2	8,238	27,101							0	0
	三島市	1	4.6				4.6				23	17.7	44,626	44,626							0	0
	富士宮市	7		20.1		8.7	28.8	28.8	140,500	141,100	36	33.2	146,700	147,900							0	0
	伊東市						0.0				20	31.9	16,000	24,800							0	0
	富士市	5	31.1				31.1	31.1	102,872	102,872	53	67.6	263,196	263,196							0	0
	御殿場市						0.0														0	0
	裾野市	10		6.5	4.0		10.5	10.5	2,669	2,669											0	0
	伊豆市	20		11.8	4.6	0.1	16.5	16.5	10,005	10,308											0	0
	伊豆の国市	16	1.2	7.2	0.8	1.6	10.9	10.9	—	—	34	13.1	—	—							0	0
	函南町	13		12.3	0.5		12.8	12.8	—	—											0	0
	清水町	7	1.2	5.4			6.6	6.6	2,530	2,860											0	0
	長泉町	6		6.1		1.3	7.4	7.4	13,064	13,064									2	5,200	2	5,200
	小山町	1			2.7		2.7	2.7	1,400	1,400	12	21.4	7,020	8,270							0	0
	計	93	51.6	94.3	12.6	15.3	173.9	169.3	382,093	383,326	247	256.2	694,529	724,642	2	2,980	3	3,450	20	16,170	25	22,600
中部	静岡市	29	79.9	22.5	7.4	1.0	110.8	110.8	310,307	215,456	253	241.6	363,422	359,396	5	6,740	14	20,978	44	29,738	63	57,456
	葵区	5	41.5				41.5	41.5	175,012	98,199	133	130.4	106,220	106,220								
	駿河区	3	11.8				11.8	11.8	62,846	43,670	67	77.1	100,300	100,300								
	清水	21	26.6	22.5	7.4	1.0	57.5	57.5	72,449	73,587	53	34.1	156,902	152,876								
	島田市	11	26.28	4.36	3.37		34.01	34.0	18,360	17,529	32	33.1	66,484	68,833							0	0
	焼津市						0.0				33	42.5	129,870	145,889							0	0
	藤枝市						0.0				41	72.2	67,808	69,628							0	0
	牧之原市	6		6.2	1.9		8.1	8.1	9,282	9,282	9	6.9	4,595	5,107							0	0
	吉田町	4		7.4			7.4	7.4	12,240	13,658											0	0
	川根本町	7		9.2		0.3	9.5	9.5	2,826	2,604											0	0
	計	57	106.2	49.7	12.7	1.3	169.8	169.8	353,015	258,529	368	396.3	632,179	648,853	5	6,740	14	20,978	44	29,738	63	57,456

地域危機管理局	市町	広域避難地									一次避難地				幹線避難路							
		箇所数	有効面積（ha）					有効面積（ha）	予想集中人口（人）		箇所数	有効面積（ha）	予想集中人口（人）		国道		県道		市道		計	
			公有地			民有地	計		昼間	夜間			昼間	夜間	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）
			公園	学校	その他																	
西部	浜松市	14	42.9	8.8	1.9	0.0	53.6	53.6	352,000	352,000	55	50.9			4	26,804	13	28,840	90	100,230	107	155,917
	中区	8	19.1	8.8			27.9	27.9	217,000	217,000	40	34.6			4	26,804	7	19,569	70	85,435	81	131,808
	東区	1	3.5				3.5	3.5	42,000	42,000	18	20.3					6	9,271	6	9,232	12	18,503
	西区						0.0				40	38.1							2	679	2	679
	南区	5	20.3		1.9		22.2	22.2	93,000	93,000	16	18.3							11	4,594	11	4,594
	北区						0.0				63	34.2							1	333	1	333
	浜北						0.0				17	21.9									0	0
	天竜						0.0				47	35.9									0	0
	磐田市	7		8.1	10.7		18.8	18.8	6,728	6,728											0	0
	掛川市	44		53.9	2.9		56.8	56.8	58,167	71,552											0	0
	袋井市						0.0				62	54.4	－	－							0	0
	湖西市						0.0														0	0
	御前崎市	16	0.7	10.2	6.7		17.6	17.6	39,320	49,024					1	9,788	7	53,114	35	67,600	43	130,502
	菊川市						0.0														0	0
	森町						0.0														0	0
	計	81	43.6	81.0	22.2	0.0	146.8	146.8	456,215	479,304	117	105.3	0	0	5	36,592	20	81,954	125	167,830	150	286,419

13-2-2 市町別広域避難地、一次避難地

※印は一次避難地　（ ）書は警戒宣言時の避難人口　　（県危機情報課）H24.4.1

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
賀茂	下田市	○				敷根公園	敷根 780	9.0	1,914 (1,914)	1,840 (1,840)
			○			白浜小学校	白浜 1324-1	0.4	2,345 (2,345)	2,255 (2,255)
			○			下田東中学校	柿崎 1106	0.9	1,075 (1,075)	1,034 (1,034)
			○			浜崎小学校	須崎 1785-1	0.7	1,640 (1,640)	1,577 (1,577)
			○			稲生沢小学校	立野 6-1	0.8	2,114 (2,114)	2,033 (2,033)
			○			稲生沢中学校	河内 101-1	1.0	300	200
			○			朝日小学校	吉佐美 544	0.6	2,460 (2,460)	2,365 (2,365)
				○		青少年海の家	田牛 217	0.1	394 (394)	379 (379)
			○			下田中学校	敷根 765-1	1.3	5,987 (5,987)	5,756 (5,756)
			○			稲梓小学校	椎原 224	0.4	100	200
		1	8	1	0			15.2	18,329	17,639
	東伊豆町		○			稲取中学校	稲取 1873	0.7	568 (568)	870 (568)
			○			稲取小学校	稲取 614-1	0.6	377 (300)	440 (300)
			○			(県)稲取高校	稲取 3012-2	2.5	91 (91)	150 (91)
				○		白田矢崎避難地	白田 373-1	0.1	202 (202)	335 (202)
			○			熱川小学校	奈良本 771-1	1.1	300	500
			○			熱川中学校	奈良本 1296-3	1.6	100	200
			○			大川小学校	大川 312	0.2	28 (28)	55 (28)
				○		北川文化会館	奈良本 1011	0.1	50	80
		○				片瀬中之瀬公園	片瀬 584-1	0.1	160	270
		1	6	2	0			7.0	1,876	2,900
	河津町		○			河津中学校	田中 72	1.0	500	400
			○			東小学校	見高 1033	0.4	350	280
			○			南小学校	笹原 328-1	0.7	700 (300)	550 (300)
			○			西小学校	湯ケ野 80-1	0.5	400	300
		0	4	0	0			2.6	1,950	1,530
	南伊豆町		○			三浜小学校	子浦 1472	0.6	380 (380)	550 (495)
						※ 妻良区駐車場	妻良字西ノ谷 713	0.3	310 (310)	450 (414)
						※ 中木入口	入間字田保 1301	0.1	130 (130)	290 (289)
						※ 国民宿舎石廊崎駐車場	石廊崎大谷 200	0.3	150 (150)	370 (341)
						※ 大瀬区広場	大瀬字タホウ 340	0.1	170	420
						※ 南崎保育所	下流字中ノ田 174	0.1	250 (250)	540 (481)
						※ 大京観光入口	手石字猪奥 1121	0.1	80	180
			○			東小学校及び東中学校	湊 243･1721	0.7	600 (960)	1,320 (1,998)
						※ 手石公民館及び手石保育所	手石字田尻 319-1･2	0.1	280	550
			○			南中小学校	上賀茂 80	1.0	1,000	1,000
			○			南上小学校	下小野 640	0.6	600	800
			○			南崎小学校	大瀬 7	0.5	600 (600)	700 (700)
				○		町営差田グラウンド	入間 16	1.5	1,300 (1,300)	1,000 (1,000)
		0	5	1	0			6.0	5,850	8,170
	松崎町		○			(県)松崎高校	桜田 188	3.0	6,427 (1,660)	5,352 (3,042)
			○			(旧)中川小学校	峰輪 450	0.2	1,613	2,017
				○		(旧)岩科小学校	岩科北側 442	0.3	1,184	1,480
				○		(旧)三浦小学校	石部 279	0.2	1,107 (1,243)	1,384 (1,243)
				○		総合グラウンド	道部 517-1	1.0	970 (970)	1,070 (1,070)
		0	2	3	0			4.7	11,301	11,303
	西伊豆町			○		(旧)田子中学校	田子 965-1	0.4	750 (380)	850 (477)
				○		町民運動場	田子西谷坪 1756	0.4	-	-
			○			田子小学校	田子 1320	0.3	1,570 (1,570)	1,661 (1,661)
					○	洋らんセンター空地	仁科浮島提 3009	0.2	100 (100)	128 (128)
					○	加山雄三ミュージアム駐車場	仁科2049-1	0.3	200 (150)	64 (64)
			○			仁科小学校	仁科 184	0.4	1,900 (1,730)	2,150 (1,893)
			○			西伊豆中学校	中753-1	0.5	1,350 (1,150)	1,000 (956)
			○			賀茂小学校	宇久須 836-2	1.1	760 (600)	880 (700)
					○	中田避難地	安良里 326-1	0.1	1,010 (1,010)	1,131 (1,131)
						※ 岩谷戸集会場	一色 50	0.1	70 (70)	67 (67)
						※ 餅山ゲートボール場	一色 85-2	0.1	80 (80)	92 (92)
						※ 一色ふれあい広場	一色 334	0.1	180 (180)	178 (178)
						※ ふれあい広場	大沢里 461-2	0.1	60 (60)	67 (67)
						※ 檷宜ノ畑公民館	大沢里 11	0.1	80 (80)	98 (98)
						※ 宮ヶ原公民館	大沢里 595-2	0.1	60 (60)	56 (56)
						※ 大久須公民館前広場	宇久須 1676-4	0.1	110 (110)	180 (180)
						※ 神田公民館広場	宇久須 1366-2	0.1	140	
						※ 宇久須神社境内	宇久須 1269-1	0.1	30	
						※ 法雲寺前広場	宇久須 1092-1	0.1	30	
						※ 第2分団詰所駐車場	宇久須 357-1	0.1	70 (70)	70 (70)

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
賀茂	西伊豆町					※ クリスタルハーク駐車場	宇久須 2204-3	0.1	290 (270)	308 (308)
						※ 宝市場駐車場	安良里 29-1	0.1	40 (40)	40 (40)
						※ 浦上足山	安良里 729-1	0.1	50 (50)	70 (70)
						※ 浦上防災倉庫	安良里 791-4	0.1	110 (110)	130 (130)
		0	4	2	3			5.2	9,040	9,220
東部	沼津市				○	明電舎(株)	東間門 515	3.6	19,706	19,706
			○			高校学校群(市立高、加藤学園)	三枚橋字鐘突免 673	12.8	31,623	31,623
		○				香貫山公園	上香貫字物見山 2427	10.0	市内全域	市内全域
			○			香陵運動場及び第四小学校	御幸町 4-1	2.8	10,770 (3,699)	10,770 (3,699)
			○			香貫小周辺(香貫小、三中、沼工)	下香貫猪沼 986他	4.5	18,358	18,358
			○			大岡南小学校及び大岡公園	大岡字原田 1312他	4.8	23,526	23,526
		○				我入道公園	我入道林町地内	3.5	5,070	5,070
						※ 第一小学校	八幡町 65-1	1.1	4,498	4,498
						※ 中央公園	大手町4丁目185-4	0.4	394	394
						※ 第一中学校	丸子町 692-1	1.3	2,794	2,794
						※ 浅間神社	浅間町 225	0.1	1,101	1,101
						※ (県)沼津西高校	本字千本 1910-9	1.3	5,619	5,619
						※ 第二中学校	本字千本 1910-19	1.1	2,679 (1,635)	2,679 (1,635)
						※ 千本小学校	千本 1910-19	0.5	1,598	1,598
						※ 第三中学校	下香貫木ノ宮 888	1.6	8,810 (6,271)	8,810 (6,271)
						※ (県)沼津工業高校	下香貫八重129-1	1.3	2,790 (45)	2,790 (45)
						※ 香貫小学校	下香貫猪沼 986	1.6	5,583 (5,583)	5,583 (5,583)
						※ 香陵運動場	御幸町 15-1	1.6	5,784 (3,661)	5,784 (3,661)
						※ 第四小学校	御幸町 4-1	1.2	4,980 (31)	4,980 (31)
						※ 山王公園	平町 7-24	0.5	3,698	3,698
						※ (市)沼津高校	三枚橋字鐘突免 673	2.5	1,817	1,817
						※ (私)加藤学園	大岡自由ケ丘 1979	0.8	954	954
						※ 第五中学校	五月町 15-1	2.4	2,014	2,014
						※ 第五小学校	米山町 9-1	0.9	4,799	4,799
						※ 開北小学校	高沢町 17-1	0.7	7,185	7,185
						※ 駿河グラウンド	沼北町2丁目1231-4	1.3	4,654	4,654
						※ 門池小学校	岡一色 88-2	1.1	4,168	4,168
						※ 門池中学校	岡一色 657-1	1.1	1,164 (40)	1,164 (40)
						※ (国)沼津高専	大岡 3600	1.9	4,181 (2)	4,181 (2)
						※ (県)沼津東高校	岡宮812	1.8	5,446	5,446
						※ 金岡中学校	神田町 4-1	1.8	3,057	3,057
						※ (私)飛龍高校	東熊堂 491	1.0	685	685
						※ 金岡小学校	江原町 3-1	1.1	6,301	6,301
						※ 沢田小学校	中沢田字円丸 715	0.9	5,544	5,544
						※ 駿河台公園	駿河台 15	0.4	2,392	2,392
						※ 豊町公園	豊町 7	0.4	2,457	2,457
						※ 大岡小学校	大岡 2358	0.7	3,726	3,726
						※ 大岡南小学校	大岡字原田 1312	1.3	12,309	12,309
						※ 大岡中学校	大岡 2110	1.4	2,717	2,717
						※ 愛鷹地区センター	東原字金山下 358-1	0.7	8,876 (80)	8,876 (80)
						※ (旧)沼津技術専門校運動場	東椎路字中尾1749-1	0.8	6,025	6,025
						※ 片浜小学校	大諏訪 41	1.0	4,763	4,763
						※ 片浜中学校	小諏訪 180	1.1	5,694	5,694
						※ 今沢小学校	東原字榎田通 76-1	2.1	7,685	7,685
						※ 大平小学校	大平字 2200	1.3	1,982 (26)	1,982 (26)
						※ 大平中学校	大平 1144	1.6	2,013 (74)	2,013 (74)
						※ 静浦中学校	志下 530	0.5	3,477	3,477
						※ (旧)静浦中学校	獅子浜 400	0.5	1,891	1,891
						※ (旧)静浦東小学校	口野 30-23	0.5	1,428	1,428
						※ 内浦小学校	内浦三津 410-1	0.8	1,457	1,457
						※ 西浦小学校	西浦平沢 255-2	1.2	1,392	1,392
						※ 原小学校	原 1200	1.1	9,303	9,303
						※ 原中学校	原 576	2.3	4,925	4,925
						※ 原東小学校	大塚字雁作 814-1	1.0	7,096	7,096
						※ 浮島小学校	平沼 811	1.1	5,218	5,218
						※ 我入道ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	我入道東町 175-1	0.5	1,642	1,642
						※ 我入道公園	我入道林町地内	3.5	3,084	3,084
						※ 長井崎中学校	内浦重須 453	1.2	1,436	1,436
						※ 井田コミュニティ広場	井田字郷戸 8-1	0.2	80 (80)	80 (80)
						※ 市道上野・平戸線	戸田 1259-1,1325-2	0.3	3,314 (2,427)	3,314 (2,427)
						※ 舟山ふれあい広場	戸田 2558-1	0.7	70	70
		2	4	0	1			103.1	317,802	317,802
	熱海市					※ 泉公園	泉塩坪 68-1	0.1	179	588
						※ 泉小学校・泉中学校	泉 280	0.2	146	481
						※ 伊豆山小学校	伊豆山 711	0.4	563	1,853
						※ 桃山小学校	桃山町 6-5	1.1	1,701	5,596
						※ 熱海中学校	桃山町 7-7			
						※ 第一小学校	西山町 41-1	0.8	1,045	3,436
						※ 梅園	梅園町 1169-1	1.0	884	2,909
						※ 第二小学校	桜町 3-20	0.8	703	2,313
						※ 西部防災センター	桜町 16-24	0.5	365	1,202
						※ 小嵐中学校	熱海字奥の沢 1886-7	0.5	549	1,807
						※ (県)熱海高校	下多賀 1484-22	1.5	1,082	3,559

地域区分	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
東	熱海市					※ 多賀小学校	下多賀 920-1	1.1	611	2,010
						※ 多賀中学校	下多賀 1549-1	1.8	182	597
						※ 網代小学校	網代 195	0.2	228	750
						※ 初島小学校・初島中学校	初島 219	0.2	–	–
		0	0	0	0			10.2	8,238	27,101
	三島市					※ 東小学校	東町 10-1	0.7	3,594	3,335
						※ 沢地小学校	沢地 127-1	0.6	2,746	2,746
						※ 徳倉小学校	徳倉 4-1-45	0.5	2,297	2,297
						※ 北中学校	文教町 2-32-60	1.0	2,245	2,245
						※ 錦田小学校	谷田 966	0.9	2,935	2,835
						※ 錦田中学校	谷田 1505	1.0	1,692	2,241
						※ 中郷小学校	梅名 453	0.6	2,367	2,367
						※ 中郷中学校	大場 250-1	0.7	1,055	1,055
						※ 西小学校	緑町 7-7	0.7	3,710	3,710
						※ 南小学校	富田町 6-1	0.7	1,459	1,459
						※ 北上小学校	徳倉 844-1	0.7	2,104	2,104
						※ 山田小学校	川原ヶ谷 812	0.6	1,773	1,773
						※ 向山小学校	谷田 1946	0.6	1,757	1,757
						※ 長伏小学校	長伏 226-5	0.6	1,669	1,669
						※ 中郷西中学校	梅名 854-1	0.8	1,251	1,251
						※ 南中学校	富田町 6-18	0.8	2,097	2,097
						※ 坂小学校	市山新田 163-2	0.4	600	600
						※ 佐野小学校	佐野 238	0.5	1,353	1,353
						※ 北小学校	文教町 1-4-8	0.7	1,144	1,144
						※ 北上中学校	徳倉 767-2	0.8	994	994
						※ 山田中学校	川原ヶ谷 842-4	1.1	1,644	1,644
						※ (県)三島南高校	大場 608	1.3	2,046	2,046
						※ (県)三島北高校	文教町 1-3-18	1.4	2,094	2,449
		0	0	0	0			17.7	44,626	45,271
	富士宮市		○			(県)富士宮北高校	宮北町 230	9.9	49,300	49,300
			○			富士宮第四中学校	穂波町 13-1	1.4	7,000	7,000
			○			富士宮第二中・市営球場・城山公園一帯	豊町17-1・元城町1689	3.7	18,500	18,500
			○			(県)富士宮東高校	小泉 1234	3.2	16,200	16,200
			○			富士宮第三中学校	野中 658	0.9	4,500	4,500
					○	(私)星陵高校	星山 1068	8.7	43,500	43,500
						※ 東小学校	矢立町 227	0.7	3,500	3,500
						※ 黒田小学校	星山 1030-2	0.6	3,000	3,000
						※ 大宮小学校	元城町 2-1	0.7	3,500	3,500
						※ 貴船小学校	貴船町 3-3	0.7	3,500	3,500
						※ 富丘小学校	淀師 489-4	0.6	3,000	3,000
						※ 西小学校	安居山 380	0.9	4,500	4,500
						※ 大富士小学校	万野原新 3992	1.1	5,500	5,500
						※ 富士根南小学校	小泉 1675	0.8	4,000	4,000
						※ 富士根北小学校	村山 1499	0.5	2,500	2,500
						※ 富士根北小学校粟倉分校	粟倉 1828-2	0.3	1,500	1,500
						※ 山宮小学校	山宮 1561	0.6	3,000	3,000
						※ 北山小学校	北山 1582-2	0.8	4,000	4,000
						※ 上井出小学校	上井出 1400	1.3	6,500	6,500
						※ 人穴小学校	人穴 362	1.1	5,500	5,500
						※ 井之頭小学校	猪之頭 168-1	0.4	2,000	2,000
						※ 井之頭小学校根原分校	根原 155	0.2	1,000	1,000
						※ 白糸小学校	原 1115	0.7	3,500	3,500
						※ 上野小学校	下条 408	0.8	4,000	4,000
						※ 富士見小学校	富士見ヶ丘 1794	1.2	6,000	6,000
						※ 富士宮第一中学校	矢立町 814	0.9	4,500	4,500
						※ 市民文化会館	宮町14-2	1.4	7,000	7,000
						※ 富士根南中学校	小泉 1996	1.5	7,500	7,500
						※ 富士根北中学校	村山 935-1	1.0	5,000	5,000
						※ 北山中学校	北山 1092	1.6	8,000	8,000
						※ 西富士中学校	上井出 918-1	1.4	7,000	7,000
						※ 井之頭中学校	猪之頭 999	0.7	3,500	3,500
						※ 上野中学校	精進川 410	1.3	6,500	6,500
						※ 大富士中学校	万野原新田 4115-1	1.5	7,500	7,500
						※ (県)富岳館高校	弓沢 732	1.2	6,000	6,000
						※ (県)富士宮西高校	淀師 1550	2.3	11,500	11,500
			○			※ 稲子小学校	上稲子 830	0.5	350 (30)	500 (30)
			○			※ 内房小学校	内房 3909	0.6	900 (40)	1,300 (40)
			○			※ 芝富小学校	長貫 1323	0.8	400	600
			○			※ 柚野小学校	上柚野 88	0.4	300	400
			○			芝川中学校	長貫 1267	1.0	1,500 (180)	2,100 (180)
			○			※ 柚野中学校	下柚野 371	0.7	350	500
部				○		※ 芝川B&G海洋センター	西山 858	1.4	400	600
		0	11	1	1			62.0	287,200	289,000

地域区分	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
東	伊東市					※ 北中学校	湯川 360-1	0.8	1,500 (1,000)	2,400 (1,000)
						※ 伊東公園	湯川 322	0.4	1,200 (1,200)	2,000 (1,324)
						※ 西小学校	幸町 1-5	1.7	1,900 (3,400)	4,000 (3,111)
						※ 東小学校	大原 2-2-6	1.4	2,500 (2,000)	3,300 (3,289)
						※ 南小学校	玖須美元和田 716-87	2.0	700	900
						※ 市民運動場	玖須美元和田 716-115	2.4	700	900
						※ 南中学校	玖須美元和田 729-1	3.5	700	900
						※ 宇佐美小学校	宇佐美 1627-1	1.7	1,500 (1,500)	1,700 (1,259)
						※ 宇佐美中学校	宇佐美 1537-1	1.1	1,500 (1,000)	2,200 (1,000)
						※ 川奈小学校	川奈 1083-1	0.8	700 (700)	900 (695)
						※ (県)伊東商業高校	吉田 748-1	4.3	500	800
						※ 大池小学校	吉田 824-4	1.2	500	600
						※ 門野中学校	鎌田 1281-63	2.3	800	1,500
						※ 十足広場	十足 536-1	0.5	100	200
						※ 富戸小学校	富戸 1203-1	2.0	200	500
						※ 富戸公園	富戸 889-3	0.5	100	300
						※ 八幡野小学校	八幡野 976-1	0.9	400 (400)	700 (252)
						※ 対島中学校	八幡野 1128-3	1.3	200	400
						※ (県)伊東高校城ヶ崎分校	八幡野 1120	2.4	200	400
						※ 池小学校	池 477-2	0.7	100	200
		0	0	0	0			31.9	16,000	24,800
	富士市	○				中央公園	永田町 2-112	6.3	25,669	25,669
		○				原田公園	原田字飯森東	5.0	18,129	18,129
		○				広見公園	伝法土手内 46-1	13.6	17,444	17,444
		○				岬公園	松岡字堤外 1866-1	2.6	14,095	14,095
		○				富士西公園	富士市入山瀬727-1	3.6	27,535	27,535
						※ 吉原小学校	高嶺町 6-1	1.8	7,885	7,885
						※ 伝法小学校	伝法 2743	1.2	7,771 (7)	7,771 (7)
						※ 吉原第一中学校	永田北町 7-1	1.8	7,346	7,346
						※ 今泉小学校	今泉 3-17-1	2.1	2,465 (49)	2,465 (49)
						※ 吉原第二中学校	今泉 1955	2.0	6,819 (169)	6,819 (169)
						※ (県)吉原高校	今泉 2160	1.6	6,813 (32)	6,813 (32)
						※ (県)富士東高校	今泉 2921	2.3	7,301 (25)	7,301 (25)
						※ 神戸小学校	神戸 633	1.0	3,797 (62)	3,797 (62)
						※ 広見小学校	広見本町 1-1	1.0	10,918 (458)	10,918 (458)
						※ 青葉台小学校	一色 295	1.2	6,312 (45)	6,312 (45)
						※ 富士見台小学校	富士見台 1-12	1.6	3,546	3,546
						※ 吉原北中学校	原田 2259	1.4	3,541 (273)	3,541 (273)
						※ 元吉原小学校	今井 3-4-2	1.3	2,774 (120)	2,774 (120)
						※ 元吉原中学校	鈴川中町 28-1	1.4	4,285 (318)	4,285 (318)
						※ (市)柏原保育園	沼田新田147-3	0.1	2,193	2,193
						※ 須津小学校	中里 1019	1.1	4,258 (1,333)	4,258 (1,333)
						※ 須津中学校	中里 1156	1.3	7,697	7,697
						※ 東小学校	西船津 220	0.9	1,884 (104)	1,884 (104)
						※ 吉永第一小学校	比奈 1431	0.8	1,569 (28)	1,569 (28)
						※ 吉原東中学校	比奈 75	1.2	2,297	2,297
						※ (市)吉原商業高校	比奈 1654	3.3	2,636 (242)	2,636 (242)
						※ 吉永第二小学校	鵜無ケ淵 149-1	1.0	3,030 (1,211)	3,030 (1,211)
						※ 勢子辻青少年の家跡地	桑崎 1025	0.1	58	58
						※ 原田小学校	原田 480	0.9	4,535	4,535
						※ 吉原第三中学校	比奈 2126	1.3	2,863	2,863
						※ 大淵第一小学校	大淵 3012	0.9	5,892 (87)	5,892 (87)
						※ 大淵第二小学校	大淵 8673-1	1.1	919 (109)	919 (109)
						※ 大淵中学校	大淵 2920	1.5	7,148 (165)	7,148 (165)
						※ 富士第一小学校	本市場 280-2	1.0	5,570	5,570
						※ (私)富士見高校	平垣町 1-1	2.1	8,056	8,056
						※ 富士中学校	中島 320-1	1.6	4,789	4,789
						※ (県)富士高校	松本 17	2.2	4,940	4,940
						※ 富士中央小学校	米之宮町 295	1.1	2,505	2,505
						※ 富士第二小学校	横割 1-8-1	0.9	11,377	11,377
						※ 富士南中学校	森島 550	2.3	11,788	11,788
						※ 富士南小学校	宮下 551	1.2	4,779	4,779
						※ 田子浦小学校	中丸 98	1.2	4,346 (1,157)	4,346 (1,157)
						※ 田子浦中学校	中丸 411	1.7	10,653 (171)	10,653 (171)
						※ 岩松小学校	松岡 850	0.8	4,314	4,314
						※ 岩松北小学校	岩本 123-1	1.1	6,740 (6)	6,740 (6)
						※ 岩松中学校	松岡 2353-1	1.2	1,922 (359)	1,922 (359)
						※ (市)岩本保育園	岩本 581-33	0.3	1,039 (7)	1,039 (7)
						※ 鷹岡小学校	久沢 2-3-1	0.8	4,242 (43)	4,242 (43)
						※ 鷹岡中学校	久沢 713	1.8	8,780	8,780
						※ 天間小学校	天間 50	1.0	4,071 (18)	4,071 (18)
						※ 天間幼稚園	天間 1047-1	0.2	2,864	2,864
部						※ 丘小学校	厚原 2075	1.0	8,514	8,514

地区	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
	富士市					※ 岳陽中学校	伝法 630	1.6	6,363 (177)	6,363 (177)
						※ 富士川第一小学校	岩淵 107	0.7	5,866	5,866
						※ 富士川第二小学校	北松野1959	0.9	2,739	2,739
						※ 富士川第一中学校	岩淵 855-3	1.0	3,235	3,235
						※ 富士川第二中学校	北松野1963-6	1.4	4,502	4,502
						※ 富士川体育館	木島88-1	1.3	650	650
		5	0	0	0			88.7	366,068	366,068
	裾野市		○			東小学校	茶畑 399	0.7	2,227 (160)	2,227 (160)
			○			西小学校	佐野 1143	0.6	442 (175)	442 (175)
			○			深良小学校	深良 655	0.7	-	-
			○			富岡第一小学校	御宿 600	0.7	-	-
			○			須山小学校	須山 165	0.8	-	-
				○		市民文化センター	石脇 586	0.9	-	-
				○		裾野市総合グランド	御宿880	3.1	-	-
			○			(県)裾野高校	佐野 900-1	1.4	-	-
			○			千福が丘小学校	千福が丘 4-12-1	0.7	-	-
			○			南小学校	伊豆島田806-5	0.9	-	-
		0	8	2	0			10.5	2,669	2,669
	伊豆市		○			熊坂小学校	熊坂 708-3	0.8	150 (120)	200 (165)
				○		修善寺総合会館	修善寺字中尾 838-1	0.8	2,500 (1,128)	3,000 (1,010)
			○			修善寺小学校	修善寺 3244	0.9		
			○			修善寺東小学校	本立野 419	0.9	750 (53)	350 (80)
			○			修善寺南小学校	柏久保 449	1.2	1,250 (303)	600 (437)
			○			修善寺中学校	柏久保 395	1.4		
					○	小土肥農村広場	小土肥坂之下 486	0.1	380 (409)	422 (409)
			○			土肥小学校	土肥 638	0.4	1,600 (2,101)	1,810 (2,101)
			○			土肥中学校	土肥 2701-1	0.7	800	817
			○			(県)土肥高校	土肥 870-1	0.8	1,000 (1,000)	1,222 (1,000)
			○			土肥南小学校	八木沢 1445-1	0.3	400 (626)	522 (626)
			○			土肥ふじみ幼稚園	小下田 1343	0.3	250 (579)	361 (579)
				○		狩野ドーム	青羽根 89	1.8	52	
				○		湯ヶ島小学校	湯ヶ島 136	0.8	139	297
			○			月ヶ瀬小学校	月ヶ瀬 444	0.8	37	46
			○			八岳小学校	原保 384	0.5	108	144
				○		良僧坊の里	良僧坊 109-9	0.2	46	61
			○			大見小学校	八幡 158-2	1.0	173	230
			○			大東小学校	徳永 900	1.0	46	61
				○		中伊豆社会体育館	上白岩 420-1	1.8	124	165
		0	15	4	0			16.5	10,005	10,306
	伊豆の国市		○			長岡南小学校グラウンド	長岡1294-1	0.7	-	-
			○			韮山小学校グラウンド	四日町350-1	0.72	-	-
			○			韮山南小学校グラウンド	中817-1	1.1	-	-
			○			韮山中学校グラウンド	韮山韮山393	1.69	-	-
		○				淵端遊園	大仁114	0.24	-	-
				○		狩野川堤防	大仁字水門戸	0.23	-	-
			○			(県)大仁高等学校跡地グラウンド	大仁334	0.63	-	-
			○			ひまわり保育園園庭	三福934-1	0.08	-	-
			○			大仁中学校グラウンド	三福1276-20	1.06	-	-
			○			大仁小学校グラウンド	三福325-1	0.8	-	-
					○	伊豆洋らんパーク駐車場	田京196-2	0.71	-	-
		○				広瀬公園	田京7-5	0.99	-	-
			○			大仁北小学校グラウンド	寺木312-1	0.44	-	-
					○	宗光寺コミュニティ広場	宗光寺57-1	0.79	-	-
				○		長岡総合会館(アクシスかつらぎ)	古奈255	0.61	-	-
						※ 長岡総合会館第4駐車場	古奈277-1	0.24	-	-
						※ 狩野川 リバーサイドパーク	天野444-1	0.61	-	-
						※ 長岡幼稚園	長岡1212	0.25	-	-
					○	伊豆の国パノラマパーク駐車場	長岡260-1	0.11	-	-
						※ 湯らっくす公園	長岡613-1	0.23	-	-
						※ 長岡中学校	長岡1407-5	1.77	-	-
						※(旧)スポーツワールド駐車場	南江間2176-1	1.7	-	-
						※(旧)伊豆箱根グラウンド	南江間809-1	0.75	-	-
			○			長岡北小学校	南江間1200	0.96	-	-
						※ 江間グラウンド	南江間1837-1	0.7	-	-
						※ 江間苺狩りセンター	北江間563-7	0.22	-	-
						※ 金谷研修センター	韮山金谷268-1	0.05	-	-
						※ 山木グリーン公園	韮山山木183	0.36	-	-
						※ 多田公園	韮山多田572-1	0.08	-	-
						※ 韮山生涯学習センター	奈古谷1251-1	0.41	-	-
						※ 角寓広場	奈古谷664-1	0.18	-	-
						※ 長崎公園	長崎202	0.1	-	-
						※ 富士美幼稚園	原木1343	0.19	-	-
						※ 荒木神社	原木30-1	0.20	-	-
						※ 原木駅前駐輪場	原木858－1	0.04	-	-

地区	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
東部	伊豆の国市					※ 堀越保育園	四日町988	0.20	-	-
						※(県)東部特別支援学校	寺家235-1	0.18	-	-
						※ 韮山西幼稚園	中條125-1	0.13	-	-
						※ 狩野川グリーン公園	南條堤防側	0.42	-	-
						※ JA伊豆の国本店	南條800	0.3	-	-
						※ 若宮神社	南條1	0.22	-	-
						※ 皆沢公民館	中559-4	0.01	-	-
						※ 反射炉駐車場	中260-1	0.32	-	-
						※ 児童公園	立花台1421-67	0.09	-	-
						※ 内中公民館	内中142	0.01	-	-
						※(旧)高原分校	高原1607-14	0.18	-	-
						※(県)韮山高校	韮山韮山229	1.52	-	-
						※ 学校法人オレジオ学院セミナーハウス	高原1606-28	0.37	-	-
						※ 中島防災センター	中島257-3	0.08	-	-
						※ 御門防災センター	御門32-1	0.04	-	-
		2	10	2	3			23.9	-	-
	函南町		○			函南中学校	仁田 56	1.8	-	-
			○			函南東中学校	柏谷 540	1.6	-	-
			○			函南東中学校第2グラウンド	柏谷 540	1.3	-	-
			○			函南小学校	仁田 148	0.6	-	-
			○			函南小学校第2グラウンド	仁田 148	0.9	-	-
			○			函南東小学校	平井 972	1.3	-	-
			○			函南東小学校第2グラウンド	平井 972	0.4	-	-
			○			函南西小学校	間宮 475	1.3	-	-
			○			桑村小学校	桑原 933	1.1	-	-
			○			丹那小学校	丹那 443	0.9	-	-
				○		西部コミュニティーセンター	肥田 667-1	0.1	-	-
				○		農村環境改善センター	丹那 333-1	0.4	-	-
			○			(県)田方農業高校	塚本 961	1.1	-	-
		0	11	2	0			12.8	-	-
	清水町	○	○			西小学校	長沢 220	1.3	540	610
			○			清水小学校	堂庭 87	0.6	250	290
						総合運動公園	伏見 52-17	1.2	400	450
			○			清水中学校	堂庭 267	0.8	220	250
			○			南中学校	徳倉 2222-4	0.5	250	310
			○			(県)沼津商業高校	徳倉 1205	1.9	650 (163)	700 (175)
			○			南小学校	湯川 182-1	0.3	220	250
		1	9	2	0			6.6	2,530	2,860
	長泉町		○			北小学校	下長窪 1060	1.1	1,885	1,885
			○			北中学校	納米里 333-3	1.9	3,286	3,286
			○			長泉小学校	中土狩 872-2	0.8	1,440	1,440
			○			長泉中学校	下土狩 777	1.3	2,226	2,226
			○			南小学校	竹原 100	1.0	1,969	1,969
					○	(私)三島高校	竹原 354	1.3	2,258	2,258
		0	9	0	1			7.4	13,064	13,064
	小山町			○		生涯学習センター	阿多野 130	2.7	1,400	1,400
						※ 健康福祉会館広場	小山 75-7	0.2	500 (250)	500 (250)
						※ 小山中学校	藤曲 142	1.8	940 (890)	1,430 (890)
						※ 成美小学校	藤曲 150	1.9	800 (140)	800 (140)
						※ 金時公園	中島 225-1	0.2	700 (50)	700 (50)
						※ 明倫小学校	菅沼 627	1.3	450 (90)	1,000 (90)
						※ 足柄小学校	竹之下 2411-1	1.3	200 (20)	300 (20)
						※ 北郷小学校	用沢 604-1	2.1	1,400	1,400
						※ 北郷中学校	用沢 355	3.9		
						※ 須走小学校	須走 70-18	1.8	1,400	1,400
						※ 須走中学校	須走 99-1	2.1		
						※ 須走総合グラウンド	須走 347	3.0	340	340
						※ 県立小山高校	竹之下 369	2.0	250 (30)	400 (30)
		0	0	1	0			24.1	8,420	9,670

地区名	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間		避難人口 夜間	
中部地区	静岡市	○				駿府公園	葵区駿府公園 1-1	10.7	96,815		37,168	
		○				城北公園	葵区大岩本町	6.1	20,842		16,301	
		○				辰起町スポーツ広場	葵区辰起町地先安倍川河川敷	11.9	16,613		11,640	
		○				田町緑地スポーツ広場	葵区田町地先安倍川河川敷	9.2	23,406		20,182	
		○				弥勒スポーツ広場	葵区弥勒地先安倍川河川敷	3.6	17,336		12,908	
						※(県)静岡高校	葵区長谷町 66	1.6	1,294		1,294	
						※西草深公園	葵区西草深町 27	0.5	279		279	
						※安東公園	葵区安東 1-309	0.3	243		243	
						※城東公園	葵区城東町 11	0.2	361		361	
						※鷹匠公園	葵区鷹匠 3-15	0.7	1,107		1,107	
						※清水山公園	葵区瓦場町・音羽町	2.5	3,218		3,218	
						※横内小学校	葵区緑町 1-1	0.7	1,262	(384)	1,262	(384)
						※伝馬町小学校	葵区伝馬町 14-2	0.5	644	(471)	644	(471)
						※(旧)一番町小学校	葵区一番町 50	0.2	192		192	
						※安東小学校	葵区安東 3-16-1	0.9	728	(598)	728	(598)
						※安東中学校	葵区安東 3-13-1	1.0	809		809	
						※(県)静岡城北高校	葵区北安東 2-3-1	0.9	728		728	
						※安西小学校	葵区安西 1-96-3	0.3	130	(314)	130	(314)
						※末広中学校	葵区末広町 41	0.9	390		390	
						※番町小学校	葵区新富町 1-23-1	0.5	384		384	
						※田町公園	葵区田町 3-46-5	0.8	556		556	
						※新通小学校	葵区駒形通 2-4-47	0.6	1,183		1,183	
						※常磐公園	葵区常磐町 3-3-1	1.2	2,366		2,366	
						※駒形第二公園	葵区駒形通 4	0.3	188		188	
						※田町小学校	葵区田町 5-70	1.2	746		746	
						※安倍川中学校	葵区弥勒 2-11-1	0.9	565		565	
						※(県)静岡商業高校	葵区田町 7-90	0.7	435		435	
						※葵小学校	葵区城内町 7-9	1.7	948		948	
						※城内中学校	葵区駿府町 1-107	0.7	550		550	
						※クリエイター支援センター(旧青葉小)	葵区追手町 4-16	0.6	574		574	
						※駒形小学校	葵区南安倍 2-1-1	0.9	565		565	
						※青木の杜公園	葵区城東町 54	0.3	541		541	
						※井宮小学校	葵区平和 1-7-1	0.9	293	(355)	293	(355)
						※浅間神社	葵区宮ケ崎町 102-1	2.0	1,441		1,441	
						※(私)静岡聖隷学園中学・高校	葵区追手町 10-71	0.2	191		191	
						※(私)静岡英和女学院中学・高校	葵区西草深町 8-1	0.4	223		223	
						※(私)静岡大成中学・高校	葵区鷹匠 2-4-18	0.5	497		497	
						※(国)静岡大学附属小学校	葵区駿府町 1-94	0.4	442		442	
						※(国)静岡大学附属中学校	葵区駿府町 1-86	1.0	995		995	
						※住吉公園	葵区住吉町 2-53	0.4	384		384	
						※新通公園	葵区駒形通 2	0.4	789		789	
						※籠上中学校	葵区平和町 2-2-1	1.6	522		522	
						※伝馬町新田スポーツ広場	葵区伝馬町新田地先安倍川河川敷	3.5	1,086		1,086	
						※桜町スポーツ広場	葵区桜町地先安倍川河川敷	7.8	2,415		2,415	
						※井宮北小学校	葵区上伝馬 2-1	1.1	320	(341)	320	(341)
						※堤町緑地スポーツ広場	葵区堤町地先安倍川河川敷	7.8	2,273		2,273	
						※城北小学校	葵区北安東 4-27-3	0.7	1,331	(439)	1,331	(439)
						※竜南小学校	葵区竜南 1-23-1	1.2	2,559		2,559	
						※(市)静岡市立高校	葵区千代田 3-1-1	2.7	4,588		4,588	
						※麻機小学校	葵区有永 421-1	1.5	1,864	(1,031)	1,864	(1,031)
						※北大門公園	葵区北 521-10	0.5	621		621	
						※北浅間神社	葵区北 1763	0.1	124		124	
						※観山中学校	葵区観山 8-2	1.6	3,043		3,043	
						※東中学校	葵区沓谷 1-6-1	1.3	2,344		2,344	
						※(旧)陸軍墓地	葵区沓谷 2-7	0.7	748		748	
						※千代田小学校	葵区沓谷 5-47-1	1.3	1,389	(148)	1,389	(148)
						※沓谷第一公園	葵区沓谷 6-4	0.4	522		522	
						※沓谷東公園	葵区沓谷 6-23	0.4	214		214	
						※(県)静岡農業高校	葵区古庄 3-1-1	0.8	621		621	
						※千代田東小学校	葵区川合 996-1	1.0	1,539	(1,105)	1,539	(1,105)
						※(県)静岡東高校	葵区川合 757	2.0	3,078		3,078	
						※西奈小学校	葵区瀬名 3-23-1	1.1	733	(367)	733	(367)
						※(私)常葉学園橘高校	葵区瀬名 2-1-2	2.8	1,866		1,866	
						※(私)静岡北高校	葵区瀬名 5-14-1	1.9	1,266		1,266	
						※西奈中学校	葵区東瀬名町 14-1	1.4	1,771		1,771	
						※(私)常葉学園大学	葵区瀬名 1-22-1	1.8	2,277		2,277	
						※西奈南小学校	葵区南瀬名町 1-20	0.9	1,138		1,138	
						※北沼上小学校	葵区北沼上 1020	0.3	526	(905)	526	(905)
						※護国神社	葵区柚木 366	2.7	3,002		3,002	
						※(私)東海大学短期大学部	葵区宮前町 101	0.7	779		779	
						※竜爪中学校	葵区瀬名 7-31-40	1.3	867		867	
						※賤機南小学校	葵区松富 3-1-46	0.8	648	(922)	648	(922)
						※与一右エ門スポーツ広場	葵区与一右エ門地先安倍川河川敷	0.5	301		301	
						※賤機中学校	葵区下 1353-1	1.6	1,295	(492)	1,295	(492)
						※下スポーツ広場	葵区下地先安倍川河川敷	3.5	2,833		2,833	

地区名	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間		避難人口 夜間	
中部地区	静岡市					※賤機中小学校	葵区牛妻 2095-2	0.3	180		180	
						※門屋スポーツ広場	葵区門屋地先安倍川河川敷	0.9	540		540	
						※賤機北小学校	葵区俵沢 234-1	0.4	109	(451)	109	(451)
						※郷島スポーツ広場	葵区郷島地先安倍川河川敷	1.0	272		272	
						※(県)静岡西高校	葵区牧ケ谷 680-1	2.8	972		972	
						※南美科小学校	葵区吉津 400	0.7	243	(461)	243	(461)
						※葵科中学校	葵区大原 1398-1	1.1	462		462	
						※中美科小学校	葵区大原 942-1	0.9	378	(592)	378	(592)
						※中葉科小小布杉分校	葵区小布杉 1756-1	0.1	42		42	
						※水見色小学校	葵区水見色 1040-3	0.4	168		168	
						※服織小学校	葵区羽鳥 6-9-1	1.2	957	(712)	957	(712)
						※服織中学校	葵区羽鳥 1-8-1	1.1	878		878	
						※山崎新田スポーツ広場	葵区山崎1・2丁目地先安倍川河川敷	3.8	3,032		3,032	
						※千代スポーツ広場	葵区千代地先安倍川河川敷	1.0	798		798	
						※静岡斎場	葵区慈悲尾 472-1	2.1	1,675		1,675	
						※服織西小学校	葵区新間 759-1-1	0.6	776	(420)	776	(420)
						※新間宮前スポーツ広場	葵区新間宮嶋地先新間谷川河川敷	0.5	647		647	
						※西ケ谷総合運動場	葵区西ケ谷 8-1	1.9	1,825		1,825	
						※安倍口小学校	葵区安倍口新田 50	0.9	864	(626)	864	(626)
						※美和小学校	葵区遠藤新田 69-1	0.8	2,240		2,240	
						※安倍口スポーツ広場	葵区安倍口地先安倍川河川敷	0.8	768		768	
						※足久保小学校	葵区足久保奥組 741	0.5	277	(566)	277	(566)
						※美和中学校	葵区足久保口組 3276-2	1.4	777		777	
						※足久保スポーツ広場	葵区足久保諸川地先河川敷	0.7	388		388	
						※松野小学校	葵区松野 598-2	1.3	577	(491)	577	(491)
						※清沢小学校	葵区相俣 99-1	0.3	185	(330)	185	(330)
						※清沢東小跡地	葵区雛穴 72	0.2	124		124	
						※峰山小学校	葵区黒俣 2741-16	0.4	247		247	
						※黒俣分校跡地	葵区黒俣	0.1	62		62	
						※大川小学校	葵区日向 853	0.2	221	(420)	221	(420)
						※大川中学校	葵区日向 876	0.2	221		221	
						※椹尾青少年の家	葵区椹尾 329	0.1	111		111	
						※玉川小学校	葵区落合 103-3	0.8	276	(735)	276	(735)
						※玉川中学校	葵区落合 840	0.8	276		276	
						※玉川西小跡地	葵区落合 1417-12	0.1	35		35	
						※玉川キャンプセンター	葵区長妻田 755	0.2	59		59	
						※口仙俣分校跡地	葵区口仙俣 356-1	0.1	35		35	
						※大河内小学校	葵区平野 1850-3	0.5	117	(471)	117	(471)
						※大河内中学校	葵区平野 1850-66	0.4	94		94	
						※横山スポーツ広場	葵区横山地先安倍川河川敷	0.4	94		94	
						※大河内北小跡地	葵区渡(下)	0.3	70		70	
						※有東木分校跡地	葵区有東木	0.1	23		23	
						※梅ヶ島小学校	葵区梅ヶ島 1309-1	0.3	111	(161)	111	(161)
						※梅ヶ島中学校	葵区梅ヶ島 1309-1	0.4	148		148	
						※新田集会場	葵区梅ヶ島 1309-1(新田)	0.1	37		37	
						※井川小学校	葵区井川 708-1	0.5	121	(117)	121	(117)
						※井川中学校	葵区井川 1561-3	1.2	291		291	
						※井川北小跡地	葵区口代(割口原)	0.1	24		24	
						※伝馬公園	葵区伝馬町 14-1	0.2	257		257	
						※川合本田公園	葵区川合 1297-1	0.1	154		154	
						※瀬名水梨スポーツ広場	葵区瀬名水梨地先	0.8	400		400	
						※瀬名川西公園	葵区瀬名川 1-8	0.2	280		280	
						※(県)静岡中央高校	葵区城北 2-29-1	0.7	1,331		1,331	
						※竜南雨呼公園	葵区竜南 3-162	0.4	853		853	
						※新幕公園	葵区瀬名 6	0.3	200		200	
						※北才光寺公園	葵区北 1658-1	0.4	497		497	
						※建穂みどり公園	葵区建穂 746-1・羽鳥 1493-3	0.3	239		239	
						※牧ケ谷北公園	葵区牧ケ谷 2175	0.5	174		174	
						※口坂本八王子神社前	葵区口坂本 544	0.1	27	(27)	27	(27)
						※今宮公園	葵区北 2126-1	1.8	2,237		2,237	
						※城東保健福祉エリア	葵区城東町24-1	0.4	—		—	
						※(県)科学技術高校	葵区長沼町500-1	2.0	—		—	
						※県営住宅麻機羽高団地敷地	葵区北2409-2	0.3	—		—	
		○				南安倍スポーツ広場	駿河区南安倍3丁目安倍川河川敷	1.2	6,891		5,626	
		○				中原スポーツ広場	駿河区緑が丘町地先安倍川河川敷	3.6	21,711		17,765	
		○				(県)草薙総合運動場	駿河区栗原	5.6	34,244		20,279	
						※広野公園	駿河区広野 2-81	0.8	961	(3,849)	961	(3,849)
						※長田南小学校	駿河区広野 4-7-1	0.7	841	(4,429)	841	(4,429)
						※下川原公園	駿河区下川原 6-24-6	1.1	1,785		1,785	
						※川原小学校	駿河区下川原 4-14-1	1.2	1,947		1,947	
						※中島小学校	駿河区中島 2992-1	0.9	1,234		1,234	
						※高松公園	駿河区宮竹 1-229	1.9	2,515		2,515	
						※南中学校	駿河区宮竹 2-11-1	1.3	1,724	(14,836)	1,724	(14,836)
						※大里東小学校	駿河区高松 2310	1.0	1,142		1,142	
						※中野新田スポーツ広場	駿河区中野新田地先	3.9	5,347		5,347	

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
中部	静岡市					※ 大谷小学校	駿河区大谷 3663-2	0.8	544 (1,023)	544 (1,023)
						※ 久能小学校	駿河区古宿 213-2	0.3	575	575
						※ 中田小学校	駿河区中田 2-14-1	0.9	1,827	1,827
						※ 森下小学校	駿河区森下町 2-1	0.8	1,372 (180)	1,372 (180)
						※ 八幡山公園	駿河区八幡 5･小黒ほか	3.3	6,828	6,828
						※ 西豊田小学校	駿河区曲金 2-8-60	1.2	1,356 (442)	1,356 (442)
						※ 南部小学校	駿河区南八幡町 11-1	1.2	1,151	1,151
						※ 大里中学校	駿河区中野新田 57-5	1.5	1,860	1,860
						※ 静岡県文化センター周辺	駿河区谷田	2.1	969	969
						※ 東豊田中学校	駿河区国吉田 5-23-1	1.4	646	646
						※ (私)静岡英和学院大学	駿河区池田 1769	0.7	323	323
						※ (私)静岡学園高校	駿河区聖一色 226-3	1.0	787	787
						※ 東豊田小学校	駿河区池田 491-2	0.6	472 (40)	472 (40)
						※ 池田公園	駿河区池田 605	0.8	801	801
						※ 池田島崎公園	駿河区池田 819	0.5	393	393
						※ 小鹿公園	駿河区小鹿 930-1	0.3	236	236
						※ (私)静岡聖光学院	駿河区小鹿 1440	2.2	1,731	1,731
						※ 競輪場駐車場	駿河区小鹿	3.9	4,406	4,406
						※ 静岡県立大学短期大学部	駿河区小鹿 2-2-1	0.6	678	678
						※ (県)静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金 6-1-5	0.6	678	678
						※ 豊田中学校	駿河区豊田 1-3-1	1.1	1,373	1,373
						※ 森下公園	駿河区八幡 2-16	1.2	2,057	2,057
						※ (市)静岡市立商業高校	駿河区有東 3-4-17	1.4	2,039	2,039
						※ 富士見小学校	駿河区登呂 1-1-1	0.9	1,310 (61)	1,310 (61)
						※ 高松中学校	駿河区登呂 4-6-1	1.6	2,330	2,330
						※ (私)城南静岡中学･高校	駿河区南八幡町 1-1	0.8	767	767
						※ 登呂公園	駿河区登呂 5-457-1	2.5	2,398	2,398
						※ (国)静岡大学	駿河区大谷 836	1.4	952	952
						※ (県)静岡南高校	駿河区大谷 5762	1.7	1,156	1,156
						※ 大里西小学校	駿河区中原 400	0.6	744	744
						※ (県)静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町 251	0.4	747	747
						※ 宮竹小学校	駿河区宮竹 2-12-1	0.8	1,126	1,126
						※ 新川公園	駿河区新川 2	0.3	372	372
						※ 南安倍公園	駿河区南安倍 3-556	0.2	125	125
						※ 城山中学校	駿河区小坂 2-33	1.2	1,442	1,442
						※ 長田南中学校	駿河区みずほ 3-9-1	1.7	2,043	2,043
						※ みずほ公園	駿河区みずほ 5-12-1	0.9	915	915
						※ みずほなかよし公園	駿河区みずほ 1-8-1	0.4	347	347
						※ 長田東小学校	駿河区東新田 3-10-1	1.0	868	868
						※ 東新田スポーツ広場	駿河区東新田地先安倍川河川敷	4.0	3,471	3,471
						※ 丸子新田スポーツ広場	駿河区丸子新田地先安倍川河川敷	0.4	347	347
						※ 長田西小学校	駿河区丸子 6-15-65	0.9	2,805 (1,612)	2,805 (1,612)
						※ 丸子尻高公園	駿河区丸子 3-682-4	0.2	1,231	1,231
						※ 長田西中学校	駿河区丸子 1-1-1	1.3	2,174	2,174
						※ 戸斗前公園	駿河区北丸子 3-682-4	0.1	315	315
						※ 丸子川スポーツ広場	駿河区丸子 7丁目地先	0.4	1,245	1,245
						※ 長田北小学校	駿河区向敷地 890	0.8	480 (719)	480 (719)
						※ 向敷地スポーツ広場	駿河区向敷地地先安倍川河川敷	6.1	3,657	3,657
						※ 向ケ丘広場	駿河区向敷地 616-1	0.1	60	60
						※ 東新田公園	駿河区東新田 4-924	1.8	1,562	1,562
						※ 久能幼稚園	駿河区青沢 240	0.1	192	192
						※ 東源台小学校	駿河区国吉田 6-7-45	1.0	461	461
						※ 中原桔梗公園	駿河区中原 495-1	0.3	372	372
						※ 高松神明原公園	駿河区高松 2-315	0.4	536	536
						※ 中吉田公園	駿河区中吉田	0.5	231	231
						※ 片山公園	駿河区大谷 839	0.5	340	340
						※ 下川原東公園	駿河区下川原 4-115	0.6	973	973
						※ 中島児童館	駿河区中島 2992	—	11,608	11,608
						※ 東海大学三保研修館	清水区三保 2438	2.0	2,191	2,191
						※ 三保生涯学習交流館	清水区三保 1074-8	0.2	111 (110)	111 (110)
			○			清水第五中学校	清水区三保 1720	1.8	6,573 (7,888)	6,573 (7,888)
			○			清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1	0.8	2,081 (2,958)	2,081 (2,958)
						※ 清水三保第二小学校	清水区折戸 5-8-2	1.5	2,682 (2,682)	2,682 (2,682)
			○			(国)清水海上技術短期大学校	清水区折戸 3-18-1	3.3	2,946 (1,994)	2,946 (1,994)
						※ 清水駒越小学校	清水区駒越東町 2-20	0.8	1,378	1,378
						※ 清水忠霊塔公園	清水区迎山町 1	1.0	2,014 (2,533)	2,014 (2,533)
				○		(県)果樹研究センター	清水区駒越西 2-12-10	2.0	5,486 (2,110)	5,486 (2,110)
						※ 清水総合運動場体育館	清水区清開 2-1-1	1.0	4,100	19
						※ 清水小学校	清水区松井町 15-1	1.5	3,881	3,881
						※ 清水不二見小学校	清水区新緑町 2-21	0.5	2,457 (1,696)	2,457 (1,696)
			○			清水第四中学校	清水区村松 683-1	2.5	3,476 (7,812)	3,476 (7,812)
		○				清水日本平運動公園	清水区村松 3880-1	16.4	7,286 (2,855)	7,286 (2,855)
						※ 清水第三中学校	清水区三光町 3-57	1.4	2,884	2,884
						※ 清水浜田小学校	清水区浜田町 11-1	0.8	3,809	3,809
						※ 清水区役所	清水区旭町 6-8	0.3	1,279	1,279

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
中部	静岡市					※ 清水月見公園	清水区月見町 12	1.2	4,028	4,028
						※ 清水桜ヶ丘公園	清水区桜が丘町 7	2.2	6,772 (5,970)	6,772 (5,970)
						※ 清水入江小学校	清水区追分 2-3-1	0.8	3,579 (1,610)	3,579 (1,610)
						※ 清水岡小学校	清水区神田町 4-3	1.0	2,396 (1,297)	2,396 (1,297)
						※ 清水第二中学校	清水区神田町 4-57	1.9	6,012	6,012
						※ (県)清水西高校	清水区青葉町 5-1	1.3	3,160	3,160
			○			清水船越小学校	清水区北矢部 831-1	1.2	2,365	2,365
		○				清水船越堤公園	清水区北矢部地先	9.4	4,528 (4,191)	4,528 (4,191)
						※ 清水有度第一小学校	清水区有度本町 3-1	1.0	4,465	4,465
						※ 清水第八中学校	清水区追分 4-2429	1.0	4,614	4,614
						※ (私)星美学園静岡サレジオ	清水区中之郷 3-2-1	0.7	2,691	2,691
						※ 清水第七中学校	清水区草薙 3-9-20	1.2	2,756	2,756
						※ 清水有度第二小学校	清水区草薙杉道 3-19-1	1.2	1,663	1,663
			○			静岡県立大学周辺	清水区谷田 52-1	5.0	12,706	12,706
						※ 清水江尻小学校	清水区江尻町 14-63	0.8	3,275 (3,450)	3,275 (3,450)
						※ 清水辻小学校	清水区辻 4-3-40	0.6	2,786	2,786
						※ 清水袖師小学校	清水区袖師町 420	0.9	1,490	1,490
						※ 清水第一中学校	清水区宮代町 5-55	1.1	4,534 (4,730)	4,534 (4,730)
						※ 清水袖師中学校	清水区西久保 125-1	0.8	3,162 (3,568)	3,162 (3,568)
						※ (私)清水国際高校	清水区天神 1-4-1	0.3	1,358	1,358
						※ 清水飯田東小学校	清水区八坂北 1-23-40	0.8	2,978	2,978
		○				秋葉山公園	清水区八坂東 1地内	0.8	4,207	4,207
			○			(県)清水東高校	清水区秋吉町 5-10	2.0	4,810 (2,074)	4,810 (2,074)
					○	いそ崎神社周辺	清水区横砂本町 29	1.0	4,991 (4,587)	4,991 (4,587)
						※ 清水興津小学校	清水区興津中町 350-1	1.0	2,381	2,381
						※ 宗像神社	清水区興津中町 554	0.5	1,190	1,190
			○			清水興津中学校	清水区興津中町 1478-10	1.8	2,732 (2,732)	2,732 (2,732)
				○		(独)果樹研究所周辺	清水区興津中町 485-6	5.0	5,611 (6,643)	5,611 (6,643)
						※ 静岡信用金庫総合グラウンド	清水区鳥坂地先	—		
						※ 高部ゴルフ	清水区大内 433-2	—		
						※ 清水第六中学校	清水区天王西 10-40	—	18,497	18,497
						※ 清水高部小学校	清水区押切 1115-2	—		
						※ 清水高部東小学校	清水区押切 1907	—		
						※ 清水飯田小学校	清水区下野中 2-40	—	13,831	13,831
						※ 清水飯田中学校	清水区山原 112-1	—		
						※ 清水庵原小学校	清水区庵原町 1723	—	10,409	10,409
						※ 清水庵原中学校	清水区原 245	—		
						※ 清水小島小学校	清水区小島町 619	—		
						※ 清水小島中学校	清水区但沼町 271	—	6,516	6,516
						※ 清水小河内小学校	清水区小河内 2733	—		
						※ 清水宍原小学校	清水区宍原 919	—		
						※ 清水中河内小学校	清水区中河内 2583-1	—		
						※ 清水和田島小学校	清水区和田島 611	—		
						※ 清水西河内小学校	清水区西里 143	—	3,886	3,886
						※ 清水和田島少年自然の家	清水区和田島 271-3	0.5		
						※ 清水大平青少年の家	清水区大平 435	—		
						※ 清水長崎新田スポーツ広場	清水区長崎新田 207	2.0	11,562	11,562
						※ 清水テクノカレッジ	清水区楠160	—	—	—
			○			蒲原西小学校	清水区蒲原新田 2-25-1	0.3	65 (65)	93 (93)
				○		蒲原市民センター	清水区蒲原新田 1-21-1	0.4	142 (142)	203 (203)
			○			蒲原東小学校	清水区蒲原 666	0.3	72 (72)	103 (103)
			○			蒲原中学校	清水区蒲原 49	1.0	76 (76)	108 (108)
						※ 蒲原駅前広場	清水区蒲原堰沢官有無番地	0.2	34	49
						※ 蒲原支所前広場	清水区蒲原新田 2-18-6	0.1	91	131
			○			由比小学校	清水区由比町屋原 329	0.9	1,072 (1,072)	1,532 (1,532)
			○			由比北小学校	清水区由比入山 2158	0.5	691 (691)	988 (988)
			○			由比中学校	清水区由比 456	1.3	533 (533)	762 (762)
		11	14	3	1			351.0	673,729	574,852
	島田市	○				大井川緑地	横井二丁目地先	21.0	市内全域	市内全域
		○				横井運動場公園	横井二丁目地先	4.1		
						※ (県)島田高校	稲荷一丁目 7-1	1.8	1,436	1,461
						※ 島田第一小学校	稲荷二丁目19-1	0.8	2,319	2,361
						※ 島田第一中学校	稲荷三丁目18-1	1.3	2,524	2,569
						※ (私)島田樟誠高校	伊太 2705-1	1.1	1,087	1,106
						※ 伊太小学校	伊太 1314	0.8	2,376 (81)	2,412 (164)
						※ 島田第二小学校	中溝町2372	0.6	7,055	7,179
						※ 島田第三小学校	南一丁目10-1	0.6	6,172	6,281
						※ 島田第二中学校	旗指77-1	1.4	1,088	1,107
						※ (国)静岡大学附属島田中学校	中河町 169	1.2	1,088	1,107
						※ 島田第四小学校	中河町 201	1.0	5,105	5,195
						※ (県)島田商業高校	祇園町8707	1.6	2,375	2,418
						※ 島田第五小学校	旭二丁目25-1	1.1	3,129	3,185
						※ 六合東小学校	東町 1200	0.7	3,972	4,043
						※ (県)島田工業高校	阿知ヶ谷201	2.1	2,929	2,981

地区	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
中部	島田市					※ 六合中学校	道悦二丁目25-1	1.6	1,307	1,535
						※ 六合小学校	道悦五丁目13-1	0.6	1,307	1,331
						※ 大津小学校	落合 160-1	0.7	2,667 (43)	2,715 (76)
						※ 北中学校	相賀 2510	1.0	102	142
						※ 神座小学校	神座 1444	0.5	1,267	1,290
						※ 伊久美小学校	伊久美 3690-1	0.5	910 (303)	927 (537)
						※ 野外活動センター山の家 [illegible]	身成 48-3	2.6	564 (94)	579 (220)
						※ 初倉小学校	阪本 1331	0.8	5,309	5,402
						※ 湯日小学校	湯日 564	0.7	1,448	1,474
						※ 初倉中学校	大柳南 132	1.5	3,596	3,660
						※ 初倉南小学校	南原 10	0.9	2,252	2,281
			○			駿遠学園	福用 112	0.1	461 (301)	505 (330)
			○			五和小学校	牛尾 435	0.63	3,635 (100)	3,982 (110)
		○				夢づくり公園	島 550-2	0.28	1,571	1,721
			○			金谷中学校	金谷栄町 211-1	1.6	3,639 (54)	3,986 (60)
			○			(県)金谷高校	金谷根岸町 35	0.9	3,013 (18)	3,301 (20)
			○			金谷小学校	金谷根岸町 190-3	1.13	3,995 (1,416)	1,592 (1,592)
				○		旧金谷中学校跡地	金谷富士見町 3383	3.2	596 (301)	653 (330)
		○				菊神農村公園	神谷城 1457-2	0.9	710 (272)	978 (300)
				○		大代公民館	大代 1385	0.17	740 (178)	811 (195)
						※ 川根小学校	川根町家山 420	1.6	800	1,400
						※ 川根中学校	川根町身成 3290	2.2	950 (72)	760 (137)
						※ 山村都市交流センターささま	川根町笹間上 391	0.8	140	160
						※ 川根文化センターチャリム21	川根町家山 1173-1	0.3	200 (171)	300 (263)
						※ 家山コミュニティ防災センター	川根町家山 700	0.1	420	480
						※ 川根地域交流センター	川根町抜里 546	0.2	590	982
						※ 天王山公園	川根町家山 579-80	0.6	−	−
		4	5	2	0			67.1	84,844	86,362
	焼津市					※ 東益津小学校	石脇上 65	1.2	2,105 (2,105)	2,364 (2,364)
						※ 石脇公園	石脇上 72-2	0.7	2,104 (2,104)	2,363 (2,363)
						※ 東益津中学校	中里 416	1.4	5,189 (2,106)	5,829 (2,365)
						※ 八楠公園	八楠 4-4-41	1.4	5,683 (722)	6,384 (811)
						※ 大村中学校	大村 3-25-1	1.4	10,366 (4,069)	11,647 (4,568)
						※ 焼津西小学校	塩津 117-1	0.9	2,583 (650)	2,801 (730)
						※ 焼津中学校及び周辺	焼津 2-10-28	3.1	4,774 (1,359)	5,363 (1,526)
						※ 焼津南小学校	焼津 5-5-1	0.7	2,338 (2,337)	2,626 (2,626)
						※ 豊田中学校	小土 301-2	1.4	10,375	11,657
						※ 豊田小学校	五ケ堀之内 2	1.1	6,731	7,562
						※ 清見田公園	三ケ名 1626	2.0	2,187	2,456
						※ 小川北公園	西小川 1-29	0.4	2,407 (514)	2,704 (577)
						※ 堅小路公園	西小川 3-6	1.1	2,407 (514)	2,704 (577)
						※ 小川中学校	東小川 4-7-1	1.4	2,407 (514)	2,704 (577)
						※ 小川小学校	小川 2525	0.8	3,734 (3,271)	4,194 (3,674)
						※ 小川公園	小川 2718	2.0	3,973 (1,616)	4,463 (1,815)
						※ (県)焼津水産高校	焼津 5-5-2	1.3	765 (765)	859 (859)
						※ 黒石小学校	大住 1246	1.0	3,010	3,381
						※ 大富中学校及び中根公園	中根 1-1	1.9	10,943	12,294
						※ 大富小学校	中根新田 637	0.8	4,925	5,533
						※ 静岡福祉大学	本中根 549-1	1.2	1,445	1,623
						※ 一色水道用地	一色 1043	1.2	1,566 (1,566)	1,759 (1,759)
						※ 和田中学校	田尻 1984	1.1	2,066 (1,525)	2,320 (1,714)
						※ 田尻スポーツ広場	田尻 2058	1.2	2,066 (1,525)	2,320 (1,713)
						※ 港中学校	田尻北 584	2.1	5,768 (3,498)	6,480 (3,929)
						※ 松原公園	田尻北 698	1.6	3,600 (1,328)	4,044 (1,492)
						※ 和田小学校	田尻 541	0.7	1,566 (1,566)	1,759 (1,759)
						※ 石津西公園	石津421-3	1.0	2,169 (2,169)	2,436 (2,436)
						※ (県)大井川高校	上新田 292-1	2.0	3,441	3,865
						※ 大井川東小学校	宗高 428	1.1	2,609 (1,764)	2,931 (1,981)
						※ 大井川西小学校	上泉 1688-1	0.8	4,977	5,591
						※ 大井川中学校	下江留 191	1.7	1,571	1,764
						※ 大井川南小学校	吉永 490	0.8	8,019 (7,342)	9,009 (8,221)
		0	0	0	0			42.5	129,869	145,889
	藤枝市					※ 市民会館駐車場	岡出山 1-11-1	0.2	−	−
						※ 市民体育館駐車場	駅前 3-21-11	0.6	−	−
						※ 市民グラウンド	駿河台 1-6-1	5.5	−	−
						※ 藤枝小学校	天王町 1-1-1	2.2	2,936	2,936
						※ 大谷川公園	音羽町 6-15	0.7	2,317	2,317
						※ 西益津小学校	田中 1-7-20	1.6	1,050	1,050
						※ 青島小学校	下青島 10	2.0	2,347	2,347
						※ 青島東小学校	志太 5-1-1	1.9	4,885	4,885
						※ 葉梨小学校	下之郷 111-1	1.2	3,608	3,608

地区	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
中部	藤枝市					※ 葉梨西北小学校	西方 1080	0.9	1,165 (65)	1,165 (65)
						※ 高洲小学校	高柳 1315	1.3	7,351	7,351
						※ 高洲南小学校	高洲 37-1	1.1	1,782	1,782
						※ 大洲小学校	大洲 5-20	0.8	1,515	1,515
						※ 稲葉公民館駐車場	寺島 850-1	0.1	−	−
						※ 瀬戸谷小学校	本郷 872	1.1	800 (506)	800 (506)
						※ 広幡小学校	鬼島 424	1.5	1,502	1,502
						※ 藤岡小学校	藤岡 3-14-1	1.3	2,031	2,031
						※ 青島北小学校	南駿河台 2-11-1	1.5	2,766	2,766
						※ 藤枝中学校	音羽町 1-1-51	1.8	2,490	2,490
						※ 西益津中学校	田中 1-7-1	2.3	1,670	1,670
						※ 青島中学校	青葉町 1-7-1	2.4	2,317	2,317
						※ 葉梨中学校	中ノ合 336	1.7	1,409	1,409
						※ 高洲中学校	与左衛門 33-1	2.3	2,067	2,067
						※ 大洲中学校	弥左衛門 500	1.1	2,117	2,117
						※ 瀬戸谷中学校	本郷 4653	1.0	794 (668)	794 (668)
						※ 広幡中学校	上当間 602	1.6	1,073	1,073
						※ 青島北中学校	南駿河台 1-11-1	1.4	3,728	3,728
						※ (私)静清高校	潮 87	3.1	1,522	1,522
						※ (県)藤枝東高校	天王町 1-7-1	1.9	1,890	1,890
						※ (県)藤枝西高校	城南 2-4-6	1.9	2,376	2,376
						※ (私)藤枝順心高校	前島 2-1-1	0.9	3,003	3,003
						※ (県)藤枝北高校	郡 970	1.7	−	−
						※ (私)藤枝明誠高校	大洲 2-2-1	3.4	1,052	1,052
						※ 藤枝中央小跡地	茶町 1-5	0.7	−	−
						※ 寺島河川敷公園	寺島 850-1	2.1	−	−
						※ サンライフ藤枝	小石川町 4-1-11	0.2	−	−
						※ 静岡県武道館	前島 2-10-1	0.3	−	−
						※ 岡部小学校	岡部町内谷 997-2	5.9	2,793 (2,234)	3,990 (3,192)
						※ 朝比奈第一小学校	岡部町新舟 1021	2.7	700 (560)	1,000 (800)
						※ 岡部中学校	岡部町子持坂 102	5.8	504 (403)	720 (576)
						※ いきいき交流センター	岡部町宮島 513-1	0.5	248 (198)	355 (284)
		0	0	0	0			72.2	67,808	69,628
	牧之原市					※ 片浜小学校	片浜 1254-1	0.5	184 (364)	248 (428)
						※ 大江区民会館	大江 530-1	0.1	437	624
						※ 陣太山避難地	福岡 265-8	0.1	30 (1,331)	40 (1,646)
						※ 相良小学校及び高校	波津 1643,波津1700-3	2.9	334	452
						※ 須々木グラウンド	須々木 485	0.6	75 (135)	107 (167)
						※ 新庄グラウンド	新庄 887-1	0.4	237 (287)	338 (388)
				○		静波グラウンド	静波 1018-1	1.7		
						※ 静波コミュニティ防災センター	静波 2130-5	0.16	3,298 (1,630)	3,298 (1,630)
						※ (県)榛原高校	静波 850	1.96		
			○			細江小学校	細江 1260	1.2	3,853 (719)	3,853 (719)
			○			榛原中学校	仁田 100-1	2.9	1,748 (380)	1,748 (380)
						※ 川崎コミュニティ防災センター	勝俣 1212	0.15		
			○			勝間田小学校	勝間 588-3	0.9	1,632 (268)	1,632 (268)
				○		牧之原コミュニティセンター	布引原 256-4	0.22	704	704
			○			坂部小学校	坂部 468-1	1.2	1,345 (181)	1,345 (181)
		0	4	2	0			15.0	13,877	14,389
	吉田町		○			住吉小学校	住吉 2223	1.5	5,841 (6,343)	5,841 (6,343)
			○			吉田中学校	住吉 230	2.7	4,513	4,513
			○			中央小学校	片岡 850-1	0.9	1,555 (2,267)	1,722 (2,267)
			○			(県)吉田高校	片岡 2130	2.3	331 (1,444)	1,582 (381)
		0	4	0	0			7.4	12,240	13,658
	川根本町		○			中川根第一小学校	徳山100	1.6	−	−
			○			中央小学校	上長尾 1000	1.2	128 (80)	149 (92)
			○			中川根南部小学校	下長尾 281	1.2	318 (318)	339 (339)
					○	上長尾保育園	上長尾 570-1	0.3	15 (15)	20 (20)
			○			中川根中学校	上長尾 744	1.0	33 (33)	37 (37)
			○			本川根小学校	千頭1236-6	1.2	1,089 (502)	915 (502)
			○			本川根中学校	田代530	3.0	1,243	1,144
		0	6	0	1			9.5	2,826	2,604

地区名	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
西部	浜松市	○	○	○		浜松城公園広域避難地 【浜松城公園・元城小学校・中部中学校・浜松市役所】	中区松城町108-1、中区元城町102-1	3.7	－	－
			○			広沢広域避難地 【浜松北高校・市立高校】	中区広沢1-30-1、1-21-1	3.7	－	－
		○		○		和地山公園広域避難地 【和地山公園・静大工学部】	中区城北3-10、3-5	6.0	－	－
				○		住吉広域避難地 【城北工高校・上下水道部・高台中学校】	中区住吉5-16、5-13、5-19	2.6	－	－
		○				四ツ池公園広域避難地	中区上島6-19	4.2	－	－
		○				船越公園広域避難地	中区船越町428-3	1.4	－	－
			○			鴨江広域避難地 【浜松西高校・鴨江小学校】	中区西伊場町3-1,4-1	2.5	－	－
		○				高丘公園広域避難地 【高丘公園・高丘緑地】	中区高丘東1-4	3.8	－	－
			○			※ 元城小学校	中区元城町102-1	0.9	－	－
			○			※ 中部中学校	中区松城町108-1	1.1	－	－
			○			※ 東小学校	中区中央二丁目2-1	0.9	－	－
			○			※ 八幡中学校	中区野口町1533	1.0	－	－
			○			※ 船越小学校	中区船越町29-1	0.5	－	－
			○			※ 西小学校	中区鴨江町70-1	0.6	－	－
			○			※ 西部中学校	中区鴨江二丁目17-1	1.1	－	－
			○			※ 鴨江小学校	中区西伊場町4-1	0.9	－	－
			○			※ 県居小学校	中区東伊場二丁目5-1	0.7	－	－
			○			※ 追分小学校	中区布橋一丁目9-1	0.5	－	－
			○			※ 広沢小学校	中区広沢二丁目51-1	0.5	－	－
			○			※ 北部中学校	中区文丘町28-1	1.0	－	－
			○			※ 蜆塚中学校	中区蜆塚二丁目15-1	1.2	－	－
			○			※ (旧)高砂小学校	中区寺島町450	0.5	－	－
			○			※ 竜禅寺小学校	中区龍禅寺町844	0.5	－	－
			○			※ 南部中学校	中区龍禅寺町706	0.9	－	－
			○			※ 双葉小学校	中区海老塚二丁目5-1		－	－
			○			※ 浅間小学校	中区西浅田二丁目12-1	0.7	－	－
			○			※ 江西中学校	中区神田町123	1.3	－	－
			○			※ 北小学校	中区山下町192	0.7	－	－
			○			※ 相生小学校	中区向宿三丁目8-1	1.0	－	－
			○			※ 佐藤小学校	中区佐藤二丁目32-1	0.8	－	－
				○		※ 東部公民館	中区相生町23-1	0.1	－	－
			○			※ 城北小学校	中区住吉一丁目23-1	0.8	－	－
			○			※ 高台中学校	中区住吉五丁目19-1	1.2	－	－
			○			※ 泉小学校	中区泉一丁目16-1	1.5	－	－
			○			※ 萩丘小学校	中区幸五丁目12-1	0.6	－	－
			○			※ 葵が丘小学校	中区高丘東三丁目51-1	1.3	－	－
			○			※ 瑞穂小学校	中区高丘北三丁目15-8	0.9	－	－
			○			※ 開成中学校	中区高丘北一丁目15-20	1.1	－	－
			○			※ 葵西小学校	中区葵西二丁目25-1	0.7	－	－
			○			※ 曳馬小学校	中区曳馬一丁目1-35	0.9	－	－
			○			※ 上島小学校	中区上島一丁目21-1	0.9	－	－
			○			※ 曳馬中学校	中区曳馬四丁目2-15	1.2	－	－
			○			※ 宮塚小学校	中区富塚町1803	0.7	－	－
			○			※ 富塚西小学校	中区富塚町3541	1.1	－	－
			○			※ 富塚中学校	中区富塚町460-1	1.1	－	－
			○			※ 花川小学校	中区花川町781	1.0	－	－
			○			※ 佐鳴台小学校	中区佐鳴台三丁目31-1	1.2	－	－
			○			※ 佐鳴台中学校	中区佐鳴台三丁目32-1	1.2	－	－
		○				安間川公園広域避難地	東区安新町181-2	3.5	－	－
			○			※ 笠井小学校	東区笠井町1050	0.8	－	－
			○			※ 豊西小学校	東区豊西町1551	0.9	－	－
			○			※ 笠井中学校	東区笠井町1055	1.0	－	－
			○			※ 与進小学校	東区天王町1351	1.0	－	－
			○			※ 与進中学校	東区市野町1405-1	1.0	－	－
			○			※ 与進北小学校	東区市野町2715	1.0	－	－
			○			※ 和田小学校	東区薬師町273-2	0.7	－	－
			○			※ 天竜中学校	東区龍光町43	1.4	－	－
			○			※ 和田東小学校	東区安間町437-2	0.9	－	－
			○			※ 中ノ町小学校	東区中野町427-1	0.5	－	－
			○			※ 積志小学校	東区積志町1497-1	0.9	－	－
			○			※ 積志中学校	東区有玉北町1200	2.0	－	－
			○			※ 中郡小学校	東区中郡町915	1.8	－	－
			○			※ 大瀬小学校	東区大瀬町2218	1.6	－	－
			○			※ 有玉小学校	東区有玉南町614	1.0	－	－
			○			※ 中郡中学校	東区中郡町897	1.2	－	－
			○			※ 蒲小学校	東区神立町5	0.8	－	－

地区名	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
西部	浜松市		○			※ 丸塚中学校	東区丸塚町1050	1.8	－	－
			○			※ 神久呂小学校	西区神ケ谷町3490	1.2	－	－
			○			※ 神久呂中学校	西区大久保町6633	2.0	－	－
			○			※ 入野小学校	西区入野町8757	0.8	－	－
			○			※ 入野中学校	西区入野町17059	0.8	－	－
			○			※ 西都台小学校	西区西鴨江町1106	1.0	－	－
			○			※ 伊佐見小学校	西区伊左地町5644	1.1	－	－
			○			※ 湖東中学校	西区佐浜町4540	2.5	－	－
				○		※ 古人見幼稚園	西区古人見町717	0.1	－	－
					○	※ 佐浜会館	西区佐浜町1933-1	0.1	－	－
			○			※ 和地小学校	西区湖東町2005	1.1	－	－
			○			※ 篠原小学校	西区篠原町10300	0.9	－	－
			○			※ 篠原中学校	西区篠原町20200-1	1.2	－	－
			○			※ 庄内中学校	西区庄内町100	2.4	－	－
			○			※ 北庄内小学校	西区白洲町295-1	1.7	－	－
			○			※ 南庄内小学校	西区庄和町108-3	1.4	－	－
			○			※ 村櫛小学校	西区村櫛町2551	0.7	－	－
					○	※ 白洲公民館	西区白洲町3850-1	0.1	－	－
			○			※ 大平台小学校	西区大平台三丁目6-1	1.1	－	－
				○		※ はまゆう図書館	西区大人見町1750-394		－	－
				○		※ 舞阪第1保育園	西区舞阪町弁天島3885	0.0	－	－
				○		※ 吹上浄水場	西区舞阪町舞阪2600-1	0.5	－	－
			○			※ 舞阪小学校	西区舞阪町舞阪76	0.9	－	－
					○	※ 岐佐神社	西区舞阪町舞阪1973、1974-1	0.1	－	－
				○		※ 舞阪第2保育園	西区舞阪町舞阪2659-3	0.2	－	－
				○		※ 舞阪幼稚園	西区舞阪町舞阪2668-33	0.1	－	－
			○			※ 舞阪中学校	西区舞阪町舞阪4601	1.6	－	－
		○				※ 稲荷山公園	西区舞阪町舞阪5167	0.1	－	－
		○				※ 渚園	西区舞阪町弁天島5005-1	8.1	－	－
					○	※ JR東海弁天島駅西側広場	西区舞阪町弁天島3285-18	0.1	－	－
					○	※ 養泉寺	西区舞阪町舞阪1907-1	0.1	－	－
		○				※ 表浜東公園	西区舞阪町舞阪2668-25	2.1	－	－
					○	※ 順愛保育園	西区舞阪町舞阪5372	0.0	－	－
					○	※ 長池遊園地	西区舞阪町舞阪5375	0.1	－	－
					○	※ 千鳥園ゲートボール場	西区舞阪町弁天島3212-10	0.1	－	－
					○	※ 観月園児童遊園地	西区舞阪町弁天島3257-1	0.0	－	－
					○	※ 乙女園グラウンド	西区舞阪町弁天島3541	1.0	－	－
		○				※ 西野島浦公園	西区舞阪町弁天島2658－103	0.2	－	－
			○			※ 雄踏小学校	西区雄踏町宇布見7997－1	0.8	－	－
				○		※ 雄踏文化センター	西区雄踏町宇布見5427	1.5	－	－
					○	※ 山崎公民館	西区雄踏町山崎3549-1	0.2	－	－
		○				新橋グラウンド広域避難地	南区新橋町2-4	1.9	－	－
		○				可美公園広域避難地	南区増楽町920-2	10.5	－	－
		○				三島揚子公園広域避難地	南区三島町1368	1.8	－	－
		○	○			芳川公園広域避難地【芳川公園・南陽中学校】	南区本郷町、芳川町80	2.8	－	－
		○				飯田公園広域避難地	南区大塚町80	5.2	－	－
			○			※ 白脇小学校	南区寺脇町431	0.5	－	－
			○			※ 砂丘小学校	南区白羽町2512	1.8	－	－
			○			※ 新津小学校	南区新橋町777	1.1	－	－
			○			※ 新津中学校	南区新橋町748	1.3	－	－
			○			※ (旧)五島小学校	南区西島町510	1.1	－	－
			○			※ (旧)遠州浜小学校	南区遠州浜二丁目9-1	2.0	－	－
			○			※ 河輪小学校	南区東町333	1.3	－	－
			○			※ 東陽中学校	南区西町700	1.1	－	－
			○			※ 芳川小学校	南区芳川町206-1	0.7	－	－
			○			※ 南陽中学校	南区芳川町80	1.2	－	－
			○			※ 芳川北小学校	南区頭陀寺町1046-1	1.1	－	－
			○			※ 飯田小学校	南区飯田町978	0.7	－	－
			○			※ 東部中学校	南区飯田町1038	1.5	－	－
			○			※ 可美小学校	南区若林町1748	0.9	－	－
			○			※ 可美中学校	南区増楽町700	1.2	－	－
			○			※ 南の星小学校	南区西島町1148-1	0.8	－	－
			○			※ 三方原小学校	北区三方原町682	0.8	－	－
			○			※ 豊岡小学校	北区豊岡町22	1.2	－	－
			○			※ 北星中学校	北区初生町1305	1.3	－	－
			○			※ 初生小学校	北区初生町1001-2	0.8	－	－
			○			※ 三方原中学校	北区豊岡町196	1.4	－	－
			○			※ 都田小学校	北区都田町5609-2	0.3	－	－
			○			※ 都田中学校	北区都田町5824-18	1.5	－	－
			○			※ 都田南小学校	北区都田町8756	1.1	－	－
			○			※ (旧)滝沢小学校	北区滝沢町1520	0.2	－	－
			○			※ 気賀小学校	北区細江町気賀11529	0.6	－	－

静岡県浜松市	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
			○			※ 西気賀小学校	北区細江町気賀9994-1	0.6	−	−
			○			※ 伊目小学校	北区細江町気賀3241	0.4	−	−
				○		※ 高台幼稚園	北区細江町中川7172-701	0.3	−	−
			○			※ 中川小学校	北区細江町中川2553	0.9	−	−
			○			※ 気賀高等学校	北区細江町広岡1	2.2	−	−
			○			※ 細江中学校	北区細江町気賀7300-1	2.6	−	−
				○		※ 上町地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀1007-2	0.1	−	−
					○	※ 清水公民館	北区細江町気賀31-2	0.0	−	−
				○		※ 小野地区コミュニティ防災センター	北区細江町小野4-8	0.1	−	−
				○		※ 油田地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀1374-2	0.1	−	−
				○		※ 下村地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀9800-4	0.0	−	−
					○	※ 西気賀コミュニティセンター	北区細江町気賀10413-6	0.1	−	−
				○		※ 寸座地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀11100-1	0.1	−	−
					○	※ 伊目農業構造改善センター	北区細江町気賀3831-1	0.1	−	−
					○	※ 老ケ谷農業構造改善センター	北区細江町気賀3831-4	0.0	−	−
					○	※ 湖東公民館	北区細江町中川7171-98	0.1	−	−
				○		※ 1区地区コミュニティ防災センター	北区細江町中川899-4	0.2	−	−
				○		※ 石岡地区コミュニティ防災センター	北区細江町三和523-2	0.0	−	−
				○		※ 祝田地区コミュニティ防災センター	北区細江町中川6915	0.6	−	−
				○		※ 刑部地区コミュニティ防災センター	北区細江町中川6700-1	0.1	−	−
				○		※ 8区地区コミュニティ防災センター	北区細江町中川4947-2	0.1	−	−
				○		※ 9区地区コミュニティ防災センター	北区細江町中川5540	0.1	−	−
				○		※ 広岡地区コミュニティ防災センター	北区細江町広岡88-1	0.1	−	−
				○		※ 呉石地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀7684-1	0.0	−	−
				○		※ 跡川地区コミュニティ防災センター	北区細江町気賀8835	0.1	−	−
				○		※ 7区地区コミュニティ防災センター	北区細江町三和2125-1	0.0	−	−
			○			※ 井伊谷小学校	北区引佐町井伊谷680	0.8	−	−
			○			※ 引佐南部中学校	北区引佐町横尾426	2.4	−	−
			○			※ 金指小学校	北区引佐町金指1369	0.5	−	−
			○			※ 県立引佐高等学校	北区引佐町金指1428	2.5	−	−
			○			※ 奥山小学校	北区引佐町奥山1101-1	0.6	−	−
				○		※ 奥山グラウンド奥山体育センター	北区引佐町奥山1550-1	0.5	−	−
			○			※ 伊平小学校	北区引佐町伊平580-2	0.6	−	−
			○			※ (旧)川名小学校	北区引佐町川名470-1	0.3	−	−
			○			※ 引佐北部小中学校	北区引佐町四方浄134-6	0.4	−	−
				○		※ (旧)渋川幼稚園	北区引佐町渋川18-2	0.2	−	−
			○			※ (旧)久留女木小学校	北区引佐町西久留女木63-4	0.4	−	−
				○		※ 5区コミュニティ防災センター	北区引佐町井伊谷3276-2	0.1	−	−
				○		※ 6区コミュニティ防災センター	北区引佐町井伊谷1727-1	0.0	−	−
				○		※ 西四村コミュニティ防災センター	北区引佐町栃窪622-6	0.0	−	−
				○		※ 金指コミュニティ防災センター	北区引佐町金指1324-2	0.0	−	−
			○			※ 三ケ日東小学校	北区三ケ日町都筑2266-2	0.4	−	−
			○			※ 三ケ日西小学校	北区三ケ日町三ケ日301-1	1.3	−	−
			○			※ 鳳奏小学校	北区三ケ日町下尾奈1431	0.4	−	−
			○			※ 平山小学校	北区三ケ日町平山200	0.6	−	−
			○			※ 大崎小学校	北区三ケ日町大崎1665-2	0.4	−	−
				○		※ 三ケ日公民館	北区三ケ日町三ケ日500-1		−	−
				○		※ 大福寺保育園(休園)	北区三ケ日町福長70-20	0.2	−	−
			○			※ 三ケ日高等学校	北区三ケ日町釣78-1	3.1	−	−
				○		※ 三ケ日地区コミュニティ防災センター	北区三ケ日町三ケ日613-1	0.0	−	−
				○		※ 三ケ日東部地区コミュニティ防災センター	北区三ケ日町都筑1162-56	0.0	−	−
				○		※ 三ケ日北部地区コミュニティ防災センター	北区三ケ日町福長388-2	0.0	−	−
				○		※ 三ケ日長根地区コミュニティ防災センター	北区三ケ日町福長1372-9	0.1	−	−
			○			※ 浜名中学校	浜北区小松467	1.2	−	−
			○			※ 浜名小学校	浜北区小松1450	1.3	−	−
			○			※ 内野小学校	浜北区内野1702	1.5	−	−
			○			※ 北浜中学校	浜北区西美薗279-2	1.6	−	−
			○			※ 北浜東部中学校	浜北区上善地317	1.7	−	−
			○			※ 北浜小学校	浜北区横須賀800	1.4	−	−
			○			※ 北浜北小学校	浜北区西美薗1588	0.8	−	−
			○			※ 北浜南小学校	浜北区寺島3010	1.2	−	−
			○			※ 伎倍小学校	浜北区貴布祢2646	1.2	−	−
			○			※ 北浜東小学校	浜北区善地1546	1.0	−	−
			○			※ 浜北北部中学校	浜北区於呂2961	1.8	−	−
			○			※ 中瀬小学校	浜北区中瀬3648-1	1.3	−	−
			○			※ 赤佐小学校	浜北区於呂2790	1.3	−	−
			○			※ 麁玉中学校	浜北区宮口4847	2.6	−	−
			○			※ 麁玉小学校	浜北区宮口262	0.9	−	−
			○			※ 新原小学校	浜北区新原2331	0.9	−	−
			○			※ 大平小学校	浜北区大平686	0.3	−	−
			○			※ 熊小学校	天竜区熊2153	0.7	−	−
			○			※ 上阿多古小学校	天竜区西藤平1318	0.8	−	−

静岡県浜松市	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積(ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
				○		※ 上阿多古公民館	天竜区西藤平1555	0.2	−	−
			○			※ 下阿多古小学校	天竜区両島762	0.7	−	−
				○		※ 下阿多古運動場	天竜区上野948	1.0	−	−
				○		※ 天竜障害者体育館	天竜区渡ケ島20-16		−	−
			○			※ 二俣小学校	天竜区二俣町二俣867-1	1.1	−	−
			○			※ 清竜中学校	天竜区二俣町鹿島525	1.2	−	−
			○			※ 二俣高等学校	天竜区二俣町二俣196-2	2.2	−	−
			○			※ 天竜林業高等学校	天竜区二俣町二俣601	1.4	−	−
				○		※ 天竜二俣駅東西広場	天竜区阿蔵137-8 100-3	0.8	−	−
			○			※ 光明小学校	天竜区山東2550	0.9	−	−
			○			※ 鏡山小学校	天竜区只来97-3	0.4	−	−
			○			※ 光が丘中学校	天竜区山東2701	1.7	−	−
						※ 船明ダム運動公園	天竜区船明2649	4.2	−	−
			○			※ 横山小学校	天竜区横山町547	1.0	−	−
				○		※ 竜川運動場	天竜区横山町390	1.1	−	−
				○		※ 天竜壬生ホール	天竜区二俣町二俣20-2		−	−
			○			※ 犬居小学校	天竜区春野町堀之内993-1	0.4	−	−
			○			※ 熊切小学校	天竜区春野町石打松下211-1	0.8	−	−
			○			※ 春野北小学校	天竜区春野町杉242-2	0.7	−	−
			○			※ 気田小学校	天竜区春野町気田603-1	0.5	−	−
			○			※ 春野中学校	天竜区春野町気田380-2	1.6	−	−
				○		※ 春野犬居スポーツ広場	天竜区春野町堀之内997-1	1.0	−	−
				○		※ 春野熊切スポーツ広場	天竜区春野町石打松下223-1	0.8	−	−
				○		※ 春野気田スポーツ広場	天竜区春野町気田850-1	1.1	−	−
			○			※ 浦川小学校	天竜区佐久間町浦川2819	0.6	−	−
				○		※ 浦川公民館	天竜区佐久間町浦川2729	0.7	−	−
			○			※ (旧)佐久間中学校	天竜区佐久間町佐久間2410	0.8	−	−
			○			※ 佐久間小学校	天竜区佐久間町半場50-1	0.9	−	−
				○		※ 山香活動センター	天竜区佐久間町大井2415-1		−	−
			○			※ 城西小学校	天竜区佐久間町相月2874	0.3	−	−
			○			※ 佐久間高等学校(グラウンド)	天竜区佐久間町中部683-1	3.5	−	−
			○			※ 水窪小学校	天竜区水窪町奥領家2697-1	0.5	−	−
			○			※ (旧)西浦小学校	天竜区水窪町奥領家5296-18	0.3	−	−
			○			※ 水窪中学校	天竜区水窪町地頭方366	0.6	−	−
				○		※ 水窪山村開発センター	天竜区水窪町奥領家2965-1		−	−
				○		※ 水窪文化会館	天竜区水窪町奥領家3274-1		−	−
				○		※ 水窪総合体育館	天竜区水窪町地頭方241-3		−	−
				○		※ 龍山総合センター	天竜区龍山町大嶺579-1		−	−
			○			※ 龍山第一小学校	天竜区龍山町大嶺565-5	0.2	−	−
				○		※ 龍山高齢者コミュニティセンター	天竜区龍山町大嶺1279-3		−	−
				○		※ 龍山健康増進センター	天竜区龍山町戸倉217-1		−	−
				○		※ 龍山保健センター	天竜区龍山町戸倉711-2	0.3	−	−
				○		※ 龍山老人福祉センター	天竜区龍山町下平山248-2	0.0	−	−
				○		※ 龍山森林文化会館	天竜区龍山町瀬尻982-2	0.2	−	−
			○			※ (旧)龍山北小学校	天竜区龍山町瀬尻926-37	0.6	−	−
	浜松市 西部	6	57	4	0			82.5	0	0

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
西部	磐田市		○			城山中学校	見付 263-3	2.2		
			○			磐田北小学校	見付 2352	1.1	638	638
			○			富士見小学校	富士見町 4-9-5	1.0		
			○			磐田第一中学校	国府台 39-1	1.7	1,631	1,631
			○			磐田西小学校	中泉 2522-2	1.1	1,485	1,485
			○			磐田中部小学校	中泉 1203-2	1.0	1,550	1,550
				○		市立総合体育館	見付4075-1	10.7	1,424	1,424
		0	6	1	0			18.8	6,728	6,728
	掛川市		○			第二小学校	大池 438-1	0.9	1,810	2,100
			○			西中学校	下俣 1007-1	2.0	4,030	3,850
			○			中央小学校	下俣 633	1.2	930	1,720
			○			(県)掛川工業高校	葵町 15-1	3.7	3,800	4,190
			○			西山口小学校	成滝 145	0.9	4,220	2,490
			○			東中学校	葛川 1039	1.9	1,750	6,120
				○		総合福祉センター	掛川 910-1	1.1	1,580	1,280
			○			城北小学校	水垂 178	1.0	2,700	5,060
			○			(県)掛川西高校	城西 1-1-6	2.1	2,860	2,700
			○			第一小学校	掛川 1108-1	1.2	2,170	2,390
			○			(旧)原泉小学校	萩間 423	0.6	800 (338)	930 (368)
			○			倉真小学校	倉真 3774	1.2	2,010 (198)	2,230 (214)
			○			桜が丘中学校	宮部 716	1.8	3,340	4,200
				○		東山公民館	東山 1265-1	0.2	570 (540)	680 (648)
			○			北中学校	上西郷 220-2	2.1	2,100	2,497
			○			上内田小学校	上内田 3325	1.2	2,200	2,445
			○			栄川中学校	本所 538	2.4	2,500	3,106
			○			日坂小学校	大野 3-1	1.4	1,300	1,546
			○			西郷小学校	上西郷 2606-2	1.2	2,200	2,551
			○			原田小学校	原里 1623-1	1.3	1,700	1,846
			○			原野谷中学校	寺島 15	2.2	350	410
			○			原谷小学校	本郷 561-1	1.7	3,200	4,018
			○			桜木小学校	下垂木 1472-1	1.3	1,500	1,944
			○			和田岡小学校	吉岡 639-2	1.4	1,900	2,616
			○			曽我小学校	領家 384	0.9	3,000	3,149
			○			(県)掛川東高校	南西郷1357	2.8	1,850	3,440
			○			(県)横須賀高校	横須賀 1491-1	1.3	570 (501)	870 (501)
			○			千浜小学校	千浜 5849	0.8	179 (179)	67 (67)
			○			大坂小学校	大坂 5667	1.7	89 (20)	117 (27)
			○			土方小学校	上土方 286-1	1.0	160 (131)	191 (164)
			○			佐東小学校	小貫 1474	1.4	371	371
			○			中小学校	中 3080	1.2	149	149
			○			大浜中学校	大坂 1147	1.7	60	60
			○			城東中学校	下土方 680	1.1	219	219
				○		千浜農村環境改善センター	千浜 4002	0.6	-	-
				○		大東北公民館	下土方 267-1	0.2	-	-
			○			大須賀中学校	横須賀 1007	2.3	-	-
			○			横須賀小学校	横須賀 1110	1.2	-	-
			○			横須賀幼稚園	西大渕 1010	0.2	-	-
			○			大渕小学校	大渕 5602	1.6	-	-
				○		大渕農村環境改善センター	大渕 6881-2	0.1	-	-
				○		大須賀体育館	沖之須 1924-2	0.1	-	-
				○		大須賀中央公民館	西大渕 145	0.3	-	-
				○		山崎農村環境改善センター	山崎1510	0.3	-	-
		0	36	8	0			56.8	58,167	71,552
	袋井市					※ 中央・袋井南公民館	高尾754-1	1.0	-	-
						※ 袋井南小学校	高尾740	1.7	-	-
						※ 袋井南幼稚園	愛野3082-2	0.4	-	-
						※ 袋井南保育所	高尾676-2	0.1	-	-
						※ 高南小学校	上田町308-9	1.3	-	-
						※ 高南公民館	上田町267-8	0.2	-	-
						※ 上田町グラウンド	上田町267-31	1.3	-	-
						※ 高南幼稚園	小川町19-1	0.1	-	-
						※ (県)袋井特別支援学校	高尾2753-1	0.4	-	-
						※ 袋井南中学校	愛野3110	2.1	-	-
						※ (県)袋井高校	愛野2446-1	3.1	-	-
						※ (私)静岡理工科大学	豊沢2200-2	3.7	-	-
						※ 小笠山総合運動公園	愛野2300-1	2.9	-	-
						※ 袋井中学校	川井701	1.5	-	-
						※ 袋井西公民館	川井579-1	0.3	-	-
						※ 袋井西小学校	川井442	1.2	-	-
						※ 袋井西幼稚園	川井568-1	0.1	-	-
						※ 田原幼稚園	新池190-1	0.3	-	-
						※ 田原農村総合管理センター	新池3078	0.1	-	-

地域危機管理局	市町	公有地 公園	公有地 学校	公有地 その他	民有地	名称	所在地	有効面積 (ha)	避難人口 昼間	避難人口 夜間
西部	袋井市					※ 袋井北小学校	久能1580	0.9	-	-
						※ 若草幼稚園	堀越766-1	0.1	-	-
						※ 袋井北公民館	久能1330-2	0.7	-	-
						※ 袋井北地区コミュニティ広場	久能1330-2	0.4	-	-
						※ 若葉幼稚園	久能1310	0.2	-	-
						※ (県)袋井商業高校	久能2350	3.2	-	-
						※ 袋井東小学校	広岡2317-1	1.3	-	-
						※ 袋井東幼稚園	岡本2288	0.2	-	-
						※ 袋井東公民館	広岡2506-1	0.2	-	-
						※ 今井小学校	太田692	0.6	-	-
						※ 今井公民館	太田687	0.3	-	-
						※ 今井幼稚園	太田723-1	0.1	-	-
						※ 静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	小山219	0.9	-	-
						※ 三川小学校	友永38	0.7	-	-
						※ 三川幼稚園	友永113-1	0.1	-	-
						※ 三川公民館	友永147	0.7	-	-
						※ 笠原小学校	山崎4822	0.9	-	-
						※ 笠原幼稚園	山崎5093-13	0.2	-	-
						※ 笠原公民館	山崎5093-5	0.4	-	-
						※ 笠原保育所	岡崎567-1	0.1	-	-
						※ 岡崎会館	岡崎2525	0.1	-	-
						※ 中遠クリーンセンター	岡崎6635-192	0.7	-	-
						※ 山名公民館	上山梨4-3-1	0.2	-	-
						※ 月見の里学遊館	上山梨4-3-7	2.0	-	-
						※ 山名コミュニティハウス	上山梨831-1	0.1	-	-
						※ ジャスコ袋井店、パティオ駐車場	上山梨167、上山梨123	2.0	-	-
						※ 周南中学校	下山梨1-1-1	0.9	-	-
						※ 山名小学校	春岡684	2.0	-	-
						※ 山梨幼稚園	春岡1-8-7	0.7	-	-
						※ 宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	0.1	-	-
						※ 浅羽北公民館	浅羽2857	0.3	-	-
						※ 浅羽北多目的広場	浅羽2440	1.5	-	-
						※ 浅羽東小学校	浅羽2800	1.5	-	-
						※ 浅羽東幼稚園	浅羽2617-1	0.3	-	-
						※ 浅羽北小学校	浅羽1322	1.2	-	-
						※ 浅羽北幼稚園	浅名41	0.2	-	-
						※ 浅羽中学校	浅名822	2.5	-	-
						※ メロープラザ	浅名1027	1.0	-	-
						※ 浅羽西公民館	中410-1	0.8	-	-
						※ 浅羽西幼稚園	長溝873-1	0.2	-	-
						※ 浅羽東公民館	梅山63-1	0.9	-	-
						※ 浅羽南小学校	西同笠148	1.0	-	-
						※ 浅羽南幼稚園	松原1793	0.2	-	-
		0	0	0	0			54.4	0	0
	御前崎市	○				御前崎公園広場	御前崎 2905	0.2	250 (250)	272 (272)
			○			白羽小学校	白羽 3521-3	1.4	20 (20)	30 (30)
				○		浜岡福祉会館(駐車場)	池新田1359-1	2.4	3,840	4,800
			○			浜岡第一小学校	池新田1520	1.9	3,040	3,800
			○			(県)池新田高校	池新田2907-1	1.6	2,560	3,200
			○			浜岡中学校	池新田3923-1	1.5	2,400	3,000
			○			浜岡東小学校	佐倉1403-1	1.0	1,600	2,000
			○			浜岡北小学校	下朝比奈753	1.2	1,920	2,400
			○			御前崎小学校	御前崎3556-2	0.6		
		○				八千代公園	池新田5623	0.5	440	550
				○		高松グラウンド	門屋2060-2	1.2	1,050	1,300
				○		新野柏木広場	新野1877-7	1.2	960	1,200
				○		比木グラウンド	比木2852	0.6	500	620
				○		朝比奈中央広場	上朝比奈2681-1	1.0	700	870
				○		佐倉公民館(駐車場)	佐倉3612-1	0.3	380	470
			○			御前崎中学校	牧ノ原市新庄800-1	1.0		
		2	8	6	0			17.6	19,660	24,512

13-2-3 避難対象地区、警戒宣言時避難地集計表

※ 避難対象地区　（県危機情報課）H24.4.1

津波や、山崖崩れ危険が予想されるため、警戒宣言発令時に避難勧告等を行うため、市町あらかじめ定めた地域。大別して、①津波危険予想地域、②山・崖崩れ危険予想地域、③津波及び山・崖崩れ危険予想地域の3種類がある。市町長は警戒宣言発令後速やかに「避難対象地区」の住民等に対し同時通報無線、有線放送、広報車等により避難勧告・指示を行う。住民は速やかに、この地域外に市町があらかじめ定めた「警戒宣言時避難地」へ避難する。

地域危機管理局	市町	避難対象地区																警戒宣言時避難地	
				域内人口(人)		左の内訳													
						津波危険予想地域（指定市町17）				山・崖崩れ危険予想地域（指定市町29）				津波及び山・崖崩れ危険予想地域（指定市町9）					
		地区数	面積(ha)	昼間	夜間	地区	面積(ha)	人口(昼)	人口(夜)	地区	面積(ha)	人口(昼)	人口(夜)	地区	面積(ha)	人口(昼)	人口(夜)	箇所数	有効面積(ha)
県合計		1,347	13,117	338,412	386,848	223	6,757	247,274	239,649	1,048	3,573	85,138	101,802	76	1,051	45,106	45,397	459	510
賀茂	下田市	10	101.0	17,260	16,666	3	59.5	5,054	4,881					7	41.5	12,206	11,785	8	13.9
	東伊豆町	10	20.8	1,189	1,189	3	6.2	300	300	7	14.6	889	889					5	4.1
	河津町	1	3.0	300	300	－	－	－	－	1	3.0	300	300					1	0.7
	南伊豆町	9	139.0	4,429	6,067	8	119.0	4,080	5,718	1	20.0	349	349					13	4.8
	松崎町	14	212.2	4,327	4,327	11	129.2	3,391	3,391					3	83.0	936	936	3	4.2
	西伊豆町	27	316.5	7,870	8,366	5	72.7	1,880	2,093	9	154.7	1,360	1,348	13	89.1	4,630	4,925	20	4.5
	計	71	792.5	35,375	36,915	30	386.6	14,705	16,383	18	192.3	2,898	2,886	23	213.6	17,772	17,646	50	32.2
東部	沼津市	86	764.9	43,008	43,008	43	464.1	29,647	29,647	19	7.4	672	672	24	293.4	12,689	12,689	24	27.2
	熱海市	27	67.2	3,386	10,987	－	－	－	－	27	67.2	3,386	10,987					6	5.2
	三島市	28	33.1	1,443	1,443					28	33.1	1,443	1,443					12	6.3
	富士宮市	9	16.9	490	490					9	16.9	490	490					4	2.9
	伊東市	8	76.2	11,200	11,930	8	76.2	11,200	11,930									8	8.8
	富士市	33	9.9	8,002	8,002	1	－	1,328	1,328	30	9.9	6,093	6,093	2	－	581	581	31	39.3
	御殿場市	0	0.0	0	0														
	裾野市	6	4.8	335	335					6	4.8	335	335					2	1.4
	伊豆市	48	161.8	7,226	7,738	4	34.0	1,351	1,361	41	64.6	4,315	4,817	3	63.2	1,560	1,560	20	15.1
	伊豆の国市	12	13.0	759	1,043					12	13.0	759	1,043					10	6.0
	函南町	18	0.0	916	939					18	－	916	939					7	1.5
	清水町	1	3.5	115	115					1	3.5	115	115					1	1.9
	長泉町	1	6.3	149	270					1	6.3	149	270					1	1.1
	小山町	11	9.4	1,220	1,220					11	9.4	1,220	1,220					7	8.6
	計	288	1,167.0	78,249	87,520	56	574.3	43,526	44,266	203	236.1	19,893	28,424	29	356.6	14,830	14,830	133	125.3
中部	静岡市	458	3,498.8	79,722	101,071	17	2,633.3	98,657	79,637	441	865.5	20,171	21,434	0	0	0	0	72	93.3
	葵区	349	771.0	39,106	39,106					345	550.0	14,951	14,951					31	25.3
	駿河区	62	71.1	2,906	2,906	4	221.0	24,155	24,155	62	71.1	2,906	2,906					14	17.7
	清水区	47	2,656.7	76,816	59,059	13	2,412.3	74,502	55,482	34	244.4	2,314	3,577					27	50.3
	島田市	35	949.8	3,587	4,565					35	949.8	3,587	4,565					15	16.8
	焼津市	39	1,834.7	44,928	50,463	26	745.4	37,888	42,560	10	825.6	4,553	5,110	3	263.7	2,487	2,793	23	28.6
	藤枝市	75	－	10,952	12,595					75	－	10,952	12,595					23	48.8
	牧之原市	54	575.1	16,136	16,574	24	549.0	14,393	14,804	23	18.0	1,078	1,082	7	8.1	665	688	17	17.6
	吉田町	13	605.1	10,054	11,485	11	600.0	9,962	11,255	2	5.1	92	230					4	7.4
	川根本町	10	71.1	1,745	1,787					10	71.1	1,745	1,787					9	4.9
	計	684	7,534.6	167,124	198,540	78	4,527.7	160,900	148,256	596	2,735.1	42,178	46,803	10	271.8	3,152	3,481	163	217.4
西部	浜松市	82	2,278	22,265	27,166	16	541.4	9,261	11,974	66	－	13,004	15,192	0	0	0	0	66	51.6
	中区	9	－	3,509	3,509					9	－	3,509	3,509					15	13.3
	東区	1	－	750	750					1	－	750	750					1	1.0
	西区	21	541.4	14,127	16,840	16	541.4	9,261	11,974	5	－	4,866	4,866					21	24.8
	南区																	0	0.0
	北区	34	562.4	3,832	5,387					34	562.4	3,832	5,387					25	8.8
	浜北区																		
	天竜区	17	1,173.7	47	680					17	1,173.7	47	680					4	3.7
	磐田市	19	399.0	3,637	3,637	18	389.0	3,580	3,580	1	10.0	57	57					7	8.5
	掛川市	12	249.6	1,872	1,989	1	58.5	179	67	11	191.1	1,693	1,922					7	3.9
	袋井市	107	159.5	894	1,193	－	－	－	－	107	159.5	894	1,193					6	7.2
	湖西市	38	297.8	25,845	25,845	24	279.3	15,123	15,123	7	8.2	3,695	3,695	7	10.3	7,027	7,027	11	52.0
	御前崎市	8	199.0	2,345	2,443					1	0.3	20	30	7	198.7	2,325	2,413	8	2.8
	菊川市	38	40.6	806	1,600					38	40.6	806	1,600					8	9.1
	森町	0	0.0	0	0														
	計	304	3,623	57,664	63,873	59	1,268	28,143	30,744	231	410	20,169	23,689	14	209	9,352	9,440	113	135

13-2-4 市町別避難対象地区、警戒宣言時避難地

(県危機情報課) H24.4.1

(注)無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	警戒宣言時避難地 有効面積
賀茂	下田市	吉佐美	多々戸・入田・浜条・里条・入条・北条	50.0	2,387	2,305	朝日小学校	0.6
		田牛	田牛	0.8	387	384	青少年海の家	0.1
		白浜	原田・長田・板戸	8.7	2,270	2,192	白浜小学校	0.4
		● 柿崎	柿崎	8.1	1,344	1,008	下田東中学校	0.9
		● 須崎	須崎	7.6	1,566	1,514	浜崎小学校	0.8
		● 中1	中	2.1	1,344	1,298	稲生沢小学校	0.9
		● 中2	西中・東中	0.8	606	643		
		● 東本郷	東本郷1,2丁目	3.5	531	513	敷根公園	9.0
		● 西本郷	西本郷1～3丁目、敷根	1.7	1,307	1,282		
		● 旧下田	1～6丁目	17.7	5,746	5,547	下田中学校	1.3
	東伊豆町	稲取港周辺	東町	6.2	300	300	稲取小学校	0.6
		稲取港周辺	西町					
		稲取港周辺	田町					
		▲ 稲取池尻	池尻	1.2	534	534	稲取中学校	0.7
		▲ 稲取柾の口	柾の口	1.2	34	34		
		▲ 稲取向井	向井	2.3	91	91	(県)稲取高校	2.5
		▲ 白田長谷川	長谷川	2.3	39	39	白田矢崎避難地	0.1
		▲ 片瀬大沢	大沢	1.2	58	58		
		▲ 片瀬横平山	横平山	1.8	105	105		
		▲ 大川向井山	向井山	4.0	28	28	大川小学校	0.2
	河津町	▲ 谷津	谷津	3.0	300	300	南小学校	0.7
	南伊豆町	湊手石	湊	85.0	860	1,301	竹麻小学校	0.5
			手石			697	東中学校	0.3
							手石公会堂	0.1
							手石保育所	0.1
							月間神社	0.2
		下流	下流	5.0	250	481	南崎保育所	0.1
		大瀬	大瀬	3.0	600	700	南崎小学校	0.5
		石廊崎	石廊崎	4.0	150	341	[illegible]	0.2
		中木	中木	5.0	130	289	中木入口	0.1
		入間	入間	3.0	1,300	1,000	町営差田グラウンド	1.5
		妻良	妻良	6.0	310	414	妻良区駐車場	0.3
		子浦	東子浦・西子浦	8.0	380	495	三浜小学校	0.6
		▲ 伊浜	伊浜	20.0	349	349	伊浜川村活性化支援センター	0.3
	松崎町	東区		51.4	248	248	総合グラウンド	1.0
		南区			166	166		
		道部区			191	191		
		西区			232	232	(県)松崎高校	3.0
		北区			200	200		
		中区			378	378		
		江奈1区		77.8	634	634		
		江奈2区			279	279		
		江奈3区			213	213		
		江奈4区			443	443		
		宮内区			407	407		
		● 岩地		20.0	275	275	(旧)三浦小学校	0.2
		● 石部		12.0	248	248		
		● 雲見		51.0	413	413		
	西伊豆町	● 大田子	大田子	6.6	380	477	(旧)田子中学校	0.4
		● 道西	道西	6.4	360	369	田子小学校	0.3
		● 道東	道東	4.5	340	350		
		● 川向	川向	6.2	210	249		
		● 月東	月東	2.0	260	300		
		● 月西	月西	6.8	400	393		
		● 浮島	浮島	3.3	100	128	洋らんセンター空地	0.2
		沢田	堂ヶ島	10.5	150	64	丸山生ミュージアム駐車場	0.3
			乗浜・原町・宮脇・仲町・色町		540	652	仁科小学校	0.4
		浜	釜之段・浜町・天王町・宿中・前田・田中	18.1	610	687		
		大浜	下町・高砂・新町・上町	13.0	580	554		
		● 築地	下築地・中築地・上築地・正円	24.9	760	556	西伊豆中学校	0.5
		▲ 中	果原・先川・寺川・海名野	32.0	390	390		
		▲ 岩谷戸	岩谷戸	6.7	70	67	岩谷戸集会場	0.1
		▲ 堀坂	堀坂	6.5	80	92	餅山ゲートボール場	0.1
		▲ 一色	一色	18.2	180	178	一色ふれあい広場	0.1
		▲ 白川	白川	8.6	60	67	ふれあい広場	0.1
		▲ 檎宜ノ畑	檎宜ノ畑	9.5	80	98	檎宜ノ畑公民館	0.1
		▲ 宮ヶ原	宮ヶ原	28.7	60	56	宮ヶ原公民館	0.1
		▲ 大久須	大久須	21.8	110	180	大久須公民館広場	0.1
		▲ 月原	月原	22.7	330	220	賀茂小学校	1.1
		浜	浜	20.7	270	480		
					70	70	第2分団詰所駐車場	0.1
		柴	柴	10.4	270	308	クリスタルパーク駐車場	0.1
		● 浜川東	浜川東	8.2	340	341	中田避難地	0.1
		● 中島	中島	4.2	170	220		
		● 天坂	天坂	3.3	280	335		
		● 浜川西	浜川西	8.9	220	235		
			坂本		40	40	宝市場駐車場	0.1
		● 浦上	浦上	4.0	50	70	浦上足山	0.1
					110	130	浦上防災倉庫	0.1

(注)無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	警戒宣言時避難地 有効面積
東部	沼津市	下河原西町		5.3	708	708	(県)沼津西高校	1.3
		下河原南部		3.4	480	480		
		下河原東部		2.5	301	301		
		千本常磐町		31.2	1,285	1,285		
		旭町		4.6	800	800		
		宮町		0.9	231	231		
		港沿区		28.1	1,800	1,800		
		下河原団地		1.3	320	320		
		千本緑町		11.2	1,045	1,045	第二中学校	1.0
		幸町		4.5	573	573		
		西村町		8.2	658	658	第三中学校	1.8
		石原		12.0	739	739		
		塩場		10.1	1,700	1,700		
		八間町		8.8	710	710		
		東八間町		11.0	694	694		
		西島町		17.6	1,300	1,300		
		三貫地		4.3	490	490		
		塩満		24.0	1,280	1,280	香貫小学校	1.6
		東桃郷		13.7	1,250	1,250		
		藤井原		10.6	543	543		
		島郷		61.0	2,200	2,200		
		江川町		7.7	758	758	我入道コミニティセンター	0.5
		東町		1.5	274	274		
		一本松町		3.3	578	578		
		津島町		1.6	196	196		
		牛臥		22.5	1,180	1,180	我入道公園	3.5
		浜町		5.7	308	308		
		林町		9.3	426	426		
		稲荷町		2.4	379	379		
		秋葉町		4.9	455	455		
		南条寺町		4.1	457	457		
		玉江町		60.1	570	570	第四小学校	1.2
		二園町		11.9	680	680	香陵運動場	1.6
		通吉田町		3.3	632	632		
		吉田町		10.2	1,194	1,194		
		永代川瀬町		4.3	480	480		
		横島北町		2.3	143	143		
		▲ 西木の宮		0.1	16	16	(第三中学校)	(1.6)
		▲ 八重		0.3	24	24	(県)沼津工業高校	1.2
		▲ 八重坂		0.1	21	21		
		▲ 外原		0.1	103	103		
		▲ 木の宮		0.2	7	7	(香貫小学校)	(1.6)
		▲ 中原町		0.4	16	16	(第四小学校)	(1.2)
		▲ 宮原町		0.4	31	31		
		▲ 池上町		0.1	40	40	門池中学校	1.1
		▲ 南小林		0.1	2	2	(国)沼津高専	1.9
		▲ 柳沢		0.3	3	3	愛鷹地区センター	0.7
		▲ 青野		0.7	77	77		
		▲ 大平第5区		0.2	26	26	大平小学校	1.3
		▲ 大平第2区		1.2	18	18	大平中学校	1.6
		▲ 大平第3区		0.5	40	40		
		▲ 大平第4区		0.2	4	4		
		▲ 大平第8区		0.9	12	12		
		▲ 河内		0.2	108	108	長井崎中学校	1.2
		▲ 根古屋		1.3	115	115	浮島小学校	1.1
		▲ 平沼		0.1	9	9		
		● 志下		60.0	3,010	3,010	静浦西小学校	0.5
		● 馬込		9.0	617	617		
		● 獅子浜		17.0	1,212	1,212	静浦中学校	0.5
		● 江浦		18.0	921	921		
		● 多比		19.0	817	817	静浦東小学校	0.5
		● 口野		27.0	717	717		
		● 三津		9.0	833	833	内浦小学校	0.8
		● 小海		5.0	362	362		
		● 重寺		6.0	380	380		
		● 久連		8.0	387	387	西浦小学校	1.2
		● 平沢		5.0	144	144		
		● 立保		10.0	191	191		
		● 古宇		12.0	293	293		
		● 足保		4.0	106	106		
		● 久料		4.0	98	98		
		● 江梨		23.0	266	266		
		● 重須		13.0	561	561	長井崎中学校	1.2
		● 長浜		7.0	295	295		
		● 木負		23.0	423	423		

[資料の巻Ⅱ]

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象地区の整理番号	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	基礎宣言等避難地 名称	基礎宣言等避難地 有効面積
	沼津市	口南	口南	1.9	123	123	市道上野・平戸線	0.3
		入浜	入浜	6.8	465	465		
		一色	一色	5.1	289	289		
		大中島	大中島	8.8	607	607		
		小中島	小中島	5.8	245	245		
		井田	井田	5.6	91	91	井田コミュニティ広場	0.2
		● 御浜	御浜	1.5	131	131	(市道上野・平戸線)	(0.3)
		● 大浦	大浦	4.6	235	235		
		● 奥南	奥南	1.7	130	130		
		● 鬼川	鬼川	4.7	338	338		
		● 小山田	小山田	1.9	222	222		
	熱海市	▲ 泉地区　公園道上		3.6	22	134	泉小学校・中学校	0.2
		▲ 伊豆山七尾・水立	伊豆山七尾	1.6	556	1,390	伊豆山小学校	0.3
		▲ 伊豆山仲道上野地	伊豆山仲道	2.3				
		▲ 伊豆山仲道緋谷・釈坂		1.9				
		▲ 伊豆山仲道　坂東		0.7				
		▲ 伊豆山仲道折越・東谷		2.1				
		▲ 伊豆山浜坂東	伊豆山浜	1.2				
		▲ 伊豆山　岸谷猪洞	伊豆山岸谷	1.9				
		▲ 伊豆山浜倉沢	伊豆山浜	0.5				
		▲ 桃山町山手	桃山町	4.9	772	4,374	桃山小学校	0.4
		▲ 桃山町		2.3			渤海中学校	0.4
		▲ 寺日町	寺日町	2.8				
		▲ 林ケ丘町	林ケ丘町	3.9				
		▲ 林ケ丘町　山間部	緑ケ丘町	0.4				
		▲ 西山町・地蔵前	西山町	4.0	312	773	第一小学校	0.4
		▲ 氷口町二丁目	氷口二丁目	2.2				
		▲ 梅園町若林	泉海	0.6	198	392	梅園	0.3
		▲ 熱海浅知山		0.5				
		▲ 梅園町姫山	梅園町	0.4				
		▲ 梅園町　乱山山手		1.3				
		▲ 梅園町長炬山		0.6				
		▲ 和田浜南町八幡山	和田浜南町	11.0	811	3,132	第二小学校	0.2
		▲ 桜木町桜沢	桜木町	2.5				
		▲ 藤広地グランド	藤広地	6.8	15	15	(県)泉海高校	1.5
		▲ 網代片町	網代片町	4.1	700	777	網代小学校	0.1
		▲ 網代宮町　神社上	網代宮町	0.6				
		▲ 網代泥町山手	網代泥町	2.5				
	三島市	▲ 徳倉谷戸	徳倉谷戸	1.5	81	81	徳倉小学校	0.5
		▲ 徳倉　上北ケ谷戸	徳倉上北ケ谷戸	1.7	49	49		
		▲ 徳倉中村	徳倉中村	1.0	59	59		
		▲ 壱町田千枚原	壱町田千枚原	1.2	95	95	泯地小学校	0.6
		▲ 谷田(臭橘木)	谷田(臭橘木)	0.9	20	20	向山小学校	0.6
		▲ 大宮町3丁目	大宮町3丁目6番	0.5	15	15	(県)三島北高校	1.0
		▲ 文教町二丁目	文教町二丁目17番	0.5	17	17		
		▲ 加茂川町	加茂川町16番	0.8	95	95	北中学校	
		▲ 壱町田上掛	壱町田上掛	0.7	21	21		
		▲ 三島土取場	三島土取場	0.1	58	58	山田小学校	0.6
		▲ 川原ケ谷　滝ノ前	川原ケ谷滝ノ前	2.0	31	31		
		▲ 川原ケ谷　明泉洞	川原ケ谷明泉洞	2.3	45	45		
		▲ 川原ケ谷小沢	川原ケ谷小沢	1.3	25	25		
		▲ 川原ケ谷宮窪	川原ケ谷宮窪	0.9	36	36	東小学校	
		▲ 多呂山田	多呂山田	2.4	27	27	中郷中学校	0.7
		▲ 大場(赤王)	大場(赤王)	1.0	19	19	(県)三島南高校	
		▲ 竹倉池ノ入	竹倉池の入	1.5	22	22	錦田小学校	0.9
		▲ 谷田眼り久保	谷田眼り久保	1.4	63	63		
		▲ 谷田畠草山	谷田畠草山	3.6	148	148		
		▲ 谷田花ノ木	谷田花の木	0.5	75	75		
		▲ 玉沢西山	玉沢西山	0.7	79	79		
		▲ 谷田眼り久保No.2	谷田眼り久保	0.1	52	52		
		▲ 谷田押切	谷田押切	1.5	91	91	錦田中学校	1.0
		▲ 塚原新田初音	塚原新田初音	1.2	41	41		
		▲ 三ツ谷新田古坂笠	三ツ谷新田古坂原	1.9	89	89	坂小学校	0.4
		▲ 笹原新田　上之台	笹原新田上之台	0.7	34	34		
		▲ 山中新田北条山	山中新田北条山	0.6	27	27		
		▲ 市山新田	市山新田	0.2	25	29		
	富士宮市	▲ 下稲子東村	下稲子字東村	0.5	20	20	稲子小学校	0.5
		▲ 長貫川合	長貫字川合	0.2	48	48	芝川中学校	1.0
		▲ 上長貫	長貫字権原	1.4	56	56	(芝川中学校)	(1.0)
		▲ 内房尾崎	内房字尾崎	0.9	40	40	内房小学校	0.6
		▲ 内房相沼	内房字相沼	2.9	100	100	(内房小学校)	(0.6)
		▲ 内房芝沢	内房字芝沢	3.4	64	64	(内房小学校)	(0.6)
		▲ 大久保上垣戸	大久保字上垣戸	0.3	16	16	芝富小学校	0.8
		▲ 内房塩出	内房字塩出	1.4	50	50	(内房小学校)	(0.6)
		▲ 芝川大久保	大久保字下谷戸	5.2	96	96	(芝富小学校)	(0.8)
	伊東市	宇佐美	初津1,2	22.7	2,500	492	宇佐美小学校	1.7
			八世2			282	宇佐美中学校	1.1
			城宿1～3			647		
			留田西・仲町・東町・向田町			848		
		湯川	湯川2丁目	23.6	2,200	700	伊東公園	0.4
			湯川3丁目			574	北中学校	0.8
			湯川4丁目			297		
			湯川5丁目			734		
			湯川7丁目			214		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象地区の整理番号	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	基礎宣言等避難地 名称	基礎宣言等避難地 有効面積
	伊東市	松原	伊梨町		3,400	174	西小学校	1.7
			和田町			225		
			松川町			241		
			格戸2丁目			368		
			格戸3丁目			308		
			格戸4丁目			398		
			格戸5丁目			121		
			湯端町1,2ブロック			34		
			朝日町			282		
			栄町			135		
			辰田町			162		
			仲町			359		
			上町			306		
		荻須喬	湯端町	22.7	1,400	338	東小学校	1.4
			竹町			443		
			井戸川町			538		
			宿之町			222		
			八幡町			275		
			中芝町			561		
			大芝町			311		
		新川	東町	2.8	600	234	(東小学校)	(1.4)
			西町			172		
			仲町			194		
		川奈	小浦	2.9	700	279	川奈小学校	0.8
			図町			162		
			東町			263		
		八幡野	下町	1.2	300	132	八幡野小学校	0.9
		赤沢	赤沢	0.3	100	120		
	富士市	▲ 吉原地区	東国久保		8	8	(県)吉原高校	1.6
		▲ 伝法地区	伝法地2		7	7	伝法小学校	1.2
		● 今泉地区	御殿		81	81	吉原第二中学校	2.0
			吉原緑ケ丘		13	13	(県)吉原高校)	(1.6)
			依田橋		49	49	今泉小学校	2.1
		▲ 原田地区	宇東川町1		98	98	原田小学校	0.9
			原田町3		17	17		
			吉原中島町1		41	41		
			吉原中島町2		13	13		
			三ツ沢町3		3	3	(県)富士東高校	2.3
		▲ 吉永地区	富士岡入町		228	228	(市)吉原商業高校	3.3
			東比奈町2		14	14		
			東比奈町3		7	7	吉永第一小学校	0.8
			中比奈町2		21	21		
		▲ 吉永北地区	間門町		273	273	吉原北中学校	1.4
			鷹無ヶ淵町1		47	47	吉永第二小学校	1.0
			桑崎町		72	72		
			石井町		31	31		
			陽光台東		103	103		
			陽光台西		917	917		
			陽光台南		41	41		
		● 元吉原地区	錦川町2		27	27	元吉原中学校	1.4
			錦川町3		54	54		
			錦川町4		46	46		
			錦川町5		72	72		
			今井本町		119	119		
			今井東町		23	23	元吉原小学校	1.3
			今井毘沙門町		5	5		
			大野町		92	92		
		▲ 須津地区	中里町3		3	3	須津中学校	1.3
			中里新宮町		47	47		
			神谷町2		366	366		
			神谷町3		5	5		
			増川町1		69	69		
			増川町2		47	47		
			増川町3		266	266		
			江尾町1		126	126		
			江尾町2		309	309		
			神谷新町		104	104		
		▲ 厚鳥地区	厚鳥町3		104	104	東小学校	0.9
		▲ 広見地区	広見町7		262	262	広見小学校	1.0
			若松町2		163	163		
			久保町		33	33		
			百合ケ丘		69	69	岳陽中学校	1.6
			幌ケ丘町		14	14		
			美原町		42	42		
			三ツ倉南町		27	27		
			源太坂		11	11	(県)吉原高校)	(1.6)
		▲ 神戸地区	神戸1		26	26	神戸小学校	1.0
			今立		36	36		
		▲ 富士見台地区	富士見台8		22	22	((県)富士東高校)	(2.3)

(注)無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	有効面積
東部	富士市	▲ 大淵地区	大淵町1		16	16	大淵中学校	1.5
			大淵町2		45	45		
			大淵町3		51	51		
			八王子町2		12	12		
			八王子本町		9	9		
			中野町2		16	16		
			次郎長町		2	2		
			城山町		14	14		
			中野町1		9	9	大淵第一小学校	0.9
			外谷町		3	3		
			片倉町		57	57		
			三ツ倉町		18	18		
			吉原富士本中町		105	105	大淵第二小学校	1.1
			吉原富士本西町		4	4		
		▲ 青葉台地区	岩松町1		21	21	青葉台小学校	1.2
			岩松町3		24	24		
		▲ 岩松北地区	上町		15	15	岩松中学校	1.2
			富士上中		56	56		
			富士下中		288	288		
			旭町		6	6	岩松北小学校	1.1
			湯沢平1		3	3	岩本保育園	0.3
			湯沢平2		4	4		
		田子浦地区	中丸浜		171	171	田子浦中学校	1.7
			小須		287	287	田子浦小学校	1.2
			田子		151	151		
			蔵島		159	159		
			江川		312	312		
			前田新田		215	215		
			前田		33	33		
		▲ 鷹岡地区	鷹岡本町1		36	36	鷹岡小学校	0.8
			鷹岡本町2		7	7		
		▲ 丘地区	傘木		25	25	(岳陽中学校)	(1.6)
		▲ 天間地区	天間東		18	18	天間小学校	1.0
		▲ 舟山町上	岩淵字物見空	0.3	181	181	富士川第一小学校	0.7
		▲ 舟山町北	岩淵字舟山	0.4	20	20		
		▲ 上町	岩淵字上町・谷津	0.6	34	34		
		▲ 四十九	中之郷字四十九	0.4	205	205		
		▲ 宮町	中之郷字黒里前	0.7	158	158		
		▲ 新町本町	中之郷字新町	1.0	70	70		
		▲ 新町	中之郷字新町	0.4	14	14		
		▲ 宮町東	中之郷字割田	0.3	73	73		
		▲ 幸町北	中之郷字大乗窪	1.0	35	35	富士川第一中学校	1.0
		▲ 幸町	中之郷字大乗窪	1.4	66	66		
		▲ 坂下	岩淵字坂下	0.7	49	49		
		▲ 旭町	岩淵字上の原	2.4	211	211		
		▲ 本通り	中之郷字新町					
		▲ 城山	北松野字城山下	0.3	30	30	富士川第二小学校	0.5
	裾野市	▲ 茶灯道場山	茶灯道場山	0.1	40	40	東小学校	0.8
		▲ 公文名地蔵山	公文名地蔵山	0.2	18	18		
		▲ 公文名中坪	公文名中坪	0.6	59	59		
		▲ 茶灯峠下	茶灯峠下	0.2	10	10		
		▲ 茶灯笠坂	茶灯笠坂	0.8	33	33		
		▲ 梅園山下	梅園山下	2.9	175	175	西小学校	0.8
	伊豆市	▲ 熊坂	火打沢・根付・根岸	0.9	23	25	熊坂小学校	0.8
		▲ 上山畑	上山畑	1.7	97	140		
		▲ 楊湧山	楊湧山	0.4	43	62		
		▲ 竹原	竹原	0.8	43	62		
		▲ 宮洞	宮洞	0.7	46	66		
		▲ 古川	清水・井戸洞	1.8	53	79	修善寺南小学校	1.2
		▲ 柏久保	神戸・上船戸	3.5	250	358		
							修善寺中学校	1.4
		▲ 本立野	一町	1.1	53	60	修善寺東小学校	0.9
		▲ 南	南山	12.5	110	155	修善寺総合会館	0.8
		▲ 寺山弁天	弁天	0.7	863	631	修善寺小学校	0.9
		▲ 遊覧	岩の坊	0.4	127	185		
		▲ 紙谷	ばく尻	1.0	28	39		
		小土肥	浜	11.0	110	110	小土肥農村広場	0.1
			黒根		133	133		
		土肥	中浜		523	523	土肥小学校	0.4
		八木沢	松原		148	148	土肥南小学校	0.3
			西浜	18.0	233	233		
		小下田	下村	5.0	204	214	土肥ふじみ幼稚園	0.3
		▲ 小土肥	出口	0.7	126	126	(小土肥農村広場)	(0.1)
			入谷		125	125		
		▲ 土肥	馬場	2.5	379	379	(県)土肥高校	0.8
			水口	1.1	183	183		
			中村		345	345		
			楠湧	1.5	119	119		
			天金	1.9	104	104		
			新田	2.8	147	147		
			平石		26	26		

(注)無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	有効面積
東部	伊豆市	▲ 八木沢	上野	1.2	103	103	(土肥南小学校)	(0.3)
			中島		73	73		
			長浜	0.2	71	71		
			大久保		150	150		
		▲ 小下田	中村	0.2	106	106	(土肥ふじみ幼稚園)	(0.3)
			大木山	0.7	46	46		
			小峰	0.3	74	74		
			藤沢	0.7	63	63		
		● 土肥	大薮	38.0	577	577	(土肥小学校)	(0.4)
			平野		253	253		
			屋形		453	453	土肥中学校	0.7
		● 八木沢	小池	19.0	241	241	(土肥南小学校)	(0.3)
		● 小下田	米崎	6.2	36	36	(土肥ふじみ幼稚園)	(0.3)
		▲ 松ケ瀬	松ケ瀬字楠	3.1	52	79	狩野グラウンド	0.8
		▲ 吉奈	吉奈字西神住	3.1	21	21		
		▲ 門野原	門野原字山岸	0.9	16	25	月ヶ瀬小学校	0.6
		▲ 湯ヶ島(向原)	湯ヶ島字随呂	1.8	33	50		
		▲ 湯ヶ島(木太刀)	湯ヶ島字湯沢	1.2	10	100	湯ケ島小学校	0.8
		▲ 湯ヶ島(世古の滝)	湯ヶ島字世古の滝	3.7	52	79		
		▲ 湯ヶ島(二百枚)	湯ヶ島字二百枚	3.7	28	40		
		▲ 持越舵山	持越字原	1.6	16	25		
		▲ 上和田林ノ下下ツ原	下白岩字林ノ下・下ツ原	0.5	8	20	中伊豆社会体育館	1.8
		▲ 西	下白岩字西	0.6	10	25		
		▲ 小川山田	上白岩字滝ノ前	0.5	15	29		
		▲ 城小沓	城字道下	0.3	7	15	大見小学校	1.0
		▲ 八幡法華堂	八幡字法華道	0.3	3	9		
		▲ 柳瀬馬場沢	柳瀬字馬場沢	0.1	1	2		
		▲ 宮上水草洞	宮上字水草洞	0.3	3	15		
		▲ 冷山東山	冷川字東山	0.4	8	20	大東小学校	1.0
		▲ 徳永京入道	徳永字京入道	0.5	10	25		
		▲ 堰来宮神社北	冷川字宮ノ下	0.3	4	12		
		▲ 徳永大口	徳永字大口	0.4	7	20		
		▲ 中原戸北ワクサシ	中原戸字北ワクサシ	0.2	3	10	八岳小学校	0.5
		▲ 姫之湯堰ノ上	姫之湯字堰ノ上	0.2	4	10	貴僧坊の里	-
		▲ 原保桑木	原保字桑木	0.3	5	15		
		▲ 菅引滝ノ上	菅引字滝ノ上	0.2	3	12		
		▲ 筏場字池坂	筏場字池坂	0.5	10	30	(貴僧坊の里)	(-)
		▲ 地蔵堂山 神社下	地蔵堂字宮下	0.5	10	24		
	伊豆の国市	▲ 古奈・湯谷	古奈・湯谷	0.9	60	122	長岡総合会館	0.6
		▲ 長岡・万法院	長岡・万法院	0.3	40	85	長岡南小学校	0.7
		▲ 長岡・大岩	長岡・大岩	0.3	35	76	パノラマパーク駐車場	0.1
		▲ 土手和田 和田島	土手和田	1.5	95	95	韮山中学校	1.6
		▲ 土手和田	土手和田	0.6	52	52		
		▲ 多田	多田	0.7	54	54	多田公園	0.8
		▲ 南条真如	南条	1.2	82	82	南条公園	0.5
		▲ 守木山根	守木山根	1.1	33	37	大仁北小学校	0.4
		▲ 狭間	田京狭間	1.7	33	68	広瀬公園	1.0
		▲ 三福鍋沢	三福鍋沢	2.2	124	187	ひまわり保育園	0.1
		▲ 吉田鍋沢	吉田鍋沢	0.2	105	105		
		▲ 白坂	大仁白坂	2.3	46	80	瀬端道園	0.2
	函南町	▲ 畑毛城下	畑毛城下		70	70	畑毛区集会所	0.1
		▲ 平井山田	上沢向野		25	48	函南区公民館	0.1
		▲ 平井新林	平井新林		36	36	冷川区公民館	0.1
		▲ 平井日陰	平井日陰		43	43		
		▲ 桑原弥宜地洞	桑原弥宜地洞		33	33	桑原区公民館	0.6
		▲ 桑原宮ノ後	桑原宮ノ後		70	70		
		▲ 桑原馬坂	桑原馬坂		30	30		
		▲ 大竹兜石	大竹兜石		35	35	大竹区公民館	0.1
		▲ 上沢向野	上沢向野		60	60	上沢区公民館	0.4
		▲ 上沢大洞	上沢大洞		50	50		
		▲ 上沢落合	上沢落合		125	125	(大竹区公民館)	(0.1)
		▲ 上沢宮辺	上沢宮辺		33	33	(上沢区公民館)	(0.4)
		▲ 日守宮下	日守宮下		87	87	日守区公民館	0.1
		▲ 日守清水	日守清水		38	38		
		▲ 日守熊ノ前	日守熊ノ前		43	43		
		▲ 日守杉ノ木	日守杉ノ木		25	25		
		▲ 日守根岸	日守根岸		33	33		
		▲ 日守岩崎	日守岩崎		80	80		
	清水町	▲ 上ノ坪	上徳倉	3.5	115	115	(県)沼津商業高校	1.9
	長泉町	▲ 桃沢御	元長窪	6.3	149	270	長泉北小学校	1.1
	小山町	▲ 大の平	小山1区	0.7	30	30	健康福祉会館	0.2
		▲ 幕下	小山2区	0.4	60	60		
		▲ 小山滝沢	小山3区	0.3	60	60		
		▲ 生土松桑	生土	0.2	50	50	小山中学校	1.6
		▲ 生土中島	生土、中島、音渕	3.9	400	400		
		▲ 中島	中島	0.1	20	20	金寿公園	0.2
		▲ 藤曲	藤曲	1.0	100	100	成美小学校	1.9
		▲ 藤曲	湯合	2.0	340	340	(小山中学校)	(1.6)
		▲ 菅沼	菅沼	0.5	100	100	明倫小学校	1.3
		▲ 新柴	向方	0.2	20	20	足柄小学校	1.3
		▲ 用沢	用沢	0.1	40	40	北郷小学校	2.1

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象津波の種別	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急時避難場所 名称	緊急時避難場所 有効面積
中部	静岡市	用沢		40.0	3,884	3,884	広野公園	0.8
		広野		25.0	4,193	4,193	長田南小学校	0.7
							下川原公園	1.1
		中島		150.0	15,098	15,098	中島小学校	0.8
							中野新田スポーツ広場	3.9
							南中学校	1.3
							高松公園	1.9
							大里東小学校	1.0
		大谷・平松		0.0	980	980	大谷小学校	0.8
							久能小学校	0.3
							西奈小学校	1.1
		▲ 瀬名 天徳山	葵区瀬名	1.8	40	40		
		▲ 瀬名 大沢	葵区瀬名	1.6	13	13		
		▲ 瀬名 天神沢	葵区瀬名	1.4	105	105		
		▲ 長尾 一ノ瀬	葵区長尾	0.7	13	13	北沼上小学校	0.3
		▲ 長尾 小路分	葵区長尾	0.9	13	13		
		▲ 長尾 塚切	葵区長尾	1.2	35	35		
		▲ 長尾 下屋敷	葵区長尾	0.8	27	27		
		▲ 平山 細野山	葵区平山	1.6	43	43		
		▲ 平山 博士平	葵区平山	1.4	24	24		
		▲ 平山 天王坂	葵区平山	1.0	38	38		
		▲ 平山 僧宰津	葵区平山	0.3	13	13		
		▲ 平山 古元地	葵区平山	2.0	35	35		
		▲ 平山 古元地a	葵区平山	1.6	48	48		
		▲ 北沼上 川合野	葵区北沼上	2.8	40	40		
		▲ 北沼上 新床	葵区北沼上	1.8	24	24		
		▲ 北沼上 大久保	葵区北沼上	1.2	16	16		
		▲ 北沼上 クリバ島	葵区北沼上	1.2	13	13		
		▲ 北沼上 クリバ島下	葵区北沼上	0.5	13	13		
		▲ 北沼上 日影	葵区北沼上	1.0	19	19		
		▲ 北沼上 塩沢	葵区北沼上	0.7	59	59		
		▲ 北沼上 本村	葵区北沼上	4.5	102	102		
		▲ 北沼上 田ケ谷a	葵区北沼上	2.0	43	43		
		▲ 北沼上 田ケ谷中	葵区北沼上	0.8	13	13		
		▲ 北沼上 荷取場	葵区北沼上	1.1	19	19		
		▲ 北沼上 評訪	葵区北沼上	0.2	27	27		
		▲ 北沼上 田ケ谷	葵区北沼上	0.9	110	110		
		▲ 北沼上 徳倉	葵区北沼上	0.6	46	46		
		▲ 南沼上 無生ケ谷	葵区南沼上	1.0	72	72	千代田東小学校	1.0
		▲ 南沼上 北ノ谷	葵区南沼上	1.0	32	32		
		▲ 南沼上 大平	葵区南沼上	0.5	32	32		
		▲ 南沼上 奥ノ谷	葵区南沼上	0.1	116	116		
		▲ 南沼上 大谷津a	葵区南沼上	1.1	70	70		
		▲ 南沼上 大谷津b	葵区南沼上	1.0	19	19		
		▲ 南沼上 楠ノ谷	葵区南沼上	0.8	72	72		
		▲ 南沼上	葵区南沼上	0.2	32	32		
		▲ 川合 長仙ケ谷	葵区川合	2.5	579	579	(千代田東小学校)	(1.0)
		▲ 東 坂道	葵区東	0.4	29	29	麻機小学校	1.5
		▲ 東 奥ノ谷	葵区東	0.7	102	102		
		▲ 北 滝ケ谷a	葵区北	0.7	27	27		
		▲ 北 滝ケ谷b	葵区北	0.6	185	185		
		▲ 羽高 八ケ谷	葵区羽高	2.2	40	40		
		▲ 有永 沢奥	葵区有永	0.6	19	19		
		▲ 南 根神	葵区南	1.9	16	16		
		▲ 南 草場	葵区南	2.1	102	102		
		▲ 南 神明窪a	葵区南	2.5	83	83		
		▲ 南 神明窪b	葵区南	1.1	43	43		
		▲ 南 深山	葵区南	1.3	115	115		
		▲ 南 蜆山a	葵区南	0.6	16	16		
		▲ 南 鑿山b	葵区南	0.7	99	99		
		▲ 池ケ谷蔵ノ山	葵区池ケ谷	5.0	64	64	城北小学校	0.7
		▲ 池ケ谷天神山	葵区池ケ谷	1.2	24	24		
		▲ 大岩 柏原a	葵区大岩	1.0	86	86		
		▲ 大岩 柏原b	葵区大岩	1.2	48	48		
		▲ 大岩 芝久a	葵区大岩	2.2	145	145		
		▲ 大岩 芝久b	葵区大岩	1.3	51	51		
		▲ 大岩 日影山a	葵区大岩	2.3	134	134	安東小学校	0.9
		▲ 大岩 日影山b	葵区大岩	0.8	32	32		
		▲ 大岩 城山a	葵区大岩	4.8	153	153		
		▲ 大岩 城山b	葵区大岩	3.9	86	86		
		▲ 大岩本町	葵区大岩本町	2.9	110	110		
		▲ 丸山町	葵区丸山町	1.9	83	83		
		▲ 片羽町	葵区片羽町	0.5	118	118	安西小学校	0.3
		▲ 井宮町 井宮町a	葵区井宮町	1.1	38	38		
		▲ 井宮町 井宮町b	葵区井宮町	4.7	158	158		
		▲ 諏上沽水円	葵区諏上	0.8	147	147	井宮小学校	0.9

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象津波の種別	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急時避難場所 名称	緊急時避難場所 有効面積
中部	静岡市	▲ 鷹上 寺ノ上a	葵区鷹上	1.8	176	176		
		▲ 西上 寺ノ上b	葵区西上	0.8	32	32		
		▲ 昭府町	葵区昭府町	1.6	102	102	井宮北小学校	1.1
		▲ 昭府町 光町坂	葵区昭府町	2.2	188	188		
		▲ 昭府町 狐穴a	葵区昭府町	0.2	27	27		
		▲ 昭府町 狐穴b	葵区昭府町	0.4	24	24		
		▲ 松富上組 茶臼a	葵区松富上組	1.2	59	59	照槻南小学校	0.8
		▲ 松富上組 茶臼b	葵区松富上組	1.2	27	27		
		▲ 松富上組 千場a	葵区松富上組	0.7	13	13		
		▲ 松富上組 千場b	葵区松富上組	2.1	83	83		
		▲ 松富上組 中村	葵区松富上組	2.5	59	58		
		▲ 松富上組 與沢	葵区松富上組	0.3	46	46		
		▲ 松富上組 大石a	葵区松富上組	0.4	38	38		
		▲ 松富上組 大石b	葵区松富上組	1.1	56	56		
		▲ 福田ケ谷 地木谷津	葵区福田ケ谷	1.9	51	51		
		▲ 福田ケ谷 下田島	葵区福田ケ谷	1.4	27	27		
		▲ 下 下ノ谷a	葵区下	1.0	46	46		
		▲ 下 下ノ谷b	葵区下	0.9	24	24		
		▲ 下 上ノ谷a	葵区下	1.9	29	29		
		▲ 下 上ノ谷b	葵区下	0.4	13	13		
		▲ 下 後山	葵区下	5.0	83	83		
		▲ 下 柿ケ谷下	葵区下	0.8	13	13		
		▲ 下 柿ケ谷	葵区下	1.5	70	70		
		▲ 下 鴻巣	葵区下	0.5	27	27		
		▲ 下 屋井戸	葵区下	0.3	21	21		
		▲ 下 山道	葵区下	0.3	13	13		
		▲ 門屋 石鞘	葵区門屋	2.2	21	21	賤機中学校	1.6
		▲ 門屋 金山	葵区門屋	1.1	38	38		
		▲ 牛妻 笹子	葵区牛妻	1.6	107	107		
		▲ 牛妻 中沢	葵区牛妻	2.7	48	48		
		▲ 牛妻 丹野a	葵区牛妻	1.5	24	24		
		▲ 牛妻 丹野b	葵区牛妻	0.6	13	13		
		▲ 牛妻 丹野c	葵区牛妻	0.8	13	13		
		▲ 牛妻 向山	葵区牛妻	8.0	193	193		
		▲ 牛妻 森谷沢	葵区牛妻	0.7	16	16		
		▲ 建島 宮ノ上	葵区建島	0.1	13	13	賤機北小学校	0.4
		▲ 建島 大森	葵区建島	1.1	105	105		
		▲ 建島 野田平坂	葵区建島	0.8	29	29		
		▲ 建島 小田	葵区建島	2.0	40	40		
		▲ 俵沢 日影	葵区俵沢	0.6	29	29		
		▲ 俵沢 水久保	葵区俵沢	0.8	16	16		
		▲ 俵沢 田畑	葵区俵沢	8.2	158	158		
		▲ 油島 上平	葵区油島	0.5	40	40		
		▲ 油島 日向	葵区油島	0.6	21	21		
		▲ 鎧野	葵区鎧野	1.0	21	21	大河内小学校	0.5
		▲ 梅山	葵区梅山	1.5	19	19		
		▲ 柚山 聖沢入口	葵区柚山	0.4	13	13		
		▲ 梅山 梅山b	葵区梅山	7.5	38	38		
		▲ 平野 イダ	葵区平野	1.3	72	72		
		▲ 平野	葵区平野	0.8	35	35		
		▲ 麦	葵区麦	4.0	54	54		
		▲ 漆 上漆a	葵区漆	0.4	19	19		
		▲ 漆 上漆b	葵区漆	0.8	62	62		
		▲ 有東木	葵区有東木	2.7	29	29		
		▲ 梅ケ島間の沢	葵区梅ケ島	10.5	67	67	梅ヶ島小学校	0.3
		▲ 梅ヶ島梅ヶ島温泉b	葵区梅ヶ島	0.8	35	35		
		▲ 梅ヶ島三河内	葵区梅ケ島	4.0	11	11		
		▲ 梅ヶ島六郎木	葵区梅ケ島	0.4	16	16		
		▲ 梅ヶ島六郎木a	葵区梅ヶ島	0.3	5	5		
		▲ 入島 滝の輝	葵区入島	1.0	27	27		
		▲ 中平	葵区中平	1.4	32	32	(大河内小学校)	(0.5)
		▲ 平野タナモリ	葵区平野	2.0	8	8		
		▲ 相瀬	葵区相瀬	0.8	16	16		
		▲ 桂山	葵区桂山	1.9	27	27	玉川小学校	0.8
		▲ 桂山 柚ノ前	葵区桂山	1.6	54	54		
		▲ 長妻田 栗崩	葵区長妻田	3.3	5	5		
		▲ 口仙俣	葵区口仙俣	0.8	24	24		
		▲ 上落合	葵区上落合	5.4	67	67		
		▲ 口坂本	葵区口坂本	3.5	27	27	(井川小学校)	(0.5)
		▲ 小河内	葵区小河内	3.4	40	40		
		▲ 井川 門間a	葵区井川	10.0	29	29		
		▲ 井川 門間b	葵区井川	4.4	21	21		
		▲ 長沼	葵区長妻	0.5	29	29	(玉川小学校)	(0.8)
		▲ 長窓 中村	葵区長窓	1.1	35	35		
		▲ 長窓 栃久保	葵区長窓	1.5	24	24		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象地区番号	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急時避難地 名称	緊急時避難地 有効面積
	中部市	▲ 森腰	葵区森腰	1.4	29	29		
		▲ 谷合奥ノ原b	葵区谷合	1.1	19	19		
		▲ 柚山 片瀬	葵区柚山	2.2	39	39		
		▲ 大沢 奥大沢	葵区大沢	1.8	35	35		
		▲ 恩越 奥恩越	葵区恩越	2.1	51	51		
		▲ 内匠	葵区内匠	0.3	27	27		
		▲ 津渡野出バタ	葵区津渡野	0.9	35	35	松野小学校	1.3
		▲ 津渡野五リン	葵区津渡野	0.5	13	13		
		▲ 松野 井戸	葵区松野	0.3	40	40		
		▲ 松野 上平	葵区松野	0.2	19	19		
		▲ 松野松野地岸沢	葵区松野	0.3	43	43		
		▲ 松野 地岸沢	葵区松野	0.1	16	16		
		▲ 油山日向山a	葵区油山	2.8	70	70		
		▲ 油山 湯ノ島	葵区油山	1.4	56	56		
		▲ 油山社古山上	葵区油山	0.2	35	35		
		▲ 油山 隊上	葵区油山	2.0	35	35		
		▲ 足久保口組井ノ上	葵区足久保口組	1.8	96	96	足久保小学校	0.6
		▲ 足久保口組一免原a	葵区足久保口組	1.9	2'	21		
		▲ 足久保口組一免原b	葵区足久保口組	3.0	29	29		
		▲ 足久保口組丹沢a	葵区足久保口組	0.9	24	24		
		▲ 足久保口組丹沢b	葵区足久保口組	1.4	27	27		
		▲ 足久保奥組相沢	葵区足久保口組	0.8	21	21		
		▲ 足久保奥組谷沢a	葵区足久保口組	2.0	19	19		
		▲ 足久保奥組谷沢b	葵区足久保口組	1.7	19	19		
		▲ 足久保奥組沢谷	葵区足久保口組	4.6	46	46		
		▲ 足久保奥組奥長島	葵区足久保口組	3.0	51	51		
		▲ 足久保奥組奥長島b	葵区足久保口組	0.9	19	19		
		▲ 足久保奥組栗島	葵区足久保口組	1.2	13	13		
		▲ 足久保奥組諏ケ戸山	葵区足久保口組	3.1	16	16		
		▲ 足久保奥組竪地a	葵区足久保口組	1.7	13	13		
		▲ 足久保奥組竪地b	葵区足久保口組	0.7	13	13		
		▲ 足久保口組八十岡	葵区足久保口組	2.4	13	13		
		▲ 足久保口組瀧川	葵区足久保口組	2.0	67	67		
		▲ 中ノ郷 村上a	葵区中ノ郷	0.5	13	13	安倍口小学校	0.9
		▲ 中ノ郷 村上b	葵区中ノ郷	0.2	19	19		
		▲ 中ノ郷小塚ケ谷a	葵区中ノ郷	0.8	16	16		
		▲ 中ノ郷小塚ケ谷b	葵区中ノ郷	0.9	21	21		
		▲ 中ノ郷居村a	葵区中ノ郷	0.5	13	13		
		▲ 中ノ郷屋村b	葵区中ノ郷	1.4	29	29		
		▲ 中ノ郷滝ケ谷	葵区中ノ郷	1.0	2'	21		
		▲ 内牧 内宮町	葵区内牧	0.8	64	64		
		▲ 内牧 内宮町a	葵区内牧	0.4	29	29		
		▲ 内牧 内宮町b	葵区内牧	0.8	78	78		
		▲ 内牧 内宮町c	葵区内牧	1.5	83	83		
		▲ 内牧 池ケ谷	葵区内牧	0.7	29	29		
		▲ 内牧 富川	葵区内牧	0.8	13	13		
		▲ 内牧 上	葵区内牧	1.5	24	24		
		▲ 内牧 門村	葵区内牧	1.4	24	24		
		▲ 内牧 中a	葵区内牧	0.5	16	16		
		▲ 内牧 中b	葵区内牧	3.5	48	48		
		▲ 内牧 中c	葵区内牧	0.5	19	19		
		▲ 百ケ谷日向山	葵区百ケ谷	0.7	16	16		
		▲ 慈悲尾 寺尾	葵区慈悲尾	1.0	19	19	服織小学校	1.2
		▲ 千代 河原平	葵区千代	1.1	21	21		
		▲ 千代日向影山	葵区千代	2.4	121	121		
		▲ 建穂 茶ノ木	葵区建穂	1.1	107	107		
		▲ 建穂 赤松峠	葵区建穂	0.5	75	75		
		▲ 羽鳥御所の谷	葵区羽鳥	0.7	24	24		
		▲ 羽鳥 久住a	葵区羽鳥	1.5	70	70		
		▲ 羽鳥 久住b	葵区羽鳥	1.0	19	19		
		▲ 羽鳥 平ノ段	葵区羽鳥	0.5	38	38		
		▲ 羽鳥 青山	葵区羽鳥	0.6	19	19		
		▲ 新間 遠田川	葵区新間	1.5	105	105	服織西小学校	0.6
		▲ 新間 月ケ谷	葵区新間	0.7	38	38		
		▲ 新間 一色a	葵区新間	0.9	19	19		
		▲ 新間 一色b	葵区新間	1.4	13	13		
		▲ 新間 打越	葵区新間	1.5	13	13		
		▲ 新間 中村	葵区新間	0.4	13	13		
		▲ 新間 和田	葵区新間	2.2	38	38		
		▲ 新間 和田b	葵区新間	2.5	21	21		
		▲ 新間 中小屋	葵区新間	0.3	46	46		
		▲ 新間 中小屋b	葵区新間	0.5	13	13		
		▲ 新間 大沢口	葵区新間	0.8	21	21		
		▲ 谷津 向山	葵区谷津	1.2	13	13		
		▲ 谷津 本村	葵区谷津	0.2	19	19		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

対象地区番号	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急時避難地 名称	緊急時避難地 有効面積
	中部市	▲ 谷津 谷津原	葵区谷津	1.1	32	32		
		▲ 大原ヒデジマ	葵区大原	2.1	46	46	中藁科小学校	0.9
		▲ 大原 只間a	葵区大原	0.6	13	13		
		▲ 大原 只間b	葵区大原	1.0	16	16		
		▲ 水見色 庄古沢	葵区水見色	0.8	13	13		
		▲ 水見色 中村	葵区水見色	0.4	19	19		
		▲ 水見色 原ノ前a	葵区水見色	0.3	8	8		
		▲ 水見色 原ノ前b	葵区水見色	0.9	13	13		
		▲ 水見色 西ノ谷	葵区水見色	0.9	19	19		
		▲ 大原 上ケ谷戸a	葵区大原	1.9	13	13		
		▲ 大原 上ケ谷戸b	葵区大原	1.3	24	24		
		▲ 大原 上ケ谷戸c	葵区大原	2.4	24	24		
		▲ 大原 寺ケ谷	葵区大原	1.8	29	29		
		▲ 大原 荻打島	葵区大原	5.6	32	32		
		▲ 富沢 市本	葵区富沢	2.5	19	19		
		▲ 富沢 ハンデバ	葵区富沢	1.8	13	13		
		▲ 富沢 富沢a	葵区富沢	1.3	27	27		
		▲ 富沢 富沢b	葵区富沢	0.5	19	19		
		▲ 小布杉	葵区小布杉	5.4	19	19		
		▲ 奈良間家ノ上	葵区奈良間	5.1	32	32		
		▲ 宮塚里 八番ケ瀬	葵区宮塚里	3.2	21	21		
		▲ 昼居渡 八幡	葵区昼居渡	1.8	46	46	清沢小学校	0.3
		▲ 坂本	葵区坂本	2.6	38	38		
		▲ 寺島	葵区寺島	2.7	19	19		
		▲ 小鳥	葵区小鳥	4.0	27	27		
		▲ 戦穴 サワマ	葵区戦穴	1.2	19	19		
		▲ 小島 昆居渡	葵区小島	2.2	29	29		
		▲ 相俣 下相俣	葵区相俣	2.6	8	8		
		▲ 巣俣 久能尾	葵区巣俣	2.7	56	56		
		▲ 黒俣 上和田	葵区黒俣	1.4	19	19		
		▲ 巣俣 中村	葵区巣俣	1.7	19	19		
		▲ 黒俣 坂野	葵区黒俣	3.5	29	29		
		▲ 黒俣 尾沢登	葵区黒俣	0.9	21	21		
		▲ 坂ノ上 南	葵区坂ノ上	8.4	72	72	大川小学校	0.2
		▲ 日向 竹沢	葵区日向	0.9	19	19		
		▲ 日向 千田	葵区日向	0.5	21	21		
		▲ 日向 中村	葵区日向	3.2	62	62		
		▲ 湯の島下湯ノ島a	葵区湯の島	3.3	32	32		
		▲ 湯の島下湯ノ島b	葵区湯の島	5.9	40	40		
		▲ 丽野	葵区丽野	1.3	51	51		
		▲ 梅尾 本村a	葵区梅尾	2.4	27	27		
		▲ 梅尾 本村b	葵区梅尾	2.4	19	19		
		▲ 坂ノ上 東	葵区坂ノ上	0.9	35	35		
		▲ 小河戸 湯騰	葵区小河戸	0.5	13	13	南藁科小学校	0.7
		▲ 小河戸 設治敷口	葵区小河戸	1.6	19	19		
		▲ 飯間 山根a	葵区飯間	1.0	21	21		
		▲ 飯間 山根b	葵区飯間	3.8	35	35		
		▲ 飯間 栗ケ沢	葵区飯間	0.4	13	13		
		▲ 飯間駒日奈沢	葵区飯間	2.1	13	13		
		▲ 吉津 西平	葵区吉津	0.8	59	59		
		▲ 庁女寺ノ谷a	葵区庁女	1.3	51	51		
		▲ 庁女寺ノ谷b	葵区庁女	0.5	13	13		
		▲ 産女 向山	葵区産女	2.0	21	21		
		▲ 庁女 追手山	葵区庁女	3.1	48	48		
		▲ 牧ケ谷 天満	葵区牧ケ谷	2.9	96	96		
		▲ 牧ケ谷 中山	葵区牧ケ谷	1.0	16	16		
		▲ 牧ケ谷 向山	葵区牧ケ谷	1.8	27	27		
		▲ 牧ケ谷 ホリ	葵区牧ケ谷	0.5	16	16		
		▲ 瓦場町	葵区瓦場町	1.2	129	129	横内小学校	0.7
		▲ 沓谷 沓谷a	葵区沓谷	2.1	121	121		
		▲ 沓谷 沓谷b	葵区沓谷	1.1	134	134		
		▲ 長沼町一丁目	葵区長沼町一丁目	0.2	46	46	千代田小学校	1.3
		▲ 長沼	葵区長沼	1.6	59	59		
		▲ 長沼 牡鹿海道坪	葵区長沼	0.3	43	43		
		▲ 宮前町宮前町	葵区宮前町	0.7	27	27	西益田小学校	1.2
		▲ 宮前町宮前町a	葵区宮前町	1.9	75	75		
		▲ 宮前町宮前町b	葵区宮前町	3.0	67	67		
		▲ 小黒三丁目	葵区小黒三丁目	2.8	273	273		
		▲ 春日町三丁目	葵区春日町三丁目	0.7	43	43	伝馬町小学校	1.0
		▲ 春日町三丁目a	葵区春日町三丁目	1.5	126	126		
		▲ 春日町三丁目b	葵区春日町三丁目	1.4	64	64		
		▲ 春日町三丁目c	葵区春日町三丁目	0.7	190	190		
		▲ 有東一丁目	葵区有東一丁目	0.3	48	48	富士見小学校 (西奈小学校)	0.9 (1.1)
		▲ 沼名 沼名4	葵区沼名	0.4	21	21		
		▲ 沼名 沼名5	葵区沼名	0.7	188	188		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区コード	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急宣言等避難地 名称	緊急宣言等避難地 有効面積
中部	静岡市	▲ 長尾 長尾	葵区長尾	0.7	13	13	北沼上小学校	0.3
		▲ 北沼上 北沼上	葵区北沼上	0.6	16	16		
		▲ 北沼上 北沼上1	葵区北沼上	0.4	43	43		
		▲ 北沼上 無生ヶ谷1	葵区北沼上	0.8	21	21	(千代田東小学校)	(1.0)
		▲ 北沼上 無生ヶ谷2	葵区北沼上	0.4	54	54		
		▲ 東 東2	葵区東	0.6	56	56	(麻機小学校)	(1.5)
		▲ 北 北	葵区北	0.3	29	29		
		▲ 北 北2	葵区北	0.8	43	43		
		▲ 北 北4	葵区北	0.2	27	27		
		▲ 池ヶ谷 池ヶ谷	葵区池ヶ谷	0.4	21	21	(城北小学校)	(0.7)
		▲ 松富 松富	葵区松富	0.1	24	24	(建穂南小学校)	(0.8)
		▲ 松富 松富2	葵区松富	0.5	46	46		
		▲ 松富 稲田ヶ谷	葵区松富	0.4	54	54		
		▲ 有東木 有東木1	葵区有東木	0.5	27	27	(大河内小学校)	(0.5)
		▲ 有東木 有東木2	葵区有東木	0.2	13	13		
		▲ 有東木 有東木4	葵区有東木	0.9	13	13		
		▲ 中沢 中沢2	葵区中沢	0.3	19	19	(玉川小学校)	(0.8)
		▲ 落合 唯間	葵区落合	1.5	64	64		
		▲ 長熨斗 堂原	葵区長熨斗	4.2	21	21		
		▲ 長妻田 長妻田南	葵区長妻田	3.7	56	56		
		▲ 油野 油野	葵区油野	0.8	16	16		
		▲ 児仙俣 口仙俣	葵区児仙俣	1.1	13	13		
		▲ 井川 井川	葵区井川	4.4	27	27	(玉川小学校)	(0.8)
		▲ 茶倉 下平瀬	葵区茶倉	4.3	19	19	(玉川小学校)	(0.8)
		▲ 内匠 宮下	葵区内匠	1.0	13	13		
		▲ 梅沢 梅沢1	葵区梅沢	1.4	13	13		
		▲ 柏沢 柏沢2	葵区柏沢	4.8	16	16		
		▲ 津渡野 五リン'	葵区津渡野	1.4	35	35	(松野小学校)	(1.4)
		▲ 津渡野 五リン2	葵区津渡野	0.8	70	70		
		▲ 油山 下	葵区油山	1.9	24	24		
		▲ 足久保口組 足久保1	葵区足久保口組	1.0	19	19	(足久保小学校)	(0.6)
		▲ 足久保口組 足久保2	葵区足久保口組	0.6	24	24		
		▲ 足久保口組 足久保3	葵区足久保口組	0.8	16	16		
		▲ 内牧 内牧1	葵区内牧	1.1	38	38	(安倍口小学校)	(0.9)
		▲ 西ヶ谷 西ヶ谷	葵区西ヶ谷	0.6	13	13		
		▲ 慈悲尾 慈悲尾1	葵区慈悲尾	0.8	19	19	(服織小学校)	(1.2)
		▲ 慈悲尾 慈悲尾2	葵区慈悲尾	0.8	13	13		
		▲ 千代 日影沢	葵区千代	0.5	32	32		
		▲ 羽鳥 笠原	葵区羽鳥	0.9	46	46		
		▲ 建穂 建穂2	葵区建穂	0.7	27	27		
		▲ 建穂 建穂3	葵区建穂	1.0	19	19		
		▲ 羽鳥 羽鳥2	葵区羽鳥	0.2	43	43		
		▲ 富厚里 富厚里	葵区富厚里	3.0	32	32	(中藁科小学校)	(0.9)
		▲ 飯間 飯間	葵区飯間	5.2	21	21		
		▲ 産女 産女	葵区産女	3.5	54	54		
		▲ 大原 大原	葵区大原	1.8	19	19	(中藁科小学校)	(0.9)
		▲ 大原 大原2	葵区大原	1.1	13	13	(中藁科小学校)	(0.9)
		▲ 富沢 富沢2	葵区富沢	1.0	16	16		
		▲ 新間 打越	葵区新間	0.7	16	16	(服織西小学校)	(0.6)
		▲ 小布杉 小布杉	葵区小布杉	2.3	16	16	(中藁科小学校)	(0.9)
		▲ 日向 日向1	葵区日向	1.0	13	13	(大川小学校)	(0.2)
		▲ 日向 日向2	葵区日向	3.3	29	29		
		▲ 春日町 春日町	葵区春日町	0.2	48	48	伝馬町小学校	1.0
		▲ 牛妻 牛妻平	葵区牛妻	0.1	19	19	(藤塚中学校)	(0.2)
		▲ 有東 有東一丁目	葵区有東	0.1	13	13	(富士見小学校)	(0.9)
		▲ 向敷地 駕見	駿河区向敷地	1.9	35	35	長田北小学校	0.8
		▲ 向敷地 境沢	駿河区向敷地	0.1	13	13		
		▲ 向敷地 吉軒	駿河区向敷地	4.8	96	96		
		▲ 向敷地 松雲寺前	駿河区向敷地	0.4	13	13		
		▲ 向敷地 尾崎	駿河区向敷地	0.2	32	32		
		▲ 向敷地 東林寺	駿河区向敷地	0.4	188	188		
		▲ 向敷地 西山a	駿河区向敷地	0.7	86	86		
		▲ 向敷地 西山b	駿河区向敷地	1.0	185	185		
		▲ 手越	駿河区手越	0.4	16	16		
		▲ 手越小羽井神社奥	駿河区手越	0.2	13	13		
		▲ 手越 手越公園裏	駿河区手越	0.3	13	13		
		▲ 北丸子 小豆川a	駿河区北丸子	0.3	62	62	長田西小学校	0.9
		▲ 北丸子 小豆川b	駿河区北丸子	0.2	21	21		
		▲ 北丸子 小豆川c	駿河区北丸子	0.2	27	27		
		▲ 北丸子 宗小路	駿河区北丸子	0.2	32	32		
		▲ 北丸子一丁目戸斗前a	駿河区北丸子一丁目	0.6	35	35		
		▲ 北丸子二丁目戸斗前b	駿河区北丸子二丁目	1.6	19	19		
		▲ 丸子 井戸沢	駿河区丸子	1.1	21	21		
		▲ 丸子 泉ケ谷a	駿河区丸子	0.8	13	13		
		▲ 丸子 泉ケ谷b	駿河区丸子	1.1	19	19		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区コード	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急宣言等避難地 名称	緊急宣言等避難地 有効面積
中部	静岡市	▲ 丸子 泉ケ谷c	駿河区丸子	0.8	11	11		
		▲ 丸子 泉ケ谷d	駿河区丸子	0.2	38	38		
		▲ 丸子 大郎a	駿河区丸子	0.3	16	16		
		▲ 丸子 大郎b	駿河区丸子	1.2	43	43		
		▲ 丸子 大郎c	駿河区丸子	1.2	24	24		
		▲ 丸子 畑入町	駿河区丸子	0.4	59	59		
		▲ 丸子 新赤目ケ谷	駿河区丸子	1.8	88	88		
		▲ 丸子 赤目ケ谷a	駿河区丸子	0.8	27	27		
		▲ 丸子 赤目ケ谷b	駿河区丸子	3.3	64	64		
		▲ 丸子赤目ケ谷西a	駿河区丸子	0.4	83	83		
		▲ 丸子赤目ケ谷西b	駿河区丸子	0.4	48	48		
		▲ 宇津ノ谷上ノ段a	駿河区宇津ノ谷	1.6	21	21		
		▲ 宇津ノ谷上ノ段b	駿河区宇津ノ谷	0.8	16	16		
		▲ 宇津ノ谷滝山	駿河区宇津ノ谷	1.4	46	46		
		▲ 丸子 舟川a	駿河区丸子	1.5	21	21		
		▲ 丸子 舟川b	駿河区丸子	1.2	13	13		
		▲ 丸子 宮川	駿河区丸子	3.9	40	40		
		▲ 丸子 芹ケ谷町a	駿河区丸子	4.0	129	129		
		▲ 丸子 芹ケ谷町b	駿河区丸子	3.8	161	161		
		▲ 丸子 芹ケ谷町c	駿河区丸子	0.5	38	38		
		▲ 丸子 井尻a	駿河区丸子	0.7	21	21		
		▲ 丸子 井尻b	駿河区丸子	1.0	198	198		
		▲ 寺田	駿河区寺田	0.7	46	46		
		▲ 青木 丸子堂	駿河区青木	0.2	48	48	(長田市小学校)	(0.7)
		▲ 青木 山崎	駿河区青木	0.4	35	35		
		▲ 青木 赤ママ	駿河区青木	0.2	16	16		
		▲ 大和田	駿河区大和田	0.2	21	21		
		▲ 小坂 越前a	駿河区小坂	6.8	72	72		
		▲ 小坂 越前b	駿河区小坂	3.2	59	59		
		▲ 小坂 赤坂	駿河区小坂	1.2	16	16		
		▲ 用宗城山町用宗城山町a	駿河区用宗城山町	0.5	27	27		
		▲ 用宗城山町用宗城山町b	駿河区用宗城山町	1.4	13	13		
		▲ 八幡五丁目	駿河区八幡五丁目	3.1	180	180	森下小学校	0.8
		▲ 東大谷	駿河区東大谷	0.7	43	43	(大谷小学校)	(0.5)
		▲ 平沢	駿河区平沢	0.4	13	13	東豊田小学校	0.6
		▲ 池田 桜ケ丘	駿河区池田	0.1	27	27		
		▲ 手越 手越	駿河区手越	0.5	29	29	(長田北小学校)	0.9
		▲ 丸子 北丸子	駿河区丸子	0.5	48	48	(長田西小学校)	0.9
		▲ 丸子 原ヶ谷	駿河区丸子	0.5	13	13		
		▲ 丸子 三分町	駿河区丸子	0.2	13	13		
		▲ 丸子 赤目ケ谷2	駿河区丸子	0.6	19	19		
		▲ 丸子 元宿	駿河区丸子	2.2	24	24		
		三保	清水区三保	504.7	11,986	11,986	三保生涯学習交流館	0.2
							清水第五中学校	1.8
							清水三保第一小学校	0.8
		折戸	清水区折戸1丁目	19.3	1,029	1,029	清水海上技術短大学校	3.3
			清水区折戸2丁目	14.8	965	965		
			清水区折戸	28.5	1,003	1,003	清水三保第二小学校	1.5
			清水区折戸4丁目	15.7	851	851		
			清水区折戸5丁目	22.1	828	828		
		駒越	清水区駒越南町	28.7	600	600	(県)果樹研究センター	2.0
			清水区駒越中1丁目	23.8	1,140	1,140		
			清水区駒越西2丁目	18.8	570	570		
			清水区駒越東町	11.7	778	778	清水庇雲堤公園	1.0
			清水区駒越北町	49.6	579	579		
			清水区駒越中2丁目	13.3	1,176	1,188		
		不二見	清水区清開1丁目	13.7	1,300		清水第四中学校	2.5
			清水区清開2丁目	14.5		21		
			清水区清開3丁目	23.5	2,800			
			清水区村松1丁目	12.0	1,191	1,191		
			清水区村松原1丁目	5.2	768	768		
			清水区村松原2丁目	7.0	648	648		
			清水区村松原3丁目	6.3	577	577		
			清水区新牧町	10.7	528	528		
		清水	清水区宮加三	159.6	2,814	2,814	清水日本平運動公園	16.4
			清水区村松地先新田	3.3	41	41		
		岡	清水区上2丁目	3.4	611	611	清水岡小学校	1.0
			清水区梅田町	5.9	686	686		
			清水区幸町	14.2	842	842	清水不二見小学校	0.5
			清水区松井町	7.2	619	619		
			清水区築地町	8.7	235	235		
			清水区美濃輪町	2.1	361	361		
			清水区八千代町	3.7	1,044	1,044		
			清水区港町1丁目	4.3	269	269		
			清水区港町2丁目	4.7	505	505		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	警戒宣言時避難地 有効面積
中部	静岡市		清水区入船町	7.8	516	516		
			清水区富士見町	3.7	184	184		
			清水区本町	4.7	392	392		
			清水区清水町	4.5	530	530		
			清水区三光町	6.7	378	378		
			清水区日の出町	16.7	12	12		
		浜田	清水区島崎町	29.2	288	288	清水桜が丘公園	2.2
			清水区松原町	6.0	197	197		
			清水区万世町1丁目	5.1	488	488		
			清水区万世町2丁目	4.6	395	395		
			清水区上1丁目	4.3	752	752		
			清水区千歳町	10.1	1,324	1,324		
			清水区上清水町	10.2	892	892		
			清水区浜田町	10.7	653	653		
			清水区巴町	5.5	511	511		
			清水区相生町	5.6	279	279		
			清水区旭町	4.0	201	201		
		入江	清水区新富町	4.9	588	588	清水入江小学校	0.8
			清水区入江1丁目	9.4	529	529		
			清水区元城町	4.4	493	493		
		江尻	清水区銀座	5.2	597	597	清水江尻小学校	0.8
			清水区江尻町	9.4	884	884		
			清水区江尻東2丁目	3.7	462	462		
			清水区江尻東3丁目	5.6	531	531		
			清水区二の丸町	5.9	551	551		
			清水区小芝町	4.6	425	425		
			清水区江尻東1丁目	4.1	493	493	清水第一中学校	1.1
			清水区宮代町	7.2	424	424		
			清水区本郷町	6.0	620	620		
		辻	清水区愛染町	2.1	29	29		
			清水区辻1丁目	11.3	383	383		
			清水区辻2丁目	6.6	764	764		
			清水区辻3丁目	5.2	675	675		
			清水区辻4丁目	8.3	873	873		
			清水区辻5丁目	3.8	469	469		
			清水区矢倉町	4.9	584	584	(県)清水東高校	1.6
			清水区宮下町	6.5	1,235	1,235		
			清水区田町	1.5	255	255		
		袖師	清水区袖師町	200.5	3,162	3,162	清水袖師中学校	0.8
			清水区横砂西町	361.5	406	406		
			清水区横砂南町		859	859	いそ崎神社周辺	1.0
			清水区横砂中町		1,074	1,074		
			清水区横砂本町		1,047	1,047		
			清水区横砂東町		1,359	1,359		
			清水区横砂		246	246		
		興津	清水区興津清見寺町	190.0	1,125	1,125	清水興津中学校	1.6
			清水区興津本町	90.7	1,607	1,607		
			清水区興津中町	145.2	5,611	5,611	(独)果樹研究所周辺	5.0
			清水区興津東町	98.1	1,032	1,032		
		▲ 神沢北部	清水区蒲原神沢	4.1	12	45	蒲原西小学校	0.3
		▲ 堰沢寺光院	清水区蒲原 堰沢	3.1	1	4		
		▲ 堰沢保育園	清水区蒲原堰沢	0.3	0	0		
		▲ 中北部	清水区蒲原中	1.5	4	16		
		▲ 小金日泉寺	清水区蒲原小金	0.3	0	0		
		▲ 小金赤沢蛭沢	清水区蒲原小金	2.8	11	28		
		▲ 新田増田町	清水区蒲原新田	0.9	4	8	蒲原文化センター	0.4
		▲ 新田役場北部	清水区蒲原新田	0.7	2	9		
		▲ 西町北部	清水区蒲原西町	1.0	12	30		
		▲ 栅北部	清水区蒲原栅	0.5	9	35		
		▲ 本町北部	清水区蒲原本町	2.5	22	48		
		▲ 天王町北部	清水区蒲原 天王町	0.8	7	21	蒲原東小学校	
		▲ 八万町北部	清水区蒲原 八万町	1.3	20	63		
		▲ 諏訪西部	清水区蒲原諏訪町	0.8	7	19		
		▲ 善福寺	清水区蒲原善福寺区	0.8	20	60	(蒲原文化センター)	(0.4)
		▲ 諏訪中部	清水区蒲原諏訪町	0.9	17	46	蒲原中学校	1.0
		▲ 諏訪久保	清水区蒲原 諏訪町	2.9	10	27		
		▲ 諏訪五見坂	清水区蒲原諏訪町	0.4	10	35		
		西倉沢山下	清水区由比倉沢	0.4	4	6	由比小学校	0.9
		▲ 香木穴	清水区由比入山	27.2	4'	59	由比北小学校	0.5
		▲ 福沢	清水区由比入山	26.0	28	40		
		▲ 舟場	清水区由比入山	25.3	81	88		
		▲ 桜野	清水区由比入山	2.7	33	48		
		▲ 諸木沢・向山	清水区由比入山	31.8	149	214		
		▲ 中村・山内	清水区由比入山	30.4	219	313		
		▲ 室野	清水区由比室野	3.5	87	125		
		▲ 東山寺	清水区由比東山寺	24.6	152	218	由比中学校	1.3
		▲ 東山寺妙沢	清水区由比東山寺	1.8	117	168		
		▲ 阿僧五所	清水区由比阿僧	2.6	126	170		
		▲ 由比地影	清水区由比	0.8	121	174		
		▲ 西山寺	清水区由比西山寺	3.9	121	173	(由比小学校)	(0.9)
		▲ 今宿	清水区由比今宿、寺尾	13.3	418	598		
		▲ 寺尾	清水区由比寺尾	1.2	185	265		
		▲ 寺尾西	清水区由比寺尾	0.1	96	140		
		▲ 倉沢	清水区由比倉沢	23.8	190	272		

［資料の巻Ⅱ］

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	警戒宣言時避難地 有効面積
中部	島田市	▲ 笹間下	大平	24.0	12	14	伊久美小学校	0.5
			西向	10.0	16	21		
			大森	20.0	11	17		
		▲ 伊久美	日井	28.0	14	24		
			二俣	32.0	51	103		
			中平	50.0	41	87		
			小川	20.0	158	271		
		▲ 身成	川口	48.0	94	220	勤労者野外活動施設	2.6
		▲ 鵜網	鵜網	19.0	69	127	神座小学校	0.5
		▲ 相賀	後仁	11.0	24	50	相賀小学校	0.5
		▲ 千葉	千葉	71.0	43	76	大津小学校	0.8
		▲ 伊太	上伊太	50.0	81	164	伊太小学校	0.6
		▲ 北五和	大山・松下・岸・中島・セド・神尾	9.92	461	505	駿遠学園グラウンド	0.1
		▲ 横岡	新宿	0.70	27	30	五和小学校グラウンド	0.8
		▲ 番生寺	西地区	0.50	54	60	金谷中学校グランド	1.5
		▲ 志戸呂上	小鮒川	32.10	18	20		
		▲ 大代	中村	0.77	36	40	大代公民館グラウンド	0.2
			大島凪	1.04	18	20		
			栗島	1.22	4	5		
			白振	1.00	27	30		
			影島	1.00	91	100		
		▲ 城山	城山		82	90	金谷小学校	1.1
		▲ 坂町			220	241		
		▲ 新町	南京	29.50	283	299		
		▲ 天王町		0.44	27	30		
			大覚寺山	0.26	36	40		
		▲ 金山町			63	70		
		▲ 大和町			37	41		
		▲ 南町			200	220		
		▲ 本町			88	97		
		▲ 緑町			209	229		
		▲ 古横町			41	45		
		▲ 二軒家			136	149		
		▲ 神谷城	神谷城東・西	141.30	100	110	菊神農村公園	0.9
			石神		45	50		
		▲ 菊川	平・川向	111.90	82	90		
			松島	57.30	45	50		
		▲ 切山	本田	45.00	191	210	(旧)金谷中学校跡地	3.2
			新田	20.00	109	120		
		▲ 倉平			20	30	川根小学校	1.6
		▲ 峰		25.6	23	47		
		▲ 湯島			5	8		
		▲ 雲見		34.3	8	14		
		▲ 市尾			40	60		
		▲ 切山		45.6	15	22		
		▲ 塩本		3.6	60	82		
		▲ 上河内		3.7	55	105	川根中学校	2.2
		▲ 一色			17	32		
	焼津市	中港	1～6丁目	49.4	953	1,070	大村中学校	1.4
		新屋		9.6	33	37		
		駅北	1,5丁目	5.3	774	869		
		栄町	1～4丁目	15.8	1,364	1,532		
		栄町	5,6丁目	15.4	1,065	1,199	西小学校	0.9
		本町	1～6丁目	40.4	2,942	3,305	焼津中学校	3.1
		北浜通		5.0	212	238	焼津南小学校	0.7
		城之腰		11.9	317	356		
		鰯ケ島		9.1	602	676		
		小川新町	1～3丁目	23.7	1,677	1,884	(県)焼津水産高校	1.3
		小川新町	4～5丁目	14.8	913	1,025	小川小学校	0.8
							小川公園	2.0
		小川		50.5	2,583	2,902	小川中学校	1.4
							小川北公園	0.4
							堅小路公園	1.1
							(小川小学校)	(0.5)
							(小川公園)	(2.0)
		石津		77.4	3,201	3,596	(小川小学校)	(0.2)
		石津港町		17.2	1,497	1,682	(小川小学校)	(0.3)
							港中学校	2.1
		石津中町		14.0	926	1,040	石津西公園	1.0
		石津向町		23.8	882	990		
		田尻北		91.4	2,657	2,985	松原公園	1.5
		田尻		192.0	3,050	3,427	和田中学校	1.1
							田尻スポーツ広場	1.2

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区コード	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急宣言等避難地 名称	緊急宣言等避難地 有効面積
中部	焼津市	惣右衛門		41.7	1,157	1,300	一色水道用地	1.2
		一色		24.8	1,974	2,219	和田小学校	0.7
		▲ 花沢		229.4	164	184	東益津小学校	1.2
							石漁公園	0.7
		● 小浜		110.1	381	428		
		▲ 坂本		179.1	1,444	1,622	八幡公園	1.4
		▲ 吉津		65.6	106	119		
		▲ 高崎		58.0	122	136		
		▲ 流牛		49.9	274	307		
		▲ 関方		57.0	310	348		
		▲ 方ノ上		38.1	431	484		
		▲ 石脇上		49.4	846	950		
		▲ 石脇下		53.2	770	865		
		▲ 野秋		44.9	86	96		
		● 浜当目		113.5	145	162	東益津中学校	1.4
		● 浜当目	1～4丁目	40.1	1,961	2,203		
		狐洲		3.73	1,282	1,440	大井川南小学校	0.8
		利右衛門		1.72	1,576	1,770	(大井川西小学校)	(0.8)
		吉永		1.64	2,292	2,575	(大井川南小学校)	(0.8)
		高新田		1.87	2,192	2,463	(大井川南小学校)	(0.8)
		藪守		2.30	1,210	1,359	大井川東小学校	1.1
		下小杉		0.95	554	622	(大井川東小学校)	(1.1)
	藤枝市	▲ 本郷	瀬戸谷		233	256	瀬戸谷小学校	1.1
		▲ 中里			219	241	瀬戸谷中学校	1.0
		▲ 市之瀬			285	314		
		▲ 蔵田			154	169		
		▲ 大久保			54	59		
		▲ 滝沢	滝沢		331	364	(瀬戸谷小学校)	(1.1)
		▲ 滝ノ谷	瀬戸谷		108	119		
		▲ 堀之内	堀之内		111	122	瀬戸谷昭和の森公園	2.2
		▲ 谷稲葉	谷稲葉		199	219		
		▲ 宮原	宮原		86	94		
		▲ 寺島	寺島		87	95		
		▲ 勅禁	勅禁		217	239		
		▲ 西方	西方		503	554	葉梨西北小学校	0.9
		▲ 北方	北方		363	400		
		▲ 白岡	北方		80	88		
		▲ 中ノ合	中ノ合		213	234	葉梨中学校	1.7
		▲ 上川	下之郷		134	147		
		▲ 花倉	下之郷		257	283		
		▲ 指見			24	26		
		▲ 中田	下藪田		84	92		
		▲ 上藪田	上藪田		80	88	葉梨小学校	1.2
		▲ 下茨田	下藪田		55	60		
		▲ 中茨田	中藪田		73	80		
		▲ 高田	高田		268	295		
		▲ 清里1丁目	清里		5	5		
		▲ 時ヶ谷1	時ヶ谷		128	141		
		▲ 時ヶ谷2			33	36		
		▲ 時ヶ谷4			161	199		
		▲ 八倉	八幡		93	102	(私)静清高校	3.1
		▲ 潮	潮		69	76		
		▲ 長楽寺2	藤枝5丁目		37	40	(県)藤枝西高校	1.8
		▲ 原第4	原		519	0	藤枝中学校	1.8
		▲ 原第6	音羽町6丁目		203	223		
		▲ 木町第5	旭が丘		225	247		
		▲ 木町第5	原		25	27		
		▲ 小坂	茶町1丁目		45	49	藤枝中央小学校跡地	0.7
			藤枝3丁目		29	31		
		▲ 差津	藤枝5丁目		31	34	市民会館駐車場	0.2
		▲ 千才	藤枝5丁目		81	89	藤枝小学校	2.1
			若王子2丁目		103	113		
		▲ 藤岡3丁目	藤岡3丁目		156	171	藤岡小学校	1.3
		▲ 藤岡4丁目	藤岡4丁目		15	16		
		▲ 駿河台1	駿河台1丁目		16	17	青島北小学校	1.5
		▲ 駿河台3･5	駿河台3丁目		244	269		
			駿河台5丁目		32	35		
		▲ 駿河台団地	駿河台1丁目		303	334		
		▲ 駿河台西団地	駿河台5丁目		306	337		
		▲ 青葉河台1･2	南駿河台2丁目		6	6		
		▲ 志太2丁目	志太3丁目		41	45	青島東小学校	1.9
		▲ 志太3丁目	志太3丁目		10	11		
		▲ 瀬戸新屋	瀬戸新屋		6	6	青島北中学校	1.4
		▲ 青木中	青木町1丁目		32	35	青島中学校	2.4

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区コード	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	緊急宣言等避難地 名称	緊急宣言等避難地 有効面積
中部	藤枝市		青葉町3丁目		5	5		
		▲ 内瀬戸	内瀬戸		130	143	青島小学校	2.0
		▲ 瀬古第1	瀬古1丁目		80	88	市民グラウンド	5.5
		▲ 瀬古第2	瀬古3丁目		70	77		
		▲ 岡部	岡部		90	114	岡部小学校	5.9
		▲ 横須			140	201		
		▲ 岡部台			137	196		
		▲ 川原町			103	148		
		▲ 岡部			282	404		
		▲ 内一	内谷		284	406		
		▲ 岡部南			173	248		
		▲ 岡部本郷			140	201		
		▲ 山東			177	253		
		▲ 三輪旭ケ丘	三輪		137	197		
		▲ 三輪			373	518	(岡部小学校)	(5.9)
		▲ 子持板	子持板		82	118	岡部中学校	5.8
		▲ 入野	入野		72	104		
		▲ 村良	村良		177	254		
		▲ 桂島	桂島		180	258		
		▲ 羽佐間	羽佐間		121	173	新比奈第一小学校	2.7
		▲ 岬	岬		140	201		
		▲ 野田沢	野田沢		35	50		
		▲ 新舟	新舟		144	206		
		▲ 高島	高島		150	215	いきいき交流センター	0.5
		▲ 小園	小園		103	148		
		▲ 玉取	玉取		182	260		
		▲ 倉羽根	倉羽根		53	77		
中部	牧之原市	相良	相良	325.0	1,273	1,316	陣太山避難地	0.1
		福岡	福岡		677	709	小貫山公園	1.0
		波津	波津		2,181	2,255		
		須々木	須々木		1,519	1,571	須々木グラウンド	0.6
		大沢	大沢		1,163	1,202	総合グラウンド	2.6
		大江	大江		1,084	1,100	大江区民会館	0.1
		片浜	片浜		952	984	片浜小学校	0.5
		地頭方	地頭方		1,182	1,222	地頭方公園	0.2
		落居	落居		566	585		
		新庄	新庄		806	833	新庄グラウンド	0.4
		遠遠	遠遠		765	791	有和台中学校グラウンド	2.6
		▲ 菅ヶ谷下　高下	菅ヶ谷	1.6	39	40	菅山小学校	0.6
		▲ 中西 (1)	中西	9.2	39	40	萩間小学校	1.0
		▲ 堂沢	大幕	1.1	44	45		
		▲ 寺河原	片浜	1.1	23	24	(片浜小学校)	(0.5)
		● 坂井 (1)	片浜	1.1	97	100		
		● 波津		0.4	74	77	(小貫山公園)	(1.0)
		● 波津・須々木	波津・須々木	0.8	187	193		
		● 須々木		0.3	55	57	(須々木グラウンド)	(0.6)
		● 太田 (1)	大江	3.3	175	181	(大江区民会館)	(0.1)
		● 太田 (2)	大江	0.7	24	25		
		● 片浜	新江	1.0	53	55	(新江グラウンド)	(0.4)
		静波　東5丁目		112.0	1,542	1,542	静波グラウンド	1.7
		静波　西5丁目						
		静波　6丁目						
		静波　仲町						
		静波　10丁目						
		静波　11丁目						
		扇島		28.0	184	184	川向コミュニティ防災センター	0.1
		道場						
		細江　東際林		84.0	519	519	相江小学校	1.2
		細江　青池						
		細江　舎子						
		細江　西裕田						
		細江　東福田						
		▲ 前玉	坂部第2	0.3	69	69	坂部小学校	1.2
		▲ 水ケ谷	坂部第5	0.7	24	24		
		▲ 三亀ケ谷	坂部第4	0.6	56	56		
		▲ 谷田	坂部第1	0.9	32	32		
		▲ 中島	切山中	0.8	32	32	勝間田小学校	0.9
		▲ 曼明寺	切山下	0.5	24	24		
		▲ 餅生寺	切山下	0.3	44	44		
		▲ 柿ケ谷	湯間上	0.5	68	68		
		▲ 三葉	三葉	0.2	28	28		
		▲ 朝生	朝生	1.4	72	72		
		▲ 新戸	新戸	2.3	48	48	(川崎コミュニティ防災センター)	(0.1)
		▲ 横柄	横柄	1.4	28	28		
		▲ 横向	横向	0.1	20	20		
		▲ 追塚	追塚	0.3	20	20		
		▲ 鳴ケ谷	鳴ケ谷	1.6	112	112	(細江小学校)	(1.2)
		▲ 谷の口	谷の口	0.3	36	36		
		▲ 曽眼	谷の口	0.4	52	52		
		▲ 内山	一丁目	0.9	88	88	(静波グラウンド)	(1.7)
		▲ 仁田	仁田	0.3	80	80	榛原中学校	2.9

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言等避難地 名称	警戒宣言等避難地 有効面積
吉田町	東杉	住吉	600.0	124	124	吉田中学校	2.7
	舎下			601	601	住吉小学校	1.5
	山八			1,230	1,230		
	新田			455	1,748		
	西浜			1,756	1,756		
	東浜			1,520	1,520		
	大浜			657	657		
	山通	川尻		1,253	1,253	中央小学校	0.9
	東組			746	746		
	西組			268	268		
	片岡下	片岡		1,352	1,352	(県)吉田高校	2.3
	▲ 山ノ根	片岡	1.1	39	98		
	▲ 横山	片岡	4.0	53	132		
川根本町	▲ 八中	八代畑・中尾	9.0	80	92	中央小学校	1.2
	▲ 久保尾	久保尾・原山・由巳	29.0	318	339	南部小学校	1.2
	▲ 長野松尾	長野松尾	8.0	15	20	三ツ星保育園	0.3
	▲ 尾呂久保	尾呂久保	13.0	33	37	中川根中学校	1.0
	▲ 梅地	梅地	2.4	71	71	梅地公民館	0.01
	▲ 大間	千頭	4.5	119	119	寸又峡公民館	0.09
	▲ 小長井	東藤川	1.2	778	778	桜保育園	0.04
	▲ 千頭	千頭	0.1	59	59	本川根小学校	1.0
	▲ 桑之実	千頭	2.9	169	169		
	▲ 坂京	東藤川	1.0	103	103	坂京区会館	0.01
浜松市 西部	▲ 花川	中区花川町		3	3	花川小学校	1.0
	▲ 高塚	中区高塚町		417	417	高塚小学校	0.7
		中区和合町		386	386		
	▲ 佐鳴台	中区佐鳴台六丁目		53	53	佐鳴台小学校	1.2
	▲ 西	中区西伊場町		336	336	鴨江小学校	0.9
		中区三組町		22	22	西小学校	0.6
		中区鴨江二丁目		150	150	西部中学校	1.1
		中区鴨江三丁目		170	170	蜆塚中学校	1.2
	▲ 城北	中区布橋一丁目		41	41	追分小学校	0.5
		中区広谷町		238	238		
		中区広沢一丁目		16	16	広沢小学校	0.5
		中区広沢三丁目		140	140		
		中区堀塚一丁目		232	232	(蜆塚中学校)	(1.2)
		中区堀塚二丁目		92	92		
		中区城北一丁目		53	53	(追分小学校)	(0.5)
		中区城北二丁目		93	93		
		中区山手町		78	78	(蜆塚中学校)	(1.2)
	▲ 県居	中区東伊場一丁目		328	328	県居小学校	0.7
	▲ 曳馬	中区高林一丁目		22	22	曳馬小学校	0.6
		中区高林四丁目		54	54		
		中区上馬六丁目		3	3	上島小学校	0.9
		中区上島一丁目		6	6		
		中区上島六丁目		78	78		
		中区上島七丁目		31	31		
	▲ 北	中区中沢町		195	195	北小学校	0.7
		中区下池川町		96	96		
	▲ 蜆丘	中区泉一丁目		60	60	泉小学校	1.5
		中区幸二丁目		87	87	高台中学校	1.2
		中区幸三丁目		24	24		
		中区生吉四丁目		2	2		
		中区生吉五丁目		3	3		
	▲ 積志	東区有玉西町		240	240	有玉小学校	1.0
		東区半田町		510	510		
	徳原	西区馬郡町	20.0	50	50	篠原小学校	1.0
	● 庄内	西区舞松町		254	254	北庄内小学校	1.7
		西区平松町	10.0	52	52		
		西区前山寺町		87	87	庄内中学校	2.4
		西区白洲町	20.0	889	889	白洲公民館	0.1
		西区協和町	20.0	76	76	西庄内小学校	1.4
		西区庄和町	20.0	118	118		
		西区村櫛町	120.0	48	48	村櫛小学校	0.7
		西区庄内町		4	4	(庄内中学校)	(2.2)
	● 和地	西区大山町		68	68	和地小学校	1.2
		西区和地町	20.0	264	264		
		西区湖東町		696	696		
	● 伊佐見	西区笠井町	20.0	352	352	佐浜会館	0.1
		西区伊左地町		210	210	伊佐見小学校	(1.1)
		西区大人見町	1.0	382	382		
		西区古人見町	29.0	329	329	古人見幼稚園	0.1
	▲ 神久呂	西区大久保町		287	287	神久呂中学校	2.0
		西区神ケ谷町		117	117		

［資料の巻Ⅱ］

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言等避難地 名称	警戒宣言等避難地 有効面積
浜松市 西部		西区西山町		37	37	神久呂小学校	0.8
	▲ 入野	西区志都呂町		241	241	西部合小学校	1.0
		西区西鴨江町		85	85		
		西区入野町		270	270	入野中学校	0.8
	舘月園	西区舞阪町弁天島	7.6	476	391	舞阪小学校	1.0
	乙女園	西区舞阪町弁天島	18.8	322	335		
	千鳥園	西区舞阪町弁天島	8.6	406	708		
	日ノ出島・西野島浦	西区舞阪町弁天島	16.2	632	621		
	表弁天島	西区舞阪町弁天島	10.6	176	215		
	西町海岸	西区舞阪町舞阪	1.2	105	191		
	砂町・仲町	西区舞阪町舞阪	26.8	1,905	2,378	舞阪中学校	1.6
	小山	西区雄踏町宇布見	10.0	285	336	雄踏グラウンド	0.9
	恒家	西区雄踏町宇布見	22.5	514	712	(雄踏グラウンド)	3.0
	浜羽	西区雄踏町宇布見	52.2	1,267	1,755	旧雄踏町庁舎(雄踏町防災センター)	1.8
	西ケ崎	西区雄踏町宇布見	44.0	1,145	1,586	雄踏小学校	0.5
	山崎	西区雄踏町山崎	42.9	420	582	建設総合公園	1.8
	▲ 都田	北区細江町		288	288	細江小学校	0.2
		北区引佐町		51	51	都田中学校	1.4
		北区都田町		301	301	都田南小学校	1.1
						都田小学校	0.3
						(都田中学校)	(1.4)
浜松市 西部	▲ 小野	北区細江町小野	0.24	7	21	小野・都区コミュニティ防災センター	0.02
	▲ 宿名	北区細江町刑部	0.74	9	14	刑部地区コミュニティ防災センター	0.02
	▲ 伊目	北区細江町伊目	0.54	18	67	伊目公民館地域防災センター	0.02
	▲ 北島	北区細江町伊目	1.65	23	40		
	▲ 寸座	北区細江町寸座	0.21	11	21	寸座地区コミュニティ防災センター	0.01
	▲ 金指 12,13 14区	北区引佐町金指	39.0	520	790	(県)引佐高グラウンド	1.7
	▲ 金指 10区	北区引佐町金指		210	309	金指小グラウンド	0.3
	▲ 金指 11区	北区引佐町金指		174	248	金指コミュニティ防災センター	0.6
	▲ 上野 5区	北区引佐町金指	11.0	150	230	5区コミュニティ防災センター	0.1
	▲ 1区	北区引佐町三岳	27.0	151	217	井伊谷小グラウンド	0.6
	▲ 田尻	北区引佐町奥山	51.0	410	684	旧奥村コミュニティ防災センター	0.1
	▲ 門前	北区引佐町奥山	2.0	230	277	奥山グラウンド	0.5
	▲ 狩宿	北区引佐町奥山	173.0	205	342		
	▲ 鬼岩	北区引佐町伊平	52.0	85	145	伊平小グラウンド	0.4
	▲ 元組	北区引佐町渋川	168.0	145	213	渋川小グラウンド	0.5
	▲ 笹光	北区引佐町渋川		70	104		
	▲ 西平	北区引佐町渋川		85	130		
	▲ 寺野	北区引佐町渋川		130	188		
	▲ 大代	北区引佐町渋川		55	75		
	▲ 中代	北区引佐町西久留女木	21.1	40	55	久留女木小グラウンド	0.2
	▲ 佐久米中の甲	北区三ヶ日町佐久米	0.6	48	52	三ヶ日東小学校グラウンド	0.8
	▲ 佐久米中の北	北区三ヶ日町佐久米	0.3	55	78		
	▲ 佐久米狭田	北区三ヶ日町佐久米	0.4	30	34		
	▲ 都筑半産平	北区三ヶ日町都筑	0.3	4	9	(マルヒ東小学校グラウンド)	(0.8)
	▲ 都筑東浦	北区三ヶ日町都筑	0.4	4	5		
	▲ 大崎小口平	北区三ヶ日町大崎	0.3	13	15	大崎小学校	0.1
	▲ 大崎瀬戸	北区三ヶ日町大崎	0.6	17	19		
	▲ 下尾奈屋敷	北区三ヶ日町下尾奈	0.2	84	94	尾奈小学校	0.1
	▲ 下尾奈堂平	北区三ヶ日町下尾奈	0.1	14	16		
	▲ 浦々崎中野	北区三ヶ日町浦々崎	0.6	100	118	三ケ日公民館	0.1
	▲ 三ケ日小深田	北区三ケ日町三ケ日	0.2	55	72	三ケ日西小学校体育館	0.1
	▲ 只木長畑	北区三ケ日町只木	0.6	25	25	大将寺保育園	0.1
	▲ 摩訶耶(ﾏｶﾔ)山	北区三ケ日町摩訶耶	0.3	23	30		
	▲ 高薮	天竜区春野町高薮	2.0	50	56	春野中学校	0.3
	▲ 若身	天竜区春野町若身	0.9	69	80	春野大原スポーツ広場	1.0
	▲ 平尾	天竜区春野町平尾	1.2	78	100		
	▲ 豊修	天竜区春野町豊修	23.5	19	20		
	▲ 石打松下	天竜区春野町石打松下	0.6	15	30	(春野総合スポーツ広場)	(0.8)
	▲ 長蔵寺	天竜区春野町長蔵寺	58.1	8	20		
	▲ 数原	天竜区春野町田河内	43.1	10			
	▲ 高杉	天竜区春野町杉	35.8	12	28	春野北小学校	0.7
	▲ 花平	天竜区春野町川上	6.4		8		
	▲ 気田下	天竜区春野町気田下	0.6	38	70	(春野中学校)	(1.6)
	▲ 山路	天竜区春野町山路	49.6	10	20		
	▲ 野尻	天竜区春野町野尻	4.7	10	20		
	▲ 栂田	天竜区春野町栂田	1.2	12	18		
	▲ 高塚	天竜区春野町高塚	2.0	50	56		
	▲ 下平	天竜区佐久間町下平	80.0	30	48	佐久間中学校	1.7
	▲ 茶	天竜区佐久間町茶	270.0	24	65		
	▲ 羽ケ庄	天竜区佐久間町羽ケ庄	582.0	26	36		

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区名	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言等避難地 名称	警戒宣言等避難地 有効面積
西部	静岡市	雁代	豊浜	81.0	290	230	豊浜小学校	0.8
		河岸	福田	76.0	650	650	福田小学校	1.6
		向岡	福田・福田中島	82.0	900	900	福田中学校	2.0
		掛塚精町	掛塚	45.0	520	520	竜洋西小学校	0.8
		掛塚新町	掛塚					
		掛塚堀町	掛塚					
		掛塚東町	掛塚					
		金洗	金洗	15.0	240	240	竜洋中学校	2.7
		岡	岡					
		駒場	駒場	90.0	1,040	1,040	竜洋東小学校	0.4
		西平松	西平松					
		中平松	中平松					
		飛平松	兵平松					
		東平松	東平松					
		海老島	海老島					
		竜洋梅原	竜洋梅原					
		大中瀬	大中瀬					
		小中瀬	小中瀬					
		▲ 万斛	万斛	10.0	57	57	万斛緊急避難施設	0.05
	掛川市	▲ 泉	黒俣	14.0	123	137	原泉小学校	0.6
		▲ 居尻	居尻	30.0	215	231		
		▲ 東山	東山	111.0	540	648	東山公民館	0.2
		▲ 松葉	松葉	31.0	198	214	倉真小学校	0.7
		▲ 西新町	掛須賀	3.0	501	501	県立掛須賀高校	1.3
		▲ 東新町						
		国浜	国安	58.5	179	67	国浜コミュニティ防災センター	0.1
		▲ 三井	釜田	0.3	20	27	三井コミュニティ防災センター	0.1
		▲ 土方	塩向	0.6	26	47	土方小学校	0.8
		▲ 土方	下北	0.4	27	42		
		▲ 上土方	今滝	0.5	19	44		
		▲ 上土方	落合	0.3	22	31		
	袋井市	▲ 友永堤之内	友永	2.2	33	44	三川小学校	0.7
		▲ 豊岡No.6	豊岡	0.4	12	16	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 豊岡谷田ノ谷	豊岡	0.7	30	40	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大日延日ヶ谷	大日	0.6	18	24	宇刈いきいきセンター	0.2
		▲ 馬ヶ谷東問	馬ヶ谷	1.1	42	56	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 三沢三沢ヶ谷	宇刈三沢	1.3	54	72	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 菅ヶ谷西ノ谷	菅ヶ谷	2.8	33	44	袋井東幼稚園	0.3
		▲ 宇刈三沢	宇刈三沢	1.49			（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日	大日	1.47			（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日堤ヶ谷	大日	1.6	12	17	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日越ノ木	大日	1.66	12	17	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村清田ヶ谷	宇刈中村	3.44	10	14	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村前通	宇刈中村	1.49	10	14	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 三沢西ノ谷	宇刈三沢	2.96	27	36	山名小学校	2.0
		▲ 中村(4)	宇刈中村	2.09	16	22	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(K)・中村	馬ヶ谷・宇刈中村	1.27	2	3	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(L)・中村	馬ヶ谷・宇刈中村	0.92	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村(D)	宇刈中村	1.02			（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村(E)	宇刈中村	0.41	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 宇刈三沢(G)	宇刈三沢	0.72	0	0	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 宇刈三沢(G)	宇刈三沢	0.38	2	3	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 宇刈三沢(D)	宇刈三沢	0.47	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 宇刈三沢(E)	宇刈三沢	1.34	8	11	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 宇刈三沢(F)	宇刈三沢	3.14	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村(A)	宇刈中村	0.81			（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村(B)	宇刈中村	0.86	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 中村(C)	宇刈中村	1.33	8	11	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(A)	大日	0.15	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(O)	大日	0.81	6	8	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(E)	大日	0.21	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(F)	大日	0.43	2	3	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(G)	大日	0.93	10	14	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(H)	大日	0.15	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(I)	大日	1.45	6	8	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(J)	大日	6.33	8	11	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(K)	大日	0.18	2	3	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 大日(L)	大日	4.55	6	8	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 宇刈三沢(C)	宇刈三沢	0.96	14	19	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 宇刈三沢(A)	宇刈三沢	1.16	10	14	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 春岡(a)	春区	0.68	0	0	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 川会中屋敷	川会	1.37	16	22	三川公民館	0.8
		▲ 馬ヶ谷門田東	馬ヶ谷	2.09	14	19	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷門田西	馬ヶ谷	1.35	16	22	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 山田	山田	0.5	2	3	（三川公民館）	(0.8)

［資料の巻Ⅱ］

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地区名	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言等避難地 名称	警戒宣言等避難地 有効面積
西部	袋井市	▲ 馬ヶ谷(J)	馬ヶ谷	0.64	10	14	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 寺岡(A)	寺岡	0.13	4	5	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 寺岡(D)	寺岡	0.26	2	3	（山名小学校）	(2.0)
		▲ 馬ヶ谷(A)	馬ヶ谷	2.57	8	11	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(B)	馬ヶ谷	0.1	0	0	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(C)	馬ヶ谷	1.86	12	17	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(D)	馬ヶ谷	0.45	2	3	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(F)	馬ヶ谷	0.53	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(G)	馬ヶ谷	0.46	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(H)	馬ヶ谷	0.7	4	6	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 馬ヶ谷(I)	馬ヶ谷	0.95	2	3	（宇刈いきいきセンター	(0.2)
		▲ 山田(A)	山田	2	4	6	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 山田(B)	山田	1.48	4	6	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 川会(A)	川会	0.21	2	3	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 川会(B)	川会	1.23	4	5	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 益間(B)	益間	0.76	6	8	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 菅間(C)	菅間	0.8	8	11	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 益間(D)	益間	0.25	2	3	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 菅間(E)	菅間	0.12	2	3	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 南ノ谷沢	山田	1.82	6	8	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 琉ヶ谷沢	山田	8.03	56	74	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 山田沢2	山田	0.74	10	14	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 上川会沢	川会	2.33	19	25	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 小長谷III	菅間	3.1	47	63	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 川会沢	川会	1.97	8	11	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 山田沢1	山田	2.8	4	6	（三川公民館）	(0.8)
		▲ 大谷堰ヶ谷	大谷	0.81	21	28	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 村松下(E)	村松	0.07	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(F)	村松	0.09	0	0	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(H)	村松	0.34	4	6	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(J)	村松	0.28	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(K)	村松	0.14	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(M)	村松	0.3	4	5	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(P)	村松	0.04	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(Q)	村松	0.11	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(R)	村松	0.2	4	6	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松下(D)	村松	0.38	4	6	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(A)	村松	0.91	8	11	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(C)	村松	1.01	2	3	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上(E)	村松	0.2	0	0	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 大谷幕ヶ谷(H)	大谷	1.26	4	6	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷幕ヶ谷(I)	大谷	0.9	4	5	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 友永(B)	友永	0.29	4	6	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取(A)	見取	0.35	2	3	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 友永(D)	友永	0.22	0	0	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取幕ヶ谷(A)	見取	1.76	2	3	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取(B)	見取	0.27	2	3	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷(A)	大谷	0.51	4	5	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷(B)	大谷	0.17	0	0	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷幕ヶ谷(J)	大谷	1.44	2	3	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 可睡(A)	可睡	0.27	0	0	県立袋井商業高校	3.2
		▲ 池山川	村松	2.71	4	6	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 村松上沢	村松	3.04	8	11	（袋井東幼稚園）	(0.3)
		▲ 北ノ谷沢	友永	0.78	4	6	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取沢1	見取	1.63	10	14	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取沢2	見取	3.27	10	14	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取沢3	見取	3	10	14	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷幕ヶ谷沢2	大谷	20.3	8	11	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取幕ヶ谷沢1	見取	2.17	8	11	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取幕ヶ谷沢2	見取	2.6	14	19	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取幕ヶ谷沢3	見取	4.16	10	14	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 見取幕ヶ谷沢4	見取	4.65	2	3	（三川小学校）	(0.7)
		▲ 大谷幕ヶ谷沢1	大谷	2.03	4	5	（三川小学校）	(0.7)
	御前崎市	▲ 白羽区東下	白羽区	0.3	20	30	当羽小学校	1.4
		● 下岬区下側	下岬区	170.2	100	120	下岬防災センター	0.1
		● 大山区下側	大山区		250	272	御前崎小学校	0.2
		● 西側区下側	西側区		400	279	西側区やすらぎセンター	0.1
		● 女岩区下側	女岩区		400	472	女岩区コミュニティ防災センター	0.1
		● 新谷区下側	新谷区		250	230	新谷区スポーツ広場	0.4
		● 上岬区下側	上岬区	13.0	880	1,020	上岬コミュニティ広場	0.2
		● 白浜区下側	白浜区	15.5	45	20	白浜スポーツ広場	0.3

（注）無印は津波、▲は山・崖崩れ、●印は津波及び山・崖崩れ

地域危機管理局	市町	避難対象地区名	避難対象地区所在地	地区面積 (ha)	予想避難人口 昼間	予想避難人口 夜間	警戒宣言時避難地 名称	警戒宣言時避難地 有効面積
西部	菊川市	▲ 南新道	高橋　南町	0.9	22	44	小笠南小学校	1.0
		▲ 耕手田　No.1	棚草	1.4	16	32		
		▲ 耕手田　No.2	棚草	0.3	10	20		
		▲ 奥之谷	下平川　奥之谷	0.5	61	119	岳洋中学校	1.8
		▲ 蛸泉ヶ谷　A	下平川　志瑞	0.9	30	60		
		▲ 蛸泉ヶ谷　B	下平川　志瑞	0.5	12	24		
		▲ 八幡ヶ谷　A	下平川　八鳴ヶ谷	0.9	18	36		
		▲ 八幡ヶ谷　B	下平川	1.2	6	13		
		▲ 池田	古谷	2.3	24	48	小笠東小学校	1.0
		▲ 神明前　A	棚草	2.4	20	41		
		▲ 前田	三沢	1.83	35	70	横地小学校	1.24
		▲ 三沢田中	三沢	0.35	9	18		
		▲ 宮下	三沢	0.81	27	54		
		▲ 山田	三沢	1.12	22	55		
		▲ 西平尾	中内田　西平尾	1.3	24	48	内田小学校	1.64
		▲ 東平尾	中内田　東平尾	0.53	14	28		
		▲ 御門	中内田　御門	1.7	21	43		
		▲ 森	中内田　森	0.93	16	33		
		▲ 栗原	中内田　森	1.6	28	56		
		▲ 大平	神尾	0.57	18	37	六郷小学校	0.96
		▲ 住川	神尾	0.66	12	25		
		▲ 神尾	神尾	0.3	12	25		
		▲ 小沢	小沢	1.8	23	27		
		▲ 田ヶ谷　No.1	西方　田ヶ谷	0.9	25	51	堀之内小学校	0.61
		▲ 田ヶ谷　No.2	西方　田ヶ谷	2.2	33	66		
		▲ 屋ノ谷	西方　田ヶ谷	1.1	16	32		
		▲ 山崎側　No.1	西方　烏川	0.7	20	40		
		▲ 山崎側　No.2	西方　烏川	0.1	2	4		
		▲ 東ノ谷	西方　鮎田	1.0	20	40		
		▲ 公文名	西方	1.7	26	52		
		▲ 沢田	西方	0.4	12	15		
		▲ 沢水加下	沢水加	3.8	36	73	河城小学校	0.8
		▲ 沢水加上　No.1	沢水加	0.5	28	56		
		▲ 沢水加上　No.2	沢水加	1.5	28	56		
		▲ 横下	半済	0.9	25	50		
		▲ 段平尾	下内田	0.8	25	50		
		▲ 石原八幡ヶ谷A	下平川	0.2	14	27		
		▲ 石原八幡ヶ谷B	下平川	0.2	16	32		
	湖西市	表鷲津	浸水予想地域		2,148	2,148	(県)湖西高校	40.0
		鷲津	浸水予想地域		188	188	鷲津中学校	0.9
		河美	浸水予想地域		895	895		
		川尻	浸水予想地域		394	394	鷲津小学校	1.0
		吉平	浸水予想地域		334	334	湖西中学校	1.4
		大知波	浸水予想地域		320	320	知波田小学校	0.6
		利木	利木		342	342		
		梅山	梅山		191	191		
		栄町	栄町	279.3	716	716	新居中学校	1.3
		泉町	浸水予想地域		282	282		
		俵町	浸水予想地域		126	120		
		船町	船町		304	304		
		源太山	源太山		845	845	新居小学校	1.1
		柏原	柏原		1,416	1,416		
		港町	港町		877	877		
		ひばりヶ丘	ひばりヶ丘		597	597		
		新居弁天	新居弁天		359	359		
		新弁天	新弁天		107	107		
		日ヶ崎	浸水予想地域		1,061	1,061	(県)浜名特別支援学校	2.0
		緑北	浸水予想地域		980	980		
		向島	向島		594	594		
		住吉西	住吉西		795	795		
		住吉東	住吉東		539	539		
		ベイリーフ	ベイリーフ		733	733		
		▲ 中町	三十ヶ谷	0.4	408	408		
		▲ 西町	西町	1.2	149	149	新居幼稚園	0.9
		▲ 上田町	源太松	0.6	276	276		
		▲ 若磯	北山	1.2	340	340		
		▲ 大倉戸	四ツ谷・芳野	2.2	346	346		
		▲ 内山	北山・三十ヶ谷	2.2	981	981		
		▲ 三ツ谷	猿喰	0.4	1,195	1,195		
		● 白須賀第1	白須賀第1		316	316	白須賀小学校	0.9
		● 白須賀第2	白須賀第2		743	743		
		● 新所	浸水予想地域		2,311	2,311	東小学校	1.9
		● 入出	浸水予想地域		1,962	1,962		
		● 高師山	高師山・浸水予想地域	1.2	276	270		
		● 松山	諏訪山・浸水予想地域	1.4	393	393		
		● 湖南	峨ヶ谷・浸水予想地域	7.7	1,026	1,026		

13-2-5 避難所集計表

（県危機情報課）H24.4.1

危機管理局	市町	箇所数	左の内訳									屋外	構造別延床面積（㎡）					備考
			公有建物						民間建物									
			小学校	中学校	高校	公民館	その他	計	学校	その他	計		木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	計	
県合計		1,266	521	247	74	69	309	1,220	28	18	46		25,978	891,360	3,891,475	308,758	5,123,506	
賀茂	下田市	30	7	4	1	8	8	28		2	2		2,458	4,716	23,004	27,108	57,286	
	東伊豆町	6	3	2	1			6			0			5,619	26,611		32,230	
	河津町	32	3	1		2	26	32			0		1,659	5,324	13,325		20,308	
	南伊豆町	14	4	2	1	6	1	14			0		389	18,551	11,454		30,394	
	松崎町	5			1		4	5			0			2,566	7,499	805	10,870	
	西伊豆町	16	3	2		2	9	16			0		138	3,217	19,820	1,534	24,709	
	計	103	20	11	4	18	48	101	0	2	2		4,644	39,993	101,713	29,447	175,797	
東部	沼津市	49	21	12	4	1	6	44	5		5			58,206	277,982	17,151	353,339	
	熱海市	15	8	5	1		1	15			0		531	695	77,192		78,418	
	三島市	23	14	7	2			23			0			23,837	150,324		174,161	
	富士宮市	43	24	12	4		2	42	1		1			40,146	107,796	12,647	166,525	
	伊東市	16	9	5	2			16			0			66,636	34,982		101,618	
	富士市	53	27	16	4		5	52	1		1		1,059	37,601	236,143	42,134	316,937	
	御殿場市	26	10	3	2	5	5	25		1	1		137	5,816	31,801	1,386	39,140	
	裾野市	35	9	5	1	1	19	35			0		2,778	18,382	84,031	8,749	113,940	
	伊豆市	18	11	2			5	18			0			9,640	40,302	12,459	62,401	
	伊豆の国市	24	6	3	2	1	11	23	1		1		2,101	19,559	60,050	12,112	93,822	
	函南町	10	5	2	1		2	10			0			9,740	1,334		11,074	
	清水町	6	3	2	1			6			0			7,237	40,060	1,073	48,370	
	長泉町	8	3	2			2	7	1		1			3,705	46,023	2,647	52,375	
	小山町	11	5	3	1		2	11			0			28,338	10,677	5,261	44,276	
	計	337	155	79	25	8	60	327	9	1	10		6,606	329,538	1,198,697	115,619	1,656,396	
中部	静岡市	235	88	44	15	4	68	219	13	3	16		1,903	24,171	697,500	72,520	796,094	
	島田市	39	18	6	4	2	7	37	1	1	2		577	22,841	131,746	3,431	158,595	
	焼津市	47	13	9	3	1	21	47			0			28,223	156,740	5,047	190,010	
	藤枝市	34	15	10	3		3	31	3		3			46,815	178,054	20,366	245,235	
	牧之原市	30	10	3	2	2	11	28		2	2			19,932	60,353		80,285	
	吉田町	5	3	1	1			5			0			1,359	20,772	4,788	26,919	
	川根本町	10	4	2	1	2	1	10			0			3,212	6,927	3,614	13,753	
	計	400	151	75	29	11	111	377	17	6	23		2,480	146,553	1,252,092	109,766	1,510,891	
西部	浜松市	199	113	46	7	4	28	198		1	1		5,722	189,012	760,789	14,365	969,888	
	磐田市	44	23	10	0	2	9	44			0		99	24,357	195,949	16,724	237,129	
	掛川市	44	22	9	4	2	7	44			0		872	68,613	129,590	3,780	202,855	
	袋井市	62	12	4	2	12	31	61	0	1	1		324	37,940	126,327	1,309	165,900	
	湖西市	17	6	5	1	2	3	17			0			32,987	70,751	10,250	113,988	
	御前崎市	20	5	2	1	6	6	20			0		2,359	8,778	7,950	2,557	21,644	
	菊川市	28	9	3	1	4	2	19	2	7	9			9,742	24,450	4,941	39,133	
	森町	12	5	3			4	12			0		2,872	3,847	23,167		29,886	
	計	426	195	82	16	32	90	415	2	9	11		12,248	375,276	1,338,973	53,926	1,780,423	

13-2-6 市町別避難所

（県危機情報課）H24.4.1

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
賀茂	下田市	○				○			○		下田幼稚園	1丁目 17-2	648	648	0	0	0
						○			○		大賀茂小学校	大賀茂 1429	1,688	0	0	0	1,688
									○		大沢消防詰所	大沢 125	20	20	0	0	0
								○	○		下田自動車学校	河内 741-2	814	0	0	0	814
					○				○		落合公民館	落合 276	79	79	0	0	0
			○						○		下田東中学校	柿崎 1106	3,499	0	0	3,499	0
						○			○		加増野ボーレボーレ	加増野 481	197	197	0	0	0
		○							○		朝日小学校	吉佐美 544	2,492	0	0	0	2,492
					○				○		朝日公民館	吉佐美 883-1	483	0	0	483	0
					○				○		北湯ケ野公民館	北湯ケ野 332	100	100	0	0	0
			○						○		稲生沢中学校	河内 101-1	4,649	0	0	4,649	0
						○			○		稲梓幼稚園	椎原 287	483	0	483	0	0
		○							○		稲梓小学校	椎原 224	2,765	0	2,765	0	0
			○						○		下田中学校	敷根 765-1	6,368	0	0	6,368	0
								○	○		板戸集会場	白浜 532-1	114	114	0	0	0
		○							○		白浜小学校	白浜 1324-1	2,275	0	0	0	2,275
						○			○		須崎保育所	須崎 680-1	450	450	0	0	0
		○							○		浜崎小学校	須崎 1875-1	3,181	0	0	3,181	0
									○		須原公民館	須原 1325-4	203	203	0	0	0
						○			○		あずさ山の家	須原 1322	1,268	0	0	1,268	0
					○				○		八木山公民館	須原 829	46	46	0	0	0
		○							○		稲生沢小学校	立野 6-1	5,154	0	0	0	5,154
					○				○		稲生沢公民館	立野 191	455	0	455	0	0
						○			○		青少年海の家	田牛 217	601	601	0	0	0
					○				○		中公民館	西中 19-11	500	0	500	0	0
					○				○		本郷公民館	西本郷 3-13-10	513	0	513	0	0
			○						○		稲梓中学校	箕作 350	2,950	0	0	2,950	0
				○					○		(県)下田高校	蓮台寺 152	7,802	0	0	0	7,802
		○							○		下田小学校	5丁目3-1	6,883	0	0	0	6,883
						○			○		稲梓基幹集落センター	椎原290-1	606	0	0	606	0
		7	4	1	8	8	0	2	30	0			57,286	2,458	4,716	23,004	27,108
	東伊豆町		○						○		稲取中学校	稲取 1873	5,632	0	148	5,484	0
		○							○		稲取小学校	稲取 614-1	6,760	0	1,131	5,629	0
				○					○		(県)稲取高校	稲取 3012-2	5,948	0	194	5,754	0
		○							○		大川小学校	大川 312	1,677	0	282	1,395	0
		○							○		熱川小学校	奈良本 771-1	6,648	0	1,831	4,817	0
			○						○		熱川中学校	奈良本 1296-3	5,565	0	2,033	3,532	0
		3	2	1	0	0	0	0	6	0			32,230	0	5,619	26,611	0
	河津町					○			○		大鍋公民館	大鍋 246-2	131	131	0	0	0
						○			○		筏場かっぜい会館	川津筏場839-1	242	0	242	0	0
						○			○		天川公民館	川津筏場 69-1	90	90	0	0	0
						○			○		上佐ケ野公民館	川津筏場 696-2-1	135	135	0	0	0
						○			○		大堰公民館	川津筏場 1157	95	95	0	0	0
						○			○		小鍋公民館	小鍋 108-1	80	80	0	0	0
						○			○		逆川公民館	逆川 371-4	141	141	0	0	0
						○			○		笹原コミュニティ防災センター	笹原83-3	370	0	370	0	0
		○							○		南小学校	笹原 328-1	4,236	0	919	3,317	0
						○			○		沢田公民館	沢田 278	296	0	0	296	0
						○			○		下佐ケ野コミュニティ防災センター	下佐ケ野 61-22	294	0	294	0	0
			○						○		河津中学校	田中 72	4,939	0	1,278	3,661	0
						○			○		田中公民館	田中 187-7	200	0	200	0	0
						○			○		川機婦人若者等活動促進施設	梨本 190	192	192	0	0	0
						○			○		泉奥原公民館	梨本 783-6	118	118	0	0	0
						○			○		梨本公民館	梨本 1244-1	257	257	0	0	0
					○				○		縄地公民館	縄地 424	452	0	0	452	0
					○				○		浜公民館	浜 32-2	538	0	0	538	0
						○			○		見高浜公民館	見高 367-1	460	0	0	460	0
		○							○		東小学校	見高 1033	2,421	0	630	1,791	0
						○			○		見高入谷公民館	見高 1667	431	0	0	431	0
						○			○		長野公民館	見高 2316-127	112	112	0	0	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
賀茂	河津町	○				○			○		上峰公民館	峰 285	151	151	0	0	0
						○			○		下峰公民館	峰 548-3	225	0	225	0	0
						○			○		谷津公民館	谷津 375	214	0	0	214	0
						○			○		谷津コミュニティ防災センター	谷津 301-23	376	0	0	376	0
						○			○		湯ケ野公民館	湯ケ野 43-1	157	157	0	0	0
								○	○		西小学校	湯ケ野 80-1	2,555	0	766	1,789	0
						○			○		筏場コミュニティ消防センター	川津筏場839	97	0	97	0	0
						○			○		梨本コミュニティ消防センター	梨本182-4	94	0	94	0	0
						○			○		峰コミュニティ消防センター	峰357-4	107	0	107	0	0
						○			○		沢田田中コミュニティ消防センター	田中265-2	102	0	102	0	0
		3	1	0	2	26	0	0	32	0			20,308	1,659	5,324	13,325	0
	南伊豆町			○					○	○	(県)下田高南伊豆分校	石井 58	2,593	0	967	1,626	0
					○				○		伊浜山村活性化支援センター	伊浜1290	389	389	0	0	0
					○				○		入間生活改善センター	入間字的条 947	198	0	198	0	0
						○			○	○	南崎倶育所	大瀬 7	2,607	0	0	2,607	0
					○				○		大瀬公民館	大瀬字タホウ 341	310	0	310	0	0
	○								○		南中小学校	上賀茂 80	5,678	0	5,678	0	0
			○						○	○	南伊豆中学校	上賀茂 744-1	5,221	0	1,328	3,893	0
	○								○	○	三浜小学校	子浦 1472	1,900	0	0	1,900	0
					○				○		下流公民館	下流字清ケ谷 61	576	0	576	0	0
	○								○	○	南上小学校	下小野 640	2,821	0	2,821	0	0
					○				○		手石公会堂	手石字田尻 319-1	139	0	139	0	0
	○								○		南伊豆東小学校	湊 243	4,636	0	4,636	0	0
			○						○	○	南伊豆東中学校	湊 1721	2,656	0	1,228	1,428	0
						○			○		妻良公会堂	妻良字東条 564-2	670	0	670	0	0
		4	2	1	6	1	0	0	14	6			30,394	389	18,551	11,454	0
	松崎町					○			○		(旧)三浦小学校	石部 279	2,355	0	0	1,550	805
						○			○		(旧)岩科小学校	岩科北側 442	2,629	0	742	1,887	0
				○					○		(県)松崎高校	桜田 188	2,294	0	0	2,294	0
						○			○		勤労者体育センター	道部 565-3	1,282	0	0	1,282	0
						○			○		(旧)中川小学校	峰綿 450	2,310	0	1,824	486	0
		0	0	1	0	4	0	0	5	0			10,870	0	2,566	7,499	805
	西伊豆町					○			○		旧田子中学校	田子 965-1	2,515	0	0	2,515	0
		○							○		田子小学校	田子 1320	3,619	0	680	2,939	0
			○						○		西伊豆中学校	中 753-1	3,732	0	1,024	2,708	0
		○							○		仁科小学校	仁科 184	3,872	0	800	3,072	0
						○			○		沢田コミュニティ防災センター	仁科 1872-3	264	0	0	264	0
						○			○		大浜コミュニティ防災センター	仁科814-5	284	0	0	284	0
						○			○		築地コミュニティ防災センター	仁科 651	162	0	0	162	0
						○			○		大田子コミュニティ防災センター	田子994-3	267	0	0	267	0
						○			○		住民防災センター	宇久須 270-1	1,534	0	0	0	1,534
					○				○		中央公民館	安良里 97-2	1,442	0	0	1,442	0
					○	○			○		神田コミュニティー防災センター	宇久須 1688-1	207	0	0	207	0
									○		月原公民館	宇久須 983-1	138	138	0	0	0
						○			○		浜コミュニティー防災センター	宇久須 313-6	431	0	0	431	0
						○			○		柴コミュニティー防災センター	宇久須 202-106	344	0	0	344	0
	○								○		賀茂小学校	宇久須 836-2	2,535	0	713	1,822	0
			○						○		賀茂中学校	宇久須 862-6	3,611	0	0	3,611	0
		3	2	0	2	9	0	0	16	0			24,957	138	3,217	20,068	1,534
東部	沼津市	○							○		第一小学校	八幡町65-1	6,927		78	6,849	
			○						○		第一中学校	丸子町592-1	5,365		1,420	3,945	
		○							○		千本小学校	本字千本1910-19	4,972			4,972	
			○						○		第二中学校	本字千本1910-19	6,031		89	5,942	
					○				○		県立沼津西高校	本字千本1910-9	2,240			2,240	
		○							○		香貫小学校	下香貫猪沼986	7,215		891	6,324	
			○						○		第三中学校	下香貫木ノ宮888	10,201		1,820	8,381	
					○				○		県立沼津工業高校	下香貫八重129-1	4,048			849	3,199
						○			○		我入道コミュニティ防災センター	我入道字東町175-1	563			563	

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
東部	沼津市	○				○			○		第四小学校	御幸町4-1	7,682		1,197	6,485	
		○							○		沼津市民文化センター	御幸町15-1	13,600				13,600
		○							○		第五小学校	米山町9-1	8,488		1,002	7,486	
			○						○		第五中学校	五月町15-1	10,220		4,421	5,799	
				○					○		沼津市立高校・中等部	三枚橋字鐘突免673	18,226			18,226	
							○		○		加藤学園	大岡1979	13,500			13,500	
						○			○		県立沼津視覚特別支援学校	米山町6-20	2,184			1,832	352
						○			○		県立沼津聴覚特別支援学校	泉町4-1	2,177		941	1,236	
							○		○		沼津中央高校	杉崎町11-20	2,129		2,129		
		○							○		開北小学校	高沢町17-1	7,257		875	6,382	
							○		○		桐陽高校	高島本町8-52	8,698			8,698	
							○		○		誠恵高校	沼北町2丁目8-12	15,094		15,094		
		○							○		門池小学校	岡一色88-2	7,405		913	6,492	
			○						○		門池中学校	岡一色657-1	8,616		1,190	7,426	
				○					○		県立沼津東高校	岡宮812	5,832		674	5,158	
						○			○		沼津工業高等専門学校	大岡3600	19,655			19,655	
							○		○		飛龍高校	東熊堂431	18,804		2,584	16,220	
		○							○		金岡小学校	江原町3-1	9,013		181	8,832	
		○							○		沢田小学校	中沢田715	7,131		1,146	5,985	
			○						○		金岡中学校	神田町4-1	7,642		1,854	5,788	
		○							○		大岡小学校	大岡2358	7,078		1,027	6,051	
		○							○		大岡南小学校	大岡1312	7,478		1,112	6,366	
			○						○		大岡中学校	大岡2110	8,346			8,346	
		○							○		愛鷹小学校	西椎路673-1	8,868		1,100	7,768	
					○				○		愛鷹地区センター	東原358-1	1,036			1,036	
		○							○		片浜小学校	大諏訪41	6,410			6,410	
			○						○		片浜中学校	小諏訪180	4,683		1,001	3,682	
		○							○		今沢小学校	東原76-1	7,337		932	6,405	
		○							○		大平小学校	大平2200	4,788			4,788	
			○						○		大平中学校	大平1144	5,590		1,210	4,380	
		○							○		静浦小学校	獅子浜17	3,617			3,617	
			○						○		静浦中学校	志下530	4,695		1,337	3,358	
		○							○		内浦小学校	内浦三津410-1	2,748		60	2,688	
		○							○		西浦小学校	西浦平沢255-2	3,768		1,196	2,572	
			○						○		長井崎中学校	内浦重須453	4,142		1,157	2,985	
		○							○		原小学校	原1200	8,264		1,097	7,167	
		○							○		原東小学校	大塚814-1	7,322		7,322		
			○						○		原中学校	原576	8,632			8,632	
		○							○		浮島小学校	平沼811	4,919		1,156	3,763	
						○			○		戸田B&G海洋センター	戸田2053	2,703			2,703	
		21	12	4	1	5	5	0	49	0			353,339	0	58,206	277,982	17,151
	熱海市	○		○					○		泉小・中学校	泉 280	5,048	0	0	5,048	0
		○							○		伊豆山小学校	伊豆山 711	4,492	0	0	4,492	0
		○							○		桃山小学校	桃山町 6-6	3,546	0	0	3,546	0
			○						○	○	熱海中学校	桃山町 7-7	7,776	0	0	7,776	0
		○							○		第一小学校	西山町 41-1	9,222	0	0	9,222	0
		○							○		第二小学校	桜町 3-20	9,170	0	0	9,170	0
			○						○	○	小嵐中学校	熱海字奥の沢 1886-7	8,308	0	0	8,308	0
		○							○		多賀小学校	下多賀 920-1	8,411	0	0	8,411	0
			○						○		多賀中学校	下多賀 1549-1	8,613	0	0	8,613	0
		○							○		網代小学校	網代 195	4,643	0	695	3,948	0
		○		○					○		初島小・中学校	初島 219	1,720	531	0	1,189	0
						○			○		西部防災センター	桜町 18-24	85	0	0	85	0
				○					○		(県)熱海高校	下多賀 1484-22	7,384	0	0	7,384	0
		8	5	1	0	1	0	0	13	2			78,418	531	695	77,192	0
	三島市	○							○		東小学校	東町 10-1	6,868	0	884	5,984	0
		○							○		沢地小学校	沢地 127-1	5,653	0	868	4,785	0
		○							○		徳倉小学校	徳倉 4-1-45	4,050	0	959	3,091	0
			○						○		北中学校	文教町 2-32-60	9,444	0	1,698	7,746	0
		○							○		錦田小学校	谷田 986	8,501	0	0	8,501	0
			○						○		錦田中学校	谷田 1505	9,479	0	1,891	7,588	0
		○							○		中郷小学校	梅名453	5,677	0	1,116	4,561	0
			○						○		中郷中学校	大場 250-1	7,052	0	1,566	5,486	0
		○							○		西小学校	緑町 7-7	7,055	0	949	6,106	0
		○							○		南小学校	富田町 6-1	6,878	0	901	5,977	0
		○							○		北上小学校	徳倉 844-1	6,259	0	936	5,323	0
		○							○		山田小学校	川原ヶ谷812	5,911	0	923	4,988	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
東部	三島市	○							○		向山小学校	谷田1946	6,586	0	945	5,641	0
		○							○		長伏小学校	長伏 226-5	5,806	0	905	4,701	0
			○						○		中郷西中学校	梅名 854-1	8,104	0	2,044	6,060	0
			○						○		南中学校	富田町 6-18	9,653	0	1,972	7,681	0
		○							○		坂小学校	中山新田 163-2	3,569	0	18	3,551	0
		○							○		佐野小学校	佐野238	4,958	0	790	4,168	0
		○							○		北小学校	文教町 1-4-8	11,237	0	0	11,237	0
			○						○		北上中学校	徳倉767-2	7,961	0	1,392	6,569	0
			○						○		山田中学校	川原ヶ谷842-4	10,541	0	1,584	8,957	0
					○				○		(県)三島南高校	大場608	11,915	0	0	11,915	0
					○				○		(県)三島北高校	文教町1-3-18	11,204	0	1,496	9,708	0
		14	7	2	0	0	0	0	23	0			174,161	0	23,837	150,324	0
	富士宮市	○							○		西小学校	安居山 380	3,823	0	996	2,827	0
		○							○		富士根北小学校栗倉分校	栗倉 1828	744	0	0	744	0
		○							○		井之頭小学校	猪之頭 168	1,297	0	555	742	0
			○						○		井之頭中学校	猪之頭 999	1,920	0	750	1,170	0
			○						○		西富士中学校	上井出 918-1	3,056	0	1,472	1,584	0
		○							○		上井出小学校	上井出 1400	2,625	0	899	1,726	0
			○						○		北山中学校	北山 1092	3,262	0	1,000	2,262	0
		○							○		北山小学校	北山 1582	3,569	0	919	2,650	0
		○							○		貴船小学校	貴船町 3-3	1,165	0	1,165	0	0
		○							○		富士宮第三中学校	野中 658	4,499	0	1,041	3,458	0
				○					○		(県)富士宮東高校	小泉 1234	3,074	0	2,547	527	0
		○							○		富士根南小学校	小泉 1675	5,348	0	1,164	4,184	0
			○						○		富士根南中学校	小泉 1996	7,499	0	0	4,885	2,614
		○							○		上野小学校	下条 408	4,407	0	661	3,746	0
			○						○		上野中学校	精進川 410	3,385	0	0	3,385	0
		○							○		井之頭小学校根原分校	根原 155	480	0	480	0	0
		○							○		白糸小学校	原 1115	3,407	0	997	2,410	0
		○							○		人穴小学校	人穴 362	1,505	0	803	802	0
		○							○		富士見小学校	富士見ケ丘 1794	4,633	0	725	3,908	0
		○							○		黒田小学校	星山 1030-2	3,945	0	725	3,220	0
							○		○		(私)星陵高校	星山1068	5,936	不明	不明	不明	不明
			○						○		富士宮第四中学校	穂波町13-1	5,788	0	1,270	4,518	0
		○							○		大富士小学校	万野原新田3992	2,675	0	998	1,677	0
			○						○		大富士中学校	万野原新田4115-1	5,332	0	2,806	2,526	0
				○					○		(県)富士宮北高校	宮北町230	2,499	0	1,986	513	0
							○		○		市民文化会館	宮町14-2	8,253	0	0	0	8,253
			○						○		富士根北中学校	村山935-1	3,514	0	1,000	2,514	0
		○							○		富士根北小学校	村山1499	3,283	0	740	2,543	0
		○							○		大宮小学校	元城町2-1	6,506	0	1,000	5,506	0
		○							○		東小学校	矢立町227	4,010	0	796	3,214	0
			○						○		富士宮第一中学校	矢立町814	5,649	0	1,071	4,578	0
		○							○		山宮小学校	山宮1560-1	2,520	0	1,000	1,520	0
			○						○		富士宮第二中学校	豊町17-1	6,000	0	1,188	4,812	0
				○					○		(県)富岳館高校	弓沢町732	8,850	0	2,285	6,565	0
		○							○		富丘小学校	淀師489-4	4,899	0	945	3,954	0
				○					○		(県)富士宮西高校	淀師1550	6,535	0	1,186	5,349	0
		○							○		内房小学校	内房3909	2,448	0	623	1,825	0
		○							○		稲子小学校	上稲子830	1,535	0	549	986	0
			○						○		柚学中学校	下柚野371	2,620	0	809	1,811	0
		○							○		柚野小学校	上柚野88	2,835	0	654	2,181	0
			○						○		芝川中学校	長貫1287	4,931	0	0	3,151	1,780
		○							○		芝富小学校	長貫1323	4,448	0	625	3,823	0
							○		○		芝川B&G海洋センター	西山858	1,716	0	1,716	0	0
		24	12	4	0	2	1	0	43	0			166,525	0	40,146	107,796	12,647

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物							木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外							
東部	伊東市	○							○	○	池小学校	池 477-2	2,731	0	2,731	0	0
		○							○	○	宇佐美小学校	宇佐美 1627-1	7,417	0	7,417	0	0
			○						○	○	宇佐美中学校	宇佐美 1537-1	5,495	0	0	5,495	0
		○							○	○	東小学校	大原 2-2-6	4,940	0	0	4,940	0
			○						○	○	門野中学校	鎌田 1281-63	6,544	0	6,544	0	0
		○							○	○	川奈小学校	川奈 1083-1	2,465	0	2,465	0	0
		○							○	○	南小学校	玖須美元和田 716-87	7,779	0	7,779	0	0
			○						○	○	南中学校	玖須美元和田 729-1	10,130	0	10,130	0	0
		○							○	○	西小学校	幸町 1-5	9,083	0	0	9,083	0
		○							○	○	富戸小学校	富戸 1203-1	3,498	0	3,498	0	0
		○							○	○	八幡野小学校	八幡野 976-1	5,264	0	5,264	0	0
					○				○	○	(県)伊東高校城ヶ崎分校	八幡野 1120	9,645	0	0	9,645	0
			○						○	○	対島中学校	八幡野 1128-3	5,299	0	5,299	0	0
			○						○	○	北中学校	湯川 360-1	5,819	0	0	5,819	0
				○					○	○	(県)伊東商業高校	吉田 748-1	10,293	0	10,293	0	0
		○							○	○	大池小学校	吉田 824-4	5,216	0	5,216	0	0
		9	5	2	0	0	0	0	16	16			101,618	0	66,536	34,982	0
	富士市	○							○	○	吉原小学校	高嶺町6-1	8,155	0	1,045	7,110	0
		○							○	○	伝法小学校	伝法2743	5,192	0	1,213	3,979	0
			○						○	○	吉原第一中学校	永田北町7-1	10,204	0	1,253	8,951	0
		○							○	○	今泉小学校	今泉3-17-1	9,408	0	1,027	8,381	0
			○						○	○	吉原第二中学校	今泉1955	7,933	0	1,397	6,536	0
				○					○	○	(県)吉原高校	今泉2160	1,426	0	1,426	0	0
				○					○	○	(県)富士東高校	今泉2921	2,447	0	0	0	2,447
		○							○	○	神戸小学校	神戸633	5,536	0	1,012	4,524	0
		○							○	○	広見小学校	広見本町1-1	7,809	0	1,072	6,737	0
		○							○	○	青葉台小学校	一色295	6,755	0	1,243	5,512	0
		○							○	○	富士見台小学校	富士見台1-12	7,065	0	976	6,089	0
			○						○	○	吉原北中学校	原田2259	6,539	0	1,147	5,392	0
		○							○	○	元吉原小学校	今井3-4-2	6,031	0	1,119	4,912	0
			○						○	○	元吉原中学校	鈴川中町28-1	5,615	0	0	3,502	2,113
						○			○	○	(市)柏原保育園	沼田新田147-3	530	530	0	0	0
		○							○	○	須津小学校	中里1019	5,375	0	776	4,599	0
			○						○	○	須津中学校	中里1156	7,221	0	0	5,022	2,199
		○							○	○	東小学校	西船津220	2,987	0	528	2,459	0
		○							○	○	吉永第一小学校	比奈1431	6,487	0	0	4,268	2,219
			○						○	○	吉原東中学校	比奈75	3,172	0	741	2,431	0
				○					○	○	(市)吉原商業高校	比奈1654	14,266	0	0	2,311	11,955
		○							○	○	吉永第二小学校	鵜無ヶ淵149-1	4,707	0	1,055	3,652	0
						○				○	鈴子辻青少年の家跡地	桑崎1025	0	0	0	0	0
									○	○	原田小学校	原田480	6,002	0	852	5,150	0
		○							○	○	吉原第三中学校	比奈2126	5,626	0	0	4,612	2,014
		○							○	○	大淵第一小学校	大淵3012	7,507	0	947	6,560	0
		○							○	○	大淵第二小学校	大淵3673-1	2,216	117	659	1,440	0
			○						○	○	大淵中学校	大淵2920	7,538	0	0	5,343	2,195
		○							○	○	富士第一小学校	本市場280-2	9,026	0	1,192	7,834	0
							○		○	○	(私)富士見高校	平垣町1-1	4,489	0	1,112	3,377	0
			○						○	○	富士中学校	中島320-1	9,625	0	0	7,278	2,347
				○					○	○	(県)富士高校	松本17	2,896	0	0	420	2,476
		○							○	○	富士中央小学校	米之宮町295	6,930	0	1,218	5,712	0
		○							○	○	富士第二小学校	横割1-8-1	6,133	0	1,251	4,882	0
			○						○	○	富士南中学校	森嶋550	8,939	0	0	6,097	2,842
		○							○	○	富士南小学校	宮下551	8,428	0	1,019	7,407	0
		○							○	○	田子浦小学校	中丸98	7,720	0	1,035	6,685	0
			○						○	○	田子浦中学校	中丸411	6,351	0	1,090	5,261	0
		○							○	○	岩松小学校	松岡850	6,764	0	1,050	5,714	0
		○							○	○	岩松北小学校	岩本123-1	7,414	0	1,062	6,352	0
			○						○	○	岩松中学校	松岡2353-1	6,125	0	1,459	4,666	0
						○			○	○	(市)岩本保育園	岩本581-33	412	412	0	0	0
		○							○	○	鷹岡小学校	久沢2-3-1	6,805	0	916	5,889	0
		○							○	○	鷹岡中学校	久沢713	6,823	0	0	4,666	2,157
		○							○	○	天間小学校	天間50	5,609	0	1,006	4,603	0
						○			○	○	(市)天間幼稚園	天間1047-1	959	0	0	959	0
		○							○	○	丘小学校	厚原2075	5,574	0	939	4,635	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物							木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外							
東部	富士市		○						○	○	岳陽中学校	伝法630	8,681	0	1,185	7,496	0
		○							○	○	富士川第一小学校	岩渕107	6,148	0	851	5,297	0
			○						○	○	富士川第一中学校	岩渕855-3	7,045	0	0	5,024	2,021
		○							○	○	富士川第二小学校	北松野1959	4,715	0	738	3,977	0
			○						○	○	富士川第二中学校	北松野1963-6	3,330	0	990	2,340	0
						○			○	○	富士川体育館	木島89-1	5,149	0	0	0	5,149
		27	16	4	0	5	1	0	52	53			316,937	1,059	37,601	236,143	42,134
	御殿場市		○						○		(県)御殿場高校	御殿場 192-1	5,688	0	1,516	4,172	0
		○							○		御殿場小学校	萩原 361-1	4,842	0	0	3,456	1,386
			○						○		南中学校	萩原 1327	1,698	0	120	1,578	0
		○							○	○	御殿場南小学校	川島田 580	1,225	0	0	1,225	0
				○					○		(県)御殿場南高校	新橋 1450	2,024	0	1,380	644	0
					○				○		鮎沢公民館	新橋 352-1	502	0	502	0	0
		○							○		東小学校	西田中 310	1,633	0	0	1,633	0
						○			○		二の岡地区コミュニティ供用施設	二の岡1丁目3-1	315	0	0	315	0
								○	○		霞幼稚園	霞 154-1	137	137	0	0	0
		○							○		富士岡小学校	中山 161	2,854	0	0	2,854	0
			○						○	○	富士岡中学校	中山 825-1	1,904	0	312	1,592	0
		○							○		神山小学校	神山 478-2	904	0	0	904	0
						○			○		駒門地区児童厚生体育施設	駒門 240-1	334	0	334	0	0
		○							○		原里小学校	川島田 1902	1,346	0	0	1,346	0
			○						○		原里中学校	川島田 1363-1	2,140	0	0	2,140	0
								○	○		原里第1保育園	川島田 443-1	703	0	0	703	0
								○	○		原里西幼稚園	板妻 101-6	499	0	499	0	0
		○							○		朝日小学校	川島田 84-1	1,024	0	0	1,024	0
										○	御殿場農協本所	茱萸沢 5	779	0	0	779	0
								○	○		玉穂第1保育園	茱萸沢 1342	858	0	0	858	0
		○							○		玉穂小学校	中畑 441	2,470	0	0	2,470	0
						○			○		中畑西区コミュニティ供用施設	中畑 1777	661	0	661	0	0
		○							○		印野小学校	印野 1710	1,415	0	0	1,415	0
		○							○		高根小学校	塚原 38-5	1,345	0	0	1,345	0
								○	○		高根第2保育園	上小林 431-1	492	0	492	0	0
						○			○		仁杉・北久原地区コミュニティ供用施設	仁杉 255-2	1,347	0	0	1,347	0
		10	3	2	5	5	0	1	26	2			39,140	137	5,816	31,801	1,386
	裾野市					○			○		富岡保育園	上ヶ田 174-3	527	0	527	0	0
						○			○		福祉保健会館	石脇 524-1	4,494	0	0	4,494	0
						○			○		市民文化センター	石脇 586	8,749	0	0	0	8,749
						○			○		南児童館	伊豆島田 243	285	0	0	285	0
		○							○		南小学校	伊豆島田 806-5	4,926	968	0	3,958	0
						○			○		市民体育館	稲荷 24	4,303	0	0	4,303	0
						○			○		いずみ幼稚園	稲荷 123-1	927	119	0	808	0
			○						○		東中学校	公文名 685-1	7,024	0	1,814	5,210	0
			○						○		西中学校	佐野 450	5,891	0	1,745	4,146	0
				○					○		(県)裾野高校	佐野 900-1	9,143	0	2,210	6,933	0
		○							○		西小学校	佐野 1143	6,715	1,238	0	5,477	0
						○			○		西保育園	佐野 1154	676	0	676	0	0
						○			○		西幼稚園	佐野 1470	593	0	593	0	0
						○			○		富岡第二幼稚園	下和田 890	364	129	235	0	0
		○							○		富岡第二小学校	下和田 890	1,868	0	552	1,316	0
						○			○		須山幼稚園	須山 158-1	401	324	77	0	0
		○							○		須山小学校	須山 165	3,580	0	900	2,680	0
						○			○		須山地区研修センター	須山 587-4	863	0	863	0	0
			○						○		須山中学校	須山 1502-1	2,786	0	1,220	1,566	0
						○			○		須山コミュニティセンター	須山 1593-12	440	0	0	440	0
		○							○		千福が丘小学校	千福が丘 4-12-1	4,237	0	945	3,292	0
		○							○		東小学校	茶畑 399	8,155	0	0	8,155	0
						○			○		東保育園	茶畑 504-1	789	0	0	789	0
		○							○		向田小学校	茶畑 1133	5,368	0	945	4,423	0
						○			○		東西公民館及び鈴木図書館	平松 495	3,617	0	0	3,617	0
		○							○		深良小学校	深良 655	4,802	0	735	4,067	0
						○			○		深良コミュニティセンター	深良 657	536	0	0	536	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
東部	裾野市					○			○		深良幼稚園	深良 696	500	0	500	0	0
						○			○		深良保育園	深良 1918	601	0	601	0	0
			○						○		深良中学校	深良 3806	4,710	0	1,597	3,113	0
			○						○		富岡中学校	御宿 579	6,210	0	955	5,255	0
		○							○		富岡第一小学校	御宿 600	6,694	0	0	6,694	0
						○			○		富岡コミュニティセンター	御宿 680-1	529	0	0	529	0
						○			○		富岡第一幼稚園	御宿 682-14	692	0	692	0	0
						○			○		御宿台保育園	御宿 1619-1	1,845	0	0	1,845	0
		9	5	1	1	19	0	0	35	0			113,940	2,778	18,382	84,031	8,749
	伊豆の国市	○							○		修善寺南小学校	柏久保449	4,658	0	754	3,904	0
			○						○		修善寺中学校	柏久保395	9,086	0	2,349	0	6,737
		○							○		熊坂小学校	熊坂708-3	3,650	0	0	3,650	0
						○			○		修善寺総合会館	修善寺字中尾838-1	5,722	0	0	0	5,722
		○							○		修善寺小学校	修善寺3244	3,634	0	0	3,634	0
		○							○		修善寺東小学校	本立野419	4,088	0	530	3,558	0
						○			○		土肥ふじみ幼稚園	小下田 1343	389	0	0	389	0
		○							○		土肥小学校	土肥 638	4,120	0	0	4,120	0
			○						○		土肥中学校	土肥 2701-1	4,583	0	0	4,583	0
		○							○		土肥南小学校	八木沢 1445-1	3,078	0	947	2,131	0
						○			○		狩野ドーム	青羽根 89	2,727	0	0	2,727	0
		○							○		月ケ瀬小学校	月ケ瀬 444	2,079	0	0	2,079	0
		○							○		湯ヶ島小学校	湯ヶ島 136	3,333	0	800	2,533	0
						○			○		中伊豆社会体育館	上白岩 420-1	1,665	0	1,665	0	0
						○			○		青僧坊の里	青僧坊 109-9	279	0	279	0	0
		○							○		大東小学校	徳永 900	2,709	0	880	1,829	0
		○							○		大見小学校	八幡 156-2	3,766	0	819	2,947	0
		○							○		八岳小学校	原保 384	2,835	0	617	2,218	0
		11	2	0	0	5	0	0	18	0			62,401	0	9,840	40,302	12,459
	伊豆の国市		○						○	○	長岡中学校	長岡1407-5	8,822	0	2,185	6,637	0
		○							○	○	長岡南小学校	長岡1294-1	7,743	0	1,205	6,538	0
		○							○	○	長岡北小学校	南江間1200	4,379	0	652	3,727	0
						○			○	○	長岡総合会館	古奈255	8,920	0	0	0	8,920
						○			○	○	江間防災センター	南江間1212-1	340	0	0	340	0
					○				○	○	長岡中央公民館	長岡346-1	2,307	0	0	2,307	0
			○						○	○	韮山中学校	韮山韮山393	6,346	0	307	6,039	0
		○							○	○	韮山南小学校	中 817-1	5,107	0	1,072	4,035	0
		○							○	○	韮山小学校	四日町 350-1	7,007	0	735	6,272	0
						○			○	○	韮山体育館	韮山韮山392-1	3,192	0	0	0	3,192
						○			○	○	富士美幼稚園	原木1343	1,631	0	1,631	0	0
				○					○	○	(県)韮山高校	韮山韮山229	2,818	0	1,482	1,336	0
				○					○	○	(県)伊豆中央高校	寺家970-1	2,342	0	1,171	1,171	0
						○			○	○	(県)東部特別支援学校	寺家235-1	603	0	603	0	0
						○			○	○	韮山生涯学習センター	奈古谷1251-1	996	0	996	0	0
								○	○	○	学校法人ナレジオ学院セミナーハウス	中1606-28	1,756	0	1,756	0	0
						○			○	○	大仁中学校	三福 1276-20	10,263	0	0	10,263	0
		○							○	○	大仁小学校	三福 325-1	7,977	2,101	0	5,876	0
		○							○	○	大仁北小学校	守木 312-1	4,375	0	1,116	3,259	0
						○			○	○	(旧)大仁東小学校	下畑1930	3,046	0	796	2,250	0
						○			○	○	ひまわり保育園	三福 934-1	792	0	792	0	0
						○			○	○	御門防災センター	御門32-1	351	0	351	0	0
						○			○	○	中島防災センター	中島257-3	425	0	425	0	0
						○			○	○	(県)大仁高校跡地	大仁334	2,284	0	2,284	0	0
		6	3	2	1	11	1	0	24	24			93,822	2,101	19,559	60,050	12,112
	函南町	○							○		函南小学校	仁田148	1,056	0	1,056	0	0
		○							○		丹那小学校	丹那443	549	0	549	0	0
		○							○		桑村小学校	桑原933	698	0	698	0	0
		○							○		東小学校	平井1010-1	1,042	0	1,042	0	0
		○							○		西小学校	間宮475	1,032	0	1,032	0	0
			○						○		函南中学校	仁田56	1,951	0	1,951	0	0
			○						○		東中学校	柏谷540	2,001	0	2,001	0	0
						○			○		農村環境改善センター	丹那333－1	674	0	0	674	0
						○			○		西部コミュニティーセンター	肥田667-1	660	0	0	660	0
				○					○		(県)田方農業高校	塚本9611	1,411	0	0	1,411	0
		5	2	1	0	2	0	0	10	0			11,074	0	9,740	1,334	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棟別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物										
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
東部	清水町	○		○					○		南中学校	徳倉 2222-4	6,672	0	742	4,857	1,073
		○							○		清水小学校	堂庭 87	5,950	0	1,042	4,908	0
				○					○		清水中学校	堂庭 267	9,364	0	1,384	7,980	0
		○							○		西小学校	長沢 220	6,540	0	0	6,540	0
		○							○		南小学校	湯川 182-1	8,810	0	1,828	6,982	0
					○				○		(県)沼津商業高校	徳倉 1206	11,034	0	2,241	8,793	0
		3	2	1	0	0	0	0	6	0			48,370	0	7,237	40,060	1,073
	長泉町		○						○	○	長泉中学校	下土狩 777	8,975	0	0	6,328	2,647
		○							○	○	北小学校	下長窪 1060	6,370	0	844	5,526	0
		○							○	○	南小学校	竹原 100	5,856	0	1,079	4,777	0
		○							○	○	長泉小学校	中土狩 872-2	6,812	0	1,111	5,701	0
			○						○	○	北中学校	納米里 333-3	9,894	0	0	9,894	0
							○		○	○	(私)三島高校	竹原354	10,799	0	0	10,799	0
						○			○		南部地区センター	竹原211-30	671	0	671	0	0
						○			○		いずみの郷	下土狩971	2,998	0	0	2,998	0
		3	2	0	0	2	1	0	8	6			52,375	0	3,705	46,023	2,647
	小山町					○			○		生涯学習センター	阿多野 130	2,587	0	0	0	2,587
		○							○		明倫小学校	吉沼 627	2,773	0	2,773	0	0
		○							○		須走小学校	須走 70-18	4,056	0	4,056	0	0
			○						○		須走中学校	須走 99-1	3,398	0	3,398	0	0
		○							○		足柄小学校	竹之下 2411-1	1,953	0	1,953	0	0
			○						○		小山中学校	藤曲 142	7,300	0	0	7,300	0
		○							○		成美小学校	藤曲 150	5,756	0	5,756	0	0
			○						○		北郷中学校	用沢 355	5,539	0	5,539	0	0
		○							○		北郷小学校	用沢 604-1	4,863	0	4,863	0	0
						○			○		健康福祉会館	小山75-7	3,377	0	0	3,377	0
				○					○		県立小山高校	竹之下 369	2,774	0	0	0	2,774
		5	3	1	0	2	0	0	11	0			44,376	0	28,338	10,677	5,361
中部	静岡市	○							○	○	清沢小学校	葵区相俣99-1	507	0	0	507	0
		○							○	○	足久保小学校	葵区足久保奥組741-1	3,326	0	0	3,326	0
			○						○	○	美和中学校	葵区足久保口組3276-2	6,683	0	0	6,683	0
		○							○	○	安倍口小学校	葵区安倍口新田50	6,641	0	0	6,641	0
						○			○		安倍口保育園	葵区安倍口団地3-1	1,230	0	0	1,230	0
		○							○	○	麻機小学校	葵区有永421-1	7,500	0	0	7,500	0
						○			○		安東幼保園	葵区安東3-11-17	671	0	0	671	0
			○						○	○	安東中学校	葵区安東3-13-1	7,828	0	0	7,828	0
		○							○	○	安東小学校	葵区安東3-16-1	5,150	0	0	5,150	0
		○							○	○	井川小学校	葵区井川708-1	1,910	0	0	1,910	0
			○						○	○	井川中学校	葵区井川1561-3	1,513	0	0	1,513	0
						○			○		特別支援教育センター	葵区一番町50	452	0	0	452	0
		○							○	○	賤機中小学校	葵区牛妻2095-2	2,759	0	0	2,759	0
		○							○	○	梅ヶ島小学校	葵区梅ヶ島1368-1	1,151	0	0	1,151	0
			○						○	○	梅ヶ島中学校	葵区梅ヶ島1369-1	2,213	0	0	2,213	0
		○							○	○	美和小学校	葵区遠藤新田68-1	7,931	0	0	7,931	0
								○	○	○	(私)静岡雙葉学園中学・高校	葵区追手町10-71	800	0	0	0	800
		○							○	○	中藁科小学校	葵区大原942-1	2,558	0	0	2,558	0
						○			○		中藁科保育園	葵区大原1237	751	0	0	751	0
			○						○	○	藁科中学校	葵区大原1398-1	698	0	0	698	0
		○							○	○	玉川小学校	葵区落合103-3	1,906	0	0	1,906	0
			○						○	○	玉川中学校	葵区落合840	599	0	0	599	0
		○							○	○	井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	5,319	0	0	5,319	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他									
中部	静岡市	○							○	○	森下小学校	駿河区森下町2-1	5,728	0	0	5,728	0
									○		服織保育園	葵区山崎1-17-1	862	0	662	0	0
		○							○	○	南藁科小学校	葵区吉津400	2,677	0	0	2,677	0
		○							○	○	竜南小学校	葵区竜南1-23-1	5,080	0	0	5,080	0
					○				○	○	（県）静岡中央高校	葵区城北2-29-1	14,114	0	0	14,114	0
									○		リンク西奈（西奈生涯学習センター）	葵区瀬名2-32-43	1,521	0	0	1,521	0
									○		北部体育館	葵区松富4-14-1	8,992	0	0	0	8,992
									○		口坂本避難所	葵区口坂本544	48	48	0	0	0
									○	○	玉川キャンプセンター	葵区長妻田755	476	0	476	0	0
									○		清沢避難所	葵区鍵穴723-1	124	124	0	0	0
									○		藁科都市山村交流センター	葵区大原1834	714	0	714	0	0
									○	○	（県）科学技術高校	葵区長沼500-1	3,127	0	0	3,127	0
									○		東部生涯学習センター	葵区千代田7-8-5	575	0	0	575	0
		○							○	○	東豊田小学校	駿河区池田491-2	6,780	0	0	6,780	0
									○	○	（市）静岡市立商業高校	駿河区有東3-4-17	8,061	0	0	8,061	0
								○	○	○	（国）静岡大学	駿河区大谷836	2,956	0	0	0	2,956
		○							○	○	大谷小学校	駿河区大谷3683-2	3,380	0	0	3,380	0
									○		小黒保育園	駿河区小黒1-7-6	484	0	0	484	0
								○	○	○	（私）静岡聖光学院中学・高校	駿河区小鹿1440	2,600	0	0	0	2,600
									○		長田体育館	駿河区鎌田574-1	3,764	0	0	0	3,764
									○	○	東豊田中学校	駿河区国吉田5-23-1	4,241	0	2,677	1,564	0
		○							○	○	東源台小学校	駿河区国吉田6-7-45	5,964	0	0	5,964	0
									○		東豊田保育園	駿河区国吉田6-7-29	1,065	0	0	1,065	0
									○		高松保育園	駿河区敷地2-7-14	914	0	0	914	0
		○							○	○	川原小学校	駿河区下川原4-14-1	7,290	0	0	7,290	0
									○		下川原保育園	駿河区下川原6-8-26	897	0	0	897	0
		○							○	○	大里東小学校	駿河区高松2310	4,856	0	0	4,856	0
									○		長田生涯学習センター	駿河区寺田131-1	1,558	0	0	1,558	0
		○							○	○	長田東小学校	駿河区東新田3-10-1	6,995	0	0	6,995	0
									○		東新田保育園	駿河区東新田4-1-14	1,008	0	0	1,008	0
			○						○	○	豊田中学校	駿河区豊田1-3-1	6,727	0	0	6,727	0
		○							○	○	富士見小学校	駿河区登呂1-1-1	6,710	0	0	6,710	0
									○		登呂保育園	駿河区登呂3-20-2	993	0	0	993	0
			○						○	○	高松中学校	駿河区登呂4-6-1	4,833	0	0	4,833	0
		○							○	○	中島小学校	駿河区中島2992-1	828	0	0	828	0
		○							○	○	中田小学校	駿河区中田2-14-1	6,354	0	0	6,354	0
			○						○	○	大里中学校	駿河区中野新田57-5	4,436	0	0	4,436	0
									○		大里生涯学習センター	駿河区中野新田57-5	2,069	0	0	0	2,069
		○							○	○	大里西小学校	駿河区中原400	5,792	0	0	5,792	0
									○		中村町保育園	駿河区中村町94	1,215	0	0	1,215	0
									○	○	（県）静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251	657	0	657	0	0
								○	○	○	（私）静岡学園中学・高校	駿河区聖一色226-3	3,873	0	0	0	3,873
		○							○	○	長田南小学校	駿河区広野4-7-1	7,732	0	0	7,732	0
									○		富士見台保育園	駿河区富士見台2-11-44	905	0	0	905	0
		○							○	○	久能小学校	駿河区古宿213-2	2,726	712	0	2,014	0
		○							○	○	西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80	828	0	0	828	0
									○		南部体育館	駿河区曲金3-1-13	4,479	0	0	0	4,479
									○		静岡県農業会館	駿河区曲金3-8-1	0	0	0	不明	0
									○	○	（県）静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6-1-6	632	0	632	0	0
									○		中田保育園	駿河区馬淵4-2-29	1,039	0	0	1,039	0
			○						○	○	長田西中学校	駿河区丸子1-1-1	3,487	0	0	3,487	0
									○		丸子保育園	駿河区丸子2-18-32	998	0	0	998	0
		○							○	○	長田西小学校	駿河区丸子6-15-65	1,157	0	0	1,157	0
			○						○	○	長田南中学校	駿河区みずほ3-9-1	1,486	0	0	1,486	0
								○	○	○	（私）城南静岡中学・高校	駿河区南八幡町1	4,700	0	0	4,700	0
									○		静岡看護専門学校	駿河区南八幡町8-1	3,844	0	0	0	3,844
		○							○	○	南部小学校	駿河区南八幡町11-1	5,732	0	0	5,732	0
									○		南部生涯学習センター	駿河区南八幡町25-21	1,513	0	0	1,513	0
			○						○	○	南中学校	駿河区宮竹2-11-1	2,133	0	0	2,133	0
		○							○	○	宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1	972	0	0	972	0
		○							○	○	長田北小学校	駿河区向敷地890	828	0	0	828	0
									○		八幡保育園	駿河区八幡2-15-20	686	0	0	686	0
								○	○	○	（私）静岡女子高校	駿河区八幡3-6-1	5,350	0	0	0	5,350
					○				○	○	（県）静岡南高校	駿河区大谷5762	2,545	0	1,276	1,269	0
									○		県男女共同参画センター（あざれあ）	駿河区馬淵1-17-1	9,999	0	0	0	9,999
								○	○		ツインメッセ静岡	駿河区曲金3-1-10	2,683	0	0	2,683	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他									
中部	静岡市	○							○	○	森下小学校	駿河区森下町2-1	5,728	0	0	5,728	0
									○		服織保育園	葵区山崎1-17-1	862	0	662	0	0
		○							○	○	南藁科小学校	葵区吉津400	2,677	0	0	2,677	0
		○							○	○	竜南小学校	葵区竜南1-23-1	5,080	0	0	5,080	0
					○				○	○	（県）静岡中央高校	葵区城北2-29-1	14,114	0	0	14,114	0
									○		リンク西奈（西奈生涯学習センター）	葵区瀬名2-32-43	1,521	0	0	1,521	0
									○		北部体育館	葵区松富4-14-1	8,992	0	0	0	8,992
									○		口坂本避難所	葵区口坂本544	48	48	0	0	0
									○	○	玉川キャンプセンター	葵区長妻田755	476	0	476	0	0
									○		清沢避難所	葵区鍵穴723-1	124	124	0	0	0
									○		藁科都市山村交流センター	葵区大原1834	714	0	714	0	0
									○	○	（県）科学技術高校	葵区長沼500-1	3,127	0	0	3,127	0
									○		東部生涯学習センター	葵区千代田7-8-5	575	0	0	575	0
		○							○	○	東豊田小学校	駿河区池田491-2	6,780	0	0	6,780	0
									○	○	（市）静岡市立商業高校	駿河区有東3-4-17	8,061	0	0	8,061	0
								○	○	○	（国）静岡大学	駿河区大谷836	2,956	0	0	0	2,956
		○							○	○	大谷小学校	駿河区大谷3683-2	3,380	0	0	3,380	0
									○		小黒保育園	駿河区小黒1-7-6	484	0	0	484	0
								○	○	○	（私）静岡聖光学院中学・高校	駿河区小鹿1440	2,600	0	0	0	2,600
									○		長田体育館	駿河区鎌田574-1	3,764	0	0	0	3,764
			○						○	○	東豊田中学校	駿河区国吉田5-23-1	4,241	0	2,677	1,564	0
		○							○	○	東源台小学校	駿河区国吉田6-7-45	5,964	0	0	5,964	0
									○		東豊田保育園	駿河区国吉田6-7-29	1,065	0	0	1,065	0
									○		高松保育園	駿河区敷地2-7-14	914	0	0	914	0
		○							○	○	川原小学校	駿河区下川原4-14-1	7,290	0	0	7,290	0
									○		下川原保育園	駿河区下川原6-8-26	897	0	0	897	0
		○							○	○	大里東小学校	駿河区高松2310	4,856	0	0	4,856	0
									○		長田生涯学習センター	駿河区寺田131-1	1,558	0	0	1,558	0
		○							○	○	長田東小学校	駿河区東新田3-10-1	6,995	0	0	6,995	0
									○		東新田保育園	駿河区東新田4-1-14	1,008	0	0	1,008	0
			○						○	○	豊田中学校	駿河区豊田1-3-1	6,727	0	0	6,727	0
		○							○	○	富士見小学校	駿河区登呂1-1-1	6,710	0	0	6,710	0
									○		登呂保育園	駿河区登呂3-20-2	993	0	0	993	0
			○						○	○	高松中学校	駿河区登呂4-6-1	4,833	0	0	4,833	0
		○							○	○	中島小学校	駿河区中島2992-1	828	0	0	828	0
		○							○	○	中田小学校	駿河区中田2-14-1	6,354	0	0	6,354	0
			○						○	○	大里中学校	駿河区中野新田57-5	4,436	0	0	4,436	0
									○		大里生涯学習センター	駿河区中野新田57-5	2,069	0	0	0	2,069
		○							○	○	大里西小学校	駿河区中原400	5,792	0	0	5,792	0
									○		中村町保育園	駿河区中村町94	1,215	0	0	1,215	0
									○	○	（県）静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251	657	0	657	0	0
								○	○	○	（私）静岡学園中学・高校	駿河区聖一色226-3	3,873	0	0	0	3,873
		○							○	○	長田南小学校	駿河区広野4-7-1	7,732	0	0	7,732	0
									○		富士見台保育園	駿河区富士見台2-11-44	905	0	0	905	0
		○							○	○	久能小学校	駿河区古宿213-2	2,726	712	0	2,014	0
		○							○	○	西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80	828	0	0	828	0
									○		南部体育館	駿河区曲金3-1-13	4,479	0	0	0	4,479
									○		静岡県農業会館	駿河区曲金3-8-1	0	0	0	不明	0
									○	○	（県）静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6-1-6	632	0	632	0	0
									○		中田保育園	駿河区馬淵4-2-29	1,039	0	0	1,039	0
			○						○	○	長田西中学校	駿河区丸子1-1-1	3,487	0	0	3,487	0
									○		丸子保育園	駿河区丸子2-18-32	998	0	0	998	0
		○							○	○	長田西小学校	駿河区丸子6-15-65	1,157	0	0	1,157	0
			○						○	○	長田南中学校	駿河区みずほ3-9-1	1,486	0	0	1,486	0
								○	○	○	（私）城南静岡中学・高校	駿河区南八幡町1	4,700	0	0	4,700	0
									○		静岡看護専門学校	駿河区南八幡町8-1	3,844	0	0	0	3,844
		○							○	○	南部小学校	駿河区南八幡町11-1	5,732	0	0	5,732	0
									○		南部生涯学習センター	駿河区南八幡町25-21	1,513	0	0	1,513	0
			○						○	○	南中学校	駿河区宮竹2-11-1	2,133	0	0	2,133	0
		○							○	○	宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1	972	0	0	972	0
		○							○	○	長田北小学校	駿河区向敷地890	828	0	0	828	0
									○		八幡保育園	駿河区八幡2-15-20	686	0	0	686	0
								○	○	○	（私）静岡女子高校	駿河区八幡3-6-1	5,350	0	0	0	5,350
					○				○	○	（県）静岡南高校	駿河区大谷5762	2,545	0	1,276	1,269	0
									○		県男女共同参画センター（あざれあ）	駿河区馬淵1-17-1	9,999	0	0	0	9,999
								○	○		ツインメッセ静岡	駿河区曲金3-1-10	2,683	0	0	2,683	0

地域	市町	施設管理区分								避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物											
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
中部	静岡市					○	○			○	○	静岡朝鮮初中級学校	駿河区中島1171	不明	0	0	不明	0
							○			○	○	静岡県立大学	駿河区谷田52−1	4,649	0	0	0	4,649
										○	○	城山中学校	駿河区小坂2−33	7,860	0	0	7,860	0
			○							○	○	中島中学校	駿河区中島3303	5,742	0	0	5,742	0
			○							○		オーク長田（長田支所）	駿河区上川原13−1	2,374	0	0	0	2,374
						○				○	○	(県)清水西高校	清水区青葉町5−1	3,412	0	2,335	1,077	0
				○						○	○	(県)清水東高校	清水区秋吉町5−10	3,689	0	2,740	949	0
				○						○	○	清水庵原小学校	清水区庵原町1723	4,832	0	0	4,832	0
						○				○		清水中央図書館	清水区入江岡町15−23	4,880	0	0	4,880	0
			○							○	○	清水有度第一小学校	清水区有度本町3−1	4,243	0	0	4,243	0
			○							○	○	清水江尻小学校	清水区江尻町14−63	5,471	0	0	5,471	0
			○							○	○	清水入江小学校	清水区追分2−3−1	6,605	0	0	6,605	0
				○						○	○	清水第八中学校	清水区追分4−2429	5,884	0	0	5,884	0
			○							○	○	清水小河内小学校	清水区小河内2723	3,128	0	0	3,128	0
			○							○	○	清水高部東小学校	清水区押切107	6,923	0	0	6,923	0
			○							○	○	清水高部小学校	清水区押切1115−2	3,412	0	0	3,412	0
			○							○	○	清水興津小学校	清水区興津中町350−1	1,147	0	0	1,147	0
						○				○		清水東部老人憩の家	清水区興津中町1288	366	0	366	0	0
										○		清水興津中学校	清水区興津中町1478−10	2,824	0	0	2,824	0
				○						○	○	(県)清水南高校	清水区折戸3−2−1	3,366	0	2,781	585	0
						○				○		折戸老人福祉センター羽衣荘	清水区折戸4−6−53	424	0	424	0	0
			○							○	○	清水三保第二小学校	清水区折戸5−8−2	5,531	0	0	5,531	0
			○							○	○	清水岡小学校	清水区神田町4−3	4,685	0	0	4,685	0
			○							○	○	清水第二中学校	清水区神田町4−57	9,635	0	0	9,635	0
			○							○	○	清水船越小学校	清水区北矢部831−1	3,639	0	0	3,639	0
			○							○	○	清水第七中学校	清水区草薙3−9−20	9,328	0	0	9,328	0
										○	○	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3−19−1	5,652	0	0	5,652	0
										○	○	清水駒越小学校	清水区駒越東町2−20	3,617	0	0	3,617	0
					○					○		江尻生涯学習交流館	清水区小芝町3−35	1,495	0	0	1,495	0
										○	○	清水小島小学校	清水区小島町619	3,791	0	0	3,791	0
					○					○		岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町7−1	3,472	0	0	3,472	0
				○						○	○	(市)清水商業高校	清水区桜が丘町7−15	5,200	0	0	5,200	0
										○	○	清水第三中学校	清水区三光町57	6,008	0	0	6,008	0
										○	○	清水庄原小学校	清水区庄原町919	1,835	0	0	1,835	0
										○	○	清水飯田小学校	清水区下野中2−40	7,084	0	0	7,084	0
										○	○	清水不二見小学校	清水区新緑町2−21	6,475	0	0	6,475	0
						○				○		清水総合運動場体育館	清水区清開2−1−1	5,537	0	0	5,537	0
						○				○		清水老人憩の家清開さらく荘	清水区清開2−1−1	460	0	460	0	0
			○							○	○	清水袖師小学校	清水区袖師町420	4,320	0	0	4,320	0
			○							○	○	清水小島中学校	清水区但沼町271	5,330	0	0	5,330	0
			○							○	○	清水辻小学校	清水区辻4−3−40	5,403	0	0	5,403	0
			○							○	○	清水第六中学校	清水区天王西10−40	5,247	0	0	5,247	0
			○							○	○	清水中河内小学校	清水区中河内2583−1	2,085	0	0	2,085	0
			○							○	○	清水袖師中学校	清水区西久保125−1	3,491	0	0	3,491	0
										○	○	清水西河内小学校	清水区西里143	3,359	0	0	3,359	0
					○					○		浜田生涯学習交流館	清水区浜田町4−4	847	0	0	847	0
			○							○	○	清水浜田小学校	清水区浜田町11−1	5,110	0	0	5,110	0
			○							○	○	清水庵原中学校	清水区原245	3,597	0	0	3,597	0
						○				○		清水船越老人福祉センター	清水区船越町1	−	−	−	−	−
			○							○	○	清水小学校	清水区松井町15−1	4,220	0	0	4,220	0
			○							○	○	清水三保第一小学校	清水区三保1069−1	3,438	0	0	3,438	0
				○						○	○	清水第五中学校	清水区三保1720	7,076	0	0	7,076	0
				○						○	○	清水第一中学校	清水区富代町5−55	5,858	0	0	5,858	0
				○						○	○	清水第四中学校	清水区村松 683−1	2,469	0	0	2,469	0
			○							○	○	清水飯田東小学校	清水区八坂北1−23−40	2,989	0	0	2,989	0
				○						○	○	清水飯田中学校	清水区山原112−1	7,751	0	0	7,751	0
									○	○		清水港湾労働者福祉センター	清水区横砂408−13	1,265	0	0	1,265	0
						○				○		清水清見潟公園スポーツセンター	清水区横砂408−38	3,237	0	0	0	3,237
			○							○	○	清水両河内中学校	清水区和田島303	3,088	0	0	3,088	0
			○							○	○	清水和田島小学校	清水区和田島611	2,093	0	0	2,093	0
						○				○		清水庵原保育園	清水区庵原町1938	519	0	0	519	0
						○				○		清水高部保育園	清水区梅ヶ谷459−1	623	0	0	623	0
						○				○		清水川原保育園	清水区川原町24−8	950	0	0	950	0
						○				○		清水有度北保育園	清水区長崎740−1	618	0	0	618	0
						○				○		清水有度西保育園	清水区中之郷1−10−27	517	0	0	517	0
						○				○		清水保育園	清水区本町11−32	985	0	0	985	0

地域	市町	施設管理区分								避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物											
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
中部	静岡市					○				○		清水三保保育園	清水区三保1601	815	0	0	815	0
						○				○		清水駒越保育園	清水区迎山4−15	455	0	0	455	0
						○				○		清水興津北保育園	清水区八木間町478	763	0	0	763	0
						○				○		清水横砂保育園	清水区横砂東町17−5	540	0	0	540	0
						○				○		清水西久保保育園	清水区西久保438−1	821	0	0	821	0
						○				○		清水入江保育園	清水区入江1−13−5	809	0	0	809	0
						○				○		清水北部交流センター	清水区八坂町2111−2	1,282	0	0	1,282	0
						○				○		清水南部交流センター	清水区駒越南町9−50	321	0	321	0	0
			○							○	○	蒲原中学校	清水区蒲原49	2,299	0	0	2,299	0
		○								○	○	蒲原東小学校	清水区蒲原666	5,125	0	0	5,125	0
						○				○		蒲原市民センター	清水区蒲原新田1−21−1	3,881	0	0	3,881	0
		○								○	○	蒲原西小学校	清水区蒲原新田2−25−1	5,926	0	0	5,926	0
		○								○	○	由比北小学校	清水区由比入山2158	2,314	0	0	2,314	0
		○								○	○	由比小学校	清水区町屋原329	3,762	0	0	3,762	0
			○							○	○	由比中学校	清水区由比456	5,257	0	0	5,257	0
		88	44	15	4	68	13	3		235	162			796,094	1,903	24,171	697,500	72,520
	静岡市									○	○	島田第一小学校	稲荷二丁目19−1	7,855	0	924	6,931	0
		○								○	○	島田第二小学校	中溝町2372	5,719	0	1,276	4,443	0
				○						○	○	島田第三小学校	南一丁目10−1	2,723	0	1,756	967	0
		○								○	○	島田第四小学校	中河町201	3,538	0	958	2,580	0
				○						○	○	島田第五小学校	旭二丁目25−1	2,499	0	1,947	552	0
		○								○	○	伊久美小学校	伊久美3690−1	2,128	0	0	2,128	0
		○								○	○	神座小学校	神座1444	3,221	0	749	2,472	0
							○			○	○	相賀小学校	相賀875	461	0	461	0	0
					○					○	○	伊太小学校	伊太1314	3,560	0	3,560	0	0
		○								○	○	大津小学校	落合160−1	6,131	0	838	5,293	0
			○							○	○	六合小学校	道悦五丁目13−1	9,799	0	0	9,799	0
		○								○	○	六合東小学校	東町1200	2,028	0	0	2,028	0
			○							○	○	初倉小学校	阪本1331	6,222	0	1,999	4,223	0
		○								○	○	湯日小学校	湯日564	3,880	0	749	3,131	0
		○								○	○	初倉南小学校	南原10	2,368	0	0	2,368	0
		○								○	○	島田第一中学校	稲荷三丁目18−1	5,436	0	934	4,502	0
			○							○	○	島田第二中学校	旗指77−1	5,713	0	0	5,713	0
		○								○	○	六合中学校	道悦二丁目25−1	7,552	0	945	6,607	0
			○							○	○	初倉中学校	大柳南132	10,441	0	0	10,441	0
		○								○	○	(県)島田高校	稲荷一丁目7−1	4,174	0	0	4,174	0
		○								○	○	(県)島田商業高校	誠園町8707	5,800	0	927	4,873	0
		○								○	○	(県)島田工業高校	阿知ケ谷201	4,724	0	0	4,724	0
						○				○	○	(私)島田橘誠高校	伊太2705−1	407	0	0	407	0
		○								○	○	野外活動センター山の家	身成48−3	2,395	0	0	2,395	0
		○								○	○	神谷城西公民館	神谷城1499	5,917	0	0	5,917	0
		○								○	○	菊川の里会館	菊川643−2	8,918	0	0	8,918	0
				○						○	○	お茶の郷	金谷富士見町3053−2	2,352	0	2,352	0	0
			○							○	○	金谷小学校	金谷根岸町33	8,049	0	0	8,049	0
									○	○	○	五和小学校	牛尾435	4,178	0	0	4,178	0
					○					○	○	金谷中学校	金谷栄町211−1	356	0	0	356	0
									○	○	○	(県)金谷高校	金谷根岸町35	156	156	0	0	0
									○	○	○	北五和会館	福用175−1	485	0	485	0	0
									○	○	○	金谷生きがいセンター夢づくり会館	島550−2	2,796	0	0	2,796	0
									○	○	○	大代公民館	大代1385	371	0	0	371	0
		○								○	○	川根小学校	川根町家山420	4,969	0	1,072	3,897	0
			○							○	○	川根中学校	川根町身成3290	5,992	0	491	5,501	0
									○	○	○	川根地域交流センター	川根町坂里548	1,430	0	418	1,012	0
									○	○	○	川根文化センターチャリム21	川根町家山1173−1	3,431	0	0	0	3,431
									○	○	○	山村都市交流センターささま	川根町笹間上391	421	421	0	0	0
		18	6	4	2	7	1	1		39	39			158,595	577	22,841	131,746	3,431

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物							木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外							
中部	焼津市	○							○		港小学校	石津港町40-2	7,517	0	1,604	5,913	0
		○							○		東益津小学校	石脇上85	7,245	0	1,100	6,145	0
		○							○		黒石小学校	大住1246	6,427	0	1,100	5,327	0
			○						○		大村中学校	大村3-25-1	6,031	0	0	6,031	0
		○							○		小川小学校	小川2525	7,482	0	1,152	6,330	0
				○					○		(県)焼津中央高校	小土157-1	2,611	0	1,307	1,304	0
			○						○		豊田中学校	小土301-2	5,637	0	1,613	4,024	0
		○							○		豊田小学校	五ケ堀之内2	9,819	0	1,100	8,719	0
		○							○		焼津東小学校	栄町5-14-1	6,704	0	1,032	5,672	0
		○							○		焼津西小学校	塩津117-1	6,855	0	1,123	5,732	0
			○						○		和田中学校	田尻1984	5,578	0	1,432	4,146	0
		○							○		和田小学校	田尻北541	7,446	0	1,119	6,327	0
			○						○		港中学校	田尻北584	6,714	0	2,740	3,974	0
			○						○		東益津中学校	中里416	6,254	0	1,323	4,931	0
			○						○		大富中学校	中根1-1	8,166	0	0	8,166	0
		○							○		大富小学校	中根新田637	8,041	0	1,100	6,941	0
			○						○		小川中学校	東小川4-7-1	5,416	0	1,359	4,057	0
			○						○		焼津中学校	焼津2-10-28	8,000	0	2,106	5,894	0
		○							○		焼津南小学校	焼津5-5-1	5,938	0	947	4,991	0
				○					○		(県)焼津水産高校	焼津5-5-2	1,947	0	1,380	567	0
		○							○		大井川西小学校	上泉1688-1	6,174	0	0	6,174	0
				○					○		(県)大井川高校	上新田292-1	2,518	0	1,185	1,333	0
			○						○		大井川中学校	下江留191	9,319	0	462	8,857	0
						○			○		下小杉地区防災センター	下小杉537	381	0	0	381	0
						○			○		高新田地区防災センター	高新田1853-1	379	0	0	379	0
						○			○		高新田東地区防災センター	高新田2172-2	380	0	0	380	0
						○			○		大井川体育館	中島1183	1,440	0	0	1,440	0
						○			○		藤守地区防災センター	藤守2025	384	0	0	384	0
		○							○		大井川東小学校	宗高428	5,508	0	235	4,139	1,134
		○							○		大井川南小学校	吉永490	7,699	0	0	7,699	0
						○			○		吉永地区防災センター	吉永1933-1	380	0	0	380	0
						○			○		利右衛門地区防災センター	利右衛門2559-2	363	0	0	363	0
						○			○		大井川港防災センター	飯渕2160	1,271	0	0	1,271	0
						○			○		福祉センター「ほほえみ」	宗高572-1	3,274	0	0	0	3,274
						○			○		三区コミュニティ防災センター	本町2-12-7	532	0	0	532	0
						○			○		坂本コミュニティ防災センター	坂本659-8	404	0	404	0	0
						○			○		小川駅地コミュニティ防災センター	小川駅前3-2-2	534	0	0	534	0
						○			○		浜当目コミュニティ防災センター	浜当目3-13-25	639	0	0	0	639
						○			○		石津コミュニティ防災センター	石津港町17-9	745	0	0	745	0
						○			○		新屋コミュニティ防災センター	栄町6-1-5	530	0	0	530	0
						○			○		4区コミュニティ防災センター	焼津5-1-11	498	0	0	498	0
						○			○		第5コミュニティ防災センター	駅北1-14-7	539	0	0	539	0
						○			○		2区コミュニティ防災センター	本町4-11-16	476	0	0	476	0
					○				○		大村公民館	大覚寺575-1	1,300	0	1,300	0	0
						○			○		焼津文化会館	三ケ名1550	8,806	0	0	8,806	0
						○			○		総合福祉会館	大覚寺630	5,170	0	0	5,170	0
						○			○		小川第13コミュニティ防災センター	小川3118	539	0	0	539	0
		13	9	3	1	21	0	0	47	0			190,010	0	28,223	156,740	5,047
	藤枝市	○							○	○	瀬戸谷小学校	本郷872	3,422	0	690	2,732	0
			○						○	○	瀬戸谷中学校	本郷4653	3,733	0	1,813	1,920	0
		○							○	○	葉梨西北小学校	西方1080	2,479	0	0	1,728	751
		○							○	○	葉梨小学校	下之郷111-1	4,822	0	0	3,939	883
			○						○	○	葉梨中学校	中ノ合336	8,025	0	2,541	3,484	0
		○							○	○	広幡小学校	鬼島424	5,451	0	0	4,406	1,045
			○						○	○	広幡中学校	上当間602	6,188	0	2,488	3,700	0
							○		○	○	(私)静清高校	瀬87	11,440	0	2,630	8,810	0
		○							○	○	西益津小学校	田中1-7-20	7,549	0	0	6,528	1,021
			○						○	○	西益津中学校	田中1-7-1	7,551	0	1,949	5,602	0
				○					○	○	(県)藤枝北高校	郡970	7,262	0	1,870	5,392	0
				○					○	○	(県)藤枝西高校	城南2-4-6	10,894	0	0	10,894	0
		○							○	○	藤岡小学校	藤岡3-14-1	5,789	0	951	4,838	0
		○							○	○	藤枝小学校	天王町1-1-1	8,637	0	1,255	5,382	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物							木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外							
中部	藤枝市		○						○	○	藤枝中学校	音羽町1-1-51	8,556	0	2,164	6,392	0
				○					○	○	(県)藤枝東高校	天王町1-7-1	10,329	0	1,771	8,558	0
		○							○	○	青島東小学校	志太5-1-1	6,753	0	1,242	5,511	0
		○							○	○	青島北小学校	南駿河台2-11-1	6,734	0	2,734	4,000	0
		○							○	○	青島小学校	下青島10	7,031	0	1,394	5,637	0
			○						○	○	青島北中学校	南駿河台1-11-1	6,585	0	1,928	4,657	0
			○						○	○	青島中学校	青葉町1-7-1	9,521	0	2,230	7,291	0
							○		○	○	(私)藤枝順心高校	前島2-1-1	16,449	0	5,478	12,971	0
						○			○	○	サンライフ藤枝	小石川町4-1-11	1,678	0	0	1,678	0
						○			○	○	静岡県武道場	前島2-10-1	12,914	0	0	12,914	0
		○							○	○	高洲小学校	高柳1315	6,978	0	1,130	5,848	0
		○							○	○	高洲南小学校	高洲37-1	6,136	0	999	5,137	0
			○						○	○	高洲中学校	与左衛門33-1	7,821	0	2,138	5,683	0
		○							○	○	大洲小学校	大洲5-20	6,445	0	947	5,498	0
			○						○	○	大洲中学校	弥左衛門500	6,149	0	980	5,169	0
							○		○	○	(私)藤枝明誠高校	大洲2-2-1	16,987	0	5,232	11,755	0
		○							○	○	岡部小学校	内谷997-2	6,659	0	0	0	6,659
			○						○	○	岡部中学校	子持坂102	6,407	0	261	0	6,146
		○							○	○	朝比奈第一小学校	新舟1021	2,911	0	0	0	2,911
						○			○	○	いきいき交流センター	宮島513-1	950	0	0	0	950
		15	10	3	0	3	3	0	34	34			245,235	0	46,815	178,054	20,366
	牧之原市					○			○		大江コミュニティ防災センター	大江102-1	392	0	0	392	0
								○	○		大江区民会館	大江530-1	272	0	272	0	0
		○							○		片浜小学校	片浜1216	3,799	0	0	3,799	0
		○							○		萩間小学校	黒子75	3,299	0	771	2,528	0
		○							○		菅山小学校	西山寺6-1	3,729	0	310	3,419	0
			○						○		相良中学校	相良283	6,247	0	2,919	3,328	0
								○	○		相良コミュニティ防災センター	相良58-1	418	0	0	418	0
					○				○		トーク地頭方	新庄291-5	551	0	551	0	0
								○	○		地頭方保育園	地頭方75-1-3	752	0	0	752	0
								○	○		地頭方幼稚園	地頭方281	590	0	0	590	0
		○							○		地頭方小学校	地頭方981	4,339	0	931	3,408	0
					○				○		相良公民館	須々木854-10	1,826	0	0	1,826	0
								○	○		萩間保育園	西萩間889	752	0	0	752	0
		○							○		相良小学校	波津1643	8,090	0	1,259	6,831	0
				○					○		(県)相良高校	波津1700-3	2,229	0	2,229	0	0
			○						○		牧之原中学校	東萩間2079-9	4,010	0	2,472	1,538	0
		○							○		牧之原小学校	東萩間2082-13	3,845	0	0	3,845	0
								○	○		豊岡公民館	堀野新田531	297	0	0	297	0
								○	○		牧之原保育園	東萩間1987-50	1,081	0	0	1,081	0
								○	○		相良幼稚園	相良249-2	773	0	773	0	0
								○	○		片浜コミュニティ防災センター	片浜1111-1	418	0	0	418	0
		○							○		川崎小学校	静波1001-1	6,304	0	0	6,304	0
								○	○		静波コミュニティ防災センター	静波2130-5	1,192	0	1,192	0	0
				○					○		(県)榛原高校	静波850	3,068	0	0	3,068	0
		○							○		細江小学校	細江1260	5,261	0	1,215	4,046	0
			○						○		榛原中学校	仁田100-1	9,355	0	2,004	7,351	0
								○	○		川崎コミュニティ防災センター	勝俣1212	507	0	507	0	0
		○							○		勝間田小学校	勝間588-3	3,294	0	1,080	2,214	0
								○	○		牧之原コミュニティセンター	布引原256-4	555	0	555	0	0
		○							○		坂部小学校	坂部468-1	3,040	0	892	2,148	0
		10	3	2	2	11	0	2	30	0			80,285	0	19,932	60,353	0
	吉田町	○							○		中央小学校	片岡850-1	7,001	0	0	5,446	1,555
				○					○	○	(県)吉田高校	片岡2130	2,557	0	1,359	1,198	0
		○							○	○	自彊小学校	神戸1748-2	5,427	0	0	3,745	1,682
			○						○	○	吉田中学校	住吉230	5,062	0	0	5,062	0
		○							○	○	住吉小学校	住吉2223	6,872	0	0	5,321	1,551
		3	1	1	0	0	0	0	5	4			26,919	0	1,359	20,772	4,788

地域	市町	施設管理区分 公共建築物 小学校	中学校	高校	公民館	その他	民間建築物 学校	その他	避難所区分（棟別） 屋内	屋外	名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡） 木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
中部	川根本町	○	○						○		中川根中学校	上長尾744	1,718	0	0	1,718	0
		○							○		中央小学校	上長尾1000	1,263	0	0	1,105	158
		○							○		中川根南部小学校	下長尾281	1,074	0	0	510	564
		○							○		中川根第一小学校	徳山100	1,746	0	0	831	915
					○				○		横山コミュニティ防災センター	横山1369	620	0	0	0	620
				○					○		(県)川根高校	徳山1644-1	2,024	0	2,024	0	0
		○							○		本川根小学校	千頭1236-6	1,686	0	0	1,047	639
			○			○			○		本川根中学校	田代530	1,611	0	1,188	0	423
									○		B&G海洋センター	藤川1220	1,716	0	0	1,716	0
					○				○		久野脇コミュニティ防災センター	久野脇237	295	0	0	0	295
		4	2	1	2	1	0	0	10	0			13,753	0	3,212	6,927	3,614
西部	浜松市	○							○		元城小学校	中区元城町102-1	6,108	0	807	5,301	0
		○		○					○		中部中学校	中区松城町108-1	6,600	0	1,770	4,830	0
		○							○		東小学校	中区中央二丁目2-1	5,653	0	0	5,653	0
				○					○		八幡中学校	中区野口町1533	6,308	0	1,138	5,170	0
		○							○		船越小学校	中区船越町29-1	3,470	0	621	2,849	0
		○							○		西小学校	中区鴨江町70-1	4,494	0	725	3,769	0
				○					○		西部中学校	中区鴨江二丁目17-1	7,678	0	1,647	6,031	0
		○							○		鴨江小学校	中区西伊場町4-1	4,537	0	725	3,812	0
		○							○		県居小学校	中区東伊場二丁目5-1	4,107	0	725	3,382	0
		○							○		追分小学校	中区布橋一丁目9-1	5,444	0	601	4,843	0
		○							○		広沢小学校	中区広沢二丁目51-1	6,566	0	945	5,621	0
				○					○		北部中学校	中区文丘町28-1	7,607	0	864	6,743	0
				○					○		蜆塚中学校	中区蜆塚二丁目15-1	8,881	0	4,156	4,725	0
		○							○		(旧)高砂小学校	中区寺島町450	4,834	0	4,834	0	0
		○							○		竜禅寺小学校	中区龍禅寺町844	5,301	0	725	4,576	0
				○					○		南部中学校	中区龍禅寺町706	8,277	0	592	7,685	0
		○							○		双葉小学校	中区海老塚二丁目5-1	3,545	0	725	2,820	0
		○							○		浅間小学校	中区西浅田二丁目12-1	5,779	0	945	4,834	0
				○					○		江西中学校	中区神田町123	6,144	0	1,040	5,104	0
		○							○		北小学校	中区山下町192	4,298	0	967	3,331	0
		○							○		相生小学校	中区可宿三丁目8-1	6,238	0	1,005	5,233	0
		○							○		佐藤小学校	中区佐藤二丁目32-1	5,052	0	725	4,327	0
					○				○		東部公民館	中区相生町23-1	1,648	0	0	1,648	0
		○							○		城北小学校	中区住吉一丁目23-1	5,958	0	798	5,160	0
				○					○		高台中学校	中区住吉五丁目19-1	6,904	0	984	5,920	0
		○							○		泉小学校	中区泉一丁目16-1	5,398	0	601	4,797	0
		○							○		萩丘小学校	中区幸五丁目12-1	6,650	0	798	5,852	0
		○							○		葵が丘小学校	中区高丘東三丁目51-1	5,380	0	788	4,592	0
		○							○		瑞穂小学校	中区高丘北三丁目15-8	6,453	0	945	5,508	0
				○					○		開成中学校	中区高丘北一丁目15-20	6,825	0	1,612	5,213	0
		○							○		葵西小学校	中区葵西二丁目25-1	5,524	0	725	4,799	0
		○							○		曳馬小学校	中区曳馬一丁目1-35	6,578	0	725	5,853	0
		○							○		上島小学校	中区上島一丁目21-1	8,860	0	1,216	7,644	0
				○					○		曳馬中学校	中区曳馬四丁目2-15	7,510	0	2,127	5,383	0
		○							○		富塚小学校	中区富塚町1803	4,712	0	601	4,111	0
		○							○		富塚西小学校	中区富塚町3541	4,525	0	725	3,800	0
				○					○		富塚中学校	中区富塚町460-1	8,043	0	1,727	6,316	0
		○							○		花川小学校	中区花川町781	3,112	0	1,099	2,013	0
		○							○		佐鳴台小学校	中区佐鳴台三丁目31-1	5,601	0	725	4,876	0
				○					○		佐鳴台中学校	中区佐鳴台三丁目32-1	6,037	0	1,807	4,230	0
		○							○		笠井小学校	東区笠井町1050	4,501	0	725	3,776	0
		○							○		豊西小学校	東区豊西町1551	4,576	0	0	4,576	0
				○					○		笠井中学校	東区笠井町1055	5,797	0	1,372	4,425	0
		○							○		与進小学校	東区天王町1351	7,359	0	0	7,359	0
				○					○		与進中学校	東区市野町1405-1	7,245	0	300	6,945	0
		○							○		与進北小学校	東区市野町2715	4,673	0	725	3,948	0
		○							○		和田小学校	東区薬師町273-2	6,591	0	0	6,591	0
				○					○		天竜中学校	東区龍光町43	6,894	0	1,320	5,574	0
		○							○		和田東小学校	東区安間町437-2	4,497	0	775	3,722	0
		○							○		中ノ町小学校	東区中野町427-1	4,052	0	0	4,052	0
		○							○		積志小学校	東区積志町1497-1	6,983	0	1,008	5,975	0
				○					○		積志中学校	東区有玉北町1200	7,216	0	1,475	5,741	0
		○							○		中郡小学校	東区中郡町915	5,939	0	945	4,994	0
		○							○		大瀬小学校	東区大瀬町2218	3,891	0	601	3,290	0

地域	市町	施設管理区分 公共建築物 小学校	中学校	高校	公民館	その他	民間建築物 学校	その他	避難所区分（棟別） 屋内	屋外	名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡） 木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
西部	浜松市	○							○		有玉小学校	東区有玉南町614	4,674	0	725	3,949	0
		○							○		中郡中学校	東区中郡町897	5,862	0	1,612	4,050	0
		○							○		蒲小学校	東区神立町5	6,680	0	1,099	5,581	0
		○							○		丸塚中学校	東区丸塚町1050	7,413	0	1,618	5,795	0
		○							○		神久呂小学校	西区神ケ谷町3490	5,823	0	1,099	4,524	0
			○						○		神久呂中学校	西区大久保町6633	4,310	0	300	4,010	0
		○							○		入野小学校	西区入野町8757	6,452	0	945	5,507	0
			○						○		入野中学校	西区入野町17059	5,475	0	1,632	3,843	0
		○							○		西都台小学校	西区西鴨江町1106	4,156	0	1,032	3,124	0
		○							○		伊佐見小学校	西区伊左地町5644	6,158	0	601	5,557	0
			○						○		湖東中学校	西区佐浜町4540	9,332	0	300	9,032	0
							○		○		古人見幼稚園	西区古人見町717	285	285	0	0	0
							○		○		佐浜会館	西区佐浜町1933-1	206	0	206	0	0
		○							○		和地小学校	西区湖東町2005	5,865	0	945	4,920	0
		○							○		篠原小学校	西区篠原町10300	6,690	0	945	5,745	0
			○						○		篠原中学校	西区篠原町20200-1	5,731	0	1,901	3,830	0
			○						○		庄内中学校	西区庄内町100	6,127	0	1,793	4,334	0
		○							○		北庄内小学校	西区白洲町295-1	4,211	0	0	4,211	0
		○							○		南庄内小学校	西区庄和町108-3	2,655	0	0	2,655	0
		○							○		村櫛小学校	西区村櫛町2551	3,459	0	0	3,459	0
									○		白洲公民館	西区白洲町3850-1	312	0	312	0	0
		○							○		大平台小学校	西区大平台三丁目6-1	7,739	0	0	7,739	0
							○		○		はまゆう図書館	西区大人見町1750-304	2,259	0	0	2,259	0
							○		○		舞阪第1保育園	西区舞阪町弁天島3885	526	0	0	526	0
		○							○		舞阪小学校	西区舞阪町舞阪76	7,442	0	0	5,431	2,011
							○		○		舞阪第2保育園	西区舞阪町舞阪2659-3	578	0	0	578	0
							○		○		舞阪幼稚園	西区舞阪町舞阪2668-33	2,978	0	0	2,978	0
			○						○		舞阪中学校	西区舞阪町舞阪4601	9,398	0	0	9,398	0
							○		○		渚園	西区舞阪町弁天島5005-1	658	0	400	258	0
							○		○		舞阪総合体育館	西区舞阪町舞阪2623-32	4,144	0	0	4,144	0
							○		○		舞阪文化センター	西区舞阪町舞阪2701-1	3,522	0	0	0	3,522
		○							○		雄踏小学校	西区雄踏町宇布見7997-1	11,872	0	0	11,872	0
			○						○		雄踏中学校	西区雄踏町宇布見9595	13,341	0	0	13,341	0
							○		○		雄踏文化センター	西区雄踏町宇布見5427	3,522	0	0	0	3,522
							○		○		雄踏総合体育館	西区雄踏町宇布見9981-1	4,144	0	0	4,144	0
		○							○		白脇小学校	南区寺脇町431	5,320	0	725	4,595	0
		○							○		砂丘小学校	南区白羽町2512	4,233	0	532	3,701	0
		○							○		新津小学校	南区新橋町777	6,465	0	945	5,520	0
			○						○		新津中学校	南区新橋町748	5,461	0	1,730	3,731	0
		○							○		(旧)五島小学校	南区西島町510	3,529	0	725	2,804	0
		○							○		(旧)遠州浜小学校	南区遠州浜二丁目9-1	6,405	0	945	5,460	0
		○							○		河輪小学校	南区東町333	3,658	0	0	3,658	0
			○						○		東陽中学校	南区西町700	6,305	0	1,674	4,631	0
		○							○		芳川小学校	南区芳川町206-1	5,782	0	945	4,837	0
			○						○		南陽中学校	南区芳川町80	7,025	0	1,020	6,005	0
		○							○		芳川北小学校	南区頭陀寺町1046-1	5,959	0	945	5,014	0
		○							○		飯田小学校	南区飯田町978	5,284	0	725	4,559	0
			○						○		東部中学校	南区飯田町1038	7,513	0	2,092	5,421	0
		○							○		可美小学校	南区若林町1748	8,534	0	1,380	7,154	0
			○						○		可美中学校	南区増楽町700	7,699	0	625	7,074	0
		○							○		南の星小学校	南区西島町1148-1	8,846	0	0	8,846	0
		○							○		三方原小学校	北区三方原町682	6,028	0	945	5,083	0
		○							○		豊岡小学校	北区豊岡町22	5,646	0	725	4,921	0
			○						○		北星中学校	北区初生町1305	8,085	0	1,575	6,510	0
		○							○		初生小学校	北区初生町1001-2	4,926	0	784	4,142	0
			○						○		三方原中学校	北区豊岡町196	6,663	0	1,612	5,051	0
		○							○		都田小学校	北区都田町5609-2	3,331	0	719	2,612	0
			○						○		都田中学校	北区都田町5824-18	4,540	0	1,770	2,770	0
		○							○		都田南小学校	北区都田町8756	6,509	0	1,775	4,734	0
		○							○		(旧)滝沢小学校	北区滝沢町1520	2,781	0	568	2,213	0
		○							○		気賀小学校	北区細江町気賀11529	7,873	0	1,083	6,590	0
		○							○		西気賀小学校	北区細江町気賀9994-1	2,724	0	909	1,815	0
		○							○		伊目小学校	北区細江町気賀3241	2,390	0	743	1,647	0
							○		○		高台幼稚園	北区細江町中川7172-701	522	0	522	0	0
		○							○		中川小学校	北区細江町中川2553	5,310	0	1,366	3,944	0
				○					○		気賀高等学校	北区細江町広同1	12,198	135	3,061	9,002	0
			○						○		細江中学校	北区細江町気賀7300-1	11,789	0	6,821	4,968	0
		○							○		井伊谷小学校	北区引佐町井伊谷680	5,064	0	977	4,087	0

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他									
西部	浜松市					○			○		水窪総合体育館	天竜区水窪町地頭方241-3	2,571	0	0	1	2,570
									○		龍山総合センター	天竜区龍山町大嶺579-1	1,450	0	0	1,450	0
		○							○		龍山第一小学校	天竜区龍山町大嶺565-5	1,714	0	0	1,714	0
									○		龍山高齢者コミュニティセンター	天竜区龍山町大嶺1279-3	254	0	254	0	0
									○		龍山健康増進センター	天竜区龍山町戸倉211-1	925	0	925	0	0
									○		龍山保健センター	天竜区龍山町戸倉711-2	325	0	0	325	0
									○		龍山老人福祉センター	天竜区龍山町下平山248-2	0	0	0	0	0
									○		龍山森林文化会館	天竜区龍山町瀬尻982-2	1,491	0	0	0	1,491
		○							○		（旧）龍山北小学校	天竜区龍山町瀬尻926-37	1,471	0	0	1,471	0
		113	46	7	4	28	0	1	199	0			969,888	5,722	189,012	760,789	14,365
		○							○	○	大嶺小学校	大久保282-1	3,806	0	642	3,164	0
			○						○	○	神明中学校	鎌田2262-74	5,954	0	1,336	4,618	0
		○							○	○	長野小学校	小鳥736	5,407	0	780	4,627	0
			○						○	○	磐田第一中学校	国府台39-1	7,587	0	1,977	5,610	0
		○							○	○	岩田小学校	匂坂中987	2,705	0	800	1,905	0
		○							○	○	磐田南小学校	千手堂1356-1	5,836	0	770	5,066	0
									○		ワークピア磐田	中央町2989-3	2,351	0	0	2,351	0
		○							○	○	磐田中部小学校	中泉1203-2	8,764	0	0	8,764	0
		○							○	○	磐田西小学校	中泉2522-2	5,002	0	812	4,190	0
						○			○	○	西貝公民館	西貝塚1377-5	1,072	0	806	466	0
			○						○	○	南部中学校	野箱32	7,297	0	1,498	5,799	0
						○			○	○	南御厨公民館	東新屋613	870	0	393	477	0
		○							○	○	東部小学校	東貝塚206	6,825	0	687	6,138	0
		○							○	○	富士見小学校	富士見町4-9-5	4,860	0	785	4,075	0
		○							○	○	田原小学校	三ケ野1030-1	3,776	0	600	3,176	0
			○						○	○	城山中学校	見付263-3	8,571	0	1,461	7,110	0
		○							○	○	磐田北小学校	見付2352	8,977	0	206	8,771	0
						○			○		市立総合体育館	見付4075-1	6,060	0	0	0	6,060
		○							○	○	向笠小学校	向笠竹之内391-6	4,144	0	1,302	2,842	0
			○						○	○	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	6,365	0	1,849	4,516	0
						○			○	○	於保農村婦人の家	大原1654-1	5,989	0	0	319	5,670
		○							○	○	福田小学校	下太380	7,581	0	0	7,581	0
		○							○	○	豊浜小学校	豊浜9	4,135	0	0	3,164	971
			○						○	○	福田中学校	福田中島3753-1	8,408	0	377	8,031	0
						○			○	○	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	4,779	0	0	4,779	0
						○			○		福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	2,903	0	0	2,803	0
		○							○	○	竜洋西小学校	川袋1900	5,075	0	949	4,126	0
			○						○	○	竜洋中学校	豊岡4473-8	7,778	0	1,025	6,753	0
		○							○	○	竜洋東小学校	中平松23	3,151	0	745	2,406	0
		○							○	○	竜洋北小学校	堀之内356	3,634	0	727	2,907	0
						○			○		アミューズ豊田	上新屋304	8,233	0	0	8,233	0
			○						○	○	豊田中学校	加茂243	8,003	0	490	7,513	0
		○							○	○	豊田北部小学校	加茂1026	6,151	0	0	6,151	0
		○							○	○	豊田東小学校	富見丘57	4,885	0	0	4,885	0
			○						○	○	豊田南中学校	立野200	12,084	0	0	12,084	0
		○							○	○	育城小学校	中田55	5,796	0	0	5,796	0
		○							○	○	豊田南小学校	森下300	8,545	0	0	8,545	0
						○			○		豊岡総合センター	壱貫地180-1	5,184	0	656	1,560	2,968
		○							○	○	豊岡南小学校	上神増1410-1	4,602	0	784	3,818	0
		○							○	○	豊岡北小学校	上野部158-1	3,603	0	576	3,027	0
			○						○	○	豊岡中学校	合代島943	7,125	0	1,338	4,732	1,055
		○							○	○	豊岡東小学校	敷地891	2,743	0	186	2,557	0
						○			○		豊岡南部コミュニティセンター	掛下1489	514	0	0	514	0
						○			○		万瀬緊急避難施設	万瀬658-7	99	99	0	0	0
		23	10	0	2	9	0	0	44	37			237,129	99	24,357	195,949	16,724

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（様別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物		屋内	屋外				木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他									
西部	浜松市					○			○		水窪総合体育館	天竜区水窪町地頭方241-3	2,571	0	0	1	2,570
									○		龍山総合センター	天竜区龍山町大嶺579-1	1,450	0	0	1,450	0
		○							○		龍山第一小学校	天竜区龍山町大嶺565-5	1,714	0	0	1,714	0
						○			○		龍山高齢者コミュニティセンター	天竜区龍山町大嶺1279-3	254	0	254	0	0
						○			○		龍山健康増進センター	天竜区龍山町戸倉211-1	925	0	925	0	0
						○			○		龍山保健センター	天竜区龍山町戸倉711-2	325	0	0	325	0
						○			○		龍山老人福祉センター	天竜区龍山町下平山248-2	0	0	0	0	0
						○			○		龍山森林文化会館	天竜区龍山町瀬尻982-2	1,491	0	0	0	1,491
		○							○		（旧）龍山北小学校	天竜区龍山町瀬尻926-37	1,471	0	0	1,471	0
		113	46	7	4	28	0	1	199	0			969,888	5,722	189,012	760,789	14,365
		○							○	○	大嶺小学校	大久保282-1	3,806	0	642	3,164	0
			○						○	○	神明中学校	鎌田2262-74	5,954	0	1,336	4,618	0
		○							○	○	長野小学校	小鳥736	5,407	0	780	4,627	0
			○						○	○	磐田第一中学校	国府台39-1	7,587	0	1,977	5,610	0
		○							○	○	岩田小学校	匂坂中987	2,705	0	800	1,905	0
		○							○	○	磐田南小学校	千手堂1356-1	5,836	0	770	5,066	0
									○		ワークピア磐田	中央町2989-3	2,351	0	0	2,351	0
		○							○	○	磐田中部小学校	中泉1203-2	8,764	0	0	8,764	0
		○							○	○	磐田西小学校	中泉2522-2	5,002	0	812	4,190	0
						○			○	○	西貝公民館	西貝塚1377-5	1,072	0	806	466	0
			○						○	○	南部中学校	野箱32	7,297	0	1,498	5,799	0
						○			○	○	南御厨公民館	東新屋613	870	0	393	477	0
		○							○	○	東部小学校	東貝塚206	6,825	0	687	6,138	0
		○							○	○	富士見小学校	富士見町4-9-5	4,860	0	785	4,075	0
		○							○	○	田原小学校	三ケ野1030-1	3,776	0	600	3,176	0
			○						○	○	城山中学校	見付263-3	8,571	0	1,461	7,110	0
		○							○	○	磐田北小学校	見付2352	8,977	0	206	8,771	0
						○			○		市立総合体育館	見付4075-1	6,060	0	0	0	6,060
		○							○	○	向笠小学校	向笠竹之内391-6	4,144	0	1,302	2,842	0
			○						○	○	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	6,365	0	1,849	4,516	0
						○			○	○	於保農村婦人の家	大原1654-1	5,989	0	0	319	5,670
		○							○	○	福田小学校	下太380	7,581	0	0	7,581	0
		○							○	○	豊浜小学校	豊浜9	4,135	0	0	3,164	971
			○						○	○	福田中学校	福田中島3753-1	8,408	0	377	8,031	0
						○			○	○	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	4,779	0	0	4,779	0
						○			○		福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	2,903	0	0	2,803	0
		○							○	○	竜洋西小学校	川袋1900	5,075	0	949	4,126	0
			○						○	○	竜洋中学校	豊岡4473-8	7,778	0	1,025	6,753	0
		○							○	○	竜洋東小学校	中平松23	3,151	0	745	2,406	0
		○							○	○	竜洋北小学校	堀之内356	3,634	0	727	2,907	0
						○			○		アミューズ豊田	上新屋304	8,233	0	0	8,233	0
			○						○	○	豊田中学校	加茂243	8,003	0	490	7,513	0
		○							○	○	豊田北部小学校	加茂1026	6,151	0	0	6,151	0
		○							○	○	豊田東小学校	富見丘57	4,885	0	0	4,885	0
			○						○	○	豊田南中学校	立野200	12,084	0	0	12,084	0
		○							○	○	育城小学校	中田55	5,796	0	0	5,796	0
		○							○	○	豊田南小学校	森下300	8,545	0	0	8,545	0
						○			○		豊岡総合センター	壱貫地180-1	5,184	0	656	1,560	2,968
		○							○	○	豊岡南小学校	上神増1410-1	4,602	0	784	3,818	0
		○							○	○	豊岡北小学校	上野部158-1	3,603	0	576	3,027	0
			○						○	○	豊岡中学校	合代島943	7,125	0	1,338	4,732	1,055
		○							○	○	豊岡東小学校	敷地891	2,743	0	186	2,557	0
						○			○		豊岡南部コミュニティセンター	掛下1489	514	0	0	514	0
						○			○		万瀬緊急避難施設	万瀬658-7	99	99	0	0	0
		23	10	0	2	9	0	0	44	37			237,129	99	24,357	195,949	16,724

地域	市町	施設管理区分 公共建築物 小学校	中学校	高校	公民館	その他	民間建築物 学校	その他	避難所区分(棟別) 屋内	屋外	名称	所在地	延床面積(㎡)	構造別延床面積(㎡) 木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
西部	掛川市			○					○		(県)掛川工業高校	葵町15-1	15,934	0	6,490	9,444	0
		○							○		第二小学校	大池438-1	3,467	0	911	2,556	0
		○							○		日坂小学校	大野3-1	2,325	0	692	1,633	0
						○			○		総合福祉センター	掛川910-1	4,117	0	2,169	974	974
		○							○		第一小学校	掛川1180-1	5,264	0	924	4,340	0
		○							○		上内田小学校	上内田3325	3,209	0	698	2,511	0
			○						○		北中学校	上西郷220-2	10,034	0	3,406	6,628	0
		○							○		西郷小学校	上西郷2606-2	4,010	0	913	3,097	0
			○						○		東中学校	葛川1039	6,609	0	1,400	5,209	0
		○							○		倉真小学校	倉真3774	2,387	0	701	1,686	0
		○							○		桜木小学校	下垂木1472-1	6,399	0	950	5,449	0
		○							○		中央小学校	下俣633	5,631	0	950	4,681	0
			○						○		西中学校	下俣1007-1	6,326	0	1,401	4,925	0
				○					○		(県)掛川西高校	城西1-1-6	3,900	0	2,473	1,427	0
			○						○		原野谷中学校	寺島15	4,030	0	944	3,086	0
			○						○		桜が丘中学校	宮部716	6,252	0	1,546	4,706	0
		○							○		西山口小学校	成滝145	4,165	91	949	3,125	0
		○							○		(旧)原泉小学校	萩間423	1,806	0	708	1,098	0
		○							○		原田小学校	原里1623-1	2,380	0	699	1,681	0
						○			○		東山公民館	東山1256-1	254	254	0	0	0
		○							○		原谷小学校	本郷561-1	3,685	527	698	2,460	0
			○						○		栄川中学校	本所538	4,172	0	944	3,228	0
		○							○		城北小学校	水垂178	6,198	0	1,138	5,060	0
		○							○		和田岡小学校	吉岡639-2	3,699	0	700	2,999	0
		○							○		曽我小学校	領家384	2,905	0	700	2,205	0
				○					○		(県)横須賀高校	横須賀1491-6	11,132	0	3,878	7,254	0
			○						○		大須賀中学校	横須賀1007	8,215	0	557	7,658	0
		○							○		横須賀小学校	横須賀1110	5,289	0	975	4,314	0
		○							○		大渕小学校	大渕5602	3,363	0	786	2,577	0
						○			○		横須賀幼稚園	西大渕1010	1,454	0	1,454	0	0
					○				○		大須賀中央公民館	西大渕145	3,065	0	0	3,065	0
						○			○		大須賀体育館	沖之須1924-1	1,378	0	1,378	0	0
						○			○		大渕農村環境改善センター	大渕6881-2	1,089	0	1,089	0	0
						○			○		山崎農村環境改善センター	山崎1510	822	0	822	0	0
			○						○		大浜中学校	大坂1147	7,975	0	7,102	873	0
		○							○		大坂小学校	大坂5667	5,507	0	868	4,639	0
		○							○		佐東小学校	小貫1474	3,960	0	2,938	1,022	0
		○							○		土方小学校	上土方286-1	3,858	0	2,037	1,821	0
					○				○		大東北公民館	下土方267-1	782	0	0	782	0
			○						○		城東中学校	下土方680	5,440	0	1,337	4,103	0
						○			○		千浜農村環境改善センター	千浜4002	1,695	0	0	1,695	0
		○							○		千浜小学校	千浜5849	4,164	0	886	3,278	0
		○							○		中小学校	中3080	2,926	0	819	2,107	0
				○					○		(県)掛川東高校	南西郷1357	11,583	0	8,583	194	2,806
		22	9	4	2	7	0	0	44	0			202,855	872	68,613	129,590	3,780
	袋井市	○							○		袋井南小学校	高尾740	6,351	0	979	5,372	0
					○				○		中央・袋井南公民館	高尾754-1	2,139	0	0	2,139	0
						○			○		袋井南幼稚園	愛野3082-2	802	0	802	0	0
						○			○		袋井南保育所	高尾676-2	591	52	539	0	0
		○							○		高南小学校	上田町306-2	5,234	0	919	4,315	0
					○				○		高南公民館	上田町267-8	810	0	0	810	0
						○			○		袋井体育センター	上田町267-19	1,309	0	0	0	1,309
						○			○		サンライフ袋井	上田町267-5	749	0	0	749	0
						○			○		(県)袋井特別支援学校	高尾2753-1	857	0	857	0	0
						○			○		高南幼稚園	小川町19-1	720	0	720	0	0
			○						○		袋井南中学校	愛野3110	7,794	0	2,221	5,573	0
				○					○		(県)袋井高校	愛野2446-1	1,340	0	1,340	0	0
						○			○		静岡理工科大学	豊沢2200-2	1,458	0	0	1,458	0
						○			○		小笠山総合運動公園	愛野2300-1	25,366	0	0	25,366	0
			○						○		袋井中学校	川井701	8,911	0	1,979	6,932	0
		○							○		袋井西小学校	川井442	4,776	0	729	4,047	0
					○				○		袋井西公民館	川井579-1	802	0	0	802	0
						○			○		田原幼稚園	新地190-1	452	0	452	0	0
						○			○		袋井西幼稚園	川井568-1	784	0	784	0	0

地域	市町	施設管理区分 公共建築物 小学校	中学校	高校	公民館	その他	民間建築物 学校	その他	避難所区分(棟別) 屋内	屋外	名称	所在地	延床面積(㎡)	構造別延床面積(㎡) 木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
西部	袋井市					○			○		田原農村総合管理センター	新地55	335	0	335	0	0
		○							○		袋井北小学校	久能1580	7,332	0	1,049	6,283	0
						○			○		若草幼稚園	堀越766-1	1,154	0	209	945	0
					○				○		袋井北公民館	久能1330-2	808	0	0	808	0
				○					○		(県)袋井商業高校	久能2350	1,380	0	1,380	0	0
						○			○		若葉幼稚園	久能1310	1,000	0	1,000	0	0
		○							○		袋井東小学校	広岡2317-1	4,250	0	743	3,507	0
						○			○		袋井東幼稚園	国本2288	727	0	727	0	0
					○				○		袋井東公民館	広岡2506-1	802	0	0	802	0
		○							○		今井小学校	太田692	3,773	0	919	2,854	0
					○				○		今井公民館	太田687	949	0	0	949	0
						○			○		今井幼稚園	太田723-1	593	0	593	0	0
								○	○		静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	小山219	1,844	0	1,844	0	0
		○							○		三川小学校	友永38	2,960	0	743	2,217	0
						○			○		三川幼稚園	友永113-1	559	0	559	0	0
					○				○		三川公民館	友永147	709	0	0	709	0
		○							○		笠原小学校	山崎4822	3,386	0	729	2,657	0
						○			○		笠原幼稚園	山崎5093-13	555	0	555	0	0
					○				○		笠原公民館	山崎5093-5	711	0	0	711	0
						○			○		笠原保育所	岡崎567-1	439	0	0	439	0
						○			○		岡崎会館	岡崎2525	505	0	0	505	0
						○			○		コミュニティ防災センター	山崎5093-5	659	0	659	0	0
						○			○		中遠クリーンセンター	岡崎6635-192	277	0	0	277	0
						○			○		風見の丘	岡崎6635-8	249	0	0	249	0
						○			○		山名コミュニティハウス	上山梨831-1	955	0	955	0	0
						○			○		月見の里学遊館	上山梨32-1	6,725	0	0	6,725	0
					○				○		山名公民館	上山梨95-1	1,458	0	0	1,458	0
			○						○		周南中学校	下山梨1-1-1	7,298	0	2,225	5,073	0
		○							○		山名小学校	春岡684	5,949	0	919	5,030	0
						○			○		山梨幼稚園	春岡94	2,511	0	2,511	0	0
						○			○		宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	499	272	227	0	0
					○				○		浅羽北公民館	浅羽2857	744	0	0	744	0
		○							○		浅羽東小学校	浅羽2800	5,481	0	1,008	4,473	0
						○			○		浅羽東幼稚園	浅羽2617-1	1,387	0	1,387	0	0
		○							○		浅羽北小学校	浅羽1322	5,565	0	949	4,616	0
						○			○		浅羽北幼稚園	浅名41	1,143	0	1,143	0	0
			○						○		浅羽中学校	浅名822	6,237	0	523	5,714	0
						○			○		メロープラザ	浅名1027	3,767	0	0	3,767	0
						○			○		浅羽西幼稚園	長溝873-1	736	0	736	0	0
					○				○		浅羽西公民館	中410-1	825	0	0	825	0
					○				○		浅羽東公民館	梅山63-1	705	0	0	705	0
		○							○		浅羽南小学校	西同笠148	5,722	0	0	5,722	0
						○			○		浅羽南幼稚園	松原1793	992	0	992	0	0
		12	4	2	12	31	0	1	62	0			165,900	324	37,940	126,327	1,309
	湖西市		○						○	○	湖西中学校	太田135	8,432	0	2,399	6,033	0
		○							○	○	知波田小学校	大知波1144	3,485	0	0	3,485	0
		○							○	○	岡崎小学校	岡崎634-2	7,614	0	6,569	1,045	0
			○						○	○	白須賀中学校	白須賀986	3,786	0	0	3,786	0
		○							○	○	白須賀小学校	白須賀5030	5,082	0	1,233	3,849	0
		○							○	○	東小学校	新所680	4,466	0	903	3,563	0
			○						○	○	鷲津中学校	鷲津629	8,780	0	2,450	6,330	0
		○							○	○	鷲津小学校	鷲津670	7,529	0	1,199	6,330	0
				○					○	○	(県)湖西高校	鷲津1510-2	10,311	0	0	10,311	0
					○				○		湖西市表鷲津コミュニティ防災センター	鷲津1163-2	412	0	0	412	0
					○				○		湖西市鷲津コミュニティ防災センター	鷲津2837	438	0	438	0	0
						○			○		アメニティプラザ	吉美3294-48	13,362	0	3,112	0	10,250
						○			○		新居幼稚園	新居町新居1730	3,180	0	3,180	0	0
		○							○	○	新居小学校	〃 新居1770	9,854	0	7,665	2,189	0
			○						○	○	新居中学校	〃 中之郷1181	13,350	0	1,802	11,548	0
						○			○		(県)浜名特別支援学校	〃 浜名1855-71	4,995	0	0	4,995	0
			○						○	○	岡崎中学校	〃 岡崎587-2	8,912	0	2,037	6,875	0
		6	5	1	2	3	0	0	17	12			113,988	0	32,987	70,751	10,250

地域	市町	施設管理区分							避難所区分（棲別）		名称	所在地	延床面積（㎡）	構造別延床面積（㎡）			
		公共建築物					民間建築物							木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
		小学校	中学校	高校	公民館	その他	学校	その他	屋内	屋外							
西部	御前崎市				○				○		池新田公民館	池新田3262	934	0	0	934	0
					○				○		高松公民館	門屋2060-2	944	0	944	0	0
					○				○		比木公民館	比木2836-5	1,134	0	1,134	0	0
					○				○		朝比奈公民館	上朝比奈2681-1	1,093	0	0	0	1,093
					○				○		新野公民館	新野789-1	795	0	795	0	0
		○							○	○	御前崎小学校	御前崎3556	1,136	1,136	0	0	0
		○							○	○	白羽小学校	白羽3521-3	1,223	1,223	0	0	0
		○							○	○	浜岡東小学校	佐倉1403-1	857	0	0	857	0
		○							○	○	第一小学校	池新田1520	1,052	0	0	1,052	0
		○							○	○	浜岡北小学校	下朝比奈753	879	0	0	879	0
			○						○	○	浜岡中学校	池新田3923-1	3,180	0	0	3,180	0
			○						○	○	御前崎中学校	牧之原市新庄800-1	2,490	0	1,855	635	0
				○					○		(県)池新田高校	池新田2907-1	2,867	0	2,867	0	0
						○			○		池新田幼稚園	池新田5814	348	0	348	0	0
						○			○		高松幼稚園	門屋2070-103	186	0	186	0	0
						○			○		さくらこども園	佐倉888-1	477	0	477	0	0
						○			○		北こども園	上朝比奈2733	172	0	172	0	0
						○			○		御前崎幼稚園	御前崎78-20	210	0	0	210	0
						○			○		白羽幼稚園	白羽3250-46	203	0	0	203	0
					○				○		佐倉公民館	佐倉3617－1	1,464	0	0	0	1,464
		5	2	1	6	6	0	0	20	7			21,644	2,359	8,778	7,950	2,557
	菊川市					○			○		市民総合体育館	赤土1070-1	3,686	0	0	0	3,686
						○			○	○	保養センター小菊荘	大石68	1,589	0	0	1,589	0
					○				○	○	中央公民館	下平川1647	631	0	0	631	0
		○							○		小笠東小学校	川上1348-2	912	0	912	0	0
			○						○		岳洋中学校	下平川5430	1,337	0	1,337	0	0
		○							○		小笠南小学校	高橋3503	599	0	599	0	0
		○							○		小笠北小学校	横田59	732	0	732	0	0
		○	○						○	○	菊川西中学校	加茂38	1,162	0	0	1,162	0
		○							○	○	加茂小学校	加茂5114	773	0	0	773	0
		○							○	○	内田小学校	下内田1637	755	0	755	0	0
		○							○	○	堀之内小学校	西方2140	772	0	772	0	0
		○							○	○	横地小学校	東横地1886	753	0	0	753	0
			○						○	○	菊川東中学校	本所670	1,089	0	0	1,089	0
		○							○	○	六郷小学校	本所2201	793	0	793	0	0
		○							○	○	河城小学校	吉沢556-2	878	0	0	878	0
					○				○	○	青葉台コミュニティセンター	青葉台1-12-2	653	0	653	0	0
					○				○	○	牧之原農村婦人の家	牧之原227-5	383	0	0	383	0
					○				○		町部地区センター	堀之内70-1	741	0	0	741	0
				○					○	○	(県)小笠高校体育館	東横地1222-3	2,667	0	0	2,667	0
							○		○	○	(私)学園菊川中・高校	半済1550	3,814	0	0	3,814	0
							○		○	○	(私)菊川南陵高校	河東5442-5	1,255	0	0	0	1,255
								○	○		(社)和松会(松秀園)	高橋2774－1	2,539	0	2,539	0	0
								○	○		(社)和松会(清松園)	棚草1284	1,706	0	0	1,706	0
								○	○		(社)白翁会(喜久の園)	仲島2－4－16	3,281	0	0	3,281	0
								○	○		(社)白翁会(光陽荘)	潮海寺682－1	2,108	0	0	2,108	0
								○	○		(社)草笛の会(草笛共同作業所)	上平川7-1	650	0	650	0	0
								○	○		(社)草笛の会(かすが)	上平川7-1	693	0	0	693	0
								○	○		(社)草笛の会(菊川寮)	東横地133	2,182	0	0	2,182	0
		9	3	1	4	2	2	7	28	15			39,133	0	9,742	24,450	4,941
	森町		○						○		森中学校	天宮888-1	4,583	0	1,074	3,509	0
		○				○			○	○	飯田小学校	飯田3310-1	4,159	1,092	0	3,067	0
									○	○	一宮総合センター	一宮3150	474	0	0	474	0
		○							○	○	天方小学校	大鳥居220	1,821	0	465	1,356	0
			○						○	○	泉陽中学校	間詰259	2,968	860	0	2,108	0
		○							○		三倉小学校	三倉740	2,215	0	465	1,750	0
		○							○		森小学校	森125	5,343	0	751	4,592	0
						○			○		森町文化会館	森1485	514	0	0	514	0
						○			○	○	園田地区コミュニティ防災センター	谷中513-1	499	0	0	499	0
			○						○		旭が丘中学校	谷中556	4,345	0	1,092	3,253	0
		○							○		宮園小学校	谷中650	2,507	920	0	1,587	0
						○			○	○	飯田地区コミュニティ防災センター	飯田4040-28	458	0	0	458	0
		5	3	0	0	4	0	0	12	6			29,886	2,872	3,847	23,167	0

13-2-7 市町別津波避難施設

（県危機情報課）H24.4.1現在

地域危機管理監	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
賀茂	下田市	Eフラット1	1丁目11-28	3	備考	351.55	117.1	屋上,階段,踊り場
		中喜ハイツ	2丁目4-8	4	備考	314.97	78.7	屋上
		菱ビル（紫苑）	2丁目8-21	3	備考	200.4	66.8	屋上
		菱ビル	2丁目9-12	3	備考	286.04	95.3	3階
		たけやクリーニング	2丁目9-27	3	備考	214.48	71.4	屋上
		澤村ビル	2丁目11-14	4	備考	579.49	144.8	屋上
		ナカムラビル	3丁目4-24	5	備考	1035.64	207.1	屋上
		大傳商店	3丁目8-14	3	備考	341.61	113.87	3階
		佐々木邸	3丁目8-14	3	備考	227.15	75.7	3階
		臼井医院	2丁目3-27	6	備考	775.07	129.1	屋上,6階
		後藤ビル	西本郷2丁目21-11	3	備考	579.1	193	3階,階段
		伊勢荘	柿崎781-1	3	備考	530.62	176.8	3階
		東京電力(株)下田営業所	中537-1	4	備考	2083.74	515.9	屋上
		パーラーACBⅡ	1丁目3-8	6	備考	669.1	111.51	屋上
	東伊豆町	稚屋旅館	稲取375	4	屋上	586		
		ヴラニ笑	稲取397-3	4	屋上	485		
	南伊豆町	休暇村南伊豆	湊889番地の1	5	5			2階以上
		弓ヶ浜ロイヤルホテル	湊894番地の26	4	4			2階以上
		いなとり荘・季一遊	湊903番地	4	4			2階以上
		共立湊病院	湊674番地	5	5			2階以上
		介護老人保健施設なぎさ園	湊674番地	2	2			2階以上
茂	松崎町	松崎伊東園ホテル	江奈211-5	11	10	6,703.32	5,733.95	2階以上
		松崎十字の園	江奈157	2	1	4,118.94	2,071.90	2階以上
		松崎町役場	宮内301-1	4	3	2,307.50	1,522.50	2階以上
		生涯学習センター	宮内301-1	4	3	1,891.00	1,237.50	2階以上
		環境改善センター	宮内303-6	3	3	2,733.05	1,597.14	2階以上
		松崎小学校	宮内332-1	3	2	3,586.22	2,259.40	2階以上
		総合福祉センター	宮内301-1	2	1	550.53	223.42	2階以上
		伊豆まつざき荘	松崎町江奈210-1	6	5	4,449.43	3,507.71	2階以上
	西伊豆町	中央公民館	安良里97-2	3	3	1,442	417	
		浜コミュニティー防災センター	宇久須313-6	2	2	431	367	
		住民防災センター	宇久須270-1	3	3	1,534	231	
東部	沼津市への市としての指定はしていない	広瀬薬局	宮町420	3	2		90.08	
		杉誉ハイツ	宮町449-1	3	2		118.34	
		服部 純蔵	宮町426-1	2	1		118.20	
		望月歯科	宮町457-1	3	2		240.14	
		リバーサイドマンション	宮町462	4	3		782.85	
		員原司法書士事務所	宮町441-22	2	1		139.38	
		サンイトウ	幸町988-9	4	3		490.86	
		近藤鋼材(株)(近藤 安敏)	出口町328	3	2			
		カスタムテーラー井上	前田874-78	3	2			
		聖隷沼津病院健診センター	下一丁田895-1	4	3			
		水上 直樹	前田874-62	3	2			
		土屋 健一	下小路町350-22	3	2		82.70	
		ゲストハウス	旭町19	4	3		193.92	
		エクセレントプラザ沼津	旭町31-1	5	4		2,086.04	
		エンゼルハイム旭町	旭町30-1	4	3		867.69	
		旭町シティプラザ	旭町26-1	6	5		1,387.70	
		アサヒハイツ	旭町28-5	4	3		278.13	
		林 松夫	下小路町382	3	2		94.48	
		旭町自治会館	下小路町357-2	2	1		68.76	
		マンション菅井(管理者:(有)メイ	下河原8-2	4	3		730.74	
		亀江食品	下河原11-4	3	2		190.16	
		木村 活美	下河原18-1	5	4		179.80	
		山田 晃一	下河原21-1	3	2		214.42	
		中華・財源	下河原21-4	3	2		165.88	
		ルピナス下河原(管理者:ネオエステート)	下河原35-11	4	3		165.88	
		千本エレガンス(管理者:三陽住宅)	下河原35-9	4	3		582.30	
		モンシャトー沼津千本(管理者:(株)リハレース)	下河原35-6	5	4		988.08	
		コートピア千本(管理者:(有)メイク)	下河原35-1	5	4		816.73	
		千本牛乳	下河原18-9	3	2		109.84	
		名取鑑刃物店	下河原18-3	3	2		121.66	
		高橋 博彦	下河原28-1	3	2		114.50	
		酒井 貞利	下河原24	3	2		132.90	
		田中ビル	下河原24-6	3	2		181.82	
		ブルモエール下河原(管理者:プロ不動産)	下河原23-14	5	4		253.72	
		やいづ屋	下河原63	3	2		344.33	
		コーポ鈴木	下河原64	3	2		238.94	
		稲木 昭雄	下河原73-1	2	1		81.13	

地域危機管理監	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
	沼津市への市としての指定はしていない	松岡裏作所	下河原77-2	4	3		67.61	
		沼津信用金庫	千本東町13-1	2	1		244.93	
		藤長商店	千本東町10	3	2		350.28	
		山本 博信	下河原町10-1	2	1			
		池谷 芳明	下河原町32-14	2	1			
		杉山 伸雄	下河原町3-2	2	1			
		鈴木 弘行	下河原町32-1	3	2			
		割烹 菊屋	下河原町30	4	3			
		万喜乃寿司	下河原町18-4	3	2			
		ミツワ工芸	下河原町26	3	2			
		川口 ふさ子	下河原1150-16	3	2		92.22	
		小川 弘	下河原1164-2	3	2		106.02	
		石井 八郎	下河原1163-2	3	2		89.44	
		鈴木 良和	下河原1168	3	2		65.18	
		後藤建設	下河原1180-3	3	2		139.84	
		津島 稔	下河原1148-13	3	2		86.48	
		はとやクリーニング	下河原1180	3	2		135.82	
		尾崎 乾	下河原1148	3	2		80.94	
		米山 嘉道	下河原1174	3	2		162.56	
		山田米店	下河原1161-2	2	1		78.89	
		望月 良継	下河原128	2	1		60.99	
		ロイヤルマンション下河原	下河原1179-4	4	3		336.85	
		田代 早苗	下河原41-2	2	1		71.72	
		加藤 雅功	下河原1179-3	3	2		73.44	
		鷹仙水産	下河原111	2	1		77.96	
		川口 公夫	下河原43-2	3	2		112.30	
		佐藤 諭	下河原1148-7	3	2		100.44	
		ダコタ・ハウス	下河原110	3	2		395.38	
		スズモ水産	下河原1148	3	2		227.94	
		間野 吉幸	下河原88-4	2	1		166.91	
		セガワハイツ	下河原88-2	3	2		303.60	
		川村 義雄	下河原94	3	2		123.52	
		大和 鋼機	下河原93	3	2		187.70	
		エンゼルハイム	下河原79-80	7	6		2,343.30	
		マルトモ水産	下河原483-9	4	3		311.00	
		妙海寺	下河原466-1	2	1		421.10	
		パレドール沼津	蛇松町22-1	6	5		1,197.35	
		エステート・アベ	蛇松町20-1	4	3		495.09	
		ボートブリッジマンション	寥原町2-1	4	3		855.51	
		五十嵐水産	春日町37-2	3	2		497.04	
		メゾン山貴	千本東町41	4	3		466.56	
		(株)魚健ビル	千本港町122-5	3	2		353.94	
		勝呂小科医院	千本西町19	4	3		737.62	
		マルヤ水産・寮	千本東町37	3	2		361.12	
		橋水産(株)	千本西町43	4	3		595.92	
		港湾区自治会館	千本港町65	2	1			
		千本ウェストコープ	千本西町3-1	3	2			
		ピュア光学	千本西町22	3	2			
		ダイノブセンター	千本港町100-9	2	1		924.22	
		マルヤ水産社員寮	千本西町37	3	2		361.20	
		サーランティー千本	千本常盤町1-18-1	5	4		984.96	
		M bild 常盛	千本常盤町1-2-6	3	2		175.66	
		トキワマンション	千本常盛町1-19	3	2		398.74	
		めぞん千本	千本常盤町2-2	3	2		343.44	
		ヴィラ千本	千本常盤町2-2	3	2		241.92	
		宮川実会計事務所	千本常磐町2-15	3	2		223.02	
		アイリス常盤	千本常盤町3-2-1	3	2		1,087.72	
		野田 明	千本常盤町3-12-13	3	2		365.80	
		エンゼルハイム常盤町	千本常盤町3-12-2	4	3		1,294.50	
		笹原 毅	本字千本1906	3	2		124.62	
		佐藤 典嗣	本字千本1906-3	3	2		106.38	
		市中部浄化プラント	本字千本1905-4	3	2		3,779.00	
		(有)ミラージュ	本字千本1905-2	3	2		237.40	
		第二小学校	千本常盤町2-32	3	2		3,552.00	
		ヴィラシャルマン	千本常盤町1-2-1	3	2		166.32	
		池永総業(合)	千本常盤町3-17-1	4	3		2,183.97	
		聖隷沼津病院A・B	下一丁田898-1	4	3		1,084.85	
		コーポラスタカノ	下一丁田889-51	3	2		363.76	
		沼津苗林署千本宿舎	本字千本1910-1	3	2		370.26	
		千本プラザ	本字千本1910-206	2	1		1,157.60	
		田中税理士事務所	千本緑町1-23	4	3		180.22	
		メゾンドタカギ	千本緑町1-34-5	3	2		198.12	
		梅原 敦次	西村1452-1	4	3		415.50	
		後藤 勉	西村1466-7	3	2		135.67	
		大南堂整骨医	藤井原1620-7	2	1		93.00	
		沼津石材(盛石館)	前ノ原1477-1	2	1		165.90	

地域急傾斜地管理区分	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積(㎡)	避難利用可能延床面積(㎡)	備考(避難可能場所)
東部	沼津市(一部を除く)	清水 忠	藤井原1641-5	3	2		138.60	
		内村 俊之	藤井原1638-6	2	1		165.00	
		平安葬祭	前ノ原1474-3	3	2		700.00	
		河口マンション	樋ノ口1688-1	3	2			
		グリーンハイツ菊	藤井原1674	2	1			
		樋ノ口ハイツA棟	樋ノ口1690	3	2			
		樋ノ口ハイツB棟	樋ノ口1690	3	2			
		メゾンイワサキ	下障子3225-1	3	2			
		ヘストマンション マルトモササン	下障子3208-1	3	2			
		滝口 重光	下障子3200-3	3	2			
		コーポ塩場	塩場3069-1	3	2			
		サンクリア21	下障子3220	3	2			
		岩崎ハイツ	塩場3068-1	3	2			
		バミール香貫	塩場3070-1	4	3			
		トウールモンド	塩場3081	2	1			
		ジュネス藤	善太夫3135	3	2			
		ニューリバーハウスC	善太夫3134-12	2	1			
		外山ハイツ	善太夫3126-2	3	2			
		芹沢ハイツ	下障子3191-1	2	1			
		エトワールK	下障子3193	2	1			
		フレグランスすぎやまA	下障子3192-1	2	1			
		フレグランスすぎやまB	下障子3192-1	2	1			
		野口 富弘	下障子3198	4	3			
		コーポ香貫	塩場3083-1	3	2			
		メゾンドカンス	善太夫3136-5	3	2			
		ニューリバーハウスA	善太夫3134-1	3	2			
		ニューリバーハウスB	善太夫3134-1	3	2			
		善太夫コーポ	善太夫3136	3	2			
		医療法人社団慶信会(慶友病院)	鳥郷2773	4	3		2,467.75	
		鳥郷自治会館	鳥郷2743	2	1		153.03	
		明電舎中央研修所(南棟)	浜田2985-1	3	2		637.50	
		高田 資文	前ノ原1486-7	2	1		118.80	
		大沼 直宏	浜田2981-6	3	2		66.00	
		グランメールTアパート	浜田2980-1	2	1		50.00	
		セレモニーホール平安	前ノ原1495-1	2	1		594.00	
		UFJ銀行独身寮	下障子3180	3	2		247.20	
		東広ビル	下障子3151-6	3	2		465.40	
		萩原商店	植島町1361-1	2	1		701.00	
		福島 将夫	西島町15-14	2	1		60.00	
		大竹建設	西島町15-21	3	2		42.00	
		斉藤 孟雄	西島町17-10	3	2		240.00	
		マルサン鈴木店	西島町19-2	2	1		400.00	
		東タイ(真野 哲郎)	西島町18-41	2	1		410.00	
		(株)パンデロール	西島町20-2	3	2		820.00	
		真野 光代	三貫地1251	4	3		420.00	
		真野 光代	三貫地1249	3	2		108.00	
		江川町ポンプ場	江川町19	3	2			
		沼津魚類協同組合	江川町18-1	3	2		391.80	
		清 雪美男	上香貫三貫地1169-7	3	2		300.00	
		愛の家グループホーム沼津我入道	江川町5-1	3	2		638.00	
		ファッションプラザせりざわ	一本松町189-2	3	2		400.00	
		田村モータース(田村 敏雄)	江川町15-29	3	2		330.00	
		芹澤保険事務所(芹澤)	江川町15-3	4	3		132.00	
		野口工務店(野口 芳男)	江川町13-1	3	2		160.00	
		久保田 忠男	江川町110-1	3	2		250.00	
		寺本 惣一	東町168	2	1		82.50	
		山田 吉行	東町155-1	3	2		181.50	
		コミュニティー防災センター	東町175	2	1		170.00	
		芹沢 昭芳	一本松町206-1	3	2			
		芹沢 秀徳	一本松町227-3	3	2			
		尾島 正	一本松町228-2	3	2		200.00	
		小松崎 均也	一本松町223-3	2	1			
		岩崎 久夫	秋葉町418-24	2	1		68.77	
		メールハイツイワザキ(我入道郵便局)	一本松町219-1	3	2			
		芹澤 幸男	津島町280-3	3	2		59.40	
		久保田工業(久保田 浩稔)	稲荷町405-2	3	2		125.20	
		ひまわり荘(岩崎 賢)	稲荷町398-1	3	2		207.28	
		後藤 博之	秋葉町448	3	2			
		鼈海アパート	曼陀ヶ原502-6	2	1		179.40	
		後藤 正夫	曼陀ヶ原502-1	2	1		65.00	
		相原 勝人	秋葉町424-3	2	1		65.00	
		牛臥病院	曼陀ヶ原2510-22	2	1		530.00	
		望月 守	秋葉町431-1	3	2		130.00	
		真野 肇	秋葉町431-6	3	2		82.00	
		川口 安次	南条寺66-5	3	2		94.00	

地域急傾斜地管理区分	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積(㎡)	避難利用可能延床面積(㎡)	備考(避難可能場所)
東部	沼津市(一部を除く)	真野 美鈴	浜町304-2	3	2		75.28	
		カネキュウ芹久水産	浜町308	2	1			
		後藤 孟	浜町314-1	3	2		120.72	
		鈴木 健二	浜方311-9	2	1		62.40	
		片山 金生	浜町335-1	2	1		13.80	
		スタジオテイクオフ	浜町338	2	1		58.23	
		芹沢 茂	浜町342-3	3	2		170.00	
		若林 次沖	浜町347-3	3	2		73.00	
		後藤 友保	林町478	2	1		69.20	
		石川 信夫	林町482-7	2	1		84.10	
		岩崎 勝見	浜町352-3	3	2		140.00	
		竹内 勝巳	林町491-3	3	2		120.00	
		サン静浦	志下344-1	4	3		2,706.00	
		井村 範夫	志下122	2	1		57.60	
		はまゆう	志下192	2	1			
		杉山 隆	馬込106-1	3	2		126.00	
		笹原 義和	馬込120	2	1		66.00	
		佐藤 吉彦	馬込149-2	2	1		82.50	
		馬込公会堂	馬込206-1	2	1		73.50	
		伊藤 俊雄	馬込145-1	3	2		66.00	
		静浦保育園	馬込164-1	2	1		294.20	
		静浦漁業協同組合	獅子浜243-1	2	1		1,180.00	
		静浦漁業協同組合	獅子浜243-1	4	3		597.20	
		遠藤 滝次郎	獅子浜242	2	1		66.00	
		小早川 勝利	獅子浜74	2	1		33.00	
		川口 貞一	獅子浜78-1	2	1		59.40	
		静浦小学校	獅子浜1781	4	3		1,506.00	
		栃山 勲	獅子浜113-3-1	3	2		78.50	
		土佐谷組	江浦15-5	3	1		156.80	
		岩崎 洋	江浦38	3	1		98.30	
		小池 甫	江浦114-1	3	1		57.05	
		マリンピア沼津(井熊支配人)	江浦617-41	3	1		264.30	
		小池 守	江浦491	3	1		63.00	
		土佐谷水産	江浦491-34	3	1		92.50	
		大竹 芳雄	江浦521-1	3	1		30.50	
		石崎 春雄	江浦525-22	3	1		33.00	
		肥田 昭宏	江浦614-31	3	1			
		鈴木 裕	江浦514-29	3	1		82.50	
		秋又水産(冷蔵庫)	江浦	3	1			
		肥田 正則	江浦525-1	3	1		91.87	
		笹原 智	多比1-120	3	1		42.20	
		渡辺 保久	多比370	3	1		30.50	
		渡辺 市作	多比374-10	3	1		36.40	
		(有)秋又水産直売所	多比374-295	3	1		82.70	
		町田造船	多比691	3	1		70.00	
		秋山 勝良	多比376	3	1		76.00	
		(株)沼津パワートレインサービス	多比691-1	3	1		127.00	
		山田 汗幸	多比375	3	1		88.00	
		静浦東小学校	口野30-23	3	1		763.30	
		民宿あだち	口野243-4	3	1		141.60	
		マリンヴィラ沼津	口野211-9	3	1		158.00	
		穂山 浩司	口野143-1	3	1		43.70	
		美晴荘	重寺10-59	4	2		160.40	
		淡島マリンパークマリーナホテル	重寺186	3	1		158.50	
		淡島ホテル	重寺字淡島465	7	5		5,820.50	
		センシブル淡島	小海117-4	10	8		2,668.80	
		小森 彦治	小海30-10	3	1		13.20	
		内浦漁協製氷工場	小海94-6	4	2		102.00	
		鳥沢 良信	小海22-7	3	1		64.00	
		(株)オキ・シーテック	三津537-5	4	2		347.33	
		内浦小学校	三津410-1	3	1		856.20	
		斉藤 定男	三津127	3	1		73.80	
		沼津信用金庫三津支店	三津88-4	3	1		22.00	屋上部分,営業時間(8:45～17:30)のみ利用可
		松濤館	三津7-1	6	4		1,254.30	
		かもめのお宿長浜	長浜4	3	1		504.70	
		大川アパート	長浜85	3	1		60.00	
		飯塚 孝行	長浜83-2	3	1		50.00	
		民宿桂	長浜78-22	3	1		123.50	
		高梨 悟	長浜83-85	3	1		50.00	
		リバージュ西伊豆	平沢283-4	3	1		627.00	
		社会福祉法人 宏寿会	古宇13-14	3	1		1,498.90	
		足保自治会館	足保351-11	2	1		77.50	
		大瀬館(新館)	江梨315-1	3	2		346.00	
		大師丸(沢海)	鬼川22	2	1		338.80	
		(株)ツツミ製作所	大中島1015-1	2	1		1,056.00	

静岡県総務部危機管理局	市町	施設名	住　所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
東部	沼津市（市としての指定はしていない）	戸田表具店	大中島901-6	2	1		205.00	
		塩崎 威	大中島889-6	2	1		66.00	
		山口 八郎	大中島288-6	3	2		144.00	
		佐藤スポーツ	一色345	4	3		232.20	
		有水荘	一色848-2	3	2		198.00	
		へだ館	戸田410-4	5	4		840.00	
		戸田中学校	戸田875	3	2		1,822.00	
		民宿 巴	奥南526	3	2		132.00	
		民宿 伊豆海	奥南535	3	2		198.00	
		山市旅館	奥南523	4	3		693.00	
		民宿 京華	奥南497	3	2		200.00	
		にいや海遊亭	大浦600-3	5	4		685.40	
		民宿 こんひら	大浦562	3	2		170.00	
		金指 公之助	御浜3704-15	3	2			
		民宿 すずらん	御浜3704-18	3	2		284.00	
		民宿 みはま	御浜3703-60	4	3		330.00	
		PD-FLYリゾートハウス	御浜3703-61	4	3			
	熱海市	ホテルニューさがみや	伊豆山601	9	8	8,246.04		
		リゾーピア熱海	東海岸町13-93	9	8	10,913.46		
		南明ホテル別館サウスペイ	東海岸町6-48	7	6	2,030.28		
		熱海シーサイドスパ＆リゾート	東海岸町6-53	10	9	9,548.02		
		しろき旅館新館	渚町5-8	5	4	659.70		
		ホテルサンミ倶楽部	和田浜南町5-8	10	9	6,067.93		
		網元直営ウオミサキホテル	和田浜南町7-2	10	9	4,006.78		
		秀花園湯の花膳	和田浜南町7-13	6	5	1,120.62		
		やすらぎの宿みのや新館	和田浜南町7-47	8	7	557.66		
		熱海後楽園ホテル	和田浜南町10-1	19	18	26,094.11		
		ニューとみよし	下多賀1472-1	3	2	547.58		
		シーサイドいずたが	上多賀12	6	5	2,780.63		
	伊東市	ホテル伊東パウエル	湯川4-2-15	8	8	8036.14		地上8階、地下1階
		中島荘	宇佐美1746-1		4	472.93		
		民宿大塚	宇佐美1757-9		5	363.67		
		杉園ひもの店	湯川2-2-18		3	292.41		
		伊東グリーンホテル	湯川2-3-10		3	1414.86		地上3階,地下1階
		かめやホテル	湯川2-4-12		7	1730.07		地上7階,地下1階
		福寿丸	宇佐美1721-7	4	4	598.81		地上4階
		はるひら丸	松原本町1-14		4	673.83		地上4階,地下1階
		海楽荘	松原本町4-1		3	613.69		
		開福丸	東松原7-8		4	557.54		
		三島信用金庫伊東営業部	東松原11-1		6	2281.08		地上6階,地下1階
		游心楼山へい	和田1-12-16		4	4402.76		
	伊豆市	玖須美消防会館	和田2-1-1	3	3	365.71	147.07	
		玖須美温泉会館	芝町2-1	3	3	903.62	287.52	
		角屋酒店	和田2-4-3		3	266.52		
		丸六水産	静海町8-2		3	684.47		
		稲葉屋	静海町8-5		3	334.82		
		渡止場食堂	静海町10-5		3	276.3		
		島口酸素	静海町10-9		3	236.49		
		和田湯会館	竹の内2-4-7		3	612.7		
		小浦第1ビル	川奈667-1		3	624		
		いとう漁業協同組合川奈支所	川奈699-2		3	870.96		
		川奈東町会館	川奈941		3	323.49		
	伊豆市	民宿つかさ	土肥（大藪）183	3	3	632.04	207	
		高田燃料店	土肥（大藪）186-2	3	3	230.00	76	
		吉田茂宅	土肥（大藪）410-6	3	3	230.44	60	
		山田鉄工所	土肥（大藪）396	3	3	257.93	56	
		土肥ふじやホテル	土肥（中浜）478-1	7	3- 7	6382.13	4558	
		駿河屋酒店	土肥（中浜）454	3	3	338.78	46	
		吉川礁	土肥（中浜）438-12	3	3	382.22	127	
		金剌商店	土肥（中浜）440-1	3	3	536.91	178	
		土肥館	土肥（中浜）289-2	6	3- 6	5276.62	3015	
		土肥ホテル山海亭	土肥（中浜）324	7	3- 7	4103.18	280	
		うまだしビル	土肥（中浜）358	3	3	771.23	257	
		井上アパート	土肥（中浜）325	3	3	429.75	143	
		玉樟園新井	土肥（中浜）284	6	3- 6	1543.80	1029	
		ホテル喜代治館	土肥（中浜）349	6	3- 6	2517.61	990	
		中浜屋旅館	土肥（中浜）410-7	3	3	358.00	129	
		ホテル群松亭	土肥（中浜）415-4	7	3- 7	2998.00	1873	
		土肥温泉ホテルみなみ荘	土肥（中浜）336-1	6	3- 6	4308.47	2872	
		土肥マリンホテル	土肥（中浜）2791-4	10	3-10	6096.00	4876	
		土肥観光ホテル湯の花亭	土肥（屋形）2849-5	7	3- 7	4976.11	3554	
		民宿岩風	土肥（屋形）2791-34	3	3	244.60	82.30	
		民宿旅館わくだや	土肥（屋形）2789	5	3- 5	368.61	221	
		民宿美浜	土肥（屋形）2791-11	3	3	457.31	152	
		駒井ふさよ宅	土肥（屋形）2765-13	3	3	370.78	123	
		民宿田中屋	土肥（屋形）2649-17,19	5	3- 5	826.18	495	
		土肥グランドホテル明治館	土肥（屋形）2849-3	7	3- 7	7406.00	4628	
		小土肥まると商店	小土肥（浜）277	3	3	430.91	136	

静岡県総務部危機管理局	市町	施設名	住　所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
中部	静岡市	用宗老人福祉センター	駿河区用宗5-21-10		備考		700	屋上
		中島浄化センター	駿河区中島1711-1		備考		12,000	屋上（高さは十分確保）
		静岡徳洲会病院	駿河区下川原南11-1		備考		588	2・5階
		三保シーサイドホテル福田家	清水区三保2728-4		備考		1,803	2～4階の廊下,ベランダ,客室
		東海大学三保研修館	清水区三保2438		備考		1,752	2・3階
		(私)東海大学付属幼稚園	清水区三保2113		備考		1,050	2階
		東海大学総合資料センター	清水区三保2068		備考		4,686	2・3階
		(株)三保造船所(本社)	清水区三保3797		備考		328	屋上
		(株)カナサシ重工(本社)	清水区三保491-1		備考		925	5・6階,屋上
		(株)カナサシクラブ	清水区三保676		備考		331	2・3階,屋上
		JFEエンジニアリング(株)清水製作所総合事務所	清水区三保387-1		備考		404.00	2階,屋上
		日本平消防署三保出張所	清水区三保3503-47		備考		699	2～4階
		市営住宅清水折戸西団地1号棟	清水区折戸2-3-1		備考		144	階段,踊り場
		市営住宅清水折戸西団地2号棟	清水区折戸2-3-2		備考		108	階段,踊り場
		(株)福島製材所厚生会館	清水区駒越北町1-21		備考		259	2・3階
		駒越小学校	清水区駒越東2-20		備考		2,460	2・3階
		富士製粉(株)	清水区清開3丁目1-18		備考		2,225	階段,踊り場
		清水庁舎浄化センター	清水区清開3丁目10-1		備考		304	2階
		エクセレント村松A棟	清水区村松1丁目4-7		備考		392	階段,踊り場
		エクセレント村松B棟	清水区村松1丁目4-7		備考		392	階段,踊り場
		鈴与(株)本社	清水区入船町11-1		備考		990	5階,屋上
		鈴与(株)港湾福祉センター	清水区築地町7-32		備考		660	屋上
		(株)天野回漕店	清水区港町2丁目9-5		備考		826	2・3階,屋上
		清水築地ポンプ場	清水区築地町4-15		備考		1,264	屋上
		三明電子産業(株)	清水区幸町9-26		備考		700	3階
		(社)日本海事検定協会	清水区入船町4-18		備考		260	屋上
		清水港湾合同庁舎	清水区日の出町9-1		備考		50	外階段,2階以上の階段,踊り場,廊下,屋上
		清水小学校(北校舎)	清水区松井町15-1		備考		1,238	2階以上
		清水小学校(特別教室棟)	清水区松井町15-1		備考		442	2階以上
		清水小学校(南校舎)	清水区松井町15-1		備考		412	2階以上
		清水小学校(管理・特別)	清水区松井町15-1		備考		388	2階以上
		アオキトランス(株)	清水区入船町14-12		備考		262	2階,外階段,デッキ,踊り場
		浪漫館	清水区港町2丁目10-1		備考		377	2階屋上デッキ,14階市民ホール,有効面積(屋間:377㎡,夜間:77㎡)
		マリンターミナル	清水区日の出町10-1		備考		3,280	2階階段・会議室・ホール,3階廊下・会議室
		エスパルスドリームプラザ	清水区入船町13-15		備考		1,760	2階外階段・デッキ,2階廊下ルーフテラス
		清水マリンビル	清水区日の出町9-25		備考		1,660	2～5階階段・踊り場,6・7階会議室・屋上
		静岡市役所清水庁舎	清水区旭町6-8		備考		23,345	2階,5～9階の廊下
		ホテルサンルート清水	清水区相生町8-8		備考		1,628	2～8階,屋上
		新清水ハイツ	清水区千歳町5-1		備考		759	2階以上廊下
		清水駅東口立体駐車場	清水区島崎町149-66		備考			2・3階,屋上
		田中屋ビル	清水区辻1丁目3-1		備考		115	2階以上の階段・踊り場・廊下
		県営住宅宮下団地1号棟	清水区宮下町3-9,10		備考		147	2～4階の階段・踊り場・廊下
		県営住宅宮下団地2号棟	清水区宮下町3-9,10		備考		111	2～4階の階段・踊り場・廊下
		県営住宅宮下団地3号棟	清水区宮下町3-9,10		備考		72	2～4階の階段・踊り場・廊下
		市営清水横砂団地	清水区南横砂町3-21		備考		108	2～5階の階段・踊り場
		清水袖師小学校(特別教室)	清水区袖師町420		備考		2,868	2階以上
		清水袖師小学校(管理、特別)	清水区袖師町420		備考		896	2階以上
		清水袖師生涯学習交流館	清水区袖師町1092		備考		177	2階
		清水北部浄化センター	清水区横砂408-15		備考		1,781	屋上
		清水興津生涯学習交流館	清水区興津本町218		備考		251	2・3階
		清水興津小学校(北校舎)	清水区興津中町350-1		備考		1,266	2・3階
		清水興津小学校(中校舎)	清水区興津中町350-1		備考		1,156	2・3階
		清水興津小学校(南校舎)	清水区興津中町350-1		備考		1,260	2・3階
		県営住宅興津団地1号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地2号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地3号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地4号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地5号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地6号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地7号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地8号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		県営住宅興津団地9号棟	清水区興津中町625-1		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		市営清水興津東町西団地1号棟	清水区興津東町1210-8		備考		72	2～5階の階段・踊り場
		市営清水興津東町西団地2号棟	清水区興津東町1210-8		備考		148	2～5階の階段・踊り場
		かさぎの丘お老人ホーム ベストライフ三保の松原	清水区三保2137-2		備考		700	屋上
		JFEエンジニアリング(株)清水製作所	清水区三保92-2		備考		404	2階、屋上
		清水建材木工業協同組合 木材ビル別館	清水区富士見町8番15号		備考		208	屋上
		日軽産業㈱本社ビル	清水区松原町5-12		備考		72	屋外階段・踊り場
		特別養護老人ホーム ベイコート清水	清水区折戸487番地の5		備考		631	2・3階の廊下、屋上(3階部分)
		介護老人福祉施設 巴の園	清水区万世町1丁目1番30号		備考		474	屋上
		第一倉庫株式会社 本社	清水区辻1丁目5番13号		備考		200	2～3階の階段・踊り場、4階
		ホテルビスタ清水	清水区真砂町1番23号		備考		325	2～11階の階段・踊り場、屋上

地域急傷管理局	市町	施設名	住　所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
中部	静岡市	清水駅西口第1自転車等駐車場	清水区辻1丁目7-2		備考		1,144	2･3階
		㈱ABC清水袖師町店立体駐車場	清水区袖師町1877番地の12		備考		8,486	2～5階、屋上
		マルハン袖師町店駐車場	清水区袖師町1877番地の37		備考		10,344	2～4階、屋上
		ベイホテル入船館	清水区袖師町1477番地の1		備考		364	2～9階の廊下・階段、屋上
		大三ビル	駿河区川宗4丁目3-27		備考		318	2～5階の階段・踊り場、屋上
	焼津市	浜当目コミュニティ防災センター	浜当目3-1-45	3	3	639.27	280.00	3階、屋上
		第5コミュニティ防災センター	駅北5-1-24	3	3	538.50	265.00	3階、屋上
		サンライフ焼津	中港3-3-12	2	2	2,490.69	419.00	屋上
		(私)焼津高等学校	中港1-1-8	3	3	1,848.00	629.00	北校舎3階(保健室を除く)
		新屋コミュニティ防災センター	本町1-3-28	3	3	529.57	248.00	3階、屋上
		東小学校	栄町5-14-1	4	3～4	5,672.00	2,355.00	東校舎3、4階、西校舎3階
		焼津市役所	本町2-16-32	6	4～6	4,944.00	2,934.00	本館4～6階、屋上
		三区コミュニティ防災センター	本町2-13-18	3	3	531.58	322.00	3階、屋上
		四区コミュニティ防災センター	焼津6-10-17	3	3	497.74	271.00	3階、屋上
		焼津公民館	本町5-6-1	3	3	1,312.78	1,312.78	アトレ焼津3階公民館部分のみ
		二区コミュニティ防災センター	本町5-9-1	3	3	475.83	261.00	3階、屋上
		小川新地コミュニティ防災センター	小川新町1-11-2	3	3	534.16	311.00	3階、屋上
		第一区公会堂	鎧ヶ島90-1	3	3	382.08	96.00	3階
		(県)漁業高等学園	小川3747-2	3	3	905.00	159.00	教育棟3階(研修室・講義室)
		石津コミュニティ防災センター	石津161	3	3	744.87	456.00	3階、屋上
		(県)青少年の家	石津2259-408	5	3～5	5,858.55	2,682.00	3～5階
		港小学校	石津港町40-2	3	3	5,913.00	1,718.00	3階
		ディスカバリーハーク焼津	田尻2968-1	5	3～5	2,828.00	1,292.00	3～5階、屋上
		福祉老人センター	一色1545-18	5	3～5	1,791.63	591.00	3～5階
		深層水ミュージアム	鎧ヶ島136-4	2	備考	307.26	81.00	屋上
		アクアスやいづ	鎧ヶ島136-26	3	3	3,481.43	703.25	3階
		うみえ～る焼津	鎧ヶ島136-26	2	備考	1,498.04	773.00	屋上
		利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門2559-2	2	備考	363.60	184.00	屋上
		吉永地区コミュニティ防災センター	吉永1933-1	2	備考	380.77	175.00	屋上
		高新田地区コミュニティ防災センター	高新田1853-1	2	備考	379.62	158.00	屋上
		高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田2172-2	2	備考	380.16	160.00	屋上
		藤守地区コミュニティ防災センター	藤守2025	2	備考	384.37	162.00	屋上
		下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉537	2	備考	381.40	164.00	屋上
		大井川港コミュニティ防災センター	飯淵2160	4	備考	1,270.69	300.00	屋上
		小川第13コミュニティ防災センター	小川3118	3	3	539.35	345.00	3階、屋上
	牧之原市	大江コミュニティ防災センター	大江102番地1	2	2	392.85	396.20	2階,屋上
		相良コミュニティ防災センター	相良58番地1	2	2	418.88	357.50	2階,屋上
		片浜コミュニティ防災センター	片浜1111番地1	2	2	418.84	365.05	2階,屋上
		静波コミュニティ防災センター	静波2130-5	3	3	1,191.97	898.80	2･3階,屋上面積計上
	吉田町	住吉コミュニティ防災センター	住吉5274の6		2	350	175	2階,屋上
西部	磐田市	福田コミュニティセンター	福田5489-2	2	2	783	390	2階,階段,踊り場
	袋井市	浅羽支所	浅名1028	3	備考	2762	540	屋上
		浅羽南小学校	西同笠148	2～3	備考		1462	南・中校舎屋上
		和興フィルタテクノロジー㈱社宅	浅羽一色51-1	3	備考		290	屋上
		コミカルタミカル㈱(事務所)	大野6909-9	2	備考		86	タワー、事務所屋上
		日本ペットフード㈱	梅山2020	3	備考		490	3階会議室、資材置場
		㈱ワコーフィルタ	中新田1245	1	備考		200	屋上
		㈱ショーワ	松原2601	2	備考		918	屋上デッキ
		遠州中央農協浅羽支店	梅山38	2	備考		500	屋上
		グループホーム松葉の家	大野2730-4	4	備考		160	屋上
		東海精機㈱(第2工場)	西同笠899-1	2	備考		150	屋上
		アスティ㈱	大野2754	2	備考		600	屋上
		どんどこあさば	浅岡447	1	備考		245	屋上
		メロースタイル(共同住宅)	湊72	3	備考		20	3階通路
		ユートピア松原(共同住宅)	松原1553-1	4	備考		55	3･4階通路
		グレースパレー(共同住宅)	長溝471-1	3	備考		19	2･3階通路
		サティナイン(共同住宅)	浅岡153	3	備考		19	2･3階通路
		アヴァンセ浅岡(共同住宅)	浅岡780-1	4	備考		67	2～4階通路
		NewSunnyMansion(共同住宅)	浅羽1242-2	3	備考		24	3階通路
		SunnyMansionⅠ(共同住宅)	浅羽1247-2	4	備考		45	3･4階通路
		SunnyMansionⅡ(共同住宅)	浅羽1247-1	4	備考		57	3･4階通路
		ステラハイツ(共同住宅)	浅岡257-1	3	備考		62	3階通路
	湖西市	表駕津コミュニティ防災センター	表駕津2837番地	2	2	413	160	
	浜松市	グランドエクシブ社員寮	村櫛町4671-1	4	備考		160.00	3～4階通路
		グランドエクシブ浜名湖	村櫛町4620	8	備考		2,100.00	3～8階客室廊下、3階：バックヤード・廊下・従業員食堂、3階屋上(喫煙所)、機械室
		商工会議所搞利研修センターガリアック	村櫛町4597	5	備考		2,752.68	3階：通路・研修室・ラウンジ、4
		雄踏中学校	雄踏町宇布見9595	3	備考		989.00	3階特別教室・廊下
		雄踏中学校	雄踏町宇布見9595	3	備考		400	観覧席、通路
		雄踏中学校	雄踏町宇布見9595	3	備考		1172	3階普通教室・特別教室・廊下
		雄踏小学校	雄踏町宇布見7997-1	3	備考		3719	3階普通教室・特別教室・廊下
		雄踏小学校	雄踏町宇布見7997-1	3	備考		3719	3階普通教室・特別教室・廊下
		雄踏小学校	雄踏町宇布見7997-1	3	備考		3719	3階普通教室・特別教室・廊下

地域急傷管理局	市町	施設名	住　所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
西部	浜松市	雄踏文化センター	雄踏町宇布見5427	3	備考		648.6	8部屋（小・中・大・特別会議室、301・302号室、庶務室1・2）、通
		コスモスA	雄踏町宇布見4959-3	3	備考		15	3階通路
		市営住宅領家団地	雄踏町宇布見4874-5	4	備考		23	階段踊場
		フェリオ	雄踏町宇布見4863-4	5	備考		190	5階オフィス2部屋、屋上
		コスモスB	雄踏町宇布見4863-331	3	備考		15	3階通路
		西区役所	雄踏一丁目31-1	3	備考		495	廊下、EVホール、休憩室、会議室
		アスティオンⅠ	雄踏一丁目17-34	4	備考		80	3～4階通路
		弁天島防災センター	舞阪町弁天島2733-1	2	備考		186	屋上
		中部電力㈱弁天荘	舞阪町弁天島2742	4	備考		210	2～4階廊下・階段・踊り場
		スズキ㈱親月園研修センター	舞阪町弁天島2925-1	3	備考		360	2･3階廊下、階段、踊り場
		二弁公民館	舞阪町弁天島3209-1	2	備考		182	2階、屋上
		HAMANAKO BENTEN RESORT THE OCEAN	舞阪町弁天島3285-88	13	備考		1160	4階機械室(屋外)、5階テラス、13階テラス、屋上テラス
		ARCO浜名湖クレセント21	舞阪町弁天島3371-2	8	備考		717	3～7階廊下、8階全フロア
		まほら舞殿	舞阪町弁天島3481-26	3	備考		510	2階屋上
		サンレイク美浜	舞阪町弁天島3802	4	備考		121	屋上
		一弁公民館	舞阪町弁天島3888-2	2	備考		190	2階、屋上
		静岡県水産技術研究所(ウナット)	舞阪町弁天島5005-1	2	備考		676	2階部分、オープンデッキ、展望デッキ
		市営第三吹上団地	舞阪町舞阪808	4	備考		20.1	階段踊場
		コミュニティ防災センター	舞阪町舞阪601-8	2	備考		182	屋上
		市営住宅第二浜表団地　B棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		345	屋上
		市営住宅第二浜表団地　C棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		360	屋上
		市営住宅第二浜表団地　D棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		360	屋上
		市営住宅第二浜表団地　E棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		360	屋上
		市営住宅第二浜表団地　F棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		360	屋上
		市営住宅第二浜表団地　G棟	舞阪町舞阪2668-238	3	備考		345	屋上
		舞阪第2保育園	舞阪町舞阪2659-3	2	備考		234	屋上
		舞阪幼稚園	舞阪町舞阪2688-33	2	備考		346	テラス、遊戯場
		舞阪文化センター	舞阪町舞阪2701-1	3	備考		300	屋上
		舞阪地域自治センター	舞阪町舞阪2701-9	4	備考		1951.59	3階：防災無線室、防災対策室以外
		舞阪小学校	舞阪町舞阪76	3	備考		951	3階特別教室・廊下、屋上
		舞阪小学校	舞阪町舞阪76	3	備考		320	屋上
		舞阪中学校	舞阪町舞阪4601	3	備考		800	屋上
		市営今切団地	舞阪町舞阪4602	4	備考		426	階段踊場、屋上
		市営今切団地	舞阪町舞阪4602	3	備考		394.8	階段踊場、屋上
		市営今切団地	舞阪町舞阪4602	4	備考		417.3	階段踊場、屋上
		湖南高等学校	馬郡町3791-1	3	備考		583.2	3階普通教室
		ST. ナイン	坪井町876	3	備考		11.4	3階通路
		ユーアイハイツ	坪井町531-1	3	備考		13	3階通路
		西部清掃工場	篠原町26098-1	5	備考		325	3～4階見学スペース北面、東面の2箇所
		西部清掃工場	篠原町26098-1	3	備考		73	3階EVホール部分、渡り廊下
		古橋原之浦都営浜松市総合水泳場 TOBIO	篠原町23982-1	2	備考		3467	ホール,ジム,スタジオ,ギャラリー等
		オット・アンダーレ	篠原町21581	4	備考		30	3～4階通路
		篠原中学校	篠原町20200-1	3	備考		835	3階普通教室・特別教室・廊下
		篠原ケアホーム	篠原町18345-28	4	備考		978	3～4階通路、ベランダ、屋上
		志都ビル	篠原町14171	5	備考		106	3～5階通路、屋上
		フローレンス	篠原町1144-18	4	備考		269	3～4階通路、4階談話室
		篠原小学校	篠原町10300	4	備考		1154	3～4階普通教室・特別教室・廊
		コンフォート志都呂	志都呂町5340	4	備考		12	3～4階通路、踊場
		メニュエットⅠ	志都呂町5234	4	備考		14.4	3～4階通路
		コンフォール	志都呂町5215	3	備考		18.4	3階通路
		クラシオン	入野町10634-1	3	備考		32.4	3階通路
		メゾン・ターコイズ	入野町9737	4	備考		14	3～4階階段踊場
		メゾン・フロント一サ	入野町9727-2	5	備考		75	3～5階通路
		パレスかわぐち	入野町14116-1	3	備考		20.3	3階通路
		株式会社クラベ本社	高塚町4830	3	備考		689	3階食堂、屋上
		ハーベストⅧ	高塚町4509-1	5	備考		46	3～5階通路
		可美中学校	増楽町700	3	備考		1018	3階普通教室・特別教室・廊下
		可美中学校	増楽町700	4	備考		1761	3～4階特別教室・廊下、屋上
		ヘラルゴス	小沢渡町753	3	備考		32	3階通路
		三方原病院B館	小沢渡町2195-2	4	備考		458	3～4階多目的ホール、渡り廊下、会議室等
		市営小沢渡団地	小沢渡町1363	4	備考		13.6	階段踊場
		介護老人福祉施設静光園	小沢渡町1300-1	4	備考		2042	3～4階バルコニー、屋上
		CasaCampana	小沢渡町1275-1	3	備考		13	3階通路
		特別養護老人ホーム南風	倉松町693	3	備考		765.4	3階バルコニー、屋上
		新津小学校	新橋町777	4	備考		1074	3～4階普通教室・特別教室・廊
		新津小学校	新橋町777	4	備考		1168	3～4階普通教室・特別教室・廊
		新津中学校	新橋町748	3	備考		372	3階普通教室・特別教室・廊下
		新津中学校	新橋町748	3	備考		648	3階普通教室・特別教室・廊下
		エザンス	新橋町732	5	備考		85	3～5階通路
		エザンスⅡ	新橋町708-1	5	備考		43.6	3～5階通路
		新橋トットジョイ	新橋町678	3	備考		100	3階通路
		コスモスマンション	新橋町495	7	備考		72	3～7階通路
		メゾン・エム	新橋町1179	3	備考		23.4	3階通路
		浜松南高等学校	米津町961	4	備考		926.8	3～4階普通教室
		浜松南高等学校	米津町961	3	備考		456.8	3階特別教室・図書室

地域急傾斜崩壊担当局	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
西部市	浜松市	第二砂丘寮	田尻町1182	4	備考		380	3～4階通路、共有室
		フルオブライフ砂丘	田尻町1166-1	4	備考		140	3～4階通路、4階和室、5階ストレッチルーム
		市営中田島団地	中田島町1372	5	備考		22.2	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	5	備考		33.3	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	4	備考		20.1	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	5	備考		33.3	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	4	備考		20.1	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	5	備考		33.3	階段踊場
		市営中田島団地	中田島町1656-2	4	備考		20.1	階段踊場
		TKM	瓜内町964-1	3	備考		13	3階通路
		すこやかマーチ	瓜内町911	3	備考		10	3階通路
		すこやかメロディー	瓜内町820	4	備考		24	3～4階通路
		ヴェルメゾン飯尾	瓜内町586	3	備考		11	3階通路
		エレンシア	瓜内町203-1	5	備考		82	3～5階通路
		TCmansion	瓜内町197-1	3	備考		7	3階通路
		中部浄化センター	瓜内町1825	3	備考		400	機械室、屋上
		南舘荘	寺脇町399－2	3	備考		27	3階通路
		すこやかデュランティ	三島町96-1	3	備考		19	3階通路
		南荘	三島町788-1	3	備考		12	3階通路
		ディファニーワン	三島町674-3	3	備考		31	3階通路
		Tiffanynine	三島町674-2	3	備考		18	3階通路
		カーササンユー	三島町491	3	備考		25	3階通路
		まきの木館うたり	三島町338	3	備考		14	3階通路
		アンソレイエ	三島町258	3	備考		21	3階通路
		メゾン・アルタ	都盛町77-1	3	備考		26.4	3階通路
		市営中田島団地	白羽町2378-2	5	備考		44.4	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2378-2	5	備考		33.3	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2378-2	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2785-2	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2785-2	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2785-2	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2785-2	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-2	5	備考		22.2	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		43.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-5	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-8	5	備考		26.6	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-8	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-10	5	備考		53.2	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-10	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-13	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-13	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-13	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-13	5	備考		39.9	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2378-2	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2785-2	5	備考		34.5	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-2	5	備考		23	階段踊場
		市営中田島団地	白羽町2700-2	5	備考		23	階段踊場
		浜松南病院	白羽町26	6	備考		799	5階、屋上
		砂丘小学校	白羽町2612	4	備考		1560	3～4階普通教室・特別教室・廊
		コーポパーディ	白羽町209-3	3	備考		24	3階通路
		パーディJr	白羽町209-3	3	備考		7.2	3階通路
		白脇ケアセンター	白羽町1424	4	備考		435.1	屋上
		Southern Town Ⅱ	寺脇町769	3	備考		22	3階通路
		Southern Town Ⅰ	寺脇町767	3	備考		22	3階通路
		白脇小学校	寺脇町431	3	備考		657	3階普通教室・特別教室・廊下
		白脇小学校	寺脇町431	3	備考		661	3階普通教室・特別教室・廊下
		コーポラスサンライズB	寺脇町367	3	備考		26	3階通路
		コーポラスサンライズA	寺脇町367	3	備考		26	3階通路
		ケアセンター芳川	鼠野町24	3	備考		502.4	3階通路、屋上
		浜松江之島高等学校	江之島町630-1	3	備考		388.8	3階普通教室
		南区役所	江之島町600-1	3	備考		1094.1	3階ホール、屋上
		江南中学校	江之島町1266-3	4	備考		1628	3～4階普通教室・特別教室・廊
		リバーサイド河輪	河輪町72-2	4	備考		8	3～4階階段踊場
		リバーサイド薫風	河輪町70-1	3	備考		35	3階通路
		(旧)遠州浜小学校	遠州浜二丁目9-1	4	備考		1928	3～4階普通教室・特別教室・廊
		市営遠州浜団地	遠州浜二丁目19	4	備考		18.9	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目18	4	備考		18.9	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目17	4	備考		24.3	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目16	4	備考		18.9	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目11	4	備考		18.9	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目8	4	備考		18.9	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目6	4	備考		12.6	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目5	4	備考		12.6	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目4	4	備考		12.6	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目7	4	備考		12.6	階段踊場

地域急傾斜崩壊担当局	市町	施設名	住所	建物階数	避難利用可能階数	建物延床面積（㎡）	避難利用可能延床面積（㎡）	備考（避難可能場所）
西部市	浜松市	市営遠州浜団地	遠州浜一丁目15	4	備考		22.5	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目12	4	備考		22.5	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目9	4	備考		22.5	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目16-7	6	備考		290.4	4～6階通路
		市営遠州浜団地	遠州浜四丁目15-1	6	備考		306.3	4～6階通路
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目2-4	4	備考		34.5	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目2-1	4	備考		46	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目1-1	4	備考		57.5	階段踊場
		市営遠州浜団地	遠州浜二丁目23-2	9	備考		207.5	屋内階段、EVホール
		市営遠州浜団地	遠州浜一丁目23-3	4	備考		71.8	3～4階通路
		CASAMARCO	遠州浜二丁目28-10	3	備考		24	3階通路
		五島公民館	福島町242-1	3	備考		402	3階図書室、事務室屋上
		河輪小学校	東町333	4	備考		1170	3～4階普通教室・特別教室・廊
		南の星小学校	西島町1148-1	3	備考		2930	3～4階普通教室・特別教室・廊下・更衣室、屋上
		ケアハウス西島	西島町103	5	備考		652	3～5階談話ホール、屋上
		特別養護老人ホーム西島寮	西島町101	3	備考		214.7	3階通路
		東陽中学校	西町700	4	備考		742	3～4階普通教室・特別教室・廊
		東陽中学校	西町700	3	備考		786	3階特別教室・廊下
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜1丁目11	4	備考			階段踊場
		県営遠州浜団地	遠州浜3丁目1	6	備考			3～6階通路
		県営遠州浜団地	遠州浜3丁目1	10	備考			3～10階通路、エレベーターホー
		県営遠州浜団地	遠州浜3丁目1	6	備考			3～6階通路
		県営遠州浜団地	遠州浜3丁目1	10	備考			3～10階通路、エレベーターホー
		県営芳川団地	参野町391-1	4	備考			階段踊場
		県営芳川団地	参野町391-1	4	備考			階段踊場
		県営芳川団地	参野町391-1	4	備考			階段踊場

注：沼津市は市としての指定はしていない。

13－2－8 市町別福祉避難所

（県健康福祉部政策監）

H24.4.1現在

健康福祉センター	市町	指定・協定	施設名称	所在地
賀茂	下田市(4)	協定	保育所 稲生沢保育園	下田市立野34
		協定	保育所 ひかり保育園	下田市西中9-4
		協定	特別養護老人ホーム 梓の里	下田市加増野181-1
		協定	特別養護老人ホーム みくらの里	下田市吉佐美1086
	東伊豆町(4)	協定	さくら介護	東伊豆町稲取152-1
		協定	うわぶきデイサービスセンター	東伊豆町白田459
		協定	特別養護老人ホーム 湯ケ岡の郷	東伊豆町白田1200
		協定	グループホーム熱川	東伊豆町奈良本1423-107
	河津町(1)	協定	サンシニア河津	河津町田中520-1
	南伊豆町(3)	協定	養護老人ホーム 賀茂老人ホーム	南伊豆町下賀茂15-1
		協定	特別養護老人ホーム みなとの園	南伊豆町湊638-1
		協定	知的障害者更正施設 さしだ希望の里	南伊豆町入間9-2
	西伊豆町(2)	協定	特別養護老人ホーム 太陽の里	西伊豆町仁科1134
		協定	特別養護老人ホーム ヒューマンヴィラ伊豆	西伊豆町宇久須2030-1
熱海	熱海市(3)	協定	特別養護老人ホーム 姫の沢荘	熱海市西熱海2丁目24-8
		協定	特別養護老人ホーム 海光園	熱海市上多賀1016-10
		協定	熱海伊豆海の郷	熱海市伊豆山717-1
	伊東市(7)	指定	重度身体障害者更正援護施設 国立伊東重度障害者センター	伊東市鎌田222
		指定	知的障害者更生施設 碧の園	伊東市荻578-3
		指定	障害更生センター 埼玉県伊豆潮風館	伊東市富戸1317-89
		指定	特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園	伊東市富戸1219-5
		指定	特別養護老人ホーム 奥野苑	伊東市荻772-1
		指定	特別養護老人ホーム 伊豆高原十字の園	伊東市八幡野1023-2
		指定	特別養護老人ホーム うさみの園	伊東市宇佐美2403-1
東部	沼津市(18)	指定	特別養護老人ホーム ぬまづホーム	沼津市下香貫981-2
		指定	特別養護老人ホーム 沼津フジヒュホーム	沼津市大岡3571-1
		指定	特別養護老人ホーム ひだまりの郷	沼津市内浦重須624
		指定	特別養護老人ホーム 和みの郷	沼津市大平1538-1
		指定	特別養護老人ホーム あしたかホーム	沼津市東椎路1639-1
		指定	特別養護老人ホーム みはるの丘浮島	沼津市平沼929-1
		指定	特別養護老人ホーム 炉暖の郷	沼津市足高尾上24-24
		指定	養護老人ホーム 遊法苑	沼津市西浦古宇14-15
		指定	知的障害者更正施設 あまぎ学園	沼津市宮本5-2
		指定	知的障害者授産施設 ワークうしぶせ	沼津市宮本5-2
		指定	重度身体障害者更正救護施設 かぬき学園	沼津市宮本5-2
		指定	重度身体障害者授産施設 ワークとおがさ	沼津市宮本5-2
		指定	知的障害者更正施設 沼津のぞみの里	沼津市西椎路859-2
		指定	知的障害者更正施設(通所) 沼津のぞみの園	沼津市西沢田1040-1
		指定	知的障害者デイサービスセンター ビーンズ	沼津市西椎路813-6
		指定	知的障害者更正施設 いずみ	沼津市大平2224-1
		指定	特別養護老人ホーム 陽光園	沼津市岡宮字林松沢1417-1
		指定	軽費老人ホーム 岡宮グリーンヒル	沼津市岡宮1182-1
	三島市(21)	協定	特別養護老人ホーム 玉渕園	三島市玉沢393
		協定	特別養護老人ホーム 御寿園	三島市御園580
		協定	特別養護老人ホーム あかなすの里	三島市玉川425-1
		協定	特別養護老人ホーム 北上の郷	三島市徳倉1148-1
		協定	特別養護老人ホーム ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
		協定	軽費老人ホーム 玉沢昭寿園	三島市玉沢80
		協定	軽費老人ホーム ケアハウストマト館	三島市玉川451
		協定	知的障害者授産施設 みはらしの丘	三島市エビノ木4745
		協定	知的障害者更生施設 みはらしの里	三島市エビノ木4745
		協定	白道保育園	三島市加屋町2-21
		協定	梅の実保育園	三島市梅名47-1
		協定	中郷南保育園	三島市安久309-6
		協定	三島ようらん保育園	三島市梅名553-2
		協定	芙蓉台保育園	三島市芙蓉台2-3-17
		協定	中郷西保育園	三島市長伏121-1
		協定	加茂保育園	三島市加茂24-7
		協定	北上保育園	三島市徳倉4-10-3
		協定	恵明保育園	三島市谷田(桜ヶ丘)2143
		協定	恵明コスモス保育園	三島市谷田1629-38
		協定	乳児院 静岡恵明学園乳児部	三島市谷田(桜ヶ丘)2143
		協定	児童養護施設 静岡恵明学園児童部	三島市笹原新田81-1
	裾野市(2)	協定	特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘	裾野市茶畑1707-3
		協定	特別養護老人ホーム 茶畑ビルズ	裾野市茶畑1428-1
	伊豆市(3)	協定	特別養護老人ホーム 伊豆中央ケアセンター	伊豆市大野304
		協定	特別養護老人ホーム 土肥ホーム	伊豆市小土肥787-2
		協定	特別養護老人ホーム 中伊豆	伊豆市八幡123
	伊豆の国市(4)	協定	特別養護老人ホーム いちごの里	伊豆の国市北江間45-1
		協定	特別養護老人ホーム ぬくもりの里	伊豆の国市田京1259-29
		協定	養護老人ホーム 長岡寮湯の家	伊豆の国市長岡1157-1
		協定	特別養護老人ホーム 韮山ぶなの森	伊豆の国市韮山山木391－1
	函南町(1)	協定	共済福祉会 伊豆白寿園	函南町平井750
	清水町(5)	指定	清水町防災センター	清水町徳倉1603-40
		指定	清水町地域交流センター	清水町堂庭6-1
		協定	特別養護老人ホーム 柿田川ホーム	清水町戸田54-11
		協定	特別養護老人ホーム かわせみ	清水町的場188-6
		協定	介護老人保健施設 夢の樹の郷	清水町玉川183-1
	長泉町(8)	指定	南部地区センター	長泉町竹原211-30
		指定	在宅福祉総合センターいずみの郷	長泉町下土狩971
		協定	特別養護老人ホーム ながいずみホーム	長泉町元長窪888-69
		協定	特別養護老人ホーム さつき園	長泉町下土狩457-2
		協定	知的障害者更生施設 悠雲療	長泉町下長窪字鉄平1122-2
		協定	長窪保育園	長泉町下長窪680-2
		協定	聖心保育園	長泉町納米里219
		協定	あそか保育園	長泉町下土狩578
御殿場	御殿場市(17)	協定	富岳保育園	御殿場市大坂362-4
		協定	神山保育園	御殿場市神山1692-4
		協定	萩原保育園	御殿場市萩原477-11
		協定	双葉保育園	御殿場市保土沢523-1
		協定	すみれ保育園	御殿場市かまど1237-1
		協定	高根学園保育所	御殿場市西田中402-8
		協定	知的障害児通園施設 富岳学園	御殿場市大坂361-1
		協定	知的障害者授産施設 富岳の園	御殿場市神山1925-1148
		協定	知的障害者更正施設 エイブル富岳	御殿場市大坂168-2
		協定	知的障害者更正施設 富岳の郷	御殿場市二子525-4
		協定	知的障害者更正施設 野菊寮	御殿場市中畑1798
		協定	知的障害者更正施設 さくら学園	御殿場市川島田1976
		協定	知的障害者通所施設 アークビレッジ富岳	御殿場市神山1925-1148
		協定	特別養護老人ホーム 御殿場十字の園	御殿場市深沢1465-1
		協定	特別養護老人ホーム オレンジシャトー富岳	御殿場市神山1925-1193
		協定	特別養護老人ホーム 白雪	御殿場市川島田270
		協定	御殿場特別支援学校	御殿場市神山1553-3

健康福祉センター	市町	指定・協定	施設名称	所在地
御殿場	小山町(4)	協定	特別養護老人ホーム徳風園	小山町上野1440-1
		協定	障害者支援施設駿東学園	小山町吉久保1050
		協定	(社)須走彰徳山林会須走災害対策センター	小山町須走北原81-1
		協定	(社)須走彰徳山林会須走東災害対策センター	小山町須走下原16-12
富士	富士市(25)	指定	社会福祉センター 東部市民プラザ	富士市富士岡南257-2
		指定	社会福祉センター 鷹岡市民プラザ	富士市久沢797-1
		指定	社会福祉センター 広見荘	富士市伝法59
		指定	県立富士特別支援学校	富士市大渕3773-1
		協定	特別養護老人ホーム 天間荘	富士市天間1602
		協定	特別養護老人ホーム 富士楽寿園	富士市大渕4632-1
		協定	特別養護老人ホーム 鷺石園	富士市原田1350-16
		協定	特別養護老人ホーム 岩本園	富士市岩本1184-1
		協定	特別養護老人ホーム すどの杜	富士市増川510-1
		協定	特別養護老人ホーム 加島の郷	富士市水戸島本町7-8
		協定	特別養護老人ホーム みぎわ園	富士市今泉2210
		協定	特別養護老人ホーム ヴィラージュ富士	富士市厚原359-8
		協定	軽費老人ホーム 富士の里	富士市天間1626
		協定	軽費老人ホーム コフレ・アントレード富士	富士市岩本1020-1
		協定	在宅複合型施設 みずほ在宅複合ケアセンター	富士市瓜島町173-1
		協定	在宅複合型施設 JAオアシス吉永複合ケアセンター	富士市比奈159-21
		協定	知的障害者更生施設 富士本学園	富士市大渕4632-7
		協定	知的障害者更生施設 富士和光学園	富士市大渕4632-6
		協定	知的障害者更生施設 ぎぼうの里	富士市大渕14283-1
		協定	身体障害者療護施設 くぬぎの里	富士市大渕14282-1
		協定	乳児院 恩賜記念みどり園	富士市今泉2220
		協定	児童養護施設 ひまわり園	富士市今泉2220
		協定	児童養護施設 誠信少年少女の家	富士市比奈1354
		協定	児童養護施設 岩倉学園	富士市大渕4632-5
		協定	特別養護老人ホーム シャローム富士川	富士市北松野1071
	富士宮市(13)	協定	特別養護老人ホーム 富士宮荘	富士宮市上井出2029-1
		協定	特別養護老人ホーム しらいと	富士宮市上井出1285-1
		協定	特別養護老人ホーム 星の郷	富士宮市星山1058
		協定	特別養護老人ホーム 高原荘	富士宮市貫戸103-2
		協定	老人保健施設 リバブルケア	富士宮市原682
		協定	老人保健施設 みゆきの苑	富士宮市宮原337-4
		協定	老人保健施設 富士ケアセンター	富士宮市星山1129
		協定	身体障害者療護施設 三和荘	富士宮市北山7418-10
		協定	知的障害者更生施設 富士清心園	富士宮市山宮3666-232
		協定	知的障害者更生施設 富士明成園	富士宮市山宮3666-232
		協定	知的障害者授産施設 富士厚生園	富士宮市山宮3666-232
		協定	精神障害者生活訓練施設 サンライズあかつき	富士宮市北山4783-1
		協定	特別養護老人ホーム 百恵の郷	富士宮市大鹿窪143-1
中部	静岡市(55)	協定	特別養護老人ホーム 聖ヨゼフの園	静岡市駿河区八幡4-6-9
		協定	特別養護老人ホーム 楽寿の園	静岡市葵区与左衛門新田74-6
		協定	特別養護老人ホーム 厚生苑	静岡市葵区北番町17-3
		協定	特別養護老人ホーム 吉津園	静岡市葵区吉津199
		協定	特別養護老人ホーム 小鹿苑	静岡市駿河区小鹿1-1-24
		協定	特別養護老人ホーム 麻機園	静岡市葵区東527-1
		協定	特別養護老人ホーム 晃の園	静岡市葵区富沢1542-39
		協定	特別養護老人ホーム 丸子の里	静岡市駿河区丸子3000-1
		協定	特別養護老人ホーム りんどう	静岡市葵区水見色360
		協定	特別養護老人ホーム 竜爪園	静岡市葵区長尾89-1
		協定	特別養護老人ホーム カリタス21	静岡市葵区桂山723-6
		協定	特別養護老人ホーム 厚寿苑	静岡市葵区北番町66-2
		協定	特別養護老人ホーム さつきフレンドハウスゆめ	静岡市葵区羽鳥本町20-98
		協定	特別養護老人ホーム さつきフレンドハウスひかり	静岡市葵区羽鳥7-14-72
		協定	特別養護老人ホーム なごみ	静岡市駿河区中島2580-1
		協定	特別養護老人ホーム 久能の里	静岡市駿河区根古屋289-1
		協定	特別養護老人ホーム 登呂の家	静岡市駿河区登呂3-4-1
		協定	特別養護老人ホーム 白扇閣	静岡市清水区承元寺町1341
		協定	特別養護老人ホーム 巴の園	静岡市清水区万世町1-1-30
		協定	特別養護老人ホーム 柏尾の里	静岡市清水区柏尾387-2
		協定	特別養護老人ホーム あすなろの家	静岡市清水区山原871-2
		協定	特別養護老人ホーム 羽衣の園	静岡市清水区折戸5-18-36
		協定	特別養護老人ホーム 有度の里	静岡市清水区長崎新田311
		協定	特別養護老人ホーム レジデンス花	静岡市清水区中河内2717
		協定	特別養護老人ホーム こもれび	静岡市清水区吉原1731
		協定	特別養護老人ホーム 好日の園	静岡市清水区蒲原神沢1359－1
		協定	特別養護老人ホーム 浜石の郷	静岡市清水区由比阿僧189-1
		協定	養護老人ホーム 静岡老人ホーム	静岡市葵区吉津1905
		協定	特別養護老人ホーム 小坂の郷	静岡市駿河区小坂1106－1
		協定	特別養護老人ホーム いはらの里	静岡市清水区庵原町578-1
		協定	特別養護老人ホーム ベイコート清水	静岡市清水区折戸487-5
		協定	肢体不自由者更生施設 静岡医療福祉センター成人部	静岡市駿河区曲金5-3-30
		協定	知的障害者更生施設 安倍寮	静岡市葵区慈悲尾180
		協定	知的障害者更生施設 宍原荘	静岡市清水区宍原362
		協定	身体障害者療護施設 百花園	静岡市清水区中河内2780
		協定	介護老人保健施設 ケアセンター瀬名	静岡市葵区長尾39－5
		協定	介護老人保健施設 こみに	静岡市葵区赤松8－16
		協定	介護老人保健施設 楽寿	静岡市葵区与左衛門新田98－11
		協定	介護老人保健施設 あみ	静岡市葵区福田ヶ谷73－2
		協定	介護老人保健施設 エスコートタウン静清	静岡市葵区柚木90－1
		協定	介護老人保健施設 サンライズ大浜	静岡市駿河区西島528
		協定	介護老人保健施設 萩の里	静岡市駿河区西大谷12－5
		協定	介護老人保健施設 葵の里	静岡市駿河区小坂376－1
		協定	介護老人保健施設 ケアセンター池田の街	静岡市駿河区池田185－1
		協定	介護老人保健施設 かりん	静岡市駿河区宇津ノ谷1－1
		協定	介護老人保健施設 あかつきの園	静岡市清水区駒越2883－1
		協定	介護老人保健施設 ひまわり	静岡市清水区村松原1－2－34
		協定	介護老人保健施設 アリス草薙	静岡市清水区草薙424－7
		協定	介護老人保健施設 きよみの里	静岡市清水区興津東町1829
		協定	介護老人保健施設 鶴舞乃城	静岡市清水区庵原町3158
		協定	介護老人保健施設 もくれん	静岡市清水区草ヶ谷字クツワヶ谷624-2
		協定	静岡瀬名病院	静岡市葵区瀬名4629－1
		協定	静岡広野病院	静岡市駿河区広野1494－8
		協定	静岡英和学院大学 別館	静岡市駿河区池田1769
		協定	県立清水特別支援学校 高等部棟	静岡市清水区八坂東1-16-1
	島田市(12)	協定	特別養護老人ホーム永福荘	島田市大草10
		協定	特別養護老人ホーム本田山荘	島田市牛尾1102-1
		協定	特別養護老人ホームみどりの園	島田市中河375-1
		協定	特別養護老人ホームあすか	島田市中河町326-1
		協定	養護老人ホームぎんもくせい	島田市大草10
		協定	介護老人保健施設エコトープ	島田市島534-1
		協定	介護老人保健施設さくら	島田市島536
		協定	介護老人保健施設アポロン	島田市中溝町1714-1
		協定	特別養護老人ホームかなや	島田市島536-1
		協定	特別養護老人ホームほたるの丘	島田市坂本2449-2
		協定	特別養護老人ホーム とこは	島田市川根町家山4168-1
		協定	知的障害者更生施設亜穂寮	島田市落合645-13
	焼津市(17)	指定	焼津市総合福祉会館	焼津市大覚寺630
		指定	養護老人ホーム 慈恵園	焼津市大覚寺630
		指定	大井川福祉センターほほえみ	焼津市宗高572-1
		協定	障害者支援施設 ウェルシップみおし	焼津市大覚寺629
		協定	障害者支援施設 暁	焼津市八楠1653-1

健康福祉センター	市町	指定・協定	施設名称	所在地
中部	焼津市	協定	ゆりかご保育所	焼津市五ヶ堀ノ内759-1
		協定	第三ゆりかご保育所	焼津市一色722
		協定	さくら保育園	焼津市北新田378-1
		協定	なかよし保育園	焼津市西小川6-15-6
		協定	なかよし大富保育園	焼津市中新田1148-1
		協定	たかくさ保育園	焼津市坂本449-2
		協定	特別養護老人ホーム　あおい荘	焼津市一色435
		協定	特別養護老人ホーム　福寿荘	焼津市大島649
		協定	特別養護老人ホーム　高麗	焼津市坂本385-1
		協定	特別養護老人ホーム　つばさ	焼津市田尻北792-1
		協定	特別養護老人ホーム　大井川睦園	焼津市高新田2326-58
		協定	障害者支援施設　大井川寮	焼津市高新田778-1
	藤枝市(8)	指定	静岡県立藤枝特別支援学校	藤枝市前島2281-1
		指定	福祉センターきずみれ	藤枝市岡部町内谷1400-1
		協定	特別養護老人ホーム　開寿園	藤枝市中ノ合252-1
		協定	特別養護老人ホーム　第二開寿園	藤枝市青南町1-12-13
		協定	特別養護老人ホームふじトピア	藤枝市時ヶ谷417-2
		協定	特別養護老人ホームきらら藤枝	藤枝市八幡198
		協定	特別養護老人ホーム愛華の郷	藤枝市大東町58
		協定	特別養護老人ホーム亀寿の郷	藤枝市岡部町内谷1334-4
	牧之原市(7)	協定	養護老人ホーム　相寿園	牧之原市菅ケ谷1042
		協定	特別養護老人ホーム　聖ルカホーム、やまばと希望寮・成人寮	牧之原市静谷2267-1
		協定	特別養護老人ホーム　相良清風園	牧之原市西萩間695-6
		協定	特別養護老人ホーム　うたしあ	牧之原市道場43
		協定	特別養護老人ホーム　海山荘	牧之原市片浜1013-1
		協定	軽費老人ホーム　ケアハウスたきび塾	牧之原市大江423
		協定	介護老人保健施設　はるかぜ	牧之原市菅ケ谷1240-1
	吉田町(2)	協定	特別養護老人ホーム片岡杉の子園	吉田町片岡2895
		協定	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	吉田町住吉3239
	川根本町(1)	協定	特別養護老人ホーム　あかいしの郷	川根本町徳山1620-1
	磐田市(18)	協定	養護老人ホームとよおか	磐田市壱貫地１６８－６
		協定	特別養護老人ホーム　遠州の園	磐田市大久保891-13
		協定	特別養護老人ホーム　第二遠州の園	磐田市鮫島1804-1
		協定	特別養護老人ホーム　西貝の郷	磐田市西貝塚２１１１－１
		協定	ケアハウス花みずき	磐田市大久保508-1
		協定	特別養護老人ホーム福寿荘	磐田市宇兵衛新田１８７
		協定	特別養護老人ホーム白寿園	磐田市掛塚３１７２
		協定	特別養護老人ホーム豊田一空園	磐田市東原２０７－１
		協定	特別養護老人ホーム豊仙苑	磐田市敷地８３－８
		協定	特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里	磐田市下万能７００
		協定	知的障害者更生施設　緑ケ丘学園	磐田市見付4763-1
		協定	知的障害者更生施設　おおふじ学園	磐田市大久保204-1
		協定	知的障害児施設　磐田学園	磐田市西貝塚3577-1
		協定	知的障害者更生施設　はまぼう	磐田市福田４３９６－１
		協定	知的障害者授産施設　あおばのさと	磐田市大久保７２０－２
		協定	知的障害者授産施設　松ぼっくり	磐田市福田４７７１－１
		協定	特別養護老人ホーム　西之島の郷	磐田市西之島２６－１
		協定	特別養護老人ホーム　梅香の里	磐田市下野部３６３－１
	袋井市(10)	協定	特別養護老人ホーム　ディアコニア	袋井市山崎5902-167
		協定	特別養護老人ホーム　明和苑	袋井市宇刈850-1
		協定	特別養護老人ホーム　萩の花	袋井市高尾1439-1
		協定	特別養護老人ホーム　萬松の里	袋井市久能2914-4
		協定	知的障害者更生施設　袋井学園	袋井市広岡4296
		協定	知的障害者更生施設　あぎば寮	袋井市横井233
		協定	軽費老人ホーム　ケアハウス紅紫萩	袋井市高尾1468
		協定	特別養護老人ホーム　三宝会　紫雲の園	袋井市浅名1577-1
		協定	障害者自立支援施設　なごみかぜ工房	袋井市小山984
		協定	静岡県立袋井特別支援学校	袋井市高尾2753-1
	御前崎市(4)	指定	御前崎ふれあい福祉センター	御前崎市日羽5402-10
		指定	浜岡福祉会館	御前崎市池新田1359-1
		協定	特別養護老人ホーム東海清風園	御前崎市池新田4090
		協定	特別養護老人ホーム灯光園	御前崎市御前崎35-37
	菊川市(8)	指定	町部地区センター	菊川市堀之内70-1
		協定	(社)和松会(松秀園)	菊川市高橋2774-1
		協定	(社)旧翁会(喜久の園)	菊川市仲島2-4-16
		協定	(社)旧翁会(光陽荘)	菊川市潮海寺682-1
		協定	(社)草笛の会(草笛作業所)	菊川市上平川7-1
		協定	(社)草笛の会(かすが)	菊川市上平川7-1
		協定	(社)草笛の会(菊川寮)	菊川市東横地133
		協定	(社)和松会(清松園)	菊川市棚草1284
	森町(10)	協定	特別養護老人ホーム　森町愛光園	森町一宮3150
		協定	介護老人保健施設　風の杜	森町草ヶ谷104-1
		協定	認知症対応型共同生活介護たんより	森町草ヶ谷212-1
		協定	グループホーム　虹の森	森町森1588-5
		協定	森町三倉デイサービスセンター	森町三倉815
		協定	森町森デイサービスセンター	森町森50-1
		協定	森町園田デイサービスセンター	森町谷中513-10
		協定	第1ゆるせい家	森町飯田4018-26
		協定	第2ゆるせい家	森町森1792-3
		協定	NPO　ゆうゆうの家	森町一宮4050
	掛川市(7)	協定	千浜保育園(社会福祉法人　大東福祉会)	掛川市千浜4528-6
		協定	大坂保育園(社会福祉法人　大東福祉会)	掛川市大坂2808-1
		協定	城東保育園(社会福祉法人　大東福祉会)	掛川市下土方1152-3
		協定	掛川聖マリア保育園(社会福祉法人　聖母福祉会)	掛川市中央1丁目8-1
		協定	桜木保育園(社会福祉法人　中央厚生会)	掛川市家代1761-1
		協定	よこすか保育園(社会福祉法人　大須賀苑)	掛川市横須賀1371-3
		協定	大渕保育園(社会福祉法人　大須賀苑)	掛川市大渕4385-1
	湖西市(5)	指定	浜名学園組合	湖西市新居町浜名1855-3
		協定	特別養護老人ホーム　燦光	湖西市新居町新居1800-1
		協定	特別養護老人ホーム　光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20
		協定	特別養護老人ホーム　湖西白萩	湖西市太田450-1
		協定	介護老人保健施設　まんざくの里	湖西市岡崎1353-1

13-3 自主防災組織結成状況

（県危機情報課）H24.4.1

地域危機管理局	市町	育成計画組織数（A）	結成済組織数（B）	今後結成計画数（A）－（B）	結成率（B/A）%	世帯数（C）	組織加入世帯数（D）	加入率（D/C）%
賀茂	下田市	48	48	0	100.0%	11,398	8,007	70.2%
	東伊豆町	11	11	0	100.0%	6,335	4,446	70.2%
	河津町	24	24	0	100.0%	3,325	3,316	99.7%
	南伊豆町	34	34	0	100.0%	4,027	4,027	100.0%
	松崎町	35	35	0	100.0%	3,143	3,143	100.0%
	西伊豆町	34	34	0	100.0%	4,269	4,269	100.0%
	計	186	186	0	100.0%	32,497	27,208	83.7%
東部	沼津市	301	300	1	99.7%	86,853	86,811	99.9%
	熱海市	83	83	0	100.0%	21,420	18,874	88.1%
	三島市	144	144	0	100.0%	47,536	40,161	84.5%
	富士宮市	126	126	0	100.0%	51,299	39,123	76.3%
	伊東市	140	140	0	100.0%	34,678	23,973	69.1%
	富士市	390	387	3	99.2%	96,864	88,558	91.4%
	御殿場市	59	59	0	100.0%	33,399	31,151	93.3%
	裾野市	88	88	0	100.0%	21,042	20,625	98.0%
	伊豆市	117	117	0	100.0%	13,652	11,858	86.9%
	伊豆の国市	51	51	0	100.0%	19,990	19,990	100.0%
	函南町	37	37	0	100.0%	15,102	10,333	68.4%
	清水町	22	22	0	100.0%	13,064	13,064	100.0%
	長泉町	38	38	0	100.0%	16,421	15,847	96.5%
	小山町	40	40	0	100.0%	7,534	6,628	88.0%
	計	1,636	1,632	4	99.8%	478,854	426,996	89.2%

地域危機管理局	市町	育成計画組織数（A）	結成済組織数（B）	今後結成計画数（A）－（B）	結成率（B/A）%	世帯数（C）	組織加入世帯数（D）	加入率（D/C）%
中部	静岡市	987	987	0	100.0%	247,377	247,377	100.0%
	島田市	134	134	0	100.0%	35,701	35,701	100.0%
	焼津市	79	79	0	100.0%	52,414	47,132	89.9%
	藤枝市	198	198	0	100.0%	52,775	52,775	100.0%
	牧之原市	71	71	0	100.0%	15,458	15,458	100.0%
	吉田町	19	19	0	100.0%	9,795	9,795	100.0%
	川根本町	34	34	0	100.0%	3,036	3,036	100.0%
	計	1,522	1,522	0	100.0%	416,556	411,274	98.7%
西部	浜松市	798	798	0	100.0%	318,744	318,744	100.0%
	磐田市	317	317	0	100.0%	63,127	59,027	93.5%
	掛川市	227	227	0	100.0%	40,635	40,635	100.0%
	袋井市	156	156	0	100.0%	31,168	31,168	100.0%
	湖西市	60	60	0	100.0%	22,796	22,796	100.0%
	御前崎市	33	33	0	100.0%	11,429	11,429	100.0%
	菊川市	126	126	0	100.0%	13,492	13,492	100.0%
	森町	68	68	0	100.0%	6,041	6,041	100.0%
	計	1,785	1,785	0	100.0%	507,432	503,332	99.2%
県合計		5,129	5,125	4	99.9%	1,435,339	1,368,810	95.4%

14-1 静岡県医療救護計画（抜粋）

（県地域医療課）

第1 医療救護計画策定の目的

予想される東海地震の災害から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

1 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期すため、医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 この計画は、県下全域での甚大な被害の発生が予想される東海地震に対応することを想定して策定するものであるが、風水害等のその他の災害についても、必要に応じてこの計画で定める体制の中で対応する。

3 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域計画を策定する。

4 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設の整備について市町計画を策定する。

5 地域住民は、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るを基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

6 計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図るとともに、医師会、病院協会等医療関係団体の全面的な協力を得るものとする。

7 計画は、地震が予知されない最悪の事態を想定し算定した第3次地震被害想定（以下「被害想定」という。）における死傷者数を勘案して策定する。

8 医療救護の対象者は、以下のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、医療機関自らの被災により転院を必要とする患者の取り扱いについては、別に定める。

(1) 直接災害による負傷者

(2) 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(3) 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

9 医療救護の対象者を以下のとおり区分する。

(1) 重症患者　　生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

(2) 中等症患者　　多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

(3) 軽症患者　　上記以外の者で医師の治療を必要とする者

10 医療救護施設は、市町長が指定する救護所、救護病院、仮設救護病院及び仮設病棟並びに県知事が指定する災害拠点病院の5種とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担するものとする。

11 医療救護の期間は、発災後における応急処置がおおむね完了するまでの間とする。

12 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。

13 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。

14 県及び市町は、計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練を医療関係団体及び医療機関等と定期的に実施することにより、実践的能力を高め災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

15 県は、広域計画策定に当たり、国及び他の都道府県と連携を図る。

第3 市町計画

1 計画の策定

市町は、地域の実情に合わせた計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 市町は、救護所、救護病院、仮設救護病院又は仮設病棟を設置し、それぞれ施設の機能が充分発揮できるよう努める。

(2) 計画は、現行の救急医療体制を活用することとし、地域医師会、病院等の全面的な協力を得て策定する。

(3) 計画の策定に当たっては、医師会、病院協会等医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の広域計画との連携を図る。

(4) 医療救護施設（災害拠点病院を除く。）における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、市町災害対策本部長の指示により行うものとする。

3 計画の内容

(1) 医療救護施設

市町は、被害想定に従って救護所、救護病院、仮設救護病院又は仮設病棟をそれぞれ地域の実情に応じて設置する。

ア 救護所

救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ中等症患者及び重症患者に対する応急処置も行うものとする。

(ア) 設置及び組織

a 市町長は、診療所（有床診療所を含む。）又は避難所として指定した学校等のうちから、当該管理者とあらかじめ協議して救護所を指定する。

b 救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部長の指示により活動する。

c 救護所の医療体制は原則として、医師1名、看護師3名、補助者2名をもって医療チームを構成する。

d 市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地域医師会等とあらかじめ協議して定める。

(イ) 担当業務

a 重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け（以下「トリアージ」という。）

b 軽症患者に対する処置。ただし、必要に応じ中等症患者及び重症患者の応急処置

c 救護病院、仮設救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配

d 医療救護活動の記録

e 死体の検案

f その他必要な事項

(ウ) 運営

a 市町は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

b 医療チームは、注意情報及び警戒宣言の有無にかかわらず、発災後直ちに所定の救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。

c 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

d 救護所の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な指置を要請する。

(エ) 施設設備

a 救護所の施設は、耐震性が確保されている診療所（有床診療所を含む。）及び学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

b 救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

① テント

4方幕付テント

② 医療機器、医薬品等

創傷セット、熱傷セット、骨折セット、蘇生セット、輸液セット

③ ベッド等

組立式簡易ベッド、担架、発電機、病衣、トリアージタッグ等雑備品

c 救護所における給食・給水等について避難所に係る措置と併せて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ等を行う。

(ｱ) 設置及び組織

a 市町長は、一般病床を有する既存病院で、その病院の地震防災応急計画における対応上、医療救護活動が実施可能な病院のうちから、当該病院の管理者とあらかじめ協議して救護病院を指定する。

b 組織は、既存病院の組織をもって充てる。

c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(ｲ)担当業務

a トリアージ

b 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ等

c 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配

d 医療救護活動の記録

e 死体の検案

f その他必要な事項

(ｳ) 運 営

a 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成する。

b 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに院内状況及び医療救護活動状況を広域災害・救急医療情報システム(以下「医療情報システム」という。)へ入力することにより市町(市町地震災害警戒本部、市町災害対策本部)に報告(別紙1)し、被災により病院の機能に支障を生じたと認める場合には必要な措置を要請する。ただし、医療情報システムが使用できない場合は別紙1―2により報告することとし、この場合、市町長(市町地震災害警戒本部長、市町災害対策本部長)は、大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(以下「情報・広報要領」という。)の様式 332－2(集計様式)により、救護病院の開設被害状況を健康福祉センター(県地震災害警戒本部の方面本部(以下「県警戒方面本部」という。)、県災害対策本部の方面本部(以下「県方面本部」という。))を経由し、県(県地震災害警戒本部、県災害対策本部)に報告する。

c 救護病院は、24 時間診療体制とする。

(ｴ) 施設設備

a 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

b 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努める。

c 医薬品(別紙2、災害時に必要な救急用医薬品必要量)、給食、給水等については、市町長が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

ウ 仮設救護病院

仮設救護病院は、救護病院に準ずる機能を果たし、原則として中等症患者に対する処置及び収容を行うものとし、必要に応じ重症患者の応急処置も行う。

(ｱ) 設置及び組織

a 市町長は、救護病院を確保することができない場合及び救護病院はあるがその病床に不足を生ずる場合に、仮設救護病院を指定する。

ただし、地理的状況、医療体制の現状及び被害想定を勘案し、仮設救護病院を設置せず隣接市町に所在する救護病院を利用することなどによって対応することができる。

b 市町長は、有床診療所等入院医療が継続的に提供できる施設等のうちから、当該管理者とあらかじめ協議して仮設救護病院を指定する。

c 仮設救護病院の管理者は医師とし、市町災害対策本部長の指示により活動する。

d 市町長は、仮設救護病院の医師、看護師及び補助者の配置について地域医師会等とあらかじめ協議して定める。

(ｲ) 担当業務

a トリアージ

b 中等症患者の処置及び受入れ等。ただし、必要に応じ重症患者の応急処置

c 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配

d 医療救護活動の記録

e 死体の検案

f その他必要な事項

(ｳ) 運 営

a 市町は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

b 医療チームは、注意情報及び警戒宣言の有無にかかわらず、発災後直ちに所定の仮設救護病院に集合し、医療救護活動を開始するものとする。

c 仮設救護病院における医療救護活動は 24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チーム を編成するよう配慮する。

d 仮設救護病院の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(ｴ) 施設設備

a 仮設救護病院の施設は、耐震診断が実施され安全が確認されている有床診療所等入院医療が継続的に提供できる施設等とする。

b 仮設救護病院の設備は、おおむね次のとおりとする。

① 医療機器、医薬品等

蘇生セット、創傷セット、熱傷セット、骨折セット、

輸血・輸液セット、緊急医薬品セット、雑品セット

② ベッド等

組立式簡易ベッド、担架、発電機、病衣、トリアージタッグ等雑備品

③ テント

4方幕付テント

c 医薬品、給食、給水等については、市町長が当該施設の管理者等と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

エ 仮設病棟

仮設病棟は、救護病院又は仮設救護病院(以下「救護病院等」という。)に臨時に開設する病棟であって当該病院と一体の管理運営が可能なものとする。

(ｱ) 設置及び組織

a 市町長は救護病院等の病床が不足する場合、当該病院の管理者とあらかじめ協議して仮設病棟を設置する。

b 仮設病棟は既設建物又はテント等を利用することとし、その規模は収容患者数により、弾力的に対応する。

(ｲ) 施設設備

a 仮設病棟の設備はおおむね次のとおりとする。

① 医療機器、医薬品等

創傷セット、輸血・輸液セット、緊急医薬品セット

② テント等

テント、組立式簡易ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品

b 仮設病棟に対する給食・給水等については、当該病棟と一体の管理運営を行う救護　病院等に対する措置に併せてこれを行う。

(2) 救護体制の状況報告

市町長（市町地震災害警戒本部長、市町災害対策本部長）は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、情報・広報要領の様式 332－1 により、医療救護施設（救護病院及び災害拠点病院を除く。）の開設状況を健康福祉センター（県警戒方面本部、県方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

また、市町長（市町地震災害警戒本部長、市町災害対策本部長）は、情報・広報要領の様式 332－2（集計様式）により救護病院の開設被害状況を健康福祉センター（県警戒方面本部又は県災害対策方面本部）を経由し、県（県災害対策本部、県地震災害警戒本部）に報告する。

(3) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じ、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地域の医師会、病院、診療所の管理者等と充分に連携を図る。

(4) 搬送体制

市町は、地域の実情に合わせて搬送区分に応じた搬送体制を整備する。

ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

(ｱ) 負傷者を被災場所から市町内の医療救護施設へ搬送する場合

(ｲ) 重症患者及び中等症患者を市町内の医療救護施設間で搬送する場合

(ｳ) 市町内の重症患者及び中等症患者を他市町の救護病院等又は災害拠点病院へ搬送する場合

(ｴ) 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、災害拠点病院又は救護病院などから最寄りのヘリポートまで搬送する場合

イ 搬送方法

搬送方法は、被害想定に応じて、次の方法を考慮する。

(ｱ) 人力による方法

(ｲ) 車両による方法

(ｳ) 船舶による方法

(ｴ) ヘリコプター等による方法

ウ 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、市町は必要な車両、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は市町の消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、市町は発災時には直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県方面本部を経由して県災害対策本部に報告することとする。

(5) その他

市町は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ死体安置所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。

4 準備体制

市町は注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

(1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

(2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。

(3) 要救護者の搬送準備を行う。（ヘリポートの準備を含む。）

(4) 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。

(5) 警戒宣言時においても、緊急を要する患者に対して診察を行う医療機関を住民に対して周知する。

第4 広域計画

1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域計画を策定する。

2 計画の内容

(1) 災害拠点病院の設置

ア 災害拠点病院の指定

(ｱ) 災害拠点病院は、知事が施設設備の状況や傷病者等への対応能力を考慮し、救命救急センター及びこれに相当する既存病院の中から県東部、中部、西部ごとに指定する。

(ｲ) 県東部、中部、西部ごとの被害想定を考慮し指定する。

(ｳ) 静岡県保健医療計画に定める保健医療圏を考慮し指定する。

(ｴ) 県東部に6か所、県中部に7か所、県西部に6か所、計 19 か所を指定する。

(ｵ) 指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。

イ 施設設備

(ｱ) 施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれに充てる。

(ｲ) 災害拠点病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努めるとともに、ヘリポートの整備や市町との連携により最寄りのヘリポートまでの患者搬送手段の確保に努める。

なお、病院管理者は、発災時には直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを確認し、別紙1－3により衛星携帯FAXで県災害対策本部に報告することとする。

ウ 業 務

(ｱ) トリアージ

(ｲ) 救護病院を設置することが困難な市町の重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ等

(ｳ) 他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れ等

(ｴ) 広域搬送拠点への患者搬送手配

(ｵ) 医療救護チームの派遣及び応急用資機材の貸出し

(ｶ) 医療救護活動の記録

(ｷ) 死体の検案

(ｸ) その他必要な事項

エ 医療スタッフ

災害拠点病院の医療スタッフについて、知事は当該病院の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

オ 医療救護活動の調整等

(ｱ) 県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(ｲ) 災害拠点病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに院内状況及び医療救護活動状況を医療情報システムへ入力することにより県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告（別紙1）し、被災により病院の機能に支障を生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。ただし、医療情報システムが使用できない場合は、別紙1を衛星携帯電話若しくは防災行政無線電話又はこれらのファクシミリにより報告する。

(2) 広域的な応援体制

県は、広域的な医師等の派遣を行い、市町の医療救護活動の応援を行う。

ア 応援班の設置

応援班は静岡県内の独立行政法人国立病院機構、自治体立、公的病院及びこれらに相当する病院がその医療スタ

ッフをもって次により設置する。

(ｱ) 応援班の編成

応援班は、普通班と精神科班とする。

応援班の編成は、原則として次のとおりとする。

	普　通　班	精 神 科 班
医　　師	1人	1人
薬 剤 師	1	―
看 護 師	2	1
事 務 職 員	1	1
計	5	3

(注)1 必要に応じ、運転手を加え編成する。

2 普通班の医師は、原則として外科系医師とする。

3 精神科班については、必要に応じ、精神科ソーシャルワーカー等を加え編成する。

(ｲ) 応援班設置数の基準

応援班設置数の基準は、原則として次のとおりとする。

a 普通班

常勤医師数	設置数
10人～19人の病院	1班
20人～29人 〃	2班
30人以上 〃	3班

b 精神科班

常勤医師数	設置数
9人以下の病院	1班
10人以上の病院	2班

イ 応援班の要請

(ｱ) 医療救護施設(災害拠点病院を除く。)の管理者は、別紙3の応援班要請書により市町災害対策本部に要請を行う。市町災害対策本部長は、情報・広報要領の様式 103 を静岡県総合防災情報支援システム(以下「アシストⅡ」という。)に入力することにより応援班の要請を県方面本部に要請する。ただし、アシストⅡが使用できない場合は、別紙3を防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県方面本部へ要請を行う。

(ｲ) 災害拠点病院の管理者は、医療情報システムに入力することにより県災害対策本部に応援班の要請(別紙3―2)を行う。ただし、医療情報システムが使用できない場合は、別紙3－2を衛星携帯電話若しくは防災行政無線電話又はこれらのファクシミリにより要請を行う。

ウ 応援班の出動

県は、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、県医師会に医師等の派遣を要請する。

応援班の出動先等について、県方面本部が県災害対策本部と調整の上、指示する。

エ 応援班の派遣に係る連絡方法

応援班の派遣に係る連絡は、次の経路とし、正確かつ迅速に行う。(別図―1)

なお、緊急を要する場合は、県災害対策本部及び県方面本部から直接、応援班設置病院に対しても連絡することができるものとする。

〈別図－1〉

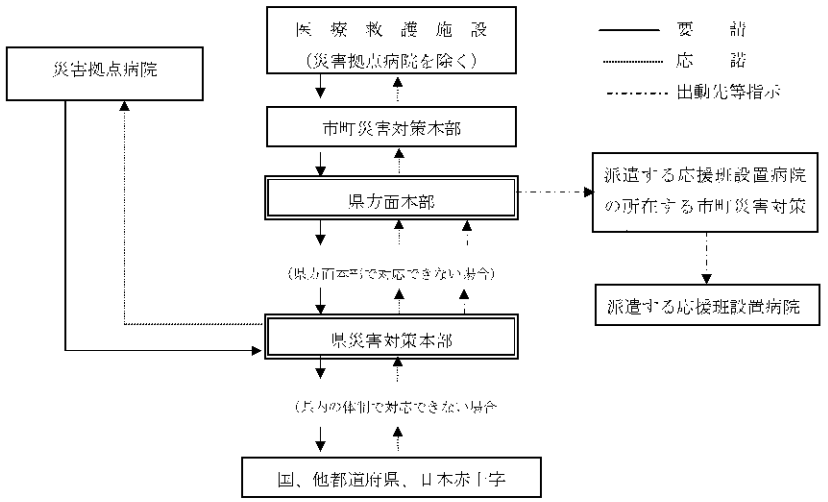

オ 応援班の移送の実施

移送は、県地域防災計画地震対策編第5編第4章による緊急輸送活動計画(以下「県緊急輸送活動計画」という。)に基づいて実施する。

なお、応援班の移送に係るヘリポートについては、県地域防災計画資料編に掲げるものの内、最寄りのヘリポートとする。

カ 応援班の活動

応援班は出動先の医療救護施設の管理者の指示に基づき活動する。

キ 応援班設置要綱の作成等

(ｱ) 応援班を編成する病院は、あらかじめ応援班設置要綱(別紙4)を作成する。

(ｲ) 応援班を編成する病院は、応援班の編成内容を医療情報システムへ入力することにより県に報告(別紙5)する。編成の内容に変更があった場合も同様とする。

ク 協定に基づく医療従事者の派遣要請

県は、広域的な医療救護活動が必要と判断した場合には、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、県医師会、病院協会等医療関係団体に対し、医療従事者の派遣を要請する。

ケ 国等に対する医療救護班の派遣要請

県は、県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、直ちに国、全国知事会、他の都道府県又は日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 重症患者の広域搬送

被害想定により多数の重症患者の発生が予想されることから県は一人でも多くの命を救うため、地域内や県内病院だけでは、治療、受入れ等ができない重症患者をヘリコプター等を活用し、被災地外の病院へ広域搬送するものとする。

ア 広域搬送の実施

広域搬送は、原則として県外搬送とする。ただし、被災状況に応じて県内搬送も行う。

(ｱ) 県外搬送の場合

a 国等に対する重症患者の搬送及び受入れ要請

県は、県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、直ちに国、全国知事会又は他の都道府県に対し、重症患者の搬送及び受入れ等を要請する。

b 搬送方法

原則として災害拠点病院又は救護病院などの最寄りのヘリポートからヘリコプターで広域搬送拠点に搬送する。広域搬送拠点で、再トリアージ を実施してから自衛隊の固定翼機や大型ヘリコプターで県外飛行場に搬送し、国等を通じて要請した病院に収容する。

なお、状況に応じて、広域搬送拠点を経由せず、直接、ヘリコプターで県外の病院へ搬送し、収容する場合も考慮する。

(ｲ) 県内搬送の場合

県方面本部健康福祉班長の指示に基づき、県内の被災地外の病院にヘリコプター等で搬送し、収容する。

イ 搬送に係る要請等の連絡方法

(ｱ) 医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、トリアージによる広域搬送を必要とする重症患者について、市町災害対策本部に搬送要請（別紙6）を行うものとし、市町災害対策本部長は、使用可能なヘリポートを確認のうえ、直ちに防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリで県方面本部へ別紙6により要請する。県方面本部は、搬送の要請への対応の可否を速やかに市町災害対策本部に連絡する。

なお、県方面本部で対応できない場合は、県方面本部は県災害対策本部に搬送の要請を行う。

(ｲ) 災害拠点病院の管理者は、県災害対策本部にヘリポートの確保状況を報告するとともに、ヘリコプターの配置を要請する（別紙1－3）。県災害対策本部健康福祉部長は、災害拠点病院が確保したヘリポートにヘリコプターを配置し、重症患者の搬送を行う。

(ｳ) 要請等の連絡は、次のとおりとする。

（別図―2）

（ヘリコプターの確保報告・配置要請）　（別図―2）

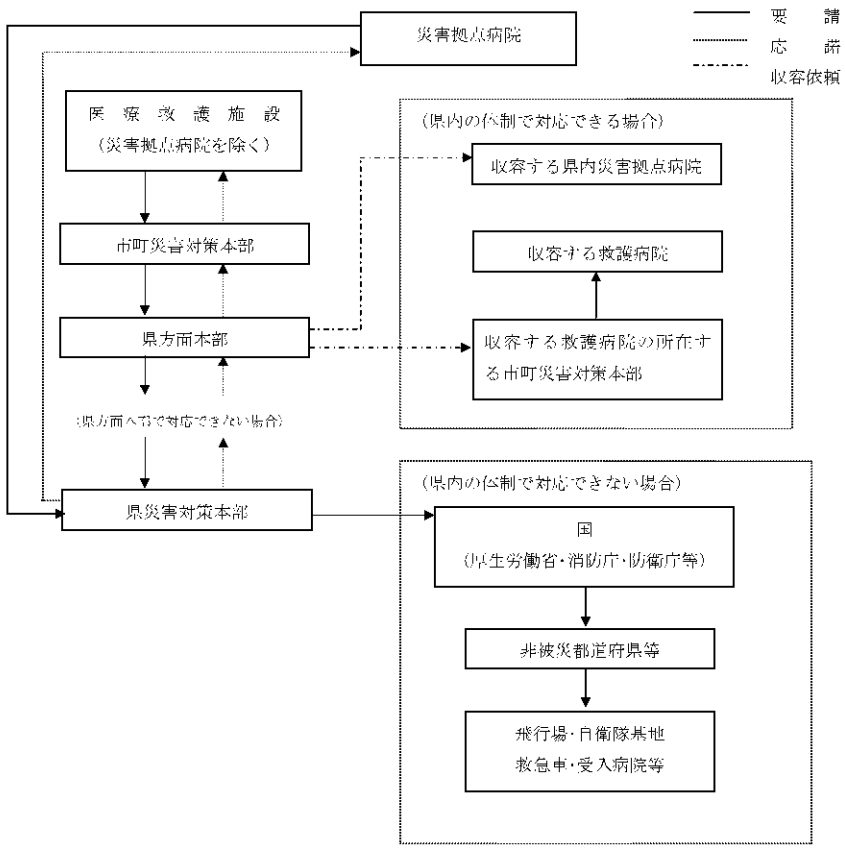

3 準備体制

県は注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

(1) 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。

(2) 医師会、病院協会等医療関係団体並びに国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。

(3) 広域搬送体制の準備を行う。

第5　医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

県は、医療救護に必要な救急用医薬品、医療材料、防疫用薬剤（以下「医薬品等」という。）及び輸血用血液の円滑な供給を図るため、次のとおり確保・供給計画を策定する。

1 供給の要請

(1) 医療救護施設

ア 医薬品等

医薬品等が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

(ｱ) 医療救護施設(救護所を除く。)の管理者は、医薬品卸業者に供給を要請する。

(ｲ) 救護所の管理者は、市町災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

輸血用血液が不足した場合、医療救護施設の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市町災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

(2) 市町災害対策本部

医療救護施設の管理者から要請を受けたときは、次により対応する。

ア 医薬品等

市町において確保できない場合は、県方面本部に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

県方面本部に調達・あっせんを要請する。

2 調達・あっせん

(1) 県方面本部

市町災害対策本部長から要請を受けた場合は、次により対応する。

ア 医薬品等

(ｱ) 県方面本部内の医薬品備蓄センター及び物資集積所から調達・あっせんを図る。

(ｲ) 県方面本部内で確保できない場合は、県災害対策本部へ調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

直ちに、県災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

(2) 県災害対策本部

ア 医薬品等

(ｱ) 医薬品等の不足が予想される場合は、直ちに国に医薬品等の支援を要請する。

(ｲ) 県方面本健康福祉班長から調達・あっせんの要請を受けた場合は、次により対応する。

a 当該県方面本部以外の県方面本部に対し、医薬品備蓄センター及び物資集積所から調達・あっせん及び移送を指示する。

b 供給要請があった医薬品等を在庫している医薬品卸業者に供給を要請する。

c 県内で調達・あっせんができない場合は、国及び災害援助協定締結の都県に対し、緊急輸送を要請する。

(ｳ) 医薬品卸業者から医薬品等の在庫が不足した旨の報告があり、県内で調達・あっせんが困難な場合には、(ｲ)cと同様に要請する。

イ 輸血用血液

県方面本部健康福祉班長から調達・あっせんの要請を受けた場合は、静岡県内の血液センターに供給を要請する。

(3) 医薬品卸業者

ア 医療救護施設（救護所を除く。）の管理者から医薬品等の供給要請があった場合は、次により対応する。

(ｱ) 速やかにその要請に応じるものとする。

(ｲ) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供給を要請する。

(ｳ) (ｲ)によっても、不足する場合は、その旨を医療救護施設（救護所を除く。）の管理者及び県災害対策本部健康福祉部長に報告する。

イ 県災害対策本部長から医薬品等の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じるものとする。

ウ 県災害対策本部に在庫状況・供給状況を必要に応じて報告する。

(4) 静岡県内の血液センター

ア 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部長から輸血用血液の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じるものとする。

イ 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部長の供給要請に応じることが不可能な場合は、愛知県赤十字血液センター(基幹センター)に応援を求め、そこで対応できない場合は、日本赤十字社血液事業本部の応援を求める。

3 輸送手段

(1) 医薬品等

ア 市町災害対策本部

市町において医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、県方面本部に輸送手段の確保を要請する。

イ 県方面本部

県方面本部内において輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

ウ 県災害対策本部

(ｱ) 医薬品卸業者及び県方面本部長から輸送手段の確保要請があったとき及び県方面本部間の移送を指示したときは、県緊急輸送活動計画に基づく輸送手段を講ずる。

(ｲ) 県外から緊急輸送を行う場合は、国又は関係都県に輸送手段の確保を要請する。

エ 医薬品卸業者

医療救護施設（救護所を除く。）への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

(2) 輸血用血液

ア 県内の血液センター

医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

イ 県災害対策本部

県内の血液センター所長から輸送手段の確保要請があったときは、県緊急輸送活動計画に基づく輸送手段を講ずる。

4 薬剤師等の派遣

(1) 市町災害対策本部

救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、当該市町において薬剤師等が確保できない場合は、県方面本部に薬剤師等の派遣を要請する。

(2) 県方面本部

ア 市町災害対策本部長から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、県方面本部内の県薬剤師会支部に対し、薬剤師等の派遣を要請する。

イ 医薬品備蓄センター及び物資集積所の業務に従事する薬剤師等を確保するため、県方面本部内の県薬剤師会支部等に対し、薬剤師等の派遣を要請する。

ウ 県方面本部内で必要な薬剤師等が確保できない場合は県災害対策本部に薬剤師等の派遣を要請する。

(3) 県災害対策本部

県方面本部長から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、県薬剤師会及び静岡県薬事振興会に対し、薬剤師等の確保及び派遣を要請する。

5 準備体制

注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

(1) 医薬品等

ア 市町

管内の医薬品卸業者等に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

イ 健康福祉センター

(ｱ) 管内の医薬品卸業者等に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

(ｲ) 管内の医薬品備蓄センターの在庫状況を健康福祉部薬事室に報告する。

(ｳ) 医薬品備蓄センターの供給体制及び物資集積所の受入体制を整える。

ウ 健康福祉部薬事室

(ｱ) 健康福祉センター及び医薬品卸業者から報告のあった在庫状況をとりまとめ、在庫の乏しい医薬品等については、医薬品卸業者等に対し、その確保対策を講じるよう要請する。

(ｲ) 県薬剤師会及び県薬事振興会に対し、支援体制の整備を要請する。

エ 医薬品卸業者等

(ｱ) 医薬品等の在庫状況を確認し、直ちに供給体制を整える。

(ｲ) 健康福祉部薬事室に在庫状況及び供給体制の整備状況を報告する。

(ｳ) 健康福祉部薬事室長の要請に応じ、在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

(ｴ) 所有する緊急車両を確保・待機させる。

オ 県薬剤師会及び県薬事振興会

健康福祉部薬事室長の要請に応じ、直ちに支援体制を整える。

(2) 輸血用血液

ア 健康福祉部薬事室

県内の血液センターに供給体制の整備を要請する。

イ 静岡県内の血液センター

(ｱ) 健康福祉部薬事室長からの要請に応じ、県内の血液センターは各々に供給可能な輸血用血液（製剤を含む。）を把握し、供給体制を整える。

(ｲ) 健康福祉部薬事室に在庫状況及び供給体制の整備状況を報告する。

＜重症患者の広域搬送体制―発災後の７２時間体制＞

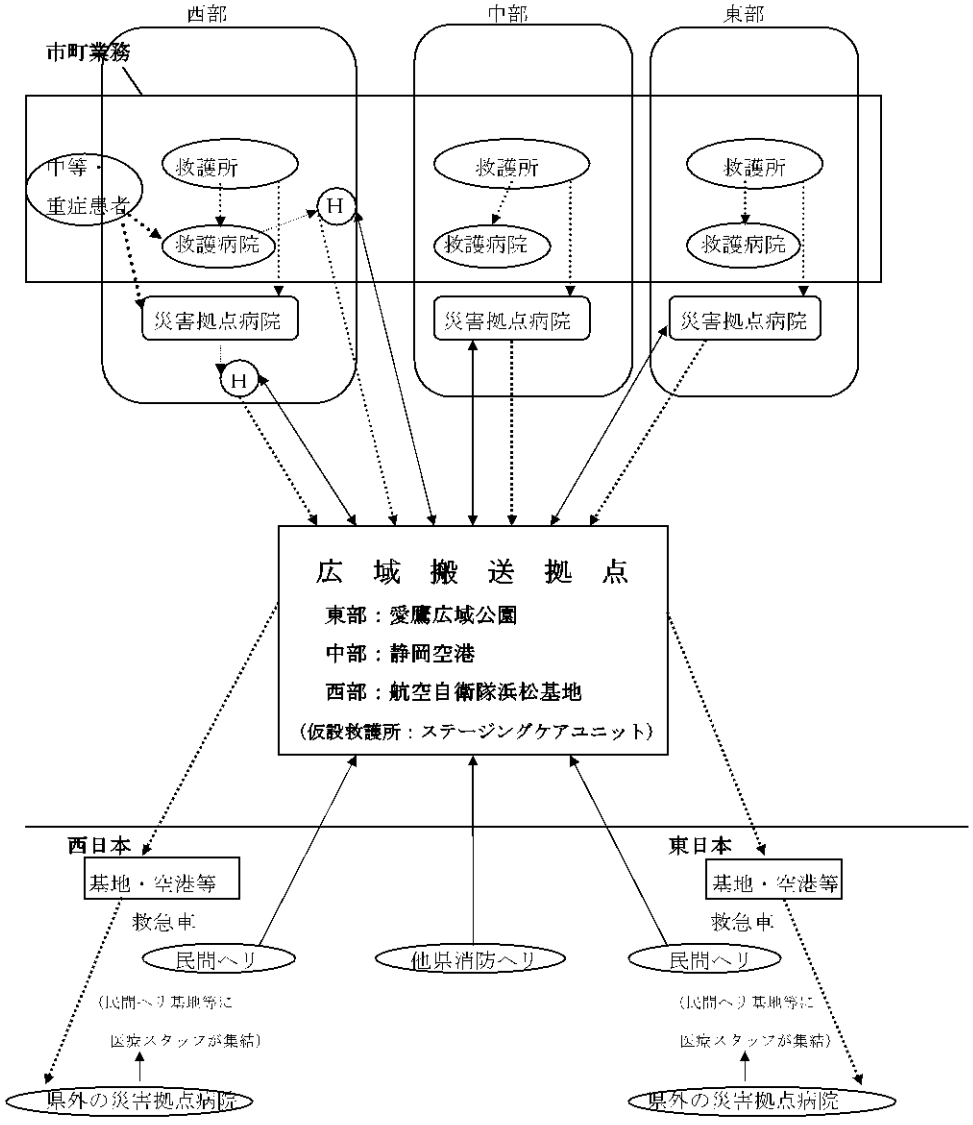

※域内搬送については、中部及び東部も西部と同様の流れとなる。

［資料の巻Ⅱ］

（広域搬送の内容）

○県外搬送患者

多数の重症患者が災害拠点病院等に運ばれ、県内では対応できない重症患者も出てくる。

○ヘリの広域搬送集結

民間ヘリ等が県の指定する広域搬送拠点（東部、中部、西部の3ヶ所）に集結する。

○県内搬送

・県災害対策本部及び方面本部の指揮下で災害拠点病院の指定のヘリポート等と広域搬送拠点との間で重症患者の域内搬送を行う。

・ステージングケアユニット（仮設救護所）で広域搬送に耐えられるか再トリアージを行う。

○県外搬送

広域搬送拠点に搬送された重症患者は、定期的に自衛隊の大型ヘリコプターや固定翼機で県外の飛行場に運ばれた後、救急車で病院に収容される。

14-2-1 災害拠点病院一覧表

（県地域医療課）H24.4.1

地域	病院数	病院名	所在地	電話番号
東部	6	順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410－2295 伊豆の国市長岡1129	055－948－3111
		三島社会保険病院	〒411－0801 三島市谷田字藤久保2270	055－975－3031
		沼津市立病院	〒410－0302 沼津市東椎路春ノ木550	055－924－5100
		独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	〒411－8611 駿東郡清水町長沢762－1	055－975－2000
		富士市立中央病院	〒417－8567 富士市高島町50	0545－52－1131
		富士宮市立病院	〒418－0076 富士宮市錦町3－1	0544－27－3151
中部	7	静岡市立清水病院	〒424－8636 静岡市清水区宮加三1231	0543－36－1111
		地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院	〒420－8527 静岡市葵区北安東4丁目27－1	054－247－6111
		静岡赤十字病院	〒420－0853 静岡市葵区追手町8－2	054－254－4311
		静岡済生会総合病院	〒422－8021 静岡市駿河区小鹿1丁目1－1	054－285－6171
		市立島田市民病院	〒427－8502 島田市野田1200－5	0547－35－2111
		焼津市立総合病院	〒425－0055 焼津市道原1000	054－623－3111
		藤枝市立総合病院	〒426－8677 藤枝市駿河台4－1－11	054－646－1111
西部	6	袋井市立袋井市民病院	〒437－0061 袋井市久能2515－1	0538－43－2511
		浜松医科大学医学部附属病院	〒431－3192 浜松市東区半田山1丁目20番1号	053－435－2113
		掛川市立総合病院	〒436－8502 掛川市南1丁目1番地の1	0537－22－6211
		磐田市立総合病院	〒438－8550 磐田市大久保512－3	0538－38－5000
		社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	〒433－8558 浜松市北区三方原町3453	053－436－1266
		浜松医療センター	〒432－8580 浜松市中区富塚町328	053－453－7111

14-2-2 血液センター一覧表

（日本赤十字社静岡県支部、県薬事課）H24.4.1

名称	所在地	電話
静岡県赤十字血液センター	静岡市葵区北安東4－27－2	054－247－7141
静岡県赤十字血液センター青葉出張所 （献血ルームあおば）	静岡市葵区七間町8－20毎日江崎ビル6F	054－272－5858
静岡県赤十字血液センター沼津事業所	沼津市東椎路春ノ木567	055－924－6611
静岡県赤十字血液センター柿田川出張所 （献血ルーム柿田川）	駿東郡清水町伏見58-26	※未定(H24.7移転)
静岡県赤十字血液センター浜松事業所	浜松市東区中里町1013	053－422－1113
静岡県赤十字血液センター浜松駅前出張所 （献血ルームみゅうず）	浜松市中区板屋町110－5浜松第一生命日通ビル1階	053－413－2070

14-2-3 応援班設置病院一覧

（県地域医療課）H24.5.1

1 普通班

地域	指定数	設置総数	選定病院名	設置数	電話番号
東部	12	29	市立伊東市民病院	3	0557-37-2626
			国際医療福祉大学附属熱海病院	3	0557-81-9171
			国立病院機構静岡医療センター	3	055-975-2000
			県立静岡がんセンター	3	055-989-5222
			沼津市立病院	3	055-924-5100
			裾野赤十字病院	1	055-992-0008
			リハビリテーション中伊豆温泉病院	1	0558-83-3333
			三島社会保険病院	2	055-975-3031
			順天堂大学医学部付属静岡病院	3	055-948-3111
			NTT東日本伊豆病院	1	055-978-2320
			富士市立中央病院	3	0545-52-1131
			富士宮市立病院	3	0544-27-3151
中部	14	37	共立蒲原総合病院	2	0545-81-2211
			静岡市立清水病院	3	0543-36-1111
			清水厚生病院	3	0543-66-3333
			社会保険桜ヶ丘総合病院	1	0543-53-5311
			県立総合病院	3	054-247-6111
			県立こども病院	3	054-247-6251
			静岡市立静岡病院	3	054-253-3125
			静岡赤十字病院	3	054-254-4311
			静岡済生会総合病院	3	054-285-6171
			静岡厚生病院	2	054-271-7177
			焼津市立総合病院	3	054-623-3111
			藤枝市立総合病院	3	054-646-1111
			市立島田市民病院	3	0547-35-2111
			榛原総合病院	2	0548-22-1131
西部	14	35	掛川市立総合病院	3	0537-22-6211
			袋井市立袋井市民病院	3	0538-43-2511
			磐田市立総合病院	3	0538-38-5000
			菊川市立総合病院	2	0537-35-2135
			市立御前崎総合病院	1	0537-86-8511
			公立森町病院	1	0538-85-2181
			浜松労災病院	3	053-462-1211
			浜松医科大学医学部付属病院	3	053-435-2111
			浜松医療センター	3	053-453-7111
			浜松赤十字病院	3	053-401-1111
			遠州病院	3	053-453-1111
			聖隷浜松病院	3	053-474-2222
			聖隷三方原病院	3	053-436-1251
			市立湖西病院	1	053-576-1231
計	40	101			

2 精神科班

地域	指定数	設置総数	選定病院名	設置数	電話番号
東部	2	2	順天堂大学医学部附属静岡病院	1	055-948-3111
			NTT東日本伊豆病院	1	055-978-2320
中部	2	3	精神保健福祉センター	1	054-286-9245
			県立こころの医療センター	2	054-271-1135
西部	3	4	菊川市立総合病院	1	0537-35-2135
			浜松医科大学医学部付属病院	2	053-435-2111
			聖隷三方原病院	1	053-436-1251
計	7	9			

14-2-4 市町指定医療救護施設

（県地域医療課）H24.4.1

管轄保健所	市町村名	救護所	救護病院	仮設救護病院	仮設病棟	計	管轄保健所	市町村名	救護所	救護病院	仮設救護病院	仮設病棟	計
伊豆	下田市	6	5			11	富士	富士宮市	12	3			15
	東伊豆町	2	5			7		富士市	22	8			30
	河津町	2	5			7		小計	34	11	0	0	45
	南伊豆町	3	5			8	静岡市	静岡市	102	11		3	116
	松崎町	3	5			8	中部	島田市	13	1		1	15
	西伊豆町	4	4			8		焼津市	11	3			14
	小計	20	29	0	0	49		藤枝市	12	2			14
熱海	熱海市	9	3			12		牧之原市	9	1		1	11
	伊東市	6	3			9		吉田町	1	1		1	3
	小計	15	6	0	0	21		川根本町	3				3
東部	沼津市	13	5			18		小計	49	8	0	3	60
	三島市	19	2			21	西部	磐田市	11	3			14
	裾野市	4	1			5		掛川市	12	1			13
	伊豆市	4	3			7		袋井市	7	1		1	9
	伊豆の国市	3	2			5		御前崎市	7	1			8
	函南町	3	1			4		菊川市	5	1			6
	清水町	3	2			5		湖西市	4	2			6
	長泉町	3	2			5		森町	6	1			7
	小計	52	18	0	0	70							
御殿場	御殿場市	5	4			9		小計	52	10	0	1	63
	小山町	4	2			6	浜松市	浜松市	73	15			88
	小計	9	6	0	0	15	合計		406	114	0	7	527

※ 救護病院については、延べ数である。

14-2-5 広域搬送拠点

（県危機政策課、地域医療課）H24.4.1

地域	設置場所	所在地	電話番号
賀茂 東部	愛鷹広域公園	沼津市足高202	衛星携帯 090-5853-2860 090-5853-2861
中部	静岡空港	牧之原市坂口	衛星携帯 090-1568-4105 090-4797-9338
	※航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	衛星携帯 090-1413-6840 090-7029-2823

※航空自衛隊静浜基地は、静岡空港等が使用できない場合の代替施設として活用

14-3-1 医薬品、医療材料および衛生資材の調達先予定一覧表

1 静岡県医薬品卸業協会（医薬品）　（県薬事課）H24.4.1

東 部

社　名	住　所	電　話
（下田市）		
1.㈱スズケン下田営業所	下田市西本郷1－9－5	0558－22－4592
2.中北薬品㈱下田支店	下田市西本郷2－19－3	0558－22－0631
（伊東市）		
1.アルフレッサ㈱伊東支店	伊東市玖須美元和田716－136	0557－38－8880
2.㈱スズケン伊東支店	伊東市桜ケ丘1－1－26	0557－37－7571
3.東邦薬品㈱伊東(営)	伊東市宮川町1－6－2	0557－37－7274
（沼津市）		
1.東邦薬品㈱沼津(営)	沼津市米山町12－33	055－921－2072
（清水町）		
1.アルフレッサ㈱沼津事業所	駿東郡清水町八幡字瀬戸川104－1	055－981－6655
2.㈱メディセオ沼津支店	駿東郡清水町八幡221－2	055－973－6800
3.シーエス薬品㈱沼津支店	駿東郡清水町久米町124－4	055－972－5815
4.㈱スズケン沼津支店	駿東郡清水町卸団地316	055－972－0171
（長泉町）		
1.中北薬品㈱三島支店	駿東郡長泉町下土狩202－8	055－988－1515
（富士市）		
1.シーエス薬品㈱富士支店	富士市伝法977－2	0545－72－0315
2.㈱スズケン富士支店	富士市伝法字久保田947－1	0545－71－1681
3.中北薬品㈱富士支店	富士市伝法字中原572－3	0545－21－0081

中 部

社　名	住　所	電　話
（静岡市）		
1.アルフレッサ㈱静岡事業所	静岡市駿河区豊田3－8－6	054－654－2113
2.㈱メディセオ静岡支店	静岡市駿河区敷地1－6－27	054－288－2201
3.シーエス薬品㈱静岡物流センター	静岡市葵区牧ケ谷2353	054－278－8231
4.㈱スズケン静岡支店	静岡市駿河区栗原18－75	054－263－6915
5.東邦薬品㈱静岡(営)	静岡市駿河区有東2－2－25	054－288－2681
6.中北薬品㈱静岡支店	静岡市葵区鷹匠2－24－25	054－252－8181
（藤枝市）		
1.アルフレッサ㈱藤枝支店	藤枝市前島2－21－1	054－635－1112
2.シーエス薬品㈱藤枝支店	藤枝市小石川1－10－1	054－645－1484
3.㈱スズケン藤枝支店	藤枝市小石川町4－3－18	054－641－5678
4.㈱メディセオ藤枝支店	藤枝市前島1－13－17	054－637－0811
（焼津市）		
1.中北薬品㈱焼津支店	焼津市越後島347	054－629－2811

西 部

社　名	住　所	電　話
（掛川市）		
1.シーエス薬品㈱掛川支店	掛川市亀ノ甲2－89－1	0537－23－7414
2.㈱スズケン掛川商品センター	掛川市杉谷南2-13-1	0537－61－0701
3.㈱スズケン掛川支店	掛川市成滝610－2	0537－24－1121
4.中北薬品㈱掛川支店	掛川市上張860－6	0537－24－3161
（浜松市）		
1.アルフレッサ㈱浜松事業所	浜松市東区天王町376	053－421－5021
2.㈱メディセオ浜松支店	浜松市中区西浅田2－10－30	053－442－8821
3.㈱スズケン浜松支店	浜松市東区西塚町319－2	053－464－1151
4.シーエス薬品㈱浜松物流センター	浜松市中区高林3－7－34	053－471－4155
5.東邦薬品㈱浜松(営)	浜松市中区上島4－21－1	053－469－0611
6.中北薬品㈱浜松支店	浜松市東区将監町23－1	053－463－1311

2 静岡県医療機器販売業協会

東 部

社　名	住　所	電　話
（沼津市）		
1.協和医科器械㈱沼津支店	沼津市大岡2391－7	055－926－1100
2.ヴィッツ ジャパン㈱	沼津市北高島町21-42くまたかビル203	055－921－2030
3.㈱東海医療器械	沼津市大岡901－3	055－921－5387
4.二葉医科器械店	沼津市黒瀬町56	055－931－0262
5.東西医用器(株)沼津営業所	沼津市柳町4-6	055－926－7855
（富士市）		
1.㈱オズ富士営業所	富士市水戸島124－3	0545－60－0480
2.東西医用器㈱富士営業所	富士市高嶺町1－7	0545－53－1206
（函南町）		
1.㈱いわしや綿織医科器械	田方郡函南町仁田120－3	055－978－5520

中　部

社　　名	住　　所	電　　話
（静岡市）		
1. ㈱オズ	静岡市駿河区高松2－23－39	054－237－1300
2. ㈱静岡医科器械	静岡市駿河区広野1－15－15	054－257－0403
3. 東西医用器㈱	静岡市葵区城北2－1－30	054－245－5746
4. ヴィッツ　ジャパン㈱静岡営業所	静岡市駿河区モ田3-2-5ル本石田1F　D号室	054－654－8222
5. 協和医科器械㈱	静岡市駿河区池田156-2	054－655-6600
6. ㈱アクセス静岡営業所	静岡市葵区水落町9-2	054－209－0591
7.バイオニック㈱	静岡市駿河区下島425-1	054 － 238 － 1255
（焼津市）		
1. 協和医科器械㈱焼津支店	焼津市大島字中817－1	054－623－2222

西　部

社　　名	住　　所	電　　話
（浜松市）		
1. ㈱オズ浜松営業所	浜松市東区篠ケ瀬町364	053－460－6980
2. 協和医科器械㈱浜松支店	浜松市東区篠ケ瀬町400	053－423－2110
3. メディライン㈱	浜松市東区天王町709	053－421－7155
4. 東西医用器㈱浜松営業所	浜松市中区上島7－16－17	053－472－0170
5. 成武医科器械㈱	浜松市東区大島町496	053－433－3636
6. 長津医科器械㈱	浜松市東区西塚町309－1	053－461－9695
7. ㈱マストレメディカル	浜松市東区有玉南町2365	053－474－5656
8. ㈱マツイ	浜松市東区市野町1880	053－421－0681
9. ㈱ミック	浜松市東区中野町317－3	053－421－9700
10. ㈱ワールドメディカルサプライ	浜松市東区半田山4－29－38	053－434－5651
11. ㈱エス・メディカル	浜松市北区東三方町94－5	053－414－2855
12. 豊栄医科器械(有)	浜松市北区於呂町3079－10	053－588－1564
13. (有)市川医療器械店	浜松市天竜区二俣町二俣1573	0539－26－2322
（掛川市）		
1. ㈱アクセス	掛川市宮脇121－5	0537－23－0201
2. 協和医科器械掛川支店	掛川市杉谷2－2－21	0537－22－2101
（磐田市）		
1. 鈴木医科器械店	磐田市加茂876-2	0538－32－4311

3　一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部　静岡支部　（医療ガス）

東　部

社　　名	住　　所	電　　話
（下田市）		
1.杉本工業㈱	下田市六丁目37-44	0558-22-3153
（沼津市）		
1.㈱千代田　沼津営業所	沼津市西間門 23-4	055-929-9253
2.百一産業㈱	沼津市沼北町 2-15-33	055-921-0192
（清水町）		
1.沼津酸素工業㈱	駿東郡清水町柿田 954	055-975-4732
（富士市）		
1.大島金属工業㈱	富士市夢原803	0545-61-3060
2.富士アセチレン工業㈱	富士市夢原 44-1	0545-61-3195
3.富士酸素工業㈱	富士市津田 228-1	0545-52-5060
4.㈱ｻﾞ･ﾄｰｶｲ 産業用本部 富士営業所	富士市依田橋298-1	0545-32-2006
5.大陽日酸㈱中部支社静岡営業所	富士市島田町 2-61	0545-51-0055
（富士宮市）		
1. オブリック㈱	富士宮市田中町 543	0544-24-2211

中部

社　　名	住　　所	電　　話
（静岡市）		
~~1.鈴木冷蔵㈱~~	~~静岡市清水区蒲原新田 2-10-2~~	~~054-388-2056~~
1.静岡酸素㈱	静岡市駿河区曲金 5-16-6	054-285-4157
2.東海アセチレン㈱	静岡市清水区三保 511-6	054-334-0511
3.東海溶材㈱　本社	静岡市清水区北矢 242	054-245-5121
4.㈱トモノ商会	静岡市葵区瀬名 7-29-20	054-262-6766
5.㈱星医療酸器東海　静岡営業所	静岡市葵区千代田 7-1-40	054-655-2001
（藤枝市）		
1.㈱シンワ	藤枝市青木2-12-7	054-641-2238
（焼津市）		
1.㈱千代田　静岡営業所	焼津市三ヶ名 1495-1	054-628-5357
2.IGN関東㈱　焼津営業所	焼津市保福島 1230	054-628-4191
3.東海アセチレン㈱大井川充填所	焼津市高新田 507	054-664-0735
（島田市）		
1.高橋産業㈱	島田市中央町 15-3	0547-37-3302
（吉田町）		
1.東遠ガス燃材㈱	榛原郡吉田町片岡 2206-1	0548-32-0012

西部

社　　名	住　　所	電　　話
（掛川市）		
1.静岡ガスセンター㈱	掛川市長谷 42	0537-24-9612
（磐田市）		
1.エアリキード工業ガス㈱中部支社	磐田市匂坂上字西通 345	0538-38-1870
（浜松市）		
1. ガステックサービス㈱ 浜松事業所	浜松市東区丸塚町 298-1	053-465-1551
2.㈱千代田　浜松営業所	浜松市中区細島町 2-1	053-464-6655
3. 東海アセチレン㈱ 浜松工場	浜松市東区下石田町 1743-	053-421-1725
4. ㈱浜松エア・サプライ 浜松工場	浜松市東区丸塚町 298-1	053-460-5025
5.㈱丸協酸素商会	浜松市東区中田町 825	053-461-6136
（湖西市）		
1.日本ガスコム㈱三遠営業所	湖西市新居町中之郷4112	053-594-4689

4 （社）静岡県薬事振興会（医薬品等備蓄センター）

医薬品備蓄センター名	所　在　地	管轄保健所、電話番号
南伊豆地区	賀茂郡松崎町江奈255-3　賀茂健康福祉センター松崎保健支援室内	賀茂保健所 0558-24-2053
熱海・伊東地区	伊東市玖須美元和田字逆川702－29	熱海保健所 0557-82-9111
田方地区	伊豆市修善寺字辻694－1	東部保健所 055-920-2107
沼津・三島・駿東地区	沼津市泉町2－1	東部保健所 055-920-2107
富士地区	富士市伝法字杉ノ木2850－3	富士保健所 0545-65-2153
静岡清水・庵原地区	静岡市清水区清開2－972－5	静岡市保健所 054-249-3158
静岡地区	静岡市駿河区宮竹1－4－23	静岡市保健所 054-249-3158
志太・島田・榛原地区	藤枝市水上字池端1－86	中部保健所 054-644-9289
東遠地区	掛川市板沢1941－9	西部保健所 0538-37-2248
中・北遠地区	磐田市見付2125－1	西部保健所 0538-37-2248
西遠地区1	浜松市中区鴨江3－33－8	浜松市保健総務課 053-453-6135
西遠地区2	湖西市古見字茶屋松1077－1	西部保健所 0538-37-2248

1. 平時は、（社）静岡県薬事振興会（静岡市駿河区馬渕2-16-32　TEL054-203-2023）が備蓄医療材料等の管理運営を行う。
2. 警戒宣言発令以降は設置地区健康福祉センターが備蓄薬品等の管理運営を行う。
3. 備蓄品等は、殺菌消毒薬、医療材料の県内在庫の少ないものを主体に備蓄。

医　薬　品　等　備　蓄　セ　ン　タ　ー　備　蓄　状　況　表

平成24年3月1日現在

	品　名	単位	沼津	伊東	修善寺	沼津	富士	清水	静岡	藤枝	掛川	磐田	浜北	浦西	合計	購入年度
医療材料	滅菌綿 500g	個	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	720	H12
	ワンショットドライ　5.5g×15袋	箱	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	H24
	滅菌綿 8cm×8cm 100枚入	箱	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360	H13
	カット綿　　100g×30入	箱	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	H19
	TMカップ綿球　S20－5cm×20個	箱	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	H20
	シコードックスーパー　100枚入	個	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360	H24
	救急絆創膏 1500枚入	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1200	H15
	シロバンNo.17 17cm×5m	箱	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600	H14
	大学ガーゼ B 30×30cm 150入	箱	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	H13
	ガーゼ 30×30cm 150入	箱	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	492	H20
	〃　3m(10P×10)	箱	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	H13
	ホータイ 5号 5.6cm×20入×5個	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H11
	〃 P反巻3列 5.5×6m×10入×10個	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H16
	〃　3号 3×9m×10入×10個	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H10
	〃　4号 4×9m×10入×10個	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H10
	伸縮ホータイ 5cm×9m 10入	箱	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180	H13
	〃 7.5cm×9m 10入	箱	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180	H13
	伸中指ホータイ　7.5cm×4.5m　20入	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H13
	アミホータイ 2号 25cm 肘・膝・足首	箱	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	H13
	〃　3号 25cm 肘・膝・足	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	H13
	救急ホータイ小 1.6m	箱	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	H11
	三　角　巾 105×105 250入	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H11
	〃　105×105 230入	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H18
	〃　特大 250入	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H23
	副　木 3ヘ組	箱	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1200	S61
	サージカルマスク　50枚入	個	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	46	48	576	H22
	サルバ大人おむつしＬＬＤ 10枚入	個	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	H18
	サルバ大人おむつスリムＭ　15枚入	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	H18
	サルバ安心フィットＭ　12枚×４入ッ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	H18
	サルバ大人おむつスリムＬ　13枚入	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	H18
	ケーシ初めての尿漏れケアパ　S4枚入	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	H24
	〃　Mサイズ　96枚入	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	H24
	〃　Lサイズ　34枚入	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	H24
	ケーすっきりスパッツ ブラック（ケアサイズ）36枚	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	H16
	サルバＤパンツ　　16枚	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	H9
	エスマルヒ駆血帯　10cm×4m	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	H24
医薬品等	マーキュロクロム液　　500ml	本	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480	H11
	希ヨードチン希液　　500ml	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	H11
	消毒用エタノール　　500ml×20本入	箱	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	H21
	5%ヒビテン液　　500ml	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	H23
	塩　酸　水　　500ml	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1440	H15
その他	サイリューム（ピザローック）　7g×30入	箱	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480	S55
	アルミックシート（救急シート）　20枚入	箱	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600	S55
	オペラテ6　50双	個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	H12
	オペラテ7　50双	個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	H12
	ディスポ帽子（紙製）　20対入	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	H14
	ドライシャンプー　　200g×24入	箱	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	H9
備品	防災対策ロ型灯 1台	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	S62
	コンテナ 5杯	台	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	S62
	担架等 1本	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	H10
	検温器 1台	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	S62
	スチール机・椅子　　1個	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	S62
	防水シート（ブルーシート）　3.6m×5.4m	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	H24

14-3-2 医薬品備蓄及び血液センター集計表

（県薬事課）H24.4.1

方面本部	市町村	医薬品等調達先	備蓄センター	血液センター	方面本部	市町村	医薬品等調達先	備蓄センター	血液センター
県合計		96	12	3					
賀茂	下田市	3			西部	浜松市	24	1	1
	東伊豆町					磐田市	2	1	
	河津町					掛川市	7	1	
	南伊豆町					袋井市			
	松崎町		1			湖西市	1	1	
	西伊豆町					森町			
	方面本部計	3	1	0		方面本部計	34	4	1
東部	沼津市	8	1	1					
	熱海市								
	三島市								
	富士宮市	1							
	伊東市	3	1						
	富士市	10	1						
	御殿場市								
	裾野市								
	伊豆市		1						
	伊豆の国市								
	函南町	1							
	清水町	5							
	長泉町	1							
	小山町								
	方面本部計	29	4	1					
中部	静岡市	18	2	1					
	島田市	1							
	焼津市	5							
	藤枝市	5	1						
	牧之原市								
	吉田町	1							
	川根本町								
	方面本部計	30	3	1					

（注）医薬品等とは、医薬品、医療材料、衛生資材,防疫薬剤及び医療用ガスをいう。

(注)血液センターについては献血ルームを除く。

15-1 静岡県がれき・残骸物処理マニュアル （県廃棄物リサイクル課）

1 目 的

震災後、県民生活の早期安定及び新たなまちづくりを促進するためには、がれき・残骸物の収集・運搬、処分（仮置場の設置も含む。）を迅速に行う必要があることから、その処理の参考として本マニュアルを作成する。

2 対 象

処理対象は、下記に掲げる建築物等であって、市町村が処理を必要と認めたものとする。

(1) 個人住宅
(2) 民間の分譲マンション
(3) 民間の賃貸マンション
(4) 事業所
(5) 「被災建築物の緊急解体マニュアル」による緊急解体の建築物

3 処理の実施

(1) 市町村は、がれき・残骸物の処理について、処理計画を策定し、計画的に処理するものとする。
(2) がれき・残骸物の処理を実施するに当たり、次の検討が必要と考えられる。
① がれき・残骸物の収集・運搬方法等
・可燃物と不燃物の区分けを行い運搬
・搬送ルートの確保と車輌からの落下防止の徹底
② がれき・残骸物（可燃物）の処分先、処分方法の選定
③ がれき・残骸物（不燃物）の処分先、処分方法の選定
④ がれき・残骸物の処理に必要な施設の確保及び管理方法等

◇ 処理施設の確保
★仮置場・仮設処理場、中間処理施設（再資源化、減量化施設）、最終処分場の確保
◇ 処理施設の管理方法等
★ 搬入券の管理、種類別置場の配置・管理、施設内分別方法等

4 処理計画の策定等

(1) 市町村は、がれき・残骸物の処理計画について、「市町村がれき・残骸物処理計画策定の手引き」を参考とし、作成するものとする。
(2) 市町村は、「市町村がれき・残骸物処理計画」により処理したがれき・残骸物に関する処分実績を取りまとめて県に報告するものとする。
(3) 市町村の「がれき・残骸物処理対策組織」は、別表を基本組織とし、実情に合わせて対応するものとする。

5 留意事項

(1) がれき・残骸物の処理については、危険性、緊急性、公共性等を配慮の上優先順位を定め計画的に実施すること。
(2) がれき・残骸物の処理に当たっては、必ず現地調査を実施した上で判断し、下記事項を施し、二次災害の防止等の対策を講ずること。

ア 工事現場は散水やシートでカバーする等の対策を講じること。
イ 断熱材、防火壁材等にアスベストが使用されている場合は、アスベストを除去した後、解体、処理を行うこと。
ウ アスベストの除去及び処分については、関係法例、通達及び処理指針等に基づき処理すること。

(3) がれき・残骸物の処理に当たっては、できる限り減量化及び再資源化に努めること。
(4) がれき・残骸物の仮置場・仮設処理場の確保に努めるとともに、仮置場・仮設処理場への搬入に際しては、木質系廃棄物（木くず等）・コンクリート系廃棄物（コンクリートがら等）・金属等の分別を徹底させること。
（リサイクル等処理を容易にするには、一番重要な段階である。）
(5) がれき・残骸物の処理に当たっては、土地の位置、境界を確認するために必要とされる境界標識の保存について十分に配慮すること。

別表 震災廃棄物処理対策組織（市町村組織）

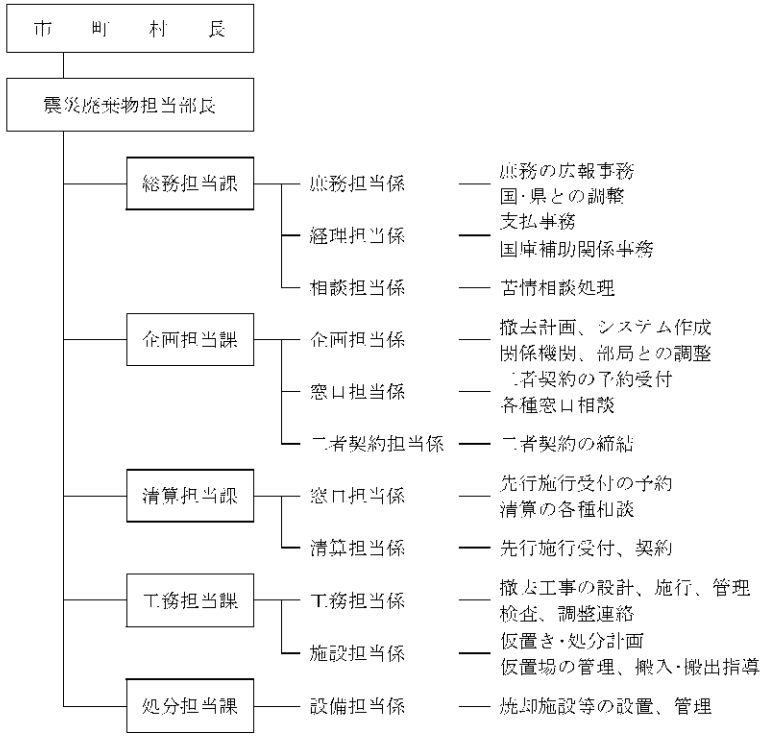

住宅・建築物系の瓦礫発生量

（第3次地震被害想定結果より）

		合計（千m³）	内訳(千m³)					
			躯体残骸物				水害ごみ	堆積土砂
			小計	木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による		
県合計		30,432	30,050	18,502	9,648	1,900	156	226
伊豆	下田市	272	260	167	63	30	12	0
	東伊豆町	91	91	63	28	0	0	0
	河津町	52	52	42	10	0	0	0
	南伊豆町	106	100	89	11	0	6	0
	松崎町	137	131	114	17	0	6	0
	西伊豆町	68	68	53	15	0	0	0
	賀茂村	53	48	42	6	0	5	0
	（小計）	779	750	570	150	30	29	0
熱海	熱海市	142	142	103	31	8	0	0
	伊東市	261	261	162	51	48	0	0
	（小計）	403	403	265	82	56	0	0
東部	沼津市	2,435	2,298	1,188	878	232	67	71
	三島市	1,264	1,264	874	285	105	0	0
	御殿場市	439	439	295	144	0	0	0
	裾野市	212	212	106	104	2	0	0
	伊豆長岡町	226	226	177	49	0	0	0
	修善寺町	115	115	84	31	0	0	0
	戸田村	37	34	30	4	0	3	0
	土肥町	43	40	30	10	0	3	0
	函南町	379	379	325	54	0	0	0
	韮山町	374	374	317	57	0	0	0
	大仁町	88	88	59	29	0	0	0
	天城湯ヶ島町	42	42	30	12	0	0	0
	中伊豆町	37	37	29	8	0	0	0
	清水町	365	365	257	108	0	0	0
	長泉町	223	223	114	109	0	0	0
	小山町	144	144	95	49	0	0	0
	（小計）	6,423	6,280	4,010	1,931	339	73	71
富士	富士宮市	760	760	477	226	57	0	0
	富士市	1,572	1,572	878	652	42	0	0
	芝川町	102	102	80	22	0	0	0
	（小計）	2,434	2,434	1,435	900	99	0	0
中部	静岡市	3,090	3,083	1,252	1,122	709	0	7
	清水市	2,673	2,633	1,568	810	255	2	38
	富士川町	187	187	129	58	0	0	0
	蒲原町	211	211	129	82	0	0	0
	由比町	81	81	68	13	0	0	0
	（小計）	6,242	6,195	3,146	2,085	964	2	45
志太	島田市	453	453	287	113	53	0	0
・	焼津市	1,099	1,004	680	269	55	28	67
榛原	藤枝市	1,101	1,101	777	299	25	0	0
	岡部町	123	123	93	30	0	0	0
	大井川町	260	260	148	112	0	0	0
	御前崎町	136	136	114	22	0	0	0
	相良町	406	404	296	108	0	2	0
	榛原町	304	302	194	108	0	2	0
	吉田町	398	390	236	154	0	0	8
	金谷町	140	140	103	37	0	0	0
	川根町	28	28	23	5	0	0	0
	中川根町	44	44	38	6	0	0	0
	本川根町	25	25	21	4	0	0	0
	（小計）	4,518	4,410	3,010	1,267	133	33	75
中遠	磐田市	708	708	511	186	11	0	0
	掛川市	388	388	220	168	0	0	0
	袋井市	998	998	614	382	2	0	0
	大東町	393	393	243	150	0	0	0
	大須賀町	150	150	106	44	0	0	0
	浜岡町	297	297	177	120	0	0	0
	小笠町	285	285	205	80	0	0	0
	菊川町	410	410	270	140	0	0	0
	森町	157	157	101	56	0	0	0
	浅羽町	416	416	258	158	0	0	0
	福田町	227	227	169	58	0	0	0
	竜洋町	177	177	103	74	0	0	0
	豊田町	180	180	110	70	0	0	0
	豊岡村	116	116	76	40	0	0	0
	（小計）	4,902	4,902	3,163	1,726	13	0	0
北遠	天竜市	135	135	101	34	0	0	0
	春野町	22	22	15	7	0	0	0
	龍山村	15	15	11	4	0	0	0
	佐久間町	31	31	21	10	0	0	0
	水窪町	29	29	21	8	0	0	0
	（小計）	232	232	169	63	0	0	0
西部	浜松市	2,917	2,917	1,702	951	264	0	0
	浜北市	460	460	295	163	2	0	0
	湖西市	265	265	154	111	0	0	0
	舞阪町	146	116	84	32	0	12	17
	新居町	149	124	82	42	0	6	19
	雄踏町	121	121	99	22	0	0	0
	細江町	237	237	177	60	0	0	0
	引佐町	62	62	44	18	0	0	0
	三ヶ日町	142	142	97	45	0	0	0
	（小計）	4,499	4,444	2,734	1,444	266	19	36

15-2-1 し尿及びごみ処理場一覧表

(1)し尿処理施設

（県廃棄物リサイクル課）H23.3.31

事業主体	処理能力 kl／日	事業主体	処理能力 kl／日
東河環境センター	36	川根地区広域施設組合	25
南豆衛生プラント組合	39.8	志太広域事務組合	160
西豆衛生プラント組合	44	志太広域事務組合	90
沼津市	158	吉田町牧之原市広域施設組合	82
〃	12	磐田市	163
熱海市	40	掛川市	119
三島市	73	湖西市	115
富士宮市	136	東遠広域施設組合	195
伊東市	96	袋井市森町広域行政組合	150
富士市	186	静岡市	260
伊豆市	36	〃	200
〃	16	〃	76.9
伊豆の国市	15	浜松市	200
〃	20	〃	400
〃	18	〃	95
函南町	20	〃	70
御殿場市・小山町広域行政組	140	〃	85
裾野、長泉清掃施設組合	30		
〃	60		
島田市	110		

(2)ごみ焼却施設

（県廃棄物リサイクル課）H23.3.31

事業主体	処理能力 t／日	事業主体	処理能力 t／日
下田市	56	磐田市	180
南伊豆町	30	〃	224
松崎町	16	湖西市	120
西伊豆町	45	〃	25
東河環境センター	60	牧之原市御前崎市広域施設組合	141
沼津市	300	袋井市森町広域行政組合	132
熱海市	204	掛川市・菊川市衛生施設組合	140
〃	1.16	静岡市	600
三島市	180	〃	285
富士宮市	240	〃	120
伊東市	200	〃	500
富士市	300	浜松市	360
裾野市	93	〃	450
伊豆市	50	〃	90
伊豆の国市	32	〃	40
〃	20	〃	36
函南町	105	〃	8
長泉町	150	〃	8
伊豆市沼津市衛生施設組合	30	〃	40
島田市	148	〃	450
志太広域事務組合	120		
〃	255		
吉田町牧之原市広域施設組合	100.5		

15-2-2 清掃運搬器材一覧表(し尿)

（県廃棄物リサイクル課） H23.3.31

市町名	バキューム車		その他の車両		運搬車		計	
	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)
静岡市	84	311	0	0	0	0	84	311
浜松市	84	362	0	0	0	0	84	362
沼津市	24	74	0	0	3	8	27	82
熱海市	5	14	0	0	0	0	5	14
三島市	11	30	0	0	0	0	11	30
富士宮市	18	55	0	0	0	0	18	55
伊東市	8	28	0	0	0	0	8	28
島田市	39	127	0	0	0	0	39	127
富士市	45	154	0	0	0	0	45	154
磐田市	9	24	0	0	0	0	9	24
焼津市	36	159	3	9	3	31	42	199
掛川市	25	97	0	0	0	0	25	97
藤枝市	18	74	1	2	7	49	26	125
御殿場市	19	83	3	14	0	0	22	97
袋井市	21	33	0	0	0	0	21	33
下田市	8	26	0	0	0	0	8	26
裾野市	7	23	0	0	0	0	7	23
湖西市	22	67	0	0	4	17	26	84
伊豆市	9	26	0	0	0	0	9	26
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	16	61	0	0	0	0	16	61
伊豆の国市	7	18	0	0	2	1	9	19
牧之原市	23	81	0	0	0	0	23	81
東伊豆町	9	25	0	0	0	0	9	25
河津町	9	25	0	0	0	0	9	25
南伊豆町	12	35	0	0	0	0	12	35
松崎町	7	24	0	0	0	0	7	24
西伊豆町	10	31	0	0	0	0	10	31
函南町	5	14	0	0	4	10	9	24
清水町	5	13	0	0	0	0	5	13
長泉町	2	2	0	0	2	2	4	4
小山町	20	79	2	22	0	0	22	101
吉田町	9	27	0	0	0	0	9	27
川根本町	6	19	0	0	0	0	6	19
森町	10	30	0	0	0	0	10	30
市町計	642	2,251	9	47	25	118	676	2,416
東遠広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原御前崎広域組合	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場小山広域組合	0	0	0	0	0	0	0	0
東河環境センター	0	0	0	0	1	2	1	2
南豆衛生プラント組合	12	35	0	0	0	0	12	35
川根地区広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
西豆衛生プラント組合	10	34	0	0	0	0	10	34
裾野長泉清掃施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆沼津衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井森広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0
中遠広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
志太広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田牧之原広域組合	0	0	0	0	0	0	0	0
掛川菊川衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
一部事務組合計	22	69	0	0	1	2	23	71
合計	664	2,320	9	47	26	120	699	2,487

15-2-3 清掃運搬器材一覧表(ごみ)

（県廃棄物リサイクル課）H23.3.31

市町名	収集車		運搬車(収集)		運搬車(中間)		計	
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)
静岡市	729	1,981	0	0	0	0	729	1,981
浜松市	602	1,528	2	23	17	65	621	1,616
沼津市	116	351	4	25	5	44	125	420
熱海市	42	109	25	52	18	49	85	210
三島市	63	164	0	0	3	10	66	174
富士宮市	158	587	2	3	4	24	164	614
伊東市	66	195	18	39	1	4	85	238
島田市	194	576	0	0	1	11	195	587
富士市	369	1,130	0	0	2	14	371	1,144
磐田市	139	338	0	0	0	0	139	338
焼津市	204	555	0	0	0	0	204	555
掛川市	156	442	0	0	0	0	156	442
藤枝市	197	519	0	0	0	0	197	519
御殿場市	112	290	94	237	9	21	215	548
袋井市	102	204	0	0	0	0	102	204
下田市	52	107	7	51	0	0	59	158
裾野市	34	72	12	25	0	0	46	97
湖西市	37	106	58	175	1	4	96	285
伊豆市	105	294	10	18	2	8	117	320
御前崎市	49	100	0	0	0	0	49	100
菊川市	76	220	0	0	0	0	76	220
伊豆の国市	143	326	0	0	4	9	147	335
牧之原市	55	173	0	0	0	0	55	173
東伊豆町	39	90	0	0	0	0	39	90
河津町	18	34	0	0	0	0	18	34
南伊豆町	10	23	8	16	0	0	18	39
松崎町	10	20	0	0	0	0	10	20
西伊豆町	13	28	25	67	0	0	38	95
函南町	68	140	0	0	6	13	74	153
清水町	52	117	0	0	0	0	52	117
長泉町	46	107	1	2	3	6	50	115
小山町	106	268	31	131	32	63	169	462
吉田町	0	0	151	449	0	0	151	449
川根本町	24	55	0	0	0	0	24	55
森町	35	90	15	35	0	0	50	125
市町計	4,221	11,339	463	1,348	108	345	4,792	13,032
東遠広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原御前崎広域組合	9	26	0	0	10	12	19	38
御殿場小山広域組合	0	0	0	0	0	0	0	0
東河環境センター	0	0	0	0	0	0	0	0
南豆衛生プラント組合	0	0	0	0	0	0	0	0
川根地区広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
西豆衛生プラント組合	0	0	0	0	0	0	0	0
裾野長泉清掃施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆沼津衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井森広域行政組合	0	0	0	0	1	4	1	4
中遠広域事務組合	0	0	0	0	1	4	1	4
志太広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田牧之原広域組合	6	18	6	18	0	0	12	36
掛川菊川衛生施設組合	0	0	0	0	1	4	1	4
一部事務組合計	15	44	6	18	13	24	34	86
合計	4,236	11,383	469	1,366	121	369	4,826	13,118

15-3-1 死亡獣畜取扱場一覧表（埋却場）

（県衛生課）H24.4.1

保健所名	市町名	死亡獣畜取扱場数
賀茂	東伊豆町	1
	松崎町	0
東部	三島市	0
	伊豆市	2
富士	富士市	1
	富士宮市	4
中部	牧之原市	2
西部	磐田市	0
計		10

15-3-2 被災動物救護センターに関する問い合わせ先

名　　称	所　在　地	電話番号
社団法人静岡県動物保護協会	静岡市葵区相生町14番26-3号	054-251-6036
社団法人静岡県獣医師会	静岡市葵区相生町14番26-3号	054-251-6035

15-4 市町別仮設トイレ備蓄数

（県廃棄物リサイクル課）H24.4.1

健康福祉センター	市　町	備　蓄数	健康福祉センター	市　町	備　蓄数
県合計		6,959	中部	静岡市	1,635
賀茂	下田市	53		島田市	118
	東伊豆町	61		焼津市	184
	河津町	12		藤枝市	306
	南伊豆町	28		牧之原市	105
	松崎町	29		吉田町	73
	西伊豆町	58		川根本町	18
	小　計	241		小　計	2,439
東部	沼津市	529	西部	浜松市	926
	熱海市	209		磐田市	410
	三島市	130		掛川市	71
	富士宮市	119		袋井市	176
	伊東市	218		湖西市	333
	富士市	190		御前崎市	122
	御殿場市	53		菊川市	77
	裾野市	58		森町	65
	伊豆市	68		小　計	2,180
	伊豆の国市	195			
	函南町	90			
	清水町	100			
	長泉町	70			
	小山町	70			
	小　計	2,099			

16-1-1 給水対策の措置一覧

（県水利用課）

1. 発災から3日間は自己貯水によって、生命維持のため最小限3ℓの必要量を確保する。
2. 4日目から7日目迄ぐらいは、自主防災組織による給水や市町村による応急給水を利用し、調理、洗面等最低生活に必要な20ℓを確保する。
3. 約8日目から約1ヶ月迄は、市町村が設置する仮説共用栓を使用し最低の浴用、洗たくに必要な20～100ℓの水を確保する。
4. 約1ヶ月以降は通常給水とほぼ同量に漸次復旧する。

給水対策の措置一覧

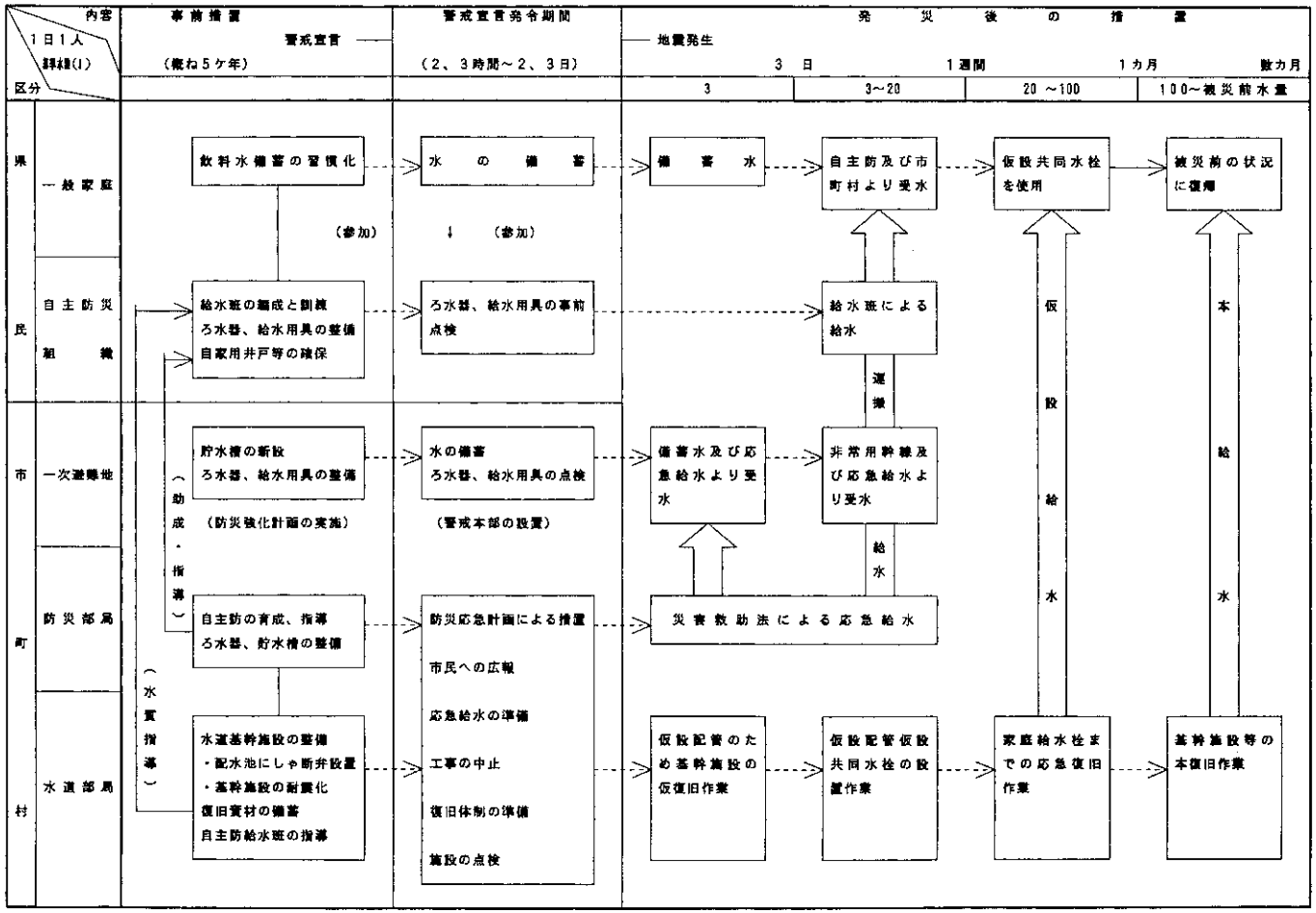

16-1-2 東海地震対策応急給水用資機材の整備基準　（県水利用課）

（昭和 59 年3月27日付環第 1335 号通知）

人　口 ①	応急給水 目標額 ②＝①×3ℓ／1000	資機材 給水タンク等 1m³／基、②÷5回／日
40 (50) 万人以上	1,500 m³／日	300 基
30 万人～40 万人	1,200	240
20 万人～30 万人	900	180
10 万人～20 万人	600	120
5万人～10 万人	300	60
3万人～5万人	150	30
2万人～3万人	90	18
1万人～2万人	60	12
1万人以下	30	6

（注1） 給水車、給水タンク、水槽等の資機材の内訳は限定しないが、目標量を満たす能力とする。
（注2） 給水タンク等資機材の使用回数は5回／日とした。

16-1-3 静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針（抜粋）

（県水利用課　平成 21 年３月）

第１章　前文

第１節　指針の性格

『静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針』（以下「本指針」という。）は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）に基づく地震防災強化計画のうち、給水対策について、各市町の水道部局が、震災時の応急対策の諸活動が迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な事項を取りまとめた実働的な「震災時給水対策要綱」（以下「要綱」という。）を、効率的に作成するために構成したものである。

各市町においては、水道担当部局及び防災担当課等が密接な連絡を取って震災時の給水対策にあたるが、その具体策を計画する際の基本となるものである。（図 1.1.1 参照）

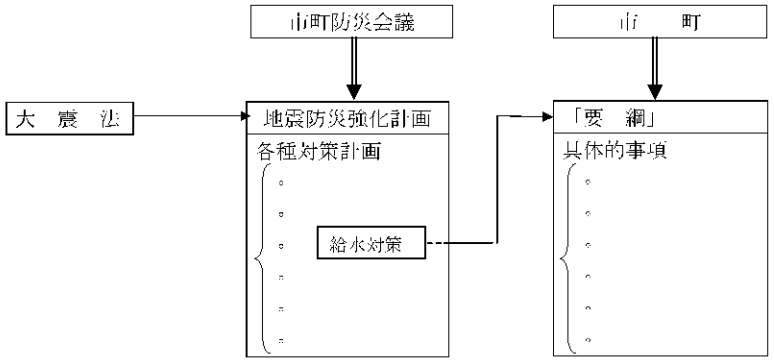

図 1.1.1　大震法と各市町の地震防災強化計画及び「要綱」との関係

第２節　地震防災強化計画との関係

各市町においては、地震防災強化計画（地域防災計画の東海地震対策編）を作成しており、平常時の対応を含む震災時の給水対策について記載しているが、この内容は、基本的な記述にとどまる場合が多く、具体的・実働的な事項を盛り込むことは、その作成手法の迅速性から難しいものである。

このため「本指針」は、水道事業体が震災時の応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、計画的な応急給水と早期復旧等を行う目的で作成した。これに基づき「要綱」を作成し、震災時の給水対策を万全とするものである。

第３節　「本指針」の概要

「本指針」第２章「本文」の構成は次のとおりである。

第１節　総論
第２節　平常時対策
第３節　地震防災施設整備計画
第４節　地震防災応急対策
第５節　災害応急対策

「第１節　総論」は、市町地域防災計画及び県地域防災計画と整合を図りながら、それぞれの水道事業体における、想定地震、被害想定等について検討し、災害対策の基本となる事項をまとめた部分である。

「第２節　平常時対策」は、それぞれの水道事業体が事前に準備しておかなければならない地震防災応急対策に当たる応急対応組織とその業務及び災害応急対策に当たる応急対応組織とその業務、応急対策資料、関係機関との連携、震災対策に関連した教育・訓練等で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

「第３節　地震防災施設整備計画」は、それぞれの水道事業体が計画的に整備を進める水道施設の耐震化について記述する部分である。

「第４節　地震防災応急対策」は、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、それぞれの水道事業体が事前に準備しておかなければならない応急体制と業務、関係機関との連携で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

「第５節　災害応急対策」は、地震発生後、平常時対策で事前に作成した、応急体制や関係資料を用い、速やかに初動体制の確立、応急体制の確立及び応急給水・応急復旧を迅速・確実に進める部分である。

なお、「本指針」の概念図及び構成を次に示す。

１　「本指針」の概念図（図 1.3.1）

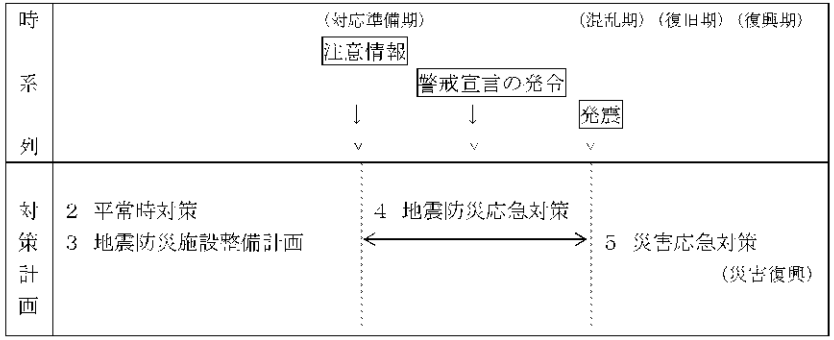

２　「本指針」の構成（図 1.3.2）

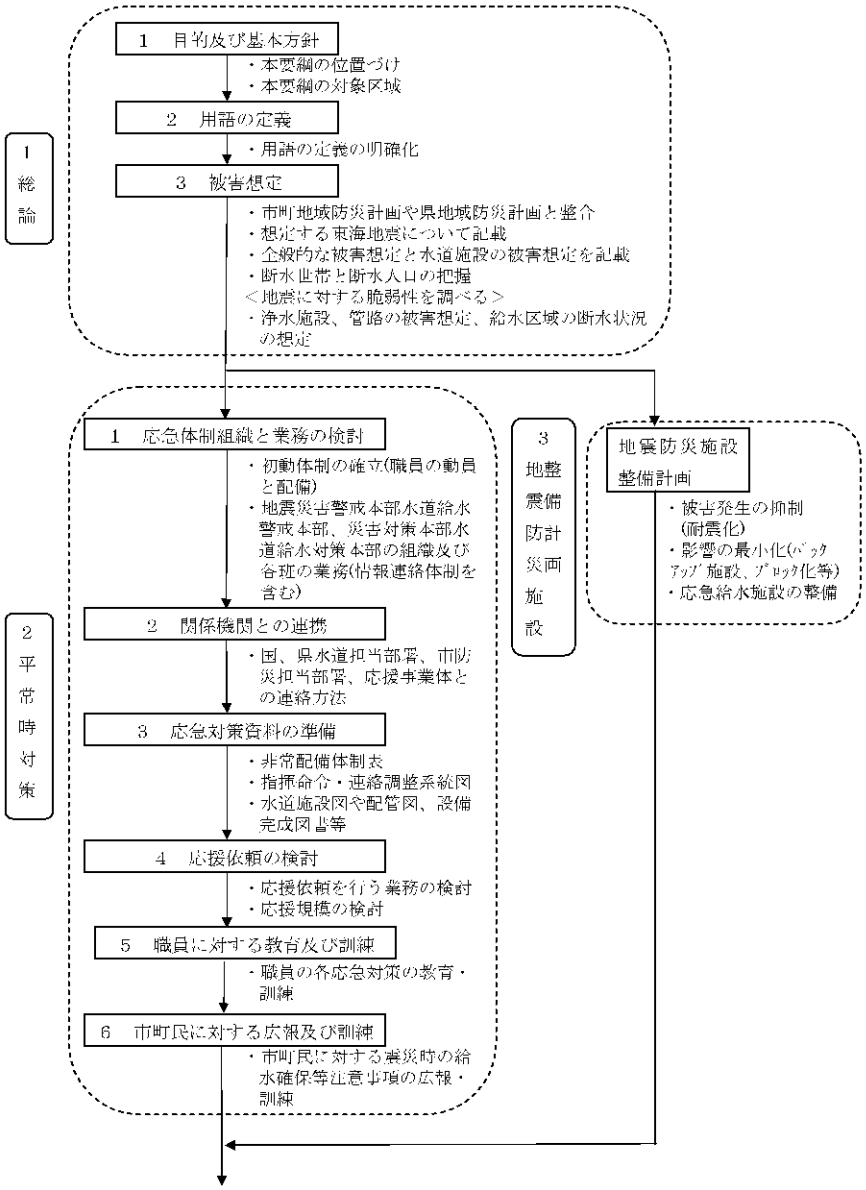

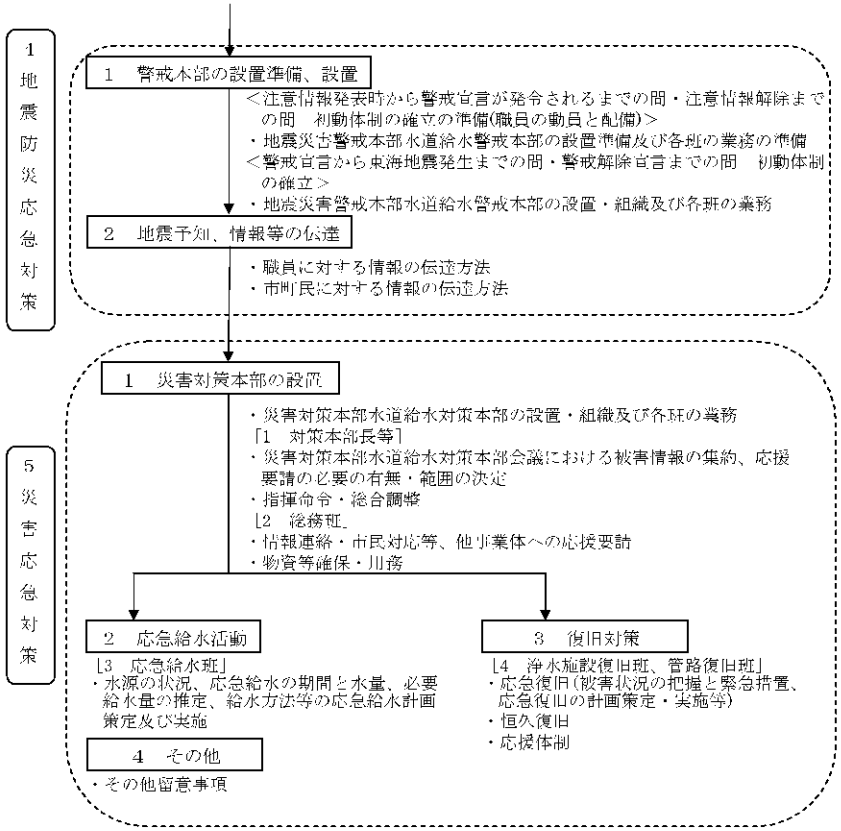

第４節　指針の改定の趣旨等

1　現状と課題

(1) 県は昭和 57 年３月に「静岡県内市町村震災時給水対策要綱作成指針」（以下「旧指針」という。）を作成し、これに基づき、市町村に対し給水対策要綱の作成を指導してきた。

しかし、阪神･淡路大震災の教訓を元に、厚生省は平成９年１月に「水道の耐震化計画策定指針（案）」を示し、また、新潟県中越地震等の経験から、平成 19 年３月に「管路の耐震化に関する検討会報告書」を、平成 19 年９月に「水道施設の耐震化に関する検討会報告書」を示すなど、「旧指針」を作成した昭和 57 年３月当時と震災時対策の状況が大きく変化してきた。

(2) さらに、東海地震の応急対策には外部からの応援が必要不可欠な状況となっており、特に小規模水道では大部分を依存する状況が考えられる。このため、応援者や資機材集積場の確保等の受入れ体制の整備、特に、水道施設の配置図や管網図等の施設情報の整備を早急に行う必要がある。

(3) また、このような状況下で、平成 20 年４月までに県内 14 地域において合併が行われ、過半数の新市町で新たな水道事業が誕生している。しかし、こうした市町の中には、未だ新たな行政区域を対象とした体制に改正されていない市町がある。

2　「旧指針」を改定する趣旨及び改定に当たっての方針

(1) 第４節１の課題に対し、「旧指針」の改定を行い、各市町における「要綱」の改定を促すとともに、各水道事業者における耐震化施策の計画的な推進を支援する。

(2) 「本指針」の策定対象市町は、すべての市町とする。

なお、フレーム構成は、市町独自で実働的な「要綱」に効率的に改定できるものとし、その内容は必要最低限のものとした。

(3) 「本指針」の改定にあたっては、「旧指針」及び平成 19 年２月に厚生労働省から公表された「水道の危機管理対策指針」中の「地震対策マニュアル策定指針」を基本とした。

第５節　要綱の改定に当たっての留意事項

1　「本指針」に基づき改定された「要綱」は、社会環境の変化、新しい技術の開発等に応じてその都度、改定を行い、常に諸活動が実働的に実施できるものでなければならない。

従って、改定に当たっては、関係各方面、特に水道用水供給事業者などと十分に協議すること。

2　現在の市町の地域防災計画、地域水道ビジョンなどの上位計画と整合を図ること。

3　大規模地震対策特別措置法の強化地域に指定されていることから、想定地震規模は、「東海地震」の地震規模を想定し、施設・基幹管路等の重要施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正」（平成 20 年３月 28 日公示、10 月１日施行）に従い整備を行うこと。

4　水道施設・管路の被害は、地盤状態により大きく異なることが報告されていることから、設置場所の地盤状態を正確に把握し、施設更新・布設替え等を行い発災時の対応に備えること。

5　管路の状況については、発災時に迅速な対応が取れるよう把握しておくこと。なお、発災時の迅速な漏水箇所の探知及び復旧が可能となるようＧＰＳ情報を含んだＧＩＳ等のマッピングシステムを整備することが望ましい。

第６節　「要綱」の提出

各市町において「要綱」を作成した時は、その写し３部を所轄健康福祉センター・政令市保健所に送付すること。

第２章　本文

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第１節　総　論

総論は、「１　目的及び基本方針」、「２　用語の定義」、「３　被害想定」により構成する。

１　目的及び基本方針

（1）本要綱の位置づけを明らかにする。

（解説）　地震防災強化計画の中の給水対策を具体化する旨を明記する。

（2）本要綱の対象区域を明示する。

（解説）　地震発災後の給水対策は、市町長の責務であることから、本要綱の対象とする区域は、原則として当該市町の行政区域全体となる。

ただし、沼津市等においては、近隣の町に水道給水を行っており、給水対策を考える上でも有機的な展開を実施する必要があることから関係市町で充分協議して決定すること。

２　用語の定義

本要綱に使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意思疎通を図りやすくする。

「本指針」で使用している用語の定義は**表 2.1.2.1** のとおりであり、これらを参考にする。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.1.2.1 用語の定義

区分	用　語	定　義
対策本部	市町地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地域防災計画に基づいて設置される地震災害警戒のための対策本部。
	市町災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部。
	水道給水警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地震災害警戒本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
	水道給水対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町災害対策本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業体	被災事業体	地震により水道施設に被害を受けた水道事業体。
	応援事業体	被災事業体に対して応急給水や応急給水の応援を行う水道事業体。
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災施設整備計画	水道施設の耐震化（ハード対策）等の地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災応急対策	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織と業務、関係機関との連携等の事前準備対策。
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制。
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）。 被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。 応急復旧の後、仮配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久復旧を実施する。

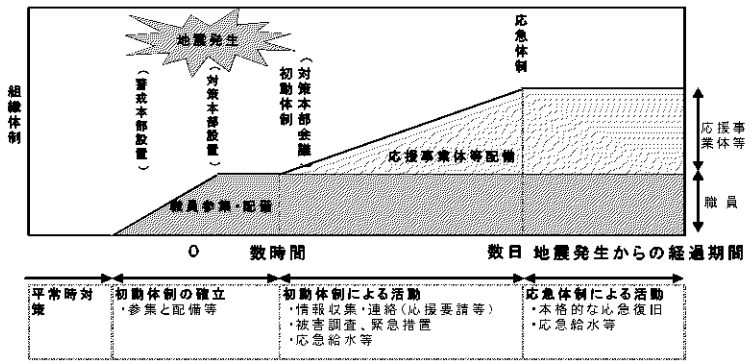

※勤務時間外に注意情報・警戒宣言発令、大規模の地震が発生した場合
（勤務時間内に発生した場合は、職員参集はなし）

図 2.1.2.1 震災時の組織体制の推移

3 被害想定

(1) 全般的な被害想定

ア 当該市町において想定される地震の規模と、その際当該市町において予想される全般的な被害状況について地質や建物等の被害を概説する。特に行政区域内の河川、断層の有無、液状化しやすい区域の有無について記述する。

（解説） 地震防災強化計画の中に記載されているものを転用してよい。

(2) 水道施設の被害想定

水道施設の概要を述べるとともに、現在の市町の所有する施設を列記し、この施設に対して現状の耐震化の状況を記述する。この際、特に、平成 20 年 10 月 1 日から施行された 水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等の状況については必ず記載する。耐震診断が終了している施設については、その旨記載し、また、未了の施設については別添耐震診断チェックシート等（※参照ページ）を参考に耐震診断を行う。

水道施設の被害想定にあたっては、上記耐震化の状況を踏まえた上で各施設ごとに記述する。なお、配水管については管種延長を基本に想定するが、できるだけ配水系統毎に記述することが望ましい。この検討方法を参考資料（P179～186 参照）☆に示す。

被害想定は、県が平成 13 年度に策定した第３次地震被害想定を参考とするが、その後の地震による水道施設被害の知見や当該被害想定が各市町の水道施設の排水系統等個別の詳細検討から求められたものでないことから、最新知見により各施設の耐震性を判断し被害想定を行う。

また、この際、出来るだけ被害状況は、実際の被災時に役立てるためにも大中小規模地震の被害を各々予測しておくことが望ましい。

（参考：「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等）

イ 次に掲げる施設については、レベル１地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル２地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損害が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

(ア)取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設

(イ)配水施設のうち破損した場合に重大な二次被害を生ずる恐れが高いもの

(ウ)配水施設のうち、(2)の施設以外の施設であって、次に掲げるもの

（ⅰ）水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。）

（ⅱ）配水本管に接続するポンプ場

（ⅲ）配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。）

（ⅳ）配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等

(3) 断水世帯と断水人口

断水状況は、県が平成 13 年度に策定した第３次地震被害想定を参考とするか、上記施設・管路の被害想定から、世帯数と人口を推定する。

なお、配水管の管種延長ごとの被害率は、参考資料（ⅢP179～186 参照）☆を参考に算出し、人口を乗じることにより求めることができる。

第２節　平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時（以下、**【注意情報発表時】**という）及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に事前に検討しておくべき応急対策や防災思想の普及・防災訓練等について定める。

平常時対策は、１　応急体制組織と業務の検討**【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】、【発災時】**」、「２　関係機関との連携」、「３　応急対策資料の準備」、「４　応援依頼の検討」、５　職員に対する教育及び訓練」、６　市町民に対する広報及び訓練」により構成する。

なお、応急体制組織、関係機関や応急対策資料等については、適宜更新していくものとする。

１　応急体制組織と業務の検討

平常時に事前に検討しておくべき、「地震防災応急対策」の際の**【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】**における地震災害警戒本部水道給水警戒本部（以下、「水道給水警戒本部」という）の組織・業務及び「災害応急対策」における災害対策本部水道給水対策本部（以下、「水道給水対策本部」という）の組織・業務について検討を行う。

【注意情報発表時】に実施すべき事項として、

①水道施設の復旧は管路図面等の万全の準備がその後の早急な復旧に寄与することから事業体内の組織準備、施設の稼働状況の確認や図面等の準備を行うこと、また、

②事前準備を行ったとしても市民生活に対してはできるだけ影響を及ぼさないものであることとする。

なお、県地域防災計画の上で、**【注意情報発表時】**に、「必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備を行うこと」とされていることから水道給水警戒本部の設置準備についても記載する。

【注意情報発表時】

(1) 初動体制の確立（職員の動員と配備等）

注意情報発表時の職員の動員と配備については、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。（P44～47 参照）☆

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

ア 水道給水警戒本部の設置準備

水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者

総務班	：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当
応急給水班	：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
浄水施設復旧班	：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム
管路復旧班	：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、管路復旧チーム、漏水チーム

(P20 参照)☆

なお、小規模事業体で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(ｱ) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(ｲ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ｳ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また、市町地震災害警戒本部及び水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議

水道給水警戒本部会議は、東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等をとりまとめておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業体の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等(P52 参照)☆

水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、注意情報発表時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

- 総務班の業務　：P53～60 参照☆
- 応急給水班の事前準備業務　：P61～67 参照☆
- 浄水施設復旧班の事前準備業務　：P68～75 参照☆
- 管路復旧班の事前準備業務　：P76～84 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」（P177～178 参照）☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない（例：携帯電話、無線等）。

【警戒宣言発令時】

(1) 初動体制の確立（職員の動員と配備等）

注意情報発表時に十分でなかった職員の動員と配備について、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。（P85～88 参照）☆

(2) 応急体制の確立、応急給水の準備、応急復旧の準備

ア 水道給水警戒本部の設置

水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者
総務班　：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当
応急給水班　：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
浄水施設復旧班　：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム
管路復旧班　：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、管路復旧チーム、漏水チーム
（P25 参照）☆

なお、小規模事業体で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(ア) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町地震災害警戒本部および水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議

水道給水警戒本部会議は、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等をとりまとめておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業体の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等（P94 参照）☆

水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、警戒宣言発令時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

・総務班の業務　：P95～102 参照☆
・応急給水班の事前準備業務　：P103～109 参照☆
・浄水施設復旧班の事前準備業務　：P110～117 参照☆
・管路復旧班の事前準備業務　：P118～126 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図（P177～178 参照）☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない（例：携帯電話、無線等）。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【発災時】

(1) 初動体制の確立（職員の動員と配備等）

震災時の職員の動員と配備については、突発型地震の発生も考慮し、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。なお、水道給水管或本部から水道給水対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。(P127～130 参照) ☆

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

ア 水道給水対策本部の設置

震災時の応急対策は、水道給水対策本部により組織的に進める必要がある。

水道給水対策本部の組織は、以下に示すように、水道給水対策本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧を行う浄水施設復旧班、管路の応急復旧を行う管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水対策本部長等：水道給水対策本部長、水道技術管理者
総務班　：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当
応急給水班　：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
浄水施設復旧班　：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム
管路復旧班　：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、管路復旧チーム、漏水チーム
(P29 参照) ☆

なお、小規模事業体で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水対策本部の組織を構成する。

(ア) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水対策本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町災害対策本部および水道給水対策本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水対策本部会議

水道給水対策本部会議は、震災時の応急復旧目標や応援要請等を決定する機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等をとりまとめておく部分である。

水道給水対策本部会議の委員は、記載例では、水道給水対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業体の組織規模に応じて設定する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

ウ 水道給水対策本部長等(P135 参照) ☆

水道給水対策本部の責任者である水道給水対策本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、震災時の応急対策業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の業務、浄水施設復旧班の業務、及び管路復旧班の業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

・総務班の業務　：P136～144 参照☆
・応急給水班の業務　：P145～153 参照☆
・浄水施設復旧班の業務　：P154～163 参照☆
・管路復旧班の業務　：P164～176 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水対策本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図 (P177～178 参照) ☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水対策本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない（例：携帯電話、無線等）。

2 関係機関との連携

震災時には、以下に示す被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、および応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業体、地元業者等との連携が非常に重要であり、これらの関係機関等を事前に整理しておく。

・国・都道府県
・市町関係機関等
・応援水道事業体
・応急給水応援団体
・浄水施設等復旧応援団体
・管路復旧応援団体
・物資等確保機関
・他のライフライン
・重要施設（避難所、病院、福祉施設等）

(表 2.2.2.1 記載例参照)☆

要綱を作成する上での考え方と作成方法

3　応急対策資料の準備

震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速・明確に行うために、必須事項として以下に示す応急対策資料を事前に準備しておく。

・非常配備体制表（電話連絡網兼用）
・関係機関連絡先リスト
・指揮命令・連絡調整系統図
・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）
・水道施設一般平面図
・設備等点検等チェックリスト
・機器操作マニュアル
・機械・電気計装整備完成図書
・配管図
・管路復旧工事参考資料
（表 2.2.3.1 記載例参照）☆

これらの関係機関との連絡先については、定期的に確認しておくとともに、連絡内容に応じて当事業体の担当を事前に定めておくことが重要である。

なお、宿舎の確保等、一部の業務を市町長部局で実施する場合、業務内容表の「実施主体」欄を空白とし、「留意事項等」欄に、その旨を記載する。

4　応援依頼の検討

(1) 応援依頼業務の選定

他の水道事業体等に応援依頼を行う対象業務としては、応急給水計画の策定、応急給水の実施、応急復旧計画の策定、漏水調査の実施、応急復旧の実施があるが、**表 2.2.4.1** に示す判断基準を用いて業務を選定する。

復旧工事には多数の技術者等が必要である。このため、水道技術職員の適正な配置を行うとともに水道工事を専門に行っている業者に協力を要請することが必要である。

応援業務依頼の選定結果に基づき、日本水道協会中部地方支部の応援要請・応援受け入れマニュアルを参考にマニュアルを以下の手順で作成する。

なお、民間部門等に応援を依頼する場合、連絡体制や所有する資機材を明らかにしておく。その際、特に１業者に対して多数の市町が集中することのないよう隣接市町とあらかじめ連絡を図っておくこと。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

また、他の水道事業体等に応援依頼を行った場合、宿舎の確保等を行うこととなるが、給水車等の駐車場や他の水道事業体等が打ち合わせを行う会議室等も併せて準備する必要がある。

必要な受け入れ施設例

・駐車場　浄水場・給水場の空き地、公園、河川敷、広場等
・会議室（活動本部）　コピー機、ファックス、電話の設備
・宿泊先－（応援協定では応援を受けるほうが用意することが普通となっており、県や市町の施設や民間の施設まで含めて候補に上げておくことが必要）

＜応援依頼業務選定結果に基づくマニュアル作成＞

○業務概要表（震災時に実施する業務項目を整理した一覧表）
[表 2.2.1.3(P28 参照）☆。
『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業体」があるので、該当する部分に○を記入。

○業務内容表（担当毎に実施する業務項目を抽出し、留意事項等を示したもの）
[P138～179 参照] ☆
『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業体」があるので、該当する部分に○を記入。

表 2.2.4.1 応援依頼業務の選定の判断基準

応援依頼業務	判断基準	判断結果→実施主体：全て策定できる	一部策定できる	策定できない
応急給水計画の策定等（業務項目番号 52）	当事業体で以下の応急給水計画を策定できる要員を確保できるか？ 応急給水計画：断水区域・断水人口の想定／応急給水量の算定／給水方法の選択／応急給水人員、車両の配備等 （策定できる／策定できない）	当事業体	共同	当事業体
応急給水の実施（業務項目番号 61）	当事業体と地元業者で、以下に示す応急体制を確保できるか？ 応急給水体制：応急給水車両／応急給水作業人員／応急給水資機材等 （被害想定による必要量①／当事業体等確保量②／不足量 ①−②）	当事業体	共同	応援事業体
応急復旧計画の策定等（業務項目番号 81）	当事業体で以下の応急復旧計画を想定できる要員を確保できるか？ 応急復旧後計画：復旧期間の設定／応急復旧の順位と方法の選択／復旧工事班の配備／応急復旧資機材の確保等 （策定できる／策定できない）	当事業体	共同	応援事業体
漏水調査の実施（業務項目番号 91）	当事業体と地元業者等で、以下に示す漏水調査体制を確保できるか？ 漏水調査体制：漏水調査人員／漏水調査用機材等 （被害想定による必要量①／当事業体等確保量②／不足量 ①−②）	当事業体	共同	応援事業体
応急復旧工事の実施（業務項目番号 92）	当事業体と地元業者等で、以下に示す応急復旧体制を確保できるか？ 応急復旧体制：応急復旧作業人員／工事車両・機材等 （被害想定による必要量①／当事業体等確保量②／不足量 ①−②）	当事業体	共同	応援事業体

なお、「第 1 節 3 (2) 水道施設の被害想定」で行った想定の結果、大規模な被害が発生すると予測される場合には、広域的な応援体制に基づいて、支援を要請する必要がある。

広域的な応援体制としては、（社）日本水道協会が阪神・淡路大震災を教訓としてとりまとめた「地震等緊急時対応に関する報告書」に、日本水道協会水道援助対策本部・地方支部長都市・県支部長都市の組織を活用する広域的応援体制が整備されているので参考にする。**図 2.2.4.1** は、同報告書に掲載されている「大規模災害に対する広域的な応援体制」である。

応援要請を行った水道事業体では、応援事業体に対して、人件費、請負工事代金、車両・機材に係る費用、滞在費用等の費用負担を伴うが、これらの根本的な考え方についても同報告書に示されているので参考にする。

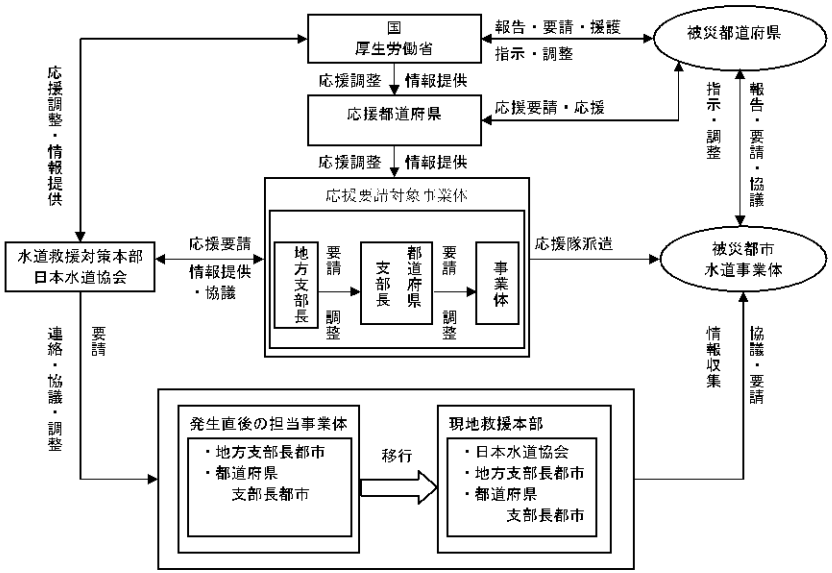

図 2.2.4.1 大規模災害に対する広域的な応援体制

出典：「地震等緊急時対応に関する報告書」（平成 8 年 2 月 15 日）
社団法人 日本水道協会地震等緊急時対応に関する特別調査委員会 ※ 一部修正

5　職員に対する教育及び訓練

災害対策本部の応急復旧対策に配置される職員（水道担当部（局）課等）を対象として実施する教育・訓練の実施内容について記述する。

震災時に迅速・明確に行動するためには、震災時給水対策要綱に基づき、教育・訓練を行い、震災に対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要である。

震災に対する訓練は、以下に示すように、応急給水や応急復旧の実施だけでなく、職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営、情報連絡、水道施設の点検・緊急措置、応援要請・受入等の訓練も含める必要がある。

(1) 職員に対する教育

ア 地震に関する基礎知識

イ 東海地震等の発生に関する知識及び東海地震等による被害の試算の内容

ウ 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置

(2) 職員に対する訓練

ア 動員訓練

(ｱ) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合等以下に示す動員訓練を「初動体制の確立（P127～130 参照）☆」に基づいて行う。

・職員の参集

・参集時の被害状況把握

・庁舎の点検

・水道給水対策本部の設営

イ 情報連絡訓練

定められた方法（通信機器、資料・様式等を含む）により、以下に示す情報連絡訓練を行う。

(ｱ) 指揮命令事項の伝達

以下に示す指揮命令事項について、具体的な内容を設定し、P177「2.5.3.1 指揮命令系統図」☆に沿って情報連絡訓練を行う。

・応急給水の作業方針・範囲等

・応急復旧の作業方針・範囲等

・応援要請、広報等の方針

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(ｲ) 被害状況等の情報収集・整理と市町民・報道機関等への広報

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、P178「2.5.3.2 情報収集・広報連絡系統図」☆、「業務内容表（総務班：P56, P98, P139 業務項目№25, 27、応急給水班：P65, P107, P149～150 同№52, 61-1、浄水施設復旧班：P72, P114, P158, P159 同№81, 92-1、管路復旧班：P80, P122, P168, P170 同№81, 92-1）」☆に従って情報連絡訓練を行う。

・浄水場・管路等の被害状況、断水状況および復旧状況

・応急給水状況

・浄水場・管路等の応急復旧計画

・応急給水計画

(ｳ) 各会議の実施

水道施設の被害状況を設定して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標、応援要請方針等の重要事項を決定する水道給水対策本部会議の訓練を行う。

また、班毎に活動方針の指示、活動状況の報告、確認を行う班会議の訓練を行う。

ウ 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

施設・設備および管路の被害箇所を設定した上で、被害確認、緊急措置の訓練を行う。

なお、緊急措置は給水に影響を及ぼすおそれがある場合は、緊急措置を実施したことにして訓練を進める（実際は行わない）仮想訓練あるいは図上訓練により行う。

(ｱ) 施設・設備等の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目№72）」☆に従い、「設備等点検チェックリスト」等☆を用いて行う。

（被害確認）

・施設・場内管路の破損、漏水等の確認

・設備の損傷状況・稼動状況の確認

・テレメータによる配水池の水位、流量、ポンプの稼動状況確認

・通信設備の作動の確認等

（緊急措置）

・被害を想定した施設について、前後のバルブ閉止による切り離し

・自家発電設備等への切替え

・被害を想定したポンプ等について、停止措置および予備機の起動

・塩素漏洩に対する措置等

(イ) 管路の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目No.72)」☆に従い、「配管図（管路機能、河川横断部の重要箇所を明記)」等を用いて行う。

（被害確認）

・河川・鉄道・主要道路の横断部等の重要箇所を中心とした被害確認

（緊急措置）

・想定被害箇所に対する緊急措置（前後のバルブの閉止等）

なお、水道施設は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。

エ 応援要請、受入・配備訓練

(ア) 応急給水・応急復旧の応援要請と受入・配備

以下に示す事項について具体的な内容を設定し「業務内容表（総務班、：P59～60, P101～102, P143 業務項目No.31, 32、応急給水班：P65, P107, P152 同No.31、浄水施設復旧班：P72, P114, P158 同No.32、管路復旧班：P81, P123, P175 同No.32）☆に従って、関係機関を含めた応援要請、受入・配備訓練を行う。

・応急給水の応援人員、給水車両、応急給水資材等

・応急復旧の応援人員、工具、車両等

オ 応急給水訓練

(ア) 応急給水計画の策定

断水状況、道路被害状況等を設定して、「業務内容表（応急給水班、：P65, P107, P152 業務項目No.52)」☆に従って、復旧段階別に、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を行う。

(イ) 応急給水の実施

以下に示す応急給水方法（緊急貯水槽等による拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水）を設定して、市町長部局職員や住民も参加して応急給水の実施訓練を行う。

・緊急貯水槽等による応急給水の準備と実施

・運搬給水基地（非常用給水設備等を設置した配水池等）における給水車への給水

・給水場所における給水車による応急給水の実施

・消火栓における仮設給水栓の設置と応急給水の実施

・応急給水の水質確認

なお給水車、応急給水資材等は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。

カ 応急復旧訓練

(ア) 応急復旧計画の策定

浄水施設や管路の被害状況を設定して、「業務内容表（浄水施設復旧班：P74, P114, P158 業務項目No.81、管路復旧班：P80, P122, P168 業務項目No.81)」☆に従って、目標復旧期間、応急復旧の方法、必要な人員・資機材、復旧工程等を含めた応急復旧計画を策定する訓練を行う。

(イ) 応急復旧工事の実施

以下に示す応急復旧工事の実施訓練を行う。なお、管路の応急復旧工事の訓練を会場において行う場合、仮設の管路を地上に設置[*1]して実施することが多い。

また住民に対してはメータボックス内の止水栓の操作方法等の訓練も行う。

・管路被害箇所の復旧作業

・両側のバルブ閉止、管切断、新管置換え、接続

・漏水補修用金具の取付け（軽微な漏水の場合、通水を継続しながら実施）

・路上仮設配管の布設

・給水管の修繕作業

・応急復旧後の水質確認

注）*1 復旧作業完了後に給水可能であることを示すため、給水栓を取り付けておいた方が良い。

6 市町民に対する広報及び訓練

市町民を対象として、震災対応に理解と協力が得られるよう、平常時から震災時の飲料水の確保、応急給水拠点の場所、震災時の水質面の注意事項等の広報及び訓練の実施内容について記述する。

第３節　地震防災施設整備計画

地震による水道施設の被害や給水への影響を軽減するためには、各水道事業体で、水道施設の耐震化を計画的に実施する必要がある。多くの水道事業体では「要綱」とは別に耐震化計画を策定しており、また、未策定の場合においては平成２０年３月の厚生労働省から提示されている「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき早急に整備することが必要であり、別途、作成することとする。

この際、耐震性に関する診断の結果から、発災時に被害が想定される基幹施設・老朽管等について、その被害状況によっては市町民へ長期的かつ多大な影響が生じるため、耐震補強等施設整備を優先的に実施するものとする。

施設の耐震化は、図 2.3.1.1 に示すように、施設の耐震化等の被害発生を抑制する対策と、管路システムの耐震化等の影響を最小化する対策に大別される。

被害発生の抑制対策は、構造物、設備、管路、給水装置等の施設形態を考慮して、必要な耐震化（構造面の強化）を行う。

影響の最小化対策は、基幹管路等について、ループシステム等のバックアップ施設整備を行うとともに、管路網について、配水ブロック化等のブロックシステムの整備等を行う。また断水範囲を抑えるためのバルブ整備や二次災害防止対策を行う。

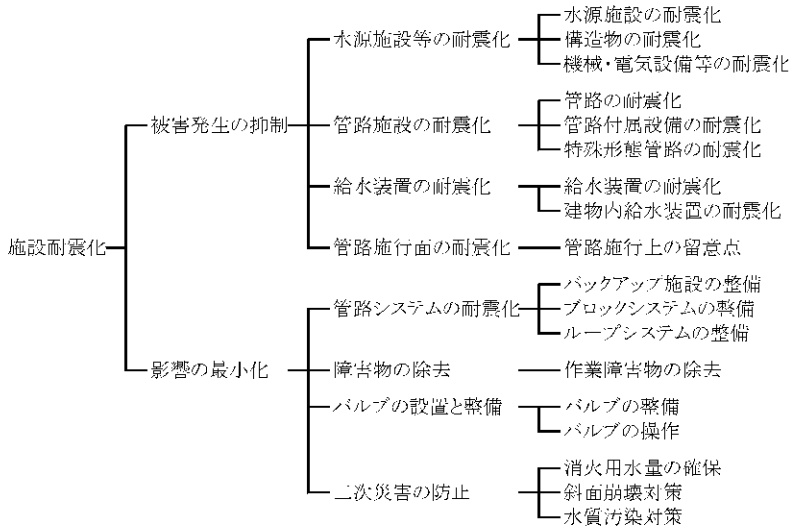

図 2.3.1.1 施設耐震化の対策分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

「水道の耐震化計画等策定指針」に示す耐震化事業実施計画の作成に当たっては、目標達成期間で定めた期間内における各対策の実施計画を、下記事項を考慮して、年次別に策定することとしている。

1　年次別事業費をなるべく均等化する。

2　地震対策以外の効果が期待できる対策は、早期に実施する。

3　管路施設は早期の効果が発揮しやすいように、上流から下流へ、幹線から支管への順に整備する。

4　管路整備に当たっては、老朽管更新事業等の地震対策以外の事業との調整を行い、事業が円滑に推進できるように配慮する。

なお、計画年度は、地域水道ビジョンによる整備年度又は耐震化計画による整備年度とし、平成 20 年 10 月 1 日施行の「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等の状況については、整備の状況を必ず記載する。

また、施設耐震化の検討に当たって参考となる文献を次に示す。

・水道の耐震化計画等策定指針（2008・厚生労働省）
・水道施設耐震工法指針・解説（1997・社団法人 日本水道協会）
・水道維持管理指針（社団法人 日本水道協会）
・水道事業者が当面とるべき地震に対する提言（平成７年６月・社団法人 日本水道協会水道施設耐震工法指針・解説改定特別調査委員会）

第４節　地震防災応急対策

注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間においては、管路図面等のできるだけ万全の準備がその後の早急な復旧に寄与するもの、または、事前準備を行ったとしても市民生活に対しては影響を及ぼさないもののみを事前準備するものとする。また、観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保することとする。

地震防災応急対策は、図 2.4.1.1 に示すとおり注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間における**【注意情報発表時】**「１　警戒体制の準備」、「２　応急対策準備の内容・担当業務」、及び、警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間における**【警戒宣言発令時】**「３　防災体制の確保」、「４　主要施設に対する警戒宣言発令時の対応」、「５応急対策準備の内容・担当業務」により構成し、応急対策の諸業務を迅速・的確に実施する事前準備の部分である。

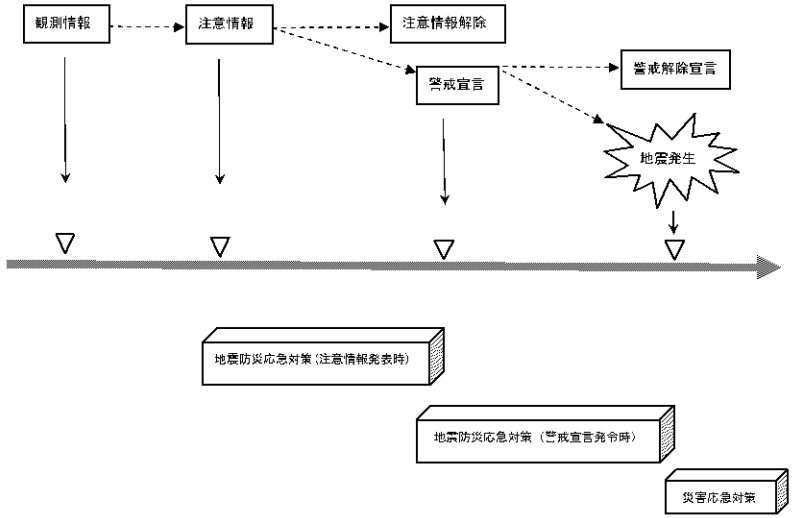

図 2.4.1.1　地震防災応急対策の時系列的推移

表 2.4.1.1 東海地震に関連する情報と防災対応

情報名	発表の基準	主な対応
東海地震観測情報 （東海地震の可能性について直ちに評価できない）	・東海地域における歪計１箇所で有意な地殻変動に関する変化が観測された場合等 ・顕著な地震活動が想定震源域内又はその近傍で発生した場合で東海地震との関連性を評価できない場合	・市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制 ・水道施設の稼動状況確認
東海地震注意情報 （東海地震の前兆現象が高まった）	・東海地域における歪計２箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合	・水道給水警戒本部の設置準備 ・市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制の強化 ・水道施設の緊急点検 ・給水車及び給水資機材等の確保・点検 ・防災用資機材等の確保の準備 ・管網図等の準備 ・市町民に対する広報活動
東海地震予知情報 （東海地震の発生するおそれがある）	【警戒宣言発令後直ちに】 ・東海地域における歪計３箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合	・水道給水警戒本部の設置 ・市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡 ・災害発生時に備えた資機材の確保、職員の配置 ・市町民に対する広報活動

【注意情報発表時】

市町が注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて水道給水警戒本部の設置の準備をするものとする。

また、注意情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し住民の不安感の軽減を図るとともに、市町民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

1　警戒態勢の準備

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備をするとともに、必要に応じて水道給水警戒本部を迅速に設置できるように準備を行う。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置できるように準備する。

(2) 水道給水警戒本部長等（P52 参照）☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施できるように準備する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、市町民に対して貯水の励行を呼びかけるなどの市民対応を行うため、総務班を設置できるように準備する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置できるように準備する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置できるように準備する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置できるように準備する。

2　応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部の設置の準備

水道給水警戒本部の設置の準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議の開催の準備

水道給水警戒本部会議の開催の準備を行う。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等（P52 参照）☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を準備する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務(P53～60 参照）☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

イ 応急給水班の業務(P61～67 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼動状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

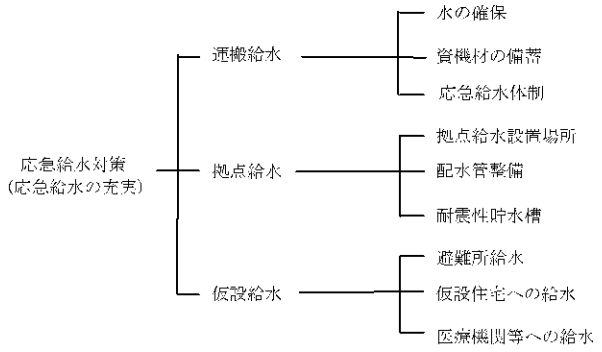

図 2.4.2.1 応急給水対策の分類
出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務(P68～75 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、水質管理を強化するとともに飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を準備する。

エ 管路復旧班の業務(P76～84 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照)☆に示す。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を準備する。

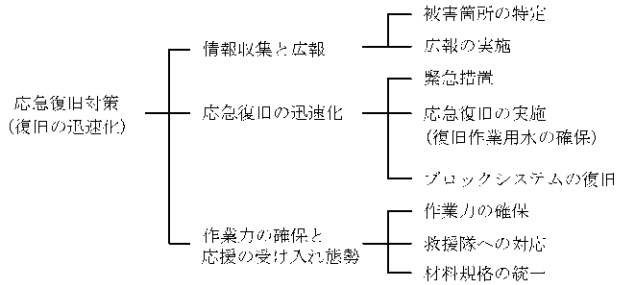

図 2.4.2.2 応急復旧対策の分類
出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

(5) 応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長4週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水兼用栓

出典:社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

【警戒宣言発令時】

市町が警戒宣言発令時に実施する応急対策は、県が警戒宣言発令時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、水道給水警戒本部の設置をするものとする。

警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市町民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

3 防災体制の確保

警戒宣言が発令されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備をするとともに、水道給水警戒本部を迅速に設置する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置する。

(2) 水道給水警戒本部長等 (P94参照) ☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、市町民に対して貯水の励行を呼びかけるなどの市民対応を行うため、総務班を設置する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置する。

4 主要施設に対する警戒宣言発令時の対応

(1) 緊急貯水に係る水道施設操作の要領を明示すること。

(2) 緊急貯水に必要な原水の確保手段(事前協定に基づく他水利の一時的転用を含む)について明示すること。

(3) 二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとる必要があるので、その措置に関する要領を定める等、具体的な実施内容について明示すること。

5　応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表 、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部

想定地震に対応できるよう、あらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画に基づき準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議

初動体制が確立された段階やあらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画の準備等が確認できた段階において、定期的あるいは臨時の水道給水警戒本部会議を開催する。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画による応急対策の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等（P94 参照）☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務（P95～102 参照）☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

イ 応急給水班の業務（P103～109 参照）☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼動状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

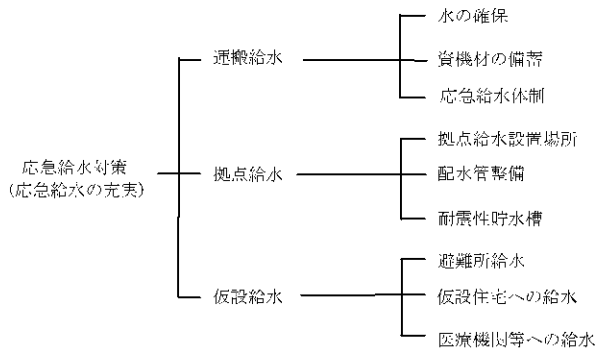

図 2.4.5.1　応急給水対策の分類
出典：社団法人　日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務（P110～117 参照）☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を準備する。

エ 管路復旧班の業務(P118～126 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の想定管路被害を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆に示す。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を準備する。

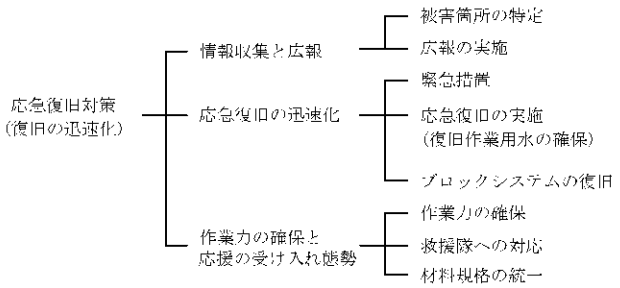

図 2.4.5.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

(5)応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長４週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.5.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10 日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11 日～21 日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22 日～28 日	被災前給水量(約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説 (平成９年５月)」

第５節　災害応急対策

災害応急対策は、「初動体制の確立」、「応急体制の確立、応急給水、応急復旧」により構成し、震災時の応急対策の諸業務を迅速・的確に実施し平常給水の早期回復を目指す部分である。

なお、水道給水対策本部は非常配備基準に基づいて自動的に設置されることが多い。非常配備基準は事業体ごとに地域防災計画にあわせて定めておく。

１　初動体制の確立

地震発生後、予防対策で定めた「職員の動員と配備」、「参集時の被害状況の把握」、「庁舎の点検と水道給水対策本部の設営」等を行う。

２　応急体制の確立、応急給水、応急復旧

初動体制を確立した後、水道施設の被害状況や断水状況を調査し、応急給水・応急復旧に必要な体制を決定し、他の水道事業体等に応援要請を行い、それらを配備して応急体制を確立する。

応急給水・応急復旧は被害状況・断水状況に応じて範囲・方法等を定め、応援事業体等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 水道給水対策本部

予防対策で定めた水道給水対策本部の体制に基づき、業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。

(2) 水道給水対策本部会議

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、および応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水道給水対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。

ア 水道施設の被害状況を把握し、想定地震の被害とを比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等

イ 他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水対策本部長等（P135 参照）☆

水道給水対策本部の統括を行う水道給水対策本部長、水道技術管理者は、水道給水対策本部活動の指揮・命令、水道給水対策本部会議の開催等を実施する。

(4) 各応急対策班の担当業務

初動体制の確立を行った後、水道給水対策本部の方針決定に基づき、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、応急体対策の諸業務を迅速・的確に実施する。

ア 総務班の業務（P136～141 参照）☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、市民対応、他事業体への応援要請、物資確保・用務等を迅速・的確に実施する。

イ 応急給水班の業務（P145～153 参照）☆

発生地震による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急給水は、水道施設の稼動状況、配水池等における飲料水の確保状況等を踏まえて、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。

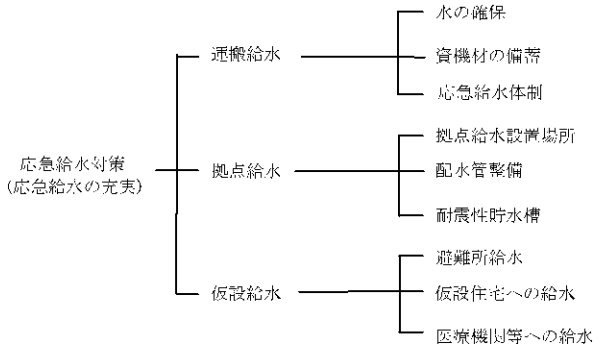

図 2.5.2.1　応急給水対策の分類
出典：社団法人　日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務（P154～163 参照）☆

想定地震による想定被害と発生地震の被害状況等を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急復旧は、浄水施設等の被害状況等を把握した上で、あらかじめ検討した応急復旧方法を参考に、応急復旧方法等を設定し、上流側の施設から順次実施する。

なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を使用して、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

エ 管路復旧班の業務(P164～176 参照) ☆

管路及び給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難であるので、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、想定管路被害から発生地震による管路被害を推定し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆

に示す。

応急復旧は、管路の被害状況等を把握した上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次実施する。

なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式Ｃ２～Ｃ５☆を使用して、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

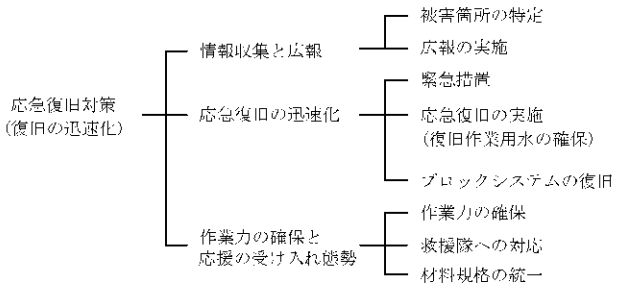

図 2.5.2.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

(5) 応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長４週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.5.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10 日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11 日～21 日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22 日～28 日	被災前給水量(約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説（平成９年５月)」

(6) その他

発災後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等についての現場写真の撮影等記録の確保体制を整えておく。

☆：本文記載は「要綱を作成する上での考え方と作成方法」部分のみ抜粋しており、記載例・参考資料等は省略してあるため、ページ表示等は本資料のものと異なる。詳細については平成 21 年３月 27 日付け環水第 314 号環境局長通知を参照のこと。

16-1-4 市町別濾水器保有状況

（県危機政策課）H24.4.1

方面本部	市町	濾水能力別(m ／時間あたり)保有台数																
		0.5 未満	0.5 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上 2.0 未満	2.0 以上 2.5 未満	2.5 以上 3.0 未満	3.0 以上 3.5 未満	3.5 以上 4.0 未満	4.0 以上 4.5 未満	4.5 以上 5.0 未満	5.0 以上 6.0 未満	6.0 以上 7.0 未満	7.0 以上 8.0 未満	8.0 以上 9.0 未満	9.0 以上 10.0 未満	10.0 以上	計
県合計		3	198	1,077	235	529	4	5	10	40	0	0	2	0	23	1	1	2,128
賀茂	下田市			4	1	5												10
	東伊豆町			12														12
	河津町			9		11												20
	南伊豆町					18												18
	松崎町					12												12
	西伊豆町		8		7	3							2					20
	小計	0	8	25	8	49	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	92
東部	沼津市		39	40														79
	熱海市					32												32
	三島市			11		35												46
	富士宮市			43		73												116
	伊東市			41		16		1										58
	富士市			11		31												42
	御殿場市				10													10
	裾野市				12												1	13
	伊豆市					15			1									16
	伊豆の国市	3			5	23												31
	函南町			4		30	1			1								36
	清水町				28													28
	長泉町			14						2								16
	小山町			51														51
	小計	3	39	215	55	255	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	574
中	静岡市		1	222		16												239
	島田市			95		5				29					23			152
	焼津市			59		22			1									82
	藤枝市			46		3												49
	牧之原市			2	2	4												8
	吉田町			10														10
	川根本町		24	25		4												53
	小計	0	25	459	2	54	0	0	1	29	0	0	0	0	23	0	0	593

方面本部	市町	濾水能力別(m ／時間あたり)保有台数																
		0.5 未満	0.5 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上 2.0 未満	2.0 以上 2.5 未満	2.5 以上 3.0 未満	3.0 以上 3.5 未満	3.5 以上 4.0 未満	4.0 以上 4.5 未満	4.5 以上 5.0 未満	5.0 以上 6.0 未満	6.0 以上 7.0 未満	7.0 以上 8.0 未満	8.0 以上 9.0 未満	9.0 以上 10.0 未満	10.0 以上	計
西部	浜松市	0	0	184	16	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247
	中区			53														53
	東区			18														18
	西区			18	1	3												22
	南区			19														19
	北区			37		25												62
	浜北区			7	11													18
	天竜区			32	4	19												55
	磐田市		126	3	20	32	3											184
	掛川市				97											1		98
	袋井市			121		66				8								195
	湖西市				18	16		4										38
	御前崎市			41	3	4												48
	菊川市				16				8									24
	森町			29		6												35
	小計	0	126	378	170	171	3	4	8	8	0	0	0	0	0	1	0	869

16-1-5 市町別給水車保有状況

（県危機政策課）H24.4.1

注:（　）内は借り上げ数

方面本部	市町	給水車保有数 1.0m³未満	1.0以上2.0未満	2.0以上3.0未満	3.0以上4.0未満	4.0以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0m³以上	計
県合計		0	3	24	8	4 (2)	0	0	0	0	1	40 (2)
賀茂部	下田市											0
	東伊豆町		2									2
	河津町				2							2
	南伊豆町											0
	松崎町											0
	西伊豆町											0
	小計	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4
東部	沼津市			2		1						3
	熱海市											0
	三島市			0	0						0	0
	富士宮市			1								1
	伊東市			2								2
	富士市					1						1
	御殿場市			1								1
	裾野市											0
	伊豆市											0
	伊豆の国市											0
	函南町											0
	清水町											0
	長泉町											0
	小山町											0
	小計	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	8
中部	静岡市			6	2							8
	島田市			1	1							2
	焼津市		1	3								4
	藤枝市			1	1							2
	牧之原市											0
	吉田町											0
	川根本町											0
	小計	0	1	11	4	0	0	0	0	0	0	16

方面本部	市町	給水車保有数 1.0m³未満	1.0以上2.0未満	2.0以上3.0未満	3.0以上4.0未満	4.0以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0m³以上	計
西部	浜松市	0	0	5	0	2	0	0	0	0	1	8
	磐田市				1							1
	掛川市			2								2
	袋井市											0
	湖西市				1							1
	御前崎市											0
	菊川市											0
	森町											0
	小計	0	0	7	2	2	0	0	0	0	1	12

16-1-6 市町別給水タンク保有状況

（県危機政策課）H24.4.1

注:（　）内は借り上げ数

方面本部	市町	給水タンク保有数										
		1.0m³未満	1.0以上2.0未満	2.0以上3.0未満	3.0以上4.0未満	4.0以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0m³以上	計
県合計		977 (1)	698 (1)	418 (1)	0	0	5	0	2	0	0	2,101 (3)
賀茂部	下田市		4	14								18
	東伊豆町		8	2								10
	河津町		10									10
	南伊豆町		5	7								12
	松崎町		5	5								10
	西伊豆町	32	2	4								38
	小計	32	34	32	0	0	0	0	0	0	0	98
東部	沼津市	680	57						2			739
	熱海市	3	2									5
	三島市	46	57				5					108
	富士宮市	10	36	75								121
	伊東市	0	9									9
	富士市	9	55									64
	御殿場市	12	1									13
	裾野市	22	2	10								34
	伊豆市		1	17								18
	伊豆の国市		14									14
	函南町		10									10
	清水町	15										15
	長泉町		4	10								14
	小山町		2	1								3
	小計	797	250	113	0	0	5	0	2	0	0	1167
中部	静岡市	26	274	94								394
	島田市	3 (1)	17 (3)	46 (1)								66 (5)
	焼津市											0
	藤枝市		25									25
	牧之原市		12									12
	吉田町	1	2	5								8
	川根本町		3	5								8
	小計	(1) 29	(1) 333	(1) 150	0	0	0	0	0	0	0	(3) 513

方面本部	市町	給水タンク保有数										
		1.0m³未満	1.0以上2.0未満	2.0以上3.0未満	3.0以上4.0未満	4.0以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0m³以上	計
西部	浜松市	24	14	41								79
	磐田市		36	22								58
	掛川市	5		12								17
	袋井市	89	8	24								121
	湖西市		8	7								15
	御前崎市	1	7	2								10
	菊川市		8									8
	森町			15								15
	小計	119	81	123	0	0	0	0	0	0	0	323

16 - 1 - 7　市町別上水道管種別延長

（県水利用課）　H22.3.31

方面本部	市　町（事業体）	鋳鉄管 (m)	ダクタイル鋳鉄管 (m)	鋼管 (m)	石綿管 (m)	硬質塩化ビニル管 (m)	コンクリート管 (m)	その他（不詳等） (m)	全管路延長 (m)
県　合　計		1,127,925	11,121,491	913,266	174,669	5,844,472	5,988	1,215,564	20,403,375
賀茂	下田市	21,976	64,487	11,554	18,592	66,699		8,937	192,245
	東伊豆町	5,139	83,141	11,351		16,792		1,043	117,466
	河津町		27,088	3,934	2,281	28,258		7,421	68,982
	南伊豆町	1,847	16,594	5,957	888	24,783		1,228	51,297
	松崎町	6,431	25,729	3,569	600	15,829		746	52,904
	西伊豆町	3,831	29,092	4,234		26,925		614	64,696
	小　計	39,224	246,131	40,599	22,361	179,286	0	19,989	547,590
東部	沼津市	47,090	623,575	40,052	1,202	286,440		21,893	1,020,252
	熱海市	104,888	181,917	26,839		3,676		84,013	401,333
	三島市	32,008	176,803	78,787		73,040		27,114	387,752
	富士宮市	43,453	445,110	34,199	13,682	120,482	3,757	29,021	689,704
	伊東市	20,809	317,360	128,175	6,473	60,826		57,664	591,307
	富士市	226,518	656,480	186,345	1,174	67,991		36,990	1,175,498
	御殿場市	9,559	388,232	11,697	250	67,087		6,397	483,222
	裾野市	5,292	208,386	57,102	4,199	50,646		37,599	363,224
	伊豆市	16,560	86,983	27,260	10,126	146,127	0	22,965	310,021
	伊豆の国市	1,870	81,102	9,348	1,989	149,410	0	2,704	246,423
	函南町	594	56,150	33,293	1,410	70,268	0	20,712	182,427
	清水町	（沼津市分に含む）							0
	長泉町	0	109,507	1,763	0	67,993	0	2,331	181,594
	小山町	20,750	85,586	36,384	0	3,908	0	1,012	147,640
	小　計	529,391	3,417,191	671,244	40,505	1,167,894	3,757	350,415	6,180,397
中部	静岡市	364,261	1,836,392	85,085	2,068	123,183	2,231	61,062	2,474,282
	島田市	26,594	287,169	12,518	2,011	229,828	0	11,063	569,183
	焼津市	3,409	421,511	5,259	15,253	343,968	0	58,903	848,303
	藤枝市	0	451,170	10,235	33,800	270,775	0	82,535	848,515
	牧之原市	1,685	101,426	2,714	14,625	124,710	0	24,414	269,574
	吉田町	3,334	48,093	4,552	2,057	146,326	0	22,468	226,830
	川根本町								0
	小　計	399,283	3,145,761	120,363	69,814	1,238,790	2,231	260,445	5,236,687
西部	浜松市	109,753	2,626,308	32,914	15,804	1,351,069	0	285,624	4,421,472
	磐田市	14,121	293,790	19,342	2,277	682,686	0	153,530	1,165,746
	掛川市	12,716	583,104	9,020	0	339,726	0	48,903	993,469
	袋井市	2,068	195,495	10,120	5,980	396,303	0	22,308	632,274
	湖西市	0	145,353	2,059	415	161,607	0	57,090	366,524
	御前崎市	2,572	272,804	2,758	10,453	97,317	0	1,883	387,787
	菊川市	9,225	164,610	1,829	0	170,254	0	13,593	359,511
	森町	9,572	30,944	3,018	7,060	59,540	0	1,784	111,918
	小　計	160,027	4,312,408	81,060	41,989	3,258,502	0	584,715	8,438,701

注　市町、本部・方面本部体制は平成20年３月31日現在

16-2-1 ガス供給状況　　（県ガス協会） H24.4.1

会社名		供給区域
伊東瓦斯株式会社		伊東市
熱海瓦斯株式会社		熱海市
下田ガス株式会社		下田市
御殿場ガス株式会社		御殿場市
静岡瓦斯株式会社	東部支社	三島市、沼津市、裾野市 清水町、函南町、長泉町
	富士支社	富士市、富士宮市 静岡市清水区の一部（旧蒲原町）
	静岡支社 小笠山事業所	静岡市葵区、駿河区、清水区 袋井市の一部
東海ガス株式会社		焼津市、藤枝市、島田市の一部
島田瓦斯株式会社		島田市
中遠ガス株式会社		掛川市
袋井ガス株式会社		袋井市
中部ガス株式会社		浜松市、磐田市、湖西市

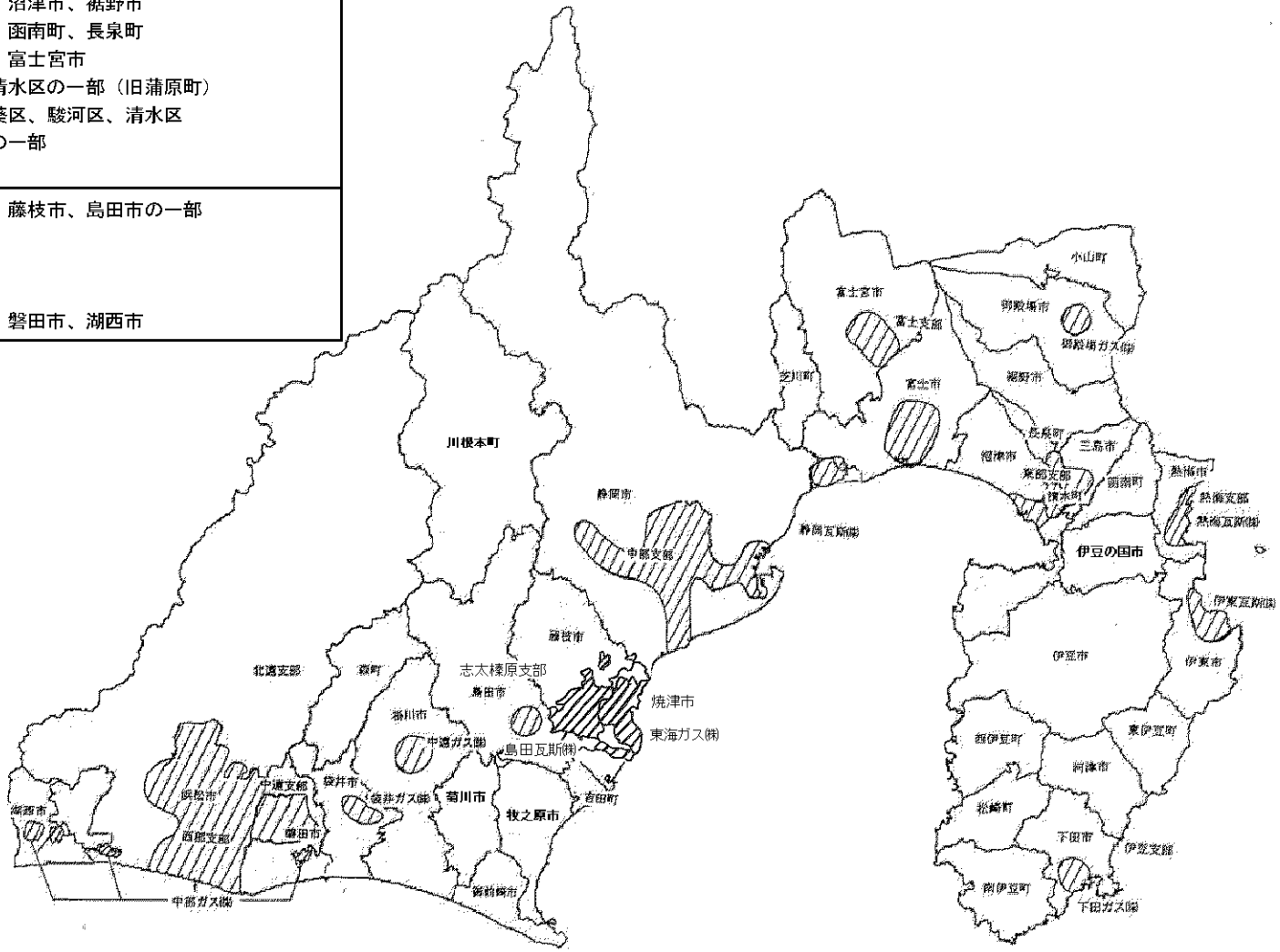

（静岡県ガス協会及び各会社）H24.4.1

方面本部	市町	都市ガス供給世帯数	方面本部	市町	都市ガス供給世帯数
県合計		554,161	西部	掛川市	6,675
				袋井市	3,088
				磐田市	15,307
				浜松市	116,097
伊豆部	下田市	2,712		湖西市	1,284
	東伊豆町	—		御前崎市	—
	河津町	—		菊川市	—
	南伊豆町	—		森町	—
	松崎町	—			
	西伊豆町	—		計	142,451
	計	2,712			
東部	熱海市	19,577			
	伊東市	11,449			
	御殿場市	3,894			
	裾野市	1,381			
	沼津市	51,561			
	三島市	26,728			
	富士市	26,643			
	富士宮市	7,668			
	伊豆市	—			
	伊豆の国市	—			
	函南町	585			
	清水町	6,791			
	長泉町	5,464			
	芝川町	—			
	計	161,741			
中部	静岡市	190,045			
	焼津市	26,859			
	藤枝市	25,465			
	島田市	4,888			
	吉田町	—			
	牧之原市	—			
	川根本町	—			
	計	247,257			

16-2-2 ガス供給区域及びメーター取付け件数

(1) 一般ガス事業(県消防保安課・静岡県ガス協会)　H24.4.1

会社名	供給区域	メーター取付け件数	使用中戸数
下田ガス(株)	下田市	2,686	2,171
伊東瓦斯(株)	伊東市	11,264	9,118
熱海瓦斯(株)	熱海市	19,558	15,922
御殿場ガス(株)	御殿場市	3,778	3,223
静岡瓦斯(株)	静岡市、沼津市、三島市、富士市、富士宮市、裾野市、清水町、長泉町、函南町 袋井市の一部	314,069	284,562
東海ガス(株)	焼津市、藤枝市、島田市の一部	52,298	47,158
島田瓦斯(株)	島田市	4,835	4,369
中遠ガス(株)	掛川市	7,261	6,705
袋井ガス(株)	袋井市	3,144	2,730
中部ガス(株)＊	浜松市、磐田市、湖西市	132,748	115,829
合計	—	551,641	491,787

※ 印は中部近畿産業保安監督部、他は関東東北産業保安監督部所管

(2) 簡易ガス事業 (県消防保安課・(社)日本コミュニティーガス協会)

ア ガス事業数　48社
イ 供給地点群数　278地点群(1地点群数≧ 70供給地点数のもの)
ウ 供給地点数　55,314地点(メーター数) ※許可地点数

H24.4.1

市町名	地点群数	供給地点数	市町名	地点群数	供給地点数	市町名	地点群数	供給地点数
南伊豆町	3	386	函南町	6	1,022	浜松市	45	10,713
沼津市	9	1,144	長泉町	3	732	磐田市	11	1,197
熱海市	9	1,040	小山町	7	883	掛川市	20	2,919
三島市	4	3,666				袋井市	14	3,004
富士宮市	8	805	静岡市	23	4,939	湖西市	13	2,716
伊東市	20	3,310	島田市	9	1,611	御前崎市	2	162
富士市	13	2,305	焼津市	7	951	菊川市	12	2,280
御殿場市	8	1,554	藤枝市	5	976	森町	1	104
裾野市	13	4,424	牧之原市	2	189			
伊豆市	3	276	吉田町	2	369			
伊豆の国市	6	1,637				合計	278	55,314

16-2-3 ガス施設の状況

（県ガス協会）H24.4.1

会社名		種別	施設名	基	能力	単位	備考
伊東瓦斯㈱		発生設備	LNGサテライト	4	2,042,400	MJ	
〃		貯蔵設備	原料タンク	2	300	KL	LNG
熱海瓦斯㈱		貯蔵設備	ガスホルダー	2	69,600	m^3	都市ガス
〃		〃	原料タンク	2	30	T	プロパン
下田ガス㈱		発生設備	L．P．G気化装置	2	1,125,210	MJ	
〃		貯蔵設備	ガスホルダー	1	200	m^3	都市ガス
〃		〃	原料タンク	1	20	T	プロパン
〃		〃	〃	1	15	T	〃
〃		〃	サージ・タンク	1	100	m^3	
御殿場ガス㈱		発生設備	P13Aガス発生装置	2	40,186	MJ	
〃		貯蔵設備	ガスホルダー	2	3,000	m^3	都市ガス
〃		〃	原料タンク	2	50	T	LPG
静岡瓦斯株式会社	生産・供給管理センター						
	池田基地	貯蔵設備	ガスホルダー	4	197,300	m^3	都市ガス
	吉原基地	発生設備	LPG発生設備	3	9,725,000	MJ	
	〃	貯蔵設備	ガスホルダー	2	144,000	m^3	都市ガス
	〃	貯蔵設備	原料タンク	1	300	T	LPG
	小笠山事業所	発生設備	L．N．G気化装置	5	9,818,000	MJ	
	〃	〃	L．P．G増熱器	1	750,000	〃	
	〃	貯蔵設備	原料タンク	5	600	KL	LNG
	〃	〃	〃	1	20	T	LPG
	伏見供給所	貯蔵設備	ガスホルダー	1	43,200		都市ガス
東海ガス㈱		貯蔵設備	ガスホルダー	2	100,000	m^3	都市ガス
島田瓦斯㈱		貯蔵設備	原料タンク	1	10	T	プロパン
中遠ガス㈱		貯蔵設備	ガスホルダー	1	3,000	m^3	都市ガス
中部ガス株式会社	浜松供給センター	発生設備	LNG気化装置	11	43,652,700	MJ	
	〃	〃	熱調器	3	2,323,100	MJ	
	〃	貯蔵設備	ガスホルダー	2	133,500	m^3	都市ガス
	〃	〃	原料タンク	1	980	T	LPG
	〃	〃	〃	4	2,000	KL	LNG
	〃（城北供給所）	〃	ガスホルダー	1	43,800	m^3	都市ガス
	〃（南部供給所）	〃	〃	2	98,400	m^3	〃
	〃（豊岡供給所）	〃	〃	1	64,000	m^3	〃

17-1 応急復旧用材の調達・あっせん

（県林業振興課）

応急復旧用材(製材等)の調達・あっせんについては、地震発生後に対応する。

1．製材・合板の調達・あっせん要請先

応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書

静岡県内に災害が発生し、応急復旧に必要な資機材を県又は市町村から供給の要請及び斡旋をされたときは、当社の保有する資機材を優先的に安定供給することを同意します。

昭和54年4月11日

住　所　静岡市追手町９番６号　県庁西館９階
社　名　静岡県木材協同組合連合会
代表者　理事長　川口清俊　印

静岡県知事　山本敬三郎　様

2．原木の調達・あっせん

県地域防災計画で定める＜国有林の払下げ＞及び＜県営林の利用＞によるものとする。

17-2 応急仮設住宅建設可能戸数及び建設業者

（県住まいづくり課）H24.4.1

○建設可能戸数内訳表[全国から中部ブロック(岐阜、静岡、愛知、三重)へ供給]

期　間	1ヶ月以内	3ヶ月以内累計	6ヶ月以内累計
組み立てハウス	6,000戸	27,500戸	86,400戸
ユニットハウス	800戸	4,000戸	13,000戸
計	6,800戸	31,500戸	99,400戸

注1　各事業所、生産工場での被害の影響が無い場合である。
　2　生産部材等の運搬手段が確保されている。
　3　建設技術者、労働者が当該地域内外より確保できる。
　4　1戸当たりの床面積は29．7㎡である。

○応急仮設住宅建設業者

（社）プレハブ建築協会災害対策責任者連絡網

静岡県 ―― （社）プレハブ建築協会災害対策本部

国土交通省住宅局
住宅生産課
防災無線8-80-3924
Tel　03-5251-1910

専務理事	菊田　利春	Tel　03-3502-9451　Fax　03-3502-9455
理事	佐藤　博信	緊急連絡用(携帯)090-8641-5354
業務第一部長	田坂　勝芳	〃　(田坂自宅)03-3963-7680
次長	中島　和雄	http://www.purekyo.or.jp/

規格建築部会	氏　名	会社及び役職	会社電話番号
部会長	梶本　六夫	大和工商リース㈱　代表取締役社長	06-6942-8001
（代　行）	石橋　正孝	常務取締役	03-5214-2394
副部会長	郡　正直	郡リース㈱　代表取締役社長	03-3470-0291
（代　行）	宮崎　徹	取締役第2部担当部長	03-3403-8582
副部会長	長妻　和男	三協フロンティア㈱　代表取締役会長	04-7133-6666
（代　行）	山本　敏朗	取締役執行職員	03-3403-9065
災害対策分科会代表幹事	上田　秀樹	日成ビルド工業㈱　執行役員東京支社長	03-5439-9550

○中部地区部材生産工場等所在地一覧表(☆県内営業事務所)

会　社　名	工　場　等　所　在　地	電話番号
日東工営㈱　関リースセンター	岐阜県関市倉知2892	0575-23-3861
大和ハウス工業㈱　中部工場	袋井市国本841	0538-42-2211
☆静岡支店	静岡市駿河区豊田町3-9-10	054-284-4821
三重工場	三重県三重郡菰野町竹城字高原3997-1	0593-96-3870
郡リース㈱　富士小山工場	駿東郡小山町棚頭333-8	0550-78-1811
☆静岡営業所	静岡市葵区黒金町11-7　三井生命駅前ビル	054-252-6011
コマツハウス㈱　☆静岡営業所	静岡市駿河区中田本町62-31　中田ビル	054-202-0380
静岡センター	島田市南原58-1	0547-30-5761
新城工場　中部センター	愛知県新城市庭野字南植田3	05362-2-0017
桑名センター	三重県員弁郡東員町筑紫字河原187-1	0594-75-0142
㈱ナガワ　東員工場	三重県員弁郡東員町字太字横長900-1	0594-76-8731
名古屋営業所・センター	愛知県津島市金柳町字神様田43	0567-32-4611
☆浜松営業所	浜松市東区流通元町13-5	053-422-8811
大和工商リース㈱　☆静岡支店	静岡市駿河区池田182-1　石川ビル	054-264-8200
三重デポ工場	三重県三重郡菰野町竹城3475	0593-96-1522
日成ビルド工業㈱　☆静岡支店	静岡市駿河区宮竹1-13-9	054-237-2341
静岡リースセンター	浜松市北区初生町469-3	053-420-0021
関西リースセンター	三重県阿山郡阿山町大字西湯舟3350	0595-43-1070
富士ハウレン㈱　半田ヤード	愛知県半田市上浜102	0569-24-6996
富士産業㈱　名阪センター	三重県上野市白樫字東菅谷2069-21	0595-20-2132
立川ハウス工業㈱　静岡工場	島田市湯日2283-16	0547-38-2291
三協フロンテア㈱　☆静岡営業所	静岡市葵区富厚里1750-1	054-206-2855
小牧工場	愛知県小牧市大字大草字新地5732-1	0568-79-0834
	三重県安芸郡芸濃町大字萩野3353-7	0592-65-5860
㈱内藤ハウス　本社工場	山梨県韮崎市円野町上円井3139	0551-27-2131
☆静岡営業所	静岡市葵区清閑町4-9	054-255-1415
テクノハウス㈱　都留工場	山梨県都留市戸沢170	0554-43-5162

17－3 市町別応急仮設住宅建設可能敷地

（県健康福祉部政策監） H23.1.31

方面本部	市町	敷地箇所	建設可能戸数
県合計		732	35,779
賀茂	下田市	10	411
	東伊豆町	1	160
	河津町	1	23
	南伊豆町	1	92
	松崎町	1	94
	西伊豆町	5	139
	小計	19	919
東部	沼津市	27	1,428
	熱海市	4	104
	三島市	29	1,238
	富士宮市	22	1,148
	伊東市	3	178
	富士市	20	1,082
	御殿場市	9	444
	裾野市	9	730
	伊豆市	8	217
	伊豆の国市	4	155
	函南町	2	352
	清水町	4	312
	長泉町	3	192
	小山町	2	80
	小計	146	7,660
中部	静岡市	321	12,609
	島田市	18	999
	焼津市	41	1,472
	藤枝市	24	944
	牧之原市	4	531
	吉田町	6	226
	川根本町	10	239
	小計	424	17,020
西部	浜松市	68	5,529
	磐田市	31	1,708
	掛川市	7	731
	袋井市	19	913
	湖西市	5	426
	御前崎市	7	447
	菊川市	5	306
	森町	1	120
	小計	143	10,180

17-4 応急工事資材（H型鋼、綱矢板、コルゲートパイプ）の備蓄状況

（県道路保全課） H24.4.1

土木事務所	番号	備蓄場所	H形鋼（本）	綱矢板（枚）	コルゲートパイプ（m）	防災シート（枚）
下田	※防災シートは水防倉庫に保管					470
	1	下田市加増野	336	299	462	0
	2	南伊豆町下賀茂	864	325	1,561	0
	3	松崎町小杉原	86	155	0	0
	4	河津町見高	243	213	0	0
	5	河津町梨本	120	156	0	0
	6	松崎町雲見	200	170	0	0
		計 6	1,849	1,318	2,023	470
熱海	7	熱海市笹尻	251	367	200	140
	8	熱海市下多賀	50	0	0	0
	9	伊東市湯川	180	207	195	80
	10	伊東市玖須美	102	136	81	20
		計 4	583	710	476	240
沼津	11	御殿場市板妻	486	626	390	38
	12	函南町平井	248	214	400	0
	13	函南町平井	263	294	410	0
	14	伊豆市加殿	0	100	0	0
	15	沼津市戸田	133	282	25	0
	16	伊豆市土肥	72	61	75	0
	17	伊豆市上船原	445	430	200	85
	18	裾野市須山	200	300	0	0
	19	沼津市桃里	50	50	0	150
	20	沼津市植田	50	50	0	150
		計 10	1,947	2,407	1,500	423
富士	21	富士宮市泉町	100	74	100	0
	22	富士市宮島	130	130	160	0
	23	富士市伝法	60	160	80	0
	24	富士市沼久保	401	502	0	0
	25	富士市中之郷	0	26	0	0
	26	富士市中之郷小池下	50	0	60	0
	27	富士市木島	100	182	100	200
		計 7	841	1,074	500	200
島田	※防災シートは水防倉庫に保管					400
	28	焼津市大島	240	234	0	0
	29	藤枝市瀬戸谷	18	108	0	0
	30	島田市神座	319	394	216	0
	31	島田市川根町家山	288	356	450	0
	32	島田市神尾	163	102	0	0
	33	川根本町千頭	30	50	150	0
	34	牧之原市静谷	50	178	100	0
	35	牧之原市相良	177	180	133	0
		計 8	1,285	1,602	1,049	400

土木事務所	番号	備蓄場所	H形鋼（本）	綱矢板（枚）	コルゲートパイプ（m）	防災シート（枚）
袋井	※防災シートは水防倉庫に保管					400
	36	御前崎市白羽	100	100	100	0
	37	掛川市金城	0	0	80	0
	38	掛川市三俣	240	200	460	0
	39	磐田市明ヶ島	464	696	0	0
	40	袋井市中新田	60	60	100	0
	41	磐田市福田	280	291	140	0
		計 6	1,144	1,347	880	400
浜松	※防災シートは水防倉庫に保管					200
	42	新居町向島	90	100	100	0
		計 1	90	100	100	200
合計		県下42箇所備蓄	7,739	8,558	6,528	2,333

18-1-1 自衛隊の配置と組織

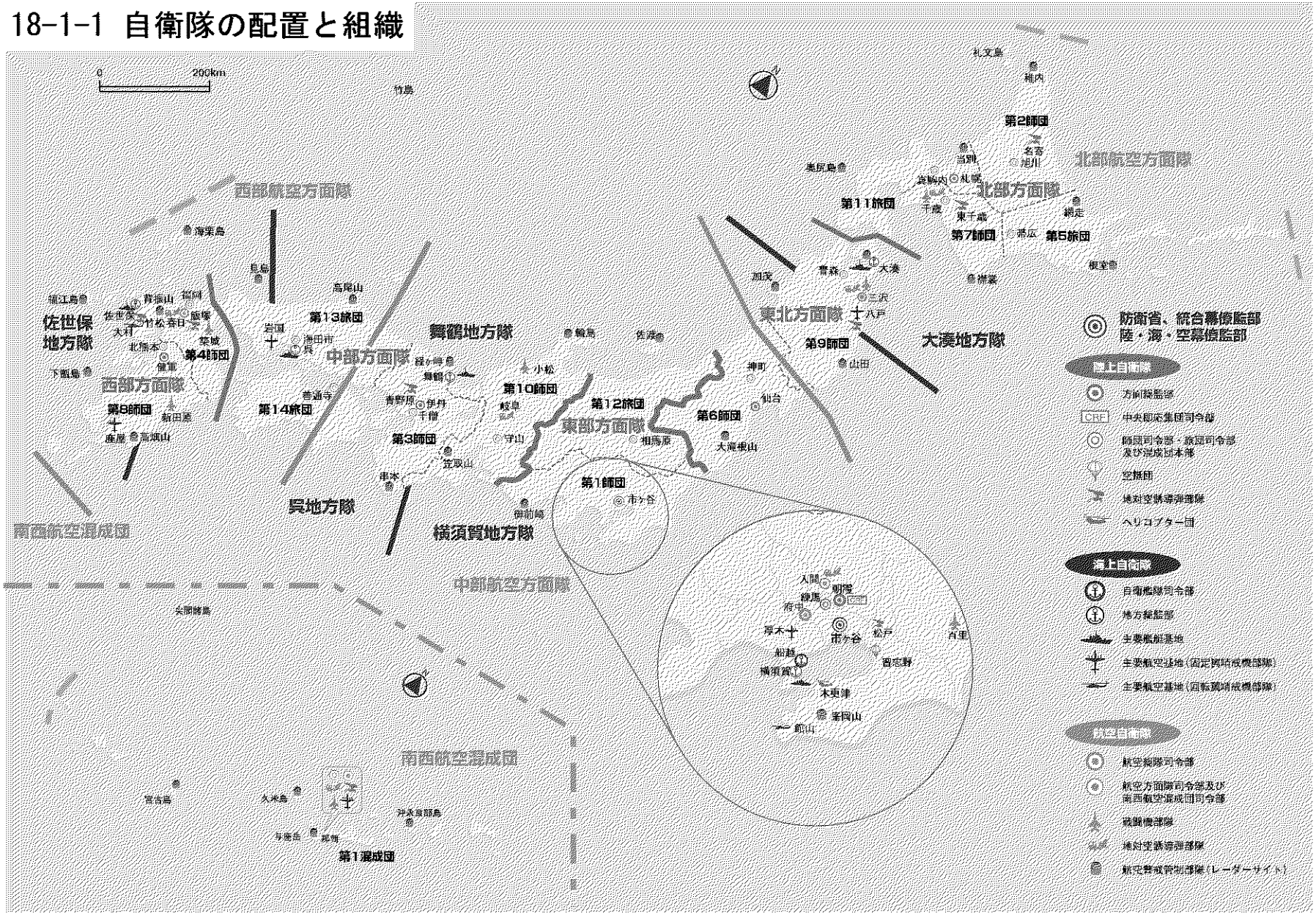

陸・海・空自衛隊の編成

（平成20年度末現在）

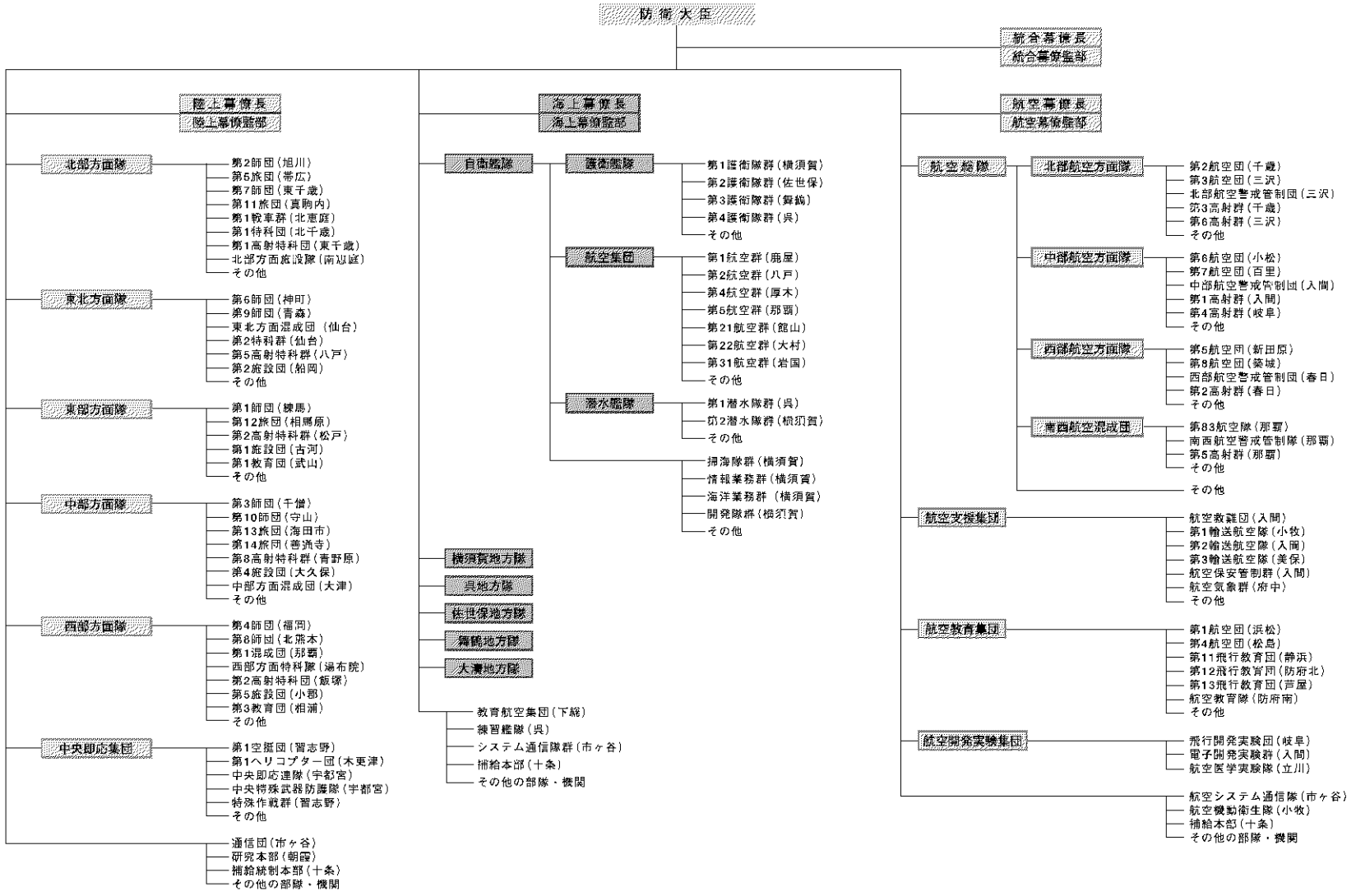

18-1-2 自衛隊地震防災派遣の概要

（自衛隊）

自衛隊別	地震防災派遣		
	任務	区域	航空機
陸上	1 情報収集及び提供 2 救急患者等の輸送 3 状況により人員・物資の緊急輸送	県内 （西部地区 12旅団担当）	小型ヘリ 中型ヘリ 大型ヘリ （機数は、状況に応じる。）
海上	1 県庁への連絡官、移動通信班の派遣 2 艦艇による進出待機（ヘリコプター搭載護衛艦を含む。） 3 人員、物資の海上輸送（要請による） 4 NHK要員の関東地区から強化地域への空輸（令による） 5 情報収集、港湾調査等	遠州灘 駿河湾 相模湾	回転翼機（状況に応じうる機数） 固定翼機（状況に応じうる機数） （母基地で1時間待機） 即時可動回転翼機×2～3 （進出中のヘリコプター搭載護衛艦）
航空	1 情報収集、人員・物資の緊急輸送 2 偵察機による上空撮影及び解析 3 日本放送協会要員の中京地区から強化地域への空輸	西部地域 （一部地域）	固定翼機 回転翼機 （機数は状況に応じる。）

18-1-3 災害派遣部隊担当任務

（自衛隊）

1. 陸上自衛隊

東部方面総監が、下記の部隊をもって次の活動を実施する。

(1) 派遣部隊：救援活動における派遣部隊

第1師団、第12旅団、富士教導団

(2) 任務

ア 情報収集及び即時救援活動の実施

イ 航空機による被害状況、部隊推進のための交通状況等の情報収集

2. 海上自衛隊

横須賀地方総監が、東海地震対処部隊（海災K部隊：横須賀地方隊及び自衛艦隊等で編成する部隊）をもって、次の救援活動を実施する。

(1) 派遣部隊：横須賀地方隊・自衛艦隊の混合編成（在泊状況により、艦艇数は異なる。）

駿河湾救援部隊（護衛艦3～4隻、輸送艦1～2隻、補給艦1～2隻、その他3～5隻）

相模湾救援部隊（護衛艦3～4隻、輸送艦1～2隻、補給艦1～2隻、その他3～5隻）

注：被害地域の数、被害の程度及び救援の優先度等により、各救援部隊は増減する。

(2) 任務

ア 艦艇による救援活動（海上輸送、生活支援、救護支援、海難救助等）

イ 航空機による救援活動（情報収集、航空輸送、海難救助等）

ウ 他自衛隊及び関係部外機関に対する協力支援（海上輸送、生活支援等）

エ その他必要とする救援活動（流出油防除、水路啓開等支援）

3. 航空自衛隊

航空総隊司令官が、下記の部隊をもって、次の活動を実施する。

(1) 派遣部隊：航空総隊、航空支援集団、航空教育集団等

(2) 任務

ア 航空機による救援活動（主として広域偵察、広域輸送及び静岡県西部における救援活動）

イ 基地（分とん基地含む）周辺における即時地上救援活動等

ウ 他自衛隊及び関係外機関に対する情報の提供、隊員・装備品等の空輸支援並びに災害派遣部隊に対する支援

18-1-4 予想される被害激甚地域に対する救援経路図

［資料の巻Ⅱ］

（自衛隊）

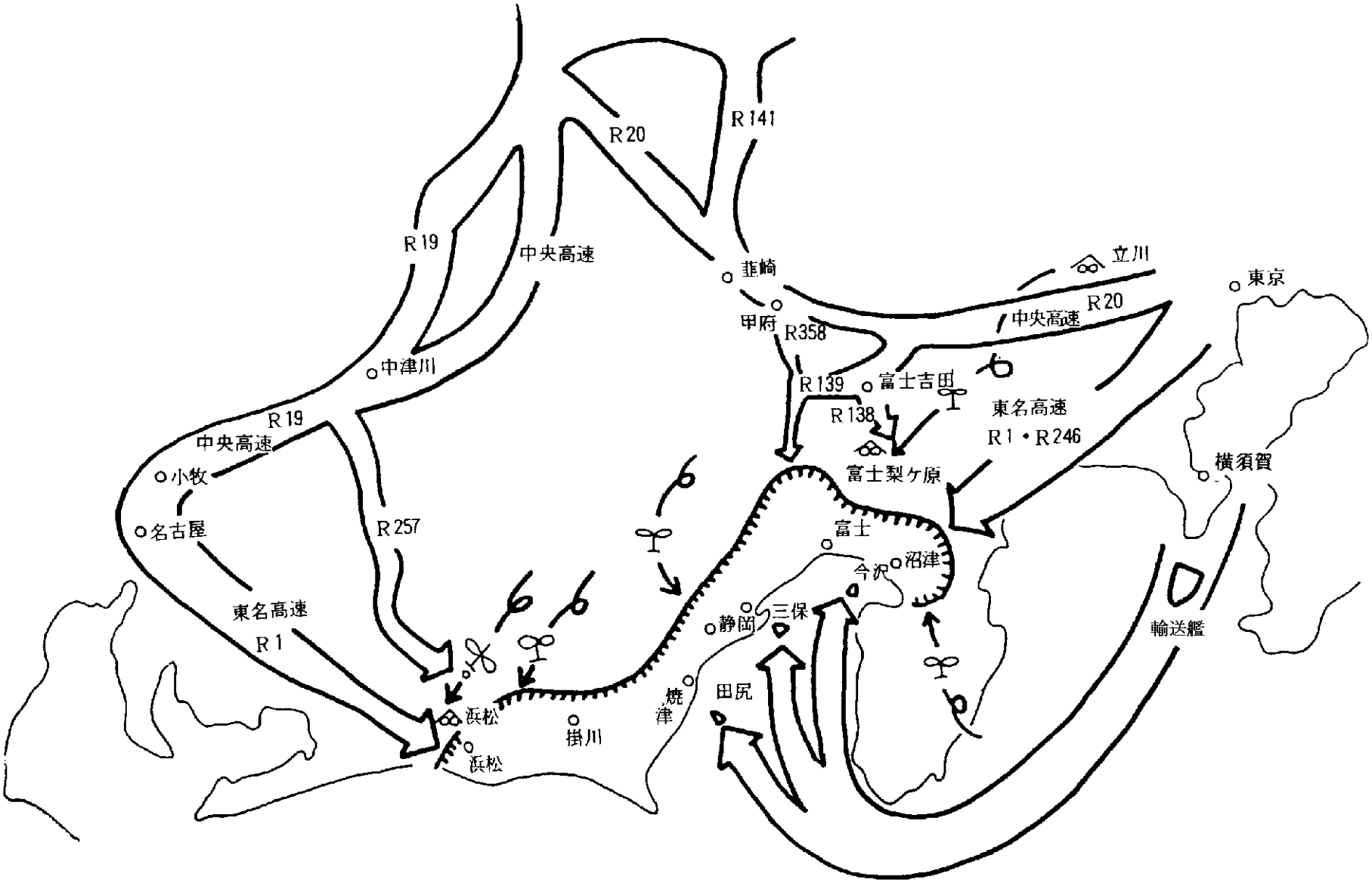

18-1-5 自衛隊災害派遣集結地一覧表

（県危機政策課）H24.4.1

方面本部	市町名	施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
				区分	名　称
賀茂	下田市	須崎漁民会館	須崎字西ケ丘1799	小型	須崎グリーンエリア
	東伊豆町	東伊豆町立体育センター	稲取3348-4	大型	新町営総合グラウンド
	河津町	B＆G海洋センター体育館	浜432－1	中型	南小学校グラウンド
	南伊豆町	中央公民館	加納792	中型	青野川ふるさと公園
	松崎町	県立松崎高校	桜田188	大型	同グラウンド
	西伊豆町	健康増進センター	仁科395	大型	安城広場
		黄金崎駐車場	宇久須2185-1	中型	黄金崎クリスタルパーク駐車場
		黄金崎クリスタルパーク駐車場	宇久須2204-3	中型	
東部	沼津市	富士通㈱沼津工場	宮本140		同サッカー場(大型)、野球場(中型)
		戸田B＆G海洋センター	戸田2053		ゆめとぴら舟山グラウンド
	熱海市	姫の沢公園(青少年自然の家)	伊豆山字姫の沢1164-1	中型	姫の沢公園スポーツ広場
	三島市	南二日町広場	南二日町22-10	中型	順天堂大学三島キャンパスグラウンド
	富士宮市	富士宮市民体育館	外神東町114	大型	外神スポーツ広場
		学校法人富嶽学園日本建築専門学校	上井出2730-5	大型	外神スポーツ広場
	伊東市	県立伊東高校	岡1229-3	中型	市民運動場
				大型	小室山公園総合運動場
	富士市	富士市総合運動公園	大淵111-1	大型	野球場・陸上競技場
		富士川河川敷スポーツ広場	中之郷地先	大型	同ソフトボール場
	御殿場市	市民会館	萩原183-1	小型	同グラウンド
	裾野市	裾野市総合グラウンド	御宿880	大型	同グラウンド
	伊豆市	修善寺グラウンド	修善寺柏久保996	大型	修善寺中グラウンド
		土肥中学校	土肥2701-1	中型	松原グラウンド
		天城中学校	月ケ瀬853	大型	天城中学校グラウンド
		狩野小学校	青羽根47	大型	狩野グラウンド
		天城ふるさと広場	上船原1120-1	大型	同グラウンド
		中伊豆中学校	八幡407	小型	中伊豆グラウンド
	伊豆の国市	長岡中学校	長岡1407-5	大型	同グラウンド
		韮山運動公園	韮山多田860	大型	同多目的グラウンド
		大仁小学校	三福325-1	中型	大仁中学校グラウンド
	函南町	総合運動公園予定地	平井1706	大型	柏谷公園
	清水町	柿田川公園	伏見72－1	中型	総合運動公園グラウンド
	長泉町	県立長泉高校	下長窪1002	大型	クラブオンザヒルグラウンド
	小山町	生涯学習センター多目的広場	吉久保40-1	大型	同グランド
中部	静岡市	駿府公園	葵区駿府公園	中型	駿府公園
		浅畑スポーツ広場	葵区諏訪10-1	中型	三請埋立地
		広野海岸公園	駿河区広野海岸通1	中型	東新田緑地スポーツ広場
		中島浄化センター	駿河区中島1711-1	中型	中野新田スポーツ広場
		城北浄化センターグラウンド	葵区加藤島1-1	中型	三請埋立地
		静岡信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町13	中型	三請埋立地
		清水飯田中学校	清水区山原112-1	大型	同グラウンド
		市立清水商業高校	清水区桜が丘町7-15	中型	清水桜ケ丘公園
		東海大学付属翔洋高校	清水区折戸3-20-1	中型	県立清水南高校グラウンド
		富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原地先	大型	富士川河川敷スポーツ広場
	島田市	中央公園広場	野田1689	小型	同グラウンド
		旧金谷中学校グラウンド	金谷富士見町3385-1地先	中型	同グラウンド
		野外活動センター山の家	川根町身成48-3	中型	同広場
		大井川緑地公園	横井二丁目地先	大型	同公園緑地
		かなや大井川緑地	金谷東町地先	大型	大井川緑地
		川根地区センターちゃくら	川根町家山396-1	中型	川根小学校グラウンド

方面本部	市町名	施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
				区分	名　称
中部	焼津市	市総合グラウンド	保福島950-1	大型	同グラウンド
		航空自衛隊静浜基地	上小杉1602	大型	同グラウンド
	藤枝市	藤枝市総合運動公園多目的広場	原100	大型	同グラウンド
		大井川河川敷グラウンド	源助地先	大型	同グラウンド
		おかべ巨石の森公園	岡部町子持坂143-1	大型	おかべ巨石の森グランド
	由比町	町民体育館	由比456-151	中型	由比中学校グラウンド
	牧之原市	相良総合グラウンド	菅ヶ谷1014－2	中型	同グラウンド
		榛原総合運動公園ぐりんぱる	仁田739-3	中型	同グラウンド
	吉田町	大井川清流緑地	川尻3583-20から大幡2130-1まで	大型	同多目的広場
	川根本町	高郷河川敷多目的広場	高郷地先(大井川河川敷)	大型	同広場
		本川根中学校	田代530	大型	南小学校グラウンド
西部	浜松市	航空自衛隊浜松基地	西区西山町無番地	大型	同グラウンド
		安間川公園自由広場	東区安新町181-2	大型	天竜川緑地（北）
		船明ダム運動広場	天竜区船明2660	大型	同グラウンド
		県立浜北西高校	浜北区新原4175-1	大型	同グラウンド
		春野気田スポーツ広場	天竜区春野町気田850-1	中型	同広場
		龍山中学校グラウンド	天竜区龍山町瀬尻69-5	中型	総合運動場
		佐久間ふれあい運動公園	天竜区佐久間町浦川3583	小型	佐久間町ヘリポート
		水窪グラウンド	天竜区水窪町奥領家3682	中型	同グラウンド
		舞阪中学校	西区舞阪町舞阪4601	中型	クリーンセンター東グラウンド
		雄踏総合公園	西区雄踏町宇布見9985-1	大型	同グラウンド
		細江総合運動公園体育館	北区細江町中川2736	大型	同芝生広場
		県立引佐高校	北区引佐町金指1428	中型	同グラウンド
		引佐南部中学校	北区引佐町横尾426	中型	同グラウンド
		引佐北部中学校	北区引佐町別所9-42	中型	同グラウンド
		三ヶ日運動場	北区三ヶ日町宇志1320-5	大型	同グラウンド
		花川運動公園	中区西丘町724	大型	航空自衛隊浜松基地
		天竜川緑地（南）	南区鶴見町2940-1先	大型	同緑地
		天竜川緑地（北）	東区白鳥町1347番地先	大型	同緑地
	磐田市	かぶと塚公園	見付4075-1	大型	同グラウンド
		福田公園野球場	福田中島3756-43	大型	同グラウンド
		竜洋体育センター	豊岡6605-3	大型	竜洋中学校グラウンド
		竜洋海洋公園	駒場6866-27	大型	多目的広場
		豊田ラブリバー公園	気子島155-1	大型	豊田天竜川グラウンド
		豊田天竜川グラウンド	池田地先 天竜川河川敷	大型	同グラウンド
		豊岡総合センター	壱貫地64-1	大型	大駐車場
	掛川市	いこいの広場	細谷1686	大型	いこいの広場
		大須賀体育館	沖之須1924-2	大型	大須賀運動場
		大東総合運動場多目的広場	国安3300	大型	同グラウンド
	袋井市	原野谷川親水公園	愛野地先(広愛大橋西側)	大型	同公園東側運動広場
		原野谷川親水公園東側運動広場	愛野地先(広愛大橋東側)	大型	同公園東側運動広場
		愛野公園西側エリア（Bゾーン）	豊沢1727	大型	原野谷川親水公園東側運動広場
		浅羽球技場	東同笠1611	中型	浅羽球技場
	湖西市	湖西運動公園	吉美830-1	大型	同グラウンド
		市民会館	古見1046	大型	湖西運動公園
	御前崎市	総合グラウンド	池新田444-1	大型	同グラウンド
		静岡C・C浜岡(グラウンド)	合戸790	大型	同グラウンド
		航空自衛隊御前崎分屯基地	御前崎2825-1	大型	同グラウンド
	菊川市	菊川市小笠体育館	下平川5445-1	大型	岳洋中学校グラウンド
		菊川運動公園	西方898	大型	公園内陸上競技場
	森町	中央体育館	森1476-1	大型	森町太田川親水公園
		森町太田川親水公園	森1105-2地先太田川河川敷	大型	同グラウンド
	県(袋井市・掛川市)	小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	大型	同グラウンド

18-2-1 海上保安庁東海地震対応船隊・航空機隊配備基準

（海上保安庁）

1 船 艇

船隊	船名	船型	基地
清水船隊	いず	3500トン型巡視船	横浜
	しきね	1000トン型巡視船	〃
	おきつ	350トン型巡視船	清水
	ふじ	350トン型巡視船	御前崎
	はまなみ	35メートル型巡視船	横浜
	ふじかぜ	20メートル型巡視艇	清水
	みほかぜ	20メートル型巡視艇	〃
	れいら	監視取締艇	〃
	ざおう	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	二管区宮城
	つがる	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	一管区函館
	えちご	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	九管区新潟
	なつい	500トン型巡視船	二管区福島
	くろかみ	350トン型巡視船	六管区徳山
	かいりゅう	消防船	五管区堺
	たかつき	特130トン型巡視船	六管区宇和島
下田船隊	やしま	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ2機搭載型巡視船	横浜
	あまぎ	1000トン型巡視船	下田
	かの	350トン型巡視船	〃
	いずなみ	30メートル型巡視艇	〃
	はまぐも	35メートル型巡視艇	横浜
	ぼらりす	監視取締艇	伊東
	はやと	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	十管区鹿児島
	やまくに	350トン型巡視船	七管区大分
	とかち	500トン型巡視船	一管区広尾
	くなしり	350トン型巡視船	一管区根室

2．航空機隊

機体		機体番号	機種	基地
航空機隊	固定翼隊	LAJ500	ガルフV	羽田
		LAJ501	ガルフV	〃
		LAJ570	ファルコン	十一管区那覇
		MA722	ボンバル300	〃
		MA720	ボンバル300	十一管区那覇
		MA953	サーブ340	五管区関空
	回転翼隊	MH805	スーパーピューマ	羽田
		MH806	スーパーピューマ	〃
		MH905	シコルスキーS76C	一管区函館
		MH619	ベル212	一管区釧路
		MH906	ベル412	二管区仙台
		MH904	シコルスキーS76C	九管区新潟
		MH908	ベル412	二管区仙台
		MH967	アグスタ139	九管区新潟
		LAJ500	ガルフV	羽田

18-2-2 海上保安庁東南海・南海地震対応船隊・航空機隊配備基準

（海上保安庁）

1 船 艇

船隊	船名	船型	基地
清水船隊	おきつ	350トン型巡視船	清水
	ふじ	350トン型巡視船	御前崎
	あしたか	180トン型巡視船	横須賀
	ふじかぜ	20メートル型巡視艇	清水
	みほかぜ	20メートル型巡視艇	〃
	れいら	監視取締艇	〃
	えりも	1000トン型巡視船	釧路
下田船隊	あまぎ	1000トン型巡視船	下田
	かの	350トン型巡視船	〃
	たかとり	特350トン型巡視船	横須賀
	あかぎ	180トン型巡視船	茨城
	いずなみ	30メートル型巡視艇	下田
	よど	35メートル型巡視艇	鹿島
	ぼらりす	監視取締艇	羽田

2．航空機隊

機体		機体番号	機種	基地
航空機隊	固定翼隊	LAJ500	ガルフV	羽田
		MA722	ボンバル300	〃
		MA723	ボンバル300	一管区千歳
	回転翼隊	MH805	スーパーピューマ	羽田
		MH806	スーパーピューマ	〃
		－	－	－

18-2-3 海上保安庁 船艇・航空機の輸送力の基準

（海上保安庁）

1. 船 艇

船型＼区分		搭載可能人員（人） 限定沿海で3時間以内とした場合	搭載可能人員（人） 15時間未満の平水の場合	搭載可能物資（トン）
巡視船	ヘリコプター2機搭載型	860	990	250
	ヘリコプター1機搭載型（りゅうきゅう及びだいせん）	442	566	230
	ヘリコプター1機搭載型（りゅうきゅう及びだいせんを除く）	420	480	230
	3,500トン型	713	804	363
	3,000トン型	1，150	1，312	328
	1,000トン型（はてるま型）	141	165	240
	1,000トン型（えりも型）	135	135	57
	1,000トン型	270	320	90
	500トン型	115	135	70
	350トン型	115	135	70
	特350トン型	115	135	70
	350トン型（あまみ型）	36	36	29
	350トン型（とから型）	47	50	30
	180トン型	28	28	46
	特130トン型	36	41	20
巡視艇	35メートル型	37	40	23
	30メートル型	36	41	20

船型＼区分		搭載可能人員（人） 限定沿海で3時間以内とした場合	搭載可能人員（人） 15時間未満の平水の場合	搭載可能物資（トン）
巡視艇	特23メートル型	48	56	14
	23メートル型	48	56	14
	20メートル型	26	28	14
	15メートル（やまゆり型）	26	28	14
	15メートル型	20	22	5
測量船	昭 洋 型	682	778	400
	拓 洋 型	475	550	320
	明 洋 型	200	220	65
	天 洋 型	200	200	65
	20メートル型	13	16	11
航路標識測定船	つしま型	290	330	140
灯台見回り船	ずいうん型	34	37	72
	23メートル型	13	16	11
	20メートル型	11	14	11
	17メートル型	8	10	8
	15メートル型 ※積載ｶﾎﾞｰﾄを降ろした場合	5 ※15	5 ※18	3

（注）1 搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の基準を示す。
2 搭載可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した基準とする。ただし、乗組員は除く。
3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によってはこの基準以下となる。

2. 航空機

型式＼区分		搭載可能人員（人）	搭載可能物資（kg）	搭載可能物資最大容積（高さ×幅×奥行き cm）
飛行機	ガルフストリームエアロスペース式G-V型	22	1，136	78×90×95
	ダッソー・ブレゲー式 ミステールファルコン900型	18	1，200	90×60×60
	サーブスカニア式 SAAB340B型	22	900	150×80×110
	ビーチクラフト式 B300型	12	693	50×50×30
	ビーチクラフト式 200T型	7	680	50×50×30
回転翼航空機	アエロスパシアル式 AS332L1 型	12	530	135×135×160
	シコルスキー式 S－76C型	8	240	130×70×160
	ベル式 412型	6	120	220×110×80
	ベル式 212型	9	450	220×110×80
	ベル式 206B型	2	75	70×40×40

（注）1 搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
2 搭載可能物資最大容積とは、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によってはこの基準以下となる。
4 燃料は、増槽タンクを除き満載とする。
5 搭載可能人員は、乗組員を含めた人数である。

18-3 「東海地震応急対策活動要領」に基づく関係都県からの幹部の移動手段等について

（県危機政策課）

平成19年1月15日

東海地震に係る地震防災対策強化地域が存する８都県（申し合わせ）

○ 「東海地震応急対策活動要領(平成15年12月中央防災会議決定。平成18年4月中央防災会議修正。)」第1章第2　4（1）エ及び4（2）エに定めるところにより、関係都県から現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部への幹部の移動手段等について、以下のとおり申し合わせる。

1　幹部の移動手段等

（1）　静岡県を除く関係都県

ア　原則としてヘリコプターにより、幹部等を現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部へ派遣するものとする。この際、静岡市駿府公園内臨時ヘリポート（別紙1）に降着するものとする。

イ　使用するヘリコプターに関する飛行経路及び到着時刻等の情報については、あらかじめ静岡県に対し連絡するものとする。

（2）　静岡県

ア　静岡市駿府公園内臨時ヘリポートに静岡県職員を配置して降着の安全を確保するものとする。

イ　自衛隊が設置する「航空交通情報提供所」によりヘリコプターの離発着の統制を行うよう、自衛隊に依頼するものとする。

ウ　静岡県庁の中に、関係都県幹部等の執務場所（別紙2）を提供するとともに、必要に応じて、情報伝達手段等を提供するものとする。

エ　派遣期間が長期化した場合、必要に応じて、生活物資等を提供するものとする。

2　今後の対応

ア　関係都県が連携し、幹部等のヘリコプターによる現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部への移動が困難な場合の移動手段について検討するものとする。

イ　この申し合わせは、今後、訓練等において検証するものとする。

別紙１

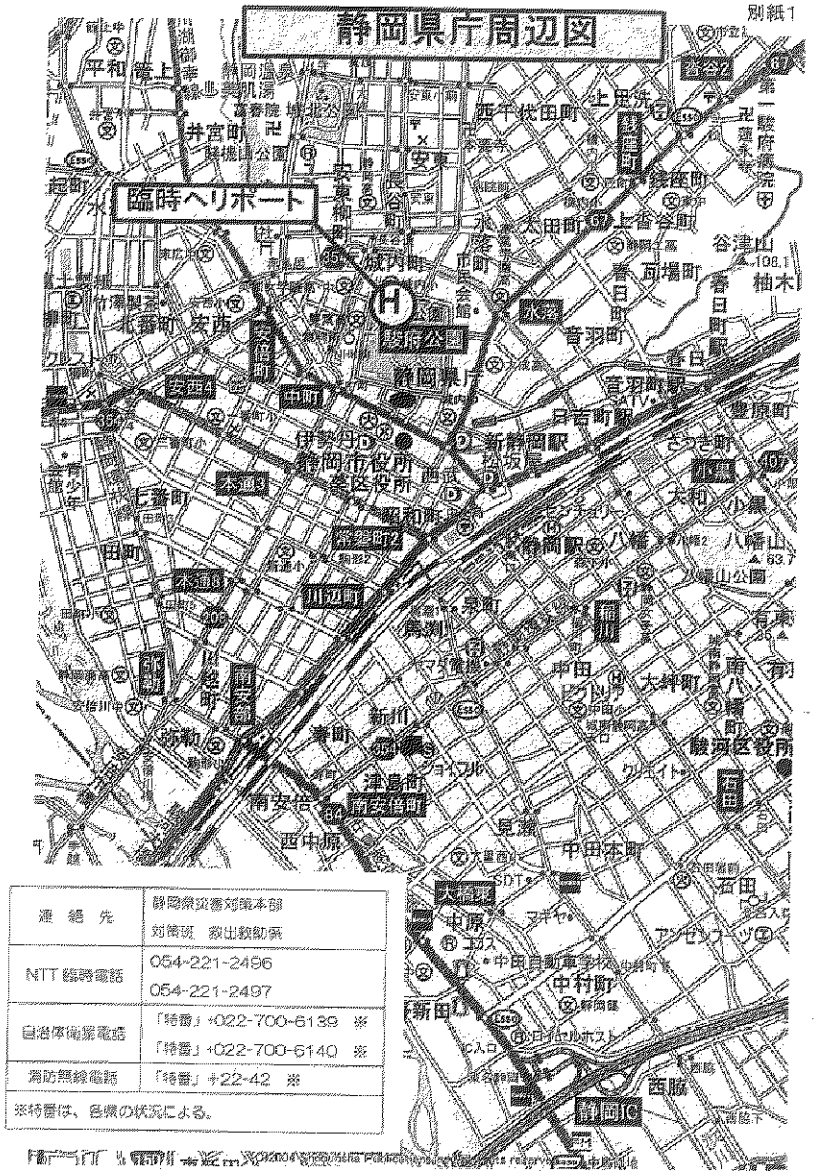

連絡先	静岡県災害対策本部 対策班　救出救助係
NTT緊急電話	054-221-2496 054-221-2497
自治体衛星電話	「特番」+022-700-6139　※ 「特番」+022-700-6140　※
消防無線電話	「特番」+22-42　※
※特番は、各機の状況による。	

別紙２

県庁別館７階配置図

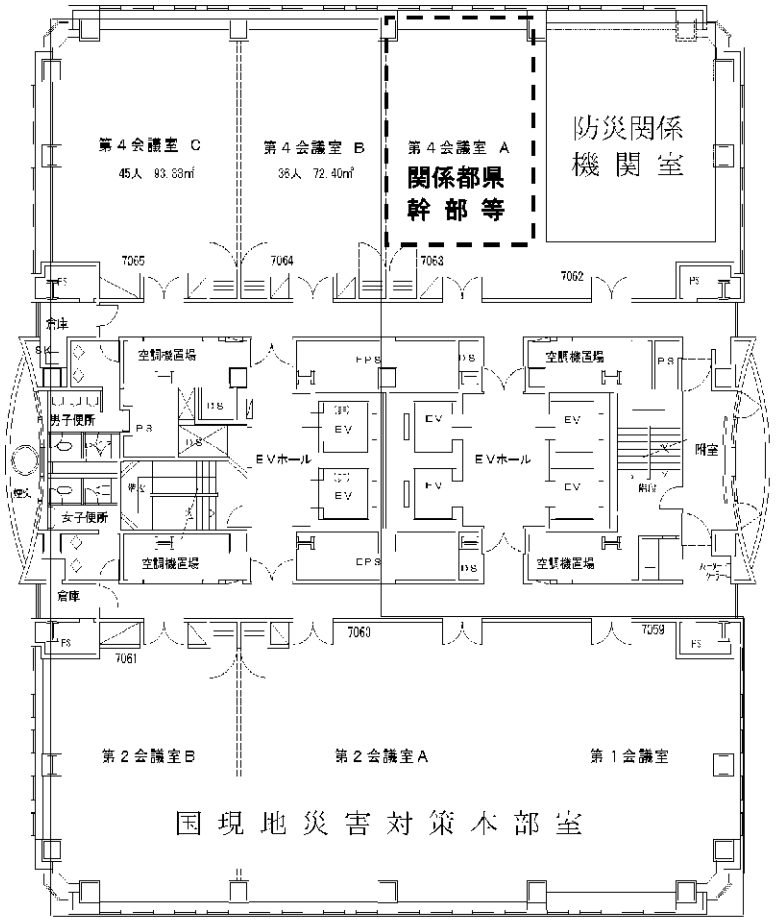

19-1-1　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（県危機政策課）

（趣旨）

第1条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第5条の2及び第8条第2項第 12 号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（広域応援）

第2条　全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2　都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3　第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4　都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

（カバー（支援）県の設置）

第3条　都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2　カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3　カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

（幹事県等の設置等）

第4条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2　幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3　幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4　幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5　各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6　各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7　全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条　いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2　連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条　第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3　対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4　対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条　被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道　青森県　秋田県　岩手県　山形県　宮城県　福島県　新潟県
関東地方知事会	東京都　群馬県　栃木県　茨城県　埼玉県　千葉県　神奈川県　山梨県　静岡県　長野県
中部圏知事会	富山県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県　長野県　静岡県　福井県　滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　奈良県　和歌山県　兵庫県　鳥取県　徳島県
中国地方知事会	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
四国知事会	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州地方知事会	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　熊本県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県　山口県

2　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3　被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1)　資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2)　施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3)　職種及び人数

(4)　応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5)　応援期間（見込みを含む。）

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

4　前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

5　全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

6　広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

7　第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

8　通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

〈経費の負担〉

第8条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

〈ブロック間応援〉

第9条　幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2　前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3　前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4　被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5　第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

〈他の協定との関係〉

第10条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

〈訓練の実施〉

第11条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

〈その他〉

第12条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2　平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2　平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2　平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全国知事会会長
京都府知事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼玉県知事

北海道東北地方知事会会長
北海道知事

関東地方知事会会長
静岡県知事

中部圏知事会会長
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長
奈良県知事

中国地方知事会会長
岡山県知事

四国知事会常任世話人
徳島県知事

九州地方知事会会長
大分県知事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条　協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条　協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2　被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条　協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

（別表2）

被災ブロック		緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック	
北海道東北	（8）	中国	（5）
関東	（8）	四国	（4）
		九州	（8）
中部圏	（7）	北海道東北	（8）
近畿	（7）	関東	（8）
中国	（5）	中部圏	（7）
四国	（4）	近畿	（7）
九州	（8）		

※（ ）は都道府県数

2　協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人（以下「代表世話人」という。）は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長（以下「世話人所長」という。）に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。

3　第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

（業務の代行）

第5条　首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

2　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

第6条　全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。

2　被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

第7条　被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

第8条　協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　避難所の運営支援に必要な要員

ウ　支援物資の管理等に必要な要員

エ　行政機能の補完に必要な要員

オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び斡旋

ア　ヘリコプターによる情報収集等

イ　傷病者の受け入れのための医療機関

ウ　被災者を一時収容するための施設

エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ　仮設住宅用地

カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第9条　協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

(1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。

(2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。

(3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）

第 10 条　協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

(1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2　前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県の知事に請求する。

（カバー(支援)ブロック）

第 11 条　協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー(支援)ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東ブロック	関東
関東 中部圏	北海道東北 近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則　この実施細目は、平成 19 年7月 12 日から適用する。

2　平成 18 年7月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、平成 24 年5月 18 日から適用する。

2　平成 19 年7月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

（国民保護関係）

（趣旨）

第1条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条　協定第2条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

（情報収集）

第3条　武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、全国知事会は都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対処事態対策本部が設置されたときは当該都道府県及びその都道府県の所属するブロック知事会の情報収集担当都道府県に対して被災情報等の報告を求める。

2　全国知事会は、収集した情報を各ブロック知事会の幹事県を通じ、各都道府県に提供する。

（業務の代行）

第4条　武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ国民保護措置等を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

2　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

第5条　全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県等の国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に連絡調整要員を派遣し、広域応援実施時における受け入れ体制を整備する。

2　被災県等は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（広域応援の内容）

第6条　協定第5条に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

ア　避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　ヘリコプターによる情報収集等

ウ　ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

⑶施設又は業務の提供及び斡旋
ア 傷病者の受け入れのための医療機関
イ 被災者を一時収容するための施設
ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
エ 仮設住宅用地
オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
⑷前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（広域応援計画の作成）
第7条 被災県等に対する広域応援計画を作成する場合には、国その他関係機関との連絡・調整のうえ、別表2を基本として、全国知事会が決定する。

（別表2）

被災ブロック知事会	広域応援を実施するブロック知事会					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北地方	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北地方
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方

（連絡調整要員等の携行品）
第8条 被災県等に派遣される連絡調整要員等は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（要員の派遣に要する経費の内容等）
第9条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。
⑴ 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
⑵ 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
⑶ 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県等が、被災県等への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
⑷ 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県等と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）
第10条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を立替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県等に請求する。
⑴ 応援要員の派遣については、前条で規定する額
⑵ 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
⑶ 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
⑷ 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
⑸ 施設の提供については、借上料
2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県等の知事に請求する。
（応援職員の安全の確保）
第11条 被災県等は、国からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮する。

附則 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

19-1-2 震災時等の相互応援に関する協定

（県危機政策課）

（趣旨）
第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下、「都県」という。）において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県（以下、「被災都県」という。）の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。
（連絡窓口）
第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。
（応援の種類）
第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
⑴ 物資等の提供及びあっせん
ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
⑵ 応急対策に必要な職員の派遣等
ア 救助及び応急復旧等に必要な職員
イ ヘリコプターによる情報収集等
ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
⑶ 施設又は業務の提供若しくはあっせん
ア 傷病者の受入れのための医療機関
イ 被災者を一時収容するための施設
ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
エ 仮設住宅用地
オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
⑷ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。
（応援都県・調整都県・協力都県の設置）
第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下、「応援都県」という。）をあらかじめ定めることができる。
2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県（以下、「調整都県」という。）を定めることができる。
3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県（以下、「協力都県」という。）を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下、「幹事都県」という。）は、この旨をただちに都県に通報するものとする。
（応援要請の方法）
第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
⑴ 被害の状況
⑵ 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
⑶ 応援の場所及び応援場所への経路
⑷ 車両、航空機、船舶の派遣場所

⑸ 応援の期間

⑹ 要請担当責任者氏名及び連絡先

⑺ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、被災都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

（応援受入れ体制）

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

（応援に伴う車両等の誘導）

第8条 被災都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

（訓練の実施）

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（資料の交換）

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

（その他）

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原 慎太郎	千葉県知事	堂本 暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢 成文
栃木県知事	福田 昭夫	山梨県知事	山本 栄彦
群馬県知事	小寺 弘之	静岡県知事	石川 嘉延
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	田中 康夫

震災時等の相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。

⑵ 応援都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。

⑶ 調整都県 協定第4条第2項に規定する、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合に、連絡調整の中心となる都県をいう。

⑷ 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

（応援都県）

第3条 応援都県は、都県が関東地方知事会の幹事県（以下、「幹事都県」という。）に対して報告する様式1（災害対策本部設置の有無等の通知書）に基づき、幹事都県が別表1により決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2（応援体制通知書）により行うものとする。

3 応援都県は、主に、次のことを行う。

⑴ 被災都県との連絡手段を確保する。

⑵ 被災都県における情報を収集する。なお、調整都県が設置された場合には、収集した情報を整理したうえで、調整都県へ報告する。

⑶ 被災都県に対し応援を実施する。

⑷ 応援都県単独で対応が困難な場合には、協力都県に応援を要請する。この場合、被災都県及び協力都県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県に対し要請を行い、連絡調整は、調整都県が行う。

（調整都県）

第4条 調整都県は、被災都県及び前条で決定された応援都県以外の都県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する都県とし、幹事都県が決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2により行うものとする。

3 調整都県は、主に、次の事項を行う。

各都県間の連絡手段を確認する。

⑵ 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援都県、協力都県へ情報を提供する。

⑶ 応援都県から要請のあった応援内容について、協力都県もしくは他の応援都県へ要請を行う。

⑷ 必要に応じ広報を担当する。

⑸ 自都県も必要に応じ被災都県を応援する。

4 また、調整都県は、応援都県及び協力都県と協議し、次の事項を決定する。

⑴ 応援都県・協力都県の役割及び分担

⑵ 人的・物的支援基地の設置

⑶ 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所

⑷ 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間

⑸ その他応援に際し必要な事項

（連絡担当部署）

第5条 協定第2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。

2 都県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3（連絡確認書）に基づき様式3－1（相互連絡手段・担当者確認書）を作成し、各都県の連絡担当者との専用の通信手段を確保するものとする。

（応援要請の手続）

第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4（応援要請書）により行うものとし、当該要請に際しては、様式5（規制状況報告書）により、規制状況の報告を併せて行うものとする。

2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援都県に対し行うものとする。

（応援の実施）

第7条　応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

2　応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6（応援通知書）を送付するものとする。

(1)　物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時

(2)　人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時

(3)　施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間

(4)　その他の応援については、応援内容及び応援の期間

(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

3　調整都県が設置されたときであって、応援都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7（応援計画調整要請書）により、応援計画の調整を要請するものとする。

4　調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8（応援計画調整通知書）により、応援都県に通知するものとする。

5　前項の場合における、応援都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

（応援物資の受領通知）

第8条　要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

2　応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9（応援物資受領書）を、物資を提供した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

（応援終了要請）

第9条　要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援都県に対し様式

11（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

2　協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、応援都県から調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

（応援終了報告）

第10条　応援都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に定める応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式12（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

2　協力都県が応援を実施した場合には、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

（応援の自主出動）

第11条　協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第12条　協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

(1)　要請都県が負担する費用の額は、応援都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援都県の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援都県が賠償責任を負う。

（資料の交換）

第13条　協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

(1)　地域防災計画

(2)　協定第2条に規定する連絡担当部署

(3)　協定第7条に規定する施設、場所

(4)　備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制

(5)　陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況

(6)　都県の支援できる項目

(7)　その他必要な資料

（連絡会議の開催）

第14条　協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2　連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

(1)　応援体制

(2)　各都県の備蓄体制

(3)　各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制

(4)　その他必要な資料

（活動マニュアルの見直し）

第15条　都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付　則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

19-1-3 災害時等の応援に関する協定書

（中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会）

（県危機政策課）

（趣　旨）

第1条　この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(1)災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

(2)武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等

(3)武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

（応援県市）

第2条　大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

2　応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3　主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第3条　応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1)物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ　被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん

ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ　避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2)避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置

(3)　被災者等の一時収容のための施設の提供

(4)　医療機関による傷病者の受入

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2　各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条　応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2　各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

（災害時等における自主的活動）

第5条　災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

（経費の負担）

[資料の巻Ⅱ]

第6条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4　前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

（情報交換）

第7条　各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第8条　各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条　この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

（その他）

第10条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2　この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附　則

1　この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2　平成７年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年　7月26日

富山県知事	石川県知事
福井県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事
愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	名古屋市長

災害時等の応援に関する協定　実施細則（防災）

（趣旨）

第１条　この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第１条第１号に掲げる災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援県市）

第２条　協定第２条第１項に基づく応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第３項に基づき決定される主たる応援県市の調整に基づき、行うものとする。

(1)　被災県市の情報収集と状況把握

(2)　災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

(3)　中部９県１市連絡事務所への連絡員派遣

(4)　震度７の地震が中部９県１市内で発生、又は災害発生時に被災県市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出

(5)　前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務

２　前項の応援県市の救援対策本部には、被災県市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。

３　協定第２条第２項に基づく主たる応援県市は、別表１のとおり、決定するものとする。

４　協定第２条第３項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

(1)　被災県市災害対策本部内での中部９県１市連絡事務所の設置及び連絡員派遣

(2)　被災県市の情報収集と状況把握

(3)　災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

(4)　要請内容の協定県市への適切な仕分け（コーディネート）

(5)　輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

(6)　被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整

(7)　被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整

(8)　前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務

５　前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（応援の内容）

第３条　協定第３条第１項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各県市に連絡するものとする。

２　協定第３条第２項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする県市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　物資等の搬入、人員の派遣

ア　物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ　人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

（応援実施の手続）

第５条　要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

２　要請を受けた県市と協定第２条第２項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

（応援物資の受領の通知）

第６条　被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

（応援終了報告）

第７条　主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（災害時等における自主的活動）

第８条　協定第５条に規定する別に定めるときとは、震度６弱以上の地震による災害をいう。

２　協定第５条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

(1)　ヘリコプター等による被災状況の収集

(2)　職員派遣による情報収集

(3)　その他効果的な情報収集

３　前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

４　第２項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

５　応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

６　第２項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第４条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第４条から第７条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

（経費の負担）

第９条　協定第５条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第４項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

２　応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

（情報交換）

第10条　協定第７条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

(1)　連絡担当部局および通信手段一覧表（別表２）

(2)　備蓄物資、業者提携物資一覧表

(3)　ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所

(4)　前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

２　隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

(1)　輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報

（2） 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数

（3） 避難所の位置

（4） 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成２４年８月６日から施行する。

平成２４年８月６日

富山県知事政策局長　石川県危機管理監　福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長　岐阜県危機管理統括監　静岡県危機管理監
愛知県防災局長　三重県防災対策部長　滋賀県防災危機管理監　名古屋市消防長

（別表１）

被災県市と主たる応援県市の一覧表

被災県市	主たる応援県順位		
富山県	1 石川県	2 長野県	3 岐阜県
石川県	1 富山県	2 福井県	3 岐阜県
福井県	1 石川県	2 岐阜県	3 滋賀県
長野県	1 富山県	2 石川県	3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県	2 三重県	3 富山県
静岡県	1 愛知県	2 長野県	3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県	2 三重県	3 静岡県
三重県	1 愛知県	2 岐阜県	3 滋賀県
滋賀県	1 三重県	2 福井県	3 岐阜県

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部９県１市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

※中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部９県１市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

（別表２）

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局課室名	一般加入電話 代表（内線）	一般加入電話 直通（時間外）	一般加入電話 FAX（時間外）	行政電話	消防防災電話（FAX）	地域衛星電話〈FAX〉	Eメール
富山	知事政策局防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 076-431-4111（内線 3363）	076-444-3187（076-431-4111）	076-432-0657（076-432-0657）	－	16-3363（16-2827）	0161113363〈0161112827〉	abosaikikikanri@pref.toyama.lg.jp
石川	危機管理監室危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 076-225-1111（内線 4289）	076-225-1482（076-225-1482）	076-225-1484（076-225-1484）	5295 2376	17-4290（17-6897）	0171114290〈0171116743〉	e170700@pref.ishikawa.lg.jp
福井	安全環境部危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目 17-1 0776-21-1111（内線 2171）	0776-20-0308（0776-21-1111）	0776-22-7617（0776-22-7617）	5496 2172	18-111（18-112）	0181116l2172（0181116l2189）	kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp
長野	危機管理部危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 026-232-0111（内線 5208）	026-235-7184（026-235-7184）	026-233-4332（026-233-4332）	－	20-213（20-241）	0202315225〈0202318741〉	bosai@pref.nagano.lg.jp
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 058-272-1111（内線 2746）	058-272-1125（058-272-1034）	058-271-4119	－	21-671（21-679）	02140022746（021400725）	c11115@pref.gifu.lg.jp
静岡	危機管理部危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 －	054-221-3731（054-221-2072）	054-221-3252（054-221-3252）	－	22-31（22-26）	0227003731〈0227006250〉	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知	防災局災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 052-961-2111（内線 2512）	052-954-6193（052-954-6844）	052-954-6912（052-954-6995）		23-1128（23-1517）	0236002512〈0236001510〉	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
三重	防災対策部災害対策課	〒514-8570 津市広明町 13 番地 －	059-224-2189（059-224-2189）	059-224-2199（059-224-2199）	－	24-11（24-11 切替）	02410182189〈0241018219９〉	staisaku@pref.mie.lg.jp
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町 4-1-1 077-528-3993（内線 3432）	077-523-3432（077-524-8516）	077-528-4994（077-528-4994）	－	25-823（25-850）	025100823〈025100850〉	as00@pref.shiga.lg.jp
名古屋	消防局防災部防災室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 052-961-1111（内線 3522）	052-972-3522（052-972-3534）	052-962-4030（052-953-0119）	－	－	0237006111〈0237006070〉	00saigaitaisaku@fd.city.nagoya.lg.jp

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

災害時等の応援に関する協定　実施細則（国民保護）

（趣旨）

第1条　　この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち、協定第1条第2号に掲げる武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等及び協定第1条第3号に掲げる武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態における広域応援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援県市）

第2条　協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、被災県市等において応援を必要とする地域に最も交通至便な隣接県市とする。ただし、応援を必要とする地域が広範囲な場合は、別表の区分による隣接県市の間で速やかに協議し、決定するものとする。

2　協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災県市等の情報収集と状況把握

(2) 国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

(3) 要請内容の協定県市への適切な仕分け（コーディネート）

(4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

(5) 被災県市等及び他の国民保護措置等実施機関との連絡調整

(6) 被災者等の一時収容のための施設の確保及び調整

(7) 国からの情報収集及び国との調整

(8) 他の広域圏及び全国知事会との調整

(9) 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置等を円滑に実施するため必要な業務

（応援要請の手続）

第3条　応援を受けようとする県市は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

(1) 事態の概要、被害の状況

(2) 応援を必要とする地域における国民保護措置等の実施状況

(3) 物資等の搬入、人員の派遣

ア　物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、運送先、輸送手段、交通情報等

イ　人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(4) 安全の確保のため必要な情報

（応援実施の手続）

第4条　要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表の被災県市等の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び連送・派遣に要する時間などの応援計画を電話等により被災県市等に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2　要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

（応援物資の受領の通知）

第5条　被災県市等は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

（応援終了報告）

第6条　主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市等に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（災害時等における自主的情報収集活動）

第7条　協定第5条に規定する別に定めるときとは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25条第1項に基づく緊急対処事態対処方針を定めたときをいう。

2　被災県市等が応援を要請した場合、各県市は、自主的な情報収集活動によって収集した情報を、直ちに主たる応援県市に伝達する。

（経費の負担）

第8条　応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（応援職員の安全の確保）

第9条　被災県市等は、国等からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

（情報交換）

第10条　協定第7条の規定に基づき相互に交換する情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に通知するものとする。

(1) 連絡担当部局及び通信手段

(2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表

(3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

2　隣接県市は、前項に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連携を図るものとする。

(1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報

(2) 病院・福祉施設などの所在地、入院・入所可能数

(3) 生活関連等施設に関する情報

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

（他の応援協定等との関係）

第11条　水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が協定と相違するときは、当該個別事業担当部局の協定等を優先する。

附　則

この実施細則は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

富山県知事政策室長　石川県危機管理監　福井県安全環境部長　長野県危機管理局長　岐阜県危機管理統括監
静岡県防災局長　愛知県防災局長　三重県防災危機管理部長　滋賀県防災危機管理監　名古屋市消防長

19-1-4 富士山火山防災対策に関する協定

（県危機政策課）

（趣旨）

第1条　この協定は、山梨県、静岡県及び神奈川県（以下、「三県」という。）において、富士山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容に基づき、三県で連携して取り組む対策及び応援その他の事項について定めるものとする。

（情報共有体制の確立）

第2条　三県は、富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて相互に情報連絡するものとする。

2　前項の体制を確保するため、三県は、あらかじめ連絡担当部署を定め、富士山噴火災害時の情報連絡手段を常に確保するよう努めるものとする。

（連携して取り組む対策）

第3条　三県が連携して取り組む対策は、次のとおりとする。

(1)　交通対策
　危険地域への進入防止や避難経路の確保等に関すること

(2)　避難対策
　避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること

(3) 降灰対策
　火山灰の除去・運搬等に関すること

(4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な対策

（応援の種類）

第4条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん
　ア　食料、飲料水及びその他の生活必需物資
　イ　避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
　ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両・船舶等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等
　ア　避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
　イ　ヘリコプター等による情報収集等
　ウ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
　ア　避難者、被災者を一時収容するための施設
　イ　傷病者の受入れのための医療機関
　ウ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務
　エ　仮設住宅用地
　オ　輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の方法）

第5条　応援を受けようとする県は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 要請する応援の内容
(3) 応援の場所及び応援場所への経路
(4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
(5) 応援の期間
(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第6条　富士山噴火災害が発生した場合、各県は速やかに被害状況等について自主的な情報収集を行い、その情報を必要に応じ他の二県に提供するものとする。

2　前項の情報提供等を受けた県が、応援の必要を認めた場合は、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3　前項により自主出動を実施した県は、他の二県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4　自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

（応援の受入れ体制）

第7条　三県は、富士山噴火災害の発生時における他県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所等必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

（応援経費の負担）

第8条　応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県が負担するものとする。

2　応援を受けた県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3　自主出動による被災地における被害情報収集に要した経費は、応援した県が負担するものとする。

4　前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた県と応援した県の間で協議して定めるものとする。

（平常時の取組み）

第9条　三県は、この協定に基づく応援等が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる取組みを行うものとする。

(1) 富士山噴火災害対策に関する調整
(2) 合同防災訓練の実施
(3) 関連情報の交換
(4) その他必要な取組み

（その他）

第10条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、三県が協議して別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成21年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各1通を保有する。

平成21年10月29日

山梨県知事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

静岡県知事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

神奈川県知事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

富士山火山防災対策に関する協定に係る情報連絡について（案）

山梨県、静岡県、神奈川県は、富士山火山防災対策に関する協定第2条第1項に基づき、次のとおり富士山の噴火警戒レベルに応じた連絡を行う。

予報及び警報の名称	噴火予報	噴火警報			
対象範囲を付した警報の呼称	－	噴火警報（火口周辺）		噴火警報（居住地域）	
情報連絡する項目	噴火警戒レベル（キーワード）				
	レベル1（平常）	レベル2（火口周辺規制）	レベル3（入山規制）	レベル4（避難準備）	レベル5（避難）
配備体制の状況	－	○	○	○	○
入山規制の状況	－	○（火口周辺の立入規制状況）	○	○	○
交通規制の状況	－	－	○	○	○
避難準備情報の発表	－	－	－	○	○
避難勧告・指示の状況	－	－	－	○	○
避難所の開設状況	－	－	－	○	○
広域応援の要請	－	－	－	○	○
その他必要な項目	－	○	○	○	○

19-1-5 大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定

（県危機対策課）

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、東海地震等大規模地震発生時(以下「発災時」という。)における被害情報の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発災時に、乙が、乙の集約した店舗や店舗周辺の被害状況を甲に提供することにより、甲が実施する被害情報の収集を支援し、もって、災害応急対策の迅速化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 東海地震等大規模地震発生時とは、静岡県内で震度6弱以上の地震を観測した場合をいう。

（提供する情報）

第3条 乙が甲に提供する被害情報は、別紙様式を参考に次の内容とする。

(1) 静岡県内の各店舗の水道、ガス、電気の被害状況で把握できたもの

(2) 静岡県内の各店舗周辺の被害で、火災、倒壊家屋、大規模な事故等で把握できたもの

2 乙は、前項に規定する情報を発災以降可能な限り速やかに甲に提供するものとする。

（連絡体制の確保）

第4条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に実施できるよう複数の通信手段を確保するものとし、すくなくとも年1回通信試験を行うものとする。

（通信費等）

第5条 甲及び乙が情報連絡等のために要した通信費等については、甲及び乙がそれぞれ負担する。

（防災訓練）

第6条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の実効性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、甲に提供した情報に誤りがあった場合、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償責任を負わない。

（協定の変更）

第8条 この協定を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 3月31日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石 川 嘉 延

乙 愛知県名古屋市中区錦2－4－11

株式会社ローソン

上級執行役員 中部ローソン支社

支 社 長 水 野 隆 喜

別紙様式

コンビニエンスストアの被害状況報告書(参考様式)

市町村名	住　所	店舗名	被害状況 (○使用可、×使用不可)	特記事項
(記載例) A 市	B区C町	D町店	(水道) ・ ~~ガス~~ ・ ~~電気~~	周辺家屋倒壊率 20% ○町方面火災 2 件
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	
			水道 ・ ガス ・ 電気	

※ ＦＡＸの送信時間短縮を図るため、縦罫線は可能な限り使用しない。

19-1-6　熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

（県危機政策課）

熊本県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、風水害、家畜の感染症（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）等の災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県（以下「相手県」という。）の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

（応援等に関する連絡窓口及び情報交換）

第１条　熊本県及び静岡県（以下「両県」という。）は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

２　両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

（平常時の協力）

第２条　両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

（１）　庁内防災組織体制等に関する情報交換

（２）　両県の地理的条件、防災や応援活動に必要となる情報の交換

（３）　総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施

（４）　防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有

（５）　災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議

（６）　その他防災・危機管理に関する業務

（災害発生時の応援）

第３条　災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

２　前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

（１）　災害応急対策を行う職員の派遣

（２）　避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送

（３）　その他被災県が要請した措置

（災害復旧時の応援）

第４条　単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

２　前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第５条　被災県は、第３条第１項又は前条第１項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

（１）　被害の状況

（２）　応援を要請する内容

（３）　応援を要請する地域及び当該地域までの経路

（４）　その他応援に当たって留意すべき事項

２　被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

２　被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（要請によらない応援）

第７条　大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

２　前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第３条第１項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

３　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その１通を所持する。

平成２３年　７月２５日

熊本県知事

静岡県知事

19-1-7　鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

（県危機政策課）

鹿児島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県（以下「相手県」という。）の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

（応援等に関する連絡窓口及び情報交換）

第１条　鹿児島県及び静岡県（以下「両県」という。）は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

２　両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

（平常時の協力）

第２条　両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

（１）　庁内防災組織体制等に関する情報交換

（２）　両県の地理的条件、防災や応援活動に必要となる情報の交換

（３）　総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施

（４）　防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有

（５）　災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議

（６）　その他防災・危機管理に関する業務

（災害発生時の応援）

第３条　災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

２　前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

（１）　災害応急対策を行う職員の派遣

（２）　避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送

（３）　その他被災県が要請した措置

（災害復旧時の応援）

第４条　単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

２　前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第５条　被災県は、第３条第１項又は前条第１項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

（１）　被害の状況

（２）　応援を要請する内容

（３）　応援を要請する地域及び当該地域までの経路

（４）　その他応援に当たって留意すべき事項

２　被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

２　被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（要請によらない応援）

第７条　大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

２　前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第３条第１項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

３　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その１通を所持する。

平成２３年１１月１４日

鹿　児　島　知　事

静　岡　県　知　事

19-2-1 地震災害救助に必要な車両の調達に関する協定書

（県用度課）

静岡県知事山本敬三郎（以下「甲」という。）と静岡県自動車レンタリース協会会長古田芳治（以下「乙」という。）との間に地震災害救助に必要な車両の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　　請）

第1　甲は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、車両を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその協会員が保有する車両の供給を要請することができる。

（調達車両の範囲）

第2　甲が乙に供給を要請する車両は次に掲げるもののうち協会員が保有する車両とする。

（1）トラック　（2）マイクロバス　（3）その他

（要請の方法）

第3　甲の要請は文書をもって行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。

2　要請を受けた乙は協会員に要請事項の積極的協力を伝達するものとする。

（賃　　借）

第4　市両の賃借場所は、乙の指定するところとし、甲は乙の指定する別紙様式「自動車賃渡証・賃渡料金明細書」に必要事項を記入のうえ、車両を借用するものとする。

（価　　格）

第5　車の賃借価格は賃借時における適正な料金を基準として、甲・乙協議して定める。

（代金の支払い）

第6　甲が借用した車両の代金は乙の請求後すみやかに支払うものとする。

（保有台数の報告）

第7　乙は毎年4月1日現在における協会員の車両保有台数を別紙「車両保有台数報告書」により甲に報告するものとする。

（協　　議）

第8　この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議して定める。

（有効期間）

第9　この協定は昭和56年4月1日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和56年4月1日

甲　静岡市追手町9番6号
　　静岡県知事　山 本 敬三郎

乙　静岡市横内町29番地
　　静岡自動車レンタリース協会
　　会　　長 古 田　芳 治

19-2-2 緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

（県用度課）

静岡県（以下「甲」という。）と、静岡県石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡県所属車両（本庁車両、出先機関車両及び借り上げ車両を含む。以下同じ。）に係る自動車用揮発油及び軽油（以下「揮発油等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（給油の要請等）

第1条　甲は静岡県所属車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に燃料を必要とする場合は、緊急通行車両確認証明書等を提示し、給油伝票等により乙に揮発油等の納入（以下「給油」という。）を要請するものとする。

2　乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙に所属する登録給油所において給油が可能な状態であれば、甲に対し優先的に給油するものとする。

3　乙に所属する登録給油所は別紙掲載の給油所とする。

（給油単価）

第2条　揮発油等1リットル当たりの単価は、当該給油月に財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の1リットル当たりの静岡県平均単価を基準にして、甲、乙誠意を持って協議し決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第3条　乙に所属する登録給油所は、給油後に甲（本庁分は集中事務総室、各出先機関分はそれぞれの出先機関）から受領した給油伝票等を請求書に添えて、代金を甲（本庁分は集中事務総室、各出先機関分はそれぞれの出先機関）に請求するものとし、甲は請求内容を確認後、乙に所属する登録給油所に対し速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第4条　この協定は、平成13年5月10日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協定に定めのない事項）

第5条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、法令に定めるところによるほか、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年5月10日

甲　　静岡市追手町9−6
　　静岡県知事　石 川 嘉 延

乙　　静岡市緑が丘町1−3
　　静岡県石油業協同組合
　　理事長　　山梨 透

19-2-3 航空燃料供給に関する協定書

（県消防保安課）

静岡県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、地震災害警戒宣言発令時及び地震災害発生後等のヘリコプターの災害応急対策活動等に必要な燃料（以下「航空燃料」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（燃料供給の要請）

第1条　甲は、甲の所有する防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため緊急に燃料を必要とする場合は、乙に航空燃料の供給（以下「供給」という。）を文書又は口頭で要請する。

2　乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙が所有する航空燃料の供給が可能な状態であれば、甲に対し優先的に供給するものとする。

（供給の実行）

第2条　航空燃料の供給の場所及び供給方法は、甲が指定するものとし、乙は、指定された場所に速やかに航空燃料を運搬する。

2　甲は、乙から給油を受けようとするときは、別に定める給油すべき航空燃料の数量を記入した航空機用給油伝票（以下「給油伝票」という。）により給油を受けるものとする。

（不適格油の場合の措置）

第3条　乙が、不適格油品を給油したことにより甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（単価及び経費）

第4条　航空燃料1リットル当たりの単価及び供給に要する経費は、供給時における適正な価格を基準にして甲、乙協議して決定する。

（代金の請求）

第5条　乙は、甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、供給した航空燃料代金及び供給に要した経費を甲に請求するものとする。

（代金の支払い）

第6条　甲は、前条の規定により乙から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

（協定に定めのない事項等の処理）

第7条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、その都度、甲、乙協議して処理するものとする。

（有効期間）

第8条　この協定の有効期間は平成　年4月1日から平成　年3月31日までとする。

2　前項の期間満了の1か月前に、甲又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成　年　月　日

（甲）　静岡市追手町9番6号

静岡県知事　　石川嘉延

（乙）　アイカワ株式会社

アビエーショングランドサービス株式会社

鈴与商事株式会社　　（順不同）

19-2-4 船舶による輸送等に関する協定書

（県危機対策課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県内航海運組合（以下「乙」という。）とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、様式第１号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

（２）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

（３）その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第５条　乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第２号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第６条　第４条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

２　前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第３４条第１項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第９条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務を遂行するにあたり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第３４条第２項の規定を適用する。

（協力組合員名簿の提出）

第１０条　乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年１回甲に提出するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、平成１２年１月２０日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１２年１月２０日

甲　静岡県知事　石川嘉延

乙　静岡県内航海運組合理事長　藤原節男

様式第１号

第　　号

平成　年　月　日

静岡県内航海運組合理事長　氏名　　様

静岡県知事　氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第２条２項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第２号により報告願います。

記

１　災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		（自）月　日 （至）月　日	地先から 地先まで	

２　災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		（自）月　日 （至）月　日	地先から 地先まで	

３　その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	（自）月　日 （至）月　日	地先から 地先まで	

様式第２号

第　　号

平成　年　月　日

静岡県知事　氏　　名　　様

静岡県内航海運組合理事長　氏　　名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　日			地先から	回	人	隻	

２　災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	述べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　日			地先か	回	人	隻	

３　その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月　日		地先	人	隻	

19-2-5 漁船による緊急輸送活動に関する協定書

（県水産資源課）

静岡県（以下「甲」という。）と　　市町村（以下「乙」という。）と　　漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成８年３月28日条例第１号）第29条第３項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第2条　甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。
２　乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）
第3条　前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
２　甲から丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）
第4条　甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。
（1）被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
（2）災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
（3）災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）
第5条　丙は、第２条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活動報告）
第6条　丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第２号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭でで報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。
２　甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

（費用の負担）
第７条　第２条第１項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。
２　第２条第２項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第８条　丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第１項の費用については甲に、前条第２項の費用については乙に請求するものとする。
２　甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第９条　甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第１項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）
第10条　甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、そのものの責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第２項の規定を適用する。

（協力組合員名簿の提出）
第11条　丙は、所属する組合員（准組合員を含む。）のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年１回乙に提出するものとする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第13条　この協定は、平成　　年　　月　　日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲）　静岡市追手町９番６号
静岡県知事　　石　川　嘉　延
（乙）　　市
市長
（丙）　　市
漁業協同組合
代表理事組合長

様式第１号

第　　号
平成　　年　　月　　日

漁業協同組合長代表理事組合長　　氏　　名　　様

静岡県知事　氏　　名
（又は）
市町村長　氏　　名

漁船による緊急輸送活動への従事の要請について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第２条第１項 第２条第２項 により、下記のとおり要請します。

なお、輸送活動の実施状況を別紙様式第２号により報告願います。

記

１　被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	（自）　月　日 （至）　月　日	地先から 地先まで	

２　災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送物資	輸送物資数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		（自）　月　日 （至）　月　日	地先から 地先まで	

３　災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

	輸送者（物）	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者		人	（自）　月　日 （至）　月　日	地先から 地先まで	
輸送物			（自）　月　日 （至）　月　日	地先から 地先まで	

様式第２号

第　　号
平成　　年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様
（又は）
市町村長　氏　　名　　様

漁業協同組合長代表理事組合長　氏　　名

漁船による緊急輸送活動の実施状況の報告について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書第６条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

輸送活動期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月　日	人	地先から　地先まで	回	人	隻	
月　日						

２　災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送活動期日	輸送物資	輸送物資数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月　日			地先から　地先まで	回	人	隻	

３　災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

	輸送活動期日	輸送者（物）	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
輸送者	月　日 月　日		人	地先から　地先まで	回	人	隻	
輸送物	月　日 月　日		人	地先から　地先まで	回	人	隻	

漁船による緊急輸送活動に関する協定締結状況

整理番号	甲	乙	丙（漁協）	締結状況等
1		熱海市	初島	10．2．2　締結
2	静		大熱海	10．2．2　締結
3	岡		いとう（旧　網代港）	10．2．2　締結
4	県	伊東市	いとう（旧　伊東市）	10．1．12　締結
5		東伊豆町 河津町	伊豆（旧　稲取）	10．8．12　締結
6		下田市	伊豆（旧　下田）	10．12．28　締結
7		南伊豆町	伊豆（旧　南伊豆町）	9．7．18　締結
8		松崎町	伊豆（旧　松崎）	10．3．17　締結
9		西伊豆町	伊豆（旧　仁科）	10．3．2　締結
10			伊豆（旧　田子）	10．3．2　締結
11		（旧　賀茂村）	伊豆（旧　安良里）	9．7．10　締結
12		伊豆市（旧　土肥町）	伊豆（旧　土肥）	10．5．7　締結
13		沼津市	内浦	9．4．23　締結
14			静浦	9．4．23　締結
15			沼津我入道	9．4．23　締結
16		（旧　戸田村）	戸田	9．7．10　締結
17		富士市	田子の浦	10．8．20　締結
18		（旧　由比町）	由比港	9．12．1　締結
19		静岡市（旧　清水市）	清水	10．7．16　締結
20			清水（旧　静岡）	10．9．1　締結
21		焼津市	焼津	9．2．21　締結
22			小川	9．2．21　締結
23		（旧　大井川町）	大井川港	9．3．27　締結
24		吉田町	吉田町	10．7．2　締結
25		牧之原市（旧　相良町）	相良（旧　坂井平田）	10．7．14　締結
26			〃（旧　相良町）	10．7．14　締結
27			地頭方	10．7．14　締結
28		御前崎市（旧　御前崎町）	御前崎	9．8．1　締結
29		磐田市（旧　福田町）	遠州（旧　福田町）	10．7．10　締結
30		浜松市（旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧三ケ日町） 湖西市（旧新居町）	浜名	10．4．13　締結

19-2-6 旅客船による災害時の輸送等に関する協定書

（県危機対策課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県旅客船協会（以下「乙」という。）とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条　この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条　甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2　前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3　甲は、第一項の規定により要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務の内容）

第3条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

（2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

（3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務

（4）その他船舶による支援業務

（業務報告）

第4条　乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2　甲は、前項の規定により業務報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条　第2条第1項の規定により乙の協会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2　前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条　乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第8条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

（協力会員名簿の提出）

第9条　乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

この協定は、平成14年12月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月26日

（甲）　静岡県知事　　石川嘉延

（乙）　静岡県旅客船協会会長　　早川　　巌

様式第1号

第　　号
平成　　年　　月　　日

静岡県旅客船協会員　　氏　　名　　様

静岡県知事　　氏　　名

旅客船による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1　被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸　送　区　間	備　考
	（自）　月　　日	地先から	
	（至）　月　　日	地先まで	

2　災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸　送　区　間	備考
		（自）　月　　日	地先から	
		（至）　月　　日	地先まで	

3　その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸　送　内　容	業務期間	輸　送　区　間	備考
	（自）　月　　日	地先から	
	（至）　月　　日	地先まで	

様式第2号

第　　号
平成　　年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

静岡県旅客船協会員　　氏　　名

旅客船による輸送等の業務の報告について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日	人	地先から　　地先まで	延　　回	人	隻	

2　災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日			地先から　　地先まで	延　　回	人	隻	

3　その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日		地先から　　地先まで	延　　回	人	隻	

19-2-7 災害時の輸送等の業務に関する協定書

（県危機対策課）

静岡県（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等の業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第1条　この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第2条　甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。
2　前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。
ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）
第3条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
（1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
（2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
（3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
（4）その他船舶による支援業務

（業務報告）
第4条　乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）
第5条　第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。
2　前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）
第6条　乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。
2　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第7条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）
第8条　甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

（船舶名簿の提出）
第9条　乙は、保有する船舶のうち、この協定に基づく業務に使用可能な船舶の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

［資料の巻Ⅱ］

（有効期間）
第11条　この協定は、平成15年3月10日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月10日

（甲）　静岡県知事　　石　川　嘉　延

（乙）　○○○○株式会社
代表取締役　　○　○　○　○

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）		締結年月日
東海汽船株式会社	代表取締役　鮫島宗和	平成15年3月10日
神新汽船株式会社	代表取締役　柴田隆至	〃

様式第1号

第　　号
平成　　年　　月　　日

東海汽船株式会社
代表取締役　氏　　名　　様

静岡県知事　　氏　　名

災害時の輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1　被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸　送　区　間	備　考
	（自）　月　　日	地先から	
	（至）　月　　日	地先まで	

2　災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸　送　区　間	備考
		（自）　月　　日	地先から	
		（至）　月　　日	地先まで	

3　その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸　送　内　容	業務期間	輸　送　区　間	備考
	（自）　月　　日	地先から	
	（至）　月　　日	地先まで	

様式第2号

第　　号
平成　　年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

東海汽船株式会社
代表取締役　　氏　　名

災害時の輸送等の業務報告について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日	人	地先から 地先まで	延　　回	人	隻	

2　災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日			地先から 地先まで	延　　回	人	隻	

3　その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸　送　区　間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月　　日		地先から 地先まで	延　　回	人	隻	

19-2-8 災害等の緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書

（県危機対策課）

（目的）

第1条 この協定は、静岡県（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）が、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリコプター」という。）に係る甲が災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき等（以下「災害等」という。）の緊急時の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用方法）

第2条 甲は、災害等の緊急時に、必要に応じ別表に規定する搬送を乙に要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定による要請を請けた場合は、優先的に甲の指示に基づき飛行を行うものとする。ただし、気象条件の不良その他明らかに飛行不能と認められる場合は、飛行しないことができる。

（要請手続、緊急連絡先）

第3条 甲は、乙に搬送を依頼するときは、電話又はファクシミリによって乙の緊急連絡先に行い、後日、様式1によるヘリコプター搬送要請書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、協議の上、緊急連絡先を定めるものとする。

（ヘリコプターの手配）

第4条 乙は、乙のヘリコプターが、使用不能な場合、他社のヘリコプターを用意するものとする。

（運行料金）

第5条 甲は、運行時間に応じて、運行料金を乙に支払うものとする。

（運行管理）

第6条 乙は、飛行に必要な航空法上の手続き及び運行管理について、一切の義務と責任を負う。

（飛行時間）

第7条 飛行は、原則として日の出から日没までの間に行うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、別表の搬送を受ける者が乙のヘリコプターに搭乗中又は乗降時に、事故により、死亡又は負傷した場合には、賠償の責に任ずるものとする。ただし、甲及びその関係者の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

2 乙は、乙のヘリコプターの運行中の事故により第三者に損害を与えた場合には、賠償の責を負うものとする。ただし、甲及びその関係者の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

（協定の効力）

第9条 この協定は、平成8年1月10日から効力を有するものとする。

（協定等の見直し）

第10条 この協定については、必要に応じ、甲乙協議の上、見直しを実施するものとする。

（定めのない事項の処理）

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年1月10日

（甲） 静岡市追手町9番6号
静岡県知事 石川 嘉延 印

（乙） ○○○○○○○○ 印

以下の通り協定を締結している。

中日本航空㈱	取締役社長 若林 安親	東邦航空㈱	代表取締役社長 遠田 外吉
朝日航洋㈱	代表取締役社長 中村 晢	静岡エアコミュータ㈱	代表取締役 熊沢 一

別表

項目	搬送を受ける者	想定される発着地
静岡県災害対策（地震災害警戒）本部要員の搬送	災害対策（地震災害警戒）本部長（知事）	県外の公共ヘリポート又は臨時ヘリポートから本部に近い臨時ヘリポート又は公共ヘリポートまで
	災害対策（地震災害警戒）副本部長（副知事、出納長）	〃
	主要本部要員（総務部長、防災局長）等の搬送	〃
静岡県災害対策（地震災害警戒）支部要員の搬送	支部長、副支部長及び主要支部要員	県内の臨時ヘリポート又は公共ヘリポートから各県行政センターに近い臨時ヘリポートまで
災害応急対策要員の搬送	災害応急対策要員等	県内の臨時ヘリポート又は公共ヘリポートから各県行政センターに近い臨時ヘリポートまで
緊急物資等の搬送		県内の臨時ヘリポート又は公共ヘリポートから各県行政センターに近い臨時ヘリポートまで

（注）搬送を受ける者、想定される発着地については、状況により変更するものとする。

様式1

第　　号
年　月　日

様

静岡県知事　氏　名

ヘリコプター搬送要請書

「災害等の緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書」に基づき下記のとおり貴社ヘリコプターによる搬送を要請します。

記

1 搬送を希望する日時　　年　月　日　午前（午後）　時　分

2 発着地　　から　　まで

3 運行予定時間　　時間　分

4 搬送者　　氏名　　年齢　歳

5 搬送を必要とする物　品名　　重量　kg

6 県担当者　　氏名　　電話番号
（連絡先）　　FAX

19-2-9 山梨県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

（県消防保安課）

（目的）

第1条 この協定は、山梨県（以下「甲」という。）及び静岡県（以下「乙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（耐空検査等の調整）

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

（応援要請）

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊要綱」（平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知）の対象となる場合を除く。）で、ヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

（応援）

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

（応援活動の位置付け）

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあっては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとする。

（応援要請の手続き）

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

（1）要請側の県消防防災担当課長（山梨県にあっては消防防災課長をいい、静岡県にあっては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（山梨県にあっては消防防災課長をいい、静岡県にあっては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。

（2）応援要請は、電話にて連報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

（3）応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

（4）消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

（応援の中断）

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

（応援のために出動したヘリの指揮）

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する補償費

（2）ヘリの損傷に対する諸経費

（3）一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（情報交換）

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この協定は、平成13年12月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月17日

甲 山梨県知事 天 野 建

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

19-2-10 長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

（県消防保安課）

（目的）

第1条　この協定は、長野県（以下「甲」という。）及び静岡県（以下「乙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（耐空検査等の調整）

第2条　甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

（応援要請）

第3条　この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊要綱」（平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知）の対象となる事案並びに海難救助のための事案を除く。

（応援）

第4条　前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

（応援活動の位置付け）

第5条　応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあっては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとする。

（応援要請の手続き）

第6条　応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

（1）要請側の県消防防災担当課長（長野県にあっては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあっては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（長野県にあっては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあっては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。

（2）応援要請は、電話にて連報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

（3）応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

（4）消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

（応援の中断）

第7条　応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第8条　この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

（応援のために出動したヘリの指揮）

第9条　応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2　当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第10条　応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2　応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する補償費

（2）ヘリの損傷に対する諸経費

（3）一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3　前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4　前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（情報交換）

第11条　この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

（その他）

第12条　この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲　長野県知事　田 中 康 夫

乙　静岡県知事　石 川 嘉 延

19-2-11 災害等の緊急時における人員派遣に関する協定書

（県消防保安課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡エアコミュータ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等の緊急時における人員派遣及び派遣要員の業務実施要領について必要な事項を定め、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要員の派遣）

第1条　甲は災害等の発生時において、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」に基づく「静岡県ヘリコプター受援マニュアル」の運用に際し、「現地指揮班」に必要な要員の確保を行うため、必要により乙に要員派遣を要請し、乙は派遣可能な場合これを受けるものとする。

（派遣要員の業務）

第2条　甲が乙の派遣要員に依頼する業務内容及び業務の遂行場所は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

ア　運航関係要員

(ｱ) 国土交通省航空局との連絡調整に関すること。

(ｲ) ヘリコプターの飛行に関すること。

(ｳ) 応援部隊との通信連絡に関すること。

(ｴ) 航空機の管制及び気象情報に関すること。

(ｵ) 駐機場所の安全確保に関すること。

イ　整備関係要員

(ｱ) ヘリコプターの整備に関すること。

(ｲ) ヘリコプターの装備品に関すること。

(ｳ) 燃料補給に関すること。

(ｴ) ヘリコプターの飛行時間の管理に関すること。

(2) 業務の遂行場所

ア　航空自衛隊　浜松基地　現地指揮班

イ　航空自衛隊　静浜基地　現地指揮班

（派遣要員の資格と人数）

第3条　乙が派遣する要員は、甲が依頼する第2条に規定する業務を行うことができる者とし、次のいずれかの資格を有する者とする。またこの場合において、甲が必要とする要員数は、それぞれ各2名とする。

(1) 運航関係要員

回転翼の操縦の資格を有し、運航管理業務ができる者

(2) 整備関係要員

回転翼の航空整備士の資格を有し、整備管理業務の経験を有する者

（派遣に関する諸手続等）

第4条　甲は、本協定に基づき乙に要員の派遣を要請する場合は、別に定める派遣要請書を乙に提出する。

2　乙は、甲より派遣の要請を受けた後、前条の条件を満たす派遣可能な要員の氏名及び人数を甲に通知するものとする。

3　派遣要員の引渡場所及び業務完了後の受入場所は、静岡ヘリポートとする。

（派遣経費）

［資料の巻Ⅱ］

第5条　本協定に基づく乙が派遣する要員に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 乙が甲に派遣する要員の拘束料は、乙の規定による1暦日を単位とする人件費相当額を基本とし、業務完了後に甲及び乙が協議して決定する。

(2) 甲は、乙に要員派遣に係る日当、宿泊費その他の諸経費を別途支払うものとする。

（支払い）

第6条　甲は、乙に要員派遣の業務完了後、要員派遣に係る経費を乙の請求に基づき支払うものとする。

（責任）

第7条　乙が本協定の履行に際し、甲の派遣要請に対し派遣可能な要員を確保できなかった場合は、甲は乙に対し損害賠償の責を要求しないものとする。

2　乙の派遣要員が本協定に基づく業務を履行する際、甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害の処理は甲の責任をもって行われるものとする。

（災害補償）

第8条　甲は、乙の派遣要員が本協定に基づく業務の履行により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（秘密の保持）

第9条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を、本協定期間中は元より、協定期間終了後であっても、他の目的に使用し、あるいはいかなる第三者にも漏洩してはならない。

（報告）

第10条　乙は、本協定の遂行状況に関し甲の要求があるときは、速やかに報告しなければならない。

（協定の解除）

第11条　甲又は乙が本協定に違背し、あるいはその履行を怠ったときは、その相手方は、本協定の一部又は全部を解除することができる。

（有効期間）

第12条　本協定の有効期間は協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第13条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙で誠意を持って協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成　年　月　日

甲　静岡市追手町9番6号

静岡県知事　石　川　嘉　延

乙　静岡市栄町1番地の3

静岡エアコミュータ株式会社

代表取締役社長　渡井洋治郎

19-2-12 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

（県危機政策課）

静岡県（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第 35 条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の要請）

第 1 条　甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の3第2項に基づく措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

（業務の実施）

第 2 条　乙は、前条の要請を受けたときは、出動業者（車両等排除業務に従事する者（以下「出動員」という。）の使用者たる出動業者をいう。以下同じ。）の名称及び出動員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

（業務の費用負担）

第 3 条　車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

（出動業者等が受けた損害の補償）

第 4 条　車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出動業者又は出動員が損害を受けた場合は、出動業者、出動員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要あると認めるときは、その限度において、静岡県地震対策推進条例第 34 条第1項により甲が補償を行うものとする。

（出動員が加えた損害の賠償）

第 5 条　車両等排除業務の実施に当たり、出動員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要あると認めるときは、その出動員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第 34 条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出動業者、出動員又は乙の責任において賠償する。

（排除対象車両等の破損の補償）

第 6 条　車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出動員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第 82 条により甲が損失を補償する。

（協定の実施）

第 7 条　この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（協定の適用）

第 8 条　この協定は、平成 15 年 8 月 22 日から、効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第 9 条　この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 15 年8月 22 日

（甲）静 岡 県 知 事　　石 川 嘉 延

（乙）○○○○○○○○　　○ ○ ○ ○

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）	締結年月日
静岡県救援レッカー事業協会　会長　村松義巳 ※「静岡救援レッカー事業協同組合」に名称変更	平成 15 年 8 月 22 日
静岡県レッカー事業協同組合　理事長　加藤正明	〃

19-2-13 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目協定

（県警察本部）

静岡県警察（以下「甲」という。）と静岡県救援レッカー事業協会（以下「乙」という。）は、大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目について、次のとおり協定を締結する。

（業務の要請及び内容）

第1条　基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙に行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条　第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の　妨害となっている車両その他の物件（以下「排除対象車両等」という。）を、災対法第76条の3　第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業　（以下「車両等排除業務」という。）とする。

（業務の要請方法）

第2条　甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された乙の事務局（以下「事務局」という。）に口頭又はその他の方法で要請するものとする。事務局は、要請内容に応じて出動業者（車両等排除業務に従事する業者をいう。以下同じ。）に出動を指示するとともに、出動業者の名称、出動員（車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ）の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。

2　通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、出動業者に直接要請することができるものとする。

3　前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するものとする。

4　警察署長から直接要請を受けた出動業者は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに事務局へ報告しなければならない。

（業務要請時の通知内容）

第3条　車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。

（業務実施時の立会い）

第4条　出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

（業務終了の報告）

第5条　車両等排除業務を終了した出動業者は、事務局に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第2項に規定する要請を受けた警察署長に、口頭又はその他の方法　で業務終了の通知をするものとする。

2　乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3　甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

（要請された業務の優先）

第6条　乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第7条　基本協定第3条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、静岡県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第8条　乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

（事務局の設置）

第9条　乙は、事務局を設置し、その所在地、体制、規約、役員、会員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2　乙は、会員ごとの出動可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3　乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第10条　乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第11条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

附　則

（施行期日）

第1条　この協定は、平成15年8月22日から効力を有するものとする。

平成15年8月22日

（甲）静岡県警察本部長　　水　田　竜　二

（乙）○○○○○○○○　　○　○　○　○

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）	締結年月日
静岡県救援レッカー事業協会　会長　村松義巳 ※「静岡救援レッカー事業協同組合」に名称変更	平成15年8月22日
静岡県レッカー事業協同組合　理事長　加藤正明	〃

19-2-14 大規模災害時における第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間の使用に関する基本協定

（県道路企画課）

静岡県（以下「甲」という。）と日本道路公団静岡建設局（以下「乙」という。）は、乙が施行する第二東海自動車道横浜名古屋線建設事業の工事中区間の大規模災害時における使用（以下「使用」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、乙が施行する第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間（以下「この路線」という。）について、使用に関する基本的事項を定め、もって大規模災害時に必要と認められる緊急通行車両の円滑な通行の確保を図り、被害の拡大の防止、早期復旧に資することを目的とする。

（相互協力）

第2条　甲及び乙は、前条の目的を達成するために相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条　この協定の適用範囲は別添図面に示すとおりとする。

（細目協定）

第4条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の詳細について、別途細目協定を締結するものとする。

一　使用する経路の選定及び調整に関する事項
二　使用の要請に関する事項
三　使用にあたっての点検に関する事項
四　使用にあたっての交通の安全に関する事項
五　緊急通行車両の選定及び証明に関する事項
六　使用時の車両事故及び施設の汚損に関する事項
七　使用に係る第三者からの苦情等の処理に関する事項
八　使用に係る第三者への損害に関する事項
九　使用の終了に関する事項
十　平常時における使用可能区間の相互確認等に関する事項
十一　その他必要な事項

（防災訓練）

第5条　甲は、甲が実施する防災訓練において、この路線を使用しようとするときは、その実施内容等について、事前に乙に協議するものとする。

2　乙は、前項の協議について適当と認めるときは、使用を認めることができるものとする。

（有効期間）

第6条　この協定の有効期間は、協定締結の日からこの路線の供用開始の日までとする。

（協定の変更）

第7条　この協定を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年8月23日

甲　静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県知事　石川嘉延

乙　静岡県静岡市御幸町11番地30
日本道路公団静岡建設局
局長　松崎恵一

19-2-15 大規模災害時における第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間の使用に関する細目協定

（県道路企画課）

静岡県（以下「甲」という。）、日本道路公団静岡建設局（以下「乙」という。）及び静岡県公安委員会（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成16年8月23日付けで締結した「大規模災害時における第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間の使用に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（大規模災害）
第1条　この協定の対象となる「大規模災害」とは、災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号に掲げるものをいう。

（緊急通行車両）
第2条　この協定における「緊急通行車両」とは、災害対策基本法施行令第32条の2に定める車両をいう。

（大規模災害の発生から使用の要請まで）
第3条　甲は、大規模災害の発生により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、乙の施行する第二東海自動車道横浜名古屋線の工事中区間（以下「この路線」という。）の全部又は一部を使用する（工事用道路も含む。以下「使用」という。）必要があると判断したときには、乙に対し、その使用について要請ができるものとする。
2　乙は、前項の要請を受けたときには、その使用の可否を速やかに回答するものとする。
3　甲は、第1項の要請を行おうとするときは、使用する区間等について、乙及び関係機関と事前に調整を行うとともに丙と協議するものとする。

（災害時の点検）
第4条　乙は、大規模災害が発生したときには、この路線について被害状況を把握するため、乙の内部規程に基づき、直ちに点検を行うものとする。
2　甲が乙に対し、前項の点検の結果を問い合わせたときには、乙は速やかに回答するものとする。
3　乙は、前条第2項に定める回答を行うに当たっては、第1項の被害状況のほかに、使用する区間を緊急通行車両が通行する上での構造に関する安全性についても併せて回答するものとする。

（使用の開始）
第5条　甲は、この路線の使用を開始するときは、あらかじめ乙及び丙と協議するものとする。
2　甲は、前項の協議が終了後、この路線の使用を開始するときは、速やかに乙、丙及び関係機関に通知するものとする。
3　乙は、前項に定める通知を受けたときには使用を開始するときまでに、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、使用する区間にある車両その他の物件について、移動する等の措置を行うものとする。
4　前項の規定にかかわらず、丙の指示を受けたときは、乙はその指示に従い、前項の措置を行うものとする。
5　前2項に定める措置に要する費用については甲が負担するものとする。

（緊急交通路の指定）
第6条　丙は、使用する区間を法第76条第1項により道路の区間（以下「緊急交通路」という。）に指定するとき又は指定を解除しようとするときは、あらかじめ甲及び乙と事前に調整するものとする。

（交通安全施設の確認）
第7条　甲は、この路線の使用を開始するときは、緊急通行車両が安全に通行できるかどうかの確認を行うものとする。
2　丙は甲に対し、必要な交通安全施設の設置を要請することができるものとする。
3　甲は、前項に定める要請を受けたときには、速やかに必要な交通安全施設の設置をするものとする。
4　前項の規定にかかわらず緊急やむをえないときには、甲は乙に対し前項の交通安全施設の設置について、依頼することができるものとする。
5　前2項に定める交通安全施設の設置に要する費用については甲が負担するものとする。

（安全確保のための交通規制）
第8条　丙は、使用する区間で行う交通規制について、甲及び乙に通知するものとする。
2　甲及び乙は、前項の交通規制に必要な措置について、丙から要請があったときは協力して行うものとする。
3　前2項に定める必要な措置に要する費用については甲が負担するものとする。

（緊急通行車両の選定）
第9条　甲又は丙は、緊急交通路として使用する区間において緊急通行車両の選定を行おうとするための検問所を設けようとするときは、事前に調整するものとする。
2　前項に規定する場合において、甲又は丙は、必要に応じ乙と協議するものとする。

（事故及び施設の汚損）
第10条　使用する区間において事故及び施設の汚損が発生した場合は、甲の責任において対応するものとする。

［資料の巻Ⅱ］

2　使用する区間において事故が発生した場合は、甲、乙及び丙が協力し速やかにその復旧につとめるものとし、復旧に要する費用については甲が負担するものとする。
3　使用によって生じた乙の施設の汚損の復旧に要する費用については甲が負担するものとする。

（苦情等の処理）
第11条　使用に伴い第三者から苦情又は異議の申立があった場合には、甲が対応するものとし、必要に応じ乙又は丙と協議して処理するものとする。

（第三者への損害）
第12条　使用に伴い第三者に損害を与えた場合には、甲が対応するものとする。

（使用の終了）
第13条　甲は、他の方法により緊急通行車両の円滑な通行の確保が、可能と判断したときには、乙、丙及び関係機関に対し、その使用の終了について通知するものとする。
2　甲は、この路線の使用を終了しようとするときは、あらかじめ乙及び丙と協議するものとする。
3　甲は、前項の場合において、使用した区間について事前に乙と協議を行い原状回復を行うものとする。
4　甲は乙に対し、前項に定める原状回復について依頼することができるものとする。
5　前2項に定める措置に要する費用については甲が負担するものとする。
6　使用の開始から終了までに、施設の運営及び管理などに要した費用は、甲が負担するものとする。

（使用可能区間の確認）
第14条　甲は、基本協定第5条第1項に定める防災訓練の事前協議に当たって、あらかじめ丙の意見を聞くとともに、この路線において使用が可能な区間について、乙と確認するものとする。
2　甲は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、この路線において使用が可能な区間について、乙に照会できるものとする。

（関係機関との調整）
第15条　甲は、必要に応じ、使用についての情報を関係機関に提供するものとする。
2　甲は、必要に応じ、使用について関係機関との調整を行うものとする。

（報道機関への情報提供）
第16条　甲は、必要に応じ、使用についての情報を報道機関に提供するものとし、乙及び丙はそれに協力するものとする。

（有効期間）
第17条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日からこの路線（工事用道路を除く。）の供用開始の日までとする。

（協定の変更）
第18条　この協定を変更する必要が生じた場合には、甲乙丙協議し定めるものとする。

（その他）
第19条　第3条第1項の要請及び同条第2項の回答、第5条第2項の通知、第8条第1項の通知及び第13条第1項の通知は、原則として書面をもって行う。
2　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年1月11日

甲　静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県知事　石川嘉延

乙　静岡県静岡市御幸町11番地30
日本道路公団静岡建設局
局長　松崎恵一

丙　静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県公安委員会
委員長　木下秀彰

19-2-16　災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

（県危機政策課）

（協定の趣旨）
第1条　この協定は、静岡県内で災害が発生した場合において、静岡県（以下「甲」という。）が社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部（以下「乙」という。）に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に定める緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件（以下「緊急通行妨害車両等」という。）の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請を行う場合の手続き等について定めるものとする。

（業務内容）
第2条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時における緊急通行妨害車両等の撤去、移動、その他甲が必要と認める業務とする。

（支援要請）
第3条　甲は、車両等排除業務の必要を認めた場合に、乙に撤去等の要請を行うことができる。
2　甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。
（1）被災の態様と要請を必要とする概要（場所、支援活動概要）
（2）招集場所
（3）担当者連絡方法、その他必要な事項
3　乙は、甲からの要請があった場合は、現場警察官の指示に従い、所有する車両、装備の範囲内で撤去等の作業を行うものとする。

（業務費用の負担）
第4条　この協定に基づく乙の費用は、乙の会員の有無を問わず乙の負担とする。

（災害補償）
第5条　この協定に基づく業務の実施により、出動した職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）
第6条　本協定に基づく業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（疑義の協議）
第7条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。
（運用）
第8条　この協定は、平成17年7月28日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年7月28日

甲　静岡県知事

乙　社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部
支部長

19-2-17　災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書

（県警察本部）

静岡県警察（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目について、次のとおり覚書を締結する。

（業務の要請及び内容）
第1条　基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙に行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の妨害となっている車両その他の物件（以下「排除対象車両等」という。）を、災対法第76条の3第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業（以下「車両等排除業務」という。）とする。
（業務の要請方法）
第2条　甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された中部本部指令室（以下「中部指令室」という。）に口頭又はその他の方法で要請するものとする。中部指令室は、要請内容に応じて基地に出動を指示するとともに、出動基地の名称、出動員（車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ。）の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。
2　通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、乙のロードサービス隊又は基地に直接要請することができるものとする。
3　前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するものとする。
4　警察署長から直接要請を受けた乙のロードサービス隊又は基地は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに中部指令室に報告するものとする。
（業務要請時の通知内容）
第3条　車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。
（業務実施時の立会い）
第4条　出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。
（業務終了の報告）
第5条　車両等排除業務を終了した基地は、乙に対し車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第1項又は第2項に規定する要請を行った警察署長に対し口頭又はその他の方法で業務終了の通知をするものとする。
2　乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。
3　甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。
（要請された業務の優先）
第6条　乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。
（破損に係る通知）
第7条　乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

（体制等）

第８条　乙は、その所在地、体制、規約、役員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

２　乙は、基地ごとの所在地・出動可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

３　乙は、第１項及び第２項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第９条　乙は、第１条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第10条　この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を所持する。

附　則

（施行期日）

第１条　この覚書は、平成１７年１０月１４日から効力を有するものとする。

平成１７年１０月１４日

甲　静岡県警察本部長　　高石　和夫

乙　社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部支部長　　杉山　智彦

19-2-18　大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

（県危機政策課）

静岡県（以下「甲」という。）と全日本ロータス同友会静岡県支部（以下「乙」という。）は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第35条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の要請）

第１条　甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項に基づく措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

（業務の実施）

第２条　乙は、前条の要請を受けたときは、出動業者（車両等排除業務に従事する者（以下「出動員」という。）の使用者たる出動業者をいう。以下同じ。）の名称及び出動員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

（業務の費用負担）

第３条　車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

（出動業者等が受けた損害の補償）

第４条　車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出動業者又は出動員が損害を受けた場合は、出動業者、出動員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要あると認めるときは、その限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第1項により甲が補償を行うものとする。

（出動員が加えた損害の賠償）

第５条　車両等排除業務の実施に当たり、出動員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要あると認めるときは、その出動員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出動業者、出動員又は乙の責任において賠償する。

（排除対象車両等の破損の補償）

第６条　車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出動員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条により甲が損失を補償する。

（協定の実施）

第７条　この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（協定の適用）

第８条　この協定は、平成17年12月26日から、効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第９条　この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年12月26日

（甲）　静岡県知事

（乙）　全日本ロータス同友会静岡県支部　支部長

19-2-19 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書

（県警察本部）

静岡県警察（以下「甲」という。）と全日本ロータス同友会静岡県支部（以下「乙」という。）は、大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目について、次のとおり覚書を締結する。

（業務の要請及び内容）

第1条 基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙に行うものとし、乙が行う 業務の内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条 第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の 妨害となっている車両その他の物件（以下「排除対象車両等」という。）を、災対法第76条の3 第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業 （以下「車両等排除業務」という。）とする。

（業務の要請方法）

第2条 甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察 署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された乙の事務局（以下「事務局」という。） に口頭又はその他の方法で要請するものとする。事務局は、要請内容に応じて出動業者（車 両等排除業務に従事する業者をいう。以下同じ。）に出動を指示するとともに、出動業者の名 称、出動員（車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ）の氏名及び出動車両を甲に通 知するものとする。

2 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する 必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、出動業者に直接要請すること ができるものとする。

3 前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するもの とする。

4 警察署長から直接要請を受けた出動業者は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の 氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに事務局へ報告しなければならない。

（業務要請時の通知内容）

第3条 車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大 きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指 示するものとする。

（業務実施時の立会い）

第4条 出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場 において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

（業務終了の報告）

第5条 車両等排除業務を終了した出動業者は、事務局に対し、車両等排除業務報告書を提 出するとともに、第2条第2項に規定する要請を受けた警察署長に、口頭又はその他の方法 で業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3 甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

（要請された業務の優先）

第6条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したとき は、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出 動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第7条 基本協定第3条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務 の終了後に、静岡県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第8条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示に より排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を 破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生に ついて静岡県に通知するものとする。

（事務局の設置）

第9条 乙は、事務局を設置し、その所在地、体制、規約、役員、会員及び連絡方法を記載した 書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、会員ごとの出動可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成 し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書 面で通知するものとする。

（平時の措置）

第10条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維 持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、法令の定める ところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を 所持する。

附 則

（施行期日）

第1条 この覚書は、平成18年2月20日から効力を有するものとする。

平成18年2月20日

甲 静岡県警察本部長 五十嵐邦雄

乙 全日本ロータス同友会静岡県支部長 入江 満

19-2-20　災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定

（県危機政策課）

（趣旨）

第１条　この協定は、静岡県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、静岡県（以下「甲」という。）が赤帽静岡県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に対し、応急対策に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急輸送について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　　甲は、物資の緊急輸送のための車両が不足するとき、又は必要があると認めたときは、乙に対し物資の輸送を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況及び要請する理由
(2)　物資の出発地及び到着地
(3)　物資の内容及び数量
(4)　輸送日時
(5)　その他必要な事項

（実施報告）

第４条　乙は、前２条の規定により緊急輸送を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1)　輸送年月日
(2)　輸送区間及び走行距離
(3)　運送事業者名
(4)　車両台数
(5)　輸送品目及び数量
(6)　その他必要な事項

（費用負担）

第５条　この協定に基づく緊急輸送に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した車両に係る運賃、料金、有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（損害賠償責任）

第６条　乙は、物資の緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急輸送車両の使用者（同乗者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第７条　この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

（災害発生時の情報提供）

第８条　乙は、緊急輸送中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

（状況報告）

第９条　甲は、この協定に基づく緊急輸送が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿、車両数、料金等について、報告を求めることができるものとする。

（市町との協力）

第10条　甲は、市町が乙と災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行うものとする。

２　乙は、協定を締結していない市町から物資の緊急輸送の要請があった場合においても、当該市町に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義に生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

平成２０年　１月２５日

甲　　静岡市葵区追手町９番６号

静岡県知事　　石川　嘉延

乙　　静岡市葵区古庄１丁目１０－８

赤帽静岡県軽自動車運送協同組合

代表理事　　稲井　弘

19-2-21 大規模災害時等における足柄サービスエリア（下り）及び浜名湖サービスエリア（上り）内施設の使用に関する基本協定

（県危機対策課）

静岡県（以下「甲」という。）と中日本エクシス株式会社（以下「乙」という。）は、乙が管理・運営する足柄サービスエリア（下り）及び浜名湖サービスエリア（上り）内施設の大規模災害時等における使用について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、大規模災害時等において、乙が管理・運営する足柄サービスエリア（下り）及び浜名湖サービスエリア（上り）内施設（以下「SA施設」という。）を甲が使用する場合の基本的事項を定め、もって県外から進出する応援部隊等の交通誘導等の円滑化を図り、被害の拡大の防止、早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この協定において、大規模災害時等とは、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時をいう。

2　この協定において、SA 施設を甲が使用する場合とは、甲が甲の定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」に基づき国等の応援を受け入れる場合をいう。

（相互協力）

第3条　甲及び乙は、第1条の目的を達成するために相互に協力するものとする。

（借用施設等）

第4条　大規模災害時等に甲が乙から借用できる施設及び設備は、次のとおりとする。

(1) 別図に示す範囲の建物及び建物内の机、椅子

(2) コピー機

(3) 電源（甲が持ち込み使用する電話機、FAX及びパソコンの電源に限る。）

2　甲は、前項に規定した建物等が被災し、使用不能になった場合には、他に使用可能な施設等を乙の承諾のもとに使用することができるものとする。

（費用の負担）

第5条　費用の負担は次のとおりとする。

(1) 建物、机、椅子、コピー機の使用に係る経費は無償とする。ただし、コピーに必要な用紙及びインク代は甲が負担する。

(2) 電源の使用に伴う電気料は、甲の負担とする。ただし、甲の使用量が軽微であり、甲から減免の申し出があった場合は、乙は減免することができるものとする。

（防災訓練）

第6条　乙は、甲が実施する防災訓練において、SA施設の一部使用の申込みがあった場合は、業務に支障のない範囲で貸し出すことができるものとする。

2　前項の規定により甲が借用した施設に係る費用の負担は、第5条の例による。

（損害賠償責任）

第7条　甲は、甲の責に帰すべき事由により第4条に規定する借用施設に損害を与えた場合は、乙へ賠償する。

（協定の変更）

第8条　この協定を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

［資料の巻Ⅱ］

（有効期間）

第9条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年4月9日

甲　静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

直筆署名　㊞

乙　愛知県名古屋市中区錦 2-15-15

中日本エクシス株式会社

代表取締役社長

直筆署名　㊞

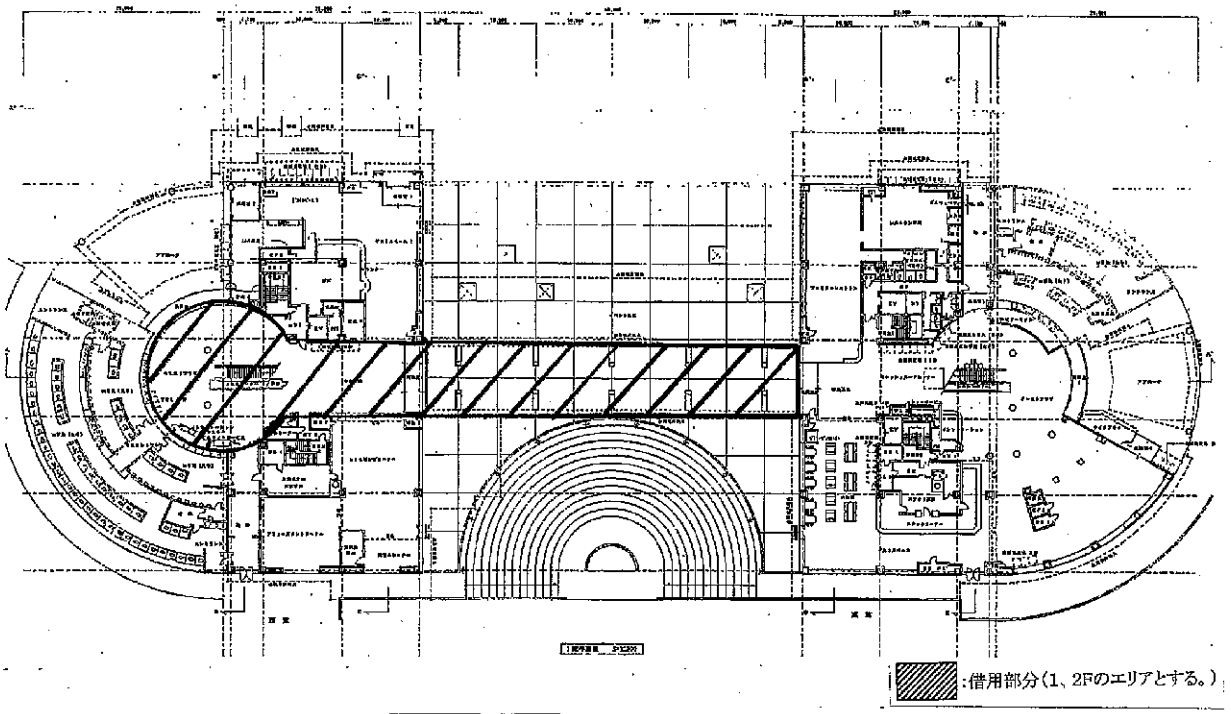

足柄サービスエリア（下り）施設（１Ｆ）内借用部分　詳細図

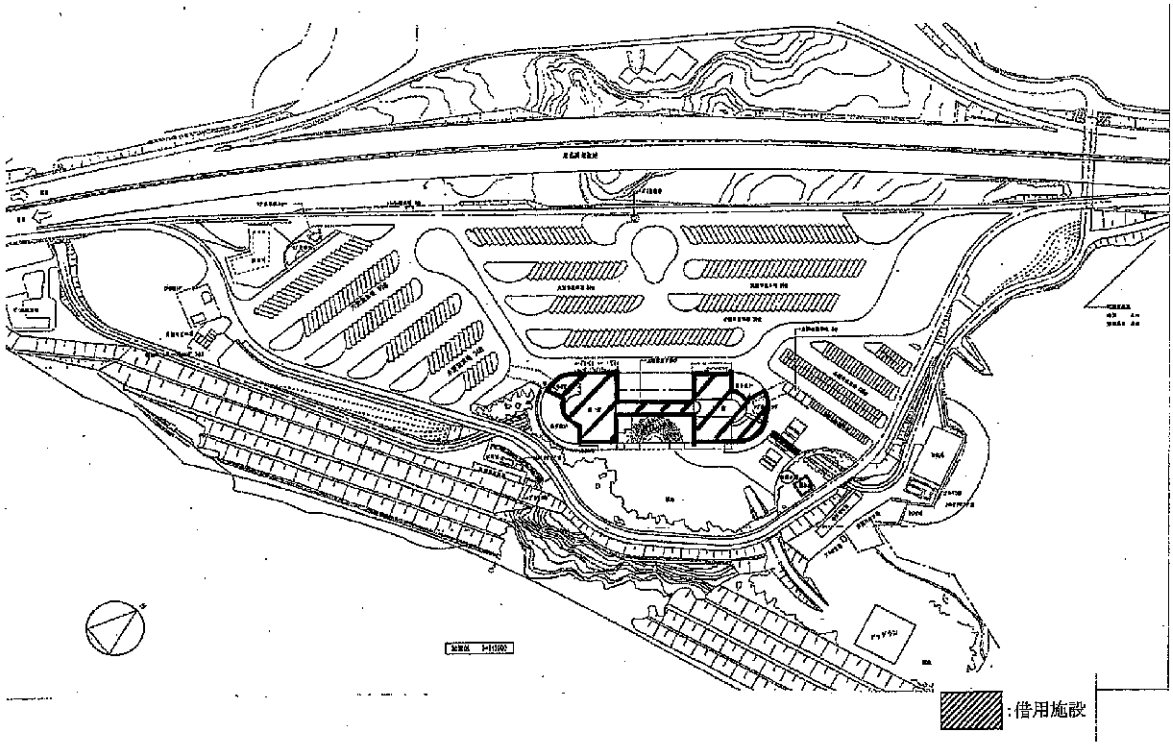

足柄サービスエリア（下り）借用施設　位置図

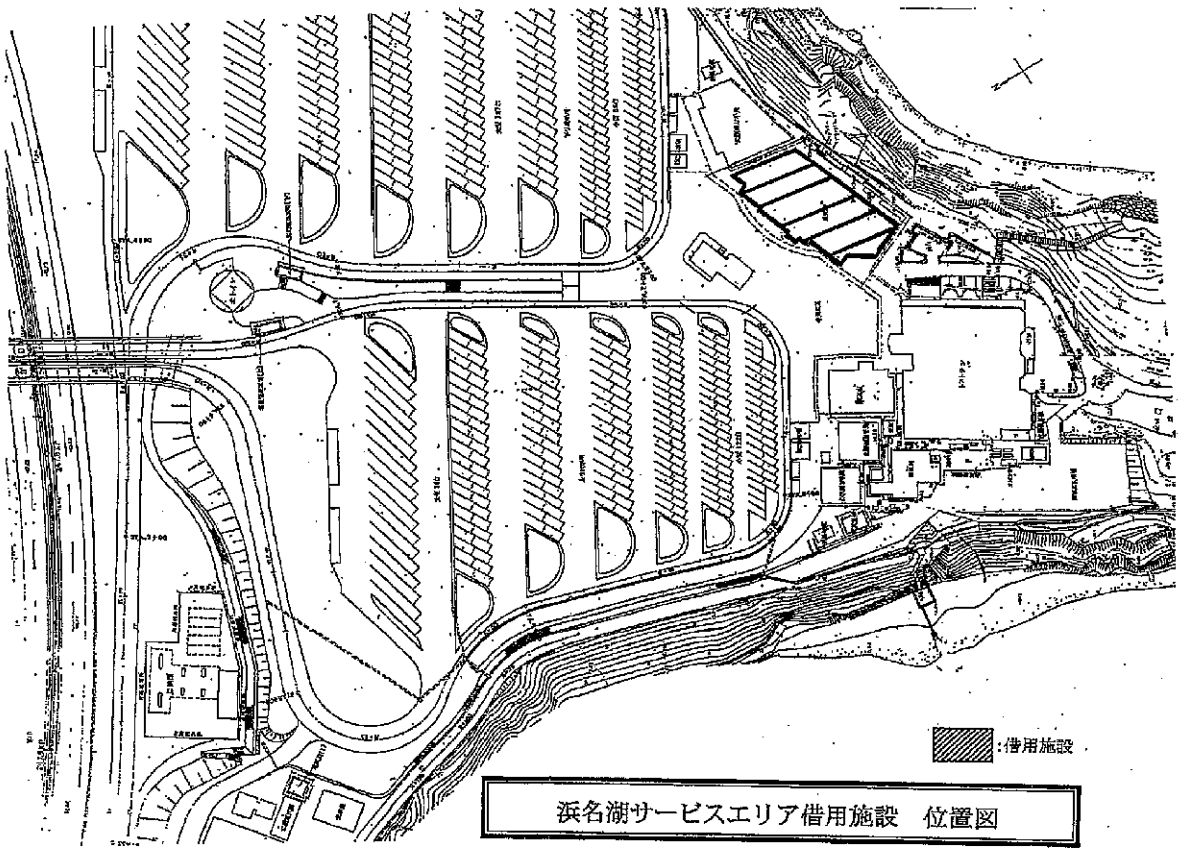

浜名湖サービスエリア借用施設　位置図

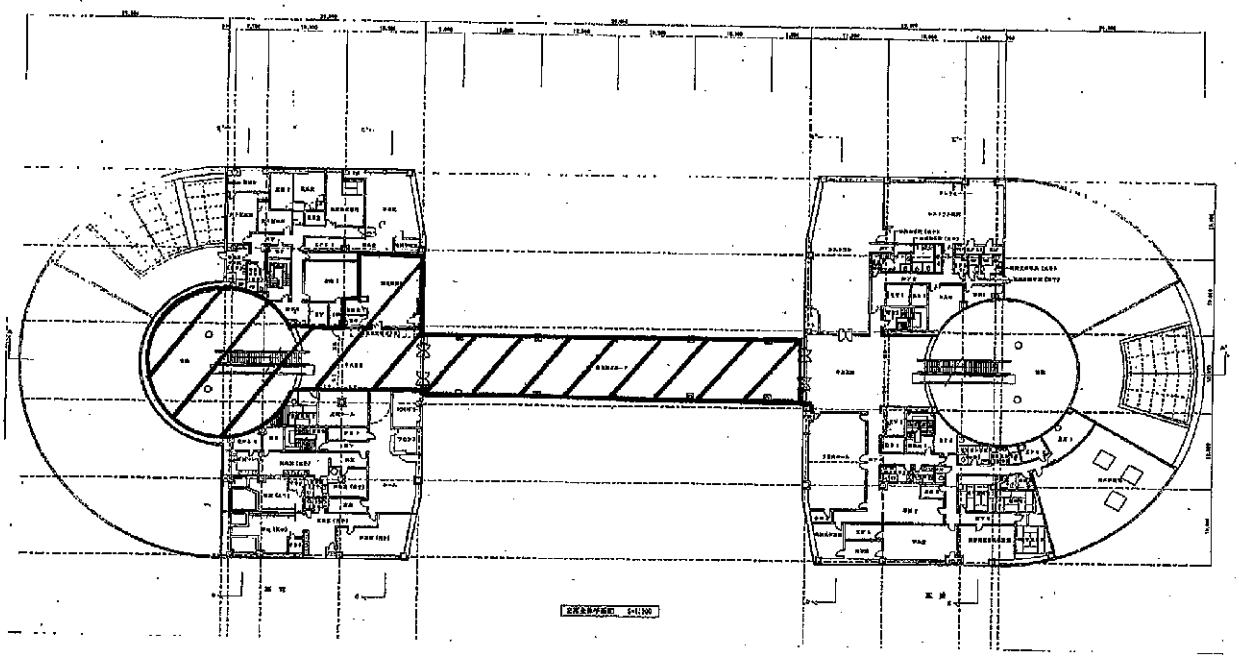

足柄サービスエリア（下り）施設（２Ｆ）内借用部分　詳細図

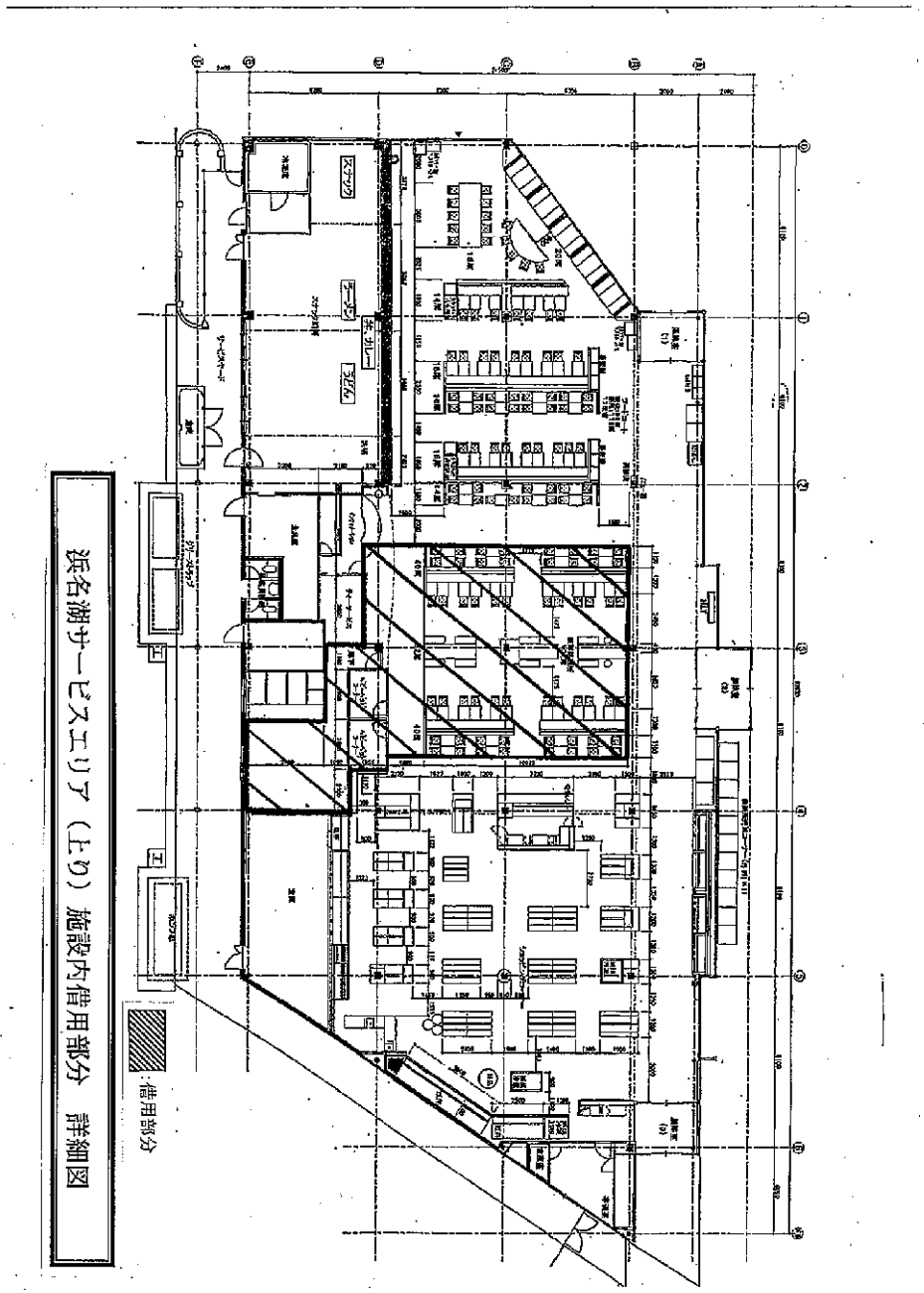

19-2-22　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

（県土木防災課）

国土地理院と静岡県は、それぞれが所有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び静岡県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第３条　国土地理院及び静岡県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第４条　国土地理院及び静岡県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第５条　国土地理院及び静岡県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第６条　国土地理院及び静岡県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この有効期限に関わらず、本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及び静岡県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年　４月１９日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長

静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事

19-3-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

県経済産業部総務監
県マーケティング推進課
県茶業農産課
県水産振興課
県地域産業課
県危機政策課

1 昭和54年度作成様式

静岡県知事　　（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第1 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2. 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認（食品関係にあっては農政課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては商工企画課長とする。）のうえ、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2. に掲げる者に連絡するものとする。

（価　格）

第5 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（引 渡 し）

第6 物資の取引場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

2. 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（代金の支払い）

第7 甲が引取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第8 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協　議）

第9 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10 この協定は、平成　年　月　日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成　年　月　日

甲　静岡市追手町9－6
　静岡県知事

乙　（住　所）
　（氏　名）

別　表（供給要請物資一覧表）

主　食	米、粉乳
副　食	漬物・梅干、つくだに、缶詰
調 味 料	味噌、醤油、塩
衣　料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシ
日 用 品	雨具、おむつ（紙）、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴
燃 料 等	LPガス、LPガス器具

（別　紙）

物資保有数量報告書

（平成　年　月　日現在）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第8により、当（社、店、組合）の物資保有数量を下記のとおり報告します。

平成　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地
名　称
代表者
電話番号

記

品　名	数　量	参考事項

（注）1. 品名については、下表の物資のうち、取扱品目を記入する。
2. 数量には、単位を付する。なお、単位は下表の（　）書きにすることを原則とする。
3. 物資が、多数であるときは、概数でさしつかえない。
4. 参考事項には、保有数量のうちのすべてを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど供給上参考となる事項を記入する。
5. 物資保有場所ごとに作成する。

（表）

区　分	品名及び単位
主　食	米(t)、粉乳(kg)
副　食	漬物・梅干(kg)、つくだに(kg)・缶詰(kg)
調味料	味噌(kg)、醤油(ℓ)、塩(kg)
衣　料	毛布(枚)、テント(張)、シャツ(枚)、下着類(組)、作業衣(着)、タオル(枚)、軍手(双)、サラシ(反)
日用品等	雨具(こ)、おむつ(紙)(組)、おむつカバー(枚)、生理用品(袋)、石けん(こ)、洗剤(箱)、ちり紙(ロール、又は縛)、なべ・ハンゴー(こ)、やかん(こ)、バケツ(こ)、皿(枚)、茶わん(こ)、ハシ・スプーン(膳・本)、哺乳ビン(本)、マッチ・ライター(こ)、懐中電灯(本)、乾電池(こ)、運動靴(足)
燃料等	LPガス(kg)、LPガス器具(こ)

2　平成8年度作成様式

静岡県知事　石川嘉延（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要　請）

第1条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条　第1条の要請は、食品関係にあっては農政企画課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては地域産業課長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2　前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項のものに確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条　第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条　物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

3　甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費　用）

第6条　第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払い）

第7条　甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

（調達・製造可能数量の報告）

第8条　乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（細目協定）

第9条　甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、県集積所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

（市町村長協定との調整）

第10条　乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

（協　議）

第11条　この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条　この協定は、平成　　年　　月　　日から、その協力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成　　年　　月　　日

甲　静岡市追手町９－６
　　静岡県知事　　石　川　　嘉　延　　印

乙　（住　所）
　　（氏　名）

別　表

○確保が必要な物資

期間	発　災　直　後	発災後3～4日まで	３～４日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食料	（調理不要の食品） おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 飲　料 牛　乳 粉ミルク	（主食＋副食品） おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果　実 飲　料 牛　乳 粉ミルク	（自炊のための食材） 米　穀 野　菜 果　実 食　肉 魚　類 漬　物 佃　煮 味噌醤油 塩 飲　料 牛　乳 粉ミルク
物資	衣　料：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 日用品等：雨具、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 燃 料 等：LPガス、LPガス器具		

別紙1　物資調達要請文書

第　　号
平成　　年　　月　　日

会社名
代表者　　様

静岡県知事　石川　嘉延

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要　請　期　間	要　請　品　目	要　請　数　量	搬入希望場所
月　日 ～　月　日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当　　室 ○○
電話　054-221-

別紙2　物資調達・製造可能数量・措置の状況報告書

平成　年　月　日

静岡県知事　石川　嘉延　様

会社名
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（第4条・第8条）により、当社の（物資調達・製造可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3～4日まで		3～4日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）		（自炊のための食材）	
おにぎり		おにぎり		米穀	
弁当		弁当		野菜	
パン		パン		果実	
缶詰		缶詰		食肉	
飲料		ｶｯﾌﾟﾗｰﾒﾝ		魚類	
牛乳		ｶｯﾌﾟ味噌汁		漬物	
粉ミルク		ﾚﾄﾙﾄ食品		佃煮	
		果実		味噌醤油	
		飲料		塩	
		牛乳		飲料	
		粉ミルク		牛乳	
				粉ミルク	
毛布（　）		テント（　）		シャツ（　）	
下着類（　）		作業着（　）		タオル（　）	
軍手（　）		サラシ（　）		雨具（　）	
おむつ（紙）（　）		おむつカバー（　）		生理用品（　）	
石けん、洗剤（　）		ちり紙（　）		なべ、ハンゴー、やかん（　）	
バケツ（　）		皿、茶わん（　）		ハシ・スプーン（　）	
哺乳ビン（　）		マッチ・ライター（　）		懐中電灯、乾電池（　）	
運動靴（　）		LPガス（　）		LPガス器具（　）	

注：協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

［資料の巻Ⅱ］

2 県内への搬入場所、方法（いずれかに○をつける）

①県集積所まで当社が搬入する（熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松）

②当社指定場所で県へ引き渡し（　　県　　市・町）

③その他（　　）

④搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	担当者名	電話（ＦＡＸ）番号
第1順位				
2				
3				

4 その他、連絡事項等有りましたら記入願います。

19-3-2 災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書

（県地域産業課）

静岡県知事 石川嘉延（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧に必要な資機材（以下「資機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要　請）

第1条　甲は、次に掲げる場合において、資機材を調達する必要があると認められるときは、 乙に対し、その供給を要請することができる。

(1)静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2)静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、資機材の供給を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（供給資機材の範囲）

第2条　甲が乙に供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が供給可能な資機材とする。

(1)トタン、板、クギ、スレート、瓦、畳、硝子、鋼材

(2)その他甲が指定する資機材

（要請の方法）

第3条　第1条の要請は、地域産業室長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2　前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第4条の措置 をとるものとする。

（資機材の運搬、引渡し）

第4条　資機材の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し資機材を確認のうえ引取るものとする。

3　甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費　用）

第5条　第2条の供給資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担する ものとする。

2　前項の費用は、集積場所への運搬終了後、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払い）

第6条　甲が引取った資機材は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

（報　告）

第7条　甲は、毎年4月1日現在の資機材の供給に関する搬入経路、県集積場所、県担当者、連絡先等について、乙に報告するものとする。

2　乙は、この協定の成立の日及び毎年7月1日現在の供給可能資機材、連絡先、担当者及び搬入方法を別紙2「供給可能資機材等報告書」により甲に報告するものとする。

（市町村長協定との調整）

第8条　乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先 するものとする。

（協　議）

第9条　この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10条　この協定は、平成　　年　　月　　日から、その効力を有するものとし、甲は乙　　が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。但し、乙が別表　　に掲げる全ての資機材を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

（附則）

昭和54年に申合わせをした応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成　　年　　月　　日

甲　静岡県静岡市追手町９－６

静岡県知事　　石　川　　嘉　延

乙　（住所）

（氏名）

別紙1　資機材調達要請文書

第　　号

平成　年　月　日

会社名

代表者　　様

静岡県知事　石川　嘉延

（地域産業室長）

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給の要請について

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する資機材

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月　日 ～　月　日まで			

担当　地域産業室　〇〇

電話　054-221-

別紙2　供給可能資機材等報告書

平成　年　月　日

静岡県知事　石川　嘉延　様

（地域産業室長）

会社名

代表者

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書（第7条）により、当社　の供給可能資機材を下記のとおり報告します。

記

1　供給可能資機材（供給が可能な資機材を〇で囲む。）

トタン　板　クギ　スレート　瓦　畳　硝子　鋼材

2　通常の連絡先

所在地	担当部署	担当者名	電話番号 FAX番号

3　県内への搬入場所、方法（いずれかに〇をつける）

①県集積所まで当社が搬入する（熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松）

②当社指定場所へ県へ引き渡し（　　県　　市・町）

③そ　の　他（　　）

④搬入方法（陸路、空路、海路）

3　発災時の当組合の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所　在　地	担当部署	担当者名	電話（FAX）番号
第1順位				
2				
3				

4　その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

19-3-3 災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書

（県教育委員会学校教育課）

静岡県（以下「甲」という）と静岡県学校給食会（以下「乙」という）との間に、災害救助法が発動された際の学校給食用物資の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第1　甲は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、学校給食用物資（以下「物資」という）を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙と提携関係にある団体（以下「乙等」という）に対し、その保有する学校給食用物資の供給を要請することができる。

（供給学校給食用物資の範囲）

第2　乙等は、甲から要請のあった物資について、その保有する範囲において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3　第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2　前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を体育保健課長を通じて確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4　第1の要請を受けた時は、乙等はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

（引き渡し）

第5　物資の引き渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認のうえ引き取るものとする。

（価　格）

第6　物資の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は負担に係る運搬等流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等が協議して定める。

（代金の支払い）

第7　甲は、引き取った物資の代金については、30日以内の延納とし、供給要請先に支払うものとする。

（協　議）

第8　この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第9　この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成8年2月15日

（甲）静岡市追手町9－6
静岡県知事　石川　嘉延

（乙）静岡市駿府町1－12
静岡県学校給食会
理 事 長　石田　徳行

19-3-4 応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書

（県林業振興課）

静岡県内に災害が発生し、応急復旧に必要な資機材を県又は市町村から供給の要請及び斡旋をされたときは、当社の保有する資機材を優先的に安定供給することを同意します。

昭和○年○月○日

住　所
社　名
代表者

静岡県知事　山 本 敬 三 郎　様

以下のとおり同意を得ている。

同意者	同意年月日
静岡県木材協同組合連合会　理事長 川口清俊	昭和54年４月11日

19-3-5 大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書

（県危機政策課）

静岡県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における救援物資の提供について、次のとおり基本協定を締結する。

（救援物資提供の要請）

第1条 乙は、大規模災害時において、甲又は市町から救援物資の提供の依頼を受けたときは、これに協力するよう努めるものとする。

（救援物資の範囲）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請することができる救援物資の範囲は、乙が設置した災害時対応型自動販売機（以下「災害救助ベンダー」という。）の機内飲料とする。

（費用）

第3条 前2条の規定により乙が提供した救援物資の費用は、無償とする。

（市町との協定締結）

第4条 乙は、前条に規定する救援物資の提供に関して、市町と協議し、対象となる大規模災害の範囲、協力要請の方法等、細目を定めた協定を締結するものとする。

（平常時の努力義務）

第5条 乙は、平常時から大規模災害時に備えて地域における災害救助ベンダーの設置に努めるものとする。

2 甲及び市町は、乙が前項の規定により地域に災害救助ベンダーを設置するにあたり必要がある場合は、乙と地域との調整に協力するものとする。

（情報交換）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じ て情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一内容をもって更に 5 年間継続するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の 30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項の処理）

第8条 この協定に定めのない事項で疑義を生じた場合は、甲・乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成　　年　月　　日

（甲）　静岡市葵区追手町9番6号　静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

（乙）

アサヒカルピスビバレッジ株式会社中部支社
キリンビバレッジ株式会社静岡支社
サッポロ飲料株式会社
セイユウフーズ株式会社
ナショナル・ベンディング株式会社静岡支店
大塚製薬株式会社静岡支店
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス京浜中部支社
中央静岡ヤクルト販売株式会社
西静岡ヤクルト販売株式会社
中部カーラ・コマース株式会社静岡営業所
日東パシフィックベンディング株式会社浜松営業所
エフ・ヴィセントラル株式会社
コカ・コーラセントラルジャパン株式会社富士地区営業本部VS営業部
サントリーフーズ株式会社静岡支店
ダイドードリンコ株式会社中部第二営業部
ユニバーサル商事株式会社
株式会社アペックス東海支社
株式会社ポッカコーポレーション静岡営業所
東静岡ヤクルト販売株式会社
三機商事株式会社浜松営業所
中部ペプシコーラ販売株式会社
米久ベンディング株式会社

（順不同）

19-4 災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定

（県危機政策課）

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、静岡県（以下「甲」という。）が、○○○○○○（以下「乙」という。）に対し、高齢者等災害弱者の収容について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難者の収容の依頼）

第2条 甲は、市町村の用意する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）に避難した者のうち、市町村長が避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断した者（以下「2次的避難者」という。）の収容について、乙に協力を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、事前に電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うことを原則とする。

(1)要請者の所属、氏名及び連絡先

(2)収容を依頼する2次的避難者の氏名及び連絡先

(3)収容を依頼する理由及び期間

(4)その他必要な事項

（要請の受諾）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的の範囲内において、その要請を受諾するよう努めるものとする。

（収容期間）

第5条 甲が乙に対し依頼する2次的避難者の収容期間は、原則として7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上7日以内の範囲において、その期間を延長することができるものとし、さらに延長を必要とする場合も同様とする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に依頼した2次的避難者の収容に関し、適正な費用を負担するものとする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡県知事

（乙） （宿泊施設等の管理者）

協定締結施設 （H24年4月現在）

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
環境ふれあい課	ゴルフ場関係施設	愛鷹シックスハンドレッドクラブ	沼津市	49
		朝霧ジャンボリーゴルフクラブ	富士宮市	40
		太平洋クラブ御殿場ウエスト	御殿場市	28
		葛城ゴルフクラブ	袋井市	100
		ラフォーレ修善寺＆ｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	伊豆市	1,600
		伊豆湯ヶ島倶楽部	伊豆市	200
		静岡カントリー浜岡コース	御前崎市	100
		伊豆下田カントリークラブ	南伊豆町	70
観光政策課	公営国民宿舎等	浜松市天竜保養センター「若杉荘」	浜松市天竜区	19
		国民宿舎かわづ	河津町	130
		南伊豆国民休暇村	南伊豆町	250
		国民宿舎伊豆まつざき荘	松崎町	155
		菊川市営保養センター「小菊荘」	菊川市	40
		国民宿舎奥浜名湖	浜松市北区細江町	120
長寿政策課	老人休養ホーム	寿荘	伊豆の国市	130
労働政策課	いこいの家	おおとり荘	伊豆の国市	130
小計（A）		16施設		3,161

なお、県有施設であるので通知によっているが、次の青少年教育施設においても2次的避難者を収容する。

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
県教育委員会教育総務課	青少年施設	朝霧野外活動センター	富士宮市	200
		焼津青少年の家	焼津市	250
		観音山少年自然の家	浜松市北区引佐町	200
		三ヶ日青年の家	浜松市北区三ヶ日町	200
小計（B）		4施設		850
合計（A）＋（B）		20施設		4,011

19-5-1 災害時における放送要請に関する協定

（県危機政策課）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、静岡県知事が、日本放送協会静岡放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 静岡県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気電信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要ある時は、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第3条 静岡県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1．放送要請の理由
2．放送事項
3．希望する放送日時及び送信系統
4．その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 NHKは、静岡県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、静岡県生活環境部広報課長及び、日本放送協会静岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第6条 この協定実施に関し、必要な事項は静岡県知事及び、NHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和50年4月1日

静岡県知事　　山本　敬三郎
日本放送協会
静岡放送局長　　加藤　和生

（注） 同様の協定を以下の6放送局（会社）とも締結している。
ただし、日本放送協会浜松放送局は昭和63年7月に静岡放送局浜松支局となっている。

放送局名	協定締結年月日	協定締結者	連絡責任者
日本放送協会浜松放送局	昭和50年4月 1日	浜松放送局長　太田哲二	放送部長
静岡放送株式会社	昭和50年4月 1日	社長　大石益光	報道部長
株式会社テレビ静岡	昭和50年4月 1日	社長　児玉連	報道部長
静岡県民放送株式会社	昭和54年9月 1日	社長　平山博三	報道制作部長
株式会社静岡第一テレビ	昭和55年3月31日	社長　江藤栄	報道部長
静岡エフエム放送（株）	昭和58年4月 1日	社長　河合滋	編成制作部長

19-5-2 災害時における新聞報道に関する申合せ

（県危機政策課）

（趣旨）

第1条 この申合せは、静岡県地域防災計画に基づき静岡県（以下「甲」という。）が、災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき（以下「災害時等」という。）における広報について、朝日新聞社静岡支局（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（報道の要請）

第2条 甲は、災害時等に各種の混乱防止と被害の実情周知等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり必要な場合には、乙に対し協力を要請するものとする。

(1)気象、地震及び水象に関する情報
(2)警戒宣言及び地震予知情報
(3)道路交通情報
(4)交通機関の状況
(5)水道、電話、電気及びガスの状況
(6)医療及び救護の状況
(7)その他静岡県地域防災計画に定めるもの

（要請の手続）

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1)報道要請の理由
(2)必要な報道の内容
(3)その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 前条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任者は企画部広報課長とし、乙の連絡責任者は静岡支局長とする。

（効力）

第5条 この申合せは、平成7年7月7日から、効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第6条 この申合せに定めのない事項及びこの申合せに関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の申合せの成立を証するため、この申合せ書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成7年7月7日

（甲）静岡県知事　　石川嘉延
（乙）株式会社朝日新聞社静岡支局長　　街風隆雄

（注）同日、以下の新聞社との間でも同様の申合せを行っている。

新聞社名	調印者	連絡責任者	新聞社名	調印者	連絡責任者
産経新聞社	静岡支局長　滝川忠正	静岡支局長	日刊工業新聞社	静岡支局長　青山征人	静岡支局長
静岡新聞社	社長　大石益光	編集局長	毎日新聞社	静岡支局長　加藤春樹	静岡支局長
中日新聞社	東海本社代表　成田和雄	静岡総局長	読売新聞社	静岡支局長　湯川秀夫	静岡支局長
中部経済新聞社	静岡支局長　永井國弘	静岡支局長	共同通信社	静岡支局長　野上忠興	静岡支局長
日本経済新聞社	静岡支局長　神田忠慶	静岡支局長	時事通信社	静岡総局長　宮崎行雄	静岡総局長

19-5-3　災害時における情報伝達要請に関する協定

（県障害福祉課）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）が、株式会社レスキューナウ・ドット・ネット代表取締役市川啓一（以下「乙」という。）に聴覚障害のある人向けの情報伝達を行うことを求める時の手続等を定めるものとする。

（情報伝達の要請）
第２条　甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 55 条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気電信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要がある時は、乙に情報伝達を行うことを求めることができる。

（要請の手続）
第３条　甲は、乙に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
（１）　情報伝達要請の理由
（２）　情報伝達事項
（３）　希望する情報伝達日時及び配信系統
（４）　その他必要な事項

（情報伝達の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して主に聴覚障害のある人向けに伝達することとし、甲及び聴覚障害のある受信者からは伝達料を徴収しないものとする。

（情報の取扱い）
第５条　乙は、甲から伝達の要請を受けた情報について、本協定の適用する目的以外に用いてはならない。

（連絡責任者）
第６条　第３条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、静岡県総務部防災局長及び乙を連絡責任者とする。

（雑則）
第７条　この協定実施に関し、必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、平成 14 年５月１日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 14 年５月１日

（甲）静岡県追手町９番６号
静岡県知事　　石　川　嘉　延

（乙）東京都品川区西五反田５－６－３
株式会社レスキューナウ・ドット・ネット
代表取締役　　市　川　啓　一

（注）　同様の協定を特定非営利活動法人 CS 障害者放送統一機構及び静岡県聴覚障害者情報センターとも平成 17 年 12 月６日に締結している。

19－5－4　公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書

静岡土木事務所長（以下「甲」という。）と静岡中央郵便局長（以下「乙1」という。）、静岡南郵便局長（以下「乙2」という。）、静岡西郵便局長（以下「乙3」という。）及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長（以下「乙4」という。）とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

（目的）
第1条　この地区覚書は、静岡市内の公共土木施設等に関して、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」とが相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

（通報範囲）
第2条　この地区覚書を適用する通報範囲は、静岡市内における公共土木施設等で、「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」に所属する郵便局職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

（通報内容）
第3条　通報内容は道路の陥没・亀裂・舗装状態・側溝破損・防護柵の異常・河川の水質汚濁・護岸の破損・堤防の漏水・土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

（通報方法）
第4条　「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」においては別に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また、連絡票は別に定める。

（連絡系統における市町村の介在）
第4条の1　連絡系統には、第一報の通報を受ける介在機関（以下「介在市町村」という。）として、既に静岡市長と静岡中央郵便局長、静岡南郵便局長、静岡西郵便局長及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長との間に「災害等支援協力に関する覚書」を締結している静岡市（担当：維持管理課）に置くものとする。

（介在市町村の役割）
第4条の2　「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」からの通報を受けた「介在市町村」は、「甲」の管轄する箇所に係る通報について通報の内容を「甲」に連絡するものとする。

（介在市町村の承諾）
第4条の3　「甲」は通報に介在する「介在市町村」と別途承諾書を取り交わすものとする。

（通報時の対応）
第5条　「甲」は通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

（事後の措置）
第6条　「甲」は通報に対する措置について、必要に応じ「乙1」「乙2」「乙3」「乙4」及び「介在市町村」に報告を行うものとする。

（実施時期）
第7条　この地区覚書は、平成14年11月27日から効力を有するものとする。

（疑義の解決）
第8条　この地区覚書に定めのない事項及びこの覚書に関する疑義を生じたときは、その都度、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が協議して定めるものとする。

この地区覚書を証するため本書5通を作成し、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成14年11月27日

「甲」　静岡県静岡土木事務所長
長江元義

「乙1」　静岡中央郵便局長
高橋政一

「乙2」　静岡南郵便局長
井口雅海

「乙3」　静岡西郵便局長
鈴木操

「乙4」　東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会
静岡市連絡会会長
八木利光

19-6-1　災害時の医療救護活動に関する協定書（労働福祉事業団）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と労働福祉事業団（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、静岡県地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要事項を定めるものとする。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（労働災害、航空機事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、静岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認める場合には、乙に対し、医療救護班の編成及びの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の避難所及び医療救護施設（救護所、救護病院、仮設救護病院及び仮設病棟をいう。）等に派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護活動計画に関する指針の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動に関する指針を策定し、これを甲に提出する。

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、市町村が、災害現場等に設置する避難所及び医療救護施設において、医療救護を行なうことを原則とする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)重症患者、中等傷患者の振り分け

(2)傷病者に対する応急処置又は処置

(3)傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4)被災者の死亡の確認及び死体の検案

(5)その他必要な事項

（医療従事者に対する現場における指示等）

第５条　乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者が行うものとする。この場合、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送等）

第６条　甲は、医療救護班の輸送、通信の確保その他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（細目）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して調整するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の翌日から起算して１年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

平成９年２月27日

（甲）静岡市追手町９－６
静　岡　県　知　事　石　川　嘉　延

（乙）東京都千代田区神田小川町２－５
労働福祉事業団　理事長　若　林　之　矩

19-6-2　災害時の医療救護活動に関する協定書（（社）静岡県医師会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

３　乙は、関係団体等に対し、第１項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第２条　甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

３　乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第１条第１項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

４　乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第３条　甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

２　甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

３　乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第４条　乙は、前２条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

２　乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第５条　医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 診察（トリアージを含む。）

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容

(4) 死体の検案

(5) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）

（指揮命令）

第６条　乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

２　乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第７条　甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第８条　県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

２　乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第９条　乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

２　乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

２　前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

３　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

４　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

５　前２項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（損害補償）

第１１条　甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３７年静岡県条例第４９号）又は静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）第３４条第１項に基づき補償する。

２　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

３　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

４　前２項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（実施細目）

第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第１４条　この協定は、平成１８年３月２４日から適用する。

２　本協定発効と同時に平成９年１２月２５日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

３　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成１８年３月２４日から１年間とする。ただし、協定期間の満了する１か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き１年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１８年３月24日

（甲）　静　岡　県　知　事　　石　川　嘉　延

（乙）　社団法人静岡県医師会長　　岡　田　幹　夫

19-6-3 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県看護協会)

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県看護協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

３　乙は、関係団体等に対し、第１項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第２条　甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

３　乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第１条第１項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

４　乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第３条　甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

２　甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

３　乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護活動計画）

第４条　乙は、前２条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

２　乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第５条　医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) トリアージ

(2) 傷病者に対する応急看護及び看護

(3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容

(4) その他必要な事項

（指揮命令）

第６条　乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

２　乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第７条　甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第８条　県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

２　乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第９条　乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

２　乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

２　前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

３　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

４　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

５　前２項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（損害補償）

第１１条　甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３７年静岡県条例第４９号）又は静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）第３４条第１項に基づき補償する。

２　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

３　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

４　前２項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（実施細目）

第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第１４条　この協定は、平成１８年３月２４日から適用する。

２　本協定発効と同時に平成９年１２月２５日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

３　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成１８年３月２４日から１年間とする。ただし、協定期間の満了する１か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き１年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成18年3月24日

（甲）静　岡　県　知　事　石 川 嘉 延

（乙）社団法人静岡県看護協会長　榛 葉 由 枝

19-6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県歯科医師会)

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護活動計画）

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 死体の検案

(3) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（実施細目）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

（甲）静　岡　県　知　事　石川嘉延

（乙）社団法人静岡県歯科医師会長　大久保　満　男

19-6-5　災害時の医療救護活動に関する協定書（(社)静岡県病院協会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県病院協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

３　乙は、関係団体等に対し、第１項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第２条　甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

３　乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第１条第１項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

４　乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第３条　甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

２　甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

３　乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第４条　乙は、前２条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

２　乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第５条　医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 診察（トリアージを含む。）

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容

(4) 死体の検案

(5) その他必要な事項

（指揮命令）

第６条　乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

２　乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第７条　甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第８条　県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

２　乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第９条　乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

２　乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第10条　甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

２　前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

３　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

４　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

５　前２項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（損害補償）

第11条　甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）第34条第１項に基づき補償する。

２　甲は、第３条第２項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

３　甲は、第３条第３項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

４　前２項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第１項の規定を適用する。

（実施細目）

第12条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第14条　この協定は、平成18年３月24日から適用する。

２　本協定発効と同時に平成９年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

３　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年３月24日から１年間とする。ただし、協定期間の満了する１か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き１年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成18年３月24日

（甲）　静　岡　県　知　事　　石　川　嘉　延

（乙）　社団法人静岡県病院協会長　　平　賀　聖　悟

19-6-6　災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県薬剤師会)

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条　この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3　乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第2条　甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）又は医薬品備蓄センター、広域物資拠点及び緊急物資集積所等（以下「医薬品集積所」という。）に派遣する。

3　乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等又は医薬品集積所へ派遣する。

4　乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条　甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2　甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3　乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第4条　乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2　乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条　医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤業務

(2) 医療救護施設等における医薬品等の管理

(3) 医薬品集積所における医薬品等の管理

(4) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条　乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2　乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条　甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条　県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が必要な措置を講ずる。

2　乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条　乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2　乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第10条　甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2　前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3　甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4　甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5　前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（損害補償）

第11条　甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2　甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3　甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4　前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（実施細目）

第12条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第14条　この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2　本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

（甲）静　岡　県　知　事　石　川　嘉　延

（乙）社団法人静岡県薬剤師会長　齊　藤　文　昭

19-6-7 災害時の医療救護活動に関する協定書（特定非営利活動法人日本災害医療支援機構）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると見とめる場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等に派遣するものとする。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

（医療救護班の業務）

第 4 条 乙が派遣する医療救護班は、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等において、医療救護を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）トリアージ

（2）傷病者に対する応急処置及び医療

（3）傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定

（4）被災者の死亡の確認及び死体の検案

（5）その他必要な事項

（医療救護班に対する現場における指示等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送等）

第 6 条 甲は、医療救護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（細目）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、甲又は乙から協定の有効期間満了の日の1か月前までに特段の意志表示のない場合は、引き続き 1 年間、協定の有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解釈等）

第 10 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施行期日）

第 11 条 この協定は、平成 15 年 2 月 21 日から施行する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 15 年 2 月 21 日

（甲）静岡県知事　石 川 嘉 延

（乙）特定非営利活動法人日本災害医療支援機構

理事長　島 崎 修 次

19-6-8 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

（県地域医療課）

静岡県を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務（以下「本業務」という。）の協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条　この協定は、静岡県地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社（以下「指定航空会社」という。）に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

（指定航空会社の通知）

第3条　乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

（業務の指示）

第4条　甲は、災害の状況に応じて静岡県地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2　乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3　甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

（業務内容）

第5条　乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

（航空保険）

第6条　乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

（費用負担）

第7条　甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2　前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3　前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

（損害賠償）

第8条　本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

（災害補償）

第9条　甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協定の有効期間及び解除）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2　甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の解釈等）

第11条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施行期日）

第12条　この協定は、平成14年1月17日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年1月17日

（甲）静岡市追手町9番6号
静岡県
代表者　静岡県知事　石川　嘉延

（乙）東京都文京区湯島三丁目37番4号
財団法人日本救急医療財団
理事長代理　副理事長　渡辺　泰次

19-6-9　災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定書

（県薬事課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）
第1　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。
（供給医薬品等の範囲）
第2　乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるものとする。
（要請の方法）
第3　第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
2　前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を確認（薬務課長とする。）のうえ、第4の措置をとるものとする。
（要請に基づく乙等の措置）
第4　第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。
（引渡し）
第5　医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ引取るものとする。
ただし、甲が指定する方法による引き渡しが不可能である場合には、乙等はその旨甲に連絡するものとする。
（価　格）
第6　医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。
ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。
（代金の支払い）
第7　甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。
（保有量の報告）
第8　乙等は、毎年3月末日現在の医薬品等（災害救助に必要な医薬品等に限る。）の保有数量を甲に報告するものとする。
（協　議）
第9　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。
（有効期間）
第10　この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年6月1日

（甲）静岡市追手町9－6
静岡県知事　石川　嘉延　印
（乙）静岡市葵区七間町5番地の1
チサンマンション七間町501
静岡県医薬品卸業協会
会　長　鈴木　憲行　印

19-6-10　災害救助に必要な医療材料等の調達に関する協定書

（県薬事課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県医科器械協会（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な医療材料等の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）
第1　甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療材料等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医療材料等の供給を要請することができる。
（供給医療用材料等の範囲）
第2　乙等は、甲から要請のあった医療材料等について、その保有する範囲内において供給に応じるものとする。
（要請の方法）
第3　第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭要請とし、その後速やかに文書を交付するものとする。
2　前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を確認（薬務課長とする。）のうえ、第4の措置をとるものとする。
（要請に基づく乙等の措置）
第4　第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。
（引渡し）
第5　医療材料等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が現品を確認のうえ引取るものとする。ただし、甲が指定する方法による引渡しが不可能である場合には、乙等はその旨甲に連絡するものとする。
（価　格）
第6　医療材料等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。
ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙協議して定める。
（代金の支払い）
第7　甲は、引取った医療材料品等の代金を速やかに要請先に支払うものとする。
（保有量の報告）
第8　乙等は、毎年3月末日現在の医療材料等（災害救助に必要なものに限る。）の保有数量を甲に報告するものとする。
（協　議）
第9　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。
（有効期間）
第10　この協定は、平成8年4月1日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年4月1日

（甲）静岡市追手町9番6号
静岡県知事　石川　嘉延　印
（乙）清水市草薙北3番18号
静岡県医科器械協会
会長　永田　幸夫　印

19-7-1　静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書

（趣旨）

1　この確認書は、静岡県・山梨県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとった必要な応援その他の事項について確認する。

（連絡体制）

2　両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要が生じたときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

（応援の種類）

3　応援の種類は次のとおりとする。

(1) 資機材、車両、物資等の提供及び斡旋

ア　施設の応急復旧工事等に必要な資機材等　（別表－１）

イ　応急復旧活動に必要な車両等　（別表－２）

ウ　応急復旧活動に必要な物資　（別表－３）

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア　応急復旧等に必要な土木部職員

(3) 施設及び施設に関する情報の提供

ア　緊急輸送道路

イ　港湾

ウ　拠点となる施設

エ　その他の公共土木施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援態勢の整備）

4　県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

（応援の実施）

5　応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。

ア　応援要請の方法

イ　応援の自主出動

ウ　応援経費の負担

（訓練の実施）

6　両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

（資料の交換）

7　両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

（連絡会議の実施）

8　両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・山梨県土木部地震対策連絡会議」において行う。

（協議）

9　この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

（その他）

10　本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書２通を作成し、各県記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１０年　２月　18　日

静　岡　県　土　木　部　長

岡野眞久

山　梨　県　土　木　部　長

沼田敏穂

表	内　　容
別表－１	交通規制等の安全確保資材 ・バリケード ・ロープ ・案内板　　等 災害発生時の復旧用資材 ・Ｈ型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう　　等 その他の資機材 ・照明灯 ・測量機器　　等
別表－２	・土木事務所が管理している車両等
別表－３	活動用物資 ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手　　等

19-7-2　静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書

（趣旨）

1　この確認書は、静岡県、神奈川県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとった必要な応援その他の事項について確認する。

（連絡体制）

2　両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要が生じたときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

（応援の種類）

3　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　資機材、車両、物資等の提供及びあっせん

ア　施設の応急復旧工事等に必要な資機材等（別表－１）

イ　応急復旧活動に必要な車両・舟艇等（別表－２）

ウ　応急復旧活動に必要な物資（別表－３）

（２）　応急対策に必要な職員の派遣等

ア　応急復旧等に必要な土木部職員

（３）　施設及び施設に関する情報の提供

ア　緊急輸送道路

イ　港湾

ウ　拠点となる施設

エ　その他の公共土木施設

（４）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援態勢の整備）

4　県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

（応援の実施）

5　応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。

ア　応援要請の方法

イ　応援の自主出動

ウ　応援経費の負担

（訓練の実施）
6　両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

（資料の交換）
7　両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

（連絡会議の実施）
8　両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・神奈川県土木部地震対策連絡会議」において行う。

（協議）
9　この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

（その他）
10　本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書２通を作成し、各県記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年３月２４日

静　岡　県　土　木　部　長

山　田　　功

神　奈　川　県　土　木　部　長

住　田　陸　快

表	内　　容
別表－１	交通規制時の安全確保資材 ・バリケード ・ロープ ・案内板　　等 災害発生時の復旧用資材 ・Ｈ型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう　　等 その他資機材 ・照明灯 ・測量機器　　等
別表－２	・土木事務所等が管理している車両等
別表－３	活動用物資 ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手　　等

19-7-3

（県土木防災課）

中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

平成２２年　２月

国土交通省中部地方整備局
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
長野県
名古屋市
静岡市
浜松市

中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

国土交通省中部地方整備局企画部、岐阜県県土整備部、静岡県建設部、愛知県建設部、三重県県土整備部、長野県建設部及び名古屋市緑政土木局、静岡市建設局並びに浜松市土木部（以下「構成機関」という）は災害が発生し、又はその恐れがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを行う。ただし、各県間等で既に締結されている相互応援に関する協定等に基づき応援を行う場合は、この申し合わせは適用しない。

（目　的）

第１条　本申し合わせは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の相互協力の内容等を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（相互協力の内容）

第２条　災害時の協力は、おおむね次の内容とする。

（１）迅速な被災情報等の情報（共有化）
（２）車両、通信機器等の貸付（操作要員の協力を含む。）
（３）被災状況の調査
（４）被災箇所の緊急対応
（５）その他必要と認められる事項

なお、他の機関の協力が必要となった場合、あるいはその恐れが生じた場合には、相互協力が円滑に進むように被災状況等を連絡するものとする。

（協力の要請）

第３条　構成機関は，災害対策に対する他の機関の協力が必要と判断した場合、電話又はＦＡＸで協力を要請するものとする。

（要請によらない協力）

第４条　災害が発生し、被災による連絡不能等のため、被災した構成機関から協力要請がない場合においては、第３条の規定にかかわらず、構成機関は独自の判断により協力できるものとし、その協力内容について相手機関に連絡するものとする。

（費用負担）

第５条　要請に基づく協力に要する費用は、原則として要請を行った機関の負担とする。

２　国土交通省中部地方整備局が災害時の緊急対応として実施する要請によらない協力については同地方整備局の負担とする。

（相互協力の連絡等）

第６条　構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この申し合わせは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たに相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（連絡会の設置）

第８条　構成機関は、この申し合わせの運用について、具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

（その他）

第９条　本申し合わせについて疑義を生じたとき、又は本申し合わせに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

（適　用）

第10条　この申し合わせは、平成２２年　２　月　１日から適用する。

平成２２年　２　月　１日

国土交通省
中部地方整備局　企画部長　　野　田　　備

岐　阜　県　県土整備部長　　金　森　吉　信

静　岡　県　建設部長　　衛　門　久　明

愛　知　県　建設部長　　川　西　　貢

三　重　県　県土整備部長　　北　川　貴　志

長　野　県　建設部長　　入　江　　靖

名古屋市　緑政土木局長　　村　上　芳　樹

静　岡　市　建設局長　　富　野　哲　郎

浜　松　市　長　　鈴　木　康　友

19-7-4　東海四県水道災害相互応援に関する覚書

（県企業局事業課）

（趣旨）

第1条　この覚書は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「四県」という。）の水道用水供給事業において、災害その他非常の事態等（以下「災害等」という。）が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条　四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るように努めなければならない。

（応援県）

第3条　大規模な災害等が発生した場合においては、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2　応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県（以下「応援主管県」という。）を決定する。

3　応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

（応援の内容）

第4条　応援の内容は、次のとおりとする。

〔1〕　応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣

〔2〕　応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等

〔3〕　前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第5条　応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

（経費の負担）

第6条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4　被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時立替支弁するものとする。

5　前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6　前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

［資料の巻Ⅱ］

（情報交換）

第7条　四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条　この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2　この覚書に定めない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附　則

この覚書は、平成7年12月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年12月1日

岐阜県開発企業局
開発企業局長　森本　安彦

静岡県公営企業管理者
企業局長　岩淵　昌弘

愛知県公営企業管理者
企業庁長　加藤　幸一

三重県公営企業管理者
企業庁長　藤原　康司

19-7-5　神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

（県企業局事業課）

（趣旨）

第1条　この覚書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁及び水道用水供給事業を経営する静岡県企業局（以下「両県」という。）において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡部署）

第2条　両県は、あらかじめ応援体制表（様式1）により連絡課を定め、地震等の災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

（備蓄資材等の調査）

第3条　両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

（応援の要請手続き）

第4条　応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2　応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後速やかに応援要請書（様式2）を送付するものとする。

(1)　災害等の状況

(2)　必要資機材及び人員等の応援内容

(3)　応援の場所及び応援場所への経路

(4)　応援の期間

(5)　前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援内容）

第5条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣

(2)　応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等

(3)　前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援体制）

第6条　応援を要請した企業庁又は企業局（以下「応援要請県」という。）は、災害の状況に応じ、応援する企業庁又は企業局（以下「応援県」という。）職員の宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2　応援県の職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

（情報交換）

第7条　第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2)　応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとする。

(3)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の負担とする。

(4)　応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。

2　前項の定めによりがたいときは、両県が協議して定めるものとする。

（協議）

第8条　この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第9条　この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長　志手　征吉

静岡県公営企業管理者

企業局長　藤木　紀男

19-7-6 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定

（県企業局事業課）

（趣旨）

第1条　この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援事業体）

第2条　応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

（1）応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供

（2）その他被災事業体から要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

（経費の負担）

第5条　応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

（情報の交換）

第6条　各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条　この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この協定は、平成9年3月11日から施行する。

［資料の巻Ⅱ］

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局
開発企業局長　森 本　安 彦

静岡県公営企業管理者
企 業 局 長　藤 木　紀 男

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長　原 田　昌 衛

三重県公営企業管理者
企 業 庁 長　増 田　保 正

名古屋市工業用水道事業管理者
企 業 局 長　中 野　道 孝

１９－７－７　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

（県生活排水課）

第１章　総　則

（目的）

第１条　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「１８大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

２　下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

第２条　東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

２　　大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第２章　平常時の対策

（災害時支援関東ブロック連絡会議）

第３条　下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

　なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）

２　ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

（１）国土交通省関東地方整備局

（２）日本下水道事業団

（３）ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）

（４）ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市）

（５）ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）

（６）（社）全国上下水道コンサルタント協会

（７）（社）日本下水道施設業協会

（８）（社）日本下水道管路管理業協会

（９）（社）日本下水道処理施設管理業協会

（10）東京都管工事工業協同組合

（11）三多摩管工事協同組合

（12）（社）日本下水道協会

３　都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

４　ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

５　ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

（ブロック連絡会議幹事）

第４条　ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として１年とする。ただし、再任は妨げない。

２　ブロック連絡会議幹事は、原則として年１回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

（１）ブロック連絡会議幹事の選任に関すること。

（２）ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関すること。

（３）ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関すること。

（４）前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関すること。

（５）第８条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。

（６）ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関すること。

（７）ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。

（８）その他災害支援に必要な事項。

３　ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4　ブロック連絡会議幹事は、第２項第７号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

5　ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第５条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

（ブロック連絡会議議長）
第５条　ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2　ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

（ブロック連絡会議事務局）
第６条　ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

（企画調整部会）
第７条　ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事県、当年度ブロック連絡会議幹事県、次年度ブロック連絡会議幹事県とする。

2　企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第３章　下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）
第８条　都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。
（１）震度６弱以上の地震が発生した場合
（２）震度５強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した市町村から支援要請を受けた場合
（３）その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

2　下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。

3　下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。

4　都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。

5　下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置することができる。

6　下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第４条第２項第３号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものとし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

（下水道対策本部の組織）
第９条　下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
（２）下水道対策本部員
ア　日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
イ　ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
ウ　ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市）
エ　ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）
オ　第３条第２項第６号から第１２号に定める団体が指名する者
カ　下水道対策本部長が必要と認めた者
（３）下水道対策特別本部員
国土交通省

2　ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策本部長は次の各号に掲げる本部員の参加を要請する。
（１）被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
（２）大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）
（３）下水道対策本部長が必要と認めた者

3　下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用により支援活動を行うものとする。

4　下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。
なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5　ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

（下水道対策本部の業務）
第10条　下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとする。
（１）下水道対策本部の設置に関すること。
（２）被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
（３）支援計画の立案に関すること。
（４）被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
（５）被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
（６）応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第３項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
（７）災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
（８）調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
（９）被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
（10）被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
（11）下水道対策本部の解散に関すること。
（12）その他支援の実施に必要な事項。

２　被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）本部員の参加要請に関すること。
（２）被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
（３）大都市への支援調整に関すること。
（４）その他広域的な支援の実施に必要な事項。

（国土交通省の役割）
第11条　国土交通省は、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）
第12条　下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

２　支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び兼用可能な資機材等について報告するものとする。

３　下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。
　なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

４　広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

（応援活動）
第13条　応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び兼用可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

２　応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル－2006版－」及び「下水道の地震対策マニュアル　別冊・緊急対応マニュアル－2006年版－」を参考にする。

（前線基地）
第14条　下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

２　応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

３　応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

４　現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

５　前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。

６　ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第４章　その他

（被災した自治体の役割）
第15条　被災した自治体は、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

（費用負担の考え方）
第16条　応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

（ブロックルールの改定等）
第17条　ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

（その他）
第18条　下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（社）日本下水道協会に報告するものとする。

2　下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

3　下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を（社）日本下水道協会に連絡するものとする。（社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

4　ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が（社）日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則
1　このルールは、平成２０年８月１日から効力を生ずる。
2　「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。

１９－７－８　下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

（県生活排水課）

1　はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」）」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成19年3月25日に能登半島地震、新しい全国ルール制定直後の平成19年7月16日に新潟県中越沖地震を経験し、円滑な支援の重要性を認識したところである。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2　基本事項

（1）本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

（2）災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

ア　中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市
イ　中部ブロックを所管する国土交通省地方整備局
ウ　日本下水道事業団
エ　（社）日本下水道協会
オ　その他関係業界団体

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」)として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。
① 幹事
ア オブザーバー以外の県
② 副幹事
ア 幹事及びオブザーバー以外の県
イ 大都市
ウ 日本下水道事業団

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

4 下水道対策本部の設置

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
① 震度6弱以上の地震が発生した場合
② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部を幹事県に設置する。
① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方整備局並びに(社)日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事県)は、その他構成員に連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
①下水道対策本部長
被災した区域を所管する県の下水道担当課長
(ただし、幹事県に設置する場合は、幹事県の下水道担当課長)
②下水道対策副本部長
ア 幹事、副幹事の下水道担当課長(日本下水道事業団にあっては、被災区域の担当総合事務所施工管理課長または事務所長)
イ 下水道対策本部長が必要と認めた者
③下水道対策本部員

ア ①、②を除く別紙1の構成員
イ 下水道対策本部長が必要と認めた者
④下水道対策特別本部員
ア 国土交通省

ただし、中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者に下水道対策本部への参加を要請する。
⑤大都市連絡窓口
⑥他ブロック幹事
⑦その他下水道対策本部長が必要と認めた者

（5） 下水道対策本部長は、必要に応じて下水道対策本部構成員の本部への参集を要請することができるものとする。

（6） 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
② 下水道対策本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

（7） 下水道対策本部を解散する場合、下水道対策本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに各本部員に連絡するものとし、（社）日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

（8） 中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の業務

（1） 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。

（2） 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。
①下水道対策本部の設置、解散に関すること
②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
③関係方面への情報提供に関すること。
④ブロック内被災自治体への支援に関すること。
ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
イ 支援可能体制の把握
ウ 支援計画の立案
エ 中部ブロック構成員への支援要請
オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
⑤広域支援に関すること。（他ブロックへの支援）
ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
ウ 中部ブロック構成員への支援要請
⑥その他支援の実施に必要な事項

（3） 下水道対策本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

6 経費の負担

（1） 下水道対策本部としての業務は、「支援活動」とし、本部構成員の属する組織・団体の身分及び費用による。

（2） 被災自治体の下水道施設の被害状況等を把握し、2次災害の発生防止及び施設の機能を緊急的に確保するための調査等は、原則「支援活動」とし、支援する自治体が当該支援活動に要した経費を負担する。

（3） 被災自治体の下水道施設の本復旧のための調査及び業務等は、「応援・派遣活動」（以下、「応援活動等」という。）とし、災害対策基本法及び地方自治法の規定に基づき応援・派遣を受ける自治体が当該応援活動等に要する経費を負担する。

（4） 支援活動または応援活動等（以下「支援・応援活動」という。）をする職員が、当該活動により、負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する

経費は、支援等をした自治体の負担とする。

(5) 支援・応援活動をする職員が活動上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援・応援活動業務の従事中に生じたものについては、支援等を受けた自治体が、被災県市への往復の途中において生じたものについては、支援等をした自治体が賠償の責めに任ずる。

(6) 前(1)から(5)は、中部ブロック内での活動について定めるものである。ただし、これによりがたい場合は、別途協議により定めるものとする。

(7) 広域支援を受ける場合または行う場合は、当該他ブロックまたは大都市との協議によるものとする。

(8) 関係業界団体等の支援・応援活動等に係る費用は、原則、前(1)を除き支援等を受ける自治体の負担とする。ただし、当該団体等から申し出がある場合は、その費用の全部または一部を当該団体等が負担とすることができる。

(9) 前(4)及び(5)は、関係業界団体等の支援・応援活動について準用する。この場合において、「支援等をした自治体」を「支援等をした関係業界団体等」と読み替えるものとする。ただし、被災自治体が関係業界団体等と契約を締結した場合には、契約による対応を優先するものとする。

7 その他

災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（県住まいづくり課）

（趣　　旨）

第1条　この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、静岡県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定　　義）

第2条　この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

（要請の手続き）

第3条　甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協　　力）

第4条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条　乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報　　告）

第8条　乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提出）

第9条　乙は、本協定にかかる乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協　　議）

第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適　　用）

第11条　この協定は、平成9年5月27日から適用する。

2　昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

（甲）静岡市追手町9番6号

静岡県知事　石　川　嘉　延

（乙）東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会　　長　辻　　昇　平

19-8-2 災害時における応急対策業務に関する協定書

（県土木防災課）

（協定例）

静岡県○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人○○建設業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条　乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2　乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・被災情報収集区域）

第4条　甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2　災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3　被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被災状況の報告）

第5条　被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2　甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条　被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

（出動要請）

第7条　甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2　前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

（工事の実施）

第8条　施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2　前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3　施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4　施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5　施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第9条　甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

（乙から甲への報告）

第10条　乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

（協定の効力）

第11条　この協定の期間は、締結の日から平成9年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成　年　月　日

（甲）静岡県○○事務所長　○○○○　　印

（乙）社団法人○○建設業協会　会長　○○○○　　印

○災害時における応急対策業務に関する協定者一覧表

（平成２３年９月１日現在）

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
下田土木事務所	下田建設業協会	平成8年3月25日
	(有)国本組	平成17年10月3日
	(株)南伊豆造園土木	平成20年9月2日
熱海土木事務所	三島建設業協会	平成8年3月25日
	熱海建設業協会	平成22年3月25日
	伊東建設業協会	平成22年3月25日
沼津土木事務所	三島建設業協会	平成8年3月25日
	沼津建設業協会	〃
	(株)尾崎商事社	平成8年8月20日
	(株)韮山工業	〃
	(株)石井組	〃
	(有)大塚土木	平成17年3月1日
	(株)小川建設	〃
	(有)函南建設	〃
	(株)鈴鉱建設	〃
	(株)水口建設	〃
	(株)尾崎組	〃
	(有)かとり商事	〃
	(株)公栄工事	〃
	成和建設(株)	〃
	(株)正治組	〃
	横山工業(株)	〃
	(有)共進土建	〃
	(有)濵田建設	〃
	(有)太田建設	〃
	(株)グリーン土木	〃
	菅沼建設(株)	平成17年10月11日
	(有)中川土木	平成18年1月13日
	(有)勇土木	〃
	(株)オザワ	〃
	(有)ヤギシタ	〃
	(有)浅見建設	〃
	(有)澤木建設	〃
	(有)金沢工業	〃
	(有)小笠原建設	平成18年2月3日
	(有)村田組	〃
	(有)浜野組	〃
	大地建設(株)	〃
	(有)双葉建設	〃
	菊池建設興業	平成18年11月1日
	二宮建設	平成20年6月13日
	沼津セントラルコンストラクション協同組合	平成20年10月1日
	清建会	〃
	長泉地区建設事業協同組合	〃
	裾野市建設業協会	〃

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
富士土木事務所	富士建設業協会	平成8年3月25日
	(株)寺原土木	平成8年4月26日
	(株)富士建材土木	〃
	齊藤建設(株)	平成18年3月31日
	(有)佐野修工業	平成21年11月2日
	(株)柳下建設	平成22年3月3日
	高千組	〃
	(株)旭建設	平成22年3月16日
	明徳建設(株)	平成23年2月28日
静岡土木事務所	清水建設業協会	平成8年3月25日
	静岡建設業協会	〃
	(株)アースシフト	平成16年3月30日
	(株)西野造園	〃
	昭和建設(株)	〃
	静清建設(株)	〃
	松下土木(株)	〃
	(有)牧野組	〃
	(株)山俊市川組	〃
	(株)栄和土木	〃
	三建工業(株)	〃
	伏見工業(株)	〃
	(有)永野石材	〃
	(株)水永建設	〃
	(株)平井組	〃
	(株)岩崎建設	〃
	(有)今村組	〃
	帝建設工業(株)	〃
	第一須山土木(株)	〃
	三星建設瀧浪良博	〃
	マルミ建設(株)	平成18年3月31日
	(株)島津建設工業	〃
	静岡市清水区蒲原建設業組合	平成20年3月31日
	(株)トーポー	平成21年3月31日
	(有)響サンセイ土木	〃
	(株)マジマ	〃
	公南建設(株)	平成22年3月31日
	(株)土緑会	〃
	(株)小林土木緑化	平成22年11月22日
	(有)キーオブライフ	平成22年12月20日
	(株)宇佐美組	平成23年7月8日

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
島田土木事務所	島田建設業協会	平成8年3月25日
	島田建友会	〃
	藤枝建設業組合	平成12年4月10日
	焼津市建設業工業会	〃
	大井川町建設業協会	〃
	牧之原市建友会	平成21年4月1日
	吉田建親会	〃
袋井土木事務所	袋井建設業協会	平成8年3月25日
	大須賀建設事業共同組合	〃
	袋井市建設事業共同組合	〃
	大東町建設業組合	〃
	浜岡町建設事業共同組合	〃
	小笠町建設組合	〃
	(有)西田組	〃
	森下建設(株)	平成18年3月31日
	(株)マンリュウ	〃
	光耀建設(株)	平成18年4月17日
	(株)桔梗庭苑	平成18年9月14日
	豊田建設工業(株)	平成19年12月25日
	(株)岩附建設	平成20年12月9日
	(株)覚堂	平成20年12月9日
	御前崎市建設業組合	平成21年4月7日
浜松土木事務所	天竜建設業協会	平成8年3月25日
	浜松建設業協会	平成8年3月25日
	ｱｻﾋｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ(株)	平成8年2月27日
	(株)小澤土木	平成9年2月28日
	(株)北建	〃
	(株)山下石工	〃
	杉田建設(有)	〃
	(株)仁枝建設	平成9年3月3日
	(株)花月工務店	〃
	西建工業(株)	〃
	(株)加藤土建	〃
	(株)黒柳工務店	〃
	川嶋工務店(株)	〃
	(株)五島組	平成9年3月4日
	(有)笠原配管	平成9年3月5日
	中村事業(株)	〃
	内山土建(有)	〃
	(株)プランアンドテクニック	〃
	日管(株)	平成9年3月6日
	(有)中村工業	〃

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
浜松土木事務所	(有)野末工務店	平成9年3月10日
	和幸建設(株)	〃
	伴富建材	〃
	中野町産業(株)	平成9年3月11日
	(有)番匠	平成9年3月12日
	(株)橋本組	平成9年3月14日
	文丘建設(株)	平成9年3月18日
	(有)マルタカ建設	平成9年3月18日
	(有)岩田建設	〃
	川合建設(株)	平成9年3月19日
	(有)竹内組	平成9年3月21日
	パブリック技建(株)	平成9年3月25日
	大久保建設	〃
	(有)引佐鈴木建設	平成13年5月9日
	森下建設(有)	〃
	コジマ工業(株)	平成16年12月24日
	元建建設(株)	〃
	(株)三輪組	平成16年12月27日
	(株)山辰鉱産	平成17年3月15日
	(株)遠矢重機工業	平成18年3月31日
	(株)宮島建設	平成19年3月23日
	風早建設(株)	平成19年7月19日
	セルコ(株)	平成21年10月20日
	太洋コンクリート(株)	平成21年10月23日
	(有)藤田建設	平成23年3月16日
	(有)成南建設	平成23年3月31日
	(有)辻衛組	平成23年6月30日
田子の浦港管理事務所	富士建設業協会	平成8年3月22日
	若築建設	〃
	大豊建設	〃
清水港管理局	清水建設業協会	平成8年3月25日
焼津漁港管理事務所	島田建設業協会	平成8年4月26日
	静和工業(株)	〃
	河津建設(株)	〃
	(株)橋本組	〃
御前崎港管理事務所	島田建設業協会	平成21年4月1日
	袋井建設業協会	平成21年4月1日
	吉田建親会	平成21年4月1日
	牧之原市建友会	平成21年4月1日
	御前崎市建設業組合	平成21年4月1日
	御前崎港港湾建設工事安全協議会	平成21年4月1日
静岡空港管理事務所	島田建設業協会	平成21年4月30日

19-8-3 災害時における応急対策業務に関する協定書

（県企業局事業課）

静岡県企業局○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人○○建設業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する工業用水道、水道等の施設（以下「企業局管理施設」という。）に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て企業局管理施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、企業局管理施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が企業局管理施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・被災情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が企業局管理施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の企業局管理施設或いは区域を特定し被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被災状況の報告）

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

（出動要請）

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

（工事の実施）

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、企業局管理施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

（乙から甲への報告）

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

（協定の効力）

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡県企業局○○事務所長 ○○○○ 印

（乙） 社団法人○○建設業協会長 ○○○○ 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者（甲）	締結者（乙）	締結年月日
柿田川事務所	沼津建設業協会 三島建設業協会	平成9年3月14日 平成9年3月19日
富士川事務所	富士建設業協会 清水建設業協会 静岡建設業協会	平成9年3月17日 平成9年3月17日 平成9年3月17日
大井川事務所	島田建設業協会	平成9年3月31日
中遠事務所	袋井建設業協会 浜松建設業協会	平成9年2月28日 平成9年3月3日
西遠事務所	天竜建設業協会 浜松建設業協会	平成9年3月3日 平成9年3月3日

19-8-4 災害時における応急対策業務に関する協定書

（県生活排水課）

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ的確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認めた範囲とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めたとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

（被災調査及び応急措置の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当っては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当業者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

（乙から甲への報告）

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめて甲に報告するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

（甲） 静岡県
都市住宅部長 佐藤 侃二

（乙） 社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部静岡県部会
部会長 岡本 彦一

19-8-5 災害時における応急対策業務に関する協定書

（県営繕企画課）

静岡県（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での被災建築物の緊急解体を迅速かつ的確に実施し、もって、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第２条　この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した建築物の内、次の①又は②に該当する建築物で、甲又は丙が二次災害の発生の防止上、必要と認めた緊急解体工事とする。

①　避難地、避難路に面しているもので、住民の生命・身体に危害を生じる恐れがあるもの。

②　緊急輸送路等に面しているもので、救助・救援等の緊急交通に支障をきたす恐れがあるもの。

（災害応急対策協力者）

第３条　乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

２　乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第４条　甲は、自らの判断により必要と認めたとき及び丙より解体関係団体の派遣要請又は緊急解体の実施依頼を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し出動要請書により出動を要請する。

２　前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲乙各々が１通を保管するものとする。

３　乙は、警戒宣言が発令された時及び震度５強以上の地震が発生した場合は、甲から出動態勢準備の要請があったものとみなし、出動態勢を整えるものとする。

４　乙は、出動の要請に備え、解体用重機の確保に努める。

（解体工事の実施）

第５条　乙は、前条第１項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者を決定する。

２　担当施工業者は、甲又は丙の指示に従い、被災建築物の緊急解体工事に着手するものとする。

３　担当施工業者は、緊急解体に当たっては、別に定める「被災建築物緊急解体マニュアル」に基づき、業務を実施するものとする。

４　担当施工業者は、緊急解体工事の施工に当っては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

５　担当施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

６　担当施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜緊急解体工事の進捗状況及び完成を乙に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第６条　甲は、自らの判断により出動要請した場合は、担当施工業者からの前条第６項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙より派遣要請又は実施依頼を受けた場合には、丙に対し担当施工業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

２　乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力をするものとする。

（乙から甲への報告）

第７条　乙は、第３条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年９月１日に甲に報告することとする。

２　乙は、第５条第６項の報告を取りまとめて甲に報告するものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定の期間は、締結の日から平成○○年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１４年５月２８日

（甲）　静岡県知事　石　川　嘉　延　　印

（乙）　○○○○○○○○　　○　○　○　○　　印

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）	締結年月日
静岡県建設解体業団体連合会長　　橋本　和久	平成 14 年 5 月 28 日
静岡県重機建設業工業組合理事長　　梅原　秀夫	〃
静岡県クレーン建設工業組合理事長　　新村　政男	〃

［資料の巻Ⅱ］

（県土木防災課）

災害時における応急対策業務への協力に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、甲が所管する出先機関の長と乙の会員である各地区の建設業協会（以下「地区協会」という。）の長とが締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「地区協定」という。）に基づき実施する応急対策業務を補完し、円滑かつ有効に機能させるため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲は、甲が管理する公共土木施設の災害応急対策業務を実施するにあたり、乙に必要な協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

（協力の内容）

第２条　前条の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 地区協定に基く災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）だけでは当該協定に基づく地区内の応急復旧工事が円滑に実施できないと甲が認める場合に、協力者の広域的なあっせんを行うこと

(2) 地区協会の会員企業の被災状況等、甲が応急対策業務を推進するために必要な情報を収集し、提供すること

（資料の交換及び情報連絡）

第３条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次に掲げる資料を随時交換するものとする。

(1) 各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料

(2) 地区協定の締結及び実施状況に関する資料

(3) その他、甲及び乙が必要と認める資料

２　甲及び乙は、予め連絡責任者を定め、必要な情報を速やかに連絡しあうものとする。

（費用の負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

（協定の効力）

第５条　この協定の期間は、締結の日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成１３年８月３１日

（甲）静岡県土木部長　　山　口

（乙）社団法人静岡県建設業協会

会　長　　二　宮　睦　治

19-8-7　災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

（県住まいづくり課）

静岡県（以下「甲」という。）と住宅金融公庫南関東支店（以下「乙」という。）とは、災害発生時における被災住宅の早期復興を図るため、地震防災事務「住宅被災者に対する災害融資相談等」の窓口の開設支援等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（相談窓口の設置）

第1条　乙は、甲から住宅相談所開設の要請を受けた場合は、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の住宅金融公庫業務に関する相談に対応するための住宅相談所を静岡県内に開設し、市町村や県民へ復興に資する情報を提供することとする。

2　住宅相談所の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

3　住宅相談所の運営にあたっては、甲の開設する静岡県震災復興相談センターとの連携を図るものとする。

（職員の派遣）

第2条　乙は、被災地の地方公共団体に対して甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した県民の速やかな復興を支援するものとする。

（復興に向けた諸制度の周知）

第3条　甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、県民への周知に努めるものとする。

2　乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

（被災者となった債務者への支援）

第4条　乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した県民に対する債務の支払の猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、県民に対して積極的に周知を行うものとする。

2　甲は、当該措置について県民への周知に努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条　この協定の業務に関する窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住まいづくり室、乙においては住宅金融公庫南関東支店公共業務課とする。

（疑義の解決）

第6条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第7条　この協定は、平成 15 年 8 月 1 日から適用する。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 15 年 8 月 1 日

（甲）　静岡県静岡市追手町 9 番 6 号
静岡県知事　石 川 嘉 延

（乙）　東京都新宿区水道町 3 番 1 号
住宅金融公庫南関東支店
支店長　長 幡 好 雄

19-8-8 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

（県土木防災課）

静岡県○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県測量設計業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等（以下「公共土木施設」という。）に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

（待機要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

（業務実施要請）

第5条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

（業務委託契約の締結）

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年 月 日

（甲）○○市○○町○番○号

静岡県○○事務所長 ○○○○ 印

（乙）静岡市常磐町2丁目13番4号

社団法人静岡県測量設計業協会長

○○○○ 印

19-8-9 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書

（県廃棄物リサイクル課）

第１章　総則

（目的）

第1条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 施設又は業務の提供又はあっせん

(2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等

(3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん

(4) 前3号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し、特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

（適用区域）

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章　援助の手続

（援助要請）

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

(1) 援助を要する理由

(2) 援助を要する場所及び期間

(3) 必要とする施設又は業務内容

(4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み

(5) 必要とする人員

(6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量

(7) 連絡責任者

(8) その他必要な事項

（県による援助要請に係る措置）

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を請ずることができる。

（受託）

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

（実施）

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

（経費負担）

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章　協力要請

（民間業者への協力要請）

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（住民への協力要請）

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章　その他

（情報の交換等）

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

（その他）

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

（協定者）

静岡市～湖東環境衛生施設組合

（立会者）

静岡県

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿豆	沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市・小山町広域行政組合 裾野長泉清掃施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南部広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 庵原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村圏組合 吉田町榛原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡村 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄踏町 細江町 引佐町 三ケ日町 北遠地区広域市町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

19-8-10 静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

（県県民生活課）

静岡県（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領（以下「要領」という。）第11条の規定に基づき開設された震災復興相談センター（以下「センター」という。）において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条　この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

（相談業務従事者登録名簿の提出）
第2条　乙は、協定締結後速やかに、相談業務従事者登録名簿（様式第1号）を甲に提出するものとする。
2　乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の名簿を甲に提出するものとする。

（相談業務従事者の派遣）
第3条　乙は、甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者派遣名簿（様式第2号）を甲に提出するとともに、相談業務従事者をセンターに派遣するものとする。
2　乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の相談業務従事者派遣名簿を甲に提出するものとする。

（派遣期間）
第4条　相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（相談業務従事者の業務）
第5条　相談業務従事者は、要領第13条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。
2　相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書（様式第3号）により、派遣先センターを開設している災害対策支部長へ定期的に報告するものとする。

（費用負担）
第6条　第3条第1項の規定により派遣された相談業務従事者に係る旅費及び人件費は、乙の負担とする。

（補償）
第7条　甲は、第5条第1項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

（相談の内容の責任）
第8条　前条の規定にかかわらず、乙は、自らが派遣した相談業務従事者が実施した相談業務における相談の内容については、その責任を負う。

（協定の適用）
第9条　この協定は、平成○年○月○日から、効力を有する。
2　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成○年○月○日

（甲）静岡県知事　　石　川　嘉　延

（乙）○○○○○○○○　　○　○　○　○

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）	締結年月日	適用年月日（第9条第1項関係）
社団法人日本損害保険協会　常務理事　竹中賢太郎	平成14年7月3日	平成14年8月1日
社団法人生命保険協会静岡県事務室　事務局長　滝口哲夫	平成14年8月2日	平成14年9月1日
静岡県電機商業組合　理事長　福世文司	平成14年9月18日	平成14年10月1日

様式第1号

年　月　日

相談業務従事者登録名簿

協力機関名
所在地　〒
担当者名
電話番号　　FAX番号

派遣予定センター名	支部・職名等	氏　名	備　考
合計人数	人		

様式第２号

年　月　日

相談業務従事者派遣名簿

協力機関名
所在地　〒
担当者名
電話番号　　FAX 番号

派遣センター名	支部・職名等	氏　名	備　考
合計人数	人		

様式第３号

派遣先	

年　月　日

相談業務実施状況報告書

協力機関名　　記入者氏名

相談期間　　年　月　日～　年　月　日

主な相談内容	件　数			
	電話	来所	文書	計
合計件数				

＜記入上の注意＞
1　本報告書は、１週間毎に提出してください。
2　相談内容から特に重要と判断される場合は、上記の期間にかかわらず、任意様式により具体的内容を報告してください。

19-8-11 生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定

（県地域福祉課）

（趣旨）
第１条　静岡県（以下「甲」という。）、株式会社静岡銀行、株式会社駿河銀行及び株式会社清水銀行（以下合わせて「乙」という。）並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における生活福祉資金貸付金（以下「貸付金」という。）の交付に関し、次のとおり協定を締結する。
（協力依頼）
第2条　甲及び丙は、大規模な災害が発生し厚生労働大臣が生活福祉資金の貸付けの特例措置を講じた場合、丙が貸付けを決定した者に対する貸付金の交付を迅速かつ円滑に実施するため、乙に対し協力を依頼し、乙はこれに協力するものとする。
（手続）
第3条　乙は、前条の協力依頼があった場合、乙の各支店の資金交付状況のとりまとめ、貸付金の決済等を行うため、速やかに乙それぞれの取りまとめ店（以下「乙の取りまとめ店」という。）を設置するものとする。
２　丙は、貸付金の受付窓口を静岡県内の各市町村社会福祉協議会に設置し、同市町村社会福祉協議会を通じて、受付窓口に身近な乙の支店の被害状況を確認するものとし、乙は、甲及び丙から協力依頼のあった事務を取扱う支店（以下「乙の取扱店」という。）を設置するものとする。
３　丙は、乙の取扱店の設置状況等をもとに貸付額を推計し、乙の取りまとめ店の口座に貸付金を預託するものとする。
（費用の負担）
第４条　貸付金は、国の実施通知等に基づき甲が措置するものとする。
２　貸付金の交付に伴う振込手数料及び貸付金引換証の交換手数料は、丙が負担するものとし、別に定めるものとする。
（貸付金の交付方法）
第5条　貸付金の交付は、原則として、丙が貸付けを決定した者の指定する口座へ振込みの方法により行うものとする。ただし、丙が貸付けを決定した者が金融機関に口座を有してない等、振込みの方法による貸付金の交付が困難な場合は、丙は、貸付けを決定した者に別に定める様式による貸付金引換証を交付するものとする。
２　前項ただし書の場合においては、乙の取扱店は、貸付金引換証及び別に定める身分を証明するものにより、丙が貸付けを決定した者であることを確認の上、貸付金引換証と引換えに現金を交付するものとする。
（貸付金の決済）
第6条　乙の取扱店は、前条の方法により交付した貸付金の件数と金額を毎日取りまとめ、同日中に乙の取りまとめ店に請求するものとする。
２　乙の取りまとめ店は、乙の取扱店から請求のあった一日分の貸付金の件数と金額を集計し、丙に報告の上、丙が乙の取りまとめ店に貸付金を預託した口座から当日中に貸付金を決済するものとする。
３　乙は、貸付金交付期間終了後、貸付金交付件数及び金額を集計し、貸付金引換証を添付して丙に報告するものとする。
（免責）
第7条　乙は、丙と丙が貸付けを決定した者との債権債務関係及びその他の紛議については、一切の責任を負わないものとする。
２　乙が第5条第2項に基づき現金を交付した場合、交付を受けた者が、丙が貸付けを決定した者でなかった場合でも、乙の現金交付は有効とみなし、乙は、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合を除くものとする。
３　乙は、天災地変その他不可抗力により本協定を履行できなかった場合、当該不履行に基づく一切の責任を負わないものとする。
（秘密の保持）
第8条　甲、乙及び丙は、本協定における業務上知り得た秘密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらなければならないものとする。
（連絡責任部署）
第9条　第2条の規定による協力依頼及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任部署は健康福祉部地域福祉室、乙の連絡責任部署は、株式会社静岡銀行にあっては法人部公務渉外グループ、株式会社駿河銀行にあっては営業本部業務渉外、株式会社清水銀行にあっては支店営業部、丙の連絡責任部署は地域福祉部とする。

（雑則）
第10条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、実施要領に定めるものとする。
２　この協定及び前項の実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙のいずれか又は丙から、他の契約当事者に対し、有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成16年8月27日

（甲）　静岡市追手町9番6号

静岡県知事　　石　川　嘉　延

（乙）　静岡市呉服町1丁目10番地

株式会社静岡銀行
取締役頭取　　松　浦　康　男

沼津市通横町23番地

株式会社駿河銀行
取締役社長　　岡　野　光　喜

静岡市清水富士見町3番1号

株式会社清水銀行
取締役頭取　　伊　藤　高　義

（丙）　静岡市駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会　長　　上　島　清　介

19-8-12

（県土木防災課）

静岡県防災エキスパートの活用に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）及び静岡県都市住宅部長（以下「乙」という。）とＮＰＯ法人静岡県地域づくり研究会理事長（以下「丙」という。）とは、丙が設置する静岡県防災エキスパート（以下「防災エキスパート」という。）の活用について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）
第１条　甲及び乙は、静岡県が管理する別表に掲げる公共土木施設等の損傷又は危険箇所の情報収集及び大規模災害時における被災箇所の情報収集を、円滑かつ効率的に実施するため、ＮＰＯ法人静岡県地域づくり研究会に登録した防災エキスパートを活用し、事故の未然防止及び的確な災害対策の推進並びに被災地域の早期復旧を図る。

（活動の内容）
第２条　防災エキスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に次に掲げる活動を行い、当該施設を管轄する事務所の長（以下「事務所長」という。）に連報するものとする。この場合において、大規模災害発生時とは、静岡県内で気象庁が震度６弱以上を発表した時及び地震、風水害等により大規模な災害が発生した時をいう。
（平常時）
（１）防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。
（２）事務所長の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。
（大規模災害発生時）
（１）防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等又は当該施設等の周辺の被災状況の把握を行う。
（２）事務所長の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。

（費用の負担）
第３条　前条に規定する活動に係る費用は、丙が負担するものとする。

（疑義の解決）
第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成17年4月18日

甲　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県
土木部長　古川博

乙　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県
都市住宅部長　村松靖

丙　静岡市葵区瀬名１丁目１３－３１
ＮＰＯ法人静岡県地域づくり研究会
理事長　鈴木

別表（第２条関係）

公共土木施設等
（１）道路
（２）河川
（３）海岸
（４）砂防
（５）急傾斜
（６）地すべり
（７）橋梁
（８）公園
（９）下水道
（１０）　（１）～（９）に掲げるもののほか、これらに類する施設

19-8-13　災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

（県廃棄物リサイクル課）

静岡県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続）

第２条　甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第３条　被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第４条　支援協力は、原則として無償で行うものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室、乙においては○○○○○事務局とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第７条　この協定は、平成17年4月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月31日

（甲）静岡県知事　石　川　嘉　延

（乙）○○○○○　○　○　○　○

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）
静岡県環境整備事業協同組合　理事長　山本弥之
日本環境保全協会静岡県連合会　会長　服部和彦

19-8-14　静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

（県県民生活課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県東海地震対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領（以下「要領」という。）第 11 条の規定に基づき開設された震災復興相談センター及び震災復興相談室（以下「センター」という。）において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。）第 35 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣）

第2条　乙は甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに乙の中から相談業務従事者を選出し、センターに派遣するものとする。

（派遣期間）

第3条　相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定める。

（相談業務従事者の業務）

第4条　相談業務従事者は、要領第 13 条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。

2　相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書（様式第1号）により、派遣先センターを開設している復興相談班長へ定期的に報告するものとする。

（補償）

第5条　甲は、第4条第1項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第 34 条の規定に基づき、その損害を補償する。

（協定の適用）

第6条　この協定は、平成 17 年 8 月 24 日から、効力を有する。

2　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第7条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年8月24日

（甲）　静岡県知事　石川　嘉延

（乙）　静岡県東海地震対策士業連絡会　会長
静岡県弁護士会　会長　三井　義廣

19-8-15　災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書

（県危機政策課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時に市町が行う家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条　乙は、県内に災害が発生し、市町が実施する家屋の被害認定業務に関し、甲又は市町から応援要請があった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（市町との協定締結）

第2条　乙は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。

2　甲は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

（研修会の開催）

第3条　甲は、家屋被害認定業務に関する知識、技術の習得を目的として、乙の会員及び市町の職員を対象とした研修会を年1回開催するものとする。

2　乙は、甲又は市町の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第4条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

［資料の巻Ⅱ］

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年　1月23日

静岡市葵区追手町9番6号

甲　静岡県知事

静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

乙　静岡県土地家屋調査士会

会　長

19-8-16 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書

（県土木防災課）

静岡県○○事務所長（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波や風水害等、により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等（以下「公共土木施設」という。）に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条　乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2　乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3　乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4　前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

（待機要請）

第4条　甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2　甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

（業務実施要請）

第5条　甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書（以下「要請書」という。）により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2　前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第6条　受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2　前項の地質調査等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3　受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4　受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5　受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

（業務委託契約の締結）

第7条　甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第8条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第9条　この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年　月　日

（甲）○○市○○町○番○号

静岡県○○事務所長　○○○○　印

（乙）静岡市葵区唐瀬1丁目17番34号

静岡県地質調査業協会会長

○○○○　印

19-8-17 災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書

（県土木防災課）

静岡県○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人静岡電業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港などの公共土木施設及び庁舎などの電気設備、電気器具及び配線等（以下「電気設備」という。）に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て電気設備の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による応急復旧工事により、電気設備の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条　乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）とする。

2　乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3　乙は、協力者ごとの災害時の応急工事実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4　前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

（被災情報収集区域）

第4条　甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合には、管内を複数の被災情報収集区域に分割する。

2　被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者（以下「区域担当者」という。）が電気設備の被害状況を調査する区域とし、甲はあらかじめ協力者の中から区域担当者を定め、個々の電気設備あるいは区域を特定し、被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被害状況の報告）

第5条　区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する電気設備の被害状況を調査して、甲に報告するものとする。

2　甲は、あらかじめ協力者に対し書面にて被害状況の報告先を示しておくものとする。

（工事実施要請）

第6条　甲が緊急に応急復旧工事を必要とし、協力者の中から当該工事の施工者を決定した場合は、電気設備工事実施要請書（以下「要請書」という。）により必要な応急復旧工事の施工を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と施工者が各自その1通を保管するものとする。

2　前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

（工事の実施）

第7条　施工者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な応急復旧工事に着手するものとする。

2　前項の応急復旧工事の範囲は、災害を受けた電気施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3　施工者が当該工事を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該工事の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4　施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5　施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事の内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

（工事請負契約の締結）

第8条　甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第9条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第10条　この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年　月　日

（甲）○○市○○町○番○号

静岡県○○事務所長　○○○○　印

（乙）静岡市駿河区泉町3番3号マルエムビル3F

社団法人静岡電業協会　会長　○○○○　印

１９－８－１８

（県土木防災課）

災害時における法面応急対策業務に関する協定書（雛形）

静岡県○○○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害等により甲の所管する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）第３条に規定する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）等に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の法面応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）、静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）及び災害対策基本法第４０条に定める静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ要請による法面応急対策工事により、甲の所管する公共土木施設等の機能確保及び回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法第２３条第１項に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもののうち甲が必要と認める場合の災害とする。

（協力者）

第３条　社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部の会員のうち、静岡県内に営業所を有する者であって、この協定に賛同できる者を協力者とする。

２　乙は、協力者の募集を行い、協力者の確保に努めるものとする。

３　乙は、協力者間の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を、甲に提出するものとする。

４　前項の規定による名簿等の提出時期は、甲から特別の指示がある場合を除き、９月１日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、その都度速やかに提出するものとする。

（要請及び応諾）

第４条　甲は、緊急の必要がある場合には、協力者の中のいずれかの者に対し、現場状況確認又は法面応急対策工事の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた者は、やむを得ない理由がない限り、応諾するものとする。

３　前２項による要請及び応諾は、別に定める要請書及び応諾書を２通作成することによるものとし、甲及び要請を応諾した者（以下「応諾者」という。）が各自その１通を保管するものとする。

４　前項の要請及び応諾は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく別に定める要請書及び応諾書を交わすものとする。

５　応諾者は、甲の指示に従い、速やかに現場状況確認又は必要な法面応急対策工事に着手するものとする。

（現場状況確認）

第５条　現場状況確認は、応諾者の無償協力により実施するものとする。

２　応諾者は、現場状況確認の実施結果について、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（法面応急対策工事）

第６条　応諾者が実施する法面応急対策工事の範囲は、公共土木施設等の機能確保及び回復に係る必要最小限の工事とする。

２　応諾者は、当該工事の実施にあたり、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。この場合において、応諾者は、当該工事の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

３　応諾者は、当該工事業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

４　応諾者は、次条に規定する工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜工事の進捗状況及び完成を、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第７条　甲は、前条第４項の資料等を基にして、速やかに応諾者との間で、随意契約により当該法面応急対策工事の請負契約を締結するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、別に定める実施細目によるものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２２年　月　　日

（甲）〇〇市〇〇町〇番〇号
静岡県〇〇〇〇事務所長　〇〇〇〇　印

（乙）愛知県名古屋市中村区畑江通４丁目２２番地
社団法人 全国特定法面保護協会
中部地方支部長
伊藤　務　印

（県衛生課）

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（１）　棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

（２）　遺体の一時保存施設等の提供

（３）　遺体の搬送

（４）　その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により第２条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、乙が甲の要請により実施した第２条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第７条　甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第８条　甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附　則

１　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から１年間この協定は更新され、以下同様とする。

２　上記協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成22年３月25日

甲　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　川勝　平太

乙　東京都港区新橋１丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　柴山　文夫

１９－８－２０

（県衛生課）

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と全日本葬祭業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（１）　棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

（２）　遺体の一時保存施設等の提供

（３）　遺体の搬送

（４）　その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により第２条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、乙が甲の要請により実施した第２条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第７条　甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第８条　甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附　則

１　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から１年間この協定は更新され、以下同様とする。

２　上記協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成22年３月25日

甲　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　川勝　平太

乙　東京都千代田区九段北４丁目１番３号
全日本葬祭業協同組合連合会
代表理事　　松井　昭憲

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第１条　この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第 10 条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

（葬祭用品等の範囲）

第２条　協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

（１）　棺（付属品を含む。）

（２）　ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品

（３）　骨つぼ及び骨箱

（連絡責任者）

第３条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県厚生部生活衛生局長、乙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会代表理事とする。

（要請手続）

第４条　甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難い場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　要請を行った者の職、氏名

（２）　要請理由

（３）　要請内容

（４）　履行の場所

（５）　履行の期日又は期間

（６）　その他必要な事項

２　甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

３　第１項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式１のとおりとする。

（緊急要請）

第５条　前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（構成員の名簿）

第６条　乙は、協定第２条に掲げる業務に協力するために、毎年３月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

（連携協力）

第７条　この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

２　乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（報告書）

第８条　協定第４条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難い場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　実施業務内容

（２）　従事者名及び履行の場所

（３）　履行の期日又は期間

（４）　その他必要な事項

２　第１項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第９条　協定第６条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（その他）

第 10 条　協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附　則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式１（第４条関係）

第　　号
年　月　日

様

静岡県知事

協力要請書（第　報）

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第２条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名　　氏名 連絡先電話番号　　FAX番号
口頭、電話等による要請の日時	年　月　日 時　分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日：　年　月　日 期間：　年　月　日～　年　月　日
備　考	

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式２（第８条関係）

第　　号
年　月　日

静岡県知事　様

団体名

業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第４条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年　月　日付け　第　号（第　報）
報告担当者	職名　　氏名 連絡先電話番号　　FAX番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日：　年　月　日 期間：　年　月　日～　年　月　日
備　考	

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8-21　災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

（県衛生課）

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県農協葬祭事業連絡協議会（以下「乙」という。）とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（１）　棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

（２）　遺体の一時保存施設等の提供

（３）　遺体の搬送

（４）　その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により第２条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、乙が甲の要請により実施した第２条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第７条　甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

［資料の巻Ⅱ］

（価格の決定）

第８条　甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第 10 条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附　則

１　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から１年間この協定は更新され、以下同様とする。

２　上記協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成 24 年 5 月 18 日

甲　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　川勝　平太

乙　静岡県静岡市駿河区曲金３丁目３番 23 号
静岡県農協葬祭事業連絡協議会
会　長　小野　敏彦

１９－８－２２

（県衛生課）

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と、ドライアイスメーカー会（以下「乙」という。）及び全日本ドライアイスディーラー会（以下「丙」という。）とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における遺体の一時保存用ドライアイス（以下「ドライアイス」という。）の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条　この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時にドライアイスを市町に供給する必要が生じた場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条　乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、連携の上、前条に掲げる業務を実施するものとする。

（輸送体制の確保）

第4条　ドライアイスの搬送は、丙が行うものとし、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第5条　乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙が代表して、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条　甲は、乙及び丙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条　乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条　甲は、前条の規定に基づき、丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条　甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第 10 条　乙及び丙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第 11 条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附　則

1　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2　上記協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年8月 20 日

甲　静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事　川勝　平太

乙　東京都港区新橋4丁目 23 番4号
（エア・ウォーター炭酸株式会社内）
ドライアイスメーカー会
会　長　岩本　満

丙　東京都港区西新橋1丁目 16 番7号
（日本液炭株式会社内）
全日本ドライアイスディーラー会
会　長　鯛島　洋三

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第1条　この実施細目は、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2　この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

（連絡責任者）

第2条　　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあってはドライアイスメーカー会事務局、丙にあっては全日本ドライアイスディーラー会事務局とする。

（要請手続）

第3条　甲から乙及び丙への協力の要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難い場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（1）　要請を行った者の職、氏名

（2）　要請理由

（3）　要請内容

（4）　履行の場所

（5）　履行の期日又は期間

（6）　その他必要な事項

2　甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3　第1項の規定により甲が乙及び丙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

（緊急要請）

第4条　前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（構成員の名簿）

第5条　乙及び丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙及び丙の構成員の名簿を報告するものとする。

（連携協力）

第6条　この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2　乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（報告書）

第7条　協定第5条に規定する丙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難い場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（1）　実施業務内容

（2）　従事者名及び履行の場所

（3）　履行の期日又は期間

（4）　その他必要な事項

2　第1項の規定により丙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

（経費の請求方法）

第8条　協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（その他）

第9条　協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附　則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1（第3条関係）

第　　号

年　月　日

様

静 岡 県 知 事

協 力 要 請 書(第　報)

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名　　氏名 連絡先電話番号　　FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年　月　日 時　分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日:　年　月　日 期間:　年　月　日 ～　年　月　日
備 考	

注:「要請内容」には、ドライアイスの必要量等を記載すること

様式2(第7条関係)

第　　号
年　月　日

静岡県知事 様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年　月　日付け　第　　号(第　報)
報告担当者	職名　　氏名 連絡先電話番号　　FAX 番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日:　年　月　日 期間:　年　月　日 ～　年　月　日
備 考	

注:「実施業務内容」には、ドライアイスの供給量等を記載すること

19-8-23　災害又は事故における応急対策業務に関する協定書

（県土木防災課）

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を行い、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本　　部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第３条　乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

２　乙は、連合会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

３　前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

４　第９条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第２項の名簿等を毎年９月１日までに甲に提出するものとする。

５　前３項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第４条　甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

２　甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

（出動要請）

第５条　甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

２　前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

３　第１項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

４　出動要請書は甲及び施行者が各自その１通を保管するものとする。

（応急対策業務の実施）

第６条　施行者は、前条第１項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

２　前項の応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

３　施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

４　施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

５　施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（請負契約等の締結）

第７条　甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第９条　この協定の期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただ　　し、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年　月　日

（甲）静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県交通基盤部長　森山　誠二

（乙）　社団法人日本建設業連合会中部支部
社団法人日本海上起重技術協会中部支部
（順不同）

別　表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-8-24　災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書

（県土木防災課）

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する橋梁等（以下「橋梁」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を実施することにより、橋梁の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務の種類）

第３条　応急対策業務の種類は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定、対策工の検討、被災した橋梁の応急復旧工事、応急復旧用仮設橋の確保その他橋梁の応急対策に特に必要な業務とする。

（応急対策業務協力者）

第４条　乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。ただし、協力者のうち、対策工の検討、応急復旧工事を行う者は、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けた者とする。

２　乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

３　前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

４　第 10 条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第２項の名簿等を毎年９月１日までに甲に提出するものとする。

５　前３項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第５条　甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

２　甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

３　甲は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定を広域的に行う必要がある場合には、乙にこれを施行させることができる。

（出動要請）

第６条　甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

２　前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

３　第１項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。

４　出動要請書は甲及び施行者が各自その１通を保管するものとする。

（応急対策業務の実施）

第７条　施行者は、前条第１項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

２　前項の応急対策業務の内容は、橋梁の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とし、甲乙協議して定めるものとする。

３　施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

４　施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

５　施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（請負契約等の締結）

第８条　甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第９条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第 10 条　この協定の期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年　月　日

（甲）静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県交通基盤部長　　森山　誠二

（乙）　社団法人日本橋梁建設協会事務局
社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部
（順不同）

別　表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-8-25　災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

〔県土木防災課〕

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建設コンサルタンツ協会長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第３条　乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

２　乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

３　前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

４　第８条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第２項の名簿等を毎年９月１日までに甲に提出するものとする。

５　前３項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第４条　甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

２　前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

３　第１項の業務実施要請書は２通作成し、甲と受託者が各自その１通を保管するものとする。

４　第１項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第５条　受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

２　前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

３　受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

４　受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

５　受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第６条　甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年３月２９日

（甲）静岡市葵区追手町９番６号
静岡県交通基盤部長　　森山　誠二

（乙）静岡市駿河区南町５番３号
一般社団法人静岡県建設コンサルタンツ協会会長　　齋　　秀

別　表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-9-1 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定

（県警察本部）

静岡県知事（以下「甲」という。）と社団法人静岡県警備業協会長（以下「乙」という。）は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第35条の規定に基づき、大規模地震発生時における災害応急対策として実施する警備業務要請等に関し次のとおり協定を締結する。

（業務の要請）

第1条　甲は、必要と認めるときは、静岡県警察本部長を通じ、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。

(1) 被災状況等の情報提供業務

(2) 緊急交通路の確保等に関する警備業務

(3) その他甲が必要と認める警備業務

（業務の実施）

第2条　乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

（業務の費用の負担）

第3条　甲の要請により実施した業務の費用は、静岡県が負担する。

（出動警備員の補償）

第4条　出動警備員（甲の要請に従い出動し警備に従事する者を言う。以下同じ。）が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、出動警備業者（出動警備員の使用者たる警備業者を言う。以下同じ。）の責任において行うものとする。

（損害の補償）

第5条　第2条の業務の実施により生じた損害の補償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

（協定の実施）

第6条　この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（協定の適用）

第7条　この協定は、平成8年8月14日から、効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第8条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

（甲）静岡県知事　石川嘉延

（乙）社団法人静岡県警備業協会会長　村松　隆

19-9-2 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定の細目に関する協定

（県警察本部）

静岡県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県警備業協会長（以下「乙」という。）は、大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定（以下「基本協定」という。）の実施の細目等に関し次のとおり協定を締結する。

（業務の要請の方法）

第1条　甲は、乙に対し基本協定第1条の要請に係る具体的な業務の内容、開始時間及び場所を文書、口頭その他の方法により示すものとする。

2　前項の業務の終了時間は、甲が乙に対し別途示すものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

第2条　乙は、基本協定第1条の要請に迅速に対応するため、警備業者ごとの出動警備員の出動可能数を記載した表を備付けておかなければならない。

2　乙は、前項の表を毎年4月末日までに甲に提出しなければならない。

（業務等の実施）

第3条　乙は、基本協定第2条の業務を次に掲げる方法により実施するものとする。

(1)基本協定第1条第1号の業務の要請を受けたときは、被災状況に関する情報を収集し、警備業者の基地局（警備業法第11条の4に規定する「基地局」をいう。）を管轄する警察署長を介し甲に提供するものとする。

(2)基本協定第1条第2号又は第3号の業務の要請を受けたときは、出動警備業者に出動を要請し、出動警備業者は、出動警備員を指揮して業務を実施するものとする。

（訓練の実施）

第4条　乙は、基本協定第2条の業務が円滑に推進されるように、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（業務費用の請求方法）

第5条　乙は、要請された業務の終了後、甲と別途協議の上、当該業務に要した費用の支払いを基本協定第3条により静岡県に請求するものとする。

（疑義の解決）

第6条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

（甲）　静岡県警察本部長　　金重凱之

（乙）　社団法人静岡県警備協会会長　　村松　隆

［資料の巻Ⅱ］

19-9-3 大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定

（県警察本部）

静岡県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県防犯協会連合会会長（以下「乙」という。）は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第35条及び同施行規則第5条8号の規定に基づき、大規模地震発生時の災害応急対策として被災地域における社会の安全を確保するため、地域安全推進員による犯罪・事故・災害の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条　甲は、大規模地震が発生し、被災地域における地域安全活動が必要であると認められるときは、乙に対して、地域安全推進員による地域安全活動の実施について協力を求めることができる。

2　乙は、前項の要請に基づき、当該被災地域の地区防犯協会会長に対して、実施の日時、場所及び活動内容を通知するものとする。

（活動の内容）

第2条　この協定により、甲が乙に対して要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

（1）地域安全パトロール
（2）地域における社会の安全に関する情報の収集と通報及び地域住民等に対する伝達
（3）地域安全活動に関する要望等の関係書への連絡
（4）災害時において必要と認めた事項

（活動に伴う災害補償）

第3条　地域安全推進員が、この協定に基づく地域安全活動により被害を受けた場合には、防犯協会員団体総合補償保険制度を適用し補償するものとする。

（協議）

第4条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

（雑則）

第5条　この協定は、平成8年8月14日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

（甲）静岡県警察本部長　金重凱之

（乙）社団法人静岡県防犯協会連合会会長　石川嘉延

［資料の巻Ⅱ］

19-9-4 地域安全活動強化に関する協定

（県警察本部）

静岡県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県猟友会会長（以下「乙」という。）は、地域安全活動の強化に関し、次のとおり協定を締結する。

記

（協力の要請）

第1条　甲は、必要と認めるときは、次に掲げる行動を乙に協力要請するものとする。

（1）野獣などの出没や逸走した猛獣等によって地域住民の生活に不安を生じさせるおそれのある事案に対する地域安全活動
（2）災害に伴う所在不明許可銃の調査活動
（3）密輸・密造等の不法銃器根絶のための地域安全活動
（4）地域安全情報の収集及び提供

（活動の実施）

第2条　乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該活動を実施するものとする。

（活動の内容）

第3条　この協定により、甲が乙に対して協力要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

（1）猪、熊等の人の居住地域への出没に対する地域住民の保護等危険防止のための活動
（2）ペットとして飼育されている猛獣等が逸走した場合の地域住民の保護等危険防止のための活動
（3）地震、火災等の災害時における動物園からの逸走したライオン・熊・豹・虎等猛獣に対する地域住民の保護等危険防止のための活動。
（4）災害発生時における許可銃の所在確認のための活動。
（5）密輸・密造等の不法銃器根絶のための啓蒙・啓発活動
（6）地域安全情報の収集及び提供

（協議）

第4条　この覚書に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成9年5月16日

（甲）静岡県警察本部長　吉原丈司

（乙）静岡県猟友会会長　渡辺卓司

19-10 警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書

（県警察本部）

静岡県歯科医師会会長（以下「歯科医師会会長」という。）と静岡県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、警察活動に対する法歯学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

（目的）

第 1 本覚書は、警察の行う犯罪捜査及び身元確認業務に対する法歯学的協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

（協力要請）

第 2 刑事部長は、犯罪捜査や身元確認の必要が生じた場合及び東海地震等の大災害や航空機事故等により多数死体が発生した場合、死体の身元確認の必要があると認めたときは、歯科医師会会長に対して静岡県歯科医師会会員（以下「歯科医師会会員」という。）の協力を要請することができる。

（協力歯科医師の出動）

第 3 歯科医師会会長は、刑事部長から第 2 による協力要請があった場合これに協力援助するため、歯科医師会会員に出動を求めるものとする。

（補償等）

第 4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が歯科医師会会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、歯科医師会会長及び刑事部長が各 1 通を所持するものとする。

平成 8 年 1 月 11 日

静岡県歯科医師会会長 庄 司 誠

静岡県警察本部刑事部長 市 川 功

19-11 アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定

（県警察本部）

社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「JARL」という。）静岡県支部及び、静岡県警察アマチュア無線局（以下「JPHC 静岡」という。）は、アマチュア無線により災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく災害情報等の提供（連絡）に関し、静岡県警察本部（いか「警察本部」という。）と次のとおり協定する。

平成7年9月29日

JARL静岡県支部　支部長 佐野嘉一
静岡県警察本部警備部　警備課長 森下克弘
ＪＰＨＣ静岡　代表責任者 長尾　憲

（目的、性格）

第1条　この協定は、東海地震、その他の大規模な災害が静岡県内において発生し、又は発生するおそれがある場合、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡が非常通信等を使用して、災害に関する情報を警察本部に提供（連絡）するため必要な事項について定めることを目的とする。

2　警察本部に情報を提供（連絡）する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

（災害）

第2条　この協定において「災害」とは、次に掲げるものとする。

(1)地震
(2)津波
(3)台風
(4)洪水
(5)雷害
(6)火災
(7)(1)から(6)までに掲げるもののほか、事案の規模、損害の程度等から判断して、社会的影響が大きく、情報の提供（連絡）が必要と認められる事案

（構成員）

第3条　この協定において、非常通信を行う構成員は、別表1に掲げるものとする。

（要請）

第4条　警察本部は、次に掲げる場合において、火災情報の提供（連絡）を受ける必要があると認めるときは、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡に対し、その保有する情報の提供（連絡）を要請することができる。

(1)静岡県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
(2)静岡県内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

（連絡通報体制）

第5条　前条の規定に基づき警察本部及び JPHC 静岡構成局は、別表1に掲げる管轄地域内の JARL 静岡県支部加入の各構成局と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

（非常通信等の訓練）

第6条　警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部は、非常通信等を円滑かつ確実に行うため共同して訓練を行うものとする。

（組織の構成）

第7条　前条の規定による非常通信等の訓練は、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支部の代表者が相互に協議して定めたところにより静岡県下各地区の構成員等により行うものとする。

（雑則）

第8条　この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項については、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支の代表者が協議のうえ、決定する。

2　前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部の代表者が協議して定める。

附　則

この協定は平成7年10月1日から実施する。

19-12 警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書

（県警察本部）

静岡県医師会会長（以下「医師会会長」という。）と静岡県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、警察の検視活動に対する医学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

（目的）

第1 本覚書は、多数の死者を伴う大規模事故、災害が発生した場合、警察の検視活動に対する医学的な協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

（協力要請）

第2 刑事部長は、東海地震等の大災害や航空機事故等により多数の死者が発生し、検視の必要が生じたときは、医師会会長に対して、静岡県医師会会員（以下「医師会会員」という。）の協力を要請するができる。

（医師の出動）

第3 医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、医師会会員に出動を求めるものとする。

（補償等）

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が医師会会長と協議し、「静岡県地震対策推進条例」の例等により、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成9年1月23日

静岡県医師会会長　勝呂　安

静岡県警察本部刑事部長　鈴木良民

20－1－1　災害救助法の適用基準

（県健康福祉部政策監）
（H21.10.1現在　県生活統計室推計人口）
（浜松市各区の人口のみ住民基本台帳H21.9月末現在　県自治行政室による）

市区名	人口（人）	適用基準世帯数
静岡市	717,198	150
葵区	259,029	100
駿河区	209,839	100
清水区	248,330	100
浜松市	811,397	150
中区	234,435	100
東区	125,361	100
西区	113,205	100
南区	100,810	100
北区	93,903	80
浜北区	90,162	80
天竜区	35,629	60
沼津市	205,174	100
熱海市	39,766	60
三島市	111,677	100
富士宮市	131,676	100
伊東市	71,429	80
島田市	100,949	100
富士市	254,076	100
磐田市	171,462	100
焼津市	143,508	100
掛川市	118,286	100
藤枝市	141,879	100
御殿場市	88,618	80
袋井市	85,966	80
下田市	25,142	50
裾野市	53,852	80
湖西市	60,849	80
伊豆市	35,115	60
御前崎市	34,804	60
菊川市	47,423	60
伊豆の国市	49,381	60
牧之原市	48,913	60

町名		人口（人）	適用基準世帯数
賀茂郡	東伊豆町	14,473	40
	河津町	8,018	40
	南伊豆町	9,602	40
	松崎町	7,654	40
	西伊豆町	9,612	40
田方郡	函南町	38,781	60
駿東郡	清水町	32,210	60
	長泉町	40,288	60
	小山町	20,958	50
榛原郡	吉田町	28,648	50
	川根本町	8,988	40
周智郡	森町	20,273	50

災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
15,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

20－1－2 災害救助法費用限度額

（県健康福祉部政策監）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>費用の限度額</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>（基本額）
避難所設置費　1人1日あたり300円以内
（加算額）
冬季（10月～3月）別に定める額を加算
福祉避難所を設置した場合　通常の実費</td></tr>
<tr><td>炊出し、その他による救品の給与</td><td>1　1人1日　1,010円</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する
2　下記金額の範囲内
<table>
<tr><th>区　分</th><th></th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td><td>夏</td><td>17,300円</td><td>22,300円</td><td>32,800円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,600円</td><td>37,000円</td><td>51,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600円</td><td>7,600円</td><td>11,400円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100円</td><td>12,000円</td><td>16,900円</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>区　分</th><th></th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td><td>夏</td><td>39,300円</td><td>49,800円</td><td>7,300円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>60,400円</td><td>75,900円</td><td>10,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td><td>夏</td><td>13,800円</td><td>17,500円</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>20,000円</td><td>25,400円</td><td>3,300円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅および住宅応急修理</td><td>仮設住宅
1　規格　1戸あたり 29.7㎡（9坪）
2　限度額　1戸あたり 2,387,000円以内
3　その他　50戸以上設置の場合、集会施設の設置可能
福祉仮設住宅の設置可能
応急修理
1　居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分
2　1世帯あたり 520,000円以内</td></tr>
<tr><td>死体の捜索、死体の処理および埋葬</td><td>捜索
当該地域における通常の実費
処理
（洗浄、消毒等）　1体あたり 3,300円以内
（一時保存）　既存建物　通常の実費
既存建物以外　1体あたり5,000円以内
ドライアイスは通常の実費を加算
（検案）　当該地域の慣行料金の額以内
埋葬
1体あたり大人（12才以上）201,000円以内
小人（12才未満）160,800円以内</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>1世帯あたり 134,200円以内</td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>1　教科書及び教材（いずれも教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの）は実費
2　文房具及び通学用品
小学校児童　1人あたり 4,100円以内
中学校生徒　1人あたり 4,400円以内
高等学校生徒　1人あたり 4,800円以内</td></tr>
</table>

20-2-1 静岡県大規模地震災害対策基金条例

（県財政課）

静岡県大規模地震災害対策基金条例をここに公布する。

昭和59年3月23日

静岡県知事　山　本　敬三郎

静岡県条例第25号

静岡県大規模地震災害対策基金条例

（設　置）

第1条　大規模な地震による災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため、静岡県大規模地震災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積　立　て）

第2条　基金として積み立てる額の総額は、700億円とする。

（管　理）

第3条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2．基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条　基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（委　任）

第5条　この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1．この条例は、公布の日から施行する。

（静岡県庁舎建設基金条例の一部改正）

2．静岡県庁舎建設基金条例（昭和42年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（大規模地震による災害発生時の措置）

第5条　知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

（静岡県土地開発基金条例の一部改正）

3．静岡県土地開発基金条例（昭和44年静岡県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4．第1項及び前項の規定にかかわらず、第6条の規定により、この基金の処分が行われたときは、基金の額は処分相当額減少するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（大規模地震による災害発生時の措置）

第6条　知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

（静岡県財政調整基金条例の一部改正）

5．静岡県財政調整基金条例（昭和45年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（大規模地震による災害発生時の措置）

第5条　知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

（静岡県県債管理基金条例の一部改正）

6．静岡県県債管理基金条例（昭和54年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（大規模地震による災害発生時の措置）

第5条　知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てる必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

20-2-2　大規模地震対策等総合支援事業費補助金交付要綱

（県危機政策課、県消防保安課）

第１　趣旨

知事は、地震災害等から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画で定める地震対策事業等を実施する市町及び一部事務組合に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

この要綱において「市町等」とは、補助対象団体である市町及び一部事務組合をいう。

第３　補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第４　交付の申請

(1) 提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画総括書（様式第２号）

ウ　事業計画個別書（様式第３号）

エ　その他知事が必要とする書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 別表経費の区分欄に掲げる事業ごとに次に掲げる事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　補助対象施設等の設置場所を変更する場合（国庫採択事業を除く）。

イ　県費補助金額の合計において、20パーセントを超える減額がある場合。

ウ　県費補助金額の合計において、増額がある場合。

エ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3) の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において

も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

(7) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1) から(6) までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1) から(4) までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4) の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(8) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1) 若しくは(3) の承認又は(2) の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4) により市町に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

(1) 変更承認申請書（様式第４号）

(2) 変更事業計画総括書（様式第２号）

(3) 変更事業計画個別書（様式第３号）

(4) 契約書又は請書の写

(5) 資金状況調べ（様式第７号）

（注）上記(4)、(5)の書類は、事業を翌年度に繰り越す場合に限り提出するものとする。

第７　実績報告

(1) 提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第５号）

イ　事業実績総括書（様式第２号）

ウ　事業実績個別書（様式第３号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日まで

第８　請求の手続

(1) 提出書類　１部

請求書（様式第６号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第９　概算払の請求手続

提出書類　各１部

(1)　概算払請求書（様式第６号）

(2)　出来高を証明する書類

(3)　資金状況調べ（様式第７号）

第10　書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、市町等の所在地を管轄する地域危機管理局の長（以下「地域危機管理局長」という。）に提出するものとする。

第11　読替規定

第10 の「市町等の所在地を管轄する地域危機管理局の長（以下「地域危機管理局長」という。）」とあるのは、地域総合防災推進事業審査会が認めた事業及び公立学校施設に係る事業にあっては「知事」と読み替えるものとする。

第12　補助金の運用等

この補助金の運用に関し必要な事項は、この要綱に定めるほか、別に定める大規模地震対策等総合支援事業費補助金交付事務処理要領によるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成７年度分の補助金から適用する。

２　市町村地震対策事業交付金交付要綱（平成６年10月31日付け地震第256号総務部長通知及び市町村地震対策総合整備費補助金交付要綱（平成６年９月２日付け地震第179号総務部長通知）は、廃止する。

附　則

この改正は、平成８年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成９年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

２　同時通報用無線施設等整備費補助金交付要綱（平成７年10月13日付け地震第269号総務部長通知）は、廃止する。

附　則

この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

２　静岡県大震火災対策施設等整備費補助金交付要綱（平成11年６月９日付け防消防第121号総務部長通知）は、廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

２　災害対策総合整備事業補助金交付要綱（平成12年７月21日付け防計第96号及び防消防第187号総務部長通知）は、廃止する。

附　則

この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成14年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附　則

１　この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。
なお、この改正に係る平成18年度分の補助金の適用にあたっては、既に事業着手したもの又は事業完了したものについても、補助対象とする。

２　改正前の大規模地震対策等総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、既に交付決定を行ったものについては、なお、従前の例による。

附　則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成22年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附　則

1　この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

2　平成22年度以前の年度の国の歳出予算に係る交付金で平成23年度以降の年度に繰り越されたものの交付を受けて実施する公共施設等緊急耐震化促進事業については、なお、従前の例による。

附　則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。

事業の区分	補助の対象		補助率（額）
	経費の区分	経費の内訳	
1　公共施設等緊急耐震化促進事業	(1)公共施設耐震診断事業費	公共施設の耐震診断を行うことに要する経費 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の2分の1以内とする。
	(2)公共施設耐震補強計画策定事業費	公共施設の耐震補強計画の策定を行うことに要する経費 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の2分の1以内とする。
	(3)公立小中学校屋内運動場耐震補強設計事業費	屋内運動場の補強設計を行うことに要する経費 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の2分の1以内とする。
	(4)公共施設等応急対策事業費	次の各号に掲げる経費 (1)公共施設の応急補強工事を行うことに要する経費 (2)民間社会福祉施設及び民間救急病院の応急補強工事に要する経費について市町が補助する場合における当該補助に要する経費 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の3分の1以内とし、1棟につき3,000万円を限度とする。 ただし、市町が補助する場合にあっては、当該事業に要する経費の3分の1以内で、かつ、市町が補助に要する経費の額を超えない範囲とし、1棟につき3,000万円を限度とする。
	(5)公共施設耐震補強事業費	公共施設の耐震補強工事を行うことに要する経費 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の3分の1以内とし、1棟につき3,000万円を限度とする。
	(6)　公立幼稚園・小中学校事業補助事業費（国交付金充当分）	「学校施設環境改善交付金交付要綱」第3条1、3又は4に規定する「構造」事業の対象となった公立幼稚園・小中学校の非木造の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うことに要する経費のうち、当該工事に要する経費（1の補助単価（46,800円/㎡）に補助対象面積を乗じた額を上限とする。）から当該建物に係る交付金の配分基礎額（交付金の交付単価に補助面積を乗じた額。ただし、交付金の交付単価が交付金の補助単価に満たない場合は、交付金の補助単価に補助面積を乗じた額。）を控除した額 実施期間は平成27年度までとする。	公立幼稚園に係る事業にあっては、経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の6分の1以内、小中学校に係る事業にあっては、4分の1以内とする。 ただし、非木造の校舎の耐震補強事業にあっては、1棟につき3,000万円を限度とする。

別表

事業の区分	補助の対象		補助率（額）
	経費の区分	経費の内訳	
	(7)公立幼稚園・小中学校耐震補強事業費（市町等一括事業）	1学校施設環境改善交付金（以下、「交付金」という。）交付要綱」別表1、3項に規定する「制限」、事業の対象とならない公立幼稚園・小中学校の木造の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うことに要する経費のうち、以下に示すもの （1）事業の単価が交付金の補助単価以下の場合 事業の単価×補強面積 （2）事業の単価が交付金の補助単価を上回り、かつ県の補助単価（46,800円/㎡）以下である場合 交付金の補強単価×補強面積＋（事業の単価－交付金の補助単価）×　補強面積×１/２ （3）事業の単価が県の補助単価（46,800円/㎡）を上回る場合 交付金の補強単価×補強面積＋（県の補強単価(46,800円/㎡)－交付金の補強単価）×　補強面積×１/２ 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の3分の1以内とし、1棟につき2,000万円を限度とする。
	(8)公立幼稚園・小中学校耐震改築事業費	1学校施設環境改善交付金交付要綱1に規定する事業のうち、以下に示すもの。 （1）別表１、１項に規定する「被災した危険な状態にある建物の改築」事業の対象となった非木造の建物同等のもの耐震改築工事（交付金の算定割合が１/３のものに限る。）を行うことに要する経費のうち、当該工事に係る交付金の配分基礎額と交付金の対象経費を比較し、いずれか少ない額 実施期間は平成27年度までとする。	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の6分の1以内とする。

別表

事業の区分	補助の対象		補助率（額）
	経費の区分	経費の内訳	
2　地域総合防災推進事業	大規模地震対策等総合支援事業費補助金交付手続処理要領別表Ⅱにおける経費の区分に従う	市町等が「市地震防災計画」に基づく防災対策事業を行うことに要する経費	経費の区分欄に掲げる事業に要する経費の3分の1以内とし、1事業につき2,000万円を限度とする。 ただし、下記の事業にあっては、以下のとおりとする。 (1)地域総合防災推進事業審査会が認めた事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1市町につき1,000万円を限度とする。 (2)同報通信用無線施設整備事業のうち、津波対策に係る事業 当該事業に要する経費の3分の1以内とする。 (3)木造住宅倒壊模型整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1事業につき2,000万円を限度とする。 (4)地震対策緊急整備事業のうち、津波対策に係る事業 当該事業に要する経費の3分の1以内とする。 (5)防災拠点庁舎非常用電源設置事業のうち、民間救護病院の非常用電源の設置に要する経費について市町が補助する場合における当該補助に要する経費 民間救護病院の非常用電源の設置に要する経費の3分の1以内で、かつ、市町が補助に要する経費の2分の1以内とし、市町ごとの防災拠点に対する非常用電源の設置に要する経費に対する補助と合わせて1事業につき2,000万円を限度とする。 (6)福祉避難所情報提供機器等整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1事業につき100万円を限度とする。 (7)重度身体障害者等防災対策事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1事業につき3,000万円を限度とする。 (8)防災センター整備事業 1事業につき2,500万円を限度とする。 (9)防災訓練事業のうち、総合防災訓練大会関係事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1市町につき2,000万円を限度とする。 (10)津波避難施設等整備事業 当該事業に要する経費の3分の1以内とする。 (11)地震対策調査事業のうち、津波対策に係る事業 当該事業に要する経費の3分の1以内とする。

事業の区分	補助の対象		補助率（額）
	経費の区分	経費の内訳	
			(12)住宅防災施設整備事業のうち、耐震化助の採択事業となった耐震等整備事業のうち、要領別表2の1に記載された事業 当該補助基準額と当該整備に要する経費を比較して、いずれか少ない額の6分の1以内とする。 (13)住宅防災施設整備事業のうち、上の「住宅一体改修に伴い撤去移設された家具等防災のうち、要領別表2の2に記載された事業 当該補助基準額と当該整備に要する経費を比較して、いずれか少ない額の6分の1以内とする。 (14)防災ベッド普及事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1台につき10万円を限度とする。 (15)耐震シェルター整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1台につき12万5千円を限度とする。 (16)感震ブレーカー設置及び電気火災防止対策機器整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1施設につき30万円を限度とする。 (17)孤立予防集落対応通信機器整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1台につき30万円を限度とする。 (18)二次拠点ヘリポート整備事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1事業につき2,000万円を限度とする。 (19)土砂崩壊カメラ設置事業 当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1基につき125万円を限度とする。

20−2−3 プロジェクト「TOUKAI−0」総合支援事業費補助金交付要綱

（県建築安全推進課）

平成18年4月3日付け住安第2号

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI−0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI−0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。

(2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(3) この要綱において「既存住宅」とは、既存建築物のうち住宅で、居住のために継続して利用する建物をいう。

(4) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。

(5) この要綱において「ブロック塀等」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(6) この要綱においてブロック塀等改善事業における「改善」とは、改修、造り替え及びフェンス等の安全な他の塀への転換をいい、造り替え及び他の塀への転換をするための撤去は含まない。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）

オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）

カ 危険住宅の位置図（様式第7号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅の除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第8号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

(1) 提出書類 1部

状況報告書（様式第9号）

(2) 提出期限

当該会計年度の各四半期（第4・四半期を除く。）ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第10号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ プロジェクト「TOUKAI−0」総合支援事業一覧表（別紙1〜18号）

わが家の専門家診断事業、住宅耐震化相談支援事業及びブロック塀等診断事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

オ 委託契約書の写し

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

カ 県費補助金受入調書（様式第11号）

キ 図面及び写真（写真は原則として施行前のもの及び施行後のものとする。）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払承認申請書（様式第13号）

イ 概算払補助金請求内訳書（様式第14号）

ウ 工事費等支出状況明細表（様式第15号）

エ 資金状況調（様式第16号）

オ 請求書（様式第12号）

附 則

1 この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。ただし、木造住宅耐震補強助成事業は、平成20年度までの補助金に適用する。

2 わが家の専門家診断事業費補助金交付要綱（平成13年8月7日付け住安第2 1 9号都市住宅部長通知）は、廃止する。

3 この要綱の施行前にわが家の専門家診断事業費補助金交付要綱（平成13年8月7日付け住安第2 1 9号都市住宅部長通知）及びプロジェクト「TOUKAI−0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成15年3月31日付け住安第5 8 4号都市住宅部長通知）の規定により知事に対してなされた申請その他の手続は、それぞれ従前の例によることとし、この要綱の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

4 平成20年度分の補助金については、同年度において由比町に補助申請があった事業に限り、別表第1（注）の適用を外す。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。ただし、木造住宅耐震補強助成事業は、平成27年度までの補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行し、以降に交付申請を受理する平成21年度分の補助金から適用する。ただし、木造住宅耐震補強助成事業は、平成27年度までの補助金に適用する。

2 この要綱の施行前に改正前のプロジェクト「TOUKAI－0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。ただし、木造住宅耐震補強助成事業は、平成27年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。ただし、木造住宅耐震補強助成事業は、平成27年度までの補助金に適用する。

別表第1（第2関係）

	事業の区分	補助事業者	事業主体	事業内容
1	わが家の専門家診断事業	―	市町	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2626号。）附属第Ⅱ編1-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業1-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業（以下「国の要綱」という。）に基づく住宅の耐震診断で、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する事業
2	木造住宅補強計画策定事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業。なお、補強計画の策定に必要な耐震診断を含む
3	木造住宅耐震補強助成事業（定額）	市町	事業を実施する所有者又は居住者	木造の既存住宅の耐震補強工事を実施する事業
4	木造住宅建替助成事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱に基づく住宅の建替えに関する事業で、木造の既存住宅の建替工事を実施する事業
5	緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱3. 第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
6	非木造住宅補強計画策定事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、非木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業
7	非木造住宅耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱に基づく住宅の耐震改修又は建替えに関する事業で、非木造の既存住宅の耐震補強工事又は建替工事を実施する事業
8	緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は居住者	国の要綱3. 第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、非木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
9	住宅耐震化相談支援事業	―	市町	国の要綱に基づく住宅の耐震化への誘導に関する事業で、「わが家の専門家診断事業」を実施済みで、かつ耐震補強工事又は建替工事未実施の木造の既存住宅へ静岡県耐震診断補強相談士等を派遣等し、耐震補強工事又は建替工事に導くための事業
10	地域耐震化推進事業	市町	事業を実施する民間組織	国の要綱に基づく住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業
11	建築物等耐震診断事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱3. 第一、第二又は第三に基づく耐震診断で、非木造の既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施する事業
12	建築物補強計画策定事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱に基づく建築物に係る耐震化のための計画の策定で、既存建築物の補強計画の策定を実施する事業
13	建築物耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱に基づく建築物の耐震改修又は建替えに関する事業で、既存建築物の耐震補強工事又は建替工事を実施する事業
14	緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	国の要綱3. 第六又は第七に基づく耐震改修、建替え又は除却に関する事業で、既存建築物の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を実施する事業
15	避難所耐震化助成事業	市町	事業を実施する所有者又は使用者	国の要綱に基づく避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業で、既存建築物の耐震補強工事又は建替工事を実施する事業
16	ブロック塀等撤去事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	ブロック塀等を撤去する事業
17	ブロック塀等改善事業	市町	事業を実施する所有者、居住者又は使用者	静岡県地震対策推進条例条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等（以下「緊急輸送路等」という。）に面するブロック塀等を改善する事業
18	がけ地近接危険住宅移転事業	市町	事業を実施する所有者	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2626号。）附属第Ⅱ編1-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業1-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に基づき、がけ地の崩壊等（土石流および地すべりを含む）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う事業

（注）1わが家の専門家診断事業、3木造住宅耐震補強助成事業（定額）、5緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業（補強工事に限る。）及び18がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は対象外とする。

別表第2（第3関係）

	補助の対象		補助率（額）
	事業の区分	経　費	
1	わが家の専門家診断事業	事業主体が行う当該事業に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以内とし、1戸につき16,875円を限度とする。
2	木造住宅補強計画策定事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
3	木造住宅耐震補強助成事業（定額）	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が30万円を超えて補助する場合、30万円を超えた額の2分の1と10万円とを比較して、いずれか少ない額を加えた額とする。
4	木造住宅建替助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
5	緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
6	非木造住宅補強計画策定事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
7	非木造住宅耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
8	緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
9	住宅耐震化相談支援事業	事業主体が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費の4分の1以内とする。
10	地域耐震化推進事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1組織ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。
11	建築物等耐震診断事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
12	建築物補強計画策定事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
13	建築物耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
14	緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
15	避難所耐震化助成事業	事業主体が行う当該事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とする。
16	ブロック塀等撤去事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、県の補助額は1市町につき500万円を限度とする。
17	ブロック塀等改善事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、県の補助額はブロック塀等の長さ1メートルにつき9,600円以内で、かつ1敷地につき12万5,000円を限度とする。
18	がけ地近接危険住宅移転事業	ア　移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用に対し市町が補助する経費 イ　移転を行う者に対して危険住宅に代る住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用に対し市町が補助する経費	当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、別に定める額を限度とする。

備考　※共同住宅、長屋等は1棟を1戸とみなす。

別表第3（別表第2関係）

図面の有無	基　準　額
有	144,000円 （わが家の専門家診断事業による診断未実施の場合154,000円）
無	259,000円 （わが家の専門家診断事業による診断未実施の場合269,000円）

別表第4（別表第2関係）

用途	床面積	基準額
一戸建住宅		1,800,000円
一戸建住宅以外	～1,000㎡未満	2,400,000円
	1,000～2,000㎡未満	4,200,000円
	2,000～3,000㎡未満	5,400,000円
	3,000㎡～	6,000,000円

20-2-4　コミュニティ助成事業実施要綱

（県危機政策課）

第1 趣旨

財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

（1）一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

（2）コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。

（3）地域防災組織育成助成事業

ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。

イ 消防職団員等を指導者として、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民に対して行う教育訓練活動に関する事業。

ウ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、地域住民が消防団の活動に対し積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業。

エ 婦人防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

カ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD―1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

キ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

（4）青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業。

ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外とする。

（5）共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業。

（6）地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの。

（7）地域国際化推進助成事業

地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織（その連合組織を含む。以下「コミュニティ国際交流組織」という。）が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業。

（8）活力ある地域づくり助成事業

ア 地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。（実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。）

イ 広域連携推進助成事業

複数の助成対象団体が共同して（申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む）広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的としたソフト事業。（実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。）

ウ 活力ある商店街づくり助成事業

市（区）町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備事業。

2. 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

（1）宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

（2）国の補助金及び地方債を充当していないもの。（第2（6）は除く）

（3）原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの（整備後の施設又は設備は、地区の住民のコミュニティ組織、又は地域防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい）。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じとする。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の要件

助成事業の要件は次のとおりとする。

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

（1）一般コミュニティ助成事業

事業実施主体は、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織であること。

（2）コミュニティセンター助成事業

事業実施主体は、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織であること。

（3）地域防災組織育成助成事業

事業実施主体は、第2（3）の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織であること

イ. 市（区）町村

ウ. 消防団

エ. 市（区）町村及び一部事務組合

オ. 市（区）町村及び一部事務組合

カ. 女性消防隊を有する市（区）町村

キ. 少年消防クラブを有する市（区）町村

（4）青少年健全育成助成事業

事業実施主体は、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織であること。

（5）共生の地域づくり助成事業

事業実施主体は、市（区）町村とする。

（6）地域の芸術環境づくり助成事業

事業実施主体は、市（区）町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会とする。

（7）地域国際化推進助成事業

事業実施主体は、市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織とする。

（8）活力ある地域づくり助成事業

事業実施主体は、第2（8）の事業区分に従い、次のとおりとする。

ア. 事業実施主体は、市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等とする。

イ. 事業実施主体は、市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等とする。

ウ. 事業実施主体は、市（区）町村とする。

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市（区）町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。（第2（3）、（8）は除く）

3. 助成対象事業は、平成23年4月1日以降に実施し、平成24年3月31日までに完了する事業とする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。（10万円未満を切り捨て）

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円乃至250万円。

2. コミュニティセンター助成事業
　対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1、500万円を上限とする。
3. 地域防災組織育成助成事業
　第2(3)の事業区分に従い、次のとおりとする。
　ア. 30万円乃至200万円。
　イ. 30万円乃至250万円。ただし、このうち設備の整備については200万円を上限とする。
　ウ. 50万円乃至100万円。
　エ. 100万円を限度とする。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円を限度とする。
　オ. 40万円を限度とする。
　カ. 100万円を限度とする。
　キ. 100万円を限度とする
4. 青少年健全育成助成事業
　30万円乃至100万円。
5. 共生の地域づくり助成事業
　1，000万円を限度とする。ただし、施設等の整備を含まない場合には500万円を限度とする。
6. 地域の芸術環境づくり助成事業
　500万円を限度とする。
7. 地域国際化推進助成事業
　200万円を限度とする。
8. 活力ある地域づくり助成事業
　第2(8)の事業区分に従い、次のとおりとする。
　ア. 200万円を限度とする。
　イ. 200万円を限度とする。
　ウ. 1、000万円を限度とする。

第6 助成対象経費
助成対象経費は、次に掲げるものとする。
1. 一般コミュニティ助成事業
　コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。
2. コミュニティセンター助成事業
　コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）に要する経費。
　ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。
3. 地域防災組織育成助成事業
　第2(3)の事業区分に従い、次のとおりとする。
　ア. 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。
　イ. 消防職団員等が指導者として行う事業の実施に必要な教育訓練活動及び設備の整備に要する経費。ただし、建築物は対象外とする。
　ウ. 消防団が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。
　エ. 婦人防火クラブなどが行う初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材の整備に要する経費。
　オ. 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材の整備に要する経費。
　カ. 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D―1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に要する経費。
　キ. 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に要する経費。
4. 青少年健全育成助成事業
　青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする。
5. 共生の地域づくり助成事業
　共生の地域づくりに要する経費。ただし、用地取得に要する経費は対象外とする。
6. 地域の芸術環境づくり助成事業
　地域の芸術環境づくり助成事業に要する経費。

7. 地域国際化推進助成事業
　地域国際化推進助成事業に要する経費。
8. 活力ある地域づくり助成事業
　活力ある地域づくり助成事業に要する経費。

第7 宝くじの社会貢献広報
1. 本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじの広報表示を行うものとする。
　なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」、若しくは、「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続
　助成対象団体の長は、助成申請書（別記様式第1号）を都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を理事長に、提出するものとする。

第9 助成の決定
1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成金の額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更
1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付
1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、助成対象事業完了後、所定の期間内に助成事業実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。
2. 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他
この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

コミュニティ助成事業留意事項

コミュニティ助成事業の申請については、コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1　事業内容

当助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入（ジャンボ宝くじと数字選択式宝くじ）によるものですので、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報が行えるものとしてください。

第2　用語の定義

次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

（1）事業実施主体

コミュニティ助成事業を、自主的に中心となり実施する団体及び市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じとする。）

（2）コミュニティ組織

市（区）町村がコミュニティ活動を行っていると認める自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着した団体とします。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除きます。

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

（3）自主防災組織

市（区）町村が認めた地域の自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に定める組織）

（4）消防団

消防組織法に定めるもの

（5）女性消防隊

（3）に属する女性消防隊（女性消防団は含まれません。）

（6）少年消防クラブ

少年消防クラブ活性化推進会議において選定されたモデル少年消防クラブ

（7）建築物

建築基準法に定めるもの

（8）備品、消耗品

助成対象団体の規則等で定めるもの

第3　申請要件

1. 事業実施主体が市（区）町村以外となる場合は、次の要件を満たすことが出来ること。

（1）申請時点で、事業実施主体が設立されていること。

（2）規約が提出できること。

（3）平成22年度の事業計画及び予算書が提出できること

2. 要綱第2「助成事業」（1）、（2）、（3）ア、（4）の事業実施主体は主に、市（区）町村における自治会、町内会、自主防災組織等のコミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合に限り、市（区）町村が事業実施主体となることを可能とします。
3. 所管の都道府県知事の副申のあるものとします。
4. 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業については対象外とします。
5. 地域防災組織育成助成事業において事業区分「エ」及び「オ」で整備する資機材については、別紙1を参考にしてください。
6. 地域防災組織育成助成事業において事業区分「カ」及び「キ」で整備する資機材については、別紙2を参考にしてください。
7. 事業を実施するに当たり、土地を要する場合（コミュニティセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等）は、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外とします。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外とします。

なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

8. コミュニティセンター助成事業の申請は各都道府県において上限3件を原則とします。
9. コミュニティセンター助成事業は、総事業費の5分の3の助成であること、また、各都道府県において原則上限3件の申請であることから、土地、財源、住民の総意等において、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。
10. コミュニティセンター助成事業の建設については、主に新築を対象とします。修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕を想定し、その対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用しているもので、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）となっているものに限ります。（バリアフリー化工事については、「共生の地域づくり助成事業」にて助成対象とします。）
11. コミュニティセンター助成事業の建物については、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。
12. コミュニティセンター助成以外での建築物については、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象とします。
13. 共生の地域づくり助成事業の対象となる事業については、別紙3を参照下さい。

なお、娯楽性の高い備品及び営利事業を目的とした備品の購入や起債事業及び補助事業の一部に助成金を充当するものについては、助成の対象としないので、十分ご留意願います。

また、本事業により整備し、住民個人宅に設置されるものは、対象外となります。

14. 事業を実施するにあたり、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合は対象外とします。

第4　助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業を実施するために要する経費とします。ただし、対象外として要綱に記載されているものの他、次のものも対象外とします。

（1）中古品

（2）車両（共生の地域づくり助成事業では助成対象となります。）

（3）銃・刀剣類

（4）施設・設備（備品）の修理・修繕

ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティセンター助成事業における建物の修繕及び共生の地域づくり助成事業におけるバリアフリー化工事は助成対象とします。

第5　宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、カラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示で可とします。
2. 広報表示の貼付については広報効果が最大限発揮できるよう、貼付箇所について特段のご配慮をお願いいたします。
3. 広報誌に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」旨の文章としてください。この際、事業の様子を撮影した写真を挿入するほど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。
4. コミュニティセンター助成事業については、自治総合センターで作製したプレートを交付いたしますので、建物入り口等、広報効果の上がる場所に設置してください。（その他の広報表示につきましては、助成対象経費としてください。）
5. 青少年健全育成助成事業については、チラシ・ポスター等の印刷物、若しくは看板等を必ず作成し、掲出・配布をしてください。

第6　助成の申請手続き

1. 都道府県知事は、別記様式第2号に事業に必要性と優先順位○○位までを明記してください。○○位後の順位の記載は必要ありません。（要綱第2「助成事業」（3）エ・オは除く。）一般コミュニティ助成事業

ただし、コミュニティセンター助成事業に関しては、各都道府県において上限3件の申請を原則としておりますのでご注意ください。

2. 申請書はA4サイズとし、説明資料等も原則としてA4サイズとしてください。
3. 申請書類概要一覧表（別記様式第2号の2）は電子メールにより提出してください。（要綱第2「助成事業」（3）エ・オ・カ・キは除く）
4. その他申請手続きに係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」をご参照ください。

第7　助成対象事業の変更

1. 助成対象事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。ただし、生産中止に伴う品番変更、更新についての変更申請は不要です。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に大幅な相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付できないことがあります。
2. その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」をご参照ください。

第8　実績報告書の提出について

1. 実績報告書の提出は事業完了後2ヵ月以内にしてください。ただし、平成24年4月15日必着とします。提出に当たっては、別表「必要書類一覧表」をご参照いただき、必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。
2. その他実績報告書の提出に係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」をご参照ください。

第9 その他

過去に助成を受けた施設及び備品の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

〈別紙1〉参考例

事業区分	区分	例
エ	防火防災訓練用資器材	ア 消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット （光波消火器セット、水消火器セット等）
		イ 心肺蘇生訓練用マネキンセット、AEDトレーナー
		ウ 煙体験用資機材（煙体験ハウス、煙発生装置）
	防火広報用視聴覚資器材	視聴覚資器材セット ［液晶ビジョン（据え置き・天吊り両用型液晶ビデオ投写装置）ビデオデッキ（DVDも可。）、スクリーン（100 型三脚付）、ビデオムービカメラ・デジタルカメラ・アクセサリーキット、アンプ・スピーカー及び付属品一式］
オ	幼年消防用活動資器材	幼年消防用鼓笛隊セット ［メジャーバトン、太鼓（大・中・小、伽リングホルダー付）、シンバル、ベルリラ、マーチングキーボード、ベスト、ベレー帽、指導書など］
エ・オ	その他	幼年及び婦人などの消防用法被を購入することについては可とします。ただし、これらの購入限度額は、100 千円とし、この法被の背には、「防火」又は「婦防」と表示するものとします。

1．防火防災訓練用資器材については、ア、イ、ウのうち1つを選定してください。

〈別紙2〉参考例

1 事業区分「カ」の対象資機材例

区　分	資　機　材　例
初期消火活動 及び 予防活動	【初期消火活動】 D－1級軽可搬消防ポンプ一式≪必須≫（注1） その他活動に必要な資機材（注2） 【予防活動】 法被・ジャンパー等 その他活動に必要な資機材（注2）
初期消火活動 及び 応急救護普及活動	【初期消火活動】 D－1級軽可搬消防ポンプ一式≪必須≫（注1） その他活動に必要な資機材（注2） 【応急救護普及活動】 心肺蘇生訓練人形・訓練用マット等 その他活動に必要な資機材（注2）

（注1）D－1級軽可搬消火ポンプ仕様書参照のこと

（注2）「その他活動に必要な資機材」とは、以下に定める参考例による。

（1）初期消火活動関係

（ア）ヘルメット、アポロキャップ、防火衣、活動服、長靴

（イ）携帯ライト、ホイッスル

（ウ）組立水槽、発電機、投光器、背負式消火ポンプ、電動自転車

（エ）標的、予備ホース、防火シート、ホース排水装置

（オ）その他初期消火関係で必要とするもの

（2）予防活動関係

（ア）ビデオカメラ、液晶プロジェクター、ビデオデッキ、スクリーン

（イ）予防啓発用ビデオ・フィルム、紙芝居

（ウ）拡声器、ラッパ、拍子木、広報用旗

（エ）訓練用消火器

（オ）その他予防活動関係で必要とするもの

（3）応急救護普及活動関係

（ア）三角巾、人口呼吸用マスク、副子、救急箱、自動体外式除細動器（AED）、AEDトレーナー

（イ）担架、毛布

（ウ）応急救護普及啓発用ビデオ・フィルム

（エ）その他応急救護普及活動関係で必要とするもの

2 事業区分「キ」の対象資機材例

対象資機材例	
＜初期消火訓練用資機材＞ D－1級軽可搬消防ポンプ一式（注1）	
＜災害救助訓練用資機材＞	
	救助工具収納箱
	ヘルメット
	手袋
	防煙マスク
	LED強力ライト
	ハンド型メガフォン（トラメガ）
	リヤカー（ノーパンク）
	一輪車
	脚立
＜応急手当訓練用資機材＞	
	人体モデル（ケース付）
	AEDトレーナー
	簡易担架
	布担架
＜学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資器材＞	
	プロジェクター
	スクリーン
	簡易テント

（注1）以下のD－1級軽可搬消防ポンプ仕様書参照のこと

D－1級軽可搬消防ポンプ仕様書

1 仕様及び装備品

品　名	規　格	数　量
軽可搬消防ポンプ	D－1級	1
台　車	横　型	1
保護カバー	綿帆布（防水処理）国防色	3
消防用ホース	40φ×20m	1
吸水管	40φ×4．5m　金具付	1
ストレーナ	40φ銅製	1
ポリカゴ	40φポリプロピレン製	1
管　鎗	40φBC	1
ノズル	40φ用可変噴霧ノズル	1
牽引ロープ	40φ×10m	1
吸管用控綱	8φ×6m	1
吸管控綱用止ゴム	ゴム輪	1

2 軽可搬消防ポンプ諸元

項　目	摘　要	備　考
級 別	D－1級	
重 量	24kg以下	
総排気量	68cc以上	
出力	5PS以上	
燃料	混合ガソリン	
タンク容量	1．5㍑以上	
吸水口径	40mmφ	
吐水口径	40mmφ	
放水量	0．22m 3／min以上	

（別紙3）参考例

【事業】

区　分	事　業　内　容
ハード事業	ユニバーサルデザインに配慮した設備整備のうち以下のようなもの ・移動入浴車、障がい者の外出を促進するためのリフト付き車両等の整備 ・「タウンモビリティ」の実現に向けた歩行補助車等の整備 ・コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事に係る費用 ・障がい者・高齢者の利用に配慮した、情報通信機システム（視覚障害者用パソコン等）の整備 ・「少子・高齢化対策事業」で整備した施設内において地域住民の利用に供する備品の整備
ソフト事業	・子育て相談の実施 ・少子化問題キャンペーン等の普及啓発 ・子育て支援情報システム等の整備 ・子育てサポーターの育成、子育てサークルの構築 ・子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携・交流の場の創設 ・高齢者の生きがいづくり事業 ・障害者・高齢者と子供のふれあい事業 ・地域福祉のコーディネーターの設置

【経費】

区　分	内　容
対象経費	出演料、謝金、旅費（宿泊費を含む）、会場設営費、広告費、保険料、委託費
対象外経費	人件費（市（区）町村職員の給与・時間外手当など）、報償品（表彰にかかる賞状・賞金・賞品など）

20-3-1 学校の地震防災対策マニュアル

（県教育委員会）

Ⅰ　平常時の対応（地震等防災体制の整備）

1　生徒等及び教職員の防災対応能力の向上

（１）避難訓練の実施

避難訓練は、災害発生時に生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行うものとする。

ア「揺れたら」（初期対応）の訓練

地震発生時の基本行動はどこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することである。教師の指示を待たずに生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練する必要がある。

- 教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものか校舎内の非構造部材について把握しておく。
- 突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられることから身の周りの近い場所から安全と思われる場所を探す。
- 耐震化されている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低いことからあわてて外に飛び出す行動は危険である。
- 緊急地震速報はテレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでいることから、生徒等が学校管理外にいる場合を考慮して緊急地震速報の報知音を利用した訓練も必要である。

イ「揺れが収まったら」（二次対応）の訓練

①　避難訓練の実施

緊急時に生徒等が教員の指示に従って安全に避難できるように定期的に訓練を実施する。

特に沿岸部にある学校は遠隔地地震等により津波に関する情報が発せられた場合又は大きな揺れがあった場合など、津波を想定した避難訓練を実施する必要がある。津波避難訓練の実施に当たっては、学校が所在する地域の実態を考慮する必要があることから、次ページの流れ図を参考として各学校が取り組むべき対応（避難訓練）を再検討しておくこと。

【津波避難訓練の実施に当たっての留意点】

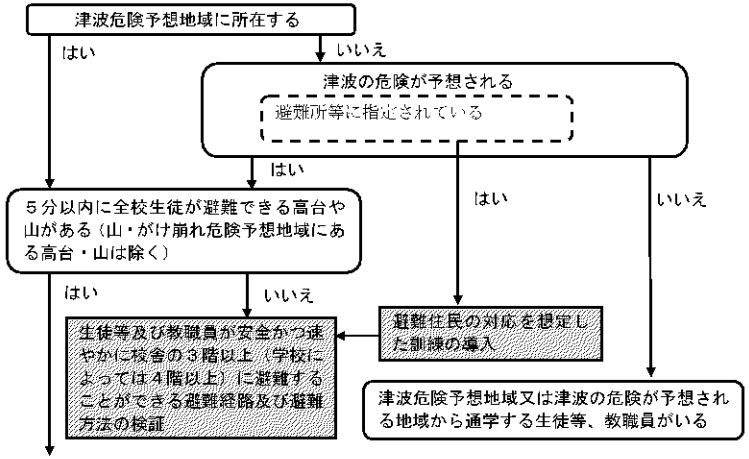

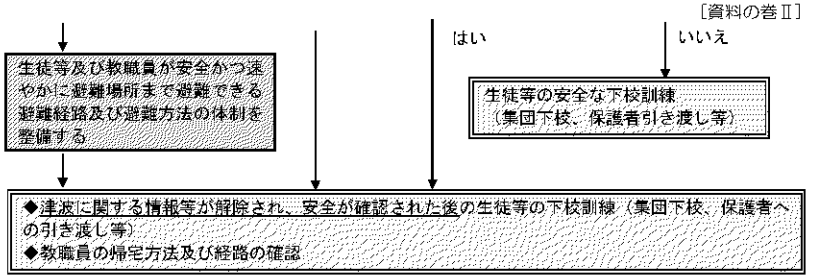

◎学校は［　　］及び［　　］を考慮した訓練を取り入れること。なお、訓練によって明らかになった課題を検討し、より安全な避難方法を構築する。

※静岡県においては、東海地震が発生した場合、５分以内で津波が沿岸に達する地域があるとしていることから５分を避難の目安時間とした。

②　情報伝達訓練の実施

- 教育委員会情報伝達実施要領による県及び市町教育委員会への情報伝達訓練（９月の総合防災訓練、１月17日のオペレーション訓練時等）
- 保護者への情報伝達

※ライフラインが途絶した場合の学校の対応をあらかじめ保護者に通知しておく必要がある。（例：学校周辺の安全が確認されるまで、若しくは保護者と連絡が取れるまで学校に待機させることを事前周知する等。）

2　施設設備等の安全対策

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第２７条において、計画的に実施するよう定められている。災害発生時に生徒等安全に避難させるためには、校舎内の施設及び設備だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要となる。

【施設設備の安全点検】

安全点検の種類	具体例	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期１回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒等が使用する設備・整備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期一回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の以上の有無について系統的に行わなければならない（規則２８条第１項）
	毎月１回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則２８条第１項）に準じて行われる場合が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、文化祭などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣で火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）などの発生時	必要に応じて下記の項目の点検	必要があるときは、臨時に安全点検を行う（規則２８条第２項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の完全確保を図らなければならない。

【教職員の点検項目】

教職員の点検項目	
天井	天井材（仕上げボード）に破損等の異状は見当たらないか
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状
外壁（外装材）	開閉可能な窓の鍵はかかっているか
	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか
収納棚など	書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

3　対策本部の設置（対策本部に求められる機能とその業務内容（例））

地震災害警戒本部の組織形態及び業務（地震発生後の業務を含む）についてはおおむね次のとおりとする。また、学校規模や状況によっては業務内容の工夫を図る。

業　務	役　割
本部（総括）	・各班との連絡調整、応急対策の決定・指示等の総括 ・学校の設置者、市町との連絡調整、広報
情報連絡班	・生徒等、教職員の安否確認及び報告 ・情報の管理及び情報収集・伝達手段の確保 ★情報の収集・伝達には電子メール（インターネット）、災害時優先電話、衛星携帯電話、災害用伝言ダイヤル「171」、テレビ、ラジオ、市町等との連絡調整をしておく ★県及び市町等の広報計画を確認するとともに必要な情報を確実に入手する方法について、学校の設置者、市町等と協議し定めておく
避難誘導班	・避難経路等の安全確認・確保 ・生徒等の安全確保
消火班	・出火防止措置 ・初期消火活動
施設点検班	・施設の安全確認（落下防止、転倒防止等の危険回避） ・被害状況の把握 ・警備及び二次災害の発生防止（危険箇所への立ち入り禁止措置、危険物の除去等）
救護班	・医療器具等の確保 ・被害状況の把握 ・けが人の救護 ・応急処置後の救援要請 ・「心のケア」の実施
救出班	・非常持出品の確認、搬出 ・電子文書データ（バックアップ）の確認、搬出 ・本部及び各班の運営に要する備品類、災害対策用資機材の確保 ・学校に待機する生徒等及び教職員用の食料、飲料水、寝具、防寒具の確保
避難地（避難所）支援班	・避難地・避難所運営に関する市町及び関係する自主防災組織との連絡調整 ・避難地・避難所の運営支援

4　避難地・避難所としての対応準備

避難地・避難所の運営は、市町が中心となり、関係する自主防災組織と施設管理者の協力を得て行われる。

そのため、避難地・避難所に指定されている学校は、市町、関係する自主防災組織等と定期的に話し合い、避難者の受け入れ等の避難地・避難所運営に係る計画を策定するとともに、避難地・避難所の運営を支援する。

なお、災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難地・避難所としての指定の有無に関わらず、住民等が学校に避難してくることが予想される。 そのため、避難地・避難所に指定されていない学校においても、避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

（1）避難地・避難所の運営に係る計画作成に当たっての留意事項

◆市町及び関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難地・避難所運営等について定期的に協議し、共通理解を図る。

（協議事項の例）

・施設の開放区域と使用禁止区域
・鍵の保管体制
・運営組織（市町、自主防災組織、学校の役割分担）
・学校が所有する防災用資機材の使用
・学校に待機する生徒等への対応
・自主防災組織が作成する避難生活計画書の内容
・その他、避難地・避難所運営上必要な対策
　医療救護、災害時要援護者の介護、情報の収集・伝達、食料・飲料水・生活必需品の調達　等

◆避難地は、原則として校庭やグラウンド等の野外であるが、災害時要援護者等の保護を行うため、市町があらかじめ学校の屋内施設を避難場所に指定することがあるので、市町から指定検討の依頼を受けた学校は、積極的に協力する。なお、学校の施設が避難場所に指定された場合は、市町と管理規程等に関する協定書等を取り交わす。

◆学校が避難所の運営支援及び施設管理者としての対応を行う場合、地域の自主防災組織がどのような避難所運営を行うかを知っておく必要があるため、「防災教育推進のための連絡会議」等の場を活用し、市町や地域の防災担当者と協議しておく。

（2）避難地避難所開設の流れ（例）

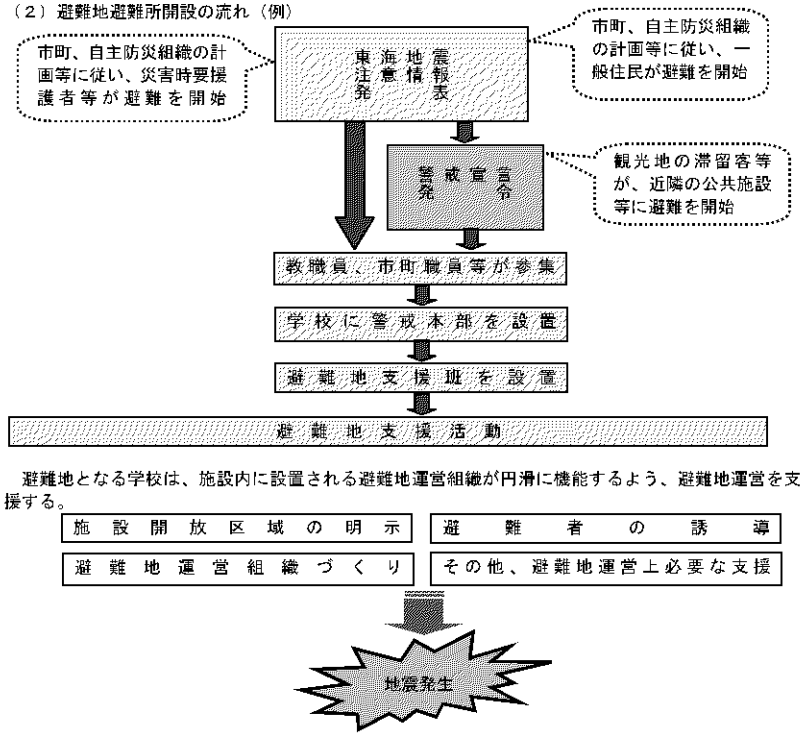

避難地となる学校は、施設内に設置される避難地運営組織が円滑に機能するよう、避難地運営を支援する。

施設開放区域の明示	避難者の誘導
避難地運営組織づくり	その他、避難地運営上必要な支援

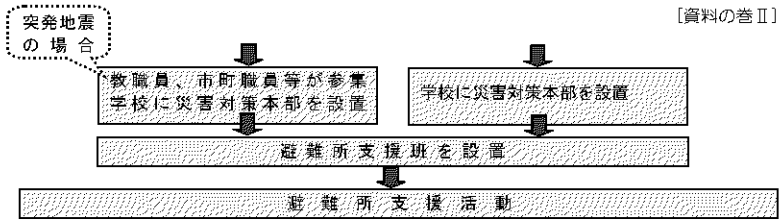

避難所となる学校は、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営を支援する。

施設開放区域の明示

地震発生後、建物の安全が確認できたら、避難場所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、張り紙や看板、ロープ等を利用して早急に明示する。

なお、校舎等の建物の使用については、原則として応急危険度判定士の判定を受け、その指示に従う。

●校(園)長室、事務室、職員室は開放しない。
●その他の施設については、教育活動の再開を考慮しながら開放区域を決定し、避難者の状況等に応じて開放する。

避難者の誘導

避難所運営組織づくり

責任者の選出、生活ルール作り等についての助言

ライフラインの確保

し尿処理、ごみの処理(燃えるごみ、不燃ごみ等の分類、集積所の指示)

避難者名簿づくり

物資の調達・配給

炊き出し、調理場所の提供等

負傷者等の救護

情報収集・伝達

避難者の相談（心のケア）への対応

ボランティアの受け入れ

その他、避難所運営上必要な支援

教職員の時間外の避難所支援活動従事について

学校に勤務する教職員を学校が避難所となった場合に、時間外に緊急的に避難所の支援活動に従事させることができるものとする。

1　校長の校務については、学校の施設・設備の保全管理に関する事務が含まれる。
2　校長が、学校の施設・設備の保全管理に関する事務を教職員に対して指示することは可能である。
3　避難所には、児童・生徒が避難していることや、児童・生徒及び保護者等からの連絡も入るため、教員の対応が必要となる。

以上のことから、教員であっても、緊急時には、義務教育諸学校の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年条例第50号）に規定する「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当するものとして時間外勤務を命ずることができる。

発災初期段階の学校の避難所支援マニュアル

1　避難所支援班の設置
□　避難所支援班の設置
｜　避難所となる施設内（体育館、格技場、空き教室、グラウンド等）に、避難者による避難所運営本部の設置に協力

避難所支援班は校内災害対策本部の内部組織として、本部長（校長）の指揮下に位置付けられ、避難者主体の避難所運営組織が機能するまで支援することを目的とします。

2　施設開放区域の明示
□　学校管理に必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示（校長室、事務室、職員室等の非開放区域を決定する。）
┐　災害時要援護者への配慮（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）

避難者来校時は、まずグラウンド等に誘導し、開放区域に誘導します。（開放区域以外には入室させないよう留意）

3　避難者の誘導
┐　ホイッスル、腕章、ハンドマイク等を使用し誘導

4　初期のライフライン関連事項の対応
□　し尿処理
　トイレの使用可能状況を調査
〈水が出ないが排水管が使用可能な場合〉
　□トイレ用水の確保
　※汚物を流すための水としてプールや河川などの水を利用
〈使用不可能な場合〉
　□ 仮設トイレの設置を、市町災害対策本部に要請
□ ゴミの処理
　□ 屋外にゴミ集積場を設置（清掃車の出入りしやすい場所）
　□ ゴミの分別徹底
□　救援物資の受け入れと配給の手伝い
　□ 救援物資の受け入れ（物資の種類と在庫数の把握）
　□ 配給の手伝いは、災害時要援護者を優先、平等に実施

発災後、電気、ガス・水道は供給停止になり、復旧に時間がかかることが予想され、施設設備等の利用が制約を受ける場合があります。
生活用水を有効に利用するため、使用したトイレットペーパーはゴミ袋に捨てるなどの工夫した対応が必要です。

5　避難所運営組織づくり等への支援
┐　運営本部長、副本部長の選出助言
┘　生活の基本ルールを決めるように助言
　□ 飲酒・喫煙の禁止　□ 火気使用の制限
　□ ペットの居室部分への持込禁止、飼育者による管理の徹底
｜　情報交換会議を毎日、定時に実施するよう運営組織と連携・対応
┘　情報掲示板を準備し、連絡事項・広報事項を明示

6　避難者名簿づくりへの支援
┐　避難所運営本部と協力した避難者名簿作成（氏名、性別、年齢、住所、家族構成）

※避難施設となる建物の確認

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上、利用することができる。避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、災害時要援護者の状況等に応じ柔軟に対応することが必要である。

（参考）

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）を公表しており、また県及び一部の市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いⅠaの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定

士の判定を受けなくても使用できる。また、Ⅰb以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

ただし、Ⅰaの建物であっても、場合によっては亀裂が入っていたり、照明や看板などの落下物の危険は残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。

5　引き渡しと待機

（1）引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に留意する。

◆津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒等を引き渡さず、引き取りに来た保護者と共に学校に待機することや避難行動を促す。

◆家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒等については学校に待機させるなどの事前協議や確認をしておく。

◆校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認をしておく。

◆保護者に対して、「引き渡し」、「待機」の基準を示すなど対応の事前徹底を図っておく。

【引き渡しのルール（例）】

学校が所在する地域の震度	震度５強以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒等を学校に保護しておく。
	震度５弱以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りをまつ。
※上記はあくまで例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し、設定しておく。		

（2）学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震の発生により、沿岸部では津波警報が発せられたり、その他の地域でも通学路上に危険箇所（液状化、建物倒壊等）が生じたりと生徒等の帰宅困難が予想されることから、安全を考慮し、学校に長時間の待機又は宿泊させることも必要がある。

このため、各学校はあらかじめ以下の準備をしておく。

◆長時間の待機又は宿泊させるための施設等の選定

◆生徒等、教職員の人数及び性別を考慮した部屋の確保等

◆寝具、食料が人数に応じて確保できる準備等（人数が多い場合は非常食の活用も考えられるが、少人数若しくは学校周辺が安全な状況である場合には健康面を考慮して生徒等に負担のかからない食事をさせることも検討しておくとよい。）

◆生徒等の身体的、精神的なケアができる教職員の体制の構築（不安を訴える生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などと連携を図っておく。）

◆寝具等の準備（防災用毛布、寝袋等の準備をしておくとよいが人数が多い場合に備え、リース等の対応ができる業者等を決めておくとよい。）

◆保護者への事前周知（長時間の待機又は宿泊が生じる可能性のある生徒等の保護者に対して事前に理解を得ておく。）

◆生徒等の健康管理（薬の服用を要する生徒等については、家庭との話し合いにより、薬を学校に保管することもある。）

（3）引き渡し手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、情報の錯綜が考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておく。

【小学校の引き渡しの例】

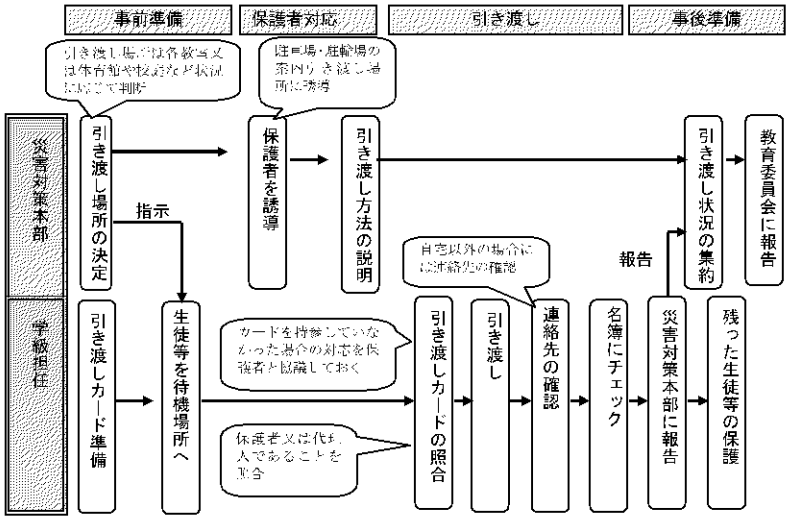

◆校外で引き渡す場合
- 引き渡しが可能かどうか判断する（二次災害の危険の有無）
- 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する
- 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう

6　教職員の研修等

教職員は、災害から生徒等の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高める必要がある。そのためには地域の実態に即した実践的な研修を行うことが必要である。

（1）研修内容

各学校においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行っておく必要があり、以下のような研修内容が考えられる。

- 学校の防災計画や危機管理マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難訓練
- ＡＥＤを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する訓練
- 教職員の安全確保と安否確認の方法
- 生徒等の安全確保と安否確認の方法
- 生徒等の引き渡し等の方法
- 生徒等の危険予測、回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- 生徒等の心のケアに関すること

（2）地域や関係機関・団体との連携による人材の活用

生徒等に対しては地域の実態に応じた指導が必要であることから、地域の実情に詳しい人や関係機関・団体と連携を図り、実態把握や教材資源として活用する。

（3）防災計画等の見直しに係る研修

東日本大震災では、事前にマニュアルに沿った避難訓練を行い、高台までの全生徒等の避難時間を測定していた学校がそのデータを基に避難方法を判断したことで全員が助かったという例があった。また、被災した学校の調査（平成23年３月文部科学省調査結果）では地震発生時、

ほぼ全ての学校で生徒等が安全確保行動をとっていたことがわかり、避難訓練の成果が活かされたとする学校もおよそ８割以上に上っている。避難所になった学校においても、事前に地域住民や関係団体、組織と連携を図っていたところでは混乱せず、開設、運営ができたことも報告されている。

なお、「学校防災に関する実態調査」（平成 24 年１月：静岡県教育委員会調査結果）では沿岸部に位置する学校においては避難訓練を繰り返し行い、各学校の防災計画書を見直すといった対応が図られているが、今後、内陸部に位置する学校においても学校周辺に起こりうる二次災害等を考慮し、検証を図るとともに、課題を明確にし、改善・改良を行うことが必要である。

【実践的なマニュアルの作成と見直し方法】

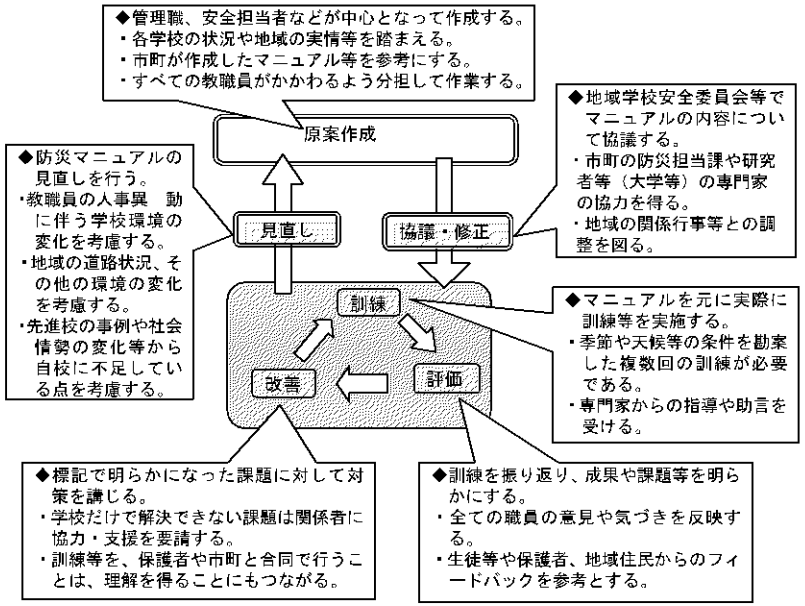

Ⅱ「東海地震に関連する情報」が発表された場合の対応

１　「東海地震に関連する情報」について

「東海地震に関連する情報」には、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の３種類がある。

※「東海地震に関連する調査情報」には「定例」と「臨時」がある。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等	
東海地震に関連する調査情報 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 （カラーレベル　青）	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表 ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます 住民の方はテレビ・ラジオ等の最新の情報に気をつけて、平常通りお過ごし下さい
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表 ●防災対応は特にありません 日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です
東海地震注意情報 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 （カラーレベル　黄）	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表 ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます ○必要に応じ、生徒等の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい	
東海地震予知情報 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 （カラーレベル　赤）	「警戒宣言」に伴って発表 ●警戒宣言が発せられると ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい	

・各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

・気象庁発表の表示方法を上段から調査情報となるように一部修正して表を作成しています。

（１）東海地震に関連する調査情報（臨時）

東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合」等に発表される。（注１）

（注１）本情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合又は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合
→「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の中で、安心情報である旨を明記して発表

（２）東海地震注意情報

「東海地域の観測データに異常が現れ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合」に発表される。（注２）

（注２）本情報の解除を伝える場合にも「東海地震注意情報」として発表

本情報が発表された場合、学校は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、生徒等の安全確保等のために必要な対策を段階的に実施することができる。

（参考）「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」（抜粋）

気象庁が東海地震注意情報を発表し、政府が警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を、混乱を避けながら円滑に講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合、政府は、準備行動等を行う旨を公表する。（中略） 準備体制において、関係機関は、緊急時に備え、 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備、物資の点検、必要に応じた児童・生徒等の帰宅等の安全確保対策等、ある程度の時間を要する準備行動をとるものとする。

（３）東海地震予知情報

「東海地震が発生するおそれがあると認められた場合」に発表されるもので、この情報を受けて警戒宣言が発令される。（注３）

（注３） 本情報の解除を伝える場合にも「東海地震予知情報」として発表

２ 「東海地震に関連する情報」が発表された場合の学校の対応

学校は、地域の特性や学校の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者等と協議、連携して、東海地震に関連する情報が発表された場合の生徒等の安全確保等に必要な計画を策定するとともに、対策を実施する。

●生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
●東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は、平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、続報等を逃さない情報収集・連絡態勢を確保するなど、必要な対応をとる。
●東海地震予知情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を開始する。

特に、東海地震注意情報が発表された場合の計画作成及び対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

（１）生徒等の安全確保のために必要な措置

生徒等の安全確保に係る対策について、具体的に定めておく。

生徒等の発達段階、通学の方法・時間・距離・経路、家庭環境及び東海地震注意情報発表時の社会状況等を十分考慮する。

ア 在校時
- 津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難対象地区に指定されている地域にある学校は、生徒等の避難誘導並びに帰宅及び保護者への引き渡しを開始する。
- 避難対象地区外の地域にある学校においても、遠距離通学者が多い等、警戒宣言発令後では生徒等の安全確保が困難となることが想定される場合は、帰宅及び保護者への引き渡しを開始する。
- その他の学校においても、授業等を打ち切るなど、生徒等の安全確保に必要な対策の準備を開始する。

イ 登下校時

「帰宅する」「登校して教職員の指示に従う」等、地域の特性や学校の実態を踏まえた対策を講ずる。

ウ 在宅時

「登校しない」等、地域の特性や学校の実態を踏まえた対策を講ずる。

（２）情報連絡手段の確保

状況の変化等に迅速に対応できるよう、対策等の実施に必要な情報を確実に収集・伝達する手段等について、具体的に定めておく。

（３）対策等の実施に必要な要員の確保

必要な対策等を円滑に実施するため、発表される情報の内容等に応じた教職員の配備について、

具体的に定めておく。

【配備の基準】

東海地震注意情報が発表されたとき	
校(園)長が指名した地震防災応急対策要員（校(園)長、教頭、事務長を含む）	
勤務時間内	直ちに配備につく。
勤務時間外・出張中	直ちに所属校に赴き配備につく。
一般教職員	
勤務時間内	校(園)長の指示に従い、対策等の実施（補助）に当たる。
勤務時間外・出張中	校(園)長の指示（「自宅待機」「所属校に参集」等）に従って行動する。

●東海地震注意情報発表時における教職員の配備については、同情報発表時の社会状況、学校において実施する対策の内容等を考慮の上、対策実施に必要な要員が確保できるよう計画する。
●「勤務時間外」及び「出張中」における教職員の配備については、該当教職員の通勤(移動)距離・時間等を考慮の上、対策実施に必要な要員が確保できるよう計画する。
●長期間に及ぶ配備を想定して計画を作成するとともに、配備のローテーション表を作成するなど、教職員の健康管理に配慮する。
●校長、副校長、教頭等の管理者が不在時の配備態勢を明確にする。

（４）その他

必要に応じて、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置等を講ずる。

準備的措置等の主な内容は次のとおりである。
●生徒等、教職員に対して次の事項を周知すること
- 東海地震注意情報の意味
- 学校における東海地震注意情報発表時の対策の内容
- 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報　等

●警戒宣言の発令に備え、次の措置を実施すること
- 学校の施設内外の防災設備、避難誘導の方法、近隣避難地の状況等の確認
- 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認　等

３ 「警戒宣言」が発令された場合の学校の対応

警戒宣言が発令された場合、学校は授業等を中止し、地震災害警戒本部を設置するとともに、生徒等の安全確保のために必要な地震防災応急対策を実施する。

そのため、学校は、地域の特性や学校の実態を踏まえ、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策に係る計画を、学校の設置者、保護者等と十分協議し定めておく。

●生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
●帰宅及び保護者への引き渡し等の具体的な措置については、生徒等の発達段階、通学の方法・時間・距離・経路、家庭環境等を十分考慮する。

（１）教職員の配備

必要な地震防災応急対策を円滑に実施するため、警戒宣言が発令された場合の教職員の配備について、具体的に定めておく

●「東海地震に関連する情報」が発表された場合の配備基準等に留意するとともに、勤務時間内においては、原則としてすべての教職員が配備につくよう計画する。
●教職員が所属校に参集できない場合に備え、学校相互の連携による配備態勢（県立学校の教職員は最寄りの県立学校に、市町立学校の教職員は所属校が所在する市町の最寄りの学校にそれぞれ参集し、参集先の学校の指示に従って行動するなど）の確立を図るなど、実効性のある計画となるよう配慮する。

（２）地震災害警戒本部の設置
地震災害警戒本部の組織形態及び業務については概ね５ページのとおりとする。

４「東海地震に関連する情報」発表時の生徒等及び教職員の対応
学校は、東海地震に関連する情報が発表された場合等に備え、地域や学校の実態に即した対応行動を具体的に検討するとともに、生徒等、保護者、地域自主防災組織等と共通理解を図っておく。

対応行動の例
東海地震注意情報発表時に生徒の帰宅、保護者への引き渡し等を開始する場合

（１）授業中

東海地震に関連する調査情報（臨時）

平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、続報等を逃さない情報収集・連絡態勢を確保する。

東海地震注意情報の発表

教職員
・警戒本部設置の準備を開始する。
・生徒等を教室などに一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
・生徒等に対して、東海地震注意情報発表時以降の学校の対応、社会状況の変化等を説明する。
・あらかじめ取り決めた帰宅方法等に従って、生徒等の帰宅、保護者への引き渡し等を開始する。
・避難対象地区にある学校は、あらかじめ取り決めた帰宅方法等に従って、生徒等の帰宅、保護への引き渡し又は安全な場所への避難誘導を開始する。
・帰宅、保護者への引き渡し等が不可能な生徒等は、学校において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努める。
・避難地運営の準備を開始し、災害時要援護者等の避難に備える。
・その他、あらかじめ定めた必要な対策の準備を段階的に実施する。

生徒等
・学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

警戒宣言発令

教職員
・警戒本部を設置する。
・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
・校（園）内の待機生徒について、保護者との連絡に努めるとともに、帰宅、保護者への引き渡し又は安全な場所への避難誘導を行う。
・その他、あらかじめ定めた地震防災応急対策を実施する。

生徒等
・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
・学校の指示があるまでは登校（園）しない。
・学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

（２）登下校時

東海地震に関連する調査情報（臨時）

平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、続報等を逃さない情報収集・連絡態勢を確保する。

東海地震注意情報

教職員
・警戒本部設置の準備を開始する。
・校（園）内の生徒等を校庭などに一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。

⇒ 混乱を避けるため、「保護者から学校への問い合わせをしない」など、情報伝達方法について、あらかじめ取り決めておく。

東海地震注意情報の発表

・校（園）内の生徒等に対して、東海地震注意情報発表時以降の学校の対応、社会状況の変化等を説明する。
・あらかじめ取り決めた帰宅方法等に従って、校（園）内の生徒等の帰宅、保護者への引き渡し等を開始する。
・避難対象地区にある学校は、あらかじめ取り決めた帰宅方法等に従って、校（園）内の生徒等の帰宅、保護者への引き渡し又は安全な場所への避難誘導を開始する。
・帰宅、保護者への引き渡し等が不可能な生徒等は、学校において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努める。
・避難地運営の準備を開始し、災害時要援護者等の避難に備える。
・その他、あらかじめ定めた必要な対策（の準備）を段階的に実施する。

生徒等
・東海地震注意情報の発表を知ったら、「帰宅する」「安全な場所へ避難する」「登校（園）して教職員の指示に従う」などの学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

警戒宣言発令

教職員
・警戒本部を設置する。
・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
・校（園）内の待機生徒等について、保護者との連絡に努めるとともに、帰宅、保護者への引き渡し又は安全な場所への避難誘導を行う。
・その他、あらかじめ定めた地震防災応急対策を実施する。

生徒等
・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
・学校の指示があるまでは登校（園）しない。
・学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

（３）校外活動中・部活動中

東海地震に関連する調査情報（臨時）

平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、続報等を逃さない情報収集・連絡態勢を確保する。

東海地震注意情報の発表

教職員
・生徒等の所在を速やかに把握する。
・避難対象地区内で活動している場合は、生徒等を地域の安全な場所に避難誘導する。
＜学校から離れている場合＞　学校と連絡を取って状況を報告するとともに、校（園）長等の指示に従って行動する。
＜学校に近い場合＞　危険個所を避けて、学校に戻る。

生徒等
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

警戒宣言発令

・校外活動中は、校（園）長等の指示に従って行動する。
・部活動中は、登下校時の対応に準ずる。

（４）勤務時間外（夜間等）

東海地震に関連する調査情報（臨時）	情報の内容に応じて、続報等に留意するなど、状況の変化に対応できるよう行動する。
東海地震注意情報の発表	教職員 ・東海地震注意情報の発表を知ったら、配備計画（校長等の指示）に従って所属校に参集し、直ちに配備につく。 ・参集した教職員は、警戒本部設置の準備を開始する。 ・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。 ・その他、あらかじめ定めた必要な対策を段階的に実施する。 生徒等 ・東海地震注意情報の発表を知ったら、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
警戒宣言発令	教職員 ・警戒本部を設置する。 ・保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。 ・その他、あらかじめ定めた地震防災応急対策を実施する。 生徒等 ・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。 ・学校の指示があるまでは登校（園）しない。

５　幼稚園及び特別支援学校における留意事項

（１）幼稚園における留意点

幼稚園の中には、送迎バス等を利用し園児が登降園している場合がある。また、長時間の預かり保育実施等による在園時間中、保護者がすぐに迎えに来られない事も予測される。このため、幼稚園においては特に引き渡しについては様々な状況を想定した事前対応が必要である。

ア　幼稚園の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

【引き渡しに向けた留意点】

・保護者が引き取りに来られない場合の代理者を登録し、それ以外には引き渡さないことを保護者に確認しておく。

・保護者が引き渡しカードを持参できない場合を想定し、在籍者名簿等と照合の上、引き取り者のサイン等で引き渡す手だても考え、教職員間で共通理解を図っておく。

【配慮を要する幼児への対応】

・配慮を要する幼児の特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図る。

・災害時の引き渡し方法等について個別に保護者と確認する。

イ　想定される状況

・一斉活動遊び、食事などの園内保育時

・朝や午後の預かり保育時（預かり保育担当職員は預かり保育児名簿を携帯し出席人数を常に把握する。災害発生時は人員を瞬時に確認し、正確に報告するようにする。）、園庭開放時、登降園時における幼児の引き渡し時

・園外保育時（近隣の散歩や施設訪問中、遠足（バス利用中、電車利用中））

・徒歩等登降園中、送迎バス運行中

（２）特別支援学校における留意点

学校においては、一人一人の予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う。

ア　障害のある生徒等が災害時に陥りやすいこと

・情報の理解や意思表示

全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすいことから視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法を構築する。また、知的障害のある生徒等には個別に簡潔な指示を与える必要がある。

・危険回避行動

危険の認知が難しい場合があることから落下物などから逃げるなどの危険回避が遅れることがある。また、けがなどをしても的確に訴えられず、周囲が気づかない場合がある。

・避難行動

落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。また、エレベーターが使えない状況で階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。

・生活、生命維持

薬や医療器具・機器がないと生命・生活の維持が難しく、避難時の天候や気温によって生命の危険が生じることがある。

・非日常への適応

経験したことのない場面や急激な環境の変化にうまく対応できない場合があり、不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

イ　特別支援学校の特性に応じた準備等

◆障害特性に応じた災害時の使用物品の例

・避難行動：避難帯、担架や代用品（毛布等）、車いす、避難車、誘導ロープ、メガホン、絵カード　等

・避難生活（食事、排泄、睡眠、コミュニケーション）：マッシャー、調理ばさみ、とろみ剤、紙おむつ、おしり拭き、ビニール袋、手袋、アルコール、筆談ボード、ラジオ　等

◆医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の例（生命維持）

・医療ニーズ：呼吸管理（気管切開等）、経管栄養、アレルギー、体温管理、服用等

・使用物品：吸引・経管等の医療機器や医療器具、医療機器のバッテリー、毛布や回路・防寒着、扇風機、医療機関の指示書、災害時預かり薬、発電機（医療機器等の電力供給として使用できる仕様）と燃料、簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用）等

・備蓄品：アレルギー対応食品、服用のための水、コップ、ストロー、アルコール等

◆個人用の必要物品のリュックの準備

・個人用食料、安心グッズ、医療器具等、紙おむつ等、防寒着等、補聴器用ボタン電池　※アレルギーや食のこだわりなどがある場合は食べられるものをリュックに詰める。その他、避難生活で必要な物品も入れて携行できるように準備しておくと避難時に活用することができる。（定期的に点検する）

◆登下校中の地震発生や地震後の通信障害など様々な状況を想定した準備

・生徒等の通学経路と時間の目安（経路上の避難場所や交番等）

・津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの避難場所・経路

・通信手段の途絶に備えた地区別担当者の設定：安否確認、学校からの連絡事項の伝達

・災害用生徒等名簿：緊急連絡先、自宅以外の避難予定先、放課後ケア等の利用状況

◆保護者との連携

・自力通学生徒等の保護者には、登下校中の発災時の探索保護の依頼

・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い

・居住地区で行われている防災訓練等への参加の奨励（ネットワークづくり）

◆登下校中の二次対応等について関係者間で共通理解を図る

・通学バスの二次対応や引き渡し（通学バス業者・保護者）

・登下校中の自力通学生の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・生徒等）

・通学バス避難場所施設との連携

◆関係機関との事前の協議

・通学バス業者、福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）、寄宿舎、訪問指導先施設等

・福祉避難所に指定されている場合の市町との連携等

ウ　寄宿舎における対応

・保護者との連絡方法等を事前に定めておく。

・保護者への引き渡しができない場合は、校長の指示に従い、教職員の指導監督下で、寄宿舎内に宿泊させる。
・日ごろから、非常電源の確保、照明器具の整備、食料、飲料水の備蓄等の対策を講じておく。

Ⅲ　大規模な地震が発生した場合の対応

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、学校の設置者や保護者等と協議・連携して、大規模な地震が発生した場合の災害応急対策に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

また、東海地震は、東海地震に関連する情報の発表（警戒宣言の発令）の有無によらず、突然発生する場合も予想される。

そのため、計画には、大規模な地震が突然発生した場合の対策についても定めておく必要がある。

以下においては、大規模な地震が突然発生した場合の対策に重点を置きながら、計画作成上の留意事項等を示す。

➡ ●生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
●帰宅及び保護者への引き渡し等の具体的な措置については、生徒等の発達段階、通学の方法・時間・距離・経路、家庭環境等を十分考慮する。

1　計画の作成

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

（1）教職員の動員

配備の基準（突発地震の場合）

学校が所在する市町内の観測地点で震度５強以上の地震を観測したとき	
地震災害応急対策要員（校（園）長、教頭、事務長を含む）	
勤務時間内	直ちに配備につく。
勤務時間外・出張中	直ちに所属校に赴いて配備につく。
一般教職員	
勤務時間内	校（園）長の指示に従い、対策の実施（補助）に当たる。
勤務時間外・出張中	震度５強のときは、校（園）長の指示（「自宅待機」「所属校に参集」等）に従って行動する。震度６弱以上のときは、直ちに所属校に赴いて配備につく。

➡ 教職員が所属校に参集できない場合に備え、学校相互の連携による配備態勢の確立を図るなど、実効のある計画となるよう配慮する。

（2）災害対策本部の設置

災害対策本部の組織形態及び業務については、地震災害警戒本部の組織形態及び業務に準じ定める。

2　大規模な地震が発生した場合に想定される対応行動

学校は、地域や学校の実態に即した対応行動を具体的に検討するとともに、生徒等、保護者、地域自主防災組織等と共通理解を図っておく。

（1）授業中

対応行動の例
突然、大規模な地震が発生した場合

安全確保

教職員
・落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など
＜大きな揺れが収まったら＞・使用している火気の消火、出口の確保等に努める。（コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。）
・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒等
・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
・慌てて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。
・廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラス等の落下から身を守る。
・体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）
・グラウンドにいるときは、落下物を避けるため速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。
＜大きな揺れが収まったら＞　教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

教職員
・生徒等の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒等を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒等の所在に十分留意する。
・火災場所及びその上層階の生徒等の避難を優先する。
・隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。
・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
・生徒等の不安の緩和に努める。
・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
➡ 的確な指示「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」など
・校（園）内にいる人員を把握する。
・負傷者の有無を確認する。
・二次災害等の危険が予想される学校では、直ちに安全な場所へ避難する。

生徒等
・防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員
・役割分担に従って行動を開始する。
・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

情報の収集伝達

教職員
・市町、自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。
・被害状況を把握し、その結果を学校の設置者、市町等に報告する。

状況に応じた生徒の下校・引き渡し

教職員
・保護者と連絡を取り、学校周辺の安全が確認できるまでは学校に待機とする。
・保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
・学校周辺の安全が確認され、保護者との連絡が取れた後下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じ、教職員が引率する。

引き渡し

生徒等
・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

火元の確認・設備等の点検

教職員
・出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
・校舎やグラウンド等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
・建物の使用については、原則として応急危険度判定士の判定を受け、その指示に従う。

応急救護・救出救助

教職員・生徒等
・養護教諭を中心に救護班を編成して応急救護に当たるとともに、市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
・避難誘導班、施設点検班、救護班等が密接に連絡を取り合いながら、行方不明者の安否確認を行う。
・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めとなった生徒等の救出救助を行う。

地域自主防災活動への協力

教職員・生徒等
・教職員や中・高校生等は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。
・市町、自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

（２）登下校時

安全確保

教職員
・校(園)内にいる生徒等に、落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。

＜大きな揺れが収まったら＞　・コンロ・ストーブ・ガス等の火を消す。
・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒等
・落下物等から身を守る。
・最寄りの避難地、あらかじめ定めてある避難場所等の安全な場所へ、直ちに避難する。
・バス、電車等に乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。
・危険と思われる場所等には近づかない。

➡ ●古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

・可能な限り、家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。
・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

避難誘導

教職員
・生徒等の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒等を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒等の所在に十分留意する。
・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
・生徒等の不安の解消に努める。
・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
・校(園)内にいる人員を把握する。
・負傷者の有無を確認する。
・二次災害等の危険が予想される学校では、直ちに安全な場所へ避難する。

避難誘導

生徒等
・校(園)内にいる場合は、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員
・役割分担に従って行動を開始する。
・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

情報の収集・伝達

教職員
・市町、自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況(出火、倒壊、亀裂、出水等)の確認に努める。
・被害状況を把握し、その結果を学校の設置者、市町等に報告する。

状況に応じた生徒の下校・引き渡し

教職員
・保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒等の引き渡しを開始する。
・保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
・下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じ、教職員が引率する。

生徒等
・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

火元の確認　設備等の点検　応急救護　救出救助　地域自主防災活動への協力

（３）校外活動中・部活動中

安全確保・避難誘導等

教職員
・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
・最寄りの避難地等の安全な場所に避難誘導し、生徒等の状況を確認する。
・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員等の指示に従って行動する。
・地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
・学校と連絡を取り、生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

生徒等
・落下物等から身を守るなど、安全確保を図る。
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

（４）勤務時間外（夜間等）

教職員
・配備計画に従って所属校等に参集し、校内に災害対策本部を設置する。
・生徒等及び教職員の安否確認に努める。
・学校の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立入禁止措置等を行う。なお、建物の使用については、原則として応急危険度判定士の判定を受け、その指示に従う。
・地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
・学校の設置者、市町等に対して、被害状況等を報告する。
・市町、自主防災組織等と連携を図りながら、避難所運営支援に当たる。
・その他、必要な災害応急対策を実施する。

生徒等
・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

Ⅳ　津波の危険が予想される地域に所在する学校の対応

津波の危険が予想される地域に所在する学校においては、津波に関する情報が発せられた場合の避難行動について、各学校が既に作成している防災計画書等に記載（追記）するとともに対策を実施する必要があることから以下に、計画作成上の留意事項等を示す。

1　学校管理下外に津波に関する情報が発せられた場合の対応

（1）避難所に指定されている学校の対応

避難所（津波避難ビル等）に指定されている学校は「防災教育推進のための連絡会議」の場を活用するなどして各市町の防災担当課及び地域住民の代表者等と学校の解錠方法や避難経路等について事前に協議しておく必要がある。

特に、県内に大きな揺れを伴って発生する津波の場合には学校の応急対策要員等が安全に参集できないことが想定されるので、鍵の解錠などについては地域住民主導の対応を検討しておく必要がある。なお、遠隔地地震によって発表される津波に関する情報により地域住民が避難する場合があることも踏まえておく。

（2）対応行動

教職員	生徒等、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員	①生徒等の安否確認実施についての判断と指示、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ②教職員の安否確認実施と招集についての判断と実施 ③校舎・校外の被害確認と復旧・応急措置の検討 ④学区内（特に通学路）の状況把握の指示 ⑤学習活動の可否・登校時刻等についての判断 ※津波警報や津波注意報が発せられた段階で、登校させない。 ※津波警報や津波注意報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。など ⑥近隣の学校との情報交換と対応の調整 ⑦関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ⑧各学校の緊急連絡網（メール配信等）にて指示 【伝言文例】 「こちらは○○学校です。津波注意報（警報）が発表されていますので現在、登校を見合わせています。」など ⑨学校が避難所となることを想定した対応計画の確認と実施 ⑩マスコミ等への対応
一般教職員	①学校の教員用連絡網にて今後の動きについて確認 ②担任は校長等の指示により、必要に応じて生徒等の安否確認と今後の動きについて、クラスの連絡網にて指示

2　学校管理下に津波に関する情報が発せられた場合の対応

（1）生徒等在校時の避難行動（例）

教職員	生徒等、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員	①校舎内から出ないよう避難指示（3階以上へ避難） ②生徒等・教職員の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ③関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ④学区内（特に通学路）の状況把握の指示 ⑤学習継続の可否・下校方法・下校時刻等についての判断 ⑥近隣学校との情報交換と対応の調整 ⑦家庭へ生徒等の学校内に留め置きの連絡指示（メールの配信又は連絡網等） ⑧学校が避難所（津波避難ビル等）になっている場合の対応計画の確認と実施 ⑨マスコミ等への対応窓口設置
一般教職員	①生徒等の安否確認 ②学区内（特に通学路）の状況把握 ③今後の動きについて生徒等へ連絡 ④家庭への連絡（メールの配信又は連絡網等） ⑤学校が避難所になっている場合の対応

（2）校外学習時等の避難行動（例）

ア　一部学級の校外学習時

教職員	生徒等、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員	①生徒等・教職員の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ②安全な避難場所（高台）への避難指示 ③関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ④復路の状況把握の指示 ⑤学習継続の可否・帰校方法・帰校時刻等についての判断 ⑥家庭への連絡指示 ⑦復路引率応援者の派遣の判断 ⑧帰校が困難となることを想定した対応計画の確認と実施 【帰校が困難な場合の対応例】 ・生徒等を安全な場所に待機させ、学校から保護者へ連絡し、現場まで迎えに来てもらう。 ・保護者の迎えが来ない場合や生徒等の家の安全が確保できないときは、復路引率応援者とともに現場で待機する。 ⑨学校が避難所（津波避難ビル等）になっている場合の対応計画の確認と実施 ⑩マスコミ等への対応窓口設置
一般教職員 （引率教員	①安全な避難場所（高台）への避難指示 ②生徒等の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等）

等）	③学校への安否報告　④復路の状況把握 ⑤今後の動きについての連絡、相談 ⑥学校への安全な復路指導

イ　全校での校外学習時

教職員	生徒等・教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員	①安全な避難場所（高台）への避難指示 ②生徒等・教職員の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ③関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ④復路の状況把握の指示 ⑤学習継続の可否・帰校方法・帰校時刻等についての判断 ⑥家庭への連絡指示 ⑦帰校が困難となることを想定した対応計画の確認と実施 ⑧学校が避難所（津波避難ビル等）になっている場合の対応計画の確認と実施 ⑨マスコミ等への対応窓口設置
一般教職員（引率教員等）	①安全な避難場所（高台）への避難指示、誘導 ②生徒等の安否確認と津波情報の収集（ラジオ、防災無線等） ③復路の状況把握 ④今後の動きについての連絡、相談 ⑤学校への安全な復路指導

Ⅴ　学校の再開に向けて

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急対応に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

1　生徒等、教職員の被害状況把握
- 生徒等、教職員の被害状況、避難先を把握する。
- 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

2　施設、設備等の確保
- 応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、校(園)内の使用可能(不可能)施設を把握する。
- ライフラインの復旧状況を把握し、関係機関に協力を依頼する。
- 被害が著しい場合は、学校の設置者等に対して仮設校舎の建設等を要請する。

3　教育再開の決定・連絡
- 生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者及び生徒等(保護者)へ連絡する。

4　教育環境の整備
- 避難所生活が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

5　給食業務の再開
- 施設、設備の安全性を確認する。
- 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、市町等の関係機関と協議する。
- 学校給食施設を利用した避難住民への食事の提供について、避難所運営組織等と協議する。

6　生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念される。

そのため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議、連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

なお、心のケアの推進に当たっては、「子どもの心のケアのために～災害や事件・事故発生時を中心に～」（文部科学省　平成２２年）等を参考にすること。

（１）ＰＴＳＤとは

心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder)のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など、大災害等、通常経験することのない耐え難い出来事に直面した後に見られる精神症状をいう。

（２）ＰＴＳＤの特徴（例）
- 災害の光景が忘れられない。
- 何事に対しても無関心でいようとする。
- 過度の生理的な緊張の持続が見られる。

（３）ＰＴＳＤへの対処法（例）
- 学校を「生徒等が友達や教職員と触れ合える場」として機能させることが、心の傷を癒す意味で重要である。
- ＰＴＳＤについての教職員の研修を促進するとともに、生徒等に対してＰＴＳＤについての正しい知識を持たせる。
- 家庭訪問等により生徒等と接する機会を増やす。
- 養護教諭を中心に健康相談を実施する。
- 生徒等に話を聴く際は、共感的態度で辛抱強く聴くようにする。
- いたずらに生徒等に絵や作文をかかせることは慎む。
- 専門的な精神的ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

（４）教職員が行う対応

	震災から学校再開まで 安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	学校再開から１週間 心の健康状態の把握と支援活動
管理職	①子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握指示（家庭訪問・避難所訪問） ②臨時時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ③教職員間での情報共有 ④教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ⑤子どもの心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認 ⑥心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成 ⑦地域の関係機関等との協力体制の確立 ⑧保護者との連携・健康観察の強化依頼 ⑨緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ ★報道関係機関への対応 ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応	①子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察　・質問紙調査等 ・家庭での様子調査　・相談希望調査 ・臨時の健康診断の検討　・個別面談 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 ②保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ③朝礼等で心のケアに関する講話の実施 ④安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 ⑤教職員の心のケアに向けた校内組織き体制づくり ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応

継続支援

養護教諭	①安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携等 ②保健室の状況確認と整備 ③管理職との連携 ④学校医、学校薬剤師との連携 ⑤心のケアに関する啓発資料の準備 ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査 ・教職員間での情報共有 ②保健だより等の啓発資料配付 ③管理職との連携 ④心のケアに関する保健指導の充実 ⑤健康相談の実施 ⑥学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 ⑦感染症の予防対策 ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学級担任等	①安否確認と心身の健康状態の把握 ②家庭訪問、避難所訪問 ・子どもの家庭の被災状況の把握 ③学校再開へ向けての準備 ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全確保 ④養護教諭との連携 ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応	①心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ②教職員での情報共有 ③保護者との連携 ・啓発資料の配付 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 ④養護教諭との連携 ★障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学校医とカウンセラー	①災害の概要把握と学校内の対応状況確認 ②子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う ③教職員へのコンサルテーション（※）を行う　④子どもや保護者の個別面談準備 ⑤養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 ⑥関係機関との連携に関するつなぎ役になる ⑦子どもや保護者の個別面談、必要に応じた地域の専門機関への紹介 ⑧子ども対応への助言とストレス対応研修 ⑨校内の関係委員会に参加し共通理解を図る ⑩教職員間での情報の共有　⑪個別支援	

継続支援

※コンサルテーションとは、医師、弁護士、経営コンサルタントといったある分野の専門家が、目の前の患者や相談者に対して、その相談の事柄のみに焦点を当てて、専門知識や科学的なデータをもとに、問題を分析し、診断し、評価して、最も適切だと思われる対処方法を提示すること

Ⅵ　原子力防災対策（暫定版）

◆今後の原子力防災対策の見直し予定

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国（原子力安全委員会）により原子力防災対策の見直しが進められている。その一環で既にEPZ（原子力防災に備えるべき地域）の拡大が示され、本県においても関係市町の増加、対象人口の増大が見込まれることから原子力防災体制の強化、見直しが必要である。

しかしながら、現時点では新たな防災対策の全容が明らかではなく、現行の静岡県地域防災計画（原子力防災対策編）の見直しにまで至っていない状況にあり、今後の見直しに伴い、県教育委員会は県関係部局等との連携を図りながら速やかに学校の防災体制についての方針を定め、各学校に対して対策を周知する。

【今後の防災対策の見直し予定（概要）】

・国（原子力安全委員会）は、平成24年３月末までに中間とりまとめを行う。
・４月以降、原子力安全規制庁が発足し、国の防災基本計画等の修正を行う。
・県・関係市は防災基本計画の改定を受けて、放射性物質の拡散シミュレーションを行い、それを基にＵＰＺの設定等をはじめとする地域防災計画（原子力対策編）を修正する。

◆原子力防災対策の見直しの内容

区分	現行	見直しの内容（新たな防護区域）
予防的防護措置を準備する区域	設定なし（新規導入）	○重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態の区分に応じて、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の放出前に予防的防護措置（避難等）を準備する区域 ○区域の範囲 原子力発電所から、半径概ね5km圏
EPZ ↓ 緊急時防護措置を準備する区域 **ＵＰＺ** Urgent Protective action Planning Zone	EPZとして発電所から半径10km圏	○国際基準に従い、確率的影響を実行可能な限り回避するため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を準備する区域 ○区域の範囲 原子力発電所から、半径概ね30km圏 ※区域内での活動や準備内容は実質的にはEPZと変わらない。
プルーム通過時の被ばく避けるための防護措置を実施する地域 **ＰＰＡ** Plume Protection Planning Area	設定なし（新規導入）	○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 ○区域の範囲 福島第一原子力発電所事故では、防護措置の必要な範囲が、発電所から50km圏に及んだ可能性があり、今後、具体的に検討する。
ＰＡＺ Precautionary Action Zone		

現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月作成）における防災対策の概要

1　原子力災害に備える地域

国の防災基本計画に基づいて作成された静岡県地域防災計画（原子力対策編）において、原子力災害に備え、防災体制を重点的に充実すべき地域は原子力発電所から半径 10ｋｍ以内の範囲（以下、「圏内」という。）と示され、本県においては御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市（以下、「関係市」という。）が対象となる。

このことから、本マニュアルに掲載した対策が必要な学校（以下、「該当する学校」という。）は、現状において圏内又はその周辺の避難所として指定されている学校としているが今後、該当する学校数は増加すると考えられる。

また、安定ヨウ素剤の配布、服用に関しては、各市町の対応方針によることから事前に確認しておく必要がある。

2　避難又は屋内退避

事故の状況などから周辺の人たちが受けると予測される放射線の量などにより、屋内退避または避難の指示が出される。これらの措置は、予防的、先行的に行われるものである。

3　学校における原子力防災体制の整備

校長（准校長）、園長（以下、「本部長」という。）は、原子力災害に備え、地域の実情を踏まえて学校原子力災害対策本部組織を整備するとともに、学校安全計画の中に、原子力災害安全に関する指導計画を位置付けるなど、原子力防災体制の整備に努め、原子力災害が発生した場合に、生徒等及び教職員の安全が確保できるような体制を整備しておく必要がある。

（１）学校原子力災害対策本部組織の整備

本部長は、副校長、教頭（以下、「副本部長」という。）と連携し、学校原子力災害対策本部組織を整備するとともに、原子力災害時の学校内における連絡体制や避難・屋内退避時における教職員の役割分担を平素から明確にしておく。

万が一、東海地震などの大きな地震と相前後して原子力災害が発生した場合の対応として、該当する学校については、原子力災害対策要員と地震等の災害対策要員との重複を避け、迅速かつ的確に対処できる体制を確保しておく。

（２）学校原子力災害対策本部組織の役割

担　当	災害に備えての役割	災害時における役割
本部長	①全教職員に対して、災害時の役割分担を明確化する。 ②保護者に対し、原子力災害時における学校の対応やあらかじめ定められている避難場所について周知徹底を図る。	①学校原子力災害対策本部を設置し、関係市からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ②関係市立学校においては、関係市教育委員会へ、また、県立学校においては、県教育委員会へ随時状況の報告をする。 ※報告様式 学校は、情報伝達訓練や実災害で活用している「教育委員会地震災害時情報伝達実施要領（暫定版）」により報告する。 ・学校 県様式番号「333－２」 ・市町教育委員会 県様式番号「333 集」
副本部長	全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について周知し、共通理解を図る。	①本部長を補佐し、教職員の防災活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 ②各担当からの的確な情報を把握し、本部長に報告する。 ③諸関係機関に対する対応の窓口となる。
情報連絡班	情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網の作成又はメール配信等の構築を図る。	①生徒等の避難状況及び迎えの依頼等について保護者へ連絡（メール配信等）する。 ②避難場所（屋内避難も含む）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。 ③避難している生徒等に必要な情報を提供する。 ④すべての情報を副本部長に報告する。
避難誘導班	【避難の場合】 迎えに来た保護者に生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。 【屋内退避の場合】 学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室に退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を生徒等に周知する。	【避難の場合】 ①生徒等を速やかに屋内に退避させる。その後、生徒等に状況の説明をし、保護者への引き渡しに対応する。 ②担任は生徒等の行動に配慮し、パニックを起こさないよう適切な指示をする。 ③保護者への引き渡しが完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 【屋内退避の場合】 ①教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、生徒等に状況を説明し、次の指示が出るまで、教室内で待機させる。 ②退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。
救護班	救急用品の確保及び救護体制を整備する。	【避難の場合】 放射能汚染の検査（スクリーニング）や健康相談を行う関係者に協力するとともに、生徒等及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 【屋内退避の場合】 緊急的な医療行為の必要性が生じた場合は、直ちに副本部長を通じて関係市災害対策本部に連絡し、指示を受ける。

搬出（調整）班	搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。	関係市災害対策本部との連携の下、必要な物資の確保とともに適切に配給を行う。
避難所支援班	原子力災害における避難所運営支援について関係市担当職員、自主防災組織等と確認しておく。	原子力災害が発生した場合に避難所に指定されている学校は関係市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。

（３）情報連絡体制

情報連絡体制	説　明
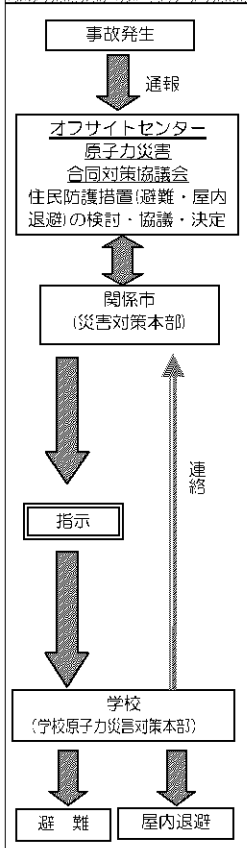	原子力発電所における事故により環境への基準以上の放射性物質の放出など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、知事・所在市長等、関係機関に通報する。 オフサイトセンターは、原子力災害時に、国、県、関係市、原子力事業者が一同に会し、災害対策を行う拠点施設である。原子力災害発生時には、原子力災害合同対策協議会を設置し、テレビ会議システム等により情報共有、意思統一を図り、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。 関係市は、住民（生徒等を含む。）の避難のために、避難計画等の基本型を定める。事故の際には、これを基に、風向きなども計算に入れて避難等の措置を行う。 オフサイトセンターから情報を受けた関係市はあらゆる広報手段を使って伝達することになっている。 **学校は独自の判断での行動を取らずに関係市災害対策本部からの指示に従って行動すること。なお、必要に応じて県教育委員会から該当する県立学校及び関係市教育委員会あて情報提供を行う。** 避難の場合　関係市災害対策本部から避難指示が出た場合、学校は、速やかに生徒等を屋内に避難させるとともに保護者への引き渡し準備を開始し、迎えに来た保護者に生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる体制をとる。 屋内退避の場合　関係市災害対策本部からの指示により、教室等の屋内に退避することにより放射線の防護を図ること。 学校は、屋内退避の指示が出た場合、生徒等を速やかに教室等に避難させ、すべての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、次の指示が出るまで教室等にて待機させる体制をとる。

４　場面に応じた災害への対応

本部長は、原子力災害が様々な場面で起こった場合の対応策を請じておくとともに保護者に対しても周知する。

場　面	災害対応策
登下校中	登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかり聞いて指示に従うよう生徒等及び保護者に対して周知徹底を図っておく。

授業中等	生徒等が在校中（授業中・休み時間・放課後）に原子力災害が発生したときのために、避難・屋内退避のための体制を整備しておく。
学校外活動中	原子力施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中に、原子力災害が発生したときは、施設管理者や大会本部及びその地域の関係市災害対策本部の指示に従って、生徒等の安全を確保する体制を整えておく。また、原子力施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域に行っている場合、原子力災害が発生したときは、学校は引率者に連絡を取り、安全な地域に待機させる体制を整えておく。
休業日・勤務時間外	休業日の活動等で生徒等が登校している場合、原子力災害が発生したときは、学校に来ている教職員で、関係市災害対策本部からの指示に従って生徒等の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整えておく。 自宅にいた時に災害が発生し、学校を含む地域に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り生徒等の所在を確認する。 また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じておく。

5　原子力災害に備えた安全管理状況の確認及び防災用品の整備

原子力災害発生時に避難所に指定されている学校においては、避難住民や生徒等の安全面に特に配慮が必要であることから、教職員に対して「原子力災害に備えた安全管理状況の確認」チェック表を活用するなどして教職員の体制整備を図っておく必要がある。

学校原子力災害対策本部の各担当は、学期末などに実施される防災訓練や避難訓練等の機会に合わせて定期点検を行う。

《原子力災害時に必要な物品》

担当	主な物品（例）	保管場所
情報連絡班	ハンドマイク、携帯ラジオ、生徒等の名簿、トランシーバー（必要に応じて）など	職員室、放送室
避難誘導班	ホイッスル、ハンドマイク、マスク、ビニール袋、懐中電灯、生徒等の名簿など	職員室、放送室
救護班	救急箱、健康観察カード、毛布など	保健室

《原子力災害に備えた安全管理状況の確認（チェック表）》

学校名	氏名（職または防災上の役割）
立　　学校（園）	（　　）

番号	確　認　項　目	確認（チェック）	
		はい	いいえ
1	災害時における教職員の役割分担が明確になっており，自分がどのような役割を担っているか理解している。		
2-1	災害時における幼児児童生徒等への情報伝達の方法（緊急連絡網やメール配信等）が準備されている。		
2-2	災害時における教職員への情報伝達の方法（緊急連絡網やメール配信等）が準備されている。		
3	災害時に情報を得るラジオ・テレビ・防災無線などを備えている。		
4	校内での避難誘導経路を作成している。		
5	避難の際に妨げとなる障害物が，廊下・階段・非常口などにない。		
6	保護者に対して，災害時における学校（園）の対応策や幼児児童生徒等の引き渡し方法などについて周知徹底している。		
7	学校（園）の担当者が，市の防災担当者と定期的に連絡等の打ち合わせを行っている。		
8	災害時の協力を得るために，地域の自主防災組織などとの話し合いに，学校（園）の代表者が参加している。		
9	（避難所に指定されている学校（園）） 避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されている。		
10	（避難所に指定されている学校（園）） 災害時の住民の受け入れ方法などについて，市の防災担当者や自主防災組織との共通理解が図られている。		
チェック項目数		個	個

6　屋内退避が長引いた場合の生徒等への配慮

屋内退避が長時間になる場合は、生徒等に不安を与えず飽きさせないことが大切である。また、関係市災害対策本部に連絡をとり、生徒等の現状を説明し、指示を得るようにする。

7　生徒等の帰宅方法

学校は、原子力災害が終息し、関係市災害対策本部から避難や屋内退避措置の解除の指示が出た場合における生徒等の帰宅方法について、保護者への引き渡し方や教職員の引率による集団下校等、生徒等の状況や地域の実情等を踏まえてあらかじめ定めておく。

8　関係市職員等との協議及び避難訓練の計画的実施

関係市の防災担当者、地域住民（自主防災組織等）及び学校の代表者により開催される「防災教育推進のための連絡会議」（主に避難所単位で開催され、防災訓練や避難所運営についての協議を行う、県教育委員会が推進する会議）において、学校の原子力防災対策についても併せて協議しておく。

また、学校においては避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割を周知するとともに、生徒等が災害時に安全に避難できる態度を身につけさせることも必要である。

9　原子力災害が起きたら

オフサイトセンター（原子力災害合同対策協議会）で緊急事態応急対策を検討・協議・決定し、関係市災害対策本部はその内容に基づき、各学校へ避難または屋内退避の指示を出す。学校は、速やかに校長（准校長、園長）を本部長とする学校原子力災害対策本部を設置し、関係市災害対策本部の指示に従い、生徒等及び教職員の安全を確保するため、次のような行動を取ることが必要である。

＜避難の場合＞

	教職員の動き	生徒等の動き
登校時	①登校してきた生徒等を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ②生徒等の出欠を確認し、副本部長へ報告する。 ③教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ④学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について保護者あて連絡（メール配信等）する。 ⑤教職員の引率により避難場所に避難した場合は、生徒等の健康観察等を行い、副本部長に適宜連絡をする。 《スクールバスでの登校の場合》 ①運転手（引率教職員等）は既に乗車している生徒等がいる場合はあらかじめ定められた避難場所（最寄りの避難所等）に移動するとともに、学校（副本部長）へ連絡する。 ②乗車前の生徒等がいる場合は帰宅するよう指示する。 ③上記⑤の対応	①防災無線や広報車等の放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ②家が近くの場合には家に帰り、その後、関係市町からの指示に従う。 ③家から離れている場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ④保護者が迎えに来た場合は落ち着いて下校する。 ⑤避難場等所に着いたら、先生や関係市町の職員等の指示に従って行動する。
授業中等	**《授業中・休み時間・放課後・部活動中》** ①屋外にいる生徒等を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ②生徒等の把握に努め、副本部長へ報告する。 ③教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ④学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について、保護	①屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ②保護者が迎えに来た場合は落ち着いて下校する。 ③避難場等に避難した際には先生や

	者あて連絡（メール配信等）する。 ⑤保護者が迎えに来たら、速やかに下校させる。 ⑥教職員の引率により避難場所に避難した場合は、生徒等の健康観察等を行い、副本部長に適宜報告をする	関係市町の職員等の指示に従って行動する。
下校時	①学校に残っていたり、戻ってきた生徒等を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、副本部長へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ②学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。 ③保護者への引き渡し準備を始める。 ④保護者が迎えに来たら、速やかに下校させる。 ⑤教職員の引率により避難場所に避難した場合は、生徒等の健康観察等を行い、副本部長に適宜報告する。	①防災無線や広報車等の放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ②家が近くの場合には家に帰り、その後、関係市町からの指示に従う。 ③家から離れている場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ④保護者が迎えに来た場合は落ち着いて下校する。 ⑤避難場等に着いたら、先生や関係市町の職員等の指示に従って行動する。
学校外活動中	**《原子力発電所の近くで活動している場合》** 【独自のバス等がある場合】 ①防災無線や広報車などの放送による関係市町災害対策本部からの指示に従う。 ②屋外活動中の生徒等を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。なお、学校と随時連絡を取り合う。 ③関係市からの指示に従って、避難対象地域から速やかに離れ、最寄りの避難所等へ移動し、所在を学校（副本部長）へ報告する。	①屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ②避難所等に移動するためバス等に乗る際には落ち着いた行動をとる。
	【独自のバス等がない場合】 ①防災無線や広報車などの放送による関係市町災害対策本部からの指示に従う。 ②屋外活動中の生徒等を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。なお、学校と随時連絡を取り合う。 ③大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ④関係市災害対策本部からの指示で避難誘導（車両が用意された場合には乗車誘導、徒歩による場合には最寄りの避難所等に引率等）を行う。 ⑤避難所等に着いたら、生徒等の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ⑥保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。	①屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避し、避難の準備をする。 ②避難所等に移動するためバス等に乗る際には落ち着いた行動をとる。 ⑤避難場等に着いたら、先生や関係市町の職員等の指示に従って行動する。
	《原子力発電所に近い学校の生徒等が避難対象地域外で活動している場合》 ①学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ②引率者は学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ③保護者（家庭）に、学校から状況等を報告するとともに必要に応じて、保護者の迎え等を依頼する。	①先生の指示により、公共施設等で待機する。その後の指示等に落ち着いて行動する。
休業日・勤務時	**《自校における課外活動等》** ①防災無線や広報車などの放送による関係市町災害対策本部からの指示に従う。 ②屋外にいる生徒等を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに副本部長へ報告する。 ③保護者（家庭）に、本人の所在等（避難所や避難）を知らせるとともに迎えを依頼する。	①屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ②保護者が迎えに来た場合は落ち着いて下校する。 ③避難所等に避難した際には

間外等	④教職員の引率により避難所に避難した場合は、生徒等の健康観察を行い、その結果を副本部長へ報告する **《自宅にいた時に災害が発生した場合》** 教職員は可能な限り生徒等の所在を確認し副本部長へ報告する。また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、必要に応じて避難所運営の支援をする。	先生や関係市町の職員等の指示に従って行動する。

＜屋内退避の場合＞

	教職員の動き	生徒等の動き
登校時	①登校してきた生徒等を、速やかに教室に退避させる。 ②生徒等の出欠を確認し、副本部長へ報告する。 ③教室等のすべての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ④幼児や低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ⑤生徒等の健康観察を行い、その結果を副本部長へ報告する。 ⑥学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。 **《スクールバスでの登校の場合》** ①運転手（引率教職員等）は既に乗車している生徒等がいる場合は登校させ、学校に到着後、速やかに建物内に退避する。 ②乗車前の生徒等がいる場合は帰宅するよう指示する。 ③学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。	①防災無線や広報車等の放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ②家が近くの場合には家に帰り、その後、関係市町からの指示に従う。 ③家から離れている場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。
授業中等	**《授業中・休み時間・放課後・部活動中》** ①校内放送により、生徒等を自分の教室に退避させる。 ②生徒等の把握に努め、副本部長へ報告する。 教室等のすべての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ③幼児や低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ④生徒等の健康観察を行い、その結果を副本部長へ報告する。 ⑤学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。	①屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避する。
下校時	①学校に残っていたり、戻ってきた生徒等を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、副本部長へ報告する。 ②教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ③幼児や低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ④生徒等の健康観察を行い、その結果を副本部長へ報告する。 ⑤学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。	①防災無線や広報車等の放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ②家が近くの場合には家に帰り、その後、関係市町からの指示に従う。 ③家から離れている場合には学校へ戻り、先生の指示に従う。

学校外活動中	**《原子力発電所の近くで活動している場合》** 【独自のバス等がある場合】 ①防災無線や広報車などの放送による関係市町災害対策本部からの指示が出た場合には、生徒等を速やかにバスに乗車させ、屋内退避対象地域から速やかに離れるとともに所在を副本部長へ報告する。 ②関係市又は副本部長からの指示等を踏まえ、避難所等に向かい、生徒等を速やかに屋内に退避させる。 ③避難所等では生徒等の健康観察を行い、その結果を適宜、副本部長へ報告する。 ④学校は学校の対応について、保護者あて連絡（メール配信等）する。	①屋外活動中に災害情報等を聞いたら先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。 ②屋内退避ができない場合は先生の指示により、バス等に速やかに乗車する。 ③安全な屋内退避場所に着いたら先生の指示により冷静に行動する。
	【独自のバス等がない場合】 ①防災無線や広報車などの放送による関係市町災害対策本部からの指示に従う。 ②屋外活動中の生徒等を近くの建物に速やかに退避させ、学校と随時連絡を取り合う。 ③大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ④野外活動中で屋内退避する建物がない場合は、その地域の関係市災害対策本部の指示に従って行動する。 ⑤幼児や低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ⑥生徒等の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。	①屋外活動中に災害情報等を聞いたら先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。
	《原子力発電所に近い学校の生徒等が屋内退避対象地域外で活動している場合》 ①学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ②学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ③学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。	①先生の指示により、公共施設等で待機する。その後の指示等に落ち着いて行動する。
休業日・勤務時間外等	**《自校における課外活動等》** ①防災無線や広報車などの放送による関係市災害対策本部からの指示に従う。 ②屋外にいる生徒等を、速やかに屋内に退避させ、副本部長へ報告する。 ③その場にいる教職員で、関係市と協力し、生徒等の安全に努める。 ④幼児や低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ⑤屋内退避をしたら、生徒等の健康観察を行い、定期的に副本部長へ連絡し、指示を仰ぐ。 ⑥学校の対応（屋内退避）等について、保護者あて連絡（メール配信等）する。 **《自宅にいた時に災害が発生した場合》** 教職員は可能な限り生徒等の所在を確認し副本部長へ報告する。また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、必要に応じて避難所運営の支援をする	①屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避する。

＜避難所として指定されている学校の教職員の対応＞

屋内退避対象地域の場合	屋内退避対象地域外の場合
①関係市災害対策本部からの連絡で避難所運営の準備に入る。 ②生徒等を、速やかに教室に退避させ、災害状況等の説明をする。 ③校内にいる生徒等の把握に努め、副本部長へ報告する。 ④避難対象地域住民が学校へ避難し始めたら、避難対象地域住民用の避難場所へ誘導する。 ⑤関係市職員と教職員との役割分担に従い、避難所の開設・管理運営に協力・支援する。	①関係市災害対策本部からの連絡で避難所運営の準備に入る。 ②生徒等に対し、災害状況等の説明を教室で行う。 ③校内にいる生徒等の把握に努め、副本部長へ報告する。 ④安全の確認が取れ次第、生徒等を下校させる。なお、避難対象地域及び屋内退避対象地域内から通学している生徒等は、関係市災害対策本部からの指示に従い、安全の確認が取れるまで待機させる。 ⑤保護者が迎えに来た場合は一緒に下校させる。 ⑥避難対象地域住民が学校へ避難し始めたら、避難対象地域住民用の避難場所へ誘導する。 ⑦関係市職員と教職員との役割分担に従い、避難所の開設・管理運営に協力・支援する。

＜避難及び屋内退避対象地域から対象地域外の学校に通学している（又は避難及び屋内退避対象地域を経由して通学している）生徒等がいる学校の対応＞

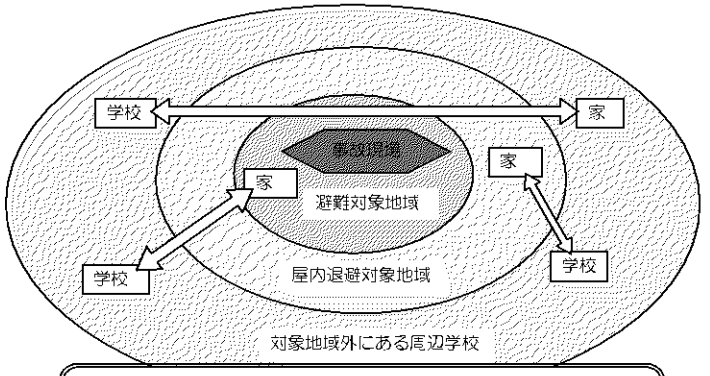

	教職員の動き	生徒等の動き
原子力災害が発生した場合	①災害発生状況を把握し、生徒等に不安がらないよう、適切に伝える。 ②保護者に迎えを依頼し、安全な地域の避難場所や親戚等へ行くよう指示する。 ③保護者と連絡がとれない場合は、学校で待機させる。その間、不安を取り除くような配慮をする。 ④今後の対策について関係市立学校は各関係市教育委員会と、県立学校は県教育委員会と協議し対応する。	①先生から、災害発生についての説明を聞く。 ②保護者が学校まで迎えに来た場合、先生の許可のもと安全な地域の避難場所や親戚等へ向かう。 ③保護者と連絡がとれない場合は、学校で待機する。

避難・屋内退避の解除後	①安全の確認をして、下校させる。 ②保護者が迎えに来た場合は一緒に帰宅させる。 ③帰宅状況等について、その把握に努め、副本部長へ報告する。	①先生の指示で安全に気をつけて下校する。 ②保護者が迎えに来た場合は一緒に帰宅する。 ③帰宅後、電話等で学校に報告する。

10　原子力災害の収束

原子力災害の収束は以下の流れで伝達され、その後、避難所又は屋内退避措置となっている学校は生徒等の保護者への引き渡しを行う。

◆学校（避難所）への報告（指示）の流れ

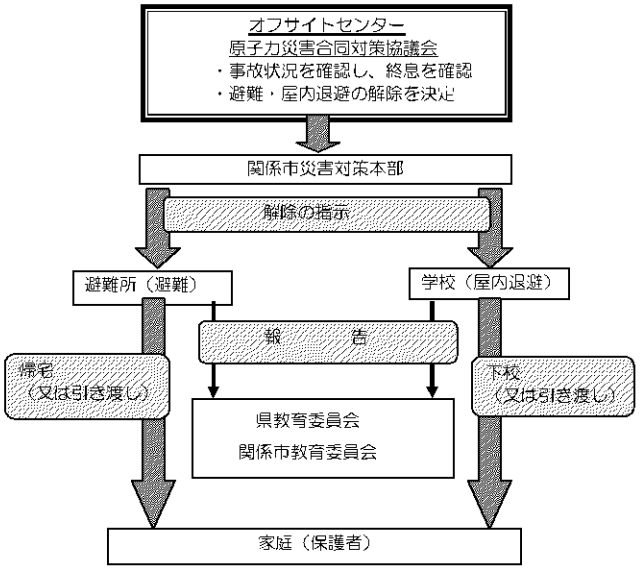

◆避難所又は屋内退避措置となっている学校の対応

	生徒等の動き	教職員の動き
(1)避難している場合	①避難所に避難している先生等から、避難の解除について説明を聞く。 ②安全に気をつけて下校する。 ③保護者が迎えに来た場合は一緒に帰宅する。	①関係市災害対策本部から避難解除の指示を受ける。 ②所属の本部長の指示により、生徒等の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ア　保護者への引き渡し イ　教職員や保護者の引率による集団下校
	①保護者は帰宅した後に健康観察を行い、生徒等に異常があった場合には病院に連れて行く。 ②保護者は通院後、その状況について学校へ連絡する。	③連絡を受けた副本部長は生徒等の健康状況を集約し、所属の本部長の指示により関係市立学校は関係市教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ報告する。

(2)屋内退避している場合	①先生の指示で、安全に気をつけて下校する。 ②保護者が迎えに来た場合は一緒に帰宅する。 ③保護者は帰宅した後に健康観察を行い、生徒等に異常があった場合には病院に連れて行く。 ④保護者は通院後、保護者はその状況について学校へ連絡する。	①関係市災害対策本部から屋内退避解除の指示を受ける。 ②本部長の指示により、生徒等の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ア　保護者への引き渡し イ　教職員や保護者の引率による集団下校 ③連絡を受けた学校は生徒等の健康状態を集約し、関係市立学校は関係市教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ報告する。

20-3-2　平成24・25年度学校防災推進協力校事業実施要綱

（県教育委員会）

1　目的

東海地震等の大規模災害による被害を軽減するため、学校及び地域の防災課題を踏まえながら、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進策等について実践研究する「学校防災推進協力校」を指定する。

2　指定する校種・校数

小学校（1校）、中学校（1校）、高等学校（1校）、特別支援学校（1校）

3　指定期間

平成24、25年度の2年間

4　研究主題の設定

指定を受けた学校は、次の諸点を踏まえながら学校及び地域の実態に即した研究主題を設定し、目的達成に向けた実践的な研究を行う。

（1）児童生徒の発達段階に応じた防災教育指導計画の充実
（2）学校及び地域の防災課題を踏まえた防災管理の充実
（3）学校と家庭、地域社会、行政機関との連携強化
（4）児童生徒自らが主体的に地域の防災活動等に参加できる環境整備
（5）その他、事業目的の達成に結びつく学校独自の取組の推進

5　研究推進に当たっての留意事項

（1）児童生徒及び教職員等の防災対応能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して計画的に実践する。
（2）学校及び地域の防災課題を踏まえた実践研究となるよう、地域危機管理局等と十分に連携を図る。
（3）「防災の日」、「地域防災の日」等における地域の防災訓練への児童生徒及び教職員等の参加を積極的に促進する。
（4）夏季休業中に開催する「次世代防災リーダー育成研修会」（別紙３）に参加する児童生徒を、各学校においてリーダー的な集団となるよう活動の推進を図る。
（5）各校における具体的な実践研究内容のひとつとして、「緊急地震速報を活用した防災教育」を位置付ける。
（6）津波からの避難訓練に重点を置いた各学校の防災計画書の充実を図るなど地域や学校の実情に応じた特色ある防災教育の推進を図る。
（7）各校における研究成果の普及に努める。

20-3-3　静岡県教育委員会危機管理担当者連絡調整会議設置要綱

（県教育委員会）

（目的）
第１条　静岡県教育委員会教育総務課危機管理担当者と各課危機管理担当者（教育総務課兼務）及び危機管理部防災教育担当者（教育総務課併任）との円滑な連携を推進するため、危機管理担当者連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。
(1) 防災対策（災害対策全般）に係る事項
(2) 防災教育推進に係る事項
(3) 防災関係調査に係る事項
(4) 災害対策本部の設置に係る事項
(5) 放射線対策に係る事項
(6) その他危機管理に係る事項
（組織）
第３条　調整会議は、会長及び担当をもって組織する。
２　会長は、静岡県教育委員会教育総務課長をもって充てる。
３　担当は、次に掲げる者をもって充てる。なお、議題等により会長が出席者を決定する。
(1) 静岡県教育委員会
ア　教育総務課（課長補佐・危機管理担当）
イ　教育政策課（危機管理担当）
ウ　財務課（危機管理担当）
エ　学校教育課（危機管理担当）
オ　社会教育課（危機管理担当）
カ　文化財保護課（危機管理担当）
キ　スポーツ振興課（危機管理担当）
(2) 危機管理部
ア　危機情報課（防災教育担当）
イ　賀茂危機管理局（防災教育担当）
ウ　東部危機管理局（防災教育担当）
エ　中部危機管理局（防災教育担当）
オ　西部危機管理局（防災教育担当）
(3) その他静岡県教育委員会が必要と認める者
第４条　議長は、会務を総理する。
２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　調整会議の会議は、会長が招集し、議長となる。
（庶務）
第６条　調整会議の庶務は、静岡県教育委員会教育総務課において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 24 年５月 14 日から施行する。

20-4-1 静岡県地震対策推進会議運営要綱

（県危機政策課）

（設置）

第１条　静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）（以下「条例」という。）第２条の規定等に基づき県の組織及び機能のすべてを挙げて地震防災に関し万全の措置を講じ、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを推進するため、静岡県地震対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（構成）

第２条　推進会議は、副知事を会長とし、次の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 危機管理監
(2) 教育長
(3) 各部長
(4) 出納局長
(5) 企業局長
(6) 警察本部警備部長
(7) 広報局長

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある部局等の職員を出席させることができる。

（付議事案）

第３条　推進会議は、第１条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を図る。

(1) 地震対策の基本的な方針に関すること。
(2) 条例の施行の推進その他地震対策に係る重要施策に関すること。
(3) 地震対策に関する特に重要な事項で、２以上の部局の調整を要するものに関すること。
(4) 地震対策のうち特に報告を要する重要事項に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める重要事項に関すること。

２　付議事案は、協議事項、報告事項、連絡調整事項及び説明事項とする。

３　付議事案のほか、特に地震対策に関し重要な資料があるときは、構成員は、これを推進会議に提出することができる。

（地震対策推進幹事会、部局地震対策推進委員会及び地震対策推進ワーキンググループ）

第４条　推進会議に、地震対策推進幹事会及び部局地震対策推進委員会を置く。

２　推進会議に、地震対策推進ワーキンググループを置くことができる。

３　地震対策推進幹事会、部局地震対策推進委員会及び地震対策推進ワーキンググループについては、別に定める。

（開催）

第５条　推進会議は、必要の都度会長が招集する。

（調査報告等）

第６条　危機管理監は、必要に応じ、推進会議において知事から指示された事項について、関係部局長にその処理経過等の報告を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

附則

１　この要綱は、平成８年１１月５日から施行する。

２　平成７年３月１４日付「地震対策 300 日アクションプログラム策定について」により設置された静岡県 300 日アクションプログラム策定（推進）会議により決定された事項は、この要綱による対策推進会議により決定されたものとみなす。

３　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

４　この要綱は、平成１７年５月９日から施行する。

５　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

６　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

７　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

８　この要綱は、平成２２年６月１４日から施行する。

９　この要綱は、平成２２年６月２９日から施行する。

参考

静岡県地震対策推進会議等組織体系図

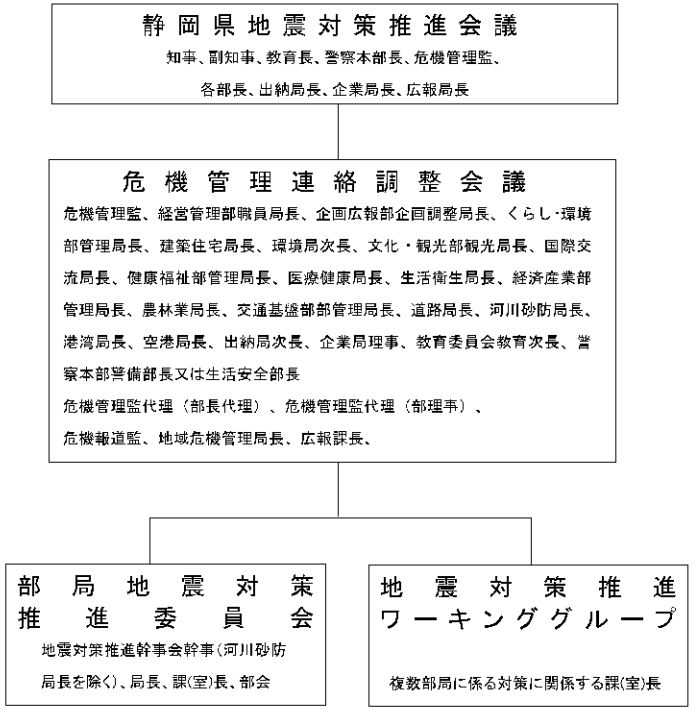

※ 静岡県危機管理連絡調整会議設置要綱

（設置）

第1条 平時において、危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応が実行できるよう、危機管理連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 全庁的な危機管理及び対策の推進・啓発に関すること。

(2) 危機事案の情報収集、分析及び情報共有に関すること。

(3) 予防・啓発情報等（危機管理情報）の発信（広報）に関すること。

(4) 危機発生時における関係部局の連携や情報共有に関すること。

(5) 各種訓練計画の承認に関すること。

(6) 静岡県防災会議の協議、報告事項に関すること。

(7) 静岡県国民保護協議会の協議、報告事項に関すること。

(8) その他危機管理の推進のため必要なこと。

（組織）

第3条 調整会議は、危機管理監兼危機管理部長を会長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理及び危機管理監代理兼危機管理部理事（防災対策担当）を副会長とし、地域の危機管理局長、各部局の危機担当監、その他の職員をもって充てる。

（会議）

第4条 調整会議は、会長が招集する。

2 会長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

3 会長以外のものは、会長に対して調整会議の開催を求めることができる。

（事務局）

第5条 調整会議の事務局は、危機管理部危機政策課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

※ 部局地震対策推進委員会運営要領

（趣旨）

第1条 静岡県地震対策推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく部局地震対策推進委員会（以下「部局委員会」という。）の運営に関しては、この要領に定めるところによる。

（所掌事務）

第2条 部局委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 当該部局の事務に係る地震対策の計画及び推進

(2) 要綱第3条に掲げる事案に関する推進及び調整

(3) その他静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会が委任した事項

（組織）

第3条 部局委員会は、地震対策幹事会幹事（河川砂防局長を除く）を委員長とし、部局内の局長及び課（室）長を委員として構成する。

2 部局委員会は、前条に掲げる事務のうち、部局内の特定部課（室）に関係する事項について、部会を置くことができる。

（報告）

第4条 委員長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を、所管部局長を通じ、又は直接に静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会に報告しなければならない。

（庶務）

第5条 部局委員会の庶務は、部局を総括する課（室）において処理する。

附則

1 この要領は、平成8年11月5日から施行する。

2 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

※ 地震対策推進ワーキンググループ運営要領

（趣旨）

第1条 静岡県地震対策推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づく地震対策推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営に関しては、この要領の定めるところによる。

（所掌事務）

第2条 ワーキンググループは、2以上の部局に係る地震対策の推進及び調整を行う。

（組織）

第3条 ワーキンググループは、推進及び調整すべき課題ごとに関係課（室）長で構成し、最も関係の深い課の課長を座長とする。

2 ワーキンググループの検討及び推進の課題並びに構成課（室）は、毎年度開始前及び必要が生じた都度見直しするものとする。

（報告）

第4条　座長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会に報告しなければならない。

（庶務）

第5条　ワーキンググループの庶務は、座長を置く課（室）において処理する。

附則

1　この要領は、平成8年11月5日から施行する。

2　平成7年3月14日付「地震対策 300 日アクションプログラム策定について」により設置されたワーキンググループは、この運営要領により設置されたものとみなす。

3　この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

20-4-2 静岡県自主防災活動推進委員会設置要綱

（県危機情報課）

（目的）

第1条　この要綱は、静岡県自主防災活動推進委員会（以下「委員会」という。）設置に必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条　委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）自主防災組織活性化のための具体的な方策についての検討、調査、報告

（2）自主防災組織と地域防災を担う機関・団体等との協働による防災活動についての検討

（3）講演会講師派遣等による自主防災組織活動の支援

（4）自主防災活動に関する広報・啓発

（5）その他、自主防災活動の推進に関すること。

2　委員会の活動内容等は、第6条に定める会議を開催して決定する。

（組織）

第3条　委員会は、15名以内の委員で組織する。

2　委員は、地域防災活動推進に熱意ある有識者を、知事が委嘱する。

3　委員会には、必要に応じて部会を設置することができる。

（任期）

第4条　委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第5条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議等）

第6条　委員会は、委員長が招集して開催する。

2　県防災局職員は会議に参加し、意見を述べ、提案することができる。

（手当等の支給）

第7条　第2条の職務に基づく会議、講師及び機関誌作成に対する手当は「特別職の職員等の給与に関する条例」等を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2　第2条の職務遂行に用した旅費は、「静岡県職員の旅費に関する条例」行政職給料表6級の職務にあるものに支給する旅費を弁償するものとする。

（庶務）

第8条　危機情報室に委員会事務局を置き、庶務の処理を行う。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

附　則

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2　この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

20-4-3 災害時等における県有施設の使用に関する要領

（県危機情報課）

昭　和　５１年　３月　１日
改正　平　成　６年　３月　１０日
改正　平　成　１９年　７月　１８日
改正　平　成　２１年　４月　１日

1　目　的

静岡県地域防災計画一般対策編第3章第7節避難救出計画、同第5章第1節別掲に定める伊豆東部火山群の火山災害対策計画第3章第3項避難計画の策定及び同計画地震対策編第2編第4章地震災害予防対策の推進の規定に基づき、市町長が県有施設（行政財産に限る。以下「施設」という。）を避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることにより、市町と県との緊密な連携を図り、住民の避難対策の万全を期することを目的とする。

2　手　続

市町長及び施設の管理者（静岡県財産規則第2条に定める財産事務取扱者をいう。以下「管理者」という。）は、災害の態様による施設の使用の可否等を事前に十分協議し、覚書（別紙案）を交換するものとする。

特に、勤務時間外等における連絡先、連絡方法等を明確にしておくこと。

3　施　設

避難施設は、次の要件を有するものを対象に選定するものとする。

（1）災害応急対策を実施する際に、拠点となる土木事務所、警察署等を除いた施設であること。

（2）施設の現況が災害に対して安全であること。

4　定　義

避難施設は次の区分とする。

（1）避難地

東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則として校庭等の屋外施設。ただし、災害時要援護者等を受け入れるために管理者及び市町長が協議し、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。

（2）避難所

地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生後に住居を失った者等が避難する施設で、体育館等の屋内施設

（詳細については、静岡県地域防災計画資料編『東海地震対策「避難計画策定指針」』を参照。）

5　用　途

避難施設は、災害時における住民、行路人等の避難地又は避難所として使用するものとする。

6　期　間

使用期間は、7日以内とする。ただし、必要により市町長及び管理者が協議の上、最大限7日以内の延長ができるものとする。

7　原状変更制限

市町長は、当該施設の原状を変更しようとするときは、事前に書面をもって管理者の承認を受けなければならない。

8　原状回復義務

市町長は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

9　使用料の免除

当該施設の使用料は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、免除する。

10　費用の負担

付帯設備の使用に要した経費は、原則として市町長が負担するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

11　運　営

市町長は、当該市町の職員を避難施設に派遣し、当該施設の職員と協力して避難者の保護及び避難施設の運営に当たるものとする。

12 報　告

市町長は、管理者と覚書を交換したとき、若しくは覚書を廃棄したとき、又は避難施設として施設を使用したときは、静岡県危機管理監に対し、直ちにその旨報告するものとする。

13 関係者への周知

管理者及び市町長は、当該施設の職員及び地域住民等に対し、覚書の趣旨の周知に努めるものとする。

14 覚書の有効期間

覚書は、当該施設の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、管理者及び市町長が協議し、当該施設が避難施設として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

15 勤務時間外等における連絡先の確認等

市町長は、毎年度当初に、「2 手続」後段に定める連絡先等を確認するとともに、当該年度の施設の状況を把握するものとする。

16 施行期日

この要領に基づいて、平成6年4月1日以後、覚書を交換するものとする。

覚　　書　（案）

静岡県○○○○○（施設の管理者）（以下「甲」という。）と○○市町長（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産○○○○（以下「行政財産」という。）を避難施設として使用することについて、次のとおり定める。

第1条（目的）

甲は、その所管する行政財産のうち、避難地として○○○○○を、避難所として○○○○○を、乙に使用させるものとする。

第2条（定義）

第1条に示す避難地及び避難所の定義は、以下のとおりとする。

（1） 避難地

東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則として校庭等の屋外施設。ただし、災害時要援護者等を受け入れるために、甲乙協議の上、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。

（2） 避難所

地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生後に住居を失った者等が避難する施設で、体育館等の屋内施設

〈詳細については、静岡県地域防災計画資料編『東海地震対策「避難計画策定指針」』を参照。〉

第3条（申請等）

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合、乙は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条（許可等）

甲は、前条第1項前段の規定に基づき、乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、前条第1項後段及び同条第2項の規定に基づき、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

第5条（期間等）

使用期間は、7日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議の上、最大限7日以内の延長ができるものとする。また、乙は、当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「○年○月○日○時に使用終了した」旨文書にて通知するものとする。

第6条（原状変更制限）

乙は、当該行政財産の原状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

第7条（原状回復義務）

乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

第8条（使用料の免除）

甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

第9条（費用の負担）

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第10条（規則等の遵守）

乙は、当該行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守しなければならない。

第11条（許可の取消）

知事又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

（1） 乙が覚書又は使用許可条件に違反したとき

（2） 県が当該行政財産を必要とするとき

2 前項第1号の規定に該当することにより、知事又は教育委員会が使用許可の取消し又は変更をした場合において、その取消し又は変更により乙に損失が生じても、知事又は教育委員会は、その損失を補償しない。

第12条（覚書の有効期間）

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難施設として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

2 甲は、当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、乙に対し文書をもって連絡するものとする。

第13条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初に以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

① 施設管理者、同代理者（県事務所における次長、県立高校における教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に市町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先

② 工事予定等施設使用時に影響のある事項

第14条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

平成　年　月　日

甲　住　　所
県立○○○○（施設名）
施設管理者名

乙　住　　所
○○○○市町名
○○○○市町長名

避難地及び避難所の使い分け　（参考）

態様 / 状況	一般風水害	東海地震	突発地震	伊豆東部火山群の火山災害
大雨、洪水等	避難所			
群発地震・火山性微動				避難所
警戒宣言		避難地		
地震発生		避難地	避難地	避難所
復旧対策	避難所	避難所	避難所	避難所

避難地：東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則として校庭等の屋外施設。ただし、災害時要援護者等を受け入れるために管理者及び市町長が協議し、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。

避難所：地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生後に住居を失った者等が避難する施設で、体育館等の屋内施設

20-5 静岡県航空偵察実施マニュアル

（県危機対策課）

1　目 的

東海地震等大規模災害発生時等において、県が行う航空偵察について定め、発災初期段階からの的確な災害応急対策の実施に資する。

2　実施要領

（1） 航空偵察の基本的考え方

ア　本県ヘリコプター（県防災ヘリ及び県警ヘリ）により県内全般を、方面本部支援の自衛隊ヘリにより方面管内の被害状況等の偵察を実施する。

あわせて、自衛隊等の各機関又は他県ヘリに対し、航空偵察により得た情報の提供を要請する。

イ　災害発生期における航空偵察は、まず、知事が執るべき対応策を判断するのに必要な最低限度の被害情報を把握する程度に全県下的に行い、順次、被害が大きいと思われる地域に対して詳細な情報収集を行う。

ウ　別紙　航空偵察ルート図

（2） 地域の区分

ア　東部・中部地域：中部方面本部、東部方面本部及び賀茂方面本部が管轄する地域をいう。

イ　中部・西部地域：中部方面本部及び西部方面本部が管轄する地域をいう。

（3） 航空機の運用

ア　本県ヘリコプターによる航空偵察は、県内を2方面に区域分けして運用する。（2機運用）

（ア） 基本的には、県防災ヘリ及び警察本部ヘリの合計2機をもって、航空偵察を行う。

（イ） 防災ヘリは、発災初期の航空偵察を行いつつ、消防防災航空隊員や資機材の搬送等、緊急消防援助隊の受け入れ業務を実施する。

イ　自衛隊及び他県等の航空機による航空偵察を本県が要請する場合（本県ヘリコプターが運航できない場合、夜間航空偵察を含む。）

（ア） 自衛隊への要請

主として西部・中部地域については航空自衛隊航空総隊司令部に、中部・東部（賀茂を含む）地域については陸上自衛隊東部方面隊に、航空偵察の実施及び情報の提供を要請する。

また、方面本部が航空偵察を計画する場合は、原則として県本部に要請する。

（イ） 国・他県への要請

国又は災害時における応援協定を締結している各都県に航空偵察を要請する。

（4） 情報の入手・共有方法

県は、自衛隊等が入手した航空偵察情報を連絡幹部等を通じるなど、利用可能な手段により提供を求めるとともに、県が得た情報は、自衛隊等に提供する。

（5） 資料の配付

県は、平素から航空偵察に必要な資料を作成し、自衛隊等に配付する。

3　偵察事項

地域の実情に応じて、次の事項の偵察を行う。

（1） 警戒宣言発令時

ア　道路の混雑状況

イ　避難の状況

ウ　集客施設及びその周辺の混雑状況（駅、バスターミナル、観光施設、動物園、野球場、サッカー場、体育施設、海水浴場、大規模商業施設等）

エ　船舶の沖出し状況　など

（2） 地震等発生時

ア　火災の発生状況

イ　石油コンビナート，原子力発電所の被害状況

ウ　緊急交通・輸送路、鉄道、港湾等の被害状況

エ　津波による被害状況

オ　山間地の被災状況、ダム及び通信施設の被害状況

4　地震等発生後の具体的偵察箇所

地震等発生後、航空偵察による確認を必要とする主な箇所は、以下のとおりとする。

（1） 都市（市街地）

火災発生状況、家屋並びに、県総合庁舎及び市町村庁舎（連絡不通の場合）の被害状況

（2） 石油コンビナート及び浜岡原子力発電所

静岡市清水地区の石油コンビナート及び中部電力㈱浜岡原子力発電所の施設被害状況

（3） 道 路

ア　東名高速道路

特に焼津IC～日本坂トンネル間及び富士川SA～日本平SA間の事故、橋・跨道橋等の施設被害状況、交通混雑状況等及び第二東名の被害状況

イ　国道1号線

特に由比町～蒲原町間及び静岡市丸子～藤枝市間の事故、施設被害状況、交通混雑状況等

ウ　国道138号～国道135号線

御殿場方面から伊豆半島地域に進出するルートの国道138号線、箱根スカイライン（迂回路としての神奈川県道75号線）、芦ノ湖スカイライン、伊豆スカイライン、国道135号、国道246号、国道136号、国道414号線等の施設被害状況、交通混雑状況

エ　国道139、52、362、257号線

特に、山間部道路の被害状況

（4） 鉄 道

特に新幹線の事故、施設被害及び列車停止状況等

（5） 港

特に熱海、下田、沼津、田子の浦、清水及び御前崎の各港の被害状況、浮遊物の状況等

（6） 海岸線・河口

ア　沼津市内浦地区などの大津波が予想される地域の被害状況等

イ　富士川、安倍川、栃山川、天竜川等の河口及び浜名湖今切口の津波遡上状況と耐震性水門の作動状況等

（7） 山間地

ア　白鳥山の山体崩壊の有無、安倍川、大井川及び天竜川流域並びに伊豆地区の孤立予想地域の状況

イ　通信が途絶した場合、防災行政無線施設、特に丹那、高根山の無線中継所の被害状況

（8） ダ ム

長島、井川、佐久間及び船明等のダムの被害状況

航空偵察ルート図（2機体制）

○第1回目の航空偵察の基本コンセプト
①まず、県全体の被害概要把握及び東西幹線道路の確認を重点に実施
②詳細把握については、陸上からの状況把握を指示

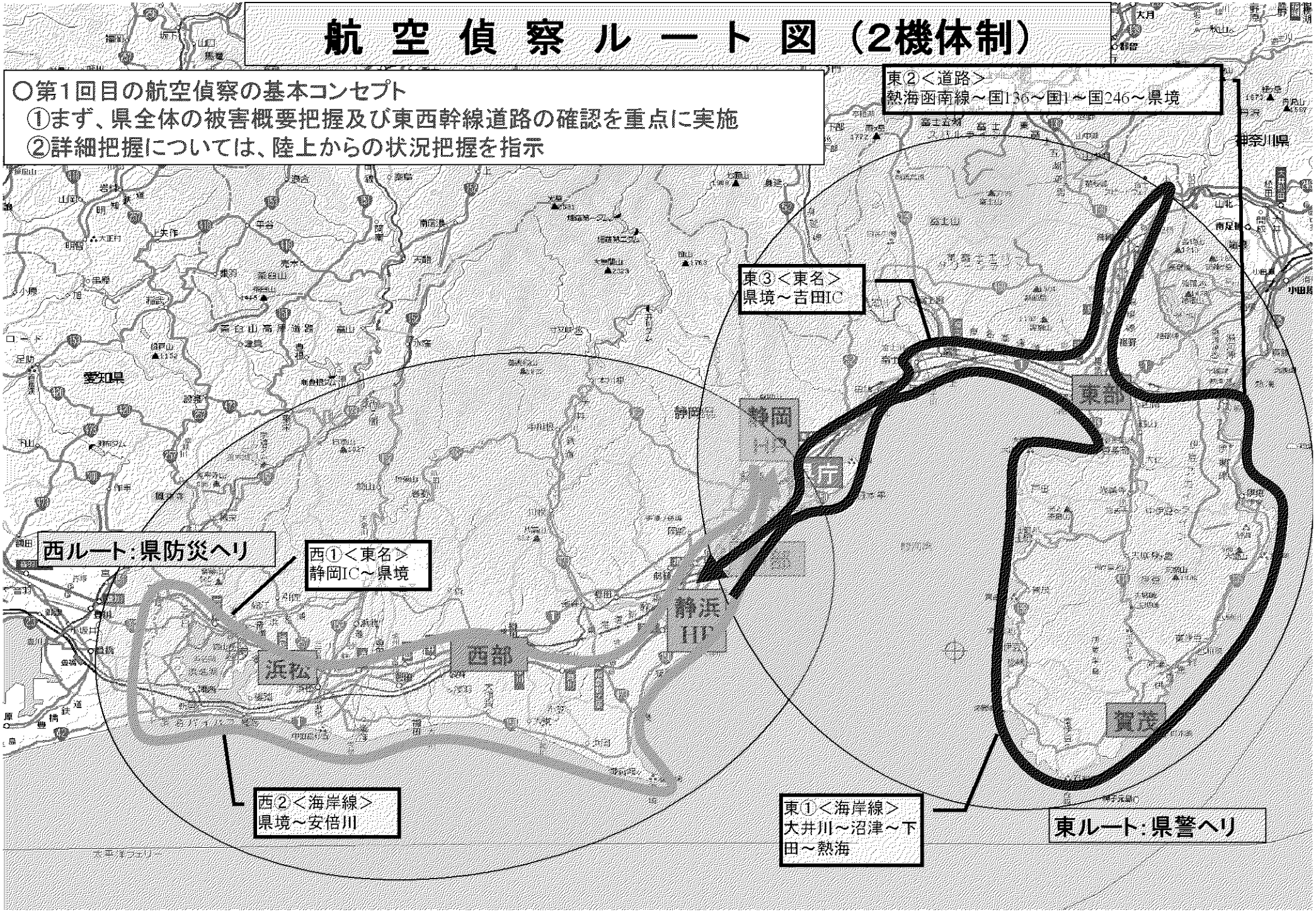

20-6-1　全国被災建築物応急危険度判定協議会規約

（県建築安全推進課）

平成8年4月5日設立制定

第1章　総則

（名称）
第1条　本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第2条　協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

（事業）
第3条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
一　応急危険度判定の方法等の標準化
二　応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備
三　応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備
四　応急危険度判定の普及及び啓発
五　被災建築物の被災度調査の方法の整備
六　その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

（会員の資格）
第4条　協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他応急危険度判定体制の整備のために参画が必要と考えられる法人とする。

（入会）
第5条　協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

（負担金）
第6条　会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

（会員資格の喪失）
第7条　会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。
一　退会したとき
二　会員である法人が消滅したとき

（退会）
第8条　会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（届出）
第9条　会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

［資料の巻Ⅱ］

第3章　役員

（種別及び定数）
第10条　協議会に、次の役員を置く。
会長　1名
副会長　3名
幹事　10名以上20名以内（会長及び副会長を含む。）
監事　2名

（選任等）
第11条　幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。
2　幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。
3　幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）
第12条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3　幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。
4　監事は、協議会の会計を監査する。

（任期）
第13条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

（報酬等）
第14条　役員は無給とする。

（補欠選任）
第15条　役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。

（解任）
第16条　役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。

（顧問）
第17条　協議会に、顧問を置く。
2　顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。
3　顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するもののうちから会長が委嘱する。

第4章　会議

（会議）
第18条　会議は、総会及び幹事会とする。

（総会）
第19条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2　通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。

3 臨時総会1辛、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

（総会の招集及び議長）
第20条　総会は、会長がこれを召集する。
2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行う。
3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。
4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

（総会の議決事項）
第21条　総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
一　事業計画及び収支予算の決定
二　事業報告及び収支決算の承認
三　規約の変更
四　その他協議会の運営に関する重要な事項

（議決権）
第22条　総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。
2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。

（議決の方法）
第23条　総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（特別議決）
第24条　次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
一　規約の改正
二　協議会の解散

（議事録）
第25条　議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印するものとする。

（幹事会）
第26条　幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。
2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協議会の運営上必要な事項を審議する。
3 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。
5 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。
6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第5章　部会

（部会）
第27条　協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。
2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会がこれを行う。
3 部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第6章　会計

（事業年度）
第28条　協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（財産）
第29条　協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。
2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。
3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

（経費の支弁）
第30条　協議会の経費は、財産をもって支弁する。

（事業報告及び収支決算）
第31条　会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章　事務局

（事務局）
第32条　協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局は、当面の間、財団法人日本建築防災協会に置くものとする。

第8章　雑則

（細則）
第33条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

（附則）
1 この会則は、設立総会のあった日（平成8年4月5日）から施行する。
2 協議会の設立当初において幹事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。
3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。

20-6-2 10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約

（県建築安全推進課）

（名称）

第1条 本会は，「10都県被災建築物応急危険度判定協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は，地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため，「全国被災建築物応急危険度判定協議会」と連携を図りつつ，「震災時等の相互応援に関する協定（平成8年6月13日締結）」第1条の規定による10都県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより，応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は，前条の目的を達成するため，次に掲げる事項について協議，その他必要な措置を行う。

一，応急危険度判定に係る都県間の相互支援の体制整備

二，その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（会員等）

第4条 協議会の会員は，別表第1に掲げる都県とする。

2 協議会は，会長が必要と認める場合，会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

（役員）

第5条 協議会は次の役員を置く。

一，会長 一名

二，副会長 一名

三，幹事 三名

（選任）

第6条 役員は，会員から互選し，総会において承認されたものをあてる。

（職務）

第7条 会長は，協議会を代表し，会務を総理するとともに，協議会の事務，会員への連絡調整等庶務を担当する。

2 会長は，総会を開催する時間がなく早急に会務を決定する必要がある場合は，総会に代わって会務を定めることができる。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職を代行する。

4 幹事は，幹事会を組織し，規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

（任期）

第8条 役員の任期は1年とする。ただし，再任を妨げない。

（会議）

第9条 会議は，総会及び幹事会とする。

（総会）

第10条 総会は，会員で構成する。

2 総会は，会長が召集するものとし，毎年度1回開催するほか，必要に応じ開催することができるものとする。

3 総会の議長は，会長が務めるものとする。

4 議決権は，会員の代表者若しくは代理人が総会に出席して，これを行使するものとする。

5 前項の規定により，その議決権を行使できない会員は，他の会員若しくはその代理人に委任して行使するものとする。

6 前項の規定によりその議決権を行使する会員は，総会に出席したものとみなす。

7 総会は会員の総数の2分の1以上の出席をもって成立することとする。

8 総会の議事は，出席の会員の総数の過半数をもって決し，賛否同数の場合は議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第11条 議長は，総会の議事について，議事録を作成する。

（幹事会）

第12条 幹事会は，協議会役員で構成する。

2 幹事会は会長が召集するものとし，必要に応じて開催する。

3 幹事会は，会務の執行に関する事項を審議し，決定するものとする。

4 幹事会の議長は，その幹事会において，出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 前項の場合，その直後の総会において，その内容を報告し，会員の了承を求めるものとする。

（作業部会）

第13条 協議会は，協議会の運営及び事業の遂行のため，作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び委員の選任は，幹事会がこれを行う。

3 作業部会の運営に関して必要な事項は，幹事会の議決を経て，会長がこれを定める。

（活動年度）

第14条 協議会の活動年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（解散）

第15条 協議会は，総会において会員総数3分の2以上の議決をもって解散できるものとする。

（委任）

第16条 この規約に定めるもののほか，本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て，会長が定める。

（附則）

1 本規約は，平成9年1月24日から施行する。

（附則）

2 本規約は、平成16年10月25日から施行する。

（別表第1）

会員	代表者
茨城県	土木部長
神奈川県	県土整備部長
群馬県	理事兼県土整備部長
埼玉県	県土整備部長
静岡県	都市住宅部長
千葉県	県土整備部長
東京都	都市整備局市街地建築部長
栃木県	土木部長
長野県	住宅部長
山梨県	土木部長

20-6-3　中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約

（県建築安全推進課）

（名称）

第1条　本会は、中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条　協議会は、災害応援に関する協定書（平成7年11月14日締結）に基づく応援の一環として、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会（平成8年4月5日設立）と連携を図りつつ、会員間の相互支援、協力体制の整備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一　応急危険度判定にかかる会員間の相互支援体制の検討、整備

二　応急危険度判定にかかる情報交流

三　その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（会員等）

第4条　協議会の会員は別表第1に掲げる県及び政令指定都市とする。

2　協議会は、会員が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

（役員）

第5条　協議会は次の役員を置く。

一　会長　　1名

二　副会長　1名

（選任）

第6条　役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

（職務）

第7条　会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

2　副会長は、会長の職務を補佐する。

（任期）

第8条　役員の任期は次回総会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、後任者が選出されるまでの間は、前任者がその任務を行う。

（総会）

第9条　総会は会長又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、これを開催する。

2　議長はその総会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

3　総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した会員の過半数の賛成により決する。

4　次の事項は、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一　規約の改正

二　協議会の解散

（部会）

第10条　第3条の事業を行うため、協議会は部会を置くことができる。

2　部会の設置及び委員等の選任は、会長がこれを行う。

3　部会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

（細則）

第11条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

（附則）

1　本規約は、平成10年2月10日から施行する。

別表第1

会　員	代　表　者
富山県	土木部長
石川県	土木部長
福井県	土木部長
長野県	住宅部長
岐阜県	土木部長
静岡県	都市住宅部長
愛知県	建築部長
三重県	土木部長
滋賀県	土木部長
名古屋市	建築局長

20-6-4 被災宅地危険度判定連絡協議会規約

（県建築安全推進課）

平成９年５月23日制定
平成11年６月３日改正
平成15年５月19日改正

第１章　総則

（名称）

第1条　本会は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条　協議会は、大地震又は豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、危険度判定の実施体制の整備を図ることを目的とする。

（事業）

第3条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一　判定士を養成するための講習会の実施に関すること
二　危険度判定にかかる都道府県間の相互支援体制の整備に関すること
三　危険度判定手法の研究に関すること
四　判定士に対する保障制度の整備に関すること
五　他の災害ボランティア制度との調整に関すること
六　その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

（会員の構成）

第4条　協議会の会員は、協議会の目的に賛同する国、都道府県、指定都市、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他危険度判定体制の整備のために参画が必要な法人によって構成される。

（入会）

第5条　協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

（負担金）

第6条　会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費、講習会開催費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

（退会）

第7条　会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（届出）

第8条　会員は、第５条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届けなければならない。

第3章　役員

（種類及び定数）

第9条　協議会に、次の役員を置く。

一　会長　　１名
二　副会長　　２名
三　幹事　　８名以上12名以内
四　監査員　　２名

（選任）

第10条　役員は、総会において会員の中から選任する。
２　役員は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第11条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　会長、副会長及び幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。
４　監査員は、協議会の会計を監査する。

（任期）

第12条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第13条　協議会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。
３　顧問は、会員以外の者で宅地防災に関する学識経験を有するものの中から会長が委嘱する。

第4章　会議

（種別）

第14条　会議は、総会及び幹事会とする。

（構成）

第15条　総会は会員をもって構成し、幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。

（総会の機能）

第16条　総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一　事業計画及び収支予算の決定
二　事業報告及び収支決算の承認
三　規約の変更
四　その他協議会の運営に関する重要な事項

（総会の招集等）

第17条　総会は、会長が招集する。
２　総会は毎事業年度につき一回開催するほか、必要に応じて開催することができる。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4　総会は、必要に応じ関係機関又は者に出席を求めることができる。

（総会の議長）

第 18 条　総会の議長は、会長がこれを務める。

（総会の定足数）

第 19 条　総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。この場合において、次条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき総会に出席せず、代理人によって又は書面若しくは電磁的方法によって総会の議決権を行使することとした会員がいるときは、当該会員の数は出席した会員に算入する。

（総会の議決権）

第 20 条　総会における会員の議決権は、一会員につき一個とする。

2　議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

3　総会に出席しない会員は、他の出席する会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

4　総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法により、議決権（第 10 条第 1 項の選任の場合の選挙権を含む。前条から次条までにおいて同じ。）を行使することができる。

5　第 3 項又は前項の規定に基づき行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

（総会の議決方法）

第 21 条　総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長に決するところによる。この場合においては、前条第 5 項の規定を準用する。

2　総会において選任又は議決をすべきものとされた事項については、第 17 条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、総会を開催せず、書面又は電磁的方法によって、選任又は議決をすることができる。この場合においては、前項及び次条の規定を準用し、これらの規定中「出席した会員」は「会員」と読み替えるものとする。

3　前項の規定による書面又は電磁的方法による選任又は議決は、総会における選任又は議決と同一の効力を有するものとする。

（特別決議）

第 22 条　次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上による議決を必要とする。

一　規約の改正

二　協議会の解散

（幹事会の権能）

第 23 条　幹事会は、次の事項を議決する。

一　総会に付議すべき事項

二　総会の議決した事項の執行に関する事項

三　その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項

（幹事会の招集等）

第 24 条　幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2　幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ幹事会で定めた方法により通知することができる。

3　幹事会は、必要に応じ関係機関又は者に出席を求めることができる。

4　監査員は、幹事会に出席した意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（幹事会の議長等）

第 25 条　幹事会には、第 18 条から第 21 条までの規定（第 20 条第 4 項かっこ書きを除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「会長、副会長及び幹事」と、「選任又は議決」とあるのは「議決又は定め」と、「第 17 条から前条まで及び次条の規定」とあるのは「第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 31 条の規定」と読み替えるものとする。

第5章　　会計

（財産の管理）

第 26 条　協議会の財産は、幹事会の定めるところにより、事務局が管理する。

（事業年度）

第 27 条　協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業報告及び収支決算）

第 28 条　協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査員の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第6章　　事務局

（事務局）

第 29 条　協議会の事務を処理するため、社団法人全国宅地擁壁技術協会に事務局を置く。

（国土交通省の助言・協力）

第 30 条　協議会は、国土交通省都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室に必要な助言・協力を求めることができる。

第7章　　雑則

（細則）

第 31 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

附則

1　この会則は、設立総会のあった日（平成 9 年 5 月 23 日）から施行する。

2　協議会の当初の役員は、第 10 条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。

3　協議会の設立初年度の事業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 10 年 3 月 31 日までとする。

附則（平成 11 年 6 月 3 日改正）

1　改正後の規約は、改正の議決の日（平成 11 年 6 月 3 日）から施行する。

附則（平成 15 年 5 月 19 日改正）

1　改正後の規約は、改正の議決の日（平成 15 年 5 月 19 日）から施行する。

20-6-5 大規模災害時の専門家派遣制度

（県河川砂防局
社団法人　全国防災協会）

大規模な地震や地すべり等の災害発生時には二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うことが、被害の拡大や、社会不安の増大を防止する上できわめて重要である。社団法人全国防災協会では、この主旨に基づきアドバイザー制度を昭和60年12月に発足させた。

また、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、災害復旧技術専門家を現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的に「災害復旧技術専門家派遣制度要綱」が平成15年11月20日より公布された。

1．アドバイスの内容

〔1〕 大規模災害時

アドバイザーが速やかに現地に赴き、二次災害の防止に関してアドバイスを行う。

ア、河道埋塞

地震、地すべり、土石流あるいは火山活動等により、河道が埋塞した場合、埋塞土砂あるいは湛水による下流への危険性の有無についてアドバイスする。

イ、地すべり

降雨、地震等により地すべりが発生した場合、降雨の継続、余震等により地すべり区域が拡大する危険性の有無についてアドバイスする。

ウ、余　震

地震後の応急対策等に関連して、余震活動の見通しについてアドバイスする。

〔2〕 平 常 時

アドバイザーとともに、過去の災害事例を中心として、二次災害防止に関する調査研究を行う。

2．アドバイザー

大規模な災害に関して学識経験を有する人にアドバイザーを委嘱している。（平成11年4月1日現在）

学識経験者（大学教授など）……40名

建設省、土木研究所……23名

3．アドバイザーの派遣要請

アドバイザーの派遣に関する手続は、別に定める様式により行う。

緊急を要する場合には、この手続に先立ち、電話連絡等により行うことができる。

なお、アドバイザーの派遣にあたっては、以下の点に留意する。

○アドバイザーに対してアドバイスの内容に関する責任は問えません。

○アドバイザーの派遣費用、アドバイスを行うために必要とする調査等の費用は、派遣を要請した地方公共団体の負担となります。

○本制度は建設省の指導のもとに運営されるので、地方公共団体においても建設省関係部局との緊密な連絡をお願いします。

アドバイザー制度運営要領

（目　的）

1．この要領は、アドバイザー制度を迅速かつ的確に運営するため必要となる基本的事項を定める。

（アドバイザーの任務）

2．アドバイザーは、大規模な災害が発生した場合に、当該地方公共団体の長の要請に応じて災害現地に赴き、二次災害の危険性の有無について専門的、技術的立場から地方公共団体に対してアドバイスを行う。

（アドバイザーの委嘱）

3．アドバイザーは、大規模な災害に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

2）委嘱期間は、原則として2年間とする。

（組　織）

4．アドバイザー制度を運営するため「アドバイザー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2）委員会は、別記（略）に掲げる者により構成し、委員長が主宰する。

（審議事項）

5．委員会は、下記事項について審議する。

一　アドバイザーの選定に関する事項

二　アドバイザー等による調査研究に関する事項

三　大規模災害発生時の対応に関する事項

四　その他アドバイザー制度の運営に必要な事項

（派遣要請）

6．地方公共団体の長は、大規模な災害が発生した場合にアドバイスを必要とするときは、会長もしくはあらかじめ会長が指名した者（以下「会長等」という。）に対してアドバイザーの派遣を要請することができる。

2）市町村長がアドバイザーの派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。

3）アドバイザーの派遣要請は、緊急を要する場合には、電話連絡等により行うことができる。

（アドバイザーの派遣）

7．会長等は、アドバイザーの派遣要請を受けた場合は、すみやかに派遣するアドバイザーを選定し、依頼する。

2）アドバイザーは、その都合により止むを得ない場合に限り、依頼を断ることができる。

（調査研究）

8．アドバイザー等によって構成される研究会を設置し、二次災害等に関する調査研究を行う。

（費用負担）

9．アドバイザーの派遣費用及びアドバイスを行うために必要とした費用は、派遣を要請した地方公共団体が負担する。

2）調査研究は、必要とする地方公共団体から協会が受託して行う。

（その他）

10．派遣を要請した地方公共団体は、派遣されたアドバイザーに対して必要な便宜供与を行わなければならない。

2）派遣を要請した地方公共団体は、アドバイザーに対してそのアドバイスに関して責任を問うことはできない。

（附　則）

この要領は、昭和60年12月20日より適用する。

(1) 派遣要請先

全国防災協会	03－3508－1491 03－3508－1493(FAX)
建設省河川局防災・海岸課 災害対策室	03－3580－4311(代表) 03－5251－1884(直通) 03－5251－1946(FAX)

(2) 派遣要請書様式

(様式－A)

番　号
年 月 日

社団法人全国防災協会長 殿

(地方公共団体の長)

アドバイザーの派遣について(要請)

今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイスを必要としますので、下記のとおりアドバイザーを派遣くださるよう要請します。

記

1. アドバイス項目
2. 派遣希望期間
3. 派 遣 地

(様式－B)

番　号
年 月 日

(地方公共団体の長)殿

社団法人全国防災協会長

アドバイザーの派遣について(回答)

昭和○年○月○日(番号)で依頼のあった標記について、下記のとおりアドバイザーを派遣します。

記

1. アドバイザー
2. 派遣期間
3. 派遣地

(様式－C)

番　号
年 月 日

(アドバイザーの所属する機関の長)殿

(地方公共団体の長)

職員の派遣について(依頼)

今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイスを賜りたく、下記のとおり貴所属職員を派遣くださるようお願いします。

記

1. 派遣希望職員
2. 派遣希望期間
3. 派遣地
4. 派遣費用　当方負担

(様式－D)

番　号
年 月 日

アドバイザー
○ ○ ○ ○ 殿

(地方公共団体の長)

二次災害防止に関するアドバイスについて
(依頼)

今回発生した別記災害について、下記のとおり二次災害防止に関するアドバイスをお願いします。なお期間中アドバイスに際して万一事故により負傷等を受けた場合には、当方で必要な費用を負担します。

記

1. アドバイス項目
2. 期　間
3. 場　所
4. 費　用　当方負担

(別 記)

災害名	
発生時刻	
発生場所	
原因	
災害概要 (災害の規模 施設被害 一般被害等)	
復旧状況 (これまでに講じた措置、今後講ずべき措置等)	
必要とするアドバイスの内容	
報道状況 (テレビ、新聞等)	

(注)様式－Cによらない場合は本様式による。

災害復旧技術専門家派遣制度要綱

（社）全国防災協会

（目　的）
第1条　本制度は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、地方公共団体等からの要請に基づいて「災害復旧技術専門家（以下「技術専門家」という。）」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。
（定　義）
第2条　この要綱において技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時に地方公共団体の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等が可能な者として、（社）全国防災協会が認定し、登録された者をいう。
（認定申請）
第３条　技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて（社）全国防災協会会長あて申請する。
（業　務）
第4条　技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。
一　災害調査に関する支援
二　復旧工法に関する技術的助言
三　その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言
（責　務）
第５条　技術専門家は次に掲げる責務を有する。
一　技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
二　災害現地に派遣された場合には、現地活動の概況をとりまとめ、（社）全国防災協会会長に報告する。
（運営委員会）
第6条　本制度を的確に運営するために「災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設ける。
運営委員会は、（社）全国防災協会会長が委嘱した者をもって構成する。
２　運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
３　運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
４　運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
一　技術専門家の認定登録審査
二　その他本制度の運営に関する事項についての審議
（事務局）
第７条　本制度を円滑に運用するために「災害復旧専門家派遣制度事務局」（以下「事務局」という。）を設ける。事務局は次に掲げる事務を行うものとし、（社）全国防災協会内に設けるものとする。
一　技術専門家の認定登録に関する事務
二　運営委員会開催に関する事務
三　技術専門家派遣に関する事務
四　技術専門家の研修等の実施に関する事務
五　技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務
六　その他本制度を円滑に運用するために必要な事務
（派遣費用）
第8条　技術専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費等）は、原則として要請した地方公共団体等において負担するものとし、事務局に納付する。
（その他）
第9条　本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は（社）全国防災協会長が定める。
（附　則）
この要綱は、平成15年11月20日より適用する。

20－7　静岡県地震防災センターの設置及び管理に関する条例

平成元年静岡県条例第16号
平成18年静岡県条例第28号

（趣　旨）
第1条　この条例は、静岡県地震防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設　置）
第2条　県民の地震防災を推進するため、静岡県地震防災センター（以下「センター」という。）を静岡市に設置する（開館時間）
第3条　センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
（休館日）
第4条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
(1) 月曜日
(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
（利用の制限）
第5条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。
(1) センターの風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者
(2) センターの管理上支障があると認められる者
(3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に従わない者
附　則
この条例は、平成元年4月20日から施行する。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

21-1 地震対策調査リスト

（県危機情報課）H24.5.31

番　号	調　査　名	調査主体	年度
	［被害想定調査］		
1	地震被害予測（1次）調査	地震対策課	52
2	地震被害想定の電算化	〃	〃
3	地盤特性調査	〃	〃
4	第2次地震被害想定調査（地震動、山崩れ、建物火災）	〃	2
5	第2次地震被害想定	〃	6
6	神奈川県西部の地震の被害想定	〃	7
7	第3次地震被害想定	防災情報室	13
	［津波対策］		
1	公共施設現況図作成	地震対策課	52
2	津波浸水区域図作成	〃	〃
3	安政津波浸水域推定調査	〃	〃
4	地震対策漁港測量	〃	〃
5	地震対策港湾調査	〃	〃
6	津波対策調査の総合分析調査	〃	53
7	安政津波浸水域推定調査	河川課	〃
8	地震対策漁港測量調査	水産課	〃
9	地震対策漁港海岸平面図作成調査	地震対策課	〃
10	津波浸水調査委託（焼津港）	水産課	54
11	伊豆半島東海岸津波浸水予測調査	地震対策課	58
12	津波の挙動及び海面監視手法に関する調査	〃	59
13	避難対象地域の住民意識と対策の実施状況調査	〃	〃
14	安政東海地震津波被害調査（伊豆半島）	〃	60
15	津波対策のための施設機能分析調査	〃	61
16	南関東地域直下の地震による津波影響調査	〃	6
	［地震活動調査］		
1	伊豆半島の地震活動調査	地震対策課	55
2	安政東海地震及び東南海地震の前兆現象調査	〃	56
3	東南海地震の前兆現象調査	〃	57
4	地震による複合災害に関するデータファイリング調査	〃	〃
5	切山隧道地盤変動観測検討調査	〃	58
6	地震前兆現象分析調査	〃	59
7	東南海地震の全体像	〃	60
8	伊豆半島北部の地震活動調査	〃	61
9	静岡県中部地域の地震活動と災害	〃	元
10	伊豆東部火山群の噴火活動危険現状分析	〃	3
11	東海地震発生に伴う余震活動の特性とその対応に関する基礎調査	〃	4

番　号	調　査　名	調査主体	年度
12	静岡県中部地域の地震活動分析調査	〃	7
13	静岡県地域活断層調査	〃	8
14	伊豆東部火山群の活動現状分析	〃	8
	［山・崖崩れ等の調査］		
1	大規模崩壊危険箇所調査	地震対策課	52～60
2	山崩れ・崖崩れ調査	〃	52
3	急傾斜地等集計業務	〃	〃
4	急傾斜地崩壊危険箇所調査	砂防課	4
5	大規模崩壊危険箇所総括図	地震対策課	60
	［地盤調査］		
1	震度分布調査	地震対策課	54
2	地盤振動等総合解析システム開発	〃	55
3	地盤物性値の整理検討解析	〃	56
4	入力地震波と地震被害の相関分析	〃	〃
5	地震危険度解析調査	〃	57
6	地質地盤等総合分析調査　その1	〃	58
7	〃　その2	〃	〃
8	地盤対策調査「軟弱地盤対策」	〃	63
	［ボーリング調査］		
1	ボーリングデータマグネティックテープ化	地震対策課	52
2	地質ボーリング資料収集整理	〃	56・62
3	水井戸ボーリング資料収集整理	〃	〃
4	ボーリング位置図作成	〃	56
5	地質ボーリング柱状図資料データベースシステム作製	〃	62
6	地質ボーリング資料データ入力	〃	〃
7	ボーリング柱状図集（東・中・西）	〃	63
8	地質ボーリング位置図（東・西）	〃	元
	［PS検層調査］		
1	PS検層調査（静岡市庶匠町）	地震対策課	52
2	〃　（袋井地区）	〃	〃
3	〃　（浜松市）	〃	〃
4	東南海地震分析PS検層常時微動調査	〃	〃
5	東南海地震被害分析調査	〃	53
6	PS検層調査	〃	〃
7	安倍川河口部PS検層調査	〃	56

番　号	調　査　名	調査主体	年度
	〔建築物の耐震対策〕		
1	木造建物耐震指導指針	地震対策課	52
2	木造建物耐震対策	〃	〃
3	塀・家具・ガラス等の地震対策案の作成	〃	〃
4	公共建築物耐震診断	地震対策課	52
5	鉄筋コンクリート建物耐震指導指針	〃	〃
6	大規模木造建物耐震指導指針	建築課	〃
7	耐震判定調査	道路維持課	53
8	鉄筋コンクリート造建築の地震対策	建築課	〃
9	鉄骨造建築物の地震対策	〃	〃
10	建築設備の地震対策	〃	〃
11	既存鉄筋コンクリート造耐震診断	地震対策課	53
12	既存鉄筋コンクリート造耐震補強	地震対策課	53
13	鉄筋コンクリート建築物の被害想定	〃	54
14	学校建築物の構造標準の作成	建築課	〃
15	既存鉄筋建築物の耐震診断(3次)及び鉄骨建築物の耐震診断	〃	〃
16	鉄骨造建築の二次部材に関する調査	〃	55
17	伊豆群発地震における建物被害状況と耐震診断方法との整合性調査	〃	〃
18	宅造地の安全性調査検討指針の作成	〃	〃
19	窓ガラス等の飛散防止対策の作成	〃	〃
20	屋外広告物等安全対策調査	地震対策課	58
21	液状化対策手法の開発調査	〃	59
22	落下倒壊危険度に関する安全度調査	〃	62
23	崖地等崩壊危険箇所における建築物安全対策調査	〃	63
24	応急危険度判定制度策定調査報告書	〃	3
25	大規模鉄骨造地震被災建築物応急危険度判定マニュアル	建築課	4
26	地震被災木造建築物応急補強マニュアル	〃	5
27	人工造成地における擁壁等の応急危険度判定マニュアル	〃	6
28	地震被災鉄骨造建築物応急補強マニュアル	〃	7
29	地震被災鉄筋コンクリート造建築物応急補強マニュアル	〃	8
30	中期避難生活空間としての応急仮設住宅の在り方に関する調査	地震対策課	8
	〔応急復旧対策〕		
1	応急復旧対策調査　ライフラインその1	地震対策課	57
2	震災時の応急復旧手法の指針作成調査	〃	59
3	震災時応急活動マニュアル調査	〃	60

［資料の巻Ⅱ］

番　号	調　査　名	調査主体	年度
	〔広報・情報対策〕		
1	警戒宣言時及び地震発生後の広報体制検討調査	地震対策課	53
2	情報対策調査	〃	56
3	対策本部支部の情報及び施設機能に関する調査	〃	58
4	宏観異常現象の観測マニュアル検討調査	〃	2
5	地震災害発生時における被害状況の早期把握システムに関する調査	〃	7
6	地震情報に伴う社会経済活動に関する基礎調査	〃	8
	〔道路耐震対策〕		
1	道路耐震診断地盤特性システム設計調査	地震対策課	53
2	静岡県内の道路の耐震判定法に関する調査試験	〃	54
3	静岡県内の道路の耐震判定法に関する調査試験	道路維持課	〃
4	道路耐震2次点検調査	〃	〃
	〔緊急輸送対策〕		
1	警戒宣言時の交通対策調査	地震対策課	55
2	地震対策拠点港調査	水産課	〃
3	警戒宣言時の交通状態の検討	地震対策課	54
4	交通対策調査	〃	57
5	緊急輸送対策調査	〃	〃
6	高速道路交通対策	〃	〃
7	港湾震災時オペレーションシステム調査	〃	58
8	震災時の総合輸送体系調査	〃	59
9	警戒宣言時の滞留客、滞留車両調査	〃	61
10	観光客対策調査	〃	7
11	災害時におけるヘリコプター活用体制作成調査	消防防災課	〃
12	防災拠点ヘリポート候補地の実地調査結果	〃	〃
	〔危険物対策〕		
1	危険物耐震検討	地震対策課	52
2	高圧耐震貯水槽の設計検討調査	〃	〃
3	危険物屋外タンク貯蔵所の安全に関する調査	消防防災課	53
4	危険物施設の現況調査	地震対策課	53･54
5	コンビナート地区の油流出対策調査	〃	54
6	高圧ガスの安全性に関する調査	消防防災課	〃
7	高圧ガス施設の安全性に関する調査	〃	〃
8	危険物防災カルテ作成調査	地震対策課	〃
9	LPガス用耐震自動ガス遮断品開発	消防防災課	55

番　号	調　　査　　名	調査主体	年度
	〔意識調査〕		
1	中期的予知の住民心理調査	地震対策課	55
2	民間事業アンケート	〃	〃
3	東海地震対策県民意識調査	〃	〃
4	地震の中短期予知が及ぼす社会経済的影響調査（デルファイ）	〃	56
5	地震の中期予知状況における住民の社会心理的影響調査	〃	〃
6	民間事業所（50～99人）の地震防災対策アンケート調査	〃	〃
7	東海地震の中期予知的状況における住民の防災対応調査	〃	57
8	不特定多数者が出入りする施設等の地震対策に関するアンケート調査	〃	〃
9	地震対策県民意識調査	〃	58
10	東海地震の前兆現象出現に伴う対応調査	〃	〃
11	地震対策県民意識調査	〃	〃
12	地震防災展示場調査アンケート集計	〃	61
13	東海地震についての県民意識調査	〃	62
14	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
15	地震防災展示場調査アンケート集計結果報告書	地震対策課	62
16	東海地震についての県民意識調査	〃	元
17	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
18	東海地震についての県民意識調査	〃	3
19	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
20	地震警報発令時における住民行動に関する調査	〃	4
21	東海地震についての県民意識調査	〃	5
22	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
23	東海地震についての県民意識調査	〃	5
24	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
25	東海地震についての県民意識調査	〃	7
26	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
27	東海地震についての県民意識調査	〃	9
28	東海地震についての県民意識調査	防災計画室	11
29	東海地震についての県民意識調査	防災情報室	13
30	民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査	〃	〃
31	東海地震についての県民意識調査	〃	15
32	東海地震についての県民意識調査	〃	17
33	東海地震についての企業防災実態調査	〃	〃
34	東海地震についての県民意識調査	〃	19
35	避難所アメニティの向上に係る検討会（報告書）	〃	〃
36	東海地震についての県民意識調査	危機情報課	21
37	東海地震についての企業防災実態調査	〃	22
38	東海地震についての県民意識調査	〃	23
39	津波避難に関する県民意識動向調査	〃	〃

［資料の巻Ⅱ］

番　号	調　　査　　名	調査主体	年度
	〔地図の作成〕		
1	警察管内図作成	地震対策課	55
2	1／1万DID地図防災地図作成	〃	〃
3	1／5万振興センター別防災地図	〃	〃
4	市町村図面編集	〃	〃
5	1／2.5万静岡県防災地図編集作成	〃	56
6	静岡県防災地図索引簿編集作成	〃	〃
7	防災管内図等作成	〃	58
8	防災地図修正	〃	5～7
	〔基礎資料〕		
1	自主防災用基礎資料作成	地震対策課	54
2	地質断面図等作成	〃	56
3	1／20万土地保全基本調査	〃	〃
4	1／20万土地保全基本調査（液状化危険度）	〃	〃
5	〃　（人口改変地等）	〃	〃
6	1／20万の土地保全基本調査	地震対策課	57
7	沖積平野地質断面図作成	〃	〃
8	被害想定のための地盤条件資料　ライフライン	〃	〃
9	第2次被害想定結果図（1／20万）	〃	5
10	第3次地震被害想定基本図集（1／20万）	防災情報室	13
	〔緊急物資対策〕		
1	緊急物資対策の見直し調査	地震対策課	61
2	緊急物資対策の見直し調査	〃	6
3	災害時物資調達・供給拠点の配置に関する調査	〃	7
4	災害時の物資確保と緊急輸送の連携体系検討調査	〃	8
5	緊急物資確保システム基本調査	〃	9
	〔孤立地域対策〕		
1	孤立地域対策調査	地震対策課	58
	〔経済的影響調査〕		
1	東海地震経済的影響調査	企画調査課	55
	〔避難地の安全性〕		
1	1次避難地安全性検討調査	地震対策課	52

番　号	調　　査　　名	調 査 主 体	年 度
	〔避難所対策〕		
1	避難所運営調査	地 震 対 策 課	7
	〔災害史調査〕		
1	静岡県地震災害史調査	地 震 対 策 課	62
	〔地震防災センター〕		
1	地震防災センター施設構想調査	地 震 対 策 課	61
	〔復興対策〕		
1	復興対策調査	地 震 対 策 課	9
	〔地震調査〕		
1	イタリア地震警報調査	地 震 対 策 課	59
2	1989 ロマプリータ地震調査報告書	土木・都市住宅部	元
3	三陸沖地震の避難行動調査報告書	地 震 対 策 課	〃
4	ロマプリータ地震の行政対応調査報告書	〃	2
5	雲仙岳噴火から得る教訓と課題	〃	〃
6	雲仙普賢岳噴火調査報告書	〃	3
7	平成5年釧路沖地震調査報告書	〃	4
8	平成5年北海道南西沖地震調査報告	〃	6
9	1994 年静岡県南カリフォルニア地震調査報告書	〃	〃
10	平成 15 年十勝沖地震調査報告書	防 災 情 報 室	15
11	平成 16 年新潟県中越地震現地調査・支援報告書	緊急防災支援室	16
12	平成 19 年能登半島地震に関する現地調査報告書	防 災 情 報 室	19
	〔災害時のデータバンクシステム〕	地 震 対 策 課	
1	災害時のデータバンクシステム予備検討		54
	〔自主防災組織〕	地 震 対 策 課	
1	自主防災組織の実態及び育成策の検討	〃	54
2	昭和 61 年度～平成 9 年度自主防災組織中核リーダー研修結果報告等	防 災 情 報 室	61～9
3	自主防災組織実態調査	〃	18
4	自主防災組織実態調査	危 機 情 報 課	19
5	自主防災組織実態調査	〃	21
6	自主防災組織防災資機材整備実態調査	〃	23
	〔基本構想〕		62
1	災害に強い県土造り基本構想策定調査	地 震 対 策 課	

番　号	調　　査　　名	調 査 主 体	年 度
	〔金融対策〕		
1	東海地震に係る金融対策調査	地 震 対 策 課	61
	〔行政需要〕		
1	大規模地震発生時における行政需要に関する調査	地 震 対 策 課	8
	〔その他〕		
1	海外地震調査資料集	地 震 対 策 課	59
2	〃　　(No.2)	〃	63

21-2 教育広報資料一覧表

１．印刷物・パンフレット

（県危機情報課・地震防災センター）H24.4.1

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
地震の手引き	52年3月	18,000	消防防災課（地震対策班）	市町防災担当者	A5 128	地震一般基礎知識	
わが家の耐震診断と補強	53･3	200,000	建築課	一般	B5 13	木造建物の診断、補強	
学校の地震対策指導の手引き	53･3	16,000	教育委員会	幼小中高校教員	A5 84	発災後の児童生徒の防災対応指導	
ブロック塀の点検と改善	54･3	50,000	建築課	一般	B5 2	ブロック塀のつくり方	「ブロック塀の対策」を含む
家具の地震対策	54･3	30,000	〃	〃	B5 4	家具の転倒防止	
ブロック塀の点検と改善	54･3	30,000	〃	〃	B5 14	ブロック塀の点検と改善	
東海地震に備える（社会福祉施設地震対策）	54･3	5,000	社会課	社会福祉施設職員	A5 72	地震の知識、福祉施設の地震対策の方向	
自主防災組織作り	54･5	40,000	地震対策課	市町自主防災リーダー	A5 149	自主防災組織作り、自主防災活動	
学校の地震対策指導の手引き	54･8	20,430	〃	幼小中高校教員	A5 80	警戒宣言時の児童生徒の防災対応指導	
東海地震に備えて	54･8	40,000	〃	県職員	B5 48	地震対策の概要	
地震防災応急計画作成指針	54･9	3,000	〃	市町、民間企業	B5 50	民間全施設の応急計画の作成根拠と指針	62.3、元.3、2.1増刷
毒物・劇物危害防止指針（東海地震対策編）	55･2	2,000	薬務課	毒物・劇物取扱企業	B5 64	毒物・劇物取扱い企業の応急対策	
地域を守る消防団（地震対策の手引き）	55･3	30,000	消防防災課	消防団員	A5 87	地震の知識、消防団員の防災対応	
わが施設の地震対策（社会福祉施設用第２集）	55･3	5,000	社会課	社会福祉施設職員	A5 188	福祉施設の応急計画指針及び事例集	
東海地震から大切な家族を守るために	55･3	60,000	指導課	市町防災担当、自主防災衛生担当リーダー	B5 32	警戒宣言時及び発災時の医療保健衛生活動	
警戒宣言、あなたはどうする	55･4	1,000,000	地震対策課	全世帯	A5 24	警戒宣言時の家庭における対応	
防災計画をつくるための手引き	55･11	10,000	〃	市町自主防災リーダー	B5 22	自主防災組織の防災計画の作成手順・内容・注意事項等	
イタリア南部地震調査報告書	56･2	500	〃	市町担当者	B5 9	イタリア南部地震の災害応急対策復旧状況	
民間事業所の地域防災応急対策アンケート調査結果の要点（その1）	56･3	1,500	地震対策課	市町、民間企業	B5 13	各事業所の地震対策の取り組み方についてのアンケート	
自主防災活動実践事例集	56･3	10,000	〃	市町自主防災リーダー	B5 55	会報の発行、アンケートの実施、夜間避難訓練等の実例紹介	3.3 増刷
中小企業の地震対策	56･3	500	商工企画課	市町、民間企業	A5 57	商工団体、商店街などが作る防災計画立案の指導	
これから木造住宅を建てる人のために	56･3	40,000	建築課	一般	B5 8	木造住宅に耐震性を持たせる注意事項	
試験室等における薬品類の地震対策	57･2	2,000	薬務課	保健所、市町、中・高校、病院、毒・劇物取扱所	B5 70	薬品類の地震対策、整理、毒・劇物取締法上の保管取扱い等	
地震対策講演集	57･2	1,000	地震対策課	市町担当者	A5 120	昭和54年・55年度に実施した講演会の講演内容を収録したもの	
自主防災	57･3	500	婦人対策室	婦人会	A5 66	県の助成により地婦連が実施した活動をまとめたもの（56～58、各年度版）	県女連事務局に若干あり
東海地震に備える企業の地震対策	57･3	4,000	地震対策課	商工会議所、商工会市町、31民間企業	B5 270	16工場の地震対策の具体的な事例紹介	
民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査結果の要点（その2）	57･3	2,000	〃	市町、民間企業	B5 13	各事業所の地震対策の取り組み方についてのアンケート	
地盤と地震被害	57･5	14,000	〃	市町自主防災リーダー	B4 26	地震時の危険度や地盤状況を解説	
民間事業所における地震対策の現状と問題点	57･6	16,000	〃	民間企業、市町	B5 48	昭和55年・56年のアンケート調査結果の分析	
地震防災訓練の手引き	57･7	50,000	〃	自主防災リーダー	B5 6	自主防が行う訓練の方法を具体的に明示	
いざという時に備えて	58･3	5,000	〃	〃	B5 32	家庭防災の進め方を具体的に解説	
民間事業所の地震防災応急対策アンケート調査結果の要点（その3）	58･3	2,800	〃	市町、民間企業	B5 14	各事業所の地震対策の取り組み方についてのアンケート	S61.3大幅な改訂H元.3増刷・改正3.3増刷、4.3 改正・増刷

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
自動販売機の安全対策	58・3	40,000	〃	県、市町、自主防	B5 4	自販機の安全対策の説明	
中小企業の地震防災対策	58・3	3,000	労政課	市町、民間企業	A5 30	各事業所の地震対策の推進	
地震対策基礎知識	59・1	7,000	地震対策課	自主防災、市町防災担当者	A5 73	地震に関する啓発資料	
私たちの東海地震対策	59・2	60,000	〃	公立中学校２年生	B5 24	耐震診断と家庭の対策	
自主防災組織実践事例集(II)	59・3	20,000	〃	自主防災	B5 150	夜間訓練、災害時の活動等の事例紹介	3.3 増刷
静岡県の東海地震対策	59・3	500	〃	市町	B5 317	東海地震対策総集編	
自主防災地図作成の手引	59・5	16,000	〃	市町、自主防災	B5 5	防災地図の作り方、作成例	
自主防災活動のために（防災委員研修テキスト）	59・6	16,000	〃	市町、防災委員	B5 32	防災委員研修用テキスト	
私たちの東海地震対策	59・6	6,300	〃	公立中学校２年生	B5 24	耐震診断と家庭の対策	
私たちの東海地震対策	60・5	65,000	〃	公立中学校２年生	B5 24	〃	
東海地震に備えて	60・6	500	〃	県、市町	B5 10	地震の知識、地震対策の概要	4訂版
いざという時に備えて	60・9	10,000	〃	自主防災リーダー	B5 32	家庭防災の進め方を具体的に解説	H元.3増刷
木造住宅の簡易な液状化対策	60・11	25,000	〃	県、市町、自主防災	B5 8	液状化を防ぐための手法を簡単に解説	
地震だ・津波だ・すぐ避難	61・3	85,000	〃	市町、自主防災、漁協、観光協会	B5 8	警戒宣言時、突発地震の対応を説明	S62.3、H元.8、3.3 増刷
東海地震に備えて －写真集	61・3	1,000	〃	県、市町	B5 66	地震対策の概要を写真でわかりやすく説明	
家庭と地域の地震防災対策	61・3	20,000	〃	〃	B5 151	防災委員研修用テキスト	61.3第1刷元.3第2刷 元.12増刷 H8.2A4増刷、H8.6 H9.2増刷
安全な街づくりのために －落下物の防止対策－	61・3	12,000	建築課	一般	B5 27	耐震診断と家庭の対策	
私たちの東海地震対策	61・7	66,000	地震対策課	公立中学校２年生			
地震にタッチ	62・3	1,100,000	〃	県内全世帯	B5 8	家庭の防災対策啓発用	
自主防災活動の実践事例集(III)	62・3	20,000	〃	県、市町、自主防災	B5 115	自主防活動の実践事例の紹介	3.3 増刷
企業の地震防災対策 －地震防災対策講座より－	63・9	2,000	〃	県、市町、防災関係機関	B5 114	昭和62年度の「地震防災対策講座」での事例発表をまとめたもの	3.3 増刷
自主防災活動実践事例集（IV）	元・2	20,000	〃	県、市町、自主防災	B5 64	自主防災活動の実践事例の紹介	
静岡県の東海地震対策	元・3	2,500	〃	県、市町、防災関係機関	A4 69	施設整備の写真集、過去の地震、東海地震の発生メカニズム、予知等	2.2 増刷
私たちの東海地震対策（平成元年度）	元・6	62,000	地震対策課 教育委員会	国立私立中学校２年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言家具の固定方法、我が家の耐震診断	
超過課税と地震対策事業 10年のあゆみ	元・7	13,000	地震対策課	企業	A4 40	施設整備の写真集、超過課税と緊急整備事業、東海地震の科学等	
企業の地震防災対策 －地震防災対策講座より－	元・11	2,000	〃	県、市町、防災関係機関	B5 199	昭和63年度、元年度の「地震防災対策講座」での事例発表をまとめたもの	3.3 増刷
火山ってなんだろう	元・12	35,000	〃	県、市町、防災関係機関、伊東市民	A4 8	火山の分類、噴火のメカニズム、伊豆半島の火山、伊豆沖の海底噴火等	3.8 増刷
伊豆半島東方沖群発地震及び海底噴火（経過報告）	元・12	10,000	〃	県、市町、防災関係機関	B5 68	群発地震及び海底噴火の概要、被害状況、国・県・市町の対応等	
東海地震に備えよう	2・1	100,000	〃	一般県民（センター来館者）	B5 13	東海地震のしくみ、被害、警戒宣言、自主防災組織、防災訓練等	3.3、4.1 増刷
海底火山防災地震対策講演集 No.2	2・1	1,000	〃	県、市町、防災関係機関	A5 60	伊豆半島沖の群発地震活動の推移と　マグマの活動について	
私たちの東海地震対策（平成２年度）	2・6	62,000	地震対策課 教育委員会	中学校２年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、家具の固定方法、我が家の耐震診断等	
超過課税と地震対策事業（平成２年度版）	2・7	13,000	地震対策課	企業	A4 24	施設整備の写真集、超過課税と緊急整備事業、東海地震の科学等	
みんなでやろうブロック塀の３分点検	2・10	340,000	〃	ブロック塀を持つ県民	B4 1	地震防災訓練での点検と啓発	
自主防災活動実践事例集（Ｖ）	3・3	7,000	〃	県、市町、自主防災	B5 62	自主防災活動の実践事例の紹介	
東海地震に備えて（外国人向け）	3・3	30,000	〃	県内在住の外国人	A4 14	平常時、警戒宣言発令時、地震発生時の対策等（5か国語）	
企業の地震防災対策	3・3	3,000	〃	県、市町、防災関係機関	B5 88	平成2年度の「地震防災対策講座」での事例発表をまとめたもの	4.1 増刷

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
平成２年度地域防災訓練事例写真集	3･3	300	〃	県、市町、自主防災	B5 10	2.12.2地域防災訓練写真	
平成元年度静岡県地震防災センター講演集（その１）	3･3	500	地震対策課	県、市町	B5 142	地震防災ｾﾝﾀｰ開館記念事業(1.4.20～4.22)の際の講演会をまとめたもの	
平成元年度静岡県地震防災センター講演集（その２）	3･3	500	〃	県、市町	B5 122	平成元年度に地震防災ｾﾝﾀｰでの開催講演会(10.20,26,28)をまとめたもの	3.9、4.1増刷
わが家の地震対策マニュアル	3･3	10,000	〃	一般県民(ｾﾝﾀｰ来館者)	B5 28	最近の地震からの教訓、東海地震の被害と警戒宣言、自主防の役割等	
自主防災新聞（第１～12号）縮小版	3･3	3,000	〃	県、市町、自主防災	A4 48	自主防災新聞(第1号から第12号)　をまとめたもの	
地震のはなし	3･3	50,000	〃	一般県民(ｾﾝﾀｰ来館者)	B5 16	東海地震、警戒宣言、自主防組織、防災訓練等を簡潔にまとめたもの	
私たちの東海地震対策（平成３年度）	3･6	60,000	〃	中学校２年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、家具固定方法、我が家の耐震診断等	
超過課税と地震対策事業（平成３年度版）	3･7	13,000	〃	企業	A4 24	施設整備の写真集、超過課税と緊急整備事業、東海地震の科学等	
我が家の地震対策チェックリスト	3･11	1,180,000	〃	一般県民	B5 12	日頃から地震発生時までの対策のﾁｪｯｸ、予知　家庭の対策、警戒宣言発令時の対策等	
地震対策チェックリスト	3･11	52,400	〃	自主防災、学校、８機関	A4 1	日頃から地震発生時までの対策のﾁｪｯｸ	
地震対策のワンポイント（２種類）	4･2	各2,000	〃	県、市町、一般県民	A5 26、3	地震防災強化月間中の新聞掲載記事	
平成３年度地域防災訓練写真集	4･3	300	〃	県、市町、自主防災	B5 10	3.12.1地域防災訓練写真	
東海地震シンポジウム…どうなる避難生活…	4･6	120	〃	県、市町	B5 46	地震防災センター開館3周年記念事業として行ったシンポジウムの報告書	
私たちの東海地震対策（平成４年度）	4･6	61,000	〃	中学校２年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、家具固定方法、我が家の耐震診断等	
超過課税と地震対策事業（平成４年度版）	4･7	13,000	〃	企業	A4 28	施設整備の写真集、超過課税と緊急整備事業、東海地震の科学等	
伊豆半島の火山	4･11	2,000	〃	県、市町、一般県民	B6 28	伊豆半島の歴史、伊豆東部火山群の歴史と現状	
自主防災活動実践事例集（Ⅵ）	5･3	6,000	〃	県、市町、自主防災	B5 86	自主防活動の実践事例の紹介	
地域防災訓練写真集	5･3	300	〃	〃	B5 11	4.12.6地域防災訓練写真	
平成４年度自主防災組織中核リーダー研修結果報告書（第７集）	5･3	500	〃	県、市町	B5 79	平成4年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告書	
平成５年度釧路沖地震調査報告書	5･3	800	〃	県	B5 54	釧路沖地震県調査団の調査報告	
私たちの東海地震対策（平成５年度）	5･5	59,000	〃	中学校２年生	A4 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、家具固定方法、我が家の耐震診断等	二訂版
平成５年度北海道南西沖地震調査報告書	5･12	3,000	〃	県	A4 58	北海道南西沖地震県調査団の調査報告	
「自主防災」新聞第13号～第24号縮刷版	6･1	7,000	〃	県、市町、自主防災指導者	A4 48	自主防新聞(第13号から第24号)をまとめたもの	
平成５年度自主防災組織中核リーダー研修会報告書	6･1	500	〃	県、市町	A4 68	平成5年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告書	
平成５年度静岡県地域防災訓練事例写真集	6･3	300	地震対策課	県、市町	A4 12	5.12.5地域防災訓練写真	
防災かるた	6･3	1,200	〃	幼稚園、小学校低学年		幼児期に遊びの中で防災知識を身につける教材	
津波（パンフレット）	6･5	3,000	〃	県、市町、一般県民	A4 23	東海地震で予想される津波についての解説	
地震だ、津波だ、すぐ避難！	6･6	130,000	〃	県、沿岸市町、一般県民	B5 4	津波対策推進のパンフレット	
私たちの東海地震対策（平成６年度）	6･7	53,500	〃	中学校１，２年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、家具固定方法、我が家の耐震診断等	三訂版
超過課税と地震対策事業15年のあゆみ	6･11	11,500	〃	企業	A4 44	施設整備の写真集、超過課税と緊急整備事業、東海地震の科学等	
写真でみる東南海地震	6･11	1,600	〃	県	A4 84	東南海地震の写真集	
平成６年度自主防災組織中核リーダー研修会報告書	7･3	600	〃	県、市町	A4 56	平成6年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告書	
自主防災活動実践事例集(Ⅶ)	7･3	6,000	〃	〃	A4 80	自主防活動の実践事例の紹介	
地震だ、津波だ、すぐ避難！	7･6	150,000	〃	県、沿岸市町、一般県民	A4 4	津波推進対策のパンフレット	
静岡県地震対策300日ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ（一般啓発用冊子）	7･7	32,000	〃	県、市町、一般県民	A4 21	「地震対策300日アクションプログラム」の内容について記載(県民向け)	

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
〃（完本冊子）	7･8	7,000	〃	県、市町	A4 45	〃（防災関係機関向け）	
わが家の耐震診断と補強・地震に強い木造住宅にするための知識	7･10	20,000	建築課	一般県民	A4 30	わが家の耐震診断・補強方法木造住宅に耐震性を持たせる注意事項等	H8.3,H9.3増刷
家具固定の手引き	8･1	2,000	地震対策課	県、市町、シルバー人材センター	A4 30	家具の固定についての一般知識と作業の説明	
平成7年度自主防災組織中核リーダー研修会報告書	8･2	600	〃	県、市町	A4 30	平成7年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告	
私たちの地震対策（平成7年度）	8･2	55,000	〃	中学校1年生	A4 32	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
ブロック塀の点検と改善	8･2	1,000	建築課	一般県民	A4 14	ブロック塀の点検と改善方法、ブロック塀の造り方	H8.6,H9.2増刷
阪神・淡路大震災の応急支援の記録	8･3	1,000	地震対策課	県、市町、一般県民	A4 30	阪神・淡路大震災の被害の概要及び静岡県の支援活動の概要	
東海地震被害想定の概要	8･3	2,000	〃	県、市町	A4 44	第2次被害想定の概要	
東海地震に対する静岡県医療救護計画	8･3	700	指導課	県、市町、消防、警察	A4 34	静岡県医療救護計画の説明	
防災拠点等における設備地震対策ガイドライン	8･6	2,000	設備課	県、市町、防災関係機関	A4 173	防災拠点施設等における電気、機械設備の耐震対策と耐震診断マニュアル	
医療機関のための「地震防災マニュアル」の作成の手引き	8･9	800	指導課	県、市町、病院	A4 228	地震災害に対する医療機関の対応マニュアルの作成手引	
地震に備えて（外国人ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ）	8･3	35,000	地震対策課	県、市町	A4 14	外国人に対するﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ（6カ国語）	ハングル・タガログ・中国語版及びポルトガル・スペイン・英語版
私たちの地震対策（平成8年度）	8･8	55,000	地震対策課	中学校1年生	A4 33	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
平成8年度自主防災組織中核リーダー研修会報告書	8･10	500	〃	県、市町	A4 34	平成8年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告書	
大規模災害時における災害弱者対応マニュアル	8･10	55,000	障害福祉課 こども家庭課	県、市町、民生・児童委員、保健委員、自主防災関係者、障害者団体他	A5 50	災害発生時の避難生活における災害弱者に対する配慮をまとめたもの	
自主防災組織等における簡易救出マニュアル	8･11	2,000	地震対策課	県、市町	A4 47	自主防災組織等における簡易な救出訓練実施の指針、方法	
地震防災ハンドブック	8･11	20,000	〃	一般県民	A6 30	突発地震発生時の初期行動を時系列で説明	H9.10,H10.10増刷
自主防災活動実践事例集（Ⅷ）	9･3	6,500	〃	県、市町、自主防災	A4 60	自主防災活動の実践事例の紹介	
自主防災 25～36号 縮刷版	9･3	6,000	〃	県、市町	A4 52	自主防災新聞(第25号から第36号)をまとめたもの	
自主防災組織活動マニュアル	9･3	6,500	〃	県、市町、自主防災	A4 93	自主防リーダーの役割、活動内容、責務	H14.3増刷
津波	9･5	2,000	〃	県、市町	A4 27	津波推進対策のパンフレット	H10．5，H11．5，H14．1増刷
私たちの地震対策（平成9年度）	9･8	55,000	〃	中学校1年生	A4 33	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
平成9年度自主防災組織中核リーダー研修会報告書	9･12	500	〃	県、市町	A4 34	平成9年度の自主防災組織中核リーダー研修会の報告	
避難所運営マニュアル	9･12	2,000	〃	県、市町	A4 110	避難所運営、避難生活のノウハウ紹介	
静岡県の東海地震対策	10･6	20,000	防災計画室	県、市町、一般県民	A4 28	静岡県が行っている地震防災対策の紹介	H12.10，H14.3，H15.3，H16.3増刷
私たちの地震対策（平成10年度）	10･8	55,000	〃	中学校1年生	A4 33	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
地震災害避難生活の手引き	10･10	8,000	〃	県、市町、自主防災	A4 10	避難所生活、避難生活計画書のノウハウ紹介	
自主防災活動実践事例集（Ⅸ）	11･2	6,000	〃	県、市町、自主防災	A4 48	自主防災活動の実践事例の紹介	
「命のパスポート」	11･6	760,000	〃	子供のいる家庭の保護者	ｶｰﾄﾞｻｲｽﾞ	いざという時のとっさの行動や家の中、家族でふだんからやっておくべき対策をスローカン風に紹介	
私たちの地震対策（平成11年度）	11･8	50,000	〃	中学校1年生	A4 33	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
「命のパスポート」	12･7	3,000,000	〃	一般県民	ｶｰﾄﾞｻｲｽﾞ	いざという時のとっさの行動や家の中、家族でふだんからやっておくべき対策をスローカン風に紹介	
「みんな、助かりたいもん」いざという時役に立つ、防災訓練事例集	12･11	6,000	〃	県、市町、自主防災	A5 40	簡単で誰もが参加でき、実際の訓練に役立つアイデアやヒントを、具体的な事例を基に紹介	
外国語版「命のパスポート」	12･12	150,000	防災計画室 国際室	県、市町外国人登録窓口・国際交流協会、国際交流団体他	ｶｰﾄﾞｻｲｽﾞ	いざという時のとっさの行動や家の中、家族でふだんからやっておくべき対策をスローカン風に紹介	ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語、英語及びふりがな入り日本語 H14．3増刷
自主防災活動実践事例集（Ⅹ）	13･3		防災計画室	県、市町、自主防災	A5 63	自主防災活動の実践事例の紹介	
地震防災ガイドブック	13･11	35,000	防災情報室	県、市町	A4 28	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	H15.6増刷

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
協働による自主防災組織の活性化をめざして	14･3	30,000	防災政策室	県、市町、自主防災	A4 78	協働による自主防災組織の活性化方策や事例の照会	
地震対策を再チェック！	14･3	30,000	〃	県、市町、自主防災、一般県民	A4 14	第3次被害想定とそれに基づく対策についての解説	
自主防災 37～49号 縮刷版	14･3	5,500	防災情報室	県、市町	A4 56	自主防災新聞(第37号から第49号)をまとめたもの	
自主防災活動実践事例集（ＸＩ）	15･3	20,000	〃	県、市町、自主防災	A4 56	自主防災活動の実践事例の紹介	
静岡県の活断層	15･3		静岡県防災局	県、市町	A4 8	静岡県内の活断層を紹介したもの	
静岡県の活断層（概要版）	15･3		静岡県防災局	県、市町	A4 13	静岡県内の活断層図	
事業所の地震防災対策地震防災応急計画作成指針	15･		防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 50	事業所の地震対策マニュアル作成の祭の指針となるもの	
プロジェクトＴＯＵＫＡＩ－Ｏ木造住宅の耐震リフォーム事例集	15･6		建築安全推進室	県、市町、自主防災、一般県民	A4 30	実際に耐震リフォームをした住宅の工事費用や補強方法を紹介する	
耐震補強のすすめ	16･		建築安全推進室	県、市町、自主防災組織、一般県民	A4 6	耐震補強をする際の流れや補助金の制度について解説	
地震防災ガイドブック（改訂版）	16･10	40,700	防災情報室	県、市町	A4 21	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
自主防災活動実践事例集（１２）	17･3	7,000	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 53	自主防災活動の実践事例の紹介	
自主防災組織活動マニュアル(改訂版)	17･3	12,000	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 84	自主防災組織の役割、活動内容等	
事業所の地震防災対策	17･3	2,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成の指針	
静岡県の東海地震対策	17･3	9,000	防災政策室	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県による地震防災対策の紹介	
県民意識調査結果（概要版）	17･11	4,000	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 15	東海地震についての県民意識調査結果の主要項目をまとめたもの	
企業防災実態調査結果（概要版）	17･11	4,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 15	東海地震についての企業防災実態調査の回答結果の詳細	
県民意識調査結果報告書	18･1	150	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 125	東海地震についての県民意識調査の回答結果の詳細	
企業防災実態調査報告書	18･1	150	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 120	東海地震についての企業防災実態調査結果の主要項目をまとめたもの	
「そのときあなたは？」とるべき行動指針	18･2	3,000	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 2	東海地震に関連する情報が発表されたときの行動についてまとめたもの	
静岡県の東海地震対策	18･3	10,000	防災政策室	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県による地震防災対策の紹介	
事業所の地震防災対策(平成18年6月改訂版)	18･6	2,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成の指針	
パンフレット「静岡県地震対策アクションプログラム2006」	19･2	15,000	防災政策室	県、一般県民	A4 8	「静岡県地震対策アクションプログラム2006」の概要版	
静岡県の東海地震対策	19･3	10,000	防災政策室	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県による地震防災対策の紹介	
自主防災組織のための「避難生活計画書」作成の手引き	19･3	6,000	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 48	避難生活計画書の作成方法や様式の紹介	
自主防災組織活動マニュアル	19･3	12,000	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 84	自主防災組織の役割、活動内容等	
地震防災ガイドブック（英語版）	19･3	5,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
地震防災ガイドブック(ポルトガル語版)	19･3	10,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	H22.7増刷
命のパスポート	19･5	70,000	防災情報室	県、市町、一般県民	ｶｰﾄﾞｻｲｽﾞ	地震から命を守るための行動や必要な情報を携行用にまとめたもの	H21.8、H23.3増刷
事業所の地震防災対策	19･6	2,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成の指針	
避難所運営マニュアル	19･6	12,000	防災情報室	県、市町	A4 97	避難所運営、避難生活のノウハウ紹介	
地震防災ガイドブック(スペイン語版)	19･6	5,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
地震防災ガイドブック（中国語版）	19･6	5,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	H22.7増刷
県民意識調査結果（概要）	19･7	4,000	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 19	東海地震についての県民意識調査結果の主要項目をまとめたもの	
県民意識調査結果（報告書）	19･7	300	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 125	東海地震についての県民意識調査の回答結果の詳細	
平成19年能登半島地震に関する現地調査報告	19･8	300	防災情報室	県、市町、一般県民	A4 50	能登半島地震に関する二次調査結果(聞き取り調査等)をまとめたもの	

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
パンフレット「静岡県地震対策アクションプログラム2006」	19･9	13,500	防災政策室	県、一般県民	A4 8	「静岡県地震対策アクションプログラム2006」の概要版	
地震防災ガイドブック	20･2	66,000	防災情報室	県、市町	A4 29	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
静岡県の東海地震対策	20･3	9,000	防災政策室	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県による地震防災対策の紹介	
地震防災ガイドブック（韓国語版）	20･3	5,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
地震防災ガイドブック（タガログ語版）	20･3	5,000	防災情報室	県、市町、外国人	A4 14	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
パンフレット「事業所の防災対策事例集」	20･4	3,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 8	事業所の防災対策の事例をまとめたもの	
事業所の地震防災対策	20･7	2,000	防災情報室	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成の指針	
わが家 自主防災組織の地震対策を再チェック！	21･2	9,900	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 4	家庭、自主防災組織が行っておくべき防災対策チェック表	
自主防災組織活動マニュアル	21･3	10,000	防災情報室	県、市町、自主防災	A4 84	自主防災組織の役割、活動内容等	
静岡県の東海地震対策	21･3	8,000	防災政策室	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県による地震防災対策の紹介	
地震防災ガイドブック	21･9	50,000	危機情報室	県、市町	A4 29	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
県民意識調査結果（概要）	22･1	3,000	危機情報室	県、市町、一般県民	A4 19	東海地震についての県民意識調査結果の主要項目をまとめたもの	
県民意識調査結果（報告書）	22･1	300	危機情報室	県、市町、一般県民	A4 162	東海地震についての県民意識調査の回答結果の詳細	
家庭内DIG	22･1	75,000	危機情報室	県、市町、一般県民	ﾀﾌﾞﾛｲﾄﾞ4	家庭における地震防災対策ツール	H22.7、H23.2、H23.10増刷
その時！わが子を助けられますか？－子育て家族の防災力アップ大作戦－	22･1	1,000	危機情報室	県、市町、一般県民	A4 8	子育て家族に対する地震防災の啓発	H23.6増刷
命のパスポート（多言語版）	22･2	10,000	危機情報室	県、市町、外国人	ｶｰﾄﾞｻｲｽﾞ	地震から命を守るための行動や必要な情報を携行用にまとめたもの	ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語、中国語、英語、ﾀｶﾞﾛｸﾞ語、韓国語、ｽﾍﾟｲﾝ語
静岡県の東海地震対策	22･3	7,500	危機政策室	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県による地震防災対策の紹介	
避難所運営チェックリスト	22･3	9,500	危機情報室	県、市町、自主防災	A4 8	混乱期の避難所の円滑な運営項目のリスト	H23.3、H23.10増刷
自主防災組織実態調査（概要）	22･3	5,500	危機情報室	県、市町、自主防災	A4 19	自主防災組織実態調査結果の主要項目をまとめたもの	
自主防災組織実態調査（報告書）	22･3	500	危機情報室	県、市町、自主防災	A4 70	自主防災組織実態調査の回答結果の詳細	
突発地震発生時の自主防☆初動チェックリスト	22･11	30,000	危機情報課	県、市町、自主防災	A4 8	自主防災組織の初動対応リスト	H23.3、H23.10増刷
地震防災ガイドブック	23･2	50,000	危機情報課	県、市町	A4 29	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	
企業防災実態調査（概要）	23･3	3,000	危機情報課	企業、団体、県、市町	A4 18	東海地震についての企業防災実態調査結果の主要項目をまとめたもの	
企業防災実態調査（報告書）	23･3	150	危機情報課	企業、団体、県、市町	A4 111	東海地震についての企業防災実態調査の回答結果の詳細	
静岡県の東海地震対策	23･3	7,000	危機政策課	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県による地震防災対策の紹介	
静岡県の東海地震対策	24･3	7,000	危機政策課	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県による地震防災対策の紹介	
だって、みんなで助かりたいもん！～いざという時役に立つ、防災訓練事例集Vol2～	23･10	8,000	危機情報課	県、市町、自主防災	A4 44	初めて自主防災組織の役員になった方にも、実効性の高い訓練ができるよう、タイムスケジュール付きの訓練事例を紹介	
県民意識調査結果（概要）	23･12	3,000	危機情報課	県、市町、一般県民	A4 19	東海地震についての県民意識調査結果の主要項目をまとめたもの	
県民意識調査結果（報告書）	24･1	300	危機情報課	県、市町、一般県民	A4 164	東海地震についての県民意識調査の回答結果の詳細	
地震防災ガイドブック	24･2	50,000	危機情報課	県、市町	A4 29	地震発生理由、地震による被害、警戒宣言等	

2. ビデオテープ・CD－ROM・DVD

	タイトル	作成年次	時間	内容	貸出本数
1	稲むらの火（アニメ）		16分	昔、実際にあった津波の話で感動を与える（小学生向き）	2本
2	急襲 津波災害に備える ～北海道南西沖地震の教訓～	H6・5	25分	北海道南西沖地震などの津波災害の記録を集大成するほか、津波に対する対応策を紹介	1本
3	津波から身を守る ～津波災害とその教訓～	H6・8	26分	津波災害について、その発生のメカニズム、被害と教訓及び対策について説明	1本
4	地震！パニックを避けるために	H7・5	23分	阪神大震災の映像などを取り入れ、普段からの災害に対する知識の必要性を説明	1本
5	阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか	H7・6	29分	阪神・淡路大震災の被害状況と、地震に関する基礎知識や日頃の備えについて紹介	2本
6	阪神大震災 ～被害と対応・神戸市の記録～	H7・	30分	地震発生時の住民行動、地震発生第1日の経過状況、震災後の1か月を記録映像で紹介	1本
7	震度7・阪神大震災の教訓 ライフラインと地震対策（崩壊した市民生活）	H7・	20分	阪神・淡路大震災での現実を検証すると共に現代都市のライフライン確保への課題について考える	1本
8	震度7・阪神大震災の教訓 家屋倒壊（あなたの家は万全か）	H7・	22分	家屋が倒壊した原因を様々な角度から分析し、地震に強い住宅造りや、耐震診断の仕方を紹介	1本
9	震度7・阪神大震災の教訓 神戸 72 時間の記録	H7・	30分	市民生活が一瞬のうちに奪われた現実を、生々しい映像と証言で検証	1本
10	震度7・阪神大震災の教訓 こころのケアとボランティア（避難生活への支援）	H7・	22分	阪神・淡路大震災ではボランティアの人達の活躍が目立ちました ボランティアの活動の果たす役割について考えます	1本
11	震度7・阪神大震災の教訓 グラッときたら（命を守る防災術）	H7・	21分	自分の命を守るために知っておきたい行動規範や非常用携帯品など、阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災対策	1本
12	家具固定の作業手順	H7・	30分	家具固定についての一般的な知識と実際の作業手順について実写形式で解説	2本
13	その時きみは？ ー良太とピカリの地震防災学ー	H8・6	19分	主人公の小学生が、当下校中、授業中及び在宅中等に地震に遭遇した場合の心得や対応を学ぶ	1本
14	巨大地震発生！ ～その時あなたは・・・	H9・	18分	自主防災組織等における簡易救出訓練実施マニュアル	2本
15	僕はあの日を忘れない（アニメ） いまできること、すぐできること	H9・	24分	阪神大震災の被害を考え、学校や家族で地震の備えについて学ぶ	1本
16	大地震	H11・10	42分	過去の教訓と最新のデータにより、被害を最小限にする対処法をシミュレート	1本
17	揺れる列島 ー災害発生のメカニズムー	H10	20分	地震発生のメカニズムやプレート構造などをCG映像で解説	1本
18	地震・その時どうする 地震に対する備えと行動マニュアル	H13	22分	様々な場所で地震に遭遇した時の対処法や日頃の備えを解説	1本
19	今一度火の用心！（手話つき）	H13	20分	お年寄りなどを対象に、住宅火災の原因を知り、防火の心構えを解説	1本
20	お年寄り・障害のある人を守る 防火・防災対策	H11	21分	お年寄りや障害のある人が災害時に困ること、家庭内の安全対策など	1本

［資料の巻Ⅱ］

	タイトル	作成年次	時間	内容	貸出本数
21	忍たま乱太郎の 地震用心、火の用心（アニメ）	H8	11分	火の用心の大切さや地震の時の備えをわかりやすく解説	1本
22	ちびまる子ちゃんの 地震を考える（アニメ）	H11	13分	まるちゃんの家庭の防災を例に、地震の備えをわかりやすく解説	1本
23	災害医療シミュレーション トリアージ ～その時あなたは～	H14	30分	現実に即した救護所の設定、訓練内容などを解説。	1本
24	20 世紀 日本の地震災害	H15	40分	20 世紀に日本を襲った大地震を紹介し、防災上重要な課題を投げかける	1本
25	CD-ROM 地震…その時に備えて （英語ヴァージョン付）	H15		地震に対する正しい知識と備えについて、地震防災全般を学習できます	1本
26	CD-ROM 地震…その時に備えて （住宅耐震化編）	H15		住宅の耐震化を行ううえで知っておきたいさまざまな知識を説明している	2本
27	CD-ROM 地震…その時に備えて （津波対策編）	H15		津波に対する正しい知識と備えなどを学習できます。津波対策クイズも収録。小学生向けヴァージョン付	1本
28	CD-ROM くらしといのちを守る ～身近な災害・土砂災害～	H15		静岡県の土木危険個所のマップや過去の災害データ、日ごろの土砂災害対策など	1本
29	CD－ROM 地震… その時に備えて（避難編）	H17		地震に対して普段からどのような備えをしておくべきか、万一被災した時、どのような行動をとるべきか、そのガイド	3本
30	CD-ROM 地震… その時に備えて（地域防災編）	H17		阪神・淡路大震災の被害映像、その後の復興活動の様子	3本
31	CD-ROM 地震… その時に備えて（家庭防災編）	H19		地震に備え、日頃から家族で話し合っておきたい、準備しておきたい内容が収録	3本
32	CD-ROM 地震… その時に備えて（その時・その後どうするか編）	H20		自分の身を守る、家族・近隣との助け合い、避難生活などの内容が収録（日本語・英語・中国語・ハングル）	4本
33	DVD プロジェクトTOUKAI－0 地震に強いわが家にしよう!!	H16	14分	専門家による耐震診断や補強工事について解説。実際に耐震補強された方のインタビュー等	1本
34	DVD 木造住宅引き倒し 耐震実験記録	H17	4分	木造住宅の引き倒し実験により、補強した住宅と補強していない住宅を比較	2本
35	DVD The fire of Inamura (Rice Sheaves)	H17	46分	木造住宅の引き倒し耐震実験により、補強した住宅と補強していない住宅を比較	1本
36	DVD KOBE 震災10年 ー防災に減災の思想をー	H17		"稲むらの火"の絵物語（9カ国語版）が収録［バングラディシュ、マレーシア、インド（ヒンズー語・タミル語）、インドネシア、ネパール、フィリピン、スリランカ、シンガポール（英語）］	1本
37	DVD東海地震アクションシナリオ	H15	61分	地震に備え、日頃から地域住民による協力体制を築くために参考になるさまざまなアイディア	1本
38	DVD 「災害時の医療」とトリアージ	H18	26分	トリアージの説明やQ＆A、トリアージ・タッグの映像など	2本
39	DVD地域で減災！ ～あなたが力 みんなが力～	H20	24分	大震災に襲われる家族をドラマで再現、減災の基盤となる「自助」「共助」の大切さを具体的に紹介	1本
40	DVDがんばっています自主防災 ～地域の力で減災～	H	25分	過去の地震の際の自主防災組織の活躍を紹介。具体的な活動内容を解説	1本

	タイトル	作成年次	時間	内容	貸出本数
41	DVDふせごう　～家具等の転倒防止対策～	H21	21分	今すぐ出来る、一般家庭での家具固定の実演と解説、地震対策初心者向き	3本
42	DVD災害用伝言ダイヤル171	H21	21分	「歌って踊って楽しく防災」をテーマに防災の歌の振り付けや171の使用法などを紹介	3本
43	スマトラ島沖地震と大地震　～パンダアチエの被害に学ぶ～	H21	23分	2004 年に起きたｲﾝﾄﾞﾈｼｱのｽﾏﾄﾗ島沖地震。最大で30mを超える大津波に襲われた大災害。三ヶ月後の被災地の様子や体験者のｲﾝﾀﾋﾞｭｰ等津波の恐ろしさをﾘｱﾙに紹介	1本
44	津波襲来その一瞬が静止を分ける	H21	23分	東日本大震災前に製作されたものですが、東北地方の津波対策や津波避難の心得をとても解り易く紹介	1本
45	じしんだ！ミーちゃんのぼうさいくんれん	H21	13分	幼稚園児のダイキ君とペットの猫ミーちゃんが、クイズや実体験を通して地震について学ぶ	1本
46	DVD東海地震！！そのときあなたは･･･(日本語･英語･ポルトガル語･韓国語･中国語版)	H22	22分	静岡県危機管理部が最新情報を基に制作した東海地震対策の最新版 被害想定や命を守るための対策を解説	日本語･英語･ポルトガル語版 3本 日本語･韓国語･中国語版 3本
47	DVD 津波シアター映像	H23	10分	県地震防災センター津波シアターで放映されている津波映像をDVD化	3本

3．展示用模型

名称	購 入	台数	対　象	規　格	内容
木造家屋耐震性比較モデル	S61･7	1	一　般	W＝1800 H＝1500 D＝ 900	耐震補強した構造の家屋とそうでない類似の家屋を並べ水平振動による揺れの差を比較
プレート･テクトニクスモデル	〃	1	〃	W＝ 900 H＝1500 D＝ 900	プレートの沈み込みと反発から海溝性地震発生の仕組みを再現
防災Q&A	〃	1	〃	W＝ 900 H＝1500 D＝ 900	15問を各々10秒以内に3択方式で回答
地震発生のしくみ	H4･3	1	〃	W＝ 900 H＝1500 D＝ 900	東海地震の発生メカニズムを模型で表示

W:幅　D:奥行き　H:高さ

4．被害写真パネル及び解説パネル

	被害写真パネル及び解説パネルの種類	セット枚数
1	被害写真パネル50枚セット	50 〃
2	被害写真パネル20枚セット	20 〃
3	北海道南西沖地震パネル（1993年7月12日）	15 〃
4	阪神大震災パネル	27 〃

［資料の巻Ⅱ］

	被害写真パネル及び解説パネルの種類	セット枚数
5	第3次地震被害想定パネル（1993年）	4 〃
6	神奈川県西部の地震	4 〃
7	救出活動における機材の活用	6 〃
8	自主防災組織等による救出･救助訓練	4 〃
9	ふだんからの備え	5 〃
10	パプアニューギニア北部の地震･津波被害	20 〃
11	トルコ西部地震	12 〃
12	台湾大地震	12 〃
13	TOUKAIー0 しずおか技術コンクール受賞作品	18 〃
14	東海地震の予知と備え	8 〃
15	新潟県中越地震	21 〃
16	スマトラ沖大津波の惨状	16 〃
17	各地の風水害Ⅰ	19 〃
18	各地の風水害Ⅱ	19 〃
19	関東大震災	6 〃
20	能登半島地震	7 〃
21	新潟県中越沖地震	7 〃
22	8月11日の駿河湾の地震	10 〃
23	東海地震の概要（英語）	2 〃

5．地震体験車

	購入年度	台数	配置庁舎	対　象	内　容
地震体験車（宝くじ号）	H17	2	東部･中遠	市町等に貸出	電動サーボモーター方式の起震装置 前後･上下･左右の振動 8種類の地震動再現体験
地震体験車（宝くじ号）	H19	1	下田		電動サーボモーター方式の起震装置 前後･上下･左右の振動 8種類の地震動再現体験
地震体験車（宝くじ号）	H21	1	藤枝		電動サーボモーター方式の起震装置 前後･上下･左右の振動 8種類の地震動再現体験

21-3 地震防災応急計画届出状況

（県危機情報課）H23.5.1

政令番号	施設又は事業例	地震防災応急計画とみなされる地震防災規程	作成義務者数(A)	届出者数(B)	届出率(B/A)(%)
1	劇場・百貨店等	消防計画	16,012	12,668	79.1%
2	複合施設	消防計画	5,651	3,739	66.2%
3	危険物製造所	予防規程	1,874	1,866	99.6%
4	火薬類の製造所	危険予防規程	15	15	100.0%
5	高圧ガス事業所	危険予防規程	377	377	100.0%
6	毒物、劇物製造施設、貯蔵施設等		37	37	100.0%
7	核燃料物質の精錬施設等				0.0%
8	石油コンビナートの特定事業所	防災規程	13	13	100.0%
9	鉄道事業、索道事業	運転取扱に関する細則等	18	18	100.0%
10	軌道法による事業	運転取扱に関する細則等			0.0%
11	航路事業	運航管理規程	34	34	100.0%
12	一般乗合旅客自動車運送事業	運行管理規程	20	20	100.0%
13	学校	消防計画	1,634	1,543	94.4%
14	福祉施設	消防計画	2,144	1,754	81.8%
15	鉱山		6	6	100.0%
16	貯木場		0	0	0.0%
16-2	動物園		8	8	100.0%
17	道路		4	4	100.0%
18	放送施設		79	72	91.1%
19	ガス事業	保安規程	53	53	100.0%
20	水道事業		491	457	93.1%
21	電気事業	保安規程	2	2	100.0%
22	石油パイプライン事業	保安規程			0.0%
23	1,000人以上の工場等	消防計画	36	36	100.0%
合計			28,508	22,722	79.7

記載上の留意事項等

① 「政令番号」とは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第4条各号に掲げる施設または事業の区分を示す。

② 「作成義務者数」及び「届出者数」欄には、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第7条に基づく地震防災応急計画の作成を義務付けられた者及び届け出た者の数を各々記載すること。ただし、消防計画等の計画・規定において定められた地震防災規程は、同法第8条の規定により地震防災応急計画とみなされる。
　また、同法第6条第1項の規定により防災業務計画において、地震防災強化計画を定める指定公共機関等は作成義務者から除かれるので注意すること。

③ 届出率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

21-4 東南海・南海地震防災対策計画届出状況

（県危機情報課）H23.5.1

政令番号	施設又は事業例	地震防災対策計画とみなされる地震防災規程	作成義務者数(A)	届出者数(B)	届出率(B/A)(%)
1	劇場・百貨店等	消防計画	111	98	88.3%
2	複合施設	消防計画	19	16	84.2%
3	危険物製造所	予防規程	32	32	100.0%
4	火薬類の製造所	危険予防規程	15	15	100.0%
5	高圧ガス事業所	危険予防規程	264	264	100.0%
6	毒物、劇物製造施設、貯蔵施設等		2	2	100.0%
7	核燃料物質の精錬施設等				0.0%
8	石油コンビナートの特定事業所	防災規程	13	13	100.0%
9	鉄道事業、索道事業	運転取扱に関する細則等	1	1	100.0%
10	軌道法による事業	運転取扱に関する細則等			0.0%
11	航路事業	運航管理規程	23	23	100.0%
12	一般乗合旅客自動車運送事業	運行管理規程			0.0%
13	学校	消防計画	12	11	91.7%
14	福祉施設	消防計画	6	5	83.3%
15	鉱山		0	0	0.0%
16	貯木場		0	0	0.0%
17	動物園				0.0%
18	道路		1	1	100.0%
19	放送施設		72	66	91.7%
20	ガス事業	保安規程	6	6	100.0%
21	水道事業		2	2	100.0%
22	電気事業	保安規程	2	2	100.0%
23	石油パイプライン事業	保安規程			0.0%
24	1,000人以上の工場等	消防計画			0.0%
合計			581	557	95.9

記載上の留意事項等

① 「政令番号」とは、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設または事業の区分を示す。

② 「作成義務者数」及び「届出者数」欄には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第7条に規定する東南海・南海地震防災対策計画の作成を義務付けられた者及び届け出た者の数を各々記載すること。ただし、消防計画等の計画・規定において定められた地震防災規程は、同法第8条の規定により東南海・南海地震防災対策計画とみなされる。
　また、同法第6条第1項の規定により防災業務計画において、東南海・南海地震防災対策推進計画を定める指定公共機関等は作成義務者から除かれるので注意すること。

③ 届出率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。